

自己点検・評価報告書 2022

中 央 大 学

目 次

第1部 全学における自己点検・評価結果

第1章	理念・目的	1
第2章	教育研究組織	8
第3章	教員・教員組織	16
第4章	学士課程の教育内容・方法・成果	26
第5章	修士課程・博士課程の教育内容・方法・成果	50
第6章	学生の受け入れ	88
第7章	学生支援	105
第8章	教育研究等環境	151
第9章	研究活動	184
第10章	社会連携・社会貢献	205
第11章	大学運営・財務	
	大学運営	227
	財務	259
第12章	内部質保証	265

第2部 各組織における自己点検・評価結果

第1章	学部	281
第2章	大学院研究科・専門職大学院研究科 ^(※)	866
第3章	研究所等	1, 257
第4章	その他組織	1, 485

※専門職大学院戦略経営研究科の自己点検・評価報告書については、別冊として取り扱う。

第1部第1章 理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

中央大学の前身である「英吉利法律学校」は、「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ、1885年（明治18年）に東京神田錦町に設立された。

その設立にあつては、当時国内で主流だったフランス法でなく、実社会と密接に結びついたイギリス法を日本語で教授し、その実地応用の習練を通じ、我が国の司法制度の確立と近代化を達成するために「品性の陶冶された代言人」をはじめとする近代社会に相応しい有為な人材の輩出によって社会に貢献することを理念・目的として掲げ、その実地応用を行うに足る能力と素養の涵養を教育目標としていた。このことは、東京府に提出された英吉利法律学校設置願でも、「本校設置ノ目的」を「邦語ニテ英吉利法律学ヲ教授シ、其實地應用ヲ習練セシムルニアリトス」としていることにもあらわれている。

この「実地応用」の考え方は、1889年に「東京法学院」と改称した際の学則にも「本院ハ、帝国法律ノ実施應用ヲ練習セシムルヲ目的トシ、本邦制定ノ法律ヲ教授スルノ外広ク法理ニ通達スルヲ為メ、邦語又ハ英語ヲ以テ法律学ヲ講授スルモノトス」（総則第1条）として受け継がれ、1905年の「中央大学」への名称変更を経て、戦後間もない1949年に4学部（法・経済・商・工学部）からなる新制中央大学として新たなスタートを迎えるにあたって、この建学の精神を踏まえ、総合大学として「法律学、経済学、商学並に工学に関する理論と応用とを授け、其の蘊奥を攻究せしめる外、一般教養に関する諸学科を授け、高い知性を備えると同時に教養と深い個性の豊かな人間の形成に努めて、社会文化の創造と進展とに貢献すること」（中央大学学則第1条）を目的とした。その後、1975年に改めてこれを自らの使命と位置付け直し、中央大学学則第2条において「本学の使命」として「本大学は、その伝統及び私立大学としての特性を生かしつつ、教育基本法の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献すること」と定めている。この使命に関する規定は、8学部、7大学院研究科、2専門職大学院研究科、さらには9の研究所・研究機関を擁する総合大学となった現在の中央大学の学則においても、そのまま引き継がれたものとなっている。

このような建学の精神及び理念・目的の下で育成する人材像をより具体的に表現するものとして、大学としての教育目標を「本学は、イギリス流の経験主義・合理主義を基礎とした実学の伝統を継承しつつ、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の理論及び応用を教授・研究することによって、個性豊かな人材の育成を通じた文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献するという使命の下に、実地応用の素を養うために求められる基礎・基本を重視した教育、社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決力を涵養する実地応用教育を展開することで、幅広い教養と異文化に対する理解力・コミュニケーション能力を基礎とする豊かな感性と人間力を備え、高度な専門性を有し国際社会に貢献できる人材の育成を教育目標とする。」と明文化している。

以上の通り、本学の理念・目的、教育目標は、学校教育法の定める「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という大学の目的に即したものとなっている。

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学では、大学の理念・目的、教育目標を踏まえながら、各学部及び研究科における人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を、「学部の教育研究上の目的（中央大学学則第3条の2）」及び「研究科の教育研究上の目的等（中央大学大学院学則第4条の5、専門職大学院学則第4条）」として学則に明文化しており、各教育研究組織はこれらをその教育及び研究をはじめとする諸活動の根幹・指針とした組織的な展開を図っている。各学部及び各研究科における教育研究上の目的の具体的な内容については、本報告書の各学部及び各研究科に係る記述を参照頂きたい。

<点検・評価結果>

大学及び各学部・研究科の教育研究上の目的は、学校教育法に定める大学の目的を踏まえ「本学は、その伝統及び私立大学としての特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献する」と設定しており、高等教育機関としてふさわしい内容となっている。また、各学部及び研究科における人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的は、大学の理念・目的、教育目標に沿った内容となっており、適切に設定されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

<現状説明>

○構成員に対する周知方法とその有効性

○社会への公表方法

建学の精神をはじめ、本学及び各教育研究組織の理念・目的等については、本学公式Webサイトに掲載し、学内構成員のみならず、社会に対しても広く周知を図っている。

理念・目的の周知にあたっては、2006年度に「行動する知性。-Knowledge into Action-」というユニバーシティ・メッセージを定め、これを用いたロゴマークを本学公式Webサイトや各種刊行物、広告媒体等に用いること等の取組みを通じて広く発信している。

このユニバーシティ・メッセージは、「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ、これまで単に社会で役立つ知識を修得している人材ではなく社会の課題に応え新たな社会価値を創出する実地応用力をもった人材の育成に努めてきた本学だからこそ言える「実学」の意味づけを再定義したものであり、今日のグローバル社会に通用する「実学」の実践と「実学」教育を通

じて涵養された知性をもとに社会に貢献できる人材という本学の人材養成像を社会に対して明確な形で示すものである。

建学の精神の周知・浸透を図る具体的な方法としては、以下の通り学内外への幅広い取組みを継続的に行っている。

学内構成員への周知としては、在学生に対しては履修要項をはじめとする各種冊子への掲載のほか、新入生ガイダンスや各学部における導入科目等での説明を通じ、本学の建学の精神や、学部・学科及び研究科の理念・目的への理解を促している。また、教職員に対しては履修要項や兼任教員を対象とする冊子「兼任講師ガイドブック」への掲載、新任専任教員に対する研修会、新入職員研修等の機会を通じ、周知と浸透を図っている。

近年においては、広報室が中心となり、本学全体の魅力・価値を考察・整理した上で学内構成員に共有・浸透をはかるブランディング活動を強化している。具体的な取組みとしては、構成員が本学の「ブランド価値」を認識し、共通理解のもとで学内の諸活動や外部への発信を行えるようにするため、2022年8月には新たに「中央大学ブランドブック」の制作を行った。ブランドブックには、建学の精神や大学運営の方針、教育目標などが体系的に記載されており、本学構成員が理念・目的等について、共通理解を深めやすい構成となっている。

社会一般に対する周知については、前述の公式 Web サイトへの掲載のほか、本学への入学希望者を対象に刊行している各種のガイドブック等への掲載、入学希望者を対象に実施する進学相談会等における説明を通じて行っている。

加えて、2020年度に多摩キャンパスに竣工した新棟「グローバル館 (GLOBAL GATEWAY CHUO)」では、モノレール駅前から直結の4階フロアに、中央大学の創業者18人の「行動する知性。」を描いたグラフィック展示コーナーと、大型モニターを備えたグローバルラウンジを設置し、本学の建学の精神や創業者達、沿革等の周知を行っている。

これらの周知方法の有効性に係る検証については、自己点検・評価活動の一環として大学評価委員会が実施している各種のアンケート調査を通じて行っており、在学生における認知度については、2年生以上の学部在学生を対象とする「在学生（2年生以上）学習と学生生活アンケート」（以下、「在学生アンケート」という。）の2022年度調査結果において、「建学の精神」について、「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」学生が22.5%、「聞いたり読んだりしたことはあるが、よく覚えていない」学生が59.1%となっている。これらの情報に接触する在学生の割合は過去と比べて上昇傾向にあるものの、学生に正確な理解を促すための更なる努力が求められる状況にある。また、同じく1年次を対象とした新入生アンケートの2022年度調査結果においては、「建学の精神」について、「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」学生が22.9%、「聞いたり読んだりしたことはあるが、よく覚えていない」学生が38.8%となっている。その一方で、同アンケート調査では、回答者の85.8%が「本学全体としてのブランドやイメージ」について進学や受験の時に本学を選んだ理由となったと回答しており、本学の掲げる建学の精神及び創立以来の学風に基づく本学のブランドやイメージを肯定的に受け止めていることが読み取れること、加えて、学外機関が実施する各種の大学ブランド調査においても、伝統や知名度といった項目について高い評価を得ていること等からも、本学の伝統や学風に関する周知方法の有効性という点で一定の成果があがっているものと考えられる。

しかしながら、上述の在学生アンケート結果を翻って見れば、約半数に相当する在学生が本学及び各教育研究組織の理念・目的等を的確に捉えずに修学していることが示されており、理念・目的を踏まえた上で修学することによる教育効果や、本学に対する帰属意識を醸成するこ

との重要性に鑑み、これらにかかる認知度や理解度の更なる向上が、今後も継続して取り組むべき課題となっている。

<点検・評価結果>

建学の精神をはじめ、本学及び各教育研究組織の理念・目的等については、本学公式Webサイトに掲載し、学内構成員のみならず、社会に対しても広く周知を図っている。各種調査における本学のブランドイメージに係る数値から、本学の伝統や学風に関する周知の方法の有効性という点では一定の効果は上がっているといえる。一方で、本学在學生における理念・目的等の認知度や理解度の更なる向上は課題となっている。

<長所・特色>

2006年度に策定したユニバーシティ・メッセージ「行動する知性。-Knowledge into Action-」は、広く社会に認知される本学のロゴマークと相まって、本学の理念・目的を学内外に端的かつ効果的に周知することに寄与している。毎年の新入生アンケートでは、9割程度が本学を選んだ理由として「本学全体としてのブランドやイメージ」を挙げており、本学の理念・目的を効果的に周知するという点で一定の成果があがっているといえる。

広報室が中心となり、本学の魅力・価値を考察・整理し、学内構成員に共有・浸透をはかる「ブランディング活動」が活発化しており、それらの内容が学内で共有されることで、構成員が本学の理念・目的について意識する機会が増えている。具体的な取組みとしては、本学教職員を対象としたブランドイメージ調査（2018年）、高校生対象のブランドイメージ調査（2019年）、ビジネスパーソン対象のブランドイメージ調査（2019年）、理事長、本学執行部へのデプスイタビュー（2020年）、ブランドブックの制作・配布（2022年）などが実施されており、本学構成員間で「理念・目的」に係る共通認識の形成が進みつつある。

<問題点>

本学在學生における理念・目的等の認知度については、在學生を対象とするアンケート結果を見る限り、多くの学生が本学及び各教育研究組織の理念・目的等を的確に捉えずに修学していることが示されており、理念・目的を踏まえた上で修学することによる教育効果や、本学に対する帰属意識を醸成することの重要性に鑑み、これらにかかる認知度や理解度の更なる向上が、今後も継続して取り組むべき課題となっている。

<今後の対応方策>

理念・目的、教育目標等に対する学生の認知度の向上については、「グローバル館（GLOBAL GATEWAY CHUO）」におけるグラフィック展示コーナーの利活用をはじめとして、引き続き全学的な取組みに努める。各学部・研究科における取組みについても、自己点検・評価活動の機会を活用した効果検証を行いつつ、引き続き推進していく。

引き続き広報室が中心となってインターナルコミュニケーションを強化することで、理念・目的に係る、学内構成員の共通理解を深めていくこととするが、今後はこれらの活動の質を高めていくことを志向する。具体的な施策としては、インターナルコミュニケーションに関するKPI設定を行い、PDCAサイクルを回すことによって、各組織や構成員のエンゲージメントの向上を図っていくことが考えられる。具体的には、広報室が進めるブランディングの明確化、インターナルコミュニケーションの強化について、学内構成員へのアンケート調査等による効果

検証を行い、PDCA サイクルを回して、より効果的な施策を展開していく。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

本学では、2015年3月9日開催の理事会において承認された「中央大学中長期事業構想」に基づき、今後10年間における本学のあるべき姿を取りまとめた中央大学中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（以下、「中長期事業計画『Chuo Vision 2025』』という。）を2015年10月に策定している。同事業計画においては、本学のMissionとして「グローバルな視野と実地応用の力を備え、人類の福祉に貢献する人材の育成」を掲げ、これを実現する5つのVisionを掲げている。

（1）教育

「社会の期待に応え、人類の福祉に貢献する力を備えた人材を育成するための総合的な実学教育の拠点の形成」

（2）研究

「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究拠点の形成」（中間見直し時に修正）

（3）社会貢献

「特色ある教育研究に立脚した社会連携とヒューマンネットワーク拠点の形成」

（4）キャンパス

「人類の未来を拓き、常に新たな社会的価値を創出する総合キャンパスの構築」

（5）経営

「本学の継続的な事業活動を支える揺るぎない経営基盤の確立」

これに加え、当該事業計画においては、本学が取り組むべき最重要の課題や、その成長戦略として今後5年程度の間以最優先で取り組むものを「重点事業計画」、また、恒常的かつ長期にわたって実行すべきものを「基本計画」として位置付け、これまでの本学の事業活動を検証するとともに課題を明確に設定することにより、先述の「Mission」、「Vision」と併せて今後本学が進むべき方向性を可視化し、これを本学における中長期的な運営方針として教職員間で共有している。

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の推進にあたっては、同計画に掲げる諸施策の具体化を図るとともに、これを効果的に運営することを目的として、2016年2月、理事会の下に中央大学総合戦略推進会議を設置した。同会議の下には、円滑な運営を図るために「運営準備会」を設け、さらに、当該事業計画に掲げる諸施策の具体的構想の策定、その他実施の詳細について検討を行う構想検討委員会を置き、これらの体制により、計画の推進に取り組んでいる。進捗状況等については、必要に応じて法人・教学執行部へ報告する体制を採ることで、各年度における事業計画との最適化を図りつつ中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の時宜に照らした軌道修正と、その着実な推進に努めている。

また、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を推進するにあたっては、第1期（2016年度～

2020年度)の進捗状況や成果の検証に基づき、第2期(2021年度～2025年度)へ向けた計画の見直しを行った。計画策定以来の社会の動向および大学を取り巻く環境の変化や新学部の設置、法学部等のキャンパス移転事業といった各計画の進捗を踏まえ、2019年度から総合戦略推進会議の下で計画見直しを実施した。

見直しプロセスにおいては、改正私学法を踏まえた認証評価の結果への対応等の確認はもとより、第1期における定性的・定量的な進捗状況を振り返り、計画の進捗状況と今後の課題の整理を行い、第2期に向けて充実すべき点を計画に反映した。専任教職員から複数回にわたり意見聴取を行うなど、丁寧な議論プロセスを踏むことで、教職員の当事者意識が醸成されるよう工夫を重ねながら、2021年3月に中長期事業計画「Chuo Vision 2025」(第2版)を策定した。

見直しポイントの具体例としては大学院改革に係る計画について中長期事業計画「Chuo Vision 2025」への追加が挙げられる。中長期事業計画「Chuo Vision 2025」(第1期)においては、大学院研究科に係る計画については個別項目として記載がなかった。その後、2016年度の機関別認証評価においては複数の大学院研究科が定員未充足に係る課題について努力課題として指摘を受けた。また、外部評価委員会による外部評価においても大学院の教育研究体制の強化が課題として指摘を受けた他、本学における毎年の自己点検・評価活動においても「本学が取り組むべき最重要課題」として大学院改革に関する課題が抽出されていたことなどを踏まえ、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」(第2期)においては、基本計画として「大学院教育の充実と発展」を新規項目として掲げ、入試改革や研究科間の連携等、大学院改革を断行することを明確に示すこととした。

策定された中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の概要については、公式webサイト等を通じて学外にも公開しているが、教職員向けには特設webサイトや、詳細な目標の達成状況等をリアルタイムで確認できるwebシステム「Chuo Vision Report」等を通じて、学内教職員間で広く情報共有がなされている。これにより、多様な構成員が「オール中央」として共通の目標に向かって取組みを進めていく意識の醸成に寄与している。学内意識の醸成に係る具体的な事例としては、4つの附属学校との教育連携をあげる。これまで、4つの附属学校の教育方針・指導方針の違いを尊重して、大学と附属学校の教育連携プログラムの多くは、学部・学校ごとの個別実施にとどまっていたところ、「Chuo Vision 2025」を旗印として、「学校法人中央大学を構成するすべての機関・組織・施設は、『行動する知性。』の理念の下で有機的に連携・協働して卓越した教育・研究・社会活動等を展開し、『オール中央』の力で世界の課題解決に貢献する」というVision(総合学園構想)が共有されたことで、関係する教職員の連帯意識が強化された。その結果、全学部・附属4校共通の「中央大学と附属校の教育連携プログラム」がスタートするなど、「Chuo Vision 2025」の存在が教育連携の推進力となっている。

<点検・評価結果>

以上のように、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、将来を見据え、本学のあるべき姿を取りまとめた中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を設定し、事業の推進を行っている。また、本計画は、本学の将来計画として学内教職員間で広く共有されており、多様な構成員が「オール中央」として共通の目標に向かって取組みを進めていく意識の醸成に寄与している。

<長所・特色>

本学のあるべき姿を取りまとめた中長期事業計画「Chuo Vision 2025」は、本学の中長期計画として学内教職員間で広く共有されており、多様な構成員が「オール中央」として共通の目標に向かって取組みを進めていく意識の醸成に寄与している。特に、附属学校との連携においては、関係する教職員の連帯意識が強化されたことで、全学部・附属4校共通の「中央大学と附属校の教育連携プログラム」がスタートするなど、「Chuo Vision 2025」の存在が各種連携取組みの推進力となっている。

また、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）の策定にあたっては、第1期における定性的・定量的な進捗状況を振り返り、計画の進捗状況と今後の課題の整理、研究力強化提案の検討、認証評価の結果への対応等について附属の学校を含む専任教職員から複数回にわたり意見聴取を行うなど、丁寧な議論プロセスを踏んだことで、教職員にとってより妥当性が高いものとなっているとともに、個々の教職員が当事者として計画の推進にあたっている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

今後においても、「Chuo Vision 2025」を教職員間の重要なコミュニケーションツールとして位置づけ、各年度における事業計画との最適化を図りつつ中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の時宜に照らした軌道修正等を通じて、多様な構成員が「オール中央」として共通の目標に向かって取組みを進めていく意識の更なる向上を図っていく。

第1部第2章 教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

本学は、「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学の精神のもと、中央大学学則第2条に掲げた「本大学は、その伝統及び私立大学としての特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献すること」という本学の使命、そのもとにある教育目標の実現のため、次のとおり組織を設置している。

①学部・大学院研究科

<学部>

- ・法学部（法律学科、国際企業関係法学科、政治学科）
- ・経済学部（経済学科、経済情報システム学科、国際経済学科、公共・環境経済学科）
- ・商学部（経営学科、会計学科、国際マーケティング学科、金融学科）
- ・理工学部（数学科、物理学科、都市環境学科、精密機械工学科、電気電子情報通信工学科、応用化学科、ビジネスデータサイエンス学科、情報工学科、生命科学科、人間総合理工学科）
- ・文学部（人文社会学科）
- ・総合政策学部（政策科学科、国際政策文化学科）
- ・国際経営学部（国際経営学科）
- ・国際情報学部（国際情報学科）

<大学院>

- ・法学研究科（公法専攻、民事法専攻、刑事法専攻、国際企業関係法専攻、政治学専攻）
- ・経済学研究科（経済学専攻）
- ・商学研究科（商学専攻）
- ・理工学研究科（数学専攻、物理学専攻、都市人間環境学専攻、精密工学専攻、電気電子情報通信工学専攻、ビジネスデータサイエンス専攻、情報工学専攻、生命科学専攻、応用化学専攻、電気・情報系専攻）

- ・文学研究科（国文学専攻、英文学専攻、独文学専攻、仏文学専攻、中国言語文化専攻、日本史学専攻、東洋史学専攻、西洋史学専攻、哲学専攻、社会学専攻、社会情報学専攻、教育学専攻、心理学専攻）
 - ・総合政策研究科（総合政策専攻）
 - ・戦略経営研究科（ビジネス科学専攻）
- <専門職大学院>
- ・法務研究科（法務専攻）
 - ・戦略経営研究科（戦略経営専攻）

このほか、ファカルティリンケージ・プログラム（FLP）やAI・データサイエンス全学プログラム等の学部間共通科目等、本学における個別の教育組織の枠を超えて共通の方針及び内容により設置された全学的教育プログラムの円滑な授業実施及び運営を図ることを目的に全学連携教育機構を設置している。

②研究組織

研究活動の基盤たる研究所については、日本比較法研究所、経理研究所、経済研究所、社会科学研究所、人文科学研究所、保健体育研究所、企業研究所、理工学研究所、政策文化総合研究所の9研究所を設置している。

この他、全学的な研究プロジェクトの立案及び推進、産学官連携のプロジェクトの管理活用、知的財産の管理活用を担うことを目的とした研究推進支援本部を設置している。

また、外部資金を利用した学際的共同研究を積極的に推進し、産学官の研究交流を実施する機関として研究開発機構、AI・データサイエンスに係る教育研究・社会貢献等を行うAI・データサイエンスセンター、昨今の高等教育界の変化を踏まえ、本学の教育力向上に資する調査研究を行う教育力研究開発機構、外部資金を利用し、倫理的、法律的、社会的課題（ELSI）に係る受託（共同）研究及び社会人向け人材育成等を行うELSIセンターを設置している。

③その他

その他、学生教職員等の健康を保持、増進し、安全の確保を図ることを目的とする保健センター、「中央大学ダイバーシティ宣言」を広く周知し、当該宣言に基づく具体的諸事項の整備・実施を目的とするダイバーシティセンター、教育・研究及び事務システムに関する情報環境整備及び情報セキュリティについて企画・立案・実施する情報環境整備センター、国際連携推進会議の策定する基本方針に基づき、本学の国際化のための諸施策を策定・実施することを任務とする国際センター、体育施設及び体育設備の使用に伴う体育施設等の運営を行なう体育施設運営センター、入学者選抜及び学生募集活動に関わる基本政策の立案、入試業務及び学生募集業務の実施を推進する入学センター、学生の就職支

援・キャリア形成支援及びインターンシップに関する支援を行うキャリアセンター、学術・学問分野に関する汎用的な能力の涵養を目的とした全学的な基盤教育の補完機能を果たす中央大学アカデミック・サポートセンター、本学における大学スポーツを総合的に支援することを目的としたCHUO スポーツセンター等を設置している。

この他、学生部内にボランティアセンターを設置し、学生のボランティア活動の促進と支援を行っている。

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学においては時宜に応じる形で学科の新設等による学部改革や専門職大学院の新設を進めてきたものの、1993年度に総合政策学部を開設して以降、学部の創設は行っていない。その後、本学における教育組織再編については、創立130周年（2015年度）に策定した中央大学中長期事業計画「Chuo Vision 2025」により、大きく前進することとなった。この中長期事業計画「Chuo Vision 2025」は、創立130周年を迎え、本学の10年後のあるべき姿をMissionとVisionとして整理し、明示したものである。中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の重点事業においては、柱のひとつとして「総合大学としての魅力向上を図るための教育組織の改編・創設」を掲げ、「建学の精神を踏まえ、社会の要請に応えるため、既存の教員組織と教育組織を見直し、大学の全体像を再編する」という考え方を定めた。当初計画として、総合政策学部の発展的改組を視野に入れた新学部（ICT系、メディア文化表現系、多言語多文化系学部）、地域社会が抱える課題を解決する新学部設置を視野に、総合戦略推進会議のもとで検討を開始した。

総合政策学部の発展改組については、3学部を設置する案をとりまとめたが、検討の結果、最終的に現行体制（1学部2学科）とする結論となった。総合政策学部は現行体制を維持することとなったものの、その議論内容、理念を受け継ぐ形で、新学部構想の検討が進められ、最終的に「法と情報」の学びを提供する国際情報学部の構想案をとりまとめた。地域社会が抱える課題を解決する新学部については、少子高齢化や福祉の充実など地域社会が抱える課題を背景に、健康福祉・スポーツ系といった新たな学問内容を取り扱うことを目指し、健康スポーツ科学部（仮称）として、構想案をとりまとめた。また、これらの議論の過程においてグローバル教育を十分に行うことができる学部についても議論され、経営学を中心とした専門知識とグローバルなコミュニケーションスキルを身につけるための教育を提供する、国際経営学部の構想案をとりまとめた。

以上のような丁寧な議論と検討の結果、2019年度に26年ぶりとなる2学部設置（国際経営学部・国際情報学部）を実現した。どちらの学部も、本学が長い歴史と伝統の中で培ってきた英知やリソースを生かし、時代にあわせて新しい機軸を打ち出した教育研究組織である。

国際経営学部は、昨今のグローバル化社会の進展を踏まえ、グローバルビジネスリーダーを養成することを目的としている。授業の7割以上を外国語で提供するとともに、企業

経営に焦点をあてた教育を提供している。また、国際情報学部は、グローバル情報社会の諸問題を解決できる人材の育成を目的としている。「情報の仕組み」「情報の国際文化(グローバル教養)」「情報の法学」という3つの学びを体系的に提供しており、法学と情報の融合という、新たな学問分野に係る人材を育成する先駆的な存在となっている。

なお、健康スポーツ科学部(仮称)については、なお、健康スポーツ科学部(仮称)設置構想案については、中長期計画の財政的諸条件を確認する必要があるために開設に向けた手続を延期してきたが、その検討については、2022年2月に総合戦略推進会議のもとに設置した「多摩キャンパス将来構想検討委員会」に引き継がれている。

その他、学部内における、新たな学問動向や社会的要請に配慮した組織改編については、文学部の例を挙げる。文学部においては、これまで人文社会学科に13専攻を置き、専攻ごとに特色ある学びを提供していた。将来構想委員会における検討の末、「領域横断力(有機的な結び付き)の創出」の具現化を進め、総合教育科目を有機的にコーディネートする役割を担う専任教員の配置、総合教育科目のカリキュラムの改正を行った。更に2021年4月には、広範な学問領域を有する文学部の利点を更に発展させることを目的とする、領域横断的な教育プログラム「学びのパスポートプログラム」を新たに開設した。

また、各組織の提供する教育・研究内容をよりステークホルダーに的確に伝えるため、時代の進展にあわせて、学科・専攻名の名称変更も行ってきた。近年の例として、理工学部経営システム工学科→ビジネスデータサイエンス学科(2021年度)、商学部商業・貿易学科→国際マーケティング学科(2022年度)、理工学研究科経営システム工学専攻→ビジネスデータサイエンス専攻(2022年度)が挙げられる。

なお、2023年度には国際情報学部を基礎とする大学院として、社会人の再教育を主とする国際情報研究科を設置する予定である。国際情報研究科は、単に情報と法律の知識を学際的に授けるだけでなく、未だ統合されずにいる情報と法律の知見を結びつけ、新たな研究手法を確立し、それを世に問うことのできる「情報学と法学を統合し、社会のグランドデザインを主導する」人材を輩出することを目的としている。国際情報学部を設置した2019年度以降、社会においてはますますIT人材育成の必要性が叫ばれており、国際情報研究科は、分野を牽引する先端IT人材を輩出するものとして期待される。

その他、近年の新設組織については以下のとおりである。

2020年4月には、ダイバーシティセンター及びAI・データサイエンスセンターの2つのセンターを設置した。

ダイバーシティセンターは、本学が2017年度に策定した「ダイバーシティ宣言」に基づき、「多様な背景を持つ人々が、ともに学び働くことのできる環境づくり」をより具体的に進めるために設置したものである。多岐に渡る課題を領域ごと(グローバル・ジェンダー・セクシュアリティ・障害)に検討する体制を組み、学生支援はもとより、本学構成

員に向けた多様なイベントの実施や、ジェンダー・セクシャリティに関するガイドブック（学生向け、教員向け）の作成等、着実に活動を積み重ねている。

AI・データサイエンスセンターは、AI・IoT・ビッグデータ・5G 等にけん引される Society5.0 の到来に向け、社会貢献と人材育成を目的として設置したものである。これまで、AI・データサイエンス全学プログラムの実施、産学連携協定の締結・共同研究の実施、公益財団法人文京アカデミーとの連携講座実施など、全学リテラシー教育から共同研究、社会貢献活動まで幅広く実績を積み重ねている。

また、2021年4月には中央大学アカデミック・サポートセンター及び教育力研究開発機構、ELSIセンターの3つの組織を設置した。

中央大学アカデミック・サポートセンターは、学術・学問分野に関する汎用的な能力、特にアカデミック・ライティングに係る能力の涵養を目的として、全学的な基盤教育の補完機能を果たすために設置したものである。現在、センターの下にライティング・ラボを設置し、学生を対象とした文章作成支援、大学院生の教育指導力の支援、附属高校と大学院の連携等を行っている。この中央大学アカデミック・サポートセンターの母体となった取組みは、2011年4月に学術的な文章の作成を支援する機関として、多摩キャンパスに設置した「中央大学ライティング・ラボ」である。開設当初は大学院留学生を対象として開始したが、2013年からは多摩キャンパスの全ての学生を対象とするなど、徐々に利用学生の対象を拡大してきた。年間のべ1,000名も利用するなど、年々その需要は高まっていたことから、全学的な検討のもと、その体制を整えたものである。

教育力研究開発機構は、昨今の18歳人口の急速な減少、ICT技術を含めた教育手法の変容、学修者本位の教育の実現の必要性など、高等教育界の変化を踏まえ、本学の教育力向上に資することを目的として設置した組織である。具体的には、教育のデジタル・トランスフォーメーション化への対応、本学の教育力の向上のための調査研究開発、全学における教育力向上の取組みを支援することを目的とした研究調査を行っている。授業アンケートを始めとした各種分析のほか、教育手法へのデジタル技術やオンライン環境の利活用についての調査研究結果・学内のグッドプラクティスを取りまとめた「これからの授業デザインと実践ハンドブック～デジタル技術活用 のヒント～」の刊行を行う等、活動を進めている。

ELSIセンターは、AI等の科学イノベーションと共存できる社会を創造するとともに、その科学技術の進化を社会実装するために必要な法制度や倫理観、さらには社会のありようについて追求し、社会の様々な課題解決を目指すことを目的として設置した組織である。政府の科学技術・イノベーション計画においてもELSI(Ethical, Legal, and Social Implications 倫理的・法制度的・社会的課題)について言及があるように、ELSIへの対応は、科学技術を社会実装する上で必ず必要なものとなることから、時機を逸することなく他大学に先がけて設置したものである。

さらに、2022年4月には、CHUOスポーツセンターを設置した。CHUOスポーツセンター

は本学における大学スポーツについて、学生アスリートの安心安全、学業充実を志向するとともに、これまで長らく培ってきた本学固有の取り組みを更に有機的に連携させ、大学スポーツを総合的に支援することを目的とした組織である。大学スポーツ協会（UNIVAS）との連携についても CHUO スポーツセンターが担っている。

<点検・評価結果>

以上のように、本学は長きにわたって培ってきた学術的伝統に基づきつつ、学問の動向、社会的要請、国際的環境への配慮を行いながら、教育研究組織の充実・発展に努めている。これは、学則第2条に定める「その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献する」という本学の使命の実現に適ったものとなっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

教育研究組織の適切性の点検については、上述のとおり、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の推進を担う総合戦略推進会議のもとで教育研究組織の検討を行うことを、全学的な点検の機会としている。総合戦略推進会議のもとで検討を進めるにあたっては、本学の教育研究に係る基礎データをはじめ、他大学とのベンチマーク、高等教育政策や他大学の動向、市場調査、財政検証など、様々な資料を基盤としている。2019年度に設置した国際経営学部・国際情報学部はその具体例である。また現在、2023年度の法学部都心移転を控え、2022年2月に総合戦略推進会議のもとに多摩キャンパス将来構想検討員会を設置し、教育研究組織や教育研究環境の在り方といった観点から、多摩キャンパスの将来構想について鋭意検討を行っている。なお、法学部の都心移転に係る諸条件の調整が長引いたことにより、多摩キャンパスの将来構想に係る検討開始が遅れたことから、今後、迅速な意思決定とその実行に努める必要がある。

また、各教育研究組織等においては、現在の体制が時代や社会要請に適ったものとなって

いるか等、主に将来構想を検討する機会において点検を行っている。文学部が将来構想の過程で設置した、学びのパスポートプログラムはその一例といえる。

なお、センター等の新設については、案件により、検討に適した会議体や組織が既にあるケース、新規事項のため検討に適した会議体や組織が存在しないケースがある。検討に適した会議体がある場合には、その中でワーキング等を設置し検討を行う。新規事項のために検討に適した会議体がない場合は、学部長会議・研究科長会議等の下に設立準備委員会もしくは構想検討委員会を置くなど、展開する組織の内容や学内状況に応じて対応を行っている。

そして、最終的に、学内の会議体で検討された組織展開案については、構想内容によって異なるものの、学部長会議、教授会等への意見聴取、教務役員会、執行役員会、理事会等の意思決定プロセスを経て実現される。

また、本学では、その改善・改革へのサイクルを強化するための恒常的な自己点検・評価システムを構築しており、前述の機会に加えて、毎年度実施する自己点検・評価活動の機会を活用し、大学評価委員会及び大学評価推進委員会において、組織的かつ継続的に本学における全学的な教育研究組織の妥当性及び適切性を検証している。

<点検・評価結果>

以上のように、本学では、既存組織の現状を踏まえ、教育研究組織の適切性について点検・評価を行い、その結果をもとに、新組織の設置など、改善・向上に向けた取組みを進めている。また、新たな教育研究組織を立ち上げる場合には、内容等の妥当性、当該計画が全学に与える影響等、全学的視点からその適切性及び妥当性について点検・確認を行っている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

都心移転に係る諸条件の調整が長引いたことにより、法学部の都心移転後の多摩キャンパスの将来構想検討については開始が遅れた。2023年度の法学部都心移転を実現後の多摩キャンパスのあり方については、外部評価委員会からも高い関心が示されているように、2023年度以降は「2大キャンパス制を通して本学が何を目指しているのか」、さらに明確なメッセージを打ち出していく必要がある。

<今後の対応方策>

現在検討を行っている多摩キャンパス将来構想検討委員会による答申が提出されたのち、総合戦略推進会議を核として、法人・教学が緊密に連携を図りながら円滑かつ迅速な意思決定と実行に努める。あわせて、構成員への適切なタイミングでの情報開示、意見公募など、丁寧なプロセスを踏む必要がある。

また、国際経営学部・国際情報学部は2023年3月に初めて卒業生を輩出するため、これから将来構想の検討にあたっては、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に掲げる「学部増設による総合大学としての魅力向上」という目的の達成状況についても、毎年収集している定量的なデータを活用しながら確認していく。

第1部第3章 教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<現状説明>

○大学として求める教員像の設定

本学では、「大学として求める教員像および教員組織の編制方針」を設定し、その中で大学として求める教員像として、「大学の理念・目的とこれに基づく教育目標との関連性を適切に保持し、各教育研究組織における諸活動の充実とさらなる高度化・発展に資するため、各教育研究組織の理念・目的、教育目標を達成するに相応しい高度な専門性及び実績を有するとともに、日々の研鑽と不断の努力を通じて必要な能力・素養の獲得とその向上に取り組み、教育研究活動の成果をもとに社会及び本学の発展に寄与することができる者を教育職員として採用する。」と定めており、これを本学公式 Web サイトにおいて公表している。

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

「大学として求める教員像および教員組織の編制方針」において、「教員組織については、各教育研究組織において設定するディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの着実な具現に資する教員組織の編制を基本とする。」と定めており、これを本学公式 Web サイトにおいて公表している。また、中長期事業計画「Chuo vision 2025」において、2025年度までに目指す教員組織のあり方について指標等で明示すると同時に、点検・評価項目⑤で記載のとおり、本学における自己点検・評価活動の一環として「教員組織分野系評価委員会」を設置し、毎年度最重要課題を設定している。それらに基づいて、本学の学部における教育課程編成は、各学部が各々の理念・目的に照らして編成することを基本としている。

その能力・資質等については、学部・研究科それぞれの専門性及び科目や職位によっても異なることから、中央大学専任教員規程第4条第4項において「教員の任用に関する選考基準は、教授会が定める。」と規定しており、具体的な教員に求める能力・資質等については、実際の採用審査を行う学部・研究科ごとの内規において定めている。

教育研究に係る責任所在の明確化等については、原則として各学部において調整・決定しているほか、全学的に取り組むべき問題やカリキュラムの実施にあたっての学部間の連絡調整等については学部長会議がその機能を担っている。

各学部内での教育課程編成の目的を具体的実現するための連絡調整については、学部の特성에応じて、教育組織である学科と教員組織である部会にとらわれない会議体を通じて、また、学部全体に関わるような事項については、学部内に置かれている教授会や教務委員会等において審議することにより連絡調整を図っている。他方、非常勤教員については、各学科（専攻）あるいは教育組織としての会議体の担当教員から周知するほか、専任教員及び非常勤教員の懇談会の場を設けるなど、各学部の工夫により教育方針の周知・共有を図ることに努めており、教育その他に係る情報の共有化を図ることで、各学部における人材養成の目的や教育目標を具

現するための教員間における連絡調整の機能を確保している。

他方で、大学院研究科においては、研究科毎に各種委員会や部門別の会議体を設け、それぞれの教育課程に基づいた教員の役割分担を決定し、委員会内あるいは専攻内での各種事項について連絡・協議を行っている。また、学生の受入れから各種講義、研究指導、修了認定に至るまでの各研究科あるいは全研究科に関わる重要な事項については、研究科委員会又は研究科教授会（専門職大学院）において審議・報告することにより、的確に情報の共有化を図りながら組織的な教育を実施・展開する体制を構築している。

<点検・評価結果>

以上のように、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や教員組織の編制に関する方針を適切に明示し、的確に情報の共有化を図りながら組織的な教育を実施・展開する体制を構築している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか

評価の視点1：編制方針に沿った教員組織の整備がなされているか。（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数等、授業科目と担当教員の適合性等）
評価の視点2：研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）

<現状説明>

○編制方針に沿った教員組織の整備がなされているか。（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数等、授業科目と担当教員の適合性等を含む）

各学部・研究科（専門職大学院を含む）については、その理念・目的の達成に必要な教育課程の種類・分野・学生数を考慮しながら必要な教員組織を構築しており、大学基礎データ（表1 組織・設備等）のとおり、法令に定める必要専任教員数を満たした適切な状況となっている。ただし、本学大学院の修士課程・博士前期課程及び博士後期課程は、各学部を基礎としており、その教員は学部にも所属する専任教員の兼担により担っているため、各研究科専攻の構成は、その基礎となる学部・学科等に対応するかたちとなっている。なお、戦略経営研究科ビジネス科学専攻は、専門職学位課程（戦略経営専攻）に続く博士後期課程として、戦略経営研究科所属の教員の兼担により担っている。

本学の専任教員組織は、教授、准教授、助教（助教A、B、C）、特任教授、特任准教授及び特任助教によって構成されている。また、専任教員は任期の定めのない専任教員と任期付きの専任教員に区分し、任期付きの専任教員においてはさらに特任教員（特任教授、特任准教授、特任助教）及び任期付き助教（助教B、C）によって区分している。また、専門職大学院については、実務家教員を確保するため固有の「専門職大学院特任教員」制度を設けているほか、「ファカルティリンケージ・プログラム」をはじめとする全学的教育プログラムを運営する全

学連携教育機構では、これに従事する特任教員を配置することが可能となっている。

一方、本学の非常勤教員においては、兼任講師のほか、客員教員、外国人客員教員、外国人外国語契約講師が含まれ、各学部の特徴ある教育課程を支えている。また、専門職大学院の教員組織のうち、法務研究科（法科大学院）については、独自に「実務講師」を採用している。実務講師は、法務研究科においてきめ細かな教育を行うため特別に任用された実務法律家であって、授業の教材作成補助、レポートや起案文書の添削、授業に関する学生の質問対応、教員による指導の補充など、法務研究科における教育の補助にあたる非常勤教員である。このほか、外部資金を利用した大規模な学際的共同研究が本学を拠点として展開される諸条件を整え、もって本学における教育研究の一層の充実と社会の発展に寄与することを目的として設置された研究開発機構に専任研究員を置いている。

教員組織の年齢構成については、大学基礎データ（表5 専任教員年齢構成）のとおりとなっており、各学部において新規に専任教員を採用するに際しては、本学の教育方針への理解や教員の教育研究分野、また、カリキュラムとの適合や教育に対する熱意等を総合的に判断した任用を行っている。また、各教育研究組織における年齢構成のバランスにも配慮しているが、専任教員の平均年齢は全学で52.9歳となっており、法学部、総合政策学部においては60歳以上の教員が3分の1を超えているほか、法務研究科における60歳以上の教員の割合もかなり高くなっているなど、年齢構成に偏りが生じており、各研究教育組織において人事計画を策定する際の検討課題となっている。

本学の教員組織における社会人、外国人及び女性教員の受入れ状況は次のとおりである。

[社会人教員、外国人教員、女性教員の数及び女性教員の占める割合]

(2022年5月1日現在)

学部	専任教員数(人) ()は特任教員で内数	社会人 教員(人)	外国人 教員(人)	女性 教員(人)	女性教員 の割合 (%)
法学部	111 (3)	42	7	27	24.3
経済学部	90 (0)	32	5	18	20.0
商学部	96 (6)	45	6	20	20.8
理工学部	173 (2)	56	7	17	9.8
文学部	98 (7)	47	4	27	27.6
総合政策学部	37 (4)	18	7	12	32.4
国際経営学部	32 (5)	21	11	10	31.3
国際情報学部	21 (1)	17	0	5	23.8
全学連携教育機構	0 (0)	0	0	0	0.0
法務研究科	50 (3)	26	1	6	12.0
戦略経営研究科	17 (3)	13	0	4	23.5
合計	725 (34)	317	48	146	20.1

注) 専任教員には、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」を含む。

社会人教員とは、本学就任以前に大学以外での本務歴のある教員をいう（大学設置基準第十条の二に定めている実務家教員の定義とは異なる）。

外国人教員とは、日本国籍を有しない教員をいう。

社会人教員は大学以外の本務歴を有する専任教員であり、本学の学部専任教員の約42.2%を占めている状況にある。また、実務色の強い科目については、特任教員制度を利用して実務家教員を採用することも可能となっているが、学部の授業を担当する場合には、客員教員を含む非常勤教員として採用することが多く、その結果として、本学が採用している非常勤教員の約42.2%が大学以外で勤務しており、本学における各教育プログラムの特色化に貢献している。

その他、本学教員組織（専任教員）の多様性を示す指標として、日本国籍を有しない外国人教員及び女性教員については、国際経営学部と国際情報学部の新設の影響により、いずれも増加傾向にあるが、全専任教員に占める割合に換算すると外国人教員比率は 6.6%、女性教員比率は 20.1%に留まっている。また、行政職に就いている女性教員は、兼務も含めて延べ6名であり、行政職教員における女性比率は 12.0%となっている。なお、本学は中長期事業計画「ChuoVision2025」において、専任外国人教員比率については 10%、専任女性教員比率については 25%、行政職女性比率等については 20%というように目標数値を掲げているが未達となっており、今後これら数値をさらに高めていくことが課題となっている。

○研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）

本学の大学院研究科（専門職大学院を除く）を担当する教員の任用基準は、研究科毎に個別の内規を定めており、当該内規に示す基準を満たす有資格者について、研究科委員会での審議を経て厳正に任用が行われている。ただし、先に述べたとおり、当該研究科を構成する専任教員が主として研究科の基礎となる学部・学科の教員となることから、専任教員については研究科独自に公募するという形態は採用されていない。また、教員の配置については、各研究科ともそれぞれが掲げる教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、専攻ごとにそれを実現する担当教員を適正に配置している。

また、専門職大学院については、各専門職大学院の定める任用基準に従って、十分な業績（研究業績又は実務上の実績）及び教育能力を有するかどうかを教員の人事に関する委員会や業績審査委員会、教務委員会等において慎重に審査し、教授会における審議を経て任用を行っている。また、各科目に関する教員の配置については、特に理論と実務の架橋という観点から、研究者教員と実務家教員をバランス良く配置しているほか、教育課程上の主要科目に関しては、専任教員を中心に配置するなど、専門職学位課程としての目的や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を具現するに相応しい教員・科目配置となるよう十分に配慮している。

<点検・評価結果>

以上のとおり、本学においては、教育研究を充実する観点から専任教員及び非常勤教員の双方において教員任用形態の多様化を図っており、教員組織の編成についても教員数の状況とともに適切なものとなっている。一方で、専任教員の年齢構成バランス、専任外国人教員・専任女性教員の比率については、その数が適切なものなるよう更に努める必要がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

本学専任教員の年齢構成について、60歳以上の教員の占める割合が、法学部、総合政策学部、法務研究科においてやや高い状況（35%以上）にあること、また専任外国人教員、専任女性教員の比率については、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に照らし、目標達成（25%）までまだ途上である。

<今後の対応方策>

今後の専任教員採用に関しては、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」、最重要課題及び各学部の中・長期的な人事計画に基づき、本学の教育方針への理解や教員の教育研究分野のほか、

カリキュラムとの適合や教育に対する熱意等を総合的に判断するとともに、各教育研究組織における教員の年齢構成のバランス及び外国人教員及び女性教員についても十分考慮した採用を行うこととする。

点検・評価項目③：教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

評価の視点1：教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか。

(任期制の教員を含む)

評価の視点2：規程等に従った適切な教員人事が行われているか。(教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む)

<現状説明>

○教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか。(任期制の教員を含む)

○規程等に従った適切な教員人事が行われているか。(教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む)

本学の教員の任免・昇進に関する基準・手続については、中央大学専任教員規程、中央大学特任教員に関する規程、中央大学教員任用審議会規程等の任用形態毎の規程及び各学部の募集・任用・昇進等に関する内規に規定されている。

まず、任用に関わる基本的な流れについては、①学部・研究科の人事計画を踏まえて、教員の専門分野その他の任用条件と公募・推薦などの任用方法を学部・研究科内の委員会で検討し、教授会での審議に基づいて業績審査委員会を設置する、②募集を行い、業績審査委員会は、任用基準に基づいて候補者の教育研究上の経歴・業績を審査し、最終的な候補者について教授会で任用の可否を審議する、③理事長の諮問機関である任用審議会の審議を経て、学長の申し出により理事長が任命する、という手続を踏むこととなっている。そのなかで、学部・研究科において授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みについては、業績審査において当該科目に関わる教歴、研究業績、実務上の実績、教育に対する熱意等をもとに、当該候補者が授業科目を担当する上で必要な条件を満たしているかについて審査を行っている。さらに、必要に応じて選考委員の前での模擬授業等を行うことによって、その適合性を確認する仕組みとなっている。なお、既に任用された教員に関しては、科目担当者会議等における検討に基づき、最終的には各教授会における審議に基づいて各授業科目と担当教員の適合性を判断している。

また、教員の昇進に関する流れについても、①学部長等からの昇進の提案に基づき業績審査委員会を設置する、②業績審査委員会は昇格基準に照らして、候補者の教育研究上の業績を審査し、その結果を踏まえて教授会で昇進の可否を審議する、③理事長の諮問機関である任用審議会の審議を経て、学長の申し出により理事長が発令する、という手続を踏むこととなっている。

一方、教員の免職については、当該教授会の議を経た後、学部長から学長に、当該免職について報告し、学長の申し出に基づき、理事長が発令することになっている。

専門職大学院を除く大学院研究科については、専任教員の募集・採用・昇進に関する直接的な権限を有しておらず、その基礎となる学部の専任教員が当該研究科を兼担しているため、原則、当該学部の教授会において募集・採用・任免・昇進の人事が行われている。

なお、各大学院研究科委員会では、研究科の内規に大学院授業の担当資格要件と審査の手続を定め、人事のための委員会を設けて、課程別に講義及び研究指導の担当資格を審議し、適格

と判断すれば、当該研究科の審議に基づき、理事長の諮問機関である任用審議会への上程及び審議を経て、学長の申し出により理事長がこの者を任命することになっている。また、非常勤教員の任用については、各研究科において募集及び任用を行っているが、この場合の任用基準と手続の細目については当該研究科が明確に定めており、当該基準に基づいた採用審査を行うことになっている。このほか、研究科委員会で審議された非常勤教員の人事については、任用審議会の審議を経て、学長の申し出により理事長が任命することになっている。

このように、大学院担当の専任教員の募集・任免・昇進、及び非常勤教員の任用に関する基準・手続の内容とその運用については、基礎となる学部教授会の手続と同様に、公平かつ適切なものとなっている。なお、本学専門職大学院における専任教員の募集・任免・昇進については、学部教授会における教員人事の手続と同様となっている。

各学部・専門職大学院における教員の募集・任免・昇進に対する基準・手続等については、各学部・専門職大学院の記述をご参照いただきたい。

<点検・評価結果>

以上のとおり、各教授会は、教員の募集・採用・昇格を行うにあたり、諸規程と学部・専門職大学院毎に定めている基準・手続に従って運用することにより、公平かつ適切に教員の人事を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<現状説明>

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施状況とその有効性

本学におけるファカルティ・ディベロップメント（FD）については、「建学の精神『實地應用ノ素ヲ養フ』を踏まえ、学部・研究科等の教育組織が掲げる学位授与方針、教育課程編成方針等に基づいた教育の質をさらに向上させるための教職員が協働して行う組織的な取り組み」と定義し、全学レベル、各学部・研究科レベルで恒常的な活動を行っている。

全学的なFDの推進を担う組織として、学部長1名、研究科委員長1名、各学部・研究科から互選された教員委員各1～2名、学事部長、職員委員13名により構成される「中央大学FD推進委員会（以下、FD推進委員会という。）」を設置している。FD推進委員会は、全学として取り組むべきFD活動実施についての基本方針を策定するとともに、恒常的なFD支援体制を全学的に確立、推進することを目的として活動を行っている。FD推進委員会委員会が中心となって実施する教員の資質・能力を向上させるための全学的なFD活動としては、種々の取り組みを行っている。恒常的な取り組みとしては、新任教員を対象とした研修会やワークショップの実施、「英語による授業実施スキル向上のための学内研修会」、「中央大学FD・SD講演会」を企画・運営しており、各研修会において毎回数十名以上の教員が参加することで、教育の質のさらなる向上に努めている。なお、直近の具体的な実績は以下の通りである。

新任教員研修会については、学内の各部署の協力を得ながら、特に大学教員として学生と接する際の注意事項や研究活動に関する注意事項の啓発を中心として、その理解に努める研修を行っている。2022年度については、「本学の概要およびFD活動について」、「ハラスメント防止の理解のために」、「多様な背景をもつ学生への対応について」、「アフターコロナにおける学生支援」、「研究費制度概要・研究費の執行について」、「公的研究費に係るコンプライアンス研修」、「校友会活動について」の7つを主なテーマとした研修会を実施し、2022年4月に着任した全新任教員が受講した。近年は附属中学校・高等学校の新任教員も一部のコンテンツを受講することとしており、大学全体としてのFDを推進している。新任教員研修については上述の研修の他、長期休暇を利用したワークショップ形式の研修会も適宜実施をしており、2021年度は2020年・2021年度の新任教員約80名を対象に、授業設計に係るワークショップを実施することで、シラバスと内部質保証との連関性や成績評価基準の策定にかかる理解を深めることで、授業の質的向上に寄与する研修会とした。

「英語による授業実施スキル向上のための学内研修会」については春季講座（2021年度末）については3コース・参加者33名、夏季講座については4コース実施し参加者47名となった。なお本研修会は、専任・非常勤教員問わず参加可能であり、広く教員に研修の機会を提供している。

「中央大学FD・SD講演会」については、本学の教職員を主な対象としてFD・SDに係る様々なテーマを設定し、2022年5月現在、中央大学FD推進委員会の下で19回の講演会を実施している。当日に参加できなかった教職員が後日その内容を確認できるよう、全学授業支援システムmanabaにおいても講演会の様子（動画・資料）を公開している。

研修会や講演会のほか、近年FD推進委員会においては全学的観点から学部・研究科等の教育組織が掲げる学位授与方針、教育課程編成方針等に基づいた教育の質的向上を図るため、FD推進委員会の下に必要なワーキンググループを設置し、諸制度の導入を提案するなどの活動を行っている。2020年度には「中央大学FDハンドブック」を作成し、内部質保証の観点からのシラバスの位置づけの解説やシラバスの好事例の紹介、授業におけるグッドプラクティスの紹介などを記載し、非常勤教員を含む全教員へ公表している。2021年度には成績評価の実質化やGPAの有効活用を目指して、成績評語の変更とGPAの活用に関する提言を行い、提案内容については規定の手続きを経て2022年度より実現することとなった。2022年度には大学評価委員会を起点として全学的にカリキュラムマップが作成されたことから、全学的な科目ナンバリング制度の導入が推進されることとなった。推進にあたってはFD推進委員会の下で全学ルール of 提案を行う準備を進めており、全学的な教育の質的向上を図るための議論・提案を行うための基盤としても位置付けられている。

このほか、各学部・研究科においてもFD活動は活発に行われている。学部においては、学部の規模や特性などによって取り組み内容に違いはあるものの、全学部で履修学生を対象にした授業アンケートを実施し、各学部における分析やその結果の公表、個別教員へのフィードバックを行うことで、個別授業レベルないし学部・学科・専攻レベルにおけるカリキュラム等の見直しや改善に繋げている。その他、授業アンケート結果の分析・研修会や授業アンケートを踏まえたベストティーチャー賞、教員相互の授業参観、卒業論文の基準や指導に関する意見交換会、授業アンケートで学生からの評価が高い教員によるFD研修会など、様々な取り組みを通じて、教育課程の質的向上を図っている。特に、2020年度、2021年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施を余儀なくされたオンライン授業への対応として、各学部・研究

科においては機器操作の講習会に始まり、効果的な授業手法の研修会や模擬授業、著作権に関する研修会など、教育の質を担保するための取り組みが活発に行われたところである。

大学院においては、研究型の大学院6研究科のFD活動についてその連絡・調整を担う「中央大学大学院FD推進委員会」を置き、大学院固有のFD活動に関して企画・立案や情報共有を行っている。具体的な取り組みとして、教員相互の授業参観や研究状況・授業に関するアンケートの分析・フィードバックを行う他、2021年度より「中央大学大学院における研究指導内容の可視化の実施」と題し、各研究科博士前期課程在籍学生の「入学直後」、「M1修了段階」、「中間報告段階」、「論文提出段階」の4段階における指導状況を当該学生の指導教授が報告書として纏め、各研究科委員会で報告・懇談する取り組みを開始した。指導教員による研究指導に際し、その内容やスケジュール、有効な指導方法や指導に際して困っている点などを可視化して共有することにより、大学院における教育研究活動の柱の一つであるとなる研究指導の在り方、その有効な方法に関する理解を深める機会となっており、大学院固有のFD活動として大きな意味を持つものとなっている。

専門職大学院研究科については、法務研究科と戦略経営研究科でそれぞれFD活動を推進している。法務研究科においては定期的にFD研究集会を実施する他、毎年度のベスト・ティーチャー賞や教員相互の授業参観、学修成果の分析会を行うなど、精力的にFD活動に取り組んでいる。2021年度には教授会委員のみならず、兼任教員や兼任講師も含めてFD活動に参加できるよう、授業支援システムmanabaを活用するなどを通じて、教育の質的向上を図っている。戦略経営研究科も年に2～3回のFD研修会を実施し、学生アンケートの結果報告や活用に関する懇談、成績評価の収斂に関する議論を行うことを通じて教員による教育制度の理解・浸透を通じたFD活動を実施している。さらには、兼任講師も含めた授業担当教員に対して定期的なオンライン授業に関する研修会を行うことで、コロナ禍における授業の質的向上を図った。オンライン授業に関する研修会で用いた資料は、全学的にも活用できるものとして、全教員の閲覧に供する形でアーカイブ化されている。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の教育活動に係る評価は、商学部・理工学部・法務研究科で個別に授業アンケート等を基にした「ベスト・ティーチャー賞」を実施し、授業方法や学びへの工夫のほか、教育に対する姿勢や取り組み等を行っている教員の努力を表彰し、本学公式Webサイトを通じて社会に公表することにより、教育意欲の向上と教育活動の活性化を図っていることに加え、受賞した教員を講師とするFD研修会を実施するなどして、学部・研究科全体の教育活動の活性化や資質の向上に努めている。また、大学評価委員会が行う在学生アンケートにおける「履修していた科目の授業の中で特に満足だった授業」について回答集を作成し、授業科目を履修した学生からの評価が高い教員とその理由について教員・学生に公開することにより、全学部において活動の活性化や資質の向上に向けた評価活動の一つとしている。

研究活動に対する評価全般に関しては、「中央大学学術研究奨励賞」において、毎年度優れた学術研究成果（文化の分野で挙げた学術的価値のある業績を含む）を挙げて学会等から賞を受けた教員に対して、その功績を表彰することにより、その評価を行っている。また、研究業績は本学の「研究者情報データベース」を通じて集約され、「学事記録（教員活動報告編）」や本学公式Webサイトを通じて広く社会に公開（「学事記録」は学内のみの公開）されるとともに、独立行政法人科学技術振興機構（JST）が運営する「researchmap」とも連動して公開されることで、産学官連携の推進にも寄与しているほか、これらの専任教員の研究活動を集約すること

や情報公開がなされており、これらを通じて、広義には専任教員の研究活動の評価がなされている環境にあるといえる。そのほか、教員の任用及び昇進・昇格に際し、教授会・研究科委員会等での審議に基づき、各学部・研究科の任用基準や昇格基準に基づき実施する業績審査により、教員による研究業績の評価を行い、また評価結果を審査報告書により可視化することで、諸活動の活性化や資質の向上を図っている。

なお、社会連携・社会貢献に係る章で記載しているように、本学教員の社会活動は学術講演会、クレセントアカデミー講座、省庁や自治体からの委員委嘱、産学連携他、多岐に渡るものとなっているが、現状、教員の社会活動等に関する評価を行う仕組みはない。

<点検・評価結果>

以上のとおり、全学レベル、課程レベル、組織レベルにおいて組織的かつ多面的にFD活動を行うことにより、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に努めているため、適切であると言える。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

全学部において実施する授業アンケートについて、各学部単位で結果の集計と分析は行っており、一部の学部・研究科においては教員評価の指標としても活用しているものの、各学生の行動特性や学修傾向、成績評価等を組み合わせることによる多面的な分析には至っておらず、学生アンケートを活用した教育課程の改善や教員の資質向上に向けた取り組み状況が十分とはいえない状況である。

<今後の対応方策>

2022年度中に、全学部の授業アンケート項目のうち「学部共通設問」について、FD推進委員会を中心に成績評価結果等と組み合わせた分析を行い、全学および各学部の教育課程の見直しや制度設計に資するデータとして活用する。また、分析結果については教職員の資質向上に資するため、分析講演の形で広く情報公開することとする。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」において専任女性教員比率及び外国人教員の目標値を設定しており、2021年に見直しが行われた第2版においてこの目標値を見直し、また新たな指標として「行政職教員の女性比率」を設定した。このように、定量的数値も踏まえながら、点検・評価を行っている。

また、本学の自己点検・評価活動の一環として、本学における諸活動について分野別の観点から点検・評価を行う「分野系評価委員会」を中央大学大学評価委員会の下に設置している。

本学の自己点検・評価活動における点検・評価項目の大項目に応じて11の活動分野ごとに設置しており、その一つとして「教員組織分野系評価委員会」を設置し、毎年度の自己点検・評価活動を行っている。分野系評価委員会の主な活動内容としてはそれぞれの活動分野において、組織を越えて全学的な観点から自己点検・評価を行い、①その結果を分野系評価委員会としての自己点検・評価レポートにとりまとめ、②次年度以降に取り組むべき「自己点検・評価結果に基づく最重要課題」の抽出を行い、その結果を大学評価推進委員会に対して報告することである。なお、自己点検・評価活動において明らかとなった問題点・課題のうち、全学的な課題として重点的に取り組むべきものについては、大学評価委員会において「最重要課題」として設定しており、これを次年度の事業計画や各組織レベルの行動計画の策定に活用するものとしている。

なお、分野系評価委員の各委員は、学部・研究科等の組織ごとに置かれる組織別評価委員会の委員も兼ねることで、組織単位での点検・評価結果の全学への反映、全学で指摘すべき事項の各組織へのフィードバックが可能な仕組みとなっている。「教員組織分野系委員会」では毎年教員組織について詳細にモニタリングを行い、2019年度は「教員組織のダイバーシティ推進」、2020年度～2022年度は「ダイバーシティと教員交流の推進による教員組織の活性化」を最重要課題として抽出している。

また、教員組織の改善について、教員人件費の見直しの観点からもST比、教員の年齢構成等の検討が進められている。教員人件費についてはその基準の策定に当たり学長・学部長懇談会において検討が重ねられ、学長の下に教員人件費に関する検討委員会が設置されることとなっている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、各教員組織の適切性については毎年度点検・評価を行い、また全学レベル、各組織レベルにおいて改善に努めている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

第1部第4章 学士課程の教育内容・方法・成果

<点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛>

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

<現状説明>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学は、「実学教育」あるいは「実地応用の素を養う」という建学以来の教育理念の下、「イギリス流の経験主義・合理主義を基礎とした実学の伝統を継承しつつ、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の理論及び応用を教授・研究することによって、個性豊かな人材の育成を通じた文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献するという使命の下に、実地応用の素を養うために求められる基礎・基本を重視した教育、社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決力を涵養する実地応用教育を展開することで、幅広い教養と異文化に対する理解力・コミュニケーション能力を基礎とする豊かな感性と人間力を備え、高度な専門性を有し国際社会に貢献できる人材の育成」を主たる教育目標として掲げている。

本学では、大学の理念・目的、教育目標を踏まえながら、大学全体の卒業認定・学位授与の方針を定め、同方針および学則で定める各学部における人材養成に関する目的に基づいて学部・研究科ごとの学位授与の方針を定めている。本学の学位授与の方針については、「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」に基づき、<養成する人材像>、<卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度>について各ポリシー間の一体性・整合性に留意しつつ、各学部における学修を通じて学生が修得すべき成果としての知識・能力・態度等について具体的に記述することとなっている。これらは本学公式Webサイトや大学案内等を通じて学内外に広く公表している。

各学部・研究科の3つのポリシーについては、絶えず検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととしており、2019年度には大学評価委員会が中心となり、既存のすべての学部において見直しを行った。見直しにあたっては、学修成果の把握・可視化の推進を意図して、「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」の記述方式について、①学生を主語とする、②文末を行為動詞とすることを全学統一的行った。また、改定内容については学内第三者チェックを行うことで、様々なステークホルダーにとって分かりやすい内容となるように配慮している。

なお、各学部の「学位授与の方針」等についての詳細は、各学部に係る記述を参照いただきたい。

<点検・評価結果>

本学においては、<卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度>を明示した学位授与の方針が全ての学部で策定・公表されており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

先に述べたとおり、本学では、大学の理念・目的、教育目標及び人材養成の目的を踏まえた「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を学部単位で設定している。本学では、この学位授与の方針の設定に併せて、これを具現する上で必要かつ適切な教育を提供するための「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を設定している。設定に際しては、「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」に基づき、<カリキュラムの基本構成>、<カリキュラムの体系性>について、各ポリシー間の一体性・整合性に留意しつつ、具体的に記述することとしている。

これらは本学公式 Web サイトや履修要項を通じて公開することで、教職員・学生の認識の共有化を図るとともに、学則に定める教育研究上の目的の具現と、これを裏付ける学位を修得するにあたって提供する教育の質の保証に努めているところである。

なお、各学部の「教育課程編成・実施の方針」についての詳細は、各学部に係る記述をご参照いただきたい。

各学部における教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施方針に関しては、本学公式 Web サイトをはじめ、履修要項等を通じて公開し、学生、教職員はもちろんのこと、志願者をはじめとするステークホルダー、社会に広く周知を行っている状況にある。また、教員に関しては、特に非常勤教員に対しても、全ての教員がこれらの目的・方針等を十分に理解した上で本学における教育活動に携わることが重要であるとの認識の下、年度はじめに非常勤教員に対して配信する「兼任講師ガイド」にも、各学部の教育研究上の目的や学位授与の方針、教育課程編成・実施方針を明記し、十分な周知に努めている状況にある。

これらの方針等が十分に周知できているかについては、特に学生に関して、毎年度の自己点検・評価活動の一環として実施する、2年次生以上を対象とした在学生アンケートによって、その認識度合いを確認するよう努めているところであるが、2022年度における当該調査の結果においては、「所属学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー」について、「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」学生が約2割、「聞いたり読んだりしたことはあるが、よく覚えていない」学生が約6割となっており、これらの情報に接触する在学生の割合は着実に高まっているものの、「知らない・または聞いたり読んだりしたことがない」学生が2割程度存在している実態を勘案すると、学生間におけるより正確な理解を促すための更なる努力が求められる状況にある。

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学では2019年度に「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」を策定し、その中ではポリシー間の一体性・整合性に留意することを明記している。また、各組織にてポリシーが策定される際には、各ポリシーが適切に連関性を持っているか学内の第三者チェック

を行うこととしている。

また、学位授与方針で示す「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」と教育課程編成・実施の方針に基づき各学部で開講する科目の連関性を明確にするために、各学部はカリキュラムマップを作成し、公式 web サイト大学を通じて学内外に広く公表している。

なお、本学の自己点検・評価システムにおいては、7年毎に実施する「重点自己点検・評価」と、それ以外の年度に毎年実施する「年次自己点検・評価」を組み合わせた恒常的な自己点検・評価サイクルを有しており、毎年度実施するこれらの自己点検・評価活動の機会を活用し、各学部において組織的かつ継続的に当該学部における教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の妥当性を検証している。また、学部によっては、これと併せて各学部における教育課程の見直し（カリキュラム改訂）等の諸改革のタイミングに合わせた検証を、学部独自に設置する改革委員会や教務委員会等において行い、各学部における教育目標及び人材養成の目的の実現に努めている状況である。

<点検・評価結果>

本学においては、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定・公表が適切に行われている。また、教育課程の編成・実施方針と学位授与の方針の連関性についても、学内第三者チェックやカリキュラムマップなどにより担保されており、適切である。

<長所・特色>

特になし

<問題点>

在学生アンケート調査において、「所属学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー」について、「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」と回答した学生が約2割、「聞いたり読んだりしたことはあるが、よく覚えていない」と回答した学生が約6割となっている。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの内容を理解している回答者の割合は上昇傾向にあるものの、いまだ多くの在学生が各学部の教育目標や各種の方針等を的確に捉えずに修学している状況であり、改善を要する。

<今後の対応方策>

本学では 2022 年度より全学共通フォーマットに基づいた各学部のカリキュラムマップを作成・公開しており、2023 年度からは全学共通ルールに基づく科目ナンバリング制度の運用が開始される。これらディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと密接に関係する取組みについて、積極的に学生に活用を促すことで、各ポリシーの認知度・理解度の向上を図ることとする。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点3は大学院対象項目のため割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点2：専門教育・教養教育の位置付け（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）（学部）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点5：初年次教育・高大連携に配慮した教育内容となっているか。（導入教育の整備状況等）（学部）

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

○専門教育・教養教育の位置付けについて（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）

（1）学士課程の基本構造

各学部の授業科目は、学部の専攻に関わる専門教育科目と、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養する教養教育科目に大別され、それらは学則別表において一覧形式で明示されている。

専門教育科目は、各学部とも学科・専攻毎に設置されており、それらが概ね導入科目群、基本・基幹科目群、関連科目群、応用科目群のように年次・semesterを追って順次、体系的に配置されている。

また、外国語科目、健康・スポーツ科目、総合教育科目等の教養教育科目については、各学部によって若干の相違はあるものの、例えば外国語科目や健康・スポーツ科目は1・2年次を中心に設置されるなど、年次・semesterを追って順次、体系的に配置されている。

卒業必要単位数に占める専門教育科目と教養教育科目の割合は概ね2対1であり、このうち語学科目は学部によって異なるが8～24単位となっている。

[各学部における教育科目区分毎の卒業に必要な単位数一覧]

学部 (卒業必要単位)	専門教育科目	教養教育科目		
		総合教育科目	外国語科目	健康・スポーツ科目
法学部 (124 単位)	68～80 単位	20 単位	16～24 単位	※4 単位
経済学部 (133 単位)	62 単位	24 単位	14 単位	4 単位
商学部 (130 単位)	74 単位	16 単位	※6～12 単位	※2 単位
理工学部 (124～130 単位)	81～106 単位	16～31 単位	8～12 単位	※0～3 単位
文学部 (127 単位)	68 単位	29 単位	※8～16 単位	※1～3 単位
総合政策学部 (126 単位)	50 単位	4 単位	14～24 単位	—
国際経営学部 (124 単位)	64 単位	18 単位	16 単位	
国際情報学部 (124 単位)	68 単位	16 単位	8 単位	

※総合教育科目に含まれる

こうした科目配置及び科目区分は、深い教養をもとに社会の問題を自らの課題とし、これを解決する能力をもった人材を育成するという本学の教育目標を実現するために必要な内容と体系性を備えていると評価できる。

なお、学生がカリキュラムの順次性を意識して授業科目の履修選択を行いやすいよう、各学部においては「履修系統図」「カリキュラムマップ」を作成しているほか、経済学部、商学部、国際情報学部では、各授業科目に学修の段階や順序等を表す番号を付すことで、より履修体系を明確化する「科目ナンバリング」制度が導入されている。科目ナンバリングについては、2023年度から全学共通ルールに基づいて全学部で実施される予定である。

(2) 必修・選択の量的配分

各学部設置される専門教育科目と教養教育科目は、必修科目と選択必修科目、選択科目に区分されている。その量的配分は学部・学科によって異なるが、卒業必要単位のうち、カリキュラム上の科目区分毎に設定する最低修得単位数を修得することとしており、科目区分毎の上限修得単位数や各年次における履修可能な単位数の上限を設定することで、講義、実験・実習、演習等の科目を通じて修得した知識・能力を総合し、学士課程としてバランスを欠いた学修に陥らないように配慮している。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

学校教育法第83条は「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と定め、さらに大学設置基準第19条は、教育課程の編成について「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、その編成にあたっては、専門の学芸を教授し、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう求めている。

これらの規定を受けて本学では学則第2条において「その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性豊かな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命」とすると謳っている。

また、本学は「実学教育」あるいは「実地応用の素を養う」を建学以来の教育理念に掲げ、こうした教育理念の下、法学部、経済学部、商学部、理工学部、文学部、総合政策学部、国際経営学部、国際情報学部の8学部を設置しているが、いずれの学部も、学則第3条の2に固有の教育研究上の目的掲げ、その実現のために各々の「専攻に関わる専門の学芸」を教授する専門教育科目を系統的、段階的に編成するとともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」教養教育科目を適切に配置し、さらにグローバル化等に対応した外国語教育を重視しながら、深い教養をもとに社会の問題を自らの課題とし、これを解決する能力をもった人材の育成に努めている。

各学部における教育課程を構成する基本的な教育内容については、以下の通りである。

(1) 教養教育

深い教養をもとに社会の問題を自らの課題とし、これを解決する能力をもった人材を育成するという本学の教育目標を達成するためには、教養教育が不可欠であり、本学においては、各学部一般教育科目である総合教育科目、異文化理解に必要な基礎能力とグローバル化に対応した外国語能力を養う外国語科目を設置している。また、基礎教育に関する責任体制については、各学部とも、担当者会議・部会等の組織が基礎教育の実施・運営を行っている。

①総合教育科目

本学学士課程における一般教育科目・健康・スポーツ科目は、「総合教育科目」という名称で設置されており、人文科学、社会科学、自然科学の分野からバランスよく設置するという配慮がなされている。また、こうした分野の知識を総合するために、総合的・学際的テーマでの複数教員によるリレー形式授業である総合講座や、少人数の演習形式での授業など、教育方法上の工夫を行っている。さらに、各学部とも、思想・哲学及び文学・芸術関連の科目を設置し、倫理性を培う教育を重視する姿勢を示している。

文系学部の情報教育については統計学などの数理教育と関連させながら科目が配置されている場合が多く、情報関連設備を活用したデータ処理の入門的授業から応用的な授業まで体系的に科目が配置されている。健康・スポーツ科目は実習的な科目のみでなく、健康・スポーツ科学、健康・スポーツ政策をはじめとする、スポーツや健康を学問的な対象として扱う授業科目を設置するなど、各学部とも工夫を行っている。

なお、本学では、一般教育科目及び健康・スポーツ科目について、各学部の一般教育担当専任教員及び保健体育科目担当専任教員と各学部の学部長から構成される会議体（一般教育科目連絡協議会及び保健体育教科運営委員会）が設置され、授業編成や授業実施に関わる事項について連絡・協議を行うこととなっているが、実質的にはこれらの科目の設置・編成と実施・運営については各学部の理念や教育目標に則して独自で行われる場合が多い。

②外国語科目

グローバル化の進展に対応するため、外国語能力の育成については各学部とも重要な課題と位置付け、1～2年次を中心に概ね2カ国語16単位程度（特定の学科では20単位以上）を必修としている。外国語の種類としては、英語、ドイツ語、フランス語、中国語は全学部で設置され、さらにスペイン語（法学部、経済学部、商学部、文学部、国際経営学部）、朝鮮語あるいは韓国・朝鮮語（法学部、経済学部、商学部、文学部、総合政策学部）、ロシア語（法学部、商学部、文学部、総合政策学部）、アラビア語（法学部、文学部、総合政策学部）等が複数の学部で設置されている。これ以外に文学部ではイタリア語、ラテン語、ギリシャ語が、総合政策学部には、マレー・インドネシア語、ペルシャ語、ヒンディー・ウルドゥー語が設置されている。また外国語運用能力を強化するという観点から、各学部ともオーラル・コミュニケーション関連の科目を置き、さらに習熟度の高い学生を対象とする上級コースも整備している。担当者については、オーラル・コミュニケーションを中心に当該言語を母語とするネイティブの教員を意識的に配置している。また、英語に関して、学部によってはTOEFLやTOEIC等を実施し、それらの点数をもとにクラス編成を行うことによって、学生の習熟度に応じた授業内容の設定や異文化理解に必要な基礎能力とグローバル化に対応した外国語能力を修得できるように配慮している。

（2）専門教育

学校教育法第83条は「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と定めており、本学の各学部はこの規定に基づき、それぞれ掲げる学部・学科の理念・目的を実現するために「深く専門の学芸を教授研究」する専門教育を備えている。

各学部の専門教育は、学部によって名称の相違があるものの「専門教育」科目群として、導入、基礎、発展という段階によって体系的に整備されている。この中の最も基礎的で基幹的な科目は必修科目あるいは選択必修科目として、主に1・2年次に配置され、その知識を前提として3年次、4年次に発展的・応用的な性格を持つ科目が積み重ねられる構成を取っている。

(3) 全学共通教育

①ファカルティリンケージ・プログラム (FLP)

ファカルティリンケージ・プログラム（以下、「FLP」という。）は、各学部に設置されている授業科目を有機的にリンクさせることにより、学部・学科の枠を超えた新しい知的領域を体系的に学修し、学際的な観点から専門知識の修得と問題解決能力を高めることを目的とした全学的な教育プログラムである。FLPは、全学連携教育機構が運営しており、①環境・社会・ガバナンスプログラム、②ジャーナリズムプログラム、③国際協力プログラム、④スポーツ・健康科学プログラム、⑤地域・公共マネジメントプログラムの5つの教育プログラムから構成されている。その履修システムは、プログラム毎に指定された講義科目群と演習科目群の中から必要な授業科目を2年次～4年次に継続して履修するものであり、①・②・④・⑤のプログラムは講義科目10単位及び演習科目12単位、合計22単位の修得、③のプログラムについては講義科目20単位及び演習科目12単位、合計32単位の修得がプログラムの修了要件となっている。プログラムの修了要件を満たした学生には、修了証としてオープンバッジを授与している。オープンバッジは、国際標準規格準拠のデジタル技術を用いたスキルの新しい証明方法であり、紙媒体の修了証と違い偽造や改ざんに強く、デジタル履歴書やSNSでの公開など様々な場面での活用が可能となり、学修の積み重ねを自分から発信することが可能となっている。

FLPにおいては、演習科目が大きな特徴となっており、「プログラムとしての演習教育活動を軸に学生を育てていく」というFLP独自のコンセプトに基づいて見学調査、国内外実態調査等のフィールドワークの実施や専門家を特別講師として招聘するなど、実践的な教育活動を展開している。

②AI・データサイエンス全学プログラム

AIやデータサイエンスに関する知識や活用能力は、文系・理系といった区分を超えて社会から求められている現状を踏まえ、文理を問わず全学部生を対象として、AI・データサイエンス分野をリテラシーから応用基礎レベルまで系統的に学修する全12科目の「AI・データサイエンス全学プログラム」を設置している。

このプログラムは、導入教育にあたるリテラシー科目「AI・データサイエンスと現代社会」、各分野の第一線で活躍している実務家からの事例紹介および講師との議論を通じて総合的な理解を深める「AI・データサイエンス総合」の2科目を基礎的な科目として配置している。

さらに、この領域に対して意欲的な学生を対象として、プログラム言語などを習得する科目「AI・データサイエンスツールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」や実践的な科目「AI・データサイエンス演習A(1)、A(2)、B(1)、B(2)、C(1)、C(2)」が履修可能となっている。

2022年度からは、これらの科目と各学部設置科目を組み合わせた「iDSプログラム」（英語名称：Chuo Intermediate Program for Data Science and AI）の運用が開始され

ており、所定の科目のうち 22 単位以上取得するなどの要件を充足した者に対して、修了証としてオープンバッジを発行することとなっている。

○初年次教育・高大連携に配慮した教育内容について

本学では、専ら「教わる」学修が中心となる後期中等教育から「自ら課題を設定し、自ら学ぶ力を養う」高等教育への円滑な移行を促すために、主に初年次において導入的な教育を重視している。導入的な教育を目的とする科目は 15 名程度の少人数による演習形式で行われているものが多いが、理工学部に関しては各学科の専門性に配慮して、学科別に講義形式の科目も含めた設定がなされている。

具体的な授業内容は担当教員に委ねられているが、その目的は大学生活における自己管理や学生生活の生活設計等の態度・姿勢の涵養、専門書の読み方・レジュメの作り方・プレゼンテーションの行い方など、後期中等教育とは異なる大学での新しい学習の基礎的なリテラシー能力の養成、各学部・学科の専門教育の前提となる基礎知識・能力の構築等にある。各学部における導入教育の詳細については、各学部の項をご参照いただきたい。

また、全学共通科目として、大学で学ぶにあたって、基本的に身につけるべき学術情報の取り扱い方や自分の意見の発信方法を体系的に学ぶための「学術情報リテラシー科目」を開講している。2022 年度は、実習を通じて調べものの基本的スキルを学ぶ「学術情報の探索・活用法」（随意科目）、論文作成に必要なアカデミック・ライティングの技法を学ぶ「大学生のための論文作成の技法（基礎編）」および「大学生のための論文作成の技法（発展編）」の 3 科目を開講している。

なお、2022 年度からは学校法人中央大学が設置する 4 つの附属高校の 2・3 年生を対象に、科目等履修生として本学の授業科目を先行的に履修する「附属校生徒を対象とする高大接続先行履修制度」を開始した。この制度は、大学の授業を先行的に履修・体感すること大学での学修に対する意欲を更に高めてもらうことを目的としており、単位を取得した場合は本学のいずれの学部に進学しても要卒単位として認定されるのが大きな特長となっている。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、本学では「キャリア教育科目」を開講している。本学におけるキャリア教育科目は、学生が自立した社会人・職業人としての自己実現を目指し、自らの将来設計を探るための助けとなるよう考えられた科目であり、その課題は、個々の学生がこうした将来を見通したキャリアをイメージし、そのために意識的な学生生活を送ることをサポートするところにある。そして、「キャリア」とは、単に資格や経歴、職業経験などを意味するのではなく、生涯を通じて豊かな人生を築いていくために不可欠な「自分らしい生き方」を意味している。

以下に示す各学部のキャリア教育科目は、こうした学生の将来設計を探る手助けとなることを目的に全学的に設置するものとして位置付けられている。加えて、キャリア形成に必要な「社会人基礎力（「前に踏み出す力（アクション）」・「考え抜く力（シンキング）」・「チームで働く力（チームワーク）」）」の向上を図るとともに、学生が自らのコンピテンシーを発見し、さらに、学生一人ひとりのキャリア形成に対する意識・意欲を喚起することで、キャリア形成を前向きに捉えるための動機づけを行うことを目的として、「キャリア・デザイン・ワークショップ」を学部間共通の科目として設置している。

[キャリア教育科目一覧]

学部等	科目名
経済学部	キャリアデザイン
商学部	総合講座「働くこと入門9」
文学部	キャリアデザイン（1） ～あなたの人生設計図、描けますか？～
	キャリアデザイン（2）
理工学部	技術と法
	知的財産法演習
	知的財産取扱基礎知識
全学連携教育機構 (学部間共通)	キャリア・デザイン・ワークショップ

※上のキャリア科目は、開設学部の学生以外に他学部履修が許可されているものに限る。

<点検・評価結果>

すべての学部において、教育課程の編成・実施方針に基づき、科目の順次性や専門教育・教養教育の量的配分に配慮し、授業科目を開設している。また、学生が大学における学修を円滑に開始できるよう、導入的な教育を設置し、配慮を行っている。また、学部単独の科目とは別に、8学部を擁する総合大学の長をを活かした学部間共通科目を多数開設することで、学生の興味・関心に応じてバリエーション豊かな科目選択が可能となっており、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性の涵養に資する教育課程となっている。

<長所・特色>

各学部に設置されている授業科目と演習科目を有機的にリンクさせた FLP プログラムでは、学部の垣根を越えてフィールドワークなどの実践的な教育活動に取り組むことで、学生の学修意欲向上につながっている。その一端を示すデータとして、在学生アンケートの結果においては、FLP を履修している学生は「社会活動・ボランティア」や「インターンシップ」の活動にも力を入れる傾向がみられており、各活動がオーバーラップすることにより幅広い活動に繋がっているものと思われる。また、修了生の進路先においても、プログラムの目的に沿った進路や希望する企業に就職できた学生が多く見受けられ、同プログラムの高い教育効果を裏付けている。

実社会の課題にデータ分析を応用できる人材の育成を目的として、2021 年度から開始した AI・データサイエンス全学プログラムは、履修希望者が想定より多く集まっており、学生に人気のプログラムとなっている。これを受け、一部の科目については年度途中で講座数を増やすなど柔軟な対応を行うことで、AI・データサイエンス教育の裾野拡大を図っている。また、2022 年度より開設された「iDS プログラム」は、2022 年度の履修者のうち 72% (41 名) が文系学部の学生となっており、本学における文理融合型教育の活性化に繋がっている。

<問題点>

2023 年度の法学部の茗荷谷キャンパス移転により、多摩キャンパス及び都心キャンパスの学生比率が大きく変わる事となる。FLP など学部間共通プログラムにおいては、オンライン授業の活用などによりプログラム科目の効果的な実施方式を検討・実施していく必要がある。

＜今後の対応方策＞

FLP プログラムにおいては、多地点をオンラインで繋いで授業を行う方式を採用するなど、授業科目ごとの特性に応じた効果的な授業手法を実施し、これまでと同等もしくはそれ以上の学修成果の創出を図る。また、複数キャンパスにおいて同時履修が可能となることで、これまで FLP プログラムの履修者が少なかった都心キャンパスに通学する学生の履修拡大も見込まれるため、本学の特色ある教育プログラムとして、さらなる活性化を目指す。

AI・データサイエンス全学プログラムについては、社会からの要請や学生のニーズを踏まえ、将来的には全学必修科目化も視野に大人数の履修生に対応した基盤の生成を進めていく。また、受験業界・父母を含めた受験生層へのアピールをすることで、プログラムの認知度向上および活性化を図る。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

＜評価の視点3は大学院対象項目のため割愛＞

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

＜現状説明＞

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

法・経済・商・文・国際経営・国際情報学部では主として講義、演習、実習(実技)が、理工学部ではこれらに加えて実験・実習が主な授業形態となっている。演習科目については1ゼミ15名程度という少人数を目標としている。語学科目では1クラス40名以内で、学生の習熟度に応じたクラス編成を行っている学部が多い。また、講義科目では、多くの学生を対象に知識を体系的に教授することから、大教室・中教室等で実施されることが多く、履修希望者が多数に及ぶ際には複数の授業を開講する場合もある。

学生の主体的参加を促すための環境としては、全学授業支援システム manaba やアンケート・クリッカーシステム「respon」を全学的に導入することで、講義中にリアクションペーパーの提出や小テスト、リアルタイムアンケートなどが実施可能となっている。これにより、大人数授業において双方向型の授業展開が可能となっており、学生アンケートなどでは respon を活用した双方向型の授業科目は好評を博している。また、各教室には大型モニターや、プロジェクタ等の多様なメディアに対応した設備を常備しており、PowerPoint を用いた授業やインターネットを活用した授業など、必要に応じて各授業の教育効果をより高めるための工夫がなされている。

学生の主体的参加を促すための授業方法としては、各授業科目の特性に応じて工夫することで、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じている。講義科目については、科目内容や履修者の人数等によりその実施状況は異なるが、例えば、履修者の多い授業ではステューデント・アシスタント等を活用した授業方法を取り入れる、あるいは逆に、履修者が少ない授業科目の場合には、双方向型の授業となるようグループワークやプレゼンテーションの機会を積極的に学生に与えるなど、それぞれの専門分野における知見の獲得に向けてアクティブ・ラーニングの教育スタイル等も取り入れながら、学生が主体的に参画できるよう工夫

を行っている。また、演習科目については、学部によってそのカリキュラム上の位置付けは若干異なるものの、特に3・4年次に設定される演習科目において、専ら各学生が自ら定めたテーマ等に基づき主体的な学修を進めていく、もしくはプロジェクト型の学修を進めていくことを基本としており、必要に応じて個人またはチームでケーススタディや調査研究（現地への実態調査等）を行うなど、各専門分野に係る主体的な学修活動が展開されている。さらに、学部によっては複数の科目を1つのプログラムとして構成し、プログラムの目的や到達目標に合わせて、実務家を講師として招聘し、具体的なロールモデルを提示しながら学生の主体的な参画を促す工夫を行っているほか、意識の高い学生（3年次以上）に大学院設置科目の履修を認め、その修得単位を学部の卒業単位として算入できる仕組みを整備しているケースもある。特に全学共通科目プログラムであるFLPに関しては、講義や演習科目において、例えばドキュメンタリー番組作成のための取材活動や地域における環境問題への取り組み等の見学調査、発展途上国での貧困問題解決や地方自治体が抱える課題解決に向けた政策提言等のための国内外実態調査を取り入れるなど、学生が能動的かつ主体的に学修活動へ参加する仕組みになっている。

このほか、本学のインターンシップについては、課外のキャリアデザイン・インターンシップと正課授業としてのアカデミック・インターンシップの2種類を設置しており、学生が実際に「働く」ことの体験を通じて、仕事をすることの意義を学ぶとともに社会や企業から求められる能力等を理解すること、そして、その経験をもとに更なる学修意欲の向上に繋げ、学生における主体的な学修を促すことを目的として、事前指導（マナー講習等）、実習、事後指導、レポート提出、事後報告会での発表を組み合わせた授業形態を採用している。

以上のように、学生の主体的参加を促す取り組みを行っているが、2019年度からは従来の90分授業を「100分授業」とする変更を行ったこともあり、アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた双方向型の授業がより増える傾向にある。在学生アンケートにおいても「授業の中で学生同士が議論することを経験した」と回答した割合は、55.3%（2018年度）から59.2%（2022年度）というように推移しており、各授業において学生の主体的な参加を促す工夫が行われているところである。なお、新型コロナウイルス感染症拡大下においてもこの数値に大きな変動はなかったことから、限られた環境においても様々な工夫を講じてアクティブ・ラーニングが実施されていたことがうかがえる。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、すべての授業科目がオンライン授業となった際には、ITセンターが中心となり、教職員・学生を対象にした「中央大学 オンライン授業・Web会議ポータルサイト」を作成し公開することで、効果的にオンライン授業を実施できるよう努めた。このポータルサイトでは、オンライン授業の4形態（ハイフレックス型授業、ライブ型オンライン授業、オンデマンド型授業、資料配信型授業）の説明、各授業形態別の教材作成マニュアル、各種ソフト・システムの利用ガイドなどが掲載されており、そのコンテンツについては外部から問い合わせを受けるなど、充実したものとなっている。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

単位の実質化を図るための措置としては、以下の通り実施している。

（1）シラバスにおける「授業時間外の学修に必要な時間数/週」の明示

「中央大学 シラバス作成ガイドライン」を通じてシラバス作成時の注意点として「予習・復習時間の考え方」についての明示し、授業設計・運営における工夫を依頼しており、

シラバスにおいては必ず「授業時間外の学修に必要な時間数/週」に具体的な時間数が表示される仕組みとなっている。そのため、各授業科目における「授業時間外の学修に必要な時間数」については、担当教員・履修学生ともに共通認識が形成されている。

(2) 年次最高履修単位

各年次・学期における学修密度を保証するために、全ての学部において各年次・学期毎に履修科目登録の上限（年次最高履修単位）を定めている。上限単位数は各学部や年次進行によって若干異なるが、各学部とも概ね40～49単位となっている。

ただし、本学の資格課程科目等は各学部の教育課程の範囲外に課程を設置する開放性を採っていることから上限単位数を超えて履修できる科目も存在し、50単位を超えて履修登録を行っている学生も一部で存在する状況にある。先に述べたように、開放性を採っている課程である以上、必然的に資格課程履修者が通常の学生と比較して履修すべき単位数は多くなる。しかしながら、特に、資格課程の多くを占める教職課程履修者については、介護等体験への参加や教育実習事前指導等、正課外で行うべき活動が多いことから、通常の学生以上に授業外の学習時間の確保、単位の実質化に留意する必要がある。このことから、2019年度に教員養成に関する運営委員会より各学部へ「教職課程履修者における年次別最高履修単位数及び学修指導に係る検討」依頼を行い、各学部においては年次別最高履修単位を設ける、以下の3)で述べる履修・学習指導とは別に、各学部により重点的な追加履修指導を行うなどの取組みを進め、単位の実質化を図っている。

(3) 履修・学習指導

各学部とも、1年次入学時における新入生向けの各種ガイダンス、2年次以降の履修ガイダンス、演習募集・履修時や卒論作成時のガイダンス等を実施し、また、履修要項、講義要項等のガイドブックも作成して丁寧な履修指導を行っている。さらに、1年次の演習科目担当者や外国語科目担当者と連動したクラス担任制あるいはクラス（アカデミック）・アドバイザー制度も導入されている。なお、全ての学部で授業期間中において講義に対応するオフィスアワーを制度化し、学生の質問等に継続的に対応している。

○シラバスに基づいた授業展開について

各学部とも、全授業科目についてシラバスを作成し、全学授業支援システム manaba で公開している。シラバスについては、「授業形式」、「履修条件・関連科目等」、「授業で使用する言語」、「授業の概要」、「科目目的」、「到達目標」、「授業計画と内容」、「授業時間外の学修の内容」、「授業時間外の学修に必要な時間数/週」、「成績評価の方法・基準」、「課題や試験のフィードバック方法」、「アクティブ・ラーニングの実施内容」、「授業におけるICTの活用方法」、「実務経験のある教員による授業」、「テキスト・参考文献等」、「オフィスアワー」といった統一的な基準で構成されており、各授業の開始時に実施されるガイダンスにおいて担当教員からの当該授業の説明が行われる際に活用されている。

授業内容・方法とシラバスの整合性については、作成段階において事務局による形式要件を満たしているかどうかのチェックのほか、すべての学部において教務（カリキュラム）委員会もしくは点検のためのワーキンググループ等が第三者チェックを行っており、不適切なシラバスについては教員に修正を求めるなどの取組みを行っている。ただし、具体的なシラバス記載

内容と教育内容等との整合に関しては、学期末に実施する「授業アンケート」の全学共通設問「講義要項(シラバス)に示されていた学習目標や内容と合致していましたか?」にて検証を行っている。直近(2021年度秋学期)の結果としては、「非常にそう思う」「そう思う」「ややそう思う」の肯定的回答の割合は、全学で9割超となっており、シラバスの記載事項と授業内容の整合は概ね図られているといえる。

<点検・評価結果>

以上のように、各学部の教育課程に応じた学生の主体的な授業参加を促す工夫、シラバスの精度の向上・シラバスに基づいた授業に努めており、学生の学習を活性化するために適切な措置を行っている。一方で、一部の学部においては資格課程履修者を中心として年間50単位以上の履修科目を登録している学生がおり、単位の実質化の観点から、継続して履修指導等のきめ細やかな対応に努める必要がある。

<長所・特色>

中央大学FD推進委員会が中心となり、全学的なシラバスの充実化にも取り組み、シラバス作成ガイドラインの作成、シラバス入力システムのインターフェースの改修が進められ、シラバスの充実化が図られた。具体的には、2021年度のシラバスより①事前事後学習の具体的な内容の明示、②アクティブ・ラーニング要素の明示、③クリッカーやタブレット端末等を活用した双方向授業の実施の場合、その旨をシラバスに明示、④実務経験のある教員による授業科目である場合、その旨をシラバスに明示、⑤成績評価の方法・基準の明示、の各項目について記載内容の充実を図った。これにより、従来より、学生が具体的な授業方法・内容等がイメージしやすくなっており、在学生アンケートにおいて「シラバスの内容と異なる事項があった」との理由で受講科目への不満を訴える割合は減少している(2021年度:18.7%→2022年度:15.8%)。

<問題点>

一部の学部においては、教職課程履修者を中心として年間50単位以上の履修科目を登録しているケースがみられ、本学として単位の実質化を推進する観点から、履修指導などきめ細やかな対応を強化していく必要がある。

<今後の対応方策>

2022年度からは全学部において全学共通フォーマットでカリキュラムマップが策定され、2023年度からは全学共通ルールにおける科目ナンバリング制度の運用が開始されるなど、シラバスの記載内容にも連動する全学的な取組みが進んでいる。これにあわせて、FD推進委員会を中心となり、シラバス作成ガイドラインの改定などを適切に行うことで、シラバス各科目のシラバスとカリキュラムマップ、科目ナンバリングとの有機的な連動を実現させ、さらなるシラバスの充実を進める。

教育職員養成に関する運営委員会と各学部が連携し、年次別最高履修登録上限単位数への配慮を続けるとともに、履修指導の強化等について検討・実施していく。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

<現状説明>

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

(1) 単位制度の趣旨に基づく単位認定

大学設置基準第21条には「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とし・・・(中略)・・・講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で・・・(中略)・・・実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする」旨が定められており、これを受けて学則第33条でも同趣旨の規定が定められている。

他方、各学部の授業科目は1回の授業時間100分を構成し、年間28週が授業週となっている。ここから一般の講義科目は100分×28回(週1回で通年あるいは週2回で半期)で4単位が付与され、文系学部の演習科目も同様である。語学科目の授業時間及び授業回数も同様であるが、トレーニング=実技的要素があるため2単位が付与されている。なお、理工学部における演習、実験実習科目の多くは半期1単位～2単位となっている。

また、大学設置基準第21条は「前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を付与することが適切であると認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる」とし、本学の学則第33条第2項は「卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる」としている。これを受けて各学部では「卒業(演習)論文」、「事例研究(卒業論文)」、「卒業制作」、「卒業研究」等、学士課程教育における集大成と位置付ける科目については4単位～8単位と科目の特性に応じて単位数を個別に設定している。

また、既修得単位の認定について、大学設置基準第28条は「大学は、教育上有益であると認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」とし、これを「外国の大学又は短期大学に留学する場合」について「準用する」と定めている。この規定に基づいて、本学では学則第35条の2及び3において他大学または外国の大学において修得した単位の認定について定めており、交換協定を締結している世界各国の大学及び学生が自主的に留学先を選定した外国の大学で学生が修得した授業科目について60単位を上限として単位認定を行っている。

このほか、編入学の制度を有している法学部、経済学部、理工学部、文学部においては、国内の短期大学あるいは4年制大学からの編入生に関しても、それらの短期大学・大学で修得した授業科目を、各学部の定める単位を上限に単位認定を行っている

(2) 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

本学における成績の評価基準は、以下の通りとなっており、成績評価をGrade Pointと

して数値化し、総合的な成績評価を可視化するGPA制度を導入している。

評価		評点	Grade Point
2022年度以降入学生	2021年度以前入学生		
S	A	100～90点	4
A	B	89～80点	3
B	C	79～70点	2
C	D	69～60点	1
E		不合格	0
F		評価不能	0

総履修単位数としてGPA算出の際の分母の計算基礎になる

評価については、中央大学学則第三十五条の「授業科目を履修し、その試験又はこれに代わる学習の評価に合格した者には、所定の単位を与える。」との規定に基づき、授業科目の担当教員が試験、論文・レポートなどの成果物や、受講態度、授業への貢献度などに拠って行っている。担当教員は、授業の内容及び形態を考慮したうえで、学修到達度を適切に評価するために相応しい評価方法・基準を各学期のはじめにシラバスで学生に明示し、その内容に基づいて厳格な成績評価を実施している。成績発表後には、学生が自身の成績評価に関して担当教員に照会できる制度を備えており、成績評価の透明性を確保している。

本学における成績評価については、5段階評価による絶対評価を原則としているが、法学部においては、最上位評価の割合に上限を設定することにより、授業レベルを維持するとともに、成績評価の一層の厳格化を図ることを企図して、各講義について最上位評価の割合を全履修登録者の20%以内とする相対評価を導入している状況である（ただし、英語科目におけるアドバンスト・クラスや選択外国語のインテンシブ・コースといった科目については、選抜性、インセンティブの付加、相対評価の適切性等を考慮して、絶対評価による5段階評価としている）。

成績評価の厳格性を担保するための仕組みとしては、各教育組織において評価結果の検証が行われるほか、毎年の中央大学FD推進委員会においても、履修人数別の成績評価分布のチェックを行っている。また、大学評価委員会が発行する「学修成果の可視化データ集」においても学部・学科ごとのGPA分布がモニタリングされており、異なるアプローチにより複数回にわたって学内第三者の視点から成績分布をチェックする機会を設けることで、教育組織間で極端な偏りが生じないように、標準化を図っている。

○学位授与を適切に行うための措置

本学の学士課程においては、中央大学学則第43条及び第44条に卒業要件について規定しており、各学部では教育目標に沿った学位授与方針を踏まえ、同学則別表二にそれぞれ卒業に必要な単位を規定している。これら卒業要件については、履修要項等で学生に明示している。

具体的な学位授与の手続きについては、所定の能力等を身につけ、各学部が卒業要件として定める単位を修得した者について、各学部教授会における審議を経て、学長が「学士」の学位を授与する（学則第44条、学位規則第20条）こととなっている。なお、2022年度の卒業生数は5,723人であり、2018年4月入学者のうち、修業年限内に卒業した学生は5,045名(88.2%)であった。

<点検・評価結果>

成績評価、単位認定及び学位授与について、必要な規定を学則等に定め、これに基づき厳格かつ適正に運用している。

成績評価については、学修到達度を適切に評価するために相応しい評価方法・基準を各学期のはじめにシラバスで学生に明示し、その内容に基づいて厳格な成績評価を実施し、評価後には学生が自身の成績評価に関して担当教員に照会できる制度や成績評価を教育組織間で相互にモニタリングする仕組みを備えており、成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性が担保されている。

<長所・特色>

- ・特になし

<問題点>

・本学においては中央大学 FD 推進委員会による履修人数別の成績分布チェックや、大学評価委員会が発行する「学修成果の可視化データ集」等を通じて成績評価をモニタリングすることで、成績評価が適切に行われているかの検証を行っているものの、各学部の成績評価分布の是正に向けた考え方・取組み内容には差異がみられており、結果として学部間の GPA の差（学部間の GPA 平均値の最大差は例年 0.6 程度）が生じているなど、本学学生同士が競合する就職活動の場面等において、学生に不公平感が募る可能性も否定できない状況にある。

<今後の対応方策>

・学部間で GPA の差が発生している課題について、中央大学 FD 推進委員会において議論を深め、全学として改善施策を検討・実行していくこととする。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

評価の視点 1：国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針

評価の視点 2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点 3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点 4：国外の高等教育機関との交流の状況

<現状説明>

○国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針

本学における教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進するため、学長を機構長とした国際連携推進機構を設置し、その機構に国際連携推進会議、国際委員会を設置するなど、本学における教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進する体制を整え、本学の国際化のための諸施策を推進している。

本学における国際交流の推進に関する基本方針については、国際連携推進会議が、国際連携推進会議規程第 5 条第 1 号に基づき、本学の国際化に係る目標の設定についての基本方針「中央大学国際連携推進に関する基本方針について」を定め、2022 年度は中長期事業計画に合わせた以下の 6 項目を設定している。

(1) 教育研究の国際化

- グローバル人材育成の柱として外国語力向上及び海外留学を促進するために実施している外国語講座について、オンラインを活用するなど運営方法を改善します。
- 国際教育寮での体験を通じて主体的な学びを得られるように、寮生を対象とした研修を実施するなど環境づくりを推進します。

(2) 学生の海外派遣

- 国際センター所管の国外留学生奨学金を有効活用するために見直しを図り、2022年度より新制度の運用を開始します。

(3) 留学生の受入れ

- 海外指定校・国際連携制度新設に伴い、受入体制を整備します。

(4) 教職員の国際化

- 英語による授業実施スキル向上のためのFD研修会を実施します。

(5) 国際ブランディング

- 国際研究力の向上およびブランディングの強化に向けて、国際的な研究チーム形成を支援します。

(6) 総合学園としてのグローバル教育の接続・外部との連携

- 附属中学校・高等学校において、大学入学後のグローバル化に必要なキャリアパスの理解促進を図るための機会を創出する等、グローバル化に向けた附属中学校・高等学校との連携を強化します。
- 海外の学员とのネットワーク強化を図るとともに、日本人学生の海外派遣、外国人留学生の受け入れ支援を強化します。

なお、中長期事業計画に掲げられたグローバル化を実現するため、グローバル化推進特別予算を2017年度に創設し、国際連携推進会議の下におかれたグローバル化推進運営委員会において、この予算の運営を担っている。2022年度からは引き続き新グローバル化推進特別予算の運営を担っている。

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

本学は全ての学部において半期完結型の学期制度である Semester 制を導入している（一部通年科目を含む）。半期完結型の授業には、週2回で4単位を付与するもの（専門教育科目の講義科目が中心）と週1回で2単位を付与するもの（教養科目の講義科目が中心）の2つのタイプがある。外国語科目や演習科目については学部により状況が異なり、半期完結型と通年型の両者が混在している。Semester 制を導入することのメリットは、①授業内容がインテンシブになり教育効果と学生の学習意欲が高まること、②学生の科目選択の幅が広がること、③グローバル化に対応した留学生交換等を円滑に行えること、の3点にある。2017年度以降に長期留学した学生の約22%が半期留学であり、Semester 制の利点を活かした海外留学のニーズは高いことが確認されている。

また、各学部においては、教育のグローバル化への対応や、グローバルに活躍できる人材を育成すべく、外国語科目以外に主として英語で教育を行う講義科目を設置しており、その開講科目数は、2022年度時点で、法学部：28科目、経済学部：18科目、商学部：15科目、理工学部：2科目、文学部：15科目、総合政策学部34科目、国際経営学部：243科目、国際情報学部：35科目、全学教育連携機構：14科目となっている。

このほか、本学の授業科目の国際的通用性を高めるための取り組みとして科目ナンバリングを経済学部、商学部、国際情報学部で導入しており、開講されている授業科目のレベル等に応じて特定のナンバーを付与することで、これに基づく体系的な教育プログラムの実現と、海外大学における教育課程との互換性を高める取組みを行っている。なお、2023年度からはすべての学部において科目ナンバリングを実施予定となっている。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生に関しては入学時のガイダンスのほか、全学的な教育プログラムとしては、「外国人留学生のための日本語等教育プログラム」を設置している。

「外国人留学生のための日本語等教育プログラム」は、中央大学外国人留学生受入れに関する規程第2条第2項に掲げる外国人留学生に対して実施する教育プログラムであり、本学の外国人留学生入試を経て入学してきた学生（学部留学生）と、海外の交流協定校から留学してきた学生（選科生）がその対象となっている。本教育プログラムを構成する科目は、「日本語」「日本事情（1）」「日本事情（2）」の「特別科目」であるが、「日本語」については受講学生のレベルに応じたA系列とB系列に分かれており、学生の日本語の習熟度に応じて4科目8単位あるいは8科目16単位が必修となっている。このように、入学試験の段階において日本語運用能力がその判定基準となっているものの、日本語運用能力の低い外国人留学生に対する授業を別途設置することで、入学後の学修が円滑に行われるよう配慮している。

なお、国際経営学部については、外国人留学生の割合が高いため、上記の全学的教育プログラムとは別に、学部独自の外国語科目として「日本語」がカリキュラム上に設置されている。また、同学部では履修ガイダンスも英語で行っているほか、新入生に配布される履修要項等は、日英併記とすることで外国人留学生に対する教育上の配慮を行っている。

○国外の高等教育機関との交流の状況

（1）国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

従来、本学の国際交流においては大学間の全学協定を原則としつつも学部間・大学院研究科間の個別の目的に特化した機関間協定についても柔軟に対応している。2013年度以降は、国際連携推進における基本方針の策定を行うとともに、本学におけるグローバル人材育成を強力に推進していくために、ASEAN諸国及びハワイを含む環太平洋地域を重点対象と定め、海外拠点をより活用して、組織体制、教育基盤及び国内外のネットワークの充実に注力するものとしてきた。

その結果、協定締結数（5月1日時点）は2017年度：179校であったが、2022年度は機関間協定もあわせて209校と確実に増やしており、国際的な教育研究交流に資する基盤を着実に確立してきている。

このほか、現在の学生交流としては、①外国人留学生（在留資格「留学」取得者）の受入れ、②交換留学生の受入れ及び派遣、③認定留学生派遣、④短期の海外学生の受入れ及び派遣（短期留学プログラム）等を実施している。

学生の派遣について、交換留学においては派遣に伴う応募の傾向として、留学先として人気がある地域にばらつきがあること、人気のある地域においては要求される外国語能力が比較的低い協定校に集中する傾向があったが、近年は留学希望者の語学力の向上がみられ、協定校数増加に伴い各協定校への募集枠が増加していることから、派遣留学生は増加傾向にある。2017年度は131人を派遣し、その後コロナ禍により派遣数が落ち込んだが、2022年度は

145 人を派遣予定である。認定留学のサポートとして、英語圏並びにヨーロッパ言語圏における協定締結大学以外への留学を希望している学生への支援の一つとして、教育機関として運営されている SAF (スタディ・アブロード・ファウンデーション) と協力提携し、本学が主催する各種プログラムとは別に、英語圏並びにヨーロッパ言語圏への留学を検討する場合の選択肢の一つとして、従来の認定留学同様、留学相談から留学手続きまで行えるような環境を整備している。なお、2020 年には 56 カ国 343 大学以上の高等教育機関のネットワークを有する 1979 年に米国で設立された世界最大級のコンソーシアムである ISEP (International Student Exchange Programs) に加盟し、より多くの選択肢を留学希望者に与えることができるようになった。

また、短期の留学機会としては、短期留学プログラム I・II (4 単位科目) と短期留学プログラム III・IV (2 単位) を実施し、夏季にはアメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国の協定校 (8 校) へ、また、春季にはアメリカ、オーストラリア、ニュージーランドの協定校 (4 校) へ学生を派遣している。様々な理由で長期留学に挑戦できないが、短期留学なら挑戦してみたいという学生層へ留学の機会を提供している。

短期留學生の受入れについては、アメリカ協定校との学生交換のバランス調整のため、“日本” “中央大学” 体験プログラムとして実施していた「中央サマープログラム」は 2014 年を最後に中止している。しかしながら、協定校等からの個別の事情に合わせたプログラムの受入れ依頼に基づき、近年ではテネシー州立大学コンソーシアム校 (アメリカ) からの依頼を受け、ニーズにあわせた短期受入れプログラムを実施している。受入れ時には本学学生との交流プログラムを必ず組み込み、本学の学生のグローバル感覚の醸成に資することを意識している。

危機管理の点においては、学生の海外旅行保険企業包括契約及びそれに付随する各種委託契約を保険会社等と締結し、本学が渡航承認する各種プログラム (長・短期に関わらず) に参加する学生には共通の海外旅行保険、留學生トータルサポートサービスへの加入を一元化している。近年は新型コロナウイルスの影響で、学生の海外渡航の機会が減っているが、コロナ以前の 2019 年度実績では 1,565 名が加入した。また、あわせて毎年、夏期派遣学生向けは 7 月、春期派遣学生向けは 1 月に危機管理ガイダンスを実施している。その他、本海外旅行保険制度を把握し、トラブル発生時の初動を確認するための教職員向けガイダンスを年に 1 回実施している。なお、国際センター管轄の海外渡航に関する危機管理マニュアルを作成し、毎年、見直しを行っている。さらに、2018 年 8 月に危機事象発生時の広報対応のシミュレーション訓練 (初期対応) も実施した。訓練を通して学内の危機管理意識を高めることができたので、今後もこのような取り組みを行い、危機事象発生時に備えていく。

(2) 交流の状況

・長期留学

2022 年 5 月 1 日現在、受入れ外国人留學生 (私費留學生、国費留學生、公費留學生及び交換留學生) の合計数は 665 名である。そのうちの交換留學生の受入れ人数は、46 名であった。受入れ交換留學生の数は 2017 年度 141 人、2018 年度 190 人、2019 年度 173 人と堅調に増加傾向にあったが、2020 年度 43 人 (オンライン含む)、2021 年度 66 人 (オンライン含む) と、コロナ禍による入国制限のため一時的に減少に転じた。

一方、本学からの海外派遣学生数 (交換・ISEP [2020 年加盟]・認定留学) は、2018 年度 105 名、2019 年度 94 名、2020 年度 11 名、2021 年度 71 名、2022 年度では 147 名を予定して

おり、2022年度は新型コロナウイルス感染症拡大前の実績を超える派遣実績（予定）となっている。本学学生の交換留学生派遣及び認定留学生派遣（ISEP含む）においては、派遣先大学の要求する外国語運用能力の水準が高く、結果として留学意欲のある学生が応募できないという問題が生じていたが、近年は外国語講座との連携により留学希望者の語学力向上がみられる。引き続き本学学生の外国語水準に見合った新規協定校との開拓・締結を強化し、学生の留学機会を促進していく。

・短期留学

文部科学省グローバル人材育成推進事業「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」採択を契機とした全学的なグローバル人材育成の取組みの進展に伴い、学部におけるゼミナール等での海外調査、フィールドワークへの参加者が増加するとともに、協定大学が提供するサマープログラムやウィンタープログラムを通じ着実に学生を海外へ送り出している。

全学部対象の短期留学プログラム（4単位）においては、新規プログラムの開講等で学生の留学機会が増加し、参加者も増加傾向である。2017年度以降の短期留学プログラム参加者数は、2017年度は267名、2018年度は252名、2019年度は282名となっている。2020年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、短期留学プログラムが行われていないが、協定校等の短期のオンラインや渡航型プログラム（個人申し込み・単位なし）を学生に広報しており、国際センターにて個人申し込みの学生のサポートを行っている。

3) 交流を促進するための取組

中長期留学を実現するための語学力向上を支援するため、外国語講座を運営し、TOEFL/IELTS 試験対策講座を年4回実施している。年間約200名弱の学生が本講座を活用して語学力向上に努めており、実際に交換留学に応募する学生のうち30-40%が本講座の受講生となっている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、国際交流の推進に関する方針に基づき、各取組みを実施している。なお、国外の高等教育機関との交流については学生交換の覚書の締結数160校のうち、135校（約85%）の協定校と交流実績があり、教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取組みは適切に実施されている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

本学学生の交換留学生派遣及び認定留学生派遣（ISEP含む）においては、派遣先大学の要求する外国語運用能力の水準が高いがゆえに、結果として留学意欲のある学生であっても応募できないという問題が生じている。

<今後の対応方策>

本学学生の外国語水準に見合った新規協定校との開拓・締結を強化することで、学生の派遣機会を促進していく。

点検・評価項目⑦:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1:学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2:学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

<現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

本学においては2019年度に「学修成果の把握に関する方針」を策定し、学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標を明文化している。学修成果の測定については、様々な手法・視点から実施されることが望ましいことから、機関レベル・教育プログラムレベル・科目レベルの3階層に分けて測定指標を設定し、客観的指標と主観的指標をバランス良く組み合わせさせた構成としている。また、全ての学部・研究科において、学習成果と授業科目の対応関係を明示したカリキュラムマップを作成・公開することで、各階層で学習成果の測定が適切に行えるようにしている。

具体的な測定指標として、機関レベルや教育プログラムレベルは、主観的指標として能力自己評価調査(学生へのアンケート調査)や卒業生アンケートを、客観的指標としては進路状況(就職率、進学率)やGPAなどを掲げている。これらの指標については、大学評価委員会が「学修成果の可視化データ集」として毎年の結果を取り纏め、学部長会議、各教授会等へ報告を行っており、教育改善のための基礎資料として活用している。

科目レベルの測定指標としては、主観的指標として授業アンケート、客観的指標として成績評価、各科目の合格率(単位取得率)の3指標を掲げている。

いずれの階層・課程においても、学習成果は各授業科目を通じて修得されるとの認識から、客観的指標として成績評価の指標を重視しているが、近年において各種アンケートの充実により、より様々な視点から学修成果の測定を行うよう努めている。入学時には「新入生アンケート」、2年次以降の4～5月には「在学生アンケート」、卒業年の1月～3月には「卒業生アンケート」を実施し、それぞれの場面で学位授与方針にて掲げた「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」がどの程度備わっているかの自己評価調査を実施している。これらのデータについては、学生個人の回答を匿名化した上で、各学生が経年でどの程度学修成果を上げたかのパネルデータ分析を行っており、多角的な学習成果の評価を行っている。また、卒業後においては、「卒業生アンケート」を実施することで卒業生のアウトプット段階における在学時の教育に対する評価を行うことで、入学後から10年前後の長期的スパンで学修成果の可視化・把握にも取り組んでいる。

また、これら全学の「学修成果の把握に関する方針」に基づく測定に加え、各学部・研究科においては、教育プログラムの特性に応じて学修成果の測定にも取り組んでいる。

例えば理工学部情報工学科においては、2015年度より、学部教育の集大成ともいえる4年次配当必修科目「卒業研究」の評価基準にルーブリックを導入している。「情報工学科においてルーブリック評価を導入するにあたっては、「卒業研究」を通じて、どのような場面でどのような能力がどのような水準で発現しているのかを点検し、卒業研究に関する学習活動に見られる代表的行動がいつ頃に見られるか、その行動が「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」に明示された「8つの知識・能力・態度」のどれに対応するのかを確認を行い、卒業にあたって備えるべき「8つの知識・能力・態度」すべてが「卒業研究」を遂行する上で発現することを確認している。このように情報工学科では学修の集大成である「卒業研究」にルーブリ

ック評価を導入することによって、学位授与方針に定める、卒業にあたって備えるべき「8つの知識・能力・態度」を一定水準以上で獲得したことを可視化・把握している。そして、評価水準を細かく定めたルーブリック表を学生に予め明示することで、学修の動機づけ、学生本人が学修成果を把握しやすくしている。また、指導教員が最上位や最下位の評価を付す場合は、その根拠を指導担当以外の教員に示すことが義務付けるなど、評価の客観性・厳密性にも配慮した取組みとすることで、学修成果の厳測定が厳密なものとなるように配慮している。さらに、理工学部全体においても、この情報工学科の先行した取組みを参考としつつ、「2029年度までには重要科目（必修科目から抽出、ただし「卒業研究Ⅰ」及び「卒業研究Ⅱ」を必ず含む。）は全て成績評価用ルーブリックを作成し、少なくともその一部（単位付与の水準）をシラバス等に記載して学生に開示、それに基づく評価を実施することで、学生自身による学修成果の把握を促すことができる環境を段階的に構築する」ことを目標とし、学修成果の把握・可視化への取組みを進めている。

このほか、文学部においても、教育プログラムに応じた「学修成果の把握に関する方針」を作成し、学位授与方針に定めた「卒業するにあたって身につけるべき知識・能力・態度」を多角的なデータから把握する取組みを開始するとともに、2021年度から必修科目となった、4年間の学修の集大成ともいえる「卒業論文」「卒業課題研究」において、統一の評価基準・水準を示すルーブリック表を導入することを目指し、検討を進めている。

この他、法学部においては学生へのヒアリングを通じて学生の学修動向や学位授与方針に対する到達度等を丁寧に確認する機会を設けるなど、教育プログラムの特性に応じた様々な手法を活用して学修成果の測定にも取り組んでいる。

本学における学修成果の測定に係る取組みについては発展途上と認識しており、大学評価委員会が中心となり全学課題として取り組んでいるところである。2020年度以降は、全ての学部・研究科に対して「学修成果の可視化に係る取組みの推進」を指定課題として設定し、当該課題について改善計画に取組み、毎年の「年次自己点検・評価レポート」に纏めて、大学評価委員会に提出することを義務付けている。また、2021年度にはカリキュラムマップの全学共通フォーマットを策定し、全ての学部・研究科に対して、そのフォーマットに基づいたカリキュラムマップの策定・公開を求めるなど、全学として学修成果の測定に係る取組みを推進している。

<点検・評価結果>

本学においては、2019年度に策定した「学修成果の把握に関する方針」をベースとして、様々な手法により学修成果の測定が行われており、その手法・内容は適切といえる。一方で、いずれの取組みについても開始から日が浅く、着実にPDCAを回していくことが求められる状況にある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

入学時、在学中、卒業時のそれぞれにおいて学生に対する能力自己評価調査（学生へのアンケート調査）を行うことで学修成果の把握を図っているが、学生の回答率について、改善の余地がある。

大学評価委員会が中心となり、全学課題として学修成果の測定に取り組んでいるものの、学部・研究科により進捗が異なっており、全学的な底上げが必要な状況である。

<今後の対応方策>

アンケートに基づいて改善した事例を紹介したパンフレットの作成など、学生がアンケート回答の重要性を認識するような仕掛けを加えるなどして、アンケートの回答率を上昇させる。

引き続き大学評価委員会が中心となり、全学課題に指定するスキームを通じて各組織に対してトップダウン型の働きかけを行うほか、中央大学FD推進委員会などを通じてグッドプラクティスの共有を図るなど様々な方向からのアプローチを強化することで、全学的な取組み活性化を行う。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

各学部においては、それぞれに設置している組織別評価委員会のもとで、毎年の年次自己点検・評価を行っており、その結果は大学評価委員会が「自己点検・評価報告書」に取り纏めている。各学部の自己点検・評価活動においては、当該年度の「学修成果の把握に関する方針」で掲げられた各種指標や、各学部で独自に設定した評価指標などに基づいて、教育課程の適切性について検証・分析を行うこととなっている。

具体的な検証・分析方法については、各学部により異なるが、全学部共通の手法としては「現状及び改革・各種施策の方向性」を示した文書フォームを各学部が作成するなかで教育課程・学習成果の適切性について点検・評価を行っている。この文書フォームは「特色・長所」、「改善すべき課題」、「今後の改革や各種施策の推進にあたっての方向性」の3項目で成り立っており、それぞれの学部が大学評価委員会に提出することとなっている。

この検証・分析がエビデンスベースの活動となることを企図して、大学評価委員会では毎年「学修成果の可視化データ集」を作成し、内容を各学部教授会で共有している。これにより、学内他学部とのデータ比較が容易となっているほか、このデータ集に誘発される形で各学部がより掘り下げたデータ分析が行われるなど、エビデンスベースの自己点検・評価活動の推進に寄与している。

点検・評価の結果、課題や改善点が明らかになった場合には、各学部の意思により設定する「自主設定課題」や、大学評価委員長が指定する「指定課題」として取り上げて、各学部における教務員会等が中心となって改善に取り組むとともに、10月頃に半期の取組み状況を、年度末に期末の取組み状況を点検・評価している。

これら点検・評価活動に基づいた改善事例としては、法学部のカリキュラム改革が挙げられる。法学部では、ディプロマ・ポリシーで掲げている「養成する人材像」に関わりの深い演習科目に着目し、特に3・4年次における「専門演習」「現代社会分析」「グローバルプログラム講座」に関する指標データ（卒業後の進路と専門演習等の履修有無）に着目し、進路先などのデータとクロス分析を行った。その結果、法律学科においては専門演習履修の有無による法科

大学院進学者の割合に大きな差が生じていた。また、全学科に共通している点として、公務員や民間企業など就職の実績という点で大きな差が出ており、卒業後の進路と専門演習の履修有無との深い関連性が確認された。この分析・検証に基づき、法学部では2023年度のカリキュラム改革において、ゼミ論文の単位化や専門演習のクラス数増など、演習科目の充実化を図っている。

また、学部単位の点検・評価とは別に、全学的に教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行う機会として、各学部から1名選出された委員で構成される「学士課程教育分野系評価委員会」の活動を行っている。同委員会では、本学の学士課程教育における教育課程及びその内容、方法の適切性について全学横断的に点検・評価等を行い、その結果を「自己点検・評価レポート」および「自己点検・評価結果に基づく最重要課題」として取り纏め、大学評価委員会に提出している。

これらの全学横断的な点検・評価活動で明らかとなった課題については、学内の然るべき組織の手によって改善活動が進められるが、近年においては中央大学FD推進委員会が中心となり、改善に取り組むケースも多くなっている。この委員会は、学部長、大学院研究科委員長から互選された者、各教授会及び研究科から互選された者、関連事務室職員等から構成され、全学的なFDの企画及び実施、各学部及び大学院各研究科におけるFDの連絡・調整、FDに関する情報の収集・提供等を行うこととなっている。2020年度においてはシラバス記載内容の充実、2021年度においては成績評価の厳格化に係る取組みの推進（GPA制度の検証、成績評語の見直し）、2022年度においては科目ナンバリングの全学共通ルール策定などを検討・実行した実績があり、全学的な教育内容・方法等の改善に寄与している。

<点検・評価結果>

教育課程及びその内容、方法の適切性について、適切な根拠に基づく点検・評価を学部単位、全学単位で毎年度実施している。また、点検・評価の結果、明らかとなった課題については、然るべき組織の手によって改善活動が行われるなど、本学の教育課程及びその内容、方法に係るPDCAサイクルは適切に機能しているといえる。

<長所・特色>

全学的な教育課程及びその内容、方法の適切性について「学士課程教育分野系評価委員会」が点検・評価を行い、その結果明らかとなった課題については、「中央大学FD推進委員会」が中心となって改善施策の検討・実行に取り組むPDCAサイクルが定着しつつある。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

中央大学FD推進委員会では、課題毎にワーキンググループを設置し、施策の検討を行っているが、よりスピーディーに改善施策の検討を進められるよう、ワーキンググループの設置手法の見直しを進め、検討・提案に至るまでの時間短縮を図っていく。

第1部第5章 修士課程・博士課程の教育内容・方法・成果 (大学院研究科)

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

<現状説明>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

「知識基盤社会」が進展する中、専門分化した膨大な知識の全般を俯瞰しながらイノベーションにより社会に新たな価値を創造し、人類社会が直面する課題を解決に導くために、各大学院においては産学官の中核的人材としてグローバルに活躍する高度な人材の養成が求められている。

このような状況のもと、大学院各研究科には、明確な人材育成目標の下で課程を通じて一貫した学位プログラムを構築するとともに、高度な専門的知識・能力に加え、学際的分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用できる能力の育成が要請されている。

本学では、このような社会的背景を踏まえ、本学の理念・目的との整合を図りながら、大学院の目的を「課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」（大学院学則第2条）と定めている。その上で、各研究科に定める人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を大学院学則第4条の5（戦略経営研究科ビジネス科学専攻については専門職大学院学則第4条第1項第3号のロ）において定め、各課程における教育目標の実現に向け、各研究科における組織的な教育研究活動の展開を図っている。さらに、各研究科の目的や教育目標を踏まえ、研究科単位で「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を策定し、それぞれの研究科において定める教育研究上の目的及び教育目標を達成するための基準と、その基準に到達するために必要な学修プロセスの明確化に努めている。

各研究科が設定している学位授与の方針は、①養成する人材像、②修了するにあたって備えるべき知識・能力、の2項目から構成される。とりわけ、②修了するにあたって備えるべき知識・能力においては、各課程の教育目標や養成する人材像の水準に応じて適切に設定し、さらには文末を「～できる。」と統一した表現にすることで、当該学位の授与にふさわしいとされる学習成果の水準を学生・教員双方にとって分かりやすい形で示している。他方、2022年5月時点において、法学研究科（博士前期・後期課程）、経済学研究科（博士後期課程）、商学研究科（博士後期課程）、理工学研究科生命科学専攻（博士前期課程・後期課程）、総合政策研究科（博士後期課程）が、授与する複数の学位ごとに学位授与の方針を定めていない点は課題となっており、文系研究科を中心とした大学院改革構想の進行状況と整合性を図りつつ、各研究科で改善を要する状況である。この状況の改善にあたっては、各研究科の教務系委員会や研究科委員会等を中心として、2022年度中に授与する学位ごとに学位授与の方針を定めることとして、検討を開始している。

各研究科における学位授与の方針は、本学公式Webサイトをはじめ、履修要項等を通じて公表し、在学生、教職員はもちろんのこと、志願者をはじめとするステークホルダー、社会に対しても広く周知を行っている状況にある。

特に在学生に対しては、履修要項への掲載に加えて、各研究科が実施するガイダンスを通じた説明を行うことを通じてその浸透に努めている。なお、各研究科が定める学位授与の方針の具体的な内容をはじめ、大学院学則に定める各研究科の教育研究上の目的及び教育目標等との関連性等についての詳細については、各研究科に係る記述を参照いただきたい。

<点検・評価結果>

全研究科において、本学の理念・目的や社会的要請を踏まえた学位授与方針を定めており、適切な形で学外への公表や学生・教職員への明示を行っているものの、一部の研究科・専攻において、授与する学位ごとの学位授与方針が定められていないため、改善が必要な状況である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

法学研究科（博士前期・後期課程）、経済学研究科（博士後期課程）、商学研究科（博士後期課程）、理工学研究科生命科学専攻（博士前期課程・後期課程）、総合政策研究科（博士後期課程）が、授与する複数の学位ごとに学位授与の方針を定めていない。

<今後の対応方策>

授与する学位ごとに学位授与の方針を定めていない研究科において、2022年度内に、授与する学位ごとに分別した学位授与の方針を定める。検討にあたっては、現在進行している大学院改革構想や、本学の博士前期・後期課程における学位授与の方針策定にあたっての考え方との整合を図るため、適宜研究科委員長懇談会を開催し、必要な情報や各研究科における検討状況の共有を図ることとする。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

前述の通り、各研究科においては、研究科・課程単位で「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を策定し、これを具現する上で必要かつ適切な教育研究を提供するための「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」についてもあわせて策定を行っている。これらの方針の策定にあたっては、各研究科が掲げる教育研究上の目的及び教育目標を踏まえつつ、本学での教育を通じて獲得する学習成果を前面におくという観点から、まず学位授与の方針を設定し、その内容と十分な整合を図りながら教育課程編成・実施の方針を設定するという手法を用いることにより、教育目標及び各ポリシーとの有機的な連動や整合性を図っている。

各研究科が課程ごとに設定する教育課程編成・実施の方針の内容については、①カリキュラ

ムの基本構成、②カリキュラムの体系性、の2つの項目で構成しており、授業科目区分やその区分、体系性に関する理念を明確化することにより、学位授与の方針に定める、修了にあたって備えるべき知識・能力を獲得するために編成されたカリキュラム体系であることを明確化している。他方、2022年5月時点において、法学研究科（博士前期・後期課程）、経済学研究科（博士後期課程）、商学研究科（博士後期課程）、理工学研究科生命科学専攻（博士前期課程・後期課程）、総合政策研究科（博士後期課程）が、授与する複数の学位ごとに教育課程の編成・実施の方針を定めていない点は課題となっており、文系大学院を中心とした大学院改革構想の進捗状況との整合を図りつつ、各研究科で改善が必要な状況である。この状況の改善にあたっては、各研究科の教務系委員会や研究科委員会等を中心として、2022年度中に授与する学位ごとに教育課程の編成・実施の方針を定めることとして、検討を開始している。

各研究科における教育課程編成・実施の方針については、本学公式Webサイトをはじめ、履修要項を通じて公表し、在学生、教職員はもちろんのこと、志願者をはじめとするステークホルダー、社会に対しても広く周知を行っている状況にある。

特に在学生に対しては、個々の研究科が実施するガイダンスを通じた説明を行うことを通じて理解の促進に努めている。

各研究科が定める教育課程編成・実施の方針の具体的な内容については、各研究科に係る記述をご参照いただきたい。

<点検・評価結果>

全研究科において、本学の理念・目的や学位授与方針を踏まえた教育課程編成・実施の方針を定めており、適切な形で学外への公表や学生・教職員への明示を行っているものの、一部の研究科・専攻において、授与する学位ごとの教育課程編成・実施の方針が定められていないため、改善が必要な状況である。この状況の改善にあたっては、各研究科の教務系委員会や研究科委員会等を中心として、2022年度中に授与する学位ごとに教育課程の編成・実施の方針を定めることとして、検討を開始している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

法学研究科（博士前期・後期課程）、経済学研究科（博士後期課程）、商学研究科（博士後期課程）、理工学研究科生命科学専攻（博士前期課程・後期課程）、総合政策研究科（博士後期課程）が、授与する複数の学位ごとに教育課程の編成・実施の方針を定めていない。

<今後の対応方策>

授与する学位ごとに教育課程編成・実施の方針を定めていない研究科において、2022年度内に授与する学位ごとに分別した方針を定める。検討にあたっては、現在進行している大学院改革構想や、本学修士・博士課程における教育課程の編成・実施の方針策定にあたっての考え方と整合を図るため、適宜研究科委員長懇談会を開催し、必要な情報や各研究科における検討状況の共有を図ることとする。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点2、5は学部対象のため割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点3：コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

本学大学院の博士前期課程における教育課程は、各研究科の専門領域による違いはあるものの、学部での学修を基礎とした各学問領域における応用・発展的科目をはじめ、その周辺領域を支えるものとして、哲学分野、歴史分野、比較研究分野、情報処理分野、現代的な諸課題に対応するための特殊講義あるいは副専攻等を設けており、広い専攻領域の学修を行えるプログラムを提供することで豊かな学識を養うとともに、2年間の研究室における研究活動と教育補助活動を通じ、新たな学問の創造と発展に寄与する能力の涵養に努めている。各研究科博士前期課程の修了に必要な最低修得単位数は30～40単位（大学院学則第34条第1項別表第2）の範囲で設定されており、その修得すべき科目の内訳（必修・選択必修）等についても、各研究科の専門領域やねらいに応じて設定がなされている。なお、教育課程そのものの体系性・順次性については、各研究科における教育課程編成・実施の方針に基づいたカリキュラム編成を行うことによりこれを担保していることに加えて、多くの研究科において履修登録に際しての指導教員による学修・履修指導を通じ学生の体系的・順次的な履修を実質化している状況である。このほか、学生の研究関心の多様化や学際的研究に対応すべく、オープン・ドメイン制度を運用している。このオープン・ドメイン制度は、所属する研究科以外の研究科に設置される設置科目（一部を除く）を、交流・協定校が受講を認めた講義科目とあわせて、各研究科の定める単位数の範囲において履修することを可能とする制度であり、学生の幅広い研究関心への配慮を行っている。

一方、博士後期課程における教育研究活動は、担当教員の指導の下での論文演習等が中心となり、その過程において研究経過の報告、学術雑誌への投稿論文の執筆等の学修活動を行うこととなる。そのため、博士後期課程の修了に必要な最低修得単位数は6～16単位（大学院学則第34条第2項別表第2の2及び専門職大学院学則第94条の2第2項別表第2）の範囲で設定されており、博士前期課程に比して単位修得を要する授業の比率は低いものとなっている。その内訳は、各研究科において論文演習の位置づけとなる授業科目を中心として、研究倫理教育や研究指導のメソッド、ワークショップ、インターンシップなど、研究科毎に博士後期課程を修了するにあたって必要な知識・能力を涵養するために必要となる授業科目を適所に配置し、論文演習と合わせて体系的な教育課程を編成している。

○コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

2016年に受審した機関別認証評価において、法学研究科博士後期課程、経済学研究科博士後期課程、理工学研究科博士後期課程、総合政策研究科博士後期課程はそれぞれ「カリキュラムは、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。」との指摘（努力課題）を受けた。これを受け、各研究科において博士前期課程も含めた教育課程全体の検討を進め、2020年度にはすべての研究科で改善したカリキュラムが適用されている状態である。

博士前期課程においては、コースワークとして、講義科目（「〇〇論」「〇〇特殊研究」等の科目や共通基礎科目、導入科目等）、実習科目等を設置している。このほか、博士前期課程において、学生の研究関心の多様化や学際的研究に対応すべく、オープン・ドメイン制度を運用している。オープン・ドメイン制度は、所属する研究科以外の研究科に設置される設置科目（一部を除く）を、交流・協定校が受講を認めた講義科目とあわせて、各研究科の定める単位数の範囲において履修することを可能とする制度であり、学生の幅広い研究関心への配慮を行っている。学生はこれらの科目の履修を通じて修了に必要な単位数を修得し、その上で修士論文（あるいは特定の課題についての研究の成果）の審査及び最終試験（口頭試問）に合格することにより修士学位を取得することとなっている。リサーチワークとしての論文作成指導については、授業科目としての演習科目における研究指導や授業時間外に実施される研究指導に加え、一部の研究科においては修士論文の中間報告会や研究会での報告を通じてリサーチワークに対する指導が行われている。

他方で、博士後期課程においては、課程修了に必要な単位数を各研究科とも博士前期課程の半分に抑え、博士学位論文執筆に向けた個別指導に大きなウエイトを置いている。その上で、博士後期課程に3年以上在籍し、必要な単位を修得した上で、学位論文審査及び最終試験（口頭試問）に合格することにより博士学位を取得することが可能となっている。授業科目については、指導教員の指導の下で自身が専攻する領域の演習科目や特殊研究等を中心に履修することとなるが、各研究科の学位授与の方針に基づき、博士後期課程修了後の進路を見据えて、自立した研究者として活躍するために備えるべき知識・能力を涵養するための授業科目を設置しているほか、他の研究科や専攻が開講する科目を一定の制限内において履修することも可能となっており、リサーチワークと適切に組み合わせたコースワークによる教育上の配慮を行っている。その上で、博士後期課程に3年以上在籍し、必要な単位を修得した上で、学位論文審査及び最終試験（口頭試問）に合格することにより博士学位を取得することが可能となっている。

なお、戦略経営研究科ビジネス科学専攻（博士後期課程）においては、論文作成のための指導を行う「研究指導」科目に加え、戦略経営に係る5分野の応用研究成果を理解することを目的とする「講義」科目、研究活動に取り組むにあたり必要な手法を身につけることを目的とする「リサーチメソッド」科目を設置し、それぞれの科目群の科目を履修することを必須とする教育課程を整備している。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

本学では、大学院学則第2条において、本学に設置する大学院の目的を「課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」と定めており、学校教育法第99条に定められている「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥

をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」という目的に則したものとなっている。

この目的を踏まえ、博士前期課程においては、各研究科の専門領域による違いはあるものの、基本的なスタンスとして各専門分野に係る研究能力の涵養と、そうした能力を有し社会で活躍することが可能な高度専門職業人の養成を目標としており、学部での学修を基礎とした各学問領域における応用・発展的科目、その周辺領域を支える各分野の科目、現代的な諸課題に対応するための特殊講義等を通じて広い専攻領域の学修を支える豊かな学識を養うとともに、新たな学問の創造と発展に寄与する能力の涵養に努めている。例えば、経済学研究科では博士後期課程への進学、高度専門職業人としての就職、税理士と、課程修了後に想定される3つの主な進路で必要な能力を涵養するため、修了要件とカリキュラムを分別したコースを置き、指導教授の指導の下で、学生に選択をさせている。それぞれのコースにおける設置科目や成績評価は3コースとも共通しており、質や公平性は担保されている。これは、博士前期課程の目的に応じた特色ある教育体系である。

また、博士後期課程においては、いずれの研究科においても、博士前期課程もしくは専門職学位課程で培った研究成果を基盤に、研究の深化と博士学位論文作成に向けた個人指導を行い、より高度な専門的知識が人間・社会に与える影響についての洞察力や広い視野をベースに、問題を発見して新しいコンセプトを創出し得る独創性を身につける人材の育成を念頭に置いている。博士後期課程における教育研究活動は、研究室における論文演習等が中心であり、博士前期課程に比べて単位取得を要する授業の比率は著しく小さなものとなっているが、上述の通り研究者としての自立した研究活動を行うための素養と、その他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識の涵養を行うコースワークを整備することで、博士後期課程にふさわしい教育を展開している。例えば、法学研究科のカリキュラムにおいては論文指導が中心となる科目に加えて、主な進路として想定される大学教員において必要とされる指導力や、研究者として自立した研究活動と高度な研究能力を涵養する「研究論科目」群を置き、必修化している。さらに、専攻を超えた複数の学生・教員との合同演習を行う「特殊演習」を置き、自らの専門分野を超えた幅広い領域の視点を学ぶ機会としている。このように、多面的な視点により博士後期課程における教育を行っている。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

上述のとおり、本学大学院における教育は、専門分野に係る研究能力の涵養と、そうした能力を有し社会で活躍することが可能な高度専門職業人の養成を目標としており、それぞれの進路を見据え、進路において職業的自立を図るために必要とされる授業科目を配置した教育課程を編成している。具体的な内容については各研究科の専門領域に応じて違いは見られるものの、研究職を目指す学生に対しては、法学・経済学・総合政策研究科の博士前期課程において共同設置をしている「リサーチ・リテラシー」や、文系研究科で展開する学術論文執筆のための「アカデミック・ライティング（アカデミック・ライティングの方法と実践）」、理工学研究科で展開する英語学術論文執筆のための「アカデミック・ライティング」等において、研究職を目指す学生にとって必要とされる知識・能力の基盤を形成している。博士後期課程においては博士前期課程で形成した基盤の上に、各研究科の専門領域やねらいに即した科目を設置している。例えば、法学研究科では「研究報告論1・2」において研究指導におけるメソッドを学び、「研究指導論」において大学教員による講義の教授法を学ぶことができ、大学教員の採用を目指した学生にとって求められる教育能力の開発を企図している。理工学研究科においては「ジョブ

型研究インターンシップ」を設置し、企業との連携によるインターンシップを行うことで、広く研究職として自立し、活躍するための能力の涵養に努めた教育を実施している。

専門性を生かした高度専門職業人を目指す学生の教育にあたっては、各研究科の特性に応じて適切な科目が設置されている。法学・経済学・総合政策研究科で協働開講される「リサーチ・リテラシー」においてはプレゼンテーションの技法や統計リテラシーの基礎を学ぶ授業回を設けており、特定の職に限定しない基本的な能力を身につけるべく学習している。理工学研究科では「アカデミック・プレゼンテーション」を、総合政策研究科では「英語プレゼンテーションの技法」を設置し、英語プレゼンテーション能力を高める教育を実施している。また、総合政策研究科においてはデータ基盤社会において求められる能力の養成として、「統計・計量分析」で統計に関する基礎理論を、「社会調査法」で社会調査に関する手法を学ぶこととしており、それぞれ必修科目としている。このように、高度職業人の養成を目的の1つとする博士前期課程においては、各研究科において職業的自立にあたり必要とされる知識・能力を養成する教育を実施している。

さらには、文学研究科においては特定の職業への進路形成を見越した「インターンシップ」や実習科目、経済学研究科と商学研究科においては「税法判例研究Ⅰ・Ⅱ」を設置している。また、経済学研究科と文学研究科においては、学位プログラム単位の教育として、特定職を進路とする学生の養成に特化したコース（税理士コース、臨床心理学コース）を編成している。このように、体系的なカリキュラムの下で、職業に直接関連する知識・能力の獲得を目指した教育を行っている。

<点検・評価結果>

上記のとおり、各研究科、各学位課程ともに教育課程の編成・実施方針に基づき、順次性・体系性に配慮しながら、学位授与の方針に定める「修了するにあたって修得すべき知識・能力」を獲得することができるよう、適切に各学位課程の目的にふさわしい教育課程を編成している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）
評価の視点3：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）
評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか。

<現状説明>

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

本学大学院は各研究科における必修・選択必修科目や各専門科目等の履修に加えて、「オープン・ドメイン制度」や交換・交流校との特別聴講学生制度により、他の研究科や大学に設置される科目を各研究科が定める範囲において履修することが可能となっているため、学生は所属

の研究科を越えた幅広い選択肢の下で、履修の段階から主体的な選択および学修を行うことができるようになってきている。また、各研究科とも多くの授業科目において履修学生が少人数であることの特性を活かし、履修学生の研究分野と希望に応じ、授業を柔軟に進めるよう努めている。また、大部分の授業科目は少人数で行われていることから、学生は意見を述べる・あるいは発表等を多く行うなど、事前の予習等を含め、基本的には学生からの主体的な参加がなければ授業が進展しない仕組みとなっている。

さらに、研究科によっては実験・実習科目やワークショップ形式の講義、複数教員による共同研究指導の演習を通じて学生の積極的な意見交換やグループによるリサーチ活動を行っており、特に研究活動に必要なリサーチを行う際には、各学生が自ら設定する研究テーマに基づき、フィールドワーク等の実地調査の実施や学外で行われる機械の展示会や見本市に参加させてさせるなど、学生が主体的に研究活動を行うための授業形態を積極的に採用している。

このほか、研究科によっては、産学協同教育プログラムの開発・実施、企業等におけるキャリアパスの確立に資する教育や学外機関の協力を得て調査あるいはインターンシップの形態をとる教育が展開されており、学生が自身の研究課題について社会活動全体における位置づけと意義を十分に理解し、高度専門職業人としてより積極的・主体的に研究に取り組むための姿勢の涵養に努めている。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

本学大学院においては、各研究科とも指導教員による履修指導を行うことを前提に履修科目の選択を行うこととしており、学生には履修要項や入学時における履修ガイダンスで周知している。従って、専門領域に必要な授業科目の履修に加えて、研究活動のスケジュールや進路希望に応じた年間スケジュールも加味した履修指導が指導教員により行われるため、必要数以上の科目履修はできない仕組みとなっている。このほか、日常的な履修相談については大学院事務室（理工学研究科は理工学部事務室大学院担当、戦略経営研究科ビジネス科学専攻は戦略経営研究科事務課）職員が対応することとなっており、また、履修登録後には事務室職員による履修登録科目数などの確認を行い、必要に応じて研究科委員長や指導教員と連絡・相談する体制を整えることにより、過度な履修登録を実質的に防ぐことができおり、単位の実質化が図られている。なお、1年間又は学期ごとの履修登録単位数については特段の定めはない状況である。

○研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

各研究科における入学から学位論文作成・学位取得まで（博士前期課程は2年間、博士後期課程は3年間）の研究指導スケジュール概要については、学生の計画的な学修・研究に資するよう、履修要項等に掲載し、学生・教員双方に明示している。文学研究科においては研究科全体の研究指導スケジュールに加えて、専攻別に学位授与までのロードマップを作成し、学位授与に至るまでのプロセスや研究指導体制を明示している。

各研究科とも、研究科が計画する標準修業年限内の研究指導スケジュール概要に留意しながら、指導教員を中心に、授業時間内外において綿密な履修指導・研究指導を行うこととなっている。各指導教員による、授業時間内における研究指導の内容及びスケジュールは、研究指導が中心となる、論文演習に関する授業科目のシラバスに明示する内容を基軸としながら、指導学

生との相談により柔軟に対応している。授業時間外の研究指導については、オフィスアワー等の時間帯における定期的な個別面談等により、各学生の研究計画や研究の進捗状況、修了後の希望進路等に鑑みて、その内容や方法、スケジュールの相互理解に努めている。

また、博士後期課程の在籍者に対しては、1年次において「研究計画書」を、2年次以降は毎年度「研究状況報告書（理工学研究科では2年次において「研究経過報告書」）」を、指導教授を通じて研究科委員会に提出するよう義務付けることにより、定期的かつ計画的な研究指導が行われ、学生の状況に合わせたスケジュールの修正や指導計画の相互理解に努める機会としているほか、研究科委員会を通じて研究科の他の教員にも報告書を共有することにより、研究指導の透明性確保や複数人による共同指導に発展させる機会としている。

○シラバスに基づいた授業展開について

各研究科におけるシラバスについては、学生は manaba を通じて閲覧することが可能となっているほか、本学公式 Web サイトにおいても公開している。

シラバスの作成は、次年度のシラバス執筆時に全教員に配布する「シラバス作成ガイドライン」や、中央大学 FD 推進委員会が作成した「FD ハンドブック」により、シラバスの位置づけや作成にあたっての留意事項、シラバスの好事例を明示することで、内部質保証におけるシラバスの重要性や留意点に関する理解を深めることで、その充実を図っている。

シラバスの項目は、①履修条件・関連科目等、②授業で使用する言語、③授業の概要、④科目目的、⑤到達目標、⑥授業計画と内容、⑦授業時間外の学修の内容、⑧授業時間外の学修に必要な時間数/週、⑨成績評価の方法・基準、⑩課題や試験のフィードバック方法、⑪アクティブ・ラーニングの実施内容、⑫授業における ICT の活用方法、⑬実務経験のある教員による授業・実務経験の内容・実務経験に関連する授業内容、⑭テキスト・参考文献等、⑮その他の特記事項、⑯参考 URL の大きく 16 項目からなる統一のフォーマットで作成しており、履修に際しての科目選択に資するほか、授業科目のレベルや位置づけや目的を明示し、授業時間外も含めた計画的かつ主体的な学習活動が可能となるように配慮している。さらに、個々の科目のシラバスの内容が適切なものとなっているかという確認については、担当教員以外の第三者によるチェックを全研究科において実施しており、シラバスを起点にした授業の質的保証に努めている。

また、シラバスの記述内容及び授業内容との整合については、学生に対して毎年度実施する研究状況・授業等に関するアンケート（理工学研究科では、「授業評価アンケート」の自由記述）を通じて学生への確認を行っている。結果として、授業内容・方法等がシラバスと相違があるといった記述はいずれの研究科においてもごく少数であることから、十分に整合がとれた授業が展開されていると判断している。なお、各研究科における授業は少人数での授業実施となることが多いため、第1回目の授業において担当教員からシラバスに基づいて授業計画や内容について説明を行うとともに履修者の要望や必要性を勘案し、担当教員と履修者の双方の合意形成を行った上で、授業内容等に適宜変更や修正を加えながら授業を進行しており、この点においても授業内容・方法とシラバスに基づいた授業展開がなされているといえる。

<点検・評価結果>

上記のとおり、少人数教育や学問領域の多彩さといった大学院教育の特徴を捉え、一人ひとりの希望や目的に配慮することにより、学生が主体性をもった研究活動ができる体制を展開すると共に、シラバスを起点とした内部質保証の理解浸透、複数教員による授業・研究計画の点

検プロセスを組織的に行うことで、各研究科の目的達成に向けて効果的な教育を行っているため、適切であると言える。

<長所・特色>

各研究科におけるコースワークの整備に加え、学生の研究領域の拡大や学際化に合わせ、履修の選択肢を広げる「オープン・ドメイン制度」は学生の主体的な履修科目選択や主体的な学習を促進すると共に、異なる研究科間の学生が交流することによるイノベーションを創出する機会となりうるため、長所であると言える。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

学生の研究領域の拡大や学際化に合わせ、履修の選択肢を広げる「オープン・ドメイン制度」は、人文・社会科学の知と自然科学の知の融合による人間や社会の総合的理解と課題解決に貢献する「総合知」の観点からも、活発化させていく。具体的には、現在、全学的に導入を進めている科目ナンバリング制度が実現することにより、学生が自身の専攻を超えて、関心のある分野の科目を探ることが可能となることから、引き続き、履修者状況やその効果なども把握・検証していく。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

<現状説明>

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

授業における成績評価および単位認定を適切に行うために、まずはシラバスの充実と第三者による点検を進めている。

成績評価については、S：100～90点以上、A：89～80点以上、B：79～70点以上、C：69～60点以上（以上、合格）、E：59点以下（不合格）としており、素点による採点方式を採用している。また、成績評価方法および評価基準については、シラバスの「成績評価の方法・基準」において学生に明示している。各科目の成績評価は、試験や演習における発表と討議の内容に基づく平常点、レポートの内容等に基づいて、担当教員の裁量による評価がなされる仕組みとしている。これらの成績評価方法はシラバス内で学生にそのウエイトを示すことによりその透明性を高めており、学生が受講する科目の選択に際して具体的なイメージを持ったうえで判断できるように配慮している。さらに、シラバスについてはその内容が適切なものとなっているか、全研究科において担当教員以外の第三者による点検をシラバス公開前に実施しており、成績評価基準や単位制度に鑑みた授業時間数であること、大学院教育として適切な内容であることの確認を行うことで、その適切性を担保している。このように、シラバスにおける記載内容の充実が成績評価及び単位認定に際して基盤となるものとして、そのチェック体制を強固なものとするにより、その適切性を高めている。

また、成績発表の結果、成績評価に疑問点がある場合には学生が問い合わせ期日までに所定

用紙にて調査を依頼することが可能となっており、また、必要に応じて研究科委員長への申し出を行うことが可能となっている。このように、学生・教員間における成績評価の双方向性・透明性を確保することで、その適切性を高めている。なお、この取り扱いについては履修要項やC plus等を通じて周知している。

単位認定については、本大学院は1単位・2単位・4単位の授業科目が各研究科において設置されているが、それぞれの科目について、大学院設置基準第15条（大学設置基準第21条第2項第1号の準用）に基づいた学修時間を確保している旨を、シラバスの「授業計画と内容」、「授業時間外の学修の内容」、「授業時間外の学修に必要な時間/週」の項目において明記している。留学や既修得単位の認定については、大学院学則第25条の2及び第36条の2に基づき、各15単位、合わせて20単位を上限として認定される（理工学研究科については、留学先で取得した単位・既修得単位の認定は10単位を上限としている）。単位認定に際しては、認定を申請する学生が合わせて提出するシラバスや成績証明書を教務委員会等において確認を行う。教務委員会等により確認した申請内容、授業時間数や科目内容、水準等を総合的に勘案し、各課程において既修得単位として認定するに適合する授業科目であるかどうか、最終的には研究科委員会において審議するプロセスとしている。

○学位授与を適切に行うための措置

学位授与にあたっての基準及び手続の概要は以下の通りである。

（1）学位授与の要件

学位授与の要件に関しては、大学院学則第44条において次のように規定している。

・博士前期課程

修士の学位は、本大学院博士課程の前期課程又は修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査（研究科委員会が特に必要と認めた場合には、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる）及び最終試験に合格した者に対し、当該研究科委員会の議を経て授与する。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会が優れた研究業績を上げた者と認めた者については、本大学院博士課程の前期課程又は修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

・博士後期課程

博士の学位は、本大学院博士課程に5年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、当該研究科委員会の議を経て授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院博士課程に3年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

（2）学位論文の合格基準（大学院学則第40条）

学位論文の合格基準については、大学院学則第40条において以下の通り示している。

・博士前期課程

修士の学位論文は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度な能力を有することを示すに足りる

ものをもって合格とする。

・博士後期課程

博士の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを示すに足りるものをもって合格とする。

このほか、個別研究科における学位論文審査及び最終試験に際しての審査基準については、各研究科において取扱要領の形で明文化し、学生に対しては、履修要項及びC plusへの掲載をはじめ、入学後のガイダンスや学位論文作成過程における中間発表会、指導教員による研究指導等の機会での説明を通じて周知を行っている。

(3) 学位の審査

学位の質保証については、各授業における学生の理解度に配慮した計画的な授業の展開のほか、厳格な成績評価に基づく単位の実質化に努め、学生が修了に必要な単位を修得し、かつ、上記に示した学位授与基準（学位論文の合格基準を含む）を満たした者について、各研究科委員会における審議の上、最終的な学位授与者を決定することにより課程修了段階における学位の質を保証することを基本としている。とりわけ、大学院における学位の質については、論文審査の客観性・厳格性を特に重要視している。博士前期課程における修士論文（または、特定の課題についての研究の成果）の審査体制は、各研究科とも主査1名、副査2名（研究科によっては2名以上）の構成となっており、複数の審査委員が論文の水準について各研究科が定める論文審査基準に基づいて確認することで、その質を確保するよう努めている。また、全研究科において、審査委員の選任を研究科の議を経て行っており、論文要旨・審査報告書の公表等によって審査の透明性を図っている。

博士後期課程においては、博士論文の審査を行うにあたって、基本的には修士論文と同様の体制（主査1名、副査2名（研究科によっては2名以上））を採っているが、審査委員の中に学外有識者（理工学研究科では他専攻審査員も加わる）を選任することにより、客観性および厳格性を高める仕組みとしている。なお、審査委員は研究科委員会の議により決定することとしており、さらに一部の研究科は投票によって副査を決定することにより、その審査体制の厳格性を高めるよう努めている。また、最終試験（口頭試問）を公聴会形式で行うことや、中央大学学位規則第16条に定める、主査による審査結果の報告および同規則第17条に定める学位授与投票を各研究科委員会で厳格に行うことにより、その質を組織的に担保している。

そのほか、研究科によっては、学位請求にあたり、一定数の学外への有審査論文の登載を求めていることや、博士学位候補資格認定試験の合格、長期間にわたる事前指導・審査委員会を経ることなどを要件としており、学位審査の客観性と透明性を高め、質の担保に努めている。

(4) 標準修業年限未満での修了を認める制度

本学大学院では、前述の大学院学則第44条の規定の通り、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者については、本学大学院博士前期課程、及び博士後期課程における標準修業年限未満での修了を認めており、現在は法、経済、商、理工、総合政策研究科においてこの制度を運用している。2021年度は経済学研究科博士前期課程で1名、理工学研

究科博士後期課程で2名の早期修了者を輩出している。

標準修業年限未滿での修了を認める場合には、早期からの計画的な学修・研究と、優れた研究業績が必須となる。具体的には、学部段階から学部学生の大学院科目履修制度等を活用しつつ、大学院入学後の早い段階から学会誌や大学・大学院紀要等への論文発表を着実にやっていく必要がある。しかしながら、このようなプロセスで学修・研究を進めることができる学生はごく少数の優秀な学生に限られており、また、研究指導を担う教員の負担も大きいと、現在のところは各年度に数名の実績に留まっている。

(5) 修士論文に代替できる学位の認定方法

経済学研究科においては、3つのコースのうち「高度職業人コース」において修士論文に代えて特定の課題についての研究の成果を提出することとなっている。研究テーマ（論文題名）について、修士論文を執筆する学生は自らがその学術的位置づけも踏まえて設定する一方で、高度職業人コースの学生は指導教授と相談の上で決定することとしている。高度職業人コースの学生は論文執筆を通じて1つのテーマの深奥を極めることよりも、多くの授業科目を履修することにより多角的な経済学に関する知識を獲得することを目的としたため、修士論文を提出する学生よりも8単位分多くの単位を修得することを修了要件として設定している。修了要件を明確に区分することにより、論文の種類と学位の質との整合を図っている。また、論文審査基準についても修士論文と特定の課題についての研究成果で明確に区分し、それぞれの観点において厳格な基準の下で審査を実施することにより、学位の質の担保に努めている。

商学研究科においてはビジネスコースで特定の課題についての研究の成果の提出が可能となっており、経済学研究科と同様、修士論文と明確に論文審査基準を区分することにより、各論文の特性やそれぞれに求められる水準に応じた厳格な審査を可能とする体制を整えている。

理工学研究科においては副専攻修了要件としてリサーチペーパーを作成することが求められているが、このリサーチペーパーについては、直接学位授与に関わるものとはなっていない。

<点検・評価結果>

上記のとおり、シラバスの作成段階から組織的な点検を行うなど、成績評価及び単位認定までのプロセスで多くのチェック機能を整備することによりその適切性を担保している。また、学位授与にあたっては各課程において厳格な審査プロセス及び審査基準を設け、客観的かつ透明性に配慮した学位論文審査を行っているため、適切であると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

<現状説明>

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

本学大学院における教育課程の国際的通用性を高めるための取り組みについては、研究科によって異なるが、英語によって専門分野を学ぶ科目を設置しているほか、一定の科目において国外の大学で実地調査を行い、海外の学生との議論を経る学修スタイルの導入、あるいは修士論文・博士論文を英語で執筆する演習の指導等、それぞれの特性に応じた工夫が講じられている。

海外の大学とのダブルディグリー・プログラムについては、法学研究科において韓国・成均館大学と、理工学研究科で台湾国立中央大学及びインドネシア・バンドン工科大学土木環境工学部との間で覚書を締結し、本学に在籍しながら海外大学において学習し、学位を取得することができる制度を整えることにより、学生の国際通用力の向上に寄与している。

また、外国人留学生をはじめとした多様な学生の受け入れを促進するため、2021年度には理工学研究科（博士後期課程）ですべての専攻において秋入学制度を導入している。理工学研究科においては、一部の専攻において英語のみで修了できる学位プログラムを展開し英語圏の学生を積極的に受け入れている。さらには、日本人学生も含めて国際通用力の強化を図るため、2022年度から理工学部・理工学研究科で協働し、6年一貫で英語力を強化するカリキュラムを実践しており、大学院においては「グローバル人材育成推進科目」と位置付けた全専攻共通科目を5科目（8単位）設置している。とりわけ、グローバル人材育成推進科目のうち、「海外特別研修」は、学内の教育力向上推進事業で採択された予算を活用し、カリフォルニア大学ディヴィス校（アメリカ）の協力の下、大学院生向けの短期留学プログラムの実施が可能となっており、国際通用力の向上を推進する取り組みとして特筆すべきものである。

他方で、文系研究科（博士前期課程）についてはすべての研究科で外国人留学生比率が高い状況であり、その教育上における配慮体制は後述の通り整備しているところであるが、すべての研究科において、日本人と同様に日本語による教育を前提としている。そのため、入学者は国内外の大学において日本語で専門分野を学んだ学生や、日本語学校で日本語の学習を行い、日本語能力を検定する試験に合格した者が日本のアカデミックカレンダーに合わせ、4月に入学することを想定している。この状況に加えて、日本語・英語による2つのプログラムを設けることによる、大学院担当教員への負担に対する懸念も相まって、欧米圏の学生を受け入れるための英語のみで修了できるプログラムや、海外大学のアカデミックカレンダーとの互換性をとった秋入学・秋修了の制度は2022年5月現在整備されておらず、多様な留学生の受け入れによる学内のグローバル化の推進が課題となっている。

また、グローバル化する学生への対応の一つとして、外国語で行う授業の量的拡大や質的向上を企図し、大学院を担当する専任教員に対して「中央大学FD推進委員会」が主催する「英語による授業実施スキル向上のための研修会」に参加を促すなどしている。

このほか、教育課程の国際的通用性を高めるための側面的な制度として、授業科目の半期完結を含む Semester 制を全研究科で採用する（一部、通年科目あり）ことで、派遣・受入れの留学を推進する年間スケジュールとすることに加えて、国際会議での発表に際して学生を支援する制度として「学術国際会議研究発表助成」がある。本制度は新型コロナウイルス感染症の拡大で海外渡航が制限された2020年度以降には実績がないが、2019年度はのべ80名が利用している。特に理工学研究科においては2018年度まで例年100名以上が当該制度を利用しており、国際レベルでの学生の研究発表を支援する有効な取り組みとして機能している。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生の受入れについては、原則として日本語運用能力に係る要件を設定することで、一定程度の日本語能力を有する外国人留学生を受け入れることとしているが、それでもなお日本人学生と同等レベルの能力を有する外国人留学生は少ないため、日本語能力のハンディキャップを補う全学的な取組みとして、学部開設される日本語科目を聴講することが可能となっている。また、外国人留学生チューター制度を設け、在学生による日本語の学習サポートや学生生活に関する指導・助言等を行うことにより、指導教授による個別の研究指導に加えた教育上の配慮を行っている。

また、「留学生のためのアカデミック・ライティングⅠ・Ⅱ」（各2単位科目）をそれぞれ複数クラス設け、日本語による研究論文等の書き方の基礎が学べるようにするとともに、アカデミック・サポートセンター内のライティング・ラボにおいても、学術的文章（レポートや論文）の執筆支援を行っており、博士前期・後期課程における外国人留学生の日本語文章作成能力・表現力の向上に向けた支援を行っている。「留学生のためのアカデミック・ライティングⅠ・Ⅱ」については、2020年度は延べ61名、2021年度は延べ40名の外国人留学生が受講している。

なお、本学においては、外国為替及び外国貿易法を遵守するため、「中央大学安全保障輸出管理規程」「安全保証輸出管理における『みなし輸出管理』の対象者の明確化に関する基本方針」を策定し、学生に対する技術提供が特定類型への提供に該当するか否かを確認し、その適切な管理に努めている。

○国外の高等教育機関との交流の状況

学生の留学は、半年以上の長期留学として、本学と協定を締結している協定校に交換留学生として派遣されるケースのほか、自身が希望し本学が認めた大学院等へ留学し、留学先で取得した単位の認定を受ける方法（認定留学）がある。交換・認定制度を利用した各研究科の海外への留学者数と受入れ留学生数は、大学基礎データ（表13 留学生の派遣・受け入れの状況）に示す通り、海外への留学者数は7研究科合計で0名、受け入れ留学生数は6名（いずれも2021年度実績）となっている。2020年度、2021年度は新型コロナウイルスの世界的な蔓延によりこのような実績となったが、2019年度は派遣2名、受け入れ21名となっており、各研究科で協定校との交換・認定留学を推し進めているところである。

短期留学としては、理工学研究科が博士後期課程の学生を対象とした1～3カ月の短期の留学制度を設けている。2017年度は募集枠2名に4名の応募があり、2名を採用、2018年度も募集枠2名に4名の応募があり2名採用、2019年度以降は新型コロナウイルスの影響が甚大であったが、2019年度2名、2020年度1名、2022年度は2名を派遣した。

このほか、国費・私費留学生については159名、研究生としては11名（いずれも2019年度実績）を受け入れている。

留学制度以外の交流状況としては、理工学部・理工学研究科において、研究室訪問による交流を行っている。2017年度からは国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が企画する「日本・アジア青少年サイエンス交流事業」（「さくらサイエンスプラン」）で採択された計画として、協定校である国立中央大学（台湾）、マレーシア工科大学（マレーシア）、清華大学（中国）から大学生・大学院生と引率教員を1～2週間受け入れ、後樂園キャンパスにて研究室での実験や共同研究を行っている。2020年度以降は対面型での交流が実施できていない状況であるが、サンパウロ大学（ブラジル）、国立中央大学（台湾）、清華大学、上海理工大学（中国）とオンラインでの交流を行っている。

<点検・評価結果>

上記のとおり、教育活動・研究活動の両方において国際通用性を高めるための取り組みを行っている一方、ダブルディグリー・プログラムや派遣留学においては実績が乏しい状況であるため、さらなる推進が求められる。

<長所・特色>

理工学研究科において、英語圏の外国人留学生の受け入れ体制と、日本人学生を中心とした国際通用力向上に向けた取り組みは多岐にわたり整備されており、かつ体系的なものとなっていることから、長所であると言える。

<問題点>

文系研究科（博士前期課程）について、英語のみで修了できるプログラムや、秋入学・秋修了といった、多様な留学生を受け入れるための制度は2022年5月現在整備されておらず、グローバル化の推進が課題となっている。

外国人留学生に対しての教育的支援体制について、上述の通り一定の支援は行っているものの、特に外国人留学生数の比率が高い文系5研究科においては、論文作成に必要な日本語能力が不足するケースは存在しており、指導教員や外国人留学生チューターによる個別の支援に加えて、組織的な支援体制が求められている。

外国人留学生チューターについて、その資格が大学院に在学する学生に限定されており、また日本人学生がTAやRA等、他の課外業務を担うことによりチューターとして雇用することができないケースが発生しており、十分な人数を確保できていない。

ダブルディグリー・プログラムや派遣留学の実績が乏しく、制度の目的を達成できていない。

<今後の対応方策>

理工学研究科において、英語で修了できるコースの拡大について継続的に検討する。

文系研究科について、研究科委員長懇談会を中心に、大学院改革構想の検討と並行しながら、2025年度までにアジア圏のみならず多様な留学生を受け入れる仕組みについて、そのサポート体制の構築も含めて検討を進める。理工学研究科は、2022年度から開始された理工学部・理工学研究科の協働による6年一貫で英語力を強化するカリキュラムの恒常的な点検・評価を通じて、更なるグローバル化を推進する。

外国人留学生の比率が高い文系研究科を中心として、2025年度までに研究科共通の日本語等教育プログラムを設置し、授業科目化を行うことにより、論文作成に必要な日本語能力の強化を図る。

2025年度までに外国人留学生チューター制度の資格要件や業務範囲を見直すことにより、多くの外国人留学生へ対して当該制度適用を行うことができる体制を整備し、強固な外国人留学生支援体制を実現する。

ダブルディグリー・プログラムや派遣留学については新型コロナウイルス感染症の状況も加味しながら慎重に検討を行う必要があるが、恒常的に学生への説明・広報を行うことにより制度浸透を進めると共に、2024年度から2025年にかけて欧米圏の大学院との新たなダブルディグリー・プログラムの締結を目指し、複数のダブルディグリー・プログラムの利用がある状態を創出する。

点検・評価項目⑦:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1:学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2:学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

<現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

本学では、「学修成果の把握に関する方針 (MEP: Measuring Effectiveness Policy)」を掲げ、学位授与方針を含む三つの方針に基づき機関レベル、教育プログラムレベル、科目レベルの3階層で、学修成果等を測定・評価するための指標を設定している。

「学修成果の把握に関する方針 (MEP: Measuring Effectiveness Policy)」

本学は、各学部・研究科において展開している教育活動について、その質の保証と向上を図ることを目的として、三つの方針 (学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針) に基づき、機関レベル、教育プログラムレベル、科目レベルの3階層で、学修成果等を測定・評価し、その結果を教育改善につなげます。

測定・評価に際しては、以下の指標を活用し、学修成果の到達度を検証します。

機関レベル (大学全体)

(在学中)

能力自己評価調査 (新入生アンケート、在学生アンケート)、休学率、退学率

(卒業時・卒業後)

能力自己評価調査 (卒業時アンケート)、卒業後追跡アンケート、進路状況 (就職率、進学率)、通算 GPA、学位授与数、最短年限修了率

教育プログラムレベル (学部・学科・研究科等)

(在学中)

能力自己評価調査 (新入生アンケート、在学生アンケート)、単位修得状況、単年度 GPA、成績分布、休学率、退学率

(卒業時・卒業後)

能力自己評価調査 (卒業時アンケート)、卒業後追跡アンケート、進路状況 (就職率、進学率)、通算 GPA、学位授与数、最短年限修了率

科目レベル (授業・科目)

(在学中)

授業アンケート、成績評価、各科目の合格率 (単位取得率)

本方針の下、大学院研究科においては各研究科の教育プログラムレベルの指標として「研究状況・授業等に関するアンケート」を毎年度実施し、各研究科のFD推進委員によるアンケート

結果の分析・フィードバックを行っている。さらには、各研究科委員会において休学・退学や修了生の進路状況、学位授与者数は定期的に共有されており、組織的に各指標データの確認を行いつつ、必要に応じて課題設定を行い、学位授与の方針の実質化に向け、教育課程の改善・向上に結び付ける取り組みを行っている。

また、大学院研究科における学修成果の把握・可視化に係る取り組みとして、2021年度に全研究科において学位授与の方針と各授業科目の連関を示したカリキュラムマップを作成しており、授業科目による教育活動について、学位授与の方針に示した「修了するにあたって備えるべき知識・能力」の実質化を点検・評価する土壌を整えたところである。

さらに、研究科の特性等によって取り組み内容や水準は異なるものの、文系研究科においては2022年度より修士論文（または特定の課題についての研究の成果）および博士論文の審査項目について、その到達度を数値としても把握することができる「到達度評価表」を導入している。なお、この「到達度評価表」は、論文審査項目と学位授与の方針と関連性を示したものとなっており、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握することを企図して設計されている。今後は、研究科委員会等において評価の適切な実施・それらから蓄積されたデータ等による点検を行うことで、個別の研究指導を含む改善・向上に資するためのサイクルの更なる整備につなげていく。なお、総合政策研究科においては先行して2021年度より運用を開始しており、過去の修士論文評価結果についても到達度評価表と照合することで、学修成果の推移についても確認できるようにしている。理工学研究科については、下位課程である理工学部において、学士課程の集大成である「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」の評価をルーブリックとし、2023年度開講科目より適用することとなっており、理工学研究科における学位論文の評価についても理工学部の取り組み内容を踏まえ、2023年度中に検討に着手している。

このように、大学院教育の2本柱である授業・学位論文の評価結果を基にした学修成果の点検・評価活動を行う基盤を整え、毎年度研究科委員会を中心として絶えず振り返りを行うこととしている。

<点検・評価結果>

上述のとおり、各研究科において学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価する仕組みの整備を開始しているため、適切であると言える。

一方で、研究科によって取組みの進捗が異なるため、各専門分野の特性にも配慮しつつ、他研究科の良い取組みについては適宜共有をしながら大学院全体で進捗を把握し、進めていく必要がある。

<長所・特色>

文系研究科において、学修の集大成である修士論文（または特定の課題についての研究の成果）および博士論文の審査項目について、評価を数値化して把握できる「到達度点検表」を導入し、評価を数値においても把握する試みが開始している。また、これについては学位授与の方針との関連性を示したものとなっており、学位授与方針に示した学修成果を把握する上で適切なものとなっている。学習成果を適切に把握し、点検・評価を行うサイクルの更なる整備を志向して運用を開始している点は、大学院教育の特性と教育課程における成果を把握するための情報としてポイントをとらえており、長所であると言える。

<問題点>

すべての研究科においてカリキュラムマップを作成し、授業科目と学位授与の方針に示した「修了するにあたって備えるべき知識・能力」の点検・評価を行う土壌が整ったところであるが、カリキュラムマップを活用した学修成果の把握・可視化のための具体的な活用方法については検討されていない。

<今後の対応方策>

「到達度点検表」については、今後運用を進め、データを蓄積しながら点検・評価に生かしていく。

2022年度中に授与する学位ごとの学位授与の方針が定められていない研究科について、方針の改定を行う。その後、各研究科の教務系の委員会と研究科委員会を中心として、カリキュラムマップを活用した学修成果の把握・可視化に関する取り組みについて、2024年度中に決定し、2025年度には実行することとする。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

各研究科における教育課程やその内容等の点検は、主として毎年度の自己点検・評価活動を軸として実施している。自己点検・評価活動は各研究科に設置される組織別評価委員会を中心に行われる。毎年度「教育」に係る課題を自ら設定し、その原因分析、到達目標、目標達成の手段等を設定し、改善・向上に結びつくためのプロセスを明確にした上で、その実現に向けた検討・実行に着手している。「教育」に関連する課題については、入学者数（受験者数含む）や学位授与者数、全研究科の学生を対象に毎年行っている「研究状況・授業等に関するアンケート（理工学研究科では、「授業評価アンケート」、「修了者アンケート）」の結果等の学生の声、大学評価委員会が行う在学生アンケート結果、競合する他大学の各種データといった定量的な情報や、外部機関からの指摘事項、中長期事業計画の推進に関連する事項、社会的な大学院への要請事項などの資料・情報も十分に踏まえ、多角的な視点から設定を行っている。組織別評価委員会を中心に設定した課題は、課題の内容に応じて各研究科委員会の下に置かれる小委員会やワーキンググループなどを中心に具体的な改善・向上に向けた検討が行われ、適時研究科委員会への報告や意見聴取を行いながら改善・向上に資する取り組みを進めることで、組織として課題の改善等を実行するサイクルとしている。

自己点検・評価活動の結果はレポートとして取りまとめ、全学の大学評価委員会に提出する。これらは全学の「自己点検・評価報告書」の資料として外部評価委員の閲覧に供し、適宜フィードバックを得る体制が整えられており、各研究科の自己点検・評価活動を評価する体制を堅固なものとしている。

自己点検・評価活動の結果として、各研究科において課題となっていたコースワークの整備が完了したことに加えて、グローバル化の推進や、学修成果の把握・可視化に係る取り組みの基盤整備、入学試験制度の改善など、研究科の維持・発展に資する改善・向上に繋がる成果が

発現しているところである。

また、上述のとおり、大学院6研究科横断的なFD活動の連絡・調整を担う中央大学大学院FD推進委員会の下で全大学院生を対象として「研究状況・授業等に関するアンケート（理工学研究科では、「授業評価アンケート」、「修了者アンケート）」」を毎年度実施し、各研究科のFD推進委員によるアンケート結果の分析・フィードバックを行うことによる点検・評価も全研究科で行っている。さらに、一部の研究科では学生団体と研究科委員長が会見を行い、学生団体が独自に収集した学生アンケートなどの資料を基に教育課程の向上・改善に向けた議論を行うことで、学生の要望を直接教育課程の改善・向上に繋げる取り組みを行っている。

各研究科における教育課程の定期的な点検・評価活動およびその成果については各研究科に係る記述をご参照いただきたい。

各研究科が個別に行う教育課程の適切性に関する点検・評価活動に加えて、特に文系5研究科についてはカリキュラムや学生募集において類似した課題を抱えており、適宜研究科委員長懇談会において、大学院全体の教育課程の適切性に関して議論を行っている。懇談の結果として、学生の専攻領域の広域化と学際化に対応することを目的に、従来限られた科目のみを対象としていた「オープン・ドメイン科目」について、一部の科目を除くすべての科目の履修を可能とする「オープン・ドメイン制度」に昇華し、学生の履修選択の幅を大きく広げるものとしている。2020年度末から2021年度にかけては、中長期事業計画「CHUO Vision 2025」に掲げられた大学院教育の課題達成のため、大学院改革構想検討委員会を置き、本学の大学院教育を取り巻く環境から組織体系、必要な各種施策の検討を行った。これらの検討提言を取りまとめた「中央大学大学院における今後の改革構想検討報告書」を作成し、現在は構想の実行に向けた、細部の検討を行っているところである。

<点検・評価結果>

上記のとおり、各研究科のみならず大学院全体としてもその教育課程について、定期的な点検・評価と、点検・評価結果に基づく改善・向上に資する活動が各研究科で絶えず行われていると言え、適切であると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし

(専門職大学院)

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

<現状説明>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学は、「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」（中央大学大学院学則第3条の2）を目的に、法務研究科、戦略経営研究科戦略経営専攻（以下、「戦略経営研究科」という。）の2つの専門職大学院研究科を設置している。この目的のもと、研究科単位で「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を策定し、それぞれの研究科において定める教育研究上の目的及び教育目標を達成するための基準と、その基準に到達するために必要な学修プロセスの明確化に努めている。

各研究科が設定している学位授与の方針は、①養成する人材像、②修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度、の2項目から構成される。とりわけ、②修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度においては、各課程の教育目標や養成する人材像の水準に応じて適切に設定し、さらには文末を「～できる。」と統一した表現にすることで、当該学位の授与にふさわしいとされる学習成果の水準を学生・教員双方にとって分かりやすい形で示している。

各研究科における学位授与の方針は、本学公式Webサイトをはじめ、研究科パンフレット、履修要項等を通じて公表し、在学生、教職員はもちろんのこと、志願者をはじめとするステークホルダー、社会に対しても広く周知を行っている状況にある。

特に在学生に対しては、履修要項への掲載に加えて、各研究科が実施するガイダンスでの説明を行うことを通じてその浸透に努めている。なお、各研究科が定める学位授与の方針の具体的な内容をはじめ、専門職大学院学則に定める各研究科の教育研究上の目的及び教育目標等との関連性等についての詳細については、各研究科に係る記述を参照いただきたい。

<点検・評価結果>

各専門職大学院研究科においては、本学の理念・目的や社会的要請を踏まえた学位授与方針を定めており、適切な形で学外への公表や学生・教職員への明示を行っている。

<長所・特色> <問題点> <今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

各研究科においては、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「入学者の受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」とあわせて「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」の策定を行っている。策定にあたっては、各研究科が掲げる教育研究上の目的及び教育目標を踏まえつつ、本学での教育を通じて獲得する学習成果を前面におくという観点から、まず学位授与の方針を設定し、その内容と十分な整合を図りながら教育課程編成・実施の方針を設定するという手法を用いることにより、教育目標及び各ポリシーが有機的に連動するものとなるよう留意している。

各研究科が課程ごと、学位ごとに設定する教育課程編成・実施の方針の内容については、①カリキュラムの基本構成、②カリキュラムの体系性、の2つの項目で構成しており、授業科目区分やその区分、体系性に関する理念を明確化することにより、学位授与の方針に定める、修了にあたって備えるべき知識・能力・態度を獲得するために編成されたカリキュラム体系であることを明確化している。

各研究科における教育課程編成・実施の方針については、本学公式Webサイトをはじめ、履修要項を通じて公表し、在学生、教職員はもちろんのこと、志願者をはじめとするステークホルダー、社会に対しても広く周知を行っている状況にある。

特に在学生に対しては、個々の研究科が実施するガイダンスでの説明を行うことを通じて理解の促進に努めている。

各研究科が定める教育課程編成・実施の方針の具体的な内容については、各研究科に係る記述をご参照いただきたい。

<点検・評価結果>

各専門職大学院研究科における教育課程編成・実施の方針については、授与する学位ごとに設定されており、本学公式Webサイトをはじめ、履修要項を通じて公表し、在学生、教職員はもちろんのこと、志願者をはじめとするステークホルダー、社会に対しても広く周知を行っている状況にある。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点2、3、5は割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

各研究科の教育課程は、具体的な名称は異なるものの、それぞれの研究科が対象とする専門領域に係る基本的・基礎的な科目群と、各専門分野に係る発展・応用的な科目群により構成されており、これらの科目群を体系的かつ段階的に配置することにより、高度の専門性を求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力の涵養を図っている。

法務研究科のカリキュラムは、1年次において「法律基本科目群」により基礎能力を涵養した上で、2・3年次において「法律基本科目群」のうちの「応用科目」及び「実務基礎科目群」、「基礎法学・外国法・隣接科目群」、「展開・先端科目群」を履修する作りとなっている。

「法律基本科目群」は、専門法曹に共通のコアとなる公法系、民事系、刑事系、総合系といった基本法領域に係る体系的な理解を深めることを目的とした科目群であり、専門法曹養成のコアとなる知識を身につけるための科目を体系的な理解がなされるように配置している。

「実務基礎科目群」には、法曹に必要なリサーチ能力や倫理観を涵養する科目、紛争解決のための実践的な教育を行う科目等を配置している。

「基礎法学・外国法・隣接科目群」には、法曹に必要な幅広い知識の涵養のため、「法哲学」をはじめとする基礎法学科目に加え、外国法や企業活動における紛争予防・解決の基礎となる科目を設置している。

「展開・先端科目群」においては、リーガル・スペシャリストたる専門法曹を養成するために、複数の分野にまたがる領域を扱う科目、発展的・先端的な法領域に関する科目等を6つの法曹像に即して多彩に設置している。

なお、法律基本科目および実務基礎科目の順次性については、「養成する法曹像」に対応した履修モデルを履修要項および本学公式Webサイトに提示し、体系的・効果的な履修を促すなど、学生が段階的に学習を進められるように配慮している。

このように、法務研究科の教育課程は、司法試験選択科目に対応する科目を網羅していることに加え、「養成する法曹像」に即した多彩な「展開・先端科目」を豊富に開設している点に特色がある。

戦略経営研究科のカリキュラムは、「戦略」関連科目群を中心に、「マーケティング」「人的資源管理」「ファイナンス」「経営法務」という5つの専門分野と4つの科目群（「基礎科目」「発展科目」「専門科目」「プロジェクト研究科目」）からなるカリキュラムを採用しており、この5

分野を「戦略」関連科目群を中心に有機的に結びつけ、4つの科目群を基礎的な科目から専門的な科目まで体系化している。

「基礎科目群」は全学生が「MBAとして知っておくべき5つの分野の理論と実践」を身につけることを目的として、5分野すべての科目について必修としている。

「発展科目群」は、基礎を踏まえたうえで5つの専門分野における主要な発展的理論や実践を教授する科目を設置している。

「専門科目群」は、各専門分野において現在大きな課題となっているテーマを内容とした応用的な科目であり、特に「特別研究」については、その分野で時事的に大きな課題となっているテーマや最先端のトピックや理論について学修する科目となっている。

「プロジェクト研究科目」は、2年次から1年間を通して学ぶ必修科目であり、「プロジェクト研究Ⅰ」「プロジェクト研究Ⅱ」を設置している。「プロジェクト研究Ⅰ」では、フィールド調査、ケーススタディ、企業訪問等を含むグループワークを中心に、学生たちの興味があるテーマに沿った調査・研究を実施する。「プロジェクト研究Ⅱ」では「プロジェクト研究Ⅰ」で関心を深めたテーマについて、個人あるいはグループでより深化した調査・研究を進め、「論文」「課題研究」「プロジェクト・レポート」等の成果物としてまとめる。

なお、「発展科目」と「専門科目」はその分野の「基礎科目」を履修しなければ履修できないことがルール化されている。

科目の順次性については、まず1年次において5分野の必修基礎科目で基礎を固めるとともに、同じく全員必修である「リーダーシップコア」で自らが目指すチェンジ・リーダー像を具体化し、そのようなリーダーになるためにどのような知識や実践が自分にとって必要かをそれぞれが考える。そのうえで「発展科目」を履修する傍ら、「専門科目」も履修することで、幅広い知識を身につけていくこととなる。前述したように、「発展科目」と「専門科目」はその分野の「基礎科目」を履修しなければ履修できないことがルール化されているため、基礎の上に発展・専門科目を積み上げるという学習の順次性が担保されている。2年次には、専門科目を幅広く履修すると同時に、1年次に学んだ5分野の幅広い知識をアウトプットする科目として全員必修の「アントレプレナーシップとビジネスプランニング」、「プロジェクト研究Ⅰ」及び「プロジェクト研究Ⅱ」が設けられている。これらの科目を履修し、論文、課題研究、プロジェクト・レポートなどの成果物としてまとめることで、専門分野について深い洞察と理解を進めるとともに、修得した知識を統合して実践に活かしていく。

このように、戦略経営研究科では、MBAホルダー育成の基盤となる「経営戦略」「マーケティング」「人的資源管理」「経営法務」「ファイナンス」の5つの学問領域を、戦略経営を学ぶ学生が身につけるべき知識と位置づけ、基礎から発展へと段階的に履修していくことで身につけられるようにカリキュラムを設計している。

また、正課教育と連動して、ディプロマ・ポリシーにて掲げる「チェンジ・リーダー」の育成のために「アクション&リフレクション(実践と内省)」の姿勢を常に学生が意識して学修することができるよう、入学から修了まで一貫した仕組みを確立していることも大きな特色となっている。この「アクション&リフレクション(実践と内省)」とは、学生が学修した知識を職場等で実践(アクション)し、実践したプロセスや結果を内省(リフレクション)することで、次の知識の獲得や実践に活かすというサイクルを学生自身が習得することを企図するものである。具体的な取組みとして、まず、学生は入学直後に新入生全員で行う「キックオフセミナー」と必修科目である「リーダーシップコア」を通して、各学生が本専攻で学ぶことで何を成し遂げたいか、どのようなリーダーになりたいのかというビジョンの設定を行う。また、各学期終

了後（1年次前期終了後、後期終了後、及び2年次前期終了後）のリフレクションセミナーにおいて、その間の学びと実践を振り返り、新たな目標を設定して次の半年間の実践について考える機会を持つ。そして、課程修了時の「ラップアップセミナー」において、本専攻における学びと実践を振り返るとともに、修了後の目標設定を行う。このように、正課教育と連動しながら、学生の「アクション&リフレクション（実践と内省）」を促す取組みは戦略経営研究科の大きな特徴といえる。

なお、各研究科における具体的な科目の開設状況および単位数等の詳細については、各研究科が作成する点検・評価レポートを参照いただきたい。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

法務研究科では、専ら法曹養成を使命としていることから、法科大学院教育の本質である理論と実務の架橋を意識して、本研究科の教育課程の編成および学生の社会的及び職業的自立を図るためキャリア教育の充実を図っている。

まず、学位授与の方針に掲げている6つの「養成する法曹像」に対応した科目履修プラン（履修モデル）を示し、各年度の履修要項および本学公式Webサイトに明記するとともに、各種のガイダンス等を通じ、各自が志望する将来のキャリアプランを踏まえた体系的な履修を行うよう促している。また、1年次配当の実務家教員が担当する科目において、身近な紛争事例を実務家の視点から取り上げ、法学未修者が各法分野の理論的・体系的学修を進めるうえで導入科目としての役割を担いつつ、同時にロールプレイ形式の授業も取り入れ法律実務への関心を深める契機を作っている。さらに、2年次・3年次配当の科目については、徐々に実務に重きを置いた科目を配置している。3年次配当科目の「総合事案研究」は、実務法曹に必要とされる書面及び口頭での表現能力を培うことを企図する科目であり、司法修習、とりわけ実務修習への架橋を目的としている。その他、実務家として要求される実務現場での事実及び規範の発見能力、紛争解決能力、コミュニケーション能力、文書作成能力、情報処理能力等を養成するため、法的知識の総合・実践・応用に通じる臨床科目として、「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」、「法文書作成」、「ローヤリング」及び「模擬裁判」を開設している。また、将来研究者を目指す学生に対しては、大学院博士後期課程への進学に向け、テーマ演習での学修を踏まえ、特定のテーマに対して2万字以上の論文を作成するための科目として「研究特論(リサーチ・ペーパー)」を設置し、そのニーズに込えている。

なお、正課外の支援体制としては、教授会の下で常設委員会としてリーガル・キャリア・サポート委員会を組織し、法科大学院のキャリア・サポートに関するキャリアプランニングガイダンス、就活セミナー、業務・採用説明会等を実施する他、随時個別相談にも対応し、学生のキャリア支援に組織的に対応している。

戦略経営研究科の学生は基本的には有職の社会人であり、修了後においても大多数が所属している企業・組織で業務を継続する状況にある。そのため、戦略経営研究科における学びを実践に活かせるよう、「知識の学修」だけではなく「知識の実践」を重要視している。具体的には、理論と実務を繋ぐ実践の場として、「フィールドラーニング」を選択科目として設けている。「フィールドラーニング」は、実際の企業をケース企業とし、その協力のもと、学生が本専攻において学んだことを統合した上で応用させ、経営者の立場に立った課題の発見や、それに対する戦略を構築し、実行するためのアクションプランまで作り上げる実践的な科目を設置

している。例えば、2020年度・2021年度の「フィールドラーニング（戦略）」では、ケース企業（不動産仲介業）に協力を得て、現地調査やサーベイ調査を経て企業の抱える課題を絞り込み、経営陣に向けてプレゼンテーションを行った。2021年度の「フィールドラーニング（ブランド構築）」では、ケース企業（メーカー）の協力を得て、新しいキャンディーブランドの開発を行った。このように、具体的な企業事例と対峙することで、より実践的な戦略思考を身につけることができる科目を設置している。2022年度の「フィールドラーニング（戦略）」についてはケース企業（小売業）の協力を得て、授業を進めている。

<点検・評価結果>

以上の通り、各研究科ともに教育課程の編成・実施方針に基づき、順次性・体系性に配慮しながら、学位授与の方針に定める「修了するにあたって修得すべき知識・能力・態度」を獲得することができるよう、適切に各学位課程の目的にふさわしい教育課程を編成している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<評価の視点3は割愛>

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか。

<現状説明>

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

専門職大学院設置基準第8条において「専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。」とされており、本学専門職大学院学則第54条、第80条においても、講義、演習及び実習の実施にあたっては「事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他適切な方法を用いるものとする」ものと定めている。本学則のもと、それぞれの教育目的に応じて、授業内における学生の主体性を促す工夫を行っている。

法務研究科においては、双方向・多方向の授業の実効性を確保するために1クラスの人数を法律基本科目で40名程度以内、選択必修科目の「基礎演習」は推奨人数原則10名以内、最大30名まで、「テーマ演習」は推奨人数10～15名程度、最大30名までとしており、科目の性質に合わせ、学生の主体的参加を可能とするクラスサイズとしている。学生の主体的学修を促す具体的手法としては、1年次の法律基礎学修において「法律基本科目群」の授業科目を中心に、ソクラティック・メソッドによる双方向・多方向の討論や質疑応答を通じて事例や裁判例の分析を行っている。2年次以降に配当された事例分析を中心とする授業では、本格的な双方向の授業を展開しており、1つの論点については可能な限り複数の学生に対立する意見を述べさせた上で、結論の分かれ目となるポイントがどこにあるのかを学生に考えさせるような工夫を行っている。

戦略経営研究科においては、多くの講義においてディスカッション形式を採用している。これは、戦略経営研究科の強みである学生たちの「豊富な実務経験」に、教員が提供する「最新ビジネス理論」を融合させることで、学生一人一人に実践志向の気づきを促すことを企図するものである。具体的には、最新のビジネス理論を学習してケース教材を議論するだけでなく、更に「私のキャリアや私の会社」を主語とし、かつ「私が解決したいビジネス課題」を意識しながら、議論を重ねている。また、議論の方法についても、学生によるグループ討議に続き、その成果を受講生全員で共有しながら再討議するという「2つのステップ」を経ることにより、学生の「気づき」を深化させている。また実際の企業活動を題材に、現状分析から課題抽出、改善方策にかかるレポートの作成と提案、発表といった、学生が主体的に課題に取り組む教育方法を採用することにより、実務上の専門知識とスキルの修得につながるよう工夫を行っている。

また、前述のとおり、正課教育と連動して、ディプロマ・ポリシーにて掲げる「チェンジ・リーダー」の育成のために「アクション&リフレクション（実践と内省）」の姿勢を常に学生が意識して学修することができるよう、入学から修了まで一貫した仕組みを確立していることも、学生の学修への主体的な参加を促している。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

専門職学位課程における授業は、講義、演習または実習により行っている。各研究科では、大学設置基準第21条に従い、授業科目の特徴、内容、履修形態ならびに履修にあたって必要な学習時間等を考慮して、適切に単位数を設定している。

各研究科とも、学生の授業負担を考慮して履修科目登録の上限設定を行い、履修要項等を通じて学生に周知している。各研究科の最新状況は次の通りである。

法務研究科について、上限単位数については、2020年度未修入学者（2021年度既修入学者）までは、法学未修者に対する教育を充実させる見地から1年次38単位、2年次36単位、3年次42単位であったが、2021年度未修入学者（2022年度既修入学者）からは、5年一貫教育制度の開始及び2023年度からの法科大学院学生の司法試験在学中受験に向けて、1年次の最高履修単位を36単位とし、3年次の最高履修単位を2単位増やして44単位とした。これは、改正後の専門職大学院設置基準第20条の8に定められた「1年につき36単位を標準」に準拠しており、また、同第2項の定めるところの「1年につき44単位まで履修科目として登録を認めることができる」に即したものである。また、教員または法科大学院事務課に、学生からの履修相談があった場合には、当該学生の学習時間を十分に確保できるように履修指導を行っている。さらに、学期末において、成績が一定基準以下の学生に対しては、教務委員会委員による個別面談の機会を設け、履修や学修に係る相談など、可能な限り早期のケアに努めている。

戦略経営研究科では、主たる教育対象を有職の社会人としていることから、過度の履修により業務への支障や単位の修得のみを目的とするような学修とならないように、最初の Semester（1年次前期）の履修単位を原則として12単位、第2 Semester（1年次後期）以降の履修単位を16単位までとして上限を設定している。ただし、学修意欲のある学生への配慮、更なる意欲の喚起・向上策として、最初の Semester（1年次前期）においては、アドバイザー教員の履修指導の結果、許可を得た場合には、16単位までの履修を、第2 Semester（1年次後期）以降は前の Semester における GPA 平均が3.5以上である学生については、最高履修単位数の弾力化申請を行うことで、さらに4単位（合計20単位）の履修を可能（第5 Semester 以降の適用は不可）としている。なお、アドバイザー教員は、各学生に1名割り当てられ、各セメ

ターに1度は面接を行って履修指導を行うことで、学生それぞれのキャリアプランに適した科目の履修を促したり、修了に必要な単位を履修できるよう確認を行っている。

○シラバスに基づいた授業展開について

シラバスについては、科目毎に、担当者、目的、概要、到達目標、成績評価の基準と方法、履修条件、各講義の具体的な授業内容（授業計画）、テキスト、参考書、その他必要な項目を標準的な項目として設定し、これに基づいて作成したものを学生には冊子またはPDFで配布しているほか、インターネット上でも確認できるようになっている。シラバスの記載内容に関する確認については、形式面を中心に主として事務局が行っているほか、必要に応じて専任教員がその内容を確認し、問題がある場合は担当者に修正を要請している。

授業担当者には、シラバス通りに授業を実施するよう依頼するとともに、授業アンケートにおいてシラバス通りに授業が実施されたかどうかについて調査を行っている。また、休講があった場合は、必ず補講を実施することとして、シラバスに記載した授業計画及び内容の着実な実施を図っている。各研究科の具体的な対応は以下のとおりである。

法務研究科においては、各教員に対して、教育課程編成・実施の方針及び到達目標、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて、各授業の計画・到達目標・成績評価の基準等を詳細に明示した講義要項（シラバス）の提出を求めている。また、講義要項の内容については、教員が入稿後にFD委員長、教務委員長及び自己点検評価委員長によって、また、展開・先端科目群の科目については科目担任者会議の主任及び副主任によって、科目名称と授業内容との整合性・適切性をはじめとする記載内容に係るチェックをする仕組みを構築しており、第三者による確認（事前確認）を行っている。実際の授業進行に際して、講義要項の内容に変更が生じた場合には、授業担当教員が履修者へ丁寧に説明を行うとともに、学生用ポータルサイト「C plus」を通じて周知を徹底することとしている。また、本研究科では、同一科目で複数クラス開講している授業について、それぞれのクラスを異なる教員が担当していた場合でも、講義要項及び試験科目は原則同一としており、担当教員同士で密にコミュニケーションを取り合い、授業の進捗等のすり合わせを行っているため、講義要項に基づいた授業展開について相互に確認できる仕組みとなっている。授業において適切な説明がなされたかどうかについては、学生による授業アンケートにおいて確認しており、これらの確認の結果、問題があると判断された場合には、教務委員長から担当教員に対して是正・改善を指示し、適切に対応がなされている。

戦略経営研究科においては、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等については、シラバスにおいて、履修対象、担当者のほか、目的、概要、到達目標、成績評価の基準と方法、課題に対するフィードバック方法、履修条件、各講義の具体的な授業内容（授業計画）、教員が実務家教員である場合は実務経験が講義にどのように反映されているか、講義に含まれるアクティブラーニングの要素、テキスト、参考書、教材配布の方法、課題・宿題のテーマの提示について、準備学習についてなどの項目を標準的に設定して作成し明示している。作成にあたっては、参考資料として、教員に対して記入要領及びサンプル（記入例）を配付し、シラバスの要件の適切性（記入漏れ、要件の不足がないか等）に関する確認は教務委員と事務局が中心となっており、必要に応じて修正を要請するなど、本専攻の学生が学習計画をたてる上で適切な内容となるよう配慮している。

また、授業を担当する専任教員、非常勤教員を集めて毎年1回、3月に、教育に関連する問題について意見交換するために授業担当者会議を開催し、研修会を行っている。この研修会に

については、特に非常勤教員に対して、授業の改善事例を示し、一般的によく聞かれる授業運営に関する質問を Q&A 形式にまとめた資料を配布するとともに、シラバスに沿った授業の実施を周知徹底し、学生に対して教員間での対応の差がでないよう標準化に努めている。

さらに、授業アンケートにおいてシラバスどおりに授業が実施されたかどうかについて調査を行っており、調査結果から改善が必要だと判断される事項については、FD・自己点検・評価委員会において検討を行い、次年度授業運営ガイドラインに当該事項を反映し、同様の事象が発生しないよう組織的な改善に努めている。シラバスに変更が生じた場合は、学生用ポータルサイト「C plus」を通じて変更内容を知らせるとともに、プレ講義及び初回授業時に教員からも説明を行い、周知徹底を図っている。なお、プレ授業とは科目の目的・概要や授業計画などについて説明するため、初回授業より前に 1 科目 20～30 分のオンライン講義を行うものである。プレ講義に参加した学生からの質問に答えるとともに、プレ講義の録画をあとから学生が見ることもできるため、学生が履修する科目を決定するにあたり単にシラバスを読む以上の情報が得られる機会となっている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、専門職大学院教育の特徴を捉え、学生が主体性をもった学修ができる体制を展開すると共に、シラバスを起点とし、複数教員による授業・研究計画の点検プロセスを組織的に行うことで、各研究科の目的達成に向けて効果的な教育を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

<現状説明>

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

専門職大学院においては、成績評価の基準と方法について、履修要項を通じて評価の基準を周知しているほか、シラバスを通じて科目毎の具体的な成績評価方法と単位認定基準としての到達目標を明示し、学生の学修に資するものとしている。成績評価の方法については、科目の特性に応じて、試験・レポート・プレゼンテーション等を設定し、併せて採用される方法の比率を明示している。評価の実施にあたっては、概ね相対評価の制度を導入している。成績評価の尺度と表示は、S (90～100 点)、A (80～89 点)、B (70～79 点)、C (60～69 点)、D (60 点未満、不合格) となっている。

また、本学の専門職大学院に入学する前に他の大学院（外国の大学院を含む）で修得した単位、本学の専門職大学院に入学後に他の大学院（外国の大学院を含む）や本学大学院他研究科で修得した単位については、本人の申請に基づいて、研究科内の委員会において、専門職大学院学則（第 35 条の 2～37 条、第 59・60 条、第 86～88 条）及び研究科が独自に定める単位認定基準により審査を行い、最終的には教授会で審議する手続きをとることにより、各研究科の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないように留意して適切に単位認定を行っている。

具体的に、法務研究科の場合には、厳格な成績評価の実施のため、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」において、内規に定める一部の科目を除き、当該学期において当該科目を履修した学生全体の総合点の分布状態を併せて考量するものとしており、Sは上位15%以内、SとAを併せて上位40%以内、S・A・Bを合わせて85%以内と定めている。また、科目の特性に鑑み、実務基礎科目群のうち数科目については、合否判定のみを行うこととし、成績評価は、合格の場合はS、不合格の場合はE、評価不能の場合はFとしている。

戦略経営研究科は、前述した評価基準に即した方法で成績評価を実施し、成績評価確定後、S評価(20%程度以内)とA評価(30%程度以内)が合わせて55%を超えていないかについて、戦略経営研究科事務課にて数値確認を行っている。数値確認ののち、S評価とA評価が合わせて55%を超える科目については、教務委員長長の責任の下、担当教員に「成績評価の見直し」の依頼を行っている。成績評価の見直しを経て、適切な成績評価分布となった「各科目の成績分布」については、教務委員会、教授会に報告を行うことで、全教員が確認している。さらに、通算GPA平均値については、セメスター終了時に学生にも学生用ポータルサイト「C plus」を通じて公開している。

○学位授与を適切に行うための措置

課程の修了認定及び学位の授与については、各研究科ともそれぞれが掲げる学位授与の方針及び基準に従って教授会においてその妥当性の判断を行うことで、学位審査の客観性・透明性を確保している。その前提として、各研究科においては、個別授業科目について到達目標や成績評価の基準と方法をシラバスに明示し、厳格な成績評価を実施しており、成績評価に疑義がある場合は成績調査等を行うことを可能としている。

具体的に、学位授与にあたっての基準及び手続の概要は以下の通りである。

学位授与に関わる基準については、専門職大学院学則(法務研究科：第64～65条、戦略経営研究科：第92～94条)において明示しており、各研究科とも、規定法令や学則に定める在学期間や修得単位数を満たした者について、教授会において養成する人材像に適った水準を有することを確認したうえで学位授与を決定している。

具体的に、各研究科の修了に必要な在学期間と修得単位数については次の通りである。法務研究科については、在学期間3年以上で、94単位以上を修得することになっているが、法学既修者として認定された者については、在学期間2年以上で、64単位以上を修得することとしている。戦略経営研究科については、在学期間2年以上で、同研究科における学修を総括する科目である「プロジェクト研究Ⅰ」、「プロジェクト研究Ⅱ」各4単位計8単位を含む46単位以上を修得することとしている。

なお、一定の条件の下、標準修業年限未満で修了することができる「在学期間の短縮」の制度については、各研究科に入学する前に、本学大学院又は他大学院で修得した単位を当該研究科入学後に修得した単位としてみなすことで、修得に要した期間その他を勘案して、在学期間を短縮するものとして専門職大学院学則に規定しており、この制度の前提となる単位の認定については、研究科毎に認定できる科目の範囲、換算の基準等を単位認定基準に定めて運用している。これまでの短期修了の事例としては、2019年度に本学大学院国際会計研究科の廃止に伴い、戦略経営研究科に国際会計研究科の在学学生を受け入れた際、すでに基礎的な知識は修得しているとして研究科教授会にて単位の認定を行い、1年間での修了を認めているケースがある。なお、法務研究科においては、この在学期間の短縮の制度以外にも、前述したとおり、法学既修者として認定した者に係る在学期間の短縮を行っている。

また、成績不良者への対応については次のとおりである。

法務研究科については、1年次から2年次への進級要件、2年次から3年次への進級要件を定めており、要件を満たせない場合には進級又は修了を認めず原級留置となること、翌年度も同要件を満たせない場合は除籍となることを履修要項において告知している。進級及び修了ができなかった学生に対しては、教務委員会委員による個別面談等、学修における悩み相談ができる機会を創出し、適切にフォローしている。このように、修了生の質を維持するため、成績不良者を途中でスクリーニングするとともに細かい指導を行っている。

戦略経営研究科については、進級要件による原級留置制度はない。学生に対しては、入学後のアドバイザー教員による学習相談をはじめ、「プロジェクト研究」を担当する教員による指導を行っているほか、ミニットペーパーの導入等の手法を通じ、各講義科目における理解度の確認とフォローアップを行うことにより、学位の授与にあたって必要な水準を担保している。

その上で、各研究科における学位の授与状況は下の表に示すとおりである。

[専門職大学院における学位授与状況]

研究科・専攻			2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度	
			修了予定者数	学位授与者数	修了予定者数	学位授与者数	修了予定者数	学位授与者数	修了予定者数	学位授与者数	修了予定者数	学位授与者数
法務研究科	法務専攻	専門職学位	183	161	136	126	101	84	100	90	84	78
戦略経営研究科	戦略経営専攻	専門職学位	72	69	59	57	54	51	54	51	77	76

<点検・評価結果>

このように、各研究科ともそれぞれが掲げる学位授与の方針及び学位授与にあたっての基準に基づき、毎年一定数の修了者を安定的に輩出しており、基準及び課程修了時の学生の質を確保する仕組みについても適切なものとして判断できる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<p><評価の視点1は全学項目のため割愛></p> <p>評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況</p> <p>評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮</p> <p>評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況</p>
--

<現状説明>

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

各研究科の教育においては、国際的視野をもったプロフェッショナルを育成するため、国際関連科目及び英語等の外国語による授業科目や外国人教員による担当授業の開設など、開設科目と担当教員に工夫をしている。

法務研究科においては、ビジネス・ローヤーや渉外・国際関係法ローヤーの養成を人材養成目標のひとつに掲げ、教育課程において在學生に外国の大学や諸機関における教育経験を積ませるなどの工夫を施している。具体的には、座学としての外国法科目に加え、法科大学院及び司法試験制度を踏まえた国際的なキャリアパス形成実現を目的とした正規科目として、海外研修プログラム「Study Abroad Program」を設置しており、研修先大学の著名な教員から直接講

義を受けるだけでなく、法律事務所や企業を訪問し、国際的法務の最前線での法運用を学ぶなど、実践的内容を含む科目となっている。なお、研修プログラムについては、2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大により、休講となっている。

戦略経営研究科においては、グローバルな視野を持つ人材を養成する科目として、「グローバル経営戦略論」「アジアビジネス論」「グローバル経営法務」「フィールドラーニング（モンゴルフィールドワーク）」などを設置するとともに、ネイティブ教員をはじめ経験豊かな教員が英語によって授業を行う「ビジネス・コミュニケーション」「Strategic Management and Global Leadership」を設置している。

これらの科目に加え、「基礎科目」をはじめ様々な科目でグローバル企業のケース等を取り上げることで、国際的な実務に関する知識や視野を養成している。なお、「フィールドラーニング（モンゴルフィールドワーク）」については、2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大により、休講となっている。

また、戦略経営研究科においては、国際的通用性をさらに高めるため、国際認証を取得することを将来戦略のひとつとして、2017年度から The Association of MBAs (AMBA) 取得に向けて取り組みを続けていた。最終的に、2021年度末から2022年度にかけて審査を受け、2022年9月に正式に承認を受けた。これは、本学初の国際認証取得であり、AMBA認定校は国内では3校目となる。国際認証取得を弾みとして、今後は具体的に海外のビジネススクールとの交流を進めていく。なお、認証期間は2025年の7月までの3年間となっている。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生については、各研究科とも留学生の受け入れに関する入学試験等の特別な制度は設けておらず、日本人と同じ入学試験制度の中で日本語能力など、専門職大学院のカリキュラムに対応できると判断できる限り区別なく受け入れているため、現段階では、教育上の特段の配慮は行っていない。

○国外の高等教育機関との交流の状況

法務研究科においては、課外活動プログラムとして、アメリカ合衆国ボストン大学法科大学院（又は同大学 Center for English Language and Orientation Program）から専任教員を招聘し、本研究科学生を主たる対象とする課外サマースクール「ボストンプログラム」を実施している。2022年度は、ボストン大学法科大学院教授による“Introduction to American Law and Legal English”を8月に実施する予定で準備を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催中止とした。

また、本研究科の関連組織である学校法人中央大学ロースクール・アカデミーの主催により、国際サマースクール“Introduction to Japanese Law in English (IJLE)”を開講している。これは、本研究科の専任教員（一部学部教員等を含む。）が、主として海外の法学生を対象として英語による日本法入門を教授するとともに、法廷傍聴や法律事務所訪問等を行う5日間の集中講座であり、上のボストンプログラムの期間と並行して開講している。なお、本プログラムはウエストロー・ジャパン株式会社の寄付講座として運営しており、参加費を無料とすることで参加者の負担を軽減している。

さらに、2017年度には韓国刑事政策院との間で交流協定を締結している。また、2019年度には、本学の創始者が学んだ英国ミドルテンブルにおいて、刑事弁護活動や法曹倫理について学ぶ科目「Study Abroad Program」を開設するに至った。

その他、これまでにアジア法に係る教育研究を積極的に展開してきており、文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」(2022年度)においては、「英吉利法律学校の伝統をふまえたグローバル社会とりわけアジア諸外国法曹養成機関との連携強化」(香港大学及びメルボルン大学との連携)が「実績評価 B」として評価を得た。

戦略経営研究科については、研究科として初めて、2020年2月にインド経営大学院ナグプール校(IIM Nagpur)との協定調印し、教育と研究の両面での交流を図っていくことにした。さらに、2022年9月にThe Association of MBAs(AMBA)により国際認証をうけたことで、今後は海外のビジネススクールとの協定・交流をさらに加速していく。

<点検・評価結果>

以上のように、専門職大学院においては教育課程の専門性にに基づき、国際的通用性を高めるための特色ある取り組みを進めている。2020年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、交流の一次中断を余儀なくされているが、今後は国内外の動向にあわせて、交流を再開させていく。

<長所・特色>

法務研究科においては、国外の大学と連携し、国内の企業の支援を受けつつ、学生に国際的な素養を高めるプログラムを正課内外において積極的に実施している点があげられる。

戦略経営研究科については、本学初となる国際認証(AMBA)取得を達成した。この認証によって、戦略経営研究科の提供するプログラムが国際水準であることが保証され、国内外へその存在感をアピールできるようになったことがあげられる。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

法務研究科については、2023年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響も鑑みて、①海外渡航が支障なく自由にできる状況の場合と、②海外渡航に一定制限がある状況または海外渡航禁止の場合に分けて海外の大学と連携した授業及びプログラムの実施方法について検討し、学生の国際的な素養を高めるプログラムの継続性を確保する。

戦略経営研究科においては、国際認証取得を弾みとして、今後、海外のビジネススクールとの交流を進めていく。また、3年後のAMBAの再認証に対しても小委員会を設置して対応を行っていく。

点検・評価項目⑦:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1:学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2:学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

<現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

本学においては2019年度に「学修成果の把握に関する方針」を策定し、学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標を明文化している。学修成果の測定については、様々な手法・視点から実施されることが望ましいことから、機関レベル・教育プログラムレベル・科目レベルの3階層に分けて測定指標を設定し、客観的指標と主観的指標をバランス良く組み合わせた構成としている。詳細については、「第4章学士課程の教育内容・方法・成果」を参照いただきたい。また、全ての学部・研究科において、学習成果と授業科目の対応関係を明示したカリキュラムマップを作成・公開することで、各階層で学習成果の測定が適切に行えるようにしている。

なお、研究科ごとの取組みは次のとおりである。

法務研究科においては、授業科目ごとの工夫から司法試験結果まで、様々な取組みを組み合わせ、学修成果の把握に努めている。

まず、授業科目ごとにおける学修成果把握の工夫については、同一学期に同一科目につき複数クラスが設置されている場合において、担当者間で協議の上、試験問題及び採点基準を統一しており、採点結果も共有するなど、担当者間の認識を合わせ、学生の達成度を客観的に測れるよう努めている。

また、学生自身の学修成果の把握を促す取り組みとして、①学期末試験の答案返却（添削されたものも含む）、②各科目の全体講評の開示、③法律基本科目及び司法試験選択科目において教員が履修者に学期末試験の解説及び採点実感を伝える「学期末試験の講習会」の実施などの取り組みを通じて、学生に、自身の学修到達度を認識させる機会としている。

学期・年度ごとの学修成果は、科目毎の成績評価分布やGPAから確認を行っている。成績評価・GPA集計結果については教務委員会が、授業アンケートの集計結果についてはFD委員会が、それぞれ学期ごとに検証することとし、学修成果の把握と測定に役立てている。

あわせて、未修1年生については、法科大学院協会及び日弁連法務研究財団が実施する「共通到達度確認試験」を受験することとなり、その個別結果及び全国平均との比較等により、1年生の基礎知識の定着度合いを確認している。

さらに、2017年度より、学期末には当該学期の成績も踏まえて、「学修成果分析会」を実施している。この学修成果分析会は、各年次の必修科目の担当教員、クラス・アドバイザー等が任意に集まり、成績に関する基礎資料及び各教員が適宜持ち寄った資料をもとにして、個々の学生の学修到達度や傾向分析につき自由な意見交換をして情報共有することにより、今後の学修指導に役立てることを目的としている。また、各学期の終了時に実施される授業アンケートにおいても、学生の理解度等について、教員が担当科目の回答結果の確認を行っている。

そして、法務研究科の使命は法曹養成であることから、一番重きをおく学修成果として司法試験の合否結果がある。運営委員会をはじめとした学内委員会において、当該年度の合格率や、修了後合格までの年数と在学中のGPA及び司法試験関連科目の成績を組み合わせる等の分析を行っている。

このように、様々な取組みを組み合わせ、多面的に学修成果の把握に努めているものの、学位授与の方針との関連性をもって学修成果の把握をすることについては途上であり、現在FD委員会において学位授与方針に明示した学修成果の把握の方法について検討を行っているところである。

戦略経営研究科においては、学位授与の方針に定めた、修了するにあたって身につけるべき「7つの力」がどれくらい身についたかについて、学生の自己評価および授業科目におけるルーブリック評価を組み合わせるなどの把握を行っている。

まず、学生の自己評価として、入学時の「キックオフセミナー」、半期ごとの「リフレクションセミナー」、修了時の「ラップアップセミナー」において、各学生はこの「7つの力」について、自身の現状をアセスメントし、「7つの力」がどれほど身についたかを振り返るとともに、今後どのように「7つの力」を伸ばしていきたいかを考える機会をもっている。アセスメントの結果と今後の目標は各学生が「リフレクション・ジャーナル」に記入するとともに、教員はセミナー実施後のアンケートによって把握している。

また、各科目の学修や、上述のセミナーを通して涵養された専門知識、思考力、分析力、コミュニケーション力などを統合して発揮するのが、実在の企業の具体的な課題発見・解決に取り組む「フィールドラーニング」及び各学生が設定した課題について調査・研究を行う「プロジェクト研究」である。集大成ともいえるこれらの科目について、ディプロマ・ポリシーに明示している「7つの力」がどれほど身についたかを評価するため、「フィールドラーニング」と「プロジェクト研究」の成績評価においては、ルーブリック評価を導入している。

なお、授業への理解度については、学生に対する「授業改善アンケート」を2008年度から毎年実施しているほか、授業毎に行うミニットペーパーを多くの授業で複数回の実施を行っている。ミニットペーパーを通して、担当教員は学生の講義内容の理解度や学生からの要望をタイムリーに把握し、速やかに授業に活かしている。このミニットペーパーの実施は、学修者目線を常に確認する有効な方法といえる。

このように、戦略経営研究科においては、学位授与方針に定めた修了するにあたって身につけるべき「7つの力」について、直接評価・間接評価を組み合わせる多面的に把握・評価する仕組みを整えている。

<点検・評価結果>

法務研究科においては、様々な方法で学生の学修成果の把握に努めているものの、学位授与の方針に明示した学修成果を測る指標の設定までには至っていない。

戦略経営研究科においては、学位授与方針に掲げた修了するにあたって身につけるべき「7つの能力」について、直接評価・間接評価を組み合わせ、適切な把握に努めている。

<長所・特色>

法務研究科においては、大規模ロースクールにあっても、様々な角度から学生の学修到達度に係る分析を行った上で、個々の学生に合わせたより一層きめ細かな学修指導・フォローに取り組む、質の高い法曹教育の提供に努めている。

戦略経営研究科においては、学位授与方針に掲げた、修了するにあたって身につけるべき「7つの力」を軸に、入学から修了まで網羅的に、直接評価・間接評価を組み合わせ、学修成果を把握する取組みを進めている。また、ミニットペーパーにより学生の理解度や要望をタイムリーに授業実施に活かすなど、学修者目線を常に意識し授業運営を行っている。

<問題点>

法務研究科は、学位授与方針に明示した学修成果を図る指標の設定に至っていない。

<今後の対応方策>

法務研究科においては、学位授与の方針に明示した学修成果を測定するための指標の設定について、まずはFD委員会において検討を行っており、2022年内には、カリキュラムマップを

活用して、各科目の成績分布と学位授与の方針に明示する学修成果と紐づけた分析を試行的に行い、FD 委員会で議論・意見交換の上、本研究科における方向性を検討する。

戦略経営研究科においては、現行の取組みを継続するとともに、更なる取組みの推進として、主要な科目において、成績評価基準にルーブリック評価を導入することを検討する。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

各研究科においても、授業の内容及び方法の改善と教員の質的向上を体系的かつ継続的に行うため、教授会の下に専任教員で構成する FD に関する委員会を置き、FD 活動を行っている。活動の内容は、学生による授業評価アンケートの実施をはじめ、各研究科の組織の規模や教育内容に応じた独自の取組みとなっており、そこで明らかになった問題は FD に関する委員会をはじめとして、教授会等で改善案が議論され、授業等の改善に活用している。

学生による授業評価アンケートについては、実施時期は研究科によって異なるが、学期中間または学期末のいずれかあるいは双方に実施している。アンケートにおいては、当該授業に関する事項のほか、学修環境等に関する調査項目も含まれており、これらへの回答の集計結果は、教員及び学生に公開されている。各教員は、当該アンケートの結果を踏まえて、その授業の内容等の見直しを行うほか、内容に応じて研究科内の委員会での議論を経て改善を図るなど、教授会等において組織的に対応している。また、前述のように、戦略経営研究科においては、授業期間中に複数回行うミニットペーパーも授業改善等に活用している。

直近の改善・向上の具体例として、法務研究科では、5年一貫法曹養成プログラムに対応するため、2020年7月に、連携協定を締結している学部との接続性及び司法試験の在学中受験を意識したカリキュラムの大幅改正を行い、2023年度の司法試験の在学中受験が可能となる2021年度入学の未修1年次生から適用している。

戦略経営研究科については、コアとなる5つの専門分野を有機的に結びつけるカリキュラムを志向していた一方、科目選択の自由度や柔軟性を重視してきたため、一部の学生において5分野の履修がバランス良くなされない場合等の課題があった。そのため、2022年度からカリキュラムの大幅な改正を行い、コアとなる5つの専門分野の基礎科目を必修とし、全学生が5つの専門分野の理論と実践を身につけるカリキュラムとなるよう、改善を行ったところである。

<点検・評価結果>

以上の通り、各研究科ともにその教育課程について、定期的な点検・評価と、点検・評価結果に基づく改善・向上に資する活動が各研究科で絶えず行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし

点検評価項目⑨：教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか（専門職大学院）。

評価の視点1：メンバー構成の適切性

評価の視点2：教育課程の編成及びその改善における意見の活用

<現状説明>

○メンバー構成の適切性

○教育課程の編成及びその改善における意見の活用

各研究科においても、専門職大学院学則第7条に基づき、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、各研究科に教育課程連携協議会を置き、その名称を「アドバイザーボード」としている。アドバイザーボードの構成は、法務研究科においては「法科大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者」とし、戦略経営研究科においては「戦略経営研究科長の指定する本学教職員、戦略経営研究科の課程に係る職業に就いている者、又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者、著名な経営者や学識経験者」としている。このように教育と運営の全般にわたり、最新の動向や各界の専門家の忌憚のない意見を積極的に取り入れられるような構成としている。

アドバイザーボードメンバーから寄せられた意見等の活用については、具体例として戦略経営研究科の例をあげる。戦略経営研究科のアドバイザーボードメンバーからは、主にMBAを雇用する立場から、現在のビジネス環境の中でどのようなMBAを育成するプログラムが望ましいかという意見が出されることも多く、これらの意見も勘案しながら教育課程の編成を検討している。例えば、2018年度アドバイザーボード・ミーティングの中で、「知識だけでなく経営者のマインドも教えるべきである」という指摘を受け、「リーダーシップコア」におけるリーダーシップ教育(リーダーとしての考え方や姿勢を含む)を必修として実施すると同時に、「経営戦略論」及び「知識創造戦略論」の中で、中央大学卒業生のうち、特に経済界で活躍する卒業生で組織される南甲倶楽部の紹介を受け任用された企業のトップによる特別講義を毎年実施している。また、2020年度アドバイザーボードメンバーからは、中央大学出身の著名な経営者による実践講座は、とても貴重だというコメントも寄せられている。

なお、2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各研究科とも、アドバイザーボードを対面で開催することができておらず、書面を活用してご意見を伺うなどの対応を行っている。オンラインを活用していない理由としては、各界において著名なメンバーからご意見をいただくにあたっては、対面開催として、礼を尽くしながら開催することが研究科にとって重要であると考えているためである。しかしながら、これまでのように直接ご意見を伺う貴重な機会が中断している状態は望ましくないため、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、開催方法について検討を行っていく必要がある。

<点検・評価結果>

以上のように、専門職大学院において、教育課程連携協議会を置き、各専門分野に造詣の深いメンバーにて構成している。また、頂戴した意見について、適切に教育課程に反映するように努めている。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大のため、対面での開催については2年間見送っており、今後は状況を踏まえながら、開催方法について検討を行う必要がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

新型コロナウイルス感染症拡大のため、対面での開催については2年間見送っており、今後は状況を踏まえながら、開催方法について検討を行う必要がある。

<今後の対応方策>

今後の新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえながら、アドバイザリーボードメンバーのご意向も確認しつつ、適切な開催方法について検討を行っていく。

第1部第6章 学生の受け入れ (学部)

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を明示しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

<現状説明>

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

本学においては、大学の理念・目的、教育目標並びに人材養成の目的を踏まえながら、大学全体の「入学者受け入れ方針（以下、「アドミッション・ポリシー」という。）」を定めている。さらに、学部・研究科において設定する「アドミッション・ポリシー」については、全学方針および各組織の「学位授与の方針」及び「教育課程の編成・実施方針」を踏まえつつ策定し、「求める人材像」、「どのような知識・能力・態度を備えた学生を、多様な選抜方法によって受け入れるか」等について明記している。また、設定した「アドミッション・ポリシー」については、各入学試験要項及び本学公式Webサイトに掲載することで、志願者および社会に広く公表・周知している。特に、学部への志願者に対しては、入学試験要項とあわせて受験生向Webサイトにも教育活動に係る「3つの方針」のリンクを掲載するなど、円滑な周知に努めている。

各学部・研究科のアドミッション・ポリシーは、いずれも本学の「質実剛健」の気概と「家族的情味」の人間性を兼ね備えた、有為な人材を育成するという建学の精神と、本学の理念・目的を具現化する各教育プログラムの実施・展開に際しての教育目標に即した「実学重視」教育の志向性を十分に踏まえており、各学部の理念・目的、教育目標等の具現を図り、これらとの相関性を十分に反映することを企図し、学部毎に具体的に「求める人材像」を示すものとなっている。各学部・研究科のアドミッション・ポリシーの具体的な内容については、本章における各学部の該当箇所に取りまとめる記載内容を参照いただきたい。

なお、各学部・研究科の3つのポリシーについては、2019年度に大学評価委員会が中心となり、既存のすべての組織において見直しを行ったところであり、引き続き、絶えず検証と必要に応じた見直しを行うこととしている。

<点検・評価結果>

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定し、適切に学生の受け入れ方針を明示している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種

推薦入試、特別入試を含む)

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<現状説明>

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

18歳人口の減、大都市圏の私立大学の定員管理の厳格化といった逆風の中、今次新型コロナウイルス感染症によって、「私大離れ現象」「地元志向の高まり」等、私立大学を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。こうした社会環境のもと、大学が自らの社会的使命を達成していくためには、高等教育機関としての内実の強化・充実が前提となるが、同時に、国内外から豊かな可能性を持った優秀な学生を迎え入れることが重要であり、そのためには、公正で合理的な入学者選抜制度の確立が不可欠である。本学では、各学部・研究科がそれぞれの個性に応じた多様な選抜制度を設計する一方、大学全体としての中・長期的課題への取組みを強化するために、「入学センター」を設置し、入学者選抜制度の改革に取り組んでいる。

入学センターには、入学者選抜及び学生募集に関わる基本的事項を扱う入試政策審議会と、学部入学者の選抜の実施に関わる計画・準備・実行を所管する入試管理委員会を設置し、全学的な調整を行っている。

なおここでは、主として全学に共通した事項について記すため、各学部・研究科における選抜制度の詳細については、それぞれの組織の記述を参照いただきたい。

（1）学生募集方法について

各学部で行われている教育目標等と教育内容・方法、教育研究環境等に係る情報について、受験希望者に正確に把握してもらうこと、さらに、アドミッション・ポリシー並びに入試選抜方法等に係る情報について、適切に開示することにより、入学者選抜における公平性に留意している。また、各学部のカリキュラムは、総合教育科目の修得に加え、入学時より各学科・専攻等において、それぞれの専門性に特化した専門基礎教育並びに専門教育を展開するスタイルとなっているため、受験希望者の本学の教育課程に係る理解と、実際のそれとの間に齟齬が生じないように、以下の機会等において具体的な説明を行っている。

①オープンキャンパス

高校生の夏季休暇期間内に、各キャンパスにおいてオープンキャンパスを開催している。

オープンキャンパスでは、本学の各学部・学科や入学者選抜制度について紹介するガイダンスのほか、教員による模擬授業、研究室公開、キャンパスツアーなどのプログラムを実施している。また、在学生や教職員による個別相談コーナーを設置している。

実施回数については、各キャンパスにて2日ずつ開催するなど、本学のキャンパスにて直接教職員や在学生と接してもらうことで、本学における学びや各種入試制度等について理解してもらうための機会の提供に努めている。

なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により対面方式での開催は叶わず、Webオープンキャンパスとして、特設Webサイトにおいて学部ガイダンスや模擬授業等、受験生向けのコンテンツの掲載を行った。2021年度についてはWebオープンキャンパス（特設ページに受験生向けコンテンツ掲載）を中心としながら、一部事前予約制・対

面形式としてキャンパス見学会を行った。2022年度については、対面方式を中心として実施することとし、各キャンパス2回実施・事前予約制として、人数を制限する形で実施し、全日程で約1.1万人の参加者となった。各キャンパスの各回における参加者は次のとおりである。

- 7月30日（土） 多摩キャンパス 3,248名
後樂園キャンパス 2,034名
市ヶ谷田町キャンパス 740名
- 7月31日（日） 多摩キャンパス 2,675名
後樂園キャンパス 2,062名
市ヶ谷田町キャンパス 716名

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事前予約制での実施となり、すべての参加希望者を受け入れることはできなかったが、学部ガイダンス・模擬授業等、各種コンテンツも特設ページに掲載することもあわせて行い、参加できなかった受験生や遠方に住む受験生への配慮を行っている。

②出張講義

本学では、教員が各高等学校からの依頼に基づき高校を訪問して授業を実施する「出張講義」を行っている。これによって、高校生が大学での学びについて理解を深め、自らの将来の学修について具体的に考える機会を提供している。

2019年度までは年間60～70件で推移していたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で31件、2021年度は47件となっている。新型コロナウイルス感染症拡大前の数字にまでは回復していないが、件数は回復傾向となっている。

③高校教員向け進学説明会

オープンキャンパスのほか、本学の教育内容に対する理解を深めてもらうことを狙いとして、高校教員及び予備校関係者を対象とした進学説明会を年1回開催している。説明会においては、本学や入学者選抜制度の説明、質疑応答等を行っている。2019年度までは対面方式にて行い、参加者数は例年約200～300名となっていた。新型コロナウイルス感染症拡大により2020年度は中止、2021年度・2022年度についてはオンライン方式により開催し、参加者数について、2021年度は239名、2022年度は406名となった。オンライン開催へ移行したことにより、遠方の高校教員の参加が増えるなどの効果があった。今後は、多忙な高校教員のニーズもより踏まえながら、オンラインを活用した説明会を充実させていく予定である。

④進学アドバイザー

本学では、中央大学入試政策審議会学生募集活動委員会の下に、全学的な広報活動を専門的業務とする学生募集専門員（進学アドバイザー）を置き、学外進学相談会、高等学校での説明会・講演会、予備校での説明会・講演会に参加して、講師・個別相談員として本学受験希望者への適切なアドバイスと指針を提供する体制を整備している。また、進学アドバイザーは、高等学校及び予備校への訪問を通じて本学を積極的にアピールするとともに、各校の進路指導の現状や進学状況に関する情報を収集する役割も担っており、各学部における入試制度については勿論のこと、主として教育活動全般に係る情報提供と

これに対する意見交換、情報交換を行っており、学生募集においても強力な支援者・推進者として機能している。

⑤附属校との連携

本学はこれまで、各学部と附属4校の間で、学部の基礎的な講座や学部紹介、大学の科目等履修や体験授業、研究室や研究内容を知ってもらうもの等、様々な連携事業を行ってきた。一方で、これらは各学部と附属各校との間における取組みに留まっており、全学横断的な連携活動の不足が課題となっていた。

中長期事業計画 ChuoVision2025 における「総合学園構想」は、学校法人中央大学を構成するすべての機関・組織・施設は、「行動する知性。」の理念の下で有機的に連携・協働して卓越した教育・研究・社会活動等を展開し、「オール中央」の力で世界の課題解決に貢献することを期待するものである。特に「大学・大学院と附属学校は、一貫した方針と教育プログラムの下で、次代を切り拓く人材を社会に輩出するという使命を共有する存在であり、相互の連携・協働を強化する必要がある」とし、2017年度には総合戦略推進会議のもとで「中長期事業計画にもとづく総合学園構想案ならびに推進体制について（報告）」を取り纏めた。当該報告には、大学と附属校の連携における、教育に関する課題と経営に関する課題が提示されており、特に教育に関する課題については、前述の全学横断的な連携活動の不足の他、「総合学園」としての魅力や強みの情報発信不足、大学進学時の学部選択にかかわるミスマッチ、附属校生が備えるべき基礎学力等についてなどの課題を指摘した上で、「中学・高校・大学の7年間／10年間を通じて一人ひとりを育成するプログラムの構築」について提言している。この報告を受け、教育に関する課題については、次のように取組みを進めてきた。

まず、各種案件に係る検討を一層効率化することを目指し、既存会議体を整理し、2020年度に「中央大学と附属学校との連携推進協議会」を設置した。そして、同協議会において、大学と附属校の連携活動の整理と新たな枠組み構築に向けた議論を行い、2021年5月に「中央大学と附属学校の教育連携推進プラン」を策定した。この新たなプランは2022年度より開始しており、本学らしい一貫教育の実現のために、全学横断的に教育連携プログラムの拡充と質の向上を図るとともに、各学部がそれぞれの特徴を生かして連携講座を充実させ、質の向上を図ることを目指している。具体的な連携活動は次のとおりである。

<附属中学>

- ・「ようこそ！中央大学へ」 対象：附属中学2校（附属・横浜）の1年生および父母
【目的】本学の教育理念・組織・進路等を伝え、附属校生としての意識を醸成する。
- ・「働くってどんなこと？」 対象：附属中学2校（附属・横浜）の2年生
【目的】社会人の経験談を聞き、働くことや自らの人生設計を意識する。
- ・「なぜ大学で学ぶの？」 対象：附属中学2校（附属・横浜）の3年生
【目的】大学での学修の意味や実態を知り、大学イメージの具体化、進学への関心と学習意欲を高める。

<附属高校（共通）>

- ・「中央大学を知ろう！」 対象：附属高校4校の1～3年生（主に1年生を対象）
【目的】中央大学の概要・魅力、大学での学修、大学の近況・ダイバーシティ、SDGs

など大学が取り組む課題、学生生活、中大卒業後の進路 等を知る。

- ・「学部選択セミナー・相談会」 対象：附属高校4校の1～3年生

【目的】各学部の学修や進路状況を知り、希望する学部の選択に資する。学部選択を目前にした3年生の個別相談に応じ、その選択を支援する。

<附属高校対象（任意）>

- ・高大接続先行履修「AI・データサイエンスと現代社会」

【目的】重要性を増すAI・データサイエンス科目について、先取り履修を可能とし、数理・データサイエンス・AI 分野に強い基幹学生を育成するとともに、附属校生の学習意欲を促進する。

- ・「国際センター外国語講座」

【目的】派遣留学生の増大等を目的とする大学生向けの外国語強化講座（課外講座）を附属校生にも開き、早い段階から長期留学等への準備を進める。

<保護者>

- ・保護者向けキャンパス見学会 対象：附属中学2校・附属高校4校の保護者（希望者）

【目的】高校・大学進学を意識する学年の保護者に大学の雰囲気伝える。

⑤大学案内、学部ガイドブックなどの印刷物及びWebによる広報

受験希望者向け大学案内に加え、各学部の詳細な特色や教育内容について記載したガイドブック等を作成し、広く進学相談会や請求者に対して配付することで、積極的な情報提供を行っている。これらの印刷物はデジタルパンフレットの形式で本学受験希望者向けWebサイトに掲載しており、紙媒体のみに依存しない広報活動を確立している。

また、受験生向けの特別Webサイト「Connect Web」を設置し、受験生が本学を進学先として検討するために必要な入試情報、本学の教育環境、学修活動・学生生活に関する情報を集約し発信している。

(2) 入学者選抜の方法について

一般選抜については、「6学部共通選抜入試」、「学部別選抜（一般方式、英語外部試験利用方式、大学入学共通テスト併用方式）」、「大学入学共通テスト利用選抜（単独方式）前期選考・後期選考」等の学力考査を中心とする選抜を主軸としている。2021年度・2022年度の一般選抜においては、新型コロナウイルス感染症対策として、入念な感染防止対策を行った上で集合形式にて実施するとともに、新型コロナウイルス感染症罹患者への特例措置を設ける等の対応を行った。

なお、すべての学部において大学入学共通テストの結果のみによって合否判定を行う「大学入学共通テスト利用選抜（単独方式）前期選考」を実施しているほか、全国10都市に試験会場を設置し、本学キャンパスに来訪することなく受験可能であるよう、遠隔地に住む受験生に配慮している。

特別入試については、総合型選抜として、各学部の独自性を強調した「チャレンジ入試」「自己推薦入試」、「高大接続型入試」、「英語運用能力特別入試」「ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・朝鮮語特別入試 ※朝鮮語は商学部のみ」「スポーツ推薦入試」

を、学校推薦型選抜として「指定校推薦入試」、「附属高校推薦入試」を行っている。その他、「外国人留学生入試」「海外帰国生等特別入試」「社会人入試」「編入学試験」、等を実施し、多様な個性や経歴等を有する入学者を獲得している。また、これらの多様な入試方式に加えて、本学が「世界に存在感のある大学」を目指すための独自の取り組みとして、日本国外において後期中等教育を行う学校との間における教育連携を推進する「国際連携校制度」を2020年度に設置した。今般、協定締結第一号としてハノイ市認定機関日本国際学校と連携協定を結んだところである。今後、協定校から本学への学生受け入れをはじめとした新たな教育連携を進めていく予定である。

なお、2021年度・2022年度の特別入試においては、新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン方式を適切に活用しながら試験を実施した。

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

（1）入学者選抜の実施体制

①一般選抜の実施体制

本学が実施する入学者選抜試験において最も大規模な一般選抜（6学部共通選抜、学部別選抜（大学入学共通テスト併用方式・英語外部試験利用方式）、大学入学共通テスト利用選抜（単独方式）前期選考・後期選考）の実施については、多くの志願者に対する受験機会の確保のための試験日程の設定、受験条件の公平性に十分に配慮した受験会場の確保・設営、効率的かつ的確な学力考査及び円滑な合否判定を担保するための体制整備を行っている。

体制整備の状況として、これらを包含した危機管理体制を全学体制の下に構築してその着実な実施に努めることの必要性に鑑み、全学的な入試管理委員会を組織し、その実施計画の策定から、準備、実施まで対応している。入試管理委員会は全学から選出される入試管理委員会委員長と委員長補佐に加え、入試担当学部長、各学部教授会互選の入試管理委員、情報環境整備センター所長、保健センター所長、総務部長、人事部長、情報環境整備センター事務部長、学事部長、入学センター事務部長、入試課長並びに入学センター所長によって構成され、一般入試、統一入試、大学入学共通テスト実施の計画、準備、実施に関する事項を所管し、とりわけ、問題作成上の機密保持、点検体制の整備、試験実施における公正性並びに安全の確保等には細心の注意を払っている。

具体的には、入試管理委員会における検討を通じて決定した一般入学試験等の試験日程及び当該日程に基づく準備スケジュールに即し、各学部から選出された入試専門委員（出題委員）が試験問題の作成・校正を行い、入試管理委員会の管理の下で出題委員が相互に試験問題の妥当性等に係る点検・検証を行っている。また、試験期間中の試験実施に際しては、入試管理委員会及び入学センターを中心とした全学体制の下で実施している。

このうち、試験問題の点検においては、出題の作成を担当した入試専門委員（出題委員）とは独立した他の入試専門委員が、入試管理委員会の監督の下で高等学校の課程（学習指導要領等）に照らして適切な問題となっているか、また、誤記述やミスプリント等がないか等の事項についての点検を行っており、実際の試験実施日には出題委員が入学試験本部に待機して万全を期すこととしている。「出題ミス」を防止する体制の構築につ

いては、継続して取り組んでおり、上述のような複数回の校正作業や、試験後の事後点検等により幾多にもわたるチェック体制を強化しており、事後点検による出題ミス発覚件数を年々減らすことができている。チェック体制の維持・強化については、入学センターが中心となり、今後も継続して取り組んでいく。

採点については、入試専門委員が中心となって採点業務にあたる体制となっている。入試専門委員等による採点の際には、記述式答案については採点者が受験番号、氏名を伏せた状態で採点作業を行い、人為的な採点ミスがないかなどの厳重なチェック体制も敷いている。採点された結果については、各学部における入試の可否に関する委員会（以下、「可否委員会」という。）に報告され、この可否委員会が合格判定基準に基づいて予め設定した募集人員との関係性を踏まえて可否判定を行っているほか、大学入学共通テスト利用選抜（単独方式）前期選考・後期選考についても各学部の可否委員会が学科毎に指定する大学入学共通テストの試験科目の結果を用い、合格判定基準に基づいて予め設定した募集人員との関係性を踏まえて可否判定を行っている。可否判定に際しては、選択科目間の有利・不利を是正するために偏差点処理を行って「等価調整」を実施した上で得点順に可否を判定し、公正かつ客観的な選抜を行っている。

②特別入試の実施体制

各学部の特別入試については、各学部等のアドミッション・ポリシーに基づく専門分野毎の特色性を反映した入試形態となっているため、全学を横断した実施体制ではなく、各学部の責任体制の下において、その実施・運営にあっている。具体的には、各学部に入試運営に係る委員会を設置し、この下に各学科・専攻等から選出した出題委員、採点委員、面接委員を置き、学部事務室の入試担当職員によるサポート体制の下で、特別入試に係る計画策定から準備・実施等にあたる体制となっている。出題に際しては、委員会のもとで出題委員を選出し、作問にあっており、これを先の委員会の監督の下で、妥当性・適切性等の観点から点検・検証する仕組みとなっている。また、小論文、面接試験等については、複数の教員による採点体制を確保するなど、その公平性・妥当性の確保に努めている。可否判定については、教授会、あるいは各学科・専攻等の代表から選出された可否委員及び学部長によって構成する可否委員会において各特別入試の出願資格要件の審査及び選考方法に則した厳格な可否判定を行っている。

なお、受験案内（入学試験要項）の作成や出願受け付け、受験票の発送等の事務的な業務については、入学センター（入試課）が業務を担当している。

（２）入学者選抜基準の透明性を確保するための措置

本学における入学者選抜基準については、各入学者選抜試験において透明性ある選抜基準の適用を基本としており、学力考査を主な選抜方法とする「6学部共通選抜入試」、「学部別選抜（一般方式、英語外部試験利用方式、大学入学共通テスト併用方式）」、「大学入学共通テスト利用選抜（単独方式）前期選考・後期選考」については大学案内及び本学公式Webサイトにおいて、全試験科目の出題範囲、配点及び可否判定における換算方法、選抜方式毎の可否判定方法を明示しているほか、志願者数・受験者数・合格者数・倍率・合格最低点の公表（※受験者数及び合格最低点については6学部共通選抜、学部別選抜（一般方式）のみ）を通じて、可否発表までのプロセスにおける公正性を担保するよう努めている。さらに、受験ポータルサイト「UCARO」により、不合格者に対して、受験者の入学試験得点

並びに合格最低点の開示も行っている。

各特別入試については、募集人員、詳細な出願資格、選考方法を大学案内及び本学公式 Web サイトを通じて広く公開している。また、各特別入試受験案内（入学試験要項）の公開にあたっては過去の入学試験問題も掲載するなど、透明性の確保に十分配慮している。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を策定し、本学の一般選抜の受験者に対しても、事前の申し出に基づき、合理的な配慮を行っている。一般選抜における、身体的な障害を有する受験者に対する配慮例としては、別室の設定や受験に支障のない座席位置の指定、問題冊子や解答用紙の拡大等の配慮を行っている。発達障害等を有する受験者に対しては、試験時間の延長やマーク解答に代わってのチェック解答用紙の配付等を行っている。特別入試についても、受験者の事前の申し出に基づき、学部ごとに必要な配慮を行っている。

<点検・評価結果>

本学の入学者選抜は、大学全体および各学部の定める学生の受け入れ方針に基づき、適切な運営体制のもと公正に実施されている。また、学生募集についても、それぞれの入学者選抜の特徴を踏まえた諸活動が展開されている。

<長所・特色>

同規模他大学平均に比して総合型選抜の種類が多様であり、各学部の入学者受け入れ方針をより直接的に受験希望者等に伝える効果を果たしている。また、入試方式が多様であるがゆえに、学生の入学後の学修成果等、細分化した形で把握することが可能となっている。

<問題点>

「中央大学らしい入試制度」をめざして多様なニーズに応えてきた一方で、選抜方法の多様化や複線化に加え、各学部において導入される特別入試制度の調整等が不十分であり、入学志願者にとって複雑で「わかりにくい」入試制度となっている部分がある。これらの学部間調整（名称統一、資格統一等）を進めていく必要がある。

<今後の対応方策>

入試政策審議会において、各学部の総合型選抜の名称等について、2022年度内に検討を行う。また、資格等の統一についても、中期的に検討を行い、受験希望者にわかりやすい入試制度を目指していく。

また、各選抜方式別の入学後の学修成果等の検証を充実させながら、入試政策に生かしていくことも目指す。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性 評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況
--

<現状説明>

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

本学においては、法人・教学執行部において、次年度の学部入学者数に係る全学的な方向性の確認を行い、その下で各学部が単年度および複数年度の学生受け入れの状況を踏まえながら、適切な入学者数の受け入れに努めている。

本学全学部の 2022 年度における収容定員に対する在籍学生数比率は下表のとおりである。現在、本学において著しい欠員が恒常的に生じている学部・学科はない。いくつかの学科において収容定員に対する学生比率がやや高くとなっているものの、総じて概ね適切な定員管理が行われている。

また、入学定員に対する入学者数比率の 5 年間（2018 年度～2022 年度）の平均については、学部単位においては 0.98～1.02 となっており、適切な定員管理に努めているところである。一方で、18 歳人口の減少、定員管理の厳格化、新型コロナウイルス感染症拡大、地方学生の地元志向等の複合的な要素により、手続率の予測は毎年困難を極めている。その困難さを背景として、各学科単位では、入学者数比率がやや高めとなっている学科も複数存在している状況であり、必要なデータの収集・分析を行い、受験生の動向を具体的に把握し、より適正な定員管理に結びつける必要がある。

[2022 年度 学部の学生定員及び在籍学生数]

学部	学科・専攻	2022 年度 入学定員	2022 年度 収容定員	在籍学生数	収容定員に 対する 在籍学生数比率	入学定員に対する 入学者数比率 (5 年間平均)
法学部	法律学科	882	3,528	3,559	1.01	1.00
	国際企業関係法学科	168	672	700	1.04	1.00
	政治学科	389	1,556	1,481	0.95	0.92
計		1,439	5,756	5,740	1.00	0.98
経済学部	経済学科	467	1,868	1,877	1.00	0.95
	経済情報システム学科	180	720	698	0.97	0.95
	国際経済学科	265	1,060	1,132	1.07	1.01
	公共・環境経済学科	150	600	796	1.33	1.23
計		1,062	4,248	4,503	1.06	1.00
商学部	経営学科	300	1,200	1,290	1.08	1.02
	会計学科	300	1,200	1,258	1.05	1.02
	国際マーケティング学科	300	1,200	1,237	1.03	1.00
	金融学科	120	480	542	1.13	1.07
計		1,020	4,080	4,327	1.06	1.02
理工学部	数学科	70	280	302	1.08	1.06
	物理学科	70	280	308	1.10	1.06
	都市環境学科	90	360	356	0.99	1.02
	精密機械工学科	145	580	557	0.96	0.95
	電気電子情報通信工学科	135	540	541	1.00	0.99
	応用化学科	145	580	579	1.00	0.95
	ビジネスデータサイエンス学科	115	460	491	1.07	1.03
	情報工学科	100	400	422	1.06	1.05
	生命科学科	75	300	297	0.99	0.96
人間総合理工学科	75	300	295	0.98	0.96	
計		1,020	4,080	4,148	1.02	1.00
文学部	人文社会学科	990	3,960	4,251	1.07	1.00
計		990	3,960	4,251	1.07	1.00
総合政策学部	政策科学科	150	600	629	1.05	1.02
	国際政策文化学科	150	600	607	1.01	1.01
計		300	1,200	1,236	1.03	1.02
国際経営学部	国際経営学科	300	1,200	1,172	0.98	1.00

学部	学科・専攻	2022年度 入学定員	2022年度 収容定員	在籍学生数	収容定員に 対する 在籍学生数比率	入学定員に対する 入学者数比率 (5年間平均)
計		300	1,200	1,172	0.98	1.00
国際情報学部	国際情報学科	150	600	595	0.99	1.01
計		150	600	595	0.99	1.01
学部合計		6,281	25,124	25,972	1.03	1.00

<点検・評価結果>

大学を取り巻く環境は毎年変化しており、手続率の予測が困難な状況となっている中でも、収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数比率について、学部単位では適切に管理ができています。一方で、学科単位ではそれらの比率がやや高めとなっている学科もあるため、単年度・複数年度の視点で配慮が必要である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

経済学部公共・環境経済学科において、収容定員充足率が1.33と高くなっている。

<今後の対応方針>

全学として、適切な教育活動を実施するために適切な定員管理に努めるとともに、特に入学定員比率・収容定員充足比率が高めとなっている学部（学科）については十分な配慮を行いながら入学者の受け入れに努める。また、2022年10月1日に改正となった「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」を踏まえながら、本学の教育研究組織の将来的な充実も見据え、適切な定員管理を行っていく。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価とそれに基づく改善・向上

全学的な入試政策や学生募集に係る事項については、入学者選抜及び学生募集に関わる基本的事項を扱う入試政策審議会と、学部入学者の選抜の実施に関わる計画・準備・実行を所管する入試管理委員会にて、活動を実施した後の結果の共有と検証を行っている。

入試政策審議会においては、単年度ごとの入学者選抜の状況や最新の高等教育情勢を踏まえ、毎年度春に学生募集の方針等の基本政策を決定、実行している。また、入試政策審議会は入学者選抜及び学生募集活動に関して学長から諮問された事項についても審議・決定することを任務としており、2020年3月に出示された学長諮問に基づき、現在までに3次に渡る答申を行い、特別入試を含めた中央大学らしい入学者選抜の在り方を追求しているところである。この3つの答申は、18歳人口の減少、センター試験から大学入学共通テストの移行、高大接続改革の動向等のもとより、これまでの入試政策の点検・評価を十分踏まえて、取り纏めた内容となって

いる。答申内容の実現については、各学部教授会等での検討を経て、再び検討結果を入試政策審議会で取り纏めて進めていくなど、丁寧なプロセスを経て進めているところであり、これまで、入試の名称変更、スカラシップ受給資格の変更、入試選考料（特例措置）の見直し、附属高校の推薦入試（学力考査）および入学前教育（高大連携）の全学的整備、国際指定校・国際連携校の制度化等が実現した。

また、入試管理委員会においては、前年度までの入学試験実施状況を踏まえ、翌年度の入学試験実施の計画・準備・実施を行うなど、年度単位での点検を行いつつ、円滑な入学試験実施に努めている。例えば、毎年の入試問題を検証する仕組みとして、一般入試問題の作成にあたっては、厳重な機密性の保持をしつつ、複数の出題者による相互点検や出題者とは別個の点検委員を設けて点検作業を行い、かつ入試管理委員長・委員長補佐、各学部入試管理委員の総合的な点検を経て、出題ミスの防止や良質な入試問題の作成等、入試問題の適切性・妥当性を含め、その質の向上に努めている。あわせて、入学者選抜方法の適切性を測る機会としては、入学試験実施後に外部教育関連機関等に入試問題・解答の点検を依頼して客観的な講評を得る仕組みを採り入れており、このことにより試験問題・正解の妥当性や学習指導要領からの逸脱がないか等の点検機能が補完されるとともに、入学者選抜方法の妥当性についての客観的評価を聴取し、次回以降の入試問題作成の参考としている。

このほか、大手予備校等の情報分析担当者や講師を招いた入試分析講演会の開催、学生募集専門委員（進学アドバイザー）による高校・予備校訪問等、本学の入学者選抜方法に対する学外者の客観的な意見、評価を聴取する仕組みも設けている。

なお、前述のように、学生数の適切な管理についての定期的な点検・評価については、本学においては、法人・教学執行部において次年度にむけて学部入学者数に係る全学的な方向性の確認を行いながら、その下で各学部が単年度および複数年度の学生受け入れの状況を十分に踏まえて管理を行っている。全学の4月（入学手続確定時）、5月1日（各種統計基準日）の入学者数については、各教授会において把握するとともに、法人・教学執行部においても全学の入学者数に係る情報共有を速やかに行い、大学全体の学生数の点検を行っている。

各学部単位での定期的な点検・評価については、各学部の入試に係る委員会等で行っているため、詳細は各学部の点検・評価報告書の記述を参照されたい。

<点検・評価結果>

以上のように、学生の受け入れの適切性について、全学的な委員会のもと、全学的な入試政策および入学試験の計画から実施について、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に努めている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

大学院

点検・評価項目①は「学部」のレポート参照

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<現状説明>

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

（1）学生募集方法について

大学院は各研究科のアドミッション・ポリシーの下、学部学生から社会人まで、幅広い年齢層に進学を働きかけるため、学生募集方法の周知を様々な方法にて行っている。具体的には、冊子媒体である大学院ガイドブックのほか、本学公式Webサイト上の大学院案内、文系研究科の入試広報サイト、教員紹介サイト、Twitter等、インターネット上での広報もあわせて行っている。さらに、年2回オンラインでの大学院進学相談会の開催や、学外の進学相談会へ参加している。本学が開催する大学院進学相談会においては、教員と志願者がブレイクアウトセッションを用いて個別面談を行う機会や、現役の大学院学生を招いての座談会を実施する機会を設ける研究科もあるなど、研究科の特性にあわせて工夫を行っている。また、学部学生への広報として、学部学生対象の説明会の実施、学部生向けの進学案内資料を作成してC plusを通じて周知を行う、成績優秀者に対してメールを送付するなど、研究科ごとにアプローチ方法を工夫しているところである。

専門職大学院においては、次の通りである。

法務研究科においてもアドミッション・ポリシーのもと、研究科の特色ある教育内容・方法、学修支援体制、教育スタッフ等を詳しく紹介したガイドブックの発行、本学公式Webサイトにおいて教育活動や入試情報を公開するとともに、志願者を対象とした説明会を行っている。特に、「法曹養成連携協定」に伴う5年一貫教育プログラムの入学生を2022年4月から受け入れるため、2021年度実施の入試より制度を大幅に変更する旨を本学公式Webサイト・ガイドブック・入学者選抜要項に明記したほか、連携協定大学に対する個別進学相談会や、一般志願者向け進学相談会を対面とオンラインを併用して開催し、広報を行った。

戦略経営研究科（戦略経営専攻）においても、アドミッション・ポリシーのもと、研究科の特色ある教育内容・方法、学修支援体制、教育スタッフ等を詳しく紹介したガイドブックの発行、本学公式Webサイトにおいて教育活動や入試情報を公開するとともに、受験希望者を対象とした説明会を行っている。特に入試説明会については、ミニレクチャーを

実施し、約 50 分程度の在學生を交えたディスカッション体験に参加してもらった後、個別グループに別れて在學生と質疑応答ができる時間を設けて、実際の授業の様子や仕事と勉学との両立等について、より実態に即した情報提供に努めている。また、特色ある取組みとして、ディスカッション形式の説明会の開催も挙げられる。この活動は、教員による模擬講義だけでなく、現役学生や修了生も交えたグループでの討議と全体での討議を実施することで、本専攻の実際の授業の様子を体験してもらうものである。

(2) 入学者選抜方法と透明性を確保するための措置

博士前期課程の入学者選抜方法は、一般入試、特別選考入試、社会人特別入試、外国人留学生入試の 4 種類がある。また、博士後期課程の入学者選抜方法には、一般入試、特別選考入試（法学研究科・理工学研究科）、社会人特別入試（法学研究科・商学研究科・理工学研究科・総合政策研究科）、外国人留学生入試の 4 種類がある。具体的な内容は以下の通りである。

一般入試は、秋季（9月）・春季（1月）に実施しており、筆答試験および口述試験を行っている。

特別選考入試は、実施時期は研究科によって異なるが、夏季（4～5月）・秋季（9月）・春季（1月）に実施しており、早期に大学院進学を希望する学部学生を主な対象としている。研究科によって出願資格や選考方法は異なるが、各研究科の教育理念・目的に応じた基準に基づき、学部 3 年次までの成績、外国語運用能力、特定の資格試験の成績等の出願資格を設けた上、書類審査、筆答試験（法学研究科）、口述試験等より、熱意ある学生を選考している。また、法学研究科では、法科大学院修了者を対象とした博士後期課程の特別選考入試も実施している。

社会人特別入試については、実施時期は研究科によって異なるが、夏季（4～5月）・秋季（9月）・春季（1月）に実施している。研究意欲に燃える社会人に対して門戸を広げ、一般学生と同様の教育条件のもとで就学の機会を提供することを目的としている。社会人特別入試の場合は、志願者が就業上に必要となる専門能力をさらに高めることを目的としてくることが多いことから、社会人であることの利点を最大限に生かせるかどうかに着目しつつ、研究科や課程の特性に応じて、筆答試験・口述試験を行っている。

外国人留学生入試については、秋季（9月）・春季（1月）に実施しており、筆答試験および口述試験を行っている。対象は、外国籍を有する者となっており、日本の大学・大学院を卒業・修了した学生（卒業・修了見込みも含む）も受験可能となっている。多くの授業が日本語で実施されていること及び日本語の文献資料に基づく研究を実施していくことが必要であることから、筆答試験と口述試験を実施し、その中で研究能力とともに日本語能力を評価している。

また、大学院における入学者選抜の実施体制としては、研究科内に入試委員等を置き、入試委員等の管理のもと、出題をはじめとする入試の執行を行っている。また、複数の教員が採点、面接に関与し、合否委員会での合否判定、研究科委員会での合格者の承認・了承等により試験の適正な実施を確保している。入試制度の変更にあたっては、改革委員会や教務委員会等の研究会内での委員会での検討を経て、研究科委員会で決定し、大学院の入試運営委員会でも審議・承認を得る手続きを経ることで全体としての入学者選抜実施体制の適切性、公平性を担保している。

なお、2021 年度・2022 年度入試においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏ま

え、受験生の安全に配慮して、オンライン方式による試験も実施した。2023年度入試においても、口述試験については多くの研究科でオンライン方式を活用して実施している。

専門職大学院の入試選抜については以下のとおりである。

法務研究科は、いずれの入試も夏から秋にかけて実施している。2年課程の法学既修者コースは一般選抜、3年課程の法学未修者コースについては一般選抜および法曹ポテンシャル入試を行っている。この法曹ポテンシャル入試は、未修者の教育を充実させるため、法学未修者の中に法曹としての優れた潜在能力を持ち、それを法律の学修に活かす意欲のある人材を募集するため、書類審査・小論文試験・一般知識による審査を実施するものとなっている。

また、2019年度以降入学生を対象とした新しい制度「学部・連携法曹基礎課程3年＋法科大学院2年」が開始したことに伴い、2022年4月入学者を対象として、新たな入試制度（5年一貫型選抜、開放型選抜）を導入した。

5年一貫型選抜については、法曹養成連携協定（10校）を締結している大学の法曹基礎課程に在籍する学生を対象とした入試であり、協定に定める基準にしたがい、科目の成績・面接試験（オンライン方式）の成績を総合的に評価して合否を判定している。

開放型選抜については、本研究科との法曹連携協定関係の有無にかかわらず、学部の法曹基礎課程に在籍する学生を対象とした入試であり、科目の成績、本学実施の試験を総合的に評価して合否を判定している。

また、実施体制として、出題にあたっては、科目ごとに置かれる科目別出題委員会において、出題主査の統括・指示のもと、出題委員相互で出題内容の吟味を行っている。また、点検委員を置き、点検委員相互で出題内容、文言、記号、設問等について精査・点検し、結果を出題主査に報告することで、出題に係る適切性の確認を行っている。筆答試験、志願者調書及び事前課題の採点にあたっては、採点基準のもと、すべての答案等を必ず複数の教員が採点する体制を採っている。このようなプロセスを経て、合否判定委員会にて合否を決定している。受験者本人から申し出があれば、入学者選抜試験の筆答試験の成績を開示している。

戦略経営研究科（戦略経営専攻）では、4月入学者向け入試（11月選考、1月選考、2月選考）と9月入学者向け入試（7月選考）、年2回の入学機会を設け、書類審査・面接試験による入試を行い、受験生の様々なバックグラウンドに応じた選抜方法を設定している。具体的には、大学既卒者を対象とする「一般入試」（7月、11月、1月、2月）、大学既卒者でかつ勤務先からの推薦を得ている者を対象とする「企業等推薦入試」（7月、11月、1月、2月）の2種類の入試形態を採用することにより、社会に広く門戸を開いている。

なお、本研究科の教育内容の特性を鑑み、一般入試及び企業等推薦入試ともに、出願には最低3年間の企業等での実務経験を要することという制限を設けている。

また、運営体制については、委員長のほか6名の専任教員で構成する入試・広報委員会が入試業務全般を所轄し、出願資格、入学試験要項及び入学試験採点要領に基づき、入試を実施している。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する者に対しては、入学試験要項において入学試験出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容

を申し出ることとしており、障がいの程度に応じて配慮を行い、公平な入学者選抜の実施に努めている。これまでの配慮例として、身体的障害をもつ志願者に対して、その障害の程度に応じて、解答における PC 使用の許可、試験時間の延長措置、介助者の付き添いの許可、別試験場の用意等を行った。

<点検・評価結果>

本学の入学者選抜は、各研究科の定める学生の受け入れ方針に基づき、適切な運営体制のもと公正に実施されている。また、学生募集についても、それぞれの入学者選抜の特徴を踏まえた諸活動を展開している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性
 評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

<現状説明>

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

本学大学院における収容定員に対する在籍学生の比率については下表の通りである。

[2022年度 大学院研究科、専門職大学院の学生定員及び在籍学生数]

	研究科	2022年度 入学定員	2022年度 収容定員	在籍学生数	収容定員に対する 在籍学生数比率	入学定員に対する 入学者数比率 (5年間平均)
博士前期	法学研究科	73	146	30	0.21	0.20
	経済学研究科	50	100	35	0.35	0.31
	商学研究科	25	50	26	0.52	0.56
	理工学研究科	347	694	726	1.05	0.87
	文学研究科	80	160	100	0.63	0.46
	総合政策研究科	40	80	9	0.11	0.15
修士課程合計		615	1,230	926	0.75	0.63
博士後期	法学研究科	28	84	48	0.57	0.23
	経済学研究科	10	30	13	0.43	0.26
	商学研究科	5	15	13	0.87	0.48
	理工学研究科	29	87	66	0.76	0.57
	文学研究科	46	138	61	0.44	0.19
	総合政策研究科	10	30	7	0.23	0.12
	戦略経営研究科 (ビジネス科学専攻)	12	36	11	0.31	0.15
博士課程合計計		140	420	219	0.52	0.28
専門職	法務研究科	200	600	250	0.42	0.52
	戦略経営研究科 (戦略経営専攻)	80	160	153	0.96	0.83
	専門職学位課程合計		280	760	403	0.53

博士前期課程については、収容定員に対する在籍学生比率については 0.11～1.05 となっており、一部の研究科を除いて定員を著しく下回っている状況にある。入学定員に対する入学者の5年間平均についても 0.15～0.87 となっており、同様の傾向である。この背景には、大学卒業生の減少、民間企業への就職が好調であること等による大学院進学を希望する学生の全体的な減少のほか、学部学生に対し大学院修了後の進路が明確に示し難いこと、国立大学および私

立大学上位校といった他大大学院への進学希望者の流出等、様々な要因が考えられる。

博士後期課程についても、収容定員に対する在籍学生比率については 0.23~0.87 となっており、一部の研究科においては定員を著しく下回っている状況にある。入学定員に対する入学者数比率の5年間平均についても 0.12~0.57 となっており、全体的に低調である。一方で、上表には示していないが、学年別の学生数については、博士後期課程3年次の学生数が著しく多くなっており、博士学位の取得に時間を要している学生の存在が認められる。

専門職大学院については、法務研究科においては収容定員に対する在籍学生比率、入学定員に対する入学者数比率ともに低い状況が続いている。法務研究科においては、入学者の質を維持する観点から、競争倍率(受験者数/合格者数)が2倍を下回ることがないように努めて合否を行っていることも、その理由のひとつと考えられる。また、本学法学部の学生のうち、毎年100名以上が他大学法科大学院に進学しており、本学法学部学生をいかに獲得するかが法務研究科の課題となっている。

戦略経営研究科(戦略経営専攻)については、志願者増に向けての様々な施策により、近年は志願者・入学者ともに増加し、2021年度には、約10年ぶりに80名の入学定員充足を達成した。

<点検・評価結果>

以上のように、本学大学院においては、定員を設定して学生の受け入れと管理をおこなっているが、収容定員・入学定員ともに一部の研究科を除いて充足できておらず、適切な管理が必要である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

本学大学院において、収容定員・入学定員の未充足については長年の課題となっている。収容定員に対する在学生比率、入学定員に対する入学者数の比率について継続して適正化に努める必要がある。

<今後の対応方策>

大学院(専門職大学院除く)においては、大学院研究科委員長会議にてとりまとめられた大学院改革に係る報告書にて示された方策を着実に進めることで、志願者の獲得、入学者の獲得という好循環に繋げられるように継続して努める。また、学部から博士前期課程、博士前期課程から博士後期課程へ進学といった形で安定的に学生の確保していくことに努めるとともに、他大学出身の優秀な学生を引きつけることのできる体制の整備と募集広報を検討・実施していく。また、現在、国家政策として掲げられている人への投資政策(リカレント・リスキリング含む)、文部科学省において議論が進められている人文社会系大学院の改革、総合知に係る議論などの最新の政策動向を十分に踏まえ、方策の検討と実行を行う。

専門職大学院について、法科大学院を取り巻く状況は依然厳しいが、新たに「学部・連携法曹基礎課程3年+法科大学院2年」の制度の下で受け入れた入学生の司法試験合格者数・合格率などの動向も踏まえながら、次年度以降に向けた方策を検討し実行していく。特に、2023年度の法学部の都心移転を契機として、いままで他大学大学院に進学していた法学部生の獲得に

向け、法学部と法務研究科の連携体制を強化していく。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価とそれに基づく改善・向上

学生募集方法及び入学者選抜方法を検証する仕組みとしては、各研究科での入学試験の合否委員会での意見交換、教務事項を扱う委員会や、研究科委員会（専門職大学院については教授会）での議論、組織別評価委員会などが挙げられ、それぞれの機会において各研究科における学生募集及び入学者選抜方式の検証を行っている。その他、文系研究科においては、共同して2021年度から日本語学校における外国人留学生の進路指導担当者向け説明会（情報交換会）を実施しており、外国人留学生の大学院進学に関する動向等を把握するとともに、本学が外国人留学生の志願者に求める知識や能力、入学者受け入れの方針等について理解を深めてもらう取り組みも行っている。

これらの点検を通じた改善例としては、理工学研究科の博士前期課程における9月入学生受け入れ開始がある。このことにより、母国の入学・卒業月に合わせて外国人留学生が出願するだけでなく、留学等の理由で秋に学部を卒業する学部学生が9月入学を希望するなど、多様な背景を持つ学生を受け入れることができている。

また、文学研究科では、学部生が出願可能な特別選考入試をこれまで実施していなかったが、入試に係るプロジェクトチームによる検討の結果、特別選考入試を2023年度より導入した。あわせて、広報に係るプロジェクトチームの検討のもと、既存の大学公式Webサイトのリニューアルに併せて、文学研究科修了学生のインタビュー記事を紹介するなど、大学院進学後のキャリアを可視化する独自コンテンツの充実を図った。これらの成果として、今年度4月に初めての実施を迎えた特別選考入試は受験者数22名となり、2022年6月開催の進学説明会においても、事前申し込み者数が前年より62%増加した。

<点検・評価結果>

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

第1部第7章 学生支援

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する大学としての方針の適切な明示

<現状説明>

○学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する大学としての方針の適切な明示

学生支援に関する全学的な方針については、2014年度に策定を行い、本学公式Webサイトを通じて周知している。具体的な内容は次のとおりである。

●学生に対する修学支援に関する方針

本学は、単に学問的知識を修得するのみならず、豊かな人格と自立した社会人として活躍する素養を兼ね備え、自ら考えて主体的に行動することができる学生を育成するため、物的・経済的条件を整備するに留まらず、各教育研究組織及び学生支援セクションが有機的に連携し、学生の学修意欲の向上と豊かな人間力の醸成に向けた組織的な学修支援施策を実施するものとする。

●学生に対する生活支援に関する方針

本学は、正課内外の活動一つひとつが学生における成長・発展の糧であり、その総体が豊かな人格形成に資するものであるとの認識の下、これを支える教育研究環境及びキャンパスアメニティの質的向上、奨学金をはじめとする経済的支援制度の整備、心身ともに健康に学び生活するための支援の充実等による、総合的かつ体系的な学生支援を可能とする諸施策の推進に全学を挙げて取り組むこととする。

●学生の進路支援に関する方針

本学は、学生が卒業・修了後においても自らの資質を向上させ、社会的自立を図るために必要な能力の涵養に資するよう、また、本学における修学を通じて、学生自らが自身のキャリアデザインを描き、これに基づく主体的な学びを展開できるよう、正課内外におけるキャリア形成支援を充実するとともに、学生の具体的なキャリアビジョンを具現する上で不可欠な進路・就職支援を推進することとする。

更に、「中央大学ハラスメント防止啓発宣言」を定めて公表することにより、ハラスメントのない快適な教育環境を作り出し維持することに努めている。また、2017年度には「中央大学ダイバーシティ宣言」を定め、多様な背景をもつ学生が共に学ぶことのできる環境を提供している。

また、2013年から活動を行っているボランティアセンターについて、学生のボランティア活動へのニーズを反映し、学生に寄り添い、学生の活動を支えていく組織となることを更に目指すため、ボランティアセンターのビジョンとして、組織の方針と運営体制の方向性を2022年5月に定めた。

<点検・評価結果>

本学は、学生支援に関する全学的な方針として「学生に対する修学支援に関する方針」、「学生に対する生活支援に関する方針」、「学生の進路支援に関する方針」を定め、大学公式Webサイトを通じて適切に公表している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点6：心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮（生活相談担当部署の活動の有効性を含む）

評価の視点7：ハラスメント防止のための措置の状況

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

評価の視点10：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

評価の視点11：資格取得を目的とする課外講座の開設状況とその有効性

<現状説明>

○学生支援体制の適切な整備

本学における学生生活支援については、学生支援全般を担う統一的な組織を設けるのではなく、修学支援、生活支援、進路支援、課外活動支援等それぞれの支援に特化した組織を置き、学生が所属する学部・研究科とも適宜連携しながらきめ細かな支援を行っている。

また、2021年3月に策定された中長期事業計画「Chuo Vision 2025」第2版において、「本学は、学部・大学院・専門職大学院の正課教育の学習時間の充実に加えて、各種修学支援・学生生活支援、資格取得支援、ボランティア活動等の社会貢献活動支援、キャリア・就職支援、スポーツ・文化芸術活動支援、アントレプレナーシップ養成等による学修経験の充実に図り、イノベティブな人材の育成に努める」とあるとおり、学生の正課外活動等の充実に向けて支援に取り組んでいる。

主な学生支援を所管する組織は次のとおりである。

- ・多様な背景を持つ学生の支援：ダイバーシティセンター、学生部
- ・奨学金等の経済的な支援：学生部、各学部、大学院各研究科、専門職大学院
- ・心身の健康保持：学生相談室、専門職大学院学生相談室、保健センター
- ※これらに加え、各学部にキャンパス・ソーシャル・ワーカー（以下、CSW）を配置（商学部・国際情報学部は2023年度より配置予定）
- ・ハラスメント対応：ハラスメント防止啓発委員会（ハラスメント防止啓発支援室）
- ・外国人留学生に対する支援：国際センター、各学部、大学院各研究科、専門職大学院
- ・キャリア支援・就職支援：キャリアセンター、リーガルキャリアサポート委員会（法務研究科）
- ・課外活動支援：学生部、学友会
- ・資格試験等支援：法職講座（法科大学院入試、司法試験）、経理研究所（公認会計士試験等）、キャリアセンター（公務員試験）

学術・学問分野に関する汎用的な能力の涵養を目的とした全学的な基盤教育の補完機能を果

たすために 2021 年度より中央大学アカデミック・サポートセンターを置き、そのうち、アカデミック・ライティングに関する能力（学術的文章の作成に必要な能力）の涵養や学術的文章作成の支援をするために、ライティング・ラボを運営している。ライティング・ラボでは、アカデミック・ライティング指導の訓練を受けた大学院生チューターによる対面・オンラインでのセッションを実施している。

従来、発達障害を含むメンタルに問題を抱える学生の支援は学生相談室やCSWが行ってきただが、身体に障害をかかえる学生や、SOGI（性的指向・性自認）が少数派の学生等、多様な背景を持つ学生の支援については、ダイバーシティセンターが中心となり、学生からの申し出に基づき適切な配慮を提供するよう努めている。

外国人留学生に対する支援については、国際センターを中心に実施している。住居面の支援として、外部管理委託による国際交流寮を開設しており、2020年4月には、グローバルな教育研究が可能となる施設設備を整えた「グローバル館」と、オンキャンパスで「生活」と「教育」が融合する「国際教育寮」の供用を開始した。また、学生相談室においては、2019年度より英語によるカウンセリングが可能な心理カウンセラーが採用されている。

また、運動部（学友会体育連盟）に所属する学生への支援については、学友会・学部が協力・情報共有しサポートにあたっている。また、学友会体育連盟登録団体による諸活動を、「正課外教育」として本学における教育活動の一環として位置づけ、学友会体育連盟登録団体に所属する学生の安心安全及び学業充実を志向し、大学スポーツを総合的に支援することを目的として、2022年4月にCHUOスポーツセンターを設置した。

○成績不振の学生の状況把握と指導

各学部及び研究科においては学生の円滑な修学に資するため、専任教員をクラス担任やクラス（アカデミック）・アドバイザーとして配置しているほか、演習科目等の担当教員が日常的な学習相談等の支援を行っており、授業への出席が思わしくない等の学生の情報を教員と学部事務室の間で共有し、必要に応じてCSWや学生相談室とも連携しながら個々の状況に応じた対応・支援を行っている。加えて、多くの学部においては、前年度までの修得単位数が一定の水準に満たない学生を対象とする履修ガイダンスや、教職員による電話、オンライン及び対面での個別面談の実施等の取組みを行い、その後の学修状況を改善するための支援を行っている状況である。

また、休学及び退学の申請を学生が所属する各事務室において受け付ける際には、必ず申請理由とあわせて学生の状況についても確認することとしており、大学として支援可能な部分がある場合には、受付を保留した上で関連する学内組織と連携しながら可能な限り学業が継続できるよう対応を行っている。

留年については標準修学年限を超えたことによる留年のほか、法学部、文学部及び法務研究科においては所定の学年終了時における修得単位数が一定の基準に満たない者を対象とする進級制限制度を有しており、当該制度の対象となった学生に対しては教員が面談等の指導を行い、状況の把握と学習相談等を実施している。

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

学術・学問分野に関する汎用的な能力の涵養を目的とした全学的な基盤教育の補完機能を果たすために 2021 年度より中央大学アカデミック・サポートセンターを置き、そのうち、アカデミック・ライティングに関する能力（学術的文章の作成に必要な能力）の涵養や学術的文章作

成の支援をするために、ライティング・ラボを運営している。ライティング・ラボでは、アカデミック・ライティング指導の訓練を受けた大学院生チューターによる対面・オンラインでのセッションを実施している。当該センター内の「ライティング・ラボ」において外国人留学生に対する日本語による論文等の作成支援も行うとともに、共通科目として、「(留学生のためのアカデミック・ライティングⅠ：基礎編)」、「(留学生のためのアカデミック・ライティングⅡ：実践編)」を設置し、授業科目においても日本語による作文指導を強化している。

また、各学部及び研究科において、教育目標・教育内容に応じた取組みを実施している。一例として、経済学部においては必修専門科目である「基礎ミクロ経済学」及び「基礎マクロ経済学」において、授業時間外での質問について TA (大学院学生 1 名) による対応も行っている。事前予約制で、相談希望者は TA にメールで面談予約を行い、対面形式で学修相談をすることができる。また、理工学部においては入学直後に全新入生を対象とする高校数学・物理理解度テストを実施している。当該テストにおいて一定の正答率を下回った学生に対しては「理解度向上講座」を実施するほか、学部独自に「学習支援センター」を設置し、学習支援に係る個別相談・サポートを行っており、「理解度向上講座」については毎年約 350 名の学生が受講している。さらに、国際経営学部では、学部生が利用できる国際経営学部独自のアカデミックサポートセンター(略称 ASC)を設けている。国際経営学部では主要な科目は英語で授業が行われ、またほとんどの学生が英語で卒業論文を作成するため、とりわけ英語に関連する学習支援のニーズが高い。授業以外でも、留学等をめざし語学検定試験に向けて準備を進める学生も多い。ASC には 2 人の英語ネイティブ教員(特任教員)が分担して常駐(現在は、一部オンライン)し、支援を必要とする学生に対応する体制としている。

その他、法務研究科においては、主に法学未修者を対象に、法務研究科を修了した若手弁護士を中心とした実務講師による正課外のフォローアップを行っているほか、独自に開発した e-learning システムを用いた教育も行っている。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生が入学した際には、学生が所属する学部及び研究科の事務室において本人の状況や大学に対する要望等を聴取し、その上で関連する学内組織及び学生が履修している科目の担当教員等と連携をとりながら、個別の事情に応じた支援・対応を行っている。加えて、本学では「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を 2015 年度に策定し、2016 年 4 月より施行している。当該ガイドラインにおいては、全ての教職員が障害を理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害のある学生が障害のない学生と平等に教育・研究に参加できるよう機会の確保に努めることを基本方針に、障害のある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合には、大学として合理的配慮を提供するよう努めることを明示している。合理的配慮に係る具体的な対応としては、学生からの申し出がなされた場合には所属学部・研究科の事務室、保健センター、学生相談課、ダイバーシティセンターにおいて初期相談を行った上で必要な対応等について関係部課室にて調整を行っている。

とりわけ、2020 年 4 月に発足したダイバーシティセンターでは、障害学生等支援室として、特に身体障害や難病を持つ学生の修学や学生生活支援のために、障害等の評価やニーズの聞き取りを行い、関係する部課室への働きかけ、学生への最適な支援を考える障害領域担当のコーディネーター(2 名)を配置している。

また、ダイバーシティセンター開設以前から支援ボランティアとして実施されていた聴覚障害学生等に対する情報保障としてのノートテイクは、2020 年 4 月のダイバーシティセンター発

足に伴い、学事部学事・社会連携課からダイバーシティセンターへの移管を行った。ダイバーシティセンターでは、引き続き、コーディネーターが中心となって基本的な講習会を開催し、日常的なアドバイスや勤務管理と併せて、SA (Student Assistant) 学生：ノートテイカーの育成とノートテイク技量の向上を図っている。現在、約 110 名が SA 学生として登録しており、13 名が支援活動をしている。2022 年 5 月現在の被支援学生は、2 名である。

その他、障害のある学生からの就職活動における相談、あるいは進学希望者、入学予定者からの相談に対応し、担当部課室への情報提供、連絡調整などを行っている。

「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」及び合理的配慮の手続きフローについては、本学公式 Web サイトや教職員専用 Web サイトに掲載して学内外に周知している。教職員に対しては FD 活動及び SD 活動を通じて周知・啓発を行っており、2022 年度は新任教員を対象とした研修会（オンデマンド）においても周知を図っている。

このほか、障害を有する学生への全学的な支援としては次の様な体制を構築している。

(1) キャンパスソーシャルワーカー (CSW) の配置

学修に困難を抱える学生の対応をはじめ、対応に苦慮する学生に関する教職員からの相談、親からの相談・対応、支援案の提案・支援の見守り・支援の調整の実施、学内外関係機関・部署との連携、啓発活動等にあたることを目的に、CSW を多摩キャンパスに 6 名（法 2、経 1、文 2、総政 1）、後樂園キャンパスに 1 名を配置しており、また、2023 年度からは各学部において 1 名以上の CSW が配置される見込みである。全員が臨床心理士、精神保健福祉士または公認心理師の有資格者である。対応にあたった事案や支援手段等については定期的に開催している CSW 連絡会 (CSW 懇談会) を通じて各 CSW 及び関係事務職員間で相互に情報共有を行い、円滑な支援が実施できるよう努めている。さらに、各学部担当の CSW の配置を目指した体制づくりと、2020 年度からは CSW 連絡会にダイバーシティセンター事務室が新たに参画し、入学から卒業に至るまでの一貫した総合支援に資するものとして、今後の展開が期待されている。

(2) 精神障害や発達障害を有する学生への支援

精神障害や発達障害を有する学生の支援については、学生相談室と各学部事務室等の学内組織、CSW が担当教員等と連携して行っている。

学生相談室においては、インテークを通じて支援の方向性を整理した後、精神科医、心理カウンセラーが中心となって学生の特性に応じた支援を行っている。具体的には、インテークやカウンセリングにおいて学修支援が必要と判断された場合に、本人や家族の意向を尊重しつつ、学部及び大学院事務室や CSW と連携し、効果的な支援が得られるよう環境を整備することとし、さらに障害に起因した二次症状等が見られる場合などは精神科医が面談し、診断書の作成や投薬、外部医療機関への紹介等を行っている。

(3) その他の配慮

上記のほか、ダイバーシティセンターでは、教職員向けに「多様な背景や特性を持つ学生への配慮についてのお願い」を作成し、学内及び Web サイトにて周知している。

また、ジェンダー・セクシュアリティに関する基礎知識や学内での取り組み、相談窓口などの情報をまとめた以下の冊子を配布及び Web サイトにて周知している。

・「教職員のためのジェンダー・セクシュアリティに関するガイドブック (配慮と対応)」

- ・「学生のためのジェンダー・セクシュアリティに関するハンドブック」

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

(1) 学内の奨学金制度

本学の奨学金制度は、全学的な管理・運営を行う奨学金制度に加え、学部・大学院・専門職大学院が掲げる人材養成目的の具現に資することを目的に、各教育研究組織がそれぞれの特色を生かした柔軟な制度設計が可能な独自の奨学金制度を備えている点が特色である。具体的には、前者については経済支援型奨学金と育英型奨学金、後者については「中央大学学部生給付奨学金」等、主に育英型奨学金として展開している。

現在の奨学金制度は2014年度より、貸与型奨学金制度から給付型奨学金制度へ重点を移行し、本学が他大学に比べて手薄であった経済支援型の給付型奨学金の充実を図り、現在に至っている。

また、国による「高等教育修学支援新制度」が2020年度より開始されたことに伴い、2020年度より3か年計画で、大学を取り巻く社会的環境や経済情勢に即し、現行の奨学金制度の検証・見直しを実施している。この中には、首都圏以外の高校出身の優秀な受験生を支援する目的である予約奨学金の見直しも含まれており、2022年度入学生を対象とした募集からは申請資格を見直した内容で実施している。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が悪化した学生を支援する目的で、白門奨学会や学員会等からの寄付金を原資とした給付型の奨学金として、「経済援助給付奨学金 (COVID-19 家計急変)」（国の新制度を受給していない者対象）や「経済援助給付奨学金 (COVID-19 特別支援)」（国の新制度の受給者対象）を臨時的に立ち上げるなど、時勢に合わせて臨機応変に迅速な対応をしている。

2022年度現在、本学が展開している奨学金制度の概要は以下のとおりである。これらの奨学金に係る前年度の給付・貸与の実績については、大学基礎データ（表7 奨学金給付・貸与状況）を参照いただきたい。

[学部学生を対象とする奨学金]

名称	種別	金額	給付・貸与期間	募集人数	対象
中央大学予約奨学金	給付	授業料相当額半額	4年間 (継続審査あり)	100名程度	本学への入学を希望する首都圏(東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県)以外の学業成績が優秀な受験生。
中央大学学長賞・ 学部長賞給付奨学金	給付	学部毎に決定	1年間 (再出願可)	学部毎に 決定	各学部に在学する2～4年次(理工学部は4年次のみ)で、学力・人物共に優秀な学生。
中央大学学部生給付奨学金	給付	各学部の記述を参照			
中央大学経済援助 給付奨学金(所得条件型)	給付	法・経・商・文学部生:13.55万円 国際経営学部生:15.5万円 国際情報学部生:16.75万円 総合政策学部生:16.95万円 理工学部生:19.35万円 (2021年度実績)	前期・後期 (再出願可)	前期・後期 合計 700名程度	修学意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生。
中央大学経済援助 給付奨学金(緊急・応急)	給付	授業料の2分の1相当額以内	半年 (1学期間)	—	家計急変事由により修学の継続が著しく困難となった学生(要相談)。
中央大学文化・スポーツ活動等 奨励給付奨学金	給付	学費相当額を限度とし、奨励内容により異なる	1年間 (再出願可)	25名程度	学内または学外における課外活動等において優れた実績を取った学生、または今後の成果が期待できる学生。
中央大学指定試験奨学金	給付	学費減免後の授業料・実験実習料の5分の4相当額	1年間 (再出願可)	50名程度	大学が指定する国家試験(公認会計士試験・国家公務員総合職試験)

名称	種別	金額	給付・貸与期間	募集人数	対象
					験)を受験する修学延長学生(5 年次以上)。
中央大学長期留学支援奨学金	給付	年額 30 万円限度 (留学先地域及び留学期間に応じて決定)	1 年間または半年 (1 学期間)	—	長期留学(交換留学・ISEP・認定留学)の制度を利用して留学する学生。
中央大学外国人留学生奨学金(学部入学時給付奨学金)	給付	授業料・実験実習料の 30%相当額	1年間	—	受け入れ留学生(学部 1 年次)のうち、特に学力が優れている学生。(外国人留学生入試で入学した者。国費留学生を除く。)
中央大学外国人留学生奨学金(学部給付奨学金)	給付	授業料・実験実習料の 50%相当額	1年間 (再出願可)	—	受け入れ留学生(学部 2 年次以上)のうち、特に学力が優れている学生。(外国人留学生入試で入学した者。国費留学生を除く。)

[大学院学生を対象とする奨学金]

名称	種別	金額	給付・貸与期間	募集人数	対象
中央大学大学院給付奨学金	給付	法学・経済学・商学・文学研究科:40 万円(ただし、研究科委員会が適当と認めた場合は、その額を2分の1(20 万円)に変更することがある。	1 年間	—	博士前期課程1~2年次のうち、大学における学業成績または研究能力が特に優れている者。
		理工学・総合政策研究科:50 万円とする。ただし、研究科委員会が適当と認めた場合は、その額を2分の1(25 万円)に変更することがある。		—	博士後期課程 1~3年次のうち、大学院における学業成績または研究能力が特に優れている者。
飯塚毅奨学金	給付	25 万円	1 年間	1 名	法学研究科博士後期課程 1 年次のうち、学業成績・人物ともに優秀と認められる者。
中央大学大学院指定試験奨学金	給付	在学科相当額または2分の1相当額	1 年間	—	本学大学院が指定する国家試験(国家公務員総合職試験、公認会計士試験及び弁理士試験)の受験を志し、学力、研究能力及び人物ともに優れている修士・博士前期課程に在学する者。
中央大学長期留学支援奨学金	給付	年額 30 万円限度 (留学先地域及び留学期間に応じて決定)	1 年間または半年 (1 学期間)	—	長期留学(交換留学・ISEP・認定留学)の制度を利用して留学する学生。
中央大学外国人留学生奨学金(大学院給付奨学金)	給付	在学科・実験実習料の 50%相当額	1 年間 (再出願可)	—	外国人留学生のうち特に学力が優れている学生(国費留学生を除く)。

全学的な奨学金制度の運営にあたっては、「中央大学奨学委員会」を設置し、奨学金制度の基本方針に関する事項、奨学金に関する政策の決定及び企画・立案に関する事項、各種奨学金制度に関する事項を審議している。

(2) 学外の奨学金制度

学外の奨学金制度については、日本学生支援機構をはじめ、その他の学外の諸団体の募集する奨学金制度の案内や奨学生の推薦等を行っている。このうち、国による高等教育修学支援新制度の給付奨学金部分を担う「日本学生支援機構給付奨学金」については、2021 年度は 1,362 名が受給。「日本学生支援機構貸与奨学金」は、学部学生 5,042 名、大学院学生 226 名、専門職大学院学生 60 名(いずれも第 1 種・第 2 種合計)の利用実績があった。

(3) 学生に対する情報提供等

奨学金制度に関する情報については、本学公式 Web サイトに集約して発信しているほか、

学生ポータルサイト C plus をはじめ、学部事務室及び大学院事務室窓口や掲示板でも周知を行っている。加えて、在学生の父母向けに、大学の近況や学生生活などの情報を伝えることを目的とした機関紙『草のみどり』を活用した情報の周知に努めているほか、受験生を対象とする大学案内、各種入学試験の出願書類にも掲載し、広く周知を行っている。

また、2022 年度には、必要な学生に情報を適切に届けることを目的とした新たな情報発信ツールとして「LINE 公式アカウントの開設」、学生・父母への連絡方法の充実を目的として「SNS の導入」を予定している。

○心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮（生活相談担当部署の活動の有効性を含む）

（1）心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮（生活相談担当部署の活動の有効性を含む）

1) 保健センター

本学は、学生及び教職員の健康の保持・増進を図り、必要な医療を提供することを目的として「保健センター」を設置している。現在、多摩キャンパスに保健センターを、後楽園キャンパス、市ヶ谷田町キャンパス及び市ヶ谷キャンパスに保健センター分室を置き、医療法に基づく「診療所」として医療業務を行っており、健康面・衛生面から安全かつ円滑な大学運営ならびに教育研究活動を支えている。

本センターにおいては、4名の医療管理者による医療管理者会議、多摩キャンパスと都心キャンパス（後楽園、市ヶ谷田町及び市ヶ谷）毎の医療スタッフミーティング、事務職を含めた保健センター専任会議（いずれも月1回）や、専任・嘱託に限らない医療スタッフのキャンパス間異動を継続して実施しながら、本センター業務の充実及びキャンパス間におけるサービスや技術の均等化を図っている。

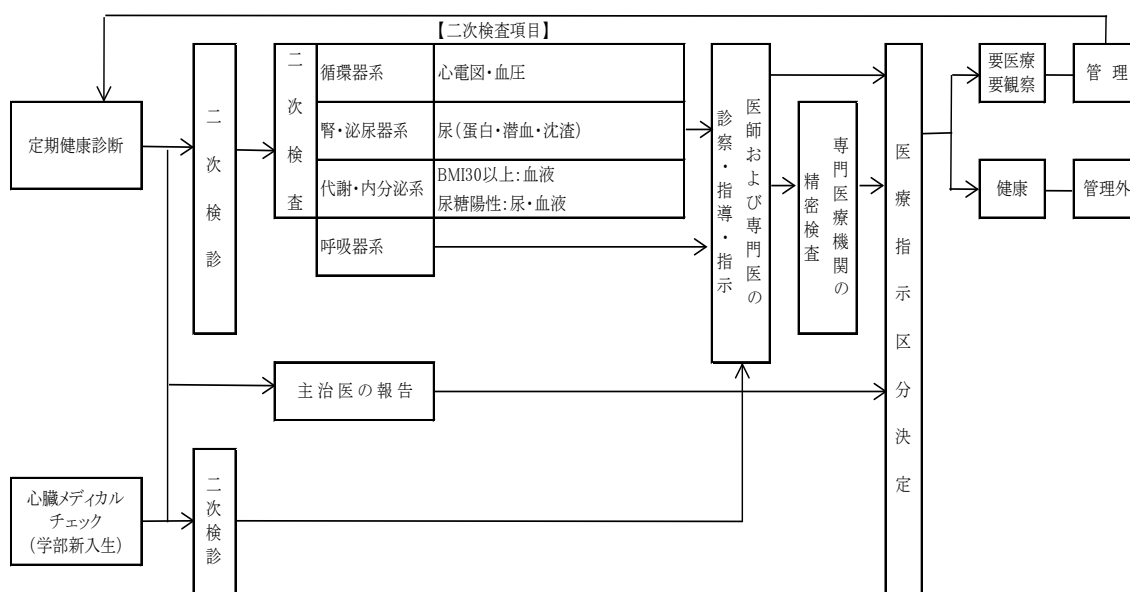
なお、2023 年度の新キャンパス（茗荷谷キャンパス、駿河台キャンパス、小石川キャンパス）の供用開始に向け、キャンパスの状況に応じて、保健センター分室の設置（分室を設置しない場合は、当該キャンパスの関連部課室との連携体制の構築）と、医療業務を行うために診療所を開設することで、より一層の支援体制を整備する。

その他、間接的ではあるが、本センターの中長期事業計画ならびに単年度のアクションプランとも関連するが、COVID-19 等の新しい感染症へ迅速に対応できるマニュアルの整備や、事務処理の効率化を目指して DX（デジタルトランスフォーメーション）化の推進を通じて、学生支援体制をより強固なものとする。

①保健管理

本学の学生の保健管理体系について、本学においては、学校保健安全法に基づく定期健康診断及び事後措置として二次検診（再検査）、保健指導、健康相談、専門医の紹介等を実施している。

[健康管理體系（2022年度現在）]



a. 定期健康診断

学生を対象とする定期健康診断は、毎年4月初旬の学習指導期間中に、多摩キャンパスで5日間、後楽園キャンパスで2日間それぞれ別日程にて実施している。

また、この定期健康診断とは別に、多摩キャンパスでは5月上旬に障害のある学生を対象に健康診断を実施している。この他、大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症等の感染症による登校禁止措置等により指定された日程で受診できない学生が多数にのぼる場合には後日臨時の日程を設定し、ひとりでも多くの学生が受診できるよう配慮している。

さらに、定期健康診断を受診した学生のうち、就職、受験及び授業等で健康診断証明書に追加項目を必要とする学生のために追加の検査を随時対応しているほか、後楽園キャンパスにおいては授業に関連する遺伝子組み換え実験に従事する者の健康診断を行っている。

定期健康診断における検査項目は、身長・体重測定（BMI25以上はパンフレット配付等で生活指導）、視力検査（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、現在は休止）、尿検査（新入生、学士・編入学生対象）、胸部レントゲン検査（直接撮影）、心臓メディカルチェック（新入生、学士・編入学生対象、心疾患に関する問診及び心電図検査）、診察（聴打診、問診、視診、触診）、ヘルスチェック（二次検診対象者については検査予約、外部医療機関の紹介、BMI30以上は血液検査の予約）であり、法令上の定めに関わらず各学年に対して同一項目の定期健康診断を実施することにより、診断結果に基づく継続的かつ充実した健康管理體系を維持するとともに、学生個々人の健康診断に係る経済的負担の軽減にも資するものとなっている。

定期健康診断の受診率について、特に学部新入生については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けた2020年度を除いて、概ね98%を超える水準で推移し、大学入学後の健康管理を適切に行うことを通じて、学生の健康保持・増進に貢献している。

一方で、学部学生全体の受診率については、2015年度以前は平均で83%前後の受診率で推移していたが、2016年度と2017年度は80%を割り込んでしまった。本センター

ではこれを重く受け止め、回復のための方策として、2018年度以降は、今まで学部・学年で受診枠を定め就職活動以外では受診枠の変更をほとんど認めなかったことを改めて、在学生と新入生の区分と男女の区分を超えなければ自己都合で受診可能な時間帯での受診を認めることとした。

結果として、近年の定期健康診断の受診率は、下表のとおりとなり、2017年度と比較して2018、2019年度は1～4年生の受診率が若干上昇したが、5年生以上の受診者数が伸びず、2017年度を上回ることができなかった。

なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けた一年となった。例年4月初旬に実施している定期健康診断を中止せざるを得なくなり、本センターは学部長会議において定期健康診断の延期について承認を得て、保健センター専任会議、保健センター運営委員会等において協議を重ね、9月中旬に定期健康診断を実施した。

ただし、従前の形式による健康診断を行うことができないことから、「法令遵守・時間短縮・三密回避」の方針の下、授業支援ツールmanabaを利用したWeb問診形式と、登校受診による健康診断の2とおりの方法を用意し、定期健康診断を実施した。

登校受診による健康診断の検査項目も厳選し、1年生は、胸部レントゲン検査、身長測定、体重測定、医師による診察（必要に応じて実施）のみとし、視力検査、尿検査、心臓メディカルチェック（心疾患に関する問診及び心電図検査）のうち心電図検査は感染拡大防止のため中止とした。2年生以上の学生も同様に、医師による診察（必要に応じて実施）、身長測定、体重測定のみとし、視力検査と胸部レントゲン検査は中止とした。なお、上記の検査項目に関連して、1年生の胸部レントゲン検査が法定検査項目であるため、法令遵守・時間短縮・三密回避の方針に従い、2年生以上の検査項目を縮小し（1日短縮）、1年生の検査日程を確保（1日追加）することで対処した。

また、心臓メディカルチェックを受診し、その判定結果に基づいて体育実技科目の履修可否判断を行っていたが、心電図検査が中止となったため、①心疾患及びその他の疾患に関する問診をより詳細に行うことと、②Web問診の場合は、事前に本センター医療スタッフが点検し、医師が「専門医受診が必要」と判断した学生は、本センターが紹介する医療機関を受診し、当該専門医が「体育実技履修の可否」判断をするという、代替措置を講じた。

その他、9月の対面形式による健康診断の実施にあたっては、感染拡大を防ぐため、通勤・通学ラッシュ時間帯を避けるために開始時間を繰り下げて実施することに加え、健康診断受診日の2週間前から健康状態を記録させ、8日以内に37.5℃以上の発熱がある場合や、当日に37.5℃以上の発熱をしている場合、8日以内に嗅覚・味覚の低下、下痢、嘔気、嘔吐等の症状がある場合、2週間以内に海外渡航歴がある場合、2週間以内に新型コロナウイルス感染症の患者やその疑いがある者との接触があった場合、濃厚接触者に特定され待機期間にある場合は受診できないことを決め、事前にC plus や公式ホームページ等で周知徹底を行った。

さらに、定期健康診断後の事後対応として、Web問診だけでは健康診断証明書の発行を行うことはできず、Web問診後に本センターにおいて医師の診察を受け、身長測定と体重測定を行った者（さらに、1年生の場合は、外部の病院等で胸部レントゲン検査を受診し、その結果も本センターに提出した者）や、また2020年度に限り2019年度定期健康受診者において2019年度の内容での証明書発行を希望する学生を対象に、特例的に健康診断証明書を発行することにより、学生のアルバイト採用面接、就職活動や各種

資格申請手続き等に影響を及ぼさないように対処した。

以上のように、2020年度は、コロナ禍の影響を受け、異例づくめの一年となったが、実施可能な範囲での健康管理（定期健康診断、二次検診、事後措置、保健指導及び健康相談等の実施）及び診療を行い、学生等の安全・衛生を配慮し、健康保持・増進に関する支援を行った。

続く2021年度は、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況下で始まったが、三密回避のための対策をとりつつ、法令を遵守し、定期健康診断を実施した。

その実施にあたっては、2020年度実施の評価・反省を行い、Web問診は健康診断として精度を十分に保てないと判断し、実施しないこととした。また、三密回避のため開始時間を繰り上げ・終了時間を繰り下げることによって、受付時間の間隔を広く設定し、受診枠を増やす策を講じ、4月初旬に定期健康診断を実施した。

なお、検査項目は、2年生以上は2020年度と同様に法定検査項目のみ実施することとしたが、医師による診察は全員受診とした。1年生は医師による診察を全員受診とし、さらに法定検査項目に加え、心臓メディカルチェックも実施した。

以上のように、一部の制約はあるが、2021年度は対面形式による学生定期健康診断を再開することができ、受診者数・受診率も回復傾向にある。今後も上記のような感染症拡大防止策を講じつつ、受診率向上に向けた工夫を重ねながら、動向を注視していきたい。

[定期健康診断受診者数内訳]

	学部学生	大学院学生	専門職 大学院学生	科目等 履修生	合計
2017年度	19,693人	836人	310人	24人	20,863人
2018年度	19,316人	784人	210人	16人	20,326人
2019年度	19,539人	716人	189人	14人	20,458人
2020年度	7,486人	320人	41人	8人	7,855人
2021年度	19,043人	793人	141人	14人	19,991人

※ 学部学生には修延生を含む

※ 2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、Web問診と登校受診の2つの形式による健康診断を実施した。なお、上記受診者数は、Web問診実施後に登校し受診（医師の診察と身長・体重測定）までを完了した者と登校受診者を合算している。

[定期健康診断学部学生学年別受診率]

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
1年生	98.5%	99.0%	99.0%	—	97.0%
2年生	71.9%	72.2%	72.0%	—	78.5%
3年生	72.2%	72.1%	72.6%	—	68.9%
4年生	79.9%	80.3%	77.2%	—	67.9%
5年生以上	44.2%	42.8%	38.0%	—	25.6%
平均受診率	79.2%	78.6%	78.6%	—	76.2%

※ 平均受診率には修延生を含む

※ 2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、Web問診と登校受診の2つの形式による健康診断を実施した。なお、受診率を適切に算出することができないため「—」としている。

学生の健康診断結果及び心臓メディカルチェックの結果については学生健康管理システムで管理しており、全学証明書自動発行システムを用いて健康診断証明書の発行が可能となっている。受診者個人への結果の開示についてはmanabaを活用して行っている。

定期健康診断は、全ての在学学生を対象としていることから、実施に際しての実施体制の整備・調整が毎年の大きな課題となっている。特に、他大学等の定期健康診断が同時期に集中することや、昨今の医師不足により毎年必要な医師数の確保に苦慮しており、協力医療機関に加えて人材派遣会社からも医師の紹介を受けて対応している。また、受付・案内及び誘導等の業務については、感染拡大防止対策や、受診学生の個人情報保護を徹底するため、専門業者に業務を委託して実施している状況であり、必要人数の確保には十全な準備が必要となっている。

今後、2023年度は、法学部が茗荷谷キャンパスに全面移転することと、新キャンパス（茗荷谷キャンパスの他、駿河台キャンパス、小石川キャンパス）の供用が開始されることもあり、協力医療機関との調整もさることながら、学内関連部課室と日程調整や健康診断会場の教室確保が重要となる。この点、本学の2023年度学年暦を踏まえ、本センターとしての定期健康診断実施案（実施キャンパスごとの日程・時間帯の調整）を作成し、教学執行部及び関連部課室の承認を得た段階にあり、今後は実施体制について、詳細に検討を加えていくことになる。

b. 二次検診

定期健康診断及び心臓メディカルチェックで新たに所見を認めた学生と前年度から経過観察中の学生に対しては二次検診を実施し、さらに詳細な検査等が必要な場合には外部医療機関の紹介を行っている。

定期健康診断後の二次検診等の措置は、循環器系、腎・泌尿器系、呼吸器系、代謝・内分泌系、その他に分類してきめ細かく行っている。また、外部医療機関で治療または経過観察中の学生については主治医からの報告書（病歴調査票）を通じてその疾患の症状等を把握している。

なお、二次検診は疾患別に専門医が対応することとしているが、二次検診にあたる専門医の安定的な確保が継続的な課題となっていることから、本学では国立病院機構災害医療センター各科医局、日本大学医学部附属板橋病院との連携を構築することで体制維持をしている。

しかしながら、他大学等の定期健康診断が同時期に集中することや、昨今の医師不足により毎年必要な医師数の確保に苦慮していることから、将来的には要員確保が困難となる可能性を考慮し、検診の質を維持するうえで、今後大学病院や基幹病院との更なる提携が重大な課題であると認識している。

c. 保健指導・健康相談

生活習慣に伴う疾病対策のため、定期健康診断時にBMI25以上の学生には肥満解消のためのパンフレットの配付を、BMI30以上の学生及び前年度の保健指導対象学生には血液検査、医師・看護師による保健指導を行い、「健康」に対する注意を喚起している。また、多摩キャンパスの保健センター内には健康相談室を開設し、日常的な健康相談について保健センター所属の保健師及び看護師が対応を行っている。その他、対象学生には、manabaにおいて、関連動画の閲覧を可能とし、注意喚起を補っている。

保健指導及び健康指導にあたっては、インボディ（体成分分析装置）を活用し、体重、体脂肪量だけではなく体内の水分量や骨量、内臓脂肪推定値、筋肉バランス、部位別骨格筋量等、多面的に測定した上で実施しており、充実した指導が可能となっている。

また、保健センターでは、すべての学生が健康な身体で、充実した学生生活を過ごせるように、自己管理のための自動血圧計や体重体組成計を設置し、ポスターによる情報提供やWebサイトで注意喚起を行うなど、啓発活動にも力を入れている。

②診療

本学の保健センターは、医療法に基づく「診療所」として診療を行っている。本センターは内科系中心の初期診療を行っており、診察内容は感冒などの呼吸器系や下痢・腹痛等の消化器系の急性疾患及び高血圧症・脂質異常症・胃潰瘍等の慢性疾患に対応し、外科・整形外科系では授業・課外活動中の怪我、通学時のバイク・自転車の事故等の外傷に対応しており、外部医療機関での医療が必要な場合は、適宜診療の依頼を行うなどの措置をとっている。また、学生が疾病・外傷により保健センターに来室できない場合には、看護師及び必要に応じて医師が緊急出動して治療にあたる体制も整えている。

本センターは保険医療機関の指定を受けていないため、診療については、本学独自の「中央大学保健センター診療費等に関する基準」を制定し、診察料（初診料・再診料）は無料、薬剤料は保険点数（薬価点数）に準じた額、諸検査料は保険点数料金の半額とするなど、学生の負担の軽減を図っている。

[保健センター受診者数（学生・教職員）]

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
多摩（医科）	5,813件	5,996件	6,292件	5,572件	840件
多摩（歯科）	606件	499件	463件	362件	—
後樂園	891件	921件	995件	990件	291件
市ヶ谷田町	—	—	—	0件	6件
市ヶ谷	421件	385件	284件	238件	41件
計	7,731件	7,801件	8,034件	7,162件	1,178件

※ 2019年度から、市ヶ谷田町キャンパス供用開始。

※ 2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、入構制限あり。

※ 2020年度から、歯科治療を中止。

診療受付時間及び医療スタッフは、以下のとおりである。

[保健センター診療受付時間（2022年5月1日現在）]

キャンパス	診療受付時間	
多摩	月～金	10：00～11：50 13：00～16：50
	土	10：00～11：50
後樂園	月～金	12：00～16：50
	土	10：00～11：50
市ヶ谷田町	月～金	12：00～16：50
	土	休診
市ヶ谷	月～金	12：00～17：50
	土	休診

医療スタッフについては、専任・常勤・非常勤合わせて相当数を確保している。日常診療は主に協力医療機関から派遣された医師が担当している。

また、医療スタッフは、年間を通じて、知識・技術修得のため、適宜、研修や研究会に参加している。さらに、日常的な業務遂行にあたり、専任・嘱託に限らず医療スタッ

フが各キャンパスを往来し、保健センター業務の充実、及びキャンパス間のサービスや技術の均等化を図っている。

[保健センター医療スタッフ一覧 (2022年5月1日現在)]

	多摩	後楽園	市ヶ谷田町	市ヶ谷
専任医師	1人	1人	—	—
常勤嘱託医師	—	—	1人	1人
非常勤嘱託医師※	7人	6人	2人	3人
非常勤嘱託産業医	1人	—	—	—
専任保健師	1人	1人	—	—
専任看護師	2人	—	—	—
嘱託保健師	2人	1人	—	—
嘱託看護師	1人	1人	1人	2人
嘱託薬剤師	1人	—	—	—
嘱託医療事務職員	1人	—	—	—
専任事務職員	3人	—	—	—

注) ※は1日1人勤務体制。

この他、入学式・卒業式、各種入学試験、中大杯スポーツ大会、通信教育課程夏期スクーリング、オープンキャンパス、大学祭、ホームカミングデー等の多人数が参加する学内行事においても救護体制をとっている。

③予防教育、安全・衛生教育

a. 学生への広報活動

本学の健康関連行事、健康情報及び医療情報等については、本学公式Webサイト、学生ポータルサイトC plus等を通じて提供している。このうち、健康関連行事としては、個々の学生が健康についての関心を高め、健康志向の生活に改善するよう働き掛けることを目的に、多摩キャンパス、後楽園キャンパス及び市ヶ谷キャンパスにおいて毎年1回「健康フェア」を実施し健康啓発活動に努めている。「健康フェア」では、インボディ（体成分分析装置）による脂肪量、筋肉量等の測定のほか、呼気CO測定、運動指導、栄養・生活指導、禁煙指導等を行っており、毎年700名前後の多数の学生が参加している。

b. 感染症への対応

学校保健安全法で指定された感染症が発生した場合、本学においては感染状況の把握、学生・教職員へ情報提供による注意喚起及び抗体検査や予防接種に対応する近隣医療機関の紹介等で対応している。患者発生時には感染拡大を防ぐため、感染症に関するWebサイトを開設し、迅速かつ正確な情報を随時更新しているほか、平素から予防策等の情報提供を行っている。このほか、破傷風予防接種については、学生のサークル等を支援する組織である学友会に所属する団体の希望者を対象に毎年実施している。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応として、本センターは、次のような対応を行ってきた。

- ・ 教学執行部や危機対策本部と連携し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動指針や入構基準（入構制限下の受け入れ体制の整備含む）の策定に際しての医学的視点による提言及び更新
- ・ 新型コロナウイルス感染症罹患者発生時の対応フロー（学生、教員、職員別）の作成と更新、及び公式 Web サイトや事務イントラネットにおける周知徹底
- ・ ワクチン接種にあたり、学外機関（八王子市等の行政、東京大学・慶應義塾大学・法政大学・帝京大学・明星大学・創価大学等の近隣大学や、三菱食品・楽天グループ等の企業）と連携し、本学の学生及び教職員が希望する場合、外部機関でのワクチン接種を実施
- ・ 罹患者情報を学内関係部署と共有する際の運用方法の検討、事務処理の DX 化推進（罹患者発生時、学生及び教職員が所属する部署が複数書式を起票する運用から、Google フォームを利用して、罹患情報を Access にて一元管理する方式に変更。加えて、紙ベース書式の廃止。）
- ・ 文部科学省や厚生労働省、東京都等からの通知に関して、随時、ポスターや Web サイト等を利用して周知徹底
- ・ 新型コロナウイルス感染防止対策用品の学内配備と使用時の注意点の周知徹底
- ・ 感染状況を踏まえ、公式ホームページ等を利用して、国・都道府県の PCR 検査情報やワクチン接種情報や、マスク着用に関する保健センターとしての考え方等の情報を発信
- ・ 新型コロナウイルス感染症を理由とする合理的な理由により面接授業に参加できない学生の被診断内容の確認（配慮の必要性に関する判断）
- ・ 手指消毒や手洗いの方法に関するポスター掲示、コロナ禍の行動様式、コロナ禍における熱中症対策等に関するポスター掲示による啓発
- ・ 学生及び教職員から、罹患した際の相談対応、等

c. 薬物乱用防止等

本学の大麻等薬物乱用防止啓発会議が実施する薬物乱用防止キャンペーンの一環として、学生・教職員・保護者を対象に本学公式 Web サイト等を通じて広報活動を行っている。

d. AED（自動体外式除細動器）の設置

緊急時に使用する AED を各キャンパスに設置している。2022 年 5 月現在までに、多摩キャンパス 19 台、後樂園キャンパス 3 台、市ヶ谷キャンパス・市ヶ谷田町キャンパス・駿河台記念館（一ツ橋ビル）に各 1 台を設置し、全 25 台を設置・管理している。

今後、茗荷谷、駿河台、小石川の 3 つの新キャンパスの供用が開始されるため、それに伴い、2022 年度内に必要台数を新規に購入し、設置予定である。

2) 学生相談室

本学では、学生生活上の相談窓口として多摩キャンパス、後樂園キャンパスおよび市ヶ谷田町キャンパスに学生相談室を、市ヶ谷キャンパスに専門職大学院学生相談室を設置し、学生本人や父母・友人等の関係者からの相談を受け付けている。本学の相談室の形態は最も間口の広い「よろず相談型」を採用しており、「間口は広く奥行きは深く」を基本

方針に、学業のみならず学生生活で生起する多種多様な問題について相談を受け付けている。

学生相談室では、精神科医・心理カウンセラー・弁護士に加え、各学部から選出された教員相談員及び各学部事務室や大学院事務室などの各事務長をはじめとする職務上職員相談員が相談業務に就いており、相談の内容によって学部事務室等の学内組織、外部医療機関や父母等との連携の下で、解決に向けたサポートを行っている。

学生等への周知については、本学公式 Web サイトへの掲載や入学時の学園生活オリエンテーション等における説明、リーフレット配布を通じて行っているほか、学生の父母等に向けては父母対象広報誌『草のみどり』等を通じて紹介を行っている。

具体的な相談の体制として、多摩キャンパスの学生相談室においては、月～金曜日は精神科医を各1名、心理カウンセラーを各1名（月曜日・金曜日は2名）配置し、メンタル面で問題を抱えた学生に対応しているほか、法律問題の専門家として弁護士を水曜日に1名配置し、学生をターゲットとした悪質商法や法的トラブルなどが発生した場合に助言を受けながら解決していくことが可能な体制を整備している。加えて、各学部の専任教員による学生相談員が、学業を中心とした相談に随時学生対応できる体制としている。

[学生相談室相談員一覧（多摩キャンパス、2022年度）]

曜日	時間	相談員名	相談内容
月曜日	13:00～17:00	嘱託精神科医	精神衛生
	10:00～16:00	嘱託心理カウンセラー（2名）	対人関係・性格、心理
火曜日	10:00～14:00	嘱託精神科医	精神衛生
	11:00～17:00	嘱託心理カウンセラー	対人関係・性格、心理
水曜日	11:00～15:00	嘱託精神科医	精神衛生
	11:00～17:00	嘱託心理カウンセラー	対人関係・性格、心理
	15:30～17:00	嘱託弁護士	法律問題
木曜日	13:00～17:00	嘱託精神科医	精神衛生
	10:00～16:00	嘱託心理カウンセラー	対人関係・性格、心理
金曜日	11:00～15:00	嘱託精神科医	精神衛生
	11:00～17:00	嘱託心理カウンセラー（2名）	対人関係・性格、心理
教員相談員		専任教員 法学部 3名 経済学部 4名 商学部 3名 文学部 5名 総合政策学部 2名 国際経営学部 1名	学業、留学、課外活動、 学生生活、資格試験、キ ャリア開発、 健康、身体、対人関係、 生活、人生 等。
職務上相談員[随時]		専任職員 14名	

後楽園キャンパスの学生相談室においては、月～金曜日に精神科医か心理カウンセラーのいずれか1名を配置する体制を原則としている。加えて、理工学部の専任教員による学生相談員が担当時間に学生相談対応できる体制としている。

[学生相談室相談員一覧（後樂園キャンパス、2022年度）]

曜日	時間	相談員名	相談内容
月曜日	10:00～16:00	嘱託心理カウンセラー	対人関係、性格、心理
火曜日	10:00～14:00	嘱託精神科医	精神衛生
水曜日	10:00～16:00	嘱託心理カウンセラー	対人関係、性格、心理
木曜日	11:00～17:00	嘱託心理カウンセラー	対人関係、性格、心理
金曜日	10:00～14:00	嘱託精神科医	精神衛生
教員相談員		専任教員 理工学部 3名	学業、課外活動、進路、 学生生活全般 etc.
職務上相談員[随時]		専任職員 3名	

市ヶ谷田町キャンパスの学生相談室においては、水曜日に心理カウンセラー1名を配置する体制を原則としている。加えて、国際情報学部の専任教員による学生相談員が担当時間に学生相談対応できる体制としている。

[学生相談室相談員一覧（市ヶ谷田町キャンパス 2022年度）]

曜日	時間	相談員名	相談内容
水曜日	10:00～16:00	嘱託心理カウンセラー	対人関係、性格、心理
教員相談員		専任教員 国際情報学部 1名	学業、課外活動、進路、 学生生活全般 etc.

市ヶ谷キャンパスの専門職大学院学生相談室は、専門職大学院に在籍する学生を支援対象とし、運営に関する審議機関として、専門職大学院学生相談室運営委員会を置いている。メンタルに関わる相談には、精神科医1名（相談日時 毎週水曜日 13時～17時）と心理カウンセラー1名（相談日時 毎週金曜日 13時～17時）が対応し、その他の事項については専門職大学院各研究科から選出された8名の教員相談員が対応する体制をとっている。専門職大学院学生相談室は、法務研究科が所在する市ヶ谷キャンパスに置かれていること、法務研究科以外の専門職大学院研究科は大半の学生が社会人であることもあり、利用者の全てが法務研究科の在学学生であることが特徴である。

各キャンパスの学生相談室における過去5年間の相談受付件数（のべ数）は下表のとおりである。

[学生相談室 年間相談件数（のべ数）]

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
<多摩キャンパス> 学生相談室	3,180件	3,645件	3,445件	2,177件	3,266件
<後樂園キャンパス> 理工学部学生相談室	561件	645件	610件	662件	541件
<市ヶ谷キャンパス> 専門職大学院学生相談室	170件	74件	63件	0件	18件

学生の相談内容については、その内容に応じて、①A領域：学業・課外活動・資格試験・留学等、②B領域：進路・就職等、③C領域：精神保健・性格・宗教・対人関係・健康・恋愛等、④D領域：法律・学費・家計・生活等、の4領域に分類しているが、多摩キャンパス・後樂園キャンパス・市ヶ谷田町キャンパスの学生相談室においては、このうちC領域の相談が占める割合が相談件数全体の5割を占めている。加えて、C領域の相談につい

ては、他の領域と比較して1人の来談者に対して継続した対応が必要となり、複数回の来談が生じるケースが多いことから、これに対応する専門スタッフの安定的な確保や相談スペースの拡充がいずれの相談室においても課題となっている。

他方で、大学生活において支援を必要とする学生を継続的に支援していくにあたっては、学生相談室での対応のみならず、日常的に学生と接する教職員が大きな役割を担う必要があるため、学生相談室では教職員に対する情報発信・意識啓発にも注力している。

具体的な取組みとしては、各学部教授会において毎年1回、学生相談室の専門スタッフ（精神科医、心理カウンセラー）による精神保健に関する懇談会を開催し、困難を抱える学生への気づきのきっかけとなるように事例の紹介を行っているほか、日常の学生対応の際に教職員が留意すべきポイントを共有することを目的とした『気になる学生に出会ったら（web版）』を作成し、教職員専用Webサイトで公開している。加えて、職員に対しては「職員のための学生対応スキルアップ・セミナー」を毎年開催し、学生対応に関連するテーマで講演を行っている。このセミナーは、日常的に学生と接する機会が多い職員に向けて、精神科医や心理カウンセラーが直接講演を行ったり、他部課室の専門家や職員を講師に呼んで実施している。また、学生向けには「ランチ de おしゃべり（ランチミーティング）」「春季・秋季セミナー」「集中講座」など、その時期や世相を反映されたテーマで学生生活の支援につながるような講座を実施している。

また、理工学部においては、理工学部長、学生相談員である教員、理工学部事務室スタッフ、学生相談室担当職員等の間で、メンタル面で困難を抱える学生や発達障害等の症状を理解した上での対応が必要となるケースに係る対応事例の情報共有等を月例の会議の際にも行うこととし、組織的な対応に努めている。

さらに、これらの取組みに加えて、学生の変化に早い段階で気づき、学生相談室への来談を促すなど、日常的に学生と接している教職員全体で学生を見守りながら支援を行っていく仕組みとして、「心に困難を抱える学生のための支援体制」を構築している。この取組みは、各学部・大学院事務室から職員1名（学部により複数名）、キャリアセンター事務室から2名、国際センター事務室から1名の支援担当者を選出し、心に困難を抱える学生に早い段階で気づき、学生相談室を中核に関連する学内組織が連携しながら必要な支援を継続して行うものである。

当該取組みによる支援を継続的かつ組織的に推進していくためには、学生相談室と関連部課室との間で情報共有や協力体制の強化が不可欠である。そこで、学生相談室においては支援担当者間の情報共有を目的とした懇談会を年1回実施し、各担当者の情報交換に努めている。さらに学生相談室の活動についての理解を促進するため、専任教員と各部課室や支援担当者に対して「学生相談室報告書」を配布するなど、円滑な活動のための環境整備に努めている。

2020年3月には、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、「新型コロナウイルス対策緊急相談ホットライン」を学生相談課に設置し、学生をはじめ父母の様々な不安や意見について電話での対応を行った。学生相談は、4月・5月の大学のロックアウト期間中も電話を使ってのカウンセリングを途切れることなく継続した。6月以降は、カウンセリング対象者で本人が希望する場合は、特別に入構を許可して、対面カウンセリングを行い、オンラインカウンセリングとともに対応を行った。2021年9月には、Webカウンセリングの体制を整え、2022年度より本格稼働している。

また、多摩キャンパスの学生相談室では、学生相談室の役割・活動や運用の指針となる

ガイドラインを策定した。関係部課室とは関係性・役割分担等の整理がなされ、2022年4月より運用を行っている。

○ハラスメント防止のための措置の状況

ハラスメント防止・啓発に向けては、2007年4月に大学としての基本方針として「中央大学ハラスメント防止啓発宣言」を制定するとともに、同宣言とあわせて制定した中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程及び中央大学ハラスメント防止啓発ガイドラインに基づき、組織的な取り組みを行っている。その後、実質上の運営から生じた様々な問題を踏まえて、現実的な事案対応に即した規程改正を行うべく、常務委員会を中心に検討を行い、教職員に対する意見聴取やハラスメント防止啓発委員会での審議等を経て、2012年4月、2020年1月に改正規程・修正ガイドラインを施行し、現在に至る。

中央大学ハラスメント防止啓発宣言ならびにハラスメント防止啓発に向けた大学の取組みに係る周知について、大学構成員に対しては、規程とガイドラインは本学公式Webサイトからダウンロードしていつでも手に取れる形を取っている。

その他に、個別の対応として、専任教員には教授会においてリーフレットを配布、非常勤教員には冊子「兼任教員ガイドブック」の配布を行うとともに、4月の授業開始頃に教員用レターボックスにリーフレットを配布して啓発にあたっている。その他に、正課授業以外の法職講座や経理研究所等で本学学生を教える立場の講師に対しても、リーフレットを配布して啓発を行っている。職員に対しては、毎年全部課室へリーフレットを配布し周知している。学生に対しては、入学時のガイダンスに於いて、ハラスメントについての啓発とリーフレットの配布による防止啓発活動を実施の他、学内刊行物等にも随時ハラスメントに関する記事を掲載し、周知に努めている。

これら媒体による周知に加え、後述する防止啓発活動を展開している。

(1) ハラスメント防止啓発に関する組織体制等

本学におけるハラスメント防止啓発に関する組織体制は、中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程において、「本学におけるハラスメントの防止啓発活動を統一的かつ継続的に行うため、防止啓発委員会を置く」（規程第24条）、また、「ハラスメントに関する業務を処理するため、防止啓発委員会の下に防止啓発支援室を置く」（規程第39条）と定められている。

ハラスメント防止啓発委員会は法人及び教学の各組織から選出された委員により構成され、ハラスメント防止啓発支援室は法人事務組織としての位置づけである。

ハラスメント防止啓発委員会の下には、日常的な防止啓発活動と事案解決に当たる組織としてハラスメント防止啓発運営委員会（規程第29条）を設置し、ハラスメント防止啓発支援室と連携して、ハラスメント事案の解決に向けた対応にあたるとともに、ハラスメントのない快適な教育・研究、就業環境を作りだし、維持するための防止啓発活動を行っている。運営委員会は、各学部、各研究科、各附属中学・高校教諭及び事務職員から理事長が委嘱した36名で構成されるが、なるべく多くの防止啓発運営委員が事案対応を担当し、負担が偏らないようにするため、4名毎の月当番を決めている。これにより、それぞれの運営委員に経験が蓄積され、よりスムーズな事案解決及び防止啓発活動を可能にしている。なお、原則として当該組織に所属する委員は事案担当から外す等の配慮を行っている。

さらに、運営委員会の中には具体的な日常業務を遂行することを目的として、運営委員

長及び運営副委員長で構成される「常務委員会」（規程第 36 条）を設置し、多様な相談に対して柔軟な対応を可能にしている。

日常的なハラスメントの相談については、ハラスメント防止啓発支援室（多摩キャンパス）、学生相談課、（多摩キャンパス）、都心学生生活課（後樂園キャンパス）、専門職大学院事務部（市ヶ谷キャンパス及び後樂園キャンパス）及び通信教育部事務室が窓口となり、直接来室・電話による相談を受けている。さらにハラスメント防止啓発支援室では、FAX、メール、手紙での相談にも対応することとし、相談者がアクセスしやすい相談体制を整えている。

（2）ハラスメント防止啓発活動等

ハラスメントに対する正しい理解と防止啓発を目的に、以下のような取組みを実施している。

①講演会・研修会

学生、教職員、附属高校生それぞれを対象とした講演会を毎年度実施している。

2021 年度の実施実績としては、学生対象の講演会については 4 回、教職員対象の講演会・研修会については 10 回、附属高校生対象の講演会については 4 回となっている。学生及び教職員を対象とする講演会については、多摩キャンパスのみならず後樂園キャンパス、オンラインでも開催することとし、構成員が年に 1 回は参加が可能なよう配慮している。また、新任教職員に対しては、対象者全員に対してハラスメント防止啓発に対する理解と意識を高めるための研修を実施している。

②防止啓発キャンペーン

2007 年に始まった防止啓発キャンペーンは、2018 年度からはダイバーシティセンターと共催で実施することにより、大規模なキャンペーンを展開することができている。また、近年はオンラインによる講演会等の開催により、キャンパスを問わず、構成員が参加しやすいものとなっており、これらの取組みにより、学生はもとより、多くの構成員のハラスメント防止啓発に関する意識を醸成することに役立っている。

③構成員を対象とするアンケート調査

2008 年度から、学校法人中央大学の全構成員（附属高校を含む）を対象とするアンケート調査として、「中央大学ハラスメント実態調査」を実施している。この調査は、①ハラスメント被害の実態を把握すること、②ハラスメント被害者の声を吸い上げること、③本学におけるハラスメント防止啓発に対する取組みの周知度を過去の調査と比較することを目的としており、2012 年度からは、新たに附属中学生を含めた全構成員に対して 4 年に一度実施している。

2020 年 12 月には第 4 回目の調査を実施した。対象者の母数が多いため、調査の回収率は、16.9%であるが、新たな取組みとして、回答は、Web 上での回答またはマークシートによる回答のいずれかを回答者が自由に選択できる方式をとり、Web サイトの運営およびマークシートの回収を、一般財団法人日本ハラスメントカウンセラー協会に業務委託した。その結果、第三者機関を経由して回答が集計されることで匿名性が担保されるという安心感と、回答用 Web サイトの作成により回答者の利便性が格段に上がり、前回より 85%増、5,989 件の回答が得られた。調査結果報告書 2021 年 6 月に発行するとともに、構成員対象のポータルサイトにも掲載し継続的な防止啓発活動に役立っている。

以上のような取組みを展開した結果、2020年度に実施した「中央大学ハラスメント実態調査」では、回答者の63.1%が「本学がハラスメント相談窓口の設置やハラスメント防止啓発活動を行っていること」について「知っている」と回答している。特に非専任を含む教職員における認知度は90%を超えており、ハラスメント防止啓発の取組みが組織内で浸透していることを裏付けている。

(3) ハラスメント事案への対応の適切性

ハラスメント事案への対応については、中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程第14条に基づいて、以下のように対応している。

【ハラスメント申出事案解決方法の種類と相談対応の流れ（規程第14条概要）】

① 相談

ハラスメントを受けた者（相談者）からの申出の内容に応じて助言をしながら解決策を探る。

② 通知

相談によって問題を解決することができないときに、相談者に不利益が生じないように配慮しつつ、ハラスメントを行ったとされる者（相手方）に対し、ハラスメントの相談があったことを伝え、これに関する意見を聴く。相手方からの意見により、相談者がそれ以上の措置を望まないときに手続は終了する。

③ 意見の調整

相談者が相手方との間で、ハラスメントの存否及びこれが存在する場合にとられるべき措置について、意見の調整を図ることを希望するときに、双方からの意見の提出を求め、これを他方に伝達するとともに、双方に助言を与えて、意見の調整を図り、相談者が不利益を受けている場合には、相手方に自発的にその不利益を除去するよう助言して、事案の解決を図る。この場合、意見の提出は書面により行うこととし、相談者と相手方の面談は、双方の希望があり、かつ、これが妥当であると判断される場合を除き行わない。相談者が意見の調整内容及び相手方が行った不利益除去行為で満足したときに手続は終了する。

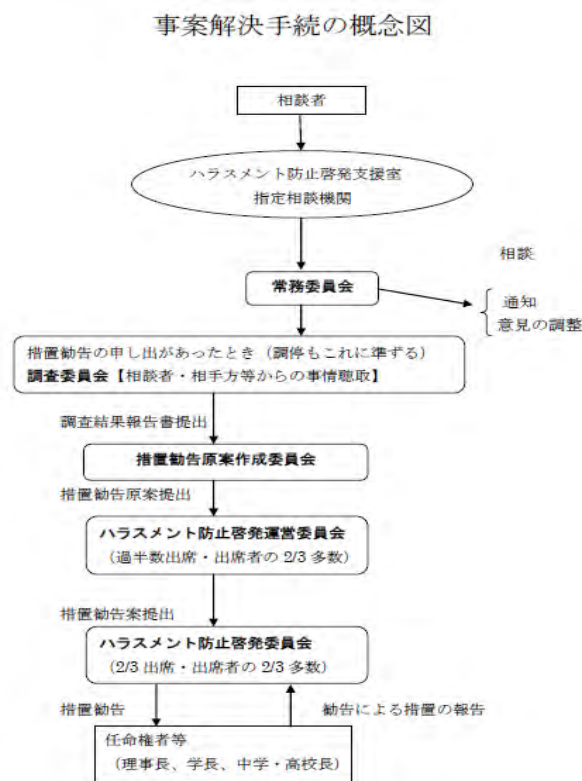
④ 調停

相談者が相手方との間で、ハラスメントの存否及びこれが存在する場合にとられるべき措置について調停を求めるときに、ハラスメントの存否について調査を行い、その結果に基づいて、とられるべき措置について調停案を作成し、相談者と相手方に調停案での合意を提案する。調停手続は、相談者の申出により、相手方がこれに同意したときに開始する。相談者及び相手方が調停案を受け入れたとき、又はそのどちらかが調停案を受け入れないときに手続は終了する。

⑤ 措置勧告

相談者がハラスメントの存否の調査及び当該調査に基づく適切な措置を求めるときに、ハラスメントの存否の調査を行い、その結果に基づいて措置勧告を決定し、関係機関にその実施を勧告する。措置勧告には、関係学内規程等に基づく懲戒処分案が含まれることがある。また、相手方によるハラスメントの反復を防止するため、その者についてハラスメントに関する研修等を受けるべきことを勧告する内容を含むことができる。

[ハラスメント相談対応の流れ図]



事案の解決方法としては、「相談」によるものが例年9割を超えており、相談の中で解決へ導く地道な取組みが着実に効果をあげている。

ハラスメント事案が発生した場合には、ハラスメント防止啓発運営委員会がハラスメント防止啓発支援室と連携して対応にあたっているが、その際の中核となるのが運営委員長及び運営副委員長から構成される常務委員会（以下、常務委員会の構成員を「常務委員」という）である。常務委員会は2週に1回の頻度で開催され、ハラスメント相談の具体的な解決に向けた対応の検討・協議を行い、規程に基づき適切な措置が講じることで被害回復へと繋がるよう努めており、多くの場合、相談者が希望する方向での問題解決を実現している。

ハラスメント事案への対応については、対応の困難性及び運営委員、常務委員の負担を考慮し、外部機関への委託を進めるべきであるとの意見もあるが、事案の内容は多種多様であり、学内の具体的事情に応じて適宜適切な対応を行うことが相談者の今後の安心・安全に繋がり、さらに、委員の対応経験が今後の防止啓発の発見にも役立つことになることから、学内における対応が妥当であると捉え、適切かつ組織的な対応体制のさらなる強化に努めている。

○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対する支援については国際センターが中心となって行っている。

経済的事由により修学が困難で、かつ学力・人物ともに優秀と認められる外国人留学生等に対し学費減額および給付奨学金により支援を行っている。新型コロナウイルス感染症拡大下においては、申請期間を追加する、申請方法を一部オンライン化する等、外国人留学生への配慮を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で日本への入国ができないことにより、学費減額等の適用要件を満たすことができない学生に対しては、「経済援助給付助成金（COVID-19 未入国外国人留学生対象）により支援を行っている。

他方、新型コロナウイルス感染症拡大下における日本政府の水際対策措置は、特に外国人留学生の入国に大きな影響を与えた。本学では外国人留学生に対し必要な情報を届けるべく、随時、学内ポータルサイトにて分かりやすく情報提供することを心掛けた。また、入国後の待機（隔離）期間において適切な健康観察が行えるように旅行会社と連携して受入れスキームをつくり留学生に提供した。

このほか、後述のとおり、国際教育寮等の宿泊施設を提供しており、協定大学からの交換留学生のほか、私費外国人留学生の住居が可能となっている。また、外国人留学生と日本人学生との交流を通して学内の国際交流意識の向上を図るために、春と秋の交換留学生歓迎会のほか、Gスクエア等で各種イベントを実施している。

（１）Gスクエアの活用状況等について

多摩キャンパスにおいて外国人留学生と日本人学生との相互コミュニケーションの場をさらに拡大するため、学生食堂棟２階に異文化交流スペース「G²（G Square）」（以下、「Gスクエア」という。）を開設している。Gスクエアでは、9面に分かれた巨大スクリーンにて、海外及び国内のテレビ番組（8チャンネル）が常時放映されており、また大型タッチスクリーンでは、Gスクエアの学生スタッフが作成したビデオを流すなどしている。学生が集まりやすい食堂棟の地の利を生かし、留学や奨学金の説明会、学生によるプレゼンテーションや国際イベントを実施する場となっている。また、Gスクエアの日々の運営は、常駐している学生スタッフが行っている。「学生のグローバル化」を目標に掲げ、学生目線の留学相談会、留学生との交流イベント、学生による外国語自主学習グループ「ランゲージ・ラボ」等を企画・運営している（2021年度は4か国語10クラスが活動した）。

なお、Gスクエアにおいて2022年度に実施したイベントや活動は以下のとおりである。

◎ 大学が主催したイベント

1. 「交換留学協定校を知る会&留学希望者交流会」
2022年5月に計2回実施。参加者数22名。

◎ Gスクエア学生スタッフや学生サークルが企画した活動・イベント

1. 学生による外国語自主学習グループ「ランゲージ・ラボ」
2021年度には4言語10クラスがそれぞれ週1回ずつ活動を行い、1回あたりの参加者数は4～10名程度であった。
2. 新入生の不安解消とGスクエアを身近に感じてもらう「新入生不安解消イベント」
2022年3月28日～31日に実施。参加者5名。
3. キャンパスツアーを通して交流を促進するイベント「Gキャンパスツアー」
2022年4月18日に実施。参加者12名。
4. 日本の「祭り」文化を体験しながら交流を促進するイベント「G2祭り」
2022年4月28日に実施。参加者30名。
5. Gスクエアの紹介を通してきっかけ作りを促進するイベント「WELCOME WEEK」
2022年4月末に計4回実施。参加者数35名。
6. 言語の壁を越えて交流のきっかけ作りを促進するイベント「GAMEでMEETUP！」

2022年5月末に計2回実施。参加者数32名。

7. 日本文化の理解と交流のきっかけ作りを促進するイベント「Japan Day 書道」

2022年6月15日に実施。参加者数11名。

また、後楽園キャンパスにおける国際交流のためのスペースは、旧国際交流サロンを学生のアクセスが良い場所に移設し、2019年に「グローバルラウンジ」と改称し運用している。異文化交流活動の拠点として、留学説明会をはじめ、留学生と日本人学生の交流懇談会、英語で話すランチ会「English Lunch」などを開催している。コロナ禍によりオンライン開催を余儀なくされたものの一部の活動は継続的に実施した。

(2) 国際寮の運営

外国人留学生に対する住居支援については国際センターが中心となって実施している。2020年4月に開寮したオンキャンパスの国際教育寮は300名定員で、1ユニット6名で構成されるユニットタイプの寮となっている。協定大学からの交換留学生のほか、私費外国人留学生、日本人学生が入居している。また、多様性に富む国際教育寮での生活や交流を通して、様々な文化背景を持つ学生達の多様な学びを促進することをコンセプトとし、日常生活を通じて異なる言語や文化、生活習慣に接することにより、学生の異文化理解や国際感覚の涵養も図っている。残念ながら、新型コロナウイルス感染症拡大下での開寮となったため、開寮以降、5～6割程度の入居者数となっている他、対面での大々的な交流イベントを実施できていない（オンラインを中心としたイベントや、小規模のイベントがメインとなっている）。本寮の特徴として、レジデンス・アシスタント（以下RA）およびユニットリーダー（以下UL）が中心となり、寮運営を行うことがあげられる。RAは、イベント等を通して寮生の帰属意識を醸成するとともに、寮生が快適かつ充実した生活を送れるような寮全体のサポートを行い、ULは、ユニット内の取りまとめを行い、環境美化や快適なユニット生活の環境整備を行う。

また、都心キャンパスに通う交換留学生の宿舎は、聖蹟国際交流寮を活用している。国際教育寮、聖蹟国際交流寮ともに、管理人夫妻が在住している寮で、交換留学生がまとまって生活をしているので、十全な支援対応が可能となっている。

さらに、交換留学生向けの支援として留学中の費用を抑えることができるよう、寮費の一部を大学で補助している。加えて、安全に留学生活を送る一助として、来日時に立川防災館にて防災体験研修を実施し万一の為に身を守る知識を得る機会を提供している。

○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

学生のキャリア形成及び就職支援を目的とする組織としては、キャリアセンターを設置している。文系学部及び文系大学院研究科（修士課程）の学生に対する支援については、キャリア支援課（多摩キャンパス）が担っており、理工キャリア支援課においては理工学部学生、理工学研究科学生の支援を担っている。

また、学生のキャリアデザイン（学生が自立した社会人・職業人としての自己実現を目指し、自らの将来設計を探ることをいう。）を支援するために必要な事項について、全学的に、総合的かつ継続的に検討するため、キャリア教育委員会を設置している。本委員会は、キャリアデザインの支援の方針に関する事項、キャリア教育に関する事項について検討し、更に行動特性（コンピテンシー）に関する取組みを行っている。行動特性（コンピテンシー）に関する取組みは、

社会で求められている「人間力」を評価する一つの指標として、行動特性（コンピテンシー）に着目し、従来のGPAに代表される「学力」の伸長のみならず、個々の学生が有する「行動特性」を自己確認させつつ主体的な行動に繋げることにより、自身の「行動特性」の伸長・涵養を図ることを目的とするものである。具体的には、正課内外の授業や講座、活動を通じて学生の「行動特性」の伸長を促す取組みと、授業など学びの場を通じて得た「知性」とを有機的に連動させることにより、体系的なコンピテンシー育成を図るものである。

以下は、キャリアセンターが行っているイベントの一覧である。

[文系学部・研究科 実施イベント（キャリア支援課）]

【キャリア支援関連（民間・公務員）】

イベント名	概 要	2021年度			
		開講数	受講者数	実施時期	対象
PBL講座	企業から講師を招く課題解決型連続ワークショップ	9	38	8月～9月 11月～12月	1～2年生
インターンシップ・ガイダンス(民間)	インターンシップ理解促進と募集情報周知	1	495	4月	3年生
インターンシップ・実参加(民間)	-	-	270	通年	全
インターンシップ・ガイダンス(公務員)	インターンシップ理解促進と募集情報周知	1	1558	5月～3月	1～3年
インターンシップ・実参加(公務員)	-	-	120	通年	1～3年
世の中理解セミナー	社会のトレンドや文脈を考えるセミナー	10	227	9月～2月	全
キャリア支援セミナー		5	349	通年	全
自己表現術セミナー	アナウンサー山本哲也氏による、社会に出て活躍するためのセミナー	6	105	6月～11月	1～2年生
低学年のためのキャリア支援セミナー		5	339		全
計		37	3501	-	-

*開講数は1回を1カウント、受講者数は延べ人数。2020年度はコロナ禍の為オンライン開催含(後日オンデマンド受講の場合、受講者数はPV数)。

【就職支援関連（民間）】

イベント名	概 要	2021年度			
		開講数	受講者数	実施時期	対象
就職ガイダンス	書類の書き方	1	453	9月	3年生
	面接対策	1	215	1月	2～3年生
	内定者による就活アドバイス	-	-	-	3年生
	今から始める就職活動	1	790	4月	3年生
面接力UPセミナー	外部講師を招き、面接対策を実施	7	225	2月	3年生
マスコミセミナー(新聞・出版セミナー)	OB・OGを講師に迎え、出版・新聞業界突破に向けたES・面接対策を実施	5	67	7月～2月	全
OBOG交流会 ※2020年度までは「キャリア・ライブ」	OB・OGと学生が一堂に会し、先輩との交流の場	2	525	7月・2月	全
学内企業セミナー ※2020年度までは「ジョブ・フェスティバル」	全学年を対象に企業研究をテーマに自社の説明会を行う場	278	2490	11月～2月	3年生
障がい学生のためのキャリアガイダンス	障がい学生が「働くということ、就職するということ」を自ら考え、行動するための「気づき」の場を提供	5	64	6月～11月	全
ジョブ・チャレンジ(選考一休型会社説明会)	企業の人事を招き、説明会と一次面接を大学にて実施。合説1回、単独11回実施。	20	448	7月～12月	4年生
外国人留学生対象の就職ガイダンス	日本で就職を希望する外国人留学生を対象の就職ガイダンス	5	81	5月～10月	全
Uターンイベント	Uターンを希望している学生を対象にガイダンスを実施。Uターン就職協定締結自治体を中心に自治体別相談会等、実施。	7	326	6月～2月	全
女子学生支援イベント	卒業生との連携企画。OGによる講演・4年生内定者(女子)によるパネルディスカッションを実施。	1	12	11月～2月	全
内定者との座談会	内定者(4年生)による就活アドバイス	9	215	2月～3月	1～3年生
臨時セミナー	職員による、不定期開催セミナー。テーマごとに実施	6	567	通年	
リスタートセミナー		2	170	4月～6月	4年生
海外インターンシップセミナー		1	72	5月	全
就活準備セミナー		16	1664	9月～11月	3年生
他大学合同模擬面接会		1	19	12月	3年生
計		363	8336	-	-

*開講数は1回を1カウント、受講者数は延べ人数。2020年度はコロナ禍の為オンライン開催含(後日オンデマンド受講の場合、受講者数はPV数)。

【公務員・教員関連】

イベント名	概要	2021年度			
		開講数	受講者数	実施時期	対象
公務員入門ガイダンス	公務員の仕事内容や試験準備等を分かりやすく説明	4	251	4月	1・2年
「公務員をめざそう」講演会	現職の国家公務員(総合職)による公務員の役割や働き方、将来のキャリアについての考え方などについての講演	2	337	10月	1～3年
公務員面接試験対策セミナー(講義編)	公務員受験予備校専任講師による面接対策(講義)	1	214	10月	3年
公務員面接試験対策セミナー(演習編)	公務員受験予備校専任講師による面接対策(面接カード作成)	1	100	2月	3年
炎の塔入室選手	炎の塔内、個人専用の机・椅子・ロッカーを使用するための選考(エントリーシート・面接)				コロナウイルス感染症の影響により、実施なし
【中大版】公務員研究セミナー<公務員>	本府省庁や地方自治体の採用担当者による説明会	109	1268	10月～12月	3年
人事院による国家公務員試験制度説明会	人事院による国家公務員の試験制度に関する説明会(OB・OGIによる業務紹介含む)				【中大版】公務員研究セミナー内で実施のため、該当科目にて集計
公務員内定者交流会(内定者による公務員セミナー)	公務員内定者によるパネルディスカッション・相談会	6	436	2月～3月	1～3年
国家公務員OB・OG相談会	本学OB・OGIによる個別相談会(全2回)	3	167	6月・11月・2月	全
公務員基礎講座(2015年度までは公務員講座)	公務員受験予備校専任講師による公務員試験対策の基礎固め講座(120分/回 各全12回)前期4科目、後期5科目開講	156	338	5月～3月	1・2年
公務員記述式対策講座	記述式試験に対応する講義、演習	9	33	5月～3月	2・3年
人事院面接突破セミナー	人事院による国家公務員の試験制度に関する説明会(OB・OGIによる業務紹介含む)	1	3	5月	4年
直前面接対策セミナー	公務員受験予備校専任講師による模擬面接	18	54	6月～7月	4年
直前論文対策講座	公務員受験予備校専任講師による論文指導	1	35	2月	4年
官庁訪問対策セミナー	公務員受験予備校専任講師による官庁訪問対策講座	1	6	6月	4年
計		126	2773	-	-

*開講数は1回を1カウント、受講者数は延べ人数。2020年度はコロナ禍の為オンライン開催含(後日オンデマンド受講の場合、受講者数はPV数)。

[理工学部・研究科 実施イベント(理工キャリア支援課)]

領域	名称	時期	概要	参加学生数	実施方法	対象	
キャリアデザイン	オリエンテーション	5月	オリエンテーション「これから社会へ出ていくあなたへ～世の中分析、社会を知る、仕事を知る～」	461	manaba	1年	
		5月	オリエンテーション「卒業後のキャリアを考える～なりたいたい自分になるために～」	362	manaba	1年	
		9月	オリエンテーション「卒業後のキャリアを考える～先輩の話を聞こう!～」	235	manaba	1年	
民間企業	進路・就職ガイダンス	5月	第1回:就活とインターンシップ解説・内定者体験談・各種手続	1052	Webex	3年・M1	
		6月	第2回:ESの書き方・OBOGの講演	358	Webex	3年・M1	
		10月	第3回:就活スケジュール解説・後期イベント紹介	534	Webex	3年・M1	
		1月	第4回:学校推薦	658	Webex	3年・M1	
	インターンシップ講座	5月	通るES・面接対策講座	373	Webex	3年・M1	
		5月	インターンシップガイダンス&通るES・面接対策講座	93	Webex	1・2年	
	昼活講座・夕活講座	昼活試験対策講座1	4月	理工学生が知っておくべきビジネスキーワード解説	226	manaba	3年・M1
			4月	理工学生が知っておくべきビジネスキーワード解説	111	manaba	3年・M1
			5月	MONONOTE 2023のつかいかた	106	webex	3年・M1
			5月	IR情報を活用した会社の見方・調べ方	170	manaba	3年・M1
			6月	グループディスカッション・グループワーク対策講座	120	webex	3年・M1
			6月	グループディスカッション対策実践編	16	webex	3年・M1
			9月	筆記試験対策講座2	168	manaba	3年・M1
			10月	ブラック/ホワイト企業の見分け方	54	webex	3年・M1
			10月	秋冬インターンシップ徹底攻略講座	99	webex	3年・M1
			10月	秋冬インターンシップ徹底攻略講座	53	webex	3年・M1
			1月	早期選考に落ちた人必見!心が「やる気」になる講座	18	webex	3年・M1
			1月	今から間に合う!自己PRレベルアップ講座	51	webex	3年・M1
			1月	動画選考対策基礎講座	27	webex	3年・M1
			2月	本番直前!面接対策講座	80	webex	3年・M1
	企業別OBOGセミナー	11～3月	理工学部OBOGによる会社紹介と働き方について	843	Webex	3年・M1	
	学内企業セミナー	12～2月	企業に自社に対する説明をしていただく	2268	Webex	全学年	
技術面接セミナー	1月	技術面接対策のため、技術系採用担当者レベルのOBIに講師となつていただき、模擬面接を実施	36	対面・Webex	3年・M1		
業界職種研究会	6～7月	各業界による、業界や職種に関する説明会	110	Webex	3年・M1		
就活何でも相談会	5月	予約不要で就活に関する悩みを受け付ける	7	対面	4年・M2		
OBOG交流会	10～12月	各社社会人若手OBOGにお越しいただき、交流会を実施	876	Webex	3年・M1		
公務員	都庁面接セミナー	6月	都庁勤務OBOGによる模擬面接	4	Webex	4年・M2	
	官公庁・地方公務員セミナー	11～3月	官公庁・地方公共団体による業務説明会	61	Webex	全学年	
	公務員試験対策講座ガイダンス	10月	公務員試験の解説・体験談と講座の説明	61	対面・Webex	全学年	
	公務員試験対策講座	10～4月	国家総合職向け講座	42	対面・Webex	全学年	
教員	公立校教員セミナー	12月	教育委員会による説明会	47	Webex	全学年	
	計		延べ参加学生数	9,738			

*開講数は1回を1カウント、受講者数は延べ人数。2020年度はコロナ禍の為オンライン開催含(後日オンデマンド受講の場合、受講者数はPV数)。

*緑セルは有料講座

上記イベント及びキャリア・就職支援の取り組み状況については以下のとおりとなっている。

(1) キャリア支援関連科目（民間・行政）

学生自らが行動を起こし、「職業観を身に付ける」、「社会に必要な能力を高める」ためのプログラムである。学生自身がやりたいこと、なりたい自分をイメージできるように、講演会や少人数グループワーク等で将来を考えるための情報収集や体験の機会を設け、入学直後から卒業後の進路を決めるまで、社会や仕事について体系的に学ぶことができる点が特徴である。学生生活の早期段階から多彩なプログラムへ参加することで、自分を見つめ直し、修学その他の目的意識をもって大学生生活を送ることが可能となるよう配慮している。

個々のプログラムの概要は次のとおりである。

①PBL 講座

企業から講師を迎え、実際の企業の課題に対してグループで取り組み、発表までを行う講座として実施。活動を通じて、学生が企業視点でビジネスを学び、課題解決力、役割認識、コミュニケーション力等、幅広い能力等を高めることを目的としており、2021年度は前期「スイーツ開発で北九州の魅力発見！～マーケティング&SDGsを学んで、目指せ！商品化～」のテーマで全3回、後期に「10年後のスマートシティでの生活を考えよう」のテーマで全6回を実施。

②世の中理解塾

キャリアセンター職員2名と学生6名で活動しており、本学学生が様々な角度から世の中を理解しキャリア形成につなげるための場を提供している。SNSを通して得た学生の声をもとに、様々な道で活躍するOBOGの講演会やnote上での社会人インタビュー記事など、幅広い企画を開催。2021年度はランチタイム企画を8回実施し、卒業生を対象に「卒業生花束企画：活躍する社会人になるためには」を開催した。

③キャリアデザイン・インターンシップ

キャリアデザイン・インターンシップは、在学中に自分の専攻や将来に関連した企業や自治体において、実際に「働くこと」を体験できる制度である。当該インターンシップを通じて単位認定はされないが、企業と学生が互いに理解を深めることができ、学生にとっては、社会のしくみや働くことを理解するだけではなく、大学で何を学ぶべきか、「自分とはなにか」を考えるためのきっかけとなっている。

本学では、学生にとってインターンシップがより有効な機会となるよう以下の各種プログラムを実施し、募集段階のガイダンスから終了後の体験報告会まで一貫した支援を行っている。

- ・次世代リーダーズプログラム～Business College コース～

学内での座学と学外での実習体験により、インプットとアウトプットのギャップを学生が肌で感じてもらうことを目的とし、毎年学部1・2年生を対象に実施している ([https://www.chuo-](https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2021/04/career_internship_corporations_program_01.pdf)

[u.ac.jp/uploads/2021/04/career_internship_corporations_program_01.pdf](https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2021/04/career_internship_corporations_program_01.pdf))。

- ・「架け橋プログラム」

3年次以上を対象とした産学連携型のインターンシップ。社会での経験を学修と結びつけることで、高い職業観を養い、進路を考える機会となることを目指す (<https://www.chuo-u.ac.jp/career/internship/students/careerdesign/program/#bridge>)。

- ・行政インターンシップ

省庁、各地方の行政機関等で実施されるインターンシップ。申込手続き等に関する窓口がキャリアセンターとなるケースが多い。

④インターンシップ準備ガイダンス・インターンシップ突破セミナー

インターンシップ準備ガイダンスでは、インターンシップの目的や実施概要を伝え、参加を促進することを狙いとしたガイダンス。インターンシップ突破セミナーでは、自己分析対策、業界・企業研究、ES対策、面接対策を実施しており、どちらも4月中旬に実施している。

⑤自己表現術セミナー

社会に出て必要とされるコミュニケーション力をスピーチトレーニングで実践的に身につけていく10回の連続講座。講師に現役アナウンサーを迎え、話すプロから直接指導を受けられる。1・2年生限定の人気講座となっている。

[キャリアデザイン・インターンシップ参加者数 (2021年度)]

2021年度	※法学部 ※単位有は内数		※経済学部 ※単位有は内数		※商学部 ※単位有は内数		※文学部 ※単位有は内数		※総合政策学部 ※単位有は内数		※国際経営学部 ※単位有は内数		※国際情報学部 ※単位有は内数		※理工学部 ※単位有は内数		理工学研究科		商学研究科		経済学研究科		文学研究科		公共政策研究科		総合政策研究科		法学研究科		※文系(学部・院)計		※理系(学部・院)計		※文理計		※受入先企業数 ※単位有無問わず				
	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有	単位有			
架け橋	1	2	4	2					1																																
次世代	84	49	38	35	15	6	11																																		
行政	夏	70	5	8	2	4		19	3	5	2																														
	秋冬	6																																							
	春	6		1						2																															
公募	夏	2		1				4																																	
	秋冬	6		1		3		1		2		1		1																											
	春	6																																							
合計	169	5	62	2	49	0	61	0	22	0	13	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	390	7		0	390	7	0	0					

(2) 就職活動サポート・プログラム

キャリアデザイン・プログラム、キャリアデザイン・インターンシップを経て、設計してきた自分の未来図をかたちにするための最終ステップが就職活動段階であり、学生一人ひとりが充実した就職活動を行えるよう、キャリアセンターにおいてきめ細かいフォローアップを行っている。

なお、本学は、多摩キャンパスに文系の学部及び大学院各研究科が、後楽園キャンパスに理工学部及び理工学研究科が所在していることから、それぞれのキャンパスにおいて文系・理系の特性に応じた支援を展開している。

① 就職ガイダンス

多摩キャンパスにおいては、主として3年生対象の就職ガイダンスを年3回(1回:書類の書き方、2回:面接対策、3回:今から始める就職活動)実施している。

後楽園キャンパスにおいては、3年生とM1を対象に、全体ガイダンス(「進路・就職ガイダンス」)を4回実施し、就職情報サイト登録やOBOG講演会、学校推薦説明会等各回の開催時期に相応しい就職支援サービスを実施している。

② 個人面談

キャリアセンターにおいて、自己分析から、求人紹介、エントリーシート添削まで、就職に関する各種の相談を1対1で行っている。多摩のキャリア支援課においては、新

型コロナウイルス感染症拡大前の2019年2月より、CCnの就活面談予約サイトからオンラインで事前予約ができるようになり、従来受付窓口で早朝からできていた長蛇の列が解消された。また、予約がとれなかった学生や飛び込みで訪れる学生に対しても、対応できるスタッフ（主にパートタイム職員）を増やし、きめ細やかな対応を心掛けている。あわせて新型コロナウイルス感染症拡大以降は、Webexを介したオンライン就活面談と対面のハイブリッド仕様になり、学生へ向けたオンライン面談を受けるにあたっての留意事項も整備した。

個人面談は人的・時間的にも多くの労力を要することから、キャリアセンターの負担は大きい。大規模なガイダンスでは対応しきれない学生個別の事情に応じた就職支援が可能であり、また、学生の就職に対する不安の軽減なども期待されることから、非常に高い効果を発揮している。

③「Career Center net (CCn)」進路・就職支援 Web サービス

就職情報システムについてはCCnを通じて進路選択や就職支援に係る情報提供を行っている。本システムは学年に関わらず利用することが可能であり、早い段階からキャリア形成の準備を進めるためのツールの一つとして、1・2年生にも利用を呼び掛けている（3年生の4月の第1回就職ガイダンスで登録会を実施）。

本システムは、企業の基本情報、企業等からの求人やセミナー情報、合同企業説明会情報を蓄積するデータベースとしての機能に加え、企業研究のためのOBOG訪問に資することを目的に、各企業から提供された卒業生名簿の閲覧機能も有している。さらに新着求人に関しては、学生が設定すれば、希望する業種、地域毎に新着求人として全学メールで受信することができる仕様となっているほか、企業名や、その他のキーワード検索を備え、学生のインスピレーションによる検索にも応える環境を整えている。また、卒業時点の進路情報や就職活動報告もWebから簡単に登録できるようになっており、システムを通じた速やかなデータ収集をもとに次年度に就職活動を行う学生に対して質の高いサービスを提供することが可能となっている。

CCnは毎年少しずつカスタマイズし、これまでPDFで学生に提供していた企業の求人・会社説明会・インターンシップ・合同企業説明会情報等を、企業が入力したフォームからシステムに一括登録できる仕組みを作り、学生のユーザビリティを向上させると同時に、スタッフの作業量を大幅に激減させた。また、若者雇用促進法に則った企業情報について、各企業が「違反していない」ことを確認したうえで、公開する機能を付加している。

④面接力UPセミナー

就職活動対策セミナーとして、各業界の採用担当者及び採用担当経験者を講師として招き、主に模擬面接を中心に実施している。学生の面接スキルを向上させるとともに、自己に関する掘り下げを行う必要性を気づかせるきっかけとして有効に機能している。

⑤マスコミセミナー（新聞・出版セミナー）

全学年のマスコミ志望者を対象に、全5回実施している。30年以上続いている、本学で最も古い就職セミナーである。セミナーには、マスコミ業界で働くOBOGも参加し、内定に向けて学生に指導を行う。主にESや論作文、面接対策を行うが、参加者には常時LINE等のツールを用いて情報提供や指導を実施している。これまで大手新聞社や出版社だけでなく、テレビ局にも多くの卒業生を輩出した実績がある。

⑥障害（配慮の必要な）学生支援

障害や疾病のある学生のためのキャリアガイダンスを年2回、全学年の障害や疾病ある学生、またその傾向がある学生とその父母を対象に6月と11月に実施している。また、業界・企業研究編として同様のガイダンスを1回実施している。その他、自己理解のためのワークショップを対面とオンラインそれぞれで、八王子新卒応援ハローワークや学内CSWと連携しながら実施している。

⑦外国人留学生対象の就職ガイダンス

日本で就職を希望する外国人留学生を対象に年4回実施している。オンラインで録画実施し、後日オンデマンドでも配信を行っている。内容は、外国人留学生ガイダンス、スタートアップセミナー、自己PR/ES対策講座、外国人留学生対象ES対策講座、その他、就活StartUp講座や他大学留学生との意見交流会等となっている。また海外留学希望の日本人学生を対象に、留学・就活スケジュールガイダンスも実施している。

⑧業界研究セミナー

11～2月にかけて、全学年を対象に企業研究をテーマに自社説明会を行う大規模な学内説明会である。企業の採用担当者が各教室に分かれ、それぞれの採用情報を提供するものであり、学生の企業選択のミスマッチを防ぐ目的・効果がある。2021年度はコロナ禍のため、すべてオンラインで実施し、多摩キャンパスで約300社、後樂園キャンパスで約200社が参加した。

⑨UIターン就職支援（民間・行政）

本学の在籍者の約3割が首都圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）以外の出身者のため、全国各地域へ就職を希望する学生が十分な情報を元に就職活動が行えるよう、採用環境に関する情報提供や企業を招いての企業セミナーを行っている。

なお、本学では各都道府県との就職支援に関する協定を2022年5月現在で18の自治体（群馬、新潟、香川、秋田、栃木、石川、広島、北海道、兵庫、福岡、鳥取、岡山、富山、京都、青森、熊本、滋賀、山口）と締結し、各地域の次代を担う人材の育成・就職支援に向けた連携・協力を実施している。

⑩OBOG交流会・相談会（民間・行政）

社会人と接する機会が少ない学生に、社会人と直接交流できる場を提供している。OBOGとの交流を通し「働くこと」をより具体的にイメージできる機会の創出を目的とする。後樂園キャンパスにおいては、企業人との交流会として「若手OB・OGとの交流会」、「実践型キャリアセミナー」（社会人5年目以上のOB・OGとの交流会）を実施している。

⑪公務員講座

公務員志望者支援については、全学委員会である「公務員講座運営委員会」の下、低年次における基礎講座から受験直前の「対策講座」や、行政機関を招いての「公務研究セミナー（文系学部・研究科生）」「官公庁・地方公務員セミナー（理工学部・研究科生）」等のプログラムを一部外部委託も導入しながら幅広く展開しており、表7-9に示すように合格者実績を伸ばしている。

[2021年度 国家公務員学部・大学院別就職者一覧]

試験名称	法	経済	商	文	総政	小計	理工	学部計	文系院	理工院	総計
国家総合職	6					6	1	7	1	5	13
国家一般職	64	13	4	3	4	88	4	92			92
国税専門官	22	11	3	1		37	1	38			38

試験名称	法	経済	商	文	総政	小計	理工	学部計	文系院	理工院	総計
労働基準監		2	1			3		3			3
裁判所総合	1					1		1			1
裁判所一般	7		1	2		10		10			10
法務省専門	2					2		2			2
自衛隊幹候		1	1	2		4	1	5			5
皇宮護衛官	1					1		1			1
衆事務一般	1					1		1			1
参事務総合	1					1		1			1
財務専門官	2	1	1		2	6		6			6
その他国家公務員	2	1		1	2	6		6			6
総計	109	29	11	9	8	166	7	173	1	5	179

[国家公務員学部・大学院別就職者経年比較]

年度/学部	法	経済	商	文	総政	小計	理工	学部計	文系院	理工院	総計
2021	109	29	11	9	8	166	7	173	1	5	179
2020	112	24	14	18	4	172	8	180	1	2	183
2019	94	23	24	10	2	153	5	158		7	165
2018	91	19	17	12	5	144	4	148	1	1	150
2017	100	18	17	9	4	148	2	150	2	4	156
2016	82	17	15	4	5	123	2	125	1	2	128

⑫教員採用試験支援

公立学校の教員になるためには、各都道府県市で実施される採用試験を、私立学校の教員になるためには学校毎に実施される採用試験を受験する方法が一般的であり、民間企業とは違ったサポートが必要となる。理工キャリア支援課においては、教員採用試験ガイダンス、論文対策講座、面接対策セミナー等を実施しており、OBへの直接依頼による直前面接対策講座の開催についても検討を行っている（多摩キャリア支援課については、教職採用試験のサポートを2018年度より教職事務室に移管した）。

⑬CREW活動（就職内定学生による後輩の進路選択支援） *理工学部・研究科のみ

CREWとは、「Chuo（中央大学理工学部で）relationship（人間関係を築き）encourage（互いに影響を与え合いながら）win out（よりよい人生を送ろう!）」の頭文字を取ったものである。この活動は、内定を持つ進路支援学生集団によるボランティアの活動であり、下級生によりよい就職や生き方ができるように支援することを目的に、イベント企画運営、直接個人面談等、身近な先輩による支援を行っている。

⑭技術面接セミナー *理工学部・研究科のみ

10年以上続く理系学生を対象とした人気イベントである。理系の研究職などを志望する場合、通常の「人事面接」とは異なり、学生の専門性や技術力を確認するための「技術面接」が課される場合があり、これに対応できるよう、理工学部出身の先輩から本番の「技術面接」を想定した指導を受けられる場を提供している。

多くの卒業生を輩出している中央大学理工学部ならではの人脈を生かし、OBOGが親身に学生のサポートを行っている。技術職を目指す学部学生・大学院学生を対象に、現在企業で人事部門や技術者として活躍している理工学部卒業生による面接指導を行っている。

以上のように、本学では、学生の入学後からそれぞれのステージに応じた将来の進路を

考えるためのプログラムを多数用意しており、年々強化している。また、学生に対してのサポートのみならず、本学では全都道府県 50 会場で父母向けの「キャリア講演会」を開催し、就職活動における「親のサポート方法」や UI ターン情報を提供するなどして、あらゆる側面から進路支援を行っている。

以上の取組みの結果、下表のとおり高い就職決定率を維持している。

[就職決定率 (過去5年間)]

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
中央大学就職決定率	98.0	98.3	98.0	96.8	96.4
文系学部	98.0	98.2	97.9	96.5	96.3
理工学部	98.4	99.3	98.7	98.3	97.2
大学就職率	98.0	97.6	98.0	96.0	95.8
大卒求人倍率	1.78	1.88	1.83	1.53	1.50

※就職者数/就職希望者数

※大学就職率は、文部科学省「大学等卒業者の就職状況調査(4月1日現在)」より

[就職活動終了者の内定先満足度]

内定先満足度	文系学部	理工学部
たいへん満足	33.4	21.7
満足	27.2	22.1
やや満足	14.7	10.3
やや不満	2.6	1.3
不満	1.7	0.6
無回答	20.4	44.0

※中央大学キャリアセンター「2021年度卒業生対象キャリアセンターに関するアンケート」結果による。

※回答者数は、文系学部 3,129 名、理工学部 706 名。

○学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援

(1) 大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

本学では、学生の課外活動に対する支援として、各種課外教育プログラム(各種スポーツイベント、セミナー、講演会等の文化行事)の企画・実施及び白門祭(大学祭)のサポートを行っている。これに加え、クラブ・サークル活動の支援については学生の自主的組織である「学友会」における活動を円滑に行うための施設・設備の維持・管理や、活動についての相談・指導等の支援活動を行うなど、学生が充実した学生生活を送るための取組みを組織的に行っている。

(1) 学生部による支援

学生部では、学生が快適な大学生活を送り、人間的に成長していくための支援を行うことを目的として、以下のような課外活動を実施している。

①各種行事の開催

学生の知識、教養、安全・危機管理意識の向上や、学生自身の日頃の努力成果の発表を目的に、各種鑑賞会、講習会、講演会等の文化行事を開催している。これら各種行事は、参加した学生における知識や意識の向上のみならず、クラス、ゼミ、サークル等の日常の活動における仲間を越えた交流や、共通の関心を持つ学生同士のネットワーク作りにも役立っている。これらの行事实施にあたっての費用については、学生にとって有用な機会・体験の場の提供という目的のもと、参加者に一部の費用負担を求める体験型プログラムや鑑賞型プログラムを除いて大学が負担している。

【2021 年度 学生部各種行事の開催実績】

- ・学園生活オリエンテーション 交通事故防止キャンペーン
- ・防犯講習会 ・スキルアップ講座（文章力向上）
- ・災害救援ボランティア講座 ・学生手帳 表紙デザインコンテスト

※新型コロナウイルス感染症対策のため、対面での課外活動の制限に伴い、中大生の社会科見学（学外企業等の実地見学）、AED 講習会、芸術鑑賞会の各実施を中止・見送った。

②ボランティア活動への支援

ボランティア活動を通じ、学生の主体的な学びとそれによる成長を支援することを目的に、学生部内に「中央大学ボランティアセンター」を設置（2014 年）し、東日本大震災及び豪雨災害の被災地におけるボランティア活動、学内での募金活動及び地域でのボランティア活動への組織的な支援を行っている。

ボランティアセンターは、各学部教授会選出の委員等から構成されるボランティアセンター運営委員会において活動方針を決定することとしている。

日々の活動においては、ボランティアセンター長の指示のもと、ボランティアコーディネーターを中核に、ボランティア活動に関する情報収集、活動を希望する学生へのコーディネート、被災地へのボランティアツアープログラム企画等の実施を行っている。

③課外活動のための施設の貸し出し等

学生の課外活動に対する支援として、セミナーハウス（大学直営寮）、一般の学生に対しての教室、クレセントホール及び体育施設の貸し出し、並びに宿泊を伴う活動費の一部補助等を行っている。

セミナーハウスは、野尻湖セミナーハウス（長野県）、富浦臨海寮（千葉県）の 2 ヶ所に設置しており、年間を通じて授業、研究または課外活動に利用可能となっている。2019 年度は年間のべ 2,057 人（前年度比 994 人減、但し台風被害・新型コロナウイルス感染症拡大の影響による下半期の一部利用中止を含む）の利用があった。その後、2020 年度・2021 年度前半は貸し出しを中止としたが、後半から徐々に再開をしている。

宿泊を伴う活動費の一部補助については、宿泊費用に対して一定額を大学が補助する制度として、契約宿舎（セミナーハウスの学生利用が多い春・夏の長期休暇期間中に限り、大学が利用契約を結んだ一般の宿泊施設を割安な価格で利用できる制度）は利用上の制約・不満から制度を見直し、宿泊費の一定額補助する新制度に変更して、2020 年度から運用を開始し、学生利便性の向上（宿泊先の対象を 14 施設から 50 施設以上に拡大、利用除外日に関係なく宿泊先を選択できるようにし、オンライン申請手続も整えた）を図ることで、学生の自主的活動、課外活動の場とそれら活動を通じた学生交流等の機会を増やす一助としている。

（2）学友会による支援

本学では、学生の部会活動（広くはサークル活動）を促進・支援するための組織として「中央大学学友会」（以下、「学友会」）を設置している。学友会は、学生の自主的運営という大原則を堅持しながら、部会活動の支援に特化した本学独自の組織である。学友会は独自の規約「中央大学学友会規約」（以下「学友会規約」）を持ち、その前文には「本会は、中央大学学生が自主的活動によって学術、文化、体育の向上発展を図り、会員の人間性を深めより高

い文化を築き社会の発展に資することを目的としてこの規約を定める。」と記されており、1911年（明治44年）の創設以来、学生の自主的運営を本旨とするその理念は今日まで継承されている。

学友会の会員は、学友会規約第2条から第4条により、正会員（本学学部学生）と特別会員（本学の役員、教授、准教授、助教A、専任講師及び主事以上の職員並びに各部会の監督）により構成されると定められている。そして、学友会における意思決定は、学友会規約第16条により、中央委員会（学生50名、教職員50名の組織：年4回開催）を最高議決機関として、次の会議が置かれている。正会員による自主的運営の基本的な流れは、各連盟委員長、副委員長の学生により組織されている連盟会議を起点としており、連盟会議で提起、協議、承認された事項が連絡協議会（学生16名、教職員11名の組織：年10回開催）を経て中央委員会で審議・決定される。学友会の組織運営に関する重要事項については、学生代表で組織される連盟会議での企画・立案を受け、学生と教職員が一体となった機関である連絡協議会と中央委員会で合意形成する仕組みが構築されており、重要な意思決定に関する様々な事項が本機関で随時審議されている。

課外活動の主体となるのは大学が活動を公認している部会である。2022年5月1日現在の部会数は183であり、それぞれ8連盟（学術連盟：8部会、文化連盟：30部会、学芸連盟：28部会、体育連盟：49部会、体育同好会連盟：35部会、学友連盟：7部会、理工連盟：21部会、国際情報連盟：現時点では公認部会無し）のいずれかに所属している。また、これら公認部会とは別に、部会の設立申請が承認され、その4年後に8連盟のいずれかに加盟できる準公認部会（18部会）がある。部会の設立は、学友会規約第28条に定めるとおり、10人以上の発起人により部会設立申請書を作成し、学友会総務部を経由して公認申請等に関する審議会に提出する。そして、学友会に加盟が認められれば準公認部会として活動ができる。加入後4年を経過した後にも継続的に活動し、かつ一定の条件を満たしている準公認部会は、公認部会としていずれかの連盟に加盟を申請することができる。各部会の活動にあたっては、学友会規約に基づき、学生が所属する部会の活動及びその運営に主体的に関わる体制をとっており、これにより学生の規律遵守、自立心や連帯感、自主的かつ責任ある行動といった行動規範や能力の涵養を促しつつ、伝統的に学生の自主的運営を尊重している。学生が自ら所属する部会の活動及びその運営に主体的に関わることにより、規律の遵守、自立心や連帯感、自主的かつ責任ある行動といった行動規範や能力を養成することをねらいながら、学友会は伝統的に学生の自主的運営を尊重する立場を取っており、こうした学生の活動が形骸化しないよう、指導、支援する役割を担っている。

新型コロナウイルス感染症拡大における制限された状況下で、学友会活動の益々の活性化と新たな取組みの実施に向け、学生の主体性を尊重し、必要な支援を行いながら、学生と教職員が一体となり運営を行っている。また、オンラインと対面の活動を組み合わせることにより、ニーズに応じた多様な活動が行えるよう後方支援を行うとともに、部の活動のみならず、学友会組織の運営においてもオンラインを活用することにより新たな学友会活動を展開しているところである。部会活動への支援業務については、多摩キャンパスでは学友会事務室、後樂園キャンパスでは都心学生生活課事務室内に設置した学友会理工学部分室が行うこととし、学生の主体的な運営が形骸化しないよう配慮しつつ、適宜指導・支援を行っている。学生の活動については、連盟会議（学生の代表機関）が中心となり、学生の自主的運営のもと、予算配分や各連盟の活動内容を主体的に決めているが、学生達が直接関与できない寮・合宿所や練習場等の施設、サークル室や学生関連施設などの整備は学友会事務室を中心とし

た教職員が行っており、活動についての相談・助言も含め、物心両面に渡り部会活動の支援を行っている。概要は次のとおりである。

①学友会費の管理・執行に対する支援

各部会の活動にあたっては、学生が納めた学友会費（年額 10,000 円）を公認部会が活動を行うための補助となるよう学友会配分費として配分する仕組みをとっており、その配分額の企画・立案については、公認部会が所属する各連盟（8 連盟）の常任委員会（各連盟に所属する公認部会選出の学生から構成される）に委ねている。配分後の使用については、学友会会計施行規則のもと用途に制限を設ける・帳簿による管理を義務づけるほか、各公認部会に対しては、会計マニュアルの配付、会計説明会の開催、会計帳簿の記入方法等予算管理に関する各種レクチャーを行い、配分された学友会費の管理、使用用途を徹底するよう指導するなど、その必要性に応じた指導・支援を適宜行っている。

学友会費については、連盟会議（学生の代表機関）が取りまとめを行い、各連盟、各部会の活動内容や運営状況を調査、ヒアリングし、各連盟、各部会の合意のもと配分が行われており、学生の自主的運営という学友会の基本的な理念が継承されている。また、配分金額のみならず、配分の経緯、配分方法、増額、減額した部会についてはその理由等が各連盟委員から連絡協議会や中央委員会で説明され、透明性を持った組織運営が行われている。各部会においては、帳簿による管理を義務づけており、例年、各連盟、各部会から提出された会計帳簿の監査を 4 月中旬から約 1 週間、各連盟から選出された監査部員の学生が集まって監査を行っている。2020 年度と 2021 年度の 2 年間は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、学生が集まる形での監査は行っておらず、会計帳簿のチェックは学友会事務室職員と非専任職員が行った。2022 年度（2021 年度定例監査）は監査部員の学生が会議室等に集まったり、また 1 週間という監査期間に限定したりすることなく、少しずつ会計帳簿のチェックを進めており、監査部員の学生が監査を行うという従来の監査の形態に戻つつある。会計帳簿のチェックを行うことにより、配分された学友会費が適正に執行されているかを確認し、必要に応じて使用用途を指導することにより、学友会会計施行規則に定められた用途で執行することを遵守させている。

また、学友会会計に関する決算書については、例年 5 月に開催される第 1 回中央委員会（学生 50 名、教職員 50 名の会議体：年 4 回開催）において決算報告を行い、承認を得ることとしている。学友会費の管理・執行に対する支援として、各部会の会計担当者に対し、会計マニュアルの配布、会計説明会の開催、会計帳簿の記入方法等予算管理に関するレクチャーを行っているが、会計担当者が毎年代替わりにより交代してしまうため、部会によっては引継ぎが十分に行われず、会計帳簿の記入や予算管理が不十分な場合があるため、学友会事務室にてサポートを行う必要がある。

会計説明会の開催については、従来は各部会の会計担当者に集合してもらい、学友会事務室が説明するという方法により行っていたが、今年度はオンラインでの説明会を開催した。これにより、会計担当者が大学に来校することなく説明会を聴くことができるようになり、利便性が高まった。また説明会に参加できなかった担当者のために、説明会で使用した Power Point の資料を manaba に掲載した。これにより、会計担当者がいつでも資料を確認することができ、理解が深まるとともにより一層利便性が高まる効果が期待できる。併せて、これまでは各部会が紙媒体の会計帳簿への記入を行っており、一部理工連盟所属部会のみ数年前より電子帳簿を活用しているが、全連盟の所属部会の会計帳簿を電子化し、いつでもダウンロ

ードできる運用を2022年度の会計帳簿から導入した。電子化した帳簿の雛形は2022年7月にmanabaに掲載し、運用を開始している。

②体育連盟に所属する学生が生活する寮及び合宿所等の管理運営

近年、スポーツ振興を大学活性化の柱とする大学が増えており、また、設備の充実や課外活動の実績も大学を評価する指標の1つになり得ることから、練習場や寮を整備し、競技力向上や優秀な選手獲得に役立っているケースが見られる。

本学においてもスポーツ強化が大学の施策の1つと位置づけられ、優秀な選手の獲得・競技成績の向上に向け、快適な競技生活を送るための環境を提供することが不可欠となっており、また、新型コロナウイルス感染予防の観点から、コロナ禍に適用した新しい生活様式や学生の安全面を考慮し、寮の密集環境を改善するとともに、感染者が発生した際の退避場所を担保する必要があることから、日野市南平にある既存の「南平寮」（11部・約230名）に加え、2021年度に新たな寮施設（「南平第二寮」（16部・約280名））を確保し、1室2名を定員として学生達の住居環境を整えた。また、日野市東豊田に「東豊田寮」（陸上競技部・約60名）、八王子市堀之内に「硬式野球部合宿所」（約50名）、埼玉県戸田市戸田公園に「ボート部合宿所」（約25名）、神奈川県三浦郡葉山町堀内に「ヨット部合宿所」（約10名）を設置し、これらの管理運営を行っている。

他方で、一部の部会については、学外の民間施設を利用した合宿所を独自に有しており、こうした合宿所の運営については金銭面や施設・設備の修繕も含めて大学が関与していないことから、公平性の観点からも支援のあり方について検討する必要がある。

本学が運営する体育連盟の学生が居住している寮のうち、南平寮は寮監（嘱託職員）、南平第二寮と東豊田寮は管理人（委託会社社員）が管理しているが、硬式野球部合宿所、ボート部合宿所、ヨット部合宿所は管理人はおらず、学生のみが管理している。南平寮を2つの施設（南平寮と南平第二寮）に分けた寮運営はある程度軌道に乗っているため、今後もより安全・安心な生活ができるよう、老朽化している施設・設備のメンテナンスを計画的に法人側へ要望していく。

③課外活動の活性化に向けた広報活動

学友会では、大学への帰属意識や教職員と学生の一体感の醸成に資するべく、文化系・体育系の活動を問わず、積極的な情報発信を行う取組みを行っている。各部会の活動実績等について本学公式Webサイトを通じて学内外に広く発信を行っているほか、中大スポーツ新聞部の協力を得て、試合結果等の情報をスピーディーかつ詳細に公開している。特に、学術、文化、体育会系の全国レベルの大会において優秀な成績を収めた学生、並びに同等の成績を収めた学生や団体については、中央委員会で発表を行うとともに、学内掲示用のポスター掲出や本学公式Webサイト等を通じ、学内外に広く周知を行っている。また、新型コロナウイルス感染症拡大前は、体育連盟の執行部が主体となって競技の観戦ツアーを企画し、学生を試合観戦に誘導する取組みを実施しているほか、SNSを活用して積極的な情報発信を行っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により不特定多数が集まって観戦することが制限されていた。しかしながら、現在はこうした取組みが徐々に再開されてきており、体育連盟の執行部が一般学生に対し、観戦ツアーを実施することができるよう、学友会事務局としても彼らに対し積極的な活動を展開するよう助言している。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から中止になっている大会や試合もある中で、特に

スポーツ活動においては、全国レベルの大会で優勝した団体及び個人が複数輩出されている。2021年度の第1回中央委員会（2021年5月19日開催）では個人1名、第2回中央委員会（2021年10月21日開催）では個人10名、団体2名、第3回中央委員会（2022年1月12日開催）では個人2名、団体2名の全国レベルの大会で優勝した優秀学生の発表が行われた。優秀な成績を収めた団体や学生を中央委員会で発表することや、本学公式Webサイトで情報を発信することにより、学生の活躍を学内外に広く知ってもらうとともに、他の学生や部会の士気のさらなる向上を促し、帰属意識の向上に繋がる効果が期待できる。

④部会活動に際しての危機管理体制の確立

学友会に所属する各部会の活動に際しては、活動内容や活動の仕方によっては事故等の危険を伴う場合もある。学友会では、事件・事故の未然防止には従来からの各部会の自主性に委ねるだけでなく、各部会の特性にあった対策方法を指導し、啓発を行っていくことが有効であるとの認識に立ち、公認部会に対しては課外活動中に発生した怪我等の事故及び事故に対する対応内容について文書で学友会事務室に報告することを求めており、報告内容については事故の未然防止や発生時の適切な対応に資するよう、他の部会に対しても共有を行っている。昨今、学生アスリートの不祥事等が社会的に注目されており、対応如何によっては、学生の将来や大学ブランド等へ与えるダメージも多大なものになってしまうため、体育連盟各部会の危機管理体制を強化する観点から、学友会と指導者間の綿密な連絡体制や信頼関係をより強固なものにする必要がある。危機管理対応においては、学友会と指導者が密接な関係を保つことが大事であり、連絡や報告を相互に迅速に行うことにより、学生の安全な活動と寮・合宿所での安心な生活環境を担保することができる。特に指導者は学生と日常的に接する時間が多いため、学生の特性や個々の事情などを的確に把握することができ、危機管理上の初動的な対応を担うなどの大きな役割を果たしている。更に、監督は部員の行動を把握・統括し、活動の管理や指揮ができる立場にあることから、部員のトラブル対応や父母対応などの際にも大学と当事者の間に入って対応している。

また、本学スポーツ活動の抱える諸問題への対応として、学生アスリートの安全安心、学業充実を志向するのみならず、これまで培ってきた本学固有の組織及びその取り組みを更に有機的に連携させ、学生の人格統治、大学ブランドの向上及び多様な人材輩出による社会貢献を図ることを任務として2022年4月より「CHUO スポーツセンター」が開設された。

近年、大学スポーツにおける課外活動での事故・不祥事について、大学の責任が大きく問われる事例も発生しており、スポーツの課外活動は練習中の怪我だけではなく、寮生活やチーム活動中のトラブルやハラスメント問題など、日常から危機管理が必要な要素が多く、自主的活動支援の範囲では解決できない問題も多い。よって、これまで学友会の自主的活動の範囲で対応してきた危機管理対応については、今後は「CHUO スポーツセンター」の任務に委ね、大学としての責任体制を構築していく。

⑤新しい生活様式に対応した学友会活動の展開

各連盟、部会が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で対面活動が制約を受けている中、オンラインツールを積極的に活用し、音楽の配信や演舞の披露、試合の動画、部の紹介など各部会が様々なアイデアを出し、対面での活動と並行し積極的な情報発信を行っている。

日常的な活動においては、現時点では部会室や練習室、学内施設や体育館等が使用できていることもあり、対面を基本としたコロナ禍前の活動に戻りつつある部会が増えているが、

一方でオンラインを中心とした活動に留まっている部会もあり、部の活動内容に応じて様々な活動形態を選択することができるようになっている。

また、オンラインツールを積極的に活用することにより、学生達の活動が物理的、時間的に制約されることなく、これまで以上に幅を持った活動を行うことが可能となっていることに加え、学生と教職員が参画する会議体についても、オンライン会議の利便性の高さから出席者の増加や出席率が向上しており、より多くの委員から活発な意見を取り入れることができ、組織運営の向上と発展に繋がっている。

ただ、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、部やサークルという団体での活動を避ける学生も増えているようである。また学生の気質の変化により、学友会の基本理念としての学生の自主性や主体性が失われつつあるのも事実であり、こうした自主性や主体性を伸長するため今後学友会において学生の活動に対しどのような支援を行っていくかが課題となっている。昨今は各部がオンライン、対面を問わず工夫を凝らして活動を展開し、新入生の獲得に努力しているが、長いコロナ禍の影響から、新入生が思うように入部せず、各部やサークルがここ数年新入部員を集めることに苦慮している傾向が見受けられる。

○資格取得を目的とする課外講座の開設状況とその有効性

本学は、「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ、実社会が求める人材を育成する「実学」に取り組んできた伝統をもち、各種国家試験において顕著な実績をあげてきており、資格試験等の支援の強化については、現在も本学が全学的に取り組む重要な施策の一つに位置づけられている。具体的には、学内に、法曹をめざす学生のための「法職講座」と、公認会計士等をめざす学生のための「公認会計士講座」等を設置し、法曹や公認会計士として活躍している本学卒業生や国家試験合格者を講師・スタッフとして迎え、きめの細かい学修指導を行っている。これらの講座は、費用面においても学外の一般の専門学校と比較してはるかに低廉な受講料となっており、難関資格をめざす多くの学生が受講している。

(1) 法職講座

①多摩キャンパス（学部学生を対象とする学修プログラムの提供）

本学では、法曹（裁判官、検察官、弁護士）を目指す学生の学修支援を目的とする講座として、多摩キャンパスで「法職講座」を開講している。

昨今、弁護士の就職難に端を発する法曹志望者の減少・法科大学院志願者の減少を受け、法科大学院入試の易化が進んでいる状況にあり、結果として法科大学院修了者の司法試験合格率がさらに低迷するという悪循環に陥っている一方で、学部や法科大学院在学中に予備試験に合格して司法試験を受験した者の司法試験合格率は90%を超えていること、予備試験に合格して司法試験に合格した者は就職が極めて順調であるという社会状況に呼応するかたちで、近年は学部学生も法科大学院合格を目標とするのではなく、在学中に予備試験に合格することを目標として学修に励むのが趨勢となっている。

こうした状況を受けて、法職講座では、2014年度に法職講座運営委員会において「予備試験への対応も念頭におきつつ、変化する学生の学力レベルに対応する」ことを確認し、2015年度から講座・ゼミの指導内容や学修レベルを「学部在学中の予備試験合格も視野に入れて」設定するべく、逐次、講座・ゼミの改革を行っているところである。

2019年度までは、法職講座のオンライン化は行ってこなかったが、コロナ禍を契機に、2020年度以降は、大人数の講義形式の講座を中心にオンライン方式（manaba を利用した動画視聴）

で実施しており、撮影機材、編集ソフトを用意し、スムーズに動画の収録、編集、アップロードが実行できるノウハウ、事務体制を構築することができた。

2022年度現在、多摩キャンパスにおいて開講している講座・ゼミは次のとおり（カッコ内は開講時期）。

- ・「基礎講座」
 - 1年生向け：民法（4月）、刑法（10月）、憲法（11月）
 - 2年生向け：民事訴訟法（4月）、刑事訴訟法（5月）、商法（10月）、行政法（11月）
 - 3年生向け：行政法（4月）
- ・「基礎ゼミ」
 - 1年生向け：民法（夏季）、刑法・憲法（春季）
 - 2年生向け：民事訴訟法・刑事訴訟法（夏季）、会社法・行政法（春季）
- ・「法律論文作成ゼミ」
 - 1年生向け：民法（9月）
 - 2年生向け：刑法・憲法（4月）
- ・「法職答案練習会」（2年生以上向け、5月）
- ・「事案分析力確立ゼミ」（2年生向け、9月）
- ・「多摩研ゼミ（オーダーメイドゼミ）」（随時開講）

これらの講座・ゼミの開講に加えて、充実した指導と学修環境を提供する「法職多摩研究室」を設けている。法職多摩研究室に所属している学生（以下「法職研究室員」という。）は、個々の学修状況に応じた個別指導が受けられるほか、多摩学生研究棟（通称「炎の塔」）内に個人専用の自習席が与えられ、日・祝日も含めて8時から23時まで使用できるなど、学修に打ち込める環境が整備されている。

法職研究室員資格を得るためには選抜試験（年2回実施）に合格する必要がある。さらには、定期的実施する選抜試験に合格し続けることを法職研究室員としての資格を維持するための要件とすることで、学修に対する意欲と学力水準の維持を図っている。また、7月及び12月に実施するゼミ受講資格認定試験においては、法職研究室員についても受講を希望する一般学生と同様に試験を課し、その成績に基づいてクラス分けを行うなど、個々の学修に対する意欲と学力水準を維持する工夫を行っていることから、法職研究室員の学修レベルは極めて高い水準となっており、効果的な指導を実現することが可能となっている。

なお、前述の司法試験受験団体に所属している学生に対しても、法職研究室員の選抜試験やゼミ受講資格認定試験に合格することを条件にゼミ受講を認めており、オール中央大学として法曹を養成する体制を整えている。

②市ヶ谷キャンパス（法科大学院在学学生・修了を対象とする学修プログラムの提供）

法科大学院における正課教育では、直接的に司法試験合格を目的とする学修支援を行うことができないとされていることから、法科大学院とは別の法人附置の組織として、法科大学院在学学生・修了生が法曹として備えるべき専門的素養を形成するのに必要な法務研修の実施及び施設・設備の整備を中心とした学修支援体制を構築することを目的として、常任理事とOB・OGの法曹で構成する「法務研修運営委員会」を設置してこれらを推進することとしている。

2019年度までは、法務研修プログラムの欠席者対応のため、講義形式の講座はDVD収録し、

貸出対応を行ってきたが、コロナ禍を契機に、2020年度以降は、DVD方式からオンラインで動画視聴できる方式に移行した。従来は窓口でDVDの貸出手続を行って、キャンパス内で視聴する運用としていたが、これらの制約がなくなり、受講生にとって利便性が向上している。

法務研修の面においては、実務起案力を養成する面に重点を置いて法科大学院における教育を補完するという観点から、法曹として最前線で活躍し、かつ実務的な起案に精通しているOB・OGを中心とする数多くの実務法曹を講師として招聘し、これらの法曹が後輩の育成に当たる体制を構築している。

2022年度現在、市ヶ谷キャンパスにおいて開講している講座・ゼミは次のとおり（カッコ内は開講時期）。

- ・「入門講座」
入学予定者向け：基本7科目（2月）
- ・「基礎起案演習」
入学予定者向け：民法（2月）
2年生向け：行政法（5月）、民法（8月）、商法（8月）
- ・「未修者のための起案作成ゼミ」
1年生向け：民法（5月）、刑法（8月）、憲法（2月）
- ・「共通到達度確認試験対策ゼミ」
1年生向け：民法（5月）、刑法（8月）、憲法（10月）
- ・「オリジナルゼミ」（全学年対象）
修了生によるオリジナルゼミ（8月）
合格者によるオリジナルゼミ（10月）
- ・「総合起案演習」（全学年対象・11月及び3月）

これらの講座・ゼミに加えて、司法試験合格を目指す本学法科大学院修了生のために、「法務研究会」を設けている。会員には希望に応じて市ヶ谷キャンパス内に個人専用の自習室が与えられ、日・祝日も含めて8時から24時まで使用できるなど、学修環境が整備されている。

司法試験は、受験回数の限度が通算5回までに制限されているため、1年でも早い合格が望まれる。このため、定期的に学修の計画や進捗確認、学修上の課題や悩みを相談できる面談制度を設けるなどして、修了生に寄り添ったサポート体制を用意している。

以上のような充実した学修支援体制が奏功して、法職多摩研究室員は下表のとおり、2022年度法科大学院入試及び司法試験予備試験において、目覚ましい実績をあげている。

[法職多摩研究室法科大学院合格実績及び進学先（2022年度入学）]

1. 合格実績

国公立の別	大学名	合格者数
私立	中央大学大学院	87
私立	慶應義塾大学大学院	48
国立	東京大学大学院	33
私立	早稲田大学大学院	29
私立	明治大学大学院	17

国公立の別	大学名	合格者数
国立	一橋大学大学院	8
国立	東北大学大学院	7
国立	神戸大学大学院	6
国立	大阪大学大学院	5
国立	京都大学大学院	2
公立	東京都立大学大学院	2
国立	名古屋大学大学院	1
国立	岡山大学大学院	1
合計		246

2. 進学先

国公立の別	大学名	進学者数
国立	東京大学大学院	33
私立	中央大学大学院	20
私立	慶応義塾大学大学院	16
私立	早稲田大学大学院	16
国立	一橋大学大学院	8
国立	神戸大学大学院	4
国立	大阪大学大学院	3
私立	明治大学大学院	2
国立	東北大学大学院	1
国立	京都大学大学院	1
合計		104

[注]

1. 法職講座において2021年12月に実施したアンケート調査による。
調査対象者は、法職多摩研究室の室員、学研連ゼミ会員、ゼミ会員、元室員（2021年4月以降に所属歴がある者）。対象者数は131名。
2. 実績数値は、合格実績・進学先ともに、未修者コース・既修者コースの合計。

[法職多摩研究室予備試験合格状況]

	予備試験 合格者数	うち 3年生	うち 4年生
2011年	3	1	2
2012年	7	1	6
2013年	9	0	9
2014年	7	2	5
2015年	13	3	10
2016年	15	4	11
2017年	17	2	15
2018年	14	5	9
2019年	21	7	14
2020年	12	5	7
2021年	5	1	4

2) 経理研究所

経理研究所においては、「質の高い相当数の公認会計士」と「簿記会計に強い中大生」の輩出を柱に、学生の公認会計士試験合格と簿記検定資格取得を積極的に支援している。

<2021 年度開設講座>

- ・簿記会計講座
- ・Web 簿記セミナー
- ・簿記会計上級講座
- ・公認会計士講座
- ・税理士講座
- ・附属簿記講座

<開設場所>

多摩キャンパスで開設。

加えて、Web サイトによる「中央大学経理研究所 学生サポートシステム」を導入しており、受講している講座の動画視聴や講師への相談・質問が可能となっている。

<講座の担当者>

経理研究所専任講師 9 人（全員公認会計士で経理研究所 OB）、スタッフ約 20 人（在学生等の公認会計士試験合格者）が指導・支援を行っている。

これらの講座の 2021 年度における受講者実績は下表のとおりである。

[経理研究所受講者数（2021 年度開講講座実績）]

講座名	受講者数
2020 年度開講簿記会計講座	117
2021 年度開講簿記会計講座	126
簿記会計講座 2 級・3 級（簿記セミナー・Web 簿記セミナー・就職支援講座）	117
簿記会計上級講座	10
2019 年度開講公認会計士講座	354
2020 年度開講公認会計士講座	373
2021 年度開講公認会計士講座	310
2020 年度開講税理士基礎コース	1
2021 年度開講税理士基礎コース	1

①公認会計士試験合格を目指す講座の内容及び支援策等について

公認会計士試験の基礎である簿記の資格取得を踏まえ、公認会計士試験合格を目指す「公認会計士講座」がある。

具体的には公認会計士試験合格を目指す受講生のうち各人の基礎学力等の度合いに応じた合格目標年度別のプランを定め、短答式試験合格から論文式試験合格に至るまでの過程において、着実に理解力が身につくよう編成されたコース毎にカリキュラムを定めている。加えて、各学生の講義に対する理解度に応じた相談コーナーを常設し、個人指導・面談を通じた方向転向者の発生防止に努め、目標達成ができるよう積極的な支援策を講じてきている。

多摩キャンパスには約 300 席の個人研究室（個人机と個人ロッカーを選抜試験の成績順に無料貸出する勉強室）を用意し、毎日集中して勉強できる環境が確立されている。また、大学の授業との両立を図るため、経理研究所の講座は 5 時限目から開講するよう、時

間割上の配慮をしている。

これらの講座の教材については、各種法律の施行・改正、各種会計基準及び監査基準の改訂に伴う教材の適時対応と内容の充実を図ってきているほか、Web教材についても運用管理面において適時更新を行い、充実・強化に努めている。

過去4カ年の経理研究所における短答式試験及び論文式試験合格者数（経理研究所調べによる確認分のみ）についてみると、次のような結果となっている。

[経理研究所における公認会計士試験合格者数]

短答式試験

	2021年		2020年		2019年		2018年	
	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回
合格者数（全国）	2,060	中止	722	1,139	709	1,097	975	1,090
経理研究所合格者数	37	中止	23	16	25	17	40	35
	37		39		42		75	

論文式試験

	2021年	2020年	2019年	2018年
合格者（全国）	1,360	1,335	1,331	1,294
（内）現役合格者数	604	555	530	562
（内）現役合格率	44.4%	41.6%	39.8%	43.4%
中央大学合格者数	65	74	71	77
（内）経理研究所合格者数	49	64	56	71
（内）現役合格者数	32	33	25	50
（内）現役合格率	65.3%	51.6%	44.6%	70.4%

上記に示すように、論文式試験現役合格率の全国平均と比較して、経理研究所の現役合格率は高い水準を維持している。なお、短答式試験合格以後2年間（論文式試験は3回の受験機会）は短答式試験（論文式試験の一部科目合格を含む）が免除となることから、短答式試験合格者の論文式試験合格率については実態が掴みにくい状況にあるが、在学生の受講生等の状況からして全国平均を上回っているものと推測される。

したがって、経理研究所としては、まず短答式試験の在学中の早期合格者数をさらに増加させていくことが当面の目標といえる。短答式試験に合格すれば、以後2年間は論文式試験（当該年を含む3回の受験機会）のみの受験対策に重点を置くことができ、合格目標年度の違いこそあれ、在学中の合格の可能性を高めることが期待できるからである。

②簿記検定試験資格取得を目指す講座の内容及び支援策等について

簿記検定試験資格取得を目指す講座としては、日商簿記検定3～1級合格までを目指す「簿記会計講座」、さらに簿記会計講座受講経験者（修了者）を対象に、日商簿記検定1級合格を目指す「簿記会計上級講座」の3講座を開設している。なお、「簿記会計講座」では、日商簿記検定1級と同レベルの全経簿記能力検定上級合格をも目指すことができる。これらの講座は、第一義的には、商学部以外の学部に入学者に対して、簿記・会計の初歩的・中間的・もしくは上級の知識を教授するという意味を有しているが、他方では、商学部以外の学生に簿記・会計の知識を教授することで、他大学の学生との差別化も狙いとしている。簿記・会計は、企業を全体的に説明する上での知識として必要不可

欠であり、それは世界的にも共通した考え方となっている。この知識を商学部以外の学部
に入学してくる学生に教授する上では、経理研究所の果たす役割は大きい。

なお、日商簿記検定試験については、年3回実施（うち1級は2回実施）されるうちの
2回（6月と11月）が、八王子商工会議所との取り決めに基づき、本学多摩キャンパス
を指定会場として実施できる。これにより、受講生は対策講座の受講から実際の受験まで
を学内で完結することができ、他大学にはない大きなメリットとなっている。

簿記検定試験の結果については、正確な数値が掴みにくい現状にあるが、経理研究所受
講生（中央大学多摩キャンパス会場受験者に限る）の2021年（6月、8月と11月の3回
の合計）の合格者数は、簿記1級が13人、2級が41人、3級が77人である。経理研究
所受講生の合格率は下表の通りである。なお、2021年度はコロナ禍での開催であり、大
学の授業がオンライン実施だったことから、帰省先やネット試験で受験するなど例年に
比べ受験者数が少なく、合格率が低くなっている。

[中央大学経理研究所受講生日商簿記検定試験合格率]

(2021年6月実施)

	1級	2級	3級
全国平均	9.8%	24.0%	28.9%
経理研究所	14.1%	26.3%	51.5%

※中央大学多摩キャンパス会場にて受験した者に限る。

(2021年8月実施)

	1級	2級	3級
全国平均	実施なし	実施なし	実施なし%
経理研究所	実施なし	42.9%	44.4%

※中央大学多摩キャンパス会場にて受験した者に限る。

(2021年11月実施)

	1級	2級	3級
全国平均	10.2%	30.6%	27.1%
経理研究所	5.1%	18.0%	22.7%

※中央大学多摩キャンパス会場にて受験した者に限る。

このほか、前述の簿記検定だけでなく公認会計士試験を目指したいという学生のため
に「公認会計士講座」への編入制度を、また、簿記検定のほかに税理士を目指した
い学生のために「税理士講座」を開設している。

上記以外にも附属3高等学校及び中学校在生に対する簿記学習支援として、第1
学年で3級、第2学年で3級、第3学年で2級の日商簿記検定合格をモデルケース
に、日商簿記検定試験日程に照準を合わせて、各講座を開設している。

[附属3高等学校における簿記講座開講状況・受講者数]

講座名	対象簿記 検定日程	受講者数				
		附属 (中学)	附属 (高校)	杉並	中大高	合計
簿記1級講座	21. 6検定	-	3	-	-	3
	21. 11検定	-	-	1	-	1
簿記2級講座	21. 6検定	-	10	6	3	19

講座名	対象簿記 検定日程	受講者数				
		附属 (中学)	附属 (高校)	杉並	中大高	合計
	21. 8検定	-	4	18	4	26
	21. 11検定	-	20	11	1	32
	22. 2検定	-	9	-	1	10
簿記3級講座	21. 6検定	-	1	41	1	43
	21. 8検定	-	-	7	1	8
	21. 11検定	43	83	41	32	199
	22. 2検定	-	4	-	10	14

③学習環境の整備状況について

自習用の学生研究室として、電卓自習室を含め学生研究棟（炎の塔）及び4号館で合計約300席を整備している。公認会計士講座については、年度毎に合格目標年度別のプランを設けており、2021年度における受講生数は全学年に跨り、多摩キャンパスで延べ1,000人強の受講生が在籍している。そのため、自習室については受講生全体の30%程度しか確保できていない状況である。現在、公認会計士講座等の受講生に対し、月に1回選抜試験を行い、成績上位者に研究室使用権利を付与しているのが実態であり、受講生の資格取得等目標達成と合格者増加に繋げるためには、受講生数を勘案した自習用の学生研究室の席数を増加するなど学習環境整備を積極的に推進していく必要がある。

<点検・評価結果>

本学における学生生活支援については、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援全般を担う統一的な組織を設けるのではなく、修学支援、生活支援、進路支援、課外活動支援等それぞれの支援に特化した組織を置き、学生が所属する学部・研究科とも適宜連携しながらきめ細かな支援を適切に行っている。

<長所・特色>

学生支援において、CSWを各学部（商学部・国際情報学部は2023年度からを予定）に配置し、学修に困難を抱える学生の対応をはじめ、対応に苦慮する学生に関する教職員からの相談、親からの相談・対応、支援案の提案・支援の見守り・支援の調整の実施、学内外関係機関・部署との連携等に取り組んでいる点が本学の特色である。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

定期的にCSW連絡会（CSW懇談会）を通じて各CSW及び関係事務職員間で相互に情報共有を行い、円滑な支援が実施できるよう努めると共に、さらに、各学部担当のCSWの配置を目指した体制づくり及び各キャンパスを通しての全学的な連携を図っていく。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

学生の学生生活に関する満足度や大学への意見を把握することを目的とする調査としては、大学評価委員会が実施している在学生アンケートがある。在学生アンケートは、2年生以上の学部学生を対象に毎年実施している調査である。調査項目は、「本学における学習の状況」、「学生生活についての満足度」、「本学の活動に対する意識」の3つのカテゴリーから構成されており、学生の本学における学習や学生生活の状況を把握すると同時に、広く学生の意見を聴取するものとなっている。

同アンケートは、manabaにおいて実施し、2年生以上の在学生における回答率については、2018年度31.8%、2019年度35.5%、2020年度59.5%、2021年度25.9%、2022年度19.7%となっている。このうち2020年度の回答率については、新型コロナウイルス感染拡大の影響によるオンライン授業実施を背景に、C plusやmanabaの利用率が高くなったことが回答率上昇の一因であると分析している。アンケートの集計結果ならびに集計結果の分析を元に作成した報告書については、C plus及び学内イントラネットを通じて学内構成員に対して公開すると同時に、各学部をはじめとする学内の関係組織に対して個別に調査結果のフィードバックを行うことで、改善・改革に向けた取組みを促進している。

また、在学生アンケートの結果に基づき、学生と若手職員の協働によるプロジェクト「巨大船中大号」により、学生証の券面表示の改善に取り組み、学生アンケートで要望が多かった生年月日の表示について実現させた。学生アンケートの結果については学生に対してよりわかりやすく・協働意識を喚起するような形での情報発信に取り組んでいく予定である。

このほか、学生部においては、4年に1度私立大学連盟のアンケート調査のタイミングで、学生生活に関する本学独自のアンケート調査を実施し、情報収集を行っている。また、「学部学生を対象とする奨学金」「大学院生を対象とする奨学金」「学生相談室年間相談件数」やその根拠となる詳細な資料等について、学生部組織評価委員会や学生部委員会に報告する資料として毎年作成している。なお、学生部の点検・評価の結果、新型コロナウイルス感染拡大下において、学生が様々な経験をする機会を喪失しており、それを挽回したいと欲していることがわかってきたため、特に人とのつながりを希望している学生には、意識的に対面でのグループワークを準備して提供することとした。

<点検・評価結果>

以上のとおり、学生アンケートの結果に基づき、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを適切に実施している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

第1部8章 教育研究等環境

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の適切な明示

<現状説明>

○学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の適切な明示

(1) 校地・校舎・施設・設備の整備に関する方針及び計画

教育研究環境整備に関する方針としては、2015年3月に策定した「中央大学中長期事業構想」において、「キャンパス力」として「文化・景観・環境・アメニティを重視し、学生・生徒が躍動する、魅力あふれる総合キャンパスを展開する」との方向性を示すとともに、2015年10月に策定した中長期事業計画「Chuo Vision 2025」において、キャンパス整備について以下のようにVision（将来構想）を定めている。

人類の未来を拓き、常に新たな社会的価値を創出する総合キャンパスの構築

文化・景観・環境・アメニティを重視し、その適正配置のもと、学生・生徒が躍動する、魅力あふれる総合キャンパスを創出、展開する。また、キャンパスそのもののグローバル化を追求し、多摩と都心の特色ある二大拠点の形成を実現する。本学の将来構想並びに学園づくりの中心の一つに常にキャンパス展開を位置づけ、その特色について広く社会へ情報発信を行い、大学の「見える化」を実現していく。

これを実現するため、2016年4月に総合戦略推進会議のもとにキャンパス整備構想検討委員会を設置し、同委員会における検討を経て、2016年度末にキャンパス・マスタープランとして作成を行った。

このキャンパス・マスタープランは、中長期事業計画に掲げる本学のミッション・ビジョンを実現するための整備計画を明示することを目的に策定したものであり、策定にあたっては、1) 建学の精神、教育目標、大学の諸活動に関する方針、中長期事業計画との一貫性・整合性を図る、2) 老朽化する建物の建替時期となる20～30年後の社会状況を見据え、2025年までの戦略的プランを策定する、3) 学生や教職員をはじめとした利用者の視点に立った、教育研究環境の質的充実を図る、の3点に特に留意した。

そのうえで、持続可能なキャンパス創出に向け、キャンパスごとに現状把握に基づいた今後の整備や利活用の方針の策定と具体的なキャンパス骨格プラン、実現に基づいたロードマップとして作成を行った。

具体的に、キャンパス・マスタープランでは、中長期事業計画の対象としている2025年以降も含めて、概ね次の3期に分けて検討・実施することとしている。

・第1期（2017年～2022年頃）

都心展開や新学部を設置・開講に伴って、新棟の建設や既存建物のリニューアルを推進する時期となる。都心展開のための行政協議を進め、都心展開の方針や新学部の方針を見極めながら、柔軟に対応する。

・第2期（2023年頃～2028年頃）

都心展開や新学部の運用が一段落している時期となる。この時期においては都心展開第2弾を検討し着手することを目指す。また、2大キャンパスの建物のうち耐用年数60

年に達する既存建物のローリングを検討する時期にあたる。

- ・第3期（2028年頃～2048年頃）※多摩キャンパス竣工60年を起点に前後10年の範囲でローリングを想定

2大キャンパスにおいて、既存建物のローリングを順次開始する時期となる。キャンパス・マスタープランのゾーニング計画に沿いつつ、今後の状況を見ながら、配棟計画や動線計画を立てて、ローリングを行う。

また、2021年3月に策定した中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）においては、「中長期事業計画の今期の大きな目標は、都心展開や社会連携等を実現するための二大キャンパスを各キャンパスの特性を踏まえて再編、整備することにより、本学が時代と社会の要請に応えつつ、社会的価値と存在感を向上させることにある」としており、また、「次世代に向けたキャンパス・デザイン構想にあたっては、教育研究組織の検討状況と将来的な大規模施設改修計画、SDGs、Society5.0等を踏まえ、適切な教育研究組織の再配置に基づく大学全体のキャンパス・マスタープランの再構築を早急に行い、ファシリティマネジメントを確立させる」としている。

これらに基づく具体的な施策として、多摩キャンパスにおいては、グローバルな教育研究が可能となる施設設備を整えた「グローバル館」(Global Gateway Chuo)、オンキャンパスで「生活」と「教育」が融合する「国際教育寮」が、2020年4月から供用を開始した。また、学部横断的な教育研究施設となる「FOREST GATEWAY CHUO」についても、2021年4月から供用を開始している。また、総合戦略推進会議の下に、法学部等の移転を契機とした多摩キャンパスにおける教育研究組織及び教育研究環境のあり方を検討することを目的として、多摩キャンパス将来構想検討委員会を設置し、将来構想においては、特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制（23区規制）を始めとした社会情勢や他大学の状況に加え、本学のローリングも見据えた上で、全学的な視点で中長期的に教育力と研究力を向上させる視点を持って教育組織・教育研究環境を検討していく予定である。

都心キャンパスにおいては、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」では、都心に点在する教育研究組織の効率的な運営と連携、未来指向型の文理融合教育研究の推進等を当座の目的としつつ、全学的観点での戦略として、都心キャンパスの集約と全学的な教育研究組織の再配置を構想している。中長期事業計画の当初は、このような目的のもとに、後樂園キャンパスの再開発を主軸として、このキャンパスに法学部と法務研究科等を移転させる方針を立てたが、再開発の調査を行った結果、後樂園キャンパス再開発計画を一旦中止しつつも変動する諸条件に適う別途の方策によって、構想を推進し実現することになった。

すなわち、法学部等の都心移転のために、文京区大塚1丁目の都有地について定期借地権（40年間で10年間の延長可）を設定した上で新キャンパス（茗荷谷キャンパス：2023年竣工予定）を整備することにした。加えて、都心における教育研究の拡充のために、文京区春日一丁目の敷地（旧JT敷地）を取得し、都心キャンパスの再整備と発展に資する地理的に有効な資産を獲得することになった。

他方で、本学は、2019年に開設した国際情報学部を収容するために市ヶ谷田町キャンパスを改修整備するとともに、法務研究科及び戦略経営研究科の移転先として駿河台記念館を建て替えることとした（駿河台キャンパス：2023年竣工予定）。本学の都心キャンパスは、中長期事業計画の後半を策定する時点では、2023年以降、後樂園キャンパス（理工学部・理工学研究科・研究開発機構・その他研究機関等、中央大学高校）と小石川キャンパス（JT跡地

等)、茗荷谷キャンパス(法学部・法学研究科)、駿河台キャンパス(法務研究科、戦略経営研究科)、市ヶ谷田町キャンパス(国際情報学部)になる予定である。

法学部・法学研究科の茗荷谷への移転と法務研究科の駿河台への移転が実現されることにより、現行の3つのキャンパスが地下鉄丸ノ内線で連結されて相互の連携は可能となる。しかし、当初構想されていた後楽園キャンパスへの集約は未完の状態であるとともに、国際情報学部を市ヶ谷田町に開設することになったことから、文理融合の教育研究の実施において、本学の都心キャンパス整備はまだ過渡期の状態にある。そして、法学部・法学研究科の都心移転の具体的な計画の立案と校地校舎の変更に係る手続きとともに、小石川キャンパス(JT跡地)を含めた、後楽園キャンパス及びその周辺の開発に向けて、法人及び教学における協働体制のもとに、引き続き、都心キャンパス整備に注力するものとする。

また、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」(第2版)においては、「今後の展望と構想への備え」について、以下のとおりとしている。

約20年後には多摩キャンパスの建物の改築の時期を迎えることとなり、その際には、多摩キャンパスに所在する学部の校地・校舎のあり方につき、社会的な事情と要請を見定め、その一部の都心移転の選択肢を含めて、検討する必要がある。

創設当初の入学定員150名の国際情報学部は、完成年度である2022年度には総定員600名を市ヶ谷田町キャンパスに收容することになり、加えて2023年度に新設される大学院国際情報学研究科や将来の学部定員増構想にあたっては市ヶ谷田町キャンパスでは手狭であり、他の都心キャンパスでの展開を視野に入れた検討を早急に行う必要がある。

後楽園キャンパスにおいては、老朽化した1号館(1962年竣工)の建替えが喫緊の課題である。法学部1年生を後楽園キャンパスに收容すると同時に1号館の建て替えも完了する当初計画を変更し、2025年4月供用開始を目指し、1号館の建替えを予定する。加えて、5, 6, 8号館は多摩キャンパスとほぼ同時期に順次建替え(ローリング)の時期を迎える。こうした将来のキャンパス再開発を視野に入れて、容積率の拡大や近接地の取得を目指す必要がある。

茗荷谷キャンパスが40年間(10年間の延長可)の定期借地であることを勘案すると、将来的には、法学部等を後楽園キャンパスとその周辺に集約することができれば、法学と理工学の連携・融合はより効率的になり、学生サービスや法人機能も合理的な運営が実現することから、中長期事業計画の当初の構想を踏まえた中長期的展望を明確にして、これを実現するための取組みを計画する必要がある。この場合、将来的な展望として、法学部のほか、現在は多摩キャンパスに所在する文系学部、市ヶ谷田町キャンパスに所在する国際情報学部のいずれか、あるいは複数を、後楽園キャンパスおよび周辺に移転させ、移転学部と理工学部によって文理融合拠点を形成する方針等を次期の将来構想として検討することが、初期の構想に合致し、将来の開けた展望となる。このため、後楽園キャンパスへの文系学部移転を見据えた後楽園キャンパスの再開発はいずれ不可欠になると考えられ、これに向けての具体的な検討を始める必要がある。

(2) キャンパス内の環境整備に関する方針

キャンパス内の環境整備に係る方針としては、「クリーン・キャンパス宣言」を策定し、学内の美化と静かで安定した教育・研究環境の整備・充実に努めている。クリーン・キャンパス宣言は、「中央大学創立125周年記念プロジェクト」の一環として多摩キャンパス内のグリーンテラスや白門プロムナード等の整備が行われたことを契機に策定したものであり、学内

の掲示板や本学公式 Web サイトにおいて周知を行っている。

(3) 情報環境整備に関する方針及び計画

本学における教育・研究及び事務システムに関する情報環境整備を中長期的かつ総合的な構想に基づいて整備充実する機関として中央大学 IT 委員会 (※) を設置し、全学に係る情報環境整備を推進するための計画を策定している。

※2020 年 4 月に改組 (旧 中央大学情報環境整備委員会)

現在は、「中長期事業計画 Chuo Vision 2025」の基、以下の項目を柱として、各年度の事業計画 (単年度アクションプラン) を策定し、情報環境の整備を行っている。

- ① キャンパス総合情報ネットワークシステム (CHAINS) の持続的改善
- ② 教育用情報環境の持続的改善 (多摩)
- ③ 教育用情報環境の持続的改善 (後樂園・市ヶ谷)
- ④ 情報セキュリティの持続的改善
- ⑤ 学生の PC を教育に活用するための情報環境整備 BYOD (Bring Your Own Device)
- ⑥ 授業支援システムの持続的改善
- ⑦ 事務用情報環境の持続的改善 (教務、学生証、証明書、入室管理システム)
- ⑧ 事務用情報環境の持続的改善 (事務イントラネット)
- ⑨ 中央大学 DX 推進計画

これらの事業計画は、他機関の事業計画とあわせて Web サイト上で公開している。

また、利用者 (学生、教職員) に対しては、情報環境整備センターのサービス一覧を Web サイト上で公開している。

セキュリティポリシーに関しては、「中央大学キャンパス総合情報ネットワーク管理運用基準」第 9 条の中のセキュリティに関する遵守事項を全学共通のセキュリティポリシーとしてきたが、より明確化することを目的として「中央大学情報セキュリティポリシー」を制定し、2020 年 4 月 13 日に公開した。

<点検・評価結果>

以上のとおり、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、校地・校舎・施設・設備の整備に関する方針及び計画、ならびにキャンパス内の環境整備に関する方針、情報環境整備に関する方針及び計画を適切に明示している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

評価の視点 2：校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生を確保するための仕組みの整備状況

<現状説明>

○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

各キャンパスにおける校地及び校舎等の整備状況は次のとおりである。

①多摩キャンパス（文系学部、大学院文系研究科等）

多摩キャンパスには、487,270 m²の校地に延床面積 180,789 m²の施設が配置されている。主な施設は教室・教員研究室棟（2～3・5～8・11号館）、中央図書館、学生研究棟（炎の塔）、屋内・屋外スポーツ施設（第一・第二体育館、陸上競技場、野球場、ラグビー場、射撃場、馬場、ゴルフ練習場等）、9号館（クレセントホール）、学生食堂棟（ヒルトップ'78）、学生関連棟（Cスクエア）、グローバル館・国際教育寮、FOREST GATEWAY CHUO 等である。

②後樂園キャンパス（理工学部、大学院理工学研究科、専門職大学院戦略経営研究科等）

後樂園キャンパスには、14,077 m²の校地に延床面積 72,441 m²（中央大学高等学校施設を除く）の施設が配置されている。主な施設として、1～6号館に教室、研究室、各種実験室、アリーナ、図書館理工分館等を配置しているほか、多目的コート、共同研究棟がある。また、キャンパス内には本学の附属高校である中央大学高等学校の校舎（8号館）がある。

③市ヶ谷キャンパス（専門職大学院法務研究科）

市ヶ谷キャンパスには、3,824 m²の校地に延床面積 16,375 m²の施設が配置されている。主な施設は教室、自習室、図書室、演習室、模擬法廷教室、教員研究室等である。

④市ヶ谷田町キャンパス（国際情報学部）

市ヶ谷田町キャンパスは通称名を「中央大学ミドルブリッジ」といい、1,132 m²の校地に延床面積 7,181 m²の施設が配置されている。主な施設は講義室、演習室、自習室等の教室、図書室、教員研究室、である。また、学生の都心における就職活動を支援するためのキャリアセンターの分室も設置している。

⑤その他

学生会体育連盟関連の学生用の寮・合宿所として、南平寮、南平第二寮、堀之内硬式野球部合宿所、戸田ボート部合宿所、葉山ヨット部合宿所、東豊田寮がある。また、学生厚生施設として、富浦臨海寮、野尻湖セミナーハウスがある。

学生の日常的な生活の場の整備として、施設・設備全般の整備に関しては管財部が中心となり、学内組織と連携しながら適時遂行しているほか、学生食堂に関しては学生食堂委員会において検討し、整備・充実に努めている。キャンパス・アメニティに関する総合的な検討機関は設置されていないが、アメニティの向上を含めた施設・設備の整備の検討を行うにあたっては、学生部の「オピニオン・カード」を通じて学生から寄せられる意見・要望や、大学評価委員会が実施する在学生アンケート等の結果を参考資料として活用している。

キャンパス・アメニティをはじめとする学内の環境整備に係る近年の取り組み状況は次のとおりである。

①安全・安心なキャンパス整備

施設面の対応としては、耐震補強工事及びアスベストを含む吹付材除去工事を実施し、これとあわせて避難時における安全確保を目的としたガラス面への飛散フィルムの貼付も行っている。このほか、非構造部材の耐震化の一環として吊り照明器具の脱落防止対策についても対応している。この耐震工事は、学部棟については完了しており、8号館のような大教室棟については、長期の工事期間確保が難しい中、利用者と調整しながら順次進めている。また、これらの工事と併せて施設内の設備についても適宜安全点検を実施している。

他方、ソフト面の対応として、キャンパスが広範囲に及ぶ多摩キャンパスにおいては、夜間退構時の推奨ルートの設定・周知を行っている。また後樂園キャンパスにおいては正課外の学習・研究により深夜まで学生が滞在するため、警備員による定期巡回を行っている。市ヶ谷キャンパスにおいては入構時の身分確認、市ヶ谷田町キャンパスにおいては顔認証による身分確認等の対応を行っている。また、大地震等の大規模災害の発生に備えては「危機管理会議」を設置し、同会議の下でキャンパス内の各所に防災用備品及び備蓄品の配備や「防災ポケットガイド」の作成・配布、4カ国語による災害時避難誘導サインの設置を行っているほか、各学部や研究室における防災訓練・避難訓練の実施を通じて学内構成員における防災意識の啓発にも取り組んでいる。

②教室設備の充実について

管財部と各学部の協力のもと、後樂園キャンパス5号館ならびに多摩キャンパス3号館及び8号館の教室の机・椅子取替修繕等のリニューアルが継続して行われている。リニューアルについては単純更新にとどまらず、特に座面には布地張りの座パッドを設け、長時間の受講においても疲れにくく、集中しやすい座り心地とし、また天板の奥行きも5cm 広げることにより利用しやすいものへと継続して順次更新を進めている。また、学生が持ち込むデバイスの充電ができるよう一部の席にコンセントを設ける等、オンライン授業やICTを活用した授業への対応を進めている。さらに、教室での授業とオンライン授業を同時に行えるよう、配信システムやwebカメラ等の整備や、教室で対面授業を受けた後に続けてオンライン授業を受講できるよう学内に専用の教室を用意し、PC用電源の確保、貸出PCの設置、PCバッテリー緊急充電用スペースの設置の整備を行っている。

③空調等熱源設備の更新（多摩キャンパス）

空調等熱源設備は、環境面やランニングコストに配慮した設備への転換を終了し、省CO₂モデル事業として補助金交付を受けている。

学生アンケートでは、空調に対する不満が多い状況であるため、節電に努めながらも設定温度変更等の善処を行った。

④トイレの更新

学生からの改善要望が数多く寄せられているトイレについては、よりニーズに応えた環境整備を行うべく、洋式トイレの増設、暖房便座・自動手洗い水栓・温水器・洗浄便座の設置等を重点とした計画を継続して実施している。空間的にも工夫を施し、温かみのあるグレード感へアメニティを向上させ、利用者が快適な空間となるような設えとしている。また、男女の学生数比率の変化にも考慮し、場所によっては男女を入れ替え、女子のブース数を多く確保できるようにレイアウトも工夫している。加えて、確保できた空間にはパウダーコーナ

ーを設置し、より使いやすい空間への更新を行っている。2020年から2022年の3か年で、和便器を洋便器に更新しながら利用者が利用しやすい美装も施しアメニティ向上に努めている。また、改修に当たっては超節水型のトイレを採用し、節水によるSDGsへの寄与へも配慮しており、更に多目的トイレの増設も行っている。なお、この改修計画は、2022年度に完了予定である。

⑤喫煙問題への対策

本学では、原則として建物内は禁煙、屋外に喫煙所を設置する措置を講じており、喫煙区画の明示のほか、喫煙者に対するマナー啓発の取り組みを行ってきた。2017年1月には、2017・2018年度の2か年計画により学内の喫煙所をすべて閉鎖し、学内を全面禁煙化することを決定し、学内外に周知を行った。

しかしながら、毎年入れ替わる喫煙者をなくすことはできず、火災等の防災面や近隣への影響等も勘案し、喫煙所を限定的ではあるが残っていた。2018年度から定期巡回員を2名雇用し(2020年度から1名)、たばこの吸い殻を主としたごみの回収と喫煙者へのマナーの啓発を行っている。また、2019年の法令等(健康増進法、都条例)改正に伴い、多摩キャンパスと後樂園キャンパスでは特定屋外喫煙場所を定め、受動喫煙防止に努めている。

⑥オープンスペースの設置

各キャンパスには、授業以外の時間に学生が利用できるオープンスペースを整備している。多摩キャンパスについては、多摩キャンパスの5号館(商学部)、6号館(法学部)、7号館(経済学部)の1階部分及び連結部、11号館(総合政策学部)の2階、3階にオープンスペースを設置している。これらに加え、2号館、3階屋外エントランスホールにテーブル・ベンチを設置し、教員と学生との打ち合わせや学生の自習スペースとして活用できるよう整備している。また、2019年度に開設した国際経営学部の自習・交流スペースとして、4号館にラウンジ等を設け、学修支援と学生同士の交流を促進している。2020年に竣工したグローバル館1階には椅子や机、ソファを配置したロビーを整備し、2021年に竣工したFOREST GATEWAY CHUOには学生向けスペースとしてダイバーシティスクエアを開設した。ダイバーシティスクエアは主に①安心・安全な居場所、②個別相談、③ダイバーシティに関する情報提供、啓発・研修の機能を有し、グローバル(多文化共生)、ジェンダー・セクシュアリティ、障害の分野に関する書籍・資料も用意され、自由に閲覧できる学生スペースとなっている。

また、学生関連棟(Cスクエア)には、大人数での利用が可能な小・中ホール、スポーツやダンス等に利用できる板張り練習室、音楽練習室、録音室、会議室等を設置しており、学生の日常的な課外活動だけでなく、講演会、演劇、演奏会等の様々な催し物の開催等にも活用されている。

後樂園キャンパスについては、1号館1階、3号館1階、6号館1階、5号館の階段踊り場スペースに椅子等を配置し、学生が自由に利用可能なスペースとしている。このほか、正課外のグループワーク等にも活用できるスペースとしては、3号館14階に戦略経営研究科専用のコモンズを設けており、積極的に活用がなされている。しかしながら、後樂園キャンパスは面積・容積率ともに限られており、学生が正課外に利用できるオープンスペースや自習施設の整備については充分とはいえない状況にあり、学生からも改善要望が多数寄せられてきた。この点については、理工学部が中心となって検討を行い、教育力向上特別予算を活用しながら正課外の学修に活用可能なアクティブラーニングのためのスペースの整備を

2018年度以降実施してきた。また、学生部においても椅子、屋外ベンチの増設等を行ってきた。

市ヶ谷キャンパスについては、1号館5階に談話コーナーを設けており、休憩や学生同士のディスカッション等に利用されている。

市ヶ谷田町キャンパスについては、2019年度の国際情報学部の開校に合わせて、1階にエントランスロビー、ラウンジを整備し、学生同士のディスカッションやミーティング等に活用されている。

⑦食堂等施設

多摩キャンパス・後樂園キャンパス・市ヶ谷キャンパスには食堂施設として学生食堂を整備しており、2022年5月現在の座席数は多摩キャンパス・3,047席、後樂園キャンパス・633席、市ヶ谷キャンパス・95席となっているこのほか、多摩キャンパスについては前述の学生食堂に加えて教職員食堂を1カ所設置している。学生食堂及び購買の店舗としては、多摩キャンパスに13店舗、後樂園キャンパスに3店舗、市ヶ谷田町キャンパスに1店舗、市ヶ谷キャンパスは2店舗設置している。その他、多摩キャンパスと後樂園キャンパスにはそれぞれカフェを併設している。

学生食堂については、キャンパスにおける教育研究活動を支え、適正かつ合理的な食堂運営を図るように学生食堂委員会（学生部、法人、保健センターから選出された委員により構成）が設けられており、理事長の諮問組織として、食堂の営業方法、施設の整備保全、保健衛生に関する事項について答申を行い、また必要に応じて意見の具申をすることが可能となっている。

学生数や利用状況に応じた整備並びに利用期間・利用時間の設定に努めているものの、在学生アンケートやオピニオン・カード等において昼休みの混雑緩和をはじめとする意見が例年多数寄せられている。混雑の緩和については、テナント店舗を通じた注意喚起を行っているほか、授業支援システム・manabaやSNS・学生部ツイッターにより、分散利用に向けた情報発信を行い、特に混雑の激しい入学式直後のガイダンス期間にサークル等による座席取りを防止するための巡回の実施等の措置を行っている。

2020年度には、新型コロナウイルス感染症に伴う非常事態宣言により、2か月間は大学が閉鎖されたため、食の提供は中止した。その後の対応として、例えば多摩キャンパスでは、後期授業開始から12時から14時に限って弁当による食の提供を行った。食事席は200席を用意、着席間隔を確保した。後樂園キャンパスにおいては、11時30分から14時に限っての弁当による食の提供を行った。食事席は110席と40人規模の教室2教室の開放、着席間隔を確保し、一部パーテーションの併設とした。2021年度からは、多摩キャンパスは、11時から14時の間にテイクアウトでの食事提供を行った。食事席は629席を用意し、席にパーテーションを設置した。後樂園キャンパスは11時から14時の間にテイクアウトでの食事提供を行った。食事席は90席を用意し、席にはパーテーションを設置した。2022年度は、多摩キャンパスでは、9時から14時、17時から19時の間に食事の提供を行っている。食事席は2,865席を用意し、席にパーテーションを設置した。後樂園キャンパスでは11時から14時の間にテイクアウトでの食事提供を行った。食事席は267席を用意し、席にはパーテーションを設置した。なお、2020年度以降、5号館地下にある学生食堂は閉室していたが、食事をする環境を整え、2022年度より営業を再開した。なお、食堂の混雑緩和策として、昼食時間帯に限り、教室での飲食を許可している（PCルーム等の一部教室をのぞく）。また、キッチンカーについても営業を続けている。

⑧施設・設備面におけるバリアフリーの推進

各キャンパスとも障害のある学生にも配慮した施設設備の整備を進めており、建物の主要入り口への自動扉設置、専用駐車場の整備、多目的トイレの整備、点字ブロックの設置、エレベーターの改修等の対応を行い、施設面でのバリアフリー化を推進している。各キャンパス内におけるバリアフリーの状況については「バリアフリーマップ」に取りまとめ、本学公式 Web サイトで公開し利用に供しており、英語版についても掲載している。今後も新棟整備の際にバリアフリー化を促進する。

○校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生を確保するための仕組みの整備状況

(1) 維持管理体制全般

管理業務は「中央大学固定資産・物品管理規程」に基づき管財部が担当し、現物管理を各部課室に委託する形態をとっている。施設・設備の更新は、耐用年数、使用状況及び劣化状況を勘案しながら緊急度の高いものを優先して計画的に行っている。修繕は基本的には発生時対応となっているため、設備によっては原状復旧に時間がかかるケースもある。

(2) 資産管理体制

資産管理にあたっては、財務システムのもとで管理を行っている。また、設備の修繕・保守は各部課室からの申請に基づき管財部で行っている。動産については、現物照合（棚卸し）を毎年実施し、適切な管理に努めている。

(3) 設備の運用に関する責任体制

危険性や有害性が高い設備については、各種設備関係法令にしたがって、職員（多摩・後楽園）の中から、①電気主任技術者、②ボイラー取扱主任者、③特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB）、④建築物環境衛生管理技術者（8,000㎡以上の建物）、⑤エネルギー管理員（多摩・後楽園）について技術者を選任し、法令で規定された業務についての執行権限を与えることにより責任ある対応を行っている。法的に選任された技術者の主な業務は、総合ビル管理業務委託をはじめとするアウトソーシングした業務に対する管理、監督である。

(4) 設備の運転管理体制

技術職の専任職員採用により、委託業務の管理・監督が甘くなることを防止し、業者へのチェック機能と責任体制を確保している。

(5) 施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

各種設備関係の法令によって施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムが規定されており、これを衛生・安全システムの基本として各キャンパスの点検や整備作業を実施している。

設備の運転等の操作実務は業務委託しており、特に運転管理、防火管理、地震対策の面では総合ビル管理業務委託業者の保守管理システムが管財部の保守管理システムを支える下部構造として機能している。

<点検・評価結果>

以上のとおり、本学では、全学的な方針に基づいて必要な校地校舎を有し、かつ教育研究活動に必要な施設及び設備を適切に整備し、管理を行っている。また学生アンケートの結果等に基づき、学生生活の向上に資するよう毎年度改善を図っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

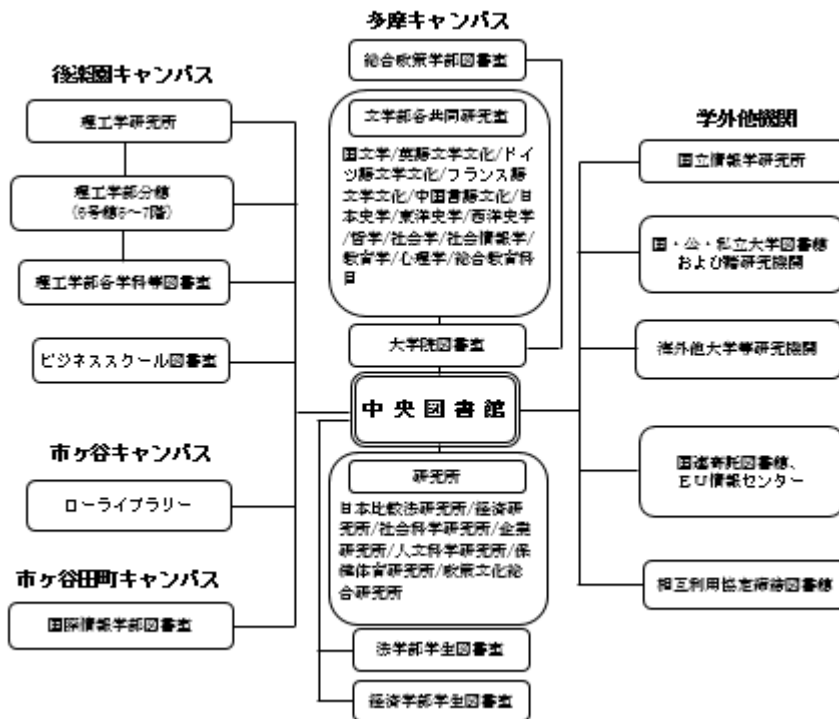
評価の視点1：図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性
評価の視点2：図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備
評価の視点3：国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

<現状説明>

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

本学図書館は、設立137年の歴史があり、中央図書館、大学院図書室、文学部各共同研究室、総合政策学部図書室、法学部・経済学部の各学生図書室（2013年度末で商学部学生図書室閉室）、理工学部分館（理工学部各学科等図書室含む）、ローライブラリー（2013年4月より名称変更、旧名称：市ヶ谷キャンパス図書室）、ビジネススクール図書室、国際情報学部図書室から構成されている（アカウンティングスクール図書室は2018年度末で閉室した）。

[中央大学図書館ネットワーク]



蔵書数は図書については249万冊を超え、雑誌は電子ジャーナルを含めるとタイトル数で116,361種所蔵している。これら蔵書類の情報は、中央大学図書館システム（愛称「CHOIS」）においてデータベース化されており、インターネットを通じて情報を検索することができる。

蔵書構成の特徴としては、英吉利法律学校以来の伝統を受けて、特に法律関係の蔵書が多く、国内外の官報、判例集、議会関係資料等を豊富に揃えている。貴重な古書も多く、デイヴィッド・ヒューム（イギリス・経験論哲学者）、ジェレミー・ベンサム（イギリス・法哲学者）、トマス・ハーディ（イギリス・小説家、詩人）のコレクション及びヨーロッパ法学レキシコン・コレクション（「Repertorium Aureum」（2009年度創立125周年記念事業購入））は、世界的に極めて貴重なものである。デイヴィッド・ヒュームとジェレミー・ベンサムのコレクションについては、書簡等の画像をWebサイトに公開している。また、2012年度には、篤志家からの高額の寄付金により、当館が重点的に収集してきた19世紀後半に活躍したイギリスの工芸デザイナーであるウィリアム・モリス関連資料の充実を行った。

本学図書館は、予算の効率的な執行と適正な蔵書構成の実現を図るため、中央大学図書館図書調達規程（1983年10月1日改正）に基づき、購入及び寄贈等により図書・資料を収集している。

まず、購入については、2022年度の予算として662,433,000円が配分された。なお、学部・学科や研究科が新設された際の図書・資料充実経費についても、その都度予算が措置されている。しかし、近年の電子資料の多様化や価格高騰に伴う電子資料費の増大は図書予算を圧迫し、紙媒体の図書の収集にも影響している。

寄贈等については、卒業生や他大学・各種団体、個人からの貴重な資料を受贈できるように、寄贈図書の受入基準（1986年4月1日施行）や寄贈雑誌の受入基準（1994年12月1日施行）に基づき、収集している。

その結果、大学基礎データ（表1 組織・設備等）に示すように、2021年度末の蔵書数は2,498,594冊となっている。配架場所については、290,008冊が理工学部分館で、残りの2,208,586冊が中央図書館を中心とした人文・社会科学系の図書館（室）（大学院図書室、文学部各共同研究室等）となっている。

本学図書館は先にも述べたように実学中心の法学教育を背景とした蔵書構成に特色があり、法律資料の収集は、本学が総合大学として活動している現在も主たる収集分野であるとともに、イギリスをはじめとする国外の資料の収集も積極的に行ってきた。現在では法律資料をはじめ、貴重書データベースとして書簡類を公開している、デイヴィッド・ヒューム及びジェレミー・ベンサムの各コレクション等、本学の学部構成に合わせた蔵書構築を行っている。また、教育・研究の国際化にあわせて、1995年に国連寄託図書館、EU情報センターの指定を受けた国際機関資料室を設置し、一般市民を含む希望者全てに所蔵資料の閲覧や貸出しを認めるとともに、図書媒体に限らず、国連のデータベースをはじめとする様々な国際機関資料の利用案内を行う等、学内・市民・企業を問わず利用者の便宜を図っている。その結果、文系図書では人文科学系に比して、法学・経済学・経営学等社会科学系の蔵書が充実している。なお、理工学部分館では自然科学系を中心に、また、法務研究科、戦略経営研究科といった専門職大学院の図書室では、それぞれの専門分野を中心とした資料収集を行っている。

このように、学部学生・大学院生をはじめとする学内構成員の多くは、本学図書館の蔵書（電子資料を含む）で十分に学修が充足されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他は体系性かつ量的側面ともに適切な環境にあると考える。

以下、図書及び図書以外の資料について個別に記述する。

(1) 図書

図書には、研究用図書と教育・学習用図書（基本図書を含む）の2種類がある。研究用図書は、教員や大学院生が研究のために用いる図書で、2021年度執行額は70,083,527円で、総執行額（620,856,355円）の約11.3%である。

研究用図書の収集においては、専門図書選定に関する細則（2019年4月1日改正）、語学関係図書選定に関する細則（1973年4月1日改正）、保健体育関係図書選定に関する細則（1983年4月1日改正）に則って、年度はじめに全ての学部及び語学・保健体育関係で専門図書選定委員会を開催し、予算配分額を審議しているため、購入する図書・資料の内容が特定の学術分野に偏ることなく収集されている。

教育・学習用図書については、中央大学図書館収書方針に基づき、図書・資料の選定を行っている。同方針は、1991年に施行され、その後1992年、1998年、2000年、2011年と四度にわたって小規模な改訂を経て現在に至っており、図書館Webサイトを通じて利用者に対しても広く公開している。

また、同方針のなかでも、学部学科構成とシラバスに沿った基本文献の収集には特に力を入れ、収集にあたっては主に「教育図書費」や「学習用図書費」を使用している。具体的には日本語図書、外国語図書ともに、講義要項や法学部通信教育課程の「レポート課題集」（年刊）に掲載されているテキスト・参考書等の網羅的収集をはじめとし、新任専任教員ガイダンス資料や兼任教員向け冊子の図書館案内の項に、授業開始後に必要になった参考書や基本文献の推薦依頼文を掲載し、教員から推薦を受けた図書・資料の購入を随時行っている。

さらに、日本語図書については、年間を通して、①図書館内の選書委員会（週一回開催）で、図書館流通センターの「新刊全点案内」（週刊）を使用して行う選定作業や、②カタログや書評紙誌をもとに行う選定作業を継続的に実施しており、年間予算執行額は55,154,967円である。また、外国語図書の基本文献については、各種書評紙誌を活用して所蔵調査を行い、未所蔵のものを購入する作業を行ってきた。その結果、下表のとおり、過去5年にわたり一定冊数（年間約15,000冊）の基本文献の収集を実現している。

[基本文献冊数（外国語図書を含む）（全館）] 単位：冊

年度	2017	2018	2019	2020	2021
教育図書費	3,589	3,511	3,035	2,451	2,820
学習用図書費	14,212	14,459	12,020	11,134	11,579
計	17,801	17,970	15,055	13,585	14,399

なお、図書館収書方針については、利用者ニーズの多様化、収蔵スペースの狭隘化、出版不況を背景とした学術書の刊行部数の少数化や短命化といった「出版」をめぐる状況が変化していることから、施行後19年を経た2010年度に見直しを行った。具体的に2010年度に計画・実施の図書館改善短期計画において中央図書館4階の開架図書室の蔵書構成の改善に着手し、同計画の実施に伴い、全点を一括収集している文庫のタイトルを見直す等の改訂を行った。

(2) 学術雑誌

学術雑誌（冊子体）の種類数は、内国書が15,926種類、外国書が13,079種類である。

中央図書館、理工学部分館及び各専門職大学院図書室（ローライブラリー、ビジネススクール図書室）では、それぞれの専門分野のタイトルを収集している。中央図書館では文学・歴史・芸術等の人文科学系のタイトルが半数を占め、法律系、経済系（経営系を含む）タイトルがそれぞれ約 10%、自然科学系を含むその他のタイトルが約 30%という構成になっている。理工学部分館では大多数が自然科学・工学系タイトルであり、全タイトルの約 90%を占める。学術雑誌の収集は、中央図書館と理工学部分館の各々において中央図書館新聞・雑誌の選定に関する細則（1998 年 4 月 1 日施行）、理工学部分館新聞・雑誌の選定に関する細則（1998 年 4 月 1 日施行）に基づき、教員による選定委員会で審議し、選定している。

しかし、近年、大学図書館の多くが、図書予算の大幅な増額が見込めない状況下で、高騰する外国雑誌と、電子ジャーナルを含むオンラインデータベースへの新たな支出増加に苦慮している。図書館では、これに対応するため、理工学部・大学院理工学研究科の所在する後楽園キャンパスにある理工学部分館で、多くの冊子体の外国雑誌の購読を中止し、電子ジャーナルの導入を進めている。現在、学科によってはほとんど全ての雑誌が電子媒体のみになる等、理工学部分館では電子ジャーナルへの依存度が極めて高くなっている。

（3）電子媒体

1999 年度に「電子資料費」の予算費目を創設以降、電子ジャーナルや各種のオンラインデータベースの導入をすすめている。近年では、2019 年度に国際経営学部・国際情報学部が開設されたことに伴い、電子ジャーナル及び電子ブックの導入を積極的に進めたため、電子資料の利用環境は飛躍的に向上した。現在導入している理工系、人文・社会科学系をあわせた電子ジャーナルの種類数は 87,356 種類、電子ブックのタイトル数（書籍数）は 906,544 タイトル、オンラインデータベースの種類数は 92 種類である。電子資料の利用可能種類数は、国内私立大学トップレベルの充実度となっている。

〔電子情報資源の利用可能種類数(全館)〕 単位：種類/タイトル

年度	2017	2018	2019	2020	2021
電子ジャーナル	38,823	41,213	70,017	84,211	87,356
電子ブック	445,223	449,872	817,089	862,311	906,544
データベース	66	73	80	86	92

※ 上記は各年度末（3月31日）時点での利用可能種類数である。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大に対応して、2020 年度から急遽オンライン授業が実施された際には、導入済みの電子資料が活用されたことに加え、講義要項に掲載されたテキストや参考書のうち、電子ブックが刊行されているものについては積極的に導入し、教育・研究活動を支える電子資料の整備に努めた。導入した電子資料については、図書館 Web サイト上に開設した特設サイト上ならびに、図書館ツイッター等も活用し周知に努めた。その結果、日本語電子ブックへのアクセス数はコロナ禍前と比較し、約 3 倍に増加した。（主要日本語電子ブック・データベースへのアクセス数 2019 年度 9,630 件 → 2021 年度 32,932 件）

主な電子ジャーナルや電子ブックの導入経過は以下のとおりである。

2001 年度 ProQuest Academic Research Library 導入

- (2021年度より ProQuest One Academicに変更) (人文・社会科学分野の洋雑誌データベース)
- 2002年度 ProQuest ABI/INFORM 導入
(2021年度より ProQuest One Academicに変更) (ビジネス・経営関係の洋雑誌データベース)
- 2004年度 Wiley InterScience 導入 (現在 Wiley Online library に名称変更)
(Wiley 社刊行の洋雑誌データベース)
WestLaw 導入
(米国の法律情報データベース)
- 2005年度 IEL 導入
(米国電気電子工学会、英国電気工学会関連の刊行物データベース)
Science Direct Complete Collection 導入
(科学・技術・医学・社会科学分野の電子ジャーナルデータベース)
- 2006年度 SpringerLink 導入
(Springer グループ刊行の学術雑誌データベース)
- 2007年度 Science Direct Freedom Collection に変更 (2014年度より PPV 方式に変更)
(科学・技術・医学・社会科学分野の電子ジャーナルデータベース)
JSTOR Business I・II、JSTOR Mathematics & Statistics Collection 導入
- 2008年度 JSTOR Arts & Sciences I Collection 導入
ProQuest 19C/20C House of Commons Parliamentary Papers 導入
(19・20世紀英国下院議会文書のデータベース)
- 2009年度 Cambridge eBook Collection, Environmental Science 導入
(ケンブリッジ大学出版局電子ブックコレクション 環境学分野)
Hein OnLine, Taxation & Economic Reform in America 導入
(米国税制・経済改革関連の刊行物データベース)
- 2010年度 The Times Digital Archive 1785-1985 導入
(「タイムズ」のデータベース)
The Economist Historical Archive 1843-2006 導入
(「エコノミスト」のデータベース)
- 2011年度 Early English Books Online (EEBO) 導入
(初期英語書籍集成のデータベース)
The Financial Times Historical Archives 1888-2007 導入
(「フィナンシャル・タイムズ」のデータベース)
The Times Digital Archive 1986-2006 拡充
(「タイムズ」のデータベース)
- 2012年度 Eighteenth Century Collections Online (ECCO) 導入
(18世紀英語・英国刊行物のデータベース)
ProQuest Literature Online (LION) 導入
(8世紀から現代までの英米文学作品データベース)
British Periodicals Collection 導入
(17～20世紀初期英国定期刊行物のデータベース)
The Making of the Modern World (MOMW- I, II) 導入

- (1450～1914年刊行の社会科学系学術図書データベース)
- 2014年度 Nineteenth Century Collections Online(NCCO)導入
(19世紀英国関連一次資料データベース)
- 2016年度 Nature 本誌電子版導入
(総合科学誌「Nature」の電子ジャーナルデータベース)
- 2019年度 ProQuest Academic Complete 導入
(ProQuest社提供の電子ブック・データベース)
ebook Academic Collection 導入
(EBSCO社提供の電子ブック・データベース)
Academic Search Ultimate
(人文、社会、自然、医療分野の電子ジャーナルデータベース)
The Making of the Modern World(MOMW-III)導入
(1890～1945年刊行の社会科学系学術図書データベース)
- 2021年度 ProQuest Academic Video Online(AVON)導入
(ProQuest社提供の動画タイトルが多数収録された動画配信サービス)

理工学部分館では、専門分野の自然科学・工学系タイトルにおいて電子化が進んでおり、冊子体から電子ジャーナルへのシフトを推進している。理工学部内の図書関連委員会で検討の上、電子ジャーナル自体の契約見直しや契約形態の変更をすることで、図書予算を有効に活用しながら、学修・研究に必要な電子資料を継続して提供している。

近年は人文・社会科学系の電子ジャーナルデータベースの導入も進めており、人文・社会科学系学部のみが多摩キャンパスの図書館においても、中央図書館・総合政策学部図書室・文学部各共同研究室で購読している外国雑誌(冊子体)のタイトルと電子媒体との収集調整を継続して実施しながら、電子媒体へのシフトを着実に進めている。また、JUSTICE(大学図書館コンソーシアム連合)にも参加し、一定館数以上で契約することにより有利な条件でオンラインデータベースを導入・維持するように努めている。

しかし、電子資料の中でも、とりわけ洋資料系の大型データベースの値上がりが著しいことと、外国為替相場が大局的には円安局面にあることから、電子資料費の支払額が増大している。電子資料費が適切に措置されない場合には、現在継続中の主要なデータベースの契約更新が困難な状況となりつつある。電子資料の執行額は、下表のとおり、過去5年間を通じて2億円を超える規模となっており、2018年度以降は逐次刊行物費とあわせた執行額の図書資料費総額に占める割合が6割以上にまで達し、当館にとって、電子資料費の確保は、喫緊の課題となっている。この打開策の一環として、2014年度より最大規模の電子ジャーナルであるエルゼビア社の「Science Direct」について、包括的な購読契約から Pay Per View(論文単位購読)方式の契約へと切り替えることで電子資料費の削減を図った。

今後、資料費の逼迫状況がさらに厳しさを増すことも考えられ、図書館の危機管理の一環として、館内及び全学での取り組みを強化しつつある。

[図書資料費、逐次刊行物費、電子資料費(全館執行)]

年 度	2017	2018	2019	2020	2021
逐次刊行物費(円)	108,423,167	114,027,436	110,058,855	97,526,150	99,592,791
電子資料費(円)	253,522,284	265,184,474	271,549,309	324,431,070	307,914,301
図書資料費(総額)	612,714,693	617,260,415	621,011,831	624,142,726	620,856,355
割合(%)※	59.1%	61.4%	61.4%	67.6%	65.6%

※ 逐次刊行物費と電子資料費の合計が、図書資料費(総額)に占める割合(%)である。

(4) 視聴覚資料

図書館における視聴覚資料のタイトル数は、10,980点となっており、この視聴覚資料については、図書館収書方針中の「12. 非図書資料」の方針に基づき、予算費目「資料視聴覚費」を使用して主に学術的、文化的映像資料を中心に収集しているが、授業に直結した教材の収集が中心である映像言語メディアラボとの重複を避けるため、所蔵状況を Web サイト等で確認しながら収集している。後楽園キャンパスにおいては、理工学部分館内に2014年4月よりマルチメディアワークスペースが開設されたことに伴い、AV 機器環境が飛躍的に整備された。これに伴い、後楽園キャンパスにおいてソフト面として視聴覚資料の充実を図っている。

○図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

(1) 図書館の規模

本学の図書館は、多摩キャンパス、後楽園キャンパス、市ヶ谷キャンパス、市ヶ谷田町キャンパスの4キャンパスにある。多摩キャンパスには、メインである中央図書館、大学院図書室、総合政策学部図書室、文学部各共同研究室、法学部・経済学部の各学生図書室がある。また、後楽園キャンパスには、理工学部分館（理工学部各学科等図書室含む）、ビジネススクール図書室、市ヶ谷キャンパスには、ローライブラリー、市ヶ谷田町キャンパスには、国際情報学部図書室がある。

中央図書館は4階建てで、総面積が14,301㎡、収容可能冊数914,332冊となっている。2019年度・2020年度に学外の補助金と学内特別予算『令和2・3年度中央大学教育力向上推進事業(取組名称:利用者と協働する図書館)』を取得し書架を増設したことで、約30,000冊の収容可能数が増加した。2階から4階までが開架となっており、1階は2層構造で閉架となっている。学部学生は2階から4階までは自由に利用できるようになっている。1階の閉架書庫については、図書館利用規程第17条「入庫資格」により大学院生は入庫できるが、学部学生は原則入庫できない。ただし、3年生以上の学部学生については、卒論指導教員名が記載された申請書を提出すれば入庫が可能となる。各図書室の総面積は大学院図書室594㎡、文学部各共同研究室1,043㎡、総合政策学部図書室362㎡、文学部各共同研究室・総合政策学部図書室・大学院図書室の収容可能総冊数は393,280冊である。大学院図書室は、閉架となっており、学部学生は入庫できないが、大学院生は入庫可能としている。また、文学部各共同研究室は、日本史学研究室を除いて、学部学生と大学院生が入庫可能である（日本史学研究室は、自専攻の卒論を作成する学部3年生（1月以降）以上と大学院生が入庫可能）。総合政策学部図書室は開架とし、利用については中央図書館に準じたサービスを行っている。

このほか多摩キャンパスには法学部、経済学部棟に法学部・経済学部の各学生図書室があり、総面積は843㎡で、収納可能冊数は17,200冊である。法・経済学部の各学部学生図書室においては、各学部の授業・教育に関連した図書・資料を所蔵しており、貸出を行わず室内閲覧のみの利用としている。利用範囲については、所属学部学生による閲覧を優先させつつも、当該図書室にのみ所蔵している場合や、中央図書館の所蔵する資料が貸出中の場合については、所属学部学生以外にも利用を認めることとし、多くの学生に対する閲覧利用サービスの拡充につながっている。

なお、中央図書館については、学術情報リテラシー科目「学術情報の探索・活用法」やゼミ・クラス単位の図書館情報検索講習会等を実施する「情報リテラシールーム」、ICTを活用してコンテンツ作成、グループ学修、プレゼンテーション等ができる「グループパフォーマンスルーム」、「プレゼンホール」、「グループ読書室（2室）」を設置している。2020年度には、中央大学教育力向上推進事業でプレゼンホールの空調整備と什器入れ替えを実施し、また、2021年度には同事業で2018年度に行った利用者アンケートにおいて要望が多かった返却ブックポストの増設と自動貸出機の設置を行った。さらに、2021年度にはプレゼンホールに設置されていた貸出用ノートパソコンを収納したPCロッカーを2階入口付近に移設することで、利便性に配慮した。

多摩キャンパスにおいては、各図書館（室）の蔵書の増加に伴って1990年代から書架の狭隘化が著しく進み、1994年から図書・資料の外部保管委託を開始し、現在の委託冊数は約41万冊に及んでいる。2000年に図書館蔵書の再配置に関する検討小委員会を設置して、蔵書の再配置（外部保管委託や除籍等）について検討・実施し、蔵書の重複基準を考慮し、中央書庫や外部保管庫の重複資料について調査した上で除籍を行う等の作業を行っているが、増加し続ける蔵書を収容できるスペースの不足状態が依然として続いている。この問題を解消するため、「図書館蔵書の再配置に関する検討小委員会」において保存対象の見直しを行うとともに、法学部移転後の多摩キャンパス整備の動向も視野に入れ、収蔵スペースの確保を図る計画を立案中である。

理工学部分館の面積は2,858㎡、学科図書室も含めた面積は3,623㎡であり、収容可能冊数は358,881冊（学科図書室を除く）である。5階及び6階の一部が開架となっており、6階の一部、7階と地下1階は閉架となっている。学部学生は開架部分のみ利用でき、閉架は大学院生のみ利用可能となっている。ただし、卒論指導教員が承認済の申請書を提出すれば学部学生も入庫可能となる。

理工学部分館では、平成30（2018）年度「中央大学教育力向上推進事業」（「後樂園キャンパスにおける学び場の未来図」の取組）の採択を受け、理工学部事務室と都心ITセンターと連携し、2018年度に6号館6階西側にアクティブラーニングスペースを設置、2020年度には6号館6階東側の新聞・雑誌閲覧コーナーの経年劣化した什器類を一掃し、動線を変えることなく各コーナーの用途に合った改善を行った。

2019年度に新設した国際情報学部図書室の総面積はラーニングコモンズを含め634㎡、収容可能冊数は22,368冊で、開架方式となっている。

専門職大学院研究科の図書室としては、ビジネススクール図書室の総面積は225㎡で、収容可能冊数は14,775冊である。ローライブラリーの総面積は1,057㎡で、収容可能冊数は90,655冊である。これらの図書室は全て開架方式となっている。

2023年度には現在多摩キャンパスにある法学部が都心へ移転することに伴い、茗荷谷キャンパスに法学部図書館（仮称）、駿河台キャンパスに専門職大学院図書室（仮称）が建設される予定である。

（2）司書の資格等の専門能力を有する職員の配置

図書館に所属する専任職員数は27名で、そのうち司書の資格を有する者は21名である。多摩キャンパスには19名、後樂園・市ヶ谷・市ヶ谷田町キャンパスの図書館（室）を統括する都心キャンパス事務室には2名の司書が配置されている。また、非常勤スタッフのう

ち嘱託職員・派遣職員は22名を配置しており、このうち司書の資格を有する者は14名である。

専任職員・嘱託職員・派遣職員総数のおよそ70%以上が司書資格を保有しており、専門知識を有したスタッフにより、きめ細やかなサービスを展開している。

(3) 開館時間・開館日数

開館時間については、大学基礎データ(表20 図書館利用状況)に示すとおり、原則として日曜日及び祝日を除き、中央図書館は8時45分から22時まで、大学院図書室は9時から20時、理工学部分館は9時から22時までとしている。ただし、中央図書館、理工学部分館及び国際情報学部図書室については、試験実施時期には、10時から18時までの日曜開館を実施している。また、祝日が授業実施日となっている場合には通常どおり開館し、その振替休講日も開館している。なお、2019年度末から2021年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、開館時間を一部変更する等したが、現在は通常に開館している。

2021年度の開館日数については、中央図書館283日、大学院図書室274日、総合政策学部図書室158日、理工学部分館271日、ローライブラリー288日、ビジネススクール図書室275日、国際情報学部図書室272日であった。

ビジネススクール図書室は、主たる利用者である戦略経営研究科の学生の大部分が有職の社会人であることから、学生の利用実態に合わせ、授業実施期間中の火曜日から金曜日は12時から22時、土曜日は9時から22時、日曜日は9時から20時、祝日は12時から18時まで開室している。ローライブラリーの開室時間は、授業期間中の月曜日から土曜日は9時から22時、日曜・祝日は10時から18時である。ただし、3階の閲覧室は年末年始を除いて通年で8時から24時まで開室している。

このように、開館日及び開館時間ともに各キャンパスの授業時間に合わせて、学修への配慮を図っている。

[最終授業終了時間と図書館閉館(室)時間(授業実施期間中)]

キャンパス(学部・研究科)	最終授業終了時間	閉館(室)時間(図書館(室))
多摩キャンパス(文系学部・研究科)	20:30(平日)	22:00(中央図書館)
後楽園キャンパス(理系学部・研究科)	20:30(平日)	22:00(理工分館)
後楽園キャンパス(戦略経営研究科)	22:00(火～金曜) 20:05(土曜) 17:30(日曜)	22:00(ビジネススクール図書室) 20:00(ビジネススクール図書室)
市ヶ谷キャンパス(法務研究科)	19:50(平日) 授業未実施(日曜)	22:00(ローライブラリー) 18:00(ローライブラリー)
市ヶ谷田町キャンパス(国際情報学部)	20:30(平日)	22:00(国際情報学部図書室)

(4) 図書資料等の閲覧・貸出・利用状況

図書館の資料は、言語や資料の種別ごとにエリアを分けて配架しており、その中でも分類で請求記号を付与して関連度の高いテーマの資料がそばに並ぶように配架することで、利用者が効率的に目的の資料を入手できるように工夫している。また、図書館蔵書検索システムでは、所蔵の配置場所に利用案内へのリンクを貼ることにより、配置場所ごとの利用方法をすぐに確認できるようになっている。図書館内の資料の配置、またその利用方法については、前述の図書館蔵書検索システムからのリンクの他に、館内のフロア案内や、動画サイトでも紹介している。

図書資料等の閲覧・貸出については、中央大学図書館利用規程に則り、図書資料等の閲覧・貸出サービスを行っており、利用対象者については、教職員、学部学生、大学院生、

科目等履修生、聴講生、館長が特に許可した者としている。2015年度より各専門職大学院図書室においては、館長が特に許可する利用者の範囲を広げている。また、本学は近隣大学図書館との相互協力の一貫として、①東京都立大学、②東京外国語大学、③日本医科大学の各図書館と協定を締結し、教員及び大学院生の図書館相互利用を行っている。

さらに、社会貢献の一環として、図書館の所蔵する図書資料や施設の開放を実施しており、その具体例としては、八王子学園都市大学いちょう塾生、八王子市・日野市・多摩市市民で在住する市の公共図書館の「利用証」を持っている20歳以上の市民に対して、中央図書館の開架閲覧室を開放していることがあげられる。このことは、当該市民の生涯学習や研究活動における高度な資料需要を満たす一助となると考えられる。ただし、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症対策のため、図書館相互利用と市民利用は一時停止している。

加えて、国連寄託図書館及びEU情報センターの指定を受けた国際機関資料室では、EU・国連のほか様々な国際機関が発行する資料を継続的に収集、一般公開し、学内外の学修、研究に積極的に利用されている。両機関から指定を受けた図書館は全国で8館、首都圏では本学含め3館を数えるのみである。世界が多極化する中で国際機関の情報発信拠点としての価値が見直されると考えられ、当該資料室の研究・学修上の効果は高まるものと期待される。

開架図書の館外貸出数、閉架図書の館外貸出数、閉架図書館内閲覧数は以下のとおりである。この数年これらの貸出数、閲覧数はいずれも減少傾向にある。貸出冊数の減少に対して、利用者アンケート及び他大学の調査等をとおして要因分析を行った結果、図書館そのものの利用促進を図る必要があると結論づけ、前述のとおり、図書館の自己点検・評価課題として、2020年度以降、図書館の利用者環境改善を図った。また、特に中央図書館では2021年度に自動貸出機を導入したことで、開館時間内はいつでも貸出が可能になっている。あわせて、学内の動線を考慮し返却ブックポストを増設し、返却手続きの利便性も向上させた。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、冊子貸出数は2019年度並みの回復には至っていないが、今後はこれら施策による貸出冊数の増加が期待される。

また、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症対策のため非来館型サービスの充実に努め、OPACを含む図書館システムの更新、メールフォームやWebによるレファレンスサービス、電子書籍の講読・アクセス可能数の拡大等を実施した。さらに、図書館所蔵資料の貸出・複写郵送サービス、電子ブック・データベースの活用法特設サイトをWebサイトに開設することで電子媒体の活用を推進した。

また、各キャンパス間で資料の配送を迅速に行う体制を整えており、利用者はCHOISをとおして、別キャンパスにある資料を自身の所属キャンパスに取り寄せて利用することができる。

[開架図書 館外貸出冊数表 (全館分)]

年度		2019年度	2020年度	2021年度
学部学生	人数	41,468	9,085	25,776
	冊数	85,767	24,941	58,647
大学院生	人数	7,607	2,396	4,837
	冊数	14,151	5,575	10,057
教職員	人数	3,004	1,403	2,556
	冊数	6,861	3,388	5,689
その他	人数	1,031	448	854
	冊数	1,812	823	1,413

計	人数	53,110	13,332	34,023
	冊数	108,591	34,727	75,806

[閉架図書 館外貸出冊数表 (全館分)]

年度		2019年度	2020年度	2021年度
学部学生	人数	12,036	4,739	8,620
	冊数	19,851	9,201	14,849
大学院生	人数	3,127	1,277	2,105
	冊数	8,943	3,900	55,351
教職員	人数	3,435	1,802	2,405
	冊数	8,965	4,893	5,971
その他	人数	672	371	510
	冊数	1,580	1,099	1,053
計	人数	19,270	8,189	13,640
	冊数	39,339	19,093	27,224

[閉架図書 館内閲覧冊数表 (全館分)]

年度	2019年度	2020年度	2021年度
閲覧者数	16,617	3,336	8,607
閲覧冊数	32,173	8,017	16,935

(5) 閲覧室

本学図書館の座席数については、多摩キャンパスにある中央図書館（総合政策学部図書室、文学部各共同研究室、法学部・経済学部の各学部学生図書室、大学院図書室を含む）に2,580席、後楽園キャンパスにある理工学部分館に556席（学科図書室を除く）、同じく後楽園キャンパスにあるビジネススクール図書室に32席、市ヶ谷キャンパスにあるローライブラリーに160席、市ヶ谷田町キャンパスにある国際情報学部図書室に111席を、それぞれ備えている。

また、学生がPCを使用し、学修することができる環境も整えている。例えば、中央図書館では、3階情報リテラシールーム、4階プレゼンホールの無線LANを整備し、加えて4階階段側閲覧席の電源コンセントを整備している。また、PCを使用してよいエリアと使用してはいけないエリアのゾーニングを行っている。

このように各図書館（室）において、学生の学修に必要な閲覧設備について、時代とともに変化する多様な学修ニーズに合わせ各年度の環境整備の計画を策定し、利用環境の維持、向上を図っている。

(6) 情報検索設備

本学図書館の図書・資料の情報は、一部（音楽資料）を除き書誌所蔵データベース CHOIS に登録されており、インターネットを通じて学内外から検索可能となっている。

図書館内には利用者用のパソコンを合計103台設置している。利用者用パソコンは、CHOIS 検索専用、データベース用、貸出用等目的別ごとに設置している。

中央図書館については、館内に利用者の検索補助を行う CHOIS アドバイザーを配置し、学修支援体制を整えている。

また、システム面の改善も適宜図っており、2020年4月の図書館システムリプレイス時には、これまでのオンプレミス型のシステムから、SaaS 型の図書館システムを採用した。SaaS 型システムの採用により、システムの安定的な稼働、保守運用面の省力化、より強固なセキュリティを実現することができた。また新しいシステムでは、CHOIS アカウントと

学内の統合認証システムとの連携、メールによる利用者への各種通知の送信、電子ブック・電子ジャーナルについて電子リソース管理サイトから図書館システムへの書誌情報取り込みを実現することにより CHOIS から検索・アクセスできる電子資料の数が飛躍的に増大する等、利用者の利便性が向上した。

[利用者用検索機設置場所及び設置台数]

単位：台

キャンパス	場所	台数
多摩	中央図書館	62
	大学院図書室	4
	総合政策学部図書室	3
後楽園	理工学部分館	25
	ビジネススクール図書室	2
市ヶ谷	ローライブラリー	5
市ヶ谷田町	国際情報学部図書室	2
合 計		103

中央図書館内には、全学無線 LAN のアクセスポイントが設置され、利用者は統合認証の ID とパスワードで個人所有の無線 LAN 対応端末から無線 LAN を利用できる。これにより、図書館内において紙媒体等の各種資料と併せて、無線 LAN 利用による各種データベースへのアクセスにより、利用者の持ち込み端末での文献探索、レポート作成が可能となり、効率的な学修環境の提供に結びついている。また、理工学部分館・ビジネススクール図書室のある後楽園キャンパス、市ヶ谷キャンパスのローライブラリー、市ヶ谷田町キャンパスの国際情報学部図書室等、都心キャンパス全てにおいて無線 LAN を使用できる環境が整っている。

2022年3月には、利用者用パソコン及びプリンタのリプレースを行い、オンデマンドプリンタを導入した。オンデマンドプリンタでは、学生証をプリンタに設置された機器にかざすことによって、館内の利用者用パソコンから自身の印刷物を出力できるほか、ファイル形式に制限はあるが、個人所有の持ち込み端末からも、全学無線 LAN に接続した上でブラウザから Web プリントシステムにログインすることにより、オンデマンドプリンタから印刷物を出力できるようになり、利便性が向上した。

多くの電子資料は VPN 接続（教職員・大学院生・学部学生）を經由し、自宅や学外からでも利用することができる。2015年1月からは、統合認証アカウントを所有する利用者であれば、学術認証フェデレーションによる認証連携に対応したデータベース・オンラインジャーナルを、学外から中央大学シングルサインオンシステムを經由して利用できるようになった。

また、2014年4月に、図書館内外の様々な情報資源から、膨大な量のメタデータを収集して搭載し、それらのデータを単一のインターフェースで検索・閲覧可能な情報探索サービス「ディスカバリーサービス」(EBSCO Discovery Service)を導入した。現在は、学術情報を統合的に検索するツールとして利用されている。

(7) 図書館における視聴覚機器の配備

中央図書館（4階）には、レコード・CD・LD・DVD 等を利用するための施設として視聴覚室を設置しており、個人ブースではソフトに見合った機器を配備し、セルフでの利用提供を行っている。しかし、AV 機器及び設備の経年劣化により、その利用者数は新型コロナウ

ウイルス感染症拡大前においては横ばい傾向にある。

[視聴覚室利用状況]

年度	2017	2018	2019	2020	2021
利用人数	51	42	68	0	31
利用件数	67	46	64	0	34

また、2013年度に視聴覚ホールを改修して設置したプレゼンホールや情報リテラシールームにもDVDやブルーレイの視聴覚資料を利用できる環境が整備されており、プレゼンホールには収録システムやプレゼンテーション機材も揃っていることから、これらの施設においては、複数の正課授業でも利用されている他、図書館主催のガイダンスや研修のみならず、様々な場面で活用されている。

一方、理工学部分館においては、マルチメディアワークスペースの図書館PC室にCD、DVD、オンラインコンテンツを視聴することが可能なノート型PCを設置している。そのPCには、Microsoft Office等の各種ソフトを搭載し、またLinux環境を使ったプログラミングの課題や、LMS(WebClass)を通じた授業課題を行うこともでき、学生の自主学修の場と気軽に映像資料を視聴する等アメニティの場として活用されている。

グループ学修室については、複数人で映像資料等を視聴できるようDVD再生機と大型画面TV、LPレコード、カセットテープ等、旧来のメディアも利用できる機器を備え、後楽園ITセンターの協力のもと、ネットワーク環境も充実し、オンラインコンテンツも視聴できる。

また、プレゼンテーション機材も揃っていることから、図書館主催の各種講習会に加え、研究室、サークルの勉強会等の貸切り利用もされている。

[理工学部分館視聴覚室利用状況]

(マルチメディアワークスペースにおける視聴覚資料利用状況)

単位：人

年度	2017	2018	2019	2020	2021
利用人数	665	736	614	0	7
利用件数	440	394	345	0	7

※利用人数より利用件数が少ないのは一つの資料を複数人で利用する場合を含むため。

※2020は、コロナ対策のため、グループ学修室+PC室は閉室

※2021は、10/2~PC室のみ開室

(8) 情報リテラシー向上への取組み

本学図書館においては、学生が学修に必要な資料を「自主的・能動的に探す」ことができる能力を身に付けることを目的に、情報リテラシー向上への取組みにも継続的かつ積極的に取り組んでいる。講習内容は利用案内にとどまらず、各学部、大学院の特色や年次に合わせつつ、進化を続ける昨今の情報化社会に順応できるよう、更新を施した内容を提供している。

とりわけ、2020年以降、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会情勢や情報環境の変化によって、図書館の提供する情報リテラシー向上への取組みについては大きな転換期を迎えた。2019年度までは対面実施が通常であった各種講習会は、情報環境が整備され、学生が1人1台情報端末を所持するようになり、オンラインでの学修が一般化した背景から、オンライン講習や動画学修という新たな実施方法が確立した。さらに、オンライン講習は移動時間や実施会場の制限が無くなることから、講習会の集約化と効率化の推進を図ることができた。また、一部の講習会においては参加者数も増加した。例えば、多摩キャンパスで2019年度に実施した就活生対象の企業・業界研究がテーマの講習会のケースでは、対

面型で8回実施し、参加者は合計208名であったのに対し、2020年度はリアルタイムのオンライン型で3回実施し、参加者は合計で357名であった。これは顕著な例ではあるが、会場に足を運ぶ必要なしに、学修ができる、動画コンテンツを繰り返し見て学修を深めるといった、自由かつ効率性を重視した新たな学修ニーズを確認したところである。

各キャンパスにて実施している各学部における講習については次のとおりである。

多摩キャンパスの1年生向け講習会は、法学部・経済学部・商学部・文学部・総合政策学部・国際経営学部を対象に、学修の中心となる図書・新聞・雑誌のデータベース検索講習を、例えば国際経営学部であれば1つのテーマを題材に、洋図書をはじめとした様々な海外の学術情報・文献の探し方に重点を置く等、学部・専攻の主題に合わせた切り口で展開している。

本講習は初年次教育の一環として各学部に着目しており、2019年度までは毎年100回以上の対面講習を実施していたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴ってオンライン学習コンテンツの整備と、リアルタイムのオンライン講習対応が必須となった。そのため、2020年度は学習ガイドと動画による自律型コンテンツをmanabaの各学部のコースに設置して代替としたほか、学外での資料収集の一助として、「自宅学習に役立つ！電子ブック・データベース活用法」サイトを開設した。さらに2021年度は、自習型コンテンツをより広く利用に供することを目的に情報検索講習サイトをWebに公開した。2022年度については、テキスト中心であった学習内容にブラッシュアップを図り、全てのコンテンツを動画のみで学修できるよう体制を整備した。また、授業内での対面講習のみという受講方法から、「自習型サイトでの受講」「リアルタイムのオンライン講習での受講」「面接授業での受講」と多様な受講メニューを設け、教員は自身の授業計画に合わせて学生の受講方法を選択できるようになっている。なお、リアルタイムのオンライン講習は、学部ごとの時間割を参照し、概ね1回～5回の範囲で実施している。

なお、講習会についてのアンケートによる満足度について、肯定的回答（5段階評価のうち「とても満足」「満足」）の割合の推移は次のとおりである。

2019年度は完全対面講習形式であったため、従来どおりの約8割を維持していた。2020年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でオンライン講習が中心になったことに伴い48%まで落ち込むこととなってしまったが、状況分析を踏まえた講習形式の再検討を図った結果、2022年度には65%にまで回復してきている。今後も学生自身や学生を取り巻く環境の変化に留意しながら、更なる満足度の向上に努めていく。

また、対面講習実施に伴う学部事務室側の各種調整等も軽減されており、業務の効率化に繋がっている。

学部2年生以上向けとしては、教員からの依頼を受け、ゼミの研究テーマに沿った主題の資料を探す講習や、業者主導による専門データベースの講習各種、企業・業界研究をテーマにした就活生対象の講習等、学修状況に応じた講習会を行う体制を整えている。ゼミを対象とした講習や専門データベースの講習については、質疑応答や資料調査のアドバイスといった観点から現在も対面講習の希望は根強く、様々な実施方法に対応できる人員体制と情報環境の整備が必須となっている。

また、随意科目として入門的な講習会では扱えない高度な情報検索の知識とレポートの書き方を、図書館長と図書館員が連携して半期（年2回開講）をかけて体系的に教える「学術情報の探索・活用法」を、文系6学部の1、2年生を主な履修対象として開講している。

後楽園キャンパス（理工学部）では、インターネット上の情報の考え方や著作権を含めた情報の扱い方、文献収集の方法、レポートの書き方の基本等を、理工系分野に合わせた形で講習を行っている。また、本学図書館が提供するオンラインデータベースの利用方法を紹介することに特に力を入れており、2021年度は電子ブックの便利な利用法に関する講習会を実施した。

市ヶ谷田町キャンパス（国際情報学部）では、1年生が必須で受講する基礎演習において、資料のさがし方について1回分の授業を使って実施している。大学図書館の資料を使う大切さや有用性から始まり、書誌事項・書架・所蔵の見方等を解説したうえで、オンラインの蔵書検索や雑誌・論文を始めとする各種データベースでの資料のさがし方を実習も採り入れて丁寧に指導している。また授業の復習ができ、後のデータベース利用の利便性が高まるような事後課題も設定している。その他、就職活動も念頭においた企業・業界研究の講習会も実施している。

次に大学院を対象とした講習会実施は、以下のとおりである。

文系大学院においては、2019年度より、大学院生が研究を遂行するうえで必要となる能力や技能を共通化し、研究力を涵養することを目的として新設された文系大学院共通科目「リサーチ・リテラシー」の6つのテーマ構成の1つである「学術情報リテラシー」のテーマ（講習部分）について、協力を行っている。内容は学部学生の講習に比べ、より一歩踏み込んだ、海外のデータベースや、文献管理ツールといった発展した事項を加えたものとしている。開催時期は4月の初頭となっており、入学して間もない大学院生が、学術情報データベースの利用法を深く知り、十分に活用できるような支援を行っている。

専門職大学院においては、ローライブラリーで法務研究科の新入生向けに、法令・判例・法学文献の情報を効率的・効果的に取得するためのリーガル・リサーチガイダンスを実施している。また、データベースでの法令検索、判例検索、電子ジャーナル検索と司法試験の演習システムの使い方の講習会も実施している。なお、同講習会は新型コロナウイルス感染症対策のため、近年はオンラインでの開催としている。戦略経営研究科では、戦略経営研究科の大学院生向けに、学術情報の調べ方の講習会を開催し、論文作成のための情報リサーチ、学修・研究に活用できるデータベースの解説等を実施している。同講習会は、対面だけではなく、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド教材を作成し、一定期間の配信を行っている。同様に、ビジネス・経済、企業財務や有価証券報告書といった各種専門のデータベース講習会も近年はオンラインにて実施するようにしている。

このように、各キャンパスに置かれる教育組織の特色を踏まえて、学生を対象とした取組みを行う他、以下のように教員・職員を対象とした支援も行っている。

教員対象のものとしては、2019年度の創設時より、国際経営学部に所属している教員に対し、学術情報データベースの利用方法・コンテンツについての説明会を年1回、教授会開催日時の前の1時間を利用し、学部固有の研究・教育に役立つコンテンツをピックアップし、英語を使用して実施している。なお、この取組みは国際経営学部のFD活動の一環として位置づけられている。これは、個々の教員が1ユーザーになることにより、学術データベースの利用が学生に波及し、さらなる利用促進へと繋がることを企図するものである。2020年度については、教授会の開催方式とあわせオンライン開催とし、22名の参加があった。2021年度については対面方式で実施し参加者は15名であった。

職員対象のものとしては、毎年、人事課からの依頼に基づき、新入職員を対象に大学職員として身に付けておくべき学術情報データベースの利用法について、新聞やニュース、

ビジネス雑誌、学術誌の評価ツール及び行政情報といった業務に密接に関連すると思われるコンテンツを中心に検索法を講習しており、職員育成の一助となっている。

(9) 図書館 Web サイト

図書館 Web サイトは、教員や学生等の利用者の情報収集と、図書館からの情報発信・情報提供の場として重要な役割を果たしている。特に、2020 年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大に対応し新たな授業形態や学修スタイルが導入され、図書館としても、これまで以上に非来館型サービスの拡充を図ってきた。図書館 Web サイトは、これらの多種多様なサービスについて、利用者がその内容を把握したり、利用したりするための入り口であるため、本学公式 Web サイトのリニューアルに併せて、主に利用者のユーザビリティ向上と迅速な最新情報を提供することを目的に改善を行い、2022 年 3 月末にリニューアルサイトを公開した（アクセシビリティについては大学全体の Web サイトリニューアルにおいて改善が行われている）。

リニューアル後の Web サイトでは、本学公式 Web サイトのデザインをベースとしながらも、ユーザビリティ向上を図るために、コンテンツの精査、優先順位、サイズ・配置・色の表示方法等の見直しを行った。新たな点としては、多数のニュースやイベント記事の中から必要な記事を特定できるように、各記事にキャンパス名の固定タグやハッシュタグを付与し、そのタグからの絞り込みができるように改善した。また、コンテンツ「pick up」を新設し、例えば、新入生向けの「中央大学図書館へようこそ」や、新型コロナウイルス感染症対策として「自宅学修に役立つ！電子ブック・データベースの活用法」等図書館の利用や学修に役立つ情報の視認性を高めている。

更に、迅速な最新情報の提供を可能とするために、ほぼ全てのコンテンツにおいて CMS（定型の自動更新入力フォームのシステム）を取り入れ、図書館側でのリアルタイム更新が可能となった。なお、英語の図書館 Web サイトは、本学公式 Web サイトに統一された形で公開しているが、今回のリニューアルに併せて、学術情報データベースページ（利用ガイドを含む）の見直しを行った。

そのうえで、旧 Web サイトでの良い点は、リニューアル後も継続して採用している。例えば、大学トップページから図書館 Web サイトに 1 クリックで展開するリンクボタンの設置や、図書館トップページのアクセスしやすいエリアに CHOIS（蔵書検索）検索ボックス、学術情報データベースリスト・電子ジャーナル／電子ブックリスト・電子リソース検索（ディスカバリーサービス）の各検索サイトのリンクボタンの設置等である。

(10) 学生協働

本学図書館では、図書館業務の一端を、職員と共に利用者でもある学生が担うことによって、図書館について利用者と図書館が一緒になって考える活動（学生協働）を行っている。学生協働を実現するにあたっては、閲覧サービス部門の図書館員を中心に、2018 年度から他大学の活動調査、意見交換、視察を行い、同時に本学文学部社会情報学専攻の教員に、昨今のアクティブラーニングの動向や今後の図書館活動の可能性を教授いただきながら、本学の学部の特徴、学生の資質、図書館の資源等を踏まえて検討を進めた。学生協働するコミュニティを形成することで、自らの意志により、自主的に学び、自己を表現できる場と機会を設け、学生の創造力・発信力・課題解決力・コミュニケーション力・読書力を向上させることと、その活動を図書館の利用促進と活性化につなげることを目的として、

また、学生協働は単年度の企画ではなく、継続して行うことで効果がさらに上がると考え、その土台となる施設改善も講じるため、令和2（2020）年度の「中央大学教育力向上推進事業」に「利用者と協働する図書館 学生協働（ボランティア・インターンシップ）を通じた学修支援と図書館の利用促進」の取組として応募し、採択された。

2020年度に学生協働委員会（職員組織）を設置して活動を開始し、プレゼンホールの什器調達仕様作成に関する学生協働と選書ツアーの2つの活動、2021年度は選書ツアー、「ほんのまくら」ワークショップ、図書館インターンシップの3つの活動を行った。各活動の概要は、以下のとおりである。

【2020年度】

①プレゼンホールリニューアルのための什器調達仕様作成に関する学生協働

中央図書館4階にあるプレゼンホールのリニューアルのため、什器調達仕様作成に関する学生協働を行った。具体的には、文学部社会情報学専攻（図書館情報学コース）のゼミを中心に、法学部、経済学部、商学部の複数のゼミと協働し、複数社の協賛を得てサンプル什器を設置した模擬ショールームを開設し、利用実験を実施した。実験では、学生の企画したワークショップを実施しながら、参加学生から什器の使用感等についてアンケートやヒアリングを行い、今後のプレゼンホールの利活用について、108名から有用な意見を収集した。そして、プレゼンホールの什器の調達仕様決定にあたっては、将来にわたりプレゼンホールが十分に利活用されるよう、収集した学生アンケートも参考とし、プレゼンホールのリニューアルを実施した。このように、学生や教員と意見交換する中で、什器の高さや収納、ホワイトボードの使い方等学生目線での新たな発想を取り込み、協働した成果を上げることができた。

②選書ツアー

選書ツアーは、学生に図書館に所蔵したい書籍を選書してもらう取組で、2020年度は全学部学生を対象に2回（書店での選書：16名参加、電子書籍プラットフォーム上での電子ブックの選書：9名参加）実施し、参加学生は選書の他、POPの作成と展示活動を行った。選書ツアーを行うことで、学生目線での選書を行うことができたほか、図書館の蔵書の多様性を再認識してもらうこともできる良い機会となった。参加後のアンケートでは、次の開催を希望する声が多数あり、図書館事業に関わる充実感や本学図書館の良さを再評価する感想が寄せられた。

【2021年度】

①選書ツアー

2021年度の選書ツアーも、全学部学生を対象に2回（書店での選書：13名参加、電子書籍プラットフォーム上での電子ブックの選書：9名参加）実施した。参加学生は、選書後にPOP作成ワークショップにも参加し、各々が選書した書籍についてPOPを作成した。作成したPOPは館内とWebサイト上に展示し、どのPOPが優れているかの投票も行った。また、書店選書ツアーで選書した書籍の一部は、紀伊國屋書店にて「中央大学学生が選んだおすすめ本フェア」としてPOPと一緒に展示され、その様子が本学広報誌「HAKUMON Chuo」Web版と書店のWebサイトにも取り上げられたことで、学内外に広く学生協働活動をアピールすることができた。選書ツアーで選定された書籍の貸出状況は、中央図書館全体の貸出回数と比較すると好調であり（過去2年で1冊につき平均3回、電子ブックは4回）、学生全般の読書力の向上、貸出率の増加にもつながったと評価できる。

②「ほんのまくら」ワークショップ

「ほんのまくら」とは、「本の書き出し」を表す造語であり、元々は書店のイベントで実施されたものを、中央大学図書館バージョンとして、書店から講師を招いて実施したものである。「ほんのまくら」ワークショップでは、参加者に中央図書館の蔵書から一冊を選んでもらい、書き出しに限らず書籍内から惹かれる一文を抜き出し、惹かれたポイントを紹介するカードを記載してもらった。ワークショップ後は、各々が選んだ本を表紙が見えないように包装紙で包み、書籍内の惹かれる一文である「ほんのまくら」と、紹介カードをあわせて展示を行った。展示をしてから約半年の間に、1冊につき平均2回貸出されており、選書ツアー同様、中央図書館全体の貸出回数と比較すると貸出率の増加につながっていると評価できる。

③図書館インターンシップ

図書館インターンシップは、新型コロナウイルス感染症対策によりオンラインで2日間実施した。全学部学生・大学院生を対象にエントリーシートで選考し、6名が参加した。1日目は図書館施設や図書館業務、レファレンス実習、学生協働に関する事例紹介をとおして図書館についての知識を深め、2日目はグループワークを行った。学生同士で活発に議論を行うことで、図書館に関する知識を共有し、創造力・発信力・課題解決力・コミュニケーション力を養う場になった。

○国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

本学図書館で所蔵していない資料の利用については、図書館間相互協力の制度を整備し、利用の便を図っている。具体的には、所蔵館に直接出向いて利用する閲覧利用、論文記事等の必要部分を複写物の形式で取り寄せる文献複写、資料の現物自体を図書館間で貸借する相互貸借がある。図書館間相互協力の利用件数の推移は下表のとおりである。

[図書館間相互協力件数]

年 度			2019	2020	2021
文献複写	依頼	国内	693	441	919
		国外	34	39	18
	受付	国内	999	967	1,322
		国外	2	1	0
年 度			2019	2020	2021
相互貸借	依頼	国内	207	139	208
		国外	13	6	4
	受付	国内	350	153	305
		国外	0	0	0
閲覧利用	紹介状発行	61	1	10	
	紹介状受付	42	0	4	

(1) 文献複写・相互貸借

国内の大学図書館との文献複写・相互貸借については、国立情報学研究所のNACSIS-ILLシステムに参加し、資料提供の迅速・確実な運用を図っている。さらに、同システムの料金相殺制度に参画し、加盟館間の料金決済事務の効率化を進めている。また、利用者からの申込方法については、本学のOPACを活用し来館しなくてもサービス申込を行うことが

可能になっている。

文献複写件数を2019年度と2021年で比較すると、依頼は約129%、受付は約132%、相互貸借は、依頼が約96%、受付約87%と新型コロナウイルス感染症流行前の水準に戻っている。新型コロナウイルスの影響により多くの大学で学外者の利用を制限し直接訪問が行えなかった影響が少なからず出ているものと思われる。

また、中央図書館においては「国立国会図書館デジタル化資料送信サービス」に参加し、国立国会図書館のデジタル化資料約153万冊について、中央図書館の固定端末から、国立国会図書館に出向かずとも利用できる体制を整えており、2021年度は161件の複写依頼があった。

一方、国外の図書館との文献複写・相互貸借については世界最大の書誌ユーティリティであるOCLC(Online Computer Library Center)が提供するOCLC WorldShare® Interlibrary Loan(OCLCの資料相互利用システム)等を活用し、国内で入手が困難な資料についても欧米の多様な図書館や各種の研究機関から資料提供を実現している。

(2) 閲覧利用

資料を所蔵している図書館に直接出向き閲覧利用する場合は、該当資料を所蔵する図書館に事前連絡を行い閲覧希望者に紹介状を発行し、利用することが原則となっている。本学図書館は、東京都の西部地区に位置する大学図書館で組織する「東京西部地区大学図書館相互協力連絡会」に参画し、加盟館間での相互利用制度の整備を推進してきている。

さらに、貴重書の利用についても、「貴重図書及び準貴重図書の利用に関する基準」により、図書館長の許可をもって認めている。

<点検・評価結果>

本学の教育・研究を支える機関としての図書館は適切な規模となっており、学術情報基盤としての図書・学術雑誌・電子情報についても、紙媒体資料と電子媒体資料のバランスに配慮しつつ、適切に整備されている。

また、利用者環境も利用者のニーズや各キャンパスの特性に合わせて整備されており、各図書館(室)は、各キャンパスで実施される授業の授業時間に合わせて開館し、学修への配慮を図っている。

更に、上記の学術情報基盤を整備し、利用者サービスを提供するための専門能力を有する職員は、一定程度確保されたうえで各部署の基幹的な業務に配置されており、本学の図書館は適切に機能している。

<長所・特色>

・学生協働について

学生による選書ツアーや企画展示等の活動を行うほか、学修空間やサービスの改善により、学生協働の効果をより高めるとともに、従来から図書館の課題となっている利用者数の増加も目的としている。学生協働を軸として、学生・図書館員・教員が三位一体となり、学修支援、図書館の課題解決、学生の創造力・発信力・課題解決力・コミュニケーション力・読書力等の学修能力向上を目指すものである。

・図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性について

電子資料については、国際経営学部・国際情報学部の開設に伴って、精力的に環境整備を進めた結果、ここ数年で利用可能タイトル数が飛躍的に向上している。両学部開設前と比べて、電子ジャーナルの種類数と電子ブックのタイトル数は倍増している。電子資料の利用可能種類数は、令和3年『学術情報基盤実態調査』での値（私立大学平均 電子ジャーナル 6,902種類、電子書籍 11,028タイトル）と比較しても国内私立大学トップレベルの充実度となっている。

<問題点>

・図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性について

電子資料、とりわけ洋資料の大型データベースの価格は、版元価格の恒常的な上昇と外国為替の状況に大きく影響を受け、安定的・継続的な供給が容易でない情勢が続いている。

・図書館の規模、司書資格等の専門能力を有する職員の配置、学生の学修に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備について

本学では、1978年に中央図書館を建設して以降、2023年に法学部の茗荷谷キャンパス移転に伴い、18万冊規模の図書館を建設するまで、学内に大規模な書庫施設は設置されず、1994年以降、蔵書を外部保管に預けざるをえない状況が続いている。その結果、現在の外部保管委託冊数は約41万冊に及び、年々その費用も増加している。

<今後の対応方針>

・学生協働について

「中央大学教育力向上推進事業」において実施した施設環境の改善を有意義に活用し、さらなる学生協働の発展を目指す。具体的には、学生ボランティア団体となるライブラリーサポーターの組織運営の内規を定めて発足し、学生主体の活動を図書館員と教員が支えていく。また、これまでの活動で学内外の関係者と連携したことで、より広く成果を発信することができた経験から、今後ますますの連携強化を図り、図書館活動を再評価し発展させていくことを目標とする。

・図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性について

国内私立大学トップレベルの電子資料提供環境を、中長期的に安定的に維持していくために、電子資料の契約条件、動向に関する情報を収集し、提供元との契約交渉を重ねると同時に、予算獲得と学内調整に努める。特に電子資料提供環境の維持にあたっては、洋資料の大型データベースの価格高騰、為替変動が大きな課題となっている。本学だけでなく国公立大学の多くが抱える問題で、本学も参加しているJUSTICE（大学図書館コンソーシアム連合）における出版社との契約交渉等を通して、価格高騰の低廉化や有利な利用環境での契約が可能となるよう努める。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

<現状説明>

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

（1）学部・研究科における施設・設備の整備状況

本学では、一部の教室等については複数の学部・研究科の共用となっているが、基本的には各学部及び研究科毎に、それぞれが展開する教育研究活動等の諸活動の特色に応じた施設・設備の整備を行っている。

法学部、経済学部、商学部、文学部、総合政策学部については、各学部棟にゼミや語学等に使用する小教室（教室定員 30～50 名程度）、履修者数が中程度の講義に使用する中教室（同 150 名程度）、自習室、情報処理教室、実験室等を整備しているほか、履修者数が多数の講義に使用する大教室（同 400～600 名程度）については共用で使用している。

2019 年度に多摩キャンパスに開設された国際経営学部については、主に共通棟である Forest Gateway Chuo で授業が行われている。また、学習支援や学生交流の場としては、4 号館内にアカデミックサポートセンター、ラウンジ、自習室等が用意されている。

多摩キャンパスの教室内の設備については学部毎に異なるが、教育方法に応じて PC やプロジェクター等のプレゼンテーション用機材、DVD 等の視聴覚機器等を設置し、このような機器が常設されていない教室についても各学部事務室においてポータブルの機器を用意し、使用することが可能となっている。例えば法学部（6 号館）内には、情報処理教育の実施を目的として、PC138 台を擁する情報処理教室 1 室を設置しており、貸出用のノート PC30 台も設置している。当該教室は、授業のない時間帯には法学部学生の個人利用に開放しており、学生はインターネットを利用した諸情報へのアクセス、E-mail 利用、文書作成ソフト等を利用した資料作成、ゼミ等におけるレジュメの作成とプリントアウト等に活用している。また、学部図書室の PC プリンタ導入により、授業実施により情報処理教室が使用できない際のプリントアウトが可能になる等、情報環境が整備されている。また、2020 年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大によるオンライン授業の導入へ対応するための設備や備品の整備を進めている。具体的には、リアルタイム型やハイフレックス型の授業に対応できる機器を備えた教室の配置、ポータブルの Web カメラや有線 LAN の常備、無線 LAN の増強に加え、感染症対策の一環として、一部の教室にはサーキュレーターを配置している。

なお、後樂園キャンパスに所在する理工学部については、一部の教室・実験室等を理工学研究科と共用で使用している。理工学部では、すべての教室にオンライン配信が可能となる Web カメラを設置し、常に対面とオンラインを並行して実施できる環境を整えている。

市ヶ谷田町キャンパスに所在する国際情報学部については、教育研究対象として「情報」を取り扱うため BYOD を前提としており、限られた施設や本学の近隣キャンパスも効率的に活用しながら、学生及び教員の教育研究に必要な設備やアメニティを整備している。

大学院研究科については、多摩キャンパスに所在する法、経済、商、文、総合政策研究科は 2 号館に共用の教室を有しているほか、情報自習室、学生研究室等の施設を整備している。

専門職大学院研究科については、それぞれの教育目標及び教育方法に応じ、特色ある施設・設備を整備している。経営系専門職大学院であり、学生の大部分が有職の社会人である戦略経営研究科については、プレゼンテーションやディスカッションを採り入れた授業

が多く行われることから、主として講義科目で利用している7教室全てにおいて液晶プロジェクターを常設しており、教員はもとより、学生によるプレゼンテーションにおいて日常的に活用されている。加えて、これらの教室には録画用カメラを常設しており、Zoomの録画機能を用いて講義のビデオ録画を行い、Googleドライブの共有フォルダシステムにより講義後2週間学外からも視聴することが可能となっている。

他方、法務研究科については、法務研究科特有の双方向・対面授業に対応した教室をクラス単位で設置している。また、模擬裁判の教場となる模擬法廷教室は、裁判員制度に基づく刑事裁判を前提に裁判員席を含む9席からなる法座を整備し、最大収容人員114人で大教室を兼ねている。また院生研究室として学生1名に1席の自習席を確保する等、法務研究科の特色に応じた施設の整備を行っている。

(2) 情報処理機器の整備状況

大学全体の情報環境整備については情報環境整備センターが中心的な役割を担っており、各学部をはじめとする学内組織と連携しながらこれを推進している。

①PC、サーバ等の配備状況とその管理について

教育目的のPCは、各学部PC教室を中心に配備されており、情報環境整備センターは、設置学部事務室を通して構成変更対応やトラブルシューティング等のサービスを行っている。機器の拡充や整備は、各学部の教育方針に沿って計画されるが、学生の利用ニーズを満たす数のPCを常設することには限界があり、設置や運用の方法について再検討する時期にきている。特に新型コロナウイルス感染症対策として2020～2021年度にかけて、授業を全面的にオンライン・オンデマンド型で実施し、学生のPC保有率が大幅に上昇したことは念頭に置く必要がある。

事務用PCについては、全職員（一部の非専任職員を除く）に必要な台数のPCが配付され、利用環境として事務イントラネットが構築されている。事務系サーバとほぼすべての事務用PCは情報環境整備センターで管理運用している。

また事務系サーバだけでなく、ネットワーク系サーバや全学的に利用されるサーバのほとんどを、ITセンターの専門技術を有するスタッフが、セキュリティ対策を施した情報環境整備センターのマシン室やデータセンターで運用しており、安全性の確保と運用課室の負担の軽減という点で有効といえる。

②基盤としてのネットワーク整備状況

本学の基幹ネットワークは、1994年度より全学的な見地で整備を進め、主要4キャンパス（多摩、後樂園、市ヶ谷、市ヶ谷田町）に網羅的に整備されている。全学的な基幹ネットワークの運営を情報環境整備センターが担い、組織のサブネットワーク（単位組織ネットワーク）を置く場合は、当該組織が運用を担うという方式である。こうした運用方式は当該組織の独自性を担保するとして評価されてきたが、ネットワークの重要性や利用者の増大、セキュリティ対応の複雑さ等から単位組織側のネットワーク管理の負荷が高まり、これを軽減するため、理工学部では、各学科が独自に管理していたサーバ等を情報環境整備センターのシステムに集約する等、運用コストの削減を進めている。

③無線LANシステムの導入状況

本学では、学生・教職員がキャンパス内で自由にインターネット上にアクセスできる全学的な無線 LAN システムが構築されている。本システムに対する需要は年々高まっており、年度計画に基づいて、学生の授業利用を想定した教室環境等アクセスポイントの拡充を行っている。また、Eduroam JP に参加しており、国内外の研究機関と相互利用が可能になっている。

[無線 LAN アクセスポイント設置数]

	2018	2019	2020	2021	2022
多摩キャンパス	605	651	764	784	784
後楽園キャンパス	177	177	209	261	262
市ヶ谷キャンパス (市ヶ谷田町キャンパスを含む)	127	127	127	127	127
駿河台記念館	0	0	-	-	-
合計	909	955	1100	1172	1173

④統合認証基盤の整備状況

統合認証基盤(2008年11月稼働)は、教務ポータルシステム(C plus)、無線 LAN 環境、PC 教室をはじめ、多くの既存システムで利用されている。現在はシングルサインオンシステム(SSO)を稼働し、全学生が利用するメール環境、LMS(manaba)等を連携している。

⑤授業支援(オンライン・オンデマンド型授業、授業支援システム)の体制とその実施状況

・オンライン・オンデマンド型授業

本学では新型コロナウイルス感染症対策として2020~2021年度にかけて、授業を全面的にオンライン・オンデマンド型で実施するため、全教職員・全学生が利用可能な Web 会議システム(Webex, Zoom)の包括契約を行った。また、専用の情報サイト(オンライン授業ポータルサイト)を開設するとともに、サポート要員を増員し、学生・教職員からの問い合わせに対応できるよう体制を整備した。

・授業支援システム

理工学部・理工学研究科では WebClass (データパシフィック社)を導入し、対面授業を補完する位置づけで活用している。2014年度秋からは、全学に対応する形で授業支援システム manaba (株式会社 朝日ネット)を導入し、教務システムとの連携(授業・履修情報等)、及び統合認証基盤による SSO に対応することで、学生サービスの向上を図ることにより、現在では必要不可欠なサービスとなった。

⑥ソフトウェア・ライセンス管理

教育・研究用ソフトウェアとして、SAS (統計解析ソフト)、SPSS (統計解析ソフト)、AMOS (共分散構造分析ソフト)、Mathematica (科学技術計算ソフト)、MATLAB (数値解析ソフト)、TSP (計量経済学的モデルの予測・シミュレーションソフト)のキャンパスライセンス契約を行い、PC教室へのインストールだけでなく、学生、教員を対象に貸し出しを行っている。

またMicrosoft製品については、大学全体で「EES 教育機関向け総合契約」を行い、学内

環境に提供している。全学生と教職員の個人PCに対してもMicrosoft 365 Pro Plusの提供を行なっている。さらに、Adobe社製品についてはETLA（高等教育機関向け包括ライセンス契約）を結び、教職員及び学生の利用に供している。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

教室等の学内施設については授業時間帯を中心に利用時間の設定を行っているが、自習室や院生研究室等、正課外の学習に利用される施設については最終授業時間を過ぎても利用可能なよう時間的な配慮を行っている。

<点検・評価結果>

本学では各学部及び研究科毎に、それぞれが展開する教育研究活動等の諸活動の特色に応じた施設・設備の整備を行うことにより、各学部及び研究科の教育研究活動の促進を図っている。また、大学全体の情報環境整備については情報環境整備センターが中心的な役割を担っており、各学部をはじめとする学内組織と連携しながらこれを適切に推進している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

第1部9章 研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

本学では、専任教員（任期付きを除く）の個人研究費として、一律に助成する基礎研究費、学内競争的研究費の性格を持つ特定課題研究費、研究に専念する環境を確保する研究促進期間制度を設けている。

（1）基礎研究費

基礎研究費は個人で行う学術研究を支援することを目的としており、任期付きでない専任教員全てを対象として一律に年間43万円を限度に助成する制度である。なお、新任の専任教員については、本学着任初年度に限り15万円の増額と翌年度分の基礎研究費から7万円の前倒し執行を認め、初年度執行限度額を65万円とする措置を講じている。この措置は本学における研究基盤の確立を早期に図れるよう配慮したものである。

基礎研究費の使途範囲は、図書、機械器具、消耗品の購入、手数料、旅費、謝金、諸会費と広範囲に及んでいる。助成を受ける者に対しては、当該年度のはじめまでに研究計画書を、翌年度のはじめまでに研究結果報告書を所属学部長・研究科長に提出することを義務付け、計画的かつ効果的な使用を促している。

なお、2021年度の基礎研究費対象者は651名、研究費決算額は年間約2億3,520万円である。1人あたりの基礎研究費使用額平均は約36万1千円となっている。

（2）特定課題研究費

特定課題研究費は、専任教員が個人で行う特定の課題に係る研究を支援するために設けられている制度である。研究期間は最長2年である。

予算総額は各年度8,510万円であり、各学部・研究科（部局）の専任教員数に応じて按分配分している。2022年度においては、採択1年目（2022年度採択分）：38名、採択2年目（2021年度採択分）：30名、新型コロナウイルス感染症の影響による特例対応（経費執行の延長）適用分：28名が助成を得て研究を展開している。

本研究費は原則として、助成を受けようとする年度の前々年度に、文部科学省・日本学術振興会の科学研究費に応募していることを申請条件としている。各部局に設置している選定委員会において助成候補者を選定しており、個人が使用できる学内の競争的研究資金と位置付けている。また、科学研究費に応募したものの採択に至らなかった研究課題について、次への応募を支援する役割も併せ持ち、研究者の意欲的な研究活動を助成することで学外研究資金獲得へ繋げることも目的としている。なお、使途範囲は、一部の例外を除き、基礎研究費に準じている。

特定課題研究費を受ける者は、申請の際に研究計画書を学長に提出するほか、研究開始の翌年度のはじめに教授会で研究の進捗状況を報告し、研究期間終了後に研究報告書と収支報告書を学長に提出する必要がある。さらに、2012年度以降の採択課題については、研究報告書の本学公式 Web サイトへの公開を必須としている。

(3) 研究促進期間制度の研究費

研究促進期間制度は、研究期間中の拠点を国内・海外のどちらかに限定せず、研究活動の進捗状況等に応じて柔軟に設定できる制度であり、取得期間としては、1年間あるいは半期（学年暦の前期または後期）において授業及び校務を免除し、研究活動に専念する時間を確保するとともに、研究費の助成を行う制度である。助成額は対象の教員1人につき研究促進費として上限120万円（半期の場合は上限60万円）とし、研究期間中に海外の研究機関にて活動する場合においては、最大250万円を上限とした海外活動補助費を支給され、その用途範囲は基礎研究費に準じることとしている。研究促進期間中は、上記1)の基礎研究費も措置しており、さらに科学研究費を始めとする外部資金による研究活動の並行した実施も認める制度として設計することで、柔軟で多様な研究活動に取り組むことができる制度とし、集中的、複合的に研究を行うことができる制度となっている。2022年度の対象者は28名、研究費予算総額は、5,200万円となり、国内外での研究活動を開始している。なお、2019年度に開設された国際経営学部および国際情報学部においては、2023年度から当該制度の適用を開始する予定である。

(4) 研究旅費

研究旅費については、上記の基礎研究費、特定課題研究費、研究促進期間制度で旅費の使用を認めている。

加えて、国内の学会出張旅費を支給する制度や国外での学術会議に伴う出張旅費を助成する制度があり、本学旅費規程に基づき交通費・宿泊費・諸経費を支給している。国内の学会出張旅費は、年度内2回までの申請を認めているほか、研究発表を行う場合は回数にかかわらず当該出張旅費の申請を認めており、研究活動が活発な教員にとって大きなインセンティブとなっている。2019年度の国内学会等出張の対象者は延べ414名、旅費総額は約2,878万円、国外学会等出張の対象者は延べ90名、旅費総額は約1,537万円であった（なお、2020年度及び2021年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため2019年度実績を記載している）。国外が目立って低いのは、授業実施に支障をきたすことのないように調整が必要なため長期期間や複数回の申請が困難であること、研究分野によっては研究活動の中心が国内にあること、等が考えられる。

(5) 共同研究費

本学では、優れた学際的学術研究を格段に発展させるとともに、学部・大学院、研究所及び学外研究機関等との研究交流を促進し、もって研究・教育水準の一層の向上を図ることを目的として、共同研究のプロジェクトを支援する「中央大学共同研究費助成」制度を設けている。本研究費は、大型の競争的外部資金等につながる研究シーズを助成する戦略的研究費としても期待されている。2021年度には3件が採択を受けてプロジェクトを開始しているほか、2022年度には2件が採択され、新型コロナウイルス感染症の影響による特例対応（研究期間の延長）を適用したプロジェクトを含む継続のものを合計して7件の研究が進められて

いる。

新規に選定されるプロジェクトの予算額は4,790万円で、研究期間は最長3年、1プロジェクトあたり原則1,000万円を上限としている。共同研究費の使途範囲は、共同研究に必要な図書・資料等の購入、旅費交通費、その他幅広い使用が可能となっている。

共同研究プロジェクトは3名以上の構成員で組織し、過半数は本学専任教員であることが条件となっている。また、任期付きの教員も研究分担者として参加することが可能な研究費である。なお、学外機関所属の研究者の参加があるプロジェクトについては共同研究契約を機関間で締結することを求め、権利義務関係を明確にしている。

学内競争的研究資金としての性格上、選考等の審査、実績等の評価を行うために全学的な審査委員会を組織している。審査委員会においては、年度ごとにプロジェクトから提出される研究実績報告書の実績評価も実施しており、「研究計画」の進捗状況、進捗が思わしくない場合の対応状況、得られた成果・知見とその意義、次年度以降の課題の明示、研究費の適正な執行、研究成果の公表状況、組織的な活動状況等の観点で評価を行っている。評価結果が極めて芳しくない場合には、採択の打ち切りや研究費の減額などの措置が執られることとなっているが、2021年度の審査においては実績に問題があるケースはなかった。

(6) 研究クラスター形成支援制度

研究戦略会議の下に、優れた学際的学術研究の発展及び学際融合の推進による研究力の強化を目的として、将来的に本学の特色となりうる萌芽的な研究を対象に、学際的な研究クラスターまたはチームの構成を支援する「研究クラスター形成支援制度」を設けている。採択された研究については、成果の一つとして外部資金獲得を求められていることもあり、中長期事業計画の基本計画に掲げる目標達成にも貢献するものとなっている。

募集に際しては、①研究シーズ形成支援、②産学官連携機関間交流支援、③研究成果発信支援の3つの形態を設けて募集しており、助成期間については、①及び②においては当該年度中の研究開始日から1年間、③においては当該年度中に実施する研究成果発信を対象としている。なお、助成金額は、いずれの形態も原則として、申請1件につき500万円を上限としている。採択実績は、以下のとおりである。

【採択実績】2021年度①7件、②2件、③1件
2022年度②1件

(7) 国際学術誌投稿支援制度

研究成果発信強化および本学の国際的なプレゼンス向上のため、査読付き国際学術誌論文投稿に対して助成を行っている。この支援制度は、任期付きも含む専任教員が発表した論文のうち、インパクトファクターがついた分野トップ50のジャーナルへ掲載された論文について、その①論文掲載費用、②オープンアクセス費を助成するものとなっている。2021年度から助成対象のジャーナルについて、そのインパクトを考慮し、カバーアート掲載費もその対象としている。原則として申請者に対し、年度内1回、1件当たりの助成額は20万円を上限とする。採択実績は、2020年度9件、2021年度13件である。

8) ダイバーシティ研究支援制度

本学では、将来的に「チーム型」・「学際融合型」研究の中心的役割を担うことが期待される研究意欲のある若手研究者や女性研究者を支援し、その研究意欲に応えるとともに、外部

資金の獲得ができる研究グループを主宰する人材を育成すること、また本学が「ダイバーシティ研究」の拠点を目指して関連するテーマの研究を推進するため、2022年度に「ダイバーシティ研究支援制度」を創設した。これは、①ライフイベント前後の支援、②若手研究者支援、③ダイバーシティ研究支援の3つの制度からなっており、それぞれ固有の目的をもちつつも、従来の研究費制度では支援が行き届かなかった層に対して、途切れずに研究を継続できるような支援体制を構築することも共通の目的となっている。

具体的に、①ライフイベント前後の支援制度は、育児や介護等の理由により十分な研究の実施が困難であるものの、なお研究意欲がある研究者を対象に、助成支援を行うものである。②若手研究者支援は、任期付きを含む教員・研究者のうち、原則、40歳以下または博士の学位取得後8年未満の、職位が准教授以下の者が行う研究について、一年間の研究助成を行うものとなっている。③ダイバーシティ研究支援については、任期付きを含む本学の専任教員のうち、ダイバーシティやインクルージョンなどをテーマとする研究活動について、1年間の研究助成を行う制度である。

なお、支援金額については、①及び②は50万円、③については100万円を上限としており、いずれの制度も一度限りの研究成果報告で完結させるのではなく、外部資金を獲得する成果につなげることを条件としていることも当支援制度の特徴である。2022年度における採択実績は、②7件、③2件であった。

(9) 教員個室等の教員研究室の整備状況

1) 個人研究室

本学では、全専任教員に約20㎡の個人研究室と基本的な備品を提供している。使用できるのは開門している時間帯であるが、届出により終夜利用も可能となっており、設備の面からも研究活動の支援に配慮している。また、各部局の個人研究室があるフロアに受付窓口業務を行うパートタイム職員を配置している。なお、現在、法学部の都心キャンパス移転に伴って空くことになる研究室の使途や利活用について、継続的に検討を行っている。

2) 共同研究室

個人の研究活動または複数の教員・学生による共同研究を促進する場や、外部から受け入れている外国人研究者との共同研究活動を促進する場として、21室の共同研究室を提供している。現在は、部局毎に共同研究室を配分してその運営を任せている。なお、組織によっては室員を配置し、図書の配架や整理ならびに教員の教務や学務などの補助業務を行うことによって、学生支援ならびに教員の研究活動遂行を支える重要な役割を果たしている。ただし、利用されていない研究室の管理が、それぞれの学部によって行われているケースもあり、今後研究室委員会にて全学的な研究室の管理方法について検討を行い、研究室の効果的な利活用ができるような体制を整える。

3) 産官学連携に係る研究を推進するための施設

産官学連携を通じた研究成果の社会実装、社会共創を行うため、2023年4月に、後樂園キャンパス3号館上層階に「産官学連携・社会共創フロア」の開設を予定している。当該施設は、これまでの学内組織を基礎とした施設ではなく、各フロアの目的を明確にした意味付け（ゾーニング）を行い、関連する組織が有効に、かつ共用性の高い施設として活用できる空間づくりを目指すものである。産官学連携活動を促進するため、産官学連携に取

り組む研究員のための個人ならびに共同研究室、セミナールーム、Co-work スペース、ラーニングcommons、スタジオ、サーバー室、インキュベーション施設などを整備する。

また、多摩キャンパスにおいても産官学連携活動を促進していく観点から、後楽園キャンパスに設けられる「産官学連携・社会共創フロア」と同様の機能を持つスペースを確保すべく、学内関係部課室と調整を行っている。

○研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

本学では、研究活動に必要な研修制度として、研究促進期間制度を設けている。この制度は、中央大学研究促進期間制度に関する規程に基づき、制度利用期間中の授業及び校務を免除し、研究活動に専念する時間を確保するとともに、研究費の助成を行うことによって、研究力を高めることを目的としている。本制度の適用を志望する者は、前年度の5月31日までに研究計画書を所属長（学部長・研究科長）に提出する。その後、各教授会で候補者を選定の上、学長に推薦し、学部長会議の議を経て9月30日までに対象者を決定している。また、当該研究期間終了後においては、3ヵ月以内に研究経過報告書を所属長経由で学長に提出することを義務付けている。この制度により、各教員は研究に専念できる期間をまとめて得ることができることから、研究の質を高める機会としては有効なものとなっている。

なお、本制度は、研究期間中の拠点を国内・海外のどちらかに限定せず、研究活動の進捗等に応じて柔軟に設定でき、申請要件として定める各条件を満たすことにより定期的な取得も可能とした。加えて、従来の専念義務のような特定の研究活動のみに専念するのではなく、より自由に研究活動を行うために「校務の免除」という形で、研究活動全般に集中して取り組むことができる設計としている。このような制度として設計することで、従来の「在外研究」や「特別研究期間制度」よりも柔軟で多様な研究活動に取り組むことができる「使い勝手の良い」、「シンプルな」制度として、より一層多くの教員に活用されることが期待できる。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

本学は、ティーチング・アシスタント（以下、「TA」という。）に関して、中央大学ティーチング・アシスタントに関する規程を定め、本学大学院に在学する学生をティーチング・アシスタントとして採用し、教育活動に関する補助業務を行わせるとともに、これを通じて当該大学院生の教育・研究能力の発展に資することを目的としている。学部における具体的なTAの業務としては、博士前期課程または博士後期課程に在学する学生が、ゼミの指導・援助や、実験、実習、実技の際の指導・監督業務に当たるほか、学部によっては、宿題・（小）レポート・試験等の採点後における入力等の補助業務、試験の監督、履修指導を担当し、本学の教育活動の支援（補助）並びにTAとなる本人の教育において一定の効果・成果を上げている。

これらの業務の実施にあたっては、TAを組織的に活用するため、学部長の責任下において各々の授業担当者等の指示に基づき、教授会が必要と認めた実験、実習、演習その他教育活動に関する補助業務を行うことで、その活用の適切性を担保している。

他方、大学院研究科における具体的なTAの業務としては、博士後期課程に在学する学生が、研究科委員長の責任下において授業担当者等の指示に基づき、博士前期課程または修士課程の授業のうち、研究科委員会が必要と認めた実験、実習、演習その他教育活動に関する補助業務を行っている。

TAの採用については、学部・研究科毎にTAを利用できる範囲を定めることになっているた

め、それぞれの学部・研究科の必要度合いに応じて活用の程度に差が生じている状況にある。特に同制度については、専ら予算上の理由から優先順位の高い教育活動に限定した、TAの現状規模を維持している。

また、リサーチ・アシスタント（以下、「RA」という。）については、中央大学リサーチ・アシスタントに関する規程を定め、本学の博士後期課程に在学する学生をRAとして採用し、本学が行う研究プロジェクト等の各種研究活動に関する補助業務を行わせることにより各種研究活動の強化・充実を図り、併せて大学院生の研究能力の向上発展に資することを目的としている。

大学院研究科におけるRAの採用数は研究科による違いはあるものの、いずれも学生の教育研究活動に資すると同時に、教員の教育研究の負担を軽減するものとなっている点でも有効に機能している。

専門職大学院においては、TA及びRAに関する制度を有していないため、法務研究科においては実務講師が、また戦略経営研究科においては助教が、それぞれ十全な教育研究支援を行っている。

なお、各学部・研究科のTA及びRAの採用実績については、各学部・研究科に係る記述を参照いただきたい。

さらに、研究活動を効果的・効率的に進めていくため、研究支援に必要な専門的かつ学際的知識および技能があり、教員や研究者を支えることのできる専門職 University Research Administrator（以下、「URA」という。）を採用している。2022年5月1日現在、研究推進支援本部において7名のURAが活動しており、研究広報・資金獲得などのサポートをはじめ、様々なステークホルダーと本学の研究・研究者を結ぶ学際研究の支援や産学官連携活動の推進、さらには大学内外の研究活動に関するデータの分析とそれに基づく研究支援方針の立案、研究推進のための環境整備などを担っている。URAの採用にあたっては、そのキャリアの中において、研究推進・産学官連携・国際連携推進・研究広報など多様な分野での専門性の高い知見と経験に富んだ人材を採用しているため、一定程度その専門領域や得意分野に即した研究者支援を行うことができている。

しかしながら、本学の教員数および研究者数の規模を踏まえると、URA7名という人数は十分とは言えず、教員・研究者より要望のあった支援には対応できているものの、今後予定している研究者マッピングによる研究者の掘り起こしや、学内研究者の学際融合型チームの形成などに対応しきれない可能性がある。

以上のとおり、教員の研究活動に必要な研究費を含めた研究環境を不断に整備するとともに、TAやRA、URAを採用して教育活動及び研究活動の支援を行うことにより、教員の研究時間の捻出に努めている一方で、エフォート管理の観点ではまだ不十分であり、組織横断的な協力・連携も視野に入れた全学的な研究推進体制の構築が課題となっている。

また、研究費執行のルールが不統一なものもあり、年々改善は行ってきたものの、依然として研究者・事務室双方の負担となっていることから、必要に応じて電子化への転換を図りながら、整理・改善も併せて検討する必要がある。

<点検・評価結果>

教員の研究活動を支援するための研究費、研究室及び研究専念時間等については、十分に確保できている。さらに、2023年4月より、後樂園キャンパスに産学官連携推進に特化した「産

官学連携・社会共創フロア」の開設を予定しており、更なる発展が期待される。

また、TAを採用し教育活動の支援体制を整えるとともに、研究活動においてはRAが研究補助の業務に、URAが研究推進の側面から事務的なサポートに従事しており、支援体制が構築されている。

このように、教員の研究活動を支援する環境や条件については、適切に整備されていると言える。一方で、全学的な研究推進体制の構築やその体制を支えるURAの適正な人員配置、研究費執行ルールの改善といった組織横断型の課題も存在することから、法人・教学が一体となって解決に取り組む必要がある。

<長所・特色>

学問領域においても今までの職務経歴においても多様なURAが活動しており、その専門領域や得意分野に即した研究者支援を行っている。

また、2022年度から開始したダイバーシティ研究支援制度については、本学に限らず研究分野において課題となっている若手研究者の支援や、ライフイベントにより研究の実施が困難な研究者に対する支援など、従来の研究費制度では支援が行き届かなかった層に対しても、途切れずに研究を継続できるように制度の充実化を図っている点は評価できる。

<問題点>

本学の教員においては、教育や校務等、研究のほかにもエフォートが分散されてしまうことから、十分な研究時間の捻出が困難となっている。

研究費の執行にあたっては、ルールが不統一なものがあり、研究者・事務室双方の負担となっている。

URAについては、本学の教員数および研究者数の規模を踏まえると、7名という人数は十分とは言えず、今後の予定している研究推進支援活動に対応しきれない可能性がある。

<今後の対応方策>

教員の研究時間の確保については、教育や校務等のエフォートの配分にも関わることから、各組織や研究活動分野の議論だけにとどまらず、研究戦略会議のリーダーシップの下、組織間で協力・連携して研究環境の改善・充実を図り、シナジー効果の創出や新たな学術領域の創発を可能とする研究環境を形成することによって、研究時間の捻出を含め大学全体の研究機能の向上を図る。

研究費の執行ルールについては、まずは研究支援室及び学事部研究助成課において、研究者視点でわかりやすく使いやすいものとなるよう整理・改善を図っていく。特に、外部資金を原資とした研究費の執行については、法人・教学相互の協力体制の下、本学の研究力を高めるために戦略的に選択・集中が可能な「効果的な執行」ができるよう改善を進める。

URAの人数の適正化については、2025年度までに研究推進支援本部のURAを10名体制とし、現在カバーしきれていない教員、研究者のニーズに応じた研究推進・支援活動ができるようにすること、より大型の研究プロジェクトへの申請、採択になった場合の運営にも対応できること、を視野に入れて人材の確保に努めていく。そのためには、人材を確保するための原資となる外部資金の受入額を増やしていくこと、URAそれぞれの得意分野を活かしながら個としての力を発揮しつつ、URAチームとしても連携することで相乗効果が得られるような研究推進・支援体制を構築することが必要である。

また、ダイバーシティ研究支援制度については、2022年度から創設した制度のため、まだ十分な効果検証まで至っていないが、本制度の2022年度における採択実績は、若手研究者支援が7件、ダイバーシティ研究支援が2件のため、研究戦略会議においてその研究成果を確認するとともに、本支援制度の目的通り、その後に外部資金の獲得にまで至っているかについても追跡して確認・検証することで、本制度の実効性を高めていく。

点検・評価項目②：教員の研究活動が活発に展開されているか。

評価の視点1：論文等研究成果の発表状況

評価の視点2：国内外の学会での活動状況

評価の視点3：研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

<現状説明>

○論文等研究成果の発表状況

研究発表の場としての学内定期刊行物は、本学の専任教員の研究成果を掲載するものとして学部・研究科で発行するもの、大学院学生の研究成果を掲載するもの、特定分野の専任教員の研究成果を中心に掲載するもの、研究所等の紀要等、その他の紀要等を刊行しており、本学における発表の場は十分に確保している。さらに、各教員は国内外出版社による著書・学術誌、各教員が所属する国内外の学会及びその機関誌等に発表している。近年の論文等の発表の状況は以下のとおりである。

[論文等発表件数 (年間)] 単位：件

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
全学計	920	809	842	775	756
法学部	60	65	78	72	85
経済学部	88	68	76	76	78
商学部	125	85	65	61	75
理工学部	433	396	371	343	273
文学部	84	73	66	61	79
総合政策学部	26	15	11	18	18
国際経営学部	-	8	21	25	39
国際情報学部	-	10	25	34	37
全学連携教育機構	-	3	1	1	-
国際会計研究科	10	-	-	-	-
法務研究科	81	83	118	78	58
戦略経営研究科	13	3	10	6	14

[専任教員一人当たりの論文等発表数] 単位：件

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
全学計	1.32	1.18	1.15	1.06	1.04

出所：本学「自己点検・評価マネジメントシステム」(2022年5月1日の数値として登録されているもの)
 ※数値は本学「研究者情報データベース」に登録されている【論文】業績のうち、研究論文、修士及び博士課程の学位論文の件数による

このほか、近年の学会等での発表数は、以下のとおりである。

[年間の学会等発表数] 単位：件

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
全学計	1,336	1,055	1,099	670	790

[専任教員一人当たりの学会等発表数] 単位：件

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
全学計	1.92	1.54	1.50	0.91	1.08

出所：本学「自己点検・評価マネジメントシステム」(2022年5月1日の数値として登録されているもの)

※数値は本学「研究者情報データベース」に登録されている【研究発表】業績のうち、口頭発表、ポスター発表、シンポジウム・ワークショップ、及び公開講演・セミナー等の件数による

○国内外の学会での活動状況

本学では、教員の学会活動を制度的に支援するために次の制度を設けている。

(1) 国内学会旅費支給

国内の学会参加に際して、年度内2回に限り旅費を支給している。ただし、研究発表を行う場合及び特に必要がある場合については、参加回数にかかわらず支給を行っている。

(2) 学術国際会議派遣費支給

学術国際会議において研究発表または会議の運営に重要な役割を担当するときは、原則として年1回の派遣費を支給している。

(3) 国内学会開催補助

教員の研究発表活動の活性化を目的として、本学で開催される本学専任教員が関係する学会開催に係る事務経費の一部を、当該学会の参加人数により3万円～15万円の範囲で補助している。なお、本学で開催された学会のうち、補助の対象となった学会数は、2017年度：7件(16件)、2018年度：10件(17件)、2019年度：9件(10件)、2020年度：1件(2件)、2021年度：3件(5件)であった(※カッコ内は、事務経費の一部補助は受けていないが施設使用料の減免措置を受けた学会数を含めた件数)。なお、2020年度および2021年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどの学会の開催が中止となり、補助の利用は限られていた。

また、国内学会開催に対する補助の対象となる学会に対しては、補助金以外に本学の教育施設を使用する場合には当該教育施設使用料を免除している。併せて、上記補助の対象となった学会に限って、学内印刷室での資料印刷も行っている(費用は学会に請求)。

(4) 学術国際会議開催補助

国際的な学術会議の日本での開催が従来から要望されているが、当該学術国際会議を主催する国際学術団体または関係国内学術機関が本学での開催を要請している場合において、100万円以内の開催補助費を支給している。

このほか、本学専任教員の研究活動を奨励する意味で中央大学学術研究表彰規程を定め、優れた研究成果を挙げて学会等から賞を受けた教員に対し、その功績を表彰するとともに、学術研究活動の奨励を目的とする表彰制度を設けている。近年の表彰状況は次の通りである。

- 2016年度受賞者 11名 奨励金各10万円(1件につき)
- 2017年度受賞者 9名 奨励金各10万円(1件につき)
- 2018年度受賞者 10名 奨励金各10万円(1件につき)
- 2019年度受賞者 16名 奨励金各7万円(1件につき)
- 2020年度受賞者 9名 奨励金各13万円(1件につき)
- 2021年度受賞者 6名 奨励金各20万円(1件につき)

○研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

学内の研究助成では、基礎研究費のほか、学内競争的研究資金である個人研究支援のための特定課題研究費、共同研究プロジェクトを支援する共同研究費、及び各教員が所属する研究所

の研究活動費があり、これらによって研究プログラムを展開している。

特定課題研究費及び共同研究費のそれぞれの採択実績については、既に述べたとおりである。

<点検・評価結果>

本学の専任教員における論文等研究成果の発表状況については、以上のとおりである。

各組織において刊行される学内刊行物をはじめ、本学における研究発表の場は十分に確保している。そのほか、各教員は国内外出版社による著書・学術誌や、所属する国内外の学会及びその機関誌等においても研究の成果を発表している。

また、教員の特に学会での活動を促進するため、国内・国外ともに学会の開催や、学会への参加に係る旅費の補助を制度的に整えている。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、学会活動のオンライン化が進んでいるため、単なる補助費の執行件数だけではその効果を評価することが難しくなっている一面もある。

一方で、基礎研究費に加え、特定課題研究費や共同研究費等、学内研究費制度を充実させており、これらによって研究プログラムを展開している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点2：科学研究費の申請とその採択の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

<現状説明>

○附置研究所における研究活動の状況

本学は学則第2条において定めている理念・目的に基づき、研究活動の基盤たる研究所の整備についても鋭意その充実に努めている。

現在、①比較法学の組織的研究を通じて人類連帯社会の完成に貢献することを目的とする日本比較法研究所、②企業の経営、会計及び税務並びに関連する経済及び法律に関する研究者及び実務者を指導育成することを目的とする経理研究所、③日本及び世界経済の実態に関する共同研究・調査を行い、日本経済の発展に資することを目的とする経済研究所、④社会科学に関する主として学際的な共同研究を行い学術の進歩発展に寄与することを目的とする社会科学研究所、⑤人文科学に関する共同研究を行い学術の進歩発展に寄与することを目的とする人文科学研究所、⑥保健体育科学に関する共同研究を行い学術の発展に寄与することを目的とする保健体育研究所、⑦広く企業に関する理論的及び実証的研究を行い学術の振興及び日本経済の発展に寄与することを目的とする企業研究所、⑧理工学の基礎及び応用に関する共同研究・プロジェクト研究等を行い、もって学術の発展に寄与することを目的とする理工学研究所、⑨国際社会における人類の調和的共存のために学際的研究を超えた総合的学問の創造を目指し、日常生活から地球規模にいたる多様な人間活動に関わる政策・文化に関して共同研究を行うことにより、学術の進歩・発展に寄与することを目的とする政策文化総合研究所の9研究所を設置している。

その他、外部資金を利用した学際的共同研究を積極的に推進し、産学官の研究交流を実施す

る機関として研究開発機構を設置している。

なお、各研究所の研究活動についての詳細は、各研究所に係る記述をご参照いただきたい。

○科学研究費の申請とその採択の状況

本学では、中長期事業計画において、2025年度までの科学研究費採択に係る数値目標として、採択件数271件、採択額7億460万円を達成すると掲げている。2021年度における本学の科学研究費の申請数（採択数）は、新規・継続を含め436件（前年度比+33件）の申請を行い、299件の採択（同・+10件）を受けた。助成金額の合計は5億6,895万円（同・+2,024万円）であり、申請件数、採択件数、金額ともに、新型コロナウイルス感染症等の事由により研究計画の見直しが必要となり、繰越制度等を活用したため減少となっている。一方で、申請に係る支援としては、①新任教員や若手研究者を中心に申請を促すための積極的な案内、②研究支援部署による説明会の複数回実施、③URAによる丁寧な申請書の内容チェック、④日本学術振興会より講師を招いた説明会の実施、⑤URAによる個別相談、などの取組みを行っている。

また、教員の身分以外の研究者として、職員系列の雇用者や退職教員で特定の学内機関に所属している者が科学研究費に応募する資格を付与する制度の活用により、申請件数を伸ばす試みも継続している状況にある（職員系列の申請者数：2022年度4名、2021年度及び2020年度0名、特定応募資格による申請者数：2022年度18名、2021年度28名、2020年度31名）。

なお、このような研究者が科学研究費への申請を希望する場合、任期の定めのない専任教員が受入責任者となり、受入責任者の所属長の承認を得ることを条件に、所定の手続きを経て「特定応募資格」を本学が付与することとしており、採択を受けた際の研究活動の遂行や研究費の管理が適正になされるよう十分な配慮を行っている。

本学の申請状況は理工学部や研究開発機構によるものが4割弱を占めており、研究者の大半を占める文系学部・大学院研究科からの申請余地はまだ大きい。また、これまでは申請者を増やすことを重視してきたが、今後は研究体制の高度化（種目のスケールアップ）等に向けた努力も必要である。

○学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

中長期事業計画では、競争的研究費を含む学外研究費受入額の数値目標を定めている。具体的に定めている2025年度目標値は学外研究費受入額（18億1,010万円）としているが、研究戦略会議ではさらなる高みを目指すため、学外研究費受入額23億円を目標値とし、学外競争的研究費もこの中に含まれている。2021年度の受入件数は21件、受入額は1億851万円であり、教員・研究者の採択状況や研究期間により受入件数および受入額は増減するが、科学研究費並びに競争的研究費を除く、受託研究、共同研究、奨学寄付といった研究資金と合わせて重要な研究財源となっている。

なお、2021年度科学研究費を除く学外研究費受入額（競争的研究費や競争的研究費以外の受託研究、共同研究、奨学寄付を含む）は約7億4,560万円、科学研究費の採択額合計は約5億6,895万円である。

<点検・評価結果>

本学では、その理念・目的に基づき、研究活動の基盤たる研究所の整備にも努めている。

また、科学研究費及び学外競争的研究資金については、研究推進支援本部を中心に、URAも活用しながら獲得に向けた支援も行っており、競争的な研究環境創出のための措置が適正に行

われていると言える。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

科学研究費については、申請に係る支援の強化により、中長期事業計画に掲げる数値目標に対して、採択件数は達成できているものの、採択額は未達成の状況である。

研究戦略会議において、学外競争的研究資金の獲得実績を定点観測した上で、科学研究費、競争的研究費、受託研究、共同研究、奨学寄付それぞれの獲得状況と合わせて、「学外研究費受入額」という形で目標額を設定しているものの、学外競争的研究資金については、採択のハードルも高いため、学外競争的研究資金の獲得だけを切り取った目標は立てにくく、資金獲得状況も数値目標に及んでいない。

<今後の対応方策>

研究推進支援本部では、外部資金を獲得し、それを研究活性化策に有効に活用するというサイクルを確立し、研究推進、研究力向上に努める活動を展開している。学外競争的研究資金の獲得もその活動の一部であるが、重要なことは教員、研究者が希望する研究課題に取り組めるよう研究環境の整備や直接的な支援を行うことにある。そのためにも、URA を中心とした研究推進・支援体制の整備は重要であり、体制を拡充していく中で現在カバーしきれていない教員、研究者のニーズに応じた研究推進・支援活動ができるようにすること、より大型の研究プロジェクトへの申請・採択になった場合の運営にも対応できるようにすることを志向し、本学における研究支援体制の底上げを図っていく。その上で、研究戦略会議を中心に、研究力分析、他大学比較等のデータを活用した研究力の定点観測とそれに基づく研究戦略策定に取り組む。併せて、後述する新たな広報媒体である「+C（プラスシー）」を活用して、研究情報を積極的に発信することで、社会に研究成果を還元するだけでなく、新たな受託研究・共同研究等の外部資金獲得に繋げていく。

点検・評価項目④：研究成果の公表、発信の仕組み、知的資産の権利規程等

評価の視点1：研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

評価の視点2：知的資産の権利に関する学内規程の整備状況

<現状説明>

○研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

(1) 学術図書出版助成

本学では研究成果の公表を支援する措置の一環として「学術図書出版助成」制度を設けており、専任教員または名誉教授の研究成果（共同研究を含む）で、①専門の学問領域におけるすぐれた研究業績、②外国の古典その他の文献で、学術的価値の高いものの翻訳、③古文書、その他の貴重な文献・史資料の翻刻または覆刻、④その他①～③と同等の学術的価値を有し出版に値するもの、のいずれかに該当する出版を対象として助成を行っている。1件につき400万円を限度として総額1,280万円の予算を組み、発行部数は1件700部を上限として、中央大学出版部から出版している。一定水準の予算規模をもつことで、例年有効に利用されてきている。なお、選定にあたっては、各学部等に設置された助成図書審査委員会の審

査報告を踏まえて学長が選定する。2021年度は2点を刊行した。

(2) 中央大学研究情報システム

本学では、論文等をはじめとした研究成果の蓄積および公表を支援するプラットフォームとして、独自の研究者情報データベースを有しており、専任教員の全員に個人のアカウントを配布している。専任教員においては、研究成果を発表する度にその業績を研究者情報データベースに登録しており、その登録内容は本学公式 Web サイトを通じて外部にも広く公開されている。研究業績の登録にあたっては、教員自身による入力のほか、外部のデータベース (CiNii、Web of Science、KAKEN) から業績を取り込む機能も有しており、本学教員の教育研究の成果を研究者情報データベースに集約することを企図している。

また、現在の研究者情報データベースについては、国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する researchmap のデータ項目にも対応しており、本学の研究者情報データベースに登録しているデータを researchmap に同期させることが可能となっている。このことにより、本学専任教員の教育研究の成果が広く社会にも認知されるような仕組みを整えている。しかし、2020年2月に researchmap がバージョンアップしたことに伴い、データ連携時に重複登録や解読不明な文字への誤変換等のエラーが散見されたことから、データの連携については、研究者情報データベースを管理する学事部企画課において定期的の実施している状況である。なお、researchmap のアカウントを有する教員のうち、研究者情報データベースから researchmap へのデータ連携を希望しない者については、双方のデータベースをそれぞれ管理・更新する必要があることから、二重管理の負担が生じている。

(3) 中央大学学術リポジトリ

本学の研究成果の発信を目的として、中央大学研究成果オープンアクセスポリシーに基づき、大学機関の発行する紀要類を中心にデータベースに格納し論文等を公開している。2019年6月に国立情報学研究所 (NII) と、NII が事務局を務める「オープンアクセスリポジトリ推進協会 (JPCOAR)」が運営しているクラウド型の機関リポジトリ環境提供サービスである「JAIRO Cloud」(ジャイロ クラウド) へ移行した。2022年5月現在、49種の紀要並びに学位論文を登録し、公開論文数は8,264件(その他学内限定公開を含めると、50種9,913件)となっている。

研究情報を共通のプラットフォームを利用して公開していく流れは、例えば研究者情報について researchmap を利用して公開していく大学が増えるといった動きに表れており、学術リポジトリを「JAIRO Cloud」を利用して公開していくのもその流れにそったものである。「JAIRO Cloud」も利用者の声を聞きながら、バージョンアップが図られてきているので、こうした動きと合わせて情報掲載に努めている。

一方で、学術リポジトリの管理に関しては、コンテンツ制作はその研究成果を創出した研究実施機関が行い、研究支援室では情報の掲載を行う手続きをするという役割分担になっているが、各研究機関からの掲載要請が一時期に集中するケースがあり、必ずしもタイムリーな情報掲載に対応しきれていない。

(4) +C (プラスシー)

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」において、「研究力の向上」における指標一つである「外部資金獲得の増加」および研究推進支援本部アクションプランである「研究情報の可視

化」と「研究情報に関する発信力強化」に資するため、本学と産業界等が目指すビジョンや目標を共有し、その実現に向けた産学官連携を推進するための情報プラットフォームとして「+C」というサイトを構築した。さまざまな分野の研究者が行っている研究活動やその先に据えるビジョンを紹介している。

なお、この「+C」については、今後シーズ情報発信のツールとしても機能させていくことを検討している。2021年12月に開設したため、未だ掲載するコンテンツ数が少なく、コンテンツをいかに増やしていくかが課題である。

(5) 国際学術誌投稿支援

研究成果発信強化および本学の国際的なプレゼンス向上のため、インパクトファクターがついた分野トップクラスのジャーナルへ掲載された論文について、その①論文掲載費用、②オープンアクセス費等を助成する制度を2020年度から実施している。本支援を行うことで、研究影響力のある優良なジャーナルへの論文投稿数増加と、それに伴った本学のレピュテーション向上を狙うとともに、本支援を受けた国際学術論文においては、効果的な研究広報と併せて学外へ展開することでレピュテーション向上への包括的取り組みへとつなげている。

このほか、前述した学内研究費を受けた研究については、本学機関誌や学会誌等を通じた成果の発表を義務付けるなどして、研究成果の公表を促進しているものもある。

例えば、特定課題研究費及び共同研究費を受けた研究では、学内研究費助成規程に基づき、その成果を研究期間終了後2年以内に、本学が刊行する機関誌または学会誌等により公表することとしている。また、研究クラスター形成支援制度の形態のうち、研究シーズ発信支援においては、研究シーズや成果の発信自体を支援する制度となっており、学術界のみならず社会一般への効果的なアウトリーチを成果として求めている。2022年度より開始したダイバーシティ研究支援制度についても、助成期間終了後1ヵ月以内に、活動を通じて達成された成果を最終報告書として提出することを求め、その報告書を本学公式Webサイトに公開することで、若手研究者をはじめ、しばしば従来の制度では支援が行き届かなかった層に対しても研究成果の発表の機会を設けている。

○知的資産の権利に関する学内規程の整備状況

本学では、教育・研究と並ぶ大学の大きな使命である「社会貢献」を果たすため、知的財産の創出と適切な管理・活用システムを確立すべく、知的財産に係る産学官の連携、施策を集中的かつ計画的に推進することを目的に、2005年4月1日に「中央大学産学官連携・知的財産戦略本部」(Chuo University Liaison and Intellectual Property Management Office 略称：CLIP)を設立し、同時に「中央大学知的財産ポリシー」を定めている。中央大学知的財産ポリシーは、本学の教職員や学生等によって創出された知的財産の取り扱いに関する基本的な考え方や、産学官連携活動への全学的な取組み姿勢を学内外に示して理解を求め、研究・教育成果の効果的な社会還元をその目的としている。

なお、本学では、本学の研究力を向上させ新たな知の創造と成果の還元により社会に貢献することを目的として、2015年4月1日に「研究戦略会議」を設置しており、これに伴いCLIPは、全学的な研究活動に係る連携、施策を集中的かつ計画的に推進することを目的として、「研究推進支援本部」へと発展的に改組している。研究推進支援本部は、CLIPの任務を発展させ、全学的な研究及び知的財産に関する方針を具体化・実施し、研究戦略会議の定める基本方針及

び事項に基づいて具体的な任務を遂行することとなっている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、研究成果の公表を支援する措置については、学術図書出版助成制度や国際学術誌投稿支援制度において研究成果の公表を助成することで後押しするとともに、本学独自の研究者情報データベースにおいて研究成果を蓄積し、その登録内容は本学公式 Web サイトを通じて外部にも広く公開している。併せて、学術リポジトリや「+C」など、それぞれの目的に特化した形で、研究成果を発信していくプラットフォームも構築することで、研究情報の可視化と発信力強化に努めている。

また、知的資産の権利に関する規程についても、中央大学知的財産ポリシー一定めて本学公式 Web サイトにも公開しており、適切に整備されていると言える。

<長所・特色>

「+C」については、単に研究内容を伝えるだけでなく、インタビュー等を通じて研究者の人物像、思いや将来のビジョンなども表現しており、見る者に伝わりやすい情報となっている。

<問題点>

研究者情報データベースに関連して、researchmap のアカウントを有する専任教員のうち、本学研究者情報データベースから researchmap へのデータ連携を希望しない者については、双方のデータベースをそれぞれ管理・更新する必要がある、二重管理の負担が生じている。

また、学術リポジトリに関しては、コンテンツ制作はその研究成果を創出した研究実施機関が行い、研究支援室では情報の掲載を行う手続きをするという役割分担になっている。各研究機関からの掲載要請が一時期に集中するケースがあり、タイムリーな情報掲載に対応しきれていない現状がある。

さらに、「+C」に関しては、コンテンツの充実には努めているが、2021 年 12 月に開設したこともあり、未だコンテンツが充実していない。

<今後の対応方策>

研究者情報データベースについては、学事部企画課を中心に、2023 年 4 月からの稼働に向け、リプレースすることを検討している。新たな研究者情報データベースの導入にあたっては、2019 年度の科学研究費の公募より、審査の際に researchmap の掲載情報を必要に応じて参照する取扱いとなったことを踏まえ、researchmap との連携強化を志向し、本学教員が直接 researchmap に入力することによって、それらの情報を本学研究者情報データベースに自動連携すると同時に、本学公式 Web サイトにも情報を公表できる仕組みとなるよう調整を行っていく。

学術リポジトリの掲載については、コンテンツを制作する側の作業の進め方の問題もあるため、掲載するコンテンツの優先順位や受付から完了までの工程、かかる時間など掲載のための作業スケジュールを研究支援室とコンテンツ制作側とで共有し、作業時期の集中を避ける工夫を行っていく。

また、「+C」については、研究支援室を中心に、学内の研究成果を把握・整理した上で、掲載する研究者の発掘と掲載数の増加に努める。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み（規程の整備、教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供、研究倫理に関する学内審査機関の整備等）

＜現状説明＞

○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み（規程の整備、教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供、研究倫理に関する学内審査機関の整備等）

（1）研究倫理に関する学内規程の整備状況

1）公的研究費の運営・管理に関する責任と権限体制

本学における公的研究費の運営・管理に関しては、文部科学省通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下、公的研究費ガイドラインという）の趣旨に基づき、「中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程」および「中央大学公的研究費の使用等に関する基本方針実施細目」を定め、公的研究費の運営・管理に関する責任と権限体制について明確化している。

具体的には、学長を公的研究費最高管理責任者として、また、本学専任教員から学長が委嘱した者を公的研究費統括管理責任者として、学部長、研究科長、全学連携教育機構長、研究科委員長、研究所長、研究開発機構長及び国際センター所長等をコンプライアンス推進責任者と定め、公的研究費の執行管理及び不正事案発生時の調査体制等の構築を行っている。

上記管理体制のもと、不正防止計画を軸とした研究費執行環境整備を行い、またコンプライアンス研修の充実と継続的な啓発活動を行うことで、公的研究費を含む経費支出の運営・管理について透明性と信頼性を確保し、もって研究活動の一層の充実を図っている。

なお、本学における公的研究費の管理に関する体系図、不正防止計画等については、本学公式 Web サイト「公的研究費の管理・監査体制」のページを通じて学外にも公表している。

2）研究活動における不正行為への対応について

本学における研究活動上の不正行為への対応については、文部科学省通知「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（以下、不正行為ガイドラインという）の趣旨に基づき、「中央大学における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応に関する規程」（以下、研究倫理規程という）を2016年5月28日付で施行している。本規程は、本学における研究活動上の不正行為の防止及び、学内外からの通報に対する適切な取扱いを含め、研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応についての体制整備等に必要な事項を定め、もって本学における研究倫理の向上を促進することを目的としている。

具体的には、学長を統括責任者とし、学部長、研究科長、研究科委員長、研究所長、研究開発機構長及び国際センター所長等を研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関する権限と責任を持つ研究倫理教育責任者と定め、所属する研究者等に対し研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならないことを定めており、科学研究費等の公的研究費採択者を中心に研究倫理教育の受講実施を進めている。また、学内外からの通報に対する取扱いについても、研究倫理規程において、不正行為ガイドラインに定められている項目に則した制度設計を行っている。

研究倫理教育については、次の3つを用意し、研究者が選択出来るようにしている。

1. 「APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）」の受講
2. 日本学術振興会「科学の健全な発展のために」の通読

3. 日本学術振興会[eL CoRE] (エルコア/eラーニング教材) の受講

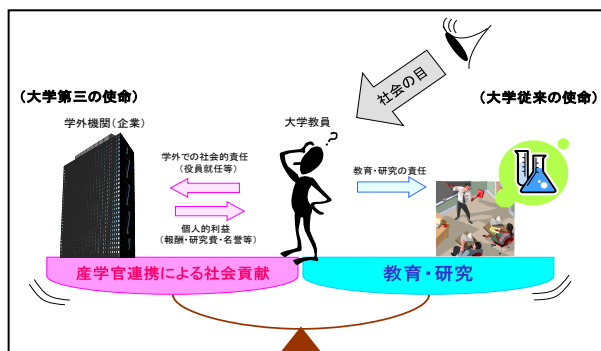
また、日本学術会議『科学研究における健全性の向上について』において、「少なくとも5年ごとに」研究倫理教育を受講することが望ましいとされており、本学においても、2022年度に、研究倫理委員会において研究倫理教育を5年に1度の受講とすることを定めた。

このほか、教員及び大学院学生が作成する論文等について、剽窃の有無を確認できるように、剽窃防止ソフトを使用するのチェックが可能な体制を構築している（一部の論文審査においては、事前のチェックを必須としている）。

3) 利益相反マネジメント

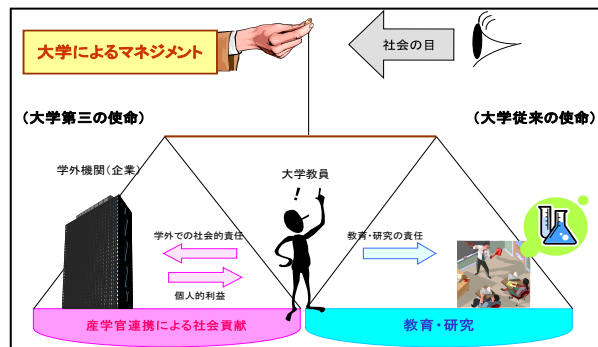
大学は教育・研究活動を通じた長期的観点からの社会貢献に加え、産学官連携活動による研究成果をより積極的に社会還元して、新産業創出に寄与することが求められている。しかしながら、大学教職員が産学官連携活動を行う場合、研究成果の公表を原則としてきた大学と営業上の秘密を競争の源泉の一つとしてきた産業界とは、そもそもその基本的な目的や役割が異なるため、それぞれの利益や責務を両立しえない、もしくは両立できても社会から理解を得られないおそれのある状態（利益相反）が発生する可能性がある。利益相反問題は、社会一般の倫理規範から逸脱しているとして、社会的非難を浴びるリスクを伴う。またこの問題は、法律問題のように明確な線引きができないため、倫理観、社会的通念、市民的感覚などに基づく批判、もしくは情緒的ないし感情的非難に陥りやすい性格を持つ。さらに法的には問題がなくても、大学等の行為が問題視され、その社会的名誉が著しく傷つけられる場合もある。

[従来の産学官連携のイメージ]



そこで本学では、2008年4月より、本学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメントポリシーを自主的に策定して広く公表することによって、本学の教職員が利益相反を懸念することなく産学官連携活動を行うことができる環境を整備し、本学の社会的信頼を維持し、産学官連携活動を円滑に推進することとした。本ポリシーにおいては、(1) 研究者の自由な教育研究活動と主体的な産学官連携活動を尊重する、(2) 教職員が利益相反を懸念することなく産学官連携活動を行うことができる環境づくりを行う、(3) 社会から信頼を維持するため、産学官連携活動の透明性を高めるとともに、その説明責任を果たす、ことをその基本方針としている。

[利益相反マネジメントイメージ]



また、2011年度からは、全学規程である中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程を策定し、その運用を開始しており、具体的なマネジメントの対象となる連携活動と、これらの対象行為が本規程において定める基準に抵触するか否かを判断する自己確認基準のほか、基準に抵触する場合の相談の仕組みと具体的に対応を行う体制等を定めることで、連携活動とこれを行う教員の職務及び遵守事項との関係を調整し、連携活動に伴う本学の社会的信頼の確保に努めている。

具体的には、「中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程」の第6条の自己確認基準への抵触等の恐れがあるマネジメント対象行為を行う教員・研究者からの相談に対してヒアリング等を実施して、助言等を行っている。

このほか、「兼職の範囲についての基準」について、現在、中央大学専任教員規程第15条第1項では、「教員（助教Bを除く。）は、第6条に定める職務の基本を守り、かつ、第7条に定める職務の遂行に支障を及ぼさない範囲に限り、本学以外の組織の業務に従事し、又は事業を営むこと（以下「兼職」という。）ができる」とされ、同条第2項では、「前項で定める兼職の範囲についての基準は、教員任用審議会の審議を経て策定する」となっている。しかしながら、同規程が2004年7月に施行されてからいまだに「兼職の範囲についての基準」が定まっていなかったため、中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程においてマネジメントの対象とすべき範囲を定めている。

4) 人を対象とする研究倫理審査体制の整備

人を対象とする研究を実施する際に、研究者が遵守すべき基準や安全性及び倫理的妥当性を確保するためのルールづくり、ならびに人を対象とする研究が適正かつ円滑に実施されるように、研究内容を審査し、必要な措置を講ずるための全学的な体制構築が課題となっていた。従来は、後樂園キャンパスのみで運用されていた人を対象とする研究倫理審査であるが、2020年12月に「中央大学における人を対象とする研究倫理に関する規程」「中央大学における人を対象とする研究倫理審査委員会に関する規程」を制定し、2021年度から人を対象とする研究倫理審査委員会を立ち上げ、全学体制での審査を行っている。

2022年には、制定した規程の参照対象であった国の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に改定されたこと、2021年度に審査委員会を運営する中で不十分であった点を見直すこと、二つの規程に定める内容と両規程の位置づけを明確にするため、規程の改正を行った。

5) 安全保障輸出管理の全学体制の整備

国は、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等に渡ることを防ぐため、外国為替及び外国貿易法（「外為法」という。）に基づき、安全保障の観点に立った輸出管理の取組みを実施している。

本学では、これまで、理工学部を中心とした後樂園キャンパスにおいて、安全保障輸出管理に関する対応を進めてきたが、外為法に基づく輸出者等遵守基準を定める省令（経済産業省）では、輸出者（大学）として全学的な管理体制を整えることが求められている。

そこで、2022年5月に全学的な安全保障輸出管理体制を構築するため、「中央大学安全保障輸出管理規程」を制定した。本規定において、本学の輸出管理最高責任者を学長、輸出管理統括責任者を研究推進支援本部長と兼務する担当副学長、輸出管理責任者を各研究機関の長と定めて責任体制を確立し、最高責任者である学長の下に輸出管理に関する重要事項を審議するための輸出管理委員会を置くこととした。今後は全学委員会の適切な運営に努めていく。

なお、経済産業省からの「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿易第492号）等の一部改正に伴う対応（「みなし輸出管理の明確化」）については、迅速な対応が求められたことから、規程の制定に先立って、2022年3月より学部長会議において基本方針を定め、学生及び教職員に対してアンケートを実施し、「特定類型」該当者の状況把握を行っている。

6) 今後の整備予定

社会貢献は大学の責務であり、本学教職員が懸念することのない健全な社会貢献活動を遂行するためには、利益相反マネジメントを含めたリスクマネジメントは必須であり、教職員の意識改革が本学における最重要課題のひとつであることは言を俟たない。このため次の項目の整備を予定している。

①生物多様性条約の対応等に係るリスクマネジメント体制の構築

生物多様性条約 COP10「名古屋議定書」の採択により、発展途上国からの遺伝資源を取り寄せる場合の利益配分ルールが新たに発効される可能性があり、今後将来的に必要となってくるリスクマネジメント体制の構築に向けて情報収集を継続する必要がある。

②研究活動における不正行為への対応

2013～2014年度に文部科学省において研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインが定められ、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインも改正がされた。公的研究費の適正使用や研究成果の不正防止については、別途学内の不正防止ワーキンググループで検討を進めており、研究推進支援本部も必要に応じて情報を提供する。

③軍事転用可能なデュアル・ユース技術への対応

2015年度より防衛省は、軍事にも民生にも利用可能ないわゆる「デュアル・ユース技術」を対象として、競争的研究資金「安全保障技術推進制度」を実施している。加えて以前よりアメリカ国防総省は、基礎研究等に研究ファンドを展開している。文部科学省からの科

学研究費等と同様に国の予算であるものの、軍事機関との共同研究等となることから、慎重に対応する必要もあり、研究戦略会議において検討した。

その結果、本学としての「軍事的安全保障研究」に対する対応を学内外に表明することを目的とした「軍事的安全保障研究に関する研究活動について」を以下の点をポイントとして策案した。

- 1) 中央大学は、日本学術会議の「軍事的安全保障研究に関する声明」を尊重する。
- 2) 現在の枠組みで実施される防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」への申請や、国内外の軍事を所管する公的機関からの研究費等の資金の受け入れは、当面の間実施しない。
- 3) 日本学術会議や各学協会の今後の検討を注視しつつ、本学においても、軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究の取扱いや、研究の適切性について、研究戦略会議において議論を重ねる。

<点検・評価結果>

本学においては、研究倫理や公的研究費の不正、利益相反に関する規程等それぞれについて規程に則り適切に運用されていると言える。また、教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供、研究倫理に関する学内審査体制も整っている。規程整備に留まらず、取り組みの実効性を担保すべく、公的研究費の管理に関する体系図の策定や、5年に1度の研究倫理教育未受講者への督促メールの送付など、効果的な具体策を講じている。

また、研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、利益相反マネジメント体制の整備に加え、喫緊の課題としていた人を対象とする研究倫理審査の全学的な運用、安全保障輸出管理の管理体制構築の道筋は付けられたことを踏まえると、一定程度適切に対応できていると言える。一方で、生物多様性条約の対応等に係るリスクマネジメント体制の構築、軍事転用可能なデュアル・ユース技術への対応に関する検証は今後の課題となっている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

利益相反マネジメントに関して、教員・研究員の産学官連携活動が多様化するに応じて、マネジメント対象行為の内容の高度化・複雑化が想定される。また、外部機関等からの兼職要請が特定の個人に集中することもあるため、問題に対して多角的に検討等を行うために、外部有識者の採用等も含めた体制作りが課題となっている。

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、生物多様性条約の対応等に係るリスクマネジメント体制の構築、軍事転用可能なデュアル・ユース技術への対応に関する検証は、引き続き今後の課題となっている。

また、研究リスクマネジメントに関しては、全学体制で取り組まなければならない案件も増えてきており、運営面での事務組織体制の整備が必要である。また、研究活動における不正行為への対応や研究倫理教育は、現状は学事部学事・社会連携課が担当となっており、研究リスクマネジメントに携わる事務組織の役割分担や運営の仕方も見直しが必要である。

＜今後の対応方策＞

教員・研究員の活動の多様化に対応するため、「中央大学専任教員規程」の兼職基準と「中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程」のマネジメント対象行為との整合を整理しつつ、上記の問題点とした体制整備を進める。まずは、研究戦略会議において規程の見直しを行っていく。

また、全学体制で対応すべき研究リスクマネジメントの案件は残されており、業務全体としてのボリュームは増大する。現在は研究を促進するための業務にあたる者が同時にブレーキ役も担うということもあること、研究不正行為防止や研究倫理に関しては、課室をまたいでの運用となっていること等も考慮して、中央大学大学評価委員会において設定する最重要課題にも掲げ、今後のあり方について学部長会議及び研究戦略会議において協議の上、遅くとも2025年度までには業務を実施する組織体制の見直しを進める。

第1部10章 社会連携・社会貢献

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

<現状説明>

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

(1) 地域社会・国際社会への協力方針の内容と当該方針の大学構成員への周知方法と社会への公表方法

本学では、中央大学学則第2条に定める本学の使命を踏まえて、教育研究に加えて「社会連携」と「社会貢献」を使命として位置づけており、地域社会や日本社会を始め、人類の抱える地球規模の問題解決に貢献する決意を以下の通り表明している。

【中央大学の社会連携と社会貢献に関する理念】

中央大学は、これまで、「広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性豊かな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命」（中央大学学則第2条）として、建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」教育と研究を発展させるとともに、これら教育研究活動を通じて、広く社会に貢献することに努めてきました。今日においても、中央大学が求められている基本的な役割とは、教育研究を広く展開し、中央大学で学んだ有為な人物を社会に送り出すことと、その研究成果をもって社会を豊かにすることにあります。しかしながら、私たち中央大学には、こうした教育研究活動の成果をもって社会に貢献することのみならず、新たな役割として、その教育研究活動自体を社会の中で、社会の要請に応じて、社会と協働して行うこと、さらには、長い歴史と伝統の中で蓄積された知的・人的・物的な資産と多様な年齢構成と背景を有する3万もの学生および教職員を擁する大学組織市民として、社会に開かれた活動を行うことが、求められています。大学が新たな役割を担うことで、新たな価値が生み出されます。この新たな価値は、学生をはじめ大学構成員に還元され、大学がさらに社会に開かれた活動を行う源泉となるのです。

そこで中央大学は、大学の本来の使命および機能としての教育研究に加えて、「社会連携」（教育研究活動における中央大学外の人・組織・コミュニティとの協働）と「社会貢献」（地域社会・日本社会・国際社会のみならず、経済社会や文化的コミュニティ等、広い意味での社会全体の発展への寄与）を新たな使命として位置づけ、「行動する知性。Knowledge into Action」のユニバーシティ・メッセージの下、人的・物的・組織的の体制を整えて取り組みます。また、こうした取り組みによって、本学が展開するキャンパス周辺をはじめとする地域社会や日本社会全般における具体的問題のみならず、人類の抱える地球規模の問題解決に貢献する決意を表明します。

以上に基づき、中央大学は、特に次のように社会連携と社会貢献を展開します。

(1) 地域等の多様なコミュニティとの連携・貢献

中央大学は、すべての人や組織がそれぞれ異なる環境と文化をもつ様々なコミュニティ、とりわけ地域コミュニティの中で生きることを自覚し、これらのコミュニティと連携し、これに貢献します。そのために、地域自治体との政策連携、大学の施設と知的資産の活用、学生や教職員のボランティア活動の支援等を通じて、地域をはじめとする多様なコミュニティのニーズに応じた活動を継続的に展開します。

(2) 教育機関としての社会連携・貢献

中央大学は、教育の過程にも多様なコミュニティとの連携を取り入れ、学生の学びの過程自体が社会貢献となるように、社会からのフィードバックを得ながら、教育活動を行います。特に、留学生交換、教育研究者の派遣と受け入れなどを促進し、多様性のある地球規模での人的・知的交流による相互理解の拠点となることを目指します。

(3) 研究機関としての社会連携・貢献

中央大学は、研究活動を大学キャンパスに閉ざすことなく、国内外の研究者や学術研究機関と協働し、また産官学や多様なコミュニティとの信頼に基づく連携を進めます。そして新たな知的基盤形成に向けた環境構築に貢献するとともに、社会が求める多様な知的資産を創出します。

中央大学はこの「理念」に基づき、大学としての社会連携・社会貢献の活動を深化させることと、すでに本学が行っているさまざまな社会連携・社会貢献活動に関する情報を集約し社会に向けて発信していくことに努めます。

この「中央大学の社会連携と社会貢献に関する理念」については、本学公式 Web サイトに掲載し、学生・父母・地域住民・教職員のみならず広く社会に向けて発信している。

また、2019 年度より、本学の単年度事業計画において、「持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という。）」の達成に向けた取り組みの推進と可視化を重点政策として掲げており、2020 年 12 月には、「中央大学 SDGs 宣言」を策定し、学長による声明とともに、本学公式 Web サイトに掲載し、社会に広く公表している。なお、どちらも日本語と英語の 2 カ国語表記となっている。

学校法人中央大学の持続可能な開発目標（SDGs）への取り組み（宣言）

学校法人中央大学は、「持続可能な開発目標” Sustainable Development Goals (SDGs)” の理念に賛同し、社会の持続的かつ公正な発展に寄与するために、真摯な取り組みを行うことを宣言します。

中央大学は、「実地応用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ、1885 年の設立以来、時代や社会の要請に応えるべく、合理的な問題解決を追求する実学の伝統を培ってきました。今日、学校法人中央大学は、1 大学（8 学部及び 2 専門職を含む 9 大学院研究科）、4 高等学校及び 2 中学校をはじめとする教育研究機関を設置し、幅広い学問研究と多様な教育を展開しています。

社会の持続的かつ公正な発展に寄与することは、本学が担う教育研究にとって極めて重要な課題です。これまでの開発の在り方が世界的な富・所得の偏在や格差、環境破壊等の要因となってきたことに、私たちは真摯に向き合い、未来に向けて行動する責任を負っていると考えます。

国際連合は、2015 年に持続可能な開発目標（SDGs）を設定しました。これは、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、全世界が直面している解決すべき 17 の目標と 169 のターゲット、更に 232 の指標から構成されています。その理念は、「inclusion（包摂）」と「no one left behind（誰一人取り残さない）」です。

学校法人中央大学は、こうしたことを踏まえ、次の 4 つの指針を中心に、社会の持続的かつ公正な発展に寄与するために、自ら行動いたします。

第 1 に、学校法人中央大学は、SDGs の中でも特に目標 4 「すべての人々へ包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を推進する」について、本法人とその設置するすべての教育機関の優先課題であることを宣言し、その設置するすべての教育研究機関が、目標 4 を含む SDGs への取り組みを行うものとします。

総合学園と高大連携教育の強みを生かして、新時代にふさわしい人権教育やセクシュアリティ教育などをさらに進めていきます。

第 2 に、学校法人中央大学は、研究機関が専門的知見をもって SDGs へ取り組むことの重要性を深く認識し、その設置するすべての研究機関において、SDGs に資する研究が促進されるよう、多様な面から支援します。

第 3 に、学校法人中央大学は、社会の中における組織として、自らの意思決定及び行動に際して、環境に配慮し、SDGs との整合性を重要な判断基準とします。本法人の行う雇用、施設設置・管理、消費等の諸活動について、それらが SDGs に整合的かを継続的に自己評価し、改善します。また、本法人の契約先等のパートナーに対しても、SDGs への取り組みを促します。

第 4 に、学校法人中央大学は、SDGs に取り組む多くの人々や機関との連携を行います。設置する学校の生徒・学生そして教職員が、家庭、卒業生、地域社会、企業、政府機関、国際社会等との多層的連携によって、啓発、現行制度の見直し、改革の実現という形で、SDGs への取り組みという社会的責任を果たします。

最後に、学校法人中央大学は、上の 4 つの取り組みが、本法人に関わる多くの方々の御協力があってはじめて

て可能となることを深く自覚しています。そこで、私たちは、すべての関係の皆さまに向けて、私たちと共に、「inclusion（包摂）」と「no one left behind（誰一人取り残さない）」という理念の下、SDGsの達成に積極的に取り組んでいただくことを呼びかけます。

（２）産・学・官等との連携の方針の内容と当該方針の大学構成員への周知方法と社会への公表方法

「研究活動」の章において述べた通り、本学では、本学の教職員や学生等によって創出された知的財産の取り扱いに関する基本的な考え方や、産学官連携活動への全学的な取組姿勢を学内外に示して理解を求め、研究・教育成果の効果的な社会還元をその目的とする中央大学知的財産ポリシーを2005年4月1日に定めている。当該ポリシーにおいては、「産学官連携推進ポリシー」の項目について、以下の5点を掲げている。中央大学知的財産ポリシーについては本学公式Webサイトに掲載しており、大学構成員を含め広く一般に公開している。

なお、当該ポリシーには、知的財産の管理及び産学官連携の推進主体について、策定時の「中央大学産学官連携・知的財産戦略本部（略称「CLIP」）」が記載されているが、現在の活動においては、その後CLIPをが発展的に改組した「研究推進支援本部」と読み替えて活動を行っている。

【産学官連携推進ポリシー】

1. 学外の方々との共同研究および受託研究の推進

- (1) 中央大学は、共同研究および受託研究を社会との重要な「知」の交流の場ととらえ、お互いの利益に充分配慮しながらその交流活動を積極的に推進し、新たな知的財産の創出やその技術移転により新産業の創出に貢献いたします。
- (2) 本学は、契約者との契約事務手続について、迅速に対応いたします。
- (3) 本学は、契約者との契約事項について、柔軟に対応いたします。
- (4) 本学は、契約者との秘密保持契約を遵守いたします。
- (5) 本学は、契約者から受領した研究費の内訳について、契約者からその開示を求められ、かつ本学が必要であると判断した場合、開示いたします。

2. 知的財産普及の促進

- (1) 中央大学の知的財産権を共同研究や受託研究の契約者に実施許諾または譲渡する場合、本学は、ノウハウの提供や技術指導を含め最惠条件となるように、その契約者と協議いたします。
- (2) 本学は、実施許諾を行う第三者に対し、正当な理由なく長期にわたり知的財産権を実施されない場合、契約の解除や知的財産権の返還など社会に活用できる措置をとる契約ができるよう協議いたします。

3. 不実施の補償

中央大学は、本学と契約者の共有となった知的財産権を本学が実施できない場合、その契約者が実施することにより得られる収益のうち、本学の持分に相当する対価を請求することができるようその契約者と事前に協議いたします。

4. 発明者の起業支援

中央大学は、本学が承継した発明等の発明者が自らその発明等の実施を希望する場合、発明委員会の議を経て、優先的にその発明者に知的財産権の全部もしくは一部を譲渡し、または専用実施権を設定し、もしくは通常実施権を許諾することにより、発明者が起業しやすいように配慮いたします。

5. 産学官連携窓口の一本化と相談の秘密保持

- (1) 中央大学は、産学官連携に関する学内外からのあらゆる相談窓口をCLIPに一本化して、ワンストップサービスをめざします。
- (2) 本学は、産学官連携に関する相談を受けた際、必要に応じて、その相談内容について相談者と秘密保持契約を結びます。

<点検・評価結果>

以上のように、本学では、社会連携・社会貢献に関する方針を「中央大学の社会連携と社会貢献に関する理念」として、またSDGsに関しては「中央大学SDGs宣言」として明示している。

さらに、研究・教育成果の効果的な社会還元を目的として、中央大学知的財産ポリシーを定め、その中で産学官連携推進ポリシーを掲げている。

これらは本学公式 Web サイトに掲載し、大学構成員を含め広く一般に発信している。

<長所・特色>

大学として社会連携・社会貢献に関する方針を、学校法人として中央大学 SDGs 宣言を、いずれも明確な方針を策定及び発信しており、各組織がその方針に基づいて事業執行が可能となっている。

<問題点>

「中央大学の社会連携と社会貢献に関する理念」及び「中央大学 SDGs 宣言」については、本学構成員への理解の浸透が進んでいない。

また、産学官連携推進ポリシーにおいては、相談窓口として記載されている機関が、「CLIP」のまま未整備となっているなど、実態に合わせた更新がなされていない。

<今後の対応方策>

社会連携・社会貢献活動については、中央大学社会連携・社会貢献推進会議を軸として、関係事業を整理し、方針に基づいて各事業を深化・発展させていくとともに、それらの取り組みを通じて、本学構成員をはじめ社会にも本学の方針の理解浸透を図っていく。

また、産学官連携推進ポリシーについては、研究推進支援本部への改組を踏まえた上で、要素技術や新技術、経験やノウハウの提供、及び産・学・官をつなぐハブとしての機能を重視し、方針の再検討を進めていく。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点 2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

評価の視点 3：地域交流・国際交流事業への参加状況

<現状説明>

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

（1）全学的な社会連携・社会貢献の推進体制

本学では、大学の社会連携と社会貢献を推進するため、2013年7月に、必要事項の検討と事業実施の支援を行う「中央大学社会連携・社会貢献推進会議」を設置し、社会連携・社会貢献に関する事項の調査、調整やステークホルダーとの連携強化を推進している。2014年には、本会議の下で、前述の「中央大学の社会連携と社会貢献に関する理念」を策定・公表し、この理念に基づき、本会議において外部機関との連携を行う目的や継続性、連携項目等を具体化することによって、組織的な連携の意義を深化させることに努めている。また、2022年6月には、社会連携・社会貢献推進会議設置要綱の改正を行い、担当副学長のマネジメントの下で、SDGs

や全学包括連携等の更なる取り組みを進めているところである。

また、全学的な社会連携、社会貢献活動を担う事務組織として、学事部に学事・社会連携課を設置しており、外部からの問い合わせの一次窓口としての機能を担っている。これにより、問い合わせ先の目的に合った組織、部署への展開を行うことができ、スムーズに連携協力体制の構築へ繋げることができるようになっている。

本学がこれまでに連携協定を結んだ組織（自治体、教育・研究機関、企業等）の数は、22組織に上る。近年は、特に自治体から、様々なニーズが寄せられており、学事・社会連携課は大学の窓口として課題解決に最適なチャンネル（教員・ゼミ）へのマッチング機能を求められるようになっている。このようなニーズに対して、従来は教員個人による個別対応であったが、今後は、大学として組織的かつ継続的に対応していくために、中央大学社会連携・社会貢献推進会議を活性化させるとともに、多様なケースにも適切に対応できるよう学事・社会連携課の職員の知識・スキル等を向上させていくことも必要だと認識している。

一方で、実際の活動自体は、各組織または各個人が自らの教育研究あるいは社会貢献等の理念に基づいてそれぞれに行っているものが多く、大学として一体性をもった全学的なマネジメントは十分にできていない。また、大学と学外組織との連携、特に全学協定締結について、その基準やプロセスが十分確立されていないため、現在、過去の事例も参考にしながら、具体的な手続き（方法）の確立に向けて検討を進めているところである。

以上の中央大学社会連携・社会貢献推進会議の下に実施される取組みのほか、次項に示すように、市民に広く開かれた生涯学習・教育事業の提供や、出版事業やWeb 広報媒体を通じた本学教員の知的財産の発信など、様々な組織において本学の教育研究の成果を社会に還元するための取組みを行っている。

（2）本学における教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況

1）クレセント・アカデミー

本学では、創立100周年を迎えた1985年を機にいわゆるオープンカレッジ構想のもとに、地域に根差し、世界に開かれた大学として、在学生と市民の共学の間をすることを目的に1986年12月にクレセント・アカデミーを設置した。設置にあたっては、「アカデミーは、主として本学が保有する諸施設等を活用し、在学生はもとより広く地域社会の構成員をも対象とする教育文化活動を行うことによって、その知的関心に応え、もって社会教育の発展に寄与することを目的とする。」(学校法人中央大学クレセント・アカデミーに関する規程第2条)と定め、各種講座の実施を主たる目的に位置づけている。クレセント・アカデミーは生涯学習の拡張・進展という社会的気運の中で、高等教育機関としての大学に求められる学習機会の提供という使命は大きく、本学としても、広く市民に開かれた学習・教育事業を担う機関としてその提供のあり方を検討しつつ、社会教育（生涯学習）に貢献することを基本理念としている。

1986年の開設以来、クレセント・アカデミーは、多摩キャンパス及び駿河台記念館において、各種講座を実施してきた。キャンパス整備が行われている2019年度～2022年度においては、多摩キャンパス及び後樂園キャンパスにて①外国語実用会話講座、②スポーツ教室、③総合講座、④社会人教育を目的とした公開上級法務講座の各種講座を展開し、在学生はもとより学员（卒業生）を含む広範な社会人、市民に対しての学習機会を提供しており、年齢や学歴に関係なく受講することが可能となっている。

地域等の多様な人・組織・コミュニティと協同し、広い意味での社会全体の発展へ寄与するという社会連携・社会貢献に関する本学の理念に基づき、2021年度は対面・オンライン両面において、以下のプログラムを展開した。

①外国語実用会話講座

英会話講座、韓国語講座、スペイン語講座はレベル別の複数講座を展開し、その他初心者向けのイタリア語講座も設定している。いずれも少人数クラスに徹し、指導経験豊かなネイティブスピーカーの講師が会話を中心としながら外国文化についても広く紹介し、親しみやすい雰囲気の中で効果的なレッスンを実施している。

(多摩キャンパス開設科目)

- ・英会話講座 (初級・中級) 【オンライン】
- ・韓国語 (はじめて・初級・中級) 【オンライン】
- ・スペイン語 (はじめて・初級)
- ・はじめてのイタリア語

②スポーツ教室

学生・市民を含めた生涯スポーツの活性化、ジュニアを対象にしたスポーツ基盤を構築するための講座である。受講資格は設けていないものの、種目によっては習熟度毎のクラス編成を行っている。

(多摩キャンパス開設科目)

- ・ジュニア野球教室
- ・ジュニアテニス教室
- ・ジュニアハンドボール教室
- ・親子でランニング！ 駅伝教室
- ・卓球教室
- ・60歳からの体力再生健康体操
- ・やさしい太極拳
- ・太極拳と八卦掌
- ・ノルディックフィットネス教室
- ・おうちで椅子タップダンス&タップダンス 【オンライン】
- ・ジュニアサッカー教室
- ・小学生のためのラクロス教室
- ・ジュニアバスケットボール教室
- ・フェンシング教室
- ・秋期水泳教室
- ・アクティブシニアフィットネス
- ・もっと学びたい！美しい太極拳
- ・東洋健身法

③総合講座

多摩キャンパスと後樂園キャンパスの2校地で開講し、受講資格は問わない。文化教養的なものから実践的なものまで、個性豊かな講座となっている。

2021年度は、後樂園キャンパスでの講座開講を受け、本学と文京区との相互協力に関する協定に基づき、公益財団法人「文京アカデミー」の「文京アカデミア講座」(大学キャンパス講座)への連携も行っている。

(多摩キャンパス設定科目)

- ・都市と文学
- ・篆刻 (てんこく)
- ・「茶の湯」の楽しみ
- ・朝鮮半島を彩る色・かたち・衣・音・舞
- ・「昭和天皇実録」は昭和史の謎を解いたか
- ・僕らはなぜ鉄道が好きなのか
- ・書道 -初歩から創作まで-

(後樂園キャンパス設定科目)

- ・「百人一首」を味読する
- ・後樂園句会
- ・ゆっくり読み返す源氏物語
- ・絵画と装飾

- ・平家物語の世界を遊ぶ
- ・続々 伝承と描かれた祭事・信仰
- ・こころの処方箋
- ・芸能・儀礼

(オンライン講座設定科目)

- ・憲法入門
- ・弁護士 菊地幸夫と考える「シニアライフと法知識」
- ・大人のための法学入門
- ・AIの世界
- ・大学で学ぶ心理学入門
- ・フランスの歴史と文化
- ・キャッチコピーの書き方講座(初級編)、(中級編)
- ・悠久の里 奈良の尼僧さんが語る 季節を味わい自分らしく暮らす小さなヒント
- ・ワイン用葡萄品種の開拓者川上善兵衛と「川上品種」ワイン
- ・落語の国は理想郷ー長屋から始まるダイバーシティ
- ・コロナを経験したこれからの資産運用
- ・With コロナ時代以降のこころのバランスの保ち方
- ・SPI 対策講座
- ・新聞記事から紐解く民法入門
- ・昭和天皇の外交と軍事
- ・インターネットと法入門
- ・はじめて読む蜻蛉日記
- ・ワインエコノミクス
- ・エントリーシート対策講座

(文京アカデミー文京アカデミア講座)

- ・ラテンアメリカの文化と社会(オンライン)
- ・中国を知る【後樂園キャンパス】
- ・初めての俳句【後樂園キャンパス】
- ・こどものための哲学教室【後樂園キャンパス】

④社会人教育を目的とした公開上級法務講座

高度専門職の資格を有する方々に対して、本学の伝統を誇る法学研究教育の物的・人的資源を基礎に、最新で魅力的な内容を備えた講座を開講している。また、本格的なタックス・ローヤーの時代に備えて、TKC 全国会との共催により「税理士のための租税争法務講座」を開講し、充実・発展を図っている。法学、憲法、民法、会社法、刑事訴訟法、刑法、民事訴訟法、行政法、企業法等を税理士の立場から学ぶことができるプログラムである。

大学が社会人を対象として提供する各種講座への関心は一般的に高いといわれている。クレセント・アカデミーにおいても、地域のニーズの高いジュニア向けのスポーツ教室の種目の増加や、総合講座の多様化などを継続して進めたことにより、受講者数は2019年度まで増加傾向にあった。

しかしながら、2020年度～2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、講座数、受講者数ともに減少し、2021年度にクレセント・アカデミーが計画をした講座は全72タイトル130講座であったところ、実際に開講した講座は51講座となり、1,350名の受講者に留まった。

[受講者数の推移(過去5カ年)]

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
外国語実用会話講座部門	300	322	404	39	82
IT(情報技術)講座部門	—	—	—	—	—
スポーツ教室部門	737	830	864	0	357
総合講座部門	1,381	1,456	1,166	433	847
公開上級法務講座部門	78	77	70	70	64
合計	2,496	2,685	2,504	542	1,350

※総合講座部門には在学生向けキャリア支援講座の受講者数を含む。

ここ数年の傾向として、受講者が講座の内容、学習環境を厳しく選択する傾向が強いことに加え、他の教育機関、行政、民間企業等で同様の講座が開講されており、年々受講者を安

定的に確保することの厳しさが増している。クレセント・アカデミーでは、こうした状況を踏まえ、毎年、新聞折り込み広告配布エリアの見直しや内容の検証、広告がより目立つための創意工夫、各種広報媒体からクレセント・アカデミーの Web サイトへの誘導、ポスティング無料冊子への広告の掲載のほか、他で開講する講座にはないテーマに特化した講座の開講等、適宜、広報・宣伝活動の見直しや受講者のニーズに合った講座の開講に努めている。

また、受講生の利便性の向上にも引き続き取り組んでおり、近年の改善事例としては、本学公式 Web サイトのリニューアルによる講座検索から申込みまでのワンストップ化およびオンライン化（決裁・入金を除く）、屋外のスポーツ教室の実施状況に係る本学公式 Web サイトを活用した情報発信等があげられる。

2) 中央大学学術講演会

中央大学学術講演会は、本学専任教員の学術研究の成果を広く社会に還元し、本学を社会に広く PR することを目的に、1962 年から全国各地にて開催している無料の講演会である。

本講演会については、中央大学学術講演会運営委員会が具体的な実施計画を企画・立案しているが、開催にあたっては、当日の運営を含めて全国各地の学会支部(卒業生組織)、開催団体等の協力を得る形で実施してきた。そのため、文化貢献のみならず、運営活動を通じた「地域と大学」、「学会と大学」の絆の強化に繋がっている。

中央大学社会連携・社会貢献推進会議において、「全学を挙げて、大学のステークホルダーとの連携強化を推進していく」方向性が示されたことを受け、学術講演会についてもより多くのステークホルダーとの連携を強化することで、より多くの市民に対し「知の還元＝社会貢献」を行うべく、広く社会に呼び掛けることとし、2014 年度からは本学のステークホルダー（中学、高校、地方自治体、NPO、父母、企業等）からの申し込みを集め、中央大学学術講演会運営委員会の了承のもと、随時開催できる形に変更している。

また、講演会の開催に際しては、地元メディアを通じた情報発信や、地元教育委員会や福祉協会の後援を得るなどの方法によって、市民への PR も盛んに実施している。

2021 年度より、従来の集合型の形式に加え、Web 会議システムを利用した双方向オンライン形式での開催も可能とし、より幅広い対象に向けた学術研究成果の普及が可能となった。

なお、2021 年度に実施した中央大学学術講演会は下表のとおりである。

[2021 年度 中央大学学術講演会開催実績（すべてオンライン開催）]

開催団体	開催日時・会場	演 題	講 師	参加者数
中央大学単独主催	第1回:2021年9月20日(月・祝) 10時30分～12時00分	サイバー犯罪対策	(法) 四方 光	79
中央大学単独主催	第2回:2021年9月25日(土) 10時30分～12時00分	安全安心社会の実現に向けて	(法) 四方 光	76
学会 札幌支部	第3回:2021年10月15日(金) 14時00分～15時30分	西洋人はそう考える、日本人はこう考える。	(理工) 村岡 晋一	74
学会 大和白門会支部	第4回:2021年12月4日(土) 13時00分～14時30分	ウィズコロナ、アフターコロナの地域再生	(総政) 川崎 一泰	112

3) 人権問題に関する講演会

人権問題講演会は、本学の構成員（学生・教職員）の人権意識、とりわけ差別問題に関する意識を高めるために、1985年から継続的に開催している。2022年5月時点における延べ開催数は95回にのぼり、現在は年間3回（多摩キャンパス2回・後楽園キャンパス1回）の頻

度で開催している。講師には学内外の有識者を招き、部落差別、人種差別、性差別、障害者差別など様々な差別問題に加えて、最近では在日外国人や被験者の人権問題等もテーマに取り上げ、学生・教職員はもとより広く市民にも開放された公開講座として実施し、講演録の配布も行っている。本講演会を継続的に開催していることは、本学の基本的な姿勢、とりわけ「差別を許さない」という強い意思を社会に対して示すものとなっている。

また、講演会においては、現実社会に存在するさまざまな人権侵害について、その歴史的な経緯、文化との関わり、社会的な影響、実際の事例紹介、改善のための方策等の幅広い切り口から専門的な講演が行われ、身近にある人権問題について考え、学生及び市民の人権に係る正しい認識を深めるための機会となっている。

講演会開催の周知については、学内掲示板や本学公式 Web サイト等を通じて PR に努めており、参加者数は、2016 年度：330 名、2017 年度：210 名、2018 年度：342 名、2019 年度：310 名、2020 年度：20 名（新型コロナウイルス感染症拡大の影響で 1 回開催、対面にて開催）、2021 年度：134 名（新型コロナウイルス感染症拡大の影響で 2 回開催、うち対面、オンライン 1 回ずつ開催）となっている。参加者は本学学生が中心となっており、本学構成員の認識向上には寄与しているものと考えられる。

[中央大学人権問題に関する講演会開催実績 2016 年～2021 年]

開催日	演題・講師	参加者数
2016 年 6 月 27 日 (月)	障害者の権利保障を巡る近年の制度改革動向 中央大学法学部教授 新田 秀樹	160
2016 年 11 月 23 日 (水)	ライフコースとジェンダー 変わったこと、変わらないこと 中央大学文学部教授 眞鍋 倫子	40
2016 年 11 月 28 日 (月)	立憲主義と国家緊急権 中央大学理工学部教授 植野 妙実子	130
2017 年 10 月 20 日 (金)	樋口一葉「たけくらべ」から考える人権とジェンダー 中央大学文学部教授 関 礼子	90
2017 年 11 月 27 日 (月)	「水俣」に学ぶ 中央大学理工学部准教授 吉田 達	25
2017 年 12 月 14 日 (木)	人名・人生儀礼から見た中世民衆のジェンダーと身分差別 中央大学文学部教授 坂田 聡	95
2018 年 7 月 11 日 (水)	『不浄』視すること、されることー日本とロシアでの体験よりー 中央大学総合政策学部教授 伊賀上 菜穂	210
2018 年 11 月 26 日 (月)	人権保障から考える原発政策 福島県立医科大学医学部教授 藤野 美都子	50
2018 年 11 月 30 日 (金)	人権概念への文化人類学的視点 中央大学総合政策学部准教授 高野 さやか	82
2019 年 7 月 3 日 (水)	「再婚禁止期間と夫婦同氏制について」 中央大学法学部教授 畑尻 剛	180
2019 年 12 月 2 日 (月)	裁判の現場で人権を考えるー尊属殺重罰規定違憲判決を素材にー 東京弁護士会 小杉 公一	130
2019 年 12 月 4 日 (水)	「家族法における子どもと女性の人権」 中央大学法学部教授 鈴木 博人	80
2020 年 11 月 19 日 (木)	「日本語支援は共生とどう結びつけられるか」 中央大学経済学部准教授 中川 康弘	20
2021 年 7 月 9 日 (金)	英語圏文学にみる「差別」と「認識」の問題 ーマイケル・オンダーチェ『イングリッシュ・ペイシエント』を題材にー 中央大学商学部教授 福西 由実子	59
2021 年 12 月 6 日 (月)	「表現の自由の意義を考える」 中央大学理工学部教授 佐藤 修一郎	75

4) 知の回廊

「知の回廊」は、知的財産という本学教員の研究を世の中に発信している教養番組である。

「中央大学近隣にお住まいの方に、大学を少しでも理解して欲しい」、「大学教員がどんなことに興味を持ち、研究しているかを知ってもらいたい」、そして「これをきっかけに少しでも地域社会へ貢献をしていきたい」、さらに「大学の教職員自身にも映像メディアへの対応を真剣に考えて欲しい」という意図からスタートした。日本で初めて大学とケーブルテレビ局（八王子テレメディア：現 JCOM）が共同で番組を制作し、既存の「見るだけのテレビ」から「学びの宝箱」へと進化させた。本番組は 2001 年度の番組制作当初から全国各地のケーブルテレビで放送しており、八王子市、多摩市、立川市、稲城市、日野市等といった近隣地域を中心に、全国 35 社以上のケーブルテレビ局、のべ 600 万を超える世帯で視聴可能となっている。また、現在はケーブルテレビでの放送に加え、YouTube を利用して広域ネット配信をしている。

毎年、新規で 6 番組を制作配信している。テーマは下表のとおり幅広く扱っており、総合大学としての強みであると言える。

[放送実施局及び視聴世帯数一覧 2022 年度]

①単独局（グループ会社化されていない局）

放送局名	放送エリア	視聴世帯数
多摩ケーブルネットワーク	青梅市 羽村市 福生市	60,100
多摩テレビ	多摩市 稲城市 八王子市南部 町田市一部	64,800
東京ケーブルネットワーク	東京都文京区、荒川区、千代田区	180,500
東京ベイネットワーク	東京都江東区・中央区	268,800
ケーブルテレビ品川	東京都品川区	191,900
としまテレビ	東京都豊島区	135,000
iTS コミュニケーションズ	東京都：目黒区、大田区・世田谷区・渋谷区・町田市の一部 神奈川県：横浜市緑区、港北区、青葉区、都筑区、神奈川県川崎市宮前区、高津区、中原区	980,500
宮城ケーブルテレビ	宮城県塩竈市	14,309
株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク	静岡県：沼津市、三島市、伊豆の国市、御殿場市、清水市、焼津市、島田市、函南町、伊豆市、長泉市、裾野市、富士市、静岡市、藤枝市、小山町	279,816
㈱八戸テレビ放送	青森県八戸市	23,800
岩手ケーブルテレビジョン(株)	岩手県盛岡市	33,300
稲沢 CATV	愛知県稲沢市	8,500
株式会社 ICC	愛知県一宮市	59,400
人間ケーブルテレビ	埼玉県人間市	15,000
瑞穂ケーブルテレビ	東京都瑞穂町	
視聴世帯合計		2,315,725

②ジェイコムグループ

放送局名	放送エリア	視聴世帯数
東エリア（練馬）	練馬区、中央区（THE TOKYO TOWERS）、埼玉県和光市、新座市	375,359
南エリア（杉並）	杉並区	250,865
西エリア（小金井）	小金井市、国分寺市、府中市、	212,802
板橋	板橋区	246,064
西東京	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	258,572
調布	調布市、狛江市	158,023
世田谷	世田谷区（一部）	127,244
すみだ	墨田区	120,713
台東	台東区	99,039
江戸川	江戸川区	220,711
足立	足立区	194,237
大田	大田区（一部エリア除く）	183,507
東京北	北区	154,144
中野	中野区	159,311
八王子	八王子市・あきる野市・日の出町	145,754
日野	日野市	68,529

放送局名	放送エリア	視聴世帯数
多摩	立川市、国立市、昭島市、東大和市、武蔵村山市	175,884
港新宿	港区・新宿区	256,637
武蔵野・三鷹	三鷹市、武蔵野市	124,690
葛飾	葛飾区	141,985
町田・川崎	町田市、神奈川県川崎市の一部	234,617
	視聴世帯合計	3,908,687

【「知の回廊」番組表 2019年度～2021年度】

年度	回数	テーマ名	担当教員(所属)
2019	第128回	啓蒙思想家デイドロ-多彩なジャンルで先駆けとなったマルチタレント	田口卓臣(文)
2019	第129回	インバウンドと交通に関する研究	後藤孝夫(経)
2019	第130回	地域の課題解決を目的とした商品・サービス開発に挑戦! ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム	柚木理雄(商)
2019	第131回	醤油業界から学ぶ現代ビジネスのヒント～地域産業のダイナミック・ケイパビリティ理論～	野間口隆郎(国経)
2019	第132回	マイクロ・ナノロボティクスについて	早川健(理)
2019	第133回	サイバーカルチャーの未来	岡嶋裕史(国情)
2020	第134回	学生の学びを止めない闘い～中央大学コロナ禍奮闘記～	中央大学学事部他
2020	第135回	AI・データサイエンスセンターの取り組み	樋口知之(理)
2020	第136回	大学発・初ベンチャー「ソラリス」の取り組み	中村太郎(理)
2020	第137回	デジタル・トランスフォーメーションとAI戦略	須藤 修(国情)
2020	第138回	国境を超える紛争! 日本と日本法が目指すべき姿	佐藤信行(法科大学院)
2020	第139回	中央大学におけるダイバーシティ推進の取り組み	ダイバーシティセンター
2021	第140回	中央大学 ELSI センターの取り組み	中央大学 ELSI センター
2021	第141回	プログラミング教育の現状と展望	斎藤 正武(商)
2021	第142回	コロナ禍で加速したテレワーク 光と影・その展望	高村 静(経営戦略研究科)
2021	第143回	コロナショックが日本経済に与えた影響	川崎 一泰(総政)
2021	第144回	組織開発の考え方	木村 剛(国経)
2021	第145回	人の移動とエスニシティ	中坂 恵美子(文) 池田 賢市(文)

5) 各種機関誌等の出版事業

本学の教育研究成果の社会への還元については、本学エクステンションセンターにおいて、出版業務等を通じて行っている側面もある。具体的には次のとおりである。

研究者の研究成果を世に問うという使命を大きな特色とし、学部・大学院等の学内機関の教育研究成果を研究叢書、紀要・論集という形で公刊する「受託出版本」と、本学専任教員等が執筆する学術専門書、教科書等の「自主企画本」を刊行している。

受託出版については、編集・校正の立場から精度の高い良質な本作りに努力し、自主企画本については、出版助成制度を活用した企画を支援する等を通じて、有意義な刊行企画と点数の増加に向けて積極的な働きかけを行っている。受託出版本のうち、学部紀要については、「法学新報」「経済学論纂」「商学論纂」「紀要(文学部)」「文学部紀要」「言語・文学・文化」「史学」「哲学」「社会学・社会情報学」「教育学論集」の各5タイトル「総合政策研究」「国際情報学紀要」「国際経営学論纂」「中央ロー・ジャーナル」を年間1～7冊刊行するとともに、「ドイツ文化」「英語英米研究」等、言語系紀要および「大学院研究年報」を刊行している。一方、研究所が刊行している研究叢書等については、これまで多数のシリーズを刊行することで教育研究成果を社会に公表してきたが、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大を取り巻く社会情勢の影響により、刊行数が減少傾向にある。

自主企画本のうち、「高校生からの法学入門」「高校生からの経済入門」「高校生からの商学入門」については、附属高等学校での課題図書、特別選抜入試合格者の入学前教育、学部新入生の導入教育、他大学での教科書採用、一般読者への販売等を意図して企画・制作したも

のであり、広く社会の評価を得たことで現在も増刷を重ねている。

また、本学の「教育力向上推進事業」による支援（事業名「学生が作る／学生と作る実践的教養教育」）とFD活動及び学内インターンシップの形を取る授業の出版成果物として、文学部より、2020年度には『読書する知性「本づくり」演習成果』、2021年度には『学びの扉をひらく一時間・記憶・記録』上下2巻が出版され、本学附属学校の図書室に展示されたり、授業で活用されたりするなど、高大連携教育の推進に寄与している。外部からも、『読売新聞』において「キャンパス探訪 中央大学／モノ創る文学部」（2021年7月6日付朝刊）として写真入りで紹介されており、文学部における領域横断的な学びの姿をわかりやすく学外に発信する出版物として、好評を博している。

総合教養雑誌「中央評論」については、学生を中心とした読者に日頃の専門的知識ではない分野にも視野を広げ、予想を超えた内容に出会って啓発を受けてほしいという願いのもと学内外に広く執筆者を募集している。2022（令和4）年8月現在、320号まで発行しており、最新320号は社会情勢に即して「DX時代の法学」と題して原稿募集を行い、編集作業を経て発行した。出版した書籍の販売については、直販のほか、書店販売に加えて、Amazonや楽天ブックスなどの通信販売を行っている。出版した書籍については、新刊図書目録を発行することで学内外に周知するほか、中央大学出版部公式Webサイトにて広く社会に公表している。

6) ダイバーシティ講演会

ダイバーシティに関する取組みについては、ダイバーシティセンターが主体となり、「中央大学ダイバーシティ宣言」に基づき実施している。ダイバーシティセンターでは、ハラスメント防止啓発活動を含む本学での取り組みの蓄積を広く学内に共有するとともに、ダイバーシティ推進に対する意識・認知度を高めることを目的として、毎年「ダイバーシティウィーク」と称して、講演会をはじめ、学生によるパフォーマンス等を通じて「ダイバーシティ」に触れる1週間を設定し、各種イベント企画等を実施している。

また、2021年度には、「CHUO Diversity × ハラスメント防止啓発 Week2021」の関連企画として、ダイバーシティの推進に向け、学内構成員や社会一般の方を対象とした講演会を実施した。講演会のテーマは以下のとおりである。

- ①2021年11月11日に順天堂大学スポーツ健康科学部准教授の渡正氏による講演会を実施（オンライン）した。

内 容：「パラリンピックは共生社会をもたらすことができるのか？～パラアスリートの多様性と限界～」

司 会：天田城介（中央大学文学部教授）

なお、参加者数は、学内外合わせて51名であった。

- ②2021年12月23日に参議院議員の木村英子氏による講演会「障害と政治」を実施（オンライン）した。

内 容：「障害と政治」CHUO Diversity × ハラスメント防止啓発 Week2021 関連企画「重度障害者の自立と社会参加、そして政治へ…」をテーマに、現在、障害と政治において何が問われるべきかを考えた。

司 会：天田城介（中央大学文学部教授）

なお、参加者数は、学内外合わせて41名であった。

③2022年3月31日にシンポジウム『障害とアカデミア』を実施（オンライン）した。

登壇者：天島大輔氏（日本学術振興会特別研究員PD／中央大学）

「働く」を普遍的に～当事者事業所の可能性～

熊谷晋一郎氏（東京大学先端科学技術研究センター准教授）

「研究室のダイバーシティ・マネジメント」

並木重宏氏（東京大学先端科学技術研究センター准教授）

「インクルーシブな科学教育環境に向けた取り組み」

討論者：高口僚太郎（中央大学ダイバーシティセンター コーディネーター）

司会：天田城介（中央大学文学部教授）

なお、参加者数は、学内外合わせて90名であった。

また、2018年度及び2019年度に、LGBTへの理解推進のために、学内構成員や社会一般の方を対象とした連続公開講座を実施しており、現在はYouTubeにおいて公開している。

なお、年度末には、当該年度にダイバーシティセンター主催で実施したイベントや活動内容を纏めた「中央大学ダイバーシティセンター年度活動報告」のパンフレット（A3：2つ折り）を作成し、ダイバーシティセンターへの寄付者に対する報告も行っている。

7) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けた取り組み

本学におけるSDGsに関する活動については、2019年度より本学の単年度事業計画において、SDGs達成に向けた取り組みの推進と可視化を重点政策として掲げている。また2020年1月からは、教学マネジメント・SDGs担当副学長を置き、これまで組織ごとに推進してきた様々な成果を学長・副学長のマネジメントのもとで全学的に集約し、目標を達成するため、社会連携・社会貢献推進会議の下にワーキンググループを立ち上げて体制を整えている。さらに、2020年12月には、前述のとおり「中央大学SDGs宣言」を策定し、学長による声明とともに、本学公式Webサイトを通じて、社会に広く公表している。

具体的な活動としては、2021年7月に、学内のSDGsに関する取り組みを把握するためにアンケートを実施し、119件の回答が得られた。当アンケート結果をもとに、先進的な取り組みや優良な取り組みをピックアップし、関連するそれぞれのゴールごとに分類したうえで本学公式Webサイトに掲載したほか、日本語と英語の2カ国語で年次報告書を作成した。

また、2021年12月及び2022年5月には、中央大学SDGs講演会を実施している。この講演会は、SDGsにかかわる社会的課題をテーマに取り上げ、本学の専任教員及び招聘した専門家が講師となって講演を行い、その後座談会や質疑応答を通じて意見交換を行うものとなっている。なお、取り上げたテーマは以下のとおりであり、いずれもオンライン開催で実施している。

- ・「SDGsの達成のために今日からできること」（2021年12月17日実施）
- ・「Managing disaster risks and maintaining biodiversity -in search of synergies for sustainable solutions - 防災・減災と生物多様性保全の両立を目指して -」（2022年5月20日実施）

さらに、2022年6月には、SDGsに資する学生の主体的な活動によって実現されるアイデアを顕彰する事業として、「中央大学SDGsアクションプランアワード」の応募を開始した。これは、「SDGsを達成するために、学生が主体となっていていつまでに何をどのように行うかと

いう行動計画」を募集するものであり、2022年度は「応募者が実践できる新たなSDGsのアイデア」をテーマとしている。

なお、THE (Times Higher Education) 大学インパクトランキングには3年連続エントリーしており、特に「SDG16 平和と公正をすべての人に」、「SDG17 パートナリーシップで目標を達成しよう」では高得点となっている。

一方、本学では、「中央大学SDGs宣言」及び「学長による声明」に基づき、SDGsが掲げる目標を達成するために、組織間の有機的連携や、予算的措置を含む学内リソースの有効活用などをマネージする体制の強化が課題となっている。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄附講座、企業等との共同研究、受託研究等）

大学として組織的にしているものとしては、主に以下に挙げるとおりであるが、その他の寄附講座については、各教育研究組織においてその専門分野の特性を踏まえた独自の講座を適宜実施している。各講座の詳細については、各学部・研究科の項において述べることにしたい。

（1）大学コンソーシアム八王子との連携

八王子市は、本学の移転を契機に、1979年に市の基本構想の都市像の1つに「歴史と文化を創造する学園都市」を掲げ、学園都市づくりのスタートを切った。学園都市づくり事業を支える組織は、当初、大学・行政・議会・市民を構成員とする「学園都市協議会」であった。その後、この組織は構成員の変化、事業の拡大等により、「学園都市連絡会」、「学園都市推進会議」、「学生委員会」、「産学公連携機構」、「八王子学園都市文化ふれあい財団」、「八王子市」の各組織によって支えるかたちに分化・改編、発展し、2009年4月には「高等教育の充実・地域社会の発展」という基本構想の下で更なる地域の発展を目指し、前述の事業組織を統合した「大学コンソーシアム八王子」を立ち上げた。

「大学コンソーシアム八王子」構想では、八王子地域に25大学がある地域特性を活かし、大学・市民・企業・行政が主体性を持って連携・協働し、地域の活性化、情報の発信、調査研究、交流促進等を行うことにより、大学、学生、市民それぞれが地域に大学があるメリットを感じることができ、高等教育の充実、地域社会が発展する魅力のある学園都市の形成を行うとともに、留学生への支援・協働を通じ国際的な学園都市づくりを目指すことを目的としており、本学はその設立準備委員会メンバーとして専任職員を委員に選出し、その設立準備活動に携わってきた。また、同構想では、①単位互換や小中高大連携等の単体の大学では困難な取組みを効果的に実施する大学間連携事業、②学生が地域で活動するための支援を行う学生活動支援事業、③大学の提供講座等による生涯学習推進事業、④産学官協働を推進する産学公連携事業、⑤加盟25大学の取組み、学園都市づくり情報を広報する情報発信事業、⑥留学生の生活支援や市民との交流を促進する外国人留学生事業の6事業を推進することとしている。

<大学コンソーシアム八王子 構成団体>

大学等	工学院大学、明星大学、国立東京工業高等専門学校、帝京大学、帝京大学短期大学、東京造形大学、東京純心女子大学、杏林大学、多摩美術大学、創価大学、創価女子短期大学、東京薬科大学、拓殖大学、中央大学、日本文化大学、法政大学、東京工科大学、首都大学東京、山野美容芸術短期大学、ヤマザキ学園大学、東京家政学院大学、サレジオ工業高等専門学校、デジタルハリウッド大学、多摩大学、桜美林大学
市民・経済団体等	八王子商工会議所、八王子市学園都市推進会議、八王子学生委員会、

	公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団、大学セミナーハウス
行政	八王子市

(2) 公益社団法人「学術・文化・産業ネットワーク多摩」との連携

学術・文化・産業ネットワーク多摩（以下、「ネットワーク多摩」という。）は、2002年7月に任意団体として発足し、その規模の拡大に伴い、2005年4月に社団法人、2012年4月には公益財団法人となった。多摩地区の大学・短期大学（25校）、行政（9市）、企業・NPO等（28団体、6個人）合計68機関から構成されており、単なる大学コンソーシアムとは異なったミッション「大学を核として産官学がそれぞれ連携することで、その強みを発揮し多摩地域全体の活性化を図る」を旗印にして活動し、全国組織でも参考になるようなユニークな活動を展開している。なお本学は、社会貢献の一環として発足以前からその活動に関わり、発足以来現在も本学教員が専務理事として組織全体を統括している。

ネットワーク多摩は、広域多摩地域を中心に、大学を中核に行政・企業・団体等と協働し、教育を柱に地域の活性化、調査・研究開発、情報提供、交流促進、大学間連携等を実践することで、地域の発展はもとより、我が国の教育の改善・発展と社会貢献に寄与することを目的に多岐にわたる活動を行っている。本学では、現在、学長がネットワーク多摩の副会長を務めていることから、常任幹事会の構成機関として地域に根差した社会貢献活動を積極的に推進するとともに、主として以下の活動に貢献している。

①多摩未来奨学金・多摩未来奨学金/サイエンス

本事業は、多摩地域の企業・団体から拠出の資金を原資として、加盟大学等から選抜された学生に給付金（20～30万円）を給付するプロジェクト参加型の奨学金である。

多摩未来奨学金は、成績優秀な学生のうち経済的な理由により修学が困難な学生を後押しすると同時に、多摩地域を活性化する人材育成も目的としているため、多摩未来奨学生となる学生には、ネットワーク多摩の指定する「多摩未来奨学生プロジェクト」への参加が求められる。同プロジェクトでは、大学教員及び専門家の指導の下、地域活動や企業訪問を通しグループワークを行い、多摩地域への提言を行う。

多摩未来奨学金/サイエンスは、理工系大学院に在学する者の就学支援および研究開発能力を有する人材育成を目的としているため、給付を受けた大学院生は、多摩地域の企業でのインターンシップや、企業との共同開発研究活動が要件とされている。

2021年度は、本学2名の学生が多摩未来奨学生に採用されている。

②多摩の学生まちづくり・ものづくりコンペティション

本事業は、課外研究として学生団体が、学生ならではの視点や感性を活かし、多摩地域の魅力や課題をテーマに、地域の企業や行政の協力を得ながら実践的なフィールドワーク等を行い、プレゼン形式でコンペティションを行うものである。学生団体と企業・行政との連携共同研究により、多摩地域の活性化を図ることを狙いとしている。2021年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対面ではなくプレゼン映像での審査であったが、本学5チームを含む過去最高の13大学43チームが参加し、有意義なコンペティションとなった。

③多摩地域行政連携事業「政策スクール」

本事業は、地域人材育成と教育力アップを目的とした連携事業であり、「若い世代の都心回帰」や全国にみられるように多摩地域の自治体でも高齢社会と人口減少という大きな課題を抱える中、これらの行政サービスの在り方と多摩地域をさらに活気づける手立てを探る目的で行政職員と若者の発想で切り込んだワークショップで新しい多摩を提言するものである。2019年度は「スポーツコミュニティ創造のための官民学の連携」をテーマに、立川市子ども未来センターにおいて開催され、本学の教員も講師として登壇した。

(3) 文京区との包括連携

本学は2006年に文京区との間で学長・区長を代表とする包括協定を結んでおり、「区内まるとキャンパス」を目指して文京区により策定された「文京アカデミー構想」に参画し、連携の方向性を確認しながら包括協定に基づく活動を展開しており、文京区に存在する知の発信地として公開講座を行う等、積極的な地域交流や社会貢献活動に勤しんでいる。

また、文京区・文京区教育委員会・公益財団法人文京アカデミーの後援により、本学理工学部が主催する「中央大学サイエンスセミナー」を中学生及び高校生を対象に2004年度から開催し、好評を得ており、毎年多くの参加者を得ている。

2018年には、「中央大学ダイバーシティ宣言」に基づく取り組みが認められ、文京区が募集する「女性のエンパワーメント原則推進事業所」として学校法人として初めて登録された。

(4) 八王子市との包括連携

本学は、「中央大学の社会連携と社会貢献に関する理念」に基づき、2017年4月に、キャンパス所在地のひとつである八王子市との包括連携に関する協定を締結した。協定締結以降、地域課題の解決および地域の活性化並びに大学の教育・研究の充実を図り、地域社会の発展に寄与している。

現在、本学は生涯学習推進事業の一環として、八王子学園都市大学（通称：いちよう塾）の開講講座の一部を担っており、八王子市民の誰もが意欲をもって学ぶことのできる機会の場を提供し、地域活動に貢献している。2021年度に本学が提供する講座及びテーマは以下のとおりである。

<2021年度 いちよう塾における本学提供講座一覧>

- ・わかる哲学史～デカルトから現代思想までをじっくり味わう～
- ・非西洋世界のキリスト教
- ・80年を経て明らかにされた日米開戦の真実～「昭和天皇実録」から対米開戦の決断を読み解く～
- ・八王子・多摩地域の歴史と考古① 縄文時代の考古学～多摩・武蔵野地域の遺跡を中心に～
- ・八王子・多摩地域の歴史と考古② 蚕糸産業と世界恐慌～保護貿易の影響から大東亜経済圏への道～
- ・八王子・多摩地域の歴史と考古③～中世東国を駆ける八王子・多摩地域の武士団～
- ・データで語る多摩の物語～八王子は多摩の盟主を名乗れるか？～

(5) カーボン・ニュートラル達成に貢献する大学等コアリション

本学では、「中央大学SDGs宣言」に基づき、本学の教育研究活動や地域貢献活動を通じて、地域の脱炭素化への貢献するため、文部科学省と環境省、および賛同する国公私立大学等が連携する「カーボン・ニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」に参画している。

○地域交流・国際交流事業への参加状況

(1) 中央大学杯スポーツ大会

地域に開かれた大学として、大学周辺地域の方々との交流を深め、スポーツを通じて地域の小・中学生の健全な育成に役立てるように、「中央大学杯スポーツ大会」を1991年から開催し、本学の体育施設を広く開放している。本大会は、近隣の八王子、日野、多摩、町田、稲城、立川、府中、国立の各市の教育委員会及び読売新聞東京本社の後援と中学校体育連盟等の協力により実施している。大会運営は参加学校の教諭、地区のスポーツ指導者、各競技種目の本学運動部の学生、専任職員及び外部審判（日野市少年野球連盟等）による協力によって支えられており、地域との密接な連携・協力体制の下に実施される毎年7月の恒例行事となっていたが、2018年度からは、熱中症対策のため冬季に開催している。なお、試合結果は読売新聞の地方版に掲載される。

本大会の競技種目は、中学生のバレーボール・バスケットボール・ソフトテニス・卓球、小学生の軟式野球・サッカー及び家庭婦人によるバレーボールとなっており、多くの種目・対象者を受け入れるよう努めている。2019年の大会では、小学生を対象としたラグビーも実施している。地域における本大会の位置づけは、各地域の大会を勝ち上がったチームが参加できる栄誉ある大会であり、通常、都大会等に進出しなければ対戦できない他市との対抗戦が行える貴重な機会と捉えられている。また、設備の充実した施設での大会は全国大会レベルでないと経験できないため、出場選手や参加チームの指導者からも好評を博している。さらに、運営にあたっては、大学負担にて競技参加者を対象に傷害保険に加入するほか、本学保健センター所属の医療従事者を配置するなど、安心・安全に大会に出場いただけるよう配慮している。

さらに、2012年の大会からは、参加者の満足度を高めるよう、本学運動部の学生が講師となって小・中学生の参加者をレッスンする「スポーツ教室」を実施している。この企画は、参加者から好評を博しているばかりでなく、講師を務めた学生からも満足感や競技に対するモチベーションを引き出すことができている。2015年の大会からは、中央大学附属中学校のチームが参加し、“総合学園（中大ファミリー）”としての意識の醸成を行っているところである。

なお、2020年度及び2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中止としている。

[中央大学杯スポーツ大会 参加者実績 2015年～2019年]

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	参加チーム数	参加チーム数	参加チーム数	参加チーム数	参加チーム数
バレー男子	8	8	6	0	0
バレー女子	7	8	8	7	7
バレー家庭婦人	13	16	15	15	15
バスケ男子	9	8	8	7	7
バスケ女子	9	9	9	7	7
ソフトテニス男子	11	11	11	10	10
ソフトテニス女子	13	14	12	12	12
卓球男子	10	11	9	14	14
卓球女子	9	9	8	12	12
軟式野球	16	16	16	16	16
サッカー	16	16	13	16	16
参加者合計	2,157	2,556	2,473	2,107	2,150

(2) 学生によるボランティア活動

本学では、ボランティア活動を通じ、学生の主体的な学びとそれによる成長を支援することを目的に、2014年に学生部に「中央大学ボランティアセンター」を設置し、東日本大震災被災地でのボランティア、地域ボランティア、ボランティア講座等の取組みを行っている。また、

ボランティアに携わる学生の育ちを支援するための各種講座や相談対応にも力を入れている。

また、ボランティアセンターでは、「中央大学の社会連携と社会貢献に関する理念」に基づき、多様なコミュニティと連携し、そのニーズに応じた活動を展開するとともに、活動の中で課題の発見・解決に向けて自ら行動できる学生の育成に努めるべく、2022年5月に、今後の組織の方針と運営体制の方向性を定めた「中央大学ボランティアセンター ビジョン」を策定した。この先の10年を見据え、本学のキャンパス周辺の地域や被災自治体といったコミュニティでの活動の継続はもとより、グローバルな視野から、より多様な諸課題を含む社会との連携を目指す。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大下においても、積極的にオンラインを中心としたイベント・交流企画（スタートアップ、スキルアップや集会をはじめ、社会課題や変革をテーマとする講座）を継続し、地域の福祉活動、現地関係者、外部講師を通じて学生自身の活動目的や理解につながる機会を提供することができている。

①被災地支援ボランティア（東日本大震災、豪雨災害）

被災地支援ボランティアについては、東日本大震災発生後の2011年度に学员個人からの経済的支援による気仙沼大島での瓦礫撤去ボランティアが複数回実施されるとともに、学生部主催で冬休み及び春休みにボランティア活動が行われた。この取組みを受けて、2012年度からは学生部・学员個人が主催し教職員が引率する活動を引き続き実施するとともに、意識が高く継続的に参加する学生をリーダーとする「被災地支援学生団体ネットワーク」を立ち上げ後方支援する体制を併用していた。また、学生主体活動に関して、中央大学学会が設置した「学会白門支援金」（2015年度限りで支給打ち切り）及び「白門飛躍募金」（2016年度から支給）から、学生1人あたり上限2万円で交通費・宿泊費の半額を補助する制度を設けており、この補助制度に関しては「ボランティア活動に関する補助基準」を作成し、学生団体の活動支援を行っている。

2019年度（新型コロナウイルス感染症拡大以前）までの主な活動として、東日本大震災以外に、熊本地震に伴う学生団体による地域支援（チームくまもと）、台風・集中豪雨による被災地（岡山県、長野県、宮城県）での支援を実施し、東北学院大学を中心とする大学間連携企画としての復興支援ボランティア・夏ボラに参加していた。また、ボランティアウィークを設け、以下の学生継続団体等による報告会、写真展を行い、活動発表を実施している。

[学生団体による活動（被災地支援）]

団体名	活動場所	活動内容
はまぎくのつぼみ	宮古市	学童クラブでの遊び・学修支援、仮設住宅での交流会、復興支援ストラップ販売
はまらいんや	気仙沼市面瀬	仮設コミュニティ支援
面瀬学習支援	気仙沼市面瀬	小中学校への学習支援
チーム女川	宮城県女川町	コミュニティ支援、物産のPR
ふらっと真備	倉敷市真備町	仮設コミュニティ支援
チームくまもと	阿蘇郡西原村	仮設コミュニティ支援

これら被災地での組織的なボランティア活動については、日本財団ボランティアセンターの関係者より協定70大学のうちで高い評価を受けるなど、社会から高い評価を得ている。

しかしながら、ボランティアセンターの発足の当初から、被災地支援、地域清掃及び地域防災を中心とした公認学生団体の活動支援や主催行事に取り組んできたものの、被災現地のニーズを踏まえて活動の収束を学生自らが判断する段階（公認学生団体が5つから2つへ減少）を迎えつつあり、今後の公認学生団体の在り方とともに、ボランティアセンターの支援

の方向性と範囲について改めて確認する必要が生じている。

②地域ボランティア

多摩地域の自治会との関係づくりは、本学の課題の一つである。キャンパス周辺の清掃を行う「クリーン作戦」を年2回実施し、地元の東中野自治会と協働し、学生・教職員あわせて毎回20名以上が参加するなど、地元自治会との関係が定着しつつある。

さらに、地元の日野市社会福祉協議会、八王子市社会福祉協議会等を経由しながら日々大量のボランティア要請を受け、嘱託コーディネーターがその内容を吟味しながら掲示板やメールマガジンに流し、マッチングを行うのがボランティアセンターの通常業務の一つの柱である。これに加えて「イオンモール多摩平の森」において写真展、物産販売、防災に向けた情報発信等を実施し、日野市住民から積極的な応援を得てきており、地域でのボランティア先の開拓も進展し、日野市内の複数の団体と良好な関係を構築している。

また、後樂園キャンパスにおいては、ボランティアセンターの公認学生団体「りこボラ！」を中心とした地域ボランティア活動を行い、「クリーン大作戦@後樂園」の開催、文京区内でのイベントにて理解実験教室などの企画を行い、文京区内の団体との連携を深めている。

③ボランティアおよび防災に関連する講座

学生により広くボランティアに触れる機会を提供するために、「ボランティア講座（「公務員になりたい人のための連続・ボランティア講座」を含める）」や、ボランティアに関することを、カフェスタイルで気軽に話せる空間作りの一環として「ボラカフェ」を実施し、ボランティアへの参加層を増やすとともに、ボランティアセンターからの発信を活発化させ、認知度を高める取組みを行っている。

防災に関連する講座としては、災害救援ボランティア推進委員会による、実践的な防災の基礎知識と応急手当を学ぶ「災害救援ボランティア講座」を開催しており、講座修了者には「セーフティーリーダー認定証」と「上級救命技能認定証」が交付される。

また、日常的に防災活動を定着させるため、「チーム防災」による「避難所運営ゲーム HUG 体験会」を教職員、地域住民とともに学内で実施したり、地元で開催される防災に関する企画に学生達が参加するなど、防災を切り口にした地域貢献の輪が広がっている。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大によって、2019年度末から2021年度までは対面活動が制限され、以前と同様な取り組みはできなかったが、「ボラカフェ」や講座などは実施可能な範囲でオンライン実施に切り替えて活動を行っていた。

(3) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）

本学は2014年に一般財団法人（現、公益財団法人）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と相互に連携・協力体制を構築することを目的とした協定書を締結した。本協定を基に、東京2020大会で日本を訪れる観光客が安心して滞在できるよう、日常生活や街中で困っている外国人に対して、簡単な外国語で積極的に声を掛け、手助けできる人材の育成を目的に、東京都が主催する「『外国人おもてなし語学ボランティア』育成講座」を2016年度から2019年度まで計13回実施し、計508名が受講している。

東京オリンピック開催に当たっては、大会に出場する「パンアメリカンスポーツ機構」の選手へ本学体育施設を無償で貸し出すこととし、その受け入れに先立ち、「パンアメリカンスポーツ機構」スポーツディレクターのリカルド・プロバード氏や関係企業・団体の協力の下、2019

年 11 月に在學生に向けて「パンアメリカンスポーツ機構」に関する講演会を実施したり、当機構に加盟する 41 の国と地域の国旗の展示、中央大学杯スポーツ大会における特設ブースを設置したりするなど、広報活動を展開した。

また、小中学校へ本学の学生アスリートを派遣するオリンピック・パラリンピック教育推進事業にも協力し、次世代の日本を背負うアスリート育成の一翼を担った。

オリンピック開催中には、視覚・聴覚に障害を抱えている方にもオリンピックを楽しんでもらうため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の協力の下、本学バドミントン部の学生がバドミントン試合会場にて、スマートフォンの音声読み上げ機能等のアプリを活用して、競技の進行を案内する活動にも協力した。

（４）職場体験学習の受け入れ

本学では、「中央大学の社会連携と社会貢献に関する理念」に基づき、大学としての社会連携・社会貢献活動の一つとして、近隣の公立中学校の職場体験学習の受け入れを行っている。中学校で行う「職場体験」は、２年生の生徒を対象に、進路および総合学習の一環として、様々な事業所や施設などで、実際に働くことを通して、地域の人々との交流や、働くことの意義、大切さや苦勞や喜びを理解するとともに、自分の将来について考えていく態度を養うことを目的としている。2021 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中学校側の辞退が相次ぎ、1 校 3 名のみの受け入れとなったが、中央図書館や国際センターでの業務体験や、教職課程を履修する学生との進路に関する懇談会など、複数課室における体験学習を 3 日間行った。

（５）小学校・中学校への本学外国人留学生の派遣

2015 年度から、国際理解教育の一環として、日野市の小・中学校へ本学の外国人留学生を派遣している。2018 年度及び 2019 年度は、多摩キャンパス近隣の 3 市（八王子市・多摩市・日野市）の小・中学校へ外国人留学生が訪問し、自国の文化や暮らし、地理歴史、遊びを紹介するなどしながら、国際理解を深める学習に貢献している。2022 年度からは、同年開校した都立立川国際中等教育学校附属小学校との協力関係が構築され、今後ますますの地域交流の機会を見込んでいる。新型コロナウイルス感染症の影響により一時中断しているものの、2015 年度以降の派遣回数は 16 回にのぼる。今後は教職を志す学生との協働により、より多くの学生が社会貢献活動に携わる機会を提供することを目指す。

<点検・評価結果>

以上のように、「中央大学の社会連携と社会貢献に関する理念」に基づき、多様なステークホルダーに対して、様々な社会連携・社会貢献に関する取り組みを行っており、本学の教育研究成果を適切に社会に還元している。一方で、全学的に取り組みを推し進めていく体制の整備は不十分であり、今後の課題と言える。

また、公開講座等による市民・学員への教育研究成果の還元、地域に根付いた学外団体との協働、小・中学生をキャンパスに招いたスポーツ大会など、それぞれ歴史のある取り組みも多くあり、一定の評価を得ていると考えられる。

今後は、新型コロナウイルス感染症拡大下での経験も踏まえて、オンラインも活用しながら受講者等のニーズに合った方法で実施するなど、実施方法の最適化も期待される。

<長所・特色>

クレセント・アカデミーが提供する講座については、大学（とりわけ本学）であるが故に提

供可能なもの、大学でなければ提供が困難であるもの、大学が提供することに社会的意義が認められるものを中核として構成している。新型コロナウイルス感染症の影響により対面形式での講座が実施できない年があったこと、これに対して多くの受講生が再開を待ち望んでおり2022年度の開講に際しては定員を超える申込みのあった講座もあることを踏まえると、これまでの長年にわたるクレセント・アカデミーの活動の成果であるとともに、今後もより発展的に学習の場の提供を行う使命を求められているものと考えられる。

『知の回廊』については、全ての世代に向けた教養番組を目指し、様々なテーマから本学の取り組みを紹介しており、大学が知の還元・共有という役割を果たしている好事例として、雑誌等の各種媒体においても取り上げられている。

出版事業においては、附属高等学校での課題図書、特別選抜入試合格者の入学前教育、学部新入生の導入教育、他大学での教科書採用、一般読者への販売等を意図した自主企画本である「高校生からの法学入門」「高校生からの経済入門」「高校生からの商学入門」が、広く社会の評価を得ることに成功しており、現在も増刷を重ねている。これに続いて、領域横断的な知の全貌が見えにくい文学部からも、「教育力向上推進事業」とFD活動及び学内インターンシップの形を取る授業の出版成果物が、本学附属学校を始めとして学外に対しても、共生社会を作るための人文的知の社会的貢献を果たすべく、積極的な発信が行われ、評価も受けている。ボランティア活動においては、学生に活動の目的や背景を伝え、ボランティアへの理解とモチベーションをもって活動に従事してもらうように努めており、被災地における活動において、日本財団学生ボランティアセンターからは、協定を結ぶ70ある大学の中でも高い評価を受けている。

<問題点>

社会連携・社会貢献推進会議の体制強化を図っているものの、各組織における取り組みの改善・向上に終始している状況で、大学として一体性をもった、社会連携・社会貢献活動の全学的なマネジメントは十分にできていない。

同様に、2030年までに目指す包括的なゴールを定めたSDGsや、2050年までに温室効果ガスの排出ゼロを目指すカーボン・ニュートラルなど、社会連携と社会貢献を使命とする本学として貢献していかなければならない地球規模の課題に対して、大学として方針等は掲げている一方で、具体的な取り組みについては個別組織のものにとどまっている。

クレセント・アカデミーの講座については、上述のとおり需要が高いものの、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、各講座の定員を制限する必要があるため、キャンセル待ちが生じており、受講生が離れていってしまう問題に直面している。一方で、オンライン講座においては、定員への影響がなく、また全国から受講できるメリットがあるものの、ターゲットとする対象者層に講座の情報を届けることができず、受講者数が思うように伸びていない。

『知の回廊』について、YouTubeを媒体として動画配信を始めたことにより、若年層への訴求も一定程度はできているものの、未だ主たる視聴者の年齢層は高く、全世代型の教養番組として、若年層へのアプローチは課題だといえる。

ボランティアセンターにおいては、被災現地のニーズを踏まえて、被災地のボランティア活動の収束を学生自らが判断する段階を迎え、今後の公認学生団体の在り方とともに、ボランティアセンターの支援の方向性と範囲について改めて確認する必要性が生じている。

<今後の対応方策>

社会連携・社会貢献活動の全学的マネジメントシステムの構築については、担当副学長のリーダーシップの下、社会連携・社会貢献推進会議を中心に、法人・教学の情報共有や取り組みの運動を強化し、現状の個別組織または各個人において行っている取り組みを全学横断的に管理・マネジメントする仕組みを構築する。

また、SDGs については、社会連携・社会貢献推進会議の下にあるワーキンググループにおいて、引き続き 2021 年 7 月に実施したアンケート結果の有機的な活用や、本学における SDGs 活動の積極的な広報・発信に資する体制の強化を図っていく。併せて、SDGs やカーボン・ニュートラルを志向した施設・設備面の整備も含めて、各種取り組みの推進を相乗的に活発化できるように、法人・教学が連携を取りながら検討していく。

クレセント・アカデミーの講座については、新型コロナウイルス感染症拡大下での経験も踏まえてオンライン等も活用しながら、今後もより発展的に学習の場を提供していく。一方で、キャンセル待ちが生じた講座においては、多くの希望者が受講できる機会を設けるため、複数のクラスを整備して隔週で開講することや、席数の多い教室を使用して受講定員を調整することなどの工夫を行っており、その効果を確認しながら、今後も改善を図っていく。

また、受講者離れ対策も含めてターゲット層に向けた広報は、自治体との連携によるチラシ配布を復活させるなど対象者へ直接講座案内を行うとともに、オンライン講座に関しては、年齢や傾向・講座に対する志向などに分けてターゲティングを行い、設定講座に対して十分な開講人数に至るよう施策を行う。

『知の回廊』については、既存の年配の方々のコアの視聴層も大切にしながら、若年層にも興味を持ってもらえるようなわくわくするテーマ設定・番組の内容を織りまぜながら引き続き年間 6 本の番組を作成し、全世代に向けた番組を展開していく。2022 年度は、文学部の学び、ロボットとの共生やミュージアムスタディーなど若年層にも興味を持ってもらえるような番組を制作する。

出版事業の自主企画本において評価の高い「高校生からの法学入門」「高校生からの経済入門」「高校生からの商学入門」及び『読書する知性 「本づくり」演習成果』『学びの扉をひらく一時間・記憶・記録』については、高校生の大学進学意識向上、受験者数の増加という入試・広報戦略にも深く関わっている書籍と位置付けており、従来の販売施策に加えて、入学センター・法学部・経済学部・商学部・文学部・中央大学生生活協同組合との相互協力を図ることで社会貢献の成果を上げるとともに、盤石な財政基盤の構築に取り組む。

ボランティアセンターの継続性と今後の発展に向けては、ボランティアセンターのビジョンで示された、学生育成を重要な柱とするボランティア活動の全学的位置づけをふまえ、活動を発展させるのに適した組織的・財政的基盤の構築について、社会連携・社会貢献推進会議や学生部（ボランティアセンター運営委員会）だけでなく、法人部署とも協働して、大学一体となって検討を行っていく。また、その際には、2020 年度にボランティア活動の企画・運営サポート及び広報活動において学生の視点を反映できるよう導入した「学生スタッフ制度」の成果の検証も併せて行う。

第1部 11章 大学運営・財務

(大学運営)

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示（大学構成員への周知を含む）

<現状説明>

○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示（大学構成員への周知を含む）

本学においては、学校法人の管理運営方針として、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を、大学の運営の方針として、「大学運営の方針」を策定している。

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」については、第1章理念・目的にも記述したように、策定段階から学内構成員との丁寧な意見交換を経て策定し、学内構成員が当事者として、各事業の推進を行っている。「大学運営の方針」についても、大学評価委員会において策定を行い、執行役員会、学部長会議、教授会、研究科委員長会議、研究科委員会等に報告を行っており、学内構成員に向けて丁寧に周知を行っている。

なお、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の概要、「大学運営の方針」とともに本学公式Webサイトにて広く学内外に公開を行っている。

<点検・評価結果>

本学においては、法人の管理運営方針として中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を、大学の運営の方針として、「大学運営の方針」を策定するとともに、公式Webサイトを通じて広く学内外に公開を行うことで、適切に方針を明示している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用がなされているか。

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか（学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備を含む）。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学長選考および学部長・研究科長、理事等の選考方法の適切性、妥当性

評価の視点6：構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識が徹底されているか（個人情報等の取り扱いを含む）。また、構成員が果たすべき社会的責任を自覚しているか。

評価の視点7：適切な危機管理対策が実施されているか。

＜現状説明＞

○関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用がなされているか。

本学は、「中央大学等規程集」によって法人並びに設置する学校及び研究所等に関する諸規程を編纂し、その内訳は、第1類基本、第2類学則、第3類学事、第4類組織、第5類服務、第6類文書、第7類人事、第8類給与、第9類財務、第10類厚生、第11類庶務、第12類参考によって構成され、管理運営及び研究・教育活動の適切な運用につなげている。「中央大学等規程集」は各部課室に配布されているほか、電子化された規程を事務イントラネット及び専任教職員専用 Web サイトに掲載し、規程の検索機能などを付加するなど利便性の向上を図り、いつでも法令や本学の各種規程を閲覧できる環境を整備している。このほか、各教学組織及び事務組織は、これら全学規程に基づく所管業務を適切に執行するため、それぞれにおいて各種の内規を定め、教職員間における共有化を図っている。

関係法令に基づく諸規程としては、主に次の規程が挙げられる。

私立学校法	学校法人中央大学基本規定（寄附行為）
学校教育法	中央大学学則（大学院学則、専門職大学院学則）
学校法人会計基準	中央大学経理規程
労働基準法	中央大学職員就業規則（各就業規則）

以上のうち、私立学校法に関しては、2020年4月1日付で改正施行され、役員の職務及び責任の明確化、情報公開の充実並びに中期的な計画等の作成が求められたことから、本学では、2019年秋から、理事会の下に設置された基本規定（寄附行為）検討理事会小委員会において、論点整理及び個別具体的規程整備案を検討し、評議員会及び理事会の審議に供し、2020年1月に文部科学大臣宛に寄附行為変更認可申請を行っている。なお、同委員会は、常任理事2名、学部長2名、研究科長理事1名、外部理事3名及び事務局長の9名で構成されている。

その後、同委員会は、理事の任期満了に伴い、しばらくの間、休会していたが、2021年7月に再開し、本学の管理運営の見直しを図るため、基本規定（寄附行為）その他の法人の重要規程について、2022年3月29日付、文部科学省大学設置・学校法人審議会学校法人分科会 学校法人制度改革特別委員会報告書の内容も参酌しつつ、本学の歴史を踏まえた本学独自のガバナンス体制を構築できるよう検討を行っている。

また、高等教育機関としての特徴を有する諸規程としては、以下のものがある。

（1）個人情報保護方針（プライバシーポリシー）・中央大学個人情報保護規程

個人情報の保護に関する法律に基づき、学校法人中央大学及び同法人が設置する学校その他教育・研究機関における個人情報の取扱いに関する事項を定めることにより、本学における教育及び学術研究、並びにそれに関わる業務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

また、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）については、2016年1月1日付で、プライバシーポリシーの一部を改正したほか、本学及び本学が設置する学校その他教育・研究機関における個人番号その他の特定個人情報の取扱いに関する事項を定めたことにより、本学における教育及び学術研究並

びにそれに関わる業務の適正かつ安全な管理を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした中央大学特定個人情報保護規程を制定している。

なお、中央大学個人情報保護規程については、2017年5月30日付及び2022年4月1日付でそれぞれ個人情報の保護に関する法律等の一部が改正施行されたことにあわせ、法令に定める要件に対応するため一部改正を行った。2017年5月30日付の法令改正では、特定個人情報が漏洩した場合には、個人情報保護委員会への報告が義務づけられたが、本学においては、特定個人情報にかかわらず、個人情報が漏洩した際に、所轄庁へ報告するよう求められていることから、特定個人情報を含む個人情報が漏洩した場合の基本的な対応手続きについて中央大学個人情報保護規程に定めている。

2022年4月1日付の改正は、分析データの利活用に係る「仮名加工情報」の創設及び学術研究における一律の適用除外の廃止等といった、研究に係る改正であったため、本学の個人情報保護委員会のもとで、具体的規程整備案を検討し、理事会への審議に供したほか、個人情報保護規程の改正内容及びそれに係る本学の対応について、法人役員、教学執行部及び校長等が参画する拡大教務役員会において勉強会を開催し、周知を図った。

(2) 中央大学知的財産ポリシー・中央大学知的財産取扱規程

学校法人中央大学及び本学が設置する中央大学その他教育・研究機関における学術研究の振興及びその成果の社会への還元に資することを目的として、教職員等の発明等を奨励し、かつ発明等に関する権利を保護するために必要な事項を定めている。

(3) 中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程

本学の専任教員による産学官連携活動に伴う利益相反マネジメントについて定めている。利益相反マネジメントは、産学官連携活動とこれを行う教員の職務及び遵守事項との関係を調整し、産学官連携活動に伴う本学の社会的信頼を確保することを目的として行うものである。

(4) 安全保障輸出管理

本学の研究者・学生は、自らが世界平和の鍵を握っているという自覚を持って高度な科学技術分野での研究開発を行い、外為法に基づく安全保障輸出管理に関するコンプライアンスプログラムを実施することを定めて、これまでも対応を進めてきた。しかし、2022年5月1日付で、外為法に基づくみなし輸出管理の運用明確化等の制度改正がなされることにあわせて、本学としても、大学として全学的な管理体制を構築することとし、安全保障にかかる貨物・技術の適切な管理や、これらに関与する人の適切な対応を促す体制を整えることを目的とした安全保障輸出管理規程を2022年5月16日に制定施行した。

(5) ハラスメント防止啓発ガイドライン・中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程

日本国憲法に則り、個人の尊厳を尊重し、学校法人中央大学並びに本学が設置する中央大学その他の教育・研究機関に所属する教員、職員、学生及び生徒等について、快適な教育・研究、就業の環境を作り出し、維持するために、本学関係機関等におけるハラスメントの防止啓発を図り、あわせてハラスメントが発生した場合の適切な措置を定めることを目的としている。

(6) 中央大学理工学部危険物等管理規程

理工学部における研究・教育活動に関わる危険物、放射性同位元素等、放射線発生装置、高圧ガス、有害実験廃液、産業廃棄物、毒物・劇物及び核燃料物質の管理体制を確立することにより、危険物等の取扱いによる事故を防止し、研究・教育の増進を図ることを目的としている。

(7) 中央大学遺伝子組換え実験等実施規則

本学において遺伝子組換え実験及び細胞融合実験を計画し、実施する際に遵守すべき安全確保に関する基準を示すとともに、安全確保の体制等を定め、もって実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的としている。

(8) 中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程

公的研究費について適正な管理を行い、公的研究費の不適正な使用を誘発する要因を除去するとともに、学内外からの通報に対する適切な取扱いについて定めることにより、公的研究費が不適正に使用されることのない環境を整備し、もって本学における研究を促進することを目的としている。

(9) 中央大学における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応に関する規程

本学における研究活動上の不正行為に対応する適切な体制整備を行うとともに、学内外からの通報に対する取扱い等、研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めることを目的としている。

(10) 学校法人中央大学危機管理規程

学校法人中央大学及び本法人が設置する学校の円滑な運営に支障をきたす危機事象が発生し、またはそのおそれがある場合に、本学における危機管理体制について必要な事項を定めることにより、本学の学生、生徒及び教職員等の安全確保と本学の管理運営、教育・研究活動の維持または早期再開を図り、本学の社会的責任を果たすことを目的としている。

(11) 学校法人中央大学公益通報に関する規程

学校法人中央大学及び本法人が設置する学校その他の教育・研究機関における公益通報に関する制度を設けることにより、法令または本学が定める基本規定（寄附行為）及び諸規程の違反その他の不正な行為を早期に発見し、是正措置を講じることをもって、本学の健全な発展に資することを目的としている。

なお、2022年6月1日に、公益通報者保護法が改正されたことから、これに対応するとともに、同規程制定後、運用上の課題も生じていたことから、本学構成員が統一的な理解の下、本学の教育・研究及び管理運営の健全な発展に資する規定の運用ができるよう同年7月11日に規程改正を行った。

(12) 中央大学における人を対象とする研究倫理に関する規程

学校法人中央大学に雇用されて研究に従事している者及び、本学の施設、設備を利用して研究に従事する者が、人を対象とする研究を実施する際に、研究対象者の生命、個人の尊厳及び基本的人権を守りつつ適正かつ円滑に研究を実施するため、研究者が遵守すべき

基準を示すとともに安全性及び倫理的妥当性を確保するために必要な事項を定めることを目的としている。

(13) 学校法人中央大学監事監査規程

2020年4月1日付で、私立学校法が改正され、役員職務及び責任の明確化等に関する規定の整備等、学校法人の管理運営体制の確保が厳格に求められることとなった。そのうち、監事の職務についても、これまで以上に強化され、学校法人の適正な運営において、監事の果たす役割が極めて重要となったことから、監事監査の公正性や客観性を制度として保障するため、必要な事項を定めることを目的として、学校法人中央大学監事監査規程を2021年6月14日に制定施行した。

法令改正等の情報収集については、当該業務を所管する事務組織が自主的に行うことを基本としつつ、法人及び教学の全学的事項については、中央大学事務組織規則に基づき、総務部及び学事部が、それぞれ情報の収集にあたっている。

総務部及び学事部は、法人・教学事項に関する情報を調査・収集・分析した結果、本学の諸規程を改める必要があると判断した場合、関連部課室との調整を経て、法令の改正趣旨を踏まえた規程改正案を作成して、執行役員会（法人事項）または学部長会議（教学事項）の確認を得た後、理事会に上程するべく、教授会、教務役員会等をはじめとする学内審議手続きに入っている。

このように、本学は、管理運営に関する学内諸規程を適切に整備するとともに、教職員の利用環境を整えるなど適切な運用を図っている。

○意思決定プロセスが明確化されているか。

学校教育法において、私立学校は、設置者たる学校法人が置く理事会が組織・施設の運営について責任を負うとする設置者管理主義を採っている。また、私立学校法によって、学校法人は理事会及び評議員会を必置の機関とし、学校教育法では、大学自治の制度的保証という観点から大学に教授会を置くことが義務付けられている。

本学はこれら法定の機関について、理事会及び評議員会にあつては基本規定（寄附行為）に、教授会にあつては学則によって、それぞれ構成、職務（審議事項）及び議事要件等を明確にしている。

理事会は、基本規定（寄附行為）第25条第2項に基づき、この法人の一切の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。しかし、実際には、これら全ての付議事項について、理事会で意思決定を行うわけにはいかないため、本学では、学校法人中央大学理事会議事準則を整備して、理事会の審議事項を明定するとともに、基本規定（寄附行為）第28条において、理事会から付託を受けた議決機関として執行役員会及び教務役員会を設置し、同会議が審議決定する内容を、それぞれ学校法人中央大学執行役員会規則及び教務役員会規則に定めている。

また、私立学校法第42条において、学校法人の必置機関となっている評議員会について、本学では、同条第2項に基づき、審議機関としての性質を持たせ、基本規定（寄附行為）第42条により、予算や事業計画等の重要な事項については、評議員会の議決を経なくてはならないとしている。

私立学校法第35条に定められている監事については、基本規定（寄附行為）第23条第1

項に監事の職務権限を定め、法人の業務、法人の財産及び理事の業務執行の監査等を行うことを明確にしている。

なお、法人の主要な管理運営である職員人事、給与及び広報に関して、本学では、いずれも理事長の諮問機関として委員会が常設されている。これらの委員会には、事案の専門性に応じて教学主体の委員会または部会の開催が必須とされ、いずれも明定された規程に基づき適切に運用されている。

具体的な意思決定プロセスとしては、事案内容によって若干異なるものの、全学的な教学事項に関しては教学機関（委員会等）の発議、中央大学学則第11条第3項に基づく教授会から学長への具申、学部長会議規則第5条第1項による学部長会議の連絡協議を経て、必要に応じた教授会に対する意見聴取を実施したうえで、学則第8条第2項に規定する「学長は、本大学の全般に関する事項をつかさどり、本大学を代表する。」との職務に基づき、最終的な学長による意思決定がなされ、その決定内容に基づいて当該案件に係る具体的な業務執行がなされる仕組みとなっている。また、学長が意思決定した教学事項のうち、法人事項とも密接にかかわる案件である場合については、さらに教務役員会の審議を経て、執行役員会における確認（理事会上程議案の決定）、理事会で決定する流れとなっている。法人事項については、法人機関（委員会等）の発議、執行役員会における審議（理事会上程議案の決定）を経て、理事会で決定する流れが定着している。ただし、これらのプロセスは審議事項を法人・教学事項に形式的に区分して適用するのではなく、事案と発議機関との関係を考慮し、または、全学的合意を醸成する観点から弾力的に運用しており、このことは学部・研究科教授会の専権事項並びに学部・研究科固有の事項を除く一切の事項については、基本規定（寄附行為）第25条に基づき理事会が決定することとしつつ、事案によっては同規定第28条で教務役員会にその審議決定を委ねることで、教務事項の具体的施策に関する決定に際して学長の意思決定内容が柔軟に反映できるようになっていることから伺える。

このような本学特有の機関はそれぞれ固有の目的を有しているため、位置づけについて一概に説明することはできない。ただし、構成人数こそ異なるものの、その多くが法人役員、教員行政職から構成されており、全学的合意の醸成と意思決定の迅速化を図る観点から、法定に基づく基本的な意思決定プロセスを設定しつつも、事案に応じて法人・教学諸機関との間で意思疎通を図りつつ相互に牽制機能を持ちながら総体的な意思決定を働かせる仕組みが整っていると見える。しかしながら、このことは手続きの公正さを保証する一方で、審議の複層化を招くとともに全学的合意が得られなければ新たな事業に着手できないリスクを併せ持っているといえる。

なお、本学は、2021年10月に、基本規定（寄附行為）の一部を改正し、総長制度及び教学審議会を廃止し、役員の実務責任及び意思決定プロセスの明確化を図った。双方とも長い歴史を有した制度であり、この制度改正は本学のガバナンスの大きな転換点ともいえる。具体的な経過及び理由は以下のとおりである。

（1）総長制度の課題

本学の総長制度は長い歴史を有しており、新制大学発足後の1949年当時には、学長を総長と称していた。1962年には、基本規定（寄附行為）の一部を改正し、理事長、総長、学長の

三職が分離され、その後、1978年には、総長を法人の機関として位置付ける総長制度となった。以降、幾度となく本学独自の総長制度については、検討がなされてきたが、いずれも具体的な意見集約にまで至ることはなかった。

また、歴代の総長にあっても、1962年11月に総長に選任され、1968年2月に総長が辞任して以降、1990年11月に総長が選任されるまでの実に20年間、総長不在の時代が続き、その後も、基本規定（寄附行為）上必置機関とされながらも、選任に至らず、やむなく理事長等による職務代行で対応してきたという経緯があった。その背景のひとつには、学員と教職員との間で、総長の存置論と廃止論が激しく議論されたことがあげられる。

一方、2004年の私立学校法の改正では、本学の総長制度にも関わる大きな変更があった。従来、学校法人の理事については、寄附行為の定めによって代表権が制限されている場合であっても、その制限の内容を登記することはできず、総長や教学理事を含む理事全員を代表権者として登記することとなっていた。つまり、登記簿上は、理事長も総長も代表権を有する者として同列に扱われていた。しかしながら、この年の私立学校法改正により、理事長への包括的 대표権設定が明確化され、総長をはじめ、理事長以外の理事は、基本規定（寄附行為）においてその職務権限を明確にしない限り、代表権の設定や登記をすることができなくなった。一方で、本学の基本規定（寄附行為）に定められた総長の職務、即ち「この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する。」という包括的な規定は、検討されるも具体的な見直しに至らず、その結果、理事長の法令上の職務である「この法人の業務を統理し、この法人を代表する」こととの整合性が図れず、解釈によっては理事長の権限に抵触してしまうのではないかと、あるいは、総長は対外的に法人の代表権を有する役職のようにも誤解されてしまうのではないかと、という課題が長らく残っていた。

また、学校教育法では、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と、学長が大学運営の包括的な最終責任者としての職務権限を有することを明らかにし、校長についても「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と、学長と同様の位置付けが定められており、ここでも、「この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する。」という総長の職務と学長及び校長の職務との関係性が懸念される状態であった。

こうした学内外の環境の変化もあり、最後の総長を選考した総長選考委員会（委員総数70人。教職員委員及び学員委員が半数ずつを占める）においても、総長制度について忌憚のない意見が開陳され、教職員・学員の選考委員の大勢は、総長候補者の選考は今回限りにして、総長制度の見直しに向けた基本規定（寄附行為）の改正を進めるべきであるとの認識に至っていた。

（2）総長制度廃止までの検討経緯

基本規定（寄附行為）の見直しに関して、理事会は、2019年度の新2学部設置に伴う理事定数等を見直しを目的とした基本規定（寄附行為）の一部改正案の審議を行った際に、理事会及び評議員会並びに総長制度等の諸問題について抜本的に検討する必要性を確認した。

そこで、2018年7月28日開催の理事会は、本学の管理運営のあり方について検討し、かつ具体的な規程改正案を整備するため、理事会の下に、「基本規定（寄附行為）検討理事会小委員会」（学内理事5名と学員理事3名により構成。以下「小委員会」という。）を設置し、基本規定（寄附行為）に関わるさまざまな事項を検討した。しかし、総長制度については、現行制度を抜本的に見直す必要性を認識しつつも、理事の任期満了を控えていたこともあり、意見集約にまで至らなかった。

その後、今期理事会が発足し、2021年5月17日開催理事会において、前期理事会で検討が重ねられてきた案件の速やかな具現化を果たすため、小委員会審議の再開を決定し、新たに組織された小委員会（学内理事6名と学員理事3名により構成）は、その役割を果たすべく、集中的に検討を進めた。

小委員会では、前期理事会における小委員会の検討結果を引き継ぎ、また、直近の総長選考委員会における多数の開陳意見をも踏まえつつ検討した結果、法令に即した学校法人のガバナンス強化が求められる昨今、現行の私立学校法及び学校教育法の趣旨を勘案すれば、本学独自の法人機関としての総長制度を「必置としなければ、本学の管理運営の適切さが損なわれるものとは認められず、一つの時代の終焉として、その役割はすでに終わっているとの認識を共有」するとの結論に至った。理事会は、この結論を踏まえ、既述のとおり、現総長の任期満了時期に合わせた総長制度の廃止のための基本規定（寄附行為）の一部改正を、全員一致で決定した。

（3）教学審議会の廃止

教学審議会は、総長の諮問機関として法人に置かれた会議体であり、本法人の設置する学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について審議することを目的として、法人役員、教学執行部及び職員部長により構成されてきた審議会である。学校教育法の一部が改正され、教授会が学長の諮問機関に位置づけられた今日にあって、教授会からの答申に基づいて学長が決定した規則案等が、法人の意思決定機関たる理事会に上程されるに先立ち、法人の審議会で改めて審議に付されることは、学内手続き上、屋上屋を架すものであるとの見方があった。また、同会議の諮問者たる総長の包括的な職務権限は、学校法人の代表者を理事長のみとする改正私立学校法ともなじまないと判断した。そこで、総長制度の廃止とともに、同審議会を廃止することとした。

このほか、各会議体のうち、本学が独自に設置している会議の設置目的及び構成メンバー、審議事項は以下のとおりとなっている。

（1）教務役員会

教務役員会は基本規定（寄附行為）第28条第1項に根拠を置き、構成及び議事内容等は学校法人中央大学教務役員会規則において定めている。同規則第2条第1項において教務役員会の構成は、理事長、学長、常任理事、学部長、大学院研究科長、事務局長とするが、同規則第3条第2項及び第3項により、理事長は必要に応じて教務役員会の議事に大学院研究科委員長または高等学校長を加えることができ、これを拡大教務役員会と称している。

教務役員会の審議事項は同規則第4条に定めるところにより、①学部学科、研究科の新增設若しくは改廃または学費設定を伴わない学則及び学位規則の改正、②教学個別規程等の制定または改廃、③国内外の大学又は研究所等との交流協定の締結または改廃、④法人附置研究所長等の選任、⑤教学事務組織の設置または改廃、⑥その他理事会が認めた事項となっているほか、協議事項については、①理事会が審議する教学に関する事項、②その他理事長が必要と認めた事項となっている。

同規則第3条第2項により、この教務役員会の議長には理事長があたり、議事を総括するが、審議事項に関しては学長に委任することができる。また、理事長は必要に応じて教務役員会の審議決定内容を理事会に報告することとなっている。

（2）執行役員会

執行役員会は基本規定（寄附行為）第28条第1項に根拠を置き、構成及び議事内容等は学校法人中央大学執行役員会規則において定めている。同規則第2条において執行役員会の構成は、理事長、学長、常任理事及び事務局長となっており、必要に応じて法人部長職及び学事部長をはじめとする構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。同規則第3条第2項及び第3項により、執行役員会は理事長が招集し、議長となるが、原則として1週間に1回は開催するものとし、臨時執行役員会は必要に応じて開催する。

執行役員会の審議事項及び協議事項は同規則第4条に定められ、審議事項としては、①法人個別規程の制定・改廃、②学費設定を伴わない中学校及び高等学校学則改正、③法人事務組織の設置または改廃、④職員の人事、⑤理事会に付議する重要な資産等の取得、処分又は賃貸借等に関する事項、⑥理事会の決定した資産運用の基準の執行に関する事項、⑦理事会及び教務役員会上程議案の確定、⑧選任評議員、商議員、名誉評議員の辞任、⑨その他理事会及び教務役員会の審議事項以外の理事長が常務と認める事項となっており、これらの事項については同規則第4条第4項に定めるところにより、一種稟議書（役員決裁）により決定することができることとなっている。また、協議事項については、①理事会が審議する法人に関する事項、②その他理事長が必要と認めた事項となっている。

なお、理事長は執行役員会の審議決定内容を理事会に報告することとなっている。

○役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

学校法人の管理運営において最も配慮されなければならないことは、理事会と教学の意思疎通を十全に図ることであり、本学はこれを具現化するために、役職者の権限及び教学組織と法人組織の権限と責任については、以下のとおり明確なものとしている。

（1）学長、学部長・研究科長および理事等の権限と責任の明確化

本学の教学組織は、学部、大学院、専門職大学院、学生部及び図書館等の機関を擁し、各教学組織は法令上の必置機関である教授会のもとより、当該組織独自の運営がなされ、明定された規程の下、教育研究活動の独自性に基づく自治的管理がなされている。したがって、各教学組織の固有業務や事業計画は当該教学組織における自主的かつ民主的な運営によって審議決定されるが、これらの事業計画は、その後、学校法人全体の事業計画・予算編成へと集約された後に理事会の審議に供され、全学的事業としてオーソライズされている。

理事会は、基本規定（寄附行為）第12条により、理事長、学長、常任理事、学部長、研究科長（互選1人）、事務局長及び卒業生等の学外理事で構成される。基本規定（寄附行為）第21条において、理事長が法人の業務を統理し、法人を代表すると定めており、理事長以外の理事は、法人を代表しないことを明定している。また、第20条第2項により、理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負うこととしている。なお、基本規定（寄附行為）第23条第7項及び第40条に基づき、評議員会議長・副議長及び監事は常時、理事会に陪席している。また、学校法人中央大学理事会議事準則第12条の定めにより、研究科長（理事以外）、研究科委員長、全学教育連携機構長、図書館長、学生部長等教学組織の長、高等学校長及び中学校長は、必要に応じて理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べるができることとなっている。

このように、本学では教学組織の独自性を確保しつつ、理事会において、学長、学部長及び互選した研究科長が職務上の理事としてその責務を担っている。加えて、教学組織の長は、

理事会に随時陪席できるように定め、教学組織の意向が理事会の審議に反映されるよう整備している。また、本学は理事会の下に教務役員会を設置して、教学組織とより緊密な連携協力関係が築いている。一方、執行役員会においては理事会議決に基づく常務の執行を協議決定し、学校法人の管理・運営を行っている。

さらに、中央大学事務組織規則では法人並びにその設置する学校及び研究所について事務組織、職務分掌及び職務権限に関する基準を定めるとともに、組織、職位の基本的な職能及び相互関係を明らかにしており、そこでは、事務組織の長と教学組織の長、学長、常任理事及び理事長の権限と責任を明確にした職務権限明細基準が整備されている。

以上のように、教学組織と法人組織は円滑な連携を担保しつつ、その責任と権限は各種規程によって明文化されている。

(2) 学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化

学長は法人・教学双方に固有の職務を有しているため、執行役員会、教務役員会及び理事会のほか、評議員会の職務上の構成員となり、法人・教学の意思決定において重要な役割を果たしている。

また、理事長の諮問機関である中央大学職員人事委員会、中央大学給与委員会の委員長のほか、学部長会議、研究科長会議及び中央大学研究・教育問題審議会（研究及び教育上の諸問題を基本的かつ総合的観点から検討する機関）の議長・委員長を務め、さらに、中央大学事務組織規則に定める職務権限基準において、学長が行使する権限を明らかにしている。このように、本学における学長の職制は、理事長とともに大学の実質的管理責任者として運用されている。そのため、基本規定（寄附行為）第21条第1項において、理事長は理事会の承認を得て、中央大学に関する事項について学長に委任することができる旨を定めている。

学部長は学則第9条第2項に基づき、その学部に関する事項をつかさどり、学部を代表し、学部運営の総括的な責任を負っている。このほか、法人機関である教務役員会、理事会及び評議員会の職務上の構成員となり、全学的な意思決定に加わっている。また、学部長会議における協議により、各学部長は大学内の各種委員会（会議）の職務上委員として各担当が定められ、教学各種委員会の議事運営を担っている。さらに、中央大学事務組織規則に定める職務権限基準において、学部長が行使する権限を明らかにしている。

研究科長は専門職大学院学則第9条第2項に基づき、その研究科に関する事項をつかさどり、研究科を代表し、研究科運営の総括的な責任を負っている。このほか、法人機関である教務役員会、理事会（ただし研究科長理事は、研究科長の互選による者1人）及び評議員会の職務上の構成員となり、全学的な意思決定に加わっている。また、中央大学事務組織規則に定める職務権限基準において、研究科長が行使する権限を明らかにしている。

理事は基本規定（寄附行為）第20条第2項に基づき、その職務として、理事会を組織し、その議決について責任を負うこととなっている。その上で、本学では理事長を補佐し、その担当事務を処理するため常任理事制度を設けているが、学長や学部長といった職務上の理事以外から選任することが明定されている（基本規定（寄附行為）第17条）。常任理事の担当事務は、規定によって特定されていないが、理事会が常任理事の担当業務を設定し、従来、「学事担当」の分担が設けられている。常任理事は、法人機関の各種会議の構成員となるが、教学機関においては、大学評価委員会や国際連携推進会議等の教学全体の会議体で構成員となることはあるものの、教学固有の会議体において構成員とはならず、必要があれば所管会議の規定に基づき陪席を認めることによってその参画が保証されている。また、中央大学事

務組織規則に定める職務権限において常任理事の権限を明らかにしている。

以上のように、学長、学部長・研究科長と常任理事（学事担当）とは選任根拠規定が異なるほか、その権限と責任においても学長及び学部長・研究科長が大学・学部・研究科の運営について権限と責任を負う一方で、常任理事（学事担当）は経営的側面から包括的に学事業務を担当している。それらは中央大学事務組織規則の職務権限において、部長（学部長・研究科長）、常任理事及び学長の職務権限がそれぞれ区分設定されていることから明らかであるといえる。

○教授会の権限と責任が明確化されているか。

「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」が2015年4月1日から施行されたことに伴い、本学では、教授会が教育研究に関する事項について審議する機関であり、また、決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを明確化するとともに、教授会が学長に意見を述べるものとする事項を定めることとし、法改正の趣旨に即した学則改正を行った。

本項では、上記の法改正への対応も含め、本学の学部教授会及び研究科教授会について触れることとする。

なお、本学の専門職大学院に関しては、2002年4月の国際会計研究科設置（現在は廃止）の際、同研究科の学内における位置づけを検討した結果、専門職大学院は基礎となる学部を持たない独立した研究科として設置するものとした。また、その教授会機能は学部における教授会と同等の機能を有するとともに、学内における管理運営組織として基本的に学部と同等に位置づけることとしている。この扱いは2004年設置の法務研究科、2008年設置の戦略経営研究科も同様である。ただし、全学的見地から、学部固有の諸事項も存在することから、「中央大学専門職大学院に関する特別措置規則」として特則を定め、専門職大学院の特殊性を保証しつつ管理運営上の均衡を担保している。

（1）学部教授会

学部教授会は、学則第11条第2項に基づき、その学部の教授、准教授、助教（教授会を組織する助教の範囲は当該学部が定めるところによる）をもって組織され、①学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること、②学位の授与に関すること、③その他その学部の教育研究に関する重要事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項、について審議し、その意見を学長に述べるものとしている。このうちの「③その他その学部の教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要と認める事項」については、学則とは別に明文化することとし、①校地・校舎の変更に關すること、②教育研究組織の新設・改廃に関すること、③学部運営の方針に関すること、④学部長の選出に関すること、⑤学長選挙人の選出に関すること、⑥各種全学的な委員会の委員の選出に関すること、⑦学則その他重要な規則の制定・改廃に関すること、⑧自己点検・評価その他当該学部の評価に関すること、⑨教員の選考、昇進その他教員の人事に係る審査に関すること、⑩教育課程、授業日その他教育研究に関すること、⑪授業科目の編成及び担当に関すること、⑫試験その他の評価に関すること、⑬学生の外国への留学及び外国からの留学生の受入れに関すること、⑭学生の奨学に関すること、⑮学生の顕彰に関すること、⑯研究の推進に関すること、⑰国際交流の推進に関すること、の17項目を掲げている。

学部教授会は、月に1、2回の割合で開催されているほか、学部教授会の下にそれぞれ審議事項等に関連する課題を整理、議論するための学部内委員会が設置され、その中には、教育課程（カリキュラム等）を検討するための委員会や教員人事に関する業績審査等が含まれ、その協議、検討結果が学部教授会に上程され審議の上、その意見を学長に述べることとなる。

なお、学則第12条では、学長、学部長または教授会が各学部に通ずる重要事項について連絡協議する必要を認めるときは連合教授会を開くことができることを定めている。学部教授会の運営については中央大学教授会規程に定めがあり、関係学部長が共同して招集し、招集者である学部長が議長となり、教授会員の過半数出席をもって成立し、その議決には出席教授会員の過半数が必要とされる。

このように学部教授会については、学校教育法の趣旨に則り、学則においてその役割と活動が明示され、当該学部の教育研究上の目的を実現するための自主的な運営が適切に確保されている。

（2）研究科教授会

研究科教授会は専門職大学院学則第13条に基づき、その研究科の専任の教授、准教授及び助教（教授会を組織する助教の範囲は当該研究科が定めるところによる）をもって組織される。

研究科教授会は専門職大学院学則第15条の規定により、①学生の入学及び課程の修了に関する事、②学位授与の要件に関する事（イ 法務研究科においては、進級の判定及び修了の判定、ロ 戦略経営研究科ビジネス科学専攻においては、博士学位論文の審査）、③学位の授与に関する事、④その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項、について審議し、その意見を学長に述べるものとされている。このうちの「④その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と認める事項」については、専門職大学院学則とは別に明文化することとし、①校地・校舎の変更に関する事、②教育研究組織の新設・改廃に関する事、③研究科の運営の方針に関する事、④研究科長の選出に関する事、⑤学長選挙人の選出に関する事、⑥各種全学的な委員会の委員の選出に関する事、⑦専門職大学院学則その他重要な規則の制定・改廃に関する事、⑧自己点検・評価その他当該研究科の評価に関する事、⑨教員の選考、昇進その他教員の人事に係る審査に関する事、⑩教育課程、授業日その他教育研究に関する事、⑪授業科目の編成及び担当に関する事、⑫試験その他の評価に関する事、⑬学生の外国への留学及び外国からの留学生の受入れに関する事、⑭学生の奨学に関する事、⑮学生の顕彰に関する事、⑯研究の推進に関する事、⑰国際交流の推進に関する事、の17項目を掲げている。

また、研究科教授会については、中央大学専門職大学院に関する特別措置規則第2条において学部教授会に準じることが明示されている。

以上のように、研究科教授会の独自性、研究科教授会と研究科長との連携協力及び機能分担、そして、研究科教授会と全学的審議機関との連携及び役割分担については学部教授会と同様の適切性が確保されているといえる。

なお、研究科教授会が有する特有の事項としては、次のものがある。

①研究科教授会の円滑な審議に資するため、各研究科に研究科長、研究科長補佐、研究科

- 教授会で互選した者による運営委員会が置かれていること（専門職大学院学則第16条）。
- ②学長及び研究科長により構成される研究科長会議を設置しつつも、学部長会議において、全学的な教学事項を審議する際には、審議の効率性及び円滑な意思疎通を図る観点から、研究科長は、学部長会議に出席して、意見を述べ、審議決定に加わることができること（専門職大学院に関する特別措置規則第16条）

○学長選考および学部長・研究科長、理事等の選考方法の適切性、妥当性

学長は、基本規定（寄附行為）の定めるところにより、その職務上において理事及び評議員となることが定められているが、学長の職務、任期及び選任等に関する事項は、基本規定（寄附行為）第12条第4項に基づき、中央大学学長に関する規則に定められている。同規則第2条では、学長の職務を「学長は、中央大学の校務を掌り、所属職員を統督する。」と規定している。また、学校教育法に定める学長としての職務については、学則第8条第2項において、「学長は、本大学の全般に関する事項をつかさどり、本大学を代表する。」と規定している。このように、学長の職務は、法人の理事としての職務と、学校教育法第92条に基づく「学長」の職務という両面を有しているといえる。こうした職務上の性質を担保するため、学長の選任にあたっては大学構成員による選挙と意思決定機関による選任行為が必要とされている。

学長選挙において、学長の被選資格は、中央大学専任教授（特任教授を除く。）であることに加えて、専任教職員（特任教員及び助教B・Cを除く。）10人による推薦を受けて立候補することとなっている。また、選挙人については、各教授会会員（特任教員及び助教B・Cを除く。）及び職員150人（副参事以上の職員並びに主事で互選した職員若干人）となっている。

選挙は学長選挙人が一堂に会して投票を行う選挙会方式となっており、有効投票の過半数を得た者が当選人となる。ただし、第1回の投票において有効投票の過半数を得た者がいないときは、上位の得票者2人について決選投票を行うこととなっている（中央大学学長に関する規則第12条）。選挙の実施にあたっては、学長選挙管理委員会が中央大学学長選挙施行細則に基づき公正に行っている。

なお、これまで、校務等の事情により選挙当日における投票困難者の問題が論点のひとつとなり、期日前投票や投票会場の複数設置等について検討がなされてきた。その結果、期日前投票の導入等については慎重な判断が必要であり、その導入以前に休日に授業を実施している教員の投票を保障すべく、学長選挙期日の設定方法を見直すことが先決であるとの結論に至っている。そのため、学長選挙前年度に学長選挙期日を設定することで、日程に配慮を行っている。

選挙によって選ばれた学長候補者は、中央大学学長に関する規則に基づき、その後、評議員会の議を経て理事会が選任する。学長の任期は3年である。

なお、2021年3月に実施された学長選挙においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、インターネットを用いた投票を導入することとし、2020年12月21日付で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う令和3年3月7日実施の学長選挙に関する臨時特別措置規則を制定した。本規則では、選挙人及び選挙人の資格（選挙人名簿の記載者）その他学長選挙制度そのものに変更は生じないものの、インターネットを用いた投票を導入するために必要な事項を規定した。

他方、学部長及び研究科長（以下「学部長等」という。）については、中央大学学部長に関する規則、中央大学研究科長に関する規則に基づき、当該学部または研究科教授会が別に定

めるところにより選出した者について、当該教授会が選任することとなっている。したがって、学部長等の具体的な選出方法は各教授会に委ねられるが、いずれの教授会も学部長等選挙に関する内規を定め、教授会員が選挙人となり、教授会において投票により選出している。学部長等の任期は2年である。

理事については、基本規定（寄附行為）第12条において、学長、学部長及び事務局長並びに大学院研究科長で互選した者以外に、評議員その他の者10人以上14人以内と定めており、評議員その他の者から選任する理事は、理事選考委員会の選考した候補者について、評議員会が選任することとなっている。理事選考委員会は、学長、各学部長及び各大学院研究科長、大学院研究科委員長で互選した者2人、研究所長で互選した者1人、高等学校長で互選した者1人、評議員会議長・副議長、中央大学学生会会長、評議員会で互選した者15人、事務局長で組織され、選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができず、選考委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数で決定することとしている。理事選考委員会の議事運営その他理事の選考については、基本規定（寄附行為）に定めるほか、学校法人中央大学理事選考に関する規則に定めるとともに、理事候補者の推薦については、学校法人中央大学理事候補者推薦に関する規則にその手続きを定めている。なお、理事の任期は、3年である。

評議員については、職務上評議員である理事長及び学長、学部長及び大学院研究科長並びに高等学校長以外の評議員（以下「選任評議員」という。）は、評議員選考委員会が選考した候補者について評議員会が選任することを、基本規定（寄附行為）第31条に明定している。選任評議員の内訳は、年齢25歳以上であるこの法人の専任教職員から選任された者44人以内、年齢25歳以上であるこの法人の学員から選任された者87人以内、学識経験者その他の者から選任された者若干人である。

評議員選考委員会は、理事会で互選した者3人、学部長及び各学部教授会で選任した専任教授各1人、大学院研究科長及び各大学院研究科教授会で選任した専任教授各1人、事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者2人、評議員会議長・副議長、選任評議員で互選した者20人で構成され、学校法人中央大学評議員候補者推薦に関する規則に基づき推薦された評議員候補者の選考を行う。評議員選考委員会は、評議員会議長が招集し、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができず、議事は、出席委員の過半数によって決定することとしている。なお、評議員の任期は、4年である。

監事については、基本規定（寄附行為）第18条において、理事会が選出した候補者について、評議員会の同意を得て、理事長が選任することとなっている。監事候補者を選出するに際しては、学校法人中央大学監事候補者選考に関する規則に基づき、理事会の下に監事候補者選考委員会を設置する。監事候補者選考委員会は、学長、各学部長及び各大学院研究科長、大学院研究科委員長で互選した者2人、研究所長で互選した者1人、高等学校長で互選した者1人、評議員会議長・副議長、中央大学学生会会長、評議員会で互選した者15人、事務局長で組織され、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができず、監事候補者選考委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数で決定することとしている。監事候補者選考委員会委員長は、監事候補者の選考結果について、理事長に報告し、理事会は、本選考結果による監事候補者をもって基本規定（寄附行為）第18条に掲げる監事候補者としている。

このように、学長、学部長・研究科長、理事、評議員及び監事はいずれも明定された規程に基づき適切に選任されている。

○構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識が徹底されているか（個人情報等の取り扱いを含む）。また、構成員が果たすべき社会的責任を自覚しているか。

本学のコンプライアンスに関して、まず制度的保証の観点からみると、教職員それぞれの就業規則において職務の基本・原則を明定し、高等教育に携わる者としての使命自覚、職務の誠実・専念義務を求めている。その上で、教育研究機関に必要な個別具体的事項を、例えば、ハラスメント防止啓発に関する規程、個人情報保護規程、中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程等を定めている。法令遵守にあたっては、これら諸規程等が広く教職員に周知されていることが前提となることから、前述のとおり、「中央大学等規程集」を各部課室に配備するほか、電子化された規程を事務イントラネットに掲載し、常に参照できる環境を整備している。また、制定・改廃された規程については、学内情報システム（事務イントラネット、専任教職員専用 Web サイト）を利用して、教職員への周知を図っている。加えて、個人情報保護、ハラスメント防止啓発、安全保障輸出管理、知的財産取扱、ソーシャルメディア、公益通報（内部通報）制度、防犯カメラの取扱い等、高等教育機関として社会にその取組みを公表することが必要なものは、ガイドラインやポリシーとして本学公式 Web サイトに掲載している。

次に、実務的側面からみると、教員行政職及び職員が業務を遂行する際には、事務イントラネット下の PC を用いることにより、アクセス制限を掛けるとともに、USB メモリや SD カードによる外部メディアを利用したアクセスができないように設定している。また、教職員及び学生の個人情報を扱う部署においては、独立した業務システムの構築、あるいは事務イントラネットとは別の統合認証システムを導入することで、不特定者によるアクセスを防止している。

このように、本学は高等教育機関としての自覚の下、コンプライアンスに係る制度的・技術的な環境を整備しつつ、これらを用いる教職員の意識の醸成についても、入職時の誓約書や研修において涵養するほか、事案によっては防止啓発を目的としたパンフレットの配布やセミナーの開催を行っている。しかしながら、基本的には、上記システム環境等の利用を通じた各部課室の OJT に委ねており、定量的・定性的なチェック体制は内部監査室による監査に負っているといえる。

また、役員に対しては、本学役員に求められる倫理上の責務について定めた学校法人中央大学役員倫理規則を制定するとともに、役員倫理に関する理解の促進に役立てることができるよう、同規則の主旨や具体的な事例などを掲げた、学校法人中央大学役員倫理ガイドラインを整備している。また、基本規定（寄附行為）及び学校法人中央大学役員倫理規則の理念に照らし、本学役員が故意または過失により本学の名誉または財産等に損害を生じさせた場合に、懲戒に処するために必要な事項を定めた学校法人中央大学役員懲戒規則を制定している。

さらに、基本規定（寄附行為）において、監事の職務として理事の業務執行の状況を監査することが定められており、監事は、理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは基本規定（寄附行為）に違反する重大な事実があることを発見したときは、所轄庁に報告、または理事会及び評議員会に報告することとなっている。また、監事は法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができ、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは基本規定（寄附行為）に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができることとしている。

○適切な危機管理対策が実施されているか。

本学においては、2011年3月の東日本大震災をはじめとする危機事象に相對した経験等を踏まえ、2014年に「学校法人中央大学危機管理規程」及び「学校法人中央大学危機管理ガイドライン」を制定し、有事の際に、いかに事業を継続的かつ安定的に展開しているかという観点から危機管理体制を整えてきたところである。

危機は日常から生じるとの考えのもと、理事長を危機管理最高責任者に、法人が設置する学長及び校長を危機管理総括責任者にするとともに、各機関及び事務組織の長を危機管理責任者と位置づけ、自組織内における危機管理業務を推進し、必要な措置を講じるようにしている。

危機事象の対象は、危機管理総括責任者又は危機管理責任者が、所管業務を行うに当たり、本学の管理運営及び教育・研究上の危機事象に該当すると認めるすべてのものとしている。ただし、ハラスメント防止啓発に関する規程、労働安全衛生管理規程その他の本学が定める規程において、危機管理規程第1条に定める目的、即ち、本学及び本学が設置する学校の円滑な運営に支障をきたす危機事象が発生し、又はそのおそれがある場合に、本学における危機管理体制について必要な事項を整備することにより、本学の学生、生徒及び教職員等の安全確保と本学の管理運営、教育・研究活動の維持又は早期再開を図り、本学の社会的使命を果たすこと、に相当する特別の規程がある場合は、当該規程に定めるところとしている（第4条）。

平時においては、本規程第11条に基づき、理事会の下に、常設の機関として危機管理会議を置いている。同会議は、理事長、学長、常任理事、学部長、研究科長、副学長（広報担当）、事務局長、総務部長、人事部長、広報室長、学事部長で構成され、①本学の管理運営及び教育・研究において想定されうる危機事象の検討、②危機管理体制構築に関する情報の収集、分析及び対応策の検討、③教職員及び学生・生徒に対する適切な情報提供、④学校法人中央大学危機管理ガイドラインの作成及び見直し等を審議することとしている。

他方、危機事象が発生し、又はそのおそれがあるときは、危機事象の発生区分に応じて危機対策本部を設置することとしている。ただし、当該危機事象が全学的に関係すると判断した場合には、理事会の下に危機対策本部を設置し、危機管理最高責任者である理事長は、理事会の追認を求めることとしている。危機対策本部では、「①情報の収集、分析及び対応策の検討、②対応策の決定及び実施、③教職員、学生・生徒等に対する適切な情報提供、④関係機関及び事務組織との連携及び連絡調整、⑤報道機関への情報提供、その他危機管理対策に係る必要な事項。」について早急に実施することとしている。

危機管理規程第18条では、危機対策本部の権限を明記し、危機対策本部は、本部長の指揮の下、迅速かつ的確に危機事象に対処すること、危機事象に関係する教職員は、危機対策本部の決定に従わなければならないこと、危機対策本部が喫緊かつ重大な危機事象に対応する場合は、既存事務組織の有する職務権限に優先することができることとしている。

なお、危機管理への対応は、一部の教職員のみが把握していればよいものではなく、日頃から、広く教職員に認知されている必要があることから、本学では、専任教職員専用Webサイトにおいて、「危機管理・災害等への対応」のページを設け、消防計画、地震発生時の危機管理マニュアル、天候悪化時の休講決定手順、感染症発生時の危機管理マニュアル、防災用備蓄品・備品配備、緊急連絡網、防犯カメラの設置・運用基準を掲載している。

また、本学では、保健センターにおいて、感染症発生時の危機管理マニュアルを整備し公開してきた。具体的な感染例としては、インフルエンザ、麻疹、ノロウイルスなど主な感染症の症状を掲げ、感染症に罹患又は罹患した疑いがある場合の手続きを整備している。

このように、想定される危機事象を想定して体制を整えていたものの、2020年1月以降の新

新型コロナウイルス感染症拡大は、従来の感染症拡大対応の範疇に留まらない危機事象であった。

本学では、2020年1月に外務省安全ホームページにおける中国湖北省武漢市の感染症危険レベルの情報を得て、学長を本部長とする中央大学感染症特別対策本部を学長室に設置し、正確な情報収集に努めるとともに、学生・教職員・関係者の安全と安心、感染予防と健康維持のため、個人の尊厳を守るための各種施策を開始した。さらに2020年2月27日には、学校法人として、理事長を本部長、学長を副本部長とした危機対策本部を設置し、学長を本部長とした感染症特別対策本部を感染症特別部会と位置づけるとともに、労務・人事担当常任理事が本部長を務める教職員特別対策部会を設けた。このように、新型コロナウイルス感染症拡大に対して、法人事項・教学事項との連携を図りながら各種施策を進めてきた。なお、これらは学校安全保健法および同法施行規則に基づく、学校設置者（学校法人）および学校長（学長）の責務と役割に基づき整備を進めたものである。感染症特別対策本部（感染症特別部会）では、感染症拡大の度合いによって、教員及び学生の行動に係る指針を整備し、教職員特別対策部会では、職員の在宅勤務制度を臨時的に実施したほか、出退勤の特別措置を設けるなど、教職員及び学生の安全確保を優先事項に位置づけ、迅速かつ的確に施策を講じた。その他、法人として講じた主な具体的措置は以下のものがあげられる。

（1）法人主催会議の取扱いに関する臨時特別措置規則の制定

理事会について、オンライン会議システムによる開催及び書面による意思表示を認めることとすべく、基本規定（寄附行為）の下位規則である、学校法人中央大学理事会規則（現、理事会議事準則）の一部を改正した。また、法人主催の各種会議についても、議事運営方法その他の必要な事項について臨時的に特別な措置を講じることを目的として、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う法人主催会議の取扱いに関する臨時特別措置規則」を制定し、国による緊急事態宣言の発令又はそれに伴う公的機関からの活動自粛要請その他感染拡大の抑制を求める措置が要請される中であっても、教育・研究活動及び管理運営が十全に機能を果たすことができるよう、規則を整えた。

（2）キャンパスの入構制限

第1回の緊急事態宣言の発令を受け、本学は、発令期間中、各校地を閉鎖し、学生・生徒の入構を禁止した。その後は、緊急事態宣言やまん延防止措置の発令にあっても、感染症拡大の状況を注視しながら、サーモグラフィ、消毒液、パーテーションの設置等、慎重に感染対策を講じ、キャンパスの入構を段階的な緩和策を講じた。

（3）奨学支援金の給付、学費延納措置、経済給付奨学金

2020年度は、中央大学の通学課程に在籍する全学生を対象に、1人あたり5万円の返済不要の奨学支援金を給付する特別支援措置（総額13億円）を行い、2021年度入学生に対しては1人あたり5万円の返済不要の奨学支援金を給付する特別支援措置（総額3.5億円）を行った。また、学費負担者の経済的な影響に鑑み、学費納入期限の延長等の特例措置を講じた他、学部生を対象とした「中央大学経済援助給付奨学金（COVID-19家計急変）」の設置や各種奨学制度の情報発信にも努めた。

（4）奨学金支援募金

中央大学サポーターズ募金の枠組みを利用して、新たに、新型コロナウイルス感染症拡大

の影響により修学が困難になった本学学生を支援するための給付奨学金に係る財源確保を目的として、募金活動を行った。

（５）教育研究環境の整備

Web会議システムやハイブリッド型授業対応の教室設備の整備、外部とのWeb回線容量の拡充などをはじめとして、臨時的かつ弾力的な予算執行を行い、教育研究活動が滞ることのないよう対応を行った。

＜点検・評価結果＞

本学では、各種の法令に基づき、学長をはじめとする所要の職を置くとともに教授会等の組織を設け、これらの権限等を各種の規程に明示しているほか、学長の意思決定に基づいた適切な大学運営を行っている状況にある。

＜長所・特色＞

本学における意思決定においては、前述のとおり、全学的合意の醸成と意思決定の迅速化を図る観点から、法定に基づく基本的な意思決定プロセスを設定しつつも、事案に応じて法人・教学諸機関と意思疎通を図りつつ相互に牽制機能を持ちながら総体的な意思決定を働かせる仕組みが整っている。また、私立学校法上、諮問機関と位置付けられている評議員会についても、本学においては基本規定（寄附行為）上、評議員会の議決を必要とする事項を定め、ガバナンスの強化を図っている。本学におけるこうした意思決定プロセスは、令和4年3月29日付で学校法人制度改革特別委員会が取り纏めた「学校法人制度改革の具体的方策について」において提言されている、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び重要な寄附行為の変更について、理事会の決定とともに評議員会の決議（承認）を要することや理事会の権限として理事長の選定・解職を行うこと等にも対応しているといえる。

＜問題点＞

理事の構成及び定数について、理事会と教学部門の意思疎通を十全に図ること及び経営における学外有識者の意見の反映を担保することを目的として、学内理事の数と学外理事の数との均衡が保たれるよう設定されているが、校長理事や職務上理事のあり方を含め、理事全体の構成・人数を検討する必要がある。

本学の評議員会は、私学の中でも最大規模を擁しており、かつ、歴史ある他の学校法人と同様に、議決機関（私立学校法上は、原則として諮問機関）としての性格を有しているが、この規模で実質的な審議が担保できるかといった問題点を抱えている。他方で、この構成は、各界各層の多様な意見を反映させることができているとの見方もあり、評議員会に係る制度検討・改正については意見集約の困難が予想される。

監事について、求められる責務・役割は年々増大しており、それに伴う監査体制、とりわけ人数の増加や常任監事の必要性は認識しているが、実際に、常任監事を設置した場合の職務や監査計画については検討が充分整理されていない。

＜今後の対応方策＞

理事の構成及び定数、評議員及び監事については、現在、学校法人制度改革特別委員会の報告書をもとに私立学校法改正法案が策定される予定であり、私立学校法改正の動向に注視しつ

つ、並行して基本規定（寄附行為）検討理事会小委員会において、本学における適切な管理運営のあり方の検討を行う。

点検・評価項目③：予算編成および予算執行は適切に行っているか。

評価の視点1：予算編成の適切性と執行ルールの明確性

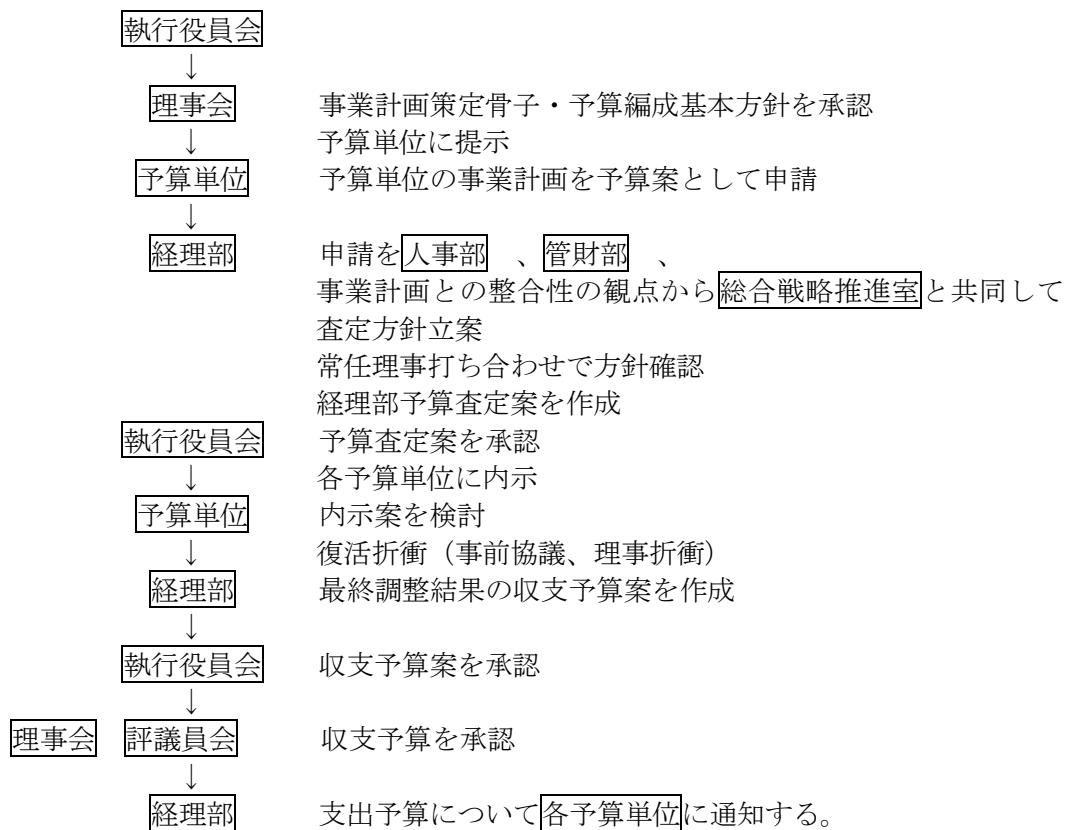
評価の視点2：予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立がなされているか。

<現状説明>

○予算編成の適切性と執行ルールの明確性

(1) 予算の編成

本学の予算編成は、理事会の定める中長期事業計画「Chuo Vision 2025」とそれに基づく当該年度の予算編成方針の提示からスタートする。予算編成作業には総合戦略推進室も参画し、事業計画と予算のリンクをより深化させることで予算編成の適切性を高めている。予算編成手順の概略は次のとおりである。



予算は、概ね「部」に相当する「予算単位」に対して配分されているが、予算単位はその全てが収入部門を有している訳ではなく、配分される予算は収入額に対応しているものではない。また、各予算単位の責任者には、予算単位傘下の課室間での予算流用も含めた予算管理責任を付与し、当該予算の執行結果については極力、費用対効果を数量的側面から検証し、その適切かつ効果的な予算執行と進捗管理等について、恒常的な改善努力を求めている。このような予算単位制度及び計画別予算管理に基づく予算編成方法については、これまで20年以上の実施経験を有しており、必要に応じて予算の編成及び執行に係る諸課題を適宜改善してきているほか、予算は各予算単位の事業計画毎に取りまとめて申請さ

れ、予算上の採否、調整は計画毎に行うことを基本としている。

また、中期的な計画に基づく年次別の事業計画は、経常的な支出を伴う計画と特別な支出を伴う計画に大別され、経常支出計画に係る予算は予め指定された予算枠内で確保されており、計画や目的に変更がなければ、その執行については各予算単位の長の裁量に任されている。特別な支出については、事業計画策定骨子内の重点政策に係る計画について優先的に予算を措置している。

このほか、2012年度予算から開始した取組みとして、質の高い教育を通じて、学生の能力を引き上げ、社会に有為な人材を輩出し、本学のブランド力をアップすることを目的として「教育力向上特別予算」枠を10年間で50億円（単年度5億円程度）確保することとした。この予算の支援対象となる取組みについては、学長の下に設置された教育力向上推進委員会における審査・選定を経て採択事業を決定してきた。当該制度については、2017年度予算以降は①「教育力向上特別予算」、②「グローバル化推進特別予算」、③「学長戦略費」に再編し、より効果的な運用が図れるよう改善を図り、2021年度まで実施してきた。本予算枠については2021年度を以て終了となったが、その後の取扱いについては、10年間の効果・検証を踏まえ、検討中である。

（2）予算の執行

予算の執行は各予算単位からの申請に基づき、原則として、人件費・出張旅費については中央大学教員給与規則等の関連規程に則り人事部が、また、施設の新設や維持管理及び物品等の調達については中央大学固定資産・物品調達規程等に則り管財部が、さらに、手数料その他の支出については中央大学経理規程等に則り経理部が行っている。このような執行に関するルールは、根拠規程や支出基準等により明確になっており、それらは事務イントラトップページ画面から確認できるようになっている。

実際の予算執行に際しては、各支出項目について単価基準や支給基準を設け、予算の執行において各予算単位間で差が出ることを防止（公平性の担保）し、支出の抑制に繋がるようにするとともに、基準との適合性を確認することで、予算執行の適切性を確保している。なお、期中において予定外の支出が必要になった場合は、経常支出（A枠）内では流用で対応し、それが困難な場合には予算の追加・修正の手続きによって対応している。

他にも、限られた財源を学内全体で有効活用していくことを目的に、各予算単位に予め提示しているA枠予算に残余財源が見込める場合には、予算申請時に大学全体の計画推進財源として拠出してもらうことを制度化している。この制度は各組織における効率的な予算の執行を呼びかけるとともに、現行の予算制度の中で弾力的な運用を図るものである。

なお、2019年度末からの新型コロナウイルス感染症拡大に際しては、Web会議システムやハイブリッド型授業対応の教室設備の整備などをはじめとして、臨時的かつ弾力的な執行を行い、教育研究活動が滞ることのないよう対応を行った。

○予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立がなされているか。

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」と単年度事業計画をより密接に連携させるため、総合戦略推進室において体制を整えている。

本来、予算は目標管理のツールであり、各予算単位の業務の合理化、スクラップ&ビルドの効果が期待されるが、組織の既得権意識や事業計画の理解不足により、通常予算申請・執行だけでは十分に機能していない面もある。そこで、予算の申請と執行を事業計画のPDCAサイク

ルの中に位置づけることにより、計画の実現を確実なものとするのと併せて、未執行財源を掘り起こし、諸活動の効果・検証に繋げている。年度終了後には、予算の適正な執行管理といった側面から、各予算単位から予算執行結果の報告を受けることとしており、予算の執行・管理に対する検証も行っている。

<点検・評価結果>

事業計画との連携を図りつつ、各予算単位における一定程度の柔軟性を持たせた予算編成の仕組みになっていることで、事業計画における点検・評価が反映できる運用が構築されている。

また、執行管理についても、各種規程や基準に則り予算執行の適切性を確保している。

<長所・特色>

各予算単位の裁量により執行できる予算枠を与えつつ、新規計画について事業計画に即した予算編成を実施できている。

更に本学の教育力向上のため、10年間にわたり教育力向上特別予算を措置してきており、特色ある取組みも実施している。

<問題点>

既存の予算編成は各予算単位が支出予算を考える仕組みになっている。そのため、収入を意識した環境になっていないことが課題として挙げられる。また、ここ数年は組織の新設により小規模の予算単位が増加し、経常費も増加傾向にある。組織に合わせた予算単位という体制は、業務分掌との連携が図れることで、責任と権限が明確になっている利点があるが、数が増えた場合の経常費増が避けられず、この点も課題となっている。

この他、2019年度末からの新型コロナウイルス感染症拡大に際し、教育研究活動を十全に行うため、Web会議システムやハイブリッド型授業対応の教室設備の整備など、臨時的な措置をとり、執行を行ってきた。特に、ハイブリッド型授業対応の教室設備について、これを継続的に維持していくためには、新たな財源確保が課題になっている。こうした背景や、新型コロナウイルス感染症拡大により進展した、新たな教育研究の形や規模なども踏まえながら、今後の方向性について慎重に検討する必要がある。

<今後の対応方策>

教育力向上特別予算については、10年間という期間が終了し、その効果・検証がなされ、今後の取扱いについて検討する段階にある。このような通常の予算編成過程とは別な枠組みで本学の新たな教育活動を支援する仕組みは大切である一方、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」のもとで大規模な事業が進んでいるため、新たな仕組みの検討にあたっては、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の方向性に沿った計画立案と執行となるよう努めていく。

また、限られた予算の効果的な執行に繋げていくためには、収入を意識した執行計画とすることも一案であり、他にも、予算単位を一定規模以上に再編することも考えられる。小さい予算単位では予算の組替えにも限界があり、その結果が追加申請になっている状況もある。これらの点を踏まえつつ、新たな予算単位の枠組みを検討していく。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み、業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

評価の視点3：職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用がなされているか。

評価の視点4：人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善がなされているか。（業務評価の仕組み、処遇への反映方法等）

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

（1）事務組織

事務組織の役割は、管理運営及び教育・研究のそれぞれの意思決定機関が適切かつ迅速にその判断ができるよう、企画・立案を行うとともに、決定内容を速やかに諸機関・組織に伝え、事務執行を遺漏なく行うことにある。本学は、法人並びにその設置する学校及び研究所について事務組織、職務分掌及び職務権限に関する基準を定めるとともに、組織、職位の基本的な職能及び相互関係を明らかにし、業務の能率的運営を図ることを目的として、中央大学事務組織規則を定めている。

同事務組織規則上、法人並びに学校及び研究所の業務を行うため、51の事務組織（事務局、部、センター、室及び事務室）とその業務を定めるとともに、所管業務に応じて、これら事務組織の下位組織として43の課及び分室を置いている（2022年5月1日現在）。

また、本学は、多摩キャンパス、後楽園キャンパス、市ヶ谷キャンパス、市ヶ谷田町キャンパス、附属高等学校・中学校等の校地を有し、基本的に各キャンパスで事務執行が完結する体制としつつ、一部の事務室（保健センター事務室及び学友会事務室）については責任体制の確保と業務規模に鑑み、責任体制を多摩キャンパスに集約し、分室をもって対応している。現在は、2023年4月に茗荷谷キャンパス、小石川キャンパス、駿河台キャンパスの開校を控えていることから、キャンパスの分散化や、アフターコロナを考慮した業務執行体制の検討を進めている。

また、組織の新設・統廃合について、これまで、当該関係事務組織の長が総務部長を通じて、業務改善委員会による審議を申請し、業務改善委員会から理事長への具申をもって、当該組織の新設・改廃が理事会において審議決定してきた。このような構造においては、現場の業務執行の在り方が具申内容の基礎となってしまうため、全学的な方針に基づく組織の整備や、時代や状況の変化に伴う臨機に応じた事務執行体制を担保しづらく、組織が現状維持の執行を是とする体質を生じさせてしまうおそれを排除できないものであった。そこで、理事会（執行役員会・教務役員会）の意思を、組織・業務・人事管理に直接反映させることを担保するために、2020年度に事務組織規則の一部改正を行い、2021年度からは、理事会において組織全般に関する基本方針を策定することで、より戦略的かつ実質的な事務組織整備を進める体制となっている。この方針に基づき、募金推進事務局、エクステンションセンター及びキャンパス整備連絡調整室を解組したほか、映像言語メディアラボ事務室の廃止と教務総合事務室への業務移管、総務部法務・監査課の新設など、理事会主導の組織改編が具体化されている。

一方で、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」においては、事務組織の整理・統合の数値目標として、2014年度の92組織から2025年度には76組織とすることを掲げているものの、抜本的な事務組織の整理・統合は進んでいない状況である。2019年度以降は、新学部開設、新組織の設置（AI・データサイエンスセンター、ダイバーシティセンター、アカデミックサ

ポートセンター、ELSIセンター、教育力研究開発機構、CHUO スポーツセンター)が続いている状況である。一部の部課室において職員の兼務発令を増やして人的資源を有効活用するための工夫は行われているものの、事務組織全体の人的資源に限られる中でいかに業務の全体最適を図るかが喫緊の課題となっている。

(2) 職員人事

一方、組織の業務目的を高いレベルで実現していくとともに、法人機関と教学機関の事務組織に適正な人員配置と人材育成を果たすことを目的として、理事長の諮問機関である中央大学職員人事委員会（以下「職員人事委員会」という。）を設置し、職員人事管理の円滑な運用を図っている。同委員会は、主として、①採用計画、②考課基準、③昇格及び昇進、④配置、異動、⑤総合的教育訓練計画、⑥懲戒処分等について審議を行うこととしており、2022年度の職員人事異動等を行うにあたっては次の基本方針を定め定期の職員人事を実施した。

<2022年度職員人事異動基本方針>

1. Chuo Vision 2025の実行並びに新たな要請を考慮した事務体制の整備
2. 長時間労働を抑制、年次有給休暇の積極的な取得等を実施しながら、効果的、効率的に働く職場環境を整備
3. 人材育成の観点から、職員の視野を広げ、思考力を高めるため、人事異動を活用し、資質・能力の向上を図る

この結果、2022年5月1日現在、上記94部課室に対し、計451人の専任職員を配置しており、1事務組織当たりの人員配置数は4.8人となっている。人員配置については職員人事委員会にて審議決定を行っており、配置された人員について傷病等の理由により期中での対応が必要な場合は人事部が対応策を講じることとしている。

なお、本学においては、現在のところ専任職員は総合職として採用を行っており、URAやキャンパスソーシャルワーカー等の高度な専門性を有するスタッフについては主に嘱託職員として雇用している。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

先に述べたとおり、事務機能の更なる高度化に向けては、個々の職員の能力・資質の向上と各組織レベルにおいては事務組織全体の活性化が肝要である。その双方に資するべく、本学では、2017年度に本学の理想の職員像として「行動する職員2025」を策定した。「行動する職員2025」は、組織の維持・発展を実現するため、職員が積極的・挑戦的に業務に取り組むことで、個人としてもチームとしても成長することを目指している。「行動する職員2025」の詳細については、「理念・目的」の点検・評価項目③を参照いただきたい。

また、超過勤務削減の取組みに関しては、事務イントラPCへのアラート表示、深夜利用制限や36協定遵守のための全体、個別の働きかけを継続している。また、年1回Webサイトを通じて全職員に対して行うストレスチェックの結果に基づき、特に超過勤務が多い・急激な増加がみられるといった事象や、心の健康を損なう恐れがある等の問題が生じている部課室を「重点改善部課室」とし、ヒアリングを通じて状況を把握しながら当該部課室と人事部との協働により課題の改善に向けた取組みを実施している。2021年度の専任職員超過勤務時間（所定外労働

時間)は、ピークであった2007年度と比較して約30.8%の減少となり、その効果があらわれていると言える。しかしながら、超過勤務時間の減少は業務効率化の側面を示す指標に過ぎず、今まで以上に教育研究活動を活性化するため、今後も引き続き業務改善に取り組んでいくことが必要である。関連して、業務改善については、これまでも事務処理の外部委託、システム化等を進めて来たが、2020年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により職員の業務が大きく変化し、在宅勤務の導入、使用するアプリケーションの変更・拡大、学生サービスの方法の変更等が加速し、より効率的に業務を実施できるようになった。しかし、全体としては効率的になったものの、一部業務においては一部の課室、個人に負荷が集中することもあり、今後の改善が必要となっている。

教職協働については、本学組織図が教学組織と事務組織に分離されていないことに象徴されているとおり、教学組織においては委員会においても教員、職員双方が委員として参画している事例もあり、教職が一体となって課題に取り組んでいる。その最たる例として、現在総合戦略推進会議のもとに置かれている多摩キャンパス将来構想検討委員会をあげる。当該委員会委員については、法人及び教学組織・部課室からの混成となっており、その検討事項が本学の将来に関するという観点から、教職協働を旨として、いずれ本学の管理運営を直接的に担うことになる中堅・若手教職員で構成するものである。

また、教員行政職は各事務組織の職員の長にあたる者について人事考課を行う仕組みとなっており、半期ごとに目標を設定した上で人事考課を行っている。

専任職員における専門性の向上については、基本的にはOJT及びOFFJTを中心とする職場における研修と職場とは別に個々の職員における自己啓発によることとなっており、詳細については、点検・評価項目⑤にて後述する。

○職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用がなされているか。

(1) 専任職員の採用

専任職員の採用については、中央大学職員就業規則及び職員の採用に関する内規に基づいて実施しており、職員人事委員会において採用計画を策定し、各年度の採用を行っている。

採用は原則として年1回、公募形式により行うこととなっており、本学公式Webサイトを通じて募集告知を行うとともに、就職情報サイト「マイナビ」を活用して詳細な採用情報の公開及びエントリー受付を行っている。具体的な採用方法は、①提出書類に基づく書類審査、②適正試験、③面接試験となっており、書類審査においては履歴書及び応募票等の内容を、適正試験では基礎的知識、行動特性、メンタル特性等について試験結果を基に判定をしている。その上で、面接試験においては「求める人物像」としている「行動する職員2025」との適合や志望度合いといった点を重点的に確認し、採否を決定している。

2022年4月入職者の採用にあたっては、「行動する職員2025」を明示して募集及び選抜を行った結果、10名を採用している。

(2) 専任職員の昇格および昇進

専任職員の昇格及び昇進については、中央大学職員昇格・昇進取扱細則に基準及び手続きに基づき、職員人事委員会にて審議決定している。

具体的には、昇格及び昇進とも、各資格において所定の期間以上の勤務経験を有するものを対象とし、人事考課結果等に基づき審査を行っている。2021年度の昇格者は23名、昇進者は24名であった。なお、2022年度から昇進にあたっては、本人の希望申告と所属長の推

薦を要件としている。

○人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善がなされているか。(業務評価の仕組み、処遇への反映方法等)

本学は職員人事にあたり、資格別に定めた職能資格基準による職能資格制度を採用している。人事考課制度では、職員の知識・技能や能力、業務成績の評価に加えて、業務の達成度や業務に対する意欲についても考課の対象として公正に評価するとしている。人事考課は中央大学職員人事考課規則に基づいて実施し、考課結果は中央大学職員給与規則に定める職員給与表により本俸に反映されることとなっている。

具体的な人事考課のプロセスは、①目標設定及び考課基準の明確化、②考課者による人事考課、③考課結果のフィードバック、④具体的な改善点や解決に向けた方策等について話し合いに基づく能力開発により実施することとなっており、このうち②を除いては、考課者と被考課者との面談を通じて双方の認識を共有しながら行うこととしている。

個々の職員の業務評価は、上記のプロセスのうち、主として②考課者による人事考課を通じて行われる。人事考課においては、設定した目標に照らした達成度の観点から評価を行う「業績評定」、各資格に求められる行動水準を示す「意欲基準書」を基準に被考課者の意欲・行動を評価する「意欲評定」の2つの観点から考課者が評価を行い、その結果を「人事考課表」「評定表」として取りまとめることとなる。その上で、考課者によって取りまとめられた考課結果については、管理職位者を置く組織においては管理職位者が第一次調整者として部・室内の各課間の同一資格者間の考課結果に不均衡がないか調整を行い、さらに人事部長が第二次調整者として最終的な調整を行うとともに、全ての考課結果について総合的な評価を行う仕組みとなっている。人事考課は前期（7月上旬）と後期（1月上旬）の年2回実施されるが、後期考課においては、昇格能力評定も含んで実施することとなる。

このほか、人事考課を補完するものとして「自己申告制度」を設けている。当該制度は被考課者が作成する「自己申告書」を用いた面談を行うことにより、被考課者の適正配置、異動、能力開発に資するものである。

また、2022年度より、人事考課、自己申告の手続きをシステム化し、面談実施等適切な運用が徹底されるような仕組みとした。

<点検・評価結果>

本学の事務組織は、明定された規程により、その役割と構成が定められている。

事務組織数については、2019年度以降に新たな組織の設置が相次いだものの、兼務辞令にてその多くを対応しており、抜本的な再編には至っておらず、早急な対応が必要である。

職員人事については、職員人事委員会のもとで人事異動、採用、研修、人事考課制度が整備され、適宜見直しも実施しており、適切な体制で制度を運用していると言える。また、超過勤務についても減少傾向にあり、取組みの成果が出ていると言える。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」においては、事務組織の整理・統合の数値目標として、

2014年度の92組織から2025年度には76組織とすることを掲げているが、事業計画の後半期に入っている今もなお、抜本的な事務組織の整理・統合は進んでいない状況である。一方で、2019年度以降は、新学部開設、新組織の設置（AI・データサイエンスセンター、ダイバーシティセンター、アカデミックサポートセンター、ELSIセンター、教育力研究開発機構、CHUOスポーツセンター）が続いている状況である。

<今後の対応方策>

事務組織の再編については、現在進んでいるDX推進計画の状況も踏まえながら、早急に取りかからねばならない問題であり、トップマネジメントも含めて引き続き検討を行っていく。

その上では、事務組織の主体は事務職員であること、これまでも事務組織再編検討については、事務職員を中心とした検討の取組みもあったことから、現場の意見を斟酌した丁寧なプロセスを踏む必要がある。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

<現状説明>

○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

スタッフ・ディベロップメントとしては、人事部においては専任職員を対象としたものを実施しており、大学の管理運営を担うマネジメント層を対象としたものについては、総務部や学事部において実施している。

職員研修は、職員の能力・意欲の向上、格付けられた職能資格別能力の向上、所属する部課室の業務遂行能力の向上等を目指す目的で実施している。職員に求められる能力・意欲は、社会の変化とともに変わってきている。上述のとおり、2017年には、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」における職員人事政策の一環として、本学の理想の職員像として「行動する職員 2025」を策定、周知し、2022年度には、この「行動する職員 2025」を土台とした職員人事制度に変更を行った。研修についても、理想の職員像と新たな職員人事制度に沿って実施をしている。

研修計画はその目的に応じて、以下の4種類に区分している。

（1）資格別研修（人事部計画・主催）

資格別研修は、人事部長が職員に対し、当該職員が格付けられた職能資格における基準を充足し、又は将来的に当該職能資格の上位資格の基準を充足するために行う研修である。

1) 新入職員研修：学生と社会人に求められる意識の違いを認識し、変容を促す。社会人にとって必須となる「ルール」「マナー」を習得するとともに、「チームで働ける新人になる」ことを目標とする。

- ・中央大学職員の基本マインドを備え、「チームで働く」ことを意識して行動する
- ・基礎知識・技能の習得に努め、上司・先輩の指導のもと、意欲的に業務に取り組み、正確に処理する

<重点能力> 「行動する職員 2025」基本マインド3D+3C、チームワーク、柔軟性

2) 書記研修：入職2年目として、様々な変化に直面しても、前向きに取り組む気持ち・適応力が必要とされる。同時に、問題や情報を的確に捉え、解決に向かい積極的に取り組む力を養う。

- ・自己理解を深めるとともに、他者理解に努め、他者を尊重したコミュニケーション力を身につける
 - ・積極的に情報を集め、課題を的確に捉え、解決に向けて前向きに取り組む
- ＜重点能力＞ 他者受容力、情報収集力、課題発見力
- 3) 副主事研修①：入職4年目をむかえ、職場環境にも慣れつつある時期の中で、突出した成果をあげ、組織に貢献するリーダーシップを発揮することが求められる。後輩指導を含め、組織を牽引していく「自覚」を促し、自責的に行動する自律した現場リーダーを目指す。
- ・物事をよく観察・考察し、培った経験・知識をもとに適切に判断する
 - ・求められる役割期待を理解し、キャリア能力開発を通じて自己課題を乗り越える
- ＜重点能力＞ 観察力、判断力、提案力、共創力
- 4) 副主事研修②：入職8年目として、内向きな視点から脱却し、対外的・社会的な視点での提案力、課題解決力が求められる。プロジェクトマネジメントの基礎概念、目標設定、計画、実行・修正の知識を習得し、高いパフォーマンスを生むチーム構築に貢献する。
- ・課題や目的を正しく認識し、いかなる状況下でも最大の成果を目指してプロセスを構築し、実行する
 - ・テクニカルスキルとヒューマンスキルをバランスよく発揮し、周囲から信頼されるリーダーとなる
- ＜重点能力＞ 企画立案力、調査・分析力、調整力、実行力
- 5) 主事(副課長)研修：副課長に求められる役割を多面的に捉え、自己認識を再確認し、プレイングマネージャーとしての有り方を学ぶとともに、実践力を身につけ、チームメンバーを育成する力を養う。
- ・部下を育成し、グループの調和を図りながら、組織を活性化するグループリーダーとなる
 - ・広範な知見を有し、複雑な判断を必要とする業務を処理する
- ＜重点能力＞ 育成力、調和力、リーダーシップ
- 6) 管理職研修：マネージャーとしての役割・機能について認識を深め、戦略的発想・視点を強化する。かつ、部下育成・指導やチーム作りの重要性から、働きがいのある組織づくりを目指す。
- ・部下の意欲・能力を引き出し、組織を活性化させるマネジメント
 - ・戦略的発想・視点を強化し、責任感を持って決断する
- ＜重点能力＞ マネジメント力、決断力、突破力

(2) 目的別研修

目的別研修は、人事部が職員に対し、本学における管理運営、教育研究活動その他本学が行う事業に関する専門的知識を習得させるために行う研修である。

人事部が計画・主催する研修と外部機関が計画・主催するものへ派遣する研修がある。受講対象者は、募集要領を学内に周知して希望者を募ることとし、状況に応じて人事部の指名により決定する。(人事部計画・主催)

- ① 中大職員リレー講義……分野テーマ別に、知識・経験豊富な職員が講師となり、学内全体の知識向上とスキルアップを目的とする。

- ② 語学スキル向上研修……異文化理解を促進し、グローバル人材を育成することを目的とする。 ※2022年度実施なし

(外部機関等が計画・主催するものへの派遣)

①日本私立大学連盟

- ・キャリア・ディベロップメント研修
課題発見・解決能力、論理的思考力の向上や、キャリアプランに対する意識の醸成を目的とした若手職員対象のプログラム。
- ・アドミニストレーター研修
アドミニストレーターに必要な素養の獲得を目的とし、講義での知識・理論の修得と、グループワークでのケーススタディにより、大学の現場において学長、理事長などを支える人材（部門長等）の育成を目指す。
- ・業務創造研修
日常業務の改善にとどまらず、より広い視野で業務をとらえ直し、その創造・開発・領域拡大を進め、新たな価値を見出して改革していくために、実践的力量を養うプログラム。
- ・オンデマンド研修
大学職員として必要とされる知識修得を目的とした研修。

②その他

他大学職員と合同で研修を実施し、他大学の現状、習慣、文化等にふれることで自らを見直す機会を設けている。他大学の職員と「共通テーマ」について意見を出し合い、企画立案を通じて、プロジェクト・マネジメントスキルの向上を図るとともに、他大学の取組み・課題等を知ることで、幅広い視野を獲得し、本学の強みや課題に対する認識を深めることを目指している。また、他大学職員との人的ネットワークの構築も目指している。

研修を合同で実施する大学

早稲田大学、法政大学、関西大学、龍谷大学、西南学院大学

(3) 職場研修

職場研修は、部課室長が当該部課室に所属する職員に対し、必要に応じて、同部課室の業務に関し必要な知識、技術その他の能力の向上を図るために、当該部課室において行う研修である。

(4) 自己啓発

前述の1～3を補完することを目的として、職員が、職務遂行能力、資質等の向上を図るために必要な自己啓発に対し、「自己啓発援助要領」にもとづき補助を行っている。

職員に求められる能力を自発的に向上させる機会をより多く確保するため、通信研修補助の対象講座を設定し、期中のプログラム追加にも対応している。

この他、経理部においても学内の主に事務職員向けとして、経常費補助金に係る基礎的な情報、本学への補助金交付額の状況、日本私立学校新興・共済事業団による説明資料等を掲

載しており、補助金業務に携わる実務担当者のもとより、事務職員の基礎的能力の涵養に資する情報を発信している。

なお、法人及び教学執行部を対象としたSD活動については、本学が重点的に取り組むべき事項のうち、特に専門性が高い事項について、執行部が審議をする上で必要となる知識を身につけることを目的に、主に理事会や教務役員会の場において「勉強会」の形式で実施している。具体的なテーマとして、「校地・施設」、「広報戦略」、「改正民法・改正私立学校法」、「労働契約法（非常勤教員無期雇用転換）」、「改正個人情報保護法」を扱ってきており、有識者（弁護士、官公庁職員、コンサルティング会社等）らを講師として招聘している。また、別に教学執行部においては「THE 世界大学ランキング講演会」の実施、高等教育関連情報の共有なども行っている。

<点検・評価結果>

職員研修計画は、毎年度内容を見直し、職員人事委員会で承認を得た上で実施しており、適切に運用されている。

<長所・特色>

他大学、他機関との交流を積極的に進めている点が長所と言える。大学による考え方の違いを理解し、研修を受講した職員やその周りの職員が良い刺激を受ける機会としている。

<問題点>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、研修の実施に困難が生じた場合があり、一部実施が制限された。

<今後の対応方策>

オンライン、対面、ハイフレックス等研修の内容にあわせて実施方法を工夫し、より参加しやすく、より効果的な実施方法を引き続き検討していく。

また、職員が習得すべき基本的な素養について、年代に応じて学習できるよう研修も実施することとする。

点検・評価項目⑥: 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1: 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2: 監査プロセスの適切性

評価の視点3: 点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

法人の管理運営面の点検・評価については、理事会、執行役員会、教務役員会の役割があげられるが、特に近年は、理事会が決定した事業の具現化又は特定事項の調査・検討に際して設置する、理事会小委員会において案件に応じた検証・検討が行われている。具体的な事例として、財政に関する理事会小委員会、基本規定（寄附行為）検討理事会小委員会の取組みをあげる。

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の実施に際しては、健全かつ安定した財政基盤の構築

が求められることから、財政に関する理事会小委員会を設置するとともに、経営の基盤となるガバナンス強化の観点から管理運営のあり方を検討する基本規定（寄附行為）検討理事会小委員会を設置している。

財政に関する理事会小委員会については、2019年1月開催の理事会において、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を十全に実施するために、多様な観点から収支改善策を図ることを目的として、理事会の下に設置したものである。構成員は、常任理事4名、外部理事1名及び事務局長の計6名となっている。同小委員会は中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を推進していくに当たっての財政上の課題を共有した上で、事業規模の精査、寄付金の推進体制、施設の更新計画、教員人件費枠、学納金の水準及び学生数等について検討し、同時に、総事業経費に対する財政シミュレーションを策定した。その結果について、2019年7月開催の理事会にその検討結果を報告し、学内での共有も行っている。

その後も、総事業経費や諸条件の変更に注視することに努め、2021年1月開催の理事会において、「中長期事業計画に係る資金概算（総事業規模）」の報告がなされたことを受け、2021年2月に最新の事業費に基づく財政シミュレーションを精査するために、小委員会を開催し、その内容を検討した。その結果については、2021年2月開催の理事会へ報告し、学内にも共有している。この時の財政シミュレーションでは、事業規模のほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮した寄付金収入の見込み額の下方修正等を反映し、より実態に即した内容にしている。

このように、財務関係比率の改善目標値を設定しつつ、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に係る諸事業を推進していくための財源確保の観点から、財政シミュレーションを策定し、それらの検証・改善に努めている。

基本規定（寄附行為）検討理事会小委員会については、基本規定（寄附行為）に関する諸問題について抜本的かつ具体的な改正案を整備するため、2018年秋に設置した。構成員は常任理事2名、学部長2名、研究科長理事1名、外部理事3名及び事務局長の9名の構成となっている。同小委員会は、私立学校法改正に伴う基本規定（寄附行為）等の具体的規程整備への対応や、本学の管理運営のさらなる向上を図るための、基本規定（寄附行為）の一部について見直しを図った。また、2021年度以降も継続して管理運営のあり方を検討し、その成果は次のような形で結実している。

- ・基本規定（寄附行為）の一部改正〔教学審議会の廃止、評議員会議長・副議長の選任規定〕
- ・理事会規則の一部改正〔理事会議事運営の整備〕
- ・執行役員会規則の一部改正〔審議事項の整備等〕
- ・名誉評議員規則の一部改正〔特に功績顕著な者への委嘱廃止、辞任、解職規定の整備〕
- ・総長制度の廃止
- ・教学審議会規則の廃止

また、本学の各組織に配置される事務職員に係る人事政策及びその他の諸施策に係る点検・評価に関しては、「中央大学大学評価に関する規程」の定めに基づき、大学評価委員会の下に設置される組織別評価委員会のうち、「人事・事務組織組織評価委員会」においてこれを実施しており、点検・評価活動に関しては、同委員会を構成する人事部が担っている。

具体的な点検・評価活動については、全学の自己点検・評価スケジュールに則って毎年定期的に点検・評価を行い、その結果を構成組織の長である人事部長が確認し、人事・労務担当常

任理事の確認を経ることで、人事部としての自己点検・評価結果を組織的なものとする仕組みとなっている。自己点検・評価活動を通じて課題や改善点等が見いだされた場合には、人事部が中心となって具体的な改善方策を検討し、これを職員人事委員会、または執行役員会を通じて具現していくことで、改善を図るようにしている。

○監査プロセスの適切性

本学の監査体制は、監事、監査法人及び内部監査室の三者により実施しており、それぞれの監査の独立性を前提としつつ協力体制を維持し、監査を実施している。協力関係の構築にあたっては、監査情報の共有を目的として、監事、監査法人及び内部監査室との協議をそれぞれ年2回実施している。このほか、常任理事と監査法人との懇談会、監事と各部門長との懇談会を実施することにより、「大学のガバナンス」を支える制度としての監査体制を構築している。

監事による監査については、私立学校法第37条第3項及び学校法人中央大学基本規定第23条に基づき、学校法人中央大学の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況について監査を行っている。あわせて、監事の職務を執行するために必要な事項については、学校法人中央大学監事監査規程に定めている。監事は、毎会計年度終了後3月以内に、当年度の監査方針を添え監査計画を理事会に提示した上、それに基づき監査を行う。また、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて意見の表明を行うほか、理事等から業務報告の聴取、重要な決裁書類等の閲覧等を通して監査を行う。財産の状況に係る監査については、監査法人とも連携し、予算管理を含めた資金収支及び事業活動収支活動の適正性や、会計事実と最終結果である計算書類の照応関係等を検証する監査を行っている。監査報告については、毎会計年度終了後2月以内に行う監査を実施し監査報告書を作成するとともに、監査報告書を補完するものとして、監査結果に対する意見書を取りまとめている。なお、2021年度の監査報告書においては、学校法人中央大学の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、不正の行為又は法令若しくは学校法人中央大学基本規定に違反する重大な事実はないと報告されている。

会計監査については、私立学校振興助成法第14条3項及び学校法人中央大学基本規定第50条に基づき監査法人による監査（年間170人/日）を行っている。なお、2021年度の監査報告書においては、計算書類について、学校法人会計基準に準拠し、経営の状況及び財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと報告されている。

内部監査については、本学の業務運営について適正化を図り、もって社会の信頼と負託に対し恒常的に応えていくことを目的として、学校法人中央大学内部監査規程、学校法人中央大学内部監査実施内規に基づき、実施している。内部監査の形態には、「学校法人中央大学内部監査規程」第4条に定めるとおり、定期監査と臨時監査がある。定期監査では理事長が監査実施年度の監査方針及び監査計画を決定し、理事会に報告することになる。監査結果は被監査部署の長に通知し理事会に報告するとともに、改善措置が必要と判断された事項があるときは、被監査部署の長に対して改善要求を行う仕組みとなっている。また、改善要求を行わない軽微な発見事項についても、対応状況を把握する目的で、監査終了時点から半期経過後に被監査部署の長から報告書の提出を求めている。半期経過時点において対応が完了していない場合には、その後も継続して報告を求めることで、着実な改善対応を促している。内部監査については、公正かつ客観的な立場で実施し、被監査部署における業務の問題点を追及や摘発するのではなく、当該業務への改善案の助言や提案を行うことにより、被監査部署における業務目標の達成への支援となることを目指している。こうした取り組みにより、「中長期事業計画「Chuo Vision 2025」

の実現へと連動していくことを企図している。

2021年度は年度監査計画に基づき、業務監査、テーマ監査及び公的研究費監査を実施した。監査の結果、重要な発見事項はなかった。

このように、本学の監査については、監事、監査法人、内部監査室とで連携する体制を整え、また、各監査機能が役割に応じた監査計画の立案・実施を行っている。これらの点から、監査機能・プロセスは適切なものとなっているといえる。

<点検・評価結果>

以上のように、大学運営に係る事項については、その内容に応じて、それぞれ適切な体制により、本学の過去・現在・未来を十全に踏まえて点検・評価を行っている。

<長所・特色>

「財政に関する理事会小委員会」は、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を十全に実施するために多様な観点から財政について検討することを目的とし、主に同計画の事業規模を精査し、教職員人件費、学生数、寄附金、既存施設の更新計画等を踏まえ、シミュレーションの策定に当たった。また、学内構成員にも広く説明の機会を設け、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の遂行に向けて理解を求めた。

<問題点>

大学運営に係る点検・評価の結果の学内構成員への周知については、一部を除いて、理事会議事録の公開、制度決定に係る通知等のみとなることも多く、十分に行われているとは言えない。

<今後の対応方策>

スタッフ・ディベロップメントの観点から、大学運営に係る点検・評価内容や、特定事項の検討やその過程について、公開に差支えないものについては、構成員の共通理解を醸成すべく学内への公開に努めていく。

以上

(財務)

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか

評価の視点1：中・長期的な財政計画の立案状況とその内容（財務関係比率に関する指標又は目標の設定を含む）

＜現状説明＞

○中・長期的な財政計画の立案状況とその内容（財務関係比率に関する指標又は目標の設定を含む）

本学では2015年度に「中央大学中長期事業構想」（2015年3月9日理事会承認）に基づき、2016年度から2025年度までの10年間を対象とした中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の策定を行った。当該計画においては、中長期財務計画も示しており、大学会計（中央大学経理規程第5条参照）に係る改善目標値として、改正（2015年度）前学校法人会計基準に基づき、人件費比率50%、人件費依存率70%、帰属収支差額比率10%、前受金保有率100%以上を設定している。その後、2021年3月に「Chuo Vision 2025」第2期が策定され、中長期財務計画もその中に引き継がれる形となったが、財務に係る改善目標値の変更はなく、継続して目標の実現に向けて取り組むことになっている。

本学の過去5年間の本比率に係る推移は下表のとおりであり、傾向としては目標値に近づきつつある。この改善傾向については、学費改定による効果が大きな要素となっている。

[改善目標値（法人全体）]

	目標値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
人件費比率	50%	56.6%	54.7%	57.0%	56.3%	53.2%
人件費依存率	70%	71.4%	73.1%	72.5%	72.1%	69.0%
事業活動収支差額比率	10%	9.6%	10.1%	6.6%	1.5%	10.2%
前受金保有率	100%以上	172.6%	176.7%	192.0%	183.8%	185.0%

[改善目標値（大学会計）]

	目標値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
人件費比率	50%	55.6%	53.4%	55.8%	55.1%	51.8%
人件費依存率	70%	70.1%	71.4%	70.8%	70.2%	67.0%
事業活動収支差額比率	10%	8.6%	9.5%	5.9%	△0.5%	9.7%
前受金保有率	100%以上	154.0%	158.4%	172.1%	165.8%	163.9%

また、2019年1月21日開催の理事会において、中長期事業計画を十全に実施するために、多様な観点から収支改善策を図ることを目的として、「財政に関する理事会小委員会（以下、「小委員会」という。）」の設置が承認された。小委員会は、7月2日までに8回開催され、中長期事業計画を推進していくに当たっての財政上の課題を共有した上で、事業規模の精査、寄付金の推進体制、施設の更新計画、教員人件費枠、学納金の水準、学生数等について検討し、同時に、総事業経費に対する財政シミュレーションを策定した。その結果については、7月8日開催の理事会に報告し、学内での情報共有も行っている。その後も、総事業経費や

諸条件の変更に注視することに努め、2021年1月18日開催の理事会において、「中長期事業計画に係る資金概算（総事業規模）」の報告がなされたことを受け、2021年2月12日に最新の事業費に基づく財政シミュレーションを精査するために、小委員会を開催し、その内容を検討した。その結果については、2021年2月22日開催の理事会へ報告し、学内にも共有している。この時の財政シミュレーションでは、事業規模のほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮した寄付金収入の見込み額の下方修正等を反映し、より実態に即した内容にしている。

このように、財務関係比率の改善目標値を設定しつつ、中長期事業計画に係る諸事業を推進していくための財源確保の観点から、財政シミュレーションを策定し、それらの検証・改善に努めている。

<点検・評価結果>

以上のように、本学では教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定している。また、財政シミュレーションについては、日頃から財政シミュレーションに係る変動要因の把握に努め、その影響範囲を検証することで、中長期事業計画の実施を支えるとともに、中長期的な視点による大学運営の安定化を目指すことに繋げている。

決算の傾向としては、中長期事業計画に掲げる財務計画の改善目標値と実績値との間で改善が見られるが、これは学費改定による効果が大きな要素となっている。他方で、学生生徒等納付金への依存度が高い状況にあるため、今後は学生生徒等納付金以外の収入増加策を検討すると同時に、大幅な収入増加が見込めない状況であることも認識し、支出構造の見直しを図り、収支改善に努める必要がある。

<長所・特色>

財政シミュレーションに係る変動要因の把握として、学生数（特に入学者数）について、毎年度注視している。入学者数については、2020年度及び2021年度と連続して入学定員を下回っていたため、財政シミュレーションとの乖離が続いていた。そこで、学生数確保の必要性を学内共有するため、2021年6月21日開催の教務役員会で協議を行い、7月12日開催の理事会において、財政シミュレーションに基づく学生数の確保に関する方針を確認するに至った。このような財政シミュレーションの定期的な検証結果に基づく提案は初の試みであったが、財政改善に向けた方向性を確認できた意義は大きかった。

<問題点>

財政に大きく影響する適切な新入生数の確保について、新型コロナウイルス感染症拡大や定員管理の厳格化等の影響により、合格者数と手続き者数の差異（歩留まり）の見込みが難しくなっている。この点については、理事会において、財政シミュレーションに基づく学生数の確保に関する方針を確認し、教学とともに新入生数の確保に努めることとしている。

<今後の対応方策>

学費政策以外の収支改善に向けた施策の一つとして、2021年度に本学初の事業会社を設立した。2022年4月からは法人部署に係る業務の一部移管を始めており、今後の委託業務拡大に向けた準備をしている。並行して、大学側では業務の移管に伴う法人部署毎の人員計画を含めた体制見直しを検討し、業務移管による効果の実効性を高める工夫をしている。

また、適切な新入生数の確保については、2022年10月1日に改正となった「大学、短期大

学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」や、2023年度から改正となる「私立大学等経常費補助金交付要綱」等を踏まえながら、法人・教学において密なコミュニケーションを行いつつ、適切な定員管理を行っていく。

このように、収支改善に向けた施策の検討と実行を推し進め、改善目標値の実現に繋げていくこととする。

点検・評価項目②：教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

評価の視点1：教育研究の十全な遂行と財源確保の両立を図るための制度・仕組みの整備状況
評価の視点2：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

＜現状説明＞

○財政基盤の確立に向けて

毎年の決算処理の中で、学校法人全体及び経理規程に定める会計単位毎に財務諸表を作成し、予決算差異の分析を行っている。また、大学会計と学校法人全体については、財務比率等を作成し、その傾向も検証している。

更に、監事監査においては、法人全体、大学会計を含めた会計単位別の状況（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等）に加え、財務状況を客観的に把握するため、他大学比較も取り入れた決算分析を取りまとめ、監査を受けている。ここでは、自己点検・評価活動における外部評価委員会において指摘を受けている「将来的な施設の取替更新等を含めた内部留保」に係る比率も対象とし、運用資産の保有状況や外部負債、内部留保の状況等も検証範囲にしている。

本学の経営状況及び財政状況に関する財務比率については、大学基礎データ表9～11に直近5年間の推移を示しており、事業活動収支計算書関係比率のうち経常収支差額比率は全国平均（令和3年度版 今日の私学財政：令和2年度 医歯系法人を除く全国平均）と比べ高い水準にあり、事業活動収支差額比率についても、全国平均を上回る水準となっている（2020年度は駿河台記念館建替に伴う資産処分差額の影響により悪化している）。これらの点から、経営状況の健全性は保たれていると考えている。他方で、貸借対照表関係比率については、純資産構成比率が全国平均を若干下回っており、流動比率も全国平均を下回っている。これは中長期事業計画に係る借入金等が影響しているが、返済計画を反映した財政シミュレーションにおいて見通しを立てていることから、財務上の影響は対応可能な範囲と捉えている。また、本学は効果的な資産運用の観点から、保有資金の目的を明確にしたうえで、現預金から特定資産へと保有形態を移行している。この運用の影響を受け、流動比率が低くなっているが、積立率が下表のとおり全国平均（78.0%）を大幅に上回っており、財政状況も安定していると考えられる。

学校法人全体

（単位：％）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
積立率	82.86%	86.08%	86.68%	81.89%	90.91%

○教育研究の十全な遂行と財源確保の両立を図るための制度・仕組みの整備状況

本学では、事業計画と予算編成をリンクさせるため、予算編成方針を提示する段階から、当

該年度の事業計画策定骨子を踏まえた内容としている。本学の中長期事業計画と単年度の事業計画には教育研究活動に係る将来に向けた方向性を示しており、そこへ重点的に予算措置する本学のこの仕組みは、教育研究活動に対する必要な予算措置がなされることに繋がっている。

他にも、本学には、全学横断的な教育研究支援組織として学生部、キャリアセンター、図書館、学事部、全学連携教育機構、研究開発機構、研究所、国際センター、情報環境整備センター等の各セクションが置かれ、学部・大学院の教育研究を支援する体制を整えている。これらの支援組織から関連する予算申請がなされ、一定の教育研究に係る財源が経常的に予算として確保されている。また、当該予算の執行における支援をはじめ、各種補助金や公的研究費の獲得・執行管理などを含めた積極的な支援をこれらの横断的な支援組織が担うことにより、更なる教育研究支援の質的向上と効率性を担保している。本学では、このような制度・仕組みを背景に、教育研究活動を維持している。

○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学の外部資金に関する状況及び傾向は次のとおりである。

「私立大学等経常費補助金（一般補助及び特別補助）」については、2021年度は21.3億円を受け入れ、前年度比で1.3億円の減少となっている。これは「教育の質に係る客観的指標による増減率」でマイナス調整になっていること等が影響している。

受託研究費等の外部資金については、研究の水準や質的側面において真に競争力のある大学であることを裏付けるために、積極的に公的研究費（競争的資金を含む）の獲得を目指しており、コンプライアンス上の対応を含め、事務的なサポート体制の充実化を図りながら、資金獲得の能力や適性のある研究者が積極的に申請を行える支援環境の整備を推進している。2021年度には、「将来的に本学の特色となりうる研究に成長するための萌芽的な取り組みを対象として、特徴的研究テーマに基づく学際的研究クラスター形成を支援する」制度（中央大学研究クラスター形成支援制度）を立ち上げ、学際融合の推進による研究力の強化と外部資金の獲得を強化している。

寄附金については、2016～2025年度の10年間を募集期間とした白門飛躍募金は、年度を追うごとに漸増し、6年目となる2021年度に過去最高となる8億8,700万円となり、総額22億1,400万円を計上した。教育環境充実資金寄附金（父母を対象）はコロナ禍の家計への影響を考慮し2020年度は積極的な募集活動を差し控え、2021年度は募集を休止している。

資産運用については、教育・研究活動の安定的・継続的発展に資することを目的とし、安全性と流動性を重視しつつ、より効率的な資金運用を実施している。主な運用対象となる特定資産の目的ごとに運用期間を設定し、事業計画の資金需要に対応できる流動性の確保及び経済環境に左右されにくい安定した利息収入獲得を図っている。ここ数年は、中長期事業計画に係る特定資産の取り崩しが予定されているため、その点も考慮した運用になっている。

本学（大学会計）の上記外部資金の5年間の推移は以下のとおりである。

私立大学等経常費補助金（一般補助及び特別補助）

（単位：千円）

2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
2,031,866	2,401,812	2,265,743	2,260,102	2,127,116

科学研究費補助金

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
採択金額（千円）	529,220	466,035	540,035	589,190	568,949
採択件数（件）	242	234	265	309	299

研究費の外部資金

[単位：千円、（ ）内は件数]

	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度	
受託研究費	884,243	(188)	756,268	(210)	970,317	(252)	677,548	(222)	752,558	(222)
奨学寄付金	91,689	(54)	100,870	(66)	78,497	(63)	70,179	(57)	96,571	(55)

寄付金

（単位：千円）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
白門飛躍募金	155,730	153,790	300,110	614,610	887,190
教育環境充実資金募金	38,460	29,580	24,470	490	—

資産運用収入

（単位：千円）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
受取利息・配当金収入	430,103	466,203	453,921	477,571	477,332

<点検・評価結果>

財務状況については、決算時の各種資料作成や監事監査等の機会に検証をしている。中でも、監事監査では単年度の決算状況報告に留まらず、法人全体、会計単位別を含め、数値に基づく傾向に比重を置き、決算時の多角的な状況把握や分析に努めている。また、教育研究活動の展開や外部資金の獲得状況についても、事業計画とのリンクにより、その点検・評価が行われている。このように、上述の取り組みを基本に据え、新型コロナウイルス感染症拡大への対応など、状況に合わせた見直しを加えることで、教育研究を十分に遂行するための財政基盤を維持している。

<長所・特色>

昨今の監事の役割の重要性に鑑み、監事監査を単に決算報告に留めることなく、詳細な分析説明を加えることで、監事とのディスカッションを有意義なものとし、監事監査機能の充実に努めている。

＜問題点＞

自己点検・評価活動における外部評価委員会からの意見として上がっていた、将来のキャンパス更新計画とその財源確保については、本学の課題として認識している。

現状の施設計画に伴い生じる費用としては、既存施設・設備の恒常的な維持・管理、修繕・更新等が挙げられる。現在キャンパス整備計画が進行しているが、文系学部等が使用する多摩キャンパスのほとんどの建物がキャンパス移転(1977年竣工)に伴って同時に建設されており、築40年以上の状況である。また、後樂園キャンパスの建物においても一部が同様の状況にあり、中には築60年の建物も含まれる状況にある。このため、施設・設備のメンテナンス（建物のライフサイクル）を計画的に行っているが、建物の老朽化に伴いこの費用は増大しており、加えて、順次、建物の耐震補強工事も施してきたものの、今後も既存施設・設備のメンテナンスには大きな費用負担が必要となっている。

このような状況を踏まえ、将来における施設更新計画の財源確保に向けた対応として、減価償却引当特定資産への繰入として毎年20億円を内部留保し、多摩キャンパス開設60年となる2037年度には400億円となる計画を進めている。また、2020年度からは毎年の工事費予算枠として20億円（以前は13億円程度）を優先して確保し、既存建物に係る使用期間を考慮した修繕計画と将来の更新計画とを関連付けて調整できる枠組みを構築している。こうすることで、将来を見据えた工事計画が可能となり、同時に、予算枠20億円と当該年度工事費予算額との差額を減価償却引当特定資産へ追加で繰り入れる仕組みにすることで、既存建物の維持と更新計画との両立を図り、将来の必要財源の確保にも努めている。更に、2021年度からは年度末の現預金（支払資金）保有額に関する基準を設け、余剰分を減価償却引当特定へ繰り入れる仕組みを構築し、更なる財源の確保に努めている。

＜今後の対応方策＞

全体として、現状の体制を維持していくこととする。他方で、将来のキャンパス更新計画に係る財源確保については、その対応が喫緊の課題となっており、更新計画の立案に向けた取り組みを進めると共に、必要額に対する財源確保のあり方についても、引き続き対応していきたい。

以上

第1部12章 内部質保証

点検・評価項目①内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定・明示がなされているか。

<現状説明>

○内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定・明示がなされているか。

本学では、教育研究活動をはじめとする諸活動全般が、社会から求められる水準に適合したものであることを、本学自らの責任において保証するため、毎年度実施する自己点検・評価活動を基盤とした内部質保証活動を展開している。

本学の自己点検・評価の実施に係る基本的な事項については、「中央大学大学評価に関する規程（以下、「大学評価に関する規程」という。）において定めている。本規程において、本学における大学評価について、「本学の教育水準の向上に資し、本学の諸活動の社会的説明の責務を全うするため、客観的な指標に基づいて本学の教育研究及び管理運営等の状況について自ら点検・評価を行う『自己点検・評価』と、またその「妥当性と客観性を担保するため、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受ける『認証評価』」と定義している。さらに、本学の構成員及び各機関は、「大学評価の結果に基づき、教育研究及び管理運営の各分野において、それぞれの活動の質的水準の向上と質の保証に努めるとともに、大学評価の結果に基づく改善状況の継続的な検証を行う」こととしており、この大学評価に係る一連の活動を「内部質保証活動」と定義している。

併せて、本学の自己点検・評価活動を基盤とした内部質保証の基本的な考え方や組織体制、手続き等を明文化した「内部質保証の方針」を策定し、広く学内外に明示している。この「内部質保証の方針」は、「基本的な考え方、組織体制、手続き」で構成しており、本学の内部質保証に係る体制や手続きを、シンプルにわかりやすく示したものとなっている。

さらに、構成員が円滑に自己点検・評価活動を進められるよう、取り組むべき具体的な活動内容について、毎年「自己点検・評価実施要領」を作成し、各組織に示している。また、この実施要領の公開にあわせて実務担当者説明会を毎年行っており、内部質保証に係る最新の情報も紹介しながら、各組織が取り組むべき自己点検・評価活動の説明を行うことで活動の定着を図っている。

なお、これらの内容については、全学授業支援システム manaba（以下、「manaba」という。）等を通じて教職員の間で共有するとともに、毎年度実施する年次自己点検・評価活動に関する実務担当者説明会においても説明・確認を行うことで定着を図っている。なお、manabaは授業支援のためのCMS/LMSシステムであるが、学内の情報共有のツールとしても活用している。また、社会一般に対しても、自己点検・評価活動に係る情報や自己点検・評価報告書について、本学公式Webサイトを通じて広く公開を行っている。

<点検・評価結果>

以上のように、本学においては、自己点検・評価活動を基盤として内部質保証活動を推進することについて大学評価に関する規程に明記するとともに、「内部質保証の方針」を策定し、その体制や手続きについて広く学内外に示している。また、構成員に対して、毎年取り組むべき自己点検・評価活動について、実施要領等を用いて具体的に示し、活動の定着に努めている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

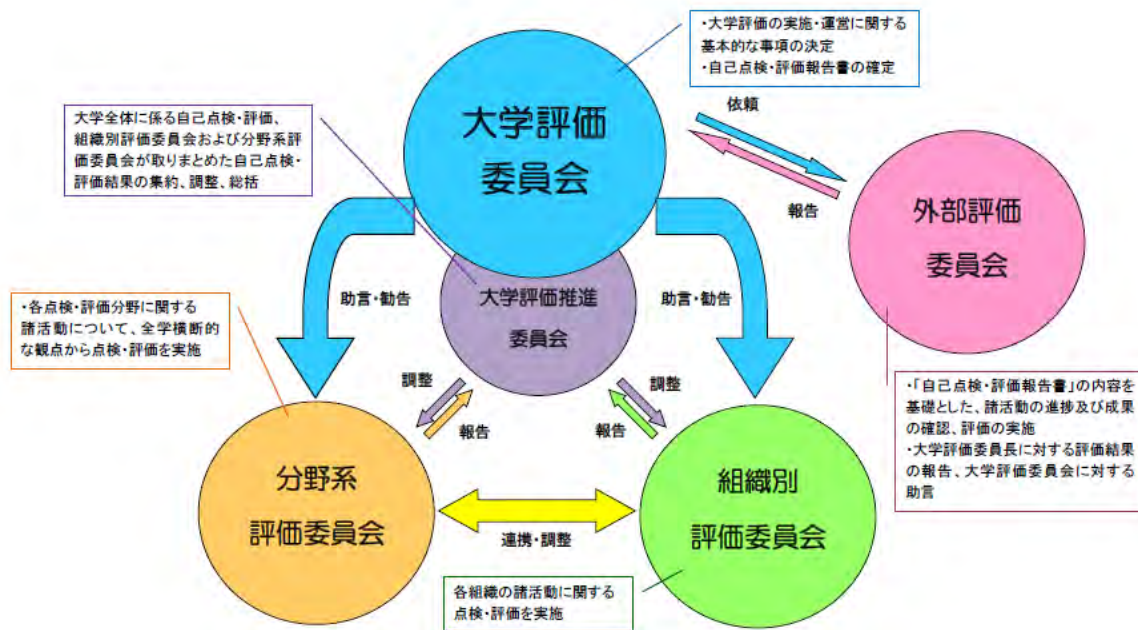
評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備状況

<現状説明>

○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備状況

本学では、内部質保証を推進するための組織体制として、大学評価委員会をその中心に据えている。そして、同委員会の下に、審議に必要な原案作成等を行う大学評価推進委員会を置いている。この大学評価委員会、大学評価推進委員会のもと、各組織の諸活動に係る点検・評価については、組織別評価委員会を置き、組織ごとの縦軸の活動をおこなっている。さらに、大学の諸活動を分野別の観点から横断的に点検・評価を行う分野系評価委員会を設置している。このように本学では、組織ごとの縦軸での点検・評価と、活動分野ごとの横軸での点検・評価を可能とする体制をとっている。さらに、自己点検・評価結果の妥当性・客観性を担保するとともに諸活動の改善・改革を実質的に支援することを目的として、学外有識者から構成される外部評価委員会を設置している。

[本学の内部質保証推進に係る体制]



各委員会の具体的な役割、構成は次のとおりとなっている。

大学評価委員会の任務は、大学評価の実施・運営に関する基本的な事項、自己点検・評価の確定、内部質保証活動の推進に関する基本的な事項、大学評価結果の公表に関する事項、認証評価機関の選定に関する事項について審議することとなっている。委員構成については、学長を委員長とし、2名の副委員長として、学事担当常任理事1名及び大学評価担当副学長を充てている。その他、4名の常任理事、8学部長及び2研究科長、大学院研究科委員長互選1名、研究所長互選1名、事務局長、総務部長、学事部長をメンバーとしている。このように、法人

及び教学のマネジメント行う者が内部質保証推進のための任を負っている。

大学評価推進委員会の任務は、大学評価委員会の審議に必要な原案作成、大学評価委員会の審議に基づく大学評価の実施に関する事項を取り扱うこととなっている。具体的に、組織別評価委員会及び分野系評価委員会の自己点検・評価の結果（「自己点検・評価レポート」「最重要課題（案）」）の提出を受けるのは大学評価推進委員会となっており、大学評価推進委員会は、全学的な調整を行い、その結果（「自己点検・評価レポート」「最重要課題（案）」）について大学評価委員会に報告を行う。また、その他、内部質保証推進に係る新規案件等についての原案作成を担当する。構成については、大学評価担当副学長（大学評価委員会の副委員長たる副学長）を委員長とし、学事担当常任理事（大学評価委員会の副委員長たる常任理事）、学部長互選1名、研究科長互選1名、研究科委員長互選1名、総務部長、人事部長、経理部長、管財部長、学事部長としている。

組織別評価委員会の任務は、教育研究及び管理運営に関し、当該組織の諸活動に係る点検・評価を行うこととして、組織ごとに58の委員会を置いている。委員構成については、当該組織の長を委員長として、各組織から選出された教職員としている。組織別評価委員会の毎年度の自己点検・評価活動の結果については「自己点検・評価レポート」としてとりまとめ、大学評価推進委員会に提出を行う。

分野別評価委員会の任務は、組織別評価委員会の組織を越えて、大学の活動分野毎に全学的な視点から点検・評価を行うこととして、組織を横断した11分野（学士課程教育、修士・博士課程教育、アドミッション、教員組織、研究活動、学生生活支援、施設・設備等、社会貢献活動等、管理運営、財務、内部質保証）ごとに委員会を設置している。委員構成については、各分野に関連の深い組織評価委員会から選出された委員が、それぞれの分野系評価委員会の委員となる仕組みとなっている。さらに、学長の権限を委譲され、当該分野のマネジメントを行う副学長についても2022年度より学長指名委員として参画している。例えば、学士課程教育分野系評価委員会であれば、8学部・全学連携教育機構・教育力研究開発機構・教学運営（学事部）の組織評価委員会から選出された委員に加えて、国際連携担当副学長、全学共通教育担当副学長が構成員となっている。分野系評価委員会の毎年度の自己点検・評価活動の結果については分野ごとの「自己点検・評価レポート」及び次年度に全学的に重点的に取り組むべき課題「最重要課題（案）」としてとりまとめ、大学評価推進委員会に提出を行う。

このように、組織ごとの縦軸での点検・評価と、分野ごとの横軸での点検・評価を組み合わせ、毎年度の自己点検・評価活動を実施している。

外部評価委員会の任務は、本学の自己点検・評価結果の妥当性・客観性を担保するとともに諸活動の改善・改革を実質的に支援することを目的としている。委員構成は13名以内、高等教育及び自己点検・評価について高度の知見を有する学外有識者の中から大学評価委員会が選考し、学長が委嘱することとしている。なお、任期は1期2年となっており、現在、第5期として8名の委員が就任し、本学の点検・評価活動に寄与している。具体的な活動内容については、活動期（2年）ごとに方針を立てて活動を進めており、その活動内容や本学への提言については毎年度報告書として取りまとめ、大学評価委員長に提出している。

また、これらの全学的な自己点検・評価活動の推進と支援については、学事部企画課が担当している。

<点検・評価結果>

以上のように、本学は、内部質保証の推進に責任を負う大学評価委員会を中心として、その原案作成等を行う大学評価推進委員会、組織ごとの点検・評価を行う組織別評価委員会、全学的な視点から活動分野ごとの点検・評価を行う分野系評価委員会を設けるとともに、外部有識者による点検・評価を行う外部評価委員会を設置することで、組織レベルの縦軸、活動分野レベルの横軸、さらに外部からの目線を交えて点検・評価を行う仕組みを有しており、内部質保証を推進するための適切な体制を整えている。

<長所・特色>

組織別評価委員会という縦軸の点検・評価に加えて、分野系評価委員会という大学の活動分野ごとの横軸といった全学的な観点から点検・評価を行うことで、様々な構成員による網羅的な目線をもって、点検・評価を行う体制となっていることは本学の内部質保証体制の特徴といえる。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

今後も、点検・評価活動において様々な構成員による網羅的な目線を確保するとともに、外部評価委員の目線を交えつつ、高等教育情勢の変化や、学内の意思決定プロセスの変化なども踏まえて、内部質保証体制をブラッシュアップしていく。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<p>評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定</p> <p>評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施</p> <p>評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み</p> <p>評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施</p> <p>評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施</p> <p>評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか。</p> <p>評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性が確保されているか学外者の意見の反映（外部評価の仕組みとその結果の活用状況）</p>
--

<現状説明>

○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

本学はこれまで、教育の質保証の基盤となる学部・研究科の「三つの方針」を策定し、本学公式Webサイトをはじめ広く学内外に公開してきた。

一方で、2018年3月に発出された文部科学省中央教育審議会の「三つの方針」の策定及び運用に関するガイドラインに照らしたところ、本学の「三つの方針」に係る諸整備は十分ではな

いことが自己点検・評価活動から明らかとなった。そのため、2019年度から2020年度にかけて、大学評価委員会のもとで「三つの方針」に係る諸整備を行った。

この一連の整備の中で、「三つの方針」策定のための全学としての基本的な考え方を示すものとして「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」を策定し、現在、本学公式Webサイトに掲載し、広く学内外に公開している。また、より具体的な学内指針として、「三つの方針（見直し）にあたっての学内指針」も作成し、学内において活用している。

なお、本学が2019年度から2020年度にかけて行った「三つの方針」に係る具体的な整備は1) 全学における「3つの方針」の策定、2) 全学のアセスメント・ポリシーの策定、3) 大学全体としての「三つの方針」の策定基本方針の作成、4) 各組織の「三つの方針」の見直しの実施と、「第三者チェック」の実施、の4つの取組みである。1) 2) については大学評価委員会のもと、大学評価推進委員会にて具体的検討を行い、3) 4) については、特に短期間で集中的に検討を行うため、大学評価委員会のもとに「三つの方針の精査・運用ワーキンググループ」を設置し、検討を行った。(1)～(4)の具体的な対応については以下のとおりである。

(1) 全学における「三つの方針」の策定

本学においては、各学部・研究科の「三つの方針」について作成・公開を行っていたが、全学における「三つの方針」は策定していなかった。そこで、本学の理念・目的や各組織の「三つの方針」との連関にも留意しながら、「教育活動に関する三つの方針（全学方針）」として、課程ごと（学士課程、博士前期課程・修士課程、博士後期課程、専門職学位課程）の「三つの方針」を策定した。本方針については、本学公式Webページに掲載し、広く学内外に公開している。

(2) 全学のアセスメント・ポリシーの策定

「三つの方針」の整備と平行して、学修者本位の教育の実現のため、学修成果の可視化に係る取組みを着実に前に進めていくための基盤を整えるため、まずは全学のアセスメント・ポリシーとして「学修成果の把握に関する方針（MEP：Measuring Effectiveness Policy）」の策定を行った。方針においては、「機関レベル（大学全体）、教育プログラムレベル（学部・学科・研究科等）、科目レベル（授業・科目）」の3階層で、学修成果等を測定・評価することを定めている。本方針については、本学公式Webページに掲載し、広く学内外に公開している。また、各組織の改善・改革に資するよう、本方針に基づき、毎年「学修成果可視化データ集」を作成し、学内共有を図っている。

(3) 大学全体としての「三つの方針」の策定基本方針の作成

これまで、本学の各組織の「三つの方針」策定にあたっては、項目を揃える・留意点を共有するなど、統一感ある方針となるように努めてきた。しかし、「三つの方針」策定のための基本方針を明確に示したものはなく、早急に整備を行う必要があった。そのため、まず、「三つの方針」策定のための基本方針として、「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」を策定した。また、この基本方針策定にあわせて、各組織が具体的にどのように「三つの方針」を設定すべきか、より詳細に示した「三つの方針（見直し）にあたっての学内指針」の策定を行った。具体的な内容は次のとおりである。

「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」には、本学の学部・研究科が

「三つの方針」を策定するにあたって、それぞれ「三つの方針」に詳述すべき項目を明示している。具体的に、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」については<養成する人材像><卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度>の2項目、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」については<カリキュラムの基本構成><カリキュラムの体系性>の2項目、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」については<求める人材像>の1項目を共通項目としている。さらに、「三つの方針」の内容について、教育の質向上を継続的に図っていく内部質保証システムの核であるとの認識のもと、絶えず検証を行い、必要に応じて見直していくことを明示している。また、検証活動にあたっては、「三つの方針」の作成主体（各学部・研究科）と大学全体の内部質保証に責任を負う「大学評価委員会」が二段階として検証活動を行うことで、活動の妥当性を確保することとしている。なお、本方針については、本学公式 Web ページに掲載し、広く学内外に公開している。

「三つの方針（見直し）にあたっての学内指針」については、「三つの方針」それぞれについて、各組織が「三つの方針」の見直しを行うにあたって留意すべき具体的なポイントを盛り込んだものとなっている。例えば、全体的な記述の適切な分量をはじめ、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の「身につけるべき知識・能力・態度」について、学生を主語とし、「～できる」という行為動詞にて表現すること、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」と「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」との関連性を担保すること、「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」には「学力の3要素」を踏まえて作成すること等、様々なポイントを明示している。

（4）各組織の「三つの方針」の見直しの実施と、「第三者チェック」の実施

（3）に記述した「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」及び「三つの方針（見直し）にあたっての学内指針」を大学評価委員会にて策定後、これに基づき、全組織において「三つの方針」の見直しを行った。

まず各組織は、大学評価委員会の依頼に基づき、「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」及び「三つの方針（見直し）にあたっての学内指針」に沿って既存の「三つの方針」の見直しを行い、新たな「三つの方針」改定素案をまとめ、大学評価委員会へ提出を行った。提出された「三つの方針」改定素案については、大学評価委員会のもとに設置した「三つの方針の精査・運用ワーキンググループ」による「第三者チェック」を実施し、方針に沿った内容となっているか等、複数の目線を交えて点検を行い、「三つの方針（改定素案）に係る第三者チェック結果報告」としてとりまとめた。当該報告書の内容については、大学評価委員会を経て、各組織にフィードバックを行い、各組織はその内容を受け、組織ごとにさらに必要な修正を行った上、各教授会・研究科委員会において新たな「三つの方針」の策定を行った。

なお、この見直し以降も、各組織において「三つの方針」の内容を更新する場合には、「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」及び「三つの方針（見直し）にあたっての学内指針」を参照し、適切に内容を更新することとしている。

○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

本学の内部質保証推進の核となる、毎年度の自己点検・評価活動については、大学評価に関する規程及び「内部質保証の方針」に基づいて実施している。

大学評価委員会を中心として、組織レベルとして組織別評価委員会（学部・研究科その他の

組織)、活動分野レベルとして分野系評価委員会が具体的な取り組みを進めている。その結果(「自己点検・評価レポート」「最重要課題(案)」)については、大学評価推進委員会に報告を行い、大学評価推進委員会は大学評価委員会に報告を行う。大学評価委員会は、自己点検・評価報告書のとりまとめを行う。

前述の「三つの方針」に係る諸整備のように、内部質保証活動の推進のため、迅速に対応すべき案件についても、大学評価推進委員会を中心として、学内の意思決定プロセスに留意して進めている。

○全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

個々の組織の定期的な点検・評価及びPDCAサイクルを機能させる取り組みは以下のとおりである。

(1) 各組織における自己点検・評価レポートの作成

本学の毎年度の自己点検・評価活動については、各組織が大学評価委員会の示すレポート形式に基づき、現状分析(長所・問題点)に基づいて課題を設定し、改善・改革活動(伸長・改善方策)に取り組むことをメインとしている。

本学では2018年度以降、組織ごとの自己点検・評価活動にあたっては、着実に改善・改革を進めていくために、点検・評価項目をひとつひとつ点検・評価する形ではなく、長所・問題点等に対する伸長・改善の可視化に重きを置いてきた。これは、従前の点検・評価項目をひとつひとつ点検していく形式が、丁寧に現状を点検・評価できる一方で、期せずして現状追認型となる傾向があることから、各組織の改善・改革を促すために「自己点検・レポート」の様式を変更するなどの工夫を行い、改善注力型になるように対応してきたものである。各組織の取り組む具体的な活動は以下のとおりである。

各組織は、大学評価委員会の指示に基づき、前年度秋～冬にかけて、翌年度(4月～3月)の自己点検・評価活動として何を行うかを計画し、計画段階の「自己点検・評価レポート」の作成・提出を行う。なお、作成の際は、後述の「指定課題」「最重要課題」を参照し、それらに対応して作成を行うこととしている。

この「自己点検・評価レポート」は、「現状・原因分析に基づく到達目標設定→施策立案→実施→点検・評価」という一連の流れで記述することとなっており、各組織が現状(長所・問題点)をどう分析し、何を到達目標とし、どのような改善・改革(伸長・改善方策)に取り組む、どんな成果を上げたのか、コンパクトにわかりやすく表現できるものとなっている。

各組織の「自己点検・評価レポート」は、当該組織の組織評価委員会、さらに教授会・研究科委員会等というように、各組織の核となる会議体を経て提出される。そのため、各組織の構成員が、翌年度、自組織がどのような自己点検・評価活動に取り組むのか、進捗はどうなっているのか、最終的にどのような改善・改革につながったのかについて各組織の主たる会議の場において把握することとなる。

また、各組織は「自己点検・評価レポート」を作成するとともに、自己点検・評価活動のエビデンスとなる各種データについても、毎年、大学評価委員会が指定した時期にデータ作成を行っている。これらのデータは全学的に蓄積・管理を行っている。

なお、7年毎の機関別認証評価を受ける前年度には、重点的に自己点検・評価活動を行うこととしており、一定期間の諸活動の点検・評価内容を総括するものとして、大学評価委員会にて設定した点検・評価項目にひとつひとつに対して、点検・評価を行っている。

これらの活動について、前年度の秋～冬を起点として、翌年度（4年～3月）の自己点検・評価活動の計画を行うこととしているのは、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」推進のために各組織が組織レベルのアクションプランを設定する時期及び予算編成を行う時期が前年度秋～冬となっているため、それらのサイクルと連動させていることによる。学内の諸活動のサイクルを連動させることは以前からの課題となっており、私立学校法改正も契機として、2021年度より学内の諸活動のサイクルを連動させることとした。そのため、本学の諸活動における翌年度計画はすべて前年度秋～冬に計画することとなっている。

（2）大学評価委員長による「指定課題」の設定

大学評価に関する規程に基づき、大学評価委員長（学長）は、自己点検・評価活動を総括し、学内諸機関と関連する各組織に対して助言及び勧告を行うことができることとなっている。この助言及び勧告として位置づけられるのが2018年度から導入している「指定課題」の制度であり、これはトップダウン型の課題アプローチとなっている。大学評価委員長は、毎年度秋に、翌年度に取り組むべき「指定課題」の課題内容・対応組織の設定を行う。その設定にあたっては、高等教育を取り巻く情勢、外部評価委員会による評価結果、学生アンケートにおいて継続して改善要望の多い事項や、学内教職員から意見聴取した内容を加味している。「指定課題」の内容については、大学評価委員会を経て、執行役員会、学部長会議、研究科委員長会議といった、法人及び教学のマネジメント層に共有される。さらに各教授会及び研究科委員会の構成員、職員については事務イントラネットやmanabaを通じて、広く学内に共有される。そして、指定を受けた組織の組織評価委員会は翌年度に向けた改善計画を策定・実行の上、「自己点検・評価レポート」で取り組み状況を大学評価委員会に報告を行う仕組みとなっている。したがって、指定された組織は、1)の各組織の作成する「自己点検・評価レポート」とは別に、「指定課題」に対応した「自己点検・評価レポート」も作成し、具体的な実行に移していくこととなる。なお、具体的に「指定課題」の設定を受けて進めた事例として、「大学運営の方針」の策定、単位の実質化や学修成果把握・可視化に係る取り組みの推進などがあげられる。

このように、トップダウン型のアプローチを通じて、対応すべき課題に迅速に取り組んでいく仕組みを有している。

（3）「最重要課題」の設定

本学では、各年度の分野系評価委員会における自己点検・評価活動において明らかとなった問題点・課題のうち、全学的な課題として重点的に取り組むべきものについては、大学評価委員会において「最重要課題」として設定し、毎年度秋に学内に公開している。「最重要課題」についても大学評価委員会を経て、執行役員会、学部長会議、研究科委員長会議といった法人及び教学のマネジメント層に共有されるとともに、各教授会及び研究科委員会の構成員、職員については事務イントラネットやmanabaを通じて、広く学内に共有される。この「最重要課題」は11の分野系評価委員会の自己点検・評価活動がベースとなっているため、教育から大学運営・財務にわたって11分野それぞれの課題が抽出されており、本学でいま何が課題となっているのか、構成員が網羅的に把握できるものとなっている。また、全学的

な課題内容を取り扱うことから、複数年度にかけて取り組むべき中期的課題によって構成されているのが特徴である。

「最重要課題」は毎年度秋に学内に公開した後、法人・大学の施策に活かされるとともに、各組織が、前年度秋～冬に行う「自己点検・評価レポート」の作成、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」推進のために各組織が設定する「アクションプラン」の設定、各組織の行う予算申請の際にこの「最重要課題」を活用し、「いま学内でどのような課題があるのか」を踏まえ、翌年度の諸活動に反映していくことに努めている。そのため、トップダウン型とボトムアップ型を組み合わせた課題へのアプローチ方法となっている。

なお、「最重要課題」の進捗状況については、大学評価委員会にて確認を行っている。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

（1）文部科学省より指摘された事項への対応

現在は、本学に対して文部科学省から指摘されている事項はない。

本学では、以下のとおり、2017年度に収容定員変更、2019年度に2学部設置に係る申請を行っている。

1) 2017年度 収容定員に係る学則変更 認可申請

（法学部・経済学部・商学部・理工学部・文学部・総合政策学部）

認可申請時に、法学部通信教育課程の定員充足率に係る留意事項が付されていた。通信教育課程において定員確保のための具体的な対応を進めてきたが、設置計画履行状況調査の最終年度（2020年度）及び現在においても入学定員充足率、収容定員充足率は大きく改善していない。本学としては、通信教育課程は通学課程とは学修形態が異なることから、通学課程同様の定員充足については難しいものと思料している。

また、2018年2月の設置計画履行状況調査において「理工学部応用化学科が2019年度の入学定員超過率が1.31倍となっているため、入学定員超過の改善に努めるとともに、当初計画した専任教員数を適切に確保すること」について指摘を受けている。これについては、任期制助教が急遽退職になったことによる教員不足に起因しており、早急に採用人事を進め、十分な教員数を確保している。なお、入学定員に対する入学者の比率についても、2020年度（設置計画履行状況調査最終年度）は0.90倍として、概ね適正な範囲に改善されている。

2) 2019年度 国際経営学部、国際情報学部 学部設置 届出申請

本申請については、届出時及び設置計画履行状況調査時においても、特段の指摘は受けていない。

なお、文部科学省から付された留意事項については、文部科学省との窓口となる学事部企画課の助言・支援の下、当該指摘を受けた組織がその改善に向けた取組みを行っている。その際、必要に応じて学事部企画課が履行状況に係る定期的な確認・検証を行いながらその進捗状況を管理し、最終的に履行状況等調査報告書を取りまとめ、文部科学省に対して報告を行う仕組みとなっている。

（2）公益財団法人大学基準協会より指摘された「勧告」「助言」に対する対応

本学においては、2016年度に（公財）大学基準協会の機関別認証評価を受審している。

2016年度の認証評価結果においては、8項目について「努力課題」を付されている（そのほか、「長所として特記すべき事項」5項目、「改善勧告」なし）。評価結果については本学として真摯に受けとめ、大学評価委員会をはじめ、法人及び教学の執行部、各教授会、研究科委員会等において報告を行い、特に「努力課題」の指摘を受けた事項については着実な改善に努めていくことを確認し、各種対応を進めてきた。具体的に、「努力課題」の指摘を受けた事項に直接的に関係する組織の組織評価委員会に対しては、2017年度以降、毎年度の自己点検・評価活動の一環として指摘事項の改善に向けた具体的な計画及びその後の対応状況についてとりまとめ、大学評価委員会に報告することを求めることとし、大学評価委員会がこれを総括することで大学全体としての進捗管理を行い、着実かつ円滑な改善を促してきた。最終的に、2020年8月に大学基準協会に対し「改善報告書」の提出を行った。その後、2021年3月に大学基準協会による「改善報告書」検討結果を受領し、今後の改善経過について再度報告をもとめる事項については「なし」となっている。

（3）専門職大学院に係る認証評価結果について

専門職大学院に係る認証評価の受審状況及び認証評価結果については、2017年に戦略経営研究科（戦略経営専攻）が大学基準協会の実施する経営系専門職大学院認証評価を、2018年に法務研究科が公益財団法人日弁連法務研究財団（以下、「日弁連法務研究財団」という。）の実施する法科大学院認証評価をそれぞれ受審し、適合認定を受けている。2研究科とも認証評価結果を真摯に受けとめ、その後の改善に努めている。

戦略経営研究科（戦略経営専攻）は、2022年9月にビジネス教育の国際認証機関であるAMBA(The Association of MBAs:英国)より、国際認証を取得した。これは、本学初の国際認証取得であり、AMBA認定校は国内では3校目となる。国内における認証評価については、2022年度に大学基準協会の実施する経営系専門職大学院認証評価を受審している。また、法務研究科は日弁連法務研究財団を認証評価機関として、2023年度に法科大学院認証評価を受審する予定である。

○点検・評価における客観性、妥当性が確保されているか

上述のとおり、本学においては、自己点検・評価活動の客観性・妥当性を担保するための全学的な外部評価の仕組みとして、2013年度に大学評価委員会のもとに学外有識者からなる外部評価委員会を設置している。

設置当初、外部評価委員会は、自己点検・評価活動の客観性・妥当性を担保のため、本学の取りまとめる「自己点検・評価報告書」の内容を基礎として、本学及び各組織の取り組みの進捗状況と成果の確認を行う、振り返り型の点検・評価をメインとしていたが、2017年度（第3期2年目）以降は、本学の過去の実績だけでなく未来に目を向け、大学の長所・問題点に対する方策を外部評価委員会が「大学とともに考えていく」といった未来志向の点検・評価へと移行している。これは、本学が2016年度に機関別認証評価を受審し2回目の適合認定を受けたこと、また将来に向けて中長期事業計画「Chuo Vision 2025」が大きく動こうとしていたこと等を背景としている。このように、本学の外部評価委員会はアドバイザーボードとしての役割も果たしており、2019年度末からの新型コロナウイルス感染症拡大以降においても、オンライン方式を活用して、継続的に活動を行っている。

現在活動中の第5期外部評価委員会（8名）については、基本方針を中長期事業計画「Chuo

Vision 2025」(第2版)を踏まえ、その進捗に係る評価や全学としての自己点検・評価結果を基軸としつつ、本学における諸活動全般の改善・改革を促進するため、本学における内部質保証に係る各種取り組みの成果と課題等について明らかにし、今後の『中央大学の発展』に向けて未来志向型の評価を実施する。」として評価活動を行っている。

2021年度(第5期1年目)については、オンライン方式にて、2つの分科会(教学:テーマ「中央大学の教育の特色とその発展の方向性について」、経営・財務:テーマ「大学の経営戦略と実行するための課題」、全体意見交換会(テーマ「世界に存在感のある大学として発展するための課題と方向性」)を実施し、大学側からのプレゼンテーションの内容を踏まえた質疑・意見交換、フリーディスカッションを行った。外部評価委員会では、これらの内容を踏まえつつ、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の進捗状況やそれに付随しての課題、将来に向けての展望等について評価を行い、報告書を取りまとめた。

2022年度(第5期2年目)については、「任期1年目の評価結果を踏まえ、2021年度評価結果報告書で提起した課題の進捗及び外部評価委員会が特に重要と判断した事項を中心とする評価を行う。」として、活動を行っているところである。

外部評価委員会による評価結果については、本学公式Webサイトを通じて社会に公表するとともに、大学評価委員会から法人及び教学の執行部、各組織に対する報告と活用依頼を行っている。また、毎年度実施する自己点検・評価活動に活用するとともに、全学または各組織の「アクションプラン」、予算計画等へ活用されている。

<点検・評価結果>

以上のように、本学では、大学評価に関する規程及び「内部質保証の方針」に基づき、大学評価委員会を中心として、学部・研究科その他の組織における自己点検・評価活動を行い、内部質保証活動の推進に努めている。また、組織別評価委員会、分野系評価委員会といった縦軸・横軸の網羅的な視点に加えて、「指定課題」「最重要課題」といった形で、大学の諸活動に係る課題にアプローチを行っている。また、「三つの方針」の諸整備のように、時限的に速やかに対応すべき案件や、行政機関や認証評価機関からの指摘事項に対しても、大学評価委員会を中心として、内部質保証システムを有効に活用して対応を行っている。これらのことから、本学の内部質保証システムは有効に機能しているといえる。

<長所・特色>

トップダウン型のアプローチである「指定課題」、トップダウン型とボトムアップ型を組み合わせた「最重要課題」の制度については、本学の内部質保証システムにおいて特徴的なものとなっている。

各組織(組織別評価委員会)の作成する「自己点検・評価レポート」については、長所・問題点等に対する伸長・改善活動の可視化に重きを置き「現状・原因分析に基づく到達目標設定→施策立案→実施→点検・評価」という一連の流れで記述することとなっており、各組織が現状(長所・問題点)をどう分析し、何を到達目標とし、どのような改善・改革(伸長・改善方策)に取り組み、どんな成果を上げたのか、コンパクトにわかりやすく表現できるものとなっている。

<問題点>

自己点検・評価活動のエビデンスとなる各種データについてこれらのデータは全学的に蓄積・管理を行っている。これは、自己点検・評価活動を十全に行う観点から継続しているものであるが、本学の現在進めているDX推進計画や今後のIR体制との連携といった観点からも全学的にどのようにデータを持つべきか、全体最適を考えるべき時期に来ている。

また、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」推進のためのアクションプランを設定する時期及び予算編成を行う時期と、自己点検・評価活動のサイクルを合わせるなど、これまで学内の諸活動の連動に配慮してきた。学内諸活動のサイクルの連携を深めるべく、点検を進め、方策を練る必要がある。

<今後の対応方策>

「指定課題」「最重要課題」についてはその特徴を生かし、本学の抱える課題に継続してアプローチを行っていく。また、「自己点検・評価レポート」については、認証評価の次期サイクルも見据えつつ、さらに組織の諸活動の点検・評価活動や内部質保証活動の推進に資するものとなるよう、その形式等、継続してブラッシュアップを行う。

各種データの収集及び学内諸活動のサイクルの連携については、2023年度に予定している機関別認証評価への対応と平行して、2024年度より新たな方策が実行できるよう、検討を行う。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
 評価の視点2：公表する情報について正確性、信頼性があり、適切な更新がなされているか。

○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

○公表する情報について正確性、信頼性があり、適切な更新がなされているか。

本学は、教育研究活動をはじめとする諸活動全般について、社会から求められる水準に適合したものであることを、本学自らの責任において保証するため、大学独自の媒体を利用した開示等、様々な方法を駆使して情報公開に努めている。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表に関して大きな役割を担っている本学公式Webサイトについては、2022年3月に全面リニューアルを行い、外部者を中心としたステークホルダーへ正確性、信頼性のある情報を発信している。それぞれの諸活動について、公表の方法は以下のとおりである。

(1) 教育活動

各学部、大学院、専門職大学院における教育活動については、本学公式Webサイトに各組織のページを設けている。組織の概要、「三つの方針」、カリキュラム、カリキュラムマップ等の基本的な情報をはじめ、各組織の個性ある取組みに応じたコンテンツを記載している。また、組織によっては各組織固有のWebサイトを作成・活用し、ステークホルダーに情報を届けている。なお、シラバスの検索については、全学共通ページを設けている。

(2) 研究活動

1) 中央大学研究者情報システム

本学では、本学に所属する専任教員の論文等をはじめとした研究成果の蓄積及び公表を支援するプラットフォームを有している。現在リプレイスを行っており、2023年4月より新たなシステムを導入する予定である。新たなシステムにおいては、researchmapの内容を基軸として、情報を掲載する形式となる予定である。

2) 中央大学学術リポジトリ

本学の研究成果の発信を目的として、中央大学研究成果オープンアクセスポリシーに基づき、大学機関の発行する紀要類を中心にデータベースに格納し論文等を公開している。2019年6月に国立情報学研究所(NII)と、NIIが事務局を務める「オープンアクセスリポジトリ推進協会(JPCOAR)」が運営しているクラウド型の機関リポジトリ環境提供サービスである「JAIRO Cloud」(ジャイロクラウド)へ移行した。2022年5月現在、49種の紀要並びに学位論文を登録し、公開論文数は8,264件(その他学内限定公開を含めると、50種9,913件)となっている。

3) +C (プラスシー)

「研究情報の可視化」と「研究情報に関する発信力強化」を目的として、本学と産業界等が目指すビジョンや目標を共有し、その実現に向けた産学官連携を推進するための情報プラットフォームとして「+C」というサイトを構築し、さまざまな分野の研究者が行っている研究活動やその先に据えるビジョンを紹介している。

(3) 自己点検・評価活動・認証評価結果

本学の自己点検・評価活動に係る情報については、本学公式Webサイトにおいて、自己点検・評価活動のスケジュール、毎年度の大学基礎データ及び自己点検・評価報告書、外部評価委員会による評価、大学評価委員会のもとで行う各種アンケート調査、認証評価結果など、網羅的に公開を行っている。

(4) 入試情報等

受験生に対しては、最新情報を丁寧に伝える必要があることから、特設ページ「中央大学受験生ナビ Connect Web」を設け、情報を迅速に反映するとともに、受験生に親しみやすいコンテンツを揃えている。新型コロナウイルス感染症拡大下においては、対面型のイベントが制限される中、この特設ページを足がかりとして、受験生へ様々なコンテンツの発信を行った。

(5) 学校教育法施行規則第172条の2への対応

特に、学校教育法施行規則第172条の2への対応として、本学公式Webサイトに「情報の公表」のページを設け、大学の建学の精神・目的に関する情報や教育研究環境に関する情報等、以下の15項目にわたりとりまとめて公開している。

【「情報の公表」のページにおける公表項目】

- ①学校法人に関する情報
- ②大学の建学の精神・目的に関する情報
- ③ガバナンス・コード
- ④教育研究上の基本組織に関する情報
- ⑤教員に関する情報
- ⑥受け入れ方針と学生数等に関する情報

- ⑦授業計画と卒業要件に関する情報
- ⑧学生の学修成果に関する情報
- ⑨教育研究環境に関する情報
- ⑩学生納付金に関する情報
- ⑪学生支援、奨学金に関する情報
- ⑫教育水準向上のための取り組み
- ⑬設置認可・届出書類、履行状況等調査報告書
- ⑭社会貢献活動
- ⑮その他

(6) 中長期事業計画「Chuo Vision 2025」、単年度事業計画及び報告、財務等

本学公式 Web サイトにおいて中央大学中長期事業計画「Chuo Vision 2025」のページを設け、その概要、進捗状況について公開をしている。

また、「事業概要と報告」として、単年度事業計画及び事業報告、予算及び決算、土地・建物(面積)の公開を行っている。

予算及び決算については、基本財務諸表である「資金収支計算書」、「活動区分資金収支計算書」(決算のみ)、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」(決算のみ)並びに予算及び決算説明を公開するとともに、決算については各種データも参考として公開することで理解の促進に努めている。各種計算書類は学校法人会計基準固有の書式になっていることに鑑み、計算書類の理解の一助となるよう「計算書の読み方」も同時に公開している。また、ステークホルダーの理解を促進するため、在学生父母対象広報誌『草のみどり』にもこれらの情報の URL を掲載することにより周知を図っている。

このほか、社会に対する説明責任を果たすべく、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人中央大学基本規定(寄附行為)第 23 条に基づき、「学校法人中央大学の学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況」について行われた監事による毎年度の監査結果を、「監査報告書」として公開している。

<点検・評価結果>

以上のように、教育研究活動、自己点検・評価結果、事業計画及び報告、財務、その他本学の諸活動に関する情報について、積極的に公開しており、社会に対する説明責任を果たしている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 : 全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
 評価の視点 2 : 点検・評価における適切な根拠(資料、情報)の使用
 評価の視点 3 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

○点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

○点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムの有効性については、内部質保証活動に責任を負う大学評価委員会が点検・評価を行い、改善を行っている。具体的な事例は次のとおりである。

（1）現状追認型から改善注力型への転換—「自己点検・評価レポート」の様式変更

前述のとおり、内部質保証システムの基盤となる自己点検・評価活動、特に各組織の活動内容について、2018年度に点検・評価方法を大きく変更した。これは、点検・評価項目ひとつひとつを点検・評価する方法は現状追認型の傾向をとることから、組織における着実な改善・改革を進めていくために、「自己点検・評価レポート」の形式を改め、長所・問題点等に対する伸長・改善を可視化できるようなものとしたものである。この現状追認型から改善注力型への転換により、各組織は目標を明確化し着実に課題へ取り組むこと、それを可視化することが可能となった。また、大学評価委員会は、各組織の改善・改革状況を的確に把握できるようになった。

（2）「指定課題」制度の導入

前述のとおり、本学では、大学評価委員長が設定する「指定課題」により、本学の諸活動に係る課題についてトップダウン型でアプローチすることが可能となっている。この制度は2018年度に導入されたものであり、1)の「自己点検・評価レポート」の様式変更とあわせて、改善・改革を着実にを行うために導入したものである。

（3）自己点検・評価活動と「アクションプラン」とのサイクルの連携

前述のとおり、学内の諸活動のサイクルについて、連動させることは以前からの課題であった。私立学校法改正も契機として、2021年度より、自己点検・評価活動のサイクルを、中期事業計画「Chuo Vision 2025」のもとで各組織が「アクションプラン」の作成を行うサイクル及び予算編成のサイクルにあわせることとした。このことにより、本学の諸活動については、前年度秋から冬にかけて翌年度の計画を作成することとなっている。

なお、このサイクルを連携させるにあたり、「自己点検・評価レポート」については、「アクションプラン」の様式での提出も可能とするなど、共通提出を認め、組織の負担軽減にも務めている。

以上が、本学の内部質保証システムにおける近年の改善である。

また、内部質保証システムの有効性については、上述の「自己点検・評価レポート」作成を中心とした改善注力型の取組み、「三つの方針」に係る諸整備のほか、大学評価委員長が設定する「指定課題」によって進展した「大学運営の方針」の策定、単位実質化や学修成果の可視化に係る取組み等をもって、有効に機能していることを確認している。また、学修成果の可視化に向けた取組みを進めるにあたっては、大学評価委員会からの要請に基づき、2022年度より全学的にカリキュラムマップの導入を行った。さらに、カリキュラムマップの導入時に、大学評価委員長より「科目ナンバリング制度の全学導入や履修系統図のブラッシュアップ等についても、教育の質保証の観点から進めるべきである」という考えが示されたこと

を受け、全学のFD推進委員会のもとで科目ナンバリング制度の全学導入に向けた検討を開始した。科目ナンバリング制度については、2023年度に全学導入する予定である。

<点検・評価結果>

以上のように、本学の内部質保証システムの点検・評価については大学評価委員会が行っており、適切なシステムとなるよう改善に努めている。また、大学評価委員会を中心とした改善・改革に係る取組みが蓄積されてきていることから、本学の内部質保証システムは有効であるといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

第2部第1章 学部

法学部

◇学部の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、1885（明治18）年に18人の若き法律家たちによって「英吉利法律学校」として創設された。その設立目的は、イギリス法（英米法）の長所である法の実地応用に優れた人材を育成するために、イギリス法の全科を教授し、その書籍を著述し、その書庫を設立することにより、「建学の精神」は、抽象的体系性よりも具体的実証性を重視し、実地応用に優れたイギリス法についての理解と法知識の普及こそが、我が国の独立と近代化に不可欠であるというものであった。「實地應用ノ素ヲ養フ」教育によって、イギリス法を身に付け、品性の陶冶された法律家を育成し、我が国の法制度の改良を目指したのである。イギリス法が明治の日本を近代的な法治国家にするために最も適しているという確信のもと、経験を重んじ自由を尊ぶイギリス法の教育を通して、実社会が求める人材を養成しようとするものであり、この教育理念は本学の建学の精神として現在も受け継がれている。

中央大学の使命として、学則に、「本大学は、その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命とする」（学則第2条）と掲げ、併せて、法学部の教育研究上の目的については、「法学及び政治学の分野に関する理論と諸現象にかかる教育研究を行い、幅広い教養と深い専門的知識に裏打ちされた理解力、分析力及び問題解決能力を涵養し、現代社会のさまざまな分野において活躍することのできる人材を養成する」（学則第3条の2（1））と宣明している。

<点検・評価結果>

以上のように、本学は「英吉利法律学校」として創設され、建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」は、法学部における教育研究上の目的（学則第3条の2（1））にあるとおり、「現代社会のさまざまな分野において活躍することのできる人材を養成する」に具現化されているところであり、本学の教育理念・目的及び建学の精神を踏まえ、密接な連関性があるといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

<現状説明>

○構成員に対する周知方法とその有効性

○社会への公表方法

法学部の教育研究上の目的については、学則第3条の2（1）において「法学及び政治学の分野に関する理論と諸現象にかかる教育研究を行い、幅広い教養と深い専門的知識に裏打ちされた理解力、分析力及び問題解決能力を涵養し、現代社会のさまざまな分野において活躍することのできる人材を養成する」と定め、これを適切に明示している。

在学生には、『履修要項』『学部ガイドブック』等の各種冊子への掲載や新入生ガイダンスでの講話等により周知を図り、また、教職員には、新任教員・職員の研修会や兼任講師を対象とする『兼任講師ガイドブック』等によって周知を図っている。とりわけ、新任の専任教員に向けては、着任時に新任専任教員懇談会を開催し、学部長から、法学部の教育研究上の目的・各学科の教育目標を説明し、周知を図っている。

また、法学部の教育研究上の目的・各学科の教育目標は、Web サイトにも掲載し、社会に対して公表し、周知を図っている。

<点検・評価結果>

以上のように、現在実施している法学部の教育研究上の目的・各学科の教育目標の周知方法については、円滑かつ有効なものであると評価しているが、より有効な方法がないかを絶えず模索し、対応していく必要がある。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

法学部では、学部の将来構想、学部改革の基本方針など、学部・学科の教育課程及びそれに伴う諸制度の見直し、検討・立案、そして調整については、法学部将来構想委員会がその役割を担っている（法学部将来構想委員会内規第1条参照）。同委員会では、社会の動向・ニーズをにらみながら、現行の学部の教育研究上の目的、各学科の教育目標及びそれらと具体的教育内容との関連の妥当性・適切性を検討し、その検討結果を踏まえ、教授会に提議して議論を行ってきた。

本学では、認証評価結果や、社会からの要請、受験生・保護者からのニーズ等、様々な視点から、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を策定し、2025年までの将来計画を設定している。その中で2023年に法学部を都心に移転させる計画が定められたことから、法学部将来構想委

員会で、法学部の将来を見据え、学部改革等についての具体的な検討が進められてきた。同委員会では、教授会員への委員会資料や議事録の配信、検討結果の報告、それらの内容に基づく教授会懇談会を通じて、学部全体で都心移転に関係する各種の検討事項を議論する体制を整え、2021年度から2040年度までの20年間に、法学部が計画的・優先的に取り組むべき教育・研究活動の方針を明らかにすべく、「法学部グランドデザイン2040」を策定し、2019年3月開催の教授会で承認した。この方針を具体化すべく、カリキュラム改革や新キャンパスの施設関連の事項等は、同委員会のもとにワーキンググループを設置し、検討を進めた。ワーキンググループでの審議結果は、同委員会での報告を経て、教授会でも共有されるため、学部全体で議論する体制は、引き続き十分に確保されていることになる。

また、2021年10月開催の教授会にて、移転年度である2023年度からの運用開始を目指し、新カリキュラムを承認するとともに、新キャンパスの実情等に適合的なものとなるよう、今後とも不断にカリキュラムの検討を継続していくことが確認された。

<点検・評価結果>

以上のように、法学部では、学部の教育研究上の目的、各学科の教育目標を実現すべく、将来を見据えた新たな展開を模索していく仕組みとして、恒常的には学部執行部が中心となりながらも、必要に応じて法学部将来構想委員会と、その下にワーキンググループを設置して検討を進めることとして、学部全体で議論していく体制が整えられており、適切に機能しているといえる。

法学部の中・長期の将来計画については、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の進捗を踏まえながら、「法学部グランドデザイン2040」を基に、引き続き、法学部将来構想委員会を中心として不断に検討・検証を行うという枠組みが整えられている。

<長所・特色>

学部教育の理念等を踏まえつつ、学部教育のあり方を検証し、新たな展開を模索していく仕組みについて、恒常的には学部執行部が中心となりながらも、必要性に応じて将来構想委員会、ワーキンググループ等を設置して検討を進めており、学部全体で議論していく体制が整えられている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

今後は、都心移転後における各学科の諸課題を検討していくための実効性のある枠組みを模索し、それを学部全体の議論へつなげていけるような仕組みを、2023年度までに構築できるように、学部執行部を中心に検討を行い、教授会で決定する。

◇学部における内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

<現状説明>

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

法学部では、2007年度の全学規程の整備に伴い、学部執行部及び各委員会委員長により構成される法学部組織評価委員会を発足させ、本学部の業務全般に対する点検・評価を行ってきた。2021年度末までに、同委員会は合計60回開催されており、毎年全学の大学評価委員会の方針・手続に従い、各委員会と連携を図りつつ自己点検・評価に取り組み、その結果を「法学部自己点検・評価レポート」として取りまとめ、教授会にて報告を行っている。

法学部の教育目標及び方針を実現するにあたっては、学部執行部と各種委員会との協働による日常的執行体制を確立することが不可欠である。法学部組織評価委員会には、学部執行体制に責任をもって直接関わる者が委員として加わっており、それによって同委員会が学部執行部と各種委員会との媒介項として機能することが可能となっている。そのため、改善向上の計画的実施に繋がる仕組みになっている。具体的な事例としては、2020年度及び2021年度に指定課題となっていた「学修成果の可視化に係る取り組みの推進」については、2020年度に「法学部の教育課程における学修成果の把握に関する方針」を策定し、その方針に基づいて、指標データを収集し、2021年度から学修成果の検証を開始している。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

認証評価機関等から指摘事項があった際には、学部執行部が法学部組織評価委員会と連携して対応するとともに、その経緯について教授会に報告する体制をとっている。

なお、前回の機関別認証評価において指摘事項は付されなかったが、前々回は教員の業務負担軽減に関する「助言」があった。その際は、学部長の諮問機関である法学部改革委員会（当時）にて検討を行い、2012年度に委員会の再編を実施し、2013年度に法学部組織評価委員会が本件を「改善報告レポート」に取りまとめ、大学評価委員会に提出した。

<点検・評価結果>

上記のとおり、大学評価委員会の下、法学部組織評価委員会を設置し、当該組織が定期的に点検・評価を実施している。また、自己点検・評価の結果は「法学部自己点検・評価レポート」として取りまとめられており、その結果に基づき改善・向上を図る仕組みも整備されている。そして、認証評価機関等からの指摘事項への対応も組織的な対応が可能となるよう体制が設けられていると判断できる。内部質保証の趣旨からは、こうした体制のもとで行われる自己点検・評価の精度や密度をより高めるべく努めていくことを目指す必要がある。

<長所・特色>

特になし。

＜問題点＞

法学部において、学部運営をより高い地点から俯瞰し、又は各委員会の活動を横断的に確認・分析することを通じて、普段の諸活動では見出すことのできない課題を把握・分析し、その解決を図るなど、自己点検・評価の精度や密度をより高めていく方策について、今後の検討が望まれる。

＜今後の対応方策＞

その方策の一つとして、学部執行部のもと、法学部組織評価委員会と密に連携し、全学的な内部質保証システムに従った活動はもとより、法学部のプログラムの質保証に向けた取組みを検討していく。

◇学部の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜現状説明＞

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学創設以来、第二次世界大戦まで、法学部は、在野法曹養成を目的とした法律学科1学科制であった。戦後、新制大学になり、法学部は法律学科1学科制のまま、法律学コース・政治学コースを採用した。その後、わが国における戦後民主化政策を背景として、また、法学部における政治学教育の意義をより重視すべきとの意見や学生からの要望等もあって、1955年、これまでの1学科2コース制から法律学科・政治学科の2学科制に移行した。

さらに、1993年、経済・企業活動の国際化という社会経済動向に即応すべく、学部改革の一環として、従来の法律学科のカリキュラム改革に加えて、新たな法律系の学科として国際企業関係法学科を新設し、現在の法律学科・国際企業関係法学科・政治学科の3学科体制を構築した。

2011年度以降、継続的に教授会のもとに設置されている将来構想委員会で、学科体制のあり方について、現段階の大学教育の水準や社会的要請への即応性といった観点から検討を重ねた結果、現行の3学科体制に基づき、教育課程の一層の充実を志向するという方向性が確認された。

その結果、2014年度から、法律学科では3つのコース制を採用することとして、多様なニーズに対応し、段階的な学修が可能となるよう工夫し、また、政治学科では4つのキャリアデザインを想定したコース制を設けて、幅広い教養を身に付けた専門人の育成を教育目標としたほか、国際企業関係法学科では、国際法学及び国際民事法学をそれぞれ体系的に履修できるように、2015年度から新カリキュラムを導入した。法律学科及び政治学科のコース制は、2年次進級時に選択する仕組みとなっている。

なお、国際環境等への配慮については、後述する「教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか」の項目を参照されたい。

<点検・評価結果>

以上のように、現在の3学科体制は、本学の理念・目的に照らし、国際関係法の領域における学問動向や、現代のグローバル社会の要請をも踏まえつつ、「法学及び政治学の分野に関する理論と諸現象にかかる教育研究」（中央大学学則第3条の2（1））を行うべく、法学部の教育研究上の目的のため設置されたものであり、適合性が認められる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

法学部においては、2011年4月以降、法学部将来構想委員会での検討を経て、教授会で学部の教育研究組織の適切性について検証を重ねた。具体的には、各学科の教育目標、人材養成の目的を確認しつつ、それらを達成するための教育課程、教育手法等のあり方を議論した結果、学科体制や教育課程のあり方について、学部として再確認しつつ、カリキュラム改革を実行することとして、法学部将来構想委員会は、ひとまず役割を終えた。

その後、2014年10月以降、教授会の下に、改めて法学部将来構想委員会を設置し、学部の教育研究組織の適切性を検証するとともに、同規模他大学のデータ等を収集・分析しつつ、法学部の将来構想の策定に着手した。

また、法学部での検討と時期をほぼ同じくして、大学では、認証評価結果等を踏まえ、2025年までの将来計画として、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を策定した。その中で2023年に法学部を都心に移転させる計画が定められたことから、法学部将来構想委員会では、法学部の将来を見据え、都心移転を前提に、学部改革等についての具体的な検討を進めた。

「法学部グランドデザイン2040」は、その一つの成果であり、2019年3月開催の教授会でこれを承認した。そこでは、2021年度から2040年度までの20年間に、法学部が計画的・優先的に取り組むべき教育・研究活動の方針を明確化するとともに、教育研究組織の適切性についても検討を加え、各学科の教育目標を改めて確認しつつ、教育の基本戦略を策定した。すなわち、法律学科については、長い伝統と実績を踏まえつつ、法（ルール）を通じて社会の問題を解決できる人材の養成を目指す、国際企業関係法学科については、「地球規模のリーガル・マインド」の養成を進めてきた実績を踏まえて、グローバル化の進む国内外の社会と、複雑化・高度化の進む企業活動が抱える法的課題に対応できる人材育成を養成する、そして、政治学科については、「グローバルに思考し、ローカルに行動する」という言葉に象徴されるように、広い視野と着実な行動力を兼ね備えた人材の育成を目指す、というものである。

＜点検・評価結果＞

以上のように、法学部では、学部の教育研究上の目的、各学科の教育目標を実現すべく、将来を見据えた新たな展開を模索していく仕組みとして、恒常的には学部執行部が中心となりながらも、必要に応じて法学部将来構想委員会と、その下にワーキンググループを設置して検討を進めることとして、学部全体で議論していく体制が整えられているという意味で、適切に機能しているといえる。

法学部の中・長期の将来計画については、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の進捗を踏まえながら、「法学部グランドデザイン 2040」を基に、引き続き、法学部将来構想委員会を中心として、不断に、検討・検証を行うという枠組みが整えられている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇学部の教育課程・学習成果

＜点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛＞

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

＜現状説明＞

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

学則第3条の2には、「法学及び政治学の分野に関する理論と諸現象にかかる教育研究を行い、幅広い教養と深い専門的知識に裏打ちされた理解力、分析力及び問題解決能力を涵養し、現代社会の様々な分野において活躍することのできる人材を養成する。」との法学部の教育研究上の目的が明記されている。

この教育研究上の目的のもと、法学部では法学・政治学の体系的理解に基づいて問題状況を分析し、実際の解決に結びつけることのできる人材の養成を教育目標としている。

また、現在の各学科の教育目標として、法律学科では「社会において生起する複雑で多様な紛争について、絡み合った利害の対立を分析し、これを解きほぐして解決の道筋を見いだすことができる能力、すなわち高度な法的能力を有する指導的人材の育成」を、国際企業関係法学科では「グローバル化や国際社会における企業の行動原理を主体的に理解し、グローバルなレベルの諸問題の発見・解決を能動的に論理立てて提示できる基礎的能力を養うこと」を、政治学科では「総合教育科目と専門科目の融合というコンセプトの下、幅広い教養を身につけた専門人の育成」を掲げている。これらの教育目標は、法学部の理念を法化社会、グローバル社会という現代の諸状況を前提に各学科において実現すべく定めたものである。

学位授与方針については、2011年4月の教授会において「学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）として策定した。その後、カリキュラム改正の機会などを通じて、ディプロマ・ポリシーの改定を随時行っているが、直近では2021年度より、教授会において以下のディプロマ・ポリシーに改定されている。

●学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
＜養成する人材像＞

法学部は、中央大学の建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」という教育理念に基づき、「実学重視」の観点から、国内外の多様な社会において生起する諸問題を、具体的に解決する能力を身につけた人材を養成します。

すなわち、法学・政治学の体系的理解に基づいて問題状況を分析し、実際の解決に結びつけることのできる人材です。

<卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度>

法学部では、所定の教育課程を修め、以下のような知識・能力・態度を身につけた人材に対し、学士（法学）の学位を授与します。

【法律学科】

1. 「基礎的な法的知見」

法学を中心とした社会に対する体系的理解に基づき、現実にかかる具体的な紛争・問題における利益対立の状況を分析することができる。

2. 「問題解決能力」

具体的な紛争・問題に対してバランスのとれた法解釈を提示する能力を基盤として、その知見を新しい立法の提案、契約書など合意文書の作成、組織内の規則の作成などに結びつけることができる。

3. 「批判的・創造的態度」

既存の学問的成果を習得しつつも、真摯な批判的態度をもって学び、新たな創造に向かうことができる。

【国際企業関係法学科】

1. 「法的素養」

グローバリゼーションや国際社会における国家や企業の行動原理を主体的に理解し、国家間において、または、企業活動から生じる様々な紛争に関する予防と解決について分析することができる。

2. 「豊かな国際性、専門知識、教養を統合し駆使する能力」

濃密な英語学修を通して獲得した世界的な視野と知見、法の多様な文化的背景に関する理解を統合し、自分の専門領域の内容を英語等外国語で適切にコミュニケーションすることができる。

3. 「広く深い教養に裏打ちされた理性的態度」

各国、各地域、各組織において存在する様々な紛争解決基準と、それらの根底にある多様な法文化を尊重する高い倫理性を身につけている。

【政治学科】

1. 「政治学的素養」

政治学の体系的理解と知識に基づき、現代社会における諸課題の背景や現状を分析することができる。

2. 「分析と統合の能力」

政策、国際関係、コミュニケーション、地域づくりなど各種の調整が必要な現場において、歴史・制度・文化等に関する豊かな知識と分析能力をもとに、諸関係の対話と統合を促進することができる。

3. 「批判的・創造的態度」

既存の学問的成果を真摯に習得しつつ、批判的態度をもって課題に挑み、新たな価値の創造をはかることができる。

教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、Web サイトや履修要項に掲載し、学生、教員へ周知を図っているほか、4月に実施している新任専任教員懇談会において、新たに着任した専任教員に対して学部長から直接説明を行っており、構成員に対する周知方法として有効に機能している。

在学生については、周知方法の効果を知り得る指標として、毎年全学で実施している在学生アンケートがある。2021年度調査によると、自分の所属学部が養成しようとする人材像（ディプロマ・ポリシー）やカリキュラム・ポリシーについて「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」と回答した割合は20.2%であった。同数値の推移をひとつの参考としながら、引き続き周知に努めつつ、より有効な周知方法についても模索していく必要がある。

学外に向けては、法学部ガイドブック、Web サイトを活用し、教育目標やディプロマ・ポリシー等を通じて周知している。また、オープンキャンパス、模擬授業等を含む高校訪問、入試説明会等を通じて中央大学への受験を考えている人へ説明を行う機会も設けている。この点に

については、引き続き各種媒体における情報共有を進めると同時に、他の媒体や形式での更なる効果的な情報発信について検討する予定である。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、ディプロマ・ポリシーには、①法学部において養成する人材像、②法学部を卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度を明示している。同ポリシーは、前述の教育目標に即して、学科毎に異なる内容となっており、各学科の教育目標を適切に反映したものとなるよう留意している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

＜現状説明＞

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）については、2011年4月の教授会において、「学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー）と連動するかたちで策定した。その後、カリキュラム改正の機会などを通じて、カリキュラム・ポリシーの改定を行っているが、直近では2021年度より、教授会において以下のカリキュラム・ポリシーに改定されている。

●教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

＜カリキュラムの基本構成＞

法学部では、学位授与の方針に掲げる知識・能力・態度等を修得できるよう、以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

1. 専門教育科目：主に、1年次では基本科目、2年次ではコース科目（基幹科目）、3・4年次ではコース科目（展開科目、自由選択科目）、発展科目を履修します。これにより、それぞれの学科に関する専門的知識を、基本的なものから応用・展開のものへと、系統的に身につけることができます。また、3・4年次のみならず、演習科目を配置し、少人数教育を通じて、徹底した思考力を養います。
2. 総合教育科目：専門教育科目を学ぶのに資する、広く深い教養を身につけます。
3. 外国語科目：少人数クラス編成により、基本的な語学力、コミュニケーション能力を身につけます。

＜カリキュラムの体系性＞

【法律学科】

法の体系的理解を目指し、1年次より段階的に学べるカリキュラム配置としています。2年次からは、3つのコースに分かれます（法曹・公共法務・企業の各コース）。法曹コースには、法科大学院への進学を前提として早期卒業が認められる「一貫教育プログラム」が設置されています。

1年次：専門への導入、土台作りをする年次です。法学の入門科目のほか、最も基本となる憲法および民法を学び始めます。また、弁護士などによる実践的な授業を通じ、理論と実務の関連性を理解します。「導入演習」という少人数授業では、大学での学び方を身につけます。

2年次：専門の基礎を定着させる年次です。コースに分かれ、将来の進路を徐々に意識しながら、基本的な科目を中心に、体系的な履修を行います。アクティブラーニング科目として、基本書や判例の読

み方を徹底的に学ぶ「実定法基礎演習」、社会問題と法の関連を深く掘り下げる「法と社会」が設置されています。

- 3・4年次：専門を発展・応用していく年次です。法曹コースには「法律専門職養成プログラム」が用意されています。公共法務コースでは行政に関連する諸科目に、企業コースでは企業に関連する諸科目に、それぞれ重点が置かれます。また特講や専門演習によって、自分の学問的興味がある学問領域を深く学びながら、問題分析能力を高め、問題解決能力を醸成し、大学での学びを集大成します。

【国際企業関係法学科】

外国語科目としての英語を3年次まで必修とする他、学生の将来の進路を見据えた専門教育科目を2年次より体系的に配置して、学生が段階を踏んで学修を進める環境を整え、学生の学修成果の向上を図っています。

- 1年次：導入基礎科目により、基礎的な法律的専門知識の獲得、国内外の社会的諸課題に対する問題意識の醸成を図ります。少人数の「法学基礎演習」では、法律学の学びに必須となる論点把握・調査分析・論証の各能力を養います。
- 2年次：国家間の関係を学ぶ国際法学、企業活動の国際的側面を学ぶ国際民事法学に関する科目を配置し専門知識を深めます。「法学基礎演習」等により、1年次より深く具体的な法的諸課題の分析・解決案提示の能力を養います。
- 3・4年次：国際法学、国際民事法学のみならず、経済学等関連専門分野の学修を通じて、より一層の知識・技能を獲得しつつ、国際問題の構造を多様な観点から理解し、高い倫理性と批判的・創造的考えを身につけます。「専門演習」と3年次以降の英語学修により国際社会で活躍するために必要なコミュニケーション能力と調査分析能力を向上させ、これらを統合し駆使する能力を向上させます。

【政治学科】

政治学の体系的理解を目指し、1年次より段階的に学べるカリキュラム配置としています。2年次からは、4つのコースに分かれ（公共政策・国際政治・地域創造・メディア政治の各コース）、卒業後の進路も意識しながら専門性を高めます。

- 1年次：導入演習や総合教育科目、外国語科目を学ぶのと平行して、「政治学」・「コミュニケーション論」・「ガバナンス論」といった政治学の基本科目を学修し基礎を養います。
- 2年次：基本科目に加えてコース科目の学びも始まり、政治学への理解を深めます。特講・専門総合講座も多数用意し、各自の関心に応えます。なお政治学基礎演習においては、講義で学んだ内容を咀嚼するチュートリアル（ゼミ形式での解説）型の授業を提供し、政治学の実践的理解に資するようにしています。
- 3・4年次：各自の関心に応じてコース科目や自由選択科目を履修し、幅広く豊かな知識を養い専門性を高めます。専門演習において学びを深め、コミュニケーション能力と調査分析能力を高めます。学問的探求の成果をゼミ論文等の形で表現し、批判的・創造的能力を高めるよう指導する専門演習を多く設置しています。

教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性についての検証は、主として教授会、学部執行部、教務委員会において行っている。2014年度及び2015年度の新カリキュラム導入に合わせたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しに合わせて、学科毎に履修系統図を策定した。また、直近では2020年度にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて、文部科学省が策定したガイドラインをもとに見直しを行い、学科毎にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの策定を行った。

教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、Webサイトや履修要項に掲載し、学生、教員へ周知を図っているほか、4月に実施している新任専任教員懇談会において、新たに着任した専任教員に対して学部長から直接説明を行っており、構成員に対する周知方法として有効に機能している。

在学生については、周知方法の効果を知り得る指標として、毎年全学で実施している在学生アンケートがある。2021年度調査によると、自分の所属学部が養成しようとする人材像（ディプロマ・ポリシー）やカリキュラム・ポリシーについて「聞いたり読んだりしたことがあり、

内容も理解している」と回答した割合は20.2%であった。同数値の推移をひとつの参考としながら、引き続き周知に努めつつ、より有効な周知方法についても模索していく必要がある。

学外に向けては、法学部ガイドブック、Web サイトを活用し、教育目標やディプロマ・ポリシー、カリキュラム等を通じて周知している。また、オープンキャンパス、模擬授業等を含む高校訪問、入試説明会等を通じて中央大学への受験を考えている人へ説明を行う機会も設けている。この点については、引き続き各種媒体における情報共有を進めると同時に、他の媒体や形式での更なる効果的な情報発信について検討する予定である。

<点検・評価結果>

このように、法学部のカリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと連動させながら、環境の変化に即して改正を加えている。現時点で大きな問題はないが、ディプロマ・ポリシーや実態との乖離が生じていないかなど、その適切性を継続的に確認していく必要がある。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点3は大学院対象項目のため割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点2：専門教育・教養教育の位置付け（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）（学部）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点5：初年次教育・高大連携に配慮した教育内容となっているか。（導入教育の整備状況等）（学部）

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

専門科目については、法律学科及び政治学科では、基本科目、コース科目（基幹科目、共通科目、展開科目）、自由選択科目に分かれ、法律学科は基本から基幹へ（政治学科は共通から基幹へ）・基幹から展開へと体系的な配置がなされている。また、国際企業関係法学科については、導入基礎から基幹へ・基幹から発展へという配置となっている。

【法律学科】

法律学科では、社会において生起する複雑で多様な紛争について絡み合った利害の対立を分析し、これを解きほぐして解決の道筋を見いだすことができる能力、即ち高度な法的能力を有する指導的人材の育成を教育目標としている。この目標の達成に向けて、これまでも、

いわゆる六法科目を質・量ともに充実させるとともに、専門教育的授業科目を全体として、導入（「法学」「憲法1（人権）」「民法概論・総則A」「民法総則B・物権総論」「刑法総論」等）—基幹「債権総論」「債権各論」「会社法1」「民事訴訟法」「刑事訴訟法」等）—発展（「租税法1・2」「知的財産法1・2」「経済法（独占禁止法）」「倒産処理法」等）に分け、段階的な学修が可能となるよう工夫してきた。

さらに、現在のカリキュラムでは「法曹コース」「公共法務コース」「企業コース」から構成されるコース制を採用し、一層多様なニーズに応えられるようなカリキュラムとした。法曹コースでは、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法という基本七法について、基礎から発展へと段階的に学修を進める積み上げ式が徹底されている。特に、憲法、民法、刑法の基本三法については「実定法基礎演習A・B」を用意し、さらに、基本七法全てについて、通常の講義科目に加えて各種特講科目を設置している。また、2019年度からは法科大学院との法曹一貫教育プログラムが新設され、「法曹コース」のもとに「一貫教育プログラム」を用意し、法科大学院との一貫性・接続性を実現している。公共法務コースでは、基本七法をはじめとした法律科目を配置する一方で、「行政学1・2」「政策学1・2」「財政学1・2」「地方財政論」等、法の関連領域に属する科目もコース科目に盛り込んでいく点が特徴である。このようなカリキュラムにより、法の解釈・運用能力の養成を図るとともに、公務員に必要な政策立案能力を身に付けることも目指している。企業コースでは、科目選択の自由度が高く、学生自身の関心に応じ、法律科目に加えて自由選択科目や総合教育科目、外国語科目も積極的に選択することができる点に特徴がある。また、2年次に「法と社会」というコース独自の科目を設置し、社会的背景を意識しながら法律の制定や法解釈を理解することを促している。

【国際企業関係法学科】

国際企業関係法学科では、グローバリゼーションや国際社会における企業の行動原理を主体的に理解し、グローバルなレベルの諸問題の発見・解決を能動的に論理立てて提示できる基礎的能力を養うことを教育目標としている。国際企業関係法学科ではカリキュラム上コース制を採用していないが、現在のカリキュラムでは、体系的に国家相互間の関係を対象とする国際法学を中心とする学修と、企業活動の国際的側面を対象とする国際民事法学を中心とする学修とを、それぞれ体系的に履修できるよう導入基礎—基幹—発展の順で設計している。

また、国際企業関係法学科は、国際性のある様々な専門科目に加え、国際問題を扱う際に不可欠な外国語運用能力を養うため、1、2年次だけではなく、3年次以上に上級英語を必修科目として設置するなど、外国語の学修を重視している。

さらに、現在のカリキュラムにおいては、体系的な学修を強化している。即ち、法学基礎演習に加え、2年次の演習科目として「現代社会分析1・2」を設置し、履修者自らの主体的な取り組みを通じて、問題発見能力や問題解決能力を鍛え、現代社会を構成する諸要素を複数の分析視角において捉える複眼的思考力を養うことを目指している。また、2年次に「グローバルプログラム講座1」を、3・4年次に「グローバルプログラム講座2」を設置し、専門性の高い語学力と法学の実践力を体系的に磨く仕組みとなっている。

【政治学科】

政治学科では、総合教育科目と専門科目の融合というコンセプトのもと、幅広い教養を身に付けた専門人の育成を教育目標としている。この目標の達成に向けて、これまでも、教養

の要素を多分に有する政治科目を充実させるとともに、3つのキャリアデザインを想定したコース制（法政策コース（公務員等志望：「ガバナンス論1・2」「政策学1・2」「行政法総論」等）、国際関係コース（国際公務員等志望：「国際学」「国際政治史1・2」「第三世界論1・2」等）、政治コミュニケーションコース（ジャーナリスト等志望：「コミュニケーション論1・2」「ジャーナリズム論1・2」等）を設けてきた。専門教育的授業科目は、学生が基本・導入からより専門的に学修を深められるように、全体として、基本科目群（「政治学」「市民社会論」等）と展開科目群（3つのコース制）の2段階に分けて配置してきた。

さらに、現在のカリキュラムではキャリアデザインを強く意識しつつ、コースを4つ設定し、一層多様なニーズに応えられるようなカリキュラムとしている。公共政策コースは、広く国や自治体の政策に関心をもち、将来国家公務員あるいは地方公務員を目指す学生をモデルとし、例えば、「行政法総論」「地方自治法」「地方財政論」等の科目を履修することができるようになっている。地域創造コースは、地域の経営やまちづくりに関心があり、地方公務員、地方金融機関、コミュニティビジネスの進路を進む学生をモデルとし、例えば、「地域政治論1・2」「まちづくり論」「NPO・NGO論」等の科目を履修することができるようになっている。国際政治コースは、国際機関で活躍する国際公務員や広く国や民間での国際的な仕事に就きたい学生をモデルとし、例えば、「第三世界論1・2」「アメリカ政治論1・2」「中国政治論1・2」等の科目を履修することができるようになっている。メディア政治コースは、新聞記者や放送局での仕事、ジャーナリストを志望する学生をモデルとし、「メディア論」「情報政治学」「情報法」等の科目を履修することができるようになっている。

さらに、専門科目の中には、「ガバナンス論1・2」「政策学1・2」「環境政治論1・2」「ジェンダー政治論1・2」「カルチュラル・スタディーズ」「都市政策論」等、21世紀の政治社会を考えていく上で重要な科目も置かれている。

このように、各学科に配置している専門教育的授業科目は階層的体系による配置がなされており、専門的学修を効果的に積み重ねることが可能となっている。

○専門教育・教養教育の位置付けについて（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

法学部のカリキュラムは、大きくは専門教育科目と外国語科目に区分される。専門教育科目はそれぞれの学科に関する専門科目のほか、総合教育科目、演習科目に分かれている。外国語科目では、基本的な語学力、コミュニケーション力を、総合教育科目においては、広く深い教養を、そしてそれぞれの学科に関する専門科目により、深い専門的知識と思考力を身に付けられるようになっている。

1) それぞれの学科に関する専門科目について

法律学科及び政治学科では、それぞれの学科に関する専門科目を、基本科目、コース科目（基幹科目、共通科目、展開科目）、自由選択科目に分類し、全体を基本から基幹へ（政治学科は共通から基幹へ）、基幹から展開へと体系的に配置している。

また、国際企業関係法学科でも、導入基礎から基幹へ、基幹から発展へと、体系的な科目配置を行っている。加えて、基幹科目においては、国家相互間の関係を対象とする国際法学を中心とする学修と、企業活動の国際的側面を対象とする国際民事法学を中心とする学修とを、それぞれ体系的に履修できるようなカリキュラム設計としている。

2) 演習科目について

法学部では、1年次から4年次まで、全ての学年に演習科目を設置しており、それらが段階的かつ有機的に結合している。

1年次では、大学での学び方を修得するための演習科目を置いている。アカデミック・スキルズを学ぶ「導入演習1・2」(法律学科・政治学科)、法律学の基礎を学びつつアカデミック・スキルズを身に付ける「法学基礎演習A1・A2」(国際企業関係法学科)は、ほぼ全員の学生が履修をしている。また、「法曹演習」(法律学科)は、「生きた法の運用に携わっている先輩法曹に直接接することで、法曹の役割と法曹という職業の魅力を感じてもらおう」こと、「現実社会で起きている様々な紛争を法の理念にしたがって解決する『法解釈の技法』や、その過程における『法曹の役割』に関する深い理解と修得を確実なものにする」ことを目標とし、一線で活躍する弁護士や検察官から、少人数で指導を受ける。

2年次においては、1年次に比べて、専門性がやや高まる。「実定法基礎演習A・B」(法律学科)では、憲法、民法、刑法の基本書講読を徹底的に行う。「政治学基礎演習1・2」(政治学科)では、現代政治理論、行政学、国際政治学の講義に対応したチュートリアル教育を行う。「法学基礎演習B1・B2」(国際企業関係法学科)では、法的素養を身に付ける専門教育を行う。「基礎演習1・2」(法律学科・政治学科)では、より深い教養を身に付ける。さらに、国際企業関係法学科の「現代社会分析1・2」では、履修者自らの主体的な取組みを通じて、問題発見能力や問題解決能力を鍛え、現代社会を構成する諸要素を複数の分析視角において捉える複眼的思考力を養う。

3～4年次には、「専門演習A1・A2/B1・B2」が配置されている。2年次の秋に行われる選抜試験によって3年次に履修する専門演習を決定する。「専門演習A1・A2/B1・B2」は幅広いテーマで100講座以上を開講しており、1学年10名程度で、自分の興味のあるテーマを探求し、徹底的に専門性を養う。

3) 総合教育科目・外国語科目について

総合教育科目は、総合A(教養科目)・B(総合講座)、インターンシップ及び学部間共通科目群を配置し、同一系統(社会、歴史、科学・技術、情報・数学、心理・文化、思想・哲学、文学・芸術、身体と健康)の科目をより深く追究するために、1年次から4年次まで段階的に履修することができる。

他方、外国語科目においても、発展的カリキュラムが採用されている。新入生全員と2年生にTOEICを実施しており、各自が実力を正しく把握した上で、習熟度や目的に応じた講座を選択できる仕組みとなっている。また、3・4年次には、高度な語学能力の獲得を目指す学生のため上級外国語のクラスを設置している。特に国際企業関係法学科は、「上級英語(A)1・2」及び「上級英語(B)1・2」を必修科目として置いている。

このように、総合教育科目は、同一系統の科目をより深く追究するために1年次から4年次まで段階的に履修することのできるカリキュラムとなっており、外国語科目についても、英語と選択外国語のほか、特設外国語等を配置し、発展的カリキュラム構成を採用している。

なお、現行カリキュラムにおける科目の量的配分については、以下のとおりである。

〔各学科卒業所要単位数〕

◆法律学科

学科	授業科目区分			卒業要件（単位数）		
	大区分	中区分	小区分	小区分 単位	大区分 単位	
法律学科	専門教育科目	基本科目	基本科目A	16	80	
			基本科目B	8		
		コース科目	基幹科目	※1		
			展開科目	※2		
		自由選択科目				
		演習・講読科目	演習	※3		
			外書講読			
		総合教育科目	総合A（教養科目）	4※4		
			総合B（総合講座）			
		インターンシップ				
	学部間共通科目群					
	外国語科目	英語		8	16	
		選択外国語		8		
特設外国語						
卒業に必要な最低修得単位				124		

※1：法曹コース・公共法務コースは32単位選択必修、企業コースは28単位選択必修

※2：法曹コースは16単位選択必修、公共法務コース・企業コースは12単位選択必修

※3：法曹コース・公共法務コースは4単位選択必修、企業コースは8単位選択必修

※4：＜身体と健康＞系列から最低4単位を修得し、総合Aの複数の系列から単位を修得すること

◆国際企業関係法学科

学科	授業科目区分			卒業要件（単位数）	
	大区分	中区分	小区分	小区分 単位	大区分 単位
国際企業関係法学科	専門教育科目	導入基礎科目	A群	22	68
			B群	8	
		基幹科目	C群 国際関係	18※1	
			D群 企業関係		
		発展科目	総合講座		
		グローバルプログラム 講座・演習	グローバルプログラム講座	8	
			演習		
	総合教育科目	総合A（教養科目）	4※2		
		総合B（総合講座）			
	インターンシップ				
	学部間共通科目群				
外国語科目	英語		16	24	
	選択外国語		8		
	特設外国語				
卒業に必要な最低修得単位				124	

※1：C群またはD群のいずれかから12単位必修

※2：＜身体と健康＞系列から最低4単位を修得し、総合Aの複数の系列から単位を修得すること

◆政治学科

学科	授業科目区分			卒業要件（単位数）			
	大区分	中区分	小区分	小区分 単位	大区分 単位		
政治学科	専門 教育 科目	基本科目	A 政治学	20	80		
			B 法学				
			C 経済学				
			D 総合講座				
		コース科目	共通科目	24			
			基幹科目				
			展開科目				
		自由選択科目					
		演習・講読科目				12	
		総合教育科目	総合A（教養科目）	4※		20	
	総合B（総合講座）						
	インターンシップ						
学部間共通科目群							
外国語科目	英語		8	16			
	選択外国語		8				
	特設外国語						
卒業に必要な最低修得単位				124			

※：＜身体と健康＞系列から最低4単位を修得し、総合Aの複数の系列から単位を修得すること

○初年次教育・高大連携に配慮した教育内容について

高校までの「教わる」勉強から大学での自主的学修への円滑な移行を確保するために、法律学科・政治学科では新入生全員の履修が望ましい科目として「導入演習1・2」を、同じく国際企業関係法学科では「法学基礎演習A1・A2」を設置している。導入演習と法学基礎演習は、学科の教育目標の違いを反映して性格を若干異にしているが、①上級年次の専門科目の学修につながるような社会的関心の涵養、②問題の発見・調査・分析能力、論理的思考力、読解力、表現力等の基礎的学修能力の養成、③大学生活を楽しくかつ意義あるものにするための学生相互及び学生－教員間の交流、という目標を共有している。また、両演習とも原則として全ての専任教員が担当することになっており、各講座の担当教員は履修者のアカデミック・アドバイザーを兼ね、学修や大学生活全般について相談にもあたっている。

個々の講座の具体的な授業内容については担当教員の個性が発揮されているが、前述の目標を充分反映したものとなっており、例えば、学修・調査のために最低限必要な情報検索法を修得させることを目的に、中央図書館と連携した情報検索講習会を授業の一環として実施している。また、キャリアセンターと連携した「キャリア支援講座」については、manabaに専用のコースを設置、本学のキャリア支援の状況を説明した動画を用意しており、それを視聴するように、授業の中で促している。

開設講座数は入学者数にあわせて多少増減するが、2021年度「導入演習1・2」は法律学科に55講座、政治学科に24講座、「法学基礎演習A1・A2」は国際企業関係法学科に9講座を開設しており、1講座の定員は20人程度となっている。「導入演習1・2」は、法律・政治学科合わせて新入生の99.9%が履修し、その99.1%が単位を修得している（いずれも2021年度春学期科目である「導入演習1」の数値）。また、現在のカリキュラムでは選択必修科目であるが、「法学基礎演習A1・A2」も新入生の100%が履修し、その98.9%が単位を修得している（いずれも2021年度春学期科目である「法学基礎演習A1」の数値）。両演習は、各ゼミの内容について、学生が十分に理解した上で履修できるよう、4月のガイダンスで周知をしていることから、新入生の履修率も単位修得率も総じて高い。

両演習の運営は導入演習・法学基礎演習運営委員会にて行っており、同委員会は各年度の基本方針の策定、運営に必要な業務及び総括を担っている。また、FD活動にも積極的に取り組み、毎年、担当者アンケートや担当者懇談会（教育実践報告と意見交換、教育手法に関する講演等）を実施している。担当者アンケートにおいては、同演習における学生の出席率や教育効果、授業運営上の工夫等に関する情報を聴取しており、導入演習・法学基礎演習運営委員会及び同懇談会において、同演習の現状把握と一層の充実化に努めている。以上のことから、両演習は少人数教育によってきめ細かな高大接続教育を実践している点で、大学での自主的学修への円滑な移行というねらいにかなうべく充実した教育が施されている。

また、法学部では、本学附属高校との教育的連携の一環として、法学部へ進学予定の附属4校（中央大学附属高等学校、中央大学杉並高等学校、中央大学高等学校、中央大学附属横浜高等学校）の生徒を対象とした入学前教育プログラムを実施している。本プログラムは、受講を通じて、附属4校からの進学予定者が基礎的な法的思考方法を早い段階で取得し、かつ法学に興味を持つことにより、学科を問わず入学後の学修への円滑な移行を目的としている。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

法学部は、自立した社会人・職業人としての自己実現を目指し、自らの将来設計について考えるための科目として、「大学と社会」を設置している。学生自身が在学中に自身の進路や将来について検討し、将来の人生設計を立てたうえで進路選択を行うことができるよう、1～2年生の段階から、自分自身について、社会・仕事について、そして自分と社会の繋がりについて認識を深めることを目的としている。

また、裁判官・検察官・弁護士が兼任教員として授業を担当する「法曹論」、弁護士による少人数の演習科目である「法曹演習」をはじめ、国家公務員・警察出身者・司法書士・メディア関係者などの実務家が担当する授業を数多く設置している。

<点検・評価結果>

各学科に配置している専門教育的授業科目は階層的体系による配置がなされており、専門的学修を効果的に積み重ねることが可能となっている。また、総合教育科目については、同一系統の科目をより深く追究するために1年次から4年次まで段階的に履修することのできるカリキュラムとなっており、外国語科目についても、英語と選択外国語のほか、特設外国語等を配置し、発展的カリキュラム構成を採用している。

これらのことから、法学部のカリキュラムは、学部の理念・各学科の教育目標や教育課程の編成方針に基づき、順次性のある授業科目の体系的配置がなされているといえる。

初年次教育・高大連携への配慮については、「導入演習」「法学基礎演習」において、少人数教育によってきめ細かな高大接続教育を実践している点で、大学での自主的学修への円滑な移行というねらいにかなうべく充実した教育が施されているといえる。

そして、キャリア教育についても、「大学と社会」を開講しているほか、法曹界・自治体等の第一線で活躍する実務家を兼任教員として採用し、学生のキャリア形成に資する授業を数多く提供している。また、専任教員の中にも自治体や企業等での実務経験を有する者がおり、講義科目や専門演習等を通じて、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成している。

以上のように、現在のカリキュラムは、体系的・段階的に、かつ専門教育と教養教育の適度なバランスをとりつつ配置しており、学士課程教育に相応しい教育内容となっている。

＜長所・特色＞

法学部の授業科目のなかで、社会の第一線で活躍する実務家を兼任教員として担当する授業科目が数多く配置されており、学生としては実践的な学びの機会が得られている。具体的には、2022年度では、「法曹論」「法曹演習」「法曹特講」及び「専門総合講座」等の授業科目において、法曹実務家及び企業人・公務員等の実務家99名を招聘している。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

実務家が担当する授業科目について、継続的に維持・発展させていくため、社会で活躍するような卒業生を引き続き多く輩出していく。さらに、2023年度以降は、茗荷谷キャンパスへの移転に伴い、その立地を生かして、実務家が担当する授業科目の充実を図る。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

＜評価の視点3は大学院対象項目のため割愛＞

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

＜現状説明＞

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

法学部では、知識を体系的に教授するために大教室・中教室等での講義科目を、講義で修得した知識をさらに深化させるために少人数での演習（「導入演習1・2」「法学基礎演習A1・A2/B1・B2」「現代社会分析1・2」「法曹演習」「実定法基礎演習A・B」「政治学基礎演習1・2」「基礎演習1・2」「専門演習A1・A2/B1・B2」）を、さらに体育実技等の実技科目を実施している。

また、社会の第一線で活躍する実務家の授業を多く取り入れている。例えば、1年次の「法曹論」や「法曹演習」では、裁判官、検察官、弁護士が司法の現場を伝えている。3年次の「法曹特講」では、素材となる判例や設問について、弁護士が実務的な観点から指導を行い、学修内容を深化させている。専門総合講座の「自治型社会の課題」では、自治体現場で活躍する公務員から、都市政策、公共政策の枠組みを学ぶ。「日本外交の法と政治」では、外交の現場に実際に日々携わっている外交官から、今日の国際社会における主要な問題、日本外交が直面する国際問題等を学ぶ。

さらに、学部横断的なFLPやインターンシップ（法学部では、アカデミック・インターンシップとして、「国際」「行政」「NPO・NGO」「法務」の4分野を開講している）、大学教員と実務家教員との協働による「法律専門職養成プログラム」等、旧来の方法にとらわれない授業展開を行っている科目がある。これらの方法は、単にオムニバス形式の講義を行うのではなく、1つのテーマを複数の教員が講義することにより、また教員間の役割分担を明確にしつつ緊密な連携をとることによって、それぞれのプログラムや科目が設定している目的を果たしている。

学生の主体的な参加を促す授業の例として、1～4年次全てに配置されている各種演習、少人数・双方向の授業を実践している「法律専門職養成プログラム」や七法特講、各インターンシップ科目等、様々なものがある。

演習科目については、学部・学科の教育目標に合った多種多様な科目・講座が、1～4年次に設置されている。各演習科目は、抽選や選抜を用いた履修者決定プロセスにより、いずれも少人数授業となっており、グループワークやプレゼンテーション等の手法も多く用いながら、各担当教員が専門領域の知識を活かし、教育にあたっている。

「法律専門職養成プログラム」は、下級年次での学修を基礎とし、実際の判例を素材にして、法をより深く理解するための能力を養成することを目的としており、「実定法特講」と「法曹特講」で構成される集中・一貫型ミニコースである。「実定法特講」は専任教員が講義形式で行い、法学部の専門教育科目で修得した知識を確実に身に付け、実践的な運用能力を得ることを目的としている。「法曹特講」は法曹実務家教員（主に弁護士）が演習形式で行い、「実定法特講」での学修内容をより深化させ、問題点の抽出・分析を行うこと、並びに論文作成の技術的能力の向上を図ることを目的としている。同プログラムの履修者は、「実定法特講」で取り上げたテーマに関する課題（レポート1,200字）を毎週提出し、それら提出した課題をもとに展開される「法曹特講」に臨む必要があり、授業への積極的かつ主体的な取り組みが特に求められる。過去5年間の同プログラム履修者数及び修了者数は以下のとおりであるが、2022年度の履修者は、106名となっている。

〔法律専門職養成プログラム履修者数・修了者数〕

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
履修者	69名	54名	29名	49名	107名
修了者	68名	54名	27名	46名	94名

七法特講は、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法・行政法の主要7法科目に関し、大講義ではカバーできない先端・発展的な内容を中心に扱っている。具体的な授業の進め方は、担当教員によって特徴があるが、いずれも少人数・双方向の授業として設置されており（2021年度開講20講座の合計履修者数899名、1講座平均45名程度）、学生の積極的な授業への取り組みが求められる科目である。

インターンシップ科目については、次の4プログラムを開講している。

「国際インターンシップ」では、外交や国際業務に関する理論を学び、外務省、国際交流基金、国連機関、在日外国大使館、NGO等で実習を行う（2021年度の参加者（履修者）7（8）名）。「行政インターンシップ」では、環境政策、都市計画、福祉政策と自治体等を学び、東京都及びその近郊の自治体において実習を行う（同16名）。「NPO・NGOインターンシップ」は、NPO・NGO論、市民活動と法、市民社会と市民活動等を学び、国内外のNGO・NPOで実習を行う（同3名）。「法務インターンシップ」は、弁護士の職業倫理、リーガルカウンセリング、模擬裁判等を学び、主に都内の法律事務所で行う（同6名）。

各プログラムは、インターンシップ担当教員からなるインターンシップ運営委員会が管理・運営しており、リソースセンター運営委員会（インターンシップに関する情報提供・指導を行う）、国外実習生に給付される「やる気応援奨学金」を所管する法学部学生支援委員会とも連携している。

なお、リソースセンターでは、「やる気応援奨学金」による活動を支援するための情報、短期・長期海外留学や、アカデミック・インターンシップを計画・実行するのに役立つ資料、さらには、同センターが企画した講演会や座談会の案内等、様々な生きた情報を提供している。また、運営に携わる法学部の教員や在学生からアドバイスを受けることができる仕組みにもなっている。

[2021年度各インターンシップ実習先]

国際インターンシップ	新型コロナウイルス感染症の影響で実習へ行けず、オンラインでインタビューを行った。
行政インターンシップ	武蔵野市、三鷹市、国分寺市、八王子市、町田市、青梅市、府中市、警察庁、秦野市、東京都埋蔵文化財センター、地方税協同機構
NPO・NGO インターンシップ	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市市民活動センター プラッツ ・NPO 法人フェアスタートサポート ・特定非営利活動法人 キーパーソン 21
法務インターンシップ	・国内法律事務所

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

法学部における卒業に必要な最低修得単位は、124 単位となっている。これは、単位の実質化を進めるという観点から現在のカリキュラムに適用されている。さらに、年次別最高履修単位数についても、単位の実質を念頭に1年次 40 単位、2年次 40 単位、3年次 40 単位、4年次 40 単位としている。

一般的な履修指導としては、1年次の年度はじめに履修ガイダンスを実施している。ガイダンスでは、履修要項、外国語履修ガイドブック、Web サイト上で授業時間割一覧や履修に関する重要な情報を掲載し、詳しく説明を行っている（講義要項は manaba より閲覧）。履修ガイダンス期間以外は、適宜法学部事務室、リソースセンター等で履修指導を実施している。リソースセンターでは、外国語を中心に履修相談を受け入れており、相談内容によっては、学部長、学部長補佐、学生相談員が指導している。

シラバスには、「授業時間外の学修の内容」の記載を行う欄を設け、学生が自習するように促しを行っているほか、法学部図書室や中央図書館では自習室を設け、学生の学修環境を整備し、自習を促進させている。

また、在学中は「導入演習1・2」「法学基礎演習A1・A2」担当教員がアカデミック・アドバイザーとして学生の学修相談等に応じている。さらには、法学部全専任教員のオフィスアワー（「法学部『オフィスアワー』（学生相談）制度」）について、各教員がシラバス上に実施方法を明記し、学修上の疑問をいただく学生への対応をより厚いものとしている。なお、各科目においては、初回の授業時に適宜講義内容のオリエンテーションを行っている。

このように、教職員が履修指導を行う機会が多数設けられており、2021年度実施の「在学生アンケート」の結果をみても、「教員のオフィスアワー」「所属するゼミや研究室の教員への相談」「学部事務室窓口における履修相談」などの学習サポート制度・仕組みについて、不満を抱える学生は2.1%と低い割合になっている。

○シラバスに基づいた授業展開について

法学部では、全授業科目について、授業担当者が統一フォーマットにしたがってシラバス（講義要項）を作成している。その内容は、「授業形式」「履修条件・関連科目等」「授業で使用する言語」「目的」「到達目標」「授業概要」「授業計画と内容」「成績評価の方法・基準」「テキスト」「参考文献」「授業時間外の学修の内容」「課題や試験のフィードバック方法」「アクティブラーニングの実施内容」「授業における ICT の活用方法」「実務経験の有無と内容」「オフィスアワー」「その他特記事項（教員から学生へのメッセージ）」となっている。シラバスの作成にあたっては、執筆依頼の際に、実際の授業内容に即したシラバスを作成するよう各教員に依頼をし、各項目に記載すべき内容等についても、『講義要項』作成要領」として具体的に示し、学生が当該講義の内容等をより理解しやすいものとなるよう努めている。2016年度よりシラバスの第三者チェック制度を導入した。運営主体は法学部教務委員会とし、教務委員のなかから選出された担当委員によって、シラバスの内容（授業内容、授業回数、評価方法等）について、作成要領をもとに確認を行う。確認の結果、修正の必要が生じたシラバスについては、担当委員から該当の教員へ修正依頼を行う仕組みとなっている。

なお、作成されたシラバスは manaba での閲覧が可能となっている。また、法学部事務室において、シラバスに不備がないか、形式的な確認作業を行っている。

他方、いくら内容が充実したシラバスを作成しても、学生がそれを読むきっかけがなければ根本的解決にはならないとの認識のもと、各科目の最初の授業時（ガイダンス時）等に、各教員がシラバスの重要性を学生に伝えることなどを推奨している。2021年度実施の「法学部授業アンケート」の結果をみても、「講義要項（シラバス）に示されていた学習目標や内容と合致していましたか？」という質問項目を設定しており、肯定的な回答「非常にそう思う」「そう思う」「ややそう思う」は、春学期 93.8%、秋学期 95.1%であり、シラバスどおりに授業が展開されている結果となっている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、本学部においては、学生が主体的な学びを促す方策として、初年次から高年次に至るまで多種・多様な演習科目の設置がなされ、学生の興味関心に応じた学習が可能となっている。単位の実質化については、年間の履修登録単位数の設定、シラバスにも「授業時間外の学修の内容」の記載を行っており、ガイダンスなどの履修指導も含め、適切な対応が行われている。

<長所・特色>

学生の主体的な学びを促す授業の一つとして、法曹志望者のニーズに対応すべく「法律専門職養成プログラム」を設置している。法学部や法科大学院の専任教員が担当する講義と法曹実務家が担当する演習科目によって、法律の実践的な運用能力と論文作成能力の向上を実現している。その結果、法科大学院進学者について、他大学と比べ非常に多くなっている。具体的には、2021年3月末に卒業し法科大学院へ進学した人数について、本学部は167人に対し、競合他大学では、法科大学院含む大学院へ進学した人数が最も多い大学で143人となっている。

<問題点>

特になし。

＜今後の対応方策＞

法科大学院への進学者数については、従来からの学部4年生が卒業後に法科大学院へ進学するルートに加え、2019年から制度が開始された法曹コースにおける「一貫教育プログラム」においては、早期卒業制度を利用して、法科大学院へ進学するルートの2つに分かれており、本年3月には、2つのルートから合計して200名を超える法科大学院進学者を輩出している。どのルートを選択するかは、学生の選択に委ねられているが、法科大学院進学を希望する学生が、それぞれのルートで、希望が実現できるように、所管委員会である教務委員会や法律専門職養成科目等運営委員会において、プログラムの検証・改善等を実施していく。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

＜現状説明＞

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

成績評価については、法学部では、国際化への対応や大学院入学・留学等を勘案して2004年度からGPA制度を導入し、以下の基準により行っている。

[成績評価とGPA]

評 価	評 点 (※1)	Grade Point	成績証明書への記載 (※2)		
合 格	S	90点以上	4	総履修単位数として分母の計算基礎になる	あり
	A	80点以上～90点未満	3		あり
	B	70点以上～80点未満	2		あり
	C	60点以上～70点未満	1		あり
不合格	E	60点未満	0		なし
評価不能	F	未受験等により評価できないもの	0	なし	
履修中止	W	所定の期日までに履修中止の処理をしたもの	—	—	なし
認 定	N	認定したもの(留学中に修得した科目のうち教授会で認められた科目等)	—	—	あり

(※1) 成績表示の評点は、中央大学学則施行細則第11条に基づき、100点を満点としています。

(※2) GPAは、成績証明書に記載されます。

GPA算出方法

以下の算出式で計算し、その値(年次毎のGPAと総トータルのGPA)を成績証明書に記載します。

なお、GPAの算出基礎になる科目は「卒業要件の対象となる科目(教職等資格科目、随意科目を除く)」とします。

[GPAの算出式]

(Grade Point … S : 4 ポイント、A : 3 ポイント、B : 2 ポイント、C : 1 ポイント)

$$\frac{(4 \times S \text{ 修得単位} + 3 \times A \text{ 修得単位} + 2 \times B \text{ 修得単位} + 1 \times C \text{ 修得単位})}{\text{総履修単位数 (E・Fを含むが、W・Nは含まない)}}$$

(※3) 小数第3位四捨五入

成績評価はS～Eの5段階絶対評価を原則としますが、S評価については、成績評価の一層の厳格化を図るため、全履修登録者の20%以内とする相対評価を適用しています。

この制度は、三学科の授業科目一覧に載っている全ての科目を対象とします。ただし、選抜性、インセンティブの付加、相対評価の適切性を考慮して、「演習」、「上級外国語」、「英語アドバンスト・クラス」、「選択外国語インテンシブ・コース」、「選択英語」、「短期留学プログラム」、「インターンシップ」、「法曹論」、「実定法特講」、「法曹特講」、「七法特講（憲法特講、民法特講、刑法特講、商法特講、民事訴訟法特講、刑事訴訟法特講、行政法特講）」、「体育実技科目」、「日本語」、「日本事情」、「随意科目」「大学と社会」、「現代社会分析」、「グローバルプログラム講座」、「法と社会」等の科目は、絶対評価によるS～Eの5段階評価とします。

また、法学部では成績評価の一層の厳格化を図るため、S評価に関しては、一部の科目を除き履修者の20%以内とすることとしている。

これらのルールに即した成績評価が適正に行われているかという点については、教務委員会を中心に成績評価分布の全体傾向の分析及び意見交換を適宜行い、教授会においてその分析結果等を配布することにより教員間の情報共有を図っている。

S評価を履修者の20%以内とすることについては各授業科目担当教員のほとんどが遵守しており、単位の実質化及び統一的な成績評価を志向する上で利点となっている。しかし、ごく少数であるがこの方針を大きく逸脱している教員がいることは、公平性の観点から問題であると認識している。

なお、成績評価の一層の厳格化を進めるため、S評価の上限である「20%以内」という意味（解釈）について明確化（S評価は、履修者の20%を上限とする（10～20%の範囲になることが望ましい））を図るとともに、20%を極端に超える場合には教務委員会の判断のもと担当教員に成績評価の修正を求める場合があること、S評価が履修者の5%を下回った場合には教務委員会の判断のもと担当教員に「理由書」の提出を求める場合があることについての申し合わせを行っている。加えて、E評価についても「E評価は、履修者の30%未満となることが望ましい。なお、E評価が35%を上回る場合には、教務委員会の判断のもと、担当教員に「理由書」の提出を求める場合がある。」との申し合わせを行い、厳正かつ公平な成績評価の実現を目指している。

これら成績評価の基準等について、学生に対しては履修要項やシラバスに明記し公表することで、客観性の確保を行っている。また、期末試験後、学生が自身の成績評価に関して照会を行うことができる「成績調査」制度を設けるとともに、試験講評をmanabaに掲載できる制度を採用しており、成績評価の透明性も確保している。

また、単位認定の適切性については、本学学則第33条は大学設置基準第21条第2項第1号が定める単位の設定基準に従い、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準として、講義、演習、実験、実習及び実技に関する単位計算方法について定めている。

法学部では、セメスター制を採用しており、原則講義科目及び演習科目については、毎週2回14週（半期）の講義に対して4単位を、毎週1回14週（半期）の講義に対して2単位を、外国語科目及び体育実技科目については毎週1回14週（半期）で1単位を付与している。

以上のように、授業科目の単位計算方法については学則に則り運用されており、妥当なものとなっている。

また、既習単位認定については、編入学試験及び法学部通信教育課程からの転籍試験による入学者を除き、国内における大学間単位互換並びに入学前の修得単位認定は行っていない。

留学先における修得単位の認定については、「中央大学法学部留学単位認定基準（法学部国際交流委員会）」に基づき運用している。この単位認定基準は、法学部のコアな必須教育を確保しつつ、留学というプラスアルファの要素を適正なバランスで組み入れること、また留学して学修成果をあげるという特別な努力に配慮し、帰国後の学修のスムーズな継続を可能とすること、さらには科目と成績評価の読み替えに伴う種々の問題を回避して円滑に単位互換を行うことを趣旨として定めたものである。

以上の観点から、この基準は適切なものであると評価している。

[単位認定の内訳]

◆法律学科

学科	授業科目区分			認定単位
	大区分	中区分	小区分	
法律学科	専門教育科目	基本科目	基本科目A	-
			基本科目B	4
		コース科目	基幹科目	14
			展開科目 ^{※1}	6
		自由選択科目	8	
		演習・講読科目	-	
		総合教育科目	10	
		インターンシップ ^{※2}	4	

※1：法曹コースについて、一部指定された選択必修科目としては算入しない

※2：小区分「展開科目」に位置づけられているインターンシップは「展開科目」の中で認定する

◆国際企業関係法学科

学科	授業科目区分			認定単位
	大区分	中区分	小区分	
国際企業関係法学科	専門教育科目	導入基礎科目	A群	8
			B群	
		基幹科目	C群 国際関係	8 ^{※1}
			D群 企業関係	
		発展科目	総合講座	12
			グローバルプログラム講座・演習	
		総合教育科目	10	
インターンシップ	4			

※1：「C群 国際関係」もしくは「D群 企業関係」に算入する単位数の上限は6単位とする

◆政治学科

学科	授業科目区分			認定単位
	大区分	中区分	小区分	
政治学科	専門教育科目	基本科目	A 政治学 ^{※1}	4
			B 法学	
			C 経済学	
			D 総合講座	
		コース科目	共通科目	12
			基幹科目 ^{※2}	
			展開科目	
		自由選択科目	8	
		演習・講読科目	4	
		総合教育科目	10	
インターンシップ	4			

※1：必修科目および一部指定された選択必修科目としては算入しない

※2：小区分「基幹科目」は6単位を上限とする

○学位授与を適切に行うための措置

法学部では、学則第42条及び第43条に基づき、卒業所要単位を満たした学生について、教授会における審議を経て、学位を授与している。

また、学校教育法第89条の規定に基づき、成績優秀者に対して卒業単位を満たすことを条件に在籍期間3年で卒業を認める早期卒業制度を設けている。本学では学則第43条第2項がこの制度を認めており、法学部においては法学部早期卒業に関する運用内規において具体的な要件を定めている。

この内規によると、早期卒業を希望する学生は3年次進級時において、2年次までの修得単位数が76単位以上（国際企業関係法学科2014年度以前入学生及び法律学科・政治学科2013年度以前入学生は84単位以上）で、かつGPAが3.60以上であることを応募要件として、学習指導にあたるアドバイザーの指導を受けることが求められている。アドバイザーからの指導内容は、進路選択・それに関わる科目選択、学修方法に関するもの等があげられる。

実際の卒業判定にあたっては、大学院進学が決まっていること、及び在籍期間3年で卒業単位を満たしかつGPAが3.60以上であることが要件となっている。この要件を満たした者について書類審査が行われ、教務委員会の審議を経て教授会がこれを許可することとなっている。2021年度は11人が応募し、うち5人が早期卒業を認められた。進学先は法科大学院や大学院研究科となっている。

また、2019年度から新設された「一貫教育プログラム」においても、早期卒業制度が設けられており、法学部早期卒業制度（法曹一貫教育）に関する取扱要領において具体的な要件が定められている。

この取扱要領では、対象者は法律学科法曹コースに設置されている「一貫教育プログラム」を履修しており、早期卒業を希望する学生は2年次進級時において、1年次までの修得単位数が36単位以上であることを応募条件にしている。また、3年次進級時において、2年次までの修得単位数が76単位以上、卒業要件の対象となる全科目のGPA（以下、「全体GPA」という）が2.80以上であること、2年次終了時に行われる一貫教育プログラム履修者を対象とする選抜試験に合格すること、卒業見込みとなること、以上全ての要件を満たす必要がある。また、必要に応じて、アドバイザーの指導を受けることもできる。

実際の卒業判定にあたっては、法科大学院（既修者コース）の入学者選抜に合格していること、及び3年次終了時に次の要件を全て満たしていることが求められる。所定の基本七法科目を全て履修し単位修得していること、「実定法特講」「法曹特講」を履修し単位を修得していること、GPAが2.80以上あること、修了者認定試験に合格していること、卒業に必要な所定の単位を修得していること。この要件を満たした者について書類審査が行われ、教務委員会の審議を経て教授会がこれを許可することとなっている。2021年度は76人が応募し、うち49人が早期卒業を認められた。進学先はいずれも法科大学院となっている。

このほか、法学部では2004年度入学生以降、3年次に進級する際の学生の質を検証・確保するための方策として、2年次までの修得単位数が一定の基準に満たない場合に、次の年次に進級できなくなるスクリーニング制度を設けている（次頁参照）。

スクリーニング制度は、GPA制度とあわせ、運用が定着している。スクリーニングの対象者について、2022年度は30名となっている。

[スクリーニング制]

- ① 2年次までに所定の単位を修得できなかった者の履修上の進級を制限し、履修年次を原級（2年次）にとどめます。
- ② 「所定の単位・科目」とは、1・2年次通算40単位（国際企業関係法学科2014年度以前入学生及び法律学科・政治学科2013年度以前入学生は46単位）及び次表の科目です。

科 目	学 科	条 件
英 語	法律学科・政治学科	英語（Ⅰ）～（Ⅷ）のうち4単位
	国際企業関係法学科	英語（Ⅰ）～（Ⅷ）、英語（C）1・2、英語（D）1・2のうち6単位
選択外国語	全 学 科	1年次選択外国語（Ⅰ）～（Ⅳ）4単位

ただし、62単位（国際企業関係法学科2014年度入学生及び法律学科・政治学科2013年度以前入学生は68単位）以上修得し、かつ外国語の修得状況が次の場合、例外的に3年次に進級できます。

法律学科・政治学科	英語（Ⅰ）～（Ⅷ）及び1年次選択外国語（Ⅰ）～（Ⅳ）から6単位以上
国際企業関係法学科	英語（Ⅰ）～（Ⅷ）、英語（C）1・2、英語（D）1・2及び1年次選択外国語（Ⅰ）～（Ⅳ）から8単位以上

<点検・評価結果>

以上のとおり、成績評価や単位認定を適切に行うための措置について、S評価の割合やE評価の割合を厳格に定めることや、留学先で取得した単位については、「中央大学法学部留学単位認定基準（法学部国際交流委員会）」に基づき、帰国後の円滑な学修への移行も配慮したうえで、適切に運用がなされている。

学位授与については、厳格な成績評価に基づき単位が付与され、最終的には教授会の議を経て、学位授与を認めている。スクリーニング制度を設けることで、学位の質を保証することも可能となっており、学位の授与についても適切に運用がなされている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

S評価について、20%に限ることが困難な場合に、無理に20%に限定して評価することが適切かどうか、この点に関する検討が課題として残されている。早期卒業制度（法曹一貫教育）

は制度が開始され、2022年3月に一期生が卒業している。「一貫教育プログラム」が設置された趣旨に鑑み、法科大学院を経て、司法試験への現役あるいは卒1合格（法科大学院修了1年目合格）の合格率について、検証を行う必要がある。しかし、現状、制度が発足したばかりであるため、一貫教育プログラムを利用して法科大学院へ進学した学生の効果検証ができていない。

＜今後の対応方策＞

S評価について、現状は履修人数や科目の特性に応じて、一部の科目は適用対象外としている。現状、20%以内に収まっていない科目の状況を確認し、適す科目や適さない科目など教務委員会において見直しを実施する。

早期卒業制度（法曹一貫教育）について、2023年度及び2024年度の受験結果を踏まえて、連携先である本学法科大学院との連絡協議会で成果検証を行う。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

＜評価の視点1は全学項目のため割愛＞

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

＜現状説明＞

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

法学部では、「国内外の多様な社会において生起する諸問題を、具体的に解決する能力を身につけた人材の養成を教育目標に掲げており、本目標に即した科目、プログラムを以下のとおり展開している。

まず、日本語で学修した法律学の専門知識を外国語で運用する能力を高める科目として、英語による日本法プログラム科目を全ての学科の学生を対象に開講している。本プログラム科目は、英語で授業を展開するだけでなく、海外の協定校からの受入れ留学生（選科生）を交えた学生同士の議論も全て英語で展開している。2022年度は、「専門総合講座A1 日本法入門」「同 比較憲法」の2科目を開講している。また、国際企業関係法学科を中心として、「英米法研究2・3」等、日本語で外国法を学ぶ科目も多く設置している。

留学制度に関しては、法学部独自でグローバルプログラムを用意しており、2021年度はコロナ禍であったが、「専門総合講座A1 アメリカの法と社会」、「専門総合講座A1 カンボジア法整備支援と社会開発援助」、「専門総合講座A1 ベトナムの法と社会」、「専門総合講座A1 アクティブラーニング海外プログラム（シドニー）」の4講座については、オンラインで実施した。法学部独自のグローバルプログラムでは、法学などの知見が現実の社会秩序や課題解決にどのように結びついているのか、社会をどう反映し、どう変えうるか等、グローバルな文脈で法と社会を相対的に捉え、社会における法の役割を実践的に学ぶ。いずれも海外の名門大学の授業への参加や学生との交流、国際機関・政府機関などの訪問を通じて語学力を高めると共に法学部での学びをより深めるプログラムとなっている。2021年度は、オンラインでの実施となったが、それぞれの講座のテーマに関連する外国の講師を招聘し、オンライン会議システムを通じて、講義の実施や質疑応答だけではなく、履修者同士の意見交換やプレゼンテーションなども行った。授業科目としては、「専門総合講座A1 EUの法と社会」、「専門総合講座A1

オーストラリア法律短期」なども用意しているが、コロナ禍により、実施に向けた調整がつかず、2021年度の実施は見送ることとなった。また、「やる気応援奨学金」における長期海外研修部門、短期海外研修部門、海外語学研修部門の各部門で、留学資金をバックアップしている。加えて、先述のとおり、国際機関や国際協力等の仕事に就くことを希望する学生を対象に、「国際インターンシップ」を実施している。

その他、外国語教育に関しては、新入生全員と2年生を対象にTOEICを実施するとともに、習熟度や目的に応じて、幅広く履修選択ができる仕組みとなっている。また、3・4年次の学生のために、上級外国語クラスも設置している。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生入試による外国人留学生は、2022年度は71名（法律学科39名、国際企業関係法学科16名、政治学科16名）在籍している。外国人留学生に対する教育課程編成上・教育指導上の配慮については、入学時にガイダンスを実施し、法学部事務室職員による履修指導を行っている。当該入試合格者については、入学試験の結果を踏まえて日本語のクラス編成を行っており、一定水準以上の日本語運用能力を有する留学生（B系列）については「日本語B（1）～B（4）」の4科目8単位を必修とし、日本語運用能力が不足している留学生（A系列）については「日本語A（1）～A（4）」「日本語B（1）～B（4）」の計8科目16単位を必修としている。なお、国際企業関係法学科においては、「日本語」のほか、外国人留学生対象科目として開講している「日本事情Ⅰ」「日本事情Ⅱ」の2科目8単位も必修としている。また、B系列の学生は、日本語以外に選択外国語（8単位）が必修となっており、英語・ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語（法律・政治学科のみ）・スペイン語（政治学科のみ）の中から1言語を選択する。

教育指導上の配慮としては、外国人留学生を含め、全学生を対象としてアカデミック・アドバイザー制度で対応している。

○国外の高等教育機関との交流の状況

法学部では、教員が国外においても学会・研究会活動を活発に行っているほか、全学的な各種留学制度に基づく学生の派遣を行っている。

2019年度における法学部専任教員の学部予算による学会・研究会出張延べ50件中、国外出張は延べ7件、学部予算によらない国外出張は延べ24件、特別研究は4件、在外研究は2件である。（2020年度、2021年度コロナ禍のため2019年度のデータ使用。）

本学の留学制度には、交換留学、認定留学、短期留学の3つがある。

交換留学は、上述の協定校への1年間の留学である。2021年度交換留学生総数69名のうち法学部の学生は18名で、ミュンヘン大学（機関間協定）、南デンマーク大学、マンチェスター大学、レスター大学、フォンティス応用科学大学、ルーヴェン・カトリック大学、中東工科大学、コペンハーゲン大学、東テネシー州立大学、カリフォルニア大学ディヴィス校、ルーヴェン・カトリック大学、ミュンヘン大学、ハワイ大学ヒロ校、マルタ大学、エラスムス・ロッテルダム大学、リヨン政治学院、ウィニペグ大学、サセックス大学に留学している。

認定留学は、学生自身が選びかつ法学部が許可した大学への1年以上の留学である。2021年度認定留学生総数2名のうち法学部の学生は1名で、ノース・アラバマ大学に留学している。

短期留学プログラムⅠ・Ⅱは、14回の前期授業及び事後オリエンテーションに加え、春季または夏期休暇中に協定校で約1ヵ月に渡り外国語・文化の集中授業を受けることによって4単

位を付与されるプログラムであり、参加学生は本学教員が引率している。2019年度の参加学生総数 107名のうち法学部の学生は 24名である。他方、短期留学プログラムⅢ・Ⅳは、事前研修・事後研修の受講に加え、現地研修を受講することによって2単位を付与されるプログラムである。2019年度の参加学生総数 114名のうち法学部の学生は 18名である。短期留学は、法学部の正規授業科目として設置されており、履修者は法学部科目として単位を取得する。短期留学の前提条件である春学期授業は法学部教員も積極的にこれを分担している。(2020年度、2021年度はコロナ禍により、短期留学プログラムは中止となっているため、2019年度のデータ使用。)

また、法学部のリソースセンターは、留学志望の学生が資料や助言を得るために、大いに活用されている。法学部の「やる気応援奨学金」は、当初は一般部門と海外語学研修部門のみを給付対象にしていたが、現在では長期海外研修部門・短期海外研修部門も含め国際交流に関しては4部門を給付対象としている。

他方、外国人留学生の受入れ状況を見ると、2022年5月1日現在の全学受入れ総数 510名のうち、法学部は学士号取得を目指す学部留学生 71名を受け入れている状況にある。

<点検・評価結果>

以上のとおり、全学的には留学プログラムに加え、法学部独自のグローバル教育について、授業科目の配置や奨学金制度をはじめ正課・課外ともに充実してきている。2019年度までは、国外の高等教育機関との交流についても、留学制度を利用して積極的に行われてきたが、2020年度以降はコロナ禍により中断しているが、法学部の一部の留学プログラムでオンラインで実施するなど、できる範囲で留学の機会を提供している。

外国人留学生には、カリキュラム上の配慮（日本語）や学修指導上もアカデミック・アドバイザーをつけるなど、適切な配慮が行われている。

<長所・特色>

法学部独自のグローバル科目について、同規模他大学と比して、全学プログラムはあるものの、学部独自のプログラムを有している大学はなく、内容も学部の特性に応じた優れたものとなっている。また、2023年度の新カリキュラムにおいて、各学科におけるカリキュラム上の位置づけを明確化した。

<問題点>

法学部におけるグローバル教育の検討やグローバル科目の運用・運営等を担う組織的な対応がなされていない。

<今後の対応方策>

法学部独自のグローバルプログラムについて、法学部の特性に応じたプログラムの維持・発展に学部として注力していく。

組織的な運用主体の設置については、将来構想委員会のもとに設置されたグローバル科目運用検討ワーキンググループで担っているが、2023年4月に向けて、正式な委員会とすべく準備を進めている。

点検・評価項目⑦:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

＜現状説明＞

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

法学部では、学部の理念・学科教育目標を達成するために必要な単位数（卒業所要総単位）として3学科ともに124単位を課している。さらに、各学科カリキュラム内に設定しているカテゴリー毎の単位数を満たすことを卒業要件としている。これらの卒業要件の設定は、学部全体における教育上の効果を測る上での1つの指標となっている。2021年度はカリキュラムマップを整備し、学位授与方針に基づき、各授業科目が、「修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを可視化した。なお、各授業科目の単位認定にあたっては、それぞれの授業科目の特性に応じ、授業担当教員が小テスト・レポート・定期試験等を実施し、それらにより教育効果の測定を行っている。

法学部では2020年度に「法学部の教育課程における学修成果の把握に関する方針」を策定した。同方針のもと、学修成果の把握に関する指標として、各種アンケート結果（新入生・入学時アセスメント・在学生・卒業時）、単位修得状況、GPA（単年度・通算）、成績分布、休学・退学率、コース選択結果、留学者数、科目ごとの学修時間、コース制満足度、進路に関する満足度、進路状況、資格試験等合格者数、学位授与数、学生ヒアリング結果など、関連する指標の収集や作成を開始している。また、学修成果の把握・可視化の具体的な取り組みとしては、2021年度において、ディプロマ・ポリシーに掲げている「養成する人材像」に関わりの深い演習科目に着目し、特に3・4年次における「専門演習」・「現代社会分析」・「グローバルプログラム講座」に関する指標データ（卒業後の進路と専門演習等の履修有無）を作成し、2021年10月の教務委員会で審議を行い、同月の教授会にて報告を行った。

「専門演習A1・A2」やグローバルプログラム講座の履修率については、過去5年間（2014年度～2018年度入学生）の平均では法律学科72.5%、国際企業関係法学科72.7%、政治学科82.3%となっている。指標データから読み取れる傾向としては、法律学科において、専門演習履修の有無による法科大学院進学者の割合に大きな差が生じている。さらに、全学科に共通している点では、公務員や民間企業など就職の実績という点で大きな差が出ており、卒業後の進路と専門演習の履修有無との深い関連性が認められた。このような状況から、法学部の教育における専門演習の存在意義や役割は非常に大きく、出口（進路）との関係も深いことが改めて確認された。法学部では、これらの結果を踏まえ、2023年度のカリキュラム改革においては、ゼミ論文の単位化や専門演習のクラス数増など、演習科目の充実化を図ることとしており、これらのデータは適切に活用されている。

また、学修成果の可視化・把握に資する指標データについては、その目的に資する学部独自でデータ集を作成し、専用のmanabaコースにおいて共有化を図っている。その他、学部執行部が中心となり、新入生を対象に実施しているアセスメントテストの結果、卒業生及び在学生の学業成績や就職・進路先データ、4年次の一部学生に対して実施している学生ヒアリングの結果等を適宜分析し、教育目標の達成状況の検証に役立っている。なお、2022年3月卒業生の進路を見てみると、法律学科は、ロースクール進学が20.3%、公務員が18.5%を占めている。また、国際企業関係法学科は、企業への就職が83.8%、政治学科は公務員が19.6%となっている。

いずれも、学科ごとの特徴が強くあらわれており、各学科のディプロマ・ポリシーに沿った学修成果が出ているといえる。特に、法学部では、ディプロマ・ポリシーの中で「活躍することが期待される卒業後の進路」の一つとして公務員を掲げているが、前述のとおりおよそ20%が公務員として就職している。この数値は国内他大学の法学部と比して高い数値となっている。

また、卒業間近の4年生を対象としたヒアリングを2011年度より実施している。このヒアリングでは、比較的高い学業成績を修めた学生から、主に入学時の本学への志望度合いとその時点での将来の希望、履修科目を決める上で重視したポイント、履修科目の学習方法、演習科目の効果、教育手法等が効果的であった授業とその方法、外国語科目、総合教育科目への取組み方、目指す進路に向けた対策と学部での学修との両立等のほか、在学中にディプロマ・ポリシーに掲げている「卒業するにあたっての備えるべき資質・能力・態度」をどの程度修得することができたかを聴取し、今後の学部改革に役立てることを目的としている。毎年、10人程度の学生から1人1時間程度のヒアリングを実施することで、通常のアンケートでは知ることが難しい詳細な活動記録を聴取することができ、有用な活動となっている。

<点検・評価結果>

法学部では、学修成果の把握にあたり、各授業科目の授業担当教員が小テスト・レポート・定期試験等を通じて教育効果の測定を行っているほか、2020年度には教授会のもとで「法学部の教育課程における学修成果の把握に関する方針」が策定がされた。同方針のもとで、専門演習を軸とした学修成果の把握に関する取り組みも行われている。また、学修成果にかかわるデータ・数値などの定量的な指標から、学生ヒアリングを通じた定性的な指標の収集が行われており、今後、教育課程の改善等に活用する必要がある。

<長所・特色>

「法学部の教育課程における学修成果の把握に関する方針」を策定及び同方針のもとに行っている専門演習を軸とした学修成果の把握に関する検証・分析結果については、2023年度のカリキュラム改革にも反映されるなど、本学におけるグッドプラクティスとして、2022年3月のFD推進委員会で共有がなされた。

<問題点>

「法学部の教育課程における学修成果の把握に関する方針」を策定及び同方針のもとに行っている専門演習を軸とした学修成果の把握に関する取り組みを通じて、法律学科公共法務コースの専門演習履修率が低い傾向にあることが確認された。

また、定量的・定性的な指標の収集が行われているものの、その結果を今後の教育課程の改善等に活用するための仕組みが不十分な状況にある。

<今後の対応方策>

「法学部の教育課程における学修成果の把握に関する方針」を策定及び同方針のもとに行っている専門演習を軸とした学修成果の把握に関する取り組みについて、継続的に進めていく。

法律学科公共法務コースの専門演習履修率が低い点は、教務委員会のもとで原因分析や検討を行い、履修率を上げるための取り組みを実施する。

教務委員会を中心に、指標の収集結果を今後の教育課程の改善等に活用するための仕組みの強化を検討する。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

法学部では教務委員会を中心として行っているFD活動、各種評価指標の検証・分析等を通じて、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っている。その活動の中では学修成果の可視化・把握を目的として収集した学部独自のデータ集や、授業アンケート、学生アンケート、学生ヒアリング結果などの各種データを活用している。点検・評価の結果、明らかとなった課題については次年度の自己点検・評価活動における「自主設定課題」として設定したり、法学部の教務委員会等で改善に向けた個別検討を行ったりすることで、着実に改善活動を進めている。改善を行った具体的な事例としては、前述のとおり専門演習を軸とした学修成果の把握に関する検証・分析が挙げられる。この分析結果を踏まえ、2023年度のカリキュラム改革においては、ゼミ論文の単位化や専門演習のクラス数増など、演習科目の充実化を図ることとなっており、具体的な改善にも繋がっている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、FD活動を通じて教育課程の定期的な検証を行っていること、教育課程そのものの問題点や課題の洗い出しについては、恒常的には教務委員会がその役割を担っており、必要性に応じて将来構想委員会・ワーキンググループ等を設置して検討を進めていることから、学部全体で議論していく体制が整えられているという意味で、適切に機能しているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

◇学部における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

<現状説明>

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

法学部では、学部の理念及び教育目標を踏まえ、アドミッション・ポリシーを以下のとおり定めている。

<入学者受け入れ方針>

○求める人材像

法学部は、法学及び政治学の分野に関する理論と諸現象にかかる教育研究を行い、幅広い教養と深い専門的知識に裏打ちされた理解力、分析力及び問題解決能力を涵養し、現代社会のさまざまな分野において活躍することのできる人材を養成することを目的としています。この目的を達成するため、次のような学生を求めています。

1. 自分自身を含めた身近な問題に対する真剣な関心を持つ人
2. 物事を厳密に考え、批判的に捉える思考ができる人
3. 健全な倫理観・強い責任感を持つ人

以上に基づき、次のような知識・能力・態度等を備えた学生を多様な選抜方法によって受け入れます。

- ・高等学校で履修する各科目の内容について幅広くかつ十分な学習を積んでいる。(知識・技能)
- ・論理的かつ合理的な思考力・批判的思考力を備えている。(思考力・判断力)
- ・コミュニケーション力、理解力、読解力、文章力を備えている。(思考力・判断力・表現力)
- ・社会に対する理解力・洞察力、自然界や環境についての理解力を備えている。(思考力・判断力)
- ・人間と社会に関心を持ち、自ら主体的に学ぼうとする態度と意欲を有している。(主体性・協働性)

2021年度の新入生アンケート調査結果によると、法学部新入生のうち、法学部のアドミッション・ポリシーについて「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」と回答した割合は37.4%であった。

なお、法学部では、2020年度に行われたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの改訂を受けて、同年12月の教授会決定によりアドミッション・ポリシーを改定し、各入試制度において「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・協働性」をどの程度重視するかについて受験生に示した。

<点検・評価結果>

以上のとおり、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表について、アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを踏まえて適切に設定されており、本学公式Webサイトや各種入学試験募集要項等を通じて、適切に周知がなされている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<現状説明>

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

学生募集の方法については、全学として行っている学生募集の機会（オープンキャンパス、学外進学相談会、進学アドバイザーによる高校訪問、大学案内誌、Webサイト等）を通じて適切に行われている。

一方、入学者選抜の方法は、2月～3月にかけて実施している1)学部別選抜（一般方式）、2)大学入学共通テスト（個別試験を課さない「単独方式」と学部別選抜の外国語試験を課す「併用方式」）、3)6学部共通選抜、秋季に実施する（法学部では特別入学試験と称す）4)

英語運用能力特別入学試験、5) チャレンジ入学試験、6) 外国人留学生入学試験、学校長からの推薦を必要とする推薦入学である7) 附属推薦入学試験、8) 指定校推薦入学試験、9) スポーツ推薦入学試験、10) 編入学試験、がある。

2月から3月にかけて実施している入学試験は、法学部での学修を進めるにあたって重要な一定の科目に関して、学力考査を課すことにより選抜する試験である。全国各地から受験生を募集できるよう、地方においても試験会場を設けている。特別入学試験では、特定の分野に秀でた高校生もしくは多様な能力を持った高校生を選抜している。各種の推薦入試制度は、高等学校における活動を重視した入学制度であり、入試制度に応じて、法学部での学修に必要な社会への理解力、洞察力、思考力、分析力や将来設計の計画等を問い、入学者を選抜している。

これら入学者選抜方法においては、アドミッション・ポリシーに示す『法学及び政治学の分野に関する理論と諸現象にかかる教育研究を行い、幅広い教養と深い専門的知識に裏打ちされた理解力、分析力及び問題解決能力を涵養し、現代社会のさまざまな分野において活躍することのできる人材の育成』という観点から、①外国語能力、②幅広い分野に対する理解力を重視している。一般方式をはじめとする競争型入試においては、知識・技能を重視しており、特別入試ではコミュニケーション能力や主体性・協働性を重視している傾向にある。アドミッション・ポリシーにおいて、入学者選抜ごとの評価項目について、「とくに重視する」、「重視する」を一覧表にまとめており、Webサイトで公表をしている。

1) 学部別選抜（一般方式）

学部別選抜（一般方式）は、「外国語」「国語」及び「地理歴史・公民・数学」の筆記試験を行い、一定の点数以上の者を合格とする選抜方法である。いずれの学科においても、外国語の能力を重視した選抜方法を実施している。また、4教科型入試では、幅広い分野に対する理解力を持つ学生の選抜を行っている（下表参照）。

一般方式(4教科型)

試験教科	試験科目	備考	配点
外国語	英語(コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、英語表現Ⅰ・Ⅱ)	国際企業関係法学科は配点を200点に換算する。	150点
国語	国語総合(漢文を除く)		100点
地理歴史・公民	世界史B、日本史B、政治・経済から1科目選択	受験科目は出願時登録制。	100点
数学	数学(数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B(数列、ベクトル))	「数学」の受験は出願時登録制。	100点

※合否判定は4教科4科目の合計得点(450点満点、国際企業関係法学科は500点満点)で行う。

※科目の得点は必要に応じて、偏差点を利用する場合がある。

一般方式(3教科型)

試験教科	試験科目	備考	配点
外国語	英語(コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、英語表現Ⅰ・Ⅱ)	国際企業関係法学科は配点を200点に換算する。	150点
国語	国語総合(漢文を除く)		100点
地理歴史・公民 数学	世界史B、日本史B、政治・経済 数学(数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B(数列、ベクトル))から1科目選択	「地理歴史・公民」の受験科目および「数学」の受験は出願時登録制。 「地理歴史・公民」と「数学」の両方を受験した場合は、高得点の1教科の得点を合格判定に使用する。	100点

※合否判定は3教科3科目の合計得点(350点満点、国際企業関係法学科は400点満点)で行う。

※科目の得点は必要に応じて、偏差点を利用する場合がある。

2) 大学入学共通テスト利用選抜

法学部では、個別試験を課さない「単独方式」と、個別試験として学部別選抜の外国語試験を課す「併用方式」の2つの方式を採用している。大学入学共通テストは全国的に実

施される試験であり、受験生を全国から幅広く募集することができる。2016年度からは、従来設けていた「単独方式」の5教科型に加えて、新たに3教科型の試験を導入した。

このうち「単独方式5教科型」については、幅広い分野に対する理解力を問う観点から、下表に記載のとおり試験科目を課している。他方で、「単独方式3教科型」では文系科目を得意とする受験生をターゲットにして下表に記載した試験科目を課することとした。

また、「併用方式」については、幅広い分野に対する理解力を問いつつも、外国語（特に英語）の能力に秀でた学生を確保する観点から、次の表に記載のとおり、大学入学共通テストと個別試験の合計700点（国際企業関係法学科は800点）のうち、合計300点（国際企業関係法学科は400点）を外国語に配点している。

前期選考・後期選考(5教科型)

試験教科	試験科目	備考	配点
外国語	英語(リスニングを含む)、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語から1科目選択	「英語」について、リーディングは100点を160点(後期選考では120点)に、リスニングは100点を40点(後期選考では30点)に、それぞれ換算する。大学入試センターからリスニングを免除を認められている場合は、リーディングの配点を200点(後期選考は150点)に換算する。 その他の『外国語』は、200点満点の得点(後期選考では150点に換算)を合否判定として使用する。	200点 後期選考 150点
国語	国語	配点は200点を100点に換算する。	100点
地理歴史・公民 数学 理科	世界史B、日本史B、地理B、現代社会、倫理、政治・経済 数学Ⅰ・数学A、数学Ⅱ・数学B、簿記・会計、情報関係基礎 物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎、物理、化学、生物、地学から3教科4科目選択(「地理歴史・公民」は1教科として取り扱う)	3教科から各教科1科目を含む4教科以上を選択受験すること。 なお、受験した4科目以上のうち、高得点の3科目の合計得点を合否判定に使用する(同一教科2科目まで可。ただし、「現代社会」と「倫理、政治・経済」はどちらか1科目しか合否判定に使用できない)。 『数学』について、「簿記・会計」、「情報関係基礎」を選択できる者は、高等学校または中等教育学校において、これらの科目を履修した者および専修学校の高等課程の修了(見込)者に限る。 『理科』について、基礎を付した科目は、2科目で1科目として取り扱い、合計点を合否判定に使用する。また、基礎を付していない科目のうち、同一科目名称を含む科目の得点は同時に合否判定に使用しない。	各100点 3科目 300点

※合否判定は4または5教科5科目の合計得点(600点満点、後期選考は550点満点)で行う。

前期選考(3教科型)

試験教科	試験科目	備考	配点
外国語	英語(リスニングを含む)、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語から1科目選択	配点は200点を300点に換算する。 「英語」について、リーディングは100点を240点に、リスニングは100点を60点に、それぞれ換算する。大学入試センターからリスニングを免除を認められている場合は、リーディングの配点を300点に換算する。	300点
国語	国語		200点
地理歴史・公民 数学 理科	世界史B、日本史B、地理B、現代社会、倫理、政治・経済 数学Ⅰ・数学A、数学Ⅱ・数学B、簿記・会計、情報関係基礎 物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎、物理、化学、生物、地学から1科目選択	配点は100点を200点に換算する。 2科目以上受験した場合は、高得点の1科目の得点を合否判定に使用する。 『数学』について、「簿記・会計」、「情報関係基礎」を選択できる者は、高等学校または中等教育学校において、これらの科目を履修した者および専修学校の高等課程の修了(見込)者に限る。 『理科』について、基礎を付した科目は、2科目で1科目として取り扱い、合計点を合否判定に使用する。	200点

※合否判定は3教科3科目の合計得点(700点満点)で行う。

共通テスト併用方式

《大学入学共通テスト》			
試験教科	試験科目	備考	配点
外国語	英語(リスニングを含む)、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「韓国語」から1科目選択	『外国語』の配点は、200点を100点に換算する。 「英語」について、リーディングとリスニングの配点はそれぞれ100点を50点に換算する。大学入試センターからリスニングの免除を認められている場合は、リーディングの得点をそのまま合否判定に使用する。	100点
国語	国語		200点
地理歴史・公民 数学 理科	世界史B、日本史B、地理B、現代社会、倫理、政治・経済 数学Ⅰ・数学A、数学Ⅱ・数学B、簿記・会計、情報関係基礎から1科目選択 物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎、物理、化学、生物、地学から1科目選択 合わせて2教科2科目選択	2教科2科目を超えて受験した場合は、『数学』の1科目を含めた高得点の2科目の得点を合否判定に使用する(『数学』2科目でも可。ただし、この場合も2教科以上受験すること)。 『数学』について「簿記・会計」、「情報関係基礎」を選択できる者は、高等学校または中等教育学校において、これらの科目を履修した者および、専修学校の高等課程の修了(見込)者に限る。 『理科』について、基礎を付した科目は、2科目で1科目として取り扱い、合計得点を合否判定に使用する。	各100点 2科目 200点
《個別試験》			
外国語	英語(コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、英語表現Ⅰ・Ⅱ)	試験問題は一般方式と共通。 配点は一般方式の150点を200点(国際企業関係法学科は300点)に換算する。	200点

※合否判定は合計得点(700点満点、国際企業関係法学科は800点満点)で行う。

3) 6学部共通選抜

法学部、経済学部、商学部、文学部、総合政策学部、国際経営学部で同一問題を使用した統一入試を行っている。法学部は3教科型と4教科型の2種類の選抜方法を設けており、多様な学生の確保を狙っている(下表参照)。

6学部共通選抜(4教科型)

試験教科	試験科目	備考	配点
外国語	英語(コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、英語表現Ⅰ・Ⅱ)	国際企業関係法学科は150点を200点に換算する。	150点
国語	国語総合(漢文を除く)		100点
地理歴史・公民	世界史B、日本史B、政治・経済から1科目選択		100点
数学	数学(数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B(数列、ベクトル))		100点

※合否判定は4教科4科目の合計点(450点満点、国際企業関係法学科は500点満点)で行う。

※得点は、原則として偏差点を使用する。

6学部共通選抜(3教科型)

試験教科	試験科目	備考	配点
外国語	英語(コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、英語表現Ⅰ・Ⅱ)	国際企業関係法学科は150点を200点に換算する。	150点
国語	国語総合(漢文を除く)		100点
地理歴史・公民 数学	世界史B、日本史B、政治・経済 数学(数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B(数列、ベクトル))から1科目選択	『地理歴史・公民』と『数学』の両方を受験した場合は、高得点の教科の得点を合否判定に使用する。	100点

※合否判定は3教科3科目の合計点(350点満点、国際企業関係法学科は400点満点)で行う。

※得点は、原則として偏差点を使用する。

4) 英語運用能力特別入学試験

募集人員は若干名で、TOEFL(スコア iBT80以上)、ケンブリッジ大学英語検定試験合格、英検準一級以上、国連英検B級以上、TOEIC(スコア785以上)、IELTS(スコア6.0以上)、TEAP(スコア300以上、各分野70以上)等の条件を満たしていることを出願資格とし、毎年10月に一次試験(国語及び英語の筆記試験と提出書類により総合的に判定)と二次試験(面接試験)を行っている。英語運用能力に秀でた入学者を獲得することを目的とする入試である。

5) チャレンジ入学試験

法律学・政治学を学ぶ上で必要な知識、学力、語学力を基礎として、社会的問題等に対して優れた思考力、判断力、表現力(コミュニケーション能力)を有する者を対象としている。法的分野、公共的分野、グローバルな分野で活躍するために、これまで意識的に学修、課外の活動に取り組み、優れた成果を上げる等個性的かつ卓越した経験を有する学生を確保することが目的である。

募集部門は3つ(リーガル部門、パブリック部門、グローバル部門)に分かれており、それぞれ一次選考(書類審査(自己アピール書、志願理由書))を通過したものに対して、二次選考(講義理解力試験・面接試験)にて合否を判定している。

6) 外国人留学生入学試験

書類審査と面接を実施する。出願にあたっては、全学共通の出願資格を満たした者について、「日本留学試験」で日本語の受験を義務付けており、これらの総合点で合否を判定している。

7) 附属高校推薦入学試験

中央大学附属高等学校、中央大学杉並高等学校、中央大学高等学校、中央大学附属横浜高等学校の学校長からの推薦に応じて、学部への受入れを協議・決定している。

8) 指定校推薦入学試験

指定校推薦入学試験については、各高等学校から推薦された者について、講義理解力試験を課している。2014年度入試より推薦基準の見直しを行い、被推薦者の資格は、全体の評定平均値が4.0以上で、かつ「外国語」の評定平均値が4.0以上であることを必要としている。

9) スポーツ推薦入学試験

インターハイや国体、全国選手権大会、全国高校選抜大会等の公認の全国大会(チーム競技は地区大会を含む)に出場し特に優秀な成績を収めた者で、高等学校の学業成績が評定平均3.0以上であること等を出願資格とし、さらに小論文と面接試験を行って合否を決定している。

10) 編入学試験

大学、短期大学、高等専門学校を卒業していれば、3年次に編入することができ、専修学校専門課程を卒業している場合も、条件が整えば3年次に編入することができる。

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性(入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況)

1) 学部別選抜(一般方式)

一般入試の実施は全学的な組織である入学センターによって執り行われている。一般入試は選抜基準が透明かつ客観的であり、選抜方法として公平であるといえる。

合否判定は、学部長を委員の一人とする法学部入学試験合否判定委員会において3ないし4科目の合計点で行っており、科目の得点は必要に応じ偏差点を使用している。

なお、選考方法は受験案内（募集要項）・本学公式 Web サイト等の広報媒体を通じて公表している。また、志願者数、合格者数、倍率、合格最低点についても、本学公式 Web サイト等を通じて公表している。不合格者についても問い合わせがあれば得点を開示している。

2) 大学入学共通テスト利用選抜

単独方式・併用方式ともに、各方式に課される受験科目の得点をもとに、学部長を委員の一人とする法学部入学試験合否判定委員会において合否判定を行っている。一般入試同様に、選考方法を受験案内（募集要項）及び本学公式 Web サイト等の広報媒体を通じて公表しているほか、志願者数、合格者数、倍率を本学公式 Web サイト上で公開している。

3) 6学部共通選抜

合否判定は3教科型、4教科型ともに偏差点を利用した合計点をもとに、学部長を委員の一人とする法学部入学試験合否判定委員会において行っている。選考方法、志願者数、合格者数、倍率、合格最低点、不合格者への得点开示については、1) 学部別選抜（一般入試）と同様である。

4) 特別入試

特別入試における書類審査、講義理解力試験、面接審査等の試験実施は、下表記載の所管委員会が行っている。結果の公平性・妥当性を確保する観点から、各試験ともに専任教員2名以上で採点を行っている。合否判定は下表記載の各試験の所管委員会において、学部長出席の下に行っている。なお、スポーツ推薦入学試験における受験者の競技成績の検討については、全学の組織である中央大学スポーツ能力に優れた者の資料等点検委員会が行っている。

英語運用能力特別入学試験、チャレンジ入学試験、外国人留学生入学試験、スポーツ推薦入学試験における選考方法は、受験案内（募集要項）・本学公式 Web サイト等の広報媒体を通じて公表している。指定校推薦入学試験における推薦基準は、推薦指定校に送付している募集要項に記載している。

名 称	所管委員会
英語運用能力特別入学試験	法学部英語運用能力特別入試運営委員会
チャレンジ入学試験	法学部チャレンジ入学試験・指定校推薦入試運営委員会
指定校推薦入学試験	同上
附属高校推薦入学試験	法学部入学試験合否判定委員会
外国人留学生入学試験	外国人留学生入試運営委員会
スポーツ推薦入学試験	スポーツ推薦入学試験運営委員会
編入学試験	転科・転籍・編入学試験運営委員会

法学部における各入学試験の合否判定は、法学部入学試験合否判定委員会もしくは各特別入学試験運営委員会で行われ、最終的な合否決定は教授会の審議事項としてその承認を経て行われている。また、年度はじめに入学試験制度検討委員会を開催し、前年度の入試全般についての検討を行うことにより、入学者選抜とその結果の公平性・妥当性を確保している。

以上のとおり、各入試は適切な体制の下に透明性をもって実施されている。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する者に対しては、入学試験出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い、公平な入学者選抜の実施に努めている。実際に、受験生からの申請に基づき、弱視者への対応のための別紙を作成しての受験、さらに別室受験や試験時間を延長するなどの合理的な配慮を行っている実績がある。

<点検・評価結果>

入学試験選抜方法は、アドミッション・ポリシーを踏まえて、各入試形態ごとの選抜方法の検討がなされ、適切に設定されている。入試形態ごとに受験方法や内容について、Web サイトや入学試験要項等を通じて、周知を行っている。

また、入試形態ごとに合格基準が明確化されている。合否判定は法学部入学試験合否決定委員会もしくは各特別入学試験運営委員会で行われ、最終的な合否決定は教授会の審議事項としてその承認を経ていることから、透明性や公平性が担保されている仕組みとなっている。

障害を抱えた学生については、客観的証憑に基づいた内容を入学試験制度検討委員会で審査し、必要に応じて適切な対応がなされている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性
 評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

<現状説明>

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

2022年5月1日現在の総定員と在籍学生数は、次のとおりである。

[総定員と在籍学生数]

学科	総定員	1年次	2年次	3年次	4年次	計
法律学科	3,528	848	905	854	952	3,559
国際企業関係法学科	672	177	177	165	181	700
政治学科	1,556	356	371	330	424	1,481
計	5,756	1,381	1,453	1,349	1,557	5,740

※2017年度から法学部は入学定員を変更している。

この表が示すように、学部総定員5,756人に対して在籍学生数は5,740人で、16人(0.3%)の不足である。1年次～3年次では、学部総定員は4,317人に対して在籍学生数は4,183人であり、134人(3.1%)の不足となっている。4年次以降の在籍学生が多い点については、司法試験受験を見据えた法科大学院への進学や国家公務員試験の受験を目的とした修学延長希望者が多いことによるものと考えられる。

また、2018年度から2022年度までの入学定員と入学者数は以下のとおりである。

[入学定員と入学者数]

学科	入学定員	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	平均
法律学科	882	867 (98%)	916 (104%)	875 (99%)	921 (104%)	849 (96%)	887 (101%)
国際企業関係法学科	168	159 (95%)	159 (95%)	167 (100%)	180 (107%)	177 (105%)	168 (100%)
政治学科	389	347 (89%)	386 (99%)	335 (86%)	376 (97%)	356 (92%)	360 (93%)
計	1,439	1,373 (95%)	1,461 (102%)	1,377 (96%)	1,477 (103%)	1,381 (96%)	1,414 (98%)

この表が示すように、年度によって超過しているが、過去5年間の平均は3学科で98%となっており、恒常的に許容範囲内だといえる。

なお、2018年度から2022年度までの編入学定員と編入学者数は以下のとおりである。

[編入学定員と編入学者数]

学科	入学定員	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
法律学科	若干名	0	0	0	0	1
国際企業関係法学科	若干名	0	0	0	0	0
政治学科	若干名	1	0	0	0	0
計	若干名	1	0	0	0	1

毎年、若干名の定員に相応しい人数の者が編入学をしており、極めて適切だといえる。

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

法学部では、現状著しい欠員ないし定員超過は恒常的に生じていない。

<点検・評価結果>

以上のとおり、法学部において、収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学数比率は過去のデータが表すように、若干の不足や超過する場合があるものの、総じて適切に運用されている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

法学部では入学希望者が定員を下回るということは今のところ考えられないが、定員の半数以上を占める一般入試及び大学入学共通テスト利用入試による入学者に関しては、合格者数に対する入学者数の比率（いわゆる「歩留り比率」）が年度によって異なることから定員の管理が困難であり、予測を誤れば大幅な定員割れもしくは定員超過を生じかねない。これまでは問題は生じていないが、入試制度の多様化、2022年入試から併願割引制度の変更による志願者の大幅減などにより、これまでの歩留まり率をそのまま使用することに問題が生じる可能性がある。そのため、歩留まり率の予測精度をどのように上げていくのかが課題である。

<今後の対応方針>

入学試験という選抜方法が続く限り、併願状況をもとに過去のデータに照らした予測に基づいて行う方法が最も有効であると考えている。今後も、入学試験合否判定委員会のもとでそう

したデータを管理し、適切な予測を続けていく一方で、大幅な定員不足に備え、追加合格の可能性について、入学試験合否決定委員会のもとで検討を行い、適切な定員管理に努めていく。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

法学部では、入学試験制度検討委員会が中心となり、必要に応じて各特別入試運営委員会と連携を図りながら各入試制度の検証・検討を行っている。検証・検討にあたっては、各入試の合否等データのほか、複数の外部機関による分析講演会の結果や、入試広報活動の一環として全国の高等学校を訪問した際に高校教員より聴取した意見等を参考にしている。

また、一般入試、及び統一入試の入試問題の検証は、各科目の出題委員会が入試問題の原稿を作成した後、入試管理委員、点検委員による複数機会の点検を経て、必要な場合には修正を行うというプロセスをとっている。また、外部機関による事前及び事後点検の際にはあわせて講評も依頼しており、出題ミスが発見のみならず、問題の適切性の検証も行っている。さらに試験実施後においては、入試管理委員会より次年度の出題主査に得点データが提供される。主査はそれに基づいて各問題の平均点や得点分布を知ることができ、また次年度の入試問題作成に際して難易度の調整に役立てている。特別入学試験については、各入学試験運営委員会において問題の妥当性について検証している。

以上のように、現在のところチェック体制が機能し、入試におけるミスは未然に防ぐことが可能となっている。また、高等学校での学習範囲を逸脱した出題を防ぐ体制は既に十分に整っており、過去の入学試験の結果をフィードバックする体制も十分に整えられている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、法学部においては、学生の受け入れについて、入学試験制度検討委員会、各特別入試運営委員会と連携を図りながら、適切に検証や改善を行っている。

また、入試問題についても、各科目の出題委員会において、問題の適切性の検証を行っており、定期的な点検・評価、その結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<現状説明>

○大学として求める教員像の設定

教員組織の編制に当たっては、本学における「大学として求める教員像および教員組織の編制方針」に基づき、法学部の専任教員任用計画を立案している。法学部では、法学部人事計画委員会（2022年4月より、法学部人事委員会へ改組）で人事計画策定の基本方針を定め、教授会で承認を得ている。2023年度法学部人事計画策定の基本方針は、次のとおりである。

- ①定年退職者について、形式的で当然の後任補充という考え方は排することを前提に、法学部における教育・研究のあり方に鑑み、必要性・緊急性の観点を中心としつつも、総合的な考慮のうえに、法学部教員人事計画を策定すること。
- ②近い将来のカリキュラム改革に柔軟に対応すべき余地を残すことの必要性と、2024年度以降の採用可能性も当然に念頭におくこと。

なお、採用人事を進めるにあたって、以下の内容を各部会へ依頼している。

- ①教育・研究分野のほか、学部教育との適合性、年齢・ジェンダーのバランス等、適切に判断していただきたい。
- ②2023年度に法学部が都心移転した後も、相応の期間、法学部における教育・研究に責任をもって貢献していただくため、着任時において原則として55歳未満であるような採用人事をお願いしたい。
- ③以上の原則によることが必ずしも適切でない場合には、委員会と協議をしたうえで、具体的な手続を進めていただきたい。

専任教員に求める能力・資質等については、任用・昇進の基準として、後述の点検・評価項目「③教員の募集・採用・昇格は適切に行っているか」において、中央大学法学部専任教員の任用及び昇進の基準に関する内規、法学部任期制助教C1及びC2に関する内規のなかで一部を定めている。

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

2022年5月1日現在の専任教員数は、教授：77(14)名、准教授：17(4)名、助教A（研究に従事するほか、専任教員規程第七条に定める職務を行う者）：9(4)名、助教B（教育・研究の後継者となるべく、主として助教論文の作成その他の研究に従事する者）：0名、助教C（その教育研究能力の向上を目的に主として研究に従事する者）：5(3)名（カッコ内は女性教員数で内数）である。また、兼任教員は全体で324(82)名（通信教育課程のみ担当の者を除く）となっている。兼任教員については、「法曹論」「法曹演習」「法曹特講」及び「専門総合講座」等

の授業科目において、法曹実務家及び企業人・公務員等の実務家 99 名を招聘しており、法学部の教育課程の独自性を担保している。

法学部における授業科目の内容、担当者については、学部の理念・学科の教育目標を実現するために、専門分野毎に組織されている部会における科目担任者会議で原案を策定し、教務委員会の議を経て教授会へ上程、決定されている。法学部においては当該科目を担当する担任者（案）を諸専門分野の教務委員が教務委員会の場で確認・検討することを通じて担当科目との適合性及び担当教員としての適格性を判断している。

演習科目のうち、法律学科・政治学科の「導入演習 1・2」、国際企業関係法学科の「法学基礎演習 A 1・A 2」は、初年次教育の重要性に鑑み法学部専任教員が担当している。

また、カリキュラム上、法学部の主要な授業科目は、原則として専任教員（法科大学院専任教員も含む）が担当している（一部兼任教員が担当しているものもある）。複数講座を開講する科目については、専任教員で全てを担当することは負担の上で困難であることから、一部の開講講座について兼任教員が担当している。発展科目にあっては、学生のニーズに沿った最新の多様な科目の設定が必要であり、そのため担当専任教員のいない分野・科目に関しては兼任教員が担当している。

兼任教員への対応としては、科目担当依頼時に専任教員より科目の内容等について説明を行い、質問等については、専任教員が随時対応している。

<点検・評価結果>

教員組織の編成にあたっては、「大学として求める教員像および教員組織の編制方針」に沿って、任用計画を策定している。法学部においては法学部人事計画委員会（2022年4月より、法学部人事委員会へ改組）が基本方針を定め、教授会で承認を得ることとしており、適切に方針の明示がなされている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

<評価の視点の②については大学院対象のため割愛>

評価の視点 1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

<現状説明>

○編成方針に沿った教員組織の整備について（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

学部の理念・教育目標を達成するため、基礎力・応用力の体系的修得、グローバルな視野の涵養、実務体験を通じた学修意欲の向上を3つの柱として教育課程の有機的連携を図ることができるよう、教員組織の整備に努めている。

[教員一人あたりの学生数]

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
教員一人あたりの学生数 (単位：人)	56.7	53.0	50.9	51.3	51.0

[専任教員数]

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
専任教員数*	104	111	112	113	111

※専任教員数には、任期の定めのある教員（任期制助教5名）を含む。

[学生数]

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
学生数	5,954	5,883	5,697	5,794	5,740

2022年5月1日現在、専任教員の年齢構成及び女性の割合は下表のとおりである。

[専任教員の年齢構成]

年齢	人数	比率	備考
60歳以上	40	36.0%	
50歳以上 59歳以下	38	34.2%	
49歳以下	33	29.7%	任期制助教5名を含む
合計	111	99.0%	※平均値は、53.8歳である。

※上表の比率は、小数第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

[専任教員に占める女性教員の数・割合]

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
女性教員数	16	21	24	25	27
専任教員数	104	111	112	113	111
女性教員比率	15.2%	18.9%	21.4%	22.1%	24.3%

実務経験者の任用に関しては、法曹界や自治体等の第一線で活躍する実務家を兼任教員として雇用（2022年5月1日現在、99名を招聘）し、学生のキャリア形成に資する授業を数多く提供している。また、専任教員の中にも自治体や企業等での実務経験を有する者がいる。

さらに、外国語教育の充実を図るため、英語部会を中心に外国人教員を多く採用しており、2022年5月1日現在では、専任教員7名、法科大学院所属の専任教員1名、兼任教員28名が授業を担当している。

このように、法学部の教員組織は、大学設置基準に定められている教員数を満たしている。

法学部における授業科目担当者の決定手続は、各部会における科目担任者会議が策定した担当者案について法学部教務委員会で授業科目と担当教員の適合性を審議し、承認を経た上で、教授会に上程している。

このように、法学部においては当該科目を担当する担任者（案）を諸専門分野の教務委員が教務委員会の場で確認・検討することを通じて担当科目との適合性及び担当教員としての適格性を判断する仕組みとなっている。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、法学部においては、編成方針にしたがい、大学設置基準に定められている教員数を満たしているなど、概ね適切に整備がなされている。但し、専任教員一人あたりの在学生数については、同規模他大学に比しては、厳しい数字となっている。兼任教員、とりわけ実務家教員を多数任用し、専任教員のみで難しい実践的な教育や外国語教育において、外国人教員を多く採用するなど、兼任教員を積極的に活用している。なお、法学部においては当該科目を担当する担任者（案）を諸専門分野の教務委員会委員が教務委員会の場で確認・検討することを通じて担当科目との適合性及び担当教員としての適格性を適切に判断できる仕組みとなっている。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

専任教員一人あたりの在学生数については、同規模他大学に比して、厳しい数字となっている。

＜今後の対応方策＞

法学部人事委員会のもと、専任教員の退職等による補充的な人事にとどまらず、各部会からの申請に基づき、その必要性・緊急性を総合的に考慮したうえで、柔軟に対応しつつも、人件費枠の範囲内で継続的に実施していく。

全学の人件費枠を増加させることは難しい状況であるが、通信教育部と法学部とで連携し、任期制助教C2は6名を上限に2023年度以降、採用を行う予定である。

点検・評価項目③：教員の募集・採用・昇格は適切に行っているか。

評価の視点1：教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか。

（任期制の教員を含む）

評価の視点2：規程等に従った適切な教員人事が行われているか。（教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む）

＜現状説明＞

○教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続き（任期制の教員も含む）

○規程等に従った適切な教員人事（教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む）

教員の募集・任免・昇進にかかる規程として、中央大学専任教員規程、中央大学特任教員に関する規程、中央大学助教規程、中央大学法学部専任教員の任用及び昇進の基準、中央大学任期制助教細則、法学部実務家特任教員に関する内規等がある。

専任教員の任用については、法学部教員人事委員会が学部の教育理念・各学科の教育目標を達成するために、学部全体の見地から中期的な見通しを踏まえながら、翌年の人事計画を立てている。その際の検討資料としては、法人から提示される人件費枠、各部会の採用計画等が用いられる。候補者の募集については、一部の部会で必要に応じて公募制を導入しているほかは、準公募制（部会発議による候補者選定）を採っており、各部会等において年齢構成や身分等も考慮しながら、特任教員及び助教も含めて発議がなされる。

候補者について、教授会が業績審査委員会を設置し、法学部長が業績審査委員会に対し研究教育上の業績及び能力の審査を求め、その結果に基づいて教授会に任用または昇進を提案する。業績審査委員会の委員は、専門分野のみならず隣接分野や必要に応じて法学部以外の専門家も加わることができるようにし、審査対象者の専攻に関連する部会を中心とする教授会員5名以上によって構成され、客観性を担保しながら候補者の研究業績及び能力の審査を行っている。任用または昇進の可否の決定は、教授会員の3分の2以上の賛成による。

2022年度より法学部人事計画委員会から、法学部人事委員会に改組することとなった。2023年度以降の初年次教育を実施するにあたり、新たに博士学位取得者を任期制助教Cとして任用することを受け、人事関係の委員会構成について見直すこととなった。法学部人事委員会では、上記のようなこれまでの所掌事項に加えて、新たに任期制助教の制度運営も統括することとし、その親委員会のもとに、既存の任期制助教（任期制助教C1）及び新たに任用する任期制助教（任期制助教C2）の選考委員会を設置して選考を行うことになる。任期制助教（助教C）制度については、博士学位の取得促進を目的とするもの（助教C1）と博士学位を有するもの（助教C2）の2種類が存在している。

また、専任教員の任用・昇進の基準は中央大学法学部専任教員の任用及び昇進の基準に関する内規及び法学部任期制助教C1及びC2に関する内規に以下のように定められている。

1) 助教（助教C）

①助教C1

- ・中央大学大学院法学研究科博士課程に応募時点で在籍し、かつ、採用後3年以内に課程博士学位の申請が見込める者。

②助教C2

- ・応募年度において、博士学位を取得している者又は取得見込みである者。

2) 助教A

- ・大学において、1年以上、助教または専任講師の職にあった者。ただし、助教については、本学における助教Aに相当する職にあった者。
- ・大学において、2年以上、非常勤講師の職にあり、かつ顕著な業績を有する者。
- ・担当する科目の分野において、博士号を有する者。
- ・大学において、助教B内規の定める任期の期間またはそれを超えて、本学における助教Bに相当する職にあった者。
- ・その他上記に該当する者と同等以上の顕著な業績または能力を有すると認められる者。

3) 准教授

- ・大学において、1年以上、准教授の職にあった者。
- ・大学において、1年以上、助教または専任講師の職にあった者。ただし、助教については、本学における助教Aに相当する職にあった者。
- ・本学において、助教B内規の定める任期の期間またはそれを超えて、助教Bの職にあった者。
- ・その他上記に該当する者と同等以上の顕著な業績または能力を有すると認められる者。

4) 教授

- ・大学において、7年以上、准教授の職にあった者。
- ・大学において、1年以上、教授の職にあった者。
- ・その他上記に該当する者と同等以上の顕著な業績または能力を有すると認められる者。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、法学部における教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きは、明確化されている。また、法学部人事計画委員会（2022年4月より、法学部人事委員会へ改組）のもと、規程等に従った形で適切な教員人事が行われている。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

これまでは、採用人事を行う場合、部会から申請を行ってきたが、カリキュラム改革や科目の新設等により、学際的な分野や部会横断的な人事を行う必要性が生じた場合、その具体的な手続等の定めがない。

＜今後の対応方策＞

法学部人事委員会のもと、学際的な分野や部会横断的な人事を行う場合の手続について、検討を行う枠組みを設置する。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

＜現状説明＞

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

法学部では、「法学部教務委員会」において、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の組織的活動を推進するための各種検討を行っており、具体的には、学部教育の改善につながる活動について恒常的に検討を進めるとともに、「授業アンケート」「授業公開」「授業の自己参観のための授業収録」「定期試験講評の公開」の実施主体としての役割を担っている。

「授業アンケート」は、法学部で学ぶ学生から授業内容や授業方法に関して率直な意見を聴取し、それらを改善充実に役立てることを目的としており、法学部開講科目を対象に、各学期末に実施している。アンケート実施後、集計結果及び学生からの自由記述を各担当教員に通知し、担当教員はその結果を受けコメントをmanabaに掲載している。アンケート結果、教員からのコメントは前年度実施分を毎年4月にPDFファイルにまとめ、manabaの専用コースを通じて、学生・教員が常時閲覧できる環境を整備している。

「授業公開」は、教員相互の授業改善に資する取組みを通じてFD活動の啓発を図ることを目的に、2009年度から実施している。この「授業公開」は専任教員を対象として、各学期に行っている。

「授業の自己参観のための授業収録」は、教員の依頼に基づいて当該教員の授業風景を撮影・収録の上、その映像を当該教員に提供することにより、教員自身が自主的に授業改善に取り組むサポートをすることを目的としている。

「定期試験講評の公開」は、学生に自身の学修に対する振り返りを促すとともに、履修科目選択の参考となり得る正確な情報を提供すること、及び教員間で定期試験に関する情報を共有することで他科目（講座）の到達レベル・評価基準等を相互に把握し、より教育効果の高い授

業運営につなげることを目的とし、実施している。講評の内容については、manaba を通じて発信している。

また、各年度4月に着任する専任教員に対し、「新任専任教員懇談会」を実施している。同懇談会は、大学・学部・学科の教育理念や学部改革の現状をはじめ、カリキュラムやFD、入試制度、グローバル教育の取組み、各種事務手続き等について学部執行部及び事務スタッフより説明を行うとともに、質疑応答や懇談を通じて新任教員に学部の現状理解を促す場となっている（2022年度の対象教員は4名）。

上記の取組みに加え、毎年7月には、教務委員会が中心となり、専任教員を対象にFD研修会を実施している。2021年度は、オンライン授業の振り返りをテーマに、コロナ禍においてオンライン授業が2年目を迎え、法学部教員がどのような工夫をしてきたのか、事例などの紹介や意見交換を行った。授業アンケート結果、授業外の学修時間の変化など、学生の反応や状況についても資料を作成し、共有化を図っている。

その他にも、教授会場を活用し、新入生を対象に実施しているアセスメントテスト結果のフィードバック、学生相談室との懇談、ハラスメント防止啓発のための報告会等、教育研究を行っていくにあたり認識を深めておくべき事柄について理解を促す場を定期的に設けている。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

現状では研究活動を主な評価対象としており、教員の教育活動について学部として、表彰制度を設ける等の評価は行っていない。

但し、学生が行う授業アンケートは、各学期末に、演習科目を除くすべての科目を対象に学生が履修している科目について、アンケートに答える仕組みとなっている。アンケート結果については、各科目担当教員へ直接フィードバックする方式となっているが、教務委員会が行っているFD活動のひとつである「授業公開」では、授業アンケートにおいて評価の高かった教員に対して、担当科目の公開を依頼するなど、教育活動についてはそのような形での評価を行っている。

教員の研究活動の評価については、点検・評価項目「③教員の募集・採用・昇格は適切に行っているか。」の項で述べたとおり、選考・昇進時に行われている。

社会活動については、評価を行う仕組みは設けていないが、教員が社会活動の一環として公的機関の審議会や各種委員等を担当する場合には、毎月の教授会において、学外委員の一覧を配付し、教授会員への共有化を図っている。

<点検・評価結果>

FD活動については、新任専任教員懇談会の実施や教務委員会のもとのFD研修会の開催など、組織的に実施をしており、教員の資質向上、教員組織の改善・向上につなげている。

教員の研究活動については、選考時・昇進時に業績審査委員会を設置し、適切に評価を行っているが、教育活動や社会活動に関する評価及びその結果の活用は、上記のとおり学生アンケートにおいて評価の高かった教員に対して担当科目の公開授業を依頼することを除いては、実施できていない。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

教員の教育活動について学部として、表彰制度を設ける等の評価を行う仕組みを有していない。

<今後の対応方策>

教務委員会のもと、授業アンケート結果を学部全体で共有する取組みを進める。具体的には、授業アンケートの結果に基づくFD研修会について、申し合わせ等の作成を行い、組織的に実施する仕組みを構築する。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>**○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上**

法学部人事計画委員会（2022年4月より、法学部人事委員会へ改組）において、法学部の教員人事計画を策定するにあたり、教員組織の適切性につき定期的な点検・評価、それに基づく改善・向上の活動を行っている。具体的には、人事計画の具体的策定にあたって、各部会から数年間にわたる人事計画や必要性・緊急性に関する項目を聴取し、同委員会において取り纏めたいうで、委員会において総合的な判断を行っている。

<点検・評価結果>

法学部人事計画委員会（2022年4月より、法学部人事委員会へ改組）のもとで、適切に行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部における学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点6、7は全学項目、11は資格取得課外講座に関する項目のため割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

評価の視点10：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

<現状説明>

○学生支援体制の適切な整備

法学部において、履修に関する説明や指導は法学部事務室が担当している。入学後の履修ガイダンスの実施や授業や履修に関する情報提供などは、法学部事務室の窓口での対応はもちろんのこと、C plus、Web サイトを通じて、学生へ詳細な情報を提供している。

また、1年次配当科目である「導入演習1・2」（法律学科・政治学科）、「法学基礎演習A1・A2」（国際企業関係法学科）においては、各担当教員（専任教員）がアカデミック・アドバイザーとして、学修に対する指導にとどまらず、学生生活さらには進路に対する助言も行っている。

個々の授業科目に関する質問等を行う場合には、シラバスの「オフィスアワー」に書かれている内容に即して、所定のメールアドレスに連絡する形で対応を行っている。

法学部における学生の学修、生活を支援し、教育の充実を図るため、教授会のもとに、学生支援委員会を設置している。同委員会では、各種奨学金制度の企画、運営を担っており、具体的には、やる気応援奨学金の募集・選考や法学部にある給付奨学金の募集や選考を通じて、学生の活動を支援している。

学生の課外活動への支援については、リソースセンターを拠点として取り組んでいる。

○成績不振の学生の状況把握と指導

法学部には、スクリーニング（進級制限）制度がある。これは、2年次までの修得単位数が一定の基準に満たない場合、次の学年に進級できない制度である。当該制度の適用を受けて留年する学生に対しては、アカデミック・アドバイザーだけでなく、学部長補佐、さらには学生が希望する専任教員が個人面談を行う機会を設け、過年度中に単位が修得できなかった理由や個人的事情、今後の学修計画等を聞き、アドバイスをすることになっている。

なお、スクリーニング対象者数の推移は次のとおりである。

[スクリーニング対象者数]

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
対象者数	66	58	62	43	30

また、スクリーニング適用者以外においても、学生への修学支援の一環として、1年次春学期の成績不良者について、アカデミック・アドバイザーによる面談を任意で実施しているほか、履修登録の不備等により進級または卒業見込みが立たない学生に対し事務室を通じて注意喚起を行っており、留年や退学の未然防止に努めている。退学者数（除籍者を含む）の推移、及び除籍、退学理由は次のとおりである。

[退学者数・退学率（除籍者含む）]

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
退学者数(a)	49	55	59	43	46
除籍者数(b)	15	20	14	13	8
退学者総数(c) <(a)+(b)>	64	75	73	56	54
在籍学生数(d) 5月1日現在	6,053	5,954	5,883	5,697	5,794
退学率 (c)/(d)×100	1.05%	1.27%	1.28%	0.98%	0.94%

[除籍理由別人数]

除籍理由	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
学費未納		15	18	14	13	5
在学年限満了		0	2	0	2	3
年度合計		15	20	14	15	8

[退学理由別人数]

除籍理由	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経済的		0	6	15	1	2
勤務上		0	1	0	3	5
病気		3	6	3	4	1
家庭事情		0	1	1	1	3
留学		1	2	1	0	0
国立大学入学		12	7	7	10	10
公立大学入学		0	0	0	1	0
私立大学入学		3	10	8	5	13
大学院への飛び級		0	0	1	0	0
死亡		2	1	1	2	2
その他（進路の再検討含む）		28	21	36	16	10
年度合計		49	55	73	43	46

除籍理由としては、学費未納による除籍者が例年10名前後存在している。一方、退学理由の傾向としては、在籍1年次生の「他大学への入学（進路の再検討含む）」が他の理由に比して高い値となっている。

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

学部として、補習授業と位置づけた取組みは行っていない。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生に対する修学支援については、従来から、学部事務室を通じて寄せられた学生からの相談のうち学部として対応が必要であると考えられるものに関して、学部長のもとで検討の上、対応してきた。具体的には、定期試験受験時の特別配慮（別室受験、監督者によるアナウンス内容の提示等）や全学的な取組みであるノートテイクボランティアによる支援等がある。

加えて、2017年4月からは法学部事務室内に精神保健福祉士や公認心理士の資格をもつキャンパスソーシャルワーカー（以下、CSW）を配置し、学生相談室をはじめとする関連組織との連携を前提としながら、より専門的かつ多様な修学支援を可能とする体制を整えている。2021年度からは、対応学生の増加により、CSWを1名増員し2名体制となった。

また、法学部棟の裏口に障害者用駐車スペースを設け、1階には障害者も利用できるトイレを設置している。

なお、2016年4月の「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」の制定を受け、制度の趣旨に従って障害のある学生への「合理的配慮」の提供に努めている。具体的には、障害のある学生及び保証人から「合理的配慮」の要望があった場合に、CSWとの面談を数回行ったうえで、各科目の担当教員に対して、本人の特性に応じた配慮事項を記載した文書を送付し

ている。学生とは定期的な面談を通じて、学修状況を把握するなどの修学支援も併せて行っている。

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

法学部給付奨学金の種類は以下のとおりとなっている。

1) 法学部と全学（中央大学奨学委員会）との共同管理で運営される給付奨学金

a. 中央大学予約奨学金

従来各学部で運用していた入学時成績優秀者対象の奨学金の見直しによって2014年度から導入された制度であり、学業優秀でありながら経済的事情により首都圏の私立大学への受験を諦めざるを得ない地方在住の受験生に対する支援を目的とした奨学金である。一般入試、統一入試、及び大学入学共通テスト利用入試を受験する者で、首都圏を除く地域に在住し、収入要件や評定平均値の基準を満たしていることが条件となっている。入試出願前に採用内定者を決定し、入試合格者発表後、入学手続きを完了した者に対して支給する。採用者には授業料相当額の半額が4年間にわたって支給されるが、毎年一定の基準に基づいた継続審査が行われる。2022年度の法学部における採用者数は2名であった。学生への案内は募集要項、Webサイトを通じて行っており、学生がアクセスする上での情報提供は十分であると評価できる。

b. 学長賞・学部長賞奨学金

従来各学部には学業成績優秀者を対象とする奨学金があったが、これの見直しを図り、「学長賞・学部長賞奨学金」を2014年度から導入している。この奨学金は、学部独自の制度及び運用に関する裁量の余地は残しながらも、全学的に対象者を少数化し、受給者に学校行事への参加、所属学部を越えた学生間交流等を求めること等を通じて大学全体を活性化できるような人材の育成を趣旨としている。学生への案内は募集要項、Webサイトを通じて行っており、学生がアクセスする上での情報提供は十分であると評価できる。

過年度における出願者数と合格者数は、以下のとおりである。

[学長賞・学部長賞奨学金における出願者数・合格者数]

年度	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
	1	2	計	1	2	計	1	2	計	1	2	計	1	2	計
出願者数	114		114	121		121	126		126	108		108	140		140
合格者数	法	12	9	12	7	11	10	10	10	10	10	10	10	12	
	国	2	3	2	7	2	2	2	2	2	2	2	2	3	
	政	5	4	4	2	5	4	5	6	5	6	5	5	5	37
GPA ボーダー	法	3.88	3.88	3.88	3.90	3.88	3.88	3.85	3.83	3.85	3.83	3.86	3.89		
	国	3.95	3.80	3.75	3.75	3.84	3.75	3.80	3.75	3.80	3.75	3.81	3.90		
	政	3.75	3.53	3.84	3.75	3.78	3.63	3.75	3.60	3.75	3.60	3.79	3.85		

「学長賞・学部長賞奨学金」の給付人数と給付総額については、各学部共通の枠が設定されているが、給付単価は予算枠内で各学部の裁量に任されている。法学部では、本奨学金を上述の「学業成績優秀者奨学金」を継承する制度と見なし、学業成績評価の2区分を維持することとした。給付人数は36名程度で、通算学業成績（区分1）対象者には24万円を、前年度学業成績（区分2）対象者には12万円を給付し、区分1の対象者から1名を学長賞（給付額は授業料の半額）受給者としている。なお、選考方法については、本奨学金の趣旨を活かすため、2015年度から学科別に給付人数を定めて選考を行っている。

2) 法学部独自の給付奨学金

a. 入学時成績優秀者スカラシップ

この制度の目的は、各学科への学業・人物ともに優れた者の入学を促すことにあり、2009年度に新設された当時は、一般入試、大学入試センター試験利用入試、統一入試、自己推薦入試、及び学校推薦入学による法学部合格者で、法学部に入学する意思を持つ者のうちから選抜して給付していた。その後、一般入試、統一入試、及び大学入試センター試験利用入試（現在は大学入学共通テスト）の受験生を対象とする奨学金として「中央大学予約奨学金」が新設されたため、2014年度からは、自己推薦入試（現在はチャレンジ入学試験）と学校推薦入学による法学部合格者のみを対象とする制度へと変更を行った。給付額は、新入生については入学初年度の学費（入学金、授業料及び施設設備費）の2分の1相当額、2～4年次生については当該在学年次の授業料及び施設設備費の2分の1相当額となっている。これら奨学金の合格者数・継続支給者数は次のとおりである。

本奨学金の運用については、法学部入学時成績優秀者スカラシップ運用細則に定められており、審査は年度毎に行い、一定の条件を満たしている者に対しては、4年次まで継続給付している。学生への案内は募集要項、大学案内を通じて行っており、学生がアクセスする上での情報提供は十分であると評価できる。

[「入学時成績優秀者スカラシップ」における新規採用者数・継続支給者数]

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
新規採用者数	22	23	23	23	22
継続者数	29	31	31	37	32
合計	51	54	54	60	54

b. やる気応援奨学金

法学部では、学生の学内外における個性的で創造性に富む活動への助成・支援を行うことにより、学生生活の活性化を促進することを目的として、やる気応援奨学金制度を設けている。学生への案内は、法学部ガイドブック、Webサイト、C plus、ガイダンス等を通じて行っている。

この制度は、学業と課外活動の有機的連携を図り、キャリアデザインに資する活動体験の機会を提供することを目的として、以下の5部門で実施している。

- ①一般部門
- ②長期海外研修部門
- ③短期海外研修部門
- ④海外語学研修部門
 - i) 英語分野
 - ii) ドイツ語分野
 - iii) フランス語分野
 - iv) 中国語分野
- ⑤法曹・公務員・研究者部門
- ⑥オンライン語学研修特別部門 ※2021年度新設

なお、③は単位の取得を伴う活動であり、課外活動の範疇には入らないが、本奨学金の一部門となっている（詳細は「第4章 教育課程・学習成果 ④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。」の項を参照のこと）。

本奨学金については、出願者数、合格者数は概ね良好な範囲で推移しており、選考過程も含めて、給付は適切に実施されている。各年度の応募者及び合格者の総数は以下のとおりである。

[やる気応援奨学金における出願者数・合格者数]

部門名	分野名	給付額		2017年	2018年	2019年度	2020年度	2021年度
一般部門		最高100万円	出願	13	16	9	1	10
			合格	6	5	3	1	1
海外語学 研修部門	英語分野	最高30万円	出願	53	50	48	0	0
			合格	32	35	35	0	0
	独語分野	最高30万円	出願	2	7	5	0	0
			合格	2	6	5	0	0
	仏語分野	最高30万円	出願	7	7	8	0	0
			合格	1	6	7	0	0
	中国語分野	最高30万円	出願	1	5	4	0	0
			合格	0	3	3	0	0
長期海外研修部門		最高150万円	出願	7	18	18	2	14
			合格	5	5	11	2	12
短期海外研修部門		最高25万円	出願	27	10	21	0	0
			合格	27	20	21	0	0
法曹・公務員・研究者部門		30万円	出願	134	124	109	97	97
			合格	57	57	51	49	49
オンライン語学研究 特別部門		10万円	出願	—	—	—	—	13
			合格	—	—	—	—	10

○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対する生活支援については、必要に応じて、アカデミック・アドバイザーや全学的な窓口である国際センターが対応している。学修支援については、法学部事務室が窓口となり、ガイダンスの実施、WebサイトやC plusを通じた情報提供等を行っており、履修相談や履修指導も適宜、行っている。

○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

大学全体の進路支援は、キャリアセンターを中心に活動している。

法学部独自の進路選択に関わる指導としては、1年次配当科目として「大学と社会」を設置している。当該科目の目的は、「自分の進路について考え、大学における学修に対して自覚的になること」としており、講義の中で多様な分野で活躍するOB・OG等をゲスト・スピーカーとして招聘するなど、学部におけるキャリア教育のひとつとして位置づけている。

また、1年次配当科目である「導入演習1・2」（法律学科・政治学科）、「法学基礎演習A1・A2」（国際企業関係法学科）においては、キャリアセンターと協働で「キャリア支援講座」を各授業時間に実施しているほか、各担当教員（専任教員）がアカデミック・アドバイザーとして、学修に対する指導にとどまらず、学生生活さらには進路に対する助言も行っている。

加えて、法学部では法律学科と政治学科においてコース制を採用している。学生は、2年次進級時に将来の進路を見据えたコース選択をすることになっているため、学生が適切なコース選択を行えるよう1年次にガイダンスを実施している。

○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

学生の課外活動への支援については、リソースセンターを拠点として取り組んでいる。リソースセンターでは、①外国語学習の支援、②アカデミック・インターンシップの支援、③やる気応援奨学金を利用した活動（留学等）の支援を重点的に行っており、それらを有機的に関連づけた教育プログラムの提供を目指している。そのために、各種図書、メディア機器やPCを設置し、ハード面での整備も行われてきた。

とりわけ、学生の自主的な課外活動を支援する目的で導入された「やる気応援奨学金」は、単なる奨学金の給付に留まるものではなく、当該活動に関する事前・事後の助言や指導が不可

欠である。リソースセンターでは、担当教員が面談日を公表して指導にあたるほか、随時学習会や活動報告会等が開催され、学生相互の情報や経験の共有化を図る場としても有効に活用されている。また、グローバルな視野の涵養や幅広い問題意識の喚起を目的として催される、国内外で活躍する外部講師を招いた講演会（「What's up outside?」下表参照）も、学生のキャリアデザインへの意識を高めるために役立っている。

リソースセンターは、専門科目担当教員と外国語担当教員の協力体制のもとで運営されているほか、各種活動で成果をあげた学生で構成された「スチューデント・コミッティー」がリソースセンター運営委員会に対して意見を述べる事が認められており、学生の創造性を積極的に取り入れる仕組みが確立されている。

このように、リソースセンターを拠点として学生の課外活動を奨励するための方策は、法学部の活性化のために有効な役割を果たしている。したがって、今後も学生支援委員会とリソースセンター運営委員会とが連携を図り、現行体制を維持していくことが必要である。

なお、2019年度の1日あたりのリソースセンター利用者数は約44名となっている。（2020年度、2021年度はコロナ禍により週1日の開室のため、2019年度のデータ使用。）

[What's up outside? 講演題目（2017～2019年度）]

開催日	講演題目
2019年7月15日	ロールモデルをめざそう
2018年9月24日	国家公務員の働き方
2018年7月14日	国家公務員の働き方
2017年7月14日	食の不均衡解消を目指して —TABLE FOR TWOの取り組み—
2017年6月30日	法学部交換留学希望者のための交流会
2017年6月28日	だれひとり子どもを取り残さない —国際NGOの取り組み—
2017年6月3日	LGBTの子ども/若者支援を考える

<点検・評価結果>

法学部における学生支援について、下記の問題点に挙げる項目を除いて、評価の視点のそれぞれに書かれている内容について、法学部において、適切な対応がなされている。

<長所・特色>

ここ数年、「障害のある学生に対する修学支援措置」は劇的に改善され、適切に実施されている。2021年度よりCSWを増員して2名体制にしたことや、CSWが当該学生と面談し、各科目担当教員に合理的配慮事項を記載した文書を交付することによって、教員との連携を図っている。

法学部における奨学金等の経済的支援措置は非常に充実している。特に、「やる気応援奨学金」は、意欲ある学生の个性的で創造性に富む活動への助成・支援を行うものであり、コロナ禍以前は出願者も多く、有効に活用されていた。コロナ禍で2020年度・2021年度の出願者数が激減したため、「オンライン語学研修特別部門」を新たに新設した点は特筆すべき点である。

<問題点>

「補習・補充教育」を各科目の担当教員が独自に行っている例はあるが、学部として補習・補充教育と位置付けることができる統一的な取組みは行っていない。

1・2年次から進路を意識した取り組みを自主的に行っている学生もいるが、その他大勢の学生は低年次の段階においては将来の進路への意識が低く、3年次前期（遅い場合は後期）になって初めて将来について考え始める傾向があるように思われる。低年次からより主体的・意識的に取り組めるような進路指導や支援が必要である。

外国人留学生に対する学修支援については、法学部事務室がガイダンスの実施や情報提供等を行い、履修相談・指導を適宜行っているが、学部として統一した取り組みは行っていない。

＜今後の対応方策＞

補習・補充教育についての実態を調査し、学部内に支援体制が必要である場合には、その体制を検討する。

学生が1・2年次から将来の進路に向けて実務体験できるような授業の有効性、現実可能性、支援体制等について検討する。

外国人留学生支援については、今後、学部内に留学生支援ワーキンググループを設置し、検討を行う予定である。

障害のある学生に対する修学支援措置は、CSWが2名体制となり、充実した体制を取ることができているため、学部執行部のもと、この体制を継続的に維持できるように努めていく。また、教員との連携について、専任教員のみならず兼任教員に対しても支援活動の周知等の充実を図り、より一層連携を深めていく。

法学部における各種奨学金の企画、運営に関しては、法学部学生支援委員会が所管している。「やる気応援奨学金」は、他学部にはない法学部独自の奨学金制度であり、今後も同委員会のもと、安定的な同奨学金制度運営に努めていくことに加え、より充実した仕組みになるよう検討を行っていく。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

学生支援に関する定期的な点検・評価と、それに基づき改善・向上について、法学部では奨学金の候補者選考は、法学部学生支援委員会が所管している。各種奨学金の募集要項等を策定する際に、奨学金制度の見直しや検討を行っている。2021年度には、やる気応援奨学金に新たな部門が新設された（⑥オンライン語学研修特別部門）。従来は海外渡航を伴う語学研修の支援を行っていたが、コロナ禍により、渡航が難しい中での自主的な活動への支援を検討した結果、オンラインの語学研修を新設することとした。

外国人留学生支援については、学部内に留学生支援ワーキンググループを設置し、検討を行う予定である。

障害学生支援については、恒常的な委員会等は有しないが、法学部事務室を中心に支援を行っており、必要に応じて学内の学生相談室やダイバーシティセンターと連携して対応している。学内で、そのような支援組織が集まって、2カ月～3カ月に1回の頻度で「CSW 連絡会」を開催し、各組織での支援実績の報告・事例の共有、支援のあり方などの検討を行っている。

また、全学的に学生アンケート（新入生アンケート、在学学生アンケート）を実施している。結果については、大学評価委員会による集計・報告を受け、学部執行部及び事務室を中心に、学部改革等に適宜活用しているほか、寄せられた意見・要望等に対し、C plus を通じて、学生へのフィードバックをおこなっている。

なお、在学学生アンケートの結果により、「学生生活の満足度」について、法学部は「本学における勉学や学習」の満足度が、2017年度から2021年度で平均80%を維持している。

<点検・評価結果>

学生支援体制について、履修や学生生活上の相談事項は法学部事務室が担っている（障害学生への支援も含む）。学修に関する相談は、初年次演習を担当したアカデミック・アドバイザーや各授業科目担当者によるオフィスアワーにて対応するなど、適切な形が取られている。

課外活動については、法学部事務室の配下に置かれたリソースセンターを拠点に、留学情報やインターンシップの情報や相談を中心に支援が行われている。また、学生支援委員会のもとでは、各種奨学金制度の企画・立案から募集・選考までが行われており、とりわけ法学部独自のやる気応援奨学金では、学生の自主的な活動に対して、充実した支援がなされている。

所管委員会での定期的な検討・改善の実施、あるいはアンケート結果などを通じて、事務室内で改善方策等の検討を行うなど、学生支援の向上に向けた適切な対応もなされている。

<長所・特色>

学生支援に関する定期的な点検・評価は、各支援措置を所轄する部署及び委員会において適切に行っている。特に、奨学金に関しては、法学部学生支援委員会がその改善・向上に向けた検討・見直しを行っている。コロナ禍に対応するため、迅速にオンラインの語学研修を新設したことも、定期的かつ丁寧な見直し作業の成果である。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

法学部における各種奨学金の企画、運営に関しては、法学部学生支援委員会が所管している。「やる気応援奨学金」は、他学部にはない法学部独自の奨学金制度であり、今後も同委員会のもと、安定的な同奨学金制度運営に努めていくことに加え、より充実した仕組みになるよう検討を行っていく。

◇学部の教育研究等環境

<点検・評価項目①については全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

<評価の視点2については全学項目のため割愛>

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

＜現状説明＞

○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

多摩キャンパスにおける校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等の整備については、全学的な方針のもと、学部として適切な管理・運営に努めている。

学生生活環境の改善に関しては、学生からの意見・要望等を積極的に受け付けており、その一環として、オピニオン・ボックス（学生生活課所管）及び法学部オピニオン・ボックスを設け、学生からの意見や要望等に対応している。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、多摩キャンパスにおける校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等の整備については、全学的な方針のもと、学部として適切な管理・運営に努めている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

＜点検・評価項目③については全学項目のため割愛＞

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

＜現状説明＞

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

法学部棟（6号館）には、通常の講義を行う中教室（定員180名）が5室、会話教室（定員40名、円形テーブル設置）が4室、メディア教室（定員50～60名）が8室、演習授業対応の教室（定員18名～46名）が29室、語学教室（定員78名）が1室設置されている。これらは各授業の目的・形態により適切に使用されている。2階には、学部教育の一環として学生個々の学習及び将来計画を支援するためにリソースセンターを設置している（「リソースセンター」の詳細については「学部における学生支援」を参照のこと）。また、3階には法学部学生図書室と自習室1室（各々の机に仕切りを設置）があり、ともに学生の学習に利用されている。学部図書室にはコピー機も設置されており、ゼミのレジュメのコピーにも活用されている。

複数の学部で教室の管理を行っている8号館には、法学部が管理している大教室が9室（定員434名教室：6室、定員586名教室：3室）あり、6号館では収容しきれない履修者がいる講義科目の授業において使用している。

また、2021年度以降、オンライン授業へ対応するための設備や備品の整備を進めている。具体的には、リアルタイム型やハイフレックス型の授業に対応できる機器を備えた教室を6号館に1室、8号館に2室を設置した。また、6号館の各教室にポータルブルのWebカメラや有線LANを常備していることや、4階以上のフロアについては、Wi-Fiの増強を行った。

加えて、法学部棟（6号館）内には、情報処理教育の実施を目的として、PC138台を擁する情報処理教室1室を設置しており、貸出用のノートPC30台も設置している。当該教室は、授業のない時間帯には法学部学生の個人利用に開放しており、学生はインターネットを利用した諸情

報へのアクセス、E-mail 利用、文書作成ソフト等を利用した資料作成、ゼミ等におけるレジュメの作成とプリントアウト等に活用している。また、学部図書室の PC プリンタ導入により、授業実施により情報処理教室が使用できない際のプリントアウトが可能になるなど、情報環境が整備されている。

情報処理教室には、教室と設置機器の管理のため、インストラクター（業者委託）が常駐しており、さらに利用者のサポートのため複数のパートタイム職員を授業時及び個人利用時間帯に配置している。

このほか、教員研究室棟（2号館）には、教員用の共同研究室（定員40名）が3室あり、研究会や会議が開催されている。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

法学部学生自習室は授業期間中の9時から22時、法学部学生図書室は9時から22時まで利用可能である（授業実施期間外等の休業期間中は閉室）。情報処理教室は、授業期間中の平日（月曜日～金曜日）10時から19時45分まで開室している。同休業期間中は、月・水・金曜日の10時から16時45分までとしている。リソースセンターは、授業期間中の火曜日・金曜日の10時から17時まで利用することができる。空調や照明等についても、学生・教職員からの要望も参考にしつつ、適切に管理運営を行っている。

<点検・評価結果>

以上のように、法学部の活用する施設・設備は、学部の教育目標を実現するために適切なものとなっている。また、各施設の利用時間等に対する配慮も適切に行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

本学における基礎研究費は全学的に年間43万円と定められており、新任教員赴任時は15万円が上乗せされる。2021年度の基礎研究費の執行状況は、82.7%である（前年度繰り越し分を除く）。海外出張・学会出張に伴う旅費については、全学規定に則って支給される。

共同研究費は、学際的な学術研究を進展させ、学部、大学院、研究所及び学外研究機関との研究交流の促進を目的としたものとして設けられている。共同研究費に基づく共同プロジェクトは3人以上で構成され、学外の研究者も参加することができるが、研究代表者・構成員の過半数は本学専任教員でなければならない。共同研究費助成は1プロジェクト原則1,000万円を

上限としている。なお、共同研究費利用実績は下表のとおりであり、2021年度法学部所属教員の利用実績は1名である。

[共同研究費利用実績]

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
利用実績件数	1	2	2	1	1

教員の研究時間の確保については、法学部として通年の授業日においてこれを確保する方策は特にとっていないが、各教員が週間授業担当時間数（授業担当責任時間は、中央大学専任教員規程の基準により、教授・准教授が6時限、助教Aが5時限）を工夫して研究時間の確保に努めている。なお、金曜日は学部諸会議日に充てているため、当該日及び当該時限に会議のない者にとっては、研究時間に充当することが可能である。法学部においては、授業、校務、入試等の負担増による研究時間の確保が継続的な課題となっており、過去には法学部改革委員会を中心に検討を行い、対応方策の1つとして委員会的大幅再編を行った。

そのほか、長期研究制度として研究促進期間制度がある。同制度に関しては、「法学部研究促進期間制度の候補者選定に関する内規」に基づき、同制度の適用を申請できる要件が定められている。また、同制度利用の促進をはかることを目的として、内規に定めのない細目について、「法学部研究促進制度の運用について」を定めている。これらに則って周知・募集・決定を行うこととした。

個人研究室は、1人1室割り当てられており、法学部教員の研究室は多摩キャンパス2号館の7・8・9階に設置されている（但し、助教C1は共同研究室）。備え付けの書架、机、椅子の他、申請により予算の範囲内で必要器具の購入が可能となっている。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

法学部では法学部ティーチング・アシスタント実施要領（以下、実施要領）に基づき、法学部開講科目「情報処理1・2」の各クラスにおいて、2名のTAを配置することとし、当該授業のサポートにあてている。同制度は教授会のもと、法学部情報処理教室・文献情報センター運営委員会がその管理・運営を担っており、適切に運用されている。

また、1年次演習である「導入演習1・2」（法律学科・政治学科）、「法学基礎演習A1・A2」（国際企業関係法学科）の授業時間を活用し、図書館員講師による情報検索講習会を毎年5月上旬から中旬にかけて実施している。その際、受講者15～20名につき1名程度の大学院学生及び学部学生インストラクターの協力（PC操作補助・各種データベース演習の個別サポート等）を得ており、より効果的な講習会の実施を実現している。

このほか、学部独自の研究支援機関としては、法学部文献情報センターがある。同センターは、1985年に中央大学創立百周年記念事業の一環として設立された。主として教員・大学院学生を対象に、①オリジナル・データベースの構築、②オンラインもしくはオフラインによる学術研究情報の検索サービス、③オリジナル・データベースの構築及び学術研究情報の検索サービスを通じた情報公開、④学術研究のための情報環境の提供を目的としている。学内関連部署と連携しながら、国内法・英米法・フランス法・ドイツ法のデータベースを契約するとともに、検索方法や情報機器の操作に習熟した本学大学院学生がスタッフ（生協の派遣職員）として常駐し、本学教員の研究活動を支援している。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、教員の研究活動を支援する環境や条件について、研究費や研究専念に関する制度、そして教育支援体制などは適切に整備されている。但し、入試業務が多大な業務負担となっており、その点が課題となっている。

＜長所・特色＞

近年全学術分野を対象としたリポジトリサービスが普及しているが、文献情報センターが公開した情報は一般のリポジトリサービスでは検索できない法学の学術分野・対象地域なども項目として扱っており、「専門家のためのデータベース」として広く法学・政治学研究の発展に寄与している。本学が契約する各種法学データベースは法学部を持つ国内大学でも随一の規模を誇っている。さらに、それらの情報をスタッフのサポートを受けながら検索できる点は、他大学に見られない学術サービスであるといえ、本学法学部教員・大学院学生の研究活動の向上にとって重要な役割を果たしている。法学部教員の学術面のサポートをするという検索スタッフの活動は、スタッフ自身にとっても学ぶことが多く、いわゆる「サービスラーニング」の効果として、彼ら自身の法学研究能力の向上をもたらしている。実際情報文献センター設置から35年以上が経過する中で、検索スタッフとして勤めた大学院学生の多くが、卒業後本学を含め国内各地の大学教員・法曹関係者・データベース会社専門スタッフとして活躍し、「法科の中央」の新たな地平を切り開いている。

＜問題点＞

入試業務が多大な業務負担となっており、研究時間の確保が困難となっている専任教員が存在する。

＜今後の対応方策＞

入試業務について、教員間の負担の不公平を軽減する方策やルール作りの検討することを通して、研究環境の整備をはかる。入試担当の学部長補佐を中心に、学部執行部で検討を行い、2022年10月を目途に法学部教授会で運用ルールを決定する。文献情報センターについて、茗荷谷への移転後も同センターの目的や役割が果たせるよう情報処理教室・文献情報センター運営委員会のもとで移転後の体制の整備を進めていく。

点検・評価項目②：教員の研究活動が活発に展開されているか。

評価の視点1：論文等研究成果の発表状況

評価の視点2：国内外の学会での活動状況

評価の視点3：研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

＜現状説明＞

○論文等研究成果の発表状況

法学部における論文発表数、著書発刊数は下表のとおりである。

[論文発表件数]

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
論文発表件数	144	65	78	72	85
一人あたりの発表数	1.36	0.63	0.7	0.64	0.77

[著書発刊件数]

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
著書発刊件数	45	30	29	26	30
一人あたりの発刊数	0.42	0.29	0.26	0.23	0.27

なお、法学部では、法学系・政治学系の専任教員の論文等研究成果の発表は、1891年創刊の学術機関誌たる『法学新報』を中心に行っている。その発行には専任教員からなる中央大学法学会があたり、編集については学部長を委員長とする雑誌委員会のもとで法学新報編集委員会があたっている。機関誌は、1年12号（月刊）を発行することになっているが、近年では2号分を合併（年6冊）して刊行するかたちで推移している。掲載内容は、「論説」「研究」「紹介」「資料」「翻訳」及び「判例研究」のカテゴリーに区分し、その掲載の可否については、『法学新報』掲載基準に基づき、毎月1回開催の編集委員会で審議し決定している。このほか、論文等研究成果発表の場として法務研究科の『中央ロー・ジャーナル』、日本比較法研究所の『比較法研究』をはじめとする学内研究所の研究紀要等があり、それぞれの専門分野に応じて発表がなされている。

○国内外の学会での活動状況

法学部専任教員は、主として自らが任意に所属する国内学会また国外の学会において、専攻する学問についての研鑽を深めたり、最新の動向把握に努める等の目的で、研究発表・報告・討議等に参加している。

また、学会発表数についても、論文発表数及び著書発刊数と同様に、向上にむけた一層の取り組みが必要といえる。専任教員による学会発表数は下表のとおりである。

[学会発表数]

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
学会発表数	44	45	40	21	43
一人あたりの発表数	0.49	0.42	0.36	0.19	0.39

○研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

本学には専任教員が専門分野における特定の課題について個人で行う研究を支援するものとして中央大学特定課題研究費がある。総額は決まっており、1人あたりの金額は応募者数等により変化する。2021年度の特定期間研究費助成者数は、法学部で2件である。

<点検・評価結果>

論文や学会発表数について、年度による増減はあるものの、論文発表数、著書発刊数ともに決して高い水準とはいえないが、学部・大学院・専門職大学院や全学や学部内の委員会業務、入学関連業務等の負担等により、やむを得ない状況である。

<長所・特色>

特になし。

＜問題点＞

論文や学会発表数について、教員によっては入力を行っていない状況も見受けられる。学部内では、入力の周知等を徹底できてはいない状況である。

＜今後の対応方策＞

入力について、全学からの案内は適切に行われているものの、学部内での周知活動は、教授会の機会を利用することや法学部事務室からの情報発信など、年度内に3～4回程度実施し、入力率の向上に努める。

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

＜評価の視点1は附置研究所対象＞

評価の視点2：科学研究費の申請とその採択の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

＜現状説明＞

○科学研究費の申請とその採択の状況

法学部教員の申請による科学研究費補助金の採択状況は以下のとおりである。採択件数には、前年度からの継続しているものも含んでいる。

[科研費申請・採択状況]

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
申請件数	20	23	22	25	24
採択件数	10	11	13	18	20
総額(千円)	24,570	27,300	44,460	39,780	33,670

○学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

学外競争的研究資金の獲得について、1名の教員が、「センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム」(国立研究開発法人科学技術振興機構)の1件の業務委託を受けて研究を行っている。

[学外競争的研究資金の獲得状況]

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
獲得数	2	4	4	3	1

＜点検・評価結果＞

科研費の申請状況や採択件数について、2020年度と2021年度は採択率が向上しており、今後もこのような水準を維持していくことが望ましい。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇学部における社会連携・社会貢献

＜点検・評価項目①は全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

評価の視点3：地域交流・国際交流事業への参加状況

＜現状説明＞

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

本学では、公開講座として、中央大学学術講演会、クレセント・アカデミー講座及び「学びの回廊」を開催・開講している。2021年度に実施した学術講演会については、法学部教員は参加者の多様な関心に対応した4テーマを取り扱っている。クレセント・アカデミーについては、法学部教員が専門委員及び講師として6名関わっており、同公開講座の支援を行っている。

加えて、法学部では、法律学科設置科目である「法曹論」（1年次配当科目）の授業の一環として、毎年7月に現役の裁判官・検察官・弁護士による「模擬裁判」を開催しており、「法曹論」の履修学生だけではなく、本学附属高校の生徒に対して公開を行っている。

このほか、法学部の専任教員は、各高等学校に出向き模擬授業を行っている。これは、教員各自の専攻領域の中から高校生が理解でき、興味を持つであろうテーマについて授業を行うことで、学生募集のみならず、高校生に卒業後の学びを具体的にイメージしてもらい、各々の進路選択に活かしてもらうことを目的としている。なお、2021年度は合計16回の模擬授業を行っている。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

法学部では、公益財団法人トラスト未来フォーラムの寄附講座として、「法学特講1 信託法／企業法特講1 信託法」を開講しており、2017年3月には、『『守る・活かす・遺す』～長寿化社会の財産管理・相続～』というテーマで公開シンポジウムを実施し、当日は約30名の市民が参加している。

また、2013年度秋学期からは読売新聞と提携し、「専門総合講座A1 現代社会と新聞」を開講している。

さらに、2017年度からは、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（全労済協会）の寄附講座として「専門総合講座A1 福祉と雇用のまちづくり」を開講し、学内外の多彩な講師によるオムニバス講義を展開し、この分野に興味を持つ一般の人々にもこれを広く公開している。

これら寄附講座は学部長のもと、関連部会と調整を図りつつ、その適切かつ有効な運用を検討しながら実施している。これらの開設された寄附講座は、受講生の関心が高い。特に一般市民向けの公開（寄附）講座については、「中央大学法学部」という知名度が有効な広報活動につながっている。

このほか、法学部において実施するインターンシップについては、「第4章 教育課程・学習成果 ④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。」の項にて示した各種機関と教育上の連携を図っている。

○地域交流・国際交流事業への参加状況

法学部における国際交流事業への参加について、在外研究制度を利用して、2021年度には短期で2名（ドイツ、イギリス）、長期に3名（ドイツ2件、イギリス）を派遣している。また、フランスにあるパリ国際日本館館長として1名を派遣している。さらに、2021年度は科研費の国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））を獲得して、1名がイギリスで研究に従事した。

研究者交流は、学部・大学院・研究所により活発に行われており、国際センターは、外国人研究者受け入れ、外国人訪問研究者受け入れ、協定校への教員派遣、学術国際会議派遣、学術国際会議開催、国際共同研究の各プログラムにより、研究交流活動を支援している。そのような支援を通じて、法学部における国際学術研究交流の実績について、2019年度は短期76名、長期5名であった（コロナ禍により2020年度及び2021年度は海外渡航が困難であったため、2019年度の数値としている）。

正課の授業科目においても、法学部独自でグローバルプログラムを用意している。2021年度はコロナ禍であったが、「専門総合講座A1 アメリカの法と社会」、「専門総合講座A1 カンボジア法整備支援と社会開発援助」、「専門総合講座A1 ベトナムの法と社会」、「専門総合講座A1 アクティブラーニング海外プログラム（シドニー）」の4講座については、オンラインで実施した。また、授業科目としては、「専門総合講座A1 EUの法と社会」、「専門総合講座A1 オーストラリア法律短期」なども用意しているが、コロナ禍により、実施に向けた調整がつかず、2021年度の実施は見送ることとなった。

本学では、地域交流として、ボランティア活動を実施している。その活動を通じた学生の主体的な学びとそれによる成長を支援することを目的に、「中央大学ボランティアセンター」を設置し、被災地でのボランティア、地域ボランティア、ボランティア講座等の取組みを行っている。法学部の学生の中には、ボランティア活動を学生に広めるため、ボランティアセンター主催プログラムの企画運営のサポートや、学生目線で考えた企画を実施する「ボランティアセンター学生スタッフ」を担当している学生いる。また、ボランティアセンターの運営委員を務めている専任教員や、ボランティアセンター公認学生団体の活動に対して、引率や指導にあっている教員もいる。

<点検・評価結果>

以上のとおり、法学部においては、教育研究の成果として、教員の研究活動、授業科目や寄付講座等を通じて、社会との連携や社会貢献を行っている。また、国際交流や地域交流についても、研究者支援制度や正課の授業科目、ボランティアセンターの活動を通じて行っており、適切な範囲で実施されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

＜評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛＞

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

＜現状説明＞

○意思決定プロセスが明確化されているか。

法学部教授会のもとには、教務委員会、入試制度検討委員会（兼合否決定委員会）等、およそ26の学部内の各種委員会が組織され、教授会員はこれら委員会を分担するとともに、それぞれの部会及び科目担任者会議に所属している。教授会に上程される議題のほとんどは学部内にある各種委員会等の会議体において検討されたものであるが、各種委員会の委員によって実質的な議論を経た上で教授会に上程されており、教授会の円滑・迅速な進行に役立っている。

◆法学部教授会のもとに設置されている委員会

教務委員会／インターンシップ運営委員会／導入演習・法学基礎演習運営委員会／法律専門職養成科目等運営委員会／キャリア教育科目運営委員会／入学試験制度検討委員会／入学試験合否判定委員会／チャレンジ入学試験・指定校推薦入学試験運営委員会／英語運用能力特別入学試験運営委員会／外国人留学生入学試験運営委員会／転科・転籍・編入学試験運営委員会／スポーツ推薦入学試験運営委員会／学生支援委員会／リソースセンター運営委員会／研究・教育支援委員会／国際交流委員会／情報処理教室・文献情報センター運営委員会／優秀論文賞（法律・国際企業関係法部門）運営委員会／教員人事委員会／組織評価委員会／懲戒委員会／広報委員会／総合教育科目運営委員会／将来構想委員会／任期制助教C1選考委員会／任期制助教C2選考委員会

○学部長の権限と責任が明確化されているか。

学部長は、学則第9条により、学部に関する事項をつかさどり、学部を代表する。また、学部部長会議、理事会、評議員会の職務上の構成員となり、法人・教学の意思決定に加わるとともに大学内の各種委員会の職務上委員あるいは委員長となっており、それらの学部長に係る権限及びその行使は適切になされている。

○教授会の権限と責任が明確化されているか。

法学部教授会は、学則第11条に基づき法学部の教授、准教授、助教Aによって構成され、学部運営の方針及び諸規則の制定・改廃に関する事、教育課程及び授業日に関する事、学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事、学位の授与に関する事、その他その学部の教育研究に関する重要事項で、学長が教授会の意見を聞くことが必要と認めるものとして別に定める事項について審議し、その意見を学長に述べる事としている。また、全学共通の教育研究等の重要事項についても報告、意見聴取、懇談等が行われる。教授会の招集、議長、定足数、議決等の運営については中央大学教授会規程に則って行われている。教授会は毎月1回（もしくは2回）開催されており、定足数は過半数であるが、2021年度の出席率は平均して約80%であった。

○学部長の選考方法の適切性、妥当性

学部長の選任は、学則第11条第3項第3号の規程により、「学長が教授会の意見を聴くことが必要と認める事項」の4号及び「学部長は当該学部の教授会が別に定めるところにより選出した者について、当該教授会が選任する」と定めた中央大学学部長に関する規則第3条に基づいて行われている。2019年1月18日の教授会において制定された「法学部長及び通信教育部長の選任手続きに関する内規」に則って選挙（投票）を行い、有効投票数（無効票を除く。白票は有効）の過半数の得票により選ばれる。

また、開票の結果、第1位の得票数が有効投票数の過半数に達しなかった場合には、上位得票者2人について決選投票を行って選出する。その際には、第1位の得票数が過半数に達していなくとも、比較多数で上位の票を得た者を選出する。

学部長選出手順は以下のとおりである。

- ・選挙管理委員を3名選出。
- ・受付、投票所を設け投票を行う。
- ・開票作業は、選挙管理委員の立会のもとに、学部事務室職員が行う。

<点検・評価結果>

以上のとおり、学部内の意思決定プロセス、学部長及び教授会の権限と責任が明確化されている。また、学部長の選任は学内規程及び内規にしたがって適切かつ妥当に行われており、特段の問題はない。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

法学部事務室は管理職である事務長1人、担当課長2人と監督職である副課長3人、一般課員10人の合計16人からなり、主に授業、履修、学籍等を所管する教務グループ及び入学試験、奨学金、留学業務を所管する学務グループ並びにカリキュラムに関する調査分析、FD、自己点検・評価業務を所管する学部改革推進グループの3グループ体制で業務を行っている。このグループ体制により、機動性と責任の所在の明確化等が図られている。

各グループの構成は、教務7人、学務4人、学部改革推進2人であり、各グループ共にうち1人が副課長で、副課長はグループの監督者としての任務を担っている。その他に派遣職員を教務グループに3人、学務グループに3人、学部改革推進グループに1人配置し、業務の補完

をしている。また、精神保健福祉士・公認心理士の有資格者2人を嘱託職員として雇用し、法学部キャンパスソーシャルワーカーとして、学修に困難を持つ学生の支援にあたっている。このほか、受付業務等で適宜パートタイム職員を採用し、その任に充てている。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

学内外の様々な研修等の情報に基づき、各職員が業務の専門性向上を目的とする研修や広く職員としての知識・能力を修得するための研修及び大学として人事部が対象者別に行う資格別・目的別研修等へ参加している。また、外部のフォーラムやシンポジウムへの参加等、高等教育に対する知見を深める研修等に課員が自主的に参加し、そこで得た情報を事務室内で共有している。

今般のコロナ禍におけるDX化への対応についても、法学部独自のWebサイトの立ち上げ、ガイダンス動画の作成など、従来は紙媒体や対面での提供を行ったものを電子化し、学生サービスに支障が出ないようにするとともに、事務処理の効率化も実現することができた。

教職協働の取組みについては、法学部教務委員会において、同委員会内規により、法学部事務室職員が委員として選出され、教務全般の方針立案について、教員のみならず、職員の意見も反映できる仕組みとなっている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、事務組織の役割と構成、人員配置については、適切な状況である。また、学内外の研修やシンポジウム等の機会を利用して得た情報を事務室内で共有することや、コロナ禍における時宜にかなった対応をするなど、事務機能の改善・業務内容の多様化には問題なく対応ができています。教職協働については、教務事項以外について、対応が可能かどうか検討を行う必要がある。

<長所・特色>

コロナ禍において、学生への情報発信をオンライン上で行うため、法学部独自のWebサイトである「Temico」を作成した。学生が事務室へなるべく問い合わせることなく、教務系の重要な情報が取得できるように時間割、履修登録スケジュール、教室情報などの教務系の情報を集約している。さらに、「Temico」の内容を充実させることにより、法学部事務室への問い合わせが減ることで、業務の効率化にもつながっている。

<問題点>

教職協働については、教務事項以外について、内規等での明文化はなされていないが、実体としては、教職協働が行われている状況である。法学部事務室の体制として、3つのグループ（教務、学務、改革推進）に分かれており、学部委員会のほとんどはいずれかのグループが所管している（一部は、管理職が所管）。いずれの委員会においては、各委員会の委員長職にある教員と事務室職員が委員会運営にあたっては、事前の打合せや準備を行ったうえで、委員会を開催し、議事進行の際にも必要に応じて、事務職員が補足説明など、委員会運営には職員の存在が欠かすことができない状況である。正式な委員として職員が参画していないなど、制度的な裏付けができていないことが課題となっている。

＜今後の対応方策＞

教職協働については、学部執行部と事務長を中心に、今年度中を目途として、教務事項以外について、対応可能なものを確認し、進めるものとする。

今後、Temicoを通じた情報発信をより充実したものにより、学生サービスのさらなる向上や、業務の効率化を図っていく。

以上

法学部通信教育課程

◇学部の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

法学部通信教育課程は、中央大学学則（以下、「学則」という。）第5条（通信教育課程）第1項「法学部に、通信教育課程を置く。」に基づき、法学部の中に通学課程とともに置かれた教育課程のひとつである。

中央大学の使命として、学則第2条に「本大学は、その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命とする」と掲げている。これを十分に踏まえ、法学部の教育研究上の目的を同第3条の2第1項第1号においては「法学及び政治学の分野に関する理論と諸現象にかかる教育研究を行い、幅広い教養と深い専門的知識に裏打ちされた理解力、分析力及び問題解決能力を涵養し、現代社会の様々な分野において活躍することのできる人材を養成する。」と宣明している。このように、本学法学部通信教育課程は、法学部としての使命を通学課程と一体となって追求している。

・沿革

中央大学の前身である英吉利法律学校は1885年に創設されたが、開校と同時に校外生制度を設け、通学できない人々のために「講義録」を郵送するという我が国最初の通信制授業を採用した。高等教育を広く社会に開放した校外生制度は、在外生制度から在外員制度へと変遷し、その後、大学令に基づく中央大学の認可によって一時中断した。そして、戦後、1948年に社会教育法に基づく認定を受けて、校外生制度の伝統を受け継ぐ通信授業が復活し、1949年には中央大学が新制大学に改編されたのにもなって中央大学法学部通信教育課程が発足した。戦後の通信教育の再生は、教育の機会均等・門戸開放という教育の民主化の理念にたち、新制大学教育に新たな道を開いたものであった。その理念は、経済的理由やその他の諸事情から通学が困難な者にも通信（郵便）によって大学教育の機会をもたらし、教育の民主化の一端を担うことにあった。

<点検・評価結果>

本学は「英吉利法律学校」として創設され、開校と同時に校外生制度を設け、わが国最初の通信制授業を採用し、大学教育を広く社会に開放したことを現在も継続して展開している。これは、法学部における教育研究上の目的（学則第3条の2第1項第1号）にあるとおり、「現代社会のさまざまな分野において活躍することのできる人材を養成する」を具現化しているところであり、本学の教育理念・目的を踏まえ、密接な関連性があるといえる。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

＜現状説明＞

○構成員に対する周知方法とその有効性

○社会への公表方法

法学部通信教育課程の理念と目的は、学則第3条の2（学部の教育研究上の目的）第1項第1号において、「法学部及び政治学の分野に関する理論と諸現象にかかる教育研究を行い、幅広い教養と深い専門的知識に裏打ちされた理解力、分析力及び問題解決能力を涵養し、現代社会のさまざまな分野において活躍することができる人材を養成する。」と定め、これを適切に明示している。また、それを実現するための教育内容や運営組織等は、中央大学通信教育部学則でそれぞれ明らかにしている。この二つの学則を含め、これに準ずる規則等は、本学の規程集や各組織の刊行物、公式Webサイト等、在学生を含めた大学構成員に適切に周知できる媒体に掲載し、周知に努めると共に、社会に広く公表している。

＜点検・評価結果＞

現在実施している本課程の教育研究上の目的・教育目標等の周知方法については、円滑かつ効果的であると評価しているが、より効果的な方法を絶えず模索し、対応していく必要がある。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

＜現状説明＞

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

法学部通信教育課程の中・長期の計画は通信教育部委員会で審議決定し、さらに法学部教授会で審議決定することとしている。また、当該委員会は11名という機動力に富む小規模組織で審議検討している。

本学では、認証評価の結果等を踏まえ、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を策定し、2025年までの将来計画を策定している。その計画には、2023年に法学部が都心移転することが定められたことから、法学部では、法学部将来構想委員会で、法学部の将来を見据え、学部改革等について具体的な検討が進められてきた。

その法学部将来構想委員会において、2021年度から2040年度までの20年間に、法学部が計画的・優先的に取り組むべき教育・研究活動の方針を明らかにすべく、「法学部グランドデザイン

ン2040」を策定し、2019年3月開催の法学部教授会で承認した。

法学部の中に通学課程とともに置かれた通信教育課程では、この方針を具現化すべく、法学部将来構想委員会と連携を図り、通信教育課程と通学課程の融合ワーキンググループを設置し、検討を進めた。結果は、「通教と通学の融合（中間報告）」としてまとめられ、法学部将来構想委員会での報告を経て、通信教育部委員会・法学部教授会において、オンデマンドコンテンツを教材として作成し、それを活用した新たな短期スクーリング及び単位修得モデルに関する提案について共有されているところである。

<点検・評価結果>

以上のように、法学部通信教育課程では、認証評価等の結果を踏まえ、将来を見据えた中長期的な施策の設定を、法学部将来構想委員会と連携を図りながら検討している。

<長所・特色>

通信教育課程単体で諸施策を設定するのではなく、法学部の中に通学課程とともに置かれた通信教育課程として、法学部全体の将来を見据え、双方の長所を融合できるような形で検討できる体制が整えられている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

「通教と通学の融合 WG（中間報告）」の実現に向け、法学部将来構想委員会と連携を図り、2024年度の通信教育課程のカリキュラム改正をはじめとした諸施策を、通信教育部委員会を中心に検討・実行していく。

◇学部における内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

<現状説明>

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

通信教育部の教育事業を推進する通信教育部委員会は、通信教育部長、職務上の委員である法学部長と9名の法学部専任教員で構成する組織であるとともに、委員ひとりひとりが事務組織の業務と緊密に連携した役割分担を持ち、法学部の理念と目的に則した教育活動を展開する機動性と機能性に富む少人数体制となっている。このため、教育活動をはじめとする諸活動の

検証結果及び自己点検・評価から明らかとなった改善点等については、事務組織を含め、通信教育部委員会において速やかに把握・共有し、改善に向けた検討を行える体制となっている。加えて、通信教育部自体が本法人の中でひとつの会計単位を持つ独立部門を担っていることから、事業計画の推進に向けた活動とも連動が可能であり、通信教育部長の交代に伴う通信教育部委員会の再編成に際しても事業計画の引き継ぎが的確に行われ、迅速に実行体制に移すことができている。

毎年、5月に開催される通信教育部委員会では、監事監査資料を用いて入学・在籍者数、教育、学習サポート、学生生活サポート、教科書、広報など前年度の活動内容を共有する機会を設け、法学部通信教育部組織評価委員会委員に限定せずに通信教育部委員会委員全員と事務組織で点検・評価の活動を行っている。

具体的には、オンデマンドコンテンツのさらなる充実のため、スクーリングの開講形式について、オンデマンド型メディア授業が開講されている科目については、対面式スクーリングを開講できることとし、開講されていない科目については、原則としてオンライン形式のスクーリングを開講とするようにした。これは、オンラインでの受講ができることによって、県を跨いだ移動がしにくい地方在住学生や、基礎疾患を抱える等の理由により対面による授業参加に懸念がある高齢在学生等の学習意欲に応えられるように配慮したためである。

また、事務組織から上程された課題、諸問題についても個々の役割を担う委員から通信教育部委員会に発議しやすいものとなっているなど、組織力の高い通信教育部委員会を柱に、教育力の改革・改善の継承と向上を絶えず推進できるように確立され、自己点検・評価を改革・改善に繋げる質的保証は十分に担保されている。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

行政機関や認証評価機関からの指摘は受けていないが、指摘事項があった際には、通信教育部委員会を中心として対応を検討・実行するとともに、法学部教授会及びその下に置かれる通学課程の委員会と連携を行うことで、通学課程・通信教育課程の整合性と連関性の取れた対応を行うこととし、その経緯について法学部教授会にて承認を得るまたは報告する体制をとっている。

<点検・評価結果>

以上のように、前年度の活動結果や外部機関による指摘事項を共有し、課題等に対し、改善・改革できる仕組みが確立できている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

全国各地に居住する社会人等を中心に多様な背景を有する志願者が本課程の情報にアクセスしやすい、学習の意欲に応えられる態勢を意識して整える必要がある。その一つとしてオンデマンドコンテンツの充実が考えられるが、通信教育課程カリキュラムにおいて、法律科目は37科目のうち、オンデマンドコンテンツは、法律科目20科目にとどまっている（2022年3月現在）。

＜今後の対応方策＞

現行のオンデマンドコンテンツの充実化を進める。まずは、2028年度までにすべての法律科目について、オンデマンドコンテンツを作成する。

◇学部の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜現状説明＞

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

法学部通信教育課程は、「◇学部の理念・目的、教育目標」において述べたように、学則第5条（通信教育課程）に基づき、法学部の中に通学課程とともに置かれた教育課程のひとつであり、学則第2条における大学の使命、及び第3条の2第1項第1号における法学部の理念と目的を通学課程と一体となって追求している。その追求にあたっては、学則第5条第2項により、独自の学則である中央大学通信教育部学則を設け、実施にあたる組織として通信教育部学則第2条に基づく通信教育部を置き、その上で通信教育課程の実施に関する重要な事項や法学部教授会から委任された事項を審議決定する運営機関として同学則第5条第1項に基づく通信教育部委員会を置いている。大学通信教育設置基準によって独自の基準等が定められていることもあり、法学部の運営を円滑に行うため法学部の中に別に置かれた組織であると言えるが、通信教育部学則第6条第1項において「通信課程の授業は、本大学の通学課程の教員が担当する。」と定められており、また、同学則第29条第2項第1号に定める基本教科書の執筆に法学部専任教員が当たることを原則としてあるように、その理念と目的の実現に向けて、教員組織、カリキュラム、授業、学習指導などの教育体制の全般にわたり、通学課程と同等の教育力を維持できるように配慮されている。

通信教育課程の教育組織は、前述のとおり、学則第3条の2第1項第1号における法学部の理念と目的、すなわち「法学及び政治学の分野に関する理論と諸現象にかかる教育研究を行い、幅広い教養と深い専門的知識に裏打ちされた理解力、分析力及び問題解決能力を涵養し、現代社会の様々な分野において活躍することのできる人材を養成する。」ことを到達目標として、その実現性に適した高い教育力を有する教育組織を整備している。

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、学則第2条で表明する「本大学は、その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命とする。」ことに、創設以来、取り組み続けている。その中で、通信教育課程においても、上述のとおり、法学部の理念と目的に則した教育組織を整備し、法律学分野での基本的・体系的知識と幅広い総合的な教養とを統合した大学における法学教育の機会を広く提供することを基本に、法律学分野とそれに隣接する分野を総合的に学修するに適した教育体制を一貫してとっている。大学通信教育の特色は、広く社会に開放された教育を提供

することにある。本学通信教育課程もその存在意義を尊重し、伝統ある大学としての教育力を十分に活かした教育活動を展開することで社会の負託に応えている。

また、グローバル化する社会への対応として、海外に在住しながら、本課程に在籍し、学習できることは通信教育ならではの特徴である。2022年5月現在、海外在住の学生が2名在籍している。

<点検・評価結果>

以上のように、現在の通信教育課程は、大学の理念・目的の下で法学部の教育研究上の目的である「法律及び政治学の分野に関する理論と諸現象にかかる教育研究」(学則第3条の2(1)参照)を行うべく組織されたものであり、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②:教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠(資料、情報)に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

本大学では、認証評価結果等を踏まえ、2025年までの将来計画として、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を策定した。その中で2023年に法学部を都心に移転させる計画が定められたことから、法学部将来構想委員会では、法学部の将来を見据え、都心移転を前提に、学部改革等について具体的な検討を進めた。「法学部グランドデザイン2040」はその一つであり、2019年3月開催の教授会でこれを承認した。そこでは、2021年度から2040年度までの20年間に、法学部が計画的・優先的に取り組むべき教育・研究活動の方針を明確化するとともに、教育研究組織の適切性についても検討を加え、教育の基本戦略を策定した。

本課程においても、これに基づき、地球的視野に立った法的問題意識と法的解釈能力を身につけた人材の養成を目指すため、毎年実施している出願者アンケート、在学生アンケート、私立大学通信教育協会の大学通信教育学生生活実態調査、入学者調査の結果を参考にして、学習システム、事務室体制、提供サービス、教員の指導体制を含めた教育組織について点検している。近年では、法学部将来構想委員会の下に設置されたワーキンググループと連携し、通信教育部委員会委員、事務職員の協働により他大学通信教育部の実態調査を進め、法学部都心移転に伴う法学部教員の教育研究拠点の変更、さらにコロナ禍によって通学課程で実施されたオンライン授業も契機となって、2020年5月にオンデマンドコンテンツを活用した新たな単位修得モデルの提案を含む、本課程と通学課程の融合の可能性について、通信教育部委員会での承認を得た上で法学部教授会に報告する等、教育課程の改善・向上に向けた取り組みを恒常的に行っている。

本課程の教育については、一部の教養科目を除き法学部教員が担っている現状から、通信教育部委員会の承認だけでは進められるものではなく、法学部教授会との連携をしながら適宜進めている。

＜点検・評価結果＞

以上のように、通信教育課程においては、学部の教育研究上の目的、教育目標を実現すべく、将来を見据えた新たな展開を模索する仕組みとして、法学部将来構想委員会やその下に設置されるワーキンググループと連携し、通信教育部委員会において不断に、検証・検討していくという体制が整えられており、適切に機能している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇学部の教育課程・学習成果

＜点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛＞

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

＜現状説明＞

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

法学部の掲げる理念・目的に基づき、通信教育課程として、その本質を具体的かつ明確に広く社会に宣言するために取りまとめたものが、「法学部通信教育課程の三つの方針」であり、そのひとつが、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）である。この方針は、①養成する人材像、②卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度2つの視点から述べてあり、法学部のひとつの課程としての到達目標を明らかにしている。

具体的な内容は以下のとおりである。

＜学位授与の方針＞

【養成する人材像】

法学部通信教育課程は、中央大学の建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」という教育理念に基づき、「実学重視」教育の立場から、法学部通学課程と同様「グローバルなリーガルマインド」を身につけた人材を養成します。「グローバルなリーガルマインド」とは、地球的視野に立った法的問題意識と法的解釈能力を指します。

【卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度】

法学部通信教育課程では、所定の教育課程を修め、以下のような知識・能力・態度等を身につけた人材に対し、学士（法学）の学位を授与します。

1. 「基礎的な法律的・政治的専門」：地球規模での法化社会を読み解くことができる。
2. 「新たな教養」：自立した地球市民として必要な批判的・創造的考え方ができる。

「◇学部の理念・目的、教育目標」で前述したとおり、通信教育課程の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）では、その養成する人材像を「中央大学の建学の精神である『實地應用ノ素ヲ養フ』という教育理念に基づき、『実学重視』教育の立場から、法学部通学課程と同様『グローバルなリーガルマインド』を身につけた人材」としている。これは、学則第2条（本大学の使命）の「個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命とする。」、並びに、学則第3条の2（学部の教育研究上の目的）第1項第1号における法学部が目指す人材像「幅広い教養と深い専門的知識に裏

打ちされた理解力、分析力及び問題解決能力を涵養し、現代社会の様々な分野において活躍することのできる人材」について、本学のひとつの教育組織である法学部通信教育課程がその教育活動の到達目標として養成する人材像を述べたものであり、学士課程として「学士(法学)」の学位を授与するにあたっての方針としてふさわしい学習成果を明示するものである。

また、学位授与方針は、本学公式 Web サイト及び通信教育課程独自の Web サイトで公開しており、入学生全員に配布する冊子『別冊白門』にも掲載し、在学生を含め大学構成員のみならず、社会にも広く公開している。

<点検・評価結果>

以上のように、通信教育課程で授与する「学士(法学)」の学位を授与するにあたって必要な知識・能力・態度を明示した学位授与の方針を定めている。また、現在実施している通信教育課程の学位授与方針の周知方法については、円滑かつ有効なものと評価しているが、より有効な方法がないかを絶えず模索し、対応していく。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

「法学部通信教育課程の三つの方針」の中の、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）では、カリキュラムの基本構成、カリキュラムの体系性、について述べてあり、法学部の教育研究上の目的（学則第3条の2（学部の教育研究上の目的）（1））、及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で表明する法学部と法学部通信教育課程の教育目標を具現化する教育課程を述べたものである。

また、教育課程編成・実施の方針は、本学 Web サイト及び通信教育課程独自の Web サイトで公開しており、「別冊白門」にも掲載し、在学生を含めた大学構成員のみならず、社会にも広く公開している。

具体的な内容は以下のとおりである。

<教育課程編成・実施の方針>

【カリキュラムの基本構成】

法学部通信教育課程では、学位授与の方針に掲げる「グローバルなリーガルマインド」を修得できるよう、以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

1. 法律専門科目：それぞれの法律科目が対象とする専門に知識を得て、法的解釈能力を身につけます。
2. 外国語・総合教育科目：複眼的な視点を養うため、基本的な語学力、コミュニケーション能力と広い視野を持った教養を身につけます。
3. 導入教育科目：本課程における学習に必要な読解力・表現力の養成を行うとともに、法律学の専門的な学友方法・基礎的な法律情報検索能力を身につけます。

【カリキュラムの体系的性】

法学部通信教育課程では、授業科目を体系的に配置し、学生が段階を踏んで学習を進める環境を整えることで、学習成果の向上を図っていきます。

1年次：「法学入門」「導入教育」を法学の学びの出発点としつつ、その後、法体系の中心である「憲法」、民事法学・刑事法学の中心である「民法」・「刑法」の総論的な科目を学び、法学の学びの土台を形成します。また、基礎的な教養科目・外国語科目・健康関連科目、さらには、法学と関連性が高い隣接科目である政治・経済関連科目を学ぶことを通じ、法を学ぶために必要な視野を広げます。

2年次：1年次の法律専門科目を受け、さらに「民法」・「刑法」の専門的知識・素養を深めます。また、「外国法概論」や「法制史」といった基礎法学分野を学び、法の根源に至る深い学びを経験します。さらに1年次に引き続き、基礎的な教養科目、外国語科目、政治・経済関連科目の学びを通じ、高年次における、より専門的な学びのための土台づくりを継続します。ITが発展している今日において、法情報調査能力を高めるために、「情報処理」を学ぶこともできます。

3年次：1・2年次で培った「憲法」・「民法」・「刑法」の基礎を基に、さらに、基本科目（いわゆる、六法科目）を中心とした学びへと展開します。具体的には、公法学分野における「行政法」、民事法学分野における「(広義の意味での) 商法」や「民事訴訟法」、刑事法学分野における「刑事訴訟法」などが挙げられます。

4年次：それまでの学びを前提としつつ、また、入学の動機・自分自身の興味・卒業後の自分自身の目標などを考慮しつつ、さらに発展・応用的な分野における学びを継続します。具体的には、「租税法」、「倒産法」、「国際私法」、「労働法」、「経済法」、「知的財産法」、「環境法」、「刑事政策」などが挙げられます。また、「外国法概論」での学びを活かした「外国法研究」、実務的な要素も多分に含まれた「特殊講義」などにより更に専門性の高い知識を身につけます。

＜点検・評価結果＞

以上のように、法学部における教育研究上の目的（学則第3条の2第1項第1号）および学位授与の方針を十分に踏まえ、学士（法学）を授与するために必要な知識・能力・態度を身につける教育課程を具現化した方針であるといえる。

現在実施している通信教育課程における教育課程編成・実施の方針の周知方法については、円滑かつ有効なものとして評価しているが、より有効な方法がないかを絶えず模索し、対応していく。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方針＞

特になし。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

＜評価の視点3は大学院対象項目のため割愛＞

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点2：専門教育・教養教育の位置付け（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）（学部）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点5：初年次教育・高大連携に配慮した教育内容となっているか。（導入教育の整備状況等）（学部）

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

○専門教育・教養教育の位置付けについて（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）

法学部の通学課程とともに、法学部の教育研究上の目的（学則第3条の2（1）における法学部の理念と目的を追求する通信教育課程では、前述「◇学部の教育課程・学習成果」のとおり、「法学部通信教育課程の三つの方針」のひとつとして、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の中で、通信教育課程が展開するカリキュラムの基本構成、体系性を表明している。その中で明示されるように、通信教育課程のカリキュラムは、①法律専門科目、②外国語・総合教育科目、③導入教育科目、で構成されており、それぞれを体系的に配置することで、学習成果の向上を図っている。具体的には、法律専門科目を履修することにより、それぞれの法律科目が対象とする基礎的な法的専門知識を得て、法的解決能力を備えることができるようにし、他方で、法律専門科目以外の科目を履修することにより、基本的な語学力やコミュニケーション能力、それぞれの専門的知識も含めて、広く深い新たな教養を備えることができるようにし、もって形成された、全人格的な資質としての「グローバルなリーガルマインド」、すなわち「地球的視点に立った法的問題意識と法的解決能力」が身に付くように配慮した科目配置としている。なお、各科目群の量的配分としては、法律専門科目（第1群から第3群）は76単位必修とし、それ以外の科目（第4群から第10群）は第4群～第9群で36単位必修としている。さらに、履修学年をそれぞれ分けることにより、体系的かつ段階的な履修を促す仕組みとしている。

カリキュラムの具体的な体系性、カリキュラムの詳細は次のとおりである。

①法律専門科目（第1群～第3群）

基本的な法律科目（第1群）については、基本六法を中心に法的体系を考慮して、1年次、2年次、そして3年次に履修すべきものに分けて段階的に配当しており、26単位が必修となっている。

その上で、応用的な法律科目（第2群）については、2年次に履修すべきものと3・4年次に履修すべきものとに段階的に分けつつ、各自の関心に応じた履修の自由度を確保して配当するとともに、特定のテーマを扱う法律科目（第3群）については、各自の関心に応じて適宜に履修できるよう年次を問わずに配当している。

第1群から第3群に配置される科目は法律専門科目として重きを置いており、合計76単位を必修としている。

②法律専門科目以外の科目（第4群～第10群）

政治・経済関連科目（第4群）、基本的教養科目（第5群）、外国語科目（第6群・第7群）、健康関連科目（第8群）、情報処理科目（第9群）及び導入教育科目（第10群）を設置している。これらのうち、とりわけ段階的学習が不可欠な外国語科目（第6群・第7群）については、1年次と2年次に履修すべきものに分けて配当し、また、政治・経済関連科目（第4群）については、1・2年次と3・4年次に分けて配当しているほか、各自の関心に応じて適宜に履修できるよう年次を問わずに配当している。

[カリキュラム表 (2022年度入学生適用)] (※印は2022年度休講科目)

	1年次	2年次	3年次	4年次
第1群 基本的な法律科目	法学入門 2 2 憲法 4 2 民法1(総則) 4 2 刑法総論 4 2	民法2(物権) 4 2 民法3(債権総論) 4 2 刑法各論 4 2	商法(会社法) 4 2 刑事訴訟法 4 2 民事訴訟法 4 2	
第2群 応用的な法律科目		民法5(親族・相続) 4 2 外国法概論1 2 2 ※外国法概論2 2 ※外国法概論3 2 日本法制史 4 2 西洋法制史 4 2	民法4(債権各論) 4 2 商法(総論・総則) 2 2 商法(商行為法) 2 2 商法(手形・小切手法) 4 2 海商法 2 2 保険法 2 2 経済法 4 2 倒産処理法 4 2 民事執行・保全法 4 2 労働法(集団的労働法) 4 2 労働法(個別的労働法) 4 2 行政法1 4 2 行政法2 4 2 刑事政策 4 2 国際法 4 2 国際私法 4 2 外国法研究1 2 2 ※外国法研究2 2 ※外国法研究3 2 法哲学 4 2 知的財産法 4 2 租税法 4 2 環境法 4 2	
第3群 特定のテーマを扱う 法律科目	特殊講義1 2 ※特殊講義2 4 2 演習1 4 2 演習2 4 2 演習3 4 2			
第4群 政治・経済関連科目	社会学 4 2 政治学 4 2 ※日本政治史 4 国際政治史 4 2 経済原論 4 2		財政学 4 2 社会政策 4 2 社会思想 4 2	
第5群 基礎的な教養科目	歴史(日本史・西洋史) 4 2 文学 4 2 心理学 4 2 哲学 4 2 論理学 4 2 地理学 4 2 経済学 4 2 統計学 4 2 自然科学1[概論] 2 2 ※自然科学2 2 自然科学3[生物学] 2 2 自然科学4[化学] 2 2			
第6群 英語科目	英語(A) 2 1 英語(B) 2 1	英語(C) 2 1 英語(D) 2 1		
第7群 ドイツ語・ フランス語科目	ドイツ語(A) 2 2 ドイツ語(B) 2 2 フランス語(A) 2 2 フランス語(B) 2 2	ドイツ語(C) 2 2 ドイツ語(D) 2 2 フランス語(C) 2 2 フランス語(D) 2 2		
第8群 健康関連科目	体育実技1 1 1 体育実技2 1 1 体育理論 2 2 保健理論 2 2			
第9群 情報処理科目	情報処理1 2 2 情報処理2 2 2			
第10群 導入教育科目	導入教育A 1 導入教育B 1			
1年次入学生の 年次別履修単位	36 単位	34 単位	36 単位	36 単位
2年次編入学生の 年次別履修単位		36 単位	36 単位	36 単位
3年次編入学生の 年次別履修単位			50 単位	44 単位
追加履修できる単位	10 単位	10 単位	10 単位	10 単位

●授業科目単位数 ■面接授業・メディア授業単位数 年次別履修単位および追加履修できる単位は授業科目単位数

卒業要件

卒業に必要な 最低修得単位数	124単位(※)
※単位の換算がされている場合、単位換算され認定を受けた単位を含む	
第1群 (基本的な法律科目)	26単位必修
第6群 (英語科目)	8単位必修
第8群 (健康関連科目)	1単位必修
第1群～第3群の 修得単位合計	76単位必修
第4群～第9群の 修得単位合計	36単位必修

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

通信教育課程のカリキュラムは、大きくは法律科目群（第1群～第3群）と政治・経済関連科目や基礎的教養科目及び外国語科目関連科目（第4群～第9群）に区分される。法律科目群では、第1群を基本科目、第2群を応用科目として配置し、基本から応用へ、更には第3群において、特定のテーマに絞った実務的な要素が多分に含まれる学びが展開できるように体系的に配置している。外国語科目では、基本的な語学力、コミュニケーション力を、政治・経済及び基礎的教養科目では、広く深い教養を、そして前述の法律科目群により、深い専門的知識と思考力を身に付けられるようになっている。

通信教育課程における学習は、教科書を中心に各自が学習をすすめ、レポート課題に合格することで科目の理解を深める「レポート学習（通信授業）」と、教室またはインターネットを活用した授業を受講する「スクーリング（面接授業）」の2つの形態で教育を行っている。レポート学習ではインストラクターによる添削指導によって、法的思考力だけでなく文章作成能力を養い、スクーリングでは授業担当教員から対面またはオンラインを介した講義を受講することで自己学習の理解を確認、促進させ、講義内容に関する質問については直接かつ双方向的に回答・指導を受けることができるようにしている。

これらの科目群の体系的な履修、インストラクターのレポート指導、スクーリングを通じて、法学部通学課程と同様の水準で「グローバルなリーガルマインド」を身につけた人材を養成しており、学士課程としてはもちろん、通信教育課程としてふさわしい教育内容を提供しているといえる。

○後期中等教育から高等教育への円滑な移行に配慮した教育内容について

通信教育課程では、法学教育や大学教育の初学者に対して「導入教育A・B」を用意し、2021年度は全国3カ所の会場にて対面形式のスクーリング（面接授業）を行っている。また、2020年度からオンデマンドコンテンツを作成し、オンデマンドスクーリング（年間4期開講）を実施することにより、高等教育への円滑な移行が図れるように努めている。「導入教育」は、大学における学修に必要な読み書き能力を修得させ、社会問題に対する批判的関心を持たせることを目的とする「導入教育A」と、法律学の専門的な学修に必要な学修方法及び基礎的な法律情報検索能力を修得させることを目的とする「導入教育B」の2つの科目を開講している。2021年度の実講者数は、Aが705名、Bが793名であった。

「導入教育」については、受講者の約7割がスクーリング受講、レポート提出をしており、当該科目設置の目的に則して、その後の学習に繋がっているものと思料する。今後も更なる需要に応じていく施策を検討し、本課程に入学した学生がよりスムーズに高等教育への移行、法

学教育に取り組めるように、課題の抽出・改善を継続する。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

通信教育課程では、経済的理由やその他の諸事情から通学が困難な者にも通信（郵便）によって大学教育の機会をもたらし、教育の民主化の一端を担っている。また、法学の分野に関する理論と諸現象にかかる教育研究を行い、広い教養と深い専門的知識に裏打ちされた理解力、分析力及び問題解決能力を涵養し、現代社会のさまざまな分野において活躍することができる人材を養成することを目的としている。入学者の約8割が社会人であり、既に社会人及び職業的に自立をしているが、新司法試験に合格した複数の弁護士が自身の学修経験や実務経験との関係性を実践的にレクチャーする「導入教育B」や、特定のテーマを扱う法律科目「特殊講義」によって、実務における法令の執行等について実例を踏まえて学びを深めることにより、さらに自立した社会人・職業人としての自己実現を目指し、自らの将来設計について考えられるようカリキュラムを構成している。

<点検・評価結果>

以上のように、通信教育課程のカリキュラムは、教育課程編成・実施の方針に基づき体系的・段階的に、かつ専門教育と教養教育の適度なバランスをとりつつ編成しており、また、通信教育課程が期待される使命に則り、通信教育と対面（スクーリング）による教育を適切に組み合わせしており、学士課程教育・通信教育課程に相応しい教育内容となっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<評価の視点3は大学院対象項目のため割愛>

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

<現状説明>

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

通信教育課程における学習は、テキストを中心に各自が学習をすすめ、レポート課題に合格することで科目の理解を深める「レポート学習（通信授業）」と、教室またはインターネットを活用したオンデマンドにより授業を受講する「スクーリング」の2つの形態で教育を行っている。

レポート学習（通信授業）については、毎年度更新する『レポート課題集・授業科目の内容』により、1単位につき1問の課題に対するレポートを学生が作成し、これを添削することにより授業としており、提出レポートが合格した後に「科目試験」を受験することとなる。

スクーリングについては、夏期スクーリング、短期スクーリング及びリアルタイム型とオンデマンド型の2つのスクーリング、提携校に提供している対面指導型メディア授業、さらに、通学スクーリングを組み合わせ、それぞれに適した授業方法をもって、教育活動を展開している。夏期、短期、リアルタイムスクーリングにおいては、受講者が授業科目担当教員の講義を

直接受講し、ディスカッションする機会とすることにより、通信授業のみでは足りない主体的参加による知識の深化を行うことができる。また、オンデマンドスクーリングにおいては、限られた期間ではあるが、受講者の環境が充たされれば「いつでも・どこでも・何度でも」受講することが可能となっている。自宅学習を主とする通信教育において、通信授業とスクーリングをバランス良く受講することは、教育上も有効性のあるものと認識している。

通信教育課程が展開するスクーリングは、次のとおりである（開講状況は2021年度実績）。

①夏期スクーリング

通学課程の夏季休業期間を中心として、3日間で完結を3期にわたって実施。

2020年度及び2021年度は新型コロナウイルス感染症により対面もしくはオンライン会議システムを利用した双方向型授業を中心に開講し、2021年度は28講座を開講した。

②短期スクーリング

全国主要都市で、主に金・土・日3日間で実施。

2020年度及び2021年度は新型コロナウイルス感染症により対面もしくはオンライン会議システムを利用した双方向型授業で開講し、2021年度は22講座を開講した。

③リアルタイムスクーリング

多摩キャンパス炎の塔で行う短期スクーリングを、テレビ会議システムを使用して4会場（提携校を含む）へ中継して実施。

2020年度及び2021年度は新型コロナウイルス感染症によりテレビ会議システムを利用せず、オンライン会議システムを利用した双方向型授業で開講し、1講座を開講した。

④オンデマンドスクーリング

第1期から2期まで各19講座、第3期から第4期まで各20講座、合計78講座を配信して実施。オンデマンドスクーリングのみで、卒業に必要なスクーリング単位（1年次入学生30単位、2年次編入学生23単位、3年次編入学生15単位）を充足することが可能となっている。

⑤演習

全国各地で9講座を実施。

⑥導入教育

「導入教育A」は、東京と新潟で合計4講座、「導入教育B」は、東京、新潟と那覇で6講座を実施し、合わせて新型コロナウイルス感染症対応のため、2020年度に作成したオンデマンドコンテンツを使用し、4期にわたり開講した。

⑦対面指導型メディア授業

本課程と提携している新潟法律大学校及び尚学院公務員法律専門学校に、インストラクターを配置し、オンデマンドコンテンツを使用した授業を20講座開講している。

⑧通学スクーリング

通学課程の授業に出席し、通学課程の試験を受けて付与された単位を通信教育課程の単位とする。

このうち、特にオンデマンドスクーリングは、学習時間・場所を問わないことからその拡充に努め、その受講者数は2021年度4,578名（2017年度実績2,031名）となり、倍増している。

また、上述のように、新型コロナウイルス感染症により、対面での実施が困難であった講座については、オンライン会議システムを使用して開講した。これにより、オンラインであっても授業を学生との双方向性を確保した環境において実施することで学生の主体性を促しつつ、

その映像を録画し、後日視聴できる仕組み（1週間程度）を整えることで、復習等への活用ができ、学習の活性化に繋げている。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

法学部通信教育課程における卒業に必要な最低修得単位は、2018年度入学生から131単位から124単位に減じた。これは、2014年度に法学部通学課程が単位の実質化を進めるという観点から124単位に改正したことに伴うものである。これらの単位を4年間通じて無理なく修得することを保証するために、各学科ともに年次別最高履修単位を設定している（1年次36単位、2年次34単位、3年次36単位、4年次36単位）。

一般的な履修指導としては、毎年配布している『別冊白門』の誌面上、在学生用のWebサイトを中心に行っている。また履修届に関しては『履修届の書き方』を各年次に配布し、事務室で提出内容を確認して、不備については解消のための指示、指導を行っている。その他には、事務室とのメール等による個別相談や、夏期スクーリング時に開室しているインストラクターによる学生相談室及び科目別学習ガイダンス（1夏期スクーリングで2～3科目実施）を実施している。また、この科目別学習ガイダンスは、録画・編集を行い、在学生であればWeb上でも視聴できるように工夫している。

また、各種スクーリングの際に、担当教員が授業終了後に学生から履修相談などに対応している。

このように、通学課程のような対面での履修指導の機会が限られている中でも、スクーリングの機会を中心として可能な限り対応しており、更に、Webなどを活用してその不足を補っている。

○シラバスに基づいた授業展開について

通信授業については、「レポート課題集・授業科目の内容」を在学生に配布しており、レポート課題と併せて授業内容（シラバス）が確認できる工夫をしている。スクーリングについては、通信教育課程在学生サイトに授業目的・到達目標、授業概要、授業計画等を掲載することにより、シラバスに代わる機能を持たせ、スクーリングの開講予定、申し込みとあわせて確認が可能となっている。2015年度からは、夏期・短期・オンデマンドスクーリング・演習のシラバスの記載項目を統一し、シラバスとして必要な要件の整備を図っている。

<点検・評価結果>

以上のように、通信教育課程としての利点を生かしオンライン（オンデマンド含む）と対面（スクーリング）の形式を効果的に組み合わせ、通学課程とは違ったアプローチにより、学生へ有効な授業を提供しているが、より有効な方法がないかを絶えず模索し、対応していく必要がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

シラバスについて、近年内部質保証の観点から項目を整備した通学課程と内容が異なっている状況であり、質的保証の観点からは見直しが必要であると認識している。

＜今後の対応方策＞

2023年度以降のシラバスについて通学課程と記載内容を揃えつつ、通学課程と異なり講義形式の授業が存在しない通信授業の授業計画に関して、表現方法を検討する。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

＜現状説明＞

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

通信教育課程における基本的な授業科目の内容は法学部の通学課程に準ずるものであり、通信教育課程独自、かつ、多様な授業形態をもって、妥当な単位計算のもとに授業を実施している。また、学生に対しては、『履修届の書き方』を各年次に配布し、本課程以外で修得した科目の単位認定の申請方法について『別冊白門』と併せて周知を図っている。

通信教育課程の学生は、通信授業及びスクーリングの終了と試験による所定の単位修得が必要である。2022年5月現在のカリキュラムにおいては、科目群や単位数によって単位の付与方法は異なるものの、①レポート合格点の取得、あるいはレポート合格点の取得とスクーリングの受講をもって科目試験を受験し、合格した者について所定の単位（スクーリングを受講した者は、スクーリング単位も含む）が付与される授業科目、②レポート合格点の取得、あるいはスクーリングの受講に加えてスクーリング試験あるいは科目試験に合格した者について所定の単位（スクーリングを受講した者は、スクーリング単位も含む）が付与される授業科目、③スクーリングの受講をもって成績評価を行い、単位が付与される授業科目、④スクーリングの受講とレポートの提出により成績評価を行い、単位が付与される授業科目がある。

レポートを必要とする授業科目について、学生は毎年度更新する「レポート課題・授業科目の内容」により、1単位につき1問の課題に対するレポートを作成する必要がある。これをインストラクターが添削することにより通信授業としている。レポートの採点は授業科目担当教員の指導のもとにインストラクターがあたり、科目試験の採点は授業科目担当教員があたっている。なお、レポートの指導及び採点基準については、レポート添削（合否判定を含む）を担当するインストラクターに対し、レポート課題の担当教員がレポート採点基準を作成・配布し、採点・評価の標準化を図っており、2013年度からは、特に合格と不合格の基準について具体的な説明を加えることで、一層の標準化に取り組んでいる。

成績評価は、レポート、科目試験共に2022年度入学生からS（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）を合格とし、E（59～0点）を不合格としている。この成績評語は、GPA制度が通信教育課程の現行の学習形態にはなじまない状況の中、できるだけ通学課程の成績評価の主旨に合わせたものである。

以上の制度については、『別冊白門』、「レポート課題・授業科目の内容」で学生に周知している。

既修得単位認定は、法律学分野の専門科目を通信教育課程で学修することを基本に、その最終学歴に応じたカテゴリーの中で、本課程が定める「単位換算基準（取扱要項）」に従い、成績証明書、退学証明書、卒業証明書に基づき作成された単位換算（案）を、入学担当通信教育部委員が承認することによって適切に執り行っている。

○学位授与を適切に行うための措置

通信教育課程においては、必要な修業年数の在籍と、科目試験やスクーリング試験等により必要な単位を修得し、その結果、第1群（基本的な法律科目）から26単位、第6群（英語科目）から8単位、第8群（健康関連科目）から1単位、第1群～第3群で76単位、第4群～第9群で36単位を修得し、かつ、第1群～第10群で卒業に必要な卒業単位124単位を修得し、かつ必要なスクーリング単位数（1年次入学は30単位以上、2年次編入学は23単位以上、3年次編入学は15単位以上）を修得した者に学位授与を行うこととしている。通学課程と同様に体系的なカリキュラムを編成し、かつ授業科目の成績評価は先述のとおり厳格に行っており、学位授与を行うにあたっての体制は適切に整えられている。

実際の卒業生数は、2020年度157名（内、9月卒業38名）、2021年度200名（内、9月卒業40名）となっている。

<点検・評価結果>

以上のように、成績評価と単位認定を組織的に行うと共に、本課程が設定している学位授与の方針に基づき、適切に学位を授与している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目6は割愛>

点検・評価項目⑦：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

<現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

通信教育課程では、教育目標を達成するために必要な単位数（卒業所要総単位）として124単位を課している。さらに、カリキュラム内に設定しているカテゴリ毎の単位数を満たすことを卒業要件としている。これらの卒業要件の設定は、学部全体における教育上の効果を測る上での1つの指標となっている。

単位修得には、年4回実施する科目試験またはスクーリング開講に伴い実施するスクーリング試験において合格をする必要があり、また、基本的な授業科目の内容は通学課程に準ずるものであるため、試験についても通学課程と同様の基準において採点している。全ての試験結果について科目ごとに受験者数、合格者数、合格率について、定期的に通信教育部委員会にて内容を確認し、また卒業生数、退学者数、在籍期間満了による除籍者数、それぞれの在学生数との比較による割合を算出したものを指標として通信教育部委員会にて確認し、過年度実績との比較から学生の学習進捗・成果の動向を点検している。

<点検・評価結果>

以上のように、通信教育課程では、試験における各科目の単位修得状況、卒業状況、退学及び除籍状況を恒常的に通信教育部委員会にて点検することによって、学習成果の把握・評価を行っており、適切に機能している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

通信教育課程では、授業内容及び在学生の学習の状況について把握することを目的に、毎年夏季スクーリング開講時に「在学生学習アンケート」を実施しており、調査結果は、通信教育部委員会において共有し、教育活動の改善に向けた検討を行う際の参考資料としている。

2020年度以降は、コロナ禍により、対面でのスクーリング開講が困難な状況下であったため、これまで実施していたインターネットを使用したオンデマンドスクーリングとリアルタイムスクーリングに加え、オンライン会議システムを使用したオンラインスクーリングを開講している。この間、「代替スクーリング授業アンケート」、面接授業（オンライン授業）アンケートを実施した。この結果、開講したオンラインスクーリングが高評価であった一方、やはり対面型授業を希望する学生が一定程度存在することが判明した。

このように、アンケートなどを実施し、学生の動向などを注視しつつ、その結果に基づき、通信教育課程の授業や制度に関する重要事項、または改善に繋がる事項を平素から通信教育部委員会において、懇談・審議している。

○点検・評価に基づく改善・向上

在学生アンケートの結果を参考に通信教育部委員会で懇談、審議を行った結果、2023年度からオンライン形式のスクーリング開講形態の見直し、対面形式での開催数増加といった改善を行う方針である。また、県を跨いだ移動のしにくい地方在住学生、基礎疾患を抱える等により対面によるスクーリングの受講に懸念がある高齢在学生等の学習意欲に応えられるよう、オンデマンドコンテンツの充実を企図したスクーリング開講方法など、2023年度のスクーリングについて検討している。

＜点検・評価結果＞

以上のように、通信教育部委員会において、恒常的に学生アンケート等を用い、教育課程及びその内容、方法の適切性について評価・点検を行い、改善に努めている。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

アンケート結果を踏まえ、2023年度以降のスクーリング開講形態について検討する必要がある。

＜今後の対応方策＞

2023年度の開講形態については、2022年5月開催の通信教育部委員会において懇談し、2022年6月開催通信教育部委員会において審議決定し、法学部教授会に報告予定である。

◇学部における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

＜現状説明＞

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

入学者受け入れの方針では、求める人材として、①現代社会に何らかのかたちで参画しようと考えている人、②本課程の養成する人材像に共感し、備えるべき知識・能力・態度を身につけることの必要を感じている人と設定している。これは、本課程の学位授与の方針並びに教育課程編成・実施方針により、本学の分野に関する理論と諸現象にかかる教育研究を行い、幅広い教養と深い専門的知識に裏打ちされた理解力、分析力及び問題解決能力を涵養し、現代社会のさまざまな分野において活躍できる人材を養成することを目的としていることから、それらを十分に踏まえている。公表は、公式 Web サイト、通信教育課程独自の Web サイト、「別冊白門」及び「中央大学法学部通信教育課程 募集要項」を通じて適切に周知している。

入学者受け入れの方針の具体的な内容は以下のとおりである。

＜入学者受け入れの方針＞

法学部通信教育課程は、法学の分野に関する理論と諸現象にかかる教育研究を行い、幅広い教養と深い専門的知識に裏打ちされた理解力、分析力及び問題解決能力を涵養し、現代社会のさまざまな分野において活躍することのできる人材を養成することを目的としています。この目的を達成するため、次のような学生を求めています。

1. 現代社会に何らかのかたちで参画しようと考えている人
2. 本課程の養成する人材像に共感し、備えるべき知識・能力・態度を身につけることの必要を感じている人

以上に基づき、本課程の設置趣旨に照らして、学力試験を課すことはせず、高等学校を卒業していることなど、一定の入学試験要件を満たしている人を広く受け入れます。

そのこととは別に、入学以前の最終学歴に応じ、学習内容や学力水準を考慮できるようにして、既修得単位の換算を行い、2年次または3年次への編入学を認めます。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、入学者受け入れの方針は、学位授与の方針や教育課程編成方針・実施の方針を踏まえて適切に設定されており、Web サイトや募集要項等を通じて、適切に周知がなされている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<現状説明>

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

通信教育課程においては、創設以来、高等教育機関における法学教育の門戸を広く開放することを方針に教育活動を展開している。このことは、公益財団法人私立大学通信教育協会が「大学通信教育ガイドライン」において明示している、「大学の目的に基づき大学教育を時間的、空間的に制約のある多様な学習歴と年齢に及ぶ広範な人々に様々な方法をもちいて開放するものである。」との大学通信教育の目的とも合致したものとなっている。

具体的には、入学者選抜としては書類選考を通じて入学者受け入れの方針に掲げる「求める人材」像の確認を行うと共に、志望理由、入学資格である高等学校卒業もしくはそれと同等以上の資格を有していることについて確認を行い、入学資格を満たしていると判断される者については原則として入学を許可しており、学力審査等は行っていない。なお、入学者選抜にあたっての書類確認は複数の入学担当で行い、その結果を通信教育部事務長に報告し、通信教育部長が入学許可を行っている。但し、書類の不備が解消されない場合は不許可となることもある。

学生募集については、オンライン入学説明会の開催や他大学との合同入学説明会への参加、本学公式Webサイト、インターネット広告掲出等の手段で行い、社会人や主婦等、多様なバックグラウンドを有する志願者が居住地を問わず本課程の情報にアクセスしやすいよう配慮している。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する者に対しては、出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い、公平な入学者選抜の実施に努めている。

具体的な事例として、障害により、書類選考で必要とされる「志望理由」の手書き対応が難しい申し出があった際に、ファイル形式での作成・提出を認めた実績がある。

<点検・評価結果>

書類選考において、入学者受け入れ方針に基づく人材像の確認等は行っており、また、通信教育課程の設置理念である「経済的理由やその他の諸事情から通学が困難な者にも通信（郵便）によって大学教育の機会をもたらす、教育の民主化の一端を担うこと」を踏まえて学力試験を課すことはせず、高等学校を卒業していることなど、一定の入学資格要件を満たしている人を

広く受け入れていることから、法学部通信教育課程の学生募集および入学者選抜の手段として適切であると言える。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性
 評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

＜現状説明＞

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

2022年5月1日現在の総定員と在籍学生数は、以下のとおりである。

[総定員と在籍学生数]

学科	総定員	1年次	2年次	3年次	4年次以上	計
通信教育課程	12,000	311	365	488	1,598	2,762
在籍学生比率						23%

この表が示すように、総定員 12,000 人に対して在籍学生数は 2,762 人であり、在籍学生比率は 23% である。本課程では、社会人入学者が入学者数の 8 割以上おり、就業と学業を両立しているため、4 年次以上の在籍学生数が 1 年次から 3 年次を合計数よりも多くなっているのが特徴である。

また、2018 年度から 2022 年度までの入学定員と入学者数は以下のとおりである。

[入学定員と入学者数]

学科	入学定員	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	平均
通信教育課程	3,000	730 (24%)	798 (27%)	919 (31%)	1,215 (41%)	601 (20%)	853 (28%)

この表が示すように、2018 年度が底となり、それ以降増加傾向を示している。また、表からは読み取ることができないが 2022 年度も 2021 年度の同時期と比較すると、入学者数が若干上回っているが、最終的に入学定員を満たす数には到達できないであろう。

最後に、2018 年度から 2022 年度までの編入学者数（入学者の内数）は以下のとおりである。

[編入学者数（入学者の内数）]

学科	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
通信教育課程	418	430	516	675	291
入学者に占める 編入学者比率	57%	54%	56%	56%	48%

2018 年度から 2021 年度までほぼ同じ割合（入学者数に占める編入学者数）で入学しており、その割合は 50% を超えるものとなっている。これは、本課程の特徴である。

入学定員 3,000 名に対し、2021 年度でも 1,215 名となり、充足率は 41% にとどまっている。近年は増加傾向に転じており、これは、他大学（慶應義塾大学、法政大学、日本大学、日本女子大学）と協力し、合同入学説明会の開催している。しかしながら、翌年度からは新型コロナ

ウイルス感染症の影響により、開催できていない。

また、従来からの本学独自もしくは大学通信教育を実施している大学・大学院・短期大学合同による対面形式の入学説明会については、人の移動が制限されたコロナ禍においては、オンライン会議システム Zoom を用いたオンライン入学説明会の開催、LINE を用いた個別相談（予約不要）での対応を導入することにより、入学者数増加を図っている。

<点検・評価結果>

収容定員に対する在籍学生数、および入学定員に対する、入学者数がそれを充足していない状況が継続している。これらの改善に向けて入学者募集の施策を複数行っており、近年は入学者の増加傾向に転じている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

収容定員・入学定員充足率が低いことに関しては、これを改善する必要がある。

<今後の対応方策>

オンラインで入学説明会を開催し、減少傾向であった入学者数が増加傾向に転じている。それについては、継続して開催することはもとより、今後は在学生の学習環境における利便性の向上、オンデマンドコンテンツを充実させるなど、教育課程の充実を図り、その広報に繋げることにより、社会人入学者の増加に努める。具体的には、現在のレポート添削は約4週間を要するが、これをシステム変更し、Web を活用した提出方法に変えることにより、添削期間を短縮するように努める。これは、2021年2月5日開催の通信教育部委員会で承認された「通信教育部のデジタル化推進について（提案）」の実現に資するものであり、業者と現行システムリプレース後の新システムでの実現を目指して2022年6月から本課程制度とシステム対応状況確認の作業に着手する予定である。また、オンデマンドスクーリング科目について、法律科目を20科目開講しているが、開講していない法律科目についてもオンデマンドコンテンツ化を行い、法律科目は全てオンデマンドスクーリングで開講できるように努める。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

毎年、監事監査に向けた資料を作成しており、通信教育部委員会において点検・評価を行っている。その内容は、1年間の本課程の活動を総括するものであり、入学者の人数・年齢・職業をはじめ、在学生の人数、各種スクーリングの開講数・受講者数などがまとめられている。これらの資料を基に、学生の受け入れに係る点検・評価を行い、適宜改善・向上に向けた施策検討を行っている。

2019年度には大きな課題となっている定員充足率向上に対して、他大学（慶應義塾大学、法政大学、日本大学、日本女子大学）と協力して合同入学説明会（2019年12月22日開催）を開催した。

また、従来からの本学独自もしくは大学通信教育を実施している大学・大学院・短期大学合同による対面形式の入学説明会については、人の移動が制限されたコロナ禍においては、実施・参加を取りやめている。その代替として、Zoomを用いたオンライン入学説明会（要予約）の開催、インターネット広告の積極的な活用を行った。その結果、2021年度の入学者数は1,215名となり、前年度と比べて296名が増加した。

<点検・評価結果>

毎年度、入学者や在学生の人数等をまとめた資料を通信教育部委員会において共有した上で、次年度以降の学生募集に係る施策等について審議し、決定するプロセスを踏み、改善・向上に繋げている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<現状説明>

○大学として求める教員像の設定

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本課程は、通信教育部学則第2条に則り、法学部教授会の下、通学課程と併設するかたちで位置づけられていることから、法学部教授会を中心とした組織体制となっている。従って、教員像の設定や教授会組織の編成方針は、法学部（通学課程）の記述を参照いただきたい。

通信教育課程の教育活動については、通信教育部学則第6条第1項が「通信課程の授業は、本大学の通学課程の教員が担当する。」、及び第2項が「通信課程の学習指導については、前項に定める者のほか、委員会の選任するインストラクターに担当させることができる。」と定めている。

その上で、同学則第27条に定める通信授業、面接授業及びメディア授業のようなスクリーングは、法学部、法務研究科や他学部所属の専任教員を中心に担当する。なお、通信授業の教材となる基本教科書の執筆に関しては、法学部専任教員が当たることを原則としている。同学則第30条に定めるレポート課題の通信添削等の学習指導については、「通信教育部のインストラクターに関する内規」に基づき行われる選任手続きを経て、通信教育部委員会で選任が決定されたインストラクターが担当している。

2022年度における教員組織の構成としては、法学部専任教員：103名、法務研究科及び他学部所属の専任教員：19名、非常勤教員：40名となっており、通信授業、スクーリング及び補助教材である『白門』の執筆を担当しているほか、インストラクターについては183名が選任され、学習指導を担当している。

更に、前述のとおり、通信教育課程は運営機関として通信教育部委員会を置き、通信課程の実施に関する重要な事項及び法学部教授会から委任された事項について審議決定している。当該委員会は、通信教育部学則第4条のとおり法学部教授会で選出して学長が委嘱する通信教育部長のほか、同学則第5条第2項及び第4項のとおり職務上の委員である法学部長と、同条第2項及び第3項のとおり法学部教授会で互選して学長が委嘱する9名の委員、合計11名の法学部専任教員で構成する。当該委員会の任務は前述のとおりであるが、通信教育課程の理念と目的のような法学部全体に関わる事項については、当該委員会で審議決定し、さらに法学部教授会で審議決定することとしている。

このように、通信教育課程は法学部教授会のもと通学課程と併設する形で位置づけられていることから、その理念と目的の実現に向けて、その教育体制は法学部教授会との確実な連携が図られた機能的な仕組みを持っており、教員組織、カリキュラム、授業、学習指導等の教育体制の全般にわたって通学課程と同等の教育力を維持できるように配慮されている。

<点検・評価結果>

このように、通信教育課程は法学部教授会の下、通学課程と併設するかたちで位置づけられていることから、運営体制も含め、法学部教授会を中心とした組織体制をとり、適切な教育を行っている。また、その理念と目的の実現に向けて、その教育体制は法学部教授会との確実な連携が図られた機能的な仕組みとなっており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

<評価の視点の②については大学院対象のため割愛>
 評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。(実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在 student 数、授業科目と担当教員の適合性等)

<現状説明>

○編成方針に沿った教員組織の整備について(実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在 student 数、授業科目と担当教員の適合性等)

本課程は、通信教育部学則第2条に則り、法学部教授会の下、通学課程と併設するかたちで位置づけられていることから、法学部教授会を中心とした組織体制となっている。従って、専任教員組織は法学部(通学課程)に準じた編成となっていることから、本項目では専任教員のみならず兼任講師やインストラクターも含めた、授業科目と担当教員の適合性に関する記述としたい。実務経験者や外国人教員の受け入れ、ジェンダーバランス、年齢構成等、専任教員組

織の構成については法学部（通学課程）の記述を参照いただきたい。

通信教育部学則第6条のとおり、通信教育課程の授業（教科書執筆、レポート課題、試験問題等）は、主として法学部専任教員が担当しているが、定年退職後の補充人事や学問分野等の事情により、法学部専任教員を充当できない場合、法務研究科や他学部所属の専任教員が担当する。やむをえない事由により専任教員が充てられない授業科目については、通信教育部委員会の審議決定を経て、法学部、法務研究科や他学部所属の非常勤教員に担当を依頼している。スクーリングについては、法学部、法務研究科や他学部所属の専任教員が中心となって授業を行っている。

なお、2022年5月現在における専兼比率は、法学部専任教員103名、法務研究科及び他学部所属の専任教員22名、非常勤教員22名となっており、通信授業、スクーリング及び補助教材『白門』の執筆を担当している。

レポート採点、オンデマンドスクーリングの運営、学習に関する質問への回答、学習相談等の課外講座を担当するインストラクターについては、2022年5月現在で214名が採用されている。その選任は本学の法学研究科博士前期課程修了者や法務研究科修了者等の厳格な資格条件を定める「通信教育部のインストラクターに関する内規」に基づき行われており、本学専任教員または授業科目担当教員、法務研究科長の推薦に基づき、通信教育部委員会で履歴書及び推薦書の確認を行った上で、審議決定している。インストラクターは授業科目担当教員との連絡を相互に密に行いながら、円滑な通信授業（レポート採点、質問回答等）、オンデマンドスクーリングの運営、学習会等課外講座を実施しており、通信教育課程の教育において重要な役割を担っている。

このように通信教育課程の教育活動に当たっては、通学課程や法務研究科を含む他学部の協力を得て、その活動推進に相応しい人材を確保し、適正な配置を行っている。

<点検・評価結果>

以上のように、主に法学部専任教員を主としつつ、法科大学院や他学部の協力を得ることで授業科目と担当教員の適合性を担保し、レポート採点等の運営に際しては、必要数のインストラクターを厳格な基準の下で確保することにより、通信教育課程として必要な教育活動ができているため、適切に教員組織を構成しているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：教員の募集・採用・昇格は適切に行っているか。

評価の視点1：教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか。
（任期制の教員を含む）

評価の視点2：規程等に従った適切な教員人事が行われているか。（教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む）

<現状説明>

○教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続き（任期制の教員も含む）

○規程等に従った適切な教員人事（教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む）

通信教育課程は法学部教授会のもと通学課程と併設するかたちで位置づけられていることか

ら、その理念と目的の実現に向けて、その教育体制は法学部教授会との確実な連携が図られた機能的な仕組みを持っている。法学部教授会における教員の募集・任免・昇進にかかる規程として、中央大学専任教員規程、中央大学特任教員に関する規程、中央大学助教規程、中央大学法学部専任教員の任用及び昇進の基準、中央大学任期制助教細則、法学部実務家特任教員に関する内規等がある。募集・採用・昇格や各種規程に関する具体的な記述については、法学部（通学課程）の記述を参照いただきたい。

<点検・評価結果>

以上のように、通信教育課程は、法学部教授会との確実な連携の上、適切に教員の募集・採用・昇格が行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目④は割愛>

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

上述のとおり、通信教育課程は法学部の下に置かれる課程であり、法学部教授会との確実な連携の上で教員組織を編成している。法学部では、法学部人事計画委員会（2022年4月より、法学部人事委員会へ改組）において、法学部の教員人事計画を策定するにあたり、教員組織の適切性に関して定期的な点検・評価、それに基づく改善・向上の活動を行っている。具体的には、人事計画の方針策定にあたって、各部会から数年間にわたる人事計画や必要性に関する項目を聴取し、同委員会において取り纏めたうえで、委員会において総合的な判断を行っている。

なお、通信教育課程で独自に配置するインストラクターについては、「通信教育部のインストラクターに関する内規」に定める要件を満たしており、科目担当教員から推薦のあった者について、通信教育部委員会にて履歴書及び推薦文をもとに審議し、採用の判断を行っている。採用されたインストラクターについては、毎年1回、科目担当教員からインストラクター継続者の確認が行われており、定期的な適性の確認が行われている。

<点検・評価結果>

法学部人事計画委員会（現在は法学部人事委員会）のもとで、適切に行われている。また、インストラクターについても毎年科目担当教員による適性の確認が行われているため、適切であると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部における学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点3、4、6、8～9は全学項目、11は資格取得課外講座に関する項目のため割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点10：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

<現状説明>

○学生支援体制の適切な整備

通信教育課程では、春夏秋冬の年4回補助教材として『白門』を発行し、学生に配本している。この『白門』は、本課程でスクーリングや導入教育等を担当する教員が執筆した論文や時事問題に関する記事や学習の基幹である「レポートの書き方」等について解説した学習指導記事を掲載している。各種案内、手続きに関するお知らせを順次「掲示板」から在学生Webサイトへの掲載変更を進めており、即時性のある各種情報の周知に努めている。在学生サイトには入学から学習開始までの流れに関する動画をアップし、新入生や久しぶりに学習に着手する学生が学習上必要な情報ツールやWeb学習支援システム、履修登録、学習サポートツール等を説明し、学習開始にあたっての理解を促進して不安を払拭するようにしている。奨学金に関しても在学生Webサイトにて周知し、各学生の生活と学習の両立に資するよう申請、相談等に随時対応している。

また本学教員が選定した法律関係など推薦図書の本課程の学生が利用できるように、公共施設などの協力を得て、中央大学通教文庫を設置（全国45か所）しており、地方在住者に対しても学習環境を整えている。

教科書の記載内容に関する質問等は本課程インストラクターに質問を随時受け付けおり、また本学Webサイトなどを利用し、公開教材を配信している。

○成績不振の学生の状況把握と指導

学生は登録情報や学習履歴の確認や事務手続を行うWebシステム「Myはくもん」があり、随時自身の成績等を確認することができる環境を整えている。試験結果は学習の成果について確認する機会でもあり、Myはくもんで確認できるものの受験者全員に試験結果ハガキを送付して見直しを意識できるようにしている。試験終了後には、試験問題を在学生に公開もしている。このほかに4月入学生には、毎年3月に、10月入学生には9月に、通信教育部事務室から学生に成績表を発送し、学生自身による学習状況の再確認を促すことをしている。1年次生に関しては、単位修得状況の分布について把握している。

履修相談等の事務室等の相談は、在学生オンライン質問受付を開設し、受け付けている。

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

奨学金制度としては、日本学生支援機構奨学金が募集する「夏期面接授業貸与奨学金」及び「通年面接授業貸与奨学金」のほか、また、2016年度に発生した熊本地震被災者に対して、2016年度に限り、基本授業料全額の還付を行うなど、自然災害で被災した学生に適宜奨学金（基本

授業料の還付)を行っている。

上記に示した奨学金制度は、『別冊白門』等の刊行物、通信教育課程 Web サイトで周知を行っており、通信課程の性質を考えれば極めて有効かつ適切な方法である。

また、本課程では、2004 年度に基本授業料をそれまでの6万円から8万円に、夏期スクーリング受講料を4千円から6千円に増額したが、それ以降、学費改訂していない。これは、本課程の設置趣旨によるところであり、学生への経済支援のひとつである。

○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

学生会支部（学生による任意の団体）は、基本的に全国都道府県の居住地を基準に活動する、長い歴史を持つ組織である。地域による学生数の多寡、学生による活動への参画意識の差異があり、特に地方の支部は運営が難しくなる傾向にあるため、支部長、会計、会計監査の3役を備えることを最低条件として設定することにより存続がしやすいように配慮している。また、本課程の在学生サイトに学生会支部のページを設け、各支部の連絡先や学習会開催案内を掲載し、支部員や学習会参加者の募集を支援している。在学生サイトへの掲載内容については、通信教育部事務室による内容確認・承認を経なければ公表されない仕組みとしており、掲載内容の適切性、支部間の公平性を保っている。また、各支部は自主的に運営されているが、通信教育部は学生会支部による学習会及び親睦活動に経費補助（講師謝礼、会場借用料、会議費、通信費等）を行い、活動の促進を図っている。通信教育部からの補助がない場合は、学生会支部構成員の経済的な負担が増加し、特に地方支部などでは活動の継続が困難になると考えられることから有効な補助制度である。なお、活動費補助については、支部運営を裏付ける役員名簿、支部員名簿、前年度決算書の提出がなされた支部のみ対象としており適切に運用されている。また、近年はオンライン会議ツール等の普及に伴い、居住地以外の学生会支部への参加が見られており、学生会支部活動の活性化が期待される場所である。

<点検・評価結果>

通信教育部はその教育課程の性質から通学課程のような支援体制は採っていないものの、「白門」の定期的な配本による修学支援や、奨学金情報の適切な開示、学生会支部の活動支援を通じて、必要な支援を適切に行っていると言える。特に、学自学自習が基本である通信教育課程において、学生会支部はその学生同士の接点となり、切磋琢磨できる環境となっていることから、修学支援の体制として、そのような役割である学生会支部に活動費補助等の支援を行うことは適切である。

<長所・特色>

正課外活動の支援について、学生会支部活動がオンライン会議ツールなどの普及に伴い、これまで参加が困難であった居住地以外の学生会支部への参加が容易となり、正課外での活動に広がりが見られる。2021 年度には 180 件の学習会補助のうち、71 件がオンライン会議システムを用いて実施されたものであり、実施方法に即した補助制度は適切に機能していると言え、長所とすることができる。

<問題点>

特になし。

＜今後の対応方策＞

居住地に囚われない活動が多くなってきているが、やはり対面での学習会の必要性は未だに多い。そのため、今後はデジタル化技術の発達による学生会支部の活動を支援しつつも、対面形式とオンライン形式での補助の在り方等の検討が必要である。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

毎年開講する夏期スクーリング時に、「在学生学習アンケート」を、学習状況、学習サポートの制度・仕組みの学習支援、スクーリング等についての満足度を5段階で回答してもらう、自由記述欄を設ける等で実施している。その後通信教育部事務室において集計した結果を通信教育部委員会において問題点の共有と改善方法等について懇談している。懇談結果に基づき、その後、具体案を担当の通信教育部委員と事務で作成し、改善に努めている。

2021年度は特にスクーリングに関するアンケートを実施し、オンライン形式によるスクーリングの利便性は評価されながらも、対面形式へのニーズがあることが分かり、オンデマンドコンテンツを充実させつつも、対面式スクーリングの開講を増やしていくことを検討した。

＜点検・評価結果＞

以上のように、学生支援の体制は、「在学生学習アンケート」を基にして通信教育部委員会と通信教育部事務室が連携・協力し、適切に点検・評価およびそれに基づく改善・向上に努めている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇大学運営・財務

（大学運営）

＜点検・評価項目①は全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

＜評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛＞

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

＜現状説明＞

○意思決定プロセスが明確化されているか。

○通信教育部委員会の権限と責任が明確化されているか。

上述のとおり、通信教育課程は、学則第5条第1項に基づき、法学部の中に通学課程とともに置かれた教育課程のひとつであり、同条第2項により、独自の学則である中央大学通信教育部学則を設けている。実施にあたる組織としては、当該学則第2条に基づく通信教育部を置き、その運営機関として同学則第5条第1項に基づく通信教育部委員会を置き、同条第5項に定めるとおり通信課程の実施に関する重要な事項及び教授会から委任された事項について審議決定する任にあたっている。当該委員会は、法学部教授会で選出して学長が委嘱する通信教育部長のほか、職務上の委員である法学部長と、法学部教授会で互選して学長が委嘱する9名の委員、合計11名の法学部専任教員で構成している。当該委員会の任務は上記のとおりであるが、通信教育課程の理念と目的のような法学部全体に関わる事項については、当該委員会で審議決定し、さらに法学部教授会で審議決定することとしている。また、当該委員会は11名という機動力に富む小規模組織となっているが、必要に応じて当該委員会の下部組織である通信教育部制度等検討部会を設置して、当該委員会から委任された事項について審議検討に当たることとしている。

また、通信教育部委員会においては、事務組織と一体となった教育活動を推進するため、学習、授業、入試、教材、自己点検、教務など、事務組織の担当部門に応じた委員の役割分担を行い、組織的かつ機能的な体制が明確に確立されている。

○通信教育部長の権限と責任が明確化されているか。

通信教育部長は、通信教育部学則第4条に基づいて置かれた組織長であり、その位置づけは、同条第2項及び第3項に定めるとおり、通信教育部に関する事項をつかさどり、通信教育部を代表しており、本学教授のうちから、法学部教授会で選出した者につき、学長が委嘱することとなっている。さらに、同学則第5条に定める通信教育部委員会を招集し、その議長となる。これは、法学部教授会員である専任教員の中から選出された通信教育部長が、法学部教授会を代表し、通信教育課程の管理運営に責任を持ってあたることを明確に定めるものである。

○通信教育部長の選考方法の適切性、妥当性

通信教育部長の選任は、中央大学通信教育部学則第4条3項の規程により、「通信教育部部長は、本大学教授のうちから、法学部教授会で選出した者につき、学長が委嘱する」に基づいて行われている。2019年1月18日の法学部教授会において制定された「法学部長及び通信教育部長の選任手続きに関する内規」に則って選挙（投票）を行い、有効投票数（無効票を除く。白票は有効）の過半数の得票により選ばれる。

また、開票の結果、第1位の得票数が有効投票数の過半数に達しなかった場合には、上位得票者2人について決選投票を行って選出する。その際には、第1位の得票数が過半数に達していなくとも、比較多数で上位の票を得た者を選出する。

通信教育部長選出手順は以下のとおりである。

- ・選挙管理委員を3名選出。
- ・受付、投票所を設け投票を行う。
- ・開票作業は、選挙管理委員の立会のもとに、学部事務室職員が行う。

＜点検・評価結果＞

以上のように、学則および通信教育部学則においてその意思決定プロセスや通信教育部委員会による権限を明記しており、法学部教授会との連携を図りつつ、適切に運営を行っている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

＜点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛＞

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

＜評価の視点3については全学項目のため割愛＞

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

＜現状説明＞

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

通信教育課程の事務組織を担う通信教育部事務室は管理職である事務長1人、課長2人と監督職である副課長5人（担当副課長含む）、一般課員6人の合計14人からなっている。また、教務課と庶務課を置き、機動性の確保と責任の所在の明確化を図りながらも密な連携を行うことで、通信教育部に係る事務業務を遂行している。

教務課は、授業担当として、面接授業、オンデマンドコンテンツの作成等の業務、教務担当として、証明書作成、学籍、奨学金等の業務、学習担当として、通信授業、レポート、試験、履修登録等の業務である。また、全体を統括する教務課の副課長を各担当の監督者として任務を担っている。

また、庶務課は、NKKグループとして主に入試、広報、教材等の業務、庶務・会計グループとして、予算・決算、収入・支出、給与・出張等の業務を担っている。

各課の構成は、教務課は、課長1名、副課長（担当副課長含む）2名、課員4名であり、庶務課は課長1名、副課長（担当副課長含む）3名、課員2名で構成されている。その他に派遣職員として教務課に3人、庶務課に4人を配置し、業務の補完をしている。このほか、レポート仕分け、マークシートでの履修登録の作業等に必要なパートタイム職員を採用し、その任に充てている。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

学内外の様々な研修等の情報に基づき、各職員が業務の専門性向上を目的とする研修や広く職員としての知識・能力を修得するための研修及び大学として人事部が対象者別に行う資格別・目的別研修等へ参加している。

今般のコロナ禍におけるDX化への対応についても、通信教育部独自の在学生サイトの立ち上げ、従来は紙媒体や対面での提供を行ったものを電子化し、学生サービスに支障が出ないようにするとともに、事務処理の効率化も実現することができた。

教職協働の取組みについては、法学部将来構想委員会の下に、通信教育課程と通学課程の融合を行うことを目的とした、オンライン授業検討WGが組成され、通信教育部事務室職員から事

務長、課長、課員2名が委員として選出され、オンライン授業の方針立案について、教員のみならず、職員の意見も反映できる仕組みとなっている。

<点検・評価結果>

以上のように、通信教育課程の事務沿組織として最大限の効果が発揮できる体制が確立されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

(財務)

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：収益事業のための体制は適切に整備されており、事業は安定的であるか。

評価の視点1：安定した収益のための制度・仕組みは適切に整備されているか、収益の状況

<現状説明>

○安定した収益のための制度・仕組みは適切に整備されているか、収益の状況

本課程において主な収入は、本課程在学生の学費であり、学生数の確保が収入の安定化に直結する仕組みとなっている。そのほか、他の会計からの繰入収入（補助金など）、手数料収入（選考料など）がある。支出については当年度予算に基づき、学校法人会計基準及び中央大学支出基準に則り、厳格に執行することとしている。

本課程の予算案は通信教育部委員会で審議し、大学の理事会で承認している。その予算をもとに、通信教育部事務室、通信教育部長が予算執行している。決算は9月末の仮決算、3月末の本決算があり、決算書類を作成し、それぞれ会計士監査と監事監査を経て、その妥当性、適正性を担保している。

近年の本課程の在学生数は1996年度の9,120名をピークに減少を続け、2018年度は歴代最少の3,279名まで減少した。2015年度決算では初の赤字決算となり、財務体質の改善を図るべく、当時の通教部長のもと、中長期改革を行った。人件費の圧縮や指定教科書配本制度の廃止などの施策を行った結果、2017年度以降は黒字を確保できるようになった。そして、2020年度以降のコロナ禍により、対面型授業からオンライン授業への転換、入学説明会のオンライン化、科目試験のオンライン化など感染症対策に資する業務の見直しを行った。その結果、大幅な支出の抑制と新入生数の大幅増によって、2021年度決算においては約2億円の収入超過となった。なお、2019年度約4,400万円、2020年度約1億円の収入超過となっており、安定して収益を上げているところである。

<点検・評価結果>

以上のように、通信教育部事務室と通信教育部長を中心に、適切な予算案の作成と定期的な決算状況の確認による収支のバランスを監査できるような体制を整えていることに加えて、近年は中長期改革と近年の業務改善により、持続可能な財政を維持できるようになっており、もって安定した収益のための制度・仕組みは適切に整備されているといえる。

<長所・特色>

2020年度は新入生数919名、2021年度は1,215名と、コロナ禍において好調な入学生数を確保している。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

安定した収益を確保するために、広報活動など学生募集に関する施策を更に推進する。

また、学生の学習環境（利便性）の向上や業務の効率化を目的として、2024年度又は2025年度からの稼働を目指して教務システムのリプレイスを行う。

以上

経済学部

◇学部の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

<現状説明>

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

本学の「建学の精神」は、抽象的体系性よりも具体的実証性を重視し、実地応用に優れたイギリス法についての理解と法知識の普及こそが、わが国の独立と近代化に不可欠であるというものであった。それゆえ「實地應用ノ素ヲ養フ」教育によって、イギリス法を身につけ、品性の陶冶された法律家を育成し、わが国の法制度の改良をめざしたものである。

経済学部の教育研究上の目的も、この建学の精神に則り、学則第3条の2において「経済学及びその関連領域にかかる教育研究を行い、広く国際的で豊かな教養・学識と専門能力を有し、社会の様々な分野においてその学識と能力を発揮することのできる人材を養成する。」と定めている。

2015年に創立110年を迎えた経済学部は、これまで社会に有為な経済人を多数輩出し、日本と世界の経済発展に指導的役割を果たす人材を育成してきた。そして今日、経済のグローバル化が進み、経済や経営についての専門的知識を備えた人材に対する社会のニーズはますます高まっている。経済学部ではこのような経済・経営についての専門的知識も、人々の経済活動が誰のために、何のために行われているのか、そしてその前提としての自然・文化・社会に関する幅広い理解と洞察が伴わなければ不十分であるとの認識の下、経済学部の長い歴史の過程で、学科組織を拡充することで時代の変化、社会的ニーズへの対応を図るとともに、自然・人文・社会に関する幅広い教養教育を重視する姿勢を貫いている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」は、経済学部における教育研究上の目的の「広く国際的で豊かな教養・学識と専門能力を有し、社会の様々な分野においてその学識と能力を発揮することのできる人材を養成する」に表されており、本学の教育理念・目的及び建学の精神を踏まえ、大学の理念・目的に沿って、学部の目的を適切に設定している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

＜現状説明＞

○構成員に対する周知方法とその有効性

○社会への公表方法

経済学部の教育研究上の目的については学則第3条の2において明示しているほか、経済学部履修要項をはじめ、本学公式 Web サイト等を通じて学内外に広く公開・周知している。

また、各学科における理念・目的についても、履修要項、本学公式 Web サイト、経済学部ガイドブックのほか、講義要項を通じて、教育に対する方針や姿勢をよりわかりやすく提示し、これらに対する学内外での理解の促進に努めている。

また、新入生及び各学年の在学生に対しては、経済学部における学修に取り組むための前提知識、確認事項として、各種媒体を通じて周知しているこれらの内容やこれに基づくカリキュラム体系について、各学科のガイダンスや導入科目等の機会を活用して周知に努めているが、2021年度の在学生アンケートでは、「自分の所属学部が養成しようとする人材像やカリキュラム・ポリシーについて知っていますか。」という設問に対し、「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」を選択した割合が12.4%に留まっている。

2016年度には教職員をメンバーとした教職協働の経済学部ブランディング・広報ワーキンググループ（現在は常設の「ブランディング・広報戦略委員会」として運営）を立ち上げ、経済学部のブランディング・広報について検討し、その一つの成果として、経済学部の教育方針を表したキャッチコピーを作成した。キャッチコピーは現在、公式 Web サイト上および紙媒体の経済学部ガイドブックで、教育方針に係るメッセージとして、受験生を始め、学内外に周知している。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、経済学部の諸活動の核となる教育研究上の目的については、明確に設定し学内外への周知・発信に努めている一方で、在学生にはあまり浸透していない状況であると捉えている。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

在学生アンケートにおいては、経済学部のカリキュラム・ポリシーなどがあまり浸透していないという結果が示されている。

＜今後の対応方策＞

「ブランディング・広報戦略委員会」で、養成しようとする人材像やカリキュラム・ポリシーに関して在学生の認知度を上げるための具体的な施策を検討し、実行する。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>**○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況**

経済学部の諸施策について、毎年の自己点検・評価活動の中で検討・設定を行っている。

現在の経済学部における中・長期計画として、グローバル人材育成の推進（国内外のインターンシップ）、入試政策・中高大接続戦略（科目等履修生制度と高大接続入試）、ブランディング戦略（地方出身学生比率増加）等をアクションプランとして掲げ、取り組んでいる。

また、2022年2月8日開催のカリキュラム改善委員会で今後の学部改革について検討し、方向性を確認した。主な内容は、新型コロナウイルス感染症拡大以前の状態への回復、課題となっている教員採用への取り組み、附属高等学校との連携の充実、初年次教育の充実等である。

<点検・評価結果>

以上のとおり、現状における諸施策は適切に策定し、取り組みを推進している。今後、法学部移転後の多摩キャンパスの将来構想と連動して、経済学部の中・長期計画も改めて検討・策定されることとなる。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

法学部移転後、商学部と総合政策学部とともに、6・8号館を利用した3学部連携教育プログラムを構想しているが、これら施設が利用可能か現段階では不透明である。

<今後の対応方策>

多摩キャンパスの施設利用を含む将来構想策定に合わせ、経済学部としての取り組みを検討していく。

◇学部における内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

<現状説明>

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

経済学部の自己点検・評価にあたっては、学部長を委員長とする経済学部組織評価委員会が中心となり、毎年度「自己点検・評価レポート」を作成し、経済学部における活動について、前年度に掲げた問題点・課題への対応策の進捗状況を検証するとともに、その進捗状況を踏ま

え新たな問題点・課題の指摘及びその対応策を立案する仕組みとなっている。

具体的な対応策については、それぞれの課題に係る各委員会や事務室の各担当において検討し、改善に向けた取組みを推進している。

入試政策・中高大接続戦略として科目等履修生（高校生）増加への取組みを行っているが、2020年度までは本学の各附属高校と近隣の指定校にしか重点的にPRしていなかったことが要因と思われるが、受講生はこれらの学校の生徒が大半で、それ以外の生徒は思うように増えていなかった。自己点検・評価結果を踏まえ、本戦略のさらなる推進を志向し、2021年度は本学公式Webサイトへの掲載や全国の高校へFAX告知をした結果、首都圏のみならず地方の高校生から多くの出願があり、目標値を上回る166名の高校生が科目等履修生として「経済入門」の授業を受講した。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

2016年度の認証評価で、入学者数の定員管理について、「経済学部経済学科、国際経済学科において、収容定員に対する在籍学生数比率が2016（平成28）年度に改善されたものの、2015（平成27）年度においては問題が見られたため、注意を要する」とされた。

当学部では、入学試験形態ごとに合否委員会を開催し、学科ごとの定員を認識したうえで、過去の実績を踏まえ、手続率をどの程度見込むかを慎重に議論して合格者数を決定している。

しかしながら、学科別志望順位制を採用していることを背景に、手続き率を正確に予測するのは至難であることから、学科別入学者数にばらつきがみられるところがある（◇学部における学生の受け入れ、点検・評価項目③を参照のこと）。

<点検・評価結果>

以上のとおり、経済学部組織評価委員会が定期的に学部の自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の結果は「経済学部自己点検・評価レポート」として取りまとめ、その結果に基づき改善・向上を図る仕組みも整備されている。認証評価機関等からの指摘事項についても、組織的に対応している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

現在、経済学部は、前章で述べた学部としての理念・目的・教育目標を具現するために、経済学科、経済情報システム学科、国際経済学科、公共・環境経済学科の4つの学科を設置している。経済学科は、経済学部の基礎・基本科目を中心に学修し、激変する現代の社会状況に対応して、現実の経済的諸問題を深く考察できる人材の育成を目指している。経済情報システム学科は、企業、産業、地域経済の成長と変化についての経済学的研究と、情報科学や実践的な情報処理技術の学修とを一体化して、グローバル化する企業や地域経済のリーダーの育成を目指している。国際経済学科は、国際経済における経済活動の実態を体系的に学修し、国際的な経済問題の原因究明や解決策を提言できる能力を身に付け、企業の国際部門や外資系企業で活躍できる人材の育成を目指している。公共・環境経済学科は、国や地方公共団体等の公的機関、NGO、NPO等の民間団体、国境を越えた多国間機構等の安全、環境、福祉、教育、人道支援等について学修し、環境問題、国際社会、地域社会の活動に関する正確な知識に基づいた適切な判断力を身に付け、現実の政策立案・評価に関わる人材の育成を目指している。

<点検・評価結果>

本学の「建学の精神」である、具体的実証性の重視、「實地應用ノ素ヲ養フ」に沿い、「経済学及びその関連領域にかかる教育研究を行い、広く国際的で豊かな教養・学識と専門能力を有し、社会の様々な分野においてその学識と能力を発揮することのできる人材を養成する。」という当学部の教育研究上の目的の下で、高度経済成長期におけるわが国の学術の進展や社会的なニーズを踏まえながら、経済学部の理念・目的の具現に資する上で不可欠な学科を設置しており、大学の理念・目的、社会の要請に適合した適切な教育研究組織となっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

経済学部のあらゆる事項を教授会に先立って審議する常設委員会である「研究・教育問題に関する経済学部委員会」（学部研教）は、経済学部長、中央大学研究・教育問題審議会委員、各担当者会議議長（専門・一般・外国語・保健体育）、経済学研究科委員長、教授会員の互選による委員から構成されており、この委員会において教育研究組織の妥当性について適時検証している。

また、カリキュラムに関わる改革を行った場合は、原則として、完成年度を念頭に置いて次期の改革に着手するようになっている。

過去における在外研究制度利用の適切性を点検・検証した結果、新しい研究促進期間制度利用における一層の適切性を図る観点から、経済学部研究促進制度運用・候補者選定委員会内規を新たに制定し、2022年度からは新しい委員会のもとで、候補者選定とともに、本制度にかか

る利用の適切性の担保に努めている。

また、毎年専任教員採用人事手続きにおいて、例年9月の人事委員会において、当年度の採用手続きを含む一連のプロセスについて反省点や課題等を定期的に懇談している。ここで集約された諸課題等は、翌年の人事基本方針をはじめ一連の採用手続きに必ず反映することとしている。

ゼミ（演習）の募集については、毎年、応募者と合格者の開きや、ゼミ単位での偏り等が発生せざるを得ないが、これを毎年数値で確認したうえで、翌年度のゼミ募集スケジュールや手続きに反映し、学生への不利益を年ベースで解消するよう努めている。

毎年入試における合格者と手続き者の状況については、入試形態・種類別に詳細に分析し、翌年度、可否の基本方針の改善に反映するとともに、必要に応じて、入試形態別の定員の修正の必要性を、毎年検討している。

<点検・評価結果>

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、各種取組みにおいて改善を図っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

◇学部の教育課程・学習成果

<点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛>

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

<現状説明>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

経済学部の定める教育目標については、履修要項に以下のとおり明示し、学生の学修に資するよう配慮している。

「経済学部は、1905年の創立以来、経済の高度成長、ボーダレス化、公害問題の激化等、社会の変化に対応し、常に時代のニーズを先取りした教育を行い、優れた人材を世に送り出してきました。今なお社会が求めているのは、幅広い教養、論理的な思考力、さらには、対人交渉や相互理解のための優れたコミュニケーション能力を備えた人材です。経済学部では、社会のあらゆる場面で活躍できる知識の深さと広さを併せもった人材を育てることを目標としています。」

また、経済学部の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）については、教育研究上の目的に則り、次のとおり明確化しており、その中で経済学部の養成する人材像や、卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度を卒業示すことで、経済学部における学修を通じて獲得することが期待される成果や学生の到達点を明示している。

＜学位授与の方針＞

○養成する人材像

経済学部では、本学の「建学の精神」である「實地應用ノ素ヲ養フ」教育を重視し、経済や経営についての専門的知識を備え、社会の多様なニーズに応えられる、冷静な思考力と温かい心を持った国際的な視野に立つ経済人を育成します。同時に、幅広い教養、論理的な思考力、対人交渉や相互理解のための優れたコミュニケーション能力を備えた、社会のあらゆる場面で活躍できる知識の深さと広さを併せもつ人材を養成します。

○卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度

経済学部では、所定の教育課程を修め、以下の4つの知識・能力・態度を修得した学生に対し、学士（経済学）の学位を授与します。

1. 現実把握力：経済学の専門知識及び社会・人文・自然科学の知識教養に裏付けられた広い視野に立った柔軟な知性に基づき、現実の経済現象を的確に把握することができる。
2. 問題解決力：外国語とコミュニケーションの能力及びコンピューターを利用した統計・情報処理と分析の能力を用いて、科学技術及び社会の急速な変化に対応しながら、さまざまな問題を解決することができる。
3. 協調性及び自己管理能力：専門知識を活かせるだけでなく、チームワークの経験から学んで、他人と協調し、自己を管理することができる。
4. 創造的思考力：総合的な学習体験に基づいて、ものごとを創造的に思考することができる。

経済学部の教育研究上の目的、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）については、履修要項、本学公式 Web サイト等に明示し、教職員や学生をはじめ、社会に広く周知している。

また、各学科における目的・教育目標等についても、履修要項、本学公式 Web サイト、経済学部ガイドブックを通じて、教育に対する方針や姿勢をよりわかりやすく提示し、これらに対する理解の促進に努めている。

＜点検・評価結果＞

上述の現状説明での記載のとおり、課程修了にあたっての学位授与方針の設定及び公表は適切に行われている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

＜現状説明＞

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

経済学部では、教育目標・学位授与方針を踏まえ、その着実な実現に向けて設定する教育課程に係る編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を策定しており、その中で教育課程における狙いや特徴、体系性等を説明することで、学生が学位授与に至る道筋をイメージしながら学修活動を展開できるよう配慮している。

具体的な内容は以下のとおりである。

＜教育課程編成・実施の方針＞

○カリキュラムの基本構成

経済学部では、学位授与の方針に掲げる知識・能力・態度を修得できるよう、以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

1. 教養教育関連科目

外国語科目：

英語のほか、初習外国語としてドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、朝鮮語を設置し、外国語とコミュニケーションの能力を養います。さらに、基礎的能力を踏まえて応用的能力を高められるような科目を配置することで、たしかな語学力に基づいた問題解決力を養います。

健康・スポーツ科目：

講義科目によって、自分の身体と健康管理に対する認識を高めます。また実習科目においては、身体能力の向上を目指すと共に、スポーツ活動の楽しさ、すばらしさを理解します。これらを通じて、協調性及び自己管理能力を養います。

総合教育科目：

幅広く人文科学、社会科学、自然科学の3分野の科目を配置することで、広い視野に立った柔軟な知性を養い、科学技術及び社会の急速な変化にも対応できるような問題解決力を養います。

2. 専門教育関連科目

専門教育科目：

導入科目、基礎科目、学科科目（学科基本科目・クラスター科目）、関連科目、学部共通科目に至る体系的段階的な科目群によって、経済学の専門知識を修得し、現実の経済現象を的確に把握する能力を養います。演習では、専門知識の修得に加えて、チームワークの経験を積むことで、協調性と自己管理能力を養います。さらに、演習論文やレポートの作成、インターンシップなどの総合的な学習体験を通じて、創造的思考力を養います。

○カリキュラムの体系的性

経済学部では、授業科目を体系的に配置し、学生が段階を踏んで学修を進める環境を整えることで、学修成果の向上を図っていきます。

- 1年次：「経済入門」「入門演習」などの導入科目や「基礎マクロ経済学」「基礎ミクロ経済学」などの基礎科目で、経済学に関する基礎的知識を身につけます。外国語科目や総合教育科目で、基礎的能力や幅広い教養の基礎を養成します。
- 2年次：基礎科目に加え、学科基本科目、クラスター科目で、学科とクラスター毎に特色ある専門的知識を修得します。「演習1」では専門的知識や協調性、現実把握力を養います。外国語科目や総合教育科目で、応用能力や幅広い教養をさらに養成します。
- 3年次：上級年次配当の学科科目、クラスター科目、関連科目、学部間共通科目等で、より専門的・応用的な専門知識の学びを深めていきます。「演習2」でのチームワークに主体的に取り組むことで、協調性や自己管理能力、創造的思考力をさらに涵養します。
- 4年次：上級年次配当の学科科目等で、上級水準の専門知識を修得します。「演習3」の演習論文作成では、知識の集積に加えて、研究対象の探究と分析による創造的思考力や問題解決能力を涵養します。

経済学部の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）については、履修要項、本学公式 Web サイト等に明示し、教職員や学生をはじめ、社会に広く周知している。

また、各学科における目的・教育目標等についても、履修要項、本学公式 Web サイト、経済学部ガイドブックを通じて、教育に対する方針や姿勢をよりわかりやすく提示し、これらに対する理解の促進に努めている。

また、学位授与の方針の「卒業するにあたって身につけるべき知識・能力・態度」の項目と授業科目との間の対応関係を明確にするため、経済学部の全授業科目のシラバスに「学位授与方針と当該授業科目の関連」という項目を設けるとともに、カリキュラムマップを本学公式 Web サイト等に明示し、教育目標等の正確な伝達と理解を促す機会を担保している。さらに、科目間の関連やカリキュラム全体の構造を理解し、体系的な履修を促すため、履修系統図を公式 Web サイト等に明示している。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との関連性を担保しつつ、教育課程の編成・実施方針の設定及び公表は適切に行われている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<p>＜評価の視点3は大学院対象項目のため割愛＞</p> <p>評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。</p> <p>評価の視点2：専門教育・教養教育の位置付け（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）（学部）</p> <p>評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定</p> <p>評価の視点5：初年次教育・高大連携に配慮した教育内容となっているか。（導入教育の整備状況等）（学部）</p> <p>評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p>
--

＜現状説明＞

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

経済学部では、経済学部の学生に相応しい幅広い知識と教養、基礎学力、専門的知識を修得させるために、授業科目を総合教育（一般教養）科目、外国語科目、健康・スポーツ科目、専門教育科目に区分し、経済学部の理念と目的に照らして体系的な履修を保証するカリキュラム編成を行っている。特に、1年次においては基礎学力の修得を目的とし、導入科目の「入門演習」及び「経済入門」の2科目または総合教育（一般教養）科目の「総合教育科目演習Ⅰ」を履修することを義務付けるとともに、総合教育科目により低年次で幅広い教養を修得させるように配慮している。外国語教育においては、英語・ドイツ語・フランス語・スペイン語・中国語・朝鮮語を配置し、文化的素養の修得や異文化理解の深化、国際的視野の拡大とともに、コミュニケーション能力の修得にも力を注いでいる。専門教育科目においては、1年次における学科共通の基礎科目（基礎マクロ経済学、基礎ミクロ経済学等）の必修化及び2年次における学科基本科目（財政学、経営学等）の選択必修化を実施するとともに、それらを基礎として各学科におけるより高度の専門教育科目を関連科目として配置することによって、系統的履修を保証し、専門的知識を体系的に修得できるように配慮している。

○専門教育・教養教育の位置付けについて（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）

経済学部の教育課程における開設授業科目数及び各科目群の量的配分については、経済学部の学生に相応しい教養と基礎学力、専門的知識を修得させる上で十分なものとなるよう配慮している。具体的には、卒業に必要な単位数133単位のうち、各科目群における必要最低修得単位数を、専門教育科目62単位、総合教育（一般教養）科目24単位、外国語科目14単位、健

康・スポーツ科目4単位と定め、加えて、科目群毎に履修できる上限単位数を設定（専門教育科目128単位、総合教育科目36単位、外国語科目28単位、健康・スポーツ科目7単位、在学中に修得できる最高履修単位数170単位）することで、経済学部の学生に相応しい教養や外国語能力、専門的知識を修得するために履修が偏らないように配慮している。

また、経済学部の教育においては、豊かな教養と基礎学力の修得を通じて社会的・歴史的視野や批判的精神の形成、責任感と高い倫理性を確立することを重視している。そのために、総合教育（一般教養）科目を重視するとともに、1年次に入門的な演習を多数配置し、導入教育を実施している。例えば、導入科目の「入門演習」では、資料収集、分析や成果発表の仕方等、大学での基本的な学修スタイルを修得することを目的として実施している。さらに、経済学部では、専門ゼミ専用の教室を配置し、少人数による教育の場として専門ゼミを位置づけて運営しており、これら少人数による教育の場を通して、学生は相互協力と責任感の大切さを学び、倫理性を修得することを企図している。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

前述のとおり、経済学部では、カリキュラム・ポリシーに基づいて、専門教育科目を学部共通基礎科目、学科基本科目、学科関連科目に分類し体系的に配置している。そして、1年次に入門演習等の導入科目とともに、基礎マクロ経済学及び基礎ミクロ経済学の基礎科目を履修することを義務付けている。2年次には、基礎科目及びそれぞれの学科に属する学科基本科目を選択必修として履修し、主として3年次以後において、各学科に関連するより専門的な諸科目を履修する仕組みとなっている。これらに加え、専門的知識を系統的・重点的に学修する上で必要な科目を集めて体系化している。これを「クラスター」と呼び、下表のとおり、各学科に2つずつ設置している。このクラスター履修によって、学生は経済学部及び各学科に相応しい専門的知識を修得することが可能となっている。履修にあたっては、これらのクラスターにおける学修が円滑なものとなるよう、また、学生が自身のキャリアデザインと学修のマッチングを行う際の参考となるように、クラスター毎に履修モデルを履修要項に明示するなどの工夫も行っている。

[表]

学科	クラスター
経済	経済総合
	ヒューマンエコノミー
経済情報	企業経済
	経済情報
国際経済	貿易・国際金融
	経済開発
公共・環境	公共
	環境

また、経済学部では、幅広い教養と基礎知識、豊かな人間性を養成するために総合教育（一般教養）科目を重視しており、学生にはそれら人文科学、自然科学、社会科学の各分野からそれぞれ4単位以上修得することを義務付けている。こうして、バランスの取れた教養と判断力、基礎知識を修得できるように配慮している。

さらに、地球規模で活躍できる人材の養成及び、学生の外国語運用能力を含めたコミュニケーション能力の向上を目的として、様々な取組みを展開している。外国語科目には、オーラル・コミュニケーション科目及び、高度な内容の上級外国語科目も設置され、経済学部の学生に相応しい異文化理解に必要な基礎能力と国際化に対応した外国語能力を修得できるように配慮している。なお、学生がより目的を持って科目を選択できるよう、英語科目には「特設英語」、「オ

ーラル・コミュニケーション（英語）」にネイティブスピーカーが担当する「アドバンスト・クラス」を、中国語科目には「特設中国語」インテンシブクラスを設置し、将来を見据えたより高度な内容を1年次から学修できる授業編成を行っている。

このほか、従来の専門教育科目の「演習」科目において、海外研修・実地調査を充実・発展（事前調査と報告書の提出等も含め）させた「グローバル・フィールド・スタディーズ」、「海外インターンシップ」、①指定「講義」科目の履修・②「海外フィールド調査」・③「TOEICのスコアの目標（700点）」・④「グローバル・リーダー研修」の受講を融合させた「グローバル・リーダーズ・プログラム」等、グローバルな取り組みも授業科目の一環として行っている。

以上のとおり、経済学部において提供する教育内容は、学位授与の方針に掲げる知識・能力・態度を修得できるよう編成されている。

○初年次教育・高大連携に配慮した教育内容について

経済学部では導入教育を重視しており、経済を基礎から学ぶ「経済入門」、学修の動機付けを与える「入門演習」、「総合教育科目演習Ⅰ」を設置し、全ての新生に対して「入門演習」、「経済入門」の2科目または「総合教育科目演習Ⅰ」の学修（履修登録）を義務付けている。また、経済学の理解を助けるための「基礎数学」科目により高校数学からの接続を図っているほか、専門教育の第一歩としては、1年次に「基礎マクロ経済学」、「基礎ミクロ経済学」を履修することを義務付けている。これらにより、新生が幅広い教養と基礎知識を修得するとともに、高等教育に相応しいより高度の専門知識を修得する準備ができるように配慮している。

さらに大学卒業後の将来・進路設計に資するため、キャリア教育科目の「キャリアデザイン」、「ビジネス・プロジェクト講座」を1年次に配当し、新生が今後の学習と進路を有機的に結びつけることができるよう工夫している。

2022年度の導入科目の開講数は、「入門演習」61講座、「経済入門」10講座、「総合教育科目演習Ⅰ」7講座、計78講座にのぼり、これらは全て専任教員が担当する体制をとっている。そして、それぞれの教員によって高校教育から大学教育へ移行するための基礎づくりを行う配慮がなされている。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

経済学部では、学生が現実の社会に関心を持ちながら、できるだけ早い段階から自分の適性を認識・判断し、目指す将来に向けた学修に取り組むことができるよう、初年次から体系的にキャリア科目を開講している。1年次配当の「ビジネス・プロジェクト講座」は、企業との連携による講座（2022年度は7企業が参画）で、社会の第一線で活躍するビジネスパーソンから与えられる企業のリアルな課題に対して、企画立案しプレゼンテーションするという内容で、入学して間もない時期から現実のビジネスに通じる基礎力が身につけることを目的としている。3年次配当の「インターンシップ」は、より実践的な科目で、企業での実際の研修活動を体験することで、キャリアを想像し、求められる知識・スキルへの意識を高めることを目的としている。学生の将来の目標に合わせてコースを選択できるよう、自治体系と民間系を合わせて、毎年30カ所以上の多彩な派遣先を用意している。

また、本学は全国型大学を標榜しているが、経済学部でも各地域圏から多数の学生が集まっていることから、地域社会の発展をリードする人材を育成するためのローカル教育の充実を図っている。「キャリアデザイン」では、一般社団法人遠野みらい創りカレッジとの包括連携協定に基づき、SDGsや地域活性化テーマにした授業を展開し、夏期・春期休業期間には、岩手県

遠野市においてフィールドワークを行っている。さらに、上述の「インターンシップ」の観光まちづくり（地域創生）コースでは、事前授業と地方での研修を通じて、少子高齢化に伴う人口減や過疎化、財政難等、地方が抱える課題に取り組み、地域と観光のあり方を実践的に学ぶ内容となっている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、適切に教育課程を体系的に編成している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<評価の視点3は大学院対象項目のため割愛>

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

<現状説明>

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

経済学部では、授業科目の性格と目的に適合した授業形態・方法に配慮している。中・大教室での講義では、PowerPoint やレジュメ資料等の配布を行い、学生の理解を促すように配慮している。また、演習科目等は10名～20名程度の少人数教育を重視するとともに、特に専門演習では学生の学習意欲や自発性を高めるように配慮しつつ、テーマに沿った特定分野の専門的知識を積極的・集中的に修得できるように指導している。2年次の前期から4年次までの3年継続型での専門演習の履修を通じ、国内外での調査・研修、他学部や他大学との交流、プレゼンテーション大会や懸賞論文への参加など授業外活動も盛んに行われ、学生の論理的思考能力、アウトプット能力、協調性・コミュニケーションなどの社会人に求められる能力の育成につながっているなど、経済学部の教育において有効に機能している。また、専門演習の履修者を対象に、経済産業省が提唱する「社会人基礎力」の自己評価を半期に1回ずつ実施している。学生が、ゼミの履修による効果や自らの成長を自己評価によって可視化し、より主体的にゼミ活動に取り組むことによりゼミ教育の更なる充実化を図ることを目的としている。

さらに、外国語教育においては、授業は40名以内の少人数クラスに分けて実施され、学生の学習意欲に応じて上級外国語能力及びコミュニケーション能力を修得できるように配慮している。なお、外国語教育では、学生が異文化交流推進に役立つ外国語能力を修得する動機づけとなることを期待し、ワークステーション室にTOEIC受験対策の学習ソフトを導入している。

また、大学で学修した専門知識・理論・政策等を、主体性をもって社会の実地において実践する能力を養成することを目的として、1993年度にインターンシップ制度を日本の大学で最初に正課授業として導入した。それ以来、毎年、夏季休業期間を利用して、首都圏の自治体、民間企業を中心に地方の観光業等多様な受け入れ先に学生を派遣している。2021年度におけるイ

ンターシップの履修者数の実績は、自治体系 29 名、民間企業系 50 名、海外インターンシップ 19 名、計 98 名（うち経済学部の学生は 56 名）である。インターンシップの適切な運営と発展に向けては、「経済学部キャリア委員会」を設置し、定期的に議論を重ねるとともに、新規コースの開設について検討を行っている。

なお、経済学部学生の予習・復習など授業に関する学習時間については、在学生アンケートにおいて相対的に不足していることが示されている。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

経済学部では、各年次に履修できる上限単位数をそれぞれ1年次 44 単位、2年次 43 単位、3年次 41 単位、4年次 42 単位とし、単位の実質化を図るとともに授業科目の履修が年次によって極端に偏らないように配慮している。しかし、現在の履修制度上、全ての学年において最高履修単位数に再履修枠（12 単位）の上限を上乗せすることで、50 単位を超えて履修することができ、50 単位を超えて履修している学生の数が年間 400 名を超えており、比較的多い割合となっている。また、予習・復習など授業に関する学習時間については、在学生アンケートにおいて相対的に不足していることが示されている。

経済学部の学習指導に関しては、毎年、新入生と新2年生に対して学年のはじめにそれぞれ履修ガイダンスを実施するとともに、新年度には経済学部教務委員会による、全ての学生を対象とした履修相談に応じている。また、クラス毎に専任教員をクラス担任として配置し、クラス担任がアカデミック・アドバイザーとして、学生の学修全般についての相談を受け付けている。2年次前期以降にゼミを履修している学生については、ゼミ担当教員が事実上のクラス担任の役割を果たしている。さらに、全ての専任教員が毎週必ず1時間程度のオフィスアワーを設け、学生の履修その他の相談に応じている。このほか、成績不良者・単位修得率が低い学生に対して早期に対応を行い、中途退学者を減らすことを目的として、全学年の成績不良者・単位修得率が低い学生を対象としたガイダンスと個別の履修相談を各学期に行っている。

○シラバスに基づいた授業展開について

経済学部では、全授業科目についてシラバスを作成し、Web サイトを通じて開示している。シラバスを作成するにあたっては、統一のフォームを使用して、履修条件、授業概要、授業計画を学生にわかりやすく正確に記すとともに、成績評価の方法や基準についても明示し、学生が事前に十分理解できるように配慮している。また、全ての授業科目について適正なシラバスの作成が行われているかについて、教務委員会においてチェックを行っており、不適切なシラバスについては教員に修正を求めるなど、その充実化・適正化を図っている。

また、授業内容とシラバスの整合性については、担当教員の自主管理に任せられており、学部として特にチェックする体制はとられていない。ただし、その自主管理の重要性の喚起については教務委員会を通して行われている。

<点検・評価結果>

上述の現状説明での記載のとおり、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置は概ね講じられているが、授業に関する学習時間や単位の実質化の観点において課題が残っている。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

- ・現在の履修制度上、全ての学年において最高履修単位に再履修枠（12単位）の上限を上乗せすることで、50単位を超えて履修することができるため、単位の実質化を図る措置を早急に検討する必要がある。
- ・予習・復習など授業に関する学習時間について、在学生アンケートにおいて相対的に不足していることが示されている。

＜今後の対応方策＞

- ・単位の実質化を図る措置として、2023年度入学生からの再履修枠の縮小など具体的な制度変更案を経済学部教務委員会において検討する。
- ・学習時間が長い学生はどのような特性があるのか（属性、履修科目、成績など）、逆に短い学生はどのような特性があるのかを分析し、学習の動機付けにつながる施策を関連する委員会において検討する。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

＜現状説明＞

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

経済学部では、授業科目内容の理解度に即した公正かつ厳正な評価を目標としており、成績評価の方法や基準は事前にシラバスとして科目毎に明示し、それにしたがって成績評価を行っている。成績評価区分は90点以上が「S」、89点～80点が「A」、79点～70点が「B」、69点～60点が「C」となり、それ以下は不合格の「E」、評価不能の「F」となっている。また、GPA制度を導入しており、成績評価を「S」の4.0から「C」の1.0まで数値化し、成績の良否が分かるようになっている。

成績評価の方法としては、演習等の少人数教育科目においては授業期間中の報告や出席、レポートなど平常点による場合が多く見られるが、多人数の学生が履修する講義科目においては、学期末のテストによる場合や、また中間テストやレポート等を加味して評価するなどの措置がとられる場合が多数を占めている。いずれの場合も、講義内容の理解の到達度を基準にして評価するという適切な方法が基本となっている。

成績評価の教員間における適正化については、成績評価をコントロールするための具体的な数値目標については導入していないが、専任教員へ公開している成績評価分布では、それぞれの科目の評価の人数と「評価平均」（F≦未受験も入れて算出した値）に加え、「単位修得者（S～C）／受験者（S～E）」により「単位修得率（実際に試験を受け、修得した学生の割合）」を算出し、未受験を除いたより評価の実情に即した値を公表することによって、同一科目間での格差等を公表し、各部門内での是正及び検討を促している。

なお、成績評価に関する学生への説明責任を果たすことを目的とした試験講評の公開を、1年生の導入科目・基礎科目（基礎マクロ経済学・基礎ミクロ経済学・経済入門）を対象にmanabaを利用して行っている。

また、大学設置基準第21条（単位）及び学則第33条（単位の計算方法及び授業期間）に定められている単位計算方法に則り、経済学部では、総合教育科目、専門教育科目、外国語科目、健康・スポーツ科目の各区分に設置されている科目の授業方法に応じ、当該授業による授業効果、授業時間外に必要な学修時間等を考慮して、以下のとおり単位数を定めている。

1) 総合教育科目、専門教育科目、健康スポーツ科目（講義）について

- ・毎週1時限の授業が通年（30週）行われる科目
（2時間の授業と4時間の自習時間）×30週＝180時間・・・4単位
- ・毎週2時限の授業が半期（15週）行われる科目
（4時間の授業と8時間の自習時間）×15週＝180時間・・・4単位
- ・毎週1時限の授業が半期（15週）行われる科目
（2時間の授業と4時間の自習時間）×15週＝90時間・・・2単位

2) 外国語科目について

- ・毎週1時限の授業が半期（15週）行われる科目
（2時間の授業と1時間の自習時間）×15週＝45時間・・・1単位

3) 健康スポーツ科目（実習）について

- ・毎週1時限の授業が半期（15週）行われる科目
（2時間の授業）×15週＝30時間・・・1単位

既修単位認定については、学則第35条の3の規定に基づき、交流協定を締結している外国の大学及び留学先として認定した外国の大学で学生が修得した単位を、経済学部の単位として読み替えることを認めている。その際、学生が単位を修得した授業科目の内容及び分野について、経済学部国際交流委員会が面接等を含め調査した上で、「経済学部学生の国外留学に伴う単位認定に関する運用基準」に照らして相応しいかどうかを授業内容の実態に基づいて認定している。

また、経済学部では毎年約25人を4年制大学や短期大学から編入生として受け入れているが、それらの学生の既修得単位認定についても、学則第35条の4第2項の規定に基づき経済学部編入生に関する単位認定委員会によって「経済学部編入学の単位認定基準」に照らし、67単位を上限として単位認定を行っている。

○学位授与を適切に行うための措置

経済学部では、学位授与の方針において示したとおり、卒業に必要な単位数を133単位、必要最低修得単位数を専門教育科目62単位、総合教育（一般教養）科目24単位、外国語科目14単位、健康・スポーツ科目4単位と定めており、これら所定の単位を修得した者に対して学位を授与している。学位の授与と、その学生の質の検証・確保にあたっては、学修成果の積み重ねである単位制を前提とするため、適正で厳格な成績評価に加えて年次最高履修単位の設定により年間の学修量等への配慮を行いつつ、最終的には卒業要件の充足状況を教授会において厳正に確認するという方法をとっている。

また、経済学部では、優秀な成績（GPA3.2以上）を修め、かつ大学院に進学することを条件に、学生が自ら希望し3年で卒業できる「早期卒業制度」を導入している。

早期卒業を希望する学生に対しては、書類審査に加えて面接審査を行い、審査に合格した学生一人ひとりに専任教員のアドバイザーをつけ、履修計画を含め全般的な学習指導を行うこととしている。これにより、早期卒業生が学力の点において4年間で卒業する学生と同等もしくは

はそれ以上となるように恒常的に配慮しており、毎年数名が早期卒業生として大学院に進学していることは、前述のような配慮と指導が結実した結果といえる。また、早期卒業を希望する学生の中には、早期卒業制度に魅力を感じ、入学試験で優秀な成績を修めスカラシップの権利を獲得し、経済学部に入學したものも複数存在しているなど、入学後の早い段階から、学部を3年で卒業し大学院への進学を希望する学生に対しては有力な動機付けを与える制度となっている。

<点検・評価結果>

上述の現状説明での記載のとおり、成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

<現状説明>

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

経済学部では、教育課程の国際的通用性を高めるための科目ナンバリングの整備を行っており公式Webサイト等で公開している。グローバルに活躍する人材を養成するための教育方法の工夫の1つとして、専門教育授業科目について、「Economics Seminar I・II」、「企業経済クラスター特殊講義」、「総合講座III・IV」「特別講義I・II・III・IV」を、また、総合教育科目では「国際教養B・E」、「言語と文化B・E」を英語で授業を行う科目としている。このほか、「グローバル・フィールド・スタディーズ」「グローバル・リーダーズ・プログラム」「海外インターンシップ」を立ち上げており、海外協定校との共同事業による海外フィールド研修や海外企業、外国政府機関との共同事業による職業研修を通じた教育プログラムを教育課程に組み込むことで、グローバルに活躍する人材を養成するための教育方法の向上に努めている。中でも、「海外インターンシップ」では、海外の白門会組織との連携や、外部エージェントを活用することで、派遣先を大幅に拡大し、2019年度には最大9コース9か国に50名を派遣したが、2020年度、2021年度新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を断念せざるを得なかった。なお、2021年度については、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に対応すべく新たなグローバルプログラムとして、元々の派遣先の協力のもとオンライン・インターンシップを3コース開講した。さらに、学生が単に海外体験をするということだけではなく、英語で専門科目（経済学）を学ぶことを目的とした、よりアカデミックなプログラムとして、2019年度に ETEP（Economics Through English Program）を開講し、20名の学生が参加した。プログラムは英語による事前授業を履修した後、イギリス・ニューカッスル大学において、経済学と英語学習を統合した英語教育法「CLIL」を採用した授業を約4週間受講する内容となっている（2020年度および2021年度は新型コロナの影響により休講）。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生入試で入学した学生に対しては、日本語教育を除き、日本人学生と同等の教育課程を提供している。より円滑に学部教育に対応しうる配慮としては、日本語担当の専任教員を配置するとともに、全学連携教育機構事務室と連携して、外国人留学生のための教育科目を「特別科目」として設置しており、これらを通じて、日本語能力の向上と日本の習慣や文化その他について早期に修得できるように配慮している。

授業科目の履修については、「日本語」を16講座履修する「Aコース」と「日本語」8講座と母国語以外の外国語8講座を履修する「Bコース」に区分し、日本語能力の修得レベルが十分ではない場合には1・2年次に「Aコース」の科目を履修し、より進んだ日本語能力の修得に適する場合には「Bコース」の科目を履修するように指導している。特に、「特別科目」のうち、1年次の科目として設置している「日本事情」は選択科目であるが、「日本事情」を総合教育科目の選択科目に読み替え、卒業に必要な単位として算入できることを認めている。

○国外の高等教育機関との交流の状況

経済学部は、2014年度にチュラロンコン大学経済学部（タイ）と学生交流に関する機関間協定を締結し、学生の交換留学のみならず、教員と学生を招いてセミナーを開催するなど、国外の高等教育機関との交流を積極的に毎年継続して行っている。また、2019年には経済学部での教育連携をきっかけにマレーシア科学大学との大学間協定が締結され、「ビジネス・プロジェクト講座（英語版）」において、マレーシア工科大学とのオンラインによる共同授業を実施している。

上述のイギリス・ニューカッスル大学とのETEP（Economics Through English Program）は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により2020年度および2021年度は休講とした。

<点検・評価結果>

以上のとおり、教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを適切に行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑦：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

<現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

経済学部では、学位授与の方針の「卒業するにあたって身につけるべき知識・能力・態度」の項目と授業科目との間の対応関係を明確にするため、経済学部の全授業科目のシラバスに「学位授与方針と当該授業科目の関連」という項目を設けるとともに、カリキュラムマップを本学公式Webサイト等に明示し、教育目標等の正確な伝達と理解を促す機会を担保している。

学生の教育効果を測定する評価指標としては、各学生のGPAが挙げられる。GPAは、学期末（7月下旬～8月上旬・1月下旬～2月上旬）の定期試験やレポート、セメスター中間テスト、

小テストの点数などに基づいた成績評価により算出される数値であり、経済学部における学習の成果を確認する上での重要な指標となっている。このほか、経済学部における学習の集大成となる「演習論文」は、学生における学習成果を測定する上で重要な指標といえる。

また、学生における学習成果を把握するための指標としては、毎年実施する「在学生アンケート」の数値も活用している。在学生アンケートにおいては、学習がどの程度身に付いたのか統計をとっており、学生の自己申告に基づく数値ではあるものの、経済学部における学習を通じて学生がどのような能力が伸長したのかという成長感を把握することが可能となっている。このほか、専門演習の履修者を対象に、経済産業省が提唱する「社会人基礎力」の自己評価を半期に1回ずつ実施している。学生が、ゼミの履修による効果や自らの成長を自己評価によって可視化し、より主体的にゼミ活動に取り組むことを目的としている。在学生アンケートと同様、学生の自主的な回答に基づく数値ではあるが、個々の学生における学修成果を検証するための重要な指標の1つとして活用している。今後は、これらの数値を一層活用し、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価に活かす必要がある。

さらに、学生の進路動向に関しては、キャリアセンターで毎年進路データを集計しており、その結果を活用し、経済学部における学修を通じて様々な能力を獲得した学生が、どのような進路に進んでいるか等について確認している。

また、経済学部独自の取り組みではないが、本学では卒業して一定の期間を経過した卒業生に対してアンケート調査を行っており、本学（経済学部）在学時における学修経験や内容等に関する意見や、卒業生が実際に社会に出てから必要であると感じる能力等を確認することで、その結果を学部の教育活動に反映できるように努めている。

<点検・評価結果>

上述の現状説明の記載のとおり、学位授与の方針とカリキュラムの関連についてはシラバスやカリキュラムマップを通じて学生に理解を促す機会を担保しているが、学位授与方針に明示した学生の学習成果の把握及び評価については、まだ十分とはいえない。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

学習成果の把握については、学生が、ゼミの履修による効果や自らの成長を可視化するため、経済産業省が提唱する「社会人基礎力」の自己評価を半期に1回ずつ実施しているが、学位授与方針に明示した学習成果の把握までには至っていない。

<今後の対応方策>

在学生アンケートや社会人基礎力自己評価の集計結果と、履修状況やGPA等各種データの組み合わせにより、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価を、FD委員会・カリキュラム改善委員会など関連委員会において適切に行う。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

経済学部の2022年5月1日現在の専任教員数は経済学部において科目区分に基づき作成されている「経済学部教員基本組織」より少ない88名であり、学部運営、教育面のさらなる充実の観点からも、増員は取り組むべき課題である。他方で、専任教員の採用にあたっては、経済学部カリキュラム改善委員会の下に設置される作業委員会において、科目の学部教育における位置づけ、科目毎の検討課題を十分に議論した上で進める形をとっており、人員組織の側面から教育課程の適切性を評価する仕組みが構築されている。

経済学部ではカリキュラム改善委員会を中心として行っているFD活動、各種評価指標の検証・分析等を通じて、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っている。2022年度のカリキュラム改善委員会においては、学部改革の一環で、履修系統図の実質化の検討、クラスター制度の検証を行っており、点検・評価に当たっては授業アンケート、学生アンケート、成績評価分布等を活用している。

<点検・評価結果>

上述の現状説明の記載のとおり、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、またその結果をもとにシラバスの記述内容の改善等、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

<現状説明>

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

経済学部として掲げているアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。

<入学者受け入れの方針>

○求める人材

経済学部では、経済学及びその関連領域にかかる教育研究を行うことにより、経済や経営についての専門的知識を備え、社会の多様なニーズに応えられる、冷静な思考力と温かい心を持った国際的な視野に立つ経済人を育成することを目的としています。同時に、幅広い教養、論理的な思考力、対人交渉や相互理解のための優れたコミュニケーション能力を備えた、社会のあらゆる場面で活躍できる知識の深さと広さを併せもつ人材を養成することを目的としています。これらの目的を達成するために、次のような学生を求めています。

- ・私たちの生活の基礎となる経済の仕組みについて専門的に学びたい人
- ・論理的な思考力と、プレゼンテーション能力を身につけたい人

- ・パソコンを使った情報処理技術や、会計の専門知識を身につけたい人
- ・企業や官公庁、国連、NGOなどで、経済の専門知識を活かしたい人
- ・環境問題、福祉政策の専門知識を身につけ、地域社会に貢献したい人
- ・将来ロースクールなど専門職大学院に入って、経済に強い専門家を目指す人
- ・将来大学院に入って、より高度な経済学を学ぶことを目指す人

以上に基づき、次のような知識・能力・態度等を備えた学生を多様な選抜方法によって受け入れます。

- ・幅広い問題関心とすぐれた能力をもち、経済学部で学修する高い意欲を有している。(主体性・協働性)
- ・地理歴史、公民で修得した現代世界のなりたちとその諸問題に対する広い知識を有している。(知識・技能)
- ・経済学及びその関連領域を専門的に学ぶ上で必要なだけでなく、今日のグローバル社会の中で活躍する経済人を目指すために不可欠な英語力の基礎を身につけている。(知識・技能)
- ・国語できたえた文章力を有している。(思考力・判断力・表現力)
- ・数学できたえた論理的思考力を有している。(思考力・判断力・表現力)

以上のアドミッション・ポリシーは、一般選抜（大学入学共通テスト利用選抜を含む）及び特別入試の受験案内、本学公式Webサイトに掲載しており、これらの各種媒体を通じて大学構成員及び社会に対して広く公表している。アドミッション・ポリシーの新入生の認知度は、2017年度は22.5%、2019年度は24.4%となっており、上昇傾向にある。

<点検・評価結果>

上記のとおり、経済学部のアドミッション・ポリシーは養成する人物像（ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー）を踏まえて定められており、広く公表している。

<長所・特色>

新入生におけるアドミッション・ポリシーの認知度は上昇傾向にあり、経済学部の求める人材像を理解した入学者の獲得につながっていると考えられる。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

アドミッション・ポリシーの新入生の認知度は上昇傾向にあるため、引き続き、Webサイトや各種イベント等での積極的な周知を行うとともに、高校訪問における広報にも力を入れる。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<現状説明>

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

経済学部では入学者選抜方針に基づき、募集方法、募集定員、合否決定の基本方針等を、経済学部入試委員会を中心に検討している。

学生募集に関しては、学部ガイドブック等の冊子や本学公式 Web サイトによる広報のほか、オープンキャンパスや高校教員向け説明会、高校生向けの説明会や模擬授業等を通じた積極的な情報発信に基づく学生募集活動を行っている。

一方、入学者選抜方法としては、一般選抜を基本として、学力試験により高等学校レベルの十分な知識と論理的思考力を重視して選抜している。まず、一般選抜は、学部の教育理念・目的・教育目標の達成に相応しい学力を備えた学生を選抜することを目的として実施するものであり、そのために高等学校教育課程の3～4教科（外国語、国語、地理歴史・公民、数学）に関する筆記試験を実施している。また、英語外部試験を活用した「英語外部試験利用方式」も導入している。

さらに、大学入学共通テストを利用した選抜も、一般選抜の一部として実施している。大学入学共通テスト利用選抜は、学部独自試験との併用方式、大学入学共通テスト利用選抜単独方式（前期選考3教科型・前期選考4教科型、後期選考3教科型）に区分して実施しており、国公立大学との併願者や、総合的学力の高い学生を受け入れることを狙って実施するものである。これに加えて一般選抜の一つとして、学部共通の問題で試験を行い、複数の学部に出願することができる「6学部共通選抜」も行っており、本学への入学意欲の高い志願者に対して、より多くの選抜の機会を提供している。

次に、特別入試については、学部の教育理念・目的・教育目標の遂行にとって、とりわけ学生の入学前の多様な勉学環境に配慮し、特定科目等のウエイトを高めた選抜を行うことを目的として実施するものであり、特別入試ごとに、以下に示す目的の下でそれぞれ実施し、幅広い問題関心とすぐれた資質をもち、経済学部で学習する意欲の高い学生を選抜している。

①高大接続入試

一般入試で十分に評価できない多様な能力に優れた学生を受け入れる目的で実施しており、【自己推薦型】は自身が関心や問題意識をもったテーマに関して、社会・地域と連携した活動に主体的に取り組んでいるものを対象とし、筆記試験に加え、プレゼンテーションによる選考を行っている。【資格・実績評価型】は簿記検定資格取得者、情報処理能力に優れた者、国際バカロレア資格取得者等を対象にしていることに加え、経済学部科目等履修生（高校生対象）として「経済入門」を履修し、一定以上の成績を修めたものも対象としている。

②海外帰国生等特別入試

一般入試で十分に評価できない多様な能力に優れた学生を受け入れる目的で実施しており、海外帰国生を対象にしている。

③英語運用能力特別入試

一般入試で十分に評価できない多様な能力に優れた学生を受け入れる目的で実施しており、英語の運用能力が優れた者を対象にしている。

④ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語特別入試

一般入試で十分に評価できない多様な能力に優れた学生を受け入れる目的で実施しており、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語の運用能力が優れた者を対象にしている。

⑤附属高校推薦入試

私学である本学の特性を活かし、高大接続のひとつの主要な教育理念の下に実施されている。

⑥指定校推薦入試

高等学校における平常の学業成績に優れた学生を全国から受け入れるために実施している。

⑦スポーツ推薦入試

学力のみならずスポーツ能力に特に優れた学生を受け入れるために実施している。

⑧外国人留学生入試

国際化する社会の変化に対応し、本学での学習への高い意欲と十分な学力を有する外国人学生を受け入れるために実施している。

以上のとおり、経済学部において実施する入学者選抜方法は、入学者受け入れ方針を踏まえた適切なものとなっている。

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

一般選抜（大学入学共通テスト利用選抜を含む）については、入試管理委員会、入学センターを中心とする全学的な実施体制を採っており、これと協力して経済学部からも出題委員、採点委員を選出して実施している。具体的な入学者選抜の実施に関しては、前述の全学的な体制の下で、入学試験毎の詳細な業務マニュアルに基づいて誤りがないように注意深く実施されており、完全競争選抜方式により得点数の上位の者から選抜している。

また、特別入試については、学部単位で実施しており、学部長を責任者に、学部選出の入試管理委員とともに、入試の種類に応じて、経済学部合否決定委員会、出題委員及び応援の試験委員（面接）という体制で実施している。入学者選抜の実施にあたっては、学部選出の入試管理委員が入試問題のチェック及び問題印刷の立会を行い、不正・ミスがないよう問題を厳正に管理しているほか、各入試の教科ごとに出題・採点委員が入試管理委員により2名ずつ選出され、出題ミスや採点ミスを防ぐために相互チェックを行う体制を整えている。さらに、面接審査を行う場合には面接担当教員が事前打合せを行うなどして、面接評価基準を共有することによって、公平な審査に努めている。

また、入試合否判定における公平性を保つための仕組みとしては、いずれの入試も合否決定の基本方針をあらかじめ教授会にて審議し、学部として定めた方針に基づいて、合議制による経済学部合否決定委員会が具体的な合否判定を行い、その結果を学部教授会に報告する仕組みとなっている。

入試結果の透明性を確保するための措置としては、入学試験要項、大学案内誌、本学公式Webサイト等で志願者数・受験者数・合格者数・倍率・合格最低点をはじめとする各種入試データを公開しているほか、一般方式、英語外部試験利用方式および6学部共通選抜についてはWeb上で受験者の入学試験得点並びに合格最低点の開示も行っている。他方、特別入試の指定校推薦入試については、志願者の高等学校における成績の評定平均値を明示し、選抜の基準としている。また、総合型選抜のスポーツ推薦入試及び高大接続入試、海外帰国生等特別入試、英語運用能力特別入試、ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語特別入試では、受験資格として公的な検定基準や能力スコア等を客観的に評価できるものを基準として指定している。

以上のとおり、経済学部の入学者選抜実施体制は、一般選抜においては入試管理委員会、特別入試においては学部長を責任者に学部選出の入試管理委員の下に実施される体制が明確に区

別されており、適切なものとなっている。また、いずれの入学者選抜についても、志願者が入試制度を理解できるよう詳細な説明と各種のデータや基準等を明示することで、その透明性を確保しているといえる。入学者合否判定についても経済学部合否決定委員会を中心として、その公平性・妥当性を確保する適確な仕組みを持っている。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する者に対しては、入学試験出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い、公平な入学者選抜の実施に努めている。

<点検・評価結果>

上記のとおり、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集方法、入学者選抜方法ともに委員会を中心に検討されており、適切に整備されている。入学者選抜における透明性の確保についても、公平性を保つ仕組みを担保している。また、合理的配慮を希望する受験生に対して、適切に対応できている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性
 評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

<現状説明>

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

定員管理について、2022年度における収容定員に対する在籍学生数比率については、1.06という状況であり、概ね適正な状況となっている。さらに、各学科における収容定員に対する在籍者数比率は、経済学科：1.00、経済情報システム学科：0.97、国際経済学科：1.07、公共・環境経済学科：1.33であり、学科によるばらつきが少しみられる。また、2022年度における入学定員（1,062名）に対する入学者数の比率は、1.13となり、例年に比べ入学者数は多くなった。過去5年間における同比率の平均は1.00となっており、概ね適切なものとなっている。また、学科単位でみた場合、2022年度における各学科の入学定員に対する入学者数比率は、経済学科：0.89、経済情報システム学科：0.87、国際経済学科：1.43、公共・環境経済学科：1.64となった。こちらも学科によるばらつきがみられる結果となったが、この結果については、学科毎に志望順位制の入試選抜方法を採用しているため、得点別に合格者を出すことにより、上位層は志望度合いの高い併願先に進学することが多いため、このような結果となることが想定される。

[学生収容定員数・在籍者数比率]

総定員と学部在籍者数の推移

学部・学科 コース		2018		2019		2020		2021		2022	
		総定員	在籍者数	総定員	在籍者数	総定員	在籍者数	総定員	在籍者数	総定員	在籍者数
		(人) A	(人) B	(人) A	(人) B	(人) A	(人) B	(人) A	(人) B	(人) A	(人) B
		B/A割合 (%)		B/A割合 (%)		B/A割合 (%)		B/A割合 (%)		B/A割合 (%)	
経 済	経 済	1,659	1,812	1,771	1,850	1,868	1,939	1,868	1,921	1,868	1,877
		109		104		104		103		100	
	経済情報 システム	720	794	720	778	720	748	720	732	720	698
		110		108		104		102		97	
	国際経済	1,055	1,065	1,060	1,011	1,060	998	1,060	1,016	1,060	1,132
		101		95		94		96		107	
公共・ 環境経済	600	662	600	662	600	647	600	700	600	796	
	110		110		108		117		133		
計	4,034	4,333	4,151	4,301	4,248	4,332	4,248	4,369	4,248	4,503	
	107		104		102		103		106		

入学定員と入学者数の推移

学部・学科 コース		2018		2019		2020		2021		2022	
		入学定員	入学者数	入学定員	入学者数	入学定員	入学者数	入学定員	入学者数	入学定員	入学者数
		(人) A	(人) B	(人) A	(人) B	(人) A	(人) B	(人) A	(人) B	(人) A	(人) B
		B/A割合 (%)		B/A割合 (%)		B/A割合 (%)		B/A割合 (%)		B/A割合 (%)	
経 済	経 済	467	451	467	473	467	493	467	382	467	415
		97		101		106		82		89	
	経済情報 システム	180	170	180	171	180	188	180	173	180	156
		94		95		104		96		87	
	国際経済	265	242	265	211	265	247	265	266	265	378
		91		80		93		100		143	
公共・環境 経済	150	141	150	169	150	160	150	203	150	246	
	94		113		107		135		164		
計	1,062	1,004	1,062	1,024	1,062	1,088	1,062	1,024	1,062	1,195	
	95		96		102		96		113		

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

前述のように、収容定員に対する在籍学生数比率及び入学定員に対する入学者数比率のいずれにおいても、著しい定員超過が恒常的に生じているという状況にはない。今後も受験動向の情報収集に努めつつ、経済学部入試委員会での募集定員、合否基本方針の検討を通じ、適切な定員管理に努めていく。

＜点検・評価結果＞

学科別の志望順位制を導入している入試においては、合格者の手続き率が学科ごとの入学者数に大きく影響してくる。入学定員に対する入学者数比率が低くなっている学科については、受験生に伝わるように魅力を向上させる必要がある。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

学科ごとに見た場合に、入学定員に対する入学者数比率にはばらつきがみられるため、今後より一層の適切な定員管理を行う。

＜今後の対応方策＞

全体としての入学者数は維持しながらも、学科ごとでの入学者数を定員に近づけるための努力が必要である。まずは入学者数の予測が比較的しやすい特別入試（総合型選抜）において、学科間の適切な定員管理を行い、一般選抜に備える準備を行う。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

学生募集方法を検証する仕組みとしては、学部ガイドブックや入試募集要項に受け入れ方針等の各種情報が記載されているかどうかを、毎年複数の担当者が制作時に確認するなど、適切な情報が志願者に提供されているかについて検証している。このほか、オープンキャンパスや高校訪問時の学部ガイダンスで使用される PowerPoint について、受け入れ方針を盛り込んだ雛型を用意し、説明者が誰でも共通の内容を伝えることができるように工夫しており、その内容についても確認・検証を行っている。

また、入学者選抜方法の検証に関しては、当該方針に沿った十分な学力を備えた学生が受験しているのかどうか確認するため、入試（一般・共通テスト利用・英語外部試験利用・6学部共通）の合否決定委員会においては、毎年、合格最低点の経年変化を確認するようにしている。

一方、公正な入学者選抜方法の検証に関して、出題については、一般選抜は入試採点終了時から次年度入試作成開始時まで、出題委員による引き継ぎが行われる際に、問題点等の申し送りが行われる。また、入学センターから出題委員に対して前年度入試の平均点等のデータが提供され、それを参考として、出題の難易度、適切度を勘案し、出題を行っている。さらに、入学試験実施後、入試管理委員会を通じて行われる外部機関による問題検証の結果が、出題委員に伝えられ、出題の適切性について判断の一助になっている。一方、特別入試については、毎年出題委員、採点委員の引き継ぎが行われ、各制度の趣旨に応じた出題形式・出題内容・出題レベルの検証を行っている。

学外からの意見聴取については、一般選抜（大学入学共通テスト利用入試を含む）終了後、入学センターが行う学外関係者を招いての入試動向説明会や、外部関係者を対象とした進学相談会に協力し、外部意見の聴取に努めている。さらに、経済学部進学アドバイザーや経済学部入試委員を中心に、指定校を含む全国の高等学校進路担当者との意思疎通を行っている。

<点検・評価結果>

例年の検証により、適切な受入れ体制を保っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

＜現状説明＞

○大学として求める教員像の設定

経済学部専任教員として必要な能力・資質については、経済学部専任教員資格基準内規において、科目、身分別に定められている。経済学部においては、科目区分に基づき作成し、人事委員会及び教授会において承認されている「経済学部教員基本組織」を基礎として教員の採用を行ってきているが、必要に応じて基本組織の見直しを行っている。学部長（人事委員会委員長）は、単年度毎に採用に関する方針を提示し、あわせて長期採用計画の一環とすること、授業科目担当者の部門、分野の構成員の世代配分及び身分配分の均衡を図ること、定年退職者及び中途退職者の補充に関わること（後任者の単純補充ではない）等を考慮した採用計画案を提示し、「研究・教育問題に関する経済学部委員会」の議を経て、教授会で審議することになっている。また、内規に定められていない詳細な能力・資質の基準については、当該部門・担当者会議の意向を踏まえつつ、人事委員会として、上記委員会及び教授会において審議することとなっている。非常勤教員についても、専任教員に準じて、能力・資質等の基準を定めている。

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

教員の構成については、専任教員と兼任教員（非常勤）に大別され、専任教員の構成としては、教授、准教授、助教、特任教授、任期制助教となっている。専任教員については、学部の教育研究活動の中核を担っており、主としてカリキュラム上の主要な科目を担当している。また、任期制助教については、大学院博士課程修了後の主に研究期間として位置づけた採用となっている。なお、専任教員で全ての科目を担当することは困難であることから、担当専任教員のいない分野・科目や多様なニーズに対応するよう設定した科目等に関しては兼任教員が担当している。

2022年度5月1日時点における経済学部の専任教員数と文部科学省の大学設置基準による必要専任教員数については、下表に示すとおりであり、大学設置基準で求められている適切な専任教員数を確保している。

教授	准教授	助教	合計	必要専任教員数
55	27	8(2)	90	88

※（ ）の人数は助教Cで内数

専任教員は担当科目毎に、専門教育科目担当者会議、一般教育担当者会議、外国語担当者会議、保健体育担当者会議のいずれかに所属する。また、専門教育科目担当者会議には13部門、外国語担当者会議には4部門が設置されており、各担当者会議所属の教員は同時に部門にも所属することになる。組織的な連携と責任についての調整・決定は、部門会議、担当者会議が行うとともに、重要事項については、研究・教育問題に関する経済学部委員会、教授会で議論を行う。非常勤教員については、主要科目を補う形での採用としており、担当授業科目についての内容等、当該の部門、担当者会議において懇談を行い、重要事項については研究・教育問題に関する経済学部委員会、教授会で審議する仕組みとなっている。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、大学の理念・目的に基づき、経済学部として求める教員像を設定し、教員組

織の編制に関する方針として「経済学部教員基本組織」を明示している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

＜評価の視点の②については大学院対象のため割愛＞

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在 student 数、授業科目と担当教員の適合性等）

＜現状説明＞

○編成方針に沿った教員組織の整備について（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在 student 数、授業科目と担当教員の適合性等）

経済学部における専任教員の採用プロセスは、カリキュラムや中期的な教員組織構成、各科目部門の状況等を勘案しながら、経済学部人事委員会において検討し、委員長である学部長が当該年度の人事にかかる基本方針と専任教員の採用計画を提示し、研究・教育問題に関する経済学部委員会、教授会での審議・承認を経たのち、学部教授会が主体となって候補者の募集を行い、業績審査委員会における審査結果を参考としながら人事委員会において総合的に採用候補者を選考し、教授会において採用決定する仕組みとなっている。

専任教員の採用計画策定に際しては、「授業科目担当者の部門、分野の構成員の世代配分及び身分配分の均衡を図る」ことを内規で規定している。加えて、自己点検・評価結果並びに2009年度機関別認証評価結果における指摘を踏まえ、当該年度における人事の基本方針において専任教員の平均年齢の引き下げに留意することを特に明記することで、採用にあたっては候補者の教育研究業績を最重要視するものの、学部としての方針が着実に反映されるよう配慮を行ってきた。また、経済学部では、後継者育成を通じた学部教育の質の維持・向上と、本学大学院経済学研究科の学生のキャリアパス支援に資することを目的とする任期助助教制度を2007年度から運用しており、2008年度以降、若手研究者を継続的に任用してきたところである。以上の取組みの結果、学部改革を見据えて政策的に採用を制限することや、経年による年齢更新もあるが、若手専任教員の任用が継続的になされたこともあって、専任教員における年齢構成比率の適正化が促進されている。2022年度始期の時点における年齢構成は20代：2名、30代：7名、40代：23名、50代：29名、60代：29名となっている。

男女比については、採用においては教員としての適格性を重視することが最優先されており、男女比率の構成について配慮をするということは念頭にありつつも特段の議論はなされていない。現状では、男性教員72名、女性教員18名となっている。

このほか、専任教員1人あたりの在 student 数は50.0名となっている。

また、本学では専任教員規程において、専任教員は任期の定めなく任用することとしていることや、採用に際しては本学における教育研究の質の更なる向上を図ることを念頭に候補者の有する教育研究業績をまずもって重視していることから、結果的に年齢が高い層を中心に採用することとなる可能性がある。そのため、長期にわたってバランスのとれた年齢構成比率を維

持することには困難な面も有しているが、今後も中長期的な視点による計画的な専任教員採用に努めることで、教員組織の年齢構成に配慮しつつ、安定的で質の高い学部教育の提供に努めていきたいと考えている。

専任教員の採用は経済学部専任教員新規採用手続内規に従って行われるが、具体的な採用に向けたプロセスは次のとおりとなっている。

まず、経済学部人事委員会において、学部の教育課程に相応しい採用人事ができるよう、部門または担当者会議の意向を参考にしつつ、採用計画案を策定し、研究・教育問題に関する経済学部委員会及び教授会において審議する。そして、教授会において承認された採用計画に基づき、募集、選考を進める。このように、経済学部では、従来の業績重視であったところを改め、教育及び大学運営も重視した採用ができる仕組みに基づく採用を行っており、部門または担当者会議の意向を踏まえた採用計画に則った採用活動を行うことで、授業科目と担当者との整合も図るよう努めている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、教員組織の編制に関する方針である「経済学部教員基本組織」に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：教員の募集・採用・昇格は適切に行っているか。

評価の視点1：教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか。

(任期制の教員を含む)

評価の視点2：規程等に従った適切な教員人事が行われているか。(教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む)

<現状説明>

○教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続き（任期制の教員も含む）

任期のない専任教員に関係する内規として、経済学部専任教員採用計画策定手続内規、経済学部専任教員新規採用手続内規、経済学部専任教員資格基準内規、経済学部専任教員昇格手続内規があり、教員の採用・昇格等に係る手続き、基準等が明確に定められている。

また、任期制の専任教員には特任教員と任期制助教がある。特任教員については経済学部特任教員の採用手続及び資格基準に関する内規があり、任期のない専任教員を対象とした前述の内規も併用している。任期制助教については、経済学部任期制助教に関する内規があり、教授会申し合わせ事項である「中央大学経済学部専任教員（任期制助教）の処遇、選考、任期更新などについて」も併用している。

なお、非常勤講師については、経済学部非常勤講師採用に関する内規と、教授会申し合わせ事項である「経済学部非常勤講師採用について」があり、また、教員としての資格基準については経済学部専任教員資格基準内規の規定を適用している。また、客員講師については経済学部客員講師の運用に関する基準がある。

○規程等に従った適切な教員人事(教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む)

上述のとおり、経済学部における専任教員の募集、任用基準、昇格基準は各種内規等に明確に定められており、専任教員採用計画において、部門の意向を参考にしつつ適宜教員人事を行っている。また、専任教員の任用及び昇格は、教授会員によって構成される業績審査委員会において履歴書及び業績書類に基づき教育研究能力・実績について審査が行われているほか、任用に関しては、経済学部人事委員会において模擬授業や面談も行い、その結果報告に基づいて教授会の審議、投票を経て承認される仕組みとなっている。

これらの教員人事は、中央大学教員任用審議会での最終的な決定手続きに先行して経済学部人事委員会、研究・教育問題に関する経済学部委員会及び教授会で「人事基本方針」を審議・承認した上で決定していくという枠組みのもと、透明性を確保して民主的に運用されている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、教員の募集・採用・昇格は規程及び手続きは明確なものとなっており、規程等に従って適切に行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<現状説明>

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

経済学部では、新任教員が専任教員としての職務や本学の概要、学部の特色を理解し、学生の教育指導が円滑に行えるよう、新任教員の研修会を2009年度から実施しており、経済学部FD委員会が専任教員として学生を指導教育するための基本情報及び研究条件の説明を行っている。また、教授会において、ハラスメント防止委員会委員からの報告、中央大学学生アンケートの調査報告、学生相談員と教授会員との懇談、ハラスメント防止啓発についてのDVD上映及び活動報告書に基づく説明や、2021年度には新型コロナウイルス感染症拡大下におけるゼミ活動に関する懇談を行い、様々な教員スキルの向上のみならず、学生への対応やその動向の把握等の教員として求められる資質の向上に努めている。

これまでの具体的な活動としては、教授会におけるFD懇談会の実施、授業アンケートの実施、「入門演習」「総合教育科目演習Ⅰ」「基礎マクロ経済学」「基礎ミクロ経済学」ガイドラインの作成及び配付、シラバスの記述内容の改善等の取組みを行い、教員の教育指導の改善と学生の学修の活性化に反映されるように配慮している。

授業アンケートについては、授業評価に関する質問に対する回答欄だけでなく、各授業に対する学生の意見、要望、批判等を記入する欄が設けられており、その結果については、全教員にフィードバックされ、個々の教員が担当する授業の実施方法等について振り返り、適宜改善に活用している状況である。また、教員から学生に対しては、集計結果を踏まえたフィードバックコメントをmanabaにて行っている。なお、授業アンケート結果の公表については、科目毎

の集計結果をC plusに掲載し、学生・教職員に対して公開しているほか、外部に対しては、公式Webサイトにて、授業アンケートの実施概要、科目区分別集計を公開している。

経済学部FD委員会の活動については、恒常的に経済学部教授会に報告され、教員の教育スキル等の改善と学生の学修の活性化について、組織的な取組みに反映できるよう配慮している。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

経済学部においては、包括的な教員の教育研究活動評価システムは未確立である。その中でも教育活動については、授業改善アンケートの実施を通じて授業実施方法等に対する学生の評価や授業に対する学生の意識を調査し、各担当教員にフィードバックすることにより、授業実施方法等の改善を行うことができるような仕組みを整えている。

また、研究活動については、経済学部の紀要『経済学論纂』（中央大学学術リポジトリにも掲載）での成果発表だけでなく、経済研究所等の学内研究所の研究部会・研究会を通じて、学内外の専門家との研究交流の機会を持ち、研究水準の維持に努めるなど、広義において研究活動の質や水準を評価する機会を有している状況にある。

<点検・評価結果>

以上のとおり、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

経済学部では、教員組織の適切性について、部門の意向を踏まえ、毎年度、経済学部人事委員会、研究・教育問題に関する経済学部委員会及び教授会の審議を経て「人事基本方針」を策定し、採用計画に反映している。

<点検・評価結果>

以上のとおり、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部における学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点6、7は全学項目、11は資格取得課外講座に関する項目のため割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

評価の視点10：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

<現状説明>

○学生支援体制の適切な整備

大学生活において様々な悩みを抱える学生が適切なサポートを受け、早期に課題を克服できるよう、学業全般・心理的・ハラスメント等、それぞれの内容に応じた、学内における相談方法・場所を適切に案内できるよう、情報を集約し、C plus を通じて案内している。また、2022年度からは学部として、キャンパスソーシャルワーカーも採用し、学生の多様化する課題への支援強化を図っている。

○成績不振の学生の状況把握と指導

留年者に対しては、卒業不可の発表時に本人及び父母（保証人）に対して単位取得状況を送付している。また、学生の留年を未然に防ぐための仕組みのひとつとして、成績不良者・単位修得率の低い学生に対しても、本人及び父母（保証人）に対して単位取得状況と注意喚起文書を送付するとともに、各学年において一定の単位修得基準に達しない学生に対して4月および9月にガイダンスを行い、履修方法の確認、生活習慣の見直し等と呼び掛けている。さらに、必要に応じて3月から4月および9月に、教員及び職員により、学生に対して個別指導を行っている。なお、4年次での卒業率は、過去3年間で2019年度が84.2%（920名）、2020年度が85.4%（834名）、2021年度が90.2%（919名）となっている。

また、留年を未然に防ぐことを目的に、特に1年生・2年生を中心に授業の出席状況・成績状況等から学生が抱える困難や問題点の早期発見に努め、教員・職員で学生の個別相談及び成績不良者のみを対象とした履修ガイダンスを行うなど、教員、父母、学部事務室、関連部署が連携しながら学生の支援にあたっている。なお、具体的な学生数は把握していないが、資格の取得・就職等を目的として自主的に留年する学生も存在すると思われる。

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

1年次の必修専門科目である「基礎ミクロ経済学」及び「基礎マクロ経済学」において、授業時間外での質問についてTA（大学院学生1名）による対応も行っている。事前予約制で、相談希望者はTAにメールで面談予約を行い、対面形式で学修相談をすることができる。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

学修活動への支援については、学生相談室からの情報提供や、障害のある学生本人から申し出があった際に、その都度、経済学部所属のキャンパスソーシャルワーカーと連携しながら、適切な対応策を検討している。

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

経済学部給付奨学金の種類は以下のとおりとなっている。

①学長賞・学部長賞

前年度成績上位者のうち、最も成績が良かった学生1名を「学長賞」として授業料相当額の半額、残りの学生を「学部長賞」として30万円を給付するものである。2021年度は27名に対し、合計821万1,700円を給付している。

②経済学部給付奨学金〈自己推薦〉

1997年度より学力優秀でかつ社会文化活動等で特に優れた学部学生を対象に、「自己推薦」枠を設けた。2000年度から各種資格試験において優秀な成績を修めた者について枠を広げ、2014年度からは学業成績等が優秀な者についても枠を広げた。給付金額は20万円である。2021年度は19名に対し、合計380万円を給付している。

③高田博・弘子奨学金

本学部に在籍する成績優秀な学生で、より深い研究のために大学院へ進学する学生の支援に資することを目的としている。大学院進学前に採用（内定）が決定し、大学院へ合格し、入学手続を完了後に奨学金を給付する制度となっている。給付金額は50万円で、2021年度は2名の受給が決定している。

④経済学部創立百周年記念奨学金

2年次以上の在籍学生で、明確な将来の夢を抱き、その実現に向けて計画的に熱意を持ってチャレンジする学生を支援することを目的とした奨学金制度である。給付期間は1年間で、2021年度の給付金額は最大30万円であり、合計で年間600万円（10年間）の予算が組まれている。2021年度は11名に対し、合計220万円を給付している。

⑤経済学部グローバル人材育成奨学金

2014年度に新設した制度であり、海外留学（語学留学含む）、海外インターンシップ、海外フィールド調査（ゼミ活動に限る）のいずれかに参加する学生を対象に奨学金を給付するものである。給付期間は1年間で、2021年度の給付金額は渡航先、渡航期間によって5～35万円となっている。2021年度の春募集、秋募集ともに感染症の影響で例年に比べて応募人数は激減したが、春募集は2名に対し70万円、秋募集も2名に対し40万円を給付している。

本学及び経済学部が募集する奨学金に関しては、全学的な各種奨学金を所管する学生部厚生課や学部事務室等の窓口での情報提供のほか、本学公式Webサイト、経済学部キャンパスONLINE、C plus、Facebook、奨学金の案内冊子『奨学金-案内と手続-』等を通じて広く周知し、情報提供内容についても的確性に特段配慮している。また、各教員もそれぞれの対象となる志ある優秀な学生に対しては積極的に奨学金への応募を勧めるなど、様々な媒体・機会を通じた適切な

情報提供に努めており、それぞれを活用している学生も一定数いることから、制度及びその周知の方法については双方とも適切なものとなっている。

○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

経済学部では、毎年4月初旬に外国人留学生を対象としたガイダンスを実施し、カリキュラムや履修について懇切な説明を行っている。また、2010年度には、経済学部在学学生を中心とした「外国人留学生のための学生交流委員会」を発足させ、毎年4月に外国人留学生との懇談・交流会を開催している。2014年度からは当該委員会を「経済学部学生国際交流委員会」と名称変更を行った。4月に開催している懇親・懇談会では毎回100名前後の参加者がいる。

新型コロナウイルス感染症拡大期においては、オンラインイベントを通じ交流を図った。この学生による支援組織では、日本人学生による留学生の履修相談や学修の相談等を日常的に行っているほか、毎年スポーツ大会を実施する（2020年度、2021年度は未実施）など、日本人学生と留学生が交流を深めている。また、2013年度、2015年度～2019年度には地域住民の協力を得て、学内で餅つき大会を行っている。新型コロナウイルス感染症の影響により、活動も縮小されていたが、2022年度の新入生募集活動の成果により、学生国際交流委員会の規模も新型コロナウイルス感染症以前まで戻り、さらなる留学生サポートを実現していく。

○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

学部独自の活動として実施する進路選択に関わるガイダンスについては、就職活動を控えた学生が内定者学生から情報を得る機会を提供することを目的として、経済学部キャリア委員会が実施するキャリアガイダンスがある。2019年度については、12月に2日間にわたってガイダンスを開催しており、16名の内定者（15企業）を講師として、個別相談形式で実施している。学生については3年生を中心に約120名が参加している。講師からは、業界研究、エントリーシートの書き方、面接方法等について丁寧なアドバイスがあり、就職活動を控えた3年生に対して丁寧な相談対応ができていたが、2020年度および2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。2022年度からの再開に向けて検討をしているところである。

○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

経済学部には学生団体である「経済学部ゼミナール連合会」（以下、「経ゼミ連」）が組織され、入ゼミガイダンスや経済学部プレゼンテーション大会、各種交流会等を行っており、経済学部としては、経ゼミ連担当の教員を定めるとともに、経ゼミ連の各種活動について、随時、相談や指導を行っている。

とくに経済学部プレゼンテーション大会の運営を通して、学生は、個別のゼミだけでは経験できない組織運営や大会運営、交渉、会計などの経験を積むことが可能となっており、社会に出る前のよい経験にもつながっている。さらに、経済学部では、日本学生ゼミナール大会インター大会に参加する学生に対し、一人あたり5,000円を限度として、補助制度を設けている。なお、資格取得を目的とする課外講座については、特設開設していない。

<点検・評価結果>

以上のとおり、各評価の視点において、学生支援の体制は整備され、適切に行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

成績不振の学生の状況把握と指導については各学期行っているが、学習指導ガイダンスに参加し個人面談につながる人数は対象者の3分の1程度にとどまっている。2022年度からはこの状況の改善のため、経済学部学生委員会が主体となり、ガイダンスはオンデマンド配信型とし、個人面談を1日だけでなく複数日程で実施することとした。さらに、授業に出席できていない学生の把握を行い、必要に応じた面談・ケアを行うことで学修支援の強化を図っている。

<点検・評価結果>

上述の現状説明の記載のとおり、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部の教育研究等環境

<点検・評価項目①については全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

<評価の視点2については全学項目のため割愛>

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

<現状説明>

○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

本学では、キャンパス・アメニティを含めた学生生活環境の改善に関する学生からの意見、要望等を積極的に受け付けることを目的の一つとして、オピニオン・ボックス及びeオピニオンが設けられており、経済学部でも学生からの意見、要望等への対応を日常的に実施しながら、これらの施設・設備の充実に努めている。これらの意見・要望に基づき、2021年度には7号館無線LANアクセスポイントの更新を行った。また、感染症対策の一環として、3階・4階・5階の語学教室にサーキュレーターを配置した。

ハイブリッド授業にも対応できるよう、7号館及び8号館の一部の教室に設備を導入し、情報環境の整備を進めている。貸出用ノートPCや共同ゼミ室のノートPCも随時リプレイスを行っており、学生の学習環境の改善に努めている。その一方で、従来からある古いDVDプレーヤーなどの機器トラブルにより授業の進行が遅れるなどの支障も出ており、教室の設備更新は十分に対応できていない。

<点検・評価結果>

7号館（経済学部棟）の情報環境は、実験実習料を財源とした各種リプレイス等により、情

報環境は非常に良好なものとなっている一方、教室の設備更新は十分に対応できているとは言えない。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

教室の設備更新が十分ではなく、特に古くなった映像機器トラブルなどによる授業への影響も出ている。

＜今後の対応方策＞

引き続き、情報環境整備は進めつつ、学生の学習環境についても時代にマッチした環境を提供できるよう Google フォームを用いた学部学生対象のアンケートを実施し、自習スペースや情報環境についてのニーズ調査を行う。

＜点検・評価項目③については全学項目のため割愛＞

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

＜現状説明＞

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

経済学部棟（7号館）1～2階には通常の講義を実施する教室（定員100～180名の中教室が9室）があり、いずれの教室も、PCと接続可能なプロジェクタが備え付けられており、視覚的にも効果のある授業が展開できるようになっている。その他2階には、ICTリテラシー学修の活用のために、受講生のPC利用を伴う講義を実施する教室（ワークステーション室が3室及び7210号室）がある。7号館3階・4階・5階の外国語教室への55型液晶モニターを設置については、2015年度授業開始時には整備が完了している。これにより、外国語授業においてはビデオ教材のみならず、PCを使った講義にも対応できるようになり、加えて、演習授業においても外国語教室を活用しプレゼンテーション等を行えるようになっている。

2021年度には、ハイブリッド授業の設備も導入し、7号館と8号館の一部の教室で使用できる環境がある。

また、経済学部は少人数教育を重視しており、3～5階には、大型モニター等を備えた主に外国語関係の授業を行う教室（定員42名の語学教室が4室、47名の語学教室が16室）が、さらに5～7階には演習（ゼミ）専用教室（定員20名の演習室が44室、その他に共同ゼミ室が2室あり、内1室がノートPC20台、プロジェクタ、スクリーン、テレビ、ビデオなどを備えており、もう1室にはノートPC20台、プロジェクタ、スクリーンが備えられている）が、それぞれ設置されている。また、学生の自主的なゼミ活動を支える組織として経済学部ゼミナール連合会（経ゼミ連）があり、その専用室が6階に2室ある。

3階の学生図書室（閲覧席数は約130席）は、2016年3月より什器の入れ替えを行い、さらに無線LAN環境を整え、アクティブ・ラーニングが可能なエリアとして学生が活用できるようになっている。ここは経済学部学生のための施設であり、約3,000冊の蔵書、及び約1,700本のビデオ・DVDソフトが備えられており、ブルーレイディスク3台によって各種映像ソフトの閲覧が可能である。その他、3階には経済学部学生のための専用自習室があり、貸出用ノートPC等を持ち込むこともできるが、現在は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で事務室の分室として使用しているため、自習室については利用不可の状況である。

また、経済学部棟（7号館）以外では、経済学部所管の教室として、8号館には主に必修科目や基幹科目用の大教室（定員434名の教室が3室、510名の教室が2室）がある。大教室にはPowerPointやビデオが使用できるように、大型スクリーンやプロジェクタなどの設備が備えられている。

他方、情報処理機器等の整備に関して、経済学部では「いつでもPCなどの情報環境を利用できる」ことを目標に、経済学部棟（7号館）の情報環境を毎年整備している。経済学部棟（7号館）2階にあるワークステーション（WS）3室には、講義や自習に使用できるPCとして、WS1に52台、WS2に60台、WS3に42台を設置している。また、学生貸出用ノートPCを141台常備している。また、7号館については、全階における無線LANの環境を整えており、教室やゼミ室はもとより、2階廊下にも机と椅子を配置し、少人数でノートPCを借り出して利用できる環境となっており、ゼミや授業の合間に貸出用ノートPCを借り出して、レポートの作成やプレゼンテーション、ネットワークを使つての調査や外国語の自習、さらにe-learning教材の自宅での活用等も可能になっている。

新入生に対してはワークステーション利用のための利用講習会、上級生も含む全ての経済学部学生に対するWord・Excel・PowerPoint・データベース・統計解析等のソフトに関するパソコン講習会について開催し、オンデマンドでの学習環境も整えている。学生が経済学部の施設、情報環境を効果的に使いこなすことを促進している。

以上のように、経済学部の使用する施設・設備は、その教育研究目標を達成する上で適切なものとなっている。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

経済学部棟（7号館）に関する教室について、授業等で使用していない時間に関しては、基本的に多摩キャンパスの開門である8時から閉門となる23時までの使用が可能となっている。このほか、7号館2階のパソコン教室（ワークステーション）については、平日（月曜日～金曜日）が9時20分～19時の開室時間となっている。

また、3階の学部図書室の通常授業期間における開室時間は、9時～19時（月曜日～金曜日）、9時～16時（土曜日）となっている。

以上のように、各施設の利用時間については授業時間以外にも十分に利用可能な時間が確保されており、その配慮は適切に行われている。

<点検・評価結果>

教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備できているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により停滞した施設利用を再開させるにあたり、自習室は閉室しており、一部従前どおりとはならなかった部分がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により停滞した施設利用を再開させるにあたり、事務室の分室として使用していた自習室はまだ開室できていない。

<今後の対応方策>

自習室の再開に向けて、前項目でも触れた Google フォームを用いた学部学生対象のアンケートをもとにより学生のニーズにマッチした環境作りを進める。

◇学部における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。
評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

経済学部では、専任教員に配分可能な研究室 105 室を有しており、専任教員一人につき一室の研究室を割り当てている。その他に共同研究室を 2 室、名誉教授室として 1 室を確保している。各研究室には、基本的な備品である机、いす、書棚等を設置するとともに、毎年、研究室委員が備品の充足のために教員に対するアンケート調査を実施し、適宜、必要な備品整備を行っている。

また、教員に十分な研究時間を確保するために経済学部専任教員の授業担当時限原則に関する内規と、教授会申し合わせ事項である「授業担当時限の調整に関する運用」を定めており、教員の担当授業時限が大学院担当分と合わせて、6 時限（6 コマ）を原則とすることで、特定の教員に過度な負担がかからないように配慮している。

このほか、研究に専念する時間を確保するための全学的な制度として、本学では、2021 年度まで本学専任教員が個人で行う特別の研究のため一切の公務が免除される特別研究期間制度と、専任教員が研究費を受け、学術の研究・調査のため一定期間外国に派遣される制度として在外研究制度があった（それぞれの制度の内容については全学に係る記述を参照のこと）。2021 年度末より、特別研究期間を 1 人が取得している。また、2022 年度から、これらの制度を統合した「研究促進期間制度」が新設され、初年度は 7 人が取得している。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

経済学部では、情報処理関連教育を支援するために、PC・プリンタ等関連設備を整えたワークステーション室を 3 教室有しているが、これら設備を維持・管理し、学生へのサポート業務

を行う職員（サポート・スタッフ）を4名配置している。ワークステーション室のサポート・スタッフは、教員の情報処理教育、あるいはPC使用の授業を支援しているほか、授業以外でもWord・Excel その他の課外講習を豊富なメニューで実施している。

また、ティーチング・アシスタント（TA）は、経済学部内規で定め制度化しており、2022年度については、1年次必修科目である「基礎マクロ経済学」、「基礎ミクロ経済学」の2科目において1名ずつTAを配置し、1年生全員がTAを利用できる態勢を整えている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、教員の研究活動を支援する環境や条件について、また教育支援体制についても適切に整備されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教員の研究活動が活発に展開されているか。

評価の視点1：論文等研究成果の発表状況

評価の視点2：国内外の学会での活動状況

評価の視点3：研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

<現状説明>

○論文等研究成果の発表状況

研究成果の発表状況を専任教員一人あたりの著書発刊数で見ると、2017年度0.47冊、2018年度0.18冊、2019年度0.24冊、2020年度0.22冊、2021年度0.12冊である。また、専任教員一人あたりの論文発表数は2017年度0.99件、2018年度0.76件、2019年度0.87件、2020年度0.87件、2021年度0.91件である。

研究成果の公表に関しては、経済学部の紀要として中央大学経済学研究会が『経済学論纂』を発行し、専任教員の研究成果発表の場を提供しており、毎号数名の教員が投稿している状況にある。その刊行結果は、本学公式Webサイト上（中央大学学術リポジトリ）でも公表され、学内外からいつでも閲覧できるようになっている。また、専任教員または名誉教授の研究成果の発表を助成・促進する仕組みとしては学術図書出版助成があり、研究業績、学術的価値の高い外国の古典、文献等の翻訳等で、市販性のとぼしい著作を出版するときの出版経費を助成するものとなっている。

○国内外の学会での活動状況

学会での活動状況を専任教員一人当たりの学会発表数の推移で見ると、2017年度1.53件、2018年度0.82件、2019年度1.22件、2020年度0.57件、2021年度0.91件である。

○研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

学内における研究助成制度としては、全ての教員に対して付与される基礎研究費のほかに、専任教員が専門分野における特定の課題について個人で行う研究を支援する特定課題研究費と、学部、大学院、研究所及び学外研究機関との研究交流を促進し、もって研究・教育水準の一層の向上を図ることを目的とした共同研究費がある（それぞれの研究費の内容については全学に

係る記述を参照のこと)。2022年度における経済学部の特定期間研究費助成者数は2名、共同研究費助成（継続）は1件3名となっている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、専任教員一人あたり年間1本弱の論文等の発表を維持していることは評価できる。他方で、当該状況が伸び悩んでいる原因としては、例えば各種委員会等の校務負担と人員不足により研究時間の確保が難しい状況であることが考えられるが、これは全学的な改善も併せた対応が求められる。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

論文発表数が伸び悩んでいる原因として、各種委員会等の校務負担と人員不足により研究時間の確保が難しい状況があるためと考えられる。

<今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点1は附置研究所対象>

評価の視点2：科学研究費の申請とその採択の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

<現状説明>

○科学研究費の申請とその採択の状況

経済学部所属教員による科学研究費補助金への申請状況と採択状況（前年度からの継続分を除く）については、2017年度は申請14件（うち採択8件）、2018年度は申請14件（うち採択7件）、2019年度は申請18件（うち採択4件）、2020年度は申請21件（うち採択7件）、2021年度は申請18件（うち採択7件）となっている。

○学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

経済学部として学外における競争的研究資金を獲得している実績は、2019年度は1件、2020年度は2件、2021年度は3件となっている。このうち、2022年度も継続しているものは2件となっている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、科学研究費補助金へ継続して申請及び採択がなされており、また学外競争的研究資金へも継続して獲得を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部における社会連携・社会貢献

＜点検・評価項目①は全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

評価の視点3：地域交流・国際交流事業への参加状況

＜現状説明＞

○教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

経済学部のゼミを中心として、自治体・公共団体との連携の充実化と新たな組織的連携の展開を進めており、八王子市、日野市、立川市等、ゼミ活動を軸とした多くの連携活動を行っている。八王子市には環境政策の提言および環境フェスティバルへの出展協力を行っているほか、日野市への政策提言も行っている。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、

企業等との連携による教育プログラムとして、「インターンシップ」および「海外インターンシップ」において、自治体や国内外の企業など30カ所以上と連携した多彩なコースを開講しており、学生に幅広い履修機会を提供している。

また、「ビジネス・プロジェクト講座」は、企業が実社会で直面している課題に対して学生が課題解決策を検討し、実際にビジネスモデルを企業に提案するPBL型の産学連携講座である。2022年度は7企業の協力により実施している。

これらのキャリア教育科目である「インターンシップ」「海外インターンシップ」「ビジネス・プロジェクト講座」については、企業と経済学部の学生の共同活動による成果を企業に還元する態勢となっている。

○地域交流・国際交流事業への参加状況

「キャリアデザイン」では、一般社団法人遠野みらい創りカレッジとの包括連携協定に基づき、SDGsや地域活性化テーマにした授業を展開し、岩手県遠野市において、学生と現地住民と協働して地域課題に関するフィールドワークを行っている。さらに、「インターンシップ」の観光まちづくり（地域創生）コースでは、岩手県・広島県・沖縄県等で地域経営の担い手のもと職業体験を行い、地域おこし協力隊やNPO活動などにも従事することで、積極的に地域交流を図っている。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、経済学部では、ゼミやインターンシップ、キャリア教育科目等教育課程を通じて社会連携・社会貢献に取組み、また積極的に地域交流を図ることで教育研究成果を還元している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛>

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

<現状説明>

○意思決定プロセスが明確化されているか。

経済学部では、教授会の下に置かれた「研究・教育問題に関する経済学部委員会」（学部研教）及び教務委員会や入試・広報委員会をはじめとする各種委員会並びに経済学部には置かれた各種担当者会議、部門会議等において、それぞれ対象となる事項の審議を行い、学部長は各委員会から上程された事項を教授会の審議・報告事項として取り上げ、その結果、多くの議論を経て学部運営に関する事項が決定される仕組みとなっており、教授会における審議事項は、学部長の円滑な運営の下、慎重かつ適切に決定されている。

○学部長の権限と責任が明確化されているか。

学部長の職務については中央大学学部長に関する規則第2条及び学則第9条第2項に定められ、学部の代表者という位置づけであり、教授会及び各種委員会で合意形成を行い、各種の案件を処理している。また、学部長は、学部長会議、理事会、評議員会の職務上の構成員となり、法人・教学の意思決定に加わるとともに、大学内の各種委員会の職務上委員あるいは委員長となっており、それらの学部長に係る権限及びその行使は適切になされている。

このほか、学部内規により、学部長は、学部運営に関する業務を円滑かつ効果的に遂行するために特に必要と判断するときは、教授会の議を経て教授会員の中から3名以内の学部長補佐を選任することができるとしており、「【申し合わせ事項】学部長職務代行について」によって、学部長に事故があるときまたは欠けたときに学部長の職務を代行する者について、学部長補佐の互選にて職務を代行する者を定めることとし、その代行する職務の内容等も明確にしている。

○教授会の権限と責任が明確化されているか。

経済学部教授会は、教授、准教授、助教Aで構成されており、学部運営の方針及び諸規則の制定・改廃に関すること、教育課程及び授業日に関すること、学生の入学、休学、退学、卒業その他学生の地位の得喪・変更に関すること、授業担当に関すること、在外研究その他研究の推進に関すること、教員の選考、昇進その他教員の人事に関すること等、学則第11条第3項に定められた項目について「審議事項」とし、全学に関わる規程等を「協議事項」としてそれぞれ審議・協議するほか、多くの事項が「報告事項」として報告される。また、教授会については、毎回の教授会への出席率も高く、概ね民主的に研究教育事項を審議している。

○学部長の選考方法の適切性、妥当性

学部長の選考方法については、経済学部長選出手続きに関する内規において、以下の事項について定め、本内規に基づいて厳格かつ適切な選出を行っている。

1. 選挙管理委員は、3人とし、学部長を選出する教授会の前回の教授会において投票により選出する。
2. 選挙管理委員会は、前項3人の委員で構成し、その委員から委員長を互選し、委員長は委員会を代表する。
- 3-1. 選挙は、教授会員（以下「選挙人」という。）の3分の2以上の出席がなければ行うことができない。
- 3-2. 不在投票は、認めない。
- 3-3. 休職、在外研究、特別研究及び海外出張中の者は、選挙人から除く。
- 3-4. 前号に定める選挙人から除く者は、学部長を選出する教授会の前回までの教授会において決定された者とする。
- 4-1. 選挙は、単記無記名とし、中央大学学則第11条第2項に定める教授会を組織する構成員の記載された教授会員名簿に○印を付して投票する。
- 4-2. 投票及び開票は、選挙管理委員会の管理の下に行う。
5. 選挙において有効投票の過半数を得た者を当選人とする。
6. 第1回の投票において有効投票の過半数を得た者がいないときは、上位の得票者2人について決選投票を行い、多数を得た者を当選人とする。ただし、決選投票を行うべき2人及び当選人を定めるに当たり得票数が同じときは、これを籤で決める。
7. 当選人が辞退し、教授会がこれを認めた場合、再選挙を行う。

<点検・評価結果>

学部内の意思決定プロセス、学部長及び教授会の権限と責任を明確化し、本学の規程や内規に則り、適切な学部運営を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

経済学部の諸活動を支援・推進するための事務セクションとして経済学部事務室が設けられている。専任職員は2022年5月1日現在、13人（管理職：事務長1人と担当課長1人、監督職：副課長2人、一般課員9人）、嘱託職員1人、パート職員13人、派遣職員4人である。業

務の体制としては、教務グループ、学務グループ、窓口対応の3つのグループに大別される。教務グループは、授業担当・学籍担当・試験担当に分かれ、主に授業編成・履修登録・学籍管理・成績管理・試験執行・教室管理等を行っている。スタッフは専任職員7人、パート職員1人、派遣職員3人である。学務グループは、入試業務・広報・奨学金・予算編成・庶務全般等の業務を行っている。スタッフは専任職員4人、派遣職員1人、委託社員1人である。窓口対応は、事務室、教員室、専任教員研究室、ワークステーション（コンピューター室）において、パート職員12人でローテーションにて行っている。また、ワークステーションには経済学部専属の委託技術者を配置している。

以上が基本的な体制であるが、現在、専任職員3名が産休・育休を取得しているため、代替にそれぞれ派遣職員を契約し、業務をカバーする体制を執っている。

経済学部事務室の運営については、月に1回、専任職員全員でミーティングを、また、各グループでも定期的・非定期的なミーティングを適宜行っている。そのほか、メーリングリストやチャット機能、LINEも活用しながら、業務に係る確認や意思疎通を行い、適切に業務を執行している。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

大学として対応することが求められる事項が増える一方、専任職員は増員できない、厳しい状況に対応することを余儀なくされているため、特に専任職員の能力向上、業務効率の改善は喫緊の課題であると認識している。そのため、上記の各ミーティングや人事考課面談において、各自の意識改革の一助とするため、課題をはじめとする現状の分析、各業務の必要性・優先順位の判断、新たな視点での合理的な執行を適宜コーチングしている。

また、職員個々の能力向上を図るため、人事部で計画される目的別研修や外部でのスキルアップ研修（Access講習会等）への積極的な参加を求めている。

教職協働の取組みについては、「経済学部学生委員会」、「経済学部カリキュラム改善委員会」、「経済学部グローバル人材育成に関する運営委員会」、「経済学部ブランディング・広報戦略委員会」に専任職員が委員として参画し、それぞれの課題への取組みに積極的に関わっており、これらの業務もOJTの一貫として効果的に機能している。

<点検・評価結果>

以上のとおり、事務組織の役割と構成及び人員配置については適切な状況となっている。また、専任職員の能力向上、業務改善に取り組むことで、事務機能の改善・業務内容の多様化にも対応している。教職協働については各種委員会に職員が参画し、それぞれの課題へ積極的に取り組んでいる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

以上

商学部

◇学部の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、その学則第2条において、(本大学の使命)として「本大学は、その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命とする。」ことを定め、その学則第3条の2(3)において、商学部の教育研究上の目的を、「商学にかかる各専門分野及びその関連領域における理論並びに実務に関する教育研究を行い、広く豊かな学識と優れた専門能力を有し、ビジネスをはじめとする各分野を通じて社会に貢献できる人材を養成する。」と規定している。このように、商学部は「實地應用ノ素ヲ養フ」学術教育を旨とする本学の建学の精神と伝統を踏まえつつ、教育上の視点として「実学教育」を重視している。

商学部の目指す実学教育とは、現実の問題を的確に見出す能力(問題発見力)と、それを実践的に解決する能力(問題解決力)を身に付けることを重視した教育である。実学教育においては、単にパターン化された能力や知識だけでなく、判断力や応用力を身に付けることが大切であり、そのためには、それらを支える基本的な能力や幅広い知識、論理的な思考力等も身に付けることが必要になる。したがって、実学教育重視の教育上の理念とは、専門教育とそれを支える基礎教育・教養教育の両方を含む教育を提供することである。基礎教育・教養教育を欠いた専門教育だけでは実学教育は成り立たず、また、実地応用の学問に繋がる専門教育の視点を欠いた基礎教育・教養教育は商学部の教育として不十分である。

商学部は、基礎教育・教養教育と専門教育とのバランス、また、理論教育と実践教育とのバランスのとれた教育を展開することを基本的な教育目標に据えて、商学に関する教育と研究を進め、学則が定める「個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献する」という本学の使命を果たそうとしている。

商学部では、以上に掲げた学部の理念・目的の実現に向けた教育環境を構築するため、2015年度より完全セメスター制を基軸とした教育課程を実施している。また、商学に関わる社会的需要の変化に対応すべく、2022年4月より、従来の商業・貿易学科を「国際マーケティング学科」に名称変更し、基本的なカリキュラムは維持しながらも、近年のマーケティング分野における急速な学術研究の進展を反映しやすい科目を導入している。さらに、商学部の基本理念を示す「3つのポリシー」についても検証を続け、2019年に改訂を行っている。商学部の将来構想については、商学部教務委員会を中心に検討を行っているが、2021年に商学部将来構想検討委員会を設置し、専門教育と基礎教育・教養教育とのバランスについてさらなる検討を行っている。商学部の掲げる理念・目的を踏まえながら、学部の教育研究体制をさらに向上させるべく、課題の発見と改善に向けた施策を遂行していく予定である。

＜点検・評価結果＞

学部の人材育成その他教育研究上の目的とその内容については、学則第3条の2（3）に明記している。また、大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性については、商学部は「実学教育」を重視する点において、「實地應用ノ素ヲ養フ」という本学の建学の精神に適うとともに、専門教育を通じて学則に定める「深く専門の理論及び応用を教授・研究」を担い、さらに専門教育と基礎教育・教養教育とのバランスをとることで、専門的知識を踏まえつつ「個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命とする」本学の理念・目的に適う教育を行っている。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

学問のあり方やこれを研究教育する大学の社会的意義やこれに向ける社会的要請は常に変化していくものであることから、学部の理念・目的についても、定期的な検証と必要に応じた改訂が必要になる。

＜今後の対応方策＞

学部の理念・目的とこれに基づく3つのポリシーについては、学部長と学部長補佐（教務主任・教務副主任）ならびに関連事務職員で構成される教務委員会が検証を行い、改訂を要する場合にはそのための素案を作成する。素案はその内容に応じて、学部内の各種委員会で検討され、最終的に学部教授会が審議のうえ決定する。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

＜現状説明＞

○構成員に対する周知方法とその有効性

○社会への公表方法

大学の理念・目的については、学則第2条（本大学の使命）に明示し、商学部の教育上の目的については学則第3条の2（3）に明示している。学部の目的に関する教職員及び学生への周知については、教職員及び学生が閲覧する履修要項に、商学部の教育研究上の目的をはじめ、教育活動に関する三つの方針を全文掲載して全新生に配布している。また、在学生に対しては、履修要項に商学部の授業科目や各学科の解説を記載している。さらに教員に対して全学のFD推進委員会が実施する研修会において、本学の建学の精神について説明を行っている。この他、商学部が新任教員の着任時に行っている説明会において、学部の教育研究上の目的等について説明を行っている。

社会への公表は本学公式Webサイトによる広報が中心である。本学公式Webサイトでは、学部の概要、三つの方針、学びの特徴のほか、各学科の特徴を掲載している。

受験生に対しては、大学案内誌、商学部ガイドブック、入試要項（入学者選抜の方針「アド

ミッション・ポリシー」全文掲載)を活用している。このほか、在学生対象の広報誌『Hakumon Chuo』、在学生の父母対象の広報誌『草のみどり』等でも、学部紹介の記事や学部長挨拶を随時掲載し、その中で学部の理念・目的の周知に努めている。さらに、受験生とその保護者、高等学校等の進路指導者向けの学部説明会や進学相談会、各種の説明会や相談会等でも周知に努めている。加えて、商学部の教育上の目的や学びの特徴などを短時間の動画に編集したコンテンツを、動画配信サイトなどを通じて配信している。動画の再生回数は最大で約140万回に達している。

以上のように、大学の理念ならびに商学部の理念・目的については、紙面媒体の活用、Webサイト等の電子媒体の活用、説明会や相談会等における直接的な口頭説明等、現状で考えられる多様な方法による周知に努めている。大学評価委員会が実施した2021年度新入生アンケートによれば、本学の建学の精神については60.5%の学生が「聞いたり読んだりしたことがある」と回答しているが(問8)、「内容を理解している」と回答した者は22.1%に止まっている(2020年度は20.7%)。これは2019年度の14.8%などと比べればやや改善の傾向が見られるものの、学生への周知になお課題のあることを示している。また、所属学部が養成する人材像(問9)については、76.6%の学生が「聞いたり読んだりしたことがある」と回答しているが、「内容を理解している」と回答した者は28.6%にとどまっている。一方で、2年次以上の在学生を対象とした2021年度の在学生アンケート(問23)では、商学部が要請する人材像(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー)について、22.8%の学生が「知らない」と回答しているが、これは6年前の2016年度調査時の50.7%と比較すれば大きな改善であり、周知方法の多様化がその成果を表わしているものと評価できる。ただし、これをもって全学・商学部の理念・目的が十分に浸透したとは評価できず、研究教育理念の認知度についてはなお改善の努力を続ける予定である。

<点検・評価結果>

構成員に対する周知方法とその有効性については、学部の目的は学則第3条の2(3)に明示されており、紙面媒体、本学公式Webサイト等の電子媒体、説明会や相談会等における直接的な口頭説明等、多様な方法による周知に努めている。

社会への公表方法については、今日、紙面媒体よりも訴求力が高い本学公式Webサイトや動画配信サイトの拡充にも努めている。

<長所・特色>

本学公式Webサイトならびに商学部Webサイト上に、全学ならびに学部の理念を明示化することで、学生・教職員が機に応じて再確認することができるとともに、社会に対しても開示している。

在学生アンケートにおいて、所属学部が要請しようとしている人材像について、「知らない」と回答した者の割合が、50.7%(2016年度)から22.8%(2021年度)に改善されており、周知方法の多様化がその成果を表わしているものと評価できる。

<問題点>

新入生アンケートにおいては、大学の理念ならびに所属学部の理念・目的、要請しようとする人材像について「理解している」と回答している者の割合が、微増はしているものの、依然低い水準に止まっている。

＜今後の対応方策＞

新入生・在学生ともに、大学の理念・所属学部の目的等のさらなる周知をはかるために、学部長・学部長補佐ならびに関連事務職員で構成される教務委員会が、効果の期待される本学公式 Web サイトを通じた周知方法などを中心に素案を作成し、これを学部内委員会である入試・広報政策委員会において成案に発展させ、最終的に教授会において施策を決定する。2022 年度には、新たな動画配信コンテンツを作成し配信する予定である。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

＜現状説明＞

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

認証評価等の結果を踏まえた中・長期の計画その他の諸施策の設定については、まず、学部長及び学部長補佐ならびに担当事務職員をメンバーとする教務委員会で基本的な方向性について審議する。その基本方針をもとに、各具体策の策定に関しては、学部長を委員長とする学部内各種委員会において専門的に検討し、最終的に教授会において諸施策の実施を決定する。例として、認証評価等の結果を検証するものとして自己点検・評価委員会があり、そこでの検証成果等を踏まえながら、教育内容・方法・成果に関する諸施策について検討・策定するものとしてカリキュラム委員会、学生の受け入れや入試政策について検討するものとして入試・広報政策委員会、奨学金や留学を含む学生支援に関わるものとして奨学金委員会ならびに国際連携委員会などにおいて、それぞれ定期的に会議を開催して、短期的な施策を含め、中・長期的な視野に立つ諸施策について検討を重ねている。また、新型コロナウイルス感染症拡大時の授業経験を踏まえ、今後の授業運営におけるデジタル技術やオンライン授業の適切な活用方法を、中長期的な観点から検討するための委員会としてオンライン授業検討委員会を設置した。さらに、中長期に関わる施策の策定を補助する組織として、自己点検・評価委員会の下に自己点検・評価ワーキンググループを設置し、学生の入試・成績・進路等に関する各種データの分析を通じて、各種委員会における施策の策定に資することとした。

なお、過去2年間の委員会年間開催回数ならびに、中長期計画に関わる主な論題を下表に摘記する。

2020年度

委員会名称	回数	中長期の計画に関わる主な審議事項
カリキュラム委員会	17回	<ul style="list-style-type: none"> 国際マーケティング学科への改称を踏まえたカリキュラム整備について オンライン科目の整備について 海外大学が提供するオンライン授業の単位認定について など
入試・広報政策委員会	9回	<ul style="list-style-type: none"> 英語運用能力特別入試ならびにドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語特別入試の改訂について スポーツ推薦入試の改訂について 新型コロナウイルス感染拡大に対応した追試験制度の設置や特別入試選考方法の変更についてなど
奨学金委員会	13回	<ul style="list-style-type: none"> 学部設置の奨学金（「チャレンジ奨学金」「商学部グローバルインターンシップ奨学金」「商学部留学プログラム給付奨学金」）内規改正 オンライン・プログラムに参加する学生を対象とした奨学金制度の整備について など
国際連携委員会	10回	<ul style="list-style-type: none"> 商学部1セメスター留学制度の拡充について 商学部学生の国外留学に関する内規改正について 海外大学が提供するオンライン授業の単位認定について など

2021年度

委員会名称	回数	中長期の計画に関わる主な審議事項
カリキュラム委員会	13回	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラムマップの策定について アカデミック・ライティング科目の設置について AI・データサイエンス関連科目の選定について など
入試・広報政策委員会	9回	<ul style="list-style-type: none"> 2022年度以降のドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語の特別入試について 2022年度以降の社会人入試について 海外提携大学からの学生受け入れについて など
奨学金委員会	12回	<ul style="list-style-type: none"> 商学部留学プログラム給付奨学金採用者への対応について（採用決定後に商学部留学プログラムへの参加が不可となった場合の対応方針について総合的に検討し、制度の設置を承認） など
国際連携委員会	10回	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、各留学プログラムの催行判断基準の設置、オンライン・プログラムの設置などについて検討 1セメスター留学の派遣先の追加について など

<点検・評価結果>

教務委員会を中心に、定期的に行われる各種委員会において中・長期に関わる諸施策の策定を進めている。

<長所・特色>

中長期に関わる諸施策について、各種専門的な委員会を設置しており、それぞれに関わる審議事項について集中的に検討することにより、適切な施策の策定ができています。

<問題点>

特になし。

＜今後の対応方策＞

各種専門委員会における中長期諸施策の検討を補完するために、自己点検・評価委員会の下に、自己点検・評価ワーキンググループを設置し、中長期施策に関わるデータ分析を行うとともに、入試・学修成果・進路情報の包括的な可視化に向けたデータ整備ならびに定量分析もあわせて行っている。ワーキンググループの分析結果については、教務委員会、自己点検・評価委員会で検討したのち教授会で共有し、学部としての中長期施策の策定に活用する。

◇学部における内部質保証

＜点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛＞

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

＜評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛＞

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

＜現状説明＞

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

商学部では、1998年度に商学部自己点検・評価委員会を設置し、学部の諸活動に係る点検・評価を行ってきた。2007年度における全学的な自己点検・評価システムの構築に伴い、商学部組織評価委員会が設置されたが、商学部ではこの委員会と自己点検・評価委員会のメンバーを同一とし、自己点検・評価を毎年行っている。

また、学部執行部で構成されている教務委員会が中心となって洗い出した課題について、部会や学部内の関連する委員会において具体的な対応を検討し、取りまとめた案を教授会に諮った上で、教授会員共通認識の下で実行している。年次自己点検・評価においては、それらの課題が適切に対応・改善されているかについて、自己点検・評価委員会が点検・評価し、教授会に報告している。

例えば、2020年度の新型コロナウイルス感染症拡大下においては、オンライン授業対策委員会を中心に、オンライン授業環境の改善と促進についてを自主設定課題として計画的に進めることにより、年次自己点検・評価レポートに定めた到達目標をおおむね達成し、積極的にオンライン授業を活用することができている。

さらに、全学の自己点検・評価の仕組みの中で外部評価委員会から各機関に対して指摘された事項については、教務委員会で共有し、課題解決に活用している。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

機関別認証評価における指摘事項については、短期で解決できない課題もあるが、これを厳粛に受け止め、教務委員会において、中長期的な観点から対応策・改善策を検討していくこととしている。

2009年度の認証評価においては、①教育課程等：「高大接続」プログラムの参加者が低迷し

ている、②教員組織：専任教員の年齢構成で61～70歳の比率が、36.3%と高い、という指摘を受け、これらについては改善に向けた対応を行い、2013年度に改善報告を行っている。

なお、2016年度の認証評価においては特段の指摘はなされていない。

<点検・評価結果>

教務委員会、部会、学部内委員会による、課題解決に向けた対応については、商学部自己点検・評価委員会が中心となって、自己点検・評価システムの中で学部組織の質保証に取り組むことにより、毎年定期的に、それら学部の諸活動に係る点検・評価が適切に行われている。

また、取り組むべき課題の改善に向けた施策については、教務委員会を中心に進めるとともに、商学部自己点検・評価委員会にて、年次自己点検・評価レポートの自主設定課題などとして取り扱い進捗を確認していくことで、諸施策の点検・評価が計画的に実施される仕組みとなっている。

<長所・特色>

年次自己点検・評価においては、取り組むべき課題について教務委員会で対応・改善を進めると共に、自己点検・評価委員会でプロセス等の点検・評価を行うことで、取り組みの進捗を確認しながら着実な計画の実行を可能とする仕組みとなっている。その結果、2020年度の新型コロナウイルス感染症拡大下においては、オンライン授業環境の改善と促進についてを自主設定課題として計画的に進めることにより、積極的にオンライン授業を活用することができたため、この仕組みは有効に機能していると言える。

<問題点>

自己点検・評価委員会で点検・評価を行っている課題は限定的であり、年度中に発生した事柄等については、教務委員会が点検・評価を行っている。

<今後の対応方策>

自己点検・評価委員会での年次自己点検・評価の課題設定方法及び年間活動計画について教務委員会で見直し、2022年度の当該委員会に提案することでさらなる機能向上をめざす。

◇学部の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

商学部は、「商学にかかる各専門分野及びその関連領域における理論並びに実務に関する教育研究を行い、広く豊かな学識と優れた専門能力を有し、ビジネスをはじめとする各分野を通じて社会に貢献できる人材を養成する。」(学則第3条の2(3))という目的を達成するために、

経営学科、会計学科、国際マーケティング学科（2022年4月に商業・貿易学科より名称変更）及び金融学科の4学科を設置している。

経営学科、会計学科、国際マーケティング学科の3学科については2000年度から、金融学科については2009年度から、フレックス・コースとフレックス *Plus 1*・コースの2つのコースを設けており、現在は4学科・8コースの組織構成となっている。フレックス・コースとフレックス *Plus 1*・コースは、カリキュラムなどの教育内容については基本的に同一であるが、その違いとして、フレックス *Plus 1*・コースは、①「プログラム科目」の優先履修権利の付与、②必修外国語の履修条件（必要履修単位数）の緩和という付加的な特徴を有している。なお、「プログラム科目」とは、資格取得や技能形成を始めキャリア形成に直結する実践的な学習プログラムとして、少人数のクラス編成で実践的学習に力点を置いた授業を行う科目のことであり、起業家やIoT技術を活用できるビジネスパーソンの育成をめざす「ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム」、スポーツビジネスの現場で活躍する人材育成をめざす「スポーツ・ビジネス・プログラム」、多様な価値観、文化、習慣、課題を理解し、語学力を生かして国内外の実態調査に参加する「グローバル・プロフェッショナル・プログラム」、公認会計士や高度職業会計人などを養成する「アカウンタント・プログラム」、ファイナンスの専門資格や、経済・企業の分析、資産運用などの専門知識の習得をめざす「ファイナンシャル・スペシャリスト・プログラム」の5つを設置している。

現行の4学科は、商学の発展による専門分化におおよそ対応するかたちで設置したものである。すなわち、商学部では、「商学にかかる各専門分野」として、経営学、会計学、流通・マーケティング及び国際貿易に関わる学問分野、金融・財務に関わる学問分野の4つの分野を特定し、それに対応するように経営学科、会計学科、国際マーケティング学科、金融学科の4学科を設置している。したがって、現在の商学部における4学科の組織構成は、現状においては各学科の設置科目と履修条件に関連をもたせることによって、商学部全体の教育研究上の理念・目的を具体的に展開できるものとなっている。

また、学科構成が比較的硬直的であるのに対して、「プログラム科目」は学科の垣根を低くし、社会とりわけビジネスをめぐる環境の変化に柔軟に対応し、商学領域に関連するキャリア形成を意図して設置されたものである。商学部においては、学部の教育理念の柱である実学教育の展開に際し、「プログラム科目」を有効なドメインと位置づけてきた。今後も社会からの負託に応えるべく魅力的な制度設計を不断に検証していく。

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

社会や時代の急速な発展・変化やビジネス・モデルの進化等により、「商学にかかる各専門分野」は独立性の強い専門分野へと細分化される一方で、それらの学際性も多様かつ複雑に進展している。商学部教育の質を保証するには、多面的な視座を持つ人材を育成するためのフレキシブルな学びの提供が課題となる。商学部では専門性にのみ学生の視野が偏ることのないように、学科の専門科目と並び立つ教育課程として一般教育科目、外国語科目、健康・スポーツ科目を位置づけ、それら科目を担当する教員を、学科に所属する教員で構成される学科単位の4つの部会と同等の3つの部会（経済・一般教育・体育部会、英語部会、第二外国語部会）に組織している。こうした部会を単位に学務を均等に分担しつつ、部会間の意見・情報交換を組織的に行うことを通じて、新しい学問の動向、大学を取り巻く社会的状況や大学に向けられる社会的要請に適う教育研究組織の構築を行っている。しかし、学問のさらなる細分化や高度化を背景に、異なる研究分野間の教育理念や教育方法に関する考え方を一様に収束させることには

困難な面もあり、多様な分野の特性を生かしたカリキュラム編成や研究組織の構築には、なお改善の余地が残されているものと認識している。国際環境等への配慮については、後述する「教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか」の項目をご参照いただきたい。

<点検・評価結果>

本学の理念ならびに商学部の教育理念・目的を実現するために、商学の発展による専門分化に即した学科編成をとっている。また、専門性にのみ偏らないバランスのとれた人材を育成するとする学部の教育理念を実現するために、一般教育、語学、健康・スポーツについても学科と同等の教員組織を設置している。

以上のことから、商学部は、本学の理念・目的に照らして、教育研究組織としての設置状況は適切であると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

教育研究組織の妥当性・適切性の点検と評価については、まず教務委員会が集中的に検討し、次いでカリキュラム委員会、カリキュラム委員会の下に設置される専門的な各種小委員会が課題ごとに改善案の策定を行い、最終的に商学部教授会が改善案を審議・決定する。また年間を通じた教育研究組織に関する検証と評価については、自己点検・評価委員会が行っている。

各委員会は事務室ならびに学部執行部(学部長ならびに学部長補佐)が作成するデータ資料、関連規定、関連する委員会議事録等に基づいて議事を進める。毎週開催される教務委員会が教育組織も含め、学部教育にかかる問題の検討を集中的に行うことで、教育研究組織の適切性について定期的な検証を行うことができているが、その他の委員会は開催日時が重複することも多く、開催間隔がやや長期に広がる傾向がある。

2019年には、教務委員会が各学科にカリキュラムの検証・見直しを求め、その結果、商業・貿易学科が学科カリキュラムの見直しを提案し、同学科を中心に改正素案を作成し教授会に提案した。これを受けて、教授会は2020年1月「商業・貿易学科カリキュラム再編ワーキンググループ」を設置し、同ワーキンググループにおいて具体案の策定と検証を進めることとした。同ワーキンググループは2020年度から2021年度にかけて計8回開催され、最終的に、学部長がカリキュラムの部分的改正を含む「国際マーケティング学科」への名称変更案を教授会に提案し、教授会がこれを決定した。この名称変更は、社会における商業学からマーケティングへの理論・実務両面での関心の移行と、社会における貿易の重要性の高まり及びマーケティング自体における国際的視点の必要性の高まりを背景に、マーケティング教育の充実と国際貿易系

統の科目充実をはかるため、当学科の目指すところをより明確にすることを目的に行われたものである。今後は、学科名称変更の成果について、教務委員会、入試・広報政策委員会、自己点検・評価委員会等が、データに基づき検証を加えるとともに、同各種委員会を中心に課題の発見と対応策の策定を行う。

<点検・評価結果>

適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価については、定期的に開催される教務委員会、自己点検・評価委員会において、事務室ならびに学部執行部が作成する資料・情報に基づいて、教育研究組織の適切性の検証や課題の抽出などを行っている。点検・評価結果に基づく改善・向上については、そうした取り組みの中から商業・貿易学科が、カリキュラムの一部改訂を含む「国際マーケティング学科」への名称変更を行っており、適切に機能していると言える。

<長所・特色>

毎週開催される教務委員会が、教育研究組織を含めた学部教育の現状と問題点を、資料に基づき集中的に検討することで、教育研究組織の点検・評価を定期的に行うことができている。そのため、商業・貿易学科の「国際マーケティング学科」への名称変更をはじめ、商学に対する社会的要請にいち早く応えることができている。

<問題点>

教務委員会に比べ、その他の各種委員会は開催日時が重複することが多く、開催間隔がやや長期に広がる傾向がある。

<今後の対応方針>

各種委員会の開催頻度・日程については、教務委員会において、とくに開催間隔が空いている委員会について、2022年度中に開催日程の定期化を図り、教育研究組織の点検・評価体制を強化する。

◇学部の教育課程・学習成果

<点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛>

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

<現状説明>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

商学部は、本学の建学の精神と伝統を踏まえつつ、商学に関する教育と研究を行うことを目的に設置した学部である。学則第3条の2（3）に定める商学部の教育研究上の目的は、「商学にかかる各専門分野及びその関連領域における理論並びに実務に関する教育研究を行い、広く豊かな学識と優れた専門能力を有し、ビジネスをはじめとする各分野を通じて社会に貢献できる人材を養成する」である。その実施にあたり、商学部では特に実学教育を重視するとともに、国際的に通用する高度で幅広い知識や能力を持ち、柔軟な適応力や総合的な判断力、学んだこ

とを実地応用する能力などを有し、複雑かつ多様で、絶えず変化し、また変化の激しいグローバル化した21世紀の社会に貢献できる人材の養成を目指している。ここで実学教育とは、現実の問題を的確に発見する能力（問題発見能力）と、それを実践的に解決する能力（問題解決能力）を、偏りなく身に付けさせる教育を言う。体系化された知識の修得を基礎としながらも、それを単なる知識にとどめずに、学問的な知見に基づいて、現代社会が抱える様々な問題を学生が自ら発見し、その解決に向けて、商学的な観点からいかなる貢献を果たすことができるかを学生一人ひとりが自ら考え、かつ実践していけるような人材を育成することが、商学部教育の基本的な目標である。そのため商学部では、以下で指摘する「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、専門教育と教養教育、さらには全ての学習に共通する基礎教育を、偏りなく履修できるカリキュラム編成をめざしている。これにより学則の定める「個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献する」という理念の実現に努めている。

学位授与の方針の内容は以下のとおりである。

＜学位授与の方針＞

○養成する人物像

商学部では、「実学重視」教育の立場から、商学にかかる各専門分野及びその関連領域における理論並びに実務に関する教育研究を行い、広く豊かな学識と優れた専門能力を有し、ビジネスをはじめとする各分野を通じて社会に貢献できる人材を養成します。

○卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度

商学部では、所定の教育課程を修め、経営学科、会計学科、国際マーケティング学科、金融学科の各専攻にかかわる専門分野の知識を体系的・包括的に理解し、卒業に必要な単位を修得し、以下のような知識・能力・態度等を身につけた人材に対し、学士（商学）の学位を授与します。

1. 専門性：

【経営学科】

企業などの経済活動の運営・管理や維持・発展について分析するために必要となる理論や技法を修得している。

【会計学科】

企業などの経済活動を貨幣的に測定し、その情報を株主、債権者などのステークホルダーに伝達するための理論や技法を修得している。

【国際マーケティング学科】

企業と顧客の間で行われる商品やサービスの取引活動や、それに関連する諸活動など、流通・マーケティングと国際貿易という2つの分野の理論や実務を修得している。

【金融学科】

企業などの財務活動や資産運用、金融機関の活動、それを支える金融の仕組みなど、経済活動において必要となる、金融の理論や実務を修得している。

2. 基礎知識・技能：

経済や法律に関する知識及び人文・社会・自然科学分野に関する知識や外国語運用能力を含むコミュニケーション能力、情報処理能力、定性的・定量的分析能力など、専門分野を支える基礎的な能力を幅広く身につけ、それを活用することができる。

3. 適応力・判断力・実践力：

ビジネスをはじめとする様々な分野において、多様性を理解・尊重し、柔軟な適応力・総合的な判断力・確かな実践力を身につけ、他者と協働することができる。

4. 主体的学修能力：

知的な好奇心、協調性やリーダーシップ、倫理観や社会的責任の自覚、自己管理能力などを有し、主体的に学びを継続することができる。

なお、教育目標、学位授与の方針の適切性については、学部長と学部長補佐で構成される教務委員会、並びにカリキュラム委員会（教務委員、各部会の委員長及び幹事による委員から構成）にて随時検証を行い、自己点検・評価委員会が検証結果を取りまとめている。加えて、自己点検・評価委員会による検証結果は教授会で報告し、教授会が最終的な検証を行っている。特に、学位授与の方針については、商学部の理念・目的や教育目標を踏まえて検討した結果、2015年度及び2020年度に改定を行っている。

これらの教育目標、学位授与の方針、学位取得に必要な知識・能力・態度等は、履修要項に明記しているほか、本学公式 Web サイトの学部案内における「三つの方針」として広く社会に公表することで、学部としての教育方針に統一性を与え、その内容を教職員・学生がともに共有できる体制を整えている。

在学生については、周知方法の効果を知り得る指標として、毎年全学で実施している在学生アンケートがある。2年次以上の学生を対象とした「在学生アンケート」（2021年度）によれば、「あなたは、自分の所属学部が養成しようとする人材像（ディプロマ・ポリシー）やカリキュラム・ポリシーについて知っていますか」という問いに対し、「知らない・または聞いたり読んだりしたことがない」と回答した割合は22.8%である。この割合は、2016年度のアンケートにおける回答の割合（50.7%）と比較すると半分以下に低下してきており、学部でのその浸透は少しずつ進んでいるものと判断できる。しかしながら、これらの方針について知らないと回答がいまだに一定の割合を占めていることからすれば、引き続き学生における認知度の変化に注視するとともに、大学構成員、特に学生に対する学位授与の方針等の浸透に向けての検討が引き続き必要である。

<点検・評価結果>

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているかについては、商学部では、教育研究上の目的に基づき、学位授与の方針を定めており、履修要項に明記しているほか、本学公式 Web サイトの学部案内における「三つの方針」にも掲載し広く公表しており、適切であると言える。また、この方針の学部内での浸透を図るために、年に一度、教授会において内容を点検する機会を設けている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

商学部では、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」については、商学部の理念・目的や教育目標、学位授与の方針を踏まえて以下のとおり定めている。

＜教育課程編成・実施の方針＞

＜カリキュラムの基本構成＞

商学部では、学位授与の方針に掲げる専門性、基礎知識・技能、適応力・判断力・実践力及び主体的学修能力を修得できるよう、以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

○専門教育科目

1. 商学部スタンダード科目：

専門系統（経営系、会計系、国際マーケティング系、金融系）の入門科目、商学分野の学びにとって基本となる経済科目、基礎的な学修・研究技法を身につけるリサーチ・メソッド科目、及び導入演習を通じて学生として有して欲しい一定水準の知識・技法を涵養します。

2. 商学部分野別専門科目：

経営系、会計系、国際マーケティング系、金融系、経済・法律系の5系統に区分し、各系統においてコアとなる専門科目を配置すると同時に、隣接する専門分野の系統的履修を促します。

3. 商学部アドヴァンスト科目：

商学部スタンダード科目及び商学部分野別専門科目の発展的な位置づけとして、プログラム科目、専門演習科目及び学部・大学院共通科目に区分し、各区分において学生の選択と主体的な学びを促進します。

○総合教育科目

1. リベラルアーツ科目

人文・社会・自然科学に関して総合的に学修できる科目及び健康・スポーツ系の科目を配置し、幅広い教養を涵養します。

2. グローバル科目

グローバル化の進展に伴って重要度が高まる英語及び第二外国語関連科目を、学生各自の習熟度、意欲、関心のあるテーマなどに応じて段階的に学修できるように促します。

3. キャリア科目

自らのキャリアを探るための助けとなるように、インターンシップ（海外実習を含む）等の科目を配置し、自立した社会人・職業人としての自己実現を目指します。

＜カリキュラムの体系性＞

商学部では、科目ナンバリング制を導入することにより授業科目を体系的に配置しています。学生が段階を踏んで学修を進める環境を整えることで、学修成果の向上を図ります。

体系的な学びと並行して、キャリア科目やプログラム科目での学びにおいて、コミュニケーション能力やリーダーシップなど、組織人としての基本的素養を養います。

1年次から2年次にかけては、商学部スタンダード科目、グローバル科目、リベラルアーツ科目などを中心に学ぶことで、商学部で求められる基礎的知識・技法を身につけます。

また、2年次からは、商学部分野別専門科目で、経営、会計、国際マーケティング、金融及び経済・法律について学びを深めます。

3年次からは、専門演習等において問題解決力を養いつつ、一段と高い知識と技能を身につけます。これら4年間の学修を通じて自立した社会人・職業人として求められる専門性と教養を涵養します。

商学部の現在のカリキュラムにおいては、この方針に則り、授業科目を大きく専門教育科目群と総合教育科目群に分け、専門教育科目群は、商学部スタンダード科目、商学部分野別専門科目、商学部アドヴァンスト科目に分かれ、総合教育科目群はリベラルアーツ科目、グローバル科目、キャリア科目、並びに学部間共通科目から構成されている。これらの科目群をバランスよく配置したことにより、商学部の教育目標である、問題発見能力と問題解決能力を兼ね備えた実学教育の実現を目指している。

さらに、2022年度より、各授業科目がディプロマ・ポリシーにおける「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」のどの項目と関連するののか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示した学科ごとのカリキュラムマップを作成している。具体的には、ディプロマ・ポリシーにおける「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」に定めている「専門性」、「基礎知識・技能」、「適応力・判断力・実践力」、「主体的学修能力」と、各科目との関連（「◎最も強く関連」、「○強く関連」、「△やや関連」）を示しており、それに基づいて各学生は卒業までに身につけるべき能力の観点から自身の履修を計画することができる仕組みを

整備している。また、カリキュラムマップについては、本学公式 Web サイトの商学部のページ「カリキュラム (全体)」のなかで公表している。加えて、各教員は学位授与の方針と当該授業科目の関連について担当する科目シラバスの中で説明をするようにしている。

なお、教育課程編成・実施の方針については、教務委員会、商学部委員会およびカリキュラム委員会において定期的に検討を行っている。

また、教育課程編成・実施の方針は、履修要項ならびに本学公式 Web サイトの商学部のページの学部案内における「三つの方針」の中で公表している。ただし、とりわけ上述のカリキュラムマップについては、履修要項に具体的な説明がなく、その説明は本学公式 Web サイトに掲載されているに過ぎないことから、現時点においては学生に対する周知は必ずしも十分であるとは言えない状況にある。

<点検・評価結果>

以上のとおり、商学部の教育課程編成・実施の方針は、商学部の理念・目的や教育目標、及び学位授与の方針を踏まえて設定されており、適切であると言える。また、この教育課程編成・実施の方針は、履修要項及び本学公式 Web サイトにも掲載されており、学生をはじめとした学内構成員に周知され、広く社会にも公表されている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

教育課程編成・実施の方針と学位授与の方針との連関を示すカリキュラムマップについては、履修要項に具体的な説明がなく、本学公式 Web サイトに掲載されているに過ぎないことから、学生に対する周知は必ずしも十分であるとは言えない。

<今後の対応方策>

教育課程編成・実施の方針の適切性については、学部長と学部長補佐で構成される教務委員会、並びにカリキュラム委員会にて随時検証を行い、自己点検・評価委員会が検証結果の取りまとめを引き続き行っていく。加えて、自己点検・評価委員会による検証結果は教授会で報告し、教授会が最終的な検証を引き続き行っていく。

また、カリキュラムマップの周知については、その理解浸透を促進させるため、本学公式 Web サイトに掲載するだけでなく、履修要項への掲載や新入生を対象とする学部ガイダンスなどにより引き続き周知を徹底する。FD 委員会においてその学年別の利用状況をアンケートによって毎年把握するとともに、認識される課題については必要な対応策を講じる。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点3は大学院対象項目のため割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点2：専門教育・教養教育の位置付け（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）（学部）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点5：初年次教育・高大連携に配慮した教育内容となっているか。(導入教育の整備状況等) (学部)

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について(必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等)

商学部のカリキュラムは、「商学部スタンダード科目」を基礎に、「商学部分野別専門科目」「商学部アドヴァンスト科目」「総合教育科目」を設置している。

●商学部スタンダード科目：

1年次から商学分野全般に関する基礎的知識の修得を促すことを目的とする科目群である。具体的には、各学科の学修内容を広く俯瞰するとともに、専門科目履修へ向けた基礎学力の涵養を目的とする「入門」科目、全ての学科に関わる理論的・方法論的基礎を修得する「ミクロ経済学・マクロ経済学」、同じく全ての学科に共通する研究・調査技法を修得する「リサーチ・メソッド」科目、さらに高校から大学への橋渡しを行い、大学での学習全般の導入科目としての役割も担う「ベーシック演習」から構成されている。1、2年次の学生は、専攻科目に向けた基礎学力を修得するとともに、専攻分野に限定されない幅広い視野と教養を身に付けることが望まれる。そのため「入門」科目は、所属学科の「入門」科目を必修とする一方、所属学科以外の「入門」科目からも最低1科目履修することを必修とし、さらに学修指導のなかで、商学分野全体にわたる視野を得るためには、全学科の入門科目を履修することが望ましいと指導している。これにより学生は初年次教育課程において学部学生として修得すべき基礎知識を過不足なく学べるようになり、上級学年でより高度な学問領域を学ぶための土台を早い段階で形成できる点で重要なものといえる。

さらに、初年次段階から将来の進路を見据えた計画的な学修を促すため、1年次から、学科科目と併行して「ビジネス・プロジェクト講座」と「インターンシップ入門」を開講し、これに続き、2年次に「インターンシップ演習」「インターンシップ実習」を置くことで、キャリア教育に関しても順次性に配慮した科目配置を行っている。また、既修・未修を含めて外国語科目の履修も1年次より始まり、さらに在学中の海外留学に向けた「グローバル・スチューデント講座」を、各語圏ごとに1年次から履修できるようにしている。

●商学部分野別専門科目：

各学科の専門科目群であり、所属学科に設置される授業科目を中心に学習するだけでなく、隣接する専門分野の系統的履修を促すために、経営系、会計系、国際マーケティング系、金融系、経済・法律系の5系統に識別し、各系統においてコアとなる専門科目を配置しており、一部、1年次から履修可能な科目もあるが、多くは2年次以上の配当となっている。学科に直接対応するものではないが「経済・法律系」科目については、内容的に学科の専門科目との相互補完性が高いことから、「商学部分野別専門科目」のなかに位置づけている。

また、「演習論文」については、これまでは「商学部アドヴァンスト科目」の中に位置づけてきたが、2016年度に「演習論文」の単位を取得した学生は547名であったのに対して、2017

年度においては485名、2018年度においては445名になるなど減少傾向にあった。この結果を受けて、商学部の教育課程の集大成として質を担保する仕組みとして「演習論文」の履修を動機づけるために、2019年4月より各学科の分野別専門科目の選択必修単位の科目の一つに位置づける改正を行っている。

●商学部アドヴァンスト科目：

資格取得をはじめ、より実践的な学習に力点を置いた「プログラム科目」、少人数を対象に行われる「演習科目」、さらに「学部・大学院共通科目」からなり、発展的な内容の教育が行われている。演習科目は2年次の「課題演習」と3、4年次の「演習Ⅰ～Ⅳ」からなる。課題演習は、商学部スタンダード科目の「ベーシック演習」よりも専門性を意識した特定の「課題」について、少人数のゼミ形式で行う授業である。いわゆるゼミに相当するのが「演習」であり、必修単位ではないものの、上述の商学部分野別専門科目に位置づけられる「演習論文」とあわせ、学部教育の集大成的な意味合いを持つものとして重視している。異文化理解をさらに深めるために、2019年度カリキュラム改正により3、4年次配当として「国際教養演習Ⅰ・Ⅱ」を配置している。

●総合教育科目：

教養教育を担う「リベラルアーツ科目」、語学教育を担う「グローバル科目」、職業意識の涵養と技能習得を目指す「キャリア科目」、並びに「学部間共通科目」からなる。総合教育科目は、幅広い視野に裏打ちされた専門知識の涵養を担う部門として、分野別専門科目と同等の重要性を持つ部門である。そのため、大部分の科目が1年次より履修可能となっている。

このように商学部の科目群は、部門ごとの役割を明確化し、相互の機能重複をできる限り少なくするように体系化するとともに、1、2年次に比較的基礎的な科目を多く配置することで、学生が学修に多大な困難を感じることなく履修を進めることができる順次性も担保している。また、所属学科以外の科目、専攻分野以外の学問分野を学ぶことで、多様な知識・教養に基づく多様な進路選択を可能にし、その進路に向けて、学生が主体的な学修を計画できるように配慮している。

さらに、学生の計画的な履修に資することを目的とする科目番号制（科目ナンバリング）と履修系統図を導入している。科目ナンバリングは、一定の原則に則り商学部が提供する全科目について個別の記号・番号を付けたものである。これにより、学生は各科目がいかなる系統・分野に属する科目であるかを即座に確かめ、単位計算等に役立てることができる。さらに、百位の科目番号によって当該科目のレベルを知ることができ、履修に際しての学力上のミスマッチを防ぐとともに、レベルの流れに沿った履修計画を立てることで、順次性に即した履修計画が立てやすくなる。

ただし、体系的な履修計画を立てるためには、科目のレベルだけでなく、科目内容の系統についても知る必要がある。そのため科目ナンバリングと合わせ、すべての科目区分において、1年次から4年次までの学年別段階と授業科目間の関連経路を図示した履修系統図を作成し、履修要項及び本学公式Webサイトに掲載している。各学科・分野ごとに、まず基礎科目として履修すべきはどの科目か、それを受けて次に学ぶべきはどの科目か、そこからどのような上位科目に進むことができるか、さらには、各科目間の関連性や系統性はどのようになっているか等を一目で理解できるようにしている。これにより、学生は一つの専門知識や実践技能を修得

するには、どのような科目をどのような順序で学修することが必要かを事前に知ることができ、効率的かつ主体的な履修計画の策定に資するものとなっている。

現在のカリキュラムは、学生にとって理解しやすく、履修しやすいカリキュラムを策定することを目的に2015年度から導入したものである。カリキュラム改正にあたっては、科目数をできるだけ少なくし、上記のような再編成と再体系化を行ったことに合わせて、完全セメスター制と固定時間割を導入した。これにより、学生は半期ごとに完結する履修計画を立てられるようになり、また各期の履修科目数が少なくなったことで、集中的な学習を行うことができる。さらに固定時間割を導入したことで、履修科目の重複を極力避けることができるようになったと評価できる。

しかしながら、意図した成果が表れているか否かについては、卒業時アンケートでのコメント欄を毎年確認しているが、何より学生からの率直な意見に耳を傾けなければならない。いかに多くの学生から率直な意見を収集し、それをカリキュラム運用に実際に活かしていくかが、今後の大きな課題である。また、科目数の縮減をさらに進める必要がある。

○専門教育・教養教育の位置付けについて（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）

卒業所要単位数に占める、専門教育科目、教養教育科目、外国語科目の量的配分は以下のとおりである。

		フレックス	Plus1
専門教育科目	商学部スタンダード科目	22	22
	商学部分野別専門科目	52	52
総合教育科目	リベラルアーツ科目	16	16
	グローバル科目	12	6
自由選択枠		28	34
卒業単位		130	

また、必修科目、選択必修科目の単位配分は以下のようになっている。

必修科目	商学部スタンダード科目	8
	商学部分野別専門科目	4～12
	リベラルアーツ科目	2
	グローバル科目	6～12
選択必修科目	商学部スタンダード科目	14
	商学部分野別専門科目	40～48
	リベラルアーツ科目	14
自由選択枠	28～34	
卒業単位	130	

専門・教養・語学の量的バランス、ならびにそれぞれについての必修・選択必修の量的バランスについては、学部の教育目標に照らして、概ね適切な配分といえる。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

商学部では、上述した順次性（年次配当方針）に配慮しながら、学士課程教育として相応しい教育内容の提供を行っている。

1) 商学部スタンダード科目

「商学部スタンダード科目」は、商学部の専門科目を履修する上で不可欠となる基礎的な

知識・技能を修得するとともに、所属学科に関わりなく、商学分野全体にわたる基本的な知識と教養の涵養を目的とする。具体的には、各学科における教育内容を広く俯瞰しつつ、入門的な内容の教育を行う「入門」科目、商学分野全体の背景としての経済活動に関する基礎知識と基礎理論を修得する「ミクロ経済学・マクロ経済学」、全学科に共通する調査・研究に要する基本的技能を涵養する「リサーチ・メソッド」科目、そして導入教育としての「ベーシック演習」からなる。

「入門」科目は、「マネジメント入門」、「アカウンティング入門」、「マーケティング入門」、「マネー&ファイナンス入門」からなり、それぞれの学科の入門科目としての役割を果たすとともに、複数クラスを設けて他学科の学生も広く履修できるようにすることで、学生の関心が所属学科の内容に偏ることなく商学分野全体にわたる視野を持てるように配慮している。そのため、所属学科の「入門」（4単位）を必修とするほか、他学科の「入門」からも最低1科目（4単位）を履修することを必修としている。

「ミクロ経済学・マクロ経済学」は2年次必修科目（各2単位）であり、現代経済学の標準的な基礎理論を修得するとともに、3年次以降の専門科目で必要となる知識と技能を修得できるよう教育内容を精査している。

「リサーチ・メソッド」科目は「統計入門」「社会調査入門」「数学入門」の3科目からなり、1科目（2単位）を必修とする。いずれも、所属学科に関わりなく、実証的な研究を行う場合に不可欠となる理論と技能を教育するものである。

「ベーシック演習」は、通常の学習内容に加え、報告の仕方、文献検索の仕方、論文の書き方といった、専門科目履修に向けたリテラシー教育の役割も兼ねるかたちで行っている。

2) 商学部分野別専門科目

「商学部分野別専門科目」は、各学科の専門分野に関する知識と技能を修得させる専門教育の中核をなす科目群であり、各学科の特性に応じて科目の分類・配置を行っている。同時に、商学部では所属学科以外の隣接する専門分野についても系統的な履修ができるように専門科目群を学科別の専門科目としてではなく、学問系統に即した学問分野ごとの科目群としてカリキュラム上に位置づけている。そのため、「経営系」「会計系」等の表現を用いている。

経営系科目は、大きく「企業経営」「職能別管理」「起業・イノベーション」に分類される。

「企業経営」では戦略と組織を中心に企業経営についての多面的な分析を学習する。「職能別管理」では職能分野別の管理について学習する。「起業・イノベーション」では現代の企業経営の中心テーマである起業とイノベーションについて学習する。経営系科目では、2年次に「経営学」「経営史」「経営科学」を置き、体系的な企業経営の方法、並びに企業経営の歴史的分析と計量的分析について学習する。これらを踏まえ、3、4年次の個別の専門科目として、「企業経営」では「経営戦略論」「経営組織論」「企業経済学」「多国籍企業論」を置き、「職能別管理」では「財務管理論」「人的資源管理論」「生産管理論」「マーケティング管理論」を置き、「起業・イノベーション」では「アントレプレナーシップ論」「イノベーション論」「スモールビジネス論」「経営情報論」「技術経営論」をそれぞれ設置している。

会計系科目は、「取引の記録」「財務会計系」「監査」「税法」「管理会計系」および「コンピュータ会計」の6つに分類される。「取引の記録」では企業の経済活動を記録する方法を学び、科目として「簿記論」「中級簿記論」「高等簿記論」「英文会計論」を置く。「財務会計系」では外部の情報利用者のための会計情報の作成や報告制度について学び、科目には「財務会計論」「連結会計論」「企業結合会計」「国際会計論」「現代制度会計論」がある。「監査」並びに

「税務」は「取引の記録」「財務会計系」と密接な関係にあり、「監査」には「監査論」、「税務」には「税務会計論」がある。「管理会計系」では、経営者が合理的な経営を実施するための会計情報の作成と報告について学ぶ。科目として「原価計算論」「管理会計論」「コスト・マネジメント」「戦略管理会計論」「経営分析論」がある。「コンピュータ会計」は、「取引の記録」「財務会計系」「管理会計系」と密接な関係にあり、現代の企業活動にとって不可欠であるコンピュータを利用した会計について学ぶ科目として「コンピュータ会計基礎」「会計情報システム論」がある。

国際マーケティング系科目は、「マーケティング」と「国際貿易」に分類される。「マーケティング」では、さらに「コア」と「アドヴァンスト」に分類される。「コア」では、2年次に「流通論」「消費者行動論」「マーケティング・リサーチ」を置き、これらを踏まえて3、4年次に「製品開発論」「価格戦略論」「商取引とリスクマネジメント」「マーケティング・チャネル論」「物的流通論」「流通政策論」「広告論」「マーケティング史」を設置している。「アドヴァンスト」では、「コア」の科目での学びを基盤に、3、4年次に、「グローバル・マーケティング論」「グローバル流通論」「サービス・マーケティング論」「デジタル・マーケティング論」「ソーシャル・マーケティング論」を設置している。「国際貿易」では、2年次に「貿易論」「グローバル・ビジネス・ライティング」を置き、それらを基礎に3、4年次科目として「貿易システム論」「グローバル・ビジネス実務」「多国籍企業論」を設置している。さらに、国際マーケティング学科では、経済・法律系科目の「アメリカ経済論」「ヨーロッパ経済論」「中国経済論」「東南アジア経済論」を、各国経済について学ぶ科目として専門科目中に位置づけている。

金融系科目は「コーポレート・ファイナンス&インベストメント」と「マネー&バンキング」に分類される。2年次必修科目である「ファイナンス論」「金融システム論」「金融市場論」を履修後、「コーポレート・ファイナンス&インベストメント」では、ファイナンスに関する理論と実践について学ぶため、3、4年次に「コーポレート・ファイナンス」「インベストメント」を置く。「マネー&バンキング」では、保険を含めた広義の金融機関について、理論と実践について学ぶため、3、4年次科目として「リスクマネジメントと保険」「国際金融論」「金融政策論」「金融特論」を置く。

このほか、「経済・法律系」科目については、学科に直接対応するものではないが、各専門科目との関連性の深さから、分野別専門科目の一つとして位置づけている。「経済・法律系」科目の経済系科目群はさらに「理論・歴史系」と「地域経済論系」に分類され、「理論・歴史系」には、「経済学」「経済史」「統計理論」「計量経済学」「財政学」「景気変動論」「進化経済学」があり、「地域経済論系」には「日本経済論」「経済地理」「アメリカ経済論」「ヨーロッパ経済論」「中国経済論」「東南アジア経済論」がある。また、「法律系」科目には、法学的教養の涵養を趣旨とするためリベラルアーツ科目に置いている「法学Ⅰ」「法学Ⅱ」と、専門科目として分野別専門科目に置いている「民法概論」「会社法」「税法」「企業法務」がある。また、「演習論文」については、これまでは「商学部アドヴァンスト科目」の中に位置づけてきたが、上述のとおり、2019年4月より各学科の分野別専門科目の選択必修単位の科目の一つに位置づける改正を行っている。

3) 商学部アドヴァンスト科目

「商学部アドヴァンスト科目」は、専門教育科目群において、商学部スタンダード科目及び商学部分野別科目の発展的な位置づけとして、学生の主体的な選択と学びを促進するもの

として設置している。

まず、一般的な専門教育科目とは別に「プログラム科目」を設置している。「プログラム科目」はフレックス *Plus 1*・コース(以下、*Plus 1*・コース)の中核科目である。原則的に *Plus 1*・コース生が対象となるプログラム科目(一定の条件の下でフレックス・コースの学生も履修可能)は、主に資格取得や各種スキル習得を目指す学生のために設けられた実践的な科目群であり、①職業会計人(公認会計士、税理士等)の資格取得に重点を置く「アカウント・プログラム」、②多様な価値観、文化、習慣、課題を理解することで英語や第二外国語の学びを深化させ、語学力を活かして海外インターンシップや国内外の実態調査を行い、グローバル社会での活躍を目指す「グローバル・プロフェッショナル・プログラム」、③地域社会が解決すべき課題を適切に特定し、関連する情報を収集し、効果的なビジネス・ソリューションを考案するとともに、課題解決の実現に向けたイノベーションに挑戦する「ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム」、④企業ファイナンスの専門資格(ファイナンシャル・プランナーや証券アナリスト等)取得を目指す「ファイナンス・スペシャリスト・プログラム」および⑤スポーツビジネスの現場で活躍する人材を育成する「スポーツ・ビジネス・プログラム」の5つのプログラムで構成される。

「プログラム科目」は、講義と演習のセットによる少人数授業である。プログラム科目履修は、1年次に履修宣言を行った上で2年次から開始し、*Plus 1*・コースは、修得単位は18単位、フレックス・コースは8単位を上限として各学科の商学部分野別専門科目の単位に読み替えることが認められている。また *Plus 1*・コースでは、プログラム履修に専念できるよう、外国語の必修単位を1ヵ国語6単位としている。アカウント・プログラムでは経理研究所で開講している資格試験講座と併修できるよう、時間割上の配慮をしている。

なお、この「プログラム科目」は、特徴的な授業として各種メディアにも取り上げられており、一例としてソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラムについては、各村の地域資源を生かしたサービス・商品開発についての学生の取り組みについて『日経新聞』(2022年7月27日付)や『山梨日々新聞(2022年8月2日)』などが、またスポーツ・ビジネス・プログラムについては、学生がドイツのプロサッカークラブの運営などを学ぶことについて『日本経済新聞』(2020年11月11日付)、『Number』(2020年9月)などが取り上げている。

「演習科目」は、私立大学特有の大人数講義を補完する少人数科目である。アドヴァンスト科目としての演習科目には、「ベーシック演習」よりも専門科目に近いテーマを少人数で学習することで、3年次以上の高度な専門科目・演習への準備を図る「課題演習」と、商学部の特定の専門分野について学習・調査・プレゼンテーション・ディスカッション等を行い、その総合的な成果を演習論文として総括する「演習」がある。

商学部アドヴァンスト科目にはさらに、各界の最前線で実務に携わるビジネス・エキスパートが授業を担当する「特殊講義」、「国際教養演習」などがある。

4) リベラルアーツ科目

「リベラルアーツ科目」は、総合教育科目群において、専門科目にのみ視野を制約されることのない幅広い教養と総合的な判断力の育成を目標に、数学系、(専門科目に含まれない)社会科学系、人文科学系、自然科学系、健康・スポーツ系、情報系から構成される。リベラルアーツ科目は専門科目との併行履修が望ましいことから、1年次から4年次のどの学年においても履修できるようにしている。

数学系科目は、商学部スタンダード科目にある数学入門を共通の基礎にしつつ、一つにはこれを学問としての数学として発展させるもの、もう一つには数学入門よりも高度なレベルの数学的技能を各専門科目に提供するものとして設置している。科目としては「線型代数」「解析学」「応用解析学」「確率論」がある。

社会科学系としては「社会学」「国際関係論」「社会思想史」を置き、専門科目群には必ずしも含まれていない種類の社会科学的思考を教育している。人文科学系には「哲学」「文学」「言語学」「歴史学」「心理学」「日本史概説」「外国語概説」を設置している。さらに自然科学系には「物質の構造と性質」「環境学」「現代テクノロジー論」を設置するなどして、現代の社会や人間に対する認識のあり方、あるいは経済社会を取り巻く自然的条件について、自然環境に代表されるマクロ的な視点と、物質の原子的構造をはじめとするミクロ的な視点の双方から理解することの必要性等を教育する。これにより、企業行動や経済活動に求められる今日的意義や、科学的視点を伴った倫理的姿勢等について学ぶ機会を提供している。

健康・スポーツ系科目は、将来にわたり自らの健康を維持していくための知識と技能を身に付けるための科目で、一般的なスポーツ種目、ニュースポーツ系種目、健康作りのための種目など、多様な実技種目から選択できるようになっている。さらに、「情報系」科目には「ICT概論」「ICT演習」「入門データ分析演習」「応用データ分析演習」「データベース演習」「プログラム開発演習」があり、現代社会において不可欠のリテラシーである情報理論や情報技術について、理論的な理解から技能の習得まで、幅広い教育を行っている。また、2020年にAI・データサイエンスセンターが開設されたことから、AIに関連する授業科目を学部間共通科目として提供している。

このほか、「総合講座」については、1つの講義を数人の講師で分担し、現代的なテーマについてそれぞれの専門分野から総合的にアプローチすることで、総合的な知識と判断力の涵養を目的としている。

5) グローバル科目

2015年度のカリキュラム改正により、従来の外国語科目は新たに「グローバル科目」として総合教育科目群の中に位置づけている。

商学部では、ビジネスをはじめ各分野を通じて社会に貢献できる「21世紀型市民」の養成を教育目的の1つに掲げている。そのためには外国語の運用能力が不可欠であり、語学としての基礎能力に加え、背景にある異文化への関心と理解をともに深められるように工夫を凝らしている。

第一外国語である英語は、1年次は週2コマのレギュラー・コース、週3コマの留学クラス、インテンシブ・コース、2年次は週1コマのレギュラー・コース、週3コマの留学クラス、インテンシブ・コース、を配置している。このうち、留学クラスは、交換・認定留学への派遣を第一に目指すが、2014年度新設の1セメスター留学プログラムへの派遣も視野に入れている。

第二外国語には6つの言語（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、朝鮮語）を配置しており、学習意欲に応じて1年次は、週2コマのレギュラー・コースと週3コマのインテンシブ・コースのいずれかを、2年次は、週1コマのレギュラー・コースと週3コマのインテンシブ・コースのいずれかを選択できる。外国語科目にはこの他に選択外国語として、オーラル・コミュニケーション（英語）、ドイツ語会話、フランス語会話、中国語会話、スペイン語会話、朝鮮語会話、特定テーマを外国語によって学びながらより高度な修

得を目指す英語 e1、英語 e2、第二外国語 e1、e2、e3があり、さらに第二外国語圏に留学を希望する学生を対象としたグローバル・スチューデント育成講座を設置している。このうち、英語 e1 はネイティブスピーカーによるオーラル・コミュニケーションの授業であり、英語以外にも、「ドイツ語会話」「フランス語会話」「中国語会話」「スペイン語会話」「朝鮮語会話」がそれぞれ設置されている。

6) キャリア科目

「キャリア科目」は、自立した社会人・職業人としての自己実現をめざし、そのための将来設計を自ら立てていくための助けとなることを企図して設置された科目であり、1年次に「ビジネス・プロジェクト講座」、2年次に「インターンシップ入門」「インターンシップ演習」「インターンシップ実習」を設け、順次性に配慮した科目配置を行っている。

「ビジネス・プロジェクト講座」は、特任教員による PBL (Project Based Learning) 科目として、2014 年度に設置したものである。さらにリベラルアーツ科目に分類されている「総合講座」の中には「働くこと入門」科目を、また「随意科目」として学部間共通科目に位置付けられる「キャリア・デザイン・ワークショップ」科目等をキャリア教育の一環に組み入れられる科目として設置している。

なお、上記の科目については、教務委員会を中心に、教育課程編成・実施の方針に照らして、その適切性について絶えず検証を行っている。

近年では、2020 年 4 月に、金融市場・金融行政の変化に対応できるように金融学科のカリキュラムの一部を見直した。これにより企業の金融・財務活動や金融機関の業務・経営活動の解明、および関連する事務能力の養成に重点を置いた授業科目を、導入・基礎の段階から発展・応用段階まで、年次に合わせて無理なく履修できるようになっている。また、2022 年 4 月には、商業・貿易学科の名称を国際マーケティング学科に変更することに伴い、企業の国際的な活動について、最先端のマーケティング理論と国際貿易の理論と実務に基づく課題発見・分析・解決する能力を育成するカリキュラムとなるよう一部カリキュラム改正を行っている。

以上のとおり、商学部の授業科目群は、学校教育法第 83 条の「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授」するという趣旨に合致していると判断できる。

○初年次教育・高大連携に配慮した教育内容について

初年次教育については、主として商学部スタンダード科目を通じて配慮を行っている。商学部スタンダード科目は、基本的に初年次履修科目として、専門科目への手引きとなる「入門」科目と、学科に関わらず求められる技能的なリテラシー教育を主旨とする「リサーチ・メソッド」科目をそれぞれ設置することで、初年次教育の充実化を図るものである。さらに、初年次に「ベーシック演習」を設置することで導入教育の充実化を目指しており、商学部教員の研究分野に即した様々なテーマで約 60 コマを設置し、情報収集の仕方、専門書の読み方、レジユメの作り方、プレゼンテーションの行い方など、大学での新しい学習に必要な基礎的なリテラシー教育を少人数形態で行っている。

また、初年次の段階で「大学における主体的な学び」を修得させるために、PBL 科目として「ビジネス・プロジェクト講座」を設置している。

ただし、「ベーシック演習」、PBL 科目とも必修科目ではないため、全ての学生をカバーするには至っていない。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

「キャリア科目」は、上述のとおり、自立した社会人・職業人としての自己実現をめざし、そのための将来設計を自ら立てていくための機会となることを企図して設置された科目である。

1年次に「ビジネス・プロジェクト講座」、2年次に「インターンシップ入門」「インターンシップ演習」「インターンシップ実習」を設け、順次性に配慮した科目配置を行っている。これらのインターンシップ科目を通して、学生は企業が求めている仕事への取り組み姿勢とは何かを理解するとともに、ビジネス実践で不可欠なコミュニケーション能力やビジネスマナーなどを育成することができる。また、「ビジネス・プロジェクト講座」は、特任教員によるPBL科目として、2014年度に設置したものである。さらに、リベラルアーツ科目に分類されている「総合講座」の中にも、「働くこと入門」等、キャリア教育の一環に組み入れられる講座を設置している。ビジネス・プロジェクト講座Ⅰ・Ⅱでは、実際の社会（企業）が抱える課題を事例として企業側からのフィードバック受けながらチームで課題解決に取り組むことから、学生はそのプロセスの中で自ら考えて主体的に行動する能力を育成することができる。「働くこと入門」では、各界の最前線で活躍するビジネス・エキスパートから直接指導を受けることから、最前線のビジネス実践の理解に加えて、学生は、自分に向いている仕事とは何か、自身のPRポイントとは何か、自身の目標とする将来のキャリアとは何か等を考えることを通じて、その目標の達成に向けて何が必要になるのかといった自己啓発能力を高めていくことができる。

さらに、5つのプログラム科目（「ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム」「スポーツ・ビジネス・プログラム」「グローバル・プロフェッショナル・プログラム」「アカウンタント・プログラム」「ファイナンシャル・スペシャリスト・プログラム」）では、学生は、スポーツビジネスや海外企業へのインターンシップの経験、地域の課題解決を目的とした商品・サービス開発に直接挑戦する経験、公認会計士などの職業会計人やファイナンシャル・プランナー、証券アナリストなどの資格取得に向けての取り組みなど、自身のキャリア形成に直結する実践的な学修が可能となる。

<点検・評価結果>

商学部のカリキュラムは、教育課程編成・実施の方針に基づき構成されており、教育内容の面においても学士課程にふさわしい、理論と実践との融合、専門と教育のバランスを重視したものになっている。また、専門・教養・語学の量的バランス、ならびにそれぞれについての必修・選択必修の量的バランスについても、学部の教育目標に照らして、おおむね適切な配分であるといえる。

初年次教育・高大連携に配慮した教育内容については、専門科目への手引きとなる「入門」科目、学科に関わらず求められている技能的なリテラシー科目を主旨とする「リサーチ・メソッド」科目、および1年次の段階で「大学における主体的な学び」を修得させるPBL科目として「ビジネス・プロジェクト講座」が設置されており、自立した社会人・職業人としての自己実現をめざし、そのための将来設計を自ら立てていくための機会を提供するカリキュラム構成になっている。学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育についても、自立した社会人・職業人としての自己実現をめざし、そのための将来設計を自ら立てていくためのキャリア科目が1年次から順次的に無理なく履修できるようになっている。

＜長所・特色＞

2020年4月の金融学科のカリキュラム改正や2022年4月の国際マーケティング学科の名称変更に伴うカリキュラム改正など、科目内容について教育課程編成・実施の方針に基づき不断の検証を行い、学生にとってより有用かつ魅力的なカリキュラムを提供している。

資格取得や各種スキル習得を目指す学生のために、実践的な科目群として、5つのプログラム科目を設けており、将来のキャリア形成に直結する実践的な学修ができるようになっている。特に、ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム、スポーツ・ビジネス・プログラムには履修を希望する学生が多く、各種メディアでも取り上げられている。

＜問題点＞

商学部の教育課程の集大成として質を担保する「演習論文」の履修者数について減少傾向が続いている。

＜今後の対応方策＞

現行の教育課程編成・実施の方針に基づく授業科目や教育課程については、おおむね適切であるとはいえ、学部長と学部長補佐並びにカリキュラム委員会にて随時検証を行い、最終的には教授会が施策の実施を決定し、自己点検・評価委員会が検証結果の取りまとめを引き続き行っていく。加えて、自己点検・評価委員会による検証結果は教授会で報告し、教授会が最終的な検証を引き続き行っていく。なお、カリキュラム委員会は2月、8月を除いて毎月開催をしている。

問題点として指摘した「演習論文」の単位取得者の減少については、2022年度後期に、カリキュラム改正後の分野別専門科目の選択必修の科目の一つに位置づける「演習論文」の履修者が確認できるため、各学科の学生の履修行動パターンの変容を確認することによって、教務委員会ならびにカリキュラム委員会にて適切な対応策を検討していく。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

＜評価の視点3は大学院対象項目のため割愛＞

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

＜現状説明＞

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

商学部の授業形態は、大きく講義と演習に分けられる。

講義は大教室を使った一斉講義形式のもので、原則的に一人の担当教員が運用責任を担う。新型コロナウイルス感染症拡大下におけるオンライン授業では、学習資料の共有やレポートの提出、小テストに対する理解度に応じた迅速かつ個別的なフィードバックを支援する授業支援システム manaba や、講義中にリアルタイムで学生の反応を確認できる respon 等の活用によって、たとえ大人数の履修者の講義であっても、授業前・授業中・授業後の学習に対するきめ細かい指導を行う講義も増え、授業形態の多様化が急速に進んでいる。講義形式の授業の中には、「総合講座」のように1つのテーマを数人の専門家が輪番で講義するものや、「特殊講義」のよ

うに1名または数名の専門家がそれぞれの専門分野について講義・解説する形態も含まれる。

大教室での講義は、300名程度の履修者数を平均とするが、中にはそれを大幅に超過する履修者を抱える講義もあり、静謐な教室環境の維持や学生の主体的参加意欲の維持に困難をきたす場合も少なくない。学生定員との関係から講義型授業の履修者数が一定規模になることはやむを得ないにしても、クラス分けなどを通じた適正人数の実現や学習に相応しい教室環境の維持のため、前年度の履修者数が500名を超過した科目については抽選制度を導入している。なお、外国語科目は分類上、講義科目に含まれるが、語学教育の特性に鑑み、双方向的な授業あるいは学生が主体的に自身の意見を発信する授業に重点を置いた授業形態をとっている。

演習科目は15名程度の履修者数で行い、調査・報告・論文執筆をはじめ、学生の主体的学習に重点をおいた授業形態をとっている。また大人数の講義では望めない個人別指導にも時間をかけ、履修学生の特性に応じたきめ細かい指導を実践している。

このほかの授業方法上の特色として、情報処理能力や数量的分析スキルの涵養を目的に、リベラルアーツ科目として設置されているICT関連の科目をはじめ、多くの科目においてPCを用いた実習形式の授業を実施しているほか、外国語運用能力の向上に向けては、グローバル科目において学生の習熟度にあわせたクラスを編成し、学生の能力や目的に応じたきめの細かい教育を実施している。また、「特殊講義」においては、業界や企業が行っている活動や業務について実務家による講義を行うことで、学生が実際のビジネスの一端に触れる機会を提供するとともに、キャリア意識の涵養にも資するものとなっている。

また、商学部では半期完結型の完全セメスター制と固定時間割制を導入しており、履修科目の重複を回避して集中的な学修を進めるとともに、複数年次にわたる履修計画を立てやすくなっている。

学生の主体的な参加を促す授業としては、「インターンシップ科目」や「プログラム科目」、「ビジネス・プロジェクト講座」があげられる。

「インターンシップ科目」においては、「インターンシップ入門」（1年次）、「インターンシップ演習」「インターンシップ実習」（2年次）を設置して、協力企業に学生を派遣し、実際の実務現場の経験を通じて主体的な学習意欲の涵養を図っている。「インターンシップ科目」は、入門→演習→実習という順次性に配慮した体制を整えたことで、教育効果が向上した。また、「インターンシップ入門」、「インターンシップ実習」では、豊富な実務経験を持つ専任教員がコーディネーターにあたり、マナー講習なども含めた指導を適切に行っている。

プログラム科目のうち、特に「スポーツ・ビジネス・プログラム」は、Jリーグの下部のディヴィジョンに属するサッカークラブ東京23FCのインターンとなり、学生自身がサッカークラブの正社員と協働しながら、その経営にチャレンジするものである。また、PBL科目である「ビジネス・プロジェクト講座」については、少人数で構成されたチームに分け、企業が提示する課題に対して、チームで調査・立案・報告を行う授業形態を採っている。

このほか、演習科目（ベーシック演習、課題演習、演習Ⅰ～Ⅳ）においても、グループワークや学生同士のディスカッション、プレゼンテーション等を取り入れた授業が実施されている。

さらに、授業支援システム「manaba」を導入しており、これを活用した小テスト、レポート、質疑応答などによる双方向型授業を展開している。また、出席管理についても、manabaの追加機能であるresponを導入し、出席管理に取り入れている授業もある。すべての科目においてresponによる出席管理を行っているわけではないが、これにより遅刻せずに出席することを学生に動機づけることや、学生の出席状況を確認することにより休みがちな学生を早期に発見して適切な支援に繋げる仕組みが整ってきている。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

商学部では、単位の実質化による適切な履修指導という観点から、年次別最高履修単位数を、1年次40単位、2年次42単位、3年次44単位、4年次48単位（1～3年次については、1 Semesterにつき上限24単位）と定めている。これにより、予習・復習を含めた適正な学習量を維持するとともに、安易な単位修得の抑制にも努めている。また、成績優秀な学生の学習意欲をさらに高めるために、通算 GPA4.0（オールS評価）の学生は、次の Semester の最高履修単位数にさらに8単位までの追加履修を認めている。一方で、今までに履修登録した科目のうち、不合格または未受験により単位を修得できなかった科目については最高履修単位数を超えて履修することができ、1年次「8単位」、2年次「7単位」、3年次「5単位」まで再履修最高履修単位が認められている。

学習指導に関しては、入学直後に履修要項と講義要項を配布し、オリエンテーション並びにガイダンスを通じて履修上の諸注意を伝えている。特に1年生に対してはアドバイザー（クラス担任）制度（ベーシック演習では演習担当教員がアドバイザーを兼任、非履修者に対しては別途アドバイザーを割り当てる）を設けて履修指導を行い、2年生以上については教員の設定するオフィスアワーや演習の時間等を使って学習指導を行っている。また、履修等に関する技術的な指導・相談については商学部事務室の教務担当者が随時対応する体制を整えている。さらに、これらの情報については商学部独自の Web サイト「One Commerce」にも掲載することによって、学生からのアクセシビリティの向上も図っている。

加えて、2021年度は「商学部学習相談の対象となる成績不審者の基準」に基づき、春学期に前年度 GPA 数値が 1.00 以下の学生を成績不審者として取り扱っている。これにより、所定取得単位数に加え、急激な単位修得状況の変化があった学生に対しては学習相談のアプローチをかけることが可能となっている。2020年度においてはこの基準の該当学生数は188名であり、また2021年度においては228名であった。

以上のとおり、履修指導体制については教員と事務室職員との協力体制が不可欠であり、基本的に良好に機能しているものと評価できる。

他方では、ベーシック演習を履修せず、クラス・ミーティングにも出席しない1年生に対しては、個別指導の機会が事実上なく、また2年生以上では、演習を履修している学生と履修していない学生との間で個別指導を受ける機会に大きな差が生じるなどの問題もある。

○シラバスに基づいた授業展開について

商学部では、全ての授業で統一的なフォームによるシラバスを作成している。シラバスは、①科目ナンバー、②履修条件・関連科目等③授業で使用する言語、④授業の概要、⑤科目目的、⑥到達目標、⑦授業計画と内容、⑧授業時間外の学修の内容とその学修に必要な時間、⑨成績評価の方法・基準、⑩課題や試験のフィードバック方法、⑪アクティブ・ラーニングの実施内容、⑫授業における ICT の活用方法、⑬実務経験のある教員による授業や実務経験の内容、⑭テキスト・参考文献等、⑮その他特記事項、⑯参考 URL、⑰コメント欄からなり、manaba 上で全学生がアクセスできるようにしている。なお、この manaba 上では、全学生は現在履修している科目のシラバスだけでなく、これまで履修してきた科目のシラバスにもアクセスできるようになっている。加えて、1年生については、科目目的や到達目標等の項目について抜粋して作成した紙媒体のものも配布し、シラバスの活用に向けた意識付けを行っている。なお、全授業回数分の授業計画をシラバスに示すことを義務付けたことにより、学生は概要以上の情報をも

って履修科目を選択できる。

作成されたシラバスについては、カリキュラム委員会が中心となって未記入項目の有無、文章のわかりにくさ、授業計画の具体性といった観点から内容の確認を行い、改善が必要なものについては修正を求めるなど、シラバスの質的向上に向けた組織的な取り組みを行っている。また、2022年度より、学位授与の方針と当該授業科目の関連についてもシラバスに記載することを授業担当教員に求めている。これは、特にア) 準備学習（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間、イ) 課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法、ウ) 卒業における学修の到達目標及び成績評価の方法・基準、およびエ) 当該授業科目の教育課程内の位置づけや水準を表す数値や記号（ナンバリングを含む）を明記することを求めており、カリキュラム委員会だけでなく各部会の委員長ならびに教務主任による重点的な点検が行われている。

これらの点検の結果は教授会で報告し、教授会が最終的な確認を行っている。このように商学部では、学位授与の方針と当該授業科目の関連について、シラバスの記載内容とその点検の仕組みが整備されている。

授業方法・内容とシラバスの整合性については、2021年度の授業アンケート（春学期回答率35.9%、秋学期28.5%）によると、回答学生の平均値は、両学期とも6.0点（満点7.0）となっており、ほぼシラバスどおりに授業が行われたと回答している。このことから、基本的に、授業内容とシラバス間の整合性は得られているものと評価できる。また、2年次以上が対象の2021年度在学生アンケート（回答率23.4%）によれば、「シラバスの内容と異なる事項があった」と回答した学生は12.6%となっており、授業アンケートの結果と概ね一致していると判断できる。一方で、「シラバス記述が不十分だった・わかりにくかった」と回答した学生は29.0%おり、約3割の学生が、シラバスの記述が不十分であったと回答していることは、シラバス作成になお改善の余地があることを示している。前述のとおり、商学部ではシラバスの内容について部会委員長、教務主任による第三者チェックの仕組みを導入しており、その成果の確認も含めて授業アンケートの結果を活用しながら検証を行っていく必要がある。

<点検・評価結果>

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているかについては、教務委員会、カリキュラム委員会、FD委員会による点検の仕組みが構築されており、また、学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法、単位の実質化を図るための措置、およびシラバスに基づいた授業展開についても、学部の教育目標に照らして、おおむね適切な対応がとられてきているといえる。なお、単位の実質化に係る年次別最高履修単位数については、学生の学習時間を確保するため、再履修最高履修単位数を含めても年間50単位を超過することがないように設定しており、適切な範囲であるといえる。

<長所・特色>

豊富な実務経験のある教員が担当する科目や学生が主体的に参加するPBL科目が充実しており、実際の実務現場の経験を通じて主体的な学習意欲を養っている。

また、manabaを利用することにより、教員が学生からの質問・意見への対応や提出されたレポート課題等の採点・講評を迅速かつ個別的にフィードバックすることができ、学生の学習を活性化している。

＜問題点＞

シラバスについては、約3割の学生がシラバスの記述が不十分であったと回答している。このことは、シラバス作成になお改善の余地があることを示している。

＜今後の対応方策＞

シラバスの内容が不十分であることについては、教務委員会、カリキュラム委員会、FD委員会を中心に授業アンケート及び在学生アンケートの結果を活用しながらその改善を引き続き行っていく。

また、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置については、教務委員会、並びにカリキュラム委員会にて随時検証を行い、自己点検・評価委員会が検証結果の取りまとめを引き続き行っていく。加えて、自己点検・評価委員会による検証結果は教授会で報告し、教授会が最終的な検証を引き続き行っていく。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

＜現状説明＞

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

商学部の成績評価基準は以下のとおりである。

*2021年度以前入学生

- ・評価点 90～100点 : A 評価
- ・80～89点 : B 評価
- ・70～79点 : C 評価
- ・60～69点 : D 評価
- ・59点以下 : E 評価 (不合格)
- ・未受験 : F 評価 (評価不能)

*2022年度以前入学生

- ・評価点 90～100点 : S 評価
- ・80～89点 : A 評価
- ・70～79点 : B 評価
- ・60～69点 : C 評価
- ・59点以下 : E 評価 (不合格)
- ・未受験 : F 評価 (評価不能)

商学部では成績は各教員の裁量による絶対評価を基本としている。評価方法としては、学期末試験及びレポートによるものが多く、これに小テスト、課題提出、授業への出席・関与状況、平常点等が加味される場合もある。

なお、商学部は従来、成績分布に関して90点以上・80点以上の割合が高い科目が存在することが課題となっていた。これを是呈するため、商学部研究会、カリキュラム委員会において慎重に検討を継続し、2019年度に「商学部の成績評価の分布のコントロールに関する運用基準」を制定した。これにより、90～100点・80～89点の割合を一定割合以下にコントロールする相対評価が導入され、厳格な成績管理を可能にしている。しかしながら、一部の科目については新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、成績評価が当初予定していた期末試験からレポート試験等に変更した影響により、予定していたコントロールの運用が実施できていない状況にある。

演習科目については、出席状況、平常点、レポート・課題提出による成績評価が多い。また、演習論文（卒業論文）については、提出締切日を学部で定め、manabaへ提出させることにしている。評価については、演習担当教員が行っている。

評価方法・基準についてはシラバスに記載し、学生に公表している。また、多くの科目において評価方法ごとの比重配分をシラバスに示している。

商学部では、全科目の成績評価分布ならびに試験問題（レポート課題も含む）を教授会で回覧し、その後も随時閲覧できるようにしている。これにより、各教員が自己の評定結果を客観的に比較検討し、あわせて科目ごとの成績分布の偏りや試験問題の内容・程度等についても教授会として把握できる体制を整えている。

このほか、開示された成績評価については、商学部事務室において所定の手続きを行うことで学生からの問い合わせが可能となっている。

単位互換制度については、商学部では、国内の大学・学部間での単位互換制度は採用していない。留学に関しては、本学が国際交流協定を締結した大学に学生を派遣する「交換留学制度」と、学生自身が留学希望先の受け入れ許可を得た上で、本学が派遣を承認する「認定留学制度」がある。留学先で取得した単位については、交換留学制度、認定留学制度のいずれについても学生の帰国後面接を実施し、商学部国際連携委員会ならびに教授会の審査により、30単位を上限に商学部の単位として認定している。

全学共通の短期留学プログラム（1ヵ月程度）では、留学年次の春学期に事前授業の履修を義務付け、商学部の単位として4単位を認定している。

2013年度から商学部独自に「商学部留学プログラム」をはじめ、1セメスター留学（英語圏、第二外国語圏）、短期留学プログラム（第二外国語圏）を実施している。単位認定については、一定の条件の下、1セメスターの留学では20単位、1年間の留学では40単位を超えない範囲で商学部の授業科目の単位として認定している。留学に関する単位認定は、全学の中央大学学生国外留学に関する規程と、商学部の商学部学生の国外留学に関する内規、商学部学生の国外留学に伴う修得単位の認定に関する基準、商学部学生の国外留学に伴う継続履修に関する基準、商学部留学プログラムに関する内規のもと、帰国後の面接審査によって行っている。ただし、認定単位数の算定方法に関する統一的なルールはなく、関係機関の判断によってその都度個別に単位認定を行っている。単位認定の整合性を高める観点からは、できるだけ統一的なルールの策定が必要である。

なお、これまで大学以外の教育施設等における既修得単位に対する単位認定は行ってこなかったが、2014年度の学則改正により、60単位を上限に大学以外の教育施設等における既修得単位に対する単位を認定できるようになっている。

高大連携への配慮としては、高校時代に科目等履修生として取得した単位を入学後に大学の単位として認定している。具体的には、本学附属の高校1校（中央大学杉並高等学校）に対しては商学部から専任教員を派遣して行う出張授業を提供している。また、その他の高等学校に対しては「Higher Education チャレンジ・プログラム」と称して、原則として大学入学資格を有することを受講資格とする科目等履修制度を提供している。

○学位授与を適切に行うための措置

商学部の学位は、学則第42条及び第43条に基づき、所定の期間在学し、各学科のカリキュラムに基づき、130単位を習得した者に対し、学部教授会の審議・承認を経て授与されることとなっている。学位を授与するために必要となる単位については、履修要項における「授業科

目一覧」の中において学科ごとに「卒業に必要な最低修得単位」として示しており、その単位の要件を満たした学生の卒業判定は教授会において厳正に行っている。

商学部を卒業するためには、合計で130単位以上の単位の修得が必要であり、専攻分野に関する高度な知識や能力と、それを支える幅広い知識や能力をバランスよく身に付けるために、学科別に、科目区分ごとの最低必修単位数を定めている。また、基本的には卒業要件を満たしていれば卒業は可能であるが、商学部では教育課程の集大成として質を担保する仕組みとして演習論文の作成を推奨している。ただし、「演習」を履修していながら演習論文を書かずに卒業しようとする学生もおり、卒業時の学生の質保証の点で検討が必要な課題となっている。

標準修業年限未滿で修了する措置としては、「早期卒業制度」を設け、優秀な成績を修得したと認められ、かつ引き続き大学院への進学を希望する学生を対象に、在籍期間3年間での卒業を認めている。

この制度の申請資格は、3年次進級時に①2年次までの修得単位が78単位以上で、GPAが3.50以上であること、②3年次春・秋学期に各8単位を上限として年次別最高履修単位を超えて履修することで卒業見込みとなることが条件となっている。こうした成績要件をクリアした学生に対して、その動機や将来性を確認して、3年間での卒業を認めるに相応しい質を保証するため、申請者に対しては一次審査（書類選考及び面接）、二次審査（一次審査合格者を対象とした面接審査）を行っている。申請を認められた学生に対しては、専任教員をアドバイザーに選任し、履修指導や大学院進学指導を行い、本来であれば4年次生が履修することができる「演習Ⅲ・Ⅳ」と「演習論文」の履修を特別に認めるとともに、その論文指導も行っている。

早期卒業制度については、本学大学院商学研究科、法務研究科のほか、他大学の大学院や専門職大学院への進学者も輩出しており、一定の成果をあげている。ただし、申請資格（とりわけ成績要件）が厳しいこともあり、本制度の申請者は毎年数名程度に限られており、当初想定したほどには拡大していない。

[早期卒業者の実績]

2017.3 卒業	2018.3 卒業	2019.3 卒業	2020.3 卒業	2021.3 卒業
1人	1人	0人	2人	0人

また、授業実施期間中の就職活動や、3年次までに卒業所要単位をほぼ修得することが可能であることなどから4年次の履修単位が少ないこと、さらに、演習を履修していながら、卒業論文を書かずに卒業しようとする学生も少なからずいることについては、卒業時の学生の質保証の点で検討が必要である。

<点検・評価結果>

以上のように、成績評価及び単位認定を行うための措置は、適切に運用がなされている。

学位授与については、学則に定められた要件を満たした学生について、教授会における審議を経て行う仕組みとなっており、適切なものとなっている。なお、全科目の成績評価分布ならびに試験問題についてはすべての教員が把握できる体制が整っている。

また、留学制度を利用して海外の大学において取得した単位の認定については、学部の定める基準に基づき適切になされている。

＜長所・特色＞

「商学部の成績評価の分布のコントロールに関する運用基準」を制定し、90点以上・80点以上の割合を一定割合以下にコントロールする相対評価を導入することによって、厳格な成績管理の仕組みが確保できている。

＜問題点＞

上記の成績評価に関する分布コントロールについては、2020年度から外国語科目においてはすでに導入が開始されている。しかしながら、その他の科目については新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、成績評価が当初予定していた期末試験からレポート試験等に変更した影響により、予定していた相対評価の運用が実施できておらず、その効果検証ができていない。

＜今後の対応方策＞

2023年度については、本学の授業実施方針に基づき、「商学部の成績評価の分布のコントロールに関する運用基準」をすべての科目において適用することが決定している（教授会で承認済）ため、その結果について、FD委員会において効果検証を行い、その効果や適切性についても確認する予定である。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

＜評価の視点1は全学項目のため割愛＞

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

＜現状説明＞

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

商学部では、外国人客員教員による「プログラム演習」で英語のみによる授業を実施している。この科目は、ビジネス英語や異文化コミュニケーション、マネジメント・コミュニケーションをテーマに、少人数の演習を行っている。現在のところ、英語のみによる講義・演習はこの1講座のみの開講となっているが、英語による授業は今後更なる国際交流を図る上で必要な条件となることが予想される。学部授業としての水準や内容に配慮しながら、今後一定割合の開講を検討する必要がある。

このほか、学生の外国語によるコミュニケーション能力の育成に資するため、基礎的な外国語科目とは別に、より実践的な場面を想定したビジネス英語等に関する授業を設けている。

また、教育課程の国際的通用性向上のために、2015年度のカリキュラム改正で、ナンバリング制を導入したほか、完全セメスター制度への移行を行っている。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

2022年5月1日現在、商学部に在籍する外国人留学生入試により入学した学生は、正規生123名、非正規生（科目等履修生、聴講生、研究生、協定校からの交換留学生）2名である。外国人留学生に対する教育上の配慮としては、日本語と日本事情に関する特別科目を設置している。

外国人留学生を対象とする指導として、商学部事務室では入学時に履修ガイダンスを実施しており、教育指導については他の学生と同様にアドバイザー（クラス担任）制度による支援を行っている。また、必修科目等において欠席が目立つ、あるいは取得単位数や成績（GPA）に明

らかな問題がある場合は、商学部事務室職員が個別面談を実施している。加えて、国際センターも外国人留学生対応の窓口になっている。

外国人留学生に関しては、各人の日本語能力によって、学習成果、生活状況に大きな開きが生じている。日本語能力を一定程度身に付けている留学生に対しては、日本語能力をさらに伸ばす機会を提供するとともに、日本語能力が不十分な学生に対しては、基礎的な日本語能力を修得できる制度をより整備する必要がある。また、留学生の学習状況、生活状況等について組織的な把握が行われていない。留学生のプライバシーを侵害しないよう慎重に配慮しつつも、一定の情報収集は必要と思われる。

2022年度からの大学キャンパスの教場での対面を基本とする「面接授業科目」において、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本に入国することができない外国人留学生に対しては、全科目において個別に担当教員と履修生の間でコメントのやりとりを行う manaba の「個別指導コレクション」機能を用いた特別の授業配慮を行っている。これにより、日本に入国することができない外国人留学生は、遠隔授業（ハイフレックス型授業、オンデマンド型授業、資料配信型授業）による授業への参加や、担当教員への個別的な質問等による個別指導を受けることが可能になっている。

○国外の高等教育機関との交流の状況

商学部では、全学共通の留学制度とは別に、商学部独自に「商学部留学プログラム」を設置し、「短期留学プログラム」（第二外国語圏）及び「1セメスター留学プログラム」（英語圏、第二外国語圏）を実施している。

両プログラムとも、派遣に際しては事前に「留学コース」（英語圏）、「グローバル・スチューデント育成講座」（第二外国語圏）の履修を推奨し、短期留学プログラムでは4単位を認定し、1セメスター留学プログラムでは、商学部の専門科目に近い科目を現地で履修させ、厳正な審査の下に、選択外国語として単位認定を実施することとしている。

加えて、両プログラムにより留学する学生を経済的に支援するため、「商学部留学プログラム給付奨学金」制度を設け、特に留学期間が長期になる1セメスター留学に対しては、他の奨学金よりも高額な奨学金を給付し、多くの学生が留学機会を得られるよう努めている。

2019年度には、35名が提携校での留学を果たしたが、その後新型コロナウイルス感染症蔓延の影響により国外へ渡航することが困難になったため、2020年度は多くの海外派遣プログラムが中止されてしまった。2021年度の実績としては、商学部留学プログラムにより3名が1セメスター留学（アメリカ・フランス）に参加した他、交換留学により4名（ドイツ・台湾・トルコ・イギリス）、認定留学で1名（ロシア）、ISEP(Exchange)で1名（アメリカ）に渡航した。2022年度実績は1セメスター留学としては渡航8名、オンライン2名、短期留学としては夏季に渡航6名、オンライン1名、春季（予定）に渡航9名である。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえても派遣学生数の増加を図る必要がある。

さらに、商学部では、グローバル社会における海外での働き方を学ぶこと、英語を母語としない相手に対する英語でのコミュニケーションスキルを学ぶことを目的として、グローバルインターンシップを開講している。設置コースは、タイ、ベトナム、モンゴル、オーストラリアの4コースである。加えて、このグローバルインターンシップ参加者を対象とした給付奨学金制度も用意している。

グローバルインターンシップの具体的な実績として、「グローバルキャリア/タイ」のプログラムでは、タイのパンヤピワット経営大学インターナショナル・カレッジ(PIM)と覚書を結び、

2014年度より相互に学生の派遣・受入を行ない、現地での就業体験及び学生交流を実施している。2019年には、PIMの経営母体であるCP ALL株式会社（タイでセブンイレブンを経営する流通最大手の企業）へ5名の本学学生を10日間派遣する一方、PIMからは8名の学生を受け入れ、中央大学生協同組合等でインターンシップ実習を実施した。ただし、2020年度以降の新型コロナウイルス感染症拡大下においては、現地への渡航が困難なため中止となっている。他方、オンラインのインターンシップ「グローバル・プロフェッショナル・プログラムB2（グローバルキャリア／オンライングローバルインターンシップI）」を行っており、2021年度は、「グローバルキャリア／タイ」に7名、「グローバルキャリア／ベトナム」に6名、「グローバル・プロフェッショナル・プログラムB2（グローバルキャリア／オンライングローバルインターンシップI・II）」（アメリカ、マレーシア）に27名がオンライン研修に参加している。2022年度はタイ、ベトナム、モンゴル、オーストラリアのすべてのコースを現地で実施し、それぞれ、タイ4名、ベトナム5名、モンゴル8名、オーストラリア5名の学生が参加した。タイからの学生受け入れについては、ビザの関係で実施できなかった。

また、2020年度より「スポーツ・ビジネス・プログラム」においてドイツのブンデスリーガなど海外サッカークラブでのインターンシップを目的とした講座「グローバル・スポーツ・ビジネス・キャリア」（明治安田生命協賛講座）も開始している。なお、本来1週間ドイツに滞在し、サッカークラブ経営の最先端を学ぶプログラムであったが、新型コロナウイルス感染症の影響で渡独が困難なため、オンラインでの講座開催に代えた。提携するドイツのブンデスリーガ所属のプロサッカークラブであるフォルトナ・デュッセルドルフにおいて、2021年度は選抜された学生12名が、オンラインにより、スポーツビジネスに関する実地研修を受けた。

このほか、現地への派遣が困難なことから、オンラインによる短期留学「朝鮮語(e2)(Online Program I・II)」「中国語(e2)(Online Program I)」を開講し、2021年度には5名の学生について単位を認定した。

なお、2022年度における学生の留学実績（派遣・受入れ）の状況は大学基礎データ（表13 留学生の派遣・受け入れの状況）、教員の研究交流等実績は大学基礎データ（表14 教員・研究者の国際学術研究交流）に示すとおりである。2016年度ならびに2019年度における商学部留学プログラム、グローバルインターンシップ、グローバル・フィールド・スタディーズ、他学部開講プログラム等の参加者は、それぞれ20名から35名に、5名から25名に、13名から94名に増加している。商学部独自の奨学金制度の導入、留学前に定期的実施される留学ガイダンスの開催、さらには海外の研究教育機関との学期のずれという大きな抑制要因解消につながる完全セメスター制の導入などが留学生の派遣の増加に貢献していると想定される。

なお、2020年度及び2021年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、留学をはじめ実施の見送りを余技なくされた教育プログラムが多い。今後、感染状況の推移を適切に判断しながら各種プログラムの再開と実施を進めていく必要がある。

<点検・評価結果>

教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みについては、海外研究教育機関との学期のズレをなくすために完全セメスター制を導入していること、学部独自の留学プログラムやグローバルインターンシップが開始されていること、そのための商学部独自の奨学金制度を設置・運用をしていること、および新型コロナウイルス感染症の影響により日本に入国することができない学生への個別対応をしていることから、おおむね適切な対応をしているといえる。

＜長所・特色＞

完全セメスターを導入したことに加えて、学部独自に留学制度を設け、合わせて奨学金制度を設置したことは、学部学生の留学機会の機会を増進させるうえで、一定の貢献を果たしている。

さらに、商学部では、2014年度からグローバルインターンシップを開始し、幅広い派遣先を提供してプログラムの充実をはかっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により日本に入国することができない外国人留学生は、オンラインコンテンツを活用することで、遠隔授業による授業への参加、担当教員への個別的な質問ができる等、個別指導を受ける体制が整備されている。

＜問題点＞

英語による授業科目が少ない。

また、2020年度及び2021年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、留学をはじめ実施の見送りを余技なくされた教育プログラムが多い。

＜今後の対応方策＞

教務委員会、カリキュラム委員会、国際連携委員会、外国語教育関係部会などの相互協力のもとで、留学プログラム及びグローバルインターンシップ毎の参加者数の多寡の要因や、英語による授業実施を含め教育課程の国際的通用性をさらに高めるための協議を引き続き行う。

特に、各種の留学プログラムをはじめ、複数年にわたり実施を見送ったプログラムについては、学生への制度紹介・周知からやり直す必要があるものもあると思料する。そのため、教務委員会が2022年度中に情報収集をまず行い、必要な措置について対策素案を作成し、国際連携委員会、カリキュラム委員会等の専門委員会が具体的対策について審議を行い、最終的に教授会で対策を審議・決定する。

また、外国人留学生へのフォローアップについても、現状はほぼ全員の入国が完了したが、今後同様の事態が発生した際には、今回の新型コロナウイルス感染症拡大下における経験を踏まえて、速やかに対応できるよう実践した取り組みを整理・蓄積する。

点検・評価項目⑦:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1:学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2:学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

＜現状説明＞

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

個々の科目における学生の学習成果を測る指標としては、シラバスに定める「成績評価の方法・基準」に基づき、「到達目標」に掲げる知識、能力が身につけているかによって学習成果を評価している。成績評価については、学期末試験の成績、小テストやレポート、出席状況等を総合して行っている。講義科目の成績については期末試験・レポートの比重を高くせざるを得ないが、演習科目等の少人数科目については、出席状況や学生の取組み姿勢など、試験成績にはあらわれにくい努力・成果も加味した成績評価を行っている。成績評価は科目ごとの絶対評価で行っているため、科目間で成績分布に多少のバラツキが生じ、中には高評価に偏りがちな科目も存在するが、全体的にはバランスを維持しており、適切な評価が行われていると評価で

きる。この成績評価については、これまで絶対評価による評価のみであったところ、2019年度に「商学部の成績評価の分布のコントロールに関する運用基準」の中で90点以上・80点以上の割合を一定割合以下にコントロールする相対評価を制定している。これによって、以前に比べてより厳格な成績管理の仕組みが確保できている。さらに、英語の学習成果については、期末試験などによる通常の成果を把握する指標に加えて、1、2年時の必修英語クラスのクラス分けに用いられる外部検定試験（CASEC、TOEIC 試験）の結果が各学生の英語の成果を客観的に測定する指標となっている。

他方で、教育課程全般を通じての学生の学習成果の把握については、通算 GPA に加えて必修科目ではないが4年間の学習の集大成として作成する演習論文の内容及びその水準によって確認している。このほか、主観的な指標として、大学評価委員会が毎年実施している在学生アンケートにおいて過去1年間の大学生活を通じた学生の「成長感」の把握を行っている。学生の自己評価としては、毎学期行っている授業アンケート中に、「この授業の内容を理解し、習得できましたか」「この授業によって新しい知識の習得、または、自身の能力の高まりや成長につながりましたか」の項目を設け、自己評価を促しているが、授業アンケートによる自己評価のみでは、項目数として少なく、内容的にも不十分である。

また、manaba の導入により、授業毎の練習問題に対して学生自ら自己採点を行うことにより授業の理解度をその都度確認できるようになっている。

加えて、前述のとおり、ディプロマ・ポリシーに基づき、各授業科目が、「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」のどの項目と関連するのか、学習成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップを参照することにより、学生は、各授業科目がディプロマ・ポリシーにおける「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」のどの項目と関連するのかを確認することができる。また、シラバスの中でも学位授与の方針と当該授業科目の関連性について説明しており、学生自身でも、商学部の学位授与の方針と各科目の関連性について確認できるようにしている。なお、卒業後の評価に関して、学部として組織的な調査は行っていないが、学習成果の可視化の取り組みの一つとして、卒業後の進路状況、業種別就職状況、就職先企業データについては卒業時アンケートによって把握するとともに、本学公式 Web サイトで公表している。また、商学部の多くの学生がチャレンジしている資格試験の合格者（公認会計士試験の現役合格者）や公務員・教員職試験の合格者についても同様に公表をしている。

<点検・評価結果>

学生の学習成果を適切に把握及び評価については、全ての科目について、シラバスに定める「成績評価の方法・基準」に基づき、「到達目標」に掲げる知識、能力が身につけているかによって評価している。

また、GPA といった定量的な評価の仕組みに加えて、学生の「成長感」を把握する仕組み（授業アンケート等）のような主観的な指標の確認も行っている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

商学部の学位授与の方針と紐づけられた学修成果可視化の取り組みはできていない。

＜今後の対応方策＞

学位授与の方針に明示した学習成果の測定の仕組みや学生自身による自己評価の仕組みについては、教務委員会、カリキュラム検討委員会において引き続き検討する。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

商学部における教育課程およびその内容について点検は、授業アンケートや成績分布、履修者数分布などを根拠として現状分析を行い、データに基づいて教務委員会がまず検討し、必要な措置についてはカリキュラム委員会、教授会の議を経て、毎年見直しを加えながら実施してきている。これにより、例えば、同一科目において複数クラスが設置される場合において特定のクラスに履修者が偏ることを防ぐために、コマ位置の変更、学科指定や学科指定の解除等の対応がなされている。また、前年度の履修者数が500名を超過した科目についてはクラス分けなどを通じた適正人数の実現や学習に相応しい教室環境の維持に努めている。

また、2015年度からはベスト・ティーチャー賞を創設し、授業評価アンケートの結果や学生からの直接投票の結果等を参考に、優れた授業を行っている教員を顕彰する取り組みを行っており、ベスト・ティーチャー賞受賞者の授業を授業参観の公開対象科目として全専任教員に公開することで、教育上の優れた取り組みの共有を図っている。

さらに、授業内容や方法等の改善に向けた教員研修の一環として、教員相互の授業参観を制度化し、授業の公開・参観を義務付けることで、授業方法改善のヒントや改善点の相互指摘等を行う機会を設けている。このように、公開授業制度やベスト・ティーチャー制度等により、教員が相互啓発することで授業を改善する環境づくりに引き続き取り組んでいく。

＜点検・評価結果＞

FD委員会による教員相互の授業参観制度やベスト・ティーチャー制度、授業アンケートによる授業や試験方法の検討・実行、および、課題が認識された際には、教務委員会、FD委員会を中心にその都度対応が図られていることから、おおむね適切な対応がとられてきているといえる。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇学部における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

＜現状説明＞

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

商学部のアドミッション・ポリシーは、以下のとおりである。

< 入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー） >

< 求める人材 >

商学部では、商学にかかる各専門分野及びその関連領域における理論並びに実務に関する教育研究を行うことにより、広く豊かな学識と優れた専門能力を有し、ビジネスをはじめとする各分野を通じて社会に貢献できる人材を養成することを目的としています。この目的を達成するため、次のような学生を求めています。

- ・自ら学ぶ意欲、向上心及び知的好奇心を有する人
- ・ビジネスに関する実践・研究に対して強い意欲を持つ人
- ・社会人・職業人として自己実現するためのキャリアプランを持つ人

以上に基づき、次のような知識・能力・態度等を備えた学生を多様な選抜方法によって受け入れます。

- ・自ら積極的に学び、得た知識や技能をビジネスなどの場で活かす意欲を持つ人（知識・技能、思考力・判断力・表現力）
- ・ビジネスに関する実践・研究に対して意欲を持ち、因果関係を整理し分かりやすく説明できる論理的思考力、自らの意見を説明するための表現力を持つ人（知識・技能、思考力・判断力・表現力）
- ・高等学校で履修する国語、地理歴史、公民、数学、外国語の内容を幅広くかつ十分に理解している人（知識・技能）
- ・国語や外国語〔英語・ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・朝鮮語など〕の学習により、自らの考えを表現することができる人（表現力・思考力・判断力）
- ・将来に対して明確な目標を持ち、その目標に向かって努力を続けられる人（主体性・協働性）
- ・仲間との協働を通じて、リーダーシップやチームマネジメントを学びたい人（主体性・協働性）
- ・社会現象に対して広く関心をもち、様々な角度からみる態度を有している人（主体性・協働性）

アドミッション・ポリシーにおいては、商学部及び各学科の専門性に即した「人材像」並びに「入学前に修得しておくべき知識・能力・態度」を明示している。また、付属文書として「入学受入れごとの評価項目とウエイトの設定」も公表している。

アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーにおいて提示した卒業するにあたって備えるべき専門性、基礎知識・技能、適応力・判断力・実践力、主体的学修能力を習得可能とする専門科目教育と一般教育科目体系からなるカリキュラム・ポリシーを踏まえて作成されている。3つのポリシーの内容は、適宜教授会で報告した上で、本学公式 Web サイトや受験案内に掲載し、学内外において周知を図っている。

現在のアドミッション・ポリシーは、外部評価委員会において「学部・研究科間で相当程度の差異・ばらつきがある」との指摘を受けたことを受け、商学部においても自己点検・評価を行った結果、「学内指針」に基づいて商学部教務委員会が素案を作成し、2019年10月の教授会で報告了承されたものである。その後、2022年3月に国際マーケティング学科への名称変更を反映し、特別入試制度の語学科目変更を反映して外国語に朝鮮語が追加されている。

なお、2022年度の学習指導要領改訂を踏まえた入試制度改革に伴い、アドミッション・ポリシーの求める知識・能力・態度等について変更が必要か否かについて、商学部教務委員会、入試・広報政策委員会で検討する予定である。変更の必要がある場合は、2025年度入試関連情報公開時までには教授会の承認を得る。

< 点検・評価結果 >

学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学受入れの方針の設定（入

学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示)及び公表は以下のとおり適切になされている。

第一に、アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーにおいて提示した卒業するにあたって備えるべき要件とそれを取得可能とするカリキュラム・ポリシーを踏まえて作成されている。また、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像はアドミッション・ポリシーに明記されており、本学公式 Web サイトや受験案内に掲載されている。

第二に、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示は、アドミッション・ポリシーの付属文書として「入学者選抜ごとの評価項目とウエイトの設定」により本学公式 Web サイトに掲載されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<現状説明>

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

①入学者選抜方法

商学部では、受験生に対して複数の受験機会を提供し、異なった個性や能力を幅広く評価するために、多様な入試制度を活用している。その上で、学部の教育研究の目的に相応しい人材を確保し、適切なカリキュラムに基づいた人材育成を行うべく努めている。

また、経営、会計、国際マーケティング（2021年度まで商業・貿易）、金融の4学科がそれぞれの特徴をさらに活かすために、フレックス・コースとフレックス Plus 1・コースを設置している。フレックス Plus 1・コースは、「スポーツ・ビジネス・プログラム」、「グローバル・プロフェッショナル・プログラム」、「ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム」、「アカウント・プログラム」、「ファイナンシャル・スペシャリスト・プログラム」といった実務対応型の少人数プログラム科目の優先履修、外国語の1ヵ国語(6単位)必修、奨学金の支給といった特色を有している。

入試の方式によっては、フレックス・コースのみ募集するものもあるが、願書提出の際に志望学科とともに選択させ、入試の成績上位者から順に選抜するかたちが基本である。例外は「フリーメジャー・コース」であり、受験時に志望学科を選択させずに可否を判定する。志望学科の選択は入学手続き時に行い、1年次はフレックス・コースの学科に所属し、2年次開始前に学科、コース変更も含めて、所属を再選択させる。

(ア) 学部別選抜一般方式

一般方式は、学部の専任教員が選択式と記述式の独自問題を作成する伝統的な3教科型試験であり、入試の中核を形成する。

試験は、経営学科及び金融学科志望者向けの試験（A 日程）と会計学科及び国際マーケティング学科志望者向けの試験（B 日程）をそれぞれ別日程で実施している。

試験 教科	試験 科目	配 点	試 験 時 間			
			第1時限	第2時限	第3時限	第4時限
外国語	英語（コミュニケーション英語Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅱ、コミュニケーション英語Ⅲ、英語表現Ⅰ、英語表現Ⅱ）	150点	数学 10:30～ 11:30 (60分)	外国語 12:55～ 14:15 (80分)	国語 14:50～ 15:50 (60分)	地理 歴史・ 公民 16:25～ 17:25 (60分)
国語	国語総合（漢文を除く）	100点				
地理 歴史・ 公民、 数学	世界史B、日本史B、政治・経済、数学（数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B<数列、ベクトル>から1科目選択）	100点				

注) 合否判定は、3教科3科目の合計得点（350点満点）で行う。

「地理歴史・公民」、「数学」の受験については、事前届出制とする。なお、「地理歴史・公民」と「数学」の両方を受験した場合は、高得点の1教科の得点を合否判定に使用する。科目の得点は全て偏差点を使用する。

2018年度入試から、受験生の選択肢を増やし、また大学入学共通テスト利用入試併用方式への志願が容易となるよう、一般方式において選択科目の一つである「数学」の時限を独立させ、4時限制を導入した。そのため、地理歴史・公民、数学について2科目受験している場合には、高得点の1科目を合否判定に使用し、合否判定は従来どおり3教科3科目の合計得点（350点満点）で行う。

2020年度入試から、受験生の少なかった地理Bの出題を停止し、一般方式における募集人員を516名から500名に変更した。

2021年度及び2022年度入試では、新型コロナウイルス感染症に罹患した等の理由により受験できなかった受験生への配慮として、大学入学共通テスト得点の換算による特別措置を設けた。また、2022年度入試においては、大学入学共通テストおよび6学部共通選抜の未受験者を対象に特別追試験も実施した。

(イ) 大学入学共通テストを利用した選抜（2020年度まで大学入試センター試験利用入試）

一般方式と大学入学共通テストの結果を合算して合否判定を行う学部別選抜大学入学共通テスト併用方式（以下、併用方式）と大学入学共通テストの結果のみで合否判定を行う大学入学共通テスト利用選抜単独方式（以下、単独方式）の2方式を実施している。単独方式は、2月に合格発表を行う前期選考と3月に合格発表を行う後期選考があり、さらに前期選考は4教科型と3教科型に区分される。

私大3教科型の受験生とは異なる「総合的な学力」を持つ国公立受験者を受け入れることが、本入試制度における入学者選抜の基本方針である。なお、2021年度及び2022年度入試では新型コロナウイルス感染症に罹患した等の理由により受験できなかった受験生への配慮として、大学入学共通テスト得点の換算による特別措置を行った。

a. 併用方式

一般方式と大学入学共通テストの英語と数学を利用した2教科型入試である。これは、理工系の情報システム、金融工学等を目指す学生を狙ったものであり、一般方式のいわ

ゆる文系3教科型との差別化を図っている。

2019年度入試からは、国際情報学部への定員割譲に伴い、併用方式A日程・B日程でそれぞれ「フリーメジャー・コース」10名での募集に変更した。

なお、併用方式は2018年度入試以後、次の2点について変更した。

一点目は一般方式時間割における4時制限の導入である。これまで併用方式と一般方式の併願は認めてきたが、併願した場合、一般方式の選択科目は自動的に「数学」に決定していた。しかし、国公立志向の受験生は「数学」と「地理歴史・公民」の双方を学習しているため、いずれの科目でも受験が可能である点に着目し、一般方式の時間割において「数学」を独立させ、4時制限を導入することとした。これにより、併用方式と一般方式の併願がこれまでより容易になり、また一般方式における受験生の選択肢が広げられたと考えられる。

二点目は募集方式の変更である。併用方式は、近年、合格水準を引き上げたいという思いに反して、望まれる得点者の層が薄く、学部として満足のいく合格最低点を設定できない状況が続いていた。この状況を改善するための方策として、2018年度入試からはこれまでの学科単位での募集を取り止め、併用方式A日程・B日程でそれぞれ「フリーメジャー・コース」での募集に切り替えることとした。

試験 教科	大学入学共通テスト 試験科目	備考	配点	個別試験
外国語	「英語(リスニングを含む)」	「英語」の「リーディング」と「リスニング」の配点は、各100点とし、合計200点を100点に換算する。	100点	一般入試の外国語 (コミュニケーション英語Ⅰ、 コミュニケーション英語Ⅱ、 コミュニケーション英語Ⅲ、英語 表現Ⅰ、英語表現Ⅱ) 試験時間80分 配点150点
数学	「数学Ⅰ・数学A」、「数学Ⅱ・数学B」の2科目		各100点 2科目 200点	一般入試の数学 (数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、 数学B〈数列、ベクトル〉) 試験時間60分 配点100点

(注1) 合否判定は、大学入学共通テストで受験した2教科3科目(300点満点)と個別試験2科目(250点満点)の合計得点(550点満点)で行う。

b. 単独方式

大学入学共通テスト利用入試、特に単独方式が一般化した現状では、国公立型受験生のみならず、私大3教科型受験生にとっても「併願が楽になり、受験機会が増える」というメリットをもたらしている。商学部でもそうした点を重視している一方で、幅広い学力を持った国公立型受験生を受け入れるという本入試における入学者選抜の基本方針は曖昧化している。

前期選考においては、3教科型と4教科型の併願が可能で、「地理歴史・公民」と「理科」について2科目以上受験した場合はそれぞれ高得点の1科目を合否判定に使用する。

また、後期選考の選択科目においては、「外国語」に加えて、「国語」、「数学」、「地理歴史・公民」及び「理科」のうち、高得点の2教科2科目、計3教科3科目を合否判定に使用する。ただし、「地理歴史・公民」は1教科として取り扱う。

2019年度入試から、国際情報学部への定員割譲に伴い、前期選考3教科型と4教科型をそれぞれ90名と60名からともに36名での募集に、後期選考を30名から18名での募集に変更した。2020年度には、前期選考3教科型と4教科型をそれぞれ50名と40名、後期選考を16名での募集に変更している。

単独方式(前期選考・4教科型)

試験教科	試験科目	備考	配点
外国語	「英語(リスニングを含む)」、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「韓国語」から1科目選択	「英語」の「リーディング」の満点は100点を120点に、「リスニング」の満点は100点を30点に、それぞれ換算し、合計150点満点とする。その他の「外国語」は200点満点を150点に換算する。「英語」について、大学入試センターからリスニングテストの免除を認められている場合は、筆記試験の100点満点を150点に換算する。	150点
国語	「国語」	「国語」は200点満点を100点に換算。	100点
数学	「数学Ⅰ・数学A」、「数学Ⅱ・数学B」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」から1科目選択	「数学」は2科目受験した場合は、高得点の1科目を合否判定に使用。配点は100点満点を150点に換算。	150点
地理歴史・公民、理科	地理歴史・公民(「世界史B」、「日本史B」、「地理B」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」)、理科(注1)から1科目選択	「地理歴史・公民」、「理科」について、2科目以上受験した場合は、「地理歴史・公民」および「理科」のうち高得点の1科目を合否判定に使用。	100点

合否判定は、大学入学共通テストで受験した4教科4科目のうち「外国語」、「国語」、「数学」の3科目と、「地理歴史・公民」および「理科」のうち高得点を得た1科目の合計得点(500点満点)で行う。

(注1) 理科は、次の基礎を付した4科目「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうちから2科目を選択または、次の基礎を付していない4科目「物理」、「化学」、「生物」、「地学」のうちから1科目を選択し、解答すること。また、2科目以上受験した場合は、高得点の1科目を合否判定に使用する。ただし、基礎を付した科目は2科目で1科目として取り扱う。

単独方式(前期選考・3教科型)

試験教科	試験科目	備考	配点
外国語	「英語(リスニングを含む)」、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「韓国語」から1科目選択	「英語」の「リーディング」の満点は100点を160点に、「リスニング」の満点は100点を40点に、それぞれ換算し、合計200点満点とする。その他の「外国語」は換算せず200点満点とする。「英語」について、大学入試センターからリスニングテストの免除を認められている場合は、筆記試験の100点満点を200点に換算する。	200点
国語	「国語」		200点
数学、地理歴史・公民、理科	数学(「数学Ⅰ・数学A」、「数学Ⅱ・数学B」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」)、地理歴史・公民(「世界史B」、「日本史B」、「地理B」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」)、理科(注1)から1科目選択	「数学」、「地理歴史・公民」、「理科」について、2科目以上受験した場合は、「数学」、「地理歴史・公民」および「理科」のうち高得点の1科目を合否判定に使用。	100点

単独方式(後期選考)

試験教科	試験科目	備考	配点
外国語	「英語(リスニングを含む)」、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「韓国語」から1科目選択	「英語」の「リーディング」の満点は100点を120点に、「リスニング」の満点は100点を30点に、それぞれ換算し、合計150点満点とする。その他の「外国語」は200点満点を150点に換算する。「英語」について、大学入試センターからリスニングテストの免除を認められている場合は、筆記試験の100点満点を150点に換算する。	150点
国語 数学 地理歴史・公民 理科	国語、数学(「数学Ⅰ・数学A」、「数学Ⅱ・数学B」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」)、地理歴史・公民(「世界史B」、「日本史B」、「地理B」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」)、理科(注1)から2教科2科目選択	「国語」、「数学」、「地理歴史・公民」、「理科」について、2教科3科目以上受験した場合は「国語」、「数学」、「地理歴史・公民」および「理科」のうち高得点の2教科2科目を合否判定に使用。「国語」は200点満点を100点に換算。	各100点 2教科 2科目 200点

合否判定は、大学入学共通テストで受験した3教科3科目のうち「外国語」と、「国語」、「数学」、「地理歴史・公民」および「理科」のうち高得点を得た2教科2科目の合計得点(350点満点)で行う(「地理歴史・公民」は合わせて1教科として取り扱う)。

(注1) 理科は、次の基礎を付した4科目「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうちから2科目を選択または、次の基礎を付していない4科目「物理」、「化学」、「生物」、「地学」のうちから1科目を選択し、解答すること。また、2科目以上受験した場合は、高得点の1科目を合否判定に使用する。ただし、基礎を付した科目は2科目で1科目として取り扱う。

(ウ) 6 学部共通選抜

中央大学を第一志望とする受験生の学部併願を容易にし、受験の機会を増やすために、法学部、経済学部、商学部、文学部、総合政策学部および国際経営学部で6学部共通選抜を実施している。中央大学の専任教員が独自問題を作成することで、大学入学共通テストとの差別化を図っている。商学部は3教科3科目型で「フリーメジャー・コース」での募集を行っている。

2019年度入試から、国際情報学部への定員割譲に伴い、募集人員を73名から65名に変更し、2020年度入試から募集人員を65名から70名に変更した。また、2021年度及び2022年度入試では、新型コロナウイルス感染症に罹患した等により受験できなかった受験生への配慮として、大学入学共通テスト得点の換算による特別措置が行われた。

試験教科	試験科目	配点	試験時間			
			第1時限	第2時限	第3時限	第4時限
外国語	英語（コミュニケーション英語Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅱ、コミュニケーション英語Ⅲ、英語表現Ⅰ、英語表現）	150点	地理 歴史・ 公民 10:30～ 11:30 (60分)	外国語 12:55～ 14:15 (80分)	国語 14:50～ 15:50 (60分)	数学 16:25～ 17:25 (60分)
国語	国語総合（漢文を除く）	100点				
地理 歴史・公民・ 数学	世界史B、日本史B、政治・経済、 数学（数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、 数学B〈数列、ベクトル〉）から1科目 選択	100点				

注) 地理歴史・公民、数学について2科目受験している場合は、高得点の1科目を合否判定に使用する。
合否判定は3教科3科目の合計得点（350点満点）で行う。
合否判定には原則として偏差点を使用する。

なお、2022年度一般選抜について、2022年3月20日に商学部特別追試験を実施した。同特別追試験は、新型コロナウイルス感染症への罹患または濃厚接触者として特定されたことによって、2022年度本学入学試験（6学部共通選抜、学部別選抜の個別試験）を受験できなかった志願者のうち、「特別措置」において定める大学入学共通テストの必要科目を受験していなかった受験生に対する受験機会提供のため行われた。

試験科目は、英語（全学部共通問題）、小論文（文系学部共通問題）のほか、商学部独自の面接（志望理由、英語・小論文の問題を踏まえた質問および選択科目〔地理歴史・公民、数学〕によらない総合的な質問を通じた人物評価）を行った。受験生3名に受験機会を与えたことから、所期の目的を達成した。

(エ) 特別入試

特別入試の趣旨は、筆記試験のみでなく、面接、小論文、書類審査等の方式によって、一般方式や大学入学共通テスト利用選抜との差別化を図り、受験生の個性、能力、実績を幅広く評価することである。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況も踏まえて、2023年度以降は、それぞれの入学試験方式において面接等を行っている場合、面接官と受験生の会場を分けてオンラインを活用して実施するなど、感染防止の対策・配慮を行う可能性も考慮して十全に準備しており、その旨入学試験要項にも明記することで受験生に周知する。

a. 英語運用能力特別入学試験

2002年度に導入し、海外在留・留学の経験はないが、英語運用能力の高い受験生を受け入れている。TOEIC（TOEIC S&W（除IPテスト）の合計で評価）、TOEFL、IELTS、実

用英語技能検定試験（英検）、国際連合公用語英語検定試験（国連英検）、TEAP（Reading、Listening、Speaking、Writing の合計）のいずれかで基準を満たしている者に、国語（小論文）と面接の試験を課している。

b. ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・朝鮮語特別入学試験

2003年度に導入し、英語を第一外国語とした場合の第二外国語について運用能力の高い受験生を受け入れている。具体的には、ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・朝鮮語（2023年度入試より追加）のいずれかの言語について、外部機関が実施した語学能力試験において一定の基準を満たしているものに国語（小論文）、外国語（2022年度入試まで）、面接の試験を課している。

c. 社会人入学試験

生涯教育の重要性を認識し、社会的要請に応えるべく、強い向学心を持ち、社会・人生経験豊かな受験生を、筆記試験（「小論文」、「外国語（選択科目）」）と面接の総合評価で受け入れている。

出願資格の「21歳に達した者で、民間企業ないし政府機関・自治体等にフルタイム（パート、アルバイトを除く）で1年以上継続して在職している者、または在職していた者」に、「23歳に達した者」を追加しているのは、専業主婦にも門戸を開くためである。

2023年度入試からは、選択科目の外国語（「英語」、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「スペイン語」から1カ国語選択）をこれまでの受験実績を踏まえ「英語」、「中国語」、「スペイン語」から1カ国語選択に変更した。

なお、同趣旨の入試である社会人向けの社会人編入学試験（フレックス・コースの3年次から少数の社会人受入）は、2019年度は合格者1名、手続者0名で、入学者数の大幅な増加は見込みづらいことから、2020年度入試から募集を停止した。

d. スポーツ推薦入学試験

「入学後は中央大学学友会体育連盟の各部に所属し、希望する競技を継続する意志が強く、かつ中央大学への入学を第1志望とする者」を受け入れ、文武両道を実践する場を提供している。中央大学スポーツ能力に優れた者の資料点検等委員会による競技能力・実績の判定を経て、小論文と面接（2021年度から2023年度入試においては、オンライン事前課題提出とオンライン英語試験）によって、基礎学力や志望動機を審査している。競技実績、日本語作文力および面接態度等に著しく問題がある場合は不合格としている。

e. 外国人留学生試験

国際交流の機会を拡大し、グローバル人材の育成に貢献するために、外国人留学生を受け入れている。

A方式とB方式の2方式（併願可能）があり、各学科フレックス・コースのみの募集で募集人員はA・B両方式合わせて35名（2020年度入試まで30名）である。A方式は、独立行政法人日本学生支援機構の「日本留学試験」（第1回または第2回）の「日本語」と、学部の筆記試験（小論文、英語、2021年度から2023年度入試においてはオンライン事前課題提出とオンライン英語試験に変更）及び面接（筆記試験合格者のみ、2021年度か

ら2023年度入試においてはオンラインで実施)、B方式は「日本留学試験」の「日本語」、「総合科目」、「数学」(コース1または2)のほか、書類審査を行っている。B方式の「日本留学試験」が日本語出題の場合は、TOEFL (iBT) 39、TOEIC (L&R) 470(IPを除く)、IELTS(academic module)4.5以上を要件とする。なお、「日本留学試験」を実施していない国・地域在住者に限り、独立行政法人国際交流基金と公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」のN1合格を「日本留学試験」の代替として認めている。

本試験では、日本語力と基礎学力の基準をクリアした上での受入れを行っているものの、特に専門性の高い科目を日本語で履修する際には支障が生じていた。また、入学後の学習意欲の有無が単位修得に大きく影響していた。こうした状況下、新型コロナウイルス感染症の影響により、A方式の第1次選考における独自の日本語試験(小論文)を中止し、日本留学試験の日本語のスコアにより選考することとなったため、2023年度入試からは、第1次選考合格者を対象に、日本留学試験の日本語(記述)の答案を再点検し、第2次選考の面接時に確認すべき事項を面接委員へ申し送ることで、選考方式の変更が学生の学力低下につながらないように工夫を行う。この点は、入学試験要項において「入学後の各種筆記試験で必要とされる日本語記述能力を測るため、日本留学試験「日本語(記述)」の答案を使用します」と記載することで受験生へ周知する。

f. 学校推薦入学(指定校制)

中央大学では指定校制を採っており、高等学校長の推薦に基づいた受入れを行っている。商学部は普通高校と商業高校に対して、第3学年1学期(2学期制の場合は前期)までの全体評定平均値と外国語の評定平均値を出願資格として以下のように定めている。選考は、グループディスカッション形式の面接(2021年度から2023年度入試においてはオンライン面接)を実施し、「高等学校長の推薦を尊重し、特別な場合を除き、原則として合格」としている。また、フレックス Plus 1・コース志望者のみ英語の筆記試験(2021年度から2023年度入試においては、試験監督機能を設定したCASECによるオンライン英語能力試験)を課し、合格水準に達していない場合は、フレックス・コースでの合格としている。

普通高校

	全体評定平均値	外国語評定平均値
フレックス	4.0以上	4.0以上
フレックス Plus 1	4.3以上	4.3以上

商業高校

	全体評定平均値	外国語評定平均値
フレックス	4.2以上	4.2以上
フレックス Plus 1	4.5以上	4.5以上

g. 附属高校推薦入学

中央大学附属高等学校、中央大学杉並高等学校、中央大学高等学校、中央大学附属横浜高等学校の学校長からの推薦に応じて、学部への受入れを協議・決定する。

各高校における推薦順位は志願者の志望学部・学科、学業成績、特別活動、出席、資

格などにに基づき総合的に判断される。商学部は「②学生募集方法」の（エ）で言及する「高大一貫」が形骸化しないよう注意を払っている。

なお、2019年度入試から、国際情報学部への定員割譲に伴い、募集人員を157名から125名に変更した。

h. 岐阜アカウンティング (GA) プログラム入試

「岐阜アカウンティング (GA) プログラム」は高大接続型の特別入試である。GAプログラムでは、科目等履修生制度を利用して学部教員が岐阜県立岐阜商業高等学校へ出張し、公認会計士育成のための会計ゼミを実施し、評定平均・ゼミの成績、簿記検定の結果を含む書類審査、面接（2021年度から2023年度入試においてはオンライン面接）により入学可否を判定する。入学後は2年次から「アカウンタント・プログラム」で公認会計士試験合格を目指す。GAプログラムは公認会計士試験の現役合格者を輩出に大きく寄与している。

i. 全国商業高等学校長協会推薦入試

2003年度より実施しており、全国商業高等学校長協会推薦書、校長推薦書、エントリーシート、調査書を審査の上、面接（2021年度から2023年度入試においてはオンライン面接）を課している。

j. 海外帰国生等特別入学試験

グローバル時代において、保護者の海外赴任に同行した、あるいは自主的に留学した経験を持つ受験生が増加している状況を考慮し、帰国生の外国語能力や異文化経験を評価することで、多様な学生を受け入れることを企図してきたが、本入試による入学者の学修状況が芳しくないこと、外国での学修経験を有する受験生の多くは、他の特別入試（英語運用能力特別入学試験、ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・朝鮮語特別入学試験）により受験可能であることなどから、2017年度入試（2016年10月実施）をもって募集を停止した。

②学生募集方法

学生募集に際しては、高校生、受験生、保護者、高校、予備校に対して、アクセスのしやすさや内容のわかりやすさを考慮した上で、全学・学部別の関連情報について本学公式 Web サイトを中心とした様々な媒体や形式で提供している。また、一方通行的な情報提供に留まらず、問い合わせやフィードバックには的確な対応を行い、情報収集にも努めている。商学部の教育研究の目的やカリキュラム内容を模擬授業や出張講義で実体験してもらおう催しやプログラムも実施している。

広報・募集活動全体については、経済のDX化を踏まえて、入試制度やカリキュラム等の情報を効果的かつ迅速に提供するための体制や戦略をさらに強化することが課題となっている。すなわち、新型コロナウイルス感染症拡大下に行われたオンライン入試面接、オンライン・オープンキャンパス、オンラインの父母説明会、SNSによる広報といったオンライン媒体を用いた戦略を、対面授業再開後も発展させる予定である。

(ア)中央大学公式 Web サイト

最もアクセスしやすいという点で、本学公式 Web サイト上での情報提示、E-mail によるコメントや質問回答は必須であり、中央大学も力を入れている。

本学公式 Web サイトトップページから、バナーの「大学案内」より大学案内を、バナーの「入試情報」より中央大学受験生ナビ Connect Web へのリンクを通して、学部・学科情報、卒業生・学生インタビュー、および入学試験要項等の入試情報が提供されている。

商学部のトップページには、入学後の学び、卒業後の進路をまとめた商学部ガイドブックへのリンクがおかれ、商学部志願者が具体例を交えながら入学試験後のキャンパスライフを実感できる工夫がなされている。

(イ)SNS

商学部では、YouTube 専用チャンネル、TikTok 公式チャンネルを通して、専門教育、学生生活の紹介を行っている。

なお、TikTok 公式チャンネルでは、商学部の教育上の目的や学びの特徴などを短時間の動画に編集したコンテンツを、動画配信サイトなどを通じて配信している。動画の再生回数は最大で約 140 万回に達している。

(ウ)冊子媒体

学部ガイドブック、大学案内誌、入学試験受験案内（募集要項）は本学公式 Web サイトに PDF ファイルで掲載されているが、資料請求に応じて無料配布もしている。PDF 版の商学部ガイドブックには、ガイドブック冊子を無料で郵送するページに遷移するリンクを設けるなど、オンラインだけでなく、冊子媒体のニーズにも対応している。

(エ)オープンキャンパス

2021 年度の商学部オープンキャンパスは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、オンライン（7月22日～9月30日）と対面の併用で実施された。オンライン方式については、アクセスログの解析結果をみると、商学部のプロモーション動画の再生率は 53.06% と法学部の 54.35% に次ぐ高い再生率となった。新たな試みとして、TikTok オープンキャンパスライブ『中央大学商学部の魅力を知れる「オープンキャンパスライブ」』を 8月27日 19:00-19:30 に実施し、延べ視聴者数 1 万 2 千人を獲得した。対面方式については、多摩キャンパスの学部では商学部が唯一 8 月 1 日に対面個人面談を実施した。

新型コロナウイルス感染症の流行以前に行われていた対面方式のオープンキャンパスは、2019 年 8 月 3 日（日）と 8 月 4 日（金）の 2 日間実施が最後である。その中では、「総合ガイダンス」（40 分）、「入試ガイダンス」（30 分）、「学部別ガイダンス」（30 分）、「個別相談」、「キャンパスツアー」（40 分）、「学生企画（ゼミ、サークル紹介等）」、「学部別模擬授業」（40 分）、「学部別プログラム」（40 分）を実施するなど充実している。また、参加者の便宜を考慮して、開始時刻を変えて、ガイダンスは 3 回、模擬授業は 2 回、キャンパスツアーは複数回と繰り返し実施している。さらに、秋の白門祭（大学祭）期間中のミニオープンキャンパスでも、進路相談コーナー、大学紹介 VTR 上映、資料配布、ガイダンスを実施した。

(オ) 体験授業、ゼミ、出張講義

2004年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」(特色GP)に採択された「実学理念に基づく高大接続教育の展開」において、「高大連携」、「高大接続」、「高大一貫」を柱とし、今日まで、体験授業、ゼミ、出張講義を継続している。高校・大学間の教育上のギャップを埋め、商学部の教育研究の目標、特色をより具体的に伝えることで、それに相応しい人材を確保できる。

「高大連携」は、2001年度から「Higher Education チャレンジ・プログラム」を実施している。協定校を対象に外国語・ゼミを除く1、2年次講義科目の履修を許可し、入学後に単位認定するものであるが、近年協定を結んだ高校へ募集要項を送付したものの応募がないため、2022年度で終了することを検討している。

「高大接続」は、現在、2003年度から実施している「岐阜アカウンティング(GA)プログラム」である。[詳細は①(エ)特別入試hを参照]。

また、2012年度からは長野県長野商業高等学校の依頼で「高大接続」の準備段階として、同校へ継続的に体験授業を提供している。2014年12月22日には、これまでの実績に鑑み、より検討を深めるために「中央大学商学部と長野県長野商業高等学校の連携に関する協定書」を締結した。

2003年度から実施している「高大一貫」の事業では、中央大学附属の高校へ、総合講座を提供し、入学後に単位認定している。2017年春学期以後は「商学部メジャー探検講座」が提供されている。なお、出張講義については、入学センターの方針の下で実施している。

(カ) 附属の高校との懇談会、出張説明会

附属の高校からの推薦入学を円滑に実施するために、高校側とは定期的に協議・懇談の機会を持っている(2021年度はオンライン協議も利用)。さらに、専任教職員が出張し、模擬授業や学科・カリキュラムの説明会も実施している。

(キ) 高校訪問

学部単独の学校訪問は実施していないが、入学センターに進学アドバイザーとして登録している職員が高校訪問や予備校訪問、進学相談会等の活動を行っている。

(ク) 高校教員、予備校対象の説明会

年1回、多摩・後楽園両キャンパスにおいて、高校教員や予備校対象の進学説明会を実施している(新型コロナウイルス感染症拡大下においてはオンラインで実施)。

(ケ) 学外進学相談会

毎年5月から12月にかけて、全国都道府県の主要都市で学外進学相談会を実施している。2021年度は商学部事務室職員が分担して合計16回開催した(11回出張、5回オンライン開催)

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性(入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況)

入試の合否判定は、学部長を委員長とした商学部入学試験合否決定委員会で行われる。委員の構成は、学部長(委員長)、教務委員、部会委員長、各入試の面接委員となっている。

一般方式、6学部共通選抜では、選択科目間で難易度に差が生じる可能性を考慮した偏差点

換算を適用し、調整を行っている。また、地方会場を設置し、本学公式 Web サイト上で出題範囲、志願者数、合格者数、倍率を公表することによって、受験機会の公平性と選抜の透明性に努めている。なお、学部別選抜一般方式及び英語外部検定試験利用方式については、不合格者本人に限り、問い合わせがあれば合否判定に使用した科目の得点を開示している。

特別入試の書類選考・面接審査では、専任教員2名のチームが受験生1名を担当し、その判定結果を商学部入学試験合否決定委員会で丁寧に審議するなど、公平性や妥当性の確保に努めている。特別入試についても、試験実施後、著作権の二次利用申請を済ませた上で、筆記試験の問題を公開し、透明性を高めている。

入学後も得点分布・歩留り率等の結果分析や GPA・活動実績の追跡調査を行い、特に特別入試では次年度以降の出願資格や合否判定基準の検討に繋げている。しかし、選抜結果の妥当性の検証については、一部の奨学金受給者と一部の入試形態、学年にとどまり、個々の入学者に対する体系的な追跡調査は行われていない。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

中央大学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する者に対しては、入学試験出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い、公平な入学者選抜の実施に努めている。例えば、難聴の受験生には申し出に応じて試験官の指示が聞き取りやすい席を融通する対応、足に障害がある受験生には移動し易い通路側の席を融通する対応をとった。入学実績としては、一般選抜については、2019年度入試で1名入学（視覚認知不良・学習障害、両近視性乱視、外斜視）、2017年度、2018年度スポーツ推薦入試でそれぞれ1名入学（障害者、肢体不自由）、2018年度社会人入試で1名入学（難聴）がある。

<点検・評価結果>

入学者受け入れの方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）については、適切に実施できている。また、入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）については、個々の入学者に対する追跡調査が一部の奨学金受給者と一部の入試形態、学年にとどまっている。

入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施については、申し出に応じて試験場における対応により公平な入学者選抜が可能となっている。

<長所・特色>

学生募集方法については、対外広報面での SNS の利用に関して、TikTok オープンキャンパスライブ『中央大学商学部の魅力を知れる「オープンキャンパスライブ」』が延べ視聴者数1万2千人を獲得したほか、専門科目の宣伝動画についても、現役高校生との核心に迫る質疑応答の双方向交流事例がみられるなど、有効な試みを行っている。

<問題点>

選抜結果の妥当性の検証については、一部の奨学金受給者と一部の入試形態、学年にとどまり、個々の入学者に対する体系的な追跡調査が行われていない。

＜今後の対応方策＞

学生募集方法については、入試・広報政策委員会を中心に、必要に応じて教授会での審議を行いながら、TikTok等のショートムービーコンテンツの増加や、オープンキャンパスにおける模擬授業や学部紹介の動画公開（予定）などの試みを行っていく。

また、選抜結果の妥当性の検証については、在籍者のGPAに関して選抜方式によってどのような違いがみられるか等に関して、教務委員会を中心にデータ収集と分析を2022年度内に実施し、2023年度の定例化に向けて事務フローを構築する。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性
評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

＜現状説明＞

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

商学部の収容定員は、経営・会計・国際マーケティング学科が各1,200名、金融学科が480名で合計4,080名である（2021年度まで国際マーケティング学科は商業・貿易学科）。入学定員は経営・会計・国際マーケティング学科が各300名、金融学科が120名で合計1,020名である。この収容定員は、2019年度の国際情報学部設立に伴い、入学定員を150名削減（経営学科50名、会計学科67名、商業・貿易学科23名、金融学科10名）して以来の収容定員である。

2022年5月1日現在の在籍者数は下表のとおりである。

[学科別の入学定員・在籍数・比率]

学科	入学定員	1年次		2年次		3年次		4年次		全体		
		在籍数	比率	在籍数	比率	在籍数	比率	在籍数	比率	収容定員	在籍数	比率
経営	300	370	1.23	270	0.9	283	0.94	312	1.04	1,200	1,235	1.03
会計	300	326	1.09	289	0.96	307	1.02	278	0.93	1,200	1,200	1
国マ	300	304	1.01	288	0.96	308	1.03	288	0.96	1,200	1,188	0.99
金融	120	163	1.36	119	0.99	116	0.97	119	0.99	480	517	1.08
計	1,020	1,163	1.14	966	0.95	1,014	0.99	997	0.98	4,080	4,140	1.01

※5年次以上の在籍者数は含めていない。

※国マは国際マーケティング学科、2年次以上は商業・貿易学科

収容定員に対する在籍者比率は学部全体としては1.01倍となっており、概ね適正な定員管理がなされている。入学定員との比率をみると、入学定員管理の厳格化の影響、新型コロナウイルス感染症の影響による歩留まり率の大幅な変動の影響から、2～4年次が1.0倍を下回る一方、1年次が1.1倍を上回っている。

各学科の入学定員に対する在籍学生数比については、志願者数と学力レベルが異なるため、差が見られる。これは、一般方式及び大学入学共通テスト利用入試の合否判定において志望順位制を用い、できる限り、合格基準点に格差が生じないように配慮していることに起因する。

学科間の入学手続動向の違いに関して、2015年度に実施したカリキュラム改正の効果の検証と入試制度の改正を連動させた分析を行う予定であった。しかし、カリキュラムについては、2019年度のカリキュラム改正や教育力向上推進事業の取り組み、2020年度の金融学科カリキュラム改正、2022年度の国際マーケティング学科への名称変更、入試制度については2019年の定員削減等もあって予定された検証が難しく、断片的な検討にとどまっている。

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況について、従来商学部は過去のデータの積み上げと手続率の動向分析から適正な定員管理を行ってきた。

2021年度の5%入学定員割れという結果を踏まえて、2022年度は歩留まり率を低めに見積もった合否判定をおこなったところ、想定以上に歩留まり率は高く、入学定員に対して1.14倍の在籍学生数となった。学科間の入学手続率の違いも解消されていない。

<点検・評価結果>

収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性については、収容定員に対する在籍者比率は学部全体として概ね適正である。入学定員に対する在籍者比率は、定員管理の厳格化の影響、新型コロナウイルス感染症の流行といった予期せぬ影響で歩留まり率の大幅な変動が生じたため、学年による変動が大きい。

また、定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況について、従来商学部は、過去のデータの積み上げと手続率の動向分析から適正な定員管理を行ってきた。しかし、定員管理の厳格化の影響、新型コロナウイルス感染症の流行といった予期せぬ影響を織り込んで歩留まり率を予想することは困難であったため、入学定員に対する在籍者比率の学年による変動が大きい状況を招いた。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

2021年度から2022年度にかけて入学定員に対する在籍者比率の学年による変動が大きいこと、学科間の手続率の違いが解消されていないことが問題であり、原因を分析する必要がある。

<今後の対応方策>

外部予備校、指定校、附属高校からの情報も用いながら、入学定員に対する在籍学生数の変動に関して、教務委員会を中心に2023年度入試を目途に原因を分析し、入試・広報政策委員会、教授会への報告を行う。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

各入試制度については、合否決定委員会の度に当該年度の状況・結果分析について委員から意見を聴取している。また、入試・広報政策委員会においても年度末または新年度はじめに当該年度の入試について総括を行っている。近年、これらの検証によって制度変更を行った事例としては、編入学試験（一般）の廃止と編入学試験（社会人）の社会人入試との統合（2016年度入試から）、海外帰国生入試の募集停止（2017年度入試をもって募集停止）、2018年度入試の一

般方式における4時制限の導入（「数学」の試験時間の独立）、大学入学共通テスト併用方式でのフリーメジャー・コースでの募集開始、2020年度の社会人編入学試験の廃止、2023年度入試の特別入試におけるドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語特別入試への朝鮮語追加などが挙げられる。

学外からは、予備校関係者を招いた入試分析の講演を定期的で開催しており、2020年度は入学センター主催のものに加え、河合塾株式会社 KEI アドバンス「新しい高等学校学習指導要領の概要～2025年度入試に向けて～」と題して、商学部独自の入試分析講演会を実施した。

同様に、附属高校の関係者との懇談や岐阜商業高等学校及び長野商業高等学校関係者との対面、電子メール、電話、オンライン等様々な方法による打ち合わせ等を通じて学生募集方法及び入学者選抜方法について意見交換を行っている。

しかし、選抜方法の妥当性を検証するに当たって必要な入学後の学修状況等の体系的な追跡調査が行われていないことは課題として認識している。

<点検・評価結果>

入学者の受け入れに関する定期的な点検・評価については、高校や関連機関への訪問・ヒアリング調査から得た情報を根拠として、上述したとおり入試制度の変更に つなげている。一方で、選抜方法の妥当性を検証するに当たって必要な入学後の学修状況等の体系的な追跡調査が行われていない。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

入学後の選抜別学修状況等の追跡調査が体系的に行われていない。

<今後の対応方策>

入学後の選抜別学修状況等の体系的な追跡調査が行われていないことは、2014年度自己点検・評価でも問題点として挙げていた。問題点が改善されなかった背景のひとつは、2015年度のカリキュラム改革、2019年度の国際情報学部への定員割譲、2020年度以後の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うオンライン授業の実施をはじめとする喫緊の課題への対応が優先されたことがある。問題点の改善が後回しにならないように、在籍者のGPA、就職先に関して選抜方式によってどのような違いがみられるか、教務委員会を中心にデータ収集と分析を2022年度内に実施し、2023年度の定例化に向けて事務フローを構築する。

◇学部の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

＜現状説明＞

○大学として求める教員像の設定

中央大学では本学公式 Web サイトに「大学として求める教員像および教員組織の編成方針」を明確に示している。すなわち「本学は、大学の理念・目的とこれに基づく教育目標との関連性を適切に保持し、各教育研究組織における諸活動の充実と更なる高度化・発展に資するため、各教育研究組織の理念・目的、教育目標を達成するに相応しい高度な専門性及び実績を有するとともに、日々の研鑽と不断の努力を通じて必要な能力・素養の獲得とその向上に取り組み、教育研究活動の成果をもとに社会及び本学の発展に寄与することができる者を教育職員として採用する。また、これをもとに編制する教員組織については、各教育研究組織において設定するディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの着実な具現に資する教員組織の編制を基本とする。」と明示している。

明示された大学として求める教員像および教員組織の編成方針のもと、商学部では、毎年度向こう3カ年に渡る教員人事採用計画を策定することによって、求める教員像を明確にしている。具体的には、学問分野系に設けている6つの部会それぞれにおいて3カ年の教員採用計画、単年度採用計画を策定し、それを商学部人事委員会において検討した上で学部全体の計画にまとめ上げ、教授会で承認を得ることによって商学部の教員人事採用計画としている。その中で商学部における求める教員像を明確にしている。教授会で承認を得た採用計画は、採用科目毎に求める教員像（能力・資質等）を明記した募集要項を作成し、募集を行っている。

以上のことから、商学部として求める教員像の明確化は実現できている。

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

＜教員組織編成に関する方針＞

商学部には商学部長を委員長、教員および事務職員を委員とする19の委員会が設置されている。19の委員会にそれぞれに内規が規定され（商学部内規参照）、学部が取り組む様々な事項についての協議、審議、連絡調整が図られている。教員組織の編制については、人事委員会および2021年度に教務委員会のもとに設置された「商学部将来構想検討委員会」において方針が示される。人事委員会では毎年度に各部会から提案された「専任教員新規採用計画書（3カ年）」、「新規採用科目年次計画書（単年度）」等をもとに各部会の人員構成、学生教員比率等を勘案しながら教員組織の編成に関する方針を明確にし、商学部全体としての人事採用計画を教授会に提案する。また、商学部将来構想検討委員会において、各学科並びに各部会の適正規模についての定期的な点検・評価が行われることになっている。教員組織の編成方針は、商学部のカリキュラム編成方針と深く関わることであるが、カリキュラムがカリキュラム委員会で協議、審議、連絡調整が行われるため、両者の連携が重要である。その点については課題が残っているため、商学部として教育課程編成・実施の方針と連動した教員組織の編制方針を明示する必要があると考えている。

＜教員組織編成＞

[教員組織の構成]

	2020. 5. 1 時点	2021. 5. 1 時点	2022. 5. 1 時点
専任教員(任期なし)	93名	93名	96名
特任教員(任期あり)	6名	6名	6名
任期制助教	0名	0名	0名
兼任講師・客員講師	194名	178名	180名

＜分野構成・教員の役割・連携のあり方・教育研究に係る責任の所在＞

2022年5月1日現在、商学部では96名の専任教員、180名の兼任講師によって、学生の教育にあたっている。なお、大学設置基準上の必要専任教員数は、別表第2の数を含めて87名である。

商学部には、教授会のもとに専任教員が所属する6つの部会と任期制助教が所属する1つの部会があり、それぞれの所属人数は、①経営：15名、②会計：16名、③国際マーケティング（2021年度まで商業・貿易）・金融：20名（うち金融：9名）、④経済・一般教育・体育：20名、⑤英語：12名、⑥第二外国語：11名、⑦任期制助教：0名、⑧その他いずれの部会にも所属していない特任教員2名となっている。各部会においては、専任教員が経営、会計、国際マーケティング、金融の各学科の教育課程及び語学教育、経済学、体育、一般教育科目等の課程について、学科カリキュラムおよび科目内容の検討や兼任講師の手配等を行い、学部内の人事委員会、カリキュラム委員会、商学部委員会を経て教授会に提案され、承認を得る体制となっている。この体制において、商学部教授会のもと、部会および委員会が教育・研究に係る責任を担っているといえる。なお、特任教員については、担当科目によって学問分野系の部会に所属することとなっている。

商学部の教員組織は、学部として掲げる理念・目的・教育目標のもと、大学設置基準を満たす数の専任教員によって広く商学にかかる専門分野及び語学・一般教育科目等を網羅する教員組織が現時点で形成されており、同時に兼任講師・客員講師による教員組織、学科目担当者の補完を受けることにより、常に最新の教育上必要な、あるいは実務的なカリキュラム・科目を検討し学生に提供できる体制が整っているといえることができる。その上で、専任教員と兼任講師の連携体制については、学期末から学期はじめにかけて教育懇談会を開催することによって、学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的を共有し、その達成に向けて連携・協力して質の高い教育を提供できるように努めている。

他方で、教員組織が大きいと、学部としての目標と個々の学科や個別学科目毎の目的や教育目標の整合性については懸念がある。同時に、商学部は、学問としての領域が相当広く、しかもその名称から想像される研究・教育の範囲や内容が高校生・父母・受験界からみて不明確に映るといえる部分もある。さらに、授業科目における専任・兼任比率を見ると、どの学科においても総合教育科目いわゆる教養科目の専任比率は専門科目に比べて著しく低く、教養教育に関しては、兼任講師に大きく依存しているのが現状である（大学基礎データ（表4 学部の開設授業科目における専兼比率）参照）。

教員間の連絡調整機能に関しては、学問分野系で分けた6つの部会がその機能を果たしている。各部会自体は専門分野の教員間の連絡調整機能を果たし、同時に部会間が分野の異なる教員間の連絡調整機能をも果たしている。また、学部全体の教育研究に関わる事項を扱うために、教授会の下に19の委員会を設置している。各委員会とも各部会から委員を選出しているため相互の連絡は密である。学生4,327人（2022年5月1日現在）を専任教員96名で支えるためには、学部内の連絡調整を円滑に行う必要があり、そのための機能として、全ての専任教員が学部教授会のもと部会と委員会に分属する仕組みは適切である。

部会制度は商学部設置以来の機能であるため、部会内の結束は固く、連絡調整は十分に機能している。一方、学部内委員会については、学部全体の最適化を目指して、2013年度に再編を行い、教授会—委員会という体制を強化したが、なかなか浸透しない状況にある。

また、専任教員と兼任講師の連携体制については、学期末から学期はじめにかけて教育懇談会を開催することによって、学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的を共有し、その達成に向けて教育担当ができるように努めている。

＜点検・評価結果＞

商学部では毎年度向こう3カ年に渡る教員人事採用計画を策定し、明示することによって、求める教員像を明確にしているため適切であるといえる。また、教員組織の編制に関する方針については、商学部教員人事採用計画に明示され、分野構成、新規に採用を計画される教員の役割が示される。さらに、教員の組織的な連携、教育研究にかかる責任所在もカリキュラム編成方針とともに明確にされている。

＜長所・特色＞

商学部教授会のもと分野別に6つの部会および19の委員会を設置しており、それぞれの委員会については内規が規定され機能と方針を明確にしている。

商学部として求める教員像や教員組織の編成にかかる方針は、教員採用計画3カ年計画および年次計画として毎年検討され、更新される。学部内の各部会や委員会で検討され商学部全体の計画として教授会で承認された上で明示されている。

また、全ての専任教員が学部教授会のもと部会と委員会に分属する仕組みであり、部会制度は商学部設置以来の機能であるため、部会内の結束は固く、連絡調整は十分に機能している。

専任教員と兼任講師の連携体制については、学期末から学期はじめにかけて教育懇談会を開催することによって、学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的を共有し、その達成に向けて連携・協力して質の高い教育を提供できるように努めている。

＜問題点＞

部会制度は商学部設置以来の機能であるため、部会内の連絡調整は十分に機能している一方で、学部内委員会は、教授会—委員会という体制を強化したが、なかなか浸透しない状況にある。人事委員会とカリキュラム委員会のように相互に密な連携を要請される委員会も存在している。

＜今後の対応方策＞

これまで行ってきた教員組織の編成に関する方針が維持・改善されるよう、定期的な点検・評価を行い、専任教員及び非常勤教員も含めた商学部教員組織の改善・向上に向けた取り組みを教務委員会において行う。

さらに、部会間の連携と同様に各委員会間および部会と委員会の連携について機能を高める。

加えて、教授会と部会との関係と同様に、教授会と委員会、および委員会相互間の連携を制度的にも実質的にも強化することが必要である。商学部の内規の見直しや組織図の作成等を含めて横の連携の強化を制度的に担保する方策を教務委員会において議論する。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

＜評価の視点の②については大学院対象のため割愛＞

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在 student 数、授業科目と担当教員の適合性等）

＜現状説明＞

○編成方針に沿った教員組織の整備について（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在 student 数、授業科目と担当教員の適合性等）

1) 教育組織における実務経験者、外国人教員、女性教員の受け入れ状況

2022年5月1日現在、商学部の専任教員（特任教員含む）のうち実務経験者は33名、外国人教員は6名、女性教員は20名である。定年退職に伴う教員の入れ替わりにより、女性教員は増加する傾向にある。外国人教員は語学担当に偏りがあり、2021年度に専門科目を担当する外国人教員が1名採用されたが、専門科目におけるグローバルな経験を持つ教員のさらなる採用の強化が課題になっている。

	2020.5.1時点(全 93名中)	2021.5.1時点(全 93名中)	2022.5.1時点(全 96名中)
実務経験者	36名(38.7%)	32名(34.4%)	33名(34.4%)
外国人教員	4名(4.3%)	5名(5.4%)	6名(6.3%)
女性教員	20名(21.5%)	20名(21.5%)	20名(20.8%)

商学部の教員採用は、商学部専任教員採用手続きに関する内規及び商学部兼任講師採用に関する内規に基づいて行っており、専任教員の採用に関しては原則として公募制を採り、実務経験者、外国人、女性にも公平に門戸を開いている。専任教員については教育課程との整合を第一に任用を行っており、実務経験者、外国人、女性を優先して採用するという明確な方針は有していないため、これら属性の教員の在職割合は低くなっているが、このことが学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の達成に妨げとなるわけではない。今後についても引き続き公平に門戸を開放していくものの、さらなる門戸開放についての継続的な議論は必要である。

2) 教員組織の年齢構成の現状とその適切性

2022年5月1日現在の専任教員96名の年齢別分布は60～70歳が22名(22.9%)、50～59歳が39名(40.6%)、40～49歳が27名(28.1%)、30～39歳が8名(8.3%)、29歳以下が0名(0.0%)となっており、平均年齢は52.5歳である。専任教員における年齢構成比率については、かつて機関別認証評価において指摘を受けていたが、その後、商学部では、教育活動の継続性や中長期的な安定を図る観点から任期制助教の採用、年齢構成比率のバランスをとりつつ豊富な教育経験や実務経験がある人材を活用する観点から特任教員の採用を開始するなどした結果、年齢構成比率のバランスは以前と比較すると改善し、概ねバランスのとれた構成となっている。今後も長期的にバランスを持続できるよう取り組みを継続していくべきである。

3) 専任教員一人あたりの在 student 数

2022年5月1日現在の在 student 数は4,327人であり、専任教員1人あたりが担当する学生数(S/T比)は45.1人、兼任講師及び客員講師を含む全教員1人あたりが担当する学生数は15.7人となっている。下表のとおり、専任教員1人あたりの在 student 数について、徐々に改善が図られていることは大いに評価できる。S/T比は低いに越したことはないが、限られた学費収入と教員人件費の関係を考慮しながら、改善を進めていくことが必要である。

	2020. 5. 1 時点	2021. 5. 1 時点	2022. 5. 1 時点
学生数	4,610 人	4,379 人	4,327 人
専任教員数	93 人	93 人	96 人
全教員数	287 人	271 人	276 人
専任教員 1 人あたりの在 student 数	49.6 人	47.1 人	45.1 人
全教員 1 人あたりの在 student 数	16.1 人	16.2 人	15.7 人

4) 授業科目と担当教員の適合性

商学部では、専任教員を採用するにあたり科目単位で募集を行っているため、採用時における授業科目と担当教員の適合性は確保できている。ただし、担当科目で採用するとカリキュラム改正を行う際に不都合が生じることがある。

採用後に適合性を判断する仕組みの一つに授業アンケートが考えられる。商学部でも毎年学生に対して授業アンケートを実施しているが、アンケートは授業改善に役立てることを目的として行っているため、アンケート結果を授業科目と担当教員の適合性の判断材料とはしていない。

<点検・評価結果>

商学部では、教員人事採用計画に基づき、内規に従い客観的かつ公平に、公正に教員採用が行われている。なお、担当学科目ごとに専任教員の採用を行うため、長期的に科目に教員が張り付く形になる傾向があり、カリキュラム改正等に向けて柔軟な対応も求められる。

また、外国人教員数、ジェンダーバランスは増加しており、改善傾向にある。特に、商学部の専門科目において、国際的な通用性を強化するため、専門科目を担当する外国人教員の採用を行った。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

教員組織に関しては経年によりその状況が変化するため、教務委員会及び人事委員会において注意深く観察し、迅速に対応する体制を維持する。

点検・評価項目③：教員の募集・採用・昇格は適切に行っているか。

評価の視点1：教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか。

(任期制の教員を含む)

評価の視点2：規程等に従った適切な教員人事が行われているか。(教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む)

<現状説明>

○教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続き（任期制の教員も含む）

専任教員の募集・採用・昇格については、中央大学専任教員規程のもとに、商学部内規とし

て、①商学部専任教員採用手続きに関する内規、②商学部特任教員に関する内規、③商学部任期制助教に関する内規、④中央大学商学部教員資格基準内規、の4つの内規および準用する新任専任教員採否決定および専任教員昇格決定方法がある。

非常勤の教員の採用については、①商学部兼任講師採用に関する内規、②商学部客員講師に関する運用基準、③商学部特別講師に関する申し合わせ、の3つの内規がある。原則として、これらの内規に規定した基準にしたがって教員の募集・任免・昇進についての手続きや運用を行っている。

○規程等に従った適切な教員人事(教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む)

専任教員の採用は、「商学部専任教員採用手続きに関する内規」に規定される基本方針、採用計画、採用数、募集、選考委員会、選考の任務、選考後の教授会手続き、教授会による投票、採用計画の履行継続の規定に従い行われる。

規定のもと、専任教員の採用にあたっては、着任の前々年度中に採用計画を確定し、採用が決定した科目については募集要項の作成と選考委員会の設置を行っている。着任の前年度には公募を開始し、選考委員会で選考基準を決定することとなる。選考では必ず面接選考を実施し、最終的には教授会において採用の可否を判断する仕組みとなっており、選考プロセスの透明性を確保するとともに、客観性と公平性および公正性を確保できるような選考組織と手続きとなっている。なお、募集は公募を原則とするが、公募以外の募集を認めないわけではなく、「公募以外の募集を行う場合は、教授会の議を経て承認を得なければならない(商学部専任教員採用手続きに関する内規第9条)」と規定している。ただし、公募以外の募集については、候補者絞り込みの決まりが定められていないため、透明性の確保が課題となっている。

専任教員の昇進については、中央大学商学部教員資格基準内規のもとに進めているが、この内規は1988年の制定以来、資格基準として研究業績の基準が中心で、教育能力や教育実績が含まれておらず、今後、教育能力や実績の基準をどのように採り入れていくかが課題となっている。

<点検・評価結果>

教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続き(任期制の教員も含む)は、中央大学専任教員規程及び商学部内規に規定した基準にしたがって適切に運用されている。

規程等に従った適切な教員人事(教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む)については、専任教員の採用にあたっては、着任の前々年度中に採用計画を確定し、採用が決定した科目については募集要項の作成と選考委員会の設置を行い、着任の前年度には公募を開始し、選考委員会で選考基準を決定し、選考では必ず面接選考を実施し、最終的には教授会において採用の可否を判断する仕組みにより、選考プロセスの透明性を確保するとともに、客観性と公平性および公正性を確保できるような選考組織と手続きとなっている。

専任教員の昇進については、中央大学商学部教員資格基準内規に規定した基準及び手続に従って適切に運用されている。

<長所・特色>

公募制による採用を継続していることで、客観的、透明で公平かつ公正な採用が実施できている。

<問題点>

「商学部専任教員採用手続きに関する内規」で公募以外の募集を行う際に候補者絞り込みの

ルールがないため、公募以外の募集による採用にあたっての透明性の確保が難しい状況は改善されていない。

また、「中央大学商学部教員資格基準内規」については、昇進に関する基準の表現が曖昧であるため申請条件に幅がある状況は、内規の制定以来改善されていない。

＜今後の対応方策＞

専任教員の採用は、「商学部専任教員採用手続きに関する内規」に規定される基本方針、採用計画、採用数、募集、選考委員会、選考の任務、選考後の教授会手続き、教授会による投票、採用計画の履行継続の規定に従い行われており、この方針は今後も継続していく。募集は公募が原則であるが、公募以外の募集を行うことも認められている。公募以外の募集については、認められる条件をより明確にすることが、採用の透明性や公平性を高めることにつながることから、内規上に明示するよう、人事委員会、教務委員会で協議を行い教授会に諮る。

また、昇進に関する内規については、文言を明確にする内規の改定を行う。

なお、現在も内規に従い客観的、公平にかつ公正に教員採用が行われているが、外国人教員の受け入れやジェンダーバランスを考慮したアファーマティブ・アクションなども視野に含めた採用についても引き続き議論や検討を続けていく。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

＜現状説明＞

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

商学部では、1980年度に教員の自主的な勉強会である商学部研究会を組織し、当該研究会においてFD活動を行っていた。その後、この活動を組織的に行うために2013年度から学部内にFD委員会を設置し、（1）研究・教育活動の改善実践に関する事項、（2）研究・教育活動の組織的支援・促進に関する事項、（3）研究・教育活動の自己点検・評価に関する事項、（4）全学の当該委員に関連する事項、（5）その他FDに関する重要事項に関する審議および連絡調整を行う組織として機能している。委員会の2019年度以降の組織的活動実績としては、①商学部ベスト・ティーチャー賞の選定、②全学方針に基づく科目のナンバリング、③教員相互の授業参観の実施、④学生を対象とする授業アンケートの実施、⑤著作権に関する講演会の実施、⑥厳格な成績管理実現のための諸施策の検討等をおこない、その経過や結果については教授会に報告している。

商学部ではFD委員会設置以前から教員の資質の向上を図る取組みとして、新任教員に対する研修会を学部独自に実施してきた。これは、公募による採用者が増えたため、①学部のカリキュラムや授業に関わる慣例、②教育研究に関わる各種手続き、③学部内の意思決定プロセス等に関わる情報が、先輩教員を通じて伝わりにくくなっている状況に対応するために始めたものであるが、FD委員会設置以降その活動を引き継ぎ、取り組みを広げている。

また、従来から年度末には、全ての科目を担当する専任教員と兼任講師とが情報交換するための商学部教育懇談会や各部会が分野ごとに教育懇談会を開催し、専任教員、兼任講師が出席し、教育上の問題点、改善点について意見交換を行っている。ただし、新型コロナウイルス感

感染症拡大の影響により、2020年度以降開催が中止されている状況である。今後は、オンライン会議システム等を活用して、オンラインやハイフレックスでの開催を含め、再開できるように検討していく。

さらに、授業内容の改善・向上に資するため、授業アンケートを実施している。これまでの授業アンケートの実施状況は以下のとおりである。

[講義科目]

	2019		2020		2021	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
実施率	84.5%	95.7%	97.3%	97.2%	99.8%	91.7%
回答率	44.7%	35.9%	44.7%	35.4%	35.9%	28.5%

[体育科目]

		2019		2020		2021	
		春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
健康・スポーツ	実施率	96.0%	86.5%	95.6%	95.6%	82.8%	92.1%
	回答率	69.1%	51.0%	78.5%	62.0%	60.0%	46.1%

学生に対しても全ての科目の結果をC plusを通じて公開するとともに、任意ではあるが担当教員からの結果に対するフィードバックコメントもあわせて公開している。加えて、2015年度からはベスト・ティーチャー賞を創設し、授業アンケートの結果や学生からの直接投票の結果等を参考に、優れた授業を行っている教員を顕彰する取組みを行っている。

また、授業内容や方法等の改善に向けた教員研修の一環として、教員相互の授業の公開・参観を制度化し、授業方法改善のヒントや改善点の相互指摘等を行う機会を設けている。さらにこうした機会への参加を奨励するため、2016年度以降は従来の自由参加方式から商学部就任後5年ごとに公開授業へ参加するよう制度化した。

教員相互の授業参観

教員数/実施年度	2019年度	2020年度	2021年度
実施人数(春・秋)	6	5	6
参観人数(春・秋)	18	9	15

その他、全教員に対しては、学生相談室所属の精神科医や心理カウンセラーとの懇談やハラスメント防止啓発委員を説明者とする情報共有を行っている。加えて、全学として実施したFD・SD講演会への参加についても教授会等を通して広く呼びかけを行っている。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の教育活動の評価については、全科目について受講者による授業アンケートを毎年実施している。授業アンケートの結果についてはFD委員会が主体となり、関連する科目群ごとに分析を行った結果を、教授会及び商学部研究会を通じて報告している。さらに、授業アンケート結果をC plusやmanabaを通じて教員及び学生に公開している。これにより、学生に対する教育責任を果たすことができるようになるとともに、教員相互で結果の共有が可能となった。

また、ベスト・ティーチャー賞も定着しており、2021年度も2名の教員に授与するとともに、ベスト・ティーチャー賞受賞者の授業を全専任教員に公開することで、教育上の優れた取組みの共有を図っている。

研究活動および社会活動の評価としては、教員の学会での受賞を商学部教授会として顕彰するとともに、本学公式 Web サイト等に掲載することにより、レピュテーションの向上にも寄与している。また学内研究費のうち研究促進期間制度や特定課題研究制度への学部内応募資格として、研究活動の評価が一部取り入れられている点も挙げられる。

教員の研究活動、社会活動等の評価は全学で検討する課題であるため、学部内では特に検討していないが、評価が査定に結びつきかねないという懸念があるため、踏み込むことは難しいと認識している。

<点検・評価結果>

FD 委員会が主体となり、商学部の FD 活動を組織的、多面的に実施しているといえる。

また、アンケート結果の共有やベスト・ティーチャー賞の導入など教育活動の評価に対する取り組みは改善されているが、研究活動および社会活動の評価は充分であるとはいえない。

<長所・特色>

ベスト・ティーチャー賞を実施し受賞者を顕彰している。ベスト・ティーチャー賞は学生による授業アンケート等を参考に FD 委員会が主体となり選考するため、教員の受賞要因の分析・活用だけでなく学生も巻き込んで商学部の活性化につなげている。また、学会賞受賞など研究活動・社会活動において受賞した専任教員を顕彰している。この顕彰について、本学公式 Web サイト等に公表し周知することによりレピュテーションを高めている。

<問題点>

教員の教育活動への評価は実績を積み定着してきているが評価方法が硬直化してきている傾向もあるため、新たな評価方法についての導入も検討する時期に来ている。

また、研究活動・社会活動への評価については現状では十分であるとはいえない。

<今後の対応方策>

教員の教育活動を評価する仕組みや指標、社会活動について評価する仕組みや指標についても FD 委員会を中心に調査を行い、将来の教育活動、社会活動についての評価の改善や提案に向け、学部内での知見の蓄積と共有化を行う。

また、FD 委員会の事項ではないが、教員の資質を高めるだけでなく、商学部構成員としての帰属意識や教員組織全体の活性化に資する取り組みの導入も検討する。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを 〇 か。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

〇適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

商学部では教員組織の適切性についての最終的な点検・評価は学部教授会が担うが、直接的には自己点検・評価委員会および教務委員会がその役割を担っている。自己点検・評価委員会

は、1998年の設置以来、大学評価活動に伴う活動とともに年次ごとの自己点検・評価に関する事項についての審議および連絡調整を執り行っている。活動は設置以来継続的に行われ、大学の評価活動の一環として、学部独自の自己点検・評価活動を実施している。また、教務委員会では2021年に商学部将来構想検討委員会を設置し、商学部の教員組織や教育組織の将来構想等について議論が行われている。このほか、人事委員会、カリキュラム委員会等19の学部委員会それぞれが対応する個々の分野について、年度ごとに点検・評価を行いながら次年度に引き継いで活動している。教員組織に関連して、人事委員会では教員採用の人事案を検討するにあたり各部会の人員構成、S/T比率等を勘案しながら次期採用計画を検討するとともに、点検や評価に基づく年度ごとの微調整を行っている。

このように、商学部の教員組織については、学部全体の点検・評価、個別の各委員会や個別の各部会による個別分野の点検・評価が行われ包括的に点検・評価活動が行われているといえるが、単年度や複数年度の人事計画の「期間」に焦点を当てた計画設計・実行の適切性の検証には至っていない。

また、教員組織は硬直化、固定化される傾向があるため、点検・評価を継続的に取り組み、点検・評価の結果に基づく改善も迅速性・実効性を高める方策が必要である。

(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

それぞれの委員会による点検・評価結果から、次年度の計画が立案されている。例えば人事委員会では各部会の人員構成、S/T比率等を勘案しながら次期採用計画を検討・立案している。その結果が商学部の人事計画に反映されている。2022年度よりそれまでの商業・貿易学科を国際マーケティング学科と改称し、カリキュラム等教育プログラムを変更し、同時に教員組織についても商業・貿易・金融部会を国際マーケティング・金融部会と改称し、同時に人員の配置・構成割合についても変更・改善が行われている。

<点検・評価結果>

商学部では点検・評価について、学部全体の点検・評価、個別の各委員会や個別の各部会による個別分野の点検・評価が行われ、包括的に点検・評価活動が行われているといえるが、単年度や複数年度の人事計画の「期間」を視点とした計画の適切性については必ずしも明確とはいえない。

<長所・特色>

学部内に点検・評価を主たる業務とする自己点検・評価委員会が存在し、同時に19の委員会や6つ部会とあわせて、学部全体の視点と個別の視点で多角的かつ包括的に点検・評価を行うことができている。

<問題点>

商学部では点検・評価について、学部全体の点検・評価、個別の各委員会や個別の各部会による個別分野の点検・評価が行われ包括的に点検・評価活動が行われているといえるが、期間に焦点を当てた学部独自の点検・評価は明確であるとはいえない。

また、教員組織は硬直化、固定化される傾向があるため、点検・評価の継続的な取り組みが必要である。点検・評価の結果に基づく改善も迅速性・実効性を高める方策を必要とする。

＜今後の対応方策＞

学部内に点検・評価を主たる業務とする自己点検・評価委員会が存在し、同時に19存在する委員会や6つの部会とあわせて、学部全体の視点と個別の視点の両建てで多角的かつ包括的に点検・評価を行うことができていると評価できるため、この体制は今後も維持する。

他方、人事計画期間の設計の明示等については改善の余地も見受けられる。

現在、人事委員会にて教員人事の構想、計画、方針の検討及び点検・評価を行っているが、それぞれを所管する委員会と実行する委員会、そして点検・評価を行う委員会の分離、明確化する（たとえば採用に関する委員会、人員構成に関する委員会、結果を評価・点検する委員会、あるいはそれぞれの機能を分離・独立する）、委員会の所管する機能の範囲を変更することも点検の対象とする。これにより、教員組織における点検・評価の結果に基づく改善の迅速性・実効性を高める。

また、多くの委員会によりそれぞれの機能について個別に点検・評価が行われているが、点検・評価の視点を個別の機能や執行に置くだけではなく、「商学部年次計画」、「商学部〇カ年計画」のように視点を「期間」においた学部の総合的な人事計画の設計・実行に関する適切性についても別途検討し、必要に応じて個別計画を統合し調整する役割を担うような委員会の任務の見直しや新設についても、積極的に設置の検討を行う。

◇学部における学生支援

＜点検・評価項目①は全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

＜評価の視点6、7は全学項目、11は資格取得課外講座に関する項目のため割愛＞

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

評価の視点10：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

＜現状説明＞

○学生支援体制の適切な整備

商学部では常に商学部事務室と教員が連携し、以下の学生支援体制の整備に取り組んでいる。

まず「成績不振の学生への支援」に関しては、商学部事務室が窓口となって状況把握を行い、必要に応じて個別の学習相談を実施し、教員と情報を共有している。

「補習・補充教育」について、ゼミ担当教員やクラス・アドバイザーが個別相談ののち適宜補習を行う。また入学前準備教育として、後述する「PSプログラム」を導入している。

「障害のある学生への支援」に関しては、商学部事務室が当該学生にヒアリングし、それをもとに教室に必要な機材を配置する等の支援を行っている。

「奨学金等の経済的支援」については、奨学金委員会を中心に留学、資格取得、起業準備、

更なる学修の奨励等、様々な目的に合わせた奨学金を用意し、また随時学生へ情報提供を行っている。

「外国人留学生への支援」については、商学部はこれまで学内最多数の外国人留学生を受け入れてきたノウハウを活かし、留学生のニーズに合った教育を提供している。

「学生の進路に関する支援」については、「商学部キャリア形成支援の基本方針」を策定し、学生のキャリア支援を行っている。また、正規の授業科目の中にキャリア関連科目等を配置し、学生の進路選択に役立つ指導を行っている。

「学生の正課外活動（部活動等）への支援」については、商学部プレゼンテーション大会や演習論文発表会、さらには学内外の演習大会への参加者に交通費補助や賞金を授与するなど、正課外における学生の取組みを評価する制度を設けている。このほか、課外活動の経済支援を目的とした「商学部チャレンジ奨学金」を設置している。

以上は商学部が継続的に行っている学生支援であるが、特にこの三年間は、新型コロナウイルス感染症拡大下において通常の大学生活を送ることが困難となった学生たちへのヒアリングを強化し、学部として更に細やかなサポート体制を整えてきた。具体的には、新入生に対して、2022年4月1日に学科ミーティングを実施し（97.8%出席）、8号館の講義教室に学科ごとに分けて学生を招集し、教員紹介、ガイダンス、学生生活の送り方について説明した。翌4月2日に実施した商学部ガイダンスにおいても、学生たちを前日と同じ席に着席させることで、周りの学生と交流を深められるよう工夫した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大下にあっても、直接的な学生支援体制を維持すべく、平日の9:00～17:00に商学部事務室を開室し、事務室スタッフが窓口で常駐して、対面と電話での対応を組み合わせる形で学生のサポートに努めた。

さらに、商学部内の学習施設として、5号館1階にワークステーションを2部屋、3階にワークステーションと自習室をそれぞれ1部屋ずつ設置し、授業実施形態が多様となる中、構内でのオンライン授業への出席やオンデマンド授業の視聴、自習に取り組みやすい環境を整備している。

○成績不振の学生の状況把握と指導

商学部の留年者数（各年度5月1日現在における5～8年次在籍者）は、2018年度241人、2019年度301人、2020年度263人、2021年度221人、2022年度187人となっており、増加の兆候は見られない。

2021年度における休・退学者の状況は、以下のとおりである。このうち、前期・後期を通じて休学した学生は36名である。主な理由は前期・後期ともに「その他」の具体的な理由のうち「兵役」となっている。

[休学者数と休学理由]

	2017		2018		2019		2020		2021	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
経済上	5	4	2	1	8	4	10	10	11	2
勤務上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病気	3	2	1	1	2	3	3	3	0	1
家庭の都合	1	1	3	5	1	1	1	0	0	0
留学	22	26	26	25	23	22	9	8	8	14
他大学入学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	19	22	22	26	22	20	20	36	46	51
死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	50	55	54	58	56	50	43	57	65	68

[退学者数と退学理由]

	2017	2018	2019	2020	2021
経済上	1	3	1	4	2
勤務上	0	0	0	0	0
病気	0	3	1	1	1
家庭の都合	2	2	3	0	0
留学	1	2	2	1	1
他大学入学	6	8	4	4	7
その他	17	22	18	15	16
死亡	0	1	2	2	2
合計	27	41	31	27	29

※退学理由「その他」は、「進路変更」「成績不良」「一身上の都合」等、多岐にわたっている。
 ※上記退学者数には、学費未納による除籍者は含まない。

休・退学者については商学部事務室が窓口となって状況把握を行い、最終結果を教授会で報告しているが、個人情報を含む詳細は説明していない。ただし、各教員が特定の学生の学籍状況を職務上知りたい場合には商学部事務室から情報を得ることが可能であり、必要に応じて商学部事務室との連携をとりながら対応を行っている。

留年や学業不振等を理由とする休・退学の防止に向けては、クラス・アドバイザー（クラス担任）や、ゼミの担当教員が履修相談のみならず大学生生活全般に係る相談を随時行っているほか、学部事務室においても日常的な相談を受け付けている。

加えて、2015年度からは、単位修得状況が芳しくない学生を対象に年度はじめに学習相談を行うことについて制度化した。2021年度からは、「商学部学習相談の対象となる成績不審者の基準」に基づき、取得単位数の基準に加え前年度の GPA が 1.00 の学生についても対象とすることにした（2021年度の対象者は188名、学部全体の約4%）。これにより、単位取得はできているものの習熟度の低い学生にもアプローチすることができるようになった。学修相談を利用した多くの学生は自分自身の現状を把握し、単位取得に向けて学習計画を立て直している。また、学習相談を利用した学生の中で、次期以降も自ら相談に来る学生も増えている。

一方で、1年次に抽選に漏れ、ゼミに入れなかった学生にはクラス・アドバイザーが不在となり、その他の相談できる教員をつくるなど信頼関係を築くことが難しい場合がある。そういった学生への支援の一つであるクラス・ミーティングを1年に一度実施しているものの、出席状況は芳しくなく、効果があるとは言い難い。

[商学部における学修相談の状況]

1. 学習相談対象者数推移

	2021年度		2020年度		2019年度		2018年度		2017年度	
	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
1年次	18	18	20	20	17	17	18	18	11	11
2年次	49	61	33	68	35	49	24	61	46	56
3年次	27	64	17	107	22	103	45	136	34	171
4年次以上	25	136	22	134	68	123	91	183	67	111
合計	119	261	92	309	178	275	178	380	158	338

2. 相談者数推移

	2021年度		2020年度		2019年度		2018年度		2017年度	
	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
1年次	7	7	5	5	4	4	5	5	5	5
2年次	20	10	5	9	11	11	9	12	16	11
3年次	13	7	1	26	5	21	14	34	4	35
4年次以上	13	20	3	17	14	12	6	14	5	13
合計	53	37	14	52	34	44	34	60	30	59

3. 学修相談率

	2021年度		2020年度		2019年度		2018年度		2017年度	
	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
1年次	38.89%	16.39%	25.00%	13.24%	23.53%	22.45%	27.78%	19.67%	45.45%	19.64%
2年次	40.82%	16.39%	15.15%	13.24%	31.43%	22.45%	37.50%	19.67%	34.78%	19.64%
3年次	48.15%	10.94%	5.88%	24.30%	22.73%	20.39%	31.11%	25.00%	11.76%	20.47%
4年次以上	52.00%	14.71%	13.64%	12.69%	20.59%	9.76%	6.59%	7.65%	7.46%	11.71%
合計	44.54%	14.18%	15.22%	16.83%	19.10%	16.00%	19.10%	15.79%	18.99%	17.46%

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

商学部では、全1年次生にクラス・アドバイザー（担任）をあて、学問上や生活面の相談に応えるとともに、各教員がオフィスアワーを設定し、個別の学生の相談に対応している。

また、特別入試・推薦入学による入学予定者を対象に入学前準備教育として、「PS（プレ・スチューデント）プログラム」を実施している。PSプログラムは通信教育型のプログラムであり、レポートや感想文作成、文章要約、英語（英文法確認）等から構成される。2015年度から英語課題についてはe-learningを導入した。直近の年度（2021年度）における課題の終了率は日本語課題が98.5%、英語課題が87.7%となっている。

受講者が入学前に提出したPSプログラムの課題の一部については、入学後に選択履修する「ベーシック演習」の担当教員に配布している。これにより受講者は入学後も教員から直接フィードバックを受けることができ、課題作成の意義を実感できる仕組みとなっている。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生が入学した場合は、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に基づき、本人の状況や対応が必要な事項を商学部事務室がヒアリングし、その結果をもとに執行部が中心となって可能な支援を協議する。具体的には、①車椅子用の机を配置する、②発達障害がある場合は必要な学習支援を行う、③聴覚障害の場合はノートテイクを紹介する等の支援を行うこととし、学内組織と連携しながら対応している。また、近年増加傾向にある精神面で様々な不安を抱える学生に対しては、まず商学部事務室にて対応したのち、学生相談室と連携しながらきめ細かなサポートを行っている。実際の対応として、2019年度については、肢体不自由や聴覚障害のある学生に対してノートテイクを導入、2021年度については科学物質過敏症の学生に対して利用する机や椅子を変更する等を行った。

このように、学部として可能な限りの措置は講じているが、障害のある学生に対して引き続き継続的に最大限の配慮ができるよう関連部署に働きかけていく。

また教員に対しても、ダイバーシティセンター発行のマニュアルを配布するだけでなく、障害を理由とする差別の解消と障害特性についての理解を啓発するため、ダイバーシティセンターが主催する研修に積極的に参加するよう教務委員会やダイバーシティセンターが中心となって呼びかけていく。

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

商学部では、在学中に留学をはじめ、資格取得、起業準備、更なる学修の奨励等、様々な目的に合わせた奨学金を用意している。

入学前にエントリーできる奨学金としては、「中央大学予約奨学金（入試出願前予約採用型給付奨学金、給付金額：授業料相当額半額、募集人数：100名）」がある。これは、所得基準を設けつつ地方の優秀者層の獲得を目指す、全学的な育英型奨学金である。

在学中にエントリーできる商学部独自の奨学金としては、「商学部チャレンジ奨学金」（給付

金額：10万円、募集人数：70名程度）を明確な目標に向けて具体的な活動計画を立てている在学学生に対して、「学長賞・学部長賞給付奨学金」（学長賞の給付金額：授業料相当額の半額、募集人数：1名 学部長賞の給付金額：20万円、募集人数：30名）を学業優秀者に対して、「商学部指定試験奨学金」（給付金額：減免措置を受けて納入した授業料及び実験実習料の5分の4相当額、募集人数：60名）を大学で指定した国家試験に合格することを期して修業年限を超えて在学する者に対して、「商学部留学プログラム給付奨学金」（給付金額：最大60万円、募集人数：30名）を「商学部留学プログラム」で留学する在学学生への経済的支援と学業促進支援を目的として、「商学部グローバルインターンシップ奨学金」（給付金額：10万円、募集人数：30名）を明確な目標をもち「商学部グローバルインターンシップ」に参加する者に対して、それぞれ実施している。

このうち、「商学部留学プログラム給付奨学金」については、最大60万円（1セメスター留学の場合）を給付して、留学希望者への経済的支援をおこなっている。ただし、給付を受けるためには学業成績基準（長期：通算 GPA2.5以上／短期：通算 GPA2.3以上）を満たすことが必要である。

商学部留学プログラム奨学金においては、2017年度まで、英語の「留学クラス」または第二外国語の「グローバル・スチューデント育成講座」の単位修得を出願資格として定めていたが、「商学部留学プログラム」への参加資格には当該科目の単位修得を課していないことから、2018年度より商学部留学プログラム奨学金の出願資格から当該科目の単位修得という条件を外し、出願資格を緩和した。

また2019年度からは、商学部留学プログラム奨学金（1セメスター留学）の出願資格のうち、学業成績（通算 GPA）を通算 GPA2.7から通算 GPA2.5へ変更した。こうした出願資格の緩和により、有資格者が増加し、「商学部留学プログラム」に参加する者の多くが「商学部留学プログラム奨学金」に出願する機会を得られる状況となっている。なお、出願資格の緩和の妥当性については、今後商学部奨学金委員会において効果検証を行っていく。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、学業・メンタル面に不安を抱える奨学生も増えていることを踏まえて、2022年度は、こうした学生たちへの支援として、成績低下により奨学金継続が危ぶまれる学生を対象に、教務委員と事務室職員が定期的な面談を実施し、直接的に指導を行っている。

[商学部留学プログラム給付奨学金 出願・給付実績]

		プログラム 出願者数	奨学金 出願者数	奨学金 採用者数
1セメスター留学	2021年度秋派遣	7	4	3
	2022年度春派遣	8	6	5
短期留学	2021年度夏季派遣	3	0	0
	2021年度春季派遣	2	1	1

各種奨学金に関する情報は、履修要項等への記載、C plus への掲載、商学部事務室の掲示板への掲示等を通じて、学生に提供している。

なお、奨学金給付後における学生の学業成績その他の活動成果の追跡調査を行っているが、その結果を奨学金の有効性や適切性の評価に結びつけるシステムの構築が課題となっている。

○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

商学部では留学生対象の特別入試を通じ、学内最多数の外国人留学生を受け入れていることから、外国人留学生のニーズに合った教育内容を提供しているといえる。外国人留学生へのアドバイザーは、日本人学生と同様に1年次はクラス担任教員、2年次以降はゼミ担当教員が務めている。

なお、商学部への所属を希望する海外からの長期留学生（選科生）については、国際連携委員会で書類審査を行い、研究計画を確認後、指導教員を割り当てている。

また、「教育課程・学習成果」の項にて詳述しているが、2022年度には、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本に入国することができない外国人留学生に対して、全科目において個別に担当教員と履修生の間でコメントのやりとりを行う機能を用いた授業配慮を行っている。

この他、日本語担当教員が生活面での相談に乗ったり、気の合いそうな日本人学生を紹介したり、多摩キャンパスの異文化交流拠点であるGスクエアで行われるランゲージ・ラボ（学生による外国語自主学习グループ）を紹介するなどして、語学面だけでなく精神面でもサポートしている。

○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

商学部では、「商学部キャリア形成支援の基本方針」を策定し、学生のキャリア支援を行っている。また、「教育課程・学習成果」の項において詳述したとおり、正規の授業科目の中にキャリア関連科目やインターンシップ科目を配置することにより、学生の進路選択に役立つ指導を行っている。

正課において学生のキャリア形成に直接関わる科目を配置するのと並行して、演習科目を活用して、学生の進路選択に関わる指導を行っている。

例えば、1年次生対象の「ベーシック演習」では、「キャリアデザイン・ノート」とコンピテンシー自己評価システム「C-compass」を使用したキャリア教育を実施している。また3、4年次生対象の演習（ゼミ）では、個々の教員が、ゼミの卒業生を招いて進路選択の助言を行っている。今後は、組織的に教員の個々の取り組みを集約し、より多くの学生が商学部卒業生の助言を受けられるような仕組みづくりも検討している。

○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

商学部独自の取組みとして、商学部プレゼンテーション大会や演習論文発表会、さらには学内外の演習大会（インター大会）などへの参加者に交通費補助や賞金を授与するなど、正課外における学生自身の主体的取組みを評価する制度を設けている。その中には、ビジネス・コンテストである「野島記念 Business Award」のように産学連携に基づく大会もあり、学生にとって学習成果を発表する場ともなっている。このほか、学生の課外活動を経済支援するため、「商学部チャレンジ奨学金」を設置している。

<点検・評価結果>

学生の修学、生活、進路、課外活動に対する支援については、商学部事務室スタッフ、ゼミ担当教員、クラス・アドバイザーが随時相談に乗っており、適切に行われている。

障害のある学生に対する修学支援については、学生本人や保護者が支援を要請してきた場合は、商学部事務室がヒアリングし、執行部の支援協議ののち、担当教員にも情報共有を行なっている。このように、当事者が相談してくる場合は事態を把握しやすいが、そうでない場合も

あるため（例えば発達障害を自覚していない学生の例が増加している）、教員側も様々な障害に関する理解と認識を深めるため、研修等の更なる展開にも努めていく。

奨学金制度については、経済的支援が必要な学生、かつその受給資格のある優秀な学生にできるだけ支援が行えるよう配慮しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、学業・メンタル面に不安を抱える奨学生も増えている。2022年度は、こうした学生たちへの支援として、成績低下により奨学金が打ち切れそうな学生を対象に、教務委員と事務室職員が定期的な面談を実施し、直接的な指導・アドバイスを与えている。

外国人留学生に対する支援体制とその実施状況については、ほぼ入国できている状況だが、一部合理的配慮が発生しているケースがあり、そのようなケースにおいては、教室で面接授業を受講している学生との間で不利益が出ないように配慮している。

学生の進路に関する適切な支援の実施状況については、入学直後から、将来の人生設計を立て、卒業後の進路を考える一助となるために1年生から履修できるキャリア関連科目を設置しているほか、全学的な「キャリアデザイン・ノート」や「C-compass」も活用して、自らの将来設計について考えるための機会を提供している。

学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援として、商学部プレゼンテーション大会や演習論文発表会、さらには学内外の演習大会（インター大会）などへの参加者に交通費補助や賞金を授与するなど、正課外における学生自身の主体的取組みを評価する制度を設けている。このほか、学生の課外活動を経済支援するため、「商学部チャレンジ奨学金」を設置しているおり、支援の仕組みは整えられている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

学生が留年や休・退学、進路について教員に相談したいと思ったときの受け入れ態勢が未だ十分とはいえない。ゼミを履修していない学生は相談できる教員がないこともある。また、クラス・アドバイザー制度にも改善の余地がある。特に、1年次に抽選に漏れ、ゼミに入れなかった学生への支援であるクラス・ミーティングが1年に一度の実施だけでは、学生との信頼関係の構築が難しい。目下こうした学生たちのクラス・ミーティングへの出席状況は芳しくなく、うまく機能しているとは言い難い。

さらに、奨学金給付後における学生の追跡調査の結果を奨学金の有効性や適切性の評価に結び付けるシステムが構築されていない。

<今後の対応方策>

学生が留年や休・退学について教員に相談したいと思った場合に、ゼミを履修していない学生であっても教員に相談できる体制づくりについて、引き続き商学部事務室が中心となって検討する。

同様に、クラス・アドバイザー制度、外国人留学生の指導教官の割り当てについても、大学生活の導入の円滑化をサポートすべく、教務委員会やカリキュラム委員会を中心にその対策を検討していく。

奨学金の有効性や適切性の評価については、奨学金委員会が主体となり、①奨学金を受給した学生の追跡調査の実施方法、②奨学金の受給者の質を担保する方策、③学部の教育理念・目的に適合した育英型奨学金制度の見直し、について引き続き検討を行う。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

学生支援の適切性を点検・評価する手段の一つとして、商学部では学生へのアンケートを積極的に活用している。毎学期末に実施する授業アンケートでは、匿名化された形で学生たちの生の声が担当教員に届くことにより、成績不振者や補修を必要とする学生、日本語に不安を抱える留学生からのニーズの把握や支援のきっかけともなっている。一方で、商学部の学生のアンケート回答率は、2021年度:23.4%、2022年度18.9%であり、必ずしも学生全体のニーズを把握できているわけではなく、アンケート回答率向上のための工夫も必要である。

また、大学評価委員会が毎年度実施している在学生アンケートについては、その調査結果を教務委員会、教授会において共有している。在学生アンケート結果については、施設・設備の更新を行うにあたっての参考資料として活用するほか（障害のある学生に必要な設備支援にもつながる）、これをもとに学部事務室窓口の対応改善にも組織的に取り組み、一定の成果をあげている。

さらに、1982年から実施されているオピニオンカードも活用している。これは全学部学生が投書できる制度であるが、学生生活課において商学部学生のものを随時抽出し、その対応を教務委員会で協議し、迅速に学生に回答、状況改善に取り組んでいる。具体的な改善事例として、8号館1階の教室の煙草の臭いがひどいと指摘が複数の学生からなされた際には（原因は喫煙スペースが教室傍にあるため）、換気方法を教員に周知し、教室内複数箇所に掲示し、環境の改善に努めたほか、必要に応じて利用教室を変更した。

このほか、学生部が4年に1度実施している「学生生活実態調査」では、学生生活に関する学生の満足度を学部別に詳細に調査しており、生活困窮学生への給付奨学金の拡充検討のヒントとしている。

<点検・評価結果>

授業アンケート結果については担当教員が把握し、在学生アンケート・学生生活実態調査結果については、商学部の学生支援の改善を見出すべく、学部事務室及び教授会で共有している。また、オピニオンカードへのフィードバックは教務委員会、学部事務室が中心となって迅速に行なっており、学生に安心して大学生活を送ってもらうための学部・学生間の重要なコミュニケーションツールの一つとなっている。

<長所・特色>

各種アンケートや学生生活実態調査、オピニオンカードは、学生目線での受講状況や、学生生活で困った点などを比較的スピーディーに教務委員会・学部事務室が把握し、対応を協議できる重要なソースとなっている。

<問題点>

各種アンケートについては、商学部の学生の回答率が芳しくない。

＜今後の対応方策＞

引き続き、各種アンケートや学生生活実態調査結果、オピニオンカードの内容なども参考にしつつ、教務委員会、キャリア委員会、FD委員会等で学生支援に関して足りないものは何であるのか、常に情報収集・分析を行い、それを反映した施策を立案してゆく。

回収率については、C plus や manaba を通じて、適切なタイミングで回答を促すことで改善をはかっていく。

◇学部の教育研究等環境

＜点検・評価項目①については全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

＜評価の視点2については全学項目のため割愛＞

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

＜現状説明＞

○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

商学部の教育に使用している教室は多摩キャンパスの5号館および8号館である。教室の収容定員と主たる用途は、以下のとおりである（詳しくは、次の点検・評価項目に示す商学部情報機器配備状況を参照されたい）。すなわち、

- ・収容定員300人以上の大規模教室は8号館に7教室（商学部所管）あり、主に学部共通科目、各学科の必修科目、各学科固有の専門科目等で利用されている。
- ・収容定員が100～150人程度の中規模教室は5号館に5教室あり、主に各学科固有の専門科目等で利用されている。
- ・収容定員50～60人程度の小規模教室は5号館に22教室あり、主に英語、第二外国語の授業で使われる教室、および学生用PCの設置された教室がある。語学教室では、教育効果の向上を図るべく、机と椅子の配置が自由に変更可能になっている。また、学生用PCが設置されている教室は、主に演習科目で利用されている。
- ・収容定員30名以下のゼミ教室は5号館に20教室あり、主に少人数の演習科目で利用されている。なお、うち9教室に学生用PCが配備されている。

なお、特定の時限について教室に過不足がある場合には、学部間で柔軟に融通している。以上、教育用途に応じた教室を概ね確保できており、教室構成は適切である。

商学部の授業が主として実施されている5号館におけるキャンパス・アメニティは以下のとおりである。まず、1階の事務室前のスペースと連結棟（6号館との連結部分）にはソファやテーブル、ベンチ等が配置され、授業前後・休憩時間・昼休み・課外時間等において学生達の交流の場と利用されている。また、2階および地階入口に飲料の自動販売機が、各階には冷水機が設置されている。次に、商学部の授業の一部が実施されている8号館1階周辺等に飲料の自動販売機が、各階には冷水機が設置されている。

より快適に洗面・身繕いしたいとの学生からの要望に対応するべく、2020年から2021年にかけて、5号館地下1階から7階までの洗面所を全面的に改修した。具体的には、一部に残存していた和式便器について、最新設備を有した洋式便器に全面的に換装したこと、4階・6階の女子用洗面所には、フィッティング・ボード（着替え台）付きの広い個室を用意したことな

どである。これにより、利便性、快適性、美観等を大いに向上させた。さらに、5号館1階には、多目的トイレとパウダーコーナーを配備している。これについては、2022年度に実施した在学生アンケートのうち、学内施設および設備の満足度を問う設問において、トイレの満足度で、「満足」「どちらかといえば満足」の肯定的な回答を行った商学部の学生が82.8%だったことから、利便性や快適性が向上していることが分かる。

なお、教室・階により空調環境が大いに異なっており、早急な改善が必要である。たとえば、梅雨期から夏季にかけて、上階にある一部の教室では空調が全く機能せず、授業の実施が困難となるほどに高温多湿となる。教室の窓を開放すると隣接する森から虫等が教室に侵入すること、雨天時に窓を開放すると教室内の湿度が非常に高くなってしまうことなどから、何らかの機器等を利用しなければ、温度・湿度を下げることができない。空調設備については、多摩キャンパス全体での整備見直しが喫緊の課題である一方、乾燥機や扇風機等の機器を設置するなど、教室ごとの対応が必要である。

さらに、商学部が提供する校舎・設備に対する学生および教員からの不満にも対応する必要がある。近年、多摩キャンパスでは最新の教育設備・快適なアメニティを備えた校舎が新設されている。こうした校舎・設備と比較したとき、商学部の校舎・設備は大いに見劣りしており、学生からの不平・不満に接することも少なくない。それらの不平・不満のうちには、大学・学部の広報が単純に不足・不適當である（たとえば、5号館と6号館の連結棟上に「6号館」と記載されているため、他学部に比べ商学部5号館が狭隘であると、商学部学生に誤解させていること、本来は学部共通の講義棟であるにもかかわらず、特定の学部へ帰属するかのように表示されていること）、容易に改善できるものもある。

5号館は地下1階から7階までの8階層に分かれている一方、エレベーター数が限定されていることなどにより、学生・教職員が授業の合間に移動する際に、混乱が生じる場合もある（たとえば、エレベーターの混雑により、高層階の教室で開講されている授業に学生が遅刻するなど）。エレベーターの増設は現実的ではないとして、運用により改善を目指すべきである。

その他、学生の自習用およびオンライン授業受講用のスペースの不足も課題として指摘できる。従来より多摩キャンパスにおいては、授業の空き時間等に自学自習をするためのスペースが十分ではなかったことに加え、近年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生協食堂が一部閉鎖されてしまったこと、オンラインにより実施される授業が発生したことにより、学生が自習やオンライン授業受講時に利用できるスペースが不足している。商学部では、空き教室等を当該活動に利用できるよう配慮しているものの、絶対的なスペースは不足していると言わざるを得ない。本問題は、商学部のみでは解決が困難であること、また、商学部のみならず他学部でも発生している可能性が高いことなどから、全学的に取り組む必要がある。

最後に、喫煙場所の設置位置も問題点として指摘できる。現在、8号館1階教室前に喫煙場所が設置されている。喫煙場所は外部空間ではあるものの、教室前に設置されており、かつ隣接する建物との距離が非常に近いため、空気が十分には換気されないことがある。この結果、教室内に副流煙が流れ込むため、授業時間中に当該教室の扉を開放できない。さらに、教室から入退出する際、学生・教職員は、受動的に喫煙してしまう可能性もある。喫煙所の設置については、一部学生から喫煙を奨励するものとの指摘もあることから、喫煙所の設置の是非を含めて、設置場所を全学的に議論する必要がある。

以上、全学的に解決すべき事項はあるものの、商学部として整備し得るキャンパス・アメニティの整備状況は、近年、大いに改善されてきているため、最低限の教育は可能である。ただし、他大学・他学部の校舎・施設・設備との比較により、学生の満足には課題が残る。

<点検・評価結果>

以上より、校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況については、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に最低限の施設及び設備を整備していると判断できる。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

教室の空調設備については、上階にある一部の教室では空調が全く機能せず、梅雨期から夏季にかけて、授業の実施が困難となるほどに高温多湿となる。

また、近年、多摩キャンパスでは最新の教育設備・快適なアメニティを備えた校舎が新設されている中、商学部の校舎・設備は大いに見劣りしており、学生は、他学部に比して校舎設備やアメニティが劣っていると不平・不満を感じている。

商学部が主に使用している5号館においては、移動手段の一つであるエレベーター数が限定されていることなどにより、学生・教職員が授業の合間に移動する際に、混乱が生じる場合もある。

さらに、学生の自習用およびオンライン授業受講用のスペースの不足も課題として指摘できる。

このほか、8号館1階教室前の喫煙場所について、喫煙場所は外部空間ではあるものの、教室前に設置されており、かつ隣接する建物との距離が非常に近いため、空気が十分には換気されないことがある。学生からの強い批判はないようであるものの、受動喫煙を防止できていないとの批判には急ぎ対応する必要がある。また、喫煙所を設置していることについて、大学として喫煙を奨励しているのかとの批判にも真摯に対応する必要がある。

<今後の対応方策>

空調設備については、多摩キャンパス全体での整備見直しが、喫煙の課題である。現状、高温多湿になった場合には、関係課室に連絡をして調節することで対応しているが、今後は予算における優先順位を踏まえながらサーキュレーター等の購入の可否についても検討する。

また、商学部の校舎設備やアメニティについては、長期的な視点から、大学・商学部として校舎・教育設備の整備に引き続き積極的に取り組む。一方、それらの不平・不満のうちには、迅速に対応が可能なものもある。たとえば、校舎の帰属先機関が誤って表示されていることなどであり、大学・学部が直ちに対応する。

エレベーターの数が限定され学生・教職員の移動に混乱が生じる件については、階段の利用を推奨する掲示によって、混雑緩和を図っていく。

学生の自習用およびオンライン授業受講用のスペースの不足については、商学部では空き教室を開放するなどの対応は試みているものの、絶対的なスペースが不足しているため、商学部だけでは根本的な解決は難しい。本問題は、商学部のみならず他学部でも発生している可能性が高いことなどから、多摩キャンパス将来構想検討委員会に対して、商学部として要望を伝えていく。

現在の喫煙所の設置場所の適切性については、学部長懇談会に上程することで、全学における議論がなされるように働きかける。

<点検・評価項目③については全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

<現状説明>

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

近年、5号館および8号館の教室が有する施設・設備について、大規模な改修を実施してきた（詳細は、次の表の商学部情報機器配備状況を参照されたい）。具体的には、情報化の社会環境の変化に対応するべく、8号館の全7教室および5号館の大半の教室において、ハイフレックス授業や遠隔型の授業等が可能な最新の情報機器等を整備している。さらに、演習等において、教育効果を高めるため、より柔軟な授業運営が可能となるよう、5号館の一部教室において、PCおよび机・椅子を固定式から可動式のへと変更したことなどである（BYOD対応）。これにより、教育環境および学生の利便性が大いに向上させることができた。なお、教室内の設備機器の改修は今年度以降も継続的に実施する予定である。近年の改修等を経た設備等の状況は、以下のとおりである。まず、本学部における専門科目における必要性および社会的な要請等を背景に、従来から情報環境の整備を進めてきた。すなわち、ワークステーション4室（5101、5103、5207、5301号室）は、最新の情報機器を配備し、情報関連科目等の授業に利用されている。また、2022年度末時点において、3階3教室（5303、5306、5307号室）、7階4教室（5701、5702、5703、5704）は、最近重要となってきたアクティブ・ラーニングを用いた教育にも対応している。アクティブ・ラーニング用の教室はPBL科目である「ビジネス・プロジェクト講座」等で使用するほか、反転授業にも使用している

[商学部情報機器配備状況]

5号館(商学部棟)

教室	教室仕様	定員	PC(台)	設備
5101		120	124	プロジェクター-プリンター
5103		50	54	プロジェクター-プリンター
5201	HDコム	144	1	CD.DVD.BDビデオプロジェクター-マイクスクリーン-書画
5202	HF	132	1	CD.DVD.BDビデオプロジェクター-マイクスクリーン-書画
5203	HDコム	144	1	CD.DVD.BDビデオプロジェクター-マイクスクリーン-書画
5204A		32		CD.DVD.BD.プロジェクター.スクリーン
5204B	HF	102	1	CD.DVD.BD.プロジェクター-ディスプレイ-マイクスクリーン-書画
5207	HF	35	36	CD.DVD.BDビデオカメラ.プロジェクター-ディスプレイ-マイクスクリーン-書画
5301		50	50	プリンター
5303	HDコム	31		プロジェクター-スクリーン
5306	HDコム	72	1	CD.DVD.BD.マイクプロジェクター-スクリーン-書画
5307	HDコム	47		プロジェクター-スクリーン
5401	HF	54	1	CD.DVD.BDディスプレイ-マイク
5402	HF	54	1	CD.DVD.BDディスプレイ-マイクスピーカー
5403	HF	54	1	CD.DVD.BDディスプレイ-マイクスピーカー
5404	HF	54	1	CD.DVD.BDディスプレイ-マイクスピーカー
5405	HDコム	54	1	CD.DVD.BDディスプレイ-スピーカー
5406	HF	54	1	CD.DVD.BDディスプレイ-スピーカー
5407	HF	54	1	CD.DVD.BDディスプレイ-スピーカー
5408	HF	54	1	CD.DVD.BDディスプレイ-スピーカー
5501	HF	54	1	CD.DVD.BDディスプレイ-マイクスピーカー
5502	HF	54	1	CD.DVD.BDディスプレイ-マイクスピーカー
5503	HF	54	1	CD.DVD.BDディスプレイ-マイクスピーカー
5504	HF	54	1	CD.DVD.BDディスプレイ-マイクスピーカー
5505	HDコム	54	1	CD.DVD.BDディスプレイ-マイクスピーカー
5506	HF	54	1	CD.DVD.BDディスプレイ-マイクスピーカー
5507	HF	54	1	CD.DVD.BDディスプレイ-マイクスピーカー
5508	HDコム	54	1	CD.DVD.BDディスプレイ-マイクスピーカー
5601		20	20	プロジェクター-スクリーンプリンター
5602		20	20	プロジェクター-スクリーンプリンター
5603		20	20	プロジェクター-スクリーンプリンター
5604		20	20	プロジェクター-スクリーンプリンター
5605		20	20	プロジェクター-スクリーンプリンター
5606		24		
5607		24		
5608		24		
5609	HF	44	1	CD.DVD.BDビデオディスプレイ-マイク
5610	HF	54	1	CD.DVD.BDディスプレイ-マイク
5611	HF	61	1	CD.DVD.BDビデオディスプレイ-マイクプリンター

388

5号館(商学部棟)

教室	教室仕様	定員	PC(台)	設備
5701	HF	24	22	プロジェクター-スクリーン
5702		24	22	プロジェクター-スクリーン
5703	HF	24	22	プロジェクター-スクリーン
5704		24	22	プロジェクター-スクリーン
5705		24		
5706		24		TV
5707		20		
5708		20		
5709		20		
5710		24		
5711		30		
5712		30		

88

8号館(大教室棟)

教室	教室仕様	定員	PC(台)	設備
8101	HF	304	1	CD.DVD.BDビデオプロジェクター-マイクスクリーン-書画
8102	HF	304	1	CD.DVD.BDビデオプロジェクター-マイクスクリーン-書画.WC
8103	HF	304	1	CD.DVD.BDビデオプロジェクター-マイクスクリーン-書画.WC
8104	HF	304	1	CD.DVD.BDビデオプロジェクター-マイクスクリーン-書画.WC
8105	HF	570	1	CD.DVD.BDビデオプロジェクター-マイクスクリーン-書画.WC
8304	HDコム	560	1	CD.DVD.BDビデオプロジェクター-マイクスクリーン-書画
8305	HF	508	1	CD.DVD.BDビデオプロジェクター-マイクスクリーン-書画.カメラ

7

※教室仕様: HF=ハイフレックス型教室 HDコム=遠隔会議システム教室

BD=ブルーレイ.書画=教材提示機(書画カメラ).WC=ウェブカメラ

貸出用

PC	90
ipad	25

商学部が教室に配備・整備しているPCは、教室等に設置済みのものが483台ある。その他の情報関連機器等として無線LAN設備、プリンタ、暗幕、マイク、プロジェクタ、DVDスクリーン、実物投影機、カセットテープレコーダ、ビデオレコーダ、CDプレーヤー、DVDプレーヤー等も配備している。また、貸出用PC90台、同じくiPad25台を用意しているため、PCを設置していない教室でも最新の情報機器を利用した授業も実施できる。その他、貸出用プロジェクタ、スクリーンも用意している。

現状で情報関連機器等の配備は数量的には十分であるものの、個々のニーズ(例えば、ゼミ単位でのPC利用希望の増加、中規模教室でのPC利用希望、学生の授業時間外の利用希望等)に対しては十分には対応できていない側面もあるが、情報関連機器等の配備状況については概ね適切であるといえる。

[商学部教室改修状況]

実施年度	教室	内容
2022年度	5702	BYOD対応教室に改装予定（夏季休業期間中）
	5704	BYOD対応教室に改装予定（夏季休業期間中）
	8103	什器類更新予定（夏季休業期間中）
	8104	什器類更新予定（夏季休業期間中）

実施年度	教室	内容
2021年度	5201	遠隔会議システムHDコム設置（ハイフレックス授業対応可） 教育力向上推進事業で整備
	5405	遠隔会議システムHDコム設置（ハイフレックス授業対応可） 教育力向上推進事業で整備
	5505	遠隔会議システムHDコム設置（ハイフレックス授業対応可） 教育力向上推進事業で整備
	8102	ハイフレックス授業対応機器設置 ※コロナ対応
	8103	ハイフレックス授業対応機器設置 ※コロナ対応
	8104	ハイフレックス授業対応機器設置 ※コロナ対応
8105	什器類更新・ハイフレックス授業対応機器設置 ※コロナ対応	

実施年度	教室	内容
2020年度	5203	遠隔会議システムHDコム設置（ハイフレックス授業対応可） 教育力向上推進事業で整備
	5508	遠隔会議システムHDコム設置（ハイフレックス授業対応可） 教育力向上推進事業で整備
	8304	遠隔会議システムHDコム設置（ハイフレックス授業対応可） 教育力向上推進事業で整備
	8101	ハイフレックス授業対応機器設置 ※コロナ対応
	8305	ハイフレックス授業対応機器設置 ※コロナ対応
	5701	BYOD対応教室に改装
5703	BYOD対応教室に改装	

実施年度	教室	内容
2019年度	5303	遠隔会議システムHDコム設置（ハイフレックス授業対応可） 教育力向上推進事業で整備
	5306	遠隔会議システムHDコム設置（ハイフレックス授業対応可） 教育力向上推進事業で整備
	5307	遠隔会議システムHDコム設置（ハイフレックス授業対応可） 教育力向上推進事業で整備
	5207	教室機材更新・レイアウト変更
	8305	什器類更新

実施年度	教室	内容
2018年度	8304	什器類更新

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

多摩キャンパスは午前8時に開門し、午後11時に閉門する。5号館および8号館の教室・施設・設備は、各々の教室・施設・設備に応じて開門時から閉門時まで、ないし授業開始前から最終授業終了時まで、授業の合間等に学生が自由に利用できるよう配慮している。

<点検・評価結果>

以上、商学部の教育研究に必要な施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）、および各施設の利用時間に対する配慮の状況について、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

学内研究費には、「基礎研究費」、「特定課題研究費」、「共同研究費」がある（詳細については、全学の記述を参照されたい）。

教員に一律に支給される「基礎研究費」（年額 43 万円）とは別に、国内の学会出張旅費が年度内 2 回を上限に支給されている。研究発表を伴う場合には参加回数にかかわらず申請できることから、それが研究発表促進の動機付けになっている。加えて、「特定課題研究費」は、専任教員が個人で行う特定の課題に係る研究を支援することを目的として、2 年間 150 万円を上限とする学内競争的研究助成制度であり、個々の教員の研究活動を強く支えている。予算額に余裕がある場合は申請期限を延長して多くの教員が応募できるように努めている。

また、本学の専任教員には個人研究室が貸与されている。商学部教員の研究室は多摩キャンパス 2 号館の 11 階と 12 階に配置されており、書架・机・椅子のほか、申請により予算内で必要器具の購入が認められている。

一方で、商学部に限らない問題であるが、多摩キャンパスにおいては研究スペースが教員個人の研究室しかなく、アシスタント等が作業する場所の確保が困難で、研究の補助を行う作業者を雇用することが難しい。教員の研究室で作業する場合、守秘書類の機密保持の観点から、教員が常時研究室に滞在しなければならず、研究等に支障がある。

また、研究活動への環境支援については、机や書架などのハード面に偏っており、その備品も袖机など従来型のものが多く、研究に応じて柔軟に変更することができない。

さらに、近年では、情報化社会の急進により、複数のパソコンや周辺機器を使用するケースも多くなっており、上記ハード面の柔軟化に加え、Wi-Fi 等の情報環境の強化や、研究に必要なソフトウェアの手続きのシームレス化も図っていく必要がある。

研究専念時間については、専任教員規程の中で授業担当責任時間（教授・准教授は 6 時限、助教 A は 5 時限）を定め、研究時間の確保を図っている。新型コロナウイルス感染症拡大下によるオンライン対応の必要性から、一時的に教務・校務負担は増えたが、現在は落ち着きつつある。オンライン会議システムが導入、利用されるようになり、当初は手探りで試行錯誤することもあったが、教授会など各種委員会や会議がオンライン開催になり、負担の軽減に一定の効果があった。

さらに、教務と校務を免除し研究に専念させる制度として、「特別研究期間制度」と国外での研究・調査を目的とした「在外研究制度」とがあったが、より柔軟性の高い「研究促進期間制度」に統合し、2022 年度より完全移行した。商学部では制度の変更に伴い、「商学部研究促進期間制度に関する内規」を設け、申請の条件を明示している。とりわけ、同制度を複数回申請する場合は、査読付き学術誌や学会機関誌への論文掲載など、研究業績や科学研究費の申請実績を要件として定め、研究活動に勤しんでいる教員が対象となるように配慮されている。

具体的には、①SSCI ジャーナルに 1 本以上掲載あるいは掲載許可を得ていること、②SJR ジャーナルに 1 本以上掲載あるいは掲載許可を得ていること、③日本学術会議に登録されている学会の学会誌に 1 本以上掲載あるいは掲載許可を得ていること、④関連する研究成果を書籍（単著）として発表していること、のどれか一つを満たしていることが求められる。商学部では社会科学分野だけでなく、人文・自然科学分野を専門とする多様な教員が所属していることを考慮すると、分野の違いにも配慮した適切な要求水準である。

○ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

商学部では、1999年1月に「商学部ティーチング・アシスタント運用の骨子」を定め、これに沿うかたちでTA制度を運用している。TAは大学院学生が担い、下表の補助業務に従事している。2021年度の利用実績は9科目9名である。

[表 TA対象の授業科目と補助業務の内容]

対象の授業科目		補助業務の内容
＜A＞商学部の教室で実施される実習や実験を伴う授業	①学部ワークステーションでの「情報処理演習」「計量分析演習」。マルチメディア教室での授業。	学生の実習・実験の支援(機械操作の援助等)、出席の確認、提出物の整理、教材の配布、教材作成の補助(入力・コピー等)
	②「簿記論」、「原価会計論」、「原価計算論」、「高等簿記論」、「結合会計論」	練習問題によるトレーニングの補助、実習・実験の支援(機器操作の援助等)、出欠の確認、小テストの監督・補助、提出物の整理、教材の配布、教材作成の補助(入力・コピー等)
	③「プログラム演習」、「日本事情」	
＜B＞多数の履修登録者がある授業		出欠の確認、小テストの監督・補助、提出物の整理、教材の配布、教材作成の補助(入力・コピー等)
＜C＞その他(教授会が必要と認めたもの)		特に定めていない

また、スチューデント・アシスタント (SA) 制度については、「授業を円滑に行うための補助業務を行わせるとともに、これを通じて当該学生の資質の向上を図る」という目的のため、2014年度に「商学部スチューデント・アシスタントに関する内規」を整備した。対象となるのは、30人以上の履修者が見込まれ、かつ下表に挙げた授業科目である。

[表 SA対象の授業科目と補助業務の内容]

対象の授業科目	補助業務の内容
(1) ワークステーションの情報機器を使用する実験、実習、演習科目	授業中の機器操作の補助 授業中のワークグループ等の補助
(2) キャリア教育に関連するグループワークを伴う科目	
(3) その他、商学部教授会が必要と認めた科目	

SAを導入した科目数は2019年度は2科目、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大下で授業形態が特殊であったため実績はなく、2021年度は8科目であった。2021年度の利用実績はプログラム科目の「ソーシャル・アントレプレナーシップ・プロジェクトⅠ・Ⅱ【丹波山村】」と「同【檜原村】」、「ソーシャル・アントレプレナーシップ・チャレンジⅠ・Ⅱ【丹波山村】」と「同【檜原村】」である。

このほか、上記制度以外に、商学部の情報環境の整備、ワークステーションの維持管理や情報教育環境のサポートに携わるシステムエンジニアを2名配置している。

<点検・評価結果>

以上のとおり、教員の研究活動を支援する環境や条件について、研究費や研究専念に関する制度は適切に整備されている。

また、ティーチング・アシスタント (TA) やスチューデント・アシスタント (SA) は教員の負担軽減と大学院学生に教育経験を積ませることを目的としたものであり、数は少ないものの、教育支援体制の制度的な整備もされている。

＜長所・特色＞

教員に支給されている研究費については、基礎研究費に加えて、定期的に特定課題研究費にも応募可能であり、国立大学の現状よりも恵まれている環境にある。また、研究促進期間制度はいわゆるサバティカルとしての運用に近いものであるが、研究費が支給され、これも国立大学に比べればはるかに優遇されていると言える。商学部では、こうした研究を促進させる制度を、より有効的に実施できるように、申請条件に一定の研究成果を求めた内規を定め、商学部としての規律を維持し、インセンティブを高めている。

＜問題点＞

商学部に限らないが、研究スペースが教員個人の研究室しかなく、研究の補助を行う作業者を雇用することが難しい。また、従来型の机や書架などのハード面に偏っており、柔軟性がなく融通が利かない。

さらに、IT環境の整備については、Wi-Fi等の情報環境の強化や、研究に必要なソフトウェアの手続きのシームレス化も必要である。

TA及びSAについては、大学院学生の教育経験を積む機会というよりも、人手の必要な授業でのアシスタントとしての役割という側面が大きい。教員の負担軽減と円滑な授業の実施に効果はあるものの、授業で出された課題の解説や採点など、大学院学生が教育経験を積むという効果はやや限定的である。

＜今後の対応方策＞

特色として挙げた本学における研究費及び研究促進期間制度について、商学部独自の内規によりインセンティブを高めて有効的に実施できているため、引き続き継続するとともに、教授会等においてその効果検証を行い、必要に応じて内規の整備を行っていく。

次に、作業者のスペースの確保については、2号館にある空き部屋を複数教員で使用できるように弾力的な利用が可能になれば大きく改善する。法学部移転後のスペース利用に関する全学的な議論に、商学部の要望を伝えるためにも学部内で議論を始めていく。併せて、机や書架等ハード面の設備に関する柔軟性の確保についても、学内の関係各所と調整を行っていく。

また、IT環境については、全学的な方針や取り組みによって定められるものであるため、商学部としての取り組みは限定的にならざるを得ないが、商学部教授会としてITセンターなど関係部署に学部としてのニーズをとりまとめて伝えていく。

TA及びSAについては「商学部ティーチング・アシスタント運用に関する当面の方針と運用骨子」及び「商学部スチューデント・アシスタントに関する内規」に沿って適切に運用するなかで、その内容の適切性についても点検を行っていく。

点検・評価項目②：教員の研究活動が活発に展開されているか。

評価の視点1：論文等研究成果の発表状況

評価の視点2：国内外の学会での活動状況

評価の視点3：研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

＜現状説明＞

論文等研究成果の発表状況

国内外の学会での活動状況

個人研究・共同研究の成果は、国内外の学術誌、書籍、学内の学部及び研究所の紀要、学会機関誌等で発表している。商学部教員のほぼ全員が国内外の学会に所属し、論文の寄稿や研究発表を行っている。

近年の著書発刊数、論文発表数、学会発表数は以下のとおりである。

[著書発刊数・論文発表数・学会発表数]

	2017	2018	2019	2020	2021
著書発刊数	36	14	15	7	14
論文発表数	125(31)	85(22)	65(19)	61(25)	75(35)
学会発表数	91	52	68	29	46

※論文発表数カッコ内は査読付き論文数

○研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

研究助成を得て行われる学内の研究プログラムには、①特定課題研究費、②共同研究費がある。特定課題研究費は、助教B以上の専任教員が個人で特定の課題の研究を行う場合の支援を目的としており、共同研究費は、学際的研究の発展や学部・大学院・研究所及び学外研究機関との研究交流の促進を目的としている。特定課題研究費の支給は2020年度8件、2021年度2件であり、共同研究費については長らく支給を受けて研究を実施した教員はいない。商学部の2021年度の展開状況は、以下のとおりである。

種別	研究課題
特定課題研究	(1) 多国籍企業の租税回避防止策と新たな国際課税ルールの研究—租税条約上の受益者概念を含めて— (2) 異次元金融緩和の市場・金融機関への影響分析
共同研究費	なし

<点検・評価結果>

商学部では各教員がそれぞれの分野で成果を挙げていく努力をしている。しかし、学部として研究を促進していく制度や取り組みを積極的に行っているわけではなく、各教員の個人的な努力にとどまっている。

<長所・特色>

商学部として研究促進を目的とした組織的な取り組みはなされていないが、商学部全体では研究を重視していくというカルチャーを教員が共有している。学内外の研究プログラムの申請を希望する教員がいる場合、できる限り希望に沿うように教務や校務の調整を行い、研究活動をサポートすることが多く、明確な規程はないものの商学部としては研究活動を促す努力をしている。

<問題点>

査読付き論文を含めて、研究業績数が概ね安定的に推移している。教員個人は努力しているものの、停滞していると見えなくもない。また、学部としての取り組みも必要性を認識しつつも実行できない状態が続いている。

＜今後の対応方策＞

研究を重視するという商学部の方針は教員間で共有されているものの、より促進させていくためにも部会などで制度的な裏付けを検討していく。例えば、学内外の研究費を得て研究専念期間を過ごす場合、当該期間に兼任講師を採用して対応してきたが、担当授業を商学部の複数教員間でローテーションするなど、研究専念期間を取りやすくなるようにより柔軟な運用が可能か検討する。

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

＜評価の視点1は附置研究所対象＞

評価の視点2：科学研究費の申請とその採択の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

＜現状説明＞

○科学研究費の申請とその採択の状況

商学部教員の科学研究費補助金の申請件数・採択件数、採択テーマは以下のとおりである。近年は申請件数・採択件数ともに安定した傾向にある。採択種別は基盤研究(C)が最も多いが、より大型の研究計画である基盤研究(B)や国際共同研究加速基金の採択も2件ずつある。

[科学研究費補助金申請・採択件数]

	2017	2018	2019	2020	2021
科学研究費補助金・申請件数	34	37	41	47	39
科学研究費補助金・採択件数	27	28	31	34	27

[2021年度 採択テーマ（継続分を含む）]

種別	研究課題
基盤研究(B)	(1) 日本の金融仲介機能の長期分析：金融仲介コスト・流動性創出機能の観点から (2) 博士号保持者の知識活用への課題：組織・人的資本管理の視点に基づく調査分析
基盤研究(C)	(3) 国際的租税回避防止策と租税条約上の受益者条項の研究—所得の帰属を中心に— (4) 数理ファイナンスに現れる非線形問題の研究 (5) 世界の知識フロー・ネットワークと日本企業の技術力に関する実証分析 (6) 選挙制度改革がもたらした選挙公約への影響に関する研究 (7) わが国の資産運用業の経営特性に関する実証的検証 (8) 製造業者による卸売統合の実証研究 (9) 後発企業効果をめぐる長短期パターンの比較研究—医薬品業界と食品業界を中心に— (10) 家計の所得ショックと子どもに対する教育投資 (11) 購買に対する直接的・短期的な広告効果（リーセンサー効果）に関する理論解明と測定 (12) M&A後の被取得事業パフォーマンスのセグメント情報による測定と評価 (13) 配当期間構造の理論と実証 (14) DVの社会的コストに関する研究 (15) ジェンダー差が消費者行動に与える影響の体系的研究 (16) 障害者の就労問題の解決の解明—ソーシャル・アントレプレナーシップに注目して (17) わが国家計の支払い手段の選択と金融資産需要について (18) 急成長スタートアップ企業における創業者の人的資本とその変化 (19) カルチャー・コンピタンス・ブランディングの概念整理とグローバル展開への基礎研究 (20) アメーバ経営システムの効果を促進する組織要因に関する実証的研究 (21) 製品デザイン開発プロセスの組織マネジメント

	(22) 健康関連サービスの消費行動モデルの理論構築と実証分析：一次予防行動の継続促進 (23) 共同出資を考慮した企業の国際化の分析東アジアの消費者の製品評価と購買意欲への原産国、製品・国のイメージの影響の研究
若手研究	(24) 家計内の育児・介護の意思決定における非効率性がある下での最適な政策分析 (25) 地域スポーツクラブの実践を支える「ローカルなしくみ」～ポスト東京五輪を見据えて～ (26) 企業の地理的分布が会計行動に与える影響 (27) 米国財務諸表監査における監査人の注意義務の研究経営手法の流行化現象の解明：環境分野を中心とした動態的視点による事例分析を通じて
国際共同研究 加速基金（国際共同研究強化(A)）	(28) ラテンアメリカにおける先住民自治：質的比較分析による制度運用促進条件の解明
国際共同研究 加速基金（国際共同研究強化(B)）	(29) ブロックチェーンによる分散オープンバリューネットワークの構築

○学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

2021年度に、民間の研究財団から東日本大震災が被災地に与えた人口推移と産業構造への影響に関する研究について、研究助成を受けている教員（1人）がいる。

<点検・評価結果>

科学研究費等の学外競争的研究資金の申請・採択件数と金額は、多少の変動はあるものの安定して推移している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

科学研究費の申請・採択件数が安定的に推移していることから、教員各自の努力に基づく現状ではこれ以上の改善を見込むことは難しい。組織的なテコ入れをする取り組みが必要とされる。

<今後の対応方策>

科学研究費などの外部資金の採択件数を増やすには、教員間の共同研究と大型の研究種目への応募を促す組織的な取り組みが必要である。研究助成課から他学部でのグッドプラクティクスについて教授会開催の前後の時間に情報提供してもらい、商学部としてどのように展開できるかについて、意見交換を行う。

◇学部における社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

評価の視点3：地域交流・国際交流事業への参加状況

<現状説明>

○教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

本学では、クレセント・アカデミーにおいて本学の教室や体育施設等を利用し、誰もが参加できる各種講座を開講している。2021年度は、商学部教員3名が専門委員として参画するとともに、商学部関係教員7名がOA技術講座部門とスポーツ教室部門、外国語実用会話講座部門等の講座を担当している。

このほか、商学部の専任教員は、本学の実施する学術講演会及び人権問題講演会、SDGs講演会に講師として参画している。学術講演会については、商学部教員は2021年度は担当していないが、2022年度は29会場のうち2会場を担当する。また、大学とケーブルテレビ局が共同で番組を制作する教養番組「知の回廊」においては、2021年度に商学部教員が1番組を担当した。人権問題講演会については、2021年度に商学部教員が1名担当しており、2021年度に開催されたSDGs講演会では商学部教員1名が講演を行なっている。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

1) 寄附講座の状況

商学部では、「特殊講義」及び「総合講座」の中に学外組織との連携による寄附講座と連携協力講座を設置している。2021年度に開講した科目名・協力企業等・履修者数は以下のとおりである。

[寄附講座・連携協力講座一覧]

区分	科目名	協力企業等	履修者数
寄附講座	プログラム講義Ⅱ（公認会計士・監査法人の実務）	有限責任あずさ監査法人	23人
	スポーツ・ビジネス・プログラムA1（Jリーグ・ビジネス論Ⅰ）	明治安田生命	114人
	スポーツ・ビジネス・プログラムA1（Jリーグ・ビジネス論Ⅱ）	明治安田生命	40人
	総合講座（Jリーグのサッカービジネス最前線）	明治安田生命	56人
	スポーツ・ビジネス・プログラムB2（スポーツ・ビジネス・チャレンジ演習Ⅰ/SBC演習Ⅰ）	明治安田生命	28人
	スポーツ・ビジネス・プログラムB2（スポーツ・ビジネス・チャレンジ演習Ⅱ/SBC演習Ⅱ）	明治安田生命	20人
	スポーツ・ビジネス・プログラムB2（グローバル・スポーツ・ビジネス・キャリア/GSBC）	明治安田生命	12人
	スポーツ・ビジネス・プログラムB2（スポーツ・ビジネス・チャレンジ実習Ⅰ/SBC実習Ⅰ）	明治安田生命	28人

	スポーツ・ビジネス・プログラム B2 (スポーツ・ビジネス・チャレンジ実習Ⅱ/SBC実習Ⅱ)	明治安田生命	20人
	ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム B2 (ベンチャー・ビジネス・プロジェクト)	きらぼし銀行	5人
	アカウント・プログラム A2 (公認会計士・監査法人の実務)	有限責任あずさ監査法人	38人
	スポーツ・ビジネス・プログラム B2 (グローバル・スポーツ・ビジネス・キャリア/GSBC)	明治安田生命	24人
連携協力 講座	特殊講義 (現代商品市場論)	東京商品取引所・大阪堂島商品取引所	38人
	総合講座 (金融リテラシーを学ぶ)	金融広報中央委員会 (事務局: 日本銀行情報サービス局内)	128人
	ファイナンシャル・スペシャリスト・プログラム A2 (資産運用ビジネス)	SMBC 日興証券グループ	20人
	特殊講義 (資産運用ビジネス論)	SMBC 日興証券グループ	102人
	特殊講義 (情報サービス産業研究-変わりゆく IT 開発現場-)	神奈川県情報サービス産業協会	41人
	総合講座 (会計プロフェッション探究講座)	公認会計士白門会	106人
	総合講座 (プロデュース論)	一般社団法人未来のテレビを考える会	194人
	総合講座 (働くこと入門9)	南甲倶楽部協力講座	298人
	ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム B2 (ソーシャル・アントレプレナーシップ・プロジェクト I/SEP I 【小菅村】)	小菅村	35人
	ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム B2 (ソーシャル・アントレプレナーシップ・プロジェクト II/SEP II 【小菅村】)	小菅村	35人
	ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム B3 (ソーシャル・アントレプレナーシップ・チャレンジ I/SEC I 【小菅村】)	小菅村	21人
	ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム B3 (ソーシャル・アントレプレナーシップ・チャレンジ II/SEC II 【小菅村】)	小菅村	21人
	プログラム演習 V (ソーシャル・アントレプレナーシップ・チャレンジ I/SEC I 【小菅村】)	小菅村	8人
	プログラム演習 V (ソーシャル・アントレプレナーシップ・チャレンジ II/SEC II 【小菅村】)	小菅村	3人
	ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム B2 (ソーシャル・アントレプレナーシップ・プロジェクト I/SEP I 【丹波山村】)	丹波山村	32人
	ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム B2 (ソーシャル・アントレプレナーシップ・プロジェクト I/SEP I 【檜原村】)	檜原村	33人
	ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム B2 (ソーシャル・アントレプレナーシップ・プロジェクト II/SEP II 【丹波山村】)	丹波山村	32人
	ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム B2 (ソーシャル・アントレプレナーシップ・プロジェクト II/SEP II 【檜原村】)	檜原村	32人
	ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム B3 (ソーシャル・アントレプレナーシップ・チャレンジ I/SEC I 【丹波山村】)	丹波山村	25人
	ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム B3 (ソーシャル・アントレプレナーシップ・チャレンジ I/SEC I 【檜原村】)	檜原村	20人
	ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム B3 (ソーシャル・アントレプレナーシップ・チャレンジ II/SEC II 【丹波山村】)	丹波山村	24人
	ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム B3 (ソーシャル・アントレプレナーシップ・チャレンジ II/SEC II 【檜原村】)	檜原村	20人
	プログラム演習 V (ソーシャル・アントレプレナーシップ・チャレンジ I/SEC I 【丹波山村】)	丹波山村	2人
	プログラム演習 V (ソーシャル・アントレプレナーシップ・チャレンジ I/SEC I 【檜原村】)	檜原村	8人
	プログラム演習 V (ソーシャル・アントレプレナーシップ・チャレンジ II/SEC II 【丹波山村】)	丹波山村	2人
	プログラム演習 V (ソーシャル・アントレプレナーシップ・チャレンジ II/SEC II 【檜原村】)	檜原村	8人

また、過去には、日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社（現日興リサーチセンター株式会社）、日本航空株式会社、日本興亜損害保険株式会社、伊藤忠商事株式会社、三菱商事株式会社、野村証券株式会社、キャノン株式会社、株式会社産経新聞社等の企業の寄附・講師派遣協力を得て講座を開講した実績がある。

2) 大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携

主に、2004年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」（特色GP）に採択された商学部の「実学理念に基づく高大接続教育の展開」において、「高大一貫」、「高大接続」、「高大連携」を柱とし、高等学校を中心に教育上の連携を図っている。

「高大一貫」教育では、本学の附属校である中央大学杉並高等学校に対して、商学部の専任教員を派遣し授業を行い、成績評価も行っている。取得した単位は、商学部入学後に学生本人が希望すれば、大学の単位に算入している。

「高大接続」教育としては、2004年度より、岐阜県立岐阜商業高等学校との協定に基づく「岐阜アカウンティング（GA）プログラム」を実施してきた。GAプログラムについては、商学部専任教員が岐阜商業高等学校に出張し、会計学についての授業を行う形式で、2021年度は3名の受講者が参加した。GAプログラムは、高校・大学双方でプログラムの検証・改善を継続しており、商学部に入學した同校の出身者が早期に公認会計士試験に合格するなどの成果が確認できているため、今後もプログラムを継続していく。

「高大連携」教育については、社会貢献の一環として、2012年度より長野商業高等学校体験学習に協力してきたが、新型コロナウイルス感染症蔓延に見舞われた2020及び2021年度は中止となった。感染状況が落ち着いてきたため、2022年度からは規模を縮小して3年振りに再開する予定である（9月に長野での出張講義〔対象：会計科2年生40名〕を実施する方向で調整）。

また、上記のような高等学校との連携に加え、プログラム科目の「ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム」と「スポーツ・ビジネス・プログラム」を通じて次のような各地域と地元NPO、企業と協力した取り組みも実施している。

まず、「ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム」は、2019年度から檜原村、小菅村、丹波山村と連携して、各村が抱える課題を特定し、課題の解決に向けて村の地域資源を活かしたサービス・商品開発をめざしている。2021年度は、182名の学生が参加している。特に檜原村と連携・開発したゆずワインチョコレート「泣きむしゆずぼん」は商品化され、2021年10月から販売されている。

次に「スポーツ・ビジネス・チャレンジ演習Ⅱ（明治安田生命寄付講座）」では、NPO法人府中アスレティックフットボールクラブと協働し、学生がスポーツを活用した地域活性化プロジェクトに挑戦している。2021年度は、府中市の姉妹都市である長野県南佐久郡佐久穂町の魅力を伝えるオンラインツアーを企画し、実施している。また、「スポーツ・ビジネス・プロジェクトⅠ（明治安田生命寄付講座）」では、提携するJリーグクラブチーム「水戸ホーリーホック」の経営課題の解決に取り組み、経営陣に向けて解決策を提案した。さらに「スポーツ・ビジネス・チャレンジ演習Ⅰ／実習Ⅰ（明治安田生命寄付講座）」において、サッカー関東リーグ一部所属の東京23FCと提携して、チームブランド価値の向上とクラブがホームタウンとしている地域の課題解決につながる施策の考案と実施に取り組んでいる。2021年度は、株式会社美多加堂とコラボレーションした商品を完成させた。

○地域交流・国際交流事業への参加状況

地域交流については、まず、八王子市と大学コンソーシアム八王子加盟の25大学等、企業及び市民との協働により、市民への学びの場の提供を目的として開学した市民大学である「八王子学園都市大学（いちょう塾）」へ講師を1～2名派遣している。2021年度は、商学部出身の名誉教授が1名講師を務めている。

また、「ソーシャル・アントレプレナー・プログラム」及び「スポーツ・ビジネス・プログラム」において、檜原村、小菅村、丹波山村や佐久穂町、各地域と地元NPO法人与協働した科目を開講している（詳細は上述のとおり）。

国際交流事業については、主に語学力を活かしたプログラム科目の「グローバル・プロフェッショナル・プログラム」における海外インターンシップや商学部独自の留学プログラムを実施している。新型コロナウイルス感染症拡大前の2019年度には35名が現地留学に参加し、全学での交換・認定留学、学部間共通短期留学プログラム、Future Global Leaders Program、グローバルインターンシップ、グローバル・フィールド・スタディーズ等、他学部開講プログラムを合わせると商学部から94名が海外派遣プログラムに参加している。

また、教員の国際学術研究交流については、2019年度は在外研究や学会出張といった1年未満の短期派遣が47名、在外研究による1年以上の長期派遣が3名（継続1名）であったが、2020年度の派遣数は新型コロナウイルス感染症の影響により0名、2021年度は短期が2名、長期が2名（継続1名）である。他方、受け入れについては、2017年から2019年度までは毎年2名、2020年度は1名であった。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により2021年度に関しては受け入れはなかったものの、2022年度は3名の受け入れを予定している。

<点検・評価結果>

人権問題、SDGsに関する講演会をはじめとした公開講演会や主にクレセント・アカデミーの各種公開講座に講師を派遣することで、商学部の教育研究の成果を社会に還元している。

学外組織との連携協力による教育研究については、寄附講座だけでなく、地域NPOや企業と連携したプログラムが増加傾向にあり、今後の発展が期待される。

また、地域社会と連携した教育プログラムを通して、地域との交流や社会貢献にも取り組んでおり、留学だけでなく国外のインターンシップを推進するなど国際交流にも力を入れている。

<長所・特色>

GAプログラムは、高校・大学双方でプログラムの検証・改善を継続しており、商学部に入学者の出身者は、入学後も優れた成績を残し、公認会計士試験への合格率も高い。

また、学外の企業や地域社会と協力した教育プログラムが増加している。特に、地域社会と連携したプログラムにおいて、商品の開発販売に成功し、地域社会の活性化に寄与している。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

学外の企業や地域社会と協力した教育プログラムの成果をSNSなどを利用した広報活動によって学内外にアピールし、学生のより積極的な参加を促す。

また、GAプログラムは受講者増を目的として、岐阜商業高等学校の1、2年生にも早期の段階から中央大学の魅力をアピールできる企画を入試・広報政策委員会で検討する。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛>

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

<現状説明>

○意思決定プロセスが明確化されているか。

商学部では、教授会の下に19の常設委員会を置いている。そのうち、教務委員会を中心に、人事委員会、カリキュラム委員会、入試・広報政策委員会を重点委員会と位置づけ、委員会を定期的に開催している。教務委員会は学部長と、教務主任（1名）、教務副主任（2名）という学部長補佐で構成され、商学部全般の運営管理に関する審議・連絡調整に務めている。他の委員会は主として学問分野系で分けた部会から選出された委員からなり、人事、カリキュラムなどを機能別に担当する委員会である。

また、教務委員会、商学部委員会、及び部会は、教授会を円滑に進める仕組みとして、活用している。教務委員会が教授会の審議事項等を事前に審議した後、商学部委員会で審議し、その審議を受けて、教授会を開催する。商学部委員会は、学部長、学部長補佐3人、及び6つの部会の委員長・幹事で構成されている。部会は、教授会に合わせて定期的に開催し、主に人事計画、授業編成、商学部委員会において意見を求められた問題を検討する。

かくして、教授会を中心に、特定の課題については学部内委員会が取り組み、学問分野別の部会では、その分野の人事やカリキュラムの問題、その部会に関連する学科の問題を協議している。そして、これらの学部内委員会と部会を束ねる形で、学部長が議長になり、教授会において意思決定が行われる。教授会の審議を適切にかつ円滑に進めるために、商学部委員会や部会が機能している。このような形で、商学部の意思決定プロセスが明確化されているといえる。

一方で、教授会—学部内委員会と教授会一部会という2重構造が存在しており、これは学部の意思決定の適切性や妥当性を点検するのに役立っているものの、意思決定の敏速性を阻害する一つの要因になっている。

○学部長の権限と責任が明確化されているか。

学部長の権限は、学則第9条第2項において、学部に関する事項をつかさどり、学部の代表者になることが定められている。学部長は、学部の最高意思決定機関である教授会の議長として学部の運営に係る事項について、学部の意思を取りまとめ、学部の代表として全学的な意思決定の場に臨んでいる。また、学部長は職務上理事となり、学部のみならず、本学の運営に対しても参画することが可能となっている。

○教授会の権限と責任が明確化されているか。

教授会は、2015年4月施行の改正学校教育法に対応し、学則第13条第3項において、①学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事、②学位の授与に関する事、③その他学部の教育研究に関する重要事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項を審議し、その意見を学長に述べる役割を持つ機関となっている。

③の事項は、「中央大学学則第11条第3項第3号の規定により学長が教授会の意見をきくことが必要と認める事項を定める件」において、具体的な事項が定められている。

それらは、⑦校地・校舎の変更に関する事、⑧教育研究組織の新設・改廃に関する事、⑨学部運営に関する事、⑩学部長の選出に関する事、⑪学長選挙人の選出に関する事、⑫各種全学的な委員会の委員の選出に関する事、⑬学則その他重要な規則の制定・改廃に関する事、⑭自己点検・評価その他当該学部の評価に関する事、⑮教員の選考、昇進その他教員の人事に係る審査に関する事、⑯教育課程、授業日その他教育研究に関する事、⑰授業科目の編成及び担当に関する事、⑱試験その他の評価に関する事、⑲学生の外国への留学及び外国からの留学生の受け入れに関する事、⑳学生の奨学に関する事、㉑学生の顕彰に関する事、㉒在外研究その他研究の推進に関する事、㉓国際交流の推進に関する事である。

教授会は、月1回（除く2月）、年間11回の定例会議と必要に応じて臨時会議が開催され、学則に定められた役割に従い運営されている。

○学部長の選考方法の適切性、妥当性

商学部内規「商学部学部長選挙についての申し合わせ」においては、選挙の公示、選挙人、選挙管理委員会、学部長候補者の推薦、選挙方法、当選人の決定に関する事項が定められている。学部長は、任期は2年であり、教授会員の無記名投票により選出されている。選挙管理委員会は部会委員長から互選された3名からなる。当該委員会は推薦期間を定め、推薦人から学部長候補者推薦届を受理し、この写しを選挙人となる教授会員に配布する。

具体的な選出方法については、有効投票の過半数を得た者を学部長とすることとなっており、過半数を得た者がいない場合には、第1位及び第2位の得票者について決選投票を行い、比較多数の得票者を当選人とする。決選投票において得票が同数の場合には、再度決選投票を行う。

なお、「商学部学部長選挙についての申し合わせ」については、その適切性をより強固にするため、2017年に改正を行っている。

<点検・評価結果>

学部内の意思決定プロセスについては、現状説明で述べたように、教授会を中心に明確化されている。実際の運用面でも、教授会に関する諸資料で明らかのように、学部内の意思決定プロセスは明確に機能している。

学部長の権限と責任については、現状説明で述べたように、明確化されているといえる。また、学部長の権限の行使と責任の履行の適切性は、教授会、商学部委員会、部会等によって担保されている。なお、学部長が職務上の理事であることは、大学全体の視点から、学部長の権限と責任を確認することに役立っているといえる。

教授会については、2021年度には、11回の定例会議と特定の議題につき4回の臨時会議が開催された。これらの教授会の権限の行使と責任の履行は、学則第11条第3項に定められた役割について、妥当なものとなっている。

学部長の選考方法については、2021年度の学部長の選挙も「商学部学部長選挙についての申し合わせ」に従って適切かつ妥当に実施されている。

<長所・特色>

本学部の意思決定プロセスの特徴は、学部改革、人事、カリキュラムという重要な問題が、学部内委員会、部会、商学部委員会において審議されることである。このことによって、重要な問題が教授会構成員に共有されるとともに、その意思決定の適切性や妥当性が確保されている。

学部長の権限と責任については、制度上明確化されているのはもちろんのこと、運営上にも、教授会、商学部委員会、部会によって常に点検されている。

教授会の権限と責任については、制度上明確化されているのはもちろんのこと、運営上にも、教授会の前に開催される教務委員会、商学部委員会、さらには部会によって担保されている。

学部長候補者の推薦制度は2017年にその適切性をより強固にすること及び学部長当選人に対するスムーズな支援体制がとれることを目的として改正しており、学部長の選挙方法はより適切かつ妥当なものとなっていると評価できる。

<問題点>

本学部での意思決定は、重要な問題については、教授会・商学部委員会のもとにある学部内委員会と部会で審議される。学部内委員会は特定の領域に関する全学の最適化を目指す機能的な組織である一方、部会は本学部創設以来の組織であり、特定の学問分野、及びそれに関連する学科に強い関心がある。近年は、新型コロナウイルス感染症拡大下のオンライン授業へのオンライン授業検討委員会の役割などみられるように、学部委員会の機能が強化されてきている。しかしながら、教授会—学部内委員会と教授会—部会という2重構造が弱まったとはいえ、存在しているといえる。そして、この構造は、学部の意思決定の適切性や妥当性を点検するのに役立っているものの、意思決定の敏速性を阻害する一つの要因になっている。

学部長が職務上理事であることの長所（教学の意思を法人に伝えるとともに、法人の動向が把握できる）と短所（学部運営に集中する時間が取りにくい）がある。実際の問題として、学部長が学部運営に集中する時間が少なくなる可能性がある。

また、学部長の選考方法は、制度として、適切かつ妥当である。過去2回の学部長選挙について言えば、推薦候補者は1名である。この過去の事例では適格な学部長が選出されたので実質的には問題はないが、形式面から言えば、複数の推薦候補者の推薦がある状況が望ましい。

<今後の対応方策>

意思決定プロセスについては、学部内委員会は学部全体視点から意思決定するものであるため、その機能をより強化する。部会は、情報共有、教授会での審議の適切性の確保、教授会で意思決定事項の効率的な実施等のため、引き続き必要であるが、その役割を、①人事計画策定、②授業編成、③商学部委員会において意見を求められた問題を検討し、また、学部内委員会の提案や教授会の承認事項を受けて教授会で決定した事項を推進することを中心に据えるようにする。これにより、教授会—学部内委員会と教授会—部会の2重構造を整理する。

また、教授会の権限と責任については、学則上も明確化されており、運営面では、今後も、学部全体の最適化のために、教授会がその権限のもとで責任を適切に果たしているかを、教務務委員会、商学部委員会、部会、さらには教授会において、それらの構成員である個々の教授会員がチェックを行う。

学部長の権限と責任の明確化については、学部長が学部運営に集中する時間を十分に確保し、責任を持って学部の運営をするために、学部長を補佐する体制をより強化する。具体的には、学内委員会の任務を見直すことにより、機能をより一層強化していく。

学部長の選考方法の適切性・妥当性については、学部長候補の推薦制度は改正の目的とおり適切に運用されており、制度として継続する。候補者数については、改正後もうしばらく検証する必要があると思われるが、複数候補者を避けることが慣例とならないように、適切な内容と時期において、選挙管理委員会から教授会員に向けて、商学部長候補者推薦届の受付に関する通知を行う。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

本学では学部を単位とした事務組織となっており、商学部事務室においては、教務・学務の2グループ制をとっている。専任職員は、事務長1人、担当課長1人以下計13人で構成している。業務の多様化に伴い、2人の派遣職員を常置している。それに加え、学生・教員の窓口や補助業務を行うために、8人のパートタイム職員（ローテーション勤務）を配置しており、情報機器の保守及び情報関連教育への対応として、2人のSE、1人のインストラクター（2名によるローテーション勤務）、3人のパートタイム職員（4名によるローテーション勤務）を配置している。

本学では、上記体制により、自学部の学生と教員の要求にきめ細やかな対応ができていますが、担当業務の多様化・専門化により、業務の引き継ぎを工夫するため、複数の職員で同一業務を担当し、また、各職員が複数の担当業務を持つことによって業務の共有化を図ることで、効率的なジョブローテーションを可能としている。

教職協働の取組みについては、人事委員会、FD委員会、入学試験合否決定委員会、及び学生懲戒委員会を除く各学部内委員会には、教員とともに事務室職員が委員として参画しており、各委員会を中心に学部が抱える問題に教職協働で取り組んでいる。学部内委員会は、学部にとって重要な特定の事項について、審議及び連絡調整することを任務としている。各委員会では、特定の事項に日常的に取り組んでいる事務室職員が参画することにより、実務上の問題点等に関する情報が職員と教員の間で共有され、適切な審議ができるようになり、また、審議の結果を効率的に実行できるようになっている。

各職員が業務の専門性の向上を意図する研修への参加を心掛けており、人事部や外部機関が実施する研修への参加を促すとともに、事務室内で研修を実施している。しかし、業務の種類・量ともに年々増加しているため、業務の見直しや新たな企画・立案に取り組むための人的資源、

時間が不足し、研修機会を有効に活用できていない側面もある。「定型業務の遂行」から「調査・分析・提案型業務の遂行」という大学職員の役割の変化に対応できないと、組織力が低下する恐れがある。これらの状況に対処するため、若手職員が多い職場であることを考慮した上で、育成に配慮したマネジメントを行うことによって、大学業界の動向に敏感で、時代を先取りした企画・立案ができる事務室にすることが目標である。

なお、在学生アンケートの結果について、「過去1年間に学内窓口における対応について、不満を感じている窓口はありますか。」(問17)で「学部事務室」を選択した商学部学生が、2018年度は23.3%であったが、2019年度は19.2%に減少している。(2021年度は4.1%とさらに減少しているが、新型コロナウイルス感染症の影響で窓口での対応数自体が減少しているため、それ以前の数値を参考とした。)

<点検・評価結果>

以上のとおり、事務組織の役割と構成、人員配置は適切であり、また、事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策も適切に整備されているといえる。

また、各種委員会において、教員だけでなく、事務室職員が委員として参画することにより、実務上の問題点等に関する情報が職員と教員の間で共有しながら、学部が抱える問題に教職協働で取り組んでいる。

<長所・特色>

複数担当制とジョブローテーションを組み合わせることにより、個々人の対応できる業務の幅が広がり、窓口での迅速で適切な対応に結びついている。また、定期的に事務室全体もしくはグループごとにミーティングを行っており、情報の共有に努めている。

<問題点>

業務多忙のため、研修などへの参加が消極的になる傾向がある。

<今後の対応方策>

新型コロナウイルス感染症拡大の経験を経て各種研修もオンライン化が進み、場所や移動の制約がかなり解消された。これに伴い、各人の業務に応じて有効と思われるオンラインセミナーへの参加を、管理職及びグループリーダーである副課長より積極的に促していく。また、その際、研修を通じて得たことについては、自身の業務の幅を広げるためだけに活かすのではなく、職場に報告・共有し、業務に還元していく機会の創出も併せて検討する。

以上

理工学部

◇学部の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

理工学部は、新制中央大学の発足と同時に新設（1949年4月1日）された中央大学工学部を前身としている。この工学部は、敗戦日本が自立していくために「国土計画のための土木工学、輸出振興のための精密機械工学、工業全般にわたる電気工学、復興促進のための工業化学が必要とされる」との認識の下、これを担う技術者の養成によって社会に貢献することを理念・目的としていた。その後、大学の教育・研究においても理学における基礎理論及び実験に関する教育研究を推進することが重要であると考えられるようになり、1962年4月に従来の技術系4学科（土木工学科、精密工学科、電気工学科、工業化学科）に加え、基礎理論系分野を含む新学科（数学科、物理学科、管理工学科）を増設し、工学部を理工学部へ改組した。これは、本学工学系学部として社会的な使命を果たし、来るべき「高度成長期」に対応した教育体系を構築することを目的としていた。その後、時代の変遷に伴って理工学の新たな展開に対応すべく、学科新設・学科名称の変更を経て、現在は10学科で構成する総合的な学部となっている。

近年、理工学部の置かれている環境では、従来からある科学技術分野の課題に加えて、現代社会が抱えている複雑な問題（環境、人口、都市、医療等の諸問題）に対して、理学工学分野からのアプローチが強く求められている。そうした課題に出会った時には、対象の中の何を切り出して問題とするのか・どのような解がもとの問題を解決したことになるのか、ということから考えなければならない状況に置かれる。そのような場面でも、問題を導き、積極的に問題解決に向かい、自分自身で考えた方法によって解決策を見出すこと、そしてそのような能力を獲得しようとする姿勢を持ち続けることが非常に重要であると考えている。

理工学部では、卒業生が科学技術の第一線で活躍する力を身に付けることを目指した教育研究上の目的を、学則第3条の2第4号において「理学並びに工学の分野に関する理論及び諸現象にかかる教育研究を行い、新しい課題への果敢な挑戦力と組織をまとめる卓越した交渉力を持ち、人類共有の知的資産たる科学技術を継承し、自らの新発見の成果発表を通じて積極的に社会貢献できる人材を養成する。」と定めている。

以上のように、学部の理念・目的として、前身となる工学部、さらには現在の理工学部における理念・目的・教育目標に照らした教育研究活動をはじめとする理工学部の諸活動において具現化するための教育研究上の目的（人材養成目的）を明確に定めている。

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

上記に記載した理工学部の理念・目的・教育目標は本学の建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」に基づいており、本学の教育目標である「実地応用の素を養うために求められる基礎・基本を重視した教育、社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決力を涵養する

実地応用教育を展開することで、幅広い教養と異文化に対する理解力・コミュニケーション能力を基礎とする豊かな感性と人間力を備え、高度な専門性を有し国際社会に貢献できる人材の育成を教育目標とする。」とも連関している。

それらに基づき、理工学部では、その学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）において「理工学部では、建学の精神『實地應用ノ素ヲ養フ』に基づく『実学重視』教育の立場から、理学および工学の分野に関する理論と諸現象についての確実な知識と応用力を身につけ、新しい課題への果敢な挑戦力と組織をまとめる卓越した交渉力を持ち、人類共通の知的資産たる科学技術を継承し、自らの新発見を通じて積極的に社会貢献できる人材を養成します」と定めて公開している。

<点検・評価結果>

以上のように、大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性を明確に定めている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

<現状説明>

○構成員に対する周知方法とその有効性

○社会への公表方法

理工学部の教育研究上の目的は学則に明示されており、その内容については履修要項のほか、本学公式 Web サイトを通じて学内外に広く公開・周知を行っている。また、各学科における目的・教育目標（学びの目標）等についても、履修要項のほか、各学科の講義要項及び学部ガイドブック、本学公式 Web サイトの学科詳細の項目で、教育に対する方針や姿勢をよりわかりやすく提示することを通じ、これらに対する理解の促進に努めている。

また、新入生及び各学年の在学生に対しては、理工学部における学習に取り組むための前提知識及び確認事項として、各種媒体を通じてこれらの内容についての周知を図っている。加えて、各学科のガイダンスや「学習指導」等の機会を通じ、各学科で工夫した資料等を用いてカリキュラムとその基となる目的の正確な伝達と理解を促すとともに、各学科で学ぶ領域への興味を深めるように初年次教育を行っている。

<点検・評価結果>

以上のように、理工学部では、学部及び各学科の諸活動の核となる目的・教育目標（学びの目標）を明確に設定しており、多様な媒体を通じてその学内外へ周知・発信に努めるとともに、その成果は卒業生の就職の状況のほか、学生による研究活動の成果等に表れているものと考えられ、教育目標等に沿った人材の安定的な輩出状況に鑑み、それらの内容及び周知方法等については有効であると捉えている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

理工学部においては、2016年度の機関別認証評価受審にあたって、指摘事項はなかった。

理工学部は、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の重点事業計画下における年次のアクションプラン策定・実施や、年次自己点検・評価活動を通じて明らかになった課題について取り組みつつ、現在、将来を見据えた方向性を定めた上で、具体的な諸施策を設定すべく議論を行っているところである。

特に、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」においては、本学の持続的発展に向け、既存学部の再編や学術院構想等による学部の教育研究力の充実・強化は優先的に取り組むべき課題として位置づけられている。とりわけ理工系学部は創設以来1学部体制であり、学部数が増える中、他大学と比較しても相対的なプレゼンスが見えにくくなっている。理工学部は、これまで新学科の設立（2008年度生命科学科、2013年度人間総合理工学科）を行ってきたものの、外部評価委員からは対外的アピールにつながる変化が小さいとの指摘も受けていた。また社会全体に目を転じると、不確実で不透明な現代社会において、社会から求められる人材が高度化、多様化しており、大学に寄せられる期待とその果たすべき役割はこれまで以上に大きく、特色ある人材の輩出が求められている。

これらを背景に、2018年度に「理工学部将来構想委員会」を教授会の下に立ち上げ、教育研究力の充実・強化の実現、およびその実現を通じた理工系ブランディングによる価値向上を図るべく、学部再編を含む将来構想について検討を開始した。当該委員会からの答申を受け、学部および大学院の改革に関する事項を任務とする「D委員会」のもとに2019年後期に「理工学部・大学院再編検討ワーキンググループ」を設置し、また当該委員会の検討内容を更に進めた。当該ワーキンググループでは、近年の理工学部入試結果（志願者・合格者・手続者動向）を検討の基礎としつつ、外部コンサルティング会社による市場調査や分析結果も踏まえ、改めて学部及び大学院の再編を行うメリットなどを整理したうえで、①理工学部は再編しその候補案をひとつに絞り込む、②理工学研究科は既存の体制を維持する、ことを理工学部教授会へ報告した。そして、その後継会議体として2022年4月に「理工系新学部設立準備委員会」を設置し、理工系新学部設立に向けた業務の円滑な遂行と、理工系新学部と理工学研究科との適切な接続を検討しその実現を図ることを目的に審議を進めている。当該委員会においては、理工系新学部における教育効果や社会的な価値・特色等を整理しつつ、3つのポリシー等の策定、学部名称、カリキュラムの検討、入試広報の検討その他新学部設立に必要な事項の検討を行い、その検討結果を理工学部教授会に報告する予定としている。

<点検・評価結果>

以上のように、理工学部では、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」下において将来構想の方向性を定め、具体的な諸施策の設定に努めている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部における内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

<現状説明>

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

理工学部では全学的に構築した自己点検・評価システムに基づいて、学部長を委員長とする理工学部組織評価委員会を恒常的な組織として設置しており、自己点検・評価活動においても、組織評価委員長（学部長）を中心として、学部の目標、行動計画の確認、目標の達成状況に基づく点検・評価を毎年行い、その結果を報告書として取りまとめる仕組みとなっている。また、理工学部については、学部・大学院の一貫性に配慮し、理工学研究科に設置される理工学研究科組織評価委員会と密接な連携の下、学部・大学院を通じた自己点検・評価を行うこととしている。

このように、理工学部組織評価委員会が中心となって、理工学研究科組織評価委員会との密接な連携の下に理工学部の諸活動に係る包括的な自己点検・評価を実施する仕組みは、理工学部の実態に則した検証作業を担保する有効なものとして位置づけられる。

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

自己点検・評価の結果、明らかとなった問題点・課題については、学部教授会に報告された後、理工学部設置される各種委員会や各学科会議、各教室会議（英語科目担当教員で構成される「英語教室」・第二外国語及び人文社会科目担当教員で構成される「二語人社教室」・体育科目担当教員で構成される「体育教室」での各会議体）において議論され、理工学部における諸活動の改善・改革に結びつける仕組みとなっている。

具体的には、2019年度から自主設定課題と位置づける「国際化及びグローバル人材育成の取組み」においては、関係教職員を増員したうえで、留学プログラムの充実やグローバルラウンジの整備、TOEIC 毎年受験による英語学習サイクルの確立などに取り組んだ。さらに2022年度からは「英語6年一貫教育」プログラムと「アントレプレナーシップ教育」プログラムが開始された。なおこれらは、中央大学グローバル化推進特別予算、中央大学教育力向上推進事業への採択・予算措置を基盤として進めたものである。また、2020年度からは、大学評価委員長が設定する指定課題「学修成果の可視化に係る取組の推進」において、先行取組となる理工学部情報工学科でのルーブリックを用いた評価の活用事例を参考に、現在、全学科でルーブリック評価を導入すべく鋭意検討しているところである。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

前述の学科設置（生命科学科・人間総合理工学科）に係る設置計画履行状況調査については、

それぞれ意見は付されていない。2017年度の学部収容定員増に係る設置計画履行状況調査においては、応用化学科に対して「2017年度の入学定員超過率が1.31倍となっているため、入学定員超過の改善に努めるとともに、当初計画した専任教員数を適切に確保すること」という改善意見が付された。理工学部としてこれを重く受け止め、教員数の適切な確保・慎重な合否判定に努め、行政機関へ必要な報告を行った。以降も、計画的な教員数確保と慎重な合否判定に努めているところである。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、理工学部においては、定期的な点検に基づき改善を重ねており、内部質保証機能は有効に機能しているといえる。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇学部の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜現状説明＞

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

理工学部は、「理念・目的」の項で示したように、新制中央大学の発足と同時（1949年4月1日）に土木工学科、精密工学科、電気工学科及び工業化学科の4学科からなる工学部として創立された。

その後、1950年3月の工学部二部（土木工学科・精密工学科・電気工学科・工業化学科）の設置、1962年の工学部から理工学部への改組（数学科一部、物理学科一・二部及び管理工学科一・二部の増設）、1992年における情報工学科の新設、2000年から移行期間を設けて措置した理工学部二部の廃止、そして、2008年4月の生命科学科の新設、2013年4月の人間総合理工学科の新設、また、時代の変化を捉えた学科名称変更（2017年度以降では経営システム工学科からビジネスデータサイエンス学科へ名称変更）という変遷を経て、現在は、数学科・物理学科・都市環境学科・精密機械工学科・電気電子情報通信工学科・応用化学科・ビジネスデータサイエンス学科・情報工学科・生命科学科・人間総合理工学科の10学科による構成となっている。

これまでの変遷の中で、それぞれの時点で理工学の基幹となる分野をカバーできるように、専門的な学問分野の動向と社会からのニーズをみながら、適宜カリキュラムの改正を行い、新たに教員を採用するときには、それぞれの分野の中で新しい領域や境界領域に進出することを検討し、また、大きくひとつにまとまった分野に進出すべき時期には、新しい学科を設立してきている。さらに、理工学の分野では大学院への進学は比較的一般的な選択であり、これに応えるために、各学科に接続するように大学院博士前期課程、後期課程を設置しており、学部専門教育を担当する教員が大学院を担当し、卒業研究生と大学院学生も含めた各教員の研究室における研究活動が、学部教育に反映されている。

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

理工学部の理念とこれに即した教育研究上の目的を達成するために、学士課程としての安定性と社会変化や社会的ニーズに対応した的確な教育研究組織の改編を遂げてきているほか、さらには、各学科の教育目標等を達成するための組織とカリキュラムの改革を併せて進めてきている。また、国際的環境への配慮については、後述する「教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか」を参照いただきたい。これらにより、現段階の理工学部としての教育研究組織と学問の進展や社会の要請との適合性は適切な状況にある。

<点検・評価結果>

以上のとおり、理工学部としての教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性、及び学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮は適切な状況であるといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

不確実、不透明な現代社会において、社会から求められる人材が高度化、多様化している中、大学に寄せられる期待とその果たすべき役割はこれまで以上に大きなものとなっている。理工学部では、こうした社会の要請を的確にとらえ特色ある人材を輩出すべく、教育組織の見直しを行ってきた。

例えば、2013年4月には、理工学を基礎に置きながら、「人間」をキーワードとして「人間を取り巻く自然と環境」、「人間の心と体」を分野横断的に扱う複合科学を学科コンセプトとした人間総合理工学科を新設した。この人間総合理工学科は、豊かな専門基礎知識に支えられた広い視野を持ち、旧来の科学・技術分野の枠組みにとらわれない複眼的思考に長けていることが必要であるという考えに立ち、設置したものである。

設置にあたっては、最新の学問動向に加えて、高校生や進路指導教員・企業等にアンケートを実施し、その調査結果を重要な資料としながら検討を進めた。調査結果において、受験生に受容される可能性や、当該学科の目指す教育研究（「環境共生・サステナビリティ」、「分野横断型」、「課題解決力（＝ソリューション力）」等）といったキーワードが、企業経営方針や企業で働くエンジニアとして求められる要素であることを十分確認を行った。

そして現在、理工学部は、理学及び工学でのほぼすべての分野を網羅した10学科で構成されているが、今後の更なる教育研究活動の充実のため、関係性の深い学科を相互に結びつけて相乗効果を狙うべく、2018年度より学部再編を視野にいたした具体的な将来構想を検討しているところである。詳しくは「点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定して

いるか。」に記載のとおりである。この将来構想の検討を進めるにあたって、近年の理工学部入試結果（志願者・合格者・手続者動向）を検討の基礎にしつつ、高校生等のアンケート結果等の重要な資料とし、具体的な検討を進めている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、学内外の情報に基づいた教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上を図っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

◇学部の教育課程・学習成果

<点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛>

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

<現状説明>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表
理工学部の教育研究上の目的は学則第3条の2に次のように定められている。

「理学並びに工学の分野に関する理論及び諸現象にかかる教育研究を行い、新しい課題への果敢な挑戦力と組織をまとめる卓越した交渉力を持ち、人類共有の知的資産たる科学技術を継承し、自らの新発見の成果発表を通じて積極的に社会貢献できる人材を養成する。」

理工学部では、このような人材を養成することを教育目標としている。

理工学部では、課題の解決に向かう能力を身に付けようと努力する「知を創造する」人材の育成を教育目標として、新たな時代に対応できる有為な人材の輩出に努めている。そのために、科学技術のどのような分野に置かれても柔軟に対応して実力を獲得できるように、基礎的な学力を養成し、それに裏打ちされた専門知識と技術を発展させ、卒業研究を通じて「知」を創造し成果を得る成功体験を獲得するようなカリキュラムを展開している。また、理系専門分野の世界だけにとらわれることのないように、国際理解や地球環境問題を含めて、幅広い教養と総合的な判断力を持つ人間性の育成にも力を注いでいる。

1) 各学科における目的・教育目標等

<数学科>

「数学における主要な分野である代数学、幾何学、解析学、統計数学、計算数学等の基礎を習得して数理科学の世界を探求する中で、自力で問題を定式化し、新たな知見を創り出す学識と応用力を養い、現代科学技術を支える数理的素養と応用力を習得する」ことが数学科の目的である。この目的の着実な具現化には、相当程度の教育体制の整備の拡充が求められるが、急激に進歩しつつある科学技術と人類を取り巻く環境の問題を考慮しつつ教育と研究の内容と目標の枠組みを広げるなど、その実現に向けた教育研究上の創意工夫に努めている。

＜物理学科＞

「物理学は自然科学・工学の全てに共通する普遍的な自然法則を捉えようとする学問であると同時に、現代の先端技術の基礎であり、学部の4年間をかけて力学の基礎から統計力学など応用へ繋がる分野まで着実に学び、物理学的素養と応用力を習得する」ことが本学科の目的である。物理学科では、基礎から応用の着実な修得に資するために、力学、電磁気学、量子力学、統計力学、及び物理数学という主要基礎科目は週に2日「講義及演習」という新しい形式で開講し、受講生が授業中に演習問題を解くことにより、毎回の理解度を確認しながら学習できるようにしている。その上で、従来形式の講義科目と実験科目、及び計算機関連科目をバランスよく配置したカリキュラムを整備し、普遍的な自然観を身に付け、未知のものに対しても勇気をもって論理的に取り組むことができる、探究心あふれた人材の養成に努めている。

＜都市環境学科＞

都市環境学科は2009年4月に土木工学科から名称変更して発足した。土木工学はCivil Engineering (=市民のための工学) が原義であり、自然環境との調和を図りつつ人々が暮らしやすい生活環境・空間 (built environment) を作るための技術を学ぶ学問であり、「自然現象を理解し、社会基盤施設を計画、設計、施工、維持管理し、それが人間や生態系に及ぼす影響の評価・分析ができる人材の育成を行う」ことを目的としている。「環境クリエイターコース」「都市プランナーコース」の2つのコース制を導入し、単に社会基盤を建設するだけでなく、これらをより広い視野をもって、環境・社会・経済と調和させ、持続可能な生活空間の整備に寄与する人材の育成を目指している。都市環境学科で身に付けるべき資質・能力は、下表に示すとおりである。

「幅広い教養と技術者倫理」	(A) 自然科学、人文科学、社会科学など、幅広い学識を身につけ、技術者としての教養を修得する。
	(B) 技術が人間、自然、社会に及ぼす影響を理解し、技術者倫理を修得する。
「基礎及び専門知識・応用能力」	(C) 都市・環境の基礎となる土木工学の主要6分野のうち3分野以上を修得し、技術者としての知識と応用能力を身につける。
	(D) 技術のみならず、コスト、時間、安全、品質、環境などを考慮した総合的なマネジメント能力を修得する。
	(E) 課題や問題点を発見し、必要となる情報を入手して解決していく能力を修得する。
「表現・コミュニケーション能力」	(F) 日本語によるコミュニケーション能力、並びに、国際的に通用するコミュニケーション基礎能力を修得する。
「エンジニアリングデザイン力 (自己学習、先端技術への関心、リーダーシップ)」	(G) 最新の技術に目を向け、常に自己の持つ技術を向上させる能力を身につける。
	(H) 将来、高度な技術者あるいは、研究者として社会をリードすることを自覚し、そのための素養を修得する。

＜精密機械工学科＞

精密さの追及を通じ、システム全体を把握することのできるグローバルな視野を持つ人材を育成することを教育の理念とし、以下の学習・教育目標を定めている。

- (A) 精密さの追求を通じてシステム全体を認識できるグローバルな視点を養う。
- (B) 地球的視野と倫理的思考をもって技術者としての使命を自覚し、それを実践する。
- (C) 豊かな教養科目に裏付けされた柔軟な発想力と感性を磨く。
- (D) 英語を用いた表現や会話の基礎能力を高め、国際人としての素養を修める。
- (E) 数学、物理、情報処理などの基礎を習得し、論理的思考能力を高める。
- (F) 精密機械の要素技術を習得するとともに、その応用能力を実践的学修により向上

させる。

- (G) 新たな精密機械工学領域について継続的に学ぶことによって、創造的な課題解決能力を養う。
- (H) 個性的かつ現実的な考案能力をもって精密機械を設計するとともに、その具現化に必要なプロセスについて系統的に習得する。
- (I) 精密機械の組立て、操作、分解、実験に自ら携わることにより、観察能力を高めるとともに、具体的知識の裏付けをもって学ぶ。
- (J) 課題に対して自主的かつ計画的に取組み、学際的知識をもって課題を解決し、その成果をまとめて発表できる。
- (K) グループ活動を通じて対話能力、協調性、組織的行動能力を養う。

<電気電子情報通信工学科>

電気電子情報通信工学科は、高度情報化社会における基礎技術である電気・電子・情報通信という幅広い分野をカバーする学科で、基礎に重点を置きながら最先端の理論と技術を含む教育・研究を行い、今後の社会の発展に貢献する研究者・技術者または教育者を育てることを教育目標とする。

電気電子情報通信工学において重要となる諸分野を全て網羅するよう配慮されたカリキュラムをもとに、幅広い分野における基礎理論から最新技術までを、学生が自由に選択できるような体制下で教育している。日進月歩どころか「秒進分歩」ともいわれる非常に技術の進歩が早い分野であるため、講義や実験、演習、研究指導を基盤に、時代の変化に迅速に対応できる能力の修得を目指す。それにより、高度情報化社会において中心的な役割を果たす人材を育成することを目標としている。

<応用化学科>

応用化学科は、新しい物質を生み出す化学の「ものづくり」に基礎を置き、化学はもとより、医療・生命、機能性材料等に関わる様々な産業分野を担う人材の育成を目的としている。そして、応用化学の幅広い分野で活躍できるための基礎科学の知識獲得と同時に、新しい提案・発想のできる能力をもち、他分野の専門家とのコラボレーションができるコミュニケーションにおける諸問題を解決し、展開していくために研究を進め、それを担う人材の育成を目指している。そのために、多様化しつつある応用化学の基礎づくりと、その応用技術への弾みをつける知識の習得、他分野との境界領域まで一歩踏み込めるだけの力量を有する人材の養成を目的としており、原子・分子のレベルのミクロな視点と現実問題のマクロな視点とを学生に持たせることで、アカデミックな探究心と工業的な問題解決、対策の策定が可能な人材の育成を目指している。

<応用化学科の学生に求められる能力>

- (A) 豊かな教養と多面的に物事を考えることのできる能力とそのために必要な素養
- (B) 化学に関する基礎知識とそれらを応用できる能力
- (C) 最先端の化学の知識と技術力の修得とそれらを適用し、社会が直面する現実の問題を解決できる能力
- (D) 有機化学・無機化学・物理化学・化学工学を活用して社会のニーズを満たすものを作り上げる力
- (E) 化学が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び研究者が社会に対して負っている責任に関する理解
- (F) 英語によるコミュニケーション能力
- (G) 英語の論文が読め、また英語の論文が書ける能力。

＜ビジネスデータサイエンス学科＞

ビジネスデータサイエンスはソフトウェアやサービスを含めた様々な製品の生産だけでなく企画・開発から販売までのあらゆる部門にわたる活動を対象とし、これらに関わる問題を科学的理論と実践的技術によって解決する学問である。社会の複雑化・情報化が進むにつれ、ビジネスデータサイエンスに対する期待は高まっている。このような社会的背景を受け、ビジネスデータサイエンス学科は、「人、資金、設備、情報などの経営資源を社会および環境も考慮した全体的な視点から捉え、システム思考や情報技術を含めた工学的手法の適用を通して組織運営の最適化および効率化をはかることのできる人材を育成」することを目的としている。

また、これらの目的に基づき、以下の8項目の教育・学習目標を設定している。

- (A) グローバルな視点に立って多面的に物事を考えることのできる能力とそのため
に必要な素養
- (B) 数学、自然科学及び情報技術に関する基礎知識とそれらを応用できる能力
- (C) 経営工学、数理システム工学、応用情報システム等の専門技術に関する知識とそ
れらを適用し組織・社会が直面する現実の問題を解決できる能力
- (D) 種々の科学、技術及び情報を横断的に活用して社会のニーズを満たすものを作り
上げる力
- (E) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に対して負っている責任
に関する理解
- (F) 日本語による論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力及
び国際的に通用するコミュニケーション基礎能力
- (G) 自主的、継続的に学習できる能力
- (H) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力

＜情報工学科＞

情報工学科は、情報分野の幅広い業種にわたりミドル～トップマネジメントの担い手となるため、専門性ととも広範な基礎知識を身に付け、夢の実現に向けて学び挑戦し続ける心と、研究活動や学会での研究発表等を通じて培ったコミュニケーション力とを備え、集団及び社会における自らの役割を常に意識し、正しい倫理観をもって行動する知性的な人材を、以下の学びの目標に掲げる能力の修得を通じて育成しようとしている。

- ①未知のプログラミング言語にも対応できる多言語技術者としての素地
- ②新世代の高度情報処理を実現するソフトとハード両面の知識
- ③国際社会の情報マネジメントに必要なデザイン能力

＜生命科学科＞

理工学部の教育研究上の目的に加えて、以下に挙げるような基礎知識を有し、高い専門性を持った課題解決法と実験技術を習得した教養人、技術者、および研究者を養成することを本学科における教育上の目的とする。

- ・生命現象の基礎的な原理や原則を理解していること
- ・生物を生命システムとして総合的に理解できる資質を有すること
- ・多様な生物界・地球環境の現状と将来を、科学的根拠を持って洞察できること
- ・人類が直面する地球レベルの諸問題への対策を提案できる教養人であること
- ・生命の理解に立脚した高い社会倫理とコミュニケーション能力とを兼ね備えること
- ・生物機能の産業利用に関わる深い知識を有し、最新バイオ技術に習熟していること、
- ・創造性、独創性、先見性を高めるための努力を惜しまず、持てる知力を社会の様々な
場面で有効かつ有意義に活用できること

＜人間総合理工学科＞

人間総合理工学科では、「人間」をキーワードとした分野横断型の学びを軸に、社会が抱える問題の解決に貢献する新時代の理工学を展開する。自然と調和した地域の保全や都市の総合的環境の創出、持続可能な社会を支える水や再生可能エネルギー等の資源循環、人間の思考・行動や人間生活を支える環境の計測及び理解の向上、人間の生命・健康の保持やクオリティ・オブ・ライフの向上をテーマに、計画立案やデザイン、センシング等による高度なデータ収集、統計学や情報処理に基礎を置くデータ解析等の、理論と技術を包括的に学び、豊かな基礎知識と総合力、実践力を養うことを、目的としている。

こうした教育を通して、以下のような人材を育成する。

1. 広範な基礎科学分野の習得を通して複眼的な視野を身に付けた人材
2. 様々な科学・技術分野における個々の課題に対して、実際の現場を客観的かつ広範囲に調査する方法を知り、問題の発見と解決法を提案できる人材
3. 高いコミュニケーション能力と豊かな国際性を持ち、科学・技術の成果を人に伝えることのできる人材
4. 上記の能力を自身の人間力として生かして、異分野間の仲立ちとなって問題解決にあたることのできる人材

上述の教育目標の下、理工学部の学位授与の方針は、履修要項及び本学公式 Web サイトで公表しており、1. 理工学部において養成する人材像を明示し、2. 卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度を獲得しているものとし、3. 卒業に必要な学習量と卒業要件を満たしていることをもって学位を授与することとしている。

具体的な学位授与の方針は以下のとおりである。

＜学位授与の方針＞

■養成する人材像

理工学部では、建学の精神「實地應用ノ素ヲ養フ」に基づく「実学重視」教育の立場から、理学および工学の分野に関する理論と諸現象についての確実な知識と応用力を身につけ、新しい課題への果敢な挑戦力と組織をまとめる卓越した交渉力を持ち、人類共通の知的資産たる科学技術を継承し、自らの新発見を通じて積極的に社会貢献できる人材を養成します。その意味するところは、科学技術分野の諸課題、並びに現代社会が抱える複雑な課題に対して、自ら取り組むべき問題を明確化し、積極的に問題解決に向かい、適切な解決策を見出すこと、そしてそのような能力を獲得しようとする姿勢を持ち続けることのできる人材の養成です。

各学科の養成する人材像を以下に示します（詳細は、学科ごとに別途定めます）。

数学科：数学における主要な分野である代数学・幾何学・解析学・統計学・計算機数学の基礎概念と計算機技術を習得して数理の世界を探求する中で、自力で問題を定式化しながら新たな知見を創始・構築する学識と、諸科学・産業技術の基盤を支える数理的素養と応用力を有する人材を養成します。

物理学科：多様な自然現象を支配する普遍的な原理を見抜き、未知のものに対しても論理的に取り組むことができる、探求心にあふれた人材を養成します。

都市環境学科：安全・利便・快適かつ景観に優れ、そして持続可能な生活環境を市民とともに創造し、豊かな環境・文化を次世代につなげる仕事を担う人材を養成します。

精密機械工学科：ナノスケールからマクロスケールまでの現象の分析や計測・制御から、システム全体の設計までを通じて、国際人としての幅広い視野、物事への強い目的意識、そして論理的な主張方法を身につけた、先端技術の開拓に貢献できる人材を養成します。

電気電子情報通信工学科：実践を通して、電気電子情報通信分野の知識と能力をより広くより深く充実することを常に心がけ、最新の持てる知識と能力を駆使し、協働的環境のなかで創発力を発揮し、先導的に活動できる人材を養成します。

応用化学科：原子・分子のレベルのミクロな視点と現実問題のマクロな視点を持つことで、アカデミックな探究心と実社会での問題解決、対策の策定が可能な人材を養成します。

ビジネスデータサイエンス学科：ビジネスデータサイエンス学科では、社会や科学における問題を自ら発見し、統計科学や最適化などの数理学、プログラミング、データベース技術などの情報技術を基盤としつつデータを活用することで解決し、新たな価値を創出し、未来社会に向けたイノベーションを起こせる、グローバル対応力を持った人材を養成します。

情報工学科：情報分野の幅広い業種にわたりミドル～トップマネジメントの担い手となるため、専門性とともに関範な基礎知識を身に付け、夢の実現に向けて学び挑戦し続ける心と、研究活動や学会での研究発表等を通じて培ったコミュニケーション力を備え、集団および社会における自らの役割を常に意識し、正しい倫理観をもって行動する知性的な人材を養成します。

生命工学科：道徳心に富み、かつ、人類が直面する地球・社会・個人レベルの諸問題を生命科学の観点から正確に把握できるのみならず、その対処案を提案できる研究者および幅広い人材を養成します。

人間総合理工学科：人間をキーワードとした諸科学分野の習得を通じて複眼的な視野を身につけるとともに、高いコミュニケーション能力を備えた豊かな国際性を育み、それらを自身の人間力として生かすことで、21世紀の社会が抱える諸問題を世界規模で解決できる人材を養成します。

■卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度

理工学部では、所定の教育課程を修め、次の8つの知識・能力・態度を獲得した人材に対し、学士（理学、工学）の学位を授与します。

コミュニケーション力：相手を理解した上で、説明の方法を工夫しながら、自分の意見や考えをわかりやすく伝え、十分な理解を得ることができる。

問題解決力：自ら問題を発見し、解決策を立て、実行できる。実行結果は検証し、計画の見直しや次の計画に反映することができる。

知識獲得力：深く広く情報収集に努め、取捨選択した上で、知識やノウハウを習得し、関連付けて活用することができる。

組織的行動能力：チーム、組織の目標を達成するために何をすべきか客観的に考え、適切な判断を下し、当事者意識をもって行動できる。その際、他者とお互いの意見を尊重し、信頼関係を築くような行動がとれる。

創造力：知的好奇心を発揮して様々な専門内外のことに興味をもち、それらから着想を得て今までになかった新しいアイデアを発想することができる。その際、関連法令を遵守し、倫理観を持って技術者が社会に対して負っている責任を果たすことができる。

自己実現力：自らを高めるため、常に新しい目標を求め、その達成のために道筋を考え、努力する。その際、自己管理と改善のための工夫を怠らない。

多様性創発力：多様性（文化・習慣・価値観等）を理解し、受け入れるとともに、自らの慣れ親しんだ文化・習慣・価値観等を伝えることができる。複数人の協働により、その規模にふさわしい成果を得ることができる。

専門性：学科に応じた専門性を身に付けている（詳細は、学科ごとに別途定めます）。

具体的には、履修要項の冒頭に「理工学部における三つの方針」という表題のもと、1. 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、2. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、3. 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）の方針の3つを掲げ、詳しく説明するとともに、その内容をWebサイトに掲載し、教職員をはじめとする学内構成員に対して周知している。特に新入生には、学科毎に資料を作成・配布しているほか、新入生ガイダンス及び入学式後に行う学科紹介において説明し、カリキュラムと学修についての指導を行っている。

また、これらのポリシーについては、Webサイトに掲載することで本学への入学を希望する受験生をはじめ、広く社会に公表している。

<点検・評価結果>

以上のとおり、課程修了にあたって、学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表を適切に行っていると見える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

理工学部においては、専門的知識と同時に幅広い教養と総合的な判断力を身に付けさせるという教育目標・学位授与方針に配慮し、理工学部において展開する教育課程編成・実施の方針を次のとおり掲げている。

<教育課程編成・実施の方針>

■カリキュラムの基本構成

理工学部では、学位授与の方針に掲げる知識・能力・態度を卒業時点で確実に身につけられるよう、外国語教育科目1群・2群、総合教育科目1群・2群・3群、専門教育科目、学科間共通科目、学部間共通科目、自由科目を設置します。また、基礎から応用の着実な修得に資するために、それぞれの科目群では目的に応じて講義科目、演習科目、実験科目のバランスに配慮してカリキュラムを整備します。卒業研究はカリキュラムの集大成として位置づけられ、教員の指導の下に1年間実施されます。

コアとなるカリキュラムは、科学技術のどのような分野に置かれても柔軟に対応できるように、基礎的な学力を養成し、それに裏打ちされた専門知識と技術を発展させ、卒業研究を通じて「知」を創造し成果を得る成功体験を獲得するように展開されます。また、技術者の倫理の習得にも配慮したカリキュラムになっていること、学生自らが大学生時代の位置づけを認識し、自分の手で人生の将来設計を描くことに資する科目をキャリア教育科目として指定し、履修を勧めていることも特徴の一つです。

外国語教育科目1群・2群：それぞれ英語および第二外国語を学び、主として外国語によるコミュニケーション能力とグローバルな視点に立って物事を考え、その内容を外国語で発信できる能力を養います。

総合教育科目1群：保健体育に関する科目からなり、主として心身の健康についての意識を高め、自己実現力を養います。

総合教育科目2群：人文・社会・自然分野の総合知識の学修を目的として設置され、問題解決力、知識獲得力、組織的行動能力、創造力、自己実現力を養うための基盤となります。

総合教育科目3群：専門教育科目の基礎となる科目として設置されており、問題解決力、知識獲得力、専門性を獲得するための基盤となります。

専門教育科目・卒業研究：学科ごとの専門性を反映して体系的に履修できるように設置され、望ましい履修の流れが履修モデルとして提示されているほか、学士課程の総仕上げとして卒業研究が位置づけられ、目標とする水準以上のコミュニケーション力、問題解決力、知識獲得力、組織的行動能力、創造力、自己実現力、多様性創発力、専門性を身につけられるようになっています。

■カリキュラムの体系的性

上記の授業科目を体系的に配置し、学生が段階を踏んで学修を進める環境を整えています。

1年次：外国語教育科目、総合教育科目を多く配置し、基礎的知識を身につけます。また、専門教育科目の基礎科目も配置することで、4年を通して十分な専門性を身につけることができますようにしています。

2・3年次：それぞれの科目群に関して、学びを深めていきます。年次が上がる程、専門教育科目の比重を高めることで、より専門性の高い学びができるようになっています。

4年次：専門教育科目で一段と専門性の高い知識・技能を身につけるとともに、卒業研究により、学士課程の集大成を行います。

教育課程（学科カリキュラム）については、担当専任教員と時間割・講義要項担当専任教員を中心として、その方針も含め毎年検証を行っており、必要な対策案を教室会議（助教以上の専任教員で構成）にて審議している。また、成案が得られた改善案は、カリキュラムをはじめ教務に関する事項の審議を任務とする理工学部・理工学研究科C委員会（以下「C委員会」という。）での審議・承認を経て理工学部教授会にて審議される仕組みとなっている。

なお、C委員会は2月を除いて毎月開催され、教育課程全般に関する事項について審議している。

また、履修要項冒頭には「理工学部における三つの方針」という表題のもとに、1. 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、2. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、3. 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）の方針の3つを掲げ、詳しく説明するとともに、その内容をWebサイトに掲載し、教職員をはじめとする学内構成員に対して周知している。特に新生には、学科毎に資料を作成・配布しているほか、新生ガイダンス及び入学式後に行う学科紹介において説明し、カリキュラムと学修についての指導を行っている。

また、これらのポリシーについては、Webサイトに掲載することで本学への入学を希望する受験生をはじめ、広く社会に公表している。

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

履修要項には、各学科の①科目系統図と、各科目がディプロマ・ポリシーに定めた「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」に明示された「8つの知識・能力・態度」のいずれと関係するかを明示した②カリキュラムマップが掲載されており、その二つを重ね合わせることで、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との連関性を確認することが出来るようになっている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表や、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との連関は、いずれも適切に行われているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点3は大学院対象項目のため割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点2：専門教育・教養教育の位置付け（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）（学部）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点5：初年次教育・高大連携に配慮した教育内容となっているか。（導入教育の整備状況等）（学部）

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

理工学部では、大学設置基準第19条第1項に定められている「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」に基づき、本学の理念・教育目標を実現するため、理工学部における教育課程は各学科とも外国語教育並びに総合教育科目が低学年次を中心として配置され、専門教育科目のうち1、2年次に基礎教育科目が必修科目として配置されている。各学科における卒業に必要な最低修得単位数は124～130単位で、学科の教育目標にあわせてそれぞれ定めている。

[卒業に必要な最低修得単位数（2022年度入学生）]

	外国語教育科目		総合教育科目			専門教育科目			卒業単位
	1群	2群	1群	2群	3群	必修	選択必修	選択	
数学科	8	4	1	8	12	36		57	126
物理学科	8			6	10	17	24	65	130
都市環境学科（環境／都市）	8/8			10/12	10/10	27/24	44/47	31/29	130/130
精密機械工学科	8			8	14	68		32	130
電気電子情報通信工学科	8	4	3	4	14	47		50	130
応用化学科	8	4	3	8	20	26	27	28	124
ビジネスデータサイエンス学科	8	4		8	14	38	12	46	130
情報工学科	8	4	1	8	12	58		39	130
生命科学科	8	4	1	10	8	51		44	126
人間総合理工学科	10		1	8	12	61		38	130

（注1）専門教育科目の選択の単位数は、各学科のカリキュラム表で「卒業に必要な最低修得単位数から必修単位数の合計を差し引いた単位数」から算出される。この単位数は、専門教育科目の選択科目からの修得だけでなく、各科目群で「卒業単位として認める修得単位（必修単位を除く）数」の範囲で修得することができる。

（注2）都市環境学科については左が「環境クリエーターコース」、右が「都市プランナーコース」の単位数を表す。

また、理工学部における教育課程（カリキュラム）の構成とその説明は以下のとおりである。

■カリキュラムの基本構成

1) 外国語教育科目（1・2群）

①外国語教育科目1群（英語）

全ての学科で、必修科目として「英語表現演習1～4」を1～2年次に、選択必修科目として「英語講読演習1～4」「特別英語1～4」を同じく1～2年次に設置しているほか、「英語コミュニケーション1、2」「英語セミナー1、2」「特別英語5～6」を3年次以上に、「英語プレゼンテーション演習」を4年次にそれぞれ設置している（3年次以上の科目は、数学科・物理学科・都市環境学科・精密機械工学科・情報工学科・生命科学科では選択科目、電気電子情報通信工学科・応用化学科・ビジネスデータサイエンス学科・人間総合理工学科では選択必修科目）。人間総合理工学科では、選択必修科目として、「実践英語1、2」を2～3年次に設置している。

②外国語教育科目2群

ドイツ語、フランス語、中国語、日本語（外国人留学生のみ履修可能）を設置している。ドイツ語、フランス語、中国語では、それぞれ、初級講読・会話のAⅠ・AⅡ（1

年次配当)、初級文法のB I・B II (1年次配当)と中級講読のA III・A IV、B III・B IV (2年次配当)を設置している。一方、日本語では読解のA I・A II (1年次配当)と読解及び文章表現のB I・B II、A III・A IV、B III・B IV (1～3年次配当)を設置している。

2) 総合教育科目 (1・2・3群)

①総合教育科目1群

保健体育に関する科目として、講義科目の「健康科学」、「スポーツ科学」、「生涯スポーツ科学」、「スポーツ解析」、「ライフセービング」と実技科目の「体育実技1」、「体育実技2」を設置している。実技科目は定時コースとシーズンコースがある。

②総合教育科目2群

総合教育科目2群は人文・社会・自然分野の総合的知識の学習を目的として設置している。

③総合教育科目3群

総合教育科目3群は専門教育科目の基礎科目として設置している。ほとんどの科目が必修科目である。

3) 専門教育科目

専門教育科目は各学科とも、専門基礎から専門性の高い応用科目までの授業科目を体系的に履修できるように設置しており、学科の特徴が顕著にあらわれる科目群で、学科毎に履修上の要件を定めている。また、学生の履修計画に供するため、科目系統図を履修要項に掲載している。

各学科における専門教育科目については、後述の「学士課程教育に相応しい教育内容の提供がなされているか。(学校教育法第83条との適合性)」においてその詳細を示すこととする。

4) 学科間共通科目

10 学科共通の科目を設置する科目群として「学科間共通科目群」を設置している。これは、理工学部教育への社会的要請を学部レベルでとらえて、共通的に科目として提供するものであり、学科の独立性が尊重されることの欠点を補う役割を果たすものである。現在、導入教育、キャリア教育科目として「科学技術と倫理」(1年次・2単位)、理工学部学生向けの海外研修プログラム「グローバルスタディーズA」(1～4年次・2単位)、「グローバルスタディーズB I・B II」(1～4年次・1単位)、「グローバルインターンシップ」(1～4年次・1単位)、グローバル人材育成のための「グローバル人材論I」(1年次・1単位)、「グローバル人材論II」(3～4年次・1単位)、「アントレプレナーシップ」(1年次・1単位)、知財、技術法務の基礎的な部分として「技術と法」、「工業所有権法」「知的財産法演習」、A I・データサイエンスを学ぶ「A I・データサイエンス工学概論」(1年次・2単位)を設置している。

5) 学部間共通科目

①ファカルティリンケージ・プログラム (FLP)

ファカルティリンケージ・プログラム (FLP) とは、各学部に設置されている授業科目を有機的にリンクさせ、新たな知的関心の領域に対応する教育の「場」を設定するプロ

グラムであり、学生個々人が理工学部に学びながら、プログラムの履修ができる仕組みとなっている（詳細については全学の記述を参照のこと）。

②短期留学プログラム

短期留学プログラムは、本学の協定校における学習の機会を与え、言語のみならず当該国の文化・社会などに関する知識を修得させ、あわせて外国の市民や学生との親交を通じて豊かな国際感覚を養わせることを主な目的としている。春季または夏期休暇中に協定校で受ける3週間ないし4週間の語学集中講座とその準備過程としての本学における授業で構成している。

2022年度は新型コロナウイルス感染症予防のため短期留学プログラムが中止となった。

③AI・データサイエンスプログラム

現在、急激に発展しているビッグデータの活用とAI革命により、さまざまな分野でAI・データサイエンスの知見を活かして適切に対応できる人材が求められている。本学では、国の政策や産業界のニーズを踏まえながらも、さらに大きな視点から、人類にとってあるべきAI・データサイエンスのあり方を社会に反映させることのできる人材を育成すべく、2021年度から全学連携教育プログラムとして、講義科目及び演習科目をそれぞれ6科目設置した。これらの科目は、内閣府や文部科学省が求める①リテラシーレベル、②応用基礎レベル、③エキスパートレベルのうち①と②の人材育成に寄与する教育内容となっている。なお、②の一部と③は学部や大学院の専門教育が担うプログラムとなっている（詳細については全学の記述を参照のこと）。

④アカデミック・ライティング科目

本学での学修に必要な基礎的なリテラシー能力を養成する基盤教育における重要な役割を担うアカデミック・ライティング科目が、2022年度から全学連携教育プログラムとして設置されている。設置科目は「大学生のための論文作成の技法（基礎編）」と「大学生のための論文作成の技法（発展編）」であり、日本語の学術的文章の特色を理解し、論文作成に必要なアカデミック・ライティングの技法を学修する内容となっている（詳細については全学の記述を参照のこと）。

6) 自由科目

自由科目で修得した単位は卒業に必要な単位には含まないが、より知識を深めるための科目や弁理士等の知的財産を取り扱う職業に興味を抱く学生向けの「知的財産取扱基礎知識」「キャリア・デザイン・ワークショップ」等を設置している。

また、研究開発職など上級技術者の存在を身近に感じ、一生のキャリアとして目指そうという意欲を触発する目的で、産業キャリア教育プログラム科目を設置している。「産業科学技術論A～C」は、企業人が当該産業分野の研究開発・ビジネスの最新動向を交替で講義している。「産業科学技術演習A～C」は、企業で活躍する研究者・技術者がロールモデルとなり、自身が企業で取り組む研究開発事例を紹介し、5～10名で班を構成して、共同で演習に取り組んでいる。「産業科学技術研修」では、本学教員と企業との共同研究に参加し、本学教員の指導とともに、企業の研究者・技術者からの指導を受けている。

2022年度には「先端科学技術論I」を開講した。この科目は、物質・材料研究機構で進め

られている研究を紹介し、先端分野の話題に触れる機会を学部学生に提供することを目的としている。

情報工学科に設置している「オープンプロジェクト演習」は、オープンソース開発等のプログラム開発を通じて、企画・立案能力、プロジェクト実施能力・技術力・コミュニケーション能力、成果公表能力の向上を目指す科目である。

以上を総括し、私立大学としての施設や教員数の制約はあるものの、基礎重視の理念に沿った教育を実施していく体制は十分に整っている。

○専門教育・教養教育の位置付けについて（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）

理工学部では、C委員会における相互チェックによって、授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性を判断し、問題意識の共有に努めている。

学科別のカリキュラムにおける授業科目の単位数や比率は下表のとおりである。ここからわかるように、学科間に多少のばらつきはあるものの、概ね70～80%前後を専門教育的科目、15%前後を一般教養的科目、10%程度を外国語科目の単位数に充てている。C委員会での相互チェックにより、このバランスが著しく偏ることのないよう保たれていること、一般教養的科目、外国語科目毎の責任ある実施体制を担保していること、専門学科とこれらの科目の担当者の意見交換によって、学科の教育目標に即した教育内容を提供する努力がなされている。

また、定量的にあらわせない観点としては、理工学部の特徴は卒業研究を重視するスタイルであるのに対し、充てられる単位数は4～6と少なくなっていることが挙げられる。実質的には4年次の多くの時間を研究室で費やすことになるので、全体の学修時間に対して比重が大きい。このため、4年間総体の実態でみれば、専門教育的科目の重みはこの表に示されているよりもかなり大きいといえる。

さらには、各学科の説明にみられるように、低学年では高等学校とのギャップを埋めるような基礎的科目や導入的専門科目を少しずつ配置し、学年が進むにつれて応用的科目を増やしていくカリキュラム形態を採る一方で、国際性の涵養、倫理、視野の拡大のための一般教養的科目、外国語科目に取組む時間が十分取れるような配慮を低学年から4年次まで行っていることは、理工学部の教育目標を達成する上でまさに適切かつ妥当な量的配分を担保しているといえる。

[学科別授業科目比率]

	数学科	物理学科	都市環境学科		精密機械工学科	電気電子情報通信工学科	応用化学科	ビジネスデュータサイエンス学科	情報工学科	生命科学科	人間総合理工科
			環境	都市							
卒業に必要な単位数 (A)	126	130	130	130	130	130	124	130	130	126	130
卒業所要総単位数に占める専門教育的授業科目 (単位数)	必修	36	17	27	24	68	47	26	38	58	61
	選択必修	0	24	44	47	0	0	27	12	0	0
	選択	57	65	31	29	32	50	28	46	39	44
	合計 (B)	93	106	102	100	100	97	81	96	97	95
比率 (B/A)	74%	82%	78%	77%	77%	75%	65%	74%	75%	75%	76%
卒業所要総単位数に占める一般教育的授業科目比率 (単位数)	必修	21	16	20	22	22	21	31	22	21	19
	選択必修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	選択	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計 (C)	21	16	20	22	22	21	31	22	21	19
比率 (C/A)	17%	12%	15%	17%	17%	16%	25%	17%	16%	15%	16%
卒業所要総単位数に占める外国語授業科目比率 (単位数)	必修	12	8	8	8	8	12	12	12	12	10
	選択必修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	選択	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計 (D)	12	8	8	8	8	12	12	12	12	10
比率 (D/A)	10%	6%	6%	6%	6%	9%	10%	9%	9%	10%	8%

(都市環境学科の「環境」は環境クリエイターコース、「都市」は都市プランナーコースを表す。)

理工学部の教育課程における基礎教育は、カリキュラム上「総合教育科目」が担い、前述の「目標」の実現のため、各学科とも3群科目の充実と修得への要求の厳しさを維持し、低学年時に必修科目を置く構成としている。「一般教養的科目」と「外国語科目」についても、それぞれ実施の核となる担当教室に専任教員を配し、内容の充実に努めている。英語における TOEIC 受験の推進と成績向上等の具体的な目標を立て、方策を検討しているが、各学科の理解と協力を得ることにも努めている。また、理工学部卒業生（科学者、技術者等）として社会で活躍するために最低限必要な知財・技術者倫理について学ぶ場を「学科間共通科目群」として明示し、倫理性を培う教育として、1年次に「科学技術と倫理」、全学年を対象に「技術と法」、「産業財産権法」、「知的財産法演習」を設置している。さらに都市環境学科においては、上級学年でさらに専門に即した技術者倫理を学ばせるため「キャリアデザインと倫理」を科目として設置している。

また、理工学部の特徴として、大学院への進学率が高く、各学科においては、「学部と大学院を併せて教育の体系を考える」姿勢が強くなりつつあるが、学士課程及び修士・博士課程のそれぞれの教育課程の体系的な妥当性・適切性のほか、先に大学院があるという前提に立ち、学部の到達目標と大学院の到達目標をバランスよく設定するとともに、それらの教育内容の連携協力のあり方がますます問われていると考えている。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

理工学部では、前述の学部の理念・目的を踏まえ、学校教育法第83条に定められている「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」ことを主眼とし、とりわけ理工学としての専門性の細分化に配慮し、必要な基礎能力の体系的習得と、得られた学術能力を社会で活かすための進路指導をきめ細かく行うことに資するため、各学科別に教育課程を編成しているほか、さらに「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目として、専門教育科目群を設置している。各学科別の学問体系は以下のとおりである。

<数学科>

数学科では、基礎数学、代数学、幾何学、解析学、統計数学、数値計算法の導入から、3年次において数学の先端を学習する専門科目を配置している。また、4年次に各学生の専門分野が定められ、研究指導とより専門的な講義を受けることができる。数学の理論研究と積極的な応用に関する科目・他大学からの兼任講師による最新の知見についての講義指導も行っている。

1年次では、総合教育科目において、解析学の基礎概念として関数の連続性、微分と積分、数列・関数列の極限、級数の収束などについて学修する。演習問題を自分で解いて体得し、線形代数学では、空間同士の間の写像を解明する。この写像の表す行列は行列式とともに、以後数学の至るところで使われるので、演習に力を入れている。基礎数学では、集合の一般論と実数の集合が持つ性質について学修し、定数係数の非斉次2階線形常微分方程式の入門も学修している。以上の科目の内容を確実に身に付けるために演習が備えられ、毎回演習を行い、全員が問題を解く訓練を行う。

離散数学では、場合の数の求め方を修得し、わかりやすい題材を通し、数学の考え方に慣

れることを目指している。また、コンピュータを扱う情報処理とプログラム言語も1年次から履修し、このため数学科では計算機室の設備を絶えず充実させて、授業・自習の需要に応えている。

2年次では、1年次の基礎科目の上に、各専門分野に至る次のステップを用意し、実数の集合から、代数学に向けては群の構造を導入している。幾何学に向けてはユークリッド空間が定義され、さらに位相空間のモデルとして距離空間が登場する。解析学に向けては複素平面上で定義される複素関数の性質が調べられる。また、統計数学の授業も開始される。基礎の考え方から推定、検定の理論まで、また、数値計算法では計算をするための初歩的なアルゴリズム、C言語などのプログラミング言語を学び、実際に計算機を使って演習を行っている。2年次からの3科目及び4年次の卒業研究を除いて選択科目となり、各自の志向によって科目を選択できる。

3年次では、位相空間の一般論をはじめ、幾何学では多様体の基礎、代数学では群、環、体などの基本的な対象、解析学では複素関数論、常・偏微分方程式、ヒルベルト空間論など現代数学の主要科目を設置している。3年次の後期には、翌年度の卒業研究の配属が行われ、卒業研究は各専任教員の指導のもとに、数人が協力して専門分野の勉強をする必修科目である。テキストを定めて、毎週輪講する形式のものが一般的であり、受け身の勉強が多かった下級年次の科目と比べると、予習して自分がかみ取ったものを、指導教員やゼミ仲間の前で発表するのは大きな経験となっている。

4年次には、専任教員が担当するだけでなく、外部からも特色ある研究者を兼任講師として迎え、専門教育科目の充実を図っている。

<物理学科>

物理学科では、自然科学の全ての基礎である物理学の教育を通して、分野にとらわれない、広い視野と高い見識を持つ人材を養成することを目標とし、物理学の性格上、基礎的な分野からより高度な分野への段階的教育を用意している。

基礎を固め、応用力を養うために、主要基礎科目である力学、電磁気学、量子力学、統計力学、及び物理数学は週に2日「講義及演習」という新しい形式で開講し、受講生が授業中に演習問題を解くことにより、毎回の理解度を確認しながら学習できるようにしている。履修要項の「物理学科科目系統図」に示すとおり、この物理学及演習の系列科目のほかに、実験系列、数学系列、及び計算機関連系列として科目を系統的に配置し、学生が効率よく単位を取得できるよう配慮している。

学生の視野を広げ、その多様な志向に応えるために、「現代物理学序論」といった選択科目を開講している。そして、学生は4年次において、専任教員による各専門分野の講義と各研究室に分かれて行う卒業研究を通して、相対性理論、宇宙物理学、素粒子物理学、場の理論、量子情報物理学、量子情報通信、量子光学、統計物理学、数理物理学、物性物理学、固体物理学、半導体物理学、相関電子系物理学、非線形物理学、数値計算物理学、複雑系物理学、パターン形成物理学、生物物理学などの現代物理学の最先端に触れることができる。

<都市環境学科>

都市環境学科では、日々技術革新が行われている現状を踏まえ、基礎教育を重視したカリキュラムを組み、基礎を固めた上で新技術に対応できる応用力をつけ、新技術を生み出

せるだけの思考力を備えた技術者の養成を主眼にしている。講義だけでなく演習、実験、実習を通して専門知識を学び、さらに新しい時代のニーズに対応できる分野についても講義を提供している。「環境クリエイターコース」は専門的基礎知識、デザイン学及びCAD・GIS・CGなどの情報技術を駆使して具体的な構造物、空間環境を計画・設計できるエンジニアの育成を目指し、「都市プランナーコース」は都市空間に関する非専門家と専門家の架け橋になれる人材、あるいは人文・社会科学にも関心を持ち、統計を道具として扱える公務員の育成を目指している。また、空間のマネジメントに関わる建築や造園などの分野にも対応する教育課程を編成している。

<精密機械工学科>

精密機械工学科では、高度な専門能力と創造性、豊かな教養を兼ね備えた人材を育成するため、以下の方針にしたがってカリキュラムを編成し、実施している。

- ①豊かな教養に裏打ちされた感性を磨き、地球的視野と倫理的思考能力を獲得させるために、外国語教育科目（英語、第2外国語）、総合教育科目（人文社会系科目、体育系科目）を設置している。
- ②専門教育科目を履修するための基礎としての数学及び物理を確実に修得させるために、高等学校教育からの連続性に留意した教育を実施する。
- ③世界に冠たる日本のものづくりの技術を継承し発展させこれを次世代へ伝える担い手を育成するために、日進月歩の技術革新に的確に対応できる基礎力の充実を目指す。そのために、工学基礎としての「力学」、「情報処理」、機械工学基礎としての「精密機械製図」、「機械力学」、「材料力学」、「流体力学」、「工業熱力学」、「伝熱工学」、「精密機械材料」、「材料加工学」、さらに精密さを追求するための「制御工学」、「計測工学」を基幹科目と位置づけ、演習を併設して知識と問題解決能力の習得を徹底する。
- ④基礎教育の徹底とともに、精密機械工学の応用の実際を学ばせ学生のキャリアデザインに資するために、ものづくりの現場の第一線で活躍する技術者を講師に迎える科目として「精密機械工学特別講義」を設置する。
- ⑤知識や技術の活用能力、問題解決能力、グループ活動における対話能力、組織的行動能力を磨くとともに、その後に続く専門教育科目の学習に対する動機づけとするため、課題解決型授業科目である「精密機械工学プロジェクト」を設置する。
- ⑥身に付けた知識と技術を応用して問題解決のプロセスを実地に体験させると同時に、新たな学問的価値を創造し、その情報を発信する能力を育成するために、「卒業研究」を必修科目として設置し、指導教員と大学院学生によるきめ細かな個別指導を行う。

<電気電子情報通信工学科>

電気電子情報通信工学とは、電力工学、電気機器工学、電気・電子材料工学、電子デバイス工学、集積回路工学、情報通信工学、システム工学、計測・制御工学、電気化学、生体医工学などの諸工学を統合した分野を意味する。電気電子情報通信工学科のカリキュラムの目標は、このような電気電子情報通信工学分野において必要な基礎知識と、それを応用・発展できる能力を教授することである。このような知識は、今では大変広範囲にわたるものとなり、それら全ての専門的知識を4年間で修得することは困難になっている。そこで電気電子情報通信工学科では、この分野を大きく、電気・電子・情報通信の3分野に分け、これらに共通する基礎的知識を厳選して教授するとともに、各分野における高度な

専門的知識を系統的に教授するよう努めている。またグローバルな視点から物事を多面的に考える能力、技術が社会に及ぼす影響を理解し、技術者としての責任を自覚する能力、文化の違いを考慮したコミュニケーション能力、論理的な思考に基づく問題解決能力、自主的かつ持続的に学習できる能力など、技術者が基本的に備えておくべき知識・能力を、専門科目、人文社会科学系科目、外国語科目、専門科目の演習・実験、ならびに卒業研究を通して教授している。

<応用化学科>

応用化学科では、新しい物質を生み出す化学の「ものづくり」に基礎を置き、環境、生産、生命、機能材料等といった様々な産業分野における諸問題を解決し、展開することを目標とし、そのための人材の育成として、「豊かな人間性、自立した社会人として自ら判断行動でき、国際社会で周囲の人とのコミュニケーションが取れる」、「科学技術が人間社会や自然環境に及ぼす影響をグローバルな視点で理解し、技術者の社会的責任や、守るべき倫理をわきまえる」、「国際的に活躍できる技術者として必要な自然科学と工学の基礎知識及び応用力」、「化学物質についての正しい物質観を身につける」、「幅広い専門知識を身につけ、応用化学に関する様々な問題を自ら発見、議論、解決できる力量」、「科学技術の進歩や社会環境の変化に対応し、社会的要求をその時々々の制約下で解決可能な、能力向上の態度」を求めている。

応用化学科のカリキュラムでは、有機化学、無機化学及び物理化学の3系列の基礎を習得し、さらに社会で実践的な対応をなす化学プロセス工学を加えた4系列における学習知識の取得を目指している。また、情報処理に関する知識をはじめとする理工学分野の基礎に幅広く目を向けて、それらを必修、選択科目として履修できるように工夫している。

4年次の卒業研究においては、各自にテーマを与え研究の背景の調査、研究目的の設定、実験計画の立て方、論文検索、実験データの収集と結果のまとめ方、そして研究発表までを指導する体制をとっている。また、絶え間なく進展する世界的な産業技術に対して最先端の研究を目指し、最新の論文を読みこなす英語力を養うために、卒業研究では輪講や文献紹介を研究室単位のゼミ形式で行っている。

<ビジネスデータサイエンス学科>

ビジネスデータサイエンス学科では、工学的な基礎やコミュニケーション能力、技術者としての考え方を身に付けるための講義・演習のほか、ビジネスデータサイエンスの様々な領域に対する広範な講義と実験を用意している。専門教育の基礎となる理系科目、つまり数学、物理、化学は総合教育科目3群として1年次に履修することになっている。また、物理と化学には実験も取り入れており、これらを通して事実を客観的に観察する態度を身に付けさせる。これらに加えて、英語、第二外国語などの外国語科目を学ぶことで、コミュニケーション能力と異文化に対する理解力を深め、さらに、総合教育科目2群として政治、経済、社会、倫理など人文・社会系の科目を履修することで、専門技術だけにとらわれない幅広い視野を身に付ける。

専門教育は以下の科目群で構成し、それぞれが関連している。

(a) ビジネス科目群、(b) データサイエンス科目群、(c) データエンジニアリング科目群の3つの専門科目群を設置し、幅広い科目群によってカリキュラムを構成している。3つの科目群同士には相互に密接な関連がある。

(a) ビジネス科目群は、品質、量・納期、コストなどの経営管理の原則・手法に関する科目となっている。例えば、「品質管理」、「生産管理」、「マーケティング・リサーチ」、「企業データ分析」、「サプライチェーンマネジメント」、「金融工学」などの科目がある。

(b) データサイエンス科目群はデータサイエンス技術を身に付けるために必要な数理に関する科目で、データ収集やモデリング、データ解析、最適解を求める能力等の育成を目指す。例えば、「確率論」、「統計学」、「機械学習基礎論」、「最適化手法」などの科目がある。

(c) データエンジニアリング科目群は、データサイエンスをシステムに実装するための道具である情報技術とその応用に関する科目で、プログラミング、システム設計、情報資源管理、ネットワーク技術などに関する知識の習得を目指す。例えば、「情報処理」、「データベース工学」、「ソフトウェア工学」などの科目がある。情報処理の活用に関する演習科目も多数設置している。自ら問題意識を持って課題に取り組むため、また、組織における実際の問題に直に理解できるよう、PBLを含むデータサイエンスに関する演習科目、インターンシップ、実務家による講義や実験などを設置する。

なお、4年次には、学士課程の総決算として卒業研究に取り組み、約10名の学生に対して1名の教員が指導にあたり、自分が興味のある分野・テーマを選び、社会に巣立つための最後の仕上げを行っている。

このように、学際的な専門領域の特徴を考慮し、必修科目を絞る検討を継続的に進めてきた結果として、科目の選択の自由度は他学科と比べても大きくなっている点はカリキュラム上の強みである。他方、学生がその前提となる科目を履修しないで授業を受ける問題点が生じているが、これを防ぐために科目間の繋がりを科目系統図にして示すとともに、講義要項において前提科目を示すことでの対応を図っている。

<情報工学科>

情報工学科は、学生、教員、経済産業界、及び父母・高校の各ステークホルダーから育成が期待される学生の行動特性として、コミュニケーション力、問題解決力(デザイン)、知識獲得力、組織的行動能力、創造力、自己実現力、及び専門性の各々の目標レベルを学年ごとに定めた上で、目標レベルを段階的に達成できるように注意深く授業を設計することを目指している。ここでいう専門性とは、専門知識を体系的に理解し、専門性の高い情報を理解し正確性を判断した上で自らの主張を行えること、及び一定基準以上の緻密さや正確さをもって作業が行える特性を指す。

目標レベルは問題行動、指示待ち行動、通常行動、自主的行動、または独創的行動に分類し、授業の中に、知る、試す・使う、気付く、決心する、行動・態度を新たにする、という正の学習スパイラルを適切に組み込むように工夫している。それゆえ、専門性も含め社会に期待される行動特性を計画的に育成するような教育課程における各授業の位置づけを、個々の教員が可視的に把握できる構造となっている。

また、専門教育科目は情報処理学会コンピュータ科学教育委員会提案によるコンピュータ科学知識体系(CS-BOK-J)に準拠し、かつ、情報工学基礎を核とし、数理情報学、社会情報学、映像情報学、及び知能情報学・生命情報学の4研究領域に関連するように整理している。さらに各科目は共通基盤的、数理的、特化的、応用的、要素技術的、及び横断的の6種のいずれかに内容を位置づけている。これらの知識体系、研究領域、及び内容の位置づけについては履修要項で公開している。また、これらの内容に加えて各科目で育成が期待されるコンピテンシーを情報工学科Webサイトにて公開している。

＜生命科学科＞

生命科学科では、生命科学の広い分野を理解させるための基礎教育として、1年次には英語と他の外国語を学ばせ、「哲学」や「心理学」などを含む総合教育科目2群科目を8単位は必修とし、さらに「数学」、「物理学」、「化学」の科目の中から8単位を必修として学ばせている。専門教育科目としては、「基礎生化学」、「基礎分子生物学」などの基礎科目を必修とし、高校で生物を学んで来なかった学生のために「基礎生物学」を開講している。さらに、生命科学の基本である生物の分類と生物多様性について学び、生命倫理と統合的な視野を育成するために、「進化多様性生物学」を前期に開講している。また、より生命科学に特化した英語教育として、生命科学の教員が全員で担当する少人数の「生命科学英語初級」の科目を開講している。

2年次になると、実験科目が3科目、計6単位分開講され、実験を通じてより具体的に生命科学を理解させるようにカリキュラムを組んでおり、授業もより専門性を高まる。「代謝生物学」、「分子遺伝学」、「分子細胞生物学」などが開講され、基礎から応用へと展開の橋渡しをするカリキュラムの構成となっている。また、2013年度からは、専門選択科目として米国人英語教員による「生命科学英語中級」を開講して、英語能力の向上に力を入れた。

3年次には実験科目に加え、「応用生物学」や「バイオテクノロジー概論」など、応用を中心とした科目へと授業が展開される。また、3・4年次共通で、一般社会との繋がりを意識した生物資源経済学や環境工学などの科目が開講されるとともに、4年次には「卒業研究」を必修として課している。卒業研究を通じて、まず自分で考え、次にそれを実行できる自主性のある学生、社会の多方面に適応できて生物学的能力と教養を現場で活かすことのできる学生の育成を目指している。

＜人間総合理工学科＞

人間総合理工学科では、幅広い理工学の基礎知識をベースに理工学の諸分野を「人を知る・測る」「人の健康」「人と生活環境」「人と物質・エネルギー」の4領域から横断的に学ぶカリキュラムを編成している。

具体的には、1・2年次で「人間と自然の共生」「人間の心と体」に関する幅広い分野から専門課程へ移行するための学問的な基礎・技法を学び、3年次には専門分野の分野横断的な実験・実習を通して、理論面の更なる理解と基本技術を体得する。また、「人間総合理工学演習」では、4つの領域における問題発見、情報収集、課題解決、発表のプロセスを通して知識を深め、協働作業を通じて課題解決に至る方法論を学ぶ。4年次には各研究分野において実績を有する研究室に配属し、3年次までに築いてきた学問基礎・技法及び分野横断的な応用力をベースに分野専門性を研磨し、高度専門知識・技術を身に付ける。このような高度専門性と実践的な応用力を習得することで、現代社会が抱える諸問題を实际的に解決できる人材の育成を目指している。

以上のように、いずれの学科におけるカリキュラムも、「学術の中心として、広く知識を受けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的」とする学校教育法第83条にも的確に適ったものである。

また、理工学部の特徴として、カリキュラム編成と運営の責任の大部分が学科に帰するところとなっており、その独立性が高いことが挙げられる。これにより少人数教育を実現し、きめ

細かい学生対応を実践している。一方、学部単位での問題意識の共有や課題への対応方策としては、主にC委員会を通じて議論し、教育内容に反映している。このように、共通の基礎教育の上に、各学科の専門教育を実践することをもって、学科の特色（個性）を活かしながら、学科間の連携を深め、理工学部の教育上の目的を達成するものである。

○初年次教育・高大連携に配慮した教育内容について

入学してくる学生の高校での基礎学力の習得レベルに広がり大きいことは、学部全体に共通する問題点として理解しており、それが4年間での達成度にもそのまま差となって繋がっていくことの危惧も少なからず残っている状況にある。

理工学部の学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために講じている措置においては、特に数学・理科の「本来高校で十分学習しているべき事項」の理解が不足している層における、入学後の不利を解消するための方策を学部の重点施策としている。

また、正規のカリキュラムの中における高等教育への円滑な移行にも資する配慮として、1年次（全学生対象）に「科学技術と倫理」を開講し、倫理教育のみならず、キャリアガイダンス、情報リテラシー、マナーについての講義など、キャリア教育科目の強化を図っている。なお、円滑な高・大接続に関する具体的な取組みの現状及び分析等については、以下のとおりである。

1) 入学前教育

特別入学試験合格者（入学手続完了者）について、入学後の大学教育へ円滑に移行させるため、「数学Ⅲ」の学習内容について、学習支援センター指導員による通信添削制の事前教育を実施している。2022年度は推薦入試の学生353人を対象に、数学において三角関数、指数・対数、数列・極限、微分法、積分法の5分野について、事前に課題を送付し添削する形式で入学前教育を行った。対象者全員での提出率は99.4%であった。附属4高校からの推薦入学者114人の提出率は98.2%であった。

2) プレースメントテスト

理工学部の学習には、数学が共通の基礎知識として求められており、前提となる数学の基礎学力を判定するため2007年度から数学のプレースメントテストを実施している。当該テストで、基礎学力の弱点を指摘された者については、授業と併行して数学の重要テーマを復習する理解度向上講座の受講を勧めている。2008年度から、物理も全学科に対して、プレースメントテストを実施している。その結果、物理学の基礎学力の不足が判明した新生入生に対しては、物理理解度向上講座の受講や学習支援センターの利用を勧めている。

3) 導入教育科目

各学科の専門分野を学ぶ目的を理解すること及び、高校の学習から大学のカリキュラムへと円滑に進めるために明示的に設置されている導入教育科目は次のとおりである。

- ・数学科（基礎数学1）
- ・物理学科（現代物理学序論）
- ・都市環境学科（フレッシュマンセミナー）
- ・精密機械工学科（精密機械工学概論）
- ・電気電子情報通信工学科（電気電子情報通信工学概論）
- ・応用化学科（基礎物理化学）

- ・ビジネスデータサイエンス学科（データサイエンス概論）
- ・情報工学科（情報総合概論、情報総合演習）
- ・生命科学科（生命科学英語初級）
- ・人間総合理工学科（フレッシュマンセミナー）

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について
学生自らが大学生時代の位置付けを認識し、自身の手で人生の将来設計を描くことに資する科目として全学科に「キャリア教育科目」を開講している。

2022年度は、「科学技術と倫理」、「技術と法」、「知的財産法演習」、「知的財産取扱基礎知識」、「キャリア・デザイン・ワークショップ」を開講している。

<点検・評価結果>

以上のとおり、教育課程の編成・実施方針に基づき、学位課程にふさわしい授業科目を開講し、教育課程を体系的に編成しているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<評価の視点3は大学院対象項目のため割愛>

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

<現状説明>

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

講義と演習、実験実習科目のバランスや、各授業の形態と授業方法等については、各学科におけるカリキュラムのあり方に関する議論の中で常時検討を行い、当該検討結果を持ち寄った議論をC委員会において調整している。

講義系科目については、学科の一学年全体の人数規模に合わせて行うものが大部分であるが、語学科目（特に英語）は、各学科の各配当年時における学生数を30～40名のクラスに分けて、よりきめ細かな指導に努めている。また基礎科目（特に数学科目）や必修科目においては、100名程度のクラス編成を目安として、学生数の多い学科では当該授業クラスを分割して設置し、その教育効果を高めるための適切な配慮を行っている。

演習・実習科目においては、各授業・クラスにTAを割り当てており、細かな質問に答えられる体制をとっているほか、学生を少人数の班に分けて各実験・実習を行っている。さらに、卒業研究においては、指導教員とのマンツーマン指導を基本とした上で、当該研究室に所属する大学院学生も交えての研究室単位での研究活動を実施しており、このような活動が学部学生にもたらす影響と教育効果は極めて有効なものとなっている。

理工学部において、学士課程の総仕上げとして位置づけている卒業研究は全学科の必修科目であり、教員の指導のもとで実施される。創造力、コミュニケーション力、問題解決力、知識獲得力、組織的行動力、自己実現力及び専門性をもって総合的かつ自主的に取り組むことを求

めている。

また、インターンシップを正課に位置づけてアカデミック・インターンシップを展開しているのは、精密機械工学科、ビジネスデータサイエンス学科の2学科であり、当該インターンシップを履修するための要件として、前年度までに所要の単位（前年度までに配当されている全必修科目など）の修得を必要としているほか、通常の履修ガイダンスとは別に事前ガイダンス・マナー研修を行い、その履修効果を高める工夫を講じている。また、学科によって異なるが、単位認定にあたっては教員の面接や、インターンシップ報告会での報告、成果報告書の提出を求めるなど、厳格な運用を行っている。さらには、理工キャリア支援課や理工学部事務室及び各学科が分担・協力して、企業等が公募するビジネス・インターンシップのプログラムを活用しており、アカデミック・インターンシップに加えて、学生が実務の場において、大学で学習した内容がどのように活かされているか、自分の体験を通して理解することができており、両インターンシップの実施に伴う適切性は十分に確保されている。

精密機械工学科においては、2013年度よりPBL教育として「精密機械工学プロジェクト」を行っている。2年次の学生が4～5人のグループをつくり、課題として設定された装置を自らのアイデアにより具現化する。材料の調達から設計、製作することに加え、仕様書・取扱説明書の作成やプレゼンテーションも行う。課題の一例として「的を狙ってテニスボールを投げるカタパルト」や、「障害物を乗り越えてゴールに到達するタイムを競うロボットの製作」などを行った。その他にも学生自らが学生時代の位置づけを認識し、自身の手で人生の将来設計を描くことに資する科目として、以下の「キャリア教育科目」を設置している。

[キャリア教育科目一覧 (2022年度)]

科目設置学科名	キャリア教育科目名	設置学科での科目群 (注1)	配当年次	単位数
全学科	科学技術と倫理	学科間共通科目 (注1)	1年次	2単位
全学科	技術と法	学科間共通科目 (注2)	1年次	2単位
全学科	知的財産法演習	学科間共通科目 (注2)	1年次	2単位
全学科	知的財産取扱基礎知識	自由科目 (注3)	— (注4)	2単位
全学科	キャリア・デザイン・ワークショップ	自由科目 (注3)	1年次	2単位

(注1) 学科間共通科目「科学技術と倫理」で修得した単位は総合教育科目2群の単位として扱われる。

(注2) 学科間共通科目「技術と法」、「知的財産法演習」の卒業単位への算入は学科により異なる。数学科では卒業単位に含まれない。

(注3) 自由科目で修得した単位は卒業に必要な単位には含まれない。

(注4) 「知的財産取扱基礎知識」の配当年次は学科により異なる。

さらに、各学科の自由科目においては、研究開発職など上級技術者の存在を身近に感じ、一生のキャリアとして当該ロールモデルを目指そうとする意欲の向上に資することを目的に、産業キャリア教育プログラムとして、「産業科学技術論 (A～C)」及び「産業科学技術演習 (A～C)」、「産業科学技術研修」を設置しており、将来を見据えた修学モチベーションの向上にも供している。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

1) 履修科目登録の上限設定

理工学部において、前年度に単位を修得できなかった授業科目の単位を改めて修得しようとする場合については、授業を再度受けて単位を修得しようとする履修形態（再履修）となる。また、年次別再考履修単位に上限を設け（CAP制）、学習計画の適切性の向上と、GPA制

度のよりの確な運用を目指している。なお、2015年度入学生からは、半期休学・秋卒業制度が全学で導入されたため、従前の年間最高履修単位（49単位）に加え、前期・後期別にも最高履修単位を設けている。このほか、GPAの値が一定の基準を超えた学生には8単位の超過登録が可能な制度を物理学科・都市環境学科・精密機械工学科・電気電子情報通信工学科・応用化学科・生命科学科・人間総合理工学科に設けている。

[年次別最高履修単位（2022年度入学生）]

学科	年次別最高履修単位								新規履修登録 ・再履修登録	超過登録単位
	1年		2年		3年		4年			
	前期 後期	通年	前期 後期	通年	前期 後期	通年	前期 後期	通年		
									※年次別最高履修単位を含む。	前年度のGPAが以下の数値以上の場合、年次別最高履修の前期単位において4単位、後期単位において4単位の超過登録を認める。（前期の上限単位数：32単位、後期の上限単位数：32単位、通年の上限単位数：57単位）。
数学									各年次とも年次別最高履修単位の範囲内であれば、新規履修、再履修の履修単位に制限はない。	認めない
物理										(物理) GPA3.00以上
都市										(都市) GPA3.00以上
精密										(精密) GPA3.00以上
電気										(電気) GPA2.50以上
応化										(応化) GPA2.50以上
D S										認めない
情報										認めない
生命										(生命) GPA3.00以上
人間										(人間) GPA3.00以上

※ 電気電子情報通信工学科、応用化学科は前年度のGPA2.50以上、物理学科、都市環境学科、精密機械工学科、生命科学科、人間総合理工学科は前年度のGPA3.00以上の学生に対して、前期4単位、後期4単位の超過登録を認める。〔前期の上限単位数：32単位、後期の上限単位数：32単位、通年の上限単位数：57単位〕

なお、その他の年次別最高履修単位の算出ルールは以下の通りです。

- (1) 自由科目、教職科目は年次別最高履修単位に含みません。ただし、数学科においては、学科間共通科目の「技術と法」「知的財産法演習」「産業財産権法」も年次別最高履修単位に含みません。
- (2) 他学部、他学科履修単位は年次別最高履修単位に含みます。
- (3) 前期の履修中止科目の単位数は、年次別最高履修単位に含みません。
- (4) グローバルスタディーズA・B I・B IIおよびグローバルインターンシップは、年次別最高履修単位に含みません。
- (5) 短期留学プログラムは、年次別最高履修単位に含みません。
- (6) FLP演習A・B・Cは、年次別最高履修単位に含みません。
- (7) AI・データサイエンス演習A(1)(2)・B(1)(2)・C(1)(2)は、年次別最高履修単位に含みません。
- (8) グローバルFLP関連科目は、年次別最高履修単位に含みません。
- (9) 大学生のための論文作成の技法（基礎編）、大学生のための論文作成の技法（発展編）は、年次別最高履修単位に含みません。
- (10) 前後期の履修修正は、年次別最高履修単位（前後期・通年別）の範囲内で増減可能とします。
- (11) 通年開講科目（新規履修・再履修科目）の単位数は、前後期別の最高履修単位の上限には含まれず通年の年次別最高履修単位に含みます。

2) 学習指導

理工学部においては、各授業科目担当者や卒業研究における指導教員のほか、「クラス担任」、及び「学習指導委員」を各学科に置き、履修指導体制を整備している。クラス担任は、1年生のクラスを単位として、初年次の学習や履修指導及び相談に応じている。学習指導委員は、履修の相談のみならず、進路相談や学習上、学生生活上の悩みに至る大学生生活全般にわたる相談に応じる役割がある。

入学時及び各年度はじめに行う履修ガイダンスは、学習指導委員が中心となって学科主体で実施しており、ここではカリキュラム体系についての理解や認識を深めさせるほか、卒業研究履修制限者の人数や、GPAの分布等に係る具体的な数値・データを用いた説明を行っており、単位修得や成績の重要性について指導している。さらに、実際の学生に対する学習指導においては、学年毎のGPAと通算GPAの両評価から指導を行うことにより、予・

復習等の履修管理上の問題点を発掘し、学生にもその状況が具体的に理解できるようにも努めているほか、3年次の大学院進学ガイダンスや、卒業研究配属ガイダンスの継続的な実施により、具体的な学修のプランニングに供している。なお、物理学科では、1年生を5～6人のグループに分け、それぞれ専任教員を1名ずつ担当者として、定期的にグループごとにミーティングを行っている。これにより、入学初期の段階での学業と生活面双方での相談を受け付け、学業のモチベーション・アップの指導を行い、また、物理や数学の基礎学力が不足している新入生には理解度向上講座の利用を勧めるなど、有効に機能している。物理学科では、毎年11月に3年生を対象にして卒業研究の研究室紹介及び大学院進学に関する説明会を行っているが、2015年度から1年生にも参加を義務付け、また2年生の参加も認めることとした。これは学生の学業に対するモチベーションを維持させるための方策である。また、都市環境学科では、学生に配布する冊子『中大都市環境学科の歩き方』において、学びのカルテと称した自己診断カルテがあり、学科教員との半年ごとの個人別指導の際に内容を確認し、学習指導に活かしている。

さらに、専任教員が学生の質問や相談に随時対応しているのに加えて、各教員の指定した時間帯に自由に研究室を訪問し、授業についての質問や相談することができるオフィスアワー制度を整備しており、「卒業研究」の履修要件を視野に入れた各年次における厳格かつ的確な履修指導・管理に努めている。

また、学科・学年毎に修得単位数の目安を学生に示し、この目安を下回る学生には、理工学部事務室から成績不振者として通知を出し、学習上の問題を早期に解決するための相談機会を設けている。

○シラバスに基づいた授業展開について

シラバスについては、全教員・全科目における的確なシラバスの作成を義務付けているが、記載必要項目は、当該科目の「履修条件・関連科目等」、「授業の概要」、「科目目的」、「到達目標」、「授業計画と内容」、「授業期間外の学修の内容」、「授業時間外の学修に必要な時間数/週」、「成績評価の方法・基準」、「課題や試験のフィードバック方法」、「アクティブ・ラーニングの実施内容」、「授業におけるICTの活用方法」、「テキスト・参考文献等」としており、当該項目が組み込まれたフォーマットでの作成を全授業担当者に徹底し、具体的かつ明確にこれらを網羅するよう努めている。また、シラバスの活用については、各教員における授業実施準備における活用や、授業アンケート結果の分析や授業改善における教員個々の活用のほか、シラバスが授業内容について教員及び学生の双方の拠り所であるとともに、厳格な成績評価の実施を担保する上でも不可欠なものとして、学部全体でこれを活用している状況である。そのため、シラバスの作成に際しては、本学のmanabaを利用したインターネット環境により原稿を入稿し、校正の段階で、各学科・教室のE委員がチェック作業を行い、記載すべき項目を満たしているか、シラバス内容が学科のカリキュラム方針に沿っているかを点検する役割を果たしている。

なお、シラバスの内容については、manaba及びC plus、並びに本学公式Webサイトを通じてその全てを学内外に公開している。

<点検・評価結果>

以上のとおり、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うため措置を適切に講じているといえる。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

＜現状説明＞

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

理工学部では、講義要項（シラバス）に授業計画並びに到達目標と成績評価法を明示し、レポート、中間試験、演習、最終定期試験の結果によって目標達成度を測り、成績を厳格に評価しており、成績根拠資料の一つとして答案の保管（4年間）をルール化している。また、答案以外の成績評価に対するエビデンスの準備、内容の説明責任の体制は、原則として授業科目担当者の責任で行われている。

成績評価においては、5段階評価を採用するとともに、厳格な成績評価の実施と相俟って GPA 制度を導入している。学生に対しては、GPA を C plus での成績照会及び成績原簿に表示することにより、学修の到達度をより明確に示し、学生個人の履修管理に自覚を持たせるほか、履修登録した科目を自主的、意欲的に学修する動機付けに寄与している。

また、適正な成績評価の観点から、成績評価に疑義が生じた場合は、学生が所定の手続きにより、授業担当教員へ成績調査の申請を行うことが可能となっている。

単位認定においては、大学設置基準第 21 条の規定に沿うかたちで、いずれも 1 コマ 100 分で授業を行い、講義科目には半期で 2 単位、演習科目は半期で 1～2 単位、実験・実習科目は半期で 1 単位と設定している。各授業科目は、14 週の授業時間を確保して、その回ごとの内容をシラバスに明記している。学科毎にこれらの科目の授業実施形態は様々であるが（例えば応用化学科では実験が多い）、理工系学部の常として演習、実験実習科目を重要視しており、ほぼ全ての学科で必修科目の中に占める演習、実験実習科目の割合が高くなっている。また、「卒業研究」については、学科により 4 単位（数学科、物理学科、ビジネスデータサイエンス学科、情報工学科、人間総合理工学科）もしくは 6 単位（都市環境学科、精密機械工学科、電気電子情報通信工学科、応用化学科、生命科学科）と設定している。これらの科目バランスは、各学科教室会議での適正さの検討に加えて、C 委員会での総合的観点からの検討事項にもなっており、現行の半期をベースとした授業科目における単位計算方法は妥当であると考えている。

国内大学及び国際交流協定校以外の外国大学で修得した単位は、教育上有益と大学が認めた場合は、学則上は 60 単位を超えない範囲で本学において修得したと見なすことにしている。理工学部では、「理工学部学生の国外留学（交換・認定）に伴う単位認定に関する基準」に基づいて単位認定を行うことと定めており、認定単位数は 1 学期間につき 20 単位、通算で 40 単位を上限として認定することができるとしている。

また、高等専門学校からの編入学に伴う既修得単位認定においては、C 委員会申し合わせに基づき、理工学部事務室教務担当と各学科・教室の E 委員との連携において適切に実施しており、専門科目を習得する上で、基礎となる部分の習得が欠如することにならないよう、科目内容を慎重に審査する仕組みとなっている。

○学位授与を適切に行うための措置

卒業及び学位の授与については、学則に定めるところにより、4年以上在学し、卒業に必要な単位を修得している事を要件とし、理工学部教室委員連絡会議及び教授会の審議・承認事項とされる。卒業要件は、科目群毎の必修単位数と、卒業に必要な総単位数の修得の2つの条件を充足する必要がある。

なお、卒業認定の前提として、次に示す「卒業研究」の履修要件が制度化されており、教育上の効果を測定し、学生の質を確保・検証するための方法として有効に機能している。

1) 理工学部「卒業研究」履修の要件

理工学部では卒業研究を大学教育における集大成ととらえている。3年間に履修した科目や実験・演習の教育効果が総合的に卒業研究の1年間に集約されることから、学生の卒業研究への取組みや達成度を中間発表、最終発表、卒業論文を通して、厳格な審査により総合評価を行っている。そのため、最終的な教育上の効果の測定（卒業認定）を行う準備として、3年次終了時には4年次必修科目である「卒業研究」の履修要件を設定しており、その要件の充足度が卒業時の学生の質を確保することとなる。「卒業研究」の履修要件は学科毎に異なるが、必修科目、選択必修科目、選択科目のそれぞれで必要単位数が厳格に定められており、その時点で学科の理念及び教育目標に基づく実質的な専門学力の中間評価が行われている。また、「卒業研究」に至るまでの履修について、周到な計画に基づく履修科目の精選を履修指導の際に学生に求めている。

なお、学生の卒業研究への取組みや達成度は、卒業研究の中間発表及び最終発表、卒業論文を通して、厳格な審査に基づく総合評価で行われる。

2) 早期卒業制度

理工学部では、2009年度から学内の大学院進学を前提とした早期卒業制度を導入し、理工学部早期卒業制度に関する内規にしたがって数学科のみ制度の適用を行っている。

対象者の選考は学科教室会議において2年次までの学業成績に基づき行われる。早期卒業を希望する対象者は、3年次前期終了時点での学業成績が基準に達した場合に出願し、学科での審査を経て早期卒業候補者として早期卒業認定委員会に推薦の上、教授会で審議・了承される。早期卒業の認定は、3年次終了時点で卒業要件を満たし、正規の卒業と同様、教授会の審議を経て認定される仕組みとなっている。これまでの適用者数は、2011年度に1名、2014年度に1名、2017年度に2名であり、合計4名の早期卒業生を輩出している。

<点検・評価結果>

成績評価、単位認定及び学位授与は、学則に基づき適切に実施している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

<現状説明>

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

外国語運用能力の向上、他文化理解及び理工系諸問題を英語で学ぶ機会を提供することで、国際的な視野をもった理工学部学生の養成を行うことを目的として、2015年度から、学科間共通科目に学部独自の短期留学プログラムとして「グローバルスタディーズ」を新設し、16名が履修した。2016年度は、夏季プログラムを17名が履修し、ハワイ大学マウイ校及びマノア校にて、英語語学研修及び異文化体験・自然環境視察、理工学部学生向け講義の受講という3週間のプログラムを実施した。春季には新たに西オーストラリア大学にて4週間の理工学部学生向けのプログラムを開講し、19名が履修した。

2018年度から、新たに比較的短期（1～2週間）の理工学部学生向けの海外研修を「グローバルスタディーズB」（1単位）として新設し、既存の「グローバルスタディーズ」（2単位）は、「グローバルスタディーズA」（2単位）に名称変更を行った。また、2020年度から、「グローバルスタディーズB」（1単位）を廃止し、「グローバルスタディーズBⅠ」（1単位）、「グローバルスタディーズBⅡ」（1単位）に変更した。このカリキュラム改正によって、比較的短期のプログラムに複数回参加できることとして、外国語運用能力向上、他文化理解および理工系諸問題を英語で学ぶ機会を提供することで、グローバルな視点を持った理工学部学生の養成を行うことをより推進することができた。

過年度において、「グローバルスタディーズBⅠ・BⅡ」として、シリコンバレープログラム、上海理工大学プログラム、台湾プログラム等を実施した。

また、英語による授業科目として、「英語プレゼンテーション演習」を2011年度に新規開講している。当初は4年次配当の自由科目であったが、2013年度のカリキュラム改正により、外国語教育科目1群（4年次配当）として卒業単位に算入するに至っている。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生入学試験での正課入学者については、出願の時点で一定の日本語能力を身に付けているとの前提の下、当該外国人留学生に対する特別科目「日本語AⅠ・AⅡ、BⅠ・BⅡ、AⅢ・AⅣ、BⅢ・BⅣ」（外国語教育科目2群）を設置している以外は、一般学生と同様のカリキュラムのもとで学習させており、学習相談等の教育指導上の配慮を個別に行っている。現在、日本語能力の充実のほか、母語を外国語科目として履修できてしまう場合の矛盾を解消するため、当該外国人留学生を対象としたガイダンスにおいて日本語履修の重要性について説明を行い日本語以外の第2外国語の履修を希望する学生には個々の学生の母語や日本語の能力の確認を行い、語学教育の適切な実施を図っている。

他方、当該外国人留学生のほかに、毎年、本学の海外協定校からの留学生（選科生）数人を受け入れているが、理工学部では、英語による授業や留学生向けの講座を開設していないため、受入れ体制は十分とはいえない面もある。担当教員により、manabaなど授業支援システムを活

用し、レポート課題や例題解答などを常時閲覧できるようにする工夫により、選科生への配慮をしている。また、受入れるにあたっては、一定程度の日本語能力を求めているが、学生の国際交流の観点からすれば、上記に係る諸条件が多摩キャンパスに比して劣るため、選科生の比率は高くはない状況にある。

○国外の高等教育機関との交流の状況

本学が、2013年度に協定を結んだハワイ大学マノア校(米国)の工学部と理工学部との間で、教員の相互訪問を実施しセミナー等の開催を行っている。また、2014年度から、夏季に理工学部学生がハワイ大学マノア校を訪問して交流を行っている。また、2014年度に協定を結んだ廈門大学の学生(学部学生及び大学院学生)、2015年度にはバンドン工科大学(インドネシア)の学生(学部学生及び大学院学生)が、さくらサイエンスプランの援助により、夏季に理工学部に1週間滞在して交流を行った。なお、バンドン工科大学とはこの交流を契機に学部間協定の締結に至っている。このほか、2018年にアーヘン工科大学(ドイツ)、2019年にメッシーナ大学(イタリア)及びサンパウロ大学ポリテクニカ校(ブラジル)、2020年に済州大学(韓国)及びアボメカラビ大学(ベナン)、マゼラン大学(チリ)、2022年にカーティン大学(オーストラリア)とそれぞれ学術交流協定を締結し、各高等教育機関との交流を深めつつ、交流地域の多様性も図っている。さくらサイエンスプランは、2016年度以降も実施しており学生交流を図っている。学部の専門分野の特質上、国際交流は必須のものであることから、教員のみならず大学院学生は積極的に国際会議に参加・発表して国際交流の推進を図っている。また、理工学部の教員は毎年度国際会議に参加・発表を行うほか、積極的に外国人研究者を招聘して研究会もしくはセミナーを開催し、最先端の知見を学ぶようにしている。

一方、国外からの留学生の受入れにおいては、本学が協定を締結している交換留学生の受入れ要請に応じているほか、理工学部学生の送り出しについても、短期留学プログラム科目「グローバルスタディーズ」「グローバルインターンシップ」では、積極的に学生周知を図るとともに事前学習及び事後学習を行い、学生の海外留学の可能性を広げるよう努めている。

このほか、人間総合理工学科の取組みとして、交換留学を推奨し、学科独自に英語サポートを行っている。これにより2017年度は11名、2018年度は7名、2019年度は10名、2020年度は7名(2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりその後全員辞退、2021年度は同様の理由で0名)が交換留学生として世界各国の大学で1年間の留学を行っている。

但し、企業等へのインターンシップや、教職課程の履修等との物理的、時間的重複を理由に断念する希望者も少なくないことが問題点となっており、各プログラム間における日程調整や、履修指導の更なる充実を一つの解決策として、当該学生が描くキャリアデザインにとって最適なプログラム選択が可能となるよう検討している状況である。

<点検・評価結果>

以上のとおり、教育課程や教育方法の国際的通用性を高めるべく、各種取組みが適切に行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑦:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1:学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2:学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

<現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

本学では、学修成果の把握と適切な評価を推進するべく、様々な取組みを進めてきた。まず、2019年度に「学修成果の把握に関する方針」（いわゆるアセスメント・ポリシー）を策定し、2020年度から当該方針に記載された指標を使って学修成果の把握・可視化を進めている。また、2018年度～2020年度にかけて、3つの方針について全学的に見直しを行い、ディプロマ・ポリシーを起点とした教育の質の向上のためのPDCAサイクルを回す基盤を整えたところである。その上で、2020年度より、学部学生を対象とした学生アンケートにおいて、ディプロマ・ポリシーに明示された「知識・能力・態度をどの程度獲得しているか」という設問を設け、学生に自己評価を回答させることで、学修成果に係る主観的なデータとして把握している。また、2021年度には、すべての教育組織において、ディプロマ・ポリシーと設置科目との関連を示すカリキュラムマップの作成を行った。

理工学部でも、この全学の取組みに呼応する形で、2020年度から理工学部ディプロマ・ポリシーに基づいた学修成果の把握・可視化の取組みについて検討を開始した。2021年度には、理工学部のディプロマ・ポリシー「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」に明示した「8つの知識・能力・態度」（①コミュニケーション力、②問題解決力、③知識獲得力、④組織的行動能力、⑤創造力、⑥自己実現力、⑦多様性創発力、⑧専門性）と理工学部設置科目の関連具合を示す、カリキュラムマップを作成した。そのうえで、理工学部の今後の「学修成果の把握と適切な評価の方向性」を検討するため、学部内において、「学修成果の把握・可視化（評価）に関する組織的活動と事例共有」と「厳格な卒業認定（評価）に関する組織的活動と事例共有」を行った。共有した具体的事例は、情報工学科におけるルーブリック評価導入の先行事例である。情報工学科では、学部教育の集大成ともいえる4年次配当必修科目「卒業研究」について、2015年度より、評価基準にルーブリックを導入していた。情報工学科においてルーブリック評価を導入するにあたっては、「卒業研究」を通じて、どのような場面でどのような能力がどのような水準で発現しているのかを点検し、卒業研究に関する学習活動に見られる代表的行動がいつ頃に見られるか、その行動が「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」に明示された「8つの知識・能力・態度」のどれに対応するのかを確認を行い、卒業にあたって備えるべき「8つの知識・能力・態度」すべてが「卒業研究」を遂行する上で発現することを確認している。このように情報工学科では学修の集大成である「卒業研究」にルーブリック評価を導入することによって、ディプロマ・ポリシーに定める、卒業にあたって備えるべき「8つの知識・能力・態度」を一定水準以上で獲得したことを可視化・把握している。なお、「卒業研究」を行う過程で、卒業にあたって備えるべき「8つの知識・能力・態度」が発現するのは他学科も共通していると考えられ、この情報工学科の先行事例は、理工学部において学修成果の把握・評価を進める上で、最も参考となる事例であった。

そして、2022年度以降の理工学部の学修成果の把握・評価に係る方向性については、上述の情報工学科の先行した取組みを参考としつつ、「2029年度までには重要科目（必修科目から抽出、ただし「卒業研究Ⅰ」及び「卒業研究Ⅱ」を必ず含む。）は全て成績評価用ルーブリックを

作成し、少なくともその一部（単位付与の水準）をシラバス等に記載して学生に開示、それに基づく評価を実施することで、学生自身による学修成果の把握を促すことができる環境を段階的に構築する」と定めた。現在、その第1段階として、各学科・教室において①学修成果の可視化に活用するルーブリック評価導入科目の抽出と評価基準の作成（既に導入していればそれを検討する委員会で報告）に取り組んでいる。まずはルーブリック評価導入科目の抽出を行い、段階的にルーブリック評価の作成・導入およびその開示を行い、開示した年度末もしくは翌年度初めにルーブリック評価の実施結果を点検し、必要な修正を検討していくこととしている。そしてカリキュラムマップについては、ルーブリック評価導入にあわせて、再度点検を行う。

このように、学部教育の集大成である「卒業研究」をはじめとした重要科目（必修科目）において段階的にルーブリック評価を導入することで、理工学部ディプロマ・ポリシーに明示した「8つの知識・能力・態度」を学生が具備していることを確認する体制を整え、保証していくとともに、その教育効果についても適切に把握していく。

<点検・評価結果>

以上のとおり、理工学部における学修成果の把握・可視化への取組みは緒に就いたばかりではあるが、今後の取組み内容もスケジュールも明確なものとなっており、適切に導入が進められている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

理工学部及び理工学研究科では、カリキュラムのほか、授業時間割編成や教育効果の検証、成績評価、学籍、試験、シラバスや履修要項など、教育課程に関する重要事項はC委員会において点検・評価を行い、適切な改善を積み重ねている。なお、直近においてはグローバル人材の育成、具体的に「国際循環の潮流に乗り不確実性社会に立ち向かう高度理工系人材の育成」を念頭に置き、一体的なプログラム「理工学×英語教育×アントレプレナーシップ教育」を学生に提供すべく、以下のように、新たな入試制度の導入・カリキュラムの改善を行った。

1) 「学部別選抜英語外部試験利用方式（通称：理工グローバル入試）の導入

2022年度理工学部入試から、英語外部検定試験を利用した「学部別選抜英語外部試験利用方式（通称：理工グローバル入試）」を導入した。これは、理数系科目の基礎学力が高く、思考力・分析力を有することに加え、既に英検準一級合格相当の高度かつ総合的・実践的な英語運用能力（4技能）を身につけた人材を選抜し、本学でさらに伸ばしてグローバルな活躍を目指す人材を輩出することを目的としている。また、本入試から入学した学生が、他の学生にも刺激を与えることで、学生同士が切磋琢磨し、互いに能力を伸長する環境を作ることも企図するものである。

2) 学部・大学院を通じた「英語6年一貫教育」プログラム

上述の理工グローバル入試導入にあたり、カリキュラムにおいても、理工グローバル入試と連関して2022年度から様々な取組みを用意するべく、C委員会にて英語カリキュラムについて審議を重ね、構築してきた。この英語カリキュラムの新たな取組みは、理工グローバル入試手続学生の英語運用能力の伸長に留まらず、同入試手続学生から刺激を受けた他の学生の英語学習意欲の向上と相乗効果を期待したプログラムであり、その最大の特徴は、理工学の確固たる知識と教養を基盤として、学部・大学院を通じた「英語6年一貫教育」を実現するために、「学部1年次から段階を踏んで英語力を強化するためのプログラム設計としていること」である。具体的な内容は以下のとおりである。

- ①理工グローバル入試手続者の「英語選抜クラス」(特別英語、英語表現演習(s)クラス)の履修推奨
- ②1年次・2年次の必修英語科目(選択必修含む)でのTOEIC IP受験の必須化
- ③2年次の一部科目(習熟度による差の生じやすい「英語表現演習3・4」)でのTOEIC IPスコアによるクラス分けの実施
- ④2年次の一部科目(「英語講読演習3・4」)での希望学生に対する、TOEIC IPスコア等による単位認定の導入
- ⑤上記④で単位認定された学生は、3・4年次配当の英語選択科目の一部を2年次で先行履修
- ⑥英語選択科目(3・4年次の選択科目)の今後さらなる充実をはかる(例:学部再編後の専門内容に対応する、高度な理系英語のためのアドバンスコースの設定、長期留学準備コースの設置)

また、上の取組みにあわせて、学生がプログラムを通じた能力伸長を把握できるように、これまでも実施してきた年2回のTOEIC IPの無料受験を継続し、学生自身が「TOEIC IP受験→英語科目履修・留学プログラム参加→TOEIC IP受験」を通じて、英語運用能力向上に向けたPDCAサイクルを回すことができるように支援する。

3) アントレプレナーシップ教育関連科目の拡充

また、理工学の専門知識と英語運用能力の伸長に加え、急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を創出する精神「アントレプレナーシップ」も涵養する。アントレプレナーシップはグローバル人材に必須と言える精神であり、最新の国際情勢やビジネスプラン作成の基礎を学び、留学を通じて多様性や異文化を理解する取組みを充実させる。具体的には、2021年度から関連科目「グローバル人材論Ⅰ」「グローバル人材論Ⅱ」及び「アントレプレナーシップ」を新設する。科目「グローバル人材論Ⅰ」及び「アントレプレナーシップ」では、オンライン学習プラットフォームの教材も使用して起業家精神と世界の動向を学び、「グローバル人材論Ⅱ」では、国際理解を深堀するとともにビジネスプラン作成やピッチコンテスト(世界に通じるプレゼンテーションなど)の演習を行う。また、短期留学プログラムでも、これまでの多様性や異文化理解のほかに海外ビジネス体験の場を提供し、アントレプレナーシップの要素を追加している。さらに、これら科目の学修で培ったアントレプレナーシップ、異文化理解、課題発見能力、企画提案力、交渉力を更に伸長すべく、産学官交流イベントを開催し、そこでピッチコンテストも実施する予定である。

このように、入学者選抜とカリキュラムを一体的に改善し、プログラムとして学生に提供することで、グローバルな活躍を目指す学生の意欲をさらに向上させ、グローバル人材の輩出をより確かなものとしている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、理工学部では、C委員会において、機を見た教育課程の点検・評価と、それに基づく改善・向上が適切に図られている。

<長所・特色>

国境を越え地球規模となった諸課題の解決が求められる中、理学及び工学の確実な知識と応用力、教養を身につけ、高い英語運用能力や異文化理解による組織をまとめる卓越した交渉力、そしてアントレプレナーシップによる新しい課題への果敢な挑戦力をも身につけた人材を輩出できるカリキュラムは、社会の負託に応えるものであり、理工学部の特色ある取組みといえる。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

今後は、前述した英語力強化プログラムの着実な実施を目指すとともに、「アントレプレナーシップ」科目の発展科目として「グローバルアントレプレナーシップ入門」及び「グローバルアントレプレナーシップ演習」を設置するなど、アントレプレナーシップ教育の一層の拡大を図っていきたい。

◇学部における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

<現状説明>

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

理工学部では、「養成する人材像」・「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」からなるディプロマ・ポリシー、及び「カリキュラムの基本構成・体系性」からなるカリキュラム・ポリシーを踏まえたアドミッション・ポリシーを設定し、本学公式Webサイトおよび入学試験要項、履修要項等を通じて大学構成員及び受験生だけでなく、社会に対して広く公開している。具体的なアドミッション・ポリシーの内容は以下のとおりである。

<入学者受け入れの方針>

■求める人材

理工学部では、理学および工学の分野に関する理論及および現象にかかる教育研究を行うことにより、以下のような人材を養成することを目的としています。

- ・ 確実な知識と応用力を身につけ、新しい課題への果敢な挑戦力と組織をまとめる卓越した交渉力を持つ人材
- ・ 人類共有の知的資産たる科学技術を継承し、自らの発見の成果発表を通じて積極的に社会貢献できる人材

そして、この目的を達成するため、次のような学生を求めています。

- ・基本的な知識・基礎学力を有する人
- ・問題解決のための思考力・分析力・表現力の基礎を身につけている人
- ・他者と協働するためのコミュニケーション力を身につけている人
- ・大学での学修に対してモチベーションの高い人

以上に基づき、理工学部では多様な資質を有する学生が互いに協働しつつ切磋琢磨しながら、大学で効果的な学修を進めるために、次のような知識・能力・態度を備えた学生を多様な選抜方法によって受け入れます。

- ・高等学校の課程全般の内容を幅広くかつ十分に理解をしている。特に、数学・理科・英語についての基礎学力を身につけている。(知識・技能)
- ・新しい課題や問題に直面した際に、物事を筋道立てて考えるために必要な、論理的な思考力と分析力を身につけている。また、自分の考えた内容について他者に理解してもらうために必要な表現力を備えている。(思考力・判断力・表現力)
- ・他者と協働して効果的に学修に取り組むために必要な一定水準以上のコミュニケーション力と組織的行動能力を身につけている。(主体性・協働性)
- ・大学での学修に主体的に取り組むために必要な、志願する学問分野への強い興味と勉学意欲を持っている。(主体性・協働性)

<点検・評価結果>

以上のとおり、アドミッション・ポリシーを定め、適切に公表している。また、各入試制度における「求める人材像」及び「重視する評価項目」についても明確化し、公表している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<現状説明>

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

学生の受け入れ方針において「大学で効果的な学修を進めるために必要とされる知識・能力・態度」を明確化することに加えて、それぞれの入試制度における「求める人材像」および「重視する評価項目」を定めている。入試ごとの「求める人材像」を明確化することで、学生募集においてその特徴に合致した学生の募集を行い、「入学者選抜ごとの評価項目・選抜方法」を明確化することで、入学者選抜において理工学部で身につける知識・能力・態度に即した評価項目ならびに選抜方法との関係性が認識できるよう明示しており、適切に運用されている。

それぞれの入学者選抜における「求める人材像」は以下のとおり。

- ・学部別選抜・一般方式：
基礎学力（数・理・英）が高く、思考力・分析力を有する人を選抜します。
- ・学部別選抜・大学入学共通テスト併用方式：
基礎学力が高く、特に理数科目について優れた思考力・表現力を有する人を選抜します。
- ・学部別選抜・英語外部試験利用方式：
理数系科目の基礎学力が高く、思考力・分析力を有することに加え、既に身につけた高度かつ総合的・実践的な英語運用能力（4技能）を本学でさらに伸ばすことにより、グローバルな活躍を目指す人を選抜します。
- ・大学入学共通テスト利用選抜[単独方式]：
十分な基礎学力と思考力・分析力を有する人を選抜します。
- ・高大接続型自己推薦入学試験（特別入試）：
基礎学力に加え、問題解決力、コミュニケーション力及び自己実現力を重視して選抜します。第2次選考では、面接・プレゼンテーション・演習・実験等を選考の一部として行い、高等学校での学習成果を活用して、とりわけ主体的に課題に取り組み、その成果を論理的かつ明確に説明し、他者と議論できる能力を評価します。
- ・指定校推薦入学試験（特別入試）：
高等学校長による推薦者で、基礎学力とコミュニケーション力を有し、学ぶ意欲の高い人を選抜します。
- ・スポーツ推薦入学試験（特別入試）：
基礎学力を備え、スポーツの分野で卓越した能力を有し、本学において学業とスポーツを両立させる意欲の高い人を選抜します。
- ・外国人留学生入学試験（特別入試）：
基礎学力を有し、国際交流を促進し、高い志を持った国際的な人材を選抜します。
- ・附属高校推薦入試：
基礎学力を有し、高大連携活動により本学での学ぶ意欲の高い人を選抜します。
- ・編入学試験：
一分野の学問基礎を固めたうえで、他分野の学問体系、または同じ分野のさらに高度な内容を学ぼうとする意欲の高い人を選抜します。

また「重視する評価項目」は以下のとおり。

◎：とくに重視する / ○：重視する

「学力の3要素」 で表した場合の 項目	知識・技能			思考力 判断力 表現力			主体性・協働性			特徴
	知識 獲得力	専門性	問題 解決力	創造力	多様性 創発力	コミュニケ ーション力	組織的 行動能力	自己 実現力	多様性 創発力	
一般方式	◎	○	◎	○						本学独自の筆記試験において「知識獲得力」、「問題解決力」、「創造力」等を総合的に評価します。
共通テスト利用 入試単独方式	◎		◎	○						大学入学共通テストにおいて「知識獲得力」、「問題解決力」、「創造力」を総合的に評価します。
共通テスト利用 入試併用方式	◎	◎	◎	○						本学独自の筆記試験および大学入学共通テストにおいて「知識獲得力」、「専門性」、「問題解決力」、「創造力」を総合的に評価します。

「学力の3要素」 で表した場合の 項目	知識・技能			思考力 判断力 表現力			主体性・協働性			特徴
	知識 獲得力	専門性	問題 解決力	創造力	多様性 創発力	コミュニケ ーション力	組織的 行動能力	自己 実現力	多様性 創発力	
英語外部 検定試験 利用入試	◎	○	◎	○	◎					本学独自の筆記試験において「知識獲得力」、「問題解決力」、「創造力」等を総合的に評価します。
高大接続型自己 推薦入学試験	○	◎	◎	○		◎	○	◎	○	本学独自の筆記試験、面接やプレゼンテーションにおいて「専門性」、「問題解決力」、「コミュニケーション力」、「自己実現力」等を総合的に評価します。
指定校推薦入学 試験	○					○	○	◎		本学独自の筆記試験、面接において「コミュニケーション力」、「組織的行動能力」、「自己実現力」等を総合的に評価します。
スポーツ推薦 入学試験	○					○	◎	◎		本学独自の筆記試験、面接において「コミュニケーション力」、「組織的行動能力」、「自己実現力」等を総合的に評価します。
外国人留学生 入学試験	○		○		◎	○	○	◎	◎	筆記試験（外部試験）と面接において「コミュニケーション力」、「組織的行動能力」、「自己実現力」等を総合的に評価します。
附属高校 推薦入学試験	○					○	○	◎		高大連携活動により「コミュニケーション力」、「組織的行動能力」、「自己実現力」等を総合的に評価します。
編入学試験	○	○				○	○	◎		本学独自の筆記試験、面接において「コミュニケーション力」、「組織的行動能力」、「自己実現力」等を総合的に評価します。

以上が、現在の理工学部における受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性を示したものであるが、現状、それぞれの入学者選抜を通じて、学習意欲と強い探究心を持つ多様な学生の受入れが実現できており、適切に運用できていると考えている。また、理工学部の特別入試での入学者の割合は比較的低く、入学者選抜方式間のバランスを調節していく余地があるという点も強みとして有している。

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

実施（作問、試験実施、採点）の主体は、特別入試は理工学部（特別入試管理委員と理工学部事務室学務担当）、選抜型入試は全学組織である入学センターと入試管理委員会が担っており、入学試験毎の業務マニュアルに基づき適切な体制を構築して実施している。

①選抜型入試

入試管理委員会には、試験問題の出題・校正、および回答した答案の採点を行う「入試専門委員」を設置しており、当該委員は理工学部教授会にて選出する。

科目毎に選出した出題委員が意見交換をしながら試験問題の作成と校正を行う。そして、作成を担当した出題委員とは独立した入試専門委員が、入試管理委員会の監督の下で高等学校の課程（学習指導要領等）に照らして適切な問題となっているか、また、誤記述やミスプリント等がないか等の事項について点検を行っている。試験の運営については、入試期間中は入学センターを中心とした全学体制で試験が実施されている。採点は、出題委員を含めた学部選出の採点委員が担当し、複数回の採点チェックにより、採点基準が一定に保たれ、また採点漏れがないように工夫され、その後の集計作業は、別組織に依頼し公平性が保たれるようにしている。

他方、学部合否委員会は定員単位となっている各学科選出の合否委員と学部長から構成され、採点された結果は学科ごとに学部合否委員会に報告する。結果の開示には、公平性・妥当性を確保するため、大学全体と理工学部独自の2種類の入試システムを導入し、適切な統計処理を行い、必要に応じて偏差点も用いて合否判定が行われる仕組みとなっている。合否判定は、学科ごとに合格最低点を決定し、機械的な処理を経て合格者名簿が作成される。なお、選抜型入試の募集人員、志願者数、受験者数、合格者数、倍率、合格最低点については、大学案内において1年分を開示しており透明性を確保している。

②特別入試

特別入試においては、入試ごとに各学科より出題、採点面接等の委員を選出し、適切に運用している。入試全般の管理・運営（入試問題や答案・採点結果の管理、入試当日の運営）は、理工学部で1名選出する特別入試管理委員が責任者となり、理工学部事務室入試担当が実務面のサポートを行う。出願資格要件の審査結果および採点結果が学部合否委員会に報告され、選抜型入試と同様の手続きで合否判定が行われる。また特別入試においても、募集人員、志願者数、合格者数を開示している。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は2017年10月に「中央大学ダイバーシティ宣言」を公表し、またその一環として入学を希望する学生へのメッセージを発信している。また入試における合理的な配慮として、障害等のある志願者の受験にあたっては、障害者差別解消法の理念を踏まえ「受験上の配慮申請の手引」を公開しており、本人からの申請に基づく審査を実施した上で障害の程度に応じた配慮を行っている。具体的な申請事由と受験上の配慮の例としては、「視覚障害における点字による問題冊子の配付・点字解答時の試験時間延長、別室受験、拡大問題冊子・解答用紙の配付」、「聴覚障害における注意事項の文書による伝達、補聴器の持参使用」、「肢体不自由における試験時間の延長、別室受験、車椅子・杖の使用、自動車による入退構」等が挙げられる。

<点検・評価結果>

以上のとおり、アドミッション・ポリシーに基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性
 評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

<現状説明>

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

収容定員に対する在籍学生数比率が1.0を大きく上回らないことが、教育の質を担保するために重要であることは論を俟たない。一方で、経営の基礎を学部の学費収入においている現状か

ら、中途退学者が発生することによる定員割れや留年による影響を避けるためには、入学定員に対する入学者数の比率は多少の余裕をもって設定せざるを得ない。また、それを踏まえて入学定員に対する入学者比率を単年度ごとに設定を行い、定員管理を試みているが、万一定員を大きく上回った場合は、収容定員の範囲内で適切な定員管理ができるよう調整を行うようにしている。ただ現状、入学定員管理の厳格化に伴う競合他大学の合否の動向により手続者数が大きく変動するため、定員管理が極めて難しい状況となっている。

下記に、過去5年間の入学者数の推移を示す。

[各学科の入学定員と入学者数の推移（各年度5月1日現在）]

	入学 定員	2018	2019	2020	2021	2022
数学科	70	74	66	70	62	100
物理学科	70	72	84	61	63	91
都市環境学科	90	109	78	85	77	111
精密機械工学科	145	155	143	115	137	138
電気電子情報通信工学科	135	142	137	114	122	152
応用化学科	145	117	136	131	139	167
ビジネスデータサイエンス学科	115	117	145	88	105	138
情報工学科	100	117	111	72	95	129
生命科学科	75	62	75	58	69	96
人間総合理工学科	75	68	88	67	62	74
合計	1,020	1,033	1,063	861	931	1,196

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

入学定員に対する入学者数の比率については、過去の手続率をベースにした予測モデルを用いて合格者数を算出することで入学比率を管理しているが、単年度ごとに定員を大きく上回った場合は、収容定員の範囲内で適切な定員管理ができるよう調整を行っている。また、在籍学生数の過剰・未充足の原因の一因となる中途退学者、留年者に至るケースをなくすためには、入学後のきめの細かい指導体制も重要であり、成績不振科目を分析し、別項の「補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況」に記述する諸方策を講じている。

<点検・評価結果>

適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数については収容定員に基づいて適正に管理を行っている。ただ近年、入学定員管理の厳格化に伴う競合他大学の合否の動向により手続者数が大きく変動するため、定員管理が極めて難しい状況となっている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

定員のコントロール（合否ラインの設定）は、入学定員の厳格化や18歳人口の減少に伴い年々難しくなっていることに対して適切な対応が求められている。

<今後の対応方策>

毎年都合ラインの調整時において、手続き率予測モデルの多視点での見直し、受験生環境の変化の更なる細かな分析など、多方面な角度から実施することとする。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

アドミッション・ポリシーに基づいた学生の受け入れの適切性においては、総合型選抜、推薦型選抜および一般選抜のすべての入試において、入学者の状況や入学者比率などに基づき、入試・広報を管轄する委員会において、毎年、入学定員配分や出願資格、入学試験内容などについて点検および改善を図っている。とりわけ重要となる入学比率の観点については、選抜型入試については、毎年合否ライン検討に用いる情報の点検・評価を行い当年度のモデルの設定を行っている。過去の合格者および入学者の偏差値をもとに、合格者の偏差値ごとに手続率を予測したモデルを設定しているが、前年度の傾向のみならず、過去数年間の状況を踏まえて本年度に用いる予測モデルを入試ごとに設定、さらに入試会場ごとの手続状況なども踏まえ、適切な根拠をもった合否ラインの設定を行っている。

入学定員管理の厳格化や18歳人口の減少に伴う各大学の入試の多様化などに伴い、毎年適正な入学定員比率とすることは非常に難しくなっている。2018、2019年度入試は、2017年度の大幅な入学超過を踏まえた見直しにより改善を図ることができたが、2020年度以降は2020、2021年度が大幅に未充足、2022年度が大幅超過となり、また学科ごとにも状況が異なっていることから、更なる改善が必要となっている。

<点検・評価結果>

以上、学生の受入においては、単純な単年度ごとの予測のみによる判断ではなく、過去の合格者のレベルや手続者比率等の分析に基づいて合否を判断する仕組みを構築しており、毎年の入試結果の点検・評価に基づき、量的・質的に適切な受入れを行うことができている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<現状説明>

○大学として求める教員像の設定

理工学部では教育目標を達成するために、「卒業研究」による研究体験を通じた教育を学部教育の根幹に据えている。そのため、専任教員にはそれぞれの専門分野における研究経験と実績、さらには研究に真摯に取り組む姿勢が求められる。専任教員の任用にあたっては、専門分野における研究業績が選考の大きな基準となり、業績審査を行うことが専任教員人事に関する理工

学部内規に定められている。また、専任教員の昇格にも学術業績に関する基準を内規に定めて、教員の研究能力を担保する仕組みを設けている。このことは「卒業研究」を担当しない教員に対しても同様で、文系科目を担当する専任教員の任用に対しては、理工学部文系専任教員の任用基準を設けて業績審査を行っている。さらに教授の任用・昇格にあたっては、研究業績に加えて学会や社会における活動歴も任用基準となる旨が内規に明記されている。具体的には、大学設置基準第四章「教員の資格」第14条（教授の資格）、第15条（准教授の資格）、第16条（講師の資格）及び第16条の2（助教の資格）に示す各号の一つに該当する者を有資格者としており、それら有資格者のうち原則として、複数の号をともに充足する者を新任・昇格人事の候補者とし、その予定身分を考慮して総合的に審査し、決定することを内規に定めている。

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方 教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

理工学部においては、数学科、物理学科、生命科学科の理学系の3学科、都市環境学科、精密機械工学科、電気電子情報通信工学科、応用化学科、ビジネスデータサイエンス学科、情報工学科、人間総合理工学科の工学系7学科、英語教室、第二外国語・人文社会学教室、体育教室が学部運営の単位であり、全ての教員がここに配置される。理工学部は、その理念・目的、教育目標の達成のために必要な種々の専門分野に係る教員組織となっており、大学設置基準に定める必要専任教員数を満たした適切な状況となっている。

また、任期の定めのない教員（教授、准教授、助教A）の各学科・教室への教員の配分状況は下表のようになっている。これは、夜間部の廃止をきっかけとして、①学部共通の基礎教育、②各学科の学生定員、③教職科目の負担等を人員配分の根拠とするように1998年に見直しを行ったことによるものである。

他方、任期の定めのある特任教員の制度を2004年に、任期制助教制度を2002年に定めている。理工学部では、特任教員の任用は教育職員養成に関わる分野で運用を行っているが、任期制助教制度は積極的に利用している状況である。また、任期の定めのある助教Cと実験・実習の補助を行う教育技術員は、前記の①、②、③を根拠として、各学科への配分人数を定めている。なお、助教を採用するか技術員を採用するかは、求める職務内容と学科の考え方に拠っている。

[理工学部 学科・教室別専任教員数（2022年5月1日現在）]

（単位：名）

区分	身分	教授	准教授	助教A	助教C	計
数学科		11	2	0	2	15
物理学科		10	2	0	4	16
都市環境学科		12	0	0	3	15
精密機械工学科		13	1	0	5	19
電気電子情報通信工学科		9	3	1	3	16
応用化学科		13	1	0	5	19
ビジネスデータサイエンス学科		12	1	0	4	17
情報工学科		8	3	0	3	14
生命科学科		7	1	0	4	12
人間総合理工学科		6	1	1	3	11
英語教室		5	2	0	0	7
独語・仏語・中国語・人文・社会教室		8	1	0	0	9
体育教室		1	1	1	0	3
計		115	19	3	36	173

※ 上記教員数には、特任等の教員を含む。

研究教育活動にあたっては、C委員会において、カリキュラム編成に関する内容が話し合われる。この委員会は学部長、カリキュラム担当の学部長補佐（委員長）、各学科・教室から選出された委員、及び教務担当の職員によって構成される。ここでは、各学科のカリキュラム編成だけではなく、補習教育、学部と大学院の接続といった学部共通の内容が議論される。また、学科・教室内に限られた内容は議論が行いやすいものとなっており、入学時の学力調査、補習教育、教育支援プログラムが実施されているように、学部全体の問題に対しても、機能しているといえる。

また、人文社会系基礎教育は語学、人文社会、体育のそれぞれの教室が、理系基礎教育は数学、物理、応用化学の各学科が担当している。それぞれの学科・教室は学部運営の単位となっており、意見交換が日常的に行われている。専門教育は各学科が責任を持ってほぼ独立に進めており、上述の内容と同様の理由で、意見交換と意識合わせが行いやすい環境にある。その上で、専門教育担当と基礎教育担当との間の意見交換の場としてはC委員会がその機能を果たしている。

このほか、学部に設置される科目のうち「卒業研究」については、原則として専任教員が担当しており、その他の必修科目についても原則的に専任教員が担当することで、専門教育における体系的な確保を確保するよう配慮している。ただし、全学科に対して行われる基礎教育科目については、授業クラス数が多いために非常勤教員が担当する場合もある。

一方、非常勤教員が担当する科目は、主として学ぶ分野を幅広くするという意図の下に設けられた科目となっており、企業における技術展開のような外部との繋がりを求められる科目、専門性が高く、学内では第一線の研究者が得られない科目であるなど、取り扱うトピックの内容に配慮したものとなる場合が多い。

このように、理工学部においては、教育の理念・目的、教育目標の達成において、その中核となる科目について専任教員を、そのほか、周辺領域をカバーする科目について非常勤教員を配置し、学部における体系的な学修の担保に努めている状況である。

<点検・評価結果>

以上のとおり、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像を設定するとともに、理工学部の理念や目的および教育目標の達成のために必要な種々の専門分野において、各教員の役割や連携方法、責任所在を明確にし、これらを教授会、教室委員連絡会議、人事委員会での共通認識としている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

<評価の視点の②については大学院対象のため割愛>

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在 student 数、授業科目と担当教員の適合性等）

＜現状説明＞

○編成方針に沿った教員組織の整備について（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

[理工学部 学科・教室別無任期専任教員年齢構成（2022年4月1日現在）]

（単位：名）

区分	年代	30代	40代	50代	60代	計
数学科		1	4	2	6	13
物理学科		1	2	5	4	12
都市環境学科		0	5	2	5	12
精密機械工学科		1	6	2	5	14
電気電子情報通信工学科		1	4	3	5	13
応用化学科		1	5	3	5	14
ビジネスデータサイエンス学科		1	3	3	6	13
情報工学科		2	4	1	4	11
生命科学科		0	1	3	4	8
人間総合理工学科		0	4	3	1	8
英語教室		1	4	1	1	7
独語・仏語・中国語・人文・社会教室		0	2	3	2	7
体育教室		1	0	2	0	3
計		9	40	32	47	128

理工学部の無任期専任教員に係る年齢構成については、60代が若干多いものの、60代、50代、40代、30代それぞれの年齢層の教員がほぼ均等な状況となっており、年齢構成上の大きな問題点は見あたらなく適切なものとなっていると考える。

また、教員の退職のうち、ほぼ全員が定年（70歳）での退職となっているため、常に年齢構成を考慮して採用を行っていく必要がある。採用にあたっては、採用候補者の業績、専門分野も重要な項目であり、適切な教員を採用し、かつ年齢構成の適正化を図っていくことは簡単ではないが、今後も適正なバランスの維持に努めていく。なお、学部学生及び大学院学生に長時間接して研究指導を行う助教Cについては積極的に若手を採用している状況である。

大学教員以外の本務歴を有する専任教員（社会人教員）については、企業等の職務経験を有する教員は多く在籍しており、これらの教員は実務色の強い科目を担当することによって、学部における教育プログラムの特色を担うスタッフとして有効に機能している。

一方、外国人教員については、英語の教授1名、専門科目の教授1名、任期制助教が4名在籍しているが、教員組織における外国人の占める割合は極めて低くなっている。また、女性教員については、助教A以上の教員が物理学科、精密機械工学科、電気電子情報通信工学科、応用化学科、ビジネスデータサイエンス学科、生命科学科に各1名、情報工学科、人間総合理工学科に2名、語学3名（英語、ドイツ語）の計13名が在籍しているほか、任期制助教4名が在籍している状況にある。ただし、日本人教員でも①「外国での教育研究歴が通算1年以上」もしくは②「外国での学位を取得」したいわゆる「外国人教員等」であれば、相当数の教員が在籍していることになる。具体的には、①「外国での教育研究歴が通算1年以上」であれば、本学の研究促進期間制度を活用して、毎年度1～3名程度の専任教員が海外で1年間の研究活動を行っており、2017年度は2名、2018年度は1名、2019年度は3名、2020年度は1名、2021年度は1名となっている。また②「外国での学位を取得」した専任教員数は、2022年5月1日時点で6名となっている。

なお、理工学部では、教育及び研究の推進に最適な人材の採用を第一の方針として掲げており、実務経験者および外国人教員の受け入れ、ジェンダーバランスについては現状では特段の数値目標を設定してはいない。

学部の教育目標を達成するための重要な方策は、必修科目である「卒業研究」による研究指導を通じた教育を行っていることである。「卒業研究」においては、卒業研究を指導する学生に十分目を配ることができるよう、理学・工学系の専門教育を担当する専任教員を確保している。さらに教員が真摯に研究に取り組んでいる姿勢を示すことで、学生はその研究姿勢を学ぶだけでなく、自身の研究意欲をも喚起し、その相乗効果でより質の高い研究成果を創出している。これら取組みにより、高等研究教育機関としての理工学部の役割を果たしている。

授業科目と担当教員の編制は各学科教室会議において検討され、最終的に教授会において決定する仕組みとなっている。いずれも、最新の学問分野の状況、社会の趨勢、学生の履修動向、個々の教員の研究業績等の多様な要素を勘案して、適切な授業科目と担当教員の配置を毎年度行うよう配慮されている。

そのため理工学部では、教員編成を教員数だけの問題ではなく研究と教育とのバランスの問題も含めて捉えており、望ましい姿が提案されればそれに柔軟に対応できるような教員組織を整備するよう努めている。専任教員1人あたりの学生数も22.8人と本学の学部の中で最小の状態となっていることから、個々の学生の指導に配慮した適切なものとなっていると考える。

<点検・評価結果>

以上のとおり、理工学部の教員組織の編成に関する方針に基づき、教育と研究を両立し、学生の学習環境を確保するべく、適切に教員組織を編成している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目③：教員の募集・採用・昇格は適切に行っているか。

評価の視点1：教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか。
(任期制の教員を含む)

評価の視点2：規程等に従った適切な教員人事が行われているか。(教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む)

<現状説明>

○教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続き（任期制の教員も含む）

○規程等に従った適切な教員人事(教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む)

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容については、専任教員人事に関する理工学部内規にその詳細が定められており、これに従って理工学部における人事候補者の決定、人事委員会、業績審査委員会の手続きを経て教授会で承認される。

理工学部における教員の募集・任免・昇格に関する具体的な基準・手続きの概要は次のとおりである。

1) 教員の任用について

理工学部の専任教員の任用については、原則として欠員ができた場合のほか、組織の改

編で新しいポストができた際に、専任教員人事に関する理工学部内規に従って、教員任用人事の手続きを始めることとなっている。まず、該当する学科・教室から任用を始めることに対する提案があり、担当する研究・教育分野の概略の説明を受けて、教室委員連絡会議、教授会で承認する手続きとなっている。

任用の検討を行う際に着目される項目は次の2点である。

- ・学部内において、担当する分野が適切であるか
- ・専門分野（学科、教室）内において、担当する研究・教育分野が適切であるか

提案が承認されると、学科・教室において教員の募集活動が行われる。最近では、そのほとんどが公募による募集となっており、書類審査、面接によって候補者が選択されている。候補者の選択は、専門とする研究・教育分野、教育業績、研究業績、学生の指導及び学科の運営にあたるのに相応しい人柄であるかに加え、現状の教員構成の中での年齢等の状況も踏まえ行っている。その後、候補者が1人に絞られてから理工学部人事委員会に提案され業績審査が行われることとなり、業績審査の結果を受けて教授会で承認の投票を行い、有効投票総数の3分の2以上の賛成をもって承認される仕組みとなっている。

2) 昇格について

基本としては任用のプロセスと同様のものとなっており、専任教員人事に関する理工学部内規による。また、昇格に関しては上記のプロセスに加えて昇格のための基準が設けられており、研究業績、教育経験、対外的な活動に関する必要条件が職階ごとに明文化されている。

理工学部の教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮については、教員募集の段階で担当する科目の範囲・内容を示し、業績審査委員会において研究業績、実務上の実績等について審査を行い、さらに候補者本人に対する面接・質問を通じて業績に関する確認・検証を行うなど、その適切性を確保している。

なお、教員任用の際には、手続き上は学部内での教育研究上の位置づけを考慮してから学科・教室内の検討に入ることになっているが、専門教育においては各学科が責任をもって進めており、研究活動も個々の教員またはグループが主体となっていることから、新任教員が受け持つと期待される教育研究分野に関して学部全体で実質的な議論を行うことは難しい状況にある。学科・教室内人事を起す際に、学部における位置づけを無理なく議論できる制度の設計を真剣に議論する時期にきていると考えている。

また、任期を定めた教員は、特任教員と任期制助教となっており、理工学部では特任教員は主に教育職員養成とグローバルの分野で任用をしている。一方、任期制助教制度は積極的に活用しているが、任期制助教から任期の定めのない教員としての任用実例はあるものの、実質的には困難な状況となっている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、教員の募集・採用・昇格は適切に行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<現状説明>

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

理工学部では、FD活動の一環として、理工学部在籍する全学生を対象とした授業アンケートを年2回、前期と後期に分けて実施しているほか、質の高い授業を行っている教員を学生が直接投票して選出する仕組みを整えている。この学生による直接投票はベストティーチャー賞授与に活用している。

授業アンケートについては、集計結果分析フォーマットを2020年度まで各学部独自で設定していたが、2021年度から各学部共通フォーマットとなり、学部共通設問と学部独自設問を設置することができ、設問の特徴を活かして分析できるようになっている。授業アンケート集計結果は、理工学部FD委員会にて報告され、委員会で意見交換するとともに、各学科教室に持ち帰って情報共有し、授業運営に役立てている。

2021年度の理工学部FD委員会では、授業アンケート集計結果のうち「学部学生の学修時間」について取り上げて懇談を行った。これは、2020年2月以降に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症によって2020年度から授業形態が対面授業からオンライン授業に大きく変わり、それに伴って学部学生の学修時間も変化したのではないかと疑問が出たためであり、授業アンケートの質問項目「1回の授業に対する予習・復習の平均時間について」から回答結果を分析した。分析結果を受けて、FD委員会委員からは「学修時間はGPAと関連して分析をする必要がある」「学修時間5時間以上の割合が増えた場合、各授業科目の授業時間と単位数で決められている基準を超過することになり、教員側の工夫が必要になるのではないか」などの意見が寄せられた。2022年度の授業形態は、対面授業中心となったことから、学修時間の変化は引き続き注視していく。

また、授業アンケート集計結果に基づく改善・向上の取組として、ベストティーチャー賞の授与と受賞者を講師としたFD研修会の実施がある。ベストティーチャー賞は、以下の目的で2019年度から実施されている。

- ①質の高い授業を行っている教員の工夫と努力を顕彰し、教育意欲の向上と大学教育の活性化を図るため。
- ②優れた授業方法を共有するための契機とするため。
- ③学生と教員が「理工学部における良い授業とはどのようなものであるか」を共に考える契機とするため。

受賞対象者は、理工学部の専任教員として在職し、「授業アンケートの数値結果」と「学生からの直接投票の結果」を総合的に勘案して、当年度における実績が非常に優れている者のうちから1～2名程度に授与することとしている。さらに学生からの直接投票では、「授業方法や学びへの工夫」、「教育に対する姿勢や取組み」といった視点から、優れた教員を学生に直接的に投票してもらうことにしている。これまで、2019年度2名、2020年度2名、2021年度3名の教員が受賞し、これを表彰するとともに、その後開催するFD研修会において、「授業実施において学習意欲を高める工夫」について受賞者による講演を実施している。2021年度は第1回目として、6月17日に、2020年度ベストティーチャー賞授賞者を講師として、授業で工夫して

いる点等についての講演を実施した。また、第2回目として、2022年1月20日に、オンライン授業運用WG委員を講師として、ハイブリッド型授業およびオンデマンド型授業の事例紹介を実施した。なお、FD研修会には専任教員が毎回8割以上参加しており、相互研鑽の場となっている。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の教育研究活動に係る評価については、教員の任用・昇格に際し、教授会での審議に基づいて業績審査委員会を設置して実施する業績審査がこれにあたる。こうした機会を除いては、間接的・部分的な評価はあるものの学部全体として直接的に教員個々の教育研究に係る評価を実施する制度は有していないが、前述のとおり、質の高い授業を行っている教員を学生が直接投票して選出する仕組みを整え、ベストティーチャー賞授与として活用している。

研究成果については、研究者情報データベースを通じて「学事記録（教員活動報告編）」（学内のみ公開）としても集約されているほか、本学の公式Webサイトを通じて広く社会に公開されている。当該データベースは、researchmapにも連動して公開されており、このような専任教員の研究活動の成果の集約や各種の情報公開を通じて、広い意味で研究活動の評価がなされている環境にあるといえる。加えて、学会等で賞を受賞した際は理工学部教授会にて都度報告を行っている。

他方、教育面での評価については、前述のとおり学生による授業アンケートを実施することで授業改善に有効に機能している。

<点検・評価結果>

以上のとおり、FD活動は組織的に実施されており、また教員の教育活動、研究活動、社会活動等やその結果も適切に評価・活用されているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

教員組織の適切性については、個別定期的に点検・評価は行っていないものの、研究教育活動を担当する各委員会における検討の中で併せて精査され、必要に応じ検証・改善がなされている。

各組織の人員配置についても、退職者が発生した際には、欠員分の後任人事の妥当性について都度確認を行っている。また、組織体制についても、規模の小さかった地学教室の体制について検討を行い、2020年度からの体制を分野の近い学科（都市環境学科）においてその体制を担うこととした。

＜点検・評価結果＞

教員組織の適切性について定期的な点検・評価は行われていないものの、学部運営の中で問題を把握し、その改善に努めている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇学部における学生支援

＜点検・評価項目①は全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

＜評価の視点6、7は割愛＞

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

評価の視点10：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

評価の視点11：資格取得を目的とする課外講座の開設状況とその有効性

＜現状説明＞

○学生支援体制の適切な整備

本学では、大学の諸活動に関する方針に基づき、修学支援、生活支援、進路支援に関する方針を示している。理工学部では、修学支援については、各学科に学習指導委員・クラス担任の教員を置き、学生からの履修や進路、学習上の悩み等、大学生活全般について相談に応じる体制を整えている。クラス担任は1年次のみ設けており、今後の学生生活を送る上での助言や相談等を行っている。また、授業に関する質問や相談は、manabaを通じて科目担当教員へ相談できるほか、専任教員については、オフィスアワーの時間帯を設けて研究室等で個別に相談できる環境を整えている。また、理工学部事務室では各種履修相談、休・退学者対応、障害学生支援、成績不振学生に対する個別面談等を行っている。生活支援については、都心学生生活課を中心として奨学金をはじめとする経済的支援や課外活動、大学生活全般の指導・助言を行っている。キャリア支援については、理工キャリア支援課が、理工学部学生・大学院学生を対象にキャリアプランや進路選択に関する支援を行っている。こうした学生支援に携わる部署が、状況に応じて連携し、組織的に学生を支援する体制が整っている。

○成績不振の学生の状況把握と指導

理工学部では個人別の学修指導において、卒業研究に係る履修制限該当者（留年者）の問題点の発掘と、該当者に対する総合的な助言・指導を行っている。また、再履修者を考慮して、前後の履修年次の必修科目が重ならないよう時間割編成において配慮しているほか、これが重複した場合には他クラスでの履修を認める配慮をしている。

留年者（修学延長者）には、各種の履修要件を確認し学修上の助言を与える教員面談を多くの学科において行うなど適切な措置を講じている。2015年度以降、C委員会で各学年終了時点での成績不振の基準を設け、基準に該当する学生に対して、理工学部事務室職員による個人面談を3月下旬に実施している。面談をきっかけに、学生自身が学修における問題点を認識するとともに、学内各種制度の紹介や、キャンパスソーシャルワーカーとの相談に繋げるなど、学修上に何らかの問題を抱える学生への働きかけができた。その状況をC委員会で報告し、学科と連携して継続的な支援を行っている。また、これまでの学習支援の一環として、2022年度入学生より、休学期間を除く在学期間が4年を超えた学生で所定の基準（修得単位数が62単位未満かつ通算GPAが0.5未満）に満たない学生を対象に、退学勧告制度を導入する。これは、教育的配慮の観点から学生の学習意欲を喚起し、もしくは新たなキャリア形成について考えるきっかけを提供することを目的としている。退学勧告後は、学習支援に関わる部課室と連携して、今後の学生生活や学習の進め方、および進路選択やキャリアデザインについて面談する機会を設定し、組織的に支援する。

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

理工学部の学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために講じている措置においては、入学後の学修に特に必要な数学・理科の「本来高校で十分学習しているべき事項」の理解が不足している層における、入学後の不利を解消するための方策を学部の重点施策として以下の取組みを行っている。

2007年度から数学、2008年度から物理について、これらに係る補習講義として「理解度向上講座」を実施しており、入学時に実施するプレースメントテストの結果により、各自の基礎学力を再点検するとともに、受講対象者を選別している。また、当該講座のうち、数学については高校微積分を中心に実施し、物理については力学を中心としつつ、その他の項目については各学科の要望を勘案して、内容の精選を行っているほか、両科目とも、プレースメントテスト結果とその後の成績の相関データを集積し、C委員会で報告を行っている。

あわせて、当該講座の実施と同時に、学部内に「学習支援センター」を設置し、理解度向上講座担当者による一定の時間枠での質問・相談の受付と対応を行う体制を整え、補習講義受講者のみならずその他の学生からの質問にも幅広く対応している状況である。

さらには、理解度向上講座の対象となる割合が比較的高い、附属高校推薦入試及び推薦入試による入学者に対しては、「入学前教育」として数学の問題を入学前に送付して解答させ、理工学部における学修に求められる基礎的な数学力の向上を促している。

1) 理解度向上講座

数学に関して、前期はプレースメントテストで一定の基準点に達しない学生を対象に、授業と並行して行う基礎的な重要テーマを復習する「理解度向上講座」を開設している。

後期は、1年次前期に担当している数学の基礎科目（数学1、数学A、微分・積分）の不合格者を対象に実施している。講座は、高等学校で数学を指導していた元教員等2名で担当しており、原則、週2回のオンデマンド方式で実施している。数学の理解度向上講座受講者の72%程度が正規の数学の科目において合格点を取得している。本講座では、理解が不十分な内容を復習し、十分な理解ができるよう、また理解不足を持ち越さないよう、当該年度中に十分な基礎力を身に付けることを目的とした内容となっている。また、本講座は、数学の苦手な学生に対して開講されているものであり、いつでも繰り返し学習可能

なオンデマンド方式型の授業の方が対面授業より教育効果は高いといえる。

物理は、プレースメントテストで一定の基準点に達しない学生を主な受講者と想定するものの、前期・後期ともに、受講希望の申請をした全員を対象に「物理理解度向上講座」を開設している。原則、週2回の授業を2名の嘱託職員が担当している（内1名は元高校教員、1名は本学理工学部物理学専攻兼任講師）。物理の理解度向上講座受講者の95%程度が正規の物理学の科目において合格点を取得している。最近、応用化学科や生命科学科の学生で、高校での物理未履修者が主体的・積極的に、この講座や学習支援センターでの個別指導のサービスを利用する姿が目立つようになっている。

2) 学習支援センター

プレースメントテストの実施に併せて、数学の学習上困難が生じた場合に学生が個別に相談できる機関として、学習支援センターを設置している。同センターには、元高校教員の指導員のほか、大学院学生（TA）を常駐させ、前述の理解度向上講座（数学）の実施のほか、学習上の不安に対する精神的なサポートも含めた個別相談を行っている。

また、2008年度からは、物理についても同様の体制を整えている。具体的には、週に3日間、元高等学校教員や本学理工学部兼任講師の指導員と大学院学生（TA）を常駐させ、数学や物理学の基礎の理解に関して、個別相談を行なっている。

学習支援センターは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2020年度前期は閉室したものの、2020年度後期からオンラインでも相談を受け付けるようになり、ほとんどの科目が対面授業に戻った2022年度においては、2019年度以前とほぼ同様の利用頻度となっている。また、数学や物理学の基礎学力が不足している新入生だけでなく、学習習慣が身につけていない2年生以上の学生も来室している。毎週定期的に訪れてTAの指導を受けることにより、自分で講義や演習の復習ができるようになり、成績の面でも一定の効果が上がっているケースもある。しかしながら、依然として定期試験の直前に試験対策のために本センターでの指導を希望する学生が多く、センター設置当初に想定していた学生に基礎的学習内容をしっかり身に付けてもらうという点では、理解度向上講座とあわせて、計画的に学習を進めることの重要性を学生に伝える努力を今後も継続する必要がある。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害は、「身体障害」と「精神障害・発達障害」とに大別されるが、前者については、2020年4月に全学でダイバーシティセンターが発足し、当該部署で学修や学生生活に困難を抱える学生のための相談を受け付けている。後者については全学的な支援体制を有していないため、当該学生が所属する学科の学習指導委員及び主任が中心となって、障害の状況や要望を聴取し、理工学部事務室と協力してサポートしている。なお、2021年度に卒業し、2022年度より本学理工学研究科へ進学した肢体不自由の学生の支援として、学部学生の際には、年度はじめに各履修科目に応じて必要とする支援を確認し、科目担当教員に協力を依頼した。また、理工学部事務室窓口では、登下校時の車いすのベルトの装着や机の着脱の補助を行っている。学部の定期試験の際は、試験時間を延長する等の対応をとった。

更に、身体障害者への施設面の配慮としては、主に講義で使われる5、6号館をはじめ、1、2、3、5、6号館入口には自動扉が設置され、2、3、5、6号館エレベーターのバリアフリー化が実施されている。身障者用トイレは2号館1階、3号館1、6、9階、6号館は1階に設置されている。

後楽園キャンパス内の敷地は勾配がないため、スロープ等は設置されていないが、いくつかの建物の入口には段差があり、車椅子が通行しにくい箇所もある。また、敷地内通路には点字ブロック等は設置されておらず、視覚障害者は介添者がないと移動できない。建物内の各部屋は、引き戸ではなく開閉扉であり、障害者にとっては扱いにくい仕様である。さらに、キャンパス内の安全性の向上を目的として、5・6号館の全教室の扉にガラス窓を設置し教室内を廊下から確認できる構造に改修し、5・6号館の階段に手すりの設置を行っている。また、5号館3階と4階部分に車椅子のまま移動ができる階段昇降機を設置し、このような改修工事は、障害学生だけでなく、多くの学生・教職員の利便性の向上にもつながっている。

精神障害や発達障害により修学が困難な学生に対する支援については、学生相談室を中心に理工学部事務室と密に連携して行っている。支援のきっかけは、学生相談室に直接相談に来る場合のほか、近年は教職員を通して間接的に学生相談室に繋がるケースも増えてきている。学生相談室では、インテークを通じて支援の方向性を整理し、心理カウンセラーや精神科医につないで専門的な支援を行っている。また、2015年4月から、学生相談室にキャンパスソーシャルワーカー（以下、CSW）を配置している。CSWは、学生に寄り添う形でかつ実効性のある学修支援を図るための専門スタッフで、履修相談の補助や、教員や家族との相談及び支援策の調整なども行い、総合支援としてコーディネートする役割を担っている。支援の進捗については、相談者の同意があることを前提として、必要に応じて理工学部事務室・学生相談室・CSWの三者で情報共有し、協働体制で支援を進めている。また、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に基づき、障害のある学生の尊厳を尊重し、快適な教育・研究環境を作り出し、維持することに最大限の注力をしているところである。

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

本学の奨学制度には、教育の機会均等を保障し、能力や勉学意欲がありながら経済的に修学困難な学生に対する経済支援を主たる目的としたものや、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資することを主な目的としたものなどがあり、本学独自の奨学金のほか、日本学生支援機構、地方公共団体・民間団体等の多彩な奨学金を用意している。奨学金には返還義務のある貸与奨学金と、返還義務のない給付奨学金があるが、理工学部学生を対象として募集する奨学金のうち、日本学生支援機構の奨学金や、中央大学貸与奨学金（2016年度を以て募集を停止し、順次、中央大学経済援助給付奨学金に移行）が前者の、中央大学経済援助給付奨学金が後者の主なものである。なお、地方公共団体や民間企業・団体が募集する奨学金は、それぞれの奨学制度の趣意に基づいて募集されるため、貸与奨学金か給付奨学金かは募集主体によって様々である。

学業奨励を目的とした大学独自の奨学金としては、理工学部事務室で受け付け、理工学部奨学委員会で選考する理工学部給付奨学金がある。学業奨励目的であることから学業成績を重視して選考している。また、2014年度からは、学術奨励だけではなく、大学全体を活性化する人材であると期待できる人物面も評価する「学長賞・学部長賞給付奨学金」を開始しているが、理工学部では4年生を対象とし、理工学部事務室で受付を行い、理工学部奨学委員会で選考している。

経済支援を主な目的とする奨学金に係る業務は都心学生生活課が担当している。経済支援を目的とする奨学金の選考基準は概ね、①学力基準、②家計基準、③人物基準、④健康基準によっているが、学力基準を計る指標として修得単位数や進級卒業制限等の各種情報を必要に応じて都心学生生活課と共有することで、より公正・的確に選考することに奏効している。また、

理工学部は他学部に比べ授業料が高額であることに加え、昨今の経済事情等により、学業の継続に経済支援奨学金が欠かせない学生が増えている。指定された期日までに学費が納入できない場合は学則の定めにより除籍となるため、理工学部事務室教務担当で学費納入状況を把握し、経済支援が必要な学生には奨学金の申請等を案内している。奨学金の申請は年度単位での申請が多いが、家計の急変に即座に対応できる奨学金制度も用意されている。このように、理工学部における学生に対する経済的支援を図るための措置は有効なものとなっているといえる。

また、これらの情報について、都心学生生活課では、Web サイトへの情報提供や各種掲示を行うとともに、教職員との連携を図りながら、きめ細かな学生サービスを行っている。特に Web サイト等に掲載しただけでは周知が行き渡らない外部の奨学金に対して、資格・条件に照らし、該当学生がいる可能性の高い学科や研究室については教員を通して広報したり、出願者に対して面接のアドバイスを行ったりしている。以上のとおり、理工学部において各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供は、きめ細かくかつ適切になされている。

○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

本学の留学生を所管する国際センターは多摩キャンパスに位置しているが、月に2回程度、理工学部において同センターのランチを開設し、学生の生活面のサポートを行っている。さらに、2011年度からはそのランチ機能を高め、1号館2階に専用の部屋を設けて、国際交流相談窓口を開設するとともに、同じフロアに留学生交流サロンも開設した。2019年度には6号館7階に国際交流スペース「グローバルラウンジ」を開設し、留学生間及び留学生と日本人学生間の情報交換や交流の場として機能している。「グローバルラウンジ」では、留学説明会をはじめ、留学生と日本人学生の交流懇談会、英語で話すランチ会「English Lunch」など、様々なイベントを開催している。ラウンジ内にある大型テレビではCNNやBBCの国際ニュースを視聴することができ、休憩やグループ学習などにも利用できる。またラウンジの一角に祈祷室（Prayer Room）を設置しており、主にムスリム（イスラム教徒）の留学生の利用を想定しているが、特定の宗教に限定せず利用することができる。

○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

理工学部学生の進路選択に関わる指導について、学部卒業生のうち40%近くが大学院に進学することから、1年次の「オリエンテーション」の時間を利用して、低学年から大学院進学ガイダンスを実施するとともに、学生個人別の大学院進学にむけた相談・指導は、基本的に各学科・研究室できめ細かな対応が行われている。

下級年次を対象とした進路に関するガイダンスとしては、1年次の「オリエンテーション」の時間を利用して、一例として「卒業後のキャリアを考えるー先輩の話を聞こう！ー」、「これから社会へ出ていくあなたへー世の中分析、社会を知る、仕事を知るー」と題したキャリア関連の講演会やキャリアデザイン教育を理工キャリア支援課が実施している。さらに理工キャリア支援課では業界や企業に対する理解が深まり、かつ自身の適性を知ることができるインターンシップに下級年次から学業に影響がない範囲で参加することを案内しており、選考に対するきめ細やかなサポートを行っている。

理工学部では、人間総合理工学科を除く9学科に教職課程を設置しており、毎年1学年あたり100名を超える学生が履修し、数学・理科の教科を中心に、中学・高等学校の教員を輩出している。教員採用試験に向けた支援として、対策講座、論文指導、面接セミナー等を実施している。

企業への就職支援としては、理工キャリア支援課による支援のほか、技術職採用固有の方式である学校推薦制度の名残として、「就職委員会」がある。これは、各学科の教員（就職委員）が、キャリアセンターと連携し、学生の就職相談、企業の人事担当者等との面談、さらに学校推薦者の選定等を行う組織で、理工学部学生の就職に有効な組織である。近年は、企業情報がインターネットを通して容易に収集できるようになり、内定を得た複数の企業の中から入社したい1社を選択するという方式（自由応募）で就職を決めたい学生が増加してきてはいるが、内定を得ると入社することを前提とする学校推薦を利用する学生は一定割合で存在している。

学科独自の取り組みとしては、企業説明会の開催や、manaba上のプログラムを受験しないと学校推薦を受けることができない仕組みを整える等、きめ細かい支援を行っている学科もある。

[応募形態別 就職決定者数 (2022年3月卒業者)]

応募方法	学部学生	大学院学生
自由応募	490	146
自由応募 (推薦書提出)	25	24
学校推薦	67	78
合計	582	248

近年の課題として、就職活動の早期化が挙げられる。採用活動のスケジュールについて、3月1日に求人票の公開や会社説明会が解禁、6月1日に面接等の採用選考が解禁という流れはここ数年変化がないが、学生は近年続く企業の採用活動の早期化の中での就職活動を余儀なくされている。3年生や修士1年生の夏に実施されることの多いインターンシップに参加することにより企業とつながり、その後冬にかけて実質的な採用選考が始まることにより、4月末までに進路先の決定（事実上の就活終了）を行った学生は約半数に上った。それに対応して、キャリアセンターでは各種ガイダンスやセミナーの実施時期を前倒しする等の対応を行っている。

○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

後樂園キャンパスでの学生の課外活動に対しては、学生個人や大学に登録していない有志の学生団体については都心学生生活課が、大学に登録済みの学生団体及びそれら団体を取りまとめる理工連盟については学友会理工学部分室が、それぞれ支援を担当している。

具体的には、限られた時間とスペースを有効利用し、心身のリフレッシュと健全な身体作り、学生間交流促進の一助とするためのキャンパス内体育施設の学生への開放、グループ単位での自主的な研究・教育活動に供するための教室貸与等の支援である。

また、後樂園キャンパスにおける大学祭や新入生歓迎文化祭は、「中央大学理工白門祭実行委員会」が企画・運営している。中央大学理工白門祭実行委員会は、公認化されてはいないものの、学生の自治組織として大学祭等の実質的な運営を担っている組織であり、都心学生生活課が彼らへの指導・支援を適宜行っている。また、大学祭には、各研究室からの参加も多く、アカデミックな雰囲気も合わせ持った大学祭となっている。

一方、学友会活動に関しては、学友会事務室理工学部分室に専任職員が勤務するのは毎週金曜日のみであり、それ以外は学友会事務室所属のパートタイム職員が1人で支援にあたり、必要に応じて都心学生生活課が補助している。

○資格取得を目的とする課外講座の開設状況とその有効性

資格取得を目的とした課外活動として、多様な学生の輩出を目指して、公務員講座を開設し

ているほか、本学OB・OGの中大技術士会の協力のもと、国家資格である技術士試験の説明会及び技術士第一次試験の模擬試験を実施している。公務員講座は、国家公務員および地方公務員試験合格を目的として毎年10月から翌年4月にわたり開設している。国家公務員総合職試験の過去問題を題材に演習と解説を行うほか、国家公務員および地方公務員OB・OGによる仕事に関する情報提供や激励などを行い、理工学部学生の進路に適したプログラムを提供している。

その結果、令和3年度試験（2021年実施）における国家公務員総合職の合格者数は学部学生6名、大学院学生17名の合計23名に上り、高い効果を上げている。また、技術士の第一次試験は、在学中から受験する学生も多く、2021年度試験においては在学生（学部・大学院）82名（在学生以外を含めると120名）が合格し、これは全国の国公立大学別で第2位の実績となっている。

このほか、人間総合理工学科では統計検定2級の受験を推奨しており、毎年25%～50%の学生が、資格を取得して卒業する。

<点検・評価結果>

以上のとおり、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は適切に整備されており、また、この体制に基づき学生支援も適切に行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

学生生活に関する満足度については、大学評価委員会が毎年実施する在学学生アンケートを通じて把握するよう努めている。当該アンケート結果によると、「学生生活の満足度」について、理工学部においては「本学における勉学や学習」の満足度が、2018年度から2022年度の5年間で平均78.3%となっている。アンケート結果からみえる改善点を参考に対応し、学生生活の満足度向上に繋がる取り組みを関係部署と協同で進めていくことが求められている。

また、成績不振の学生の状況把握と指導について、当該学生を対象とした定期的な面談を実施していく中で、在学期間が4年を超えた学生に対しては学習指導もさることながら新たなキャリア形成を考えるきっかけを提供しても良いのではないかという検討課題が出てきた。その一方で、成績評価の厳格化により学士課程教育の質的転換を図ることを目的として、GPAの活用が求められている。そこで、2021年度理工学部・理工学研究科C委員会にて見直しを図り、教育的配慮の観点から学生の学習意欲を喚起すること、もしくは新たなキャリア形成について考えてもらうきっかけを提供することを目的に、前述のとおり、2022年度入学生より休学期間を除く在学期間が4年を超えた学生で所定の基準（修得総単位数が62単位未満かつ通算GPAが0.5未満）の学生を対象に、退学勧告制度を導入することとした。

さらに理工学部・理工学研究科FD委員会では、前期と後期の各期末に授業科目の履修学生を対象として実施する授業アンケート結果を用いて、点検を実施している。具体的には学部学生

の学修時間についてであり、新型コロナウイルス感染症の影響により授業実施形態が大きく変化したことを受け、その前後で学部学生の学修時間がどう変化したかをまとめ、意見交換した。意見の中には「学修時間が5時間以上と多い科目は、各授業科目の授業時間と単位数で決められている基準を超過することとなり、教員側の工夫も必要である」旨も披歴され、授業改善や学修環境改善の端緒の一つとなっている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、毎年の在学生アンケートや授業アンケート等を定期的に点検・評価し、その結果を基に改善に役立てている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部の教育研究等環境

<点検・評価項目①については全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

<評価の視点2については全学項目のため割愛>

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

評価の視点2：校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生を確保するための仕組みの整備状況

<現状説明>

○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

理工学部及び理工学研究科が所在する後樂園キャンパスは、東京都文京区春日1丁目に位置し、東京メトロ後樂園駅、都営地下鉄春日駅から数分の交通の至便な場所にあり、その敷地面積は、29,283 m²である。ここに、授業教室や研究室、実験実習用施設、倉庫ならびに附属の高等学校施設のほか、屋外コート、学生休息エリアが設置されている。この学生休息エリアには、桜や樺等の植栽が整備されており、学生同士の交流や教育研究活動の合間の休息の場であることはもとより、地域住民の憩いの場にもなっている。しかし、現状の敷地面積は、理工学部が十分な教育と最新の研究活動をさらに行ってゆく上では飽和状態であり、学生数に対し授業時間以外に学生の集うスペースや課外活動団体用施設も十分とは言えない。

各施設の竣工年は、主要な施設である1号館から6号館、8号館において、1号館が1962年と最も古く、次いで4号館が1977年、5・6・8号館が1980年、3号館が2003年、2号館が2012年となっており、特に1号館は、2007年度に耐震補強工事を行い、耐震基準Is値0.6以上を満たしているが、老朽化が目立つ状態である。1号館は、現在新校舎への建て替えを行っており、2025年4月供用開始に向けて工事が進んでいる。

キャンパス・アメニティ整備については「予算申請による法人への要求」または「法人からの施設改修計画の提案」によって、相互の意見交換により進められている。教室関係は理工学部事務室、学生生活関係は都心学生生活課が中心となって計画を立案し、整備を進める。2017年度以降の後樂園キャンパスの主なアメニティ整備は以下のとおりである。

- 2017年度 食堂前外構石ベンチ改修工事
- 2019年度 ①Chuo University KEY'S CAFÉ をオープン（2号館1階）、カフェとしての利用だけでなく、昼食時の食堂の混雑緩和にも貢献
②グローバルラウンジを開設し、留学生と日本人学生の日常的な交流の場を設置、また留学の事前学習などグローバルな授業でも活用
- 2022年度 体育館（アリーナ）の空調設備の改修

○校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生を確保するための仕組みの整備状況

キャンパス内における理工学部の安全管理に関しては、学部長を委員長とする理工学部安全管理委員会を設置し、キャンパスの安全管理における基本方針、基本計画、防災対策等について検討を行う仕組みを構築している。また理工学部内における管理体制としては、危険物保安監督者、劇物・毒物管理責任者、高圧ガス製造保安技術管理者、産業廃棄物処理責任者、防災管理者などの責任者を選出し、責任者の指導に基づき関連する学科において管理を行う体制を構築、また各責任者からは、安全管理委員会にてすべての学科に状況共有を行っている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、校地・校舎等の整備、キャンパス・アメニティの整備、及びそれらを維持管理する体制の整備は適切に行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③については全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

<現状説明>

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

後楽園キャンパスにおける各施設は、教育研究上の利便性を考慮し、各学科・専攻の施設は原則として同一の建物に集約するよう配慮している。したがって、各建物には各学科・専攻の教育研究内容に見合った、教員研究室、実験・実習室、輪講室、大学院学生研究室、学科準備室、学科図書室等が設置されている。

後楽園キャンパスには、2022年5月1日現在、理工学部10学科4,148人、理工学研究科10専攻792人の学生が在籍しており、この学生数に対して、学部講義室が5・6号館に38室、大学院講義室が3号館を中心に8室が用意されている。学部講義室の内訳としては、A:300名以上の受講が可能な大教室が2室、B:約200名定員の教室8室、C:100名前後定員の教室20室、D:50名前後定員の小講義室8室と、様々な授業形態に合わせた利用が可能となっている。またすべての教室にオンライン配信が可能となるWebカメラを設置し、常に対面とオンラインを

並行して実施できる環境を整えている。また情報処理機器等に関しては、上述のすべての講義室に AV ユニット（プロジェクタ、スクリーン、DVD、CD 等）と PC 端末が基本的に設置されており、デジタルコンテンツを用いた視覚的学習効果の向上に活用されている。

情報処理教育・研究環境については、理工学部・理工学研究科共用の情報環境整備センター都心 IT センター（以下、「IT センター」という）が共通利用を目的とした実習室 5 室を運用している。また情報処理そのものを教育研究テーマとしている 4 学科（数学科、ビジネスデータサイエンス学科、情報工学科、人間総合理工学科）については学科専用の実習室を設け、各学科の演習に必要な機器・ソフトウェアを備えている。また、都市環境学科、精密機械工学科は、製図の授業に利用するための共有 CAD 室を設置している。なお機器のリプレイスについては、できる限り学生の学修期間 4 年間の中で一度は最新環境の下で情報教育研究を施すことを重視し、概ね 4～5 年周期にて実施している。

それ以外の施設・整備としては、体育施設として 5 号館内アリーナ及び屋外コートを設置している。キャンパスロケーション上、広大なスペースをとることはできないが、10 学科の体育実技は概ね円滑に運用されている。また留学生も含めた積極的な国際交流やグローバルコミュニケーションを図るための設備としてグローバルラウンジを設置、BBC 放送の常時放映やコミュニケーションが図りやすい什器を設置し、授業や交流の場として活用している。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

開門は午前 8 時、閉門は午後 11 時となっており、通常の教育・研究活動を行う上では特に支障はない。また、研究遂行上特に必要のある場合には、申請することで学内での研究室終夜利用が可能である。警備員（業務委託）が常駐し、学内巡回やキャンパスの開閉門を行い、キャンパス内での安全を確保している。

また、IT センター実習室は 8 時～22 時 30 分と、授業時間以外にも十分に利用可能な時間が確保されている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、教育研究活動を支援する環境等の整備は適切に行われ、以て教育研究活動の促進が図られている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点 1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点 2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

1) 個人研究費、研究旅費、共同研究費の制度化の状況

「基礎研究費」、「特定課題研究費」、「研究旅費」、研究に専念する環境を確保する「研究促進期間制度」については全学の記述内容を参照されたい。

理工学部特有のものとしては、学科を經由して配分される校費（実験実習料収入を財源とし、約200万円/教員）がある。ただし、校費は学科によって若干金額が異なる場合もある。

2) 教員個室等の教員研究室の整備状況

2013年度に人間総合理工学科が開設され10学科構成となって以降、教員の個人研究室（面積18㎡）の確保・調整に苦慮しているが、専任教員（任期制助教を除く）については、整備率100%を満たしている。個人研究室のほかは、共同研究室、学生の専有スペースとして実験準備室があり、さらに実験室が確保されている。

3) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

本学の教員は専任教員規程により、授業時間1時限を100分とし、教授・准教授は6時限/年、助教は5時限/年を授業担当責任時間としている。授業・演習・実験、オフィスアワー、卒業研究指導のほか、学内各種委員対応にも相当な時間が必要とされ、十分な研究時間を確保することは困難な状況ではあるが、教育技術員やTAの活用など、少しでも研究時間を確保することができるような方策を実施している。

2022年度より制度が改められた「研究促進期間制度」については、制度上、研究活動に支障のない範囲においては職務に従事することが可能となつてはいるが、研究活動に専念する環境（時間・研究費）を制度となっている。理工学部では、制度取得希望者は学科・教室内で調整の上自ら応募できる仕組みをとっている。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

理工学部では、教育研究支援として主に実験・実習科目を中心に、TAや教育技術員を配備し、教員の授業サポートとして運用できる仕組みを構築している。理工学部におけるTAの活動については、「理工ティーチング・アシスタントに関する規程」において定めており、学部授業を対象に大学院の学生が授業補助を行う制度となっている。TA制度は、実験・実習科目、情報処理関連科目および演習の伴う講義科目への支援として非常に役立っている。学科毎に担当する時間数（TA数）については、固定時間数として下記の表のとおり割り当てており、加えて教育技術員の代替等としても活用することができる仕組みとしている。

[2022年度 TA 時間数（固定時間数）]

学 科	割当て 時間数
数学科	75
物理学科	145
都市環境学科	85
精密機械工学科	130
電気電子情報通信工学科	190
応用化学科	130
ビジネスデータサイエンス学科	80
情報工学科	80
生命科学科	75
人間総合理工学科	75
計	1,065

2022年5月1日現在

以上のとおり、TAについては、対象となる科目（実験・実習科目等）に対して、受講学生数等を勘案し、学部配分された予算の範囲内でTA人数（時間数）を割り当てる運用により、適切に運用されている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教員の研究活動が活発に展開されているか。

評価の視点1：論文等研究成果の発表状況

評価の視点2：国内外の学会での活動状況

評価の視点3：研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

<現状説明>

○論文等研究成果の発表状況

高等教育機関としての研究活動は、論文等研究成果の発表件数などが主要なバロメーターとなる。過去5年間の年間論文発表件数等、理工学部教員の成果の実績は以下のとおりである。

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
年間論文発表件数	433	396	371	343	273
年間査読つき論文発表件数	342	315	298	275	233
年間著書発刊件数	43	20	16	23	19
年間学会等における発表数	799	672	638	369	423
学内機関誌	2	3	2	2	5
その他（辞典の項目執筆等）	37	42	66	13	15

○国内外の学会での活動状況

理工学部の専任教員は国内外の様々な分野の学会・協会に所属し、役員（会長、理事等）、委員（長）としても活躍している。学会・協会における活動は研究者間の主要な情報交換の場であり、その活動の成果は教員個人々人を通じて学生教育に反映されるという考えのもと、本務に支障のない範囲で活動を奨励している。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年度以降は学会における発表数は減少しているが、2019年度までは計600件以上、2020年度以降でも350件以上の発表を行っている。また、理工学部及び理工学研究科では、本学の研究面での目標である「優れた研究の成果を教育に反映し、有為な人材を育成する」ために、学生の学会への参加を奨励している。

○研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

研究助成の一つである共同研究費は、本学における優れた学際的学術研究へのさらなる発展と、学内・学外機関との研究交流の促進、本学研究・教育水準の向上へ寄与することを目的としたプロジェクトであり、理工学部からは2017年度以降3件採択されている。

[2017年度以降共同研究費採択プロジェクト一覧（理工学部）]

研究代表者氏名 (所属・身分)	研究課題名	研究期間 (年度)
西田 治文 (理工学部・教授)	超高精細度新世代3Dイメージング顕微鏡の開発と応用- あらゆるものの内部構造に迫る	2019～2020
新妻 実保子 (理工学部・教授) ※採択当時は准教授	人と産業用ロボットの協働作業の実現とその相互作用の 評価に向けた基礎研究	2019～2021
村上 慎吾 (理工学部・教授)	フロー状態の生理学的想起条件と機序の解明	2020～2022

また、特定課題研究費は、専任教員がその専門分野における特定の課題について個人で行う研究を支援することを目的とする研究費である。毎年度学部に割り当てられた金額を、学科・教室に輪番で振り分けた運用と、公募を募った運用の2つの方法で行っている。2017年度以降5年間で49名の教員が申請し、採択されている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、研究成果の創出、学会発表、研究プログラムの展開状況から、教員の研究活動は活発に展開されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点1は附置研究所対象>

評価の視点2：科学研究費の申請とその採択の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

<現状説明>

○科学研究費の申請とその採択の状況

科学研究費助成事業の申請とその採択の状況は下記のとおりである。大型種目の申請も含めて科学研究費助成事業への申請に積極的に取り組んでいる。

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
採択件数	89件(167件)	105件(169件)	109件(176件)	103件(161件)
獲得金額	183,430(千円)	211,520(千円)	219,640(千円)	220,204(千円)

()内の件数は申請件数

理工学部における科学研究費補助金の採択率は60%前後となっており、この結果は十分評価できる。こうした実績に立って、さらに社会的に要請される受託研究課題、外部機関の評価を受けた研究課題を積極的に取り込む必要があると考える。

○学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

競争的資金を含む公的研究費の獲得については、幅広い研究助成に対して積極的に応募し、採択を得ているほか、民間企業等より受託研究・奨学寄付金として研究費を受け入れている。

なお、競争的資金に係る採択結果の詳細、受託研究・奨学寄付金の状況については、理工学研究所の記述を参照されたい。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、競争的な研究環境創出のために適切に措置されている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇学部における社会連携・社会貢献

＜点検・評価項目①は全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

評価の視点3：地域交流・国際交流事業への参加状況

＜現状説明＞

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

本学では、教育研究活動の成果をもって社会に貢献することのみならず、その教育研究活動自体を社会の中で、社会の要請に応じて、社会と協働して行うべく、さらには社会に開かれた活動を行うべく、2014年4月に「社会連携と社会貢献に関する理念」を公表し、社会連携・社会貢献を推進してきた。これは2021年5月に就任した河合久学長のメッセージでも「(中略)本学の豊富な人的、物的リソースを地域やさまざまなコミュニティに開放し、社会との交流も積極的に図る所存です。確かな未来につながる学びの実現に向けて、私たちは『さらに開かれた中央大学』をめざします」とあるとおり、この理念は確かに受け継がれている。

理工学部においても、この理念に基づき以下の取り組みを実施している。

1) 公開講座の開設状況

中学生、高校生を対象に夏休み期間に開催している「中央大学サイエンスセミナー」は、本学教員指導の下で、実験を通して最先端の科学やテクノロジーについて体感することで理科のおもしろさを知ってもらうための企画であり、文京区や文京区教育委員会等から後援もいただいている。例年、10～12のテーマを設定し、約100名程度が参加している。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020、2021年度は中止せざるを得なかったが、2022年度より再開している。

また、文京区教育センターが主催する小中学生対象の「子ども科学カレッジ」には、毎年講師2名を派遣し、小中学生に理科の面白さを知ってもらうような取り組みにも協力している。

2) 教育研究の成果の社会への還元状況

後述する「産学連携教育による女性研究者・技術者育成（理工系女子学生のための産業キャリア教育プログラム）」の取り組みは、理工系分野に関心ある女子高校生・学生が研究者・エンジニア等を進路として主体的に選択することを支援するため、女子高校生・学生やその保護者、教育関係者等を対象に情報提供・意識啓発を行う教育研究成果の社会への還元

活動でもある。

また、本学と産業界等が目指すビジョンや目標を共有し、その実現に向けた産学官連携を推進するための情報プラットフォームサイト「+C（プラスシー）」を開設して研究者のビジョンや研究内容、実際の産学連携事例を幅広く公開し、共同研究を通じて社会貢献を図っており、理工学部教員に対する各種メディアからの取材依頼も多く寄せられ、これらに協力することも研究成果の社会への還元と考えられる。

2016年度から、公益財団法人文京アカデミーからの受託事業として、文京アカデミア講座を実施、2020年度まで開講されていた「外国人おもてなし英会話講座」には毎年1講座、現在も実施している「アカデミア講座」には毎年2講座を基本的に行っている。中央大学と文京区・区民との繋がりを大切にしたい取組みの一つである。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

理工学部は、2006年に文部科学省・現代GP産学連携教育による（女性）研究者・技術者育成プログラムの支援を受けたことを契機として、産学連携の教育に取り組んでおり、2022年度は企業から数十名の非常勤講師の協力者を得ている。企業の研究開発・企画担当者による少人数制のセミナーと演習で最新の技術と研究開発・企画担当者の活躍の仕方を学ぶカリキュラムとなっている。企業の研究開発・企画担当者と教員の共同研究に参加した卒業研究・修論研究により産業界で通用する実力を得ること目的としている。産業界とのつながりを持つことや、「男女共同参画」の早期理解が一つの目的となる。履修科目と参加企業は以下のとおりである。

- 産業科学技術論A（前期・水・5） 富士通 / IBM / リコー
- 産業科学技術論B（前期・火・5） 東芝 / 凸版印刷 / 建設産業
- 産業科学技術論C（前期・木・5） NEC / 共同印刷 / 日立製作所
- 産業科学技術演習A（後期・木・5） NEC / IBM / リコー
- 産業科学技術演習B（後期・火・5） 凸版印刷 / 日立製作所 / 建設産業
- 産業技術研修（通年）日立製作所

また、2017年度から産業技術総合研究所と物質・材料研究機構の二つの研究から講師を招き、「先端科学技術論」を開講した。講義と、研究所（現場）の見学を実施し、先端分野の研究を紹介するもので、学生の大学院進学への動機づけや、両研究所との連携大学院制度を活用した研究指導が活発になることを期待している。

さらに2019年度にはGTI（Global Technology Initiative）コンソーシアムに加盟した。GTIコンソーシアム主催の国際交流プログラムや海外インターンシップについて、学科間共通科目の「グローバルスタディーズA」「グローバルスタディーズB I」「グローバルスタディーズB II」「グローバルインターンシップ」のプログラムとして単位認定をしている。

このように、現在は様々な産学連携の取組みを行っており、これらについては研究支援室を活用し、教育目標・理念と合致した企業との教育・研究の包括連携の締結を始めている。包括連携は、大学から企業への技術移転を軸とした従来型の産学連携から一歩踏み込み、大学と企業双方向の働きかけにおける技術上の課題と大学における人材育成上の課題を解決し、さらに次の課題の探索へとアプローチしていく形のPBL等、次世代型の産学連携を展開している。両者は協調して技術課題の解決に取り組み、大学側がエンジニアリング手法にサイエンスの視点も加えて課題の整理と解決法の提案を行い、企業側がこれを実務現場に適用した新たな技術を

開発するスキームとなっている。両者はこの過程において、いくつかの課題探索を行い、新たなフェーズへの展開を図っている。

共同研究・受託研究等については、理工学研究所及び研究推進支援本部と連携し、前述の産学官連携推進情報プラットフォーム「+C」にて研究者のビジョンや研究内容、実際の産学連携事例を広く広報するとともに、企業との共同研究及び委託研究を推進している。

○地域交流・国際交流事業への参加状況

国際交流の観点では、文京区に大使館があるベナン共和国との本学との協定およびベナン共和国のアボメカラビ大学と理工学部との協定を締結し、学術的協力を通して人材育成を強化し、持続可能な開発の支援を行っている。学内においても、グローバルウィーク等でベナン大使が学生に向けた講演会を開催するなど、積極的な交流を図っている。

また、国立研究開発法人科学技術振興機構が行っている海外大学との交流プログラムであるさくらサイエンスプログラムには、2014年度より積極的に参画しており、新型コロナウイルス感染症拡大下ではオンラインでの開催が中心になったものの、清華大学、上海理工大学、トゥイレイ大学、台湾国立中央大学など、毎年5大学程度の受入を行い、交流を図っている。また2021年度にはさくらサイエンスハイスクール・プログラムにも参加しており、国際センター、入学センターと共にオンライン交流プログラムを開催し、海外の高校生約1,800名に模擬授業や研究紹介を行い、また本学留学生によるパネル討論を行った。

<点検・評価結果>

以上のとおり、本学の「社会連携と社会貢献に関する理念」に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組みを適切に実施している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛>

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

<現状説明>

○意思決定プロセスが明確化されているか。

学部長は各委員会から上程された事項を教授会の審議・報告事項として取り上げ、その結果、多くの議論を経て学部運営に関する事項が決定される仕組みとなっており、教授会における審議事項は、学部長の円滑な運営の下、慎重かつ適切に決定されている。

また、学部教授会の下に設置される各種委員会については、学部運営の広い範囲に関連するものと、人事、入学試験合否判定、教職といった各検討事案に合わせて設置されるものがある。前者のうち、主要な委員会の役割は概略次のとおりである。

1) 教室委員連絡会議

理工学部に関わる諸問題について、学科・教室が相互に共通の情報を持つことにより、効率的運営を図ることを目的とし、主に教授会上程議題を審議する。構成は各学科・教室から選出された委員と学部長であり、学部長が議長を務める。

2) C委員会

学科目、教養科目、カリキュラムの自己点検、教育方法、教育技術などの自己点検に関する事項を審議する。構成は各学科・教室から選出された委員と学部長であり、教務分野を担当する学部長補佐が委員長を務める。

3) D委員会

研究、改革、在外研究、研究活動、業績自己点検に関する事項を審議する。構成は各学科・教室から選出された委員と学部長に加えて、研究科委員長、前学部長が加わり、改革を担当する学部長補佐が委員長を務める。

4) 入試広報委員会

受験生広報全般に関する計画と実施、入学試験方法の検討、入試戦略の策定を審議する。また、構成は各学科・教室から選出された委員と学部長であり、入試広報を担当する学部長補佐が委員長を務める。

なお、人事委員会を除く全ての委員会に、理工学部事務室の事務長並びに担当グループの専任職員が出席・参加している。事務担当者は、委員長、学部長と事前に委員会議題打合せを行い、決定された方策の実施を支援する仕組みとなっている。

各委員会の委員長は内規に定めがあるものを除き、学科選出委員の互選（学科の輪番）によって選ばれるため、委員会の議論の主題は主に各学科・教室の意見調整であり、このような体制は、継続的な活動を改善する場合、もしくは、学科・教室内に影響が留まる場合には十分に機能している。

○学部長の権限と責任が明確化されているか。

学部長の権限は、学則第9条第2項において、学部に関する事項をつかさどり、学部の代表者になることが定められている。学部長は、学部教授会の議長として、学部の運営に係る事項について学部の意思を取りまとめ、学部の代表として全学的な意思決定の場に臨んでいる。また、学部長は職務上理事となり、学部のみならず本学の運営に対しても参画することが可能となっている。

以上のように、学部長の権限は学則に規定されており、その権限の内容と行使については、適切なものとなっている。

○教授会の権限と責任が明確化されているか。

理工学部教授会は、理工学部専任教員によって構成され、中央大学学則第11条第3項に基づき、学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事、学位の授与に関する事、その他学部の

教育研究に関する重要事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認める事項について審議し、その意見を学長にのべるものとされている。理工学部の運営に関わる事項は、各種の学部内委員会で議論されたのち、教授会に上程された議題について審議される。なお、教授会が審議する事項については、学科・教室単位から出される場合と、学部長が諮問する場合とがある。教育・研究の責任は、学科・教室を単位として運営されており、ほとんどの場合、委員会の議論は各学科・教室の意見を反映している。

学部教授会は毎月1回程度（必要に応じて臨時教授会を開催）開催しており、上記に示した学部運営上の審議を適切に行っている。

○学部長の選考方法の適切性、妥当性

学部長の選任については、学部長選挙に関する内規に基づき、適切かつ公正に行われている。具体的には、学部専任教員の中から選挙管理人を3名選出し、選挙形式で教授会員の投票によって行われる。選挙においては、有効投票の過半数を得た者を学部長とすることとなっており、過半数を得た者がいない場合には、上位の得票者から順次得票数を合算し、当該合算数が有効投票数の過半数に達した時点での上位得票者について再投票を行うこととなっている。さらに、再投票を行った結果、有効投票の過半数を得た者がいないときには、上位の得票者2名について決選投票を行い、学部長を選出することとなっている。

なお、学部長の任期は2年で、再選は1回を限度とし、任期は通算で4年間を限度としている。

<点検・評価結果>

以上のように、理工学部に学部長や教授会を置き、学則にてその権限を明示し、それに基づいた適切な学部運営を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取り組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

理工学部事務室は、他の学部事務室とは異なり、学部と大学院両方の教務事務を所管している。また、キャンパスが離れていることにより、教職課程に関する事務など全学横断的な業務の一部を担い、理工学部に関する総合事務室的な役割を担っている。さらに、法人部署等への提出書類の連絡窓口としての機能も担っている。

理工学部事務室の業務は、庶務、学務、教務及び大学院の4つに分けられているが、庶務と学務は、業務の性格を考慮し、1つのグループに統合して業務を行っている。また、各グループ

は、理工学部並びに大学院理工学研究科に関する業務を相互に連携協力している。

各グループの主な業務は、以下のとおりである。

- ・教務 ・・・学籍、授業、試験及び教職に関する業務
- ・庶務・学務・・・予算、特別入試の実施、教授会、その他庶務事項に関する業務
- ・大学院 ・・・大学院理工学研究科に関する業務

事務室の要員としては、管理職位者としての事務長を含め専任職員 20 人、派遣職員 5 人、嘱託職員 1 人及びパート職員 5 人の計 31 人が配置されているほか、各学科に準備室を設置し、教室・研究室事務室員 11 人及び教育技術員 21 人が配置されている。事務室以外の要員として、学部長室に派遣職員 1 人、教員室に派遣職員 2 人及びパート職員 2 人、新教育 GP 支援室にパート職員 2 人が配置されている。

なお、専任職員の配置については、本人から提出された自己申告書及び所属長との年 2 回の面談により、適正な配置が行われるよう配慮している。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

理工学部事務室では、各グループで毎朝ミーティングを行い、業務の進捗確認や意識共有を行っている。グループ内の業部分担を一定期間毎にローテーションすることにより、業務に継続性をもたせるとともに、業務手順の検証やマニュアルの整備が行われる。また、各グループの副課長によるミーティングを原則月 1 回開催し、情報を共有することにより、グループを超えた協力体制を構築している。事務室全体の課題についても副課長ミーティングを通じて検討が進められる仕組みとなっている。

一方、学科等の準備室が 10 学科と語学・人文・社会教室にあり、それぞれに教室・研究室事務室員を配置している。準備室は、学科に所属する専任教員の事務手続きの窓口であり、事務室と各学科の専任教員との橋渡しの役割を担っている。事務室と準備室が連携することで効率的に事務処理を進めることができる。また、物理学と人間総合理工学科を除く 8 学科には教育技術員が配置され、実験・実習・演習科目等の補助業務及び学科等の指示に基づく業務を担当し、専門スタッフとして機能している。

理工学部は教職協働についても積極的で、特に教員側の働きかけが大きいのが特徴である。具体的には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるオンライン授業やハイフレックス授業、またその試験について教員と職員がそれぞれの立場から仕組みを構築し、マニュアルや Tips 集も作成した。また半期ごとに仕組みを見直して更新し、教員の優れた取組は FD 研修会で披歴して各教員の参考に資する機会を作った。そのほかにも、学修成果の評価・可視化や複数学部による共同開講科目の設置など、教員・職員双方の考え方を持ち寄らないと実現しにくい内容でも教職協働で積極的に取り組むことができている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、事務組織の役割と構成、人員配置は適切であり、また、事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策も適切に整備されているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

以上

文学部

◇学部の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

＜現状説明＞

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

本学の建学の精神は「實地應用ノ素ヲ養フ」であり、単に社会に役立つ知識を修得している人材ではなく社会の課題に応え新たな社会価値を創出しうる実地応用力もった人材の育成に努めている。このことは、中央大学学則第2条本学の使命において「本大学は、その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法の方法の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命とする。」として規定されている。

文学部は、1951年に設置されて以来、「人間と社会を知ること」、つまり「人と社会を読み解く力」を作ることが真の「実学」であるとの理念の下、研究・教育を行ってきた。その理念を達成するための教育研究上の目的は、学則第3条の2で「人文科学及び社会科学の諸分野に関する教育と研究を行う。専門の教育における知的訓練を経て得られた学識と広汎な分野の教育から得られた幅広い教養を持ち、多様な社会に対応し得る人材を養成する」と明文化され、大学の理念・目的を踏まえて設定している。

＜点検・評価結果＞

文学部の理念・目的は、社会の変化に対応しうる柔軟性を備え、社会的要請にも十分応えられるものであり、大学の理念・目的を踏まえた適切なものとなっている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

＜現状説明＞

○構成員に対する周知方法とその有効性

○社会への公表方法

文学部の教育研究上の目的については、学則第3条の2（5）において「人文科学及び社会科学の諸分野に関する教育と研究を行う。専門の教育における知的訓練を経て得られた学識と広汎な分野の教育から得られた幅広い教養を持ち、多様な社会に対応し得る人材を養成する」

と定め、本学公式 Web サイトを通じて学内外に広く周知している。

各専攻においては、文学部の教育研究上の目的に定める内容に基づいて個別の教育目標を設定しており、学外に対しては、本学公式 Web サイトや学部ガイドブック等の印刷物を通じて広報しているほか、在学生に対しては、新入生に対する学習指導（各種ガイダンス）や初年次教育科目を通じて、さらには履修要項等の配布物を主たる媒体として周知を行っている。

<点検・評価結果>

以上のように、文学部の教育研究上の目的を明確に設定しており、様々な媒体を通じて学内外への周知に努めている。

一方で文学部は、13 専攻を柱とした多くの学問分野を擁し、それぞれ個性的な研究・教育を行っているながら、学部全体を覆う理念・目的の下ではそれら個性が目立たず、他大学の同様の学部との差異や文学部の際立った個性がアピールされにくい傾向がある。学部ガイドブックや Web サイト、履修要項、ガイダンスなどを通じて、各専攻の教育目標を具体的な形で周知していくよう努める必要がある。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

文学部においては、2016 年度の機関別認証評価受審にあたって、指摘事項はなかった。

文学部の目的等を実現するための中・長期の計画、その他の諸施策については、その内容に応じて、常設の委員会である教務委員会や文学部研究・教育問題審議委員会等で検討を行い、教授会で承認している。また、学部の教育・研究のあり方についてより根本から議論を行う場合には、臨時の委員会である「将来構想委員会」を設置して検討を行っている。

この文学部の将来構想委員会の実績として、2014 年 2 月に発足した「文学部将来構想委員会」において、2015 年 3 月に答申をとりまとめ、その後、当該答申に掲げられた「領域横断力（有機的な結び付き）の創出」の具現化を行ったことが挙げられる。具体的には、総合教育科目を有機的にコーディネートする役割を担う専任教員を任用し、総合教育科目群の再編を中心としたカリキュラム改正を 2017 年度に行った。続いて、2016 年 9 月には「(第二次) 文学部将来構想委員会」を設置し、2017 年 7 月に答申を取りまとめ、文学部の新たな領域横断プログラムである「学びのパスポートプログラム」を 2021 年 4 月に設置した。

現在、法学部の都心移転を契機として全学の多摩キャンパス将来構想検討委員会が設置されたことに伴い、文学部の今後を検討するため「将来構想検討委員会」を 2022 年 5 月 12 日に設置し、①授業カリキュラム・履修体系の点検、構想、②教職・資格課程および外国語教育等、③労務・財政の検証、提案、の 3 つの部会を置いて検討を開始したところである。

＜点検・評価結果＞

以上のように、文学部の教育研究上の目的等を実現するため、認証評価の結果等を踏まえて、中・長期の計画を設定し、その実現による改善と向上のプロセスは適切に展開している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇学部における内部質保証

＜点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛＞

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

＜評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛＞

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

＜現状説明＞

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

文学部においては、教務委員会が文学部組織評価委員会を兼ね、大学評価委員会の定める点検・評価方式に従って毎年度点検・評価を行っている。自己点検・評価結果の活用については、課題の内容に応じ、教務委員会または文学部研究・教育問題審議委員会が主体となり、具体的な長所の伸長方策の実施や問題点等に係る改善に向けた検討に努めるほか、その伸長・改善の進捗状況を把握・検証することで、それらの着実な実施・展開を担保している。また、自己点検・評価等の結果のうち、とりわけ重要かつ緊要性の高い課題等については、教務委員会または文学部研究・教育問題審議委員会を中心として、その具体的な改善方策の策定を行い、当該結果を文学部教授会において報告・審議する工程を経ることにより、中長期的なスパンでの改善・改革に結びつける仕組みとなっている。

具体的な改善事例としては、「学修成果の可視化に係る取組みの推進」が挙げられる。2021年度の自己点検・評価活動においては、「新入生、在学生、卒業生に対するアンケート結果の学部内での共有はできているが、学習成果の把握の観点から客観的な視標とあわせて分析し、改善に向けての活用する体制ができていない」との課題認識を踏まえて改善に取り組んだ。その結果、2022年1月20日の教授会において「文学部の教育課程における学修成果の把握に関する方針」を決定し、あわせて学修成果把握のための具体的な指標設定を行うなど、学習成果の把握・可視化を進めるための環境が整った。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

2016年度機関別認証評価および設置計画履行状況等調査等においては、学部として特段の指摘事項は受けていない。

＜点検・評価結果＞

以上のように、文学部においては、定期的な点検に基づき、中長期的な改善を重ねており、内部質保証機能は有効に機能しているといえる。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇学部の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜現状説明＞

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本大学は、その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命としている(中央大学学則第2条)。

本大学の使命の下、文学部の理念・目的に基づき、学問の動向、社会的要請、グローバル化などを踏まえ、高度化を続ける知識基盤社会における教育研究ニーズに応え、人と社会を読み解く力を持ち、多様な社会に適応し活躍できる人材を育成できるよう、13の専攻と1プログラムで構成している(国文学専攻、英語文学文化専攻、ドイツ語文学文化専攻、フランス語文学文化専攻、中国言語文化専攻、日本史学専攻、東洋史学専攻、西洋史学専攻、哲学専攻、社会学専攻、社会情報学専攻、教育学専攻、心理学専攻、学びのパスポートプログラム)。

文学部の各専攻は、専攻の柱とする学問分野、開設する授業科目、施設・設備等を定期的に見直し、学問の動向、社会的要請、グローバル化などを踏まえて不断の改革・改善が続いている。前述のように、学部全体としても、社会的要請を踏まえながら、領域横断で学び活躍できる人材の育成を目的に2021年度に学びのパスポートプログラムを開設したところである。

＜点検・評価結果＞

文学部の教育研究組織は、大学の理念・目的に適うものであり、学部の理念・目的の達成のため、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮に基づいて、定期的に教育組織、教員組織、カリキュラム等の見直しを行っている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については、自己点検・評価活動のほか、文学部研究・教育問題審議委員会で、専攻定員の見直しの際や中長期的な将来構想策定を行う際など、様々な機会に検証作業を行っている。これまでの例として、2014年2月に将来構想委員会を設置が挙げられる。将来構想委員会では、2012年度のカリキュラム改正の検証を含む今後の将来構想の検討並びに教育研究組織のあり方についても検証を行い、各専攻における教育を縦軸としつつ、横軸である学部全体としての総合的な教育カリキュラムの充実を通じて「領域横断力（有機的な結び付き）の創出」を目指すことが必要であるとの結論に至り、2017年度に総合教育科目群の再編を中心としたカリキュラム改正を行った。

また、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」において、現代社会の直面する課題に応えるための教育研究体制の再編が求められていることを踏まえ、①今日の人文社会科学の学問的な発展に即した文学部の「新しいあり方」について、②学生の学びを効果的にサポートする教育体制のあり方について検討するため、(第2次)文学部将来構想委員会を2016年9月に発足させ、検討の結果、現在の13専攻の体制を維持しながら、領域横断的な学問の方向性を有する教育プログラムとして、2021年4月に学びのパスポートプログラムを開設した。

多様な学問領域から成り立っている文学部であるからこそ可能な「領域横断的学び」に特徴があると考えていることから、これを理念のレベルにとどめることなく、学生の履修面においても多様な科目の単位履修を容易にするための工夫を教務委員会等で引き続き議論している。

<点検・評価結果>

教育研究組織の適切性については、教授会その他の各種委員会での議論や自己点検・評価活動を通じて適正に行われ、改善・向上が行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部の教育課程・学習成果

<点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛>

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

<現状説明>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

文学部では、「實地應用ノ素ヲ養フ」という中央大学の建学の精神をふまえて教育を行い、多様性を認め互いを尊重し合うことが求められる現代社会において、専門的学識と幅広い教養を持ち、言語・文化・社会についての素養、つまり「人を読み解く力」を備えた人材を育成することを教育目標とし、履修要項や本学公式 Web サイト等で周知している。この教育目標を達成すべく、下記の「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を定めている。なお、この方針は教育の質向上を継続的に図っていく内部質保証システムの核とすべく適宜見直しを図っており、2019年度に全学の「教育活動に係る三つの方針策定にあたっての基本方針」を踏まえ、教務委員会および教授会での議論を経て再策定したものである。

文学部 学位授与の方針

<養成する人材像>

文学部は、「文」すなわち広い意味での文化と、人間の様々な営みに関わる多様な学問を学ぶ場です。文学部は「實地應用ノ素ヲ養フ」という中央大学の建学の精神をふまえて教育を行い、多様性を認め互いを尊重し合うことが求められる現代社会において、専門的学識と幅広い教養を持ち、言語・文化・社会についての素養、つまり「人を読み解く力」を備えた人材を養成します。

<卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度>

1. 専門的学識：各専攻・プログラムの学問分野において求められる専門的な知識を備えている。
2. 幅広い教養：多種多様な科目から得られた幅広い教養を身に付けている。
3. 複眼的思考：専門的学識と幅広い教養を併せ持つことにより、複眼的に思考し、多様な社会に柔軟に対応することができる。
4. コミュニケーション力：自分の考えを相手に伝え、理解を得るとともに、相手の考えを理解することができる。
5. 主体性：主体的に自ら学び続けることができる。

さらに、この学部全体の学位授与の方針を踏まえ、多様な特色を持つ文学部の学びについて読み手がイメージしやすいよう、専攻・プログラムごとに養成する人材像を設定・公表している。

<専攻・プログラムにおいて養成する人材像>

国文学専攻では、現代まで日本語によって創り上げられてきた文献、芸術、文化の豊かな世界を学びます。そして人間および言語情報を分析する力を養い、それを生かして現代、未来を捉える能力を持つ人材を養成します。

英語文学文化専攻では、高度な英語運用能力を養うとともに、英語学および英語圏の文学や文化の専門教育を通して、ことば・文学・文化に関する深い知識をもつ学生を養成します。

ドイツ語文学文化専攻では、学術言語としてのドイツ語の力を身に付け、活用しながら、ドイツ語圏の言語・文学・文化・歴史の各分野に関する専門の学びを深めることを教育目標としています。4年間の学びを通して、広範かつ専門的な知識・方法と実践的な経験知を身に付け、グローバルな社会や文化の多様性を理解し国際交流に貢献できる人材を養成します。

フランス語文学文化専攻では、フランス語能力を獲得し、それを基礎としてフランスの文学と文化について（語学文学文化コース）、またフランスを中心とする西洋美術史と文化としての美術館のあり方について（美術史美術館コース）、確実な知識と思考力を持つ人材を養成します。

中国言語文化専攻では、中国の諸事情を適切に理解するために、人々の暮らし・考え方の背景となる歴史や文化についての正確な知識と、高度な中国語運用能力を身に付け、中国に持続的な関心を払い、現地の情報を自分の目と耳で確かめることができる能力を有する人材を養成します。

日本史学専攻では、日本列島の社会に関わる過去のいろいろな出来事や文物を、史料（資料）を通じて明らかにし、それらの因果関係を探り、その意味を解明することによって、現代の問題を考え未来への豊かな洞察力を持つ人材を養成します。

東洋史学専攻では、アジア・アフリカに暮らす人々が築き上げてきた歴史を確かな史料に基づいて実証的に把握することを通じて、アジア・アフリカの人間と社会を深く理解し、現代世界の抱える様々な問題について主体的に考えることのできる人材を養成します。

西洋史学専攻では、異文化に対する豊かな感性を養うこと、また、自らが「西洋」を、そして世界をどのように見るかを考え、主体的に問題を設定して必要な情報を蒐集し、分析し、自分独自の見解を作り上げる能力を持つ人材を養成します。

哲学専攻では、古今東西の思想・哲学を広く身に付け、ものごとを根本的に考え、人生の諸問題にすぐれた解決法を探り出す力をもつ人材を養成します。既成の考え方ではなく、時代を超えた普遍的なものの考え方や思考様式を身に付け、さまざまな分野の最先端の動向にも常に目を配る人材であることが望ましい。言語、時間、存在といった世界の枠組をなす概念に関心をいだき、徹底して論理的思考を貫くような人材を養成します。

社会学専攻は、現代社会を〈Global〉グローバルに思考しつつも、〈Clinical〉微細に臨床的に観察し、〈Visionary〉未来を見通す知を養い、他者とともに、この先の社会を構想し、築いていく実践者が成長していく場です。国内外で実際に社会調査する実力を養成し、社会を理論的に考察する社会構想者たる人材を養成します。

社会情報学専攻には、2つのコースがあります。「情報コミュニケーションコース」では、メディアや文化に関する理論と実態を学び、社会に関する情報の能動的・科学的な分析方法を体得することで、高度情報社会で活躍する人材を養成します。「図書館情報学コース」では、社会情報学の理論や情報処理の技術、情報メディアの知識を基盤として、情報管理技術の全体像を立体的に理解し、それを現実の問題に応用できる人材を養成します。

教育学専攻では、学校教育の問題だけではなく、子どもからおとな、高齢者に至るまでの人間の生涯全体にわたる教育や学習文化活動のあり方を学び、教育についての幅広い見方や考え方を持つ人材を養成します。

心理学専攻では、知覚、学習、認知、発達、教育、臨床、健康などの各分野において、人間心理理解のための理論を学び実証する高い能力を持つ人材を養成します。

学びのパスポートプログラムでは、文学部での多様な学問領域の学修を基盤にして自分なりの課題意識を持ち、現代社会やスポーツをめぐるさまざまな課題に向き合い、多角的観点からその解決にアプローチしていける人間の育成を目指しています。

また、学内に向けては、履修要項において教育研究上の目的、教育活動に関する三つの方針、各専攻・プログラムが養成する人材像や教育目標を掲載している。加えて、新入生ガイダンスや初年次教育科目を通じて学生への周知を図っている。

学外に対しては、本学公式Webサイトや文学部ガイドブック等の広報誌を通じた周知を図っている。なお、2021年度新入生アンケートにおいて、文学部の養成する人材像について「聞いたり読んだりしたことがあり、内容を理解している」と回答した学生が34.0%、「聞いたり読んだりしたことがあるが、よく覚えていない」と回答した学生が47.5%となっており、理解・浸透度合いには課題があるものの、一定程度周知できていることがわかる。

なお、専攻・プログラムごとの方針においては、養成する人材像のみを示すに留まっており、卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度等の学習成果が明示されておらず、授与する学位ごとの設定となっていない。そのため現在、専攻・プログラムごとの学位授与の方針や教育課程の編成・実施方針について見直しを行っている。

＜点検・評価結果＞

文学部の学位授与方針においては、学生が卒業するにあたって修得することが求められる知識・能力・態度等、当該学位にふさわしい学習成果を適切に設定し、学生及び入学希望者、社会一般に対して公表している。一方で、専攻・プログラムごとにおいては、卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度等の学習成果が明示されておらず、授与する学位ごとの設定となっていない。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

専攻・プログラムごとにおいては、卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度等の学習成果が明示されておらず、授与する学位ごとの設定となっていない。

＜今後の対応方策＞

2023年4月に向けて、専攻・プログラムごとに学生が卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度等の学習成果を設定し、公表するよう教務委員会で検討を行う。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
 評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

＜現状説明＞

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

文学部は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、以下の通り定めている。

教育課程編成・実施の方針

＜カリキュラムの基本構成＞

文学部は、人文社会学科に、「国文学専攻」「英語文学文化専攻」「ドイツ語文学文化専攻」「フランス語文学文化専攻」「中国言語文化専攻」「日本史学専攻」「東洋史学専攻」「西洋史学専攻」「哲学専攻」「社会学専攻」「社会情報学専攻」「教育学専攻」「心理学専攻」の13の専攻と「学びのパスポートプログラム」を設置しています。

深い専門性と幅広い教養を備えた人材の養成をめざす文学部では、学位授与の方針に掲げる知識・能力・態度等を修得できるよう、以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

1. 専攻科目群・プログラム科目群：専攻・プログラムごとの専門教育における知的訓練のための科目を配置し、それぞれの学問分野の専門的知識を修得します。
2. 総合教育科目群：幅広い視野と複眼的な発想を得るための科目を配置し、幅広い教養と自ら学ぶ力を養います。
3. 自由選択科目群：学生の多様な学びを促進するために、学部間共通科目、自由選択科目（他学部・大学院履修科目等）の履修が認められています。所属専攻・プログラムの専攻科目やプログラム科目、総合教育科目の単位を充てることもできます。自分の志向に合わせてカリキュラムを組むことを通じて、主体的に学ぶ力を養います。

＜カリキュラムの体系的性＞

文学部では、授業科目を体系的に配置し、学生が段階を踏んで学修を進める環境が整えられていま

す。また、関心に応じて自分の学びを主体的に組み立てる自由を保障することで、学修意欲と学修成果の向上を図っています。

1. 初年次共通教育：総合教育科目群の初年次教育科目、外国語科目等を通じて、大学生としての基礎的知識と技能を身につけます。
2. 1・2年次：各専攻・プログラムの学問分野の概論、基本的な知識と技法を学びます。
3. 3・4年次：1・2年次の学修を踏まえて、より専門性の高い学び、個々人の問題関心に応じた学びへと移行し、専門的学識と方法論に支えられた分析力、思考力、判断力、表現力等を鍛えます。
4. 全年次：専攻科目群・プログラム科目群の履修を通じて専門的な知識と技能を得ることと並んで、総合教育科目群、自由選択科目群の履修を通じて幅広い視野と複眼的な思考、自分の学びを自分で組み立てる主体性を養います。

「カリキュラムの基本構成」にあるように、その構成は、学位授与の方針に掲げる5つの「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」を伸長することができるように設定されている。すなわち、「専門的学識」を養う専攻科目群・プログラム科目群、「幅広い教養」と「複眼的思考」を養う総合教育科目群、「主体性」を養う自由選択科目群という授業科目群の構成となっている。これらは相互の整合性に十分配慮した内容となっており、文学部が養成する人材像とも整合が取れた内容となっている。

また、入学後の初年次教育から3・4年次の学び、さらに全年次共通の学びの構成については「カリキュラムの体系性」として明示している。特に、総合教育科目群の初年次教育科目、外国語科目等については、学位授与の方針に掲げる「コミュニケーション力」の養成を企図するものである。

さらに、4年次配当科目であり、全専攻・プログラムの必修である「卒業論文／卒業研究／卒業課題研究」において、指導教員や学生間でのコミュニケーションを活発にとりながら、学びを更に深め、これまでの学修の集大成として成果をとりまとめる。

また、学内に向けては、履修要項において教育研究上の目的、教育活動に関する三つの方針を明記するとともに、専攻・プログラムごとに教育課程編成・実施の方針に基づいてどのような科目を設置しているかを詳細に記載している。加えて、新入生ガイダンスや初年次教育科目を通じて学生への周知を図っている。学外に対しては、本学公式Webサイトや文学部ガイドブック等の広報誌を通じた周知を図っている。

なお、上述のように、履修要項において各専攻・プログラムのカリキュラムに係る記述が充実しているものの、専攻・カリキュラムごとに「方針」という形で整理されて示されていないため、今後、専攻・プログラムごとの教育課程編成・実施の方針を作成する予定である。

<点検・評価結果>

教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針を設定しており、その設定にあたっては学位授与の方針との関連性が十分に担保されている。また、学生および入学希望者、社会一般に対して適切な方法で公表している。一方で、教育課程の編成・実施方針の設定については、学部単位となっていることから、今後は専攻・プログラムごとに方針を示していく必要がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

教育課程の編成・実施方針の設定については、学部単位となっていることから、今後は専攻・プログラムごとに方針を示していく必要がある。

また、前述のように、学位授与の方針についても、専攻・プログラムごとに卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度等の学習成果を示す必要があることから、連関性に留意しながら、専攻・プログラムごとの教育課程の編成・実施の方針を示す必要がある。

<今後の対応方策>

2023年4月に向けて、教務委員会にて専攻・プログラムごとの教育課程の編成・実施の方針を作成し、公開する。その際には、今後設定する、専攻・プログラムごとの卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度等の学習成果との連関性に留意する。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点3は大学院対象項目のため割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。も

評価の視点2：専門教育・教養教育の位置付け（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）（学部）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点5：初年次教育・高大連携に配慮した教育内容となっているか。（導入教育の整備状況等）（学部）

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

文学部のカリキュラムは、教育目標の中核に掲げる「人を読み解く力」を備えた人材の育成に向け、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に掲げる「専門教育における知的訓練」を行うための科目として「専攻科目群」を、「幅広い視野と複眼的な発想」を培うための科目として「総合教育科目群」を置き、さらに各専門分野の補完や連携を考慮した「自由選択科目群」を置いた構成となっている。

なお、文学部では2017年度および2021年度にカリキュラムを一部改正し、「入門科目」「後期教養科目」の新設を含む「総合教育科目群」の再体系化、教育内容の明確化・学修効果の向上を企図したフランス語文学文化専攻の「コース制」導入、各専攻科目の時代に即したかたちでの名称変更等を行ってきた。これらは、文学部における教育内容の更なる明確化や、教育効果の向上を期待するものである。

また、広範な領域を学べる文学部の利点を更に発展させるために、全専攻に関わりながら自らの関心を深めていくことを目的とした「学びのパスポートプログラム」を2021年度に開設した。入学者は「学びのパスポートプログラム」に4年間所属し、領域横断的な学びを通して自ら課題を見つけ、多角的に学びを深めていく。このプログラムには2つの系統があり、学生は入学時に「社会文化系」または「スポーツ文化系」のいずれかを選択する。

[カリキュラム表]

区分	系列	卒業に必要な単位数	
専攻科目群/プログラム科目群	基礎演習科目	8 単位	68 単位
	必修科目	60 単位	
	選択科目		
総合教育科目群	初年次教育科目	大学生の基礎 A 2 単位	29 単位
	外国語科目	12～16 単位	
	健康・スポーツ	体育（実技） 1～3 単位	
	アカデミック外国語・スキルアップ外国語	-	
	入門科目	-	
	プログラム科目	-	
	グローバル教養科目	-	
	キャリア科目	-	
	特別教養科目	-	
自由選択科目群	自専攻科目の 68 単位超過分	30 単位	
	総合教育科目の必修単位超過分		
	他学部履修科目（30 単位まで）		
	大学院履修科目（8 単位まで）		
	学部間共通科目		
	学芸員課程科目		
卒業に必要な総単位数		127 単位	

- (注) 1) 必修科目と選択科目の卒業に必要な単位数は併せて 60 単位であるが、配分は専攻によって異なる（例えば卒業論文は、専攻によって必修科目に設置されている専攻もあれば、選択科目に設置されている専攻もある）。
- 2) 外国語科目は英語、ドイツ語、フランス語、中国語の中から 2 カ国語を必修（専攻により指定がある場合がある）、ただし学びのパスポートプログラムスポーツ文化系のみ 1 カ国語を必修としている。また、卒業に必要な単位数は、専攻・プログラムによって異なり 12 単位または 16 単位のいずれかとなっている。また、その他にスペイン語・イタリア語・ロシア語・朝鮮語・ラテン語・ギリシャ語の選択科目がある。
- 3) 2012 年カリキュラムから単位数は、外国語科目は 1 時限通年で 2 単位、他の科目は 1 時限半期で 2 単位である。通年科目の単位数は半期の 2 倍（この場合でない科目も設置されている）。また、2021 年カリキュラムから体育実技科目は 1 時限半期で 1 単位である。
- 4) 取得できる単位数は最大で 176 とする。
- 5) この他、英会話など卒業に必要な単位に算定されない科目（随意科目）も設置している。

「専攻科目群」は、各専攻の教育目標に即した科目を基礎から応用・発展に至るまで体系的かつ順次的に設置している科目群であり、1・2 年次に配当されている「基礎演習」とその他の必修科目から構成されている。なお、学びのパスポートプログラムは、文学部で有する学問分野を領域横断的に学ぶために、13 専攻における「専攻科目群」に位置づけられる科目を「プログラム科目群」と呼称を分けている。プログラム科目群は「基礎演習」や 13 専攻それぞれの基礎的な科目を定めた「専攻推薦科目」などで構成されている。

「総合教育科目群」は、初年次教育科目、外国語科目、健康・スポーツ、アカデミック外国語・スキルアップ外国語、入門科目、プログラム科目、後期教養科目、グローバル教養科目、キャリア科目、特別教養科目から構成されている。また、文学部においては、各専攻の「専攻科目」のうち他専攻の学生も履修可能な科目を「ゴシック科目」として開放しており、「ゴシック科目」を履修した場合の修得単位は「総合教育科目群」の必要単位数に含めることで、教育課程編成・実施の方針に掲げる二本柱の双方を具現するものとなっている。2022 年度はゴシック科目として 404 科目を設置し、5 月時点におけるゴシック科目としての履修者数は延べ 6,282 名（1 講座あたり約 16 名）となっており、有効に活用されている。

「自由選択科目群」については、固有の科目を設けるのではなく、自専攻科目や総合教育科目について必修単位数を超過した分のほか、他学部履修単位や大学院履修科目、学部間共通科目について、30 単位を履修する科目群として設定している。

このほか、文学部では体系的な学びを促進するための仕組みとして、「副専攻」制度および「モデル履修制度」を導入している。

「副専攻」制度は、密度の高い複数の専門知識と豊かな価値観、広い視野と複眼的視点を養成することを目的とし、自分が所属する専攻の専門科目を履修しながら、別の専攻の分野を系統的に学ぶ制度である。本制度は、1学科に13専攻を設置している文学部の組織構成の特色を活かした制度であり、複線的な専門教育の可能性を学生に示す制度でもあるが、さらには、各専攻の専門教育を活かした上で、学生個々の興味とニーズを満足させる幅広い教養教育を用意するという教育目標達成の一助としても位置づけている。また、各副専攻の修了要件を満たした者には、卒業時に副専攻修了証書を発行している。なお、副専攻のエントリー数は例年10名弱であり、修了に至るのは年間で数名程度となっている。

「モデル履修制度」は、専攻科目群のうちのゴシック科目と、既に開設されている総合教育科目によって、テーマを持った「モデル履修科目群」を複数設定したものであり、専攻の学問内容を越えた分野について系統的な履修を促すと同時に、文学部の知的財産の活用を目指している。2021年度カリキュラム改正時に従来の制度の抜本的な見直しを行い、科目体系や科目数をスリム化し、よりわかりやすく取り組みやすくなるように変更を行った。現行制度においてはモデル履修科目群として、「舞台芸術論」「スポーツ文化を学ぶ」「国際関係を学ぶ」「ミュージアムを学ぶ」「『言語学』を学ぶ」「脳・身体・ころを考える」「ジェンダー・ダイバーシティを学ぶ」「世界遺産を学ぶ」「グローバルに考え、地域を見つめる」「アウトドアを(で)学ぶ」「文学から世界を学ぶ」「スポーツ・身体・健康を考える」を設定している。なお、新しいモデル履修制度は学びのパスポートプログラムの履修指導においても活用されている。

副専攻制度およびモデル履修制度については、文学部が学位授与方針に掲げる、専門的学識と幅広い教養を併せ持つことによる複眼的思考の涵養に資する仕組みであることから、今後は文学部第二次将来構想の取り組み成果も踏まえながら、更なる強化・充実に向けた方策について検討を進めていく予定である。

○専門教育・教養教育の位置付けについて（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）

文学部では、127単位を卒業に必要な必修単位と定めており、専門教育にあたる「専攻科目群」（学びのパスポートプログラムにおいては「プログラム科目群」）については68単位必修、教養教育にあたる「総合教育科目」については29単位、「自由選択科目」については30単位必修としている。

さらに、自専攻科目の必修単位を超えて履修した分や、「総合教育科目群」の必修単位を超えて履修した分については、「自由選択科目」の履修単位として換算している。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

文学部のカリキュラムは、学生の目的・興味・関心に応じることのできる多様性を持ちつつ、各学問分野における専門的かつ体系的な学びを保証した優れたカリキュラム編成となっている。各科目群の教育内容および相互の関係性については以下のとおりである。

1) 専攻科目群

「専攻科目群」は、文字通り各専攻の専門性を保証する柱となる科目群であり、専門的学識を培うことを目的としている。全専攻とも、ここに必修の「基礎演習科目」を8単位分設置している。これは、専攻における専門教育においてその基礎を形成し、卒業論文・

卒業研究等に至るまでに積み上げていく専門教育への導入の役割を果たしているものである。「専攻科目群」全体では、必修・選択あわせて、68単位を卒業に必要な単位数と定めている。これは、文学部の教育目標において、多様な社会に対応できる人材を輩出するために、専門教育による専門的知性の確立とともに、広汎な分野の教育による幅広い教養を重視し、多くの分野の学問体系を有する文学部の特性を活かし「自由選択科目群」を選択する自由度をも担保することを考慮して、自由選択の余地を確保するために設定された数値である。

2) プログラム科目群

「プログラム科目群」は、学びのパスポートプログラムにおける科目群の名称である。学びのパスポートプログラムは独自の専門科目がごく少数であるため13専攻では総合教育科目に位置づけられている「プログラム科目」を、「専攻科目群」に準ずる扱いとしている。ただし、専攻科目群同様に「基礎演習科目」を8単位分設置し、領域横断的に学ぶために必要なスキルを育成している。ほかにも、各専攻科目群から選出された「専攻推薦科目」や「入門科目」を通じて複数の学問分野における基礎を学び、3・4年次には自らの課題を設定し、「卒業論文」または「卒業課題研究」に取り組む。必修・選択あわせて68単位を卒業に必要な単位数と定めている。

3) 総合教育科目群

「総合教育科目群」は、13専攻を擁する文学部が、それぞれの専門分野の垣根を越えて、共有する知的財産を有効活用した科目群である。文学・文化・歴史・哲学・社会・情報・教育・心理といった伝統的学問領域と、時代を切り開く最先端の学問を文学部共通の基礎知識として共有し、所属する専攻の専門分野のみならず、他領域の学問を学際的に学び、学部所属の教員・学生が相互に交流し、幅広い視野と複眼的な発想を持つことを目的としてこれまで「初年次教育科目」「特別教養科目」「アカデミック外国語・スキルアップ外国語科目」「健康・スポーツ科目」「外国語科目」「共通科目」の6つの科目群を設置していたが、2017年度・2021年度のカリキュラム改正により、新たに「入門科目」「後期教養科目」が加わることとなった。「入門科目」は、特定分野の「概論」ではなく、各専門の学習・研究の基盤形成を目途として、学生が「哲学」「数学」「文学」「歴史」などの多様な切口から、人間の営み全体を眺望するような大きな議論・大きな学びにふれることを目指して設置された科目群である。「後期教養科目」は3・4年次配当の13専攻の学びの枠を超えた、統合的ないし発展的な科目群である。

「初年次教育科目」には、導入教育の役割を果たす「大学生の基礎A」（1年次配当・必修）と、「大学生の基礎B」（1年次配当・選択）を設置している（詳細は後述）。「特別教養科目」は、2科目4単位必修で、「特別教養（1）～（8）」と「プロジェクト科目（1）～（3）」を設置している。この「特別教養」では、限られた専攻の科目には含め難い、幅広い領域にわたる知識等を身に付けることを目的に、従来の学問区分では学びきれない、いくつもの領域にまたがる学際的な諸問題を取り上げている。「特別教養科目」の内に設置している「プロジェクト科目（1）」「同（2）」「同（3）」は、特に重要と思われる事柄を複数の視点に立つなどしながら、焦点を絞り込むことを目的としており、ひとつの課題に沿って文学部の各専門分野が創造的に関わるといった新しい可能性を開いていくものである。2022年度のテーマは「多摩学—その風土・歴史・文化—」である。「プロジェクト科

目」は、複数の教員や外部講師がリレー方式で担当するもので、視点の違いの意味を学ぶ上でも一層の効果が期待されるものとなっている。

「健康・スポーツ科目」は「体育（実技）」を設置しており、1年次の半期1単位必修科目となっている。ただし、学びのパスポートプログラムスポーツ文化系においては3単位必修と定めている。「体育（実技）」の特徴として、全授業14回の実技の他に課題学習を設定しており、課題を通して健康とは何か、スポーツと社会の関連性などを学んでいる。

「外国語科目」については後述する。

このほか、学生が主体的に自らの興味・関心に応じて教養を深めていく機会を設けることを目的に、「プログラム科目」や、「キャリア科目」「グローバル教養科目」を設置している。「キャリア科目」に開設している「キャリアデザイン（1）」「同（2）」は、大学教員だけではなく、社会の第一線で活躍している様々な人を講師に招き、卒業後の将来に豊かで明確なイメージを持ち、大学生活を将来に向けた有意義なものとするを目的としている。

さらに「グローバル教養科目」には「グローバル・スタディーズ」を設置し、従来の専門科目を発展させて、地球規模で活躍できる人材の養成および学生の外国語運用能力を含めたコミュニケーション能力の向上を図るための取組みを進めている。

4) 外国語科目

文学部は学部の理念に沿い、「外国語科目」を、世界の人々の営みを探求するための基本として全専攻共通の「総合教育科目群」の中に位置づけている。外国語教育については、専攻毎に必要なとされる種類と授業量が異なるため、履修方法はそれぞれ異なる。設置科目は、履修形態によって、A群・B群・C群の3群に区分している。

A群は、入学手続き時の申請に基づき、英語・ドイツ語・フランス語・中国語のうちの2ヵ国語を履修することとし、各専攻の教育内容に応じて詳細な要件を設定している。

国文学・日本史学・東洋史学・社会学・教育学・心理学・

学びのパスポートプログラム社会文化系：2ヵ国語8単位必修

西洋史学・哲学専攻：2ヵ国語10単位必修

英語文学文化専攻：英語を含む2ヵ国語14単位必修

ドイツ語文学文化専攻：ドイツ語を含む2ヵ国語14単位必修

フランス語文学文化専攻：フランス語を含む2ヵ国語14単位必修

中国言語文化専攻：中国語を含む2ヵ国語14単位必修

社会情報学専攻：英語を含む2ヵ国語8単位必修

学びのパスポートプログラムスポーツ文化系：1ヵ国語4単位必修

B群は2～4年次配当の科目で、原則として各専攻に英語3科目と初修語（ドイツ語・フランス語・中国語）各1科目が設置されている。

C群には、「スペイン語（初級）」・「スペイン語（上級）」・「イタリア語（初級）」・「イタリア語（上級）」・「ラテン語（初級）」・「ラテン語（上級）」・「ロシア語（初級）」・「ロシア語（上級）」・「朝鮮語（初級）」・「朝鮮語（上級）」・「ギリシャ語（初級）」・「ギリシャ語（上級）」の12科目が設置されている。社会情報学専攻は、B群英語のみ4単位必修、その他の専攻については、B群とC群を合わせて、国文学・日本史学・心理学の各専攻は4単位、東洋史学・社会学・教育学の各専攻は8単位、西洋史学・哲学専攻は6単位、英語文学文化・ドイツ語文学文化・フランス語文学文化・中国言語文化の各専攻は2単位を選択し履

修する。

これらA～C群を合わせて国文学・日本史学・社会情報学専攻・心理学専攻は12単位必修、英語文学文化・ドイツ語文学文化・フランス語文学文化・中国言語文化・東洋史学・西洋史学・哲学・社会学・教育学・学びのパスポートプログラム社会文化系は16単位必修、学びのパスポートプログラムスポーツ文化系は8単位必修としており、学生個々の必要と興味に応じて必修単位以上の外国語を自由に選んで学ぶこともでき、必要単位数超過分は卒業単位に算入される。

「アカデミック外国語・スキルアップ外国語」は文学部の全専攻が履修できる外国語科目で、英語・ドイツ語・フランス語・中国語のいずれかの外国語のみで授業が行われることが特色である。海外留学を目指している学生や、外国語の卒業に必要な単位数を習得した後さらに語学能力を伸ばしたい学生などのニーズに対応できる内容を設置している。

○初年次教育・高大連携に配慮した教育内容について

入学後の導入教育としてカリキュラムに組み込まれている科目としては、「大学生の基礎A」（2単位必修）、「大学生の基礎B」（選択科目）がある。

これらは、後期中等教育から高等教育へのスムーズな移行に資するために総合教育科目群のなかに設置している。「大学生の基礎A」では、大学生活における自己管理や社会性の涵養、またキャリアデザインを含めた卒業までの生活設計など、大学生として必要な知識や心得に関して、毎回重要なテーマを定め、各テーマの専門の担当者によってリレー形式の講義を実施する科目である。後者の「大学生の基礎B」は選択科目であるが、「表現技法」、「異文化コミュニケーション」の中から1つを選択するものとしており、主に演習形式の授業となっている。学生へのアンケート調査と組み合わせて行い、学生の関心、動向、理解度を測っている。

このほか、導入教育を目的とする科目として「基礎演習」を設置している。「基礎演習」は、各専攻の専門分野の学習に必要な基礎的な知識や考え方を身に付けることを目的とした必修科目であり、20～30名程度の少人数クラスで、双方向型の授業を実施している。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

文学部では、学生が自立した社会人・職業人としての自己実現を目指し、自らの将来設計について考えるための1～2年次配当科目として「キャリアデザイン(1)」「キャリアデザイン(2)」を設置している。「キャリア」とは、単に資格や経歴、職業経験などを意味するだけでなく、生涯を通じて豊かな人生を築いていくため不可欠な「生き生きとした自分らしい生き方」を意味しており、1～2年次の段階から、自分自身について、社会・仕事について、そして自分と社会の繋がりについて思いを巡らせ認識を深め、また様々な職業を具体的に知り、将来設計について考えることを目的としている。

「キャリアデザイン(1)」では、様々な分野からのゲストスピーカーを招き、キャリアを考える上で不可欠なテーマについて話していただき、講演を受けて、学生が自分自身の人生をどう生きていくのか主体的に考えることを目的としている。ゲストスピーカーは公務員、民間企業、社会福祉法人、起業経験者など多岐に渡り、単に進路選択を考えるだけでなく、就職した後で起こりうる様々なリスクへの対処や、ジェンダー・障害への配慮ができる社会人を養成する。

「キャリアデザイン(2)」では、キャリア形成支援を専門とする担当教員によって、少人数のワークショップ形式によるディスカッションを中心としたキャリア講座を行っている。「自分や社会についてどれだけ深く考えられたか」「今後の大学生活でやるべきことがどれだけ明

確になったか」、自分の中で「視野が拡がり」「気づきが深まる」ことを目標としている。

また、両科目とも、文学部の学位授与の方針における「幅広い教養」を身に付けることを企図して設置されている。

<点検・評価結果>

以上のように、文学部では「専攻科目群」「総合教育科目群」「自由選択科目群」から構成される順次性のある授業科目を体系的に配置している。卒業までに必要な127単位を、それぞれに割振り、学生の目的・興味・関心に応じることのできる多様性を持ちつつ、各学問分野における専門的かつ体系的な学びを保証したカリキュラム編成となっている。

入学後の導入教育として「大学生の基礎A」、「大学生の基礎B」および各専攻の「基礎演習」をカリキュラムに設置しており、高校からスムーズに接続できる体制を整えている。

また、学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成するために「キャリアデザイン(1)」「キャリアデザイン(2)」を正課科目として設置し、卒業後に向けた有意義な教育を実施している。このように学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

<長所・特色>

2021年度に開設した「学びのパスポートプログラム」は、広範な領域を学べる文学部の従来の利点を更に発展させることを目的とし、領域横断型の全く新しい教育プログラムとして注目を集めている。

「キャリアデザイン(1)」、「キャリアデザイン(2)」は、文学部学生だけでなく他学部学生も受講可能なように開放しており、例年全受講生の1～2割の他学部学生受け入れがある。両科目とも、全学の「キャリア教育委員会推奨科目」に位置付けられ、積極的な履修を推奨している。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

学びのパスポートプログラムのカリキュラムは完成年度を迎えていないため、学生の要望を臨機応変に取り入れつつ、学びのパスポートプログラム運営部会で制度設計の検討・改善を図っていく。

「キャリアデザイン(1)」、「キャリアデザイン(2)」については、毎年度「文学部キャリア教育委員会」において、内容の点検を実施している。ゲストスピーカーに偏りが生じたりしないよう、常に学生が何を身に付けるべきかの観点から、見直し・改善を継続する。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<評価の視点3は大学院対象項目のため割愛>

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

＜現状説明＞

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

文学部には、演習科目、外国語科目、講義科目、実験・実習科目、体育実技科目等の授業形態があり、演習科目や外国語科目を中心とした少人数教育を展開している。演習科目の中には、フィールドワークをメインとする「社会学プロジェクト演習」「教育実地研究」等がある。また、外国の文学文化を学ぶ専攻や外国語科目においては、ネイティブスピーカーによる少人数編成の授業が豊富に用意されている。実験・実習形式の科目としては、「プログラミング」「データベース」「情報サービス演習」「心理学基礎実験」等がある。さらに、総合教育科目群には文学部卒業生や各分野の専門家を講師に招いて授業を展開する「大学生の基礎」や「プロジェクト科目」等がある。このように、それぞれの専攻の学びに合わせた様々な授業形態が効果的に展開されており、学生のスキル向上と専門性の深化を促している。

学生の主体的な参加を促す様々な形態の授業としては、例えば、1年次から開設されている基礎演習科目や3・4年次の演習科目において、グループワークやプレゼンテーションが取り入れられているほか、2014年度より、海外での調査研修やフィールドワーク等を内容に含む「グローバル・スタディーズ」を正規科目として開講している。

そのほか、教育学専攻では、都道府県の一つを選んで現地の諸機関を訪問し、インタビュー調査、参与観察等を行う「教育実地研究」を3年次の必修科目としている。この科目は学生が少人数のグループに分かれて教育現場のステークホルダーと関わり、調査を行うものであり、調査結果の分析、グループディスカッション、プレゼンテーション等、学生の主体的な参加が求められる内容となっている。

その他、アクティブ・ラーニングの取組みの一環として、教員の質問に対し学生がスマートフォンで回答し、回答結果のグラフや他の学生の回答を見たりすることがリアルタイムで可能なアプリ“respon”を導入した授業等が実施されている。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

履修単位の上限として1年間44単位を設定している。これは、各年次、また卒業までの最高履修単位数176単位の中で、多様な選択肢を可能にする自由度の高い構成を配慮したものであると同時に、年間の学習量に対する配慮も行いながら、単位の实質化に配慮した措置である。一方で、新規履修44単位に加え、再履修科目は16単位まで履修できることとなっており、単位の实質化の観点から改善が必要となっていた。そのため、2022年度入学生からは再履修科目の枠を8単位に減じ、年間の合計を52単位までとした。さらに、次回のカリキュラム改正時にこれを49単位に減じることが教務委員会で承認されており、単位の实質化に向けて段階的ではあるが着実に取り組んでいる。

また、シラバスにおいて「授業時間外の学修の内容」および「授業時間外の学修に必要な時間数/週」を全科目において必須項目としており、学生が自らの履修単位において必要な学修時間を見積もり、適切な学修計画を立てることができるようにしている。

また、単位取得状況が芳しくない学生を抽出・連絡をし、希望者については文学部事務室や教員との面談を設定し、履修指導を行っている。

その他、学生への学習指導としては、入学時から、学部全体としては「新入生履修ガイダンス」、「学園生活オリエンテーション」、「事前登録科目クラス分けガイダンス」、「転専攻・学士入学試験合格者ガイダンス」を行うとともに、多くの専攻において個別に履修指導のためのオ

リエンテーションを行っている。履修登録期間中は履修相談用の特設ブースを設置し、学生が相談しやすい環境を整えている。また履修要項に、各専攻の履修ガイドを掲載し、様々な興味に応じた履修指導を行っている。

加えて、クラス担任制度を各専攻で実施し、専攻によっては1年次の「基礎演習」の授業担当者とクラス担任を連動させることで、新入生に対して、きめ細かな履修指導が行えるよう配慮している。また2年次には「2年次ガイダンス」を行い、成績の確認や再履修制度、各種資格課程等についての説明を行っている。さらに多くの専攻が、2年次の後期に演習科目（ゼミナール）履修に臨んでのガイダンスと、3年次の後期に卒業論文作成のためのガイダンスを行っている。

個別の履修上の相談についても、在学生や父母を対象に、各専攻の教務委員や文学部事務室職員が応じている。また、履修指導に加えて学修指導全般にも資する文学部の特徴的な教育研究環境として、学部棟の中に専任教員の個人研究室および各専攻別に専門の書籍等を多数備えた共同研究室もあることから、教室以外において教員と接し、細やかな指導を得ることも可能であり、これらの施設で正課外の勉強会も行われている。以上、適切な履修指導の体制が、制度的にも環境的にも整備されている。

このように多方面から単位の実質化への配慮を行っている。

○シラバスに基づいた授業展開について

文学部では、全授業に関してシラバス・授業計画の公表を行っており、これは文学部における教育改善への組織的な取組みのひとつである。シラバスの作成にあたっては、「シラバスは、科目の方針、授業計画、評価方法・基準等を学生に明示することで、学生が科目を履修するための準備を十分に行うよう促す目的で作成されるものです。学生は、授業開始時点でシラバスやカリキュラムを参考にして科目履修の可否を判断します。履修中は、シラバスに記載された到達目標や授業計画を参照しながら、事前学習・授業履修・事後学習と学修を進めます。このため、シラバス記載内容は学生の学修にとって非常に重要なものになります。」との基本方針を明示し、その科目を学修することの意義や最終的な到達目標、具体的な授業計画、評価方法を盛り込むことを要件とし、作成依頼文書にも明記することとしている。この基本方針に基づき、詳細な授業計画を提示することで、授業科目のあり方が、教員と学生との間で合意・共有されている。

シラバスの適切性については「授業アンケート」の結果から確認している。2021年度において、「実際の授業がシラバスに沿って進行していたか」という設問についての評価結果は、7段階評価で平均 6.0（満点 7.0）の高い評価がつけられている。授業そのものの満足度も、平均 5.7（満点 7.0）となっており、シラバスで掲げた授業内容通りの授業が行われることで、学生の満足度も高いものとなっていることがわかる。

なお、2017年度より、シラバスの充実・教員間の精粗の解消に向けて、外国語科目の共通シラバスを作成すること、各専攻選出の教務委員会委員が当該専攻の開講科目について、シラバスの記載内容を精査し、問題があれば担当教員へ修正を依頼する第三者チェックを導入している。

<点検・評価結果>

以上のように、文学部では少人数教育を中心とした様々な形態・内容の授業を取り入れることで、学生の主体的参加を促している。また、シラバスに基づいた授業が展開されていることを「授業アンケート」を通じて確認している。単位の実質化を図るため、履修上限単位数の見

直しや履修指導を積極的に行い、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

年間の履修上限単位数については、新規履修 44 単位に加え、再履修科目は 16 単位まで履修できることとなっており、単位の実質化の観点から改善が必要となっていた。

<今後の対応方策>

2022 年度入学生からは再履修科目の枠を 8 単位に減じ、年間の合計履修上限単位数を 52 単位までとした。さらに、次回のカリキュラム改正時にこれを 49 単位に減じることが教務委員会で承認されており、単位の実質化に向けて段階的ではあるが着実に取り組んでいる。今後も、学生の履修状況を確認しながら改善に取り組んでいく。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

<現状説明>

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

成績の評価基準は、2021 年度以前に入学した学生は 100～90 点を「A」、89～80 点を「B」、79～70 点を「C」、69～60 点を「D」、59 点以下を「E」（不合格）とする 5 段階評価、2022 年度以降に入学した学生は 100～90 点を「S」、89～80 点を「A」、79～70 点を「B」、69～60 点を「C」、59 点以下を「E」（不合格）を採用している。成績評価基準は履修要項に掲載し、各科目の成績評価方法についてはシラバスに明記し、学生に周知している。また、成績に対する学生からの成績疑義照会制度を設けることで、成績評価に対する公平性・透明性を確保している。卒業論文は 8 単位の重要な科目であるが、これについては、口述試験を必須とした、各専攻での論文審査制度が設けられており、厳格・公正な単位認定を行っている。

文学部では、学則第 33 条の定めるところに則って、概ね次のように科目の単位を定めている。なお、後述の改正大学設置基準第 23 条を根拠とし、全学的に 100 分 14 週の授業を実施している。

① 専攻科目、共通科目

＊毎週 1 時限（90 分）の授業が、通年 30 週行われる科目＝4 単位

＊毎週 1 時限の授業が、半期 15 週行われる科目＝2 単位

② 外国語科目、健康・スポーツ（演習）

＊毎週 1 時限の授業が、通年 30 週行われる科目＝2 単位

【大学設置基準の一部改正の趣旨】※平成 25 年 4 月 1 日施行

・各授業科目の授業期間について、10 週又は 15 週にわたる期間を単位として行うことを原則としつつ、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、各大学及び短期大学における創意工夫により、より多様な授業期間の

設定を可能とすること（大学設置基準第23条関係）

「卒業論文」については、学則第33条第2項の例外規定を適用し、文学部では、在学期間における専門教育学修の集大成とみなし、8単位と定めてある。

また、国内大学における文学部との学修の単位認定については、2002年に締結された大妻女子大学との協定に基づく単位互換制度（社会学・社会情報学専攻学生対象）が挙げられるが、ここ数年は本学からの履修希望者がいない状況であり2022年度を最終年としている。

外国の大学で修得した単位の認定については、留学に関してこれを行っている。交換留学（交流協定校への留学）・認定留学（学生自身が留学先を決定）・ISEPによって留学した学生が留学先で修得した単位は、学生からの単位換算願に応じて、留学先大学発行の成績証明書、履修科目の時間数・単位数を証明する書類、学修成果を教務委員会において審査し、当該専攻のカリキュラムの区分・系列に準じて60単位を限度に卒業に必要な単位として単位認定している。

また、秋から学年・学期が始まる大学に留学する場合、留学する年の4月に通年科目の履修登録を行い、前期を履修した後に出発し、帰国後はその年の後期から前年の前期に引き続き履修することができる制度（継続履修制度）がある。1年間留学しても専攻によっては、制度上4年間で卒業可能となっており、学生の利益を損ねない柔軟な措置をとっている。また留学期間中の卒業論文の履修についても制度として認めている。

入学前の既修得単位の認定に関わるものとして、4年制大学卒業者を対象にした「学士入学」の制度があり、既修得単位について専門科目への「読み替え」が可能であるかどうか、科目毎に当該専攻の教務委員が検討した上で単位換算を行っている。

上記の単位認定については、大学設置基準に則って適切に行っている。単位については教務委員会および教授会の審議を経て認定されており、また、学生の学修成果が十分に反映されるよう単位換算方法等の見直しを教務委員会において随時行っている。現行内規も度重なる見直しを経て何次にもわたって改正されてきたものであり、文学部の現状にもっとも相応しいものと考えられる。

○学位授与を適切に行うための措置

文学部の学位は、所定の期間在学し、各専攻のカリキュラムに基づき、2020年度以前入学者は126単位、2021年度以降入学者は127単位を習得した者に対し、学部教授会の審議・承認を経て授与されることとなっている。早期卒業等の制度は、現在のところ導入していない。

また、卒業時における学生の質を検証・確保するため、2021年度入学者より、4年間の学修の集大成として「卒業論文／卒業研究／卒業課題研究」を必修としている。点検・評価項目⑦において詳述するように、「卒業論文／卒業研究／卒業課題研究」の評価にあたってはルーブリック評価を導入予定としており、学位授与の方針に掲げる5つの能力についてその達成度を測ることとしている。

卒業時の学生の質を確保する仕組みとしては「スクリーン制度」を導入している。これは、基礎的科目の単位未修得のまま卒業論文を提出するといった、カリキュラムの体系性を度外視するような履修を防ぎ、卒業時の学生の質を確保するための制度である。具体的には、2年次から3年次に進級するために必要な科目を設定し、その単位修得状況により進級の可否を決定する。対象科目は、「大学生の基礎A」「体育（実技）A」「外国語」（合計8単位）並びに各専攻設置の「基礎演習」（4単位）、合計11単位の修得が定められている。

さらに、「スクリーン制度」の目的を果たしつつ、各学生に対する支援・指導を十全に行うべく、1年次に対象科目を1科目でも未修得であった学生の父母に対する「警告者」通知や、スクリーン決定者に対する個別面談等を実施している。「警告者」の通知については、通知を行うことにより修学意欲を高め、実際にスクリーン決定となる学生を減らすという点で効果を発揮している。また、スクリーン決定者に対する個別面談制度については、進級基準に抵触した学生への学修指導・生活指導のためのものであり、修学の意志を確認し、生活上の問題点を見極める意味を持つ。なお、総修得単位数が40単位以上で、スクリーン対象科目のうち不合格科目が1科目のみの者については、面談の上、事情を聴取し、制度の適用が当該学生の教育上好ましくないと判断された場合には、制度適用の保留を教務委員会において認める措置がとられている。また、前年度の取得単位数が20単位未満の学生に対し、各専攻研究室から連絡を取り、必要に応じて教務委員との面談につなげる試みや、前期終了時・後期終了時に単位の取得が思わしくない学生に通知を送付する、3月上旬に当該年度60単位以上単位を履修し卒業に必要な単位を12単位以上取得できなかった学生に単位取得状況についての振り返りシートを配布する、5月に当該年度70単位以上履修をしている学生に学習時間の計画書の配布をする等のケアを行っている。このように様々な観点から学生の単位修得状況を把握し、支援を行っている。

<点検・評価結果>

以上のように、履修要項および各科目のシラバスにて周知した成績評価基準・成績評価方法に基づき、適切に運営している。また、「スクリーン制度」を中心として、カリキュラムの体系的性を維持した上で学位授与が行われるよう、適切な指導を実施している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

<現状説明>

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

文学部では、専門領域での外国語コミュニケーション能力を身に付けた人材育成を目的とした「アカデミック外国語」「スキルアップ外国語」の2つの科目群を設置している。

また、文部科学省の平成24年度「グローバル人材育成推進事業」に採択されたことを契機として、海外での調査実習活動を主体とする「グローバル・スタディーズ」を開講している。

他方、文学部においては、国際社会に対する問題意識を常に持ち、国境を跨いで活躍できる人材育成を目指した新たな取組みとして、学内公募予算「教育力向上推進事業」の助成を受け、「グローバル・ソシオロジー・プログラム」が2017年4月よりスタートした。このプログラムは、前期科目「グローバル・マインド」（英語をメインとしたコミュニケーションに対する自信

をつけるため、留学生と1対1で30分の会話を8回実施)ならびに後期科目「クロス・ボーダー社会学」(社会学の調査方法を用い、環境問題、貧困、格差など世界で起こっている問題を扱う)の履修を踏まえ、海外の大学にて、調査内容について英語でのグループプレゼンテーションを実施するという内容になっている。教育力向上推進事業終了後は規模を縮小させたもののプログラムは継続しており、2022年度は12名が受講している。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生については、外国人留学生のみが受講できる「特別科目」として位置づけられ、全学で開講されている留学生用の「日本事情」と「日本語」のカリキュラムがあり、「日本事情」については専任教員が担当し留学生の状況を学部として情報を把握できるような体制をとっており、この取得単位は、共通科目の単位に算入している。

「日本語」については、所属専攻の「外国語科目」として履修することになっている。また、国際センターで履修ガイダンスを行っている。社会人学生、外国人留学生等への対応に問題点が見出された場合には教務委員会等で円滑な対処・対応を行うものとしている。

2020年度から2022年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、日本国内に入国できない外国人留学生が続出した。そうした学生に対しても、各教員がオンライン授業を併用する形で、学修の機会が損なわれないよう学部として授業実施方針を定めて配慮を行った。

また、現在、全学的に科目ナンバリングを導入する取組みを進めている。文学部においても全学の要請に応える形で、教務委員会を通じて各専攻の意見を聴取し、文学部FD委員が中心となって議論をとりまとめ、2023年度からの公開に向けて作業を行っている。ナンバリングについては外国人留学生からも強いニーズがあったことから、国際通用性が高まり、適切な履修を進める大きな足掛かりとなることが期待される。

○国外の高等教育機関との交流の状況

文学部は、海外の協定校への交換留学生として、毎年30名程度を派遣している。また、留学体験者の報告会も開催されており、留学、また留学先についての情報を摂取し、興味を喚起するような体制を設けている。

なお、文学部における外国人留学生の受入れ状況は、正規生が毎年10名程度名、非正規生が毎年30名程度となっている。

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により一時は留学生数を大きく減らしたが、水際対策の緩和とともに相談件数等も例年と同等の水準まで戻ってきている。

<点検・評価結果>

以上のように、学部独自の正課科目を複数設置して教育課程の国際的通用性を高めており、外国人留学生に対しても、特に新型コロナウイルス感染症拡大下においても不利益が生じないよう教育上の配慮を万全にしている。また、国外の高等教育機関への留学生の送り出し、受け入れともに積極的に推進しており、教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取組みを行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑦:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1:学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2:学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

<現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

本学では、全学の学修成果の基盤を整えるべく、2019年度に「学修成果把握のための方針」を策定し、機関レベル、教育プログラムレベル、科目レベルの学修成果の把握の方針を定めた。そこで、文学部においても学位授与方針と学修成果の把握・可視化に係る「客観性・妥当性」を確保すべく、教務委員会での議論を経て、2022年1月20日の教授会において「文学部の教育課程における学修成果の把握に関する方針」を策定した。学位授与の方針で示す「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」について、指標に基づいて多角的に把握・可視化し、文学部の教育活動の改善を図ることを目的としている。具体的には、収集した指標データに基づき、毎年教務委員会において学修成果の把握、課題の共有および改善方法の検討を行うこととしている。学修成果把握のための指標としては、以下の観点を掲げている。

段階	指標	内容
入学時	新入生アンケート	<ul style="list-style-type: none"> 入学前の学修時間 DPで掲げる「備えるべき知識・能力・態度」がどの程度備わっているか 卒業後の進路希望
	新入生英語プレースメントテスト	<ul style="list-style-type: none"> 英語プレースメントテストのスコア分布状況
在学中	在学学生アンケート	<ul style="list-style-type: none"> 学修時間 学修行動（授業出席時間、学修サポート制度の利用実態等） 授業への満足度 DPで掲げる「備えるべき知識・能力・態度」がどの程度身に付いているか 卒業後の進路希望
	単位修得状況	<ul style="list-style-type: none"> 学年、専攻・プログラムごとの卒業に必要な単位、科目群の修得状況
	GPA分布	<ul style="list-style-type: none"> 学年、専攻・プログラムごとのGPA分布等
	休学者数と退学者数	<ul style="list-style-type: none"> 休学者数、休学率、退学者数、退学率
卒業時	卒業時アンケート	<ul style="list-style-type: none"> 授業への満足度 DPで掲げる「知識・能力・態度」がどの程度身に付いたか
	進路状況	<ul style="list-style-type: none"> 卒業後の進路
	通算GPA	<ul style="list-style-type: none"> 専攻・プログラムごとの卒業時通算GPA平均
	学位授与数	<ul style="list-style-type: none"> 専攻・プログラムごとの学位授与数、卒業率
	教職・資格課程修了者数	<ul style="list-style-type: none"> 専攻・プログラムごとの修了者数
	卒業論文、卒業課題研究	<ul style="list-style-type: none"> 専攻・プログラムごとの履修率、提出率、合格率 評価のルーブリックを作成し、評価基準を文学部として統一した上で評価分布を把握

主観的指標としては、入学時・在学中・卒業時に実施するアンケートを主な柱とし、それを裏付ける客観的指標として、単位修得状況やGPAに関するデータを使用する。教育課程編成・実施の方針の項で述べた通り、文学部の授業科目は、学位授与の方針に掲げている5つの「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」を伸張することができるように設定されている。すなわち、「専門的学識」を養う専攻科目群・プログラム科目群、「幅広い教養」と「複眼的思考」を養う総合教育科目群、「主体性」を養う自由選択科目群という授業科目群の構成とな

っているため、それぞれの単位修得状況等から、学位授与の方針の到達度を可視化することができる。また、全新生対象に実施している入学時の英語プレイスメントテストについては、「コミュニケーション力」の指標として活用している。

さらに、文学部では4年次に「卒業論文／卒業研究／卒業課題研究」が全専攻・プログラムにおいて必修となっている。それを4年間の学びの集大成と捉え、1年間の制作過程、成果物、口述試験等の発表を網羅的に評価し、学位授与の方針に掲げた5つの知識・能力・態度が備わっているかを確認する。そのため、文学部として評価基準を統一したルーブリックを作成し、評価分布を把握することを計画している。

収集した指標については、教務委員会において毎年共有することとし、課題の共有、改善方法の検討を行い、結果について教授会に報告する。直近の例としては、2022年6月の教務委員会において、収集した指標に基づいて議論を行い、文学部の教育の成果を確認するために、入学時点と卒業時点を比較できるような一貫したデータを収集し、学年ごとのデータを積み重ねて引き続き変化を観察したい、といった意見交換がなされた。さらに、上述の「卒業論文／卒業研究／卒業課題研究」の評価基準を示したルーブリックについても案を示し、具体的な検討を行った。また、収集したデータについては、専攻ごとに議論するなど、様々な形で教育活動へ活用することとなり、教務委員会での議論の結果は教授会に報告されている。

その他、専攻により、次のような学生の学修成果を把握する独自の取組みがある。

国文学専攻では、2年次秋に統一して国文学基礎知識テストを全員に受験し、卒業までに合格することを求めている。英語文学文化専攻では、入学時、1年次秋、2年次秋の計3回、外部英語試験を全員に受験させ、学修成果の可視化を図る機会としている。またそのスコアは次年度のクラス分けに使用し、レベルに応じた教育内容の検討に活用している。日本史学専攻では、1年次の6月と10月に基礎学力試験、2・3年次の秋に学力試験、4年次12月に学修成果試験をそれぞれ実施している(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年度、2022年度は一部試験を実施できていない)。

<点検・評価結果>

以上のように、全学の学修成果の把握に関する方針に対応する形で、文学部としての学位授与方針に明示した学修成果を測定するための指標を独自に設定し、それに基づいて学修成果を把握・評価し、教務委員会・教授会において教育改善に向けた議論を定期的に行う仕組みを構築し、運用を始めている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

文学部の全授業科目を対象に学生による授業アンケートを実施している。集計結果は教務委員会において確認を行うとともに各科目担当の教員に伝えられ、授業内容・方法の改善に資する材料とする体制を確保している。なお、授業アンケートの設問項目については、2019年度より全学にて統一されるとともに、学部の教育課程に応じた独自設問も追加で設定可能となっている。全学的に設問項目が統一されたことにより、今後は、全学傾向と学部の傾向の比較なども可能となり、教育課程の改善に資するデータの蓄積や分析が進むことが期待される。一方で、回答率は2021年度には26.0%で、教室での質問紙による回答からWebでの回答となって以降回答率が低減している。

また、高校生を対象として文学部が実施している「特別公開講座」を教員相互の授業参観対象として位置づけており、教員による授業の点検・評価の場として活用している。毎年教授会で広く授業参観の周知がされている。

以上のように、点検・評価結果に基づく改善・向上は、FD活動を中心として実施している。なお、これらの教務委員会を中心とした活動の積み重ねについては、教授会の下部組織として研究及び教育制度の改善充実を検討する役割を担う文学部研究・教育問題審議委員会における議論を経て、4年に1度を目安としてカリキュラム改正につなげ、適切にカリキュラムマネジメントを行っている。

その他、学修成果の可視化の過程で、教務委員会において学生の単位修得状況やGPA、卒業率、卒業後の進路状況といった定量的なデータを示し、点検・評価を行っている。

<点検・評価結果>

以上のように、授業アンケートによる学生の主観的な点検と学修成果の可視化の指標としてのデータ等に基づく点検等を積み重ね、カリキュラム改正を通じた教育課程の改善・向上を適切に実施している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

授業アンケートの回答率について、紙ベースからWebベースに変化したこと、オンライン授業の影響もあり、ここ数年間低い状態が続いている。

<今後の対応方策>

アンケート実施により期待できる効果を学生・教員に対してわかりやすく広報するなどの取り組みを通じて、より協力が得られるように周知していく。また、学生の回答負担を軽減させるため、学部独自設問を減らすなどスリム化をするほか、対面授業やリアルタイム授業実施時でのアンケート回答など学生負担の軽減をはかる。

◇学部における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

<p>評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表</p>

<現状説明>

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

文学部の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との一貫性・整合性を念頭に置き、「文学部の求める人材像」において、学部としての学習の目標を示し、その上で、文学部を目指す学生に求める資質・素養、入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等を明示している。その上で、入学後の学修を円滑に進める前提として必要となる能力を専攻ごとに詳細かつ具体的に明示している。

入学者受け入れの方針

<求める人材像>

文学部では、人文科学系（言語、文学、芸術、歴史、哲学）・社会科学系（社会、情報、教育、心理）を含む多様な学問研究を通じて、現象の本質を洞察し概念化する想像力・創造力を養うことにより、専門的学識と幅広い教養を持ち、言語・文化・社会についての素養、つまり「人を読み解く力」を備えた人材を養成することを目的としています。この目的を達成するため、次のような学生を求めています。

- ・日本と世界各地の言語、文学、文化、歴史、社会に広く関心を寄せる人
 - ・人間の思考や行動、人間関係や社会構造について深く探究する意欲をもつ人
 - ・鋭い感性と幅広い教養を身に付けたいと考える人
 - ・論理的な思考力、柔軟な発想力、的確な表現力を養いたいと考える人
- 以上に基づき、次のような知識・能力・態度等を備えた学生を多様な選抜方法によって受け入れます。
- ・高等学校段階までの学習において、国語、外国語、歴史、数学等の内容を幅広くかつ十分に理解している。（知識・技能）
 - ・論理的にものごとを考慮する基礎力を備えている。（思考力・判断力・表現力）
言語、文化を学ぶ基礎としての日本語と外国語の読解力と表現力を備えている。（思考力・判断力・表現力）
 - ・人間と社会に関心をもち、自ら主体的に学ぼうとする態度と意欲を有している。（主体性・協働性）

入学者受け入れの方針は、本学公式 Web サイトに掲載しているほか、受験案内（募集要項）等の印刷物を通じて広く周知を図っている。

<点検・評価結果>

学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針との一貫性・整合性を確保し、適切に文学部の入学者受け入れの方針を定め、公表している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

＜現状説明＞

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

文学部は、教育研究上の目的達成に必要な人材となり得る学生を受け入れるため、前述の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定め、入学センターと連携し、適切で公正かつ厳正な学生募集・入学者選抜を実施している。

学生募集に関しては、本学公式 Web サイト等において、入試情報等の開示を行っている。加えて、高校生に対してより詳細な情報を提供するためにオープンキャンパスにも力を入れており、13 専攻・1 プログラム全てが所属する学生を回答者として個別相談コーナーを設け、各専攻の特色と受け入れ方針、学生生活の様子を詳しく紹介している。また、高校教員および高校生向け説明会や訪問模擬講義、進学アドバイザーによる高校訪問を通じて、各地の高校と広く意見交換を行っている。指定校推薦入試については、指定校に推薦依頼状を送付するだけでなく、職員が新規指定校の進路指導教諭を訪問して学部の特色を紹介・説明するなど、積極的な募集活動を行っている。

入学者選抜については、一般選抜と特別選抜を採用しており、一般選抜は、学部別選抜、6 学部共通選抜、大学入学共通テスト利用選抜（3 教科型・4 教科型）、英語外部検定試験利用入試、特別選抜としては附属高等学校推薦入試、指定校推薦入試、スポーツ推薦入試、外国人留学生入試、自己推薦特別入試を採用している。

学部別選抜は、一般方式と英語外部試験利用方式がある。一般方式は、「外国語」「国語」および「地理歴史・公民、数学」の3教科から各々1科目を選択し、受験した3科目の合計点により選抜される入試方式である。学部別選抜における特徴としては、まず、国文学専攻の「国語」の配点が高専攻の100点に対して150点に設定している点が挙げられる。これは、国語の能力とモチベーションの高い学生を優先的に受け入れたいという専攻の方針に基づいている。また、日本史学専攻、心理学専攻、学びのパスポートプログラムは、専門領域への特性を有する学生を積極的に受け入れるため、外国語の配点を100点に換算することで、地理歴史・公民・数学の相対的比重を高めている。その他の専攻は、異文化理解や外国語能力に優れた学生の受入れを企図し、外国語の配点を150点としている。英語外部検定試験利用入試は、出願資格として外部の英語検定試験を活用し、従来の学部別選抜一般方式の「英語」を免除し、一般方式の①「国語」および②「地理歴史・公民」または「数学」の2教科2科目で合否判定を行うものとなっている。

学部別選抜の問題作成・採点は原則として文学部の専任教員が担当しており、入学する学生に理解してもらいたい内容を試験問題に盛り込むようにしている。

6 学部共通選抜は本学の文系6 学部に通じた試験を実施する方式であり、1 つの試験で複数学部の併願が可能であり、多様な学生の受入れを実現している。

大学入学共通テスト利用選抜（単独方式）は大学入学共通テストの成績を利用して合否を判定する入試であり、文学部では3教科型と4教科型を用意している。4教科型は他の入試方式と異なり、出願時ではなく入学手続き時に希望専攻を指定することができ、加えて1年次終了時に2年次以降の専攻を変更することが可能な「専攻フリー制度」を採用した入試となっている。

様々な経験を有する個性豊かな学生の受入れを目的とする特別入試については、附属高等学校推薦入試、指定校推薦入試、スポーツ推薦入試、外国人留学生入試、2021年度から新設した自己推薦特別入試を実施している。

附属高等学校推薦入試は、附属の高等学校との教育上の信頼関係と連続性に基づき、高等学

校3年間に積み上げてきた確かな学習能力を持ち、自身の興味関心を伸ばしてきた学生を受け入れることを主眼としている。

指定校推薦入試は、文学部への志向が高く成績優秀な生徒を輩出している高等学校を中心として全国各地の学生を広く受け入れることを目的としている。

スポーツ推薦入試は、スポーツ能力に優れ心身ともに堅固で勉学との両立をはかれる学生の受け入れを目的としている。

外国人留学生入試は、国際的な研究教育交流の一環として実施しており、「日本留学試験」の「日本語」受験および外部の英語検定試験の受験を出願資格とし、書類選考で第一次選抜を行った上で面接試験を実施し、最終的な合否を決定する。

自己推薦特別入試は、2020年度まで実施の英語運用能力特別入試、ドイツ語・フランス語特別入試を踏襲した「外国語型」と専攻(プログラム)への意欲や適性を重視する「専攻適性型」の2方式を採用している。高等学校までの学習で身につけた知識・技能、論理的に思考する力や言語、文化を学ぶ基礎としての日本語と外国語の読解力・表現力と志望専攻での高い学習意欲・目的意識を評価している。

また、この他に、専攻の専門分野への志向性の高い学生を積極的に受け入れるため、編入学試験(学士入学)、転専攻試験を実施し、学部および各専攻の理念・特色に合致した意欲の高い学生を論文と面接試験により選抜し、受け入れる体制を整えている。

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性(入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況)

1) 入学者選抜試験実施体制

入学者選抜については一義的に学部が責任を負っているが、一般選抜については全学的な実施体制を敷いており、全学の委員会である入試管理委員会が入学者選抜試験の実施についての全学的な体制について審議を行っている。ここには学部から選出された委員が構成メンバーに加わり、学部との連絡体制を確保している。この全学的な体制の下、各学部において入試実施に関する委員会(文学部においては文学部合否決定委員会)が設置され、学部単位の実施体制を確立している。

入試問題についても、原則として文学部の専任教員が出題委員として作成にあたっており、学部の入学者受け入れの方針に合う人材を確保すべく、幾度もの出題委員会での討議・検討の上、作成されている。

また、文学部では専攻毎に合否決定委員を選出し、合否決定委員会を構成している。合否決定委員は、過去の入試データや外部の状況等を参考として考慮しながら当該年度入試データを検討し、専攻に対してのみならず学部全体の選抜に対して責任を持つことになっている。また、特別選抜については、各専攻から選出された出題・採点・面接等の複数の委員により試験が実施され、その結果をもとに文学部合否決定委員会が合否を決定している。

これら、各年度の入試問題の妥当性に係る検証に関しては、一般選抜については全学の入試管理委員会で行われる。文学部の教員の多くは、一般選抜入試問題の出題・採点委員として、他学部の試験問題も含めて大学全体の入試問題作成と検証に従事してきている。出題については、各学部・各科目に「出題主査」として出題体制の責任者が置かれ、科目毎に行われる出題委員会において、出題主査が中心となり前年度の入試問題の正答率等の検証を行いつつ、次年度入試の問題作成のための討議が行われている。

特別選抜については、文学部内の入試・広報委員会において、入試の実施体制の妥当性

等について検証を行っている。

以上のように、入試形態の別を問わず入学者選抜試験実施については、責任体制も明確で確固たる適切な体制を保持し、その適切性について検証する体制は意見聴取も含めてより精緻なものとなってきているが、他方でこうした業務を担う特定分野・特定教員の負担が過度に重たくなることが懸念される。

2) 入学者選抜基準の透明性

文学部並びに各専攻の理念・目的・教育目標に適った入学者選抜を可能とするため、一般選抜においては、問題の作成にあたっては入学生に理解してもらいたい内容を念頭に置き、専攻毎に配点等で選抜基準の特色を出すようにしている(点検・評価項目②に既述)。これについては、本学公式Webサイトや学部ガイドブック等の様々なメディアで広報している。また、過去の入試データも本学公式Webサイト等で公開している。特別入試においては、さらに専攻毎の選抜基準を明示した形で行われるものもある。

他方で、合否は学部全体での協議に基づいて行われる。協議の場において疑義が出された場合には、得点を明らかにした上で選抜の根拠が示され、その結果が承認されるという手続きを経ることにより、公平性と透明性が確保される体制となっている。

3) 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

学部と各専攻は、文学部ガイドブックや本学公式Webサイトを通じて、理念・目的を明示すると同時に、大学全体の広報により、志願者数・合格者数・倍率・合格最低点等一般入試全般に関わる数値データを開示しているほか、不合格者への得点の開示も行っており、公平性、妥当性の確保と、受験生への説明責任の履行に努めている。特別選抜については、複数の教員による面接が行われているほか、出題から採点、合否判定まで複数の委員が関与しており、これについても公平性・妥当性を確保する制度上の仕組みが整備されている。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。障害のある学生およびその家族その他の関係者からの合理的配慮に関する相談に応じるための窓口と、不服がある場合の異議申し立て窓口を設置し、必要な情報を提供するため、本学公式Webサイトを通じて支援のガイドラインや相談体制、合理的配慮の事例を公開している。

入学を希望する者に対しては入学試験出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることを要項で案内しており、障害の程度と個別のニーズに応じて配慮を行い、公平な入学者選抜の実施に努めている。

たとえば、2019年度入試において、「入学試験受験に係る特別措置申請書」の提出を受け、本人から申し出のあった2点(人口内耳の持参と両耳での使用、面接における聞き逃しや聞き間違いに対する理解)について配慮を行った。筆記試験においても、監督者の口頭説明事項を机上に配布した。

<点検・評価結果>

文学部は、教育研究上の目的達成に必要な人材となり得る学生を受け入れるため、入学者受け入れの方針を定め、適切で公正かつ厳正な学生募集方法により入学者選抜を実施している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性

評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

＜現状説明＞

○収容定員に対する在学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

文学部の合否決定委員会では当年度合格者数を決定するに際して過去数年の専攻別データをもとに適正な在学生数を確保する方策を講じてきている。とりわけ文学部においては、少人数教育によって、教育への満足度と卒業時の学士としての力の実質的向上を目指している。

過去5年間における収容定員に対する在籍学生比率並びに過去5年間における入学定員に対する入学者数比率は、下表の通りである。

[過去5年間における収容定員に対する在籍数学生比率]

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	過去5年間の平均
収容定員	3,780	3,870	3,960	3,960	3,960	-
5月1日現在在学生数 ※()内は内数で5年次生以上の学生数	4,037 (175)	3,988 (187)	4,001 (164)	3,928 (173)	4,251 (154)	4,041 (171)
収容定員に対する在学生比率	1.07	1.03	1.01	0.99	1.07	1.03

[過去5年間における入学定員に対する入学者数比率]

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	過去5年間の平均
入学定員	990	990	990	990	990	-
入学者数	816	986	972	1,025	1,162	992.2
入学定員に対する入学者比率	0.82	1.00	0.98	1.04	1.17	1.00

入学定員に対する入学生比率は、過去5年間で0.82-1.17と推移しており、特に2022年度においては過剰な超過となった。一方で在籍学生数は過剰・未充足といった状況は生じておらず、学部の理念・教育目標に基づいた適正な学生数が保たれている。

文学部の各専攻の定員は、44人から146人の規模であるため、毎年受験動向の変動に対して個々の専攻毎に歩留りを予測することは一層困難なものとなっている。しかしながら、近年の定員管理の厳格化を受け、引き続き定員管理の適正化に一層努める必要がある。

特に学生の受け入れの適切性について、当該年度の入学試験が終了した翌月に文学部入試・広報委員会において、学部全体および専攻ごとの志願状況、合否判定、入学手続き状況の振り返りを行うとともに在籍生の在籍状況について報告し、今後の対策についての共有を行っている。またアドミッション・ポリシーに基づく学生受け入れ状況について、合格者歩留まり予測の改善や入試制度の改変に向けた検討を実施している。この検討の結果、課題や改善点が明らかになった場合には、入試・広報委員会および教授会にて協議のもと対応している。2021年には学びのパスポートプログラム新設に伴い各学部の収容定員ならびに募集人数の見直しを行った。このほか、入学者数が入学定員を超過した場合はTAの増員等、教育の質を確保するための施策を講じている。

＜点検・評価結果＞

文学部では専攻ごとの教員組織や教育課程を踏まえて設定した定員に基づき、在籍学生数および入学者数を適切に管理しているものの、2022年度の入学定員に対する入学生比率は、1.17となっており、定員管理の適正化に一層努める必要がある。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

2022年度の入学定員に対する入学生比率は、1.17となっており、定員管理の適正化に一層努める必要がある。

＜今後の対応方策＞

毎年の受験動向の変動に対して個々の専攻毎に歩留りを正確に予測することは困難ではあるものの、引き続き合格者歩留まり予測の改善を図ることで定員管理の適正化に努めていく。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

入学者選抜方法および入学者受け入れの検証については、文学部入試・広報委員会において当該年度の入学試験が終了した際に実施している。大学全体および学部・専攻毎の志願者数、倍率および手続き率を示し、目標値に対する検証を行い、次年度の入試方法の変更・改善等について検討を行うこととしている。同時に入学形態別・専攻別のGPA平均および単位修得率についても検証を行い、データに基づく入試形態別の学生の特性を生かした学習指導ならびに次年度の学生受け入れ方針について毎年点検を行っている。それらの検証をもとに指定校推薦入試においては、推薦依頼校の選定に関する取扱基準に基づき毎年指定校選定を実施している。自己推薦特別入試においては、専攻ごとの出願要件を設け、入試実施形態、出願書類である小論文課題についても毎年見直しを行い、アドミッション・ポリシーに基づく学生受け入れに努めている。この検討の結果、課題や改善点が明らかになった場合には、委員会および教授会にて協議のもと対応している。また、入学センター主催による高校教員向け説明会、入試動向説明会（予備校）等に文学部教員、同事務室職員が参加するほか、文学部単独でも予備校関係者を講師に招いて入試動向分析講演会を開催し、学内外の関係者からの意見聴取なども含め定期的かつ系統的な検証を行っており、こうした情報については学部における入試政策の検証に役立てられている。

改善・向上の具体的な事例として、文学部では入学者受け入れの検証の結果、2018年度入試において、海外帰国生等特別入試を廃止し、英語運用能力特別入試、ドイツ語・フランス語特別入試を新設した。この入試においては、文学部全専攻においてGPA平均ならびに単位取得率が高いことが検証できた。さらに2021年度からは、前述の2方式を取り込む形で、「自己推薦特別入試」を新設した。自己推薦特別入試においては、2020年度まで実施の英語

運用能力特別入試、ドイツ語・フランス語特別入試を踏襲した「外国語型」と専攻への意欲や適性を重視する「専攻適性型」の2方式を採用し2022年度入試においてそれぞれ出願者が増加傾向にあり、外国語型は112%、専攻適性型は136%となっている。

新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、2021年度および2022年度入試においては、受験生の受験機会確保に向けて、入学センターと連携を取り、特別選抜におけるオンライン入試の実施や一般選抜における特別措置、特別追試験の実施を行うなど柔軟な対応を行った。今後も新型コロナウイルス感染症の影響が完全にはなくなることから、学生募集活動および入学者選抜においては、引き続き柔軟に対応することが必要となる。また、一般選抜の志願者数が減少していることから、オンライン型・対面型それぞれのメリットを活かしながら、予約制の対面型を採り入れるなど、学生募集活動を見直している。

<点検・評価結果>

学生の受け入れの適切性については、毎年度、文学部入試・広報委員会において、入学試験の各種統計データや高校の進路担当教員や受験産業(予備校)関係者からの提供情報をもとに、点検・評価を行い、次年度の入学試験を適切に実施できるよう改善・向上を行っている。

<長所・特色>

2021年度から実施の「自己推薦特別入試」は、より多くの受験生の受験機会確保を目的とし、高等学校までの学習で身につけた知識・技能、論理的に思考する力や言語、文化を学ぶ基礎としての日本語と外国語の読解力・表現力と志望専攻での高い学習意欲・目的意識を評価している。外国語能力が高い学生受け入れのための「外国語型」と、専攻への意欲や適性を重視する「専攻適性型」の2方式を採用しており、受験生は自身の特性を生かした受験方式を選択することができる。入試実施形態も専攻ごとに異なり、筆記試験、グループディスカッション、集団面接、個人面接を実施している。2022年度入試においてそれぞれ出願者が増加傾向にあり、外国語型は112%、専攻適性は136%となっている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

「自己推薦特別入試」は、志望専攻への高い学習意欲や目的意識を持つ学生を採用できていることから、入学後の追跡調査を行いながら、引き続き入試・広報委員会制度の改善・見直しを行っていく。

◇学部の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<現状説明>

○大学として求める教員像の設定

教員組織の編制については、大学として定める「大学として求める教員像および教員組織の編成方針」に基づいて、専任教員任用計画等を立案している。また、文学部では「文学部専任人事に関する留意事項」として以下の任用における具体的な留意事項を定めている。

留意点① 総合的に学生教育や大学全体の活動に貢献できること

- ・専攻・研究室の教育・研究に重要な役割を果たすことはもちろん、文学部や中央大学全体に貢献する人物であること
- ・多様な人材を求めることが重要であるのと同時に、本学の教育・研究・校務を継続的に担える人物であること
- ・研究能力とその業績だけでなく、教育・校務に関する能力や姿勢もあわせて総合的に判断する。

留意点② 大学院に関係のある専攻・研究室では大学院設置基準を満たす人事であること

また、文学部内規として、「文学部教員任用・昇進に関する内規」を定め、任用する職位に求める能力を示している。

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

「大学として求める教員像および教員組織の編制方針」に従い、文学部は1学部1学科13専攻1プログラムの教育課程を維持するために必要な分野構成の教員組織となっている。また、13専攻はそれぞれ大学院の博士前期課程・後期課程を有するため、専攻・分野ごとに大学院設置基準に定める必要教員数を満たすよう任用計画の段階で文学研究科教務委員会や文学部教務委員会で確認をし、教員組織を編成している。

各教員の役割や連携のあり方等に関して、「中央大学専任教員規程」において、教育、入学試験、教授会等委員会関係、その他大学の管理業務に従事することなどの専任教員の職務が定められているほか、文学部の内規では学部内の各種委員会に関する事項が定められている。学部内の委員会は基本的には各専攻の教員で構成され、授業編成や科目担当者の決定等も含めて、専任教員で構成される専攻毎の研究室会議を中心に取りまとめられ、教務委員会、教授会の議を経て決められている。

また、非常勤教員との連携については、研究室会議を中心に行われており、新年度の開始前には、専攻毎に専任・非常勤教員が一同に会して意見交換や認識共有を行う「担任者会議」が開催されている。

<点検・評価結果>

「大学として求める教員像および教員組織の編制方針」の下、文学部の教育研究上の目的を実現するために、文学部内規等に教員に求める資質や能力を明示している。各教員の役割や連携方法については、文学部内規等にも定めるとともに、各専攻のこれまでの慣例も尊重しながら、適切に運用されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

＜評価の視点の②については大学院対象のため割愛＞

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在 student 数、授業科目と担当教員の適合性等）

＜現状説明＞

○編成方針に沿った教員組織の整備について（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在 student 数、授業科目と担当教員の適合性等）

文学部は、学部の理念・目的・専攻の教育目標の実現に向け、多様な学問体系と人材を擁している。

2022年5月1日現在の専任教員数は98名（教授78名、准教授11名、助教2名、特任教授5名、特任助教2名）であり、大学設置基準別表第一に定める必要専任教員数36名を大きく上回っている。専任教員はそれぞれ13専攻と総合教育科目、保健体育科目に配置されている。なお、特任教員については教職課程の運営、全学の入試出題、全学の教育力向上支援等を主たる目的としており、特定の専攻・科目への配置は行っていない。

非常勤教員については2022年5月1日現在で384名（教職課程・資格課程のみ担当者を除く）となっており、外国語科目や実習を伴う科目など、少人数編成を必要とする科目を中心に配置している状況である。

1) 実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス

外国人教員については、2022年5月1日現在、専任教員4名・非常勤教員49名の外国籍教員が在籍している。外国の文学・文化を研究対象とした専攻が4つあること、また、外国語科目（英語）においてクラス定員を設け、少人数による授業を実施していること、さらに専門分野を英語で学ぶ「アカデミック外国語」、英語のスキル養成を目的とした「スキルアップ外国語」を設置・開講していること等から、そのために必要な人員を確保している。

女性の専任教員は27名であり、文学部専任教員に占める割合は27.6%となっている。専任教員任用人事に際しては、国籍や男女別にとらわれることなく、その人物の教育・研究能力等が学部の理念・目的に適い、専攻の教育目標達成に寄与しうるものかどうかを判断して任用している。

実務経験者については教職、学芸員、公認心理師などの資格関係科目を開設していることから該当する実務経験を有する教員が科目を担当するほか、実務家をゲスト講師として招くなどの工夫を行うことで学生の教育内容に広がりを持たせている。

2) 教員組織の年齢構成の適切性

教員の年齢構成は、2022年5月1日現在で60歳以上：31名（31.6%）、50～59歳：40名（40.8%）、40～49歳：23名（23.5%）、30～39歳：3名（3.1%）、20～29歳：1名（1.0%）となっており、全体の平均年齢は54.8歳である。文学部の教員組織は、学部としての教育研究活動の質を継続的かつ安定的に保つべく、バランスのとれた年齢構成となるよう配慮がなされているが、文学部は大学院文学研究科の教員組織の基礎ともなっており、当該研

究科の研究指導を担当するためには一定の教育研究業績が必要となることから、高い年齢層の占める比率がやや高くなっている。

3) 専任教員一人あたりの在学生数等

文学部の2022年5月1日現在の学生総数は4,251人(修延生を含む)で、文学部における専任教員1人あたりの学生数は43.3人となっている。専攻別の学生数と教員の配置状況、専任教員1人あたりの専攻別学生数は下表のとおりであり、各専攻の事情(教員の任用時期等)によって多少のばらつきはあるが、学部全体では適切な組織構成を保っている。

S/T比がやや高くなっている社会学専攻および社会情報学専攻においては、専任教員に加えて3・4年次配当の「社会学演習」「社会情報学演習」を担当する兼任講師についても卒業論文指導を担当できることとしているが、専攻全体でも指導状況の把握に努め、論文審査の際は複数の教員が審査にあたることで、学生の卒業時における質保証に努めている。また、「調査実習」「基礎実験」等の実習を伴う科目については、必要に応じてTAを配置し、文学部が掲げるきめ細かな教育を実践するにあたっての配慮を行っている。

[教員数・学生数比率(2022年5月1日現在)]

専攻	入学者数	学生数 (就延生を含む)	専任教員数 * 1	比率A (入学者数/専任教員数)	比率B (学生数/専任教員数)
国文学	110	402	8	13.8	50.3
英語文学文化	172	621	12	14.4	51.8
ドイツ語文学文化	50	195	6	8.4	32.5
フランス語文学文化	84	339	7	12	48.5
中国言語文化	62	201	5	12.4	40.2
日本史学	105	451	7	15	64.5
東洋史学	64	221	5	12.8	44.2
西洋史学	48	213	4	12	53.3
哲学	61	255	6	10.2	42.5
社会学	116	393	6	19.4	65.5
社会情報学	76	340	6	12.7	56.7
教育学	68	221	6	11.4	36.9
心理学	91	287	7	13	41
学びのパスポート	55	112	6	9.2	18.7
特任教員	-	-	7	-	-
計	1,162	4,251	98	10.2	43.3

* 1 心理学専攻7名のうち1名は教職課程での採用者

上記のように、文学部には多様な専門領域を持つ98名の専任教員が所属し、特任教員を除く専任教員が13専攻と総合教育科目、保健体育科目にバランスよく配置されている。学部全体としてみた場合、専任・兼任合わせておよそ1,000コマにのぼる多様な科目が開設されていることになるが、専攻教育の柱となる科目に専任教員を配置することによって、それらは各専攻それぞれの体系的な学問を保証するものとなっている。

授業科目と担当教員の適合性については、各専攻が策定した担当者案について教務委員会で授業科目と担当教員の適合性を確認し了承を得た上で、教授会上程し審議する手続きを経ることで確保する仕組みとなっている。なお、教員人事や授業編成において大きな課題・問題が生じた場合には、文学部研究・教育問題審議委員会において対応を審議している。

＜点検・評価結果＞

専任教員任用人事に際しては、国籍や性別にとらわれることなく、その人物の教育・研究能力等が学部の理念・目的に適い、専攻の教育目標達成に寄与しうるものかどうかを判断して任用しているが、多様性を確保する観点から外国人教員や女性教員の構成比率を高める必要性を認識している。また、教員組織の年齢構成については、学部としての教育研究活動の質を継続的かつ安定的に保つべく、バランスのとれた年齢構成となるよう若手の採用に配慮をしているが、文学部は大学院文学研究科の教員組織の基礎ともなっており、当該研究科の研究指導を担当するためには一定の教育研究業績が必要となることから、高い年齢層の占める比率がやや高くなっている。

授業科目と担当教員の適合性については、適切に運用されている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目③：教員の募集・採用・昇格は適切に行っているか。

評価の視点1：教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか。

(任期制の教員を含む)

評価の視点2：規程等に従った適切な教員人事が行われているか。(教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む)

＜現状説明＞

○教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続き（任期制の教員も含む）

○規程等に従った適切な教員人事(教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む)

文学部の教員の募集・採用・昇格の基準並びに必要な手続き等については、文学部教員任用・昇進に関する内規および「文学部専任教員の任用に関する取扱い」に定められており、全てこれに則って行われている。

専任教員任用人事の手続きは、まず任用予定の前々年度末の文学部研究・教育問題審議委員会において、教員採用を必要とする分野・専攻（総合教育科目・保健体育科目を含む）について協議した上で、次年度に教員任用手続きを行う専攻等を決定する。その後、当該専攻は文学部研究・教育問題審議委員会に対し、任用条件等を提案する。ここで任用予定の教員に求める能力・資質等の詳細な条件・任用方式、その妥当性・適切性について十分な審議を踏まえた上で、学部長はその結果を教授会に上申し、教授会は任用条件・任用方法を審議・承認する。その際、当該専攻が公募による任用を希望する場合には、文学部研究・教育問題審議委員会の議を経て、当該専攻が主体となって候補者の募集を行う。

他方、当該専攻等が任用条件に該当する候補者の推薦を希望する場合には、履歴書および業績資料を添えて学部長に推薦する。候補者の推薦があった場合、学部長は教授会に選考委員会の設置を提案する。選考委員会は当該専攻から3名、他専攻から3名の委員に加え、委員長を務める学部長の合計7名で構成され、候補者の経歴・業績等を任用基準等に照らして十分に検討を行い、1名を選考する。

教授会は選考委員会の審議経過と業績審査結果の報告を受けてその任用について審議する。任用の最終決定については、教授会承認後、全学的な審議の場である中央大学教員任用審議会を経て、学長の申し出により理事長が任命することとしている。

公募による教員募集については専攻内における研究・教育面の役割や年齢構成等、要求される人材に複雑な条件が多くあるため、必ずしも効率の良い方法ではないという理由によりその割合は高くはないが、専攻が主体となって推薦する場合も、自専攻からの推薦の他に他専攻からの推薦も受け付けており、全て同様に審査の対象となっていることから、任用にあたっての透明性は保持されているといえる。

研究経歴・研究基準等任用基準は、前述の内規において、助教・准教授・教授それぞれについて定められている。内規等における基準等の適切性については、人事の機会があるたびに文学部研究・教育問題審議委員会で検討され、その結果を教授会においても審議しており、必要が認められればその都度改定している。

専任教員の昇格についても文学部教員任用・昇格に関する内規の定めるところに則って行われている。この人事についても学部長が教授会に提案し、任用人事と同様の選考委員会が組織され、内規に定める資格基準（任用におけるものと同じである）に照らして厳正に審査される。選考委員会は審査の結果を教授会に報告し、教授会承認後、全学的な審議の場である中央大学教員任用審議会を経て、学長の申し出により理事長が任命する。

<点検・評価結果>

教員の募集・採用・昇格については規程に手続きが明確化されており、当該規程に則った適切な運用を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<現状説明>

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

文学部では、学生の指導や相談対応を行う際に必要となる知識・情報をはじめ、大学教員として必要な知識・素養の涵養に資するべく、教授会開催と併せて各種の説明会・懇談会を実施している。また、その他にも適宜教員向けの講習会を実施している。2021年度における実施実績は以下のとおりである。

説明会・懇談会実施一覧（2021年度） ※は教授会と同時開催

2021年4月7日	対面にて「ハイブリッド授業機材説明会」を実施。集音マイクやカメラのセッティングから活用方法までを説明。
2021年4月16日～22日	各時限開始30分前に対面にて「ハイブリッド授業機材説明会（簡略版）」を実施。機材の設置・利用方法を中心に授業の進め方などを含めて全般的に説明。
2021年7月10日	特別公開講座にて模擬授業を実施。模擬授業によりオンラインによる教育手法の向上を目指した。Web上にも動画公開。
2021年9月16日	後期から授業を担当する兼任講師を主な対象として、「ハイブリッド授業機材説明会」を実施。
2021年10月7日※	中央大学文学部の受験生動向に関する講演会（講師：株式会社 進駿台教育研究所）

2022年1月20日※	学生相談室から「アフターコロナにおける学生支援」に関する講演と懇談（講師：学生相談課 心理カウンセラー）
2022年2月3日※	新学習指導要領による高校の学習経験の変化に関する講演会（講師：文学部特任教授）
2022年3月10日	担任者会議・FD講演会にて「合理的配慮」をテーマにCSWによる講演会を実施。さらに「2022年度授業実施方針について」および「対面授業における学生への配慮について（長期）」「オンライン授業での配慮について」をテーマに説明会を実施。

前述のとおり、教授会の開催に合わせて実施しているため、専任教員を対象としたものについて出席率は概ね84～90%と高くなっている。また、取り扱うテーマについては、FD講演会等を企画する教員自身が経験に基づき「必要とする」内容を取り上げており、時宜にかなった内容となっている。また、講演後に行うワークショップでは専攻横断で意見の交換を行うため、他専攻の状況について理解を深めるなど、他専攻の教員と関係性を構築する貴重な機会となっている。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

文学部では、教育活動に関しては、学期ごとに授業アンケートを実施し、結果を各教員にフィードバックしており、各自が授業方法や授業内容の改善に役立てることを促している。

研究活動、社会活動については、昇進人事の時に各種の活動に対する評価を行っている。そのほか、シラバスや各教員の研究業績、社会活動については一般にWebサイト上で公開しており、社会的な評価の材料を提供している。また、研究活動については、学部で発行している紀要（中央大学学術リポジトリにも掲載）での成果発表だけでなく、人文科学研究所等の学内研究所の研究部会・研究会を通じて、学内外の専門家との研究交流の機会を持つことで、広義において研究活動の質や水準が評価され、その維持向上の機会を有している状況にある。

<点検・評価結果>

FD活動については、履修者に対する授業アンケートを通じて他者からの評価を確認できる仕組みを構築していることをはじめとして、講習会等も組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。研究活動、社会活動については、Webサイトその他の媒体を通じて公表されることで、その水準や質が外部から評価され、維持・向上の機会とする仕組みとなっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

教員組織の適切性については、文学部研究・教育問題審議委員会や教務委員会において、3つのポリシー、授業科目の配置・内容や教員配置の適切性、法令上の基準、年齢構成などを考

慮しながら検証・検討し、最終的には教授会での承認を経て改善・向上を計っている。

特に、2014年2月に将来構想委員会を設置し、2012年度のカリキュラム改正の検証を含む今後の将来構想の検討並びに教育研究組織のあり方についても検証を行った際には、その答申を受けて、総合教育科目に専任教員を配置するなど2017年度に教員組織の変更を伴うカリキュラム改正を行った。

現在、法学部の都心移転を契機として全学の多摩キャンパス将来構想検討委員会が設置されたことに伴い、文学部の今後を検討するため「将来構想検討委員会」を2022年5月12日に発足し、①授業カリキュラム・履修体系の点検、構想、②教職・資格課程および外国語教育等③労務・財政の検証、提案、の3つの部会を置いて検討を開始したところで、将来的には答申の内容を踏まえ必要な教員組織の見直しを行うことになる。

＜点検・評価結果＞

教員組織の変更は、教員の人事が関係することから丁寧に進める必要があり、改善・向上の成果が現れるまでには時間がかかるものである。文学部における教員組織の検証と見直しは適切に行われていると考えているが、カリキュラムの大幅見直しや退職者の補充の機会とあわせて引き続き見直しを行っていく。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇学部における学生支援

＜点検・評価項目①は全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

＜評価の視点6、7は全学項目、11は資格取得課外講座に関する項目のため割愛＞

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

評価の視点10：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

＜現状説明＞

○学生支援体制の適切な整備

文学部では、文学部事務室、専攻共同研究室、専攻教務委員等によって学生支援体制を整備している。文学部事務室では、入学後の各種奨学金等を通じた生活支援を学務グループが担当し、授業・試験に関する学修支援や留学・休退学に関することを教務グループが担当している。加えて、障害を持った学生への対応や、学生生活における悩み・不安についての相談を受け付けるキャンパスソーシャルワーカー2名を配置し、相談体制を整えている。また、各専攻には図書室・談話室・自習室の性格を担う共同研究室を設置し、室員2名が常駐し文学部の教育研究の補助を行っている。室員は、教員・事務室よりも近い立場で、学生の様子を日常的に把握

するとともに、学修上の拠り所としても機能している。さらにクラス担任制を敷いているため、教員側でも学生の様子を把握し、気になる学生がいる場合には専攻教務委員と連携して対応にあたっている。文学部事務室、共同研究室、教員が緊密に連携し、情報共有を行うことで、きめ細やかな学生支援を行っており、制度面での改善については教務委員会を主な議論の場としている。

○成績不振の学生の状況把握と指導

留年者については、標準就業年限を超過したことによる留年と「スクリーン制度」による留年がある。

このうち、スクリーン制度による留年者への指導体制については、まず、1年次にスクリーン対象科目を1科目でも修得できなかった学生とその父母に「警告文」を送ることで、注意を喚起している。2年次にスクリーン制度の適用を受けた学生のうち、未修得のスクリーン対象科目が1科目で、かつ卒業単位に向けて40単位以上をすでに修得している学生については、所属する専攻の教務委員が面談を実施して、学生の実情に配慮した対応を行い、留年決定者に対しては希望に応じて教務委員が面談に応じる旨の通知文を送付している。

その他単位取得状況が良くない学生については以下の対応を実施している。

・成績不良者呼び出し通知

前期終了時、以下の学生に郵送にて注意喚起を行っている（9月実施）。

- 1年生 大学生の基礎Aの単位取得不可かつ前期取得単位数8単位以下
- 2年次スクリーン対象科目1科目でも未修得があり前期取得単位数10単位以下
- 3年次総取得単位数が40単位以下かつ当該年度前期の取得単位数が10単位以下
- 4年次以上 総取得単位数66単位以下かつ前期の取得単位数が10単位以下
- 7・8年生 全員

後期終了時、以下の学生に郵送にて注意喚起を行っている（3月実施）。

- 新2年生 修得単位20単位以下
- 新3年生 修得単位40単位以下 かつ当該年度の単位取得数20単位以下
- 新4年生以上 修得単位66単位以下 かつ当該年度の単位取得数20単位以下
- 新7・8年生 全員

・フォローアップ面談（5月実施）

前期卒業に必要な単位取得が20単位以上でかつ文学部事務室・共同研究室が単位取得不可の理由を確認できていない学生に対して電話にて面談を実施

上記対応とともに履修科目の過剰が目立つ学生に以下の対応を実施している。

・60単位以上履修者指導（3月実施）

60単位以上履修登録をしてかつ12単位以上卒業に必要な単位を落としてしまった学生を対象に電話にて連絡をし、次年度の学修計画の確認をした上で「単位修得状況について振り返りシート」の作成を指示し、提出させ、確認を行っている。

・70単位以上履修者への連絡（4月末実施）

当該年度前期履修登録時点で70単位以上履修登録をしている学生に学習時間の確保の方法について計画書の作成を指示し、提出させ、確認を行っている。

このように、文学部においては休・退学者の減少をはかるため、クラス担任や演習科目の担当教員、共同研究室の室員が、それぞれの立場から個々の学生の状況を把握し、必要に応じて文学部事務室やキャンパスソーシャルワーカーと連携・情報共有を行うなど、問題の早期発見・対応に努めている。

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

現在、補習・補充教育に関する支援体制はない。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

文学部では、学生本人による自己申告の他、少人数制の基礎演習やクラス担任制度、専攻ごとの共同研究室といった仕組みを活用し、学生の様子をきめ細かく把握することで、異変に気付いた場合には文学部事務室に相談できる体制を整え、障害のある学生の状況を支援することが可能となっている。また、学生相談室やダイバーシティセンターといった学内部署へ学生から相談があった場合、特に授業支援が必要となる場合には、速やかに文学部事務室と連携するネットワークを構築している。さらに、文学部事務室で把握した学生について、医師の診断が必要であると思料される場合には、学生相談室の専門職員につなぐ等の連携を図っている。

文学部における支援として、2014年4月から学部事務室所属の嘱託職員として臨床心理士資格を持ったキャンパスソーシャルワーカーを配置し、学習に困難を抱える学生（発達障害を有する学生を含む）の支援を行っている。

キャンパスソーシャルワーカーの配置により、専門スキルを持たない事務職員には出来なかった発達障害学生の支援、保護者へのアドバイス・連携、対応策の構築等が可能となり、授業や定期試験の際の合理的配慮が的確に行えるようになるなど、その効果は如実に現れている。現在、文学部においては2名のキャンパスソーシャルワーカーを配置している。

キャンパスソーシャルワーカーに関する周知については、学生に対しては、文学部学生が必ず確認する時間割を掲載したWebページに情報を掲載している。また、全専任教員に対しては、毎年文書にて周知を行っている。

現在は多摩キャンパスにおいて、2015年度に法学部、2018年度に総合政策学部、2022年度には経済学部、と段階的にキャンパスソーシャルワーカーの配置が進められている（国際経営学部は文学部キャンパスソーシャルワーカーが支援している）。2023年度からは商学部事務室に配置される予定であり、多摩キャンパスにおける全学部で配置が完了する見込みである。また、後楽園キャンパスにも1名のキャンパスソーシャルワーカーが配置されており、全学的な支援体制が整いつつある。将来的には、障害のある全ての学生の支援が可能な全学的システムの構築につなげることを目標としている。

キャンパスソーシャルワーカー、文学部事務室の担当職員は、他学部所属のキャンパスソーシャルワーカーや学生相談室、ダイバーシティセンターと日頃から連携し、学生にとって最適な支援ができるよう情報交換をしている。

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

文学部には現在、成績優秀者に給付する「文学部給付奨学金」、留学を支援する「長期留学奨励奨学金」、「文学部フランス語圏派遣留学生特別奨学金（卒業生篤志家寄付）」「短期留学プログラム給付奨学金」、学外での活動を支援する「学外活動応援奨学金」がある。

「文学部給付奨学金」は、2～4年次に在籍し、学力・人物に優れた者について成績およびエントリーシートに基づき選考している。2021年度の給付額は12万円である。奨学生には文学部特別公開講座やオープンキャンパス、キャンパス見学会等の行事への協力を依頼するなど、奨学生を学部広報に活用している。

「文学部長期留学奨励奨学金」は、学修・研究の場を学外へ広げようとする意欲を持った学生を支援することを目的としている。この奨学金は、本学の協定校派遣交換留学決定者および認定留学決定・申請者を対象として給付するもので、書類選考および面接によって選考を行い、2017年度は16名、2018年度は17名、2019年度は17名、2020年度は3名、2021年度は7名の学生が採用されている。

また、文学部卒業生篤志家の寄付により、本学の協定校派遣留学生としてフランス語圏へ留学する文学部学生の留学に関わる活動を支援することを目的として「文学部フランス語圏派遣留学生特別奨学金（卒業生篤志家寄付）」（1年間の留学の場合 年額最高50万円、半期留学の場合 年額最高25万円を給付、募集人員4名程度）があり、2017年度は4名（50万円給付4名）2018年度は3名（50万円給付2名、25万円給付1名）、2019年度は4名（50万円給付4名）、2021年度は2名（50万円給付1名、25万円給付1名）の学生に給付を行っている。新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020年度の採用者はいない。

「短期留学プログラム給付奨学金」は、本学設置の短期留学プログラム参加者の中で優秀な学生に1年間18万円を給付するものである。短期留学プログラム参加者の中から小論文および面接によって選考され、2017年度は22名、2018年度は22名、2019年度は22名、2020年度（春派遣）は8名の学生が採用されている。新型コロナウイルス感染症拡大により、2020年度（夏派遣）、2021年度、2022年度は、短期留学プログラムが中止となったため、本奨学金の募集も停止している。

「文学部学外活動応援奨学金」は、学外での研究・調査活動・語学研修、国内外でのインターンシップ・ボランティア等、大学の外にも学びの場を広げようとする文学部学生を対象とする。この奨学金は、活動計画に応じて10万円～30万円が支給される。書類選考および面接によって選考され、2017年度は13名、2018年度は20名、2019年度は13名、2021年度は6名の学生が採用されている。新型コロナウイルス感染症拡大により、2020年度の採用者はいない。なお、2020年度および2021年度は国内活動に限定して募集を行った。

また、全学的な奨学金制度として「中央大学入試出願前予約採用型給付奨学金（予約奨学金）」がある。文学部への入学意欲が高く、経済的にも支援を要する関東圏外からの受験生を対象に募集し、入学後は授業料半額相当を4年間にわたって給付するものである。2018年度は1名、2019年度は2名、2020年度は4名、2021年度は5名が入学している。2022年度は入学に至った者はいなかった。なお、奨学金の継続給付の条件として、文学部では前年度GPAが在籍する専攻（プログラム）の上位40%以上という条件を付している。審査の結果、2017年度において2名、2018年度において4名、2019年度において1名、2020年度において1名、2021年度において2名の継続給付が認められなかった。ただし、条件は前年度（単年度）GPAであるため、一度継続給付が認められなかった者が翌年度に再度給付される事例も複数あった。この点は、学業への動機付けとして機能しているといえる。

以上のような各種奨学金制度の概要については、履修要項に明記しているほか、各種奨学金の具体的な募集要項については、本学公式 Web サイトや C plus、在学生向け文学部 Web ページ等により周知を行い、優秀な学生の経済的支援・留学や学外活動に取り組む学生の支援に努めている。学生からの問い合わせに対しては文学部事務室が応じ、手続き等に関する情報提供を行っている。学部内の奨学金の審査は、文学部奨学金委員会において厳正に行っており、学業成績やキャリア計画、面接による人物評価等により総合的に採用可否を判断している。

その他、学生に対する奨学金以外の経済的援助としては、「特色ある学部教育補助予算」（専攻・ゼミ単位での活動に対する補助）、海外における実態調査・研修活動を伴う「グローバル・スタディーズ」の参加学生に対する補助金がある。

[入試出願前予約採用型給付奨学金]

名称	給付金額	給付期間	募集人員	対象	選考方法
入試出願前予約採用型給付奨学金	当該年度の授業料半額相当(約41万円)	1年間	全学で100名程度	全学共通の基準(出身高校校所在地、評定平均値、父母年収合計など)に基づき、対象出願者を決定	志望書ほか出願書類に基づく

[文学部各種奨学金一覧]

名称	給付金額	給付期間	募集人員	対象	選考方法(時期)
文学部短期留学プログラム給付奨学金	18万円	1年間 (再出願不可)	20名程度	本学が実施する短期留学プログラムに参加する者	エントリーシート小論文と面接により総合的に判断し、採用者を選考(春派遣プログラム:12月、夏派遣プログラム5月上中旬)
文学部給付奨学金	12万円	1年間 (再出願可)	20名程度	文学部の2~4年次に在学し、学業および人物ともに優れた者	学業成績およびエントリーシートにより選考
長期留学奨励奨学金	1年間留学の場合36万円、半年留学の場合18万円	1年間 (再出願可)	15名程度	本学の制度による長期留学(交換留学・認定留学)決定者・予定者	エントリーシートおよび面接により選考
フランス語圏派遣留学生特別奨学金(卒業生篤志家寄付)	1年留学の場合最高50万円、半年留学の場合最高25万円	1年間 (再出願可)	4名程度	本学のフランス語圏協定校へ「交換留学生」としての留学が決定している学生	協定校派遣交換留学生の文学部内選考(筆記・面接試験)、エントリーシート・面接
学外活動応援奨学金	計画にかかる予算額に応じて10万円~30万円	1年間 (再出願可)	20名程度	文学部に在学し、学外での活動に従事する者	一次審査:エントリーシートおよび学業成績による書類選考 二次審査:面接審査

○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対する生活支援は、全学的に国際センターにて対応している。

また、前述のキャンパスソーシャルワーカーとして、英語でのコミュニケーションが可能な人員を配置しており、日本語に不安のある留学生からの相談も受け付けている。

○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

進路選択に関わる指導・ガイダンスについてはキャリアセンターが全学生を対象として実施している。資格課程履修者に対し卒業後の進路選択の一助とするための、学芸員・司書として活躍している卒業生による講演会(文学部キャリア講演会)、2021年度新設の学びのパスポートプログラム生向けにキャリア講演会を実施している。

なお、学部間共通科目としてキャリア科目を履修できるほか、文学部独自のキャリアデザイン

ン科目を開設している。また、初年次教育科目として設置している「大学生の基礎A」（1年次必修科目）においても、学生のキャリア形成に係るテーマを複数回とりあげ、初年次段階からのキャリア意識醸成に努めている。

○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

文学部が行っている課外活動支援としては、前述の「文学部学外活動応援奨学金」があげられる。同奨学金は、学外での研究・調査活動・語学研修、国内外でのインターンシップ・ボランティア等、大学の外にも学びの場を広げようとする文学部学生を対象として給付されるもので、出願期間前に、関連する分野の教員にエントリーシートの記入方法、計画の立て方等を相談できる機会を提供しており、課外活動に取り組む学生に対する組織的な助言・指導を含んだ制度となっている。

<点検・評価結果>

以上のように、文学部においては、独自にきめ細やかな学生支援体制を敷いている。各種支援においては、国際センターやダイバーシティセンター、奨学課、学生生活課、学友会等、全学の学生支援を担う組織と情報交換をしつつ歩調を合わせ、適切な支援が行えるように努めている。

<長所・特色>

「学外活動応援奨学金」は文学部の特色ある奨学金であり、出願前から教員の指導を受けられるほか、奨学金委員の協力のもと学生の意向を踏まえた適切な指導教員を配置するなど、学生の計画・実行・報告に至る過程を総合的に支援する体制が整備されている。

<問題点>

新型コロナウイルス感染症拡大による活動制限等の影響から、「学外活動応援奨学金」の申請・採用者数が減少しいまなお低迷している。

<今後の対応方針>

文学部教員の「学外活動応援奨学金」に対する認知度を高める必要があるため、各専攻(プログラム)選出の奨学金委員を通じて改めて周知する。また、学生の認知度向上を図るためには、各担当教員が演習科目等にて学生へ直接働きかけを行うとともに、新しく文学部事務室主催でオンライン説明会を開催することを通じて、学外での活動を再び活性化させる。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

学生生活に関する学生からの満足度を測定するため、大学評価委員会の下で在学生アンケートが実施されている。当該アンケート結果は教授会に報告されており、学部内の情報環境整備や設備改善を検討する際の参考資料として活用されている。アンケート結果を踏まえて設備改

善を行った最近の事例としては、3号館3・4階の150人定員7教室の机・椅子の改修（3階：2020年9月、4階：2021年9月）などがあげられる。また、在学生からの要望が強かった3号館トイレの美装工事についても施設予算申請時に要望した結果、全学的な改善の取り組みの一環で複数年に渡る工事が順次行われている。

また、毎月の教務委員会において、キャンパスソーシャルワーカーが前月分の活動内容を報告している。具体的には面談件数や教員への配慮依頼の件数、新規に相談のあった学生の相談事由などを報告することで、学生への支援の適切性について点検・評価し、各専攻での学生対応へ活用している。

学部独自の奨学金制度については、年度末に奨学生より活動報告書を提出させることにより、その給付人数・給付金額の妥当性を十分に検証し、改善を図るべき点がないか常に点検・検討できる体制を整備している。

<点検・評価結果>

学生支援の適切性については、教職員が資料に基づき現状の課題認識を共有できており、在学生の意見や要望に基づいた具体的な改善計画に繋げる体制が担保できている。奨学金であれば奨学金委員会が所管であるように、各事案に応じた委員会等において常に組織的な検討と改善が図られており、有効に機能しているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部の教育研究等環境

<点検・評価項目①については全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

<評価の視点2については全学項目のため割愛>

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

<現状説明>

○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

文学部の主たる教育研究施設は3号館にあり、学部事務室、授業教室、教員の個人研究室、専攻研究室（図書室・談話室・自習室を兼ねる）、専攻演習室、その他の自習スペースなどの施設が配置されている。

キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制として、文学部では教務委員会が学生生活上の諸問題の具体的な対処にあたっている。

そのほか、学生の自由利用空間としては、3号館1階に、「アカデミック・ラウンジ」を設置し、授業以外の時間を過ごせるように配慮している。アカデミック・ラウンジには、13脚のテーブルと16脚のイス（他に壁側ベンチ5）を備えてある。2022年度においても学生の利用率は高く、学生の予復習の場所、資格試験などの勉強場所として定着している。

在学生アンケートでは、施設に対する満足度を確認しており、2022年度については、「教室内の設備（机、椅子等）」については約8割が肯定的な回答をしている。また、「授業以外の時間に休憩・自習に利用できる施設」の満足度については、約6割が肯定的な回答をしている。一方で、自由記述回答においては、授業以外の自習に使えるスペースの拡充を求める意見も寄

せられていることから、学部内に自習やグループワークの場として活用可能なスペースを拡充できることが好ましいと考えているが、教室稼働率も高いため、実現は難しいと考えている。

直近での施設整備としては、2020年度に教育力向上推進事業に採択された事業の一環で、3256、3257 教室をアクティブ・ラーニング教室として整備した。可動式の什器に更新したほか、教室の壁3面にホワイトボードを整備し、3256 教室においては短焦点プロジェクタを5台整備している。このほか、2021年度、2022年度の2年計画で3号館トイレの美化計画が進行している。

<点検・評価結果>

文学部の学生が学習上利用する施設は、3号館に中心的に適切に配置され活用されている。在学生アンケートの結果における施設設備の満足度については、概ね肯定的な回答となっている。一方で、学生からの3号館の自習スペース充実に関する要望を確認しているが、教室稼働率との関係から、実現は難しい状況である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③については全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

<現状説明>

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

文学部の教室数は、54室（このうち書道教室1室）あり、収容人員合計は、約4,800名である。それら教室は、学部の教育研究目的を達成するための、多様な授業形態・方法に対応しうるように、大きさ・設備・備品について様々なタイプの教室を用意している。500人規模の大教室は1室、300人規模の大教室は3室、これらは履修者の多い講義科目に利用されるほか、講演会等のイベントにも活用されている。150人規模の教室は7室、60人規模の教室は文学部設置の授業科目において利用度が高く、29室用意されている。ゼミナール等に対応した小規模の教室については、40人規模教室が8室、30人規模の教室が4室用意されている。全ての教室にはプロジェクタ（もしくは液晶モニタ）とスクリーンが設置されているほか、45教室以上がPC接続可能であり、ブルーレイプレーヤーを装備している。このことによりAV機器を利用した授業や研究発表が日常的に行える環境となっている。ただし、教室数については、余裕があるわけではない。毎年度の教室割当ての調整に苦勞しており、授業科目数を増やす方向でのカリキュラム改善にはなかなか対応しえない。また、各教室におけるIT機器設備のリニューアルやソフトのバージョンアップ等が負担となっている。

このほか、パソコン教室が3室、書道教室が1室備えてあるほか、心理学専攻には実験室、社会情報学専攻には実習室が設置されている。また、13専攻と総合教育科目それぞれに共同研究室があり（平均面積は72.2㎡）、それぞれに閲覧スペースと必要な専門図書や機器類を備えている。

パソコン教室については、3教室のうち2つは一斉講義方式、残りの1つはゼミ教室スタイルである。3452 教室（第1パソコン教室）・3451 教室（第2パソコン教室）は、授業時間外は個人利用に供している。各教室の2022年度前期の稼働率は以下のとおりである。

[文学部 パソコン教室 稼働状況]

	1週間可能コマ数A	授業時間数B	個人利用時間数C	授業稼働率D (B/A*100)
3451 教室	34	16	18	47.1
3452 教室	34	22	12	64.7
3256 教室	34	17	個人利用不可	50.0

(注) 3452 教室の後方座席は、3451、3452 両室が授業で使用している際には、履修者数に応じて個人利用席として開放している。1週間可能コマ数とは、平日を1～6時限、土曜日を1～4時限とカウントしている。

パソコン教室における学生用PC設置台数は、3451 教室 60 台、3452 教室 60 台、3256 教室 30 台となっており、全てLANによって接続され、プリンタやインターネットにアクセスできるようになっている。なお、2017年度に第2PC教室、2020年度に第1PC教室、2021年度に第3PC教室および各専攻共同研究室の学生用PCをすべてリプレイスし、安全かつ快適な情報環境の整備に継続して努めている。パソコン教室での授業担当教員からの要望については、常駐のインストラクターが常に受け付けられる体制であるほか、夏季・冬季の定期メンテナンスに際しては、パソコン教室の授業担当教員に対し、新規ソフトウェアの導入やバージョンアップ等の要望を照会した上でITセンターに依頼するフローを確立し、より効果的な授業運営ができる環境を整備している。さらに、情報環境整備委員会で情報環境に特化した組織的な議論を行うことができる。

なお、本学においては、キャンパス内の教育研究施設の全域において「全学無線LAN」が整備されており、学生がPC等の情報機器を各自で持ち込んだ際には、自由にインターネット接続ができる環境が整っている。ただし、教員の個人研究室フロアのアクセスポイントについては老朽化してきており、通信環境の不安定さが散見されている。オンライン授業や研究におけるオンライン会議で必要性が俄然高まる中、早急な課題解決が必要であると認識している。

また、アクティブ・ラーニングに適した設備として、3256 教室について、2020年度に教育力向上推進事業に採択された事業の一環で、可動式什器への更新、壁3面のホワイトボード、単焦点プロジェクタ5台を整備している。このことにより、文学部がこれまで充実を図ってきたアクティブ・ラーニングに最適な環境を提供できている。

以上のように、全体の教室数については、現行の科目数と学生数に対応する数と収容能力とを確保しているほか、共同研究室は、演習科目や卒業論文のための調査・研究に欠かせぬ施設として機能しており、学生の利用も盛んであることから、これらは文学部の教育研究目的を実現しうる適切な施設・設備条件となっている。

その他、新型コロナウイルス感染症対策として、全教室にアルコール消毒液を設置するなど基本的な対策を講じ、安心な学修環境の整備に努めている。また、2020年度にPCやWebカメラ等を教員貸し出し用に整備したことで、新型コロナウイルス感染拡大により通学できない学生もハイブリッド授業に参加できるなど、可能な限りの学修機会を保障できている。さらに、2020年度から現在において、希望した学生向けにWi-Fiルーターを無償で貸し出し支援することで、オンライン授業での学修機会を保障している。2021年度には、低層階の教室の窓に網戸を設置し、新型コロナウイルス感染症対策として十分な換気が行える安心な学修環境を提供している。2022年度には、オンライン授業やハイブリッド授業を実施する際に、音声・映像・ス

ライドを用いた授業のニーズが急増したことへの対応の一環として、16 教室でプロジェクタ設備の更新工事、および8 教室で HDMI 接続口の新規整備をいずれも4月より着手し5月上旬に完了する。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

パソコン教室は、先に述べたように、授業で利用している時間帯以外は、平日 8:45～19:30（土曜日は 14:15 まで）、学生の個人利用に供している。また、3451、3452 教室が両室とも授業で使用中の場合には、学生の個人利用時間確保のためパソコン教室後方出入口周辺の空席を、個人利用席として提供している。授業期間中、多くの専攻共同研究室は、週3回平日の夜間（午後8時まで）も開室し、正課の授業後における学生の自主的学修・研究に役立っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、2020 年度以降は夜間開室を停止している。

<点検・評価結果>

文学部の教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備について、利用時間も含めて適切に整備されている。とりわけ情報環境については、学生・教員のニーズを意識し重点的に整備を行っている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

全学無線 LAN の安定的な環境整備が必要である。特に、教員の個人研究室フロアはアクセスポイントが老朽化してきており、通信環境が不安定なときがある。

<今後の対応方策>

全学無線 LAN を中心とした通信環境の安定化は、教育インフラとして不可欠となっている。IT センターに全学的な整備を促すとともに、全学的な整備が難しいようであれば情報環境整備予算申請により文学部として対策を講じていく。

◇学部における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

1) 教員の研究費

学内研究費には、「基礎研究費」、「特定課題研究費」、「共同研究費」、「在外研究費」、「特別

研究費」「研究促進費・海外活動補助費」がある（詳細については、全学の記述を参照のこと）。

2) 教員研究室

専任教員全員に個人研究室（3号館の個人研究室の平均床面積は19.06㎡）が与えられている。個人研究室には、備え付けの書架、机、椅子のほか、申請をすれば予算の範囲内で必要器具の購入が認められている。

3) 共同研究室

専攻ごとに、学生の自習室・談話室・専攻図書室・演習室がセットになった共同研究室が3号館にある。専攻図書室には図書館の予算で購入した専門図書が配架されている。共同研究室には各専攻2人の室員を配置し、専門図書の配架・整理・貸出窓口をはじめとして教育・研究の補助業務を行っている。共同研究室は教員間の交流、学生指導の場としても機能しており、研究活動の一助となっている。その他、専攻共同研究室と比較すると規模は小さいが、総合教育科目と体育科目にも共同研究室があり、教員間の意見交換の場となっている。

4) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

各種委員会等の学内業務は年々増加し、研究と教育以外に要する時間は増大する傾向にあると同時に、その負担は一律ではない。研究専念期間に関わる制度としては、2021年度までは「特別研究期間」および「在外研究」、2022年度からは「研究促進期間制度」（制度概要は後述）があり、毎年一定数の教員が研究に専念できる環境を確保している。一方、平常業務の中で研究時間を確保し、業務の負担増加に歯止めをかけ、負担の平準化を図る制度的方策は乏しく、各種委員会等の業務分担は専攻内での調整に委ねられている。

5) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

本学の専任教員（任期を定めて採用された教員を除く）に対し、一定期間校務を免除し、研究に専念させるための制度として2021年度までは「特別研究期間制度」と「在外研究制度」があり、2022年度からは「特別研究期間制度」と「在外研究制度」を統合して新たに「研究促進期間制度」の運用を開始した。

2021年度までに存在した特別研究期間制度は、個人で行う特別の研究の推進に資することを目的として、学年はじめから1年間または半年間一切の校務を免除し、120万円（半年間60万円）の研究費が与えられる制度であった。2021年度は7名が制度を取得した。一方、在外研究制度は、学術の研究・調査のため、専任教員を一定期間外国に派遣することにより、本学における研究・教育の向上と発展に寄与することを目的としていた。派遣期間は1年間、6カ月、3カ月の3通りがあり、期間の長さに応じて在外研究費が与えられる。2021年度は2名が制度を取得した。

2022年度より運用が開始された研究促進期間制度は、特別研究期間制度と在外研究制度を統合して2022年度から新たに運用開始した研究専念期間に関わる制度で、1年間で120万円（6カ月60万円）の研究費が与えられる。また、海外研究機関からの招聘に基づいて6カ月以上1年未満の間海外で研究活動を行う場合250万円（3カ月以上6カ月未満の場合は125万円）の研究費が与えられる。従来の特別研究期間制度と在外研究制度は研究専念義務があり、研究制度取得期間中は校務に携わることができなかったのに対し、研究促進期間制度は本人が希望し教授会で承認された場合は、授業や各種委員会などの校務を行えることになっ

ており、研究時間の確保と校務を両立させる柔軟な制度設計となっている。2022年度は7名が取得している。

○ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

TA はすでに全学的に制度化されており、文学部においてもパソコン教室での授業並びに実験・実習・演習科目を対象とするという運営上の内規のもとに、活用されている。例年は60科目前後で延べ約60～70名が採用されており、これは学内の他の教育研究組織と比しても突出して多い人数である。同制度は大学院学生の教育・研究能力の発展と経済的支援を目的としたものだが、間接的に教員の教育負担軽減にも貢献している。主に専攻の演習科目、社会学・社会情報学・教育学・心理学専攻における実験科目、社会情報学・心理学専攻の情報処理関連科目に主として配置されており、学部学生からのレポートやレジュメ作成に関する質問・相談対応や、実験実習などの補助、授業での配布物の準備、レポートの整理、学生の事前準備のサポート等、授業の円滑な進行や教員の負担軽減に寄与している。

この他文学部では、各パソコン教室に機器類の管理と学生の実習の補助にあたる専門の補助者（インストラクター）を授業期間中は常時配置しており、行き届いた指導体制を形成している。加えて、各専攻共同研究室には研究室事務室員を2名ずつ（計26名）配置しており、研究室備品の管理や、専攻の運営全般の補助として極めて重要な役割を果たしている。特殊な教育・研究の支援のための人員ではないが、この配置による各教員の負担軽減は大きく、各教員が各自の教育・研究に専念できる環境の形成に大いに寄与している。

<点検・評価結果>

教員の研究活動を支援する環境として研究費、研究室、研究専念期間の機会は適切に確保されている。また、共同研究室への室員のほか、ティーチング・アシスタントが適切に配置され活用されている。

<長所・特色>

研究時間確保のため、教員の負担軽減を図る取組みのうち、人的配置については充実した体制を構築できている。室員は、多摩キャンパスでは文学部のみに配置され、またティーチング・アシスタントは全学部の中で最も多い人数を配置して大学院学生の教育・研究能力の伸張に寄与するとともに、教員の負担軽減にもつながっている。

<問題点>

平常業務の中で研究時間を確保し、負担の平準化を図る方策が不足しており、個々の教員の業務負担に差がある。

<今後の対応方策>

今後も実験・実習・演習科目を中心にティーチング・アシスタントを手厚く配置し、さらなる教員の負担軽減と大学院学生の教育・研究能力の伸長を図っていく。また、教員の研究時間を確保するため、負担軽減の方策や負担の平準化について、教務委員会および研究・教育審議委員会において検討していく。

点検・評価項目②：教員の研究活動が活発に展開されているか。

評価の視点1：論文等研究成果の発表状況

評価の視点2：国内外の学会での活動状況

評価の視点3：研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

<現状説明>

○論文等研究成果の発表状況

専門分野における個人の研究活動、および学内外、国内外の研究者との共同研究の成果は、著書や、文学部および附置研究所「紀要」等の学内誌、各教員が所属する国内外の学会機関誌等において発表されている。文学部教員が執筆した学術論文は、2017年度84点、2018年度73点、2019年度66点、2020年度61点、2021年度79点である。

○国内外の学会での活動状況

専任教員のほぼ全員が国内の複数の学会に所属し研究活動を行うほか、多くの教員がそれぞれの専門に応じて海外の学会に所属、論文を寄稿、または出張して口頭発表を行い、役員として活動している教員も多い。国際センター予算による学術国際会議への参加は、2017年度3件、2018年度3件、2019年度2件となっている。各教員が学部派遣の在外研究の折に、または自己負担で、あるいは科学研究費から出費して海外の学会に参加し、研究交流や共同研究を行っているケースは多数ある。在外研究時以外の海外学会参加者は、2017年度4名、2018年度3名、2019年度8名である。2020・2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、学術国際会議・海外学会の参加者はいなかった。

○研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

研究助成には、本学における研究活動を推進するための研究費予算によって助成するものと、外部からの競争的資金等によってもたらされるものがあるが、ここでは前者を中心に説明し、後者についてはその概況を示すこととする。後者の詳細については、本章「点検・評価項目③競争的な研究環境創出のための措置」を参照されたい。

本学における競争的研究資金助成には「特定課題研究費」と「共同研究費」の2つの制度がある。前者は、その専門分野における特定の課題について個人で行う研究を支援するものである。後者は、本学における優れた学際的学術研究を格段に発展させるとともに、学部、大学院、研究所および学外研究機関との研究交流を促進し、研究・教育水準の一層の向上を図ることを目的としている。

学内の特定課題研究費の申請件数は2018年度16件、2019年度12件、2020年度16件、2021年度9件、2022年度8件の応募と採択があった。予算の範囲内であれば基本的に希望通りの研究費を支給し、応募のあった金額が予算額を超える場合は一定の上限を設けて均等に研究費を支給している。これは、様々な分野における個別の研究が盛んである文学部の特色を裏付けている。

また、共同研究費は、全学で助成総額4,790万円が措置されており、1プロジェクト当たりの予算上限は原則として1,000万円である。共同研究プロジェクトは3名以上の研究者をもって構成し、過半数は本学専任教員でなければならない(中央大学学内研究費助成規程第25条)。文学部所属教員が中心となって推進した共同研究プロジェクトには、次のようなものがある(括弧内は実施年度)。

・「乳幼児の fNIRS 計測における課題関連法に基づいた脳活動部位の推定」(山口真美教授、2019～2020)

<点検・評価結果>

教員の研究活動については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、移動を伴う活動については制限を余儀なくされた。しかし、論文等発表数は上昇していることから、そのような限られた環境のなかでも研究活動は活発に行われているといえる。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した 2020 年度・2021 年度においては、海外での研究活動は一切実施できない状況が続いている。また、国内での移動・活動も制限されたため、特定課題研究の応募・採択件数も減少した。

<今後の対応方策>

2022 年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が緩和された場合、教務委員会において研究制度の周知を徹底し、予算を最大限活用して、海外を含む研究活動を再び活性化させる。

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点1は附置研究所対象>

評価の視点2：科学研究費の申請とその採択の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

<現状説明>

○科学研究費の申請とその採択の状況

文部科学省・日本学術振興会の科学研究費補助金申請(採択数)、研究費受領総額はそれぞれ、2017年度は42(30)件88,320,000円、2018年度は50(32)件106,990,000円、2019年度は50(37)件115,960,000円、2020年度は65(55)件134,405,000円、2021年度は72(59)件152,095,000円である。

文学部の科学研究費申請、採択件数、補助金額は理工学部に次いで多い。採択率は2017年度68.3%、2018年度64.0%、2019年度74.0%、2020年度84.6%、2021年度81.9%(申請件数には継続分を含む。採択件数には転出者および辞退者分を含み、4月転入者分を含まない。)となっている。2017年度よりの種目別申請・採択状況(継続分を含む)は次頁の表のとおり。

[表]

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
新学術領域研究	4(2)	3(2)	2(2)	2(2)	3(2)
学術変革領域研究(A)	-	-	-	1(1)	2(1)
基盤研究(S)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
基盤研究(A)	1(0)	1(1)	1(1)	1(1)	
基盤研究(B)	10(6)	13(9)	10(8)	12(12)	14(13)
基盤研究(B)【一部基金】 H24～26採択分	2(2)	-	-	-	-
基盤研究(C)	17(13)	22(13)	21(14)	27(20)	26(21)
挑戦的研究(開拓・萌芽)	1(0)	-	-	-	-
挑戦的研究(開拓)					1(0)
挑戦的研究(萌芽)	-	2(0)	2(1)	3(2)	2(2)
若手研究(A)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	-
若手研究(B)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	-
若手研究	-	2(2)	4(4)	5(5)	9(9)
「基盤研究(C)」及び「若手研究」における独立基盤形成支援(試行)	-	-	-	2(2)	2(1)
研究活動スタート支援	0(0)	0(0)	1(1)	2(2)	3(1)
特別研究員奨励費	3(3)	3(3)	5(5)	4(4)	5(5)
国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化)	1(1)	-	-	-	-
国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化(A))	-	1(1)	0(0)	0(0)	-
国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化(B))	-	2(0)	3(1)	4(2)	3(2)
研究成果公開促進費 (学術図書)	-	-	1(0)	-	1(1)
研究成果公開促進費 (ひらめき☆ときめきサイエンス)	-	-	-	2(0)	1(1)
学術図書	2(1)	0(0)	-	-	-

* 数字は申請件数、()内は採択件数

科学研究費補助金の主な採択事例としては、山口真美教授の「新学術領域研究:研究期間 2017～2021年度(2022年度も繰越のうえ継続中)」、「基盤研究(B):研究期間 2019～2022年度」や小林謙一教授の「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B)):研究期間 2019～2024年度」、「学術変革領域研究(A):研究期間 2020～2024年度」、「基盤研究(A):研究期間 2022～2026年度」がある。いずれも研究費の大きい大型種目であるが、特に「新学術領域研究」は複数の研究計画班をまとめて新しい研究領域を作り上げる研究種目であり、山口教授は計画班をまとめる総括班代表者となっている。

○学外競争的研究資金の獲得状況(科学研究費補助金を除く)

科学研究費補助金を除く最近の学外競争的研究資金の受給事例としては、日本学術振興会の課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業における「脳機能亢進の神経心理学によって推進する「共生」の人文社会科学の開拓」(緑川晶教授、2017～2020)、電気通信普及財団の研究調査助成における「global社会における若者のsocial media利用」(松田美佐教授、2018年度)、三菱財団における「地方公共団体における公文書管理の現状に関する調査・研究」(宮間純一教授、2019～2021)が挙げられる。

<点検・評価結果>

競争的研究資金の獲得状況については、特に科学研究費を中心に、申請件数・採択件数ともに増加傾向にあり、活発に利用されているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>特になし。

特になし。

◇学部における社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

評価の視点3：地域交流・国際交流事業への参加状況

<現状説明>

○教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

2014年に大学として「社会連携と社会貢献に関する理念」が定められており、文学部としてはこの全学の活動に協力するかたちで、公開講座の講師等について所属教員に協力依頼を行うなどしている。代表的なものを挙げると、中央大学学術講演会（2022年度で延べ6人）や、教養番組「知の回廊」によるテレビ番組（2021年度1番組）、八王子学園都市大学「いちよう塾」などがある。

また、本学の高大連携の一環として、本学附属の4つの高等学校生徒を対象に、専攻ごとの模擬授業等を通じて文学部の学びを紹介する催しである「特別公開講座」を2010年以降、毎年開催している。2020年度・2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐためオンラインでの開催とし、専攻ごとにガイダンス・模擬授業動画を作成・配信し、当日はオンライン会議システムで高校生の質問に教職員が答えるオンライン相談会を専攻ごとに実施した。2022年度は実施方法を対面に戻すとともに、「特別公開講座」を全学的な附属生ウェルカムイベントに組み込み、さらに規模を拡大して実施する予定である。また、4つの高等学校生徒を対象に、文学部の1年次配当科目である「学びの基礎演習（1）B／文学部の基礎」をオンラインで履修できる科目等履修生制度を2022年度から開始する。後期開講科目であるため、現在は募集要項を開示している段階である。この制度を利用すれば、高校在学中に文学部の授業を体験し、単位を2単位修得することができ、高校生の進路選択と学修意欲向上に資する制度設計となっている。このほか、文学部教員が自身の著作物を寄贈し、附属高校生が文学部各専攻における多彩な研究・教育内容に日常的に自由に接することが可能となるよう附属高校に「リエゾン文庫」を設置している。

教育の成果の社会への還元としては、本学の教育力向上推進事業による助成を受けて開設した授業科目「特別教養（実践的教養演習）」では、高校生・大学生向けの教科書として、『読書する知性』（2021年10月刊行）、『まなびの扉を開く』（上下巻）（2022年3月刊行）を「文学部でモノづくり」として学生と教員が協力し、その成果物として編集・出版し、授業等で活用されている。また、授業科目「プロジェクト科目」の成果として、2017年度には『アジアと生きるアジアで生きる 中央大学文学部プロジェクト科目講義録』（樹花舎）（2016年度「プロジェクト科目」。ワンアジア財団の寄付講座）、2021年度に『人の移動とエスニシティ 越境する他

者と共生する社会に向けて』（明石書店）を出版し成果としている。

このほか、文学部では教育研究上の成果を社会へ還元するために、専攻毎に研究誌を刊行したり、講演会を実施している。例えば研究誌は、『英米文学研究』（英語文学文化専攻）、『中央社会学』（社会学専攻）、『中央社会情報学』（社会情報学専攻）、『教育学論集』（教育学専攻・心理学専攻）、『中央史学』（日本史学専攻）、『中央大学アジア史研究』（東洋史学専攻）、『中央大学国文』（国文学専攻）の6タイトルがある。また、これらとは別に、英語文学文化専攻・フランス語文学文化専攻・ドイツ語文学文化専攻所属の教員は、他学部所属の外国語学・文学を専攻する教員とともに学会を組織し、それぞれ『英語英米学研究』『仏語仏文学研究』『ドイツ文化』という研究誌を発行している。講演会は、大きな規模のものでは専攻や学会の主催として行われているほか、小さな規模では授業単位でも行われている。

学部による組織的な取り組み以外に、文学部の個々の教員は、学外において教育・研究の成果を発表し、啓蒙活動に携わっている場合も多い。中央大学学術講演会、地方自治体主催の講演会・研究会、カルチャーセンター、語学学校、テレビ講座等、活躍の場は多岐にわたっている。

公共団体等の学外機関から委員や研究員としての委嘱を受けての活動も活発である。2021年度の応嘱実績は学部全体で延べ136件であった。例として「かわさき市民アカデミー2021年度後期講師」、「高校生英語ディベート指導者研修会（オンライン）」、「令和3年度不登校・ひきこもり専門相談における助言等」、「多摩市図書館協議会委員」、「目黒区文化財保護審議会委員」等がある。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

社会で活躍している様々な立場の方を招聘して進路選択のあり方について話してもらう「キャリアデザイン（1）」など、学外の個人と連携した教育プログラムは充実しているが、学外組織との連携した教育プログラムは2016年度にワンアジア財団の寄付講座「アジア共同体を考える—共に生きるための15のヒント」を実施して以降、同様の寄付講座、公開講座等を実施していない。

学外組織と連携した共同研究・受託研究は活発に行われている。主な実施例はアプリカ・チルドレンプロダクツからの受託研究「赤ちゃんが好む色柄」（2018）、福島市振興公社からの受託研究「2019年度和台遺跡確認調査における詳細調査および年代分析業務」（2019）、武蔵野市教育委員会からの受託研究「井の頭池遺跡群出土資料の炭素14年代測定による実年代調査」（2019～2020）、八王子市教育委員会との共同研究「八王子市における図書館整備および読書環境等の向上に関する研究」（2021～2023）などがある。

○地域交流・国際交流事業への参加状況

地域住民の学びの場である「八王子学園都市大学」への科目提供や、「公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩」を通じて多摩地区の特性を活かした大学・行政・企業・住民の連携活動を行っている。2021年度は、「公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩」の「多摩地域のまちづくりエキスパート育成事業」において、まちづくりを担う人材育成を目的とした教材作成に教員が携わっている。また、個々の教員が近隣地域の住民と交流を行い、地域活性化に取り組んでいる。例えば、東日本大震災発生以降、被災者住民が暮らす立川市砂川地区の団地で、自治組織・諸団体と文学部の学生・教員が協力してコミュニティ形成のための共同プロジェクトを推進している。

外国人研究者を招く国際交流事業も活発に行われている。招聘された外国人研究者は、本学教員と共同研究を行う他、講演会や各種シンポジウムを開催して研究成果を学生に還元しており、本学部の活性化につながっている。また、本学教職員・学生を対象に講演を実施する外国人訪問研究者の受入れも行っている。2020・2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大による入国制限措置の影響で招聘することはできなかったが、国際センター予算で2017年度4名（1名）、2018年度4名（1名）、2019年度5名（1名）の研究者を受け入れた。（括弧内は外国人訪問研究者受入れ件数）この他、一定期間教育・研究活動に従事するため海外の大学の教員を派遣しており、2019年度は1名を国立高雄師範大学に派遣した。

学生の国際交流としては、海外での調査研修やフィールドワーク等を内容に含む「グローバル・スタディーズ」を正規科目として開講し、毎年教員が学生引率し、海外大学の学生と交流を深めている（2020・2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響で海外派遣はなし）。また、国境を跨いで活躍できる人材育成を目指した新たな取組みとして、学内公募予算「教育力向上推進事業」の助成を受けて「グローバル・ソシオロジー・プログラム」を2017年度以降毎年開講している（2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響で休講）。このプログラムでは正規科目の授業の中で学生が留学生と交流して英語力を高め、年度末に海外大学や国際学会で社会的な研究成果を発表している。

<点検・評価結果>

大学として定める「社会連携と社会貢献に関する理念」に従い、文学部の多様な教育・研究分野を生かし、社会連携・社会貢献の取り組みを適切に行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛>

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

<現状説明>

○意思決定プロセスが明確化されているか。

中央大学学則第13条の規定に基づき、文学部教授会では、①学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事、②学位の授与に関する事、③その他その学部の教育研究に関する重要事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項について審議することになっている。

文学部では、教授会の下には各種委員会が設けられており、文学部の各々の内規に定める委員会所管事項について教授会に先立って審議あるいは具体的な処理に対応することで、教授会での審議、学部運営を円滑化する役割を担っている。文学部の委員会は、基本的には13の専攻に総合教育科目と体育科目を加えて15人の委員で構成するのを基本としているが、これは各専攻の事情を考慮しながら学部全体として最適な運用を行うためのものである。各専攻の教育等に与える影響の大きいものについては、当該委員会と各専攻の研究室会議の間に何度も往復をしながら合意形成を行っている。

文学部の学部内委員会で中心となるのは教務委員会と文学部研究・教育問題審議委員会である。教務委員会は、教授会の下部機関として教務上の諸案件の円滑な処理を行う委員会である。特に全体的な議論の必要性がない実務的な事柄、また長期間にわたる検討が必要な案件については、教授会に先立ってここで予め審議している。この教務委員会の機能は、教授会を合理的にスムーズに運営するという観点からも十分に評価できる。

文学部研究・教育問題審議委員会は、制度上、何らかの変更を伴うような事項について審議している。また、各委員会の下にワーキンググループが設けられることもあり、専攻の枠を越えた自由な立場から、各々の討議が行われている。

そのほか、学部内には以下の7の委員会がある。①文学部入試・広報委員会、②文学部合否決定委員会、③文学部奨学金委員会、④総合教育科目運営委員会、⑤資格課程運営委員会、⑥情報環境整備委員会（この下に「パソコン教室運営委員会」あり）、⑦文学部キャリア教育委員会である。

教授会は、これら委員会の審議・検討結果について最終的な審議を行い、学部全体の合意を民主的に形成する役割を適切に果たしている。

○学部長の権限と責任が明確化されているか。

学部長の権限内容は、学則第9条第2項にあるとおり、学部に関する事項をつかさどること、学部の代表者となることである。学部の最高意思決定機関である教授会の議長として、学部の運営に関わる事項について学部の意思をまとめ、学部の意を呈して全学的な意思決定の場に臨んでいる。学部長の権限内容に係る学則上の規定、その行使の現状については、何ら問題はなく、教授会との関係も適切である。学部長の任期は2年で、再任は妨げないと規定されている。

○教授会の権限と責任が明確化されているか。

教授会については、学則第11条において「学生の入学、卒業および課程の修了に関すること」「学位の授与に関すること」等学部に関することを審議する機関と定められている。この学則を受けて中央大学教授会規程が制定されており、ここに、学部長が会議の招集者であり、議長を務めること、教授会員の過半数の出席をもって開催されること、議決には出席教授会員の過半数の同意が必要であることが定められている。教授会は学部の最高意思決定機関として位置づけられており、原則として月1回の定例教授会が開催され、文学部に関わる案件の審議が行われている。当該年度の在外研究員・特別研究員を除く文学部所属全教員が教授会の構成員であるが、毎回ほぼ8割以上の出席が保たれている。議長は学部長が務め、他に教授会幹事2名が教授会員の中から任期1年で選出され、書記として会議の進行を補佐している。

教授会の運営については、上に掲げた目標に照らし、ほぼ達成されているといえる。一方、一定の議論が必要な問題については、教授会員が自由に議論する環境が教授会において十分に保障されている。

○学部長の選考方法の適切性、妥当性

学部長の選任手続きについては、中央大学学部長に関する規則に定めるほか、「中央大学学則第十一条第三項第三号の規定により、学長が教授会の意見を聴くことが必要と認める事項を定める件」(第4号)「学部長の選出に関すること」に基づき、「文学部長候補者選出に関する内規」が定められており、これに則って厳正に行われている。すなわち、任期満了の1カ月前、もしくは学部長が欠けた場合に、教授会は教授会で選出された3名をもって選挙管理委員会を設置し、当該委員会が選挙の管理を行う。選挙は選挙人の3分の2以上の出席をもって、単記無記名投票によって行われる。投開票は、立会人3名の立合の下に選挙管理委員会が行うが、この立会人は予め教授会で選出することになっている。この選挙によって過半数(白票を含む有効得票数の過半数)の得票を得た者を当選人としている。なお、投票において過半数を得た者がいない場合には、上位得票者2名につき、ただちに再投票を行い、比較多数を得た者をもって当選人としている。

<点検・評価結果>

学部内における意思決定プロセスは明確化され、学部長の権限と責任、文学部教授会の役割と活動は適切に定められている。学部長の選任手続きは、教授会において定められた内規に則り、適切に行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策(事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等)が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

本学は、各学部単位で独立した事務組織が構成されており、学部に関わる事務処理のほとんどが学部事務室で完結する事務体制となっている。文学部事務室においては、教授会および各種委員会運営・特別入試・庶務業務などを職務とする学務グループ(副課長1人を含む専任職員4人、派遣職員1人)と授業編成・学籍管理・学部試験などを職務とする教務グループ(副課長1人を含む専任職員6人、嘱託職員2人(キャンパスソーシャルワーカー)、派遣職員2人)とがあり、これらを統括する事務長と、それを補佐しつつ両グループの業務執行の円滑化を支援する担当課長(1人)という構成である。これに加えて、文学部事務室、教員室、パソコン教室等に複数のパートタイム職員を配置しているほか、文学部の特徴をなしている各専攻および総合教育科目の共同研究室に各2人の事務室員(総合教育科目共同研究室は1人)を配置し、専攻に関わる業務を担っている。文学部事務室は、文学部の事務に特化した組織であり、また文学部棟の3階という学部施設の中心に位置していることの強みは大きい。文学部関係者の窓

口としては至便であり、同じ棟に個人研究室を持つ専任教員との緊密な連携を可能にし、教室の管理など教育面においても速やかな事務処理のほか、学生へのきめ細かな対応も行うことができ、それは職員の役割分担の明確化による事務処理の効率化によるところも大きい。

一方で大学を取り巻く社会状況の変化等に伴い、事務室が所管する業務量は年々増加しており、入試の多様化や学生に対する各種サービスの充実等、その業務内容は高度化・複雑化が進んでいる。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

職員のスキル向上、業務の効率化を図るために有用と思われる学内・学外諸機関での研修については、課員が自発的に参加している状況にあるほか、本学においては、人事課による資格別研修・目的別研修が実施されており、研修の機会の確保と制度の整備がなされている。

文学部独自の取組みとしては、学部長・学部長補佐および事務室職員による附属高校訪問・他大学訪問・学校推薦新規指定校訪問等が毎年度継続して行われており、訪問先で得られた内容は、持ち帰り事務室内で共有することで、職員の意識改革、学部の広報・入試戦略や日常業務に活かされている。

文学部内の委員会は教員が委員長、委員を務めるが、事務室の職員は委員長の補佐として会議開催に直接かかわる業務だけでなく適宜政策を提案し委員会運営を支えている。このほか、教員の相談相手として、日常の授業運営や学生対応など大学運営を支えている。

事務室業務においては、各グループでの業務分担の見直し、グループ間異動を通じたジョブローテーションが定期人事異動と連動して行われており、事務室内の協力関係の強化と活性化に繋がっている。

なお、文学部の教育研究上の目的達成のため、入試システムや教育課程が高度化・複雑化することによる事務室の負担が大きく、安定した業務継続が危惧される状況となっているため、教務委員会や文学部研究・教育審議委員会、将来構想検討委員会で事務室の業務検討負担の軽減が議論されており、既に、時間割作成業務の負担権限のための授業コマの固定等に取り組んでいる。

<点検・評価結果>

文学部事務室の役割と構成、人員配置は文学部の運営を支えることのできる適切な規模と内容になっている。事務機能の改善、多様化への対応についても、適切に取り組んでいる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

以上

文学部（資格課程）

◇理念・目的、教育目標

<点検・評価項目②③は割愛>

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

<現状説明>

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

本学では、「實地應用ノ素ヲ養フ」の建学の精神を踏まえ、単に社会に役立つ知識を修得している人材ではなく社会の課題に応え新たな社会価値を創出する実地応用力をもった人材の育成を理念とし、学芸員課程、社会教育主事課程、司書及び司書教諭課程を開設している。

これら資格課程は、「文学部における専門的な教育と研究を広げるとともに、それを生かして卒業生の新しい活躍舞台を広く作り出したい」という期待から、もっぱら文学部学生を対象に設置されており、各課程の理念・目的は現在も文学部の理念・目的を色濃く踏襲している。すなわち、「専門の教育における知的訓練を経て得られた学識と広汎な分野の教育から得られた幅広い教養を持ち、多様な社会に対応し得る人材」を養成することを教育目標とし、この教育目標を達成するため、文学部における学位授与方針に掲げる「専門的学識」「幅広い教養」「複眼的思考」「コミュニケーション力」「主体性」の5つを、資格課程を修了する上で修得することが求められる知識、能力、態度等の前提とした教育を実施している。各資格課程における専門性を以下に述べる。

・学芸員課程

学芸員課程は、学芸員養成のための教育を行うことを目的に、1978年度に文学部の下に設置された。本学では、文学部設置を出発点としていることから、歴史や民俗、考古を扱う博物館・資料館の他、美術館、文学館などを含んだ人文系の博物館で活躍する学芸員の養成を目的としている。本課程では、博物館法で定められている科目のほか、文学部で開講されている科目の中から学芸員として身につけておくべきものを必修あるいは選択科目として課し、専門性の高い良質な人材の育成に努めている。具体的に、学芸員課程においては博物館実習を多様な機関で実施し、総合的な博物館から個別のテーマを持った博物館、地域の小さな博物館まで、規模や性格の異なる機関での実習が可能となっており、これにより、現実に即した実習体験を経た、即戦力としての人材を送り出している。近代の博物館は研究機関であると同時に社会教育の機能を担っており、収蔵の専門家であるとともに教育者としての心構えを持った学芸員を養成している。

・社会教育主事資格課程

社会教育主事資格課程は、高い専門性をもった社会教育主事を育成することを目的に、1978年に文学部の下に設置された。本課程は、社会教育法第9条の4第3項に基づくものである。一定の期間の講習によって取得できるいわば代替的な養成方式（第9条の5）とは異なる、2年以上の専門教育を条件とする社会教育主事養成の本道に則ったものであり、教育学の専門科目と社会教育主事養成のために特別に編成された正規の授業を通じ、高度

な専門性を有する社会教育主事の育成に努めている。近年、女性や青年・高齢者の学習文化活動や青少年の学校外教育なども活発になってきており、生涯学習の重要性がますます高まってきていることから、教育学専攻だけでなく心理学専攻、社会情報学専攻の設置科目を選択できるようにし、多様なニーズに対応可能な幅広い教養を備えた社会教育主事を養成している。

・司書及び司書教諭課程

本学の司書課程及び司書教諭課程は、図書館の専門職員や情報管理の専門家、学校図書館の理念や運営に通じた専門家を育成することを目的として、1981年に文学部に設置された。その後、文学部の改組に伴い社会学科が増設され、社会情報学コースが設置された。社会情報学コース内には図書館情報学専修（現在の人文社会学科社会情報学専攻図書館情報学コース）が正課の課程として設置されており、単に従来の図書館業務の初心者の養成を主眼とした司書・司書教諭課程とは一線を画し、我が国の司書・司書教諭養成のレベルを向上させるものである。情報やサービスが急速に電子化してきている現代社会において、電子書籍やデータベースなどの電子資料の充実、ウェブを使った情報発信など、図書館が刻々と変化する中で、情報管理の専門性と社会の変化・要請に応える主体性をもった司書・司書教諭を養成している。

<点検・評価結果>

以上のように、各資格課程において固有の養成する人材像を明確にしており、教育研究上の目的を適切に設定している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②④については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、6、7については割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施とそれに基づく改善・向上

文学部では資格課程運営委員会が組織され、学芸員・社会教育主事・司書・司書教諭の各課程に関する事案を審議する場となっている。資格課程運営委員会は、資格課程を運営している以外の専攻からも委員が選出されており、第三者からの意見を交えた多角的な審議ができる場となっている。資格課程の自己点検・評価を行う恒常的な組織としては、この委員会が該当する。また、文学部教授会の下に設けられている教務委員会、学部研究・教育問題審議委員会等とも、この委員会は連携している。即ち、文学部全専攻からの意見を聴取することで、あらゆる角度からの検討が可能となっている。現在、文学部全体の授業編成の方針（固定コマ化）を受けて、資格科目についても学芸員課程における前提科目の見直しを行うなどの改善を行っている。

なお、将来の充実に向けた改善・改革を行う事案が生じた場合、文学部の教育とも密接な関係にあることから、文学部の教務委員会、学部研究・教育問題審議委員会等と連携し、最終的には文学部教授会において決定するようになっている。

<点検・評価結果>

以上のように、資格課程運営委員会をコアとして各種委員会と連携し、点検・評価の定期的な実施、それに基づく改善・向上を議論しており、内部質保証システムは有効に機能している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

◇教育課程・学習成果

<点検・評価項目①②、⑤⑥、⑨は割愛>

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点2～6は割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

・学芸員課程

学芸員課程では、博物館法に定められている科目のほか、文学部に開講されている専門科目の中から、学芸員としての資質向上のために必要と認められる分野について履修を課している。具体的には、歴史学・考古学・民俗学・美術・文化等の諸分野である。

科目区分は、博物館法で定められている必修科目と選択科目から構成されている。量的配分は、法規上は9科目19単位が必要となるが、その必修科目19単位に加え、選択科目として開設する27科目58単位のうちから12単位を必修としており、合計31単位が修了要件となっている。

博物館法に定められている科目を充足しているほか、文学部開講の専門科目の中から「古文書学」もしくは「美術史概論」いずれかを必修とする区分、また、「古文書学演習」または「考古学実習」、「美術史美術館専門演習」からいずれかを必修とする区分を設けることによって、古文書または美術史に精通した学芸員の養成という特色が生み出されている。これに考古学・民俗学・美術史・文化史等の選択科目を加え、社会教育を担うのに必要な素養を身につけることが可能となっている。また、2021年度からは選択科目に「東洋美術史」、「東洋考古学」を追加することで日本・西洋・東洋美術に関する科目が揃うこととなり、学生の多様な興味・関心に対応するカリキュラムとなった。

2017年度のカリキュラム改正において、フランス語文学文化専攻が「美術史美術館コース」を含む2コース制を導入したことにより、「美術史美術館コース」に在籍する学生は、専門科目を学ぶ過程で、そのまま学芸員課程の選択必修科目の一部を履修することができるようになった。

・社会教育主事資格課程

社会教育主事養成カリキュラムは、社会教育主事講習等規程が定めている大学で修得すべき科目と単位数に則って構成されている。即ち、法規上は6区分 24 単位が必修であるところ、9科目 17 単位を必修とし、10科目 20 単位の中から4科目 8 単位を選択必修として配分することで必要単位数を満たしている。具体的には、生涯学習概論（本学の名称は「社会教育概論（1）」「同（2）」）（4 単位）、社会教育経営論（本学の名称は「生涯学習経営論（1）」「同（2）」）（4 単位）、「生涯学習支援論（1）」「同（2）」（4 単位）、「社会教育演習（1）」「同（2）」（4 単位）、「社会教育実習」（1 単位）、である。他に「社会教育特講」（8 単位）に該当する選択必修科目として、内容の適切性と履修者の利便性の両方を考慮し、社会教育に関連する文学部の複数の専攻の科目や資格科目が設置されている。

・司書課程及び司書教諭課程

本学の司書課程の履修科目は、図書館法施行規則第4条第2項に定めるところに準じている。本学の司書教諭課程には、学校図書館法第5条第2項に定める講習科目を全て設置してある。即ち、司書課程で法規上必要とされる11科目 22 単位に対し14科目 28 単位を必修として開設し、選択2単位に対しては5科目 10 単位の中から4単位必修とすることで要件を満たしている。また、司書教諭課程においては法規上5科目 10 単位が必要とされる場所、6科目 12 単位を必修と定め、司書教諭課程を修了し必要な科目・単位を修得した者は司書教諭講習を新たに受ける必要がないように整備されている。また、本学の司書課程・司書教諭課程の科目は、個々の科目について十分な教育が行われるよう、法定単位数より多くの単位数を配当している。それは、より実力ある人材を育成するための措置である。

また2014年の学校図書館法の改正により学校司書が法的に位置付けられたことから、2021年度以降入学生を対象として「学校司書のモデルカリキュラム」を開設した。司書課程・司書教諭課程と合わせて履修することで、学校司書の専門的職務を遂行するために必要な能力を養成することが可能となった。

<点検・評価結果>

以上のように、各資格課程において法令上必要とされる科目を開講し、かつ資格取得にあたって十分な教育がなされるよう、順次性のある授業科目の体系的配置を行っている。

<長所・特色>

学芸員課程においては法令科目の他に、12 単位分の選択必修科目を設けることで、博物館に関する知識だけでなく、古文書学・考古学・美術史・民俗学などの学問分野に関する知識を深められるカリキュラムとなっている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

引き続き、法令上の要件は満たしつつ、学生の多様な興味・関心に対応するカリキュラムを維持するよう、資格課程運営委員会を中心に検討する。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

＜評価の視点3、4は割愛＞

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

＜現状説明＞

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

・学芸員課程

学芸員課程は、座学を通して理論を学び、実習を通して研鑽を積むという構成によって、履修者の理解を深め資質を伸ばす教育を進めている。「博物館実習」は学内でおこなう実務実習と外部の博物館・美術館の見学実習、履修者各人の館園実習によって構成されている。実務実習では資料の取り扱い方を学ぶ。見学実習では、学生の志望系統（歴史・考古・民俗系または美術系）により博物館または美術館を訪れている。歴史・考古・民俗系では例年大規模な総合博物館と小規模な個別分野博物館を訪れ、タイプの異なる博物館を知ることによって、社会教育機関としての実態と役割とを多角的に理解できるようにしている。これを踏まえ、履修者各人の館園実習先は各々の興味・関心に沿って決定し、多様な博物館・美術館あるいは博物館相当施設において研鑽を積んでいる。

「博物館実習」はその道に精通する教員が受け持っており、現場で使用される例を提示するなど、説得力のある授業となっている。

また、「博物館概論」「博物館資料論」「博物館情報・メディア論」等の資格科目群において、博物館学芸員による特別講義、スライド等を活用した授業が展開されている。

・社会教育主事資格課程

社会教育主事資格課程においては、必修科目である「社会教育実習」において、連携する多摩市公民館での実習を行っている。多摩市公民館で実際に提供されている講座や、市民主体で企画・運営するイベント等に準備段階から関わることで、社会教育行政や事業の現場への参加を通じて社会教育主事という仕事の理解を深めることをねらいとしている。本科目は2～4年次配当と、履修できる年次に幅をもたせることで、大学での学習を現場での体験につなげてより深く理解することができる側面と、実習で得た学びを大学での学習に役立てる側面の両方を期待するものである。

・司書課程及び司書教諭課程

両課程とも、授業においては、単にテキストの講読にとどまらず、図書館の資料の活用、データベースの利用などによる多面的なメディア利用機会を学生に提供している。両課程とも、履修者は、本学が契約している各種データベースや電子ジャーナルを全て利用することができる。これらのデータベース・電子ジャーナルには、国内の企業、大学、研究所等で導入されているものも多く、学生は、卒業してこうした組織に就職したのちも、本学在学中に修得した検索技能を、そうした組織の一員として発揮することが期待できる。この点は他にあまり類例を見ない本学の司書課程・司書教諭課程の大きな強みの一つである。「情報検索演習」においては、データベース検索端末を用いて、一人一台の割合で検索実習ができるように配慮している。また、「専門資料論」「情報サービス演習（1）」等でも、図書館の資料の活

用、データベースの利用等を通じた多面的なメディア利用を学生に提供している。

また、高大連携の一環として、中央大学杉並高等学校の図書室に、文学部の各専攻の学びに関する著書を集めた「リエゾン文庫」を設置、2014年度より両課程履修者から「スチューデント・ライブラリアン」を募集し、同校へ派遣している。実習的な形式でも、学生の主体的な学びの機会への支援を行っている

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

資格課程を履修する学生は、卒業に必要な単位に加えて資格科目を履修する必要があることから、文学部学生の年間登録上限の44単位を超えて履修ができることとなっており、登録単位数が多くなる傾向にある。そのため、資格課程募集要項に「*毎週1回の授業が半期で完結する科目は、2時間の授業+4時間の自習が必要とされています。資格課程に合格した場合、卒業に必要な単位に加えて資格科目を履修することになりますので、特定の年度に履修登録が偏らないよう、計画的に履修してください。」と記載し注意喚起を行っている。

さらに、文学部では4月末時点で当年度に70単位以上履修登録している学生を対象として、多くの授業を履修することにした理由や学習時間の確保の見通しについて記載した「履修計画シート」の提出を求めている。

その他、各課程における学習指導の取り組みは以下のとおりである。

・学芸員課程

学芸員課程では、合格者全員（科目等履修生も含む）を対象にガイダンスを行い、履修に関わること全般についての事前指導を徹底している。また、学芸員課程は講義と実習から成り立っているが、「博物館実習」を履修する前に「博物館概論」「博物館経営論」「博物館資料論」の単位を取得させるという指導を行っている。「博物館実習」履修希望者に対しては、年間の流れを理解しスムーズに館園実習まで実施できるよう、前年度のうちに履修上の注意や館園実習先の探し方などに関する事前指導を行っている。また、履修者各人が実習を行う前段階として、資料の取り扱い方を学ぶ実務実習と見学実習への参加を義務づけている。博物館に関する3科目の履修を先行させ、担当教員の引率による見学実習を経ってから履修者各人の実習に入るという指導は、実習機関に対する理解を確かなものにしてから現場に出るためのもので、実習をより効果的なものとしている。

一方、学芸員課程は在学生のみならず科目等履修生も履修が可能となっており、同じ条件で教育指導にあたっている。

・社会教育主事資格課程

履修者に対しては、社会教育主事資格課程履修の選抜試験の合格発表後、合格者ガイダンスを開催し、授業の履修等についての指導を行っている。必修科目である「社会教育実習」の履修にあたっては事前指導をおこない、多摩市公民館職員による講演や担当教員による説明、また前年度の履修者による成果発表を聞くことで実習への意識を高めている。

・司書及び司書教諭課程

司書課程・司書教諭課程ともに、合格者には、履修指導のためのガイダンスを行い、履修についての諸注意の周知徹底を図っている。

＜点検・評価結果＞

以上のように、各資格課程において学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法に工夫を施し、実習の要素を取り入れた実践的な教育を展開している。また、適切な履修指導を行うことで単位の実質化を図るための措置を講じており、学生の学習を最大限活性化し、効果的に教育を行っている。

＜長所・特色＞

司書・司書教諭課程では、上述のとおり演習を取り入れることで実践的な教育を行っているほか、両課程履修者から中央大学杉並高校図書室の「リエゾン文庫」を中心とする利用推進・読書推進をはかる活動を企画立案する「スチューデント・ライブラリアン」を募集し派遣することで、図書館活動、読書活動への理解を深め、司書としての職務を実地で体験するとともに、企画立案する力、コミュニケーション能力を身につけることを目指している。

＜問題点＞

学芸員課程において、ここ数年履修希望者が大幅に増加したことに伴い、必修授業において履修者数が増加している。2021年度の履修希望者が例年を大きく上回ったことにより、特に実務内容が多く含まれる「博物館実習」では、従来の1コマ開講の場合に文部科学省の「博物館実習ガイドライン」で定めている1クラスあたりの人数を大幅に超えてしまう懸念があった。そのため2021年度の学芸員課程新規履修者が多く履修する2022年度開講の「博物館実習」を2クラスにすることで、授業実施に支障が出ないように対策を講じた。

＜今後の対応方針＞

司書・司書教諭課程では「実習」が必修ではない分、引き続き、授業で学ぶ専門的な知識を生かした実地体験ができるよう、「図書館情報学実習」や「スチューデント・ライブラリアン」への参加を積極的に促していく。

学芸員課程の履修者増加への対応については、資格課程運営委員会で対応を検討し、履修者数に応じて柔軟に2クラス開講にすることとしているが、今後もカリキュラム改正時に安定的な運用を資格課程運営委員会、必要に応じて文学部研究・教育問題審議委員会にて検討する。

点検・評価項目⑦:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：課程の修了状況および修了生の進路状況等

＜現状説明＞

○課程の修了状況および修了生の進路状況等

各課程における学生の学習成果については、課程修了状況をもって把握している。いずれの資格も、修了見込み者に対する修了者の割合は高く、法令の求める要件に加え、本学として求める知識・能力・態度を身に付けていると評価している。各課程の修了状況は以下のとおりである。

・学芸員課程の修了状況

[学芸員課程修了見込み者・修了者数]

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
課程修了見込み者数	25	14	34	20	28
課程修了者	24	14	34	19	-

課程修了見込み者に対する実際の修了者の割合は非常に高く、強い意志を持った学生が課程を履修していると言える。一方で、卒業後、必ずしも課程修了者全員が学芸員として就業しているわけではない。これは学芸員が高度専門職に属するため、一般企業のような大量採用は実施されないことに起因する。現実には、学芸員を目指す学生は大学院進学を選び、さらに専門性を高めてから学芸員として活躍している。つまり高度専門職としての学芸員になるためには、大学院修了が求められているのが現状である。

実際に、2021年度の学芸員課程修了者の進路は、民間企業への就職12名、非営利団体への就職2名、国内大学院進学3名、海外大学院進学1名、その他と多岐に渡っている。

一方で、公立の博物館あるいは博物館相当施設の場合、公務員の行政職として勤務するケースがあり、まずは公務員採用を目指す道もある。その際に、学芸員資格がいわば特技として扱われ、学生の就職に有利に働くことがある。そして、公務員になってからの配属先として博物館あるいは博物館相当施設が有力な部署となり、特技を活かした仕事に従事できるようになることが少なくない。

・社会教育主事資格課程の修了状況

[社会教育主事資格課程修了見込み者・修了者数一覧]

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
課程修了見込み者数	10	4	0	6	4
課程修了者	9	3	0	6	-

課程修了見込み者に対する実際の修了者の割合は非常に高く、強い意志を持った学生が課程を履修していると言える。一方で、社会教育主事は都道府県および市町村の教育委員会における専門的教育職員であるため、これまでは社会教育主事課程の修了者が「社会教育主事」として就職するケースは限られていたが、2020年の法令改正により、課程を修了すると「社会教育士（養成課程）」を称することが可能となった。このことにより、都道府県・市町村教育委員会以外でも、企業や行政、NPOなどで活躍の場を広げていくことが期待される。

2021年度の世界教育主事課程の修了者の進路は、民間企業への就職3名、地方自治体への就職2名、省庁への就職1名となっている。

・司書課程及び司書教諭課程の修了状況

[司書課程修了者数]

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
課程修了見込み者数	48	35	42	34	23
課程修了者	46	33	41	34	-

[司書教諭課程合格者数及び修了者数]

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
課程修了見込み者数	1	8	9	4	3
課程修了者	1	8	9	4	-

課程修了見込み者に対する実際の修了者の割合は非常に高く、強い意志を持った学生が課程を履修していると言える。一方で、司書・司書教諭として就職することはかなり厳しい現状である。しかしながら、司書課程・司書教諭課程は、ますます進展していく情報化社会の中で、「情報の専門家」として社会の文化的ならびに経済的發展に寄与しうる人材を養成するという

意義を担っており、課程を修了した卒業生は、民間企業等を含むその他の進路においても、学部及び本課程の教育を通じて体得した知識や技能—例えば情報管理の知識や情報技術に関する技能—を生かして、広く社会で活躍している。

実際に、2021年度の司書・司書教諭課程の修了者の進路は民間企業への就職23名、地方公共団体5名、教員としての就職2名、国内大学院への進学2名、その他、と多岐に渡っている。

<点検・評価結果>

以上のように、各課程の修了状況は良好であるが、学部卒業段階で当該資格を活かして就職できる者は募集者数が少ないこともあり多くない。個別科目ごとに学習成果の把握を行うことを基本とし、必要に応じて前述の資格課程運営委員会において、開講科目等の教育改善を議論している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

各資格課程の教育課程やその内容についての点検は、前述の資格課程運営委員会を中心として検討を行っている。資格課程運営委員会では、前年度の各資格課程の希望者数や、履修者選抜の状況について経年変化を踏まえて確認し、当年度の資格課程募集要項を例年審議している。

この点検の結果、近年、学芸員課程の履修希望者が大幅に増加している現状が明らかになり、特に実務内容を伴う「博物館実習」の履修者が多くなることから、実習の内容を担保できるかの懸念が示された。資格課程運営委員会で検討した結果、2022年度は2クラス開講とすることを決定し、学生の学習の機会を健全に担保することの措置がなされた。

<点検・評価結果>

資格課程運営委員会が毎年の資格課程履修者の状況を把握し、適切な点検・評価を行っている。結果について対応すべき点があれば、対応策の検討まで行い改善に結びつけている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教員・教員組織

＜点検・評価項目＞

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

＜評価の視点の②は割愛＞

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

＜現状説明＞

○編成方針に沿った教員組織の整備について

・学芸員課程

従来は文学部日本史学専攻の教員が中心となって運営を行っており、日本史学専攻の教員が深く関与することによって古文書に精通した学芸員の育成という特色を持たせてきた。その反面、美術系・民俗系・自然科学系に関しては、文学部にその専攻がないこともあり、歴史系に比べ弱い面があるという状況が続いていたが、2017年度のカリキュラム改正において、フランス語文学文化専攻が「美術史美術館コース」を含む2コース制を導入し、西洋美術史を専門とする教員が学芸員課程の運営に加わったことにより、美術館学芸員を志望する学生にもきめ細かな指導が可能となった。

・社会教育主事資格課程

実質的に運営を担っている文学部教育学専攻の科目によって課程の必要科目がほぼ網羅されており、学部における適切な教員配置がそのまま課程にも反映されている。また、当該分野を専門とする文学部の専任教員のみならず、学識豊かな兼任講師の確保により、より高い専門性を獲得することができるように配慮している。

・司書課程・司書教諭課程

実質的に運営を担っている文学部社会情報学専攻の図書館情報学コース設置の科目によって本課程の必要科目がほぼ網羅されており、学部における適切な教員配置がそのまま課程にも反映されている。現状において、カリキュラム編成についても、履修人員を配慮して講座数を設置するなど一定の水準を満たしており、司書・司書教諭養成という課程の目的に十分に適合している。

＜点検・評価結果＞

以上のように、各資格課程で獲得すべき専門性について、文学部の専任教員だけでなく、実務経験を有する外部の兼任講師を配置することで、指導に当たって適切な教員組織を編成している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

以上

総合政策学部

◇学部の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

＜現状説明＞

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学の理念・目的は、建学の精神として「實地應用ノ素ヲ養フ」と定められており、総合政策学部は、その建学の精神に基づき、現代社会が抱える複合的諸問題を解決・解明しうる人材の育成を目指して、1993年度に創設された。

総合政策学部の教育研究上の目的は、「人文科学、社会科学、自然科学、工学及びその他の関連諸分野を総合する観点から、現代社会における政策に関する理論及び諸現象にかかる教育研究を行い、『政策と文化の融合』の理念の下に不確実でグローバルな時代に必要とされる高度な知識を持ち、文化的背景を理解して現代社会が抱える諸問題を解決し、より良い社会を構築しうる人材を養成する」（学則第3条の2（6））ことであり、人類社会の抱える複雑な問題を解決・解明しようとする強靱な志を育て、総合的政策の発案や社会事象の解明を通して人類の厚生と幸福追求に貢献することができる実践的知力、即ち本学の建学の精神にある「實地應用ノ素」を培う教育を行うことにある。

総合政策学部は、創設時から、政策は文化と切り離せないものであり、その内的ダイナミズムを捉えることが真に人間社会に貢献する政策立案、ひいては事象解明の基礎にあると主張してきた。さらに、総合政策学部は人類の相互理解・協業・知の共有を促進することが人類の厚生に資することであると掲げ、英語をはじめとする外国語教育を重要視してきた。このことは現代社会の要請する人材育成においても適合性のあるものとなっている。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、総合政策学部は、学則第3条の2（6）として教育研究上の目的を設定しており、「人類社会の抱える複雑な問題を解決・解明しようとする強靱な志を育て、総合的政策の発案や社会事象の解明を通して人類の厚生と幸福追求に貢献することができる実践的知力を培う教育を行う」という本学部の理念も表している。これは、本学の教育理念・目的及び建学の精神と密接な連関性を有しており、本学部の目的は適切に設定されていると言える。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

＜現状説明＞

○構成員に対する周知方法とその有効性

○社会への公表方法

総合政策学部の理念・目的は、前述のとおり、教育研究上の目的として学則第3条の2(6)に定められ、適切に明示している。

また、総合政策学部の理念・目的等の周知については、本学公式 Web サイトの「学部案内」・「学部概要」に掲載し広く社会に公表しているほか、対象に応じて様々な方法で周知している。

専任教員に対しては採用時の新任教員懇談会での説明に加え、履修要項(『ACADEMIC CATALOG』)に掲載して周知を図っている。

受験生に対しては、わかりやすい表現に改め大学案内誌、学部ガイドブック等に掲載し、周知している。また、専任教員が高等学校での出張講義や学内進学相談会(「オープンキャンパス」)等において口頭で周知している。

在学生には、履修要項(『ACADEMIC CATALOG』)に加えて、1年次前期に必修科目として設置している「総合政策概論」の中で、総合政策学部の理念・目的・教育目標等の学問的意義を学修できるようにしている。また、在学生父母に向けては父母連絡会機関誌『草のみどり』において総合政策学部に関する連載記事を掲載し、学部の理念・教育目標に合致する顕著な活動成果を収めた在学生を紹介している。

このほか、大学公式 Web サイトの学部ページに教員・学生の諸活動のうち、総合政策学部の理念・目的・教育目標等の周知にとって有効な活動成果について掲載している。さらに、2016年度からは同様の趣旨に基づき、学生グループの自主制作により、無料動画サイト(YouTube)を利用した3分程度の動画ニュース「FPS News」の公開を行っている。ただし、この「FPS News」については、2019年度まで順調な活動ができていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年度及び2021年度は学生グループの活動が制限されていたため、「FPS News」は更新が滞っている状況である。

＜点検・評価結果＞

総合政策学部の理念・目的は、教育研究上の目的として学則に定められており、適切に明示されている。また、それらの周知方法については、周知対象に応じて適切な方法で周知を行っている。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

総合政策学部の特色であり、総合政策学部の理念・目的・教育目標等の周知にとって有効な手段であった学生グループの自主制作による動画ニュース「FPS News」について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学生の大学キャンパスへの入構制限があったため、2020年度及び2021年度においては動画の提供ができず、また、学生グループ自体の組織化が困難な状況となっている。

＜今後の対応方策＞

2022年3月より、「学生支援」の項において後述する2年生有志のボランティアグループ「SA(Student adviser)」制度を再開させたことにより、学生のグループ化、組織化を進め、

「FPS News」をはじめとした学生主体の広報活動の活発化や訴求力のあるコンテンツの充実化を図り、総合政策学部の理念・目的等のさらなる周知・浸透へ繋げていく。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

機関別認証評価の結果及び本学において毎年実施している年次自己点検・評価活動の結果については、学部教授会で報告され、教授会員への情報共有を図るほか、学部運営委員会（学部長、教務委員長、人事委員長、入試広報委員長、総合政策研究科委員長により構成）において、将来を見据えた学部の方向性を確認し、各委員会での検討に繋げる意思決定構造となっている。その際は、以下のデータの分析・評価結果を併せて検証し、中・長期計画の設定に繋げている。

- ・ 新入生及び在学生アンケート（教務委員会）
- ・ 授業アンケート（教務委員会）
- ・ 卒業時アンケート（教務委員会）
- ・ 入試応募状況及び入試結果の検証（入試広報（入試担当）委員会）

なお、前回の機関別認証評価の際に検討していた複数学部体制への再編・移行については、情報分野を中心とした国際情報学部が独立したことにより、改めて総合政策学部の教育研究組織及び今後の中長期計画の再検討を行った。その結果を踏まえ、本学部の理念に基づいた当初の2学科制を前提とした理念に立脚し、2020年度からカリキュラム改正を念頭においた検討に着手しており、2024年度での改正を目指し、2022年度秋には成案を得る方向で調整している。なお、教員の人事計画については、全学での教員人件費の方向性を確認しつつ進める必要があるが、まずは人事計画を策定する前提となるカリキュラムの改正に注力している段階である。その際、今後の退職予定教員や、専門分野や科目名称等、後任公募の有効性を考慮した議論を行っている。

また、施設の面では、総合政策学部の授業は基本的に11号館において開講するという慣例的な施設面での制約があった。そのため、2023年度の法学部都心移転による多摩キャンパスの跡地利用の方途によっては、教育課程の拡充に繋がるものと期待しており、多摩キャンパスで教育研究活動を行う社会科学系の学部（経済学部・商学部・総合政策学部）合同で、その方途を検討している多摩キャンパス将来構想検討委員会に対して、跡地利用の提案をしたところである。さらに、オンデマンド型の講義を活用する等、教室設備や学生の履修時間割の制約を緩和する検討も進んでいる。

<点検・評価結果>

以上のとおり、学部の教育研究上の目的を実現するため、将来を見据えた計画を検討・設定するにあたっては、学部運営委員会を中心に、必要に応じて各委員会での検討に繋げる構造となっており、適切に整備できているといえる。

<長所・特色>

特になし。

＜問題点＞

教員の人事計画や新たな施設の活用を念頭においた授業計画等、全学において検討・調整されている事項に関連する中長期の計画については、総合政策学部として具体的な計画の策定には至っていない。

＜今後の対応方策＞

2022年度秋に成案を得る予定の2024年度カリキュラム改正の検討を通じ、教員の人事計画や新たな施設の活用を念頭においた授業計画等、全学において検討・調整されている事項に関連する中長期の計画について、学部運営委員会を中心に教務委員会、人事委員会等で、2023年度中に検討する。なお、人事計画に関しては全学の人件費に関する議論、教室等の設備に関しては多摩キャンパスの将来構想といった全学の議論を注視しつつ進める必要があるが、概ね現状の教員規模を維持しつつ、学問分野の特性等に応じて特任教員の活用なども視野に入れて議論していく。

◇学部における内部質保証

＜点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛＞

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

＜評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛＞

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

＜現状説明＞

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

総合政策学部では、2007年度に構築された全学的な自己点検・評価システムに基づき、学部長を委員長とする総合政策学部組織評価委員会を恒常的な組織として設置している。同委員会では、毎年の自己点検・評価活動において、組織評価委員長（学部長）を中心に学部の目標、行動計画の確認、目標の達成状況に基づく自己点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価レポート」として取りまとめている。なお、この学部組織評価委員会は、学部内の各種委員会委員長と学部長、学部長補佐を中心に構成することで、学部の日常的な活動状況を子細に把握できる体制となっており、点検・評価・改善・実行を当該年度中に行い、次年度に向けてきめ細かく迅速に進める上で高い有効性を発揮している。

また、改善・実行に向けては、学部長、教務委員長、人事委員長、入試広報委員長、総合政策研究科委員長で構成される学部運営委員会において方向性を検討し、その決定に基づいて教務委員会、人事委員会、入試広報委員会が具体的な施策を検討・実行する仕組みとなっている。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

認証評価機関等からの指摘事項や評価の結果は教授会で報告され、教授会員に情報共有され

ている。特に総合政策学部において関連する助言等があった場合については、総合政策学部の自己点検・評価活動の中で対応することとしている。例えば、2016年度機関別認証評価結果においても指摘事項1点（最高履修単位数の上限）があり、2017年度に施行したカリキュラム改正で、指摘を受けた3・4年次の年次別最高履修単位数を見直し、48単位に改正して適切に対応している。

また、本学では、個別学部の自己点検・評価活動の他に、全学の自己点検・評価活動の一環として、学外の有識者から構成される外部評価委員会による外部評価が導入されており、2019年度の外部評価委員会における助言の中で、「当初の計画では改組予定であった総合政策学部と、新設する国際情報学部との関係が明らかではないだけでなく、現在の学部内での議論や新しい総合政策学部の像が見えてこない。総合政策学部が柱としてきた『政策』『文化』『情報』『外国語』という4つの学問分野の柱のうち、『情報』が抜けた後の新しい学部像をできるだけ早急に示す必要がある。」との指摘があった。加えて「学修成果の可視化」に関する取り組みも必要なことから、これらを踏まえて、2020年1月17日学部運営委員会において、学部の在り方や方向性、カリキュラム、人事政策などが検討され、その検討が、教務委員会におけるカリキュラム改正の検討に繋げるなど、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応している。

<点検・評価結果>

上記のとおり、本学部では、総合政策学部組織評価委員会を設置し、定期的に点検・評価を実施している。また、自己点検・評価の結果は「自己点検・評価レポート」として取りまとめられており、その結果に基づき、学部運営委員会を中心に各種委員会において改善・向上を図る仕組みも整備されている。

さらに、認証評価機関等からの指摘事項への対応も組織的な対応が可能となるよう体制を設けており、過去に認証評価機関から受けた指摘についても適切に対応を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

総合政策学部は、「理念・目的」の項で示したように、本学の理念・目的に基づき、1993年度の創設以来、学生が諸科学と文化を体系的に学び、それを基礎に組み上げられる統合的实践知によって政策を考えることができるように、政策科学科と国際政策文化学科の2学科構成をとっており、総合政策学部の理念である「政策と文化の融合」を反映している。

特に、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月30日中央教育審議会答申）にある、必要とされる人材像である「予測不可能な時代を生きる人材像」の育成に関しては、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材の育成という点において、総合政策学部が目指す教育「『政策と文化の融合』の理念の下に不確実でグローバルな時代に必要とされる高度な知識を持ち、文化的背景を理解して現代社会が抱える諸問題を解決し、より良い社会を構築しうる人材を養成する」と完全に合致している。

なお、本学の総合政策学部の学びの特徴を明確にし、他の学部の教育課程との差別化を図るため、2024年度に向けたカリキュラム改革に着手している。そこでは、政策科学科及び国際政策文化学科の2学科制の特色を生かしながらも、「政策」と「文化」をバランスよく学修できる仕組みについても検討しており、さらなる学際的な知識の習得を目指している。

国際的環境等への配慮に関しては、創設以来、英語を含めて10の言語を学べる国際性の高い教育課程を有していることに加えて、2021年度から「英語」のうちb系列、c系列について、SDGsを意識した内容で実施している。この科目では、①SDGsに向けた地球規模の課題を理解し解決方法を探求する、②国内外でグローバルなキャリアを切り拓くための知見を身につける、という2つの目標を掲げている。

上記のとおり、近年の社会問題の複雑化やグローバル化の更なる進展という社会状況に十分に対応できる学際性と国際性を特色とする学部であるものの、一方で、本学部の理念・目的が正確に学生に伝わらず、学べる学問を広く浅く履修してしまう等、体系的ではない履修行動をとる学生も見受けられる。

<点検・評価結果>

以上のとおり、総合政策学部としての教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性、及び学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮については、適切になされている。

<長所・特色>

社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮に関しては、創設以来、学際的事であること、英語を含めて10の言語を学べる国際性の高さが総合政策学部としての強みとして挙げられる。また、環境問題、国際協力に関する学問分野を展開していることも強みである。

<問題点>

近年、社会問題はより複雑化し、益々グローバル化が進展しているという社会状況に十分に対応できる学際性と国際性を特色とする学部であるが、本学部の理念・目的が正しく学生に伝わらず、学べる学問を広く浅く履修してしまう等、体系的ではない履修をする学生が見られるといった問題がある。

<今後の対応方策>

長所の伸長に関しては、2024年度のカリキュラム改正においても、英語を含めて10の言語を学べるカリキュラムを継続し、国際性を高めていくとともに、大学を取り巻く環境の変化に応じ、AI・データサイエンス人材の育成を踏まえ、AI・データサイエンス科目を必修化するなど社会的要請に応えていく。

問題点に対する対応としては、2024年度のカリキュラムの改正において、主専攻・副専攻を組み合わせることで政策と文化の融合を体現しつつ、系統だった学修を積み重ねることで学習者が独自の学際性を身につけられるような、分かりやすい履修モデルの提示を試みる。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

総合政策学部では総合政策学部組織評価委員会において、大学評価委員会が定める自己点検・評価の活動方針に基づき、当該事項に係る検証を行っている。

また、学部運営委員会においても、新入生及び在学生アンケート、卒業時アンケートの結果等を用いて、教育研究組織の構成の適切性について、不断の検討を行っており、検討の結果は教務委員会、人事委員会、入試広報委員会を通じて改善・向上につなげている。

なお、2020年4月17日開催の教授会においては、委員会等の学務負担のあり方について、①委員会を整理して委員会数及び委員の延べ人数を減じること、②意思決定構造を明確化して議論の重複を減らすこと、③各教授会員の負担の見える化、を旨とする学部設置の委員会の再編案を承認し、教育・研究以外の負担を減じ、実質的な委員会構造への転換を実現している。

<点検・評価結果>

以上のとおり、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っており、委員会構造の明確化及び最適化に向けて継続的に改善も行っていることから、適切に機能している。

<長所・特色>

学部内の委員会等の再編案を承認し、従来よりも意思決定構造の明確化と教育・研究以外の負担を減じることを実現している。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

引き続き、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、委員会構造の明確化及び最適化に向けて継続的に改善を行うとともに、各教員の委員会負担についても平準化できるよう、学部運営委員会で検討を進めていく。

◇学部の教育課程・学習成果

<点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛>

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

<現状説明>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

総合政策学部の教育研究上の目的は、「理念・目的」の項で示したように、学則第3条の2(6)において、「人文科学、社会科学、自然科学、工学及びその他の関連諸分野を総合する観点から、現代社会における政策に関する理論及び諸現象にかかる教育研究を行い、『政策と文化の融合』の理念の下に不確実でグローバルな時代に必要とされる高度な知識を持ち、文化的背景を理解して現代社会が抱える諸問題を解決し、より良い社会を構築しうる人材を養成する」と、定めている。

この教育研究上の目的の下、総合政策学部では、文化的背景を理解した上で現代社会が直面する諸問題を解決する視点を十分理解し、さまざまな観点から問題の発見・解決、社会現象の解明を行うことができる人材を養成することを教育目標とし、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」として、卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度を以下のとおり定めている。

<学位授与の方針>

<養成する人材像>

中央大学の建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」とともに、学部の理念である「政策と文化の融合」（文化的背景を理解して現代社会が直面する諸問題を解決する視点）を十分理解し、国内外において、さまざまな観点から問題の発見・解決、社会現象の解明を行うことができる人材を育成します。そのために、高いレベルの外国語運用能力とともに、多様な異文化を理解・受容できる包容力、さらに、問題解決のためのシステム設計、情報の利活用ができる能力を養成します。

<卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度>

総合政策学部では、所定の教育課程を修め、以下のような知識・能力・態度等を身につけた人材に対し、学士（総合政策）の学位を授与します。

1. 専門性に基づく複眼的思考能力：社会科学および人文科学等の多分野にわたる実践知を身につけ、物事を多面的かつ学際的に捉えることができる。
2. コミュニケーション能力：関係する人々との協働に必要なコミュニケーション能力を発揮し、課題解決や他者への説明等に有効な論理的思考を行い、その結果を発信することができる。
3. 組織的行動能力：個人およびチームのリーダーとして、プロジェクトを進める上で必要となる統率力、協調性、運営上必要な自己節制、時間管理等の重要性を理解し、実践することができる。
4. 多様性理解力：異文化を理解し、寛容の精神をもって他者の個性を受容し、民族および個人の多様な価値観を尊重することができる。
5. 総合実践力：以上のような多様な能力を基礎とし、より良い社会の構築に向けた企画を構想し、実践的な活動に意欲的かつ継続的に取り組むことができる。

なお、教育目標及び学位授与方針の適切性等については、教務委員会において検討した上で、結果を教授会に上程する仕組みとなっている。直近では、文部科学省が策定したガイドラインをもとに、2020年度にディプロマ・ポリシーの見直しを行っている。

また、総合政策学部の教育目標及び学位授与方針は、本学公式 Web サイト、履修要項（『ACADEMIC CATALOG』）等で周知しており、大学構成員や社会に対して公表している。また、大学評価委員会が実施する在学生アンケート等でも、総合政策学部はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの認識率が他学部と比較して高く、「聞いたり読んだりしたことはある」学生が常に7割を超えており、公表方法の有効性は高いと考える。

[在学生アンケートにおける総合政策学部2年次生以上のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの認識率] 単位：%

年度	2017	2018	2019	2020	2021
認識率	73.1	79.2	78.4	82.4	83.6

<点検・評価結果>

以上のとおり、総合政策学部では、課程修了にあたって、学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表を適切に行っているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

総合政策学部の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は以下のとおりであり、「カリキュラムの体系性」において、ディプロマ・ポリシーの「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」に対応し、カリキュラムの段階毎に教育内容を説明し、ディプロマ・ポリシーとの整合性を保っている。

<教育課程編成・実施の方針>

<カリキュラムの基本構成>

総合政策学部は、学位授与の方針に掲げる知識・能力・態度等を修得できるよう、以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

カリキュラム基本方針：

「政策」「文化」「外国語」「情報」で構成する「4つの柱」を軸とします。また、学部理念である「政策と文化の融合」を反映した共通性を重視し、基礎科目群、基幹科目群、応用科目群および随意科目群で教育課程を編成します。

基礎科目群：

主として1・2年次における学科共通科目であり、導入教育、外国語教育、グローバルスタディーズ、情報フルエンシー、スポーツ・健康政策の分野から構成されます。基礎科目群を学修することで、世界の様々な場所で起こっている諸問題を知り、それらの問題に幅広い関心を寄せ、学問的探究意欲

をもって現状を分析するための基礎的な知識獲得力・多様性理解力を養います。

基幹科目群：

専門分野の講義科目群として、1年次より履修を開始しますが、本格的な配置は2年次以降となります。専門分野の講義科目群は、学科間共通科目、マネジメント・ポリシーサイエンス、文化・地域の3分野から構成されます。基幹科目群を学修することで、より高度な知識獲得力・多様性理解力・問題解決力の伸長を図ります。

応用科目群：

基礎科目群・基幹科目群で身につけた「問題への学際的アプローチ」を基礎にして、さらに具体的な研究テーマについて応用的な学びへと誘う科目が配置されています。各年次にわたり、学科共通科目として実習的な内容をもつ科目を中心に、演習、GATEプログラム、インターンシップ、特殊講義、学部間共通科目から構成されます。応用科目群を学修することで、あらゆる知識・能力・態度等を高度に結び付け、コミュニケーション能力および問題解決力をいかして、総合的実践力を発揮できるようになります。

<カリキュラムの体系性>

総合政策学部では、「発展型カリキュラム」として「基礎科目群」「基幹科目群」「応用科目群」の3つの科目群を体系的に区分しています。1年次前期での導入教育科目から4年次後期に提出する「卒業論文」に至るまで、年次が進むごとに「基礎科目群」での学修から「基幹科目群」、さらに「応用科目群」へと学修内容の比重が移っていきます。

1年次から2年次では、「基礎科目群」で、基礎的な知識やスキル、研究手法を中心に学びます。2年次からは、多くの授業科目が配置された「基幹科目群」で専門的な知識を学修します。これらを踏まえ、「応用科目群」では、自らの問題意識に基づく具体的な研究テーマを設定し、指導教員の下で研究を深めます。

このように、総合政策学部のカリキュラムは、「基礎科目群」から順次発展的に「基幹科目群」、「応用科目群」へと進むことで、課題発見と分析手法の基礎をしっかりと修得した上で、様々な事象を幅広い視野から捉えて、問題解決の方法を見出す力を身につける構成となっています。

また、2021年度には、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との連関性を確認するため、総合政策学部の開設している各科目がディプロマ・ポリシーに定める5つの「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」のいずれと関係するかを明示したカリキュラムマップを作成し、2022年度より本学公式Webサイトにも掲載している。

なお、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性等については、教務委員会において検討した上で、結果を教授会に上程する仕組みとなっている。また、総合政策学部の教育課程に関する検証は、教務委員会において毎年度確認しているほか、2024年度カリキュラム改正に際しても、カリキュラム・ポリシーを意識しながら検討を進めているところである。

さらに、総合政策学部の教育課程の編成・実施方針は、本学公式Webサイト、履修要項（『ACADEMIC CATALOG』）等で周知しており、大学構成員や社会に対して公表している。また、大学評価委員会が実施する在学生アンケート等でも、総合政策学部はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの認識率が他学部と比較して高く、「聞いたり読んだりしたことはある」学生が7割近くおり、公表方法の有効性は高いと考える。

[在学生アンケートにおける総合政策学部2年次生以上のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの認識率] 単位：%

年度	2017	2018	2019	2020	2021
認識率	73.1	79.2	78.4	82.4	83.6

<点検・評価結果>

以上のとおり、総合政策学部の教育課程の編成・実施方針は、学位授与の方針との関連性を有しており、さらに教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、及び授業形態等を備えて設定しており、適切なものとなっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点3は大学院対象項目のため割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点2：専門教育・教養教育の位置付け（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）（学部）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点5：初年次教育・高大連携に配慮した教育内容となっているか。（導入教育の整備状況等）（学部）

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

○専門教育・教養教育の位置付けについて（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）

総合政策学部では、前述の教育目標を達成するために、従来の教養科目と専門科目の区分に代えて、「基礎科目」「基幹科目」「応用科目」の3群を教育課程の中に設け、各科目群の連携を図りながら、1年次に履修する「基礎科目」から順次「基幹科目」を学び、「応用科目」へ進むという体系的な教育課程を構築している。

さらに、2017年度からの新カリキュラムにおいては、専門分野に関するテーマについて英語やその他の外国語で授業を行う「GATEプログラム」の新設、社会で必要とされる知識・技能を高めるための「情報フルエンシー」科目群の新設、留学やプロジェクト活動を行うための入門科目（「外国語研修」「ボランティア研修」「Field Studies」等）の新設を通じた経験学習の体系化など、デジタル&グローバルの更なる強化を目的とした改正がなされ、内容の充実が図られている。

以下、各科目群の内容について簡単に説明を加える。

1) 基礎科目群

基礎科目群は、1・2年次において修得することが望ましい科目群である。世界のさまざまな場所で起こっている諸問題をまず知ること、そして、それらの問題に幅広い関心を寄せ、学問的な探求意欲を持って現状を分析する基礎的な力を育むことを目的としている。

「導入教育」では、国際関係の現状と諸問題を理解する能力を養い、また、多様な「外

国語教育」科目や「グローバルスタディーズ」科目により、国際交流に欠かせないコミュニケーション能力を養う。さらに、現代社会に必須の情報処理能力を高めるための「情報フルエンシー」科目、人間のすべての活動の基本である「健康」を理論的・実践的に学ぶ「スポーツ・健康政策」科目がある。

2) 基幹科目群

基幹科目群は、多様な価値観に通じ、自在な適応力をもって現代社会が抱える諸問題を解決できる専門性を身に付ける上で必要となる科目及び関連科目から構成されている。政策科学科に関する科目は、「マネジメント・ポリシーサイエンス」分野に、国際政策文化学科に関する科目は、「文化・地域」分野として設置されている。政策科学科所属の学生は「マネジメント・ポリシーサイエンス」を、国際政策文化学科所属の学生は「文化・地域」を、それぞれ主分野とする。

このほか、問題への学際的なアプローチを可能とし、「政策と文化の融合」を理解する上でいずれの学科にも関連の深い科目を「学科間共通科目」として設置している。

3) 応用科目群

応用科目群は、基礎科目・基幹科目で身に付けた「問題への学際的なアプローチ」を基礎にして、さらに具体的な研究テーマについて応用的な学びへと発展させるためのものである。

「応用科目群」の中には、いわゆるゼミである「演習」、外国語によって課題研究を行う「GATEプログラム」、学部で学んだ研究・分析手法を海外で実際に応用する「インターンシップ」、専門的なテーマについての「特殊講義」、そして、FLP(学部横断型ゼミ)や短期留学プログラム他、全学的に設置されているグローバル教育やAI・データサイエンス教育プログラムがある。

また、専門教育では、2つの分野に分けられる基幹科目から選択し、学科間共通科目と併せて24単位が必修となっており、基幹科目全体で50単位を修得することが義務付けられている。残りについては、学生の興味・関心に基づいた学修を促す意図での選択幅を担保しており、総合大学ならではの特徴を活かして、他学部履修や学部横断型の教育プラットフォームであるFLPでの学修を行える環境も用意されている。

卒業単位において基礎科目、基幹科目、応用科目それぞれに履修単位数を分配しているのは、多様な問題発見と解決手法の追及のためには、質の高い専門性と同時に、幅広い学問領域での教養も身に付けることが必要であるからであり、ゼミナール形式の教育によって、常に学びの「専門性と深み」、及び「広がり」を持った研究姿勢を習得させるべく指導がなされている。

このように、総合政策学部では、学問分野の性格から広範にわたる科目を履修することとなるが、その量的配分は学部の教育研究上の目的を達成する上で妥当なものであるといえる。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

総合政策学部では、教育目標である複数領域を視野に入れた「総合的な学び」を達成する上で必要な能力を効率的に身に付けることができるようなカリキュラムを展開している。必修科目としては、外国語科目、情報処理科目、一部の総合教育科目、専門科目が充てられている。

まず、学際的な学修を方向づける科目である「総合政策概論」で interdisciplinary な学部教育の特色を活かす工夫がなされており、分野を横断する科目を配することにより、幅広い教

養教育を実践している。また、英語科目 16 単位は、総合政策学部学生の英語運用能力の向上を目的とした設定となっており、国際政策文化学科の学生は、英語以外の外国語 10 単位が必修となっている。

これに加えて、総合政策の手法を用いて社会の問題を解決しようとするとき必須となる ICT スキルを修得するための情報フルエンシー分野科目「情報学基礎」及び政策科学科の学生は「統計と社会」が必修、人間的教養を涵養し、幅広い視野と複眼的発想を培うための総合教育科目（「総合政策概論」「基礎演習 I」）4 単位が必修である。さらに「グローバルスタディーズ」「スポーツ・健康政策」分野の科目を加えた基礎科目群から 32 単位が必修となっている。

また、専門教育については、基礎科目群で教養や語学力を修得しつつ、多様な価値観に通じ自在な適応力をもって現代社会が抱える諸問題を解決できる専門性を身に付ける上で必要となる科目及び関連科目を「マネジメント・ポリシーサイエンス」「文化・地域」という 2 つの専門分野からなる基幹科目群として配置し、学校教育法第 83 条の内容を踏まえつつ、総合政策学部の理念、教育研究上の目的に照らして、各専門分野の体系的に配慮した専門教育を展開している。

各専門分野において目指す方向性と教育内容については以下のとおりである。

1) マネジメント・ポリシーサイエンス

マネジメント・ポリシーサイエンスには、法律学、政治学、経済学、経営学等に関する多様な専門科目が設置されている。それらは、国や地方公共団体等の公共部門だけではなく民間非営利団体などの公共領域における管理について学修する上においても、ビジネスの世界において創造を通して組織の問題を解決していく能力を育てる上においても、重要な役割を果たしている。

グローバル化・高度情報化・少子高齢化などの潮流の中で、社会一般の人々全体に関する組織、制度及びシステムを巧みに運営する人材が求められている。こうした人材を育てるために核となる分野が、マネジメント・ポリシーサイエンスである。国や地方の公務員、国際機関や民間非営利団体の職員、議員、公共政策分野の研究者、あるいはビジネスの現場の中で創造的に問題を解決していく人材となることを目指す学生は、この分野で学修することによって、その夢の実現に大きく近づくことができる。

2) 文化・地域

国際政策文化学科では、文化人類学的視点から、世界の諸地域における文化的特性を総合的に把握した上で、政策と文化に関わる問題を解決する方法を学ぶ。この分野の特色は、世界の様々な地域の文化・社会現象に焦点をあて、その現代の姿と歴史的背景を幅広く学ぶことによって文化についての理解と研究の推進に寄与するのみならず、各種の政策課題の発生やその解決に深く関わる文化的背景や文化的要因を追究するところにある。

また、アジア地域に焦点をあてて文化の多様性と歴史を総論的かつ具体的に学ぶとともに、アジアという概念を形成してきた欧米諸国との関係についても学修し、さらにそこから生まれる政策課題を検討して、解決に深く関わる歴史・文化的背景や社会的要因を追究するところにも総合政策学部の特色がある。例えば「地域研究方法論」では、地域研究を発展させるのに多大な貢献のあった文化人類学を中心に、フィールドワーク（現地調査、臨地調査）のための重要な方法論を学ぶ。同時に、地域・文化から政策を捉える視点を養うために、「学科間共通科目」の「政策科学概論」や他の社会学関係の科目を履修するこ

とも重要であると指導している。

○初年次教育・高大連携に配慮した教育内容について

導入教育については、1年次の前期に開講される「基礎演習Ⅰ」がこれを担っている。「基礎演習Ⅰ」は必修であり、大学での学修に必要なリテラシー（図書館の使い方、文献の読み方、探し方、レポートの書き方、プレゼンの仕方等）を身に付けることを目指しており、1クラス15名以下のゼミ形式で行われ、個別指導体制の下で学生が担当教員と細かく相談をしながら、総合政策学部の学生としての問題意識の喚起、解決方法へのアクセスなど、基礎的な知識・手法を身に付けることが可能となっている。

また、直接的な導入教育ではないが、総合政策学部に入学者前の高校生への働きかけとして、総合政策学部の教員が、出張講義、附属高校等における特別講義、高大連携事業「教養講座」等を実施することで、大学における学修に必要なエッセンスをその受け手となる高校生に対して広く伝達することに注力している。

このほか、一般入試・大学入学共通テスト利用入試方式以外の入試形態による入学者に対し、入学試験による学力考査を受けていないことを考え、より高い基礎学力を身に付けられるよう、課題によるレポート提出等で入学前学修を実施している。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

総合政策学部学生の卒業後の進路は多岐に亘るため、学生の社会的及び職業的自立に繋がる科目を幅広く開講しており、学生の希望する進路に向けたものとなっている。

現在開講している科目の目指す方向性と教育内容については以下のとおりである。

1) キャリア・デザイン・ワークショップ（随意科目）

この科目は、社会で求められるコンピテンシー（能力）を理解し、価値観の異なる学生とのグループ学習（ワークショップ）で自分のコンピテンシーを認識し、職業生活に向けて自らがこれからの学生生活の中で身につけ、伸ばすコンピテンシー要素を捉えていくものである。グループ学習は正解のない問いへのグループディスカッションを中心に行い、また、全体発表会に向けての準備を通して、社会に目を向け、社会の課題発見と解決へ向けたプロセスを体験しながら、コンピテンシーの向上を目指している。

2) 総合政策概論

この科目は1年次必修科目であり、その目的は、総合政策に対する理解を深めること、大学生としての基礎的な研究リテラシーを身につけることにある。科目は一部オムニバス形式となっており、2022年度からは立川市連携講座を授業計画の中に組み入れ、立川市役所職員による講義により、基礎自治体公務員の業務に関する理解を深めるものとなっている。

3) パブリック・インターンシップ

当科目は、2年次以降の公務員志望の学生を対象とした科目となっており、実際に政治・行政等の分野で活躍している方を講師として招聘し、行政活動の実態を理解することで、今後の公務員への進路選択の道しるべとなるものである。

国民生活にきわめて大きな影響を与える政治・行政の活動や仕組みを学ぶためには、教

科書・参考書だけでは不十分で、政治・行政の生きた姿を理解することも重要であり、政治・行政等の分野で活躍している職員から直接話を聴き、その考え方や行動を知ることが大切であるという考えに立脚して開設した科目である。授業では、各省から若手の幹部候補生を講師として招き、行政の役割は何か、それはどのような課題を抱えているか、これからどのような方向に向かっていくかなどについて理解を深めることを目的としている。

4) ビジネス・インターンシップ

ビジネス・インターンシップは、2021年度から外部の委託会社と提携することにより、海外（ベトナム）での4週間の現地インターンシップを組み入れたプログラムである。現地では、委託会社が安全を確認できている約50社でのインターンシップを行っており、学生の社会的、職業的自立に繋がる科目であるとともに、異国において多様な価値観に触れることにより、ディプロマ・ポリシーにある「多様性理解力」の獲得にも繋がるものである。

5) 国際インターンシップ

国際インターンシップは、国外でのインターンシップの受入れ先の開拓、受入れにあたっての交渉から諸手続きまでを全て学生自身が行い、経過報告書、最終報告書の提出・評価をもって単位化されるものである。

本プログラムに臨むにあたっては、コミュニケーション能力と責任感、気力・体力、異文化への適応力等が求められることとなり、職業観の醸成に繋がるだけでなく、学生の社会的自立にもつながる科目である。

<点検・評価結果>

以上のとおり、総合政策学部では、1年次に履修する「基礎科目」から順次「基幹科目」を学び、「応用科目」へ進むという階層のかつ体系的な教育課程を構築している。また、専門教育では、基幹科目群の中から各学科に対応する分野の科目を一部必修とするとともに、一方で、総合政策学部の特徴を活かして、学生の興味・関心に基づいた学修を促す意図での選択幅も担保している。

このように、総合政策学部では、学問分野の性格から広範にわたる科目を履修することとなるが、その量的配分は学部の教育研究上の目的を達成する上で妥当なものであるといえる。

また、初年次教育・高大連携への配慮については、1年次の前期に「基礎演習Ⅰ」を設置し、個別指導体制の下で学生が担当教員と細かく相談をしながら、大学での学修に必要なリテラシー等を身に付けることが可能となっている。さらに、総合政策学部の教員が出張講義等を行うなど、高校生への働きかけを実施するほか、入学試験による学力考査を受けていない入学生に対して入学前学修を実施する等、大学での自主的学修への円滑な移行への方策が施されているといえる。

そして、キャリア教育についても、初年次から4年次に至るまで、学生の社会的及び職業的自立に繋がる多様な科目を配置しており、適切である。

以上のように、現在のカリキュラムは、体系的・段階的に、かつ専門教育と教養教育の適度なバランスをとりつつ配置しており、学士課程教育に相応しい教育内容となっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

＜評価の視点3は大学院対象項目のため割愛＞

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

＜現状説明＞

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

総合政策学部の授業においては、主として「講義」、「演習」、「実習」の3形態があり、各授業形態に応じて様々な教育方法が採られている。授業の形態及び規模は、講義科目は主に大教室・中教室において展開され、80～200人前後の履修者に対する知識の教授を目的として座学形式で行われており、総合教育の「総合政策概論」や基幹科目群における専門教育科目がこれにあたる。演習科目は、定員25名の演習室や教員の個人研究室で行われ、15人未満でそれぞれの課題やテーマに即して問題を見つけ、これを教員の指導の下に調査・分析し、プレゼンテーションやディスカッションを通して、問題の発見から解決手法の発見に至るまでの総合政策的思考方法を養う科目となっている。

また、PC等のICTを活用した授業では、講義で学んだ理論やデータの解析を実際に行うほか、情報処理能力を養う性格の強い内容となっており、前者については「基礎演習」「専門演習」「事例研究」が、後者については情報フルエンシーの「データサイエンス基礎」「プログラミング演習」等がこれにあたる。実習科目については、講義・演習科目において学んだ理論を実際の社会現場において体現する性格のものであり、「外国語研修」「ボランティア研修」「Field Studies」「ビジネス・インターンシップ」がこれにあたる。

なお、上記のような総合政策学部独自の教育体制に関しては、在学生アンケートでも高く評価されている。特に、「学生同士で討論を行う」「プレゼンテーション（発表）を行う」、「学生と教員との意見交換、質疑応答を行う」項目については、全学平均と比しても満足度が高く、自主的な学修の促進が実践されていることが証明されている。

[在学生アンケートにおいて「学生同士が議論する」項目の「有益だった」と回答した比率]

年度	2019	2020	2021
総合政策学部(%)	41.3	44.3	42.7
全学平均(%)	36.6	39.3	36.8

[在学生アンケートにおいて「プレゼンテーション（発表）を行う」項目の「有益だった」と回答した比率]

年度	2019	2020	2021
総合政策学部(%)	53.1	55.2	42.7
全学平均(%)	42.6	43.9	36.2

[在学生アンケートにおいて「学生と教員との意見交換、質疑応答を行う」項目の「有益だった」と回答した比率]

年度	2019	2020	2021
総合政策学部(%)	17.9	37.0	41.9
全学平均(%)	14.9	31.5	33.0

さらに、総合政策学部では、学生の主体的な参加を促す授業方法として、インターンシップや大学院授業の聴講、調査活動、「学術研究」等を導入している。

総合政策学部において展開されるインターンシップ・プログラムは、国内外のフィールドワークや留学だけでなく、中央官庁やNGO・NPOや企業などの政策現場の最前線で活躍している専門家等の声を直に聴く機会を提供し、机上の学問や理論では実感できない「リアルタイムの政策課題」を肌で感じながら、多様な人々との人的ネットワークを構築させることをその目的としている。

インターンシップ科目として設置されている科目としては、「国際インターンシップⅠ・Ⅱ」のほかに、学部のマネジメント・ポリシーサイエンス分野に関連した、政治・行政分野でのインターンである「パブリック・インターンシップ」、経営・経済分野でのインターンである「ビジネス・インターンシップ」がある。このほかに、学部科目「学術研究」で単位認定をする「アカデミック・インターンシップ」がある。

インターンシップの運営に際しては、教務委員会が中心となって、プログラムの計画から実施に至るまでの支援、受入れ先の開拓など、本学の教育目標との関係性を検証しながら学際性と国際性に即したインターンシップの実施に努めている。

①国際インターンシップ

「国際インターンシップⅠ」では6ヵ月間、「国際インターンシップⅡ」では1年間インターン生として海外に派遣されることとなっており、受入れ先の開拓、受入れにあたっての交渉から諸手続きまで、全て学生自身が行っている。そのため、本プログラムに臨むにあたっては、コミュニケーション能力と責任感、気力・体力、異文化への適応力等が求められることとなる。

②パブリック・インターンシップ

公共の役割とは何か、また、それはどのような課題を抱えているか、これからどのような方向に向かっていくか等を、国会議員、市長、中央省庁現役官及びOB、経済界、労働界、NPO関係者を講師に招聘し、オムニバス形式で政治・行政等の各分野で活躍している優れた人物から直接話を聴き、その思想や行動を知ることができるものとなっている。講義では、実際のロールモデルとなる社会人との交流を通じて、学生の将来のキャリア形成に資する内容となっており、キャリアセンターとも連携して、中央省庁や地方自治体へのインターンシップ募集情報を履修登録者に積極的に開示している。

③ビジネス・インターンシップ

ビジネス・インターンシップは、ビジネス社会における様々な局面において対峙することとなる諸課題について、夏季もしくは春季休暇期間を活用して、実際にビジネスの現場に赴き、机上で学ぶ様々な理論を実践知へと昇華させる機会を提供する科目として、2012年度に開講した。

しかしながら、科目担当教員の退職に伴い休講状態となっていたことから、より学生の社会的及び職業的自立に繋がるよう、2021年度から外部の委託会社と提携することにより海外（ベトナム）での現地インターンシップを4週間組み入れたプログラムへ変更した。

現地では、委託会社が安全を確認できている約50社でのインターンシップを行っており、学生の社会的、職業的自立に繋がる科目であるとともに、異国において多様な価値観に触れることにより、ディプロマ・ポリシーにある「多様性理解力」の涵養にも繋がるものである。

なお、2021年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で海外への渡航ができない状況にあり、湖池屋ベトナムプロジェクトにより15日間のオンラインインターンを提供したほか、オンラインによりアジア諸国の現地学生と共同で、10日間の社内プレゼンテーションを体験するプログラムを提供した。

④グローバルスタディーズ

「グローバルスタディーズ」は、グローバル社会の政策立案を担う「グローバル・リーダー」を育成するための科目群である。

具体的な内容としては、夏季もしくは春季休暇期間を活用し、一般社団法人CIEE国際教育交換協議会（以下、「CIEE」という）の「海外短期ボランティア」に参加し、活動報告書を提出した上で事後指導を受けることにより、単位を付与するものである。海外活動における異文化体験を通じ、学生の主体的な学修意欲を引き出すことを目的としており、学生が3～4年次で留学や海外でのインターンシップを円滑に行うための入門・導入科目として位置づけている。

派遣人数は、2017年度：8名、2018年度：14名、2019年度：26名、2020年度：4名、2021年度：0名である。なお、海外ボランティアの仲介業者である「CIEE」が、海外ボランティア事業から撤退していることから、今後は、国内ボランティア活動についても対象とするよう検討している。

また、総合政策学部においては、通常の授業科目だけでなく、教員の指導のもとに行われる大学院の授業の聴講や調査活動、フィールド調査等の学習の成果に対して、「学術研究」として単位を付与する制度が運用されている。また、「学術研究Ⅰ」、「学術研究Ⅱ」はそれぞれ8単位まで卒業に必要な単位数に算入されることで、学生の興味や熱意を喚起させるとともに、種々の活動における成果を認定する仕組みを有している。単位認定の対象となる主な活動例としては、「国内外の大学での単位修得」（証明書要）、「教員の指導の元での調査研究」（成果物要）、「各種インターンシップなど課外活動への参加」（証明書、報告書要）、「各種認定試験における優秀な成績の取得」、「総合政策学部が主催する学術的な活動への参加」等があり、ボランティア活動についてもその対象となっている。

さらに、課外活動ではあるが、総合政策学部におけるゼミや授業での研究成果を発表し、教員が審査・表彰する「リサーチフェスタ」を2013年度より年に一度開催し、学生の自発的な研究活動への取組みを促す契機としている。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

総合政策学部では、単位の実質化を図るためにGPA制度のほか、年次別最高履修単位数を設定（1年次：46単位、2年次：46単位、3年次：48単位、4年次：48単位）することなどにより、学生の1年間における適正な学習量に配慮しながら、発展的な学修に対する適正な指導・評価に努めている。なお、総合政策学部における年次別最高履修単位数は、複眼的・総合的な学問領域を扱うという本学部の教育目的を果たすため、より多方面の学問体系を学べるように比較的高めの設定となっており、年次進行とともに最高履修単位数が増える仕組みとしている。また、学生の知識・能力・態度の確実な涵養のために、少人数指導体制を採り、授業時間以外の学習を促すための課題設定や理解度促進のための授業の双方向性に配慮した授業運営に努めている。

また、総合政策学部では、学生の自立的学習のための手助けとして「アカデミック・アドバイザー」を設けている。アカデミック・アドバイザーとは、主として授業を中心とした学習に関する事項及び将来にむけて体系的・構造的に学問体系を学ぶための助言を行うものであり、原則として1年次前期の必修科目である「基礎演習Ⅰ」の担当教員が担う。また、学年が進んで2・3・4年次には、「専門演習」「事例研究」「卒業研究」の担当教員がアカデミック・アドバイザーとして、個々の学生の研究テーマや相談内容、希望進路に適したきめ細やかなアドバイスをを行う体制となっている。担当アドバイザーが必要と判断した際には、別の教員からもアドバイスが受けられるよう、学生と教員との間の橋渡しの役割も担っている。

○シラバスに基づいた授業展開について

総合政策学部では、計画的な学修体制の確立・強化と成績評価基準を明確にすることで、学生の学修計画に資するため、全科目についてシラバスを作成している。シラバスは統一的なフォームにより作成され、「担当教員名」、「授業科目名」、「授業形式」、「履修条件・関連科目等(ナンバリング含む)」、「授業で使用する言語」、「授業の概要」、「科目目的」、「到達目標」、「授業計画と内容」、「授業時間外の学修の内容」、「成績評価の方法・基準」、「課題や試験のフィードバック方法」、「アクティブ・ラーニングの実施内容」、「授業におけるICTの活用方法」、「実務経験のある教員による授業」、「テキスト・参考文献等」の項目について、manabaにおいて閲覧することができ、関連する資料が添付されている場合にはダウンロードすることも可能となっている。また、各教員は授業の初回に行われるガイダンスにおいて、作成したシラバスを用いて授業実施計画、授業方法、成績評価基準等について周知することで、学生の計画的な学習を促している。

全教員が、計画的な学修体制の確立・強化と成績評価基準の明確化を目指すべく、シラバスの作成、開示に取り組んでいる。シラバスの内容がよりわかりやすく学生に伝わるよう、表記方法に一定の統一感を持たせるため、教務委員会の下にシラバス点検ワーキンググループを設置し、入稿後に教務委員長を中心とする複数の教職員による第三者的な立場で点検を行っている。

また、授業との整合性については、授業評価アンケートにおいて「講義要項(シラバス)に示されていた学習目標や内容と合致していた」か、を問う項目を設け、毎年担当教員にフィードバックしており、その結果、2021年度は7段階評価で前期平均6.0、後期平均6.2となっているなど、概ね整合性が図られている状況にある。さらに、自由記述欄を設け、授業の構成・実施方法に対する学生の意見を聴取し、授業改善の参考としている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、総合政策学部では、教育目標の具現化のための適切かつ妥当な教育形態・方法を採用している。また、適切な履修指導のもと、単位の実質化を図りながら、シラバスに基づく授業が展開されており、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うため措置を適切に講じていると言える。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

年次別最高履修単位数(1年次:46単位、2年次:46単位、3年次:48単位、4年次:48

単位)については、複眼的・総合的に境界的学問領域を扱うという総合政策学部の教育目的を果たすために、より多方面の学問体系を学べるよう、より多くの科目を履修することが求められるため、年次進捗とともに最高履修単位数が増える仕組みとしている。しかし、この趣旨を理解していない学生もおり、系統立った科目履修をせずに、単なる卒業のための単位数取得として利用されることも事実である。

<今後の対応方策>

年次別最高履修単位数の設定については、現在、単位の実質化をさらに進めるため、2024年度カリキュラム改正においては、減じる方向で検討を行っている。また、複眼的・総合的に境界的学問領域を扱うという総合政策学部の教育目的を果たすため、学生がより多方面の学問体系を学べるよう、主専攻・副専攻を設定し、カリキュラムマップ及び履修モデルを作成することで、系統だった科目履修が出来るよう検討していく。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

<現状説明>

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

総合政策学部における成績評価については、2021年度以前の入学生にあつては、A（100～90点）、B（89～80点）、C（79～70点）、D（69～60点）、E（59点以下、不合格）の5段階での評価、2022年度以降の入学生にあつては、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、E（59点以下、不合格）の5段階での評価となっている。成績評価は授業開始前に学生に開示されるシラバスに明記された「成績評価の方法・基準」に基づいて行われ、学習の到達目標に即して、各学生の理解度、達成度を勘案しながら評価される。シラバスを含めて学生による授業評価が行われるため、成績評価基準についても、学生、教員双方向での議論、検討が可能であり、透明性の高い適切な評価基準となっていると考える。なお、学生が成績評価に関して疑問を持った際には、学部事務室教務担当を通して、教員から説明を受けることができる「成績調査」制度が確立されており、履修要項（『ACADEMIC CATALOG』）等を通じて学生にも周知されている。

なお、本学における授業科目の単位計算方法については、大学設置基準第21条第2項第1号における規定をもとに、学則第33条において明確に定めており、総合政策学部においても学則に則って厳格に単位認定を行っている。

また、総合政策学部では外国の大学等で修得した単位は、教授会の定める所定の基準に照らし、675分の授業時間を1単位に換算しているほか、学生の留学先でのシラバスの内容に係る精査等は、教務委員会が行っており、学習の内容・方法を確認した上で、総合政策学部において取得した単位として60単位を上限に単位認定を行っている。

さらに、国内の大学との単位互換は行っていないが、国内における他大学での学修については「学術研究」として単位認定を行っている。編入制度については導入をしていないため、単位の認定は実施していない。

○学位授与を適切に行うための措置

総合政策学部の学位は、学則第42条及び第43条に基づき、所定の期間在学し、各学科のカリキュラムに基づき、126単位を修得した者に対し、学部教授会の審議・承認を経て授与されることとなっている。

また、総合政策学部は早期卒業制度を導入している。総合政策学部における早期卒業とは、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得し、かつ大学院への進学が確定していることを条件に、学生が自ら希望し3年間で卒業する制度であり、前年度までの修得単位数とGPAについて必要な基準を満たした場合に、出願書類を提出し書類審査及び面接審査に合格しなければならない。早期卒業候補者の学生については、必要に応じてアカデミック・アドバイザーが指導を行うことで、進学目的の明確化や大学院における学修・研究活動に必要な知識・能力の修得を促し、3年間で修了するにあたっての質保証に努めている。

そのうえで、3年次修了時点において、大学院への入学手続きが完了しており、卒業に必要な所定単位（126単位）を修得し、かつGPAが所定の基準（3.3）以上であれば早期卒業を認め、学位を授与している。早期卒業の審査にあたっては、教務委員会がその判断を担っており、適切な運用・学位授与がなされている。2021年度の早期卒業実績は1名である。

<点検・評価結果>

以上のように、成績評価及び単位認定を行うための措置は、適切に運用がなされている。

学位授与については、学則に定められた要件を満たした学生について、教授会における審議を経て行う仕組みとなっており、適切なものとなっている。また、国内外の大学において取得した単位の認定については、学部の定める基準に基づき適切になされている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

<現状説明>

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

総合政策学部では海外での学修・研究は、学生・教員の知見を広げる上での貴重な機会として捉え、国際交流を積極的に推進することを基本方針としている。学部内においても、外国人外国語契約講師、外国人客員教授の採用の制度を設け、さらに外国人研究者の招聘による教育研究の活性化を図っているほか、海外での教育機会の確保を図るため、積極的に海外大学との全学協定の仲介を行っている。

また、先述の外国語教育における注力の度合い、国際インターンシップ等の各種科目の設定等からもわかるように、総合政策学部では、学生一人ひとりが地球上の様々な場所で生起する諸問題に幅広い関心を抱き、各自の問題意識と学問的な探求意欲を育むことができるような「グ

ローバル」な視野に立った科目や、デジタル化社会に必須の情報処理能力を身に付けることができるような教育体制を備えている。2017年度からは「GATE プログラム」(Global Access Training & Education)を新設し、プログラム指定科目の授業は英語をはじめとする指定外国語で実施し、国際社会でのコミュニケーションを可能にする語学的トレーニングと同時に issue oriented (問題志向的) な授業テーマについて現地語で学ぶ教育プログラムを整備した。

加えて、授業科目である「英語」については、a 系列を TOEIC 対策と位置づけており、1・2年生の時に必修で1年間受講した現在の2・3年生の TOEIC スコア(各学生の最高点の平均)はそれぞれ 658 点 (N=296)、718 点 (N=291) と、着実に成果を上げている。

総合政策学部は、これまで「国際インターンシップ」「外国語研修」「ボランティア研修」「グローバルスタディーズ」「Field Studies」といった授業で教職員が協力してグローバルな時代に即した教育プログラムを実施してきた。また、専任教員は、留学経験や本学の在外研究制度や特別研究期間制度を利用した海外研究等を基礎に、各自の研究分野において諸外国の研究機関を通し、国際的な人的ネットワークを形成・維持している。さらに、外国語教員に占める外国人の割合の大きさも総合政策学部の特徴であり、専門科目においても外国人教員が専任として学部教育に従事している。

しかしながら、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により国際間の人流が制限されていることから、上記に挙げた海外の現地における経験を特長とする科目・プログラムはほとんど実施できていない状況にある。そのため、その代替として、外国語教育においては、外国の語学学校とオンラインによる語学研修を実施し、各言語の受講者数は下表のとおりとなっている。

[外国語の語学学校とのオンラインによる語学研修受講者数]

年度	2020	2021	2022
英語	207	136	142
ロシア語	2	0	0
インドネシア語	0	7	3
韓国語	0	0	5

なお、語学研修受講者には、受講料の補助制度を実施している。とりわけ英語の語学研修に関しては、全額補助となる制度となっている。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

総合政策学部では、全学の外国人留学生を対象に提供される「日本語」の履修を総合政策学部の卒業単位として組み入れ、日本語能力の不足を補えるような配慮を行っている。また、外国語による授業(英語によって教育する「GATE プログラム」の指定科目である「Lecture」「Seminar」「Intensive Reading」等)を複数設置するなどして、専門科目の修得にも充実感を持たせるよう配慮している。

しかしながら、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により外国人留学生が入国出来ず、国際間の人流が制限されていることから、ほとんど実施できていない。

このほか、総合政策学部事務室では、留学生への個別ガイダンスや履修相談を実施して、留学生の履修上の注意点のうち履修要項に記載されていないきめ細やかなアドバイスを行っている。専任教員も履修指導や研究上の個別指導等を行っている。総合政策学部の所在する11号館に国際センターが設置されていることから、生活相談もしやすい環境となっている。

○国外の高等教育機関との交流の状況

総合政策学部の国外の大学との教育研究交流として、国際交流の基本方針に基づいて実施されてきたが、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により国際間の人流が制限されていることから、ほとんど実施できていない。

総合政策学部では、教育の特色として、ツールとしての外国語を身に付けるため、進度別クラスで英語を学び、多言語社会理解のために英語以外の外国語教育を充実させており、外国語で専門分野を学ぶプログラムも用意している。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により予定通りに実施はできていないが、学修成果を検証・実践するための国内外でのフィールドワークを実施する授業科目を用意しており、学生の国際交流の促進に向けた整備を行っている。

[交換留学・認定留学の派遣学生数]

年度	2017	2018	2019	2020	2021
交換留学	16	12	13	6	3
認定留学	5	3	1	0	0

<点検・評価結果>

以上のとおり、総合政策学部では、国際的な人的ネットワークの強みを活かし、外国人教員の確保のほか、海外での教育機会の確保に努めている。また、日本人学生に対しては、外国語教育をはじめグローバルな教育プログラムを展開し、外国人留学生に対しては、日本語教育及び外国語で行われる授業を整備することで配慮しており、日本人学生と外国人留学生が共に学ぶ環境を整えている。新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限されている面はあるものの、教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みは充実していると言える。

<長所・特色>

英語をはじめとする指定外国語で、国際社会でのコミュニケーションを可能にする語学的トレーニングを行うと同時に issue oriented (問題志向的) な授業テーマについて現地語で学ぶ「GATEプログラム」(Global Access Training & Education) を設置し、日本人学生及び外国人留学生においても国際性を高める教育課程となっている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

2024年度カリキュラム改正においても GATE プログラムは継続して設置することとなっており、カリキュラムマップ及び履修モデルを作成し、系統だった科目履修を促すことで、更に国際性を高める取り組みとなる予定である。

点検・評価項目⑦:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1:学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2:学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

＜現状説明＞

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

総合政策学部の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）においては、「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」として、「専門性に基づく複眼的思考能力」、「コミュニケーション能力」、「組織的行動能力」、「多様性理解力」、「総合的实践力」を定めている。

「専門性に基づく複眼的思考能力」は、基礎科目群、基幹科目群、応用科目群という構成から、学部全体の教育課程を通じて涵養する仕組みとなっている。

「コミュニケーション能力」については、少人数教育をベースとする外国語教育科目や「基礎演習」、「専門演習」などの科目により、ディスカッションやプレゼンテーションなどを通じて涵養するほか、国内外でのフィールドワークを必要とする科目も多く設置しており、総合政策学部の教育課程を通じて身に付け伸長する仕組みとなっている。

「組織的行動能力」については、「基礎演習」や「専門演習」などの科目により、ディスカッションやプレゼンテーションなどを通じて涵養するほか、各種インターンシップ科目により実社会におけるプロジェクト等をチームで進めていく上で必要となる能力を身につけることができる。また、正課外とはなるがリサーチフェスタにおいて、正課の演習科目等における研究課題の発表を研究テーマごとのグループで行うことから、グループメンバーの中で分担して作業をおこなうこととなり、必然的に社会で役立つ組織的な行動に繋がる仕組みを有している。

「多様性理解力」については、英語を含めた10の言語を単なる語学学修だけではなく、背後にある文化や歴史についても深い理解を得られるように、各地の地域社会文化論に代表されるような文化・地域分野の科目配置が、企図して編成されている。

そして、これらの4つの能力を基礎的能力として身に付けることにより、「総合的实践力」が発揮できる仕組みとなっている。

上述のとおり、学位授与の方針に明示した5つの知識・能力・態度については、総合政策学部の教育課程を通じて培うことが可能となっており、それぞれの知識・能力・態度はどの科目と関連するかを可視化したカリキュラムマップを2021年度に作成・整備している。

また、それらの授業科目ごとの学修成果は、成績評価を行うことにより測定している。その基準は「中央大学学則施行細則」第11条に基づくが、具体的な内容は、授業ごとにシラバスに、「到達目標」「成績評価の方法・基準」として明示している。学期・年度ごとの学修成果は、GPAから確認することができることから、定性的にはこれらによって学修成果を把握していると言える。

一方で、定量的な指標としては、学生アンケート、卒業時アンケートといった、主観的な数値による評価指標しか持ち得ておらず、「学修成果の可視化」については必ずしも十分とは言えない。

「学修成果の可視化」については、ディプロマ・ポリシーとの関連を踏まえる必要があるが、ディプロマ・ポリシーで定めている「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」については、知識のほか、スキル、リテラシー、フルエンシー、コンピテンシーなどの要素が混在しており、分離することは困難であるものの、定量分析に向けてはこれらの要素の整理が必要である。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、総合政策学部では、シラバスに明示した「到達目標」「成績評価の方法・基

準」に従って各科目の成績評価を行い、学修成果の測定を行っている。また、主観的な指標としては、各種アンケートを通じて、学生自身の能力評価の確認を行っている。

しかしながら、ディプロマ・ポリシーにある「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」に紐づいた「学修成果の可視化」に対する取り組みが遅れている状況にある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

「学修成果の可視化」については、ディプロマ・ポリシーとの関連を踏まえる必要があるが、ディプロマ・ポリシーで定めている「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」については、知識のほか、スキル、リテラシー、フルエンシー、コンピテンシーなどの要素が混在しており、分離することは困難であるものの、定量分析に向けてはこれらの要素の整理が必要である。

また、学生の学習行動への影響や、教員における教育効果の検証を行うためには、定量的な分析ツールが有効であると思料されるが、教員・学生ともに客観的に理解できる具体的な定量分析の手法については検討が未着手である。

<今後の対応方策>

学修成果を可視化するにあたり、各種アンケートと成績分布、履修状況等、定量分析に必要なツールの開発について、2022年内を目処に教務委員会で測定項目を定める予定である。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

総合政策学部においては、教育課程及びその内容、方法の適切性について、教務委員会において検討した上で、結果を教授会に上程する仕組みとなっている。

2019年度の外部評価委員会より「新しい学部像をできるだけ早急に示す必要がある。」との指摘を受け、総合政策学部でも自己点検・評価を行った結果、新設された国際経営学部や国際情報学部との差別化、外部からの総合政策学部の学びがわかりにくいとの意見を踏まえて、特に教育課程の側面からの検討を教務委員会の下で行っている。また、大学評価委員会の設定した2020年度指定課題である「学修成果の可視化に係る取組みの推進」についても、2024年度に向けたカリキュラム改正と併せて検討を進めている。

総合政策学部での学びについては、政策科学科、国際政策文化学科という2学科制の特色を生かしつつ、それぞれの学科での積上げ式学修と学部全体での積上げ式学修を並立させることを目指す。特に、「政策と文化の融合」に関しては、従来は「学科間共通科目」の設置や学生の自主性に基づく他学科科目の履修行動に依っていたところを、位置付けが不明瞭だった「学科間共通科目」を廃止し、他学科の科目でも学修すべき科目を指定し選択必修とすることで、着実な「政策と文化の融合」の実現を図る方向で検討を進めている。また、併せて、積上げ式学

習が進むよう初学者がわかりやすいよう「入門」を付けた科目名称や、科目内容がわかりやすい名称への変更も検討が進んでいる。

さらに、カリキュラム改正を行うことに付随して、現在のカリキュラム・ポリシーを見直す必要がある。

<点検・評価結果>

以上のとおり、教育課程、その内容及び方法の適切性の定期的な点検・評価は、適切に実施されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

◇学部における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

<現状説明>

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

総合政策学部の教育研究上の目的に基づき、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえて、アドミッション・ポリシーを以下のように設定し、本学公式 Web サイトや入学試験募集要項等において公表することで学内外への周知に努めている。

<入学者受け入れの方針>

<求める人材像>

総合政策学部では、高いレベルの外国語運用能力とともに、多様な異文化を理解・受容できる包容力、さらに、問題解決のためのシステム設計、情報の活用ができる能力を養成することで、学部の理念である「政策と文化の融合」を十分理解し、国内外において、様々な観点から問題の発見・解決、社会現象の解明を行うことができる人材を養成することを目的としています。この目的を達成するため、次のような学生を求めています。

1. 実際に国内外で生じている社会問題・現象を解き明かそうという強い知的的好奇心と行動力を持ち続けられる人（社会問題・現象への関心）
2. 様々な領域の知識のみならず、異なる文化圏の慣習や制度等に関心を抱き、違いの本質を意識しながら問題解決への意欲を持ち続けられる人（学際的・国際的理解）
3. 社会問題・現象の分析のみならず、具体的に解決・解明に取り組み、社会の発展に寄与する意思を持ち続けられる人（社会貢献への意欲）

以上に基づき、次のような知識・能力・態度等を備えた学生を多様な選抜方法によって受け入れます。

1. 国語、地理・歴史、公民、数学、理科、外国語において高等学校卒業レベルの知識・技能を有している。特に外国語に興味をもち、積極的に学習してきた人物が望ましい。（知識・技能）
2. クラブ活動、生徒会活動、ボランティア活動等、学校内外での諸活動において主体性をもって行動した経験を有している。（主体性・協働性）
3. 物事を多面的かつ論理的に思考して判断し、協調性を維持しつつも自らの意見を的確に表現することを心掛けている。（論理的思考力・判断力・表現力）
4. 社会、人間、文化、科学に関わる様々な問題・事象に広く関心を有している。（好奇心）

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、総合政策学部の学生の受け入れ方針は、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえて適切に設定されており、本学公式 Web サイトや入学試験募集要項等を通じて、適切に公表がなされている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

＜現状説明＞

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

総合政策学部では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部の活動は制限されたものの、学部が求める人材像に見合った優秀な能力を有する人材を幅広く受け入れることができるよう、学生募集方法に関して幅広く広報活動（本学公式 Web サイトでの入試に関する情報公開、映像による学生・教職員の活躍を Web 公開、大学案内誌、学部ガイドブック（配布数 11,500 部）、オープンキャンパス（Web オープンキャンパスを含む）、進学アドバイザーによる高校訪問、学外進学相談会等）を展開し、多様な受験生に総合政策学部の入学試験の説明を行うとともに、6 学部共通選抜、学部別選抜一般方式、学部別選抜英語外部試験利用方式、学部別選抜大学入学共通テスト併用方式、大学入学共通テスト利用選抜単独方式（前期選考・後期選考）、推薦・特別入試（附属推薦・指定校推薦・スポーツ推薦・外国人留学生）等、多様な入学者選抜方法を実施している。

各入試の位置づけとしては、学部独自で作問した筆記試験により、高校における学習到達度を評価する一般方式を中心に据え、大学入学共通テスト利用方式（併用・単独方式）・6 学部で共通の問題を利用した 6 学部共通選抜も採用している。その他、特色のある優れた学生を確保することを目的に、推薦・特別入試（附属推薦・指定校推薦・スポーツ推薦・外国人留学生）を実施している。

なお、前述の 2024 年度に予定しているカリキュラム改正を踏まえた上で、2024 年度入学生への広報活動に際しては、本学の総合政策学部で何を学べ、何を身につけることができるのかを、学部ガイドブック等の各種媒体において、より明確に分かりやすく訴求することを予定しており、それによる志願者の増加を企図している。

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

本学では、6 学部共通・大学入学共通テスト利用選抜単独方式・学部別選抜（一般方式・英

語外部試験利用方式・大学入学共通テスト併用方式)に関する実施・運営に際しては、入学センターの下に設置される入試管理委員会が担っており、全学部より選出される入試管理委員、出題委員、採点委員を管理し、適正な入学試験の実施に努めている。また、特別入試については、実施・運営、管理、採点等の全ての業務を学部の入試広報(入試担当)委員会が担っており、特別入試毎に適正な実施に努めている。なお、一般入試及び特別入試の合否判定に関する業務は学部の責任において、学部の入試広報(入試担当)委員会が入学選抜の結果をもとに合否判定する仕組みとなっている。

また、入学選抜試験が適正に行われるよう、問題作成については、各教科の出題委員主査を中心に、問題作成会議を開催して慎重な出題体制を構築している。問題作成段階においても、作成に使用する電子機器の持ち出しを厳しく制限し、問題の漏洩防止のために必要なルールを定めて入試問題の厳重な管理を行っている。例えば、問題の保管は完全ロック式の金庫にて保管し、問題漏洩の危険性を回避するとともに、入試問題の搬出入時や解答用紙の授受に際しては複数の担当者による立会い確認を行う等の体制が既に構築されている。採点については、採点委員を選出し、採点会場を関係者以外立ち入り禁止の厳重管理の下で採点を行っていることや、会議室内における部内校正、入試管理委員による校正等の綿密なチェック体制も構築されている。

入学選抜基準の透明性を確保するために、学部に関連する入試情報を大学案内誌や本学公式Webサイトに掲載し、その中で、具体的な出願資格、選抜方法、科目毎の配点、合格最低点、志願者及び合格者に関するデータ等を公開している。なお、学部別選抜一般方式及び英語外部検定試験利用方式については、不合格者本人に限り、問い合わせがあれば合否判定に使用した科目の得点を開示している。

また、採点作業では、受験番号と点数のみを用いて処理し、合否判定資料を作成するなどして、採点結果と個人情報とを切り離すことで、公正な合否判定ができるような体制としている。さらに、合格最低点についても大学案内誌を通じて公表している。

入学選抜とその結果の公平性・妥当性を確保するために、大学案内誌等を通じて配点、内容の解説記載箇所を増やし、また、面接試験が行われる特別入試においては、複数の面接官を据え、多角的な視野から面接が行われるよう配慮をし、その採点においても、面接官の協議に加えて、面接結果を点数化し公平性を担保するよう努めている。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する者に対しては、入学試験出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い(「注意欠陥多動性障害(ADHD)」の受験生より合理的配慮の申請があり、試験時間の延長(1.3倍)の対応を行ったことがある)、公平な入学選抜の実施に努めている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、学生の受け入れ方針を踏まえ、多様な能力を有する優秀な人材に対応する適切な学生募集、入学選抜方式の実施による志願者の確保に努めている。

また、入学選抜にあたっては、問題作成については慎重な出題体制を構築しており、採点についても、厳重な管理の下で複数の教員による採点・評価を踏まえ、入試広報(入試担当)

委員会が公平かつ客観的な合否判定に努めている。さらに、面接試験が行われる特別入試においては、複数の面接官を据え、多角的な視野から面接が行われるよう配慮をし、その採点においても、面接官の協議に加えて、面接結果を点数化し公平性を担保するよう努めている。

さらに、障害者等への配慮は「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に基づいて行われる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性
 評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

<現状説明>

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

過去5年間の入学定員に対する入学者数の比率については下表のとおりである。これまで国際政策文化学科の学生数が多くなる傾向があったものの、志願者の動向、入試日程、歩留まり率の分析、合格最低点の設定に係る分析等、多角的な視点から検証を行い、入学者管理の改善に努めた結果、近年においては概ね適正な状況となっている。

[入学定員に対する入学者数の比率]

年度	2018	2019	2020	2021	2022	平均
政策科学科	1.00	1.01	1.05	0.99	1.05	1.02
国際政策文化学科	1.04	0.92	0.93	1.00	1.14	1.01
学部全体	1.02	0.96	0.99	1.00	1.10	1.01

また、過去5年間の収容定員に対する在籍学生数の比率については下表のとおりである。

総合政策学部では、適正な定員管理のため、毎年度、過去の辞退率や他大学との併願状況のデータ分析を活用し、定員超過が恒常的に生じないように努めている。

[過去5年分収容定員に対する在籍学生数の比率]

年度	2018	2019	2020	2021	2022	平均
政策科学科	1.04	1.03	1.07	1.04	1.05	1.05
国際政策文化学科	1.06	1.01	0.97	0.99	1.01	1.01
学部全体	1.05	1.02	1.02	1.01	1.03	1.03

<点検・評価結果>

以上のとおり、収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率を適正に管理できている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

総合政策学部では、学生の受け入れの適切性について、入試広報（入試担当）委員会において検討した上で、結果を教授会に上程する仕組みとなっている。

学生募集については、前述のとおり、幅広い広報活動を展開し、多様な受験生に学部の特色、入学試験の説明を行っており、それらの効果検証としては、大学評価委員会が毎年実施する新入生アンケートの結果を確認している。2021年度の調査結果においては、総合政策学部の特色の一つであるカリキュラムや授業構成内容が「本学を選んだ大きな理由となった」「本学を選んだことに少しは理由になった」と肯定的に回答した学生の割合が82.3%にのぼっていることから、学生募集広報として概ね適切な情報を提供できているものと認識している。

他方、学部で独自に作成する問題については、複数の出題委員を選出し、出題者グループを組織化した上で、問題の作成に着手する体制を構築している。その出題者グループにて入試問題としての適切性、難易度等が慎重に検討され、加えて学外関係者などから意見聴取を行ったのち、入試問題が完成するという仕組みとなっている。最終的には、出題グループにおける学部内校正、入試管理委員による校正等、綿密な確認作業が行われる体制も構築されている。また、入学試験実施後の試験問題の検証としては、全学的に複数の外部機関に問題の検証を依頼する仕組みが整えられており、複数のチェック体制が有機的に機能することで、問題作成におけるミスを防ぐことが可能となっている。

入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みとしては、予備校による入試動向説明会での意見交換や高等学校の進路指導教員に対するヒアリングを通じて、本学の実施する入学者選抜方法に関する意見を聴取する機会は設けられているが、学部単独の取り組みとしては、現段階では特段実施していることはない。

<点検・評価結果>

以上のとおり、総合政策学部においては、学生の受け入れの適切性について、入試広報（入試担当）委員会が中心となり、定期的な点検・評価を実施する体制を整えている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

＜現状説明＞

○大学として求める教員像の設定

総合政策学部の教員に求める能力・資質については、本学の「大学として求める教員像および教員組織の編制方針」に基づき、「総合政策学部専任教員新任採用基準及び昇格基準内規」において、「専任教員は人格・識見に優れ、学識・研究・教育に秀でた資質と実績をもつことが求められる。」と定めている。これは、任期の定めのある専任教員においても同様に求められる能力・資質である（総合政策学部特任教員に関する採用内規）。その具体的な採用及び昇格に係る基準については、「採用・昇格に係る業績審査に関する基準内規」に定めている。なお、非常勤教員の任用基準は、「総合政策学部教員人事内規」のほか、「総合政策学部兼任講師の採用基準」及び「外国人外国語契約講師および特任教員の採用に係る指針」で定められている。

また、教員組織の編制方針に関しては、「総合政策学部教員人事内規」において教員人事の基本方針として定めている。

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示、

総合政策学部では、「総合政策学部教員人事内規」及び「総合政策学部専任教員新任採用基準及び昇格基準内規」に基づき、教育研究に係る点検・評価結果等を踏まえながら、教務委員会及び人事委員会が共同して中長期的な人事計画を検討している。カリキュラムと人事計画とを連携させるために、必要に応じて人事委員会との合同委員会も開催している。

総合政策学部では、広範な学問分野を少人数の教員が担当するという学際的な学部の特性から、分野構成については、基本的にはカリキュラムを土台としながらも、時代や社会のニーズ・トレンドにも配慮した構成となるよう意識している。

なお、総合政策学部の専任教員は基本的に大学院総合政策研究科の授業も担当することから、アカデミック分野の研究者教員が多くなる傾向にあるが、一方で、総合政策学部の教育は実社会の多様な課題に対する政策能力を養うことを目的としているため、科目の内容に精通した実務家を特任教員として一定数採用している。

また、組織的な連携の構造は有していないが、外国語科目に関しては、非常勤教員に対する教育方針等の共有方法として、年度はじめに外国語の言語別に置いた専任教員のコーディネーターの呼び掛けによる懇談会や新任教員に対するガイダンスの機会を設け、適切な連絡調整を行うよう努めている。

なお、現在の専任教員数は下表のとおり、大学設置基準で必要とされる教員数を充足している。

[入学定員と専任教員数]

別表第一による専任教員数	入学定員（収容定員）	必要専任教員数	2022年度実数
政策科学科	150 (600)	14	16
国際政策文化学科	150 (600)	10	17
合計	300 (1,200)	24	33

注：本表における専任教員とは、無任期専任教員としている。

2022年度の専任教員33名（任期つき専任を除く）の内訳は、教授25（9）名、准教授6（2）名、助教2（0）名（（ ）内は女性で内数）である。政策科学科と国際政策文化学科の分類は、必ずしも学科分属を意味せず、専門性に依拠しての区分であるが、おおよそ前者が16名・後者が17名と、バランスはとれている。このほか、特任准教授1（0）名、特任助教3（1）名、

外国人外国語契約講師1(0)名が、2022年度における総合政策学部所属の教育研究スタッフとなっている。以上の合計数は38(12)名である。このほか、兼任講師は92(33)名となっている。

教育研究に係る責任所在については、総合政策学部においては、外国語科目等では非常勤(兼任・兼担)教員が担当の科目数が多くなっているが、主要な授業科目については、原則として専任教員がその担当をするように努めている。学部創設29年を経て、定年等による退職者とその後の新任人事の進捗状態によって専任担当から外れてしまった科目や、時宜に照らしたトピックを扱う科目については、非常勤教員が担当している状況も一部生じている。しかし、学部の教育目標を達成するため、教育課程の中核をなす科目を専任教員が、その周辺領域を非常勤教員が担当する、という基本構成は維持されている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、総合政策学部では、本学の方針に基づき、教員に求める能力・資質を内規に定めている。教育・研究を維持・発展するために必要な教員組織を編成することを基本方針として、具体的な人事計画についても、教務委員会及び人事委員会が連携しながら、策定を行うことが内規に明示されており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

<評価の視点の②については大学院対象のため割愛>

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。(実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在 student 数、授業科目と担当教員の適合性等)

<現状説明>

○編成方針に沿った教員組織の整備について(実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在 student 数、授業科目と担当教員の適合性等)

総合政策学部では、「総合政策学部教員人事内規」及び「総合政策学部専任教員新任採用基準及び昇格基準内規」に基づき、広範な学問分野を少人数の教員で担当するという学際的な学部の特性から、教務委員会において教員任用に際してカリキュラム上の科目にふさわしい学問的な専門性と教育経験を重視して担当教員を検討しており、人事委員会が所定の手続により、教授会への報告・承認を経て採用者を決定している。

総合政策学部における専任教員の任用は、原則として公募制をとっており、教務委員会において科目の必要性とその科目に必要な学問分野を検討したうえで募集案を作成し、人事委員会においてはその募集案の確認を行った上で、人事委員会の下で公募を行うこととなっている。さらに、実際の教員任用にあたっては、教授会で投票により業績審査委員会(5名)を立ち上げ独立した機関として厳正な業績審査を行う。なお、業績審査委員会における審査は、学問的な専門性と教育経験、さらには大学院総合政策研究科を担当できる能力を有することが重視されている。これにより、授業科目と担当教員の適合性については、適切に担保されていると言える。

専任教員一人当たりの在学生数は以下のとおりであるが、概ね30人前後で推移している。

年度	2017	2018	2019	2020	2021
在学生数	1,120	1,156	1,172	1,218	1,217
専任教員数	41	41	36	37	40
専任教員一人当たりの在学生	27.3	28.2	32.5	32.9	30.4

総合政策学部では、教育課程上、実務的な教育が必要な科目について実務経験者教員の採用を行っている。実務経験者から直接・間接的に専任教員として採用された教員数は2022年度現在8名であり、主な出身分野は官公庁、メディア、企業と多様である。総合政策学部の教育は実社会の多様な課題に対する政策能力を養うことを目的としているため、実社会の現場を経験している教員の視点は大きな力となっている。

また、実務経験者教員と同様に外国人（外国籍）教員も学部発足時から重要な構成メンバーとなっており、外国人として特別視しない風土を維持している。2022年度現在では4名の外国人教員が在籍し、創設当初から比べるとやや減少している。国際的な視点から問題を考える際には、外国人教員の視点は非常に有効なものであり、また、教育・研究面でも、いわゆる異文化理解の必要性を相互が理解し、論点を明らかにして議論するといった利点が生み出されていることから、今後も外国人教員の積極的な活用を指向している。

女性教員は2022年度現在で12名おり、全教員に占める割合は30.8%となっている。学部としては、必要な科目に対する公平な業績審査を行った結果として、女性比率は高くなっている。

総合政策学部は設立より29年が経過しており、創設当初に採用した教員の年齢経過の関係から、現在にいたって若干の高年齢化が目立つ経緯となっている。現在、定年70歳の定めの下で、専任教員37名中、2022年度で20代：1名、30代：3名、40代：12名、50代：8名、60代：13名という状況にあり、平均年齢は52.5歳となっている。定年の近い教員が数名集中しているという状況からみても、概ね適正な状況にあり、大学全体の教員平均年齢52.9歳と比しても概ね適正な状況にあると言える。

また、3年次に開設されている「事例研究」（いわゆるゼミ）や4年次に開設されている「卒業研究」（いわゆる卒業論文作成）については、専任教員一人あたりの学生数は、「事例研究」で6人、「卒業研究」で5.5人となっており、学部教育の集大成をはかるゼミにおいて、少人数教育を徹底した体制となっている。

年度	2017	2018	2019	2020	2021
外国人教員数	5 (12.2)	5 (12.2)	5 (13.9)	5 (13.5)	7 (17.5)
女性教員数	13 (31.7)	12 (29.3)	13 (36.1)	13 (35.1)	13 (32.5)

上記のとおり「総合政策学部教員人事内規」及び「総合政策学部専任教員新任採用基準及び昇格基準内規」に基づき教員組織の整備を行っている。

なお、外国人教員やジェンダーバランス等を意識した明文化された編成方針の設定はしていない。

<点検・評価結果>

以上のとおり、総合政策学部の教員組織は、内規に定める基準に基づき整備されており、2022

年5月現在の実務経験者や外国人教員の比率、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員1人あたりの学生数は、いずれも適切である。

また、業績審査委員会において厳正な業績審査を行い、総合政策学部の求める学問的な専門性と教育経験等を有した人物かを審査しているため、授業科目と担当教員の適合性は適切に担保されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：教員の募集・採用・昇格は適切に行っているか。

評価の視点1：教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか。

(任期制の教員を含む)

評価の視点2：規程等に従った適切な教員人事が行われているか。(教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む)

<現状説明>

○教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続き（任期制の教員も含む）

本学には、「中央大学専任教員規程」、「中央大学特任教員に関する規程」があり、これらに基づき、総合政策学部における教員の募集・任免・昇格等に関する手続きについては、人事関係内規等において定められており、次の規則から構成されている。以下に内容についての概略を示す。

1. 総合政策学部教員人事内規（1997年9月26日教授会承認、2000年3月10日教授会一部改正）
 - ① 教員人事の基本方針
 - ② 総合政策学部新任教員人事の手続細則
 - ③ 総合政策学部教員昇格人事の手続細則
 - ④ 総合政策学部契約講師人事の手続細則
 - ⑤ 総合政策学部人事委員会内規
 - ⑥ 業績審査委員会内規
 - ⑦ 教授会における人事に関する投票決定内規
2. 総合政策学部専任教員新任採用基準および昇格基準内規（2002年7月12日教授会承認、2011年2月4日教授会文言修正、2013年2月1日教授会承認、2019年7月12日教授会一部改、2021年3月4日教授会一部改正）
3. 採用・昇格にかかわる業績審査に関する基準内規（2013年2月1日教授会承認、2019年7月12日教授会一部改正）
4. 総合政策学部特任教員に関する採用内規（2001年6月22日教授会承認、2006年11月24日教授会一部改正、2011年11月14日教授会一部改訂、2012年6月15日教授会一部改訂、2019年7月12日教授会一部改正）
5. 外国人外国語契約講師および特任教員の採用に係る指針（2020年2月18日教授会承認）
6. 総合政策学部兼任講師の採用基準（1999年11月19日教授会承認、2011年2月4日教授会文言修正、2019年7月12日教授会一部改、2020年7月12日教授会一部改正）
7. 人事委員会委員選出に関する申し合わせ（2001年10月19日教授会承認、2022年2月4日教授会一部改正）
8. 総合政策学部における客員教授の招聘に関する内規（1993年11月19日教授会承認、2019年7月12日教授会全部改正）

○規程等に従った適切な教員人事(教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む)

上記の人事関係内規等に基づき、専任教員の新任人事は、以下の手続きで行うようになっている。

まず、空きポストが生じた(生ずる予定が判明した)時、補充すべき専任教員の担当科目、研究分野及び採用すべき身分について、人事委員会が教務委員会と協議の上、人事計画案をまとめる。担当科目、研究分野及び採用すべき身分の審議とともに、教員募集の方法についても人事委員会で検討し、案をまとめる。新任人事の場合は公募を原則としている。この人事について候補者が生じた場合は、当該候補者の審査を行う業績審査委員会の委員を教授会で投票によって選出し、業績審査委員会が発足する。業績審査委員会は、人事委員会から付託された候補者について業績審査を行い、候補者を最大3人に絞り、選考の経過及び理由を教授会に報告する。業績審査の結果報告を受けた教授会は、投票によって採用者を決定する。

一方、専任教員の昇格人事等は、以下の手続きにより行うこととしている。

まず、人事委員会が形式的な資格要件を満たしている者に対して、昇格希望の有無の問い合わせを毎年1回行う。また、人事委員会からの問い合わせ以外でも、形式的な資格要件を満たしている者は人事委員会または学部長に対して、随時昇格の申し入れをすることが可能となっている。人事委員会は昇格希望者に対し、業績以外の教育等の諸条件・諸要素をも勘案し、審議を行い、候補者と認定した場合、人事委員会は教授会の承認を得て業績審査委員会を発足させる。業績審査委員会は候補者の業績審査を行い、審査結果を教授会に報告する。業績審査委員会から審査結果の報告を受けた教授会は投票により昇格を承認する。

教員任用の際には、教育研究能力について、その業績や経歴を十分に審査している。実務家教員についても、担当実務内容を経歴などによって把握するほか、シラバスを審査対象として模擬授業を課すといった方法で厳格に審査する一方、アカデミック出身者との違いを十分に認識した担当能力を勘案している。一般に、何よりも業績と教育・研究経歴を重視しているが、総合政策学部専任教員新任採用基準及び昇格基準内規に、教授・准教授・助教に分けて、その研究業績・知識・経験・実績をはかる基準が設けられ、採用・昇格に関わる業績審査に関する基準内規ではより具体的な研究業績・実績(実務、教育、学内行政)の内容を規定・例示し、適切な選考が行われるよう配慮している。

<点検・評価結果>

以上のとおり、総合政策学部では、教員の採用・昇格等に関する資格基準や手続きについて内規に定め、適切に運用している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

＜現状説明＞

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

総合政策学部では、主に教務委員会が教員における教育指導方法等の改善を促進するためのFD活動を行っている。そのFD活動の一環として、2008年度から授業評価アンケートを実施している。また、担当教員のコメントを付して学生に授業評価結果を公表することで、学生が授業における改善の度合いを検証することが可能となっており、学生・教員間の双方向の意見交換の活性化を図るとともに、教員は前回の評価を参考に継続的に授業方法の改善に努めている。

また、2014年度後期からは、教員間の授業参観を実施しており、参観した教員からの感想やコメントを参考に、授業方法の改善が行える体制を確立している。前年度の授業評価アンケートで評価が上位だった教員の授業を参観することにより、参観した教員は、自分の授業改善の参考とすることができるようになっている。なお、授業参観参加教員数は、2017年度前期4人、後期5人、2018年度前期6人、後期6人、2019年度前期7人、後期5人となっている。

さらに、2020年度、2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面での授業実施での授業参観の実施が叶わなかったが、2022年度からは、manabaに総合政策学部FDのページを作成し、これら教員の授業動画を掲載し、教授会員がいつでも視聴できるようにしている。

また、2021年4月16日にはハイブリッド授業開講のための授業用機器使用に関する講習会を、2022年4月15日には兼任講師を含めた科目担当教員に対して授業目的公衆送信補償金制度に関する講習会を実施した。

このほか、教授会において、毎年学生相談室の医師・カウンセラーと学生対応についての懇談や研究助成課職員と科学研究費申請促進についての懇談、ハラスメント防止啓発に関する懇談を行い、情報の共有を図っている。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教育に関しては、学期毎に実施している授業評価アンケートの集計結果を教務委員会で確認して情報共有を行ってきている。2014年度からはアンケートで評価の高い授業をリストアップし、教務委員会において当該授業の評価内容を確認した後には教員対象の参観授業を抽出し、授業参観を実施して教授法の改善に繋げるようにしている。あわせて、アンケートで評価の高い授業を掲示等で学生に周知している。

研究に関しては、年度末にその年度に発表した著書や論文等を含めて研究活動に関する報告書を提出するほか、新年度の研究計画書と予算申請書を毎年4月早々に提出する。その他、学会、研究促進期間制度等の研究活動に関しては、出張申請書及び活動報告書の提出により、その活動状況が文書記録として保存される。また、本学では、専任教員の研究業績情報、研究課題等をデータベースにし、簡易検索、キーワード検索、分野別検索等を提供する研究者情報データベースシステムを整備し、教員が自身の業績情報を更新することにより、常に最新のデータベースの提供を可能としている。本データベースの一部はresearchmapとも連動しており、研究業績を広く世界に発信する起点となっている。以上のように、研究業績を広く外部に公開することにより、間接的に外部からの評価を受けている。

教育活動評価の結果は、将来に向けてさらに充実した教育活動実現に非常に有効な資料となる。また、研究活動については常に活動報告の機会があり、さらに水準の高い研究成果をあげる原動力になっているという観点から有効性が認められる。

社会活動については、特に評価する仕組みは設けていないが、専任教員が社会活動の一環として学外機関の職務を行う場合は、当該機関から委嘱依頼を受け、教授会でその内容を審議し

ている。また、その活動については、研究者情報データベースにも登録しており、社会にも発信している。

<点検・評価結果>

以上のとおり、総合政策学部では、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施及び、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用について、適切に機能している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

教員組織の適切性については、教務委員会において、総合政策学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの実現に向け、特にカリキュラム（授業科目の配置・内容や教員配置の適切性等）の観点から、必要な教員組織が担保されているかについて、必要に応じて人事委員会と共同しながら、不断の検証を行っている。

現在、先述のとおり、2024年度に向けたカリキュラム改正の検討を行っている段階であり、その起点は自己点検・評価活動と外部評価委員会評価によるものである。その点からは、適切な根拠に基づく点検・評価であると言える。

今回のカリキュラム改正においては、科目群などの変更が予定される改正であることから、カリキュラム改正に併せてカリキュラム・ポリシーの見直しが必要となる可能性があり、現行のカリキュラムでは適切な教員組織により運営されているが、新カリキュラムにおいてもディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを具現化するための教員組織の検討が必要となる。一方で、前述のとおり、教育課程編成実現の根幹となる教員の人事計画については、全学での教員人件費の方向性を調整している段階であり、具体的に中長期的な人員計画の策定までには至っていない。

<点検・評価結果>

以上のとおり、教員組織の適切性については、教務委員会において定期的に点検・評価を実施している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部における学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点6、7は全学項目、11は資格取得課外講座に関する項目のため割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

評価の視点10：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

<現状説明>

○学生支援体制の適切な整備

総合政策学部では、教務委員会において、全般的な学生の教育や学修環境など教育面に関するについて検討を行う体制となっており、その中で学修を行う上で支援が必要な学生に対しても検討を行っている。なお、学生のキャリア形成支援、外国人留学生の教育面における支援も、教務委員会で検討する体制となっており、必要に応じて総合政策学部事務室からキャリアセンターや国際センターと連携をとっている。

また、2019年4月からは総合政策学部事務室にキャンパスソーシャルワーカー（以下、「CSW」という）を配置し、様々な背景により学修に困難をきたしている学生の相談にあたり、必要に応じて教務委員会との連携が図れる体制としており、教育面での支援体制は整備されていると言える。

学生への経済的な支援施策は、奨学金委員会において常時検討されている。

また、SA（Student adviser）、FPS News、立川市との包括連携協定に基づくイベント参加など、正課ではない学生の自主的な取り組みについては、組織的な対応とはしていないが、関与する専任教員と総合政策学部事務室職員が連携しながら支援する体制となっている。

○成績不振の学生の状況把握と指導

留年者は年によって変動があるが、毎年30～40名前後（4年次生の15%程度）となっている。留年者を減じるため、教務委員会で検討し、年度末の成績評価の発表後、総合政策学部事務室から留年対象者のうち成績不振を理由とする学生に連絡し、学生の事情や意思を確認の上、適切な履修が可能となるようアドバイスしている。

さらに、留年者及び成績不振者に対する学習相談を年に2回の成績発表後に行っている。具体的には、留年者及び成績不審者本人と保証人に対し通知を送付し、事前予約のうえ、総合政策学部事務室の教務グループの職員が学習相談を受けている。ただし、より大きな問題を抱える学生に関しては、学部長や学部長補佐、CSWに繋げるなどの対応をしている。新型コロナウイルス感染症拡大下の2020年度においては、対面での学習相談は実施できなかったが、リモートを活用することで十分な学習相談の機会は確保できている。なお、2021年度、2022年度においては、リモートでの学習相談を継続しつつ、従前のおり、対面や電話等による学習相談を

再開している。

なお、新入生に対しては、「SA (Student adviser) 」という2年生有志のボランティアグループが、課外活動、生活面等について広くアドバイスを行う体制が整っており、教員や職員に相談できない事柄について、学部上級生との交流の中で相談しやすい風土が醸成されている。

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

補習・補充教育は公式の制度としては実施していないが、授業時間外の個別指導は日常的に行われている。サブゼミによる時間割外でのゼミ指導や語学検定試験前勉強会等、教員または学生の自主的な学修を支援するため、総合政策学部事務室では空き教室を貸与している。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

本学では、2016年4月の「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」の制定を受け、制度の趣旨に従って障害のある学生への「合理的配慮」の提供に努めている。

さらに、2019年4月からは総合政策学部事務室に専属のCSWが1名配置されており、障害のある学生に対して、より重点的に支援を行う体制が整備された。

学生は事前にCSWに予約を行ったうえで相談をすることとなる。CSWは、学生から受けた相談内容や程度に応じて、学生相談室をはじめとする関連組織と連携しながら対応・支援を行うことになっており、特に授業の受講に関して合理的配慮等が必要な場合は、総合政策学部事務室教務グループの職員を通じて教務委員会で諮ったうえで、履修科目教員への合理的配慮の対応を行うこととなる。さらに、CSWは学修支援にとどまらず就職に関しても支援するケースもあり、十全な支援体制が整備されていると言える。

なお、障害を抱える学生に対しては、受験段階から相談に応じ本学での学修環境に納得いただいた上で入学するため、入学後はほとんど苦情が寄せられることはない。

相談件数は、2019年度1,756件、2020年度3,577件、2021年度5,862件となっている。

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

本学には在学学生を対象とする各種奨学金制度が設けられている。総合政策学部独自の奨学金制度としては次の①～④がある。

- ①「総合政策学部プロジェクト奨学金」
- ②「総合政策学部給付奨学金（経済支援）」
- ③「FPS 奨学金（成績優秀者）」
- ④「国際インターンシップ奨学金」

いずれも冊子「奨学金 一案内と手続」、C plus、履修要項（『ACADEMIC CATALOG』）、掲示等で広く学生に情報提供を行っている。

このほか、奨学金以外の経済的支援策としては⑤「ゼミ活動補助費」がある。

①総合政策学部プロジェクト奨学金

「プロジェクト奨学金」は、「社会問題の発見・解決または社会文化現象の解明を目指した体験学習・調査学習（以下、総称して「プロジェクト」という）を奨励する」ことを目的に運用している。

出願資格は、次の要件をすべて満たす総合政策学部学生である。

- (あ) 2年次から4年次まで
- (い) 総合政策学部所属の専任教員（特任教員を含み、外国人外国語契約講師を含まない）が担当する当該年度授業科目においてプロジェクトを企画・実施すること（指導教員の推薦を受けられること）
- (う) 上記（い）のプロジェクトをグループで実施する場合は、出願者がその活動において中心的な役割を担っていること

なお、プロジェクト奨学金の給付人数は、8人程度となっている。
プロジェクト奨学金の出願者数・採用者数は次のとおりである。

[総合政策学部プロジェクト奨学金実績過去5年分]

単位：人

年度	2018	2019	2020	2021	2022
出願者数	15	17	9	14	10
採用者数	7	7	6	8	6

プロジェクト奨学金に採用された学生の活動成果についてはリサーチフェスタにおけるプレゼンテーションや1年次必修科目「総合政策概論」での発表を行うほか、報告書としてとりまとめ、本学公式Webサイトの学部ページや総合政策学部ガイド等を通じて学内外に対して広く公開を行っており、総合政策学部における学修成果の発信という観点でも大きな役割を果たしている。

2022年度のプロジェクトテーマは次のとおりである。

- ・日本の環境エネルギー安全保障の維持について
- ・初等中等教育における教員の過重労働：実態調査と改善に向けた提言
- ・日本におけるウクライナ避難民の生活支援—急拡大する受け入れにおける課題とは—
- ・「先端技術を活用した格差の是正」—VR×スポーツの可能性を探る—
- ・インドネシアを災害の危機から救え～日本との防災対策の違いを通して～
- ・食品販売部門におけるプラスチック容器包装の簡素化に向けて

②総合政策学部給付奨学金（経済支援）

総合政策学部では、能力および修学意欲があるにもかかわらず経済上の理由により修学が極めて困難な中央大学総合政策学部学生を学部給付奨学生（経済支援）として採用し、学部給付奨学金（経済支援）を給付している。

出願資格は次の基準すべてを満たす総合政策学部の学生である。

- (あ) 2年次以上であること
- (い) 能力および修学意欲があるにもかかわらず経済的事情により勉学に多大な支障が生じていること
- (う) 前年度までのGPAが2.0ポイント以上であること
- (え) 「国の高等教育修学支援新制度（家計急変含む）」を受給していない者

その年の景気状況等により応募者数に増減はあるが、広報活動が行き届いており、次のとおり毎年一定数の応募がある。

[総合政策学部給付奨学金実績過去5年分] 単位：人

年度	2018	2019	2020	2021	2022
出願者数	17	15	17	13	12
採用者数	15	10	11	11	9

本奨学金については、奨学金委員会において慎重な書類審査を重ね、状況に応じて各採用者の給付金額を決定している。本奨学金の給付金額は、「中央大学経済援助給付奨学金（父母年収合計 300 万円以下）」（給付金額は総合政策学部学生：一律 38.6 万円）との併願、併給を可とした上で、給付金額をその年度の授業料相当額－38.6 万円、授業料 2 分の 1 相当額、授業料 4 分の 1 相当額、等としている。

③FPS 奨学金（成績優秀者）（2022 年度より制度変更）

特に学力・人物ともに優れている中央大学総合政策学部学生、および、その他の諸活動において顕著な実績を収めた総合政策学部学生を FPS 奨学生（成績優秀者）として採用し、FPS 奨学金（成績優秀者）を給付している。

出願資格は次のいずれかを満たす総合政策学部学生としており、奨学金委員会において推薦者を選出し、教授会へ推薦している。

（あ）2 年次以上であること

（い）前年度に学長賞・学部長賞受給者に準じる優秀な成績を修めた者。

- ・政策科学科：各学年の 2022 年度総合政策学部学長賞・学部長賞奨学金受給者を除いた、通算 GPA 上位 4 名
- ・国際政策文化学科：各学年の 2022 年度総合政策学部学長賞・学部長賞奨学金受給者を除いた、通算 GPA 上位 4 名

FPS 奨学金（成績優秀者）の出願者数、採用者数、学部推薦者数は次のとおりである。

[FPS 奨学金実績過去5年分] 単位：人

年度	2018	2019	2020	2021	2022
自由応募出願者数	8	2	2	4	-
自由応募採用者数	4	2	2	4	-
学部推薦者数	16	16	19	16	25

FPS 奨学生（成績優秀者）に対しては、学部長主催の表彰式を行い、勉学への熱意を奨励することで更なる飛躍を促している。

給付金額は年額 5 万円であるが、給付を受けた学生たちは学業成績優秀者としての自覚を新たにし、ゼミや学内外での研究活動においてより積極的に中心的な役割を果たしている。

④ゼミ活動補助費

総合政策学部のゼミ活動に関連して各種調査や合宿を行う際に以下の金額を補助している。ただし、同一授業、同一人につき、補助対象活動項目毎に、年 2 回を限度としている。

a. 見学調査補助

交通費・・・1 万円を上限とする（多摩校舎を積算の起点とし、上限か実費のいずれか低い額を補助）。

b. 国内で行う地域調査補助

交通費・・・4 万円を上限とする（多摩キャンパスを積算の起点とし、上限か実費のい

れか低い額を補助)。

宿泊費・・・1泊あたり6千円を補助。一人当たり6泊が限度となっている。

c. 国外で行う地域調査補助

交通費・・・6万円を上限とする(多摩キャンパスを積算の起点とし、上限か実費のいずれか低い額を補助)。

宿泊費・・・1泊あたり6千円を補助。一人当たり6泊が限度となっている。

○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対する支援として、交換留学生対象の履修ガイダンスを2017年度より文系5学部合同で国際センターと連携して実施している。また、外国人留学生入学試験合格者に対しては他の学生と同様の支援を総合政策学部事務室にて実施している。

○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

大学全体の進路支援は、キャリアセンターを中心に活動している。

総合政策学部独自の進路選択に関わる支援としては、教務委員会で検討の上、新入生オリエンテーションにおいて、キャリアガイダンスを実施している。

また、正課においては、FPS seminar series (フロントランナーによる特別講演会)を実施しており、各分野の著名なゲストスピーカーを招聘し、学生が直接意見を交わすことが出来る機会を提供することで、学生のキャリア形成の一助としている。

○学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援

前述した、学生有志による新入生へのサポートを行っている「SA (Student adviser)」の活動を専任教員・総合政策学部事務室職員が支援している。SAの活動は学部ガイダンスの補助・支援業務に及んでおり、学生が日常肌で感じている学生生活に関する情報を新入生に伝える際には、このような支援体制が有効に機能している。

なお、SA活動は基本的にはボランティアの活動となっているため、それらの日常的な活動に対する経済的サポート体制は特に用意されていない。ただし、学部行事として実施する際には学部予算の範囲内で必要な備品を用意しており、少ない予算で工夫をして企画を実現することも学生にとって課題解決のための良い経験となっている。また、毎年学生と職員合同でSA反省会を行い、今年度の実績や反省点を振り返り、翌年度への改善事項として引き継いでいる。

その他、学生の課外活動に係わる事項を所管する委員会として、学部に入試広報(広報担当)委員会を設置し、委員である専任教員と学部事務室職員は、学生主体の映像制作・運営により制作されている「FPS News」(学部内の教員、学生に係わる様々な情報をYouTubeで配信)や学生主体で運営される「リサーチフェスタ」(ゼミ活動等の研究成果発表会)を支援している。

<点検・評価結果>

以上のとおり、総合政策学部における学生への支援体制は、広範な範囲を網羅し、適切であると言える。

<長所・特色>

新入生へのピア・サポートを行っている、学生ボランティアによるSA活動は、総合政策学部設立当初よりある特色のある取り組みである。

<問題点>

CSW への相談件数が年々増加しており、現在是对応可能な状況にあるが、今後も相談件数の増加傾向が続く場合、将来的に配置人数など体制に関する検討が必要になる可能性がある。

<今後の対応方策>

SA 活動については、立川市との包括連携にかかるイベント・ボランティア活動への参加という新たな取り組みを加え、その活動を学内に留まらず、学外にも拡げることで、総合政策学部の特色を更に伸長していく。

CSW への相談件数の推移を総合政策学部事務室や、必要に応じて教務委員会において注視し、相談件数が対応可能な件数を超える前に、増員に向けた予算措置を行う。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>**○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上**

大学評価委員会が新入生アンケート及び在学生アンケートを実施し、集計結果を公開している。総合政策学部では、当該アンケート結果を活用し、問題点の改善に取り組んでいる。

また、CSW の相談内容についても、月に1回の頻度で事務室職員に報告がなされており、具体的な面談件数や教員への配慮依頼の件数、新規に相談のあった学生の相談事由などを報告することで、障害のある学生への支援の定期的な点検・評価及び改善・向上につながっている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、適切な根拠に基づく定期的な点検・評価、及び根拠に基づいた改善・向上を行っており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部の教育研究等環境

<点検・評価項目①については全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

<評価の視点2については全学項目のため割愛>

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

<現状説明>**○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況**

11号館（総合政策学部棟）は、建設以来29年が経過して改修（リフォーム）の時期を迎えており、設備リフォームにより学生勉強・研究環境の利便性の向上を図ることが希求されている。この中で、次のことを順次行っている。

- ・11号館A棟の2・3階のコミュニティスペース（合計で約516㎡）に、オンライン授業や自習のために必要となるUSBでも充電可能な電源を増設した。
- ・11号館A棟における5カ所のトイレ設備を更新した。
- ・演習室のPC397台のリプレイス。

学生アンケートにおいては、新型コロナウイルス感染症拡大下により多摩キャンパスへの入構制限をされていた2021年度のアンケート結果を除き、PC・ネット環境、空調、授業以外の時間に休憩・自習できる施設の満足度は、非常に高い結果となっている。

なお、在学生アンケート（毎年5月頃実施）の「問21. 以下の学内施設及び設備について、あなたはどの程度満足していますか。」における総合政策学部学生の肯定的回答（[1. 満足]または[2. どちらかといえば満足]）の割合は次のとおりである。

[総合政策学部棟の学修環境等に対する満足度]

年度	2017	2018	2019	2020	2021
教室内の設備（机、椅子等）	66.7%	60.9%	65.7%	73.8%	53.6%
PCやネット環境等の情報機器・環境	74.4%	70.5%	71.9%	83.0%	57.9%
空調	67.9%	67.7%	69.6%	77.4%	57.9%
トイレ	60.0%	51.1%	41.7%	51.7%	45.5%
授業以外の時間に休憩・自習に利用できる施設	74.5%	68.8%	72.8%	80.1%	48.7%

一方で、総合政策学部棟である11号館は、建築後29年が経過しており、建物そのものの老朽化により、雨漏りが発生するなど修繕が必要な箇所も出てきている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、校地・校舎等の整備、キャンパス・アメニティの整備、及びそれらを維持管理する体制の整備は適切に行われている。

<長所・特色>

11号館A棟の2・3階のコミュニティスペースは、総合学部学生の交流の場としての機能を有しており、これが学部学生の一体感を生む土壌ともなっている。

<問題点>

建築後29年を経過し、11号館建物そのものが老朽化しており、雨漏りが発生するなどしている。

<今後の対応方策>

学生の教育・研究及び学生生活に資する環境や施設の整備を行っていくため、建物に関する予算の確保に向けて、関連部課室との調整を行っていく。

<点検・評価項目③については全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

<現状説明>

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

総合政策学部の授業は、主に11号館A棟にて行われている。1階には情報処理学習施設として演習室が3室（各定員80名）設けられており、情報処理関連の授業のほか、語学関連の授業を行っている。また、講義利用時間以外は、8時～23時までの間、総合政策学部学生が自由に情報機器を利用できる場を提供している。2階には講義室3室（定員85名：2室、定員56名：1室）の他、約190㎡のスペースを自習室及び情報自習室として学生に開放し、情報処理をはじめとして各種の授業科目の自習ができる場を提供している。3階には約360㎡の総合政策学部専用の図書館を有しているほか、4階には講義室4室（定員85～128名）、演習室1室を設けている。また、学生が「FPS News」を制作することができる動画編集スタジオ1室が設置されている。5階には演習（ゼミ）・語学専用教室（13室）が設置されており、総合政策学部の少人数教育の拠点となっている。

ただし、総合政策学部には、8号館の大教室棟の割り当てがなく、100人を超える履修者がいる科目については、授業時間を法学部、経済学部、商学部が8号館教室を利用しない時間に割り当てざるを得ないため、学生の科目履修の自由度の弊害となっている側面がある。さらに、総合政策学部では、「いつでも自由に情報環境を利用できる」ことを目標にして、11号館内の無線LANの整備により、館内ならどこでも貸出専用のPCがインターネットに接続可能な状態となっている。

また、2020年度に新型コロナウイルス感染症が拡大し、全ての授業がオンライン授業となった際には、早急にオンライン授業機器を整備したほか、通信料を大学負担とする貸出ルーターをいち早く準備し、通信環境弱者に対する支援策を講じた。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

学部棟施設に関しては、休日、年始年末を問わず開門から閉門までの時間（8時～23時）に学生が自由に使える体制をとっており、学生の生活の時間帯には常時使用が可能となるよう配慮がなされている。しかしながら、休日、夜間は管理者が不在とならざるをえない。また、特に11号館は正門から直線的に出入り可能であるため、この間の防犯を考える必要がある。この対策として情報演習室、自習室に関しては、電子鍵（ICカード式）を設置するとともに、扉に窓を設けることで廊下から室内が見える構造とし、防犯効果の向上を図っている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、総合政策学部の教育目標を達成すべく多様な教育研究に対応する適切な施設となっている。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

総合政策学部には、8号館の大教室棟の割り当てがなく、100人を超える履修者がいる科目については、法学部、経済学部、商学部が8号館教室を利用しない時間に割り当てざるを得ないため、学生の科目履修の自由度の弊害となっている。

＜今後の対応方策＞

2023年度の法学部の都心全面移転に伴い、8号館や6号館の教室を利用出来る可能性があるため、経済学部、商学部と調整をしながら、大教室確保の方策を進める。

◇学部における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

＜現状説明＞

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

学内研究費には、「基礎研究費」、「特定課題研究費」、「共同研究費」がある。このうち、個人研究費に相当するものは「基礎研究費」（年額43万円）である。「基礎研究費」は、個人で行う学術研究を支援することを目的とする基盤的な研究費である。「共同研究費」は、本学における優れた学際的学術研究を格段に発展させるとともに、学部、大学院、研究所及び学外研究機関との研究交流を促進し、これにより研究・教育水準の一層の向上を図ることを目的としている。

個人研究室は、一人1室となっており、大部分の研究室は11号館B棟の4階と5階に設置されている。研究室の移動も可能であり、総合政策学部教授会でアンケート調査を行い、個人研究室の移動等の希望を確認している。備え付けの書架、机、椅子のほか、申請により予算の範囲内で必要器具の購入が認められる。

また、本学の専任教員に対し、一定期間校務を免除し、研究に専念させるための制度として「特別研究期間制度」と「在外研究制度」があったが、研究期間の定期的な取得や、研究活動の進捗等に応じた柔軟な研究計画の設計を可能とするため、2022年度からは「研究促進期間制度」に変更された。新制度は、1年間または半期（学年暦の前期または後期）を取得期間として、授業及び校務を免除し、研究活動に専念する時間を確保するとともに、研究費の助成を行う制度となっている。対象の教員には研究促進費として上限120万円（半期の場合は上限60万円）が支給され、研究期間中に海外の研究機関にて活動する場合においては、250万円を上限とした海外活動補助費を支給される。なお、「研究促進期間制度」の予算額から、総合政策学部所属教員のうち毎年2～3人程度がこの制度を活用できる。

○ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

総合政策学部においては、大学院学生による TA 制度があるが、主に情報処理関連教育において活用されており、一度に多くの学生を対象として PC の操作方法等について教育を行う際には、担当教員との連携の下、適切な活用がなされている。その他の科目については、これまで基本的に少人数教育を行っているという事情もあり、活用実績が少なかったが、2013 年度からは、これまでの内規を改正し、実験・実習・演習を伴う授業及びその他教授会で特に必要と認められた授業であれば、TA を雇い入れることができるという条件の下で、TA 制度活用の促進を図っている（ただし、2013 年度以降の採用実績はなし）。

<点検・評価結果>

以上のとおり、教員の研究活動を支援する環境や条件について、研究費や研究専念に関する制度、そして教育支援体制などは適切に整備されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教員の研究活動が活発に展開されているか。

評価の視点 1：論文等研究成果の発表状況

評価の視点 2：国内外の学会での活動状況

評価の視点 3：研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

<現状説明>

○論文等研究成果の発表状況

○国内外の学会での活動状況

総合政策学部の教員組織は、学部創設時の理念に基づいて様々な分野の教員から構成されており、その分野は多岐にわたる。各教員の研究成果の発表状況は教員研究者情報データベースに教員各自が入力できる仕組みになっており、本学公式 Web サイトを通じて広く公開されている。本データベースを基とする指標データ「専任教員の年間論文発表件数」、「専任教員の学会等における年間発表数」、「専任教員の年間著書発刊件数」の推移は下表のとおりである。

論文等研究成果の発表状況を把握するために、著書・論文の発刊、学外における講演活動等について本学公式 Web サイトの学部ページに「新着ニュース」として掲載し、相互の情報交換の場としている。さらに学部紀要『総合政策研究』を年 1 回発行し、その出版過程のものも教員相互にコメントを行う期間を設け、教員間の研究の相互理解に努めている。なお、冊子での発刊だけでなく、本学公式 Web サイトの研究実績（学術リポジトリ）で公開を行っている。

また、ほぼ全員が国内の複数の学会に所属し研究活動を行うほか、それぞれの専門に応じて海外の学会に所属、論文を寄稿、または出張して研究発表を行っている教員もいる。

[論文等発表件数]

年度	2017	2018	2019	2020	2021
専任教員の年間論文発表件数	26	15	11	18	18
専任教員の査読付き論文発表数	9	3	4	4	6
専任教員の学会等における年間発表数	66	35	27	25	21
専任教員の年間著書発刊件数	25	12	4	9	8

○研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

特定課題研究費交付を受けて行われる研究プログラム数の状況は次の通りである。

[特定課題研究費の交付実績]

年度	2016	2017	2018	2019	2020
交付件数	9	8	8	10	7

<点検・評価結果>

以上のとおり、研究成果の創出、学会発表、研究プログラムの展開状況から、総合政策学部の教員は一定程度の研究活動を行っていると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点1は附置研究所対象>

評価の視点2：科学研究費の申請とその採択の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

<現状説明>

○科学研究費の申請とその採択の状況

科学研究費助成事業の過去5年分の採択件数（新規・継続）は次のとおりである。

[科学研究費への申請・採択状況]

申請年度	2017	2018	2019	2020	2021
申請件数（新規・継続含む）	24	24	19	23	19
採択件数（新規・継続含む）	19	17	13	13	14
専任教員数（特任教員を含む）	41	41	36	37	40
採択件数（合計）÷専任教員数（特任教員を含む）	46.3%	41.5%	36.1%	35.1%	35.0%

○学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

総合政策学部として学外における競争的研究資金を獲得している実績は、現在のところ存在しない。

<点検・評価結果>

以上のとおり、科学研究費助成事業については、申請数の増減はあるものの、採択数については、安定的に推移している。しかしながら、科学研究費以外の競争的研究資金の獲得実績がないのは課題として残っている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

科学研究費以外の競争的研究資金の獲得実績がないことが問題である。

<今後の対応方策>

総合政策学部では、先述のとおり、2020年4月17日開催の教授会において、委員会等の学

務負担のあり方について、①委員会を整理して委員会数及び委員の延べ人数を減じること、②意思決定構造を明確化して議論の重複を減らすこと、③各教授会員の負担の見える化、を旨とする学部設置の委員会の再編案を承認し、教育・研究以外の負担を減じる策を講じた。こうした取り組みを通じて、研究時間の確保、研究費の獲得についても推進していく。

◇学部における社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

評価の視点3：地域交流・国際交流事業への参加状況

<現状説明>

○教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

総合政策学部では、現状では公開講座として開設している科目はないが、本学の卒業生組織である学生会主催の学術講演会や、八王子市からの依頼による「八王子学園都市大学（いちょう塾）」に、講師派遣を行っている。特に、八王子学園都市大学（いちょう塾）には、大学を退職後の教員を派遣している実績もあり、教員退職後も教育研究成果の還元を行っている例もある。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

総合政策学部では、公益財団法人公共政策調査会の寄附講座として「社会安全政策論」を開設し、警察政策研究センターからの派遣講師により、社会安全政策の学問上並びに実務上の位置づけについて体系的教育を行っている。

また、FPS Seminar Series を開設し、各学期に2回（年4回）、各分野のフロントランナーをゲストスピーカーとして招聘し、より創造的な学生の育成を目指している。

○地域交流・国際交流事業への参加状況

2022年1月28日に本学と立川市が連携包括協定を締結したが、この起点・窓口となったのは総合政策学部である。

総合政策学部では、2022年度から「総合政策概論」において授業計画の中に立川市連携講座を組み入れ、立川市職員による基礎自治体公務員の業務に関する講義を開設したほか、立川市砂川学習館での児童向けイベントに総合政策学部のゼミの学生が協力することとなっている。立川市は、住宅地、農地、商業地、工業地域という複数の要素を有した自治体であり、総合政策学部で実施するフィールドワーク等には適切な地域である。

また、正課の活動ではないが、立川市の募集する各種ボランティア事業に関して、SAを中心に情報展開をし、ボランティア活動への学生の参画を促している。

なお、総合政策学部独自のプログラムではないが、総合政策学部所属教員が担当するFLP（ファカルティ・リンケージ・プログラム）の授業において、秋田県のサッカーチーム「ブラウブリッツ秋田」と協働し、秋田県において、高齢化が引き起こす社会課題の解決に取り組む「福+（ふくたす）プロジェクト」という学生主体の活動を2014年から行っている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、総合政策学部では、中央大学の社会連携と社会貢献に関する理念に基づき、現職の教員に留まらず、退職教員や学生も地域交流に参画しており、教育研究成果を適切に社会に還元している。

<長所・特色>

2021年の立川市との協議段階においては、先述の取り組み以外にもいくつかの連携の可能性が示されており、さらに連携が進むことが期待できる。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方針>

立川市との交流事業を積み重ね、さらに新しいプログラムの開発を行う。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛>

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

<現状説明>

○意思決定プロセスが明確化されているか。

総合政策学部教授会の下に、学部運営委員会、人事委員会、入試広報委員会、奨学金委員会、総務委員会のほか、教務委員会（傘下に外国語力向上（英語）、（英語以外）の外国語の2グループ、情報の3委員会）、危機管理委員会、懲戒委員会、将来構想委員会、さらに大学評価委員会の下部組織となる総合政策学部組織評価委員会を置き、各委員会の目的・構成・審議事項等は学部内規として整備している。教授会員は、こうした委員会審議を分担し、学部長に検討結果を上程している。学部長は各委員会から上程された事項を教授会の審議・報告事項として取り上げ、その結果、多くの議論を経て学部運営に関する事項が承認される仕組みとなっており、教授会における審議事項は慎重かつ適切に決定されている。

○学部長の権限と責任が明確化されているか。

学部長の権限は、学則第9条第2項において、学部に関する事項をつかさどり、学部の代表者になることが定められている。学部長は、学部の最高意思決定機関である学部教授会の議長として学部の運営に係る事項について、学部の意思を取りまとめ、学部の代表として全学的な意思決定の場に臨んでいる。また、学部長は職務上理事となり、学部のみならず、本学を設置する学校法人の経営に対しても参画することが可能となっている。このように、学部長の権限は学則に規定されており、現状におけるその権限及び行使については、適切かつ妥当なものとなっている。

なお、同条第3項では学部長の任期は2年で、再任を妨げないものと規定されている。

○教授会の権限と責任が明確化されているか。

総合政策学部教授会は、学則第11条第2項に基づき、総合政策学部の教授、准教授、助教によって構成される。また、同条第3項の規定により、学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事、学位の授与に関する事について審議するほか、学部運営の方針等の17項目については学長に述べる学部意見を審議する役割を負っている。この他、全学に関する教育研究等の重要事項についても審議、報告、意見聴取、懇談等が行われる。学部教授会は毎月1回程度開催（この他、必要に応じて臨時教授会を開催）しており、上記に示した学部運営上の審議を適切に行っている。

○学部長の選考方法の適切性、妥当性

学部長の選任については、学則第11条第3項第3号及び総合政策学业内規に基づいた適切な選任手続が行われている。

具体的には、「学部長選挙についての申し合わせ」に基づいて選任手続がなされるが、選挙は、休職、研究促進期間制度及び海外出張中の者を除いた教授会員の3分の2以上が定足数となっており、選挙は、所定の投票用紙により、単記無記名の投票によって行われる。なお、研究期間促進期間制度利用中の者で本人が投票を希望する場合は、上記申し合わせに基づき、選挙人に含めた臨時定足数により選挙を行うことができる。

選挙は、教授会で選ばれた2人の選挙管理委員による指示の下で厳正に行われ、投票総数の過半数を得た者が学部長となる。なお、第1回の投票で過半数の得票を得た者がいない場合には、上位の得票者2人について決選投票を行い、多数を得た者が学部長となる。

<点検・評価結果>

以上のとおり、学部内の意思決定プロセス、学部長及び教授会の権限と責任が明確化されている。また、学部長の選任は学内規程及び内規にしたがって適切かつ妥当に行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

総合政策学部事務室は、中央大学事務組織規則に明文化された分掌に基づき、事務長はじめ8人の専任職員が、教務・学務の2グループに分かれ、業務遂行にあっている。

教務グループは、授業編成、授業実施、履修、試験、成績、学籍、証明書、関係する学部内各種委員会（教務委員会等）の運営補助等にあたる。また、学務グループは、教授会をはじめ、入学試験のうちの特別入試（指定校推薦入試など）、学部が選考する奨学金、学部の予算管理が関係する学部内各種委員会（入試広報委員会、奨学金委員会等）の運営補助等にあたる。なお、両グループでは各々、副課長1人が業務監督の任にあたる。

総合政策学部事務室の専任職員構成は、事務長1人、担当課長1人、副課長2人、担当副課長1人、課員3人となっており、このほかに嘱託職員1人、派遣職員3人、委託職員1人、教員室業務にあたるパートタイム職員3人がいる。また、学部が管理するシステム管理室には嘱託インストラクター2人が、教員・学生の情報環境利用をサポートしている（いずれも2022年5月1日現在）。

総合政策学部は創設当初から少人数教育をコンセプトに掲げており、その事務室は徹底した学生サービス・教員への助力に努めている。また、他学部の事務室よりも少人数の構成となっているため、グループ制による業務分担に限定せず、「総合政策学部事務室業務分担」によって一人の専任職員が複数の業務を担当する仕組みを指向し、各人の職務領域も多岐にわたり、一人ひとりの役割が極めて大きな組織となっている。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

人事課で企画・実施される資格別研修・目的別研修については、課員は業務を調整して積極的に参加しているが、外部研修については個人の参加意識と裁量にまかされている。研修機会については、個人の申し出により業務調整を行っていることにより確保されていると言える。また、全員参加の職場研修も過去に実施している。

事務業務の専門性の向上については、学部事務室職員として私立大学関係の研修会等で他大学の事例研究や情報交換で習得する必要がある。また、業務の効率化においては、OJTを中心に、業務の改善を考え、各職員が意識して業務に取り組んでいる。

教職協働の取組みについては、学部の自己点検・評価活動を行う総合政策学部組織評価委員会や、授業編成や留学等を扱う教務委員会の構成に、職員が委員として学部の運営に携わっている。また、学部の運営に関しては、他大学の政策系学部と連携した「八大学政策系学部長懇談会」に学部長や学部長補佐と共に職員が同行し、他大学の情報収集を行っている。

事務機能の効率化については、他学部に比して事務室専任職員の人数が少ないこともあり、先述したような専任職員、嘱託職員、派遣職員、委託職員、パートタイム職員といった様々な雇用形態の職員について、業務分担を定め業務を遂行しているが、マニュアルの整備や情報の共有を進め、業務の平準化・効率化に努めている。

＜点検・評価結果＞

以上のおり、事務組織の役割と構成、人員配置は適切であり、また、事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策も適切に整備されているといえる。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

以上

国際経営学部

◇学部の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

＜現状説明＞

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

本学は、明治18年（1885年）に、建学の精神に「實地應用ノ素ヲ養フ」を掲げ、「英吉利法律学校」として設置された。この建学の精神は、昭和50年に改めてこれを自らの使命と位置づけ、「中央大学学則」第2条において「本大学の使命」として「本大学は、その伝統及び私立大学としての特性を生かしつつ、教育基本法の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献すること」と定め、現在に引き継がれている。

国際経営学部は、本学の建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」という教育理念に基づき、経営学・経済学に関する理論とその関連領域の教育研究を通じて、企業経営やグローバル経済に係る専門知識と高い語学運用能力をもって国際社会を舞台に活躍できるグローバルビジネスリーダーを育成することを目的として、2019年4月に開設した。教育研究上の目的は、「中央大学学則」第3条の2（7）に明示している。

＜点検・評価結果＞

大学の理念・目的を踏まえ、建学の精神に則って、適切に学部の目的を定めている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

＜現状説明＞

○構成員に対する周知方法とその有効性

○社会への公表方法

国際経営学部の教育研究上の目的は、「中央大学学則」第3条の2において、「経済学、経営学に関する理論と関連領域にかかる教育研究を行い、急速に変化する国際企業経営に必要な企業経営やグローバル経済にかかる専門知識を駆使し、国際地域研究を通じた学びと高い語学運用能力で国際社会を舞台に活躍できる実践知を備えた人材を養成する。」と明示している。その内容については、教職員・学生には履修要項等の冊子や各種説明会等で周知を図っているほか、本学公式Webサイトにも掲載し、広く社会に公表している。

＜点検・評価結果＞

国際経営学部の教育研究上の目的は学則上に明示しており、内外の周知・公表の方法も妥当である。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

＜現状説明＞

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

国際経営学部は、大学全体の計画である中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に基づき、2019年4月に設置された学部であるが、開設直後から、授業アンケートに対する学生の回答結果や、授業担当教員の意見等を踏まえ、学部の目的等に照らして完成年度後の学部のありかたを模索してきた。当初は、学部長及び学部長補佐の会議体である教務委員会が主導してきたが、2019年12月に①ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの見直しに関する事項、②カリキュラム改正に関する事項、③大学院研究科開設に関する事項、④その他国際経営学部の将来構想に関する事項、の審議及び連絡調整を担うものとして、学部長を委員長とし、学部長補佐3人を含む将来構想委員会（13人）を設けることとした。将来構想委員会は、学部長がリードしながらも、将来の学部の中核を担う中堅・若手の教員が自由で活発な議論を行う場として大きな役割を果たし、すでに、将来構想委員会及び教授会における審議を経て、2023年度に向けたディプロマ・ポリシーとカリキュラムの概要を決定している。

＜点検・評価結果＞

国際経営学部では、新設学部として開設前に定めた完成年度までの計画を実行することと並行して、完成年度後へ向けての準備を行ってきた。学部運営の中心には教務委員会があるが、学部の理念・目的を実現するための将来計画については、将来構想委員会を主体として、学部全体として議論していく体制が整えられており、効果的に機能している。

＜長所・特色＞

学部運営の中心には教務委員会があるが、学部の理念・目的を実現するための将来計画については、将来構想委員会を主体として、将来の学部の中核を担う中堅・若手の教員の自由で多様な意見を採り入れ、学部全体として議論していく体制が整えられており、効果的に機能している。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

教務委員会、将来構想委員会、教授会の連携のもとに、まずは2023年度に向けて、3つのポリシーの改訂と新カリキュラムへの移行についての準備を進めていく。さらに、学部を基礎

とするいわゆる煙突型の研究科を持たない学部として、既存研究科との連携に向けて道筋をつけることをめざしていく。

◇学部における内部質保証

＜点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛＞

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

＜評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛＞

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

＜現状説明＞

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

国際経営学部は、「中央大学大学評価に関する規程」に基づき、中央大学評価委員会の下組織別評価委員会である国際経営学部自己点検・評価委員会を設け、学部活動全般について、点検・評価する体制を整えている。具体的には、中央大学評価委員会が定めた方針に基づき、毎年の学部の自己点検・評価活動を実施し、その計画・結果をまとめた「自己点検・評価レポート」の作成と教授会への報告とを行っている。

自己点検・評価委員会には、学部執行体制に責任をもって直接関わる者が委員として加わっており、それによって同委員会が学部執行部と各種委員会との媒介項として機能することが可能となっている。そのため、改善向上の計画的実施に繋がる仕組みになっている。

具体的な改善事例としては、2020年度の自己点検・評価において、チュートリアル科目の再履修者減少の取組みが挙げられる。2019年度のチュートリアル科目においては、各クラスの中で、学生の英語（4技能）スキルに幅があり、学生側と教員側の双方でミスマッチが発生し、教育効果が高まっていない点が課題として認識された。これを受け、GTECスコアを活用したきめ細やかなクラス分けを行うなどの改善施策を実行し、その結果、同科目の再履修者の減少に至った。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

2019年度から2021年度までに提出した設置計画履行状況報告書について、指摘事項等はない。

＜点検・評価結果＞

国際経営学部では、全学で定められた手続きに従って毎年点検・評価活動を行い、改善を重ねている。また、設置計画履行状況報告書に対しては、これまでに指摘事項等はない。

＜長所・特色＞

国際経営学部では、開設初年度から自己点検・評価委員会において自己点検・評価活動を毎

年継続して行っている。その結果を活用し、学部の諸活動の改善活動を行っており、チュートリアル科目の再履修者の減少など具体的な成果が上がっている取り組みも存在する。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

2022年度に完成年度を迎えることで、2023年度以降は設置計画履行状況等調査の対象外となる見込みであり、今後は自己点検・評価活動の重要性が増すこととなる。今後は、新たに得られる卒業生の進路先データなど、各種指標を活用するなどして、より自己点検・評価活動を活発化させ、学部教育の質の向上に取り組むこととする。

◇学部の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

国際経営学部は国際経営学科のみの1学科で構成されている。入学定員は300人である。建学の精神「實地應用ノ素ヲ養フ」のもとに、経営学・経済学に関する理論とその関連領域の教育研究を通じて、企業経営やグローバル経済に係る専門知識と高い語学運用能力をもって国際社会を舞台に活躍できるグローバルビジネスリーダーを育成することを目的として2019年4月に開設した。コアとなる経営学や経済学分野の科目を1年次から集中して学ばせるとともに、短期留学を経験させるなど、国際地域理解やコミュニケーションスキルの獲得等も重視した教育を行っている。

グローバルビジネスリーダーの育成は、まさに現代社会の要請そのものである。また、大学を取り巻く国際的環境に配慮して、約7割の授業を外国語で実施し、卒業に必要な単位を英語で行われる授業のみで充足できる教育課程を備えている。4月に加え9月入学の制度も設け、外国人留学生を積極的に受け入れている。

<点検・評価結果>

国際経営学部は、建学の精神に則り、社会の要請に応え国際的環境に配慮した学部として開設されている。

<長所・特色>

英語で行われる授業のみで卒業に必要な単位を充足できるカリキュラム、9月入学者を含む海外留学生の積極的な受け入れなど、本学ではこれまで実施されていなかったグローバル化推

進策を取り入れており、国際経営学部は本学におけるグローバル化推進の強力なエンジンとなっている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

英語で行われる授業のみで卒業に必要な単位を充足できるカリキュラムや、9月入学制度を維持していくほか、将来にわたりグローバル志向の強い入学者にとって魅力的な学部となるよう、新たな施策についても検討を進めていく。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

国際経営学部は2022年度に完成年度を迎える学部であるため、これまでは文部科学省に届け出た組織形態を維持することが前提となっており、組織そのものの適切性を点検・評価する段階にはなかった。今後、自己点検・評価委員会を中心とした自己点検・評価活動等を通じて資料やデータを蓄積し、組織の適切性についても点検・評価を行い、改善・向上をめざしていく。組織の改編の必要が生じた場合は、教務委員会や将来構想委員会が中心となって、検討する。

<点検・評価結果>

これまでは完成年度前であり、組織そのものの適切性を点検・評価する段階ではなかったが、今後は通常のサイクルとして点検・評価の仕組みを回していく必要がある。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部の教育課程・学習成果

<点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛>

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

<現状説明>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表
 国際経営学部は、経営学・経済学に関する理論とその関連領域の教育研究を通じて、企業経

営やグローバル経済に係る専門知識と高い語学運用能力をもって国際社会を舞台に活躍できるグローバルビジネスリーダーを育成することを教育研究上の目的としている。この目的を踏まえ、以下のとおり国際経営学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を設定している。

(1) 国際経営学部において養成する人材像

企業活動がグローバルに展開する現代においては、一企業や自国の利益のみならず、各国が共存し、互恵関係をもって持続的に発展する社会を構築することができる人材が求められています。国際経営学部では、中央大学の建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」という教育理念に基づき、経営学、経済学に関する理論とその関連領域にかかる教育研究を行うことにより、企業経営やグローバル経済に係る専門知識を駆使して、国際地域研究を通じた学びと高い語学運用能力で国際社会を舞台に活躍できる、実践知を備えたグローバルビジネスリーダーの養成を目指します。

(2) 国際経営学部を卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度

国際経営学部では、グローバルビジネスリーダーとして必須となる外国語運用能力と国際コミュニケーション能力のほか、以下の専門能力を修得することを期待しています。

- 1) 企業のグローバルな活動における諸課題を経営学及び経済学を基本とした視点から把握し、組織とその活動メカニズムの理解に基づき業務を的確に行うことができる、深い専門能力
- 2) 統計的方法と手法によって現状把握と分析を行い、企業の経営戦略を立案することができる、深い専門能力
- 3) 自国と他国の歴史・政治経済・文化の違いを正しく理解し、互恵関係を構築して持続的発展へとつなげることができる、深い専門能力

(3) 国際経営学部の卒業に必要な学習量と卒業要件

国際経営学部では、卒業に必要な単位数を124単位、必要最低修得単位数は専門科目64単位、総合教育科目18単位、グローバル人材科目16単位、演習14単位としています。また、最高履修単位数は154単位として、うち1年次36単位、2年次38単位、3年次40単位、4年次40単位と無理のない履修ができるよう配慮しています。

(4) 活躍することが期待される卒業後の進路

国際感覚に優れ、高度の専門能力と高い語学運用能力に裏打ちされたグローバルビジネスリーダーの活躍先としては、グローバル企業や外資系企業のほか、国際的な活動をしているコンサルティング企業やシンクタンク、公的機関、国際機関が想定されます。

以上について、教職員・学生には履修要項等の冊子や各種説明会等で周知を図っているほか、本学公式Webサイトにも掲載し、広く社会にも公表している。

なお、現行の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、学部設置に先立って国際経営学部開設実行委員会が決定したものである。開設後に学生を受け入れ、授業を進めていく過程において、将来構想委員会等でポリシーの検証・見直しを進めた結果、2023年度に改定することとなった。この改定については、2020年4月の教授会にて概要を決定している。

<点検・評価結果>

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）には、①国際経営学部において養成する人材像、②国際経営学部を卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度、③国際経営学部の卒業に必要な学習量と卒業要件、④活躍することが期待される卒業後の進路を明示し、広く社会に向けて公表しており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

国際経営学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、以下のとおりである。

(1) 国際経営学部において展開するカリキュラムの基本方針・構成

国際経営学部では、企業経営やグローバル経済に係る専門知識を駆使して、国際地域研究を通じた学びと高い語学運用能力で国際社会を舞台に活躍できる、実践知を備えたグローバルビジネスリーダーの養成を目指しています。したがって、そのカリキュラムにおいても、グローバルビジネスリーダーの素養が身につくよう、総合教育科目群、専門科目群、グローバル人材科目群を設置し、基礎から発展へと段階的かつ体系的に科目を編成しています。

具体的には、専門科目群に、経営学や経済学を基礎とした関連科目を本学部の学びの核（コア）として位置づけ、国際経営スタンダード科目群として設置しています。さらに、国際経営スタンダード科目群の学修を発展・応用させる科目群として企業経営科目群、グローバル経済科目群、国際地域研究科目群を設置することにより、専門知識に厚みと深みを持たせています。

これらの専門知識を支える学びとして、総合教育科目群に基礎教養科目群、情報統計科目群を設置しています。

さらにグローバル人材科目群では、グローバル人材に必須となる語学運用能力やコミュニケーションスキルを年次を追って段階的に修得できるよう科目を設置しています。

これらの知識やスキルを定着、深化させ、さらに人間力を養う場として演習（ゼミ）を各年次に設置しています。

(2) カリキュラムの体系性

1) 1年次

到達目標：「経営学、経済学の基礎を学ぶ」

「国際経営学部での英語で実施する授業を受けるための英語力を身につける」

① 専門科目の学びのコアとなる国際経営スタンダード科目群の中でも基盤となる「経営学入門」、「経済学入門」および「ミクロ経済学」を学びます。また、専門科目を支える科目として、「経営統計入門」を学びます。

② 「アカデミック英語Ⅰ」では、英語で実施される専門科目等の授業内容が理解できるレベルを目標として、英語による【質問力】と【解決力】を向上させることを目的とします。また、「アカデミック英語Ⅱ」では、専門科目の講義で得た知識を発展させ、自ら英語で世界に向けて情報を伝える力が伸長できるよう【発信力】の増強を図ります。

③ 「Global StudiesⅠ」では、短期での海外語学研修を行います。現地研修での体験を通じて、英語運用能力の必要性を喚起させるとともに、コミュニケーション能力、自己管理能力、異文化適応能力、問題解決能力を養います。

④ 本学部の学びを支え、グローバルコミュニケーションにおいても土台となる基礎教養科目群から、自然科学、社会科学、人文科学等の教養科目を学びます。

⑤ 少人数教育による「入門演習」（ゼミ）を行い、大学では何のために、何を、どのように学ぶかを理解し、その手法を学びます。

2) 2年次

到達目標：「経営学、経済学を発展させた、企業経営分野・グローバル経済分野の専門科目を学ぶ」

「国際地域研究として、各国の歴史・政治経済・文化を学ぶ」

「専門科目の学びをディベートやレポート等で表現できる英語力を身につける」

① 1年次に修得した経営学、経済学の発展として、国際経営スタンダード科目群から「国際経営論」、「空間経済学」、「戦略経営論」、「多国籍企業論」、「国際開発論」を学び、3・4年次での専門科目の学びにつなげます。

②自国と他国の歴史・政治経済・文化の違いを正しく理解するため、1・2年次で各地域の「政治・経済」や「経済史」のほか、「異文化経営論」「日本の経営論」を学びます。

③「アカデミック英語Ⅲ」では、専門科目を基軸とした英語での【思考力】と【正しい発音】を修得することを目標とします。また「アカデミック英語Ⅳ」では、英語による総合的な【表現力】の完成を目指します。

④2年次以降も少人数教育による「専門演習」(ゼミ)を行います。専門演習は、専門分野における本格的な研究活動の中心部分を構成します。

3) 3・4年次

到達目標：「これまでの学びの集大成として、英語または母語以外の言語による卒業論文を制作する」

「企業経営やグローバル経済に係る専門知識を駆使して、国際地域研究を通じた学びと高い語学運用能力で国際社会を舞台に活躍できる、実践知を備えたグローバルビジネスリーダーを養成する」

①3・4年次は、これまで国際経営スタンダード科目群において培ってきた知識を応用させるべく、企業経営科目群、グローバル経済科目群にある先端的な専門科目を学ぶとともに、国際地域研究科目群の専門科目により各地域での経済論や企業論を学びます。

②国際コミュニケーション能力の向上のために、コミュニケーションスキル科目群から英語・中国語・スペイン語・日本語による「ビジネスコミュニケーション論」、「ビジネス交渉論」を学びます。また、「ATC21s(Assessment and Teaching of 21st Century Skills)」では、これまで修得したコミュニケーションスキルの統合化を行います。

③「専門演習」において、学びの集大成として英語または母語以外の言語による卒業論文を制作することを目標とします。

卒業時には、企業経営やグローバル経済に係る専門知識、国際地域研究を通じた学びと高い語学運用能力で国際社会を舞台に活躍できる実践知を備えていることを目標とします。

以上について、教職員・学生には履修要項等の冊子や各種説明会等で周知を図っているほか、本学公式 Web サイトにも掲載し、広く社会にも公表している。

なお、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を踏まえて作成しており、現行のものは学部の設置前に決定したものであるが、2023年度に学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を改訂することを決定済みであることから、新しい学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に沿って、将来構想委員会を中心に2023年度までに見直しを進める予定である。

<点検・評価結果>

国際経営学部の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を踏まえて作成している。なお、すでに学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を改訂することを決定済みであることから、新しい学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)と適切に連関するよう2023年度までに見直す必要がある。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点3は大学院対象項目のため割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか(必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等)。

評価の視点2：専門教育・教養教育の位置付け(教育課程における量的配分、提供する教育内

容等) (学部)

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点5：初年次教育・高大連携に配慮した教育内容となっているか。(導入教育の整備状況等) (学部)

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について(必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等)

○専門教育・教養教育の位置付けについて(教育課程における量的配分、提供する教育内容等)

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

国際経営学部には、企業経営やグローバル経済に係る専門知識を駆使して、国際地域研究を通じた学びと高い語学運用能力で国際社会を舞台に活躍できる、実践知を備えたグローバルビジネスリーダーの養成を目指し、国際経営学科を置いている。総合教育科目群、専門科目群、グローバル人材科目群、演習科目を設置し、基礎から発展へと段階的かつ体系的に教育課程を編成している。必修科目を中心に約7割の授業を外国語(主に英語)で行い、英語で行われる授業のみで卒業に必要な単位を充足することが可能となっている。卒業に必要な単位は、124単位である。

1) 専門科目群

企業経営やグローバル経済にかかる専門知識を学ぶために、専門科目群は、国際経営スタンダード科目群、企業経営科目群、グローバル経済科目群、国際地域研究科目群の4つの科目群により構成している。

(1) 国際経営スタンダード科目群

国際経営を学ぶうえで基礎となる科目として、1年次、2年次に国際経営スタンダード科目群を学修する。全8科目24単位が必修科目となっており、1年次は、経営学と経済学の入門的な科目(「経営学入門」、「経済学入門」、「ミクロ経済学」)を学修する。2年次は国際ビジネスの場面において企業内外の諸活動を統括管理する役割を担う際、身につけておくべき科目(「国際経営論」、「空間経済学」、「戦略経営論」、「国際開発論」、「多国籍企業論」)を学修する。

(2) 企業経営科目群、グローバル経済科目群

国際経営スタンダード科目群の学修の発展・応用と位置づけ、2年次、及び3・4年次の配当科目としている。学生が自身の目指すキャリアや学問的な関心により自由に学修できるように選択必修科目としており、企業経営科目群では戦略論を中心に、グローバル経済科目群では産業経営、公共経営、パブリックマネジメント及びその関連科目を中心に体系的に科目を構成し、これらの科目群から28単位以上を修得することにより企業経営やグローバル経済にかかる専門知識を修得する。

(3) 国際地域研究科目群

企業活動をグローバルに展開するうえで、地域を問わずに身につけるべき科目群と、国際地域研究に不可欠な側面である政治・歴史関連の科目、各地域における経済論や企業論を「日本・中国・アジア地域」、「欧州・米国・中南米地域」に分けて体系づけた科目群により構成しており、1年次は、地域を問わずに身につけるべき必修科目として「経済地理

学」を学修する。地域ごとに設定された科目についても1年次から選択必修科目として学修することができ、1年次には各国の政治・歴史、2年次に各地域の経済史に関する科目、3・4年次には経済論、政治社会論、企業論等の科目を設置し、学生自身の関心や履修モデルに基づき「日本・中国・アジア地域」もしくは「欧州・米国・中南米地域」のいずれかを選択することとし、6単位必修としている。

2) 総合教育科目群

総合教育科目群は、1・2・3・4年次の配当科目として情報統計科目群、基礎教養科目群により構成している。これらの科目群を学修することにより、国際社会における無限の情報を収集、分析する能力を養い、幅広い知識と豊かな人間性を持つ人材を育成する。

(1) 情報統計科目群

1年次に、統計分析手法を学ぶ基礎科目として情報統計科目群を設置し、「経営統計入門」4単位を必修科目としている。その他統計分析手法の学修のために、「経営数学入門」、「データ分析」、「経営数学」、「数量分析」、「計量経済学入門」、「情報科学」、「応用統計学」、「データベース」の中から6単位を選択する。

(2) 基礎教養科目群

基礎教養科目群ではグローバル人材に不可欠な幅広く深い教養及び豊かな人間性を涵養することを目的として、自然科学（「環境学」、「生物学」、「化学」）、社会科学（「社会学」、「法学」、「政治学」）、人文科学（「哲学」、「宗教学」、「歴史学」、「倫理学」）や「数学」、「データサイエンス」、「健康スポーツⅠ」、「健康スポーツⅡ」、「健康の科学」を設置し、8単位選択必修としている。

3) グローバル人材科目群

国際経営学部では、国際社会を舞台に専門知識を駆使することができる人材を養成するために専門教育においても外国語（主に英語）による講義・授業を行うこととしている。グローバル人材科目群では、授業を受けるために必要な英語力を身につけるとともに、国際社会を舞台に活躍するために必須となる高い外国語運用能力やコミュニケーションスキルを段階的に修得できるように外国語、コミュニケーションの科目群により構成している。

1年次には、英語で実施される専門科目等の授業内容が理解できるレベルを目標として「アカデミック英語Ⅰ」、「アカデミック英語Ⅱ」を必修科目として履修する。この「アカデミック英語Ⅰ・Ⅱ」では、入学時に受験するプレイスメントテストの結果により、レベル別クラスを構成し、自身のレベルにあった学習を行う。

また、「Global StudiesⅠ」も1年次の必修科目としており、海外で3週間から4週間の語学研修を中心としたプログラムに参加し、現地での体験を通じて、外国語運用能力の必要性を喚起させるとともに、コミュニケーション能力、自己管理能力、異文化適応能力、問題解決能力を養うことを目的としている。

2年次には専門科目の学びをディベートやレポート等で表現できる英語力を身につけるために「アカデミック英語Ⅲ」、「アカデミック英語Ⅳ」を必修科目として履修する。

また、英語のほかに、ビジネス界で使用人口の多い中国語、スペイン語科目を1・2年次科目として設置しており、選択科目として履修することができる。

3・4年次には、今までに学んだ外国語を実践的運用ができるよう、英語もしくは中国語、スペイン語、日本語の「ビジネスコミュニケーション論」、「ビジネス交渉論」を選択必修科目として履修する（いずれかの言語で4単位必修、日本語系科目は外国人留学生のみ履修可）。

この他、英語については、ビジネスミーティングやディスカッション等の専門性の高い英語の運用を学ぶ「アドバンスト英語」を設置し、留学時やグローバルなビジネス環境での活動に備え、グローバル人材としての実践知、国際的なコミュニケーション能力を身につける科目として、「Global Studies II」、「Global Studies III」、「ビジネスコミュニケーション」、「ATC21s(Assessment and Teaching of 21st Century Skills)」、「Field Studies I」、「Field Studies II」、「Field Studies III」を選択科目としている。

4) 演習科目群

1年次に「入門演習」を必修科目として設置し、アカデミックリテラシー教育として、学修に対する姿勢、レポートの書き方、プレゼンテーションの手法など大学での学修に必要なスキルを身に付け、2年次から開始される専門演習を学ぶための基礎力を養う。「専門演習」は専門性を高めるために継続して学修する構成とし、2・3・4年次に必修科目として設置している。4年次に設置した「専門演習V・卒業論文」では、担当教員の指導のもと4年間の学修の集大成として、卒業論文を作成する。

以上のとおり、専門科目群は、経営学や経済学を基礎とした関連科目を学びの核（コア）として位置づけ、国際経営スタンダード科目群として設置し、さらに、それを発展・応用させる科目群として企業経営科目群、グローバル経済科目群、国際地域研究科目群を配置している。

これらの専門知識を支える学びとして、総合教育科目群に基礎教養科目群、情報統計科目群を設置している。

さらに、グローバル人材科目群では、グローバル人材に必須となる外国語運用能力やコミュニケーションスキルを学年進行に合わせ段階的に修得できるように科目を設置している。

これらの知識やスキルを定着、深化させ、その専門性を発展させる場として演習（ゼミ）を各年次に設置している。

このように、現行の教育課程は、国際経営学の学位を授与する学士課程として体系的で妥当なものとなっているが、一方で、2019年から実際に学生を受け入れ、学年進行を重ねるにつれ、設置科目等について精査すべき点が顕在化し、改善の余地がある。すでに将来構想委員会等でカリキュラム改正に向けた議論を進めている。

○初年次教育・高大連携に配慮した教育内容について

国際経営学部では、1年次の必修科目として専任教員が担当する「入門演習」を設置している。各教員の個性を生かした様々なテーマに対するディベートやディスカッション、ブレインストーミング、バズセッションといった集団学習法を通じ、他者との議論に慣れるとともに考え方、レジュメ、レポート作成に関するルールと技術、およびプレゼンテーションの基本的な技術を身に付けることを共通の到達目標とする。原則として各クラスの履修者数の上限を15人とし、「入門演習」の担当者は、履修者のアカデミック・アドバイザーを兼ね、学修や大学生活全般の相談にも応じることとしている。

高大連携に配慮した取り組みとしては、附属高校からの進学者に対する高大接続学習「アクセスプログラム（模擬授業）」の実施や、指定校推薦・附属高校推薦による入学者に対する英語教材（Eラーニング）の提供を行ってきた。また、2022年度からは、全学的な取り組みとして、附属高校生徒を対象とする高大接続先行履修制度のほか、附属高校生徒に向けた様々なプログ

ラムが開始される。指定校、附属高校以外の高校に対しては、入学センターを通じた模擬授業等の要請に応じている。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

国際経営学部は、就業体験を通じて、企業経営やグローバル経済にかかる専門知識とコミュニケーションスキルを活用し、仕事や企業、業界、社会への理解を深めることを目的として、インターンシップを開講している。学部が推奨するインターンシップと、学生が独自に受け入れ先を探して応募し、手続き等を行う一般公募によるインターンシップとがあり、主に夏季休業中または春季休業中に実習を行っている。実習と担当教員による事前・事後学習を併せ、実習時間の長さに応じて「インターンシップA」または（2単位）「インターンシップB」（4単位）のいずれかとして単位認定・評価がなされる。

また、企業からの特別講師の派遣による寄付講座「特殊講義A（グローバル経営と経済・社会政策研究）」を開講しているほか、通常科目においても実務に通じたゲスト・スピーカーを積極的に招聘して講義を行うなど、キャリア教育に配慮した授業を実施している。

さらに、随意科目として、自立した社会人・職業人としての自己実現を目指し、自らの将来設計について考えるための、全学共通のキャリア教育科目が用意されている。

<点検・評価結果>

国際経営学部は、専門科目群、総合教育科目群、グローバル人材科目群、演習科目を設け、それぞれ基礎から発展へと段階的かつ体系的に履修ができるよう学年進行に応じて科目を配置している。

卒業に必要な124単位のうち、コアとなる専門科目から64単位を必修とし、これを支える総合教育科目及び外国語やコミュニケーションスキルを身に付けるグローバル人材科目から、それぞれ18単位、16単位必修とし、併せて、各年次に設けた演習（ゼミ）に14単位を充て、全体としてバランスのよい配分としている。

また、必修科目を中心に約7割の授業を外国語（主に英語）で行い、英語で行われる授業のみで卒業に必要な単位を充足することが可能となっている。

以上のように、国際経営学部はディプロマ・ポリシーに基づく教育を行うため、学士課程として、国際経営学科を設置している。

なお、完成年度までは、設置計画に定められた教育課程を運用していくが、学部の教育のさらなる改善・向上のためには、完成年度後に速やかに新しい教育課程に移行することが望ましい。

初年次教育としては、新入生が大学での学びに必要な基本的知識と技術を身に付けることを目的とした「入門演習」を必修科目としており、担当する専任教員が、アカデミック・アドバイザーを兼ねるきめ細かな指導体制をとっている。また、主に附属高校との関係を軸に高大連携の取り組みを展開している。

いわゆるキャリア教育としては、インターンシップ等を中心に、企業等とも連携した教育を行っている。

<長所・特色>

特になし。

＜問題点＞

現行の教育課程は、概ね体系的で妥当なものではあるが、さらなる改善のためには、科目設置等の見直しを実現する必要がある。たとえば、①コアとなる専門教育科目の関係性とバランス、②専門教育に必要なリテラシー教育のありかた、③英語教育、リテラシー科目、専門入門科目の適正配置、低学年教育のありかた、④専門教育における英語での授業のありかた等を論点として、見直しを進めていく予定である。

＜今後の対応方策＞

将来構想委員会で検討を進めてきた新カリキュラムを2023年度から開始する。具体的には、科目群の再構成、科目の新設と現行科目の適正配置と統廃合、単位の再配分、必修・選択区分の再設定等を行ったうえ、授業内容や授業方法についても見直していく予定である。なお、英語で専門科目を学ぶ学部という方針は維持する。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

＜評価の視点3は大学院対象項目のため割愛＞

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

＜現状説明＞

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

国際経営学部では、主要必修科目において、理解をより深めるために、チュートリアルによる授業を実施している。たとえば、「経営学入門」においては、週2回の授業時間を設け、まず履修者全員が同じオンデマンド授業を受講したうえ、語学レベルにも配慮した対面形式で行う50人程度のチュートリアル・クラスに臨むこととしている。チュートリアル・クラスでは、経営学の基本的知識を習得し、自身の考えを英語で明示し表現できることを目標として、ディスカッション、ディベート、グループワーク等、学生に主体的な参加を促す授業を行っている。

また、各年次に必修として設けている演習科目においては、各担当教員が専門分野によりPBL（課題解決型学習）、ディスカッション、ディベート、グループワーク、プレゼンテーション、実習、フィールドワーク等様々な手法を活用して授業を行っている。「専門演習」においては、最終的に、全員が、英語（又は母語でない言語）により卒業論文を作成することとしている。

さらに、「インターンシップ」や「Field Studies」のような実習からなる科目も設けている。「インターンシップ」は、担当教員の事前・事後指導を含み、企業等において就業体験を行うものである。「Field Studies」は、演習科目に紐づいており、担当教員の事前・事後の指導を含み、国内外で行うグローバル化を主眼とする実態調査・研修活動・実践活動等を行うものである。

このように国際経営学部では、カリキュラム全体として学生の主体的参加を促す授業内容、授業形態を取り入れている。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

国際経営学部の卒業に必要な単位は124単位であるが、単位を無理なく効果的に取得するために、年次・学期別に履修単位の上限を設けている。一方で、GPAが3.2以上の成績優秀な学生には、履修単位の上限を2単位超過して履修することを認め、学生の能力にふさわしい履修ができるよう弾力的な制度としている。

年次	1年次		2年次		3年次		4年次	
年次別最高履修単位	36		38		40		40	
学期別最高履修単位	22	18	22	24	26	26	26	26

シラバスには、「授業計画と内容」のほか「授業時間外の学修の内容」「授業時間外の学修に必要な時間数」も記載し、学生が授業時間外の自修時間も含めた適切な学修計画を立てられるよう配慮している。

年度開始時には、学生の年次に応じた各種ガイダンスを行い、教育課程や履修のルール等について教職員が指導するほか、新入生が上級年次の学生に相談できる機会も設けている。新入生には「入門演習」の担当者でもあるアカデミック・アドバイザーが配置され、2年次の「専門演習」開始時まで、指導や助言を行う。また、国際経営学部事務室が、随時履修相談に応じている。大学評価委員会が行った2021年度の在学生アンケート結果からは、「履修科目の決定や時間割作成にあたり、困ったことや悩んだことはありましたか」へ「あった」と回答した学生のうち、「履修登録の仕方や手順がわからなかった」（国際経営学部9.1% 全学部20.3%）、「不明な点を誰に相談したらよいかわからなかった」（国際経営学部16.2% 全学部28.3%）といった履修指導に関連すると考えられる理由は、他学部に比べ著しく低いことが見て取れる。

○シラバスに基づいた授業展開について

全学統一の様式にしたがってシラバスを作成している。内容は、「授業形式」「履修条件・関連科目等」「授業で使用する言語」「授業の概要」「目的」「到達目標」「授業計画と内容」「授業時間外の学修の内容」「授業時間外の学修に必要な時間数」「成績評価の方法・基準」「課題や試験のフィードバック方法」「アクティブ・ラーニングの実施内容」「授業におけるICTの活用方法」「教員の実務経験の有無」「テキスト・参考文献」「その他特記事項」である。国際経営学部では、授業担当者のシラバス作成後、カリキュラム委員会の委員が分担して点検し、必要に応じて修正を求める第三者チェックの仕組みを導入し運用している。

各授業の終了時に履修者に対して行っている授業アンケートにおける設問のうち、「講義要項（シラバス）に示されていた学修目標や内容と合致していた」の回答は、7段階評価で、2021年度の春学期科目平均5.8、秋学期科目平均6.0といずれも高い水準であり、全体的にシラバスに基づき適切に授業が実施されていることが確認された。

<点検・評価結果>

国際経営学部では、学生の主体的な授業参加を促すため、授業の形態、内容、方法に様々な工夫を凝らしている。また、単位の実質化を図るための制度や体制が整備されているほか、授業はシラバスに基づき実施されていることが確認されており、適切である。

<長所・特色>

国際経営学部では、主要必修科目において、理解をより深めるために、チュートリアルによる授業を実施しており、学生が授業に主体的に参加する環境が整っている。たとえば、「経営

学入門」においては、週2回の授業時間を設け、まず履修者全員が同じオンデマンド授業を受講したうえで、語学レベルにも配慮した対面形式で行う50人程度のチュートリアル・クラスに臨むこととしており、チュートリアル・クラスでは、ディスカッション、ディベート、グループワーク等、きめ細やかな授業が展開されている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

チュートリアル科目については、学部全体としてより高い教育効果が得られるよう、クラス分け手法の見直しなどの改善を重ねてきた。今後も改善に向けた検討・見直しを継続し、PDCAサイクルを適切に回していくこととする。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

<現状説明>

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

各科目について、教員はシラバスに「成績評価の方法・基準」を明示し、成績評価を行っている。

成績表示は、「中央大学学則」第40条及び「中央大学学則施行細則」第11条に基づく。2021年度まではA評価（90点以上）、B評価（80点以上90点未満）、C評価（70点以上80点未満）、D評価（60点以上70点未満）、不合格となるE評価（60点未満）であったが、2022年度からS評価（90点以上）、A評価（80点以上90点未満）、B評価（70点以上80点未満）、C評価（60点以上70点未満）、不合格となるE評価（60点未満）となった。また、未受験等で評価不能の場合はF評価としている。留学等によって単位認定をする場合は、N評価となる。

試験を受けたにもかかわらずF評価の場合は、国際経営学部事務室が成績調査の申請を受け付けている。それ以外に疑義がある場合は、学生は教員に尋ねることができる。

留学による単位認定は、国際連携委員会が、留学先の授業内容や授業時間数を確認して行うこととしている。

成績評価の結果は、集計されてGPAとして表示される。国際経営学部では、年次別最高履修単位の上限の緩和や早期卒業の条件として、GPAを活用している。

1単位あたりの学修時間については、「中央大学学則」第33条で、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準として、講義、演習、実験、実習及び実技に関する単位計算方法を定めている。国際経営学部では、各授業科目は原則として Semesterごとに配置し、学則に基づき、講義科目及び演習科目については、毎週2回14週（半期）の講義に対して4単位を、毎週1回14週（半期）の講義に対して2単位を、外国語科目及び体育実技科目については、毎週1回14週（半期）で1単位を付与している。

○学位授与を適切に行うための措置

国際経営学部は2021年度までに学位授与の実績はないが、「中央大学学則」第42条及び第43条に基づき、4年以上在学し、卒業所要単位を満たした学生について、教授会における審議

を経て、学位を授与する。

なお、第43条第2項に基づく早期卒業については、内規により具体的要件を定めており、本学大学院または海外の大学院に進学するGPA3.5以上の学生について、所定の手続き、審査を経て、3年又は3年半の在学期間で卒業が可能となっている。

国際経営学部では、卒業論文を必須としている。英語又は母語以外の言語を使用することとし、英語の場合、5,000ワード以上である。指導と単位の認定は個々の担当教員が行うが、2022年3月の教授会において、卒業論文の質を担保するため、学部長と学部長補佐からなる教務委員会が卒業論文を確認することを教授会で申し合わせている。

<点検・評価結果>

成績評価は、シラバスに方法・基準を明示し行っている。2021年度までに学位授与の実績はないが、必要な制度は整備されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

<現状説明>

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

国際経営学部は、7割以上の科目について外国語（主に英語）で授業を行っており、卒業に必要な単位のすべてを英語による授業で取得することができる。学生（交換留学生を含まない）の6人に1人が外国人留学生であり、他学部に比べ突出して外国人留学生比率が高い。外国人留学生を4月に加え9月にも受け入れているため、1年次には入学時期のずれによって必修科目のクラスが分かれるものの、基本的には、日本人学生と外国人留学生とが同じ授業を受講する。外国人留学生に開かれた学部であることはもちろん、海外志向の強い意欲ある日本人学生のニーズにも応える環境となっている。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

4月入学の外国人留学生は一定程度の日本語能力を備えているため、国際経営学部事務室が行う履修ガイダンスは特に日本人学生と区別していない。9月入学の学生は全員が外国人留学生であるため、国際経営学部事務室が行う履修ガイダンスも英語で行っている。入学時期、国籍を問わずすべての新入生に配布される履修要項は、日英併記である。また、別途、外国人留学生のみを対象として、国際センターによる学生生活等のガイダンスが実施されている。

2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により日本に入国できない外国人留学生が少なくないが、オンライン授業等で対応してきた。

正規入学の外国人留学生に対しては、日本人学生の場合と同様に、「入門演習」の担当者がア

カデミック・アドバイザーとして各種指導や相談にあたるほか、交換留学生に対しては、国際連携委員会が、履修希望科目やバックグラウンドを考慮して、アカデミック・アドバイザーを選出し、個別に対応している。

○国外の高等教育機関との交流の状況

国際経営学部は、短期留学を含む授業科目として1年次に必修の「Global Studies I」を設置しており、国際経営学部教員による半期の事前指導を経て海外の大学等での約1か月間の語学研修や実習等を全員が経験する。ただし、新型コロナウイルス感染症により2020年度以降は海外派遣を見合わせオンラインでの研修となっている。

交換留学（派遣）については、希望がありながら新型コロナウイルス感染症で断念した学生が少なくないが、それでも2021年度には15人が留学（一部オンライン）し、2022年度は、26人の留学が内定している。

交換留学生（受入れ）も決定後の取り止めが相次ぐ状態であるが、2022年5月現在11人が在籍（一部オンライン）している。

さらに、いずれも本学の協定校である、フォンティス高等職業教育機構（オランダ）及び国民経済大学（ベトナム）からの要請に応じ、2021年度にオンラインにより国際経営学部の教員がそれぞれ特別講義を行っている。フォンティス高等職業教育機構への講義は2022年5月にも実施する予定である。

<点検・評価結果>

国際経営学部は、英語で行われる授業のみで卒業単位を充足できる教育課程を置いており、外国人留学生に配慮しつつ日本人学生と外国人留学生が共に学ぶ環境を整えている。新型コロナウイルス感染症拡大下で活動が制限されている面はあるが、教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みは充実している。

<長所・特色>

外国語（主に英語）で行われる授業科目が多く、英語で行われる授業のみで卒業に必要な単位を充足できる教育課程を置いている。また、9月入学を実施するなどして、多様なバックグラウンドを持つ学生を受け入れており、教育課程の国際通用性が極めて高いといえる。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

英語で行われる授業のみで卒業単位を充足できる教育課程や9月入学制度を維持し、外国人留学生にとっても日本人学生にとっても、グローバルビジネスリーダー育成に寄与する魅力ある学部教育を継続していく。また、国際通用性を高めるための新たな施策についても検討を進め、さらに多様な国・地域からの外国人留学生の受け入れを実施する。

点検・評価項目⑦:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1:学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2:学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

<現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

授業科目ごとの学習成果は、成績評価を行うことにより測定する。その基準は「中央大学学則施行細則」第11条に基づくが、具体的な内容は、授業ごとにシラバスに、「到達目標」「成績評価の方法・基準」として明示している。シラバスは、学生への公開前にカリキュラム委員会がチェックしている。学期・年度ごとの学習成果は、GPAから確認することができる。なお、英語4技能については、入学時と2年次進級時にプレイスメントテストを実施し、CEFRのレベルに即して到達度の把握を行っている。

また、各学期の終了時に実施される授業アンケートには「この授業の内容を理解し、習得できた」「この授業によって、新しい知識の習得、または、自身の能力の高まりや成長につながった」等の設問があり、学生側の評価について、教員が担当科目の回答結果を確認することができる。

国際経営学部では、成績評価・GPA集計結果についてはカリキュラム委員会が、授業アンケートの集計結果についてはFD委員会が、それぞれ学期ごとに検証することとし、学修成果の把握と測定に役立てている。

加えて、大学評価委員会による在学生アンケートには「昨年度1年間を通じて、あなたは次のような能力や態度がどの程度身についたと思いますか」(内訳:①所属している学部・学科や専攻分野の専門的知識、②幅広い知識、教養、③外国語の運用能力、④社会の課題を自らの課題としてとらえられる問題発見力、⑤課題を解決するための問題解決力、⑥異文化や異なる背景を有する人々に対する理解力、⑦他者とのコミュニケーション能力)や「あなたは、国際経営学部が学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)で掲げる備えるべき知識・能力・態度について、現時点でどの程度備わっていると思いますか。」等の設問があり、その結果は、FD委員会、教授会で共有している。

国際経営学部においては、最終的な学習成果は卒業論文により測定される。学生は、2年半に及ぶ「専門演習」の集大成として、経営学、経済学、国際地域研究等の分野からテーマを決め、原則として5,000ワード以上の英文による卒業論文を制作する。第1期生の卒業を2023年3月に控え、2022年度末に最初の審査が行われるが、これに先立ち、2022年2月及び3月の教授会において卒業論文の執筆要領・基準等をまとめ、学生に公開した。卒業論文の審査は各担当教員が行うが、教務委員の要件確認を経ることとしている。

今後卒業生を出した後は、進路の分析等も学習成果の把握に反映させていく。

<点検・評価結果>

国際経営学部では、シラバスに明示した「到達目標」「成績評価の方法・基準」に従って各科目の成績評価を行い、学習成果の測定を行っている。これに加え英語については、CEFRの区分により到達度を測っている。学部としての最終的な学習成果の測定は卒業論文の評価によって行われる。また、主観的な指標としては、授業アンケートや在学生アンケートを通じて、学生自身の能力評価を行うこととしており、様々な指標を通じて学習成果の測定に取り組んでいる。

これらの仕組みが全体として機能するよう、教務委員会、カリキュラム委員会、FD委員会の

各委員会が、連携して管理している。

<長所・特色>

学位授与の条件として、卒業論文を課している。最初の卒業生が出るのは2022年度であるが、論文の内容はもちろん、英語（又は母語以外の言語）での作成を求めていることを併せ、本学部での学習成果を測定する重要な材料となることが期待できる。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

卒業論文は、学生の学習成果を測るとともに、学部の教育効果を測る材料ともなると考えられ、今後の学部教育に活用していきたい。なお、新カリキュラムでは、必ずしも論文の形をとらない卒業研究等を導入する可能性についても検討していく。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

国際経営学部には、カリキュラム委員会を置いており、その任務として「カリキュラムに関する事項」「授業時間割編成に関する事項」「教育効果の検証に関する事項」等がある。カリキュラム委員会は、毎年、過年度の実績を踏まえて授業科目の内容に適した担当者の配置や時間割の編成を進めるほか、テーマを変えて実施できる「特殊講義」の開講や「専門演習」（ゼミ）に紐づく「Field Studies」の開講について、審査を行っている。また、学期終了後には、成績評価・GPAの集計結果を確認する。

一方、FD委員会は、「教育・研究活動の改善実践に関する事項」「教育・研究活動の組織的支援・促進に関する事項」「教育・研究活動の自己点検・評価に関する事項」等を所管し、現在は、主として授業アンケートを実施することにより、授業の改善に寄与している。

さらに、自己点検・評価委員会が「教育活動に関する自己点検・評価」「研究活動に関する自己点検・評価」を担っており、大学評価委員会の方針に従い、年度ごとにテーマを決めて課題の設定と改善・評価の活動を行っている。例えば、2021年度の活動では、自主設定課題として「オンライン授業の充実・強化」に取り組むことで、オンライン授業科目の学生満足度の向上を図った。その中では、2021年度に新設された学部共通棟「FOREST GATEWAY CHUO」の設備の積極活用を推進するため、3日間に分けて授業担当教員への施設の説明会を行うなどして、より高度にオンライン授業を展開する取り組みなどを進めた。その結果、年度末の授業アンケートによる総合満足度（7段階評価）は、2020年度5.2に対し、2021年度は5.5であり、オンライン授業の学生満足度は上昇した。

定期的な取り組みについては以上のとおりであるが、定期的な点検・評価の結果、教育課程に大きな改編の必要が生じた場合には、将来構想委員会において原案を作成し、教授会が決定することとなる。

＜点検・評価結果＞

国際経営学部においては、カリキュラム委員会、FD委員会、自己点検・評価委員会により定期的に教育課程の点検・改善が行われている。また、必要に応じて、将来構想委員会等が教育課程の見直しを審議する仕組みも整っている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇学部における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

＜現状説明＞

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

国際経営学部では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおり定めている。

＜入学者受け入れの方針＞

(1) 国際経営学部の求める人材

国際経営学部では、急速に変化するグローバル社会において、企業経営やグローバル経済に係る専門知識を駆使して、国際地域研究を通じた学びと高い語学運用能力で国際社会を舞台に活躍できる、実践知を備えたグローバルビジネスリーダーを養成することを理念としています。したがって、次のような学生を求めています。

- 1) 地球規模のビジネスに高い関心を持ち、企業活動を通じて経済や社会の発展に寄与したいと考える人
- 2) 諸外国の商慣習やその背景にある地域文化に関心があり、語学運用能力とビジネススキルを獲得して、グローバル企業や国際的なコンサルティング企業、シンクタンク、公的機関、国際機関で活躍したいと考える人
- 3) 多様性を尊重し、そこから新たな価値を創造することによって、社会に貢献したいと考える人
- 4) 学内の活動のみならず、広く社会に関わる組織やチームの運営に主体的に取り組み、リーダーの役割を担いたいと考える人

(2) 入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等

いかなる選抜方式においても、高等学校卒業程度の基礎学力（知識や技能）のほか、語学力、表現力、論理的思考力、国際社会への関心、コミュニケーション能力、そして専門領域への探求心が求められます。自ら課題を発見し、それを解決すべく積極的に思考・行動し、母語および外国語の運用能力を高める努力を惜しまない学生を歓迎します。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、本学公式Webサイトや入学試験募集要項等において公表・周知している。なお、大学評価委員会が実施している2021年度「新入生アンケート」の結果によると、国際経営学部新入生のうち国際経営学部のアドミッション・ポリシーについて「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」と回答した割合は39.0%で、2019年度41.2%、2020年度52.7%と年度によってばらつきがあり、今後も注視していく必要がある。

＜点検・評価結果＞

国際経営学部では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定め、公表しており、適切である。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

＜現状説明＞

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

学生募集は、全学として行っている学生募集の機会（オープンキャンパス、学外進学相談会、進学アドバイザーによる高校訪問、大学案内誌、本学公式Webサイト等）を通じて行われている。2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で、対面でのイベントの実施が制限された一方で、オンライン化により遠隔地からの参加が可能になる効果もあった。

入学者選抜は、一般選抜として、1）一般方式、2）英語外部試験利用方式、3）大学入学共通テスト併用方式、4）大学入学共通テスト利用選抜（単独方式）（前期選考と後期選考があり、それぞれに4教科型と3教科型がある）、4）6学部共通選抜（「統一入試」から名称変更）を設けるとともに特別入学試験として、1）自己推薦入学試験、2）外国人留学生入学試験（4月入学のA方式と9月入学のB方式）、さらに、学校長からの推薦を必要とする推薦入学である3）附属推薦入学試験、4）指定校推薦入学試験、を設けている。

一般選抜では、高等学校における学習到達度を測る学力考査を課すことにより選抜を行う。試験科目として、国際経営学部の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に関連する科目を設定し、独自試験のほか、大学入学共通テストや英語外部試験の利用も含めた複数の方式を設けている。特別入学試験では、特定の分野に優れた能力や実績を持つ、あるいは多様なバックグラウンドや資質を持つ、意欲ある者を入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に照らして選抜する。その中でも特に推薦入学試験では、高等学校を通じて、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を理解し、基礎学力や語学力等を十分に備えた者を受け入れている。

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

1）一般選抜

一般選抜の試験は全学的な組織である入学センターによって実施されている。

可否の判定は、国際経営学部の入学試験合否決定委員会において、各科目の合計点により

行っている。英語外部検定試験の得点については、文部科学省が公表している各種試験のCFERとの対照表をもとに国際経営学部が作成した独自の換算表により算出しているが、その一部を目安として入学試験要項において掲載している。選抜方法は客観的で公平であり、妥当なものと考えている。

なお、選抜方法は入学試験要項・本学公式 Web サイト等の広報媒体を通じて公表しており、志願者数、合格者数、倍率、合格最低点等についても、本学公式 Web サイト等を通じて公表している。また、不合格者から問い合わせがあれば得点を開示している。

2) 特別入学試験

国際経営学部が行う特別入学試験では、書類審査、小論文等の筆記試験による審査、面接試験による審査等を実施している。なお、新型コロナウイルス感染症により2021年度入試及び2022年度入試においては、受験生の安心・安全と受験機会の確保を両立させるため、一部の試験では、事前に接続テストを行ったうえで、厳格な本人確認や監視のもとに、オンラインを用いた筆記試験や面接を実施した。

各審査においては、いずれも2人以上の専任教員が採点・評価を行っている。これらの審査結果を集約し、国際経営学部の入学試験合否決定委員会が、総合的に合否を判定する。選抜方法は客観的で公平であり、妥当なものと考えている。

自己推薦入学試験、外国人留学生入学試験の選抜方法は、入学試験要項・本学公式 Web サイト等の広報媒体を通じて公表し、志願者数、合格者数についても本学公式 Web サイト等を通じて公表している。推薦入学における推薦基準は、各高等学校に送付している募集要項に記載している。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。配慮を希望する者は、入学試験出願期間より前に入学センターに具体的な内容を申し出ることとしており、申し出があった場合、障害の程度に応じて配慮を行い公平な入学者選抜の実施に努めている。

<点検・評価結果>

国際経営学部は、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を踏まえ、各種の入学者選抜方法を設定し、多岐にわたる学生募集活動を行っている。入学者選抜にあたっては、複数の専任教員による採点・評価を踏まえ、入学試験合否決定委員会が公平かつ客観的な合否判定に努めている。障害者等への配慮は「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に基づいて行われる。以上のことから、国際経営学部の学募集及び入学者選抜については、妥当な制度・体制のもとに、適切に運用されていると考えている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性

評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

<現状説明>

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

2022年5月1日現在の収容定員と在籍学生数は、以下のとおりである。

収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	計
1,200	327	294	262	289	1,172 (97.7%)

国際経営学部は入学定員300人のうち、270人を4月入学に30人を9月入学に配分している。開設が2019年4月であるため、2022年5月時点の4年次の在籍者は4月入学者のみである。

2019年度から2022年度までの入学定員と入学者数は、以下のとおりである。

入学定員	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
300	308 (102.7%)	299 (99.7%)	309 (103.0%)	283 (94.3%)

前述の理由で、5月時点では2022年度分に9月入学者が含まれていない。

新設学部で志願者数が安定せず、過去のデータの蓄積もないことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、受験生の動向を見極めることは困難で、いわゆる歩留まり率の予測には毎年苦心しているが、併願状況や他学部の実績等を勘案し、入学定員の管理には細心の注意を払ってきた。その結果、入学定員に対する入学者数の超過や不足は、これまでのところ極めて小さい範囲にとどまっている。

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

前述のとおり、開設以来、国際経営学部では定員に対する大きな過不足は発生していない。

<点検・評価結果>

国際経営学部では、収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率を適正に管理している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

学生募集としては、オープンキャンパス、学外進学相談会、進学アドバイザーによる高校訪問、大学案内誌、本学公式 Web サイト等による広報活動を展開しており、効果の確認のため、毎年大学評価委員会が実施する「新入生アンケート」の回答を参考にしている。2021 年度の結果によれば、国際経営学部では「カリキュラムや授業構成内容」が「本学を選んだ理由になった」と回答した新入生が 83.3%にのぼり、入学希望者に対し概ね適切な情報提供ができていていると考えられるが、学部に設けている入試・広報政策委員会が、必要に応じて学生募集活動の改善・向上の検討を行う。

各入学者選抜制度の適切性・効果の検証についても同じく入試・広報政策委員会が担う。国際経営学部は 2022 年度に完成年度を迎えるところであり、学部内での本格的な検討はこれからとなる。これまで、入学センターが主催する外部機関による分析結果の講演会からの情報収集等は行っているものの、選抜の種類ごとに入学後の成績等のデータを蓄積することも重要であり、学部運営全般を担う教務委員会と連携して進めていく必要がある。

<点検・評価結果>

新入生アンケート等を通じて学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っており、適切である。なお、本格的な点検・評価については完成年度以降を予定しているが、点検・評価の体制は整備されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学として求める教員像の設定

評価の視点 2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<現状説明>

○大学として求める教員像の設定

国際経営学部では、教員組織の編制に当たっては、本学における「大学として求める教員像および教員組織の編制方針」に基づき、「専任教員資格基準内規」「特任教員に関する内規」を定めている。前者では任期の定めのない、後者では任期の定めのある専任教員について、任用・昇進の資格基準を定めている。また、「兼任講師採用に関する内規」により非常勤教員の任用基準を定めている。

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

国際経営学部では、学生に、企業経営、グローバル経済に係る専門知識を学ぶとともに、高度な国際コミュニケーション能力を身につけさせるため、必修の専門科目を中心に、主たる授業科目を専任教員が担当することとしている。また、グローバルビジネスリーダーを育成する

という観点から、原則として専任教員は、英語（または中国語）による授業が可能な者としている。

学部に人事委員会を置き、「専任教員採用手続内規」において「教授会は、教育・研究を維持・発展するために必要な教員組織を編成することを基本方針として、採用計画を策定し、採用選考を行うものとする」「採用計画は、国際経営学部人事委員会において、前条の基本方針に基づいて3カ年計画を策定し、教授会の議を経て決定するものとする」と定めている。

非常勤教員については、「兼任教員採用手続きに関する申し合わせ」により、「国際経営学部授業科目の担当者として兼任講師の採用が必要となった場合」に「国際経営学部カリキュラム委員会に小委員会を置き、候補者の検討を行う」としている。候補者選定後、カリキュラム委員会の議を経て、教授会で任用を決定する。

国際経営学部は小規模な学部であるため、本学他学部に見られるような部会等の組織は設けていないが、例年年度末に次年度の授業担当者全員を対象に授業担当者懇談会を開催し、専任教員が主導して非常勤教員も含めた分野ごとの意見交換等を行っている。また、多くの非常勤教員を擁する英語（語学）の授業については、専任教員がコーディネーターとして日常的に各種の連絡調整を担っている。

<点検・評価結果>

国際経営学部では、求める教員像を内規により定めている。教育・研究を維持・発展するために必要な教員組織を編成することを基本方針として、具体的な任用計画についても、専任教員の場合は人事委員会が、非常勤教員の場合はカリキュラム委員会が、策定を行うことが内規に明示されており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

<評価の視点の②については大学院対象のため割愛>
 評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在 student 数、授業科目と担当教員の適合性等）

<現状説明>

○編成方針に沿った教員組織の整備について（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在 student 数、授業科目と担当教員の適合性等）

国際経営学部の専任教員は、毎年更新される3カ年計画に基づいて採用される。なお、完成年度までは、原則として文部科学省に届け出た設置計画に基づく。

2022年5月1日現在の国際経営学部の専任教員数（特任教員及び任期制助教を含む）は32人で、そのうち実務経験者（担当する授業科目のシラバスに、大学教員以外の職歴があり、かつその経験に基づく内容を授業内容として取り扱うと記載している者）10人（31.3%）、外国人教員11人（34.4%）、女性教員10人（31.3%）である。本学では中長期事業計画において

2025年に到達すべき数値目標として、専任外国人教員比率10%、専任女性教員比率25%を掲げているが、国際経営学部は、すでにこの目標を大きく上回っている。年齢構成は、60代9人(28.1%)、50代10人(31.3%)、40代11人(34.4%)、30代2人(6.3%)であり、概ねバランスのとれた構成である。2022年9月まで収容定員に達しないが、仮に収容定員を学生数として算出した場合、学生/専任教員比率は、37.5人となる。

国際経営学部では、各授業科目に適した教員を担当者として充てるようカリキュラム委員会が原案を作成し、教授会で決定する仕組みとなっている。なお、2019年度から完成年度に至る2022年度までは、原則的に文部科学省に受理された設置計画に従って授業を行うこととなっており、毎年提出している履行状況等報告書において特段の指摘を受けたことはない。

<点検・評価結果>

国際経営学部の教員組織は、完成年度までは原則として文部科学省に届け出た設置計画による。その後は毎年更新される3カ年計画に基づき編成される。2022年5月1日現在の実務経験者や外国人教員の比率、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員1人あたりの学生数は、いずれも適切である。授業科目との適合性についても妥当と考えている。

<長所・特色>

本学では、中長期事業計画において2025年に到達すべき数値目標として、専任外国人教員比率10%、専任女性教員比率25%を掲げているが、国際経営学部は、2022年5月1日現在それぞれ34.4%、31.3%であり、すでに目標を大きく上回っている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

教員組織は、教育・研究を維持・発展することを基本に編成するため、研究分野や業績等を重視し、属性を最優先にすることはできないが、今後も新規に教員を任用する場合に多様な人材を受け入れることに配慮することで、本学におけるダイバーシティの推進を先導していく。

点検・評価項目③：教員の募集・採用・昇格は適切に行っているか。

評価の視点1：教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか。

(任期制の教員を含む)

評価の視点2：規程等に従った適切な教員人事が行われているか。(教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む)

<現状説明>

○教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続き(任期制の教員も含む)

○規程等に従った適切な教員人事(教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む)

本学には、「中央大学専任教員規程」、「中央大学特任教員に関する規程」があり、これらに基づき、国際経営学部では、「専任教員資格基準内規」「専任教員採用手続内規」「専任教員昇進手続内規」「特任教員に関する内規」において、教員の採用・昇進の手続きと資格基準について具体的に定めている。

専任教員の採用は、人事委員会が策定し教授会が決定した3カ年計画にしたがい進められる。新規の採用が必要な場合は、専任教員採用選考委員会が設置され、専任教員採用選考委員会が公募を原則として書類審査（教育歴・研究業績等）および面接審査（模擬授業を含む）によって候補者を選定し、教授会が有効投票3分の2以上の賛成により決定する。特任教員の採用も、ほぼ同様の手続きにより行われる。

昇進を希望する専任教員は、学部長に昇進申請書を提出する。人事委員会による資格要件の確認を経て、業績審査委員会が研究業績等を審査し、教授会での有効投票3分の2以上の賛成により決定する。

<点検・評価結果>

国際経営学部では、教員の採用・昇格等に関する資格基準や手続きについて内規に定め、適切に運用している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<現状説明>

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

国際経営学部ではFD活動はFD委員会が所管し、「教育・研究活動の改善実践に関する事項」「教育・研究活動の組織的支援・促進に関する事項」「教育・研究活動の自己点検・評価に関する事項」等について、検討・実施している。

具体的な活動としては、毎年中央図書館と共催で行っている電子資料等利用の講習会のほか、オンライン授業のグッドプラクティスを共有する報告会（2020年度）、研究成果を紹介する研究会（2019年度、2021年度）等を開催してきており、概ね3分の2以上の専任教員が出席している。

また、前述の通り、授業アンケートの集計結果について学期ごとに検証を行っているほか、学事部企画課による新入生・在学生アンケートの分析説明会、学生相談室との懇談会等、学内各部署の協力を得て、授業内にとどまらない学生への指導や支援のための知識を深める取り組みも行っている。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教育活動に関しては、学期ごとに授業アンケートを実施している。各自が授業方法や授業内容の改善に役立てることを重視するが、著しいマイナス評価や苦情がないかについては、教務委員会やFD委員会が確認している。

研究活動に関しては、定期的な評価は行っていないが、教員の採用時、専任教員の昇進時には前述（「点検・評価項目③：教員の募集・採用・昇格は適切に行っているか。」の項）の審査を行う。また、専任教員の研究活動は、研究者情報データベースを通じ社会に公開され、

researchmapにも連動している。広い意味では、社会的な評価を受ける状態にあるともいえる。研究者情報データベースの情報は、毎年本人によって更新することが義務付けられている。

教員の社会活動を評価する仕組みは特にないが、専任教員が学外機関の職務を行う場合は、当該機関から委嘱依頼を受け、学部長が確認のうえ教授会にその内容を報告することとしている。研究者情報データベースにも各自記載する。また、本人から申告のあった顕著な社会活動や外部団体による表彰等については、学部のWebサイトに掲載している。

<点検・評価結果>

FD活動は、各種の講習会や研究報告会の開催などを通じて組織的に行われており、教員の資質向上、教員組織の改善・向上に役立っている。教員の活動に対しては、採用時・昇進時を除き、評価の機会を設けることができていない。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

採用・昇進時を除き、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価ができていない。

<今後の対応方策>

教員の活動を網羅的に評価する制度をつくることは簡単ではないが、授業アンケート等から満足度の高かった授業の担当教員を顕彰する仕組みなどの検討を進める。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

国際経営学部では、3カ年計画により教員組織を維持することとしており、3カ年計画は、専任教員の定年退職や特任教員の契約期間終了を見越し、教育課程との適合性から必要となる専門分野、教育経験、実務経験に加え、教員組織を健全に維持していくために望ましい年齢構成、その他のバランス等を考慮し、毎年人事委員会が策定し、教授会が決定する。

国際経営学部は、完成年度の2022年度までは文部科学省に届け出た設置計画により教員人事もほぼ決まっているため、教授会としては2023年度以降の計画を立て、新規採用を開始することとしている。前述の観点から、専門教育科目担当者や英語科目担当者の補充・拡充を予定している。

<点検・評価結果>

国際経営学部では3カ年計画を毎年更新することにより教員組織の点検・評価を行う。3カ年計画に従って人材を確保し、教員組織の改善・向上を図ることとなっている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇学部における学生支援

＜点検・評価項目①は全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

＜評価の視点6、7は全学項目、11は資格取得課外講座に関する項目のため割愛＞

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

評価の視点10：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

＜現状説明＞

○学生支援体制の適切な整備

国際経営学部において、履修に関する説明や指導は国際経営学部事務室が担当している。入学後の履修ガイダンスの実施や授業や履修に関する情報提供などは、国際経営学部事務室の窓口での対応はもちろんのこと、C plus、Web サイトを通じて、学生へ詳細な情報を提供している。また、専任教員は週1回オフィスアワーを設け、学生が学習相談を受けられる体制となっている。

さらに、国際経営学部では、学部学生が利用できるアカデミックサポートセンター（略称 ASC）を設けている（これはライティングラボを前身とした学内の「アカデミックサポートセンター」とは別組織である）。国際経営学部では主要な科目は英語で授業が行われ、またほとんどの学生が英語で卒業論文を作成するため、とりわけ英語に関連する学習支援のニーズが高い。授業以外でも、留学等をめざし語学検定試験に向けて準備を進める学生も多い。アカデミックサポートセンターには2人の英語ネイティブ教員（特任教員）が分担して常駐（現在は、一部オンライン）し、支援を必要とする学生に対応する体制としている。2022年度は第1期生が4年次を迎えることから、今後は特に卒業論文作成指導に力を入れていく。

○成績不振の学生の状況把握と指導

国際経営学部は、「学修相談の対象となる成績不振者の基準」を定め、入門演習担当者が該当学生のアカデミック・アドバイザーとなって学習相談を行い、専門演習開始後は専門演習担当者に引き継ぐものとしている。2021年度終了時の対象者数は、2019年度入学者28人、2020年度入学者23人、2021年度入学者33人で、在学生の約1割となっている。

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

補習授業は実施していないが、前述のアカデミックサポートセンターにおいて、学習支援を行っている。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

本学では、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」が制定され、2020年4月にはダイバーシティセンターが設置された。

国際経営学部は2019年4月に開設したばかりで、2022年5月までに学生から身体障害による支援を求められたことはないが、今後そうした学生が入学した場合には、必要な支援を行う。また、精神的な疾患・障害を抱えた学生には、キャンパスソーシャルワーカー、学生相談室と連携し対応する体制となっている。

施設については、国際経営学部は専有教室を持たないが、主に授業が行われる教室棟 (FOREST GATEWAY CHUO) は2021年3月に竣工されたもので、バリアフリーに配慮した最新のエレベーターやトイレなどの設備が備えられている。

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

国際経営学部が募集、選考を行っている奨学金としては、以下のものがある。各奨学金の趣旨や審査方法等については、募集要項にまとめ、本学公式 Web サイトに掲載している。

1) 中央大学予約奨学金

学業成績が優秀な首都圏以外の国内高等学校出身者に対して経済的支援を行うことを目的とする奨学金で、入学試験出願前に採用（内定）を決定し、入学後に給付する。選考は、収入や高等学校の成績による。原則4年間にわたって授業料相当額の半額を支給するが、毎年一定の基準に基づいた継続審査を行う。新入生2人程度が採用される。

2) 学長賞・学部長賞奨学金

学力・人物ともに特に優れ、本学全体を活性化する人材であると期待される学生を対象に各学部に設けられた奨学金である。国際経営学部ではGPAに加え学内外の各種活動等により選考する。学長賞は授業料相当額の半額、学部長賞は授業料相当額の4分の1の額を1年間支給する。学長賞1人、学部長賞2人程度が採用される。

3) アクティブスチューデント応援奨学金

目標に向けて具体的な活動に取り組む国際経営学部学生を支援することを目的とした奨学金である。アカデミックアクティビティ、イノベーター、グローバルビジネスリーダーのいずれかに該当する計画等により選考する。支給額は30万円で、5人程度が採用される。

4) 長期留学・海外インターンシップチャレンジ奨学金

長期留学または海外でのインターンシップを行う学生を支援する奨学金である。1年間の計画に対しては40万円、半年間の計画に対しては20万円が支給される。5～10人の採用である。

○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

寮や奨学金を含む全学的な外国人留学生に対する生活支援は、国際センターが行っている。学部としては、主として履修についてアカデミック・アドバイザーや国際経営学部事務室が相談に応じる体制である。アカデミック・アドバイザーは、正規の学生については日本人学生と同様入門演習の担当教員があたり、選科生（交換留学生）については、履修を希望する分野や

属性に応じて担当教員を決めている。

また、国際経営学部の9月入学の学生は全員が外国人留学生であるため、国際経営学部事務室が行う履修ガイダンスは英語で行っているほか、入学時期、国籍を問わずすべての新入生に配布される履修要項は、日英併記としている。

○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

大学全体の進路支援はキャリアセンターが行っているが、学部内にもキャリア教育委員会を設け、国際経営学部独自の活動を行っている。主として以下の3つである。

1) ガイダンス

新設学部で他学部の学生に比べ上級年次の学生から情報を得る機会も少ないことから、2021年度以降、キャリアセンターの担当者を招いての国際経営学部独自のガイダンスや日本での就職を希望する外国人留学生向けの外部講師によるセミナー（他学部学生・大学院学生にも公開）を開催し、就職への心構えや具体的な活動について説明を行った。また、本学大学院による進学説明会も開催した。

2) インターンシップ

「学部の教育課程・学習成果」③に記述の通り、正課の授業として開講している。

3) 企業訪問

“Open Your Eyes to Think of Your Own Career”をコンセプトに、学生が企業や公的機関を訪問し、実務担当者から話を聞く課外プログラムで、主に1年次が参加し、2年次以上は、Company Visit Supportersとして、企画・運営に携わる。2021年度は13社に延べ174人の学生が訪問した。

○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

前述の「企業訪問」の活動については、訪問先との橋渡し、訪問までの指導、訪問後の報告会の開催等、キャリア教育委員会の調整のもとに多くの教員が支援に参加している。

また、国際経営学部には、学生の自発的な活動を奨励し育んでいこうとする気風があり、学部広報、国際交流、下級生への支援、勉強会等、様々な目的を持った学生有志の組織が次々立ち上がっている。特段の制度や手続きによらず、教員が気軽にイベントに参加したり、事務職員が活動の相談にのったりといったことが日常的に行われている。

2020年度からは、GLOMAC Awardと称し、正課外を含む様々な活動に意欲的に取り組み、学部の価値向上に貢献した学生への表彰制度を開始した。当該学生を顕彰するとともに、他の学生の今後の活動への意欲向上にもつなげている。2021年度の受賞者は以下のとおりである。

優秀賞

個人：全日本青少年英語弁論大会全国大会に出場した

個人：クラウドファンディングにより保護猫を通じ命の大切さを訴える絵本を制作した

団体：国際経営学部企業訪問活動の運営を行った

奨励賞

団体：SNSを活用し国際経営学部に関する広報を行った

団体：国際経営学部の学生の留学・国際交流を促進する活動を行った

団体：国際経営学部の学生の経営の力を伸ばすための活動を行った

団体：国際経営学部の学生がプログラミングに触れ学ぶ機会を提供し、文理融合の考え方を育むための活動を行った

<点検・評価結果>

国際経営学部にはアカデミックサポートセンターが設置され、主要科目を英語により行うという特色ある教育課程を支えている。学生の成績は、定められた基準に基づき学部が定期的に確認し、成績不振者にはアカデミック・アドバイザー等が対応にあたる。補習等を学部が課すことはしていないが、学生から相談があれば助言・支援ができる環境が整っている。障害者対応については、学部自体が若く、これまでに目立った実績がないものの、全学の制度に則り関連部署と連携して対応していくこととしている。奨学金は、学業に加え国際経営学部の学生にふさわしい活動等を促進し支援するための方策として機能している。奨学金の趣旨や審査方法等は本学公式 Web サイト等において公開される募集要項に掲載されている。外国人留学生への支援は主に国際センターが担うが、学部としても相談に応じられる環境を整えている。進路支援は主にキャリアセンターが所管するが、学部内でも進路支援に取り組んでいる。それ以外の学部内の正課外活動も様々な形で支援されており、特に顕著な実績のあった学生には表彰の仕組みもある。このように、国際経営学部では多岐にわたる学生支援がなされており、適切である。

<長所・特色>

国際経営学部は主要科目を英語により行うという教育課程を支えるため、アカデミックサポートセンターを置き、英語ネイティブ教員が学習支援を行う体制を敷いている。英語で専門科目を学ぶという際立ってグローバルな学部の方針を魅力を感じる学生でも、入学時点から全員が十分な英語力を備えているわけではなく、不安の声は少なくない。あるいは、日常の授業には大きな支障を感じない学生でも、卒業論文を英語で書くことが簡単とは限らない。一方で、高い語学力と専門知識を持つ学生の中には、交換留学や卒業後の海外の大学院への進学をめざしている者もいる。アカデミックサポートセンターは、様々な学生のニーズに応え、特色ある学部教育を具現化するため、重要な役割を果たしている。

また、学生が自主的に行う学内外の様々な取り組みに対し、学部独自の GLOMAC Award という表彰制度を設け、活動を奨励している。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

アカデミックサポートセンターは様々な相談に対応しているが、とりわけ 2022 年度には第 1 期生が 4 年次となり、英語による卒業論文の作成を開始することから、2022 年度以降は卒業論文作成支援に力を入れる。2022 年 1 月には卒業論文指導を行う専任教員とアカデミックサポートセンターとの懇談会を行った。学生に対しては、2022 年度から卒業論文指導を重点とした相談受付も開始し、必要な学生に必要な指導が届くよう卒業論文指導教員とアカデミックサポートセンター担当教員との連携を深めていく。

GLOMAC Award は今後も継続し、意欲ある学生を後押しするとともに、多彩な活動の成果を学部 Web サイトで紹介するなどしていく。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

アカデミックサポートセンターについては、アカデミックサポートセンター運営委員会が年度末に担当教員から当年度の活動内容の報告を受け、翌年度の計画に反映させている。具体的な改善事例としては、オンライン対応の導入や英語での卒業論文の書き方に特化した相談時間の設置などが実現している。奨学金については、奨学金委員会が選考時の意見交換等を踏まえて募集要項の記載内容や選考方法等を毎年改善している。進路支援については始めたばかりのものが多いが、キャリア教育委員会がイベント等の成果を検証していく。

一般的な学生生活に関する満足度については、毎年4～5月に実施される在学生アンケートを通じて把握するよう努めている。2021年度の結果によると、勉学や学習に関して、肯定的な回答の割合は、国際経営学部では68.0%で前年度の79.6%からは約10%低下しているが、この傾向は全学部共通で（合計では2020年度84.3%、2021年度69.7%）、前年度の新型コロナウイルス感染症の影響による入構制限等が大きく影響しているものと考えられる。アンケートの集計結果は教授会で共有されるが、新型コロナウイルス感染症拡大下にあった2021年度の実態が反映される2022年度の回答結果、全学的に対面授業を再開した2022年度の実態が反映される2023年度の回答結果を注視し、今後の適切な学生支援策を探っていく。必要に応じて教務委員会が主導する。

<点検・評価結果>

主に学生支援を担うアカデミックサポートセンター運営委員会、奨学金委員会、キャリア教育委員会が、それぞれの活動について企画、運営、検証を行い、活動内容を改善・向上させていく仕組みとなっており、適切に機能している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部の教育研究等環境

<点検・評価項目①については全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

<評価の視点2については全学項目のため割愛>

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

<現状説明>

○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

多摩キャンパスにおける校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等については、全学的な方針のもと、十分な整備がなされている。

現在、国際経営学部の授業は主に共通棟であるFOREST GATEWAY CHUOで行われている。また、

学習支援や学生交流の場としては、4号館内にアカデミックサポートセンター、ラウンジ、自習室等が用意されている。

学生生活環境の改善に関しては、学生からの意見・要望等を積極的に受け付けており、その一環として、オピニオン・ボックス（学生生活課所管）を設け、学生からの意見や要望等に対応している。

<点検・評価結果>

国際経営学部に必要な施設・設備については、全学的な方針のもと整備しており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

<点検・評価項目③については全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）
 評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

<現状説明>

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

全学の方針により、国際経営学部は他学部のような占有の教室棟を持たない。授業は主に共通棟であるFOREST GATEWAY CHUOで行われている。FOREST GATEWAY CHUOは、視認性、多様性、開放性に富む設計がなされ、木材を使った温かみのある空間がつけられている。また、SDGsへの取り組みとして、標準的な建物と比べエネルギー消費を50%以上削減するなど、省二酸化炭素に資するよう配慮されている。棟内の教室は、可動式の机や間仕切りによりレイアウトを容易に変更することができ、講義形式のほか、様々なアクティブ・ラーニングに対応可能である。無線LANを完備しており、教員がPCを使って授業を行うことはもちろん、学生もBYODを前提にしている。さらに、遠隔授業が可能な設備を備えており、2022年5月現在は原則として対面授業を行ってはいるが、新型コロナウイルス感染症に起因する特別配慮対象の学生に対しては、一部ハイフレックス型の授業も行っている。開放的で明るく快適なFOREST GATEWAY CHUOは人気が高く、国際経営学部に限らず多くの学生が自然に集まり、あるいは友人同士で語り、あるいは一人で静かにPCを開き、それぞれが思い思いに時間を過ごす姿が見受けられる。国際教育寮にも近く、新型コロナウイルス感染症が落ち着き海外からの入国が自由になれば、交換留学生と一般学生の交流の場として全学的なグローバル化の拠点となることも期待されている。

また、4号館内にも、国際経営学部の学習支援や学生交流の場として、アカデミックサポートセンター、ラウンジ、自習室等が用意されている。

また、全学共通のWi-Fiに加え、国際経営学部では専用のWi-Fiへの接続が可能で、大学評価委員会が実施した2021年度「在学生アンケート」によれば、国際経営学部の学生はネット環境について67.6%が肯定的評価をしており、多摩キャンパスの他学部が概ね40%台であるのに比べ、群を抜いて満足度が高いことがわかる。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

各施設は、原則として多摩キャンパスの開門時刻の8時から閉門時刻の23時まで利用できる。なお、アカデミックサポートセンターについては、授業期間中の月曜：4時限、火曜：2・3・4時限、水曜：3・4時限、木曜：3・4時限、金曜：2・4時限に開室している。

<点検・評価結果>

FOREST GATEWAY CHUOには、国際経営学部の授業を円滑に行うための設備が整っている。また、学習支援や学生交流の場も用意されており、利用時間も十分に確保されている。特にWi-Fi環境は、学部の方針としてBYODを前提にしていることから充実しており、学生の満足度も高い。

<長所・特色>

FOREST GATEWAY CHUOは、自然環境に配慮した建物であるとともに、利用者にとって快適で使いやすい空間となっており、教育効果を高め、学生生活を豊かにすることに役立っている。学部の方針であるBYODを前提にWi-Fi環境が充実しており、学生の満足度も高い。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

今後もFOREST GATEWAY CHUOを中心とした設備やネット環境を活用し、効果的な授業を展開していく。また、授業以外にも学生生活の質を高める場として利用していく。

◇学部における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

個人研究費として、専任教員（任期付きの教員を除く）には基礎研究費（年額43万円）が支給されている。共同研究費は、本学における優れた学際的学術研究へのさらなる発展と、学内・学外機関との研究交流の促進、本学研究・教育水準の向上へ寄与することを目的としたプロジェクト制度であるが、2022年度までに、国際経営学部教員の利用実績はない。学会出張旅費は、基礎研究費からの支出以外に、一定の条件のもとに学部予算からの支給も可能である。

国際経営学部専任教員の個人研究室は、他学部割り当てられたものを時限的に「借用」あるいはもともと研究室ではなかったスペースを転用している状態であり、多摩キャンパスの複数の棟とフロアに分散している。個人研究室以外の共同研究室等は用意されていない。2023年の法学部都心移転に伴う跡地活用を念頭に、現在全学的に多摩キャンパス整備計画が検討さ

れているところであり、国際経営学部の研究室・研究環境の改善もその対象となっている。

研究専念期間について、旧来本学では在外研究制度と特別研究期間制度（在宅研究制度）の2つの制度により運用してきたが、2022年度から研究促進期間制度として統合した。半年間又は1年間の研究専念期間中は校務が免除され、海外に滞在しての研究も可能である。期間中、研究促進費（半年間の場合60万円、1年間の場合120万円）と海外活動補助費（条件による）が支給される。国際経営学部教員は完成年度後の2023年度から利用を開始することとしているが、配分される予算額との兼ね合いから1年間に1～2人の利用が見込まれる。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

国際経営学部では、「ティーチング・アシスタントに関する内規」を定めているが、現状、ティーチング・アシスタントになりうる大学院学生の数が少なく、確保が困難であることと、新型コロナウイルス感染症以降、授業形態が変化しておりティーチング・アシスタントの業務が限られることから、運用を見合わせてきた。

対面授業が恒常的に実施されるようになり、学部の卒業生が一定数大学院に進学するようになった段階で運用を開始したい。なお、業務内容によっては必ずしも大学院学生に限定せず学部の上級生を活用することも視野に入れ、「ステューデント・アシスタントに関する内規」を設けている。

<点検・評価結果>

研究費・研究期間の制度は整備されているものの、国際経営学部専任教員の個人研究室は、他学部割り当てられたものを時限的に「借用」あるいはもともと研究室ではなかったスペースを転用している状態であり、研究室を中心とする研究環境は、改善の必要がある。また、ティーチング・アシスタントについては、環境やニーズを見極め、運用することが望まれる。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

国際経営学部には他学部のような研究室の割り当てがなく、暫定利用となっている。安定的かつ快適に利用できる研究環境が、少なくとも他学部に劣らない水準の確保が必要な状況にある。

<今後の対応方策>

現在全学的に多摩キャンパス整備計画が検討されているところであり、その過程において国際経営学部の研究室・研究環境の着実な改善を進めていく。

点検・評価項目②：教員の研究活動が活発に展開されているか。

評価の視点1：論文等研究成果の発表状況

評価の視点2：国内外の学会での活動状況

評価の視点3：研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

<現状説明>

○論文等研究成果の発表状況

○国内外の学会での活動状況

国際経営学部専任教員の論文等の発表状況、学会での活動状況は以下のとおりである。研究成果の具体的な内容については、「研究者情報データベース」により公表されている。

年度	2019	2020	2021
専任教員の年間論文発表件数	21	25	39
専任教員の年間著書発刊件数	5	4	1
専任教員の学会等における年間発表数	26	13	23

2021年度には学部の研究紀要として『国際経営学論纂』を創刊し、論文発表を奨励している。

○研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

本学には専任教員が専門分野における特定の課題について個人で行う研究を支援するものとして中央大学特定課題研究費があり、国際経営学部では、2021年度1人、2022年度3人に支給されている。

<点検・評価結果>

国際経営学部教員は一定の研究活動を行っているが、さらに活発化することが望ましい。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点1は附置研究所対象>

評価の視点2：科学研究費の申請とその採択の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

<現状説明>

○科学研究費の申請とその採択の状況

国際経営学部専任教員の科学研究費の採択状況は以下のとおりである。

	2019年度	2020年度	2021年度
申請件数	4	8	10
採択件数	2	5	6

*採択件数は、前年度からの継続分および当該年度新規に採択された件数の合計

○学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

なし。

<点検・評価結果>

科学研究費に採択実績があるものの、他学部に比べても著しく多いとは言えず、競争的研究資金の一層の獲得を目指すべきである。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

学部の発展のためにも今後は研究活動をより活発にし、特に学外資金の獲得には積極的に取り組む必要がある。

<今後の対応方策>

毎年教授会で行う研究促進期間制度の候補者選定に競争的研究資金の実績を加味するなどにより、学部として研究活動を奨励していく。

◇学部における社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

評価の視点3：地域交流・国際交流事業への参加状況

<現状説明>

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

学部として公開講座は開設していないが、本学全体として行っている中央大学学術講演会や、大学とケーブルテレビ局（ジェイコム東京）との共同制作の教養番組「知の回廊」において、国際経営学部の専任教員も講演を行っている。2022年度の学術講演会としては、「中国の将来日本の針路—150年の歴史から考える—」をテーマとする講演が7月と9月に予定されている。「知の回廊」については、2019年度収録の「醤油業界から学ぶ現代ビジネスのヒント～地域産業のダイナミック・ケイパビリティ理論～」、2021年度収録の「組織開発の考え方」が、本学公式Webサイトにおいて現在も公開されている。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

国際経営学部は、正規科目としてインターンシップを実施しており、2021年度には新型コロナウイルス感染症拡大防止のために受け入れを中止した企業もあったが、結果として2社に学生を派遣した。2022年度は7社から協力を得られる見込みである。なお、開設当初から目指してきた海外インターンシップは、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮して実現できていない。

また、寄付講座として、2021年度から「特殊講義A（グローバル経営と経済社会政策研究）三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社寄付講座」を開講している。2021年度には同社からの15人の講師により、グローバルバリューチェーン、SDGs等のテーマのもとに講義がなされ、214人という多数の履修者があった。2022年度には17人の講師が登壇する。

企業等の外部資金を受けた研究の件数は、以下のとおりである。

	2019年度	2020年度	2021年度
共同研究	0	1	1
奨学寄付金	2	2	0

学外との共同研究については、企業等の外部との共同研究のための共同研究室設備や海外研究機関等との共同研究のため海外研究者招致のための海外招致研究室等を整えること等を通じて今後活性化を図る。

○地域交流・国際交流事業への参加状況

2022年5月現在、「栃木県第45期栃木県労働委員会公益委員」、「川崎市外国人市民代表者会議代表」等、地域の公務を国際経営学部の専任教員が担っている例がある。また、2021年に市制施行50周年を迎える東京都多摩市が行ったキャッチコピー公募に、「キャッチコピー・ネーミング論」や「広告表現研究」科目を担当する専任教員の作品が採択された。

本学国際センターがとりまとめている研究者交流のうち、国際経営学部では例年学術国際会議派遣に2～3人の教員の申請があるものの、新型コロナウイルス感染症の影響で、2020年度以降海外渡航が困難な状況が続いている。なお、海外協定校との交換留学や特別講演は「◇学部の教育課程・学習成果 点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。」に記述のとおりである。

<点検・評価結果>

公開講座等については学部独自の取り組みはないが、大学全体のプログラムを通じて社会還元活動を行っている。授業における学外組織との連携協力は一定の成果をあげている。地域交流・国際交流は、今後強化していくことが望ましい。

<長所・特色>

企業との連携による教育プログラムとして、「特殊講義A（グローバル経営と経済社会政策研究）三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社寄付講座」を開講している。三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社において調査研究やコンサルティングの最前線で活躍するプロフェSSIONALが、豊かな知識と経験をもとに、週替わりで経済社会政策を様々な視点から輪講するもので、多くの学生が刺激を受けている。

<問題点>

新型コロナウイルス感染症の影響により海外インターンシップが実現できていない。グローバルビジネスリーダーの育成を目指す学部として、海外に拠点を置く企業等と連携してインターンシップを開始する必要がある。

<今後の対応方策>

実務に根差した講義は学生にとって貴重であり、今後も協力企業の支援を仰ぎ学生に有益な寄付講座を提供していく。

キャリア教育委員会において受け入れ先となる海外に拠点を置く企業の開拓を進め、新型コロナウイルス感染症の感染状況が収束すれば2023年度から、海外インターンシップを開始する。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛>

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

<現状説明>

○意思決定プロセスが明確化されているか。

国際経営学部では、2022年5月現在、教授会のもとに15の委員会が組織され、学部長を委員長として、教授会員が委員を分担している。

教授会における審議事項の多くは、内規に基づき、学部内に設けられた人事委員会、カリキュラム委員会、FD委員会、入試・広報政策委員会、入学試験合否決定委員会、国際連携委員会、奨学金委員会、アカデミックサポートセンター運営委員会、キャリア教育委員会、国際経営学論纂編集委員会、懲戒委員会、自己点検・評価委員会、将来構想委員会のいずれかの委員会またはいくつかの委員会にて検討され、学部委員会を経て、教授会に上程される。各種委員会の委員長はすべて学部長であるが、多くの委員会では、3人の学部長補佐が委員長代理として実質の運営を分担している。学部長と学部長補佐は教務委員会を構成し、常時課題を共有できる仕組みとなっている。

○学部長の権限と責任が明確化されているか。

学部長は、中央大学学則第9条により、学部に関する事項をつかさどり、学部を代表する。また、学部長会議、理事会、評議員会の職務上の構成員となり、法人・教学の意思決定に加わるとともに大学内の各種委員会の職務上委員あるいは委員長となっている。

○教授会の権限と責任が明確化されているか。

国際経営学部教授会は、中央大学学則第11条に基づき国際経営学部の教授、准教授、助教Aによって構成され、学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事、学位の授与に関する事、その他学部の教育研究に関する重要事項について審議を行う。また、全学共通の教育研究等の重要事項についても、審議、報告、意見聴取、懇談等が行われる。教授会の招集、議長、定足数、議決等の運営は、中央大学教授会規程による。教授会は月1回程度開催され、2021年度の出席率は平均して93%であった。

○学部長の選考方法の適切性、妥当性

国際経営学部の学部長は、「中央大学学部長に関する規則」第3条に基づく「国際経営学部学部長選挙についての申し合わせ」により選出される。具体的には、選挙管理委員会のもと、教授会員の3分の2以上の出席のうえで、選挙（投票）を行い、有効投票数の過半数の得票によ

り選ばれる。開票の結果、第1位の得票数が有効投票数の過半数に達しなかった場合には、上位得票者2人について決選投票を行って選出する。その際には、第1位の得票数が過半数に達していなくとも、比較多数で上位の票を得た者を選出する。

<点検・評価結果>

学部の意思決定は、内規に定められた役割により、各委員会から上程された議題を教授会で審議することにより行われている。学部長は中央大学学則第9条により学部を代表し、法人・教学の意思決定にも加わっている。教授会は、中央大学学則第11条のもとに学部の重要事項等について審議を行っている。学部長の選出は申し合わせ等に従って行われている。以上のように、学部運営等は、定められた手続きにより適切に行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

国際経営学部事務室は、管理職である事務長1人と担当課長1人、監督職である副課長1人、一般課員3人の計6人の専任職員に加え、フルタイムの派遣職員1人と補助業務を行う週2日勤務のパートタイム職員1人で構成している。他学部の事務室に比べ人数が少ないことから、各人が幅広い業務を担当し、かつ業務ごとの垣根の低くして協力し合うこととしている。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

国際経営学部事務室の職員は、人事課が対象者別に行う資格別・目的別研修等へ参加している。また、自発的に外部の講演会等へ出席（オンラインを含む）や他大学の調査・見学等を行うこともあり、情報を事務室内で共有している。

国際経営学部の委員会は、カリキュラム委員会、入試・広報政策委員会、国際連携委員会、奨学金委員会等、委員に事務職員を含むものが少なくないが、それ以外でも事務職員が積極的に委員会運営に参画し、多くを教職協働で担っている。なかでも、学部運営の中核をなす教務委員会においては、事務室から事務長、担当課長、副課長が出席し、学部執行部を支えている。

業務の効率化については日常的に取り組んでいるが、とりわけ新型コロナウイルス感染症を機に窓口で受け付けていた業務を一部オンライン化するなど業務内容の見直しを進め、2020年度には一時的に膨らんだ部分もあるが、結果としては2021年度には超過勤務が大きく削減された。

<点検・評価結果>

事務組織は有効に機能し改善にも取り組んでいるが、規模や人員配置の適否については、完成年度後の状況を見ての評価になろう。

<長所・特色>

国際経営学部では、多くの委員会に事務職員が委員として参加するなど、教職が協働して学部運営を担っている。

新型コロナウイルス感染症を機に窓口で受け付けていた業務を一部オンライン化するなど業務内容の見直しを進め、学生の利便性向上と事務職員の超過勤務削減を両立させるなど成果が上がっている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

規模の小さい学部でもあり、学部運営において、教職協働は不可欠である。委員会活動をはじめ、日常的な授業実施や学生対応等においても、今後とも教員と職員が協力して取り組んでいく。

業務の見直しは継続して進めていくが、業務の効率化に特化することなく、学生サービスの向上に結び付くよう改善に努めていく。

以上

国際情報学部

◇学部の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、1885（明治18）年に18人の若き法律家たちによって「英吉利法律学校」として創設された。その設立目的は、イギリス法（英米法）の長所である法の実地応用に優れた人材を育成するために、イギリス法の全科を教授し、その書籍を著述し、その書庫を設立することにより、「建学の精神」は、抽象的体系性よりも具体的実証性を重視し、実地応用に優れたイギリス法についての理解と法知識の普及こそが、我が国の独立と近代化に不可欠であるというものであった。

設立当時の教育理念としては、「實地應用ノ素ヲ養フ」教育によって、イギリス法を身に付け、品性の陶冶された法律家を育成し、我が国の法制度の改良を目指した。イギリス法が明治の日本を近代的な法治国家にするために最も適しているという確信のもと、経験を重んじ自由を尊ぶイギリス法の教育を通して、実社会が求める人材を養成しようとするものであり、この教育理念は本学の建学の精神として現在も受け継がれている。

現在では、中央大学の使命として、「本大学は、その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命とする」（学則第2条）と掲げ、その中における国際情報学部の教育研究上の目的として、「情報及び情報に関連する法律・規範に関する理論と社会における諸現象にかかる教育研究を行う。専門分野における高度な知識を有し、複雑さを極めてグローバルな性格を有する情報の諸問題に対する解決策を立案し、提案し、かつ実現することで公正な社会を構築しうる人材を養成し、社会に貢献する。」（学則第3条の2）を掲げている。

これは、現代社会において情報化及びグローバル化が急速に進展し、社会状況の変容とそれによる社会問題の国際化・複雑化が進むなかで、問題の要因を多角的にとらえて解明し、異なる価値観を持つ人々にも受け入れられる課題解決策を立案・提案して実現できる人材を養成することであり、本学部の目的は、本学の建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」並びに学則第2条に掲げる本学の理念・目的に合致したものである。

<点検・評価結果>

以上のとおり、本学の理念・目的は、学校教育法の第83条に定める大学の目的に即したものとなっている。その中でも国際情報学部の教育研究上の目的は、「情報及び情報に関連する法律・規範に関する理論と社会における諸現象にかかる教育研究を行う。専門分野における高度な知識を有し、複雑さを極めてグローバルな性格を有する情報の諸問題に対する解決策を立案

し、提案し、かつ実現することで公正な社会を構築しうる人材を養成し、社会に貢献する」こととして学則第3条の2に定めており、これは本学の理念・目的に適ったものである。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

<現状説明>

○構成員に対する周知方法とその有効性

○社会への公表方法

本学の理念・目的は、学則第2条に、国際情報学部の教育研究上の目的については、学則第3条の2にそれぞれ定めている。これらについて、在学生に対しては、各種ガイダンス、履修要項等により、教員に対しては、着任時に新任専任教員懇談会を開催することによって、本学の理念・目的（建学の精神）及び学部の教育研究上の目的の周知を図っている。また、本学の建学の精神や学部の教育研究上の目的は、本学公式Webサイトにも掲載し周知している。

加えて、国際情報学部の教育研究上の目的を教職員・学生へ浸透させるため、「iTL」ということばとキービジュアルをつくり、履修要項、ガイドブック等の広報媒体及び本学公式Webサイト等、あらゆる場面で教職員・学生及び社会に対して周知している。

「iTL」には、次の2つの意味を込めている。Information Technology & Law（「情報の仕組み」と「情報の法学」の融合を指す言葉であり、情報技術の発展が生み出す大きな波そのものは、しばしばルールや倫理観を持たないものであり、これを適切にコントロールし、社会に落とし込むには、法律、ヒトの知恵、教養、秩序が不可欠であることを表している。）と Ichigaya Tamachi Link（市ヶ谷田町キャンパスは、産・官・学をLinkさせ、産官学の拠点となり、そして、結集した叡智が情報社会を革新させるハブとなることを意味する。）という、教育研究上の目的を具体化した2つの意味を込め、頭文字をとって「iTL」とし、このキービジュアルとともに本学部の教育研究上の目的の理解と浸透を図っている。

また、2022年度在学生アンケート結果によると、国際情報学部学生で、本学の建学の精神を理解している学生の割合は27.6%、養成しようとする人材像（ディプロマ・ポリシー）やカリキュラム・ポリシーについて理解している学生の割合は、49.7%である。なお、国際情報学部の養成しようとする人材像（ディプロマ・ポリシー）やカリキュラム・ポリシーについては、2021年度に、65%の在学生に理解してもらうことを目標として設定していたものの、目標までには達しておらず、大学の理念・目的の周知と合わせて、より効果的な方法の検討が必要である。

<点検・評価結果>

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的は、学則に定められており、適切に明示されている。また、それらの周知方法については、在学生に対しては、各種ガイダンス、履修要項等により、教員に対しては、新任専任教員懇談会によって、周知を図っている。加えて、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的は、本学公式Webサイトにも掲載されており、社会に公表されている。

＜長所・特色＞

「iTL」ということばとキービジュアルにより、常に教職員・学生はiTLの意味を念頭に置きながら活動できることとなり、教育研究上の目的の理解と浸透に寄与している。

＜問題点＞

国際情報学部のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーについて、2021年度に65%の在学学生に理解してもらうことを目標として設定していたものの、目標までには達しておらず、大学の理念・目的の周知と合わせて、より効果的な方法の検討が必要である。

＜今後の対応方策＞

「iTL」として表現される本学部の教育研究上の目的及び大学の理念・目的について、さらなる理解浸透のため、引き続き在学学生に対する各種ガイダンス等の各種機会において情報共有を進めると同時に、他の媒体や形式での更なる効果的な情報発信について、入試・広報委員会を中心に学部内で検討する。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

＜現状説明＞

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

国際情報学部は、2019年4月開設のため、これまで認証評価は受けていない。

毎年の自己点検・評価活動を通じて検証していく中では、学部開設時から変化していく諸環境を踏まえ、学部長と学部長補佐から構成される運営委員会において、中長期的な展望を踏まえた戦略的な対応が重要であると認識し、国際情報学部の中長期的なグランドデザイン策定を目的として、2021年4月教授会において、「グランドデザイン懇談会」の設置を承認した。

設置の具体的な背景としては、学内環境において、法学部の茗荷谷キャンパスへの移転（2023年度）が近づき、それに伴い、法学部・理工学部・国際情報学部の分野を超えた都心3学部連携による中央大学発展に寄与する将来像の立案検討や、完成年度を迎え、収集した入学から卒業までのデータを基に、教育の質の向上を図ること等が挙げられる。

この懇談会は、学部長より推薦されて教授会で選任された幹事によって運営され、教授会員全員参加による形式で議論を行っている。懇談のテーマとしては、例えば、「教員・教員組織」において後述するような、教員組織の専門領域分類の見直し等について懇談を行い、改善を図っている。

2022年4月教授会にて、グランドデザイン懇談会は、改革や見直しの方向性を策定すること、その方向性に基づき、既存設置委員会が具体的な実施案を検討することを確認して、今後検討を進めていくことを決定した。今後は、グランドデザイン懇談会の本学部における在り方の点検も行いながら、学部完成年度（2022年度）を迎えるにあたり、卒業生輩出後の学修成果の可視化による検討を進め、2025年度を目途としたカリキュラム見直しに向けて、現行カリキュラムの課題、改革の方向性等の議論を進めていくこととしている。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、国際情報学部では、学部開設時から変化していく諸環境を踏まえ、中長期的な展望を踏まえた戦略的な対応が重要であるとの認識を学部執行部で共有し、グランドデザイン懇談会を設置して、国際情報学部の将来を見据えた中長期の計画やその他諸施策について議論を行っている。グランドデザイン懇談会については、教授会で選任された幹事の運営により、教授会員全員で議論する体制を構築していることから、諸施策を設定する上で適切な体制であるといえる。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

2025年度以降のカリキュラム改正に向けて、教務・研究委員会で審議を開始する前段階として、グランドデザイン懇談会で、現行カリキュラムの課題、改革の方向性を懇談することを予定している。

◇学部における内部質保証

＜点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛＞

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

＜評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛＞

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

＜現状の説明＞

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

国際情報学部においては、2019年の開設時に、全学規程に基づき国際情報学部組織評価委員会を組織し、自己点検・評価活動として、国際情報学部の活動全般に対する自己点検・評価に加え、年度ごとに全学大学評価委員会で設定された「指定課題」の点検・評価、国際情報学部が設定した「自主設定課題」の点検・評価、さらには中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下での各組織の単年度行動計画であるアクションプランの進捗・達成状況の確認等を定期的かつ継続的に実施している。これらの点検・評価の結果は、教授会での報告を通じて教授会員に共有をはかっている。一方で、学部開設から間もないことから、蓄積されたデータが少ないため、適切な評価を行うことが難しい面も有している。

国際情報学部組織評価委員会は、学部長、学部長補佐（3名）、国際情報学部事務室事務長、担当課長、副課長の7名で組織されている。学部長補佐は、それぞれ教務・研究委員長、入試・広報委員長、人事委員長を担っていることから、各委員会との適切な連携がはかれており、点検・評価結果について、改善策の円滑な検討、実行が可能な体制を構築している。

また、本学部は2019年の開設以降、完成年度となる2022年まで毎年、「履行状況調査報告書」を作成し、文部科学省へ提出しており、開設届出時に策定した計画の実行状況の把握に努めるとともに教育・研究活動の改善・向上へとつなげている。

本学部は、教育・研究活動を充実させることはもちろん、開設時より学部の認知度を高めることが大きな課題となっていたことから、2020年度の自己点検・評価活動における「自主設定課題」として「さらなる認知度向上のための広報活動の展開」を掲げ、本学公式Webサイトからの積極的なニュースリリースや、独自の動画サイトを複数制作し、学部の教育・研究活動の積極的な発信に努めた。その際の目標設定としてニュースリリースの発出本数、動画視聴数を掲げ、教授会員と共有したところ、教員から積極的にニュースソースの提供があり、期首に設定した新着ニュース（事務的なお知らせを除く）目標掲出件数である80件を大きく上回る96件を配信することができ、当該年度における受験者数の増加に結び付けることにつながった。さらに、本取り組みにより、教員の情報発信に対する意識が醸成され、その後多数のニュースを即時に配信できるよう、学部独自にTwitterを開設するなど、新たな活動への展開につながった。

さらに、毎年国際情報学部独自に受験業界の教育情報分析部門の専門家を招聘し、学部長、入試・広報担当の学部長補佐と懇談を行うことで、本学部に対する評価を受ける機会を設け、以後の広報活動、学生募集活動に活かしている。

<点検・評価結果>

以上のように、国際情報学部では、国際情報学部組織評価委員会において定期的な点検・評価活動を行い、その評価結果に基づき改善を積み重ねており、内部質保証システムは有効に機能していると言える。

また、2019年の開設以降に文部科学省へ提出している設置計画履行状況等調査においても、計画の実行状況の把握に努めるとともに教育・研究活動の改善・向上へとつなげており、適切に対応している。

<長所・特色>

毎年、国際情報学部独自に受験業界の教育情報分析部門の専門家を招聘し、学部長、入試・広報担当の学部長補佐と懇談を行うことで、外部からの評価を本学部の自己点検・評価活動に活用している。

<問題点>

主に教育成果に関する点検・評価について、具体的な数値等の根拠となる定量的な情報を必要とする場合においては、蓄積されたデータが少ないため、現状、適切な評価が行うことが難しい側面を有している。

<今後の対応方策>

引き続き国際情報学部組織評価委員会が中心となり点検・評価を行い、その後の改善・改革

へとつなげるため、継続的にデータの蓄積していく。特に、1期生が卒業する2023年3月以降、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の点検・評価を適切に行うべく、指標となる新たなデータの必要性についても検討する。

また、受験業界など外部機関との懇談は今後も継続して実施し、有用な意見を学部内の検討に活かしていく。

◇学部の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

2015年度に策定した本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」においては、本学の理念・目的を踏まえて、「グローバルな視野と実地応用の力を備え、人類の福祉に貢献する人材の育成」をMissionとして掲げ、「社会の期待に応え、人類の福祉に貢献する力を備えた人材を育成するための総合的な実学教育の拠点の形成」、「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究の推進」を教育、研究のVisionとして掲げている。

一方、社会環境の変化に目を向けると、「AI」や「IoT」、「ビッグデータ」に代表される技術革新により、情報化、グローバル化が急激に進展し、社会が変化していく中で、情報社会に内在する法規範も含めた複雑な社会問題に対応できる人材が求められている。加えて、ICT人材に対する需要の拡大に向けて、2020年度からプログラミング的思考の育成を目的としたプログラミング教育が初等教育において導入され、中等教育段階においても、これを基礎とした情報教育が展開されることにより、論理的思考を身に付けた人材がこれまで以上に多く大学に入学してくることが想定されるとともに、新しく生じる学修ニーズに応える必要も出てきている。

さらに、インターネットを基盤とする社会においては、アクションに対する影響は全世界にも及ぶため、ICTとグローバル化は不可分であり、上記の情報社会に対応した教育・研究を展開するためには、グローバルな視点の涵養も必要不可欠である。

以上を踏まえて、本学が長年にわたって蓄積してきた教育研究の実績を継承しながら、今後の情報化社会において求められる、幅広い視野からグローバルな情報社会に内在する諸問題を解明し、解決策を提案し、かつ実行する為の国際的な標準となり得る制度や規範を提言し、協働により実現させる実行力を備えた人材を輩出すべく、2019年4月に国際情報学部の開設に至った。すなわち、本学部は、本学の理念・目的及び今後のビジョンに基づき、社会問題の国際化及び複雑化、並びに学問の学際化等に対応するため創設された教育研究組織である。

なお、本学部の開設は、日本学術会議が『提言：安全で安心できる持続的な情報社会に向けて』平成22年4月5日、日本学術会議、日本の展望委員会、情報社会分科会』において提言している、「情報社会のさまざまな課題がわが国だけで解決するわけではないことは明らかであ

る。国際社会において、わが国が責任を果たし学術を通して貢献してゆくために、個別の分野や領域を越えて、情報に関わる研究と実践の協力体制を速やかに整備すべきである。」という内容にも合致している。

現在、政策課題となっているとおり、企業・機関等において、DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進のためのIT人材確保・育成は急務であり、また情報社会化に伴う法整備などの対応も早急に求められていることから、本学部の養成する人材は、社会的要請に合致するといえる。

<点検・評価結果>

上述のとおり、国際情報学部の開設は、本学の理念・目的を踏まえた、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に基づき、時代に即した学問の動向、社会的要請及び大学を取り巻く国際的環境等に対応した教育研究組織となっており、適切であるといえる。

<長所・特色>

国際情報学部は、教育研究上の目的を「情報及び情報に関連する法律・規範に関する理論と社会における諸現象にかかる教育研究を行う。」として開設された。これは、建学からの伝統である実学を志向した情報に関する法学と、近年社会に必要とされてきた情報技術との文理融合の教育研究を行うという唯一無二の取り組みであり、特色となっている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

国際情報学部が教育研究で扱う情報分野及び情報に関連する法律分野は、技術革新により、加速度的に社会を変化させていくことから、学部執行部で構成される運営委員会においては、絶えず、技術革新の動向、それに伴う社会的要請、大学を取り巻く国際的環境の把握に努める。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

国際情報学部は、2019年4月に開設され、2022年度に完成年度を向かえ、2023年3月に最初の卒業生を輩出する。したがって、現状では、文部科学省に提出した設置届出書類に記載された教育研究内容の具現化に最優先で取り組んでいるところである。

そのため、本学部の教育研究組織に関する自己点検・評価について、国際情報学部組織評価委員会において定期的実施しており、点検・評価結果については、教授会で共有の上、所管の委員会にて改善・向上に向けた検討を行っている。

＜点検・評価結果＞

学部完成年度に向けて、学部設置時に掲げた教育研究内容を具現化するため、国際情報学部組織評価委員会にて、定期的に教育研究組織の適切性の点検・評価を実施し、その結果を教授会で共有の上、所管の委員会にて改善・向上に向けた検討を行っていることから、適切に対応している。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

学部完成年度を迎え、収集した入学から卒業までの各種データを基に、それらを根拠として、国際情報学部組織評価委員会にて、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をグランドデザイン懇談会にて共有・懇談の上、懇談結果に基づき、所管の委員会で具体的な改善・向上策の検討を進める。

◇学部の教育課程・学習成果

＜点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛＞

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

＜現状説明＞

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

学則第3条の2には、学部の教育研究上の目的として「情報及び情報に関連する法律・規範に関する理論と社会における諸現象にかかる教育研究を行う。専門分野における高度な知識を有し、複雑さを極めてグローバルな性格を有する情報の諸問題に対する解決策を立案し、提案し、かつ実現することで公正な社会を構築しうる人材を養成し、社会に貢献する。」と明記している。

この教育研究上の目的のもと、学位授与の方針にて、学部が養成する人材像として「国際社会が抱える情報の諸課題を多角的に分析・解明した上で、その問題の解決策を論理的に構築し、国際社会に受容される情報サービス・政策を実現できる人材」を掲げ、卒業するために身に付けるべき知識・能力・態度として、国際的に通用するレベルで以下全てを備えることを求めている。

- ・情報技術（「情報の仕組み」）の知識と考え方
- ・法律学体系に基づく情報に関する法律（「情報の法学」）の知識と考え方
- ・国際舞台で意見を発信し他者を説得するための、言語運用能力と国際的価値観（「グローバル教養」）の知識と考え方

所定の単位を取得することを通じて国際的に通用する情報と法の知見を融合させてイノベーションを起こし、新たな情報サービス・政策を情報のグローバル社会に展開できる能力を修得した者には、学則第45条及び別表第3の2のとおり、「学士（国際情報）」の学位を授与することとしている。

本方針は、本学公式 Web サイトや履修要項、非常勤教員向けの冊子「兼任講師ガイドブック」に掲載し、学生、教員へ周知を図っているほか、在学生については、1年次の履修ガイダンス、2年次ゼミの募集要項およびガイダンス等で周知している。

学外に向けては、学部ガイドブック、本学公式 Web サイトを活用し公表している。また、オープンキャンパス、模擬授業等を含む高校訪問、入試説明会等を通じて中央大学への受験を考えている方々へ説明を行っている。また、学校推薦型選抜入試においても、面接考査として、受験生に対し方針の理解度を問うている。

なお、周知の効果を測り得る指標の一つとして、毎年全学で実施している在学生アンケートがある。「あなたは、自分の所属学部が養成しようとする人材像（ディプロマ・ポリシー）やカリキュラム・ポリシーについて知っていますか」という設問に対し、「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」と回答した割合は2020年度で39.0%、2021年度33.1%、2022年度49.7%であった。また、同設問に対し、「知らない・または聞いたり読んだりしたことがない」と回答した率も1割を切るなど比較的低位に推移してはいるものの、なお約4割強の学生が「聞いたり読んだりしたことはあるが、よく覚えていない」と回答しており、アンケートの回答率の増減も踏まえると、この点はまだ改善の余地がある。

<点検・評価結果>

複雑かつ国際的に広がる情報社会の未来と課題解決のためには、社会に受容される情報サービスや情報政策を実現できる人材が必須であり、本学部では教育研究上の目的に基づき、文系的思考、理系的思考の枠を超え、それぞれの専門性を融合する学びを目指している。学位授与者、すなわち卒業する者に対しては、身に付けるべき知識・能力・態度として、国際的に通用する「情報の仕組み」「情報の法学」「グローバル教養」を備えることを求めており、それを卒業要件としてカリキュラムに適切に反映している。よって、本学部の学位授与の方針は適切であると言える。

また、学位授与の方針については、本学公式 Web サイトや学部ガイドブック等を通じて、広く公表している。

<長所・特色>

「情報」と「法」の複合学部、学問分野としては「工学」と「法学」の両方を教授する学部は日本において稀有な存在であると言える。またその専門性のベースとなる3本目の柱として、情報と法学の融合というまだ確立されていない分野について、国際舞台で意見を発信し他者を説得するための英語運用能力と国際的価値観の修得を課している点が特色である。

また、推薦入試では、全国の指定校に対する学校推薦型選抜入試はもちろん、大学との連携が比較的強固な附属高校の推薦入試においても、受験生に対し学部における本方針の理解度を問い、浸透の度合いを確認している。

<問題点>

在学生アンケートの結果については、「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解して

いる」と回答した割合は年々増加しており、「知らない・または聞いたり読んだりしたことがない」と回答した率も1割を切るなど比較的低位に推移してはいるが、なお約4割強の学生が「聞いたり読んだりしたことはあるが、よく覚えていない」と回答しており、この点はまだ改善の余地がある。

<今後の対応方策>

学位授与の方針のさらなる理解浸透のため、引き続き各種媒体における情報共有を進めると同時に、他の媒体や形式での更なる効果的な情報発信について、入試・広報委員会を中心に学部内で検討する。

特に2023年4月には、卒業した一期生の就職先や進学先の情報が収集できるため、学部ガイドや本学公式Webサイト等において、学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針が有機的に連携していることを、出口情報を含めた形で示す。2024年度には、約7割の学生が、在学生アンケートにおいて「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」と回答することを目標とする。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の基本方針は以下のとおりである。

<国際情報学部において展開するカリキュラムの基本方針・構成>

本学部の教育課程（カリキュラム）は「専門科目群」「演習科目群」「グローバル・教養科目群」で構成しています。「専門科目群」では情報社会に内在する諸課題を解明し、課題に対する解決策を提言できる知見を養うことを目的として、「情報の仕組み」と「情報の法学」それぞれの理論を学修します。そのため、1・2年次に必修科目を重点的に配置し、3年次以降は、1・2年次の学修を踏まえて学生が自らの卒業後の進路に沿った学修計画や科目選択ができるよう、発展的な選択科目を多く設置することとしています。

「グローバル・教養科目群」ではグローバルな情報社会において活躍をするための「グローバル教養」を身に付けます。

「演習科目群」では本学部の特徴である「情報の仕組み」、「情報の法学」、及び「グローバル教養」を基礎としながら、各研究テーマに沿った演習を通じた深い学びを実現します。

<カリキュラム概念図>



○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

教育課程編成・実施の方針の中で、カリキュラムの体系性及び特徴については以下のように詳述している。本カリキュラムは、情報技術（「情報の仕組み」）の知識と考え方、法律学体系に基づく情報に関する法律（「情報の法学」）の知識と考え方、国際舞台で意見を発信し他者を説得するための、言語運用能力と国際的価値観（「グローバル教養」）の知識と考え方を教授する体系となっており、学位授与の方針と連関性を有していることを示している。

<カリキュラムの体系性>

1) 専門科目群

「専門科目群」では、ICTに関する知識や技術等の「情報の仕組み」を扱う「情報基盤」、情報に関する法律や政策、国際的な標準等の「情報の法学」を扱う「情報法」、「情報基盤」、及び「情報法」の科目区分で取り扱う内容を融合し発展させた、より実践的なテーマを扱う「関連科目」（「情報発展」、「情報実践」）の3つの科目区分を設置し、社会に内在する諸問題を解明し、課題に対する解決策を提言できる知見を養います。

「情報基盤」及び「情報法」の科目区分については、1・2年次に必修科目を重点的に設置しており、それぞれの基礎的な理論を早期に徹底して学修します。3年次以降は、1・2年次での学修を踏まえ、学生が自らの卒業後の進路に応じた学修計画に沿った科目選択ができるよう、「関連科目」（「情報発展」、「情報実践」）の科目は全て選択科目としています。

2) 演習科目群

「演習科目群」では、大学における基礎的な学修の手法等の修得に始まり、国際情報学部で修得したすべての知識・素養を融合した学びを進めます。

1年次に履修する「基礎演習」において、アカデミックリテラシーとしての論理的思考力及び表現力を修得します。

2年次から4年次には、他の科目群における各科目で学修した理論のもと、情報社会が直面する諸課題への解決策について、理論をいかに社会に実装していくか、「国際情報演習」においてより深く学びます。

4年次には、本学部における学修の集大成として「卒業論文」または「卒業制作」をまとめます。

3) グローバル・教養科目群

「グローバル・教養科目群」では、普遍的な価値観や異文化の背景を持つ他者の独自性の理解、グローバルな情報社会で活躍するために必要な英語の運用能力、現代社会の理解に不可欠な幅広く深い教養、これら全てを「グローバル教養」として修得します。

「グローバル」の科目区分では、氾濫する情報の真贋を見抜き、情報を適切に取舍選択する高い知性を養い、さらに1年次から4年次の配当科目としている「教養」の科目区分において、学問の土台（基礎）となる自然科学、社会科学、人文科学等を学修します。これらは国際情報学部を設置する全ての科目の下支えとなります。また、1年次では、大学の学修で必要とされる一般的な英語の運用能力の向上を目指し、2年次では、「情報基盤」及び「情報法」の学修で必要とされる英語の運用能力を身に付けます。

<カリキュラムの特徴>

1) 「情報の仕組み」と「情報の法学」の複合的な学修

情報技術を社会に実装するには、技術的な側面に加えて、それをどのようなルールで整備するか、という視点が必要となります。そのため、本学部の教育課程では、「専門科目群」の「情報基盤」においてICTに関する知識を、「情報法」において社会のルールも含む法学の理論や情報に関する法律の知識を身に付けることで、工学と法学の2つの学問を複合的に学ぶことができるのが特徴です。

また、国境のない情報社会においては、技術を社会に実装する際、文化的背景の違いにも配慮する必要があります。そのため工学、法学の知識に加えて、倫理や哲学といったグローバルな価値観を身に付け、それぞれの知識を統合した視点や将来の変化にも柔軟に対応できる思考力を修得することができます。

2) 基礎理論の修得重視と発展的科目が連携した教育課程編成

「情報基盤」及び「情報法」の科目区分については、早期にそれぞれの基礎的な理論を修得するため、1・2年次に重点的に必修科目を学修する教育課程としています。1年次は、アカデミックリテラシーの修得に加えて、「情報の仕組み」と「情報の法学」に関する基礎を学び、国際情報学部で学修を進めるための基礎を身に付けます。2年次では、1年次に学修した基礎的な理論を発展させた本学部での学びにおいて重要となる科目を必修科目として位置付けています。この他、2年次後期から開講される「国際情報演習」や主に3・4年次に配当されている発展的科目での学びに円滑に移行することを念頭に置いた科目配置となっています。

3) 実践的な科目の配置と実務家教員による授業

「専門科目群」のうち、主に3・4年次に配当されている「関連科目」（「情報発展」、「情報実践」）の科目区分においては、情報技術を社会実装する際の戦略やケーススタディを学び、広い視野から情報社会を捉えることとしています。そのため、これらの科目区分においては、実務家教員として産業界や省庁から教員を招聘し、情報社会の現場で実際に生じている課題について授業で取り上げることで、1・2年次に身に付けた理論と、実際に現場で課題となっている事象を照らし合わせ、学びをより具体的に深めることを可能にしています。

また、本方針は、本学公式 Web サイトや履修要項、非常勤教員向けの冊子「兼任講師ガイドブック」に掲載し、学生や教職員へ周知を図っているほか、在学生については、1年次の履修ガイダンス、2年次ゼミの募集要項およびガイダンス等で周知している。

学外に向けては、学部ガイドブック、本学公式 Web サイトを活用し公表している。また、オープンキャンパス、模擬授業等を含む高校訪問、入試説明会等を通じて本学への受験を考えている方々へ説明を行っている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、国際情報学部のカリキュラム・ポリシーは、学位授与の方針との関連性を有しており、さらに教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、及び授業形態等を備えて設定しており、適切なものとなっていると評価できる。

今後は、卒業生の進学情報等を踏まえながら、ディプロマ・ポリシーとの関連性やカリキュラム・ポリシー自体の適切性など、継続的に確認していく必要がある。

<長所・特色>

教育課程編成・実施の方針については、先述の学位授与の方針を達成できるよう、綿密な検討の上構成されている。その特色として、教育課程編成・実施の方針のうち、<カリキュラムの特徴>に表しているとおり「『情報の仕組み』と『情報の法学』の複合的な学修」「基礎理論の修得重視と発展的科目が連携した教育課程編成」「実践的な科目の配置と実務家教員による授業」の大きく3点があげられる。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

今後も「『情報の仕組み』と『情報の法学』の複合的な学修」「基礎理論の修得重視と発展的科目が連携した教育課程編成」「実践的な科目の配置と実務家教員による授業」の特色は生かしつつ、教育課程編成・実施の方針について不断の検証と見直しを行う。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点3は大学院対象項目のため割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点2：専門教育・教養教育の位置付け（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）（学部）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点5：初年次教育・高大連携に配慮した教育内容となっているか。（導入教育の整備状況等）（学部）

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

国際情報学部設置された授業科目はすべて、必修科目、選択必修科目、選択科目のいずれかに区分されており、修得した単位は卒業に必要な単位として計上される。以下、各科目区分の配置を示す。

「専門科目群」では、ICTに関する知識や技術等の「情報の仕組み」を扱う「情報基盤」、情報に関する法律や政策、国際的な標準等の「情報の法学」を扱う「情報法」、「情報基盤」、及び「情報法」の科目区分で取り扱う内容を融合し発展させた、より実践的なテーマを扱う「関連科目」（「情報発展」、「情報実践」）の3つの科目区分を設置し、社会に内在する諸問題を解明し、課題に対する解決策を提言できる知見を養うこととしている。

このうち「情報基盤」及び「情報法」の科目区分については、1・2年次に必修科目を重点的に設置しており、それぞれの基礎的な理論を早期に徹底して学修することとしている。3年次以降は、1・2年次での学修を踏まえ、学生が自らの卒業後の進路に応じた学修計画に沿った科目選択ができるよう、「関連科目」（「情報発展」、「情報実践」）の科目は全て選択科目としている。

「専門科目群」では、101科目を開設している。卒業をするのに必要な124単位のうち、68単位（「情報基盤」：30単位、「情報法」：30単位、「関連科目」（「情報発展」、「情報実践」合わせて）：8単位）以上の修得を必要としている。さらに詳述すると、「情報基盤」の30単位のうち、8科目16単位、「情報法」の30単位以上のうち11科目22単位を必修としている。

「演習科目群」では、1年次に履修する「基礎演習」において、アカデミックリテラシーとしての論理的思考力及び表現力という、大学における基礎的な学修の手法等を修得させ、2年次から4年次には、他の科目群における各科目で学修した理論のもと、情報社会が直面する諸課題への解決策について、理論をいかに社会に実装していくか、「国際情報演習」において国際情報学部で修得したすべての知識・素養を融合させ学ぶことになっている。このため「演習科目群」で開設している8科目は、必修6科目12単位、選択必修1科目4単位と、全て必修・選択必修科目としている。

「グローバル・教養科目群」では、普遍的な価値観や異文化の背景を持つ他者の独自性の理解、グローバルな情報社会で活躍するために必要な英語の運用能力、現代社会の理解に不可欠

な幅広く深い教養、これら全てを「グローバル教養」として修得する。英語運用能力では、1年次に、大学の学修で必要とされる一般的な英語の運用能力の向上を目指す。2年次では、「情報基盤」及び「情報法」の学修にあたって必要とされる英語の運用能力を身に付けることとしている。

また、氾濫する情報の真贋を見抜き、情報を適切に取捨選択する高い知性を養うため、1年次から4年次に学問の土台（基礎）となる自然科学、社会科学、人文科学等を「教養」の科目区分において学修する。「教養」の科目区分で開設している科目は、全て選択科目としている。

「グローバル・教養科目群」では、30科目を開設している。卒業をするのに必要な124単位のうち、24単位（「グローバル」：16単位、「教養」：8単位）以上の修得を必要としている。さらに詳述すると「グローバル」では、16単位のうち、6科目12単位を必修としている。

そして、これら授業科目の体系性は、科目ナンバリングの形で明示され、学生は系統・分野・科目レベルを参考に、自身の進路や学修の進度に照らし合わせ、履修科目を選択することが可能となっている。なお、下表中の「百の位」欄は科目のレベル（1：入門・導入、2：基本・応用への橋渡し、3及び4：応用・発展）を表し、「十の位・一の位」欄は科目の個別番号を表している。

[科目ナンバリング表（一部抜粋）]

科目区分	授業科目の名称	配当年次	系統	分野	百の位	十の位 一の位	
専門科目群	情報基盤	国際情報概論【必修】	1年次	IT	BS	1	01
		基礎情報学【必修】	1年次	IT	BS	1	02
		国際情報史【必修】	1年次	IT	BS	1	03
		プログラミング基礎【必修】	1年次	IT	CP	1	01
		プログラミングのための数学	1年次	IT	CP	1	02
		統計学	1年次	IT	CP	1	03
		データサイエンス基礎	1年次	IT	CP	1	04
		情報理論【必修】	2年次	IT	CP	2	01
		オブジェクト指向プログラミング	2年次	IT	CP	2	02
		問題解決とアルゴリズム	2年次	IT	CP	2	03
		データベース論	3・4年次	IT	CP	3	01
		データマイニングとAI	3・4年次	IT	CP	3	02
		コンピュータアーキテクチャ	2年次	IT	AT	2	01
		OSとハードウェア	2年次	IT	AT	2	02
		システムとソフトウェア	3・4年次	IT	AT	3	01
	情報法	インターネット概論【必修】	1年次	IT	CM	1	01
		情報倫理【必修】	1年次	IT	CM	1	02
		メディア論	1年次	IT	CM	1	03
		情報ネットワーク論	2年次	IT	CM	2	01
		情報フルエンシー【必修】	1年次	IT	ST	1	01
		システム開発論	2年次	IT	ST	2	01
		情報セキュリティ論	2年次	IT	ST	2	02
		情報政策概論【必修】	1年次	IL	PL	1	01
		国際規約と国際標準化団体	2年次	IL	PL	2	01
		情報政策ワークショップ	2年次	IL	PL	2	02
		ICTビジネスと公共政策	3・4年次	IL	PL	3	01
		法学概論【必修】	1年次	IL	PB	1	01
		情報と憲法【必修】	1年次	IL	PB	1	02
		行政法（情報行政法）【必修】	2年次	IL	PB	2	01
		競争法（情報競争法）	3・4年次	IL	PB	3	01
		情報通信法	3・4年次	IL	PB	3	02
		民事法（総則と情報契約法）【必修】	1年次	IL	CV	1	01
		民事法（情報不法行為法）【必修】	2年次	IL	CV	2	01
民事法（情報財産権法）	3・4年次	IL	CV	3	01		
企業と情報法	3・4年次	IL	CV	3	02		
刑事法（概論）【必修】	1年次	IL	CR	1	01		
刑事法（サイバー犯罪の刑事規制）【必修】	2年次	IL	CR	2	01		
刑事法（サイバーセキュリティと刑事法）	3・4年次	IL	CR	3	01		
情報法【必修】	1年次	IL	CS	1	01		
情報プライバシー権法【必修】	2年次	IL	CS	2	01		
法情報学	2年次	IL	CS	2	02		
AI・ロボット法【必修】	2年次	IL	CS	2	03		

科目区分		授業科目の名称	配当年次	系統	分野	百の位	十の位
関連科目	情報発展	情報戦略論②	3・4年次	SE	AD	3	04
		システム監査論②	3・4年次	SE	AD	3	05
	情報実践	Practical English for Informatics	2年次	SE	AP	2	01
		特殊講義（ゲームプランニング）	3・4年次	SE	AP	3	18
演習科目群		基礎演習【必修】	1年次	SM	IN	1	01
		国際情報演習Ⅰ【必修】	2年次	SM	SP	2	01
		国際情報演習Ⅱ【必修】	3年次	SM	SP	3	01
		国際情報演習Ⅲ【必修】	3年次	SM	SP	3	02
		国際情報演習Ⅳ【必修】	4年次	SM	SP	4	01
		国際情報演習Ⅴ【必修】	4年次	SM	SP	4	02
		卒業論文	4年次	SM	SP	4	03
		卒業制作	4年次	SM	SP	4	04
グローバル・教養科目群	グローバル	統合英語Ⅰ【必修】	1年次	GL	EN	1	01
		情報英語Ⅰ【必修】	2年次	GL	EN	2	01
		ICT 留学	2～4年次	GL	EN	2	02
		国際 ICT インターンシップ	2～4年次	GL	EN	2	04
		倫理学【必修】	1年次	GL	PH	1	02
		国際文化論	2年次	GL	PH	2	03
		比較文明論	3・4年次	GL	PH	3	01
		異文化間コミュニケーション論	3・4年次	GL	PH	3	03
		ダイバシティ論	3・4年次	GL	PH	3	04
	教養	政治入門	1～4年次	LA	HS	1	01
		歴史入門	1～4年次	LA	HS	1	02
		心理学	1～4年次	LA	HS	1	03
		生命科学	1～4年次	LA	SC	1	01
		環境科学	1～4年次	LA	SC	1	02
		物質科学	1～4年次	LA	SC	1	03
		健康・スポーツ	1～4年次	LA	SC	1	04

○専門教育・教養教育の位置付けについて（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

まず、現行カリキュラムにおける科目の量的配分については、以下のとおりである。

科目群	区分	1年次	2年次	3年次	4年次	卒業所定単位の履修条件	
専門科目群	情報基盤	○	○	○		30	
	情報法	○	○	○		30	
	関連科目	情報発展	-	-	○		8
		情報実践	-	○	○		
演習科目群		○	○	○	○	16	
グローバル・教養科目群	グローバル	英語	○	○	○	○	8
		グローバル	○	○	○		8
	教養			○			8
年次別最高履修単位数		42	42	38	38	在学中の最高履修単位数 160	

提供する教育内容等を以下のとおり詳述する。

1) 専門科目群

ICT に関する知識や技術等の「情報の仕組み」を扱う「情報基盤」、情報に関する法律や政策、国際的な標準等の「情報の法学」を扱う「情報法」が基幹をなしている。

「情報基盤」の必修科目として、「国際情報概論」、「基礎情報学」、「インターネット概論」、「情報フルエンシー」、「国際情報史」及び「プログラミング基礎」、ITリテラシーを養う「情報倫理」及び「情報理論」がある。また、「情報法」の必修科目として「法学概論」、「民事法（総則と情報契約法）」、「情報政策概論」、「情報と憲法」、「刑事法（概論）」、

「情報法」、「民法法（情報不法行為法）」、「情報プライバシー権法」、「AI・ロボット法」、「行政法（情報行政法）」、「刑事法（サイバー犯罪の刑事規制）」がある。これらは、1、2年次に重点的に設置されており、基礎的な理論を早期に徹底して学修させる狙いがある。

また、「情報基盤」及び「情報法」の科目区分で取り扱う内容を融合し発展させ、より実践的なテーマを扱う「関連科目」の科目区分を設置し、さらに「情報発展」「情報実践」と分類している。社会に内在する諸問題を解明し、課題に対する解決策を提言できる知見を養うことを目的としている。

2) 演習科目群

「演習科目群」は、1年次の「基礎演習」と2年次後期から開講される「国際情報演習」、4年間の学修を集大成としてまとめあげる「卒業論文」・「卒業制作」から構成されており、「国際情報演習」では、担当教員の専門分野に沿って、各人が研究のテーマ設定を行う。

3) グローバル・教養科目群

グローバルな情報社会で活躍するためには、「専門科目群」で“Information Technology & Law”の知見を深めつつ、国際舞台で他者と協働するに足る教養すなわち普遍的な価値観や異文化の他者の独自性の理解、英語の運用能力、現代社会の理解に不可欠な幅広く深い教養（「グローバル教養」）を身につける必要があり、「グローバル・教養科目群」では、これらの素養を養うための科目を配置している。

このように本学部の教育内容は、科目区分等を過不足なく整備したうえで、必修科目を多く設置しており、教育課程編成・実施の方針に基づく科目を体系的・順次性をもって履修させる、学士課程の教育としてふさわしい教育内容を設定している。

○初年次教育・高大連携に配慮した教育内容について

高校までの「教わる」勉強から大学での自主的学修への円滑な移行を確保するために、1年次の前期に必修科目として「基礎演習」を設置している。また、当該科目の担当教員は履修者のクラスアドバイザーを兼ね、2年次以降の専門ゼミである「国際情報演習」の履修が決定するまで、学修や大学生活全般について相談にもあたっている（「国際情報演習」の履修が決定した後は、その担当教員が新たなクラスアドバイザーとして学修相談等に応じることとなる）。

「基礎演習」における個々のクラスの具体的な授業内容についても、全14回中前半部分の6回で扱う、「図書館の活用方法」「レポート・論文の基本的な作成方法」「法学分野及び工学分野に特有の情報の構造化、効果的な表現法など」については、統一資料に基づき内容を共通化している。加えて、学修・調査のための基礎的な情報検索法を修得させることを目的に、図書館都心キャンパス事務室と連携した図書館ツアーを授業の一環として実施している。また、前述の通り異なる学問分野を専門とする教員が在籍しているため、「基礎演習」の後半では合同ゼミによるプレゼンテーション実践を義務付け、異分野の知識もバランスよく修得できるようにしている。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

学生に対しては、「履修モデル」の形で、将来の進路に応じた4年間の学修の例を示している。履修要項では、9つのモデルを示している。

- ・社会の構造を俯瞰的に捉えることができ、現実的な課題の解決に取り組むためのシステムやサービスをプランニングし、開発・運用できる人材を育成するモデル
- ・情報分析能力に優れ、その解決策を実現できる人材を育成するモデル
- ・情報分野において次々に現れる新規技術やサービスの本質を正確に認識し、業務に活用できる人材を育成するモデル
- ・今日の国際問題・社会問題を多角的に分析・解明した上で、その問題の解決策を論理的に構築し、実装（実現）にまで導くことができる人材を育成するモデル
- ・情報に関する国際的な規範の知識と将来の規範の変化にも柔軟に対応できる思考力を備えて、国際規範・国際標準を決定するような機関や会議においてリーダーシップを執ることができる人材を育成するモデル
- ・異文化の背景を持つ他者の見解を踏まえ、国際舞台において自ら解決策を構築できる人材を育成するモデル
- ・解決策をサービス・コンテンツとして実装し、発信することで広く社会に貢献できる人材を育成するモデル
- ・複数の知識や資源を有機的に結合し、イノベーションを起こせる人材を育成するモデル
- ・メディアの歴史的経緯や社会的な影響、および技術革新による情報媒体の変遷等の知識を身につけ、社会に向けて情報を発信できる人材を育成するモデル

また、個々の授業においても、第一線にて現役で活動している実務家を多数招聘し、最新の知見と諸問題への対応を教育として実施している。中でも3・4年次配当科目の「特殊講義（ゲームプランニング）」は株式会社スクウェア・エニックスとの包括協定に基づく取り組みであり、オムニバスの形で多数の実務家からの授業を展開している。また、「ICT ビジネスと公共政策」においても、IT系企業、法曹実務経験者、消費者団体、政策担当者等、情報通信分野における政策形成過程に係る国内外の多様な実務家を招聘した授業を展開している。その他、必修授業の中で学外講師として実務家を招聘するなど、最新の動向と知見を提供している。その範囲は民間企業だけではなく、官公庁にも及び、特に情報通信分野を所管する総務省からは、多数の講演をいただいている。本学部で講師を招聘する際は、事前に学外講師招聘計画書を提出し、学部運営委員会で検討され、招聘の可否を判断する。なお、学外講師招聘は、1科目につき、原則として年度内3回（3時限）を限度とし、授業時間に、担当教員の立ち会いのもとに行うこととしている。

なお、2021年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的にオンライン授業が増加したこと、また、2021年度より、専門性の高い3年次配当科目が開講されたことにより、招聘数は増加している。

[学外講師招聘計画書数]

年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
件数	14	28 *1	85 *1	21 *2

*1 オンラインでの実施

*2 2022年5月1日までに計画の承認があった数

<点検・評価結果>

以上のように、配置している授業科目は階層的体系による配置がなされており、専門的学修を効果的に積み重ねることが可能となっている。授業科目は、科目ナンバリングという形で科目の位置づけを明確化するとともに、学生にも科目の体系性が分かるように学生に明示してい

る。さらに、配当年次や必修・選択の別についても、教育課程編成・実施の方針に基づいた、順次性のあるカリキュラムとなっており、授業科目の体系的配置がなされているといえる。

また、初年次教育・高大連携への配慮については、「基礎演習」において、少人数教育やクラスアドバイザー制によってきめ細かな高大接続教育を実践している点で、大学での自主的学修への円滑な移行を助けている。

キャリア教育においては、学問分野の特性から、社会の最前線で活躍する実務家教員を招聘することで最新かつ社会で求められる知見を得られるような科目を設置しており、また、本学部での学びが卒業後に、公務員や民間企業等多方面で生かせることを学生に認知させることができている。

以上から、現在のカリキュラムは、体系的・段階的に、かつ専門教育と教養教育の適度なバランスをとりつつ配置しており、学士課程教育に相応しい教育内容となっている。

＜長所・特色＞

情報という学問分野の特性から、最新の知見と諸問題への対応を教育として実施することが不可欠であり、上級年次科目だけではなく、初年次教育においても、講義において実社会の第一線にて現役で活動している実務家による講義を多数受講できる点が特色である。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

オンキャンパスの講義だけでなく、新型コロナウイルス感染症の蔓延により日常化したオンライン授業システムの利点も生かしつつ、今後も実務家教員による講義の機会を確保する。

今後も、設置している講義科目の講義内容が、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針と合致しているか、教務・研究委員会を中心に不断の点検を行う。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

＜評価の視点3は大学院対象項目のため割愛＞

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

＜現状説明＞

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

本学部は、1学年150名、学部全体で600名に対し、専任教員21名の体制であり、教員1名当たりの学生数が約28.6名と、学部の規模から、少人数授業が中心となっており、通常の講義科目においても教員と学生との活発なコミュニケーションが行われる授業内容となっている。

教室での講義科目においては、授業支援システムmanabaのrespon等を活用したアクティブラーニングを展開し、その比率は2021年度で設置科目の5割を超えている。また、講義で修得した知識をさらに深化させるために1年次の「基礎演習」および2～4年次の「国際情報演習

I～V」を必修としている。「基礎演習」においては、教員1名に対し7～8名、「国際情報演習」においては最大12名の学生という少人数体制で、学生の主体的な参加を促すとともに、教員が学生を常にフォローアップできるという学生支援の側面も有している。

選択科目には、海外渡航を含めて学ぶ「ICT 留学」「国際 ICT インターンシップ」、情報政策の当事者を招き、現実の諸問題に対するPBLを行う「情報政策ワークショップ」、また夏季や冬季には、「ICT ケーススタディ (パケットキャプチャ)」「デジタルブランディング」といった、実習を通じて学ぶ形式の集中講義を設置している。なお、新型コロナウイルス感染症の蔓延とこれに伴う海外渡航不可を受け、2021年度は「国際 ICT インターンシップ」はオンライン実施とした。現地での実態調査は叶わなかったものの、事前学習、および海外 IT 企業の有識者から多数のオンライン講演を受け、参加者からは高い満足度を得た。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

国際情報学部における卒業に必要な最低修得単位は、124 単位である。学生の学習時間を確保するため、各学年において年次別最高履修単位を設定している。1年次および2年次は42 単位、3年次および4年次は38 単位である。また、不合格となった科目を再度履修する場合は、年次別最高履修単位数の制限を超えて次の表の再履修枠の範囲内で、追加して履修することを可能としている。

<年次別履修単位数一覧>

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
年次別最高履修単位数	42単位		42単位		38単位		38単位	
再履修枠(必修)	-		10単位	10単位	10単位	8単位	10単位	8単位
再履修枠(必修以外)	-		2単位	4単位	6単位	6単位	6単位	6単位

一般的な履修指導としては、1年次の年度はじめに約7日間をかけて履修ガイダンスを実施している。履修指導の資料としては、履修要項、授業時間割を配付している。履修要項には学則第33条に基づく単位制の説明と、平成25年4月1日に施行された大学設置基準の一部改正の趣旨を掲載した上で、授業とは別に必要となる自学自習を前提に100分・14週の授業実施の根拠を説明している。

ガイダンス期間以外は、適宜国際情報学部事務室で履修指導を実施している。必修科目の修得数や総修得単位が芳しくない成績不良者については、定量的な基準に基づき、事務室から個別に連絡し、前期または後期の履修登録前に、卒業に向けた効率的な履修の指導を行っている。学部カリキュラムの特性として、必修科目を多く設置しているため、前期または後期に極端に偏った履修登録はできない仕組みとなっているが、特に成績不良者に対しては、登録可能な単位数に固執させず、必要な学修時間を確保し、必修科目から着実に修得する履修計画を立てるよう、個別の履修相談を受け付け、指導を行っている。

また、在学中は専門ゼミである「国際情報演習」の担当教員がクラスアドバイザーとして学生の学修相談等に応じている（前述のとおり、ゼミ決定までは、1年次前期の導入ゼミである「基礎演習」の担当教員がこれを担当）。さらには、全専任教員がオフィスアワーを実施してお

り、学修上の疑問をいただく学生への対応をより厚いものとしている。非常勤教員については授業終了後の時間をオフィスアワーに当ててもらおうよう、兼任講師ガイドブックで依頼している。

なお、各科目においては、初回の授業時に適宜、講義内容のオリエンテーションを行っている。

○シラバスに基づいた授業展開について

全ての授業担当者が、全学統一フォーマットにしたがってシラバス（講義要項）を作成しており、その内容は、「担当教員名」「授業科目名」「授業形式」「履修条件・関連科目等（ナンバリング含む）」「授業で使用する言語」「授業の概要」「科目目的」「到達目標」「授業計画と内容」「授業時間外の学修の内容」「成績評価の方法・基準」「課題や試験のフィードバック方法」「アクティブ・ラーニングの実施内容」「授業における ICT の活用方法」「テキスト・参考文献等」となっている。また実務家経験のある教員については「実務経験の内容」「実務経験に関連する授業内容」も求めている。このシラバスは Web 上の授業支援システム manaba にて常時公開され、履修登録時の参考となるほか、期中で変更が発生した場合も、教職員からの発信により、学生が常に最新情報を確認可能な仕組みとなっている。

なお、シラバスの作成にあたっては、教員に執筆依頼する際に、各項目に記載すべき内容等について、『講義要項』作成要領」として具体的に示すことで、実際の授業内容に即したシラバスを作成するよう依頼し、学生が当該講義の内容等をより理解しやすいものとなるよう努めている。シラバスは国際情報学部事務室における形式チェックの他、教務・研究委員会委員による第三者チェックを受け、カリキュラムにおける科目の位置づけに照らして内容が適切であるか確認されている。

<点検・評価結果>

上記のとおり、本学部では、学生が主体的に参加できる様々な授業を設置しており、その内容についてシラバスに具体的に明記するとともに、シラバスに基づく授業を展開することによって、学生の学習の活性化を促している。

また、単位の実質化を図るために、年次別の最高履修単位を定めるだけでなく、特に成績不良者に対しては、再履修科目の履修計画等も含めて重点的な履修指導を行っている。

<長所・特色>

学部の規模から、少人数授業が中心となっており、学生に対し密な指導ができる体制を整えている。特に、1年次前期の「基礎演習」においては、教員1名に対し7～8名、2年次以降の「国際情報演習」においては最大12名の学生という少人数体制で、学生の主体的な参加と、後段の学生支援を両立させた形を取っている。

<問題点>

成績不良者を中心に履修指導が行われているものの、現行の制度では、再履修枠を含めると年間で相当数（50単位以上）修得することが可能となっており、より学修者本位の制度に改める余地がある。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、海外渡航を伴う科目は、現地渡航が困難になり当初想定通りの実施ができていない。

＜今後の対応方策＞

今後も、教員1名当たりの学生数の比率を維持し、学生に対し密な指導ができる体制を継続する。また、再履修枠も含めた年間最高履修単位数については、完成年度以降のカリキュラム改正の際により適切な上限設定を模索する。

海外渡航を伴う科目については、科目設置趣旨を鑑み、安全に留意した現地渡航を志向するが、本学部の特性と新型コロナウイルス感染症対応において得た知見を活かし、2023年度以降も社会情勢によっては「ICT 留学」においてもオンライン実施の可能性も検討する。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

＜現状説明＞

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

まず、成績評価については、国際化への対応や大学院入学・留学等を勘案して学部開設当初から既存他学部と同様のGPA制度を導入し、以下の基準により成績評価を行っている。なお、成績表示の評点については、学則施行細則11条に基づき、100点を満点としている。

[成績評価とGPA]

	評価	評価	評点	GPA		成績原簿への記載	成績証明書への記載
					グレードポイント		
5段階評価	合格	S	90点以上	総履修単位数として分母の計算基礎になります。	4	あり	あり
		A	80点以上 90点未満		3	あり	あり
		B	70点以上 80点未満		2	あり	あり
		C	60点以上 70点未満		1	あり	あり
	不合格	E	60点未満		0	あり	なし
評価不能	F	試験未受験等により評価できないもの	0		あり	なし	
履修中止	W	所定の期日までに履修中止の手続きをしたもの	GPA 計算対象外	あり	なし		
認定	N	認定したもの（留学中に修得した科目のうち成績の読替ができない科目等）		あり	あり		

個別科目の成績評価の基準等については、学生に対してはシラバスに明記し公表することで、客観性の確保を行っている。また、学期末試験後、学生が自身の成績評価に関して教員へ照会を行うことができる「成績調査」制度を設けており、成績評価の透明性も確保している。なお、成績評価が適切に行われているかを確認するため、2022年9月教務・研究委員会において「成績評価の適切性について」を題材として懇談を実施し、点検を行った。

単位については、100分・14週（半期）の講義に対して2単位を付与している。換算根拠としては、大学設置基準第21条第2項第1号が定める単位の設定基準、即ち1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とした講義、演習、実験、実習及び実技に関する単位計算方法について定めた学則第33条に則っている。なお、各科目における単位の適切性については、教務・研究委員会において学則に基づいて確認を行っている。

既修得単位の認定について、国内における大学間単位互換並びに入学前の修得単位認定は行っていない。留学先における修得単位の認定については、全学の交換留学のほか、学生各自が留学希望校を選定・応募し、本学が留学先として認めた海外の大学に留学する認定留学において単位認定を行うこととしている。なお、2022年5月1日現在、単位認定の事例はないが、今後は海外留学が増加することが想定されるため、単位認定において、本学他学部の蓄積した知見も活用しながら、学部における事例の蓄積に努める。

○学位授与を適切に行うための措置

学則第42条及び第43条に基づき、4年以上在学し、卒業所要単位（124単位：専門科目群68単位、演習科目群16単位、グローバル・教養科目群24単位）を満たした学生について、教授会における審議を経て、学位を授与する仕組みとなっている。

<点検・評価結果>

以上のように、成績評価および単位認定を行うための措置は、適切に運用がなされている。

学位授与については、学則に定められた要件を満たした学生について、教授会における審議を経て行う仕組みとなっており、適切なものとなっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

<現状説明>

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

本学部では、学位授与の方針に定める卒業するために身に付けるべき知識・能力・態度のうち、「国際舞台で意見を発信し他者を説得するための、言語運用能力と国際的価値観（『グローバル教養』）の知識と考え方」を涵養するため、国際的に通用する情報と法の知見を段階的に学修できるようにカリキュラムを構成している。

具体的には、「グローバル・教養科目群」において、「比較思想論」や「国際文化論」、「異文化間コミュニケーション論」などの普遍的な価値観や異文化の背景を持つ他者の独自性の理解を学ぶ科目、「統合英語」や「情報英語」などのグローバルな情報化社会で活躍するために必要となる言語運用能力を修得する科目、その他現代社会の理解に不可欠な幅広く深い教養を培う科目を設置している。さらに、「グローバル・教養科目」に加えて、「専門教育科目群」の中にもグローバルな視野の醸成に資する科目（「国際規約と国際標準化団体」「国際契約の起案学」「情報と外交」等）を設置しており、学位授与の方針に掲げる国際的に通用する能力の養成に努めている。

また、授業科目に番号を付し分類することで、学習の段階や順序等を示し、教育課程の体系

性を明示する「科目ナンバリング」を学部開設時から取り入れている。ナンバリングは、履修要項やシラバスにも明示することで学生の体系的な履修に役立てている。このほか、新入生については、TOEICを入学時（TOEIC L&R）及び1年次末（TOEIC L&R+S&W）に受検させており、自身の英語能力の把握及び能力伸長へのモチベーション向上の機会としている。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生入試を実施していないため、所属している学生は、すべて国内の学生と同じ試験で入学した者である。教育指導上の配慮としては、外国人留学生を含め、全学生を対象としたクラスアドバイザー制度で対応している。また、留学生を受け入れるための支援（住居、生活習慣、言語等）を主に対処する国際センターや、留学生も対象に含めた学術的文章作成の支援を行っているアカデミック・サポートセンター（ライティング・ラボ）は、多摩キャンパスにあり、本学部の所在する市ヶ谷田町キャンパスと物理的な距離があるため、他学部に比して十分なサポートが受けにくい状態にある。必要に応じて、国際センター、アカデミック・サポートセンターといった全学組織と連携をとり対応を行っている。

○国外の高等教育機関との交流の状況

中央大学で締結している協定校のほか、カリフォルニア州立大学イーストベイ校、タマサート大学と学部単独での機関間協定を結んでいる。

また、2021年度に1名、全学の協定校であるレスター大学へ交換留学をしている。2022年度秋には5名が渡航予定である。

加えて、国際交流事業として、2019年11月にペンシルベニア大学から、ロボットやAIの技術と法・倫理・政策に関する学際的な日米比較を研究する学生と、その指導教授が市ヶ谷田町キャンパスに来訪した際に、本学部学生・教員と意見交換を行った。

さらに、2020年10月には、国際情報学部の「特殊講義（アジアとメディア）」、「国際情報演習Ⅰ」およびFLPジャーナリズム演習の履修者約40名が、タイのタマサート大学ジャーナリズム&マスコミュニケーション学部の「コミュニケーション研究方法論」（担当教授 Dr. Senjo Nakai）履修者約90名と、オンラインを使って、「コロナ禍と学生生活」をテーマに交流授業を行うなどの取り組みを実施している。

なお、現状本学部では、キャンパス規模やサポート体制の不足、また学部教育の効果検証を行う必要性から、単年度の留学生（選科生）を受け入れておらず、本学部設置科目の履修も開放していない。

<点検・評価結果>

国際通用性を意識したカリキュラム、科目ナンバリング、授業や授業外における国際交流事業を実施するなど、本学部が現状可能な範囲で国際的通用性を高める取り組みはなされていると考えているが、完成年度以降さらに拡大させる余地は残していると思われる。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

キャンパスの制約、および入学者に対する教育効果を正確に図る観点から、学部完成年度ま

では留学生を含む他学部学生に本学部設置科目の履修を認めていない。また、留学生支援を行う組織の多くは、多摩キャンパスにあり、本キャンパスと物理的な距離があるため、他学部に比して十分なサポートが受けにくい状態にある。

＜今後の対応方策＞

完成年度を迎える2023年度以降、教育効果の検証が完了した時点で、留学生を含む他学部学生に対し本学部設置科目の履修を可能とするか検討する。

また、将来的には、国際センターをはじめとする留学生支援の部署の支援を受けながら、まずは単年度の留学生（選科生）を受け入れる体制をキャンパスに整えていく。受け入れにあたって、他キャンパスの学生に比べてサポートが手薄にならないよう、関係部署の協力を得ながら、十全な受け入れ体制が取れるよう留意する。

点検・評価項目⑦：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

＜現状説明＞

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

国際情報学部では、学部の教育研究上の目的を達成するために必要な単位数（卒業所要総単位）として124単位を課している。さらに、各学科カリキュラム内に設定しているカテゴリー毎の単位数を満たすことを卒業要件としている。これらの卒業要件の設定は、前述の通り、学部の学位授与の方針に基づき、卒業者が修得すべき能力を身に付けるために設定したものであり、学部全体における教育上の効果を測る上での1つの指標となっている。また、これに加えて、学位授与の方針に定める卒業までに身に付けるべき能力と各科目の関連性を示すため、2021年度には全学フォーマットに基づくカリキュラムマップを作成し、本学公式Webサイトに公表している。

学位授与の方針に明示した学修成果の指標設定については、新型コロナウイルス感染症の蔓延が続き、実務家教員による上級年次科目・海外渡航を伴う実習科目・ゼミ活動等が、開設当初に構想していた形では実施できず、独自の学修成果を定量的に捉えることが困難であったため、現段階で設定には至っていない。学部の完成年度に向け、学修成果を測定するための学部独自の指標について、教務・研究委員会で2020年度及び2021年度に懇談を行っており、本学の「学修成果の把握に関する方針」を踏まえながら、設定に向けた審議を継続している。なお、2022年度に初めて卒業生を輩出する予定であるため、その進路先情報や就職率等のデータは指標の一つになり得ると考えている。

その他、主観的な指標の一つとして、学生を対象としたアンケートの実施結果を教授会等において専任教員に共有しており、学生自身の自己評価を把握するソースとして活用している。

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

在学生に対しては、大学評価委員会が実施している「在学生アンケート」において、「昨年度1年間を通じて、あなたは次のような能力や態度がどの程度身についたと思いますか」の設問の集計結果を主観的な指標の一つとして活用している。

このうち「所属している学部・学科や専攻分野の専門的知識」の習得については、2020年度

は63.6%、2021年度は59.1%、2022年度は72.4%の学生が、肯定的（「かなり身についた」または「ある程度身についた」）と回答した。

また、本学部は、法学と工学の両方を学士レベルで修得させる稀有な教育課程を取っていることから、低学年時に多数の必修科目を配置しており、必修科目の修得率を一つの学修効果の単位指標とみなしている。

[必修科目修得率]

	2019年度 *1	2020年度 *2	2021年度 *2
全体	93.64%	93.93%	93.69%
うち情報の仕組み	93.39%	93.18%	93.05%
うち情報の法学	93.39%	96.09%	96.39%
うちグローバル教養	95.30%	85.49%	82.78%

*1 2019年度は1年次配当科目のみの値

*2 2020年度以降は再履修者も含む

外部指標の例としては、国際的に通用する情報技術の知識と考え方の修得を、客観的に把握する手段として1年次生に対し基本情報技術者試験の受験を推奨している。なお、本学部のカリキュラムは、試験実施機関である独立行政法人情報処理推進機構に認定された、指定の修了試験に合格することで国家試験の一部が免除となる認定課程となっている。

修了試験の受験率と合格率は以下のとおりである。

[基本情報技術者試験午前試験免除制度 修了試験申し込み状況]

	2019年度	2020年度	2021年度
受験率 (申込者数/在籍者数)	43.71% (66/151)	30.07% (46/153)	32.89% (49/149)
合格率 (合格者数/申込者数)	25.76% (17/66)	32.61% (15/46)	42.86% (21/49)

*在籍者数は受験時点（12月月初）の学生数

また、外国語運用能力の指標として、学部の予算でTOEICを、入学時（TOEICL&R）および1年次末（TOEICL&R+S&W）に全員に受検させており、各自の英語能力の伸長を確かめる機会としている。なお、このTOEICの結果は、必修科目の「統合英語」「情報英語」の習熟度別クラス編成にも利用しており、学習成果に基づく適切な指導機会の提供にも役立てている。

<点検・評価結果>

本学部では、学位授与の方針に定める卒業までに身に付けるべき能力と各科目の関連性を示すためにカリキュラムマップを作成し、学修成果の達成にどの科目が寄与するのかを提示している。これに加えて、基本情報技術者試験や1年次に受験するTOEICにおいて、自身の到達度を確認することもできる。また、主観的な指標としては、在学生アンケート等を通じて、学生自身の能力評価を行うこととしており、様々な指標を通じて学修成果の測定に取り組んでいる。

今後、学位授与の方針に明示した学修成果を把握するためには、どのようなデータ等が適切であるのかについて、教務・研究委員会において更に検討を進める。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

卒業生が出ていないため、就職率や進路先情報についてのデータが十分に集まっていない。

＜今後の対応方策＞

学部の完成年度に向け、学位授与の方針に関連した学修成果を測定するための学部独自の指標について、教務・研究委員会で2022年度中の設定に向けて審議を行う。また、学部の学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の適切性を検証する材料として、学生の進路情報や卒業率も視野に入れており、それらのデータが集まったところで速やかに分析および公開を行う。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

本学部では、教務・研究委員会において、教育課程及びその内容、方法の適切性について、学生による各種アンケート結果等を根拠に、定期的に点検・評価を行っている。また、今後、各科目の成績状況の把握や学修成果の可視化に係るデータ分析も根拠として活用する予定である。

さらに、教育手法の改善・向上の観点では、教務・研究委員会の下でファカルティ・ディベロップメント（FD）に基づく授業参観制度の実施と検証をはじめ、授業方法の改善活動を実施している。同委員会では、2021年1月～7月にかけて、国際情報学部における国際力を強化するための今後の活動のあり方について検討するワーキンググループを設置し、その中で在学生に対するアンケート調査を実施し、今後の学部の教育内容に国際化に関する活動のあり方を答申にまとめた。この答申に基づき、教育課程の大幅な再編が可能となる完成年度以降、着手可能な提案から着手・実行していく予定である。

また、2021年度は、一定以上の受講者数がある授業の中から、授業アンケートで評価の高かった教員に、任意で授業動画や音声付き資料などのオンデマンド講義資料を共有してもらい、すべての専任教員が授業1回分以上視聴した上で、その手法につき意見交換する形で、オンライン授業下での授業改善を行った。

＜点検・評価結果＞

上記のとおり、教育課程及びその内容、方法の適切性について教務・研究委員会が中心となり組織的な運営と定期的な検証が図られており、その改善・向上に向けた取り組みも進めていることから有効に機能していると評価できる。

＜長所・特色＞

特になし。

<問題点>

現時点では、点検・評価に活用できる客観的な根拠が授業アンケート結果にとどまっている。

<今後の対応方策>

定期的な点検・評価の実施にあたり、適切な根拠（資料、情報）が授業アンケート以外にも充実できるよう委員会にて検討する。

◇学部における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

<現状説明>

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

国際情報学部では、学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおり定めている。

<入学者受け入れの方針>

【国際情報学部の求める人材】

本学部が掲げる『情報の仕組み』と『情報の法学』の融合」の理念に共感し、かつ一定の高い基礎学力を持つ知的好奇心が旺盛で行動力のある以下の人材を求めます。

- グローバルな情報社会に強い関心を持ち、様々な分野の人々と協働しながらより良い社会を実現したいと考える人材
- ICTを活用したシステムやサービスを提供し、社会の発展に貢献したいと考える人材
- 今日の国際問題・社会問題を解決するために、新たな仕組みやルールを構築したいと考える人材
- 自分とは異なる意見にも真摯に耳を傾け、また説得してまとめ上げ、一つの目標に向かって全員で努力することを厭わない人材
- 夢と思われていた近未来の世界を、自分の力で実現したいと願う人材

【入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等】

論理的思考力、読解力及び表現力、グローバルな社会において必要な英語力、現代社会の歴史や背景への理解、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響への理解、これらについて幅広く学んでいることが望まれます。

入学者選抜ごとには、以下のように評価項目を設定しています。

◎特に重視する ○重視する

入学者選抜	選抜方法	評価項目			選抜方針
		知識 技能	思考力 判断力 表現力	主体性 協働性	
学部別選抜 (一般方式)	筆記試験	◎	○		本学独自の筆記試験により「知識・技能」・「思考力・判断力・表現力」を評価します。
学部別選抜 (英語外部 検定試験利用 方式)	筆記試験	◎	○		本学独自の筆記試験と英語外部検定試験により「知識・技能」・「思考力・判断力・表現力」を評価します。
	英語外部検定試験	◎			
学部別選抜 (大学入学 共通テスト 併用方式)	筆記試験	◎	○		本学独自の筆記試験と大学入学共通テストにより「知識・技能」・「思考力・判断力・表現力」を評価します。
	大学入学共通テスト	◎	○		

大学入学共通テスト利用選抜(単独方式)(前期選考4教科型・3教科型)	大学入学共通テスト	◎	○		大学入学共通テストにより「知識・技能」・「思考力・判断力・表現力」を評価します。
大学入学共通テスト利用選抜(単独方式)(後期選考)	大学入学共通テスト	◎	○		大学入学共通テストにより「知識・技能」・「思考力・判断力・表現力」を評価します。
附属の高等学校推薦入学試験	書類審査	○	○	○	各選抜により全ての要素を総合的に評価します。とりわけ、面接試験では主体性と本学部の理念への理解・共感を評価します。
	面接試験		○	◎	
指定校推薦入学試験	書類審査	○	○	○	各選抜方法により全ての要素を総合的に評価します。とりわけ、筆記試験(小論文)では現代社会への関心を、面接試験では主体性と本学部の理念への理解・共感を評価します。
	筆記試験(小論文)	○	◎		
	面接試験		○	◎	

アドミッション・ポリシーは、本学公式 Web サイト、各種入学試験募集要項等において周知するとともに、大学全体の学生募集活動に加え、独自に高校生向けの説明会、模擬授業を積極的に展開し、その際に周知に努めている。

新入生アンケート調査結果によると、国際情報学部新入生のうち、国際情報学部のアドミッション・ポリシーについて「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」と回答した割合は、開設初年度の2019年度が32.9%、2020年度41.2%、2021年度50.0%となっており、年々アドミッション・ポリシーを理解して入学する学生が増えていることが分かる。アドミッション・ポリシーの認知度については、現時点においても高い割合を示していることから、より高い数値を訴求することは容易ではないが、受験生向けのイベント、SNSなどのツールを活用した展開を絶えず模索し、実施することで、国際情報学部のアドミッション・ポリシーに共感した学生の入学へと結びつける。

<点検・評価結果>

以上のように、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえて入学者受け入れの方針を策定しており、またその内容につき、受験生をはじめとして広く外部に公表している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性(各種推薦入試、特別入試を含む)

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性(入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況)

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

＜現状説明＞

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性

学生募集の方法については、全学で行っている学生募集の機会（オープンキャンパス、学外進学相談会、大学案内誌、本学公式 Web サイト等）のほか、国際情報学部独自の活動として、国際情報学部ガイダンスの開催、本学部の教育内容の認知を高める「発信型模擬授業」（詳細は「社会連携・社会貢献」の章にて後述）の実施、本学公式 Web サイトでの動画配信や SNS を活用した情報発信などを取り入れ、積極的に展開している。

また、年に1回予備校などの受験業界のアナリストを学部には招聘し、学部長、入試担当学部長補佐との懇談を実施し、本学部の評価を確認するとともに、専門家の知見を以後の学生募集に活かすなどの活動を行っている。

一方、入学者選抜の方法は、一般選抜において学部別選抜として「一般方式」、「英語外部試験利用方式」、「大学入学共通テスト併用方式」を実施している。これに加え、「大学入学共通テスト利用選抜（単独方式）」として、前期選考（3教科型・4教科型）と後期選考（3教科型）を実施している。また、学校推薦型選抜として「指定校推薦入試」、「附属の高等学校からの推薦入学」を実施している。

一般選抜においては、学力考査を課すことにより「知識・技能」を重視し、かつ思考力・判断力・表現力を問う入学試験としている。国際情報学部独自の問題で選抜する「一般方式」においては「英語」と「国語」の能力を重視している。また募集人員を60名とし、他の方式よりも多く設定することで、本学部のアドミッション・ポリシーに則した学生の受け入れに重点を置いている。これに加え「大学入学共通テスト」を活用した入学試験においては、「一定の高い基礎学力を持つ」学生を、「英語外部試験利用入試」において「グローバルな社会において必要な英語力」を有する学生を受け入れている。

また、学校推薦型選抜である「指定校推薦入試」、「附属の高等学校からの推薦入学」においては、いずれも面接審査を実施しており、その中で、本学部が掲げる『情報の仕組み』と『情報の法学』の融合』の理念に共感し、知的好奇心が旺盛で行動力を有した者であるかを確認している。

なお、新型コロナウイルス感染症に罹患した受験生についても、全学の入試管理委員会の基本方針に基づき、「大学入学共通テスト」（2021年度入試においては「大学入試センター試験」）の得点を代替する措置を講じ、2022年度入試においては本代替措置により入学した者が2名いる。

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

国際情報学部の一般選抜における試験問題の出題・採点、入試実施・運営体制は全学の入試管理委員会が担っており、全学体制の下、適正な入学試験の実施に努めている。学校推薦型選抜入試の実施については、国際情報学部の入試・広報委員会において実施方法を審議の上、学部教授会の議を経て決定している。入試運営にあたっては学部長、入試担当学部長補佐を中心とし、教授会で選出された出題委員、面接委員がその役割を担っている。出題、面接にあたっては複数の教員が共同で行うこととし、適切な実施体制を構築している。

入学試験結果については、すべての入学試験において学部長を委員長とする入試合否決定委員会を開催し、選考方法の結果を踏まえ適切な合否判定を行っている。

一般選抜においては、入試結果（志願者数、合格者数、倍率、合格最低）を本学公式 Web サイト、大学案内を通じて公表している。また、「一般方式」、「英語外部検定試験利用入試」につ

いては、不合格者本人に限り、可否判定に使用した科目の得点を開示している。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する者に対しては、入学試験出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い、公平な入学者選抜の実施に努めている。

<点検・評価結果>

以上のように、国際情報学部では学生の受け入れ方針に適合した入学者選抜を行っており、また各入学者選抜は適切な体制の下に透明性をもって実施している。

<長所・特色>

各入学試験ともに募集人員が少ないため、きめ細かい入学者選抜を実施できている。特に、学校推薦型選抜においては、指定校推薦入学試験だけでなく、附属の高等学校推薦入学試験においても個別の面接審査を実施し、その中で学部の理念の理解度や、学部の入学者受け入れの方針に見合った素養を有した者であるかを確認している。

<問題点>

学部開設から4年しか経過していないことから、入試データの蓄積が乏しく、学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の適切性を評価する指標の設定が現状では困難である。

<今後の対応方策>

学校推薦型選抜における面接審査については、本学部に対する受験生の理解度を図る上で有用な選抜方法であるため、今後も継続していく。

完成年度となる2023年度以降、入試・広報委員会を中心に、これまでの入試データの分析を通じて、本学部の入学者受け入れの方針の適切性について検証を行い、その結果を踏まえ、入試制度の見直しを検討する。特に、2025年度入試より新学習指導要領による入学者選抜が始まることから、それに合わせた見直しを今年度より開始する。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性
 評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

<現状説明>

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

2022年5月1日現在の総定員と在籍学生数は、以下のとおりである。

[総定員と在籍学生数]

学科	総定員	1年次	2年次	3年次	4年次	計
国際情報学科	600	155	146	149	145	595

この表が示すように、学部総定員 600 人に対して在籍学生数は 595 人で、在学生比率は 0.99 倍となっており、適正な範囲といえる。

また、2019 年度から 2022 年度までの入学定員と入学者数は以下のとおりである。

[入学定員と入学者数]

学科	入学定員	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	平均
国際情報学科	150	151 (101%)	153 (102%)	149 (99%)	155 (103%)	152 (101%)

国際情報学部は 2019 年度開設のため、適正な入学定員を確認するための合否判定を行う上での根拠データが乏しく、またここ数年の定員管理の厳格化による影響、2022 年度入試より適用された本学における選考料特例措置の変更による受験生の併願状況の変化など、歩留まり(合格者の内、入学者の割合)を予測することが困難な状況となっているが、あらゆる情報を基にして合否判定を行っている。

<点検・評価結果>

以上のように、学部開設より、収容定員に対して、適正な入学者数・比率及び在籍者数・比率を維持している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

国際情報学部では、入試・広報委員会及び入学試験合否決定委員会において、学生募集活動及び入学者選抜方法について、根拠に基づき定期的な点検・評価を行っている。

具体的な根拠としては、学生募集活動においては、オープンキャンパス、学部独自の学生ガイダンス・入試説明会といったイベントの結果報告や、大学案内、学部ガイドブック等の冊子媒体の配布状況、本学公式 Web サイト、SNS 等への反応等が挙げられる。さらに、本学部の入学者受け入れの方針やカリキュラム・ポリシー、教育課程などの理解浸透度合いの検証については、全学の大学評価委員会が毎年実施している新入生アンケート結果を確認している。その中で「本学を選んだ理由」として、「カリキュラムや授業構成内容」に対する設問に対して肯定的な回答（「本学を選んだ大きな理由になった」もしくは「本学を選んだことに少しは理由になった」を回答）した割合が、2019 年度入学生 89.9%、2020 年度入学生 85.0%、2021 年度 90.5% と高い結果となっている。

また、毎年国際情報学部独自に受験業界の教育情報分析部門の専門家を招聘し、学部長、入試・広報担当の学部長補佐と懇談を行っており、その結果は入試・広報委員会で共有し、以後の広報活動、学生募集活動に活かしている。

一般選抜における個別試験の試験問題においては、全学の入試管理委員会の管理の下、入試管理委員、出題・点検委員による複数機会の点検を実施している。入学者選抜試験結果については、本学部の入試・広報委員会及び入学試験合否決定委員会において、合格した受験生が入学する割合（歩留まり率）等の確認を行うとともに、次年度に向けた検討を行っている。

<点検・評価結果>

以上のように、本学部では、学生募集活動及び入学者選抜方法について、入試・広報委員会において、各種根拠に基づき定期的な点検・評価を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学部の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<現状説明>

○大学として求める教員像の設定

求める教員像については、全学の「大学として求める教員像および教員組織の編制方針」の下、本学部では「国際情報学部専任教員任用および昇進基準内規」において、「専任教員は、大学専任教員として具有することが不可欠かつ重要な要素であるところの、人格、識見に優れ、かつ研究業績、教育実務実績、及び学内行政職務遂行能力等に秀でた資質と実績を有する者とする。」と定めている。

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

国際情報学部では、運営委員会において専任教員採用の基本方針・採用計画を審議することとなっている。また、「国際情報学部における学部長補佐制度運用内規」第3条により、学部長補佐に任務の一つとして「学部の教員人事に関する事項」について補佐することが定められており、担当の学部長補佐が委員長となる人事委員会において、基本方針・採用計画に基づく教員採用や選考に関する事項の審議及び調整を行い、その計画の実現にあたることとなっている。

国際情報学部の専任教員数は、教授：13(2)名、准教授：7(3)名、特任教授1名となっている（()内は女性教員で内数）。また、国際情報学部所属の兼任講師は48(7)名となっており、主に選択科目、必修科目の内「統合英語」、「情報英語」、「情報フルエンシー」、「プログラミング基礎」など少人数で実施するため複数の講座を開講している科目のいくつかの講座を担当している。

国際情報学部においては、明確な教員の組織編成とはしていないが、「情報の仕組み」（情報系）、「情報の法学」（法律系）、「情報の国際文化」の3分野により構成している。それぞれの分野において適宜、兼任講師の推薦等の調整、複数の講座を開講している科目の授業内容、進度

状況把握などを行っている。特に、非常勤教員が一部の講座を担当している「統合英語」、「情報英語」、「情報フルエンシー」、「プログラミング基礎」については、専任教員が非常勤教員との連携を密にはかり、適切な授業運営を心掛けている。

なお、新規に授業を担当する兼任講師については、推薦者である専任教員が担当科目の概要、授業実施に伴う準備等について個別に説明するなど連絡調整を図っている。2021年度においては、学部開設から初めて3年次科目が開講することから、新規に任用する非常勤教員が24名と前年に比して非常に多かったことから、新任の兼任講師を対象に学部の説明、授業、定期試験、成績評価に関わる諸制度、施設などを説明する機会を設けた。

<点検・評価結果>

以上のとおり、本学部では求める教員像、教員組織の編成に関する方針ともに適切に設定している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

<評価の視点の②については大学院対象のため割愛>

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。(実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在 student 数、授業科目と担当教員の適合性等)

<現状説明>

○編成方針に沿った教員組織の整備について(実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在 student 数、授業科目と担当教員の適合性等)

国際情報学部の専任教員(特任教員含む)21名の内、実務経験者は11名となっている。主な出身分野は、シンクタンク、官公庁、電気通信、メディアなど多彩な分野から専門性を有する教員が数多く在籍している。また、女性教員は5名(23.8%)となっている。なお、外国人教員については、現在外国籍を有する専任教員は在籍していない。その他、各界の最先端で活躍する兼任講師また授業における学外講師を招聘している。

専任教員(特任教員含む)の年齢構成は30代3名、40代8名、50代3名、60代7名となっており、平均年齢は51.3歳である。

本年5月1日現在の専任教員一人当たりの学生数は、28.3人となっている。なお、1年生の必修科目である「基礎演習」、4年次科目に配当されている「卒業制作」・「卒業論文」はすべての講座を専任教員が担当しており、「基礎演習」の1ゼミ当たりの学生数は7~9名、「卒業制作」・「卒業論文」の専任教員一人当たりの学生数は7.2人となっており、初年次教育、学部教育の最終成果を評価する科目いずれにおいても少人数教育が実現している。

なお、専任教員は任期制である特任教員を除き、学部開設の届出以後の新規任用、退職は発生していない。今後新規で専任教員を任用する際には、運営委員会で人事計画案を策定し、教授会で審議を行うこととなる。その際に年齢、ジェンダー、外国人教員のバランスに配慮して検討する。

<点検・評価結果>

以上のように、編成方針に沿って適切に教員組織を整備している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：教員の募集・採用・昇格は適切に行っているか。

評価の視点1：教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか。

(任期制の教員を含む)

評価の視点2：規程等に従った適切な教員人事が行われているか。(教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む)

<現状説明>

○教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続き（任期制の教員も含む）

○規程等に従った適切な教員人事(教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む)

教員の募集・任免・昇進については、「中央大学専任教員規程」、「中央大学特任教員に関する規程」等の全学規程の下に、「国際情報学部専任教員任用および昇進基準内規」、「国際情報学部専任教員昇進手続内規」、「国際情報学部特任教員採用手続内規」を定めている。

「国際情報学部専任教員任用および昇進基準内規」第3条において、「任用・昇進の審査は、第2条（資格）に規定されている人格及び識見に優れていることを確認するとともに、研究業績、教育実務実績、及び学内行政実績等を総合的に勘案して評価する。」と定めており、求める教員像のほかに、研究業績の基準だけでなく、教育実務実績や学内行政実績についても審査の対象としている。

なお、特任教員については、2021年度末に退職した1名の補充を行ったことから、上記規定に則して任用手続きを適正に行ったが、特任教員以外の専任教員の任用及び昇進は学部開設以降、発生していないことから適切性については現時点では評価には至っていない。今後、任用については早くして2024年度着任の可能性があるが、「専任教員任用手続内規」が未整備となっていることから、早期の対応が必要である。

<点検・評価結果>

以上のように、本学部の教員の募集・採用・昇格については、規程に基づき適切な採用が行われている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

「専任教員任用手続内規」が未整備のため、早急に着手が必要である。

<今後の対応方策>

2022年度中に人事委員会にて「専任教員任用手続内規」等の関連規程の整備を行い、その結果を教授会に付議する。教授会で成案となり次第、運営委員会で今後の人事計画の審議に着手する。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<現状説明>

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

国際情報学部では、教務・研究委員会において、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の組織的活動を推進するための各種検討を行っている。具体的には、学部教育の改善につながる活動について恒常的に検討を進めるとともに、「授業アンケート」「授業参観」の実施主体としての役割を担っている。

授業アンケートは、学部で学ぶ学生から授業内容や授業方法に関して率直な意見を聴取し、それらを改善・向上に役立てることを目的としており、学部開講科目を対象に各学期末に実施している。アンケート実施後、集計結果及び学生からの自由記述を各担当教員に通知し、担当教員はその結果を受けたフィードバックコメントをmanabaに掲載している。なお、授業アンケートの結果について、上記委員会において定期的に懇談している。

教員相互の授業参観は、2019年度においては専任教員がオムニバスで担当している1年次必修科目である「国際情報史」を参観科目として、原則として自身が担当する直前の授業回を含め1人1回以上聴講し、コメントを提出することとした。その結果、専任教員19名（当時）の内、9名の教員からコメントの提出があり、教務・研究委員会で共有した。

2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、急遽遠隔授業に切り替えるなど、授業準備の負担が生じたことから、授業参観の実施を見合わせた。引き続き遠隔授業が継続されている中で、遠隔授業における教授法や教材等について優れた取り組みを各自が見出し、「オンライン化する大学：コロナ禍での教育実践と考察」（飯尾 淳 国際情報学部教授著）の上梓にも象徴されるように、それぞれで自身の授業に取り入れる工夫を講じた。2021年度には、それらの知見を共有して授業の改善につなげることを目的とし、2020年度後期及び2021年度前期科目の内、授業アンケートの結果、学生からの評価の高い授業科目について、担当教員から任意で提供された7名11科目の授業動画を全専任教員に共有し、視聴した教員は教育支援システムmanabaの掲示板で、コメントを書き込み、他の教員と意見交換する方式による相互の授業参観を実施し、21名の専任教員の内、11名の教員からコメントの書き込みがあった。本学部の教員は、文理融合の学問分野のため専門領域も多様であることから、分野を横断した教授法の共有や学際的かつ複合的な意見交換を可能とし、教育の質の向上につながっている。2022年度は5月1日時点で、教員相互の授業参観を実施する予定となっているが、実施方法等は検討中である。

このように、開設間もなく、また新型コロナウイルス感染症の影響により授業実施方法の変更を余儀なくされたことなども影響し、現時点では授業参観の実施方法が確立していない。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の教育活動について学部として、表彰制度を設ける等の評価は行っていないが、授業アンケートにおいて、学生からの意見を各科目担当教員へフィードバックするとともに、そのアンケート結果について、教務・研究委員会において定期的に確認している。その上で、2021年度には、教務・研究委員会から、授業アンケートで評価の高かった教員に対して、特にオンライン授業の実践に係る工夫の共有を依頼するなど、FD活動への活用も行っている。

また、教員の研究活動、社会活動については、本学の研究者情報データベースに教員各自が登録し、本学公式 Web サイトで公表している。教員の任用及び昇進基準については、「国際情報学部専任教員任用および昇進基準内規」第3条において「任用・昇進においては（中略）研究実績、教育実務実績、及び学内行政実績等を総合的に勘案して評価する。」と定めており、任用・昇進時の評価基準として用いている。

<点検・評価結果>

以上のように、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動については、教務・研究委員会を中心に、学部開設後より試行錯誤しながら様々な取り組みを実施する中で、最適な方法を見出している段階である。

また、教員の教育活動、研究活動、社会活動等については、任用・昇進時の評価基準として設定されているとともに、特に評価された成果については、FD活動等で活用されるなど、適切に実施されている。

<長所・特色>

教員の専門領域も多様であることから、「授業参観」を通じて他の専門領域や分野における教授法を共有し、採り入れることができるため、教育の質の向上につながっている。

<問題点>

現在試行的に実施している教員相互の授業参観について、その効果は確認できているものの、実施方法等が確立していない。

また、授業参観以外のFD活動についても検討の余地がある。

<今後の対応方策>

授業参観については、教務・研究委員会において、これまでの活動を踏まえ、継続的に検討を行い、本学部の多様な専門領域であることを活かし更なる教育の質向上を目指して、制度の確立を目指す。また、併せてそれ以外のFD活動についても検討に着手する。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

国際情報学部では、運営委員会において、教員組織の適切性について、点検・評価を行っている。既述のとおり設置計画履行状況調査の対象となっているため、専任教員について当面は設置計画に基づいた教員組織が担保されているかの確認となっているが、今後は運営委員会の策定する人事計画等を踏まえて点検・評価することを予定している。なお、非常勤教員については、人事委員会において、任用審査を行うとともに、その適切性について都度確認している。

また、教員と科目との適合性や教員自身の教育研究能力の向上については、教務・研究委員会を中心に、授業アンケートや授業参観等のFD活動などを踏まえて、諸施策の検討及び検証を行う。

なお、国際情報学部の教員組織は、2019年の学部開設時より専門領域ごとに「情報の仕組み」（専任教員9名）、「情報の法学」（7名）、「グローバル教養」（5名）の3つの分野により形成されていた。開設より3年の経過を経て、学生の興味・関心などによる希望ゼミの偏りなど、分野のアンバランスが一部生じたこともあり、専門領域分類の点検を行うため、グランドデザイン懇談会において懇談を行った。その結果、当時の分野名称では、本学部の理念等が正確に伝わっていないことが課題として挙げられ、学部の教育研究上の目的や学位授与の方針等をより明確に伝えることで、在学生や入学志願者への理解を促進するため、専門領域分類の「グローバル教養」を「情報の国際文化」とし、一部の教員の分野の変更を行うことで、各分野の教員数を7名ずつとし平準化を図った。

<点検・評価結果>

以上のように、教員組織については運営委員会及び人事委員会が、教員と科目との適合性や教員自身の教育研究能力の向上については教務・研究委員会が、点検・評価を行うこととなっており、体制は適切に整備されている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

学部開設から間もないこともあり、教員組織の適切性を定期的に図るための具体的な資料、情報は、これからも蓄積・充実させていく必要がある。

<今後の対応方針>

前述した2025年度を目途としたカリキュラム見直しに向けて、教員組織の適切性を定期的に図るための具体的な資料、情報などを定め、新任教員の任用などを含む人事計画策定の検討材料とする。

◇学部における学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点6、7は全学項目、11は資格取得課外講座に関する項目のため割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

評価の視点10：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

＜現状説明＞

○学生支援体制の適切な整備

本学部においては、既述のとおり、1年次前期の必修科目「基礎演習」の担当教員が履修者のクラスアドバイザーを兼ね、2年次以降の専門ゼミである「国際情報演習」の履修が決定するまで、学修や大学生活全般についての相談にもあたっている。「国際情報演習」の履修が決定した後は、その担当教員が新たなクラスアドバイザーとして相談等に応じている。

履修相談、障害学生支援、奨学金給付等、学生生活の日常的な相談については、国際情報学部事務室が初期窓口として対応を行っている。奨学金および課外活動の支援は都心学生生活課が、就職支援についてはキャリアセンターが、それぞれ定期的に職員を派遣しこれに対応している。また、メンタルヘルスとして、都心学生生活課所属のカウンセラーが週1回来訪し、対面でのカウンセリングを行える環境を整えている。

○成績不振の学生の状況把握と指導

成績不振の学生については、学部の教務・研究委員会のもとで定めた基準を下回る学生を国際情報学部事務室にて抽出し、各学期の履修登録期間前に事務職員による面談（対面・電話・オンライン）を行っている。面談では、過年度中に単位が修得できなかった理由や個人的事情、今後の学修計画等を聞き、履修登録に関するアドバイスや、状況に応じ学生相談室など支援部署へつなぐこととしている。なお、対象者数の推移は次のとおりである。年度が進むごとに入学人数が増えているため、単純な経年比較はできないものの、増加傾向にあると認識している。

[成績不良者面談実施数（延べ人数）]

	2019年度	2020年度	2021年度
対象者数	5	12	22

また、必修科目の担当教員から、欠席が続いている学生の情報提供があった際には、国際情報学部事務室から個別に電話等で本人や保証人へ事情確認を行っている。

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

学部として、補習授業と明確に位置づけた取組みは行っていない。なお、英語教育においては、補習授業として外部オンラインプログラム（English Central）を活用し、学生自身が学修計画を設定の上で、各自が「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能の定期的なインプット量を確保する補充教育を実施している。

また、1年次配当科目「情報フルエンシー」では、高等学校における「情報」の授業の進度の違いもあることから、担当教員が適宜内容を補完する旨をシラバス上で案内している。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生に対する修学支援については、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に基づき、国際情報学部事務室を通じて寄せられた学生からの相談のうち学部として対応が必要であると考えられるものに関して、学部長のもとで検討の上、障害のある学生への「合理的配慮」の提供に努めることとしている。合理的配慮の具体的な事例として、性同一性障害の学生の通称名使用の希望に対応し、学生証や履修者名簿等、学内で使用する氏名を通称名に変更した対応がある。

また、本件に関連し、学修に困難を抱える学生の対応、とりわけ心に困難を抱える学生の対応には、精神医学等、専門性が求められる場面もあるが、現在のキャンパス人員体制では、他キャンパスのカウンセラーに知見を求めるしかなく、十分な支援体制であるとは言えない。このため、専門的知見をもとに、きめ細かい対応を継続して行えるよう、市ヶ谷田町キャンパス専属のキャンパス・ソーシャルワーカー（CSW）の配置に向けて関連部課室と相談しており、2023年度の実現に目指して調整を行っている。

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

給付奨学金の種類は以下のとおりとなっている。

1) 学部と全学（中央大学奨学委員会）との共同管理で運営される給付奨学金

a. 中央大学予約奨学金

学業優秀でありながら経済的事情により首都圏の私立大学への受験を諦めざるを得ない地方在住の受験生に対する支援を目的とした奨学金である。一般入試及び大学共通テスト利用入試を受験する者で、首都圏を除く地域に在住し、収入要件や評定平均値の基準を満たしていることが条件となっている。入試出願前に採用内定者を決定し、入試合格者発表後、入学手続きを完了した者に対して支給する。採用者には授業料相当額の半額が4年間にわたって支給されるが、毎年一定の基準に基づいた継続審査が行われる。採用者数は2021年度、2022年度で各1名であった。

b. 学長賞・学部長賞奨学金

中央大学に在学する2年次の学部学生で、学力・人物ともに特に優れ、中央大学全体を活性化する人材であると期待される者に給付する奨学金である。給付人数と給付総額については各学部共通の枠が設定されているが、給付単価は予算枠内で各学部の裁量に任されている。本学部では、上記基準に加えて、国際社会に受容される情報サービス・政策の実現に向け、高度な研究活動を志す者を対象者として位置づけ、給付人数は若干名程度とし、2021年度からは成績優秀者から面接選考で選抜している。なお、2022年度からは、学生の活動の具現化・可視化の一助となり、広報にも活用できるよう、プロジェクト型の制度にリニューアルした上で募集を行っている。

2) 学部独自の給付奨学金

a. iTL 給付奨学金

本学部の教育課程と親和性の高い資格試験（応用情報技術者試験、司法試験、弁理士試験、国家公務員総合職試験）等において優秀な成績を修めた者で、本奨学金の給付により更に有意義な活動が見込まれると学部が認める者に対して給付する奨学金である。2年次以上の在学学生で、先に例示した試験の合格、または学会・各種コンテスト等において優秀と認められる成果を出した者を対象にし、給付人数は若干名としている。給付実績としては、2020年度に2名に対して総額10万円、2021年度に4名に対し総額20万円を給付しており、給付理由はいずれも応用情報技術者試験の合格である。

b. 「ICT留学」給付奨学金、「国際ICTインターンシップ」給付奨学金

学部設置の留学科目「ICT留学」および「国際ICTインターンシップ」を履修する者のうち、特に優秀で本科目の履修による効果が特に大きいと認められる学生に対して給付

する奨学金である。同科目の履修を希望するもので、TOEIC 等外部英語試験で一定以上の基準を満たしたものを対象とし、給付人数は若干名である。給付実績としては、2021 年度に7名に対し総額 35 万円を給付している。

3) その他外部の給付奨学金

上記以外に、学部で候補者を推薦し給付される奨学金の募集があり、全学生へ告知の上、応募者を募っている。推薦する者の選出にあたっては、学部の入試・広報委員会の元に組織された選考委員会がその任に当たっている。

これまでに公募した奨学金は以下のとおりである。

- ・安原正之指定寄附奨学金（2020 年度、2022 年度） 主催：白門奨学会
東京都内にある大学等の教育機関で高等教育を受ける学部学生及び大学院学生で、成績・人物ともに優れる者
- ・高橋季義指定寄附奨学金（2021 年度） 主催：白門奨学会
東京都内にある大学等の教育機関で高等教育を受ける学部学生及び大学院学生で、成績・人物ともに優れる者

○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対する生活支援については、必要に応じて、クラスアドバイザーや全学的な窓口である国際センターが対応することとなっている。なお、本学部は留学生を対象に特化した入試や、交換留学に伴う留学生（選科生）の受け入れは実施していない。

○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

大学全体の進路支援は、キャリアセンターを中心に活動しており、その支援を受け、1 年次生に対しては入学直後の必修のオリエンテーションで、キャリアガイダンスを実施している。また、新型コロナウイルス感染症拡大下で対面の機会が少なかった状況を考慮し、2022 年 4 月からは 3 年次生に対しても、より就職活動に特化したキャリアガイダンスを実施している。また、同じく 1 年生の必修ガイダンスである「英語・留学ガイダンス」内では、毎年「グローバル人材となるためには？」という題目で、大使館の商務官や、グローバル ICT 企業で現役で活躍する人材から、講演や鼎談をいただき、今後の学修の動機づけを図っている。

その他、教員の人脈により、学部学生に向けた民間企業関係者からの講演等を、授業内外で多数実施している。大きな実施として、2019 年 12 月に NTT ドコモと行った、5G 時代に向けたセミナーと実機による 5G のデモンストレーション等がある。

○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

学生の正課外活動への支援については、都心学生生活課を中心に対応している。また、大学祭については、国際情報学部事務室や都心キャンパス庶務課でも施設利用に関するアドバイスをしながら、教室の占有やレイアウト変更を認めている。一方で、キャンパスの面積および構造に制限があり、学生が常時、正課外活動で利用できるスペースがなく、共用部で活動させざるを得ない実態がある。ビル型キャンパスのため、短期での校地面積の拡大や、利用スペースの拡大を行うことは難しい。

＜点検・評価結果＞

以上のように、校地として他のキャンパスと離れて所在する市ヶ谷田町キャンパスにおいても、本学の修学支援や生活支援、進路支援等に関する大学としての方針に則りながら、学生生活を支援体制の整備に努めている。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

他項でも言及したとおり、本学部では外国人留学生に特化した入学試験を行っておらず、また完成年度まで留学生の受け入れを行っていないため、留学生の対応について仕組みが整っているとは言い難い。

また、学生の正課外活動については、キャンパスの面積および構造に制限があり、学生が常時、正課外活動で利用できるスペースがなく、共用部で活動させざるを得ない状況がある。

＜今後の対応方策＞

将来的な留学生の受け入れにあたって、他キャンパスの学生に比べてサポートが手薄にならないよう、関係部署の協力を得ながら、十全な受け入れ体制が取れるよう留意する。「教育研究等環境」で後述するとおり、学生個々人がPCを所持している環境が整っていることを生かし、例えば、オンラインでのサポート等の方法を試行する。

また、学生の正課外のサポートについては、ビル型キャンパスであり、短期間にキャンパス面積を拡大できる見込みがないため、施設内のアメニティに対して、学生からの要望を受けながら整備する。また、運動施設等は、現状の後樂園キャンパスの体育施設の利用周知に加え、茗荷谷キャンパスと同時に開設となる小石川キャンパスの体育施設についても、利用が可能となり次第、積極的に案内することで需要を図る。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

全学的に実施されている学生アンケート（新入生アンケート、在学生アンケート）について、大学評価委員会による集計・報告を受けた結果を、学部執行部及び学部事務室を中心に、学部改革等に適宜活用している。さらに、より具体的な対応・施策を検討するとなった場合には、教務・研究委員会や入試・広報委員会等の所管委員会において議論することとしている。

＜アンケート回答率＞

	2019年度	2020年度	2021年度
新入生アンケート	98.7% (95.9%)	100.0% (98.8%)	99.3% (97.4%)
在学生アンケート	-	81.1% (59.5%)	53.4% (25.9%)

() 内は全学回答率

また、月1回程度、市ヶ谷田町キャンパスで勤務する部課室（国際情報学部事務室・都心キャンパス庶務課・図書館都心キャンパス事務室・都心学生生活課・保健センター市ヶ谷田町分室）の関係者で、各部課室の業務において共有すべき事項等の報告を目的とした、市ヶ谷田町キャンパス部課室連絡会を開催し、情報共有と諸問題の早期解消に努めている。

さらに、学生支援について日常的な点検を行うなかで、とりわけ心に困難を抱える学生の対応には、精神医学等、専門性が求められる場面もあることを踏まえ、市ヶ谷田町キャンパス専属のキャンパス・ソーシャルワーカー（CSW）の配置の必要性を認識し、2023年度での実現に向けて関連部課室と調整を行っている。

<点検・評価結果>

学生の意見については、学生アンケートという適切な根拠をもとに学部執行部による現状把握および検討の体制が整っているといえる。また、実働にあたる事務組織においては、複数部課室による定期的な連絡会を実施することで、各組織から見た学生支援体制の改善点を共有し、協力して対応する仕組みが整っている。以上から、学生支援の適切性について定期的に点検・評価する仕組みが整っているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

◇学部の教育研究等環境

<点検・評価項目①については全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

<評価の視点2については全学項目のため割愛>

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

評価の視点2：校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生を確保するための仕組みの整備状況

<現状説明>

○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

市ヶ谷田町キャンパスにおける校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等の整備については、以下のとおりとなっている。

本学部では、教育研究対象として「情報」を取り扱うためBYODを前提しており、学生個人がPCを所持するようにしているため、1階エントランスホールおよびコミュニケーションホールは、充電用コンセント付きのテーブル・ソファ等を設置し、電源が不足する場合はテーブルタップの貸し出しを行っている。同フロアには飲食物・雑貨等が購入できる売店（運営：中央大学生活協同組合）が設置されている。

2階の国際情報学部図書室には、自主学習スペースとして、プロジェクターを設置したラーニングcommons、グループ学習室（2部屋）を設置している。また、VDT（Visual Display Terminal）作業が多くなりがちなため、メディテーションルーム（瞑想室）や畳敷きのスペースなどのアメニティも完備している。

3階、4階には、学生が自由利用できる屋外テラス席（40席）を設置している。

屋外には、自転車での通勤・通学者用の駐輪スペースを50台分設置している。なお、バイク、自動車等の駐車スペースは設置していない。

なお、運動施設等については、市ヶ谷田町キャンパスがビル型のキャンパスで施設面積が限られていることから、現状は後楽園キャンパスの体育施設を利用している。茗荷谷キャンパスと同時に開設となる小石川キャンパスの体育施設についても、利用が可能となり次第、積極的に案内する予定である。

このように、本学部では、前述してきた学問分野の特徴を表すようにビル型のスマートキャンパスを志向しており、限られた施設や本学の近隣キャンパスも効率的に活用しながら、学生及び教員の教育研究に必要な設備やアメニティを整備している。そのほか、学生及び教員から施設・設備に関する意見や要望がある場合には、国際情報学部事務室窓口にて随時受け付けることとしている。

上記に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、キャンパス入口にサーモグラフィーを設置し、入館時の検温を行っている。エントランスホールおよびコミュニケーションホールのテーブル上、事務室窓口には感染防止用パーテーションを設置した。さらに、各事務室窓口、各教室前には手指消毒液を設置し、教室前には必要に応じ机上や備品を消毒できるスプレーを配置している。また、国際情報学部事務室には、貸し出し用の組み立て式パーテーションも常備している。

○校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生を確保するための仕組みの整備状況

校地・校舎・施設・設備の日常的な管理は、都心キャンパス庶務課が中心となり、国際情報学部事務室と共同で実施している。また、図書館については図書館都心キャンパス事務室、衛生管理や新型コロナウイルス感染症拡大防止には、保健センターの分室で実施している。

<点検・評価結果>

ビル型スマートキャンパスにおいて、本学部で必要となる施設・設備を、限られた施設面積のなかで効率的に整えており、また、本キャンパスで不足する運動施設は近隣キャンパス等の学内の資源を有効に活用することで補完できているため、教育研究環境は適切な整備がなされていると判断している。

<長所・特色>

ビル型のスマートキャンパスという条件の中で、BYOD 端末を日常的に使う学修形態に配慮して充電用コンセント付きのテーブル・ソファ等の設置や、テーブルタップの貸し出し等のアメニティおよび施設を備えている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

今後も BYOD 端末を快適に利用できる環境を整えていくとともに、新型コロナウイルス感染症への対応としては、消毒剤やサーキュレーター等の物品購入・設置等、学部でも実施可能な取り組みを継続して実施していく。

<点検・評価項目③については全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

<現状説明>

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

本学部では教育研究対象として「情報」を取り扱うことから、BYODとして学生および教職員に個人で情報端末を準備させ、その端末に教育上必要なソフトウェア等を提供することで教育を展開している。これに対応できるよう、市ヶ谷田町キャンパスでは、1階のエントランスホール・コミュニケーションホールから15階の大会議室まで全館にわたって、全学および学部固有の2系統の無線LANを利用可能としている。潤沢なICT環境を提供することで、授業及び授業外の学修環境の自由度を高めている。なお、BYOD端末が準備できない場合に備え、貸出用のノートPCを10台導入している。

通常の講義を行う教室としては、大教室は3室（定員200名が2室、120名が1室）、中教室（定員50名）が6室、小教室（定員20名）が8室設置されている。これらすべての教室の机・椅子は可動式となっており、授業の形態によりフレキシブルに変更することを可能としている。また、中教室の一部は可動壁になっており、大教室として運用できるようになっている。各教室にはプロジェクターを設置し、大教室には赤外線型無線マイクも常置しており、プレゼンテーション等、アクティブ・ラーニングが行える環境を整えている。

2階には、学部教育の一環として学部学生図書室とラーニングコモンズ、自習室3室があり、ともに学生の学修に利用されている。

5階には、高度なシステム演習を行うワークステーション室（定員30名）が1室、10階・11階には、情報・メディア系の実習を行うスタジオがそれぞれ各1室設置されている。これらは学生証と一体化させたカードキーで入室管理を行っており、各授業の目的・形態により適切に使用されている。

この他、6階に学生が有料で利用可能なコピー機が1台、自身のBYOD端末から出力可能なネットワークプリンタを2台設置している。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、各教室には教室面積に応じた個数のサーキュレーターを設置し、適切な換気を行っている。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

キャンパスは、長期休業期間を除き、原則8時から23時まで利用可能としている。学生が団体で占有して教室を利用する場合は、授業時限に合わせ、9時から20時30分までを利用可能時間としている。スタジオ等の物品を貸与する場合は、国際情報学部事務室への申し出を必要とし、学生・教職員からの要望も参考にしつつ、適切に管理運営を行っている。

<点検・評価結果>

以上のように、キャンパスの施設・設備は、情報を取り扱う学部の学修環境として、学生及

び教職員が教育研究を行う環境として適切に整備されている。また、各施設は利用者に対して適切な利用時間及び配慮を行っている。

＜長所・特色＞

全館で2系統の無線LANを利用することができるため、キャンパス内のあらゆる場所でインターネット環境へアクセスすることが可能となっている。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

今後も良好なインターネットアクセス環境を維持するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で急速に普及したハイフレックス授業に対応するオンライン設備を充実させることで、学生の学修環境の自由度を更に高める。

特に高度なシステム演習を行うワークステーション室、スタジオについては、その機能が維持できるよう、導入から5～6年サイクルで設置機器をリプレイスし、最先端の情報教育に対応できる環境を引き続き提供する。

◇学部における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

＜現状説明＞

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

本学における基礎研究費は全学的に年間43万円と定められており、新任教員赴任時は15万円が上乗せされる。海外出張・学会出張に伴う旅費については、全学規定に則って支給される。共同研究費は、学際的な学術研究を進展させ、学部、大学院、研究所及び学外研究機関との研究交流の促進を目的としたものとして設けられている。共同研究費に基づく共同プロジェクトは3人以上で構成され、学外の研究者も参加することができるが、研究代表者・構成員の過半数は本学専任教員でなければならない。共同研究費助成は1プロジェクト原則1,000万円を上限としている。そのほか、研究費を支給される全学制度として、研究促進期間制度があるが、本学部は、文部科学省の設置計画履行状況調査（アフターケア）の対象となっており、設置届出時に記載した教員が科目を担当する必要があるため、現在まで取得者はいない。2023年度以降は、順次1年に1名ずつ取得できるよう学部内で調整を図っていく予定である。

教員の研究時間の確保については、学部として通年の授業日においてこれを確保する方策は特にとっていないが、各教員が週間授業担当時間割（授業担当責任時間は、中央大学専任教員規程の基準により、教授・准教授が6時限）を工夫して研究時間の確保に努めている。なお、水曜日は学部諸会議日に充てているため、当該日及び当該時限に会議のない者にとっては、研

究時間に充当することが可能である。

個人研究室は、市ヶ谷田町キャンパスの12～14階に1人1室割り当てられている。備え付けの書架、机、椅子の他、申請により予算の範囲内で必要器具の購入が可能となっている。また、個人研究室は、法定点検等やむを得ない場合を除き、通常キャンパスが開館していない日曜・祝日でも入館し、研究活動を行うことが可能となっている。

○ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

国際情報学部ではITサポートデスクとして外部委託業者が常駐しており、教員に対して、初歩的な情報機器の操作から、高度な遠隔授業や遠隔会議までサポートしている。特に新型コロナウイルス感染症拡大下のオンライン授業においては、オンラインツールの普及にも貢献し、授業支援、研究支援に効果を発揮している。

なお、TA・RAについては、同キャンパス内に大学院を有していないため、該当者が確保できず、運用規程が未制定である。このため、教員からのニーズが発生した場合、即応が難しい状況となっている。今後、本学部が基礎となる大学院修士課程国際情報研究科の設置に向けて、運用規程を制定し、雇用の準備を進める予定であるが、なり手が不足する可能性も踏まえて制度設定を行っていく必要がある。

<点検・評価結果>

教員の人的時間、設備面および技術協力においては十分な研究環境が確保されている。

また、外部委託業者が常駐しているITサポートデスクを設置し、教員の教育研究のサポート体制を充実させている。ただし、TA・RAについては定量的なニーズの確認ができていないため、今後深化させていく必要がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

TA・RAについて、運用規程が未制定であり、教員のニーズがあった場合でも、即応が難しい状況である。

<今後の対応方策>

TAやRAについては他キャンパス同様運用規程を制定し、雇用を進める。一方で、新設される国際情報研究科の進学者だけでは、なり手の絶対数が不足するため、既存の制度に依らず、例えば学部3～4年次生が下級生をサポートするような制度も、2025年度を目途に学部内委員会にて検討していく。

点検・評価項目②：教員の研究活動が活発に展開されているか。

評価の視点1：論文等研究成果の発表状況

評価の視点2：国内外の学会での活動状況

評価の視点3：研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

<現状説明>

○論文等研究成果の発表状況

国際情報学部における論文発表数、著書発刊数は下表のとおりである。なお、一人当たりの件数は、2019年度は着任前の2名を除く19名、2020年度及び2021年度は21名で計算している

[論文発表件数]

	2019年度	2020年度	2021年度
論文発表件数	25	34	37
一人あたりの発表数	1.32	1.61	1.76

[著書発刊件数]

	2019年度	2020年度	2021年度
著書発刊件数	11	27	17
一人あたりの発刊数	0.59	1.28	0.81

なお、本学部では、専任教員の論文等研究成果の発表の場として、2020年度より紀要『国際情報学研究』を年1回刊行している。編集については教務・研究委員会がその任に当たっており、学部の半数以上の教員の執筆を受けている。

○国内外の学会での活動状況

学部専任教員は、主として自らが任意に所属する国内学会また国外の学会において、専攻する学問についての研鑽を深める、最新の動向把握に努める等の目的で、研究発表・報告・討議等に参加している。

[学会発表数]

	2019年度	2020年度	2021年度
学会発表数	31	47	64
一人あたりの発表数	1.63	2.23	3.05

○研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

本学には専任教員が専門分野における特定の課題について個人で行う研究を支援するものとして中央大学特定課題研究費がある。総額は決まっており、1人あたりの金額は応募者数等により変化する。なお、特定課題研究費助成者数は、2020年度5件、2021年度2件、2022年度3件である。

また、2022年3月には、特定課題研究費の研究期間が終了となる研究者による学部研究会を、オンラインにて開催しており、学生の参加も得ている。

<点検・評価結果>

論文発表数、著書発刊数は、年度による多少の増減はあるものの、十分な質・量を有していると言える。

<長所・特色>

特定課題研究費の成果報告として、研究者による学部研究会を開催しており、学生の参加も得ている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方針>

特定課題研究費助成者による研究会のような分野を超えた学部内での研究会の機会を、今後も年1回程度実施し、学外の研究発表にもつなげていく。

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点1は附置研究所対象>

評価の視点2：科学研究費の申請とその採択の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

<現状説明>**○科学研究費助成事業の申請とその採択の状況**

国際情報学部教員の申請による科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）の採択状況は以下のとおりである。また、非常勤教員1名について受け入れ機関として公募を認めている。

[科研費申請・採択状況]

	2019年度	2020年度	2021年度
専任教員数	19	21	21
申請件数	5	13	12
採択件数	2	3	3

○学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

学外競争的研究資金の獲得について、1名の教員が、「ムーンショット型研究開発事業（通常型）」（国立研究開発法人科学技術振興機構）受託研究を行っている。

また、競争的資金に加え、外部団体の奨学寄附等も、研究環境を示す指標となりうるが、この点で、本学部の教員の獲得状況は以下のとおり非常に良好であり、産学官連携、社会実装の観点から、この傾向を今後も奨励していく。

[学外競争的研究資金の獲得状況]

	2019年度	2020年度	2021年度
受託研究数 （対象人数：金額）	3件 （1名：¥3,289,000）	3件 （2名：¥2,590,000）	4件 （2名：¥4,650,000）
奨学寄付件数 （対象人数：金額）	5件 （3名：¥6,405,163）	5件 （2名：¥12,136,607）	4件 （3名：¥13,000,000）

<点検・評価結果>

科学研究費については、採択率が高いとは言えないものの、継続して一定数の申請を維持しており、さらには科学研究費以外の学外競争的研究資金を獲得する等、競争的資金への獲得意欲は高いと考えられる。要因としては、「教育課程・学習成果」で述べたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響によるオンライン授業への移行が比較的順調に進み研究時間が確保できたこと、実験や実習への影響が最小限となる学問分野であったためと推察している。

＜長所・特色＞

半数程度の教員が科学研究費に継続して応募している状況は、競争的な研究環境を一定程度確保できていると評価している。

＜問題点＞

少規模学部で学際的な研究を行っているため、科学研究費の「採択率」については、必ずしも常に高率を維持しているわけではない。

＜今後の対応方策＞

科学研究費の応募については、配分元である日本学術振興会においても「研究者の発意に基づいて行われるもの」と強調されている点に配慮しながら、教員の研究意欲を尊重することを前提に、責任時間原則を順守し、教員の研究時間を確保し、結果として応募率・採択率が上昇するような研究環境を整える。

◇学部における社会連携・社会貢献

＜点検・評価項目①は全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

評価の視点3：地域交流・国際交流事業への参加状況

＜現状説明＞

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

本学では、公開講座として、中央大学学術講演会、クレセント・アカデミー講座及び「知の回廊」を開催・開講している。2021年度の学術講演会については、国際情報学部所属の専任教員は2名8テーマを取り扱っている。クレセント・アカデミーについては、国際情報学部所属の専任教員が専門委員及び講師として1名関わっている。また、本学ではケーブルテレビ局（JCOM）と共同で番組「学びの回廊」を制作し、八王子市、多摩市、立川市、稲城市、日野市などといった近隣地域を中心に、全国20社以上のケーブルテレビ局から配信しているが、2019年の学部開設以降、毎年本学部所属の専任教員が番組に出演し、それぞれの研究内容、成果を広く社会に配信している。

「知の回廊」番組名、教員名

2019年	サイバーカルチャーの未来	岡嶋 裕史
2020年	デジタル・トランスフォーメーションとAI戦略	須藤 修
2021年	中央大学 ELSI センターの取り組み	中央大学 ELSI センター (須藤 修、平野 晋、 石井 夏生利)

このほか、国際情報学部独自の取り組みとして、高等学校向けの「発信型模擬授業」を実施している。本取り組みは、従来から大学で実施している本学入学センターからの依頼により高等学校に講師を派遣している模擬授業とは別に、一都三県の高等学校にあらかじめ講義テーマと概要の一覧を発送し、高等学校が希望する講義を実施するものとなっている。本取り組みは、高等学校の生徒に本学部の学びの一端を提供することだけでなく、あらかじめ講義テーマや概要の一覧を提示することで、各高等学校に対して本学部の教育内容を示すことができる機会となっている。開始初年度の2021年度には7高等学校から実施の希望を受け、すべて希望のテーマにて講義を実施した。

また、専門領域における研究成果を社会に還元する場として、国際情報学部所属の専任教員は、総務省、経済産業省、金融庁、デジタル庁等の官公庁や、地方自治体等に設置された審議会等の公的委員会委員として積極的に参加し、行政の場において幅広く活躍している。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

国際情報学部の通称である「iTL」には、国際情報学部の学びである Information Technology & Law（「情報の仕組み」と「情報の法学」の融合）のほかに、Ichigaya Tamachi Link の意味が込められており、市ヶ谷田町キャンパスが、人、社会、情報を「Link」するネットワークの拠点となることを目指している。そのため、国際情報学部は開設より産官学との連携を意識した活動を展開している。

教育課程においてはスクウェア・エニックスとの連携協定を締結し、「特殊講義（ゲームプランニング）」を開講し、スクウェア・エニックス社の各部門の専門家を招聘し、プログラミングやグラフィックといったゲーム開発固有の専門知識だけでなく、ローカライズ（翻訳と異文化対応）や人工知能、映画制作の視点からみる映像ディレクションなど、バラエティに富んだ講義を展開している。

また、本学はLINE、メルカリ、警視庁サイバーセキュリティ対策本部と「サイバーセキュリティ人材の育成に関する産官学連携についての協定」を締結しており、「刑事法（サイバー犯罪の刑事規制）」において警視庁サイバーセキュリティ対策本部より講師を招聘した講義実施しているほか、4機関共同で配信しているLINE公式アカウント「CYBER POLICE」において、国際情報学部の学生が配信に携わっている。

その他、国際情報学部設置科目において、官公庁、民間企業、法曹など現役の実務家を外部講師とし年間約80人を招聘している。

なお、これらの活動は本学公式WebサイトやTwitterを通じて即時に配信している。

○地域交流・国際交流事業への参加状況

国際情報学部は2019年に市谷田町に開設して間もないことから、現時点で学部として地域交流をはかる機会は数多くはないが、2020年3月には周辺企業が主催した「本フェス」への参加（新型コロナウイルス感染症拡大のため最終的にはイベントは中止となった）や、専門演習である「国際情報演習」において「まちづくり」をテーマに掲げ、活動しているゼミもあり、少しずつではあるが、地域交流の場を模索している。

国際交流事業については、2019年11月にペンシルベニア大学から、ロボットやAIの技術と法・倫理・政策に関する学際的な日米比較を研究する学生と、その指導教授が市ヶ谷田町キャンパスに来訪した際に、本学部学生・教員と意見交換を行った。また、2020年10月には、国

際情報学部の「特殊講義（アジアとメディア）」、「国際情報演習Ⅰ」およびFLPジャーナリズム演習の履修者約40人が、タイのタマサート大学ジャーナリズム&マスコミュニケーション学部の「コミュニケーション研究方法論」（担当教授 Dr. Senjo Nakai）履修者約90人と、オンラインを使って、「コロナ禍と学生生活」をテーマに交流授業を行うなどの取り組みを実施している。

<点検・評価結果>

iTL（Ichigaya Tamachi Link）のメッセージのもと、積極的に学部の教育内容を社会に広く発信する活動や、教員の研究成果を社会に還元する諸活動を展開している。また、これらの活動は本学公式WebサイトやTwitterを通じて即時に配信しており、その情報を受信した外部機関からの新たな取材の依頼や、さらなる社会連携、社会貢献につながるなど、高い成果を得ている。

<長所・特色>

学外組織との連携に関して、キャンパスロケーションの利を生かし、都心の民間企業、公的機関からの講師招聘、またこれらの機関との連携した教育プログラム、イベントを実施しやすい環境にあることが最大の長所と言える。

また、本学部独自の「発信型模擬授業」について、実施後の高校からのフィードバック、及び講義を担当した教員のアンケート結果ともに高い評価を得ており、高等学校の教諭、生徒に直接本学部の教育の一端を伝える貴重かつ重要な機会となっている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方針>

2020～2021年度の2年間、外部機関との連携についてはオンラインでの実施が中心となっていたが、2022年度においては市ヶ谷田町キャンパスにおいて、本学部の学びとリンクしたイベント実施を実現する。

また、「発信型模擬授業」については、高校側にアプローチするタイミングを前年度より早期に行うことで、実施数を前年度よりも増やし、本学部の教育内容をより広く発信することに努める。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛>

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

＜現状説明＞

○意思決定プロセスが明確化されているか。

国際情報学部教授会のもとには、教務・研究科委員会、入試・広報委員会等、7つの学部内各種委員会等が組織され、教授会員はこれらの委員を分担している。教授会に上程される議題の多くは学部内にある各種委員会等の会議体において検討されたものであり、各種委員会の委員によって実質的な議論を経た上で教授会に上程されているため、教授会の円滑・迅速な進行に役立っている。

◆国際情報学部のもとに設置されている委員会等

運営委員会／人事委員会／教務・研究委員会／入試・広報委員会／入学試験合否決定委員会／国際情報研究科開設準備委員会／グランドデザイン懇談会

○学部長の権限と責任が明確化されているか。

学部長は、学則第9条により、学部に関する事項をつかさどり、学部を代表する。また、学部長会議、理事会、評議員会の職務上の構成員となり、法人・教学の意思決定に加わるとともに大学内の各種委員会の職務上委員あるいは委員長となっており、それらの学部長に係る権限及びその行使は適切になされている。

○教授会の権限と責任が明確化されているか。

国際情報学部教授会は、学則第11条に基づき国際情報学部の教授、准教授によって構成され、学部運営の方針及び諸規則の制定・改廃に関すること、教育課程及び授業日に関すること、学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること、学位の授与に関すること、その他その学部の教育研究に関する重要事項で、学長が教授会の意見を聞くことが必要と認めるものとして別に定める事項について審議し、その意見を学長に述べることとしている。また、全学共通の教育研究等の重要事項についても報告、意見聴取、懇談等が行われる。教授会の招集、議長、定足数、議決等の運営については中央大学教授会規程に則って行われている。教授会は毎月1回開催されており、定足数は過半数である。

○学部長の選考方法の適切性、妥当性

学部長の選任は、「中央大学学則第11条第3項第3号の規定により、学長が教授会の意見を聴くことが必要と認める事項を定める件」4号及び「学部長は当該学部の教授会が別に定めるところにより選出した者について、当該教授会が選任する」と定めた中央大学学部長に関する規則第3条に基づいて行われている。「国際情報学部学部長選挙についての申し合わせ」に則って選挙（投票）を行い、有効投票数（無効票を除く。白票は有効）の過半数の得票により選ばれる。

また、開票の結果、第1位の得票数が有効投票数の過半数に達しなかった場合には、上位得票者2人について決選投票を行って選出する。その際には、第1位の得票数が過半数に達していなくとも、比較多数で上位の票を得た者を選出する。

学部長選出手順は以下のとおりである。

- ・選挙管理委員を2名選出。
- ・受付、投票所を設け投票を行う。
- ・開票作業は、選挙管理委員の立会のもとに、国際情報学部事務室職員が行う。

このように学部長の選任は学内規程及び教授会申し合わせ事項等にしながらって適切かつ妥当に行われている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、国際情報学部では、学部長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設けたうえで、それらの権限等を明示しており、適切な運営を行っている。

また、学部長の選任についても、学内規程及び教授会申し合わせ事項等にしながらって適切かつ妥当に行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

国際情報学部事務室は、中央大学事務組織規則に明文化された分掌に基づき、事務長はじめ5名の専任職員と1名の嘱託職員が、教務と学務の業務を分担・遂行している。

教務担当者は、1名の専任職員と1名の嘱託職員で、授業編成、授業実施、履修、試験、成績、学籍、証明書、関係する学部内各種委員会（教務・研究委員会等）の運営補助等にあたる。学務担当者は、1名の専任職員で、入学試験のうちの特別入試（指定校推薦入試など）、学部が選考する奨学金、関係する学部内各種委員会（入試・広報委員会、入学試験合否決定委員会等）の運営補助等にあたる。なお、教務・学務担当業務を副課長1人で業務監督する体制となっている。

国際情報学部事務室の専任職員構成は、事務長1名、担当課長1名、副課長1名、課員2名となっており、このほかに嘱託職員1名、事務室業務補助のパートタイム職員2名がいる。また、業務を委託したITサポートデスクでは、計4名体制で教員・学生の情報環境利用に関するサポートを行っている。

国際情報学部は、入学定員150名の中央大学で最も小規模学部であり、国際情報事務室の職員は、他学部事務室よりも少人数構成となっている。したがって、教務と学務のグループ制はしらず、「国際情報学部事務室業務分担」によって一人の専任職員が複数の業務を担当する仕組みを指向し、現状、業務は適正に遂行できている。

一方で、各人の職務領域も多岐にわたり、一人ひとりの役割が極めて大きな組織となっているため、病気や事故等で欠勤が続くような場等、継続性におけるリスクが内在していることは課題であると認識している。また、2023年4月開設予定の国際情報研究科開設業務が追加されることも踏まえて、今後の体制については検討する必要がある。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

人事課で企画・実施される資格別研修・目的別研修については、課員は業務を調整して参加しているほか、外部研修については個人の意欲を尊重し、必要に応じて参加している。国際情報学部は2019年に開設され、2022年度に完成年度をむかえることから、完成年度を過ぎるまでは、毎年新たな業務に対応していく必要があるため、当面はOJTを中心として、業務の効率化や改善に取り組むことが主となっている。そのため、事務室内でのコミュニケーションを円滑にし、お互いの業務進捗状況を把握できるように、週1回を目安とした課室ミーティングを開催して対応している。

学部の教育研究活動を所管する「教務・研究委員会」においては、構成員に学部長から指名された職員を加えることとし、教育研究活動の運営体制構築に向けて、教員と職員が協力しながら検討を行っている。

<点検・評価結果>

上述のとおり、事務室職員数も他学部事務室と比較して、少人数構成となっているものの、一人の専任職員が複数の業務を担当する体制を導入することにより、業務は適正に遂行できている。また、教員学生に対する情報環境利用のサポートデスク業務を委託して対応できていることは、事務室の業務負担軽減に大きく寄与している。

しかしながら、一人当たりの専任職員の役割が極めて大きい現状は、業務遂行上のリスクも抱えているため、人員配置には課題が残っている。教務・学務の各業務を複数人で担当できる体制構築は急務であり、専任職員の増員が必須である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

一人の専任職員の役割が極めて大きい現状は、職員に病気や事故等で欠勤が続くような事態が発生した際に、業務遂行上のリスクを抱えていること、加えて、現在、2023年4月開設予定の国際情報研究科開設業務が追加されており、専任職員増員は必須な状況である。

<今後の対応方策>

人員計画に基づき、適切な人員確保に向けて、関係部課室と調整を図るとともに、研究科に関わる業務については、大学院事務室と連携して遂行する体制を構築する。具体的には、研究科の教場は市ヶ谷田町キャンパスとなることから、教員・大学院学生対応と研究科運営業務、入試・広報等学務業務を国際情報学部事務室が担当し、教務系業務については、大学院事務室教務担当者の協力を得ながら遂行していく等の連携・協力体制構築を進めていく。

以上

全学連携教育機構

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

本学は、8学部、9大学院研究科（2専門職大学院を含む）を擁する総合大学であり、各組織はそれぞれの専門分野に立脚した教育課程の編成・実施方針に基づき体系的な教育を展開し、多数の卒業生は、各界において多岐にわたる活躍をしてきている。

急速に進展する社会の中で、情報化、グローバル化への対応能力の修得が、専門分野の修得をさらに深化させるためにも、全ての学生に求められるようになってきている。これらの汎用的能力の具体例としては、①問題発見・解決能力、②自己発見・自己認識力、③情報リテラシー能力、④日本語及び外国語によるコミュニケーション能力等が挙げられる。本学においては、過去においてはこれらの汎用的能力の涵養に関わる教育を教育組織毎に個別の委員会組織を設けるかたちで展開されてきていたが、情報化及びグローバル化の進展の中で社会的な要請も相まって、これらの汎用的能力の育成にあたり全学的な体制を構築することが極めて重要であるとの結論に至り、2013年4月に全学連携教育機構が設置された。その教育上の目的は学部を問わずに求められる汎用的能力を全学的教育プログラムを通じて高めることである。

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神とする本学は、その伝統及び私立大学としての特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを大学の使命としている。その使命の下に「実地応用の素を養うために求められる基礎・基本を重視した教育、社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決能力を涵養する実地応用教育を展開することで、幅広い教養と異文化に対する理解力・コミュニケーション能力を基礎とする豊かな感性と人間力を備え、高度な専門性を有し国際社会に貢献できる人材の育成」を教育目標として含んでいる。

このうち、全学連携教育機構の人材育成上の目的である、問題発見・解決能力と自己発見・自己認識力は「社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決力を涵養する実地応用教育」、情報リテラシー能力と日本語によるコミュニケーション能力は「基礎・基本を重視した教育」に、外国語によるコミュニケーション能力は「異文化に対する理解力・コミュニケーション能力」に連関性がある。全学連携教育機構が既存のシステム・枠を超えた全学的教育の推進を図ることにより、「行動する知性」を具えた人材育成を通じた社会への貢献が目指されている。

より具体的には、全学連携教育機構が人材育成上の目的とする汎用的能力のうち、問題発見・解決能力は学際的な課題に対して問題発見・解決能力を涵養する「ファカルティリンケージ・

プログラム」の目的に反映されている。自己発見・自己認識力は、学生のキャリアデザインを支援することを目的とした「キャリアデザイン教育プログラム」等が目指すものとなっている。情報リテラシー能力は、「情報関連教育プログラム」の目的となっている。さらに日本語によるコミュニケーション能力は「学術情報リテラシー教育プログラム」と、留学生の日本語能力に関しては、「外国人留学生のための日本語等教育プログラム」の目的に反映されている。

その後、プログラムの充実を図るために、2017年4月に「グローバルFLPプログラム」、2021年4月に「AI・データサイエンス教育プログラム」を開設している。全学連携教育機構の人材育成上の目的のうち、外国語によるコミュニケーション能力は指導言語を外国語とする「グローバルFLPプログラム」に、急速に変化する情報リテラシー能力を拡大定義したAI・データサイエンスの応用基礎能力の涵養のために「AI・データサイエンス教育プログラム」が対応することとなった。

以上のように、全学連携教育機構は、「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に基づく大学の教育目標に資するため、各学部等の教育体系との有機的な連携を図りながら、既存のシステム・枠を超えた全学的教育を展開していくことを通じて、本学の教育課程のより一層の質向上を図ることを目指している。

<点検・評価結果>

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

全学連携教育機構の人材育成上の目的である①問題発見・解決能力、②自己発見・自己認識力、③情報リテラシー能力、④日本語及び外国語によるコミュニケーション能力等の汎用的能力は大学の理念・目的に照らして適切に設定されており、全学連携教育機構の各教育プログラムの目的にも適切に対応しているため、理念・目的、教育目標については概ね目標を達成しているといえる。

<長所・特色>

全学連携教育機構は全学的教育プログラムとして汎用的能力を高めるため設定され、その後、学内や近時の社会的な動向を踏まえつつ、プログラムや科目の新設・改編を行っている。

プログラムとしては、急速なグローバル化に対応して、2017年4月に「グローバルFLPプログラム」を設置した。

また、急速に発展するAI・データサイエンスの動向を踏まえ、2021年4月にAI・データサイエンス全学プログラムを設置した。これは従来の情報関連教育プログラムをAI・データサイエンスのリテラシーレベルに内容を改編するとともに、新たにAI・データサイエンスの応用基礎レベルとしてAI・データサイエンス教育プログラムを開設することで、文理を問わず全学部学生を対象として、AI・データサイエンス分野をリテラシーから応用基礎レベルまで系統的に教育することを目的としたものである。

科目としては、2022年4月に学術情報関連教育プログラムの新設科目である「大学のための論文作成の技法(基礎編)」、「大学のための論文作成の技法(発展編)」の運営を開始した。これらは大学生として誰もが身につけるべきアカデミック・ライティングの基礎力を育成することを目的とした科目である。

また、キャリアデザイン教育プログラムに「学部共通インターンシップⅠ」、「学部共通インターンシップⅡ」を所管プログラムとして追加し、運営を開始した。

以上のように急速に変化する社会の要請を反映したプログラム・科目の新設・改変・運営を

行いながら、学部学生に求められている汎用的な能力向上に努めている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

近年プログラムの新設・改編が行われ、プログラムは持続的・安定的運用をしながら進めていく必要があるため、特に学生の動向(履修者数、授業評価アンケート内容)を注視しながら、各部門授業担当者委員会にて議論を行い、発展と持続可能性の両輪についてさらなる向上を目指していく。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

<現状説明>

○構成員に対する周知方法とその有効性

全学連携教育機構の目的については、『中央大学全学連携教育機構に関する規程』第一条に「中央大学（以下「本大学」という。）に、本大学の全学的教育プログラムの円滑な授業実施及び運営を図るため、中央大学全学連携教育機構（以下「全学連携教育機構」という。）を置く。」と明示されている。

各プログラムの人材育成上の目的・趣旨は、同規程第四条において、FLP については「学際的な領域の教育を系統的に学修する」こと、キャリアデザイン教育プログラムについては「学生のキャリアデザイン（学生が自立した社会人・職業人としての自己実現を目指し、自らの将来設計を探ることをいう。）を支援すること」、学術情報リテラシー教育プログラムについては「学生の専門分野にかかわらず必要とされる学術情報の取り扱い方を体系的に教育すること」、情報関連教育プログラムについては「学生の専門分野にかかわらず、現代社会における情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てること」、外国人留学生のための日本語等教育プログラムについては「中央大学外国人留学生受入れに関する規程第二条第二項に掲げる外国人留学生の日本語及び日本事情の教育」、グローバルFLPプログラムについては「既存の学部の教育課程に依拠しつつ、学部教育を通じて修得した専門的知識・技能をグローバル社会で発揮できる「グローバル・プロフェッショナル」を育成し、学生の国際的付加価値を向上させること」、そしてAI・データサイエンス教育プログラムについては「既存の学部の教育課程に依拠しつつ、AI・データサイエンスを応用できる技能を系統的に学修させること」という文言によって明示している。

全学連携教育機構における各教育プログラムの理念・目的とそれに立脚した具体的な教育活動の学生に対する周知方法としては、大学公式Webサイト及びそこからダウンロード可能なパンフレット等で周知を行っている。紙媒体のパンフレットや、LMS上に紹介動画のあるプログラムも多い。新入生に対する各学部でのガイダンスにも含まれている。一例ではあるが、下級年次（特に1年生）をターゲットにした学術情報リテラシー教育プログラムの新設科目「大学生のための論文作成の技法（基礎編及び発展編）」においては、シラバスの内容（特に科目の

開設意図)が動画によりわかりやすく説明されていることもあり、履修登録期間が4月上旬に限られていたにもかかわらず、履修希望者は1,000名を超えた。

教職員に対する周知については、大学公式Webサイトで情報が公開されている。しかし『外部評価委員会評価結果報告書(2022年5月)』において、「FLP全般について、外部評価委員や受験生らの捉え方と学内での捉え方に温度差があり、学内で必ずしも高く評価されていない点も課題である。例えば、受験生からは、FLPを受講するために本学を志願したという声が聞かれるほど評価されている。また、外部評価委員の多くが、中央大学の特徴の一つとしてFLPを捉え、総じて評価が高かった。その一方で、大学執行部からは、(中略)やや否定的なコメントがあった。このことから、FLPが全学的にどう見られているかが垣間見え、必ずしもさらに全学を挙げて推進していこうという環境ではなく、学内ではそこまでFLPを特別な存在として認識していないように見受けられた。専門分野別の教育を担う学部と横断的な学びを提供するFLPでは性質が異なり、教職員からはFLPがそれほど大きな存在に見えないのかもしれないが、FLPは時代が求める先進的な教育であるという共通認識を学内に確立し、本学における教育改革の成功事例の一つのモデルとして前向きに自己点検・評価することを期待する。」との指摘がなされていることから、教職員向けの周知の有効性には改善の余地がある。

○社会への公表方法

全学連携教育機構の理念・目的とそれに立脚した具体的な教育活動に関しては、大学案内誌をはじめとする紙媒体及び本学公式Webサイトを通じた情報発信を行っており、本学構成員はもちろんのこと、社会に対してもこれを広く公開し周知を行っている。

<点検・評価結果>

現在実施している全学連携教育機構の理念等の周知方法については、学生・社会向けには円滑かつ効果的であると評価できる。しかし学生以外の学内向け周知方法には改善の余地がある。

<長所・特色>

従前の周知方法である紙媒体・Webサイトに加えて、動画コンテンツとしてプログラムや科目紹介を行うことで、学生のみならず外部の方にとっても全学連携教育機構の教育内容・取り組み内容を理解しやすいようにしている。例えば、リテラシー色の強い二号プログラムの各科目(『キャリア・デザイン・ワークショップ』、『学術情報の探索・活用法』、『AI・データサイエンス総合』、前掲の『大学生のための論文作成の技法』)については、シラバスにおいて伝えたい内容を音声と動画により、新入生にもわかりやすく伝える努力をしている。

<問題点>

外部評価委員会によると「学部横断の取組みとして2003年度から実施されているFLPや2021年度にスタートしたAI・データサイエンス教育を評価する一方で、これらの全学的活動と依然として根強い学部縦割りをどう調和させるかといった点が課題」とされており、特に学内の教職員に対して周知が行き渡っていない現実がある。

<今後の対応方策>

問題の背景のひとつである、「依然として根強い学部縦割り」については各プログラムの課題や必要性について、学長との情報共有を引き続き行っていくとともに、学部横断的な委員会等

を通じて周知を図る。学生のみにかかれている動画等については、教職員の誰もが視聴できるサイトでの公開を検討する。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

全学連携教育機構に与えられた教育上の理念・目的に関し、2015年度策定『中長期事業計画 Chuo Vision 2025』のグローバル戦略に「すべての科目を英語等で教えるグローバルFLPを設置する。」と設定し、2017年度に同目標を達成した。

また、『中長期事業計画 Chuo Vision 2025【第2期】』ではAI・データサイエンス教育を重点事業と位置付け、2021年度よりAI・データサイエンス全学プログラムを開始、将来を見据えた計画に従って推進している。さらに基本計画に設定した「アカデミック・ライティング教育の全学的展開」も、2021年度に科目を開設し、全学的に展開して運営をはじめている。

『中長期事業計画 Chuo Vision 2025【第2期】』の重点事業計画1（3）「多摩・都心の二大キャンパス整備に併せた全学的教育開発・支援体制の構築」に包含された複数の項目に「FLPの充実」が謳われている。FLP演習の3分の1が法学部の学生である（2022年度）のに対してほとんどのFLP演習が多摩キャンパスで開講されているのが現状である。2023年度の法学部茗荷谷移転のFLPにもたらす影響に注視し、対応する必要がある。

全学連携教育機構の中期事業計画（着手年：2018年度～完了年：2025年度）において、1号プログラムについては「一号プログラム（FLP）の質向上を伴った持続的発展」の名の下に、学部長会議等を通じて、各学部等に所属する専任教員の兼務教員としてのより一層の参画（参画しやすい環境作りを含む）を要望すること、法学部移転に伴う開講方法の検討や、2022年度単年度の目標としてはFLPの応募者数を250人以上（2021年度実績153人）に設定する等のアクションプランを策定している。2号プログラムについては「二号プログラムの改革による学生のリテラシー能力の育成」という名で、「アカデミック・ライティング科目の持続性ある授業展開」という目標項目を設定し、オンデマンド型とハイフレックス型の2種類の授業形態のアカデミック・ライティング科目のうち、ハイフレックスの2科目について、各50人の学生の受講を目標値として広報活動を行った。3号プログラムについては、「三号プログラム『グローバルFLPプログラム』の質向上を伴った持続的発展」という計画を策定し、単年度目標をプログラム必修科目である「グローバル・テュートリアル」の履修登録者数150人以上（2021年度実績136人）とした。2021年度に開始された4号プログラムについては、「四号プログラムの実施による、各専門分野においてAI・データサイエンスを応用できる人材の育成」という計画名の下に、2022年度単年度目標としてAI・データサイエンス演習の履修生80人以上を掲げた。

<点検・評価結果>

以上のように、時代の要請に即した全学共通教育を中長期事業計画に設定し、その諸施策を着実に実現していることから、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定について適切に実施しているといえる。

＜長所・特色＞

急速に進展する社会の中で、全ての学生に求められるようになってきているグローバル化、情報化への対応能力を含む、専門分野の修得をさらに深化させる汎用的能力の修得という全学連携教育機構設置時の目的は、グローバル FLP、AI・データサイエンス全学プログラムといった時代の要請に応える諸施策として中長期事業計画の中に設定され、計画を実現している。

＜問題点＞

上記、法学部都心展開後の FLP 等プログラムのあり方については、その目指すべき姿と実現方法の全容が把握できるまでに、まだ時間を要する見込みである。

＜今後の対応方策＞

法学部都心展開に伴う学部間共通科目の対応については、法学部との情報共有・連携関係を向上させて、目指すべき学部横断プログラムのあり方を模索していく方向で検討に着手している。

◇内部質保証

＜点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛＞

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

＜評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛＞

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

＜現状説明＞

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

2013年4月の全学連携教育機構設置と同時に、中央大学大学評価に関する規程が一部改正され、全学連携教育機構の自己点検・評価を恒常的に行う「全学連携教育機構組織評価委員会」が置かれた。同組織評価委員会を中心として全学連携教育機構の下に置かれた11の教育プログラムの部門授業担当者委員会及び部門授業担当者委員会委員長から構成される運営部会における審議に基づき、各教育プログラムが抱えている課題と解決に向けての対応方策を取りまとめている。

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

自己点検・評価の結果によって明らかとなった問題点や課題については、全学連携教育機構運営会議、各運営部会、各部門授業担当者委員会（後述）にフィードバックすることを通じて、教育プログラムの授業実施や運営の改善に結びつけている。

なお、自己点検・評価結果を基礎とする次年度以降に向けた改善方策については、毎年8月頃に開催する運営会議において審議し、予算・人事計画に反映させるよう努めている。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対

応

具体的な改善指導は受けておらず、該当なし。

<点検・評価結果>

組織評価委員会のみならず、複数の会議体において組織の現状把握と問題点の検討が行われる体制が整っている。また、組織評価委員会は年1回以上開催されており、その中で点検・評価が定期的に行われており、概ね適切である。

改善・向上に関しては、特に定期的に行われる部門授業担当者委員会において問題を共有し、その都度方策を検討し、実施しており、こちらについても概ね適切である。

<長所・特色>

部門授業担当者委員会から具体的な改善案をアクションプランに設定し、それを実行できる体制であり、それを複数の会議体で検討する体制において複数の目で適切性を確認できる点でも有効であると言える。

<問題点>

一部の部門授業担当者委員会はごく少数の委員により構成されているため、適切な点検・評価について継続できるか危惧されるところである。複数会議体が関わる体制がそれを補完しているが、意思決定に手間がかかるという問題もある。

<今後の対応方策>

全学連携教育機構が持続的、安定的に運営され、時宜に適った改革を継続的に進められる環境を整える方法を、部門授業担当者委員会よりも大きな枠組みで検討する。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

全学連携教育機構に類する組織は、法的に大学の必置機関とされているわけではないが、建学の精神に基づき各学部の専門性を大切にしてきた本学においては、特定の学部に設置された科目について他の学部の学生の履修を可とする「他学部履修」の制度ではなく、全学部又は複数の学部に等しく開放される「学部間共通科目」の考え方の下に設置される科目・プログラムを取りまとめる組織（全学連携教育機構）の設置は、「実地応用の素を養うために求められる基礎・基本を重視した教育、社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決力を涵養する実地応用教育を展開することで、幅広い教養と異文化に対する理解力・コミュニケーション能力を基礎とする豊かな感性と人間力を備え、高度な専門性を有し国際社会に貢献できる人材の育成」という本学の教育目標の達成に資するものである。

全学連携教育機構では、2022年度現在、①ファカルティリンケージ・プログラム (FLP)、②キャリアデザイン教育プログラム、③学術情報リテラシー教育プログラム、④情報関連教育プログラム、⑤外国人留学生のための日本語等教育プログラム⑥グローバル FLP プログラム⑦AI・データサイエンス教育プログラムの7プログラムを展開している。

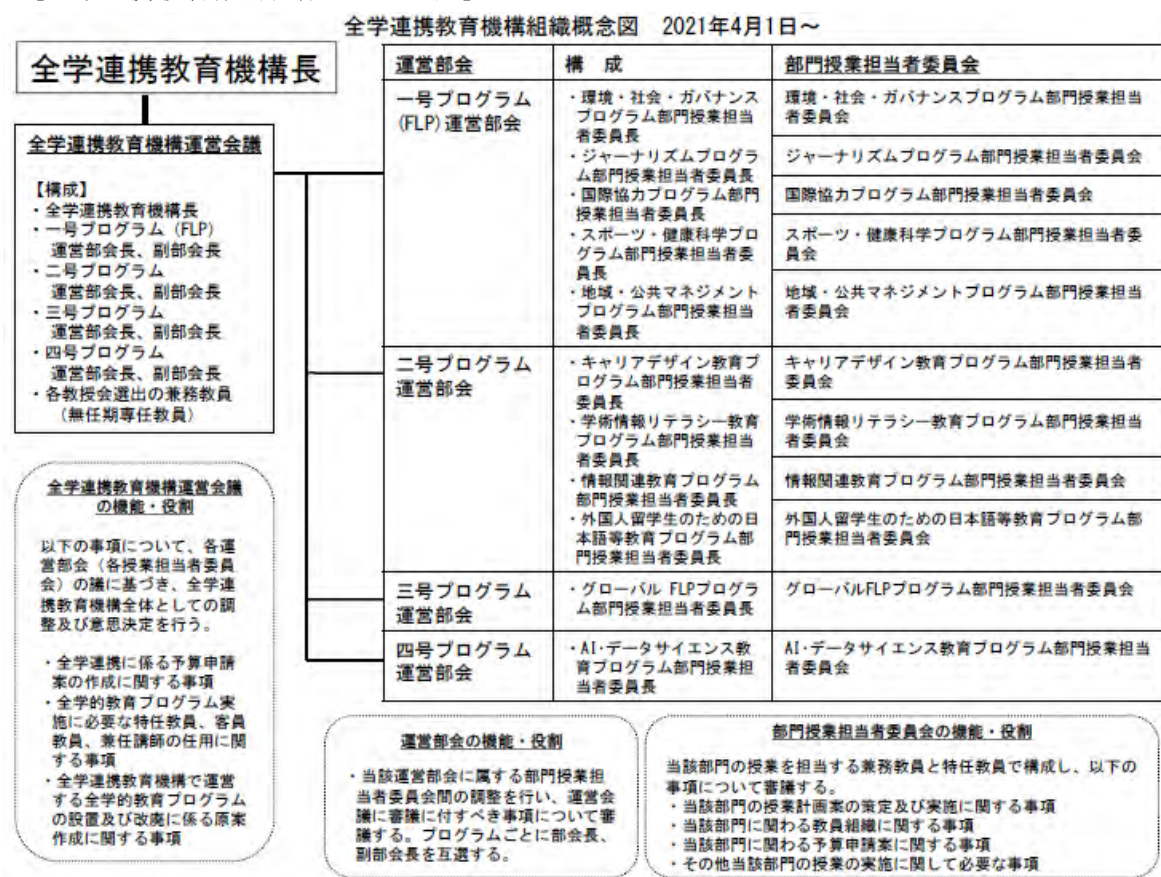
全学連携教育機構の組織は下図のとおりであり、機構長の下に「運営会議」、「運営部会」そして「部門授業担当者委員会」の3層構造からなる委員会組織が置かれている。

全学連携教育機構の最終的な意思決定機関である「運営会議」には、機構長、4つの「運営部会」の部会長及び副部会長のほか、各教授会選出委員が1名ずつメンバーとなることにより、各教授会との連携・調整の下で意思決定が図られるような仕組みとなっている。また、担当学部長を置くことにより、学部長会議との連携・調整も図るための体制が担保されている。

運営部会は、各教育プログラムの目的を実現するため、中央大学全学連携教育機構に関する規程第12条各号に基づき、「一号プログラム (FLP) 運営部会」「二号プログラム運営部会」「三号プログラム運営部会」「四号プログラム運営部会」から構成されている。

このうちAI・データサイエンス全学プログラムを構成する情報関連教育プログラムとAI・データサイエンス教育プログラムは、AI・データサイエンスセンター教育部会を通じて連携している。

[全学連携教育機構組織イメージ図]



なお、2019年に行われた副学長制度の見直しにより、副学長のうち1名が全学連携教育機構長となることになった。全学連携教育機構の活動が本学にとって極めて重要なものと捉えられ、学長や他の副学長との連携の下、全学的取り組みとして進められる基盤が整ったものと言える。

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

学生の主体的に学ぶ姿勢と課題発見・解決能力を高めるためには、汎用的能力の育成と知の統合の技法を育成することが求められる。この点、全学連携教育機構における学部横断的な一号プログラム（FLP）は時代の要請に応えるものである。また、キャリア教育科目・学術情報リテラシー科目・情報関連科目・日本語教育科目を含む二号プログラムも社会的要請を受けて改編を重ねている。近年では、学術情報リテラシー科目におけるアカデミック・ライティング科目の新設、学部共通インターンシップの包摂などは、学問と学生の動向に配慮した改編に当たる。

大学を取り巻く国際的環境に配慮し、「グローバル・プロフェッショナル」となり得る人材の養成を図る三号プログラムの新設、国の AI 戦略にも反映された急速な時代の変化に対応する AI・データサイエンスセンターにおける教育事業と連動した情報関連教育プログラムの設置科目見直しと四号プログラムの新設等も、時代の要請に応えるものである。

<点検・評価結果>

教育組織である全学連携教育機構の構成は、大学の理念・目的との適合性から見ても学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮から見ても適正に構成されている。

<長所・特色>

近年の全学教育プログラムや学部間共通科目の拡がりに鑑みると、全学連携教育機構の存在価値は一層高まっている。現場（部門授業担当者委員会）からの比較的大きな提案については、運営部会→運営会議を経るボトムアップの流れの中で、複数の目で適切性を確認できる一方で、現場を預かる部門授業担当者委員会に判断を委ねられている部分も多く、適宜効率的な運営がなされている。

他組織との連携関係を維持し、また比較的重層の意思決定の仕組みを有しながらも、所帯が小さく小回りがききやすい組織のため、ここ数年で、キャリアデザイン教育プログラムにおける学部共通インターンシップの移管、グローバル FLP プログラムの新設、情報関連教育プログラムの設置科目の見直しと AI・データサイエンス教育プログラムの新設といった改革を重ねることができている。

新たに全学連携教育機構に設置されたプログラムは、全学的委員会により全学的必要性の観点から設置することができている。設置に当たっては、学部はもとより、キャリアデザイン教育プログラムにおいてはキャリアセンターと、学術情報リテラシー教育プログラムにおいては図書館及びライティングラボの所管であった大学院事務室と、AI・データサイエンス全学プログラムにおいては AI・データサイエンスセンターと連携をして改革を進めてきた。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

○点検・評価結果に基づく改善・向上

全学連携教育機構の教育組織の構成の妥当性・適切性を定期的に検証する組織としては、中央大学大学評価に関する規程に基づく「全学連携教育機構組織評価委員会」が存在し、毎年度の自己点検・評価活動を行うとともに、内部的には部門授業担当者委員会、運営部会、運営会議において毎年度の構成員の増減について、具体的な検討・決定がなされている。

全学連携教育機構全体、あるいは、各プログラムの教員組織の構成について、各プログラムでは人員が必要であるものの、学外からの増員の必要性の根拠となる基準およびプログラムの優先順位を決める手続き等が必要な状態であることに課題がある。

<点検・評価結果>

上記の通り、教育研究組織の適切性について点検・評価を行い、課題と位置づけたことについて改善に向けて取り組んでいる。具体的には、全学連携教育機構全体の各プログラムの教員組織の構成について、特定のプログラムでは任期の定めのない専任教員の必要性が喫緊の課題であるものの、学外からの増員の必要性の適切性の根拠となる評価基準およびプログラムの優先順位を決める客観的で公正な手続き等が必要な状態であることに課題がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

プログラムの授業を担う専任教員の減少に伴い、持続的運営が危ぶまれているプログラムが存在する。また、全学連携教育機構の授業を担当する教員は全般的に負担が重く、一部のプログラムでは限界に近い過負担となっている。たとえばFLPには人員の増強なしには持続的運営が危ぶまれるプログラムが存在したり、AI・データサイエンス全学プログラムは学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等についていくために増員が必要であったりするところ、現状の制度維持をするだけでも過負担のために教員が喘いでいる状況がある。たとえば本学の特色的な教育として掲げられているFLPではあるが、予算規模やプログラムに割かれる人的リソース(科目担当教員)は限られており、かろうじて運営を継続できている状況である。2023年度からは法学部移転の関係もあり、人的リソース部分のカバーなくしては、多くの科目で履修が困難な状況となる。任期の定めのない専任教員の協力を学部所属の教員に頼らざるを得ない全学の各組織の中で、本機構における必要性を客観的に評価して人員を増員するための基準・手続き等がないため、限界状況が続いており改善の見込みが見えない。全学的観点からの必要性に応じた人材の登用の基準と手続きを策定する必要がある。

<今後の対応方策>

全学的観点からの必要性に応じた人材の登用の基準と手続きについて、教学執行部に基準等

の策定を働きかけた。教学執行部において全学的な職務に携わる教員の構成に関する基準等を策定するため一時的な委員会の組成が進んでいる。

◇教育課程・学習成果

<点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛>

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

<現状説明>

○プログラムの修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果の明示、適切な設定及び公表

全学連携教育機構が統括する各教育プログラムの教育目標は、学内印刷物や教育プログラムを構成する授業科目の履修・演習要項等に明示され、また、公式 Web サイトやシラバス等を通して学外にも広く公表されている。プログラムの説明と修了要件は、修了証に加えて希望者に発行されているオープンバッジにも『ファカルティリンケージ・プログラム-Faculty-Linkage Program- (FLP)』は2003年度からスタートした中央大学における独自の教育プログラムです。2年次から特定の知的領域について系統的・体系的に学んでいく FLP は、複合新領域の学びを可能にする学部の枠を越えた演習形式、および国内外でのアクティブラーニングをその特徴としています。先駆的な学びの形として開始された FLP は、これまでの実績が物語るように、本学の教育活動の中心的存在の一つへと成長いたしました。FLP の履修を目指して、本学への進学を希望する受験生が数多く存在してきている事実に鑑みても、本学にとってこのプログラムが、確固たるものとなっていることを物語っています。FLP の目的は、学生が、所属学部で学ぶ主たる専攻内容を基礎としつつ、複合的・学際的な複数のプログラム構成の中で、各自の知的関心を所属学部での学修を越えて幅広く発揮し、それを具体的な教育的成果へと高めていくことにあります。FLP は、そうした立体的な学修環境を準備しており、自主的で創造的な学修に努めていく学生が学部を越えて出逢い、ともに学ぶ場所となっており、『環境・社会・ガバナンス』、『ジャーナリズム』、『国際協力』、『スポーツ・健康科学』、『地域・公共マネジメント』の5つのプログラムが開設されており、本バッジは『○○プログラム』を修了したことを電子的に証明するものです。」と説明している。プログラムの内容とオープンバッジにおいてプログラム説明に続く具体的な修了要件等は以下のとおりである。

1) FLP

FLP は、総合大学としての利点を活かして、各学部の教育目標に依拠した専門的な学問に立脚した学部横断的な教育プログラムを提供することで、学際的な視点から専門知識を修得した実践的問題解決能力の高い人材を育成することを目的としている。FLP は5つの教育プログラムから構成されており、それぞれの教育目標は以下のとおりである。

①環境・社会・ガバナンスプログラム

環境問題を複数の視点から学び、自然と調和しながら社会活動を継続させるために必要な取り組みについて考え、よりよい解決策を提起できる能力を養う。テーマに関連する、各学部設置の有用な講義科目である「FLP 指定講義科目群」10単位と、これらの講義科目を通じて得た知識を体系化するとともに実地応用の体得の場として提供される「FLP 演習

A・B・C（2年次～4年次）」12単位を合わせた計22単位の修得をもってプログラム修了の要件としている。

「環境・社会・ガバナンスプログラム」の単位修得者に対してはオープンバッジを発行している。そのオープンバッジでは、修了要件を「1年次に選抜試験を行い、合格した者がプログラムに所属することができます。2年次から3年間継続してゼミナール形式で展開されるFLP演習と各プログラムで指定された講義科目を所定単位数以上修得することでプログラム修了となります。本バッジは、3年間継続してFLPのプログラムを学修し、所定の修了要件を充足した証として発行されるものです。」と定義づけている。

②ジャーナリズムプログラム

マス・メディアの世界で活躍するための広い視野を持ち、物事の本質を深く考察・分析・報告できる能力や日本語及び英語の文章力などを養う。テーマに関連する、各学部設置の有用な講義科目である「FLP指定講義科目群」10単位と、これらの講義科目を通じて得た知識を体系化するとともに実地応用の体得の場として提供される「FLP演習A・B・C（2年次～4年次）」12単位を合わせた計22単位の修得をもってプログラム修了の要件としている。

「ジャーナリズムプログラム」の単位修得者に対してはオープンバッジを発行している。そのオープンバッジでは、修了要件を「1年次に選抜試験を行い、合格した者がプログラムに所属することができます。2年次から3年間継続してゼミナール形式で展開されるFLP演習と各プログラムで指定された講義科目を所定単位数以上修得することでプログラム修了となります。本バッジは、3年間継続してFLPのプログラムを学修し、所定の修了要件を充足した証として発行されるものです。」と定義づけている。

③国際協力プログラム

開発途上国の諸問題を、経済開発、社会開発（教育、保健・衛生、ジェンダー等）、環境、国際協力などの多角的な視点から総合的に研究し、格差・貧困問題の解決に貢献できる能力を養う。テーマに関連する、各学部設置の有用な講義科目である「FLP指定講義科目群」20単位と、これらの講義科目を通じて得た知識を体系化するとともに実地応用の体得の場として提供される「FLP演習A・B・C（2年次～4年次）」12単位を合わせた計32単位の修得をもってプログラム修了の要件としている。

「国際協力プログラム」の単位修得者に対してはオープンバッジを発行している。そのオープンバッジでは、修了要件を「1年次に選抜試験を行い、合格した者がプログラムに所属することができます。2年次から3年間継続してゼミナール形式で展開されるFLP演習と各プログラムで指定された講義科目を所定単位数以上修得することでプログラム修了となります。本バッジは、3年間継続してFLPのプログラムを学修し、所定の修了要件を充足した証として発行されるものです。」と定義づけている。

④スポーツ・健康科学プログラム

スポーツを健康、医療、文化、ビジネス、サービス、行政などとの関連の中で多面的に理解し、幅広い分野でスポーツの発展に寄与できる能力を養う。テーマに関連する、各学部設置の有用な講義科目である「FLP指定講義科目群」10単位と、これらの講義科目を通じて得た知識を体系化するとともに実地応用の体得の場として提供される「FLP演習A・

B・C（2年次～4年次）」12単位を合わせた計22単位の修得をもってプログラム修了の要件としている。

「スポーツ・健康科学プログラム」の単位修得者に対してはオープンバッジを発行している。そのオープンバッジでは、修了要件を「1年次に選抜試験を行い、合格した者がプログラムに所属することができます。2年次から3年間継続してゼミナール形式で展開されるFLP演習と各プログラムで指定された講義科目を所定単位数以上修得することでプログラム修了となります。本バッジは、3年間継続してFLPのプログラムを学修し、所定の修了要件を充足した証として発行されるものです。」と定義づけている。

⑤地域・公共マネジメントプログラム

さまざまな課題を抱える地方自治体の要望に応えられるよう、専門的な知識やスキルを修得。地域社会で、課題解決の政策形成を担える能力を養う。テーマに関連する、各学部設置の有用な講義科目である「FLP指定講義科目群」10単位と、これらの講義科目を通じて得た知識を体系化するとともに実地応用の体得の場として提供される「FLP演習A・B・C（2年次～4年次）」12単位を合わせた計22単位の修得をもってプログラム修了の要件としている。

「地域・公共マネジメントプログラム」の単位修得者に対してはオープンバッジを発行している。そのオープンバッジでは、修了要件を「1年次に選抜試験を行い、合格した者がプログラムに所属することができます。2年次から3年間継続してゼミナール形式で展開されるFLP演習と各プログラムで指定された講義科目を所定単位数以上修得することでプログラム修了となります。本バッジは、3年間継続してFLPのプログラムを学修し、所定の修了要件を充足した証として発行されるものです。」と定義づけている。

2) キャリアデザイン教育プログラム

「キャリアデザイン教育プログラム」は、学生のキャリアデザイン（学生が、自立した社会人・職業人としての自己実現を目指し、自らの将来設計を探ることをいう。）を支援するとともに、具体的な就職活動であるインターンシップに参加する学生に、インターンシップに対する意欲・資質の向上と豊かな社会性を身につけさせることを目的とする教育プログラムである。本教育プログラムに置かれている授業科目「キャリア・デザイン・ワークショップ」は、講義とグループ学習を通じて、キャリア形成の基盤となるコンピテンシー（コミュニケーション能力、問題解決能力、プレゼンテーション能力）の向上を目標とする。また、「学部共通インターンシップ」Ⅰ（前期）においては、夏季のインターンシップ研修に必要な基礎知識を身につけ、同Ⅱ（後期）においては、将来へのキャリア獲得に向けて必要な自己啓発、創造性支援、さらに企業で現実に要求される現状調査の進め方と調査結果の分析、とりまとめ、提案に関してプレゼンテーションを実践できる能力の獲得を目指す。

「キャリア・デザイン・ワークショップ」の単位修得者に対してはオープンバッジを発行している。そのオープンバッジでは、プログラム説明を「本バッジを取得する者は、自身のコンピテンシー、強みや課題等を自らに見出して自己理解を深めることを学修した者であり、社会で求められるコンピテンシーを理解した上で自身のコンピテンシー向上のための行動計画を立てるとともに、正解のない問題に対して自身の考えを他者に伝えることを可能とする。」と、修了要件を「講義及びグループディスカッションを中心とした学習を通して、授業への参加、取り組み姿勢、課題提出状況を基準として、コミュニケーション能力、問題解決能力、

プレゼンテーション能力について、一定の評価が得られた者。」と定義している。

3) 学術情報リテラシー教育プログラム

「学術情報リテラシー教育プログラム」は、大学で学ぶにあたり、専門分野にかかわらず基本的に身につけるべき学術情報の取り扱い方や論文・レポートの執筆法（アカデミック・ライティング）を体系的に学ぶ教育プログラムである。このうち「学術情報の探索・活用法」科目は、学生の専門分野にかかわらず必要とされる学術情報の取り扱い方を体系的に教育する。また、アカデミック・ライティングに関する科目「大学生のための論文作成の技法」は2科目あり、基礎編（オンデマンド授業）は大学生として学術的文章作成に必要な知識・技能・態度を基礎から学ぶ。発展編（双方向型オンライン授業・対面授業1クラスずつ）では、グループワークも取り込み、具体的な課題を通して書く力の習得を目指す。

4) 情報関連教育プログラム

AI、データサイエンス、セキュリティ、個人情報の取り扱い等、文系・理系の区別にかかわらず、現代の情報社会における社会人として必須とされる知識と能力を教育するため、2021年度から中央大学AI・データサイエンスセンターが「AI・データサイエンス全学プログラム」を提供しており、同プログラムにおける各科目の具体的な運営は全学連携教育機構が担当している。そのうち、より基礎的な内容を取り扱う「AI・データサイエンスと現代社会」及び「AI・データサイエンス総合」の2科目は、AI・データサイエンス全学プログラムのリテラシーレベルの科目として、学部横断的に基盤的な教育を提供している全学連携教育機構二号プログラムの「情報関連教育プログラム」を構成する。「AI・データサイエンスと現代社会」の修了要件は、数理・データサイエンス・AI教育プログラム教育強化拠点コンソーシアムの「モデルカリキュラム（リテラシーレベル）」に基づいて設定されており、基礎的な統計概念、データに基づく思考や問題解決に関する基礎概念や、データ利用に関する倫理などの概念について、AI・データサイエンス領域における関係性を理解することを目標とし、「AI・データサイエンス総合」は現代社会で解決が試みられている様々な課題に対して、AI・データサイエンスの手法が効果的に用いられた実践例と意義を、複数名の実務家から学び、また議論することを通して、今後の勉学・研究における学際的な総合的基盤を修得することを目指す。

5) 外国人留学生のための日本語教育等プログラム

本教育プログラムは、中央大学外国人留学生受入れに関する規程第2条第2項に掲げる外国人留学生に対して日本語及び日本事情の教育を行うことを目的としている。

本教育プログラムの目的を達成するため、本プログラムを構成する各授業科目は、次のような教育目標を掲げている。

①日本語A（理工学部においては「日本語一A」及び「日本語二A」）

日本語を読む・聞く・書く・話す、の4つの技能を伸ばすことにより、日本での生活に必要な日本語能力、大学における勉学に必要な基礎的能力を養成することを目標としている。

②日本語B（理工学部においては「日本語一B」及び「日本語二B」）

大学においてより円滑に勉学するための日本語能力を育成することを目標としており、日本語Aよりもより高度な内容の能力を養成することを目標としている。

③日本事情

授業は日本の文化・社会等のトピックスの中で留学生に興味・関心があるテーマを取り扱い、日本の文化・社会をさまざまな面から知り、親しむことを目標とする。

6) グローバルFLPプログラム

「グローバルFLPプログラム」は、本学の伝統である実学教育を通じて修得した専門知識・技能をグローバル社会で発揮することができる「グローバル・プロフェッショナル」の育成を目標としており、グローバル化が急速に進展する時代に、実践的要素と実務的海外体験を取り入れた外国語による全学的国際化教育の機会を、学部学生に提供することを目的としている。

本プログラムの修了要件は、留学前教育としての性質を持つ「グローバル・テュートリアル」2単位を必修とし、その他「指定講義科目」（英語等による科目、留学先で修得した単位による代替可）から6単位以上、そして海外における体験型学修として、「海外インターンシップ」・「単位付き留学」科目から1単位以上を修得することである。

この修了要件は、指定講義科目から得られる知識、海外における体験型学修のための語学スキルと体験型学修で身につける国際人としての態度の修得を学修成果とするものである。

オープンバッジにも、前段のプログラム説明と同等の内容が含まれ、修了要件を「すべての科目は外国語で行われます。『座学』として、グローバルFLPプログラムの必修科目である『グローバル・テュートリアル（2単位）』と、『指定講義科目』から6単位以上の計8単位以上修得します。『グローバル・テュートリアル』を履修するところからプログラムはスタートします。さらに、『体験型学修』として、『単位付き留学』や『海外インターンシップ』、『グローバルアクティブラーニング』等の科目から1単位以上を修得することで修了要件を満たすことができます。」と定義している。

7) AI・データサイエンス教育プログラム

「AI・データサイエンス全学プログラム」のうち、リテラシーレベルから応用基礎レベルへの学びへと発展させていく科目群であり、全学部・全学年に開放されている「AI・データサイエンスツール（I～IV）」の4科目と、2年次～4年次までの演習による一貫教育科目である「AI・データサイエンス演習」で構成されている。「AI・データサイエンス演習」履修者は、同演習10単位以上及びツール科目1科目以上に加え、各学部において開講されている関連科目6単位以上と合わせて22単位以上修得することにより本プログラム（通称：iDSプログラム）の修了が認定される。

この修了要件は、AI・データサイエンスツール科目で身につけるプログラミングやデータ分析の技能及び各学部の関連科目で修得する自己の専門分野に応用するための知識、そして演習における学部の枠を超えたPBL活動で身につける協働の態度の修得を学修成果とするものである。

<点検・評価結果>

以上のとおり、各プログラムごとに修了要件や求められる知識、技能、態度等を履修要項や各種資料で明示しており、適切な設定及び公表がなされているといえる。

<長所・特色>

修了証の授与されるプログラムについては求められる学修成果が明示的で、いずれにも知識、技能、態度の学修の3要素が含まれている。修了証は時代の要請に対応し、修了生の希望に応じてオープンバッジとしても授与をしている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

実証実験として導入したオープンバッジについては、修了生の希望状況等について実態を把握していく。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点2、3、5は割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

全学連携教育機構が所管する科目の単位数については、各科目のシラバスに明記されているとおり、通年科目のFLP演習は前後期合わせて28回の授業を行い1年度につき4単位、「グローバル集中講義」は、講義授業を集中的に7回実施して1単位を、「グローバルアクティブラーニング」と「専門インターンシップ」は、講義と実習を組み合わせた授業を14回実施し1単位を、「その他の科目については前期又は後期授業を14回実施し2単位を付与する。「学部共通インターンシップ」、「AI・データサイエンス演習」は前後期セット（各2単位、合計4単位）となっている。

全学連携教育機構が所管する科目の位置付けは、各学部・学科がカリキュラムで定めている。現在のところいずれも選択科目又は随意科目である。

○各プログラムにふさわしい教育内容の設定

1) FLP

FLPは、総合大学としての本学の利点を活かして各学部の教育目標に依拠した専門的な学問に立脚した学部横断的な教育プログラムを提供することで、学際的な視点から専門知識を修得した実践的問題解決能力の高い人材を育成することを目的としている。

学生は主専攻となる自らの所属学部で学びながら2年次から4年次までFLP演習での学修を行うことで、学部の枠を越えて設けられた新たな知的領域を系統的・体系的に学修することが可能となっている。現在、FLPは5つのプログラムを擁しており、各プログラムの教育

内容は次のとおりである。

①環境・社会・ガバナンスプログラム

講義科目は、環境問題に関する認識と解決方法等について、体系的で学際的な教育が必要なため、各学部に設置されている「環境」に関わる授業科目を「環境自然科学」と「環境人文・社会科学」に区分し、それぞれ2単位以上修得し、かつ合計10単位以上を必修としている。

②ジャーナリズムプログラム

講義科目は、「基礎科目」「関連科目」に区分しており、それぞれ4単位以上修得し、かつ合計10単位の修得が必要である。「基礎科目」には、ジャーナリズムを学ぶための基礎になる科目であり、「関連科目」は各学部に設置されているジャーナリズムに直接的もしくは間接的に関連した科目であり、これらは将来、履修者が目指す進路に参考となる科目である。

③国際協力プログラム

カリキュラムで提示した講義科目の中から20単位以上を必修としている。

④スポーツ・健康科学プログラム

講義科目は、「基礎科目」と「基幹科目」に区分し、10単位以上を必修としている。「基礎科目」1科目(2単位以上)修得することが望ましいとしている。「基幹科目」は、スポーツ・健康科学を体系的かつ学際的な視点から学ぶ必要があるため、各学部に設置されている「スポーツ・健康科学」に関わる授業科目が指定されている。

⑤地域・公共マネジメントプログラム

講義科目には、地域における諸問題を解決するための学際的な知識取得を目的として、3つの専門分野(都市経営、地域経済開発、コミュニティ開発)を提示し、各学部に開講される関連科目群から10単位以上を必修としている。

なお、演習科目は5プログラムとも、2年次に履修する「FLP演習A」と、3年次に履修する「FLP演習B」、4年次に履修する「FLP演習C」の3科目12単位が必修となる。各年次に設置されている「FLP演習」は段階的・継続的に学修することによって教育効果を上げていく年次指定科目となっているため、再履修は認められないことから、演習科目の評価が不合格になった時点でプログラムの履修が継続できない仕組みとなっている。

2) キャリアデザイン教育プログラム

「キャリア・デザイン・ワークショップ」は、1年次前期のみ履修可能である。講義とグループ学習を通じて、キャリア形成の基盤となるコンピテンシー(コミュニケーション能力、問題解決能力、プレゼンテーション能力)の向上を目指すことを目標としている。

一方、「学部共通インターンシップ」(前期開講のⅠ及び後期開講のⅡをセットで履修)は、2年次生以上の学生のみ選考を経て履修が認められる科目であり、夏期休暇中のインターンシップを踏まえ、今後の学生生活における社会とのつながりや自己の学習の方向性を考えさせる。

3) 学術情報リテラシー教育プログラム

「学術情報リテラシー教育プログラム」は、学生の専門分野にかかわらず必要とされる学術情報の取り扱い方や、レポートや論文等の文章による意見発信方法（アカデミック・ライティング）を体系的に教育することを目的とする教育プログラムである。

「学術情報の探索・活用法」は、大学で学ぶにあたって、基本的に身に付けるべき学術情報の取り扱い方を体系的に学ぶための科目であり、図書館での伝統的な調べ物の手法からインターネット上の検索まで、実習を通じて基本的スキルを修得する科目である。

アカデミック・ライティングに関する科目「大学生のための論文作成の技法」、基礎編（オンデマンド開講）は大学生として知っておきたい基礎知識を理解し、大学での学修に必要な〈知る／読む／考える〉ことに習熟しながら〈書く〉ことを中心に、また、発展編（双方向型オンライン開講・対面開講1クラスずつ）では、自分が立てた問いに対して必要な資料や文献を適切に選び、その内容を正確に理解するスキル、そこで得た知見に基づいて自分と他者の考えを整理し、さらに思考を深め、自分の意見を確立するスキル、その内容を他者と共有できるよう、きちんとした文章として書きあげるスキルを身につけられるよう教育する。

4) 情報関連教育プログラム

本プログラムを構成する2科目については、AI・データサイエンスセンターが提供し、AI・データサイエンス分野をリテラシーから応用基礎レベルまで系統的に学修する「AI・データサイエンス全学プログラム」のリテラシーレベルを構成する科目でもある。「AI・データサイエンス総合」は、「AI・データサイエンス教育プログラム」の修了に必要な「関連科目」の一つとしても位置付けられている。なお、「AI・データサイエンスと現代社会」は、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」に申請準備中（2022（令和4）年5月1日現在）である。

5) 外国人留学生のための日本語等教育プログラム

「外国人留学生のための日本語等教育プログラム」は、中央大学外国人留学生受入れに関する規程第2条第2項に掲げる外国人留学生に対して日本語及び日本事情の教育を行うことを目的とする教育プログラムである。

本教育プログラムは、本学の外国人留学生入試を経て入学してきた、「学部留学生」と、海外の交流協定校から留学してきた、「選科生」の二者を対象としており、教育プログラムを構成する科目は、大きく「日本語」と「日本事情」に分かれている。

①「日本語」（Aコース）

Aコースの日本語科目は1年次と2年次にそれぞれ半期1単位科目として8科目が開講される。これは、日本での生活に必要な日本語能力、大学における勉学に必要な基礎的な能力を養成することを目標としている。各講座の内容は、Ⅰ読解、Ⅱ作文、Ⅲ聴解、Ⅳ作文で、「読む・聞く・書く・話す」の4つの技能を伸ばすように組まれている。また、日本及び日本人の持っている背景知識を理解する上で重要な事柄がトピックとして取り上げられる。

②「日本語B」（Bコース）

Bコースの日本語科目は1年次と2年次にそれぞれ半期1単位科目として4科目が開講される。これは大学において、より円滑に勉学するための日本語能力を育成することを目

標としている。講座の内容は、B Iが読解 B IIが作文で、より高度な技能の獲得を目標としている。

③「日本事情」

日本の文化・社会の諸相を様々な面から探求し、外国人留学生が日本に親しむことを目指している。

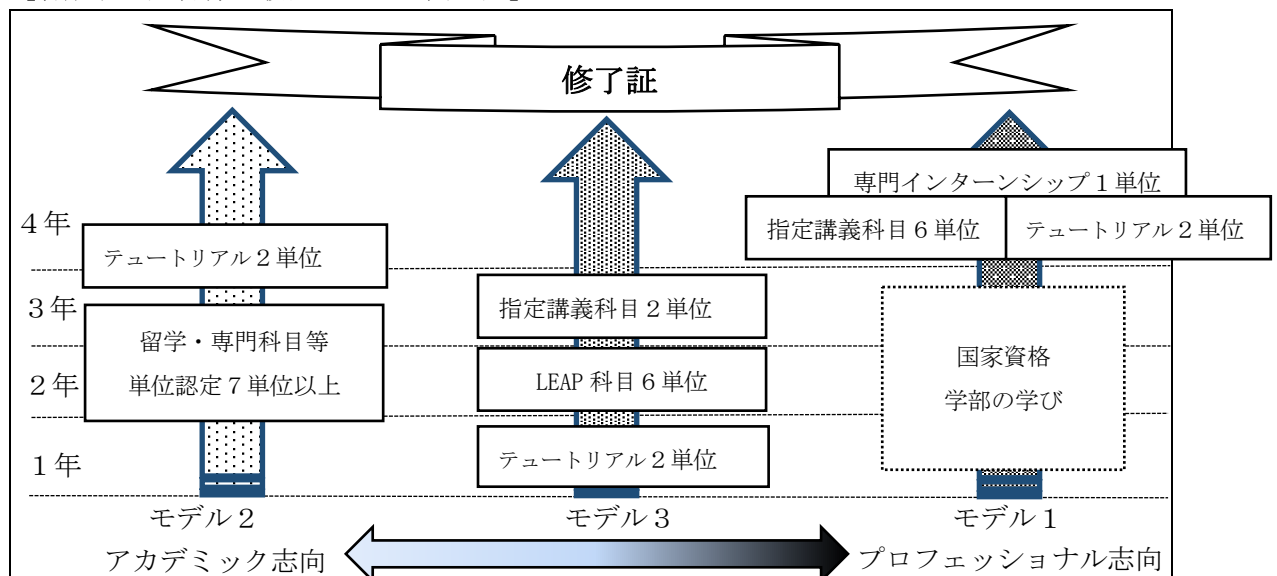
6) グローバルFLPプログラム

「グローバルFLPプログラム」は、すべての科目を外国語で教える全学的教育プログラムであり、グローバル化が急速に進展する時代に、実践的要素と実務的海外体験を取り入れた外国語による全学的国際化教育の機会を、学部学生に提供することを目的としている。「グローバル・テュートリアル(2単位)」と、「指定講義科目」から6単位以上の計8単位以上を「座学」の修了要件として設定し、さらに「体験型学修」として「単位付き留学」や「海外インターンシップ」科目から1単位以上を修得することで修了要件〔下表参照〕を満たすことができる設計とし、「グローバル・テュートリアル」履修以前に単位取得した指定科目(学部設置科目)についても本プログラムの修了要件に算入される仕組みとすることで、目指すべき人材像に応じた複数の履修モデル〔下図参照〕を提供可能なプログラム構成としている。

〔グローバルFLPプログラムの科目構成と修了要件〕

形式	項目	科目	単位	配当年次	履修者数	開講学期	修了要件	
座学	必修科目	グローバル・テュートリアル	2	1年次～	20(max)	前期・後期	2単位	
	指定講義科目	学部設置の指定科目	各科目指定のとおり					6単位
		グローバル総合講座	2	2年次～	20(max)	前期		
		グローバル集中講義	1	2年次～	20(max)	夏季集中		
グローバル遠隔ラーニング	2	2年次～	15(max)	後期				
体験型学修	海外インターンシップ科目	学部設置の指定科目	各科目指定のとおり					1単位
		専門インターンシップ	1	1年次～	15(max)	前期・後期		
	単位付き留学科目	学部設置の指定科目	各科目指定のとおり					
		グローバルアクティブラーニング	1	2年次～	15(max)	夏季集中		
合計							9単位	

〔育成する人材像と履修モデルの関連図〕



7) AI・データサイエンス教育プログラム

前述のとおり、AI・データサイエンスセンターが提供する「AI・データサイエンス全学プログラム」の応用基礎レベルを構成するプログラムであり、「AI・データサイエンス演習」は「iDSプログラム」必須の科目となっている。FLPと同様に3年間一括履修（合計12単位）することとなり、プログラム修了には10単位以上の修得を必要とする。また、「AI・データサイエンスツール」の以下4科目（各2単位）のうち最低1科目は「iDSプログラム」修了のため修得が必要とされる。

ツールⅠ：表計算ソフト Excel によるデータ活用や AI の中核的技術である機械学習の基本を体験する。

ツールⅡ：汎用プログラミング言語である Ruby の習得と、Ruby on Rails を用いてウェブアプリケーションを開発し、データサイエンスに応用できるようになることを目指す。

ツールⅢ：プログラムの基礎知識を要することなくビッグデータを分析することができる BI（ビジネス・インテリジェンス）ツールと、データサイエンスにおける統計に特化したプログラミング言語である R の基礎を理解することを目指す。

ツールⅣ：汎用的プログラミング言語の中で AI・データサイエンスにおける中心的な役割を果たしている Python と、データベース言語 SQL の基礎を理解することを目指す。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

学生のキャリア形成に直接的に関わるプログラムはキャリアデザイン教育プログラムである。上述のとおり、1年次前期の「キャリア・デザイン・ワークショップ」においてキャリア形成の基盤となるコンピテンシー（コミュニケーション能力、問題解決能力、プレゼンテーション能力）の向上を図り、2年次以降の「学部共通インターンシップ（Ⅰ・Ⅱ）」において、実際にインターンシップを通じて働く体験の中から自己の将来に対して積極的な姿勢を身につけ、さらには将来へのキャリア獲得に向けて必要な能力を身につけていく。

FLPは、3年間の学部の枠を超えた演習活動により、社会人基礎力とも言われる汎用的能力を身につける、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するプログラムである。

グローバルFLPはグローバル・プロフェッショナルを育成するプログラムであり、Global LEAP（Global Learning for Employability and Advanced-study Program）と就業可能性（Employability）を主眼のひとつとしたプログラムを前身とした科目群を含むもので、必修のグローバル・テュートリアルは、国際的なビジネスマナーを学修内容に含むものである。

AI・データサイエンス全学プログラムは、社会人として必要なリテラシーとしての知識を身につける情報関連教育プログラムと、社会における自己の分野で応用できるためのAI・データサイエンスの基礎を身につけるiDSプログラム、いずれも社会的及び職業的自立を図るために必要な能力である。

<点検・評価結果>

2) キャリアデザイン教育プログラム、3) 学術情報リテラシー教育プログラム、4) 情報関連教育プログラム、5) 外国人留学生のための日本語等教育プログラムの含まれる二号プログラムについては大学における基盤的な教育を提供するプログラムとなっており、修了証の授

与される1) FLP、6) グローバル FLP プログラム、7) AI・データサイエンス教育プログラムは一定の選抜を得た上で参加することのできるプログラムとして、上記[全学連携教育機構組織イメージ図]に示されるように、それぞれ、四号を構成している。一号及び四号プログラムは2年次から3年間の演習活動を中心としており、順次性のある授業科目の体系的配置がなされていると言える。各プログラムにふさわしい教育内容の設定についても、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施についても、概ね目指すところを達成している。

＜長所・特色＞

修了証を授与する1) FLP (一号プログラム)、6) グローバル FLP プログラム (三号プログラム)、7) AI・データサイエンス教育プログラム (四号プログラム) では修了要件で求められる能力の周知と確認のために、プログラムごとにガイダンスから選考までを丁寧に行った上で、演習 (一号、四号) やテュートリアル (三号) につなげている点、学修成果をオープンバッジで定義する仕組みとなっている点が長所といえる。

＜問題点＞

数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアムのモデルカリキュラムにより「リテラシー」と定められている学修内容については、各学部の定めるカリキュラムにおいて大学生であれば誰でも身につけていることが望ましいとされているリテラシー科目として位置付けられることが望ましいが、現況ではそうになっていない。

FLP では演習の単位を修得しているにもかかわらず、講義科目の修了要件を充足できないケースが散見されてきた。対策としては、プログラムの方針に合致する科目を指定講義科目として新たに追加する検討を毎年進めてきたが、プログラムによっては科目を追加すること自体に限界が見られたこと、指定講義科目の学部間による偏り、履修生が所属する学部のカリキュラムにより選択できる科目数に偏りがあること等の理由から、ジャーナリズムプログラム(2013年度入学生より適用)を皮切りに最低修得単位数を10単位へと要件を緩和した。2021年度時点では、国際協力プログラムを除き、4プログラムで、単位数の見直しを行っている。なお、国際協力プログラムについては、単位数を引き下げる方針ではなく、指定講義科目を拡張することで対応してきており、2021年度入学では412科目で他プログラムに比べて圧倒的に多い状況である。

なお、2019年度に設置された国際経営学部、国際情報学部については、自学部の科目を履修することで極力修了することができるよう各部門授業担当者委員会において制度設計を行った。

以上のとおり、FLP は演習科目とプログラムが指定する講義科目による教育プログラムとなっているが、演習科目の活動の比重が大きいことや、指定された講義科目が他学部設置の科目で、自学部では履修できない科目も多く含まれるため、講義科目の在り方に一定の課題がある。前述のとおり、講義科目部分に関しては、要件の見直しを行い、現在に至っている。

2023年度に法学部が茗荷谷キャンパスに移転することに伴い、履修生の約3割が都心のキャンパスに移ることとなる。特に FLP は学部の垣根を越えたつながりによる長期にわたるプログラムであり、法学部学生の履修継続と複数キャンパスにおける活動が課題である。

日本語科目については、法学部の茗荷谷移転及び英語で修了できる国際経営学部の学生への対応が求められている。

＜今後の対応方策＞

数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアムのモデルカリキュラムにより「リテラシー」と定められている学修内容の位置付けについては、学長及び各学部の双方への働きかけを行っている。

FLP の修了率については、率が低いこと自体は一概に問題であるとは言えないが、所属する学部学科によりカリキュラムが異なり、FLP の修了難易度も異なるであろうことから、近年見直しを積極的に行うこととしている。

法学部の茗荷谷移転に伴う対応としては、都心キャンパスでの開講クラス増に向けて法学部をはじめとした（2023 年度以降の）都心キャンパス学部の教員への働きかけに着手している。

茗荷谷移転後の法学部及び英語で修了できる国際経営学部の学生への対応が求められる日本語科目については、対応のための制度設計が進んでいる。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

＜評価の視点3は大学院対象項目のため割愛＞

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

＜現状説明＞

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

1) FLP

FLP の授業は各学部開設されている講義科目及び FLP 独自の設置科目である演習科目によって構成されており、とりわけ演習科目こそが FLP の大きな特徴である。FLP では、「プログラムとしての演習教育活動を軸に学生を育てていく」という既存学部にはみられない FLP 独自の新たな教育コンセプトに基づき、個々の演習科目において見学調査、国内外実態調査等のフィールドワークを行うとともに、専門家を特別講師として招聘し、実践的な内容の講義を行うなど、独自の教育活動を展開している。さらに「環境・社会・ガバナンスプログラム」「国際協力プログラム」「スポーツ・健康科学プログラム」「地域・公共マネジメントプログラム」では、各々のゼミが個々のテーマで活動を進める中、プログラム間共通のテーマで国内実態調査を、あるいはプログラム全体で集中討議や活動成果報告会を合宿型式で実施するなど多彩な企画を展開している。

FLP の演習活動においては、それぞれの演習が掲げるテーマに沿って、参加学生が個人又はグループで研究対象を分担して設定し、その成果をゼミ単位でまとめていく授業が展開されている。この演習活動においては、学生がそれぞれ主体的に活動を行い、与えられている課題を調査するため、日常的なサブゼミの実施や、学生が自ら企画・立案したフィールドワーク、報告会等を実施することもある。

また、FLP の5つの教育プログラム毎にゼミ長会議が置かれており、プログラム単位での講演会に招聘する講師等についてゼミ長が中心となって検討を行い、各プログラムの部門授業担当者委員会に講師招聘の要望を提示すること等が行われている。これらの教育活動を展開するにあたり、演習科目担当教員は、プログラム毎に定期的開催される部門授業担当者

委員会において演習科目の教育内容について情報交換を行い、緊密に協力している。

演習の授業形態と授業方法の適切性、妥当性、教育指導上の有効性については、以上のような活動を経て実施している期末成果報告会における発表内容や各種コンテストへの入賞実績等によって、有効であることを確認している。

2) キャリアデザイン教育プログラム

「キャリア・デザイン・ワークショップ」では、講義とグループ学習を組み合わせることにより、コミュニケーション能力、問題解決能力、プレゼンテーション能力の向上という授業目的の達成度向上を目指している。特に、学部・学科の枠を越えたグループ学習を通じて、学生一人ひとりが自らの特性を活かしたキャリア形成、キャリア開発に取り組めるよう制度設計をしている。

「学部共通インターンシップ」では、学生が主体的に企業に関する情報を入手する能力を身につけ、実際にインターンシップを体験し、その体験をプレゼンテーションにより他者に伝えて情報を共有するところまで主体的な実習を通じた学修内容となっている。

3) 学術情報リテラシー教育プログラム

「学術情報の探索・活用法」では、講義と実習を組み合わせることにより、図書、雑誌記事等の探し方を習得しながら、最終的に1本のレポートが仕上がるよう、検索結果の活かし方や引用の仕方を学生が主体的に関わりながら修得するように工夫されている。

なお、履修学生が作成し提出したレポートは、担当教員によって添削の上返却をしており、学生はこのことを通じて自らの学習成果を振り返ることができ、一連の流れを通じて、主体的に情報を収集、活用、表現する能力を養うことができる。

「大学生のための論文作成の技法」（基礎編）は、オンデマンド科目ではあるが、TAを配し、学生からの質問に適宜対応できる体制を整えており、オンライン授業受講の都度「オンラインクイズ」に回答することになっている等、アクセントをつけながら講義が進行することで学生のモチベーションが高まるように工夫されている。さらに（発展編）では、グループワークを取り入れ、その積極的な参加も成績評価の要素となっている。

4) 情報関連教育プログラム

設置される2科目は、いずれも遠隔授業で実施されているが、「AI・データサイエンス総合」は、ハイフレックス授業によるグループワークや講師との討議を交え、一方通行の講義に終始しない取組みを行っている。「AI・データサイエンスと現代社会」はオンデマンド授業であるが、適宜各自による実習等を組み合わせてデータサイエンスの基礎的な知識が修得できるように構成されている。

5) 外国人留学生のための日本語等教育プログラム

本教育プログラムは、本学の外国人留学生入試を経て入学してきた「学部留学生」と、海外の交流協定校から留学してきた「選科生」（いわゆる交換留学生）の二者を対象としており、教育プログラムを構成する科目は、大きく「日本語」と「日本事情」に分かれている。

「日本語」の授業は、専ら読む・聞く・書く・話す、の4つの技能を伸ばすように組み立てられており、学生のレベルに合わせて、教員・学生間が相互にコミュニケーションを行いつつ、きめの細かい指導の下に授業を進めている。1クラス当たりの履修学生数は最大でも20～30名程度に抑え、教育効果を維持している。また、グローバル化に伴い外国人留学生（学部留

学生及び選科生)の人数が増加したことから、選科生対象の日本語において、クラス数を増設し履修学生の日本語レベルに応じた授業を行う対応を行った。

他方、「日本事情」は、日本の文化・社会等のトピックスの中で留学生に興味・関心があるテーマを取り扱い、日本の文化・社会をさまざまな面から知り、親しむことを目標とし、留学生にとっては専攻分野の理解を深めるだけでなく、日本で生活していく上でも有益な内容となっている。

6) グローバルFLPプログラム

本教育プログラムの必修科目である「グローバル・テュートリアル」は、担当教員から提示された課題・テーマに基づき、学部学生(日本人学生・外国人留学生)、選科生が、英語又は中国語で討論する科目となっており、履修生が討論に積極的に参加できるよう、各講座の募集定員を20名に設定している。

「グローバルアクティブラーニング」と「グローバル遠隔ラーニング」では、海外の大学の学生とペア又はグループを組み、学期を通じて主体的に実施するオンラインミーティングを通じて協働してプレゼンを作成していくという取り組みを行っている。

「専門インターンシップ」も、海外におけるインターンシップ先を自らの専門分野に応じて見つけ、受入れについて交渉するという、主体性の必要な科目となっている。

「グローバル遠隔ラーニング」と「専門インターンシップ」ではルーブリック評価に主体性が組み込まれており、学修の重要な要素であることの周知を図っている。

7) AI・データサイエンス教育プログラム

設置されている各科目は遠隔授業により実施されるが、「AI・データサイエンス演習」(iDS演習)は、適宜面接によるゼミ教育を織り交ぜ、実社会のデータを用いたPBLを取り入れるなど教育効果を高める努力をしている。「ツール科目」は全科目オンデマンド科目ながら、授業後の実習課題を通して各ツールの使い方を身につけていくものであるが、LMS上における活発な質疑応答に加えて、現在構築中のAIを使ったchatbot TAにより、主体的に学修する学生が気軽に質問できるように体制を整えている。

○単位の実質化を図るための措置について(1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導)

単位の実質化については、フィールドワークを伴う演習活動等、体験学修、実習などの措置や工夫により、学生にとって負荷の高さがやりがいにつながるよう各プログラム・科目に工夫がなされている。

履修指導については、全学連携教育機構で統括する全学的教育プログラムは、履修方法についてのガイダンスを実施しているほか、全学連携教育機構事務室において、随時、履修上の相談に応じていることで、履修指導の適切性を担保している。

なお、学生からの学習相談については、各教育プログラムを担当する教員の大部分が学部等の組織に本属しているため、その内容に応じて全学連携教育機構事務室が学生と担当教員との間を仲介し、各学部で設定するオフィスアワー等の時間を活用しながら、担当教員からの直接的な学修指導がなされている状況にある。

○シラバスに基づいた授業展開について

シラバス作成については、全プログラムにおいて、全学授業支援システムであるmanabaを通

じて担当教員がシラバスを作成し、各プログラム内でのシラバス第三者点検を経て、学生公開を行っている。

また、シラバスの第三者点検では、各プログラム内で当該年度のシラバス点検者を決定し、各授業担当者が入稿したシラバスを講義要項執筆要項に基づき記載されているのかを点検し、記載内容の濃淡や過不足が生じている場合には、当該教員に再考を促している。このような仕組みをとり入れることで、公開されるシラバスの充実に努めている。

授業がシラバスどおりに展開されているかについては学生アンケートで把握できる仕組みとなっている。

1) FLP

FLP における演習活動は、ファカルティリンクージ・プログラム履修・演習要項（シラバス）に記載された「授業計画」に基づき、学生の主体性という演習活動の特色を活かしつつ、授業が展開されている。

また、当該年度の各演習の活動報告（全ての演習活動の内容をまとめたものを「FLP 活動報告」として毎年度発行）との比較を行うことで、シラバスに記載されている到達目標に至っているかの検証が可能となっており、各演習担当教員が次年度以降における授業の内容に反映しながら改善に努めている。

2) キャリアデザイン教育プログラム

3) 学術情報リテラシー教育プログラム

4) 情報関連教育プログラム

2)～4) の各プログラムともシラバス上に毎回の授業内容について記載し、目標達成に向けた計画的な授業を展開しており、授業内容・方法とも整合が取れている状況にある。

5) 外国人留学生のための日本語等教育プログラム

「日本語A」及び「日本語B」については、シラバスに記載された「授業計画」に基づいて実施されており、各担当教員は受講学生に対して、初回の授業において、年間の授業計画について説明を行い、目標達成に向けた計画的な授業を展開している。

他方、「日本事情Ⅰ」及び「日本事情Ⅱ」についてもシラバス上に毎回の授業内容について記載し、目標達成に向けた計画的な授業を展開している。以上のとおり、いずれの授業においても、シラバスに示された内容と実際の授業内容・方法は整合が図られている。

6) グローバルFLPプログラム

本プログラムが開講する科目は、シラバス上に毎回の授業内容が記載され、目標達成に向けた計画的な授業が展開されている。

7) AI・データサイエンス教育プログラム

シラバス上に毎回の授業内容が記載され、目標達成に向けた計画的な授業が展開されており、授業内容・方法とも整合性がとれている状況にある。

<点検・評価結果>

以上のように全学連携教育機構の所管の各プログラムは学生の主体的参加を促す授業形態、

授業内容及び授業方法となっており、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置については十全に講じているといえる。

単位の実質化について、プログラムや科目に応じたガイダンスの履修相談や学生アンケート、期末成果報告会を通じて単位の実質化を確認している。

シラバスについて、全プログラムが学内で取り纏められた基本方針に基づき担当教員がシラバスを作成し、作成されたシラバスを各プログラムで第三者が点検を実施し、内容の過不足が生じている場合は、担当教員に再考を求めている。シラバスと授業実施との整合性については学生アンケートで担保を図っている。

<長所・特色>

FLP においては、学生アンケートにより学修の負荷の高さがやりがいにつながっていることが確認できている。新型コロナウイルス感染症の影響によりフィールドワークが困難な時期においても、オンラインを活用して海外を含む遠方の方による特別講演会の実施をするなど、各ゼミによる工夫があった。

また、2020年度は実施を見送った地域・公共マネジメントプログラムのサマースクール(※)については、近隣の市である多摩市において実施した。オンラインによる取材を主として取り組んできたが、12月の期末成果報告会において、多摩市の参加もある中で成果報告ができた。

※FLP 地域・公共マネジメントプログラムの柱となる活動であり、事前学修、現地調査、期末成果報告会を経て最終報告書としてとりまとめをし、各自治体に政策提言を行う活動である。なお、活動は学生が主体となって行うことで、PBL (Project Based Learning : 問題解決型学習) 型学習を推進している。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

学生アンケートにより、FLP については引き続き、その他のプログラムについても学修の負荷の高さがやりがいにつながっているかを確認していく。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

<現状説明>

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

全学連携教育機構が所管する科目は、大学設置基準第21条第2項第1号が定める単位の設定基準に従い、学則第33条において、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準として、講義、演習、実験、実習及び実技に関する単位計算方法について定められている。単位認定においては必要な学修時間が担保されるように設計しているが、実際のところ、全学連携教育機構が所管する科目には、単位に必要な学修時間を超えた学修時間を要する内容の科目が多い。

1) FLP

指定講義科目は学部設置科目のため、各学部において作成するシラバスに記載された成績評価方法、成績評価基準にしたがって適切に評価されている。また、FLP 独自開設科目である演習科目については、演習要項に評価方法を明示しており、具体的な評価方法は、演習科目の特性を反映して、授業への貢献度、発表・発言内容などの平常点及びレポート等のアウトプットに重点を置いている。

2) キャリアデザイン教育プログラム

本教育プログラムを構成する科目は、グループ学習、プレゼンテーション及びレポートの提出を伴うことから、具体的な評価方法は、シラバスの記載に基づいて平常点及び提出課題等の平常点と、学期末の課題を総合的に判断するものとなっている。

3) 学術情報リテラシー教育プログラム

本教育プログラムを構成する「学術情報の探索・活用法」科目の目標は情報の探し方と活用法の習得「大学生のための論文作成の技法」科目の目標はレポート及び論文の作成方法の習得にあることから、シラバスの記載に基づき平常点と提出されたレポートにより評価することとなっている。

4) 情報関連教育プログラム

全ての授業がオンデマンド方式で実施される「AI・データサイエンスと現代社会」は、授業受講後の課題と期末試験の結果が成績評価対象の中心となる。

大半の授業はオンデマンドとなるものの、一部の授業回が教室を使用したハイフレックス授業で行われる「AI・データサイエンス総合」については、シラバスの記載に基づき平常点（授業への貢献を含む）と提出された課題により評価することとなっている。

5) 外国人留学生のための日本語等教育プログラム

本教育プログラムは、日本語能力の向上を目標とする「日本語A」及び「日本語B」と日本の文化・社会等の知識の習得を目指す「日本事情」から構成されているが、各科目における評価方法等については、シラバスに記載がなされており、「日本語A」及び「日本語B」は、授業への参加度、提出物等の平常点に加え、学期末試験、レポートを加味した評価となっている。また、「日本事情」は、レポート及び試験による評価となっている。

6) グローバルFLPプログラム

本教育プログラムの独自科目として、「グローバル・テュートリアル」、「グローバル総合講座」、「グローバル集中講義」、「グローバルアクティブラーニング」、「専門インターンシップ」、「グローバル遠隔ラーニング」が開講されており、各科目における評価方法等はシラバスに記載がなされている。

各科目とも主に平常点、レポート、授業内のプレゼンテーション、中間・期末テストにより評価されているが、「専門インターンシップ」については、これに加えて、フィールドワークの成果、インターンシップ先によるルーブリック評価、成果物の評価などによって、多角的・客観的な評価がなされるようになっている。

7) AI・データサイエンス教育プログラム

単独科目としてのツール科目（Ⅰ～Ⅳ）については、シラバスの記載に基づき、オンデマンド授業受講後のレポート、小課題等により成績が評価される。

2022年度から開講した「AI・データサイエンス演習」は、FLP演習科目に準じた評価方法を採用している。

○修了認定を適切に行うための措置

1) FLP

プログラム修了時の学生の質の検証・確保については、各年次で個別科目毎にその到達度を考慮して評価を行うとともに、各学部設置の有用な講義科目である「FLP指定講義科目群」10単位（国際協力プログラムは20単位）と、「FLP演習A・B・C（2年次～4年次）」12単位、を合わせた計22単位（国際協力プログラムは32単位）の修得というプログラム修了の要件を満たしているかについて、修了段階で改めて5つの教育プログラム毎に設けている部門授業担当者委員会において修了の認定を行っている。このほか、各年次及び卒業時の学生の質の確保を適切に行うため、プログラム毎に期末成果報告会を開催している。

期末成果報告会はFLPの5プログラムの演習教育活動の一環として開催するイベントであり、原則として学生及び演習担当教員は全員出席となっている。この期末成果報告会での演習活動の成果報告を目標の一つと考え、各ゼミは日々活発に展開しており、その成果報告と全学生の単位修得状況を把握することで、プログラムが目指している教育の到達度の確認が可能である。学生の質を検証・確保するための手段としてはこの期末成果報告会は重要な役割を果たしており、その結果を部門授業担当者委員会で検証し、次年度以降の教育改善に直結させている。

2) キャリアデザイン教育プログラム

3) 学術情報リテラシー教育プログラム

4) 情報関連教育プログラム

5) 外国人留学生のための日本語等教育プログラム

2)～5)の教育プログラムについては、1科目ないし複数の個別授業科目の集合体であるため、個別科目のシラバスに記載された評価方法に基づく最終的な評価がなされている。

6) グローバルFLPプログラム

本教育プログラムの修了要件は、「座学」として、必修科目である「グローバル・テュートリアル」2単位及び、「指定講義科目」（指導言語：英語等）から6単位以上の計8単位以上を要件とする、また、海外における「体験型学修」として、「海外インターンシップ」・「単位付き留学」科目から1単位以上を要件とする。（長期留学先で修得した単位については、単位付き留学科目の単位として認定し、さらに修得した単位があれば、「指定講義科目」の単位として算入する。）以上の「座学」・「体験型学修」を併せて、合計で9単位以上をプログラムが修了要件としているため、各科目のシラバスに記載された評価方法に基づく最終的な評価が、当該学生の質を担保する基軸となっている。

7) AI・データサイエンス教育プログラム

「AI・データサイエンスツール（Ⅰ～Ⅳ）」科目は、単独の科目としては、個別科目のシラ

バスに記載された評価方法に基づく最終的な評価がなされている。

プログラム(iDSプログラム)としての修了には、上記ツール科目のうち最低1科目と「AI・データサイエンス演習」を最低10単位修得することが必要であり、修了者を輩出するのは2024年度以降になる。各学生のプログラム履修中における目標達成水準については、部門授業担当者委員会において担当者間でこまめにチェックされ、プログラム修了に必要な修得水準が担保される見込みである。

<点検・評価結果>

以上のとおり、いずれのプログラム・科目についても、プログラムの修了要件もしくは科目シラバスに従って適正に評価されており、修了認定を適切に行うための措置については概ね適切であると言える。

<長所・特色>

修了者に対してはこれまで修了証を紙で発行していたが、2021年度よりFLP修了者、「キャリア・デザイン・ワークショップ」の単位修得者、グローバルFLP修了者のうち、希望者に対して、デジタル証明書としてオープンバッジを発行することとした。オープンバッジは2021年度に本学内で実証実験を開始しており、全学連携教育機構の所管プログラムで試験的に発行を行った。今後は全学的展開に向けて教育力研究開発機構への業務移管が予定されているが、全学連携教育機構では引き続きオープンバッジの発行を継続していく見込みである。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

オープンバッジの希望や取得者の感想に関して学生アンケート等による把握に努め、プログラムの修了認定としての適切性を引き続き確認していく。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<p><評価の視点1は全学項目のため割愛></p> <p>評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況</p> <p>評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮</p> <p>評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況</p>
--

<現状説明>

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

国際的通用性を高めるための教育課程上の取組として、外国語(英語・中国語)を指導言語とし、グローバル・プロフェッショナルとしての資質を身につけるのに必要な学修項目を含む「グローバル・テュートリアル」をプログラムの必修とするグローバルFLPが設置されている。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生の属性として、本学の外国人留学生入試を経て入学してきたいわゆる「学部留

学生」と海外の交流協定校から留学してきた「選科生」の二つにわかれ、属性に応じた教育上の配慮を行っている。

学部留学生には日本語科目を必修科目(Aコース16単位、Bコース8単位)としており、開講時限についても全学部共通として、平日の火・木・金を中心に1年生は5時限・2年生は4時限、土曜日の1時限を1年生・2時限を2年生とする固定時間割としている。2019年度から日本語科目のカリキュラム改正を行い、通年2単位から半期1単位科目の授業とすることで、学生の学習進度の把握や半期休学への対応ができることとなった。また、留学生への在籍管理の観点として、指定期日において一定回数の授業を欠席した学生がいた場合には、担当教員から全学連携教育機構事務室に報告をしてもらい、その情報は国際センターを經由して各学部事務室に展開される仕組みを設けた。

選科生には日本語科目をセット科目として履修するコースと、各技能で履修するコースにわかれて、日本語習熟度に応じてクラス指定をして、学生の希望に応じて履修することができる。

また、学部留学生及び選科生に対して日本語サポーター制度を導入(日本語専任教員と国際センターの協働)し、留学生にとっては日本人学生が授業のサポート役として参加してもらうことで担当教員1名ではフォローが行き届かない部分への配慮することができ、一方、サポート役で参加する日本人学生にとっても、留学生との交流や英語運用(選科生の初級クラスでは英語と日本語)の機会となる。

なお、FLPについては、国際経営学部の秋入学生が卒業に合わせて修了できるよう、履修上の配慮をすることとした。

○国外の高等教育機関との交流の状況

グローバルFLPプログラムでは「グローバルアクティブラーニング」と「グローバル遠隔ラーニング」の2科目がセット履修となっていて、いずれにおいても米国のブランダイス大学との交流が授業を構成している。前者の科目においてはブランダイス大学の授業に対面で参加する。後者の科目については、後期を通じてブランダイス大学の日本語科目とシラバスを合わせ、ブランダイス学生と後期を通じてオンラインによりグループワークを行い、12月に各グループが成果を発表している。

<点検・評価結果>

以上のように、設置プログラムにおける授業科目の位置づけや内容に鑑み、また外国人留学生に対する諸支援策を通じて、教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを十全に行っているといえる。

<長所・特色>

グローバルFLPにおいては、海外から講師を招聘する夏季集中講座、海外とオンラインでつながる遠隔科目など、新しい科目形態をいち早く取り入れ、実施してきた。

<問題点>

グローバルFLPに関し、プログラム必修科目である「グローバル・テュートリアル」がすでにキャンパスに存在する文化的多様性を活かしたディスカッション科目として設計されたものの、多摩キャンパス内における国際教育寮の設置を機に本格的に選科生の取り込みを実施しようとしていたところ、コロナ禍の影響で想定していた人数の選科生の取り込みに至っていない。

日本語科目に関しては、学部留学生にとっては日本語が必修科目であるがゆえの再履修への

対応、休学による次年度再履修への対応等、必修科目であるため、履修学生へのフォローが必要である。日本語担当教員は日本語の授業を通じて留学生との接点が多いため、授業及び授業以外の相談事項も日本語担当教員が担ってしまう部分があり、教員側に負担が生じている。

<今後の対応方策>

グローバル FLP における学部学生、学部留学生、選科生間の討論科目として設計された「グローバル・テュートリアル」への選科生の取り込みについては、選科生対応の所管である国際センターと連携に着手する。

日本語科目に関しては、日本語の授業担当教員として対応できることとできないことを明確にして、初期対応として授業担当教員が担う部分があるが、初期を超えたもの内容について学内の所管部署に速やかに引継ぎ対応できる体制を、担当教員と全学連携教育機構事務室と国際センターと学生所属の事務室間で構築する。このことによって、授業担当教員としての負担も軽減される。

また、国際連携推進会議の下に設置された国際化推進ワーキンググループにおいて、全学連携教育機構を利用した全学的な教育課程の国際的通用性を高めるための取り組みについて検討がなされている。

点検・評価項目⑦:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1:学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2:学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

<現状説明>

○学習成果を測定するための指標の適切な設定

1) FLP

問題発見・解決能力等のいわゆる社会人基礎力に通じる汎用的能力を身につけることを主眼とする FLP においては、実質的にプログラムの修了が、学習成果の指標とされてきた。教育上の効果を確認するための補足的な方法としては、演習における研究成果報告会の開催、各種コンクール等への応募、自主企画活動の展開、報告書作成など学内外への発表が挙げられる。

2021 年度においては、以下のような各種学外機関主催の賞を受賞している。

①ジャーナリズムプログラム・松野ゼミ

「全国自作視聴覚教材コンクール 2021」最優秀賞（文部科学大臣賞）（2021 年 8 月）

②ジャーナリズムプログラム・松野ゼミ

「地方の時代 映像祭」激励賞（2021 年 11 月）

さらに、FLP の履修生には、プログラム内容に直結した進路を見据えた指導を行っており、その成果も学習成果のひとつとして把握に努めている。FLP 設置から 20 年近くが経過し、修了生の全体の進路先においても、プログラムの目的に沿った進路や希望する企業に就職できた学生が多く見受けられ、その修了後の進路は下表に示したとおり、同プログラムの高い教育効果を裏付けている。

[2021年度までのFLP修了学生の主な進路・就職先一覧]

環境・社会・ガバナンス	東北電力、トヨタ自動車、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、きらぼし銀行、住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、第一生命保険、共栄火災海上保険、日本放送協会(NHK)、河北新報社、博報堂プロダクツ、リクルート、旭化成、INAX、小松製作所、シャープ、東芝、住商スチール、住友重機械エンバイロメント、日立ビルシステム、コシダテック、富士ゼロックス、富士通、住友林業、日本電設工業、関電工、正栄食品工業、日鉄鉱業、千代田化工建設、日本工営、日本土地建物、オルガノ、住友化学、三井化学、豊田合成、日立製作所、凸版印刷、バンダイ、資生堂、イトーヨーカ堂、クオール、JTB法人東京、エイチ・アイ・エス、小田急箱根ホールディングス、ヤマト運輸、東日本旅客鉄道、首都高速道路、新日本有限責任監査法人、中小企業基盤整備機構、日本自動車連盟(JAF)、全国共済農業協同組合連合会、北九州農業、国家・地方公務員(厚生労働省、国土交通省、財務省、農林水産省、公正取引委員会、会計検査院、北海道庁、福島県庁、東京都庁、埼玉県庁、岐阜県庁、板橋区役所、中野区役所、稲城市役所、さいたま市役所、日野市役所、習志野市役所、横浜市役所など)、東京大学大学院(工学系研究科社会基盤学専攻、新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻)、北海道大学大学院環境科学院生物圏科学専攻、上智大学大学院地球環境学研究科、筑波大学大学院生命環境科学研究科、慶應義塾大学法科大学院、中央大学法科大学院、中央大学大学院(経済学研究科、理工学研究科、公共政策研究科)
ジャーナリズム	日本放送協会(NHK)、テレビ朝日、TBSテレビ、秋田テレビ、福島中央テレビ、中部日本放送、東海テレビ放送、中京テレビ放送、日本テレビ音楽、朝日新聞社、読売新聞社、毎日新聞社、日本経済新聞社、北海道新聞社、NHK出版、時事通信社、中日新聞社、中国新聞社、岐阜新聞社、新潟日報社、共同通信社、NTT東日本、NTTデータ、NTTドコモ、KDDI、沖縄ケーブルネットワーク、電通、博展、小学館、日本出版販売、ベネッセコーポレーション、文藝春秋、光文社、白泉社、ダイヤモンド社、日本教育新聞社、有斐閣、WOWOW、東北新社、ジャンプコーポレーション、京王エージェンシー、読売広告社、IMAGICA、PRAP JAPAN、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム、学情、リクルート、みずほフィナンシャルグループ、清水建設、横浜ゴム、日本銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、千葉銀行、京葉銀行、八十二銀行、北洋銀行、山梨中央銀行、第四銀行、川崎信用金庫、日本政策金融公庫、東京海上日動火災保険、損害保険ジャパン日本興亜、ソニー損害保険、大樹生命保険、明治安田生命保険相互会社、野村総合研究所、野村証券、富士通、リコー、都築電気、凸版印刷、野村不動産パートナーズ、三井住友トラスト不動産、タマホーム、ヤフー、Zホールディングス、任天堂、ニフティ、GeeeN、全日本空輸、ANAエアポートサービス、日本旅客鉄道、JTB首都圏、オリエンタルランド、ぴあ、日本アイ・ピー・エム、エム・シー・コミュニケーションズ、フロンティア・マネジメント、地方公務員(県庁・市役所など)、慶應義塾大学、早稲田大学大学院政治学研究科ジャーナリズムコース、中央大学大学院(文学研究科、総合政策研究科)など
国際協力	国際協力機構(JICA)、日本国際協力センター(JICE)、海外産業人材育成協会(HIDA)、国立青少年教育振興機構、日本貿易保険、伊藤忠商事、日本郵船、全日本空輸、日本航空インターナショナル、ANAテレマート、シンガポール航空、エバー航空、東日本旅客鉄道、東海旅客鉄道、山九、JTB、エイチ・アイ・エス、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、みずほフィナンシャルグループ、りそなホールディングス、横浜銀行、千葉銀行、信金中央金庫、東邦銀行、多摩信用金庫、大和証券、岡三証券、第一三共、石川島播磨重工業、カカココム、キャノン、日産自動車、NEC、日本IBM、日本電気、太平電業、日立製作所、デンソー、ブリヂストン、清水建設、本田技研工業、三井物産、大王製紙、中外製薬、船井総合研究所、アビームコンサルティング、楽天、日食、国分グループ本社、セブン-イレブン・ジャパン、マザーハウス、LIXIL、システナ、ユニリーバ・ジャパン、東邦瓦斯、日本放送協会(NHK)、日本経済新聞社、北海道新聞社、テレビ信州、コナミデジタルエンタテインメント、KDDI、エヌ・ティ・ティ・データ、AIU高校生国際交流プログラム事務局、日本赤十字社、上組、国家・地方公務員(会計検査院、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、財務省、内閣官房、都庁、県庁、市役所など)、東京大学(大学院農学生命科学研究科、新領域創成科学研究科)、一橋大学国際・公共政策大学院、一橋大学大学院社会学研究科総合社会学研究科、名古屋大学大学院国際協力研究科、大阪大学大学院高等司法研究科、慶應義塾大学法科大学院、早稲田大学大学院法務研究科、神戸大学国際協力研究科、エジンバラ大学大学院、中央大学大学院(経済学研究科、商学研究科、文学研究科、総合政策研究科、公共政策研究科)など
スポーツ・健康科学	電通、読売広告社、読売新聞社、TBSテレビ、Jリーグフォト、日刊スポーツ新聞西日本、ゴールドウィン、ランナーズ、琉球スポーツキングダム、川崎フロンターレ、楽天野球団、山形新聞社、三菱東京UFJ銀行、みずほフィナンシャルグループ、三井住友銀行、静岡銀行、山梨中央銀行、足利銀行、きらぼし銀行、横浜銀行、清水銀行、りそなホールディングス、川崎信用金庫、大和証券、商工組合中央金庫、住友生命、三井住友海上火災保険、損害保険ジャパン、AIG損害保険、明治安田生命保険相互会社、丸紅、双日、日立製作所、富士重工、小松製作所、神戸製鋼所、大林組、奥村組、大和ハウス工業、キリンビール、サッポロビール、ヤクルト本社、ロッテ、日本アイ・ピー・エム、富士通、富士ゼロックス、SUBARU、ヤマト運輸、佐川急便、日本通運、東日本旅客鉄道、京王電鉄、東海旅客鉄道、ジェイアール東海パッセンジャーズ、近畿日本ツーリスト、JTBコーポレートセールス、星野リゾート、東京テアトル、KDDI、NTTコミュニケーションズ、東日本電信電話、リクルートコミュニケーションズ、コクヨ、テルモ、セブン-イレブン・ジャパン、日本公文教育研究会、全国農業(協組連)、休暇村協会、東北電力、警視庁、皇宮警察本部、国家・地方公務員(厚生労働省、農林水産省、東京都庁、静岡県庁、多摩市役所など)、中央大学(法科大学院)、東京学芸大学大学院、法政大学、一橋大学、順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科、首都大学東京大学院人文科学研究科社会行動学専攻など

地域・公共マネジメント	<p>法務省、総務省、財務省、農林水産省、厚生労働省、国土交通省、文部科学省、特許庁、参議院事務局、国税庁、環境省、気象庁、原子力規制委員会、人事院、防衛省、東京国税局、地方裁判所、裁判所事務官、家庭裁判所、高等裁判所、警視庁、福島県警察本部、東京都庁、北海道庁、福島県庁、京都府庁、千葉県庁、埼玉県庁、神奈川県庁、岐阜県庁、長野県庁、新潟県庁、山梨県庁、岩手県庁、静岡県庁、三重県庁、逗子市役所、八王子市役所、港区役所、日立市役所、葛飾区役所、君津市役所、国立市役所、板橋区役所、江東区役所、江戸川区役所、大田区役所、北区役所、渋谷区役所、千代田区役所、練馬区役所、港区役所、多摩市役所、昭島市役所、羽村市役所、町田市役所、三鷹市役所、武蔵野市役所、渋川市役所、さいたま市役所、蕨市役所、川崎市役所、小田原市役所、相模原市役所、横浜市役所、宇都宮市役所、韭崎市役所、松本市役所、名古屋市役所、鈴鹿市役所、堺市役所、神戸市役所、大分市役所、大村市役所、荒川区役所、杉並区役所、品川区役所、墨田区役所、都市再生機構、日本電気、日本原子力発電、東京電力ホールディングス、四国電力、沖縄電力、日本銀行、みずほフィナンシャルグループ、岩手銀行、北越銀行、山梨中央銀行、ゆうちょ銀行、日本政策金融公庫、りそなホールディングス、三井住友銀行、清水銀行、大垣共立銀行、組合中央金庫、多摩信用金庫、横浜信用金庫、明治安田生命、SMBC 日興証券、かんぽ生命保険、明治安田生命保険相互会社、全国市町村職員共済組合連合会、日本総合研究所、ベネッセコーポレーション、マイナビ、明治乳業、鈴与、日立パワーソリューションズ、伊藤忠丸紅鉄鋼、本田技研工業、大日本住友製薬、ヤンマー、ダイキン工業、NEC ソリューションイノベータ、インテリジェンス、電通九州、東急コミュニティー、京成電鉄、西日本鉄道、舞浜リゾートライン、イトーヨーカ堂、セブン-イレブン・ジャパン、日本マクドナルド、大日本印刷、KOA、富士ソフト、三菱電機、山九、デロイトトーマツコンサルティング、積水ハウス、東京建物、三井不動産レジデンシャル、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、エヌ・ティ・ティ都市開発、東日本電信電話、東京都国民健康保険団体連合会、日本放送協会、東京都福祉保健財団、東北大学公共政策大学院、慶應義塾大学法学研究科、学校法人和光学園、東京大学新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻、東京大学大学院法学政治学研究科、早稲田大学大学院法務研究科、中央大学大学院（法学研究科、文学研究科、公共政策研究科）など</p>
-------------	--

2) キャリアデザイン教育プログラム

3) 学術情報リテラシー教育プログラム

4) 外国人留学生のための日本語等教育プログラム

2)～4)の教育プログラムについては、1科目又は関連分野科目の集合体であり、教育プログラムとして科目間の体系性はない。したがって、教育プログラムの修了要件も定まっておらず、個別科目のシラバスに記載された評価方法が学習効果測定の指標となっている。

5) 情報関連教育プログラム

「7) AI・データサイエンス教育プログラム」の項で説明する。

6) グローバルFLPプログラム

学習成果を測定するための指標として、プログラムとして独自開講する「専門インターンシップ」において、受入先の企業に対してインターンシップ評価項目（ルーブリック）〔下表参照〕を提示し、参加学生の行動評価を得ている。また、帰国後には成果報告会を実施、企業からの評価及び報告内容に応じて担当教員からフィードバックを行い、成績評価に反映することで、履修生及び担当教員双方による学習成果の測定に繋げている。グローバル遠隔ラーニングでは、合同授業の相手先であるブランダイス大学日本語学科と共同でルーブリックを策定し、学習成果の測定に努めている。

[インターンシップ評価項目 (ルーブリック)]

インターンシップ評価項目 (ルーブリック)

学生氏名:

御社名:

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目
実習日														
時間														
累積時間														

評価基準	非常に優れている 3	優れている 2	普通 1	劣っている 0
1. 異文化、社会・諸制度の違いへの対応	異文化の人々に対して、自ら交流を深めようとする行動を起こすことができる。文化の違いをすぐに判断することせず、理解を示すことができる。	異文化の人々と交流を取る努力を始めている。相手をすぐに判断しない努力をしている。	他者を受け入れる姿勢を持っている。他者との関わりの中で、判断を保留することが難しい。	異文化の人々と交流を持つことが出来ない。自己判断を保留することが出来ず、それに対する認識もしていない。
2. 疑問点を質問し、指導を受ける態度	頻繁に業務に関連する質問をし、新たな情報を探し出せる。また、常に失敗に対する責任をとる姿勢を持っている。	ほとんどの場合において、業務に関連する質問を投げかけ、新たな情報を得ることが出来る。多くの場合、失敗の責任を取る姿勢を持っている。	少しだけ質問することがある。自らの失敗を認識しようとする姿勢は見えず、改善に必要な変化を受け入れることができない。	疑問は無く、新しいコンセプトを理解することは出来ない。自分の失敗を認識できず、変化や改善を受け入れることも出来ない。
3. 他人との連携協働	同僚とのやり取りに慣れていて、問題を管理、解決することができる。	同僚との交流において、ふさわしい態度をとることができる。	同僚との関わり、交流を持つようとする姿勢は少しだけ見られた。	同僚と関わりを持つようとする姿勢が無い。また、同僚からの建設的な反対意見を受け入れられない。
4. コミュニケーション・ディスカッション能力	話し合いの際には、他者の意見を尊重することができる。発言マナーを守る。議論を支配することはしない。	話し合いには参加するが、対立意見を受け入れることが難しいときがある。	発言、態度において、他者の意見を尊重することが難しい。積極的な役割を果たすことも少ない。	他者を取り向き姿勢が欠ける。積極的な役割を果たすことは無い。

評価基準	非常に優れている 3	優れている 2	普通 1	劣っている 0
5. 積極性・実行力	自発的に行動できる。新たな課題を探し出すことができる。	広範囲での指示はなくとも仕事が可能。時には、問題の解決が難しい場面もあった。	自ら見えるような意欲は少しだけ感じられたが、監督する必要性があった。	自ら見えるような意欲は感じられず、厳しく監督する必要性があった。
6. 課題発見力・新しい視点での考察力	課題に対して深い関心と理解を示す。頻繁に革新的、独創的な考えや方法、意見を提案する。	課題に対して限られた理解を示す。ほとんどの場合には、自ら目標を設定の上、要求を達成しようとする。提案も少しあった。	課題に対して、表面的な理解は示すが、新しい意見や方法の提案はない。	課題に対して全くの理解も意見も示さない。新しい意見や方法の提案はない。
7. 倫理性・コンプライアンスの理解・遵守	倫理的な要求や重要性を理解し、たとえ自身の考え方に反するとしても、正しい理由をもつ考えに従う。	倫理的な考え方ができることもあり、他者の考えを容認することができる。	いくつかの倫理的な考え方を理解しているが、大半は自己中心的な考えにとどまる。	主要な倫理的な考えを理解していない。すべては自身の考えに基づき、倫理的な理解は相対的で主観的である。
8. 勤務態度・業務の優先度認識力	仕事の優先順位を理解し、すべての要求に応えることができる。	ほとんどの仕事の要求に応えることができる。	いくつかの仕事はできるが、すべての要求には応えることができない。	業務遂行のために必要な基準を満たそうとする姿勢が見えない。仕事の要求に応えることが出来ない。
9. 自己活動の振り返りと改善意識	自身の課題をすべて認識していて、それを乗り越えるために必要な対策もすべて明確にしている。	自身の課題を認識し、必要な対策を明確にしている。	自身の課題を認識できておらず、課題を達成するために必要なことを考えることが出来ない。	課題を達成するために必要な対策を明確にできない。
10. グローバルに活躍するための意識・視点の向上	複数の対立する局面において、世界が抱える複雑な問題を、多様な視点から判断し動くことができる。	世界的な問題を調査する際には、多様な視点を統合することができる。	世界的な問題を調査する際には、多様な視点を認め承へることができる。	多様な視点を認めることが出来ない。世界的な問題に対して、自身の立場からの価値観を押し通す。

7) AI・データサイエンス教育プログラム

「5) 情報関連教育プログラム」及び「7) AI・データサイエンス教育プログラム」は、単独科目の集合体としての性格とAI・データサイエンスセンターが提供する「AI・データサイエンス全学プログラム」の構成要素としての性格を併せ持つ。各科目はAI・データサイエンスの「**実地応用ノ素**」として、リテラシーから応用基礎レベルの学修成果を追求しているが、『AI・データサイエンスと現代社会』は、文部科学省の「**数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度 (リテラシーレベル)**」に選定 (2022 (令和4) 年8月))、「AI・データサイエンス演習」を中心とするiDSプログラムも、申請要件の項目を活用することで学習

成果測定指標の質担保を図る予定であるとともに、動画配信を中心としたいわゆるオンデマンド授業形態をとっているツール科目に関連して、外部資金を活用して試験的に導入した動画の視聴履歴の残る動画配信システムのパイロット的利用等に着手しており、複数の教員が学習成果の可視化につながる諸方策を試行・検討中である。

○学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

学生による授業評価については、全学連携教育機構が所管する全科目において授業評価アンケートを導入している。授業評価アンケートでは、授業、担当教員、履修者自身、総合的な満足度といった観点から7点満点での評価がなされる。大学の標準形式に準拠するが、一例を挙げると設問項目は以下のとおりである。

- ・ 学生が能動的に参加したくなるような授業であったか。
- ・ この授業の内容を理解し、習得できたか。
- ・ この授業によって、新しい知識の習得、または、自身の能力の高まりや成長につながったか。
- ・ 担当教員の話し方は聞き取りやすく、理解しやすいものだったか。
- ・ 担当教員が熱意をもって授業を行っていたか。
- ・ 担当教員は学生が集中できるように学習環境の維持に努めていたか。
- ・ 教科書や配布・提示資料（パワーポイント・ビデオ等）は授業内容の理解に役に立ったか。
- ・ 授業に対する総合的な満足度はどうか。

たとえば FLP を例に授業評価アンケートを整理すると、2021 年度は 118 名(全体の 21.7%)の回答を得ており、先に述べた設問項目では、いずれも 6 点台(非常にそう思う)であった。総合的な満足度に関しても、6.4 点であり、回答を得られた学生については満足度が高い状況がうかがえた。プログラムの基幹をなしている演習科目について、高評価であったことは望ましい結果であるが、一方で前述の通り回答率が 21.7%と低い水準であることから、この結果をもって結論と結びつけるのは些かデータが不足していると言える。とはいえ、現状を把握するには、本回答データしかないため、今後の科目運営の参考とすべく担当教員へフィードバックを行っている。

<点検・評価結果>

以上の通り、設置するプログラム等の特質に応じて、概ね学生の学習成果を適切に把握及び評価しているといえる。

<長所・特色>

修了証の授与される 1) FLP、6) グローバル FLP プログラム、7) AI・データサイエンス教育プログラムで取り入れているオープンバッジによる修了要件定義と、その修了認定による学修成果の可視化は、先進的取組の一つと言える。

6) グローバル FLP で取り入れているルーブリックは、「専門インターンシップ」においては海外のインターンシップ受入先に評価してもらう点、「グローバル遠隔ラーニング」においては海外の交流大学の担当教員と協働でルーブリックを策定して、情報交換の上で各学生の評価につなげる点が特長となっている。

4) 情報関連教育プログラムと 7) AI・データサイエンス教育プログラムの含まれる AI・データサイエンス全学プログラムのオンデマンド授業で取り入れている AI による chatbot TA に

における満足回答率や、視聴履歴の残る動画配信システムの導入も、学修成果の可視化につながる可能性のある先進的な試みといえる。

<問題点>

授業評価アンケートについては、毎学期履修している全科目に対して回答しなければならない学生にとって、回答への負担は小さくないと考えられるものの、各科目の状況について客観的な分析を可能にするためには、回答率の向上に向けた改善が必要である。

<今後の対応方策>

担当教員や事務局からの周知を通じて授業評価アンケートの回答に取り組むよう促すなど、組織で行える対応を行う。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

2020年度から全学連携教育機構が所管する全科目について、授業評価アンケートを導入し、その結果を担当教員にフィードバックしている。FLPでは授業評価アンケートを導入する2019年度以前は「プログラム評価アンケート」（満足度調査）を年度末に独自で実施していた。過去のアンケート結果に基づいて改善を行った事例としては、指定講義科目が学部間で多寡が生じ、指定講義科目を履修しづらいプログラムがあることが明らかとなったため、各教育内容に照らした科目の追加・削除や、指定講義科目の修了要件の見直しを行っている。結果として、先に述べたように必要単位数の見直しにまで至ったプログラムもある。

なお、FLPを除く他の全学的教育プログラムについては、2020年度からの授業評価アンケート以外での検証機会は有していないが、履修者数も限られている科目も多く、各科目の担当教員が毎回の授業の中で、履修者の要望等を確認するなど、日常的なやり取りの中で授業の改善に必要な工夫を行っている状況にある。

また、既述のとおり、「情報関連教育プログラム」及び「AI・データサイエンス教育プログラム」においては、その全部又は一部が「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル及び応用基礎レベル）」に申請中及び申請予定の対象となっていることから、同認定に適う自己点検・評価の枠組みを確立していく。

<点検・評価結果>

設置する各プログラムの特性に応じた方法で、点検・評価を行い、随時改善を図っているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学生の受け入れ

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

<評価の視点2、3は割愛>

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

<現状説明>

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、履修者選抜方法の関係性・適切性

1) FLP

FLPは、学生がそれぞれの所属学部で主専攻の教育課程を修めるという基本的な枠組みのもとに、学部の枠を越えて設けられた新たな知的領域を系統的・体系的に学修し、学際的な視点から専門知識の修得と問題解決能力を高めることを目的とする。「活発な演習教育活動が軸となる学部横断型の教育プログラムと所属学部の教育課程を両立できる、やる気に満ちた向上心の高い学生」でないとプログラムの修了が難しいことから、学生の選抜方法については、公募により広く履修者を募集し、書類審査と面接により、モチベーションの高い学生を選考することで、各プログラムが育成しようとする人材像に適った学生を受け入れている。

具体的には、履修者の選考は、各プログラムの部門授業担当者委員会で内容を検討したエントリーシートを基に実施している。その設問項目は次のとおりとなっている。

【記入項目】

- ・所属学部・学科（文学部は専攻）
- ・所属学部の学籍番号、氏名（フリガナ）、生年月日、出身高校（ジャーナリズムプログラムのみ）
- ・希望するプログラムやゼミ
- ・自己PR
- ・プログラムを志望する理由・動機
- ・希望するゼミや学びたい専門分野
- ・将来の希望や展望
- ・最近興味・関心を持ったこと（新聞記事・書物・雑誌・放送番組）や印象深い出来事
- ・特技・趣味
- ・高校以降に取り組んでいる課外活動（クラブ・ボランティアでの実績）
- ・各種資格（語学検定・資格試験・スポーツ等）

選考方式は、プログラム単位で選抜する「プログラム選考（環境・社会・ガバナンスプログラムのみ実施）」と、ゼミ毎に選抜する「ゼミ別選考」がある。

いずれの選考方式においても、エントリーした学生が興味のある学問領域と当該プログラムカリキュラムとの相関関係、課外活動状況、志望理由等がエントリーシートにどの程度具体的に反映されているのかを書類で選考し、さらに面接において、冒頭に掲げた全プログラム共通のコンセプトとしている「活発な演習教育活動が軸となる学部横断型の教育プログラムと所属学部の教育課程を両立できる、やる気に満ちた向上心の高い学生」、すなわちモチベーションの高い学生を選考している。

以上の方法でFLPの目的に適う学生を受け入れていることから、履修者受け入れ方針と選

抜方法、カリキュラムとの関係は適切であるといえる。

2) キャリアデザイン教育プログラム

3) 学術情報リテラシー教育プログラム

前述のとおり、「キャリアデザイン教育プログラム」は、学生のキャリアデザイン(学生が、自立した社会人・職業人としての自己実現を目指し、自らの将来設計を探ることをいう。)を支援すること、一方、「学術情報リテラシー教育プログラム」は、学生の専門分野にかかわらず必要とされる学術情報の取り扱い方及び文章による自己の意見の表現方法を体系的に教育することを目的とする教育プログラムである。

これらの教育プログラムの授業科目は、いずれも講義と実習を組み合わせた授業科目であるため、比較的モチベーションの高い学生が履修を希望してきている。

「学部共通インターンシップ」を除き、いずれも主として1年次生を対象とした科目で基礎から丁寧に指導していくため、初回の授業実施時又はそれ以前の段階において、授業内容を十分に説明する機会を設けている。履修希望者が多数にのぼる場合に限り、教育効果を担保するため、抽選により履修者を決定しており、履修者受入れ方針と選抜方法の関係は適切であるといえる。なお、「学部共通インターンシップ」は、2科目を通年で履修することが必要であり、グループワークや夏期のインターンシップ参加等が重要な要素となっているため、特に意欲ある学生の履修が求められることから、面接を中心とした選考を経て履修者を決定している。

4) 情報関連教育プログラム

既述のとおり、本プログラムはAI・データサイエンス全学プログラムを構成する科目として、大学生であれば身につけておいてほしい知識・技能・態度を教授する科目群であり、多くの学生が履修することが望ましい。そのため、「AI・データサイエンスと現代社会」では定員を設けず全ての希望者の履修を可としているが、教育効果を担保するため、各学期において履修できる学部を指定している。また、一部の授業回において教室を使用したハイフレックス授業を実施する「AI・データサイエンス総合」では、定員を設け、希望者多数の場合は抽選により履修者を決定している。

5) 外国人留学生のための日本語等教育プログラム

「外国人留学生のための日本語等教育プログラム」は、中央大学外国人留学生受入れに関する規程第2条第2項に掲げる外国人留学生に対して日本語及び日本事情の教育を行うことを目的とする教育プログラムである。

本教育プログラムの授業科目のうち、「日本語」については、対象となる留学生の日本語能力に格差があるため、入学時の日本語能力に応じたクラス分けを事前に行った上で履修者を決定しており、履修者受け入れ方針と選抜方法との関係は適切であるといえる。なお、講義科目である「日本事情」については、外国人留学生であれば履修可能であり、履修者の選抜は行っていない。

6) グローバルFLPプログラム

「グローバルFLPプログラム」は、すべての科目において外国語(英語又は中国語)で行われる授業であるため、履修にあたっては、対応する語学能力検定試験で所定の条件(下表参照)に達することを求めており、条件に満たない者は履修自体を認めていない。

[グローバルFLPプログラム履修要件]

【グローバル・テュートリアルの使用言語が英語の場合】

資格・検定試験種別	1年次	2年次以上
TOEIC(L&R)※IP含む	550以上	650以上
TOEFL(ITP)	470以上	500以上
TOEFL(iBT)	52以上	61以上
IELTS	5.0以上	5.5以上
TEAP	270以上	308以上
TEAP CBT	500以上	595以上
実用英語技能検定	準1級以上	
GTEC	(CBTに限る)1080以上	(CBTに限る)1189以上
ケンブリッジ英語検定	B2 First(FCE)、C1 Advanced(CAE)、C2 Proficiency(CPE)のいずれかの合格	

【グローバル・テュートリアルの使用言語が中国語の場合】

中国語検定3級、HSK4級以上

※母国語を中国語とする応募者については、上記【グローバル・テュートリアルの使用言語が英語の場合】の基準を満たすこと

7) AI・データサイエンス教育プログラム

「AI・データサイエンス全学プログラム」の中で応用基礎レベルに位置付けられていることにより、履修生には学修への意欲と一定程度のスキル（科目により異なる）が求められ、加えて、「AI・データサイエンス演習」は、2年次から4年次までの一貫教育を行うという要素があるため、ツール科目ではmanabaを使用した小テストを行い（科目担当責任者の教員が採点）、「AI・データサイエンス演習」では、FLPに準じた選考方法により履修者を決定する。

○学生選抜において透明性を確保するための措置の適切性（学生選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

1) FLP

FLPの選抜試験は、各部門授業担当者委員会において、エントリーシートの内容をはじめその実施体制を検討している。その上で、各プログラム部門授業担当者委員会又は演習担当教員において選抜試験を実施し、最終的に各部門授業担当者委員会を通じて合否判定を行うことにより、適切性を確保している。

2) キャリアデザイン教育プログラム

3) 学術情報リテラシー教育プログラム

4) 情報関連教育プログラム

これら3つの教育プログラムのうち、履修者の選抜は各科目担当教員のもとで選考基準及び実施体制を検討し、科目担当教員が所属する各部門授業担当者委員会に報告し、さらにシラバスにも掲載することで透明性・適切性を確保している。実施後の選考結果は運営部会において報告されている。

5) 外国人留学生のための日本語等教育プログラム

本教育プログラムの授業科目のうち、「日本語」については、履修者選抜の基準（日本語能力に応じたクラス分けの基準）及び実施体制は日本語専任教員が中心に行っている。履修者選抜とその結果の公正性・妥当性は確保されていると言える。なお、講義科目である「日本事情」については、外国人留学生であれば履修可能であり、履修者の選抜は行っていない。

6) グローバル FLP プログラム

前述のとおり、語学能力検定試験の要件を満たしていること、グローバル・テュートリアル各クラスの定員(20名)以内であれば、原則履修が許可される。2022年度前期においても、履修定員以内であり、出願要件を充足していたことから、前期分については全員の履修が許可された。後期開講分については、9月頃に再度募集を行い、追加での履修可否判断を行う予定である。

7) AI・データサイエンス教育プログラム

AI・データサイエンス演習(iDS演習)科目については、FLPのうちゼミ別選考を行うプログラムの選抜方式と同様の手続きで履修生を決定している。また、ツール科目については、manaba上の小テスト等で選考をしているため、選抜は透明で公平である。

<点検・評価結果>

以上のように、FLP履修者選抜の実施体制・実施方法は、適切であると考えている。

応募者数については、減少傾向にあるため、選抜に関して指摘するならば、安定した人数の確保が喫緊の課題である。

2017年度(2016年度募集)	468人
2018年度(2017年度募集)	416人
2019年度(2018年度募集)	320人
2020年度(2019年度募集)	301人
2021年度(2020年度募集)	235人
2022年度(2021年度募集)	153人

キャリアデザイン教育プログラム、学術情報リテラシー教育プログラム、情報関連教育プログラムは、現状では、履修者選抜は個々の科目担当教員の裁量に委ねられているため、その結果の公正性・妥当性を確保するシステムは導入されていないが、開講数が少ないため、当面、科目担当教員が選考過程の説明をできる状態にあれば大きな問題はないものとする。

グローバルFLPプログラムでは、個々人の能力を高めていくための機会を提供するため少人数制を敷いている。一方で多くの学生に対して履修機会を提供したいとする観点から、プログラムの授業科目を理解するために必要な語学能力は応募要件として定めているものの、選抜試験といった仕組みは設けていない。これらの対応について、現状において課題となる点もなく、運用は適切であると考えている。なお、定員を若干超過した場合には、抽選により履修者を決定することとしているが、若干名の超過であれば、担当教員と個別調整し、学修したいタイミングでの履修機会を提供するよう努めている。

AI・データサイエンス教育プログラムは、前述のとおり、上記他プログラムに準じた方法によって履修者選考を行っているが、開講されて間もないため、本格的な妥当性の検証は今後行われることになる。なお、2021年度の履修希望者が多数であったため、「AI・データサイエンスツール」科目の一部について2022年度の定員を拡大している。

＜長所・特色＞

プログラム選考については、プログラム全体で選考を行うという前提のもと、面接試験を行う教員はランダムで決定される。プログラム全体での選考方法とすることで、定員数を意識し、適切な履修者数を見据えた形での選考を行えることはメリットである。グローバル FLP は、語学能力検定試験以上の応募条件を定めないことで応募が容易であること、定員枠は設定しているものの、若干名の超過であれば、できる限り履修機会を提供させる対応としている。全学プログラムにもかかわらず少人数制で展開できているプログラムであるからこそ、個々の目的に応じた指導も可能であり、各種留学や海外インターンを検討する学生にとって有意義な学修環境を提供できていると分析している。

＜問題点＞

FLP のプログラム選考の場合、応募者にとってはプログラムに合格した時点で、希望するゼミへ所属できるかは不明であるため、このことが応募時における不安要素の一因にもなっているように思われる。また、応募者数の減少が喫緊の課題である。多くの科目が多摩キャンパスで開講されているため、2023 年度の法学部の茗荷谷移転に伴って履修者数が減少しないように対処しなければならない。

＜今後の対応方策＞

FLP のプログラム選考については、一プログラムのみ実施している。当該プログラムは定員以下の応募者数となっており、先に述べた心理的な不安要素も踏まえて、ゼミ別選考とすべきかについて選考方法の見直しを 2021 年度に検討したところであるが、現状維持とすることで決着したため、当面は方針を維持することとなる。また、周知方法については、2021 年度履修生の募集からオンラインによる周知をメインとしてきたが、情報にたどり着けていない学生が多数散見されたことから、2023 年度履修生の募集からは、ジャーナリズムプログラムを除く 4 プログラムの部門授業担当者委員会において、プロモーションの在り方について検討を行った。それらを踏まえて、ポスターの掲示場所の工夫、デジタルサイネージの活用、チラシの配布、プログラム個々での説明会の開催やプロモーション動画の作成などを積極的に行っていくこととした。

法学部の茗荷谷移転に伴う対応としては、都心キャンパスでの開講クラス増に向けて教員に働きかけを行っていくこととした。

＜点検・評価項目③は割愛＞

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

履修者選抜方法の検証については、11 の教育プログラム毎に設置されている部門授業担当者委員会において行われている。

全学的教育プログラムのうち、規模が大きいFLPにおいては、4月から7月にかけて次年度に向けた履修学生の選抜方法について部門授業担当者委員会及び一号プログラム運営部会で審議し、その妥当性について検証している。選考方法については、書類・面接による大枠は各プログラム共通で変更はないが、2021年度選抜試験において、国際協力プログラムはゼミ別選考へと選考方法を変更している。新型コロナウイルス感染症の影響や茗荷谷への法学部移転を見据えて、周知やプロモーションといった事前広報活動、エントリーはデジタル化へシフトした。しかしながら、2021年度に実施した選考試験では、出願者の低下に歯止めがならず、2022年度においては、一部プログラムでの独自プロモーションや事後録画公開を含め対面形式でのガイダンス実施等を検討している。

グローバルFLPについては、毎学期募集を行っているが、グローバル・テュートリアルをはじめとした各科目は定員枠内であり、適切な履修規模での運営がなされている。

AI・データサイエンス教育プログラムについては、次年度に向けた履修学生の選抜方法について部門授業担当者委員会及び四号プログラム運営部会で審議し、その方法について改善を加えている。

他の全学的教育プログラムで授業科目が1～3科目程度で担当教員も1～3名程度のような規模が極めて小さな教育プログラムにおいては、実質的には授業担当教員の判断に委ねられている。

<点検・評価結果>

以上のように、各プログラムの学生受け入れの適切性についてFLP、グローバルFLP、AI・データサイエンス教育プログラムでは組織的かつ定期的に点検・評価を行っているなど、概ね点検・評価を行うことができている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

FLPの選考方法について現状概ね適切な運用がなされているが、一点指摘するのであれば、募集定員割れとなっているプログラムに対して、4月募集のような形で新たに募集機会を設定するという案も考えられなくはないが、モチベーションの高い学生を確保するという点において相反すると思われるため、検討には至っていない。

<今後の対応方策>

FLPの周知やプロモーションについては、新型コロナウイルス感染症拡大下でできる新たなデジタル化による取り組みを精力的に推進してきた。これらの周知やプロモーションに限界はあるので、今後も志願者数が低迷し続けるのであれば、抜本的部分、つまりプログラムや開講テーマ、3年間の履修方針の是非といった部分を含めて議論を進めていく段階となるのであろうが、現時点では認知度部分での向上に引き続き努めることとしたい。

◇教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

＜現状説明＞

○大学として求める教員像の設定

全学連携教育機構は、①各教授会と全学連携教育機構の両方に所属する「兼務教員」、及び②全学連携教育機構に所属する特任教員により構成されている。

兼務教員については、全学連携教育機構で運営する全学的教育プログラムに設置される授業科目を担当する専任教員並びに各教授会において互選された教員（各教授会から1名）から構成される。

特任教員については、無任期の専任教員では扱えない分野がある場合に、これを補完することを目的に任期制で任用することを前提としている。

任期制教員の任用手続きについては、2013年8月5日開催の運営会議で審議・承認した内容に基づき、「全学連携教育機構における任期制教員の任用に関する運営会議合意」を作成し、その後、2016年2月3日開催の運営会議において、任用・昇進の基準となる中央大学全学連携教育機構特任教員に関する内規、中央大学全学連携教育機構特任教員の任用及び昇進に関する内規、中央大学全学連携教育機構特任教員の任用及び昇進に関する基準を策定している。具体的には、担当分野に関わる実務経験年数、もしくは、学部卒業後の経過年数及び学術論文本数に応じて、特任教授、特任准教授及び特任助教の3つの区分に分け、採用及び昇進を行うこととしている。

2022年5月1日現在の教員組織の構成は、兼務教員は68名、特任教員（任期制教員）は不在となっている。

また、全学連携教育機構が運営する各プログラムについて、その運営に携わる教員数は次のとおりである。

[プログラム毎の教員数]

単位：人

	FLP	キャリア	学術情報	情報関連	日本語	グローバル	AI/DS	合計
専任教員 (兼務教員)	31	2	2	10	4	2	5	56
兼任教員	6	2	0	9	18	14	2	51
計	37	4	2	19	22	16	7	107

[プログラム毎の教員数のうち女性の人数]

単位：人

	FLP	キャリア	学術情報	情報関連	日本語	グローバル	AI/DS	合計
教員数	37	4	2	19	22	16	7	107
女性	3	2	1	2	16	7	2	32

○教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

全学連携教育機構では、各教育プログラムの目的を実現するため、中央大学全学連携教育機構に関する規程第13条各号に基づき、「一号プログラム（FLP）運営部会」「二号プログラム運営部会」「三号プログラム運営部会」「四号プログラム運営部会」の下に、授業を担当する無任期専任教員と特任教員から構成される「部門授業担当者委員会」を設置し、各教育プログラム

の目的達成に必要となる①授業計画案の策定及び実施に関する事項、②教員のノミネートに関する事項、③予算申請案に関する事項、④その他授業の実施に関する事項について審議している。一部の部門の教育プログラムの授業担当者には兼任講師も含まれており、新年度の授業開始前に同一部門に所属する専任教員との間で授業の内容や教育方法についての打合せを行う事により、教育プログラムの目的実現に資するようにしている。

なお、各部門授業担当者委員会での審議結果は、各部門授業担当者委員会委員長により構成される上位組織である4つの運営部会での審議を通じて最上位組織である運営会議の審議に付され、全学連携教育機構の下に置かれた全ての全学的教育プログラムが抱えている課題を明確にし、次年度以降の活動に必要な予算及び人事計画を決定する。

現時点では、各教育プログラムの目的実現に資する上で連絡調整体制は概ね適切であると言える。

<点検・評価結果>

全学連携教育機構では全学的教育プログラムとして一号から四号に分かれ、各プログラムの教育目的を実現するため授業を担当する専任教員を兼務教員として役割を担っている。また、各学部教授会から互選された兼務教員は、全学連携教育機構運営会議の構成員として全学連携教育機構の運営を担っている。

このように全学連携教育機構の兼務教員は、各教員の専門分野を活かしたプログラム運営と各教育組織との連携を図るために各学部教授会からの互選された専任教員が兼務教員として全学連携教育機構運営会議の運営をし、それぞれの責任の所在を明確にした体制となっている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

永年プログラムを担当していた教員が定年退職する一方、新たにプログラムを担当してくれる教員が少ない点や複数のキャンパスに各プログラムを担当する教員を配置することも難しいため、各キャンパスで多彩なプログラムを提供することやプログラム全体をより活性化することが難しい状況である。

<今後の対応方策>

新たにプログラム担当を担当する教員の確保については、定年退職者の後任者にアプローチする体制を構築することがあげられる。校地が分散することで各キャンパスに担当教員を確保することについては、遠隔授業を使いこなし授業担当できる者を配置することで、実質的に解消方法となりえる。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

<評価の視点の②については大学院対象のため割愛>

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。(実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの

在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等)

＜現状説明＞

○編成方針に沿った教員組織の整備について（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

大学として事業計画のチェックポイント指標としているのは、専任外国人（等）教員比率、専任女性教員と、いずれも専任教員における比率であり、専任教員の所属のない全学連携教育機構はチェックポイントとなっていない。

全学連携教育機構所属の任期制教員については、全学連携教育機構が統括する教育プログラムに相応しい人選を行っている。全学連携教育機構が統括する「全学的教育プログラム」を構成する授業科目は、いずれも各学部を設置される科目であるため、学部所属教員については、本プログラムの趣旨について理解の上、全学連携教育機構の部門授業担当者委員会に対して推薦を行うものとしており、推薦された教員が各プログラムの授業内容に合致しているかについて本委員会では審議を行っている。このような仕組みを取り入れることによって、各教育プログラムに相応しい教員を人選することができている。人選にあたっては、各教育プログラムの趣旨が明確であることから、担当予定科目において当該教員の専門性が合致するかといった適格性の判断に重きを置いており、その際には担当予定科目の性質によって、実務経験の有無や国籍、性別、年齢等についても総合的に勘案することとしている。特に修了証を授与する FLP、グローバル FLP、AI・データサイエンス教育プログラムの3つのプログラムにおいては、アクティブラーニングに主眼をおくその性質上、任期制教員中現役実務家の占める割合は76.2%と高めの比率となっている。

なお、プログラムの状況については、2022年5月現在の兼務教員を含めた教員組織の整備状況は以下のとおりである。

1) FLP

FLP は、人文・社会科学系や自然科学系等を有する総合大学としての本学の利点を活かして、各学部の教育目標に依拠した専門的な学問に立脚した学部横断的な教育プログラムであり、2022年5月現在、「環境・社会・ガバナンス」「ジャーナリズム」「国際協力」「スポーツ・健康科学」「地域・公共マネジメント」の5つの教育プログラムを擁している。そして、各教育プログラムには、冒頭に掲げたそれぞれのプログラムの開設趣旨・目的を達成する目的で各学部が開講されている講義科目のほか、FLP 固有の科目として「FLP 演習」を開設しており、演習担当者は各プログラムに関連する分野を専攻している学部所属の専任教員を中心に構成されている。

2022年5月現在のFLP履修者数426人に対し、「FLP 演習」担当教員の延べ人数は40人である。教員対履修者の比率(小数点第一を四捨五入)をプログラム毎に集計すると、以下のとおりであり、プログラムにより差はあるものの、FLP の特色である少人数による演習教育の実施にあたり十分な状況となっている。

以上のことから、FLP の教員組織はその目的を達成する上で質・量の両面において概ね適切であると言える。

[教員数・学生数 (FLP)]

単位：人

プログラム	教員数	学生数	教員一人当たりの学生数
-------	-----	-----	-------------

環境・社会・ガバナンス	7	23	3.3
ジャーナリズム	5	86	17.2
国際協力	10	133	13.3
スポーツ・健康科学	9	67	7.4
地域・公共マネジメント	9	117	13
合計	40	426	54.2

2) キャリアデザイン教育プログラム

「キャリアデザイン教育プログラム」は、学生のキャリアデザイン（学生が自立した社会人・職業人としての自己実現を目指し、自らの将来設計を探ることをいう。）を支援することを目的とした教育プログラムであり「キャリア・デザイン・ワークショップ」、「学部共通インターンシップⅠ」、「学部共通インターンシップⅡ」の授業科目が置かれている。

2022年5月1日現在、担当教員数及び履修者数は以下のとおりであり、本教育プログラムの教員組織は、授業目的の達成、講義とグループ学習を組み合わせた授業展開を行う上で概ね適切である。

[教員数・学生数（キャリアデザイン）]

単位：人

科目	教員数	学生数	教員一人当たりの学生数
キャリア・デザイン・ワークショップ (文系)【4限】	2	10	5
キャリア・デザイン・ワークショップ (文系)【5限】	2	15	7.5
キャリア・デザイン・ワークショップ (理系)	2	7	3.5
学部共通インターンシップⅠ	1	18	18
学部共通インターンシップⅡ	1	18	18
合計	8	68	8.5

3) 学術情報リテラシー教育プログラム

「学術情報リテラシー教育プログラム」は、学生の専門分野にかかわらず必要とされる学術情報の取り扱い方を体系的に教育することを目的とする教育プログラムであり、「学術情報の探索・活用法」、「大学生のための論文作成の技法(基礎編)」、「大学生のための論文作成の技法(発展編)」の授業科目が置かれている。

2022年5月1日現在、担当教員数、履修者数及び定員は以下のとおりであり、教員が授業実施し学生指導できる人数が科目ごとに異なるため、部門授業担当者委員会にて定員を検討することで、授業科目と担当教員の適合性を担保しており、適切である。

[教員数・学生数（学術情報・対面）]

単位：人

【対面授業】 科目	定員	教員数	学生数	教員一人当たりの学生数
学術情報の探索・活用法(前期)	40	1	3	3
学術情報の探索・活用法(後期)	40	1	0	-
大学生のための論文作成の技法(発展編)(前期)	50	1	19	19
大学生のための論文作成の技法(発展編)(後期)	50	1	49	49

合 計		8	68	8.5
-----	--	---	----	-----

[教員数・学生数（学術情報・遠隔）]

単位：人

【遠隔授業】 科 目	定員	教員数	学生数	教員一人当たりの学生数
大学生のための論文作成の技法(基礎編)(前期) ※オンデマンド型	500	1	517	517
大学生のための論文作成の技法(基礎編)(後期) ※オンデマンド型	500	1	494	494
大学生のための論文作成の技法(発展編)(前期) ※ライブ型オンライン	50	1	13	13
大学生のための論文作成の技法(発展編)(後期) ※ライブ型オンライン	50	1	27	27
合 計		4	1,051	262.8

4) 情報関連教育プログラム

「情報関連教育プログラム」は、学生の専門分野にかかわらず、現代社会における情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てることを目的とする教育プログラムであり、「AI・データサイエンスと現代社会」、「AI・データサイエンス総合」を設置している。「AI・データサイエンスと現代社会」については、全学部学生が大学生として最低限修得しておくべきリテラシーレベルの内容をオンデマンド型授業とし、前期・後期に履修できる学部を指定することで、教員が授業し学生指導できる人数を適切に保っている。また、「AI・データサイエンス総合」については、経済社会のなかでAI・データサイエンスがどのように活用されているのか、その実践例を複数の実務家教員から学ぶ内容を遠隔授業(オンデマンド型及びハイフレックス型)とし、前期・後期に定員を設けて開講することで、教員が指導できる学生数を適切に保っている。

また、両科目は文部科学省の数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度に申請するための授業内容及び該当授業を担当できる教員を確保できるように部門授業担当者委員会で検討している。

以上のことから、本教育プログラムの教員組織は概ね適切である。

[教員数・学生数（情報関連）]

単位：人

【遠隔授業】 科 目	定員	教員数	学生数	教員一人当たりの学生数
AI・データサイエンスと現代社会(前期)	-	5	440	88
AI・データサイエンスと現代社会(後期)	-	5	313	62.6
AI・データサイエンス総合(前期)	150	15	144	9.6
AI・データサイエンス総合(後期)	150	15	174	11.6
合 計		40	1,071	26.8

5) 外国人留学生のための日本語等教育プログラム

「外国人留学生のための日本語等教育プログラム」は、中央大学外国人留学生受入れに関する規程第2条第2項に掲げる外国人留学生に対して日本語及び日本事情の教育を行うことを目的とする教育プログラムである。

本教育プログラムは、本学の外国人留学生入試を経て入学してきた、いわゆる「学部留学

生」と、海外の交流協定校から留学してきた、いわゆる「選科生」を対象として、教育プログラムを構成する科目は大きく「日本語」と「日本事情」の二つとなっている。

2022年5月現在、「日本語」クラスは学部学生が約20名、選科生は約10名、「日本事情」は約10名前後の履修者数である。このように、外国人留学生を対象とした日本語教育を実施するには適切な履修者数である。

6) グローバルFLPプログラム

グローバルFLPプログラムは、学部教育を通じて修得した専門知識・技能をグローバル社会で発揮できる「グローバル・プロフェッショナル」を育成し、学生の国際的付加価値を向上させることを目的としている教育プログラムであり、「グローバル・テュートリアル」、「グローバル総合講座」、「グローバル集中講義」、「グローバルアクティブラーニング」、「グローバル遠隔ラーニング」、「専門インターンシップ」の6科目から構成されている。

教員組織の整備については、プログラム趣旨に沿い外国語(英語・中国語)で授業実施できる教員を配置したり、定員を設けることで教員が適切に指導できる一クラスあたりの履修者数を定めたりすることを部門授業担当者委員会で審議し、授業科目と担当教員の適合性を担保しているため、適切である。

[教員数・学生数(グローバルFLP)]

単位：人

科目	定員	教員数	学生数	教員一人当たりの学生数
グローバル・テュートリアル(前期)(櫻井)	20	1	10	10
グローバル・テュートリアル(前期)(津田)	20	1	9	9
グローバル・テュートリアル(前期)(増田)	20	1	2	2
グローバル・テュートリアル(前期)(韓)	20	1	2	2
グローバル・テュートリアル(前期)(ティンティン)	20	1	7	7
グローバル・テュートリアル(後期)(櫻井)	20	1	4	4
グローバル・テュートリアル(後期)(津田)	20	1	5	5
グローバル・テュートリアル(後期)(増田)	20	1	4	4
グローバル・テュートリアル(後期)(韓)	20	1	0	-
グローバル・テュートリアル(後期)(ティンティン)	20	1	6	6
グローバル総合講座(前期)	-	7	14	2
グローバル集中講義(前期)	-	1	0	-
グローバルアクティブラーニング(前期)	-	1	8	8
専門インターンシップ(夏季)	-	1	0	-
専門インターンシップ(冬季)	-	1	0	-
グローバル遠隔ラーニング(後期)	-	1	0	-
合計		22	71	3.2

7) AI・データサイエンス教育プログラム

「AI・データサイエンス教育プログラム」は、AI・データサイエンスを応用できる技能を系統的に学修させることを目的とする教育プログラムであり、「AI・データサイエンスツールⅠ」、「AI・データサイエンスツールⅡ」、「AI・データサイエンスツールⅢ」、「AI・データサイエンスツールⅣ」、「AI・データサイエンス演習A(1)・(2)」、「AI・データサイエンス演習B(1)・(2)」、「AI・データサイエンス演習C(1)・(2)」を設置している。

「AI・データサイエンスツールⅠ～Ⅳ」は定員を設けることで、一人の教員が指導できる学生数を適切に保ちつつ、授業で取り扱う内容が日誌月歩で変化が早いいため、実務の第一線

で活躍している方を任用するように部門授業担当者委員会で議論している。

以上のことから、本教育プログラムの教員組織は概ね適切である。

[教員数・学生数 (AI・データサイエンス教育プログラム)]

単位：人

科 目	定員	教員数	学生数	教員一人当たりの学生数
AI・データサイエンスツールⅠ (前期)	300	2	329	164.5
AI・データサイエンスツールⅠ (後期)	300	2	285	142.5
AI・データサイエンスツールⅡ	50	1	54	54
AI・データサイエンスツールⅢ	200	3	125	41.7
AI・データサイエンスツールⅣ	100	2	109	54.5
AI・データサイエンス演習 A(1)・(2) (飯尾)	20	1	11	11
AI・データサイエンス演習 A(1)・(2) (酒折)	20	1	22	22
AI・データサイエンス演習 A(1)・(2) (中村)	20	1	17	17
AI・データサイエンス演習 A(1)・(2) (安野)	20	1	6	6
合計		14	958	68.4

<点検・評価結果>

学部所属の専任教員については、専門分野と本プログラムの関係について当該教員の理解を得た上で、担当の可否が全学連携教育機構の部門授業担当者委員会において審議されており、この手続きにより適切に教員組織を編制している。非常勤教員については、各委員会に候補者の履歴書が提出された上で、任用可否について審議されるため、プログラム趣旨に合致した(実務家、外国語による授業実施)教員組織の編制ができています。また、教員一人あたりの学生数(履修者数)については、科目の特性に応じて定員を設定することで適切な運用ができています。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

授業担当となる兼務教員については、各学部にも所属している教員を部門授業担当者委員会に推薦するという進め方であるため、プログラム趣旨に合致している教員であっても所属学部での授業・研究・公務等が多忙であるとの理由により授業担当となる兼務教員になることができない場合が多い。

<今後の対応方策>

授業担当となる兼務教員を継続的に確保しているためには、本学に着任して年数が経過していない教員は全学連携教育機構のプログラムの存在を知らないこともあることから、当該教員等に対して全学連携教育機構のプログラムの趣旨や実施内容、運営体制等について説明をする機会を設定する。

また、各学部長に全学連携教育機構の授業担当となる兼務教員の推薦依頼の書面を発信して候補者の推薦をお願いする。

点検・評価項目③：教員の募集・採用・昇格は適切に行っているか。

評価の視点1：教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか。
(任期制の教員を含む)

評価の視点2：規程等に従った適切な教員人事が行われているか。(教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む)

＜現状説明＞

○教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続き（任期制の教員も含む）

2013年4月1日をもって設置した全学連携教育機構は、①各教授会と全学連携教育機構の両方に所属する兼務教員、及び②2013年4月1日以降に全学連携教育機構に所属することとなった任期制教員により構成されるが、2022年5月現在において、②全学連携教育機構に所属する任期制教員は存在しない。

しかし、全学連携教育機構は任期制教員の任用権を有しているため、「全学連携教育機構における任期制教員の任用に関する運営会議合意」及び「中央大学全学連携教育機構特任教員の任用及び昇進に関する内規」に定める手続きに基づいて、任用を行うことができる。

具体的には、運営会議の下に設置された、人事計画委員会での審議及び業績審査委員会による業績審査を経て、再度、運営会議による審議を行い、最終的な採用候補者を決定する。なお、具体的人選は、中央大学全学連携教育機構特任教員の任用及び昇進に関する基準に定める基準によることとしている。

○規程等に従った適切な教員人事(教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む)

現時点では、任期制教員（特任教員）は在籍しておらず新規採用予定もない。なお、非常勤教員については、「全学連携教育機構非常勤教員に関する内規」に基づき、教育プログラム毎に設置している部門授業担当者委員会に所属する無任期専任教員によって履歴書等により候補者の人選を行い、運営部会、運営会議において承認するプロセスを経て任用している。

＜点検・評価結果＞

任期制教員の募集・採用・昇格については、「全学連携教育機構における任期制教員の任用に関する運営会議合意」及び「中央大学全学連携教育機構特任教員の任用及び昇進に関する内規」、非常勤教員の採用については、「全学連携教育機構非常勤教員に関する内規」によって手続きが明確化されている。また、教員人事は各手続きに基づき、各委員会(部門授業担当者委員会、各号運営部会、全学連携教育機構運営会議)で審議し、学内の教員任用審議会に上程している。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<現状説明>

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

各部門授業担当者委員会のプログラム単位においては、FD活動・勉強会・講習会を実施している。（例：外国人留学生のための日本語等教員プログラム、2021年12月22日19：00～20：30、テーマ：「日本語教育でつながる社会—これからの言語・文化学習に向けて」、講師北出慶子先生（立命館大学文学部教授）。

なお、記述のとおり、現在、全学連携教育機構の教員のうち専任教員はすべて学部にも所属しており、全学連携教育機構のみに所属する任期制教員は在職していないため、全学連携教育機構全体としてのFD活動は実施していない。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

FLPには実務の第一線で活動をしている実務家教員がおり、それぞれの活動の中で得た知見や人脈を活用し、FLP履修生へのフィールドワークの機会・場所を提供している。また、フィールドワークを通じて履修生の学習成果に加えて、対象地区へのフィードバックを通じて地区の活性化等にもつなげることができる。ただし、専任教員の所属のない全学連携教育機構として教員の評価・顕彰を行う等の活動は行っていないのが現状である。

<点検・評価結果>

全学連携教育機構全体として統一的なFD活動は実施していないが、全学連携教育機構の各プログラムの組織単位においては、プログラムに沿ったFD活動・講習会・勉強会を通じた活動により、教員自身の授業内容・方法の改善とプログラム内の質的向上につなげている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

上述のとおり、現在、全学連携教育機構の教員のうち専任教員はすべて学部にも所属しており、全学連携教育機構のみに所属する任期制教員は在職していないため、専任教員の構成や能力向

上等に関して本機構独自の定期的な点検・評価は実施していない。他方、教員の所属学部等の一覧等の資料を作成し、法学部の都心移転による動向把握に努めている。

任期制教員の募集と任用については、「全学連携教育機構における任期制教員の任用に関する運営会議合意」及び「中央大学全学連携教育機構特任教員の任用及び昇進に関する内規」に定める手続きに基づいて運用されており、それらの取り扱い内容に変更が生じる場合には、各部門授業担当者委員会、各プログラム運営部会、本機構の運営会議で審議・承認手続きが点検・評価の機能を果たしている。

<点検・評価結果>

任期制教員の募集と任用については上述のように内規等に基づいた運用が各種会議体の審議を経る仕組みとなっており、点検・評価の機能として概ね適切である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

◇学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の1、3～4、6～11は割愛>

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

<現状説明>

○成績不振の学生の状況把握と指導

学生個々人の成績状況について、各学部や学科が定める入学年度別のカリキュラムに照らし合わせて到達状況を把握することは全学連携教育機構ではできないため、学生が所属する学部で履修相談や学修指導が行われている状況である。

全学連携教育機構では、複数の学部間共通科目を所管しているが、これらは日本語科目の一部を除き、多くの科目は各学部のカリキュラム上、選択科目の位置付けとなる。また、一部の科目を除き、卒業に必要な単位には含まれるものの、所属学部の必修科目として扱われる科目は少数であり、卒業要件に含まれる科目は多くない。

日本語科目については・・・

全学連携教育機構所管の科目のうち、FLP、iDS（AI・データサイエンス教育プログラムの修了証を伴うプログラム）のコア科目である演習やグローバルFLPのコア科目であるグローバル・テュートリアルは再履修が認められず、単位を修得できないとプログラムを継続できない仕組

みとなっているため、履修辞退の状況については把握しており、学生からの相談にも応じている。履修辞退者については、2021年度の状況をみると履修者の約7.81%(486名の履修者のうち38名が辞退)が履修を辞退している。辞退者38名のうち、2022年度から新たにFLPを開始予定であった人数は11名で、既存履修生の辞退者人数は27名である。新たにFLPを開始予定であった者については、一年次秋季における選考から、履修を開始する二年次春季までには期間があり、その間で進路変更等による履修辞退も考えられる。

既存履修生の辞退の理由としては、①将来の進路変更(興味・関心が移った、留学等)、②アルバイトやサークル活動との両立が困難となった、③卒業論文の執筆、等であり、所属学部の学修や学部ゼミとの両立が困難となったという理由が多く上げられている。これらの辞退理由の背景には、FLPの「演習」は必修科目として履修者全員が2年次から3年間履修することになっているところ、多くの学生はFLP履修に高い志を持って臨んだものの期待どおりの結果を得られず、また所属学部での演習も始まることもあり、所属学部での学修や大学生生活のその他諸活動との取捨選択の中でFLPを辞退する結果となっていると考えられる。現にFLPでの演習だけを取り上げて授業以外に「演習授業における事前・事後の学習」、「サブゼミ」「各種調査における事前・事後の打ち合わせ」「プログラムが実施する講演会への企画立案」「プログラムの期末成果報告会開催に向けての企画立案」「FLP履修希望者へのプログラム学生相談会」等、その活動は多岐にわたっている。

履修辞退の要因について、時間的負担については特に改善の余地は少ないが、全学連携教育機構では、履修者の募集段階で志望者に履修の時間的負担の実情を説明し、履修開始後は各種行事を通じて履修生同士の交流や、講演会等を通しての専門家との接触等によるモチベーションの維持向上と各部門授業担当者委員会内での教育内容の検討によってプログラムの教育の質を高め、辞退者の減少を図っている。しかし、あくまで履修者の主体的活動により成り立つプログラムであるため、履修者が辞退を申し出るに至った段階においては、本人の意向を尊重し、引き留めるなどの対応は行っていない。

全学連携教育機構の科目の多くは、自学部の学びに加えて、プラスして学ぶ機会を提供している形となるので、基本的には各科目に対して関心の高い学生が集まる傾向にある。成績不振者に伴う指導ではないが、留学や早期卒業等に伴う個別の履修相談に関しては、学生が所属する学部や演習担当教員と連携を取りながら、随時対応している。FLPは三年間と長期で学修するプログラムで負荷が高いことから、年次が進むにつれて本人の学修内容や進路変更に対応すべく履修辞退を受け付けている。そして、履修辞退情報を通じて、プログラム別、所属学部別に辞退者数とその理由の把握に努めている。

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

FLP演習はプログラムにおける必修科目であり、履修者全員が2年次から3年間履修することになるため、多くの学生は所属学部の演習と併せて同一年度に2科目の演習を履修することになる。演習科目を複数履修することで、そこに費やされる時間は相当なものとなり、アルバイト等に充てる授業時間外の時間確保も容易ではない。

また、FLPでは各々の演習で合宿やフィールドワークをはじめとした学外活動が行われるため、経済的な負担も生じていると推察される。

学生の経済的な負担を緩和し、演習教育活動の軸ともいえる国内外での各種調査に参加できる機会への一助とすべく、交通費、宿泊費、謝礼(特別講演、手土産)、通信費、資料費、会場費、報告書作成費などの演習教育活動補助費(以下「補助費」という。)を支給している。補助

対象となる活動は、大きく①宿泊費補助を伴わない国内での調査活動、②宿泊費補助を伴う国内での調査活動、③宿泊費補助を伴う海外での調査活動の3つに大別され、交通費と宿泊費を合計した補助上限金額は、①が3,000円、②が14,000円、③が39,000円となっている。補助費は各学部の制度に比べても比較的高い水準にある。支出状況も外部補助金を除いた本学を原紙とする予算執行額だけでも単年度あたり全プログラム合計で約930万円（新型コロナウイルス感染症拡大前となる2019年度実績）に達し、演習活動が活発に展開されていることを表している。これらの補助費についてはウェブサイト上で公表しており（https://www.chuo-u.ac.jp/gp/flp/student_info/）、誰でも容易にアクセス可能である。また、本補助制度の適切な運用を図るため、年度初めの早い時期に関連情報の周知や問い合わせに応じている。グローバルFLP、iDS（AI・データサイエンス教育プログラムの修了証を伴うプログラム）に関して学生補助を整備中であるが、ウェブサイト上での公表はなされていない。

<点検・評価結果>

成績不振の学生の状況把握と指導に関しては、該当する日本語科目については概ね適切である。奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性については、FLPに関しては適切であるが、他のプログラムでは整備中である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

FLPにおいては、新型コロナウイルス感染症拡大前の2019年度ベースで補助費の予算枠を使い切る形となっており、適切な予算配分であり、学生への情報提供も適切と分析する一方で、これ以上の活動（FLP以外のプログラムにおける学生活動）に対して補助ができないという見方もある。

<今後の対応方策>

補助費に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大下のこの二年間は大幅に下回る結果となっているが、本来の活動ベースに戻った場合には、今後の予算執行状況を注視していく必要がある。しかしながら、現実的に新たな予算獲得は難しく、予算が逼迫した場合には、補助費支給基準の見直しを検討していくこととなるが、現状の制度維持ができるよう努めていくことが当面の方策となる。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上
履修辞退者の数を每期把握し、それを基に各委員会で定期的に点検・評価している。

補助費に関しては、二カ月に一度程度の割合で予算執行状況の把握に努める一方で、制度不十分と思われる点がある場合には部門授業担当者委員会等で確認がなされている。FLPの多岐にわたる演習活動において、補助費は年間350件程度にのぼる。これらの申請に対して公平性を担保することや大学全体の支払方針を参考しつつ、申し合わせ事項を以下のとおり追加している。たとえば、外部講演者ゲストスピーカーの補助費が申請ベースで金額が認められていて公平性・公正性を担保できていないことが明らかになったときには、一号プログラム運営部会において次の基準を設定して改善を行った。

- ・外部講演者（ゲストスピーカー）の招聘回数制限
- ・外部講演者（ゲストスピーカー）の講演謝金額について
- ・「中央大学ファカルティリンケージ・プログラムに置かれているプログラムが開設する演習科目の教育活動に伴う費用の一部補助に関する取扱要綱」。

<点検・評価結果>

成績不振については、5) 外国人留学生のための日本語教育等プログラムにおいて定期的に点検・評価が行われており、修了証の授与される1) FLP、6) グローバルFLPプログラム、7) AI・データサイエンス教育プログラムの履修辞退者についてはそれぞれの部門授業担当者委員会で定期的に数を点検・評価していることから、概ね適切であるといえる

FLPの学生補助についても定期的に執行状況を把握していることから、概ね適切であるといえる。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

補助費の制度設計が不十分な部分がある。

<今後の対応方策>

補助費の制度設計が不十分な点については適切な執行状況とするための検討を段階的に進めている。これらは申し合わせ事項として都度整備し、適切な予算執行となるよう努めている。

◇教育研究等環境

<点検・評価項目①～③については割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

<現状説明>

○教育プログラムの目的や特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

全学連携教育機構では、学部間共通科目として旧カリキュラムの科目を含めると300を超え

る科目を所管している。全学連携教育機構設置時から運営している FLP や日本語科目等の既存プログラムをはじめ、近年ではグローバル人材育成を見据えたプログラムとして、2017 年度に Global LEAP、2018 年度にグローバル FLP、2021 年度からは AI・データサイエンス、2022 年度からは学術情報関連科目を補完する形でアカデミック・ライティングに関する科目をプログラムとして設置し、社会や学内のニーズに応えるべく、学部横断型での学修機会を提供し続けてきた。

施設については、全学連携教育機構は特定の授業教室を有しておらず、各学部から貸与を受ける形で授業運営を行っている。また、授業教室以外の関連施設は全て多摩キャンパスにあり、5号館下にある全学連携教育機構事務室に隣接するスペースにミーティングルーム3室、6号館に教員室1室及び特任教員用研究室4室、さらに4号館に演習室1室を設けている。

情報処理機器等については、上記ミーティングルーム及び演習室、教員室にデスクトップ PC 6台、動画処理用のデスクトップ PC 2台及びノート PC 5台を設置している。また、窓口貸出可能なプロジェクタ、ビデオカメラ等を整備する一方で、今般の新型コロナウイルス感染症拡大下における遠隔授業環境への備えとして、遠隔授業用ノート PC として PC 8台、関連機器を別途整備し、FLP のみならず全学連携教育機構が所管する学部間共通科目において、遠隔授業ができるよう環境を整えた。

また、ミーティングルーム2及び3については、オンラインでのミーティングが実施できるよう関連機器を設置し、教職員、学生の利用も可能としている。全学連携教育機構の下に設置されている FLP 以外の教育プログラムに関しては、他の教育研究組織において実施されていた経緯もあり、全学連携教育機構としての独自の施設・設備を有していない状況にある。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

全学連携教育機構独自の施設は、授業実施期間中は平日が9:00～17:00の利用が可能である。

全学連携教育機構独自の施設が開放されていない時間帯においては、学生はその他の学内施設を利用することが可能となっており、学生からの要望や利用状況を見ている範囲では、現状において特に改善すべき点は見あたらない状況である。

<点検・評価結果>

ここ数年の新型コロナウイルス感染症拡大下で授業や学内会議等の有り様が大きく変化した。全学連携教育機構においては、予算規模の観点で、本格的な遠隔授業環境を構築するというよりは一般的な市販品を組み合わせせる形で設備を充実させてきた。利用者アンケートをとってはいないため、具体的な数値を示すことはかなわないが、満足しているという声を聴く一方で大きな不満を聞くことはないことから、大きな問題はないものと認識している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

全学連携教育機構に所属する教員のうち、兼務教員（任期の定めのない専任教員）はいずれかの教授会に所属（本属）しており、研究費・研究室及び研究専念期間の確保がなされている。

他方、全学連携教育機構に所属する任期の定めのある専任教員は、本学の「学会・研修会出張に関する内規」に基づく旅費の支給と研究室の確保を行っているが、研究費及び研究専念期間の確保は行っていない。また、非常勤教員については、教員室が確保されているのみであり、その他の便宜は図っていない。

なお、2017年度においては、全学連携教育機構に所属する任期の定めのある専任教員はいない。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

2021年度から全学連携教育機構の所管プログラムにおいて、遠隔授業が実施されたことから、ティーチング・アシスタント（以下「TA」）を配置し教育支援体制の強化を図った。TA制度を導入するにあたり、「全学連携教育機構ティーチング・アシスタント制度に関する内規」を策定し予算確保をした。また、TAの配置については、より細かに履修生へのフォローが必要である遠隔授業については1科目につき1名を上限にTAを配置している。

<点検・評価結果>

全学連携教育機構に所属する任期制教員については、学会出張の旅費支給と研究室を確保し、教員の研究活動を支援する環境を整備しており、また、全学連携教育機構の所管プログラムの中で遠隔授業を担当する教員に対しては、TAの配置をして教育研究支援体制を整理していることから、支援は適切に行われているといえる。

<長所・特色>

AI・データサイエンス全学プログラムにおいては、動画配信型の遠隔授業（オンデマンド型）における学生の質疑対応を補助するために、AIを利用した chatbot TA を活用している。

<問題点>

TA が担当できる業務とできない業務について内規で定められている点、授業支援システム（manaba）においてアクセスできる権限の範囲が定められている点から TA を1名によって十全

に教育支援体制を充足できる訳ではない。

遠隔授業の中でもオンデマンド型授業については、学生が都合の良い時間に授業コンテンツを視聴して学習を進めるため、学習の中で生じた疑問や質問がいつ生じるわからない状況で履修生への対応をする必要がある。

<今後の対応方策>

部門授業担当者委員会において TA の業務内容を整理し、その業務内容に応じた授業支援システム(manaba)のアクセス権限の仕様変更を IT センターに打診する。

履修生への質問対応については、TA に定期的に授業システム(manaba)を巡回する等の依頼をするなどの見直しを行う。

補助的な chatbot TA については AI により多くの回答を読ませて、その精度を上げていく。

点検・評価項目②：教員の研究活動が活発に展開されているか。

評価の視点1：論文等研究成果の発表状況

評価の視点2：国内外の学会での活動状況

評価の視点3：研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

<現状説明>

○論文等研究成果の発表状況

○国内外の学会での活動状況

○研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

該当なし。

<点検・評価結果>

特になし。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点1は附置研究所対象>

評価の視点2：科学研究費の申請とその採択の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

<現状説明>

○科学研究費の申請とその採択の状況

○学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

該当なし。

<点検・評価結果>

特になし。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方針>

特になし。

◇社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

評価の視点3：地域交流・国際交流事業への参加状況

<現状説明>

○教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

○地域交流・国際交流事業への参加状況

FLP 地域・公共マネジメントプログラムでは、サマースクールとして各自治体に政策提言を行っている。調査都市は毎年変更し2021年度は調査先を多摩市とし、前期は事前学習として多摩市のリサーチ・テーマ選定・ヒアリング先へのヒアリングシートの作成、月1回の大学と市役所間でのオンラインミーティングにて進捗を確認し、夏休みにヒアリングを実施した。後期には夏休みのヒアリングをもとにさらなる調査を進め、期末成果報告会としてプレゼンテーションを行い、3月末に最終的な政策提言として報告書を提出している。

FLP 担当教員の教育活動の評価とその結果の活用としては、スポーツによる地域活性化の可能性に関する研究として、Jリーグブラウブリッツ秋田との連携プロジェクトを継続的に行い、近年の活動成果は「スタジアム観戦に代わる新たな観戦方法として、オンラインを通じたホームゲームプロデュースの可能性の検証」や「フォトコンテストに集められた写真をもとに1,000枚以上の写真を用いたモザイクアートを制作し、来訪したサポートに展示する企画」など、秋田県観光文化スポーツ部の協力を得て、フォトコンテストに集められた写真をもとに「元気な

街、秋田」を表現したモザイクアートを制作し、Jリーグチームのブラウブリッツ秋田のホームスタジアムに設置することで、来訪したサポートをはじめ地元の方を盛り上げる結果となった。

<点検・評価結果>

FLP 地域・公共マネジメントプログラムのサマースクールの活動によって、各ゼミの研究成果を取り纏め各自治体に政策提言することで、教育研究成果を適切に社会に還元できている。

<長所・特色>

FLP 地域・公共マネジメントプログラムのサマースクールは2008年のプログラム開設時から毎年実施され、FLPの中心的な活動となり、サマースクールに参加したくてFLPにエントリーしたという学生もいる。また、サマースクールの活動を通じて地元との交流も生まれ、ゼミによっては複数年での調査活動をして社会への研究成果を継続して行っている。

<問題点>

近年の新型コロナウイルス感染症拡大によってオンラインヒアリングとなってしまう、行政の現場を肌で感じることができず、学生のモチベーション維持が難しい。

FLP 地域・公共マネジメントプログラムのサマースクールを引き受けてくれる自治体を毎年・毎年探すことは容易ではないため、継続性について懸案点が残る。

<今後の対応方策>

宿泊を伴わず、日帰りで移動できる範囲での調査先とすることで、対面形式での現地ヒアリングを実施できるようにする。

受入自治体の選定については、持続可能性と担当者の負担軽減の観点から、部門授業担当者委員会での組織的な取組み(担当教員が輪番で候補地を選出)のルール作りが必要である。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛>

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

<現状説明>

○意思決定プロセスが明確化されているか。

○運営会議の権限と責任が明確化されているか。

運営会議は、中央大学全学連携教育機構に関する規程第10条に基づき、機構長、同規程第12

条第2項に定める運営部会長及び副部会長、第7条第2項第一号に定める兼務教員（各教授会選出の無任期専任教員）で構成され、全学連携教育機構に関わる予算申請案の作成に関する事項、全学連携教育機構で統括する全学的教育プログラムの実施に必要な特任教員、客員教員及び兼任講師の任用その他人事に関する事項、全学連携教育機構において運営する全学的教育プログラムの設置及び改廃に係る原案作成に関する事項について審議する。なお、全学連携教育機構は、設置時点において学部横断型の教育プログラムを運営しており、将来的には専門職大学院をも含む全学横断的教育プログラムの設置と更なる発展をも視野に入れていることから、同規程第10条第3項に基づき、運営会議には学部長、研究科長及び学事部長が出席し、意見を述べることを規定している。

また、運営会議の下には、同規程第12条に基づき、運営部会を設置している。運営部会は同規程第4条各号に定める全学的教育プログラムを単位として設置され、同規程第14条第1項で定める部門授業担当者委員会委員長により構成され、当該運営部会に関して運営会議の審議に付すべき事項について審議することを目的としている。

さらに、運営部会の下には、同規程第13条に基づき、各教育プログラムに部門授業担当者委員会を設置している。部門授業担当者委員会は、第7条第2項第一号に定める兼務教員、すなわち、全学連携教育機構の下に置かれる全学的教育プログラムの授業を担当する無任期専任教員と当該部門の授業を担当する特任教員で構成され、当該部門の授業計画案の策定、実施に関わる事項や教員組織、予算申請案等について審議する。

以上のように、全学連携教育機構の運営組織は、授業担当教員から構成される組織の意向を尊重しつつ、各学部及び研究科との調整を行いながら意思決定を進める仕組みとなっている。

なお、情報関連教育プログラム及びAI・データサイエンス全学プログラム設置の各科目の運営にかかわる事項については、各々の部門授業担当者委員会、また、教員人事等の重要事項については、教授会に相当する全学連携教育機構運営会議で審議されることになるが、全学的にはAI・データサイエンスセンター全体の方針に適合しているかどうかチェックをすることが必要であり、また、授業にかかわる予算に関しては同センターの管轄になっているため、これらの役割は、同センターの運営委員会及び教育部会が担うことになる。AI・データサイエンスセンターとの関係性についてはAI・データサイエンス全学プログラムの授業が開講された2021年の段階で、同センター教育部会において「開講及び開講が決定している各科目の運営にかかわる事項については、全学連携教育機構に設置されている『情報関連教育プログラム』と『AI・データサイエンス教育プログラム』の部門授業担当者委員会において検討し教員人事等の重要事項については、教授会に相当する全学連携教育機構運営会議で審議されるため、既設科目に関する教育部会の役割は、各科目の運営がAI・データサイエンスセンター全体の方針に適合しているかどうかのチェックをすることである。また、授業にかかわる予算に関してはセンターの管轄になっていることから、教育部会、センター運営委員会において審議されることになる。」旨確認されていることから、混乱を生じないように配慮されているものと判断する。

○機構長の権限と責任が明確化されているか。

全学連携教育機構長は、中央大学全学連携教育機構に関する規程第5条第3項の規定に基づき、全学連携教育機構の業務を統括し、その運営に責任を負う。また、全学連携教育機構長は、研究・教育問題審議会の職務上の委員となっており、その権限内容と責任は明確化されている。

全学連携教育機構の事業が全学部横断にて展開され、FLPに代表される教育プログラムが本学を特色付ける活動であることであることに照らし、副学長のうち1名を全学連携教育機構長

とすることに関しては、その重責を十分に勘案された上での選任手続きであり、適切である。

○機構長の選考方法の適切性、妥当性

全学連携教育機構長の選任手続きは、中央大学副学長に関する規程第3条第4項及び中央大学副学長の選考委員会に関する細則第2条に定める手続きにより選出された副学長のうち1名について学長が委嘱する旨明文化されている（中央大学全学連携教育機構に関する規程第5条第2項）。

<点検・評価結果>

意思決定プロセスに関しては、規程上、運営会議を含む全学連携教育機構内の各会議体の位置付けは明確となっており、実際の意思決定手続きも規程に定めるボトムアップの方式で進められており適切である。

機構長の権限と責任、選考方法についても概ね適切であるといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

全学連携教育機構事務室は、全学連携教育機構の設置と同時に設置された。それまで学事部教務総合事務室で担っていたFLPの6つの教育プログラムに関する業務に加え、5つの全学的教育プログラム、すなわち①キャリアデザイン教育プログラム、②学術情報リテラシー教育プログラム、③情報関連教育プログラム、④外国人留学生のための日本語等教育プログラム、⑤グローバルFLPプログラム⑦AI・データサイエンス教育プログラムに関する業務を担っている。

2022年5月現在、専任職員7人（内1人は管理職位者、3人は他部課室との兼務者）と派遣スタッフ2人、パートタイム職員1人の計10人で構成されており、全ての教育プログラムの課題をグループで対応する体制を構築している。

また、2020年度に設置されたAI・データサイエンスセンターが担う教育分野の事業である「AI・データサイエンス全学プログラム」を全学連携教育機構の「情報関連教育プログラム」及び「AI・データサイエンス教育プログラム」として同センター事務室と協力体制を組み運営に当たっている。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

職員の専門性向上については、本学として実施する専任職員に対する職能資格別の研修への参加や、学内外の各種研修会や業務に関連する文部科学省・日本私立大学連盟等の説明会への参加を通じて実施しており、その結果を共有するように努めている。

また、事務執行体制においてもできるだけ情報の共通化を図り、今後の業務内容の多様化へ対応可能となるよう効率を高めていくことを目指している。

要となる FLP や iDS (AI・データサイエンス教育プログラムの修了証を伴うプログラム)のプログラム履修生(=演習科目受講者)の募集における PR 動画の作成、面接選考に関わる各種手続きなど、募集活動への教員(プログラムによっては兼任教員を含む)の積極的関与(説明会の実施、広報動画の作成)や教職協働の取組みは、全学連携教育機構の運営にあたって欠かせないものとなっている。

<点検・評価結果>

近年、二号プログラム内の各プログラムの科目新設・見直し・カリキュラム改正、三号プログラム、四号プログラムの新設に伴い、全学連携教育機構事務室の業務は拡大しており、加えて法学部の茗荷谷移転に伴う都心キャンパス所属学生への対応増加等が見込まれる中、全学連携教育活動の持続性を担保するため、現状の事務体制は必ずしも適切な状態であるとは言えない。

全学連携教育機構において行われる教育活動の活性化のためには、演習科目が中心的役割を果たす FLP や iDS (AI・データサイエンス教育プログラムの修了証を伴うプログラム)プログラムの盛り上げが重要である。このことは教職ともに十分心得ており、向学心に富んだ将来有望な1年生をこれらのプログラムに招き入れるための活動については、協力体制を持って取り組んでいる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

以上

第2部第2章 大学院研究科・専門大学院研究科

法学研究科

◇大学院の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

＜現状説明＞

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学大学院では、中央大学大学院学則（以下、「大学院学則」と言う。）第2条において「学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」を大学院の使命として定めている。これに基づき、法学研究科においては広く法学・政治学の基礎・応用分野における学術の研究を進め、「法学、政治学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する」（大学院学則第4条の5）ことを教育研究上の目的としている。

これら法学研究科における教育研究上の目的は、本学の「イギリス流の経験主義・合理主義を基礎とした実学の伝統を継承しつつ、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の理論及び応用を教授・研究することによって、個性豊かな人材の育成を通じた文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献するという使命の下に、実地応用の素を養うために求められる基礎・基本を重視した教育、社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決力を涵養する実地応用教育を展開することで、幅広い教養と異文化に対する理解力・コミュニケーション能力を基礎とする豊かな感性と人間力を備え、高度な専門性を有し国際社会に貢献できる人材の育成」という教育目標にも合致するものである。

これらを踏まえ、具体的には、第1に研究者養成、第2に高度専門職業人の養成、第3に社会人教育、そして第4に日本の諸制度や理論を学ぶことを希望する外国人留学生の教育を法学研究科における柱としている。

＜点検・評価結果＞

研究科の目的は、大学の理念・目的等を踏まえた形で適切に設定されている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

<現状説明>**○構成員に対する周知方法とその有効性****○社会への公表方法**

法学研究科の理念・目的の周知は、大学構成員（学生、教職員）に対しては履修要項、本学公式 Web サイト等を通じて周知していると共に、新入生ガイダンスで説明を行うことで理解を深めている。また、入学志望者に対しては、Web サイトでの法学研究科の紹介、大学院ガイドブックへの掲載、大学院進学説明会での説明等を通じて行っている。

<点検・評価結果>

以上のように、履修要項および本学公式 Web サイトに、研究科の理念・目的を記した大学院学則を掲載することにより、構成員及び社会に向けて適切に周知・公表している。さらに、大学院ガイドブックには、法学研究科の教育研究に関し、その内容、方法、特色等を一般の方々にも解りやすい平易な文体で記述しているため、理念・目的・教育目標等を周知する上で極めて有効なものとなっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>**○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況**

法学研究科においては、2016年度の機関別認証評価において、博士後期課程における体系的な教育課程の整備やコースワークから研究指導につなげる教育課程の編成といった取組みの進展が図られておらず、その整備を通じた教育課程の実質化が喫緊の課題であるとの指摘を受けた。これについては、法学研究科委員会及び制度改革委員会を中心に改善に取り組んできており、その対応経過については本学における年次自己点検・評価レポートにまとめ、大学評価委員会に対して報告を行なってきた。機関別認証評価における指摘以降、法学研究科委員会及び制度改革委員会で議論を重ね、博士後期課程のみならず博士前期課程も含めてコースワークの整備を行ない、2021年度から、これに対応したカリキュラムの運用を開始している。

なお、収容定員充足率の改善も法学研究科を含めた文系研究科における課題となっている。これについては、中長期的に取り組むべき課題として認識しており、法学研究科としては、修士論文に代えて「特定の課題についての研究の成果」で修了するコースの導入や社会人・外国人留学生向け科目の設置など、多様な背景を持った学生のニーズに応える教育研究の展開の検討を進めているところである。

<点検・評価結果>

以上のように、認証評価等の結果も踏まえつつ、毎年度の自己点検・評価活動の一環として、法学研究科の目標・課題等の設定を行い、法学研究科委員会および制度改革検討委員会を中心

に議論、検討を行うとともに、定期的に研究科における中長期計画を設定し改善・向上に取り組むなど、適切に必要な対応がとられている。

<長所・特色><問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

収容定員充足率の改善を図るべく、法学研究科としては、特定の課題についての研究の成果で修了するコースの導入や社会人・外国人留学生向け科目の設置など、多様な背景を持った学生のニーズに応える教育研究の展開の検討を法学研究科委員会や制度改革検討委員会で進めていく。

◇大学院における内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

<現状説明>

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

法学研究科の将来の教育・研究活動を充実させるためのシステムとしての法学研究科組織評価委員会は、自己点検・評価の結果に基づいて策定した具体的な将来改善計画に即した改善・改革に努める一方で、当該改善計画及び自己点検・評価活動で設定した目標に対する達成状況等を年度毎に確認・検証している。また、必要に応じて、改善計画の内容変更については、制度改革検討委員会や法学研究科委員会への提案するほか、法学研究科内にはとどまらない関係する諸機関がある場合には、適宜、これらの諸機関に提案を行うなど、実質的な改善に向けた柔軟な対応を図っている。

例えば、2021年度の自己点検・評価活動に係る法学研究科の指定課題「学修成果の可視化に係る取組みの推進」に関しては、従来、法学研究科には学修成果の可視化に関する具体的な施策が整っていなかったものの、これを法学研究科委員会等で検討し、カリキュラムマップの整備および、学位授与の方針に基づく知識・能力の到達度評価表を作成し、修士論文・最終試験の審査報告書の評価をもとに学生の学習到達度を数値化し、点検する仕組みを整えた。

このように、課題改善へ向けた目標設定、実行、取り組みの報告を通じ、法学研究科における研究教育活動の改善・質の向上がなされているところである。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

法学研究科は、2016年度の機関別認証評価において、「博士後期課程のカリキュラムは、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。」、「収容定員に対する在籍学生比率が、博士前期課程で0.29と低いので、改善が望まれる。」、「学生の受け入れ方針が博士前期課程と博士後期課程で区別されていないので、課程ごとに定めるよう改善が望まれる。」という3点の指摘を受けた。これについては、法学研究科委員会及び制度改革委員会を中心に改善に取り組んできており、その対応経過については本学における年次自己点検・評価レポートにまとめ、大学評価委員会に対して報告を行ってきた。

コースワークの整備については、2016年度の機関別認証評価における指摘以降、法学研究科委員会及び制度改革委員会で議論を重ね、博士後期課程のみならず博士前期課程も含めてその整備を行ない、2021年度から、これに対応したカリキュラムの運用を開始している。博士前期課程の定員充足率については、法学研究科のみならず文系の研究科全体で取り組む課題として研究科委員長会議を中心に施策の検討・実行を行うと共に、法学研究科単体でも入学試験制度改革や広報活動の強化、特定の課題についての研究の成果による修了コースの導入などの施策を実行してきているが、抜本的な改善には至っていない。詳細については「◇大学院における学生の受け入れ」を参照していただきたい。入学者受け入れの方針については、研究科委員会を中心に検討を進め、2020年6月に課程ごとに求める人材像を示した方針を決定し、公表している。

<点検・評価結果>

恒常的な自己点検・評価において、課題改善へ向けた目標設定、実行、取り組みの報告を通じ、適切に対応している。2016年度の機関別認証評価において、指摘された事項についても、改善対応の取り組みがなされている。以上のように、法学研究科における内部質保証システムは有効に機能しているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学では、中央大学学則第2条に「その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法

の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献すること」と大学の使命を定め、大学院学則第2条では「課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」と本大学院の目的と定めている。法学研究科では、これらに基づいて、創設当初から今日に至るまで、次代を担う研究者の養成に取り組んできた。また、様々な領域でグローバル化が急速に進展し、世界的に高度に複雑化する法秩序、国際関係・政治の状況にあつて、法学研究科が掲げる法学・政治学及び関連諸分野での高度の専門性を有する人材の養成という目的は、ますますその重要性を増しているところである。

法学研究科は、公法、民事法、刑事法、国際企業関係法の法律系4専攻、政治学専攻の計5専攻について、博士前期課程及び博士後期課程を置いている。それぞれの専門分野においては、研究者養成、高度専門職業人の養成、社会人教育、留学生の教育を行っており、このことは、広く法学・政治学の基礎・応用分野における学術の研究を進めるという目標に合致し、現状においては相当数の修了生を輩出するなどの成果を挙げている。

この5専攻体制は、他大学に類例をみない細分化された体制である。これは、研究者養成を中心に据えて個々の学生の専門分野に対して、でき得る限り細やかに専門的な教育を施すことを意図したものである。他方で、複雑化する現代社会への課題に対応するためには、複数の専門分野にまたがる知見が必要である。この点については、専攻間のカリキュラム上の障壁をできるだけ低くしたり（修了に必要な単位数である32単位のうち10単位を他研究科・他専攻科目の履修が可能）、専攻横断的な科目群を設けること等を通じて対応しているほか、「研究アドバイザー」制度を設けて、指導教授以外の専任教員から専攻を横断して研究支援を受けることができるようにすることで十全な対応を図っている。

また、専門分野に関わらず必要とされる基礎的な知識や能力の涵養のために、博士前期課程では「研究基礎科目」、博士後期課程では「研究論科目」を置いている。博士前期課程の「研究基礎科目」としては、研究倫理・研究方法論、アカデミック・ライティング等を開講し、研究に必要な研究倫理と研究方法及び基礎的知識・能力の修得を図っている。博士後期課程の「研究論科目」としては、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2を開講し、研究者として自立するために必要不可欠な研究指導・研究報告の方法論の習得を図っている。

なお、国際環境等への配慮については、後述する「第4章 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑥ 教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか」の項目を参照いただきたい。

<点検・評価結果>

以上のように、法学研究科の組織体系は大学の理念・目的や学問の動向、社会的要請を踏まえ、必要な専攻を配置しており、適切であるといえる。

<長所・特色>

法学研究科は、公法、民事法、刑事法、国際企業関係法の法律系4専攻、政治学専攻の計5専攻体制は、他大学に類例をみない細分化された体制である。これらは、研究者養成を中心に据えて個々の学生の専門分野に対して、細やかに専門的な教育を施すことを意図したものであり、2012年度から2021年度の10年間において、課程による者の博士学位取得者数は61名

に達し、顕著な研究者養成の成果を上げている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

次世代を担う研究者養成のシステムは機能しているため、引き続き質の保証に努めると共に、より多くの入学者を獲得し、多くの修了生を輩出するため、継続して制度改革委員会や法学研究科委員会を中心に博士前期課程のコース制度確立や広報戦略の強化に努める。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

法学研究科における教育組織の検証は、分野ごとの部会、専攻ごとの専攻会議、制度改革検討委員会ならびに法学研究科委員会の各段階において、過年度の入学試験の受験者数、合格者数、入学者数、入学定員充足率、学位授与者数、授業編成等を基に、適切な人員配置や組織構成を検討しているほか、毎年度実施している授業編成の検討や自己点検・評価活動においても検証の機会を設け、組織運営上の問題及び教育研究組織の妥当性について、学内外における様々な要素を勘案しながら検証と議論がなされている状況である。

また、文系の5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）においては、2020年秋に見直しが行われた中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）の中で「本学における『研究』を抜本的に強化・加速し、社会から求められる新規領域の研究を実現する」ことが大学の方針として掲げられ、即時性と実効性を伴う改革を行うべく、学長が大学院改革構想検討委員会を設置した。同委員会により2021年7月に「中央大学大学院における今後の改革構想検討報告書」を取り纏められ、これに基づき、学長の下、大学院研究科委員長会議において、文系研究科における将来的な教育研究組織のあり方等が継続して検討されているところである。

<点検・評価結果>

以上のとおり、毎年度、ミクロ・マクロ双方のレベルにおいて必要な根拠を基に組織構成については点検・評価を行っている。また、他研究科も含めた大学院全体の改革構想において教育研究組織の構成と点検・評価は恒常的に行われているため、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院の教育課程・学習成果

<点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛>

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

<現状説明>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

法学研究科においては、大学院学則第4の5に定める教育研究上の目的の下、高度な研究能力と広く豊かな学識を有し、高度の専門性を必要とする業務を遂行できる人材、具体的には、グローバル化した現代社会の中で複雑化した社会現象や諸問題を把握するためにグローバルな視点に立って法学・政治学及びその関連諸分野の専門知識を活かすことができる複眼的な視点を持った人材を養成することを教育目標としている。

そして、大学院学則第4の5に定める教育研究上の目的を援用しながら学位授与の方針を明示しており、教育理念との整合性を担保している。また、学位授与の方針において、具体的な人材養成像や修了するにあたって備えるべき知識・能力を掲げて、容易に理解できるようにしている。

学位授与の方針は、教育課程編成・実施の方針とともに、履修要項、本学公式Webサイト等において明示し、本学の学生及び教職員のほか、志願者等の学外の第三者にも公開されている。これらの公開によって、学生の入学後においては授業履修の指針となり、求められる学位授与の水準に向けて研究計画を立てやすいというメリットを有しており、教職員にとっては研究科全体の方針を随時確認することが可能なことから、自身が担当する授業科目のカリキュラムの位置づけ、そして教育水準を確認することができる。こうした両者の目標や方針の共有は、相互作用によって研究科の教育課程の実質化に貢献している。

他方、社会一般への公開という観点においては、法学研究科への入学を考える者については、自己の研究が研究科で完遂できるかどうかの確認が可能であり、入学後のミスマッチを防止することにもなる。また、法学研究科で養成される人物像と教育水準を示すことで、修了者を採用する企業、官公庁等に対しては、法学研究科修了者が有する特徴や能力を理解することができ、社会全体からの負託を果たすことにもなる。

学位授与の方針具体的な内容は以下の通りである。

学位授与の方針

<養成する人材像>

法学研究科は、本学の建学理念である「**「**実地應用ノ素ヲ養フ**」**教育の精神を継承し、法学・政治学及びその関連諸分野の理論・実務に関する高度な教育・研究指導を行うことにより、高度な研究能力と広く豊かな学識を有し、高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成します。

<修了するにあたって備えるべき知識・能力>

【共通して備えるべき知識・能力】

法学研究科は、グローバル化した現代社会のなかで、法学・政治学及びその関連諸分野における高度な研究能力と広く豊かな学識を有し、高度の専門性を必要とする業務を遂行できる人材を養成するため、所定の教育課程及び研究指導を通して以下のような知識と能力を身につけた人材に対し、修士及び博士の学位を授与します。

①グローバル化した現代社会のなかで、複雑化した社会現象や諸問題を把握するために、広い視野と複眼的

な視点から法学・政治学及びその関連諸分野の専門知識を生かすことができる。

②複雑な社会現象を読み解くために、実証的に分析しかつ、論理的・批判的に思考することができる。

③国境を越えた問題の共有や比較研究という視点から、法学・政治学及びその関連諸分野に関する外国語の文献・情報を読みこなすことができる。

④現代社会が抱える諸問題や諸課題を発見し、その解決案を論文という形で提示することができる。

【博士前期課程で要求される知識・能力】
指導教授の指導のもとで、各専門分野における基本とされる研究手法や考え方をういながら、自らが設定した課題を分析し、論理的かつ客観的にその解決策や結論が導き出すことができる。

【博士後期課程で要求される知識・能力】
博士前期課程において専門分野における研究手法や考え方を既に修得していることを前提に、自らの研究課題が有する学問的意義と社会性を意識しながら、自らの学説を提起すること等により自立的に研究を遂行できる。

<点検・評価結果>

以上のように、課程ごとに学生が修得することが求められる知識・能力等を明示した学位授与の方針を定めているものの、授与する学位ごとには、定められていない。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

法学研究科においては、博士前期課程・後期課程で共に「法学」および「政治学」の学位を授与しているが、授与する学位ごとには、学位授与の方針は定められていない状態にあり、改善が必要である。

<今後の対応方策>

2023年度に向け、制度改革検討委員会および法学研究科委員会において検討し、2022年度中に授与する学位ごとにふさわしい学習成果を明示した学位授与の方針を定める。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

法学研究科においては、大学院学則第4の5に定める教育研究上の目的等に基づき、教育課程編成・実施の方針を定めている。当該方針においては、カリキュラムの編成を設置のねらいから記述するとともに、カリキュラムの体系性等についても詳述している。教育課程編成・実施の方針は、学位授与方針とともに策定され、前述の学則の教育研究上の目的及び学位授与の方針との整合性・関連性を十分意識したものとなっている。

具体的な内容は以下のとおりである。

＜教育課程編成・実施の方針＞

＜カリキュラムの基本構成＞

○法学研究科では、法学・政治学及びその関連諸分野における高度な研究能力と広く豊かな学識を有し、高度の専門性を必要とする業務を遂行できる人材を養成するため、以下のように教育課程を編成します。

【博士前期課程】

○5専攻 前期課程では、公法専攻、民法法専攻、刑事法専攻、国際企業関係法及び政治学専攻の5つの専攻を設けています。

○研究基礎科目・共通科目

- ・5専攻に共通の科目群として研究基礎科目と共通科目を配置することにより、法学・政治学研究にとって共通に必要な研究倫理と方法及び基礎的知識の修得を図ります。
- ・研究基礎科目として、研究倫理・研究方法論、アカデミック・ライティング及びリサーチ・リテラシーを開講します。このうち研究倫理・研究方法論は、研究者誰もが身につけるべき基礎的な研究倫理と方法論を学ぶための必修科目です。

○専攻ごとの専門的科目

- ・各専攻は、それぞれ関係する専門分野によって区分されており、各専門分野固有の知識と論理的思考能力を身につけることができるような諸科目を配置します。
- ・公法専攻、民法法専攻、刑事法専攻、政治学専攻には「特講」「演習」「特殊研究」（民法法専攻にはさらに「研究特論」）を配置します。国際企業関係法専攻には、法律科目と経済科目の他に「事例研究」や「研究特論」を配置します。以上により、各専攻に固有の専門的知識の習得を図ります。
- ・国際企業関係法専攻と民法法専攻では「研究特論」を開講し、社会人学生や外国人留学生などのために基本的な論文作成方法を指導します。

○他専攻・他研究科履修など

- ・研究する者の専門分野によっては、所属する専攻にとどまらない隣接分野における知見の修得が要求されます。
- ・他専攻・他研究科の科目、さらには協定を有する他大学の科目から、修了に必要な単位の一部を履修することができます。こうしたカリキュラムの構成により、現代の多様でかつ複雑な研究対象の諸相を捉えることができるようになっていきます。

【博士後期課程】

○研究論科目（必修）

- ・研究論科目として、「研究指導論」、「研究報告論1」、「研究報告論2」の3科目を開講します。「研究指導論」は2単位、「研究報告論」は各科目1単位で、必修科目です。以上により、研究者として自立するために必要不可欠な研究指導・研究報告の方法論の習得を図ります。

○特殊研究

- ・各専攻に、講義科目として「特殊研究」を設置し、きめの細かい高度の専門的研究指導を行います。これにより、研究者として自立するため必要不可欠な専門知識と能力の習得を図ります。
- ・複相的な研究課題を有する大学院生は、博士前期課程と同様に、他専攻の「特殊研究」を履修できます。

＜カリキュラムの体系性＞

○広く豊かな学識を養うため共通に必要な基礎的科目の履修に始まり、博士前期課程での各専門科目を履修した後、それをより発展・専門化させ、より高次かつ自立した研究能力の修得を可能とする博士後期課程の科目を履修するという体系になっています。

○博士前期課程と博士後期課程では、それぞれ以下のようなカリキュラム構成になっています。

【博士前期課程】

研究基礎科目の受講を通して、研究者として共通に必要な研究倫理と研究方法及び基礎的知識を身につけ、また、共通科目と各専攻科目を並行して履修することにより、一般的な知識・能力と専門的な知識・能力をバランス良く修得することを可能にします。

【博士後期課程】

研究論科目（研究指導論、研究報告論1、研究報告論2）及び「特殊研究」の履修を通して、研究者に必要な方法論を用い、かつ自立して研究を進めるために必要な知識と能力を身につけることを可能にします。

これら学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針は、本学公式Webサイト、履修要項等に掲載し、本学の学生及び教職員のほか、志願者等の学外者も閲覧ができる状態となっている。

これにより、学生にとっては入学後に授業履修の指針となり、求められる学位授与の水準に向けて研究計画を立てやすいというメリットを有しており、教職員にとっては研究科全体の方針を随時確認することが可能なことから、自身が担当する授業科目のカリキュラムの位置づけ、そして教育水準を確認することができる。こうした両者の目標や方針の共有は、相互作用によって研究科の教育課程の実質化に貢献している。他方、社会一般への公開という観点においては、法学研究科への入学を考える者については、自己の研究が研究科で完遂できるかどうかの確認が可能であり、入学後のミスマッチを防止することにもなる。また、法学研究科で養成される人物像と教育水準を示すことで、修了者を採用する企業、官公庁等に対しては、法学研究科修了者が有する特徴や能力を理解することができ、社会全体からの負託を果たすことにもなる。

<点検・評価結果>

法学研究科においては、博士前期課程・後期課程において共に「法学」および「政治学」の学位を授与しているが、授与する学位ごとには、教育課程編成・実施の方針は定められていない状態にある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

法学研究科においては、「法学」および「政治学」の学位を授与しているが、授与する学位ごとには、教育課程編成・実施の方針は定められていない状態にあり、改善が必要である。

<今後の対応方策>

2023年度に向け、制度改革検討委員会および法学研究科委員会において検討し、2022年度中に授与する学位ごとの教育課程編成・実施の方針を定める。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点2、5は割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点3：コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

（博士前期課程）

博士前期課程では、まず、大学院における研究・教育に際し、必要とされる基礎的な知識

や能力を涵養する科目群として「研究基礎科目」を置いている。これらは法学・政治学の分野の別で開講され必修としている「研究倫理・研究方法論」（2単位）と「アカデミック・ライティング」（2単位）、「リサーチ・リテラシー」（2単位）で構成される。

そのうえで、専攻ごとに専門分野の授業科目を置いている。公法専攻、民事法専攻、刑事法専攻、政治学専攻においては、それぞれの専門分野について講義科目と演習科目を設けている。国際企業関係法専攻においては講義科目（主に2単位×2科目で構成される基幹的な科目と主に2単位×1科目で構成される発展的な科目）が設けられており、法律と経済（特に企業という視点から）の両分野をまたがる専門知識を修得することができるようになっており、さらに、事例研究科目によって実務と理論の架橋を図っている。

また、専攻を超えて履修できる科目群である「共通科目」を設け、哲学・思想や、外書講読、今日的な課題を取り扱うなどしている。

その他には、民事法専攻と国際企業関係法専攻において「研究特論」を設けて、社会人や外国人留学生等を中心として、専門分野での研究に不安がある学生が基本的な調査方法、分析手法、研究技法を学び、修士論文を無理なく執筆できるよう配慮している。

修了に必要な単位は全専攻32単位であるが、そのうちの10単位までについては他専攻もしくは他研究科の授業科目を修了に必要な単位に算入できることとしている。また、交流・協定校の授業科目で修得した単位と留学による修得単位は15単位を上限に修了に必要な単位に算入できるようになっている。

このように博士前期課程では、基礎に不安を覚える学生であっても、また、1つの専門分野では収まりきらない複数専門分野を横断する研究テーマを有する者であっても、順次、基礎から発展に至るまで専門分野の学修と研究ができるようにカリキュラムを編成している。

（博士後期課程）

博士後期課程では、まず、研究者として必要な指導力の涵養と研究成果の発表に際し必要とされる基礎的な知識や能力を涵養するための科目群として「研究論科目」を置いている。これらは、「研究指導論」（学部または博士前期課程の専門科目の講義・演習に参加し、博士後期課程の大学院学生が、担当教員の指導の見学・補助、当該授業において一定程度のリードをする存在となることを通じて指導力の養成を図る科目）、「研究報告論1」（学内・学外の研究会、あるいは学会での研究報告およびそれに向けた指導を通じ、実践的に研究成果のまとめ方、公表の仕方を習得する科目）、「研究報告論2」（学内・学外の紀要・学会誌に、判例研究・論文等を掲載およびそれに向けた指導を通じ、実践的に学術論文の執筆方法、投稿の仕方を習得する科目）によって構成され、いずれも必修（計4単位）となっている。

そのうえで専攻ごとに講義科目である「特殊研究1～4」（各2単位）を必修科目として設置している。「特殊研究1・2」は1年次配当科目、「特殊研究3・4」2年次以上配当科目によって構成され、年次が上がると同時に高度な講義を順次受講できる。なお、複層的な研究課題や複数の分野の知見が必要な研究課題を有する学生には他専攻の「特殊研究」を履修することも認めており、独力で研究を進めうる力を積極的に涵養している。

また、複数教員による分野横断的な演習科目である「特殊演習」（2単位）を法学・政治学の分野の別で開講しており、これは自身の研究テーマだけでなく周辺領域に関しても議論したり、報告を聞いたりすることで、専攻する分野の研究を鳥瞰する視座を養うことを目的としている。

修了に必要な単位は全専攻12単位となっており、自立した研究者として必要な能力や専門知識、教育的指導力を体系的に修得できるようにカリキュラムを編成している。

○コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

法学研究科においては、2016年度の機関別認証評価において、博士後期課程のカリキュラムは、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえない旨の指摘がなされた。これを受け、法学研究科では区分制博士課程という形態に鑑み、博士後期課程のみならず、博士前期課程も含めてコースワークの整備を進め、2021年度から新たなカリキュラムを導入したところである。

博士前期課程については修了に必要な単位を32単位としている。ここでは、各専門分野について演習系科目と講義系科目が配置されており、学生は自身の研究テーマと研究計画に従い、これらの科目を指導教授との相談を経て履修する。このほか、専攻間の共通科目を設けており、複数専門分野にまたがる課題や基礎的研究能力を涵養する科目を学ぶことが可能となっている。学生はこれらの授業科目を履修しながら、別途、修士論文を中心とした研究指導を指導教授から受けることとなっている。

博士後期課程については修了に必要な単位数を12単位とし、「研究指導論」、「研究報告論1・2」、「特殊研究1～4」、「特殊演習」を設置している。学生は、博士前期課程と同様に、授業科目の履修の他に指導教授からの研究指導を受けることとなっており、入学当初提出を求められる研究計画書と、毎年度提出が求められる研究状況報告書により、研究指導の工程管理がなされている。授業科目である「特殊研究」は、指導教授が担当する授業科目の履修のほか、学生自身の研究テーマと研究計画に基づき、他の教員が担当する特殊研究の履修も認められている。

また、リサーチワークの強化のため「研究アドバイザー制度」を両課程において設け、指導教授以外の専任教員から専攻を横断して研究支援を受けることができるようにもしている。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

博士前期課程においては、専門分野の高度化に対応した教育内容として、公法専攻、民法法専攻、刑事法専攻、政治学専攻において、それぞれの専攻に関わる専門分野をより細分化し、その分野名をそれぞれ付した「特講」と「演習」の2講座を設置している。多くの専門分野について、複数担当教員を配置し、各専門分野を深く学修できる体制としている。その他、これら各専攻には、それぞれの専攻の名前を冠した「特殊研究」を設け、それぞれの専攻でより一層テーマ性の高い授業が展開されている。国際企業関係法専攻では、専門分野の学修を基幹科目と発展科目に大別し、事例研究も含めて基礎から発展として学べる体制を敷いている。ここでは、「Legal Research」を設け、法情報に関する情報収集の方法や法理論の研究方法等の基礎を学ぶことができる。このほか、民法法専攻及び国際企業関係法専攻では、こうした専門分野の学修を研究に応用可能とするために、あるいは専門分野の研究手法・方法に不安を感じる学生に「研究特論」を設けて対応している。

また、こうした専門分野の深化のほかに、専攻を超えて学ぶことができる共通科目群を設けている。共通科目群では、「法哲学」、「法史学」、「比較法学」、「古典研究」、「社会科学基礎理論」等を専門分野の基礎的素養を涵養する科目として配当するとともに、各種外国法を専門に学ぶことができる「外国法研究」、複数の専門分野にわたる事項などを扱う「特殊講義」等を設け、専門分野の高度化に対応できる体制としている。さらには、オープン・ドメイン制度が導入され、自身の研究テーマや研究計画に応じて他研究科科目の履修も可能となっており、広い専門領域にわたる学修ができる体制を整えている。

他方、博士後期課程では、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな

学識を養う」(大学院設置基準第4条第1項)という博士課程の目的との関連においても、広く法学、政治学の基礎・応用分野における学術の研究を進め、法学、政治学及びその関連する諸分野における高度の専門性に加えて、研究者としての自立した研究活動と専門的な業務に従事するための高度の研究能力を涵養するため、「研究論科目」および専攻毎の講義科目として「特殊研究」、さらには専攻分野ごとの演習科目「特殊演習」を設置している。学生は指導教授の担当する「特殊研究」を中心に履修しながら、その他にも専攻する専門分野に関わる科目も併せて受講する。指導教授は「特殊研究」を通じて学生の研究の深度等を把握しており、より深奥な研究指導を行う体制を整えている。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

まず、博士前期課程においては、大学院における研究・教育に際し、必要とされる基礎的な知識や能力を涵養する科目群として「研究基礎科目」を置いている。そのうえで、博士後期課程においては、研究者として必要な指導力の涵養と研究成果の発表に際し必要とされる基礎的な知識や能力を涵養するための科目群として「研究論科目」を置いている。これらにより、高度な専門知識・能力だけでなく、修了後に大学教員等として、その職を担うにあたり必要となる教育的指導力や指導の手法、研究成果のアウトプット(社会への還元)の手法を修得できるようにしている。これらの科目履修を通じて、主たる進路として設定している研究職に就く学生の社会的及び職業的な自立を図っている。

<点検・評価結果>

教育課程の編成・実施方針に基づき、分野構成や体系性に配慮しながら、適切に授業科目が設置されている。

また、2016年度の認証評価においてコースワークとリサーチワークが適切に組み合わせられている状況とは言い難く、コースワークの整備が課題と指摘されていたことから、2017年度以降コースワークの検討・整備を進め、現在はコースワークとリサーチワークのバランスが十分に配慮された適切なカリキュラム編成となっている。

<長所・特色>

法学研究科では、教育研究上目的として研究者の養成に重きを置いており、これに則した教育課程の編成がなされている。

博士前期課程では、大学院における研究・教育に際し、必要とされる基礎的な知識や能力を涵養する科目群として「研究基礎科目」を置き、早期に大学院における研究・教育の特質に慣れるようにするとともに、より効果的にそれらが享受できるように努めている。

博士後期課程においては、「研究論科目」を必修として置き、研究者として自立するために必要不可欠な研究指導・研究報告の方法論の習得を図っている。これらはプレFDとしての性格も有しており、中でも「研究指導論」は、学部または博士前期課程の専門科目の講義・演習に参加し、博士後期課程の大学院学生が、担当教員の指導の見学・補助、当該授業において一定程度のリードをする存在となることを通じて指導力の養成を図っており、特色ある教育であるといえる。

<問題点>

特になし。

＜今後の対応方策＞

コースワークを整えた新カリキュラムに関しては、2021年度に導入したところであるため、教育効果等の検証がまだ十分にできる状況にない。新カリキュラムで博士前期課程に入学した学生が、博士後期課程を修了する2026年度以降を目途に、研究科委員会を中心として効果検証を進め、その上で明らかになった課題について必要な改善・向上を図りたい。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点3：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

＜現状説明＞

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

博士前期課程における各専門分野には、専門分野の名前を冠した「特講」と呼ばれる講義科目と「演習」と呼ばれる演習科目をそれぞれ設置している。これにより、各専門分野を講義と演習のそれぞれの特色を生かして学修できるようになっている。また、「特講」と「演習」を並行して履修することで、教育の相乗効果が生まれるよう、この両科目は、原則としてそれぞれ週1回ずつ行われている。また、グローバルな視点に立って法学・政治学及びその関連諸分野の専門知識を活かすことができる複眼的な視点を持った人材を養成することを教育目標に掲げていることから、外国語、とりわけ英語による授業も多数開講しており、2017年度には8科目20単位分の開講であったが、2021年度には32科目64単位分の開講に及んでいる。このほか、外国法研究や比較法研究を行う際に必須となる Legal Research の技法の修得を目的とする科目においては、データベースを用いた実習を取り入れた授業を行うことにより、学生の主体性を引き出す工夫をしている。

博士後期課程では、講義科目である「特殊研究」を設けており、少人数教育の特性を生かし、学生の研究テーマや要望に柔軟に適応した形で授業が展開されている。あわせて、リサーチワークとして、博士論文作成に向けて不断の研究指導が実施されている。こうした授業形態等は、それぞれの学生における自身の研究課題の追求とも照応するものであり、教育目標達成のための有効な手段となっている。

さらに、学生の主体的な参加を促す授業方法として、シラバスには「授業時間外の学修の内容」を記載したうえで、授業担当教員は授業の各回において、学生に対して予習内容を具体的に求めている。例えば、外書講読を行うような場合には、報告者が指名され、指定された資料について内容の訳文・大意といったものと内容の解説・補足が求められる。そのため、学生からの主体的な参加がなければ授業が進展しない仕組みとなっている。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

法学研究科においては、博士前期課程、博士後期課程ともに、1年間又は学期ごとの履修登

録単位数上限は定めていない。

入学時には大学院事務室を中心として新入生ガイダンスにより履修指導を行っている。また、日常的な履修指導については、指導教授制をとっていることから、指導教員がその任に当たっている。特に、指導教授届を毎年度提出させて研究指導の責任者を明確にするるとともに、学生に体系的な学修を促すため、履修登録にあたっては指導教授との履修相談を必須とし、履修科目や履修単位数を含め、個々の学生の能力や研究計画に応じた適切な履修指導がなされている。

また、履修登録手続きの申請後には、大学院事務室による履修科目や履修単位数のチェックが行われており、履修に関して見直しが必要と思われる点があれば、研究科委員長や指導教授との緊密な連携の下、当該学生に対して必要な履修指導等の対応を行なっていることから、単位の実質化は図られていると言える。

○研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

履修要項には、毎年度の学年暦・行事日程等を掲載するとともに、博士前期課程・博士後期課程の各課程における入学から修了までのフロー（ロードマップ）を示している。これに基づきながら、学生は各年度における短期的な履修計画・研究計画および修了までの長期的な履修計画・研究計画が立てられるようになっている。

学位論文の作成に際しての研究指導については、指導教授制を採用していることから、基本的には指導教授が授業に加えて、日常的に研究指導として論文執筆の指導も行っている。また、演習科目においても指導が行われており、この計画や内容はシラバスにおいて学生に向けて明示されていると共に、学生のテーマや進捗状況等を加味して計画を一部修正するなど、柔軟な対応が行われている。

博士前期課程の学生については、指導教授を中心に個々の学生の学修・研究に有益な科目について履修上のアドバイスを受けつつ、修士論文の作成を進めることとなる。2年次の夏季には、修士論文中間発表会を実施しており、指導教授とアドバイザー教員によるアドバイスを通じて学位論文の質的向上を図っており、学生の研究発表能力の向上や参加する学生相互のモチベーション向上にも有益な機会となっている。

博士後期課程の学生については、修了に必要な単位12単位以上の授業科目を履修することとなり、これと並行し指導教授の研究指導を受けることとなる。また、1年次の春季には研究計画書を提出が必要となっており、2年次以降の春季には、毎年度、研究状況報告書の提出が必要となっている。これら研究計画書や研究状況報告書の作成により、学生と指導教授の間で研究のスケジュールや進捗状況を共有し、当該年度の研究方針や内容を双方で詰めることが可能となっている。

研究指導については、指導教授による指導が主であり、指導教授が教育研究指導責任を負うことになっている。これに加えて指導教授が所属する専門分野毎に設けられた部会に所属する他の教員からの指導も伝統的に自然になされている状況である。さらには研究アドバイザー制度を導入している。研究アドバイザーは、指導教授とともに学位論文作成にあたって助言・支援や研究活動全般に係るアドバイスを行うものであり、指導教授とは異なる視点、方法論、価値観等を学生に提供することを可能とするものとなっている。研究分野や指導教授、研究アドバイザーの変更希望については研究科委員会の議を経て認めている。指導教授の退職もしくは長期在外研究を理由とするもの、専門性がより近い領域の教員の新たな赴任によるものを除くと、この変更希望は稀に見られる程度である。

○シラバスに基づいた授業展開について

シラバスは manaba 及び本学公式 Web サイト上で公開している。掲載内容は、履修条件、授業目的、到達目標、授業概要、授業計画、成績評価基準、事前事後学習の具体的内容、アクティブ・ラーニングや双方向授業の実施内容、実務家教員による授業の明示、参考文献、授業外の学習活動等であり、履修に際しての科目選択の他、計画的な予習が行えるように配慮している。さらに、第1回目の授業に際し、担当教員からシラバスに基づいて年間の授業計画についての詳細な説明を行うことで補っている。

シラバスの記述内容及び記述量については教員間で精粗が生じることがないように作成時に項目毎に作成上の注意点を記載した作成要領を全教員に配布し、一定の改善を見ている。また、2018年度より、各専攻の専攻会議長が当該専攻を担当する教員のシラバスの第三者チェックを行い、教育課程の編成・実施の方針に基づく授業が展開されているかの確認を行うことで、授業の質を担保している。

大学院では、学生に対して毎年度実施する研究状況・授業等に関するアンケートを通じてシラバスに関する意見も聴取している。当該アンケート結果をみると、授業内容・方法等がシラバスと相違があるといった記述はほとんど見られない。また、シラバスにおいても、授業の進行にあたっては受講者の研究テーマや専門知識レベルに応じて、担当教員と学生の相談の上、授業の内容を変更することを明示していることから、授業内容・方法とシラバスの整合性は担保されている。

<点検・評価結果>

以上のように、授業および研究指導の観点から効果的な教育・研究を行われるよう様々な措置を講じており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

<現状説明>

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

授業科目の内容、評価の基準・方法はあらかじめシラバスによって公開され、成績評価はそれらの基準・方法にしたがって適切になされている。成績評価の方法は、授業時間内での報告や討論、レポート提出等の平常点によるもの、あるいはこれらを組み合わせるもの等、個々の教員の裁量に任されているが、毎年度、研究科委員長、各専攻会議長によるシラバスの第三者チェックを実施しており、授業科目毎の成績評価の透明性・客観性が確保されている。また、成績発表後には、評価に関する問い合わせの期間を設け、学生から成績疑義に関する問い合わせがあった場合は科目担当教員、研究科委員長で確認する制度を設けることで、公正な成績評価制度としている。

入学前の既修得単位認定については、2020年度の大学院設置基準改正に伴い、大学院学則第36条の2を改正し、10単位から15単位を限度として博士前期課程の修了に必要な単位に算入

することができる。単位認定にあたっては博士前期課程入学時に入学前に履修した科目名とそれに対応して認定を希望する科目名、当該授業科目の内容と認定の理由を添えて申請をする必要がある。とりわけ、入学前に本学大学院または他大学大学院において修得した単位は、入学後、カリキュラムに照らして授業内容、レベル、時間数、本人の到達度等を踏まえた審査を行い、研究科委員会において既修得単位として15単位を限度に単位認定を行っている。（なお、2022年度の認定者は1名であった）。以上のように、入学前の既修得単位の認定については、大学院設置基準第15条の定める他大学院等での学修による認定単位数の範囲内で運用しており、かつ、大学院設置基準第3条（修士課程）第1項に定める課程の目的に合った教育を適切に行っている。

また、その他、本学大学院では国内の大学との間で単位認定の互換制度も設けている。各大学等との協定に則り、適切な成績評価及び単位認定を行っている。

[交流・協力校]

該当研究科	交流・協定校
全研究科	(国) 東京外国語大学
	順天堂大学 専修大学 東京電機大学 東京理科大学 東洋大学 日本大学 法政大学 明治大学 共立女子大学

[交流・協定校（法学研究科・博士前期課程のみ）]

該当専攻	交流・協定校		
政治学専攻	学習院大学	政治学研究科	
	成蹊大学	法学政治学研究科	政治学専攻
	日本大学	法学研究科	政治学専攻
	法政大学	社会科学研究所	政治学専攻
	明治大学	政治経済学研究科	政治学専攻
	立教大学	法学研究科	法学政治学専攻

○学位授与を適切に行うための措置

博士前期課程については、研究者を目指す学生と高度専門職業人を目指す学生が存在することから、それぞれの研究目的に応じた課題設定、調査、分析、立論などの基礎的な研究能力をみることを「法学研究科修士学位論文審査、及び最終試験に関する取扱要領」に定め、履修要項等を通じて明示している。

修士学位授与の要件としては、博士前期課程に2年以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格したものに授与することとなっている。

修士学位の授与にかかる審査に向けては、2年次の夏季に修士論文中間発表会を実施している。指導教授に加え、研究指導担当教員2名をアドバイザー教員とし、計3名体制で実施し、修了予定者の研究進捗状況の把握と、研究水準の向上に向けた具体的な指導を指導教授以外の教員も含めて行い、修士学位授与水準の質の確保と検証を行っている。

修士学位の授与にかかる審査は、研究科委員会により選出された主査1名と副査2名以上の審査委員による論文審査と最終試験（口頭試問）を行う。審査は「法学研究科修士学位論文審

査、及び最終試験に関する取扱要領」に基づき行われる。最終的に法学研究科委員会において、所定の単位の修得と論文審査および最終試験で合格の評価を得た者に対して、学位の授与を決定している。なお、1年間で32単位を履修し、かつ修士論文を執筆し、審査に合格した場合には、標準修業年限未満で修了することが制度化されている（1年修了制度）。特に、標準修業年限未満で修了を希望する者に対する審査は、通常の審査体制よりも厳密に行うことを旨とし、通常は3名の審査委員による論文審査及び口頭試問がなされるところ、これを5名の審査委員による審査とし、かつ、論文評価及び口頭試問の成績がともに最高評価であることを求めている。2021年度においては本制度による早期修了者はいなかった。

博士後期課程については、毎年度研究計画の策定と研究報告を行うことを学生及び指導教授に義務付け、標準修業年限3年を目途として博士論文の水準に達するようにしている。博士学位論文の提出は、大学院学則に「指導教授を通じて、研究科委員会に提出するものとする」と定められており、提出には指導教授の承諾が必要となっている。指導教授は、指導学生の当該論文が独力で過去の研究業績を踏まえながら新たな研究成果を提示している・新たな比較研究を行っているかなど、博士学位論文として審査する水準にあるかを総合的に判断し、法学研究科委員会に当該論文を提出することになる。

博士論文の審査体制については、研究指導を担当している指導教授が、研究科委員会において審査対象者の研究業績等の紹介を行ない、これに基づき、研究科委員会における審議の結果として審査委員3名（主査1名、副査2名以上）が選出される。審査委員は、指導教授を主査とし、当該審査分野を専門とする法学研究科委員会委員によって構成される。十分な知見を有さない分野や近接分野、学際分野については、学外、及び学内他学部・研究科より外部副査を委嘱し、審査を行う体制となっている。また、十分な知見を有さない分野に限らず、より客観的で公正な審査を行う観点からも積極的な外部副査の参画を推進している。

博士学位に関する審査は、論文審査と最終試験（口頭試問）によって構成され、論文審査がなされたのち、口頭試問によって、論文に関わる専門知識・知見、関連分野（語学力等も含む）に関して博士学位に相応しい深遠な学識を有することを確認することとしている。この論文審査及び口頭試問の結果は審査報告書として取りまとめられ、それぞれの審査状況について研究科委員会において主査より報告がなされ、当該論文の供覧により客観性と透明性を図るとともに、質疑応答を通じた十分な審議を経て、投票により学位授与が決定されることとなっており、その措置は適切なものとなっている。

また、博士論文は2013年度より、中央大学学術リポジトリを利用して原則、全文を公表しているが、学術リポジトリに掲載する博士論文の研究及び論文指導を補完し、不正に引用された論文が流布することを予防する目的から、2018年度より、指導教授による剽窃チェックを本学指定のソフトウェア(iThenticate)を利用して行うことを義務付けることにより、適切な学位授与を担保している。

なお、博士後期課程についても「法学研究科博士学位論文審査、及び最終試験に関する取扱要領」を作成し、審査は本取り扱い要領に明記される基準に則り、厳格に行われている。取扱要領は学生に対しては履修要項等を通じて周知を行っており、この基準のもとで更なる厳格性、透明性、客観性、公平性の確保に努めている。

<点検・評価結果>

成績評価、単位認定及び学位授与について、適切な取り組みを行っている。

<長所・特色>

学際領域的な研究の増加に伴い、博士学位請求論文の審査において多角的かつ適正な審査を行うため、本研究科以外（他研究科、他大学教員）からも外部副査として審査委員を選出できることとしており、積極的にこれを活用している。2021年度の博士学位論文審査においては、全10件の審査のうち、5件の審査において外部副査を導入し、審査を行なっている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

厳格な博士学位審査を行い、本研究科における学位の質を保証していくためにも、専門性が極めて高い外部副査の登用は引き続き継続して行っていく。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

<現状説明>**○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況**

2013年度後期より日本法と外国法を比較法的観点から英語で学ぶことができる授業科目を開設し、その後英語による授業科目の開講数を増やし、2021年度には32科目64単位分を設置している。受入れ留学生にとっては日本法の基礎を学びやすく、留学を希望する日本人学生にとっては日本法を通じて外国法の特徴について学ぶことができる取組みであり、特に欧米圏への留学支援を図っている。

また、2018年度からは韓国の成均館大学校ロースクールとの博士前期課程ダブルディグリー・プログラムの運用を開始している。

本学大学院としては、学術国際会議研究発表助成の制度を設けており、日本国外で開催される学術国際会議において学生が研究発表を行う際に派遣費を助成している。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生に対する教員個人レベルでの取組みは多様であるが、本学大学院では、外国人留学生の日本語学習及び学生生活について指導・助言を行うために、外国人留学生チューター制度を設けている。

授業科目としては、日本法と外国法を比較法的観点から英語で学ぶことができる授業科目を開設している。受入れ留学生にとっては日本法の基礎を学びやすく、留学を希望する日本人学生にとっては日本法を通じて外国法の特徴について学ぶことができる機会となっている。

この他にも研究基礎科目として「アカデミック・ライティング」を開講しており、特に外国人留学生を対象として、留学生のためのアカデミック・ライティングⅠ（基礎編）・Ⅱ（実践編）を設置し、学術的文章を作成する能力の涵養する機会の充実を図っている。

○国外の高等教育機関との交流の状況

2022年1月現在、本学の海外の協定校は、41カ国209校で、この中の70校を越える協定校と大学院レベルの派遣を実施している。

学生の留学は、これらの協定校に交換留学生として派遣されるケースのほか、自身が希望し本学が認めた大学院に留学し、留学先で取得した単位の認定を受ける方法（認定留学）がある。2022年5月時点における交換留学生の派遣・受入れ実績としては、派遣は0名、受入れは1名である。受入れ留学生の内訳は、本学の協定校からの受入れ（交換留学生）が1名である。新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延状況を受け、交換留学生の受け入れがほとんどない状況が続いているが、これ以前では、半年ごとに数名の受け入れが継続している状況にあった。

なお、法学研究科では、2018年度から博士前期課程において韓国・成均館大学校ロースクールとのダブルディグリー・プログラムの運用を開始している。

また、国際レベルの教育研究交流には、全学的な制度である外国人研究者の招聘、本学教員の在外研究（研究促進期間制度）、学術国際会議派遣などが挙げられる。

<点検・評価結果>

本学における初のダブルディグリー・プログラムの運用を開始するなど、教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを適切に進めている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

2018年度からは博士前期課程において韓国・成均館大学校ロースクールとのダブルディグリー・プログラムの運用を開始しているものの、同プログラムの利用実績は未だに無い状況にある。

<今後の対応方策>

博士前期課程における韓国・成均館大学校ロースクールとのダブルディグリー・プログラムの運用を開始しているものの、同プログラムの利用実績は未だに無い状況にある。こうした状況を踏まえ、欧米圏の大学院との新たなダブルディグリー・プログラムの締結を目指し、複数のダブルディグリー・プログラムを置くことで、常時、一定程度のダブルディグリー・プログラムの利用がある状態を創出したいと考えている。これらについては、法学研究科内の国際交流委員会および日本国外の大学との深い関係のある法学研究科委員を中心に、本学の「新グローバル化推進特別予算」を活用して調査・交渉を進め、2024年度から2025年度にかけて新たなダブルディグリー・プログラム協定の締結を目指している。

点検・評価項目⑦：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

<現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

大学としては、「学修成果の把握に関する方針」を定め、各学部・研究科において展開している教育活動について、その質の保証と向上を図ることを目的として、三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）に基づき、機関レベル、教育プログラムレベル、科目レベルの3階層で、学修成果等を測定・評価し、その結果を教育改善につなげることとしている。

これを受け、法学研究科において学位授与の方針に明示した学修成果を把握するための指標として、2021年度に博士前期課程と博士後期課程のそれぞれの課程における「カリキュラムマップ」および「学位授与方針に基づく知識・能力の到達度評価表」を作成した。

カリキュラムマップについては、各授業科目が、法学研究科の学位授与の方針に示す「修了するにあたって備えるべき知識・能力」を涵養するのにどの程度関連があるのかを示すものになっている。

「学位授与方針に基づく知識・能力の到達度評価表」については、課程修了の最終段階である論文審査・最終試験の評価を基に学位授与の方針に示す修了するにあたって備えるべき知識・能力の到達度を測るものとなっている。各課程の学位審査に関する取扱要領に定める、論文審査・最終試験の各審査項目について、学位授与方針に示す修了するにあたって備えるべき知識・能力の関連を示し、その関連に基づき審査報告書の評価をもとに学生の学習到達度を数値化するものである。

このふたつの指標により、学生は自らの学習成果の把握が行えるとともに、研究科全体としても学生ごと、および課程・専攻単位において学習成果の把握と評価を行うことができる。

<点検・評価結果>

大学院教育の2つの柱である「授業」「学位論文」において学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標を設定し、学習成果の把握及び評価を行う仕組みを適切に導入している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

2021年度にこれらの指標および評価の仕組みを策定したばかりであるため、十分なデータの集積と検証ができていない状況にある。

<今後の対応方策>

2021年度にこれらの指標および評価の仕組みを策定したばかりであるため、法学研究科委員会を中心として複数年度にわたる学習データの集積を行ない、随時検証を進めていきたい。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

毎年度自己点検・評価活動を行い、大学評価委員会が定める指定課題に加えて、研究科独自の自主設定課題を設定し、定期的な点検・評価活動を行っている。課題設定に際しては毎年度の入学試験結果や在籍学生数、学位授与者数、認証評価結果、授業科目の履修者数、研究状況・講義等に関するアンケート等、多岐にわたる情報を資料として点検し、その結果明らかになった課題を設定している。

2018年度から改善に向けて取り組んできたコースワークの整備（リサーチワークにコースワークを適切に組み合わされたカリキュラムの整備）については、本研究科がとっている前期2年、後期3年の課程に区分する博士課程に鑑み、博士前期課程および博士後期課程のカリキュラムについて一体に検討・見直しを行い、2021年度から新たなカリキュラムの運用を開始している。新たなカリキュラムにおいては、博士前期課程では、大学院での教育・研究において専門分野に関わらず必要とされる基礎的な知識や能力の涵養するための「研究基礎科目」を導入、博士後期課程では、研究者養成に重きを置いていることに鑑み、研究者として自立するために必要不可欠な研究指導・研究報告の方法論の習得のための「研究論科目」を置くなど、本研究科の研究・教育の目的にも対応した改正がなされた。

また、全学的なFD活動として学修成果の可視化が設定されたことを受け、2021年度に法学研究科では、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に基づき、各授業科目が、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップを、また学位授与方針に基づく到達度を計る到達度評価表を作成した。今後、到達度評価によるデータと研究状況・授業等に関するアンケートに加え、必要に応じて、入学試験成績分布や成績評価分布を用いて、定期的に点検と評価を行い、教育課程の適切性を担保することとする。

<点検・評価結果>

教育課程の適切性は多角的に点検・評価することが可能であるといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

<現状説明>

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

法学研究科では学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針を記述の中で博士前期課程、博士後期課程に分けて明示している。これらの学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学者受け入れの方針についても、博士前期課程、博士後期課程ごとに求める人材と入学にあたって備えるべき知識や能力等を明示している。入学者受け入れの方針は、本学公式Webサイト及び入学試験要項等に掲載して大学構成員及び社会一般に公表している。

＜入学者受け入れの方針＞

＜求める人材＞

法学研究科では、グローバル化した現代社会のなかで、各専攻分野における高い研究能力と広く豊かな学識を修得する教育研究を行うことにより、各専攻分野における教育研究活動に従事する人材や、高度の専門性を必要とする業務を遂行することとなる人材を養成することを目的としています。この目的を達成するため、次のような学生の入学を求めています。

【博士前期課程】

- ・学部授業などを通して、より専門的なテーマについて探求したいと思うようになった人
- ・法学・政治学における各専攻分野の基礎となる専門知識をもつ人
- ・専門分野に関する外国語文献の読解能力を有する人
- ・より論理的・批判的な思考能力を養成したいという学習意欲のある人
- ・実証的研究に関心を有し、その研究能力を涵養したいと考える人
- ・仕事などを通して、法学・政治学及びその関連諸分野に関する専門的なテーマについて探求したい人以上に基づき、次のような知識・能力等を備えた学生を多様な選抜方法によって受け入れます。
- ・各専攻分野の基礎的専門知識を有するとともに、専門的な外国語文献を読み進めることのできる意欲と能力を有している。
- ・論理的な思考力、及び分析結果や自己の見解を適切に言いあらわすことのできる表現力を有している。

【博士後期課程】

- ・博士前期課程で身につけた基礎的研究能力と専門知識を発展させ、自立して研究を行うことができる人
 - ・諸外国の主要な先行研究や重要図書及び一次資料等にも関心をもち、洞察力と分析力を有している人
 - ・隣接分野における専門知識の基礎的部分と論理構造にも関心をもって理解しようとする人
 - ・実証的研究により社会問題の構造分析を行いたいと考える人
 - ・社会（グローバル社会や国際学会を含む）への学術上・実務上の発信力を高めようとする意欲のある人。
- 以上に基づき、次のような知識・能力等を備えた学生を多様な選抜方法によって受け入れます。
- ・各専攻分野において自立して研究を行うことのできる高度の専門的知識と論理的思考力を有するとともに、専門的な外国語文献を苦にせず読み進めることのできる能力を有している。
 - ・各専攻分野において直面する研究課題について、自己の見解を学説として提示しようとする意欲と構想力を有している。

＜入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準＞

【博士前期課程】

- ・自らの興味・関心を明確にすることが大切です。そして、その明確となった興味・関心に基づき、研究課題を設定する必要があります。
- ・研究課題を追究するにあたっては、研究課題に関する基礎的な知識とその研究課題の専門分野における論理的な思考能力を、身につけておくことが必要です。
- ・そのために、研究課題に関して基本的書籍・論文を読み、少なくとも自らの疑問点や不明点を明らかにできる水準に達していることが必要です。
- ・法律系専攻では、重要判例を理解している必要があります。
- ・諸外国との比較研究を行うことから、辞書を使用しながらも専門分野の基礎的な外国語文献を読むことのできる外国語能力を求めます。
- ・研究課題に隣接する専門分野に関しても、広く豊かな興味・関心を有していることが望ましいです。広く豊かな興味・関心は、将来、自らの研究課題についてより高度で深化した研究成果を上げることに寄与します。

【博士後期課程】

- ・独力で研究を行うための基礎的な研究能力と専門知識があることが必要です。
- ・自己の知識や研究がいかなる水準に達しているかについて、みずから検証する必要があります。
- ・そのために、重要な先行研究の成果等のみずから確認し、また諸外国の主要な先行研究に関わる基本的文献や一次資料などにも関心をもって取り組むことが重要です。
- ・追究する専門分野に隣接する分野の専門的知識についても、その基礎的部分や論理構造を理解している必要があります。

＜点検・評価結果＞

以上の通り、入学者受け入れの方針は、教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえて適切に設定しており、学内外に公表されている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

<p>評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）</p> <p>評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）</p> <p>評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施</p>

＜現状説明＞

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性

学生の受け入れ方針に基づく入学者選抜を実現するため、方針と入学試験の内容との連関を大切にしている。まず、一部の特別入試を除き、入学試験の筆答試験科目として複数の専門科目から自身の専門テーマを選択することで専門分野の研究に必要な基礎知識を確認するとともに、外国語文献の読解能力や意欲を有する者を求めていることから、一般入試では、外国語科目の筆答試験を設けるなどしている。また、すべての入学試験形態について、研究計画書の提出を通じて学生の興味・関心が明確なものとなっているか確認を行い、口述試験において研究計画の確認や学習意欲、基礎的な知識などを総合的に測定することにより、入学者受け入れの方針との適合を図っている。

具体的な入学者選抜方法としては、現在、一般入学試験、特別選考入学試験、社会人特別入学試験、外国人留学生入学試験を実施している。

一般入学試験は、専門分野科目および外国語科目の筆答試験と口述試験を課す入学試験となっている。

特別選考入学試験は、博士前期課程においては、本学法学部及び他学部、他大学において学業成績優秀で、早期に大学院進学を希望する学部学生あるいは学業成績優秀な学部卒業生等を対象とし、書類審査と外国語科目の筆答試験及び口述試験による入学試験となっている。近年の特別選考入試による入学者数は、2018年度2名、2019年度1名、2020年度1名、2021年度0名、2022年度4名となっている。法科大学院が設置されて以降は、司法試験の受験を目指す層は専ら法科大学院へ進学するようになったことから、法学研究科の特別選考入試による入学者数が少ない状況が継続している。そのため、現時点において本制度を利用して本学法学部から法学研究科に入学しようとする学生の進学目的は、研究者志望という、かつてよりも限定されたものとなっている。なお、博士後期課程の特別選考入試も実施しており、主として実務家として高度な専門法曹を目指す法科大学院出身者のための特別選考入試を実施している。

社会人特別入学試験は、各界で活躍している社会人を対象とした入試であり、豊富な社会的体験と深い実務経験を有する社会人の入学が、実学にもとづく研究科の研究と教育にも大きく寄与することを期待するものである。社会で得た経験をもとにさらにステップアップするため

のリカレント教育の一環として位置づけている。入学試験では、筆答試験の一部または全部を課さず（博士前期課程は筆答試験なし、博士後期課程は専門科目のみ実施する）、一方で豊富な社会的体験と深い実務経験を有していることに鑑み、これらを書類審査や口述試験によって評価している。

外国人留学生入学試験は、外国人留学生を対象とした入試で、日本の大学・大学院を卒業・修了（見込）した外国人留学生も受験できる。入学試験では、母語以外に外国語としての日本語能力を有していることに鑑み、筆答試験においては外国語科目がなく、専門科目のみが課されている。

学生募集方法は、入学試験要項、大学院ガイドブックのほか、本学公式 Web サイト上の大学院案内、文系研究科の入試広報サイト、教員紹介サイト、オンラインでの大学院進学相談会等を通じて行っている。加えて、法学研究科では本学法学部学生向けの進学案内資料を作成し、進学説明会の開催告知等にあわせて、法学部全学年を対象に C plus への掲出・メールでの送信を行なっている。こうした広報活動を展開し、本学学生に対する大学院そのものへの興味関心の喚起させている。

また、2022 年度からは学部学生が学部在学中に大学院の授業を履修できる制度の履修上限単位を 10 単位から 15 単位に引き上げ、1 年修了制度の活用を促進し、大学院進学の訴求力を高めている。この制度は単に学部学生に大学院の授業を履修することを許可するに留まらず、学部学生が大学院での授業を受けるにあたって自身の研究したいテーマ等を聴取した上で履修を許可することを通じ、早期に専門分野における研究に着手できるようにとの意図を持っている。

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

入学試験選抜の管理運営は、研究科委員長及び入学試験運営委員 2 名が担っている。研究科委員長及び入学試験運営委員は、後述する作成された試験問題の形式・質・内容等を確認の上、問題の印刷を監督する。また、試験日においては所定の場所において待機し、受験生からの質問、事故対応を行うこととなっている。

入学試験実施における公平性を確保するため、筆答試験の採点に際しては匿名性を確保し、採点者は氏名・受験番号を知ることができず、公平な採点となる仕組みを採用しているほか、口述試験については、1 名の受験者に対して主査 1 名、副査 2 名からなる審査委員を配当し、口述試験の評価を行なっている。最終的には、筆答試験採点結果、口述試験評価をもとに、予め定められた合否判定基準に基づき判定を行い、法学研究科委員会において合否決定に関する審議を行うこととしている。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016 年 4 月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する者に対しては、入学試験要項において入学試験出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い、公平な入学者選抜の実施に努めている。

直近では、2018 年度入学試験において、身体的障害をもつ志願者に対して、その障害の程度に応じて、解答における PC 使用の許可、試験時間の延長措置、介助者の付き添いの許可などを行ない、別の試験場を用意し対応している。

<点検・評価結果>

以上のように、学生の受け入れ方針に基づいて各種入学試験方式やその内容を設定し、その運営体制も公平性や透明性に配慮したものであることから、公正に入学者選抜を実施しているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性

評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

<現状説明>

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

2000年内半ばの法科大学院設置後、法学研究科への進学者数は減少しており、過去5年間（2018年度～2022年度入学）では、入学定員に対する入学者数比率の平均は、博士前期課程が0.20、博士後期課程が0.23になっている。また、過去5年間（2018年度～2022年度）における収容定員に対する在籍学生数比率は、博士前期課程は0.24、博士後期課程0.69（2022年度単年度では博士前期課程0.21、博士後期課程0.57）となっている。

これら2000年内半ば以降入学者が停滞している背景としては、法科大学院設置以前は司法試験受験生が修士論文執筆と並行して司法試験受験準備を行っていたが、法科大学院設置後はそうした学生が減少したことが入学者の減少の理由の一つにあげられる。加えて、国公立大学の大学院定員の増加や合格者数の増により、一定程度、私立に比べて学費の安価な国公立大学の大学院に入学者が流れていると考えられる。

このような状況に鑑み、秋季・春季の入学試験期において博士前期・博士後期の両課程ともすべての入学試験方式を実施し、多くの受験機会を設けているほか、学生募集活動の更なる強化や学部学生に対する広報活動の強化を進めるなど、学生確保のための努力を適時行っている。また、コースワークの整備の際に2021年度からの新カリキュラムの中で学部との接続を意識した科目を置くなど、教育課程の充実を図っているところである。

<点検・評価結果>

博士前期課程について、入学定員に対する入学者数の比率が20%台と低調な状況が続いており、収容定員充足率（在籍学生数）の改善が必要な状況である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特に博士前期課程における入学定員に対する入学者数の比率が20%台と低く、改善を図る必要性がある。

＜今後の対応方策＞

2021年7月に大学院改革構想検討委員会において、全研究科合計した入学定員充足率の達成目標を、2021年6月時点での入学定員数をもとに、2023年度：50%、2024年度：60%、2025年度：70%としており、法学研究科においてもこれに対応して、入学者数の確保に努めていく。

そのために、学生募集活動の更なる強化（Webサイトにおける情報発信の強化、SNSの活用、ランディング・ページの運用、オウンドメディアの展開、Web広告出稿等）や学部学生に対する広報活動の強化（本学学部学生向けの法学研究科への進学に関するリーフレット作成・配布等）を図るとともに、法学部・法学研究科の茗荷谷キャンパス移転以降の新たな法学研究科における研究・教育の実施を法学研究科委員会および制度改革検討委員会で検討し、各種施策を2023年～2025年度の運用に向けて実施体制の整備を進めていく。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

入学者選抜方法の検証については、学生募集広報と入学試験・入学者選抜方法の実施方法は、法学研究科より2名が委員となっている大学院入試運営委員会で、各入学試験形態の志願者数、合格者数、入学者数、入学手続率を点検しているほか、入学試験の合否決定の際に、研究科委員会において当該入試に直接関わった委員以外の委員からも広く意見の開陳を求めている。その意見開陳では、合否決定事項のほか、入学試験制度そのものについても協議ができるようになっており、こうした協議を通じて学生募集方法及び入学者選抜方法を検証することができる仕組みを採用している。また、必要に応じて、別途、制度改革検討委員会や法学研究科委員会において具体的な改善対応策の策定がなされており、学生募集活動の充実や、より適正な入学試験の実施体制の確保に努めている。

具体的に直近で行った学生募集活動・入学試験の実施に関する変更については、2022年度からの本学学部在生に限定した博士前期課程の特別選考入試を4月に実施した点が挙げられる。経済学・商学・総合政策研究科においては、4月に本学学部在生を対象とした特別選考入試を実施していたものの、法学研究科においては、これを実施してこなかったため、他研究科同様に、本学学生が本学大学院に対して早期に進路を決定できる機会を確保するために導入したものである。

その他、文系研究科で共同して2021年度から日本語学校における外国人留学生の進路指導担当者向け説明会（情報交換会）を実施しており、外国人留学生の大学院進学に関する動向等を把握するとともに、本学が外国人留学生の志願者に求める知識や能力、入学者受け入れの方針等について理解を深めてもらう取り組みも行っている。

＜点検・評価結果＞

大学院入試運営委員会で年1回取りまとめられる統計表や、志願動向、入学試験の実施、学生募集活動等から得られる情報等をもとに、法学研究科委員会および制度改革検討委員会で検討を行い、適時、適切に対応している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇大学院の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

＜現状説明＞

○大学として求める教員像の設定

本学では、大学として求める教員像および教員組織の編制方針を「大学の理念・目的とこれに基づく教育目標との関連性を適切に保持し、各教育研究組織における諸活動の充実と更なる高度化・発展に資するため、各教育研究組織の理念・目的、教育目標を達成するに相応しい高度な専門性及び実績を有するとともに、日々の研鑽と不断的努力を通じて必要な能力・素養の獲得とその向上に取り組み、教育研究活動の成果をもとに社会及び本学の発展に寄与することができる者を教育職員として採用する。また、これをもとに編制する教員組織については、各教育研究組織において設定するディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの着実な具現に資する教員組織の編制を基本とする。」と定めている。

法学研究科として専任教員の採用に係る権限は有していないが、法学部や法務研究科において、法学研究科を担当する専任教員を採用しており、これらの採用では、大学として求める教員像や法学部・法務研究科で求める教員像に基づき採用が行われている。これらについては、法学部・法務研究科における記載を参照されたい。

そのうえで、法学研究科を担当する教員については、法学研究科委員会において、研究指導や授業科目の担当が可能かどうか、内規に沿った資格要件に基づいて研究業績・教育業績の確認がなされ、法学研究科を担当することとなる。

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

法学研究科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を達成するため、教員組織の整備に努めている。2022年5月1日現在、教員組織の構成は次の通りである。

博士前期課程：研究指導教員 56名、兼任教員 12名

博士後期課程：研究指導教員 66名、兼任教員 0名

	博士前期課程		博士後期課程	
	研究指導 担当	授業担当 (兼担)	研究指導 担当	授業担当 (兼担)
公法専攻	10	0	12	0
民事法専攻	19	1	26	0
刑事法専攻	7	1	8	0
国際企業関係法専攻	9	1	11	0
政治学専攻	11	1	9	0
共通科目	-	8	-	0

大学設置基準に定める研究指導教員数は博士前期課程、博士後期課程ともに15名であり、法令上の基準を充分満たしている。専攻（分野）ごとにみても、各教育研究領域をカバーするにあたって必要な教員数が確保されている。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在については、各専攻に設置している「専攻会議」において、各専攻の授業科目担当教員が所属する部会選出会議員と、専攻会議長により適切に管理運営されている。例えば、授業編成（次年度科目担当者案の作成）については、原案を部会が作成し、それを専攻会議において専攻の教育目的等に照らして適切であるかどうかを検証し、その結果策定された各専攻の授業編成案が研究科委員会において審議されるといったプロセスを経る。ここでいう「部会」とは、専門分野単位の教員組織であり、法学研究科の各専門分野における教育研究指導についても組織的に支えている。この部会において、授業編成に際しての各専門分野の個別授業科目の担当者選任原案の作成が行われている。なお、兼任教員が担当する授業科目についても、基本的には該当する専門分野の部会で選出の責任を負い、連絡調整の任を担っている。なお、専攻を超えるような授業編成案や、研究科全体の授業編成の方針等については、専攻会議長によって構成される専攻会議長会議や法学研究科委員会の場で協議・調整することも可能となっている。

<点検・評価結果>

法学研究科における授業の担当や研究指導のといった教育研究活動実施体制に関しては、部会や専攻会議等で協議・調整がなされており、適切な教員組織体制が整えられている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

評価の視点2：研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）

<現状説明>

○編成方針に沿った教員組織の整備について（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

法学研究科の研究指導を担当する専任教員総数は、2022年5月1日時点で博士前期課程56名・博士後期課程66名である。これに対し、2022年5月1日時点での在学学生数は、博士前期課程30名、博士後期課程48名であることから、研究指導を担当している専任教員1人あたりの学生数は、博士前期課程0.54人・博士後期課程0.73人となっており、大学院学生に対する研究指導体制としては、概ね良好と考えられる。

2022年度において法学研究科の研究指導を担当している専任教員の平均年齢は57.9歳である。なお、法学研究科の専任教員任用については、法学部における身分が教授の者（専門分野

に限る)とするという原則があり、准教授の者の任用は特段の理由がある場合に限って、任用を行うことの申し合わせがあるため、年齢構成が高齢層に偏りやすい状況となっている。

女性教員比率については、博士前期課程 12.5%、博士後期課程：13.6%であるが、男女共同参画社会を実現するという大学の社会的責任に鑑みれば、この比率は低いものといえる。

外国人教員数については、博士前期課程担当教員は2名、博士後期課程担当は2名となっている。

実務経験者の人材の任用に関しては、法学研究科においては研究者養成に重きを置いていることから、研究業績を重視する任用となっているが、2022年度時点では実務経験に富む特任教授1名が授業および研究指導を担当している。

授業科目と担当教員の適合性等については、授業科目単位に担当責任部会を明確にし、授業科目設置の部会および専攻会議において、専攻の教育目標等に照らしてその適合性を判断している。そのうえで、専攻での授業編成案を法学研究科委員会で審議している。そのため、授業科目の適合性については担当教員の研究専門分野とそれまでの教育経験を踏まえて、部会レベル・専攻レベル・研究科全体レベルでその適合性を判断する仕組みとなっている。

○研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。(修士・博士、専門職)

法学研究科所属の教員については、法学部または法務研究科所属の教授・准教授職にあたる教員が兼務することとなっている。このため、法学研究科担当の専任教員を公募するという形態は採用されておらず、原則として法学部または法務研究科で教授として採用された教員あるいは新たな教授昇格者を大学院担当の教員として任用するシステムとなっている。ただし、准教授についても科目担当の必要がある場合には各専攻の研究科委員の審査を経て大学院担当教員として任用することも認められている(1992年2月17日開催法学研究科委員会確認事項)。

なお、法学部または法務研究科所属の専任教員を法学研究科の教員として任用するにあたっては、候補者担当科目に属する部会による業績審査及び推薦、法学研究科委員会に出席する委員の3分の2以上の多数決による承認という厳格な方式が採用されており、適切性が担保されている。

<点検・評価結果>

5つの専攻体制に分け、研究者養成を中心とした法学研究科の教育研究の実施にあたり、堅固な体制の下で研究指導を行うための教員編成としており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<現状説明>

○ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

教員の資質の向上を図るためのFDについては、教員が所属する学部・研究科を通して、研究

費の適正使用、ハラスメント防止啓発、人権問題、入試結果分析等の講演会等に参加を呼びかけるなど適宜実施している。

本学では、中央大学FD推進委員会を設置し、FDに関する全学的な課題に取り組んでおり、大学院においては大学院FD推進委員会及び各研究科FD推進委員会を設置し、大学院レベルでのFD活動を展開している。大学院における状況として、大学院FD推進委員会では、大学院に特化した教育研究の質的向上と更なる発展に寄与することを目的としたFD活動として、2015年度より授業参観を、また2021年度には各研究科から学生1名以上の研究指導内容を報告書として纏め報告・共有する「研究指導内容の可視化」と制度化した。この「研究指導内容の可視化」は、学修成果を可視化するという全学的な教育研究の質的向上を図る取り組みのひとつであるが、学生に対して行った研究指導の内容や方法を年次ごとに纏めたうえで研究科委員会に報告し、FDという観点のもとで懇談を行うことにより、研究科における教育研究の質的向上を企図するものである。この点、法学研究科では、2021年12月10日開催の研究会委員会にて研究活動報告のFD懇談会を実施し、研究科委員より指導している2名の大学院学生に関する研究指導状況の報告を行い、意見交換を行った。懇談会では、研究指導をするうえでの困難なことや改善点、カリキュラムや修士論文執筆に向けた課題、学生に対する研究指導の配慮などについて活発な意見交換がなされ、研究指導の情報交換・共有ができる貴重な機会となった。他方、授業参観については、2022年度以降に見直し検討を行う事項に設定し、改善を図ることにしている。

さらに、2021年度には、全学的なFD活動として学修成果の可視化が設定されたことを受け、法学研究科では、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に基づき、各授業科目が、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップを、また学位授与方針に基づく到達度を計る到達度評価表を作成した。今後、到達度評価によるデータと研究状況・授業等に関するアンケートに加え、必要に応じて、入学試験成績分布や成績評価分布を用いて、定期的に点検と評価を行い、教育課程の適切性を担保することとなる。こうした取り組みを通じ、研究科委員に広く各ポリシーが周知され、教育研究に還元されうる環境を整備したという観点から、法学研究科の教育研究の質的向上を図る取り組みとして、FD活動の一環とも捉えることができる。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

法学研究科に所属する教員の教育研究活動は、毎年作成している『中央大学大学院 教員紹介』（2022年度版より電子化）において各教員の近年における業績を掲載しており、各教員がお互いの研究活動状況を把握することが可能である。この教員紹介は受験生の目に触れるものであることから、学生募集の一環としても活用されている状況であり、また、学内外における研究活動の活性化を促すための一要素として捉えられている。

また、教員の教育研究活動における実績や社会貢献活動等を集約する「研究者情報データベース」が運用し、その研究教育活動や実績を学外に公表している。

なお、法学研究科を担当する教員は、法学部あるいは法務研究科において任用され、所属している教員であることから、主として教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用に関しては、法学部および法務研究科の記述を参照されたい。

<点検・評価結果>

ファカルティ・ディベロップメント活動は法学研究科が行う教育・研究活動の特性に鑑みた適切な方法において組織的かつ多面的に実施されている。教員の教育活動・研究活動・社会活

動については、大学院広報の観点からも記事として社会に広く公開していることから、適切な活用がなされているといえる。

<長所・特色>

大学院では、大学院に特化したFD活動として、各研究科から学生1名以上の研究指導内容を報告書として纏め報告・共有する取り組みを行なっている。これらを法学研究科においては、研究指導を担当する全教員が出席する法学研究科委員会の場で行っている。研究指導を担当する全教員が会する場において活発な意見交換が行われることは研究指導の質の底上げにつながるものであり、大学院教育の質的向上を期するものとして長所であるといえる。

<問題点>

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価においては、教員の教育研究活動における実績や社会貢献活動等は、「研究者情報データベース」が集約されているが、それを総合的に判断し、改善の方向へ導くための評価システムは採用されていない。したがって、教員の教育研究活動についての評価は、科学研究費の採択状況あるいは各種学術賞の受賞状況等から読みとるほか方法がないのが現状である。

<今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

教員組織の適切性については、各専攻に設置している「専攻会議」において、各専攻の授業科目担当教員が所属する部会選出会議員と、専攻会議長により毎年度の授業編成を通じて、点検・評価がなされることとなる。過年度の入学試験の受験者数、合格者数、入学者数、入学定員充足率、専攻ごとの授業担当教員数や担当教員の適切性、法学部や法務研究科における教員任用の状況、その他社会的な要請等学内外における様々な要素を勘案しながら、適切な人員配置や組織構成、設置科目などを検討している。

授業編成（科目担当者案の作成）は、原案を部会が作成し、それを専攻会議において専攻の教育目的等に照らして適切であるかどうかを検証し、その結果策定された各専攻の授業編成案が研究科委員会において審議されるといったプロセスを経る。ここでいう「部会」とは、法学部に設けられた専門分野単位の教員組織であり、法学研究科の各専門分野における教育研究指導についても組織的に支えている。この部会において、授業編成に際しての各専門分野の個別授業科目の担当者選任原案の作成が行われている。なお、兼任教員が担当する授業科目についても、基本的には該当する専門分野の部会で選出の責任を負い、連絡調整の任を担っている。なお、専攻を超えるような授業編成案や、研究科全体の授業編成の方針等については、専攻会議長によって構成される専攻会議長会議や法学研究科委員会の場で協議・調整することも可能となっている。

<点検・評価結果>

教員組織については毎年度の授業編成を通じて、適切な点検・評価がなされている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院における学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点6、7、10～11は割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

<現状説明>**○学生支援体制の適切な整備**

教育・研究活動に関する補助制度の運用・申請受付などを大学院事務室にて行い、大学院学生の研究活動を支援している。また、外部団体の奨学金・研究助成等の募集情報や教員公募などの情報提供なども行っている。また、日々の学生相談についても、大学院事務室を窓口として対応しており、とりわけ大学院学生特有の研究活動等における悩みなどには、大学院事務室の研究科担当職員が一義的な対応を行った後、指導教授や研究科委員長、その他の教員などとも適宜連携をしながら、支援にあたっている。

そのほか、全学的には学生相談室において、学業、就職、進学、留学、心身の健康、対人関係等、様々な事柄について相談できる窓口を整えている。内容に応じて、専門相談員（ドクター・心理カウンセラー・弁護士）との相談機会を設けたり、関係部署、外部機関と連携して支援を行ったりしている。

○成績不振の学生の状況把握と指導

年度初めの履修登録にあたっては、学生と指導教授が授業の履修計画や研究計画の相談を行うこととなっており、これを通じて指導教授は指導学生の単位修得状況や研究の進捗状況の把握がなされ、必要な指導が行われている。また、毎学期授業科目の成績が発表されるタイミングにおいて大学院事務室による成績評価の確認が行われており、成績不振の学生については、必要に応じて研究科委員長や指導教員への報告を行うことにより、個別の指導に繋がられるよう努めている。

また、大学院事務室では、履修登録状況の確認・修了見込判定、博士前期課程修士論文中間発表会や修士論文題名届の提出といった適時の機会において、修学延長の意向のある者やその可能性のある者を把握し、指導教授や関係教員、法学研究科委員長らと連携しながら、1人ひとりの修学延長理由等を把握し、相談や必要な対応を行っている。

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

民事法専攻、国際企業関係法専攻の博士前期課程においては、専門分野における基礎的な研究方法に不安がある学生のために「研究特論」も設け、研究の方法論の基礎を身に付けることができるよう配慮している。この他、個々の研究指導において、研究活動に必要な補充教育の指示・指導が指導教授により行われている。

正課外における支援体制としては、全学的組織である中央大学アカデミック・サポートセンターがライティング・ラボを運営しており、アカデミック・ライティング指導の訓練を受けたチューターによる学術的文章の作成支援を行っている。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生に対する就学支援については、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に則り、必要に応じて当該者、指導教員、所属専攻、大学院事務室が連絡・相談をしながら本人の希望の実現に資するよう対応している。入学前の段階から障害があることがわかっている場合には、入学試験の段階で受験教室、試験時間その他の特別な配慮を行っている。施設設備面では頻繁に利用する2号館建物等の入り口は自動ドア化され、エレベーターやトイレは障害者対応のものになっている。これ以外にも学生共同研究室や教室には障害者向けに昇降式机を配備したり、ソフト面では介助者の授業等への同席やノートテイクなど、各種の就学支援措置を行っており、適切に対応しているといえる。

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

本学では、学内外の各種奨学金や日本学術振興会特別研究員（以下、「学振研究員」と記す）について周知し、優秀な大学院学生への経済的支援に努めている。

学内外の奨学金には給付・貸与の各種があり、特に大学院学生を対象とする奨学金として、以下のものがある。

1) 中央大学大学院給付奨学金

給付対象：博士前期課程在籍学生で学業成績・研究能力が優れた者

博士後期課程在籍学生で学業成績・研究能力が優れた者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：40万円または20万円

給付実績：全研究科で106名（2022年度実績）

2) 中央大学大学院指定試験奨学金

給付対象：本学が指定する国家試験の受験を志し、学力、研究能力及び人物ともに優れている者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：在学料相当額または2分の1相当額

給付実績：全研究科で10名（2022年度実績）

3) 白門奨学会研究費奨学金

給付対象：博士後期課程在籍者で、年度内に博士学位請求論文を提出可能な者

給付期間：1年間

給付金額：20万円

給付実績：全研究科で8名（2022年度実績）

4) 中央大学外国人留学生奨学金（学部・大学院給付奨学金）

給付対象：学部学生2年次以上および大学院学生で、特に学力が優れている者

給付金額：当該年度に納入すべき在学料および実験実習料の5割相当

5) 中央大学私費外国人留学生学費減額

給付対象：経済的事由により修学が困難で、かつ、学力・人物ともに優秀と認められる大学院学生（私費外国人留学生）

減額金額：当該年度に納入すべき在学料の3割相当額

大学院の奨学金の審査は、主に法学研究科の奨学委員会において行っており、学力・研究能力と人物評価等を総合的に勘案し選考を行っている。いずれの制度も厳格な審査によってそれぞれの目的に適うよう有効かつ適切に運用されているが、在籍大学院学生数は減少傾向にあるため予算増は困難であることから予算の効果的配分が従来以上に求められるものと考えている。

学生への奨学金応募情報の提供については、奨学金制度や日本学術振興会特別研究員制度全般に関しては履修要項にも記載している。各種奨学金・日本学術振興会特別研究員の募集については個別に掲示やWebサイトなどの手段で大学院学生に周知しているほか、各種奨学金の募集や学振研究員への応募にあたっては、教員の推薦等が必要となるため、研究科委員会の場において委員会構成員である教員にも周知している。また、日本学術振興会特別の応募者数・採用者数の増加に繋がるよう研究助成課が説明会を実施している。このように、それぞれの制度の対象者全員に対して漏れなく周知を図っている。

そのほか、経済的支援を直接の目的としているわけではないが、TA、RA、ライティング・ラボ・チューター、法学部任期制助教C1などの各種の制度があり、学生ポータルサイト(C plus)や掲示等を通じて採用募集が周知され、採用された大学院学生には所定の給与が支払われている。

○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

日本語学修及び学生生活支援を目的とした外国人留学生チューター制度を有しており、当制度において外国人留学生への支援を行っている。2022年度の大学院全体利用者は1名であるが、法学研究科において利用者はなかった。

この他、文系の研究科では、共同で学術的文章の作成技法を習得するアカデミック・ライティングの授業を設置しているが、これに外国人留学生向けのクラスを設け、大学院における研究活動に不可欠な日本語による学術的文章作成のスキル修得を図る取り組みを行っている。

○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

大学院学生の進路選択の指導に関しては、文系大学院の学生を主たる対象に、キャリアセンターや研究助成課などの他部課室の協力を得て行っている。過去の大学院における進路実績等を鑑みて、大学院学生の進路は研究職、一般企業・公務員等への就職、その他（教職や資格業）に分類され、その分類に応じて文系大学院全体あるいは研究科や専攻単位で、以下のような取り組みを行っている。

1) 研究職

- ・論文投稿・学会発表の推奨（学会発表助成、学術国際会議研究発表助成制度の利用促進）
- ・特別研究員制度の周知・推奨（履修要項への情報掲載や説明会の案内チラシを配付し早

い段階からの周知・推奨)

- ・論文投稿サポート（ライティング・ラボによるアカデミック・ライティング支援）
- ・プレFD（理論教授・実践の機会）

2020年4月1日施行の改正大学院設置基準を受け導入した具体的な取り組みは以下のとおり。

- ・文系研究科における「リサーチ・ワークショップ」（経済学研究科博士後期課程設置科目）における「院生FD」の回を大学院学生全体に開放し、受講環境を整備（2020年度～）
- ・中央大学FD・SD講演会の動画配信（2020年度～）
- ・全国私立大学FD連携フォーラム(JPFF)提供のオンデマンド講座「実践的FDプログラム」の受講環境を整備（2021年度～）
- ・産学連携教育イノベーター育成コンソーシアム「大学等における教育FD動画コンテンツ」の受講環境を整備（2022年度～）

2) 一般企業・公務員等への就職支援

- ・大学院就職決定者座談会の実施（就職が決定した博士前期課程2年生による就職活動の体験談やそれに関する質疑を行う座談会の実施）
- ・外国人留学生向け就活ガイダンスの実施（専門の講師による外国人留学生の就職活動状況や取り組み方などの情報を提供）
- ・文系研究科大学院学生向けの情報提供（主にキャリアセンターの情報や求人公募情報を在学生向けウェブサイトに掲載）

3) その他（教職・税理士など資格職の支援）

- ・教職：教職事務室と連携しガイダンスの実施、履修指導
- ・その他情報提供：資格職の情報をまとめ大学院の広報サイトにて情報共有

<点検・評価結果>

学生支援については、大学院事務室を中心に指導教員や研究科委員長、その他学内各部局との緊密な連携の下、学生のニーズに応じて適切な支援が行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

大学院FD推進委員会が主体となって学生を対象に2007年度から毎年度実施している研究状況・授業等に関するアンケートの自由記述欄に、施設・設備等を含む大学院全体の支援体制についての要望や意見を反映できるよう配慮している。研究状況・授業等に関するアンケートの回答結果は、研究科毎にFD推進委員会委員によって集計結果が取りまとめられ、研究科委員会で報告され、対応が可能なものについては、その都度対応を行っている。

2021年度には、従来から指摘されていたアンケート設問内容と分析する際の分析の観点との不整合によりFD推進委員がアンケート分析を効果的に行うことが困難であるという点を解消すべく、アンケートの設問と分析の観点を見直し、研究科の教育研究の根拠としてより適切な資料・情報となるよう改善を図った。

この他、大学院学生による任意団体である大学院学生協議会から寄せられた意見を基に支援体制の改善・向上を行うこともある。具体的な例としては、図書館における判例等の検索データベースにおいて、検索結果のプリント上限枚数の緩和（1日当たりの枚数制限から一定期間での枚数制限に切り替えることで利便性の向上）などがある。

<点検・評価結果>

研究状況・授業等に関するアンケートを中心として定期的な点検を行っており、都度必要に応じて改善・向上の取り組みを行っており、適切に対応がなされている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院の教育研究等環境

<点検・評価項目①については全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

<評価の視点2については全学項目のため割愛>

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

<現状説明>

○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

多摩キャンパスにおける校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等の整備については、全学的な方針のもと、研究科として適切な管理・運営に努めている。

大学全体としてオピニオン・ボックスが設けられており、学生生活全般に係る意見・要望はそこに寄せられる仕組みとなっている。

大学院として、キャンパス・アメニティの形成・支援のための独自の体制は有していないが、大学院学生対象のアンケート調査において、授業以外の内容について記述しているものもあり、そうしたかたちで学生の意見を吸い上げるようにしているが、大学院学生の意見、要望は大学院事務室へ直接提示されることもある。研究科や専攻ごとに組織されている大学院学生による自治組織である「大学院学生協議会」を通じて、各研究科に対して様々な意見や要望が提示されることもあり、これに対して当該研究科の研究科委員長および大学院事務室において必要なヒアリングや対応を行なっている。

ここ数年間において、多摩キャンパス2号館のトイレの改修、大学院教室の無線LAN環境の整備、情報自習室の機器更新および什器入れ替えなどが行なわれてきている。多摩校舎2号館5階には自動販売機を置いた簡易の休憩スペースがある。また、2号館の3階には「大学院ラウンジ」を設けており、談話ができるスペースとなっている。また、大学院学生に限らず、全学生が利用できる施設として、多摩キャンパス内には学生生活関連棟（Cスクエア）もあり談話や休憩スペース等の充実が図られている。さらに、生活の場の一部としても大学院学生の共同研究室が活用されている。

<点検・評価結果>

校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等の整備については、全学的な整備とともに、大学院としても、大学院学生協議会からの要望・意見等も踏まえて、適時、適切に対応している。

<長所・特色>

学部とは異なり、研究科や専攻ごとに組織されている大学院学生による自治組織である大学院学生協議会が存在し、各研究科に対して様々な意見や要望が集約されて提示される。これにより、学生個人の要望だけでなく、一定程度の規模があるニーズを汲み取ることが可能となっている。

<問題点>

全学的なキャンパス・アメニティ等の整備においては、大学院学生は学部学生に比べて比較少数であるため、その意見や要望が反映されにくい面がある。

<今後の対応方策>

法学研究科においては 2023 年 4 月に校地・校舎を文京区の茗荷谷キャンパスに移転することになっている。よって、あらたな施設・設備を利用することとなるが、これらを実際に供用しはじめることで、明らかとなる課題もあると考えられる。そうした点については、供用後に適宜対応していく。また、引き続き、大学院学生協議会からも適時、意見を聞き取り対応したい。

<点検・評価項目③については全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点 2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

<現状説明>

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

法学研究科の教育研究上の目的である「研究者および高度専門職業人の養成」の達成のため、授業教室及び個々の研究活動の推進に必要な施設を整備している。2号館の4階・5階・6階に法学研究科、経済学研究科、商学研究科、総合政策研究科と共有するかたちで、大学院授業の特性に合わせ、小～中規模の授業教室が20室用意されている。この他、大学院学生の日常的な研究の場である学生共同研究室2号館および3号館（法学研究科30室、経済学研究科17室、商学研究科17室、文学研究科28室、総合政策研究科4室）に設けられている。現状の在学生数では、博士前期課程・博士後期課程の学生とともに概ね一人ひとりに特定の座席の割り当てがなされている状況にある。学生研究室の利用時間は、多摩キャンパスの開門・閉門時間に合わせて8時～23時となっている。

情報処理機器の整備状況について、授業教室は多摩キャンパス2号館4階～6階全ての教室で無線LANが使えるよう整備している。貸出機器としてはノートPC（25台）、ポータブルプロジェクターのほか、オンライン授業・ハイフレックス型授業の実施に対応するためのカメラ

体型のアクティブスピーカーなども配備している。また、これとは別にノートPC（10台）を常設配備した教室（1室）もある。先述の大学院学生の共同研究室内では有線LANにおいて、各自のPCを用いてインターネット環境に接続することも可能になっている。2号館6階には大学院学生の情報自習室もあり、デスクトップPC（24台）、プリンタ（5台）、スキャナー（1台）を配備している。デスクトップPCの一部は統計解析などの作業がしやすいようダブルディスプレイの仕様となっている。この情報自習室についても、大学院学生の学生共同研究室と同様に多摩キャンパスの開門・閉門時間に合わせて8時～23時の間は自由に利用することが可能となっている。

また、法学研究科の大学院学生については、法学部が運営する文献情報センターを利用することができる。文献情報センターに関する詳細は、法学部による報告を参照されたい。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

大学院学生の学生共同研究室および情報自習室は、多摩キャンパスの開門・閉門時間に合わせて8時～23時の間、自由に利用できる。大学院事務室の窓口時間は、平日の8時45分～17時となっている。

<点検・評価結果>

法学研究科における教育研究活動に必要な施設・設備は適切に整備されている。

<長所・特色>

法学研究科においては、博士後期課程の大学院学生のみならず、博士前期課程の大学院学生についても、一人ひとりに対して学生研究室内に個人のキャレルデスク（座席）が割り当てられている状況にあり、充実した研究環境が用意されていると言える。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

法学研究科においては2023年4月に校地・校舎を文京区の茗荷谷キャンパスに移転することになっている。よって、新たな施設・設備を利用することとなるが、これらを実際に供用し始めることで、明らかとなる課題もあると考えられる。そうした点については、供用後に適宜対応していく。

◇大学院における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

＜現状説明＞

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

教員が研究に専念するための制度として、研究促進期間の制度がある。本制度は、教員の所属学部（あるいは専門職大学院研究科）において運用されている。その他、教員の研究費等の制度についても所属学部において運用されているので、法学部および法務研究科の記述を参照されたい。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

RA（リサーチ・アシスタント）は、日本比較法研究所、社会科学研究所、企業研究所、経済研究所、人文科学研究所における共同研究プログラムにおける研究に参加するほか、国内外の文献・資料の収集、翻訳等の役割を担い、大学院教員の研究をアシストする役割を担っている。2022年5月時点では、RAを文系の全研究科で24名を採用しており、全員が博士後期課程に在籍する学生である。RAの勤務時間は、RAの研究計画、研究能力等を考慮し、1週4日・1日6時間・1週20時間以内で定めることとされている。

TA（ティーチング・アシスタント）は、大学院における講義の支援をする役割を担っており、大学院教員の講義の準備や資料収集に従事している。2022年度において大学院授業科目のTAは文系の全研究科で8名を採用している。

RA及びTAの採用計画は、年度予算枠内で決定されている。RAについては、1共同研究プロジェクト2名、かつ申請教員1名につき2名までという枠を設けている。

法学研究科に所属する教員の研究支援スタッフとしては、法学部文献情報センター職員も配置されている。法学部文献情報センターは、本来的には法学部に所属する機関であるが、法学研究科における教育研究体制への支援の役割も果たしている（当該センターの目的等は法学部の記述を参照されたい）。

＜点検・評価結果＞

教員の研究活動を支援する環境や条件は、教員の所属学部・研究科において適切に整備されている。また教員の研究活動時間を確保するための仕組みとしてTA、RAの制度も適切に整備されており、運用されている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛>

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

<現状説明>

○意思決定プロセスが明確化されているか。

法学研究科委員会において所管するすべての事項は、その内容に応じて委員会組織の設置、あるいは担当委員制を設けている。具体的には研究科の諸制度の改変については制度改革検討委員会、奨学金については奨学委員会、自己点検・評価については法学研究科組織評価委員会、学生学術紀要論文審査については研究年報審査委員会、各専攻の授業編成及びその運営は専攻会議をそれぞれ設置するほか、担当委員制としては、広報委員、日本学生支援機構返還免除審査委員、ハラスメント防止啓発委員、入試運営委員等がある。また、その他に博士論文審査委員、修士論文審査委員など学位審査に関わる委員等も存在する。こうした各種委員会と担当委員からは、それぞれの所管事項について、研究科委員長を通じて、法学研究科委員会に議題あるいは報告事項などとして適宜上程され、審議・承認、あるいは、報告・了承を得ることで、研究科としての意思決定がなされる仕組みとなっている。

○研究科委員長の権限と責任が明確化されているか。

研究科委員長の職務は、大学院学則第6条第2項において、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表すると定められており、学部における学部長に準じた位置づけにある。研究科委員長は投票で選出された委員会の代表者という位置づけであり、トップダウン的な意思決定ではなく、委員会構成員からの問題提起を受け、委員会の場において解決策を提案し、合意形成を行った上で承認を得る、という流れに沿って研究科に関する事項に対応している。研究科委員長は、従来、その権限において法学研究科の理念・目的を実現するための教育研究上の運営並びに改革を進めてきた。その権限の内容とその行使の実態は、学内規程に基づく民主的かつ適切なものである。

○研究科委員会の権限と責任が明確化されているか。

法学研究科委員会は、法学研究科に所属する専任教員（2022年5月現在、博士前期課程55名、博士後期課程65名）から構成されており、大学院学則第11条に定める事項について審議し、または学長等の求めに応じて、学長等に意見を述べるができることとなっている。

また、委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができず、上記事項の議決には、出席委員の過半数の同意が必要である。ただし、教員人事、学位論文審査及び学位授与については、出席委員の3分の2以上の同意がなければならない。研究科委員会の議事は議事録

に記録し、委員長がこれを保管する。

研究科委員会は、研究科委員長を議長とし、月に1回程度開催される。法学部の法学・政治学分野の専任教員の教授は、法学研究科委員会の申し合わせに基づき、教授昇格又は就任後直ちに法学研究科の担当専任教員（研究科委員会委員）となり、法学研究科の博士前期課程・博士後期課程の研究指導を担当する。准教授については、分野・科目における必要性等に応じて、各専攻の研究科委員の審査、研究科委員会での審議を経て任用され、研究指導を担当する場合もある。

このように、法学研究科委員会は、法学研究科のあらゆる活動を審議の対象としたものであり、各委員が全ての審議事項に実質的に参加することで、民主的かつ効率的な審議を行っている。

○研究科委員長の選考方法の適切性、妥当性

研究科委員長の権限及び選任手続については、大学院学則第6条において、「委員長は、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する。委員長は当該研究科委員会において互選する。任期は2年であり、再任を妨げない。」とされている。

委員長の選出については、「法学研究科委員長選出に関する内規」を定め、選挙により選出している。この内規において、被選挙人、選挙人、選挙立会人、選挙管理委員、選挙の方法、投票結果による選出の方法など具体的に定めており、厳格に運用されている。

なお、病気、事故等の不測事態等により研究科委員長が不在となったときの取扱いについても、「法学研究科委員長の職務代行の取り扱いに関する申し合わせ」を定めており、研究科委員長不在に伴う研究科の管理運営の安定性を確保している。

<点検・評価結果>

法学研究科における研究科委員長の選任手続については、明確性と公正性、透明性に配慮した内規に基づいて行われており、それらは適切かつ妥当なものとなっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

大学院事務室は、事務組織規則第6条（事務組織及び所管業務）第1項第27号に基づき設置されており、その所管業務は「大学院の教務事務に関する業務」と定められている。大学院事務室の所管業務は、同規則第9条（組織及び職務分掌）第4項、別表第2に詳細に定められているが、簡潔に表現すれば文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）の教

育研究を支える独立の事務組織であり、多摩キャンパスにおいて文系5研究科の運営を支援する各研究科業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務を行っている。2022年5月時点では、大学院事務長を含め10名の専任職員が配置されている。

各研究科の運営を支援する事務担当者は、各研究科委員長と緊密に連携しており、入試、奨学金、学籍管理等の研究科横断的業務の担当者とも意思疎通は十分に行っているほか、自己の担当研究科の業務を熟知しており、大学院学生に対しても十分なサービスを提供している。さらには、学部と同様に、研究科に関わる事項を審議決定する機関である研究科委員会や連絡会議等の会議運営に関しては、資料作成の段階から事務職員が関与しており、実質的に研究科委員長の補佐機能を果たしている。よって、研究科の事務担当者は、研究科における教育研究活動、入試政策、学生募集活動など幅広い事項に関して、研究科委員長と協働することにより、その検討や運営に実質的に深く関与している。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

大学院事務室の業務は、研究科担当業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務で構成されているので、研究科の独自性に配慮しながらも、全体としての共通性を確保し、個別対応業務を少なくすることで業務の効率化を図っている。

事務職員の専門性については、人事部が担当する各種研修の他、学外機関での講演会・研修会への参加、事務室内OJT、他大学の大学院事務部門との交流等により、向上を図っている。

教職協働の取組みについては、前述のとおり、研究科の事務担当者が実質的に研究科委員長の補佐機能を担っていることを挙げる。研究科委員長会議や研究科委員会をはじめ研究科内の各種委員会の運営にあたっては、研究科の事務担当者が各教員と協働して運営しており、各種制度設計に関わる他、事務手続きの運用方法についても適切に委員会等の場で確認している。

例えば、「学修成果の可視化」「コースワークの実質化」等、研究科をまたいだ各研究科の教育課程における課題・改善事項への取り組みの推進や、大学院改革構想の検討の場においては、大学院事務室の職員が必要な資料の収集や各部局との調整等を図り、その結果を研究科委員長と共有して5研究科間で協議を調える場の設置、また、検討過程において収集したアンケート結果や各種データ等を活用することで教員組織が適切に議論を進めていくことが出来るような様々なサポートを通じて教職協働を実現している。

その他、進学説明会では職員を中心に企画・立案を行い、研究科委員長や各教員とも協働の上で説明会を運営することにより志願者獲得に努めているほか、研究科共通の新型コロナウイルス感染症への対応など、様々な場面において教職協働で対応している。

<点検・評価結果>

適切な事務体制が確保され、運営がなされている。また、研究科の事務担当者は、研究科委員長とともに、研究科における幅広い活動において、その検討や運営に実質的に深く関与している。

<長所・特色>

本学においては、学部では、各学部それぞれ学部事務室が配置されている。一方、文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）においては、その事務機能が大学院事務室に統合されており、職員一人ひとりが単一の研究科のみならず、複数の研究科の教育研究

活動のサポートを行っている。この仕組みにより、各研究科は一定の独自性を保ちつつ、全体としての研究科間の共通性を確保することで、業務の効率化を図ることを可能とし、また、教育研究にかかる課題への取り組みの良い事例の共有など、研究科の枠を超えて協働した取り組みを行うことができおり、統合事務室として有効に機能している。

<問題点>

事務体制上の課題としては、各研究科の運營業務においては、当該研究科における運用や制度、研究教育体制などについて習熟する必要がある。しかしながら、一つの事務室で複数の研究科を扱い、その中で研究科の担当者を置いていることから、一つの研究科に対して多くの人員を割くことができない。このような状況から、大学全体での人事異動に伴い、研究科担当者が変更となる場合には、研究科運営のノウハウの引継ぎに大きな負担が生じるので、業務及びサービスレベルの維持・向上が課題となる。

<今後の対応方策>

研究科担当者が、担当する研究科を超えて、大学院学生・教員とコミュニケーションを図る機会を増やすことや他研究科の情報を得ることで視野を広げることにより、他研究科の保有するノウハウを自身がメインとして担当する研究科の業務等で活用し、大学院事務室の総体としての業務及びサービスレベルの向上・改善に引き続き努める。

以上

経済学研究科

◇大学院の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学大学院では、中央大学大学院学則（以下、「大学院学則」と言う。）第2条において「学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」を目的として定めている。これに基づき、経済学研究科では、大学院学則第4条の5において、「経済学及びその関連分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動、その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行できる人材を養成すること」を研究科独自の教育研究上の目的として掲げている。

<点検・評価結果>

本学大学院の目的である「学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」を踏まえて、本研究科では経済学領域において、理論研究、実証研究能力と豊かな学識を有し、将来的に研究活動に従事する人材、或いは高度な専門性を必要とする業務を遂行できる人材を養成することを研究科独自の教育目的としていることから、その設定は適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

<現状説明>

○構成員に対する周知方法とその有効性

○社会への公表方法

経済学研究科の教育研究上の目的は大学の理念・目的とともに大学院学則にて明文化し、本学公式 Web サイト、履修要項をはじめ、主に受験生を対象としている広報誌である大学院ガイドブックに掲載し、構成員と社会に対して広く公開している。特に大学院ガイドブックには、経済学研究科の教育研究に関し、その内容、方法、特色等を一般の方々にも解りやすい平易な文体で記述しているため、理念・目的・教育目標等を周知する上で極めて有効である。

さらに、年2回の大学院進学相談会において、他大学学生、本学在学学生参加のもと、上記で述べた経済学研究科（各専攻）の教育目標をより具体的に周知している。また、その周知内容については、経済学研究科委員会で研究科委員長より委員に報告を行っている。

＜点検・評価結果＞

経済学研究科の教育研究上の目的は大学の理念・目的とともに大学院学則にて明文化し、従来の冊子媒体（大学院ガイドブック、履修要項）にとどまらず、公式Webサイトをはじめとする多様な媒体において構成員と社会に広く公表している。また進学相談会や研究科委員会を通じて直接的に大学の理念・目的及び研究科独自の教育目的等の周知を図っており、適切である。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

＜現状説明＞

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

経済学研究科では、大学院学則に掲げる理念・目的の実現のため、外部機関からの指摘事項や社会情勢、学生の進路なども踏まえて、定期的に中長期的な視点から諸施策の検討を行っている。

2016年度に受審した機関別認証評価では、個別に取り組む課題として①定員充足率の向上、②コースワークとリサーチワークのバランスが取れていない、の2点について、努力課題として指摘を受けた。認証評価結果を受け、経済学研究科では、大学院教育に対する個々人の認識が大きく異なる中では、共有そのものが非常に難しいと判断し、学生募集の在り方から学位授与後の進路まで、研究科全体を見直す必要があるとし、中長期的に取り組む課題とした。これは、2017年度に研究科委員会の下に立ち上げた教務・入試委員会の下で総合的に検討が行われ、大幅なカリキュラム改正案が博士前期課程では2019年度入学生より、博士後期課程では2020年度入学生より適用されている。現在はその成果検証や更なる実質化に向けたカリキュラムの再整備に向けた検討を行っているところである。従って、②については整備が完了している。これらの具体的な内容については、「第2章 内部質保証 点検・評価項目③：評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応」の記述を参照いただきたい。

なお、指摘事項①定員充足率の向上については、教務・入試委員会を中心に、上述の教育課程の見直しによる受験生への訴求力の向上や広報活動の工夫などの手段は講じているものの、認証評価においては経済学研究科のみならず他の研究科でも同様に大きな課題となっており、1研究科のみでの対応では限界がある。

さらに、2021年1月より、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の第二期における大学院改革の構想を、全研究科の委員が参画する大学院改革構想検討委員会にて検討した。その成果は、2021年7月6日の報告書「中央大学大学院における今後の改革構想検討報告書一次の時代への

生き残り」と再生をかけて一」が取り纏められ、大学院改革構想検討委員会にて承認された。本報告書では、大学院の今後のミッション・ビジョン・改革の方向性を共有し、既存の学部基礎型にとらわれることなく本学大学院が有する研究教育資源を有効に活用できる組織体制の構築を目指していくこと、また、大学院が追求すべき機能としては、主として「研究者養成」、「教員養成」、「高度専門職業人養成」という3つの柱があるが、大学院改革基本構想の主眼としては「高度専門職業人養成」に力点をおいて検討することが確認されている。2022年度以降は中長期的に、本報告書に記載した諸施策の実行に向けて検討を深めているところである。

<点検・評価結果>

以上のように、認証評価の結果等を踏まえ、経済学研究科および大学院全体に係る中長期的な施策を、しかるべき検討主体を中心として定期的に設定している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院における内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

<現状説明>

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

経済学研究科では、全学的な自己点検・評価システムの下で経済学研究科組織評価委員会を設置し、当該委員会を中心として毎年度自己点検・評価活動を行っている。2017年度以降は教務・入試委員会の委員が経済学研究科組織評価委員会委員を兼ね、中長期的な課題への対応と一体となり、点検・評価活動を行っている。具体的には2019年度まではコースワークの整備、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態下における持続可能な教育体制の整備、2021年度は学修成果の可視化について検討、その実施状況について点検を行っている。また、当該改善計画及び自己点検・評価活動で設定した目標に対する達成状況等は年度毎に確認・検証を行い、研究科委員会と共有しながら、次年度に向けた改善方策の設定等を検討している。また、必要に応じて、改善計画の内容変更について関連する各組織への提案を行うなど、実質的な改善に向けた柔軟な対応を図る仕組みとなっている。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

経済学研究科は2016年度に受審した機関別認証評価において以下3点の指摘を受けた。

1. 経済学研究科博士後期課程のカリキュラムは、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。
2. 経済学研究科博士前期課程において、研究指導計画の学生への明示が不十分であるので、改善が望まれる。
3. 収容定員に対する在籍学生比率が経済学研究科博士前期課程で0.34と低いので、改善が望まれる。

これを受け、2016年度末より各種の検討を進めた。1及び3の指摘事項については、大学院教育に対する個々人の認識が大きく異なる中では、共有そのものが非常に難しいことが判明し、学生募集の在り方から学位授与後の進路まで、総合的に検討する委員会が必要との結論に至った。そこで、2017年度に「教務・入試委員会」を研究科委員会の下に立ち上げ、入学者募集から教育課程の内容まで、幅広い具体的な施策を検討していく委員会とした。教務・入試委員会を中心として教育課程の見直しを検討するにあたり、研究科の教育目的に立ち返り、研究科で養成する①高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動を担う人材、②高度な専門性を必要とする業務を遂行できる人材、をそれぞれ確実に養成できる教育課程として見直しを行うべく、検討を行った。検討の結果、博士前期課程の教育内容について、①を輩出するための研究者コース、②を輩出する税理士コース、高度職業人コース、と命名した3つのコース別カリキュラムを整備し、2019年度入学生より適用している。博士後期課程のコースワークについては、博士前期課程の研究者コースを、後期課程と一貫した5年の課程として捉え、整備を行った。経済学研究科が輩出する専門分野の研究者として基礎となる知識・能力は博士前期課程の1年目で選択必修科目の履修により修得させることとしており、博士後期課程1年目には現代の研究者ないし大学での教育者に求められる、自分の専門分野のみならず、他分野における研究動向や研究技法、ないしプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力も含めた「総合的能力」を涵養する「リサーチ・ワークショップ」を選択必修科目として新たに設置し、2020年度入学生より適用している。これらのカリキュラム改正を通じて、リサーチワークとコースワークのバランスをとるよう、博士前期課程・後期課程を通じてカリキュラムを整備したところである。なお、現在はその検証および更なる実質化に向けたカリキュラムの再整備の検討を行っているところである。

指摘事項3の収容定員充足率の改善に対しては、研究科単体としては上述のカリキュラム改正を行うことにより、受験者層への訴求力の向上を行うと共に、入試広報施策として、本学経済学部と連携し、成績優秀な学部3年生に対して経済学研究科の案内をダイレクトメールで郵送する、経済学部棟で個別相談会の実施をする他、特別入学試験の要件を拡大するなどの施策を講じているが、抜本的な改善には至っていない。なお、この指摘事項については他の研究科でも同様に大きな課題となっており、単一研究科のみでの対応では限界があるとし、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」で掲げられる大学院改革構想の検討と共に、研究科委員長懇談会を中心に文系5研究科で共通の施策を検討しているところである。

2の指摘事項については、2016年度秋から大学院事務室を中心に検討を開始し、2017年度履修要項より、入学から修了までのスケジュールについて一覧性のあるフローチャートを掲載することにより、論文執筆および研究指導のスケジュール感などを明示している。これらは新入生ガイダンスにおいて毎年学生への説明を行うと共に、教員にも周知することで、相互理解を深める体制としている。

＜点検・評価結果＞

経済学研究科組織評価委員会を兼ねる教務・入試委員会を中心に毎年度自己点検・評価活動を行い、振り返りと改善・向上のプロセスを構築している他、認証評価結果に対する対応も適切に行っている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇大学院の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜現状説明＞

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

経済学研究科は、学則にも明記された教育・研究上の目的等に基づいて、創設当初から今日に至るまで、一貫して次代を担う研究者を養成することに主眼を置いてきた。その結果、経済学研究科博士後期課程を経て、教員として全国の大学で研究教育活動に従事している研究者並びに研究機関での研究者を多数輩出している。また、外国人留学生の学位取得者で母国の教職につく者も多数輩出している。一方で、この10年で大学院を取り巻く環境、社会からの要請も大きく変わっている。これらや大学の教育上の目的、大学院全体として抱える課題を踏まえて近年は経済学研究科においても、高度な専門知識を要する職業人の輩出にも尽力することとしている。

また、経済学研究科では、少子高齢化、情報化、国際化といった経済社会の変化や多様化する大学院教育へのニーズに対応すべく複数の専攻を置く組織体制としていたが、主として近年の経済学研究科を取り巻く教育環境の変化の中で、一定の制約の中で、戦略的に特色を持った教育目標・人材養成目的へと絞り込む必要があるとの認識の下、現在は、経済学専攻（入学定員50名）のみを設置している。その枠組みに変更はないが、専攻という形をとらずに、研究者の輩出と高度職業人の輩出を明確に社会に示すため、「研究者コース」、「税理士コース」、「高度職業人コース」の3コースを博士前期課程に設置し組織に柔軟性を持たせることで、大学院の目的である「研究者の養成」「高度専門職業人の養成」を両立して達成できるよう工夫している。

なお、国際環境等への配慮については、後述する「第4章 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑥ 教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか」の項目を参照いただきたい。

＜点検・評価結果＞

経済学研究科では、昨今の社会状況の変化の速さ、社会からの多様な要請に対応するため、大学の理念、教育・研究上の目的等に基づいて教育研究組織を適切に設置している。近年は大学の理念・目的の実質化を図るため、博士前期課程に3コース制の導入を行うなど、教育の柔

軟性への配慮も行っており、組織として適切であるといえる。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については、毎年度実施する自己点検・評価の機会のみならず、2017年度からは、研究科教育内容等の改善を検討する「教務・入試委員会」を年に6～8回開催し、そこでの検討内容については不定期ではあるものの、検討内容がまとまったタイミングに合わせて、研究科委員会でも報告を行っている。なお、自己点検・評価活動や教務・入試委員会における点検に際しては、認証評価機関等の指摘事項、社会からの要請等の情報に加えて、入学者数、修了生の進路、各授業科目の履修者数なども根拠としながら議論を行っている。

点検・評価の結果として、養成する人材像による教育内容の差別化と大学院の理念・目的の実質化を図るため、経済学専攻（博士前期課程）の中に3つのコースと履修体系を設定し、2019年度入学生からコースごとの教育研究指導を実施している。なお、2021年度末をもって、この履修体系による教育指導体制が3か年度経過したことから、本年度にその検証を行い、3コース制による教育研究組織としての課題を抽出し、改善案を検討している。

＜点検・評価結果＞

毎年度自己点検・評価活動を行い、根拠を基にした改善・向上方策を検討すると共に、2017年度以降は、研究科委員長と5～6名の研究科委員で構成される教務・入試委員会を1～2か月ごとに開催し、研究科内外から発生する諸問題への対応を協議しており、そのことが研究科の定期的な点検・評価となり、改善案の検討の場となっている。また、その構成員は、経済学研究科組織別評価委員にもなっていることから、教育研究組織の定期的な評価の場としても問題なく適切に運用されている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇大学院の教育課程・学習成果

＜点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛＞

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

＜現状説明＞

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

経済学研究科では、「経済学及びその関連分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動、その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行できる人材を養成すること」を教育目標として掲げ、その教育目標の柱を、「次世代を担う研究者の養成」及び「行政の場での政策立案・遂行能力、国際的な思考能力、実践的なビジネス感覚などを備えた『高度専門職業人』の養成」としている。この教育目標を踏まえ、博士前期課程・後期課程においては「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を以下のとおり掲げている。

なお、学位授与の方針については履修要項に明記することで学生をはじめとする構成員に周知すると共に、本学公式 Web サイト、大学院ガイドブック等で公表している。

ただし、博士後期課程においては授与する学位ごとの授与方針が示されていないため、2022年度中に一部改定を行う予定となっている。

学位授与の方針

経済学研究科では、中央大学の建学の精神、および教育研究上の目的を踏まえ、以下のような人材を養成します。

○経済学やその関連分野に関する豊かな学識を有し、国内外におけるアカデミズムをリードする能力を備えた「次世代を担う研究者」

○政策立案・遂行能力、国際的な思考能力、実践的なビジネス感覚などを備えた「高度専門職業人」

修了するにあたって備えるべき知識・能力

経済学研究科では課程の修了にあたって、以下のような知識・能力を身に付けた者に対して各課程における学位を授与します。

＜博士前期課程＞

博士前期課程は、経済学研究科が養成する人材像として掲げる「研究者」「高度専門職業人」として社会で活躍するために必要とされる能力を、進路別に区分けしたコースにおいて体系的に身につけることを目的とし、「研究者コース」「高度職業人コース」「税理士コース」を設置しています。それぞれのコースを修了するにあたり、備えるべき知識・能力は以下のとおりです。

なお、すべてのコース共通で

「研究遂行にあたり必要となる基盤的能力」、「経済学に関連する基礎的知識」の修得を、修了するにあたって備えるべき知識・能力と位置付けています。

○研究者コース

研究遂行能力：

経済学とその関連する分野の広い基礎的知識を確実に修得し、そのうえで自己の探求する研究分野における研究手法に立脚した研究成果を具現化し、学術的に貢献する論文にまとめ上げることができる

○高度職業人コース

実践的応用力・発信力：

経済学とその関連する分野の広い基礎的知識のみならず、自身の専攻分野に限定せず日本および世界の経済をあらゆる視点から考察することができ、獲得した能力を公務員や一般企業の職業人としても実践的に応用できる。

○税理士コース

税法と経済学を組み合わせた研究遂行能力：

税理士として社会で活躍することができる税法および経済学に関連する幅広い知識を修得し、自身の研究成果を論文として独創的かつ適切にまとめ、社会に発信することができる。

<博士後期課程>

- 基礎学力と確固たる専門知識の修得：自身の研究テーマに関連する国内外の先行研究を適切にサーベイできる。
 - 「独創性」「探求心」「洞察力」「分析力」「発信力」：先行研究を超えた新たな知見を加え研究を遂行するとともに、その研究成果を継続的に発信し社会に還元することができる。
 - 研究遂行力：自身の研究目的に鑑み多角的視点から研究を行い、著しい成果を上げることができる。
 - 受容性：周囲の研究者から受ける意見、助言を適切に取捨選択した上で受容し、より良い研究成果に繋げることができる。
- また、専攻分野別の視点からは、以下の知識・能力を備えることを目標としています。
- 理論分野・・・経済現象の抽象的理論化力、モデル構築力、数学を使った論証能力等
 - 応用実証分野・・・新資料発掘能力、資料解読能力、計量経済学による分析能力等
 - 経済史、経済思想史等の歴史分野・・・新資料発掘能力、資料解析能力等

<点検・評価結果>

以上のとおり、経済学研究科は教育目標を踏まえて課程修了にあたって必要な知識・能力を示した学位授与の方針を博士前期・後期課程それぞれ設定しており、適切な媒体を用いて公表をしている。ただし、博士後期課程については授与する学位ごとに学位授与の方針が設定されていない。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

博士後期課程について、授与する学位ごとに学位授与の方針が設定・明示されていない。

<今後の対応方策>

教務・入試委員会を中心に、学位授与の方針と共に授与する学位ごとの教育課程編成・実施の方針の検討を行い、2022年度内に経済学研究科委員会で決定する。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

経済学研究科では、教育目標や学位授与の方針を踏まえて、以下に示す教育課程編成・実施の方針を掲げている。「カリキュラムの基本構成」においては各学位課程のカリキュラムにおけ

る科目群や学位論文の位置づけ、涵養する能力について明記しており、これは学位授与方針と関連性を取っている。「カリキュラムの体系的性」については各学年等において想定する履修科目群や身につける知識・能力を示唆し、体系的な履修が意味することを明示している。これらはすべて学位授与の方針との関連性をとっており、研究科総体としての教育方針を明文化したものとなっている。

教育課程編成・実施の方針は履修要項において学生をはじめとする構成員に周知すると共に、公式 Web サイトで広く社会にも公表している。

なお、博士後期課程においては学位ごとの授与方針及び教育課程編成・実施の方針が示されていないため、2022 年度中に一部改定を行う予定となっている。

<教育課程編成・実施の方針>

カリキュラムの基本構成

経済学研究科では、学位授与の方針に掲げる知識・能力等を修得できるよう、以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

<博士前期課程>

博士前期課程では、経済学に関連する研究を遂行するにあたり必要とされる基盤・基礎となる能力を養成すること、学生一人ひとりの目標や目的に応じてその能力を適切に養成すること、そして、自身の専攻分野のみならずその周辺領域も含めた経済学的知識を養成すること、の3点を主眼に置き、教育課程を編成します。

基本科目：研究活動を始めるにあたり必要となる複数の基盤的能力を会得する「リサーチ・リテラシー」に加え、幅広い経済学を研究するために必要な基礎的知識を修得します。確実な「研究基礎力」を身に付け、専門分野における学修・研究活動を飛躍的なものにするための土台とします。

発展科目：経済学に関連する専門分野に特化した科目群です。果てなく広大な経済学の各領域に関する知識を深めると共に、広い視座の下で研究活動を行うことのできる能力や実践的な応用力を修得します。

また、主に税理士コースの学生が、租税に関連する分野の科目を体系的に履修するための「税理士コース選択必修科目」も発展科目の中に設けています。

演習科目：自身の研究テーマについて、指導教授や関連する分野の教員の下でその研究遂行をより高度なものにする共に、日々演習を行うことにより、各人の応用力や発信力も鍛錬します。

修士論文（研究者コース、税理士コース）：博士学位請求論文の基礎となりうる修士論文の作成を通じて、自身の研究の体系的性、論理性、そして研究者として求められる独創性を身につけます。

特定の課題についての研究の成果（高度職業人コース）：自身が培った経済学またはその周辺領域に関する知識を存分に使い、設定した課題に対する研究成果を求める「特定の課題についての研究の成果」に自身の研究成果をまとめ上げることで、職業人としても応用可能な能力を養成します。

このほか、研究科横断で学際的学修を促進するオープン・ドメイン制度の下で他研究科設置科目を履修することに加え、他大学の大学院の科目、留学先の科目等についても履修可能とし、学生の体系的かつ自由な学修体系を構築しています。

<博士後期課程>

博士後期課程における研究の目的は、各人の研究内容に則した博士学位請求論文の完成と、その先にある研究者の養成にあります。より高度な博士学位請求論文の完成と、よりよい研究者育成のため、博士後期課程では以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

特殊研究：指導教授を中心とした自身の研究分野に関連した専任教員の下で、国内外の先行研究を適切にサーベイすることができる基礎学力や確固たる専門知識の獲得に努め、自身の研究をより深化させるための基盤となる能力を養成します。

リサーチ・ワークショップ：専門知識・学問開拓力以外に、「独創性」「探求心」「洞察力」「分析力」「発信力」を鍛錬し、一人前の研究者として社会で活躍するために必要な技術・能力を養成します。

カリキュラムの体系性

経済学研究科では、以下の点を踏まえて学生が段階的に能力の伸長が図れるよう、各課程における教育体系を整えています。

<博士前期課程>

入学後すぐ：「リサーチ・リテラシー」を集中的に実施し、研究活動を進めるための基盤的能力を養成します。

1年次：基本科目で経済学に関する基礎的な知識を身に付けると共に、発展科目および演習科目の受講により自身の研究テーマに関連する高度な知識の獲得を目指します。

2年次（研究者コース、税理士コース）：発展科目で経済学に関する知識をより高度なものとし、自身の研究活動と演習科目における成果発表を繰り返し、修士論文の質向上と、執筆活動を通じた研究遂行力向上を目指します。

2年次（高度職業人コース）：自身の研究分野に留まらない分野に関する発展科目受講を通じて経済学に関する広く深い知識を獲得すると共に、演習科目と自身の経済学に関する特定の課題についての研究を通じ、実践的応用力や発信力を身に付けます。

<博士後期課程>

1年次：「特殊研究」により、経済学の高度な専門知識の獲得と、独力で研究しうる技法などを学ぶと共に、「リサーチ・ワークショップ」にて先端の研究者による研究や研究者に求められる知識に触れることを通じて、リサーチワークに活用するための素地を身に付けます。

2年次以降：厳格な要件の下で受験が許可される「博士学位候補資格認定試験」に合格することを、博士学位申請の要件として定めています。研究者候補者としての素養、資質、論文の水準やその社会的意義等、総合的な能力を問われるため、学生は研究活動を通じて自身の研究を発信する力や、他者からの評価や批評を受け入れる力、よりよい研究成果に繋げるため研究遂行力を身につけます。

<点検・評価結果>

以上のとおり、教育課程編成・実施の方針については、学位授与の方針との連関を意識して設定しており、構成員と社会に対して適切に公表しているが、博士後期課程について、授与する学位ごとに方針を定めていない。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

博士後期課程について、授与する学位ごとに教育課程編成・実施の方針が設定・明示されていない。

<今後の対応方策>

教務・入試委員会を中心に、学位授与の方針と共に授与する学位ごとの教育課程編成・実施の方針の検討を行い、2022年度内に経済学研究科委員会で決定する。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点2、5は割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点3：コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

○コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）
（博士前期課程）

博士前期課程では ①研究基礎力をより高められる履修体系を整備すること、②学生一人ひとりの目標や目的に応じた修了要件を設定すること、③自身の専攻分野のみならず、その周辺領域も含めた経済学的知識を身につけることができる履修体系を整備すること、を目的とし、2019年度より3つのコースを新たに設置した。

3つのコースは、学生一人ひとりの希望進路を念頭に置き、それぞれの進路において必要となる能力を育む履修体系となっている。各コースの名称と、コース別に想定している、その具体的な履修体系は以下のとおりである。

1) 研究者コース

将来研究者になることを目指し、博士後期課程への進学を希望する学生のコース。

2) 高度職業人コース

高度で専門的な知識やスキルを要求される職業に就くことを希望しており、その実現のために経済学の幅広い能力取得を目指すコース。

3) 税理士コース

税理士の資格取得を目指し、税理士試験受験の際に税法科目の試験免除を認められる、高い水準の修士論文作成を要求されるコース。

◆必修科目および修了必修単位数について

1) 全コース共通の必修科目

すべてのコースにおいて、基本科目「リサーチ・リテラシー」を必修とします。また、発展科目のうち指導教授が担当する科目4単位、指導教授の担当する演習科目4単位を必修とする。

2) 研究者コース

1)に加えて、「リサーチ・リテラシー」を除く基本科目のうち8単位を選択必修、演習科目から合計8単位を必修とします。合計32単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

3) 高度職業人コース

1)に加えて、「リサーチ・リテラシー」を除く基本科目のうち8単位を選択必修、演習科目から合計8単位を必修とする。合計40単位以上を修得し、「特定の課題についての研究の成果」の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

4) 税理士コース

1)に加えて、「リサーチ・リテラシー」を除く基本科目と発展科目のうち租税論Ⅰ、Ⅱ、租税法Ⅰ、Ⅱ、財政学Ⅰ、Ⅱ、税法判例研究Ⅰ、Ⅱ、所得税法、法人税法、消費税法、相続税法から合計8単位を選択必修、そして演習科目から合計8単位をそれぞれ必修とする。合計32単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

◆演習科目の履修制限

すべてのコースにおいて、演習科目については指導教授が担当する演習科目4単位の他に、2科目8単位を超えて履修することはできない。

◆他研究科の授業科目および交流・協力校における授業科目の修了単位への参入について

全てのコースにおいて、指導教授が必要と認めた場合は、他研究科の講義科目又は交流・協力校が聴講を認めた講義科目の中から15単位までを選択履修し、修了単位数に参入することができる。

◆同一科目の授業科目履修について

全てのコースにおいて、同一教員が担当する、同一科目の単位を重複して修得することはできない。

◆コースの変更について

指導教授との相談の中で、自身の進路や研究計画に変更が生じた結果、コースを変更する必要がある場合は、各年度1月末までに「コース変更届」を提出しなければならない。コースの変更に必要な理由があり研究科委員会で認められた場合には、翌年度よりコースの変更が可能となる。

以上のように、すべてのコースにおいて基本科目を履修した上で、発展科目や演習科目でその知識の深化を行うような履修体系を整備している。また、コースごとに学位を授与するために提出する論文についても、コースごとにその特長を活かしたものとしており、研究者コース、税理士コースは修士論文、高度職業人コースは、特定の課題についての研究の成果（以下、「特定課題研究論文」と言う。）の提出としている。なお、経済学研究科では、修士論文と特定課題研究論文の違いを、次のように定義している。

「修士論文は自らが設定するテーマについて先行研究を狩猟し、その上で独自の仮説を立てその理論的・実証的分析を行い学術的な貢献を目指すもの。特定課題研究論文については、実務的・実践的な課題に対して、データ分析や事例研究を行うものとし、研究テーマは指導教授と相談して決定する。」

なお、これらの違いも踏まえて、各論文における評価の観点等もそれぞれ別に定めている。さらに、どのコースにもそれぞれに必要な経済学の基礎知識を習得するための選択必修科目

が設けられており、さらに複数の演習を履修できる仕組みを設けていることから指導教授以外の教員からの研究指導を受けることも可能となっており、コースワークとリサーチワークの組み合わせも適切に行われていると言える。

一方、博士後期課程においては、指導教授の指導により「特殊研究」1科目4単位を修得することを義務付けており、平行して指導教授による研究指導・学位論文作成指導が行われる。また、2016年度の機関別認証評価において「コースワークとリサーチワークが適切に組み合わせられていない」との指摘を受け、博士前期課程・後期課程を一貫したカリキュラムの見直しを行った。カリキュラム改正の結果、「特殊研究」に加えて「リサーチ・ワークショップ」を2020年度より設置すると共に、修了要件も4単位から6単位に変更した。「リサーチ・ワークショップ」については、現代の研究者ないし大学での教育者に求められる、自分の専門分野のみならず、他分野における研究動向や研究技法、ないしプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力も含めた「総合的能力」を涵養するための科目であり、「特殊研究」で獲得した知識・能力と組み合わせることで、より高度な博士学位請求論文の完成と、よりよい研究者育成を行うための教育課程としている。加えて、博士後期課程においては、1年次に「研究計画書」を、2年次以降は毎年度「研究状況報告書」を研究科委員会に提出させることとしており、指導教員による恒常的な研究指導に加えて、研究科全体として研究状況の管理やアドバイスを行うことができる体制としている。また、博士学位請求論文の提出要件として、「博士候補・博士学位要ポイント制度」と「課程博士学位候補資格認定」制度を設け、学生には学外における論文発表や学会発表等の活動を行うことを求めている。このように、博士後期課程においてはコースワークに加えてリサーチワークにも力点を置いたバランスのとれた教育体制を整備している。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

経済学研究科では、学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項及び同4条第1項を具体化した研究科の理念・目的を実現するために教育課程を博士前期課程及び博士後期課程に区分し、教育課程の編成・実施の方針に示すようにそれぞれの課程に相応しい能力を修得できるよう配慮している。

博士前期課程では、「広い視野」と「専攻分野における研究能力」及び高度職業人として必要な「高度な能力」を修得できるよう、3つのコースに分け、コースごとの修了要件や学位論文の評価基準を設けた教育体系を整備することで、教育目標の柱である、「次世代を担う研究者の養成」及び「行政の場での政策立案・遂行能力、国際的な思考能力、実践的なビジネス感覚などを備えた『高度専門職業人』の養成」を両立させている。他方で、コースごとに必要な教育の体系性は整備しているものの、個別の科目群では区別されず、明確な差別化ができていない等といった指摘が教務・入試委員会による点検によってなされており、現在、その問題の検証と対応策の検討を行っている。具体的な問題については<問題点>にて述べることとしたい。

一方、博士後期課程においては教育目標のうち「次世代を担う研究者の養成」に力点を置いており、博士前期課程の研究者コースとの接続を意識した教育内容を展開している。特に、リサーチワークとしては、博士後期課程1年次の5月末までに「研究計画書」を提出するとともに、2年次以後には毎年4月末までに「研究状況報告書」を、指導教授を通じて研究科委員会に提出することを義務付けている。さらに、研究者としての活動を充実させるため指導の一環として、博士学位候補資格申請と課程博士学位申請への申請要件を設けている。この要件は査読付き論文の公表本数や学会報告等を、その業績の種類や内容に基づき「ポイント」として審査委員会の下で認定し、博士学位候補資格、課程博士学位の申請にあたっては必要ポイント数

の認定を受けていなければならない、という制度である。この制度によって、学生が明確な目的意識を持って研究を進め、計画的かつ効果的に博士課程の目的を達成できるように配慮しており、研究水準を向上させ課程博士号請求論文作成に反映させるためにも国際学会報告、レフり付きの学術誌への論文発表等を奨励している。このように博士論文作成に向けて計画的・系統的な指導を行っており、それらを通じて独創的な研究と自立した研究活動を行いうるよう恒常的に研究指導を行っている。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

博士前期課程においては、高度職業人コースを選択する学生は、実務的・実践的な課題に対して、様々な経済学的な分析手法を習得することや事例研究する能力を高めることを目的として履修体系を構築しており、学位論文に代えて提出する「特定課題研究論文」の作成を通じて、高度職業人コースが養成を意図する知識・能力を涵養している。他方で、「社会的及び職業的自立を図る」授業科目を設置しているわけではないため、3つのコース体制を導入してから4年目を迎える本年度、その検証と改善の検討がなされているところである。具体的には、高度職業人コースの学生については、社会実装能力をより高めるための他のコースとは区別した基本科目の設置の検討に入っている。

税理士コースについては、授業科目として、税理士を目指す人院生向けに「税法判例研究Ⅰ・Ⅱ」を設置しており、税法における事例研究を行うことにより、修了後の進路に直結する知識・能力の獲得に繋げている。

博士後期課程に関しては、選択必修科目である「リサーチ・ワークショップ」を修了後の進路として想定される研究者や大学教員としてのアカデミックポジションを得るために必要とされる能力の涵養のため設置している。具体的な授業内容は次のとおりである。

(到達目標)

- ・専攻分野外の発表を聞き、意見交換を行うことで、幅広い経済学的視座を獲得することで、学際的研究を促進し、研究遂行能力を高める。
- ・自身の研究計画等を指導教授以外の研究者から指摘を受ける機会創出により、自身の更なる研究活動を深化させる。
- ・実際の研究者の「知識・技能」を獲得し「研究報告会」で自身の研究内容とその進捗状況を、専門分野を学ばない者にとっても明瞭な説明（プレゼンテーション）ができるようになることを目標とする。

<授業内容>

第1回：オリエンテーション、研究計画書の書き方について

第2回、第3回：研究計画書 報告会

第4回：論文作成に役立つ研究メソッドについて

第5回：WS①テーマ「(テーマ①)」

第6回：WS②テーマ「(テーマ②)」

第7回：WS③テーマ「(テーマ③)」

第8回：WS④テーマ「(テーマ④)」

第9回：WS⑤テーマ「(テーマ⑤)」

第10回：WS⑥テーマ「(テーマ⑥)」

- 第11回：院生FD①：大学の役割、大学教育の役割について
 第12回：院生FD②：授業デザインとシラバスについて
 第13回：院生FD③：大学授業の実践（マイクロティーチング）
 第14回：研究報告会

<点検・評価結果>

博士前期・後期課程共に教育課程の編成・実施方針に基づき、コースワークにリサーチワークも適切に組み合わせ、学位課程にふさわしい教育体系を編成している。

<長所・特色>

大学院を取り巻く環境の変化と社会からの要請、経済学研究科の特徴を踏まえて、博士前期課程に3つのコースを設定し、それぞれの進路で必要とされる知識・能力の獲得を意識したコース体系を整備した。これは、大学院の理念・目的や経済学研究科の学位授与の方針と密接な連携関係にあり、それを具現化したものであるといえ、特色であるといえる。

<問題点>

博士前期課程において3つのコースを設置しているが、現時点ではカリキュラム上明確に区別できるのは税理士コースのみで、研究者コースと高度職業人コースについては「修得すべき単位数（研究者コース：32単位、高度職業人コース：40単位）」と学位申請する論文の種類（研究者コース：修士論文、高度職業人コース：特定課題研究論文）以外の区別が不十分となっている。特に高度職業人コースにおいては、職業的自立を企図した、コースに特化した授業科目を設置しておらず、高度専門職業人の養成課程としては課題となっている。

<今後の対応方針>

現在、問題点として掲げた内容については、具体的な対応に入っており、2022年3月、4月の教務・入試委員会で、高度職業人コースを他のコースと区別するための検討を行っているところである。2024年度より新カリキュラムとしての適用を開始するため、教務・入試委員会と研究科委員会による懇談を重ね、2023年度内に学則改正を終える予定である。

内容としては高度職業人コースの履修体系を、よりコースワークに重点を置いた方向で見直す。①分析手法の修得に主眼を置いて基本科目群を充実させ、修得単位数の増加を図る、②学生は入学後に指導教授を選択する。その際、各教員が予め提供できる分析手法と分野の組み合わせを提示し、学生が分析手法により大きなウェイトを置いて指導教授を選択できる仕組みを作る、である。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点3：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

＜現状説明＞

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

経済学研究科では博士前期課程の授業科目を基本科目、発展科目、演習科目に区分し、系統的で一貫した教育指導及び高度の専門的知識・能力の修得を可能にするように配慮している。

博士前期課程に設置される基本科目及び発展科目は主として講義科目となっているが、基本科目については、どのコースの選択者であっても経済学の基礎を確実に修得できるよう選択必修科目として設置しており、基本科目もその後の専門領域の広域さに対応するために経済理論から経済史・経済学史まで幅広く準備し、選択必修としている。また、講義科目は少人数クラスで学生による発表が中心であり、主体性を念頭に授業が行われていることに加えて、少人数の特色を生かして学生のニーズに合わせて柔軟に授業内容を調整している。さらに、オープン・ドメイン制度を設けており、他研究科の授業科目も柔軟に履修すること科目選択の幅を広げ、履修の段階から専攻分野に合わせた科目選択を可能としている。また、演習科目においては、主に指導教授がリサーチワーク、論文作成方法等を週に1度のペースで行っている。なお、指導教授が修士論文作成に必要と判断した場合、別の演習科目を1科目に限り履修することが可能となっており、自らの研究の幅を広げつつ修士論文を作成に取り組みたいと考える学生に配慮している。このように講義の特色と演習の特色を活かして各専門分野を学修できる授業形態を採用しているほか、指導教授による個別指導を通じて学生の求めるニーズに的確に応える仕組みを有しており、研究科の教育目標を達成する上で有効なものとなっている。

博士後期課程においては、それぞれの専門分野の講義科目を「特殊研究」として配置した上で論文指導を行っている。その方法としては、指導教授が学生に対し基本的に1対1で行い、リサーチワーク、学術論文の作成方法等を指導している。また、学生が自らの研究の幅を狭めることのないよう指導教員以外の教員が担当する「特殊研究」も複数履修することができる。また、選択必修科目として設置している「リサーチ・ワークショップ」もワークショップ形式による実施とし、積極的な意見交換を前提にしている。

学生の主体的な参加を促す授業方法については、各授業科目の履修学生数が少人数である現状を活かし、個々の学生の研究分野と希望に応じて授業を柔軟に進めるよう努めている。前述のとおり、多くの科目が少人数での授業となっているため、事前の予習等を含め、基本的には学生からの主体的な参加がなければ授業が進展しない仕組みとなっている。また、研究活動に必要なリサーチを行う際には、それぞれの学生が自ら設定する研究テーマに基づき、フィールドワーク等の実地調査を行うよう指導している。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

経済学研究科では、学生の将来の進路希望及び目的達成に対応し、指導教員による履修指導を行うことを基本としている。特に、博士前期課程においては履修する基本科目の選択は自身の研究活動を進めるうえで非常に重要な選択であるとし、「コース選択届」と共に、指導教員の確認の下で科目選択を届出る仕組みになっており、厳格な履修管理体制となっている。

また、年度はじめに研究科委員長と大学院事務室による履修ガイダンスを実施してカリキュラムの全体像や履修上の注意事項を周知すると共に、以後も常時大学院事務室窓口を通じて履修相談が可能な体制になっている。1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定はしていないが、履修登録期間後に大学院事務室による履修科目のチェックを行い、必要に応じて指導教員や研究科委員長と連携することにより、過大または過小な履修登録科目数にならないよう

配慮を行うことで、単位の実質化に努めている。

○研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

博士前期課程・後期課程ともに、学位論文提出までのスケジュールや論文作成のおおよそのスケジュール感、学位論文に必要な要件などについては、履修要項にフローチャート形式により明示し、新入生ガイダンスにおいてわかりやすく周知している。また、指導教授による研究指導の計画や方法の明示は入学時に個別面談により行われ、その結果を指導教授届として大学院事務室に提出することとしている。さらに、論文指導を主とする科目である博士前期課程「演習Ⅰ・Ⅱ」、博士後期課程「特殊研究」のシラバスにおいても年間スケジュールや指導内容は明示されており、それらは研究の進捗状況により個別に調整が図られている。

博士前期課程の学生の場合、教育課程の展開及び学位論文の作成等における教育・研究指導は主として指導教員によって行われるが、全体のスケジュール感は提出する論文によって異なる。修士論文を提出する「研究者コース」「税理士コース」の学生は、1年次から日常的な研究指導や演習科目において、テーマ設定、研究文献や資料の調査、研究史のフォロー、テーマに沿った文献や資料の解説と批判的再構成、研究倫理等、特定課題論文においては課題に対して結果を導く分析手法、体裁の適切さや論旨の明確さ、研究倫理等共通の審査基準を常に意識しながら、学生の研究計画書作成・提出に関してアドバイスを行っている。2年次の9月には修了予定者全員を対象として修士論文等中間報告会を行い、指導教員の他、副査予定者2名が加わることで、その後の集団指導体制の拡充・強化を図りつつ、論文作成の進捗状況を複数人により確認することで、10月修士論文題目の決定や、1月の修士論文提出に向けて必要な指導計画や指導内容の調整を行っている。「高度職業人コース」の学生は、日常的な研究指導や演習科目において、課題に対して結果を的確に導くための手法や論文作成の体裁に関する指導、研究倫理等の指導が行われるが、1年次の3月には学生は指導教員と特定課題研究論文のテーマについて指導を受け、指導教員は特定課題研究論文のテーマを研究科委員会に提出する。2年次4月には論文題目も含めて決定することとしている。9月には修士論文提出予定者と同様に修士論文等中間報告会において、進捗状況をポスター形式で報告することとし、そのフィードバックを受けることにより、1月の論文提出に向けて、指導教授と共に研究計画や内容を調整していくこととしている。

また、すべてのコースについて、各年度1月末までに届出ることによりコースの変更を可能としている。コースの変更には正当な理由が必要であるが、早期に届出をさせることにより、2年次以降に取り組む修士論文や特定課題研究論文に関して指導教員と綿密な相談を行い、取り組むための十分な期間を確保できるよう配慮している。

博士後期課程の学生については、研究指導に関し、学生は1年次の5月末までに「研究計画書」を、2年次以降は毎年度4月末までに「研究状況報告書」を、指導教員を通じて研究科委員会へ提出することにより、原則として標準修業年限内で課程博士学位請求論文を作成できるように研究の進展度を報告することとしており、定期的な指導教員による指導が必ず行われるようにしている。また、学生は課程博士学位候補資格の認定や博士学位請求論文の提出に際し、一定数の論文公表や学会発表の実績を必要としているため、指導教員は学生の研究の進展度に照らして国内外の学会での発表や学術誌への論文掲載を奨励し、学生が着実に研究を進展させるように指導している。さらに、博士後期課程に在籍する学生を本学経済研究所等の研究グループに所属させ、積極的に研究発表を行うように指導している。

また、課程博士学位候補資格が認定された後は、指導教員に加えて研究科委員会から副指導教授を選出し、複数人による指導体制を確立することに加えて、一定の完成をみた論文については公開研究会を行い、指導教授・副指導教授に加えて副査の教授が関与・アドバイスをを行うほか、広く教員の参加を得て意見を聴取し、より質の高い博士論文の完成に寄与する仕組みを導入している。なお、公開研究会の実施時期は年度内の学位取得と密接な関係があるため、その実施時期に鑑みた論文の作成スケジュールについては、大学院事務室の担当職員も含めて学生と個人面談をすることにより、それを明示している。

このように、博士前期課程・後期課程共に、学位授与までのスケジュール感や指導計画は履修要項による明示に加えて、指導教員との日常的な個別面談やシラバスにより明示している他、論文の内容に鑑みて適切なタイミングで報告書や各種学位授与に係るイベントを実施することにより、研究科総体として研究指導を行っている。

○シラバスに基づいた授業展開について

シラバスは manaba 及び本学公式 Web サイト上で公開している。掲載内容は、履修条件、到達目標、授業概要、授業計画、成績評価基準、事前事後学習の具体的内容、アクティブ・ラーニングや双方向授業の実施内容、実務家教員による授業の明示、参考文献、授業外の学習活動等であり、履修に際しての科目選択の他、計画的な予習が行えるように配慮している。さらに、第1回目の授業に際し、担当教員からシラバスに基づいて年間の授業計画についての詳細な説明を行うことで補っている。

シラバスの記述内容及び記述量については教員間で精粗が生じることがないように作成時に項目毎に作成上の注意点を記載した作成要領を全教員に配布し、一定の改善を見ている。また、2018年度より教務・入試委員会の下でシラバスの第三者チェックを行い、教育課程編成・実施に方針に基づく授業が展開されているかの確認を行うことで、授業の質を担保している。

大学院では、学生に対して毎年度実施する研究状況・授業等に関するアンケートを通じてシラバスに関する意見も聴取している。当該アンケート結果をみると、授業内容・方法等がシラバスと相違があるといった記述はほとんど見られない。また、シラバスにおいても、授業の進行にあたっては受講者の研究テーマや専門知識レベルに応じて、担当教員と学生の相談の上、授業の内容を変更することを明示していることから、授業内容・方法とシラバスの整合性は担保されている。

<点検・評価結果>

経済学研究科では、少人数教育の特性を生かした授業展開や適切な履修指導によって学生の学習を活性化させていると共に、研究科総体による研究指導体制やシラバスの管理体制を整備することにより、研究活動も含めて、効果的な教育活動として機能するように努めている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

＜現状説明＞

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

成績評価については、S(100～90点以上)、A(89～80点以上)、B(79～70点以上)、C(69～60点以上)(以上合格)、E(59点以下)(不合格)とし、履修要項に明示している。成績評価の方法は、授業時間内での報告や討論、レポート提出等の平常点によるものとテストによるもの、あるいは両者を組み合わせるもの等、個々の教員の裁量に任されているが、今日の学問水準を反映した各教育科目で設定する到達目標への到達度に評価基準を置いている。これらの点で、教育科目毎の成績評価の透明性・客観性は基本的に確保されている。なお、教育科目の内容、成績評価の基準・方法はあらかじめシラバスによって学生に公開されており、これは公開前に教務・入試委員会による第三者チェックを行ったものを公開しているため、その適切性は担保されている。

また、成績発表の結果、成績評価に疑問点がある場合には、学生が問い合わせ期日までに所定用紙にて調査を依頼することが可能となっており、必要に応じて研究科委員長への申し出を行うことが可能となっている。このように、学生・教員間における成績評価の双方向性・透明性を確保することで、その適切性を高めている。なお、この取り扱いについては履修要項やC plus等を通じて周知している。

単位認定については、2単位・4単位の授業科目が経済学研究科においては設置されているが、それぞれの科目について、大学院設置基準第15条(大学設置基準第21条第2項第1号の準用)に基づいた学修時間を確保している旨を、シラバスの「授業計画と内容」、「授業時間外の学修の内容」、「授業時間外の学修に必要な時間/週」の項目において明記している。留学や既修得単位の認定については、大学院学則第25条の2及び第36条の2に基づき、各15単位、合わせて20単位を上限として認定される。単位認定に際して、特に学外で修得した単位については、認定を申請する学生が合わせて提出するシラバスや成績証明書を、教務・入試委員会において確認を行う。教務・入試委員会等により確認した申請内容、授業時間数や科目内容、水準等を総合的に勘案し、各課程において既修得単位として認定するに適合する授業科目であるかどうか、最終的には研究科委員会において審議するプロセスとしている。

○学位授与を適切に行うための措置

学位授与にあたっての基準については、修士学位・博士学位それぞれについて2015年度から学位審査に関する取扱要領を定め、学生に対し履修要項等を通じて明示している。なお、2019年度入学生から導入されたコース選択制度により、高度職業人コースの学生は特定課題研究論文の提出となったため、修士学位審査に関する取扱要領について、特定課題研究論文に関する評価の観点を付記した内容に改めている。

博士前期課程においては、ほとんどの学生が標準修業年限で学位を取得している。修士学位の授与状況に関しては、2020年度19名に対して19名(うち修士論文での学位取得は11名、特定課題研究論文での学位取得は8名)、2021年度15名に対して15名(うち修士論文での学位取得は5名、特定課題研究論文での学位取得は10名)、また、課程博士号の学位授与者数は2020年度1名、2021年度1名となっている。

修士学位授与の要件としては、博士前期課程に2年以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文(高度職業人コースの学生については、特定課題研究論文)を提出してその審査及び最終試験に合格したものに授与することとなっている。実際には1年次終了時までには修士論文執筆者はテーマを自ら設定することとしており、特定課題

研究論文執筆者は指導教授の指導を受けながら設定したテーマを研究科委員会で決定する。2年次には9月頃に修士論文等中間報告会への参加を義務付けており、テーマ、論文の目的、章構成、代表的参考文献などを記述した要旨を提出し、論文作成に向けて進捗度を指導教授と関連分野教員に報告し、コメントを得ることで、より質の高い充実した論文作成に資するように研究科として仕組みづくりをしている。修士論文の審査においては、学生は従来の内外の研究史をフォローした上で、それらとの関連で自己の研究を位置づけ、対象の分析と論理の展開において一定の成果をあげていることを求められる。博士後期課程へ進学することを予定している学生は、とりわけそれらの成果が将来の研究計画との関連で独創的な研究の基礎となりうるかどうかについて判断される。特定課題研究論文においてはコースワークの科目履修で学んだ分析手法を、官庁等の行政組織や民間企業において生じうるような特定課題に対して実践的に適用するプロセスの修得に重点を置くもので、その評価に当たっては、学術的な新規性を要求するものではなく、課題にふさわしい手法の選択と、当該手法の妥当な適用を通して、論理的に結論へと至る能力を確認している。

修士学位論文（修士論文、特定課題研究論文）の審査は、指導教員を含め、研究科委員会で選出された、関連する分野の3名の大学院担当教員によって行われる。同論文はこれらの教員に事前に送付され、一定期間の後、最終試験が実施される。審査は、事前の査読と最終試験の結果を総合して3名の教員の合議によって行われ、その結果は審査報告書としてまとめられる。また、透明性・客観性を保証するために審査報告書は一定期間公開され、閲覧できるように設置される。このような手続きを経た後、最終的に研究科委員会において学位授与の可否が審議・承認される。論文の評価にあたっては、厳密に行うために2010年度（*1）から以下の基準としている。

- A：90点以上。体系的、論理的、独創性に優れる。
- B：80～89点。体系的、論理的、独創性をそなえる。
- C：70～79点。体系的、論理的は認められるが、独創性が不十分なもの。
- D：60～69点。最低限の体系的、論理的のあるもの。
- E（不合格）：59点以下。最低限の体系的、論理的さえも満たしていないもの。

（*1）2022年度入学生より、授業科目の成績表記に合わせた表記（S・A・B・C・E）に変更している

なお、博士前期課程において学生が入学時に「1年修了申請書」にて申請し、必要なプロセスを踏むことにより、1年で修士学位を取得し課程を修了することを認めている。入学時の申請書においては、履修計画と研究計画書、指導教授による所見も含めて研究科委員会に提出し、審議・承認を得ることが必要となる。その後、2年次以上の学生と共に修士論文等中間報告会を行い、11月には指導教員による進捗状況の報告が行われることにより、論文の提出可否を判断することとしている。なお、1年修了制度は大学院学則第44条に基づき優れた研究業績を上げた者を対象にしており、修士論文および最終試験の評価がA（2022年度入学生からは、S）であることを慣例としている。2021年度には1名の1年修了者を輩出したが、このように単位取得と並行して高度な研究活動を短期間で行うことが必要となるため、現状では本制度を利用する学生は極めて限定されている。

博士後期課程については、1年次の5月末までに標準修業年限内で課程博士号請求論文を完成するための「研究計画書」の提出を義務付けており、研究科委員会のチェックを受ける。そして、博士学位取得を到達目標として、2年次以降は毎年度4月末までに「研究状況報告書」

を研究科委員会に提出し、研究の進展度と研究成果の報告を義務付けるとともに、学会報告や査読付きの学会誌等への論文発表を奨励し指導している。その後、博士学位請求論文執筆候補者となることができた学生は、研究科委員会の審査に基づき同論文の執筆に着手することになる。こうして、学生は博士号請求論文の完成に向けて研究を計画的に発展させるように奨励され、指導される。

博士学位請求論文の審査においては、従来の研究に新たな知見を加える独創性を有し、同分野の研究水準を引き上げることに貢献することが求められるが、この水準を明確化させるために2012年度より「博士学位・候補資格要ポイント制度」を導入している。当該制度は、博士後期課程の学生が博士候補（キャンディデイト）審査申請や博士学位審査申請を行う際に、それぞれの申請受理の条件として、博士候補請求論文や博士学位請求論文の作成のベース（基礎）となった論文・学会報告（以下、「基礎論文等」と言う）の総点数（ポイント）が一定の基準を満たしていることを要求するものである。当該制度は、現行の博士候補審査制度及び博士学位審査制度に代置する制度ではなく、両制度を万全なものにするための補完的的制度であることから、学位申請論文自体はその定義に従い、オリジナリティのある事柄が論理的・体系的に作成されているかどうかを従来通り審査委員会と研究科委員会で審査するものである。具体的には、博士学位候補資格試験の合格者が指導教授を通じて課程博士学位（博士学位甲）請求論文を研究科委員会に提出し、その概要の説明を行う。その後、博士後期課程担当者から主査1名と副査2名、さらに審査の透明性・客観性を高めるために、上記の3名に加えて外部審査委員1名を副査として選出し（外部委員の人は学内の主査・副査3名に一任）、審査委員会を構成している。審査委員会による論文審査後、申請者本人に直接試問を行う最終試験を実施することで、学位授与の方針を踏まえて学位授与に値する水準に達しているかを判断し、授与の可否を判断する。なお、審査委員については学際領域的な研究の増加に伴い、単一の研究科による審査が困難な学位請求論文の審査に対応するため、論文審査における副査のうち1名は経済学研究科以外の委員を選出できるとしている。これにより、多角的な視点から公正で適切な学位審査を実施する体制を整備しているといえる。審査委員会により作成された審査報告書は事前に博士後期課程担当委員全員に配布され、研究科委員会で審議された後、最終的に学位授与の可否を投票により判断する。

なお、博士学位論文は2013年度より、中央大学学術リポジトリを利用して原則、全文を公表しているが、学術リポジトリに掲載する博士論文の研究及び論文指導を補完し、不正に引用された論文が流布することを予防する目的から、2018年度より、指導教授による剽窃チェックを本学指定のソフトウェア(iThenticate)を利用して行うことを義務付けることにより、適切な学位授与を担保している。

以上のように、経済学研究科においては博士前期・後期課程共に学位審査の透明性・客観性を高めるための適切な措置が採られている。

<点検・評価結果>

以上のように、成績評価・学位授与共に事前に学生にその基準を明示すると共に、客観性・透明性の高い評価（審査）体制を構築することにより、適切に行っている。

<長所・特色>

経済学研究科では、特に博士後期課程において研究計画書、研究状況報告書を毎年度研究科委員会で公表していること、毎年度4月に実施される「博士学位・候補資格要ポイント制度」

の審査、公開研究会等、入学してから博士学位論文提出まで、指導教員以外の教員による研究状況の把握ができる体制を構築していることから、学生が適切な研究指導を受けているかどうか客観的な判断が可能であり、公正で適切な学位授与が行うことができている。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

引き続き博士学位の公正性や適切性には留意しながら、在学生在が指導教員以外の隣接分野の教員、あるいは異分野の教員からも様々な観点から指導を受け、研究活動を推進できるような体制について、教務・入試委員会を中心に検討する。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

＜評価の視点1は全学項目のため割愛＞

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

＜現状説明＞

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

教育方法における国際化を図るために、経済学部で毎年度招聘している外国人客員教員に博士前期課程の科目を担当してもらい、海外の研究者から直接指導を受けられるようにしている。新型コロナウイルスの影響もあり、3年ほど外国人客員教員による科目担当はなかったが、2022年度は1科目開講している。このほか、教育課程の国際的通用性を高めるための側面的な制度として、授業科目の半期完結を含むセメスター制を採用しており、派遣・受入れの留学を推進する年間スケジュールとすることに加えて、国際会議での発表に際して学生を支援する制度として「学術国際会議研究発表助成」がある。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生については、受入れ段階で経済学の理解度及び日本語能力に関して筆記試験、書類審査、口述審査を実施し、慎重な審査を行った上で受入れの可否を決定している。受入れ後は、学生の希望に配慮しつつ所属する演習を決定し、演習担当教員が日常的にきめ細かい個別的教育研究指導を行う体制をとっている。

しかしながら、外国人留学生の場合、日本人学生と比べて入学時における日本語能力の点で劣ることは避けられない。そこで、2019年度より「特殊講義（留学生のためのアカデミック・ライティングⅠ 基礎編）」、「特殊講義（留学生のためのアカデミック・ライティングⅡ 実践編）」を開講し、外国人留学生が日本語で論文を執筆するためのサポートを正課で実施することにより、教育上の配慮を行っている。論文作成のサポートについては、アカデミック・サポートセンターの下に置かれるライティング・ラボにおいても、外国人留学生の日本語による調査研究・論文作成に関する支援を行っている。

また、外国人留学生チューター制度を設け、在在学生による日本語の学習サポートや学生生活

に関する指導・助言等を行うことにより、指導教授による個別の研究指導に加えた教育上の配慮を行っている。当該制度は2019年度に1名が利用している。

○国外の高等教育機関との交流の状況

現在、経済学研究科が単独で提携している教育研究機関等はないが、全学協定の枠組みの中での交換留学生や、国費留学生の受入れは先方からの要望があれば行っており、直近では2017年度と2018年度に国費生各1名の受入れを行っている。派遣については、博士前期課程では修業年限が2年ということもあり、近年は希望者が出ていない状況にある。

研究者の受入れについても、研究目的で受け入れた場合には、授業を担当してもらうことができず、研究科として招聘する理由付けが難しい状況にあるため、学内設置の経済研究所で、研究者の受入れそのものは行い、研究科はゲストスピーカーとして招き、学生の新たな知見を持てるよう配慮している状況にある。

<点検・評価結果>

定期的な外国人客員教員の受け入れや、国費留学生、交換留学生の受け入れは、国際的通用性を高めるといえる点では、充分とは言えないが有効に機能している。特に、正規学生として学ぶ外国人留学生に対する教育上の配慮は制度上整備されており、博士前期課程では多くの学生が標準修業年限内に修了できているため、有効に機能していると言える。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

近年、経済学研究科の在籍者の7割は中国からの留学生となっており、国際的通用性や配慮という観点ではなく、日常的な対応が求められている。その現象は経済学研究科だけでなく社会科学系の研究科で共通している。特に、論文作成に必要な日本語能力が不足するケースは存在しており、指導教員や外国人留学生チューターによる個別の支援に加えて、組織的な支援体制が求められている。また、外国人留学生チューターについて、その資格が大学院に在学する学生に限定されており、また日本人学生がTAやRA等、他の課外業務を担うことによりチューターとして雇用することができないケースが発生しており、十分な人数を確保できていない。

<今後の対応方策>

2021年度に、大学院改革構想検討委員会では、セグメント別学生支援対策として外国人留学生への支援も検討された。具体的には、次のような内容である。

・研究科共通日本語講座(科目)の設置【外国人留学生支援】

外国人留学生の日本語能力については、入学時に日本語能力試験N1レベルを備えていることが必須条件となっているが、日本語での修士論文作成や、日本企業への就職のためには、より高度な日本語運用力が求められている。これは、外国人留学生を指導する指導教授や、企業の就職支援担当者からも常々言及されている事項であり、現行よりさらに多くの外国人留学生を受け入れる際には、その支援体制の構築が急務となっている。そこで、外国人大学院学生のための「日本語等教育プログラム」を研究科横断で設置し、授業科目化を行う。本学では全学連

携教育機構が学部学生向けに構築している「外国人留学生のための日本語等教育プログラム(全学的教育プログラム・二号プログラム)」において、日本語教育や日本事情の講義を開いており、学部の外国人留学生の支援を担っている。当プログラムを大学院学生が利用できるよう、全学的に働きかけていく必要も認識しているが、早急な支援体制整備を優先することから、まずは全学連携教育機構のプログラムとは切り離し、大学院留学生のために特化した(修士論文執筆のための)日本語科目を設置することを目途として本年度内に設計を進める。

・外国人留学生チューターの配置、制度見直し【外国人留学生支援】

現在、予算等の問題から私費研究生にしか提供できていない外国人留学生チューター制度について、対象範囲や内容の見直しを行う。外国人留学生をより多く受け入れるにあたり、日常生活や、本学における施設利用のサポートを求める学生が増加することが想定される。現在は学修のサポートも職務内容に包含していることから、大学院学生のみがチューターとなる設計になっているが、日本人学生の数や他の業務(TA/RA・ライティングラボチューター等)との兼ね合いもあり、チューター資格者が非常に少ない状況である。これを、職務内容の見直しにより、学部学生も“アルバイト”として登用できるようにすることで、日本語コミュニケーション機会の創出(日本語能力の向上)、日常的な疑問解決の場を設けることによる心理的サポート体制の強化を図り、強固な外国人留学生支援体制を整備する。

現在、検討案に基づき実現に向けての検討を行っているところである。

点検・評価項目⑦: 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1: 学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2: 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

<現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

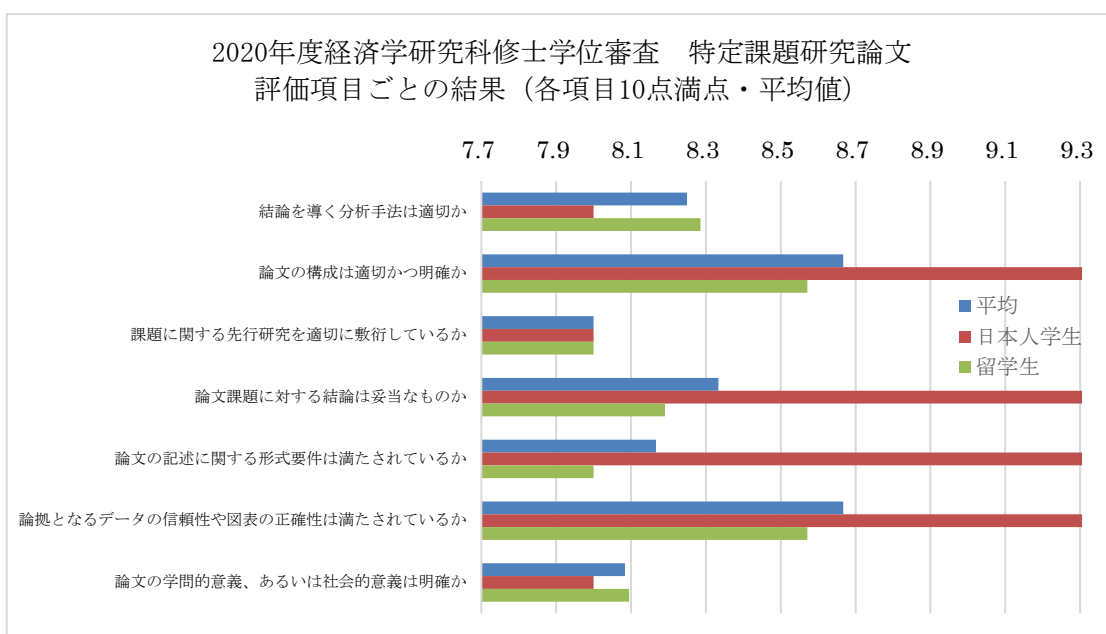
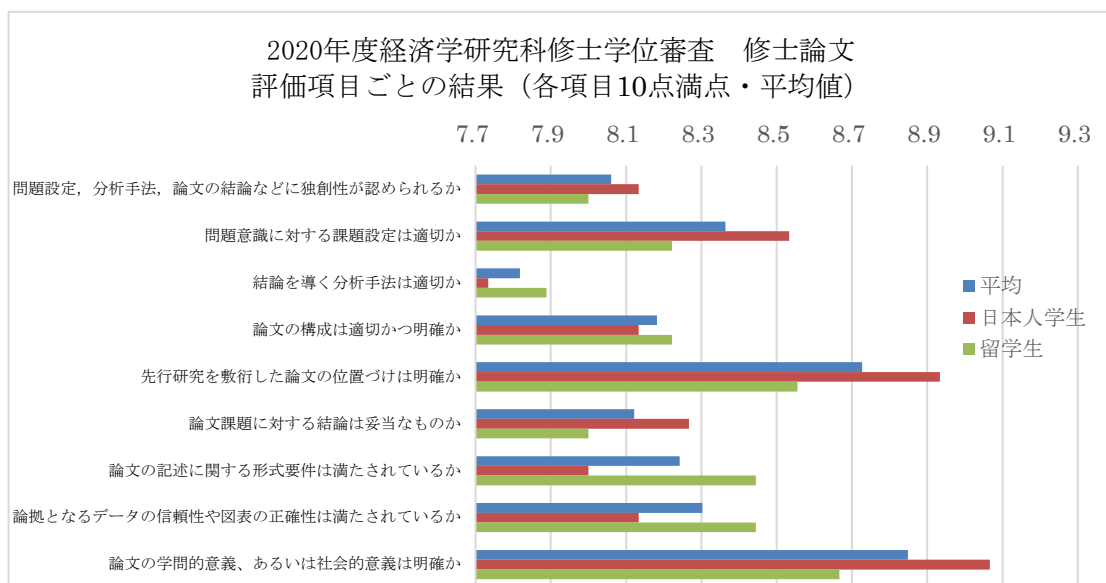
○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

各科目における教育研究指導内容及び評価基準についてはシラバスとしてWebサイト上で事前に公開し、学生が受講する講義科目の選択に際して具体的に判断できるように配慮している。したがって、通常の講義科目における教育研究指導上の効果についてはそれらの評価基準にしたがって判定され、その結果がS・A・B・C・Eの5段階で評価されている。その場合、評価基準の基本となっているのは各科目内容の理解度であるが、理解度を測る評価方法は、授業時間中に課される報告、小テスト、授業終了時のテストやレポート提出等、担当教員の裁量に任されている。これら各授業科目の成績評価を適正に行うことに加え、学位授与の方針に明示した学習成果を測定するために、2022年度より各授業科目が学位授与の方針における「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示すカリキュラムマップを設定した。カリキュラムマップは学生が学位授与の方針に掲げる「修了するにあたって備えるべき知識・能力」を意識した履修科目選択に資するものであり、今後はカリキュラムマップを活用した学習成果の可視化に関する取り組みを推進する予定である。

また、研究科全体として教育・研究指導上の効果が真に問われるのは、博士前期課程の場合には一定の水準をクリアした修士論文(または、特定課題研究論文)を、博士後期課程の場合

には研究者たるに相応しい水準の博士論文を書き上げさせることができているかどうかである。そこで、学位論文の観点において、学位授与の方針に明示した学習成果を測定するために、2020年度修士学位授与審査から、研究の成果を測定するための指標として、学位請求論文の、論文審査基準に定める審査項目ごとの到達度を計る指標を設定し、10段階で評価することとした。そのことにより審査項目ごとの到達度を把握することが可能となった。(下図参照) これらは2021年度に評価項目と共に見直しを行い、2022年度には各審査項目を学位授与方針の方針に掲げる「修了するにあたって備えるべき知識・能力」との連関をとった評価表に昇華することにより、学習成果の把握・可視化の実質化を推進する予定である。

このふたつの指標により、学生は自らの履修選択と成績評価により学習成果の把握が行えるとともに、研究科全体としても学位論文の評価において学習成果の把握と評価を行うことができる。



<点検・評価結果>

経済学研究科では、授業科目と学位論文における評価を、研究科における学習成果を把握する指標として設定し、それぞれの指標において学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

2022年現在、学生数が少数であることからデータを現時点で分析し、その評価によって教育内容に反映するのは時期尚早である。少なくとも5年程度のデータが揃った段階で成果を分析し、その後の履修体系に反映する必要がある。

<今後の対応方策>

教務・入試委員会を中心に毎年度の点検・評価活動は継続しつつ、全体の見直しに資するためのデータとして、5年程度のデータを集積した上で、履修体系や指導体制に反映していくこととする。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>**○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上**

毎年度自己点検・評価活動を行い、大学評価委員会が定める指定課題に加えて、研究科独自の自主設定課題を設定し、定期的な点検・評価活動を行っている。課題設定に際しては経済学研究科を取り巻く環境、毎年度の入学試験結果や在籍学生数、学位授与者数、認証評価結果、授業科目の履修者数、経済学研究科院生協議会から寄せられた意見やアンケート結果、研究状況・講義等に関するアンケート等、多岐にわたる情報を資料として点検し、その結果明らかになった課題を設定している。また、数か月に1回開催する教務・入試委員会においてもこれらの資料に基づき、研究科の教育課程向上・改善に資する議論を行っている。

2018年度から改善に向けて取り組んできた、コースワークを取り入れたカリキュラムの構築およびその実質化については、一貫性博士課程であることを前提とした体系的なカリキュラムの構築を目指し、3つのコースに分けたカリキュラムを構築する等、大幅な変更を実現した。3つのコース設定に際しては、外国人留学生が増加していたこともあり、修了生の進路が研究職ではなく一般企業への就職が多数を占めていたことを資料として、学生の希望進路に即した教育を展開することを念頭に議論を行った。

さらに、2021年度には、全学的なFD活動として学修成果の可視化が設定されたことを受け、経済学研究科では、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に基づき、各授業科目が、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップを作成した。今後、学位論文の評価結果を通

知化したデータと研究状況・授業等に関するアンケートに加え、必要に応じて、入学試験成績分布や成績評価分布を用いて、定期的に点検と評価を行い、教育課程の適切性を担保することとする。

<点検・評価結果>

以上のように、毎年度の自己点検・評価活動や教務・入試委員会における議論を通じて、教育課程の適切性は多角的に点検・評価できている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

<現状説明>

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

経済学研究科では、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）について、2019年度に改訂を行った。これは、博士前期課程の3コース制導入に伴うものであり、各課程の特色や学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の変更を踏まえ、経済学研究科が求める学生像、入学前までに修得しておくべき専門分野の知識・能力等を具体的に示したものである。本方針は、志願者をはじめとする社会一般への周知方法として、本学公式Webサイト、入学試験要項に掲載し公開している。また、あわせて履修要項にも掲載し、大学構成員（学生、教職員）にも明示している。

具体的な内容は以下のとおりである。

<入学者受け入れの方針>

経済学研究科では経済学及びその関連分野に関する理論研究並びに諸現象にかかる高度な実証分析を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動を遂行できる人材、その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行できる高度職業人材のそれぞれを養成することを教育の目標として掲げています。この目標を達成するため、次のような学生を求めています。

<博士前期課程>

博士前期課程は、経済学研究科が養成する人材像として掲げる「研究者」「高度専門職業人」として社会で活躍するために必要とされる能力を、進路別に区分けしたコースにおいて体系的に身につけることを目的とし、「研究者コース」「高度職業人コース」「税理士コース」を設置しています。全コース共通で以下のような学生を求めます。

経済学とその関連する分野の広い基礎的知識を確実に修得する能力を有している人。

自己の探求する研究分野における研究手法に立脚した、研究成果の発現ができる能力を有している人。

<博士後期課程>

経済学全般の基礎知識を有している人。
 研究テーマに関わる国内外の先行研究を的確にサーベイできる基礎学力と専門知識を有している人。
 先行研究を超えた新たな知見を加える洞察力と分析力を有している人。
 社会全般への学術的発信力を有している人。

以上に基づき、次のような知識・能力を備えた学生を多様な選抜方法によって、受け入れます。

<博士前期課程> (「研究者コース」「高度職業人コース」「税理士コース」の全てに共通)

マクロ経済学、ミクロ経済学、マルクス経済学、統計学・計量経済学について一定の基礎知識を有している。(知識・技能)
 研究分野を探究するための適切な手法を論理的に導くことができる思考力を有している。(思考力・判断力・表現力)。
 自身が考えを他者にわかりやすく伝える表現力を有している。(思考力・判断力・表現力)

<博士後期課程>

経済学全般の基礎知識を有している。(知識・技能)
 指導教授のみならず、様々な人間からの知識習得に努める受容性を有している。(主体性・協働性)
 自ら国内外の研究会・学会等に参加し、他の研究者との研鑽に励む積極性を有している。(主体性・協働性)
 自身の導き出した研究成果を広く一般の者にもわかりやすく伝える表現力を有している。(思考力・判断力・表現力)

<点検・評価結果>

以上のとおり、入学者受け入れの方針は2019年度の大幅なカリキュラム改正に合わせ、学位授与の方針ならびに教育課程の編成・実施方針の変更と共に見直したものであるため、2つの方針を十分に踏まえた適切な内容であると言える。また、公表についても各種媒体を活用し、適切に行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<現状説明>

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性

1) 入学試験の形態

博士前期課程の入学試験は、①一般入学試験、②特別入学試験を行っている。特別入学

試験は、学内選考入学試験、特別選考入学試験、社会人特別入学試験、外国人留学生入学試験の4つの形態で実施している。

また、博士後期課程の入学試験は、①一般入試、②特別入学試験を行っており、特別入試は外国人留学生入学試験のみを実施している。

2) 選抜方法と入試時期

博士前期課程の選抜はそれぞれ以下の方法によって行っている。

①一般入学試験 ※9月と1月の2回実施

- a. 筆答試験 外国語（2018年度入試から英、独、仏語から1ヶ国語、指定する外部実施試験結果のスコアから点数換算する方式へ変更）と専門科目（ミクロ・マクロ経済学、マルクス経済学、統計学・計量経済学、経済史、思想史・経済学史、会計学・経営学、経済政策、社会政策、財政学・金融論、公共経済学、国際経済学の11科目から1科目選択）
- b. 口述試験 筆答試験合格者に対して問題意識、研究能力等を審査

②特別入学試験

- ・学内選考入学試験 ※4月、9月、1月の3回実施
大学院進学を希望する成績優秀な4年次の学部学生（本学）が対象
 - a. 書類審査 3年次までの学業成績もしくは ERE（経済学検定試験）のスコア、または税理士試験科目の合格証及び研究計画書
 - b. 口述試験 研究計画書を中心に審査
- ・特別選考入学試験 ※9月、1月の2回実施
大学院進学を希望する成績優秀な4年次の学部学生（他大学）が対象
 - a. 書類審査 3年次までの学業成績及び研究計画書
 - b. 口述試験 研究計画書を中心に問題意識、研究能力等を審査

③外国人留学生入学試験 ※9月、1月の2回実施

- 留学生が対象。ただし、日本の大学を卒業した留学生も受験できる。
- a. 筆答試験 経済学に関する基礎知識
 - b. 口述試験 問題意識、研究能力等を審査

④社会人特別入学試験 ※1月に実施

- 学部卒業後2年以上経過した社会人が対象
- a. 一次試験
 - i) 小論文
 - ii) 研究計画書並びに志願者調書による審査
 - b. 口述試験 問題意識、研究能力等を審査

なお、博士前期課程の外国人留学生入学試験については、旧来より日本語の試験を課していたが、日本語の出題を専門的に担当できる教員が不在となったことによる出題形式・内容のばらつきや、日本語試験と専門試験の整合がとれていないなど、いくつか問題が生じていた。そのため、入学試験としての適切性をより高めるため、2016年度入学試験から日本語試

験を廃止するとともに、ミクロ経済学やマクロ経済学、マルクス経済学等の理論並びに経済事情に係る知識を問う問題から構成される「経済学に関する基礎知識」を課すことで経済学と併せて日本語の記述能力を問い、さらに口述試験で口頭での説明力を問う選抜方法に変更した。初年度の実施の結果、日本語能力・文章能力を十分に判断することができていると評価している。

博士後期課程の選抜はそれぞれ以下の方法によって行っている。

①一般入学試験 ※1月に実施

- a. 筆答試験 外国語（英、独、仏語のうち母国語を除く1ヶ国語選択）
- b. 口述試験 筆答試験合格者に対して問題意識、研究能力等を審査

②特別入学試験 ※1月に実施

・外国人留学生入試

外国の国籍を有する者が対象。ただし、日本の大学を卒業並びに大学院の博士前期課程・修士課程を修了した留学生も受験できる。

- a. 筆答試験 経済学
- b. 口述試験 問題意識、研究能力等を審査

以上のとおり、経済学研究科では入学者受け入れの方針を実現するため、方針と入学試験の内容との連関を大切にしている。そのため、入学試験の筆答試験専門科目において、専門分野の研究に必要な知識を確認するとともに、研究計画書の提出を通じて学生の興味・関心が明確なものとなっているか確認を行っている。

学生募集方法は、学部学生から社会人まで、幅広い年齢層に進学を働きかけるため、様々な方法にて募集を行っている。具体的には、冊子媒体である大学院ガイドブックのほか、本学公式 Web サイト上の大学院案内、文系研究科の入試広報サイト、教員紹介サイト、Twitter といったインターネット上での広報を行っている。さらに、外国人留学生を対象にした学外の進学相談会への参加や、年2回程度オンラインでの大学院進学相談会等を開催し、募集を行っている。また、2022年度からは学部学生が学部在学中に大学院の授業を履修できる制度の履修上限単位を10単位から15単位に引き上げ、博士前期課程1年修了制度の活用を促進し、大学院進学への訴求力を高めている。これらはメール等を用いて本学経済学部学生に周知を図るとともに、成績優秀者に対しては研究科委員長によるメッセージを付したダイレクトメールを郵送することで、大学院進学への興味・関心を喚起している。なお、この制度は単に学部学生に大学院の授業を履修することを許可するに留まらず、学部学生が大学院での授業を受けるにあたって自身の研究したいテーマ等を聴取した上で履修を許可することを通じ、早期に専門分野における研究に着手できるようにとの意図を持っている。

さらに、2021年度より、日本語力や経済学的な基礎知識が正規の学生として入学させるには若干不十分で、入学試験で不合格となった留学生を私費研究生として受け入れ、1年を上限に指導教授のもとで指導を受ける制度を設置した。2021年度に1名が私費研究生として入学し、2022年度入学試験を再受験し合格し、2022年度に正規学生として入学している。

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

入学試験選抜の管理運営は、研究科委員長及び入学試験運営委員2名が担っている。研究科委員長及び入学試験運営委員は、後述する作成された試験問題の形式・質・内容等を確認の上、問題の印刷を監督する。また、試験日においては所定の場所において待機し、受験生からの質問、事故対応を行うこととなっている。

入学試験実施における公平性を確保するため、筆答試験の採点に際しては匿名性を確保し、採点者は氏名・受験番号を知ることができず、公平な採点となる仕組みを採用しているほか、口述試験については、1名の受験者に対して複数名の審査委員を配当し、予め定められた合否判定基準に基づき判定を行うこととしている。

さらに、試験結果に関しては、徹底した数値主義を採用している。筆記試験は採点者それぞれの採点結果の平均を採用し、書類審査・口述試験は研究科委員会が定めた評価項目ごとに5段階で評価を行い、3名の審査委員による採点結果の平均値を算出し、さらに、それらをそれぞれの審査方法によって分別した配点割合に応じて、合計が100点になるよう換算している。換算結果は、第一次試験・第二次試験の後にそれぞれで合否判定委員会を開催し、合否判定委員会で作成した合否判定案は研究科委員会で審議・承認を行っている。なお、第一次試験の合否判定委員会は、入学試験運営委員と研究科委員長によって構成され、第二次試験後の最終合否判定委員会は口述試験審査委員の主査・入学試験運営委員・研究科委員長によって構成されている。このようなプロセスにおいて合否判定を厳格に行っており、採点結果のみならず、口述試験においては審査委員主査の意向も勘案しながら最終合否判定を行っている。このことから、結果の公平性・妥当性もまた担保されていると言える。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する者に対しては、入学試験要項において入学試験出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い、公平な入学者選抜の実施に努めている。

直近では、2018年度入学試験において、身体的障害をもつ志願者に対して、その障害の程度に応じて、解答におけるPC使用の許可、試験時間の延長措置、介助者の付き添いの許可などを行い、別の試験場を用意し対応している。

<点検・評価結果>

以上のように、経済学研究科の入学試験は入学者受け入れの方針に基づき、選抜制度や学生募集方法を整備しており、また、試験問題の作成から合否判定に至るまでのプロセスはすべて公平性・透明性に配慮しており、入学者選抜は公正に実施していると言える。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

近年、志願者の約8割が外国人留学生であり、従来から外国人留学生用の入学試験制度も準備しているが、昨今の傾向として、数学の知識を有する受験生が、外国人留学生入学試験において求められる日本語による文章力よりも、数学の知識を活かすことができる一般入学試験の

「ミクロ・マクロ経済学」科目を選択し、受験することが顕著となっている。このことにより、本来、外国人留学生に求める日本語能力を適切に評価できないまま入学許可を与える可能性が高まっている。

＜今後の対応方策＞

一般入学試験における筆答試験出題内容を工夫することで、日本語能力の測定は可能であるが、当該入学試験形態は本来、日本語能力を図る必要がない受験生用の入学試験形態であるため、その受験生の不利益を生じないようにするためには外国人留学生制度を変更することで、全体の入学制度の適正化を図ることが望ましい。

この点は、3つのコース制度の点検・評価も並行して、2024年度入学試験への適用を目指して、教務・入試委員会において適正な入学者選抜が実施できる制度作りを行っていく。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性

評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

＜現状説明＞

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

経済学研究科における定員管理の状況は、下表に示すとおりである。2022年度における入学定員に対する入学者数比率は博士前期課程：0.28、博士後期課程：0.10、収容定員に対する在籍学生数比率は博士前期課程：0.26、博士後期課程：0.33となっており、いずれの課程についても著しい定員未充足となっている。

政治・経済・社会・文化の東京圏一極集中傾向が継続しており、大学院進学を希望する学部学生や留学生が東京圏には相対的に多いこと、また近年端緒的ではあるが文科系でも高度な専門知識を有する博士前期課程修了者を独自に処遇する企業が現れてきていることなど、一面では大学院志願者獲得に有利な条件が存在している。他方で、経済学研究科においては一般入学試験を中心に他大学からの受験者を幅広く受け入れているが、有力国立大学の大学院による大規模な定員の確保等により、他の私立大学と同様に優秀な本学学部学生が他大学院へ流出するといった困難な条件も生まれている状況である。

このような状況を踏まえ、経済学研究科においては、本学経済学部からの内部進学者の獲得に向けた広報活動を強化するほか、インターネット上における広報活動の強化、入学試験日程で他大学の後塵を拝することのない日程を組むなど志願者の獲得に努めているが、現在のところ、十分な成果を得るには至っていない。

[入学定員に対する入学者数比率]

	2020年度		2021年度		2022年度	
	入学者数	入学定員充足率	入学者数	入学定員充足率	入学者数	入学定員充足率
前期課程 (定員50)	14	28%	19	38%	17	34%
後期課程 (定員10)	2	20%	2	20%	2	20%

＜点検・評価結果＞

博士前期課程における入学定員充足率について、2021年、2022年については、30%台となっており、また、博士後期課程については収容定員充足率が33%となっており、両課程共に適切な定員管理とはなっていない。入学試験制度も含めた学生募集活動については、改善に向けて対応をしているものの、抜本的な改善には結びついていない。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

博士前期課程・後期課程共に収容定員充足率が著しく低い状態が継続している。

＜今後の対応方策＞

「中央大学大学院における今後の改革構想検討報告書」に記載される広報施策を着実に実行する。また、教務・入試委員会を中心にコースごとの入試制度の検討をしており、受験生がより受験しやすい工夫を施した実施案を2024年度入試実施に向けて策定中である。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

入学者選抜の実施に際しては、毎年度の大学院入学試験運営委員会において、進学相談会への参加者数やアンケート結果、入学試験における志願者数、合格者数、入学手続き者数などの実数を確認し、その点検・評価を行っている。また、2019年度以降は教務・入試委員会で教育課程の適切性と共に、学生募集活動や入学試験制度の適切性について、筆答試験の採点や口述試験審査を担当した委員の率直な意見等を踏まえて議論されてきたが、課題が多く、一部の入試における出願要件の追加を除き、研究科委員会に提案する案としてまとめることはできなかった。その後教務・入試委員会の中で入学試験制度に特化して議論する検討グループを立ち上げ、検討を行っている。その中では、他大学での入学試験実施状況を参考にしながらも、これまでとは違う枠組みでの入学試験について、受験者目線での検討を行っている。2022年10月には研究科委員会に提案できる案としてまとめ2024年度入試（2023年度実施）から入学者選抜の方法を変更する予定である。

近年の具体的な改善事例として、税理士試験の科目免除要件の充足を目的に大学院進学を考える学部学生が一定数存在すること、税理士コースの新設に鑑み、2022年度入試より、特別入学試験の出願要件として税理士試験試験科目に1科目合格していることを加えている。

＜点検・評価結果＞

毎年度の大学院入学試験運営委員会において全研究科共通で学生募集活動（入学試験結果含む）について点検・評価を行うと共に、2019年度から定期的に開催される教務・入試委員会で

改善に向けた議論を行っている。昨年度から今年度にかけて、改善への取り組みが本格化しており、結論や成果は未知数であるが、対応状況としては適切である。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇大学院の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

＜現状説明＞

○大学として求める教員像の設定

本研究科では、大学として求める教員像および教員組織の編成方針に基づいて、経済学及びその関連分野に関する理論ならびに諸現象にかかる高度な研究能力と広く豊かな学識を有し、さらに大学院に必要な教育研究活動を行うことができる者を研究科担当者として任用している。

このことを実現するため、本研究科では大学院を担当する教員の能力と資質については教授の任にあるものが担当することになっており、その任用については、経済学研究科委員会が「博士大学院任用基準経済学研究科の慣行（内規）」の定めにしたがって以下のような基準を定め、その能力・資質を明確化している。

I. 前期課程

次の各号の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究能力があると認められる者。

- 1：大学教授であって、博士の学位を有し、研究上の業績を有する者。
- 2：前号と同等以上の教歴と研究上の業績を有すると認められる者。
- 3：准教授であって、博士学位を有し、特に優れた研究上の業績を有する者。
ただし、准教授は「演習」を担当して研究指導を行うことはできない。

次の各号の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者。

- 1：前期課程2年以上の教歴があり、博士の学位を有し、かつ、最近における研究上の業績が顕著な者。
ただし、前期課程の教歴とは、前期課程で「演習」を担当し研究指導を行った期間を指す。
- 2：前号と同等以上の教歴と研究上の業績を有すると認められる者。

(補足)

IIの2でいう「前号と同等以上の教歴と研究上の業績」の形式要件は、次のとおりとする。

教歴・・・前期課程2年以上の担当歴。

業績・・・学位論文に準じるものとして最近5年間に学術著書1冊以上、もしくは、これに代わるものとして、最近5年間に通算5本以上の学術論文。

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学では、大学院研究科が固有の教員人事権を有していないため、経済学研究科における教員組織の編制については経済学部の教員組織の編制方針に沿う形となる。

しかしながら、経済学研究科の目的と教育目標を達成するため、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の着実な具現に資する教員組織の編制を基本としている。

なお、分野構成は、人事権を持つ経済学部依存部分があるものの、広域な経済学分野を包含し、博士前期課程3つのコースないし博士後期課程の教育を行うに必要な教員をバランスよく配置している。研究指導は論文指導等の観点からそれ相応の業績及び経験を有する教員で組織されるべきという慣例があり、原則として教授に限定した編成としている。役割は業績や経験年数により博士前期・後期課程の担当可否に関して違いはあるものの、研究科委員は全員指導教員として、学生に研究指導を行うことができるため、大学院教育において大きな責任を有している。授業科目のみ担当する教員は学部所属の准教授や兼任講師、外国人客員講師を任用するなどして、基礎から発展を補完する分野についても幅広くカバーできるような編成としている。

経済学研究科に所属する専任教員は、各種の委員会において審議された事項を最終的に研究科委員会において審議するプロセスを経ることで、研究科の教育研究に関わる事項について共通の認識の下に具体的な教育研究活動を展開することとなっている。また、大学院担当教員の科目担当者については、基本的に基礎学部である経済学部の関連部門内で、担当コマ数や担当科目を勘案し、経済学部・研究科において適切な教育体系が組めるように調整を行っており、その上で、研究科委員会において承認がなされる仕組みとなっている。

また、次の表は、2022年度の経済学研究科の専任教員数と、大学院設置基準による必要専任教員数とを比較したものであり、以下のとおり大学院設置基準で求められている専任教員数を博士前期と博士後期の両課程で確保している。

[2022年度専任教員数（現員）及び大学院設置基準による必要専任教員数]

課程	専攻	入学定員	専任教員数（現員）（名）			必要専任教員数（名）		
			研究指導教員	研究指導補助教員	計	研究指導教員	研究指導補助教員	計
博士前期	経済学	50	34	—	34	5	4	9
博士後期	経済学	10	29	—	29	5	4	9

注：「必要専任教員数」は、大学院設置基準第9条、文部省告示第175号別表第1及び別表第3、文科省告示第53号に基づく必要専任教員数を指す。

さらに、下表では、2022年度の経済学研究科における教員の専任等種別配置を示している。博士前期課程では約9割、博士後期課程では全員が専任教員によって構成されている。

[2022年度教員種別配置表（人数）]

課程	専攻	専任教員	特任教員	兼担教員	客員教授	客員講師	兼任講師	計
博士前期	経済学	34	0	3	1	0	5	43
博士後期	経済学	29	0	0	0	0	0	29

<点検・評価結果>

経済学研究科の教員組織の編成に関しては分野構成はバランスがとれており、教育研究にかかわる責任の所在等について、最終決定権をもつ研究科委員会と方針案等を議論する教務入試委員会の在り方も適切である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

経済学分野で先進的な研究を行うとされる若手（准教授、助教）教員が研究科での指導を担う制度設計になっていないのは不十分であると考えられ、複数回研究科委員会でも議論されているが、人事権を持つ学部の意向と事情により議論が膠着しているところである。この点については、経済学部以外からも人材を活用できる仕組みについて検討する必要がある。

<今後の対応方策>

引き続き経済学部の人事委員会のメンバーでもある研究科委員長が研究科の実情を学部の任用方針に反映してもらえよう粘り強く進言を行っていくと共に、必要な教員数や必要な研究指導分野についても教務・入試委員会を中心に検討を行う。教員組織を超えた連携にあたっては、本学としてまだ多くの議論が必要であることから、研究科委員長会議など全学的な視野での検討に着手するよう積極的に働きかけを行う。

点検・評価項目②：教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

評価の視点2：研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）

<現状説明>

○編成方針に沿った教員組織の整備について（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

本学では、大学院研究科が固有の教員人事権を有していないため、経済学研究科における教員組織の編成方針については学部の教員組織の編成方針に沿う形となる。2022年度における専任教員1人あたりの学生数は、博士前期課程：1.58人、博士後期課程：0.44人となっており、手厚い教育・研究指導体制を敷くに足る状況ではあるが、この数字は学生数の減少により学生同士の切磋琢磨する環境も無くなりつつあることをも示しており、別途対応が必要である。

また、教員組織の編成にあたっては研究科の基礎となる経済学部における方針が優先されることから、経済学研究科において重要度の高い科目である計量経済学等の科目・分野について、専任教員の補充を機動的に行うことが難しい面を有している。

他方で、ジェンダーバランスについては、経済学の専門教育担当ということもあり女性教員

は2名という状況になっている。また、年齢構成については、専任教員34名の委員のうち60代が18名、50代が14名、40代が2名、となっている。論文指導等の観点からそれ相応の業績及び経験を有する教員で組織されるべきという編制上の観点からすれば、ある程度の高齢化は回避することはできず、教員組織の整備は方針どおりなされているといえる。しかしながら、これ以上の高齢化は望ましくなく、編制方針に見合う若手教員の育成が急がれる。

また、大学院担当教員となる任用時点で科目適合性の判定を行っており、また、毎年度の授業編成においてその適合性を確認しており、基本的には経済学部に関連部門内で適切な履修体系が組めるように行っている。その上で、担当教員が当該授業を担当するに相応しいかの判断は最終的に研究科委員会でなされており、授業運営に際して問題等が生じた場合には、適宜、研究科委員長や教務・入試委員会で議論を行い、必要に応じて担当者の変更を行う等の対応を行っている。

○研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。(修士・博士、専門職)

大学院担当教員の任用については、先に述べた「博士大学院任用基準経済学研究科の慣行(内規)」の定めに従って行っている。具体的には、経済学研究科委員会が当該内規に定められた任用基準を満たす有資格者に対して、大学院担当の意思があるか否かを確認した上で履歴書の提出が行われ、研究科委員会において業績、教歴等を勘案して大学院担当として適切かどうかの確認を行う手続きを進めている。併せて、担当授業科目や博士前期・後期課程の研究指導可否の判断が研究科委員会で投票により行われており、新任教員に関しても教育課程を構成するに相応しい教員の適正な配置として機能している。

<点検・評価結果>

経済学研究科の教員組織の整備については、新任教員採用等の人事権を持つ経済学部には依拠したものとなるが、大学院における教育として、必要な分野構成や在学生数に鑑みた教員はバランスよく配置されており、また、授業科目との適合性については任用時や毎年度の授業編成で確認をしていることから、適切であると言える。他方で、ジェンダーバランス、年齢構成等に焦点を当てると改善していかなければならない。ジェンダーバランスについては経済学部には依拠した要因によって一朝一夕に改善を図るのは困難であるが、年齢構成については、研究科の任用基準の見直しと経済学部以外の教員を経済学研究科に迎え入れるなど、検討の余地がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

高度な研究能力と、とりわけ研究指導力に力点をおく教員編成上、本研究科は任用資格として教授に限定している。一方で任用先である経済学部は、近年、比較的若年層から教員採用を行っていることから、本研究科担当教員の高齢化及び教員数の減少が進んでいる。

現時点では、定員充足率が低いことから、教員数の減少による問題は顕在化していないが、今後、さらに教員数が減少していくとカリキュラムの維持等の問題も発生することが予想される。

<今後の対応方針>

現時点では、研究指導まで担当できる経済学研究科委員である専任教員は、経済学部のみか

らの任用であるため、経済学部的人事委員会のメンバーでもある研究科委員長が研究科の実情を学部の任用方針に反映してもらえるよう粘り強く進言を行っていく。

一方で、先に述べた経済学部—経済学研究科といった縦断的な教員任用だけではなく、他学部—経済学研究科といったやや横断的な任用についても議論をしていく必要があるため、研究科委員長会議において課題を他研究科とも共有する。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<現状説明>

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

教員の資質の向上を図るためのFDについては、教員が所属する学部を通して、研究費の適正使用、ハラスメント防止啓発、人権問題、入試結果分析等の講演会等に参加を呼びかけるなど適宜実施している。

本学では、中央大学FD推進委員会を設置し、FDに関する全学的な課題に取り組んでおり、大学院においては大学院FD推進委員会及び各研究科FD推進委員会を設置し、大学院レベルでのFD活動を展開している。大学院における状況として、大学院FD推進委員会では、大学院教育の質的向上と更なる発展に寄与することを目的としたFD活動として2015年度から授業参観を開始しているが、毎年度参加実績がほぼないことから、もはや大学院教育の向上を目的としたFD活動がほぼ展開しているとはいえない状況である。これを受け、中央大学FD推進委員会は、大学院に特化したFD活動を2021年度中に少なくともひとつ以上、取り組むことを本学全体のFD活動の一つとして設定し、大学院FD推進委員会で検討した。その結果、各研究科から学生1名以上の研究指導内容を報告書として纏め報告・共有する「研究指導内容の可視化」を制度化した。「研究指導内容の可視化」は、学修成果を可視化するという全学的な教育研究の質的向上を図る取り組みのひとつであるが、学生に対して行った研究指導の内容や方法を年次ごとに纏めたいうえで研究科委員会に報告し、FDという観点のもとで懇談を行うことにより、研究科における教育研究の質的向上を企図するものである。経済学研究科では、2021年12月15日開催の研究科委員会にて研究活動報告のFD懇談会を実施し、研究科委員より指導している2名の大学院学生に関する研究指導状況の報告を行い、意見交換を行った。懇談会では、研究指導をするうえでの困難なことや改善点、カリキュラムや修士論文執筆に向けた課題、学生に対する研究指導の配慮などについて活発な意見交換がなされ、研究指導の情報交換・共有ができる貴重な機会となった。なお、授業参観については、2022年度以降に見直し検討を行う事項に設定し、改善を図ることにしている。

さらに、2021年度には、全学的なFD活動として学修成果の可視化が設定されたことを受け、経済学研究科では、学位授与の方針に基づき、各授業科目が、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップを、また修士学位論文及び特定課題研究論文の評価結果について、学位授与方針に基づく到達度として点検するための到達度評価表を作成した。これらの取り組みは、カリキュラムマップや到達度評価表が依拠する学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針の下で作成されたものであることに鑑みると、研究科委員に広く各ポリシーが周知され、教育研

究に還元されうる環境を整備したという観点から、経済学研究科の教育研究の質的向上を図る取り組みとして、FD活動の一環と捉えることができる。今後、到達度評価によるデータと研究状況・授業等に関するアンケートに加え、必要に応じて、入学試験成績分布や成績評価分布を用いて、定期的に点検と評価を行い、教育課程の適切性を担保することとする。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

経済学研究科では、専任教員の任用に際して適切な基準・手続きに基づいて教育研究能力の厳格な審査が行われている。また博士後期課程担当審査に際しても、同様に教歴、研究業績が厳格に審査されている。これらの審査過程において、教育研究活動の評価が行われている。また、本学では、研究者情報データベースを通じて、各教員の研究業績や学術図書出版助成・国際会議出席を含む国際的学術交流等の実施状況を公表している。さらに、多くの専任教員が自主的に国立情報研究所の行う学術研究活動に関する調査に回答しており、研究成果の情報公開に努めている。また、本学として毎年取りまとめる「学事記録」では、大学院担当教員も含めて学部を担当する専任教員の研究成果の発表状況が掲載されている。ここでは、科学研究費、私立大学等経常費補助金補助等の学外の研究費補助制度における研究課題や、特別研究期間制度、特定課題研究費等の学内制度における研究課題、個人の学術発表等が記載されている。なお、個人の学術発表では、研究業績（著書、論文、学会発表等）、学術受賞が明らかにされているなど、間接的な評価の制度は整っている。

以上の教員による教育研究に係る活動については、その年度の研究テーマを受験生が閲覧できるように「大学院入試広報サイト」で公表し、学生募集活動に活用している。また、学会での活動、学生との見学実態調査が社会に貢献できた事例なども積極的に広報サイトに掲載している。

<https://sites.google.com/g.chuo-u.ac.jp/gradbun-teachingstaff/search01/21>

<https://sites.google.com/g.chuo-u.ac.jp/graduateschools-nyusikouhou/home/05>

<点検・評価結果>

経済学研究科では、大学院の教育課程に特化したFD活動を通じて研究指導に関する手法や工夫の共有を図り、教育・研究活動ならびに社会貢献活動などを適切に公表し評価することで、教員の資質の向上及び教員組織の改善・向上に繋げている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

大学院では、研究科委員長会議にて定期的に各研究科の受験者数、入学者数、入学定員充足率、学位授与者数などを点検している。経済学研究科では、毎年度の授業編成の際に、教務・

入試委員会および研究科委員会において科目と担当教員の適合性や必要な教員数、研究科担当委員の年齢、研究促進期間やジェンダーバランスなども加味し、教育研究を行う組織として必要な教員が揃っているのかについて、点検を行っている。また、研究科として教員任用の人事権を有してはいないが、研究科委員長が経済学部的人事委員会委員となっており、研究科の現状や課題、要望を伝える機会を得ており、間接的に授業編成方針に沿った教員組織の整備について学部と協議をすることができる体制が構築されている。改善・向上の事例として、2019年度から選択必修化を行った基本科目について、経済学部の准教授を科目担当として任用することを経済学部と協議の上、実現している。これは、科目の適合性もさることながら、研究科の課題であった、若手教員の登用を実現した実績でもあると言える。

<点検・評価結果>

以上のとおり、毎年度の授業編成の機会において、教務・入試委員会および研究科委員会において、年齢構成やジェンダーバランスなど点検を行っていることに加えて、教員人事権を有する経済学部的人事委員会に研究科委員長が入ることにより、授業編成方針に沿った要望を伝え、一部改善することができる体制を整えていることから、適切な点検評価を行っていると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

◇大学院における学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点6、7、10～11は割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

<現状説明>

○学生支援体制の適切な整備

研究科における学生支援は、その学生数等に鑑みて、委員会等の教員組織を作るような体制は整備していない。学術面では個々の指導教員が個別指導を通じてサポートしており、学術的な側面を除く修学・生活・進路支援等に関するサポートに関しては、大学院事務室が窓口となり対応している。大学院事務室の担当職員による対応で解決しない場合は、学内の関係課室や研究科委員長、指導教員等との連携を図り、学生にとって必要なサポートを行う体制を整えている。

○成績不振の学生の状況把握と指導

経済学研究科では、学生の成績については、まずは事務方において、半年に1回修業年限で

修了できるかの観点も含め、一人ひとりの成績確認を行っている。必修科目の未修得や成績不良などがあった場合には、プライバシー保護の必要もあり、必要に応じて指導教員と連携を図り、指導に繋がれるようにしている。指導教員と情報を共有しながら、指導教員または事務方がまずは当該学生との面談を行い、学生を取り巻く現状について把握し、指導教員と事務で共有を図る。指導教員の指導により改善するケースがほとんどであるが、まれに深刻な事情がある場合は、研究科委員長とも共有し、必要に応じて学内の関連部署との連携していく場合もある。学修面で問題がある場合は、アカデミック・サポートセンターを紹介したり、チューター制度の活用を促す、また、学生が精神的な問題を抱えている場合には、学生相談室と連携し、専門のカウンセラーによる対処を行う仕組みとなっている。

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

経済学研究科では、入学手続を行った入学予定者に対して、教務・入試委員会で作成した補充教育に関する資料を送付しており、入学後にスムーズに大学院における教育・研究活動を開始できるような配慮を行っている。また、大学院学生にとって必要となる、学術論文の書き方に関する支援として、アカデミック・ライティング科目を日本人学生用、外国人留学生用に複数クラス設置することで、教育的支援を行っている。正課外においては、アカデミック・サポートセンターがライティング・ラボを運営し、学位論文の作成に関して学生のサポートを行っている。日々の研究活動の中で必要と判断される補充教育については指導教員を中心に指導がなされるが、指導教員の判断によっては、下位課程の授業科目を聴講させるなどの対応をしている。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

経済学研究科では、障害のある学生の入学が決定した時点で、他の学生に支障がない範囲で授業教室の配置を変更したり、車いす用の什器を設置したりするなどしている。

ハード面における支援としては、最低限必要な設備を適切に整備しているが、多摩キャンパス2号館における教室等の上下間移動には、階段及びエレベーター（3基）を利用することになり、混雑時のエレベーター利用が障害者にとっては必ずしも容易ではない可能性もある。また、自動開閉式ドアが校舎入口（出口）の一部に設置されているが、校舎入口（出口）や教室入口（出口）については手動ドアの部分が多く、車椅子を使用している場合には単独でドアを開閉するのが困難なケースもある。

一方、ソフト面における支援については、入学試験時の時間延長や付添人入室許可等の配慮を実施している。また、授業時においては、個々の授業担当者が当該学生の修学に関し、可能な範囲で工夫や支援を行っている状況である。

また、年に一度、大学院学生で組織する「経済学研究科院生協議会」と委員長が懇談する機会を設け、学生の要望に耳を傾ける機会を必ず設けている。

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

本学では、学内外の各種奨学金や日本学術振興会特別研究員（以下、「学振研究員」と記す）について周知し、優秀な大学院学生への経済的支援に努めている。学内外の奨学金には給付・貸与の各種があり、特に大学院学生を対象とする奨学金として、以下のものがある。

1) 中央大学大学院給付奨学金

給付対象：博士前期課程在籍学生で学業成績・研究能力が優れた者

博士後期課程在籍学生で学業成績・研究能力が優れた者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：40万円または20万円

2) 中央大学大学院指定試験奨学金

給付対象：本学が指定する国家試験の受験を志し、学力、研究能力及び人物ともに優れている者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：在学料相当額または2分の1相当額

3) 白門奨学会研究費奨学金

給付対象：博士後期課程在籍者で、年度内に博士学位請求論文を提出可能な者

給付期間：1年間

給付金額：20万円

4) 経済学研究科特別奨学金

給付対象：経済学研究科博士後期課程在籍者で年度内に博士学位請求論文を提出可能な者

給付期間：1年間（再出願不可）

給付金額：40万円

5) 中央大学外国人留学生奨学金（学部・大学院給付奨学金）

給付対象：学部学生2年次以上および大学院学生で、特に学力が優れている者

給付金額：当該年度に納入すべき在学料および実験実習料の5割相当

6) 中央大学私費外国人留学生学費減額

給付対象：経済的事由により修学が困難で、かつ、学力・人物ともに優秀と認められる大学院学生（私費外国人留学生）

減額金額：当該年度に納入すべき在学料の3割相当額

この他、学外の奨学金には日本学生支援機構や地方公共団体それに民間団体等による奨学金がある。

学内の奨学金の審査は、審査委員会において厳正に行っており、学力・研究能力と人物評価から総合的に可否を判断している。しかし、給付・貸与のいずれにおいても、採用人数は非常に限られており、特に、大きな支えとなる給付奨学金のうち、中央大学大学院給付奨学金は、経済学研究科に限ると2022年度実績で博士前期課程2名、博士後期課程2名、大学院指定試験奨学金は0名（出願者0名）となっている。

そのほか、経済的支援を直接の目的としているわけではないが、TA及びRAの制度があり、採用された大学院学生には所定の給与が支払われている。

いずれの制度も厳格な審査によってそれぞれの目的に合うよう有効かつ適切に運用されているが、在籍院生数は減少傾向にあるため予算増は困難であることから予算の効果的配分が従来

以上に求められるものと考えている。

これらの情報の学生への提供については、奨学金制度や日本学術振興会特別研究員制度全般に関しては履修要項に明記している。各種奨学金・日本学術振興会特別研究員の募集については個別に掲示やWebサイトなどの手段で大学院学生に周知しているほか、各種奨学金の募集や学振研究員への応募にあたっては、教員の推薦等が必要となるため、研究科委員会の場において委員会構成員である教員にも周知している。また、毎年度日本学術振興会特別の応募者数・採用者数の増加に繋がるよう説明会を実施している。このように、それぞれの制度の対象者全員に対して漏れなく周知を図っている。

○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対しては、国際センターとの連携の上に、教員個人レベルも含めて、日本語学習や基礎的な研究分野の学習、留学生活についての指導及び助言を行っている。また、外国人留学生の日本語学習及び学生生活について指導・助言を行うために、「外国人留学生チューター制度」を設けており、年間3名までのチューターを雇用し、希望する外国人留学生に対して支援を行っている。経済学研究科では2018年度に1名が利用している。このほか、外国人留学生への研究支援については、2011年度より外国人留学生の日本語文章作成力・表現力の向上を目的としたライティング・ラボを設置し、留学生の研究を行うためのリテラシー力の強化を図っている。

○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

大学院学生の進路選択の指導に関しては、文系大学院の学生を主たる対象に、キャリアセンターや研究助成課などの他部課室の協力を得て行っている。過去の大学院における進路実績等を鑑みて、大学院学生の進路は研究職、一般企業・公務員等への就職、その他（教職や資格業）に分類され、その分類に応じて文系大学院全体あるいは研究科や専攻単位で、以下のような取り組みを行っている。

1) 研究職

- ・論文投稿・学会発表の推奨（学会発表助成、学術国際会議研究発表助成制度の利用促進）
- ・特別研究員制度の周知・推奨（履修要項への情報掲載や説明会の案内チラシを配付し早い段階からの周知・推奨）
- ・論文投稿サポート（ライティング・ラボによるアカデミック・ライティング支援）
- ・プレFD（授業デザイン・授業実践の機会）

2020年4月1日施行の改正大学院設置基準を受け導入した具体的な取り組みは以下のとおり。

- ・「リサーチ・ワークショップ」「院生FD」の回
- ・中央大学FD・SD講演会の動画配信（2020年度～）
- ・全国私立大学FD連携フォーラム(JPFF)提供のオンデマンド講座「実践的FDプログラム」の受講環境を整備（2021年度～）
- ・産学連携教育イノベーター育成コンソーシアム「大学等における教育FD動画コンテンツ」の受講環境を整備（2022年度～）

2) 一般企業・公務員等への就職支援

- ・大学院就職決定者座談会の実施（就職が決定した博士前期課程2年生による就職活動の体験談やそれに関する質疑を行う座談会の実施）

- ・外国人留学生向け就活ガイダンスの実施（専門の講師による外国人留学生の就職活動状況や取り組み方などの情報を提供）
- ・文系研究科大学院学生向けの情報提供（主にキャリアセンターの情報や求人公募情報を在院学生向けウェブサイトに掲載）

3) その他（教職・税理士など資格職の支援）

- ・教職：教職事務室と連携しガイダンスの実施、履修指導
- ・その他情報提供：資格職の情報をまとめ大学院の広報サイトにて情報共有

<点検・評価結果>

学生支援に関しては、指導教員と大学院事務室を中心として、大学院学生のニーズに応えた修学・生活・進路支援の体制を整備しており、適切に支援している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

大学院学生を対象にした全学アンケートとして、大学院FD推進委員会が主体となって学生を対象毎年度研究状況・授業等に関するアンケートを実施しており、その自由記述欄に、施設・設備等を含む大学院全体の支援体制についての要望や意見を反映できるよう配慮している。研究状況・授業等に関するアンケートの回答結果は、研究科毎にFD推進委員会委員によって集計結果が取りまとめられ、経済学研究科委員会で報告され、対応が可能なものについては、その都度対応を行っている。

2021年度には、従来から指摘されていたアンケート設問内容と分析する際の分析の観点との不整合によりFD推進委員がアンケート分析を効果的に行うことが困難であるという点を解消すべく、アンケートの設問と分析の観点を見直し、研究科の教育研究の根拠としてより適切な資料・情報となるよう改善を図った。

この他、研究科横断で課題となっている学生支援体制について、必要に応じて研究科委員長会議や大学院事務室を中心に学生アンケートを実施し、改善に繋げることがある。

アンケート結果等に基づき具体的な改善事例としては、大学院学生に特化した就職活動ガイダンスの実施や外国人留学生から留学生に特化した進路支援の要望が寄せられたこと、他研究科においても外国人留学生の在籍率も高いことから、本研究科が主導して大手就職支援企業やハローワークから講師を招いて、文系研究科学生全体に向けた就職活動ガイダンスや、外国人留学生が日本企業に就職するためのキャリアガイダンスを開催した点が挙げられる。

<点検・評価結果>

経済学研究科では、研究状況・授業等に関するアンケートを通じて、学生支援に関する学生

からの声を集約し、その適切性について定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善に向けた検討を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院の教育研究等環境

<点検・評価項目①については全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

<評価の視点2については全学項目のため割愛>

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

<現状説明>

多摩キャンパスにおける校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等の整備については、全学的な方針のもと、研究科として適切な管理・運営に努めている。

大学院として、キャンパス・アメニティの形成・支援のための独自の体制は有していないが、研究状況・授業等に関するアンケート調査において、授業以外の内容について記述しているものもあり、そうした形で学生の意見を吸い上げるようにしているが、大学院学生の意見、要望は大学院事務室へ直接提示されることもある。また、大学全体としてオピニオン・ボックス及びeオピニオンが設けられており、学生生活全般に係る意見・要望はそこに寄せられる仕組みとなっている。さらに、研究科大学院学生による自治組織である「経済学研究科院生協議会」を通じて、研究科に対して様々な意見や要望が提示されることもあり、これに対して研究科委員長および大学院事務室において必要なヒアリングや対応を行なっている。

ここ数年間において、多摩キャンパス2号館のトイレの改修、大学院教室の無線LAN環境の整備、情報自習室の機器更新および什器入れ替えなどが行なわれてきている。多摩校舎2号館5階には自動販売機を置いた簡易の休憩スペースがある。また、2号館の3階には「大学院ラウンジ」を設けており、談話ができるスペースとなっている。また、大学院学生に限らず、全学生が利用できる施設として、多摩キャンパス内には学生生活関連棟(Cスクエア)もあり談話や休憩スペース等の充実が図られている。さらに、生活の場の一部としても大学院学生の共同研究室が活用されている。

<点検・評価結果>

現時点では、学生から様々な形で寄せられる要望については、現状説明にもあるようにできる限り対応しており、校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況は適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③については全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

<現状説明>

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

多摩キャンパス2号館の4階・5階・6階に、法学研究科、商学研究科、総合政策研究科と共有する形で授業教室が20室用意されている。このほか、大学院学生の日常的な研究の場である学生共同研究室は、多摩キャンパス2号館および3号館に17室に設けられている。現状の在学生数では、博士前期課程・博士後期課程の学生とともに概ね一人ひとりに特定の座席の割り当てがなされている状況にある。

情報処理機器の整備状況について、授業教室は多摩キャンパス2号館4階～6階全ての教室で無線LANが使えるよう整備している。貸出機器としてはノートPC（25台）、ポータブルプロジェクターのほか、オンライン授業・ハイフレックス型授業の実施に対応するためのカメラ一体型のアクティブスピーカーなども配備している。また、これとは別にノートPC（10台）を常設配備した教室（1室）もある。先述の大学院学生の共同研究室内では有線LANにおいて、各自のPCを用いてインターネット環境に接続することも可能になっている。2号館6階には大学院学生の情報自習室もあり、デスクトップPC（24台）、プリンタ（5台）、スキャナー（1台）を配備している。デスクトップPCの一部は統計解析などの作業がしやすいようダブルディスプレイの仕様となっている。

さらに、多摩キャンパスでは、論文作成のためのノート型PC、授業用ノートPC、プロジェクタ及びスクリーンの貸し出しを行い、インターネット、PCを活用した教育研究環境の拡充に努めている。情報自習室のPCはWindows 10で運用されており、大学院事務室でユーザアカウントと初期パスワードの交付を受けて利用することとなっている。1人400MBまでホームディレクトリにデータを保存することも可能である。多摩キャンパスでは、利用可能端末数は36台、利用可能ソフトは、Microsoft Office、SPSS、Mathematica、SAS、Amos、Stata等である。また、貸し出し用ノートPCは32台用意されている。

加えて、オンライン授業への対応や自宅での研究活動に資するため、統計分析ソフトウェアであるSPSSとStataを購入し、個人所有PCへのライセンス配付を行っている。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

多摩キャンパス大学院事務室の利用時間は、平日8時45分～17時00分となっている。

学生研究室の利用時間は、多摩キャンパスでは、8時（開門時刻）から23時00分（閉門時刻）まで利用できる。

<点検・評価結果>

経済学研究科の教育研究上の目的や特徴、学生数等を踏まえ、その教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進については、ハード面でもソフト面でも十分に整備していることから、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

＜現状説明＞

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

経済学研究科の教員が所属する本学経済学部では、経常的な教員の授業担当コマ数として「6コマ担当原則」がある。6コマには大学院の授業担当も含まれており、過度に授業担当としての負荷がかからないよう配慮されている。この制度により、教員の研究時間はある程度確保されている。

また、これとは別に教員の研究時間を確保させるものとして、本学専任教員が個人で行う特別の研究や学術の研究・調査のため一定期間外国で研究できる制度として研究促進期間制度が設けられている。なお、2022年度の研究促進制度利用者は5名である。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

RA（リサーチ・アシスタント）は、日本比較法研究所、社会科学研究所、企業研究所、経済研究所、人文科学研究所における共同研究プログラムにおける研究に参加するほか、国内外の文献・資料の収集、翻訳等の役割を担い、大学院教員の研究をアシストする役割を担っている。2022年5月時点では、RAを文系の全研究科で24名（うち経済学研究科は4名）を採用しており、全員が博士後期課程に在籍する学生である。RAの勤務時間は、RAの研究計画、研究能力等を考慮し、1週4日・1日6時間・1週20時間以内で定めることとされている。

TA（ティーチング・アシスタント）は、大学院における講義の支援をする役割を担っており、大学院教員の講義準備や資料収集に従事している。2022年度において大学院授業科目のTAは文系の全研究科で8名（うち経済学研究科は0名）を採用している。

RA及びTAの採用計画は、年度予算枠内で決定されている。RAについては、1共同研究プロジェクト1名枠を設けている。

RA及びTAの人数枠は、学生、あるいは指導教授が研究上、あるいは教育訓練の場として必要とした場合に、従事できる予算枠は準備しており、現在の在籍者数に対してその人数枠は適切である。

＜点検・評価結果＞

主本属組織である経済学部の「6コマ担当原則」や研究促進期間制度の適用に加えて、大学院教育や研究活動に関してTAやRAを適切に配置することにより、教員の研究を時間・体制面で適切に支援している。教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されていると言える。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛>

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

<現状説明>

○意思決定プロセスが明確化されているか。

大学院学則第3章（第6条～第14条）に基づき、経済学研究科委員会が経済学研究科に関する事項を審議することとしている。経済学研究科委員会は、博士前期課程・後期課程でそれぞれ委員会を組織しており、それぞれの課程において研究指導を行うすべての専任教員によって構成され、1か月に1回程度のペースで開催し、大学院学則第11条に定める事項について意思決定を行っている。また、経済学研究科固有の課題については、経済学研究科委員会の下に設置される教務・入試委員会等の各種委員会によって検討が行われ、適宜経済学研究科委員会で報告または懇談により意見聴取も行いつつ、最終的な意思決定としては、経済学研究科委員会で審議し、承認する仕組みとなっている。

なお、他の研究科と相互、あるいは大学院総体としての意思は、学長のもと研究科委員長会議で協議し、決定する。

○研究科委員長の権限と責任が明確化されているか。

研究科委員長に関する規定は、大学院学則の第6条並びに第10条で以下のように定められている。

第6条 各研究科に委員長を置く。

2 委員長は、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する。

3 委員長は、当該研究科委員会において互選する。

4 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 研究科委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員の互選によって、その代行者を定める。

研究科委員長は、学則の規定に基づき、その権限において経済学研究科の理念・目的を実現するための教育研究上の運営並びに改革を進めるなど、その権限の内容とその行使の実態は学内規程に基づく民主的なものとなっている。

○研究科委員会の権限と責任が明確化されているか。

研究科委員会の権限等について、大学院学則第11条において当該研究科委員会の審議事項を規定するとともに、学長及び研究科委員長がつかさどる教育研究に関する事項について、審議し、または学長等の求めに応じて、学長等に意見を述べるができることとなっている。

審議された事項については、常設の各種委員会によって業務が遂行されている。また、教育方法やカリキュラム、学生募集等に関する改革については、教務・入試委員会での審議を経て、研究科委員会で審議され、実施される。

以上のとおり、研究科委員会の権限と責任については、学則に明確化されており、これに基づいた研究科委員会の適切な運営がなされている状況にある。

○研究科委員長の選考方法の適切性、妥当性

経済学研究科では、研究科委員長の選出方法に関して「経済学研究科委員長選挙実施要領」を明文化しており、この定めに基づき研究科委員長の選出が適切になされている。

また、研究科委員長に事故あるときは、大学院学則第6条第5項及び第10条第2項に基づく職務代行者を互選するまでの間、学長は、研究科委員長の職務を代行する者（①前研究科委員長、②研究科委員長経験者、③その他学長が指名する者）を臨時的に委嘱できるよう申し合わせを制定している。

<点検・評価結果>

経済学研究科では、研究科委員長の権限や研究科の役割が大学院学則に明示され、学則に記載されていないことについても申し合わせ等を作成し、研究科の了解事項として実行されている。また、明文化された規則に則り、民主的な組織運営を行っており、適切であると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

大学院事務室は、事務組織規則第6条（事務組織及び所管業務）第1項第15号に基づき設置されており、その所管業務は「大学院の教務事務に関する業務」と定められている。大学院事務室の所管業務は、同規則第9条（組織及び職務分掌）第4項、別表第2に詳細に定められているが、簡潔に表現すれば文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）の教育研究を支える独立の事務組織であり、多摩キャンパスにおいて文系5研究科の運営を支援する各研究科業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務を行っている。2022年5月時点では、大学院事務長を含め10名の専任職員が配置されている。

各研究科の運営を支援する事務担当者は、各研究科委員長と緊密に連携しており、入試、奨学金、学籍管理等の研究科横断的業務の担当者とも意思疎通は十分に行っているほか、自己の担当研究科の業務を熟知しており、大学院学生に対しても十分なサービスを提供している。さらには、学部と同様に、研究科に関わる事項を審議決定する機関である研究科委員会や連絡会議等の会議運営に関しては、資料作成の段階から事務職員が関与しており、実質的に研究科委員長長の補佐機能を果たしている。よって、研究科の事務担当者は、研究科における教育研究活動、入試政策、学生募集活動など幅広い事項に関して、研究科委員長と協働することにより、その検討や運営に実質的に深く関与している。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

大学院事務室の業務は、研究科担当業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務で構成されているので、研究科の独自性に配慮しながらも、全体としての共通性を確保し、個別対応業務を少なくすることで業務の効率化を図っている。

事務職員の専門性については、人事部が担当する各種研修の他、学外機関での講演会・研修会への参加、事務室内OJT、他大学の大学院事務部門との交流等により、向上を図っている。

教職協働の取組みについては、前述のとおり、研究科の事務担当者が実質的に研究科委員長の補佐機能を担っていることを挙げる。研究科委員長会議や研究科委員会をはじめ研究科内の各種委員会の運営にあたっては、研究科の事務担当者が各教員と協働して運営しており、各種制度設計に関わる他、事務手続きの運用方法についても適切に委員会等の場で確認している。

例えば、「学修成果の可視化」・「コースワークの実質化」等、研究科をまたいだ各研究科の教育課程における課題・改善事項への取組みの推進や、大学院改革構想の検討の場においては、大学院事務室の職員が必要な資料の収集や各部局との調整等を図り、その結果を研究科委員長と共有して5研究科間で協議を調える場の設置、また、検討過程において収集したアンケート結果や各種データ等を活用することで教員組織が適切に議論を進めていくことが出来るよう様々なサポートを通じて教職協働を実現している。

その他、進学説明会では職員を中心に企画・立案を行い、研究科委員長や各教員とも協働の上で説明会を運営することにより志願者獲得に努めているほか、研究科共通の新型コロナウイルス感染症への対応など、様々な場面において教職協働で対応している。

<点検・評価結果>

適切な事務体制が確保され、運営がなされている。また、研究科の事務担当者は、研究科委員長とともに、研究科における幅広い活動において、その検討や運営に実質的に深く関与している。

<長所・特色>

本学においては、学部では、各学部それぞれ学部事務室が配置されている。一方、文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）においては、その事務機能が大学院事務室に統合されており、職員一人ひとりが単一の研究科のみならず、複数の研究科の教育研究活動のサポートを行っている。この仕組みにより、各研究科は一定の独自性を保ちつつ、全体としての研究科間の共通性を確保することで、業務の効率化を図ることを可能とし、また、教育研究にかかる課題への取組みの良い事例の共有など、研究科の枠を超えて協働した取組

みを行うことができている、統合事務室として有効に機能している。

<問題点>

事務体制上の課題としては、各研究科の運営業務においては、当該研究科における運用や制度、研究教育体制などについて習熟する必要がある。しかしながら、一つの事務室で複数の研究科を扱い、その中で研究科の担当者を置いていることから、一つの研究科に対して多くの人員を割くことができない。このような状況から、大学全体での人事異動に伴い、研究科担当者が変更となる場合には、研究科運営のノウハウの引継ぎに大きな負担が生じるので、業務及びサービスレベルの維持・向上が課題となる。

<今後の対応方策>

研究科担当者が、担当する研究科を超えて、大学院学生・教員とコミュニケーションを図る機会を増やすことや他研究科の情報を得ることで視野を広げることにより、他研究科の保有するノウハウを自身がメインとして担当する研究科の業務等で活用し、大学院事務室の総体としての業務及びサービスレベルの向上・改善に引き続き努める。

以上

商学研究科

◇大学院の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

＜現状説明＞

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

商学研究科の研究及び教育の基本理念は、本学の建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」に表わされる、多様な学問研究と幅広い実践的教育を通じて実社会で活躍してほしいとの願いに基づいて定められている。具体的には中央大学大学院学則（以下、「大学院学則」と言う。）第2条も定める大学院全体としての理念の下、これを商学分野において具現化するため、大学院学則第4条の5において、商学研究科の設置目的・人材養成目的を「商学および関連諸分野における理論ならびに実務に関する高度な教育研究を行い、豊かな学識と高い学術的能力を有する研究者の育成、ならびに優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行できる人材の養成を目的とする」、と規定し、多くの社会有為の人材を輩出してきた。

＜点検・評価結果＞

上記のとおり、大学の理念・目的を適切に設定し、また、大学院全体としての理念との連関性を図った上で大学院学則に商学研究科の理念・目的を明記しており、適切である。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

＜現状説明＞

○構成員に対する周知方法とその有効性

○社会への公表方法

大学の理念・目的及び商学研究科の教育研究上の目的は大学院学則にて明文化し、本学公式Webサイト、履修要項をはじめ、主に受験生を対象としている広報誌である大学院ガイドブックに掲載し、公開を行っている。特に大学院ガイドブックには、商学研究科の教育研究に関し、その内容、方法、特色等を解りやすい平易な文体で記述しており、社会一般に理念・目的・教育目標等を周知する上で極めて有効である。

さらに、年2回の大学院進学相談会において、在学生参加のもと、上記で述べた商学研究科の教育目標をより具体的に周知している。特に、履修要項については、商学研究科の理念・目

的・教育目標等がわかりやすく伝わるように工夫し、学生や教員へ配布している。また、配布方法も紙媒体だけではなく Web 上の掲示板を通じて PDF データにて掲示し配布・公表を行っている。

<点検・評価結果>

上記のとおり大学院の目的を大学院学則に定めるとともに、教職員及び学生への周知や、社会に対する公表を適切に行っている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

研究科の理念・目的・教育目標等については、複数の媒体を介して公開しているものの、学生に浸透しているか検証ができていない。

<今後の対応方針>

大学院 FD 推進委員会による学生アンケートの実施や、商学研究科委員長と大学院学生協議会との会見機会を通じて、実態把握に努める必要があるため、研究科委員会等を中心に具体的な方法について検討する。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

商学研究科の掲げる理念・目的については、毎年度の自己点検・評価活動を通じて恒常的に検証が行われているほか、日常的には、定例で開催される研究科委員会におけるカリキュラムや授業科目、科目担当者、入学試験内容・判定基準・出題内容の適切性等の審議・決定に際して、学則等で示された研究科の理念・目的・教育目標の妥当性を意識した検討が行われている。なお、2016年度に受審した認証評価等、外部機関からの指摘事項等を踏まえ、中長期的な課題設定と共に諸施策を実行している。商学研究科は2点の努力課題としての指摘を受けているが、これらはいずれも2017年度までに対応が完了している。これらの対応の具体的な記述は「第2章 内部質保証 点検・評価項目③：評価の視点6 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応」を参照いただきたい。

加えて、2015年度より、文系大学院における今後の運営のあり方について検討することを目的に文系大学院研究科委員長による懇談会を定期的で開催しており、その過程においても各研究科の掲げる理念等についても共有し、検証を行う機会を設けている。また、研究科の理念・目的については、研究科委員長会議、教学審議会など全学的な審議を通じて決定されたものであり、その意味では、研究科外からも妥当性を検証されたものであるといえよう。

さらに、2021年1月より、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の第二期における大学院

改革の構想を大学院改革構想検討委員会にて検討を行った。本委員会では、2021年7月6日に報告書「中央大学大学院における今後の改革構想検討報告書一次の時代への生き残りとの再生をかけて」を取り纏め、大学院改革構想検討委員会にて承認した。本報告書では、大学院の今後のミッション・ビジョン・改革の方向性を共有し、既存の学部基礎型にとらわれることなく本学大学院が有する研究教育資源を有効に活用できる組織体制の構築を目指していくこと、また、大学院が追求すべき機能としては、主として「研究者養成」、「教員養成」、「高度専門職業人養成」という3つの柱があるが、大学院改革基本構想の主眼としては「高度専門職業人養成」に力点をおいて検討することが確認されている。2022年度以降は中長期的に、本報告書に記載した諸施策の実行に向けて検討を深めていく。

<点検・評価結果>

上記のとおり、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、年1回の自己点検・評価活動や研究科委員長懇談会、大学院改革構想検討委員会にて検討しまとめており、大学として将来を見据えた中・長期の計画を設定しているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

◇大学院における内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

<現状説明>

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

本学では、2007年度から大学評価委員会を設置し、全学的な自己点検・評価活動を実施している。この全学的な仕組みの下で、商学研究科においても恒常的な自己点検・評価活動を実施している。具体的には、商学研究科組織評価委員を兼ねた教務連絡委員会にて自己点検・評価レポートを検討し、商学研究科委員会にて審議・承認をしている。自己点検・評価活動の実施により、2021年度にはカリキュラム体系を見直しコースワークを確立し、また、入学試験の可否基準や実施方法を見直すなど、入学試験制度の見直しに繋げている。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

2016年度機関別認証評価においては、2点の努力課題を研究科として付された。このうち、教育課程の編成・実施方針が課程毎に示されていないという指摘については、2016年度に改訂

に向けた検討を進め、努力課題の趣旨も踏まえた改訂案を2017年6月に承認し、既に学内外に対して公開も行っている。

また、研究指導計画の明示が不十分という指摘については、他の複数の研究科に対しても同様の指摘がなされていたことから、大学院事務室を中心に各研究科委員会と連携しながら検討を行い、2017年度履修要項から、入学から学位授与までのスケジュール感や学位論文執筆スケジュール感の目安など、一覧性をもった形で示したフローチャート図も用いながらわかりやすく明示するよう、対応を行った。

<点検・評価結果>

上記のとおり、全学の大学評価委員会、商学研究科組織評価委員会、研究科委員会にて点検・評価結果に基づく改善向上の計画的な実施をしており、内部質保証システムは概ね有効に機能していると判断できる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

商学研究科の教育研究課程の編成は、組織上は「商学専攻」という1専攻だけからなっているが、実質的には、「経営」、「会計」、「商業」、「金融」、「経済」という、他大学における「専攻」に相当するだけの質を備えた5つの専門分野を総合したものとなっている。これらの学問分野については、今日の経済企業活動におけるグローバル化の急速な進展により、各分野における研究者や高度な専門性を持つ職業人の養成はますます重要性を増しており、これらは商学部と共に教員組織や設置科目の見直し等により対応をしてきたところであり、もって社会的要請と大学院学則に掲げる商学研究科の理念・目標の具現・達成に相応しい教育研究組織整備を進めてきた。

商学研究科は、1951年に修士課程商学専攻で発足した後、1954年に博士課程商学専攻を増設し、修士・博士の両課程を併設する大学院となった。その後、1975年に前期課程2年、後期課程3年とする積み上げ方式の博士課程大学院に改組され、今日に至っている。

このうち、博士前期課程については、社会の要請や学生の進路希望、研究目的の多様化に鑑み、2001年からコース制を採用した。このコースは当初、「研究専修コース」、「会計専修コース」、「ビジネス専修コース」の3つを設けたが、2004年度からは「研究コース」と「ビジネスコース」の2コース制に変更した。各課程・コースの概要は次のとおりである。

博士前期課程研究コースでは、広く商学分野の各専門的学問領域についての高度な研究と専門的研究者の養成を理念とし、大学教員や研究機関研究員の育成を目標にしている。このコースに入学する学生は、博士前期課程修了後、後期課程に進学し、課程博士学位を取得することが想定されている。

博士前期課程ビジネスコースでは、企業現象の理解と分析力の涵養を通じ、実践応用力を備えたビジネスパーソンの養成、会計学の専門的基礎と応用的理論の教育を通じ、公認会計士・税理士等の職業的会計人の養成を教育目標としている。

博士後期課程では商学の全般にわたる総合的学術研究を理念として、「経営」、「会計」、「商業」、「金融」、「経済」の5分野にわたり、自律した研究者を育成するための専門的研究指導が行われている。

更に、商学研究科では2021年度から新カリキュラムを適用し、講義科目を5つの分野（経営学、会計学、商業学、金融学、経済学）に分け、博士前期課程・後期課程一貫した研究教育体制を整えることにより、上記の理念をさらに実質化した教育体系としている。国際環境等への配慮については、後述する「第4章 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑥ 教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか」の項目をご参照いただきたい。

<点検・評価結果>

上述のコース制の設定や2021年度のカリキュラム改正により、研究科総体的なコースワークの整備を行っており、高い研究能力と広く豊かな学識を有する研究者や、優れた見識と高度の専門性を備えた実務家を養成している。よって、大学の目的・理念や学問の動向、社会的要請等と適合した適切な教育研究組織の構成であるといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

商学研究科は「経営」、「会計」、「商業」、「金融」、「経済」の5分野の教員がおり、それぞれの分野に「部会」が組織されている。研究科組織の検証は、各部会から互選された委員（原則として1部会につき2名）で構成される改革委員会において、過年度の入学試験の受験者数、合格者数、入学手続き者数、入学定員充足率などを基にし、適切な人員配置や組織構成を検討しているほか、毎年度実施している自己点検・評価活動においても検証の機会を設けている。

自己点検・評価活動における教育研究組織の改善事例として、2021年度から博士前期課程・後期課程を一貫し、講義科目を5つの分野に分ける「主分野制」を導入している。これにより教員はもとより学生も主分野ごと所属分野が分けられることで教育研究組織の構成がより体系

化されたといえる。

<点検・評価結果>

上記のとおり、入学定員充足率などの根拠に基づき、改革委員会や研究科委員会にて恒常的に議論し、改善・向上に努めている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院の教育課程・学習成果

<点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛>

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

<現状説明>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

商学研究科の目的は、大学院学則第4条の5において、「商学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象に係る高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有する研究者の育成及び優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行することの人材を育成する」と定めている。

商学研究科では、2011年度に学位授与の方針を策定し、養成する人材像と学生が課程修了時に備えているべき知識・能力を示している。学位授与の方針の具体的な内容は以下のとおりである。

学位授与の方針

<養成する人材像>

商学研究科では、「實地慶用ノ素ヲ養フ」という中央大学の建学の精神、および「商学及びその関連諸分野に関する理論並びに実務にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有する研究者の育成及び優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する」という教育研究上の目的を踏まえ、以下のような人材を養成します。

- ①経営学、会計学、商業学、金融学、および経済学の5つの専攻分野について、アカデミックな世界で活躍できる能力を総合的に身につけ、大学教員や研究機関の研究員として活躍する人材
- ②会計や税務関係などの専門的知識と応用理論を修得することで公認会計士や税理士として活躍する人材
- ③専門的知識と実践的応用力を身につけて実務家として活躍する人材

<修了するにあたって備えるべき知識・能力>

商学研究科では課程の修了にあたって、以下のような知識・能力を身につけた者に対して各課程における学位を授与します。

<博士前期課程>

本研究科博士前期課程では、養成する人材像に対応して研究コース、ビジネスコースの2つのコースを置いています。

それぞれのコースを修了するにあたり、備えるべき知識・能力は以下のとおりです。

○研究コース

①各専攻分野についての専門的知識に加えて、独創的な課題（テーマ）を設定する能力と、専門を越えた社会全体に関する幅広い総合的知識

②そのために必要な語学や統計処理の知識・能力

⇒基礎的な研究遂行能力：高度な語学力・統計処理能力を備えた上で、各専攻分野についての専門的知識と社会全体に関する幅広い総合的知識を有し、独創的な課題（テーマ）を設定し論文にまとめあげることができる。

○ビジネスコース

①グローバルなレベルで実務家として自立しうる専門的知識とその応用能力、実践的な語学を備え、活用することができる。

②専門的職業に要請される特別に高い倫理観と社会的な責任能力の基礎となる能力、コミュニケーション・スキル、自己管理能力をもとに知的リーダーとなりうる素養を身につけている。

<博士後期課程>

質の高い博士学位論文を標準修業年限の3年以内で完成することを目標とします。そのために備えるべき知識・能力は以下のとおりです。

①博士前期課程で培った専攻分野における高度な知識に加えて、より独創性の高い課題（テーマ）を設定し、研究を遂行することができる。

②課題を粘り強く追求する問題解決力、説得力のある学術論文に仕上げるアカデミック・ライティング能力、学会（国際学会を含む）・研究会などで発表するプレゼンテーション能力を基盤として研究を遂行し、著しい成果をあげることができる。

主に本学公式 Web サイトと履修要項によって教育目標、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施方針を周知している。また、入学前に年2回の進学相談会や毎年4月に行っている進学ガイダンスのほか、入学時のガイダンスでもこれらを紹介している。

<点検・評価結果>

上記のとおり、学生が修得することが求められる知識、能力、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与の方針を博士前期課程、後期課程ごとに明示しているが、博士後期課程において、授与する学位ごとに学位授与方針が設定・明示されていない。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

博士後期課程について、現状は授与する学位ごとに学位授与方針が設定・明示されていない。

<今後の対応方針>

2021年5月26日の商学研究科改革委員会より、博士後期課程における5つの学位のあり方の検討を開始している。引き続き大学院改革構想検討委員会での検討事項や他研究科の組織改編など大学院全体の改革と並行し検討を進めていく。2022年度中に授与する学位ごとに学位授与の方針を書き分けるよう商学研究科改革委員会にて検討を進めている。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

商学研究科の教育課程の編成・実施の方針は以下のとおりである。なお、2021年度のカリキュラム改正により、5つの専攻分野におけるコースワーク体制や1年次設置科目として分野ごとに「基礎セミナー」を設置するなど体系的な教育課程を編成している。

<教育課程編成・実施の方針>

<カリキュラムの基本構成>

商学研究科では、学位授与の方針に掲げる経営学、会計学、商業学、金融学、および経済学の5つの専攻分野について知識・能力などを修得できるよう、以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

<博士前期課程>

セミナー系科目：「基礎セミナー」において、5つの専攻分野について、研究課題の発見や研究方法の選択などに関する示唆を得るとともに、修士論文の課題設定に資する能力を養います。また、各コースの特色に応じて設置される「研究セミナー」や「ビジネス・プラクティカル・セミナー」などのセミナー系科目によって、アカデミックな能力または実践的な能力を伸ばします。

講義科目：5つの専攻分野について、各専攻分野の領域を体系的に網羅するよう講義科目が配置されており、専攻分野（主専攻）だけでなく、関連分野を含めて総合的に学修します。

演習科目：指導教授のもとで、課題設定・調査・発表については学生が主体的に行い、語学運用や統計処理を含めた総合的研究能力を養います。研究コースにおいては、指導教授以外の演習を履修することで、専門知識のみならず社会に関する幅広い知識を修得し、独創的な課題設定能力を養います。ビジネスコースにおいては、コミュニケーション・スキルや自己管理能力、専門的職業に要請される倫理観と社会的な責任能力を養います。

<博士後期課程>

特殊研究：5つの専攻分野について科目が配置されており、高度な知識に加えて、独創性の高い課題（テーマ）を設定する能力を養います。

研究セミナー：課題を粘り強く追究する問題解決力、説得力のある学術論文に仕上げるアカデミック・ライティング能力、学会（国際学会を含む）・研究会等で発表するプレゼンテーション能力などの高度な発信力を養います。

<カリキュラムの体系性>

商学研究科では、以下の点を踏まえて学生が段階的に能力を伸ばせるよう、各課程における教育体系を整えています。

<博士前期課程>

1年次：「基礎セミナー」において、5つの専攻分野について研究課題の発見や研究方法の選択などに関する示唆を得るとともに、修士論文の課題設定に資する能力を養います。講義科目では、主専攻を中心に、関連分野も含めて、総合的に学修します。また、指導教授のもと、「演習Ⅰ」において、語学運用や統計処理を含めた総合的研究能力を養います。

2年次（研究コース）：「演習Ⅱ」において、課題設定・調査・発表を主体的に行い、また指導教授以外の演習を履修することで、専門的知識のみならず社会全体に関する幅広い知識を修得し、これらを通じて独創的な課題設定能力を養い、総合的研究能力を伸ばします。そして、中間報告会を経て、修士論文の完成をめざします。

2年次（ビジネスコース）：「演習Ⅱ」において、課題設定・調査・発表を主体的に行います。また、講義科目で、研究テーマに応じて特定分野についての知識を深め、あるいは関連分野を広く学修することで、グローバルなレベルで実務家として自立しうる専門的知識とその応用能力、実践的な語学能力を伸ばします。そして、中間報告会を経て、修士論文または特定課題研究の完成をめざします。

<博士後期課程>

1年次：「特殊研究」において、研究テーマおよび関連分野に関する高度な専門的知識を学び、独創性の高い課題（テーマ）を設定する能力を養います。また、「研究セミナー」においては、課題を粘り強く追求する問題解決力、説得力のある学術論文に仕上げるアカデミック・ライティング能力、学会（国際学会を含む）・研究会などで発表するプレゼンテーション能力を養います。

2年次：「特殊研究」において、高度な専門的知識をさらに伸ばすとともに、「研究セミナー」においては、1年次で培ったアカデミック・ライティング能力、学会（国際学会を含む）・研究会などで発表するプレゼンテーション能力をより実践的に伸ばします。

3年次：カリキュラムにおける学修と並行して、博士学位請求論文提出予定者は、事前に複数の教員からなる指導を受け、学位申請最終報告会（公開）で発表を行い、審査委員による審査を経ることにより、質の高い博士論文の完成をめざします。

商学研究科においては、前述の教育目標の達成や学位授与の方針に掲げる人材の養成に向け、「経営」「会計」「商業」「金融」「経済」の各分野について科目を配置することで総合的な学びを教授しており、教育課程編成・実施の方針においてもこの点を明示することを通じて教育目標と学位授与の方針との整合性を図っている。

また、公表については、主に本学公式 Web サイトと履修要項によって教育目標、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施方針を周知している。また、入学前に年2回の進学相談会や毎年4月に行っている進学ガイダンスのほか、入学時のガイダンスでもこれらを紹介している。

<点検・評価結果>

上記のとおり、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・方針を、学位授与の方針との連関性を持った上で博士前期課程、後期課程ごと商学研究科単位で明示している。他方で、博士後期課程については授与する学位ごとに教育課程の編成・方針が設定・明示されていない。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

博士後期課程について、授与する学位ごとに教育課程の編成・方針が設定・明示されていない。

<今後の対応方策>

2021年5月26日の商学研究科改革委員会より、博士後期課程における5つの学位のあり方の検討を開始している。引き続き大学院改革構想検討委員会での検討事項や他研究科の組織改編など大学院全体の改革と並行し検討を進めていく。また、学位授与の方針と合わせて、2022年度中に授与する学位ごとに教育課程の編成・方針を書き分けるよう商学研究科改革委員会にて検討を進めている。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点2、5は割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点3：コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

＜現状説明＞

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

博士前期課程の修了要件は以下のとおりである。

博士前期課程研究コース：演習 12 単位（指導教授が担当する演習Ⅰ・Ⅱを 8 単位必修、指導教授以外が担当する演習Ⅰ・Ⅱを 4 単位必修）
主分野の講義 6 単位
セミナー系科目 2 単位

博士前期課程ビジネスコース：演習 8 単位（指導教授が担当する演習Ⅰ・Ⅱを 8 単位必修）
主分野の講義 6 単位
セミナー系科目 2 単位

この修了要件の下、商学研究科では演習と講義科目を「経営学」「会計学」「商業学」「金融学」「経済学」の 5 つの分野に分別している。

演習科目・講義科目ともに原則としてⅠ・Ⅱの別があり、基礎と発展、1 年次と 2 年次といった順次性に基づいた授業が展開できるようになっている。また、主分野制の導入により、自身の選択した分野において 1 年次に「基礎セミナー」を履修し、選択した分野における基礎的な知識・能力を修得し、選択した分野の中から 6 単位以上の講義科目を履修することで、専門知識を深める科目体系となっている。

博士後期課程の修了には 14 単位以上の修得が求められる。博士前期課程同様に 5 つの分野に分けた「特殊研究」を設置し、年次に応じてⅠ・Ⅱ・Ⅲの別があり、主分野の特殊研究を 12 単位以上修得する必要がある。このほか、博士後期課程の講義科目として複数の教員が関わり、ワークショップ的なスタイルで実施する「研究セミナー」を 2 科目設置し、選択必修科目としている。

○コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

博士前期課程ではコースワークとして、上述のとおりセミナー系科目である「基礎セミナー」、「研究セミナー」、「ビジネス・プラクティカル・セミナー」を必修とし、主分野を中心とした講義科目を体系的に履修できるようになっている。一方、リサーチワークとしては日々の研究指導と、授業科目として「演習」（ビジネスコースでは 8 単位、研究コースでは 12 単位必修）を配置し、論文演習を中心として自身の研究成果を修士論文にまとめることを求めている。

博士後期課程は、学生が一定の学術的背景を既に確立していることを前提として、独創的で質の高い博士学位請求論文の執筆を目指すため、必然的にリサーチワークが主体となる。コースワークとしての修了要件は特殊研究 12 単位、さらに指導教授以外が担当する特殊研究または研究セミナーを 2 単位選択必修としている。「研究セミナー」はコースワークの一環として博士後期課程の学生にも幅広い研究の視野を与えることを目的に設置している。リサーチワークとしては日々の研究活動が中心となるが、修了要件として、博士学位請求論文の提出にあたっては、事前に「学位申請者事前指導・審査委員会」の申請と、6 か月以内に 5 回以上・4 人以上で構成される審査委員による事前指導審査委員会を経る必要がある。また、本委員会の申請

要件として、①研究論文3本以上、②査読付論文1本以上、③海外ジャーナルや学会発表などを加味した独自のポイントを7ポイント以上認められていることとしている。なお、詳細は履修要項に明記している。

以上のように、博士後期課程ではリサーチワークが主体となりつつも、必要な論文演習と幅広い視野の獲得も企図した研究セミナーによるコースワークも適切に組み合わせ、バランスの取れた教育体系としている。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

商学研究科では、博士前期課程に研究コース、ビジネスコースを設置し、博士後期課程においては研究コースとの連続性をもって体系的な学位論文指導を進めている。このことは研究科の設置目的及び人材養成目的である「商学および関連諸分野における理論ならびに実務に関する高度な教育研究を行い、豊かな学識と高い学術的能力を有する研究者の育成、ならびに優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行できる人材の養成」の達成に合致するものである。さらに、新しい時代の要請に適った、より開かれた、より体系的な大学院教育に応えようとするものでもある。

1) 博士前期課程

①研究コース

研究コースは、商学についての研究と大学教員や研究機関の研究員等の研究者の養成を理念とし、博士後期課程と連続するものであり、演習等を中心にアカデミックな世界で通用する能力の総合的養成を目的としている。指導教員の「演習Ⅰ」（1年次）、「演習Ⅱ」（2年次）、計8単位、他の教員の担当する「演習Ⅰ」（1年次）、「演習Ⅱ」（2年次）から4単位を履修する必要がある。更に、主分野の講義科目から6単位必修など分野ごとでの専門知識の修得を進めている。こうして、複数の教員により視点を広くした知識を深く身に付けることと、問題関心、視野の広がりや両立させて修士論文作成に導く教育システムを目指している。

このほか、研究方法、資料探索方法及び計量的研究手法等、研究を進めていく上での基礎的な手法をより体系的に身に付けることを目的とした「基礎セミナー」、論文作成にあたり複数の教員による指導を行う「研究セミナー」を開講している。

②ビジネスコース

「高度な専門的知識を身に付けた職業人教育」を目標とするビジネスコースを構成する学生は、2つのタイプに大別できる。1つは会計や税務関係などの知識と応用的理論を修得することによって公認会計士や税理士等の資格取得につなげようとするタイプであり、いま1つは企業経営に関して幅広く専門的な知識と実践的応用力を身に付けたビジネスパーソンを目指すタイプである。ビジネスコースでは、コースの目標と学生の希望に応じ、指導教員の演習を軸としつつ、主分野の講義科目から6単位必修など分野ごとでの専門知識の修得を進めている。

他方、ビジネスコースのカリキュラム編成においては、同コースの学生には税理士試験の税法科目の一部免除を意図する者が相当数含まれていることから、職業会計人を目指す学生も念頭に、公認会計士や税理士の試験科目である税法関連科目（「税法判例研究」Ⅰ・Ⅱ、「法人税法」、「所得税法」、「消費税法」、「相続税法」）を設置して、基礎的学力と幅広

い応用力の醸成に努めている。また、カリキュラム上の特色ある試みとして、「基礎セミナー」に加え、ビジネスに深く関わる実務家の講師と連携し講義を行い、ビジネスに関する総合的理解を深めることを目的とする「ビジネス・プラクティカル・セミナー」を設置し、ビジネスコースの選択必修科目としている。

以上のことから、商学研究科博士前期課程は「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力を養う」という博士前期課程の目的に相応しい教育を提供していると考ええる。

2) 博士後期課程

博士後期課程においては、他研究科や他大学からも多くの学生を受け入れつつ、商学研究科博士前期課程における研究コースとの連続性を重視し、博士学位取得へ向けて一貫した体系的教育を行っている。

具体的には、指導教授の担当する「特殊研究Ⅰ」（1年次）、「特殊研究Ⅱ」（2年次）、「特殊研究Ⅲ」（3年次）の計12単位の履修を通じ、学位論文作成指導の一貫性を確保している。

このほか、「研究セミナー」では、専門分野に関わらず、高度な研究に必要な分析手法や幅広い視野を提供することを目的としている。

以上のことから、商学研究科博士後期課程は「学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめる」という博士後期課程にふさわしい教育を提供していると考ええる。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

商学研究科では、それぞれの進路に必要な能力を体系的に養成するために2つのコースを設置している。2つのコースは、大学教員や研究機関の研究員など研究者を目指す人向けの研究者コースと公認会計士や税理士などの資格取得を目指す人、あるいは、企業経営に関して幅広く専門的な知識と実践的応用力を身につけたビジネスマンを目指す人向けに、ビジネスコースを設置している。また、授業科目として、税理士を目指す人向けに「税法判例研究Ⅰ・Ⅱ」を設置しており、税法における事例研究を行っているほか、一般企業就職を目指す人については、ビジネスに深く関わる実務家の講師と連携し講義と演習形式の授業が行われる「ビジネス・プラクティカル・セミナー」を設置しており、学生自身のキャリア形成に役立てている。なお、「ビジネス・プラクティカル・セミナーⅠ」では、商社をテーマに事例研究を行い、「ビジネス・プラクティカル・セミナーⅡ」では、IoTなどのデジタルエコノミーをテーマとして取り扱っており、関心のあるテーマを科目履修できるよう科目を分割している。また、大学教員や研究所等で研究を行う「研究者」を養成するために博士前期・後期課程共に「研究セミナー」を設置し、研究を進めるにあたって必要となる基礎知識や論文作成の指導等を行っている。

<点検・評価結果>

上記のとおり、教育課程の編成・実施の方針に基づき、博士前期課程では人材育成の目的に即して研究コース、ビジネスコースの2つのコースを設置し、コースごとに必要な科目を体系的に配置するカリキュラム構成としている。博士後期課程についてもリサーチワークとのバランスに配慮しながら、博士前期課程の研究コースとの関連性をもって、人材育成の目的を踏まえて研究者の養成に特化した教育課程を編成している。

よって、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると言える。

＜長所・特色＞

商学研究科では、研究コースとビジネスコースの2つのコースを設置し、さらには主分野制度により各分野の知識・能力を体系的に深化させるカリキュラム体系としており、「研究者の養成」「高度専門職業人の養成」といった商学研究科の人材養成の目的に合致した教育体系となっている点は特徴であると言える。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

2021年度に開始された新カリキュラムについて、その検証と実質化を進めるべく、改革委員会や教務連絡委員会を中心に継続して成果検証を行うことで、より多くの研究者・高度専門職業人の養成に努める。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点3：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

＜現状説明＞

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

講義科目については様々な授業形態を採用しており、入学時から主体的な学修ができるよう配慮している。例えば、演習形式で開講する「ビジネス・プラクティカル・セミナー」、複数教員がオムニバス開講する「基礎セミナー」、「研究セミナー」といった、基礎的な科目からセミナー形式科目を展開することにより、どの分野あるいはコースで学ぶ学生も前提となる知識の獲得や主体的な学習習慣を身につけることで、発展科目についても自らの意思で学修を進めることができる。また、学生の進路や論文執筆に直結する科目として、「特殊講義(1)(アカデミック・ライティングの方法と実践)」、「税法判例研究」等の科目も開講している。これら多様なアプローチにより、研究科の教育目的に掲げる高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することの人材の養成に努めている。

さらに、商学研究科ではほとんどの科目の履修者が10名以内となっている。この状況を活かして、各教員は授業において、個々の学生の研究分野と希望に応じ柔軟に授業を進めている。また、先述した「ビジネス・プラクティカル・セミナー」では、総合商社のビジネスやデジタルエコノミーをテーマに、講義・企業見学・ビジネス体験等の多様な授業スタイルの中でフランクな学生の意見発表が行われており、学生個別のニーズに対応する対話型の授業を展開している。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

博士前期課程においては、2020年度以前入学生まで44単位の最高履修単位数上限を設定していたが、所属する研究科以外の設置科目を履修できるオープン・ドメイン制度の導入により、制度の利用促進を行うため、2021年度入学生から最高履修単位数上限を撤廃している。但し、他研究科設置科目履修可能単位数が8単位と決められている他、演習Ⅰ・Ⅱの修得上限単位数が20単位までと定められているため、実質的には履修登録単位数上限が設定されている状況となっている。

履修指導については、指導教員が研究テーマや主分野に即した授業科目を履修するよう指導が行われることとしており、内容は指導教授届の提出により確認を行っている。研究科全体の履修指導については、年度はじめに履修ガイダンスを実施し、以降も大学院事務室を通じて履修相談が可能となっている。また、履修要項に履修イメージを掲載することで、想定する履修科目数などを提示し、効果的な履修を促している。これに加えて、学期ごとに大学院事務室による履修科目数チェックを行っており、チェックの結果、過度な履修登録数が見られる場合には適宜研究科委員長や指導教員と共有し、必要に応じた指導を行うような体制を整えている。

○研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

博士前期課程・後期課程ともに、学位論文提出までのスケジュールや論文作成のおおよそのスケジュール感、学位論文に必要な要件などについては、履修要項にフローチャート形式により明示し、新入生ガイダンスにおいてわかりやすく周知している。また、指導教授による研究指導の計画や方法の明示は入学時に個別面談により行われ、その結果を指導教授届として大学院事務室に提出することとしている。さらに、論文指導を主とする科目である博士前期課程「演習Ⅰ・Ⅱ」、博士後期課程「特殊研究Ⅰ～Ⅲ」のシラバスにおいても年間スケジュールや指導内容は明示されており、それらは研究の進捗状況により個別に調整が図られている。

博士前期課程においては、修士論文は原則として2年次に提出することとなっており、指導教授を中心とした体系的な修士論文指導を入学時から受けることとなる。さらに、1年次の後期に副査教員2名の選出と翌年度の修士論文作成に係る計画書の作成・提出を行うこととし、2年次夏季休暇の前には修士論文中間発表会の実施が義務付けられており、博士前期課程の2年間で計画的かつ効果的な論文作成指導を行う体制となっている。特に修士論文中間発表会については、夏季休暇前に論文執筆の途中経過を報告し、早期に指導教員や副査、あるいは参加者からの客観的な批評を受けることができるようになっており、夏季休暇を使って論文を修正することが可能となっている。

博士後期課程においては、学生は研究及び博士論文作成について指導教授の研究指導を受け、毎年4月末日までに「研究計画書」を、毎年5月下旬までに「研究状況報告書」を研究科委員会に提出する。また、博士学位論文の作成にあたっては、学生がより広い指導を受けることを可能にするとともに、学位取得が開かれた過程でなされることを目的に「博士学位論文事前指導・審査制度」を導入しており、指導教員の他3名の委員を研究科委員会で選出して設置される博士学位論文事前指導・審査委員会による論文指導を行っている。また、当該委員会に対して学位論文提出の申請を行う際には、査読付き論文を含む一定基準以上の研究業績を有していることを必要としていることから、学生は主体性をもって自身の研究成果の公表に向けた活動に励み、また、商学研究科では学生の研究活動の参加や発表の機会の拡充、研究発表に向けた

指導を通じての学習の活性化にも努めている。

○シラバスに基づいた授業展開について

シラバスは manaba 及び本学公式 Web サイト上で公開している。掲載内容は、履修条件、到達目標、授業概要、授業計画、成績評価基準、事前事後学習の具体的内容、アクティブ・ラーニングや双方向授業の実施内容、実務家教員による授業の明示、参考文献、授業外の学習活動等であり、履修に際しての科目選択の他、計画的な予習が行えるように配慮している。さらに、第1回目の授業に際し、担当教員からシラバスに基づいて年間の授業計画についての詳細な説明を行うことで補っている。

シラバスの記述内容及び記述量については教員間で精粗が生じることがないように、作成時に項目毎に作成上の注意点を記載した作成要領を全教員に配布し、一定の改善を見ている。また、2018年度より教務連絡委員会のもとでシラバスの第三者チェックを行い、教育課程の編成・実施の方針に基づく授業が展開されているかの確認を行うことで、授業の質を担保している。

大学院では、学生に対して毎年度実施する研究状況・授業等に関するアンケートを通じてシラバスに関する意見も聴取している。当該アンケート結果をみると、授業内容・方法等がシラバスと相違があるといった記述はほとんど見られない。また、シラバスにおいても、授業の進行にあたっては受講者の研究テーマや専門知識レベルに応じて、担当教員と学生の相談の上、授業の内容を変更することを明示していることから、授業内容・方法とシラバスの整合性は担保されている。

<点検・評価結果>

上記のとおり、博士前期課程においては、学生の主体的な学習を引き出す効果的な授業配置や実施方法を採用することに加えて、早期に研究計画書を提出させ、副査も含めて指導を受ける体制を作るなど、研究指導體制に関しても効果的な編成を行っている。博士後期課程においては、リサーチワークに重点を置き、定期的な研究状況の報告や複数人による学位論文事前指導を通じて学生の研究活動を活性化させるなど、効果的な措置を講じている。

<長所・特色>

商学研究科では入学時から自身の専攻分野に即して主体的な学修ができるよう、主分野制を設けて分野別の履修体系を有しており、「基礎セミナー」等の基礎的な科目から、より発展的な科目、演習科目を体系的に履修することができるようになっており、前提となる知識の獲得や主体的な学習習慣を順次性をもって身につけることができる点は特色であると言える。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

主分野制の導入は 2021 年度からとなっているため、今後教務連絡委員会を中心としてその成果検証を行い、より実質的な教育課程とすることに努める。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

＜現状説明＞

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

成績評価については、S(100～90点以上)、A(89～80点以上)、B(79～70点以上)、C(69～60点以上)(以上合格)、E(59点以下)(不合格)とし、履修要項に明示している。また、成績評価は授業の性質に即して試験、レポート、発表の内容および水準、平常点等によって行われ、その方法と評価基準については予めシラバスにおいて明示し、学生に周知している。また、2018年度より教務連絡委員会において、各委員が所属する部門における授業科目シラバスの点検を行っており、シラバス作成段階から、学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針に即した適切な成績評価方法や基準であるかの確認を行っている。

博士前期課程・後期課程とも演習科目が多く、講義科目においても1教員あたりの学生数が少ないこともあり、学生の学修状況はレポート提出、授業における口頭での質疑、演習における研究報告、ディスカッション等によって把握が十分可能である。したがって、筆記試験を実施することは稀であり、平常点で評価することが一般的である。そのため、客観性・公平性を担保する方策として、シラバスに評価方法を明示するとともに学生に成績評価の問い合わせを認めることで対応している。具体的には、成績発表の結果、成績評価に疑問点等がある場合は、「成績評価問い合わせに関する取扱要領」に則り成績発表日から2週間以内に限り、当該科目の担当教員に問い合わせをすることができる。

入学前の既修得単位認定については、2020年度の大学院設置基準改正に伴い、大学院学則第36条の2を改正し、10単位から15単位を限度として博士前期課程の修了に必要な単位に算入することができる。単位認定にあたっては博士前期課程入学時に入学前に履修した科目名とそれに対応して認定を希望する科目名、当該授業科目の内容と認定の理由を添えて申請をする必要がある。とりわけ、入学前に本学大学院または他大学大学院において修得した単位は、入学後に、商学研究科のカリキュラムに照らして授業内容、レベル、時間数、本人の到達度等を踏まえた審査を教務連絡委員会にて行い、研究科委員会において既修得単位として15単位を限度に単位認定を行っている。なお、2022年度の認定者は2名であった。

以上のように、入学前の既修得単位の認定については、大学院設置基準第15条の定める他大学院等での学修による認定単位数の範囲内で運用しており、かつ、大学院設置基準第3条(修士課程)第1項に定める課程の目的に適った教育を適切に行っている。

○学位授与を適切に行うための措置

商学研究科では、大学院学則及び中央大学学位規則に基づき、研究科委員会で所定の手続きに則って厳格に審査し、学位を授与している。

修士学位については、商学研究科博士前期課程に2年以上在学するとともに、研究科所定の32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で学位論文を提出する。その後修士論文審査委員主査・副査による修士論文の審査を主査1名・副査2名によって行い、さらに最終試験を3名以上の教員によって実施し、合格した者に授与としており、学位審査にあたっての客観性・厳格性を確保している。

論文審査及び最終試験に際しての審査基準は「商学研究科修士学位審査に関する取扱要領」において明示し、学生に対してはC plusや履修要項への掲載をはじめ、指導教員による研究指導や報告会の場を通じて周知を行っている。また、ビジネスコースの学生については、学位論文に代えて「特定の課題についての研究の成果(特定課題研究)」というかたちで研究成果を提出することを認めている。これは、起業する際のビジネスプランや企業の実態調査報告、企業

診断に基づく改善プラン等の実務的な内容の研究成果を修士論文と同等の審査体制による認定を行うものであり、学位認定の水準は適切である。

なお、博士前期課程については修了に必要な単位を修得し、優れた研究業績を上げた場合には、1年で修了することが可能である。早期修了を希望する学生は指導教員と相談の上、1年次の履修手続き時に研究科委員長に申し出ることが大学院学則第44条に規定されている。この制度を利用するためには入学時に既に1年間で修士論文を書く準備ができていなければならないことから、学部学生が大学院の科目を15単位まで先取り履修できる大学院科目履修生制度を活用しながら将来的に学部授業との連携を強化し、この可能性を広げるについて模索している。

博士学位については、商学研究科博士課程に3年以上在学し（ただし、「博士後期課程の早期修了に関する取扱要領」に定める優れた研究業績を上げた者については、1年以上の在学とする場合がある）、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で博士論文審査委員主査・副査の審査及び最終試験に合格した者に授与することとしている。博士学位論文審査及び最終試験にあたっての審査基準は「商学研究科博士学位審査に関する取扱要領」において明示し、学生に対しては履修要項やC plusへの掲載をはじめ、指導教員による研究指導や報告会の場を通じて周知を行っている。

加えて、博士学位に相応しい水準を確保するため、博士学位請求論文の提出にあたっては、本審査の前に博士学位論文事前指導・審査委員会による事前指導・審査を必須としている。

具体的には、学生が①研究論文3本以上、②査読付論文1本以上、③海外ジャーナルや学会発表などを加味した独自のポイントを7ポイント以上認められていること（詳細は履修要項に明記）、といった研究業績に関する厳格な要件を満たし、当該年度中に博士学位請求論文を仕上げられると指導教授が判断した際に事前指導・審査の申請を行う。申請に際して必要となる研究業績についてはポイント制を採用しており、具体的な基準は履修要項において明示している。その後、学位論文事前指導・審査委員会において学位論文として取りまとめることが妥当と判断された場合には、指導教員とその他の3名以上の教員から選任された委員による指導を3～6ヵ月かけて集中的に受けることで博士論文に相応しい水準を確保するものとなっている。なお、上記の、博士学位論文事前指導・審査申請に際してのポイントの確認やその後の事前指導・審査にあたっては、指導教員を含む複数の教員で行うこととしていること、そして、事前指導後の本審査にあたっては主査1名・副査2名以上によって行い、さらに、最終面接試験を3名以上の教員によって実施している。このように、学位に係る重要な確認や審査にあたっては、必ず複数人の教員により実施がなされており、学位審査にあたっての客観性・厳格性を確保している。なお、学際領域的な研究の増加に伴い、単一の研究科による審査が困難な学位請求論文の審査に対応するため、2020年度より、論文審査における副査のうち1名は本研究科以外の委員を選出できることとしている。これにより、多角的な視点から公正で適切な学位審査を実施する体制を整備しているといえる。

さらに、博士論文は2013年度より、中央大学学術リポジトリを利用して原則、全文を公表しているが、学術リポジトリに掲載する博士論文の研究及び論文指導を補完し、不正に引用された論文が流布することを予防する目的から、2018年度より、指導教授による剽窃チェックを本学指定のソフトウェア(iThenticate)を利用して行うことを義務付けることにより、適切な学位授与を担保している。

<点検・評価結果>

上記のとおり、成績評価、単位認定については適正に行われており、また、学位審査についても「商学研究科修士（博士）学位審査に関する取扱要領」にて基準を設定し、公正なプロセスの下、厳格な学位審査を行っており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

<現状説明>**○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況**

商学研究科の講義科目はほぼ Semester 化されており、留学生の受入れや在学生の海外への送り出しにも留意したものとなっている。現在のところ9月入学の制度はないが、選科生または研究生として秋から半期学修した後に、入学試験を受け4月入学することは可能である。

また、博士前期課程において、語学能力の涵養はもちろんのこと、外国人留学生の学修の便に配慮して、毎年3科目程度の講義科目を英語で開講している。このほか、少数ではあるが、修士論文・博士論文を英語で執筆するよう演習指導を行っている教員もいる。

また、学術国際会議研究発表助成制度を設けており、海外で開催される学術国際会議にて学生個人が研究発表（原則、口頭発表）を行う場合の派遣費を助成している。これらの制度整備を通じて、国際通用性を高める活動を促進している。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

博士前期課程における外国人留学生については、授業科目に「特殊講義(8)留学生のためのアカデミック・ライティングⅠ 基礎編」、「特殊講義(8)留学生のためのアカデミック・ライティングⅡ 発展編」を置き、日本語による研究能力と論文執筆能力の向上に特に留意している。これらの科目履修者数は、2020年度 6名・1名、2021年度 6名・6名、2022年度 9名・12名と安定して履修者数が増加しており、学生のニーズに応えるとともに、日本語で研究活動をすすめていくサポートの面で効果出ているところである。また、外国人留学生の修士論文の作成について、日本語の表現方法に関する助言を行うことを目的とする博士後期課程学生によるティーチング・アシスタント制度、外国人留学生の日本語学習及び学生生活について助言を行うことを目的とする外国人留学生チューター制度も設けている。さらに、正課外の取組みとしてライティング・ラボを設置しており、外国人留学生のアカデミック・ライティングのサポートについても実施している。

○国外の高等教育機関との交流の状況

2022年1月現在、本学の海外の協定校は、41カ国209校で、この中の70校を越える協定校

と大学院レベルの派遣・受入による交流を実施している。学生の留学は、これらの協定校に交換留学生として派遣されるケースのほか、自身が希望し本学が認めた大学院に留学し、留学先で取得した単位の認定を受ける方法（認定留学）がある。2022年5月時点における商学研究科の交換留学生派遣・受入れ実績としては、派遣は0名、受入れは0名（2022年度秋より2名受け入れ予定）である。新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延状況を受け、交換留学生の受け入れがほとんどない状況が続いているが、2019年前では、毎年1名～2名の受入が継続していたことから、平時には一定数の交流があると言える。

<点検・評価結果>

一部の授業科目を英語により開講することや国際会議における発表助成制度、協定校との交換留学を相互に行うなど、学生の国際通用性を高める取り組みを行うと共に、在籍する外国人留学生への配慮を適切に行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑦：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

<現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

学位授与の方針に明示した学習成果を測定するため、2022年度より各授業科目が学位授与の方針における「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示すカリキュラムマップを設定した。それに加えて、大学院は講義科目の学修のみでは成しえず、修士論文や博士論文といった論文指導も前提にあることから、研究活動の成果を測定するための指標として、学位授与の方針と関連付けた、学位請求論文の論文審査基準に定める審査項目ごとの到達度を計る指標として「到達度評価表」を設定した。今後、この2つの指標により、学生自身の学習成果の把握と、研究科全体の学生ごとの学習成果の把握と評価を行っていく。

<点検・評価結果>

上記のとおり、学位授与の方針に掲げる学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示すカリキュラムマップと、学位論文審査基準に定める審査項目と学位授与の方針を関連付けた指標を設定し、授業・学位論文の2つの視点から学習成果の把握に努めている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

2021年度に学修成果の把握を行うための指標および評価の仕組みを策定したばかりである

ため、カリキュラムマップにおいては、学習成果の可視化のためにどのように活用するか明確に決まっておらず、また、到達度評価表は十分なデータの集積と検証ができていない状況にある。

<今後の対応方策>

商学研究科改革委員会を中心に、2023年度までにカリキュラムマップの活用方法を検討する。また、到達度評価表は2022年度の学位論文審査よりデータの集積と検証を開始する。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

商学研究科では毎年度、自己点検・評価活動を行い、大学評価委員会が定める指定課題に加えて、研究科の自主設定課題を設定し、定期的な点検・評価活動を行っている。課題設定に際しては各科目の履修者数や後掲の学生アンケート、本学商学部からの内部進学者数、指導を行う現場の教員からの率直な意見等を参考に、中長期的な課題との関連性や優先順位も加味しながら、当該年度に取り組むべき課題を把握している。

これらは、商学研究科組織評価委員会を兼ねた教務連絡委員会にて具体案を検討し、商学研究科委員会にて審議するプロセスを踏んでいる。具体的な改善事例は以下のとおりである。

2018年度～2020年度には上述の主分野制導入による組織の見直しと併せて、コースワークの実質化に資するために設置科目の見直しを行った。具体的には分野ごとの「基礎セミナー」の導入や科目の必修化といった、大幅なカリキュラムの見直しである。

このほか、教育方法の見直しや向上に資するためのFD活動を活性化するため、2018年度には修士論文中間報告会を「教員相互の授業参観」と位置づけるなど、教育課程の点検・評価結果に応じた改善・向上に取り組んでいる。

<点検・評価結果>

上記のとおり、商学研究科の教育課程の適切性は毎年度多角的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

<現状説明>

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

商学研究科では学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針を記述の中で博士前期課程、博士後期課程に分けて明示している。これらの学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）についても、博士前期課程、博士後期課程ごとに求める人材と入学にあたって備えるべき知識や能力等を明示している。入学者受け入れの方針は、本学公式 Web サイト及び入学試験要項等に掲載し、大学構成員及び社会一般に公表している。具体的な内容は以下のとおりである。

<入学者受け入れの方針>

<求める人材>

商学研究科では、経営学、会計学、商業学、金融学、および経済学の5つの専攻分野において、高い研究能力と広く豊かな学識を有する研究者や優れた見識と高度の専門性を備えた実務家を養成することを目的としています。

この目的を達成するため、次のような学生を求めています。

<博士前期課程・研究コース>

- ・経営学、会計学、商業学、金融学、経済学などの学問分野に関する、専門的な研究を志す人
- ・企業経営の伝統的な研究分野の境界を越えた新しい研究を志す人
- ・経営学、会計学、商業学、金融学、経済学など企業経営の各分野における高度な能力を獲得し、企業経営に学術的知識を応用しようとする人
- ・実務キャリアを土台に、高度な知識や理論・方法を習得して、より専門的なキャリアに挑戦しようとする人

<博士前期課程・ビジネスコース>

- ・現代企業が直面する課題に応える、実践的な問題関心に基づく研究を志向する人
- ・学部教育の基礎のうえに研究能力と実務的知識をバランスよく獲得したい人
- ・経営学、会計学、商業学、金融学、経済学などの各分野において企業経営に必要な専門的資格の取得を志向する人
- ・実務キャリアを土台に、幅広い知識や理論・方法を習得して、キャリアの幅を広げようとする人

<博士後期課程>

- ・博士前期課程での研究を基礎として、より一層独創的な研究を志す人
- ・現代社会の課題に応えるべく、より一層実践的な研究を志す人
- ・実務キャリアや博士前期課程で培った高度な知識や理論・方法を土台に、専門的キャリアに挑戦し、あるいはキャリアの幅を広げようとする人

以上のような方針に基づき、次のような知識・能力を備えた学生を、多様な選抜方法によって、受け入れます。

<博士前期課程>（「研究者コース」「ビジネスコース」共通）

- ・専攻を希望する分野に関する確実な基礎知識（知識・技能）
- ・専門分野の論文を理解するのに必要な外国語能力（知識・技能）
- ・確実な日本語の運用能力（知識・技能）
- ・論文を書くための論理的思考力（思考力・判断力・表現力）
- ・新たなテーマを発見し、その課題の解決方法を見出す能力（思考力・判断力・表現力）

<博士後期課程>

- ・専攻を希望する分野の先行研究についての理解（知識・技能）
- ・専門分野についての研究をすすめるうえで必要な外国語能力（知識・技能）
- ・高度な学術論文を書くための論理的思考力（思考力・判断力・表現力）
- ・独創的なテーマを発見し、その課題の解決方法を見出す能力（思考力・判断力・表現力）

<点検・評価結果>

上記のとおり、学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針を十分に踏まえて入学者受け入れの方針を設定し、適切な方法にて周知を行っている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

＜現状説明＞

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性

アドミッション・ポリシーに基づき、様々な背景の受験生を選考できるよう、特別選考入学試験（学内選考入学試験）、一般入学試験、外国人留学生入学試験、社会人特別入学試験からなる、4種類の入学試験形態を実施している。

1) 一般入試

幅広い受験生に、語学試験と商学各専門分野の筆答試験を課し、専攻を希望する分野に関する確実な基礎知識の有無やこれから研究をすすめていく上での語学能力を問う入学試験である。

一般入学試験の選抜方法

①博士前期課程

a. 外国語

筆答試験は実施せず、出願書類として提出させる TOFEL、TOEIC、英検など外国語能力を証明するスコアと、専門科目の点数と合わせて一次試験の可否判定を行う。

b. 専門科目

経営学、会計学、商業学、金融論、経済学A(マルクス経済学)、経済学B(近代経済学)のなかから出願する専攻分野の1科目を選択させている。

c. 口述試験

応募の動機、志願者提出の「入学志願票」の内容、筆答試験の結果、就学の客観的可能性等について、複数（3人）の審査委員で審査を行い、審査の公平性を担保している。

②博士後期課程

a. 外国語（英語）

商学研究科博士前期課程研究コースの学生が、所定の審査を経た上で出願した場合には外国語の筆答試験を免除している。

b. 口述試験

修士論文、修士論文要旨、副論文、研究計画書、修士論文関連科目、外国語の試験等について、複数（3人）の審査委員で審査を行い、審査の公平性を担保している。

2) 学内選考入学試験

商学各分野に関する専門的な研究を志す本学学部学生の受験生に対し、主に学士課程における成績を参考に商学研究科で学ぶために相応しい基礎知識の修得状況を確認した上で選考する入学試験であり、年3回実施している。

(出願資格)

本学学部卒業見込みの者、または2019年4月以降本学商学部を卒業した者で、次のいずれかの条件を満たしている者。

- ①卒業見込みの者（早期卒業候補生含む）については前年度までのGPA、卒業生については卒業時のGPAが2.8以上の者
- ②学習意欲が高く、研究活動が顕著なもので、かつ指導を希望する教員からの推薦がある者
- ③公認会計士試験短答試験に合格した者
- ④税理士試験の「簿記論」または「財務諸表論」にともに合格した者
- ⑤上記③、④以外の国家試験のうち、商学研究科の教育を受けるに相応しい試験に合格した者

(選抜方法)

研究コースを志望する者には所定の外国語能力を証明するスコア（TOFEL、TOEICなど）を課すとともに書類審査と口述試験で選考している。

3) 社会人特別入学試験

主に実務キャリアを土台として、そこに高度の専門性を修得していくことを目指す受験生に対し、論文を書くための論理的思考力や課題の発見と解決の能力を問う入学試験である。

社会人特別入学試験の選抜方法

- ①博士前期課程(両コース共通)
 - a. 小論文
 - b. 口述試験
 - ②博士後期課程
- 所定の外国語能力を証明するスコア（TOFEL、TOEICなど）を出願時に提出させる。
- a. 小論文
 - b. 口述試験

4) 外国人留学生入学試験

外国人留学生の受験生を対象として、専攻を希望する分野に関する確実な基礎知識の有無と、これから日本で研究をすすめていく上での基礎的能力を問う入学試験である。

(選抜方法)

大学院における研究・教育を行うに相応しい水準の学力の有無を確認するため以下の試験を実施している。外国人留学生は、志願者数・入学者数とも安定しており、大きな比重を占めている。商学研究科の教育システム全般及び日本語専門書研究等、留学生に配慮したきめ細かい教育の実践の結果である。

①博士前期課程

- a. 外国語 筆答試験は実施せず TOFEL、TOEIC、英検などの外国語スコアを提出させ

そのスコアに基づいて合否を行う（研究コースのみ）

- b. 経営学、会計学、商業学、金融論、経済学A(マルクス経済学)、経済学B(近代経済学)のなかから出願する専攻分野の1科目選択。
- c. 口述試験

②博士後期課程

- a. 外国語（英語）
- b. 口述試験

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

入学試験は研究科委員会の責任の下、研究科委員長と入試運営委員2名が実施・管理している。筆答試験については研究科委員会で選出された出題・採点委員が作成し、試験問題についてはその質・量等を入試運営委員が確認した上で試験を実施している。筆答試験の採点は複数の採点委員による採点結果の平均点を採っている。口述試験については受験生が希望した第1～2指導希望教授のほか、教務連絡委員推薦委員より1名を選出した3名体制で行うことを基本としている。

また、筆答試験の合否判定は、研究科委員長、入試運営委員と出題・採点委員で組織される一次合否委員会において、所定の合否基準に基づいて合否判定を行っている。口述試験の合否判定は最終合否判定として、所定の合否基準に基づいて研究科委員会でやっている。これらはいずれも合否基準を厳格に運用した客観性の高い合否判定となっている。

なお、全ての入学試験には研究科委員長と入試運営委員が立ち会い、不測の事態が発生しても迅速な対応ができるよう備えている。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する者に対しては、入学試験出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い、公平な入学者選抜の実施に努めている。

<点検・評価結果>

上記のとおり、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や合否委員会、研究科委員会の下で運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<p>評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性 評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況</p>

<現状説明>

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

2022年度の在籍者は博士前期課程26名(収容定員50名。在籍者の内訳は男性10名、女性16名。そのうち外国籍学生20名)、博士後期課程13名(収容定員15名。在籍者の内訳は男性8名、女性5名。そのうち外国人留学生3名)である。収容定員に対する在籍学生数の比率は、博士前期課程0.52、博士後期課程0.87である。

2022年度の入学者は博士前期課程17名(入学定員25名。入学者の内訳は男性7名、女性10名。そのうち外国籍学生14名)、博士後期課程2名(入学定員5名。入学者の内訳は男性2名、女性0名。そのうち外国籍学生1名)である。入学定員に対する入学者の比率は、博士前期課程0.68、博士後期課程0.40である。

なお、過去5年間の在籍者数を示すと以下のとおりである(カッコ内は収容定員に対する在籍学生数の比率)。

博士前期課程：2018年度38名(0.76)、2019年度32名(0.64)、2020年度29名(0.58)、2021年度26名(0.52)、2022年度26名(0.52)。

博士後期課程：2018年度17名(1.13)、2019年度19名(1.27)、2020年度15名(1.00)、2021年度13名(0.87)、2022年度13名(0.87)。

同じく過去5年間の入学者数(カッコ内は入学定員に対する入学者の比率)は、博士前期課程2018年度17名(0.68)、2019年度13名(0.52)、2020年度16名(0.64)、2021年度7名(0.28)、2022年度17名(0.68)。博士後期課程：2018年度3名(0.60)、2019年度5名(1.00)、2020年度0名(0.00)、2021年度2名(0.40)、2022年度2名(0.40)となっている。

2021年度、2022年度入学生の実況で見ると博士前期課程については、日本人学生の入学者が減少しており、留学生によって、定員が充足されている状況にある。

[過去5ヵ年の入学者・在籍者数]

年度	博士前期課程					博士後期課程				
	入学定員	入学者	収容定員	在籍者	定員充足率	入学定員	入学者	収容定員	在籍者	定員充足率
2022	25	17	50	26	0.52	5	2	15	13	0.87
2021	25	7	50	26	0.52	5	2	15	13	0.87
2020	25	16	50	29	0.58	5	0	15	15	1.00
2019	25	13	50	32	0.64	5	5	15	19	1.27
2018	25	17	50	38	0.76	5	3	15	17	1.13

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

博士前期課程における定員管理については、近年入学者数が入学定員を下回る状況が続いており、入学者確保の更なる施策が必要である。

博士後期課程については、事前指導・審査委員会の制度化を通じて修業年限内に学位を取得できるよう指導に努めた結果、在籍者が収容定員を大きく上回る状況については改善がなされた。他方、入学者数については2013年度以降、入学者数が入学定員を下回る状況が継続し、安定的な入学者の確保が課題となっている。定員未充足に関する状況の対応として、2021年度は入試広報サイトの開設や大学院進学希望者向けに進学相談会をオンラインで2回実施し、さらに語学学校の教員向けに実施する説明会を行うなど積極的な広報活動を行っている。

<点検・評価結果>

上記のとおり、入学者確保のための施策は講じているものの、博士前期課程の定員充足率が

0.5程度の水準で推移しており、入学者確保の更なる施策が必要である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特に博士前期課程において入学者が近年減少しており、定員充足率が0.5程度と低い水準で推移している。

<今後の対応方策>

大学院事務室を中心として2021年度より実施している本学学部学生への広報活動として、学部・大学院科目履修制度や修士論文中間報告会、大学院就職決定者座談会への参加を促すなど、大学院教育や大学院学生の活動をより学部学生に伝えることができるよう、内部広報の充実化を継続して行う。また、SNSや公式Webサイトによる情報の発信や、日本語学校へ向けた積極的な広報活動を行うことで、志願者数を拡大するよう努める。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

学生募集広報と入学試験・入学者選抜方法の実施方法は、商学研究科より2名が委員となっている大学院入試運営委員会で毎年検証が行われているほか、改革委員会において、大学院入試運営委員会と同様に各入学試験形態の志願者数、合格者数、入学者数、入学手続率を検証し、適切な入学試験制度・合否基準であるか点検・評価を行っている。

2016年度より、外国人留学生入学試験について制度本来の選抜を実現すべく、改革委員会で検討を行ったところであり、2019年度入試より外国語個別試験を外国語スコアに変更するなど新たな試験方法で実施している。

また2022年度入試より、筆答試験の合否基準の見直し、口述審査委員の選出方法の見直し、筆答試験の出題範囲と参考テキストの公開、学内選考入学試験の出願資格の変更などを行っている。

また、2021年からは研究科委員長と日本語学校との意見交換会を実施しており、外国人留学生が抱える課題や研究科が公表している学生受け入れの方針についての理解促進に向けた活動を実施している。

<点検・評価結果>

上記のとおり、大学院入試運営委員会のほか、商学研究科改革委員会において、前年度の入学試験結果等を踏まえた学生募集方法や、合否基準の見直しなどを行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<現状説明>

○大学として求める教員像の設定

商学研究科では、「本学は、大学の理念・目的とこれに基づく教育目標との関連性を適切に保持し、各教育研究組織における諸活動の充実と更なる高度化・発展に資するため、各教育研究組織の理念・目的、教育目標を達成するに相応しい高度な専門性及び実績を有するとともに、日々の研鑽と不断の努力を通じて必要な能力・素養の獲得とその向上に取り組み、教育研究活動の成果をもとに社会及び本学の発展に寄与することができる者を教育職員として採用する。また、これをもとに編制する教員組織については、各教育研究組織において設定するディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの着実な具現に資する教員組織の編制を基本とする。」という大学の「大学として求める教員像および教員組織の編成方針」に基づき、商学部専任教員採用手続きに関する内規に基づいて、商学部の専任教員として任用されている教員から商学研究科へ任用することになっている。

商学部における、求める教員像や教員組織の編成に関する詳細については、商学部の記述を参照いただきたい。

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

商学研究科は「豊かな学識と高い学術的能力を有する研究者の育成、並びに優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行できる人材の養成」を目的とし、経営、会計、商業、金融、経済の5分野にまたがり、当該分野の研究を希望する学生数に応じ、2022年5月現在、65名の専任教員を配置している。これは大学院設置基準の求める基準である5名を優に満たしている。

専任教員の構成は、教授52名・准教授13名であり、部門別では、経営14名（うち准教授6名）、会計17名（准教授4名）、商業13名（准教授2名）、金融9名（准教授0名）、経済12名（准教授1名）となっている。なお、専任教員は、業績や経験年数により博士前期・後期課程の担当可否に関して違いはあるものの、指導教員として、学生に研究指導を行うことができるため、大学院教育において大きな責任を有している。このほか、法学等の他分野との横断的な研究指導を可能とし、ビジネスの第一線の知識を学生に教授するために学部・他研究科からの兼任教員を3名、他大学や企業を主本属とする非常勤教員7名を招聘している。

専任教員は、経営、会計、商業、金融、経済の部門別会議を適宜開催し、部門毎の科目開設状況の確認、各部門に属する教員の指導する学生の研究活動の進捗状況に関する認識を共有する取組み等を行っている。さらに、各専門部門から選出された委員で構成される教務連絡委員会が置かれ、研究科運営や日常的な研究教育活動の円滑な遂行のための補助・助言を行うことにより、日常業務において研究科委員長を補佐する役割を担っている。

＜点検・評価結果＞

上記のとおり、商学研究科では、教員人事に対して権限は有していないものの、大学院担当に際しての任用基準などを定めているほか、部門別会議で教員間の連携を図り、また、毎年授業編成に際して、教務連絡委員会において5分野ごとに教員組織の編制に関して検討している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

評価の視点2：研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）

＜現状説明＞

○編成方針に沿った教員組織の整備について（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

専任教員のうち、外国人教員は1名、女性教員は7名である。年齢構成は、下表のように50～59歳の教員の占める割合が38.5%とやや高くなっている。このことは、商学研究科の研究指導を担当する者を教授・准教授に限定していることにも一因があると考えられる。

専任教員1人あたりの学生数は前期課程0.40人、後期課程0.25人となっており、学生に対して多方面からきめ細かな研究教育指導が行える体制となっている。

外国人や女性、実務家の専任教員については、男女共同参画や国際化といった社会状況に応じて商学部において積極的採用を行うよう要望することによって対応している。加えて、研究科任用である兼任教員や兼任講師において多様な教員を確保している。

[専任教員の年齢階層別分布]

年齢区分	人数	構成比率
～39歳	2	3.1%
40～49歳	20	30.8%
50～59歳	25	38.5%
60歳～	18	27.7%
合計	65	—

※2022年5月1日現在

授業科目とその担当教員については、毎年度授業編成のタイミングで適合性を確認している。具体的には、部門別会議で互選された1名で構成される教務連絡委員会のもとで具体的な授業科目に対応する教員配置がなされたのち、研究科委員会で全体調整を行っている。

○研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）

商学研究科は学部所属の専任教員が兼担しており、「商学研究科新任教員採用決定基準」に基づき、次の要件と手続きにより研究科担当の資格が確認されている。

博士前期課程では、学士課程の1年以上の教歴を有し、教授または准教授である者が部門別会議からの推薦を経て研究科委員会で審査される。研究業績の書類確認の後、この研究科委員会に出席した委員の3分の2以上が投票により可とした場合に任用されている。

博士後期課程では、博士前期課程において2年以上の教歴を有する者について、各専門部会からの推薦を経て研究科委員会で審査される。研究科委員会での審査は博士前期課程の任用と同じく、書類確認と投票による出席委員の3分の2以上の承認が必要である。このようなプロセスを設けることで、博士前期・後期課程における担当教員の適正配置に努めている。なお、2022年5月現在、商学研究科の教員数は下表のとおりであり、大学院設置基準の求める5名を優に満たし、充実した教員配置となっている。

このほか、専任教員としては中央大学特任教員に関する規程に基づき、職務及び期間を限定して任用した教員である特任教員を任用することもできる。また、科目の必要に応じて他大学等より非常勤教員を任用している。

[表]

大学院担当専任教員総数	65名
うち前期課程のみ担当	14名
うち前期・後期担当	49名
うち後期のみ担当	2名

前期課程担当者計 63 名、後期課程担当者計 51 名

<点検・評価結果>

上記のとおり、商学研究科の目的に応じた教育研究活動を展開するため、大学院教育に携わる業績や教歴の基準を設けることで適切な教員配置を行うことに加えて、学生数や年齢層、ジェンダーバランス等にも配慮しながら適切に教員組織を編制している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<現状説明>

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

教員の資質の向上を図るためのFDについては、教員が所属する学部を通して、研究費の適正使用、ハラスメント防止啓発、人権問題、入試結果分析等の講演会等に参加を呼びかけるなど適宜実施している。

本学では、中央大学FD推進委員会を設置し、FDに関する全学的な課題に取り組んでおり、大学院においては大学院FD推進委員会及び各研究科FD推進委員会を設置し、大学院レベルでのFD活動を展開している。大学院における状況として、大学院FD推進委員会では、大学院に特化した教育研究の質的向上と更なる発展に寄与することを目的としたFD活動として、2015年度より授業参観を、また2021年度には各研究科から学生1名以上の研究指導内容を報告書として纏め報告・共有する「研究指導内容の可視化」を制度化した。この「研究指導内容の可視

化」は、学修成果を可視化するという全学的な教育研究の質的向上を図る取り組みのひとつであるが、学生に対して行った研究指導の内容や方法を年次ごとに纏めたいうえで研究科委員会に報告し、FDという観点のもとで懇談を行うことにより、研究科における教育研究の質的向上を企図するものである。この点、商学研究科では、2022年1月19日開催の研究会委員会にて研究活動報告のFD懇談会を実施し、研究科委員より指導している1名の大学院学生に関する研究指導状況の報告を行い、意見交換を行った。懇談会では、研究指導をするうえでの困難なことや改善点、カリキュラムや修士論文執筆に向けた課題、学生に対する研究指導の配慮などについて意見交換がなされ、研究指導の情報交換・共有ができる貴重な機会となった。他方、授業参観については、2022年度以降に見直しの検討を行う事項に設定し、改善を図ることにしている。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

商学研究科所属教員の教育研究活動の評価について、博士前期課程担当者の任用の際における業績審査並びに博士後期課程担当者の任用の際の業績審査によって行われる。いずれの場合も任用規定により、教歴及び学術上の著書ないし論文等の業績が評価される。また学内の各種の公表文書によって、教員の教育研究活動が評価されると判断される。

また、本学として毎年取りまとめる「学事記録」では、大学院担当教員も含めて学部を担当する専任教員の研究成果の発表状況が掲載されている。そこでは、科学研究費、私立大学等経常費補助金補助等の学外の研究費補助制度における研究課題や、特別研究期間制度、特定課題研究費等の学内制度における研究課題、個人の学術発表等が記載されている。なお、個人の学術発表では、研究業績（著書、論文、学会発表等）、学術受賞が明らかにされているなど、間接的な評価の制度は整っている。

なお、全学的な研究者情報データベースへの研究業績の登録と開示を適切に行うことにより、毎年における教員個々の研究状況を把握するとともに、研究成果の公表を通じた教員間の切磋琢磨を促すという観点から、研究科所属教員の当該データベースへの登録と情報の開示に係る協力を促している。

また、教員の専門分野、担当科目、主要な業績、学会活動、指導学生の研究テーマなど教育研究活動に関する情報を掲載した『大学院 教員紹介』を作成し、同時にこれらの情報を本学公式Webサイトに掲載し、広く一般に公表している。また、教育研究に関する情報については上述のとおり研究者情報データベース等、様々な方法で集約している。科目実習の一環で行う見学実態調査補助についても、実施後に実習内容を記事にして公式Webサイト上の新着ニュースとして広く公開している。

<点検・評価結果>

上記のとおり、大学院教育に特化した活動も含むFD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の能力向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

商学研究科では、毎年度の授業編成の際に、教務連絡委員会において教育研究活動に係る組織として必要な教員数や設置科目に応じた専門領域、教員の年齢、研究促進期間やジェンダーバランスなども加味した点検を行っている。また、研究科として教員任用の人事権を有してはいないが、研究科委員長が商学部の人事委員会の委員となっており、研究科の現状や課題を伝えたり、研究科としての要望をする機会を得ることにより、間接的に授業編成方針に沿った教員組織の整備について学部と協議をすることができる体制が構築されている。

<点検・評価結果>

上記のとおり、毎年度の授業編成の機会において、教務連絡委員会にて、年齢構成やジェンダーバランスなど点検を行っていることに加えて、教員人事権を有する商学部の人事委員会に研究科委員長が入ることにより、授業編成方針に沿った要望を伝えることができる体制を整えていることから、適切な点検評価を行っていると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

◇大学院における学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点6、7、10~11は割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

<現状説明>

○学生支援体制の適切な整備

学生支援は大学院事務室が連絡窓口や情報提供を行い、関係部局と協働し対応している。全学的には学生相談室において、学業、就職、進学、留学、心身の健康、対人関係等、様々な事柄について相談できる窓口を整えている。内容に応じて、専門相談員（ドクター・心理カウンセラー・弁護士）との相談機会を設けたり、関係部署、外部機関と連携して支援を行ったりしている。また、奨学課が奨学金事務等を担い修学支援を行っており、就職支援はキャリアセンターが担っている。また、大学院学生特有の研究活動等における悩みなどには、指導教授や研究科委員長、その他の教員などとも適宜連携をしながら、支援にあたっている。

また大学院では、論文執筆などの支援として中央大学アカデミック・サポートセンターが運営している「ライティング・ラボ」を利用できる他、授業科目としてアカデミック・ライティングを養う「アカデミック・ライティングの方法と実践」などの授業科目が設置されている。

○成績不振の学生の状況把握と指導

学生の修学状況については研究活動の状況と共に指導教員がその把握と指導にあたっているが、特に講義科目に関する成績不振者への対応としては、学期ごとに修得単位数と成績評価結果の点検を大学院事務室において実施している。結果は必要に応じて研究科委員長や指導教員と連携を図ることにより、必要な指導に繋げている。

また、研究活動における状況の把握として、博士前期課程については、毎年度6月上旬に提出を求めている修士論文題名届と、7月に行う修士論文中間報告会において把握している。博士後期課程については毎年度4月研究状況報告書においてその進捗状況を把握している。標準修業年限を超えて在籍している者は、2022年度は9名である。これらの学生には指導教員を通じて博士学位請求論文の執筆が促される。

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

博士前期課程では学生に補充教育が必要であると指導教授が判断した際、本学商学部が開講する科目を聴講することを認めている。そのほか、少人数教育であることを活かし、主に演習を通じて学生に補習が必要であるときに指導を行っている。

このほか、正課外における支援体制としては、全学的組織である中央大学アカデミック・サポートセンターがライティング・ラボを運営しており、アカデミック・ライティング指導の訓練を受けたチューターによる学術的文章の作成支援を行っており、学位請求論文他、自身の研究成果をまとめる際には利用を促している。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生に対する就学支援については、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に則り、必要に応じて当該者と指導教員、大学院事務室が連絡・相談をしながら本人の希望の実現に資するよう対応している。入学前の段階から障害があることがわかっている場合には、入学試験の段階で受験教室、試験時間その他の特別な配慮を行っている。入学後については、施設設備面では頻繁に利用する2号館建物等の入り口は自動ドア化され、エレベーターやトイレは障害者対応のものになっている。これ以外にも学生共同研究室や教室には障害者向けに昇降式机を配備したり、ソフト面では介助者の授業等への同席やノートテイクなど、各種の就学支援措置を行っており、適切に対応しているといえる。

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

本学では、学内外の各種奨学金や日本学術振興会特別研究員（以下、「学振研究員」と記す）について周知し、優秀な大学院学生への経済的支援に努めている。学内外の奨学金には給付・貸与の各種があり、特に大学院学生を対象とする奨学金として、以下のものがある。

1) 中央大学大学院給付奨学金

給付対象：博士前期課程在学学生で学業成績・研究能力が優れた者
博士後期課程在学学生で学業成績・研究能力が優れた者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：40万円または20万円

2) 中央大学大学院指定試験奨学金

給付対象：本学が指定する国家試験の受験を志し、学力、研究能力及び人物ともに優れている者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：在学料相当額または2分の1相当額

3) 白門奨学会研究費奨学金

給付対象：博士後期課程在籍者で、年度内に博士学位請求論文を提出可能な者

給付期間：1年間

給付金額：20万円

4) 学部・大学院給付奨学金（外国人留学生対象）

給付対象：学部2年生以上・大学院学生の留学生 ※在留資格・所得要件等あり

給付期間：1年間

給付金額：授業料/在学料・実験実習料の50%相当額

5) 学費減額（外国人留学生対象）

給付対象：学部学生・大学院学生の留学生 ※在留資格・所得要件等あり

給付期間：1年間

給付金額：授業料/在学料の30%相当額

この他、学外の奨学金には日本学生支援機構や地方公共団体それに民間団体等による奨学金がある。

学内の奨学金の審査は、審査委員会において厳正に行っており、学力・研究能力と人物評価から総合的に可否を判断している。しかし、給付・貸与のいずれにおいても、採用人数は非常に限られており、特に、大きな支えとなる給付奨学金のうち、中央大学大学院給付奨学金は、2021年度実績で106名（商学研究科は8名）、大学院指定試験奨学金は7名（商学研究科は0名）となっている。

そのほか、経済的支援を直接の目的としているわけではないが、TA及びRAの制度があり、採用された大学院学生には所定の給与が支払われている。

いずれの制度も厳格な審査によってそれぞれの目的に適うよう有効かつ適切に運用されているが、在籍院生数は減少傾向にあるため予算増は困難であることから予算の効果的配分が従来以上に求められるものと考えている。

これらの情報の学生への提供については、奨学金制度や日本学術振興会特別研究員制度全般に関しては履修要項に明記している。各種奨学金・日本学術振興会特別研究員の募集については個別に掲示やWebサイトなどの手段で大学院学生に周知しているほか、各種奨学金の募集や学振研究員への応募にあたっては、教員の推薦等が必要となるため、研究科委員会の場において委員会構成員である教員にも周知している。また、2012年度以降、日本学術振興会特別の応募者数・採用者数の増加に繋がるよう説明会を実施している。このように、それぞれの制度の対象者全員に対して漏れなく周知を図っている。

○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対しては、国際センターとの連携の上に、教員個人レベルも含めて、日本語学習や基礎的な研究分野の学習、留学生活についての指導及び助言を行っている。外国人留学生の日本語学習及び学生生活について指導・助言を行う、外国人留学生チューター制度を設けているが、2021年度商学研究科の利用者はいない。また、日本語による論文作成に関するサポートは、アカデミック・サポートセンターに設置されるライティング・ラボにおいて支援を行っている。

○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

大学院学生の進路選択の指導に関しては、キャリアセンターや研究助成課などの他部課室の協力を得て行っている。過去の大学院における進路実績等を鑑みて、大学院学生の進路は研究職、一般企業・公務員等への就職、その他（教職や資格業）に分類され、その分類に応じて文系大学院全体あるいは研究科や専攻単位で、以下のような取り組みを行っている。

1) 研究職

- ・論文投稿・学会発表の推奨（学会発表助成、学術国際会議研究発表助成制度の利用促進）
- ・特別研究員制度の周知・推奨（履修要項への情報掲載や説明会の案内チラシを配付し早い段階からの周知・推奨）
- ・論文投稿サポート（ライティング・ラボによるアカデミック・ライティングの支援）
- ・プレFD（理論教授・実践の機会）

2020年4月1日施行の改正大学院設置基準を受け、導入した具体的な取り組みは以下のとおり。

- ・文系研究科における「リサーチ・ワークショップ」（経済学研究科博士後期課程設置科目）の一環として実施する「大学教員養成講座」の開放（2020年度～）
- ・中央大学FD・SD講演会の講演動画配信（2020年度～）
- ・全国私立大学FD連携フォーラム(JPFF)提供のオンデマンド講座「実践的FDプログラム」の受講環境を整備（2021年度～）
- ・産学連携教育イノベーター育成コンソーシアム「大学等における教育FD動画コンテンツ」の受講環境を整備（2022年度～）

2) 一般企業・公務員等への就職支援

- ・大学院就職決定者座談会の実施（就職が決定した博士前期課程2年生による就職活動の体験談やそれに関する質疑を行う座談会の実施）
- ・外国人留学生向け就活ガイダンスの実施（専門の講師による外国人留学生の就職活動状況や取り組み方などの情報を提供）
- ・文系研究科大学院学生向けのweb掲示板による情報提供（主にキャリアセンターの情報や求人公募情報の提供）

3) その他（教職・税理士など資格職の支援）

- ・教職：教職事務室と連携しガイダンスの実施、履修指導
- ・税理士：「税法判例研究」などの授業科目を設置し、税法専門の教員により研究指導、論文執筆サポート
- ・その他情報提供：資格職の情報をまとめ大学院の広報サイトにて情報共有

<点検・評価結果>

上記のとおり、大学院学生の特長や組織の規模感、ニーズなどを踏まえて必要な学生支援の体制を整備し、適切に支援を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>**○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上**

大学院学生を対象にした全学アンケートは実施されていないが、大学院 FD 推進委員会が主体となって大学院学生を対象に毎年度実施している研究状況・授業等に関するアンケートの自由記述欄に、施設・設備等を含む大学院全体の支援体制についての要望や意見を反映できるよう配慮している。研究状況・授業等に関するアンケートの回答結果は、研究科毎に FD 推進委員会委員によって集計結果が取りまとめられ、研究科委員会で報告され、対応が可能なものについては、その都度対応を行っている。対応事例としては、研究指導や授業の実施方法について、オンラインで行うメリットがある一方で対面での研究指導を求める声があった。これを受け、デジタルリテラシーへの配慮や双方向コミュニケーションの観点から、2022年度の授業実施や修士論文中間報告会などは教員ごとに学生のニーズに合わせ対面とオンラインを組み合わせ対応している。

2021年度には、従来から指摘されていたアンケート設問内容と分析する際の分析の観点との不整合により FD 推進委員がアンケート分析を効果的に行うことが困難であるという点を解消すべく、アンケートの設問と分析の観点を見直し、研究科の教育研究の根拠としてより適切な資料・情報となるよう改善を図った。

<点検・評価結果>

上記のとおり、研究状況・授業等に関するアンケートにおいて学生支援に関する意見をまとめる項目を設け、毎年度点検・評価を行っており、結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院の教育研究等環境

<点検・評価項目①については全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

<評価の視点2については全学項目のため割愛>

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

＜現状説明＞

○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

多摩キャンパスにおける校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等の整備については、全学的な方針のもと、研究科として適切な管理・運営に努めている。

大学院として、キャンパス・アメニティの形成・支援のための独自の体制は有していないが、研究状況・授業等に関するアンケートにおいて、授業以外の内容について記述しているものもあり、そうした形で学生の意見を吸い上げるようにしているが、大学院学生の意見、要望は大学院事務室へ直接提示されることもある。

また、大学全体としてオピニオン・ボックスが設けられており、学生生活全般に係る意見・要望はそこに寄せられる仕組みとなっている。

ここ数年間において、多摩キャンパス2号館のトイレの改修、大学院教室の無線LAN環境の整備、情報自習室の機器更新および什器入れ替え、建物内の禁煙化、喫煙コーナーの屋外設置、空調設備の更新が行なわれてきているほか、多摩校舎2号館5階の渡り廊下部分に自販機を置いた簡易の休憩スペースがある。また、2号館の3階ロビーには談話スペース（大学院ラウンジ）があり、休憩時間や空き時間には大学院学生が活用しているほか、学生生活関連棟（Cスクエア）の建設などでも談話スペース等の充実が図られており、大学院学生にも利用できる空間となっている。さらに、生活の場の一部としても研究室が活用されている。

＜点検・評価結果＞

上記のとおり、大学院学生からの意見を反映する仕組みをつくり、共有の談話スペースや休憩スペース、また院生一人一人に研究室を割り当てているなど、教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方針＞

特になし。

＜点検・評価項目③については全学項目のため割愛＞

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

＜現状説明＞

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

多摩キャンパス2号館の4階・5階・6階に法学研究科、経済学研究科、総合政策研究科と共有するかたちで授業教室が20室用意されている。このほか大学院学生の日常的な研究の場である学生共同研究室2号館および3号館（法学研究科30室、経済学研究科17室、商学研究科17室、文学研究科28室、総合政策研究科4室）に設けられている。現状の在学生数では、博士前期課程・博士後期課程の学生ともに概ね一人ひとりに特定の座席の割り当てがなされている状況にある。

情報処理機器の整備状況について、授業教室は多摩キャンパス（2号館4階～6階）の全ての教室で無線 LAN が使えるよう整備しており、そのうち多摩キャンパスでは2教室 PC が常設されている。また、多摩キャンパスと他校地をネットワークでつなぐ遠隔授業システムをそれぞれ1室設けている。他方、研究支援としては、各自が自習をするための情報自習室（多摩キャンパス2号館6階）のほか、学生研究室においても個人所有の PC でインターネット接続できるよう整備している。

さらに、多摩キャンパスでは、論文作成のためのノート型 PC、授業用ノート PC、プロジェクタ及びスクリーンの貸し出しを行い、インターネット、PC を活用した教育研究環境の拡充に努めている。情報自習室の PC は Windows 10 で運用されており、大学院事務室でユーザアカウントと初期パスワードの交付を受けて利用することとなっている。1人 400MB までホームディレクトリにデータを保存することも可能である。多摩キャンパスでは、利用可能端末数は 36 台、利用可能ソフトは、Microsoft Office、SPSS、Mathematica、SAS、Amos、Stata 等である。また、貸し出し用ノート PC は 32 台用意されている。

大学院学生の情報処理施設・設備利用にあたっては大学院事務室で所定の手続きを行い、「中央大学大学院キャンパス情報ネットワーク管理運用基準」を遵守することとしている。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

多摩キャンパス大学院事務室の利用時間は、平日：8:45～17:00 としている。

学生研究室の利用時間は、多摩キャンパスでは、8時（開門時刻）から 23時 00分（閉門時刻）まで利用できる。

<点検・評価結果>

上記のとおり、研究室や授業教室の整備や PC 教室などの情報環境を整えており、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

専任教員が研究活動に専念できる環境を整え、もって個々の研究の促進・発展に資するとともに、本大学の継続的な研究・教育力の維持・向上を図るため「研究促進期間制度」を規定に定めている。この制度の利用は基本的には商学部における決定による。この制度の利用者は

2022年度3名となっている。なお、教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）および各教員の研究室研究室については、主本属となる商学部・法務研究科の記述を参照されたい。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

TA、RAとも組織化されており、TAについては、1）大学院学生が学部の演習科目の授業実施補助を行うもの、2）博士後期課程の学生が、博士前期課程の学生の演習授業、特に、タームペーパーや修士論文の作成に関するテクニカルな援助を行うものがあり、いずれも教員の教育上の負担を軽減し、研究活動を支援すると共に、学生の教育・研究活動を促進する役割を果たしている。TAに求められる役割の拡大にあわせて、彼らの雇用環境の改善についても随時議論されている。

RAについては、企業研究所の準研究員である博士後期課程学生をRAに採用する途が拓かれている。RA制度の趣旨は、「本学が行う研究プロジェクト等の各種研究活動の補助業務を行わせることにより研究活動の強化・充実を図り、併せて大学院学生の研究能力の向上に資する」点にある。RAによる文献・資料の収集等のサポートにより、教員の研究活動をアシストしていると共に、本制度を通じて企業研究所における研究活動に若々しい研究者のインプットが増加しており、研究の深化・推進にも寄与している。また、本制度により、博士後期課程学生一人あたり年額最高100万円までの支給が可能になり、研究活動の支援制度としても有効に機能している。

商学研究科におけるTA採用学生数及びRA採用学生数（博士後期課程のみ）を過去5年間でみると、下表のとおりである。

[TA採用実績（2017～2021年度）]

年 度	2017	2018	2019	2020	2021
博士前期課程	4	4	3	1	2
博士後期課程	1	1	2	2	2

[RA採用実績（2017～2021年度）]

年 度	2017	2018	2019	2020	2021
博士後期課程	2	3	3	3	3

<点検・評価結果>

上記のとおり、所属教員に対しての研究環境や研究促進制度による研究専念時間の確保、やTA、RAなどのサポート制度が充実しているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

＜評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛＞

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

＜現状説明＞

○意思決定プロセスが明確化されているか。

大学院学則第3章（第6条～第14条）に基づき、商学研究科委員会が商学研究科に関する事項を審議することとしている。商学研究科委員会は、商学研究科で研究指導を行うすべての専任教員によって構成されており、1か月に1回程度のペースで開催され、大学院学則第11条に定める事項について意思決定を行っている。

また、研究科委員会の下で、各種教務・学務事項に関して、内容に応じて、教務連絡委員会（教務事項の検討・調整）、改革委員会（教務事項の改善検討・調整）、論文審査委員会（研究年報論文の審査）などの小委員会を設置しており、少人数による議論や報告、検討内容の精査などについて連絡調整を行っている。これらは商学研究科委員会に議案を上程することにより、研究科としての意思決定としている。

○研究科委員長の権限と責任が明確化されているか。

大学院学則において、商学研究科委員長の権限は、「委員長は、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する。」（第6条第2項）とされている。これは、中央大学学則で定められた商学部長の権限、即ち、「学部長は、その学部に関する事項をつかさどり、その学部を代表する」（第9条第2項）と同様のものである。

また、商学研究科委員長の役割は、商学研究科の理念・目的、教育目標の実現に向けてリーダーシップを発揮すること、商学研究科委員会の決定事項を遵守・推進することにあると考えられ、このようにして、研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性は担保されている。

なお、研究科委員長に事故があるときは、大学院学則第6条第5項及び第10条第2項に基づく職務代行者を互選するまでの間、学長は、研究科委員長の職務を代行する者（①前研究科委員長、②研究科委員長経験者、③その他学長が指名する者）を臨時的に委嘱できるよう申し合わせを制定している。

○研究科委員会の権限と責任が明確化されているか。

商学研究科委員会の役割は、法学研究科、経済学研究科、文学研究科、理工学研究科、総合政策研究科と同様に、大学院学則において以下の事項について審議することであり、1) 学生の入学及び課程の修了に関すること、2) 学位論文の審査並びに学位の授与に関すること、3) その他当該研究科の教育に関する重要事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要と認めるもの、として別に定められたものである。

研究科委員会については法令上の定めはないが、学部教授会が学校教育法第93条の規定を受け、学生の入・退学等の重要な事項を審議するために設置されていることに鑑み、研究科委員会の役割は、学部教授会の定めに基づいたものとしており、その役割は適切であるといえる。

○研究科委員長の選考方法の適切性、妥当性

商学研究科委員長の選任は大学院学則に基づき、そして商学部学部長選挙の申し合せを準用するかたちで、選挙を行う形で実施されている。商学部の専任教員であって商学研究科の担当教員である者全てが選挙権・被選挙権を有する。加えて、専門職大学院所属の専任教員であって、商学研究科博士課程後期課程担当者も選挙権を有している(ただし、被選挙権は有さない)。なお、選挙方法の概要は、以下のとおりである。

- ① 研究科委員長の選挙は、予め決定した研究科委員会において行う。
- ② 在外研究中、海外出張中及び休職中の者は、選挙人から除く。
- ③ 特別研究中の者は、本人の希望により選挙人に含め、臨時定足数により行う。
- ④ 不在者投票は行わない。
- ⑤ 選挙は、選挙人の3分の2以上の出席がなければ行うことができない。
- ⑥ 選挙において有効投票の過半数を得た者を当選人とする。
- ⑦ 白票は、有効投票とする。
- ⑧ 第1回の投票において、有効投票の過半数を得た者がいない時は、第1位及び第2位の得票者について決選投票を行う。
- ⑨ 決選投票においては、比較多数の得票者を当選人とする。

以上の手続きにより、研究科委員長の選任手続きの適切性、妥当性は担保されている。

<点検・評価結果>

大学院学則に基づき、商学研究科委員会を設置し、研究科委員長を選任している。権限も同様に大学院学則にて明示されている。また、研究科委員会において重要な事項について審議すると共に、必要に応じて教務連絡委員会や改革委員会等を開催し、詳細な議論を行った上で商学研究科委員会による意思決定を行うなど、民主制に配慮して適切に運営を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

大学院事務室は、事務組織規則第6条（事務組織及び所管業務）第1項第27号に基づき設置されており、その所管業務は「大学院の教務事務に関する業務」と定められている。大学院事務室の所管業務は、同規則第9条（組織及び職務分掌）第4項、別表第2に詳細に定められているが、簡潔に表現すれば文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）の教育研究を支える独立の事務組織であり、多摩キャンパスにおいて文系5研究科の運営を支援す

る各研究科業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務を行っている。2022年5月時点では、大学院事務長を含め10名の専任職員が配置されている。

各研究科の運営を支援する事務担当者は、各研究科委員長と緊密に連携しており、入試、奨学金、学籍管理等の研究科横断的業務の担当者とも意思疎通は十分に行っているほか、自己の担当研究科の業務を熟知しており、大学院学生に対しても十分なサービスを提供している。さらには、学部と同様に、研究科に関わる事項を審議決定する機関である研究科委員会や連絡会議等の会議運営に関しては、資料作成の段階から事務職員が関与しており、実質的に研究科委員長の補佐機能を果たしている。よって、研究科の事務担当者は、研究科における教育研究活動、入試政策、学生募集活動など幅広い事項に関して、研究科委員長と協働することにより、その検討や運営に実質的に深く関与している。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

大学院事務室の業務は、研究科担当業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務で構成されているので、研究科の独自性に配慮しながらも、全体としての共通性を確保し、個別対応業務を少なくすることで業務の効率化を図っている。

事務職員の専門性については、人事部が担当する各種研修の他、学外機関での講演会・研修会への参加、事務室内OJT、他大学の大学院事務部門との交流等により、向上を図っている。

教職協働の取組みについては、前述のとおり、研究科の事務担当者が実質的に研究科委員長の補佐機能を担っていることを挙げる。研究科委員長会議や研究科委員会をはじめ研究科内の各種委員会の運営にあたっては、研究科の事務担当者が各教員と協働して運営しており、各種制度設計に関わる他、事務手続きの運用方法についても適切に委員会等の場で確認している。

例えば、「学修成果の可視化」・「コースワークの実質化」等、研究科をまたいだ各研究科の教育課程における課題・改善事項への取組みの推進や、大学院改革構想の検討の場においては、大学院事務室の職員が必要な資料の収集や各部局との調整等を図り、その結果を研究科委員長と共有して5研究科間で協議を調える場の設置、また、検討過程において収集したアンケート結果や各種データ等を活用することで教員組織が適切に議論を進めていくことが出来るよう様々なサポートを通じて教職協働を実現している。

その他、進学説明会では職員を中心に企画・立案を行い、研究科委員長や各教員とも協働の上で説明会を運営することにより志願者獲得に努めているほか、研究科共通の新型コロナウイルス感染症への対応など、様々な場面において教職協働で対応している。

<点検・評価結果>

適切な事務体制が確保され、運営がなされている。また、研究科の事務担当者は、研究科委員長とともに、研究科における幅広い活動において、その検討や運営に実質的に深く関与している。

<長所・特色>

本学においては、学部では、各学部それぞれ学部事務室が配置されている。一方、文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）においては、その事務機能が大学院事務室に統合されており、職員一人ひとりが単一の研究科のみならず、複数の研究科の教育研究活動のサポートを行っている。この仕組みにより、各研究科は一定の独自性を保ちつつ、全体

としての研究科間の共通性を確保することで、業務の効率化を図ることを可能とし、また、教育研究にかかる課題への取り組みの良い事例の共有など、研究科の枠を超えて協働した取り組みを行うことができおり、統合事務室として有効に機能している。

<問題点>

事務体制上の課題としては、各研究科の運営業務においては、当該研究科における運用や制度、研究教育体制などについて習熟する必要がある。しかしながら、一つの事務室で複数の研究科を扱い、その中で研究科の担当者を置いていることから、一つの研究科に対して多くの人員を割くことができない。このような状況から、大学全体での人事異動に伴い、研究科担当者が変更となる場合には、研究科運営のノウハウの引継ぎに大きな負担が生じるので、業務及びサービスレベルの維持・向上が課題となる。

<今後の対応方策>

研究科担当者が、担当する研究科を超えて、大学院学生・教員とコミュニケーションを図る機会を増やすことや他研究科の情報を得ることで視野を広げることにより、他研究科の保有するノウハウを自身がメインとして担当する研究科の業務等で活用し、大学院事務室の総体としての業務及びサービスレベルの向上・改善に引き続き努める。

以上

理工学研究科

◇大学院の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

＜現状説明＞

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

理工学研究科の置かれている環境では、従来からある科学技術分野の課題に加えて、現代社会が抱えている複雑な問題（環境、人口、都市、医療等の諸問題）に対して、理学工学分野からのアプローチが強く求められている。そうした課題に出会った時には、対象の中の何を切り出して問題とするのか・どのような解がもとの問題を解決したことになるのか、ということから考えなければならない状況に置かれる。そのような場面でも、問題を導き、積極的に問題解決に向かい、自分自身で考えた方法によって解決策を見出すこと、そしてそのような能力を獲得しようとする姿勢を持ち続けることが非常に重要であると考えている。

このような認識の下、理工学研究科では、修了生が科学技術の第一線で活躍する力を身に付けることを目指した教育研究上の目的を、中央大学大学院学則（以下、「大学院学則」と言う。）第4条の5の四において次のように定めている。

「理工学研究科 理学、工学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。」

以上のように、理工学研究科における教育研究活動をはじめとした諸活動において、その教育研究上の目的（人材養成目的）は明確に定められており、それらの間には理工学研究科の諸活動の礎となる適切な関係性と緊密性が保持されている。

また、これら理工学研究科における理念・目的・教育目標は、本学の建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」に基づいており、さらに以下に示す本学の教育目標にも適合したものである。

「実地応用の素を養うために求められる基礎・基本を重視した教育、社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決力を涵養する実地応用教育を展開することで、幅広い教養と異文化に対する理解力・コミュニケーション能力を基礎とする豊かな感性と人間力を備え、高度な専門性を有し国際社会に貢献できる人材の育成を教育目標とする。」

＜点検・評価結果＞

上記の現状のとおり、建学の精神や大学の教育目標を踏まえて理工学研究科における教育研究上の目的を設定しており、適切である。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

<現状説明>

○構成員に対する周知方法とその有効性

○社会への公表方法

理工学研究科の教育研究上の目的は、点検・評価項目①の現状説明でも記したとおり、大学院学則に明示しており、その内容については履修要項のほか本学公式Webサイトを通じて学内外に広く公開・周知している。

また、各専攻における教育研究上の目的等についても、履修要項のほか、大学院ガイドブック、さらには本学公式Webサイト並びに各専攻オリジナルWebサイト（一部の専攻を除く）を通じて、各専攻の教育に対する方針や姿勢をよりわかりやすく提示し、これらに対する理解の促進に努めている。

とりわけ、本学理工学部の在学生に対しては、授業中をはじめ年2回実施する大学院進学相談会など様々な機会をとらえて、大学院進学の意味を説く中で教育目標等の周知にも努めている。さらに、大学院博士前期課程における学内推薦入学試験、学内選考入学試験に合格した学部4年次生は、大学院授業科目履修制度により4年生のうちに大学院の科目を一部先行履修することができる。この制度により、理工学研究科の理念・教育目的等を直接享受することができ、授業の内容を把握した上で大学院に進学できるというメリットがある。また、大学院と学部学生（3～4年次生）対象の合併授業も、その分野の奥深さや広がり認識する上で学部学生に有効であり、大学院への進学意欲向上につながっている。

このほか、入学後の在学生に対しては、各専攻で工夫した資料等を用い、各種ガイダンスや学習指導、導入教育科目等の様々なチャネルを通じてカリキュラムとその基となる目的を、正確に伝達し理解を促すようにしている。その成果は修了生の就職の状況のほか、本学Webサイトに研究発表実績として公開している学生による研究活動の成果に表れているものと考えられ、教育目標等に沿った人材の安定的な輩出状況に鑑み、それらの内容及び周知方法等については有効であると捉えている。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、大学院学則に明示した理工学研究科の教育研究上の目的に加えて、各専攻の教育研究上の目的を各種媒体に明示し、構成員をはじめ社会に適切な形で公表している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>**○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況**

2016年に受審した機関別認証評価において努力課題として指摘を受けた、博士後期課程のカリキュラムにコースワークを設定することについては、2018年度から研究科委員長懇談会において他研究科も含めた検討の進め方について確認を行い、2019年度に理工学研究科で、博士後期課程にふさわしく、専攻横断型で履修できる授業科目について具体的な検討を行った。結果、2020年度に全ての専攻において必修科目「研究倫理」を設置し、2021年度からは各専攻における専門分野に関する必修科目「特論」を設置した。さらに、文部科学省が推進する長期・有給の「ジョブ型研究インターンシップ」を、選択科目として設置した。また、2018年度以降は中期的に理工学部と一体となったグローバル化の推進に向けた検討を行っており、ダブルディグリー制度の導入や英語のみで修了できるコースの設立、英語による共通科目の設置等を実現したところであり、今後も継続してその推進を行っていくところである。

<点検・評価結果>

上記のとおり、認証評価の結果をふまえ、将来を見据えた諸施策を設定している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院における内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

<現状説明>

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

理工学研究科は理工学部に基づき、理工学部所属の専任教員が大学院教育を兼ねて行っているため、自己点検・評価は理工学部と合同で行っている。具体的には、以下の手順となる。まず、理工学研究科組織評価委員会は、理工学部組織評価委員会と合同で委員会を開催し、当年度の作業方針・分担を確認・決定する。専攻・学科選出の各委員は前年度の内容を専攻・学科に持ち帰って新たに自己点検・評価を行い、その結果は研究科委員長の下に集約される。集約された結果は「自己点検・評価レポート」として取りまとめられるとともに、必要な事項については、理工学研究科連絡委員会議や理工学研究科委員会の協議に付され、毎年の改革・改善に役立てられる仕組みとなっている。この一連の作業を通じて、理工学研究科は、理工学部とともに教育・研究機関としての質の維持と向上を図っている。

なお、具体的な改善事例として、理工系の学問分野は、国や言語による垣根が少ないことが

特質としてあげられることから、理工学部・理工学研究科では、グローバルな舞台で活躍できる総合力を身につけた人材の育成を目指し、英語で実施される授業を増やすことに加えて、なおかつ英語だけで修了するコースを4専攻（都市人間環境学専攻・応用化学専攻・精密工学専攻・経営システム工学専攻）において整備した。また、国際学会等での通用力の向上に資するため、個別学生・教員への英語サポートとして、英語学習アドバイザーを月5回程度常駐させる仕組みを整備し、学会に提出する抄録の英語構成・表現の相談・発表練習等のサポートをしている。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

2016年度機関別認証評価において、理工学研究科に対して、「理工学研究科の学位授与方針において、課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力などの学習成果が、課程ごとに示されていないため、改善が望まれる。」「理工学研究科博士後期課程のカリキュラムは、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程に相応しい教育内容を提供することが望まれる。」「理工学研究科において、学生の受け入れ方針が博士前期課程と博士後期課程で区別されていないので、課程ごとに定めるよう改善が望まれる。」との指摘を受けており、理工学研究科としてもこの指摘を真摯に受け止め改善に努めている状況である。

このうち、学位授与の方針、学生の受け入れ方針に関しては、まずは大学院全研究科における共通認識として改善に取り組んでおり、文部科学省から発出された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（通知）」（平成28年3月31日付）を受け、2016年度5月開催の第2回研究科委員長会議にて、大学院全研究科を対象に、既存の「学位の授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」を見直し、課程毎に作成することが了承された。これを受け、理工学研究科では、理工学部における同ポリシーの検討結果を踏まえ、2016年度秋より、各専攻にて検討を開始した。これは、2017年1月の理工学研究科委員会で各ポリシーの改定案が承認され、新年度より履修要項、入試要項等に掲載している。

博士後期課程のカリキュラムにコースワークを設定することについては、2018年度から研究科委員長懇談会において他研究科も含めた検討の進め方について確認を行い、2019年度に具体的な検討を行った結果、2020年度に全ての専攻において必修科目「研究倫理」を設置した。さらに、2021年度からは各専攻における専門分野に関する必修科目「特論」を設置した。さらに、文部科学省が推進する長期・有給の「ジョブ型研究インターンシップ」を、選択科目として設置した。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、理工学部と密接な連携を取りながら毎年の自己点検・評価活動を行っており、評価結果に応じて改善・向上に向けた取り組みを行っていることに加えて、認証評価機関からの指摘事項に対しても適切に対応を行っていることから、内部質保証システムは適切に機能していると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

◇大学院の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜現状説明＞

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

現在の理工学研究科は、次の10の主専攻（博士前期課程9専攻、博士後期課程8専攻）で構成されている。

- ・数学専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・物理学専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・都市人間環境学専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・精密工学専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・電気電子情報通信工学専攻（博士前期課程）
- ・応用化学専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・ビジネスデータサイエンス専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・情報工学専攻（博士前期課程）
- ・生命科学専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・電気・情報系専攻（博士後期課程）

理工学研究科においては、これまでの変遷の中で、それぞれの時点で理工学の基幹となる分野をカバーできるように、専門的な学問分野の動向と社会からのニーズをみながら、専攻の設置・改廃やカリキュラムの改正を行うことで、教育研究組織を構成している。新たに教員を採用するときには、それぞれの分野の中で新しい領域や境界領域に進出することを検討し、大きくひとつにまとまった分野に進出すべき時期には、新しい専攻を設立してきている。また、理工学の分野では大学院への進学は一般的であり、これに応えるために、理工学部各学科に接続するように大学院博士前期課程、後期課程を設置している。学部専門教育を担当する教員が大学院を担当しており、卒業研究生と大学院学生も含めた各教員の研究室における研究活動が、研究科教育に反映されている。

以上のとおり、理工学研究科は、研究科の理念とこれに即した教育研究上の目的を達成するために、博士課程としての安定性と社会変化や社会的ニーズに対応した的確な教育研究組織の改編を遂げてきている。

近年における組織の見直しとしては、2013年に理工学部到新設された人間総合理工学科における進学者を受け入れる専攻として、人間総合理工学科と都市環境学科が協力し、大学院では両者の融合により先端的研究領域を創出、都市環境学専攻のカリキュラムを強化することが大きな飛躍につながると判断し、都市環境学専攻の名称およびカリキュラムを変更し、2017年4月から「都市人間環境学専攻」をスタートしている。また、時代の変化を捉えた専攻名称変更（2022年度には経営システム工学専攻からビジネスデータサイエンス専攻へ名称変更）もおこなわれている。博士後期課程においては、研究内容の高度化、融合化によって指導教員の研究範

囲も広くなり、各専攻にまたがる境界領域の研究も増えてきていることから、電気電子情報通信工学専攻、情報工学専攻、情報セキュリティ科学専攻を統合し、博士後期課程「電気・情報系専攻」として2017年4月から開設した。

さらには、各専攻の教育目標等を達成するための組織とカリキュラムの改革を併せて進めてきており、理念・目的・教育目標等と現段階の理工学研究科としての教育研究組織の体系における関係性は適切な状況にある。

このほか、理工学研究科は主専攻に加えて以下の4つの副専攻を擁している。

- ・環境・生命副専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・データ科学・アクチュアリー副専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・電子社会・情報セキュリティ副専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・感性ロボティクス副専攻（博士前期課程、博士後期課程）

これらの副専攻は、実践に即した体系的学修を促進するものとして2003年度より理工学研究科に設置している。副専攻では、主専攻と異なる分野の研究アプローチや当該分野の専門的知識の修得を図ることで、主・副専攻の教育的相乗効果によって学生が所属する主専攻の分野にとらわれることなく、広く豊かな学識と、その応用に資する素養を涵養することを可能としている。

このように、副専攻も含めた組織構成により、理工学研究科は、大学の教育目標の実現を図ると共に、理学、工学及びその関連分野についての教育研究を実現する環境を整備していることから、研究科として掲げる「理学、工学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な専門教育を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する」という目的に適うものとなっている。

国際環境等への配慮については、「第4章 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑥ 教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか」の項目にて後述する。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、大学の教育目標との適合性を図りつつ、理工学分野における学問の動向や社会的要請、国際環境への配慮等を十分に踏まえた教育研究組織を構成している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価</p> <p>評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

教育研究組織の検証に係る日常的な活動としては、理工学部長、理工学部所属の副学長、学部長補佐、理工学研究科委員長、理工学研究所長、研究開発機構長、理工学部事務長、担当課

長等からなる懇談会を月に1回程度開催して、理工学部・理工学研究科が直面する課題の解決や将来的な計画を検討している。懇談会において検討を重ねた後、正式な理工学研究科委員会や理工学部教授会に検討を委ねている。学部教育と大学院教育を円滑に接続させるために運営を一体化すること、教員の研究活動を教育に反映させることが重要であると考えて、このような手続きを設けている。なお、2009年度後期から理工学部長・理工学研究科委員長が兼務となっていることを受けて、学部の各学科および研究科各専攻の連絡委員（学科・専攻の主任に相当）も兼務する体制となっており、学部と大学院の教育及び運営の一体化は進展している状況にある。

各専攻における教育研究組織の点検に関しては、その独自性を尊重した上で、定期的な専攻会議での議論が理工学研究科連絡委員会を通じて理工学研究科委員会で議論できる仕組みができており、理工学研究科全体としてその妥当性を常に検証できる体制になっている。

また、副専攻については、副専攻運営委員会を副専攻毎に設置し、さらに運営委員会委員長相互の連絡調整及び副専攻見直しのために委員長会議を置いている。

いずれの会議体においても、大学を取り巻く環境や入試統計・学生数・各授業科目の履修者数・副専攻登録者数・授業評価アンケート等の情報・資料（過去から現在までの推移を含む）に基づいて、分析および対策の検討をおこなっている。

具体的な事例として、2021年度には、企業ビジネスに関わる技術や知識、データを数理モデルや情報処理を駆使して、実社会において応用できる人材を育成するとともに、近年のビジネスにおける重心の変化や学問的趨勢を反映したカリキュラムの充実を図ってきた「経営システム工学専攻」が教育内容をよりの確に表現することを目的に「ビジネスデータサイエンス専攻」に名称変更を行った。本名称としたのは、本専攻では従前より主としてビジネススキルを有し、企業組織で問題を発見し、数理科学や情報技術を駆使して新たな価値や技術を創出(イノベーション)できるデータサイエンティストの育成を目指すためである。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、理工学部との緊密な連携を図りながら、執行部レベル、専攻レベル、副専攻レベルに必要な資料に基づいて恒常的に教育研究組織に関する点検・評価活動を行っており、専攻の統合や名称変更など、改善・向上の実績も上げている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

◇大学院の教育課程・学習成果

<点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛>

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

<現状説明>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

理工学研究科及び各専攻（博士前期課程・博士後期課程）の教育目標を含む教育研究上の目的は履修要項に明示している。内容は以下のとおりである。

理工学研究科

理学、工学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

1) 数学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

博士前期課程は、現代数学の本質と社会的位置づけに関する学識を授け、国際社会の要望に応える思考力・問題解決能力を養い、「豊かな学識と確かな教育能力を持った教育者」「高度情報化社会を支える知的専門職業人」の養成を目的とする。

博士後期課程は、自立した研究活動を通して現代数学の理論・応用に関する豊かな学識と創造力を培い、「創造性豊かな専門的研究者」「確かな教育・研究能力を持つ大学教員」の養成を目的とする。

2) 物理学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

現代の科学技術の急速な発展は、今日の知識を明日には陳腐化したものにしようとなさえている。本専攻ではこのような先端技術の進歩を意識しながら、基礎知識や基本的な解決方法と解決手順を身につけ、それを実際に応用できる能力を持つ人材を育成することを目的としている。

博士前期課程では、研究機関で活躍できる研究者の育成とともに、民間企業の技術者として有為な人材を育てることに主眼を置き、特定の専門分野の高度技術者としてよりも、広い視野と基礎知識を持った問題解決型の人材を育てることを目標とする。また、博士後期課程への基礎となる学識と研究能力を養うことを目的としている。

博士後期課程では、大学、公的機関等で活躍できる研究者の育成とともに、民間企業の高度な専門技術者として有為な人材を育てることを目標としている。

3) 都市人間環境学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

21世紀の最重要課題は、地球環境と人間の健康の両立である。気候変動や都市化に伴う環境変化、世界的な人口増大に伴う水問題、エネルギー問題、食料問題等の課題解決には、今後の科学技術研究が「有限な地球環境の持続可能な発展」を基本に据えた上で、その枠組の再構築を行いつつ、新しい科学技術の開発を行うことが求められている。このような現状を踏まえ、都市人間環境学専攻では専門分野の知識を深めるとともに複合的に絡み合う諸問題に対して、総合的にものを考えられる人材育成を目的としている。

都市人間環境学専攻では自ら考えて問題発見・解明し、解決策を提案できる技術者、研究者の育成を目的としている。本専攻では、学部で得た知識を基礎としつつ、実社会や自然現象を研究対象として扱うことで中央大学の伝統である実学をモットーとした研究を通じた人材の育成を行う。それら研究成果の国内外の学会や研究会での発表、他研究機関との共同研究を通じて交流の機会をつくり、国際性、協調性、幅広い知識を養う。博士前期課程では、都市人間環境学の幅広い分野で活躍できる学識と実行力を有する技術者、研究者を養成する。博士後期課程では、より高度な研究活動を通して、さまざまな社会の問題に自立して取り組める技術者、研究者を養成する。

それらの研究成果の国内外の学会や研究会での発表、他研究機関との共同研究を通じて交流の機会をつくり、国際性、協調性、幅広い知識を養う。後期課程では様々な社会からの要請を積極的に正面から受け止め、問題を構造化し、その解決に向けて一步一步研究に努力していく研究者、エンジニアの育成を目指している。

4) 精密工学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

わが国が国際社会で共生し続けるためには、最先端の技術を駆使した物すなわちハードと、情報すなわちソフトからなる人工物を創成することが必要である。有限な地球資源を有効活用した高い付加価値をもつ人工物は、人に快適で優しい機能に加えて高い性能と信頼性を持ち、自然の循環システムに近いエコ・プロセスで地球環境を保全することが重要である。精密工学専攻では、このような地球共生時代に適合する人工物創成のための工学を目指し、教育研究活動を推進する。

5) 電気電子情報通信工学専攻（博士前期課程）

高度情報化社会を支える基盤技術である電気・電子・情報通信工学は、自然を理解する上で基本となる3要素、“物質”、“エネルギー”、および“情報”を、電気現象の側面から理解すると共に、得られた知識を豊かな社会実現のために応用する学問で、大変幅広い分野を扱っている。

本専攻の各研究室で取り組んでいる研究テーマは、いずれもこの分野の中から選ばれ、社会の発展に貢献が期待できる最先端技術を扱っている。このような研究テーマに取り組むには、現存の知識を体系化して理解し、それらを盲信せず、論理的な思考や実験を通して新たな知見や技術を生み出す作業を、自律して遂行できる能力が必要である。本専攻では、社会発展に貢献できる研究者・技術者は、このような能力を備え、創発力を持つ人であると考えている。本専攻の「教育上の目的」は、このような能力を修得した人材を育成することであり、それを実現するため、学部で修得した知識を拡充すると共に、各自が選択した特定分野の応用力を増強できるよう、最先端研究の一端を担う機会を提供している。また、産業界で働く社会人に対して、高度の専門職として活躍するため、より高い問題解決能力を修得できる機会も提供している。

6) 応用化学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

21世紀の化学の役割は、物質の合成や変換という化学本来の役割から発展して、地球環境、エネルギー、新素材、生命現象などの先端分野における重要な課題を解決することにある。本専攻は、そのような課題解決の中核を担う人材の輩出を目的とする。

博士前期課程では、化学の基幹分野である無機化学・物理化学・有機化学・化学工学の高度な専門知識の獲得とともに、機能・物性化学系、環境・プロセス化学系、生命・有機化学系のいずれかの分野の先端的研究を通じて、化学の幅広い分野で活躍できる技術者、研究者を養成する。博士後期課程では、自立した研究者として最先端のテーマについて顕著な研究成果をあげ、国際的に活躍できる研究者、技術者を育成することを目指す。

7) ビジネスデータサイエンス専攻（博士前期課程・博士後期課程）

ビジネスデータサイエンス専攻では、社会および地球環境を考慮に入れた広い視野に

立ち、情報技術を含めた工学的手法の適用を通して、より良い組織運営を実現するための方法論の研究・教育を行う。ビジネスデータサイエンスとは、企業などの組織をはじめ、社会における意思決定、計画、開発、設計、実行、管理、評価などの様々なビジネスに資するデータサイエンスを指す。本専攻では、専門分野として、品質環境経営、生産管理、新製品開発、マーケティングサイエンス、信頼性・安全性工学、統計学、機械学習、金融工学、保険数理、オペレーションズリサーチ、ソフトコンピューティング、ヒューマンメディア工学、感性工学、知能情報学、自然言語処理などに重点を置く。

博士前期課程では、これらの専門分野で指導的な役割を果たすことのできる技術者・研究者を育成する。博士後期課程では、より高度な研究活動を通して、自立して研究を遂行する知識と能力を持つ研究者・技術者を養成する。また、産業界で働く社会人が、本専攻の専門分野を学習し、実際問題の解決に関連する応用研究を行うことを通じた人材育成も行う。

8) 情報工学専攻 (博士前期課程)

情報工学専攻では、理工学研究科の教育研究上の目的に加えて、幅広い産業分野において新展開を行う際の基幹となる情報分野において、本質を理解することによる新しいプログラミング言語に対応できる能力、新世代の高度情報処理を実現するソフトウェア・ハードウェア両面の深い知識、及び、国際社会の情報マネジメントに必要なデザイン能力を備えることによって、高品質（ハイクオリティ）情報処理を実現し社会に貢献する高度人材の育成を教育研究上の目的とする。

9) 生命科学専攻 (博士前期課程・博士後期課程)

物質情報レベルで生命現象を解き明かす分子生物学研究は、基礎生命科学分野および応用分野での人類の多くの課題を解決する中心的アプローチである。一方、人間の活動によって引き起こされた大気・海洋・陸域での物資循環の攪乱への対策立案のためには、光合成や微生物が利用する反応などの知識を基礎とした生態系への理解が必要である。このように、生命科学においては、微視的および巨視的視点がともに必要とされている。この両者に対応できる能力を身に付けた人材の育成が本専攻の目的である。それを実現するために、生命科学専攻では、「生命機能解析」、「生命圏生物学」、「生命機能利用」の3つの基幹となる専門分野を設け、分子、細胞、個体、集団と環境との関わり、及び進化を包括した新しい教育・研究を展開する。

10) 電気・情報系専攻 (博士後期課程)

従来電気系および応用数学と分類され、そこから派生してきた電気工学、数理工学、電子工学、情報工学、情報通信工学、情報技術、情報セキュリティ科学等の基礎から応用に至る諸問題を理解し、21世紀の高度情報化社会の進展に寄与できる能力をもち、専門分野の情報収集・発信能力などを備えた国際レベルの専門家として、指導的な役割を果たすことができる人材の育成を目指す。

以上の教育目標に基づき、学位授与の方針を以下のとおり定めており、履修要項及び本学公式 Web サイト上に明示している。教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、その内容が適切であるかについて毎年度理工学研究科連絡委員会議及び

各専攻会議において検証と見直しを行い、理工学研究科委員会において翌年度の方針を承認している。

なお、修得すべき学習成果については8つの知識・能力を獲得しているものとし、学位授与の方針の中で明示している。

学位授与の方針

理工学研究科では、建学の精神「實地應用ノ素ヲ養フ」に基づく「実学重視」教育の立場から、理学、工学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成します。その意味するところは、科学技術分野の諸課題、並びに現代社会が抱える複雑な課題に対して、新しい視点を持って自ら取り組むべき問題を明確化し、その問題を多面的に考察し、最適な解決策を見出すこと、そしてそのような能力の向上に向けて継続的に努力する姿勢を持つことのできる人材の養成です。また、産業界で働く社会人に対しては、各専攻が関与する専門分野の学習・研究能力向上の機会を提供することで、より高レベルの技術課題解決能力を有する人材を養成します。

各専攻の養成する人材像は次の通りです。

数学専攻：

- ①博士前期課程：現代数学の本質と社会的位置づけに関する学識を持ち、国際社会の要望に応える思考力・問題解決能力を発揮できる、「豊かな学識と確かな教育能力を持った教育者」、「高度情報化社会を支える知的専門職業人」を養成します。
- ②博士後期課程：自立した研究活動を通して現代数学の理論・応用に関する豊かな学識と創造力を培った「創造性豊かな専門的研究者」、「確かな教育・研究能力を持つ大学教員」を養成します。

物理学専攻：

先端技術の進歩を意識しながら、基礎知識や基本的な解決方法と解決手順を身につけ、それを実際に応用できる能力を持つ人材を養成します。

- ①博士前期課程：研究機関で活躍できる研究者の養成とともに、民間企業の技術者として有為な人材を育てることに主眼を置き、広い視野と基礎知識を持った問題解決型の人材を養成します。
- ②博士後期課程：大学、公的機関、あるいは民間企業における研究開発等で活躍できる高度な研究者を養成します。

都市人間環境学専攻：

- ①博士前期課程：都市人間環境学分野の知識を深めるとともに、自ら考え問題発見・解明し、解決策を提案できる技術者、研究者を養成します。
- ②博士後期課程：広く深い専門知識を体系的に有し、都市人間環境学分野における様々な社会問題に対して自立して研究を遂行できる技術者、研究者を養成します。

精密工学専攻：

- ①博士前期課程：機械工学を基礎とする精密工学に関する専門知識を有し、それらを独創的な機械システムの開発に応用することができる実践的能力を備え、グローバルな視点をもって活躍でき、安全な社会、循環型社会等の実現に資することのできる高度な専門的技術者を養成します。
- ②博士後期課程：機械工学を基礎とする精密工学に関する最先端の高度な専門知識と独創性豊かな研究開発能力、およびチームを指導する能力を有し、それらを快適な人間社会の維持、発展に役立てるためにグローバルな視点をもって活躍できる上級研究者・技術者を養成します。

電気電子情報通信工学専攻：

電気・電子・情報・通信技術を基盤とする高度化社会における企業、研究機関、研究教育機関等において、職場での実践と経験と自学習によって、常に持てる知識と応用力を更新させ、駆使し、協働的環境のなかでも、互いに知恵を出し合って、創発力を発揮し、より先導的に活動することができる人材を養成します。

応用化学専攻：

- ①博士前期課程：学士課程における化学の基幹分野である無機化学・物理化学・有機化学・化学プロセス工学の専門知識の獲得とともに、機能・物性化学系、環境・プロセス工学系、生命・有機化学系のいずれかの分野の先端的研究を通じて、化学の幅広い分野で活躍できる技術者、研究者を養成します。
- ②博士後期課程：無機化学・物理化学・有機化学・化学プロセス工学の高度な専門知識の獲得とともに、機能・物性化学系、環境・プロセス工学系、生命・有機化学系のいずれかの分野の自立した研究者として最先端のテーマについて顕著な研究成果をあげ、国際的に第一線で活躍できる研究者、技術者を養成します。

ビジネスデータサイエンス専攻：

- ①博士前期課程：品質環境経営、生産管理、新製品開発、マーケティングサイエンス、信頼性・安全性工学、統計工学、金融工学、保険数理、システム工学、オペレーションズリサーチ、ソフトコンピューティング、ヒューマンメディア工学、感性工学、知能情報学、知能システム工学などの専門分野で指導的な役割を果たすことのできる技術者・研究者を養成します。
- ②博士後期課程：より高度な研究活動を通して、自立して研究を遂行する知識と能力を持つ技術者・研究者を養成します。

情報工学専攻：

情報分野の幅広い業種にわたりミドル～トップマネジメントの担い手となるため、専門性と共に広範な基礎知識を身に付け、夢の実現に向けて学び挑戦し続ける心を備え、それを基礎として、研究活動や学会での研究発表等を通じて培ったコミュニケーション力を備えます。これらを具備した、集団および社会における自らの役割を常に意識し、正しい倫理観をもって行動する知性的な人材を養成します。

生命科学専攻：

- ①博士前期課程：日進月歩の発展をしている生命科学の分野に学際的な観点から取り組み、未知の問題を自らの発想で解決できる研究者を養成します。そのためには、コンピュータ解析を含む実験・観察と、自らの実験・観察で得られたデータの解析を重視する教育を行います。
- ②博士後期課程：国際的に評価される高いレベルの研究活動を展開させることによって、自らの持つ高度の専門的な知識と能力に自信を持たせ、創造性を生み出すような研究者を養成します。

電気・情報系専攻：

電気・情報系専攻では、電気・電子・情報・通信技術、情報処理分野、情報数理分野、情報システム・ネットワークと情報セキュリティ分野等を基盤とする高度化社会における企業、研究機関、研究教育機関等において、専門分野の情報収集・発信能力などを備えた国際レベルの専門家として、自立した活動を行う研究者・技術者を養成します。また電気・情報関連技術が人間・社会に与える影響についての洞察力や幅広い視野を持ち、問題を発見して新しいコンセプトを創出し得る独創性を身に付けた人材を養成します。

また、理工学研究科では、所定の教育課程を修め、次の8つの知識・能力を獲得した人材に対し、修士（理学、工学）、博士（理学、工学）の学位を授与します。

1. コミュニケーション力：様々な説明の方法や手段を駆使し、意見の異なる相手との相互理解を得ることができる。
2. 問題解決力：新しい視点を持って自ら問題を発見し、最善の解決策を選択し、計画的に実行できる。その結果を多面的に検証し、計画の見直しや次の計画に反映することができる。
3. 知識獲得力：継続的に深く広く情報収集に努め、取捨選択した上で、知識やノウハウを修得し、関連付け、他者が思いつかない形で活用することができる。
4. 組織的行動能力：チーム、組織の目標を達成するために何をすべきか、関係者の利害を複数の視点から幅広く考慮したうえで適切な判断を下し、自ら進んで行動を起こすだけでなく、目指すべき方向性を示し、他を導くことができる。
5. 創造力：知的好奇心を発揮して様々な専門内外のことに関心をもち、それらから着想を得て科学技術の発達に貢献するような独自のアイデアを発想することができる。その際、関連法令を遵守し、倫理観を持って技術者が社会に対して負っている責任を果たすことができる。
6. 自己実現力：自らを高めるため、常に新しい目標を探しており、見つけるとその達成のために最短の道筋を考えてそれをたどるために努力する。失敗してもあきらめず、繰り返し挑戦する。
7. 多様性創発力：多様性（文化・習慣・価値観等）の相互理解を得て適切に対応しつつ、自分が何を望むか、まわりが自分に何を望んでいるのかを総合的に判断し、行動できる。加えて、複数人の協同により、相乗効果を生み出すことができる。
8. 専門性：専攻に応じた専門性を身に付けている。（詳細は、専攻ごとに別途定める）

各専攻を修了するために身に付けるべき知識・能力は次の通りです。

数学専攻：

- ①博士前期課程：数学の専門知識と数理的素養を体系的に有して、鋭い洞察力で、さまざまな分野における問題の論理構造を明らかにし、問題解決できる。
- ②博士後期課程：数学の専門知識と数理的素養を体系的に有して、鋭い洞察力で、さまざまな分野における問題の論理構造を明らかにし、問題を解決するとともに、論文作成能力を身に付けている。

物理学専攻：

理工学研究科を修了するために身に付けるべき知識・能力に加え、以下の専門性が求められます。

- ①博士前期課程：身の回りの自然現象から宇宙の成り立ちに関することまで、幅広く自然現象に興味を持ち、専門分野における問題の解明に従事できる能力を持っていること。また、その成果を社会に還元できる知識・能力を備えている。
- ②博士後期課程：高度な専門知識を有し、研究者として専門分野における問題を解明する能力を持っていること。またその専門知識を応用し、多様な自然現象の深層にある普遍性を見抜く視野を有していること。さらに自身の探求の成果を社会に還元できる能力を備えている。

都市人間環境学専攻：

理工学研究科を修了するために身に付けるべき知識・能力に加え、以下の専門性が求められます。

- ①博士前期課程：都市人間環境学についての基本的な知識を体系的に有し、地球環境の持続可能な循環型社会システムの構築を目指してさまざまな課題を分析・評価し、全体最適化を図りつつ、解決のためのプロジェクトを実現できる。
- ②博士後期課程：都市人間環境学についての広く深い専門的知識を体系的に有し、地球環境の持続可能な循環型社会システムの構築のためのプロジェクトを指導・遂行できる。

精密工学専攻：

理工学研究科を修了するために身に付けるべき知識・能力に加え、次の専門性が求められます。

- ①博士前期課程：機械工学を基礎とする精密工学に関する専門知識とグローバルな視点を持って活躍できる行動力を有し、独創的な機械システムの開発を通して社会に貢献できる。
- ②博士後期課程：機械工学を基礎とする精密工学に関する最先端の高度な専門知識に加えて、独創性豊かな研究開発能力とチームをまとめる指導力を有し、快適な人間社会の維持、発展のためにグローバルな視点をもって活躍することができる。

電気電子情報通信工学専攻：

理工学研究科を修了するために身に付けるべき知識・能力に加え、次の専門性が求められます。当該工学分野の知識と応用力を広く、深く有し、それらを中核とし、相応の人間力も、できれば分野以外の関連工学の知識も、併せて活用し、経済性や環境などの複合的な制約条件下で、全体を見通した構想の基に、互いに知恵を出し合っ、創発力の発揮に努め、複合的に絡み合う課題の適切な解決策や解を導き出すことや、特定の需要に合ったシステム、構成要素又は工程の適切な設計をすることを、継続的に行うことができる。

応用化学専攻：

理工学研究科を修了するために身に付けるべき知識・能力に加え、以下の専門性が求められる。

- ①博士前期課程：広い専門知識を体系的に有し、新しい化学物質を生み出すことを基礎として、さまざまな問題に化学の観点から教員の助言のもと解決策を見出し、その成果を社会に還元できる。
- ②博士後期課程：広く深い専門知識を体系的に有し、新しい化学物質を生み出すことを基礎として、より高度な知識や能力に基づきながら、さまざまな問題に化学の観点から自ら解決策を見出し、その成果を社会に還元できる。

ビジネスデータサイエンス専攻：

(1) 博士前期課程

広さと深さがある知識と経験をもとに、様々な分野へデータサイエンスを活用するプロジェクトをリーダーとして推進でき、そしてより高度なデータ分析および問題解決ができる、あるいは専門職業人と討論できる。

(2) 博士後期課程

より高度な研究活動を通して、自立して研究を遂行する知識と能力を備え、組織におけるビッグデータの利活用を先導し、データサイエンスの観点から組織の全体最適化を計画・実行し、様々な分野でのイノベーションを推進できる、あるいは専門職業人と討論できる。

情報工学専攻：

理工学研究科を修了するために身に付けるべき知識・能力と総合して、情報分野及びその応用・関連分野において以下の知識・能力を身に付けるべきとします。

[コミュニケーション力] 様々な説明の方法や手段を駆使し、意見の異なる相手との相互理解を得ることができる。

[問題解決力] 自ら課題を発見し、最善の解決策を選択し、計画的に実行している。その結果を多面的に検証し次の計画に反映できる。

[知識獲得力] 継続的に深く広く情報収集に努め、取捨選択した上で、知識やノウハウを習得し、関連付けた上で他者が思いつかない形で活用できる。

[組織的行動能力] チーム、組織の目標を達成するために何をすべきか、関係者の利害を幅広く考慮した上で適切な判断を下し、自ら進んで行動を起こすだけでなく、目指すべき方向性を示し、他を導くことができる。

[創造力] 知的好奇心を発揮して様々な専門内外のことに関心を持ち、それらから着想を得て科学技術の発達に貢献するような独自のアイデアを発想することができる。その際、関連法令を遵守し、倫理観を持って高度技術者が社会に対して負っている責任を果たすことができる。

[自己実現力] 自らを高めるため、常に新しい目標を探しており、見つけるとその達成のために最短の道筋を考えてそれをたどるために努力する。失敗してもあきらめず、繰り返し挑戦する。

[多様性創発力] 多様性（文化・習慣・価値観等）の相互理解を得て適切に対応しつつ、自分が何を望むか、まわりが自分に何を望んでいるのかを総合的に判断し、行動できる。加えて、複数人の協同により、相乗効果を生み出すことができる。

[専門性] 情報工学における高度な専門知識を有し、専門知識人対象レベルの情報の理解と正確性の判断をして自らの主張を国内外に発信できる。秀でた工夫により一定基準以上の正確さや緻密さをもった作業を行うことができる。

生命科学専攻：

理工学研究科を修了するために身に付けるべき知識・能力に加え、以下の専門性が求められます。

①博士前期課程：当該分野の最新の知識を迅速に収集し修得できるのみならず、その知識の拡大・発展の方策を提案できる。過去の知識に囚われることなく自らの実験データの内容を吟味し、そこに含まれる新発見の糸口を見出すことができる。

②博士後期課程：前期課程より高度な課程で、当該分野の知識を収集し修得した上に成り立つ。専門とする分野の知識の拡大・発展の方策を新規に提案し、過去の知識に囚われることなく自ら斬新な実験系・実験手法をデザインし、獲得した新しい実験データの内容を吟味することで、そこに含まれる新発見の糸口を見出し、学術論文・博士論文としてまとめることができる。

電気・情報系専攻：

理工学研究科を修了するために身に付けるべき知識・能力に加え、以下の専門性が求められます。

当該分野の高度な専門知識と応用力を広くかつ深く有し、それらを中核に相応の人間力や分野外の関連知識も併せて活用し、経済性や環境などの多様かつ複合的な制約条件下で、全体を見通した構想の基に互いに知恵を出し合って創発力の発揮に努め、多様かつ複合的に絡み合う課題の適切な解決策や解を導き出すことや、特定の需要に合ったシステム、構成要素又はシステムの適切な設計をすることを、先導的かつ継続的に行うことができる。

教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針は、いずれも履修要項及び本学公式 Web サイト上に明示し、学内外に広く公開・周知している。

とりわけ、学部での在学に対しては、大学院進学相談会等の様々な機会をとらえて、大学院進学の意義を説く中で教育目標等の周知にも努めている。

入学後の在学に対しては、各専攻で工夫した資料等を用い、各種ガイダンスや学習指導、導入教育科目等の様々なチャネルを通じて伝達し理解を促すようにしている。その結果は修了生の就職の状況のほか、学生による研究活動の実績（学会発表実績）に表れているものと考えられ、教育目標等に沿った人材育成の成果に鑑み、それらの内容及び周知方法等については有効であると考えている。

例えば、学部・大学院入学式後の学科紹介の時に、大学院の新生も学部の新生と一緒に学科の教職員全員出席のもと、両新生とその保護者に対し、教育方針とカリキュラムの説明を行っている。また、8月のオープンキャンパス及び大学祭の際の学科紹介においても担当教員が不特定多数の参加者に対し、同様の説明を行っている。

<点検・評価結果>

理工学研究科として課程修了にあたって学生が修得することが求められる学習成果は教育目標を踏まえて専攻ごと・課程ごとに学位授与方針に示しており、その内容が適切かについて毎年度理工学研究科委員会および各専攻会議において検証と見直しを行い、理工学研究科委員会において翌年度の方針を承認している。また、その内容については、本学公式WEBサイト上や履修要項に明示するとともに、大学院相談会等の機会にも周知に努めており、学内外へ向け適切に公表・周知できている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

生命科学専攻（博士前期課程・博士後期課程）修了時に授与される学位は、理学または工学となるが、授与する学位ごとに学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が、定められていない。

<今後の対応方策>

まずは生命科学専攻において検討を行い、2022年度内に理工学研究科委員会で学位ごとに分別した学位授与の方針について審議・決定予定である。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
 評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

理工学研究科の教育課程編成・実施の方針は、先述の教育目標及び学位授与の方針に基づいて策定し、履修要項及び本学公式Webサイト上に明示している。教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、その内容が適切であるかについて毎年度理工学研究科連絡委員会及び各専攻会議において検証と見直しを行い、理工学研究科委員会において翌年度の方針を承認している。

<教育課程編成・実施の方針>**<カリキュラムの基本構成>**

理工学研究科では、学位授与の方針に掲げる知識・能力を修了時点で確実に身につけられるよう、論文研修科目、主専攻科目、共通科目、副専攻科目、自由科目を設置します。

論文研修科目：博士前期課程における論文研修では、教員の助言に基づいて、自立した研究に取り組みます。博士後期課程における特殊論文研修では、教員の助言を得つつ、自立した研究を実践します。高度な研究への取り組みを通して、課題の発見から解決方法の提案と検証、情報の発信までを深く体得し、コミュニケーション力、問題解決力、知識獲得力、組織的行動能力、創造力、自己実現力、多様性創発力、専門性を総合的に、かつ高いレベルで身につけます。

主専攻科目：各専攻にはそれぞれの専門分野に特化した科目を設置し、コミュニケーション力、問題解決力、知識獲得力、組織的行動能力、創造力、自己実現力、専門性を身につけます。

共通科目：幅広い見識を身につけるために設置し、コミュニケーション力、問題解決力、知識獲得力、創造力、自己実現力、多様性創発力を身につけます。

副専攻科目：学際的融合分野の学習のために設置し、コミュニケーション力、問題解決力、知識獲得力、組織的行動能力、創造力、自己実現力、多様性創発力、専門性を身につけます。

自由科目：異なる専門分野を専攻する際の基礎的知識を充実させるために設置し、コミュニケーション力、問題解決力、知識獲得力、創造力を身につけます。

なお、一定の範囲内で、本学内の他専攻科目、他研究科科目、オープン・ドメイン科目を履修可能とします。さらに単位互換協定を結んでいる他大学院の授業科目や留学等による認定単位の制度を設けます。

<カリキュラムの体系性>

主専攻科目においては、修了生が科学技術の第一線で活躍する力を身につけることを目指し、高い研究能力と広く豊かな学識を教授できるカリキュラムを展開しています。講義科目では高度な専門知識の獲得と問題解決力の伸長を目的に、専門分野について最新の知識を多角的に学ぶことができます。これらの知識をもとに、論文研修は、高度な研究への取り組みを通して、課題の発見から解決方法の提案と検証、情報の発信までを深く体得し、ディプロマ・ポリシーに掲げる8つの知識・能力を総合的に、かつ高いレベルで身につけます。

さらに、副専攻では、複数の専攻にまたがる領域の講義科目と特別演習科目を通じて広く豊かな学識と、その応用に資する素養を涵養することができます。異なる専門分野を専攻する際に必要となる基礎知識については、自由科目の履修により充実を図ることができます。

<各専攻の教育課程の編成・実施の方針>

数学専攻：

(1) 博士前期課程

連綿と続く数学の歴史を踏まえ、実践的な知識をも視野に入れて、自立した研究者あるいは高度の専門職業人を養成するとともに、社会で活躍できる有能な人材の育成を目指します。これらの目的を達成するために、代数学、幾何学、解析学、統計学および計算機科学の講義と兼任講師による講義など広範囲にわたる講義科目を設置します。論文研修ではこれまでに修得した知識をもとに、研究課題について指導教員が助言を与え、修士論文の作成の指導を行います。

(2) 博士後期課程

標準的な専門書と最新の論文から得られる専門的知識と、研究遂行の過程で得られる実践的な知識とを融合させ、自立し、国際的に評価される研究者あるいは高度の専門職業人の養成を目的とします。この目標を達成するために、自らの研究課題を見出せるよう指導教員が助言を与え、特殊論文研修で討論することにより研究課題を精査し、得られた結果を論文にまとめる指導を行います。

物理学専攻：

(1) 博士前期課程

広い視野と基礎知識を身につけるために、専任教員による講義科目に加えて、非常勤教員による物理学特別講義、集中講義など、広範囲の専門分野にわたる講義科目を設置します。また、一定の範囲内で、本学内の副専攻科目、他専攻科目、他研究科科目を履修可能とします。さらに単位互換協定を結んでいる他大学院の授業科目や留学等による認定単位の制度を設けます。論文研修では、各自が興味をもって積極的に研究に取り組めるよう、指導教員が研究課題や研究方針に関して適宜助言を与えます。また、修士論文作成の指導を行います。

(2) 博士後期課程

指導教員は、学生が自発的、自立的に研究を遂行できる環境の整備、助言などを行い、研究活動をサポートします。また、博士学位論文作成の指導を行います。

都市人間環境学専攻：

(1) 博士前期課程

理工学研究科および都市人間環境学専攻における「教育上の目的」および「本専攻を終了するために身につける知識・能力」を達成するために、履修者が都市人間環境学分野の先端的で幅広い知識を習得できるように指導教員のみならず非常勤教員によって教授される多くの講義科目を配置します。また、指導教員の助言に基づき自立した先端研究を行い、研究能力やエンジニアリング能力の基礎を養うとともに成果を発信できる能力を身に付けます。

(2) 博士後期課程

博士前期課程で養った高度な専門性を要する研究開発能力をもとに、自立して都市人間環境学分野の独創的な研究を行う能力を養うことができる教育課程を編成します。都市人間環境学論文研修第一～第四を開講して履修者が国内外の最新の関連研究を理解し、自ら研究課題を設定して独創的かつ先端的な研究活動を行うための能力を身に付けます。

精密工学専攻：

(1) 博士前期課程

- ①専門性の高い授業の受講を通して、地球共生時代に適合し社会に役立つ高度な専門的技術者として必要な知識を修得します。
- ②教員の個人指導と実験・開発・解析の実行によって修得した専門知識を、境界領域を含めグローバルな視点で問題解決に応用できる能力を身につけます。
- ③ゼミナールおよび学会発表、論文投稿を通してコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、論文作成能力を身につけます。

(2) 博士後期課程

- ①独創的な成果を上げることがめざして学生が研究活動に専念できる環境を整えます。
- ②英語によるコミュニケーション能力を向上させ、国際会議における研究発表、国際的な学術専門誌への論文投稿を行います。
- ③ゼミナールを通して、研究指導能力を高めます。

電気電子情報通信工学専攻：

理工学研究科および電気電子情報通信工学専攻における「教育上の目的」を達成するために、履修者が電気電子情報通信工学分野の先端的な科目において、幅広い知識を取得できるように、指導教員のみならず非常勤教員によって教授される多くの講義科目を配置します。また本専攻を修了するために身につける知識・能力を習得するために、学生全員が履修すべき電気電子情報通信工学論文研修第一及び第二を設け、研究課題の発見やその解決方法の決定と実践、評価と考察の手順を学び、各指導教員の下で修士論文を作成します。

応用化学専攻：

(1) 博士前期課程

博士前期課程では、無機化学・物理化学・有機化学・化学工学の高度な専門知識を活用し、化学の幅広い分野で活躍するためのカリキュラムを展開します。更に、副専攻や兼任講師による応用化学特別講義を通じて最先端の知識を多角的に学ぶカリキュラムを設置します。これらの知識をもとに、教員の助言に基づき自立した先端的研究を実行し、成果を発信できる能力を身につけます。

(2) 博士後期課程

博士後期課程では、無機化学・物理化学・有機化学・化学工学の更に高度な専門知識を活用し、化学の幅広い分野の第一線で活躍するためのカリキュラムを展開します。これらの知識をもとに、教員の助言を参考にしつつ自立した先端的研究を自ら実行し、成果を世界に向け発信できる能力を身につけます。

ビジネスデータサイエンス専攻：

(1) 博士前期課程

履修者がデータサイエンスに関する先端的研究分野を理解し各人の研究に資することができるように、学部で配置された内容を基礎に、さらに高度なデータサイエンスに関する科目を配置します。また、指導教員が担当する専門分野に関する研究指導に関する科目、すなわちデータサイエンス論文研修第一・第二を必修科目として設置し、データサイエンス分野について履修者の研究の推進を助けるとともに、実務面での素養を高めるようにしています。

(2) 博士後期課程

必修科目としてデータサイエンス特殊論文研修Ⅰ～Ⅵを開講し、履修者が国内外の最新の関連研究を理解した上で、自ら研究課題を設定し独創的かつ先端的研究活動を行えるように、指導教員が指導します。

情報工学専攻：

理工学研究科及び情報工学専攻の「教育研究上の目的」を達成するために設けた「学位の授与に関する方針」を満たす高度人材を組織的・体系的に養成するために、以下を教育課程編成の方針とします。

- ・「学位の授与に関する方針」を満たすために、学生全員が習得すべき知識・能力を学ぶ共通科目として「情報工学論文研修第一～第四」を設け、情報工学に関連する分野に対して、社会・環境・技術の調査、課題発見、課題解決方法の考案と比較、取り組むべき解決方法の決定と実践、評価・考察、結果の取りまとめと説明・主張・意見交換の手順を学び、実行し、修士論文作成の準備を行います。
- ・「学位の授与に関する方針」を満たすために「情報工学論文研修第一～第四」のみでは習得できない知識・能力を学ぶ科目として「情報工学基礎科目群」及び「情報セキュリティ科目群」を設けます。「情報工学基礎科目群」には「数理情報学」「社会情報学」「映像情報学」並びに「知能情報及び生命情報学」を適切に配置します。また、情報工学専攻で学ぶ際に前提となる知識・能力を学ぶ科目として、博士前期課程修了要件には含まれない「自由科目」を設け、学習を支援します。

- ・各科目群では、実践を通じた技術・技能や行動特性の習得と振り返りに重点が置かれた「演習科目」、及び、知識の習得に重点が置かれた「講義科目」を、それぞれの学習効果を考慮して配置します。
 - ・各科目で学生が習得すべき知識項目及びその水準については、国内外の参考となる指標、例えば、一般社団法人情報処理学会コンピュータ科学教育委員会が海外の状況も踏まえて策定した「コンピュータ科学知識体系 CS-BOK-J」に準拠して定めます。
 - ・各科目を通じて学生が向上すべき行動特性については、「問題」「指示待ち」、「通常」、「自主的」、「独創的」、「創発的」と段階的に定める行動水準に基づき、科目の内容および実施形態を考慮した上で、設置学年に対応して定めます。
 - ・1年終了時点：「組織的行動能力」及び「自己実現力」については「独創的」またはそれより優れた行動を起こせる。その他については「自主的」またはそれより優れた行動を起こせる。
 - ・修了時点：全ての行動特性について「独創的」またはそれより優れた行動を起こせる。
- 以上の方針、及び方針に基づいて策定する教育課程を定期的な点検の上必要に応じて改善することで、「学位の授与に関する方針」を確実に達成することに努めます。

生命科学専攻：

(1) 博士前期課程

「生命機能解析」、「生命圏生物学」、「生命機能利用」の3つの基幹となる専門分野から成り、分子、細胞、個体、集団と環境との関わり、及び進化を包括した新しい教育・研究を展開します。この目的を実現するために、自由な発想で最新の生命科学研究に挑戦できる研究教育体制を編成します。また、研究科専攻分野間の学術的交流を通して最先端の研究情報を共有するだけでなく、プレゼンテーションの実施と情報発信能力のある研究者の育成を図り、指導教員との討論等を行うことにより各専攻分野に関する学術的理解を実践的な問題解決能力を含む研究開発能力にまで高めます。

(2) 博士後期課程

博士前期課程で養った高度な専門性を要する研究開発能力をもとに、自立して生命科学分野の独創的研究を行う能力を養うことができる教育課程を編成します。研究指導の過程において、学術論文の発表、国内外の学会等での発表、指導教員との討論等を行い、プレゼンテーション能力を涵養し、国際的コミュニケーション能力を育成します。

電気・情報系専攻：

理工学研究科および電気・情報系専攻における「教育研究上の目的」を達成するために、履修者が電気・情報系の学部ならびに修士課程で取得した知識を基に、本専攻を修了するために身につける知識・能力を習得するため、学生全員が入学直後から指導教員を決め、電気・情報系特殊論文研修ⅠからⅥを履修します。これらの論文研修から専門分野の情報収集・発信能力などを備えた国際レベルの専門家として、自立した活動を行う研究者・技術者となるように、各指導教員の下で研究を進め、博士（工学）の学位の申請に必要な十分な知識と問題解決能力を修得します。またタイムリーな研究課題を教授する科目として電気・情報系特殊研究ⅠおよびⅡを必要に応じて開講し、履修者の幅広い先進技術の修得を助けます。

教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針は、いずれも履修要項及び本学公式 Web サイト上に明示し、学内外に広く公開・周知している。

とりわけ学部の在学生に対しては、大学院進学相談会等の様々な機会をとらえて、大学院進学の意義を説く中で教育目標等の周知にも努めている。

入学後の在学生に対しては、各専攻で工夫した資料等を用い、各種ガイダンスや学習指導、導入教育科目等の様々なチャネルを通じて伝達し理解を促すようにしている。その結果は修了生の就職の状況のほか、学生による研究活動の実績（学会発表実績）に表れているものと考えられ、教育目標等に沿った人材育成の成果に鑑み、それらの内容及び周知方法等については有効であると考えている。

例えば、学部・大学院入学式後の学科紹介の時に、大学院の新入生も学部の新生と一緒に学科の教職員全員出席のもと、両新生とその保護者に対し、教育方針とカリキュラムの説明を行っている。また、8月のオープンキャンパス及び大学祭の際の学科紹介においても担当教員が不特定多数の参加者に対し、同様の説明を行っている。

＜点検・評価結果＞

大学院の教育課程の編成・実施方針については、研究科全体の方針に加えて、専攻ごとに方針を掲げることにより、専攻の教育課程編成に関する指針を学生に浸透させるよう努めている。また、その内容が適切かについて毎年度理工学研究科委員会および各専攻会議において検証と見直しを行い、理工学研究科委員会において翌年度の方針を承認している。なお、その内容については、本学公式 Web サイト上や履修要項に明示するとともに、大学院相談会等の機会にも周知に努めており、学内外へ向けて適切に公表・周知できている。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

生命科学専攻（博士前期課程・博士後期課程）修了時に授与される学位は、理学または工学となるが、学位ごとに教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が、定められていない。

＜今後の対応方策＞

まずは生命科学専攻において検討を行い、2022年度内に理工学研究科委員会で審議・決定予定である。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

＜評価の視点2、5は割愛＞

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点3：コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

＜現状説明＞

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

理工学研究科を構成する博士前期課程9専攻並びに博士後期課程8専攻の教育課程の概要については、学部での学修を基礎とした応用的な授業科目を多数準備し、学生各自の問題意識に応じてこれを選択履修して知見を深めつつ専門性の体系を身に付けるとともに、研究室における研究活動と教育補助活動の経験を積んでポテンシャルを高めることが可能な教育システムを準備している。

博士前期課程において、大学院学則第44条に基づき学生は課程に2年以上在学し、同第34条第1項に基づき30単位の授業科目の修得が必要である。また、指導教員の指導の下に修士論文の作成・提出を行い、審査及び最終試験に合格する必要がある。学部と比べ授業科目の履修ルールは緩やかであるが、研究分野に応じた科目履修ができるよう必要な科目を配置し、研究

室毎に履修モデルを明示している（履修モデルは履修要項に掲載）。論文作成にあたっては、「論文研修第一」、「論文研修第二」では指導教員から修士学位論文作成に向けた導入的内容の個別指導を受けることができ、「論文研修第三」、「論文研修第四」では指導教員を含む複数の教員から学位論文作成のために厳格な指導を受けることができる。これら4科目は必修科目として配置しており、第一・第二・第三・第四の順に履修することにより、体系的に修士論文として研究成果をまとめることができるよう配慮している。

また、博士後期課程では、同じく大学院学則第44条に基づき課程に3年以上在学し、同第34条第2項に基づき研究指導を中心に展開されるが、ビジネスデータサイエンス専攻以外の専攻は各専攻に設置された「特論」2単位、共通科目設置の必修科目である「研究倫理」1単位および特殊論文研修Ⅰ～Ⅵの12単位、合計15単位、ビジネスデータサイエンス専攻は「特論」を除く合計13単位を修得することとしている。ただし、優れた研究業績を上げて早期に修了することもできる。全ての専攻について、研究者として必須となる知識を涵養する「研究倫理」を履修すると共に、特殊論文研修はⅠ～Ⅵを順に履修をすることにより、体系的に博士論文の質的向上及び修了後に研究者として活躍する能力を育むことを企図している。

他方、副専攻については、博士前期課程は副専攻に1年以上在学し、副専攻毎に定められた必要単位数を修得し、リサーチペーパー1編の審査に合格することとしている。博士後期課程については、博士前期課程に定めた要件に加えて、リサーチペーパー2編の追加審査に合格する必要がある。各副専攻の修了要件単位は下記のとおりである。

－博士前期課程－

- ・環境・生命副専攻：12単位
- ・データ科学・アクチュアリー副専攻：12単位
- ・電子社会・情報セキュリティ副専攻：12単位
- ・感性ロボティクス副専攻：24単位

－博士後期課程－

- ・感性ロボティクス副専攻：8単位　それ以外の副専攻は4単位

なお、副専攻に設置されている科目の大半は主専攻との共通授業科目とすることで、履修者の負担軽減を図っている。副専攻登録者は、2017年度・72名、2018年度・92名、2019年度・51名、2020年度・50名、2021年度・83名、2022年度・52名と、年度によって増減はあるものの、一定の登録者を確保している。

○コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

博士前期課程においては、修了に必要な30単位のうち、主にリサーチワークとなる論文研修（修士論文指導）を12単位、主にコースワークとなる残りの単位を18単位（以上）と配分している。多くの学生は1年次にその多くの科目を履修して研究遂行に対する知識、周辺分野に対する見分を広め、これと並行して2年間の論文研修を履修している。2年間でのコースワーク18単位修得はリサーチワークの遂行を困難にするほどではなく、バランスは十分に取れている。

博士後期課程においては、2016年度機関別認証評価において「リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえない」との指摘を受け、2020年度より教育課程の見直しを行っている。具体的には、原則として3年間で主にリサーチワークとなる「特殊論文研修」（博士論文指導）12単位、主にコースワークとなるビジネスデータサイエンス専攻を除いた各専攻

に設置されている「特論」2単位、全専攻共通科目として設置されている「研究倫理」1単位の修得が求められる。「特論」で最新の知識を学びながら、リサーチワークとしての研究、実験、海外での研究発表等にバランスよく時間を充てることができるよう指導教員が配慮している。

意欲ある学生には、副専攻の履修が望まれる。副専攻については、博士前期課程の場合には1年間で主にリサーチワークとなる「特別演習」(リサーチペーパー指導)4単位、主にコースワークとなるその他の科目を8単位以上、あるいは2年間で主にリサーチワークとなる「特別演習」(リサーチペーパー指導)8単位、主にコースワークとなるその他の科目を16単位以上という構成である。博士後期課程の場合は、リサーチペーパー作成を軸に、自由な組み立てが可能である。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

理工学研究科は、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項に基づき活動している。具体的には、研究面において、それぞれの分野で先端的な研究を推進し、研究成果を多様な方面に積極的に応用することを目指している。このような研究を進めるにあたって、本学は大学の使命と財政的な構造の両面から学生の教育に重点をおいているため、教育と切り離れたところで研究を考えることはできない。そのため、研究の担い手として学生の力に期待するところが非常に大きく、また、研究を通して学生の教育を行うという視点を大切に考えている。その上で、国際的に第一線で活躍できる研究者と技術者を育成することをモットーに、指導方法の改善、履修制度の変更、カリキュラムの改訂、学生収容定員の見直し等、積極的な検討を随時行い、着実に充実させてきている。

博士前期課程では、学部での学修を基礎とした応用的な授業科目を多数準備し、学生各自の問題意識に応じてこれを選択履修して知見を深め専門性の体系を身に付けるとともに、2年間の研究室における研究活動と教育補助活動の経験を積んで、ポテンシャルを高めることが可能な教育システムを準備している。

博士後期課程では、自立した研究者の養成を目的としているため、論文演習が教育の中心となるものの、上述のとおり博士後期課程の教育課程として必要なコースワークも整備することにより、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的に十分に適合した教育システムを準備している。

以下、各専攻について説明する。

1) 数学専攻(博士前期課程・博士後期課程)

数学専攻の博士前期課程では、①純粋数学理論と応用数学理論の十分な知識と数学的感性を育成する、②広くは数理科学的、また工学的感性に基づく問題認識能力を培う、③豊かな学識によって裏打ちされた数学教育能力を伸ばす、④高度情報化社会を支える専門技術能力を教育する、という4点を人材育成上の目標として掲げている。

この目標の実現に向け、純粋数学から応用数学に至るまで、幅広い講義を提供している。そして代数学、幾何学、解析学、統計科学、計算機数学の主要分野で、指導教員の下での「論文研修」、他分野の専門家による「特論」、「特別講義」を履修することとなっている。

また、応用解析、統計科学、情報数学の講義科目に加え、各年度に応用数理も意識した集中講義を組み、各方面からの知識を吸収できるようにしている。具体的には、純粋科学と応用数学の「コア科目」(代数学、幾何学、解析学、統計科学、計算機数学)に、更なる

応用数学科目を「代数学と暗号理論」、「解析学と応用解析学」、「統計科学とデータ科学」というようにペアリングするかたちで体系的に整備するほか、理論分野においても、幾何・解析系では流体力学や反応拡散方程式の理論など、応用分野に直結する内容の講義内容が整備されている。

その他、環境科学への応用に関係して、データ解析、数学モデルによる定式化と計算機によるシミュレーション等、実際的な問題への応用研究を行っている。また、社会から要請されている数学を理解した人材を育成するという観点からは、応用数学、特に、統計科学、計算機数学等の分野で実績を積んでいる。教員養成においては設置以来の伝統を誇り、高度な専門性と幅広い応用性を身に着けた優秀な人材を輩出している。

博士後期課程では、数学特殊論文研修により主体的に高度な現代数学の研究を推進し、また、国内はもとより海外での国際会議での研究発表を含む研究交流を促進して高い研究能力と豊かな学識を持つ研究者・教育者を育成している。また異分野・異業種研究会などを通し、他分野や実社会における現代数学の意義を見通す広い視野を修得できるように配慮している。

2) 物理学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

博士前期課程では、研究機関で活躍できる研究者の育成とともに、民間企業の技術者として有為な人材を育てることに主眼を置き、特定の専門分野の高度技術者としてよりも広い視野と基礎知識を持った問題解決型の人材を育てることを目標としている。そのため、実験と理論、古典物理学と新しい分野の物理学とのバランスを考慮しながら、広い範囲にわたる現代物理学の各領域をカバーするカリキュラムを構成している。

一方で博士後期課程への進学を視野に入れ、その基礎となる研究能力を養うことも同時に行っている。上記のカリキュラムを通じて修得される広範かつ精深な学識に加え、「物理学論文研修」を通じて、ミクロからマクロにわたり、さらには複雑系と見なされるような場合も含めて、自然界に見られる様々な現象の物理学的解明を目指して、理論的、実験的、あるいは計算機を積極的に用いた数値的な研究を実践し、研究能力の向上を図っている。

博士前期課程においては、外部講師による講義科目も設置している。「物理学特別講義(第一～第七)」では、物理学各分野のエキスパートを招聘し、最新の話題を提供している。また「高エネルギー加速器科学第一」、「同第二」は高エネルギー加速器研究機構から各科目3名～4名の専門家の教員が高エネルギー物理学における最先端の研究成果を講義するものであり、受講生に大きな刺激を与えることができている。また、連携大学院方式により、物質材料研究機構の3名の教員を客員教授として任用しており、大学院学生の研究分野選択の幅を広げている。

博士後期課程においては、物理学の基礎から最先端にわたる高度な教育研究を行い、高い研究能力と豊かな学識を持つ研究者・技術者を育成することを目標としている。そのため、物理学の各分野における高度な専門的知識を系統的に教授する体制を整え、より専門的な能力と広い視野を修得できるよう配慮している。具体的には、「物理学特殊論文研修」では専門分野の研究を進めるにあたり最先端の研究成果を常に把握して自らの研究に活かしていく指導を、一方「物理学特論」では専門分野にとらわれずに物理学各分野の先端的な話題に触れる機会を提供している。

3) 都市人間環境学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

博士前期課程では、学士課程における都市環境学科の「社会基盤整備の科学技術教育」と人間総合理工学科の「人間の視点と自然との共生を実現していくための科学的方法の教育」という教育理念の融合を目指し、広範な分野にまたがる問題を自ら発掘・解決できる学際的、国際的な資質を有するエンジニアの育成を目的としている。

そのために学士課程で修得した知識を基礎とし、都市人間環境学専攻としての基本的知識、技術、倫理を習得するための科目を設けるとともに、これらを総合して実践するために、「都市人間環境プロジェクト第一～第三」という科目を設けている。

研究能力の養成という観点では本学のモットーでもある「実学」を念頭に置き、最先端の課題にも挑戦できるよう、「都市・国土」コース、「人間」コース、「環境」コース、「国際水環境」コースの4コースを設け、それぞれのコース毎に研究能力を高める科目を設置して、研究指導に当たっている。4つのコースは以下の特徴を有している。

「都市・国土」コース：専門知識や情報技術などを駆使して具体的な構造物、時空間環境を計画・設計できる、また防災の知識を社会に還元できる高度なエンジニアの育成

「人間」コース：人の豊かさや感性、健康、思考、行動様式等を学び、安心安全な社会の実現を目指した科学者、技術者の養成

「環境」コース：社会科学や統計学の知識を有し、異分野の専門家や市民と協働で地域または地球規模の環境・エネルギー問題を解決しながら、地域をマネジメントできる人材の育成

「国際水環境」コース：我が国の産業界と行政の風土ならびにその利点に習熟し、かつ国ごとの歴史・文化・風土を尊重する国際的視野を持った高度専門職業人としての水環境・水処理技術者の育成

これらに加え、研究者教育の一環としてTA制度を活用し、実習や講義等の補助業務を通じて、習得した専門知識を応用し発展させる機会を確保している。

博士後期課程では、都市人間環境学に関する高度な教育研究を行い、高い研究能力と豊かな学識を持つ研究者・エンジニアを育成することを目標としている。そのため、都市人間環境学の各分野における高度な専門的知識を系統的に教授する体制を整え、より専門的な能力と広い視野を修得できるよう配慮している。具体的には、「都市人間環境学特殊論文研修」では専門分野の研究を進めるにあたり最新の研究成果を常に把握して自らの研究に活かす指導を行うとともに、一方「都市人間環境学特論」では専門分野にとらわれずに都市人間環境学の各分野における先端的な話題に触れる機会を提供している。

4) 精密工学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

博士前期課程では、工学先端を追求しつつ産業基盤にも貢献する技術者、研究者の育成を目的としている。特に、精密工学は製造業の基盤を構築する重要な役割を担っている。一方、その実現に期待がかかる先端分野では、 μm 台の精度を基準とする超精密の新しい領域が広がり、マイクロマシン、ロボット、工作機械等、精密を追求する新分野の発展は目覚ましい。このような状況を踏まえ、工学先端を追求しつつ産業基盤にも貢献することを目的としたカリキュラムとして、「流体工学特論」、「固体力学特論」、「熱移動工学特論」、「制御工学特論」、「デジタル生産工学特論」といった先端分野に対して横断的な共通科目の他に、マイクロマシン、ナノバイオテクノロジー、ヒューマンインタフェース等、先端

研究に直結する個別の分野を対象とした科目を多数準備し、学術論文や国際会議に発表される最新の研究成果等に基づく知見についても紹介を行っている。学生には、研究テーマに応じた科目の修得を求めるとともに、所属研究室における論文研修、国内・国際会議での学術研究発表、学術誌への論文投稿等のための研究指導を通じてグローバルな視野、そして自立したエンジニア、研究者となるための能力を高めるための教育を行っている。

博士後期課程では、さらに高度な研究能力を持った技術者、研究者となることを目指している。「精密工学特殊論文研修」では各人の専門分野に特化した講義を行っている。一方、「精密工学特論」では、博士後期課程全ての学生に対して、各教員によるオムニバス形式の講義により、幅広い専門性を身につけ、これからの研究者としてのノウハウを学ぶとともに、学生間の交流を行っている。

5) 電気電子情報通信工学専攻（博士前期課程）

電気電子情報通信工学専攻では、電気・電子・情報通信工学の基礎から最先端にわたる高度な教育研究を行い、高い研究能力と豊かな学識を持つ研究者・技術者を育成することを目標としている。そのため、電力工学、電気機器工学、電気・電子材料工学、電子デバイス工学、集積回路工学、情報通信工学、システム工学、計測・制御工学、電気化学、生体医工学等の幅広い分野を網羅するカリキュラムをもとに、各分野における高度な専門的知識を系統的に教授する体制を整えている。また、「論文研修」、研究室単位の研究報告会、中間報告書の作成と評価、年1度の研究発表会、同窓会の協力により主として発表能力を評価する同窓会賞の授賞等の取組みを行っており、様々なかたちで客観的な評価を受けることによって、講義科目の履修を通じて培われた学識を応用する能力を高めている。また、学会発表や国際会議での発表を奨励し、そのための個人指導を徹底することにより、研究能力、プレゼンテーション能力、さらにはグローバルな視点から物事を考える能力、言語の壁を越えたコミュニケーション能力、論理的な思考に基づく問題解決能力等を強化している。また「電子社会・情報セキュリティ副専攻」は電気電子情報通信工学専攻と関連が深いことから、これらの講義科目の履修を推奨することにより、より専門的な能力と広い視野を修得できるよう配慮している。

6) 応用化学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

応用化学専攻では、21世紀における地球環境、エネルギー、新素材、生命現象等の先端分野における重要な課題の解決を担う人材の輩出を目的としている。このような目的の下、学生は、機能・物性化学系（6研究室）、環境・プロセス工学系（3研究室）、生命・有機化学系（5研究室＋1協力研究室）のいずれかの研究室に配属され、専任教員の研究指導の下で研究活動を行い、また学士課程での講義内容をさらに専門化した授業科目を履修する。

博士前期課程の学生に求められる広い視野と深い学識を授けるために、研究内容に直結した授業科目はもとより、学生が所属する系列外の講義科目及び副専攻において開講されている科目を履修できる体制が用意されている。特に「環境・生命副専攻」は関連が深く、履修を奨励している。さらには、他の教育研究機関や他専攻での第一人者をゲストスピーカーとして招聘する「応用化学特別講義」を設けている。

研究能力の向上に関しては、論文研修、研究室内の週単位の研究成果報告会、年1度の学内発表会及び学会発表等の取組みを行っており、様々なかたちで客観的な評価を受けることによって、講義科目の履修を通じて培われた学識を応用する能力をさらに高めている。

博士後期課程の学生には、応用化学専攻の各分野において、国際的に活躍できる独立した研究者・開発リーダーとなるべく、広い視野、深い学識と見識を有し、現在取り組んでいる研究テーマだけでなく、将来、さらに新たな分野を切り開くための、チャレンジ精神を養う教育を行っている。また、諸外国の第一線の研究者との交流や研究成果の発表のため、国際会議での発表や国際誌への論文投稿を促している。

7) ビジネスデータサイエンス専攻（博士前期課程・博士後期課程）

ビジネスデータサイエンス専攻では、社会および地球環境を考慮に入れた広い視野に立ち、意思決定、予測、計画、開発、設計、実行、管理、評価などの様々なビジネスの局面において、数理モデルやアルゴリズムなどの数理的素養や、情報技術を含めた工学的手法を駆使してデータサイエンスを実践できる人材、すなわちデータサイエンティストを養成することを目指している。

そのための授業科目は、学部で配置された内容を基礎に、履修者がデータサイエンスに関する先端的な研究を理解し、各人の研究に資することができるように、発展的なデータサイエンスに関する科目を配置する。

博士前期課程では、「情報検索」、「自然言語処理論」、「データサイエンス基礎数学第一」、「データサイエンス基礎数学第二」、「応用最適化」、「数理統計学」、「ベイズ統計学」、「モデリング」、「機械学習」を所属研究室に依らず履修を強く推奨する授業科目として指定している。授業実施においては、研究及び高度に専門的な業務に従事するのに必要な能力の育成を目的とし、自立的な学習を助長するような工夫を行っている。学生自身による発表・質疑、レポート課題による相互啓発を基本としている。チームを編成しプロジェクト研究を行っている科目もある。また、「データ科学・アクチュアリー副専攻」、「感性ロボティクス副専攻」は特に関連が深く、これらの授業科目を履修することで、より専門的な能力、広い視野を獲得できるようにしている。

博士後期課程では、高い研究能力と豊かな学識を持つデータサイエンス分野の研究者・技術者を育成することを目指している。そのため、ビジネスデータサイエンスの各分野における論文指導を軸に、高度な専門的知識や能力および広い視野を修得できるよう配慮している。

8) 情報工学専攻（博士前期課程）

情報工学専攻は、理工学研究科の教育研究目的に基づき、情報工学の基礎から応用にわたり研究、開発、実務に携わるための知識と能力とを有し、情報分野で指導的役割を果たしつつ活躍できる人材を養成することを目指している。

これを達成するため、博士前期課程においては、各教員の担当する研究分野 36 科目、電子社会・情報セキュリティ副専攻科目 17 科目を開講し、基礎重視であると同時に幅の広い教育課程を設置している。これによって、情報処理分野、情報数理分野、情報システム・ネットワークと情報セキュリティ分野、コンピュータを構成するハードウェアの高信頼性設計分野の少なくとも一分野から深く課題にアプローチし、問題の発見と整理、解決策の調査と探索、解決策の考案、及び解決策の実施と評価からなる一連の過程を進めることのできる知識と能力とを備えた人材を養成している。

9) 生命科学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

生命科学専攻は、物質レベルで生命現象を解き明かす分子生物学のようなミクロな生命科学から、地球環境問題や生命進化のようなマクロの生物学にまで広く対応できる知識と研究能力をもち、生命科学のみならずその他の分野でも指導的役割を果たして活躍できる人材の育成を目的としている。

博士前期課程では生命機能解析、生命圏生物学、生命機能利用の3つの基幹分野を設け、幅広い知識を身に付けられるようなカリキュラムを用意している。履修モデルは、履修が強く望まれる科目をはじめ、履修が望まれる科目や関連科目が配置されており、これに沿って履修していくと各基幹分野における基礎から最先端の内容を学べるようなカリキュラム構成になっている。また、学生には自分の研究内容に近い授業科目だけではなく、他の基幹分野の講義の履修機会も与え、広い視野を持った高度な知識人の養成を目指している。さらに、「環境・生命副専攻」は関連が深く、履修を推奨している。

博士後期課程では、生命科学分野における深い専門知識と素養とを習得した科学者や技術者として社会で活躍することを想定した、高度な研究と教育が行われる。生命科学の各専門分野における高度な知識と技術とを、学生自らが発展的に高めると共に、周辺分野を含む体系的な知識の活用も可能にする教育体制を整えている。得られた専門的な能力と広い視野に基づいた研究成果を得るだけでなく、それを学会発表や研究論文として内外に発信できる表現能力を獲得することにも配慮している。これは、持続可能性が叫ばれる現代において不可欠な、生命科学分野の今後の社会的なニーズを考慮したもので、基礎的な分野の実力を付けるとともに、生命科学の応用的な側面にも重きをおいた研究・教育環境を提供している点が、本専攻の大きな特徴と言える。

10) 電気・情報系専攻（博士後期課程）

電気系分野と情報系分野の基礎から最先端にわたる高度な教育研究を行い、高い研究能力と豊かな学識を持つ研究者・技術者を育成することを目標としている。そのため、電気・情報系の各分野における高度な専門的知識を系統的に教授する体制を整え、より専門的な能力と広い視野を修得できるよう配慮している。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

博士前期課程では、「産業科学技術論 A・B・C」、「産業科学演習 A・B・C」、「産業科学研修 1・2」の8科目を産業キャリア教育プログラム科目として設置し、7単位以上修得することでプログラム修了証を発行している。産業キャリア教育プログラム科目は、ダイバーシティ推進・SDGs 達成に先進的に取り組む企業が、どのような未来社会を築きたいと考え、ダイバーシティ（多様性）を生かすために男女共同参画など「G5: ジェンダー平等を実現」しつつ、どのように取り組みを進め、SDGs にも貢献しているのかを理解することを目的としている。とりわけ、演習科目ではグループワークを取り入れ、研修科目では、産業界の第一線で活躍される実務家により、産業界が取り組む技術課題について直接、専門的な指導がなされており、高度な技術の修得や産業界での研究開発の方法論、当該分野における最新動向、産業界における理工系の基礎知識・専門知識の高度な応用の仕方などを、研究的な課題に取り組むことを通じて修得することができる。

博士後期課程においては、近年修了した学生の進路が多様化していること、特に企業で研究開発の現場に採用された博士学生が、能力を発揮し活躍している例は少なくないことに鑑み、

「企業ジョブ型インターンシップ」を設置している。本科目では、企業に一定期間身を置いて研究開発業務に取り組む経験を通じ、研究力に裏打ちされた実践力を高め、研究者としての視野を広げると同時に、キャリアパスについても考察を深めることを目的としている。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設できている。また、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、教育課程を体系的に編成できている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<p>評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</p> <p>評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）</p> <p>評価の視点3：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）シラバスに基づいて授業が展開されているか</p>
--

<現状説明>

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

博士前期課程では、修士論文作成のための「論文研修」12単位、講義等18単位の計30単位を修了要件としている。全体として、研究を遂行するために専門分野の知識をさらに深める、あるいは周辺領域の知見を広める専門科目の講義や、分野横断的に有効なツールとなり得る内容の講義に加えて、自主的に課題に取り組む演習形式や実験形式の授業を設置し、主体的な学習を促す授業形態としている。また、日々の論文指導をバランスよく組み合わせていることにより、学生が自ら設定する研究テーマに関連する知識を主体的に学び、深め、演習や実験の形で表現することができる教育課程としている。さらに、授業に関連する分野の論文を自分で探し、それを理解して発表を行う輪講形式を採用する授業科目が多く、自由度の大きなレポート課題に取り組むことを通じて、授業に関連した内容について学生の興味に基づく自主的な参加を促している。加えて、国立研究所やNPO法人、メーカー等企業の第一線の研究者を招いて最先端の研究を紹介する機会を複数の授業で設けているほか、学外で行われる機械の展示会や見本市に参加させて産業界の動向をリサーチさせる試みも行っている。なお、専攻によっては、「特別講義」や「特別演習」を設けたり、インターンシップ科目を設置したりするなど、独自に特色ある科目を配置することで、学生の興味・関心や職業的自立への希望に応える授業内容を採用している。また、通常の講義科目においても、学部との合併科目を置いて、学習意欲の高い学部3、4年生と共に学ぶことにより修学のモチベーションを高めるとともに、学生には、それまでは必ずしも得意ではなかった分野の講義を、基礎から聞き直して理解を深めるきっかけを与える等の効果を狙った工夫もしている。

博士後期課程においては、論文指導以外に2022年度よりコースワーク科目として各専攻に設置した「特論」と2020年度入学生より必修化した全専攻共通科目「研究倫理」がある。特論

では各分野の最新の知識を得ることができ、研究倫理では研究者として必要不可欠な倫理観を養うことができる。なお、博士後期課程の論文研修科目は前期課程よりも更に少人数クラスによる授業が展開されており、実質的に履修する学生が自身の研究テーマを深化させることに特化した授業形態となっているため、学生の主体的な参加は必然的なものとなっている。

学生の主体的な学修を促す仕組みとして、専攻によっては、修士論文の中間発表会を開催し、その年度に修士論文を提出することを予定している者に発表を行わせ、教員だけでなく博士前期課程1年生、博士後期課程の学生、さらには学部の学生にも参加させている。この段階での研究の進捗状況を発表し、参加者との質疑応答をすることで発表者の研究のモチベーションが向上し、良い結果につながっている。あわせて、研究指導内容や指導体制に関して教員同士の情報交換の場としても有効であり、この中間発表会をきっかけに複数の研究室間で共同研究が開始されるケースもある。

複数の研究室での合同発表会を行っている専攻もある。例えば、精密工学専攻・電気電子情報通信工学専攻・ビジネスデータサイエンス専攻は、専攻を超えてロボット研究系の研究室で集まり、修士論文の中間発表会を年2回実施している。これは、相互の研究発表・ディスカッションを通じて、自身並びに他研究室の研究内容の深い理解、人的交流を行うことを実現している。研究室合同のプログラム作成や懇談会の手配等は担当研究室の学生が主体的に行っており、学生の主体性を育む点でも有意義に機能している。他大学院の研究室との合同研究会も様々な行なわれている。これらは、学生が研究に関する広い視野を持ち、研究を進めていくために極めて有効に機能している。

なお、優れた学業成績や研究成果についてはそれらを支援・表彰する仕組みを設け、学生の主体的かつ積極的な授業参加や研究論文成果の発表を促している。例えば、国内外の学術会議における研究発表に対する旅費や参加登録費の支援、都市環境専攻の学生を対象とした茨木龍雄学術奨励賞による優秀な学生の表彰制度もある。また、電気電子情報通信工学専攻では、修士論文発表公聴会に当該学科の同窓会会員が参加し、独自の審査基準で同窓会賞を授与している。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

博士前期課程と博士後期課程の新入生に対して、理工学部事務室（大学院担当）の担当者が履修ガイダンスを実施している。さらに、学部における教育系列と研究科における研究系列とが異なることから、各専攻の所属専任教員による独自の履修ガイダンスを実施し、副専攻を含めて研究に関連した履修指導を行っている。

学生の研究領域は多岐にわたっており、特に博士前期課程においては、学生は研究に必要な知識を身に付けるためには様々な分野の授業科目を履修しなければならない。そのため、学生毎の履修指導は指導教員の責任の下で、学生の研究テーマや能力に応じて個別にデザインされた指導が行われている。指導教員の指導の下ですべての学生が履修科目の決定を行うため、研究科として1年間または学期ごとの履修登録単位数上限は設定していない。また、学生に毎年配付する履修要項に、指導教員が履修を推奨する授業科目の一覧を示して履修計画の一助としている。

○研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

学位論文の作成等を通じた教育・研究指導においては、博士前期課程の学生は、「論文研修第

一、「論文研修第二」、「論文研修第三」、「論文研修第四」で受けることができる。各科目での論文指導・作成・提出までのスケジュールのアウトラインは、シラバスで明示されており、個別指導・中間発表等で都度、担当教員と確認しながら、柔軟に対応できるようになっている。

「論文研修第一」、「論文研修第二」で指導教員から修士学位論文作成に向けた導入的内容の個別指導を受けることができ、「論文研修第三」、「論文研修第四」で指導教員を含む複数の教員から学位論文作成のために厳格な指導を受けることができる。また、研究課題に取り組むには様々な知識や技術が必要とされ、単一の視点からのアプローチでは解決が困難であることを考慮し、研究指導には複数の教員が関わることを可能にしている。複数指導制は研究指導の客観性を増す効果が期待できることから、中間発表会と学会発表の場面では有効であると評価できる。

また、多くの専攻では、1～2回の中間発表を課し、全教員参加の下、可能な限り研究指導評価に客観性を持たせると同時に複数教員による学際性・融合性にも配慮した研究指導が行われているほか、中間発表要旨も作成し、研究指導方法の改善に用いている。専攻全体で中間発表を行っていない専攻においても、複数の研究室での合同研究会、発表会を実施している。中間発表は、研究における進捗状況を教員と学生に把握させることができると同時に、指導教員以外の教員の質問・指摘を受けて、学生の資質や研究意欲が向上することが認められる。ただし、研究の特許やオリジナリティの観点から、発表できる内容が制限される問題点もある。さらに修了時には、最終発表会を開いて研究成果の評価を行っており、他の研究室の教員や学生も参加するためにわかりやすい説明が求められ、それに対応するための深い指導を行うことができている。このような中間発表や最終発表を下級年次の学生が聞くことで相乗的な教育効果を生んでいる。

博士後期課程についても博士前期課程同様に「特殊論文研修Ⅰ」、「特殊論文研修Ⅱ」、「特殊論文研修Ⅲ」、「特殊論文研修Ⅵ」のシラバスにおいて論文指導・作成・提出までのスケジュールのアウトラインを明示している共に、大学院学則第34条第3項別表第3に定めるとおり1年次の9月までに「研究計画書」を、そして2年次の12月までに「研究経過報告書」を、指導教員を経て理工学研究科委員会に提出することを義務付けており、「特殊論文研修Ⅰ～Ⅵ」を通じて一定の水準に達するまで研究指導を行い、各専攻で定められた学位請求基準を満たすよう指導を行っている。また、研究成果が得られた際には、その都度学会発表を行うことを推奨している。今後は、中間審査あるいは進捗状況をチェックする等の方法を工夫することにより、博士学位取得までの年月を短縮させることが可能かどうか検討していきたいと考えている。

また、こうした指導体制については、いずれの広報媒体にも明示していないため、在学生の履修計画や進学を検討する学部学生等への情報提供として、学位取得までの具体的なプロセスとスケジュールを明示する必要があると考えており、2023年度履修要項における明示を行うべく、理工学部事務室を中心に具体案を検討中である。

他方で、理工学研究科では研究分野の変更や教員の退職、研究期間による長期不在により、学生が指導教員変更を申し出る場合、これを承認する指導教員変更届け出制度が確立している。当該制度による申し出は、主として研究計画・履修計画を決定する年度ははじめになされている。

学生は入試に出願する段階で『大学院教員紹介』等で教員の研究分野に関する情報を事前に入手していることに加え、入試要項に「出願する前に、必ず研究指導を受けたい教員に連絡し研究指導分野等について相談すること」と明記されているため、指導教員変更の申し出は少ない。また、本学理工学部出身の学生は、卒業研究で指導を受けた教員の研究室に引き続き入室することが多い。

指導教員変更の希望が出された場合には、当該学生が変更前の指導教員に申し出、変更前の

指導教員と当該学生及び指導を希望する教員との間で協議を行い、三者の合意が得られると変更が行われる。この場合、当該学生は変更前と変更後の教員の承認を得て「指導教員変更届」を事務室に提出し、理工学研究科委員会での承認を受ける必要がある。

学生からの希望による研究課題の変更は指導教員の変更を含めて柔軟に対応しているが、博士前期課程では研究室の配属数に応じて学部における研究内容と異なる研究室への配属を余儀なくされる場合がある。

このほか、指導教員が必要と判断した場合、副指導教員を置くことができる。これは、研究領域の多様化に対応しながら十分な研究指導が行われることを保障するためである。教育・研究指導における主たる責任は指導教員にあり、指導教員は副指導教員の助言等を考慮しつつ日常的な指導に当たっている。副指導教員の選定は、各専攻からの推薦に基づいて理工学研究科委員会において行われる。

○シラバスに基づいた授業展開について

シラバスは manaba 及び本学公式 Web サイト上で公開している。掲載内容は、履修条件、到達目標、授業概要、授業計画、成績評価基準、事前事後学習の具体的内容、アクティブ・ラーニングや双方向授業の実施内容、実務家教員による授業の明示、参考文献、授業外の学習活動等であり、履修に際しての科目選択の他、計画的な予習が行えるように配慮している。さらに、第1回目の授業に際し、担当教員からシラバスに基づいて年間の授業計画についての詳細な説明を行うことで補っている。

シラバスの記述内容及び記述量については教員間で精粗が生じることがないように作成時に項目毎に作成上の注意点を記載した作成要領を全教員に配布し、一定の改善を見ている。また、2018年度より理工学研究科委員会のもとでシラバスの第三者によるチェックを行い、教育課程編成・実施の方針に基づく授業が展開されているかの確認を行うことで、授業の質を担保している。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、大学院教育の特性に鑑みた授業形態や履修指導、研究指導計画やシラバスに基づく計画的な学習を通じて学習を活性化し、効果的な教育を提供できていると考える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

<現状説明>

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

成績評価については、S(100～90点以上)、A(89～80点以上)、B(79～70点以上)、C(69～60点以上)(以上合格)、E(59点以下)(不合格)とし、履修要項に明示している。成績評価の方法は、授業時間内での報告や討論、レポート提出等の平常点によるものとテストによるもの、あるいは両者を組み合わせるもの等、個々の教員の裁量に任されているが、教育課程の編成・

実施の方針に即した科目の位置づけ等に応じて、到達目標への到達度に評価基準を置いている。これらの点で、教育科目毎の成績評価の透明性・客観性は基本的に確保されている。なお、教育科目の内容、成績評価の基準・方法はあらかじめシラバスによって学生に公開している。

なお、シラバスは、公開前に理工学研究科委員会による第三者チェックを行っており、その適切性は担保されている。

また、成績発表の結果、成績評価に疑問点がある場合には、学生が問い合わせ期日までに所定用紙にて調査を依頼することが可能となっており、必要に応じて研究科委員長への申し出を行うことが可能となっている。このように、学生・教員間における成績評価の双方向性・透明性を確保することで、その適切性を高めている。なお、この取り扱いについては履修要項や C plus 等を通じて周知している。

入学前の既修得単位認定については、10 単位を限度として博士前期課程の修了に必要な単位に参入することができる。単位認定にあたっては博士前期課程入学時に入学前に履修した科目名（必要に応じ、シラバス等も提出させる）とそれに対応して認定を希望する科目名、当該授業科目の内容と認定の理由を添えて申請を行わせ、委員と指導教員の審査を経た後に研究科委員会での承認を得ることとなっており、十分な教育的配慮を行っているといえる（なお、2021 年度の認定者は 279 名であった）。

以上のように、入学前の既修得単位の認定については、大学院設置基準第 15 条の定める他大学院等での学修による認定単位数の範囲内で運用しており、かつ、大学院設置基準第 3 条（修士課程）第 1 項に定める課程の目的に適った教育を適切に行っている。

○学位授与を適切に行うための措置

学位論文審査にあたっては、修士論文・博士論文それぞれで審査基準を設けており、課程修了に向けた手続き等の主な流れと共に履修要項にて学生に周知している。修士論文の審査及び修士学位授与に関しては、理工学研究科委員会で選出された主査（1 名）・副査（2 名）により審査基準に則り論文審査および最終試験が行われ、研究科委員会で修士論文可否及び修士学位授与決定がされる。博士論文の審査及び博士学位授与に関しては、指導教授より受理審査願が提出され、まずは専攻内で受理の可否を判断している。その後、受理可の場合は、理工学研究科委員会にて、改めて博士論文審査委員（主査 1 名・副査 2 名以上）を選出し、博士論文審査委員の下で公聴会・最終試験が行われる。なお、副査選出にあたっては、2020 年度より、副査のうち 1 名は本研究科以外の委員を選出できることとしている。これにより、多角的な視点から公正で適切な学位審査を実施する体制を整備している。博士論文審査委員により、論文審査基準に則った審査が行われた後、理工学研究科委員会で、博士論文審査委員から最終試験結果が報告される。博士論文審査委員が合格と判断した場合は、投票を行い、博士論文の審査可否及び博士学位授与決定がされる。博士論文は 2013 年度より、中央大学学術リポジトリを利用して原則、全文を公表しているが、学術リポジトリに掲載する博士論文の研究及び論文指導を補完し、不正に引用された論文が流布することを予防する目的から、2018 年度より、指導教員による剽窃チェックを本学指定のソフトウェア (iThenticate) を利用して行うことを義務付けることにより、適切な学位授与を担保している。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、成績評価については他大学での成績表記に合わせた表記への変更を実施し、単位認定については、入学前の既修得単位認定を 2020 年度の大学院設置基準改正に伴い

見直しを実施した。また、学位授与については多角的な視点から公正で適切な学位審査を実施する体制を整備しており、いずれも適切に行っている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

＜評価の視点1は全学項目のため割愛＞

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

＜現状説明＞

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

教育課程の国際的通用性を高めるための試みとして、学生に対して学術国際会議での発表を奨励している。多くの学生にとって、自分の研究成果を海外で発表あるいは討論する機会は初めてのことであり、準備を含めてその経験はその後の研究活動に大いに役立つ。研究科には学術国際会議で発表を行う学生に渡航費を助成する制度があり、学生への後押しとなっている。なお、学生の学術国際会議発表数は、2017年度160名（うち、助成者142名）、2018年度142名（同134名）、2019年度73名（同72名）、2020年度1名（同0名）、2021年度0名（同0名）である。このように、新型コロナウイルスの影響により2020年度以降は利用者が少数であるが、海外への渡航が制限されない期間においては多くの学生が国際会議による発表経験を積んでいる。

また、博士前期課程の全専攻共通科目「グローバル人材育成推進科目」群で「海外特別研修」、「理工学英語セミナーⅠ、Ⅱ」、「アカデミック・ライティング」、「アカデミック・プレゼンテーション」を開設し、英語での研究成果発表の質と数を高める支援を行っている。これは、英語6年一貫教育（学部4年+修士2年）において、学部4年間での英語基礎的能力の育成と知的好奇心の喚起、TOEIC受検対策等から続くもので、国際学会発表・論文投稿の準備のための科目となっており、英語6年一貫教育の集大成の場となっている。「海外特別研修」は、教育力向上特別予算「理工系実学教育の高度・学際・グローバル化」を活用し、アメリカ・カリフォルニア大学デイヴィス校との交渉を行い、理工学研究科大学院学生向けの短期留学プログラムが実施されることになった。このプログラムの目的は、英語での研究発表（プレゼンテーション）能力と総合的な英語力向上に重点をおいたものであり、英語での研究発表能力の向上、研究活動に必要な英語でのコミュニケーション能力の向上を主な目的としている。また、あわせてアメリカの理工系大学院・企業・研究機関等における研究環境を知るとともにホームステイを通じた異文化体験を通じて自己を発見し、世界的な視野を広げることも目指している。同プログラムは、海外研修への参加に加え、研修前の事前授業、および研修後の事後授業を実施し、海外研修の内容がより定着するよう指導を行っている。「理工学英語セミナーⅠ、Ⅱ」については、主に本学国際センターの制度を利用し、理工学研究科で受け入れている外国人研究者による理工学に関する英語のセミナーや講演会等を受講することで、実践的な英語力の向上を目指すものである。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮は、指導教員の個人レベルでの対応に負うところが大きい。後楽園キャンパスにおいて国際センター設置の日本語科目の聴講が可能となっており、これにより留学生の日本語能力の向上をサポートしている。また、留学生の日本語サポートや学生生活について指導・助言する「外国人留学生チューター制度」を設けており、大学院学生をチューターとして採用を行っている。

○国外の高等教育機関との交流の状況

学生ベースでの交流として学術国際会議派遣、海外留学と外国人留学生、研究生の受入れが挙げられる。学術国際会議派遣については、より高度でより多くの研究者が集まる国際学会において、国際レベルでの研究交流が促進されている。反面、海外留学は、実験等の検証を繰り返しながら短い期間に論文を完成させなければならないという理工学研究科特有の事情もあり、長期の留学実績はそれほど多くはないが、近年は海外留学へ挑戦する学生が少しずつ増加している傾向にある。留学を支援する取り組みとして、博士後期課程の学生を対象とした1～3カ月の短期の留学制度を設けており、2017年度は募集枠2名に4名の応募があり、2名を採用、2018年度も募集枠2名に4名の応募があり2名採用、2019年度は2名、2020年度は1名、2022年度は2名を派遣した。今後も、理工学研究科に設置されている英語プレゼンテーションスキルアップ科目や英語による専門科目の履修を通じてさらに積極的に国際レベルでの交流に出かける能力を養成する環境作りを推進する。

また、大学全体のグローバル化推進の影響もあり、海外の大学から理工学部・理工学研究科の研究室を訪問するケースも増加している。2017年度は7月に国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が企画する「日本・アジア青少年サイエンス交流事業」(「さくらサイエンスプラン」)で採択された計画として、協定校の国立中央大学(台湾)からの大学院学生を10名、理工学部応用化学科にて受け入れ、約1週間の交流プログラムを実施した。2018年度は同事業で、マレーシア工科大学(マレーシア)から大学生を10名、引率教員1名を招聘し、後楽園キャンパスを拠点に、各種施設訪問見学、研究室での実験などの活動を行った。また同年度、本学では初となる「共同研究活動コース」に採択され、11月下旬から2週間、清華大学(中国)から大学院学生4名、ポストドクター1名、引率教員1名を招聘し、中央大学後楽園キャンパスで共同研究を実施した。理工学研究科では、2018年度より台湾国立中央大学と博士後期課程を対象としたダブル・ディグリープログラムをスタートさせている。2019年度はさくらサイエンスプランで台湾の国立中央大学から大学生・大学院学生を10名、引率教員1名を招聘し、後楽園キャンパスを拠点に、各種施設訪問見学、研究室での実験などの活動を行った。2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、交流を実施できなかったが、2021年度以降は、海外からの招聘は叶わないものの、オンラインでの交流を実施している。交流の実績としては、ブラジルのサンパウロ大学、台湾の台湾国立中央大学、中国の清華大学、中国の上海理工大学が挙げられる。

先述した「理工学英語セミナー」のように、海外の高等教育機関、研究機関と教員間で実施している研究者の受け入れが、講演会、セミナー等の開催を通じて、学生の国際レベルでの研究交流意識を高めることにつながっている。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、グローバル人材育成推進科目の設置や学術国際会議での発表助成制度を整備することで、国際的通用性を高めるための取り組みを適切に実施している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目⑦：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

＜現状説明＞

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

大学としては、「学修成果の把握に関する方針」を定め、各学部・研究科において展開している教育活動について、その質の保証と向上を図ることを目的として、三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）に基づき、機関レベル、教育プログラムレベル、科目レベルの3階層で、学修成果等を測定・評価し、その結果を教育改善につなげることとしている。

理工学研究科としては、2022年度より各授業科目が学位授与の方針における「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するののか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示すカリキュラムマップを設定した。

また、理工学研究科FD委員会において、下位課程である理工学部（理工学部FD委員会）とも連携を取りながら、学習成果の把握・可視化に関する取り組みについて検討を進めており、2022年度には理工学部において、①ルーブリックを用いた評価を活用した学修成果の可視化、②カリキュラムマップを活用した学修成果の把握、の2点に取り組むことが決定している。これは、まずは理工学部で先行してその導入・検証を行った後、学部における成果を踏まえて、2023年度以降に理工学研究科への導入の検討を行うこととなっている。

＜点検・評価結果＞

上記の現状のとおり、全学方針に基づく各指標データの確認を行うことで学修成果の把握に努めると共に、カリキュラムマップの設定により学生は学位授与方針に明示した学習成果を適切に把握及び評価することができる。今後、理工学部における学修成果の把握に関する取り組みを昇華させた仕組みを理工学研究科にも導入し、理工学研究科における学修成果の適切な把握に向けた取り組みを推進する。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

理工学研究科では毎年度、自己点検・評価活動を行い、大学評価委員会が定める指定課題に加えて、研究科独自の自主設定課題を設定し、定期的な点検・評価活動を行っている。課題設

定に際しては各科目の履修者数や学生アンケート、国際学会助成の利用件数、さくらサイエンスプランの実施件数、指導を行う現場の教員からの率直な意見等を参考に、中長期的な課題との関連性や優先順位も加味しながら、当該年度に取り組むべき課題を把握している。

これらは、理工学研究科組織評価委員会において具体案を検討し、適宜各専攻と連携を図りながら理工学研究科委員会にて審議するプロセスを踏んでいる。具体的な改善事例として、博士後期課程におけるコースワークの確立やインターンシップ科目の設置、理工学部と一体になったグローバル化の推進に際し、英語によって修了できるコースの増設やさくらサイエンスプランの採択件数増加、ダブルディグリー協定の締結等を実現している。

また、各専攻における教育課程の点検が毎年度各専攻における専攻会議において行われており、定期的な専攻会議での議論が理工学研究科連絡委員会を通じて理工学研究科委員会で議論できる仕組みができています。具体的な改善事例として、2020年度は6専攻が、2021年度は6専攻、2022年度には5専攻が教育課程の見直しを行い、科目の改廃を行っている。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、定期的な自己点検・評価活動や専攻会議等における機会を通じて理工学研究科の教育課程の適切性は多角的に点検・評価することが可能であり、評価結果に基づいた改善・向上に資する取り組みを行っているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

<現状説明>

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

理工学研究科の入学受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は研究科ないし専攻における学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を十分に踏まえて設定されており、その旨は「理工学研究科の求める人材」の前文に記載されている。

また、アドミッション・ポリシーは、入学試験要項のほか、履修要項や本学公式Webサイトへの掲載を通じて、学位授与の方針と同様に公開・周知している。また、入学希望者が集まる大学院進学相談会等においても周知に努めている。なお、本方針は学位授与の方針・教育課程編成・実施の方針と共に、毎年11月の理工学研究科委員会で審議を行い、見直しを行っている。理工学研究科委員会で審議・承認された、2022年度の理工学研究科及び各専攻のアドミッション・ポリシーの内容は以下のとおり。

<入学受け入れの方針>

○理工学研究科の求める人材

理工学研究科は、将来の科学技術基盤を担う研究者・技術者の養成をすべく、基礎に重点を置きながらも最先端の理論と技術を修得するための教育を提供しています。また、実学を念頭におき、産学連携

教育、産学連携研究を通じて、価値観の多様化、研究領域の多様化を考慮した創造的視点からの問題解決能力の育成、早期に社会的貢献ができる人材を輩出することを目標としています。そのため、次のような学生を求めています。

- ・国際的第一線で活躍できる研究者・技術者になりたい人
- ・広い視野と学部で修得した基礎学力の充実を深めて、より高度な専門知識と研究遂行能力を修得したい人
- ・深く広い思考力と問題発見・定式化能力に基づく先端的研究能力を向上させるための理論と応用力を修得したい人
- ・高信頼性を保持した、安全で豊富な社会情報基盤を築くことに関心のある人
- ・理工学の分野だけでなく、社会科学・人文科学との連携も視野に入れた境界領域の学問分野に関心のある人

以上に基づき、理工学研究科では次のような知識・能力等を備えた学生を多様な選抜方法によって受け入れます。

- ・博士前期課程においては大学理工系学部卒業程度の基礎学力を持ち、専門分野における知識と応用力を備えている。(知識・技能)
- ・博士後期課程においては博士前期課程修了程度の基礎学力を持ち、それを発展させる能力を有している。(知識・技能)
- ・学部卒業水準以上のコミュニケーション力、問題解決力、知識獲得力、組織的行動能力、創造力、自己実現力、多様性創発力、ならびに専門性を発揮しており、入学後も自らそれらを向上させる意志を有している。(能力)

<各専攻の入学者の受け入れに関する方針>

理工学研究科のアドミッション・ポリシーに加え、以下を方針とします。

○数学専攻

(1) 博士前期課程

学部で学んだ数学の基本的な概念を会得しており、数学を学ぶ態度が備わっていること。また自ら考える姿勢を身に付けており、様々な数学的現象に興味を持って接することができることを前提とします。

(2) 博士後期課程

博士前期課程で研究したことを自らのものにしており、さらにその先に現れる様々な数学的問題を見出し、それを解決していくための方策を深めていく能力を有すること。

○物理学専攻

(1) 博士前期課程

- ・物理学に関して、大学理工系学部卒業程度の基礎学力を身につけている者。
- ・学部で修得した基礎学力を充実させ、さらなる専門知識と論理的思考力、広い視野を身につける意欲のある者。
- ・博士前期課程で修得した専門知識と論理的思考力、広い視野を生かし、修了後に研究者・開発者あるいは社会人として活躍することを希望する者。

(2) 博士後期課程

- ・専門分野における基礎知識と応用能力を身につけている者。
- ・博士前期課程で修めた専門知識と問題解決力をさらに深め、大学、公的機関や民間企業等において研究者・開発者として活躍することを希望する者。

○都市人間環境学専攻

(1) 博士前期課程

自然科学分野の基礎的教養を習得しているとともに、都市・人間・環境学分野において十分な基礎学力を備えている者。また、それらをもとに論理的思考能力を有するとともに、積極的に新たな課題に取り組む意欲と新しい領域を切り開いていく意欲を有している者。さらに、教育・研究活動において最低必要となる英語能力とコミュニケーション能力を有している者。

(2) 博士後期課程

自然科学分野の基礎的教養を習得しているとともに、博士前期課程の専門分野において十分な基礎学力を備えている者。また、それらをもとに論理的思考能力を有するとともに、積極的に新たな課題に取り組む意欲と新しい領域を切り開いていく意欲を有している者。さらに、教育・研究活動において最低必要となる英語能力とコミュニケーション能力を有している者。

○精密工学専攻

(1) 博士前期課程

「精密工学専攻において養成する人材像」に基づき、次の二つの条件を満たす人を広く国内外から受け入れます。

- ①精密工学の基礎、特に数学と力学の素養と応用力を身につけており、この分野の研究に自主的かつ積極的に取り組む意欲のある人
- ②精密工学の知識を適切に理解し伝えることのできるコミュニケーション能力を有していて、研究成果を積極的に国内外へ発信しようとする意欲にあふれた人

(2) 博士後期課程

「精密工学専攻において養成する人材像」に基づき、次の三つの条件を満たす人を広く国内外から受け入れます。

- ①精密工学に関する十分な知識を有していて、新しい知の創造に意欲的に取り組もうとする人
- ②精密工学について英語によって基本的なコミュニケーションができる人で、その能力を国際的に活躍できるレベルへ向上させる意欲のある人
- ③研究・開発において後進の指導の経験があり、研究・開発組織における指導者となることを意識して指導力の向上と人間的な成長を心がける人

○電気電子情報通信工学専攻

理工学研究科が求める人材の中でも、特に電気、電子、情報通信工学分野の大学学部卒業程度の専門知識と、それらを応用する際に必要となる応用数学の知識、さらに国際的な研究分野の動向を理解することができるような英語の知識を持った学生が積極的に入学することを期待します。

○応用化学専攻

(1) 博士前期課程

先端化学の専門知識と豊かな人間性を併せ持ち、社会に貢献する志を有する人、またグローバルに活躍できるコミュニケーション能力を得ようとする人、及び獲得した科学技術をもって自然環境の保持や社会の持続的発展のために能動的に行動できる人の入学を期待します。

(2) 博士後期課程

先端化学の高度な専門知識と豊かな人間性を併せ持ち、社会に貢献する高い志を有する人、またグローバルに活躍できるコミュニケーション能力を得ようとする人、及び獲得した科学技術をもって自然環境の保持や社会の持続的発展のために、社会科学との連携も視野に入れ能動的に行動できる人の入学を期待します。

○ビジネスデータサイエンス専攻

(1) 博士前期課程

博士前期課程では、以下の項目を有する人物を受け入れます。

- ・データサイエンスの諸分野、すなわち品質環境経営、生産管理、新製品開発、マーケティングサイエンス、信頼性・安全性工学、統計工学、機械学習、金融工学、保険数理、オペレーションズリサーチ、ソフトコンピューティング、ヒューマンメディア工学、感性工学、知能情報学、自然言語処理などに関して研究を進めることができる基礎的な学力を有する。
- ・データサイエンスに関する高度な専門知識を積極的に学習する意欲があり、企業や組織の経営上の諸問題への強い関心を持ちそれらの解決に寄与することを志願する。
- ・先端的な研究課題に能動的に取組み、企業や研究機関等で活躍できる研究者や専門家となることを希望する。
- ・エンジニア、研究者、実務家としてグローバル対応力を持ち、世界の第一線で活躍することを志願する。

(2) 博士後期課程

博士前期課程に示した各項目に加え、データサイエンス分野に関して自立した研究者として社会や学界に貢献する熱意があり、専門分野における継続した研究遂行能力がある人物を国内外から受け入れます。

○情報工学専攻

理工学研究科及び情報工学専攻が定める「修了するために身に付けるべき知識・能力」を具備すべく、「教育課程の編成及び実施に関する方針」にて定めた教育課程に十分対応できる知識・能力を有する者を受け入れます。入学希望者の経歴を考慮して、情報工学基礎、特に数理情報学、社会情報学、映像情報学、知能情報及び生命情報学、並びに情報セキュリティに関する知識やそれらを活用する能力を確認する手段、かつ、情報工学専攻で学ぶ意思及び準備状況について能力確認する手段を複数設定し、入学受け入れの可否を判断します。

○生命科学専攻

(1) 博士前期課程

地球環境との共存に根ざした生命科学に関わる多面的な分野で活躍できる研究者・技術者を養成することを目的とします。そのために、生命現象とその応用を理解するために必要な知識を修得するための基礎知識を有し、高度な研究能力を修得するという強い意志を持つ学生を積極的に受け入れます。

(2) 博士後期課程

地球環境との共存に根ざした生命科学に関わる多面的な分野に貢献でき、国際的に活躍できる研究者・技術者を養成することを目的とします。そのために、前期課程で修得した知識を元に、国際的な幅広い視野を修得し、自立して独創的な研究を推進するという強い意志を持つ学生を歓迎します。

○電気・情報系専攻

電気・情報系分野の技術進歩・発展は特に著しく早いこともあり、理工学研究科が求める人材の中でも、本学大学院電気電子情報通信工学専攻及び情報工学専攻の博士前期課程修了レベル相当の専門知識、それらを応用して先進的な研究をする際に必要となる応用数学の知識、さらに国際的な研究分野での動向を理解して積極的に自分の研究成果を発表することができるような英語の知識を持った学生が積極的に入学することを期待します。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、アドミッション・ポリシーについては学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針の内容を踏まえて設定されており、現在も毎年11月の理工学研究科委員会で審議・見直しを行い、学内外に対して適切に公表している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<現状説明>

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性

1) 学生募集の方法について

理工学研究科で行われている研究・教育の内容を受験生に知ってもらい、その上で本学を第一志望としてもらうこと、入学試験（以下、「入試」と言う。）方法（特に特別入試）に関して正しい情報を与えて不公平のないようにすることを心掛け、以下のような募集活動を行っている。理工学研究科では入学時より専攻に分かれ、それぞれの専門性が高いため、受験生が興味を持っている内容と専攻が用意しているカリキュラム及び研究内容との不整合がないように、具体的な研究テーマを丁寧に説明するようにしている。また、一部の入学試験では博士前期課程・博士後期課程ともに9月入学を認め、多様なバックグラウンドを持つ学生を受け入れる体制を整えている。そして、前述の状況を前提として、理工学部事務室及び各専攻で新入生ガイダンスを実施し、学生が入学時に抱いていた勉強に対する興味と、理工学研究科で学ぶカリキュラムとの不整合を最小限に留め、円滑に学生生活

に進めるように配慮している。

①大学院進学相談会

学生募集活動として最も力を入れているのが大学院進学相談会である。夏と秋の年2回（2022年度は7月と10月を予定）、後楽園キャンパスにおいて対面、またはオンラインを活用して実施している。

春の大学院進学相談会は本学の学部学生がほとんどであり、授業時間の制約から限られた時間で入学試験制度を理解できるよう概要説明を中心に行うこととしている。新型コロナウイルス感染症拡大下においては2020年度よりオンラインでの実施とし、本学理工学研究科委員長による「大学院進学にあたって」の動画を筆頭に、入試制度・学生支援制度の説明や修了生からのメッセージ、各専攻の紹介動画を本学公式Webサイトで公開し、コンテンツの充実を図っている。一方、10月の大学院進学相談会では、夏に公開した動画を継続して周知・公開するとともに、大学院在籍中の学生や職員による相談対応をオンラインで実施し、進学についてじっくり考える機会を提供することを目指している。また、過去には学園祭期間中には研究室見学も行っており、実際の研究活動の一端に触れることによって適切な進路選択ができるよう配慮している。

就職との関係では、専門性の高い職に就くというよりも入れる時に入りたい会社へ就職したいという学生が増加してきている。その結果、優秀な学生の進学が減少する可能性が増えつつあることも事実であり、特に女子学生において顕著である。大学院進学相談会をはじめガイダンス等の機会をみて、大学院での研究活動の経験が社会に出た後に必ず役立つことを説明し、専門性の高い職に就くことを推奨して資質ある学生の大学院進学を促すよう試みているが、大学院への進学を考えるタイミングを学部学生の可能な限り早い時期に促す必要がある。

②大学院ガイドブックなどの印刷物、Webによる広報

前述の対面を前提とした活動においては、基本的な学生募集活動のほか、理工系の勉強に興味を持たせること、入学時におけるミスマッチを防ぐこと等の取組みに努めているが、それらに加えて社会に広く情報を伝える手段として大学院ガイドブックや教員紹介等の印刷物、Webサイトでの情報発信を重要視している。

印刷物媒体については毎年度の見直しと充実を図っており、大学院ガイドブックについては研究科としての整合性を保ちながら、各専攻を主体とする教育研究活動について積極的に受験生に伝達したい内容を整理し、編集して興味を持たれるように工夫している。

本学公式Webサイトは、多様な情報が受け手に的確に届くようにユーザビリティの向上を心がけ、内容の充実と新鮮さを保つことに努めている。また、読売オンラインと連動した「Chuo Online」をはじめ、大学公式Webサイトの他に大学院専用のランディングページを2021年度に開設し、より大学院に特化した情報を発信している。新規に開設されたランディングページの運営は業者に委託しており、大学院に関連するキーワードで検索した際に上位の検索結果として表示させ、ページの訪問・閲覧を促している。また、ランディングページの最終的な目的は理工学研究科への出願に繋げることであり、ページの閲覧を通じて関心を持ったユーザーが本学公式Webサイトにアクセスし、各種広報誌の資料請求や入試の出願行うといった、既存の広報媒体への橋渡しとなる効果を期待している。こうした時代に沿った広告媒体を活用することで、大学の情報発信について更なる充実を

図っている。

なお、入学試験要項のWeb掲載と選考料のインターネット支払い（Web支払い）について、大学院入学試験運営委員会において承認され、2017年度入学試験から実施している。

以上のとおり、印刷媒体による広報とWebサイトを通じた広報をバランスよく展開し、受け手に応じた情報提供の仕組みを整備している。

2) 入学者選抜方法について（研究科全体）

理工学研究科における入学者選抜方法は、主に学力試験の結果によって選抜する「競争的入試」と、志望動機や意欲などの学力以外の要素もみる「特別入試」に大別される。そして、幅広い受験生を獲得するために、それぞれ複数の区分に分かれている。入試区分別の志願者構成比率は、前者が約30%、後者が約70%となっている。2023年度入学試験（2022年度実施）の実施形態は、以下の表のとおりである。

[理工学研究科博士前期課程の入試形態一覧]

入試形態		数学	物理学	都市 人間 環境学	精密 工学	電気電子 情報通信 工学	応用 化学	ビジネス データサイ エンス	情報 工学	生命 科学
競争的入試	一般	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別入試	学内推薦	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	学内選考	○		○		○	○	○		
	社会人特別	○	○	○		○		○	○	
	外国人留学生	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	外国人留学生 (他大学推薦)			○						
	推薦入学特別選抜 (他大学推薦)			○	○					
	自己推薦			○	○			○		
特別進学 (飛び入学)	○									

注：○印は、当該専攻での実施を示す。

[理工学研究科博士後期課程の入試形態一覧]

入試形態		数学	物理学	都市 環境学	精密 工学	応用 化学	ビジネスデ ータサイエ ンス	生命 科学	電気・ 情報系
競争的入試	一般	○	○	○	○	○	○	○	○
特別入試	学内推薦				○	○	○	○	○
	社会人特別	○	○	○	○	○	○	○	○
	外国人留学生	○	○	○	○	○	○	○	○
	博士前期課程を1年で修 了する者の特別入試 (1年修了)	○					○	○	○

注：○印は、当該専攻での実施を示す。

各入学者選抜方法の概要とその位置づけは次のとおりである。

a. 競争的入試

・一般入学試験

「一般入学試験」は、理工学研究科での教育研究活動に必要な学力を独自問題を用いて考查する試験である。

一般入学試験では、英語と専門科目の筆記試験、及び面接を行う。英語科目につい

ては、筆記試験を行う代わりに TOEIC (TOEFL)、IELTS の公式スコアを提出し、その成績によっては筆記試験に替えることができる専攻もある。

b. 特別入試

・学内推薦入学試験

博士前期課程における学内推薦入学試験は、本学理工学部の学生の中から学力基準を満たして各学科の推薦を受け、かつ理工学研究科博士前期課程への進学を第一志望とする者に対して選考を行うものである。この試験は4年次の学部学生を対象に進学する前年度の4月に行われるが、合格した学生は就職活動に労力を割くこともなく、また、学部在学中に大学院授業科目履修制度により大学院の科目を一部先行履修することができるため、学部から大学院への一貫した教育研究体制を目指す理工学研究科の目標実現に適った選抜方法といえる。

博士後期課程の学内推薦入学についても同様に、本学理工学研究科博士前期課程の学生の中から各専攻の推薦を受け、かつ本学理工学研究科博士後期課程への進学を第一志望とする者に対して選考を行うものである。博士前期課程からの研究テーマを継続して発展したい学生において有効な選抜方法といえる。

また、2022年度実施の学内推薦入学試験からは9月入学を出願時に選択可能としている。

・学内選考入学試験

学内推薦入学試験に加え数学専攻、都市人間環境学専攻、電気電子情報通信工学専攻、応用化学専攻及びビジネスデータサイエンス専攻の博士前期課程では、本学理工学研究科博士前期課程への進学を第一志望とする者に対して学内選考入学試験を実施し、大学院進学志向の強い学生の選抜に力を入れている。

また、学内選考入学試験においても学内推薦入学試験と同様に、2022年度実施の入学試験から9月入学を出願時に選択可能としている。

・社会人特別入学試験

各界で活躍している社会人を対象とした入学試験である。社会で得た経験をもとにさらにステップアップするためのリカレント教育の一環として位置づけており、本試験により入学した学生における社会経験に基づく研究意欲や問題意識の高さは一般学生にも刺激を与えている。本試験の合格者は、かねてより4月入学だけでなく9月入学も可能としており、社会人のきめ細かいニーズに対応している。

・外国人留学生入学試験

外国人留学生入学試験は、研究科における国際交流を促進し、学修に対する強い意欲と高い志を有する外国人留学生を受け入れることを目的とした入学者選抜方式である。日本の大学・大学院を卒業・修了（見込）した外国人留学生も受験することができるだけでなく、外国と日本の両方の国籍を有する者も受験することができ、意欲の高い学生に対する門戸を開放している。

・推薦入学特別選抜（他大学推薦）入学試験

校内推薦入学試験に加え、精密工学専攻博士前期課程では、他大学の学生に対して当該学生が所属する大学の推薦に基づき特別選考入学試験を実施し、大学院進学志向の強い学生の選抜に力を入れている。学生に所属大学にとらわれない幅広い選択肢を提供するべく、学力試験における他大学院受験のハンディキャップを軽減する点が特徴といえる。

・自己推薦入学試験

校内推薦入学試験に加え、都市人間環境学専攻とビジネスデータサイエンス専攻博士前期課程では、自己推薦入学試験を実施している。自己推薦入学試験は、専門分野に関する事項に対して強い興味を持ち、高い学習意欲を持つ志願者を選抜する入学者選抜方式である。所属する学部・学科にとらわれない幅広い選択肢を学生に提供する点が特徴といえる

・特別進学（飛び入学）入学試験

校内推薦入学試験に加え、数学専攻博士前期課程では、特別進学入学試験を実施している。本学理工学部数学科では、成績上位者若干名に限定して本学理工学研究科数学専攻への特別進学（飛び入学）の推薦を行う方法を採用している。当該推薦者に対して実施する試験が特別進学（飛び入学）入学試験である。

飛び入学者については、従来学部卒業資格は認めていなかった（修士号取得に伴い、見なし認定）が、学士取得を認める（早期卒業）制度の導入を2009年度から実施している。それに伴い、本入学試験についても早期卒業制度に連動した試験制度として推進している。

・博士前期課程を1年で修了する者の特別入学試験

博士後期課程の複数の専攻（数学、ビジネスデータサイエンス、生命科学、電気・情報系）においては、本学大学院博士前期課程を1年で修了予定の者に対して特別入学試験を実施し、博士後期課程への進学促進に取り組んでいる。

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

理工学研究科においては多様な入学試験を理工学研究科委員会の下で実施しており、それぞれの試験について出題委員及び採点委員を理工学研究科委員会で選出し、専攻毎に出題、採点業務を行い、採点結果に基づき研究科の合否委員会において合格者を決定する仕組みとなっている。採点、合否決定にあたっては厳正な審査をしており、入学者選抜の体制及びその結果の公平性は担保されているといえる。

なお、過年度の出願者数、受験者数及び合格者数は大学院ガイドブックに掲載し、入学者選抜の状況を広く公開している。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する

者に対しては、入学試験出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い、公平な入学者選抜の実施に努めている。

＜点検・評価結果＞

上記の現状のとおり、入学者受け入れの方針に基づいた学生募集方法と入学者選抜方法を整備しており、公平性に配慮した入学者選抜を実施しているため、適切である。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

大学院在籍者のうち、学内出身の学生が約94%、他大学出身の学生が約6%となっており、他大学出身の在籍者が少ない。

＜今後の対応方策＞

他大学の優秀な学生にとって本学への進学が選択肢となるよう、継続して本学公式Webサイトで情報発信を行うと共に、2022年度中に、文系の研究科が学生募集活動の一環として取り組んでいるオウンドメディアに理工学研究科の情報を掲載する。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性
 評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

＜現状説明＞

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

博士前期課程及び博士後期課程における入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率は以下のとおりとなっている。

[入学定員に対する入学者数比率の推移（博士前期課程・後期課程）]

	年度	入学定員	入学者数	比率	備考
博士前期課程	2018	347名	260名	0.75	情報セキュリティ科学の定員増
	2019	347名	246名	0.71	
	2020	347名	277名	0.80	
	2021	347名	382名	1.10	
	2022	347名	338名	0.97	
	過去5年間の平均			0.87	
博士後期課程	2018	29名	17名	0.59	「電気電子情報工学専攻（博士後期課程）」、「情報工学専攻（博士後期課程）」、「情報セキュリティ科学専攻」の学生募集停止
	2019	29名	13名	0.45	
	2020	29名	26名	0.90	
	2021	29名	21名	0.72	
	2022	29名	6名	0.21	
	過去5年間の平均			0.57	

[収容定員に対する在籍学生数比率の推移（博士前期課程・後期課程）]

	年度	収容定員	在籍学生数	比率	備考
博士前期課程	2018	694名	521名	0.75	情報セキュリティ科学の定員増
	2019	694名	514名	0.74	
	2020	694名	529名	0.76	
	2021	694名	659名	0.95	
	2022	694名	726名	1.05	
博士後期課程	2018	87名	50名	0.57	
	2019	87名	50名	0.57	
	2020	87名	69名	0.79	
	2021	87名	72名	0.83	
	2022	87名	66名	0.76	「電気電子情報工学専攻（博士後期課程）」、「情報工学専攻（博士後期課程）」、「情報セキュリティ科学専攻」の学生募集停止

博士前期課程について近年の入学者数の状況を見ると、2021年度に大きく入学者数を伸ばしている。また、2022年度入学生についても定員に迫る338名が入学しており、結果として過去5年間について収容定員数を増やす前を上回る充足率となっている。しかし、現在の入学者数の増加は2020年度から続く新型コロナウイルス感染症の流行が背景として考えられ、急速に進んだオンライン化などの社会情勢の変化の中で、合格率の高い特別選考入試による大学院進学を選ぶ学部学生が増加した結果と考えられる。

一方、博士後期課程については、入学者・在籍学生数ともに定員を下回る状況が依然続いている。学生確保のための入学者選抜方法、頻度、実施時期については博士前期課程のものよりも多様に実施しているが、十分な学生数（特にフルタイム学生）の確保には繋がっていない状況となっている。

博士前期課程の近年の収容定員に対する在籍学生数比率を見ると、2021年度入学者数の増加が影響し、在籍学生数比率が1.0前後まで増加しており、教育・研究活動の質は維持されているといえる。また、現在の学生数比率の高さは先述した社会情勢の変化による入学生数増加が背景としてあり、長期的には収容定員まで在籍者数は収束していくことが予測される。

博士後期課程の在籍学生数は依然収容定員数を下回っているものの、2013年度から僅かに増加している。

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

博士課程前期課程については、社会情勢の変化の中で一時的に入学者数と収容定員を上回っているものの、今後情勢が落ち着くにつれて2020年度以前に戻ることが予測される。そのため、学内外に向けた広報活動を継続して行い、現在の在籍学生数を維持していくことが求められている。また、近年学部学生の就職活動の早期化が進んでいることを踏まえ、大学院の広報活動についても早期化を図り、学生に大学院進学とく選択肢を早期から示していきたい。

一方、博士後期課程については依然、理工系ポストドクターの就職状況が厳しく、景気も暗転していることへの先行き不安を嫌って、博士前期課程修了時点で就職してしまい、博士後期課程への進学者が減少してしまう点が大きな要因であり、なかなか有効な手立てが講じられない。また、有力国立大学の大学院による大規模な定員の増加等により、他の私立大学と同様に優秀な本学学生が他大学院へ流出するなど困難な条件も生まれている状況である。

これらの対応として、学部在籍時から大学院進学や、博士後期課程進学を選択肢、その後の魅力的なキャリア形成に関して積極的に情報を開示し、特に本学理工学研究科に進学することの魅力が多角的に示していくことが求められている。また、研究指導・支援体制の一層の改善

による学位授与に至るまでのスムーズなプロセスの創出と、テニユアトラック制度等による若手研究者の積極登用等、魅力ある仕組み作りの検討を行い、学生確保を図りたいと考えている。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、収容定員に対する在籍学生数比率と入学定員に対する入学者数の比率については、時代背景によって増減はあるものの一定の比率を保っており、特に博士前期課程については適切な充足率を維持している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

博士後期課程について、定員充足率が低い状態が継続している。

<今後の対応方策>

博士後期課程、その中でも他大学ではなく中央大学の理工学研究科へ進学し、博士後期課程まで学ぶメリットを発信し、博士学位取得後のキャリアイメージを持ってもらうことで、志願者への訴求力を強化する。現在実施している広報活動は学部学生を対象とすることが多いため、博士後期課程の在籍生・修了生に大学院ガイドブックへのメッセージ掲載や進学相談会への登壇を依頼する等、学部学生が博士後期課程までのキャリアイメージを持つ機会を2023年度から提供することを目指す。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

入学試験要項の掲載内容や進学相談会の実施内容については、また、毎年度実施している大学院入試運営委員会での入試形態別の志願者数・受験者数などを一表に示した入学試験統計表を確認しており、大学院全体における学生の受け入れについて点検・評価を行っていることに加えて、毎年度、理工学研究科委員会において検証・見直しを行っている。

例えば、入学試験実施において専攻単位に実施する試験制度や実施時期を追加変更する場合や、選考基準の見直し等について理工学研究科委員会を中心に、各専攻の意見を反映しつつ、必要な改善をしている。具体的に直近で行った学生募集活動・入学試験の実施に関する改善事例として、博士前期課程における9月入学生受け入れ開始を挙げる。母国の入学・卒業月に合わせて外国人留学生が出願するだけでなく、留学等の理由で秋に学部を卒業する学部学生が9月入学を希望するなど、多様な背景を持つ学生を受け入れることに成功している。

進学相談会においては参加者にアンケートの記入も依頼しており、学生募集活動の参考にしている。改善例としては、進学相談会実施前の事前アンケート導入が挙げられる。近年実施しているオンライン進学相談会では、参加方法を案内するために事前の参加申し込みを求めてお

り、申し込みフォーム内に質問内容を記入する欄を設けることで、参加者の疑問点を事前に調査している。そして、質問内容を事前に把握したうえで相談会に臨み、回答の質を高めながら参加者の満足度向上を図っている。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、学生の受け入れの適切性については、毎年の理工学研究科委員会で必要な情報の下で見直しを行っており、その結果をもとに適切に改善・向上に向けて取り組んでいる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<現状説明>

○大学として求める教員像の設定

理工学部・理工学研究科では、研究活動を通じた教育を教育の根幹に据えている。そのため、専任教員にはそれぞれの専門分野における研究経験と実績、さらには研究に真摯に取り組む姿勢が求められる。専任教員の任用にあたっては、専門分野における研究業績が選考の大きな基準となり、業績審査を行うことが専任教員人事に関する理工学部内規に定められている。理工学研究科においては、理工学研究科教員任用基準を設け、博士前期課程と博士後期課程のそれぞれについて、研究業績、教育経験、対外的な活動に関する必要条件等、職階毎に任用する教員の資格基準を定めている。

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

理工学研究科に所属する専任教員は下表に示すとおり、10専攻のいずれかに所属し、各専攻の専門教育、研究科共通の基礎教育の推進に従事していると共に、学生への研究指導を行っている。また、一部の授業科目については専攻間で専任教員の協力体制を採ることで、大学基礎データ（表2 全学の教員組織）に示したとおり、大学院設置基準上の専任教員数を十分に満たしている状況にある。なお、全員が理工学研究科委員会の委員として、各種の委員会において審議された事項を最終的に理工学研究科委員会において審議するプロセスを経ることで、研究科の教育研究に関わる事項について、共通の認識の下に具体的な教育研究活動を展開することとなっている。

また、理工学研究科では、研究科委員長と各専攻から選出された連絡委員からなる理工学研究科連絡委員会を月1回開催し、専攻間の連絡や調整を図っている。理工学研究科連絡委員

会議において取り上げられた事項は、専攻毎に組織されている専攻会議において、各専攻の連絡委員から専攻内の教員に共有され、協議される。専攻会議での協議内容は、必要に応じて理工学研究科連絡委員会にフィードバックされ、理工学研究科委員会における審議へと進んでいく。

[表]

課程	専攻名	教授	准教授	助教A	計
博士前期	数学専攻	11	2	0	13
	物理学専攻	10	2	0	12
	都市人間環境学専攻	18	1	1	20
	精密工学専攻	13	1	0	14
	電気電子情報通信工学専攻	9	3	1	13
	応用化学専攻	13	1	0	14
	ビジネスデータサイエンス専攻	11	1	0	12
	情報工学専攻	8	3	0	11
	生命科学専攻	7	1	0	8
博士後期	数学専攻	11	0	0	11
	物理学専攻	10	2	0	12
	都市環境学専攻	18	0	0	18
	精密工学専攻	13	1	0	14
	応用化学専攻	13	0	0	13
	ビジネスデータサイエンス専攻	11	1	0	12
	生命科学専攻	7	1	0	8
	電気・情報系専攻	17	0	0	17

<点検・評価結果>

教員組織の編成に関して、分野構成や教育研究にかかわる責任の所在等については、専攻ごとにバランスよく配置をしている。また、理工学研究科委員会の下に理工学研究科連絡委員会を置き、専攻間の連携を図り、専攻会議や研究科委員会との連動も適切に図られている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。(実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等)

評価の視点2：研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。(修士・博士、専門職)

<現状説明>

○編成方針に沿った教員組織の整備について(実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等)

専任教員には、理工学研究科教員任用基準に基づき、博士の学位を取得し、十分な研究上の業績を持ち、専攻分野について特に優れた知識及び経験を有する者を任用している。実際の任用に当たっては、担当する科目の範囲・内容を示し、候補者本人に対する面接・質問等を通じ

て業績に関する確認・検証等を行った上、研究科の人事委員会において、研究業績、実務上の実績等を審査し、適切性を確保している。

年齢等の構成は下表のとおりである。大学院における任用基準を厳格なものとしていることもあり、60代の教員が最多となっているが、若い優秀な教員の任用にも努めており、概ね良好な年齢構成となっていると考える。女性教員は少ないが、もともと理工学系の女性研究者は絶対数が少なく、人材確保が難しい。しかしながら最近では女性教員の採用もすすんでおり、概ね各専攻に1名の女性教員が所属している。また、任用教員の実務経験有無については、企業等だけでなく研究機関等の職歴の場合もあるので実務と研究の線引きは難しいが、大学以外への勤務経験を持つ教員は工学系の専攻を中心に半数近くにのぼる。外国人教員は積極的に任用するに至っていない。ただし、日本人教員でも①「外国での教育研究歴が通算1年以上」もしくは②「外国での学位を取得」したいわゆる「外国人教員等」であれば、相当数の教員が在籍している。具体的には、①「外国での教育研究歴が通算1年以上」であれば、本学の研究促進期間制度を活用して、毎年度1～3名程度の専任教員が海外で1年間の研究活動を行っており、2017年度は2名、2018年度は1名、2019年度は3名、2020年度は1名、2021年度は1名となっている。また②「外国での学位を取得」した専任教員数は、2022年5月1日時点で4名となっている。

このように教員組織の整備においては、教育及び研究の推進に最適な人材の採用を第一の方針として掲げており、実務経験を有する者、外国人、女性教員の比率は低い状況となっている。

[理工学研究科専任教員の年齢構成]

年齢	人数 (総数に占める%)	うち女性教員 (同年齢層に占める%)
60歳以上	47 (39.8%)	1 (2.1%)
50歳以上 60歳未満	27 (22.9%)	3 (11.1%)
40歳以上 50歳未満	36 (30.5%)	4 (11.1%)
40歳未満	8 (6.8%)	1 (12.5%)
計	118	9 (7.6%)

なお、専任教員1人あたりの学生数は、前期課程では収容定員694人に対し教員数118人で5.8人、後期課程では収容定員87人に対し教員数105人で0.8人となっており、十分に学生への指導ができる教員数を確保している。

授業科目と担当教員の編制は、主専攻については毎年度各専攻会議において検討され、理工学研究科連絡委員会を経て理工学研究科委員会において決定する。また、副専攻については副専攻運営委員会にて検討され、副専攻委員長連絡会議を経て理工学研究科委員会において決定する。いずれも最新の学問分野の状況や社会の趨勢、学生の履修動向、個々の教員の研究成果等、多様な要素を勘案して、毎年度、適切な授業科目と担当教員の配置を行うよう配慮されている。

○研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。(修士・博士、専門職)

理工学研究科担当教員の資格の明確化については、理工学研究科の内規として「理工学研究科教員任用基準」を定めている。それらは研究業績、教育経験、対外的な活動に関する必要条件であり、職階毎に明文化されている。これらの基準を満たした候補者の中から最も適格と思われる候補者が専攻毎に選択されて、理工学研究科人事委員会に提案される。

教員の配置については、専攻における学生数や教員数、教員構成、研究科全体における授業

編成の内容に鑑み、検討がなされている。なお、理工学部も含めて新規で採用する専任教員については、大学院研究科を担当する場合においても主所属は理工学部となるため、まずは、学部教授会において教員人事の手続きが行われる。学部での手続きを受けて、研究科担当分について手続きを行うこととなっている。

具体的には、欠員がでた際や組織の改編で新しいポストができた際に教員任用人事の手続きを始める。まず該当する専攻から任用の提案があり、担当する研究・教育分野の概略の説明を受けて、理工学研究科連絡委員会議、理工学研究科委員会で承認する。その際、①専攻内において、担当する分野が適切であるか、②専門分野（専攻）内において、担当する研究・教育分野が適切であるかの2つの観点から検討がなされる。

提案が承認されると、専攻において教員の募集活動が行われる。最近の例では、多くの場合に公募を行い、書類審査、面接によって候補者が選択されている。候補者の選択にあたっては、専門とする研究・教育分野、教育業績、研究業績、学生の指導及び学科の運営にあたるのに相応しい人柄であるか、現状の教員構成の中での年齢、などが考慮される。候補者が1人に絞られてから、理工学研究科人事委員会に提案され業績審査が行われる。業績審査の結果を受けて、理工学研究科委員会で承認の投票を行う。

以上の手続きを踏むことで、適正な教員の配置を行っている。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、研究科の任用基準を充足していることを前提としながらも、分野・年齢等についてバランスよく教員を配置しており、任用資格も内規において明示した上で、適切な教員組織を編成を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<現状説明>

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

教員の資質の向上を図るためのFDについては、教員が所属する学部を通して、研究費の適正使用、ハラスメント防止啓発、人権問題、入試結果分析等の講演会等に参加を呼びかけるなど適宜実施している。

本学では、中央大学FD推進委員会を設置し、FDに関する全学的な課題に取り組んでおり、大学院においては中央大学大学院FD推進委員会（以下、「大学院FD推進委員会」と言う。）及び理工学研究科FD推進委員会を設置し、大学院レベルでのFD活動を展開している。大学院における状況として、大学院FD推進委員会では、大学院教育の質的向上と更なる発展に寄与することを目的としたFD活動として2015年度から学部と同様の授業参観活動を開始したが、専門性の高い大学院の授業との整合性の問題もあり、参加実績は低迷していることが課題となっていた。これを受け、中央大学FD推進委員会は、大学院に特化したFD活動を2021年度中に少なくともひとつ以上、取り組むことを本学全体のFD活動の一として設定し、大学院FD推進委員

会で検討した。その結果、各研究科から学生1名以上の研究指導内容を報告書として纏め、各委員に報告・共有する「研究指導内容の可視化」の制度化が決定しており、2021年12月16日に大学院独自のFD活動研修会として、情報工学専攻の教員1名が、大学院における研究指導の事例を報告した。具体的には、国際会議発表支援制度を利用した大学院学生の研究発表の内容、その成果を活かした論文の学術雑誌掲載と受賞の報告、それらに至る指導の内容であり、活発な意見交換を通じてFD活動が行われたところである。研究指導内容の可視化に係る取り組みは、毎年度最低1名による報告を行い、継続して取り組む予定である。一方で、教員相互の授業参観については、大学院FD推進委員会において2022年度以降に見直し検討を行う事項に設定し、改善を図ることにしている。

さらに、2021年度には、全学的なFD活動として学修成果の可視化が設定されたことを受け、理工学研究科では、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に基づき、各授業科目が、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップを作成した。カリキュラムマップの作成を通じて、各教員が自身の担当する授業科目と学位授与の方針との関連性に関する理解を深めている。

理工学研究科FD推進委員会における取り組みとしては、2010年度から毎年度理工学部との合同FD研究会を開催し、新任教員研修会や学生基礎学力調査報告等を実施し、教育指導手法や学生の学力特性についての情報共有を図っている。

以上のFD活動の実施により、理工学研究科の教育課程の適切性は多角的に点検・評価することが可能となったといえる。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

理工学研究科における教員の教育研究活動に係る評価については、教員の任用・昇格に際し、理工学部教授会・理工学研究科委員会での審議に基づいて業績審査委員会を設置して実施する業績審査がこれにあたる。しかし、こうした機会を除いては、間接的・部分的な評価はあるものの、研究科全体として直接的に教員個々の教育研究に係る評価を実施する制度は有していない。

また、研究成果については、研究者情報データベースや「学事記録（教員活動報告編）」等を通じ、情報の集約や各種の情報公開を行っており、広い意味で研究活動の評価がなされている環境にあり、教員紹介冊子等にも掲載し、学生募集の一助としている。他方、教育面での評価については、理工学部・理工学研究科FD委員会の下で実施される学生による授業評価アンケートの回答結果を分析し、理工学研究科委員会にて報告・検討することにより授業改善に有効に機能している。ただし、教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性については、これを直接的に評価する仕組みは十分整備されている状況にはない状況である。社会活動等の評価については、理工学部の記述を参照いただきたい。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、大学院担当教員の資質向上に資するため、大学院教育に特化したものも含めて、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

教員組織の適切性については、毎年度の授業編成の際に、各専攻会議および研究科委員会において科目と担当教員の適合性や必要な教員数、研究科担当委員の年齢、研究促進期間やジェンダーバランスなども加味し、教育研究を行う組織として必要な教員が揃っているかについて点検を行うことにより、組織としての妥当性を評価すると共に、必要に応じて理工学研究科連絡委員会、理工学研究科委員会への説明を行うことで、新任教員の採用に繋げている。また、教員の資質向上を図るFD活動についても、大学院FD推進委員会を中心として、実施をしている活動（教員相互の授業参観制度や学生アンケート）の振り返りを行い、次年度の全学的なFD活動に生かすための評価活動を行っている。2021年度には、従来から指摘されていたアンケート設問内容と分析する際の分析の観点との不整合によりFD推進委員がアンケート分析を効果的に行うことが困難であるという点を解消すべく、アンケートの設問と分析の観点を見直し、研究科の教育研究の根拠としてより適切な資料・情報となるよう改善を図っている。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、必要な根拠資料の下で毎年度教員組織の点検・評価を行い、改善・向上に繋げている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院における学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点6、7、10～11は割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

<現状説明>

○学生支援体制の適切な整備

理工学部事務室大学院担当職員が修学・生活・進路支援の窓口となり、適宜学内の他部署や指導教員、研究科委員長等の連携を図りながら個別に対応している。また、各専攻に研究室事

務室員1名と技術員（実験・実習補助者）が駐在し、様々な支援を行っている。また、学生生活の相談窓口である都心学生生活課が同じ後樂園キャンパスにあり、密に連携がとれる体制になっている。

○成績不振の学生の状況把握と指導

成績不振の学生は、学生が所属している研究室の教員から理工学部事務室に報告されるほか、学費未納情報により、把握している。また、学生相談室と連携することで情報把握に努め、必要に応じて指導や面談を実施している。成績不振の理由としては、研究活動がうまく進んでいない場合もあるが、所属している研究室内の人間関係等に起因するものもあるため、まずは第三者である理工学部事務室の職員が面談による学生相談や履修指導等を行う等の対応を行っている。成績不振の学生の中には休学や退学を考えている学生もおり、その場合は、必要に応じて指導教授との連携を図り、履修指導や学生相談を行うなど適切な対応を行っている。結果、学生の休学や退学等が発生した場合は、研究科委員長、各専攻の連絡委員に報告され情報の共有を行っている。

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

学生のグローバルな学術活動の支援や英語で行う授業を受講する学生の支援のため、大学院学生への英語に関する個別相談を行っている。最近では、国際学会での準備から発表練習まで、継続して相談に来る学生などが増加しており、2021年度は約300件の相談があった。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害者への配慮として、主に講義で使われる5、6号館をはじめ、1、2、3、5、6号館入口には自動扉が設置され、2、3、6号館エレベーターのバリアフリー化が実施されている。身障者用トイレは2号館1階、3号館1、6、9階、6号館は1階に設置されている。また、5号館4階アリーナへのアクセスを考慮して、階段に昇降機を設置している。

現在、電動車椅子で通学・学修している学生が1名在籍している。この学生に対しては、登校時と退校時に理工学部事務室職員が授業準備や授業後の片づけをサポートしている。

なお、施設面での配慮の状況については、本項目に係る理工学部の記述をご参照いただきたい。

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

本学では、学内外の各種奨学金や日本学術振興会特別研究員（以下、「学振研究員」と記す）について周知し、優秀な大学院学生への経済的支援に努めている。学内外の奨学金には給付・貸与の各種があり、特に大学院学生を対象とする奨学金として、以下のものがある。

1) 中央大学大学院給付奨学金

給付対象：博士前期課程在学学生で学業成績・研究能力が優れた者

博士後期課程在学学生で学業成績・研究能力が優れた者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：40万円または20万円

2) 中央大学大学院指定試験奨学金

給付対象：本学が指定する国家試験の受験を志し、学力、研究能力及び人物ともに優れている者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：在学料相当額または2分の1相当額

3) 白門奨学会研究費奨学金

給付対象：博士後期課程在籍者で、年度内に博士学位請求論文を提出可能な者

給付期間：1年間

給付金額：20万円

貸与金額：月額4万円または6万円のどちらかを選択

学外の奨学金には日本学生支援機構や地方公共団体それに民間団体等による奨学金がある。学内の奨学金の審査は、審査委員会において厳正に行っており、学力・研究能力と人物評価から総合的に可否を判断している。しかし、給付・貸与のいずれにおいても、採用人数は非常に限られており、特に、大きな支えとなる給付奨学金のうち、中央大学大学院給付奨学金は、2022年度実績で68名、大学院指定試験奨学金は10名となっている。

そのほか、経済的支援を直接の目的としているわけではないが、TA及びRAの制度があり、採用された大学院学生には所定の給与が支払われている。

いずれの制度も厳格な審査によってそれぞれの目的に合うよう有効かつ適切に運用されているが、在籍大学院学生数は減少傾向にあるため予算増は困難であることから予算の効果的配分が従来以上に求められるものと考えている。

これらの情報の学生への提供について、奨学金制度や日本学術振興会特別研究員制度全般に関しては履修要項に明記している。各種奨学金・日本学術振興会特別研究員の募集については個別に掲示やWebサイトなどの手段で大学院学生に周知しているほか、各種奨学金の募集や学振研究員への応募にあたっては、教員の推薦等が必要となるため、研究科委員会の場において委員会構成員である教員にも周知している。また、2012年度以降、日本学術振興会特別の応募者数・採用者数の増加に繋がるよう説明会を実施している。このように、それぞれの制度の対象者全員に対して漏れなく周知を図っている。

○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

2012年度から、理工学研究科においても留学生の日本語サポートや学生生活について指導・助言する「外国人留学生チューター制度」を設けており、ニーズに応じて日本人学生の採用を行っている。現在は、日本語サポートが必要な外国人留学生は在籍しておらず、チューターも採用していないが、2019年度までには43名のチューターを採用し、外国人留学生に対する支援を行っていた。

○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

理工学研究科の学生に対する進路支援は、主としてキャリアセンター理工キャリア支援課が担っている。年4回の進路・就職ガイダンスのほか、自己のスキルアップを目的とした「昼活講座・夕活講座」や業界企業の理解を目的とした「OB・OG交流会」、「業界職種研究会」、「学内企業セミナー」、「公務員・教員セミナー」の開催、インターンシップ等、様々なかたちで進路選択に関わる支援を行っている。

理工学研究科における就職支援活動は、キャリアセンターの支援を中心に理工学部学生向けのものと同様、適切に取り組みされている。キャリアセンターの基本的な支援は全学ほぼ同じで

あるが、理工学部・理工学研究科固有の方式である学校推薦制度の名残として、「就職委員会」がある。これは、各学科・専攻の教員（就職委員）が、キャリアセンターと連携し、学生の就職相談、企業の人事担当者などとの面談、さらに学校推薦者の選定等を行う組織で、理工学研究科の学生の就職に有効な組織として機能している。

[応募形態別 就職決定者数(2022年3月卒業・修了者)]

応募方法	学部学生	大学院学生
自由応募	490	146
自由応募（推薦書提出）	25	24
学校推薦	67	78
合 計	582	248

2022年3月修了者については、新型コロナウイルス感染症の拡大によって登場したオンライン就活がすっかり定着した中での活動となった。移動時間や交通費が削減でき、より気軽に受検できるというメリットもあるが、一方で企業へ足を運ぶ機会が減少するために、企業の雰囲気を感じにくくなるというデメリットも顕在化した。

また、採用活動のスケジュールについて、3月1日に求人票の公開や会社説明会が解禁、6月1日に面接等の採用選考が解禁という流れは長らく変化がないが、近年続く企業の採用活動の早期化の流れの中での就職活動となった。博士前期課程1年生の夏季に実施されることの多いインターンシップに参加することにより企業とつながり、その後冬にかけて実質的な採用選考が始まることにより、4月末までに進路先の決定（事実上の就職活動の終了）を行った学生は約半数に上った。それに対応して、キャリアセンターでは各種ガイダンスやセミナーの実施時期を前倒しする等の対応を行っている。

博士後期課程学生のための支援としては、進路選択の1つである大学教員としての職能開発としての支援を行っている。具体的には、教職員を対象としていた中央大学FD・SD講演会の実施動画を博士後期課程学生へ配信、2021年度には全国私立大学FD連携フォーラム(JPFF)提供のオンデマンド講座「実践的FDプログラム」の受講環境を整備、更に2022年度からは産学連携教育イノベーター育成コンソーシアム「大学等における教育FD動画コンテンツ」の受講環境も整備した。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、学修支援・生活支援等について、理工学部事務室だけでなく室員・技術員、都心学生生活課等が緊密な連携をとることにより対応しており、学生支援体制は適切に機能している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>**○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上**

研究科独自の学生生活に特化したアンケート調査は行っていないが、修了生アンケートの自由記述欄において学生支援に関する要望・意見が記述されることがあり、これらは理工学研究科委員会に毎年度報告を行っている。また、学生部都心学生生活課に設置された「オピニオン・ボックス」に寄せられた意見・要望は研究科委員長にも毎月共有され、改善の必要があれば適宜対応している。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、修了生アンケートの実施、「オピニオン・ボックス」に寄せられた意見・要望に対して適宜対応し、定期的な点検・評価を行っている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

学生支援（学生生活等）のアンケートや学生支援体制の見直しは行っていない。

<今後の対応方策>

授業評価アンケートは実施しているが、学生支援（学生生活等）のアンケートや支援体制の見直しは行っていないため、2023年度より manaba でアンケートを実施できるよう、理工学研究科連絡委員会議で検討する。

◇大学院の教育研究等環境

<点検・評価項目①については全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

<評価の視点2については全学項目のため割愛>

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

<現状説明>**○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況**

後楽園キャンパスにおける校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等の整備については、全学的な方針のもと、研究科として適切な管理・運営に努めている。

大学院として、キャンパス・アメニティの形成・支援のための独自の体制は有していないが、大学院学生対象のアンケート調査において、授業以外の内容について記述しているものもあり、そうしたかたちで学生の意見を吸い上げるようにしているが、大学院学生の意見、要望は理工学部事務室へ直接提示されることもある。

また、大学全体としてオピニオン・ボックス及びeオピニオンが設けられており、学生生活全般に係る意見・要望はそこに寄せられる仕組みとなっている。

後楽園キャンパスでは、教育力向上推進事業「多様な学びのICT環境整備とFD」（平成26年度～平成28年度）で、講義教室におけるアクティブ・ラーニング環境を構築し、図書館理工学

部分館に「PCルーム(20席)」と「グループ学習室」を設置した。また、図書館の一部を使い「ラーニング・commons」を整備した。また、学生の能動的な学修の場を図書館の中だけに留めるのではなく、キャンパス全体に拡げることで、学生がいつでもどこでも気軽に学修に取り組むことができる環境(ユビキタス・ラーニング)の整備を行った。具体的には、6号館1階ホールにおいて、①6号館1階天井塗り替え、展示ケース設置、②掲示板スペース更新、③カウンターチェアスペースの設置、④テーブル&チェアスペースの更新、⑤デジタルサイネージの設置をおこない、また5号館2階にカフェテリア風(談話用)テーブルを設置した。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、理工学研究科の教育・研究活動を推進するために必要な施設・設備を有している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③については全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況(情報処理機器の整備状況を含む)

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況(図書館を除く)

<現状説明>

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況(情報処理機器の整備状況を含む)

○各施設の利用時間に対する配慮の状況(図書館を除く)

理工学研究科は理工学部と緊密な関係の下で教育・研究活動を行っているため、施設・設備に関しては理工学部と共通した整備状況となることから、本項目については理工学部の同点検・評価項目を参照いただきたい。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費(個人研究費、共同研究費、研究旅費等)・研究室および研究専念時間(研修機会等)の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

本学の教員は専任教員規程により、授業時間1時限を100分とし、教授・准教授は6時限／年、助教は5時限／年を授業担当責任時間としている。授業・演習・実験、オフィスアワー、卒業研究指導のほか、学内各種委員会にも相当な時間が必要とされることから、十分な研究時間を確保することが困難な状況にあったが、委員会活動の見直し、学内手続きの簡素化、TAの活用等により改善された。

また、教員の研究時間を確保させるものとして、本学専任教員が個人で行う特別の研究や学術の研究・調査のため一定期間外国で研究できる制度として研究促進期間制度が設けられている。2022年度は理工学研究科で2名が利用している。

なお、教員の研究費については理工学部の記述を参照いただきたい。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

本学におけるTA及びRAの運用については、中央大学ティーチング・アシスタントに関する規程、中央大学リサーチ・アシスタントに関する規程に定められている。さらに、理工学研究科では、理工学研究科リサーチ・アシスタント制度に関する内規により職務内容、資格、勤務時間等を定め、適切な運用を図っている。

TAの業務内容としては、学部授業のうち、実験・実習、計算機演習等の教育的補助業務、博士前期課程の授業のうち、理工学研究科委員会が必要と認めた実験、実習、演習等の教育的補助業務を行っている。

一方、RAの業務内容は、本学が行う共同プロジェクトの研究活動の補助業務を行っている。RAには博士後期課程の学生が就くこととなっているが、これらの学生は、本学が設置する理工学研究所の共同研究員として登録され、各研究チームの管理下で研究活動を行っている。

以下に示すとおり、多くの学生がTAまたはRAに就いて業務を行っており、この活動を通して研究上の自らの知識の確認とより深い理解を得るとともに、指導者となることによる自覚・責任感、研究室内での学部学生に対する卒業研究指導補助、指導教員以外の教員との交流促進等の教育的効果も上がっている。

[表]

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
RA	27 (31%)	23 (26%)	19 (22%)	34 (39%)	40 (46%)
TA	398 (57%)	405 (58%)	394 (57%)	405 (58%)	485 (70%)

※カッコ内は、収容定員に対する採用者数の割合 (%)

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛>

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

<現状説明>

○意思決定プロセスが明確化されているか。

大学院学則第8条において、「各研究科に、研究科委員会を置く」こと、第11条において、その審議内容を定めている。理工学研究科委員会は、理工学研究科に所属する専任の教員をもって組織され、同学則第10条により研究科委員長が議長となる。理工学研究科においては、研究科委員長と各専攻から選出された連絡委員で構成される理工学研究科連絡委員会（詳細は後述）を経て、理工学研究科委員会における審議を行うこととしている。なお、各専攻における検討・意見が必要となる場合は、連絡委員を通じて理工学研究科連絡委員会に集約される仕組みとなっている。

理工学研究科の運営に関わる事項は、各種の研究科内委員会で議論されて、理工学研究科委員会で決定される。テーマは、専攻から出される場合と、理工学研究科委員長が諮問する場合とがある。教育・研究の責任及び予算は、専攻を単位として運営されており、ほとんどの場合、委員会の議論は各専攻の意見を反映している。研究科内委員会は、研究科運営の広い範囲に関わるものと、人事、入学試験合否判定、といったテーマ毎のものがある。

前者のうち、主要な委員会の概略は次のとおりである。

①理工学研究科連絡委員会

理工学研究科に関わる諸問題について、各専攻が相互に共通の情報を共有することにより、効率的運営を図ることを目的とする。主に理工学研究科委員会に上程する議題として取り扱うか否かを選別する。また、理工学研究科委員会に上程する前に、予め協議を要する事項について懇談するケースもある。委員会構成は専攻から選出された委員と理工学研究科委員長であり、理工学研究科委員長が議長を務める。なお、2010年度からは理工学部連絡委員が理工学研究科連絡委員を兼ねるようにすることにより、効率的な運営体制とし、必要な議事に時間をかけられる体制としている。

後者のうち、主要な委員会の概略は次のとおりである。

②人事委員会

人事委員会は、理工学研究科委員長の諮問により、専任教員の新任・昇格人事の予備審査に関する事項、理工学研究科の人事に関する基本的事項等について審議する。理工学研

研究科委員長と、専攻から選出された2名の委員によって構成され、理工学研究科委員長が委員長となる。

③合否委員会

合否委員会は、入学試験の合否決定を行う。理工学研究科委員長と、各専攻から選出された2名の委員によって構成され、理工学研究科委員長が委員長となる。

その他、FD委員会（理工学部と合同開催）を適宜を開催することや、ワーキンググループ等を必要に応じて設置し、理工学研究科における教育課程の充実に資する検討を行うことがある。

○研究科委員長の権限と責任が明確化されているか。

研究科委員長の職務は、大学院学則第6条第2項において、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表すると定められ、学部における学部長に準じた位置づけにある。研究科委員長は「投票で選出された委員会の代表者」という位置づけであり、トップダウンに基づく意思決定ではなく、委員会構成員からの問題提起を受け、委員会の場において解決策を提案し、合意形成を行った上で承認を得る、という流れに沿って研究科に関する事項に対応している。研究科委員長の権限内容とその行使の実態は学内規程に基づく民主的なものであり、適切であるといえる。

○研究科委員会の権限と責任が明確化されているか。

平成27年（2015年）4月の学校教育法及び同法施行規則の一部改正への対応として、大学院学則第11条を改正し、研究科委員会が教育研究に関する事項について審議する機関であり、また、決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを明確化するとともに、研究科委員会が学長に意見を述べるものとする事項を定めている。

○研究科委員長の選考方法の適切性、妥当性

理工学研究科委員長の選任については、「研究科委員長互選方法に関する申し合わせ」に基づき、適切かつ公正に行われている。具体的には、理工学研究科専任教員の中から立会人を2名選出し、理工学研究科委員会構成員が選挙人となり、投票により選出する。選挙においては、有効投票の過半数を得た者を理工学研究科委員長とし、過半数を得た者がいない場合には、上位の投票者から順次得票数を合算し、当該合算数が有効投票数の過半数に達した場合の上位得票者について再投票を行う。さらに、再投票を行った結果、有効投票の過半数を得た者がいないときには、同様の方法で再々投票を行い、得票数が比較多数の者を研究科委員長として選出することとなっている。

なお、理工学研究科委員長の任期は2年で、再選を妨げないこととなっている。

また、研究科委員長に事故あるときは、大学院学則第6条第5項及び第10条第2項に基づく職務代行者を互選するまでの間、学長は、研究科委員長の職務を代行する者（①前研究科委員長、②研究科委員長経験者、③その他学長が指名する者）を臨時的に委嘱できるよう申し合わせを制定している。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、大学院学則に研究科委員会および研究科委員長の権限を明記し、また、

研究科委員会の下に必要な委員会を設置することで適切な運営体制を採っている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

＜点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛＞

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

＜評価の視点3については全学項目のため割愛＞

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

＜現状説明＞

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

理工学研究科については理工学部事務室が、その教務事務を所管している。また、教職課程に関する事務など全学横断的な業務の一部も理工学部事務室が担うなど、理工学部・理工学研究科における教務に関する総合事務室的な役割を担っている。さらに、法人部署等への提出書類の連絡窓口としての機能も行っている。

理工学部事務室の大学院担当は、専任職員4人、嘱託職員1人、派遣職員2人、及びパートタイム職員1人で構成され、理工学研究科に関する事務の全てを担当している。所管業務として、大学院の教務事務以外にも、予算申請業務、一般入試をはじめとする年間14回の入学試験の実施、広報活動としての進学相談会の実施、学位授与に関する業務など大学院に関する業務を一貫して担当している。

また、学部と同様に、研究科に関わる事項を審議決定する機関である理工学研究科委員会や連絡会議等の会議運営に関しては、資料作成の段階から事務職員が関与し、実質的に理工学研究科委員長の補佐機能を果たしている。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

軽微な事項については、毎朝のグループミーティングにおいて調整を行うことによって、業務の効率化等に努めている。また、業務内容の見直しや分担の適正化などについては、別途時間を設けて協議を行い、必要な改善に努めている状況である。

また、個々の職員は、学外におけるセミナー、シンポジウム、講演会への参加あるいは学内で実施される研修に参加して業務に関連のある情報・知識の収集に努めている。

教職協働の取り組みとしては、理工学研究科の各種委員会において職員が事務局を務め、資料作成等、運営に関して重要な事項を担うほか、理工学部・理工学研究科C委員会（主としてカリキュラムや授業時間割編成、教育効果の検証、成績評価を取り扱う）においては、内規で理工学部事務室の職員（事務長および教務担当者）が委員として定められており、教員と職員が協働して教務事項に関して意見を汲みかわすことにより、研究・教育水準の向上に取り組んでいる。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、理工学部事務室が理工学研究科における教育・研究活動の支援の他、研究科運営に必要な事務組織を担っており、適切な人員配置の下で多様な業務への対応や教職協働の取り組みを行っており、適切に機能している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

以上

文学研究科

◇大学院の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

＜現状説明＞

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

中央大学は、中央大学学則（以下、「学則」と言う。）第2条にて「本大学は、その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命とする」と定めている。また、中央大学の使命を踏まえ、その上位課程である大学院では、中央大学大学院学則（以下、「大学院学則」と言う。）第2条にて「課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成することを目的とする」と定め、とりわけ高等教育機関等の研究教育者の育成を基本理念に運営されている。

文学研究科では、これらを十分に踏まえた上で、「人間の内面と社会と歴史をテキスト、データ及び事象を中心に考察する」の理念の下、大学院学則第4条の5第5号に文学研究科の目的として「人文科学、社会科学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象に係る高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する」旨定めている。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、大学の理念・目的は学則及び大学院学則に明示しており、文学研究科の目的は大学の目的を踏まえて設定されているため、適切である。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

＜現状説明＞

○構成員に対する周知方法とその有効性

○社会への公表方法

大学の理念・目的については、本学公式Webサイトにて明文化している。文学研究科の教育

研究上の目的は大学院学則にて明文化し、本学公式 Web サイト、履修要項をはじめ、主に受験生を対象としている広報誌である大学院ガイドブックに掲載し、構成員である学生・教職員はもちろんのこと、社会に広く公開している。特に大学院ガイドブックには、文学研究科の教育研究に関し、その内容、方法、特色等を一般の方々にも解りやすい平易な文体で記述しており、理念・目的・教育目標等を周知する上で極めて有効である。

さらに、年2回の大学院進学説明会において在籍学生による対談、教員間による対談、新たな入学試験制度の説明など、上記で述べた文学研究科を構成する各専攻における教育目標をより具体的に周知し、その理解の促進を図っている。毎年4月に実施している研究科新入生ガイダンスでは、研究科委員長から直接、大学院で学ぶことについて説明を行い、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的理解を促進している。

＜点検・評価結果＞

大学の理念・目的及び研究科の目的等は従来の冊子媒体の大学院ガイドブックに留まらず、本学公式 Web サイト等、様々な媒体を利用して構成員ならびに社会に対して公表している。また、広報媒体への掲載のみならず進学説明会などの場を活用して研究科委員長等から言葉での説明を図ることにより、大学の理念・目的及び研究科の目的の理解を促進していることから、有効性があるといえる。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

＜現状説明＞

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年度に受審した認証評価の結果を踏まえ、努力課題として指摘を受けた「学位授与の方針及び入学者受入の方針の課程ごとの書き分け」、「研究指導計画の明示」に加えて、他の研究科で指摘のあった「コースワークの整備」や「収容定員充足率の改善」について、2017年度から研究科委員会や教務委員会を中心に中長期的観点から議論を行い、改善・向上に取り組んできた。この取り組みの詳細については、「◇大学院における内部質保証」及び「◇大学院における学生の受け入れ」の項目の記述を参照いただきたい。

2022年度現在については、中長期的な施策として、定員充足率の改善に向けた取り組みと併せて、文学研究科全体における教育課程の見直しを行っている。中央大学中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の指標において、大学院全体として定員充足率7割が求められており、これを受けて、文学研究科委員会のもとに文学研究科構想検討WGを設置し、2021年2月15日に定員充足率の改善を中心とした文学研究科が抱える課題について共有し、短期・中期・長期的に取り組む課題に分別して検討をすべく、第1回文学研究科構想検討WGを行った。その後、2回のWG実施を経て、第4回文学研究科構想検討WG以降は、文学研究科構想検討WGの傘下に「全体構想」「入試」「教職」「広報」の計4プロジェクトチームを発足させて議論を深めた。とりわけ、

「教職」プロジェクトを中心に検討を深めた大学院課程における教育職員養成の取り組みの成果として、教育職員養成に特化した科目について、従来国語系で設置していた6科目に加えて、2023年度に新たに史学系専攻横断型で4科目、英語系科目を11科目新たに設置している。

この他、文学研究科構想検討WGにおける検討を経た改善・向上の事例として、「入試」プロジェクトを中心に検討を行った新たな入学試験制度「特別選考入学試験」を2023年度入学試験より導入している。「広報」プロジェクトにおいては、既存の本学公式Webサイトのリニューアルに併せて、文学研究科を修了した学生へのインタビュー記事として、「博士学位取得者」、「現職の中高一貫校教員」、「学芸員」などを紹介し、大学院進学後のキャリアを可視化する独自コンテンツの充実を図った。この成果として、今年度4月に初めての実施を迎えた特別選考入学試験は受験者数22名と、これまでにない入学試験形態での学生受け入れを実現した。2022年6月2日に開催された文学研究科進学説明会では、事前申し込み者数が169名と前年比62%増加しており、引き続き中長期的に定員充足率の改善に向けた取り組みを行っていく。

<点検・評価結果>

認証評価結果を受けた改善・向上の施策や大学の中長期事業計画を受けた文学研究科における諸施策を適切に検討し、実行するなど、将来を見据えた中・長期的な検討・課題設定を行い、実行している。

<長所・特色>

文学研究科の将来構想の検討を担う文学研究科構想検討WGにおいて検討を行った定員充足率改善の施策について、「特別選考入学試験」の新規導入を行っており、結果として4月に初めての実施を迎えた2023年度文学研究科特別選考入学試験において、受験者数22名と、文系の他研究科に比べても多くの受験者数を獲得している。

また、広報活動の成果としてもあり、2022年6月2日に開催された文学研究科進学説明会では、事前申し込み者数が169名と前年比約162%増を記録している。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

定員充足率の改善は一朝一夕に達成するものではないため、広報活動は引き続き大学院事務室が各専攻と連携を図りながらその充実化に向けて、在学生や修了生の声を掲載した入試広報サイト、アーキビスト養成など文学研究科での研究内容について本学公式Webサイトに記事を掲載するとともに、文学研究科構想WGでの議論を教務委員会にて引き継ぎ、特別選考入学試験の実施結果の振り返りも踏まえて、引き続き諸施策の検討を継続していく。

◇大学院における内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

<現状説明>

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

2009年度以降は毎年度各専攻等から選出された委員で構成される文学研究科組織評価委員会が組織評価委員長（研究科委員長）のもとで自己点検・評価活動を行い、レポートして取りまとめている。その内容を教務委員会、研究科委員会で報告・共有を行い、全学の大学評価委員会に報告している。これらの活動を通じて文学研究科の自己点検・評価活動を恒常的に続けている。2018年度は「文学研究科総体としてのコースワークの実質化」を自主設定課題とし取り組みを行った。その結果、専攻ごと・課程ごとの入学から修了までの指導計画を明示したロードマップの作成に至った。

2019年度は「文学研究科としてのコースワークの実質化」を自主設定課題とし、取り組みを行った。その結果、13専攻のうち、国文学専攻・社会学専攻・心理学専攻が先行してカリキュラム体系整備を行いコースワークの実質化への取り組みを進めた。

2020年度は「入学前教育を見据えた特別選考入試制度の導入」を自主設定課題とし、取り組みを行った。その結果、2020年度内に内部進学を念頭に置いた特別選考入試の実施を決定するまでには至らなかったものの、研究生の受け入れ基準の明確化を行い、翌年度に議論を継続することとなった。

2021年度は2020年度から継続した課題として「大学院改革における施策としての特別選考入試制度導入」を自主課題に設定し取り組みを行った。その結果、2022年度に内部進学者を対象とした文学研究科特別選考入学試験制度の導入を決定し、2022年度に予定通り実施した。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

2016年度の機関別認証評価においては、①文学研究科の学位授与方針において、課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力などの学習成果が、課程毎に示されていないため、改善が望まれる。②文学研究科博士前期課程において、研究指導計画の学生への明示が不十分であるので、改善が望まれる。③文学研究科において、学生の受け入れ方針が博士前期課程と博士後期課程で区別されていないので、課程毎に定めるよう改善が望まれる。の提言事項（努力課題）の指摘を受けた。これらの事項は教務委員会・研究科委員会での議論を経て、現在は以下のとおり、すべて対応は完了している。

①については、学位授与の方針の見直しを行ったが、課程ごとに明示するだけでなく、授与する学位毎の方針として公表するべく専攻ごとに学位授与方針を明示し、履修要項や本学公式

Webサイト等で構成員を含めて広く一般に公開をしている。②については、履修要項に「文学研究科博士前期課程修了までの流れ」のかたちで修了に必要な学修内容や学位授与までのスケジュールをフローチャートとして図示化しており、新入生ガイダンスの場では文学研究科委員長より、カリキュラムマップなども利用しながら科目履修指導を行っている。研究指導計画の明示による効果測定については、研究科委員会から選出された1名以上の教員が「研究指導内容報告書」に沿って、指導状況および論文執筆状況を研究科委員会に報告し共有している。③については、2017年度より課程ごとに明確に区別した入学者受け入れの方針を定め、入学試験要項や本学公式Webサイト等で広く一般に公開している。

<点検・評価結果>

上記のとおり、文学研究科組織別評価委員会を中心とした毎年度の自己点検・評価活動や、認証評価結果を受けた中長期的な改善・向上に向けた取り組みを通じて、内部質保証システムを適切に機能させている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

文学研究科は、大学院学則第2条に定める本大学院の目的の下、大学院学則第4条の5第5号に明示する文学研究科の目的を達成するため、現在、国文学専攻、英文学専攻、独文学専攻、仏文学専攻、中国言語文化専攻、日本史学専攻、東洋史学専攻、西洋史学専攻、哲学専攻、社会学専攻、社会情報学専攻、教育学専攻、心理学専攻の13専攻によって構成されている。

文学研究科は1955年に国史・東洋史学専攻と仏文学専攻が開設されたことに始まり、その後、人文科学系及び社会科学系の諸学を対象とした幅広いフィールドにおいて学術の進展や急速な国際化・情報社会化・国家資格への対応などの多様な社会の要請に応える形で現在の教育研究体制を整えており、歴史と伝統を有する学問から最近の社会現象や社会問題を取り上げて解決策を探る学問まで、多種多様な学問領域をカバーしている。

2017年から2021年にかけての直近5年間で7カ国36名に及ぶ交換留学生を受け入れることで社会的な要請に応えつつ、国際的環境等への配慮に一定程度、応えることができた。入学試験を受けて入学する大学院学生についても、日本人学生と外国人留学生の割合が半数程度であり、教育研究組織を構成する学生構成からも本学が掲げる文化の創造・発展に一定の効果をもたらしている。具体的な国際環境等への配慮に関する取り組みは、後述する「第4章 教育課程・

学習成果 点検・評価項目⑥ 教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか」の項目をご参照いただきたい。

<点検・評価結果>

上記のとおり、大学の教育目的や学問的動向、社会的要請に照らして、人文科学から社会科学まで幅広い学問領域に対応するために、13 専攻を設置していることから、適切であると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

教育研究組織の点検・評価については、毎年度各専攻等から選出された委員で構成される文学研究科組織評価委員会が組織評価委員長（研究科委員長）の下で行う自己点検・評価活動等によって行われる。毎年度、入学者数や在学生数、入学試験の受験者数、合格者数、手続き者数や各授業科目の履修者数などを根拠として、点検・評価活動を行い、改善・向上に向けた取り組みの検討を行っている。なお、定員充足率の改善に向けた取り組みや社会情勢等を受けた各専攻における教育課程の見直し、文学研究科全体としてのコースワークの整備や入学試験制度の見直しは適宜行っているが、2008 年度以降教育研究組織の構成としては特段の見直しは不要であることから、実施には至っていない。

また、文系の5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）においては、2020 年秋に見直しが行われた中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の中で「本学における『研究』を抜本的に強化・加速し、社会から求められる新規領域の研究を実現する」ことが大学の方針として掲げられ、即時性と実効性を伴う改革を行うべく、学長が大学院改革構想検討委員会を設置した。同委員会により2021年7月に「中央大学大学院における今後の改革構想検討報告書」を取り纏め、これに基づき、学長の下、大学院研究科委員長会議において、文系研究科における将来的な教育研究組織のあり方等が継続して検討されているところである。

<点検・評価結果>

上記、現状説明のとおり、年次自己点検・評価等により定期的な点検・評価を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院の教育課程・学習成果

<点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛>

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

<現状説明>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

大学院学則に定める研究科の目的を踏まえ、文学研究科では、文学、歴史学、哲学、社会学、教育学、心理学など本研究科の扱う広範な学問分野を通じて、人間、社会、歴史、文化などを実践的に読み解く力を有し、グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養、実践力を身に付けた人材を養成することをその教育目標としている。文学研究科に置かれる課程・学位ごとの学位授与の方針は、研究科全体としての方針と、それを踏まえた専攻ごとの方針という形としており、「養成する人材像」と「修了するにあたって備えるべき知識・能力」の2項目により構成している。

なお、公表については、本学公式Webサイト、履修要項等において明示することで、大学構成員、本学入学志願者を含む社会への周知を図っている。また、進学説明会の座談会などを通じて、理解を促進している。

文学研究科の学位授与の方針は以下のとおりである。

<学位授与の方針>

○養成する人材像

中央大学大学院文学研究科においては、人文科学、社会科学およびその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかわる高度な研究教育を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成することを目的とします。

博士前期課程においては、本研究科の目的及び「人間の内面と社会、テキスト、データおよび事象を中心に考察する」という基本理念に基づき、文学、歴史学、哲学、社会学、社会情報学、教育学、心理学など本研究科の扱う広範な学問分野を通じて、人間・社会・歴史・文化などを実践的に読み解く力を有し、グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養、実践力を身につけた人材を養成します。

博士後期課程においては、前期課程の方針を基盤に置きながら、さらに高度な専門性を身につけることを目指します。具体的には、自立した研究活動をおこない、それぞれの研究分野・学界に貢献できる人材を養成します。その上で、大学や研究所のほか、広く国際社会と地域社会において活躍できる研究者・高度専門職業人の養成を目指します。

○修了するにあたって備えるべき知識・能力

文学研究科を修了するにあたって備えるべき知識・能力は次のとおりです。

【博士前期課程】

・実践力

研究能力および広く豊かな学識を背景に、自己の専門分野や実社会における問題を解決できる。

国文学：日本文学・日本語学・漢文学・日本文化に関する幅広い知識を教育実践に活かしたり、実社会における円滑な人間関係の構築に役立てたりすることができる。

英文学：高度な英語力と英語圏文学・英語圏文化・英語学・言語科学・英語教育学に関する知識を背景に、実社会における問題解決に向けて、着実に取り組むことができる。

独文学：ドイツ語圏の語学・言語学・文学・文化・歴史・社会等に関し、自分の研究対象とした分野について問題の発見を行い、それに対して独自の見解を実証的・論理的な解法で提示できる。

仏文学：フランス語の体系的な理解に基づいて、実践的なフランス語運用能力を身につけるとともに、その能力を実社会で活用することができる。西洋美術史の専門的な知識を身につけ、美術館での実践的な活動に結びつけることができる。

中国言語文化：日本語および中国語を使って専門分野の文献資料を正確に読み取り、自分の研究課題に対して広い視野から主体的な学びができる。

日本史学：学内外の研究会や史料調査活動等への積極的な参加を通じて、自らの研究テーマを掘り下げることができる。

東洋史学：アジア・アフリカの原典史料の解釈力および歴史的な視点に立った思考力を背景に、自己の専門分野や社会の諸問題を解決することができる。

西洋史学：豊かな市民生活に不可欠な、生涯にわたる学びの礎を築くことができる。

哲学：広く豊かな哲学・思想的な学識にもとづき、人間存在に根ざす普遍的・根本的課題と現代社会が抱える現実問題を相補的に理解し解決していくことができる。

社会学：調査研究にて培った学識、調査力、構想力をもって、専門研究領域において貢献するとともに新しい社会を構想する力を持つ。

社会情報学：社会情報学についての研究能力および豊かな学識を背景に、社会情報に関連する諸問題を解決できる。

教育学：教育学および関連する学問領域を踏まえて研究対象・方法を適切に設定したうえで分析・考察することができ、教育に関する実務においても実践することができる。

心理学：心理学コース：最先端の研究方法を学び、研究場面で実際に運用することができる。

臨床心理学コース：心理学の科学的研究方法を学んだ上で、臨床心理学のテーマ設定ができ、それに相応しい研究方法を選択し運用することができる。加えて、臨床場面では公認心理師・臨床心理士に相応しい心理支援の専門職としての基本的な技能を発揮することができる。

・知的教養

グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養を有し、さらに、日本および海外の文化を学ぶことで、自己の専門分野とその関連する領域を広く豊かに認識できる。

国文学：蓄積した幅広い知識と具体的な事象に即した思考方法とによって獲得できた日本についての深い認識によって、日本文化とその歴史を相対化し、その特質と魅力を国際社会と地域社会に向けてアピールできる。

英文学：高度な英語力と英語圏文学・英語圏文化・英語学・言語科学・英語教育学に関する知識を背景に、国際社会と地域社会に貢献できる知的教養を、グローバルに共有することができる。自分と他者のもつ文化や言語を広く深く豊かに認識できる。

独文学：グローバル化、多民族化、高度情報化が進行するドイツ語圏諸国との国際交流に貢献できる知的教養を有し、日本およびドイツ語圏諸国の文化を学ぶことで、自己の専門分野とその関連する領域を広く豊かに認識できる。

仏文学：フランス語圏文学やフランス美術の歴史を理解するとともに、その背景にある思想や文化、社会に関する深い知識を有し、その知識を実社会において活用することができる。

中国言語文化：中国言語文化：専門分野の研究方法に関する基本的な知識を修得するとともに、漢字を紐帯とする東アジアの多様な文化を理解し、学識を広げることができる。

日本史学：日本史学・考古学を主とする幅広い知識と専門的な学力をもち、歴史的な視点で社会をとらえることができる。

東洋史学：現代世界に貢献できるアジア・アフリカに関する知識や情報を有し、日本社会とアジア・アフリカの歴史・文化を関連づけて学ぶことで、自己の専門分野および関連諸領域を深く認識できる。

西洋史学：世界の複数の地域と時代の多種多様な人々の生き方を、それぞれの史料と論理的方法論を用いて分析することができる。

哲学：広く日本・中国・西洋における古今の知的教養を主体的に学修することによって、世界の文化の多様性をその根源から柔軟に理解することができる。

社会学：グローバルな視点と臨床的な視点の複眼的思考のもと、現代社会並びにその過去と未来の姿を見通し、多様な社会のあり方を論ずることができる。

社会情報学：グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる社会情報学の知的教養を有し、社会情報とその関連する領域を広く豊かに認識できる。

教育学：教育学だけでなく関連する学問領域にも目を配り、幅広い視野から教育に関する諸課題の構造や問題点について認識することができる。

心理学：心理学コース：心理学のみならず関連する学問領域において幅広い知識を有し、研究結果を多角的に論じることができる

臨床心理学コース：心理学・臨床心理学全般のさまざまな知識を有するだけでなく、人間の心理的な営みの結果である文化や歴史についての幅広い教養を備え、研究と臨床の両面に活用することができる。

・論理構築力

研究対象と真摯に向き合い、そこから論理を構築し、その結果出てくる自己の考えや高度な理論を正確に論述し説明することができる。

国文学：日本文学・日本語学・漢文学・日本文化に関して丁寧かつ批判的に読解・分析する修練を通じて獲得した語彙力や思考力によって、研究史をふまえた上で自らの研究を構想し、読解・分析・考察したことを他者にわかるように合理的かつ説得的に論述することができる。

英文学：高度な英語力と共に身につけた言語理解力と言語分析力、および、英語圏文学・英語圏文化・英語学・言語科学・英語教育学の研究を通して磨いた論理的思考と合理的説得力を基盤に、他者の考えとその背景にある主張を理解し、自分の考えを明確に説明することができる。

独文学：ドイツ語圏諸国の対象分野を研究する方法論と分析手法を修得し、論理的思考の結果として導かれる自己の考えや高度な理論を正確に論述し説明することができる。

仏文学：フランス語圏文学やフランス美術史を研究するための専門的な視点や手法を修得したうえで、自らの問題意識に基づくテーマを設定し、精密な資料批評に基づく実証的な方法を通じて分析・考察を行い、独自の見解を説得的に提示することができる。

中国言語文化：原典資料等を用いて仮説を検証する能力を身につけ、学問的課題に関する思考プロセスを明確にし、論理的に筋道を立てて考えていくことができる。

日本史学：着実な手法で史料（資料）から情報を読み取り、先行研究との違いを十分に意識しながら歴史を叙述することができる。

東洋史学：アジア・アフリカに関する研究対象と真摯に向き合い、独自の論理を構築し、自己の考えや理論を的確に論述・説明することができる。

西洋史学：厳格な史料読解と分析に基づいて、各自がテーマとする事象を客観的に再構成することができる。

哲学：高度な論理性に裏打ちされた思考能力を習得することにより、異なった思考回路や価値観に対しても開かれた柔軟な論理的思考と、説得力に富んだ表現力を形成することができる。

社会学：帰納的ならびに演繹的な方法を用いて理論構築が出来、かつ様々な理論レベルで議論し、かつ記述や説明ができる。

社会情報学：社会情報学の研究対象と真摯に向き合い、そこから論理を構築し、自己の考えや高度な理論を正確に論述し説明することができる。

教育学：教育学における規範的アプローチ、実証的アプローチ、実践的アプローチの違いを踏まえ、適切な学問的手法を用いて研究を遂行することができる。

心理学：心理学コース：先行研究に基づいて仮説を設定し、科学的な手法を用いて得られたデータを基に統計学的手法によって仮説を検証し、新たな問題設定に繋げることができる。

臨床心理学コース：事例研究や質的研究を含む幅広い先行研究に基づいて問題を設定し、科学的な手法を用いて得られたデータを客観性を担保しながら分析し、新たな問題設定に繋げることができる。

・発信力

自己の研究成果を学会等での発表、著書や論文を通じて積極的に発信し、世に広く問うていくことができる。

国文学：深めた知見を学内外の学会で発表し、研究成果を社会に発信できる。また、学修で得た日本文学・日本語学・漢文学・日本文化に関する幅広い知識と独自の知見を、自らの得意とする方法で社会に発信・還元することができる。

英文学：高度な英語力を活かして、自己の研究成果を学会発表や合同研究会を通じて積極的に発信し、国内外の学生や研究者に問うことができる。

独文学：自己の研究成果をドイツ語圏諸国と日本の学会等で発表し、ドイツ語と日本語の著書や論文を通じて積極的に発信し、世に広く問うていくことができる。

仏文学：学内の研究発表会を通して、自らの研究成果を論理的に示し、他者の質問や批評に適切に応答することができる。

中国言語文化：自己の調査結果や研究成果を口頭や文章によって効果的に伝える技術を修得し、発信することができる。

日本史学：様々な学会に参加して研究発表を行い、研究成果を論文にまとめて主張することができる。

東洋史学：アジア・アフリカに関する自己の研究成果を学会等で発表し、論文等を通じて的確に発信し、幅広く社会に問いかけていくことができる。

西洋史学：知的好奇心とクリティカルな思考に基づいて、行動することができる。

哲学：学術的な研究成果を専門学会等で継続的に発表し続けると同時に、その研究成果が広く社会に受容され積極的な影響を与えられるような一般的な仕方でも発信していくことができる。

社会学：書籍、論文、研究発表において、自己の議論や研究上の発見が他者によって明確に理解されるように、提示できる。

社会情報学：社会情報学の研究成果を、学会等での発表・著書や論文を通じて積極的に発信し、世に広く問うていくことができる。

教育学：研究成果を学会発表あるいは論文などによって発信するとともに、教育に関する実務においても展開することができる。

心理学：心理学コース：研究成果を国内外の学会等で発表した上で、論文として提示することができる。

臨床心理学コース：研究成果を国内外の学会等で発表した上で、論文として提示することができる。臨床事例の経過とアセスメントを過不足無く要約し、事例検討会で発表することができる。

【博士後期課程】

・独創性

研究能力および広く豊かな学識を背景に、自己の専門分野や実社会に新しい知見を独自の視点で加えていくことができる。

国文学：日本文学・日本語学・漢文学・日本文化に関する深い学識にもとづき、独自の視点で自らの研究分野に清新な論を積み上げることができる。

英文学：専門的な研究を通して培った研究能力および広く豊かな学識を背景に、学界や実社会に対し、独自の視点から新しい知見や発想を加え、展開することができる。

独文学：ドイツ語圏諸国に関する専門分野の研究能力および広く豊かな学識を背景に、自己の専門分野や実社会に新しい知見を独自の視点で加えていくことができる。

仏文学：自らの専門分野に関する先行研究を調査し、フランスの最新の学問的潮流や傾向を把握したうえで、高度な問題意識に基づく独自の視点を導き出すことができる。

中国言語文化：日々の基礎研究を通じて研究テーマの本質について理解を深め、新しい視点から自己の研究成果を作り上げ、その重要性を示すことができる。

日本史学：着実な史料（資料）分析をもとに先行研究を批判的に検討し、歴史に対する独自の見方を提示することができる。

東洋史学：研究能力およびアジア・アフリカに関する幅広い学識を背景に、自己の専門分野や現代社会に新しい知見と独自の視点を加えていくことができる。

西洋史学：知的好奇心とクリティカルな思考に基づいて、独自の研究を展開することができる。

哲学：哲学・思想の豊かな伝統を新たに再構築することによって、これまで取り上げられることのなかった新しい問題位相に光を当て、そこから独自の解釈ないし思考を展開していくことができる。

社会学：高度な知的教養と論理構築力を基礎とし、従来の研究上の欠落を埋める新しい知見を加えることができる。

社会情報学：社会情報学の研究能力および広く豊かな学識を背景に、社会情報に関して、専門分野や実社会に新しい知見を独自の視点で加えていくことができる。

教育学：教育に関する諸課題について、教育学あるいは関連する学問領域における高度な研究手法によって深く分析・考察することができる。

心理学：問題設定した領域において、国際水準の新規な成果を挙げることができる。

・発信力

自己の研究成果を学会等での発表、著書や論文を通じて積極的に発信し、自立した研究者として世に広く問うていくことができる。

国文学：日本文学・日本語学・漢文学・日本文化に関する国内外での学会発表や学術誌への論文発表を通じて、自らの研究成果を積極的に発信できる。

英文学：最先端の研究成果を国内外の学会での発表、日本語や英語による著書や論文を通じて積極的に発信し、自立した研究者として世に広く問うていくことができる。

独文学：ドイツ語圏諸国や日本国内をはじめとする学会、またその他の国際学会等での自己の研究成果発表、著書や論文を通じて積極的に発信し、自立した研究者として世に広く問うていくことができる。

仏文学：学会での発表や、学会誌および学内紀要への論文投稿を通して、研究成果を積極的に発信し、日本やフランス語圏諸国において、研究者・教育者として自立し活動できる。

中国言語文化：日本語または中国語による学会での口頭発表や学术论文の執筆・刊行を通じて、自己の研究成果に関する情報を公表することができる。

日本史学：様々な学会に参加して研究発表を行い、成果を論文にまとめて提示することをくり返すことで、独自の見解を主張することができる。

東洋史学：アジア・アフリカに関する自己の研究成果を学会等で発表し、著書や論文等を通じて積極的に発信し、研究者として社会に問いかけ続けることができる。

西洋史学：歴史への問いかけや研究成果を言語化し、市民社会の一員として学会の内外で活動できる。

哲学：学術的な研究成果を専門学会等で継続的に発表し、学術専門書や論文を介してそれを世に問い続けると同時に、その研究成果が広く社会に受容され積極的な影響を与えられるような一般的な仕方でも発信していくことができる。

社会学：自己の研究成果を明確に伝える力のみならず、自立した研究者として新しい研究領域を開拓し、アピールする力を持つ。

社会情報学：社会情報学の研究成果を、学会等での発表・著書や論文を通じて積極的に発信し、自立した研究者として世に広く問うていくことができる。

教育学：教育学あるいは関連する学問領域における高度な研究手法によって分析・考察した結果を、著書や論文などで公表し、高い評価を受けることができる。

心理学：国内外の学会等で研究成果を繰り返し発表し、学会の査読付き雑誌に複数回論文を掲載できる。

・知的教養

グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養を有し、さらに、日本および海外の文化を学ぶことで、自己の専門分野とその関連する領域を独自の視点で広く豊かに認識できる。

国文学：蓄積した幅広い知識と具体的な事象に即した思考方法とによって獲得できた日本についての深い認識によって、日本文化とその歴史を相対化し、その特質と魅力を国際社会と地域社会に向けてアピールできる。

英文学：学術研究を通して得た教養に基盤を置き、グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養を有するだけでなく、自己と他者を広く深く豊かに認識し、尊重することができる。

独文学：グローバル化、多民族化、高度情報化が進行するドイツ語圏諸国との国際交流に貢献できる知的教養を有し、日本およびドイツ語圏諸国の文化を学ぶことで、自己の専門分野とその関連する領域を広く豊かに認識できる。

仏文学：フランス語圏文学やフランス美術の歴史を理解するとともに、その背景にある思想や文化、社会について高度の専門知識に習熟する。フランスと日本、フランスと諸外国との相互的な影響関係に関心を持ち、国際的な視野に基づきながら、主体的に研究・教育活動や社会貢献活動に関わることができる。

中国言語文化：中国語原典資料の読解を軸とした知的訓練を体系的に積み重ねることによって、専門分野にとらわれない汎用的な思考力を養い、学問的課題を発見することができる。

日本史学：日本史学・考古学を主とする幅広い知識と専門的な学力をもち、歴史的な視点で社会をとらえ、社会の問題に取り組むことができる。

東洋史学：現代世界に貢献できるアジア・アフリカに関する知識や情報を有し、日本社会とアジア・アフリカの歴史・文化を関連づけて学ぶことで、自己の専門分野および関連諸領域を独自の視点から深く認識することができる。

西洋史学：ある現象を一定の距離からクリティカルに観察し、また、その史料の複雑さを十分に理解し、それを評価することができる。

哲学：広く日本・中国・西洋における古今の知的教養を主体的に学修することによって、世界の文化の多様性をその根源から柔軟に理解すると同時に、自己の専門領域に固有な理解をいわば世界哲学的な観点から多角的に再構築することができる。

社会学：グローバルと臨床という複眼的思考のもと、社会の過去と未来の姿を見通し、多様な社会のあり方を論じることに加えて、社会のあるべき姿についても論じる知的教養をもつ。

社会情報学：グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる社会情報学の知的教養を有し、社会情報とその関連する領域を独自の視点で広く豊かに認識できる。

教育学：教育学あるいは関連する学問領域に精通し、幅広い視野と深い分析能力をもって教育に関する諸課題の構造や問題点について認識することができる。

心理学：心理学のみならずさまざまな領域における幅広い教養を有し、自身の研究成果をそれらと関連づけながら論じることができる。

・論理構築力

研究対象と真摯に向き合い、そこから論理を構築し、その結果出てくる自己の考えや高度な理論を正確に論述し、様々な分野の人々を説得することができる。

国文学：日本文学・日本語学・漢文学・日本文化に関して丁寧かつ批判的に読解・分析する修練を通じて獲得した語彙力や思考力によって、研究史をふまえた上で自らの研究を構想し、読解・分析・考察したことを他者にわかるように合理的かつ説得的に論述することができる。

英文学：高度な英語力と学術研究を通して磨いた論理的思考と合理的説得力を基盤に、様々な考えを持つ他者とその背景にある主張を理解し、自分の考えを明確に説明するだけでなく、立場や考え方の違いを超えて、共感を得ることができる。

独文学：ドイツ語圏諸国に関する研究対象と真摯に向き合い、そこから論理を構築し、その結果出てくる自己の考えや高度な理論を正確に論述し様々な分野の人々を説得することができる。

仏文学：フランス語圏文学やフランス美術史を研究するための専門的な視点と手法に習熟するとともに、高度の資料批評に基づく実証的な方法を通して分析・考察し、独自の見解を説得的に提示することができる。

中国言語文化：人文科学・中国学分野の研究方法を修得することによって客観的事実と原典資料に依拠した論理的思考を展開し、自己の提示した仮説を説得力のある結論へと導くことができる。

日本史学：着実な手法で史料（資料）から情報を読み取り、先行研究との違いを十分に意識しながら歴史像を組み立てることができる。

東洋史学：アジア・アフリカに関する研究対象と真摯に向き合い、独自の論理を構築し、自己の考えや理論を正確に論述し、多様な分野の人びとを説得することができる。

西洋史学：多角的な視点と歴史記述の深い理解からエビデンスを分析し、歴史的出来事の因果関係を理解することができる。

哲学：高度な論理性に裏打ちされた思考能力を習得することにより、異なった思考回路や価値観に対しても開かれた柔軟な論理的思考を展開し、強靱で説得力に富んだ表現方法を開発・構築していくことができる。

社会学：理論構築を行い、かつ理論的に記述・説明できる力に加えて、自己の研究分野において新しい理論や理論的枠組を提示できる。

社会情報学：社会情報と真摯に向き合い、論理を構築し、自己の考えや高度な理論を正確に論述し、様々な分野の人々を説得することができる。

教育学：教育学における規範的アプローチ、実証的アプローチ、実践的アプローチの違いを踏まえたうえで適切に組み合わせるなど、高度な学問的手法を用いて研究を遂行することができる。

心理学：心理学ないし臨床心理学の最先端の研究成果を踏まえた問題設定を行った上で、科学的手法によって収集されたデータに対し独自の視点を含む多角的な分析を加え、緻密な論理構成に基づいてその学問領域における新たな成果を提示できる。

・実践力

研究能力および広く豊かな学識を背景に、自己の専門分野や実社会において、根本的な問題提起をすることができる。

国文学：日本文化・日本文学・日本語学・漢文学に関する幅広い知識を背景に、自らの研究を深め、それを教育実践に活かしたり、専門分野に寄与するような問題提起をしたりすることができる。

英文学：高度な言語能力、研究能力および広く豊かな学識知識を背景に、専門分野および実社会における問題を発見し、その解決に向けて着実に取り組むことができる。

独文学：ドイツ語の専門文献を解読し、ドイツ語の資料を分析する能力およびドイツ語圏に関する学識を背景に、自己の専門分野や実社会において、根本的な問題提起をすることができる。

仏文学：実践的な職業のための高度なフランス語運用能力およびプレゼンテーション能力を発揮できる。美術館でのインターンを通して、専門的な知識だけでなく実践的な経験を活かして職業に結びつけることができる。

中国言語文化：高度な中国語運用能力・専門知識・分析力・判断力を駆使し、高度専門職業人として活躍することができる。

日本史学：学内外の研究会や史料調査活動への積極的な参加を通じて自らの研究テーマを掘り下げると同時に、社会に貢献することができる。

東洋史学：アジア・アフリカの原典史料の解釈力および歴史的な視点に立った思考力を背景に、自己の専門分野や現代社会における根本的な問題への解決方法を提示することができる。

西洋史学：史料の収集・分析や論理の構築など、知的なトレーニングを経て得られたクリティカルな思考力を日常生活において活用することができる。

哲学：広く豊かな哲学・思想史的な学識にもとづき、人間存在に根ざす普遍的・根本的な哲学的課題と現代社会が抱える現実問題を相補的に理解し、そこから新たな解決策を提案していくことができる。

社会学：自己の研究分野における貢献のみならず、あるべき社会を構想・提案し、その実現に向けて行動する力を持つ。

社会情報学：社会情報学の研究能力および広く豊かな学識を背景に、社会情報学や実社会において、根本的な問題提起をすることができる。

教育学：教育学および関連する学問領域に精通したうえで遂行された研究結果を公表するとともに、教育に関する諸課題の解決に向けて研究活動および実務において高度な実践力を発揮することができる。

心理学：心理学のみならず関連する諸領域の幅広い学識に基づいて設定された問題に対し、最新の方法を含む多様な研究手法を駆使して解決に向かうことができる。

＜点検・評価結果＞

上記の現状説明のとおり、授与する学位ごとに学位授与方針を定め、本学公式 Web サイトや履修要項を通じて、学内外に広く公表していることから適切であるといえる。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

＜現状説明＞

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

文学研究科においては、大学院学則第4の5に定める教育研究上の目的等に基づき、教育課程編成・実施の方針を定めている。当該方針においては、課程・専攻ごとに科目構成とカリキュラムの編成を設置のねらいから記述するとともに、カリキュラムの体系性等についても詳述している。文学研究科の教育上の目的である高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成するため、研究者養成だけでなく、高度職業人として活躍するアーキビスト・公認心理師・臨床心理士・教育職員への就職を視野にいたしたカリキュラムを整備している。公表については、本学公式 Web サイト、履修要項等において明示することで、大学構成員、本学入学志願者を含む社会への周知を図っている。教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針との緊密な連関性の下で策定され、前述の学則における教育研究上の目的との整合性を十分意識したものとなっている。具体的な内容は以下のとおりである。

＜教育課程編成・実施の方針＞

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

○カリキュラムの基本構成

文学研究科では、ディプロマ・ポリシーで掲げた人材を養成するため、専門分野に関する科目について、講義と演習をセットにしたカリキュラムを基本にして、各専門分野の全領域を体系的に網羅するよう授業科目を配置しています。

【前期課程】

以下の科目群の履修を通じて、実践力・知的教養・論理構築力・発信力を修得します。

共通科目・・・文学・歴史学・哲学・社会学・社会情報学・教育学・心理学など本研究科で専門的に学ぶことが出来る知的教養を修得するための科目および学術論文を執筆するための基礎を学びます。

講義科目・・・当該学問分野についての体系的な理解および個別の専門的な知識を修得し、修士論文執筆を見据えた多くの研究成果に触れる機会とします。

演習科目・・・修士論文の執筆に向けて、適切な研究テーマと研究計画を設定し、研究成果を取り纏めていくために必要な技量を修得します。

具体的には、文献の読解、史料の収集、調査研究の手法等を学び、自立的な研究へと発展させていきます。

【後期課程】

以下の科目群の履修を通じて、独創性・発信力・知的教養・論理構築力・実践力を修得します。

共通科目・・・文学研究科の専攻を横断する形で科目を設置し、領域横断的に人文社会科学の思想的・方法論的基礎を学びます。

特殊研究科目・・・1つのテーマ・論点を深く掘り下げ、専門性を究めるとともに、幅広い視野から多面的な思考を身に着け、論理構築力・発信力・実践力と独創性を持った自立的な研究者としての能力を向上させます。

○カリキュラムの体系的性

【前期課程】

文学研究科では、専攻横断で設置している共通科目、講義科目と演習科目を組み合わせることで、人間・社会・歴史・文化などを実践的に読み解く力、グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養、実践力を身に着けます。

入学初年次・・・共通科目においては、文学・歴史学・哲学・社会学・社会情報学・教育学・心理学など本研究科で専門的に学ぶことが出来る知的教養と論文執筆における基礎能力を身に着けます。

講義科目においては、当該学問分野についての体系的な理解および個別の専門的な知識を修得します。

さらに、演習科目では、文献の読解、史料の収集、調査研究の手法等を学び、適切な研究テーマと研究計画を設定していきます。

2年次以降・・・講義科目においては、修士論文執筆を見据えた多くの研究成果に触れるとともに、演習科目においては、先行研究の検討と他の授業参加者との議論を通して、自ら設定した研究テーマと研究計画に基づき、研究成果を取り纏めて修士論文の作成をしていきます。

国文学：カリキュラム履修に研究者・高度職業人モデルと教職モデルを有しています。

前者は基本的な学問知識を土台に日本文学・日本語学・漢文学・日本文化に関する専門科目を集中的に履修することで、博士後期課程への進学を視野に専門分野の研究をおこない、後者は基礎的な知識から実践的教養までを網羅的に履修することで、教育現場で役立つ幅広い学問的知見の獲得をめざします。

2年次には修士学位論文に関する学内学会発表を通じて、複数教員から広く助言や指導を受けます。

英文学：「英語圏文学文化コース」「英語学・言語科学コース」「英語教育コース」の各コースでの学修を通して、着実に専門知識と研究力を獲得します。英語による修士論文執筆のために、英語表現演習で英語によるアカデミック・ライティングの手法を学びます。

また、英語学・言語科学・英語教育を専門とする場合は、英語学術発表演習でプレゼンテーション力を磨き、国際学会や共同研究発表会で研究発表を行います。

独文学：ドイツ語圏の言語学、文学、文化学、歴史学等に関する授業を通し、学際的な専門知識を修得しながら特定の専門分野の研究を進めるための能力を獲得します。

各専門分野について高度に学術的な発見能力を養成し、研究テーマの中間発表をドイツ語と日本語で行う機会を設け、ドイツ語と日本語による研究発表能力を身に付けます。

仏文学：近現代のフランス語圏の文学・文化・思想や、フランス近代美術について、各時代に関連する演習科目を通して、高度に専門的なレベルまで深めます。

研究発表等を通じて、問題意識に基づく専門的な文献の読解力、発表力、論文作成力に習熟します。

専門的な能力と知識を活かした職業を想定しつつ、実践的な学びを深めます。

中国言語文化：中国語圏の文学・文化・思想・言語等に関する専門知識・研究能力・外国語運用能力を活かして国際社会に貢献できる人材を育成するとともに、修士学位論文の執筆のために必要となる読解力・分析力・発信力等を養成します。

日本史学：講義・演習を通じて専門文献や史料（資料）の読解力・分析力を身につけ、修士論文の作成を進めます。

また、長期休暇中等に実施する史料調査や発掘調査を重視しています。
史料（資料）が残された現地に赴き、実物の史料を手にとって検討することで歴史の理解を深めます。

東洋史学：アジア・アフリカの歴史世界についての体系的な理解および個別の専門的な知識を修得すると同時に、文献の読解を通じて史料解釈・史料操作のスキルを身に付け、歴史的思考力と卓越した語学力を養います。

さらに、史料収集や調査研究の手法等を学びつつ、個々の研究テーマと研究計画を作成し、多くの先行研究に触れながら、研究成果を取りまとめて修士論文を作成していきます。

西洋史学：専門に直結する原典史料（英・独・仏・ラテン語・アッカド語など）と二次文献の読解を行います。

基礎演習では、書評の書き方から、先行研究のまとめ方、論文の書き方、および、論の運び方など、論文執筆に必要な全てのスキルを習得します。

専門領域を超えて議論するための方法を学び、研究発表を行います。

哲学：専門とする領域のテキストを正確にかつ十分な創造的理解力をもって読解することを最重要課題としています。

入学初年次・・・哲学原典を正確に読み取り、理解した内容を適切に表現できる言語運用能力を習得すると同時に、当該テキストを理解するために必要な先行研究を多様に活用し、得られた理解を論文として論理的に構築していく基礎的能力の育成を行ないます。

2年次以降・・・自らの設定したテーマに即した修士論文執筆に向けて、主要テキストのみならず、関連するテキストにも広く目を通し、提示すべき自身の解釈ないし思考を論証するために必要な文献や思想内容に取り組みながら、研究計画に基づいて修士論文を作成していきます。

社会学：調査研究の基礎となる社会学の諸理論と多様な調査方法を徹底的に学びながら、プロジェクト演習にて研究プロジェクトを構想し構築する力を養います。

2年次以降では、修士学位請求論文執筆を始めるための知力や技能を備えているかどうかを判断するため Qualifying Examination (QE) を受けます。論文執筆を進めるために、プロジェクト演習にて調査研究を進めます。

また、学生が複眼的かつ多様な観点から社会現象を観察し解釈する力を備えられるよう、複数・集団指導体制のもとで学習と研究を進めます。

社会情報学：講義科目においては、修士論文執筆を見据え、社会情報学の多くの研究成果に触れ、演習科目においては、自ら設定した研究テーマと研究計画に基づき、研究成果を取り纏めて修士論文の作成をしていきます。

教育学：教育哲学、教育史、教育行政学、教育社会学、教育方法学、生涯学習論などに関する特講および演習によって各領域における学問的知識や研究手法を修得するとともに、教育学総合演習によって領域横断的な視点を有することができるようにする。

心理学：心理学コース：設定された問題の解決に通じる研究手法に習熟するとともに、関連する領域に関する知識が幅広く身につくことと、国際学会等で成果を公表し論文化する能力を身に着ける。

臨床心理学コース：心理学・臨床心理学を幅広く学び、公認心理師・臨床心理士の受験資格を取得する。加えて、博士後期課程への進学のために、研究手法に関して心理学コースと共通する学びを得る。

【後期課程】

講義科目においては、修士論文執筆を見据えた多くの研究成果に触れるとともに、演習科目においては、先行研究の検討と他の授業参加者との議論を通して、自ら設定した研究テーマと研究計画に基づき、研究成果を取り纏めて修士論文の作成をしていきます。

1・2年次・・・各専攻に設置された特殊研究科目のうち、自身の研究分野に留まらず、隣接する専門分野の科目についても履修します。

これにより幅広い視野から多面的な思考を修得し、自身の研究を深化させ、博士学位請求論文の執筆に取り掛かります。

3年次以降・・カリキュラムにおける学修と並行し、研究指導を受けながら博士学位請求論文の完成、そして修了後に自立した研究者となることを目標として、自身の研究活動を進めます。

研究の遂行にあたり、学内外に積極的に論文を公開することを研究科として求めています。

また、研究科で定める博士学位請求論文申請の要件を満たす過程で、学問の社会的意味を理解し自身の研究に対する批判的な分析機会を重ねることで、自立した研究者として活動します。

国文学：専門分野を中心に隣接する専門分野の科目を履修し、指導教員以外の教員からも指導を受けることにより、幅広い視野からの多面的な思考を獲得し、自らの研究の深化をはかります。

また、日本文学・日本語学・漢文学・日本文化に関する国内外の学会での発表や学術誌への論文発表を通じて、自らの研究成果を積極的に発信しながら博士学位請求論文の完成をめざし、研究者として自立できる力を蓄えます。

英文学：最先端の研究を行うために、多くの文献や研究発表に触れて先行研究を広く深く知るとともに、研究者間での議論や共同研究を通して批判的思考や分析力を磨き、学会発表や論文発表を重ねることで、新たな課題や問題を浮かび上げさせ、理論とデータに裏打ちされた説得力のある博士学位請求論文を仕上げていきます。

現在の標準的な英語だけでなく、様々な英語や日本語の文献、あるいは、インタビューや心理言語学実験を通して豊かで鋭い感性を磨きます。

自立した研究者としての実力と自信を培うと共に、学界での活躍や社会への貢献に欠かせない企画力・実践力・発信力を身につけます。

独文学：ドイツ語圏の言語学、文学、文化学、歴史学等に関する授業を通し、学際的な専門知識を修得しながら特定の専門分野の研究を進めるための能力を獲得します。

各専門分野について高度に学術的な発見能力を養成し、研究テーマの中間発表をドイツ語と日本語で行う機会を設け、博士学位請求論文執筆に向け、複数教員による指導の下、ドイツ語と日本語による研究発表能力を身に付けます。

仏文学：専門領域において、研究課題を深化させ、博士学位請求論文の執筆を目指して、長期的な計画に基づく主体的な研究活動を進めます。

研究教育職を目指しながら、学会での研究発表、学内外の雑誌への論文投稿を通して成果を発表します。

中国言語文化：中国語圏の文学・文化・思想・言語等に関する独創的研究を行うために高度な専門知識と分析力、外国語運用能力を養成するとともに、学会等での口頭発表、研究論文の執筆、博士学位請求論文の完成のために継続的指導を行います。

日本史学：専門文献や史料（資料）の読解力・分析力をさらに磨きながら、博士学位請求論文の作成に向けて、論文投稿や研究発表を積極的に進めます。

また、長期休暇中等に実施される史料調査や発掘調査に主体的に取り組むことで、研究者として自立的に調査を行う能力を身につけます。

東洋史学：アジア・アフリカに関する多様な視点と多面的な思考力を養い、自己の研究テーマを深化させ、研究指導を受けながら学内外で意欲的に学会等に参加・発表し、積極的に論文を公開していきます。

博士学位請求論文申請の要件を満たす過程において、自身の研究に対して批判的な分析視角を身に付けると同時に、社会的な要請に対応し独創的な研究を継続的に発表できる研究者として活動します。

西洋史学：原典史料と二次文献をクリティカルに読むことが一層重要となります。

計画的に学内外の学術雑誌に論文を投稿し、また、研究発表を行います。

西洋史学のそれぞれの専門分野の学術レベルに見合った、独創性の高い論文を執筆することで、自立した歴史研究者を目指します。

哲学：専門領域における哲学原典の読解法に基づき、さらに広く深く文献を読解していきながら、博士論文の構想・執筆を通して、自立した専門研究者として持続的に研究活動を行なっていくために必要な諸能力を育成していきます。

1・2年次・・自身が専門とする領域の学識を一層深めると同時に、関連する諸領域にも柔軟に知見を広げつつ、博士学位請求論文の執筆に取り掛かります。

また、学会等での研究発表や雑誌論文執筆に積極的に取り組むことによって、自身の研究成果を客観視す

る一方で自身とは異なる多くの有力な観点を知る機会としていきます。

3年次以降・・・自らの設定したテーマに即した博士学位請求論文の完成に向けて、入念に研究指導を受けつつ、自身の研究活動を続けていきます。

専門研究者としてさらに持続的に自立した研究活動を展開していくためより一層の主体性が求められます。

社会学：博士学位請求論文の執筆を念頭に置き、1年次に、各自の研究が依拠する理論の検討と練磨の場所として、社会学理論科目を履修します。

博士学位の取得のための調査研究を進める場所としてプロジェクト演習科目を履修します。2年次には、博士学位請求論文の執筆を開始できる知力や技能を備えているかどうかを判断するため Qualifying Examination(QE)を行います。

新しい社会を構想できる力をつけるため、社会構想論を履修します。また2年次から、各自の研究を深めるために必要な多言語教育を行います。

3年次には、博士学位請求論文の執筆を精力的に進めるため、プロジェクト演習にて複数回にわたって研究発表を行います。多様な視点や複眼的な思考を錬成強化するため、全学年次において複数・集団指導体制のもとでの研究指導を行います

社会情報学：身につけた知識・能力を土台に社会情報学の研究を進め、博士学位請求論文の作成を通じて、自立して研究活動を行い得る能力を身につけることを目標とします。

研究の遂行にあたって、学内外に積極的に論文を公開することを求めます。

教育学：教育哲学、教育史、教育行政学、教育社会学、教育方法学、生涯学習論などの研究領域について博士学位請求論文の作成を目標とした継続的指導を行い、学会発表や論文投稿など研究成果の発信を積極的に進めいきます。

心理学：心理学の複数の領域における深い学びが得られるとともに、各領域における第一線の研究者を毎年入れ替わりで招き最先端の研究動向に触れ続けます。

<点検・評価結果>

上記、現状説明のとおり、教育研究上の目的や授与する学位ごとに定められた学位授与方針に基づき教育課程編成・実施の方針が設定されており、本学公式 Web サイトや履修要項を通じて、学内外に広く公表していることから適切であるといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点2、5は割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点3：コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

(博士前期課程)

博士前期課程の授業科目は、研究科として専攻横断的に設置する「共通科目」と専攻毎に設置する授業科目から構成されている。

「共通科目」は、複数の専攻の専門分野に関わる内容や、アカデミック・ライティングの基礎、専門分野横断的な内容、履修する学生の専門分野を問わない科目等を扱うものであり、専攻を問わず履修することができる科目群である。

専攻毎の授業科目は専門分野の名前を冠した「特講」と呼ばれる講義科目と「演習」と呼ばれる演習科目、「研究」と呼ばれる講義と演習を併用する科目に区分される。「特講」は当該専門分野に関する知識の獲得を目的とする講義、「演習」は文献や資料の講読や事例研究、作成中の論文に関するテーマの発表等の演習、「研究」は講義と演習を併用するものであり、いずれも履修者の学修歴や研究テーマ、修士論文の進捗状況等を考慮しながら授業を進めている。なお、学生は、指導教授と相談しながら、専攻設置科目及び「共通科目」から32単位を選択履修しなければならない。

必修科目として、社会学専攻の学生は専門の基礎を固める「社会学理論特講(古典)」、「社会学理論特講(現代)」、「質的社会調査特講」、「量的社会調査特講」、「社会構想論特講」、「社会学ライティング特講」を、教育学専攻の学生は専門横断的な「教育研究総合演習(A及びB)」を、心理学専攻の学生は専門基礎科目である「心理学基礎理論(I及びII)」を必ず履修することになっている。

各専攻の授業科目は、文学系の専攻であれば文学だけでなく言語学、文化、芸術、思想、演劇等の科目を開設し、史学系の専攻であれば先史時代から現代までを時代別に区分して科目を設置している。2022年度からは、史学3専攻に共通開講する科目「史料教材研究I」、「史料教材研究II」を設置し、専攻の垣根を超えて、共通する分野の学修の促進に努めている。

このほか、研究科間共通の制度としてオープン・ドメイン制度を設けている。オープン・ドメイン制度は、学問の領域間の垣根が低くなり、研究の内容や形態が多様化するにつれて、他研究科科目の履修希望が増加したことに対応して履修手続きの負担を軽減する制度として発足したものであり、学生は他研究科または他専攻履修の手続きを経ずして履修が可能となっている。当該制度により、広い分野にわたる学修が可能になり、幅広い研究テーマの深化や学際的な研究活動の推進が可能となっている。

学生は自己の研究テーマを考慮し、指導教授の指導に基づき、他専攻、他研究科、他大学院の科目履修をすることで体系性を確保して自己の研究を深めていく仕組みとなっている。

(博士後期課程)

博士後期課程の授業科目は、研究科として専攻横断的に設置する「共通科目」と専攻毎に設置する授業科目から構成されている。

「共通科目」の目的と内容は基本的には博士前期課程と同じである。各専攻の授業科目は所属教員の研究分野に応じて専門分野の名前を冠した「特殊研究」が開設されている。「特殊研究」は講義科目として設置され、研究テーマに直接関係する内容や、広く専門分野に関係する内容についての知識を深める科目となっている。

各専攻の授業科目は、文学系の専攻であれば文学だけでなく言語学、文化、芸術、思想、演劇等の科目を開設し、史学系の専攻であれば先史時代から現代までを時代別に区分して科目を設置している。

学生は自己の研究テーマを考慮し修了に必要な16単位について、指導教授の指導に基づ

き、他専攻、他研究科、他大学院の科目等の幅広い領域に係るや履修を加えながら体系性を確保して自己の研究を深める仕組みとなっている。隣接する分野への知見を広げることを目的に博士前期課程設置科目の聴講制度も設けており、一定数の学生が利用している。

○コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

（博士前期課程）

博士前期課程の科目体系は、「共通科目」（講義と実習）、専攻設置科目（講義、演習、講義と演習の併用）である。学生は指導教授の指導により、修了要件32単位を修得することが義務付けられている。なお、当該科目に加えて、社会学専攻の学生は専門の基礎を固める「社会学理論特講（古典）」、「社会学理論特講（現代）」、「質的社会調査特講」、「量的社会調査特講」、「社会構想論特講」、「社会学ライティング特講」を、教育学専攻の学生は専門横断的な「教育研究総合演習（A及びB）」を、心理学専攻の学生は専門基礎科目である「心理学基礎理論（I及びII）」を履修することになっている。

リサーチワークについては、本人による研究以外に、授業科目としての演習の中で研究指導として実施されること、授業時間外に研究指導として実施されることを中心とするが、専攻によってはこれに加えて修士論文計画の報告会や研究会での報告を通じてリサーチワークに対する指導が行われている。

学生は指導教授の指導を受けつつ、学生の興味・関心のあるテーマや個々の学力・専門知識の水準に応じてこれらのコースワークとリサーチワークを組み合わせながら修士論文の完成に向けた学習・研究を行うこととなる。

（博士後期課程）

博士後期課程のコースワーク科目は「共通科目」（講義と実習）と専攻設置科目の講義である。学生は自身の研究テーマに関する専門分野及び関連分野について、指導教授の指導により複数の科目を履修し、修了要件16単位を講義科目から修得することが義務付けられている。

リサーチワークの実施状況については博士前期課程と同様であるが、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的に博士論文を作成することが博士後期課程の目的であることから、リサーチワークの比重は必然的に大きくなっている。

学生は指導教授の指導を受けながら、研究テーマや個々の状況にあわせてこれらのコースワークとリサーチワークを組み合わせ、博士論文の完成に向けた研究を進めることとなっている。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

いずれの専攻においても、博士前期課程においては、大学院設置基準第3条第1項に基づき、講義または演習による授業を基本に一人ひとりの研究・関心に即したきめ細かな研究指導及び論文指導が展開されており、高度の専門性を要する職業等に必要の人材育成を行うと同時に個々の学生の好奇心を煽りつつ広く豊かな学識を養うよう努めている。博士後期課程では、大学院設置基準第4条第1項に基づき、博士前期課程で培った研究成果を基盤に研究の深化と博士学位論文作成に向けた個人指導が行われ、研究者として自立して研究活動を行う能力を養成している。

各専攻の教育内容を以下に要約する。

1) 国文学専攻

教育研究の対象は古今和歌集や源氏物語等の古典からアニメやネット小説にまで至り、今日なお新たな分野への対象の拡大、メディア論や読者論などの多様な観点からのアプローチ、同位元素による資料の年代特定等の新しい方法の開拓が推し進められている。本専攻は上代から現代の各時代と、国語学の全領域をカバーしている。

博士前期課程においては、国文学の全分野にわたって広い学識を授け、研究能力及び高等学校等の教職、博物館学芸員、専門図書館の司書等、高度な専門性を要する職業に必要な高度の能力を修得できるよう指導している。博士後期課程においては、研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力、及びその基礎となる豊かな学識を修得せしめるよう、博士論文の執筆に向けて、個人指導を綿密に行っている。

2) 英文学専攻

英文学専攻では、3つの履修モデルを設定し授業科目を開設している。英語圏文学文化モデルでは、英語圏の詩・小説・演劇・文化等を、英語学・言語科学モデルでは英語を中心とした音・意味・文法・語用の習得・使用を、また、英語教育モデルでは英語教育のための文学文化研究・言語科学研究をそれぞれ体系的に学ぶための授業が展開されている。博士前期課程では、それぞれの分野の専門的な研究を進め、学際的な批評方法や理論について学ぶとともに、修士論文作成のための英語力を養い、英語での学会発表や論文執筆のための技術が修得できるように授業が編成されている。博士後期課程では、コースワークによる論理的思考力や論文に対する批判的読解力の育成に努めるとともに、個人の研究テーマに合わせた研究指導に重点が置かれ、博士論文執筆の準備ができるよう体制を整えている。また、英語圏の大学との間に交換留学に関する協定を締結しており、留学を奨励している。

本学英文学専攻独自の学会活動もあり、年1回の学会誌の発行、外部講師による講演会の開催等、特色ある多彩な教育・研究の場が展開されている。さらに、学外の学会での口頭発表や査読審査のある学会誌での論文発表のための丁寧な指導を行っている。博士後期課程の学生の多くが、大学からの旅費の補助を受けて、国際学会で発表している。専門の研究を通して身につける高い英語力と論理的思考力に加え、研究・学会活動等を通じて構築する豊かな人間関係や社会性を生かし、研究・教育および英語の専門家として活躍できる力を養っている。

3) 独文学専攻

ドイツ語学、ドイツ文学、ドイツ思想、ドイツ文化学、ドイツ演劇、ドイツ近現代史の6分野を主な研究・教育の対象とし、さらに言語教授法、比較文学、比較文化、異文化コミュニケーション論、メディア学の5分野も視野に入れている。学生にはドイツ語圏を軸に、さらに広い世界に目を向けてもらうよう指導し、留学を促進・奨励している。また協定校をはじめとするドイツ語圏の大学から研究者を招いての講演、講義、そして学生を中心とした合同のコロキウム等を催すことにより、より広く新しい視野にたって研究・考察することを可能としている。

博士前期課程においては、ドイツ語学、ドイツ文学、ドイツ思想、ドイツ文化学、ドイツ演劇、ドイツ近現代史の6分野にわたる多彩な科目を設けている。また、複数の教員がオムニバス形式で担当する授業を開設し、それぞれの専門分野で行われている研究や異なる分析方法を知るとともに、文献リサーチやデータ収集・分析方法の幅を広げることを目指している。そうした活動を通して、自らの研究テーマの位置づけを考え、発展させていけるよう指導している。

博士後期課程では、前期課程に開設している科目に密接に関連しながら、さらに専門的な教育研究を行うために個別のテーマを持つ専門科目を開設し、博士論文執筆のために必要となる高度なドイツ語運用能力、実践的語学力、専門的知識の修得を目指している。研究成果を日本語、ドイツ語、さらにその他の言語でも発信し、広く研究交流のできる人材、専門知識を社会に還元できる人材の育成を目指し、学生たちが積極的・能動的に参加できる機会の提供をしている。

4) 仏文学専攻

仏文専攻では17世紀の古典主義から現代に至るまでのフランス語圏の文学や思想、フランスを中心とする美術史や文化遺産の専門領域における教育研究活動を行っている。博士前期課程では、研究分野における専門知識と研究手法の修得とともに、フランス語運用能力を高めて実社会で活用すること、美術館あるいは美術関連業務での実践的な活動へと結びつけることを目標としている。具体的には、仏検準1級取得、フランス留学、美術館でのインターンシップ・プログラム参加を奨励している。博士後期課程では、専門性をさらに深め、より高度な学術レベルの達成を目指して、学生を指導している。博士論文の執筆、仏検1級取得、フランス留学、学会での発表、フランス政府給費留学生試験受験を奨励している。毎年、大学院学生（前期課程・後期課程）による研究発表会を開催することで、研究成果を論理的かつ実証的に示し、他者の質問や批評に適切に応答する力を鍛える場、さらにフランス人招聘研究者による講演会を企画し、研究交流を広げる場を提供している。

5) 中国言語文化専攻

中国言語文化専攻の研究分野は、中国語学、中国文学、中国文化学の3つの分野から構成されている。

中国語学の分野では、文法学、方言学、中国語教育学の各領域で問題となる諸現象の分析能力を養う。中国文学の分野では、古典文学及び近現代文学の各領域について、単なる「作家研究」「作品研究」にとどまらない新たな文学研究のあり方を模索する。中国文化学の分野では、近代中国における西洋文化の導入や日本文化との影響関係についての比較文化学による研究、現代の中国社会における言論空間と知識人の役割に関する思想文化学による研究等を行う。いずれの分野においても、活字媒体の資料だけでなく、電子データも扱える調査能力、資料読解力を修得する。また、中国本土のみならず、台湾をはじめ、世界の華人社会を含めた中国語圏全体の文化事象に目を向けている。

博士前期課程では21世紀の中国研究の方向性を視野に入れ、①中国の伝統文化から同時代文化までの幅広い専門知識、②言語の背景となる様々な文化知識に裏打ちされた高度な中国語運用能力、③中国文学、中国語学の諸理論に関する高度な専門知識、④中国の言語と文化に関わる特定の領域についての高度な専門知識と研究方法、⑤中国語圏の多様な

文化事象を正確に分析できる能力、等の修得を目標にしている。博士後期課程では、前期課程で培った知識と能力の増進を図るとともに、より専門的な領域で自立して研究を進める能力を養成していく。

6) 日本史学専攻

日本史学専攻の教育研究分野は、先史・古代から近現代に至るまで考古学を含む各時代を対象とし、実証を基礎として広い視野から客観的・総合的に歴史事象を把握することを目標とした教育を行っている。

博士前期課程においては正確な史料読解や考古資料をもとに多面的に歴史像を構築する力を養い、博士後期課程においては自立した研究者として専門を深める能力を伸ばすよう指導している。

また、近年社会的要請が高まっているアーキビスト養成のための課程である文学研究科アーキビスト養成プログラムの科目を専攻内に複数設置しており、大学共同利用機関国文学研究資料館が実施しているアーカイブズ・カレッジとも連携している。また、高等学校などの教員をめざす大学院学生に対しては、より専門的な知識を活かした授業を展開できる力を養うために、「史料教材研究」「歴史教育研究」を設置している。

7) 東洋史学専攻

中国史、中央アジア史、東南アジア史、イスラーム（中東）史の分野から構成される。地域的にはアジア及びマグリブのほぼ全域を、時代的にも古代から近現代に至るまでをカバーしており、多様なニーズに応じた幅広い教育・研究が可能になっている。本専攻では、特定の時代・地域に縛られない、領域横断的・通時代的な視野を指向する気風が強く、複数の教員が連携して論文指導にあたり、専攻に所属する全ての教員・学生が一同に会して討論したりすることも珍しくない。

博士前期課程においては、高度に専門的な研究方法を修得するとともに、優れた語学力を身に付けるよう指導を行っている。博士後期課程では、研究能力・語学力の向上を図ることと併せて、研究成果を学術雑誌や学会（国際誌・国際学会を含む）において公表・発信するための各種スキルをも高めている。また、東洋史専攻が主体となる全国組織の学会「白東史学会」を運営し、機関紙「アジア史研究」等の発刊も通じて在学生在が研究成果を広く発信できる場を設けることで研究力の強化を図っており、在学中に博士号の取得が可能となるよう、密度の濃い指導を行っている。

また、最新の研究成果を吸収し、研究能力や問題意識・語学力を高めるために、第一線で活躍する外国人研究者の講演会を開催したり、ゲストスピーカーとして招いたりすることにも力を入れている。

8) 西洋史学専攻

西洋史専攻は、古代オリエント史、ヨーロッパ中世史、ヨーロッパ近世史、ヨーロッパ近代史、アメリカ現代史の分野から構成され、時代では古代から現代まで、地域は広くヨーロッパ、メソポタミア、アメリカの歴史を研究することができる。各専門分野の教員による指導だけでなく、年2回の大学院学生報告会等で、博士前期・博士後期課程の学生の報告を全専任教員参加のもとで集団指導することにより、学生は幅広い視野と的確な研究方法を修得することができる。

博士前期課程では、基礎的な研究能力を高めるとともに、前期課程を修了して教職等に就く学生も視野に入れて国際的な視野とコミュニケーション能力を養成することを目標としている。なお、西洋史専攻ではとりわけ語学が重要であるため、古代の言語やラテン語を中心に語学力を高める指導を行っている。博士後期課程では、自立した研究者となるために研究を深化させ、博士論文を完成させることを目標とし、学会報告や論文執筆のための指導を行っている。西洋史学の研究では、研究対象とする地域に赴いて学び、史料収集することが必要であるため、学生の必要に応じて留学するための支援や留学中の指導を専攻単位で行っている。

9) 哲学専攻

哲学専攻は、西洋哲学と東洋思想を二本柱としており、西洋哲学では古代ギリシア哲学から現代哲学まで、東洋思想では中国哲学から日本思想まで、さらに科学史・科学哲学の教育研究にも取り組んでいる。原典を原語で正確かつ精緻に読解するために語学を重視することは、哲学専攻を特色づける要素の一つである。西洋哲学の分野は、カントの批判哲学、ヒュームの宗教論、ホワイトヘッドの分析哲学、ベンヤミンの言語論、ロウの分析形而上学などのテーマに関わる原書の読み込みに重点を置いた講義・演習を実施している。東洋思想の分野は、中国思想の変遷、中世期における儒学、江戸時代の倫理思想・王権思想、近代の民主思想などのテーマに関わる授業を提供し、関連するテーマの研究指導を実施する態勢を構築している。

博士前期課程においては、読書指導を中心としつつ、一人一人の学生が学界における研究動向を整理した上で学術的に意義のある研究テーマを見出し、学界に寄与しうる研究を進めるための土台作りをするのを支援している。博士後期課程においては、実証的な研究上の成果を継続的に生み出し、国内外の学会において説得力をもって提示できる独り立ちした研究者を養成するための教育活動を展開している。博士学位請求論文の提出にあたっては、学術誌（査読付）2本以上、全国レベルの学術誌（査読付）1本以上、学会発表1回以上を申請要件に課しており、研究業績を積み上げるための指導を行っている。なお、西洋哲学の分野においては、哲学史上の名著を講読する授業が数年間継続することも珍しくなく、博士前期課程と後期課程のカリキュラムの間には連続性が認められる。

10) 社会学専攻

社会病理、社会運動、家族、都市・地域、社会学理論と社会学史、臨床社会学等の分野で構成され、隣接専攻の「社会情報学」との協力、首都圏にある大学院間での単位互換制度により、個々の学生の問題関心の展開と、研究の発展を促している。

博士前期課程では、指導教員をはじめとした研究室スタッフのもとで、個々人の専門分野について指導教員のもとで研鑽を積むと同時に、社会的な理論と実証、調査研究の手法について、6つの必修科目（「社会学理論特講（古典）」、「社会学理論特講（現代）」、「質的社会調査特講」、「量的社会調査特講」、「社会構想論特講」、「社会学ライティング特講」）を通じて幅広く学び、社会学の基礎力を身に付けることを追求している。さらに博士後期課程では、指導教授との緊密な個別指導と研究室内外の知的刺激によって、学会報告や投稿論文・博士論文の執筆にむけての実践的な訓練を行い、専門的技量を高めることを追求する。

博士前期課程、博士後期課程ともに、選択必修科目である演習科目として、「グローバル」、

「ヴィジヨナリー」、「クリニカル」の3つの分野による科目を配置し、複数分野を履修するカリキュラムによって、多角的な問題意識を研ぎ澄まし、発信力、論理構築力を鍛えるよう指導している。また、各課程で学位論文を申請するための条件として、専攻で実施するQualifying Examの合格を課している。当試験では先行研究の渉猟、研究のオリジナリティー、リサーチデザインの観点について専攻に所属する全専任教員で確認しており、集団指導を実施している。

11) 社会情報学専攻

社会情報学は、社会に存在する様々な情報を対象に、コミュニケーション、情報の蓄積や加工、言い換えれば「社会情報」とその処理について多角的に考察する学問分野である。社会情報学専攻では、メディア・コミュニケーション、メディア文化、社会意識と社会心理、社会調査とデータ解析、図書館情報学、情報システム学の6つの学問領域を柱に、演習を中心とした少人数授業を行っている。具体的に扱うテーマはテレビや新聞といった伝統的なマスメディアから、インターネットやモバイルメディア等を含む各種のコミュニケーション研究／メディア研究、社会意識と社会心理、社会調査法と統計処理技法、データベースと情報検索システム、図書館等の情報組織の経営、文字、音声、映像等の様々なメディアによる情報の記録と伝達及びそれらを支える情報システム等である。

社会情報学専攻が目標とするのは、情報の溢れる現代社会において、「情報と情報処理について理論的に深く考える人材」「情報と社会の相互作用を多角的に捉えることのできる人材」「適切な情報を適切なタイミングで探索・変換・提示・運用できる人材」「社会と人々の記録・知識・世論などを積極的に収集・評価・活用できる人材」の育成である。

博士前期課程では、基礎理論やそれをベースとして派生した基本的研究テーマとの関連で研究と指導を行っている。この場合も単なる理論の域に留まらず、実際の社会的課題の解決に資するような問題の設定を行うよう指導している。博士後期課程では、学術の見地から見てより高度な、もしくは、社会への波及効果やインパクトのより大きい研究テーマを設定するよう、研究指導している。いずれの場合も社会情報学という学問の特質を反映した授業、指導内容になるよう努めている。

12) 教育学専攻

教育学とは、人間形成と教育の事実を科学的に解明する学問である。理論的・歴史的なアプローチ、あるいは、行政文書の分析や授業分析、インタビューやエスノグラフィー、アンケート等、多様で実証的な研究方法を用いて課題に取り組むことが可能である。

領域としては、教育学専攻の教育内容は、大きく教育哲学、教育史、教育方法学、教育社会学、教育行政学、生涯学習論などという6つの領域から構成されている。

博士前期課程では、教育学についての高度な専門的知識をもった高度専門職業人を育てることを主な目的としている。中学校や高校の教師という立場で、あるいは社会教育や福祉等の現場において、大学院で学んだ知識や研究方法を活かして活躍することを目指す学生もいる。1年次に演習科目「教育学総合演習A」「教育学総合演習B」を必修科目として履修し、専攻に所属する全専任教員による集団指導を行うカリキュラムとなっている。今後は、国際協力に関わる職業や、キャリア支援に関わる企業に就職するといった可能性も視野に入れた教育を行っていく。

博士後期課程では、研究者及び実務家高度専門職業人の養育成を目的としている。後期

課程においては博士論文の提出が最大の課題になることから、それに向けて専門分野について個別指導を行うとともに、専門学会での研究成果の発表等を通して他大学の教員や大学院学生との研究交流を活発に行うように指導している。

13) 心理学専攻

心理学専攻の博士前期課程は、知覚心理学、認知心理学、生涯発達心理学の分野を対象とする「心理学コース」と、「こころ」の問題を理解し援助することを目指す理論と実践を対象とする「臨床心理学コース」の2コースから構成されており、「心理学基礎理論」を必修科目として、幅広い研究分野から総合的に心理学研究を見ていくことのできる力を備えるように指導を行っている。博士後期課程では、心理学の個別領域における最新の研究成果を学びながら、実験・調査等を通じて実証的な研究成果を個別の論文として発表し、学術的な価値の高い博士学位請求論文を執筆して学位を取得することを目指している。

なお、博士前期課程臨床心理学コースは、臨床心理士資格認定協会の第2種指定大学院として本格的な教育を行っている。加えて、公認心理師の受験資格を満たす科目を設置しており、年度始めの専攻ガイダンスから、専攻教員から臨床心理士、公認心理師の資格取得に向けた指導を一貫して行っている。2年次には実習科目「臨床心理実習」を通じて病院等への臨地実習を通じて、研究指導を充実させている。

以上が各専攻の教育内容である。

博士前期課程では、講義または演習による授業を基本に、学生一人ひとりの研究・関心に即したきめ細かな研究指導、論文指導が行われている。これ以外にも、研究科の特色を活かした科目として、豊かな学識を養い、新しい学問の創造と発展に寄与する“フロンティア・スピリット”を醸成する機会を確保するため、「総合講座」等の専攻横断的な科目を設置しているほか、日本史学専攻におけるアーカイブズの視点による史料学の授業である「史料教材研究」や、文学系専攻のネイティブスピーカーによる作文とプレゼンテーションの授業、心理学専攻における心理学の基礎分野と臨床分野が融合した「心理学基礎理論」、将来美術館や博物館での活躍を考えている学生を対象とする実務研修としての「インターンシップ」等が開講されている。

このほか、文学研究科においては、中学校の「国語」「英語」「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「社会」及び高等学校の「国語」「英語」「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「地理歴史」「公民」「情報」（いずれも専修免許状）の教員免許の取得が可能となっている。

また、心理学専攻において所定の単位を修得した場合、学校心理士（補）の資格を取得することができるほか、臨床心理学コースにおいては、所定の単位を取得して修了した後、1年以上の実務経験を積むことにより、臨床心理士の受験資格を得ることができる。このほかにも指定された10科目20単位を修得することで公認心理師受験資格要件を満たすことができるようカリキュラムを設定しており、高度職業人を意識した学生の職業的自立を後押ししている。以上のように、博士前期課程においては、各々の専攻において研究能力の涵養と高度の専門性を要する職業等に従事することのできる人材の育成を行うと同時に、専攻横断的な科目での学習を通じて、広く豊かな学識の涵養に努めている。

博士後期課程では、指導教授が担当する講義科目を中心に履修し、前期課程で培った研究能力と広く豊かな学識をもとに、博士論文の完成を目指して学生一人ひとりの研究テーマに即したきめ細かな研究指導、論文指導を行い、自立して研究を進めることのできるよ

り高度な研究者の養成に努めている。なお、研究者養成に必要な教育内容として、16単位の取得を課していることに加え、博士学位論文の提出にあたっては、事前に博士学位候補資格の審査を受ける必要がある。これは、学会誌（査読付き）掲載論文や学会発表経験といった申請要件を定め、その要件を充足し、博士学位準備論文の提出をもって審査を受けることができる制度であり、学位の質を向上するとともに、リサーチワークの強化としての指標として位置付けている。博士学位候補資格は、2020年度に申請要件見直しを行い、専攻ごとに申請要件を定めている。博士学位請求論文についても、専攻ごとに申請要領を定めており、博士学位候補資格を取得した者のみが申請できる仕組みとなっている。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

文学研究科は13専攻から構成されており、複数の研究領域・言語・文化・地域、哲学・文学といった人類最古からの学問分野から社会情報学などの最先端の学問分野を網羅し、一部には実験・実習を必要とする自然科学系に近い学問分野まで裾野の広い研究活動を行っている。人間、社会、歴史、文化などを実践的に読み解く力を有し、グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養、実践力を身につけた人材を養成することをその教育目標としており、学生の社会的・職業的自立の選択肢は「研究者養成」と「高度専門職業人養成」と多岐にわたっており、カリキュラムに沿った体系的な科目の履修を通じて、専門的知識を涵養する。加えて、共通科目として「インターンシップ」を設置しており、学生の職業的自立を促す教育をしている。2022年度から新たに「インターンシップ（アーキビスト実務研修）」を新たな講座として開講したことで、インターンシップ科目は博物館実務研修、美術館実務研修の計3科目となり、より幅広い進路へ対応することができている。心理学専攻では「臨床心理実習（心理実践実習）」などの病院現場への臨地実習を行う科目を設置し、学生の職業的自立を図るためのOJT(On-the-Job Training)教育も取り入れている。この他にも、自由選択科目として「家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践」、「産業・労働分野に関する理論と支援の展開」、「心理的アセスメントに関する理論と実践」、「心の健康教育に関する理論と実践」を設置して、高度専門職業である公認心理師として活躍するために特化した科目を設置している。科目履修を通じた専門知識の涵養と職業領域に近い実習を行い、修了後の社会的及び職業的自立を図っている。

<点検・評価結果>

上記のとおり、教育課程編成・実施の方針に基づき、博士前期課程・後期課程ともにその目的に応じて授業科目を配置し、体系的に知識・能力の修得ができるような教育課程を編成しており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点3：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

＜現状説明＞

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

文学研究科では、高い研究能力と広く豊かな学識を有する人材を育成するため、各分野について講義、演習、その併用により効果的に授業を行っている。例を挙げると、日本史学専攻では、「史料管理学研究」において外部機関での実習を行っており、現場実習への主体的参加を通じて、専門知識への理解を深める工夫をしている。社会情報学専攻では、社会調査とデータ解析、図書館情報学、記録情報学等を通じて、高度情報化社会において情報と情報処理について卓越し活躍することを可能としている。心理学専攻では修了後の進路を見据え、講義科目のみならず実習科目を複数配置し、学生の主体性を最大限に引き出すカリキュラムとしている。このほか、共通科目である「インターンシップ」では、大学院で学んだ専門知識を博物館、美術館の現場で活用することを通じて、自らが志向する進路を考える機会とするとともに、主体的な学習機会として位置付けている。2022年度からはインターンシップ科目を1講座増設しており、履修者は新たに公文書館への実習を行うこととしている。

博士後期課程の授業科目については、講義科目である「特殊研究」を開設し、リサーチワークが主たる内容となる博士後期課程とのバランスを考慮している。

指導教員の科目以外の自専攻の科目、他専攻、他研究科、他大学の科目についても、講義科目、演習科目等を必要に応じて選択しながら履修することにより教育目標の達成を確かなものにしていく。

このほかに、オープン・ドメイン制度を整備し、所属する研究科以外に設置された科目の履修を可能としていることから、学生は自身の研究テーマに即した履修科目選択の幅を広げることができ、主体的な学修をすることができる。なお、所属専攻の科目履修が著しく少なくならないよう、オープン・ドメイン制度を利用して取得できる単位数の上限を、博士前期課程12単位、博士後期課程8単位と設けるなどの配慮をしている。

文学研究科の1授業あたりの履修者数は、博士前期課程では1～3名、博士後期課程では1～2名の授業が大部分であることから、教員は学生の希望や研究テーマに柔軟に対応した、きめ細かい授業を行っている。学生は発言や発表等の機会が多くなることや、毎週のように課題発表を求められる授業があるなど、主体的に参加する授業となる傾向にある。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

履修要項に専攻ごとの履修モデルを図示して、学生が履修計画する際の参考資料とすることにより、極端な履修登録の発生を予防している。

単位の实質化を図るための措置として、履修登録単位数の上限設定はしていないものの、毎学期、履修登録の時期となる4月中旬と9月中旬には、履修登録期間後に大学院事務室で個別の履修状況を確認している。確認の結果、履修登録科目が極端に少ない、または多い学生が確認された場合は、指導教員や研究科委員長との緊密な連携の下、個別指導を行うことで適切な履修科目数への修正を行っている。

○研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

博士前期課程、博士後期課程のいずれにおいても学生が選択する研究テーマに基づき学生が希望する指導教授のもとでの教育・研究指導を行っている。さらに学生の指導状況については専攻内で共有されていることから、隣接分野の教員等からの指導を受けることも可能であり、学生にはガイダンス等の機会を通じて、指導教員以外の教員の指導も積極的に受けながら研究を進めるよう促している。

博士前期課程、博士後期課程共に、研究指導計画の明示として、履修要項に課程ごと、入学から修了までのスケジュールや必要な要件、活用を推奨する制度等を示したフローチャートを明示しており、新入生ガイダンスで説明を行っている。さらに、専攻ごとにも、これを細分化した専攻ロードマップを作成し、学生に公開している。

博士前期課程における研究指導は、学生は課程の修了に必要な 32 単位を指導教授の指導により各授業科目を履修するとともに修士論文の作成に向けて研究指導を受けていく。投稿論文の作成、研究発表会や修士論文の中間報告会等の機会は、専攻として当該学生の研究の進捗状況を確認する機会であり、学生には指導教員以外の教員の指導を受ける機会の一つとなっている。また、日々の研究指導加えて演習科目を通じた研究指導も週 1 回程度行われており、この指導計画とスケジュールはシラバスに明示しているが、学生の研究状況やテーマに合わせて柔軟な運用を行っている。

博士後期課程の研究指導においては、博士論文の作成に向けた研究指導が中心であり、指導教授を中心として、参考文献、先行研究等の指示に留まらず、論文の内容に踏み込んで、専攻内の教員や他専攻の関連分野の教員の協力も得ながら個々の研究テーマに関連する研究指導を個別に行っている。また、入学後、5 月末までに研究計画書を、2 年次以降は毎年度 4 月末日までに研究状況報告書を作成し、指導教授を通じて研究科委員会に提出することとなっており、長期的な研究計画、すなわち年間のスケジュール計画や論文執筆計画は毎年度個別の面談や報告書を通じて指導がなされる仕組みとなっている。

このように大学院学生の研究指導については、個別に研究指導を実施しており、演習や特殊研究科目の履修を通じて、研究内容を把握し、指導教授や専攻教員からの履修指導に繋げている。指導教授からの個人面談による日々の研究指導では、進捗状況に合わせながら恒常的な指導を行い、専攻内の中間報告会の機会を通じて集団指導に努めている。

○シラバスに基づいた授業展開について

シラバスは manaba 及び本学公式 Web サイト上で公開している。掲載内容は、履修条件、到達目標、授業概要、授業計画、評価方法、参考文献、授業外の学習活動等であり、履修に際しての科目選択の他、計画的な予習が行えるように配慮している。さらに、第 1 回目の授業に際し、担当教員からシラバスに基づいて年間の授業計画についての詳細な説明を行うことでシラバスに記載された内容を口頭で補っている。

シラバスの記述内容及び記述量については教員間で精粗が生じることがないように作成時に項目毎に作成上の注意点を記載した作成要領を全教員に配布している。

また、2018 年度より文学研究科委員会のもとで、各専攻からシラバス第三者チェック委員 1 名を選出し、シラバスの第三者チェックを行い、教育課程の編成・実施の方針に基づく授業が展開されているかの確認を行っている。

その他に、学生に対して毎年度実施する研究状況・授業等に関するアンケートを通じてシラ

バスに関する意見も聴取している。当該アンケート結果をみると、授業内容・方法等がシラバスと相違があるといった記述はほとんど見られない。また、シラバスに内容に変更が生じる場合は、授業の進行状況や受講者の研究テーマや専門知識レベルに応じて、担当教員と学生の相談の上、授業の内容を変更することとしていることから、授業内容・方法とシラバスの整合性は担保されている。

<点検・評価結果>

上記、現状説明のとおり、学生の主体性を引き出す授業方法や授業形態の採用、綿密な研究指導やシラバスの充実を通じて学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

<現状説明>

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

成績評価については、シラバスにおいて事前に明示した評価項目に基づき、担当教員が評価を行っている。成績発表後には、評価に関する問い合わせの期間を設け、学生から成績疑義に関する問い合わせがあった場合は科目担当教員、研究科委員長で確認する制度を設けている。

博士前期課程においては、学生は指導教授の指導により専攻科目及び共通科目から授業科目を選択履修することになっている。修了に必要な単位数は大学院学則第34条第1項に基づき、32単位である。授業科目は半期完結の2単位であり、これは大学院設置基準第15条（大学設置基準第21条第2項第1号の準用）に基づいている。

成績評価については、学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針を踏まえた上でシラバスにその方法や基準を明記し、あらかじめ学生への周知を行っている。なお、成績発表後には、評価に関する問い合わせの期間を設け、学生から成績疑義に関する問い合わせがあった場合は科目担当教員がそれに答える形をとっており、必要に応じて研究科委員長による確認もなされることとしている。

入学前の既修得単位認定については、2020年度の大学院設置基準改正に伴い、2020年10月13日開催の研究科委員長会議にて協議し、大学院学則第36条の2を改正し、単位認定の上限を10単位から15単位に変更し、博士前期課程の修了に必要な単位数に算入することができる。単位認定にあたっては博士前期課程入学時に入学前に履修した科目名とそれに対応して認定を希望する科目名、当該授業科目の内容と認定の理由を添えて申請を受け付ける。具体的には認定を希望する授業科目のシラバスと成績証明書を提出させ、当該科目の授業内容、授業時間、単位数、評価水準等を総合的に判断し、文学研究科に設置された科目と同等の水準であるかについて研究科委員会で確認を行っている。認定にふさわしい場合は承認することにより、単位認定を行っている。

以上のように、入学前の既修得単位の認定については、大学院設置基準第15条の定める他大

学院等での学修による認定単位数の範囲内で運用しており、かつ、大学院設置基準第3条（修士課程）第1項に定める課程の目的に適った教育を行っている。

○学位授与を適切に行うための措置

修士及び博士の学位授与は、大学院の重要な責務であることを認識し、2015年度に「文学研究科学位論文審査及び最終試験に関する取扱要領」を定め、それぞれの課程の学生による研究成果を適切に評価し、厳正な学位授与を行っている。

博士前期課程では、32単位の修得に加えて、修了を予定する年度の提出期限（1月中旬）までに、修士論文を提出する必要がある。なお、原則として標準修業年限である2年の在籍が必要である。

修士論文審査体制については、文学研究科委員会で選出された主査・副査2名の計3名によって論文の審査及び最終試験を実施する。3名による審査結果を受け、毎年、3月の研究科委員会において、「S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、E（59点以下）」の5段階評価（2021年度以前の入学者においては、「A（100～90点）、B（89～80点）、C（79～70点）、D（69～60点）、E（59点以下）」としている）のうち、修士論文評価、最終試験評価いずれもC以上（2021年度以前入学者については、D以上）の評価を受けた者について、課程修了を審議・承認の上、学位授与が決定する。

博士後期課程では、16単位の修得に加えて、原則標準修業年限である3年の在籍が必要であり、また、博士論文の審査に合格する必要がある。博士論文の提出にあたっては、2年次以上の学生を対象として行う、課程博士学位候補資格審査を受け、審査に合格する必要がある。博士学位候補資格申請は、毎年度6月末、11月末の計2回の行われており、各専攻が定める投稿論文数などの申請要件を満たした学生から、指導教授の指導に基づいて申請を行う。博士学位候補資格の審査体制については、研究科委員会で選出された主査1名、副査2名の計3名体制で審査を行い、研究科委員会で博士学位候補資格の授与を審議・承認する。

博士学位請求論文は、博士学位候補資格が認定された学生の指導教員が論文を研究科委員会に提出することで、その審査が開始される。博士学位請求論文の審査は、研究科委員会で選出された主査1名、学内副査1名以上、学外副査1名によって審査される。最終試験については、新型コロナウイルス感染症拡大下においても本学公式Webサイトにて実施日を公開し、希望者は傍聴可能な体制を構築している。博士学位の授与については、研究科委員会において審査委員から審査報告が行われ、翌月の研究科委員会で投票により審議・承認することとしており、適切に学位授与を行っている。

また、博士論文は2013年度より、中央大学学術リポジトリを利用して原則、全文を公表しているが、学術リポジトリに掲載する博士論文の研究及び論文指導を補完し、不正に引用された論文が流布することを予防する目的から、2018年度より、指導教授による剽窃チェックを本学指定のソフトウェア(iThenticate)を利用して行うことを義務付けることにより、適切な学位授与を担保している。

<点検・評価結果>

上記、現状説明のとおり、成績評価や学位論文審査基準は明確にした上で学生に周知しており、複数のプロセスを踏むことにより多面性・客観性・透明性が確保される評価・審査体制を構築していることから適切であるといえる。

<長所・特色>

文学研究科の「文学研究科学位論文審査及び最終試験に関する取扱要領」においては審査基準に加えて、「審査基準に関する補足説明」を細かく明示しており、学位授与の基準の透明性や学位授与の方針の実質化を推進している点は特色であると言える。また、授与する学位に関する質担保、審査の透明性をより一層担保するために、新型コロナウイルス感染症拡大下において最終試験に関する案内を継続して本学公式 Web サイトにおいて公開している。また、最終試験について、対面形式と同等の水準や審査体制においてオンラインで審査を行うため、「文学研究科学位請求論文審査の最終試験および試問の Web 実施要領」を定めており、その後の学位授与審査では、オンラインにて複数回実施した。学位請求に関する最終試験、試問をオンラインで実施する体制を構築したことで、国内外問わず、専門分野に即した外部審査委員を招聘することができるようになり、博士学位の質をより一層担保することができる点は長所であると言える。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

<現状説明>**○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況**

文学研究科では、英文学専攻・独文学専攻・仏文学専攻において、母語話者教員を登用し、母語による授業科目を設置している。この他に、心理学専攻の一部で英語による授業を実施している。

また、学生の海外への送り出し・海外からの受入れの便を向上するため、文学研究科の授業科目はすべて半期完結型となっている。これにより国費留学生の受入れ体制を一層強化し、2017年度に1名、2020年度に1名を国費留学生として受入れ、研究生としての受入期間終了後にいずれも本研究科の正規生として入学した。

さらに、研究科を横断する制度として学術国際会議研究発表助成の制度を設けており、日本国外で開催される学術国際会議において学生が研究発表を行う際に派遣費を助成している。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生に対する教員個人レベルでの取組みは多様であるが、本学大学院では、外国人留学生の日本語学習及び学生生活について指導・助言を行うために、外国人留学生チューター制度を設けている。

また、全学として2021年度に設定したアカデミック・サポートセンターにより、当該センタ

一が運営する「ライティング・ラボ」において外国人留学生に対する日本語による論文等の作成支援も行うとともに、共通科目として、「特殊講義（留学生のためのアカデミック・ライティングⅠ 基礎編）」、「特殊講義（留学生のためのアカデミック・ライティングⅡ 実践編）」を設置し、授業科目においても日本語による論文作成の支援を行っている。なお、毎学年はじめの新入生ガイダンスにおいても、留学生には（留学生のためのアカデミック・ライティングⅠ：基礎編）」の履修を薦めており、ライティング・ラボの大学院学生チューターによるライティング指導を紹介し、日本語の論文作成指導に対する注意を喚起することで制度の利用を促している。

上記科目の履修者数は、2018年度3名・4名、2019年度4名・4名、2020年度14名・7名、2021年度17名・17名と右肩上がりの状況であり、留学生に対する日本語による論文等の作成支援の充実がうかがえる。

○国外の高等教育機関との交流の状況

2022年1月現在、本学の海外の協定校は、41カ国209校で、この中の70校を越える協定校と大学院レベルの派遣・受入を実施している。

学生の留学は、これらの協定校に交換留学生として派遣されるケースのほか、自身が希望し本学が認めた大学院に留学し、留学先で取得した単位の認定を受ける方法（認定留学）がある。交換留学及び認定留学制度を利用した海外からの受入人数は、2018年9名、2019年7名、2020年2名、2021年3名と、2020年度以降は世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり減少しているが、毎年度一定数の受け入れを行っている。なお、派遣については、2018年以降は0名と、修業年限が博士前期で2年であることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあって伸び悩んでいる。交換留学や認定留学制度に囚われない留学については、大学院学生が自身の研究活動のため毎年、若干名留学している。

また、国際レベルの教育研究交流として、全学の制度である外国人研究者の招聘、本学教員の研究促進期間制度、学術国際会議派遣、国際共同研究等による研究者交流、学生の海外留学制度、専攻単位での海外の大学との教育研究交流のほか、各専攻の教員が自身の保有するアカデミック・ネットワークを活用して、学生に対して留学や国際会議等に関する情報提供を行う等の便宜をはかっている。また、特に、海外の大学で修士または博士の学位取得を目指す学生を支援することを目的に文部科学省が展開する「トビタテ！留学 JAPAN」や日本学生支援機構が行っている「海外留学支援制度（大学院学位取得型）奨学生」については、新入生ガイダンスでも紹介するなど利用を促している。

<点検・評価結果>

現状説明のとおり、文学研究科においては全学的取組みと各専攻単位での取組みを通じて国際通用性を高める取り組みを適切に行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑦:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1:学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2:学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

＜現状説明＞

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定および学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況については、2021年度以降の取り組み方針に係る審議を2021年7月8日開催の文学研究科構想WGから開始し、7月15日開催の教務委員会及び文学研究科委員会、9月6日開催の文学研究科構想WGと議論を重ね、9月23日開催の教務委員会及び文学研究科委員会にて「学位授与方針に基づく到達度評価」を審議、決定したところである。

「学位授与方針に基づく到達度評価」については、文学研究科の学位授与の方針で定める「修了するにあたって備えるべき知識・能力」に対応する形で学位論文の審査項目・最終試験の審査項目を設けてあり、修了者が課程の集大成である学位論文において、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」が身につけているかどうかを評価することができる仕組みとなっている。

「学位授与方針に基づく到達度評価」は博士前期課程、博士後期課程ともに整備しており、それぞれの学位授与の方針に対応している。

「修了するにあたって備えるべき知識・能力」については、2022年度から整備されたため、現在、過去5年間について、学位論文の審査結果、最終試験評価を照らして分析を開始しているところである。今後、分析の結果で研究科の課題等が明らかになった場合は教育課程の編成・実施方針に則った研究教育をより実質的なものとするよう、カリキュラムレベルにおいても必要に応じて検討していく。

この他にも文学研究科では、博士前期課程において専攻によって夏から秋にかけて実施する（修士）論文の中間報告会や、年度末近くになって専攻毎に実施される修士論文の審査及び最終試験が、主査・副査をはじめ専攻所属の教員が集まり、専攻レベルでの教育効果を検証する貴重な場となっている。博士後期課程に関しては、論文の中間報告会や、博士学位候補資格者に対する口頭試問（非公開）や公開で実施される博士論文最終試験の場等において、当該学生の総合的な評価及び専攻全体としての教育・研究指導上の効果を測定することができる。

＜点検・評価結果＞

現状説明で記載のとおり、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価するための整備を完了し、評価に向けた把握を開始している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

毎年度、研究科委員会の下で自己点検・評価活動を行い、大学評価委員会が定める指定課題に加えて、研究科独自の自主設定課題を設定し、定期的な点検・評価活動を行っている。なお、

課題設定に際しては、認証評価結果や文学研究科を取り巻く環境、入学試験結果、在籍学生数、後掲の学生アンケートから課題を抽出している。2018年度から2019年度にかけては、「文学研究科総体としてのコースワークの実質化」を自主設定課題として設定し、国文学専攻・社会学専攻・心理学専攻においてカリキュラムの見直しを行っている。

また、毎年度大学院FD推進委員会の下で大学院の学生全員に対し、研究状況・講義等に関する学生アンケートを実施している。その結果を基に、FD推進委員が文学研究科における課題や問題点を分析し、分析結果は大学院FD推進委員会と文学研究科委員会へ報告していると共に、回答者が特定されやすい項目を除く全ての項目について、回答結果を大学院事務室および学内限定で閲覧できるようにしている。2021年度のアンケート結果によると、「研究が総合的に期待通り進んだか」の問いに対しては、就職活動など研究以外に時間を取られた者や研究テーマを変更したことにより研究が進まなくなった者、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により図書やデータの入手が困難だった者や調査に行けなかった者などが居り、おおむね予定通りに進んだという回答が56%ありに留まり、研究発表の機会を有効に活用できた学生は半数程度に留まった。その一方で、「研究計画を立案するにあたり、指導教授から適切なアドバイスはあったか」の問いに対しては、90%を超える学生から適切であったとの回答があり、研究計画や具体的な論文構成などに対し丁寧な研究指導を受けることができたという回答が大半を占めた。個人相談を通じて、学生それぞれの研究能力やニーズに応じた指導が好評を得てはいるものの、学生ひとりひとりの研究は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、平時のように進められていないものと考えている。

<点検・評価結果>

現状説明のとおり、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っており、結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

◇大学院における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

<現状説明>

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

文学研究科では学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針を記述の中で博士前期課程、博士後期課程に分けて明示している。これらの学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学者受け入れの方針についても、博士前期課程、博士後期課程ごとに求める人材と入学にあたって備えるべき知識や能力等を明示している。入学者受け入れの方針は、本学公式Webサイト及び入学試験要項等に掲載して大学構成員及び社会一般に公表している。また、年2回実施の大学院進学説明会においても、研究科委員長から求める人物像についての言及があり、文章による公表に留まらず、より理解しやすい手段に置き換えた公表に努めている。

＜入学者受け入れの方針＞

文学研究科では、人間の存在、人間の内面、社会、歴史などを研究対象に、現実的事象、テキストおよびデータを中心に考察する人文主義的理念に立って、グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養と実践力を身につけた人材を養成することを目標としています。

この理念と目標の実現に向けて、博士前期課程では、主に次のような入学者を期待します。

人間や社会の諸問題に関心を持ち、その解決を考えようとする人。
 専門的な研究を推進するに足る教養とコミュニケーション能力を身につけようとする人。
 現代社会や人間が直面している諸問題に対処できる専門知識・技能を備えようとする人。
 地域社会の諸問題に関心を持ち、地域社会に貢献することを志す人。
 実社会において自らの能力を高め、キャリアアップやキャリアチェンジを志す人。
 博士後期課程では主に次のような入学者を期待します。

人間や社会の諸問題に関心を持ち、豊かな未来を切り開くために、より専門的な研究を志す人。
 専門的な研究を推進するに足る教養とコミュニケーション能力を身につけて、国際社会での活躍を志す人。
 現代社会や人間が直面している諸問題に対処できる高度な専門知識・技能を備え、それを活かす職業を志す人。
 地域社会の諸問題に関心を持ち、その課題解決を通して、地域社会に高度な貢献をすることを志す人。
 実社会において自らの能力を高め、さらに社会に高度な貢献をするために、キャリアアップやキャリアチェンジを志す人。
 以上に基づき、次のような知識・能力を備えた学生を多様な選抜方法によって受け入れます。

【博士前期課程】

語学力

専門分野の基本文献を正確に読み取る日本語能力および外国語知識を有している。

論理能力

自らの見解を正確に理路整然と表現し、第三者に伝達することができる論理能力を有している。

計画性

所定の期間内に研究を進め、論文等を完成できる実現可能な研究計画を立て、それを遂行する知識を有している。

【博士後期課程】

語学力

専門分野の基本文献を正確に読み取る日本語能力および外国語能力を有している。

論理能力 自らの見解を正確に理路整然と表現し、第三者に伝達することができる論理能力を有している。

計画性

所定の期間内に研究を進め、論文等を完成できる実現可能な研究計画を立て、それを遂行することができる。

構想力

研究能力および広く豊かな学識を背景に、自己の専門分野や実社会に新しい知見を加えていくことができる。

以上のような学力・能力に加え、自身の専門への関心や興味、そして学習意欲を持っており、さらに自らの研究が果たす社会への貢献、言い換えると、自らの専門分野の社会における位置づけを意識していることが望まれます。このような学力・能力を、筆記試験、卒業論文、研究計画書、面接などによって判定します。

＜点検・評価結果＞

入学者受け入れの方針は、学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針と共に課程ごとに定められており、公表を行っている。なお、2018年度から2021年度にかけての直近4年間において、入学年度内に退学（死亡退学を除く）した学生は0名であり、研究科が公表している学

生受け入れ方針を理解した学生が入学しており、学生の受け入れ方針の公表が十分に機能していると言える。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

<p>評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）</p> <p>評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）</p> <p>評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施</p>

＜現状説明＞

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性

文学研究科では、入学者受け入れの方針に掲げる「求める人物像」に合致した学生（志願者）を募集するため、多様な入学者選抜の方法において入学試験（以下、「入試」と言う。）を実施し、学生の受け入れを行っている。

博士前期課程の入学者選抜方法には、一般入試（秋季・春季の2回）、社会人特別入試（秋季のみ）、外国人留学生入試（秋季・春季の2回）の3種類に加えて、2022年度に実施した2023年度入試より、内部進学者を対象とした特別選考入試を新たに導入して、幅広い受験者が選考を受けることのできる体制を構築した。また、博士後期課程の入学者選抜方法には、春季の一般入試、秋季の外国人留学生入試の2種類を準備し、多岐にわたるバックグラウンドを持つ志願者を適切な方法において選抜している。

一般入試では、博士前期課程・博士後期課程とも語学試験と専門分野に関する筆記試験を行うだけでなく、事前に受験生が提出した論文等を参考に個別面接を行い、入学者受け入れの方針との適合性や個々の受験生の可能性を見極めるよう努めている。専門科目と外国語科目の配点は専攻によって異なっており、重点の置き方に相違が見られる。また、社会学専攻においては、面接試験実施日にも別途専門語学の試験を実施しており、志願者選抜上、外国語能力に特段の配慮を払っている。

博士前期課程における社会人特別入試は、志願者がそれまでに身に付けた専門能力をさらに高めることを目的としてくることから、社会人であることの利点を最大限に生かせるかどうかに着目して選抜するため筆記試験は専門科目に限定しており、さらに事前に受験生が提出した論文等を参考に個別面接を実施している。

外国人留学生入試は、授業が日本語で実施されていること及び日本語の文献資料に基づく研究を実施していくことが必要であることから、専門科目及び面接試験を実施し、研究能力とともに日本語能力を評価している。

その結果、2022年度の場合、博士前期課程に関しては一般入試、社会人特別入試、外国人留学生入試を合わせた志願者113名に対して合格者は55名であった。他方、博士後期課程を対象とする一般入試に関しては、志願者数は、2018年度9名、2019年度10名、2020年度4名、2021年度7名、2022年度10名、で推移している。志願者数が増加しない原因としては、修了

後の就職に対する不安が背景にあるものと考えていることから、博士後期課程の学生に対する研究面・経済面でのサポートの充実策について機会がある毎に全学的に要求している。

学生募集に関しては、各種の入試要項、大学院ガイドブック、大学院教員紹介、大学院 Web サイト、年2回の大学院進学説明会等を通じて広報活動を行っている。特に、オンラインによる進学説明会では各専攻の教員と志願者がブレイクアウトセッションを用いて専攻単位で個別面談を行う機会や、現役の大学院学生を招いての座談会を実施するなど、学生の受け入れ方針に関する方針の理解を深める取り組みを積極的に実施している。

以上のように、進学相談会等の機会を通じ、研究科の実態を志願者に分かり易く伝えるよう努め、入学生受け入れの方針を踏まえて志願者の特性に応じた多様な選抜方法を講じていることから、学生募集の方法、入学者選抜方法は適切であるといえる。

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

入学試験実施の基本方針は、研究科委員長と各研究科委員会からの選出委員で構成される入試運営委員会で決定され、その方針に基づいて文学研究科として入学者選抜を行っている。

文学研究科の入学者選別においては、①入学試験問題作問、②入試問題確認、③入学試験問題印刷、④入学試験の実施、⑤入学試験問題採点、⑥入学試験合否決定の主に下記のとおり6段階を経て厳正に実施される。

①については、研究科委員会で承認された各専攻の入学試験問題出題委員が「文学研究科入学試験問題出題要領」に則り問題作成の上、出題する。

②については、教務委員から選出された2人の入学試験運営委員に加えて、各専攻教務委員数名、研究科委員長で過去問との重複確認などすべての入学試験問題を確認する。出題に不備があった場合は、入学試験問題確認作業委員からの指摘を受けて、入学試験問題印刷までに入学試験問題出題委員が修正する。

③については、入学試験運営委員1名が立会いの下、事務職員によって実施される。印刷の際は施錠ができる部屋において、関係者以外立ち入り禁止の状態で行われ、印刷された入学試験問題は施錠可能な棚にて保管している。

④入学試験実施日は、各専攻の教務委員が待機の上、受験生から問い合わせがあった場合の確認態勢を用意している。入学試験実施に関する責任者として研究科委員長が待機の上、指示命令システムを整備している。

⑤については、研究科委員会で承認された各専攻の入学試験問題採点委員によって採点される。

⑥については、各専攻から選出された教員1名と研究科委員長で構成される入学試験合否委員会にて合否の決定を行う。合否決定では、入学試験形態ごとに各専攻で合格基準を定めた「文学研究科入学試験合否基準」に基づき、採点結果を確認の上、合否判定を行う。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する者に対しては、入試出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い、公平・公正な入学者選抜の実施に努めている。

<点検・評価結果>

上記、現状説明のとおり、学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法は密接に関連しており、また入学者選抜についても複数人による複数のプロセスを踏み、公平性・公正性・透明性に配慮して適切に行われていると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性

評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

<現状説明>**○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性**

入学者数と1学年の定員との関係について、具体的には、文学研究科に在籍する学生数は、博士前期課程では、収容定員160名に対して、2018年度は86名、2019年度は78名、2020年度は78名、2021年度は85名、2022年度は100名であり、博士後期課程については、収容定員138名に対して2018年度は74名、2019年度は64名、2020年度は64名、2021年度は64名、2022年度は80名となっており、いずれの課程においても定員を下回っている状況である。博士前期課程の入学定員80名に対する入学者数と入学定員充足率は、2018年度32名（入学定員充足率0.4）、2019年度35名（入学定員充足率0.44）、2020年度30名（入学定員充足率0.38）、2021年度43名（入学定員充足率0.54）、2022年度45名（入学定員充足率0.56）となっている。博士後期課程の入学定員46名に対する入学者数と定員充足率は、2018年度10名（入学定員充足率0.22）、2019年度8名（入学定員充足率0.17）、2020年度8名（入学定員充足率0.17）、2021年度7名（入学定員充足率0.15）、2022年度10名（入学定員充足率0.22）となっており、学生数の確保が課題となっている。

学生募集の方策については既に言及済みだが、一部の博士前期課程在籍者をインフォーマルなかたちで博士後期課程の授業に参加させることにより、博士後期課程への進学を期して早期から優秀な学生を確保するように努めているが、博士前期課程の学生数の減少とともに博士後期課程への入学者数も減少している状況である。

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

博士前期課程、博士後期課程の入学者数は、年度により増減を繰り返しているが、継続的に入学定員を割り込んでいる状況であり、この積み重ねにより、在籍学生数も収容定員を割り込む状況となっている。この状況への対応として、①内部進学者の獲得強化、②キャリア支援の充実、③広報活動の充実の3点に取り組んでいる。

①については、学部学生のみが出願可能な特別選考入学試験を2023年度入学試験から新たに導入すると共に、学部学生限定の進学説明会を実施している。②については、修了生を中心に取材を行い大学院修了後のキャリアについての記事を作成し、本学公式Webサイトを通じて公開している。他にも、修了予定の在籍学生を招聘し、内定者座談会を文系研究科合同で実施しており、学部学生も参加できるようにしている。③については、大学院事務室主導のもとで、

受験者向け Web ページを作成し、SEO (Search Engine Optimization) からの検索流入を見込み、露出頻度を高める取り組みを行っている。

博士前期課程の在籍学生数は、入学者数の増加に伴い、2020 年度 78 名、2021 年度 85 名、2022 年度 100 名と毎年度 1 割増のペースで向上している。収容定員に対する在籍学生比率については、充足できてはいないものの、2020 年度から実施の文学研究科将来構想検討の成果が少しずつ表面化しているため、継続した取り組みの実施と定期的な点検と改善・向上に向けた策の検討を続けていく。なお、現在文学研究科将来構想検討ワーキンググループでは、2025 年度までに収容定員充足率 7 割を達成すべく、教育課程の充実による文学研究科の魅力度の向上に取り組んでおり、履修モデルの明示、新プログラムの開設、教職向け科目の充実に関する取り組みなどを検討し、いずれも着手している。加えて、進学説明会のさらなる充実や新たな教育体制の構築としてアーキビスト養成プログラムの開設などの施策を議論し 2022 年度から実施している。

また、教育職員を進路として考えている学生には、大学院進学は専修免許状の取得に通じることから進学への訴求力があると考え、教職課程履修者の中で大学院進学を選択肢として意識してもらえよう、学部学生の教職課程履修ガイダンスの際に、大学院に設置された教職向け科目一覧のポスター配布などを行っている。

<点検・評価結果>

現状説明のとおり、在籍学生数は収容定員を大きく割り込んでおり、改善のために複数の施策を実行し、改善に努めている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

博士前期課程・後期課程とも入学定員に比して入学者が少ない状況が継続しており、入学者の確保が課題となっている。

<今後の対応方策>

博士前期課程の学生確保を狙った履修モデルの明示、新プログラムの開設、教職向け科目の充実に関する取り組みについては、引き続き、継続をする。博士後期課程においても、博士前期課程の定員充足改善に連動する見込みである。加えて、これまで「修了者の声」など課程修了者のインタビュー記事を本学公式 Web サイト上に公開し、学位授与の方針が十分に機能している側面をアピールしていた。2025 年度までに収容定員の 7 割充足を実現すべく各専攻代表と研究科委員長で構成される教務委員会を中心に議論を行う。具体的には、「履修者の声」を通じて、現役の大学院学生の様子を積極的に公開し、大学院における教育環境の可視化に努めるとともに、入学者受け入れの方針、教育課程の編成・実施方針の側面からも進学希望者にアプローチするよう試みる。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

学生募集方法及び入学者選抜方法については、大学院入試運営委員会で毎年度志願者数・受験者数・合格者数・手続き者数の統計や進学説明会の参加者数・事後アンケート結果などの点検を行うと共に、研究科内においては入試の合否委員会での意見交換や教務委員会で次年度入試の準備を進める際の問題提起を受けて、自己点検・評価活動の一環として研究科委員会で制度検討を行うことや、各専攻の意見を聴取しながら教務委員会で検討し、最終的には研究科委員会での審議を経て変更を行っている。

具体的な事例として、2022年度に実施した2023年度入試より、本学学部学生を対象とした特別選考入試を新たに導入して、本学学部学生がより内部進学を志向しやすい体制を構築した。また、2018年度入試からは適正な入試の実行の観点から母語での外国語科目の選択を認めないこととする変更を行ったほか、外国人留学生に対する日本語能力を問う観点については、2019年度入試より、受験生負担を考慮し日本語能力を問う独立した出題方法を廃止し、代わりに専門科目の中で日本語能力を図る出題方法に変更した。

また、入学者選抜実施体制の適切性を向上するため、2020年度入試から、文学研究科委員長を中心に複数名で入試問題の確認・点検を行う「入試問題確認作業委員会」を開催し、学生の受け入れに関する適切性を点検し、改善している。「入試問題確認作業委員会」では、入学試験問題に確認事項や疑問点が生じた場合に、入試出題委員に変更依頼や問い合わせを実施しており、点検結果に基づく改善を実施しているといえる。

学外関係者等からの意見聴取については、大学院事務室が日本語学校を訪問しており、その結果を研究科で共有し対応する体制となっている。2021年からは、研究科委員長と日本語学校との意見交換会を実施しており、留学生が抱える課題や研究科が公表している学生受け入れの方針についての理解促進に向けた活動を実施している。

<点検・評価結果>

上記、現状説明に記載のとおり、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

＜現状説明＞

○大学として求める教員像の設定

文学研究科では、「本学は、大学の理念・目的とこれに基づく教育目標との関連性を適切に保持し、各教育研究組織における諸活動の充実と更なる高度化・発展に資するため、各教育研究組織の理念・目的、教育目標を達成するに相応しい高度な専門性及び実績を有するとともに、日々の研鑽と不断の努力を通じて必要な能力・素養の獲得とその向上に取り組み、教育研究活動の成果をもとに社会及び本学の発展に寄与することができる者を教育職員として採用する。また、これをもとに編制する教員組織については、各教育研究組織において設定するディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの着実な具現に資する教員組織の編制を基本とする。」とする大学の「大学として求める教員像および教員組織の編成方針」に基づき教員像の設定をしている。文学研究科では、講義と演習を基本にして、各専門分野の全領域を体系的に網羅するよう授業科目を配置することを教育課程の編成方針とし、専攻毎にそれを実現することができる専任教員を配置している。方針に基づいた教員任用を行うために文学研究科の専任教員の任用については、文学部教員任用・昇進に関する内規に基づいて、文学部の専任教員として任用されている教員から行うことになっている。

その上で文学研究科では、文学部で採用となっている者について、大学院設置基準及び『中央大学大学院教員任用基準』の文学研究科における運用に関する了解（内規に相当）にしたがって、大学院担当者としての任用を行っている。当該基準では、博士前期課程・後期課程毎に教授、准教授、兼任教員について、業績や教歴等の任用の基準及び人事選考委員会の設置、研究科委員会での取り扱い等の審査手続を定めている。

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

文学研究科では、講義と演習を基本にして、各専門分野の全領域を体系的に網羅するよう授業科目を配置することを教育課程の編成方針とし、専攻毎にそれを実現する専任教員を配置している。また、兼担、兼任教員の制度を利用することで、指導体制に厚みを加えている。13専攻の全てにおいて設置基準上の必要専任教員数を満たし、かつ博士前期・後期課程の一貫した体制で教育研究を行うに十分な専任教員83名（特任教員を除く。以下同じ。）、学内の他学部・研究科からの兼担教員4名（特任教員を含む。以下同じ。）、兼任講師45名を確保しており、学生数（2022年5月1日現在で合計161名）との関係において十分な教育研究活動が行える教員の配置となっている。

文学研究科の各専攻の授業編成や授業担当者については、教務委員会において研究科委員長から各専攻に依頼を行い、各専攻における研究室会議で検討・調整した結果を教務委員会で研究科として横断的に調整し、研究科委員会で審議・承認する仕組みとなっている。したがって、両者の適合性については各研究室会議が第一義的にその判断を行っている。なお、新任の人事の場合には、それが専任教員であれば文学研究科の人事選考委員会での選考と当該選考結果の研究科委員会での審議・承認を経ることで、兼任教員の場合には研究科委員会での業績の報告と採用の投票を経ることで適合性を確保している。

教員の配置にあたっては、文学研究科を構成する各専攻の教育研究をカバーできる授業科目と授業実施に必要な教員が適切に配置されるよう充分配慮している。例えば、史学系の専攻分野においては古代、中世、近世、近代を専門とする担当者を配置して年代的な連続性を保てるようにしているほか、文学系の専攻においては、文学、言語学、文化論の担当者を配置し、そ

それぞれの専攻分野において学生が多様な研究分野を選択できるよう配慮がなされている。

2022年5月1日現在の専攻毎の教員数は以下のとおりである。

[博士前期課程]

	教授	准教授	兼担	兼任
国文学専攻	7	1	1	5
英文学専攻	9	2	1	1
独文学専攻	4	1		1
仏文学専攻	5	1		
中国言語文化専攻	4	1		1
日本史学専攻	6	1	1	11
東洋史学専攻	5			3
西洋史学専攻	5			5
哲学専攻	5		1	1
社会学専攻	6			2
社会情報学専攻	6			4
教育学専攻	6	1		6
心理学専攻	6			11
合計	74	8	4	51

[博士後期課程]

	教授	准教授	兼担	兼任
国文学専攻	7			
英文学専攻	9			
独文学専攻	4	1		
仏文学専攻	5	1		1
中国言語文化専攻	4	1		
日本史学専攻	6			6
東洋史学専攻	5			
西洋史学専攻	5			
哲学専攻	5		1	1
社会学専攻	6			1
社会情報学専攻	6			3
教育学専攻	6			1
心理学専攻	6			1
合計	74	3	1	14

<点検・評価結果>

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像を中心に明文化し、文学研究科において適正な教員任用が行われる仕組みを整えている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。(実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等)

評価の視点2：研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。(修士・博士、専門職)

＜現状説明＞

○編成方針に沿った教員組織の整備について（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

文学研究科では、講義と演習を基本にして、各専門分野の全領域を体系的に網羅するよう授業科目を配置することを教育課程の編成方針とし、専攻毎にそれを実現する専任教員を配置している。また、兼担、兼任教員を授業科目担当教員として任用することで、指導体制に厚みを加えている。

文学研究科の専任教員は、文学部の専任教員を充てているため、研究科として専任教員人事に関与できる範囲は限定されるが、外国人教員の受入れについては専任3名・兼任1名、女性教員の割合については専任21%、兼担・兼任22%、年齢構成としては60～70歳：28名（29%）、50～59歳：39名（46%）、40～49歳：19名（23%）、30～39歳：2名（2%）、博士前期課程、博士後期課程を合算した専任教員1名あたり学生数は研究科として1.9名となっている。なお、研究業績を重視する人事を行っているため、いわゆる実務家教員として採用している教員はいない。

新任教員任用にあたり、授業科目と担当教員の適合性については、文学研究科委員会で選出された審査委員6名と研究科委員長で構成する人事選考委員会の場で、被選考者の業績や研究分野に加えて、担当予定科目の適合性も含めて、総合的な業績審査を行い判断している。

○研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）

文学研究科では、『中央大学大学院教員任用基準』の文学研究科における運用に関する了解」を定め、文学部で採用している教員について、大学院設置基準及び当該内規にしたがって、大学院担当者の任用を行っている。当該内規には、博士前期課程・後期課程毎に教授、准教授、兼任教員の任用の基準及び手続を定めている。この内規にある文学研究科の教育課程の編成方針に従い、専攻毎にそれを実現する担当教員を適正に配置している。授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みについては、前述「○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示」記載のとおりである。

＜点検・評価結果＞

上記、現状説明のとおり、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

＜現状説明＞

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

教員の資質の向上を図るためのFDについては、教員が所属する学部を通して、研究費の適正使用、ハラスメント防止啓発、人権問題、入試結果分析等の講演会等に参加を呼びかけるなど適宜実施している。

本学では、中央大学FD推進委員会を設置し、FDに関する全学的な課題に取り組んでおり、大学院においては大学院FD推進委員会及び各研究科FD推進委員会を設置し、大学院レベルでのFD活動を展開している。大学院における状況として、大学院FD推進委員会では、大学院に特化した教育研究の質的向上と更なる発展に寄与することを目的としたFD活動として2015年度より教員相互の授業参観を、また2021年度には、各研究科から学生1名以上の研究指導内容を報告書として纏め報告・共有する「研究指導内容の可視化」と制度化した。「研究指導内容の可視化」は、報告の対象とする学生に対して行った研究指導の内容や方法を年次ごとに纏め、たとえば研究科委員会に報告し、懇談を図ることにより、教育研究の質的向上を企図するものである。文学研究科では、FD推進委員を中心に、修了した学生の入学から修了までの流れを振り返り、研究指導、論文指導をする上で、良かった点や苦労した点を中心に、その研究指導内容をまとめた報告書を作成した。この報告書を基に、各専攻や指導教員レベルで抱える類似する課題や改善案を共有するため、文学研究科FD活動懇談会を2021年12月16日に開催し、約30分間にわたり総数69名の教員が意見交換を行った。一方で、授業参観については、2022年度以降に見直し検討を行う事項に設定し、改善を図ることとしている。

また、中央大学大学院FD推進委員会では、前述のとおり毎年度研究状況・講義等に関するアンケートを行っており、この結果はFD推進委員により分析を行っている。この結果は研究科委員会に共有されることにより、学生の率直な声を各教員が把握することで、FD活動の活性化に資する仕組みとしている。2021年度には、従来から指摘されていたアンケート設問内容と分析する際の分析の観点との不整合によりFD推進委員がアンケート分析を効果的に行うことが困難であるという点を解消すべく、2021年12月7日研究科委員長会議にて協議し、アンケートの設問と分析の観点を見直し、研究科の教育研究の根拠としてより適切な資料・情報となるよう改善を図った。

さらに、2021年度には、全学的なFD活動として学修成果の可視化が設定されたことを受け、文学研究科では、学位授与の方針に基づき、各授業科目が、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップを、また学位授与方針に基づく到達度を計る到達度評価表を作成した。この検討過程において、各教員は文学研究科の三つの方針に関する理解を深めており実質的なFDの実施となっている。今後は、到達度評価によるデータと研究状況・授業等に関するアンケートに加え、必要に応じて、入試成績分布や成績評価分布を用いて、定期的に点検と評価を行い、教育課程の適切性を担保と共に、恒常的なFD活動とする。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

文学研究科においては、教員の専門分野、担当科目、主要な業績、学会活動、指導学生の研究テーマなど教育研究活動に関する情報を掲載した『大学院 教員紹介』を作成し、同時にこれらの情報を本学公式Webサイトから広く一般に公表している。また、教育研究に関する情報については研究者情報データベース等、様々な方法で集約している。科目実習の一環で行う見学実態調査補助についても、実施後に実習内容を記事にして本学公式Webサイト上で広く公開

している。なお、社会活動等の評価とその結果の活用については、文学部の記述を参照していただきたい。

<点検・評価結果>

FD活動については、大学院固有の学生指導という点で実施しており、また、指導学生を持つ特定の教員だけが参画するのではなく、研究科の委員全体が取り組むことで、FD活動の実質化を図っている。教員の教育活動・研究活動・社会活動については、大学院の学生募集の観点から有効であり、本学公式Webサイトに記事として社会に広く公開することで活用をしている。以上により、文学研究科ではFD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

文学研究科では、毎年度、各専攻における授業編成の際に、各専攻で研究室会議を開催して、専攻に所属する学生やその研究テーマ、設置科目の開講状況、所属教員の年齢、研究促進期間の利用等を資料として、各専攻における教員組織に関して検討・調整を行っている。その結果は教務委員会で研究科として横断的に調整し、必要に応じて文学部とも調整の上で兼任講師等の任用等も含めて検討を行い、最終的に研究科委員会で審議・承認する仕組みとなっている。ただし、13専攻に分かれているため専門とする分野も異なることから他専攻・他分野の状況などを参照しつつ、最終的には各専攻に各専攻に大きく委ねている側面がある。

<点検・評価結果>

文学研究科では、毎年度授業編成の機会に研究室会議や教務委員会を中心に教員組織の点検を行っており、その結果を基に、改善・向上に向けて組織編制をしている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院における学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点6、7、10～11は割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

<現状説明>

○学生支援体制の適切な整備

学生支援体制について研究指導の側面では、指導教員だけでなく、専攻単位による集団指導体制を構築することで、その支援を行っている。支援が必要な学生については、研究科委員長を中心に対応しつつ、学生相談室の専門医や公認心理師資格・臨床心理士資格を有するキャンパスソーシャルワーカーと協力して対応にあたっている。急を要する学生支援が必要な場合は、心理学専攻の専門医に相談を仰ぐなどの対応を行っている。

生活支援や進路支援では、大学の各支援部署との連携も図りつつ、一義的には大学院事務室内の研究科担当職員が窓口になり、適切な対応をしている。状況に応じて、研究科担当職員のみならず、指導教授や専攻代表の教務委員、研究科委員長、そして学生相談室やハラスメントなど学生の状況に応じて緊密な連携を図っている。また、文学部には、各専攻に専攻研究室があり、駐在する研究室室員を中心に学生対応の一部を担っており、文学研究科においても文学部同様に、研究室室員が学生の一次対応を担うことがある。

また、学生支援体制が機能するよう、大学院FD委員会が実施する研究状況・講義等に関するアンケートにて、すべての学生から学生生活等に関する意見を収集する体制を整えている。

○成績不振の学生の状況把握と指導

成績不振の学生状況把握について、半期ごとに実施している成績採点期間終了後に、大学院事務室がE評価（59点以下、単位認定不可）、F評価（成績判定不可）が付いた学生を抽出して把握している。極端に成績不良の科目が発生している学生がいた場合は、研究科担当職員が必要に応じて指導教授、専攻代表の教務委員、研究科委員長と連携を取り、複数名で指導にあたることとしているが、近年では適切な指導もあって当該ケースは生じていない。

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

補習・補充教育が必要な学生に対しては、専ら指導教員を中心として所属専攻の教員が個別または複数人での相談・指導を行ったり、必要な学部等の科目の聴講を促して必要な学力を得させたりしている。このほか、博士前期課程に「特別指定科目」を設置し、研究の遂行に必要な基礎的知識や学際的知識、外国語でのコミュニケーション能力等の修得に配慮している。博士後期課程の学生は下位課程にあたる博士前期課程の授業科目を聴講という形で参加を認めており、各学生が研究活動の遂行にあたり必要な知識の修得に配慮している。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生に対する就学支援については、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に則り、必要に応じて当該者、指導教員、所属専攻、大学院事務室が連絡・相談をしながら本人の希望の実現に資するよう対応している。入学前の段階から障害があることが

わかっている場合には、入試の段階で受験教室、試験時間その他の特別な配慮を行っている。入学後については、施設設備面では頻りに利用する2号館・3号館建物等の入り口は自動ドア化され、エレベーターやトイレは障害者対応のものになっている。これ以外にも学生共同研究室や教室には障害者向けに昇降式机を配備したり、ソフト面では介助者の授業等への同席、文学部事務室に臨床心理士をキャンパスソーシャルワーカーとして配置したりするなど、各種の就学支援措置を行っており、適切に対応しているといえる。

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

本学では、学内外の各種奨学金や日本学術振興会特別研究員（以下、「学振研究員」と記す）について周知し、優秀な大学院学生への経済的支援に努めている。学内外の奨学金には給付・貸与の各種があり、特に大学院学生を対象とする奨学金として、以下のものがある。

1) 中央大学大学院給付奨学金

給付対象：博士前期課程在学学生で学業成績・研究能力が優れた者

博士後期課程在学学生で学業成績・研究能力が優れた者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：40万円または20万円

2) 中央大学大学院指定試験奨学金

給付対象：本学が指定する国家試験の受験を志し、学力、研究能力及び人物ともに優れている者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：在学料相当額または2分の1相当額

3) 白門奨学会研究費奨学金

給付対象：博士後期課程在籍者で、年度内に博士学位請求論文を提出可能な者

給付期間：1年間

給付金額：20万円

学外の奨学金には日本学生支援機構や地方公共団体それに民間団体等による奨学金がある。学内の奨学金の審査は、審査委員会において厳正に行っており、学力・研究能力と人物評価から総合的に可否を判断している。

これ以外に、国際センターにて実施の留学生学費減免がある。（詳細は国際センターの重点自己点検レポートを参照いただきたい。）

その他、経済的支援を直接の目的としているわけではないが、TA及びRA、留学生チューターの制度があり、採用された大学院学生には所定の給与が支払われている。

いずれの制度も厳格な審査によってそれぞれの目的に適うよう有効かつ適切に運用されているが、在籍大学院学生数は減少傾向にあるため予算増は困難であることから予算の効果的配分が従来以上に求められるものと考えている。これらの情報の学生への提供については、奨学金制度や日本学術振興会特別研究員制度全般に関しては履修要項に明記している。各種奨学金・日本学術振興会特別研究員の募集については個別に掲示やWebサイトなどの手段で大学院学生に周知しているほか、各種奨学金の募集や学振研究員への応募にあたっては、教員の推薦等が必要となるため、研究科委員会の場合において委員会構成員である教員にも周知している。また、

毎年日本学術振興会特別の応募者数・採用者数の増加に繋がるよう、学内 URA による申請準備説明会やアカデミック・サポートセンターによる支援講座である「学振道場」などの機会を設け、学生支援を定期的実施している。このように、それぞれの制度の対象者全員に対して漏れなく周知を図っている。

○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対する教員個人レベルでの取組みは多様であるが、本学では、外国人留学生の日本語学習及び学生生活について指導・助言を行うために外国人留学生チューター制度を設けている。現役の大学院学生がチューター業務を担うことについては、留学生入試において日本語能力が問われることから、日本語能力が比較的高い留学生が入学していることが背景にある。

○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

大学院学生の進路選択の指導に関しては、文系大学院の学生を主たる対象に、キャリアセンターや研究助成課などの他部課室の協力を得て行っている。

過去の大学院における進路実績等を鑑みて、大学院学生の進路は研究職、一般企業・公務員等への就職、その他（教職や資格業）に分類され、その分類に応じて文系大学院全体あるいは研究科や専攻単位で、以下のような取り組みを行っている。

1) 研究職

- ・論文投稿・学会発表の推奨（学会発表助成、学術国際会議研究発表助成制度の利用促進）
- ・特別研究員制度の周知・推奨（履修要項への情報掲載や説明会の案内チラシを配付し早い段階からの周知・推奨）
- ・論文投稿サポート（ライティング・ラボによるアカデミック・ライティング支援）
- ・プレFD（理論教授・実践の機会）

2020年4月1日施行の改正大学院設置基準を受け導入した具体的な取り組みは以下のとおり。

- ・文系研究科における「リサーチ・ワークショップ」（経済学研究科博士後期課程設置科目）のうち、「院生FD」の授業回を大学院全体に開放し、受講環境を整備（2020年度～）
- ・中央大学FD・SD講演会の動画配信（2020年度～）
- ・全国私立大学FD連携フォーラム(JPFF)提供のオンデマンド講座「実践的FDプログラム」の受講環境を整備（2021年度～）
- ・産学連携教育イノベーター育成コンソーシアム「大学等における教育FD動画コンテンツ」の受講環境を整備（2022年度～）

2) 一般企業・公務員等への就職支援

- ・大学院就職決定者座談会の実施（就職が決定した博士前期課程2年生による就職活動の体験談やそれに関する質疑を行う座談会の実施）
- ・外国人留学生向け就活ガイダンスの実施（専門の講師による外国人留学生の就職活動状況や取り組み方などの情報を提供）

- ・文系研究科大学院学生向けの Web 掲示板による情報提供（主にキャリアセンターの情報や求人公募情報の提供）

3) その他（教職・税理士など資格職の支援）

- ・教職：教職事務室と連携しガイダンスの実施、履修指導
- ・税理士：「税法判例研究」などの授業科目を設置し、税法専門の教員により研究指導、論文執筆サポート
- ・その他情報提供：資格職の情報をまとめ大学院の広報サイトにて情報共有

<点検・評価結果>

現状説明のとおり、大学院教育や学生のニーズに応じて、学内の各部署と緊密な連携を図ることにより、適切な学生支援の体制を整備している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

大学院 FD 推進委員会が主体となって学生を対象に 2007 年度から毎年度実施している研究状況・授業等に関するアンケートの自由記述欄に、施設・設備等を含む大学院全体の支援体制についての要望や意見を反映できるよう配慮している。研究状況・授業等に関するアンケートの回答結果は、研究科毎に FD 推進委員会委員によって集計結果が取り纏められ、研究科委員会で報告され、対応が可能なものについては、その都度対応を行っている。対応事例としては、授業の実施方法について、オンラインで行うメリットがある一方で対面での研究指導を求める声があり、2022 年度の授業や修士論文中間報告会等は専攻単位で対面とオンラインを組み合わせで対応するなど、学生への配慮をしている。この他にも「大学院学生に特化した就職支援の実施」を希望する声があったことから、研究科委員長と大学院事務室を中心に、キャリアセンターによる支援とは異なる、大学院学生に特化した個別の支援を実施している。就職支援に関する詳細は、前掲「学生の進路に関する支援の実施状況」を参照いただきたい。

なお、2021 年度には、従来から指摘されていたアンケート設問内容と分析する際の分析の観点との不整合により FD 推進委員がアンケート分析を効果的に行うことが困難であるという点を解消すべく、アンケートの設問と分析の観点を見直し、研究科の教育研究の根拠としてより適切な資料・情報となるよう改善を図った。

<点検・評価結果>

現状説明のとおり、学生支援の適切性について毎年度点検・評価を行っており、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇大学院の教育研究等環境

＜点検・評価項目①については全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

＜評価の視点2については全学項目のため割愛＞

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

＜現状説明＞

○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

多摩キャンパスにおける校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等の整備については、全学的な整備計画に基づき、研究科として適切な管理・運営に努めている。

大学院として、キャンパス・アメニティの形成・支援のための独自の体制は有していないが、大学院学生対象のアンケート調査において、授業以外の内容について記述しているものもあり、そうしたかたちで学生の意見を吸い上げるようにしているが、大学院学生の意見、要望は大学院事務室へ直接提示されることもある。

また、大学全体としてオピニオン・ボックスが設けられており、学生生活全般に係る意見・要望はそこに寄せられる仕組みとなっている。

ここ数年間において、多摩キャンパス2号館のトイレの改修、建物内の禁煙化、喫煙コーナーの屋外設置、空調設備の更新が行なわれてきているほか、多摩キャンパス2号館5階の渡り廊下部分に自動販売機を置いた簡易の休憩スペースがある。また、2号館の3階ロビーには談話スペースがあり、休憩時間や空き時間には大学院学生が活用しているほか、学生生活関連棟（Cスクエア）の建設などでも談話スペース等の充実が図られており、大学院学生にも利用できる空間となっている。さらに、生活の場の一部としても研究室が活用されている。

＜点検・評価結果＞

現状説明のとおり、文学研究科の教育研究活動を推進するにあたり、必要な施設・設備の整備をしていると言える。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

＜点検・評価項目③については全学項目のため割愛＞

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

＜現状説明＞

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

文学研究科の教育研究上の目的である「研究者および高度専門職業人の養成」の達成のため、授業教室及び個々の研究活動の推進に必要な施設を整備している。多摩キャンパス2号館の4階・5階・6階に法学研究科、経済学研究科、商学研究科、総合政策研究科と共有する形で授業教室が20室用意されている。このほか大学院学生の日常的な研究の場である学生共同研究室が2号館に28室設けられている。現状の在学生数では、博士前期課程・博士後期課程の学生とともに概ね一人ひとりに特定の座席の割り当てがなされている状況にある。学生研究室の利用時間は、多摩キャンパスの開門・閉門時間に合わせて8時～23時となっている。

情報処理機器の整備状況について、授業教室は多摩キャンパス2号館4階～6階全ての教室で無線LANが使えるよう整備している。貸出機器としてはノートPC(25台)、プロジェクターのほか、オンライン授業・ハイフレックス型授業の実施に対応するためのカメラ一体型のアクティブスピーカーなども配備している。また、これとは別にノートPC(10台)を常設配備した教室(1室)もある。先述の大学院学生の共同研究室内では有線LANにおいて、各自のPCを楊いてインターネット環境に接続することも可能になっている。2号館6階には大学院学生の情報自習室もあり、デスクトップPC(24台)、プリンタ(5台)、スキャナー(1台)を配備している。デスクトップPCの一部は統計解析などの作業がしやすいようダブルディスプレイの仕様となっている。この他に3号館には専攻ごとの共同研究室があり、文学研究科の大学院学生は文学部の学生と共同で利用している。専攻ごとの共同研究室には、専門分野の図書が収蔵されており、研究活動に役立てられている。

さらに、多摩キャンパスでは、論文作成のためのノート型PC、授業用ノートPC、プロジェクタ及びスクリーンの貸し出しを行い、インターネット、PCを活用した教育研究環境の拡充に努めている。情報自習室のPCはWindows 10で運用されており、大学院事務室でユーザアカウントと初期パスワードの交付を受けて利用することとなっている。多摩キャンパスでは、利用可能端末数は36台、利用可能ソフトは、Microsoft Office、SPSS、Mathematica、SAS、Amos、Stata等である。また、貸し出し用ノートPCは32台用意されている。

大学院学生の情報処理施設・設備利用にあたっては大学院事務室で所定の手続きを行い、「中央大学大学院キャンパス情報ネットワーク管理運用基準」を遵守することとしている。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

多摩キャンパス大学院事務室の利用時間は、平日の8時45分～17時00分となっている。

学生研究室及び情報自習室の利用時間は、多摩キャンパスでは、8時（開門時刻）から23時00分（閉門時刻）まで利用できる。

<点検・評価結果>

現状説明のとおり、文学研究科の教育研究上の目的を達成するために必要な環境を整備し、研究活動を促進している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

＜現状説明＞

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

各種委員会等の学内業務は年々増加し、教育と研究以外に取られる時間は増大する傾向にあると同時に、負担が公平でないきらいもある。TA制度に関しては、文学部、文学研究科の授業において60科目（通年換算）程度の授業で、大学院学生をTAとして採用している。同制度は大学院学生の教育・研究能力の発展と経済的支援を目的としたものだが、間接的に教員の教育負担軽減にも貢献している。全体として研究のための時間確保は十分とはいえないが、若手の教員には各種委員会への出席の負担を減らすよう努めており、これらの方途は概ね適切であるといえる。

また、本学の専任教員（任期を定めて採用された教員を除く）に対し、一定期間校務を免除し、研究に専念させるための制度として「研究促進期間」がある。本学専任教員は在職期間の長さに応じて、この制度を利用できるよう配慮されており、機会均等という観点、及び文学研究科の教育研究活動に支障を及ぼさないという観点から見て、研修の機会は適切に確保されているといえる。

教員研究費に関する取り組みは文学研究科委員の本所属先である文学部の記述を参照いただきたい。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

TAは各授業担当者の教育責任の下に教育活動に関する補助業務を行っているが、間接的には教員の教育上の負担を軽減し、研究活動を支援する効果がある。

文学研究科におけるTAの採用学生数は博士前期課程においては、2017年度5名、2018年度8名、2019年度6名、2020年度6名、2021年度5名、2022年度8名、博士後期課程においては、各年度で7名、8名、6名、6名、5名、8名となっている。

TAは学内規程によりRAを兼ねることはできない（中央大学リサーチ・アシスタントに関する規程第3条第2項）が、その多くが本学の人文科学研究所、社会科学研究所、保健体育研究所等の研究活動にも参加しており、これらの活動を通じて教員との連携・協力関係がはかられている。

博士後期課程に在籍する一部の学生は、人文科学研究所、社会科学研究所、保健体育研究所において専任教員が所属する研究チームのRAとして研究活動に参加している。なお、文学研究科の採用者数は、2017年度9名、2018年度10名、2019年度8名、2020年度8名、2021年度10名、2022年度6名となっている。

以上のとおり、TA及びRA制度はそれぞれの趣旨に沿って適切に運用されており、前者は教

育活動の補助業務を通じて大学院学生の教育・研究能力の発展に、後者は大学院学生が幅の広い研究交流の場を得ることによって、研究能力の向上発展に結びついている。

なお、教育支援員としてはTA、RA以外にもアカデミック・サポートセンターにおいて運営するライティング・ラボにおいてライティング指導を行っている大学院学生チューターがあげられる。ライティング・ラボは、ライティング指導に関わる教員の負担軽減の役割も負っており、また、執筆者との対話を通じて執筆者の意図を引き出し、それを的確に表現するよう導くチューターの役割は、教員の負担軽減に限らず、チューター自身の研究能力や教育能力の向上に大きく貢献している。加えて、チューターを経験した大学院学生は経験を活かして大学教員として採用されるなどキャリア形成にも役立っている。

RA及びTAの採用計画は、年度予算枠内で決定されている。RAについては、1共同研究プロジェクト1名を2名、TAについては申請教員1名につき2コマまでという枠を設けている。

<点検・評価結果>

上記、現状説明のとおり、教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛>

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

<現状説明>

○意思決定プロセスが明確化されているか。

○研究科委員会の権限と責任が明確化されているか。

文学研究科の管理運営を担う主たる会議体として、①文学研究科委員会、②教務委員会、③各専攻の研究室会議が挙げられる。文学研究科委員会は同研究科に所属する全ての専任教員によって構成されており、ほぼ1ヵ月に1回のペースで開催されている。研究科委員会は大学院学則第11条の規定に基づき審議を行い、その意見を学長に述べることになっている。

教務委員会は研究科委員会の下部組織として研究科委員長と各専攻1名の教員で構成され、研究科委員会の役割を補完し、入試に関する事項、奨学生の選考、任用人事、その他専攻横断的な事項についての各種意見交換や事務連絡、研究科委員会で課題とされた事項や各専攻からの要望について研究科としての成案を作成するなど中心的な連絡調整機能を負っている。教務

委員会で取り扱う事項については、必要に応じて専攻の研究室会議での検討を経た上で、再度、教務委員会で調整している。

研究室会議は専攻毎に当該専攻の教員で構成され、専攻に関わる授業編成、人事、学生の指導、試験、学位授与等の当該専攻の運営に関わる事項について連絡調整や決定を行っている。

文学研究科委員会の審議事項の多くは教務委員会と研究室会議との間の往復を通じ、検討、調整、集約された上で、研究科の最終決定機関である研究科委員会で審議決定されるプロセスとなっている。

○研究科委員長の権限と責任が明確化されているか。

研究科委員長の職務は、大学院学則第6条第2項において、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する旨が定められており、学部における学部長に準じた位置づけにある。研究科委員長は「投票で選出された委員会の代表者」という位置づけであり、トップダウン的な意思決定ではなく、委員会構成員からの問題提起を受け、委員会の場において解決策を提案し、合意形成を行った上で承認を得るという流れに沿って文学研究科に関する事項を処理している。研究科委員長の権限の内容とその行使の実態は学内規程に基づく民主的なものであり、適切であるといえる。

文学研究科においては、現行の選出方式が研究科委員会構成員の意見を十分に反映した民主的なものであることに鑑み、当面この方式を維持するが、選挙開始の1回前の研究科委員会で委員長の選出方法を確認し、意見聴取を行うという現行方式を積み上げつつ、より一層望ましい選挙制度のあり方を追求していくように努めることとする。

○研究科委員長の選考方法の適切性、妥当性

文学研究科委員長については、文学研究科委員長選挙実施要領に基づき、研究科委員長が指名する2名の立会人の下、研究科委員会構成員が選挙人となり、投票により選出する。選挙が実施される1回前の研究科委員会において、研究科委員長から選挙の実施方法について事前説明・意見聴取が行われており、選任手続の適切性が確保されている。また、研究科委員長に事故あるときは、大学院学則第6条第5項及び第10条第2項に基づく職務代行者を互選するまでの間、学長は、研究科委員長の職務を代行する者（①前研究科委員長、②研究科委員長経験者、③その他学長が指名する者）を臨時的に委嘱できるよう申し合わせを制定している。

<点検・評価結果>

上記、現状説明のとおり、文学研究科における研究科委員長の選任手続については、明確性と公平性、公正性に配慮した内規に基づいて行われており、それらは適切かつ妥当なものとなっている。

なお、病気、事故等の不測事態等により研究科委員長が不在となったときの取扱いについても、研究科委員会において別途申し合わせを定めて、研究科委員長不在に伴う研究科の管理運営の安定性を確保している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

大学院事務室は、事務組織規則第6条（事務組織及び所管業務）第1項第27号に基づき設置されており、その所管業務は「大学院の教務事務に関する業務」と定められている。大学院事務室の所管業務は、同規則第9条（組織及び職務分掌）第4項、別表第2に詳細に定められているが、簡潔に表現すれば文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）の教育研究を支える独立の事務組織であり、多摩キャンパスにおいて文系5研究科の運営を支援する各研究科業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務を行っている。2022年5月時点では、大学院事務長を含め10名の専任職員が配置されている。

各研究科の運営を支援する事務担当者は、各研究科委員長と緊密に連携しており、入試、奨学金、学籍管理等の研究科横断的業務の担当者とも意思疎通は十分に行っているほか、自己の担当研究科の業務を熟知しており、大学院学生に対しても十分なサービスを提供している。さらには、学部と同様に、研究科に関わる事項を審議決定する機関である研究科委員会や連絡会議等の会議運営に関しては、資料作成の段階から事務職員が関与しており、実質的に研究科委員長の補佐機能を果たしている。よって、研究科の事務担当者は、研究科における教育研究活動、入試政策、学生募集活動など幅広い事項に関して、研究科委員長と協働することにより、その検討や運営に実質的に深く関与している。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

大学院事務室の業務は、研究科担当業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務で構成されているので、研究科の独自性に配慮しながらも、全体としての共通性を確保し、個別対応業務を少なくすることで業務の効率化を図っている。

事務職員の専門性については、人事部が担当する各種研修の他、学外機関での講演会・研修会への参加、事務室内OJT、他大学の大学院事務部門との交流等により、向上を図っている。

教職協働の取組みについては、前述のとおり、研究科の事務担当者が実質的に研究科委員長の補佐機能を担っていることを挙げる。研究科委員長会議や研究科委員会をはじめ研究科内の各種委員会の運営にあたっては、研究科の事務担当者が各教員と協働して運営しており、各種制度設計に関わる他、事務手続きの運用方法についても適切に委員会等の場で確認している。

例えば、「学修成果の可視化」「コースワークの実質化」等、研究科をまたいだ各研究科の教育課程における課題・改善事項への取組みの推進や、大学院改革構想の検討の場においては、大学院事務室の職員が必要な資料の収集や各部局との調整等を図り、その結果を研究科委員長と共有して5研究科間で協議を調える場の設置、また、検討過程において収集したアンケート結果や各種データ等を活用することで教員組織が適切に議論を進めていくことが出来るよう

様々なサポートを通じて教職協働を実現している。

その他、進学説明会では職員を中心に企画・立案を行い、研究科委員長や各教員とも協働の上で説明会を運営することにより志願者獲得に努めているほか、研究科共通の新型コロナウイルス感染症への対応など、様々な場面において教職協働で対応している。

<点検・評価結果>

適切な事務体制が確保され、運営がなされている。また、研究科の事務担当者は、研究科委員長とともに、研究科における幅広い活動において、その検討や運営に実質的に深く関与している。

<長所・特色>

本学においては、学部では、各学部それぞれ学部事務室が配置されている。一方、文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）においては、その事務機能が大学院事務室に統合されており、職員一人ひとりが単一の研究科のみならず、複数の研究科の教育研究活動のサポートを行っている。この仕組みにより、各研究科は一定の独自性を保ちつつ、全体としての研究科間の共通性を確保することで、業務の効率化を図ることを可能とし、また、教育研究にかかる課題への取り組みの良い事例の共有など、研究科の枠を超えて協働した取り組みを行うことができおり、統合事務室として有効に機能している。

<問題点>

事務体制上の課題としては、各研究科の運營業務においては、当該研究科における運用や制度、研究教育体制などについて習熟する必要がある。しかしながら、一つの事務室で複数の研究科を扱い、その中で研究科の担当者を置いていることから、一つの研究科に対して多くの人員を割くことができない。このような状況から、大学全体での人事異動に伴い、研究科担当者が変更となる場合には、研究科運営のノウハウの引継ぎに大きな負担が生じるので、業務及びサービスレベルの維持・向上が課題となる。

<今後の対応方策>

研究科担当者が、担当する研究科を超えて、大学院学生・教員とコミュニケーションを図る機会を増やすことや他研究科の情報を得ることで視野を広げることにより、他研究科の保有するノウハウを自身がメインとして担当する研究科の業務等で活用し、大学院事務室の総体としての業務及びサービスレベルの向上・改善に引き続き努める。

以上

総合政策研究科

◇大学院の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

総合政策研究科の教育研究上における人材の養成に関する目的は、中央大学大学院学則（以下、「大学院学則」と言う。）第2条に掲げられる大学院の目的「課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」を十分に踏まえ、大学院学則第4条の5において次のように定めている。

「人文科学、社会科学、自然科学、工学及びその関連諸分野を総合する観点から、現代社会における政策に関する理論及び諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、政策と文化を融合する学問分野を開拓しつつ教育研究活動その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。」

この教育研究上の目的をさらに具体的に示すものとして、総合政策研究科設置認可書に以下のように記述している。

1) 博士前期課程

総合政策研究科の理念・目的の要点は、「社会の大変革に立ち向かえる資質」、すなわち「新しい総合政策の視点と実践能力」をもつ高度専門職業人の養成である。その人材像は、「①総合的、学際的研究を通じて、世界及び日本の情勢を的確に分析・把握し、②さらに多様なレベルの政策課題を考察し、理論を踏まえた現実的政策を立案し、③世界の知識・情報を動員、活用できるネットワークを形成し、④とくにアジアの歴史・文化についての理解を深め、アジアと世界との架け橋となり、人類全体の発展と調和に貢献する」と表現されている。つまり、「日本とアジア、日本と世界を総合的観点にたって発展に導くことのできる人材」、「人間性に溢れたリーダーシップを発揮しうる人材」を養成することである。

この理念・目的について、設置から19年が経過した現在、世界情勢の変化によって付加すべき項目はあっても、基本構想を大きく変更する必要性はないと考えている。なぜならば、このような理念・目的・教育目標は、そもそも学校教育法第65条（大学院の目的）第1項、大学院設置基準第3条（修士課程）第1項に沿ったものとして設計されたからであり、またそれだけでなく、大学等の研究職、民間企業等の高度専門職業人を輩出している総合政策研究科の教育研究の実情を反映した内容となっているからである。

このような設置認可書の記述をふまえ、総合政策研究科博士前期課程の教育現場では、その基本理念を、「人間の文化・社会の姿を深く理解し、個人から国際機関に至るまでの意思決定すなわち“政策”に応用可能な知恵と方法論を学ぶことを目標とする」と理解し、「政策と文化の融合」という教育理念とも連動させていく可能性を継続的に議論している。

2) 博士後期課程

博士後期課程設置の趣旨に述べられている設置の理念・目的では、「総合的な政策対応ができるような高度の専門知識と実践能力をもった研究者や政策担当者」の養成、「総合的な政策研究の新たな学問としての総合政策学を構築する」学問要請に応える人材養成をもって、「国内外の教育研究機関とのネットワークを強化するための活動母体となる制度基盤を創る」という要請に応える、としている。

事実、設置以来、総合政策研究科では博士後期課程を中心に多くの社会人学生を集めており、社会的要請に応えつつ、また学位を取得した人材を国内外の社会に還元している。さらに博士後期課程において“政策と文化の融合する学問分野を開拓する”人材を育成していくことも非常に重要な課題であるという議論を行っている。

なお、総合政策研究科の理念・目的・教育目標は、学校教育法第65条（大学院の目的）第1項、大学院設置基準第4条（博士課程）第1項に沿っており、研究所や大学の研究職、民間企業内の研究職等の高度専門職業人を多く輩出してきた総合政策研究科の教育研究内容の実情を反映している。

<点検・評価結果>

以上のように、本学は大学院学則においてその理念・目的を適切に設定しており、また、総合政策研究科の目的は大学の理念・目的を十分と連関を図った上で適切に設定している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

<現状説明>

構成員に対する周知方法とその有効性

社会への公表方法

総合政策研究科の理念・目的の周知は、大学構成員（学生、教職員）に対しては履修要項、本学公式 Web サイト等を通じて周知していると共に、新入生ガイダンスで説明を行うことで理解を深めている。また、入学志望者に対しては、Web サイトでの総合政策研究科の紹介、大学院ガイドブックへの掲載、大学院進学説明会での説明等を通じて行っている。

<点検・評価結果>

以上のように、履修要項および本学公式 Web サイトに、研究科の理念・目的を記した大学院学則を掲載することにより、構成員及び社会に向けて適切に周知・公表している。さらに、大学院ガイドブックには、総合政策研究科の教育研究に関し、その内容、方法、特色等を一般の方々にも解りやすい平易な文体で記述しているため、理念・目的・教育目標等を周知する上で極めて有効なものとなっている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

＜現状説明＞

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

総合政策研究科では、研究科の将来構想や中期的な課題の改善に向けた諸制度の見直し、検討、調整については研究科委員長を中心として、課題や構想の内容に応じて適切な各種委員会やワーキンググループを開催することにより、その検討を行っている。とりわけ、将来を見据えた研究科のカリキュラム改正や組織改編等について検討を行う際には、カリキュラム委員会（総合政策研究科組織評価委員会を兼ねる）等で、毎年度の自己点検・評価活動と連動しながらその検討を行っており、現状・課題の洗い出し、原因分析、目標達成までのプロセスの検討、課題に対する検証結果のまとめを行い、適宜研究科委員会への意見徴収等を行い、研究科総体の合意形成を図りながら、諸施策の実行をしている。

2016年に受審した認証評価では主な課題として、①課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を示していないこと、②教育課程の編成・実施方針の記述が抽象的な目標や教育理念にとどまっていること、③博士後期課程について、リサーチワークとコースワークが適切な組み合わせとなっていないこと、④収容定員充足率が低いことについて指摘を受けた。2017年度以降はこれらの指摘事項について、カリキュラム委員会を中心とした自己点検・評価活動を通して、中期的に課題の改善に向けた取り組みを行ってきたところである。具体的には、広範囲な学問領域を取り扱う本研究科の課題「政策と文化の融合の実質化」を改善するため、博士前期・後期課程を通じてコースワークを充実させることが必要であるとし、2020年度より体系的な履修ができるカリキュラムの導入を行った。また、新カリキュラムが意図する体系的な履修を促進するための仕組みとして「履修モデル」を作成し、学生に周知している。指摘事項①、②への対応については後述の「◇大学院における内部質保証」の記述を参照いただきたい。

さらに、2021年1月より、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の第二期における大学院改革の構想を大学院改革構想検討委員会にて検討している。2021年7月6日に報告書「中央大学大学院における今後の改革構想検討報告書一次の時代への生き残り」と再生をかけて一」が取り纏められて、大学院改革構想検討委員会にて承認された。本報告書では、大学院の今後のミッション・ビジョン・改革の方向性を共有し、既存の学部基礎型にとられることなく本学大学院が有する研究教育資源を有効に活用できる組織体制の構築を目指していくこと、また、大学院が追求すべき機能としては、主として「研究者養成」、「教員養成」、「高度専門職業人養成」という3つの柱があるが、大学院改革基本構想の主眼としては「高度専門職業人養成」に力点をおいて検討することが確認されている。2022年度以降は中長期的に、本報告書に記載した諸施策の実行に向けて検討を深めていくところである。

＜点検・評価結果＞

以上のように、大学の理念・目的、研究科における目的等を実現していくため、本研究科が

掲げる教育目標を実質的なものにするために必要な諸制度の検討・設定されており、将来を見据えた中・長期の計画が施策されているといえる。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

総合政策研究科の在籍者数は少数となっており、中長期的な施策を検討するにあたり必要とされる本研究科の実情を把握するデータを収集するには不十分なサンプル数であることや、個人の特特定ができてしまうリスクを孕んでおり、データ収集方法に工夫が必要であることが今後の課題である。

<今後の対応方策>

在籍者数が少数であるが故に起こる学生個人の特特定というリスクがある現時点において方策を立てることは困難であるが、個人が特定されないデータ収集を行うなどの工夫を行うことは対応方策のひとつとして考えられるため、カリキュラム委員会を中心に検討を進めることとする。

◇大学院における内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

<現状説明>

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

総合政策研究科においては毎年度自己点検・評価活動を行っている。自己点検・評価活動については、各分野から選出された8人の委員で構成される総合政策研究科組織評価委員会（カリキュラム委員が兼ねる）を中心として、組織評価委員長（研究科委員長）のもとで討議を重ね、当該年度に取り組む課題を設定する。その検討結果は研究科委員会において審議または報告を行い、フィードバックを受ける体制を整えている。自己点検・評価の活動で明確となった課題に関しては、課題の内容に応じて研究科内の各種委員会で課題解決に向けた検討や対応状況の確認を行い、そこから上がってきたものについては最終的に研究科委員会において審議を行う仕組みとなっている。

例えば、2021年度の自己点検・評価活動に係る総合政策研究科の指定課題「学修成果の可視化に係る取組みの推進」に関しては、カリキュラムマップの整備および、学位授与の方針に基づく知識・能力の到達度評価表を作成し、修士論文・最終試験の審査報告書の評価をもとに到達度を数値化し、毎年度修士論文提出者の学修成果を点検する仕組みを整えた。

このように課題改善へ向けた目標設定、実行、取り組みの報告を通じ、総合政策研究科における研究教育活動の改善・質の向上がなされているところである。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

文部科学省からの指摘事項や認証評価機関からの勧告などに対しては、総合政策研究科委員会が中心となって誠実かつ迅速に対応することが必要であるという基本的認識をもっている。

2016年度の認証評価結果については、次の4点について「努力課題」の提言を受けている。

1. 総合政策研究科の学位授与方針においては、課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力などの学習成果が示されていないため、改善が望まれる。
2. 総合政策研究科の教育課程の編成・実施方針は、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を示していないため、改善が望まれる。
3. 総合政策研究科博士後期課程のカリキュラムは、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。
4. 収容定員に対する在籍学生数比率が、総合政策研究科博士前期課程で0.36と低いので、改善が望まれる。

このうち、学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針に係る指摘事項については、2016年度中に当該方針の改訂を行ったことで既に改善がなされている。また、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育内容の提供については、2018年度より中期的に協議を重ね、2020年度入学生より新たなカリキュラムを適用し、研究科総体の教育体制（コースワークの導入）を整備した。残る収容定員に対する定員充足率については、総合政策研究科のみならず文系の5研究科全体の課題として認識している。本課題については大学院改革構想検討委員会のもとで2021年7月に「中央大学大学院における今後の改革構想検討報告書」を取りまとめた。本報告書を基に、2025年度に向けて大学院全体で諸施策の実行を行い、定員充足率の改善に努めていく予定としており、総合政策研究科単体においても、研究科委員会を中心に、定員充足率の改善に向けた具体的な検討を行っていく予定である。

<点検・評価結果>

以上のように、総合政策研究科においては、カリキュラム委員で構成される総合政策研究科組織評価委員会を中心として毎年度自己点検・評価活動を行っており、組織的な合意の下で研究科全体にかかわる改善・向上に向けた活動を行っている。また、合わせて2016年度の認証評価結果で提言を受けた、前項の「努力課題」の4点についても、課題改善に向けた検討と制度施行が順調に進んでおり、内部質保証システムは有効に機能しているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

大学院学則には次のようにあり、これを総合政策研究科の組織構成原理としている。

「第2条 本大学に設置する大学院は、課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成することを目的とする。」

この基本目標と総合政策研究科の理念・目標の根幹である「問題の発見、解決のための学際的アプローチ」及び「政策と文化の融合」を達成すべく、総合政策研究科は1997年4月に開設され、以来、政策学系諸領域及び文化学系諸領域の諸学を対象とした幅広い分野において包括的に対応する「単一専攻」として、博士前期課程及び博士後期課程により構成されている。また、学問・国家・文化・宗教・産学官などの境界を越えて人々が行き来する現代のクロスボーダー社会においては、文化的視野に基づく法政策、公共政策、経営政策などを複合的（学際的）に組み合わせる「政策研究」を専門とする人材が求められているが、本研究科は既存の学問体系から、今日の社会問題を分析して解決策を提言する新しい学問に至るまで、多様な学問領域を擁しており、学問の動向や社会的要請にも十分配慮した組織構成であるといえる。

なお、国際環境等への配慮については、後述する「第4章 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑥ 教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか」の項目を参照されたい。

<点検・評価結果>

以上のように、総合政策研究科は、大学の理念・目的に照らして研究科の教育研究上の目的等が定められており、さらには学問の動向や社会的要請も踏まえた組織構成としていることから、設置状況は適切である。

<長所・特色>

総合政策研究科は、国内においてまだ黎明期であった1990年代後半に、当時では先駆的であった人文・社会・自然科学を融合した学際複合領域の研究を可能とする研究機関として設置されて以来20年以上、学際的研究や社会の発展に寄与してきた研究科である。このことから、総合政策研究科は、大学の理念・目的に適合するのみならず、最新の学問の動向を捕らえ、社会的要請にも応える類まれなる研究組織として存立しており、大学という研究機関を取り巻く国際的環境へも配慮していることが長所として挙げられる。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

幅広い学問領域を組み合わせた学際的な研究を行う研究科として、引き続きその要請に応え

る教育研究活動を推進するとともに、カリキュラム委員会を中心とした毎年度の自己点検・評価活動を通じて、適宜時代の要請に応えるカリキュラムや研究指導体制の構築に努める。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

組織の構成に係る定期的な検証については、受験者（入学試験形態別や性別含む）、入学者数、学位授与者数、進路状況、研究状況・授業等に関するアンケート結果や、必要に応じて社会的要請や他大学等の動向、現場の研究教育に従事する担当教員へのヒアリング等を基にした、毎年の自己点検・評価活動の機会に確認や検証を行うとともに、カリキュラム改正や組織改編等について検討を行う際にはカリキュラム委員会を中心に振り返り・検証を行い、適宜研究科委員会で審議を行っている。

また、文系の5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）においては、2020年秋に見直しが行われた中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の中で「本学における『研究』を抜本的に強化・加速し、社会から求められる新規領域の研究を実現する」ことが大学の方針として掲げられ、即時性と実効性を伴う改革を行うべく、学長が大学院改革構想検討委員会を設置した。同委員会により2021年7月に「中央大学大学院における今後の改革構想検討報告書」を取り纏められ、これに基づき、学長の下教育研究組織の妥当性については、年次自己点検・評価活動を通じて検証を行っているほか、研究科委員会の下に設置される制度改革検討委員会においても、組織運営上の問題及び教育研究組織の妥当性について、学内外における様々な要素を勘案しながら検証と議論がなされている状況である。

その中で、総合政策研究科においては、他の研究科に比べて定員充足率の低下が著しいことから、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の数値目標を果たすため、既存の教育研究組織の構成は維持しつつ、より社会のニーズに合致した魅力のある教育体系を構築するという抜本的な見直しの検討を開始したところである。

<点検・評価結果>

以上のように、教育研究組織の適切性についてカリキュラム委員会を中心に定期的に点検・評価を行っており、また、教育現場へのヒアリングや組織での検証、アンケートによる分析結果を基に改善・向上に向けた取り組みを適切に行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院の教育課程・学習成果

<点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛>

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

<現状説明>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

総合政策研究科では、学問、国家、文化、宗教、産学官の境界等、固定化した既存の境界を越えて人々が往き来するクロスボーダー社会を現状認識の前提として、「政策分析能力に優れ、異文化を理解できる人材を養成」することを教育目標に掲げている。具体的には、博士前期課程においては、人間の文化・社会の複雑な諸問題を深く複眼的に理解し、その問題解決方法を提案できる総合政策能力の形成を、博士後期課程においては、さらに発展的に、総合的な政策対応ができるような高度の専門知識と実践能力の形成を目標としている。

総合政策研究科の学位授与の方針は、研究科が掲げる教育理念及び教育目標に基づき、「養成する人材像」「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のふたつの要素から構成している。このうち「養成する人材像」の記述内容については、教育理念及び教育目標と、養成する人材像との関係性を具体的に示すことで整合を図っている。

なお、公表については、本学公式 Web サイト、履修要項等に明示することで、大学構成員、本学入学志願者を含む社会への周知を図っている。

学位授与の方針

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

○養成する人材像

総合政策研究科は、現代社会における政策に関する理論及び諸現象にかかわる、高度な教育研究を行い、多彩な文化的背景に基づいた「政策研究」専門分野として活躍できる「政策分析能力に優れ、異文化を理解できる人材」を養成します。

○修了するにあたって備えるべき知識・能力

本研究科では課程の修了にあたって、以下のような高度かつ専門的な資質・能力を身につけた学生に対して各課程における学位を授与します。

<博士前期課程>

1. 政策分析能力：

政策研究に必要な基礎知識を備えた上で、専門領域に関する分析を複眼的視野から行うことができる。

2. 異文化理解能力：

地域毎に大きく異なる民族、文化、言語・宗教などの違いを理解し、民族および個人の多様な価値観を尊重した上で、文化の諸領域にかかわる研究を遂行できる。

3. 実践的提案力：

社会が抱える諸問題の解決方法を複眼的な思考から導き出し、あらゆる文化・社会に適応する、実践的な提案ができる。

<博士後期課程>

1. 政策提案力：

学際複合的な視点から各分野における政策への対応が実現できるような専門知識と実践能力を備え、実務において問題解決志向的なアプローチに基づいた政策提案ができる。

2. 学問開拓力：

専門分野に関する知識と複眼的かつ深い思考で、政策と文化を統合する「総合政策」という学問分野を新たに開拓できる。

<点検・評価結果>

以上のように、博士前期課程・後期課程の教育目標に即し、課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、能力等、学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与の方針の設定がなされている。ただし、博士後期課程においては、「総合政策」と「学術」の2つの授与する学位について、学位毎の学位授与の方針は定められていない。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

博士後期課程において、授与する学位毎の学位授与方針は定められていない。

<今後の対応方針>

博士後期課程の授与する学位毎の学位授与方針については、今後速やかに検討していく必要があると考え、カリキュラム委員会を中心に議論を進めることとなっている。

一方で現在、学位の修練の観点から学位を「総合政策」に一本化することも検討しており、学位を定めた背景や学内事情を勘案しつつ、慎重に議論を進め、2022年度中に方向性を定めることとしている。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

教育課程編成・実施の方針においては、学位授与の方針を十分に踏まえ、整合性に配慮した内容としており、その旨は「カリキュラムの基本方針」において言及している。

また、教育課程の編成・実施の方針については、学位授与方針とあわせて2016年度に見直しを行い、各課程における科目群の位置づけや体系性について、より分かりやすい表現としている。この改定により、博士前期課程・後期課程それぞれにおけるカリキュラムについての基本的な考え方をこれまで以上に学生や本研究科への進学を希望する大学生に対して理解・浸透させることが可能となると考える。

なお、公表については、本学公式Webサイト、履修要項等に明示することで、大学構成員、本学入学志願者を含む社会への周知を図っている。

総合政策研究科における教育課程の編成・実施方針は以下に示すとおりである。

<教育課程編成・実施の方針>

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

○カリキュラムの基本構成

総合政策研究科では、学位授与の方針に掲げる知識・能力を修得できるよう、以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

<博士前期課程>

「研究基礎科目」：専攻分野にかかわらず研究活動の基盤となる知識・技能を修得するとともに、本研究科における政策・文化研究に必要な、既存の専門領域において中核となる基礎理論を学び、政策分析能力・異文化理解能力の基礎を養成します。

「研究発展科目」：学士課程で獲得した知識に加え、「研究基礎科目」で修得した基礎的な知識と研究手法をもとに、自身の研究テーマに関連した高度な専門的な学修を行うための科目群です。より具体的な総合政策研究を行うことができるような知識・技能を身に付け、政策分析能力・異文化理解能力を飛躍的に伸長します。「研究応用科目」：それぞれの研究テーマについて、より高度な専門性に裏打ちされた実践的な政策分析能力を身につけ、複眼的かつ深化した研究を行うことができる「総合実践力」を指導教授および複数教員による演習によって養成します。

<博士後期課程>

「特殊研究」：「法政策研究」「公共政策研究」「経営政策研究」「歴史文化研究」の4つの研究指導分野の中から選択して履修し、指導教授とともに個別のテーマの研究を深化・体系化し、政策と文化を統合する学問分野の創造にかかわっていきます。

「上級学術研究」：広大な研究テーマを深化するにあたり必要な知識・技能の修得や、複眼的な研究遂行能力をより高めるための共同研究を行い、政策提案力や学問開拓力の強化を図ります。

○カリキュラムの体系的性

総合政策研究科では、授業科目を体系的に配置し段階を踏んだ学修環境を整えることで、効果的な学修成果の向上を目指しています。

<博士前期課程>

1年次：研究基礎科目を通じて研究活動に必要なリテラシーを身に付けるとともに、既存の専門領域において中核となる基礎理論を学び、政策的・文化的思考の基礎を修得します。さらに、研究発展科目の履修や研究応用科目である「演習（総合政策セミナー）Ⅰ」における指導教授や他の学生とのディスカッションを通じて、自身の研究テーマに関連した分野の知識を深化させるとともに、政策分析能力・異文化理解能力をより確固たるものとしします。

2年次：1年次に修得できなかった知識・技能を研究発展科目の履修を通じて補完するとともに、研究応用科目である「演習（総合政策セミナー）Ⅰ」で自身の研究テーマをさらに深化させます。加えて「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」にて複数教員からの複眼的視点による指導を受け、より視点を高くした学際的な研究へと発展させます。これらの履修を通じて、総合実践性を備えた、高水準の修士論文完成を目指します。

<博士後期課程>

1・2年次：「特殊研究Ⅰ・Ⅱ」にて自身の専攻テーマに関する研究をより深化させ、総合的な政策対応が実現できるような高度な専門知識と実践能力を養成します。また、「上級学術研究」により、複合的研究活動に必要な知識の補完、学際的視座の拡張を実質的なものにします。2年次以降：カリキュラムにおける学修と並行し、博士学位請求論文の完成、そして修了後に自立した研究者となることを目標として自身の研究活動を進めます。研究の遂行にあたり、学内外に積極的に論文を公開することを研究科として求めています。様々な視点から多角的なアドバイスを受ける機会を創出することで、より実践的かつ複合的な知識やアプローチ方法を獲得します。研究活動で得られた成果は「博士学位候補資格認定試験」により確認を行い、その際にも複数教員からのアドバイスを受けることができるため、自身の研究をより深く、高度なものに高めることができます。これらのコースワークおよびリサーチワーク、博士学位請求論文の作成を通じて、高度な専門知識と実践能力を養成すると共に、新たな学問を開拓できる力を身に付けます。

＜点検・評価結果＞

以上のように、総合政策研究科では、学位授与の方針に掲げる知識・能力を修得できるよう、各科目区分に応じた養う能力等を踏まえて教育課程の編成・実施の方針を定めている。一方で、学位授与の方針と同様に、博士後期課程においては、「総合政策」と「学術」の2つの学位について、学位毎の教育課程の編成・実施方針は定められていない。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

博士後期課程において、授与する学位毎の教育課程の編成・実施の方針が定められていない。

＜今後の対応方策＞

博士後期課程の授与する学位毎の教育課程編成・実施方針については、学位授与方針同様に今後速やかに検討していく必要があり、2022年度中に、カリキュラム委員会を中心に議論を進めることとしている。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

＜評価の視点2、5は割愛＞

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点3：コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

＜現状説明＞

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

博士前期課程においては、科目区分を「研究基礎科目」、「研究発展科目」、「研究応用科目」に分けて授業科目を開設し、全て2単位として、 Semester制により前期または後期のいずれかで開講している。ただし、研究基礎科目の「経済学」及び研究応用科目の「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」は4単位であり、1年間を通じて開講している。

学生は、研究基礎科目（「リサーチ・リテラシー」、「統計・計量分析」、「社会調査法」、「公共政策」、「経済学」、「経営学」、「地域・文化研究」、「社会思想」、「総合政策フォーラム」）のなかから4科目8単位と、研究応用科目の指導教員による「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（1）～（4）」及び複数の指導教員とその指導学生が一堂に会し、1年を通じて実施される科目である「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」の合計20単位は必修科目となっており、残り10単位は選択科目となっている（研究基礎科目のうち、必修4科目を除く5科目から2科目4単位以上は選択必修科目）。

研究基礎科目は、幅広い研究分野を複眼的に学ぶための基礎的能力を早期に培うため、どの領域を専攻する学生であっても3科目必修、2科目選択必修とし、総合政策研究科で身につけ

るべき「政策分析能力」「異文化理解能力」の実質化に努めている。また、研究発展科目については、研究基礎科目で修得した基礎的な知識と研究手法を基に、個々の学生の研究を発展させるための専門科目を設置している。さらに、研究応用科目については、講義科目で得た基礎知識や高度な政策分析能力を前提に、修士論文執筆で必要となる知識やリテラシーをゼミナール形式で指導する「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（1）～（4）」を設置し、指導教授からの個別指導を受ける体制を構築している。他方、授業科目は、研究領域という側面からも、研究基礎科目としての「研究方法論」と「研究発展科目」の「法政と経済」「ビジネス政策」「現代世界」「文明と国家」「アジアの歴史と文化」の5つの分野を設定し、総合的な政策分析能力を修得できるように配慮している。このように、総合政策研究科博士前期課程では、カリキュラム体系と研究領域から授業科目を分類することにより、学生が単一の専門分野に埋没することなく複数の分野の授業科目を満遍なく学修することができるような配慮を行うことで、課程全体を通じた体系的な科目配置を実現している。また、2016年度以降、学生数に合わせた科目数の設置を念頭に置いた授業編成を行うため、2年間開講実績のない科目については閉講とすることをカリキュラム委員会で申し合わせている。

一方、博士後期課程においては、「上級学術研究Ⅰ～Ⅳ」を各2単位、「特殊研究Ⅰ」及び「特殊研究Ⅱ」を4単位として開講している。1年次に「特殊研究Ⅰ」、2年次に「特殊研究Ⅱ」を必修としており、年次に応じた授業科目の配置がなされている。

「特殊研究Ⅰ」及び「特殊研究Ⅱ」については、「法政策研究」「公共政策研究」「経営政策研究」「歴史文化研究」の4つの分野に分かれて、分野毎に適切な科目を設置し体系的な科目配置となっている。また、総合政策研究科が包括する広大な研究テーマを深化するにあたり必要な知識・技能の修得や、複眼的な研究遂行能力をより高めるためのフィールドワークや共同研究を行い、政策提案力や学問開拓力の強化を図ることを目的とした「上級学術研究Ⅰ～Ⅳ」を設置している。

○コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

2016年度に受審した認証評価により、総合政策研究科はコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮が為されていないことから努力課題を付されたことを受け、5年一貫の区分制博士課程に根差したコースワークを構築した。博士前期課程においては、授業科目を、「研究基礎科目」「研究発展科目」「研究応用科目」の3つの科目区分に分類している。このうち、研究基礎科目については幅広い研究分野を複眼的に学ぶための基礎的能力を早期に培うため、どの領域を専攻する学生であっても3科目必修、2科目選択必修とし、総合政策研究科で身に着けるべき「政策分析能力」「異文化理解能力」の実質化に努めている。

また、「研究発展科目」においては、「法政と経済」「ビジネス政策」「現代社会」「文明と国家」「アジアの歴史と文化」の5つの分野に科目を配置し、学生が複数の分野を履修することで、単一の分野に埋没せず、複眼的な価値観と方法論を身に付け、高度な政策分析能力が培われるよう配慮している。リサーチワークとしては、日々の指導教員を中心とした研究指導に加えて、論文演習を行う科目として、「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（1）～（4）」を設置している。これは、「研究応用科目」の科目群に入り、自身の研究テーマに関連した分野の知識を深化させるとともに、総合政策に必要な能力をより確固たるものにする位置づけとなっている。加えて、「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」にて複数教員からの複眼的視点による指導を受けることにより、更に視点を高くした学際的な研究へと発展させ、高水準の修士論文完成を目指している。

一方、博士後期課程については、「法政策研究」「公共政策研究」「経営政策研究」「歴史文化研究」の4分野について「特殊研究Ⅰ」「特殊研究Ⅱ」を設置し、学生は指導教授とともに個別のテーマの研究を深化・体系化し、政策と文化を統合できる教育課程となっている。また、「上級学術研究」により、複合的研究活動に必要な知識の補完、学際的視座の拡張を実質的なものにする科目が組み込まれている。

学生の研究テーマに応じて他の分野の「特殊研究」を履修することも可能であるため、様々な視点から多角的なアドバイスを受ける機会を創出することで、より実践的かつ複合的な知識やアプローチ方法を獲得できる体系性となっている。研究活動で得られた成果は「博士学位候補資格認定試験」により確認を行い、その際にも複数教員からのアドバイスを受けることができるため、自身の研究をより深く、高度なものに高めることができる。これらのコースワークおよびリサーチワーク、博士学位請求論文の作成を通じて、高度な専門知識と実践能力、新たな学問を開拓できる力を身に着けることは、教育課程の編成・実施の方針にも掲げているとおりである。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

研究科の教育理念を実現するために、体系的に履修選択できる仕組み、また個々の学生が政策学系領域及び文化諸領域の広範囲な研究領域にわたって履修できるような充実したカリキュラムが組まれている。教育課程は研究科が意図する教育目的が十分に反映され、今日の社会が抱える諸問題を学際複合的な視点から解決するために必要となる広範な基礎知識や、視野に立った精深な学識を養うために幅の広いものとなっており、学生は豊かな学識の修得に努めることができる。

博士前期課程では、教育理念をより具現化するために、専攻分野にかかわらず研究活動の基盤となる知識・技能を修得し、本研究科の政策・文化の融合をより実質化するために整備した研究基礎科目である「研究方法論」と前述の5分野から構成される研究発展科目を設定している。各分野における具体的内容は以下のとおりである。

「法政と経済」：国内外の法、政策及び経済から、現代の社会構造の分析能力を修得し、社会の諸問題に対してどのような役割を果たすかの研究と教育を行う。

「ビジネス政策」：企業間の国際連携、海外投資、ベンチャービジネスの設立・経営等の具体的な戦略実践を学び、実際の経営能力が高まるよう経営戦略、組織、人事、ファイナンス、マーケティングなど各分野にわたり経営管理の研究と教育を行う。

「現代世界」：国際システム、安全保障、外交に関する理論及び実践についての研究・教育を行うとともに、これらを歴史的に位置づけ、アジアを中心とする経済開発の本来の意味に関する研究と教育を行う。

「文明と国家」：宗教、言語、民族等をめぐるアジアをはじめとする世界の問題を取り上げ、文明と国家に関する研究と教育を行う。

「アジアの歴史と文化」：アジアにおいて歴史的に形成されてきた諸文化の個性と、相互の摩擦・衝突・調和・交流といったプロセスとを時間と空間の概念の中に位置づけながら、人間文化に基づく新たな将来の世界構想について教育と研究を行う。

上記のような各研究指導分野で獲得した高度な知識や政策分析能力を背景に、「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」では一定の研究テーマに専門領域の異なる教員が複数集まって共同演習を展開し、自らの専門分野に留まらない幅広い思考力も培われるように配慮している。

また、博士後期課程のカリキュラムについては、前述した4分野および「上級学術研究」で構成しており、各分野の内容については以下のとおりとなっている。

「法政策研究」：選挙を基盤とする代議制民主主義において法令を通して遂行される具体的な政府政策について、その立法・行政・司法過程を総合的に研究する。国家や地方の行政統治機構だけでなく、実業社会の法的あり方についても歴史的・国際的に比較研究して、国民国家という実体について検討を加えていく。

「公共政策研究」：グローバル化と高度情報化に伴い、財・サービス・貨幣が様々な境界を越える現代社会の政治経済活動に関わる公共政策について、経済と国際の視点から総合的に研究する。国民国家だけでなく、国際社会や地方公共団体など重層する様々な社会における構成員全員に関わる公共政策間の相互作用についても探究していく。

「経営政策研究」：グローバルに経済社会活動を営む企業の経営政策を研究対象とし、その営利組織としての機能をフルに発揮するための組織効率やビジネスとの関係を含め総合的に研究する。経営戦略や組織管理などマイクロ視点からの経営政策とともに、政府や市場を含めた経営環境のグローバルな変化等についてマクロ視点からの経営政策を多角的に研究する。

「歴史文化研究」：世界における諸地域・諸社会の特殊性や多様性を的確に認識し、主としてアジアの視点から現代の諸問題を解明する目標を立てて、アジア地域と、それに関連する欧米とを関連させた歴史と文化の比較研究を行う。また、世界各地域において歴史的に形成されてきた諸文化の特徴を明らかにし、現実課題の背景にある異文化間の摩擦・衝突・調和・交流の過程を研究する。

「上級学術研究」：広大な研究テーマを深化するにあたり必要な知識・技能の修得や、複眼的な研究推進能力をより高めるための共同研究を行い、政策提案力や学問開拓力の強化を図る。

以上の分野毎（「上級学術研究」を除く）に複数の授業科目（「特殊研究Ⅰ」「特殊研究Ⅱ」）が設置されており、学生は授業科目の履修及び指導教授からの研究指導によって、高度な研究能力を修得することができる仕組みとなっている。更には、「上級学術研究」によって研究テーマを深化させるにあたり必要な知識・技能の修得や能力の強化を図っている。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

高度専門職業人を目指す学生には、現代のデータ基盤社会が求める知識の涵養を企図した「統計・計量分析」や「社会調査法」の他、統計・計量的分析手法やプレゼンテーション能力を培う「リサーチ・リテラシー」、「英語プレゼンテーションの技法」を設置している。他方、研究者を志す学生には、前述の高度専門職業人の養成で挙げた科目の他、学際研究に必要な複眼的思考や研究手法を学修する「総合政策フォーラム」や広範な視野をフィールドワークや共同研究を通じて獲得する「上級学術研究Ⅰ～Ⅳ」を設けている。

<点検・評価結果>

以上のように、教育課程の編成・実施方針に基づいた体系的な履修体系を整備しており、博士前期課程・後期課程共に学位課程にふさわしい授業科目を開設しているといえる。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点3：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

＜現状説明＞

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

教育目標の達成に向けて、授業については基本的に少人数の演習形式で実施するとともに、学生の研究内容に合わせた柔軟な運営を行っている。また、オープン・ドメイン制度の利用により、学生は自身の研究内容に合わせ主体的な科目選択が行えるよう工夫している。修士論文執筆にあたっては、講義科目で得た基礎知識や高度な政策分析能力を前提として、演習科目である「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（1）～（4）」において指導教授からの個別指導や他の学生とのディスカッションを通じて、自身の研究テーマに関連した分野の知識を深化させることができる。

また、総合政策研究科の最も大きな教育上の特徴として、テーマ毎に専門領域を異にする4～5名の教員が集まり、専門分野を横断する研究テーマについて共同演習の形態でチームティーチングを行う「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」を設置していることが挙げられる。参加学生は研究テーマに即した発表を行い、複数の教員がそれぞれの視点から指導を行う。また、学部レベルから入学して同セミナーに参加する学生は、実務経験を有する社会人学生から多くのものを学びとることができるなど、教員のみならず研究上のバックグラウンドが異なる学生がひとつのセミナーに集まることによって、幅広い思考力を養うことができる。当該科目は「政策と文化の融合・文理融合」を目指し、既存の専門分野の理論に留まらず、関連諸領域を幅広く取り込んだ研究方法により「総合政策学」の教育を実践するものとして位置付けている。現在展開しているテーマは以下のとおりである。

1. 法政策と文化研究
2. グローバル社会の企業戦略と経営文化
3. 言語文化政策の総合的研究
4. 文化研究への多角的視点
5. アジア・太平洋地域における歴史・社会・文化
6. 環境と経済の総合政策研究
7. デジタル時代における人間行動
8. 日本および世界の政治と社会

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

総合政策研究科では、博士前期課程、博士後期課程ともに、1年間または学期ごとの履修登録単位数上限を定めていないが、以下のような指導を行っている。

入学当初は、新入生ガイダンスを通じて研究科委員長と大学院事務室担当職員による履修指導を行っている。また、指導教授による履修指導が適切に行われるよう、年度初めには毎年「指導教授届」を全員に提出させており、各学生の履修状況に加え、研究状況の報告ができる機会を設けており、これをもとに副指導教授による指導を受けることも可能となっている。さらに、履修登録期間後に、担当職員が学生の科目履修状況についても確認を行っており、必要に応じて研究科委員長や指導教授との連携の下で、学生の履修に対して個別確認が取れる体制を構築している。加えて、履修要項や新入生ガイダンスにおいて履修モデルを明示し、学期ごとの適切な履修科目数も含めた体系的な履修を促すことを通じて、単位の実質化に努めている。

学習指導についても基本的には指導教授による個別指導が中心となっている。また、講義科目についても少人数による演習形式で行われていることから、各授業科目担当者からの学習指導についても適宜行われている。また、日常的に大学院事務室の担当職員から個別に丁寧な説明・助言を受けることができるようになっており、適切な履修指導体制が整備されている。

○研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

まず、研究指導に関わる修了までの流れとして、履修要項にて入学から学位授与までのスケジュールをフローチャートの形式で明示しており、履修・単位の修得、論文提出までの手続き、論文執筆スケジュール等について、入学段階から計画ができるよう配慮している。

研究指導では、博士前期課程については、入学時に指導教授を決め、指導教授と相談の上、研究テーマや指導計画、指導方法の策定を行い、研究に必要な授業科目の履修を行うこととなる。研究指導は論文演習を主とする授業科目に加えて、オフィス・アワーなども活用しながら授業時間外においても行われ、個別指導においてその内容や方法、スケジュールについて調整が図られている。修士論文については、指導教授が担当する「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（1）～（4）」で個別の論文指導が行われそのスケジュールはシラバスに明示されることにより、相互理解を図っている。さらに、「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」における複数教員での指導や9月の修士論文中間発表会を経て、論文の推敲を重ね、1月の修士論文提出に至る道程となっている。また、研究科全体の取組みとして2020年度より、従来の「総合政策フォーラム」の講義形態を見直し、政策立案に必要となる「問題発見能力」「仮説立案能力」「要点を適切に伝える能力」を主眼とし、研究のデザイン方法を多様な視点から吸収し、実行する「研究推進力」を養成する科目として再定義した。これにより、総合政策研究科の核となる「政策と文化の融合」や「学際」の学問的・社会的な意義や位置づけ、難しさに触れる機会を学生に提供し、「総合政策」という新領域研究における思考の獲得を目指すことを可能にした。この見直しにより、学生に対して、論文作成の基礎知識の定着の促進と、質の高い学位論文を計画的に作成することを担保することができたといえる。

その他、博士前期課程の学生は修士論文を提出する年度の10月に修士論文の題名登録を必ず行う。題名登録にあたり、指導教授から年度内の指導計画を研究指導や演習科目を通じて、学生の状況に合わせた個別対応のかたちで受けている。

博士後期課程については、博士前期課程での研究成果を踏まえて、個々の学生の研究課題に対してより専門的な研究成果をあげることができるよう指導する体制が確立されている。学生は、毎年の年度はじめに指導教授と相談の上、「研究計画書」を提出する。年度はじめの研究

計画書をもとに研究が進められ、その成果は4月末までに提出する「研究状況報告書」で指導教授が把握することができる。さらに、指導体制の一環として、学位論文作成にあたって「課程博士学位候補資格認定試験」制度を導入している。同試験の受験要件として、国内外のレフリード・ジャーナルに2本以上の論文を公表していることが含まれており、学位論文作成に向けた客観的な目安となる。同試験に合格することで初めて、博士学位論文を提出する資格を得ることができるため、学生はまずこの試験の合格を目指し、研究活動を行うこととなる。これは、学生が学位論文作成に向けて計画的に研究を遂行できる指導体制を整えているといえる。学位論文の作成・完成に向けては、指導教授の担当する「特殊研究」及びそれぞれの研究指導の中で論文の推敲を重ねている。

なお、総合政策研究科では、研究分野の変更により、学生が指導教授変更を申し出る場合、これを承認する指導教授変更届け出制度が確立している。具体的には、通常、研究計画・履修計画を決定する年度はじめになされている。学生は入学試験に出願する段階において本学公式 Web サイトで公開している「大学院教員紹介」等で教員の研究分野に関する情報を事前に入手していること、及び入学試験要項に「可能な限り希望指導教授と連絡をとり研究分野を確認すること」と明記しているため、入学前に専攻する研究分野と希望する指導教授とのマッチングができており、在学時の指導教授変更の申し出は少ない。ただし、現実に指導教授変更の希望が出された場合、学生が変更前の教員に申し出、変更前の教員と新たに指導を希望する教員との間で協議され、その上で変更前と変更後の教員の承認印が押された「指導教授変更届」を学生が大学院事務室に提出し、研究科委員会での承認を受けることとなっている。

○シラバスに基づいた授業展開について

シラバスは manaba 及び本学公式 Web サイト上で公開している。掲載内容は、履修条件、授業目的、到達目標、授業概要、授業計画、成績評価基準、事前事後学習の具体的内容、アクティブ・ラーニングや双方向授業の実施内容、実務家教員による授業の明示、参考文献、授業外の学習活動等であり、履修に際しての科目選択の他、計画的な予習が行えるように配慮している。さらに、第1回目の授業に際し、担当教員からシラバスに基づいて年間の授業計画についての詳細な説明を行うことで補っている。

シラバスの記述内容及び記述量については教員間で精粗が生じることがないように作成時に項目毎に作成上の注意点を記載した作成要領を全教員に配布し、一定の改善を見ている。また、2018年度より、カリキュラム委員会が各授業科目を担当する教員のシラバスの第三者チェックを行い、教育課程の編成・実施の方針に基づく授業が展開されているかの確認を行うことで、授業の質を担保している。

大学院では、学生に対して毎年度実施する研究状況・授業等に関するアンケートを通じてシラバスに関する意見も聴取している。当該アンケート結果をみると、授業内容・方法等がシラバスと相違があるといった記述はほとんど見られない。また、シラバスにおいても、授業の進行にあたっては受講者の研究テーマや専門知識レベルに応じて、担当教員と学生の相談の上、授業の内容を変更することを明示していることから、授業内容・方法とシラバスの整合性は担保されている。

<点検・評価結果>

以上のように、大学院教育・総合政策研究科の教育の特性に鑑み、授業・研究指導において効果的に教育を行うための様々な措置を講じており、学生の学習を活性化できるよう適切に対

応している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

＜現状説明＞

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

個々の授業の成績については、演習における発表と討議、レポート等により、担当教員が成績評価基準に基づき、達成度を勘案して評価している。なお、成績評価基準は大学院設置基準第14条の2に基づきシラバスに明示している。また、この評価項目の適切性については、シラバスの第三者チェックを通じて、毎年度、シラバスの作成段階から確認を行う仕組みを取っている。

2022年度入学生より、成績表記を変更し（S・A・B・C・E）、就職活動の機会などで本学学生が他大学学生に比べ見劣りすることがないように配慮している。ただし、2021年度以前入学生については、従前の表記（A・B・C・D・E）を採用し、評価を行なっている。その他、成績評価基準の明確化と併せて学生からの成績問い合わせを受け付ける制度を設け、適宜、研究科委員長に判断を仰ぐ仕組みを設けることで、より一層の客観性をもたせている。

なお、単位計算方法は、大学院設置基準第15条に基づき、的確に定められている。

入学前の既修得単位認定については、2020年度の大学院設置基準改正に伴い、大学院学則第36条の2を改正し、10単位から15単位を限度として博士前期課程の修了に必要な単位に算入することができる。単位認定にあたっては博士前期課程入学時に入学前に履修した科目名とそれに対応して認定を希望する科目名、当該授業科目の内容と認定の理由を記述した申請書を成績証明書、シラバスを添えて申請をする必要がある。とりわけ、入学前に本学大学院または他大学大学院において修得した単位は、入学後、カリキュラムに照らして授業内容、レベル、時間数、本人の到達度等を踏まえた審査を行い、研究科委員会において既修得単位として15単位を限度に単位認定を行っている。以上のように、入学前の既修得単位の認定については、大学院設置基準第15条の定める他大学院等での学修による認定単位数の範囲内で運用しており、かつ、大学院設置基準第3条（修士課程）第1項に定める課程の目的に適った教育を適切に行っている。

また、博士前期課程では、国内の他大学（交流・協力校）との単位認定の互換制度を設けている。各大学等との協定に則り、また大学院学則第39条の成績表示方法および成績評語に対応し、適切な成績評価及び単位認定を行っている。

○学位授与を適切に行うための措置

修士及び博士の学位授与は大学院の重要な責務であることを認識し、学位を授与するに際しては、それぞれの学生による研究成果を適切に評価する方針で臨んでいる。

修士の学位は、原則本学大学院博士前期課程または修士課程に2年以上在学し、所定の単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に与えられる。一方、博士の学位は、

原則博士課程に5年(博士前期・修士課程を修了した者は2年の在学期間を含む)以上在学し、所定以上の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対して与えられる。

修士学位の授与は、指導教授の指導の下、学生の研究が十分なかたちで展開され、修士論文を完成した者に与えられるというものである。個々の修士論文毎に主査1名(指導教授)、副査2名が5月開催の研究科委員会で決定されるため、早い段階で集団指導体制に入ることとなる。9月実施の修士論文中間発表会を経て年明けに提出された修士論文の審査については、履修要項に明示する「総合政策研究科修士学位審査に関する取扱要領」の下で論文審査、及び口頭試問形式による最終試験が実施される。なお、学位論文の合格基準については大学院学則第40条に、評価の観点は上述の取扱要領に、学位論文の審査については大学院学則第42条にそれぞれ明文化されている。加えて、学位審査基準は、入学時の新入生ガイダンスや履修要項、掲示のほか、修士論文中間発表会などのイベント時を通じて周知を行っている。修士論文の審査は主査1名、副査2名が参加して多面的・客観的な評価を行っている。修士学位と博士学位それぞれの審査委員3名による厳格な審査結果は最終的には総合政策研究科委員会において報告され、合格水準に該当する評価を与えられたものに対して、修士学位の授与が決定される。

課程博士学位の授与に関しては、より一層詳細なものとなっている。1年次の5月に「研究計画書」を提出し、その後、翌年以降、毎年4月に指導教授の指導の下に、「研究状況報告書」を提出する。さらに2年次以上で、国内外のレフリード・ジャーナル2本以上を出願要件とする「課程博士学位候補資格認定試験」を受験し、合格すると「博士学位候補資格」が認定される。博士学位候補者が指導教授を通じて博士学位請求論文を提出すると、研究科委員会において主査(指導教授)に加えて3名以上の副査を投票により選出することとし、副査のうち1名以上は、原則として本学総合政策研究科委員会に所属する教員以外の者が参画することとなっている。審査は「総合政策研究科博士学位審査に関する取扱要領」に基づき、各審査項目について厳格な審査が行われる。なお、学位論文の合格基準については大学院学則第40条に、評価の観点は「総合政策研究科博士学位審査に関する取扱要領」に、学位論文の審査については大学院学則第42条にそれぞれ明文化されている。加えて、学位審査基準は、入学時の新入生ガイダンスや履修要項、掲示のほか課程博士学位候補資格認定試験などのイベント時を通じて周知を行っている。

さらに、最終試験の前には公聴会を行い、審査委員以外にも広く内容を公開しており、透明性の担保に努めている。公聴会実施後に最終試験(口述審査)を受け、研究科委員会で指導教授より審査報告後、投票により、学位授与が承認される。博士学位請求論文は2013年度より、中央大学学術リポジトリを利用して原則、全文を公表しているが、学術リポジトリに掲載する博士論文の研究及び論文指導を補完し、不正に引用された論文が流布することを予防する目的から、2018年度より、指導教授による剽窃チェックを本学指定のソフトウェア(iThenticate)を利用して行うことを義務付けることにより、適切な学位授与を担保している。

なお、学位論文審査については、審査委員が審査基準を遵守して審査を行うことができるよう、修士学位及び博士学位審査それぞれに審査報告書を作成し、審査項目毎に評価する書式を整え、客観性が一層担保されるよう配慮している。以上のように、指導教授以外の審査委員による審査により非常に厳格な審査がなされており、また基準も厳密なものとなっており、総合政策研究科における学位の審査基準は透明性、客観性が十分に担保され、かつ妥当なものとなっている。

また、修了に必要な要件(単位、学位論文等)を満たし、研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認めた者については、標準修業年限未滿で修了することを認めている。その際の審査

方法についても標準修業年限で修了する学生と変わりはないため、研究科を標準修業年限未満で修了した学生の質は担保されており、制度としての適切性が確保されていると考える。

<点検・評価結果>

以上のように、成績評価及び単位認定、そして学位授与を適切に行うための措置について適切に行っているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

<現状説明>

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

教育課程の国際的通用性を高めるための取組みとして、英語による講義科目を研究基礎科目として1科目、研究発展科目として1科目を開講している（2022年4月現在）。また、セメスター方式の授業形態を採用していることで、海外の大学院との連携を図りやすい環境を整備している。

また、学生が学術国際会議において発表する際に助成金を補助するほか、学費として徴収している実験実習料を財源に、課程博士候補資格認定試験の必須科目として課している外国語試験を学外団体が実施する外国語試験を充てる場合の外部試験受験料を補助する制度を整備している。

更に、研究科独自の「見学実態調査補助」制度も設けており、海外における見学調査・実態調査を行う際の渡航費等の補助を行っている。近年では、新型コロナウイルス感染症拡大の世界的な蔓延状況を受け、制度利用者はほとんどいない状況が続いたが、2022年度は海外での調査活動計画の申請がなされている状況である。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生に対しては、国際センターとの連携の上に、教員個人レベルも含めて、日本語学習や基礎的な研究分野の学習、留学生活についての指導及び助言を行っている。また、大学院全体の制度として、外国人留学生の日本語学習及び学生生活について指導・助言を行うために、外国人留学生チューター制度を設けている。さらに、外国人留学生も含めたアカデミック・ライティングをサポートするアカデミック・サポートセンターを設置するなどの支援を行っているとともに、共通科目として、「特殊講義Ⅰ（留学生のためのアカデミック・ライティングⅠ：基礎編）」、「特殊講義Ⅱ（留学生のためのアカデミック・ライティングⅡ：実践編）」を設置し、授業科目においても日本語による作文指導を強化している。これらのサポート体制は新入生ガイダンスにおいて、先述のアカデミック・サポートセンターの利用やアカデミック・ライティングの手法を指導する他研究科設置科目の紹介、そして教育・研究に係るサポート体制の説明を

入念に行うことで、大学院生活で進むべき道筋をあらかじめ示すよう配慮している。

このほか、学生全体に対する配慮の一環として、教員個人において教育・研究活動についてきめ細かい支援や配慮を心がけ、また、外国人留学生在が母国に帰国している間、やむをえず夜間の研究指導や遠距離研究指導が必要になるケースでも、可能な限り学生の状況に合わせるなど、手厚い研究指導を行っている状況である。

近年、総合政策研究科においては外国人留学生の比率が高まっており、2022年度の博士前期課程の入学生は75%、を占めている。このような状況をうけ、複数教員による研究指導科目である「演習(総合政策セミナー)Ⅱ」における教員間の情報交換徹底の促進や、他研究科のアカデミック・ライティング手法について指導する科目の履修を促すなど、外国人留学生在がより円滑に学習・研究を進められるような配慮・指導を行っている。なお、2021年度、2022年度は外国籍の新入生全員が、外国人留学生向けの「特殊講義Ⅰ(留学生的のためのアカデミック・ライティングⅠ：基礎編)」を受講している。

○国外の高等教育機関との交流の状況

2022年1月現在、本学の海外の協定校は、41カ国209校で、この中の70校を越える協定校と大学院レベルの派遣を実施している。

また、全学の国際交流協定のもとに行われる交換留学のほか、学生に対しては国際学会における研究発表への補助として「学術国際会議研究発表助成」制度、教員の引率の下での「見学実態調査補助」制度を設けており、国際的な活動を支援する体制を築いている。他方、交換留学生の派遣や受入れについては、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大での外出自粛要請、入国後の隔離生活等の影響から、延期や中止が相次ぎ制度利用者が激減している状況であるが、2019年度以前は毎年度1名程度の交換留学生を受け入れていた。

<点検・評価結果>

以上のように、在籍する外国人留学生への配慮を中心として、教育課程の国際性を高める制度を複数設けている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑦:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1:学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2:学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

<現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

大学としては、「学修成果の把握に関する方針」を定め、各学部・研究科において展開している教育活動について、その質の保証と向上を図ることを目的として、三つの方針(学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針)に基づき、機関レベル、教育プログラムレベル、科目レベルの3階層で、学修成果等を測定・評価し、その結果を教育改善につなげることとしている。

これを受け、総合政策研究科では、他の研究科に先行して学修成果を測定する指標を導入している。まず、大学院学生の教育課程における「評価」は、直接的評価として、授業における評価、学位論文における評価の2点があげられるとし、まずは学位論文の評価結果を学修成果の測定を行うための指標と位置付けた。具体的には、修士論文審査報告書において、修士論文の審査項目を10項目に細分化し、各項目について学位授与方針との関連性を示したうえで、修士学位審査を受けた学生の、審査項目ごとの評価値を分析している。この取り組みは2021年度に開始したものであるが、その際には、2021年度の単年度と、2020年度から過去5年間における審査項目ごとの平均値を日本人学生、外国人留学生、全体平均の3パターンで算出している。その結果、評価毎の強みや弱み、日本人学生と外国人留学生の評価結果の傾向を可視化することができている。今後においては、各授業科目や修士論文評価と学位授与方針の「修了にあたり備えるべき知識・能力」との関連について更なる可視化を進め、学生の学修を促進し、学位授与方針の達成状況を確認できる仕組みづくりや更なる学位授与方針の実質化に向けた研究指導が行える教育体制の構築の検討を進める予定である。

また、学習成果の可視化に係る取り組みを更に高度化させるため、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」と授業科目の関連性の明確化に取り組むべく、学習成果を測定するものとして、2022年度より各授業科目が学位授与方針の「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するのかを示すカリキュラムマップを作成した。この2つの指標により、学生は学習成果の把握が行えるとともに、研究科としても学生毎の学習成果の把握と評価を行うことができる。

<点検・評価結果>

以上のように、カリキュラムマップの導入および論文指導の到達度を計る評価表の作成により、学位授与の方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定がなされており、学生の学習成果を把握および評価する仕組みを導入できている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

総合政策研究科では、2020年度にコースワーク導入による大幅なカリキュラム改正を行ったことから、その標準修業年限の2021年度の修了状況を含めて総合的にコースワークの効果検証や学習成果の把握等を行う必要があり、具体的な施策を検討すべき適切な時期を考慮しながら進めている段階である。

他方、総合政策研究科の在籍者数が少数であることから、研究科の実情を把握するには不十分なサンプル数であることや個人が特定できてしまうリスクを孕んでおり、データ収集方法に工夫が必要である。

<今後の対応方策>

カリキュラム完成年度に伴い、「学習成果の可視化」に関する取り組み方針を基に修了生の成績や論文指導の到達度評価等を利用した学修成果の可視化を行えるよう、指標となるデータ収集を行う。また、2021年度の成績評価や論文審査の到達度評価の分析を通じて適宜必要に応じて教育研究体制の見直しと2023年度以降のカリキュラムの見直しに活かすと同時に、教育研究

の特色や強みの再確認と学外に発信できるような取り組みを作る。この過程の中で、カリキュラムマップや論文指導の到達度評価そのものの見直しについても確認する。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

毎年度自己点検・評価活動を行い、大学評価委員会が定める指定課題に加えて、研究科独自の自主設定課題を設定し、定期的な点検・評価活動を行っている。課題設定に際しては毎年度の入学試験結果や在籍学生数、学位授与者数、認証評価結果、授業科目の履修者数、研究状況・講義等に関するアンケート等、多岐にわたる情報を資料として点検し、その結果明らかになった課題を設定している。

2018年度から改善に向けて取り組んできた、コースワークと取り入れたカリキュラムの構築およびその実質化については、一貫性博士課程であることを前提とした体系的なカリキュラムの構築を目指し、博士前期課程を中心にカリキュラムの大幅な変更を実現した。この際、「研究基礎科目」の履修率が低く、政策的思考の体系的な獲得が実質化できていないことを課題として設定した。結果、研究基礎科目の見直しと必修・選択必修化、科目内容の見直し等の改正を行い、2020年度入学生から適用している。2021年度からは、想定する進路と研究テーマなどを組み合わせた履修モデルを作成し、学生への明示を実現している。

また、2020年度からは修士論文における審査項目ごとの点数平均を可視化し、過去5年間との比較、日本人学生と外国人留学生の評価の違いなどを可視化し、その点検・評価を行っている。これは今後、学位授与の方針における「修了するにあたって備えるべき知識・能力」とのリンクを行うことにより、学修成果の把握・可視化の取り組みとして毎年度教育課程の点検・評価に活用することを予定している。

さらに、2021年度には、全学的なFD活動として学修成果の可視化が設定されたことを受け、総合政策学研究科では、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に基づき、各授業科目が、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップを作成した。今後、到達度評価によるデータと研究状況・授業等に関するアンケートに加え、必要に応じて、入学試験成績分布や成績評価分布を用いて、定期的に点検と評価を行い、教育課程の適切性を担保することとする。

<点検・評価結果>

以上のように、毎年度の自己点検・評価活動や修士論文の評価結果の点検等を通じて、教育課程の適切性は多角的に点検・評価できている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

<現状説明>

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

総合政策研究科では学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針を記述の中で博士前期課程、博士後期課程に分けて明示している。これらの学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学者受け入れの方針についても、博士前期課程、博士後期課程ごとに求める人材と入学にあたって備えるべき知識や能力等を明示している。入学者受け入れの方針は、大学公式Web サイト及び入学試験要項等に掲載して大学構成員及び社会一般に公表している。入学者受け入れの方針は以下のとおりである。

<入学者受け入れの方針>

入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

○求める人材

総合政策研究科では、現代社会における政策に関する理論および諸現象にかかわる高度な教育研究を行うことにより、「政策分析能力に優れ、異文化を理解できる人材」を養成することを目的としています。この目的を達成するため、以下のような力をもった学生を受け入れます。

<博士前期課程>

- ・社会の問題について、広く興味を有している。
- ・それらの諸問題の解決策を追究することを欲している。
- ・多角的なアプローチにより、既存のディシプリンを刷新しうる柔軟な思考力と幅広い視野を有している。
- ・論理的思考力に優れている。

<博士後期課程>

- ・国際的視野で人間や人間の歴史に興味を持ち、様々な事象について深くまで解明する意思を有している。
- ・複雑化した社会問題について広く興味を有し、それらの解決方策について深く研究する意思を有している。
- ・広く豊かな学識と多角的なアプローチを融合させ、既存のディシプリンを刷新する政策提言を行うことができる。
- ・高度な専門知識または豊富な実務経験に基づく問題解決思考を有している。
- ・論理的思考力と学際的な政策分析能力に優れている。

以上に基づき、以下のような知識・能力を備えた者を多様な選抜方法によって受け入れます。

<博士前期課程>

- ・多角的アプローチを可能にする柔軟な思考力と問題発見能力（知識・技能）
- ・論理的思考に基づく分析・総合力（思考力・判断力・表現力）
- ・人間と人間の歴史に対する深い洞察力と高潔な倫理観、社会への献身性（主体性・多様性・協働性）
- ・国際的協働を可能にする多元価値の受容性（主体性・多様性・協働性）
- ・言語運用能力に基づくコミュニケーション能力、ファシリテーション能力（主体性・多様性・協働性）

＜博士後期課程＞

- ・博士後期課程における高水準な研究を可能にする、多分野にわたる高度な専門知と、それに根差した創造的思考力と問題発見・解決能力（知識・技能）
- ・人間と人間の歴史に対する深い洞察力と高潔な倫理観、社会への献身性（主体性・多様性・協働性）
- ・国際的協働を可能にする多元価値の受容性（主体性・多様性・協働性）
- ・博士後期課程における高水準な研究を可能にする言語運用能力とそれに基づくコミュニケーション能力、ファシリテーション能力（主体性・多様性・協働性）

＜点検・評価結果＞

以上のように、入学者受け入れの方針は、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえて適切に設定しており、また、適切な手段を用いて学内外に公表されている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

＜現状説明＞

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性

学生募集の方法については、入学試験要項、大学院ガイドブックのほか、本学公式Webサイト上の大学院案内、文系研究科の入試広報サイト、教員紹介サイト、年2回開催されるオンラインでの進学相談会等といった様々な媒体、手法によって適切に行われている。加えて、進学説明会の開催通知の際にはC plusを通じて学部学生への案内を行っている。こうした広報活動を展開し、本学学生に対する大学院そのものへの興味関心の喚起させている。

学生選抜方法については、入学者受け入れの方針に明示する学生を多く獲得するため、多岐にわたる入学試験（以下、「入試」と言う。）形式を用いて実施している。具体的には、1）一般入試（博士前期課程：①秋・②春；博士後期課程：春）、2）社会人特別入試（博士前期課程：春；博士後期課程：春）、3）外国人留学生入試（博士前期課程：①秋・②春；博士後期課程：春）、4）特別選考入試（学内選考）（博士前期課程のみ：①初夏・②秋）、を実施している。

各入試における選抜方法の概要は以下のとおりである。

1）一般入試

一般入試では、博士前期課程は、小論文形式の筆答試験および口述試験を実施している。外国語試験は実施していないが、所定のスコア基準を充たす外国語能力に関する証明（出願締切日以前2年以内の受験・取得有効）の提出を求めている。口述試験では研究テーマの概要や卒業論文等も確認しながら、興味・関心や意欲、そして論理的思考力の確認を行い、総合的に修士論文を書き上げる能力があるか見極め、選考している。

一方、博士後期課程の、筆答試験は英語の試験のみを実施しており、語学運用能力を確

認するとともに、口述試験を通じて研究テーマの概要や研究計画書、修士論文等も確認しながら、博士学位論文を書き上げる能力があるかどうかを見極めて選考している。

2) 社会人特別入試

社会人の受入れは志願者が就業上に必要となる専門能力をさらに高めることを目的とすることから、本入試では、社会人であることの利点を最大限に生かせるかどうかに着目して選抜するため、出願書類として提出させている研究計画書の概要を確認するとともに、博士前期課程は小論文と口述試験を行っている。博士後期課程の一次審査は書類審査とし、その合格者に口述試験を実施している。なお、博士前期課程においては授業の多くが平日の昼間時間帯に実施されており、平日の夜間と土曜日の授業・研究指導のみでは修了が困難である場合がある旨を入学試験要項に明記している。

3) 外国人留学生入試

留学生入試においては、授業や研究指導が原則として日本語で実施されていること及び日本語の文献資料に基づく研究を実施し、日本語により論文を書き上げていくことが必要であることから、出願資格として「日本語能力試験 N1 レベルまたは日本留学試験の日本語（記述を除く）の合計点数が 260 点以上」と設定している。また、日本語で回答する小論文の筆答試験及び口述試験を実施し、研究能力と日本語能力の評価を行っている。

4) 特別選考入試（学内選考）

特別選考入試においては、大学院進学を希望する成績優秀な学部学生を対象とし、学業成績や研究計画書等を主な資料とする書類審査と口述試験によって早期に選抜している。

以上のように入学試験を実施しており、どの試験形態においても書類審査及び口述試験を必ず実施することで、入学者受け入れの方針に照らして研究能力や専門知識、論理的思考力に優れているか等、入学するにあたっての資質・能力を備えているかどうかを確認している。

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

入学試験選抜の管理運営は、研究科委員長及び入学試験運営委員 2 名が担っている。研究科委員長及び入学試験運営委員は、後述する作成された試験問題の形式・質・内容等を確認する。また、試験日においては所定の場所において待機し、受験生からの質問、事故対応を行うこととなっている。

入学者選抜においては、どの入試形態においても筆答試験もしくは書類審査に加え、口述試験を実施している。筆答試験については、複数人で問題作成及び採点を行っており、その公平性や妥当性を担保している。口述試験については、研究科委員会において選出された主査 1 名・副査 2 名の 3 名体制で実施しており、審査の適切性及び透明性を担保している。

また、可否の決定にあたっては入試形態ごとに合格基準を設定し、第 1 次（筆答）試験は可否委員会において、口述試験を含めた最終可否判定は研究科委員会において、研究科委員会で承認された合格基準に則った厳格な基準のもとで審議を行い、決定する仕組みとなっている。合格基準については、書類審査及び口述試験において主査及び副査の評価がそれぞれ一定以上の水準でなければ合格できない仕組みになっていることから、公平性と妥当性を確保している

といえる。更に、オンラインによる筆答試験を実施する際にはその公平性を担保する観点から剽窃チェックソフト（iThenticate）を活用する取り決めを行っている。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する者に対しては、入学試験要項において入学試験出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い、公平な入学者選抜の実施に努めている。

<点検・評価結果>

以上のように、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性
 評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

<現状説明>

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

博士前期課程の志願者は低調な状態が継続しており、収容定員に対する在籍学生数比率は、2018年度から2022年度まで、順次0.41、0.23、0.20、0.18、0.11となっており、収容定員を大幅に下回る状況となっている。また、博士後期課程における収容定員に対する在籍学生数比率は、2018年度から2022年度まで、0.63、0.50、0.37、0.23、0.23と推移している。2018年から2021年にかけて研究科全体の合計61名が修了または退学・除籍となっている中で同期間の入学者は合計36名と大きく差があることが、在籍学生比率の大幅低下に繋がっている。

また、過去5年間（2018年度～2022年度入学）における入学定員に対する入学者数比率は、博士前期課程が入学定員40名に対して、順次0.28、0.08、0.18、0.13、0.10となっており、博士後期課程は入学定員10名に対して、0.20、0.20、0.10、0.0、0.10となっており、入学定員を大幅に下回る結果となっている。

次に、全般的な入試改革について、総合政策研究科は学際的分野の研究が主であるため、志願者の学んできた学術分野は多様であるが、学際複合的な研究領域に耐えうる知識と日本語能力を確認する目的から、2019年度の一般・外国人・社会人入試より、小論文の問題を政策系と文化系から各1題出題し、受験生に選択させる方法をとった。また、学内特別選考入試については、GPA基準など出願資格を満たせば書類審査と口述試験により選抜する方式を取っているが、志願者の大幅増加には至っておらず、更なる入試制度及び広報活動の見直しが必要とされている。

その他、入学試験要項、教員紹介冊子、大学院ガイドブック等のWeb化（掲載）や文系研究科の入試広報サイト、教員紹介サイトの充実といった大学院改革の広報戦略を基盤として、志願者獲得に向けた取り組みを行うとともに、教育現場に従事する担当教員の協力を得て、今後更なる広報活動を強化している。

<点検・評価結果>

以上のように、入学試験方式の見直しや教育課程の充実化、広報等、学生募集活動は継続して行っているものの、収容定員に対する在籍学生数、及び入学定員に対する入学者数の比率が10%～20%台と極めて低調な状況が続いている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

博士前期課程・後期課程ともに入学定員に比して入学者が少ない状況が継続しており、入学者の確保が課題となっている。

<今後の対応方策>

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に掲げる大学院改革の一環として全研究科合計した入学定員充足率の達成目標を、2023年度：50%、2024年度：60%、2025年度：70%として指標が出されている。総合政策研究科においても研究科横断的な大学院改革の方策に対応して、入学者数の確保に努めていく。

また、研究科独自の取り組みとしては、教育現場に従事する教員組織より学生への積極的な働きかけを行っていくことを検討している。具体的には、学部ゼミ等での大学院紹介や指導学生による個別進学相談会、学部イベントでの広報活動（大学院研究教育の周知など）を模索している。これにより、大学院進学の実績を上げるきかけづくりを行い、学内の内部進学率の向上を狙う予定である。また、本研究科の入学者を占めるバックグラウンドには外国人留学生が多く占めている。今後、入試実施方法や教育体制について適宜見直しを図り、2023年度以降、持続的な外国人留学生の獲得を模索する。

さらに、2019年度入学試験から導入した一般入試における外国語試験の廃止及び外部試験スコア導入を積極的に広報することにより、志願者獲得につなげる。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

学生募集方法及び入学者選抜方法を検証する仕組みとしては、総合政策研究科より2名が委員となっている大学院入試運営委員会で、各入学試験形態の志願者数、合格者数、入学者数、入学手続き率を点検しているほか、研究科委員会、入学試験運営委員会といった研究科内にお

ける組織による検証を行っている。また、次年度入学試験の準備を進める際には研究科委員会で選出した入学試験出題・採点委員（政策系・文化系で各2名ずつ）および入試運営委員（2名）を参集し、研究科委員長のもと出題内容等の目線合わせを行っているほか、各委員の任期は2年のため、前年度担当委員も含めて試験問題の水準や要領、採点等について、意見しながら問題提起を受ける体制を構築している。また、受験者の回答内容や問題選択傾向を出題採点委員が確認し、次年度と同委員に申し送ることで、入学者の受け入れ方針の実質化を推進できる仕組みを担保している。最終的には、合否決定事項や入学試験制度等について開陳された意見については適宜入試運営委員会等で協議を行い、必要に応じて研究科委員会で審議し、変更を加えることとしている。

具体的な事例として、2019年度入学試験からの一般入学試験科目「外国語」の外部試験導入に伴う試験結果判定方法の変更（日本語能力を問う独立した出題方法を廃止）や筆答試験方法の変更（小論文の問題数1問増加、2段階選抜制度の導入）や、2021年度入試以降は新型コロナウイルス感染症に伴う、オンライン入試の導入より試験の公平性を担保する観点から剽窃チェックソフト（iThenticate）を活用する取り決めを行っている。

その他、2020年からは、研究科委員長と日本語学校との意見交換会を実施しており、留学生が抱える課題や研究科が公表している入学者受け入れの方針についての理解促進に向けた活動を実施している。

<点検・評価結果>

以上のように、大学院入試運営委員会による全研究科の入学試験結果等の点検に加えて、総合政策研究科の入学者選抜方法や入試出題水準等については、研究科委員長、入試運営委員と入学試験の出題・採点委員によって構成される第一次試験合否委員会の終了後に毎度振り返りを行っており、そのなかで意見聴取・交換や入試制度等に関する問題提起を受ける体制が構築されている。様々なエビデンスをもとに協議を行い、最終的には研究科委員会での審議を経て変更を行っている。ここ数年間で変更された入試制度についても前述の段階が踏襲され、定期的な点検・評価により制度の改善・向上に繋がっているため、適切に運用がなされているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<現状説明>

○大学として求める教員像の設定

総合政策研究科では、「大学として求める教員像および教員組織の編成方針」に基づき、大学の理念・目的とこれに基づく教育目標との関連性を適切に保持し、総合政策研究科における諸

活動の充実と更なる高度化・発展に資するため、総合政策学部と共にその理念・目的、教育目標を達成するに相応しい高度な専門性及び実績を有するとともに、日々の研鑽と不断の努力を通じて必要な能力・素養の獲得とその向上に取り組み、教育研究活動の成果をもとに社会及び本学の発展に寄与することができる者を職員として採用している。

具体的な運用として、専任教員の採用については、基礎となる総合政策学部において策定された採用基準において行っているが、基本的にその公募に当たっては博士前期課程（必要に応じて博士後期課程）を担当できることを条件としており、その募集が行い、更に大学院を担当できる能力の有無についても、専任教員採用応募者から提出される研究業績、担当授業の講義要項等による確認、模擬授業の実施、そして面談を行い、大学院博士前期課程や後期課程を担当できる能力を有しているかの最終的な判断を行っている。

その他、総合政策学部における教員像の設定や教員採用についての詳細は総合政策学部の記述を参照いただきたい。

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

2022年5月1日現在の教員組織は、教授28名、准教授6名、兼任教員6名、兼任教員8名から成っている。設置基準上定められている必要専任教員数である5名を満たしている。

総合政策研究科の教育研究に係る責任については、研究科委員会が負っている。大学院学則第11条に定めるとおり、研究科委員会は教育研究に係わる事項について審議する権限を有している。毎年授業編成を行う場合には、研究科内のカリキュラム委員会において、授業科目や担当教員等の授業編成に係わる事項について審議を行い、最終的に研究科委員会において決定をする体制となっている。

研究科の主要な授業科目については、専任教員が担当しており、学生の論文指導を行う科目である「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（1）～（4）」及び「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」については、専任教員のみが担当している。ただし、総合政策研究科は学際的な研究分野であることから、その幅広い研究分野に対応するため、一部の科目については兼任教員が担当している。なお、兼任教員については、新たに科目を担当する際などに専任教員を通じて依頼を行うといった対応を行い、教員間の連携を深めている。

なお、新任の人事にあたってはそれが専任教員であれば総合政策研究科の任用等委員会での選考と当該選考結果の研究科委員会での報告と採用の投票を経ることで、適合性を確保している。専任教員の採用については、前述のとおりで総合政策学部において学部における新任教員採用基準をもとに行われているが、学部の任用に関わる会議体である学部運営委員会には、総合政策研究科委員長が構成員として組み込まれており、採用にあたっては大学院の研究指導体制や学生数などの状況も含めて協議をする等、学部と一体となり必要な教員について検討を行っているため、学部組織との連携も図ることができている。

また、兼任教員の場合には任用等委員会で業績審査を行った後に研究科委員会での業績の報告と採用の投票を経ることで適合性を確保している。

<点検・評価結果>

総合政策研究科では、専任教員の教員人事に対して権限は有していないが、毎年授業編成を行う場合には、研究科内のカリキュラム委員会において、担当教員等の授業編成に係わる事項について審議を行い、最終的に研究科委員会において決定をする適切な教員組織体制が整え

られている。また、求める教員像も含めて、教員任用にあたっては総合政策学部との連携は緊密に図られており、その任用に係る委員会には、総合政策研究科委員長が構成員として組み込まれていることから、採用にあたっては総合政策研究科の学生数やカリキュラムといった教育に沿って人事採用がなされているため、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。(実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等)

評価の視点2：研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。(修士・博士、専門職)

<現状説明>

○編成方針に沿った教員組織の整備について(実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等)

教育課程を担っている教員組織は、前述のとおり、専任教員34名、兼任教員6名、非常勤教員8名から構成している。

博士前期課程の教育課程は、研究基礎科目として「研究方法論」と、研究発展科目として5つの分野(「法政と経済」「ビジネス政策」「現代世界」「文明と国家」「アジアの歴史と文化」)を設定している。また、博士後期課程については、「法政策研究」「公共政策研究」「経営政策研究」「歴史文化研究」の4つの分野に分かれている。そのため、企業・官公庁での実務経験者8名、外国人教員3名、海外での学位取得者2名といったように、多岐に渡る経験を積んだ教員を、研究科の中で総合的・学際的な教育課程を担っている専任教員として任用している。また、多様な研究分野をカバーすべく、他研究科からの兼任教員のほか非常勤教員として主に実務家・実務経験者やアジアやイスラームの歴史・文化を専門としている研究者教員を招聘している。

総合政策研究科における専任教員の年齢構成は、以下のとおりとなっている。

[年齢構成表]

年齢	60歳以上	50～59歳	40～49歳	30～39歳	29歳未満	合計
人数(人)	15	8	9	2	0	34
構成比(%)	44.1%	23.5%	26.5%	5.9%	0.0%	100.0%

上記の構成表のとおり、60歳以上の教員が全体の44.1%を占めている。また、女性教員は11名となっており、32%を占めている。

博士後期課程担当教員については、任用基準を満たすためには高年齢になってしまうこと、主所属である総合政策学部の教員の年齢構成比率が高年齢に偏っていることの影響がある。

しかしながら、教育研究の継続性の観点からは、研究科担当教員の年齢構成比率の適正化が課題であることから、教員任用権を有している学部と課題の認識を共有した上で対応していく。

また、専任教員1人あたりの学生数は博士前期課程0.24人、後期課程0.22人となっており(2022年5月1日現在)、極めてきめ細やかな指導がなされている。

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みについて、任用等委員会やカリキュラム委員会、研究科委員会において必要に応じて実施している。具体的には、毎年の授業編成時期にはカリキュラム委員会を開催し、当該委員会にて審議・承認を行った次年度の授業科目およびその担当教員の素案を研究科委員会へ上程する仕組みとなっている。また、新任教員の任用にあたっては、任用等委員会にて、本人から提出された研究業績等を踏まえ、科目適合性について審議を行うこととしている。

○研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。(修士・博士、専門職)

教員の任用については、「総合政策研究科専任教員の任用基準について」(以下、「任用基準について」という。)に依拠して、任用等委員会を開催して業績審査委員を選出し、十分に審査を行い、任用等委員会、研究科委員会での審査報告と審議を経て厳正に行われている。「任用基準について」の内容・基準に関しては、任用等委員会、研究科委員会においてその適切性について検証しており、必要があれば修正を行う。専任教員の任用に関しては、学部の教員採用とリンクしているため、可能な限り両方の研究教育を行える教員の確保に努めている。

博士前期課程の任用基準については、以下のとおりとなっている。

1. 新任教員

学部人事委員会において、博士前期課程を担当する能力を有すると判断された場合、研究科委員長がその審査結果を研究科委員会に口頭報告するとともに、投票により任用の可否を審議する。

2. 内部昇格

博士前期課程以上を担当する専門分野の教員が推薦する候補者について、大学院任用等委員会が指名する同委員会委員を含む審査委員3名により業績審査を行い、その審査結果を同委員会に報告する。大学院任用等委員会が任用可とした場合、研究科委員長がその審査結果を研究科委員会に口頭報告するとともに、投票により任用の可否を審議する。

博士後期課程の任用基準については、以下のとおりとなっている。

1. 新任教員

学部人事委員会において、博士前期課程及び後期課程(もしくは後期課程のみ)を担当する能力を有すると判断された場合、研究科委員長がその審査結果を研究科委員会に口頭報告するとともに、投票により任用の可否を審議する。

2. 内部昇格(既に前期課程担当教員が後期課程を担当する場合)

- 1) 希望者は、大学院任用等委員会へ書面にて申請を行う。
- 2) 任用基準(次の基準を全て満たすことを原則とする)
 - ①前期担当の経験が2年(前任校を含む)以上あること
 - ②博士学位または同等以上の業績があること
 - ③最近6年間に学術著書(単著)1冊以上または学術論文5本以上を公表していること

3) 審査及び審議方法

大学院任用等委員会が指名する同委員会委員を含む審査委員3名により業績審査を行い、その審査結果を同委員会に報告する。大学院任用等委員会が任用可とした場合、研究科委員長がその審査結果を研究科委員会に口頭報告するとともに、投票により任用の可否を審議する。

<点検・評価結果>

以上のように、教員組織についてはカリキュラム委員会・任用等委員会を中心に適切に編成している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<現状説明>

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

教員の資質の向上を図るためのFDについては、教員が所属する学部を通して、研究費の適正使用、ハラスメント防止啓発、人権問題、入試結果分析等の講演会等に参加を呼びかけるなど適宜実施している。

本学では、中央大学FD推進委員会を設置し、FDに関する全学的な課題に取り組んでおり、大学院においては大学院FD推進委員会及び各研究科FD推進委員会を設置し、大学院レベルでのFD活動を展開している。大学院における状況として、大学院FD推進委員会では、大学院に特化した教育研究の質的向上と更なる発展に寄与することを目的としたFD活動として、2015年度より授業参観を、また2021年度には各研究科から学生1名以上の研究指導内容を報告書として纏め報告・共有する「研究指導内容の可視化」と制度化した。この「研究指導内容の可視化」は、学修成果を可視化するという全学的な教育研究の質的向上を図る取り組みのひとつであるが、学生に対して行った研究指導の内容や方法を年次ごとに纏めたいうえで研究科委員会に報告し、FDという観点のもとで懇談を行うことにより、研究科における教育研究の質的向上を企図するものである。この点、総合政策研究科では、2021年12月17日開催の研究会委員会にて研究活動報告のFD懇談会を実施し、研究科委員より指導している2名の大学院学生に関する研究指導状況の報告を行い、意見交換を行った。懇談会では、研究指導をするうえでの困難なことや改善点、カリキュラムや修士論文執筆に向けた課題、学生に対する研究指導の配慮などについて活発な意見交換がなされ、研究指導の情報交換・共有ができる貴重な機会となった。他方、授業参観については、2022年度以降に見直し検討を行う事項に設定し、改善を図ることにしている。

学修成果の可視化の取り組みとしては、学位授与の方針に基づき、各授業科目が、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップの作成と、また学位授与の方針に基づく到達度を

計る到達度評価表の作成も挙げられるが、これらの取り組みは、カリキュラムマップや到達度評価表が依拠する学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針の下で作成されたものであることに鑑みると、研究科委員に広く各ポリシーが周知され、教育研究に還元されうる環境を整備したという観点から、総合政策研究科の教育研究の質的向上を図る取り組みとして、FD活動の一環と捉えることができる。

加えて、総合政策研究科では、「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」にて、複数教員によるチームティーチングが行われているため、教員相互が各教員の授業方法や教授法を相互に確認でき、教員同士、研鑽し合うことができる機会を設けている。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

総合政策研究科所属教員の教育研究活動の評価について、研究科内のシステムとしては博士前期課程担当者の任用の際における業績審査並びに博士後期課程担当者の任用の際の業績審査によって行われる。いずれの場合も任用規定により、教歴及び学術上の著書ないし論文等の業績が評価される。また学内の各種の公表文書によって、教員の教育研究活動が評価されると判断される。

また、本学として毎年取りまとめる「学事記録」では、大学院担当教員も含めて学部を担当する専任教員の研究成果の発表状況が掲載されている。そこでは、科学研究費、私立大学等経常費補助金補助等の学外の研究費補助制度における研究課題や、特別研究期間制度、特定課題研究費等の学内制度における研究課題、個人の学術発表等が記載されている。なお、個人の学術発表では、研究業績（著書、論文、学会発表等）、学術受賞が明らかにされているなど、間接的な評価の制度は整っている。

なお、全学的な研究者情報データベースへの研究業績の登録と開示を適切に行うことにより、毎年における教員個々の研究状況を把握するとともに、研究成果の公表を通じた教員間の切磋琢磨を促すという観点から、研究科所属教員の当該データベースへの登録と情報の開示に係る協力を促している。

また、教員の専門分野、担当科目、主要な業績、学会活動、指導学生の研究テーマなど教育研究活動に関する情報を掲載した『大学院 教員紹介』を作成し、同時にこれらの情報を本学公式 Web サイトから広く一般に公表している。また、教育研究に関する情報については上述のとおり研究者情報データベース等、様々な方法で集約している。科目実習の一環で行う見学実態調査補助については、研究科としてその実績を蓄積している。社会活動に関する評価・活用は所属学部である総合政策学部・国際情報学部の記述を参照いただきたい。

<点検・評価結果>

以上のように、FD活動についても、特定の教員だけが参画するのではなく、研究科の委員全体が取り組むことで、実質化を図っている。教員の教育活動・研究活動・社会活動については、大学院広報の観点からも記事として社会に広く公開していることから活用しているといえる。

<長所・特色>

大学院に特化したFD活動として、学生1名以上の研究指導内容を報告書として纏め報告・共有する取り組みを行なっている。本活動について、総合政策研究科では、研究科委員会にて研究活動報告のFD懇談会を実施し、研究科委員より指導している2名の大学院学生に関する研究指導状況の報告を行い、意見交換を行っている。懇談会では、研究指導をするうえでの困難

なことや改善点、カリキュラムや修士論文執筆に向けた課題、学生に対する研究指導の配慮などについて活発な意見交換がなされ、研究指導の情報交換・共有ができる機会となっている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

2021年度に初めての報告・懇談を行っているため、今後恒常的な取り組みとしていく。また、大学院FD推進委員会を中心に本取り組みが活性化するように、内容の振り返りや活用方法を検討する。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

総合政策研究科では、毎年度の授業編成の際に、教育研究活動に係る組織として必要な教員数や設置科目に応じた専門領域、教員の年齢、研究促進期間や所属学部の変更なども加味した点検を、カリキュラム委員会を中心として行っている。カリキュラム委員会での検討結果、人員構成上、新たに任用が必要な場合には適宜任用等委員会を設け、提出された研究業績等を基に十分に審査を行うなどして、必要な教員の確保に努めている。なお、授業編成や新規任用についてはすべて研究科委員会での審議を行うプロセスとなっており、組織的に点検評価を行い、改善・向上に結び付ける体制となっている。

専任教員の任用については、研究科では人事権がないものの、学部での任用に係る会議体において総合政策研究科委員長が構成員として組み込まれる運用となっているため、本研究科のカリキュラム委員会で検討がなされた授業編成方針に沿った教員組織の整備について、実質的に学部と協議することができる体制が構築されている。そのため、カリキュラム委員会では、多岐にわたる研究分野で構成される教員組織において多様な分野・科目とカリキュラムや学生数、人員構成もとに照らし合わせながら組織の適切性について授業編成の際に検討を行っており、研究教育を支える教員の確保に努めている。

<点検・評価結果>

以上のように、毎年度の授業編成を通じて、適切な点検・評価がなされている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院における学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点6、7、10～11は割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

<現状説明>

○学生支援体制の適切な整備

全学的には学生相談室において、学業、就職、進学、留学、心身の健康、対人関係等、様々な事柄について相談できる窓口を整えている。内容に応じて、専門相談員（ドクター・心理カウンセラー・弁護士）との相談機会を設けたり、関係部署、外部機関と連携して支援を行ったりしている。

生活支援や進路支援では、大学の各支援部署との連携も図りつつ、一次的には大学院事務室内の研究科担当職員が窓口になり、適切な対応をしている。学生の相談内容や状況に応じて、研究科担当職員が、指導教授や研究科委員長、そして学生相談室やハラスメント防止啓発支援室等と緊密な連携を図り、適切な支援を行っている。

また、学生支援体制が機能するよう大学院FD推進委員会が実施するアンケートにて、すべての学生から学生生活等に関する意見を収集する体制を整えている。

○成績不振の学生の状況把握と指導

授業科目の成績は大学院事務室が毎学期モニタリングして、成績不振な学生がいる場合に必要に応じては指導教授や研究科委員長との確認を行っている。

この他、大学院においては授業科目の成績の他に学位論文の作成・進捗状況の把握が肝となるが、博士前期課程においては指導教授による日々の研究指導や演習の機会に加えて、修士論文の題名届の提出状況や中間発表会への参加状況等で一定の把握を行うことができる。また、修学延長を希望する場合には、修士論文題名届または修士論文題名変更届にその旨を記載することになっており、届出には指導教授と相談し押印を受けることとなっている。博士後期課程については、毎年度の研究計画書及び研究状況報告書の提出により、修学延長生の就学状況の把握が行われている。また、課程博士学位候補資格認定試験に合格しないと博士学位論文の提出ができない仕組みになっているため、修学延長者の状況把握は一定程度できている。

このように、学業成績や研究が不振の学生に対しては、指導教授と大学院事務室の担当職員が連携をとり、相談や修了へ向けた対応を行っている。

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

現状においては、研究科として補習・補助教育に関する制度・支援は特に行っていないが、

補習・補充教育が必要な学生に対しては、専ら指導教員が個別相談・指導を行ったり、必要な学部等の科目の聴講を促して必要な学力を得させたりしている。

このほか、正課外における支援体制としては、全学的組織である中央大学アカデミック・サポートセンターがライティング・ラボを運営しており、アカデミック・ライティング指導の訓練を受けたチューターによる学術的文章の作成支援を行っており、学位請求論文他、自身の研究成果をまとめる際には利用を促している。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生に対する就学支援については、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に則り、必要に応じて当該者、指導教員、所属専攻、大学院事務室が連絡・相談をしながら本人の希望の実現に資するよう対応している。入学前の段階から障害があることがわかっている場合には、入学試験の段階で受験教室、試験時間その他の特別な配慮を行っている。入学後については、施設設備面では頻繁に利用する2号館建物等の入り口は自動ドア化され、エレベーターやトイレは障害者対応のものになっている。これ以外にも学生共同研究室や教室には障害者向けに昇降式机を配備したり、ソフト面では介助者の授業等への同席やノートテイクなど、各種の就学支援措置を行っており、適切に対応しているといえる。

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

本学では、学内外の各種奨学金や日本学術振興会特別研究員（以下、「学振研究員」と記す）について周知し、優秀な大学院学生への経済的支援に努めている。学内外の奨学金には給付・貸与の各種があり、特に大学院学生を対象とする奨学金として、以下のものがある。

1) 中央大学大学院給付奨学金

給付対象：博士前期課程在籍学生で学業成績・研究能力が優れた者

博士後期課程在籍学生で学業成績・研究能力が優れた者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：40万円または20万円

給付実績：全研究科で106名（2022年度実績）

2) 中央大学大学院指定試験奨学金

給付対象：本学が指定する国家試験の受験を志し、学力、研究能力及び人物ともに優れている者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：在学料相当額または2分の1相当額

給付実績：全研究科で10名（2022年度実績）

3) 白門奨学会研究費奨学金

給付対象：博士後期課程在籍者で、年度内に博士学位請求論文を提出可能な者

給付期間：1年間

給付金額：20万円

給付実績：全研究科で8名（2022年度実績）

4) 中央大学外国人留学生奨学金（学部・大学院給付奨学金）

給付対象：学部学生2年次以上および大学院学生で、特に学力が優れている者

給付金額：当該年度に納入すべき在学料および実験実習料の5割相当

5) 中央大学私費外国人留学生学費減額

給付対象：経済的事由により修学が困難で、かつ、学力・人物ともに優秀と認められる大学院学生（私費外国人留学生）

減額金額：当該年度に納入すべき在学料の3割相当額

学外の奨学金には日本学生支援機構や地方公共団体それに民間団体等による奨学金がある。

学内の奨学金の審査は、審査委員会において厳正に行っており、学力・研究能力と人物評価から総合的に可否を判断している。しかし、給付・貸与のいずれにおいても、採用人数は非常に限られており、特に、大きな支えとなる給付奨学金のうち、中央大学大学院給付奨学金は、2022年度実績で106名、大学院指定試験奨学金は10名程度となっている。

そのほか、経済的支援を直接の目的としているわけではないが、ティーチング・アシスタント（TA）及びリサーチ・アシスタント（RA）の制度があり、採用された大学院学生には所定の給与が支払われている。

いずれの制度も厳格な審査によってそれぞれの目的に合うよう有効かつ適切に運用されているが、在籍大学院学生数は減少傾向にあるため予算増は困難であることから予算の効果的配分が従来以上に求められるものと考えている。

これらの情報の学生への提供については、奨学金制度や日本学術振興会特別研究員制度全般に関しては履修要項に明記している。各種奨学金・日本学術振興会特別研究員の募集については個別に掲示や研究科Webサイトなどの手段で大学院学生に周知しているほか、各種奨学金の募集や学振研究員への応募にあたっては、教員の推薦等が必要となるため、研究科委員会の場において委員会構成員である教員にも周知している。また、日本学術振興会特別の応募者数・採用者数の増加に繋がるよう説明会を実施している。このように、それぞれの制度の対象者全員に対して漏れなく周知を図っている。

○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対しては、国際センターとの連携の上に、教員個人レベルも含めて、日本語学習や基礎的な研究分野の学習、留学生活についての指導及び助言を行っている。また、外国人留学生に対する日常的な日本語指導は、「中央大学大学院外国人留学生チューター制度」に基づき、本学大学院に在籍する学生が担っているほか、指導教授の個人的レベルでも行っている。

また、日本語による論文作成に関するサポートは、アカデミック・サポートセンターに設置されるライティング・ラボにおいて行っている。

○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

大学院学生の進路選択の指導に関しては、文系大学院の学生を主たる対象に、キャリアセンターや研究助成課などの他部課室の協力を得て行っている。過去の大学院における進路実績等を鑑みて、大学院学生の進路は研究職、一般企業・公務員等への就職、その他（教職や資格業）に分類され、その分類に応じて文系大学院全体あるいは研究科や専攻単位で、以下のような取り組みを行っている。

1) 研究職

- ・論文投稿・学会発表の推奨（学会発表助成、学術国際会議研究発表助成制度の利用促進）
- ・特別研究員制度の周知・推奨（履修要項への情報掲載や説明会の案内チラシを配付し早い段階からの周知・推奨）
- ・論文投稿サポート（ライティング・ラボによるアカデミック・ライティング支援）
- ・プレFD（理論教授・実践の機会）

2020年4月1日施行の改正大学院設置基準を受け導入した具体的な取り組みは以下のとおり。

- ・文系研究科における「リサーチ・ワークショップ」（経済学研究科博士後期課程設置科目）の「院生FD」の回を大学院全体に開放し、受講環境を整備（2020年度～）
- ・中央大学FD・SD講演会の動画配信（2020年度～）
- ・全国私立大学FD連携フォーラム(JPFF)提供のオンデマンド講座「実践的FDプログラム」の受講環境を整備（2021年度～）
- ・産学連携教育イノベーター育成コンソーシアム「大学等における教育FD動画コンテンツ」の受講環境を整備（2022年度～）

2) 一般企業・公務員等への就職支援

- ・大学院就職決定者座談会の実施（就職が決定した博士前期課程2年生による就職活動の体験談やそれに関する質疑を行う座談会の実施）
- ・外国人留学生向け就活ガイダンスの実施（専門の講師による外国人留学生の就職活動状況や取り組み方などの情報を提供）
- ・文系研究科大学院学生向けの情報提供（主にキャリアセンターの情報や求人公募情報を在学生向けWebサイトに掲載）

3) その他（教職・税理士など資格職の支援）

- ・教職：教職事務室と連携しガイダンスの実施、履修指導
- ・その他情報提供：資格職の情報をまとめ大学院の広報サイトにて情報共有

<点検・評価結果>

以上のように、大学院学生のニーズに応じて、必要な学生支援体制を構築し、学生支援が行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

大学院 FD 推進委員会が主体となって学生を対象に毎年度実施している研究状況・授業等に関するアンケートの自由記述欄に、施設・設備等を含む大学院全体の支援体制についての要望や意見を反映できるよう配慮している。研究状況・授業等に関するアンケートの回答結果は、研究科毎に FD 推進委員会委員によって集計結果が取りまとめられ、研究科委員会で報告され、対応が可能なものについては、その都度対応を行っている。2021 年度には、従来から指摘されていたアンケート設問内容と分析する際の分析の観点との不整合により FD 推進委員がアンケート分析を効果的に行うことが困難であるという点を解消すべく、アンケートの設問と分析の観点を見直し、研究科の教育研究の根拠としてより適切な資料・情報となるよう改善を図った。

この他、学生団体から寄せられた意見を基に支援体制の改善・向上を行うこともあり、2015 年度には、総合政策研究科大学院学生協議会による総合政策研究科委員会との直接交渉の末、学生共同研究室備え付けの PC 及びプリンタについて実験実習料を利用したリプレイスを行った。

＜点検・評価結果＞

研究状況・授業等に関するアンケートにおいて学生支援に関する意見をまとめる項目を設け、毎年度点検・評価を行い、都度適切に対応することとしている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇大学院の教育研究等環境

＜点検・評価項目①については全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

＜評価の視点2については全学項目のため割愛＞

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

＜現状説明＞

○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

多摩キャンパスにおける校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等の整備については、全学的な方針のもと、研究科として適切な管理・運営に努めている。

大学全体としてオピニオン・ボックスが設けられており、学生生活全般に係る意見・要望はそこに寄せられる仕組みとなっている。

大学院として、キャンパス・アメニティの形成・支援のための独自の体制は有していないが、大学院学生対象のアンケート調査において、授業以外の内容について記述しているものもあり、そうしたかたちで学生の意見を吸い上げるようにしているが、大学院学生の意見、要望は大学院事務室へ直接提示されることもある。研究科に組織されている大学院学生による自治組織である「大学院学生協議会」を通じて、各研究科に対して様々な意見や要望が提示されることもあり、これに対して当該研究科の研究科委員長および大学院事務室において必要なヒアリングや対応を行なっている。

ここ数年間において、多摩キャンパス2号館のトイレの改修、大学院教室の無線 LAN 環境の整備、情報自習室の機器更新および什器入れ替えなどが行なわれてきている。多摩校舎2号館5階には自動販売機を置いた簡易の休憩スペースがある。また、2号館の3階には「大学院ラ

ウンジ」を設けており、談話ができるスペースとなっている。また、大学院学生に限らず、全学生が利用できる施設として、多摩キャンパス内には学生生活関連棟（C スクエア）もあり談話や休憩スペース等の充実が図られている。さらに、生活の場の一部としても大学院学生の共同研究室が活用されている。

<点検・評価結果>

校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等の整備については、全学的な整備とともに、大学院としても、大学院学生協議会からの要望・意見等も踏まえて、適時、適切に対応している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③については全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

<現状説明>

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

多摩キャンパス2号館の4階・5階・6階に法学研究科、経済学研究科、商学研究科と共有するかたちで授業教室が20室用意されている。このほか大学院学生の日常的な研究の場である学生共同研究室2号館および3号館（法学研究科30室、経済学研究科17室、商学研究科17室、文学研究科28室、総合政策研究科4室）に設けられている。現状の在学学生数では、博士前期課程・博士後期課程の学生ともに概ね一人ひとりに特定の座席の割り当てがなされている状況にある。学生研究室の利用時間は、多摩キャンパスの開門・閉門時間に合わせて8時～23時となっている。

情報処理機器の整備状況について、授業教室は多摩キャンパス2号館4階～6階全ての教室で無線LANが使えるよう整備している。貸出機器としてはノートPC（25台）、ポータブルプロジェクターのほか、オンライン授業・ハイフレックス型授業の実施に対応するためのカメラ一体型のアクティブスピーカーなども配備している。また、これとは別にノートPC（10台）を常設配備した教室（1室）もある。先述の大学院学生の共同研究室内では有線LANにおいて、各自のPCを用いてインターネット環境に接続することも可能になっている。2号館6階には大学院学生の情報自習室もあり、デスクトップPC（24台）、プリンタ（5台）、スキャナー（1台）を配備している。デスクトップPCの一部は統計解析などの作業がしやすいようダブルディスプレイの仕様となっている。この情報自習室についても、大学院学生の学生共同研究室と同様に多摩キャンパスの開門・閉門時間に合わせて8時～23時の間は自由に利用することが可能となっている。また、総合政策研究科には実験実習料を財源として設けた独自の学生共同研究室を完備しており、PCとプリンタを配備している。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

多摩キャンパス大学院事務室の利用時間は、平日：8:45～17:00 となっている。

学生研究室の利用時間は、多摩キャンパスでは、8時（開門時刻）から23時00分（閉門時刻）まで利用できる。

＜点検・評価結果＞

以上のように、大学院における教育研究活動に必要な環境は適切に整備されており、教育研究活動の推進を図っている。

＜長所・特色＞

総合政策研究科では、実験実習料を財源に研究活動用のPCを購入しており、本研究科の学生が自由にPCを利用できるようにしている点は、他の研究科と比べて特色であると言える。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

実験実習料を財源に購入している研究用PCの整備に限らず、今後も一部科目においてオンライン授業が併設される可能性があることを見越し、オンライン授業の質を向上させるための機器備品等の整備についても、研究科委員会において検討する。

◇大学院における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

＜現状説明＞

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

本学の専任教員に対し、一定期間校務を免除（任意）し、研究に専念させるための制度として「研究促進期間」があり、各教員はこの制度を活用し、活発な研究活動を行っている。研究促進制度をはじめ、教員の研究費・研究室に関する記述は教員の所属学部である総合政策学部、国際情報学部の記述を参照されたい。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

TAについては、各授業担当者の教育責任の下に教育活動に関する補助業務を行っているが、間接的には教員の教育上の負担を軽減し、研究活動を支援する効果がある。2022年度において大学院授業科目のTAは文系の全研究科で8名を採用している。

また、博士後期課程に在籍する一部の学生は、政策文化研究所において専任教員が所属する研究チームのRA（リサーチ・アシスタント）として研究活動に参加できる。RAは、政策文化研究所における共同研究プログラムにおける研究に参加するほか、国内外の文献・資料の収集、翻訳等の役割を担い、大学院教員の研究をアシストする役割を担っている。これらの学生が幅広い研究交流の場を得ることによって、研究能力向上発展に資することを期待している。

<点検・評価結果>

以上のように、教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛>

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

<現状説明>

○意思決定プロセスが明確化されているか。

○研究科委員会の権限と責任が明確化されているか。

総合政策研究科は研究科委員会の下で、各種教務・学務事項に関して検討を行う各種委員会を設置している。各種委員会の構成は、以下のとおりとなっている。なお、大学院全体として設置する委員会の委員と、研究科として独自に設置する委員会委員の双方を選出しており、いくつかの委員会については、全学と研究科としての委員を兼ねている。

- ①入学試験運営委員会
- ②任用等委員会
- ③カリキュラム委員会
- ④研究年報編集委員会
- ⑤給付奨学生選考委員会
- ⑥指定試験奨学生選考委員会
- ⑦日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考作業委員会
- ⑧多摩キャンパス情報環境運営委員会
- ⑨広報委員会
- ⑩ハラスメント防止啓発委員会

- ⑪大学院 FD 推進委員会
- ⑫オープン・ドメイン委員会
- ⑬組織評価委員会
- ⑭大学院改革検討委員会

各種委員会の役割は、案件毎に分担されており、個々の委員会で承認された事項については、必要に応じて研究科委員会へ上程し、審議・承認をとる流れとなっており、適切な意思決定プロセスになっている。また、総合政策研究科委員会は、研究科に所属する全ての専任教員によって構成されており、ほぼ1ヵ月に1回のペースで開催され、大学院学則第11条に定める事項について審議している。

以上のとおり、研究科委員会を最終意思決定機関と位置付けたそのプロセスは明確なものになっており、各種委員会との適切な役割分担の下で活動を行っている。

○研究科委員長の権限と責任が明確化されているか。

○研究科委員長の選考方法の適切性、妥当性

研究科委員長の権限は、大学院学則第6条第2項に基づき研究科に関する事項をつかさどり、研究科を代表する立場にある。任期は2年で、再選は妨げないと規定され、学部における学部長に準じた位置付けになっている。なお、研究科委員長に事故あるときは、大学院学則第6条第5項及び第10条第2項に基づく職務代行者を互選するまでの間、学長は、研究科委員長の職務を代行する者（①前研究科委員長、②研究科委員長経験者、③その他学長が指名する者）を臨時的に委嘱できるよう申し合わせを制定している。

また、総合政策研究科における研究科委員長の選任手続きについては、「研究科委員長の選出手順」があり、学部の全専任教員を選挙人とする学部長選挙に準じた方式で、総合政策研究科全委員を選挙人として、公開され、公平な選挙によって選出されている。このような手続きに基づき選任された研究科委員長は「投票で選出された委員会の代表者」という位置づけであり、トップダウン的な意思決定ではなく、委員会構成員からの問題提起を受け、場合によっては関連する各種委員会と協働するなどして検討を行い、委員会の場において解決策を提案し、合意形成を行った上で承認を得る、という流れに沿って研究科に関する事項を処理している。

<点検・評価結果>

以上のように、大学院学則に基づき総合政策研究科委員会を置き、学則に則った必要な意思決定を行うとともに、研究科委員長の下で研究科の運営に必要な委員会等を置くことで、適切に研究科の運営を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

＜現状説明＞

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

大学院事務室は、事務組織規則第6条（事務組織及び所管業務）第1項第27号に基づき設置されており、その所管業務は「大学院の教務事務に関する業務」と定められている。大学院事務室の所管業務は、同規則第9条（組織及び職務分掌）第4項、別表第2に詳細に定められているが、簡潔に表現すれば文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）の教育研究を支える独立の事務組織であり、多摩キャンパスにおいて文系5研究科の運営を支援する各研究科業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務を行っている。2022年5月時点では、大学院事務長を含め10名の専任職員が配置されている。

各研究科の運営を支援する事務担当者は、各研究科委員長と緊密に連携しており、入試、奨学金、学籍管理等の研究科横断的業務の担当者とも意思疎通は十分に行っているほか、自己の担当研究科の業務を熟知しており、大学院学生に対しても十分なサービスを提供している。さらには、学部と同様に、研究科に関わる事項を審議決定する機関である研究科委員会や連絡会議等の会議運営に関しては、資料作成の段階から事務職員が関与しており、実質的に研究科委員長の補佐機能を果たしている。よって、研究科の事務担当者は、研究科における教育研究活動、入試政策、学生募集活動など幅広い事項に関して、研究科委員長と協働することにより、その検討や運営に実質的に深く関与している。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

大学院事務室の業務は、研究科担当業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務で構成されているので、研究科の独自性に配慮しながらも、全体としての共通性を確保し、個別対応業務を少なくすることで業務の効率化を図っている。

事務職員の専門性については、人事部が担当する各種研修の他、学外機関での講演会・研修会への参加、事務室内OJT、他大学の大学院事務部門との交流等により、向上を図っている。

教職協働の取組みについては、前述のとおり、研究科の事務担当者が実質的に研究科委員長の補佐機能を担っていることを挙げる。研究科委員長会議や研究科委員会をはじめ研究科内の各種委員会の運営にあたっては、研究科の事務担当者が各教員と協働して運営しており、各種制度設計に関わる他、事務手続きの運用方法についても適切に委員会等の場で確認している。

例えば、「学修成果の可視化」・「コースワークの実質化」等、研究科をまたいだ各研究科の教育課程における課題・改善事項への取組みの推進や、大学院改革構想の検討の場においては、大学院事務室の職員が必要な資料の収集や各部局との調整等を図り、その結果を研究科委員長と共有して5研究科間で協議を調える場の設置、また、検討過程において収集したアンケート結果や各種データ等を活用することで教員組織が適切に議論を進めていくことが出来るような様々なサポートを通じて教職協働を実現している。

その他、進学説明会では職員を中心に企画・立案を行い、研究科委員長や各教員とも協働の上で説明会を運営することにより志願者獲得に努めているほか、研究科共通の新型コロナウイルス感染症への対応など、様々な場面において教職協働で対応している。

<点検・評価結果>

適切な事務体制が確保され、運営がなされている。また、研究科の事務担当者は、研究科委員長とともに、研究科における幅広い活動において、その検討や運営に実質的に深く関与している。

<長所・特色>

本学においては、学部では、各学部それぞれ学部事務室が配置されている。一方、文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）においては、その事務機能が大学院事務室に統合されており、職員一人ひとりが単一の研究科のみならず、複数の研究科の教育研究活動のサポートを行っている。この仕組みにより、各研究科は一定の独自性を保ちつつ、全体としての研究科間の共通性を確保することで、業務の効率化を図ることを可能とし、また、教育研究にかかる課題への取り組みの良い事例の共有など、研究科の枠を超えて協働した取り組みを行うことができおり、統合事務室として有効に機能している。

<問題点>

事務体制上の課題としては、各研究科の運營業務においては、当該研究科における運用や制度、研究教育体制などをについて習熟する必要がある。しかしながら、一つの事務室で複数の研究科を扱い、その中で研究科の担当者を置いていることから、一つの研究科に対して多くの人員を割くことができない。このような状況から、大学全体での人事異動に伴い、研究科担当者が変更となる場合には、研究科運営のノウハウの引継ぎに大きな負担が生じるので、業務及びサービスレベルの維持・向上が課題となる。

<今後の対応方策>

研究科担当者が、担当する研究科を超えて、大学院学生・教員とコミュニケーションを図る機会を増やすことや他研究科の情報を得ることで視野を広げることにより、他研究科の保有するノウハウを自身がメインとして担当する研究科の業務等で活用し、大学院事務室の総体としての業務及びサービスレベルの向上・改善に引き続き努める。

以上

戦略経営研究科ビジネス科学専攻（DBA）

◇大学院の教育課程・学習成果

<点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛>

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

<現状説明>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、教育研究上の目的を専門職大学院学則第4条第1項第2号において、「現代企業が遭遇する課題を解く鍵となる理論及び高度な分析手法について教育・研究を行い、不確実な経営環境においても自ら課題を発見し、その実践的な課題を解決する創造的能力を培うことを目的とする。」と謳っており、この目的達成のために、マーケティング、ファイナンス、人的資源管理、経営法務等の研究分野で蓄積された知識を駆使して課題を可視化し、それらの関連図を描くと同時に、「関連する諸分野の“総合”に必要な新たなフレームワークの開拓」、「そのフレームワークを用いた個々のテーマ、問題の分析と処方箋の提示」または、「最終的な“総合知見”の獲得を前提とした、各分野における創造的テーマの研究」を行うなど、環境の不確実性の増大に対して、直面するテーマや問題について高度な分析能力、問題解決能力を持った人材を育成することを教育目標としている。

この教育目標に基づき、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の学位授与の方針は以下のとおり定めている。

学位授与の方針

<養成する人材像>

博士後期課程である戦略経営研究科ビジネス科学専攻は、中央大学のユニバーシティメッセージである「Knowledge into Action」に基づき、実践的なテーマについて、経営戦略を中心に関連諸分野の知識を“総合”し、適切な処方箋を示し実行できる高度専門職業人を養成します。

具体的には、企業経営者や、企業幹部（人事・マーケティング・法務・財務など）、企業の意思決定をサポートする専門職（弁護士・会計士・税理士など）、実務家研究者（コンサルタント・シンクタンク研究員）、専門職大学院の実務家教員を養成します。

<修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度>

博士（経営管理）（Doctor of Business Administration）学位：

所定の教育課程を修め、「総合的マネジメント力」を身につけ、一般に経営学における経営管理の観点から、体系化された研究を実行できる知識・能力を身につけた人材に対し、当該学位を授与します。

博士（学術）（Doctor of Philosophy）学位：

所定の教育課程を修め、「総合的マネジメント力」を身につけ、経営管理の範囲にとどまらない学術的な研究を実行できる知識・能力を身につけた人材に対し、当該学位を授与します。

戦略経営研究科ビジネス科学専攻が想定している「総合的マネジメント力」とは、戦略経営に関するアカデミックな知見や研究方法論に関する深い理解に基づき、実務上の課題を自ら設定し解決する能力です。

このように大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の学位授与の方針においては、企業が事業戦略を考える場合に必要な戦略・マーケティング・ファイナンス・人的資源管理・経営法務の一つの分野で深い知見と洞察力を持つと同時に、5つの分野の観点から多面的に考察できる総合力を兼ね備えた「総合的マネジメント力」を涵養することを目的とし、あわせて、「総合的マネジメント」とは基礎的な詳細分析研究と実務に適用できる応用性の高い総合化研究が相互に影響し合いながら、より高度な理論的課題への取組みと、実践的課題の解決技法の開発を目指すものであることを掲げており、それは、教育目標の「環境の不確実性の増大に対して、直面するテーマや問題について高度な分析能力、問題解決能力を持った人材を育成すること」という教育目標と合致している。

なお、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針については、本学公式Webサイトにおいて広く公開するとともに、入試要項、履修要項にも掲載し、周知を図っている。

一方で、2021年度までディプロマ・ポリシーは学位ごとに定められておらず、自分がどちらの学位を取得すべきなのか迷う学生もこれまで見受けられた。そのため、2022年度にディプロマ・ポリシーを改め、学位ごとに「修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度」を定めた。今後、学生の理解は十分に促す必要がある。

<点検・評価結果>

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では博士（経営管理）と博士（学術）の2つの学位を授与しており、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を学位ごとに定め、適切に公表している。

<長所・特色>

本専攻では、学位授与の方針に基づき、経営戦略を中心に関連諸分野の知識を総合し、適切な処方箋を示し実行できる高度専門職業人の育成を目的としている。その特色としては、戦略を軸に、マーケティング、ファイナンス、人的資源管理、経営法務の5分野の各分野の特徴を活かし、それぞれの研究内容や方法に沿った2つの学位（経営管理、学術）を授与している。

<問題点>

2021年度までディプロマ・ポリシーは学位ごとに定められていなかったため、自分がどちらの学位を取得すべきなのか迷う学生もこれまで見受けられた。そのため、2022年度にディプロマ・ポリシーを改め、博士（経営管理）と博士（学術）の2つの学位それぞれに「修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度」を定め、本学公式Webサイトにて公表しているものの、在学生に対しては周知が十分とは言えない。

<今後の対応方策>

本専攻の特色については、経営戦略を中心に5分野の知識を総合し、研究テーマを深化させるためのカリキュラムを引き続き充実させていくと同時に、2つの学位のディプロマ・ポリシーについてもその適切性を常に点検していく。

ディプロマ・ポリシーの周知については、今後入試説明会や入学のガイダンス等を通して説明を十分に行い、どちらの学位を目指すか、また、そのためにはどのような知識・能力・態度を身につける必要があるかについて意識付けを行っていく。さらに、在学生に対しては、指導教員によりテーマや研究方法について教示する際に、ディプロマ・ポリシーに沿った説明を行っていく。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

教育課程編成・実施の方針の内容は以下のとおりである。

教育課程編成・実施の方針

<カリキュラムの基本構成>

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻においては、職業に就きながら博士の学位取得を目指す学生のために、十分な研究能力が身につくような配慮を行い、講義の他に、リサーチメソッドや研究指導をカリキュラムの中核として位置づけています。

博士（経営管理）(Doctor of Business Administration) 学位取得を目指すものに対しては、「総合的マネジメント力」を身につけ、一般に経営学における経営管理の観点から、体系化された研究を実行できる知識・能力を身につけられるように、また、博士（学術）(Doctor of Philosophy) 学位を目指すものに対しては、「総合的マネジメント力」を身につけ、経営管理の範囲にとどまらない学術的な研究を実行できる知識・能力を身につけられるように体系的にカリキュラムを構成しています。このため、「研究指導」を中心としながらも、分析を行う際に必要な「リサーチメソッド」や、テーマ別に研究を深めるための各分野の領域にわたる「講義（特別研究）」を配置した構成になっています。「講義（特別研究）」は、博士（経営管理）(Doctor of Business Administration) 学位取得を目指すものに対しては、戦略、マーケティング、人的資源管理、ファイナンスの一般に経営学における経営管理を学ぶために必要な4分野についての講義が、博士（学術）(Doctor of Philosophy) 学位を目指すものに対しては、経営管理の範囲にとどまらない学術的な研究を行う知識を身につけるために経営法務の講義が配置されています。

「戦略経営に関するアカデミックな知見や研究方法論に関する深い理解に基づき、実務上の課題を自ら設定し解決する能力」である「総合的マネジメント力」を身につけるため、研究テーマについては、現実のビジネス社会に対応できるように社会人学生が遭遇している、または遭遇する可能性の高い課題を選定するように指導をしています。具体的な研究を実施する際には、所属企業や、テーマに関連する産業分野や研究機関、他の専門職大学院などと連携した研究も実現しています。

<カリキュラムの体系性>

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の学位は、3年以上在学し、かつ16単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上「博士論文」の審査及び最終試験に合格した者に対して授与します。標準修業年限である3年での修了を前提として、カリキュラムは以下のように体系づけられています。

1年次：

社会人学生が、研究・論文作成を行うのに十二分なリサーチ手法をまず身につけるため、「リサーチメソッド」科目（統計学、ファイナンス統計、社会調査法、ケース研究法、研究方法論基礎）のうち2単位1科目を選択必修としています。また、博士論文作成のための主指導教員の指導を受ける必修科目である「研究指導Ⅰ」を1科目4単位履修します。指導を受けたうえで、1年次修了時に博士論文のテーマに関するサーベイ報告書を提出します。

2年次：

引き続き、博士論文作成のための指導を受ける必修科目である「研究指導Ⅱ」を1科目4単位履修。また、年に2回の課程博士学位候補資格認定試験（キャンディデイト試験）が実施され、研究業績に関する出願条件を満たしたものは、試験に合格すると課程博士学位候補資格を得ることになります。

3年次：

引き続き、博士論文作成のための指導を受ける必修科目である「研究指導Ⅱ」を1科目4単位履修し、博士論文の完成を目指します。

なお、「講義（特別研究）」については、2単位1科目を選択必修としますが、社会人の本務状況を考慮し、特に配当年次の指定は行っていません。

このように、教育課程編成・実施の方針においては、「総合的マネジメント力」の涵養に向けた教育課程編成上の教育研究方針を明示するものとなっており、これは本専攻の教育研究上の目的、教育目標並びに学位授与の方針に即したものとなっている。

なお、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針については、本学公式Webサイトにおいて公開するとともに、入試要項、履修要項にも掲載し、進学者向けの入試説明会を行う等、周知・公表している。

<点検・評価結果>

教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程編成・実施の方針が授与する学位ごとに設定され、公表されている。また、教育課程編成・実施の方針と学位授与の方針は適切に関連している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点2、5は割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点3：コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

○コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻が想定している「総合的マネジメント」とは、基礎的な詳細分析研究と実務に適用できる応用性の高い総合化研究が相互に影響し合いながら、より高度な理論的課題への取組みと、実践的課題の解決技法の開発を目指すものである。このため、リサーチワークとしての「研究指導」を中心としながらも、コースワークとして研究を行う基礎としての「リサーチメソッド」及び分野別にテーマを設定した応用研究として位置づけられる「講義」の3つの科目区分から教育課程を編成している。

リサーチメソッド科目は、実務者の科学的研究能力向上を目的とする科目（1科目2単位）であり、1年次の前期に履修することとなっている。

講義科目は、戦略経営について研究する上で必要となる5分野それぞれの最先端の応用研究

成果を理解するために、各分野について「特別研究」（1科目2単位）を1科目2単位選択必修の半期科目として開設している。これらの配置により、1年次に分野毎に体系化がなされた研究手法を改めて学ぶことが可能となり、その上で企業活動における問題分析や問題解決を、科学的な研究テーマに抽象化し分析して研究をすすめることが可能となっている。しかしながら「特別研究」については、在学生の専門性に偏りがあること等の理由から閉講している科目が依然として少なくないのも現状である。

「研究指導」は、リサーチワークに相当する科目であり、博士論文の執筆を可能とするために1年次から3年次まで、「研究指導Ⅰ」「研究指導Ⅱ」「研究指導Ⅲ」（1科目4単位）を3科目12単位必修科目として通年で開講し、指導教授による指導を行うものとなっている。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の教育課程は、まず、テーマに即した分析手法であるリサーチメソッド科目を履修しながら、5分野の科目を配置した講義科目を通じて多面的な考察ができるような工夫を行っていること、その上で研究テーマを「研究指導」によって完成させていくという体系となっている点が特徴である。

リサーチメソッド科目については、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の教育課程の柱である5分野の研究手法はそれぞれ異なることから、「研究方法論基礎」「統計学」「ファイナンス統計」「社会調査法」「ケース研究法」の5科目を設置し、学生が企業活動の中で経験的に身に付けた問題分析や問題解決のための知識を、科学的な研究テーマに抽象化し分析するのに必要な研究手法を身に付けるものとなっている。

講義科目は、戦略経営について研究する上で必要となる5分野それぞれについて「特別研究」を設置し、「経営戦略」「マーケティング」「人的資源管理」「ファイナンス」「経営法務」それぞれの最先端の応用研究成果を理解するものである。

「研究指導」は、特定の職業に就きながら博士の学位取得を目指す学生の研究能力を涵養するものであり、現実に使える「総合化マネジメント」スキルを身に付けるために有効な研究テーマを論文化する過程において、理論的な洞察に優れた教員や長年の実務経験を有する教員と議論・研究を進めることを通じ、観察されたデータから因果関係を学ぶ因果的推論ばかりでなく、観察によってこれまで観察されていない事実を学ぶ・または発見するという記述的推論による研究能力を高めることが可能なものとなっている。

上記のようなコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育プロセスを修了し、博士（経営管理）あるいは博士（学術）の博士学位を取得した者は、ジェネラル・マネージャー（トップ及びミドル）、経営戦略・マーケティング・組織開発・人材育成・ファイナンス・企業法務部等の指導的スタッフや、経営意思決定をサポートする戦略会計技法に精通した職業会計人（公認会計士、税理士）及び企業等の経理・財務責任者、経営法務の領域について高度に専門的な知識と能力を備えた企業の法務部員並びに企業内弁護士、企業の意味決定をサポートする経営法務を専門とする弁護士等として活躍することができる、実践的な課題に対する自立した研究能力と「総合的な」問題解決能力を身に付けることになる。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻は社会人対象の博士課程であるため、学生はすでに有職者であり、それぞれのキャリアの中で見出した課題についてさらに深く追求するためにビジネス科学専攻にて学び、研究を行っている。そのため、ビジネス科学専攻として特にキャリア

教育は行っていない。

他方、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻にて博士学位を取得後はそれまでのキャリアを継続する学生がほとんどであるが、実務家教員として大学でのキャリアを希望する学生も少数ではあるが存在する。しかしながら本専攻においてはティーチング・アシスタントの制度がなく、また、本専攻の学生は有職者であるため、これまで他研究科の博士課程の学生が就任してきた任期制助教の職に就くことも難しい。そのため、本専攻の学生が在学中に教育者としての経験を積む機会がほとんどないことは課題として挙げられる。

<点検・評価結果>

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻においては、順次性のある授業科目の体系的配置がなされており、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせることにより、博士（経営管理）あるいは博士（学術）の学位を取得するためにふさわしい教育プログラムとなっている。なお、本専攻は社会人対象の博士後期課程であり、学生はすでに社会的並びに職業的に自立しているため、特にキャリア教育は行っていない。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

本専攻においてはティーチング・アシスタントの制度がなく、これまで他研究科の博士課程の学生が就任してきた任期制助教の職にも、本専攻の学生は有職者であるため就くことは難しい。そのため、本専攻の学生が在学中に教育者としての経験を積む機会がほとんどない。

<今後の対応方策>

本研究科専門職学位課程戦略経営専攻（MBA）においては、2022年度より「講義支援アルバイト」の制度を設け、必修科目等の講義支援を行うアルバイトを一定人数雇用できることとなった。今後、実務家教員としてのキャリアを希望する本専攻の学生に対しては、この制度を利用して教育者としての経験を積む機会を提供する。その他の教育者としてのキャリア教育に関しては、今後検討する。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点3：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

<現状説明>

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

リサーチメソッド科目においては、各種データの分析を行う際に必要な手法を身に付けるこ

とが目的のひとつとなっていることから、PCを用いた実習形式による授業も行っている。また、講義科目においては、当該分野の概要説明ではなく企業経営の実践的課題を扱っていることから、履修者が現在抱えている実践的課題について考えるなど、演習形式により担当教員と履修者との間で活発な意見交換による授業を行っており、教育目標に掲げる「総合的マネジメント力」の涵養に資するものとなっている。

多くの授業が実習形式や演習形式で行われており、いずれについても履修者数が1～5名程度の少人数授業を実施しているため、学生は主体的に授業に参加している。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

履修指導を含めた学習指導については、入学後にガイダンスを行っているほか、 Semester毎に指導教授による履修指導を行っている。また、指導教授は通常の授業期間においても学生の求めに応じて研究指導時に履修指導を行っている。このように、指導教員と相談する体制を整えることにより、過度な履修登録を実質的に防ぐことができおり、単位の実質化が図られている。なお、1年間または学期ごとの履修登録単位数については特段の定めはない。

○研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、学位取得のために「博士論文」の執筆を学位授与の必須条件として、1年次から3年次までの指導教授による「研究指導」（週1コマ・100分、通年4単位）を毎年度必修として学生の指導にあたっている。

また、1年次修了時に先行研究の調査を含む「サーベイ報告書」の作成、2年次にキャンデイト試験を実施し、博士論文の作成に向けた準備を行った上で、3年次に予備審査並びに博士論文審査を行うプロセスとなっており、適切な教育・研究指導の仕組みとなっている。

このような入学時点から学位取得までのプロセスについては、履修要項やパンフレットに掲載するとともに、入学時のガイダンスにおいても説明を行っているほか、指導教員より適時学生に学位取得までのスケジュールの確認が行われている。

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、主指導教員がその必要性を認めた場合及び学生からの希望があり主指導教員が認めた場合には副指導教員による指導も行われる。ただし、履修指導その他、研究指導の最終的な責任は主指導教員に帰されるものとなっている。

なお、指導教員については、入学後に半期毎の履修申請期間に提出する「指導教授届・履修申請届」によって届け出を行い、その履修指導の下で履修申請を行うこととなるが、変更を希望する場合には「指導教授変更届」の提出によって可能となっている。

○シラバスに基づいた授業展開について

シラバスは、科目の目的・概要・到達目標・成績評価の基準と方法・履修条件・授業内容、テキスト・参考文献、特記事項等を記載している。紙媒体のものは学年はじめに配布するとともに本研究科ポータルサイト（C plus）にも掲載し、学生の授業選択の参考としている。

シラバスの作成にあたっては、これら必要事項について十分な記載がなされるよう各教員に対して作成要領を示して周知を図るとともに、入稿されたシラバスについて戦略経営研究科事務課において確認を行い、記載事項の不足等の不備がある場合には必要に応じて修正を依頼している。

戦略経営研究科（戦略経営専攻・ビジネス科学専攻）では、授業を担当する専任教員、兼任教員を集めて毎年1回・3月下旬に、教育に関連する問題について意見交換するための授業担当者会議を開催しており、この機会にシラバスどおりに授業を実施する旨を周知・確認している。また、授業担当者会議に欠席した教員に対しても授業担当者会議資料等をメール配信し、出校した際にシラバスにしたがった適切な授業実施について周知を行っている。なお、休講があった授業については、必ず補講を実施することとして、シラバスに記載した授業計画及び内容の着実な実施を図っている。

<点検・評価結果>

大学院博士後期ビジネス科学専攻では、少人数による実習・演習形式の科目がほとんどであり、学生の主体的参加を促す授業形態となっている。また、指導教員による適切な履修指導により、単位の実質化を図るための措置が取られている。明示された研究指導計画により主に指導教員により研究指導が実施され、シラバスに基づいて授業が展開されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

<現状説明>

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の授業科目は、①リサーチメソッド、②講義、③研究指導の3つの区分で構成されているが、これらの科目の単位の計算方法は、大学院設置基準第15条（大学設置基準第21条第2項第1号の準用）に従い、①～②の各科目は、100分授業を週1回で行い、計14回の授業をもって2単位とし、③の「研究指導」は100分授業を週1回で行い、計28回の授業をもって4単位としている。

各科目の可否に関しては、シラバスにおいて明示された成績評価方法に基づき、授業貢献度・レポート・試験などによって厳格な成績評価を実施している。また、評価スコアに関しては、絶対評価による成績評価システムを導入し、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、E（59～0点）、F（評価不能）（S～C：合格、E、F：不合格）の6段階評価を導入している。

以上のとおり、授業科目の単位計算方法については、各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係において妥当なものとなっている。なお、入学前の既修得単位の認定については現在のところ行っていない。

○学位授与を適切に行うための措置

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の修了要件は、3年以上在学し、所定の要件を満たしながら16単位以上を修得し、必要な研究指導をうけた上で博士論文の審査及び最終試験に合格することとなっている。学位の授与の前提として、個別授業科目毎に成績判定・単位認定を行っているほか、さらに修了にあたっては、キャンディデイト試験及び博士論文審査を経た上

で、博士学位取得に必要な要件（外部発表論文などが2本以上あること等）を満たしているかどうか、ビジネス科学専攻（博士後期課程）運営に関する委員会にて審議を行う仕組みとなっている。

博士論文の作成過程においては、1年次修了時には、先行研究を含む「サーベイ報告書」の作成を必須とし、2年次のキャンディデイト試験については、査読論文1本の提出と外国語（英語）試験を課し、3年次に「博士論文審査」を行い、博士号を授与するに足る水準にあるものに対して学位の授与を行うものとなっている。サーベイ報告書の審査、キャンディデイト試験の認定及び博士論文審査においては、必ず複数の教員が審査を担当し、学位授与基準に基づいて審査を行うこととしており、学位審査の透明性・客観性を適切に維持することとしている。

なお、キャンディデイト試験については2017年度からTOEICを活用することし、合格ラインとして受験日1年以内のスコアを680点とし、クリアした学生は一般英語試験を免除することとした。専門英語試験は引き続き実施し、2018年度入学生からはTOEICと専門英語試験のみとすることとなった。

これらの博士学位審査にあたっての基準については、「戦略経営研究科博士学位審査に関する取扱要領」において明文化している。同取扱要領については、2017年度より履修要項に掲載し、学生に対して明示している。あわせて、博士学位取得に至るまでのプロセスが一覧できる資料を掲載し、学生に対しても周知を行うことで社会人学生のスケジュール作成に資するものとしている。

2010年度の開設以来の学位授与状況については以下のとおりである。

[戦略経営研究科博士後期課程ビジネス科学専攻 学位授与状況]

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
ビジネス科学専攻	0名	2名	1名	0名	2名	1名	3名	3名	2名	1名

※大学院博士後期課程ビジネス科学専攻は2010年4月設置

<点検・評価結果>

成績評価及び、単位認定、および学位授与を適切に行うための措置が取られている。また、学位授与にあたっては厳格な審査プロセス及び学位授与基準を設け、客観的かつ透明性に配慮した学位審査を行っているため、適切であるといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

＜現状説明＞

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、研究の国際的通用性を高めるために、学生の研究内容が外国の先行研究を含めた研究成果も反映した水準となるよう指導を行っており、そのことを前提に入学選考及び博士学位候補資格認定（キャンディデイト）試験の制度設計を行っている。

入学試験においては、一般入試・学内推薦いずれにおいても第二次選考（学内推薦対象者については第一次選考を免除）において、英語運用能力を確認しており、2019年度入試以降は出願書類において、過去2年以内に受験した外部英語試験（TOEIC）のスコアの提出を必須としている。

キャンディデイト試験においては、英語による筆記試験と査読論文審査を実施しており、筆記試験については一般英語試験と専門英語試験の2種類を、論文には英文の概要をつけることを課している。このうち、一般英語試験については、2017年度からは合格ライン（受験日1年以内のTOEICのスコア680点）をクリアした学生については当該試験を免除、2018年度入学生からは全面的にTOEICスコアを用いることとした。専門英語試験は、本専攻の専任教員がキャンディデイト試験を受験する学生の専門分野に関して出題する形式を継続している。

これら、入学試験及びキャンディデイト試験の実施にあたり外部英語試験を導入することで、試験結果の客観性・妥当性を高めるとともに、受験者の利便性の向上も企図している。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生については、有職の社会人を入学対象としている教育課程のため、留学ビザでの就学を前提とした特別入試の実施や教育課程上の配慮は行っていないが、指導教授による教育研究指導のなかで対応を行うこととしている。なお、これまで大学院博士後期課程ビジネス科学専攻において、外国人の学生の受け入れ実績はない。

○国外の高等教育機関との交流の状況

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻は、本学として交流協定を締結している教育機関との交流の対象となっているが、有職の社会人を入学対象としている教育課程のため、現在のところ海外の大学との学生の交流実績はない。なお、教員における状況については、戦略経営研究科戦略経営専攻の「点検・評価報告書」をご参照頂きたい。

＜点検・評価結果＞

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻においては、学生の研究内容が外国の先行研究を含めた研究成果も反映した水準となるよう指導を行い、また入学試験及びキャンディデイト試験において英語の試験を課すことにより、教育課程の国際的通用性を高めるための取り組みを行っている。なお、本専攻は有職の社会人を対象としているため、留学ビザでの就学を前提とした特別入試の実施や教育課程上の配慮、並びに国外の高等教育機関との交流は現在のところ行っていない。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻は、有職の社会人を入学対象としている教育課程のため、現在のところ海外の大学との学生の交流実績はない。学生の研究の国際通用性を高めるためには、今後海外の大学との学生同士の交流を図っていく必要がある。

＜今後の対応方策＞

戦略経営研究科戦略経営専攻では、2022年度にAMBA（The Association of MBAs）より国際認証を受けた。今後は同じAMBAの認定校間においてMBA学生同士の交流を図ることを予定しており、その際に博士後期課程ビジネス科学専攻の学生も協定校の博士課程の学生との交流を図れるように検討していく。

点検・評価項目⑦：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

＜現状説明＞

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、学位授与の方針において「修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度」を学位ごとにそれぞれ明示している。具体的には、博士（経営管理）においては、『総合的マネジメント力』を身につけ、一般に経営学における経営管理の観点から、体系化された研究を実行できる知識・能力」、博士（学術）においては『総合的マネジメント力』を身につけ、経営管理の範囲にとどまらない学術的な研究を実行できる知識・能力」と明示されている。なお、「総合的マネジメント力」とは、戦略経営に関するアカデミックな知見や研究方法論に関する深い理解に基づき、実務上の課題を自ら設定し解決する能力である。

本専攻における学習成果の把握・可視化に係る取り組みとして、2021年度に学位授与の方針と各授業科目の連関を示したカリキュラムマップを作成しており、授業科目による教育活動について、学位授与の方針に示した「修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度」の実質化を点検・評価する土壌を整えたところである。

また、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、1年次修了時に「サーベイ報告書」の提出を課し、2年次に博士學位候補資格認定（キャンディデイト）試験（年度に2回実施予定）を実施した上で、3年次で博士論文審査を行うことにより、学生の研究の進捗を確認することで、学生における教育研究上の効果を検証しようと努めている。そこで、2022年度より博士論文の審査項目について、その到達度を数値としても把握することができる「到達度評価表」を導入した。なお、この「到達度評価表」は、論文審査項目と学位授与の方針と関連性を示したものとなっており、学位授与の方針に明示した学生の学習成果を適切に把握することを企図して設計されている。今後は、ビジネス科学専攻（博士後期課程）運営に関する委員会等において評価の適切な実施・それらから蓄積されたデータ等の確認を行うことで、個別の研究指導を含む改善・向上に資するためのサイクルの更なる整備につなげていく。

加えて、キャンディデイト試験の受験にあたっては、要件を満たす外部発表論文などが1本以上あること、博士學位請求にあたっては要件を満たす外部発表論文などが2本以上あること

が必要であり、客観的にこのような能力が修得できているかを評価することができる。そして博士学位申請論文審査においては、複数の本専攻専任教員および1名の外部審査員が以下の点について審査を行うことで、博士学位請求論文が博士（経営管理）あるいは博士（学術）を取得するのにふさわしい学習成果を反映しているかどうかを測定している。

- (1) 論文の独創性
- (2) 実務への適合性
- (3) 論文構成の明晰性
- (4) 研究手法の適切性
- (5) 課題に対する結論の妥当性
- (6) 先行研究に対する検討度
- (7) 論文の学問的意義
- (8) 専門用語の使用に関する適切性
- (9) 脚注、注記、引用・参考文献の適切性
- (10) 論拠となるデータの信頼性、図表の正確性と適切性

また、学生の研究状況に係る自己評価については、在学生に対するヒアリングを通じ、個々の学生における学習成果について確認を行っており、ヒアリング結果についてはビジネス科学専攻（博士後期課程）運営に関する委員会及び教授会において共有している。

2021年度までの学位授与者は15名であることから、現状において修了後の追跡調査等を行っていない。しかしながら、うち1名は2016年度より客員教授として本研究科戦略経営専攻の授業を担当しているほか、そのほかの修了生について本研究科の教育活動への協力の依頼を行っているなど、修了後も関係性を継続し、修了後の状況について把握ができています。

<点検・評価結果>

学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標は適切に設定されている。また、2022年度より論文審査項目と学位授与の方針と関連性を示した「到達度評価表」を導入しており、評価の適切な実施とその検証を重ねることで、学習成果の可視化及びその評価を行っていく。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、少人数による授業と研究指導が中心となっているため、現在のところ授業評価アンケート等を実施していないが、ビジネス科学専攻（博士後期課程）運営に関する委員会の委員長（研究科長）と研究科長補佐により、在学生に対する面

談調査を不定期に実施し、研究状況の把握と意見・要望の確認を行い、カリキュラムや指導体制の改善を検討する際の材料として活用している。

<点検・評価結果>

教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価が行われている。

<長所・特色>

本専攻に在学する学生に対して、ビジネス科学専攻の委員長（研究科長）と研究科長補佐が面談を行い、研究の進捗状況やその他相談事項および本専攻への意見・要望について把握する機会を設けている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

今後もビジネス科学専攻（博士後期課程）運営に関する委員会の委員長（研究科長）と研究科長補佐による在学生の面談を実施し、カリキュラムや指導体制の改善を検討していく。

◇大学院における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

<現状説明>

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおり設定している。

入学者受け入れの方針

<求める人材>

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、戦略経営に関するアカデミックな知見や研究方法論に関する深い理解に基づき、実務上の課題を自ら設定し解決することを目指している人材を求めています。

具体的には、

- ・企業で既に経営の一端を担い、かつ実績をあげており、これまでの専門性を集大成するための論考の作成を行いたいと考えている人
- ・経験的知識としてビジネスに関わる知識を十分に持っているが、これまで蓄積した暗黙知を理論的に整理し、学術研究・高等教育のキャリアへの移行を考えている人
- ・環境の変化と社会的な要請を重視しながら、実践的で応用性の高い研究に取り組みたい人
- ・日常的な業務において直面する実務的な課題を持ち、専門性を保ちつつも、より広い「総合的な」視点に立ち、「実践的な」研究を行いたい人を想定しています。

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、上述の人材像に即して入学前に以下の知識・能力を有していることが求められます。

- ・知識を活用し、課題の発見、解決にいたるプロセスを見つけるための論理的思考力
- ・論理的な思考により構築した理論を他者に理解させるための文章力
- ・理論・意見・主張を他者に伝え、訴えるための表現力

・海外での先行研究等を調査するための語学能力
また、上述のような人材像を想定しているため、入学時点で就業経験5年以上という出願条件を設定し、いわゆる修士新卒者（社会人としての就業経験が無い修士相当課程修了者）の受け入れは行なっていません。

上記のアドミッション・ポリシーについては、本学公式 Web サイトをはじめ、入学試験要項、履修要項に掲載し、学内のみならず社会に対しても広く公開しているほか、入試説明会、公開講座での説明を通じて周知を図っている。

<点検・評価結果>

学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえて入学者受け入れの方針が設定され、適切な方法にて公表がなされている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<現状説明>

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性

学生募集活動については、本学公式 Web サイトによる最新情報の発信のほか、入試説明会や、各種イベントに対応した Web・新聞・雑誌広告などの媒体広報や本学公式 Web サイトの充実を行い、情報の発信と学生の確保に努めている。

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の志望者を対象とする入試説明会については、戦略経営専攻の在学学生を対象とする学内説明会を実施している。

また、入学者選抜の方法は次のとおりである。なお、受け入れ対象を企業等での実務経験を有する者としていることから、書類審査や面接試験等を通じてこれまでの職務経験をはじめ、戦略経営研究科における学修・研究の目的、それを踏まえた今後のキャリアプラン等を十分確認している。

募集時期は4月入学対象に年1回となっており、①入学時点で5年以上の就業経験を有する者を対象とする一般入試、②戦略経営研究科戦略経営専攻において「論文」を執筆した者で、受験時点で修了後5年以内または修了見込み者を対象とする学内推薦の2種類の入試形態を採用している。

具体的な入学者選抜方法は、一般入試においては志願者経歴書及び研究計画書等に基づく書類審査により第一次選考を行い、その上で筆記試験と口述試験による第二次選考を行うという二段階の選抜方法を採用している。他方、学内推薦については、二段階選抜は行わず書類審査（志願者経歴書、研究計画書等）及び口述試験により選抜を行っている。なお、2019年度入学学生より、いずれの入学者選抜においても、出願書類に過去2年以内に受験した外部英語試験（TOEIC）のスコア提出を必須とし、英語運用能力を確認している。

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

入学者の選抜に際しては、教授会で定めた方針の下、専任教員によって構成される入試・広報委員会によって、選抜試験の実施、採点、合否判定を行うことにより、透明性、客観性を適切に維持している。また、各選考の結果等を受けて、選抜基準・選抜方法については入試・広報委員会において定期的に検討するとともに、必要があればワーキンググループを編成し、時宜に照らした検討を行っている。委員会において検討した結果については教授会に提案し、教授会で審議または報告する体制を採っている。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。戦略経営研究科では、このガイドラインに基づき身体に障害のある者に対しても受験の機会を確保している。なお、受験に際して特段の配慮が必要な学生については、戦略経営研究科事務課が個別に状況を確認し、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に基づいて、合理的配慮の提供や必要な措置を講じることとしている。

<点検・評価結果>

入学者受け入れの方針に基づき、適切な学生募集方法及び入学者選抜方法が採られており、入学者選抜の実施にあたっては、教授会で定めた方針の下、入試・広報委員会によって選抜試験の実施・採点・合否判定を行うことにより、透明性、客観性を担保している。また、全学のガイドラインを踏まえて入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜が実施されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性
 評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

<現状説明>

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻については、2022年5月1日時点で、収容定員36名に対し在籍学生数11名となっており、収容定員に対する学生数比率は0.31となっている。

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、2010年の開設以来、入学者が入学定員を大きく下回る状況が続いている。入学後の授業料に係る経済的負担が大きいことが依然として学生募集上の大きな課題となっており、この点については継続的に検討と学内調整を行っている。さらに、社会人学生であるため学位取得までに時間がかかり、途中で研究を断念する学生が多いことも、進学することに躊躇する理由であると考えられる。入学定員及び収容定員の見直しも視野に入れて、人数の適切性について確認する必要がある。

なお、入学後の経済支援として、ビジネス科学専攻では、公益財団法人白門奨学会の奨学生へ推薦により給付奨学金（年額 20 万円）を得ることが可能となっている。

<点検・評価結果>

以上のように、本専攻では、定員を設定して学生の受け入れと管理をおこなっているものの、収容定員・入学定員ともに充足できておらず、適切な管理が必要である。入学定員の見直しも含めた改善の余地がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

博士学位取得までにかかる経済的・時間的負担によって、入学を躊躇する学生や入学しても途中で継続を断念する学生が多いのが実情であり、改善を要する点である。

<今後の対応方策>

職業的な知見を高度な学問的研究成果としてまとめ上げることを通して養成される「総合的マネジメント」能力は、社会からも強く求められている。

一方で、先に述べたように経済的負担が大きいことや、有職者が研究に費やすことができる時間が少なく、学位取得にまでに時間がかかる（平均して6年以上）ことが、入学者が増えない原因であると考えられる。今後は、入学前に一定の研究成果をあげることを学生に求める（例えば、戦略経営アカデミーのプレDBAコースは、博士後期課程とは全く異なる枠組みではあるが、入学前の研究準備に相当するものであり、こういった枠組みを活用する）等の工夫を通して、博士学位取得までにかかる時間を短縮する方策について検討する。また、抜本的に入学定員の見直しも検討すべきと考える。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、各種入試の結果等をもとに、主として入試・広報委員会の下で学生募集方法及び入学者選抜方法の検証を行っている。委員会において検討した結果については、ビジネス科学専攻（博士後期課程）運営に関する委員会並びに教授会に提案し、審議または報告する体制をとっている。

検討結果に基づく具体的な改善事例としては、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の学内推薦について、制度の見直しを行い、修了見込み者及び直近の修了生に限定していた出願資格を、2014年度入学生選考から修了見込み者及び修了後5年以内のものに緩和したことがあげられる。また、2016年度には、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の英語の入試問題について、他大学の実施状況や受験生の負担の軽減を考慮して、外部英語試験（TOEIC）を導入することを決定した。

<点検・評価結果>

学生の受け入れの適切性については、入試・広報委員会において、適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上が行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院の教員・教員組織

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

<視点の1は割愛>

評価の視点2：研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）

<現状説明>**○研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）**

本学の教員の任免・昇格に関する基準・手続きについては、中央大学専任教員規程、中央大学教員任用審議会規程、中央大学特任教員に関する規程等の任用形態毎の規程及び各教授会の募集・任用・昇格等に関する内規で規定されている。

戦略経営研究科では、戦略経営研究科専任教員の任用及び昇格等の基準に関する内規、戦略経営研究科専任教員採否決定及び専任教員昇格決定の手続きに関する内規、戦略経営研究科教員人事の決定に関する内規、戦略経営研究科特任教員の任用に関する内規、戦略経営研究科任期制助教の任用等に関する内規、戦略経営研究科人事計画及び採用に関する委員会内規等の内規に専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きを定め、大学としての任用等に関する規程とこれらの内規に基づいて、教員の任用を行うことで公平かつ適切な運用を確保している。

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻における研究指導教員の任用手続きについては、戦略経営研究科ビジネス科学専攻における主指導担当に関する任用基準にて必要となる教歴及び学位、研究業績等を明確に定めている。

具体的に、2022年5月1日現在で、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻においては12名の専任教員を配置している。なお、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻を担当している12名のうち2名は2022年度で定年退職となるが、退職となる教員と同じ研究分野でビジネス科学専攻担当の資格要件を満たす2名の教員の任用がすでに決定している。

<点検・評価結果>

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、研究科担当教員の資格の明確化し、それに基づく適正な教員配置がなされている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

以上

専門職大学院法務研究科

◇大学院の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

＜現状説明＞

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、建学の精神「實地應用ノ素ヲ養フ」に基づき、理念・目的を中央大学学則第2条において「本大学は、その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もつて個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献すること」と掲げている。その上で、本学における専門職大学院は、中央大学大学院学則第3条の2第2項において「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」を使命としている。

これらを踏まえて、本研究科では、教育研究上の目的を「専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする」（中央大学専門職大学院学則第4条第1号）と定めるとともに、本学の伝統と実績を継承し、「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学の精神を貫くべく、次の4つを「教育理念」として示している。

1. 市井にあまねく法律サービスをいきわたらせるため、市民が必要としている身近なホームドクター的な法曹を養成する。そのため、ホームドクター的な法曹に期待される、市民の日常生活に関わる法分野における幅広い法律知識、問題解決能力を養うとともに、豊かな人間性及び高い倫理観を涵養する。
2. 高度化・多様化した現代社会のニーズに応える専門法曹を養成する。かかる法曹に必要とされる、国際ビジネス法、知的財産法、企業倒産法、先端技術関係法、国際関係法、公共政策決定、組織犯罪規制などの専門的な法分野における新しい知識、分析能力及び問題解決能力を涵養する。
3. 日常的な法分野においても、先端的・専門的な法分野においても、高度の法理論教育を重視しつつ、法律実務に即した実践的教育を十分に行うものとし、それを通じて実務を批判的に検討し発展させる創造的思考力をもつ法曹を養成する。
4. 国民のニーズに十分応え得るレベルにまでわが国の法曹を質的・量的に拡充するため、前述のような優れた資質を備えた法曹を多数輩出するよう努力する。法曹輩出の伝統を有する本学にとって、このような司法制度改革の目標達成に貢献することは社会的使命でもある。

このように本研究科においては、養成する法曹像として、幅広い法律知識と問題解決能力を有し、豊かな人間性と高い倫理観を備えることで、高度化・多様化した現代社会のニーズに応え得る法曹を掲げている。

また、以上の教育理念に基づき、学位授与の方針に養成する人材像として、具体的な6つの

「養成する法曹像」のモデルを次のように提示している。

- ①市民生活密着型ホーム・ローヤー
- ②ビジネス・ローヤー
- ③渉外・国際関係法ローヤー
- ④先端科学技術ローヤー
- ⑤公共政策ローヤー
- ⑥刑事法ローヤー

養成する法曹像として具体的なモデルを提示することは、個々の学生がより明確な目的意識を形成し、自主自律的に学修する契機として機能している。そして、本研究科においては、様々な取り組みを通じて個々の学生の目標実現に向けて強力なサポートを展開している。

以上のとおり、本研究科の教育研究上の目的及び教育理念は、本学の理念・目的を踏まえたものであり、その内容は専門職大学院設置基準第2条第1項に定める「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」という専門職学位課程の目的にも則ったものである。

<点検・評価結果>

本研究科では、本学の建学の精神及び理念・目的を踏まえた上で、研究教育上の目的及び4つの教育理念を明確に設定するとともに、これらの理念に基づく6つの「養成する法曹像」を具体的な形で提示している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

<現状説明>

○構成員に対する周知方法とその有効性

本研究科の教育研究上の目的については、中央大学専門職大学院学則第4条第1号において「専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする」と定めている。さらに、この「法曹養成」をより具体化したものとして、6つの分野の「養成する法曹像」を明示しており、これは「中央大学大学院法務研究科（法科大学院）設置認可申請書」にも記され、設立当初から目的として掲げている。本研究科の教育研究上の目的については、具体化された「養成する法曹像」として、「CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK」（以下、「ガイドブック」という。）に毎年掲載して学内外に配布しているほか、本学公式Webサイトにも掲載している。なお、「養成する法曹像」については、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）において「養成する人材像」としても明記している。

さらに、履修要項において、「養成する法曹像」に即した6つの科目履修プラン（以下、「履修モデル」という。）を示すほか、2022年度に大幅にリニューアルした本学公式Webサイトとガイドブック等には6つの法曹像それぞれの分野で活躍している修了生法曹を紹介し、養成す

る人材像を具体的にイメージできるようにするとともに、法科大学院進学希望者へのキャリア意識を高めることも企図している。また、年度初めのオリエンテーション、キャリアガイダンスにおいて6つの法曹像を示し、実務家講演会等においても多様な法曹を招いて実施することにより「養成する法曹像」についての理解を促進している。

教職員に対しては、毎年度発行される履修要項やガイドブックを配布して非常勤教員を含めて周知しているほか、専任教職員にはFD研究集会等で、さらに理解を深めている。

○社会への公表方法

本研究科の教育研究上の目的は「養成する法曹像」として、ガイドブックに毎年掲載して、進学説明会や他機関が主催する合同入学相談会などの機会に配布しているほか、本学公式 Web サイトにも掲載するとともに、本学公式 Web サイトを通じて資料請求があった場合にはガイドブックを発送している。また、本研究科のロゴマークは、本学のロゴマークを基礎に、いわゆる六法 (Constitution, Civil law, Criminal law, Commercial law, Civil procedure, Criminal procedure) の英語頭文字でもある C を 6 つ組み合わせ考案されており、本学の新しい歩みと六法 (法の支配) の広がり、更には本研究科が養成する 6 つの法曹像を重ねてイメージしたものであり、このロゴマークを通じて学内外に発信している。

養成する法曹像の周知状況を測る一つの指標のうち、新入生ガイダンス時に実施している新入生アンケートの結果では、2022 年度入学生の 49.6% が本研究科の養成しようとしている法曹像について知っていると回答している。

<点検・評価結果>

本研究科の教育研究上の目的は、本学の専門職大学院学則に明記されており、また「6つの法曹像」として具体化して構成員への理解を促している。さらに、本学公式 Web サイトやガイドブック等を通じて広く社会へ公表しており、その周知は適切に行われている。

<長所・特色> <問題点> <今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

本研究科における中長期計画については、本研究科の理念を踏まえて、法科大学院将来構想委員会をはじめとした常設委員会において将来構想に関する事項を審議し、教授会において諸施策の設定を行っている。その際、中央大学として受審する機関別認証評価、及び法務研究科独自に受審する分野別法科大学院認証評価における指摘事項も客観的な根拠資料として活用している。

特に、将来構想委員会は、研究科長や研究科長補佐を含めた委員から構成し、法曹制度をめぐる状況をふまえて、本研究科における法曹養成の在り方、学生定員および人事計画、入試政策、法曹継続教育等の将来構想に関する事項について総合的に検討する組織として 2013 年度

から設置している。本委員会の下で、2016年度には、「Chuo Law School Vision 2016 — 中央大学法科大学院中期構想」を定め、同年には本研究科の将来構想を鑑みた際の入学定員の在り方を検討し、教授会に提言した上で、実際に入学定員の変更を行った。直近では2020年度から2021年度にかけて、本研究科における受験者数や入学者数の動向、司法試験合格率の推移、いわゆる「法曹コース3+2」の5年一貫教育制度に対応したカリキュラム改正、及び本学専門職大学院の駿河台キャンパス移転等、様々な要因に伴う教員の中長期人事計画の検討を行い教授会へ提言している。

さらに、本研究科の2019年度から5年間の機能強化構想として、1) 他大学を含む法学部等との連携（FD活動を含む）の強化による段階的・体系的な法曹教育の充実、2) 多様な法曹を輩出するための本学法学部通信教育課程との連携、3) 未修者教育の改善・充実、4) リカレント教育による途切れのない法曹教育によるいわば中大法曹コミュニティの充実、5) 英吉利法律学校の伝統をふまえたグローバル社会とりわけアジア諸外国法曹養成機関との連携強化、を掲げており、この結果については毎年度それぞれ所管に委員会において達成度を確認し、次年度へのアクションに繋げている。なお、これらの取り組みについては、文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、補助金の加算ポイントとして評価されている。

また、常設委員会の他にも、本研究科において中長期視点で課題と思われる事項への対応について、必要に応じてワーキンググループを設置して集中的な検討を行うこともある。例えば、2018年には、研究科全体の底上げとして、未修者教育の強化を進めるため、未修者教育プロジェクトチームを立ち上げた。このプロジェクトチームでは、2018年度内に議論を重ね、2019年2月に教授会において提言を行っている。この提言を受けて、同年4月17日に「中央大学法科大学院の未修者教育の質の改善についての提言をめぐって」と題するFD研究集会を開催し、本研究科専任教員で意見交換を行った。なお、同提言の特徴としては、①未修者初年次の厳格な成績評価の重要性、②教育改善にあたっての組織的取組の必要性等が挙げられ、これらの事項について、本研究科として継続的に取り組んできている。

教育改善にあたっての具体的な取組みとして、未修者を対象とする「短答演習」を2019年度から実施している。これは、共通到達度確認試験（試行試験も含む）の過去問題を参考として、短答問題を繰り返し演習するものであり、正課外の取り組みではあるものの、学生が授業で学んだ法律の基礎知識を定着させることに寄与している。なお、2022年実施の司法試験結果において修了1年目の未修生の合格率が60%であったことから、この取組みの効果もうかがえる。

加えて、令和元年(2019年)6月26日公布の「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部改正に関する法律」により、いわゆる「法曹コース3+2」の5年一貫教育制度が2020年度から始まり、本研究科では2022年度から対象の学生の受入れを始め、2023年度からは法科大学院在学中受験が可能になるという大きな転換期を迎えている。

これに伴い、本研究科では、この法律等の一部改正の動きに合わせて、本学における5年一貫教育にいち早く対応するため、法務研究科長のリーダーシップの下で、教務委員会においてはカリキュラム改正を、入試・広報委員会においては「法曹コース・早期卒業」の法学部3年生を受け入れるための「5年一貫型選抜」をはじめとする新たな入学試験制度の検討を開始し、運営委員会を経て教授会において慎重に審議を重ね、2021年度中に本学法学部を含む全10大学との連携協定を締結している。なお、詳細については、関連する各項を参照されたい。

他方で、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」において、キャンパス整備計画の一環として、本研究科を含む専門職大学院が2023年4月に竣工する新たな駿河台キャンパスへ移転するこ

とが、同時期に法学部が多摩キャンパスから茗荷谷キャンパスへ移転することと合わせて本学の中長期事業計画の大きな柱となっている。これにより法学部と本研究科との5年一貫教育が一層促進するとともに、同じ駿河台キャンパスに移転する戦略経営研究科(ビジネススクール)との連携により、法曹リカレント教育を含む高度専門職業人養成の拠点にすることを目指している。

また、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に掲げた2025年度までに達成すべき数値目標である「司法試験累積合格率75%」「司法試験合格者数順位1位」については、2021年度の司法試験合格者数は83名であり、他大学法科大学院を含めた順位は5位、及びそれに伴う司法試験累積合格率70.43%となっている。今後、目標達成に向けて、教育の質的向上の観点からは教務委員会及びFD委員会、入学者選抜の有効性については入試・広報委員会において、様々な施策を検討していく。

<点検・評価結果>

本研究科では、教育理念に基づき、中長期的計画を適切に設定している。なお、その際には、機関別認証評価及び分野別法科大学院認証評価による指摘事項も客観的な根拠資料として活用するとともに、法曹養成教育の動向や補助金プログラムによる評価等も加味しながら、検討を行っている。

<長所・特色>

常設委員会以外のワーキンググループ等による提案・提言を中長期計画と連動させることにより、特定の課題に対して柔軟かつ集中的に検討することが可能となっており、未修教育プロジェクトチームによる提言が、未修者の司法試験合格率向上につながるなど、一定の機能を果たしているといえる。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

現在取り組んでいる未修者教育プログラムについては、「短答演習」における成績と司法試験合格との相関を分析してさらにブラッシュアップして取り組むとともに、その他の中長期的な課題についてもワーキンググループを活用する等、その都度適切な意思決定プロセスを構築し、本研究科におけるPDCAサイクル(計画の実効性)を高めていく。

◇大学院における内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応がなされているか

＜現状説明＞

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

本研究科は、中央大学専門職大学院学則第6条第1項に基づき、弛まぬ自己改革を目的として、教授会の下に「自己点検評価委員会」を設けている。自己点検評価委員会は、本研究科の教育研究活動及びその他の諸活動に関する点検・評価を定期的に行い、その内容を教授会に報告して、関連する各種委員会の活動の発展・改善を促すとともに、点検・評価の結果を自己点検評価報告書に取り纏める役割を担っている。取り纏めた自己点検評価報告書については、後述するアドバイザリーボードへ報告して評価及び助言を受けるとともに、アドバイザリーボードの会議概要を付した自己点検評価報告書を教授会に報告し、その後本学公式 Web サイトで公開している。なお、自己点検評価委員会を構成する委員は、法科大学院での教育経験が長い、もしくは、執行部（研究科長・研究科長補佐）の経験がある者を任命し、点検・評価に際して分野による偏りが起こらないように、2022年度5月1日現在、公法系2名、民事系3名、刑事系3名、実務系1名、基礎法学・外国法・隣接系1名、展開・先端系1名の計11名によって構成されている。

また、その他にも、自己改革を目的として設定され、恒常的にこれに取り組む組織として、FD委員会、入試・広報委員会、教務委員会及び人事計画委員会等の常設委員会があり、そこでの検討結果は最終的に教授会に上程されることで有機的に連携し、必要があれば関係部署にフィードバックし、改善・改革に努めている。

これらの内部質保証システムのなかで、例えば中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下での本研究科における単年度行動計画であるアクションプランの進捗・達成状況や、本研究科が設定している「自主設定課題」の点検・評価等を確認し、その結果を踏まえた上で、各委員会の下で今後の方策を検討・実行している。

さらに、同専門職大学院学則第7条に基づき、「中央大学法科大学院アドバイザリーボード」を設置している。本アドバイザリーボードは、主に外部の有識者によって構成され、学校教育法および専門職大学院設置基準の定める教育課程連携協議会としての役割を果たしており、本研究科の自己点検評価報告書及びその他必要資料のチェック並びにアドバイザリーボード会議での意見交換を通じて、本研究科の自己点検・評価の客観性・妥当性を担保するとともに、専門職大学院学則第7条第2項に定める事項及び教育・運営全般について改善のための忌憚のない意見や助言を提言することとなっている。ここでの助言等を踏まえて、教授会の下で常設委員会において、さらなる自己改革に向けて具体的な施策の検討・実施を行う仕組みが構築されている。なお、2019年度にアドバイザリーボードからの助言を受けて、本研究科の自己点検・評価活動について、諸活動のPDCAサイクルを可視化し、内部質保証システムの強化を図るため、2020年度自己点検評価報告書の様式の改訂を行っている。

このほか、全学的な自己点検・評価システムが構築されており、本研究科も法務研究科組織評価委員会を組織して、全学の枠組みのもと、法科大学院の活動を対象に点検・評価を実施するとともに、諸活動の分野ごとに設置される分野系評価委員会に委員を参画させている。全学の自己点検・評価活動においては、学外の有識者から構成される外部評価委員会による外部評価も行われており、評価結果は教授会において報告され、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策について、教育理念・目標の妥当性をも含めて法務研究科の活動全般について検証する仕組みを備えている。

このように、制度的に本研究科における自己点検・評価の仕組みを整備している一方で、新

型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度以降においては、アドバイザーボード会議を対面で開催できておらず、内部質保証システムが十分に機能しているとは言い難い状況である。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

本研究科は、2008年度、2013年度及び2018年度において、公益財団法人日弁連法務研究財団の認証評価を受審し、同財団に定める法科大学院評価基準に適合していると認定されている。

しかしながら、2018年度に実施した法科大学院認証評価では、日弁連法務研究財団から、「最近の当該法科大学院における出願者、入学者の動向と修了者の司法試験合格率の推移は樂觀すべき状況ではない」旨の厳しい指摘を受け、学生が本研究科での学修の中で司法試験に合格し得る基礎知識・能力を着実に身につけられるように、2020年度に進級要件としてのGPA基準を厳格化するとともに、修了要件としてのGPA基準を新たに設けるなど、改善に向けて適切に対応している。

さらに、2018年度の各評価基準項目別の評価結果において、A+、A、B、C、Dの多段階評価項目の内、C評価を受けた項目が5項目あり、特に「入学者の多様性の確保」「教員のジェンダーバランス」「厳格な成績評価の実施」の3項目は、2013年度にもC評価を受けているため、重点的に進捗を検証し、組織的な改善に取り組んでいる。指摘事項への具体的な対応については、それぞれ関連する項を参照されたい。

なお、本学で受審した2009年度及び2016年度の機関別認証評価においては、本研究科に係る特段の指摘・勧告は受けていない。

<点検・評価結果>

以上のとおり、本研究科では、自己点検評価委員会をはじめとした常設委員会において、不断の自己改革を行っており、その活動のプロセスについては、自己点検評価委員会において点検・評価の上、報告書に取り纏め、本学公式Webサイトに公表している。また、主に外部有識者によって構成され、教育課程連携協議会の役割を果たすアドバイザーボードも設置しており、その自己点検・評価活動の客観性・妥当性も担保している。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度以降アドバイザーボード会議を対面で開催できておらず、内部保証システムが十分に機能しているとは言い難い。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

2020年度以降、アドバイザーボード会議を対面で開催できておらず、内部保証システムが十分に機能しているとは言えず、早急に対処する必要がある。

<今後の対応方策>

まずは、自己点検評価委員会を中心に、2022年度内に、アドバイザーボードが開催されていない年度の本研究科における活動の点検・評価を改めて実施し、自己点検評価報告書を整理した上で、アドバイザーボード会議を対面またはそれに準ずる形式で実施し、内部質保証システムの機能改善に努める。また、今後、新型コロナウイルスの感染症の蔓延等予期せぬ事態

が起きた場合の対応策も含め、自己点検・評価活動の継続性が損なわれることがないように、研究科運営計画の見直しを図り、自己点検・評価活動の実施体制を再構築・強化する。

◇大学院の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

法務研究科は、2004年に、現代社会における複雑かつ多様化したニーズに十分対応できる法曹人材の養成を目指す司法制度改革と、社会経済の高度化・グローバル化に伴う高等教育とりわけ大学院における高度専門職業人の養成機能を備えた専門職大学院の創設が求められたことを背景に、双方の機能を備えた、新たな法曹養成制度の中核として、理論と実務を架橋する高度な法学教育を行う専門職大学院「法務研究科法務専攻(専門職学位課程)」として開設された。

これは、本学が1885年に、実地応用を重んずる法学教育を通じて近代社会に相応しい人材を育成することを目的に「英吉利法律学校」として創設されて以来、その建学の精神に基づき、社会に根ざした実践的な法律学の追求や新しい時代のニーズに合った教育を実施するなど、多年にわたって培ってきた学術的伝統をさらに充実・発展させるとともに、高度化・多様化する社会の要請に応えうる高度専門職業人の養成およびその資質向上に積極的に取り組んできた系譜に連なるものであり、本学の理念・目的に適ったものである。

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

学問の動向への配慮としては、例えば2021年の民法・不動産登記法の改正に伴い、この内容を検討する授業科目を2018年度から法律基本科目群に「改正民法解説」等を設置するなど、法改正に伴う学問の動向を常に注視し、時宜に適ったカリキュラム改正等の対応を行っている。

また、社会的要請への配慮としては、先に述べたように、法科大学院制度は、現代社会における複雑かつ多様化したニーズに十分対応できる法曹人材の養成を目指す司法制度改革と、社会経済の高度化・グローバル化に伴う高等教育とりわけ大学院における高度専門職業人の養成機能を備えた専門職大学院の創設が求められた大学院制度改革等の社会的な要請を背景に誕生しており、本学においても、建学の精神における「実地応用」を重視する実践的な立場から、この要請に応えるとともに、「法科の中央」と呼ばれる伝統的な法曹養成をさらに発展させることを目的として2004年に本研究科を開設している。その後、さらに社会の高度化・多様化が加速的に進むなかで、本研究科が毎年多くの高度専門職業人を輩出していることを踏まえると、それ自体、社会の要請に対応していると言える。

さらに、近年では、令和元年(2019年)6月26日公布の「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部改正に関する法律」に基づき、大学法学部等と本研究科における教育との円滑な接続を図るため、5年一貫教育に向けたカリキュラムの見直し及び本学法学部を含む全10大学との法曹養成連携協定の締結、並びにこれらを踏まえた入学者選抜の検討等

を実施し、既に2022年度には5年一貫教育の課程に属する学部学生を入学生として受け入れている。

国際的環境等への配慮としては、英吉利法律学校の伝統をふまえて、我が国の法曹のあり方をグローバルな視点から学ぶため、法科大学院の開学以来、英米法科目を複数展開するとともに、グローバル化の進展の中でアジア法に関する科目を充実させてきた。また、提携するロンドン・ミドルテンプルやボストン大学の協力の下で、実際に海外で研修を行う「Study Abroad Program(SAP)」を正課の授業として展開している。

また、2019年度から開講した「国際民事紛争解決の基礎」及び「国際仲裁の実務」では、当該分野における国際的な仲裁の実務経験を有する著名な外国人法律家を含む専門家を招聘し、特に「国際仲裁の実務」では、本学専門職大学院のもう一つの研究科である戦略経営研究科の学生にも受講を認め、履修者の多様性を高め、より実務と理論の融合した国際性の涵養を目指している。

<点検・評価結果>

上述のとおり、本研究科は、本学の理念・目的を踏まえた教育研究組織となっており、また、学問の動向、社会的要請及び国際的環境等への配慮した対応を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

前掲「内部質保証」で記載のとおり、本研究科では、自己点検評価委員会を中心とした自己点検・評価活動を毎年実施し、その報告書を公表するとともに、主に外部の有識者からなる独自のアドバイザリーボードによってチェックを受ける体制を整えており、教育研究組織の妥当性もその対象となっている。その他にも、FD委員会、入試・広報委員会、教務委員会及び人事計画委員会等の常設委員会において、教育研究組織に関する所管事項について、定期的な点検・評価に取り組んでおり、そこでの検討結果は最終的に教授会に上程されることで有機的に連携し、改善・改革に努めている。

また、専門職大学院学則第8条では第三者評価機関による評価を義務付けており、その評価結果も本研究科の教育研究組織の妥当性を確認する客観的な根拠として活用している。

<点検・評価結果>

本研究科では、教育研究組織の点検・評価についても、自己点検評価委員会をはじめとした常設委員会において、不断の自己改革を行っている。

また、アドバイザリーボードや認証評価における指摘・助言についても、本研究科の自己点

検・評価活動において、教育研究組織の妥当性を確認する客観的な根拠として活用している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇大学院の教育課程・学習成果

＜点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛＞

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

＜現状説明＞

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本研究科では、「實地應用ノ素ヲ養フ」という教育理念に基づき、事実、経験、実践を重視する実学主義を法学教育に適用して、幅広い知識はもちろん、的確な問題解決能力、豊かな人間性、高い倫理観をもった法曹の養成を目指し、以下のとおり、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を定めている。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

＜養成する人材像＞

法科大学院は、「實地應用ノ素ヲ養フ」という教育理念に基づき、事実、経験、実践を重視する実学主義を法学教育に適用して、幅広い知識はもちろん、的確な問題解決能力、豊かな人間性、高い倫理観をもった法曹を養成します。

具体的には、市民に身近なリーガル・ジェネラリスト（1.）及び社会のニーズに応えるリーガル・スペシャリスト（2.～6.）を養成します。

1. 市民生活密着型ホーム・ローヤー
2. ビジネス・ローヤー
3. 涉外・国際関係法ローヤー
4. 先端科学技術ローヤー
5. 公共政策ローヤー
6. 刑事法ローヤー

これらは主として弁護士を念頭に置いた法曹像ですが、冒頭の趣旨は裁判官や検察官にも当てはまるもので、人間や社会についての深い洞察力を備えた心豊かな裁判官や検察官の候補者を養成することも重要な目標です。

＜修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度＞

法科大学院では、所定の教育課程を修め、次のような能力を修得した人材に対し、法務博士（専門職）の学位を授与します。

1. 市民生活密着型ホーム・ローヤー
市民生活に根ざした法曹として必要な、消費者法、労働法、社会保障法、裁判外紛争解決制度などの知識を身につけ、実務に活かすことができる。
2. ビジネス・ローヤー
ビジネスの最先端の現場で発生するさまざまなニーズに即応する法曹として必要な、国際取引法、事業再生法、倒産法などの知識を身につけ、実務に活かすことができる。
3. 涉外・国際関係法ローヤー
国際的に活躍できる法曹として必要な、国際私法、国際経済法、国際取引法などの知識を身につけ、実務に活かすことができる。
4. 先端科学技術ローヤー
知的財産戦略や先端科学技術などの分野を担う専門法曹として必要な、知的財産法、IT社会と

法、英米契約法などの知識を身につけ、実務に活かすことができる。

5. 公共政策ローヤー

公共政策分野に強い法曹として必要な、政策形成と法、実務行政訴訟、租税法などの知識を身につけ、実務に活かすことができる。

6. 刑事法ローヤー

刑事法分野の先端的テーマを取り扱うことができる法曹として必要な、経済刑法、社会安全政策と法、少年法、矯正と法などの知識を身につけ、実務に活かすことができる。

なお、本方針は、本学公式 Web サイトや履修要項に掲載し、学生、教職員へ周知を図っているだけでなく、入学時の履修手続ガイダンスにおいて、科目履修プランとして説明を行っている。特に、養成する人材像については、学内の掲示板等に6つの法曹像を表している本研究科独自のロゴマークを掲示し、日常的に理解の促進を図っている。

学外に向けては、本学公式 Web サイトを通じて、広く社会に公表しているほか、入試説明会等を通じて本研究科への受験を考えている方々への説明も行っている。

また、本研究科では、学位授与の方針に基づき、学生の段階的な学修に資するよう、法律基本科目および実務基礎科目の一部について、各学年の終了時まで習得すべき事項を「中央大学法科大学院到達目標」（以下、「到達目標」という。）として定め、本学の授業支援システム「C plus」上に掲載し、周知している。

<点検・評価結果>

本研究科では、本学の教育理念を踏まえて、学位授与の方針を定め、適切な方法で公表している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本研究科では、学位授与の方針及び到達目標を踏まえ、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、学生が修了にあたって備えるべき知識・能力・態度を修得することができるようなカリキュラムの提供に配慮している。すなわち、学位授与の方針で定めた6つの法曹像は、そのいずれの法曹を志す上でも、社会のあらゆる面で発生している法律紛争に対応し得る高度な法的知識はもとより、幅広い知識や適切な問題解決能力、豊かな人間性、高い倫理観等が求められるため、これらの知識や能力、態度の涵養に向けた授業科目全体の基本構成及び体系性を確保し得るような、教育課程編成・実施の方針を設定している。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

<カリキュラムの基本構成>

本学法科大学院（法務研究科法務専攻）のカリキュラムは、学生が修了にあたって備えるべき知識・能力・態度を修得することができるよう、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・外国法・隣接科目群、展開・先端科目群の4つの科目群から構成されています。

法律基本科目群では、リーガル・ジェネラリストの養成と、リーガル・スペシャリストたる専門法曹の養成に共通のコアとなる公法系、民事系、刑事系といった基本法領域を重視し、その体系的な理解を深めるとともに、知識の定着を目指します。

実務基礎科目群では、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップなどの実習の要素の強い科目を通じて依頼者の抱える法律紛争の解決や法曹倫理の具体的事例に関する実践的な教育訓練を行います。

基礎法学・外国法・隣接科目群では、本学における法曹養成と比較法研究の歴史と伝統を活かし、法のあり方をグローバルな視点で学びつつ、わが国の法曹資格に加えて、外国法曹資格を取得する素地を築きます。

展開・先端科目群においては、リーガル・スペシャリストたる専門法曹を養成するため、多彩な展開・先端科目を開設し、実務家教員を交えて、発展的・先端的な法領域に関する理論的・実践的な教育を提供します。

<カリキュラムの体系的性>

1年次において法律基本科目群のうちの入門科目により基礎を涵養したうえで、2・3年次において法律基本科目群のうちの応用科目及び実務基礎科目群、基礎法学・外国法・隣接科目群、展開・先端科目群を履修します。また、「養成する法曹像」に対応した科目履修プラン（履修モデル）を提示し、体系的・効果的に履修ができるよう科目を配置しています。1年次から2年次および2年次から3年次への進級時には、GPA等により進級判定を行い、要件を満たした場合にのみ進級できることとしています。

この教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、履修要項に記載して学生に明示しているほか、ガイドブックでは2022年度からカリキュラム概念図も用いて分かりやすく進学希望者へ周知すると共に、同様の内容は本学公式Webサイトに掲出し、広く公表している。

なお、2022年度より、学位授与の方針に基づく学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップを作成し、本学公式Webサイトに掲載している。

<点検・評価結果>

本研究科では、学位授与の方針に基づき、教育課程編成・実施の方針を定めており、その関連性は適切なものとなっている。また、教育課程編成・実施の方針については、履修要項やガイドブック、本学公式Webサイトを通じて公表している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点2、5は割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

<p>評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p>

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

本研究科では、法曹を養成するという専門職大学である法科大学院の趣旨に鑑み、教育研究上の目的及び学位授与の方針にしたがって、養成する人材像を具体的に示すモデルとして、市民に身近なリーガル・ジェネラリスト及び社会のニーズに応えるリーガル・スペシャリストとしての6つの法曹像を掲げている。また、その学位授与の方針を踏まえた教育課程編成・実施の方針に基づき、学生が修了にあたって備えるべき知識・能力・態度を修得することができるようなカリキュラムの設計にも十分に配慮している。

まず、法曹において求められる基礎的かつ汎用的な法学的学識・能力の涵養に向けては、「法律基本科目群」を置き、専門法曹養成のコアとなる知識を身につけるための科目を、「公法系」「民事系」「刑事系」「総合系」に分類・配置することで、体系的な理解がなされるように配慮している。特に、「総合系」の1年次に配当される「生活紛争と法」については、未修入学者に法曹実務についての具体的なイメージをもたせることを企図した導入科目であり、民事・刑事双方の分野についてワークショップ形式を取り入れた授業を展開し、2年次以降に開講される民事系、刑事系の各科目の履修に向け、学生に体系的な履修・学修を意識させる役割も果たしている。

次に、実務法曹として活動するにあたり、その基礎となる知識・能力を実践的に養うための科目群として、「実務基礎科目群」を設置している。この科目群には、法曹として活動するにあたり必須となるリサーチ能力の涵養を目的とする「法情報調査」や、法曹として不可欠な高い倫理観を涵養する「法曹倫理」を置くとともに、紛争解決に必要な能力の涵養にあたり実践的な教育を行う「模擬裁判」「リーガル・クリニック」をはじめとする臨床科目を配置している。

さらに、法曹としての活動を支える幅広い知識の涵養を主たる目的として、「基礎法学・外国法・隣接科目群」を置いている。この科目群では、「法哲学」をはじめとする基礎法学科目に加え、外国法や企業活動における紛争予防・解決の基礎となる科目を設置していることが特色である。

そして「展開・先端科目群」は、複数の分野にまたがる領域を扱う科目、リーガル・スペシャリストたる専門法曹の養成に向け、発展的・先端的な法領域に関する科目等を6つの法曹像に即して多彩に設置することで、社会の多方面にわたる高度な法的知識を涵養するとともに、異なる分野・領域を統合した知識も養うものとなっている。

以上の各科目群においては、1年次には基礎的な知識を身につける科目、2年次には実際の事例を分析する基礎的応用力の養成を目的とする科目、3年次は発展的・先端的な内容を扱う科目や、複数の分野を横断・統合するような総合力を養成する科目を配置し、「基礎から応用へ」という順次性にも十分配慮している。

具体的な順次性のある科目配置に関する工夫として、例えば1年次の法律基本科目においては、前期には「憲法Ⅰ」「民法Ⅰ」「刑法Ⅰ」とあわせて「生活紛争と法」を設置し、ここでそれぞれの法分野にかかる概論的な知識と実務法曹に係る理解を深めたうえで、後期からはこれらを土台として商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の各分野や、事案研究の基礎を扱う科目等を設置することで、未修者が汎用的で基礎的な法学的学識・能力を着実に身につけることができるよ

う最大限の配慮を行っている。その後においても、基礎・応用を段階的に履修することが望ましい科目（例えば「労働法Ⅰ（基礎）」、「労働法Ⅱ（応用）」等）については、前期に基礎的な内容を扱う科目、後期に応用的な科目をそれぞれ配置することで、学修効果の向上を図っている。

なお、法律基本科目および実務基礎科目の順次性については、「養成する法曹像」に対応した科目履修プラン（履修モデル）を履修要項および本学公式 Web サイトに提示し、体系的・効果的な履修を促すとともに、「C plus」上に到達目標として、各学年の終了時までには習得すべき事項を定め、学生が段階的に学習を進められるように配慮している。

また、全学の FD 推進委員会の下、授業科目に適切な番号を付し分類するナンバリングについて検討中であり、全学的な共通ルールの下で学修の段階や順序など教育課程の体系性を明示することができるため、学生の適切な履修選択の一助となるとともに、5年一貫教育制度における本学法学部との接続性の強化が期待される。

さらに、法曹となるために必要な能力が着実に備わるよう、カリキュラムの順次性・体系性を担保するため、法律基本科目群の授業科目については、「履修前提要件」を設定し、下級年次の一定の授業科目を修得していなければ上級年次の配当科目を履修することができないものとする制度を採用している。加えて、各学年において進級判定制度を設けており、1年次から2年次および2年次から3年次への進級時には、「中央大学法科大学院における進級及び修了に関する規程」に基づいて進級判定を行い、要件を満たした場合にのみ進級できることとしている。

「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部改正にする法律」に伴う、2022年度からの5年一貫教育制度の開始と、2023年度から始まる司法試験の法科大学院在学中受験が可能になるという大きな制度変更に対応するため、本研究科においても、主に①学生の履修負担の軽減及び学修時間の確保を目的とした修了要件（各科目群における必要単位数を含む）の見直し、②必修科目を含むカリキュラムの大幅な改正、について2020年度から検討を開始し、順次実行している。これにより、法学部から法科大学院、そして在学中または修了後の司法試験受験、という体系的かつ順次性のある構造の教育課程を構成していると言える。

ただし、とりわけ司法試験の法科大学院在学中受験への対応については、カリキュラム改正を行い、学生の段階的な履修状況や学修負担等も確認しながら、試行錯誤しつつ対応している状況であることは否めない。在學生は、3年次の7月に司法試験を受験できることになるため、3年次に進級するまでに、法律基本科目及び司法試験選択科目のうち所定の単位数を履修の上、知識・能力等を修得しておく必要がある。これを踏まえると、学生は2年次において、法律基本科目及び司法試験選択科目の学修に注力することになり、実務基礎科目を履修する余裕が乏しくなる。

そのため、現在、3年次前期の4～5月において、法律基本科目や司法試験選択科目に関する1単位科目を集中的に開講する実質的なクォーター制を導入することを検討している。これにより、学生の司法試験受験に必要な知識・能力を補完するとともに、2年次における負担の軽減を企図している。なお、司法試験を受験しない在學生にも十分配慮し、従来の2単位科目の開講も維持するとともに、6～7月にも集中的に開講する授業を用意する予定である。一方で、学生は、司法試験終了後に、実務基礎科目群、基礎法学・外国法・隣接科目群及び先端・展開科目群の修了に必要な単位を修得しなければならず、学生の履修選択の幅を確保するためには、前期の集中講義期間及び後期において、科目の開講時期及び開講方法（授業内容や単位数の分割も含めて）をどのようにすべきかについては、未だ検討段階にある。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

本研究科では、専ら法曹養成を使命としていることから、法科大学院教育の本質である理論と実務の架橋を意識して、本研究科の教育課程の編成および学生の社会的及び職業的自立を図るためキャリア教育の充実を図っている。

まず、学位授与の方針に掲げている6つの「養成する法曹像」に対応した科目履修プラン（履修モデル）を示し、各年度の履修要項および本学公式Webサイトに明記するとともに、各種のガイダンス等を通じ、各自が志望する将来のキャリア・プランを踏まえた体系的な履修を行うよう促している。

次に、具体的な理論と実務の架橋となる授業の設置状況については、以下のとおりである。

法律基本科目群においては、1年次配当の科目のうち実務家教員が担当する「生活紛争と法」で、日常生活から生じる身近な紛争事例を実務家の視点から取り上げ、法学未修者が各法分野の理論的・体系的学修を進めるうえで導入科目としての役割を担いつつ、同時にロールプレイ形式の授業も取り入れ法律実務への関心を深める契機を作っている。さらに、2年次・3年次配当の科目については、徐々に実務に重きを置いた科目を配置しており、授業において扱う教材は、主として判例を中心とした長文の事例と設問を用い、市販のテキストを利用する場合にも、教員が補助教材を作成するなど、学生の理解・特性に合わせて工夫を凝らしている。3年次配当科目の「総合事案研究」は、2年次までの理論科目と実務基礎科目での学修を踏まえ、実務法曹に必要とされる書面及び口頭での表現能力を培うことを企図する科目であり、司法修習、とりわけ実務修習への架橋を目的としている。

また、実務基礎科目群においては、理論と実務の架橋を具現化し、実務家として要求される実務現場での事実及び規範の発見能力、紛争解決能力、コミュニケーション能力、文書作成能力、情報処理能力等を養成するため、法的知識の総合・実践・応用に通じる臨床科目として、「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」、「法文書作成」、「ローヤリング」及び「模擬裁判」を開設している。特に、「エクスターンシップ」及び「リーガル・クリニック」は、法律事務所における実習など実地に赴く授業内容も含まれている。

基礎法学・外国法・隣接科目群では、裁判実務のみならず、アジアに根差した外国法の実践を企図した科目、法律領域と会計領域との融合等を強く意識した科目を展開しており、グローバル・エイジの法曹を養成する海外研修プログラム「Study Abroad Program」を正規授業科目として開講している。

このほか、展開・先端科目群においては、実務家・研究者の共同担当科目を豊富に設定するのみならず、多分野にわたるテーマ演習を設定し、理論的分析の実務における意義ないし重要性を学生が体得できるように配慮している。その中でも本研究科の特色として、他法科大学院に先駆けて、ICTを活用して地方大学との連携により実施する遠隔授業である「4群特講（地域と法）」を複数設置している。この科目では、それぞれの地域固有の法的課題をテーマとして取り上げており、将来地方で活躍したいと考えている学生の法曹養成にも寄与している。

さらに、公務やビジネスにおける実社会の第一線で活躍している実務家をゲストスピーカーとして招聘して、実体験に即した授業を行うことで、諸問題に対して多角的な視点を養うとともに、現場ではどのような問題が起きており、自身が当事者であればどのように解決すべきかを考える機会となっている（例えば「政策形成と法」、「4群特講Ⅱ@コーポレート・ファイナンス」、「犯罪被害・犯罪心理と法」等）。

一方で、将来研究者を目指す学生に対しては、大学院博士後期課程への進学に向け、テーマ演習での学修を踏まえ、特定のテーマに対して2万字以上の論文を作成するための科目として

「研究特論(リサーチ・ペーパー)」を設置し、そのニーズに応じている。なお、本学大学院法学研究科博士後期課程においては、法科大学院修了者を対象とした特別入試を設けていることから、研究者を視野に入れている学生からの相談があった場合には適宜情報提供を行っている。

なお、正課外教育としては、教授会の下で常設委員会としてリーガル・キャリア・サポート委員会を組織し、法科大学院のキャリア・サポートに関するキャリアプランニングガイダンス、就活セミナー、業務・採用説明会等を実施する他、随時個別相談にも対応し、学生のキャリア支援に組織的に対応している。

<点検・評価結果>

上記のとおり、法務研究科では、教育課程の編成・実施方針に基づき、法曹養成機関として適切な順次性及び体系的の備わったカリキュラムを編成している。

また、キャリア教育については、学生に6つの法曹像を明示し、各自が志望する法曹像をイメージしながら学修できるように促すとともに、上述したように理論から実務への架橋を意識した科目を充実させている。

以上から、現在のカリキュラムは、法曹養成にあたって、体系的・段階的、かつ理論と実務の適度なバランスをとりつつ配置されており、専門職学位課程に相応しい教育内容となっている。

<長所・特色>

司法試験受験に必要な法律基本科目・司法試験選択科目にとどまらず、学生が自らの選択で6つの法曹像を目指すために必要な科目を履修できるよう、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群に豊富な授業科目を用意している点が、大きな長所・特色である。

<問題点>

2023年からの司法試験の法科大学院在学中受験の実施に備えて、3年次における授業科目の内容・単位数・開講時期等を見直す必要がある。

<今後の対応方策>

教務委員会において、学生の段階的な履修状況や学修負担等も確認しながら、2023年度からカリキュラム(授業科目の内容・単位数・開講時期等)を全面的に見直す。その際には、本研究科の特色である実務基礎科目群、基礎法学・外国法・隣接科目群及び先端・展開科目群の科目の豊富さを鑑みて、学生の履修選択の幅をしっかりと確保することを念頭に検討を行う。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか

<評価の視点3は割愛>

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

<現状説明>

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

専門職大学院学則第54条において、授業については、法律分野等に関する実践的な教育を行うことを目的として、事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法を用いて、講義、演習及び実習によって行うものと定めており、授業を受講するにあたっては、学生は必ず主体的に参加することとなる。

そのため、本研究科では、1年次の法学基礎学修において、法学未修者に条文の意味内容をひとつひとつ理解させるために講義を行いつつも、ソクラテス・メソッドを採用して、ポイントごとに簡単な事例を交えて学生に質問を投げかけ、その解答に対して教員からコメントをフィードバックするとともに、他の学生の意見も適宜述べさせるようにして、双方向または多方向の授業を担保している。

2年次以降に配当された事例分析を中心とする授業では、本格的な双方向の授業を展開しており、1つの論点については可能な限り複数の学生に対立する意見を述べさせた上で、結論の分かれ目となるポイントがどこにあるのかを学生に考えさせるように心掛けている。また、前項にて述べたとおり、実務基礎科目群には実地研修を含む臨床科目を豊富に開設しており、実体験を通して机上で学んだ理論を実務において実践する機会も設けている。

さらに、双方向・多方向の授業の実効性を確保するために1クラスの人数を法律基本科目で40名程度以内、選択必修科目の「基礎演習」は推奨人数原則10名以内、最大30名まで、「テーマ演習」は推奨人数10～15名程度、最大30名までと、科目の性質・特殊性に合わせて教育効果を高めている。

なお、学生の自学自修に資するため、授業で使用する教材については可能な限り授業開始前に配布することとなっており、①「事前配布」教材として授業期間前に予め学生に一括して配付、②原則として1週間前に授業において配付又は「C plus」を通じて配付、することとしている。これにより、授業に向け十分に予習を行うことができ、反転授業等により、双方向・多方向のやり取りを行う時間を確保している。

このほか、2018年度から2020年度まで、本学の教育力向上特別予算による「教育力向上推進事業」として「ICTを活用した遠隔授業システムの探求」に取り組んだ。本研究は、法科大学院が廃止された地方国立大学である琉球大学・鹿児島大学・島根大学・静岡大学等との間で、長年培われてきた地方における教育経験を本研究科の教育に取り入れるとともに、地方における法曹養成及び法曹リカレント教育の継続を図り、これまでのICT教育に関する研究成果をさらに発展させることを目的として実施したものである。

具体的には、上記の各大学と連携して、本研究科における4群科目（展開・先端科目）として、「地域と法（米軍基地法）」（現地での実践を含むため、新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し2020年度及び2021年度は休講）、「4群特講Ⅰ@地域と法Ⅰ（沖縄地方の法律問題）」、「4群特講Ⅰ@地域と法Ⅱ（九州地方の法律問題）」、「4群特講Ⅰ@地域と法Ⅲ（中国地方の法律問題）」（担当教員の退職に伴い2019年度をもって閉講）、「4群特講Ⅰ@地域と法Ⅳ（中部地方の法律問題）」を、ICT技術を活用した授業として開講するとともに、本研究科の授業科目「政策形成と法」を琉球大学に配信している。併せて、これらの実践を通して、ICTを活用した授業実施方法について共同研究を推進した。

本研究の成果については、「法科大学院教育におけるICTを活用した授業の導入に向けた取組（1）～（7・完）」として、中央ロー・ジャーナル13巻1号から15巻1号まで連載する形で公表されている。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ICT技術を本格的に活用しなければならない事態が生じた。具体的に、2020年4月以降の授業方法については、2020

年度前期授業開始時期を全学的に繰り下げる方針が決定され、キャンパスへの入構制限が発令されたことを踏まえ、本研究科では、当初学年暦より1週間後倒しして2020年4月13日から前期授業を開始し、当面は担当教員からの「自主学修の指示」により自宅学習とした。この自主学修指示型の授業実施においては、担当教員は必ず起案添削や小テストを実施するなどして対面授業に相当する学修成果を得られるように配慮し、授業後も十分に学生の指導を行うよう教務委員長から指示するとともに、授業実施後には「授業実施報告書」を提出することを義務付け、その内容についてはFD委員長が確認することで、オンライン授業における教育の質の担保に努めた。

また、5月11日からは一部の科目を閉講または夏季集中もしくは後期開講としつつ、多くの科目はオンライン上での双方向型（リアルタイム型）授業、動画配信型（オンデマンド型）授業または資料配信型授業を行い、同様に授業実施後には「授業実施報告書」を提出することを義務付けた。さらに、当時の新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえた上で、前期期末試験はレポート型試験として実施している。なお、成績評価における公平性を期すため、合理的と認められる理由（受講生側のPC環境・容量不足等）で授業に参加できなかった学生がいた場合には、個別に課題を課す等により対面授業に相当する学修成果を得られるようにし、当該学生の不利益にならないように配慮した。このオンライン授業の開始に際しては、本研究科が従前から積極的に取り組んできたICT技術を活用した授業の経験がきわめて有用であった。

2020年度後期授業は、通常の対面授業を実施しつつ、通学できない学生に配慮し、当該授業をオンライン（科目により同時双方向のリアルタイム型か、動画配信のオンデマンド型のいずれか）により配信するハイブリッド型を実施することとした。また、前期におけるオンライン授業の授業実践を踏まえて、授業担当教員に対しては、事前にオンライン授業のための講習会を実施するとともに、本研究科作成の独自のマニュアルを配布した。

2021年度は、基本的な授業形態を、対面形式と同時双方向リアルタイム型オンライン形式を同時並行で実施するハイブリッド型授業とし、教員は原則として教室から、学生は教室参加かオンライン参加を自由に選択できるものとした。2022年度も同様の授業形態を継続してハイブリッド型授業を実施するが、学生には教室での受講を推奨している。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

本研究科では、授業時間は50分とし、週1回(50分)×15回=750分(12.5時間)で1単位としている。これを踏まえた上で、学生の学習時間を十分に確保するため、専門職大学院設置基準第20条の8及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示53号）第4条に即して年次別最高履修単位として1年間に履修登録できる単位数の上限を定め、過度な履修や予習・復習の負担を課さないように配慮している。具体的な上限単位数については、2020年度未修入学者（2021年度既修入学者）までは、法学未修者に対する教育を充実させる見地から1年次38単位、2年次36単位、3年次42単位であったが、2021年度未修入学者（2022年度既修入学者）からは、5年一貫教育制度の開始及び2023年度からの法科大学院学生の司法試験在学中受験に向けて、1年次の最高履修単位を36単位とし、3年次の最高履修単位を2単位増やして44単位とした。これは、改正後の専門職大学院設置基準第20条の8に定められた「1年につき36単位を標準」に準拠しており、また、同第2項の定めるところの「1年につき44単位まで履修科目として登録を認めることができる」に即したものである。なお、2年次に、夏季休暇中または春季休暇中に実施される「エクスターンシップ」

または「Study Abroad Program」を履修する場合のみ、直ちに通常の学期中の授業の予習・復習を圧迫する恐れはないことから、2年次の年次別最高履修単位の2単位上乘せすることができることとしている。

この履修登録の上限については、履修要項に記載するほか、ガイダンス等でも十分な注意喚起を行うとともに、履修登録を行う際に利用する「C plus」においても上限を上回る登録ができないようシステム的にもチェックを行っており、学生の過度な履修を防ぐため万全の措置を講じている。教員または法科大学院事務課に、学生からの履修相談があった場合には、当該学生の学習時間を十分に確保できるように履修指導を行っている。

さらに、学期末において、成績が一定基準以下の学生に対しては、教務委員会委員による個別面談の機会を設け、履修指導だけでなく、学修における悩み相談など、可能な限り早期のケアに努めている。

○シラバスに基づいた授業展開について

本研究科では、各教員に対して、教育課程編成・実施の方針及び到達目標、並びに法科大学院修了者が備えていることを社会から期待される内容及び水準としての「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて、各授業の計画・到達目標・成績評価の基準等を詳細に明示した講義要項（シラバス）の提出を求めている。

講義要項は、「履修条件」「科目の目的・到達の目標」「授業の概要」「授業計画」「評価方法」「テキスト・参考文献」の授業で取り上げる部分と、「授業外の学習活動」として自学自修に委ねる部分を明確に区分して記載することで、学生が十分な準備のもと授業に出席できるよう配慮しており、「C plus」にて当該年度の4月1日より公開している。

講義要項の内容については、教員が入稿後にFD委員長、教務委員長及び自己点検評価委員長によって、また、展開・先端科目群の科目については科目担任者会議の主任及び副主任によって、科目名称と授業内容との整合性・適切性をはじめとする記載内容に係るチェックをする仕組みを構築しており、第三者による確認（事前確認）を行っている。また、実際の授業進行に際して、講義要項の内容に変更が生じた場合には、授業担当教員が履修者へ丁寧に説明を行うとともに、C plus を通じて周知を徹底することとしている。

また、本研究科では、同一科目で複数クラス開講している授業について、それぞれのクラスを異なる教員が担当していた場合でも、講義要項及び試験科目は原則同一としており、担当教員同士で密にコミュニケーションを取り合い、授業の進捗等のすり合わせを行っているため、講義要項に基づいた授業展開について相互に確認できる仕組みとなっている。

なお、適切な説明がなされたかどうかについては、学生による授業評価アンケートにおいて確認している。

これらの確認の結果、問題があると判断された場合には、教務委員長から担当教員に対して是正・改善を指示し、適切に対応がなされている。

<点検・評価結果>

本研究科の授業では、学年にも配慮しつつ双方向授業を徹底して実施するとともに、実務基礎科目群をはじめ、豊富な臨床科目を展開することにより、授業への学生の主体的参加を促している。

また、専門職大学院設置基準に従い、年次別最高履修単位として1年間に履修登録できる単位数の上限を適切に定めるとともに、履修相談や個別面談等を通して履修指導も適切に行われ

ており、単位の実質化に努めている。

さらに、授業は、各授業の計画・到達目標・成績評価の基準等を詳細に明示した講義要項（シラバス）に基づいて行われており、講義要項に基づいて授業が実施されたかについては、学生による授業評価アンケートによって確認することで客観性が担保されているといえる。

<長所・特色>

授業では、学生の学修状況を踏まえつつ双方向授業を徹底して実施している。とりわけ実務基礎科目群については、豊富な科目を用意するとともに、夏季休暇中または春季休暇中に実施される実習型授業については年次別最高履修単位に上乘せすることを認め、受講の機会を積極的に確保している。また、新型コロナウイルス感染症拡大以前から ICT 技術を積極的に活用し、現在に至るまで、地方大学と連携した授業を展開している。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

教務委員会において、学生の学修傾向を勘案してカリキュラムを点検する。実務基礎科目群の授業についても、2単位の授業を1単位ずつに分割して柔軟な時間割編成を可能にするとともに（「法曹倫理」については、2023年度から上記の分割を実施する予定である）、夏季集中として開講する等により学生の受講機会を最大限確保できるように工夫していく。

また、ICT 技術を活用した地方大学との授業については、法曹養成連携協定を締結したことによりさらに密に連携がとれるようになったことから、共同FD活動を展開するなど、授業内容の更なるブラッシュアップにつなげていく。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

<現状説明>

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

本研究科としての成績評価方針等は「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針」「中央大学法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続きに関する規程」の4つの教授会で定めた規程により運用されている。

また、成績評価基準の骨子である評価区分と評点は、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」と「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」により設定されている。成績評価の評価と評点（Grading System）は、S（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）、C（60～69点）、E（60点未満、不合格）、F（評価不能）、N（認定）であり、基準等は以下のとおりである。

S：当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得しており、かつ、当該科目で扱う事項に係る十分な発展的理解が認められる者のうち、その総合点が当該科目履修者の総合点分布の上位15%以内に属する者

A：当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得しており、かつ、当

- 該科目で扱う事項に係る発展的理解が認められる者のうち、その総合点が当該科目履修者の総合点分布の上位40%以内に属する者
- B：当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得しており、かつ、当該科目で扱う事項に係る発展的理解の萌芽が認められる者のうち、その総合点が当該科目履修者の総合点分布の上位85%以内に属する者
- C：当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得していることが認められる者
- E：当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得していることが認められない者

なお、成績評価を厳格にするため、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」において、内規に定める一部の科目を除き、当該学期において当該科目を履修した学生全体の総合点の分布状態を併せて考量するものとしており、Sは上位15%以内、SとAを併せて上位40%以内、S・A・Bを合わせて85%以内と定めている。また、科目の特性に鑑み、実務基礎科目群のうち、「法曹倫理Ⅰ・Ⅱ」（旧「法曹倫理」も含む）、「法文書作成」、「模擬裁判」、「ローヤリング」、「リーガル・クリニック」、「エクスターンシップ」については、合否判定のみを行うこととし、成績評価は、合格の場合はS、不合格の場合はE、評価不能の場合はFとしている。本内規については、附則において、その内容の年度ごとに総合的な検討を加えるものとしており、本内規の妥当性についてはFD委員会で定期的に点検を行っている。

このように、成績評価を厳格化することによって、法曹になる上で通過点となる司法試験に合格できる学力を担保するのみならず、本研究科における教育の質保証を行うとともに、もって本研究科が輩出する修了生の法曹としての資質を保証することに努めている。

成績評価の具体的内容として、筆記試験の他、平常点、レポート及び口頭試問を組み合わせて評価を行うか否かについては、担当教員が授業科目の内容・性質に応じて各考慮要素のウエイトも含めて適切に決定し、講義要項において明示している。

ただし、筆記試験を実施する科目についても、プロセス教育を重視する観点から、学期途中における様々な学力チェック（小テスト・中間試験・レポートなど）、授業への参加・発言状況等を考慮して、一定程度平常点を加味しなければならないものとしている。

複数教員が担当する科目の筆記試験では、各学年で目標とされる学力到達度を考慮し、学生の最終的な到達度を統一的に判断する必要性から、筆記試験、平常点の評価割合を議論し、試験問題及び採点基準を協議したうえ、科目ごとに統一した試験を実施している。

各科目における成績評価基準及びその方法においてバラつきが生じないように、教務委員会が確認するとともに、FD委員会において共通認識を形成し、教授会にて確認と調整を行って、それに沿った運用がなされている。

なお、各科目の担当教員が「成績評価に関する内規運用指針」に基づき成績評価を行うとともに、その確実性を担保するため、FD委員会及び法科大学院事務課においても、成績評価がルールに即して適正に行われているかを確認している。万が一、ルールを逸脱して成績評価を行っているものがあれば、FD委員長より担当教員に是正を指示した上で、FD委員会において議題として上程し、再発防止を図っている。

成績評価基準は、「履修要項」に評価方法、成績評価とGPAの関係、GPAの算出方法、成績発表等の内容が記載されている。また、科目ごとの成績評価基準については、講義要項に記載されており、「C plus」を通じて開示している。なお、授業開始後に成績評価基準を変更する場合

には、「C plus」を通じて直ちに変更内容を周知すると同時に、授業において告知している。

学生には成績とともに試験の講評を公開し、自らの答案のコピーを返却していることから、試験の評価が適正・厳格に行われているかどうかを客観的に判断する材料が提供されている。さらに、2019年度からは、公益財団法人日弁連法務研究財団による認証評価指摘事項を受け、教務委員会において検討を重ねた結果、全ての必修科目について期末試験後に講評会を実施することとした。公開している講評・自らの答案コピーと合わせて、成績評価の客観化が事後的にも図られるとともに、教員間での評価のばらつきの防止に努めている。

また、学生には「中央大学法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続きに関する規程」に基づいて成績判定につき異議申立ての機会が与えられ、異議申し立てがあった場合には、当該科目の担当教員の他に研究科長が指名する当該科目を担当しない教員1名で協議して再度成績評価を行い、その結果を異議申し立ての学生へ通知している。

加えて、FD研究集会においても成績評価のあり方に関する事項を何度も取り上げており、情報共有と意見交換を行い、教員間の認識共有に基づく厳格な成績評価の実施に努めている。

また、他の大学院における授業科目を履修して修得した単位については、専門職大学院学則第59条第1項及び第2項に基づき、教授会が当該科目を本研究科の教育上有益と認めた場合に、30単位を超えない範囲で本研究科の卒業に必要な単位数に算入することができるとしている。

他方、入学前の既修得単位認定については、専門職大学院学則第60条第1項及び第2項に基づき、学生が本研究科に入学する前に大学院（本学大学院または他の大学院）において修得した単位について、教授会が本研究科の教育上有益と認めた場合には、同学則第59条第1項及び第2項の規定により認められた単位と合わせて30単位を超えない範囲で本研究科の卒業に必要な単位数に算入することができる。さらに既修入学者については、同学則第76条第1項により、同学則第64条に規定する単位を29単位修得したものとみなしているが、認定連携法曹基礎課程（本研究科と法曹養成連携協定を結んでいる法学部等の課程）を修了して入学した学生については、同条第2項及び「中央大学大学院法務研究科法学既修者の履修免除科目の個別認定に関する基準」に基づき、46単位を超えない範囲で単位を修得したものとみなすことができるとしている。

○学位授与を適切に行うための措置

法科大学院の課程の修了要件は、専門職大学院設置基準第23条において、修業年限(3年)以上在学し、最低修得単位(93単位以上)を修得することのほか、科目群ごとに修得が必要な単位数が次のとおり定められている。

- イ 法律基本科目の基礎科目 三十単位以上
- ロ 法律基本科目の応用科目 十八単位以上
- ハ 法律実務基礎科目 十単位以上
- ニ 基礎法学・隣接科目 四単位以上
- ホ 展開・先端科目 十二単位以上（選択科目に係る四単位以上を含む。）

これを踏まえて、本研究科は、中央大学専門職大学院学則第64条及び中央大学法科大学院における進級及び修了に関する規程に修了要件を定め、修了要件を満たした者に同学則第65条に基づき「法務博士（専門職）」の学位を授与する。

修了認定は、修了に必要な単位数を確認して行っているが、修了判定・学位授与に関することは、同学則第15条に則り法務研究科教授会で審議し、決定している。具体的な手続きとして

は、修了判定会議（メンバーは研究科長及び研究科長補佐）にて原案を作成し、運営委員会を経て教授会へ上程している。

なお、学生には入学年度に配付している「履修要項」に「修了要件」を記載して告知し、併せて1年次から2年次への進級要件、2年次から3年次への進級要件、及び修了要件も明示しており、要件を満たせない場合には進級又は修了を認めず原級留置となり、翌年度も同要件を満たせない場合は除籍となることを告知している。一方で、進級及び修了ができなかった学生に対しては、「学生支援」の項に詳述するように、教務委員会委員による個別面談等、学修における悩み相談ができる機会を創出し、適切にフォローしている。

<点検・評価結果>

本研究科では、成績評価及び単位認定を厳格化することによって、司法試験に合格できる学力を担保するのみならず、本研究科における教育の質及び修了生の法曹としての資質の保証を図っていると評価できる。

また、学位授与にあたっては、専門職大学院設置基準に則った本学専門職大学院学則及び進級及び修了に関する規程に基づき、厳格な進級要件及び修了要件を課すとともに、2年連続して原級留置となった場合には除籍とするなど、学位授与を適切に行うために十分な措置をとっているといえる。

<長所・特色>

成績評価においては、一部の科目を除き、当該学期において当該科目を履修した学生全体の総合点の分布状態を併せて考量する相対評価が導入されており、特にS・A・Bを合わせて85%以内と評価分布を定めていることは、すなわちC評価（単位は取得するものの、GPAは1.0の低い評価）またはE評価（不合格で単位取得不可の評価）が15%以上となる厳格な基準である。つまり、学生が単位取得及び進級するためには、必然的に学修する科目において扱う事項に係る発展的理解を求められることから、教育の質はもとより、将来の法曹として活動するための資質の保証を図っている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

成績評価の厳格化については、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」の附則に基づき、その妥当性についてはFD委員会を中心に点検を行っていく。必要に応じて、FD研究会を開催し、本研究科教員との意見交換を踏まえて検討にあたる。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

＜現状説明＞

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

本研究科では、国際的な視野をもって活躍できる法曹の養成も本研究科の重要な使命の1つと考え、「涉外・国際法ローヤー」を6つの法曹像の1つとして掲げている。具体的な施策としては、外国法科目だけでなく、展開・先端科目においても多岐にわたる選択科目を設置し、国際性の涵養に資するカリキュラムを充実させるとともに、寄付講座を含む課外科目を展開している。

国際系の科目の設置状況としては、基礎法学・外国法・隣接科目群の必要修得単位数を4単位とし、英米法・ヨーロッパ法・アジア法に係る個別外国法科目及び比較法学関連科目を設置している。同科目群の「Study Abroad Program」は、海外研修プログラムであるが、正規科目として設置されている。2019年度までは、「Study Abroad Program I（香港プログラム）」（1単位）と「Study Abroad Program II（メルボルンプログラム）」（2単位）を開講し、いずれのプログラムも毎年2月に海外研修先大学（香港大学及びメルボルン大学）の著名な教員から直接英語での講義を受けるとともに、法律事務所や企業を訪問し、国際的法務の最前線での法運用を学ぶほか、英語による法律プレゼンテーションを行うなど、実践的内容も含むよう工夫した。しかしながら、2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大により、渡航が困難となっており、休講が続いている。

また、「Foreign Law Seminar」は、外国法の特定のテーマを学ぶ科目であり、当該外国法を母法とする外国人教員が担当する場合と、当該特定テーマについて深い知見を有する日本人教員が担当する場合がある。2022年度は3つのテーマが開講しており、各学期末試験後の集中講義期間中に市ヶ谷キャンパスにおいて対面授業形式で実施している。

さらに、展開・先端科目群においても、国際関係法科目の充実に努めている。国際関係法（公法系）科目としては、「国際法Ⅰ（基礎）」及び「国際法Ⅱ（応用）」を設けて国際公法に関する確実な理解を深め、併せて「国際人権法」、「国際経済法」まで展開させている。また、国際関係法（私法系）についても、「国際私法Ⅰ」及び「国際私法Ⅱ」を置くとともに、「国際取引法」を設置することで、「涉外・国際法ローヤー」の養成に対応したカリキュラムとしている。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

在留資格が「留学」の外国人留学生は、2022年5月現在、5名在籍しているが、法科大学院として外国人留学生に対する教育上の特別な配慮はしていない。

○国外の高等教育機関との交流の状況

課外活動プログラムとして、アメリカ合衆国ボストン大学法科大学院（又は同大学 Center for English Language and Orientation Program）から専任教員を招聘し、本研究科学生を主たる対象とする課外サマースクール「ボストンプログラム」を実施している。2022年度は、ボストン大学法科大学院 Stephen M. Donweber 教授による“Introduction to American Law and Legal English”を8月8日～12日の5日間合計15時間実施する予定で準備を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、急きょ開催中止となった。このプログラムは、過年度よりウエストロー・ジャパン株式会社の寄付講座として運営し、参加費を無料とすることで参加者の負担を軽減することとなっている。

また、本研究科の関連組織である学校法人中央大学ロースクール・アカデミーの主催により、国際サマースクール“Introduction to Japanese Law in English (IJLE)”を開講している。

これは、本研究科の専任教員（一部学部教員等を含む。）が、主として海外の法学生を対象として英語による日本法入門を教授するとともに、法廷傍聴や法律事務所訪問等を行う5日間の集中講座であり、上記のポストプログラムの期間と並行して開講している。本研究科学生にも開放しているほか、上記ポストプログラムのサマープログラムをこれに連動させ、本研究科学生が海外の法学生と共同学修し、交流できる機会を設ける予定であった。2022年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、キャンパス外活動である法廷傍聴、法律事務所訪問等に本研究科学生の参加を認めたほか、複数回の懇親・懇談の機会を設けた。

さらに、2017年度には韓国刑事政策院との間で交流協定を締結している。また、2019年度には、本学の創始者が学んだ英国ミドルテンブルにおいて、刑事弁護活動や法曹倫理について学ぶ科目を「Study Abroad Program」として開設するに至った。

その他、本研究科では、これまでにアジア法に係る教育研究を積極的に展開してきており、文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」（2022年度）においては、「英吉利法律学校の伝統をふまえたグローバル社会とりわけアジア諸外国法曹養成機関との連携強化」（香港大学及びメルボルン大学との連携）が「実績評価 B」として評価を得た。

しかしながら、2020年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により積極的な交流が実現できていない。

<点検・評価結果>

本研究科では、国際的な視野をもって活躍できる法曹養成を本研究科の重要な使命と考え、これに資する多様な施策を展開している。正規科目と正課外科目の連携、本研究科教員と海外パートナーとの連携を核とする諸施策は、本研究科ならではの国際性の涵養に係る重要な取り組みであると評価することができる。

また、国外の教育機関との連携も継続して行っており、学生を参加させることで、海外の法学生との交流の機会を与えていることから、正課外においても国際通用性の涵養を図っているといえる。

<長所・特色>

国外の大学と連携し、国内の企業の支援を受けつつ、学生に国際的な素養を高めるプログラムを正課内外において積極的に実施している点が、大きな長所・特色である。

<問題点>

あらゆる国外の高等教育機関との交流については、2020年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外渡航が難しい状況となったことから、上記の多くのプログラムについて実現ができていない。

<今後の対応方針>

2023年度以降は、新型コロナウイルス感染症の状況も鑑みて、教務委員会や国際交流委員会において、①海外渡航が支障なく自由にできる状況の場合と、②海外渡航に一定制限がある状況または海外渡航禁止の場合に分けて海外の大学と連携した授業及びプログラムの実施方法について検討し、学生の国際的な素養を高めるプログラムの継続性を確保する。

点検・評価項目⑦:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1:学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2:学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

<現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

既述しているとおり、本研究科の学位授与の方針において、6つの養成する法曹像及び修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度を定めており、その知識・能力・態度を修得するために教育課程編成・実施の方針に基づいてカリキュラムを編成している。学生は、本研究科の設置する必修科目を修得した上で、自身の目指す法曹像を意識しながら関連する選択科目を修得することによって、法曹に等しく必要とされる幅広い知識や適確な問題解決能力、豊かな人間性及び高い倫理観を培うとともに、専門領域に関する高度な知識を身につけることができるようになってきている。なお、学生は、学位授与の方針に定める学修成果と各科目の関連性について、カリキュラムマップにより確認することができる。

また、授業科目ごとの学修成果については、成績評価を行うことにより測定している。その基準は前述したとおり、「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」及び「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」にしたがい、具体的な内容は、授業ごとに講義要項に「評価方法」として明示している。さらに、同一学期に同一科目につき複数クラスが設置されている場合でも、担当者間で協議の上、試験問題及び採点基準を統一しており、採点結果も共有するなど、担当者間の認識を合わせ、学生の達成度を客観的に測れるようにしている。

一方で、学生に自身の学修成果の把握を促す取り組みとしては、①学期末試験の答案返却(添削されたものも含む)、②各科目の全体講評の開示、③法律基本科目及び司法試験選択科目において教員が履修者に学期末試験の解説及び採点実感を伝える「学期末試験の講評会」の実施などの取り組みを通じて、学生に、自分の答案と講評を成績評価と照らし合わせることによって自身の学修到達度を認識させる機会としている。

併せて、1年生及び2年生のうち、成績や学習方法に不安を抱える学生に対して、教務委員または法律基本科目担当教員を面談委員として「個人面談」の機会を学期末に設けている。面談委員は、学生が提出する自己分析シートをもとに、主に勉強方法や学生生活面についてヒアリングを行い、必要なアドバイスをを行っている。なお、面談後には面談委員から教務委員会へ報告書が提出され、委員会内で共有している。

学期・年度ごとの学修成果は、科目毎の成績評価分布やGPAから確認することができる。また、未修1年生については、法科大学院協会及び日弁連法務研究財団が実施する「共通到達度確認試験」を受験することとなっており、その個別結果及び全国平均との比較等により、1年生の基礎知識の定着度合いを確認している。

なお、各学期の終了時に実施される授業評価アンケートには、「この授業の位置づけ、到達目標やその評価(成績評価)の方法については、理解できましたか」「この授業で理解が進んだ、または、身についたと感じていることは何ですか(複数選択肢)」等の設問があり、学生側の評価について、教員が担当科目の回答結果を確認することができる。

本研究科では、成績評価・GPA集計結果については教務委員会が、授業アンケートの集計結

果についてはFD委員会が、それぞれ学期ごとに検証することとし、学修成果の把握と測定に役立てている。

さらに、2017年度より、学期末には当該学期の成績も踏まえて、「学修成果分析会」を実施している。この学修成果分析会は、各年次の必修科目の担当教員、クラス・アドバイザー等が任意に集まり、成績に関する基礎資料及び各教員が適宜持ち寄った資料をもとにして、個々の学生の学修到達度や傾向分析につき自由な意見交換をして情報共有することにより、今後の学修指導に役立てることを目的としている。これは、大規模ロースクールにおいても、個々の学生に合わせたより一層きめ細かな学修指導を志向した取り組みであり、本研究科の特徴の一つである「ハートフル・メソッドによる質の高い法曹教育」に根差したものであるといえる。

法務研究科においては、最終的な学修成果は進路（多くはどのような法曹になったか）により測定される。そのための中間的な指標として、司法試験の合否結果がある。法科大学院の修了生は、修了後5年間司法試験の受験資格を有することになり、本研究科においても多くの修了生が司法試験を受験している。本研究科の使命は法曹養成であり、法曹になる通過点として司法試験合格があるため、この指標は本研究科の学修成果の把握に大いに活用している。具体的には、司法試験の結果を踏まえて、運営委員会、教務委員会及びFD委員会等において、当該年度の合格率や、修了後合格までの年数と在学中のGPA及び司法試験関連科目の成績を組み合わせる等の分析を行っている。過去5年間における司法試験の結果は以下のとおりである。

	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	最終合格者数	合格率	司法試験合格率 (全国平均)
2017年度	455人	303人	119人	26.2%	25.9%
2018年度	435人	296人	101人	23.2%	29.1%
2019年度	384人	291人	109人	28.4%	33.6%
2020年度	289人	207人	85人	29.4%	39.2%
2021年度	261人	194人	83人	31.8%	41.5%

また、司法試験合格者に対して、本学の他学部・研究科も含めて合格者祝賀会を開催（新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度以降実施見合わせ）しており、その際に司法試験合格者アンケートを実施している。当アンケートでは、司法試験において受験した選択科目の回答もお願いしており、アンケート集計にあたっては在学中の関連科目の成績と紐づけた分析も行い、FD委員会の中で確認している。

以上のとおり、本研究科においては、定性的データ、定量的データともに十分に把握し、所管委員会にて分析を行っているものの、それらと学位授与の方針との関連性については示されておらず、学位授与方針に明示した学修成果を測定するための指標の設定には至っていない。2022年度現在、FD委員会を中心に、指標設定に向けて検討している段階である。

<点検・評価結果>

以上のとおり、様々な方法で学生の学修成果の把握に努めているものの、学位授与の方針に明示した学修成果を測る指標の設定までには至っていない。

＜長所・特色＞

本研究科は大規模ロースクールにあっても、様々な角度から学生の学修到達度に係る分析を行った上で、個々の学生に合わせたより一層きめ細かな学修指導・フォローに取り組み、質の高い法曹教育を提供している。

＜問題点＞

学位授与方針に明示した学修成果を測定するための指標の設定には至っていない。

＜今後の対応方策＞

学位授与の方針に明示した学修成果を測定するための指標の設定について、まずは FD 委員会において検討を行っており、2022 年内には、カリキュラムマップを活用して、各科目の成績分布と学位授与の方針に明示する学修成果と紐づけた分析を試行的に行い、FD 委員会で議論・意見交換の上、本研究科における方向性を検討する。また、その後のステップとして、教務委員会と連携するなどして、さらなる学位授与方針に明示した学修成果の測定方法の模索や、成果を踏まえた上で個々の学生に合わせた学修支援策も検討していく。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

本研究科では、教育課程及びその内容、方法の適切性について、主に研究科長補佐の1名を委員長とし専任教員で構成する教務委員会において定期的に点検・評価をおこなっている。

教務委員会では、カリキュラム並びに各科目の配当年次や時間割の妥当性について、学生の実際の履修状況や成績、修了後の司法試験の合格状況等をもとに、絶えず検証を行い、科目の開設・廃止、科目名称及び担当者、ICT を活用した授業及び教材の開発に関する事項、カリキュラム及び進級制度に関する事項等々について審議し、教授会へ提案している。具体的なカリキュラム改正に際しては、必要に応じて教育課程における科目群単位の各科目担任者会議やワーキンググループにおいてカリキュラム改正原案を作成し、教務委員会で審議の上、教授会に提案している。直近では、5年一貫法曹養成プログラムに対応するため、2020年7月に、連携協定を締結している学部との接続性及び司法試験の在学中受験を意識したカリキュラムの大幅改正を行い、2023年度の司法試験の在学中受験が可能となる2021年度入学の未修1年次生から適用している。

また、同じく教授会の下に、FD担当研究科長補佐1名を委員長とするFD委員会を置き、授業内容および教授方法の具体的改善・向上を図る側面から、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価している。

具体的には、授業評価アンケートを実施して、授業の実態や科目内容の適切性についてチェックを行い、とりわけ科目の満足度については、分野ごとにグラフ化して法律基本科目部会の主任にも共有され、分野別FD活動への活用も促している。なお、個別教員との調整等が必要と

思われる事項については、FD委員長等が当該教員と連絡をとり授業改善に努めている。

また、FD研究集会として、本研究科における教育活動の質的向上を目的に、すべての教員を対象として、本研究科における問題意識や共通認識について本研究科教員と共有すべき事項、学生からのアンケートにより高評価を得ている又は工夫を凝らした教育手法を取り入れている教員の授業実践等をテーマとして取り上げ、講演会・意見交換会を開催している。

<点検・評価結果>

以上のとおり、主に教務委員会において、様々な根拠に基づいて、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている。また、その質的向上の観点からは、FD委員会を中心に、授業内容及び教育手法の改善・向上を図っており、適切な質保証の体制を構築できているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑨：教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか（専門職大学院）。

評価の視点1：メンバー構成の適切性

評価の視点2：教育課程の編成及びその改善における意見の活用

<現状説明>

○メンバー構成の適切性

本研究科は、中央大学専門職大学院学則第7条に基づき、「中央大学法科大学院アドバイザーボード」を設置している。本アドバイザーボードは、主に外部の有識者によって構成され、学校教育法および専門職大学院設置基準の定める教育課程連携協議会としての役割を果たしている。

アドバイザーボードは、本研究科の自己点検評価報告書及びその他必要資料のチェック並びにアドバイザーボード会議での意見交換を通じて、本研究科の自己点検・評価の客観性・妥当性を担保するとともに、専門職大学院学則第7条第2項に定める以下2点の事項について審議し、学長又は法務研究科長に意見を述べるものとしている。

1. 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
2. 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及び実施状況

なお、アドバイザーボードからの助言等については、教授会の下に設置する常設委員会において、さらなる自己改革に向けて具体的な施策の検討・実施を行う仕組みとなっている。

また、専門職大学院学則第7条第3項の規定に基づき、「中央大学法科大学院アドバイザーボードに関する内規」として運営に関して必要な事項を定めている。

アドバイザーボードの構成は、「法科大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者」であり、法務研究科長が指名する本学教職員の他、過半数は本学教職員以外の者とし、研究科長の意見を聴いて、学長が委嘱することになっている。現在のアドバイザーボードの外部の有識者は、本学の卒業生である弁護士3名、公

認会計士1名及び企業関係者1名の計5名であり、法曹界・産業界の最新の動向や各界の専門家としての忌憚のない意見を積極的に取り入れられるような構成としている。

アドバイザーボード会議の開催にあたっては、「中央大学法科大学院アドバイザーボードに関する内規」に基づき、原則として毎年度終了後3ヵ月以内に定例会議を開いている。アドバイザーボードの会長は、委員の中から互選され、会長が会議を招集し議長となる。会議では、会長による進行の下、自己点検評価委員長が前年度の自己点検評価の結果について報告するとともに、アドバイザーボードにおいて様々な意見交換、及び審議・助言を受けている。

なお、アドバイザーボードの会議概要及び評価結果は、当該年度に作成した自己点検評価報告書に付した上で、本学公式Webサイトで社会に公表している。

○教育課程の編成及びその改善における意見の活用

専門職大学院学則の改正により、教育課程連携協議会の役割も担ったアドバイザーボードとして初めて開催された2019年7月のアドバイザーボード会議では、委員から、法学部の都心移転と法科大学院との連携、「3+2」の5年一貫教育に関するアウトライン的な事項に焦点があたり、具体的な教育課程の議論までは至らなかった。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染防止の観点から、2020年度については書面審議にてアドバイザーボードを開催し、司法試験合格率の低迷に関する指摘及びFDの重要性と効果についての指摘があったが、書面審議の性質上の具体的な教育課程に関する指摘・意見は出なかった。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、2021年度以降、アドバイザーボード会議が開催されていない。

<点検・評価結果>

学則上に教育課程連携協議会（アドバイザーボード）の設置について定めており、学則と併せて内規を整備することによって、会議の運営やメンバーの構成等適切なものとなっている。しかしながら、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、対面開催が見送られている。

そのため、教育課程の編成及びその改善における意見の活用は実施されておらず、教育課程連携協議会が機能しているとはいえない。

<長所・特色>

アドバイザーボードの委員には、本学の卒業生である弁護士、公認会計士、企業関係者を委嘱し、産業界等における実務を踏まえた幅広い視点から、法曹養成を目的とする本研究科に対して助言を受ける体制を整えている点は、長所・特色である。

<問題点>

教育課程の編成及びその改善における意見の活用は実施されておらず、教育課程連携協議会が十分に機能しているとは言えない。

<今後の対応方策>

まずは、2022年中に対面でのアドバイザーボード会議を開催し、過年度分を含めて審議し、意見を聴取する。また、今後、新型コロナウイルスの感染症の拡大等予期せぬ事態が起きた場合の対

応策も含め、自己点検・評価活動の継続性が損なわれることがないよう、研究科運営計画の見直しを図り、アドバイザリーボード実施における機能改善に努める。

また、今後のアドバイザリーボードの委員構成についても、法曹界や産業界において経験に富んだ者や、各界の専門家等の深い見識をもった者に依頼し、幅広い視点から、本研究科の教育課程に関して評価・助言を受ける体制を維持する。

◇大学院における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

<現状説明>

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

本研究科においては、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、以下のとおり入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を設定している。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

<求める人材>

高度な識見と素養を有し、多様な分野で活躍できる法曹を養成することを目指し、明確な将来目標をもつ人材を受け入れます。

法学未修者については、論理的思考力と文章作成力を備えるとともに、社会性、成熟性、コミュニケーション能力などの法曹としての素養を有する人を求めます。

法学既修者については、未修者に求める素養に加え、法科大学院課程1年次の学修を終えた者と同等以上の法律学の知識（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法についての基礎的な知識）を修得している人を求めます。

入学者選抜は、客観性、公平性、開放性、多様性の確保を旨としつつ、総合的な観点から実施するものとします。

入学者受け入れの方針は、ガイドブックにその要旨の抜粋を、入学者選抜要項には冒頭で全文を掲出して受験生に周知・徹底すると共に、履修要項及び本学公式 Web サイトにも全文を掲載して、大学構成員及びステークホルダーに対して広く公表している。また、入学説明会等の場を通して、入学志願者に対して重点的に説明・周知をしている。

なお、入学者受け入れの方針についての認知度は、新入生を対象としたアンケートによって測ることができる。2022年度入学者を対象に実施したアンケート結果（2022年4月1日実施、2022年度入学者132名中131名が回答）より、「アドミッション・ポリシー」を知っている学生が40%（法学未修者37.04%、法学既修者76.37%）となっている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学者受け入れの方針を設定している。

公表方法は、ガイドブックにはその要旨の抜粋を、入学者選抜要項には冒頭で全文を掲出して受験生に周知・徹底すると共に、履修要項及び本学公式 Web サイトにも全文を掲載しており、適切な方法で公表している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

＜現状説明＞

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性

本研究科では、入学者受け入れの方針に基づき、入学者選抜及び学生募集を実施している。それぞれの具体的な内容は以下のとおりである。

1) 入学者選抜方法

入学者選抜では、2年課程の法学既修者コース（募集人員150名）と、3年課程の法学未修者コース（募集人員50名）の2種類の選抜を行っており、両コースについては、併願も可能となっている。

入学者選抜方法については、法学既修者コース・法学未修者コースのいずれにおいても、前述の入学者受け入れの方針を踏まえ、出願資格を有する全ての志願者に対して入学者選抜を受ける機会を等しく公正に確保する観点から、推薦入試は実施せず、公募による選抜のみとなっている。

法学既修者及び法学未修者の各コースにおいては、一般選抜試験方式として一般法曹枠の他に、2016年度より、社会的ニーズへの呼応を企図し、地方法科大学院の募集停止が相次ぐ中での地域法曹養成制度の立て直しを図る観点から「地域法曹枠」を、法曹有資格者の活動領域拡大として海外展開（法曹のグローバル化）を促進する観点から「国際法曹枠」を設け、さらに2017年度からは、女性が活躍できる環境づくりに寄与する法曹養成の観点から「女性法曹枠」を設けている（「地域法曹枠」、「国際法曹枠」及び「女性法曹枠」は総称して「特別法曹枠」という。）。

さらに、2020年度には、より未修者の教育を充実させるため、一般選抜試験方式とは別に、法学未修者の中に法曹としての優れた潜在能力（ポテンシャル）を持ち、それを法律の学修に活かす意欲のある人材を募集するため、「法曹ポテンシャル入試」を設けた。優れた潜在能力とは、論理的思考力や文章作成力に留まらず、社会性、成熟性、コミュニケーション能力をはじめ、豊かな人間性、幅広い教養やバランス感覚などのことである。選抜方法は、法曹としての潜在能力を評価するため、より多面的な評価を行う機会を設けることが有効であるという観点から、書類審査・小論文試験・一般知識による審査を実施している。

また、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」の改正後の第6条（法曹養成連携協定の締結等）に伴い、2021年夏に実施した2022年4月入学のための入学者選抜試験から、新たな入試制度を導入した。

なお、これに先立ち、「法曹養成連携協定」を締結して文部科学大臣の認定を受けるため、

本研究科は、鹿児島大学、熊本大学、信州大学、新潟大学、西南学院大学、中央大学、明治学院大学、明治大学、立教大学、立命館大学の、本学を含む全10大学の法学部との連携協定を締結し、2020年4月（立教大学法学部のみ2021年4月）から施行している。

この協定は、法科大学院と法学部が相互の機能を活用して実践的な連携協力を行い、体系的・一貫的な教育課程を通じて、両者の法曹養成に寄与することを目的としており、協定先法学部に法曹コースを設置して、本研究科と合わせて5年間の一貫教育プログラムを実施している。協定先法学部の法曹コースでは、早期卒業の基準を定め、この教育プログラムを修了して本研究科に入学しようとする者を対象に、以下の入学者選抜を実施することとしている。

ア) 5年一貫型選抜

上記法曹養成連携協定を締結している大学の法曹基礎課程に在籍する学生を対象として、論文試験を課さず、面接審査及び在籍する大学の法曹基礎課程における成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜

イ) 開放型選抜

本研究科との協定関係の有無にかかわらず、大学の法曹基礎課程に在籍する学生を対象として、論文試験を課し、在籍する大学の法曹基礎課程における成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

また、これに加えて、5年一貫型選抜においては、法科大学院が募集停止となった地方大学のうち4校（鹿児島大学、熊本大学、信州大学、新潟大学）と協定関係を結んでおり、本研究科の教育理念にしたがい、地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが不可欠であることに鑑み、地方大学出身者専願枠（5名）を設けている。

これにより、2022年4月入学のための入学者選抜から、新たに「5年一貫型選抜」「開放型選抜」の入学者選抜を加え、従来型の「一般選抜」「一般選抜（法曹ポテンシャル入試）」と併せて、ガイドブック及び本学公式Webサイトで広く公表する他、詳細は、志願者への入学者選抜要項及び入学説明会にて周知した。

なお、入試制度は変更したが、アドミッション・ポリシーは変更していない。

法学既修者コース及び法学未修者コースにおける具体的な選抜方法は、以下のとおりである。

・法学既修者コース

法学既修者コースの入学者選抜では、志願者の法律学に係る学修の到達度判定をより厳密に行うため、法学既修者コース入学者が履修を免除される必修法律基本科目（1年次配当）の全てについて、独自に実施する法律科目試験（論述式筆答試験）を課している。具体的には、一般選抜の一般法曹枠では法務研究科が独自に実施する法律科目試験（6科目〔憲法120点、民法120点、刑法120点、民事訴訟法80点、刑事訴訟法80点、商法80点〕）の成績及び提出書類の内容を総合的に評価して合否を判定している。このうち、地域法曹枠・国際法曹枠・女性法曹枠では、法律科目試験の成績に加えて、事前課題等含む提出書類の内容を総合的に評価して合否を判定している。

なお、面接試験については、法曹にとって重要な口頭表現力の判定には有効であると考えられるが、法律科目試験等によって法曹適性を的確に判定することが可能であるほか、志願者の大学や社会における活動実績、法曹を志望する理由及び目指す法曹像等を志願者調査によって把握・確認していることに鑑み、2011年度入学者選抜より廃止した。

また、5年一貫型選抜については、先に述べた法曹養成連携協定を締結している大学の

法曹基礎課程に在籍する学生を対象とした入試であり、協定に定める基準にしたがい、①本研究科が指定する法律基本科目に相当するものと認められる科目のうち修得済みの科目の成績、②①の成績を除く提出書類（志願者調書、任意提出資料等）、③面接試験の成績を総合的に評価して合否を判定している。なお、③面接試験においては、出願書類に関する事項のほか、憲法、民法または刑法のうち少なくともいずれか1つの分野に係る法的知識及び理解に関する事項について確認することとしている。面接の実施方法としては、マッチングの精度を高めるため、独自にICTを活用したオンライン面接を行っている。オンライン面接は、地方大学在籍者への配慮にもなる上、録画をすることで公平性の担保、不正などへの牽制に加え、面接官以外の教職員で面接状況を検証することが可能となっている。

開放型選抜については、本研究科との協定関係の有無にかかわらず、大学の法曹基礎課程に在籍する学生を対象とした入試であり、①本研究科が指定する法律基本科目に相当するものと認められる科目のうち修得済みの科目の成績、②①の成績を除く提出書類（志願者調書、任意提出資料）、③独自に実施する法律科目試験（論述式筆答試験、3科目〔憲法120点、民法120点、刑法120点〕）の成績、を総合的に評価して合否を判定している。

・法学未修者コース

法学未修者コースの入学選抜では、独自に実施する小論文筆答試験の成績及び提出書類（「法曹を志望する理由及び目指す法曹像」等）の内容に基づき、アドミッション・ポリシーに即した合否判定のための諸要素を得ることができるよう努めており、法律知識の有無・多寡等については、考慮する要素としていない。また、面接試験については法曹適性にとって重要な口頭表現力の判定には有効であるが、筆答試験（小論文）における論述能力とは相反する傾向もみられること、他の法科大学院においては筆答試験のみで選抜を行っている状況等を含めて検討した結果、2015年度入学選抜より廃止している。

具体的には、一般選抜の一般法曹枠では、小論文筆答試験の成績及び提出書類の内容を総合的に評価して合否を判定している。一方、地域法曹枠・国際法曹枠・女性法曹枠では、小論文筆答試験の成績及び事前課題等含む提出書類の内容を総合的に評価して合否を判定している。

また、法曹ポテンシャル入試については、法曹としての潜在能力を評価するため、独自に実施する小論文の筆答試験の成績、提出書類及び面接試験の内容を総合的に評価して合否を判定している。

2) 学生募集方法

学生募集にあたっては、教育活動等に関する情報の公開と積極的な各種の広報活動を行っている。具体的には、本研究科の特色ある教育内容・方法、学修支援体制、教育スタッフ等を詳しく紹介したガイドブックを毎年4月に刊行するとともに、本学公式Webサイトでは、基本情報に加えて、具体的な教育活動や学生募集に係る最新情報を随時、公表しており、入学希望者のみならず、広く社会に向けて、的確な情報の提供を行っている。

また、公表時期についても考慮しており、受験生の出願時（7月中旬）までの検討期間を考慮し、適切な時期に公開しており、例年、本学公式Webサイトは3月までに、ガイドブックは4月中旬に、入学選抜要項は5月中下旬に公開又は発行している。なお、選抜基準又は選抜手続等に変更がある場合には、決定の後、通常の公開時期以前であっても直ちに本学公式Webサイトに掲載し、周知を図っている。

また、前掲のとおり、「法曹養成連携協定」に伴う5年一貫教育プログラムの入学生を2022年4月から受け入れるため、2021年度に実施した入学者選抜から、入試制度を大幅に変更した旨を本学公式Webサイト、ガイドブック、及び入学者選抜要項に明記している他、連携協定大学に対する個別進学相談会や、一般志願者向け進学相談会を対面とオンラインを併用して開催し、広報を行った。

さらに、多様性の観点において「法学部以外の学部出身者」「実務等の経験のある者」を定義し、入学者選抜要項で公開している上、一般及び社会人に配慮し、入学説明会及び入学前説明会は土曜日の午後で開催している。入学者選抜試験についても、法学既修者コースは土曜日に、法学未修者コースは日曜日に実施するなど配慮をしている。また、多様な受験者の受入れを目指し、法学既修者コース・法学未修者コースともに、一般選抜試験方式においては地域法曹枠、国際法曹枠及び女性法曹枠、5年一貫型入試においては「地方大学専願枠」を設けて募集するとともに、多面的な評価により審査する法曹ポテンシャル入試も設け募集するなど、多様な入学者を求めるといふ本研究科の姿勢を積極的にアピールできている。

なお、上記の入学者選抜にあたっての基準・手続等が前年度から変更となった場合には、入学者選抜要項の配布前であっても機関決定の後、速やかに本学公式Webサイトに掲載して周知を図っている。

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

本研究科の入学者選抜の実施に際しては、本学の「中央大学専門職大学院の入学者選抜及び広報活動に関する特別措置規程」に基づき、本研究科に法務研究科入試・広報委員会を置き、入学者選抜に関する事項として、イ)入学者選抜の計画に関する事項、ロ)入学者選抜の準備・実施に関する事項（合否判定を除く。）、ハ)入学者選抜に関する相談会の計画・運営に関する事項、ニ)その他法務研究科教授会から付託された事項について審議している。

なお、2021年度までは、同特別措置規程において、法務研究科の入学者選抜については、必要に応じて中央大学入学センターが立案する本学における総合的な入学者選抜に関する基本政策を反映させることができるよう定められ、入学センターの常設機関として、法務研究科一般入試委員会を置き、入学センター所長・情報環境整備センター所長・保健センター所長・事務局長をはじめ関係部署の長が構成員となって、法科大学院の入学者選抜の準備・実施・システム開発に関する事項について審議していた。しかし、2022年4月より、法務研究科の固有の教育研究活動に応じた実施体制とするため、規程改正を行い、法務研究科一般入試委員会を廃止し、法務研究科長と教授会互選委員からなる法務研究科入試・広報委員会（委員長は委員の互選）によって、入学者選抜に関する計画から準備・実施までを行う新体制となった。

また、入学者選抜における透明性及び入学者選抜結果の公平性・妥当性を担保するために、筆答試験、志願者調書及び事前課題の採点においては、すべての答案等を必ず複数の教員が採点する体制を採っており、実際の採点にあたっては、事前に採点基準を作成し、合否判定委員会の確認を経て実施することにより、採点担当者間における採点結果の差異が最小限になるよう努めている。

出題にあたっては、試験問題のレベル等の基本的な方向性について出題委員間で十分な認識共有を図ったうえで作問を行い、さらに、複数のチェック体制を構築している。具体的に、出題段階にあたっては、科目ごとに置かれる科目別出題委員会において、出題主査の統括・指示

のもと、出題委員相互で出題内容の吟味を行っている。そのうえで、出題委員とは別に点検委員を置き、点検委員相互で出題内容、文言、記号、設問等について精査するほか、実際に回答を試みるなどの点検作業を行い、当該結果を出題主査に報告することで、出題に係る適切性の確認を行っている。

合否の判定については、複数教員による採点の上、合否判定委員会において審議・決定している。なお、入学者選抜試験の終了後、受験者本人から申し出があれば、入学者選抜試験の筆答試験の成績を開示しており、合否判定の透明性を確保している。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する者に対しては、入学試験出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い、公平な入学者選抜の実施に努めている。

法務研究科の学生の受け入れにおいては、障害のある学生を含めて公平に受け入れを行っており、障害のある学生の受け入れ方針を別途定めることは行っていない。障害のある者が法務研究科への進学を希望する場合には、出願前に来校してもらい、教務委員長及び入試・広報委員長との面談やキャンパス内の施設・設備の確認を行い、教育研究環境について充分理解した上での出願・受験ができるよう配慮している。

なお、身体の機能に障害があり、受験および修学において特別な配慮を必要とする場合には、出願前（選考料を金融機関等から振り込む前）に法科大学院事務課へ問い合わせるように入学者選抜要項に明示している。

また、病気や怪我のため、受験に支障をきたすおそれがある場合には直ちに連絡するように周知しており、特に、2021年度以降の入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染防止策については、文部科学省発出の「大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に基づき、感染防止対策を実施しつつ、慎重に実施した。具体的には、2021年度入試においては、試験定員を教室定員の6分の1に減じて受験生の間隔を1.5メートル以上確保しつつ、通常どおり集合型による試験を実施した。その他、マスク着用の義務、事前検温、試験場の消毒等を徹底すると共に、試験当日に新型コロナウイルス感染症への罹患や濃厚接触、疑わしい受験生には追試験の措置を講じた（なお、2022年度入学者選抜において、追試験はなかった）。

<点検・評価結果>

以上のとおり、入学者受け入れの方針に基づき、未修・既修ともに様々な入学者選抜方法を設けており、本研究科の教育理念に即した適切なものとなっている。学生募集についても、入学者選抜要項やガイドブック、本学公式Webサイトを通じて広く公表している。

また、入学者選抜を実施するにあたっては、本研究科の入試・広報委員会及び合否判定委員会が責任主体となり、試験問題の出題、並びに筆答試験、志願者調書及び事前課題の採点において、複数の教員でチェックする体制を採っており、入学者選抜における透明性及び入学者選抜結果の公平性・妥当性は担保できているといえる。

なお、入学を希望する者への合理的な配慮についても、全学のガイドラインを踏まえて対応しており、特に感染症対策の面では文部科学省のガイドラインも遵守しながら、入学者選抜を実施できており、適切な配慮ができている。

＜長所・特色＞

5年一貫型入学者選抜試験では「地方大学専願枠」を設けており、また、法学未修者コースでは、「法曹ポテンシャル入試」を実施するなど、多様な人材の確保に努めている点が、大きな長所・特色である。

＜問題点＞

近年新たに設けた入学者選抜試験（法曹ポテンシャル入試、5年一貫型選抜及び開放型選抜）について、その実施結果や効果を検証する必要がある。

＜今後の対応方策＞

入試・広報委員会において、これまでの入学者選抜試験の実施状況及びその結果を検証するとともに、それぞれの入学者選抜方法で入学した学生の在学中の成績や司法試験の合否結果、及び進路状況等も加味して、入学者選抜方法の有効性を確認する。また、5年一貫型選抜における地方大学専願枠や法曹ポテンシャル入試の有効性が顕著な場合には、募集人数の拡大も視野に入れて検討する。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性
 評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

＜現状説明＞

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

本法科大学院本研究科の入学定員は200人、収容定員は600人となっている。

過去5年間における入学定員及び入学者数は、下表のとおりである。入学定員に対する入学者数の割合は、過去5年間の平均で52.4%となっている。

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2018年度	200人	95人	47.5%
2019年度		112人	56.0%
2020年度		86人	43.0%
2021年度		99人	49.5%
2022年度		132人	66.0%
平均	200人	104.8人	52.4%

[注] 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。

2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数进行いう。

なお、既修・未修別の入学定員に対する入学者数比率については、2018年度は既修：0.45、未修：0.36、2019年度は既修：0.45、未修：0.36、2020年度は既修：0.45、未修：0.36、2021年度は既修：0.45、未修：0.65、2022年度は既修：0.69、未修：0.59となっている。2022年度は、大学法学部等の5年一貫教育プログラムに在籍していた早期卒業の学生が受験したことにより、既修入学生は改善しているものの、入学定員充足率は低い状況が続いている。

また、法科大学院に求められる多様性の観点において、入学者全体に占める「法学部以外の学部出身者」または「実務等の経験のある者」の割合は、過去5年間（2018年度～2022年度入学者選抜）で平均18.0%（とりわけ未修入学者については39.1%）となっており、一定程度以

上の多様性が確保されている状況にある。

また、過去5年間における収容定員及び在籍者数は、下表のとおりである。収容定員に対する在籍者数の割合は、過去5年間の平均で41.4%となっている。

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2018年度	600人	287人	47.8%
2019年度		255人	42.5%
2020年度		234人	39.0%
2021年度		216人	36.0%
2022年度		250人	41.7%
平均	600人	248.4人	41.4%

[注] 1 「在籍者数」とは、休学者を含む法科大学院生の在籍数をいう。

2 「収容定員」とは、「入学定員」に3を乗じた人数をいう。

収容定員に対する在籍学生数比率について、法科大学院の収容定員については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年3月31日文科科学省告示第53号）第3条により、入学定員に3を乗じた600名となっており、2022年5月1日現在における在籍学生数は250名であることから、収容定員に対する在籍学生数比率は0.42であるが、本研究科は既修者入試を実施していることから、2022年度における実際の定員は450名となり、これに基づく在籍学生数比率は0.56である。

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

法科大学院においては、入学者の質の保証を維持するために、競争倍率(受験者数/合格者数)が2倍を下回らないことが望ましいとされているため、この競争倍率を維持するためには入学定員充足率が低下することは避けられない。

しかし、近年の入学定員充足率は、2022年度には多少の改善が見られたものの、50%前後を推移しており、さらなる入学者確保に向けて、入試・広報委員会を中心に、入学者選抜の検証及び改善方策を講じていく必要がある。なお、その際には、入学者受け入れの方針を踏まえて、入学者の質の確保には当然留意しなければならない。

<点検・評価結果>

以上のとおり、入学定員充足率は、入学者選抜の見直しや法曹養成連携協定に基づく「5年一貫型選抜」等の取り組みにより、2022年度には改善が見られたものの、過去5年間では50%前後を低調に推移しており、それに伴い在籍者数も収容定員を大きく下回っている。法科大学院を取り巻く状況は厳しさを増しており、今後も安定的かつ質の高い志願者の確保と、適切な定員管理により一層努める必要がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

入学定員充足率は、過去5年間では50%前後を低調に推移しており、それに伴い在籍者数も収容定員を大きく下回っている。

＜今後の対応方策＞

本研究科としては、2018年度入学生以降、「量から質」へ転換する方針を採ったところであり、その効果が現れるまでは量的側面における安定的な確保という点で厳しい状況が継続している。2022年度入学者選抜より、5年一貫教育制度に基づいた入試制度（5年一貫型選抜及び開放型選抜）を新設しており、合わせて入学定員の45%の募集人数を設定していることから、入試・広報委員会を中心に、新入試制度を前面に出した学生募集広報を効率的かつ効果的に行うことで、法科大学院の求める質的水準にある学生の安定的な確保に努める。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

本研究科では、研究科長、研究科長補佐及び法務研究科入試・広報委員会において、毎年度の入学者選抜の結果を検証し、次年度に向けた学生募集方法及び入学者選抜の基準・選抜手続等の見直しを行い、必要に応じて教授会の審議に付している。なお、検証に際しては、歩留まり率や未手続者の進路結果も含めた入学者選抜の結果や試験問題、入学者説明会等における志願者からの反応等の入学者選抜に関連する根拠のほか、入学後にも、新入生アンケートの集計結果、入学後の学修歴や各法律科目の成績の分析結果等の根拠から、学生の受け入れの適切性について点検している。加えて、文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」で定めた指標への到達度や、アドバイザーボードや認証評価等の第三者評価からの指摘内容等も客観的な評価を根拠として活用している。

例えば、入学者選抜方法において、2016年度及び2017年度に多様な分野からの受験者の増加を目指して創設した地域法曹枠、国際法曹枠及び女性法曹枠については、既述したそれぞれの目的を果たすため、入試・広報委員会の下で入試の実践と検証を重ね、その効果を経年で点検するとともに、必要に応じて教務委員会と連携をとり、入試と教育課程との接続性の強化を図った。その結果、専願枠を設けずとも、それぞれ入試枠において企図していた効果を得られるとの判断から、2023年度入学者選抜より特別法曹枠はすべて廃止することとなった。

特に、女性の入学者については、女性法曹枠も含めて女性が活躍できる環境づくりに寄与する法曹養成の観点から積極的に募集・広報を行い、女性法曹枠設置前（2015年度）の入学者に占める女性の割合が26.1%に対して、2020年度は29.1%、2021年度は38.4%と上昇傾向にある。また、地域法曹の養成に関しては、本研究科のカリキュラムにおいてICT技術を活用した地方大学との連携科目も充実し、教育課程の観点から地域への貢献や地域の活性化に寄与する法曹育成も可能となっている。

＜点検・評価結果＞

このように、入学者の受け入れについては、研究科長、研究科長補佐及び法務研究科入試・広報委員会において、組織的に点検・評価する仕組みが構築されているとともに、検証結果に基づいて具体的な改善・改革を図っており、検証から改善に至るまでの改善メカニズムが機能している。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

入試広報委員会を中心に、上記の根拠・評価結果を分析・検証したうえで、現行の入学選抜試験の実施方法や学生募集方法等を常に検証していく。

◇大学院の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

＜現状説明＞

○大学として求める教員像の設定

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

法科大学院の教員組織については専門職大学院設置基準第5条及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条により必要専任教員数が定められている他、中央大学専任教員規程の第3条において、教員の人事に関する事項は、当該研究科の教授会の審議決定に基づき、任用及び昇進に関する選考基準は教授会が定めると規定されていることを受け、本研究科内の内規・基準を整備している。具体的には「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」を定めており、教員人事は、研究科長・研究科長補佐・各科目担任者会議主査・その他研究科長が指名した者で構成される人事計画委員会が、各科目担任者会議と連携を図りながら、(1)教員人事の年次計画の策定、(2)各専門分野の教員人事の検討・立案、(3)その他研究科教授会又は研究科長が必要と認めた事項、について審議・決定し、これを法務研究科教授会に付議している。

本研究科の求める教員像については、本学の「大学として求める教員像および教員組織の編成方針」の下、人事計画委員会において教員人事の年次計画を策定することによって本研究科の求める教員像を明確にしている。特に専任教員については、専任教員の任用及び昇進に関する基準において、研究者教員と実務家教員に大別して、それぞれに教授・准教授・助教Aの任用・昇進の際に求める基準を設定している。なお、教員人事にあたっては、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」第1条及び第2条にしたがい、実務家教員の数及び割合（全専任教員の2割以上）や教授の数及び割合（全専任教員の半数以上）について、人事計画委員会が常に確認するとともに、中長期的な視点に立ち、分野ごとのバランスにも配慮しながら、より

よい法曹養成を実現するための教員人事を継続的に検討し、実行している。

また、本研究科における教育研究に従事する後継者を養成し、もって法科大学院の教員養成の多様性確保に資するため、「法科大学院任期制助教に関する内規」を規定し、「中央大学助教規程」に定める助教C（2年契約であり、更新により最長で5年契約となる）を積極的に採用するようにしている。

直近における中期的な教員人事計画に関する基本方針については、2021年4月7日付で法科大学院将来構想委員会から提案があり、同月14日開催の教授会において承認している。

この基本方針では、「受験者数や入学者数の動向、司法試験合格率、3+2の新制度とカリキュラム変更、駿河台移転や法学部都心移転といった種々の状況変化に適切に対応した今後の教員人事を進めるためには、毎年度策定する教員人事計画とは別に、中期的視点に立った教員人事の概要構想を策定しておくことが相当」として、各分野別科目担任者への意見照会を経て策定した。具体的には、これまで策定してきた人事方針を維持しながらも、教育力と研究力は落とさないことを大前提に、3+2の新制度の下での新たな授業・業務負担が生じることに十分配慮し、本学法学部所属教員（兼担）による授業担当や、本研究科所属教員による複数分野にわたる授業担当が可能かつ適当であるときは積極的にこれを用いること等を念頭に置き、2027年度期初における各分野別教員数を策定した。

なお、法務研究科では、多様な分野で活躍するリーガル・ジェネラリスト及びリーガル・スペシャリストを養成するため多数の授業科目を開設している。これらの科目を組織的に展開し、実務と理論の架橋を実現するため、教授会の下に、FD委員会、教務委員会、エクスターンシップ運営委員会、リーガル・クリニック運営委員会、入試・広報委員会、奨学委員会等の各種委員会を置き、教員が分担して各々の検討課題を審議し、運営委員会を通じて教授会に上程することで情報共有と適切な連携体制を確保している。さらに、専門分野毎（科目担任者会議）、科目担当者間、研究者教員と実務家教員の間で授業の実施等に関して度々打ち合わせの機会を持つことで授業科目の目標が効果的に達成されるなど、組織的な教育の実施に繋がっている。

<点検・評価結果>

本学の理念・目的に基づき、本研究科としても中期的及び単年度の教員人事計画の下、法科大学院としてふさわしい教員組織の編制に関する方針を明示している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

評価の視点2：研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）

＜現状説明＞

○編成方針に沿った教員組織の整備について（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

2022年5月1日現在、本研究科の収容定員（学生数）600名（入学定員200名）、在籍者数は250名に対して、専任教員数は50名である。専任教員一人あたりの在学学生数は5名となっている。

[専任教員・実務家教員の資格]

単位：人

	専任教員数					
	専任教員総数(任期制助教含む)			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	48	2	50	10	0	10
計に対する割合	96%	4%	100%	100%	0%	100%

なお、内訳として、研究者教員40名、実務家教員10名(みなし教員2名を含む)であり、そのうち外国人教員は1名、女性教員は6名となっている。

また、法律基本科目の各分野の必要専任教員数及び実員数は以下のとおりであり、各分野の専任教員数は基準の必要数を充足している。

[専任教員の必要数]

単位：人

	公法系		民事系			刑事系	
	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要教員数	4		4	2	2	4	
実員数	3	3	10	5	7	4	3

以上のように、専任教員50名のうち48名が教授（他に准教授2名）であり、法令上の基準を大きく上回っている。また、実務家教員については専任教員50名中10名、専任教員に占める割合は20%となっており、法令上の基準である概ね2割を満たしていることから、教員組織の編制に関する方針に基づいたバランスのとれた構成となっている。

ジェンダーバランス、年齢構成については、2018年度の認証評価において厳しい指摘を受けた点であり、毎年度の教員人事計画において、「年齢構成とジェンダーバランスに配慮した人事計画となるよう努力する」ことが確認され、改善に向けて取り組んでいる。

ジェンダーバランスの改善に向けては、本研究科の教員組織の編制に関する方針を踏まえて、適格性のある女性教員採用に向けて情報収集に努め、積極的に女性を採用しており、2018年度は専任教員55名中2名（4%）であったところ、2021年度及び2022年度に2名ずつ採用し、2022年度現在、専任教員50名中6名（12%）と改善している。

一方、年齢構成の適正化については、本研究科の教育理念を実現するため高度かつ豊富な経験を有する実務家教員の任用と行うと同時に、様々な経験を重ねてもらうことで、将来の本研究科の中核を担う教員として育成することを目的に、2015年2月18日の教授会において「無任期専任教員の採用に当たっては、当分の間、できる限り若手を採用することを原則」として、

着任時 50 歳程度までを目途とすること、着任時に 61 歳以上である専任教員については、特任教員として採用することを原則とし、例外にあたる採用人事は特に慎重・厳格に行うことを申し合わせ、2021 年 4 月 7 日付で法科大学院将来構想委員会から提案された中期的教員人事計画でもこれが継承されている。この申し合わせを踏まえて、研究者教員については准教授を積極的に採用し、その結果、専任教員における 2022 年 5 月 1 日時点での年齢構成は以下のとおりとなっている。

[教員の年齢構成]

		29 歳以下	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	計
専任教員	研究者教員	0 名 0.0%	1 名 2.5%	5 名 12.5%	12 名 30.0%	22 名 55.0%	0 名 0.0%	40 名 100.0%
	実務家教員	0 名 0.0%	1 名 10.0%	1 名 10.0%	2 名 20.0%	6 名 60.0%	0 名 0.0%	10 名 100.0%
合計		0 名	2 名	6 名	14 名	28 名	0 名	50 名

なお、授業科目と担当教員の適合性については、各科目担当者による科目担任者会議内で検討し、教務委員会において審議の上、教授会に付すべき議題に関して企画、立案及び審議を行う運営委員会で審議され、最終的に教授会が適合性を判断している。

○研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。(修士・博士、専門職)

専任教員・実務家教員としての資格については、法務研究科開設当時の専任教員にあっては、学内の任用基準に照らし、十分な業績（研究業績または実務上の実績）及び教育能力を有するかどうかを慎重に審査し、さらに、専門職大学院設置基準に基づく教員審査を経て、文部科学省大学設置・学校法人審議会より「可」の判定を得た者を専任教員として配置している。

各科目に関する教員の配置については、まず、法律基本科目群（必修）については各科目について 3 名以上の専任教員を配置しており、専任教員のうちでも、研究者教員を中心としつつ、理論と実務の架橋を図る必要を勘案して実務家教員も適宜配置している（一部分については非常勤教員が専任教員と共同して同一科目を担当している）。次に、実務基礎科目群（必修及び選択必修）に関しては、その全てについて十分な実務経験のある実務家教員を充てており、必修の科目については原則として専任の実務家教員を充て、選択必修の科目については専任の実務家教員が各科目の主任的立場で非常勤の実務家教員を指揮することとしている。基礎法学・外国法・隣接科目群（選択必修）及び展開・先端科目群（選択必修）についても、主要な科目については原則として専任の研究者教員または専任の実務家教員を充てる方針を採用している。

<点検・評価結果>

以上のとおり、法令上の基準を満たしながら、教員組織の編制に関する方針に基づき、適切に教員組織を編制していると言える。

また、ジェンダーバランス及び年齢構成についても、組織的な対応方策を実行し、改善されている。

<長所・特色>

専任教員 1 人あたりの在学生の比率が高く、在学生に対する手厚い教育が実現できている点が、長所・特色である。

＜問題点＞

専任教員に占める女性教員の割合は大きく向上したが、ジェンダーバランスの観点からすると、さらに積極的に女性教員の採用を推進していく必要がある。また、今後、定年退職を迎える実務家教員がいるため、法令上の基準を満たすため、計画的な採用を進めていく必要がある。

＜今後の対応方策＞

専任教員1人あたりの在学生の比率が高いことを活かし、個々の学生に正面から向き合った、きめ細かな学修支援を在学生に提供するため、教務委員会及びFD委員会を中心に、学修成果分析会やFD研究集会等を通じて、個々の学生の特性に合った学修指導の実現を目指す。

また、女性教員の積極的な採用及び実務家教員の計画的採用については、研究科教授会のもとに設置されている人事計画委員会および将来構想検討委員会等において、その実現に向けた検討を行う。

点検・評価項目③：教員の募集・採用・昇格は適切に行っているか。

評価の視点1：教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか。

（任期制の教員を含む）

評価の視点2：規程等に従った適切な教員人事が行われているか。（教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む）

＜現状説明＞

○教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続き（任期制の教員も含む）

○規程等に従った適切な教員人事（教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む）

本研究科の専任教員の募集・採用・昇進等については、「中央大学専任教員規程」、「中央大学特任教員に関する規程」等の学内の任用基準に照らし、十分な業績（研究業績又は実務上の実績）及び教育能力を有するかどうかを慎重に審査するため、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」に基づいて行っている。無任期の専任教員を募集するにあたっては、法科大学院の教員は、教育歴または実務への従事歴として一定の年数が求められるとともに、法曹養成教育を实践するために必要な高い能力と素養を備えている必要があることから、公募形式は採用していない。各科目担任者会議主査からの教員人事案の提出を受け、人事計画委員会より任用等候補者を発議することとしている。

なお、任期制助教については、法科大学院において教育研究に従事する後継者を養成し、法科大学院における教員構成の多様性の確保と充実を図るため、欠員が生じた場合には中央大学助教規程に基づき募集要項を定めて公募している。

また、専任教員の年次毎の人事計画や、専門分野毎の適正配置計画は、人事計画委員会が、各科目担任者会議と連携を図りながら編成方針を策定し、教授会の承認を経て進めている。なお、任用にあたっては、教授会により、審査対象者の専門分野に関する教授会員5人以上で組織される業績審査委員会が設置され、厳格に審査が行われる。

教員の適格性は、本研究科設置当時の専任教員にあつては、学内の任用基準に照らし、十分な業績（研究業績又は実務上の実績）及び教育能力を有するかどうかを慎重に審査し、さらに専門職大学院設置基準[平成15年文部科学省令第16号]に基づく教員審査を経て、文部科学省大学設置・学校法人審議会より「可」の判定を得た者を専任教員として配置した。

設置後の専任教員の採用は、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」に基づいて行っており、教員の適格性については教員業績審査委員会で審査を実施している。

昇進についても、同様に、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」に基づき、科目担任者会議において候補者について審議し、運営委員会に当該候補者の人事を教授会の議題とすることを提案する。運営委員会の承認が得られれば、教員業績審査委員会が設置され厳格な審査の上、教授会の議を経て決定される。

<点検・評価結果>

本研究科では、教員の募集・採用・昇進等に関する規程及び手続きが明確化されており、規程等に従い、教育研究能力及び実績にも配慮しつつ適切な教員人事を実施しているといえる。

<長所・特色>

教育歴または実務への従事歴が一定年数を経過し、法曹養成教育に必要な高い能力及び素養を備えた教員を採用していることにより、質の高い教育を提供できているといえる。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

研究科教授会のもとに設置されている人事計画委員会および将来構想検討委員会等において、規程等に従い、教育研究能力及び実績にも配慮しつつ、ジェンダーバランス及び年齢バランスに配慮した教員人事を実施する。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<現状説明>

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

本研究科は、開設当初より、教育課程を高度な水準で維持し、かつ円滑に運営されていたため、自ら必要な点検を行い、2004年4月1日付で策定した「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」において、各学期末における授業アンケートの実施と、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修及び研究への積極的な参加について明記しており、授業評価アンケートや授業参観研修を組織的に実施してきた。

この活動を担当し、教員が、学生の学修成果の向上のため、授業内容および教授方法を改善・向上するための組織的な取り組みを企画推進する委員会として、FD担当の研究科長補佐を委員長とし、各科目担任者から1名、教授会で互選する者数名、法務研究科長が指名する法科大学院事務課職員で組織するFD委員会を組織しており、特定の分野に偏ることなくバランスよく構成されている。FD委員会は、授業内容及び教授方法の改善・向上を目的にして、「中央大学

法科大学院 FD 委員会内規」に基づき、FD 研究集会をはじめとする各種研修や授業評価アンケート等の企画・実施、各科目における FD 活動の連絡・調整を行うほか、各科目の授業内容及び成績評価に係る実情の把握と改善の勧告を行っており、本研究科の教育活動に係る質の保証を実質的に担う委員会として活動している。なお、2021 年度末までに通算で 132 回の委員会を開催し、検討結果を教授会に報告している。

具体的に実施している FD 活動は以下のとおりである。

(1) 授業に関するアンケート

授業に関するアンケートについては、各学期において 1 科目につき、中間アンケート及び学期末授業評価アンケートの 2 回実施している。

中間アンケートは約半分の授業回が終了した時点で実施され、これにより学生は担当教員に対して授業への具体的な提案を行うことができるようになっている。各教員は、他の小テストやレポートの結果等とあわせて、学修達成度や学生の意見・要望を把握し、現に進行中の授業運営を改善し、充実させるために役立てている。

また、学期末授業評価アンケートは、学期を通じた授業への学生の評価を記すもので、共通の設問と自由記載欄からなっている。教員は実施した授業に対する学生からのフィードバックを受け止め今後の授業に活かすとともに、これに対しコメント（回答）と授業の改善方針を作成し、学生に公開することになっている。アンケート結果については、教員によって作成されたコメント（回答）及び授業改善方針とともに、学生に公開している。なお、本学公式 Web サイトでも、授業評価アンケートの実施率、回答率及び集計結果を公開している。

なお、授業アンケートによって指摘された事項のうち、個別教員との調整等が必要と思われる事項については、FD 委員長等が当該教員と連絡をとり、場合によっては面談等を実施して具体的な対応策について検討し、授業を改善するようにしている。

(2) FD 研究集会

FD 研究集会は、本研究科における教育活動の質的向上を目的とした、専任・非常勤問わずすべての教員を対象として開催する講演会・意見交換会である。定期的に、教授会終了後に開催しており、新型コロナウイルス感染症が蔓延した 2020 年度には、教務委員長による「中央大学法科大学院における ICT を活用した授業について」、FD 委員長による「これからの授業方法—対面、オンライン、添削の取り込み—」等が、また 2021 年度には「新カリキュラム下における授業編成について—司法試験在学中受験への対応—」、「令和 3 年司法試験結果報告および 2021 年度前期学修成果分析」等をテーマとして取り上げ、オンライン形式にて開催した。

(3) 教員の相互授業参観

教員相互の授業参観については、「中央大学法科大学院における教員相互の授業参観に関する取扱要領」に基づき、全専任教員は、2 年度に 1 回は必ず自己又は他人の授業参観を実施することとなっている。

具体的な実施に際しては、実際の授業を直接参観（ハイブリッド型授業の場合にはオンラインでの参加も可）する形式のほか、DVD や Webex に録画した映像で参観する形式をとることが可能である。また、新任教員以外の教員が新任の専任教員の授業を参観し、新任教員に対して授業運営等について助言する取り組みも毎年度実施している。参観者は、参

観後に意見や感想を授業参観報告書として提出しており、その結果は、FD委員会が集約・検証するとともに、授業参観を受けた教員にフィードバックしている。これによって、各教員は定期的に自身の授業内容や授業方法を見直し、改善する機会を得ている。なお、提出されたすべての授業参観報告書は、紙媒体で自由に閲覧できるようにしており、他の教員の授業参観に対するフィードバックの状況についても確認することができる。

これらの授業参観の各年度の実施状況については、本学公式Webサイトにおいて情報公開している。このほか、司法研修所教官等、他の外部機関に属する者の授業参観も積極的に受け入れるとともに、本研究科の専任教員が他学部や他大学法科大学院で実施された授業の参観もしている。

(4) 学生によるベスト・ティーチャー賞

本研究科では、開設以来「学生によるベスト・ティーチャー賞」を実施している。2021年度は、2012年度以降と同様に修了生に投票権を与え、3年間の学修を通じてベスト・ティーチャーと考える教員を最大3名連記で推薦してもらい、という選考方法を採用した。その結果、得票数の多い教員を修了式後に顕彰し、本学公式Webサイトに氏名と受賞理由を公開し、顕彰している。また、1票以上の得票があった教員に対しては、学生からの推薦理由を伝えるようにしており、これにより教員は自己の教育活動をふりかえることができるようになってきている。ベスト・ティーチャー賞の受賞者による授業の実施方法については、FD研究集会のテーマとしてとりあげ、専任教員に広く共有するようにしている。

なお、翌年度の教員相互の授業参観において、前年度のベスト・ティーチャー賞受賞者の授業の参観希望が多数にのぼる事例も多くみられることなどに鑑みると、ベスト・ティーチャー賞の制度は本研究科における教育の質の向上に資するものと考えられる。

(5) 学修成果分析会

学生の到達度の確認については、個々の科目・授業における把握に加え、「学修成果分析会」を開催することで、教育課程全体を通じたマクロ的な視点からも把握・検証を行っている。

具体的には、各年次の必修科目の担当教員、クラス・アドバイザー等が任意に集まり、成績に関する基礎資料及び各教員が適宜持ち寄った資料をもとにして、個々の学生の学修到達度や傾向分析について情報を共有するとともに、自由な意見交換を通じて今後の教育指導方法を確認することを目的としている。当該分析会は、FDの観点からも有効であると評価しており、年2回実施している。

このほか、必要に応じて全学FD推進委員会の開催するFD講演会や外部研修等参加に対して参加費等を補助するなど、本研究科専任教員の授業内容及び教授方法を改善・向上するための機会を多く設けている。

なお、2021年度における本研究科専任教員の上に挙げたFD活動への参加率は96.2%であった。

一方で、非常勤教員のFD活動への参加については、FD研究集会の案内やその議事録のメール配信、音声データ及び当日資料の貸出等を実施して情報の共有を図っているものの、非常勤教員の参加率は低く、これをいかにして向上させるかが課題である。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

法務研究科では、教員の教育活動評価を学生の授業評価アンケートにより実施している。

このアンケートは、FD委員会が教務委員会等と協議して立案・推進し、教室での直接実施に加え、学生用ポータルサイトC plusを活用して無記名で実施している。また、最終学年に在籍する修了予定者を対象にアンケートを実施し、その結果をもとにベスト・ティーチャー賞の選考を行い、学生から評価の高かった授業の運営や工夫を明示し、当該教員を表彰し、その結果を本学公式Webサイト等で公表している。

教員の研究活動評価については、法科大学院認証評価において、教員として適格かどうかの評価を受けるほかに、法務研究科の自己点検評価報告書作成の際に教員別に作成して添付することになっている教員調書の中で研究業績を記載することとなっており、また、「学事記録」、研究者情報データベースによる研究成果の公開を通じて、間接的な研究活動評価がなされている。

教員の社会活動については、国・都道府県・各種公的団体の審議会や検討会の委員等としての活動、民間企業の社外取締役等としての活動、各種会議等で講演し、または各種研修等での講師を務める等の活動等が活発に成されている。これらについては、法務研究科の自己点検評価報告書作成の際に教員調書の中で研究業績を記載することとなっており、また、「学事記録」、研究者情報データベースによる社会活動の公開を通じて、間接的な評価がなされている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、本研究科では、開設当初より、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、具体的な教育実践の方法等について共有を図ることにより、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

<長所・特色>

FD研究集会において具体的な授業における実践や工夫等を教員間で共有する機会を年度内に複数回設けている点は、大きな長所であり、特色である。

<問題点>

教員組織の教育活動のうちFD研究集会に関して、専任教員については毎回相当数の教員が参加しているが、非常勤教員については参加者が少ないことが課題である。

<今後の対応方策>

FD研究集会に直接参加することが難しい非常勤教員については、FD委員会の下で、現在も希望者に対してDVDを貸し出す等の対応を行っているが、オンライン会議システムを活用して、オンラインでの同時配信を実施し、そこへの参加を促すとともに、録画配信を積極的に行う等のより利便性の高い対応を講じることで、FD研究集会の有効性をさらに高める。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

法務研究科では、運営委員会、人事計画委員会、科目担任者会議において、教員の任用・昇進の検討・審議を通じて、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っている。

一方で、本研究科の自己点検・評価活動の一環として、評価機関である日弁連法務研究財団が設定する評価基準に従い、法令や法曹養成機関として求められる水準等の客観的な指標の側面からも、教員組織に関する厳格な自己点検及び評価を毎年実施している。自己点検評価委員会では、教員組織の研究活動について、教授会においてその構成員全体に研究成果の積極的な公表を促すとともに、各教員の研究成果を確認したうえで個別にも公表を促している。

また、教員組織の教育活動については、各期の授業において授業評価中間アンケート及び最終アンケートを実施し、FD委員会において集計・分析したうえで、教員と科目との適合性の確認及び教員自身の教育研究能力の向上に資する諸施策を企画するとともに、その結果を自己点検評価委員会が毎年作成及び公表している自己点検評価報告書にも反映している。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

2018年度には、人事計画委員会において教員組織の点検を踏まえ、中長期的な視点に立ち、法科大学院において財務にも強い法曹養成を強化するとの視点から、本学専門職大学院国際会計研究科の廃止に伴って国際会計研究科に所属していた会計・ファイナンス分野の研究者教員5名を本研究科で専任教員として任用する原案を策定し、教授会で審議・決定した。当該教員における授業科目やテーマ演習には、各年度一定の履修者が受講しており、学生のニーズに応えた教員編成の意思決定だったといえる。

また、教員組織の研究活動に関しては、自己点検評価委員会による働きかけにより、研究者教員及び法律基本科目を担当する実務家教員につき、研究成果が着実に公表されている。詳細については、「研究活動」の項を参照されたい。

さらに、教員組織の教育活動に関しては、全教員を対象として年3～5回開催されているFD研究集会において、ベスト・ティーチャー賞で高い評価を得た教員が具体的な授業における実践や工夫等を報告する機会を設け、教員間で共有するなど、改善・向上に務めている。なお、ベスト・ティーチャー賞受賞者の授業については、同じくFD活動の一環である教員相互の授業参観において参観希望も多く、さらなるFD活動にも繋がっている。

＜点検・評価結果＞

上記のように、教員組織の適切性については、定期的な点検・評価を実施し、それに基づく成果をふまえて改善・評価へ向けた取り組みを行っている」と評価できる。

＜長所・特色＞

法科大学院において財務にも強い法曹養成を強化するとの視点から、本学専門職大学院国際会計研究科に所属していた会計・ファイナンス分野の研究者教員5名を本研究科で専任教員として任用した。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

教員組織については運営委員会、人事計画委員会及び科目担任者会議において、教員の教育研究能力の向上についてはFD委員会において、不断の点検・評価を行い、それらの結果を踏まえて教員人事計画を策定していく。

◇大学院における学生支援

＜点検・評価項目①は全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

＜評価の視点6、7、10～11は割愛＞

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点6：心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮（生活相談担当部署の活動の有効性を含む）

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

＜現状説明＞

○学生支援体制の適切な整備

学生生活を支援するための体制については、学生担当の研究科長補佐を置くとともに、基本的には法科大学院事務課が学生対応窓口の中心として、必要に応じて担当研究科長補佐と相談しながら専門家や部課室への働きかけを行うことできめ細かい対応を行っている。

教育活動に関する支援は、主に教務委員会の下、個別面談制度をはじめクラス・アドバイザー制度やクラス・サポーター制度、実務講師によるフォローアップ演習等を整備し、学生が身近に学修面及び生活面での相談をできるような体制を整えている。

また、障害を有する学生への支援については、全学的なガイドラインに基づき、法科大学院事務課が一次窓口となり、教務委員会やクラス・アドバイザー、保健センター等との連携により、個々の状況に応じたきめ細かな対応に努めている。

奨学金をはじめとする経済的支援体制については、教授会の下に常設委員会として奨学委員会を置き、本研究科独自の奨学金制度に加え、日本学生支援機構奨学金や民間団体による奨学金等も充実させており、学生が学修に専念できるよう、手厚い経済的支援を実施している。

さらに、精神衛生を含む各種学生相談については、本研究科の所在する市ヶ谷キャンパス内に、専門職大学院学生対象の相談室を設け、カウンセラー、精神科医及び教員相談員を配置し、カウンセリング体制を確保している。

就職支援にあたっては、本研究科専用の就職支援窓口を設けて専属のキャリア・コンサルタントを配置し、法曹養成機関である本研究科の学生に特化したキャリア支援を行っている。

以上のように、法科大学院の学生に特化した形での充実した支援を1キャンパス内で受けられる体制を整えている。

○成績不振の学生の状況把握と指導

本研究科は、「中央大学法科大学院における進級及び修了に関する規程」を設けて進級及び修了等に係る事項について厳格に定めており、進級判定時又は修了判定時に必要な修得単位ならびに判定対象 GPA が基準を満たせない場合は、進級又は修了不可判定を受け、原級留置となり、翌年度末においても要件を満たせない場合は除籍となる。

そのため、学生の学修生活全般について助言し、相談に応ずるとともに、さまざまな機会を通して担当クラスの適切な運営をはかり、学生の学修生活の向上に努めることを任務とするクラス・アドバイザー制度を設けている。この制度は、1クラスに2名の専任教員をクラス・アドバイザーとして配置し、定期的にクラス・ミーティングを行うとともに、学生からの希望により、個別相談に応じて助言を行うのみならず、学生の出席状況や成績についても把握し、学生の学修生活を広くサポートしている。

加えて、より学生に身近な存在として、実務講師によるクラス・サポーター制度も設けており、支援体制の充実化を図っている。実務講師は、本研究科においてきめ細かな実務教育を行うため特別に任用された実務法律家であり、本研究科の修了生で現場の第一線で活躍している若手弁護士を招聘して、授業の教材作成補助、レポートや起案文書の添削、授業に関する学生の質問対応、教員による指導の補充等、教育の補助にあたっている。このほか、2018年度より、クラス・サポーターとして、特定の科目に留まらない学修方法や進路全般に係る相談について、身近な先輩法曹の立場からアドバイスをを行っている。

また、本研究科の授業を担当する専任教員は、授業担当年度に1週あたり1コマ(50分相当)のオフィスアワーを設定し、原則として専任教員は市ヶ谷キャンパス内の個人研究室において実施するものとしているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当面の間、オンライン(メール、Webex等)を基本として実施している。非常勤教員については、授業の前後に授業に関する質問や、その他学修に関する相談を実施している。

なお、原級留置となった学生には、教材を個別に配布し、履修指導を行うとともに、成績や学習方法に不安を抱える学生に対して、教務委員または法律基本科目担当教員を面談委員として「個人面談」の機会を設けている。面談委員は、主に勉強方法や学生生活面についてヒアリングを行い、必要なアドバイスをを行っている。

さらに、毎年、学習面での不安(授業についていけない等)を理由とする休学者が一定数いるため、休学者を防止するための措置としては、出席管理に特に力を入れている。休学する学生の兆候として、授業を欠席する傾向があるため、必修科目・選択科目ともに教員を通じて学生の出席状況を確認し、欠席回数の多い学生に対しては、ヒアリングを行って学生の動向・欠席事由を確認している。学習面で問題を抱えている学生に対しては、クラス・アドバイザーや、オフィスアワー制度の中で教員が今後の学習の進め方等を指導し、改善に向かうケースもある。必要に応じて、学生相談室とも連携の上、対応している。

このほか、メンタル面での問題が学修生活の継続に支障があると判断されるような場合には、相談学生のプライバシーの保護に十分な注意を払いつつ、特にハラスメント関係については二次被害が生じないように十分な注意をしつつ、関係部署と連携して対応している。

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

補習・補充教育に関する支援体制として、授業担当教員(専任教員及び非常勤教員)によるオフィスアワーを設定して質疑の機会を設けていることに加え、実務講師によるフォローアップの機会が設けられ、「フォローアップ演習」として学生は授業時間以外に学修アドバイスを受

けることが可能な体制となっている。フォローアップ演習は、少人数形式の演習となっており、実務講師が授業の進行度合いや個々の学生の理解度をきめ細かく把握しながら学修支援を行っている。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

本研究科では、2016年4月に制定された大学全体の「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を遵守し、学生からの申し出があった場合には、法科大学院事務課が一次窓口となり、法務研究科教務委員会やクラス・アドバイザー、保健センター等との連携の下、必要な支援について検討・実施している。

具体的に障害のある学生が本研究科の入学を志願した場合には、出願前に来校してもらい、教務委員長及び入試・広報委員長が面談し、障害の状況及びキャンパス内の施設・設備への対応状況を確認し、実際に入学した際にはその状況に応じて必要な修学支援を行っている。修学上の支援の事例として、学期末試験において、対象となる学生の障害の種類及び程度に応じて、試験時間の延長、別室受験及びPCや拡大鏡の使用を認める等の措置を行った。

また、市ヶ谷キャンパスの施設面では、概ねバリアフリー化が完了しており、建物内の車椅子での移動が可能となるように可動式スロープの設置等を行い、多目的トイレを設置している。さらに必要に応じて、教室内に車椅子専用の移動式机を設置し、介助者用のスペースを設ける等の支援を行うとともに、申請があれば自動車通学を認めるなど、施設及び設備面で学習や生活上の支援体制の整備に努めている。

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

(1) 本研究科独自の奨学金制度の創設と運用

本研究科では、開設時より独自の奨学金制度（中央大学大学院法務研究科特別給付奨学金制度）を発足させ、多様で優秀な人材が本研究科における法曹養成のプロセスに参加し、学修に専念できるよう、手厚い経済的支援を実施している。

具体的には、入学者選抜時の成績優秀者を対象にした、入学金を除く学費相当額（130万円）を給付する第一種と、入学金を除く学費相当額の半額（65万円）を給付する第二種の奨学金制度がある。それぞれ、2022年5月1日現在の受給者数は、第一種41名、第二種77名である。加えて、入学年度に奨学金を受給できなくとも、入学後一定期間（1年間）の学業成績優秀者には、学費相当額の半額を給付する第三種の給付奨学金制度がある。2022年において受給者となったのは3名である。これらを総合すると、2022年5月時点において、本研究科の48.4%の学生が学費半額相当額以上（第一種、第二種又は第三種）の奨学金を受給している。

なお、特別給付奨学金制度の趣旨に鑑み、定期的に奨学金委員会において、本奨学金を受給する学生の学修状況を把握しており、奨学金制度の効果検証を行っている。

また、2020年度入学生までは、以上のいずれの奨学金も受けていない者については、文部科学省の法科大学院支援経費（私立大学等経常費補助金）を基にした第四種奨学金を用意しており、2021年度は、2020年度入学以前の在学生33名に対して一律40万円を支給している。なお、本研究科の学費及び奨学金制度の検証を重ねた結果、2021年度入学生からは、文部科学省の法科大学院支援経費を財源として、本研究科の在学料を年額140万円から100万円に減額し、第四種特別給付奨学金を廃止している。

さらに、学生への経済支援の一層の充実・強化を図るため、本研究科独自の給付奨学金制度に加え、中央大学法曹会（本学出身の先輩法曹）の篤志により、当該年度修了予定者を対

象に給付奨学金制度を設けて1名あたり30万円を支給しており、2021年度の実績は10名で、全員が2022年度司法試験に合格している。

(2) 本学の全学的な奨学金制度の援用

地震等の災害によって学生の実家が罹災した場合等には、本学の全学的措置である経済援助給付奨学金を援用した経済的支援が実施されている。

また、国際的な法曹を育成することを目的として、英米法をはじめとする外国法に係る学修及び研究を奨励するために増島記念給付奨学制度が新たに設けられ、2019年度には法務研究科学生4名が受給している（2020年度及び2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実績はなし）。なお、給付対象は本学法学部、法学研究科及び法務研究科の在生となつている。

(3) 外部団体による奨学金制度

以上の奨学制度の他、民間団体による奨学制度や金融機関の提携教育ローン制度も利用することができる。

本研究科において推薦枠を有する民間団体は以下のとおり。

- ・公益財団法人千賀法曹育英会
- ・公益財団法人日本法制学会「財政・金融・金融法制研究基金」
- ・公益財団法人升本学術育英会
- ・公益財団法人三菱UFJ信託奨学財団
- ・東京白門ライオンズクラブ学術奨励賞

また、本研究科における推薦枠は無いが、採用実績があるものとして、一般財団法人守谷育英会、公益財団法人末延財団による奨学金も学生へ積極的に案内している。

(4) 日本学生支援機構の奨学制度の有効な活用

日本学生支援機構の奨学金のうち、無利子である第一種奨学金については、定期の一次採用時に36名、二次採用時に1名、有利子である第二種奨学金については、定期採用時に7名、と全ての申請者が定期採用時に希望金額どおりの貸与を受けている（いずれも2022年度実績）。なお、修了等に伴って貸与が終了となった者の第一種奨学金の返還免除については、2021年度は全額免除が4名、半額免除が7名という結果である。

奨学金に関する情報提供にあたっては、学生が情報を把握してから、必要書類を準備するまでの時間を確保できるよう、法科大学院事務課にて十分な告知及び受付期間の設定を行っている。

本学独自の奨学制度である中央大学大学院法務研究科特別給付奨学制度については、本人からの応募により決定するのではなく、全対象学生の中から給付基準に基づいて決定することから、法科大学院事務課より奨学金の対象となる学生に対して直接採用通知及び必要書類を送っている。

その他、民間団体による奨学金制度については、掲示のほか、C plusを活用して募集要項及び申請様式を掲載するなど、迅速な情報提供を行っている。また、日本学生支援機構奨学金については、これらに加えて4月のオリエンテーションにて積極的に情報提供を行っている。

なお、各種奨学金に関する事務は、法務研究科がある市ヶ谷キャンパスの法科大学院事務課において、研究科独自の奨学制度のみならず、民間団体による奨学金についても募集要項の配

布、申込受付から推薦等に関する手続を行っている。

日本学生支援機構の奨学金については、本学全体の取りまとめを行っている多摩キャンパスの学生部事務室奨学課と法務研究科が置かれている市ヶ谷キャンパスの法科大学院事務課が連携し、市ヶ谷キャンパスにて募集要項の配布から申込手続までを行っている。

○心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮（生活相談担当部署の活動の有効性を含む）

市ヶ谷キャンパスには保健センターが設置されており、毎年4月初旬に実施する学生定期健康診断をはじめ、病気の予防・早期発見・治療のための二次検診、健康相談、内科を主とした治療、外傷の応急処置及び専門医への紹介等を行っている。

また、専門職大学院に在学する学生が抱える学生生活上の諸問題に関する相談に対応するために、専門職大学院学生相談室を設置し、進路・修学、精神衛生、対人関係など様々な相談に対応している。

この専門職大学院学生相談室の運営は、専門職大学院各研究科長、各研究科教授会から選出された専任教員、及び精神科医、臨床心理学に関する専門知識を有する者によって構成される「専門職大学院学生相談室運営委員会」が担当しており、年1～2回会議を開催し、当該委員会の運営に関する議案を審議するとともに、相談の現状及び今後のあり方等を検討している。

相談室の受付は、保健センター（市ヶ谷分室）において行われ、実際の相談業務は、相談者のプライバシー確保のために、市ヶ谷キャンパス内にある学生相談用面接室において実施されている。また、クラス・アドバイザーへの個別相談やオフィスアワーにおいて相談があった場合、必要に応じて、学生相談室と連携する仕組みとなっている。

○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

現在のところ、外国人留学生のための特別入試を実施していないことから、外国籍の学生が入学した際にも、日本人学生と同様の学生支援を行っている。

○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

本研究科学生に対する就職支援は、主としてリーガル・キャリア・サポート委員会を設置し、6つの法曹像を踏まえ将来目指すべき法曹等、キャリア・進路選択に資することを目的として年間を通じて様々な企画を実施している。

また、本研究科専用の就職支援窓口を設けて、法科大学院事務課の中に専任のキャリア・コンサルタントを配置し、求人情報の受付・案内、求人開拓、各種の個別相談に対応している。

具体的には、在学生及び修了生を対象にインハウス・ローヤーに関する企業説明会、検察官による講演会、公共政策ローヤーを目指す学生のための講演会、検察庁や裁判所の見学会といった、本研究科の理念に即した多様な進路選択に係る行事を定期的で開催している。その他に就職動向を解説するセミナーのほか、直接的な就職ガイダンスではないが、在学生や修了生を対象に本学のOB・OG 弁護士と様々な形で交流を持つ企画を実施し、経験豊かな現役弁護士の生の声を聞き法曹を目指す上で有益な情報が入手できる機会を作っている。

また、法務研究科に所属する多様な法曹経験を有する数多くの実務家教員による指導と相談に加えて、本学の特色ある仕組みの1つである実務講師によって実施する質問・相談コーナーが、個別的な学修についての助言のみならず、先輩法曹の立場から進路に関する種々の適切な助言を学生が受ける場となっている。

また、検察官や弁護士等による講演や法務研究科の同窓会による進路案内、相談が行われる

等、本研究科の理念に即した多様な進路選択に係る行事を適切に実施している。

なお、2023年度には現在の市ヶ谷キャンパスから駿河台キャンパスへの移転することに伴い、学生の生活環境及び学修環境が大きく変化するため、上記のきめ細かなサポートを継続できるように体制を整える検討を進めている。

<点検・評価結果>

学生生活を支援するための体制については、教育面では、個別面談制度をはじめクラス・アドバイザー制度や実務講師によるフォローアップ等、学生が身近に学修面及び生活面での相談をできるような体制を整えている。

生活面においては、基本的に法科大学院事務課が学生対応窓口の中心として、必要に応じて専門家や部課室への働きかけを行うことできめ細かい対応を行うとともに、奨学金をはじめとする経済的支援体制、相談室等を含むカウンセリング体制などが十分確保されている。

就職支援にあたっては、リーガル・キャリア・サポート委員会の下、本研究科専用の就職支援窓口を設けて専属のキャリア・コンサルタントを配置し、キャリア・進路選択に係る充実したサポートを行っている。

以上のことから、法科大学院の学生に特化した形で学生支援体制は整備され、なおかつ1キャンパス内で支援を受けられる体制を整えており、学生支援適切に行われているといえる。

<長所・特色>

個別面談制度をはじめクラス・アドバイザー制度や実務講師によるフォローアップ等、個別の学生をその状況に合わせてフォローする体制が充実している。

また、経済的な支援についても、2022年5月時点で本研究科の48.4%の学生が学費半額相当額以上の奨学金を受給しているだけでなく、外部機関による奨学金も質・量ともに拡充しており、学生が学修に専念できる環境を作り上げている。

就職支援についても、リーガル・キャリアに精通した専属のキャリア・コンサルタントを配置し、個別の学生の状況に応じて手厚くフォローする体制を整えられている。

<問題点>

2023年度の新キャンパスへの移転に伴い、学生の生活環境及び学習環境が大きく変化する可能性がある。

<今後の対応方策>

学修サポート体制については、現在の支援制度を維持するとともに、クラス・アドバイザーやクラス・サポーターが把握している学生の情報について、学修成果分析会等を通して本研究科教員に情報共有し、今後の指導へ有機的に活用するなどの方策を教務委員会及びFD委員会にて検討する。

また、奨学金等の経済的支援は、現在のスケールを保持しつつも、奨学委員会において過年度の奨学金給付実績や奨学生の成績等の点検により、奨学金制度の適切性も確認していく。

さらに、就職支援においては、2023年度より司法試験の法科大学院在学中受験が可能となることから、就職活動等のスケジュールの変動にも留意し、リーガル・キャリア・サポート委員会を中心に、学生のニーズに合わせた支援サービスを展開していく。

一方で、2023年度の新キャンパス移転に伴う環境の変化については、学生の生活環境及び学

修環境が大きく変化するため、研究科長及び学生担当の研究科長補佐を中心として、学生支援に関連する諸委員会と調整を行い、学生支援のサービス水準を低下させないように努める。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

本研究科では、学生支援の適切性については、教育研究活動に関する事項は教務委員会、経済的支援に関する事項は奨学委員会、精神衛生を含む各種学生相談体制は専門職大学院学生相談室運営委員会、就職支援に関する事項はリーガル・キャリア・サポート委員会において、それぞれ適切な根拠に基づき、定期的な点検・評価を行っている。

例えば、教務委員会においては、学生の成績やGPAにより客観的なデータのほか、教員の個別面談における報告や授業アンケート結果を根拠としながら点検を行い、学生支援体制の改善・向上に努めている。このうち、教員の個別面談については、きめ細かな学生指導を志向し点検・評価を重ねた結果、2019年度より導入された制度である。

さらに、2021年度より本研究科の在学料を減額した際にも、奨学委員会及び教授会において、過年度の奨学金給付実績や奨学生の成績の点検などの検証を重ねた結果を踏まえて、文部科学省の法科大学院支援経費を財源として在学料の減額すること及び第四種特別給付奨学金廃止の妥当性について確認している。

また、日常的な学生からの要望については、法科大学院事務課での直接的な窓口対応、メールでの照会、各学期末における授業アンケートの実施、クラス・ミーティング、オフィスアワー、様々な機会に学生からの声を聞いている。学生からの支援を求める声は、内容に応じて担当教職員から委員会や専門機関に上げられ、定期的な点検・評価と共に必要に応じて改善が図られている。

<点検・評価結果>

学生支援の適切性については、それぞれ所管する委員会において定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組んでいる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院の教育研究等環境

<点検・評価項目①については全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

評価の視点2：校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生を確保するための仕組みの整備状況

＜現状説明＞

○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

本研究科は、2022年5月現在、市ヶ谷キャンパスに法科大学院と法科大学院修了生のための単独専有施設を有しており、専門職大学院設置基準に基づき高度な教育水準と環境を確保するための教室等を設置している。

教室は、50人規模の受講生を収容する双方向・対面授業に対応した中教室を必要クラス分設置するとともに、各授業科目の教育内容に適合した大教室・小教室・ゼミ室、模擬法廷教室を設置している。

各教室とも学生用の机については学修に必要な広さが十分確保されているほか、授業に必要な情報環境も整備され、特に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、Webex を利用した遠隔授業が可能となるよう無線 LAN(Wi-Fi)環境を整備するとともに、授業教室に Web カメラ、收音マイク等も整備している。

ゼミ室は17室設置されており、学生は、授業のほか授業外の学修でも1ヵ月前からの事前予約で利用することができる。

本研究科の大きな特徴として、学生の個人自習室をはじめ予習・復習のための学修施設の環境整備に努めている。具体的には、市ヶ谷キャンパス内に、学生個人専有の固定席を自習スペースとして確保するとともに、同様にロッカーも個人専用として1人一つ貸与し、学生の学習スタイルに対応した施設を設けている。また、PC自習室を設けて課題文書の作成やインターネット検索等の情報環境の需要にに応じているほか、図書室(A・B)等を確保し、多様な学修のニーズに即した資料の閲覧や読書ができる自由閲覧席やデータベース検索ができる自由席を整備している。

また、学生が使用できるコピー機を計7台設置し、学生の複写補助として各年度800枚印刷可能なコピーカードを配付している他、貸出PC・個人PCから無料で出力できるプリンタを計17台設置し、印刷枚数の上限なく出力できるよう環境を整えている。

市ヶ谷キャンパスの図書室は「ローライブラリー」と称し、原則として本研究科学生と教職員のみ利用できる。ローライブラリーには、司書を配置し、学生及び教員の図書資料の利用やリーガル・リサーチに関する相談等に応じている。また、法令や判例、法律資料、図書館などの最新情報や教育・研究・学修に役立つ情報を案内する刊行物『L・L便り』も、電子・紙の両媒体で提供するなどしている。新入生には入学時のオリエンテーションで、図書館利用ガイダンスを実施するだけでなく、原則として出席必須のリーガル・リサーチガイダンスも行っている。その他、蔵書検索や雑誌論文検索の講習会、日本法・外国法のデータベース講習会等を単にデータベース会社に頼むのではなく、主に司書が講師等を担いながら適宜実施している。これらをはじめとして、専門性を考慮しながら、教育・研究・学修を側面から強力に支援している。

なお、2023年4月に、本研究科は、現在の市ヶ谷キャンパスから新築の駿河台キャンパスに移転することとなるが、新キャンパスでも現在のキャンパスと同様に、十分な教室・自習室とキャンパス・アメニティを整備している。一方で、駿河台キャンパスでは戦略経営研究科と共同利用になることから、自習室や教室の利用方法の変更等、学生の学修環境に影響が生じる可能性がある。

○校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生を確保するための仕組みの整備状況

市ヶ谷キャンパスの施設・設備の管理は、都心キャンパス庶務課とその委託業者により運営されており、キャンパスは土・日・祝日を含む8時から24時まで利用可能である。

市ヶ谷キャンパスへの学生の入退構、図書室への入退構には、ICカード型学生証によるセキュリティシステムが導入されている。なお、ICカード型学生証は、市ヶ谷キャンパスに1台設置している証明書等自動発行機で各種証明書(成績証明書等)の交付を受ける際にも使用される。

入館に際しては教職員・外部来訪者を含めて全員が玄関入口にて入館チェックを受ける体制になっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため検温・入館チェックも徹底している。また、防犯カメラによる安全管理も行うなどの配慮をしている。

また、施設設備についての学生からの意見・要望は、各学期はじめにクラス単位で実施するミーティングや各学期末に実施するオピニオン・アンケートを通じて把握し、学修環境の改善と向上に努めている。

<点検・評価結果>

本研究科では、法科大学院に求められる高度な教育水準と環境を確保するため、必要な校舎を有し、かつ、教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している。

<長所・特色>

本研究科では、校舎内に学生個人専用の固定席を自習スペースとして確保するとともに、同様にロッカーも個人専用として1人につき貸与し、自主ゼミを実施できるゼミ室を十分な数用意するなど、学生の学習スタイルに対応した施設を設けている点が、大きな長所・特色である。

<問題点>

2023年4月の市ヶ谷キャンパスから駿河台キャンパスへの校地移転に伴い、自習室や教室の利用方法の変更等、学生の学修環境に影響が生じる可能性がある。

<今後の対応方策>

現キャンパスから新キャンパスへの移転後も、学生の学習環境を十分に確保できるように、研究科長、研究科長補佐、法科大学院事務課を中心に、新キャンパスの校舎利用開始時までに戦略経営研究科と調整の上、自習室・教室利用方法等を決定し、それを周知徹底するように努める。

<点検・評価項目③については全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

<現状説明>

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

1) 講義・演習室

市ヶ谷キャンパスには、専門職大学院設置基準に基づき、法務研究科における高度な教育水準と環境を確保するために、次の教室等を設置している。特に、法律基本科目群の授業科

目については、約50人収容の双方向・対面授業に対応した教室を必要クラス分設置することとし、その他、各授業科目の教育内容に照らして、教室・演習室、模擬法廷教室を設置している。法律基本科目の授業を実施する教室では、教卓や学生用機の情報環境整備、プラズマディスプレイ2基の配置や各種プレゼンテーション用設備が整っている。

模擬裁判の教場となる模擬法廷教室については、裁判員制度に基づく刑事裁判を前提に裁判員席を含む9席からなる法座を整備している。

[講義・演習室]

施設	収容人員	面積	室数	備考
大教室	141人	183.28㎡～190.94㎡	5	
模擬法廷	114人	155.94㎡	1	大教室を兼ねる
中教室	40～63人	99㎡～152.1㎡	9	
小教室	16～28人	50.4㎡～63.6㎡	7	
ゼミ室	4～12人	10.48～24㎡	17	

2) 学生自習室

法務研究科における学生の自習施設は、授業内容を理解するための予習・復習をはじめ各自の必要な学修を常時行うために重要である。本学では従来から学生研究室や学生自習室の環境整備に努めており、そうした経験を踏まえつつ、市ヶ谷キャンパスには、学生の自習スタイルや情報環境のニーズに対応して、固定席を確保した自習室、図書館（ローライブラリー）内の自由閲覧席、PC自習室を整備している。

学生の自習室については、学生1人に一席の指定席を確保しているほか、多様な学修方法のニーズに即応した資料閲覧・読書・データベース検索処理用の自由席を整備しつつ、認可時の計画を履行している。

[学生自習室]

単位：席

施設	面積	用途	席数
院生研究室B専用	161.5㎡	キャレル設置。 各キャレルに情報コンセント敷設。 1号館5階談話スペースにプリンタ6台を設置。	98
院生研究室C専用	73.2㎡		41
院生研究室D共用	65.7㎡		32
院生研究室E専用	79.2㎡		44
院生研究室F専用	93.1㎡		55
院生研究室G専用	121.4㎡		76
院生研究室J共用	45.9㎡		20
院生研究室K専用	19.8㎡		11
院生研究室M専用	95.5㎡		45
院生研究室N共用	65.7㎡		27
ローライブラリー 図書室A 共用	467.5㎡	閲覧席設置（PC2台設置） （内図書室内PC自習室21席にPC21台設置）	144
ローライブラリー 図書室B 共用	533.5㎡	閲覧席設置（PC6台設置）。	40
院生PCスペース専用	117.6㎡	PC34台、プリンタ9台、スキャナ3台設置	34
合計			1,024

3) 研究施設・設備

法務研究科の専用施設として、専任教員数に応じた専任教員研究室を合計60室（個人研究室55室及び共同研究室5室）確保している。また、市ヶ谷キャンパスには、教員間の相互研修や教材開発等を行う施設として、各種データベース活用のための情報環境を整備した「研

研究室受付」を設置している。なお、市ヶ谷キャンパスに設置される大学院教員室は、兼担教員や非常勤教員の利用にも供している。

法科大学院での学修を十全なものとするためには、授業時間外に専任教員によるオフィスアワーを設定するなど、教員と学生との間のコミュニケーションの場を確保することが特に重要である。そのため、専任教員研究室、大学院教員室のほかに、学修指導室2室、談話スペース等を設置して、適宜、柔軟な履修・研究指導体制がとれるよう措置している。

4) 情報処理環境

学生自習室（院生研究室等）キャレルと図書室閲覧席全席に情報コンセントを設置し、ノートPCを接続して、インターネット環境への接続と法令・判例データベースへの接続・検索を可能としている。また、キャンパス内に15台のノートPCを備え置き、自習室各席及び閲覧席で利用することもできるよう、貸し出し体制を整備している。加えて、自習環境の支障にならないようにプリントアウトスペースを設けたほか、図書室閲覧室には、固定型デスクトップPCを配置している。

さらに、PC自習室には、55台のデスクトップPCが設置されており、学生が自由に利用することができる。

また、市ヶ谷キャンパス内数カ所には無線LANのアクセスポイントが設置され、セキュリティの観点からアクセスには市ヶ谷ITセンターにコンピュータを登録することを求めているが、キャンパス内のほとんどのエリアで利用できるようになっているほか、電波状況により使えないエリアにおいては、有線LANを配置する方法で対処している。

[情報処理機器などの配備状況]

施設	状況	単位：台 配備台数
PC自習室（2409号室）	34席全席にデスクトップPCを設置	34
PC自習室 （図書室A内に設置）	キャレル席にデスクトップPCを設置	21
ローライブラリー 図書室A	閲覧席の一角に固定型デスクトップPCを設置 閲覧席全席に情報コンセント設置	2
ローライブラリー 図書室B	閲覧席の一角に固定型デスクトップPCを設置 閲覧席全席に情報コンセント設置	6
可動・多目的型	校舎内貸し出し用のノートPCを用意	15
合計		78

※上記設置PCについては、学生が使用可能なもののみを記載。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

市ヶ谷キャンパスの施設・設備の管理は、都心キャンパス庶務課とその委託業者により運営されており、キャンパスは土日・祝日を含む8時から24時まで利用可能であり、キャンパスへの学生の入退構、図書室への入退構には、ICカード型学生証によるセキュリティシステムが導入されている。

また、ICカード型学生証は、市ヶ谷キャンパスに1台設置している証明書等自動発行機（利用時間は平日10時から17時まで）で各種証明書（成績証明書等）の交付を受ける際にも使用される。なお、証明書の一部については、全学的な証明書コンビニ発行サービスを利用して申請することで、上記時間帯以外でもコンビニエンスストアにおいて発行することもできる。

キャンパス内の各施設の利用時間は、情報教室は8時から22時まで利用可能、貸出しPCは

平日 10 時から 17 時までとしている。また、自習室を含むその他の施設については、年末年始の一時期を除き、キャンパスの開館時間と同じく、土日・祝日を含む 8 時から 24 時まで利用可能である。

法科大学院事務課の開室時間は、平日 10 時から 17 時までとなっており、学生の情報環境の利用に供するために、館内貸出用のノート PC の貸与（利用時間は法科大学院事務課開室時間中）も行っている。

<点検・評価結果>

市ヶ谷キャンパスは、本研究科の教育研究目的、教育課程の特徴等に応じて施設・設備を整備できており、また施設の利用時間に対する配慮も適切なものとなっている。

<長所・特色>

市ヶ谷キャンパスは、土日・祝日を含む 8 時から 24 時まで利用可能で、かつ、キャンパスへの学生の入退構、図書室への入退構には、IC カード型学生証によるセキュリティシステムが導入されており、学生が安全に集中して学習できる環境が完備されている点が、大きな長所・特色である。

<問題点>

2023 年 4 月の現在の市ヶ谷キャンパスから新しい駿河台キャンパスへの校地移転に伴い、自習室や教室の仕様に変更が生じる。

<今後の対応方策>

現キャンパスから新キャンパスへの移転後も、学生が十分な学習ができるように、研究科長、研究科長補佐、法科大学院事務課を中心に、就学環境に関する個別の相談に応じる等、学生のサポート体制を整え、学生が安全に集中して学習できる環境を堅持する。

◇大学院における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点 1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点 2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

市ヶ谷キャンパス内には個人用の研究室が 55 室（研究科長室 1 室を含む）設置されており、各専任教員に 1 人 1 室割り当てている。さらに、共同研究室（各 2～3 名の共同利用が可）が 5 室設けられており、すべての科目系（民事系、刑事系、公法・基礎法系、外国法・展開先端系）において利用できる環境を整え、科目担当者間における意見交換等をさらに活発にするための体制が整備されている。

研究費については、中央大学学内研究費助成規程に則り運用され、基礎研究費として、専任教員（任期を定めて採用された教員を除く）に対して、個人で行う学術研究を助成する目的で年額 43 万円（着任時のみ 58 万円）が支給される。また、研究用として 1 人あたり年間 2,000 枚のコピーを無料で利用することができる。

このほか、専任教員が個人で行う特定の課題に係る研究の支援を目的とする特定課題研究費（2年 200 万円）が、年間 3 名分に相当する予算が割り当てられており、同規程第 20 条第 1 項に基づき、法務研究科特定課題研究費助成候補者選定委員会及び教授会の議を経て、全学にて選定され支給されている。2022 年度現在、2021 年度からの継続 3 名、新規 3 名が受給中である。

研究専念期間の確保については、校務を免除する研究促進期間制度が設けられており、中央大学研究促進期間制度に関する規程に則り運用され、教授会において候補者を選定し、学長へ推薦している。2022 年度は 3 名が利用している。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

博士前期課程と博士後期課程を区分しない専門職大学院である本研究科においては、従来から多くの大学院において採用されている博士後期課程大学院学生を TA または RA として任用し、教育・研究支援に従事させることが困難であるため、教員の授業準備や研究を支援する仕組み・体制として、法科大学院事務課内に教育研究支援を担当する体制を整えている。具体的には、事務課内の教務グループの職員（専任職員 4 名、派遣職員 3 名）を配置しているほか、専任教員個人研究室があるフロアに「研究室受付」を設置し、派遣職員 1 名、パートタイム職員 2 名の計 3 名を配置している。

教育研究支援担当は、法科大学院の教育課程の実態に即して整備され、有効に活用されている。教育研究支援担当を通じて提供されている主な研究・教育支援サービスは以下のとおりである。

- ① 教材作成補助（授業用資料の検索収集・編集作業補助）
- ② 電子資料（データベース）の利用提供・代行検索
- ③ C plus 利用方法に関するサポート

また、教育活動の支援として、法務研究科では、弁護士（原則として弁護士業務経験 5 年以内の者）を多数（2022 年度では 42 名）、補助教員（実務講師）として採用し、実務実践教育の補助をはじめ、学生の学修方法に関する質問や、授業の予習と復習をフォローアップする学修相談の業務に従事させている。

研究上の支援としては、教育研究支援担当が、教育支援とともに、電子資料（データベース）の利用提供・代行検索、研究費関連業務、専門図書の選書補助等、各種研究支援サービスを提供している。また、システム管理室が、IT 系の利用支援及び情報機器の維持・管理を行っている。

また、研究室受付は、専任教員個人研究室があるフロアに設置され、本研究科の教育研究活動支援を担っている。同室内には、ミーティングや教材作成のための作業等に利用できるスペースを設け、教材作成用の PC、スキャナ、コピー機を配置しており、必要な場合には同室のスタッフに資料検索等のサポートを依頼することができる。近刊の雑誌類も配架されているため、教材作成にあたってきわめて有益な環境であり、また、ミーティングスペースは教員間の授業等に係る打ち合わせにも多く活用されている。

法科大学院における学修を十全なものとするためには、授業時間外に専任教員によるオフィスアワーを設定するなど、特に教員と学生との間のコミュニケーションの場所を確保すること

が重要であることから、専任教員研究室、教員室のほかに、1号館5階に学修指導室2室、談話コーナーを設置している。また、1号館6階に研究室受付の資料保管室等を設置して、柔軟な履修・研究指導体制をとることができるよう措置している。

<点検・評価結果>

以上のように、教員の研究活動を支援する環境や条件について、研究室や研究費、研究に専念する制度は適切に整備されている。また、教育研究支援システムにより、法務研究科における教育研究支援体制はかなり充実しており、法科大学院の教育課程を実践する上で十分な整備がなされているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教員の研究活動が活発に展開されているか。

評価の視点1：論文等研究成果の発表状況

評価の視点2：国内外の学会での活動状況

評価の視点3：研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

<現状説明>

○論文等研究成果の発表状況

本研究科の教員は、国内外で積極的に論文等の研究成果を発信している。専任教員の年間論文発表件数及び年間著書発行件数は、以下のとおりである（査読付き論文数が少ないのは、法学関係の雑誌については依頼原稿がほとんどを占めることによる）。

[著書発刊数・論文発表数]

	2017	2018	2019	2020	2021
著書発刊数	40	32	17	24	22
論文発表数	81(4)	83(5)	118(3)	78(4)	58(3)

※論文発表数カッコ内は査読付き論文数

また、本研究科では、法律学の研究が実践的課題からかけ離れた空理空論に陥ることのないように、実務と研究のコラボレーションを重視し、その研究成果を公表する機会を確保するため、開学初年の2004年6月から機関誌『中央ロー・ジャーナル』を創刊しており、2022年3月25日発行の第18巻第4号が通巻で70号を数えることとなった。

執筆資格は、①本法科大学院の専任および元専任教員、②兼任教員（本学他学部または他研究科所属の教員）、③兼任教員（非常勤教員）、④本法科大学院出身の他大学専任教員または裁判官、検事もしくは弁護士で、本法科大学院専任教員の推薦状のある者、⑤本法科大学院招聘の外国人教員、⑥研究・書評・判例研究・資料に限り本大学院2年次または3年次以上の学生および本法科大学院卒業学生、⑦本法科大学院専任教員の推薦状がある者、⑧編集委員会がとくに認めた者であり、教授会の下に常設の「中央ロー・ジャーナル編集委員会」を組織して運営している。

○国内外の学会での活動状況

専任教員の学会等における年間発表数は、以下のとおりである。

[学会発表数]

	2017	2018	2019	2020	2021
学会発表数	24	9	67	59	10

このように、本研究科の教員は、国内外の学会においても、研究成果の発表を精力的に行っている。

○研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

既述したように、専任教員が個人で行う特定の課題に係る研究の支援を目的とする特定課題研究費（2年200万円）については、2019年度は3名（研究テーマ：「企業法務に関連する研究」「民事司法アクセスの指標に基づく民事紛争解決手続イノベーションの国内外動向リサーチ-司法政策学（制度論）および民事手続法学（法解釈論）の基礎データを求めて-」「第4次産業革命時代における労働法実務プラットフォームの構築のための基礎研究」）、2020年度は2名（研究テーマ：「ボスニアにおける近代民法受容に対するオスマントルコ法の影響」「法多元主義の多層的構造と法の支配」）、2021年度は3名（研究テーマ：「過失犯論の総合的研究」「成人向け租税リテラシー教育に関する研究」「製造物責任法理の基礎的考察を踏まえた解釈論の提示—塊・独・欧法との比較を通じて」）、2022年度は3名（研究テーマ：「清朝前期秋審研究——戯殺の処理をめぐって」「ESG とサステナビリティ・ガバナンスを巡る法的問題の検討」「財産管理における『子の福祉侵害』に関する比較法的研究」）が配分を受けた。その研究成果については、研究期間終了後2年以内に『中央ロー・ジャーナル』をはじめとする本学の紀要等で公表することになっている。

また、次の点検・評価項目③に記したように、科学研究費及び学外競争的研究資金による研究プログラムが、多数推進されている。

このほか、中央大学の日本比較法研究所においては、本研究科の教員が研究代表を務める研究グループが複数存在し、資料購入費の助成や研究成果の刊行助成を得ながら、活発な活動を行っている。

<点検・評価結果>

本研究科の教員は、上記のように国内外で精力的に研究成果を発信しており、また、研究助成を得て行われる研究プログラムも積極的に推進していると評価できる。

<長所・特色>

本研究科では、開学以来、多くの論文等が掲載された紀要である『中央ロー・ジャーナル』を年4回継続して発行し、専任教員はもとより、非常勤の教員等の成果発表の機会を確保している点が、大きな長所・特色である。

<問題点>

学内の研究助成に基づく本研究科全体として取り組む共同研究を、さらに積極的に推進していく必要がある。

＜今後の対応方策＞

研究科長及び研究科長補佐を中心に、本研究科全体としての共同研究プロジェクトの推進をはじめとした研究活動の活発化について、研究を推進する委員会の設置等も視野に入れながら検討を行い、体制を整備する。

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

＜評価の視点1は附置研究所対象＞

評価の視点2：科学研究費の申請とその採択の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

＜現状説明＞

○科学研究費の申請とその採択の状況

本研究科における専任教員の科学研究費の採択状況は、2019年度は、基盤研究(B)に1件申請・採択1件、基盤研究(C)に8件申請・採択6件、若手研究に1件申請・採択1件であった。

2020年度は、基盤研究(B)に1件申請・採択1件、基盤研究(C)に7件申請・採択6件、挑戦的研究(開拓)に1件申請・採択0件、若手研究に1件申請・採択1件、「基盤研究(C)」及び「若手研究」における独立基盤形成支援(試行)に1件申請・採択0件であった。

2021年度は、基盤研究(B)に1件申請・採択0件、基盤研究(C)に7件申請・採択6件、挑戦的研究(開拓)に1件申請・採択0件であった。

○学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

本研究科における専任教員の学外競争的研究資金の獲得状況は、2018年度に1件、2019年度に1件（いずれも本研究科の専任教員が研究代表者を務める共同研究）、それぞれ採択されている。

＜点検・評価結果＞

上記のように、科学研究費について、申請件数は少ないものの採択率は高く、学外競争的研究資金についても獲得しており、一定の水準は満たしていると評価できる。

＜長所・特色＞

教育に多くの労力を割きながらも、自らの研究を推進するために積極的に取り組んでいる専任教員が多い点が、長所であり、特色であるといえる。

＜問題点＞

科学研究費については、本研究科の専任教員が単独で申請し、採択されているものが多く、共同研究のプロジェクトが少ない。

＜今後の対応方策＞

研究科長及び研究科長補佐を中心に、本研究科の専任教員が研究代表者を務める研究プロジェクトへの支援を行うとともに、学内外の共同研究を推進しやすい体制を整備する。

◇大学院における社会連携・社会貢献

＜点検・評価項目①は全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

評価の視点3：地域交流・国際交流事業への参加状況

＜現状説明＞

○教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

法律実務に関する知を社会に還元するとともに、社会と高等教育機関との有機的連携を果たし、もって、法務研究科が行う実務法曹養成に関する教育研究活動の一層の拡充に資することを目的として、「学校法人中央大学ロースクール・アカデミー」を設置し、弁護士や企業法務関係者等を対象として、広く社会に対し法務研究科の教育研究資源の公開を行っており、多様な人材を抱える法務研究科として、実務に密着した高度な専門知識を広く社会に伝達していく講座を開講している。

2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、講座の開設が出来なかったが、2021年度は日本司法書士連合会からの委託研修「司法書士研修プログラム」として、2021年度2月末から民事訴訟法体系講座を収録して、日本司法書士連合会の研修総合ポータルに掲載、3月には「Web 模擬裁判」として簡易裁判所にて民事訴訟のWeb 模擬裁判を実施した。この「Web 模擬裁判」はDVDに収録して日本司法書士連合会ブロック会に貸与した。

加えて、「Introduction to Japanese Law in English」の名称で、国内外の法学生等を対象に、本研究科および本学法学部の教員が、主として海外の法学生を対象として英語で日本法入門を講ずる講座を開講するとともに、法廷傍聴や法律事務所訪問等を行う5日間の集中講座を実施している。2022年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、キャンパス外活動である法廷傍聴、法律事務所訪問等に本研究科学生の参加を認めたほか、複数回の懇親・懇談の機会を設けた。

また、法曹継続教育の一環として、若手法曹の職域拡大を支援するとともに、あわせて広く法曹一般が専門知識を身につけ法曹としての活躍の場を拓げるために「中央大学法曹リカレントプログラム」として科目等履修生制度と短期セミナーを設けている。科目等履修生制度は、新型コロナウイルス感染症の影響により開講していないものの、短期セミナーは新日本法規財団の協力を得て実施し、2021年度は「法律家のための決算書分析実務セミナー」をオンラインにて開催し全国からの100名を超える参加者があった。2022年度も同セミナーをオンラインにて開催予定である。この短期セミナーのオンライン開催の経験から、本学コミュニティも含め、全国的に広がる法曹実務家、地域法曹へのリカレント教育として、オンラインでの開催は非常にメリットが高く、集合型開催では開催場所や開催時間によって参加者が限られていたが、オンラインを利用することで地理的・時間的な制約を解消でき、短期セミナーへ参加しやすくなる（参加者が増加につながる）ことが分かった。

一方、社会への研究成果の還元として、『法学新報』、『大学院研究年報』、『比較法雑誌』、『中

中央ロー・ジャーナル』等へ教員・本研究科学生が執筆している。特に『中央ロー・ジャーナル』については、研究論文のみならず、「授業実践報告」として本研究科における授業での工夫や新たな教育手法の実践報告を掲載することも可能としている。なお、『中央ロー・ジャーナル』は中央大学出版部を通して一般販売されており、教育研究成果の社会還元の一つといえる。

このほか、「中央大学の社会連携と社会貢献に関する理念」に基づき、本学が読売新聞社と連携している「Chuo Online」において、本研究科専任教員や修了生の弁護士なども教育・研究に係る記事を多く掲載している。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

前述のとおり 2011 年度からウエストロー・ジャパン株式会社の寄付を得て、ボストンプログラム（ボストン大学教員による、本学修了生・在学生対象の法律英語《アメリカ法入門を含む》講座）及びリーガル・リサーチ講座（本学教員による、主として実務家向けの日本法・英米法のリサーチ講座）を開講している。

また、授業科目として「政策形成と法」を設けており、研究者教員の主宰の下に、官公庁や自治体から多数の講師をゲストスピーカーとして招き、国や自治体における政策形成の実際を踏まえた教育を行っている。

エクスターンシップについては、本学出身者で構成される「中央大学法曹会」の協力を得て全国約 100 の法律事務所において、また一般企業の法務部等の協力を得て約 10 数社において、夏季休業期間及び春季休業期間に実施している。法律事務所においては、事件記録の検討、報告書や準備書面等の起案等の課題に取り組み、また弁論期日の傍聴、法律相談や事務所内の打ち合わせへの同席等を経験することができるなど、本研究科のネットワークを活かしていることが特長である。

なお、エクスターンシップは、国民に対する司法サービスの普及のために全国に設置された日本司法支援センター（法テラス）への派遣も実施しており、法テラスの業務について大学院学生が学び、また協力をする機能を果たしている。

○地域交流・国際交流事業への参加状況

本研究科は、法曹養成を目指す専門職大学院という性格上、市ヶ谷キャンパス周辺の地域とは直接に交流はない。

国際交流事業については、既述のように、海外の大学とも連携し、授業及び授業外のプログラムを共同で実施している。

このほか、組織的な交流ではないものの、本研究科の専任教員 2 名が、国際仲裁総合研究所の理事として、国際仲裁に関する国際交流事業を推進している。さらに、独立行政法人国際協力機構（JICA）の実施するラオスに対する法整備支援プロジェクトで中心的な役割を担っている専任教員、また、UNIDROIT のファクタリング・モデル法ワーキンググループ委員を務めている専任教員等、幅広く国際的な活動に従事している専任教員が複数名存在する。

<点検・評価結果>

社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元している。

＜長所・特色＞

日本司法書士会連合会と連携して法律専門家である司法書士に対する研修プログラムの実施に積極的に関与するとともに、新日本法規財団の支援を得て本学独自でICT技術を活用しつつ短期セミナーを開講し、若手法曹・地域法曹等へのリカレント教育を実施している点は、大きな長所・特色である。

＜問題点＞

本研究科として、今後も研修プログラムへ積極的に関与し、リカレント教育を継続的に実施していくために必要な人材の確保、また、資金の確保を積極的に進めていく必要がある。

＜今後の対応方策＞

ロースクール・アカデミー運営委員会及び法曹リカレント教育運営委員会を中心に、司法書士に対する研修プログラムや短期セミナー等の有用性のある若手法曹・地域法曹等へのリカレント教育を維持・発展させるなど、今後の研修及びリカレント教育を計画的に進めるとともに、人材及び資金の確保に努める。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

＜点検・評価項目①は全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

＜評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛＞

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

＜現状説明＞

○意思決定プロセスが明確化されているか。

法務研究科には、研究科長（専門職大学院学則第9条）、研究科長補佐（同学則第10条）を置き、任期の定めのない専任教員の中から指名され、教授会の承認を得て委嘱される運営委員会（同学則第16条）を設けている。

運営委員会は、中央大学大学院法務研究科教授会等に関する規程に基づき、専門職大学院学則に定められている審議事項を処理するために、教授会に先立って付すべき議題の吟味を行うことで、教授会の審議を円滑に推進する役割を担っている。

さらに、法務研究科では、諸般の事項について専門的に審議・運営するため、教授会の下に以下のような各種の常設委員会（法務研究科常設委員会に関する内規）を置き、随時開催している。

- 運営委員会
- 人事計画委員会

- 法科大学院将来構想委員会
- FD委員会
- 自己点検評価委員会
- 教務委員会
- 学生相談室委員会
- リーガル・クリニック運営委員会
- エクスターンシップ運営委員会
- 国際交流委員会
- 中央ロー・ジャーナル編集委員会
- 特定課題研究費助成候補者選定委員会
- 図書委員会
- 研究室委員会
- 入試・広報委員会
- 奨学委員会
- 特別講座運営委員会
- 助教制度運営委員会
- リーガル・キャリア・サポート委員会
- ICT委員会
- 法曹リカレント教育運営委員会
- 懲戒委員会
- 施設委員会

以上のとおり、教授会は、法務研究科の運営に必要な自主性・独立性を有し、かつ適切にその活動を行っているといえる。

○研究科長の権限と責任が明確化されているか。

研究科長の権限については、専門職大学院学則第9条第2項にもとづき、その研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表し、研究科運営の総括的な責任を負っている。

このほか、法人機関である教務役員会、理事会（ただし研究科長理事は、研究科長の互選による者1人）及び評議員会の職務上の構成員となり、全学的な意思決定に加わっている。また、中央大学事務組織規則に定める職務権限基準において、研究科長が行使する権限を明らかにしている。

○教授会の権限と責任が明確化されているか。

法務研究科は、本学の独立した研究科（専門職学位課程）として設置されており、これに関する基本事項を本学専門職大学院学則に定めている。この専門職大学院学則に基づいて、法務研究科では、その専任教員によって構成される教授会を置き、独立して審議し、その意見を学長に述べるものとしている。教授会の審議事項については、専門職大学院学則第15条第1項に定めている。

○研究科長の選考方法の適切性、妥当性

研究科長の選任については、専門職大学院学則第9条第3項に定めがあり、その細目は各研究科が内規で定めている。法務研究科では、中央大学大学院法務研究科教授会等に関する規程

に基づき、教授会の下に研究科長選挙管理委員会を設置して、適正に選任を行うこととしている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、本研究科では、研究科長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設けたうえで、それらの権限等を明示しており、適切な運営を行っている。

また、研究科長の選任についても、学内規程にしたがって適切かつ妥当に行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

法務研究科の運営に関わる固有の業務を独立して担う組織として、法科大学院事務課を設置している。

中央大学事務組織規則別表第2には、その職務の分掌内容を次の通とおりに掲げている。

- 1) 研究科教授会審議事項に関する業務
- 2) 学年暦の作成及び発表並びに学事計画に関する業務
- 3) 予算・決算に関する業務
- 4) 学生募集方針に関する業務
- 5) 研究科の広報に関する業務
- 6) 研究科の入学者選抜に関する業務
- 7) 研究科教授会・各種会議に関する業務
- 8) 学籍の管理に関する業務
- 9) 教員人事の管理に関する業務
- 10) 教育研究支援に関する業務
- 11) 国際交流に関する業務
- 12) 奨学制度に関する業務
- 13) 教務システムに関する業務（共同）
- 14) 他大学院との連携・協定に関する業務
- 15) 提携学外機関に関する業務
- 16) 研究科修了者との交流に関する業務
- 17) 教員研究室の庶務に関する業務
- 18) 学生相談室に関する業務（共同）
- 19) 学生に対する告示に関する業務

- 20) 研究科長秘書並びに教員の応接及び受付に関する業務
- 21) 研究科の教育研究に係る一般庶務事項の処理
- 22) 資金の検査収納支払に関する業務（受託）

法科大学院事務課は、事務課長以下の専任職員10名、嘱託職員1名、派遣職員（短期除く）8名の体制で、2グループ（教務、学務）を編成し、上記に係る固有の業務を適切に執行しながら、法務研究科の運営に携わっている。

なお、事務課長においては、法務研究科長を補佐しつつ、公平・公正な視点をもって事務課内の調和をはかり、課員に対して適切な仕事を割り当て、組織を活性化させる役割を担っている。

また、法務研究科では、「教授会に付すべき議題に関して企画、立案及び審議の準備を行うことを任務とする（中央大学大学院法務研究科教授会等に関する規程第12条）」ため、運営委員会を設置しており、開催に際しては、事前に法科大学院事務課長及び各グループ副課長が法務研究科執行部（研究科長及び研究科長補佐）と打合せを行い（執行部打合せ、毎月1回）、情報及び問題・認識等の共有化、論点整理等を行い、相互に連携しながら、企画・立案にあたっている。その他、教授会の下におかれる各種委員会においても、事務担当者と委員長との間で認識及び情報の共有を随時行うなど、企画・立案に際して重要な役割を担っている。

また、法科大学院事務課内においては、課内で適宜打合せを行っており、重要事項に関する情報共有を図っている。

一方で、2023年に現在の市ヶ谷キャンパスから新しい駿河台キャンパスに移転することに伴い、移転作業や新キャンパスにおける事務機能の整備に時間がかかり、法科大学院事務課の業務負担が増加することが想定される。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

本学では事務職員の研修制度として、中央大学職員就業規則、中央大学職員人事規則、中央大学職員研修実施取扱細則等により、事務職員の能力・効率化の向上、ならびに専門性の向上のため、全学的に期待される人材像に基づいて「職員の研修計画」を策定し、職能資格の基準を充足させるための資格別研修、専門的知識を獲得するための目的別研修、各部課室に必要な知識・技術の獲得のための職場別研修、職員個人の自己啓発のための自己啓発研修などを実施しており、法科大学院事務課職員についても、これら全学的な研修制度の下で、能力の向上、専門的知識の獲得を図っている。

教職協働の観点からは、研究科長・研究科長補佐による執行部会議に法科大学院事務課の副課長以上が出席して運営の方向性を確認し、各委員会においては委員長を補佐して、会議資料の作成・開催準備から始まり、委員会後の議事録等の記録作成、研究科長や教授会、関係部課室への報告に至るまで、各担当の事務職員がこれにあたり、法科大学院組織を支えている。

このほか、業務分担については、4月及び7月の定期人事異動時期に合わせ、職員の転出入の有無にかかわらず適宜業務分担を見直し、ジョブローテーションを通じて個々の職員の経験と能力向上、さらに法科大学院事務課全体としての業務の効率化を図っている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、事務組織規則に則り本研究科に法科大学院事務課を置き、その組織構成及び人員配置は適切なものとなっている。また、事務職員については、委員会運営等において教員

と協働することにより自身の専門性を向上させるとともに、人事研修やジョブローテーションを通じて事務職員としての経験と能力を研鑽することで業務の効率化を図っており、本研究科における教育研究活動の支援、その他の研究科運営に必要な事務組織は適切に機能していると言える。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

2023年に現在の市ヶ谷キャンパスから新しい駿河台キャンパスに移転することに伴い、移転作業や新キャンパスにおける事務機能の整備に時間がかかり、法科大学院事務課の業務負担が増加する可能性がある。

＜今後の対応方策＞

研究科長・研究科長補佐と法科大学院事務課が連携して、キャンパスの移転計画をもとに移転作業を効率的に進め、事務負担を極力減少させるように努めるとともに、一時的な付加業務に対応するための人員配置の適切性を再確認し、必要があれば関係部課室と調整して人員増加を図る。

以上

＜専門職大学院戦略経営研究科戦略経営専攻の自己点検・評価報告書は別冊として取り扱う＞

第2部第3章 研究所等

日本比較法研究所

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究所の目的の設定とその内容

日本比較法研究所は、東洋で初めての比較法研究所として初代の杉山直治郎所長のもと1948年に設立された。設立当初の研究所規則に「日本比較法研究所は、その名の如く、一大学の独占的施設ではない。日本の、東洋の、ひいては世界の、志を同じくする研究及び実践に協力し、比較法学の進歩に寄与することを切念するものである」（前文）と謳われていたとおり、1963年に新たに制定された日本比較法研究所規則によって、学校法人附置の研究所として位置づけられてからも、比較法学の組織的研究を通じて人類連帯社会の完成に貢献することを目的とし、以下の活動を行っている。

- 一 比較法学の研究及び調査
- 二 内外主要施設との連絡
- 三 法学者の国際交流に伴う事業
- 四 比較法資料の蒐集、整備並びに保管
- 五 研究会、講演会等の開催、その他研究及び調査の成果の発表
- 六 比較法専門家の養成
- 七 研究及び調査の受託
- 八 以上のほか本所の目的達成上必要と認める事業

○大学の理念・目的と研究所の目的の連関性

当研究所は、国内外を問わず幅広い学術交流を行い、諸外国の法文化を紹介するだけにとどまらず、認知・理解を通して、自国の法制度の発展に結びつけると同時に、世界的な視野に立った法文化の発展に寄与する点において、大学の理念・目的と深く結びついている。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の目的は大学の理念・目的と密接に関連し、適切に設定されている。

<長所・特色> <問題点> <今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の

設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年度機関別認証評価受審の際には、本研究所に対する指摘事項等は特段なかった。

本研究所独自に中期的な計画は策定していないものの、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下で設定される単年度ごと・組織ごとのアクションプランや、年次自己点検・評価活動に基づき、活動を推進している。特に年次自己点検・評価活動においては、研究活動の更なる活性化のため、「研究成果の社会還元活性化」「国際交流成果の公開・発信」「研究所資料費の活用」に注力し、明確な単年度目標や実施計画の設定を行い、着実に改善を進めてきたところである。

本研究所は2028年に創立80周年を迎えるが、時代に即したテーマのもと、国内外の研究者を集め、シンポジウム・講演会等を毎年実施し、創立80周年にその成果を踏まえる形での事業を展開する予定である。

また、2021年度に策定された中長期事業計画「Chuo Vision 2025」第2版においては、研究所全体の課題として次の2点が整理された。

- ①研究所全体の研究成果を一覧できるしくみや活動状況を可視化するための指標設定がない
- ②準研究員（本研究所には準研究員制度は無く、大学院学生と呼称）が研究者として自立するため方策とその実施についての活動状況を可視化するための指標設定がない。

このうち②については、大学院学生は本研究所の共同研究グループへの参加が認められており、グループ代表および研究所員の指導のもとで活動し、一定の条件を満たすことによって本研究所の機関紙『比較法雑誌』において成果発表を行っている。また、各研究グループは、年末に活動報告を公表することが義務付けられているため、可視化についても実施できていると考えている。

①の研究所全体の課題については、研究所各々については本学公式Webサイト上での情報公開を行っているものの、研究所全体についての一覧性・指標設定に関しては、研究所長懇談会などで協議し、仕組みを構築したい。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所は、現状における問題点改善への施策の設定・実行については、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」下での活動、年次自己点検・評価活動を通じて継続して取り組んできている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②④については割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、6～7については割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画

的な実施

<現状説明>

○研究所における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

自己点検・評価に関しては、日本比較法研究所組織評価委員会がこれを担っており、毎年の自己点検・評価活動を通じた問題点等の検証を行っている。また、当該委員会の委員長は研究所の所長が兼ねることとなっており、自己点検・評価の結果明らかとなった問題点・課題等については、常任幹事会等の場において適宜検討され、必要に応じた改善策を講じる仕組みとなっている。

例えば、本研究所の課題となっていた「研究所書庫の狭隘化」への対応については、従来より継続購入資料の見直しや、大幅な除架等により対応していたが、2021年度の自己点検・評価活動においては、将来を見据えた施策として電子資料の増加策を検討・実施することとなった。その結果、研究所資料費のうち電子資料費が占める割合を、従前の8.7%から20%程度まで増やした。この取組みにより、キャンパス拠点を問わずにアクセスできる資料の割合が増加し、研究所員の資料閲覧に係る利便性が向上している。

また、近年問題となっていた研究所出版物（研究叢書・翻訳叢書）の刊行遅延や取下げに対しては、著者の責任を明確化することを前提として、人事部や顧問弁護士とも相談のうえ、常任幹事会で審議した。この結果、年度内に予定していた刊行計画が大幅に遅延したり、翻訳権を取得した翻訳叢書の計画を取下げたりしたケースについて費用が発生したのものについては、著者側の費用負担等も明記した「申し合わせ事項」を整備することができた。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の点検・評価は毎年度定期的に行っており、それに基づき着実な改善・向上を行っている。

<長所・特色>

年次自己点検・評価を活用し研究を行う環境の改善や、研究活動の向上に取り組んでおり、着実に成果を積み重ねている。具体的な事例としては、2019年度は、研究成果の社会還元の高活性化を図ることを目標に、国際シンポジウム企画の充実に努めた。2020年度は、国際交流成果の公開・発信の迅速化を図るためにウェブサイトの公開内容の見直しや、ホームページへのアクセス数を確認できるよう基盤を整えた。2021年度は書庫の狭隘化対策も兼ねて電子資料の積極的購入を進めることで、研究所員の利便性向上を図った。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

今後も、日本比較法研究所組織評価委員会と常任幹事会が中心となり毎年の自己点検・評価活動を実施し、問題点・課題の発掘から、対応方策の検討・実行まで着実に進めていく。特に2023年度の都心キャンパス移転に伴い、研究環境の大きな変化が見込まれており、従来よりも迅速な課題発掘、対応方策の検討・実行に努めることとする。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○研究所の構成と大学の理念・目的との適合性

1) 研究組織

①部

日本比較法研究所の研究活動に携わる各機関のうち、とりわけ研究事業の実施機関として、研究連絡部・国際協力部・資料部・雑誌部の4部を置いている（1964年1月所員会承認）。各部は、担当常任幹事のもとで活動しており、所員はいずれかの部に所属しなければならないとされている。各部の担当業務は、下表のとおりである。また、これらの各業務を具体化し、実施するにあたって、日本比較法研究所事務室の担当職員によるサポート体制が整えられている。

[各部の担当業務]

部	担当業務
研究連絡部	研究活動、叢書刊行に関する連絡調整
国際協力部	国際交流計画、国際交流に関する連絡調整
資料部	資料に関する諸事項の検討・実施
雑誌部	『比較法雑誌』編集・発刊に関する業務

②共同研究グループ

2022年度、共同研究グループは41グループ設置されている。本学大学院の学生も共同研究グループ活動に参加することができ（共同研究関係基準2条E）、現在30名の参加となっている。なお、これまで共同研究グループに参加していなかった法科大学院の院生に対しても2021年度から門戸を広げた。

2) 構成

①名誉所長

名誉所長は、過去に所長であった者の中から、研究所員会が推薦し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する（日本比較法研究所規則12条）。現在、名誉所長は置かれていない。

②顧問

顧問は、比較法学に関係のある内外の権威者の中から、研究所員会の議を経て、理事長が委嘱する（同規則13条）。現在、顧問は置かれていない。

③名誉研究所員

名誉研究所員は、過去に研究所員であった者の中から、研究所員会の議を経て、所長が委嘱する（同規則14条）。現在、名誉研究所員は27名である。

④研究所員

研究所員は、比較法学並びにこれと密接な関連のある研究に従事する本学の教授・准教授・助教でなければならない（同規則7条）。現在、所員数は101名である。

⑤助手

研究所員の研究及び調査を補佐するために助手が置かれる（同規則10条1・2項）。現在、助手は置かれていない。

⑥客員研究所員

客員研究所員は、研究所員と同等もしくはそれ以上の研究歴または研究能力を持つ者が嘱任される（同規則9条2項）。客員研究所員は、研究所員会における出席・発言権を有している（同4項）。現在、客員研究所員は17名である。

⑦嘱託研究所員

研究及び調査に参加する臨時の構成員として、嘱託研究所員が置かれている（同規則11条）。現在、嘱託研究所員は271名である。

3) 管理・運営組織

研究所の管理運営に携わる各機関の現状は以下のとおりである。

①所長

所長は、本学教授の中から、研究所員会において選挙した者について、理事会の承認を得て、理事長によって委嘱される（同規則5条1項）。所長の任期は、3年である（同2項）。所長は、研究所の代表権を有し、事業を統轄し、職員の指揮監督を行うとともに、商議員会及び研究所員会の議長となる（同規則4条2項）。

②商議員会

商議員会は、研究所の管理運営に関する事項並びに予算案を審議決定する権限を有しており（同規則6条2項）、職務上商議員3名（所長・法学部長・事務局長）および選任商議員8名によって構成されている（同3項）。

③研究所員会

研究所員会は、研究所の研究・調査に関する最高の意思決定機関である。研究所員会は、研究所員全員によって構成される（同規則8条1項）。研究所員会は、原則として年3回開催されている。

④常任幹事会

常任幹事会は、研究所の日常業務執行に関する審議決定機関として設置されている。常任幹事会は、議長となる所長のほか、選任商議員の中から選任された5名の常任幹事によって構成されている（常任幹事会内規2条）。

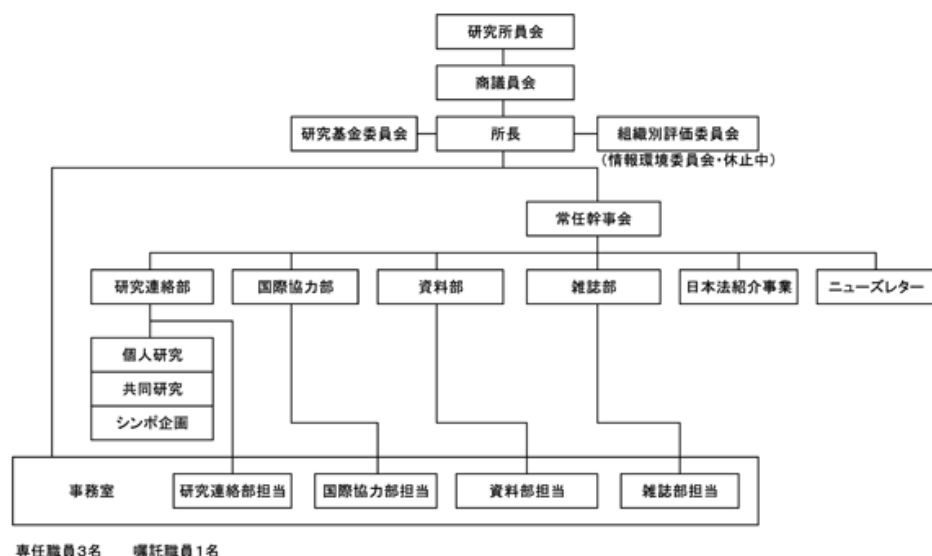
⑤委員会

研究基金委員会は、所長の諮問機関として設置され、研究基金の用途その他基金に関する事項を審議決定する権限を有している。また、日本比較法研究所組織評価委員会を設置している。

⑥事務室

研究所の事務組織については、後述する。

〔日本比較法研究所事務組織概念図〕



以上のとおり、研究所員は、比較法学並びにこれと密接な関連のある研究に従事する本学の専任教員とされており、法学部・法務研究科所属の教員に限定されていない。それ故、比較法研究に携わる教員であれば、所属学部・研究科に限定されず、研究所員として研究所の組織に参加することができる。現在も、法学部・法務研究科以外に所属する教員9名（理工学部2名、文学部1名、総合政策学部2名、国際情報学部3名、戦略経営研究科1名）が研究所員として所属している。このことによって法学系の学部・研究科に限定されない研究活動が展開されていると言える。

研究所員以外に、共同研究参加者に客員研究所員、所員以外の本学専任教員、嘱託研究所員及び本学大学院の学生が参加している。共同研究グループの員数は特に制限されていない。これらのことから各共同研究グループの設定したテーマに応じて、多様な構成が可能とされている。

名誉研究所員は過去に所員であった者の中から選ばれるが、従来、本学名誉教授である者が名誉研究所員として選任されてきた。

このほかに、日本比較法研究所の専任助手ないし専任研究員制度の可能性について、常任幹事会その他において議論されてきた経緯があるが、これについては結論に至っていない。

このように、比較法学の組織的研究を通じて人類連帯社会の完成に貢献するための研究活動を行うために必要な体制を整え、その運営を行っており、大学の理念・目的を実現するために適切なものとなっている。

○研究所と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

現在、本研究所に設置された共同研究は本学専任教員の他、国内外の研究者も参加し、中央大学の枠を越え主題別にそれぞれの研究グループを編成して行われている。研究会や、外国人研究者による講演会などの研究活動の成果は比較法雑誌及び研究叢書として刊行されている。また、近年はCovid-19の影響下を除き、研究所では時代に即したテーマで国際シンポジウム・セミナー等を開催しており、いずれも多数の会場参加者を得て、活発な討議が行われ、研究叢書でその成果が刊行されるなど、研究成果の社会還元に努めている。

国際的環境への配慮という観点からは、新型コロナウイルス感染症流行以前においては毎年およそ7名の研究者を海外から本研究所へ招聘し、法分野における各国の状況について情報交換を行い、所員の研究活動に生かしている。また訪問研究者として、講演会の実施を主とした外国人研究者受け入れも新型コロナウイルス感染症流行以前においては毎年10件程度実施しており、国際交流も活発に行われている状況にある。

このように本研究所は、社会的要請や国際的環境にも配慮した組織形態となっている。

<点検・評価結果>

本研究所における研究活動は、中央大学の枠を越え主題別にそれぞれの共同研究グループを編成して行われているほか、国際交流も活発に行われている。社会的要請や国際的環境にも配慮した構成となっており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

研究所の構成については、必要に応じて適宜見直しを行っている。例えば、2023年度に予定されている都心キャンパス移転に伴う研究所書庫構成については、担当常任幹事を中心に教職協同のワーキング・グループを立ち上げ素案を作成し、資料部会の審議を経て各種委員会へ諮るなど、臨機応変に対応した。

また、専門職大学院（法務研究科）に所属する大学院学生の共同研究グループ参加の可否について検討・審議し、参加するための要件を定めた申し合わせを策定した。このほか、研究所に設置された共同研究グループに対しては、毎年12月に次年度に向けた研究計画継続の有無を確認し、組織構成の見直しを行っている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、必要に応じて、適切に組織体制の見直しを行っており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教育研究等環境

<点検・評価項目①②については全学項目のため割愛>

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

＜評価の視点2～3については割愛＞

評価の視点1： 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

＜現状説明＞

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

研究所発足以来、比較法研究のため欧米先進国を主たる対象として基本的な研究資料の収集に努めてきている。2022年3月末現在の所蔵数は 図書 66,165 冊、雑誌 988 種に達しており、適切に整備されている。また、電子媒体（データベース）についても、Beck Online（ドイツ法）、Daloz（フランス法）といった基本的かつ重要なものについては継続的に契約し、研究所員の利用に供している。

また、基本的な資料のコレクションに加え、比較法分野の先駆者である杉山、コーイング両教授の文庫、フランス慣習法、ローマ法古書等の貴重かつ特徴ある資料整備も行われている。このほか、諸外国の記念論文集及び欧米語による日本法及びアジア法資料を積極的に収集しており、これらのコレクションは研究所の誇る財産となっている。購入資料の決定に関しては、1981年に決定された「日本比較法研究所の資料購入に関する内規」に基づき、研究所員の申し込みをベースに年4回の資料部会で決するというかたちをとっており、研究所員の関心や需要へのきめ細かな対応が可能となっている。資料部会は各年度の初回時に資料の収集方針を審議・決定し、常任幹事会・所員会で明示している。また、様々なテーマで研究を行う41の共同研究グループに対しても資料費予算を割り、研究活動に必要な資料を提供している。

購入資料の選定について、以前は個別研究所員の自発性に依存しており、その間に特段の調整が行われなかったことから、蔵書の収集が体系性に欠ける危険性がある点への改善が検討され、2011年度後期から法分野別の担当分担制をとることを資料部会において決定した。

他校地（法務研究科）に在籍している所員に対しては、貸出希望がある場合にはメールによる申し込みを受け付け、翌日の学内便にて発送、という形をとっている。2021年度は19冊の貸し出し依頼に対応した。

2023年4月のキャンパス移転を見据え2019年度より電子資料の利用について検討を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症（Covid-19）の影響もあり、電子資料の利用が推進された。所員からの意見聴取に基づき、電子資料で購入しても研究に支障がない、もしくは利便性が向上するものについて電子資料に一本化することとし、継続資料の電子切り替え、一部タイトルの中止、また、電子資料の新規導入を決定した。

2021年度においては、電子資料に特化した予算（100万円）を資料費に配分し、電子化可能な資料を積極的に購入する方針とした。年次自己点検・評価活動においても、資料費に占める電子資料費の割合を2割程度まで増加させる目標を掲げ、結果19.4%となった。

[図書受入冊数]

単位：冊

	2019年度	2020年度	2021年度
受入冊数	1,059	741	717

[図書・資料冊数（2022年3月31日現在）]

単位：冊

		和漢書	洋書	計
2021年度受入冊数	購入	7	483	490
	製本	0	192	192
	寄贈・その他	15	20	35
	計	22	695	717
総蔵書数		14,550	51,615	66,165

[非図書資料内訳 (2022年3月31日現在)]

	単位:点		
	和	洋	計
マイクロフィルム	0	53	53
マイクロフィッシュ	0	34	34
電子ジャーナル(種)	0	378	378
電子ブック	0	983	983

[雑誌種数 (2022年3月31日現在)]

		単位:種		
		和漢書	洋書	計
2021年度受入種数	購入	38	187	225
	寄贈	128	31	159
	計	166	218	384
総雑誌種数		312	669	981

<点検・評価結果>

以上のように、基本的かつ重要なもの、また、研究所員の関心や需要に応じて図書を選定する仕組みを有している。加えて、近年は電子資料の充実に力を入れており、研究活動に必要な図書等が適切に整備されている状況となっている。

<長所・特色>

Covid-19 の感染拡大も一つの要因として、電子資料による資料収集が積極的に行っており、研究所員の研究の利便性が高まっている。

<問題点>

電子資料の導入については、場所を選ばずに求める文献が入手可能となるため、利便性は格段に上がると電子資料に対して好意的な意見がある一方で、冊子体と電子媒体の両方を望む声が根強くあり、資料の完全電子化は困難な状況にある。

都心移転に伴い、サービス拠点が增加する中での事務室におけるサービス体制の維持を図る必要がある。

<今後の対応方策>

今後は、特に紙媒体で継続購入している資料等について、電子媒体への完全切替が可能かどうか資料部会で都度検討を行うことで、研究所員のニーズにきめ細やかに対応をしていくこととする。

所蔵資料の配送、レファレンスサービスなどの機能は、多摩キャンパスに残す形とすることで、研究所員の利便性を維持する。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

<現状説明>

○研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

研究所の教育研究目的を実現するための施設としては、現在、多摩キャンパス2号館4階に事務室、所長室、共同研究室、倉庫があり、書庫は他の5研究所との共同書庫となっている。そのほか、関係施設として、2号館4・5階に外国人共同研究室(学事・社会連携課所管)がある。また、法科大学院事務課に依頼し、市ヶ谷キャンパスの教育研究支援室受付内に、法務研究科に所属する所員の利用のための資料(逐次刊行物)を配置している。

共同研究室は、従来、講演会、研究会、各種会議のほか、所員会を実施する際に利用してきた。昨今のCovid-19の感染拡大により、会議等は専らWebによる実施となっている。大学のWeb会議システムの導入により、場所を問わず会議・研究会に参加することが可能となったため、出席率は新型コロナウイルス感染症流行以前より向上している。

研究所書庫の狭隘化に対しては、逐次刊行物の保存年限の見直しを実施し、除架作業を行うなど、適宜対応策を講じてきた。昨今では大学の紀要類は各大学のリポジトリにおいて電子化されているため、そうしたものを中心に除架し書架整理を進めている。

また、2023年度4月には都心移転を控えており、サービス対象拠点が現在の多摩キャンパスと市ヶ谷キャンパスの2拠点から、茗荷谷・後楽園、駿河台、多摩キャンパスの4拠点へと増えることとなる。このため、紙媒体資料の購入にはこだわらず、電子ブック・電子ジャーナルを購入する等、求める資料にどこからでもアクセスできる環境を整えるようにしている。

講演会、研究会の開催にあたっては、都心施設での開催を求める要望は根強く、今後都心移転により、この要望は解消される見込みである。

<点検・評価結果>

以上のように、研究員の研究活動を支援する環境(インターネット環境や会議室の利便性の向上)や条件を適切に整備し、研究活動の促進を図っている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

移転先の後楽園キャンパスに置かれる当研究所設備については、事務室、所長室、資料室兼会議室、倉庫、書庫からなるが、これまで多摩キャンパスに有していた面積およそ1,020㎡から、255㎡へと縮小する。特に書庫に関しては738㎡から112㎡へと大きく減少することから、研究に供する資料のほとんどは多摩キャンパスに残置せざるを得ない状況にある。

そのため、電子ブック、電子ジャーナルを積極的に導入していく方針としてはいるものの、予算上の制約があること、これまでに構築してきた蔵書構成を全てカバーできるものは無いことなどから、当研究所の資料分野の業務は当面多摩キャンパスに機能を残す必要がある。

<今後の対応方策>

日常の資料整備業務、複数拠点への資料提供サービスを遂行していくため、資料分野の事務室人材は、多摩キャンパスを拠点として当面業務を行い、他校地貸出、レファレンス業務などを実施していくこととする。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

＜現状説明＞

○研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

研究所予算は資料収集と研究発表が中心であるため、共同研究費、研究旅費等は予算化していない。研究所主催によるシンポジウム等の企画や、共同研究グループによるシンポジウム実施計画がある場合には、中央大学法曹会からの寄付で成り立つ「共同研究基金」に申請し、研究基金委員会により、その可否を決定している。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

研究支援制度としては、法学研究科のリサーチ・アシスタント（RA）制度がある。2021年度は、日本比較法研究所で承認されている共同研究グループの中で、6グループがこの制度を利用した。RAは、共同研究グループの代表者の申請に基づき、大学院法学研究科委員会での承認を得て、大学院博士課程後期課程に在籍中の学生の中から選ばれる仕組みとなっている（日本比較法研究所の共同研究グループとの関係では、採用者は9名）。

＜点検・評価結果＞

研究所の研究費については、資料収集と研究発表の予算を中心として、研究所員の研究を促進できるよう適切に措置されているほか、リサーチ・アシスタント（RA）制度等を備えることで、教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

＜点検・評価項目②は割愛＞

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

＜評価の視点2は割愛＞

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

＜現状説明＞

○附置研究所における研究活動の状況

1) 論文等研究成果の発表状況

日本比較法研究所における研究成果の発表状況は以下のとおりである。

①比較法雑誌（季刊）

2021年度については、第55巻1号・2号・3号・4号を刊行している。

2021年度は、以下の3点を刊行した。

研究叢書 125 山内惟介著『国際会社法研究 第二巻』

研究叢書 126 堤和通編著『米国刑事判例の動向Ⅷ：合衆国最高裁判所判決
「第5修正関係」—自己負罪拒否特権条項』

研究叢書 127 Tsuyoshi Hatajiri “Inzidente und konzentrierte Verfassungs-
gerichtsbarkeit : Eine japanisch-deutschekomparative Studie”

②研究所主催のシンポジウム、セミナー実施について

2021年度はCovid-19の感染拡大の影響により研究所主催のシンポジウム等の実施はなかったが、近年の開催実績は以下のとおりである

- ・2018年11月24日 設立70周年記念シンポジウム「グローバリゼーションを超えて—アジア・太平洋地域における比較法研究の将来—」
- ・2019年10月5日・6日 日独国際シンポジウム「終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究」
実施された国際シンポジウムの成果については本研究所の研究叢書において公刊している。
- ・2020年11月2日・3日 JIIART創立記念セミナー（後援）※Webにより実施
- ・2020年11月7日 中央大学・エクスマルセイユ大学交流40周年記念シンポジウム
※本学社会科学研究所と共催
※Webにより実施

なお、以上2件については本研究所機関誌『ニューズレターひかくほう』（第60号）で紹介した。

③共同研究グループの成果

共同研究グループの成果は、学内外の学術雑誌への論稿、学会・研究会での報告等により公にされている。

共同研究グループでは、各グループの研究会における口頭発表や調査活動に基づいて、前述のようなかたちでの成果公表に向けて準備活動が行われており、多くの研究グループにおいて継続的な研究活動が実施されている。これらの研究活動はグループ毎に提出される年次研究活動報告に基づき、『比較法雑誌』に活動報告記事として掲載し、公開している。なお、報告もなく、活動実績のない共同研究があることが懸案となっていたことに対しては、更新手続きの際に、研究計画の記載を義務付ける等の対策が講じられている。その結果、過去3年間はすべてのグループの活動報告が提出されている。

[年次活動報告の提出状況]

	2019年度	2020年度	2021年度
未提出グループ数	0	0	0
グループ数	41	41	42
未提出グループの割合	0%	0%	0%

研究基金に係る共同研究の成果については、原則として研究叢書において著すこととされており、それ以外の、テーマに関わる研究成果の発表、論文等の公刊についても、活動報告として公表状況の研究基金委員会への報告を求めている。

2) 国内外の研究機関との研究交流の状況

日本比較法研究所は、1948年の創設以来、広く海外の同種の諸機関と密接な連携を保ち、研究者交流や国際シンポジウム等の企画を通じて、国際的な比較法研究を推進してきた。また、長年にわたって蓄積してきた国内外のネットワークを通じて、比較法研究に関する交流を推進している。2021年度は下表のとおり計画されたが、Covid-19の感染拡大により来日が叶わず、いずれも計画が翌年度以降に延期された。

[受け入れ研究者一覧]

	氏名	予定期間	所属大学	国名	区分	受入担当
1	Prof. Dr. Luis Greco	2021.9.26-10.10	ベルリン・フンボルト大学	ドイツ	1群	滝沢 誠
2	Prof. Pierre-Yves Monjal	2021.10.31-11.20	トゥール大学	フランス	1群	牛嶋 仁
3	Assistant Prof. Adam Szot	2021.5.17-5.30	マリー・キュリースクウォドフスカ大学	ポーランド	2群	山田 八千子
4	Prof. Francesco Lucrezi	2021.11.1-11.21	サレルノ大学	イタリア	2群	森 光
5	Associate Prof. James Fry	2021.11.27-12.4	香港大学	中国	2群	佐藤 信行
6	陳肇鴻(Chen Chao-hung) 准教授	2021.11.7-11.28	シンガポール経営大学ロースクール	シンガポール	2群	伊藤 壽英
7	Prof. Rita Shackel	2021.11.15-12.26	シドニー大学ロースクール	オーストラリア	2群	柳川 重規

共同研究のプロジェクトには、参加者として学外の研究者を客員研究所員または嘱託研究所員として迎えており、研究活動は大学の枠を越えて広がっている。現在、共同研究グループは41を数え、国内外の他大学の研究者も多数参加している。これまで、研究成果として公刊した研究叢書は127冊に及び、翻訳叢書は85冊、資料叢書は10冊に達しており、比較法研究成果の公表は、わが国でも屈指のレベルとなっている。また、定期刊行物として季刊『比較法雑誌』を発行し、現在55巻を数える。

以上のとおり、日本比較法研究所は創立以来70余年の歴史を有し、その間に蓄積・発展させてきた国内外の研究ネットワークは、その規模や実績の点でわが国の最高レベルに達している。いわゆる経済のグローバル化とともに法のグローバル化に直面している今日、日本比較法研究所が蓄積してきた基礎的比較法研究が果たす役割は小さくない。今後は、英米法・大陸法・アジア法といった法族固有の研究とともに、グローバル化に対応した法発展の研究を進めることで社会に貢献できると考える。

このように法のグローバル化に対応する研究交流については、実績もあり、方向も明確になっているが、これらの活動を支えるべき人的資源の活用に問題がある。すなわち、教育研究組織の項目において指摘しているように、研究所員の主たる所属先である法学部と法務研究科のキャンパスが離れて分立しており、日常的なコミュニケーションの不足だけではなく、研究会・シンポジウムの開催等がままならないという現状がある。また、専門職大学院等の立ち上げに伴う業務の増加や、兼担、通信教育課程、既存研究科の負担に加えて学内校務の増加により、研究時間の確保が厳しくなっている。このような事情により、比較法的基礎研究を継続できないおそれがあるという点が現状の問題である。

法のグローバル化に対応する基礎的比較法研究の成果は、わが国の法制度を考える上でも貴重な示唆を提供する。研究所が保有する知的資産は、これまでも学界・立法・法解釈・法実務における参考指針として大いに機能してきたところである。今後は、異なる法族間の共同研究を志向し、地域的なバランスを踏まえつつ、比較法研究を進めていきたいと考える。そのためには、人的資源の有効利用を図る必要があるが、キャンパスの分立に伴う不便の解消は困難である。2023年度4月の法学部都心移転によりこれまでよりも複数拠点化することから、不便さの解消は更に難しくなる可能性もある。

[共同研究グループ一覧 (2021年度)]

連番	テーマ(グループ名)	代表者	通称	開始
1	米国刑事法の動向の研究	堤 和通	米国刑事法研究会	1976
2	犯罪学・被害者学の比較研究	四方 光	中央大学犯罪学研究会	1979
3	憲法裁判の基礎理論	土屋 武	憲法裁判研究会	1983
4	日独会社法の当面する問題の比較法的研究	小宮 靖毅	日独比較企業法研究会	1985
5	英米の近時の刑事立法の研究	中野目 善則		1986
6	ドイツ刑事判例研究	曲田 統	ドイツ刑法研究会	1987
7	紛争解決の手続法的課題	二羽 和彦	比較民事訴訟法研究会	1989
8	現代議会制の比較法的研究	佐藤 信行		1994
9	現代アメリカ商取引法の研究	平泉 貴士	アメリカ商取引法研究会	1995
10	家族の現代的変容と家族法	鈴木 博人		1996
11	金融取引に関する比較法的研究	伊藤 壽英		1997
12	電子商取引・電子決済と法制度に関する総合的研究	福原 紀彦	電子商取引・決済法研究会	1997
13	アメリカ統一商事法典(UCC)研究	伊藤 壽英		1998
14	労使関係の現代的展開と労働法	唐津 博	比較労働法研究会	2000
15	「権利」をめぐる法理論	松原 光宏		2000
16	法オントロジーの研究	森 光	法オントロジー研究会	2000
17	21世紀におけるコーポレートガバナンスの在り方	大杉 謙一	21世紀コーポレートガバナンス研究会	2000
18	少年法制の比較法的研究	柳川 重規		2001
19	国際法過程の研究	宮野 洋一	国際関係法研究会	2002
20	環境法政策の国際比較研究	牛嶋 仁		2007
21	生命倫理と法	只木 誠		2011
22	日韓刑事司法制度の比較研究	柳川 重規	日韓刑事司法研究会	2012
23	日中公法の比較研究	通山 昭治		2012
24	多角的(および多数当事者間)債務関係の比較法研究	遠藤 研一郎		2013
25	弁護士と弁護士法の現在問題	小林 学	弁護士法研究会	2014
26	英米法系の公法とその日本法への影響に関する研究	佐藤 信行	アメリカ公法研究会	2015
27	日本法の英語による情報発信に関する基盤辞書辞典研究	佐藤 信行	日本法英語辞書研究会	2015
28	高等教育に関する法と制度の比較研究	早田 幸政	比較高等教育法制研究会	2015
29	オーストリア共和国法の比較法的研究	鈴木 博人		2016
30	知的財産と情報に関する比較法的研究	堀江 亜以子	知財・情報研究会	2016
31	アジア法の多様性と法の支配確立に関する研究	伊藤 壽英		2017
32	サイバーセキュリティに関する研究	中野目 善則	サイバーセキュリティ研究会	2017
33	消費者契約法の比較法的研究	宮下 修一		2017
34	会社法制のグローバル展開に関する比較法的研究	三浦 治	比較会社法研究会	2018
35	比較行政法研究の歴史的分析と方法	亘理 格		2018
36	ドイツ刑事法を継受した国家間の比較法研究	滝沢 誠		2019
37	国際関係法(私法系)の基本問題の研究	檜崎 みどり		2019
38	東南アジア諸国の刑法学の研究	曲田 統		2019
39	コモンウェルスにおける法と社会に関する研究	小木曾 綾		2019
40	紛争解決における「テクノロジーと法」に関する研究	小林 学		2021
41	地理的表示制度の基礎理論に関する研究	佐藤 恵太		2021
42	パブリシティ権に関する日米比較研究	佐藤 恵太		2021

○学外競争的研究資金の獲得状況

共同研究グループ活動支援のための外部資金として、研究基金制度がある。この基金は中央大学法曹会(法曹関係者団体)の協力による募金で成り立っている。募金者は「誌友」と呼ばれ、研究所の支援者として登録しており、刊行物のほか、広報誌『ニューズレターひかくほう』を送付している。

共同研究グループから助成申請があった場合、研究基金委員会がこれを審査し、決定されれば、毎年原則1グループ150万円以内の助成を受けることができる。

この他、2019年度には日本学術振興会による二国間交流事業、公財) 社会科学国際交流江草基金、公財) 野村財団からの各種助成を受け、シンポジウム「終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究」を開催した。

＜点検・評価結果＞

以上のように、新型コロナウイルス感染症の影響により国際交流などは以前と比べて少なくなっているものの、研究活動は活発に行われている。特に、共同研究グループは41を数え、国内外の他大学の研究者も多数参加している。研究成果として公刊した研究叢書は127冊に及び、翻訳叢書は85冊、資料叢書は10冊に達しており、比較法研究成果の公表は、わが国でも屈指のレベルとなっている。

＜長所・特色＞

本研究所に設置された共同研究は本学専任教員の他、国内外の研究者も参加し、中央大学の枠を越え主題別にそれぞれの研究グループを編成して行われている。研究会や、外国人研究者による講演会などの研究活動の成果は比較法雑誌および研究叢書として刊行されている。本研究所の研究成果として公刊した研究叢書は127冊に及び、翻訳叢書は85冊、資料叢書は10冊に達しており、比較法研究成果の公表は、わが国でも屈指のレベルとなっている。

研究所の研究活動を支える外部資金として中央大学法曹会からの支援による「研究基金」を有しており、共同研究グループへの研究活動支援のための「研究基金」は毎年1件150万円を上限として応募を受け付けている。この他、国際シンポジウム開催時には、法学を中心とする社会科学に関する学術研究の国際交流を助成している公財) 社会科学国際交流江草基金や、公財) 野村財団からの国際交流助成(研究者招聘)なども活用するようにしており、外部資金の活用が活発に行われている。

＜問題点＞

Covid-19の世界的感染拡大により、諸外国(国内含め)との人的交流が活発に行えていない状況にある。

国際シンポジウムの実施において、研究所の通常予算では同時通訳費用・旅費等の全てを賄うことが難しい状況にある。

学外資金獲得手段としての誌友制度も開始から30年以上が経過し、寄付額が毎年減少している状況にあり、改善が必要である。

＜今後の対応方策＞

長所の伸張方策としては、今後も引き続き、共同研究グループの活動を通じて研究成果の創出を図る。新型コロナウイルス感染症拡大下で縮小せざるを得なかった国際交流については、Covid-19の鎮静化に伴い、諸外国研究者との交流・Web・対面いずれによる講演会・研究会についても実施が始まっている状況であり、今後、新型コロナウイルス感染症拡大下以前のレベルで交流再開を目指すこととする。

国際シンポジウムの予算措置の問題については、研究所予算のみではなく、外部資金を調達して実施することで改善を図ることとする。

外部資金のさらなる獲得や誌友制度の改善方策としては、『ニューズレターひかくほう』を活用した改善策を講じていく。ニューズレターでは、所員の最近の研究動向や研究所の活動内容

を紹介するだけでなく、中央大学法曹会メンバーからも寄稿いただき、相互理解を深めるためのツールとして活用しているが、今後、ニューズレターのコンテンツにより関心を高めてもらえるよう、どのような記事に興味があるかについてのアンケートを実施し（2022年7月中）充実を図っていくこととする。

◇社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

<評価の視点3は割愛>

評価の視点1：教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

<現状説明>

○教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

2021年度は、Covid-19の感染拡大により、公開講座、シンポジウム等の実施は見送ったが、前述のとおり、新型コロナウイルス感染症流行以前は毎年のように、本研究所主催の国際シンポジウムを開催し、いずれも多数の会場参加者を得るなど、研究所として積極的に研究成果の社会還元を図ってきた。

所員の研究成果の還元としては、機関誌として『比較法雑誌』（季刊）を発行し、研究所員の研究成果を速やかに学外に伝えている。また、叢書の刊行活動においては、研究所員の業績を上梓することを通して社会への知識の還元を図っている。その他、研究所員・名誉研究所員・誌友・法曹会には、ニューズレターを送付し、研究所の活動の成果等を定期的に紹介している。

機関誌である『比較法雑誌』については、学術論文として他の研究機関から数多く引用されており、学内外から高い評価を得ているなど、学問的な質を維持して今日に至っている。

2021年度出版物

『比較法雑誌』（季刊）第54巻1号、2号、3号、4号

・研究叢書

研究叢書 125 山内惟介著『国際会社法研究 第二巻』

研究叢書 126 堤和通編著『米国刑事判例の動向Ⅷ：合衆国最高裁判所判決「第5修正関係」—自己負罪拒否特権条項』

研究叢書 127 Tsuyoshi Hatajiri “Inzidente und konzentrierte Verfassungsgerichtsbarkeit: Eine japanisch-deutschekomparative Studie”

・ニューズレターひかくほう 第61号（2021年7月）、第62号（2021年12月）

『ニューズレターひかくほう』は最新号を含め本学公式Webサイトにて全文を公開している。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

日本比較法研究所では、中央大学法曹会（中央大学出身法曹関係者団体）と定期的に懇談を

持ち、研究所の比較法研究活動や取組みを伝え、役員交替時期に2年に1回の割合で「新旧役員と日本比較法研究所常任幹事との懇談会」を開催し、研究所の近況報告及び法曹会との連携を深めてきた。Covid-19の影響により2020年以降懇談会の実施を見送ったが、懇談会では、『ニューズレターひかくほう』の外部への発信や寄付金額のあり方などについて話し合ってきた。法曹会へは研究活動の充実を図る目的として、法曹会へ寄付金の協力をお願いし、寄付者を「誌友」として登録する制度が1990年に発足しており、「日本比較法研究所研究基金」として受け入れたこれらの寄付金は「共同研究助成」として共同研究に活用されている。この「誌友」へは継続して寄付の依頼文を送るとともに、その協力をお願いし、また、年2回発行の広報誌『ニューズレターひかくほう』により、研究活動等を紹介している。

このように、中央大学法曹会との関係を通して研究所の活動を広く外部に、特に実務家に伝えることで、理論と実務との連携を図ることが可能となっており、実践的な法解釈を旨とする実務家に比較法という基礎的な研究の意義を伝えるだけでなく、比較法研究、研究所の企画に、実務家の視点を反映させる接点を得る効果をもたらしていると言える。また、中央大学法曹会は財政的な研究活動支援組織ともなっている。これまでの実績は以下のとおりである。

[1990年から2021年まで]

寄付金累計額	66,298,147 円
運用益累計額	2,211,960 円
共同研究助成累計額	△ 33,619,437 円
日本法紹介事業	△ 4,183,071 円
残額	30,707,599 円

なお、現在のところ、企業等との共同研究、受託研究については、該当する取組みが行われていない。

<点検・評価結果>

研究成果の社会への還元については、国際シンポジウムの開催、機関誌『比較法雑誌』の発行、研究所員の業績を上梓することを通して、積極的に社会への知識の還元を図っている。特に、機関誌である『比較法雑誌』については、学術論文として他の研究機関から数多く引用されており、研究成果を適切に社会に還元しているといえる。

<長所・特色>

『比較法雑誌』については、学術論文として他の研究機関から数多く引用されており、学内外から高い評価を得ている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

本研究所における共同研究では本学専任教員の他、国内外の研究者も参加し、中央大学の枠を越え主題別にそれぞれの共同研究グループを編成して行われている。Covid-19の鎮静化に伴い、諸外国研究者との講演会・研究会をより活性化させていくことで、さらなる研究成果の社会還元を図っていく。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

日本比較法研究所事務室は、事務室長1人、課員2人、嘱託職員1人、パートタイム職員2人で構成されており、年間の業務計画を策定し、それに基づき比較法学を組織的に研究するグループへの助成、その研究成果として叢書等の刊行、シンポジウムの開催、資料の維持管理等の業務を担い研究活動のサポートを行っている。

日本比較法研究所常任幹事会に関する内規第8条において、常任幹事会へは事務室長が命を受けて常任幹事会の庶務をつかさどり、また、意見をのべることができるとされている。これにより、事務組織上から見た業務改善について適宜常任幹事会に対して提案・意見することが可能となっている。日本比較法研究所事務室は、研究支援部署として独立した組織を維持しており、本学で法律を専門とする研究者教員を所員とし、歴史と実績のある研究所の活動と、各研究所員の研究活動全般を支え、各研究所員のニーズに応じたサービスを提供できる環境の維持に努めている。また、業務の効率化や、予算の見直しについても担当業務を超えて議論を行い、業務に反映できる環境にある。

事務室では、少人数の事務組織の良さを生かし、担当業務の見直し、ジョブローテーションなどを適宜実施することにより、互いの業務が分かりやすい、興味を持ちやすい状況を作り出している。また、互いの業務が見えることによって、これまで積み重ねてきた業務を重視しつつ、効率化・改善に向けた検討を行いやすい環境となっている。

事務機能の改善については、研究成果公表の手段の一つである『比較法雑誌』『研究叢書』などの出版に関わる、基準の改正、申込書類等のDX化に対し取り組むなど、継続的に業務の適正化を図っている。また、2023年4月には都心キャンパスへの移転が予定されており、移転先フロアレイアウトのほか、効率の良いサービス提供体制等について事務室が中心となって策定を行うなど、研究所の運営に事務組織が主体的に関与している。

一方で、大学全体の職員減少により、所員数の増加やサービスの多様化に対応したスタッフの量的維持が望めない今後の体制については検討する必要がある。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所の運営に必要な事務組織が設けられ、その事務機能は適切に機能している状況にある。

＜長所・特色＞

2021年度には担当業務の見直しを実施し、将来の人事異動も見据え、ジョブローテーションを実施した。これにより、互いの業務が分かりやすい、興味を持ちやすい状況を作り出すことができた。互いの業務が見えることによって、これまで積み重ねてきた業務を重視しつつ、効率化・改善に向けた検討を行いやすい環境となっている。具体的な改善事例としてはこれまで、紙媒体で配布していた所員名簿や会議資料などは、所長や常任幹事とも相談のうえ、原則電子資料による配布に切り替えた。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

今後も、少人数の事務組織の良さを生かし、担当業務の見直し、ジョブローテーションなどを適宜実施することにより、業務の効率化・改善を図っていく。特に、業務のDX化については重点的に取り組んでいくこととする。

以上

経理研究所

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究所の目的の設定とその内容

経理研究所は、1950年1月学校法人の附置機関として設置された。

その設置目的は、中央大学経理研究所規則第2条において、「研究所は、主として、企業の経営、会計及び税務並びに関連する経済及び法律に関する研究者及び実務者を指導育成することを目的とする。」と明示しており、この目的のもと、職業会計人及び企業人教育のための社会人簿記講座の開催、本学在学学生等を対象とする「簿記会計・公認会計士講座」の運営等の活動を行っている。

○大学の理念・目的と研究所の目的の連関性

本学は、「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ、実社会が求める人材を育成する「実学」に取り組んできた伝統をもち、各種国家試験において顕著な実績をあげてきており、当研究所はその一つである公認会計士試験において高い実績を持っている。「質の高い相当数の公認会計士」と「簿記会計に強い中大生」の輩出を柱に、これらを支援する課外講座を開設している。

<点検・評価結果>

現状説明に記載のとおり、本研究所の目的は本学の理念・目的を踏まえて、適切に設定されている。

<長所・特色>

特に公認会計士の養成は他大学にはない特色であり、「難関資格試験に強い大学」としてのブランド価値形成の一躍を担っている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

引き続き「質の高い相当数の公認会計士」と「簿記会計に強い中大生」の輩出を柱に、これらを支援する課外講座を開設し、本学のブランド価値の形成に寄与していく。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の

設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年度機関別認証評価受審の際には、本研究所に対する指摘事項等はなかった。

本研究所の目的である「企業の経営、会計及び税務並びに関連する経済及び法律に関する研究者及び実務者を指導育成」を実現すべく、中・長期の計画として以下の3点を掲げている。

- ・ 社会人実務教育の推進（社会人向け簿記講座の開講）
- ・ 資格取得支援の強化（各試験受験者および合格者数の増加をめざし、「簿記会計講座」および「公認会計士講座」の開講）
- ・ 会計研究成果の社会への発信（機関誌『経理研究』の刊行）

<点検・評価結果>

現状説明に記載のとおり、本研究所の理念・目的に合った中・長期の計画を設定している。

<長所・特色>

中・長期の計画として3つの活動を定め、設定した方針に沿った活動を行っている。特に資格取得支援としての公認会計士講座の開講は他大学にはない特色であり、「◇学生支援」の項に記載のとおり、多くの公認会計士試験合格者を輩出していることから、「難関資格試験に強い大学」としてのブランド価値形成の一躍を担っているといえる。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

本研究所の理念・目的を達成するため、中長期計画の実現に向けて活動を推進していく。

「難関資格試験に強い大学」としてのブランド価値形成の維持・向上のため、2025年度の大学別公認会計士試験合格者数第1位を目指し注力していく。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②④については割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、6～7については割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○研究所における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

全学的な自己点検・評価システムの下、経理研究所組織評価委員会において、毎年自己点検・評価活動を行っている。自己点検・評価結果に基づき、改善可能な項目等は次年度事業計画に反映させ、商議員会へ報告している。

近年の自己点検・評価活動においては、「学生の公認会計士試験合格者数の増加」について大

きな課題として抽出され、その改善・向上に取り組んでいる。特に、本研究所が設置する課外講座の受講者数増に重点的に取り組んでいるが、具体的な改善内容としては、オープンキャンパスでガイダンスを実施したり、会計教育に力を入れている商業高校へ指定校推薦の新規指定を行うように各学部への働きかけを行ったりしている。また、早期からの動機づけと学習意欲の向上を目的に、本学附属校生徒を対象とした課外講座も実施している。

また、本研究所は独立会計単位のため、私立学校法第37条3項に定める監事監査を年2回、私立学校振興助成法第14条3項に定める外部監査人による会計監査を年2回受けており、その結果は商議員会へ報告している。

<点検・評価結果>

現状説明に記載のとおり、本研究所は自己点検・評価を行い、その結果に基づいた改善活動を行っている。また、法令上必要とされる各種監査を受けており、内部質保証システムは有効に機能している。

<長所・特色>

自己点検・評価結果を基に、絶えず活動方法・内容の改善を図っており、内部質保証システムが機能している。例えば、近年は本研究所が設置する課外講座の受講者数増に重点的に取り組んでおり、新型コロナウイルス感染症拡大下という社会情勢にも拘らず、若干ではあるが受講者数が増加（例：公認会計士講座 2019年度新規300人→2021年度新規310人）するなど成果も出ている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

今後も、経理研究所組織評価委員会が中心となり毎年の自己点検・評価活動を実施し、問題点・課題の発掘から、対応方策の検討・実行まで着実に進めていく。近年は新型コロナウイルス感染症拡大下のため、対面でのガイダンスが実施できなかったこともあり、微増回復したものの各種講座の受講者が減少傾向にあり大きな課題となっているが、継続して課題解決に向けた取り組みを行っていく。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○研究所の構成と大学の理念・目的との適合性

本学は、「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ、実社会が求める人材を育成する「実学」

に取り組んできた伝統をもち、経理研究所は、その開設当初から、公認会計士試験のみならず税理士試験の受験講座、会計・税務に関する各種の講習会・研究会を開設し、本学出身者はもとより、広く他大学出身者も含めて会計人の養成に当たってきた。また、創立年の8月には、わが国最初の会計士補実務補習所を設置し、1974年に募集を停止するまで会計士補の実務補習に尽くした。これらの実績によって、一時は会計人教育の中心機関として位置付けられるまでになった。

その後、徐々に研究機能を充実させ、会計経理に関する「会計経理研究部」と税法及び企業に関する「企業租税法研究部」を設置し、商学部をはじめ法学部、経済学部の関係教員の研究者がメンバーになった。しかし、大学紛争による講座の縮小、そして1978年の多摩移転に伴って、研究部と資料部を新設の企業研究所に移管した。

1978年以降は、経理研究所の伝統である会計教育を引き継ぎ「中央大学の社会還元」としての職業会計人及び企業人教育のための「研究会・専門講座」の開催し、2016年度以降の職業会計人及び企業人教育については「社会人簿記講座」を新規で開設した。なお、2020年度以降については駿河台記念館建替えのため「研究会・専門講座」を取り止めている。本学の伝統である「実学重視」の学風のもと、多数の学生が挑戦し目覚ましい成果を上げている各種資格試験における中央大学学生のキャリア形成をサポートするための「簿記会計・公認会計士講座」の開設及び会計実務家と会計研究者との諸問題の論議を交わす意見交流の場の提供としての機関誌『経理研究』を刊行している。

これらの実施・運営に関する事項については、経理研究所商議員会において審議・決定することとなっている。

○研究所と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本研究所は社会からの要請に応えるため、「質の高い相当数の公認会計士」の養成を行っている。「公認会計士」とは日本公認会計士協会によれば「社会の健全な発展に貢献し続ける経済経営のスペシャリスト」と言われている。弁護士、医師と並んで三大国家資格といわれる公認会計士は、「監査業務」という独占業務を扱っているため、法的にもその重要性が定められている。公認会計士法第1条には、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」とあり、日本の資本主義社会で企業が健全な経済活動を行っていくためには必要不可欠な専門家であるといえる。

機関誌『経理研究』にあたっては、昨今の経済社会情勢を踏まえながら適時的な問題を探り上げてきており、『経理研究』（第62号）においては「会計研究の課題と方法」を特集テーマとして設定し、刊行準備を進めている。

<点検・評価結果>

現状説明に記載のとおり、本学の建学の精神に応えるべく、実社会が求める人材を育成しており、また、学問の動向、社会的要請にも応えた組織となっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

本研究の構成については、必要に応じて、経理研究所商議員会等において適宜見直しを行っている。具体的な事例としては、本学教育研究組織の改廃に伴って、中央大学経理研究所規則で定める商議員の定数を2018年度に変更したことが挙げられる。

<点検・評価結果>

現状説明に記載のとおり、研究所の構成については、必要に応じて適宜見直しを行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点2～10は全学項目のため割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点11：資格取得を目的とする課外講座の開設状況とその有効性

<現状説明>

○学生支援体制の適切な整備

本学は、「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ、実社会が求める人材を育成する「実学」に取り組んできた伝統をもち、各種国家試験において顕著な実績をあげてきており、資格試験等の支援の強化については、現在も中長期事業計画「Chuo Vision 2025」等において、本学が全学的に取り組む重要な施策の一つに位置づけられている。具体的には、学内に、法曹を目指す学生のための「法職講座」と、公認会計士等を目指す学生のための「公認会計士講座」等を設置し、法曹や公認会計士として活躍している本学卒業生や国家試験合格者を講師・スタッフとして迎え、本学の「学生に対する生活支援に関する方針」の下、きめの細かい学修指導を行っている。これらの講座は、費用面においても学外の一般の専門学校と比較してはるかに低廉な受講料となっており、難関資格を目指す学生を支援する体制が整っている。

○資格取得を目的とする課外講座の開設状況とその有効性

経理研究所においては、「質の高い相当数の公認会計士」と「簿記会計に強い中大生」の輩出を柱に、学生の公認会計士試験合格と簿記検定資格取得を積極的に支援している。

<2021年度開設講座>

- ・簿記会計講座
- ・Web 簿記セミナー
- ・簿記会計上級講座
- ・公認会計士講座
- ・税理士講座
- ・附属簿記講座

<開設場所>

多摩キャンパスで開設。

加えて、Web サイトによる「中央大学経理研究所 学生サポートシステム」を導入しており、受講している講座の動画視聴や講師への相談・質問が可能となっている。

<講座の担当者>

経理研究所専任講師9人（全員公認会計士で経理研究所OB）、スタッフ約20人（在学生等の公認会計士試験合格者）が指導・支援を行っている。

これらの講座の2021年度における受講者実績は下表のとおりである。

[経理研究所受講者数（2021年度開講講座実績）]

講座名	受講者数
2020年度開講簿記会計講座	117
2021年度開講簿記会計講座	126
簿記会計講座2級・3級（簿記セミナー・Web 簿記セミナー・就職支援講座）	117
簿記会計上級講座	10
2019年度開講公認会計士講座	354
2020年度開講公認会計士講座	373
2021年度開講公認会計士講座	310
2020年度開講税理士基礎コース	1
2021年度開講税理士基礎コース	1

①公認会計士試験合格を目指す講座の内容及び支援策等について

公認会計士試験の基礎である簿記の資格取得を踏まえ、公認会計士試験合格を目指す「公認会計士講座」がある。

具体的には、公認会計士試験合格を目指す受講生のうち各人の基礎学力等の度合いに応じた合格目標年度別のプランを定め、短答式試験合格から論文式試験合格に至るまでの過程において、着実に理解力が身につくよう編成されたコース毎にカリキュラムを定めている。加えて、各学生の講義に対する理解度に応じた相談コーナーを常設し、個人指導・面談を通じた方向転向者の発生防止に努め、目標達成ができるよう積極的な支援策を講じてきている。

多摩キャンパスには約300席の個人研究室（個人机と個人ロッカーを選抜試験の成績順に無料貸出する勉強室）を用意し、毎日集中して勉強できる環境が確立されている。また、大学の授業との両立を図るため、経理研究所の講座は5時限目から開講するよう、時間割上の配慮をしている。

これらの講座の教材については、各種法律の施行・改正、各種会計基準及び監査基準の

改訂に伴う教材の適時対応と内容の充実を図ってきているほか、Web教材についても運用管理面において適時更新を行い、充実・強化に努めている。

過去4ヵ年の経理研究所における短答式試験及び論文式試験合格者数（経理研究所調べによる確認分のみ）についてみると、次のような結果となっている。

[経理研究所における公認会計士試験合格者数]

短答式試験

	2021年		2020年		2019年		2018年	
	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回
合格者数（全国）	2,060	中止	722	1,139	709	1,097	975	1,090
経理研究所合格者数	37	中止	23	16	25	17	40	35
	37		39		42		75	

論文式試験

	2021年	2020年	2019年	2018年
合格者（全国）	1,360	1,335	1,331	1,294
（内）現役合格者数	604	555	530	562
（内）現役合格率	44.4%	41.6%	39.8%	43.4%
中央大学合格者数	65	74	71	77
（内）経理研究所合格者数	49	64	56	71
（内）現役合格者数	32	33	25	50
（内）現役合格率	65.3%	51.6%	44.6%	70.4%

上表に示すように、論文式試験現役合格率の全国平均と比較して、経理研究所の現役合格率は高い水準を維持している。なお、短答式試験合格以後2年間（論文式試験は3回の受験機会）は短答式試験（論文式試験の一部科目合格を含む）が免除となることから、短答式試験合格者の論文式試験合格率については実態が掴みにくい状況にあるが、在学生の受講生等の状況からして全国平均を上回っているものと推測される。

したがって、経理研究所としては、まず短答式試験の在学中の早期合格者数をさらに増加させていくことが当面の目標といえる。短答式試験に合格すれば、以後2年間は論文式試験（当該年を含む3回の受験機会）のみの受験対策に重点を置くことができ、合格目標年度の違いこそあれ、在学中の合格の可能性を高めることが期待できるからである。

②簿記検定試験資格取得を目指す講座の内容及び支援策等について

簿記検定試験資格取得を目指す講座としては、日商簿記検定3～1級合格までを目指す「簿記会計講座」、さらに簿記会計講座受講経験者（修了者）を対象に、日商簿記検定1級合格を目指す「簿記会計上級講座」の3講座を開設している。なお、「簿記会計講座」では、日商簿記検定1級と同レベルの全経簿記能力検定上級合格をも目指すことができる。これらの講座は、第一義的には、商学部以外の学部に入学者に対して、簿記・会計の初歩的・中間的・もしくは上級の知識を教授するという意味を有しているが、他方では、商学部以外の学生に簿記・会計の知識を教授することで、他大学の学生との差別化も狙いとしている。簿記・会計は、企業を全体的に説明する上での知識として必要不可欠であり、それは世界的にも共通した考え方となっている。この知識を商学部以外の学部に入学者に教授する上では、経理研究所の果たす役割は大きい。

なお、日商簿記検定試験については、年3回実施（うち1級は2回実施）されるうちの2回（6月と11月）が、八王子商工会議所との取り決めに基づき、本学多摩キャンパス

を指定会場として実施できる。これにより、受講生は対策講座の受講から実際の受験までを学内で完結することができ、他大学にはない大きなメリットとなっている。

簿記検定試験の結果については、正確な数値が掴みにくい現状にあるが、経理研究所受講生（中央大学多摩キャンパス会場受験者に限る）の2021年（6月、8月と11月の3回の合計）の合格者数は、簿記1級が13人、2級が41人、3級が77人である。経理研究所受講生の合格率は下表のとおりである。なお、2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大下での開催であり、大学の授業がオンライン実施だったことから、帰省先やネット試験で受験するなど例年に比べ受験者数が少なく、合格率が低くなっている。

[中央大学経理研究所受講生日商簿記検定試験合格率]

(2021年6月実施)

	1級	2級	3級
全国平均	9.8%	24.0%	28.9%
経理研究所	14.1%	26.3%	51.5%

※中央大学多摩キャンパス会場にて受験した者に限る。

(2021年8月実施)

	1級	2級	3級
全国平均	実施なし	実施なし	実施なし%
経理研究所	実施なし	42.9%	44.4%

※中央大学多摩キャンパス会場にて受験した者に限る。

(2021年11月実施)

	1級	2級	3級
全国平均	10.2%	30.6%	27.1%
経理研究所	5.1%	18.0%	22.7%

※中央大学多摩キャンパス会場にて受験した者に限る。

このほか、前述の簿記検定だけでなく公認会計士試験を目指したいという学生のために「公認会計士講座」への編入制度を、また、簿記検定のほかに税理士を目指したい学生のために「税理士講座」を開設している。

上記以外にも附属3高等学校及び中学校在学学生に対する簿記学習支援として、第1学年で3級、第2学年で3級、第3学年で2級の日商簿記検定合格をモデルケースに、日商簿記検定試験日程に照準を合わせて、各講座を開設している。

[附属3高等学校における簿記講座開講状況・受講者数]

講座名	対象簿記 検定日程	受講者数				
		附属 (中学)	附属 (高校)	杉並	中大高	合計
簿記1級講座	21. 6検定	-	3	-	-	3
	21. 11検定	-	-	1	-	1
簿記2級講座	21. 6検定	-	10	6	3	19
	21. 8検定	-	4	18	4	26
	21. 11検定	-	20	11	1	32
	22. 2検定	-	9	-	1	10
簿記3級講座	21. 6検定	-	1	41	1	43
	21. 8検定	-	-	7	1	8
	21. 11検定	43	83	41	32	199
	22. 2検定	-	4	-	10	14

③学習環境の整備状況について

自習用の学生研究室として、電卓自習室を含め学生研究棟（炎の塔）及び4号館で合計約300席を整備している。公認会計士講座については、年度毎に合格目標年度別のプランを設けており、2021年度における受講生数は全学年に跨り、多摩キャンパスで延べ1,000人強の受講生が在籍している。そのため、自習室については受講生全体の30%程度しか確保できていない状況である。現在、公認会計士講座等の受講生に対し、月に1回選抜試験を行い、成績上位者に研究室使用権利を付与しているのが実態であり、受講生の資格取得等目標達成と合格者増加に繋げるためには、受講生数を勘案した自習用の学生研究室の席数を増加するなど学習環境整備を積極的に推進していく必要がある。

<点検・評価結果>

「質の高い相当数の公認会計士」と「簿記会計に強い中大生」の輩出を柱に、これらを支援する課外講座を開設しているが、現状説明に記載のとおり、公認会計士試験の合格者数が2021年度実績で65人（大学別合格者数ランキング第4位）と伸び悩んでおり、今後の改善が必要な状況である。

<長所・特色>

「簿記会計・公認会計士講座」については、他大学にはない独自の運営形式であり、公認会計士試験においては合格者総数については、過去の実績と比較すると伸び悩んでいるものの、継続的に低学年次での合格者を輩出するなど、着実に実績を上げている。また、本学への入学を目指す層からも注目されていることから進学相談会等でも講座内容についての問い合わせも多く、本学の大きな強み・特徴となっている。

<問題点>

公認会計士試験の合格者数が2021年度実績で65人（大学別合格者数ランキング第4位）と、過去の実績と比較すると伸び悩んでいる。また、自習用の学生研究室の席数が全受講者数の約30%程度しか確保できておらず、学習環境の充実が課題となっている。

<今後の対応方策>

引き続き、他大学にはない「簿記会計・公認会計士講座」を開講していく。加えて、受講者数の維持・拡大を図るため、学部や入学センター、本学附属4高校との連携により新入生等への広報活動を強化していく。

また、不足している自習用の学生研究室の席数が確保については、本学のキャンパス再編・整備における各種検討の中で実現がなされるよう、調整を進めることとする。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタ

ツフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

＜現状説明＞

○研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

本研究所には専任の研究員が所属していないため、教員の研究費の支給やTA・RA等の配置はなされていないが、研究所の活動に必要な経費・人員等については、適宜、研究所の予算から支出がなされている。

＜点検・評価結果＞

本研究所には専任の研究員が所属していないため、教員の研究費の支給やTA・RA等の配置はなされていないが、研究所の活動に必要な経費・人員等については、適宜、研究所の予算から支出がなされている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

＜点検・評価項目②は割愛＞

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<p>＜評価の視点2は割愛＞</p> <p>評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況</p> <p>評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況</p>
--

＜現状説明＞

○附置研究所における研究活動の状況

経理研究所においては、歴史のある研究所の伝統を維持・発展させ、社会的評価を継続的に維持していくため、会計実務家及び会計研究者による諸問題の論議を交わす意見交流の場の提供として、機関誌『経理研究』を刊行している。これは、経理研究所の伝統を維持・発展させ、社会的評価を継続的に維持していくための重要な事業の一つである。刊行にあたっては、この雑誌のユニークさを打ち出すべく特定の執筆者に偏らず、企業経営者、会計専門職、経営コンサルタント、法律専門職等、広く執筆者を募集するよう心掛けているところである。また毎年、特集を組み、論壇及び論議を交わす場の提供としても有効性が保てるように配慮している。

『経理研究』は2020年度で61号を数えるが、この伝統を今後も維持・発展させていくためには、会計を論じる幅広い企業実務家、会計専門家及び会計研究者等からの協力が得られることが必要となる。今後は、会計研究における「生きた会計」として納得のいく意見交換の「場」としての存在感をアピールするなど、本学の会計研究者（教員）を含め新規執筆者の増加を図るための工夫と投稿を促すよう積極的に働きかけていく。

○学外競争的研究資金の獲得状況

本研究所では研究活動を会計研究成果の社会への発信に留めており、学外競争的研究資金の獲得は行っていない。

＜点検・評価結果＞

本研究所においては、機関誌『経理研究』を刊行し、会計実務家及び会計研究者による諸問題の論議を交わす意見交流の場の提供している。企業経営者、会計専門職、経営コンサルタント、法律専門職など、多種多様なバックグラウンドを持つ専門家から寄稿を得ており、学外にも開かれた競争的な研究環境を創出するための措置の一つとなっている。

なお、学外競争的研究資金の獲得は行っていない。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇社会連携・社会貢献

＜点検・評価項目①は割愛＞

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

＜評価の視点3は割愛＞

評価の視点1：教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

＜現状説明＞

○教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

経理研究所の設立からの歴史を辿り、特に経理研究所が社会に対して直接的に果たしてきた功績は大なるものがある。人材養成等の目的の適切性については、経理研究所の伝統である社会人を対象とした会計教育を引き継ぎ、「中央大学の社会還元」としての職業会計人及び企業人教育のための「研究会・専門講座」を開催し、2016年度からは、経理研究所がこれまで培ってきた教育リソースを活用し、社会人を対象とする「社会人簿記講座」を新規開講・展開している。なお、2020年度以降については駿河台記念館建替えのため「研究会・専門講座」を取り止めている。

「社会人簿記講座」は、在学生向けのWeb簿記セミナーのコンテンツを利用して、社会人向けに簿記の3・2級講座を開始し、6月、8月、11月、2月の各日商簿記検定を合格目標として講座を開講するものであり、これまでの経理研究所の教育成果を広く社会に還元することを目的としている。

これら社会人対象の講座内容については、Webサイトを通じ、その開催趣旨と目的、特色等を明確に示し募集を行っている。

＜実施方法＞

通信教育（動画配信）

＜講座の担当者＞

公認会計士

<内容等>

- a. この講座は、日商簿記検定3級・2級の取得を目指す講座。
- b. Webサイトを利用し、Web上で全て授業を受講する。また、Webサイトより模擬試験問題をダウンロードすることによって、実践的な問題練習を自宅で実施し、実践力を養成することができる。

[講座別受講者数推移]

講座名	開催回数	受講者人数				
		2021年	2020年	2019年	2018年	2017年
研究会	9回	-	-	法人 16 個人 13 (3)	法人 24 個人 13 (8)	法人 36 個人 15 (6)
専門講座		-	-	192 (61)	227 (74)	335 (95)
財務会計講座	前・後期各 10回	-	-	44 (11)	53 (7)	120 (19)
税務会計講座	前・後期各 10回	-	-	75 (26)	71 (34)	110 (37)
管理会計講座	前・後期各 10回	-	-	73 (24)	103 (33)	105 (39)
社会人簿記講座		13	8	7	10	8
3級講座	4期	8	6	3	6	4
2級講座	3期	5	2	4	4	4

注) 受講者人数の括弧内は「選択受講者(講義1回単位での受講者)」の延べ数である。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況(企業等との連携による教育プログラム、寄附講座、企業等との共同研究、受託研究等)

本研究所では行っていない。

<点検・評価結果>

社会人簿記講座を2016年度より開講し、積極的に社会連携・社会貢献に取り組んでいる。しかし、簿記の講座は同様のサービスを提供している団体が多くあることから受講者を確保できておらず、社会へのサービス活動としては低調と言わざるを得ない。

<長所・特色>

過去の社会人向けの講座は「中央大学の社会還元」として採算度外視で実施しており、持続可能性に問題があったが、現在実施している簿記講座は社会人向けの講座と在学生向け講座のコンテンツを共有化することで経理研究所の講座全体でのスケールメリットが生まれており、講座実施コストを低廉にできている。そのため受講者が少数であっても、継続的に実施が可能となっている。

<問題点>

簿記の講座は同様のサービスを提供している団体が多くあることから、受講者を確保できていない。

<今後の対応方策>

広告宣伝予算がないことから、パブリシティを中心に広報媒体を増やすなど露出を高め、受講者確保を目指していく。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

研究所および各講座の運営のための事務組織として、多摩キャンパスに経理研究所事務室を設置しており、フルタイムの勤務者は専任職員2名、嘱託職員2名の計4名が在籍している。

授業実施期間中は5時間目以降（17:00～）に講座を実施しているため、1名の時差勤務（遅番）が必要であるが、人員が限られていることから現状では最低限の数で対応しており、危機管理上の懸念がある。しかしながら、経理研究所は単独での収支均衡が求められる独立会計単位であるため、人件費負担の問題から、無策に人員を増やすことはできないのが現状である。なお、専任職員については、2011年7月から1名減員、2016年7月から1名減員している。

中央大学経理研究所規則に関する第5条においては、事務職員が研究所の構成員として定められているほか、第11条においては事務室長が商議員となることが定められており、これにより事務組織上から見た業務改善について適宜商議員会に対して提案・意見することが可能となっている。また、少人数の事務組織の良さを活かしつつ、業務の効率化や予算の見直しについても適宜議論を行い、業務に反映できる環境にある。

なお、当研究所には専任の教員は配置されておらず、実際に講座で教育に携わっているのは外部講師（公認会計士）である。そのため、各種講座の時間割編成は、外部講師が作成したものを事務職員が学年暦等を勘案して修正し、ガイダンスでは事務職員がフォローするなど、協力体制を構築している。

<点検・評価結果>

以上のように、人員配置面で課題はあるものの、研究所の運営に必要な事務組織が設けられ、その事務機能は適切に機能している状況にある。また、教員（外部講師）との協力体制も構築ができています。

<長所・特色>

特になし。

＜問題点＞

講座実施が夜間であるため、時差勤務をしている。その際、人件費負担の問題から1名勤務となっており、危機管理面において課題を有している。

＜今後の対応方策＞

人件費負担の問題から、職員の増員による根本的な改善は極めて難しい状況にある。当面は、有事の際に近隣の事務室等の協力も得られるよう、日常からの連携強化に努めることとする。

以上

経済研究所

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究所の目的の設定とその内容

経済研究所は1964年6月に法人付置の研究所として設置された。「研究所は、日本及び世界経済の実態に関する共同研究・調査を行い、日本経済の発展に資することを目的とする」（中央大学経済研究所規則第2条）という目的を達成するため、それらに必要な基本的、理論的、歴史的研究はもちろんのこと、実態調査に基づいた実証研究を、個人研究だけでは得られない共同研究・調査を通じて実施し、研究促進を図ることとしている。また、研究成果の社会への発信、外部研究機関との共同研究を積極的に行うこと、併せて、共同研究を通じて若手研究者の教育・育成を図ることを目指している。

経済研究所は、これらの目的を達成するために、次の事業を行うことを定め実施している（同規則第3条）。

- 1) 日本及び世界経済に関する研究・調査、研究・調査の受託
- 2) 研究会、講演会・シンポジウム等の開催
- 3) 研究・調査に必要な図書及び資料の収集・管理並びに機器等の整備・保管
- 4) 研究・調査の成果並びに資料の刊行
- 5) その他研究所の目的達成上必要と認める事業

また、研究所の理念・目的に実態に則しているか、また大学の理念・目的に適合しているかの点検については、2021年度に設置された、研究活動活性化に係るWG（ワーキンググループ）において、2回検討を行い、研究所の目的を改めて確認した。

○大学の理念・目的と研究所の目的の連関性

本研究所が主眼としている、実態調査に基づいた実証研究を重視して、研究促進を図ること、研究成果の社会への発信、外部研究機関との共同研究を積極的に行うこと、併せて、共同研究を通じて若手研究者の教育・育成を図ることを目標として、「日本経済の発展に資することを目的とする」ことは、「学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献する」大学の理念・目的に通じるものとなっている。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の目的は、実証研究を中心とした共同研究を通して日本経済の発展に資することとなっており、大学の掲げる、理念・目的と密接に関連し、適切に設定されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年度機関別認証評価受審の際には、本研究所に対する指摘事項等はなかった。

本研究所独自に、中・長期計画は策定していないが、本学の中長期事業計画である中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下で設定される単年度ごと、組織ごとのアクションプランや、年次自己点検・評価活動に基づき活動を推進してきた。

また、2021年度に策定された中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）においては、本学に設置された研究所全体の課題として次の2点が整理された。

- ①研究所全体の研究成果を一覧できるしくみや活動状況を可視化するための指標設定がない。
- ②準研究員（大学院学生）が研究者として自立するための方策とその実施についての活動状況を可視化するための指標設定がない。

この認識のもと、研究所全体の取り組みとして以下の取り組みを推進することとされた。

- ①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信
- ②研究所の活動指標の設定
- ③研究成果の社会実装の促進
- ④準研究員の増加

このように、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）の中で示された本学の研究所における課題の共有、共通の指標の導入の検討については、本学附置研究所間の所長で構成する研究所長懇談会において2021年8月に懇談を行ったところであるが、研究所間で共通の指標を作成するという結論には懇談会内では至っておらず、各研究所独自の見解もあることから各研究所が研究分野の特性を考慮しつつ進めることとなっている。従って本研究所では、本研究所の研究分野の特性を考慮し、独自の指標の策定を進め、研究力の維持・発展を目指していく。中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）に記載された活動指標に照らし、本研究所において掲げた活動指標の項目は以下のとおりである。

- 1) 研究の公開の原則
- 2) 社会貢献、社会連携
- 3) 若手研究者の育成
- 4) その他経済研究所独自の検討課題

なお、活動指標の導入に向けた方針やその具体的な内容については、検討段階である。今後は、これら研究所固有の目標と指標を精緻化しつつ、後述の「研究活動活性化に係るWG」の議論において、それらを達成することのできる具体的制度改革案を検討していく予定である。

また、本研究所は、1964年に設置された研究所合同事務室が事務所管する5研究所の中では

歴史の古い研究所であり、なおかつ研究員数や予算規模の大きい研究所でもあることから、古くから施行されている研究活動を遂行するための制度が現状に適応しない側面も表出されている。具体的には、共同研究の基盤となるプロジェクト（部会・研究会）への予算配分及び執行について、適正かつ効果的に行うことが難しくなっている。また、近年、研究員それぞれの日常の業務負担が大きくなり、共同研究・調査へ向けられる時間も十分に確保できない状況もある。そのため、2021年度に商議員を中心としたメンバーを選出して「研究活動活性化に係るWG」を設置し、将来的な共同研究の在り方、研究活動、研究成果の公表についての方針を定め、それらを実現することのできる制度・運用の改革案の策定に向け、検討を開始している。

具体的には、予算配分、部会・研究会のあり方、研究・調査の実施方法、研究成果の公表方法をはじめとする研究所の運営体制を見直し、研究活動を活性化することのできるような柔軟な制度や運用に作り変えていくことを目途に、問題点、検討項目の洗い出しに着手している。

さらに同時期において、上記の研究活動活性化WGのほか、選挙関係WGも設置し検討を行った。このWG設置は、所長ならびに商議員の選挙に係り、2020年度に新型コロナウイルス感染症対策に伴い電子投票システムを利用した電子選挙を実施する上で、「電子投票による所長の選出に関する要領」ならびに、「電子投票による商議員の選出に関する要領」を急遽策定、実施するに当たり、検討すべき事項が表面化したことによる。すでに、2021年度内でWGを2回開催し、その後の持ち回りでの確認作業を経て、2022年度第2回の事業計画委員会（6月22日開催）において、「経済研究所長の選挙に関する申し合わせ」（改正案）、および「商議員の選挙に関する申し合わせ」（改正案）を上程し、承認された。これにより、第2回研究員会、並びに商議員会（7月6日開催）を経れば、2022年度12月の商議員選挙からその申し合わせに基づき、選挙が実施される予定である。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所は、現状における問題点改善への施策の設定・実行について、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下での活動、年次自己点検・評価活動を通じて継続して取り組んできた。2021年度において、上述の研究活動家政科に係るWGでの検討内容は問題点、検討項目の洗い出しまでで終わっており、まだ新しい制度の設定、運用の開始には至っていないものの、本研究所の将来的な構想に向けて検討を進めている状況であり、大学の理念・目的や研究所の目的の達成に向けて、将来に向けた諸施策を定めるべく適切に活動している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

本研究所で検討が必要な課題等については、研究活動活性化WGにおいて検討を進める予定であるが、研究員である教員としての本来業務である教育に関わる講義時間、また、学部、研究科、研究所それぞれの委員会等の開催時間の合間を縫って「検討時間を確保」する必要がある、長時間、また集中的な審議を行う時間が捻出することが難しい状況であり、スピード感をもって検討を行うことが難しい。

<今後の対応方策>

研究活動活性化WGの開催形式を対面、オンラインの併用とし、出張等による欠席、また移動

に伴う時間的ロスをなくすことで、会議時間を確保し、検討が滞りなく進むようにする。また会議資料においても、審議経過・審議内容を明確に示すことで効率的な審議に努め、2022年度中に、一定の結論を出すことを目途とする。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②④については割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、6～7については割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○研究所における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

自己点検・評価に関しては、経済研究所組織別評価委員会がこれを担っており、毎年の自己点検・評価活動を通じた問題点等の検証を行っている。また、当該委員会の委員長は、研究所の所長が兼ねており、自己点検・評価の結果明らかとなった問題点・課題等については商議員会、事業計画委員会等で問題提起し、具体的な改善・向上に結びつける体制を整えている。

近年の事例としては、研究成果の公表、発信手段の見直しを行い、公開研究会等開催終了時に開催報告を大学公式 Web サイトの「新着ニュース」に掲載する等、積極的な広報を実施した。また、既定の予算計画では支出対象になっていない活動についても柔軟に対応できるよう予算計画を見直すことを目的としたアンケートを行い、会議体で審議・承認し、2020年度、ならびに2021年度から、それぞれ新たな申し合わせ、運用ルールを策定し実施可能とした。具体的には、「国際交流に関する懇談会費補助についての申し合わせ」（2020年4月1日施行）、「現地調査・合宿研究会に関する申し合わせ」（2020年7月8日一部改正）の策定、また「研究計画申請書」・「研究計画書」フォームの変更（2021年度から適用）、研究費における新たな支出項目の追加（2021年度から適用）等も行った。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究soの点検・評価は毎年度定期的に実施し、それに基づき設定した目標に沿って確実に改善、向上が行われており、内部質保証の観点から、有効に機能している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

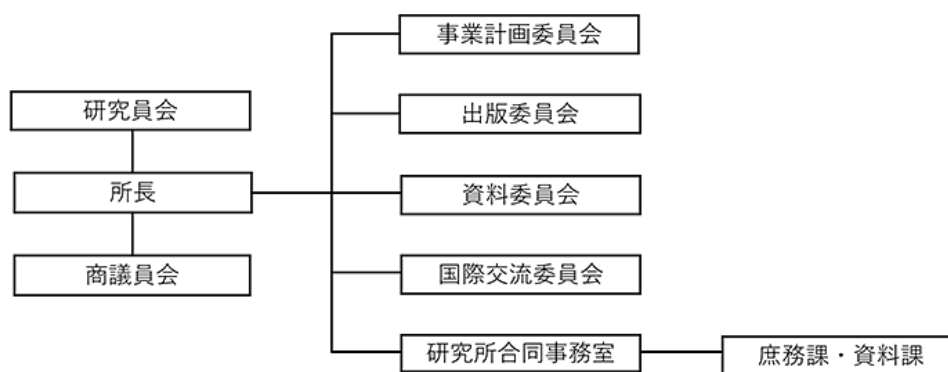
評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○研究所の構成と大学の理念・目的との適合性

経済研究所は、最高意思決定機関である研究員会、商議員会、各種委員会（事業計画委員会、出版委員会、資料委員会、国際交流委員会）及び事務部門から構成されている。

[経済研究所組織図]



2022年5月1日現在

①研究員会

研究員会は、本学専任教員である研究員で構成され、所長（研究所を代表し、業務を統括する）が招集し研究・調査に関する事項を審議決定する。（同規則第10条）

②商議員会

商議員会は、所長、経済学部長、研究員の互選による委員及び事務局長の合計11名をもって構成され、所長が招集し、研究所の管理、運営に関する事項及び予算申請案を審議決定する。（同規則第9条）

③事業計画委員会

事業計画委員会は各プロジェクト（部会・研究会）の主査・幹事をもって構成され、事業計画の基本方針の原案、事業の年度計画の原案、予算の原案、計画の実施に関する事項を審議する。

恒常的な研究活動に関わる重要な決定機関という位置づけとして設置されているのが事業計画委員会であり、研究員の人事にはじまり、研究会の開催、研究調査計画等の承認、外国人研究者の受け入れ等、重要な決定事項の多くの部分が同委員会で審議され、その後開催される研究員会での承認を経る形になっている。事業計画委員会の委員は、前述のとおり各プロジェクトの主査・幹事で構成されていることから、本研究所のような各プロジェクトによるいわゆる縦割り式の研究体制で活動している場合において、本委員会は、各プロジェクト間における横断的な調整を果たす点でも重要な機能を担っている。

④出版委員会

出版委員会は、研究叢書、年報等の刊行物に関する出版計画を立案し、編集及び出版に関する事項を審議する。

⑤資料委員会

資料委員会は、図書・資料の収集に関する基本方針の立案、図書・資料の購入に関する事項、寄贈図書・資料に関する事項、図書・資料の利用に関する事項を審議する。

⑥国際交流委員会

国際交流委員会は、国際交流に関する基本方針の立案、国際交流計画の推進と実施に関する事項を審議する。

以上のとおり、研究所の目的達成、及び「深く専門の理論及び応用を教授・研究することによって、個性豊かな人材の育成を通じた文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献するという使命を果たす」という大学の理念・目的の実現のため、規則に基づき適切に研究所が構成・運営されている。

○研究所と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本研究所は研究員の共同研究を主体に、それぞれのプロジェクトの自由な活動を中心に行っていることから、研究の対象と学問の動向との調整や、社会的要請については特に意識していないが、結果的には、実証的研究を行っていることから、おのずと学問の動向は時代の要請に沿ったものとなっている。また、本研究所の組織構成の中で、特に事業計画委員会、商議委員会において、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際環境等に関連した検討事項が生じれば、必要に応じ審議、検討すべき柔軟な体制が整っている。特に、研究成果の発表媒体としての「ディスカッション・ペーパー」は、学内簡易製本、中央大学学術リポジトリへの即時掲載という特徴を活かし、各人の研究テーマに応じて成果の公表が比較的速やかに行なうことが可能なため、社会的、国際的環境に即した時代の要請を反映したテーマを多く捉えたものとなっており、社会情勢に応じた研究を発表することで、大学が担うべき社会的要請を果たすことにつながっている。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所長のもと、各種委員会等の組織構成を持ち、大学の理念・目的や本研究所の目的を達成するための運営、研究活動を支える体制が整っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

本研究所は日本比較研究所や経理研究所と同様に法人附置の研究所である。設置にあたり、

経理研究所の研究部門を引き継いだことにより、法人附置の研究所に設置される商議員会がそのまま残ることとなった。同組織体に関しては、過去に規程改正委員会を設けるなどして継続的に存廃を審議してきた経緯があるが、いまだその方向性については結論が出ないまま今日に至っている。

また、研究所規則の下で定められている内規や申し合わせについては、研究活動の実態に併せ適宜改正等を行っている。具体的な事例としては、選挙関係 WG での検討を通じた「経済研究所長の選挙に関する申し合わせ」および「商議員の選挙に関する申し合わせ」の改定が挙げられる。この WG 設置は、所長ならびに商議員の選挙に係り、2020 年度に新型コロナウイルス感染症対策に伴い電子投票システムを利用した電子選挙を実施する上で、「電子投票による所長の選出に関する要領」ならびに、「電子投票による商議員の選出に関する要領」を急遽策定、実施するに当たり、検討すべき事項が表面化したことによる。2021 年度内に 2 回の WG を開催して申し合わせの改正案を取り纏め、研究員会、商議員会の承認を経て、2022 年度 12 月の商議員選挙から新たな申し合わせに基づいた選挙が実施される予定である。

<点検・評価結果>

以上のとおり、研究所の設立の経緯により、商議員会の組織等特徴があるが、研究所の意思決定において概ね適切に機能している。

また、研究所規則の下で定められている内規や申し合わせについては、研究活動の実態に併せ適宜改正等を行っており、適切に運用体制の見直しを行っている。

<長所・特色> <問題点> <今後の対応方策>

特になし。

◇教育研究等環境

<点検・評価項目①②については全学項目のため割愛>

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

<評価の視点 2～3については割愛>

評価の視点 1：図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

<現状説明>

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

本研究所の図書・資料は、研究所書庫内に配架され、各プロジェクトに必要な資料を適切に管理・整備し、その研究に供している（本研究所の書庫使用面積は 403.02 m²）。研究所資料は全学的蔵書の一部として中央大学研究所図書調達規程、中央大学研究所図書管理規程に基づき管理されているが、その使用は研究所の構成員が優先することとなっている。

研究・調査を行う際に必要となる基本的な統計資料・参考図書の所蔵については、以下の表のとおりとなっている。これらは、アンケート等による研究員の要望を反映しつつ資料委員会の審議を経て整備されたものであり、予算の制約がある中でも研究員の専門分野に対応した適切な構成となっている。

経済研究所では、共同研究活動の促進のための図書・資料等の質と量をより充実させること

を目標としているが、予算の制約上研究員の要望すべてに対応することは難しいことから、現状では、研究所の資料委員会の収集方針によって図書・資料選書内容の確定と点検を行っている。また、研究所資料の利用環境の整備・充実を図るために、収集した図書・資料は、中央大学図書館システム・CHOIS 蔵書検索（OPAC）へのデータ入力を行い、公開している。

このように、研究活動に必要な図書・資料を適切に管理・整備している一方で、欧米資料の恒常的な原価上昇や外国為替相場の円安傾向による資料費の逼迫、書庫狭隘化等の課題を抱えている。そのため、図書の選定に際しては、従前より、中央図書館をはじめとする学内研究所においては、「多摩キャンパス内重複外国雑誌見直しに関する最終提案」（2006年6月20日合同図書選定委員会）の確認事項に基づき、重複購入を避けるような対策を取っており、現在の運用においても、その際の決定事項を踏襲し、継続的にその対策に努めている。

[蔵書数]

	和資料	洋資料	計
総蔵書数	35,266 (236)冊	23,115 (145)冊	58,381 (381)冊

() 内は、内数で非図書資料を示す。

*「総蔵書冊数」には、当該年度の除却を反映した冊数を表示している。

<総蔵書数「非図書資料」の内訳>

	和資料	洋資料	計
マイクロフィルム	144点	51点	195点
マイクロフィッシュ	0点	85点	85点
DVD	1点	0点	1点
CD-ROM	83点	8点	91点
DVD-ROM	8点	1点	9点
計	236点	145点	381点

[2021年度受け入れ図書・資料数等]

1. 図書冊数（固定資産図書だけを掲載）

	和書	洋書	計
購入	119(3)冊	15(0)冊	134(3)冊
製本	0(-)冊	0(-)冊	0(-)冊
受贈	18(1)冊	0(0)冊	18(1)冊
その他	0(0)冊	2(0)冊	2(0)冊
計	137(4)冊	17(0)冊	154(4)冊

() 内は、内数で非図書資料を示す。

*上記、「受贈」には、「寄贈」と「自館製作」と「移管」が含まれる。

*上記、「その他」は、「編入」による受入。

*上記、当年度受入れ非図書資料の内訳：CD-ROM(和3)、DVD-ROM(和1)

2. 雑誌・新聞のタイトル数

2021年度 継続受入 タイトル数		和雑誌	洋雑誌	計
雑誌	購入	69タイトル	105タイトル	174タイトル
	受贈	141タイトル	4タイトル	145タイトル
	計	210タイトル	109タイトル	319タイトル

*OECD関係の正受入しない逐次刊行物は、含まれない。

2021年度 継続受入 タイトル数		和新聞	洋新聞	計
新聞	購入	0タイトル	2タイトル	2タイトル
	受贈	1タイトル	1タイトル	2タイトル
	計	1タイトル	3タイトル	4タイトル

雑誌・新聞	和雑誌・新聞	洋雑誌・新聞	計
総タイトル数	883タイトル	655タイトル	1,538タイトル

*総タイトル数は所蔵タイトル総数で、非継続、誌名変更、廃刊などの雑誌・新聞を含む。

3. その他

主な会員（会費支払）

・日本貿易振興機構・日本租税研究協会・日本経済研究センター

主な電子資料・Source OECD(図書館と共同契約)

主な電子ジャーナル・Economic Systems Research

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所全体で必要な図書・資料を選定・購入する仕組みを整えており、また、学術情報サービスの提供を行っている。また、中央図書館、学内研究所間においては、「多摩キャンパス内重複外国雑誌見直しに関する最終提案」（2006年6月20日合同図書選定委員会）の確認事項に基づき、重複購入を避けるような対策を取っており、所蔵スペースの狭隘化や予算制約などの中でも、研究活動に必要な図書・資料を適切に整備することに努めている。

<長所・特色>

本研究所で受け入れている図書・資料のうち、経済データの統計資料を中心とした年鑑類は、学内諸機関の中でも有数の所蔵がある（継続受入年鑑類のタイトル数；[和書・172][洋書・35][計・207]）。これらの資料は、本研究所の研究活動を支えるだけでなく、本学全体としての研究・教育に有用なものとなっている。

<問題点>

欧米資料の恒常的な原価上昇や、外国為替相場の円安傾向により、資料費が逼迫しており、既存の継続資料の購入見直しを行い、対応している状況である。従って今後、継続的に収集してきた資料が購入中止となることで、蔵書としての利用価値が低くなるなどの弊害が起こる可能性がある。

また、本研究所の所蔵図書・資料は（継続受入図書・資料を中心に）基本的に年々増加することから、書庫狭隘化は本研究所書庫の抱えるもっとも大きな問題である。2021年度末時点において、本研究所書庫内書架の図書・資料の占有率は88.9%となっている。また、書架に配架できずに箱詰・別置・仮置きされているものを含め計上すると89.76%となっている。これにより、継続購入の図書・資料においても、その都度購入する資料を適切な位置に配架することができず、利用者に対する書庫利用の利便性の低下を引き起こしている。

<今後の対応方策>

長所・特色として記述した、経済データの統計資料を中心とした年鑑類については、有限な書庫のスペースの中において資料の整理を進めつつ、研究員からの新たな需要にもとづき、主に電子媒体での利用可能性を模索して、今後も継続して収集を進めることとする。

資料費支出を本研究所における予算額内に収めるためには、場合により継続資料の購入中止が必要となる。その場合、研究員の利用頻度の多寡を基準として、継続資料の一部購入中止を行うことを検討する。

また、研究所予算A区分（業務項目を越えた執行を可能とする区分）全体で残額が発生する場合、年度末にその残額を資料費に充当する等の対応策も検討する。

書庫の狭隘化については、本研究所の資料委員会としては、次の取り組みを行う。まず、2022

年度の対応として、学内図書館、研究所間における重複がある、または紙以外の他媒体代替可能な資料を抽出し、除却・抹消の可能性を検討する取組みを行う。次いで、今後の複数年に亘る対応として、以上の学内重複や他媒体代替可能性のない資料の整理を見据え、中長期的な除却・抹消の判断の目安を策定する取組みを行う。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

<現状説明>

○研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

研究所書庫は日本比較法研究所、経済研究所、企業研究所、社会科学研究所、人文科学研究所、政策文化総合研究所の6研究所で利用している。座席数は34席、情報検索設備としてはPC4台を、視聴覚機器としてはマイクロリーダープリンタ3台を設置している。開館時間は月曜日から金曜日までが9時30分から17時、土曜日が9時30分から12時となっている。本研究所の書庫使用面積は403.02㎡である。研究所資料は全学的蔵書の一部として中央大学研究所図書調達規程、中央大学研究所図書管理規程に基づき管理されているが、その使用は研究所の構成員が優先することとなっている（詳細は、「点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか」を参照）。

研究員が使用できる施設・設備としては、各プロジェクトチーム内の打合せや研究会、シンポジウム開催に使用できる会議室が多摩キャンパスに4部屋確保されており、最大で70人余りの人数が収容可能である。また、本学の都心キャンパスを含め、必要に応じて他部署が管理する施設も使用することが可能なため、外部者との研究交流も活発に行うことができる。

なお、研究所合同事務室には従来から、ポータブルのプロジェクタ、PC、ICレコーダー等の機器備品が整備されている。また、他研究所と共同して4つの会議室に無線LANアクセスポイントを設置し、複数台の同時接続が可能とする仕様としており、これにより、公開講演会をはじめ各種研究会にてリアルタイムの情報を効率的に収集しながら研究活動を行うことが可能な環境となっている。

さらに、2020年度以降の新型コロナウイルス感染症拡大下においては、オンライン会議システムを利用しての会議や研究会開催が主流となってきたことから、研究所合同事務室にてオンライン形式での会議等に係る機材の利便性を向上させるため、2021年度には、360°カメラ、マイク、スピーカーを備えた一体型の機材1台の整備を行った。

<点検・評価結果>

以上のように、オンラインを活用した研究に適した施設整備なども含め、研究員の研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

＜現状説明＞

○研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

現在、客員研究員、準研究員を含むすべての研究員は、いずれかの各プロジェクトである部会・研究会へ所属し、研究活動を行っている。本研究所における共同研究費は、おもに、研究旅費、研究会等の講演料等を中心とする手数料、および資料費から構成される。

共同研究費のうち大きな割合を占める研究旅費、研究会等講演料については、各プロジェクトである部会、研究会の前年度の予算申請案作成時に提出される計画書等の申請額を元に、各プロジェクトに配分している。基準となる各プロジェクトの年間の研究活動費は、当該年度前期の会議体において予算配分を行うが、その後の予算執行状況を勘案しながら、再配分する場合もある。2022年度における研究所の経常予算総額は39,603(千)円で、内、経済研究所という予算単位内で計画や諸科目へ組み替え、流用可能な経常支出予算は31,373(千)円である。これは大きく分けて研究計画予算と資料委員会予算、その他から構成されるが、そのうち研究計画予算は7,500(千)円であり、これを各研究チームに配分してそれぞれの研究費としている。

研究活動に必要な図書・資料の購入は、各プロジェクト単位で行うのではなく、アンケート調査等による研究員からの申請に基づき、資料委員会が審議し執行しており、それによって本研究所における系統的な資料収集が可能となっている。

また、研究員・客員研究員・準研究員は、内規に基づくそれぞれの身分に応じた適用範囲内で、研究旅費等研究費の使用や、研究会開催や叢書、年報等刊行物の発行等の成果の公表に係る費用の適用、図書・資料の利用、会議室その他の施設の利用を受けることができる。

以上のように、研究計画書に基づき各部会・研究会へ研究費を配分するシステムは、共同研究を促進する制度として有効に機能している。

なお、これらの予算配分は事業計画委員会、研究員会、商議委員会が審議・承認を行っており、大学支出基準と本研究所の内規等に基づき適切に予算執行がなされている。活動内容および支出内容の適切性については、前述の各会議体がチェック機能を果たしている。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

本研究所と本学大学院との連携により、リサーチ・アシスタント制度を利用することで研究所における共同研究活動の促進と若手研究者の養成を図っている。同制度は、本研究所で準研究員として所属している本学大学院博士後期課程在籍の大学院学生が指導教授の承認の下に各プロジェクトの責任者の申請により、研究所のプロジェクトにおける研究補助に従事するものである。研究所の共同研究に大学院学生を参画させることで、学生への高度な研究指導を可能とし、学生の研究能力を高め、併せて研究活動の円滑化の相乗効果を図ることが可能となって

いる。本研究所の会議体において次年度 RA の申請計画、および採用結果報告、並びに年度末報告書の所長確認を行っており、当該制度は適切に活用されている。

[リサーチ・アシスタント採用人数]

年度	2022 年度	2021 年度	2020 年度
法学研究科	0	0	0
経済学研究科	4	3	4
商学研究科	0	0	0
文学研究科	0	0	0
総合政策研究科	0	0	0
合計	4	3	4

○オンラインテレビ会議システムの導入による研究活動の支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の下、2020、2021 年度においてはオンラインテレビ会議システムによる研究活動が主流となってきた。オンラインでの研究会等開催に当たっては、Google フォームを活用した参加者受付、および Webex、Zoom 等のオンライン会議システムの活用等、各プロジェクトの責任者のもと、開催から、終了までを行うこととなる。そのため、オンライン研究会における参加者受付から研究会実施・終了までの一連の方法について取りまとめた実施マニュアル「オンライン研究会の開催について」を作成し、本学プラットフォーム manaba に掲載している。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の研究員に対する研究費等の支出や研究成果発表に伴う支出等の研究活動を支援する環境や条件は、研究所の運営体制に基づき、適切に整備されている。

また、継続的に一定数の RA を採用しており、教育研究支援体制の整備と人員配置については適切に行われている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大下におけるオンラインによる研究活動に対する支援についても、速やかにオンライン研究会実施マニュアルを整備するなど、支援体制を整えている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

<現状説明>

○附置研究所における研究活動の状況

本研究所の構成員としては、常勤の専任研究員を持たないが、本研究所の目的を達成するために、研究員、客員研究員、準研究員の3種類の研究員を置いている。いずれも研究員会の議を経て、所長が委嘱する（経済研究所規則第6条、第7条）。

2022年度の研究員数は以下のとおりである。

[経済研究所構成員の区分および人数]

区 分	人数 (人)	資 格
研究員	98	中央大学専任教員で、研究所の事業に参加を申し出た者
客員研究員	211	中央大学専任教員以外の者で研究所の共同研究に参加を予定された者
準研究員	12	研究所の共同研究に参加を予定された大学院博士課程後期課程在籍者 又はこれに準ずる者
合計	321	

※2022年5月1日現在

[経済研究所研究員所属内訳]

単位：人

所 属	研究員数
法学部	1
経済学部	63
商学部	11
理工学部	0
文学部	1
総合政策学部	3
国際経営学部	16
戦略経営研究科	2
法務研究科	1
合計	98

※2022年5月1日現在

本研究所の研究員構成は、本学の専任教員だけでなく、学外の研究者および大学院学生またはそれに準ずる者に対して、広く共同研究に参加する機会を提供しており、幅広い人材の育成および研究交流の場を形成している。

共同研究を行うプロジェクトの単位としては、「部会」と「研究会」があり、それらの設置と運営については、「中央大学経済研究所部会・研究会の設置と運営に関する申し合わせ」において定めている。

構成員の人数については、「部会の場合は、10人以上、研究会の場合は、5人以上を原則」とし、いずれも「客員研究員の数は、研究員の数を上回らないもの」としているが、その構成については、「ただし、中央大学名誉教授および定年退職者（定年扱いを含む）および退職した特任教員については客員研究員の数に含めないものとする。なお、準研究員については数を規定しない」としている。ただし書きに記載の該当者については、殆どの場合において、本学が研究の本拠地となっているという実態を勘案したことによるものである。

本研究所の恒常的な研究活動は共同研究によって行われ、その基盤となるものとして、研究員は部会・研究会への参加が前提とされている。規定により、部会・研究会は年度初頭に当該年度の活動計画を、また、年度末には当該年度の活動概況を所長に報告することとしている。

「部会」の責任者を「主査」、「研究会」の責任者を「幹事」と呼び、専任教員たる研究員が共同研究の運営に責任を持つ。

2022年度に活動中の各プロジェクト数は、部会は8、研究会は14である。

[経済研究所部会・研究会数]

区 分	2022	2021	2020
部 会	8	7	6
研究会	14	17	19

本研究所では、毎年、予算申請案作成に先立ち、9月末日までに全ての部会・研究会から研究活動計画書の提出を求め、研究所合同事務室にて集約したのち、その計画内容について事業計画委員会、研究員会（本学の専任教員である研究員で構成し、研究・調査に関する事項を審議決定する）および理事長が委嘱した商議員による商議員会（研究所の管理、運営に関する事項及び予算案を審議決定する）において承認するという手続きをとっている。

本研究所では、前述のとおり、本学専任教員の研究員を中心として、客員研究員および準研究員の参加を得ることにより、さまざまな研究機関、年齢層を含めた共同研究のできる体制となっている。この体制により、広い視野に立った研究活動が可能となり、同時に若手研究者の育成も可能となっている。幅広い年齢層と構成による研究活動は、その研究成果に活かされている。研究活動の実績は、毎年、全ての部会・研究会について、定期刊行物としての『中央大学経済研究所年報』への活動記録の記事掲載を行い、公表している。

研究成果の公表については、「各プロジェクト（部会・研究会）の研究活動期間（原則3年）が終了したのちには、研究員会で定められた出版計画に基づいて、部会の場合には、『経済研究所研究叢書』、研究会の場合には、『経済研究所年報』を通じて研究成果を公表する」ことと申し合わせで定められており、さらに、3年間の共同研究活動を経ていない部会・研究会であっても、主査・幹事の責任において、『中央大学経済研究所年報』を通じて論文を公表することが可能であり、若手研究者に研究発表の場を広く提供している。

『経済研究所研究叢書』、『中央大学経済研究所年報』のほか、公開講演会等に関する『研究会報』（既刊87号）、個人単位で出版が可能な『リサーチ・ペーパー』（既刊No. 6）、および『ディスカッション・ペーパー』（既刊No. 372）も刊行されており、研究成果の発表は毎年活発に行われている。

[刊行物発行点数]

	2021年度	2020年度	2019年度
研究所年報(掲載論文数)	1(40)	1(24)	1(16)
研究叢書	1	2	1
ディスカッション・ペーパー	18	20	17

※2021年度年報は2分冊

各刊行物の詳細は以下のとおりである。

1) 経済研究所研究叢書（既刊78号）

『経済研究所研究叢書』は、3年間の共同研究活動を終了した部会が、主査の責任において企画・編集を行い部会単位で出版する。最近3年間で出版された『研究叢書』は以下のとおりである。それぞれ日本経済、世界経済についての重要課題を取り上げた実証的な研究が多く、本研究所の理念に沿った研究内容となっている。書店等での販売のほか学外諸機関へ交換資料として配布している。

[経済研究所研究叢書]（過去3年間）

号数	書名	編著者名	発行年度
75	公的統計情報—その利活用と展望	坂田幸繁 編著	2019
76	トランプ時代の世界経済	吉見太洋 編	2020

77	中国政治経済の構造的転換Ⅱ	谷口洋志 編著	2020
78	現代地方財政の諸相	関野満夫 編著	2021

2) 経済研究所年報

『中央大学経済研究所年報』は、原則として3年間の共同研究期間を終了した研究会が、各幹事の責任において原稿を提出し研究所編として合同で出版する。当該研究会から研究員が最低でも1本の論文を提出しなければならない。ただし、研究活動期間中であっても、研究期間終了に先立って幹事の推薦により論文を提出することができる。学外諸機関への交換資料として配付しているが、2012年度刊行の年報第43号からは、掲載論文を中央大学学術機関リポジトリに登録し、大学公式Webサイト上で公開している。

『中央大学経済研究所年報』は、研究会の研究成果を発表するものであり、本研究所唯一の定期刊行物として毎年成果を公表するという大きな役割を担っている。しかしながら、研究会の研究成果としては統一的に公表できていない面もみられ、2019年度より形式チェック制度を採り入れ、論文の体裁を入稿前に幹事、出版委員会で確認することとした。また2021年度においては「経済研究所年報執筆要領」を改正し、年報としての統一性を担保する制度を整えている。論文提出対象となる研究会数も毎年変動があること、また各研究会に所属の研究員数も一定でないことから、各研究会から提出される論文点数もばらつきが出ることになり、毎年の掲載論文点数に変動が生じることとなる。

しかし、『中央大学経済研究所年報』の発行には、研究成果の発表に加えて、研究所の年間の活動報告という側面もあり、その果たす役割は大きなものとなっている。

3) 研究会報（不定期刊：既刊87号）

『研究会報』は、公開講演会、公開研究会、シンポジウム等を担当した部会・研究会の主査・幹事の推薦によって出版することができる。希望する研究員、客員研究員、準研究員に配布をしている。なお、『ディスカッション・ペーパー』の発行の増加に伴い、2011年度以降発行されていない。

4) リサーチ・ペーパー（不定期刊：既刊No. 6）

研究員、名誉教授、定年退職者（定年扱いを含む）および退職した特任教員である客員研究員、主査・幹事の推薦がある準研究員、もしくは公開研究会、公開講演会等での報告者は、部会・研究会の主査・幹事の推薦により『リサーチ・ペーパー』を出版することができる。『リサーチ・ペーパー』は、日本語以外の言語による執筆としているところに特徴がある。希望する研究員、客員研究員、準研究員に配布をしているほか、第4号からは大学公式Webサイトの経済研究所のページに掲載、また中央大学学術リポジトリには第5号から登録し、大学公式Webサイトからのダウンロードが可能となっている。

5) ディスカッション・ペーパー（随時：既刊No. 372）

『ディスカッション・ペーパー』は、完成原稿をそのまま印刷することにより低コストで迅速な発行が可能となっている。研究員、名誉教授、定年退職者（定年扱いを含む）および退職した特任教員である客員研究員、主査・幹事の推薦がある準研究員、もしくは公開研究会、公開講演会等での報告者は、部会・研究会の主査・幹事の推薦により使用言語を問わずに出版できる。希望する研究員、客員研究員、準研究員に配布をしているほか、2001年度からは大学公式Webサイトの経済研究所のページに掲載、また中央大学学術リポ

ジトリには No. 308 から登録し、大学公式 Web サイトからのダウンロードが可能となっている（一部非公開あり）。

また、刊行物以外に研究成果を公表するものとしては、公開講演会、公開研究会、シンポジウム等を行っている。その開催回数は以下のとおりである。開催数としては公開研究会を中心に活発な開催が行われていることを示している。

[公開講演会、公開研究会等の実施回数]

	2021 年度	2020 年度	2019 年度
公開講演会	0	0	1
公開研究会	20	9	46
シンポジウム	0	0	1

なお、研究活動の一環としては、上記表に示す公開研究会のほか、部会・研究会単位で開催するチーム研究会も活発に行なっている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020 年度、2021 年度の2年間においては研究調査活動の実施はもとより、学外研究者を招聘しての公開講演会、公開研究会の実施を見合わせる状況となった。そうした中においても、前述のとおり、オンライン会議システムを利用したのオンライン研究会等を行うなど、意欲的な研究活動を続けてきたが、件数的には減少することとなった。しかしながら、前掲の刊行物発行数に見られるように、共同研究活動については制限されたが、個人単位では研究成果の執筆に専念する結果に結びつき、年報の論文掲載点数、ディスカッション・ペーパーの刊行件数が一定数を保っていることに現れている。

学外研究諸機関との関係については、部会・研究会に他大学・研究機関の研究者が客員研究員として参加していること、また公開講演会・公開研究会等に学外研究者を招聘し報告してもらうこと等により研究交流を行っている。また、叢書や年報を寄贈交換することにより、研究所の研究成果を発信している。

国外への研究成果の発信は、英文での執筆も多い『ディスカッション・ペーパー』、『リサーチ・ペーパー』の中央大学学術リポジトリによる大学公式 Web サイトでの公開に加え、2012 年度から年報についてもダウンロードを可能とすることで、より充実した体制を整えることができている。国外からの受信については、本研究所では上述の公開研究会の講師として招聘するほか、本学の全学的機関である国際センターの規則に則り、主に外国人研究者・外国人訪問研究者を受け入れることにより実現されている。外国人研究者・外国人訪問研究者の受入れ状況は以下の表のとおりである。

しかしながら、2020 年度、2021 年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外国人の入国が制限されていることから、招聘計画を中止・延期せざるを得ない状況となった。

[外国人研究者・外国人訪問研究者受入人数]

	2021 年度	2020 年度	2019 年度
外国人研究者第1群	0	0	0
外国人研究者第2群	0	0	1
外国人研究者第3群	0	0	1
外国人訪問研究者	0	0	2
計	0	0	4

- ※1群：本学との交換協定に基づく外国人研究者
- ※2群：本学の招聘に基づき研究・教育に従事する外国人研究者
- ※3群：本人の研究計画に基づき本学で研究に従事する外国人研究者

○学外競争的研究資金の獲得状況

本研究所においては、2022年度時点において、学外競争的研究資金の獲得実績はない。

＜点検・評価結果＞

以上のように、本研究所の研究活動は、制度、運営方法に基づき適正に行われており、研究成果の公表においても活発に行われている。なお、競争的な研究環境創出に係る検討については、対応等は行っていない。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

新型コロナウイルス感染症拡大の下では、オンライン形式での研究会の開催が主流となった。そのため、2020年度においては、オンライン研究会の開催に係る、開催届から開催準備、開催時、報告までの一連の流れを纏めたオンライン研究会マニュアルを作成し、本学の研究・教育関連のプラットフォームであるmanabaに掲載し、周知することで、研究員の研究活動が円滑に行われるよう支援体制の強化に努めている。2021年度の年次自己点検・評価レポートにおいては、オンライン研究会に関し、その開催方法、広報手段の見直しを行うこととしていたが、研究所合同事務室内の人員配置の影響もあり、更なる見直しのための検討・対応をすることができなかった。今後は、従来型の対面およびオンライン形式の併用における開催など、新たな状況も生じてきており、その開催方法について標準化を行う必要がある。

＜今後の対応方策＞

従来のオンライン研究会においての、事務担当者による研究員への支援体制、スキルのレベルを事務担当者のマニュアルの整備等を行うことにより維持する。また、対面およびオンライン形式での併用における開催の場合において、会議室ならびにインターネット環境および機材の整備、Google フォームを活用した参加登録方法の活用、研究員への研究会実施方法の周知徹底等、本研究所の研究会開催においてスタンダードとなる方法を確立し、研究員に周知することで、より円滑な研究会の実施を目指す。

◇社会連携・社会貢献

＜点検・評価項目①は割愛＞

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

＜評価の視点3は割愛＞継続

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

<現状説明>

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

本研究所では、以下のとおり、研究成果の公表を通して社会に還元するとともに、社会に貢献する取り組みを行っている。

1) 公開研究会等

本研究所は、おもに部会、研究会を中心として、公開研究会、公開講演会等を計画・開催し、その都度それらの情報を本学公式Webサイトに掲載することで、一般市民に対してもその参加への門戸を開いている。大学附置の研究所としての性格上、研究会等の発表内容は専門的なものとなっており、学部学生や一般市民の参加は多くはないが、社会貢献に関する取り組みとして、公開を続けている。公開研究会等の開催回数は以下のとおりである。

[公開講演会、公開研究会等の実施回数]（再掲）

	2021年度	2020年度	2019年度
公開講演会	0	0	1
公開研究会	20	9	46
シンポジウム	0	0	1

2) 刊行物の刊行等

本研究所は、『研究叢書』、『中央大学経済研究所年報』のほか、公開講演会等に関する『研究会報』（既刊87号）、個人単位で出版が可能な『リサーチ・ペーパー』（既刊No.6）、および『ディスカッション・ペーパー』（既刊No.372）も刊行されており、研究成果の発表は毎年活発に行われており、適切に社会に対する還元を行っているといえる（詳細は、「研究活動」の頁を参照）。

[刊行物発行点数]（再掲）

	2021年度	2020年度	2019年度
研究所年報（掲載論文数）	1(40)	1(24)	1(16)
研究叢書	1	2	1
ディスカッション・ペーパー	18	20	17

※2021年度年報は2分冊

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

本研究所として、学外組織との連携協力による研究は行っていないが、部会・研究会の単位で学外組織との共催で研究会等の開催を行う等の共同研究を行っている。

2021年度においては、例として、「地域づくり研究会」が地方自治体、市議会議員等の方を講演者として、チーム研究会を開催した。「社会会計研究会」では、「令和3年度駿河台大学地域創生研究センター採択研究プロジェクト」の一環として、同大学同プロジェクトとの共催として公開研究会を開催した。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の研究活動は、公開研究会等の開催、刊行物の公表を通して、適切に研究成果を適切に社会に還元している。

また、一般市民の公開研究会等の参加状況は多くないが、地方自治体、企業、外部研究機関等と公開研究会等を通しての共同研究の機会を設け研究交流を行っており、地方自治運営、また企業が社会貢献事業等を展開していくうえで、教育研究成果を適切に社会に還元していく一助となっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

経済研究所の研究活動に必要な事務体制として独立した組織は有していない。経済研究所・企業研究所・人文科学研究所・社会科学研究所・政策文化総合研究所の5研究所の研究活動を支える事務組織として、研究所合同事務室が設置され、5研究所の事務を所管する体制となっている。

現在、研究所合同事務室は、庶務課、資料課の2課体制となっており、各々5研究所の庶務業務と研究資料収集・管理業務を分掌している。事務組織の人員体制としては、事務長（庶務課長事務取扱兼務）1名のもと、庶務課は専任職員4名、派遣職員1名、パートタイム職員2名、資料課は専任職員2名（資料課長1名含む）、派遣職員2名、パートタイム職員6名で構成されている。

庶務課においては、実際の研究活動に対してきめ細かく総合的な支援を行うため、1研究1担当者制を採用していた。1研究所1担当者の専属担当制を採用してきたが、業務の属人化によるリスクやデメリットも存在していた。具体的には、担当者不在時および定期人事異動時の支援レベルの低下、業務改善の促進およびスタッフの有効活用が進みにくい等の問題点も潜在的に抱えてきた。

このようなリスクやデメリットを回避・軽減する観点から、2017年頃より業務グループ制の導入が検討され、1つの研究所事務業務について、メイン・サブの複数担当者制を実施するに至った。また、それとともに、Aチーム（選挙・研究会担当）・Bチーム（叢書刊行・外国人研

究者受入れ担当)体制を敷き、5研究所に共通する業務のうち比較的専門性が高く、長いスパンで時間を取る業務の切り出しを行うことにより、庶務課専任職員4名が2名ずつに分かれてチームを編成することとなった。以上の体制変更によって、前述の属人化によるリスクやデメリットへの対応のみならず、業務効率の向上や業務遂行漏れに対する管理徹底が図られた。さらに、Aチーム・Bチームの指示のもと、派遣職員が5研究所横断的な研究会開催支援や刊行物発送等の業務を担うことで、専任職員の業務負担を軽減につながった。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所の運営に必要な事務組織が設けられている。人員配置の適切性については、業務効率化を図るための方途の検討・実施を行う等、人員配置された状況下において適切な業務分担が行われており、機能している。

事務機能の改善、向上、多様化への対応については、適宜状況に応じ対応を行っているが、教職協働での取り組みについては現時点では検討等はなされていない。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

以上

研究開発機構

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、研究所・機関の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究組織の目的の設定とその内容

1) 目的

研究開発機構は、1999年7月に設置された。その理念・目的は、設立根拠規程となる中央大学研究開発機構に関する規程制定の際の提案理由に次のように凝縮されている。

「近年、科学技術の発達や学術的な研究領域の拡大にともなって、伝統的ディシプリンの枠組みを越えた研究体制の整備が求められる一方、研究活動の大型化が進み、大学に対する多様な形態での研究資金供与の動きも加速されている。このような状況のもとで、大学が先端的研究機関としての役割を十全に果たしていくためには、研究費の多くを学納金に依存する体質からの脱却が不可欠であり、また、学内研究者の流動化等によって、研究組織の柔軟化を図るとともに、より積極的に国内外の研究機関、政府機関、民間企業等との協同を可能にする研究体制の構築が急務となっている。こうした研究環境の変化に対する本学の取り組みは、他大学における先進的な事例に照らしてみれば、様々な局面で大きく立ち後れていると言わざるを得ない。このような本大学の現状を克服し、先端的研究機関としてのポテンシャルをより高めていくためには、本大学に蓄積された学術研究の成果を広く内外に発信していくことはもとより、①大学の研究活動に対する社会的需要や学外資金（外部資金）に関する情報を的確に把握し、これらを学内の構成員及び組織に提供することにより新たな学術研究の展開を促し、本大学の研究活動の活性化に資する一方、②既存組織では対応が難しい研究課題について、学内外の研究者からなるサンセット方式の研究ユニットを組織して、外部資金の活用による共同研究が本大学を拠点に展開される諸条件を整えることが重要である。そこで、これらの目的を達成する組織として、本大学に『中央大学研究開発機構』を新設するために必要な規程を定めたい。」

以上のように、本学における産学官連携を専門業務とする機関として設立された研究開発機構は、当初開設された市ヶ谷キャンパスから活動拠点を後樂園キャンパスへ移転し、現在に至っている。

2) 基本方針と目標の設定

研究開発機構に関する規程に定める研究開発機構の最高決定機関である運営委員会において、活動を検証するとともに、今後の基本方針および目標を設定している。

①基本方針

学問的・社会的課題の中で本学が重要と考える研究課題に対して、外部資金を利用した学際的共同研究を積極的に推進し、産学官の連携・研究交流を深め、研究成果を社会に還元する。

②目標

競争的研究資金の獲得による社会的評価の向上
 グリーン・スマート・イノベーションの推進と拠点形成
 学際的研究の推進

○大学の理念・目的と各組織の目的の関連性

中央大学中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）では、研究項目に関する目標として「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究拠点の形成」が掲げられており、それを踏まえて、研究戦略会議の下、「研究力」の強化・加速方針の実行スキームが策定されている。

研究開発機構では以下の分野を重点分野として設定し、研究ユニットの新設・設置期間延長・資金獲得を目指している。

- ・持続可能社会実現技術（エネルギー、環境、材料、生命科学など）
- ・認知脳科学・生体医工学（ロボットを含む）
- ・Society 5.0（第4次産業革命後）の新秩序（システムの・学際的視点からの取り組みを含む）

<点検・評価結果>

中央大学中長期事業計画「Chuo Vision 2025」および研究戦略会議における実行スキームを踏まえての、研究開発機構の〔運営方針〕策定となっており、研究開発機構の目的は、本学の理念・目的と密接に関連し、適切に設定されている。

<長所・特色>

- ・研究開発機構は、学外の組織又は個人から提供される研究資金（以下「外部資金」という。）に関する情報を学内の研究者及び研究組織に提供することによって、その研究活動の活性化に資するとともに、外部資金を利用した大規模な学際的共同研究が本大学を拠点として展開される諸条件を整え、もって本大学における教育・研究の一層の充実と社会の発展に寄与することを目的として設置されている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

大学の理念・目的に応じて適切な目標設定等に引き続き努める。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

前回2016年度機関別認証評価受審の際には、本研究所に対する指摘事項等はなかったが、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）の研究分野において、「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究拠点の形成」という目標を設定している。それを踏まえて、研究戦略会議の下、「研究力」の強化・加速方針の実行スキームが策定されており、研究財源と条件項目として掲げられている「学際研究基盤形成」および「研究情報の可視化とその発信力の強化」を踏まえて研究活動の方針を検討している。

理念・目的の妥当性・適切性は、定期的開催される運営委員会において検証しており、特に、年度末の運営委員会において、各研究ユニットより提出される活動報告書を総括することによって綿密に検証している。また、その検証結果を次年度の運営方針に反映させ、年度はじめの運営委員会において、その運営方針・活動計画を審議することにより、検証の実を上げるように努めている状況である。

<点検・評価結果>

以上のように研究開発機構においては、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）で掲げられた目標に向けて、研究戦略会議の下、「研究力」の強化・加速方針の実行スキームを実行・策定している。毎年度の活動については、前年度3月に提出された研究ユニットの活動報告書を報告事項として扱い、4月の運営委員会において、新年度の運営方針を審議しており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②④については割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、6～7については割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○組織における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

研究開発機構のユニットの研究活動については、研究開発機構長を委員長とする研究開発機構組織評価委員会が担っており、当該委員会による自己点検・評価結果を基に、年1回の運営委員会での審議に基づき、必要に応じた改善を推進している。具体的な直近の例では、2022年4月の運営委員会で、ユニット責任者の資格や専任研究員の兼務など、3件の内規および申し合わせの改訂を行った。

このほか、研究開発機構における内部質保証の取組みの一環として、外部資金の研究費執行のうち、科学研究費・JST事業は内部監査室、科学研究費については学外の監査法人の監査を毎年度受けている。その他、個別の受託事業の多くは資金提供者の検査を受検しており、各種検査の結果、指摘を受けたことについて運用を見直す、研究者への注意喚起を促すなどして適切に対応している。

＜点検・評価結果＞

以上のように、自己点検・評価を基に、研究所の事業計画、運営方針、具体的な施策を運営委員会において定めており、内部質保証の観点から有効に機能している。

また、内部監査室および資金提供機関による検査については、指摘を受けたことについて運用を見直す、研究者への注意喚起を促すなどして適切に対応している。

＜長所・特色＞

研究開発機構運営委員会で指摘された改善項目について、適宜内規や申し合わせの改定に継続的に取り組んでおり、内部質保証が有効に機能している。具体的な直近の例では、2022年4月の運営委員会で、ユニット責任者の資格や専任研究員の兼務など、3件の内規および申し合わせの改訂を行った。これにより、変化する研究上の要請により適切に対応するとともに、コンプライアンス遵守にも十分な配慮がなされると期待される。

＜問題点＞

現状の内部質保証システムにおいても一定の成果を上げていることは事実であるが、時間的な制約もあり、全件の監査を受けられていない。

＜今後の対応方策＞

長所・特色の伸張方策としては、今後も、研究開発機構組織評価委員会が中心となり毎年の自己点検・評価活動を実施し、問題点・課題の発掘から、対応方策の検討・実行まで着実に進めていく。

問題点の対応方策としては、監査における限られた時間・件数の中で、金額・購入件数の多いもの、雇用契約があるものなどを選択することで、少しでも多くの内容について触れてもらい、指摘を受けたことについて、運用の見直しにつなげていく。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜現状説明＞

○組織の構成と大学の理念・目的との適合性

組織の構成については、研究組織の目的を達成するために、研究主体である研究ユニット、その運営に関することを審議決定する運営委員会、研究ユニットの設置や研究員の業績等を審査する審査委員会、事務支援を行う研究支援室という組織構成をとっている。

1) 研究ユニット

本機構の研究活動は、研究ユニット単位で行われ、それぞれのユニットは研究課題・目

的・期間・条件を明確にして、外部研究資金の範囲内で活動するサンセット方式を採用している。これによって、常に直面する社会的課題に対して、学際的な活動も伴った大学の萌芽的研究と、そこから生まれる独創的技術・理論の展開が期待できる。なお、研究ユニットに関する事項は、運営委員会での審議に基づき、規程・申し合わせ等として明定している。その概要は次のとおりである。

①研究ユニットを作るメリット

- a. 研究ユニット独自に、学外の研究者を専任研究員や客員研究員として採用することができ、研究目的に直結する研究グループを組織することができる。
- b. 専任研究員・客員研究員には業績審査を経て、機構教授、機構准教授、機構助教の呼称を付与することができる。
- c. これらの結果、機動的かつ学際的な研究プロジェクトが十分に推進可能となる。
- d. 必要に応じ、研究室の提供や事務的な支援が受けられる。

②研究ユニットを設立するための必要条件

条件1：原則として、本学の専任教員が研究ユニットの責任者であること。

ただし、以下のいずれかに該当する者については、運営委員会の議を経て研究ユニットの責任者となることができるものとする。

- ①中央大学に教授として3年以上在職した元専任教員
- ②中央大学研究開発機構に機構教授として3年以上在職した専任研究員
- ③その他運営委員会がユニット責任者にふさわしいと認めた者

※ 元専任教員でなく、かつ機構教授としての期間が3年未満の場合は、原則として専任教員のユニットへの参加を求め、参加する専任教員の役割および責任体制を明確にすること。

条件2：研究目的が、①学問の自由を侵すものではないこと、②社会の発展と人類の共生に寄与するものであること、③本学の教育・研究、社会的評価に寄与するものであること。

条件3：外部から提供される研究資金が1年度あたり1,000万円を超えるものであること（直接経費で1,000万円を超えることが望ましい）。

条件4：研究資金の提供機関と提供条件が研究目的に合致すること。

※ なお、研究期間は6ヵ月以上5年以内で、提供資金の範囲内において活動し、資金提供期間が満了したときに解散するものとする。

※ 利益相反を回避するため1ユニット1クライアント1テーマであることが望ましい。

③設立申請の手順

- a. 「研究ユニット設置申請書」「契約書案」「研究員の略歴・研究業績書」等を研究開発機構長（運営委員会）に提出

※ 研究テーマ、研究実施期間、研究資金（提供機関、資金額など）、研究目的・計画、研究責任者及び担当者の構成と役割分担等を明確にする。

↓

- b. 運営委員会で研究計画や人員構成、資金の安定性等を審議（発議）

↓

- c. 審査委員会でヒアリングにより詳しく検討し、研究ユニットの設置の可否を審査

↓

- d. 審査委員会での審査結果を受けて、運営委員会で審議・承認
↓
- e. 研究ユニットの設置が認められたら、資金提供先と研究開発機構の間で研究契約を調印する。なお、契約の調印手続きに当たっては研究支援室が担当する。

④資金提供先の基準

次の a～f のいずれかに該当すること。

- a. 公的研究費であること。
- b. 金融機関（銀行・信金・信組・労働金庫・農協・漁協）による身元保証的な照会があること。
- c. 東京証券取引所一部二部、名古屋証券取引所一部二部、ジャスダック証券取引所のいずれかに上場していること。
- d. 帝国データバンクに財務情報または信用情報が登録されていること。
- e. 会社役員の名簿及び正規の財務諸表のコピーを提供できること。
- f. 複数の資金提供先から提供を受ける場合には、相互に了承が取れていること（利益相反・責務相反の排除）。

⑤研究契約に関する基準

- a. 契約の締結は学校法人中央大学で行い、署名者は研究開発機構長とする。
 - b. 研究契約以外の契約（例：労務契約、請負契約、コンサルティング契約等）は締結できない。
 - c. 研究経費は原則前払いとする（公的研究費を除く）。
 - d. 直接経費＋一般管理費（直接経費の10%）に消費税相当額を加えたものを請求する。
 - e. 研究契約締結後1ヵ月以内に、研究経費総額の25%以上を納入する。
 - f. 委託研究の場合、通常的成果物（報告書等）は資金提供先に帰属する。知的財産権は原則として本学が負担する義務と応分の権利を主張する（契約金額により柔軟に対応）。
- ※ 機構研究員の創出した知的財産の取り扱いについては、研究員と本学との間で締結される雇用契約書において、職務発明として規定する。

⑥研究ユニットの設置

- a. 研究ユニット設置と同時に、研究員委嘱を行う。
- b. 研究ユニットの研究室として、後樂園キャンパス3号館12階の個人研究室を借用することができる。個人研究室の施設維持負担金（年額）は、18㎡の研究室が42万円、54㎡の研究室は126万円となる。
- c. 外部資金を活用した大型研究プロジェクトを実施し、学外機関との研究交流拠点として、理工学研究所先端科学技術センター共同利用実験室及び一時研究者居室（後樂園キャンパス2号館7・8階）を使用することができる。ただし、研究開発機構の機関承認をとった上で、機構長より理工学研究所長へ使用を申し入れ、理工学研究所運営委員会にて使用を認められた場合に限る。

⑦研究ユニットの運営

- a. 研究ユニットにおける研究資金は研究支援室が機関として管理する。
- b. 研究ユニットには事務担当者を置くことができる。その報酬は研究ユニットの研究

資金から支給する。

- c. 研究ユニット長は、設置申請書の記載内容を変更する必要があるときには、その旨を機構長に申し出る。
- d. 各研究ユニットは、年度毎に「研究経過報告書」、研究終了時に「研究活動報告書」を提出する。

⑧研究資金の用途

研究ユニットは、学外の様々な研究資金によって運営されるため、提供先によって、研究資金の用途が異なる。

⑨一般管理費（オーバーヘッド）

各研究ユニットからは、外部資金の一部を一般管理費（オーバーヘッド）として徴収する。金額は、受託研究契約等に定める直接経費の10%（及び一般管理費の消費税相当額分）、または100万円のいずれか多い額とする。公的資金による契約において、資金提供先の規則により異なる率の一般管理費を定めることに合意した場合は、これを優先する。

この一般管理費は、50%は本機構の研究共通費（本機構の共通的な研究活動と事務遂行に必要な経費）に使用し、残る50%は共通維持費（研究機関全体の機能の向上に必要な経費）として学校法人中央大学に納入する。

⑩研究ユニットの構成員

a. 研究員の委嘱・雇用

研究ユニットには次の研究員を置くことができる。

- 一 専任研究員：研究ユニットの研究活動に直接関連する研究分野（以下「当該研究分野」という。）において優れた実績を有し、かつ、研究計画を効果的に遂行するために不可欠な者であって、研究ユニットの研究活動に以下のいずれかの方法で専念できる者（雇用契約あり）

ア 研究開発機構研究ユニットの研究活動に専従できる者

ただし、以下の全てを満たす場合には複数のユニットに専任研究員として所属することができる。

- ①適切なエフォート配分を行うこと
- ②配分されたエフォートに相当する賃金配分を行うこと
- ③資金提供機関に説明を行い、了解が得られていること
- ④利益相反を避けられること

イ 研究開発機構研究ユニットの研究活動に出向契約により専従する者

ウ 適切なエフォート管理のもと、研究開発機構以外に兼務先を持つ者で、双方の機関の合意のもとで勤務可能な者

- 二 客員研究員：当該研究分野において優れた実績を有する者であって、研究ユニットの研究活動に従事できる者（雇用契約なし）

- 三 準研究員：以下のいずれかに該当する者であって、研究ユニットにおいて研究補助業務に従事できる者（雇用契約なし）

ア 大学院に在籍する者

イ 就職後当該研究分野に携わって2年以内の者、ただし当該研究分野において優

れた実績を有し、かつ、研究計画を効果的に遂行するために不可欠な者については前号に定める客員研究員の資格とすることを妨げない。

ウ 研究開発機構運営委員会で特に承認した者

四 研究補助員：主に研究に関わる事務を担当する者（雇用契約あり）

b. 専任研究員・客員研究員の呼称について

専任研究員・客員研究員には研究開発機構教授、機構准教授、機構助教の呼称を付与することができる。

ア) 機構教授にあつては、次のいずれかに該当する者

- ・当該研究分野において特に優れた研究業績を有する者
- ・当該研究分野において特に優れた知識及び経験を有する者

イ) 機構准教授にあつては、次のいずれかに該当する者

- ・当該研究分野において優れた研究業績を有する者
- ・当該研究分野において優れた知識及び経験を有する者

ウ) 機構助教にあつては、次のいずれかに該当する者

- ・当該研究分野において研究業績を有する者
- ・当該研究分野において知識及び経験を有する者

⑪研究ユニットの廃止

- a. 研究ユニットを廃止するときは、研究ユニット長は、機構長に廃止の申請を行う。
- b. 研究ユニットを設置した後に研究資金が確保できない場合または途切れた場合は、当初予定していた設置期間が終了する以前であっても、研究ユニットは原則として廃止する。

⑫研究ユニットの閉鎖

研究資金の不正利用などがあつた場合、学長は研究ユニットの閉鎖を命じる場合がある。

2) 運営委員会

機構の運営に関する審議機関として、運営委員会を置く（研究開発機構に関する規程第19条）。

①構成

- 一 機構長
 - 二 学部長の互選による者2人（うち1人は、理工学部長とする）
 - 三 研究科委員長の互選による者2人（うち1人は、理工学研究科委員長とする）
 - 四 研究所長の互選による者3人
 - 五 研究ユニットの責任者の中から機構長が指名した者7人以内
 - 六 事務長
- ※ 第四号の運営委員以外の研究所長及び同項第五号の運営委員以外の研究ユニットの責任者は、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

②審議事項

- 一 機構運営の基本方針に関する事項
- 二 事業計画の作成及びその執行に関する事項
- 三 予算案の作成及び予算の執行に関する事項
- 四 研究ユニットの設置、解散及び設置申請内容の重要な変更に関する事項

- 五 研究員の委嘱・解嘱に関する事項
- 六 その他機構の運営に関する必要な事項

3) 審査委員会

研究ユニットの設置等に関する機構長の諮問機関として、審査委員会を置く（同規程第23条）。

①構成

- 一 運営委員会において互選した者2人
- 二 機構長の指名する者3人
- ※ 審査委員会の委員長は、機構長が指名する。

②審議事項

- 一 研究ユニットの設置及び設置申請内容の重要な変更に関する事項
- 二 研究ユニットの研究員の選定に関する事項
- 三 その他機構長から諮問された事項

「理念・目的 点検・評価項目①」の「大学の理念・目的と研究所の目的の連関性」でも述べたとおり、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）の研究の項目において「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究拠点の形成」という目標が掲げられており、それを踏まえて、研究戦略会議の下、「研究力」の強化・加速方針の実行スキームを実現するための組織構成となっている。

○研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

2022年度は以下の重点行動計画を設定しており、研究開発機構においては学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮がなされている。

1. 安定した外部研究資金による研究ユニットの設置
 - a. 国の委託研究及び競争的資金：3件申請
 - b. 獲得金額：7,000万円（新規）、継続を含む総額 5.0億円
 - c. 大型プロジェクトの円滑な推進
2. 研究体制の強化
 - a. 専任教員とのコミュニケーションを緊密化し、連携の機会を増やす
 - b. 潜在能力の高い若手研究者の研究力向上と活性化を図る
 - c. その為、若手研究者の外部資金獲得に向けた申請力向上を支援する
 - d. 将来の研究資金獲得のための feasibility study への支援を行う
3. 情報発信力の強化
 - a. 研究成果の発信と研究力のアピールを行う
 - b. 機構公式 Web サイトの更新と更なる充実を図り、活動状況の広報を強化する
 - c. 研究戦略会議との協働を推進する
4. 研究倫理および経費適正執行の徹底
 - a. 研究倫理教育の受講
 - b. エフォート管理
5. 産学官連携・社会共創フロアの構築と更なる産学官連携の推進

＜点検・評価結果＞

研究開発機構の構成については、大学の理念・目的を踏まえた上、研究開発機構としての自由な研究環境に配慮しつつ、責任を持った体制をとっている。また、重点行動計画および課題は年度ごとに見直しており、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮を踏まえたものとなっている。

＜長所・特色＞

研究開発機構のこれまでの取組みや研究成果が認められ、コンスタントなユニット設置件数および研究費の獲得が達成されている。

審査委員会と運営委員会という二重審査構造により、各研究ユニットが本学の教育研究組織として適切・妥当であるかを十分に検証していること並びに研究ユニットは外部資金だけで活動しているため、その適切性・妥当性は資金提供者側からも適宜点検・評価されている。また、これらは、研究目的・目標が明確かつ限定的で、成果志向が強い研究を推進する上で、重要なポイントである。審査委員会及び運営委員会はそれぞれの役割を果たしているが、一部の委員が両方を兼ねており、さらに、合同懇談会を開催し、情報共有を図るなど風通しの良い組織構成となっている。

また、このような厳格な審査だけでなく、各研究ユニットの研究活動に関しては、学内および産学官の連携を推進し、柔軟かつ円滑に研究を推進できるよう支援している。具体的には、本学では初めてとなるクロスアポイントメント制度を専任研究員に導入するなど、新しい制度を取り入れた研究環境整備に努めている。

＜問題点＞

研究開発機構での慎重な審議体制があるため、民間企業からの申し出があった際に、企業の会計時期の都合により、場合によっては委員会手続に2カ月かかり、さらに学内決裁に時間を要することから、研究費が納入されるまでに3～4カ月の期間を要する場合がある。それが企業側の会計時期の都合に合わず迷惑をかける場合や、研究員の雇用が開始し、人件費支出が必要となる場合も想定されることから、この場合の研究開発機構としての対応策については慎重審議と資金提供元が求める迅速な対応のバランスを検討する必要がある。

＜今後の対応方策＞

審査委員会と運営委員会という厳格な二重審査構造を保持しつつ、運営委員会においては個別のケースを検証し、既存の制度やルールを見直すことで、慎重さと迅速性のバランスを担保するような運営を目指す。

資金納入の遅延や分割納入の申し出があった際の対応については、ケース毎に事情が異なることから、ルールを定めることはせず、当面は、運営委員会において事案毎に対応策を決定する。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価</p> <p>評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

研究開発機構の組織構成については、毎年の自己点検・評価活動などを通じて、必要に応じて適宜見直しを行っている。

研究開発機構の組織の核となる「研究ユニット」の活動は、研究内容・実施方法・組織編成・予算から研究成果報告等に至るまで、原則として全て資金提供者との間で交わされる「委託研究契約書」や「研究仕様書・計画書」等に定められ遂行される。したがって、研究ユニットはこれらの契約書に基づき、常に資金提供者からの点検・評価を受ける環境にあるため、初期の目的が達成される見込みのない時は、途中で打ち切られることや次年度の契約が更新されないことがあり、研究ユニットの構成は毎年度見直しが行われる仕組みとなっている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、研究開発機構の構成については、定期的な点検と、それに基づく改善がなされており、適切である。

<長所・特色>

2021年度は、安定した外部研究資金による研究ユニットの設置を目標とするうえで、多摩キャンパスおよび後樂園キャンパスでの研究活動拠点の確保、研究活動を支援するためのスペース確保という課題があり、それを組織の課題として認識することができた。ひとつの具体的な例としては、建物の構造上、24時間空調ができない居室でのサーバーの運用について、あるユニットからの申し出を機に研究開発機構全体の調査を行ったところ、複数のユニットに関わる研究上のクリティカルな問題点であることがわかったため、サーバー設置ができる施設確保を優先課題として位置付けた。依然解決が困難な点もあるが、そういった課題を吸い上げ、改善へ向けた具体的な計画につなげている。

<問題点>

現状の組織構成に特段の問題点はないが、東日本大震災、リーマンショック、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大下など、外部資金の確保には組織や研究員の努力だけでは解決しがたい状況が発生することもある。

<今後の対応方策>

組織や研究員の努力だけでは解決しがたい状況が発生した際には、その状況を運営委員会において組織の問題として対応すべきかどうか也十分検討したうえで、必要な内規や申し合わせの改訂、新設を行い、研究活動が行いやすい組織となるよう改善策を講じる。また、研究開発機構長が委員となっている研究戦略会議や理工学部長懇談会などの場においても研究開発機構の問題点の改善に向けた情報共有や働きかけを行っていく。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

＜現状説明＞

○研究組織の研究費・研究室の状況と適切性

研究開発機構は、すべて大学外の資金で研究活動を行っているため、研究費の状況については、「点検・評価項目③」の「学外研究資金の獲得状況」を参照されたい。

研究室については、学外からの研究資金の導入による研究活動であることから、大学の研究室の利用については、施設維持負担金を直接経費から拠出することで利用に供している。

2022年度においては個人研究室18室が設置され、理工学研究所先端技術研究センター共同実験室の利用も可能である。

多摩キャンパスにおいて研究活動を行うユニットについては、教育組織の協力を得て、研究活動を行うためのスペースを借用している。

○リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

研究開発機構の研究ユニットにおいて、リサーチ・アシスタントは1名が雇用されている。また、本学の研究活動の調査・分析、国の政策・競争的資金の情報収集、全学的な重点領域の提案と戦略的研究企画の立案と推進、及び産学官連携プロジェクトの立案と推進、競争的資金の申請・推進を職務内容とするURAについては、研究戦略会議の事業計画に定めた年次計画により計画的に採用することとしている。事業計画を見直した2019年度には3名だったが、2022年度には7名が採用され、今後も年次計画に基づき体制強化を行っていく予定である。

＜点検・評価結果＞

以上のように、本研究所の研究員に対する研究費等の研究活動を支援する基礎的な環境や条件は、研究所の運営体制に基づき整備されている。一方で、競争的研究費による間接経費並びに受託研究の一般管理費を充当し、整備を行うことと努めているが、学内のコンセンサスが得られていないため、十分な整備ができていない課題等も有している。

また、多摩キャンパスを拠点とした研究活動の拡大の可能性に施設の準備が十分に対応できていない状況にある。

＜長所・特色＞

研究員の雇用や研究費の執行のフレキシビリティが高く、研究費で対応できる限り、研究者の意欲に応じて、必要な時期にユニットの設置、研究員の雇用など適切に研究体制を充実することができる体制をとっている。

URAは、各種研究費、助成金に関して研究者にメールで迅速に公募情報を提供することで、

研究者の応募機会を確保しており、応募にあたっての申請内容についても研究者と意見交換等を行うことでブラッシュアップしていく仕組みづくりができています。

<問題点>

ユニット数の増加に対して、対応可能な施設が後樂園キャンパス、多摩キャンパスともに不足している点が問題点として指摘される。ユニットの専任研究員の人数に対して、配分できる個人研究室は十分ではなく、現状は飽和状態となっている。共同実験室については理工学研究所の先端技術センターから借用しているが、年度によっては応募数に対して不足があることもある。個人研究室を複数名の専任研究員で共同利用することによって対応しているユニットもあるが、それに加えて客員研究員も来訪することから、新型コロナウイルス感染症流行下においては好ましい状況とは言えない。

URA については、ベンチマークとなる他大学の状況と比較すると、URA の人数はまだ少なく、専門分野においても本学の研究者の分野を網羅的に対応できていない。

新型コロナウイルス感染症の影響による研究費獲得の減少が研究活動の停滞要因として存在する。

<今後の対応方策>

文系学部（多摩キャンパスの教員）からの申請を増やす方法に関しては、研究開発機構が提供できる施設が後樂園キャンパスに限られていることも影響していると考えられることから、キャンパス再編計画の中で、ユニットの設置希望に対応できる施設を確保し利用できる状態を目指す。あわせて、外部資金獲得のための基盤を更に整備すべく、2大キャンパス整備計画に合わせて、引き続き施設の充実を目指す。

URA の活動に係る対応方策としては、ベンチマークとなる他大学の状況や社会情勢と技術動向を把握し、次世代ニーズを予測し研究力を整える。

研究費減少への対応方策としては、研究費獲得のための広報ツールの強化が求められる。2021年12月に新設した+C（プラスシー）の積極的な活用により、資金提供機関へ向けた研究広報を行う必要がある。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

<現状説明>

○組織における研究活動の状況

研究開発機構は学外資金を利用して研究活動を行う機関であり、常に競争的研究環境の下で、成果志向が強い研究を推進している。以下に2022年度に活動している研究ユニットの一覧を示すが、※印を付した8ユニットが競争的研究費を獲得して活動している。

[2022年度に活動している研究ユニット（一覧）]

1	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	地盤環境研究ユニット 地盤の変形および振動による既設構造物への影響評価とその保全 2016年4月1日～2023年3月31日
2	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	生活習慣病予防システム研究室 ICT活用による生活習慣病患者・予備群指導システムの構築と実証 2018年3月1日～2023年3月31日
3 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	顔と身体表現の文化差の形成過程 顔と身体表現の文化差の形成過程 2018年4月1日～2023年3月31日
4	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	東京ゼロメートル地帯の水災害とその社会的影響 東京ゼロメートル地帯の水災害危険性評価とその社会的影響の研究 2018年4月1日～2023年3月31日
5	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	サイゼリヤ食認知研究ユニット 食認知構造解析の産業応用に関する研究 2018年4月1日～2023年3月31日
6	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	超高齢社会のインフラプロジェクト 超高齢社会における交通施設のインクルーシブデザインとモビリティシステムの研究 2019年4月1日～2023年3月31日
7 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	沿岸域の自然災害適応に関する研究ユニット 沿岸域における自然災害への適応に関する研究 2019年4月1日～2023年3月31日
8 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	持続可能な水・汚泥処理技術ユニット 水処理と汚泥処理の広域化とスマート化に向けた技術開発 2019年4月1日～2023年3月31日
9	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	ウォーターセイフティ&エマージェンシーメディシン研究ユニット 水辺の事故防止と救急医療に関する研究 2019年6月1日～2023年6月30日
10 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	分子配向精密制御研究ユニット 高性能有機光デバイスを目指した精密分子配向制御 2020年4月1日～2023年3月31日
11	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	持続可能でレジリエントな河川・流域システムの研究プロジェクト 持続可能でレジリエントな流域治水技術の開発 2020年4月1日～2025年3月31日
12 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	VR/AR フィジカルインタラクション研究ユニット 人工筋肉を用いた可変粘弾性アクチュエーションによる人間とロボットのフィジカルインタラクションに関する研究 2020年4月1日～2023年3月31日
13	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	AI・データサイエンス社会実装ラボ AI・データサイエンスの社会実装に関する実践的教育プログラムの開発・実施及び上記に基づく産学協働オープンイノベーションの実施 2020年4月1日～2023年3月31日
14	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	微細藻バイオマスを利用したバイオジェット燃料事業の実証研究 膜を利用した微細藻類の回収技術の開発 2020年11月1日～2023年3月31日
15	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	高齢社会における信託活用のグランドデザインに関する研究ユニット 高齢社会における金融包摂に関し、信託・任意後見・金融の連携について理論的・実証的な研究を通じ、具体的な提言を纏めるもの。 2021年4月1日～2016年3月31日
16	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	新常態環境下の情報セキュリティに関する総合的研究 基礎理論、総合的視点、及び個体層から社会層に亘る4階層に亘って、真正性保証を中心に研究開発を進める。 2021年4月1日～2026年3月31日
17	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	気象センサー等を活用した水災害科学・水災害情報研究展開ユニット 気象レーダ等気象センサーを活用した水災害・水情報ソリューションを国内外で展開するに当たっての基礎的研究から技術実証、事業化検討・展開に亘るまでの横断的研究 2021年4月1日～2024年3月31日
18	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	データサイエンスに基づく水環境の保全と創造・水防災技術の発展 気候変動を踏まえた水環境の保全と水災害の激甚化に対応したデータサイエンスに基づく建設技術の発展に寄与する学際的研究 2021年4月1日～2024年3月31日

19 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	都市雨水管理の高度化ユニット 都市浸水対策と雨天時汚濁解析の高度化に向けた技術開発 2022年4月1日～2025年3月31日
20	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	気候変動ユニット ①モンゴルを対象とした衛星による温室効果ガス排出量推計技術の高度化に関する委託業務 ②GOSAT シリーズ観測データによる国別温室効果ガスインベントリ比較・検証委託業務 2022年4月1日～2023年3月31日
21 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	微細藻類の産業利用の研究開発ユニット 微細藻類を用いたバイオ燃料製造のための研究開発 2022年4月1日～2023年3月31日
22 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	トランスレーショナル認知脳科学研究ユニット 認知脳科学の応用に関するトランスレーショナル研究 2022年4月1日～2025年3月31日

活動のコアとなる研究プロジェクト（研究ユニット）は、相当規模（運用上1,000万円超/年度）の外部資金を得て初めて設置することができ、資金提供期間の終了とともに解散する、いわゆるサンセット方式である。研究ユニットの活動は、研究内容・実施方法・組織編成・予算から研究成果報告等に至るまで、原則として全て資金提供者との間で交わされる「委託研究契約書」や「研究仕様書・計画書」等に定められ遂行される。したがって、研究ユニットはこれらの契約書に基づき、常に資金提供者からの点検・評価を受ける環境にあるため、初期の目的が達成される見込みのない時は、途中で打ち切られることや次年度の契約が更新されないことがある。このことから、研究ユニットの研究活動の目的・目標は、明確かつ限定的で成果志向が強い。また、その目的達成を図るために、研究ユニット責任者は、研究員の任用や予算執行の一次的な判断を委ねられるなど、極めて大きな責任と権限が与えられている。こうした特性を持つ研究ユニットの活動をコアとしていることから、研究開発機構は研究組織のあり方、研究活動の目的及び方法、研究体制・条件、施設等の設備方針、予算・財政措置等の多くの点から大学既存の各研究所とは異なる特徴を有している。

今後、研究成果の社会還元を活性化させ、機構の認知度をより向上させるためには多くの研究ユニットが設置され、活発に活動することが望ましい。この点から最近10年間の動向を眺めると、2014年度をピークに外部資金導入額は減少傾向にある。研究ユニットの設置はひとえに外部資金に委ねられていることから、更なる増加を望むには対外的な説明責任や市場経済の影響を恒常的に考慮しておく必要がある。新型コロナウイルス感染症拡大下による経済活動の停滞による民間資金の減少は競争的資金等公的研究費の競争率上昇も招いており、公的研究費によるユニット設置が想定どおりに進むかどうかは、予断を許さない状況にあることはいままでのない。

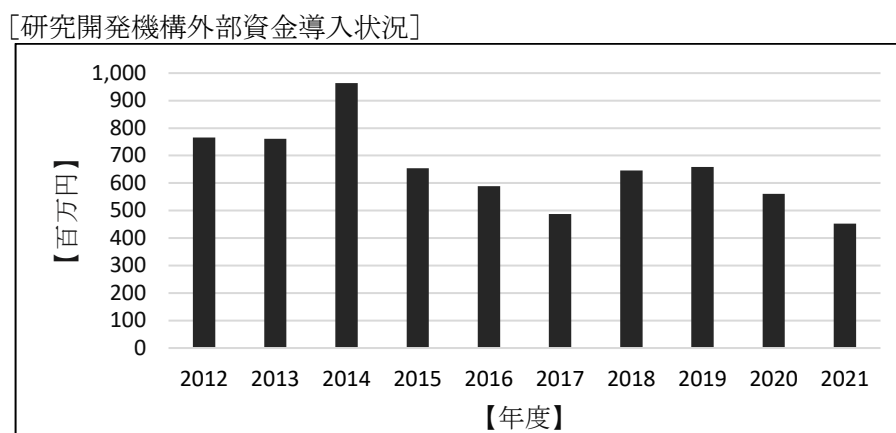
理工学研究所との連携では、理工学研究所先端科学技術センターにおいて、研究ユニットによる施設の借用も認められている。2022年度は、研究開発機構の7つのユニットが同センター共同利用実験室の使用を認められたことから、研究の効率化あるいは分野によっては研究の拠点に向けた協同化が期待される。当該施設は外部資金の導入と産学共同研究の実施を目的とした実験施設であり、施設の狭さという研究開発機構の短所を補うことができるため、今後は、一層深化した研究の展開が期待される。また、毎年開催されている理工学研究所研究発表会・大学院理工学研究科研究発表会に参加し、2021年度は、9テーマ（6ユニット）について研究発表を行った。これにより、組織を超えて活発な意見交換が行われるなど、今後の研究活動の良い刺激となっている。なお、研究発表会は理工学研究所・研究開発機構の共催となっており、大学院理工学研究科研究発表会と併せて開催することにより、学内の連携

が鮮明になっている。引き続き、研究ユニットに関する情報発信を強化し、理工学研究所を始めとする研究所および教育組織との連携を重視していく。

また、機関、研究ユニットとしての取組みに加えて、専任研究員の科学研究費を中心とする個人研究も奨励し、個々の研究力の向上が学際化、融合研究に結びつくように支援していく。

○学外競争的研究資金の獲得状況

研究費は主に競争的研究費、省庁などの公的機関および民間企業との共同研究により提供されている。過去10年間（2012年度～2021年度）の外部資金導入状況は以下のとおりである。



※年度ごとの新規契約ベースで計上。科学研究費は計上から除く。

2021年度は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）、国土交通省、環境省地球環境局、警視庁、港区、および民間企業からの受託・共同研究により総額で5億8,300万円の外部資金が導入された。なお、こうした、競争的資金を獲得するためには、研究倫理教育の受講や研究者情報の公開を行うことが必須条件となっている。

<点検・評価結果>

2012～2021年度の過去10年間においては、受託している研究費は減少しているが、研究ユニットの件数は安定的に推移しており、それは学内の期待と支援を受けて研究開発機構長を中心とした適切な運営体制と施設設備条件を整備したことが基盤となっているものである。

<長所・特色>

研究ユニットの活動に参加する学部・大学院の学生も多く、そのような学生にとっては、研究能力養成の実践的フィールドであるだけでなく、専任教員以外の人との交流が、視野を広め、刺激を与えることに役立っている。

後楽園キャンパスにおいては、理工学研究所と研究発表会を共催し、理工学部・大学院理工学研究科と研究資源を効率的に活用する等、連携が効果的に進展している。

研究ユニットによる理工学研究所先端科学技術センター共同利用実験室の借用が認められ、実験施設として使用することができ、大型プロジェクト研究の活性化・高度化を推進していける環境がある。

研究開発機構 Web サイトを定期的に更新することで、研究成果と研究力の発信・アピールを

行っている。また、2021年12月には産学官連携を目的とした研究情報サイト+C(プラスシー)が開設され、そこでの研究広報にも参加している。+Cの記事をきっかけに、本学との研究契約に関心を持った企業からの申し出が複数寄せられており、現在1件が具体的な契約への運びとなっている。

研究倫理教育の受講徹底をはかり、適正な研究の推進と社会の発展に資するよう努力している。

<問題点>

人文社会科学系ユニット及び文理融合型の研究ユニットを設置することはできているものの、割合はまだ少ない。これをさらに増やすには、学内他研究機関との協働を進めるとともに、研究シーズなどの情報の見える化を図ることが必要である。

国際交流の進展に伴い、海外からの外部資金の導入も行われるようになってきた。そのような場合に、現状の国内の外部資金に対する取り扱い規定で対処できるのか、事前に検討しておく必要がある。

研究ユニット運営のための委員会手続の煩雑さが指摘されている。運営体制や規程の見直しを随時行ってはいるものの、ユニット設置基準の緩和等、ユニット責任者あるいはユニット設置希望者の様々な要求に完全に答えられているわけではない。研究開発機構の健全な運営を担保するためには直ちに規程等を変えられないケースもあり、今後も継続的な検討が必要となる。

「中央大学研究開発機構活動経費の取扱基準」において、一般管理費について以下の通り定めているが、特にそのうちの共通維持費の用途について適切に支出に充てられていることを明示すべきであるという点が運営委員会において指摘されている。

<今後の対応方策>

2022年度においては以下のとおり、運営委員会において検討課題を設定して取り組むこととしている。

- 1) 学内他研究機関 (AI データサイエンスセンター、ELSI センター、日本比較法研究所および法学部等) との協働

理工学研究所との合同研究発表会は学内外に公開して行うため、こうしたイベントを交流のきっかけの場として活用する。学部、研究科からの要請に応じて研究員の教育的貢献に対応する。researchmap への情報登録により、研究者情報の可視化に努めたい。

- 2) 情報発信の強化 (+C を活用したコンテンツの配信)

- 3) 委員会手続の簡略化

引き続き、規程・申し合わせの検討を行い、ユニットの研究が円滑に推進できるよう、その支援体制を整える。そのため、運営委員会と研究支援室との連携をより緊密にし、情報共有を図る。

- 4) 研究共通費の有効活用

外部資金の安定的な獲得に向けて、引き続き、URA の活動の活性化、プレスリリースや本学公式 Web サイトを用いた情報発信、知財創出の奨励等を行うと共に、若手研究員の科学研究費・助成金申請を奨励し、積極的に支援する。

また、競争的研究費による間接経費および受託研究費の一般管理費を適切に活用し、研究環境の整備を行うことができるよう学内のコンセンサスの形成に努める。2023年4月から供用が

開始される後楽園キャンパス社会共創フロアの運用方針策定に本機構も関与することで、さらに研究環境の整備に取り組む。

倫理教育については、新任の客員研究員は運営委員会での審議によって随時委嘱されるため、担当者マニュアルを整備することで業務フローの中で遺漏ないように対応する。専任研究員については所管部署と連携の上、情報共有を行う。

◇社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

<評価の視点3は割愛>

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

<現状説明><長所・特色><問題点><点検・評価結果、今後の対応方策>

「社会貢献」については、「研究推進支援本部」の当該項目を参照されたい。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明><長所・特色><問題点><点検・評価結果、今後の対応方策>

「事務組織」については、「研究推進支援本部」の当該項目を参照されたい。

以上

社会科学研究所

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究所の目的の設定とその内容

社会科学研究所は、1978年11月、本学の研究部門を支える7つの研究所のうち、社会科学に関する主として学際的な共同研究を行い、学術の進歩発展に寄与することを目的（中央大学社会科学研究所規程第2条）に設置され、翌年1979年4月に活動を開始し、2019年4月に創立40周年を迎えた。設置当時、中央大学は新しい時代の要請に基づく大学づくりの一環として、今後の研究所の在り方に関して、次のような見地を打ち出している。すなわち、①大学の使命を単なる教育機関としてではなく、学問の一層の発展を推進する研究機関として捉える、②研究体制を研究者個人としての能力の発揮と責任体制の確立に止まらず、研究者集団としての協力・相互批判・相互援助の組織化を進める、③所属学部の枠を超え、大学単位で同一研究テーマに関する協力関係を結ぶという「共同研究」の体制をつくる、④大学設置の形態をとることにより、大学自治の枠内に組み込む、の諸点である。

社会科学研究所は、こうした視点に立脚し、前述の目的を達成するため、政治学、法学、歴史学、経済学、社会学などを中心とする共同研究機関として活動を開始し、今日に至っている。なお、研究所としての目的達成の観点から、以下の事業を行っている（同規程第3条）。

- 1) 社会科学に関する共同研究及び共同調査
- 2) 研究・調査に必要な図書及び資料の収集・管理
- 3) 研究・調査の成果及び資料の刊行
- 4) 研究会・講演会等の開催
- 5) その他研究所の目的を達成するために必要な事業

○大学の理念・目的と研究所の目的の連関性

本研究所は、設置当時より、本学の理念・目的に裏付けられた組織であったが、設立趣旨である「学際的な共同研究」は、今日、本学が建学の精神に基づいて設定した『大学運営の方針』で掲げる「時代や社会の要請に応えるべく行う幅広い学問研究」にも適ったものといえる。

<点検・評価結果>

本研究所の目的は、本学の理念・目的と密接に連関し、適切に設定されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大

学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年度機関別認証評価受審時には、本研究所に対する指摘事項等はなかった。しかし、その後、将来を見据えた中長期の視点で所内を点検した結果、研究所の目的により一層適った体制づくりの観点から問題点を見出し、年次自己点検・評価活動において「研究成果公表を促進するための質保証制度の拡充」（2018年度、2019年度）、「国際交流の活性化」（2020年度）、「委員会運営体制の見直し」（2021年度）を自主設定課題として掲げ、改善に取り組んできた。特に、研究員に影響が大きく比較的関心の高い課題に焦点を当て、研究所全体で問題解決に取り組めたことで、近年は特に、研究員各自が当事者として問題を認知し、解決行動に参画しやすい雰囲気所内に醸成されたことが、年自己点検・評価活動を通して得られた有意義な副産物と捉えている。

また、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）（2021年3月27日）の中では、研究所全体の課題として次の2点が整理された。

- ①研究所全体の研究成果を一覧できるしくみや活動状況を可視化するための指標設定がない
- ②準研究員（院生）が研究者として自立するため方策とその実施についての活動状況を可視化するための指標設定がない

この認識のもと、以下の4点について、今後研究所全体として取組みを推進することとなった。

- ①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信
- ②研究所の活動指標の設定
- ③研究成果の社会実装の促進
- ④準研究員の増加

これら取り組むべき課題については、社会科学研究所のみの意向では解決できない問題を多く孕んでおり、現状では直接的な対応策を講じられておらず、また、達成に向けたプロセスも具体的に描けていない状況であるが、本研究所としては固有の活動指標を策定し、研究の基盤整備を目指すこととしており、本研究所として掲げた活動指標の項目は以下のとおりである。

- (1) 研究チーム横断的な情報共有
- (2) 研究所主催の公開シンポジウム開催の積極展開

なお、現時点における活動指標の導入の検討、方針、およびその内容に関する所内の合意形成については、2022年7月開催の研究員会において確認を行う予定となっている。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所は、現状における問題点改善への施策の設定・実行については、年次自己点検・評価活動、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」下での活動を通じて継続して取り組んできている。しかし、社会科学研究所のみの意向では解決できない問題を多く孕んでおり、現状では直接的な対応策を講じられておらず、また、達成に向けたプロセスも具体

的に描けていない状況である。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）で研究所に要請された、4つの課題（①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信、②研究所の活動指標の設定、③研究成果の社会実装の促進、④準研究員の増加）については、社会科学研究所のみの意向では解決できない問題を多く孕んでおり、現状では直接的な対応策を講じられておらず、また、達成に向けたプロセスも具体的に描けていない。

＜今後の対応方策＞

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）が求める4つの課題全てに即時対応することは様々な環境要因から容易ではないため、まずは、研究所の活動指標の設定から進めていく。なお、本研究所が2021年度にワーキンググループ（WG）を設置・検討し実現化した年報投稿区分「研究ノート」の新設は、準研究員（大学院博士後期課程在籍者）の論文投稿をエンカレッジすることを主眼に置いた、まさに準研究員の活動の下支えを目的とした取組みである。直接的ではなく間接的なアプローチではあるものの、準研究員の増加に向けた対応方策の一つとして今後も推進していく。

◇内部質保証

＜点検・評価項目①②④については割愛＞

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

＜評価の視点1～3、6～7については割愛＞

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

＜現状説明＞

○研究所における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

自己点検・評価活動については、社会科学研究所組織評価委員会がこれを担っている。当該委員会の委員長には所長を、他の委員には、所内選挙により選出された運営委員を充てており、研究所の来歴や実情に精通した適切な委員構成のもと、滞りなく自己点検・評価が実施され、それに基づく改善・向上を実施している。

具体的な改善事例としては、2021年度年次自己点検・評価活動では、「委員会運営体制の見直し」を実施し、国際交流委員会の運営委員会への機能統合や、法学部の都心移転を念頭に置いた研究会の原則オンライン開催等を実現した。その他、2020年度には「国際交流の活性化」に取り組み、英文公式Webサイトの整備と国際シンポジウム（エクス・マルセイユ大学との交流40周年記念シンポジウム）を開催した。同シンポジウムについては、参加者100名以上、および、参加者アンケートに基づく満足度70%以上を目標として設定していたが、結果は事前申込者111名（実際の参加者は76名）、満足度は84.4%となるなど、一定の成果が得られている。

＜点検・評価結果＞

以上のように、本研究所の点検・評価活動は適切な運営体制のもと毎年度定期的実施され、着実な改善につながっている。このため、本活動は内部質保証を担保する取り組みであるといえる。

＜長所・特色＞

これまでの年次自己点検・評価活動＜「研究成果公表を促進するための質保証制度の拡充」（2018年度、2019年度）、「国際交流の活性化」（2020年度）、「委員会運営体制の見直し」（2021年度）＞を通じて、所長のイニシアティブのもと、所内刊行物における査読体制の強化、外国人研究者の受入れ促進、英文Webサイトの整備、各種委員会の整理・統合等の具体的な施策を実行に移し、一定の成果を上げている。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

自己点検・評価活動では、研究員に影響が大きく比較的高い関心の高い課題に焦点を当て、研究所全体で問題解決に取り組んできたが、近年は特に、研究員各自が当事者として問題を認知し、解決行動に参画しやすい雰囲気が所内に醸成されている。この協力体制を礎として、所長のイニシアティブのもと、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）で掲げられた各種課題に対して、改善活動に取り組んでいくこととする。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

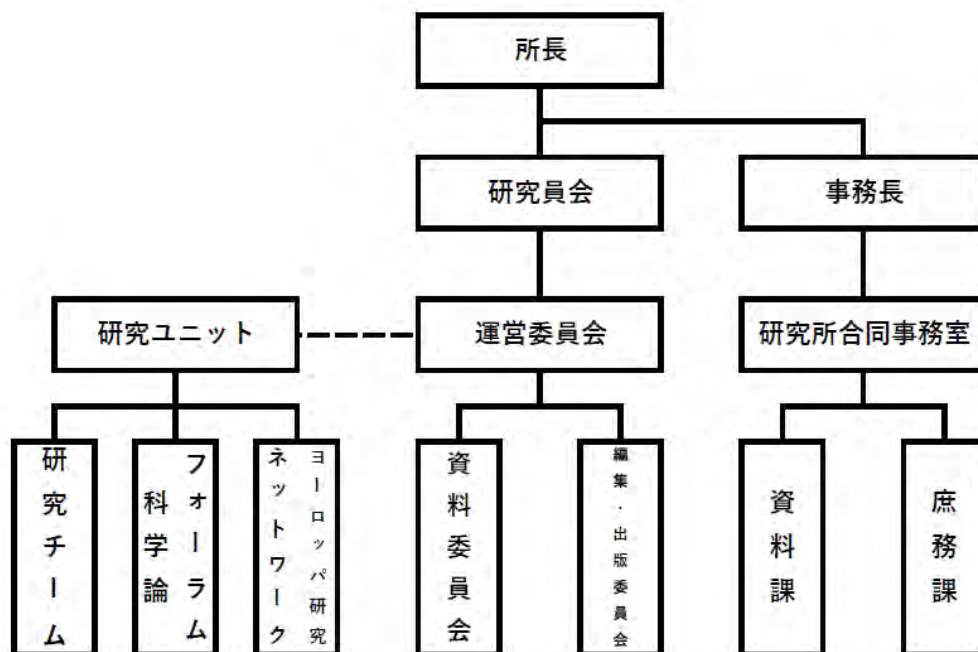
評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜現状説明＞

○研究所の構成と大学の理念・目的との適合性

社会科学研究所は次掲の組織図が示すように、所長のもと組織される。

[社会科学研究所組織図 (2022年5月1日現在)]



①研究員会

研究員会は、本学専任教員である研究員をもって構成し、所長が招集し、議長となる。(社会科学研究所規程第10条)。開催回数は、年に4回程度(年度はじめ、夏季休暇前、秋期予算申請前、年度末)であり、①運営の基本方針に関する事、②事業計画に関する事、③所長の選出に関する事、④予算申請案に関する事、⑤その他研究所の運営に関する重要な事、について審議決定する(同規程第11条)。

②運営委員会

運営委員会は、所長と、研究員会において互選した者5人(任期2年)、共同研究チームの主査、資料委員長、研究所合同事務室事務長から成り、委員長には所長が当たる。①研究所の運営に関する事、②事業計画案の作成及び事業計画の執行に関する事、③予算申請原案の作成及び予算の執行に関する事、④その他所長が必要と認める事、について審議決定する(同規程第15条)。

③資料委員会

資料委員会は、研究員会が選出した者(任期3年)について、委員長は委員の互選した者について、学長が委嘱することとなっており、以下の基本方針に基づいて、図書・資料の選定、資料予算等を策定している(同規程第16条)。

- 1) 逐次刊行物(特に洋雑誌)の整備
- 2) 政党、労働団体、農業団体の新聞・機関誌の収集
- 3) 地方政治に関する資料・統計書の収集
- 4) 労働関係資料の収集
- 5) 多摩地域関係資料の収集
- 6) 諸外国基本統計書の収集

④編集・出版委員会

編集・出版委員会は、(1) 所長、(2) 各研究チームのうちから1人、(3) すでに終了したチームであって、当該年度に叢書等を刊行予定の研究チームの研究員のうちから各1人、(4) その他所長が必要と認めた者若干名(任期3年、(3)のみ叢書等刊行年度のみ)からなり、委員長には所長が当たり(中央大学社会科学研究所編集・出版委員会内規第4条、5条)、研究叢書・研究報告・年報等の出版に関する基本方針及びその他所長が必要と認めたものの編集・刊行について審議決定する(同内規第3条)。編集・出版委員会内には次の編集幹事、①叢書編集幹事、②研究報告編集幹事、③年報編集幹事を置く(同内規第7条)が、①、②の編集幹事は、出版計画が予定されている各チームの幹事が当たる(研究叢書・研究報告・年報の取扱要領第2条第1項)ことから、編集・出版委員会の委員の選出については、運用上各研究チーム幹事(終了チーム幹事含む)を推薦し、運営委員会の承認を経て所長が委嘱する。

以上のとおり、社会科学に関する主として学際的な共同研究を行い、学術の進歩発展に寄与するための研究活動を行うために必要な体制を整え、その運営を行っており、大学の理念・目的を実現するために適切なものとなっている。

研究所の最高意思決定機関である研究員会は年間4回程度開催されているが、研究員の出席率は必ずしも高くない。その原因として、近年、多様な委員会が特定曜日(法学部は金曜日、経済学部は水曜日、文学部は木曜日)に集中していること、また、オフィスアワーを昼休みに設定する教員も多いことから、研究員が出席する時間を確保することが容易ではないことが考えられるが、この問題は社会科学研究所だけで解決できる問題ではなく、今後も学部や大学院研究科と調整しながら実施していくこととなる。

○研究所と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

研究所の体制として、組織的に学問動向、社会的要請、国際的環境への配慮等は特段行っていないものの、共同研究テーマについては、研究員の個々の専門領域をベースとして柔軟に設定されるものであることから、時代のニーズをとらえたものとなっている。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所長のもと、各種委員会を設置し、大学の理念・目的や研究所の目的を達成するための研究活動を行う体制づくりがなされている。

<長所・特色>

研究員会のみならず、運営委員会、編集・出版委員会については長を所長が務めることにより、各々の委員会における審議状況の把握や連携が取りやすく、スピード感を持った合意形成が容易である点に特色がある。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

今後においても、所長のイニシアティブを発揮し、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）で掲げられた各種課題など、多様な案件に対して、各々の委員会においてスピーディーに対応方策を検討・実行していくこととする。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

研究所の組織体制の適切性については、随時、見直しを図っている。具体的な事例としては、2021年度年次自己点検・評価活動結果に基づき「委員会運営体制の見直し」を実施し、国際交流委員会の運営委員会への機能統合などを行った。また、実質的に活動休止状態が続いている「フォーラム科学論」についても、幹事と事務方で連絡を取り、今後の活動の方向性について早期に結論を出す方向で進めている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、適宜、組織体制の見直しが実施されており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教育研究等環境

<点検・評価項目①②については全学項目のため割愛>

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

<評価の視点2～3については割愛>

評価の視点1：図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

<現状説明>

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

共同研究活動の促進のため、図書資料の充実と適切な整備を行っており、資料収集は、資料委員会の以下の基本方針に基づき、特色ある資料の収集に努めている。

- 1) 逐次刊行物（特に洋雑誌）の整備
- 2) 政党、労働団体、農業団体の新聞・機関誌の収集
- 3) 地方自治に関する資料・統計書の収集
- 4) 労働関係資料の収集
- 5) 多摩地域関係資料の収集
- 6) 諸外国基本統計書の収集

また、資料委員会選定による図書資料のほか、各研究チームで選定できる研究チーム図書が

あり、予算枠は別になっている。いずれも研究所合同事務室資料課において、購入、整理、登録され、研究に供している。また、研究所図書資料の利用環境を整備するため、本学図書館蔵書検索システム（CHOIS）にデータ登録し、公開している。

研究所図書資料は、研究員のほか、本学教員、学部学生、大学院学生の利用に供しているが、その利用については研究員が優先される。

[図書・資料冊数（2022年3月31日現在）]

（ ）内は内数で非図書資料を示す。

		和書	洋書	計
2021年度 受入数	購入	40(1)	23(0)	63(1)
	製本	0(-)	0(-)	0(-)
	受贈	12(0)	1(0)	13(0)
	その他	0(0)	0(0)	0(0)
	計	52(1)	24(0)	76(1)
総蔵書数（冊）		9,080(106)	12,395(42)	21,475(148)

*上記、「受贈」は、「寄贈」と「自館製作」となる。

*上記、当年度受入れ非図書資料の内訳：CD-ROM（和1）

[総蔵書数「非図書資料」内訳（2022年3月31日現在）]

	和資料	洋資料	計（点）
マイクロフィルム	66	2	68
マイクロフィッシュ	0	39	39
CD-ROM	17	1	18
DVD-ROM	5	0	5
フロッピーディスク	18	0	18
計（点）	106	42	148

[雑誌・新聞数（2022年3月31日現在）]

雑誌		和雑誌	洋雑誌	計
2021年度 継続受入 タイトル数	購入	8	58	66
	受贈	16	1	17
	計	24	59	83
新聞		和新聞	洋新聞	計
2021年度 継続受入 タイトル数	購入	3	0	3
	受贈	3	0	3
	計	6	0	6
総タイトル数		152	378	530

※継続新聞内訳：和新聞＝政党紙1紙 労働団体紙3紙 農業団体紙2紙

※総タイトル数は所蔵タイトル総数で、非継続、誌名変更、廃刊などの雑誌・新聞を含む。

※上記の中には、電子ジャーナル（購入洋雑誌）は含まれていない。

電子ジャーナル

- ・National civic review
- ・strategic comments
- ・sociological quarterly
- ・Sociological review
- ・The bulletin of the atomic scientists

<点検・評価結果>

以上のように基本方針に基づいた特色ある資料の収集に努め、共同研究活動促進のための蔵書構成を構築している。

<長所・特色>

資料収集費については、5研究所の中でも企業研究所に次いで予算総額に占める割合が大きく、資料収集に重きを置いている。そのため、本研究所で受け入れている図書・資料のうち多摩地域関係資料は5研究所の中でも最多の所蔵がある（2021年度末の時点で927件の所蔵）。地方自治等に関する資料・統計書においても収集に努めており（75タイトル）、これらの資料は本研究所の研究活動を下支えするのみならず、本学総体としての研究・教育に有用なものとなっている。

<問題点>

本研究所の所蔵図書・資料は（継続受入図書・資料を中心として）基本的に年々増加することから、書庫狭隘化は本研究所書庫の抱えるもっとも大きな問題である。2021年度末時点において、本研究所書庫内書架の図書・資料の占有率は89.44%となっており、現状において、ほぼ“満杯”の状態となっている。

欧米資料の恒常的な原価上昇や、外国為替相場の円安傾向により、資料費が逼迫しており、既存の継続資料の購入見直しを行い、対応している状況である。従って今後、継続的に収集してきた資料が購入中止となることで、蔵書としての利用価値が低くなるなどの弊害が起こる可能性がある。

<今後の対応方策>

長所・特色として記述した、多摩地域関係資料については、今後も継続して収集を進めることとする。

資料費支出を研究所において許容される範囲内での必要最低限にとどめ、場合により継続資料の購入中止を行う。また、利用頻度の多寡をベースに継続資料の一部購入中止を行うなどして継続受入資料購入のための費用を確保する。

書庫の狭隘化については、本研究所の資料委員会における本年度の対応として、学内重複あり又は他媒体代替可能な資料を抽出して除却・抹消の可能性を探る。次いで、今後の複数年に亘る対応として、学内重複や他媒体代替可能性のない資料の整理を見据えて、中長期的な除却・抹消の判断の目安を策定する。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

<現状説明>

○研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

研究所資料を保管している研究所書庫は、日本比較法研究所、経済研究所、企業研究所、社会科学研究所、人文科学研究所、政策文化総合研究所の6研究所で利用している（当研究所書庫面積193.23㎡）。開館時間は月曜日から金曜日は9時30分から17時まで、土曜日は9時30分から12時までとなり、座席数34席、情報検索機PC4台、マイクロリーダープリンタ3台を設置し、利用に供している。研究所資料は全学的蔵書の一部として中央大学研究所図書調達規程及び同管理規程を準用し管理され、本学図書館蔵書検索システム（CHOIS）に登録し公開して

いるが、その利用は研究チームが優先することとなっている。研究チームの収集する図書に関しては、各研究チームに図書の選定が任されているが、研究所書庫の保存スペースの狭隘化に伴い、本学図書館や他研究所の所蔵資料との重複については、研究上の必要が極めて高い場合を除いて原則として認めないようにし、必要とする新規図書資料の受入れを行っている。

研究員が使用できる施設・設備としては、各プロジェクトチーム内の打合せや研究会、シンポジウム開催に使用できる会議室が多摩キャンパスに4部屋確保されており、最大で70人余りの人数が収容可能である。また、本学の都心キャンパスを含め、必要に応じて他部署が管理する施設も使用することが可能なため、外部者との研究交流も活発に行うことができる。

なお、研究所合同事務室には従来から、ポータブルのプロジェクタ、PC、ICレコーダー等の機器備品が整備されている。また、他研究所と共同して4つの会議室に無線LANアクセスポイントを設置し、複数台の同時接続が可能とする仕様としており、これにより、公開講演会をはじめ各種研究会にてリアルタイムの情報を効率的に収集しながら研究活動を行うことが可能な環境となっている。

さらに、2020年度以降の新型コロナウイルス感染症拡大下においては、オンライン会議システムを利用した会議や研究会開催が主流となってきたことから、研究所合同事務室にてオンライン形式での会議等に係る機材の利便性を向上させるため、2021年度には、360°カメラ、マイク、スピーカーを備えた一体型の機材1台の整備を行った。

<点検・評価結果>

以上のように、オンラインを活用した研究に適した施設整備なども含め、研究員の研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

研究所における研究費は、研究チームに配分する予算と、所長預かり予算とに分けて配分しており、所長預かり予算は、研究チームの配分予算で不足する場合等の補填的な用途に使用される。

各研究チームの予算は、チーム幹事から提出される事業計画案（予算計画）をもとに、希望予算額に応じて傾斜配分されることが主である。例年11月頃に予算執行状況及び当該年度の活動予定を確認し、予算の再配分を行うことで、研究費を適切に配分し有効利用している。主な用途は、研究調査を目的とした国内・国外旅費、講演会等講師謝礼、研究チーム図書購入研

究用備品購入等であり、研究チーム毎の予算配分によって、研究チームの計画に基づいた研究活動が保証されている。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例的な研究活動期間の延長制度を受け、予算付与対象チーム数が多い状況が続いている。それに対し、研究費の総額は一定であるため、1研究チーム当たりの予算額が25万円程度となっている。限りある予算額の中で、どのように研究計画を遂行し、研究成果を最大化できるのかが各研究チームにとっての課題となっている。

また、研究費は、大学支出基準と研究所申し合わせに基づき適切に予算執行しており、活動内容及び支出範囲の適切性については運営委員会、研究員会がそのチェック機能を果たしている。

[2022年度社会科学研究所予算額]

単位：円

計画名	予算額
研究費	3,350,000
研究発表	2,060,000
資料収集	11,781,000
社会科学研究所その他	512,000
合計	17,703,000

[2022年度研究チーム別予算配分]

研究チーム	配分額（円）	研究期間
1 情報社会の成長と発展	0	2017.4.1-2023.3.31（6年目）
2 多様化する家族	270,000	2018.4.1-2023.3.31（5年目）
3 うごきの比較学	275,000	2019.4.1-2024.3.31（4年目）
4 生存保障システムの形成と変容	273,000	2020.4.1-2024.3.31（3年目）
5 文化現象の政治的、歴史的、法的分析	270,000	2020.4.1-2025.3.31（3年目）
6 政治意識と行動	450,000	2020.4.1-2025.3.31（3年目）
7 東アジアにおける社会変容	284,000	2021.4.1-2025.3.31（2年目）
8 「外国」に関する日本人の知識	270,000	2021.4.1-2025.3.31（2年目）
9 気候変動法と政策	385,000	2022.4.1-2025.3.31（1年目）
10 ジェンダー政治、歴史、思想の交差点	279,000	2022.4.1-2025.3.31（1年目）
11 東アジアの共生の作法	358,000	2022.4.1-2025.3.31（1年目）
12 大学の今日教育に関する国内のおよび国際的比較	203,000	2022.4.1-2025.3.31（1年目）
13 フォーラム「科学論」	-	1990.4～
14 ヨーロッパ研究ネットワーク	-	
所長預かり	23,000	
チーム別配分額合計	3,317,000	
資料室コピー代	10,000	
研究費総額	3,350,000	

※チーム名の副題は割愛

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

大学院と研究所が連携し、大学院学生に対する教育指導及び研究者養成の体制の充実を図るため、研究所への事業参加やRA制度を利用しており、大学院学生及び準研究員の学位資格審査のための論文作成指導にも繋がっている。また、RAを採用することは、研究活動の円滑化と高度な研究指導が可能になるという相乗効果があり、大学院博士後期課程在籍学生の研究チームへの参加及び研究会への参加、年報への論文投稿を積極化させることに貢献しており、制度は適切に活用されているといえる。

[リサーチ・アシスタント採用状況]

単位：人

年度	2020年度	2021年度	2022年度
法学研究科	1	0	0
経済学研究科	0	0	0
商学研究科	0	0	0
文学研究科	2	4	4
総合政策研究科	0	0	0
合計	3	4	4

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の研究員に対する研究費等の支出や研究成果発表に伴う支出等の研究活動を支援する環境や条件は、研究所の運営体制に基づき適切に整備されている。

また、継続的に一定数のリサーチ・アシスタント（RA）を採用しており、教育研究支援体制の整備と人員配置については適切に行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

<現状説明>

○附置研究所における研究活動の状況

研究所の設立以来、30年の間には世界の情勢も激変し、冷戦の終結、グローバル化の加速、地球規模の諸問題の顕在化と緊急化という事態が注目を浴びてきている。社会科学分野においても、国際関係、国際機構論、平和学、グローバル・ガバナンス論と従来の学問分野に拘束されない、更なる学際化が進展しつつある。社会科学研究所においては、研究員個人の専門領域をいかにして共同研究によってシナジーを創出するかが大きな挑戦であり実践上の課題であるといえる。

社会科学研究所の構成員は、常勤の専任研究員を持たないが、その目的を達成するために3種類の区分（研究員、客員研究員、準研究員）を設けており、いずれも研究員会の議を経て所長が委嘱する。研究所の構成メンバーは本学専任教員に限定されておらず、学外の研究者及び大学院学生に対して共同研究に参加する機会を広く提供している。

研究活動は、これら3種類の研究員による研究チーム単位で行っている。準研究員は研究員と共同して調査研究に従事することによって、研究手法、論文作成法、学会での発表等について訓練が可能であり、客員研究員は大学の枠を超えて、多様な専門家との提携を可能としている。なお、客員研究員と準研究員は所属している研究チームの研究期間終了と同時に解嘱となる。

[構成区分及び人数等（2022年5月1日現在）]

種類	人数	資格
研究員	64	本学専任教員
客員研究員	62	本学専任教員以外の者で研究所の共同研究に参加する者

準研究員	15	大学院博士課程後期課程在籍者等
合計	141	

[研究員の学部別人数 (2022年5月1日現在)]

単位：人

学部	法	経済	商	文	理工	総政	国経	国情	法務
人数	18	10	5	22	3	1	1	1	3

[研究チーム一覧 (2022年5月1日現在)]

単位：人

チーム名	研究員の構成		
	研究員	客員研究員	準研究員
情報社会の成長と発展	3	6	1
多様化する家族	2	4	1
うごきの比較学	5	9	4
生存保障システムの形成と変容	5	9	6
文化現象の政治的、歴史的、法的分析	12	16	0
政治意識と行動	4	3	0
東アジアにおける社会変容	4	5	0
『外国』に関する日本人の知識	5	2	0
気候変動法と政策	8	7	1
ジェンダーと政治、歴史、思想の交差点	5	0	0
東アジアの共生の作法	4	1	2
大学の教養教育に関する国内のおよび国際的比較	4	0	0
ヨーロッパ研究ネットワーク	6	1	0
フォーラム「科学論」	1	3	0

※チーム名の副題は割愛

研究チームの設置については、前年の秋に申請を受け付け、運営委員会並びに研究員会の審議・承認を得て採択され、予算措置が講じられる。例年の研究チーム数は9～12であり、3年間の調査研究期間と成果の発表準備のために1年から2年の時間が与えられている。その成果の多くは中央大学出版部から、『研究叢書』ないし『中央大学社会科学研究所研究報告』として刊行されている。その他に、年次刊行物として『中央大学社会科学研究所年報』が公表されており、当該年度の研究所の活動記録、各研究チームの活動報告とともに、各研究チームからの推薦による研究員・客員研究員・準研究員、また、研究チームに所属していない個人研究員による論文が掲載されている。また、研究チームの研究期間は5年まで延長することができるが、延長期間には共同研究チームへの予算配分は行わないこととしている。また、過去2年間は、チーム幹事からの申し出制による、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例的な研究活動期間の延長制度も導入された。なお、研究活動については、予算申請時の計画書、年度末の活動記録提出（年報に掲載）、研究会、研究出張実施時の報告書提出等を義務付けている。

以上のとおり、所属学部の枠を越えて様々な専門分野の研究者が集まって行っている共同研究は、各研究チームの研究活動によって実績が積み重ねられてきている。また共同研究を通して、客員研究員、準研究員という制度により、若手研究者や大学院博士課程後期課程に所属する大学院学生が、実際に国内外の研究者と接する機会を提供することで、その研究能力の向上に貢献してきた。

その一方で、学際性があるということは、ともするとそれぞれの研究チームの活動がそれぞれの方法論によって行われる結果、研究所全体としての統一性が欠けることになる。多岐にわたるテーマのもと、各チームが個別に活動し、公開研究会、公開講演会を開催しても、他のチームの研究員が参加することが少ないという現状にある。研究所に設置されている「フォーラム『科学論』（再編）」は研究所内横断的な研究員の交流の場となるべく公開講演会、シンポジ

ウムを企画するために設置されたものであるが、長年にわたり活動が休眠状態にある。また、「ヨーロッパ研究ネットワーク」については、国際研究交流の際など、対外的な場で研究所に所属するプロジェクトとして名称を使用することとし、2020年11月に開催された本学とフランスのエクスマルセイユ大学との交流40周年記念シンポジウムを研究叢書として纏める際の窓口となった。現在、「ヨーロッパ研究ネットワーク」には、同シンポジウムへの参加を契機として本研究所活動に参画することとなった研究員・客員研究員数名が所属している。

以下、論文等の発表状況、国外の研究機関との交流・連携等の具体的な状況について述べる。

1) 論文等研究成果の発表状況

研究所の研究成果公表のために、社会科学研究所刊行物の取扱要領に基づき、以下の刊行物を発行している。なお、年報、研究叢書、研究報告については本学公式Webサイト上でコンテンツを公開している。年報は毎年1回発行し、構成は論文、特別寄稿、シンポジウム報告、記事（研究チーム活動報告、研究所の活動記録、研究員リスト等）である。論文については、各研究チームからの推薦による執筆者の論文を中心としているが、チームに所属していない研究員（専任教員）の個人研究の成果発表としてもその場を提供している。また、年報掲載論文は、第16号（2011年度）より、中央大学学術リポジトリにも全文掲載されている。

- ・年報 年1回発行（既刊第25号）
- ・叢書 年2冊程度刊行
 - 研究叢書（既刊43冊）
 - 英文叢書（既刊3冊）
 - 翻訳叢書（既刊1冊）
- ・研究報告（既刊28冊）
- ・調査研究資料集（既刊3冊）
- ・オケージョナル・ペーパー（既刊7冊）（「リサーチペーパー」に改題）
- ・リサーチペーパー（既刊8冊）
- ・アニュアルレポート（既刊2冊）
- ・学術シンポジウム研究叢書（既刊3冊）（学内の8つの研究所で輪番により担当）

研究成果については、自由かつ多岐にわたる研究テーマでの研究叢書、研究報告を発表してきている。本学公式Webサイト等により刊行物の紹介をしているため、年に数件ではあるが、国内外の一般の方（研究機関、大学学生含む）から、入手方法等の問い合わせがあり、広く認知される状況にあるといえる。

『社会科学研究所年報』については、最新の研究成果や若手研究者の発表の場として研究全体に活気を与えている。なお、掲載論文の質的担保及び研究レベルの向上を図るため、2017年度より年報掲載論文の査読制度が導入された。

[『社会科学研究所年報』掲載論文点数]

年度	単位：点		
	2018年度 (第23号)	2019年度 (第24号)	2020年度 (第25号)
論文点数合計	17	10	13
研究員	5	5	7
客員研究員	9	4	5
準研究員	3	1	1

査読論文（内数）	5	1	4
----------	---	---	---

※2018年度（第23号）は客員研究員2名による共著1点を含む。

研究叢書については、研究チームの連携した関心のもとで達成された、より総合的な研究成果を発表することが可能な場として重要な役割を担っている。

[研究叢書発行点数]

単位：点			
年度	2019年度	2020年度	2021年度
発行点数	1	1	3

リサーチペーパーは、研究成果を日本語以外の言語で発行するものである。

また、アニュアルレポートとしては、研究所ニュース（英語による情報提供を含む）の刊行による広報活動がなされ、2年度分をこれまで刊行している。その一方で、実質的な作業委員が不在のために、かなりの負担となり、2004年度版を最後に休止状態にある。

2) 国外の研究機関との研究交流の状況

社会科学研究所は、海外の大学や研究機関の協力と提携を推進する拠点としての役割も果たしてきた。1つは「ヨーロッパ研究ネットワーク」のプロジェクトであり、過去20数年にわたってヨーロッパ諸国の研究所と研究者との学術交流を行ってきた。このプロジェクトの設立は、1995年に駿河台記念館において、研究所の国際シンポジウム「冷戦後の欧州新秩序と日欧関係」開催が契機となる。このシンポジウムは、フランス、イギリス、ドイツ、イタリア、オーストリア、スウェーデン、ハンガリー、スロヴァキアからの16名の研究者と、21名の日本人研究者が参加して行われたものである。当該プロジェクトは、この時構築された研究者間の関係を継続・発展させるべく、ヨーロッパと日本の大学及び研究機関の研究者が、学術・研究交流を通じて自由に研究プロジェクトを組織することができることを主眼として、1996年4月に発足したものである。他の研究チームが研究期間3年としているのに対し、期間を特に定めないプロジェクトとして存在し、研究所における国際交流活動の中心的役割を担ってきた。

しかしながら、期間を定めないプロジェクトとしての存在は、他のチーム、研究員への公平性を欠くという視点から、その特色あるチームのあり方について検討を行い、予算配分や、研究期間、客員研究員や準研究員の在籍条件等について、公平性を維持するため、「ヨーロッパ研究ネットワーク」については、国際研究交流の際等、対外的な場で研究所に所属するプロジェクトとして名称を使用することとした。

各研究チームは、主に学内の研究者交流制度を利用して、外国人研究者を招聘し、公開講演会をはじめとする研究者交流を実施している（下表参照）。

このように、海外の大学や研究機関との協力関係を推進するために「ヨーロッパ研究ネットワーク」のような特色あるプロジェクトの設置や外国人研究者の受入れ等を行い、過去20数年にわたってヨーロッパ諸国の研究所をはじめ、海外の研究者との学術交流を行ってきた。しかし、近年は、新型コロナウイルス感染症の強い影響を受け、海外との連携が思うように進んでいない状況にある。

[外国人研究者・外国人訪問研究者受入数]

単位：人

年度	2019年度	2020年度	2021年度
外国人研究者 1群	1	1	0
2群	0	0	0
3群	0	0	0
外国人訪問研究者	2	1	0
計	3	2	0

※1群：本学との交換協定に基づく外国人研究者

※2群：本学の招聘に基づき研究・教育に従事する外国人研究者

※3群：本人の研究計画に基づき本学で研究に従事する外国人研究者

[海外出張件数]

単位：件

年度	2019年度	2020年度	2021年度
現地調査・共同研究	2	0	0

○学外競争的研究資金の獲得状況

研究所のチーム活動と紐づいた外部資金の獲得はない。また、研究員からの特段の問い合わせ、希望等も把握していないことから、現時点では、競争的な研究環境創出のための措置は特に講じていない。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の研究活動は、制度、運営方法に基づき適正に行われており、研究成果の公表においても活発に行われる等、競争的な研究環境創出の観点から適切に機能し一定の効果を収めている。

一方で、競争的な研究環境創出のためについては、検討、対応等を行っていない。

<長所・特色>

社会科学研究所では、学際的研究を推進する機関の一つとして様々な国から外国人研究者・外国人訪問研究者を積極的に受け入れ、研究者交流を目的として所内に「ヨーロッパ研究ネットワーク」を設置するなど、研究所設立以来、他研究所と比較しても特に国際交流に注力してきた。この歴史を背景として、2020年11月には、本学とフランス・エクス=マルセイユ大学との交流40周年記念シンポジウム「グローバル化への抵抗」を開催し、その成果を纏め本研究所の「研究叢書」として刊行するなど、活発な国際交流が行われている。また、新型コロナウイルス感染症拡大下にあっても、研究計画に国外調査に盛り込む研究チームは多く、海外在住研究者を講師とする研究会が年間で一定数開催されている。

<問題点>

本研究所における研究活動はチーム体制による共同研究を礎に成り立っているが、チーム間の横断的なつながりや協力体制、人的流動性の乏しさが課題である。

特に、2023年度からの法学部都心移転を踏まえ（現在、本研究所研究員の約28%は法学部教員）、今後の環境変化に対応する体制構築が喫緊の課題となっている。

＜今後の対応方策＞

長所・特色の伸張方策としては、Covid-19 終息後はさらに国際交流を活発化させたいとの所員からのニーズは強いことから、そのニーズに応えられるよう、予算措置などを講じていく。

問題点の対応方策としては、Covid-19 終息後も研究会の開催はオンラインとすることを所内決定し、研究員の負担軽減を目的とした各種委員会の整理・統合を行う等、他研究所に先駆けて変化への対応施策を講じてきたが、今後はさらに、研究会の開催方法の改善（公開形式の開催を促す）や所属メンバーの専門分野の情報共有など、「研究所としての一体感のさらなる醸成」という視点で現状の体制を見直す。

◇社会連携・社会貢献

＜点検・評価項目①は割愛＞

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

＜評価の視点3は割愛＞

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

＜現状説明＞

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

1) 講演会等

公開講演会等を開催することにより、研究成果を社会に向けて発信する場を設けているが、研究チームの研究テーマは、地域社会の文化や生活に密接に関連したテーマから、学際的な国際共同調査や国際比較研究までというように、多岐にわたっている。

次の表のとおり、公開講演会等を開催しているが、開催の際は、本学公式Webサイト等に掲載して、一般へも参加機会を提供している。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、近年の開催はオンライン形式もしくはハイブリッド形式で行われており、公開形式での開催数は伸び悩んでいる。

[公開講演会、公開研究会等回数]

年度	単位：回		
	2019	2020	2021
公開講演会	1	0	0
公開研究会	6	1	3
シンポジウム等	0	1	0

2) 学術シンポジウム

中央大学学術シンポジウムは、本学附置の研究所における共同研究の成果をシンポジウムにおいて市民や研究者に公表するという目的で、学長主催のもと1980年にスタートした。社会科学研究所は、2016年度より第27回中央大学学術シンポジウムの担当研究所として活動を開始し、複数回のシンポジウムをはじめ、公開研究会等を開催している。2018年度まで活動を継続し、3年目である2018年12月に学術シンポジウムを開催し、2019年

度にその研究成果として中央大学学術シンポジウム研究叢書12『地球社会の複合的諸問題への応答の試み』を発行した。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

現在のところ、学外組織との連携・協力による共同研究、受託研究等の実績はない。

<点検・評価結果>

本研究所の研究活動は、公開研究会等の開催、刊行物の公表を通して、適切に社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しており、また、教育研究成果を適切に社会に還元している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

研究所における研究成果の社会還元は、大学としての社会的責務でもあるが、近年、公開形式での講演会・研究会の開催が低位に留まっており状況の改善が必要との認識を共有している。この点は、前述のとおり中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）の内容を受けた本研究所における指標策定に密接にリンクしており、対応を進めていく必要がある。

<今後の対応方策>

新型コロナウイルス感染症拡大下においても、チーム内のメンバーのみでクローズド形式で開催される「チーム研究会」は一定の開催数を維持しており、公開形式への変更を打診していく。また、2022年7月の研究員会における活動指標の確認を契機に、研究員間で研究成果の還元のあり方についても共通認識を深めていく。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取り組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取り組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

社会科学研究所の研究活動に必要な事務体制として独立した組織は有していない。経済研究所・企業研究所・社会科学研究所・人文科学研究所・政策文化総合研究所の5研究所の研究活動を支える事務組織として研究所合同事務室が設置され、5研究所の事務を所管する体制とな

っている。

現在、研究所合同事務室は、庶務課及び資料課の2課体制となっており、各々、5研究所の庶務業務と研究資料収集・管理業務を分掌している。事務組織の人員体制としては、事務長（庶務課長事務取扱兼務）1名のもと、庶務課は、専任職員4名、派遣職員1名、パートタイム職員2名、資料課は、専任職員2名（資料課長1名を含む）、派遣職員2名、パートタイム職員6名で構成されている。

庶務課においては、実際の研究活動に対してきめ細かく総合的な支援を行うため、1研究所1担当者の専属担当制を採用してきたが、従来の“1研究所1担当者制”による研究支援体制は、一方で、業務の属人化によるリスクやデメリット、具体的には、担当者不在時及び定期人事異動時の支援レベルの低下、業務改善の促進及びスタッフの有効活用が進みにくい等の問題点も潜在的に抱えてきた。

このようなリスクやデメリットを会費・軽減する観点から、2017年頃より業務グループ制の導入が検討され、1つの研究所事務業務について、メイン・サブの複数担当者制を実施するに至った。また、それとともに、Aチーム（選挙・研究会担当）・Bチーム（叢書刊行・外国人研究者受入れ担当）体制を敷き、5研究所に共通する業務のうち比較的専門性が高く、長いスパンで時間を取る業務の切り出しを行くことにより、庶務課専任職員4名が2名ずつに分かれてチームを編成することとなった。以上の体制変更によって、前述の属人化によるリスクやデメリットへの対応のみならず、業務効率の向上や業務遂行漏れに対する管理徹底が図られた。さらに、Aチーム・Bチームの指示のもと、派遣職員が5研究所横断的な研究会開催支援や刊行物発送等の業務を担うことで、専任職員の業務負担軽減につながった。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所の運営に必要な事務組織が設けられている。人員配置の適切性については、業務効率化を図るための方途の検討・実施を行う等、配置された状況下において適切な業務分担が行われており、機能している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

以上

企業研究所

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究所の目的の設定とその内容

企業研究所は、1979年（昭和54年）4月1日、広く企業に関する理論的及び実証的研究を行い、学術の振興及び日本経済の発展に寄与するということを目的とする理念をもって、大学附置の研究所として発足した（中央大学企業研究所規程第1条、第2条）。

企業研究所は発足に先立ち四半世紀に及ぶ前史をもち、1954年（昭和29年）10月、商学部に企業研究室が設けられ、その研究活動が開始された。企業研究室は、1963年（昭和38年）に商学部を離れ、学校法人中央大学附置の経理研究所の研究部及び資料部に合体され、これとともに、経営・会計・商業・経済の各分野を専門とする研究員を擁するに至り、その活動範囲は拡張され、企業の会計制度の研究を中心としながらも、企業のあらゆる面についての研究を可能にする諸要素を徐々に整えていった。

こうして、企業の多面的研究を構築するのに必要な諸条件の醸成をみるに至り、大学の多摩キャンパス移転計画を契機に企業研究所構想が急速に具体化され、移転とともに、企業研究所の誕生となった。すなわち、企業研究所は、経理研究所の研究部と資料部を切り離し、その研究部・資料部の所蔵資料を引き継ぐとともに、その研究員全員をも引き継ぎ、これを母体として大学附置の新たな研究所として設置され、現在に至っている。

企業研究所では、上記理念・目的を達成するため、以下のような研究活動を行っている（同規程第3条）。

- 1 企業に関する理論的・実証的研究
- 2 上記研究分野に関する資料・文献の収集、整理、分析
- 3 国内外における企業調査
- 4 『企業研究』（紀要）、研究叢書、翻訳叢書等の刊行
- 5 研究会、公開講演会、学術シンポジウム等の開催
- 6 共同研究活動を通じた若手研究者の育成
- 7 その他研究所の理念・目的に合致すると認められる諸活動

○大学の理念・目的と研究所の目的の連関性

企業研究所では、企業の多面的研究を通じて、研究設置目的である「企業に関する理論的及び実証的研究を通じて、学術の振興及び日本経済の発展に寄与すること」の達成を目指している。これは、「学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の理論及び応用を教授・研究することによって、個性豊かな人材の育成を通じた文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献する」という大学の理念・目的に通じるものとなっている。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の目的は、大学の理念・目的と密接に関連し、適切に設定されている。
 <長所・特色><問題点><今後の対応方策>
 特になし。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年度機関別認証評価受審の際には、本研究所に対する指摘事項等は無かった。

本研究所独自に中期的な計画は策定していないものの、本学の中長期事業計画である中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下で設定される単年度ごと・組織ごとのアクションプランや、年次自己点検・評価活動に基づき、活動を推進してきた。特に年次自己点検・評価活動においては、研究活動の更なる活性化のため、「予算配分の見直し」「成果公表方法の改善」に注力し、単年度目標や実施計画の設定を行い、改善を進めてきたところである。

また、2021年度に策定された中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）においては、研究所全体の課題として次の2点が整理された。

- ①研究所全体の研究成果を一覧できるしくみや活動状況を可視化するための指標設定がない
- ②準研究員（大学院学生）が研究者として自立するための方策とその実施についての活動状況を可視化するための指標設定がない。

この認識のもと、以下の4点について、今後研究所全体として取組みを推進することとなった。

- ①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信
- ②研究所の活動指標の設定
- ③研究成果の社会実装の促進
- ④準研究員の増加

上記にある共通指標の設定については、分野や特色の違いから、現状では研究所毎の判断に委ねられている。そこで、本研究所では、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）の課題②にある若手研究者の育成に関連し、「研究者の研究能力の向上と、それによる優れた研究業績の蓄積」「所内の研究者交流の活性化」、および「成果公表の推進に向けた環境整備」に取り組み、準研究員をはじめとした若手研究者が共同研究に参加しやすい環境づくりを推進していく。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所は、現状における問題点改善への施策の設定・実行について、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」下での活動、年次自己点検・評価活動を通じて継続的に取り組んできている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②④については割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、6～7については割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○研究所における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

自己点検・評価に関しては、企業研究所組織評価委員会がこれを担っており、毎年の自己点検・評価活動を通じた問題点等の検証を行っている。また、当該委員会の委員長は、研究所の所長が兼ねることとなっており、自己点検・評価の結果明らかとなった問題点・課題等については、各種委員会等の場において適宜検討され、必要に応じた改善策を講じる仕組みとなっている。

例えば、本研究所の課題のひとつである「研究費と資料費の配分見直し」については、2021年度に所員へのアンケートを実施し、資料委員会をはじめとした所内委員会での検討を行い、資料の継続購入の見直しを諮った結果、約80万円の資料費を削減した。また、各研究チームの研究計画および研究実績について、予算・経費の視点を中心に公開することにより、研究所における点検・評価を定期的な実施し、それに基づく改善・向上を計画的に図っている。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の点検・評価は毎年度定期的に行っており、それに基づき着実な改善・向上を積み上げており、内部質保証の観点から有効に機能している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

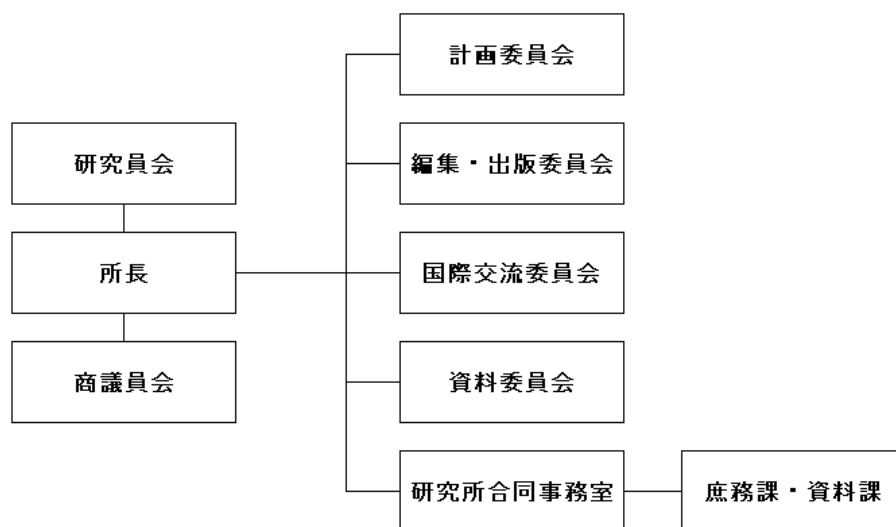
評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○研究所の構成と大学の理念・目的との適合性

企業研究所の組織は、下図に示すとおり、最高意思決定機関である研究員会、商議員会、各種委員会（計画委員会、編集・出版委員会、資料委員会、国際交流委員会）及び事務部門から構成されている。

[企業研究所組織図]



※2022年5月1日現在

①研究員会

研究員会は、研究員で構成され、所長（研究所を代表し、業務を統括する）が招集し研究及び調査に関する事項を審議決定する（企業研究所規則第9条）。

②商議委員会

商議委員会は、所長、商学部長、研究員の互選による委員の合計7名をもって構成され、所長が招集し、研究所の管理及び運営に関する事項並びに予算申請案を審議決定する（同規則第8条）。

③計画委員会

計画委員会は基本的には各研究チームの主査をもって構成され、研究計画の基本方針原案及び国際共同研究に関する事項、研究計画の実施に関する事項を審議する。

日常的な研究活動にかかわって重要な役割を担っているのが計画委員会であり、研究員人事にはじまり、研究会の開催、研究調査計画等の承認、外国人研究者の受入れ等の重要な決定事項のかなりの部分が同委員会で審議され、研究員会での承認を経るかたちになっている。企業研究所のような個別研究チームによる縦割り型研究体制で活動している場合、計画委員会は、各研究チーム活動の横断的な調整を果たす点においても重要な機能を果たしている。

④編集・出版委員会

編集・出版委員会は、『研究叢書』、『翻訳叢書』、『企業研究』（紀要）、『ワーキングペーパー』等の刊行物に関する出版計画を立案し、その他編集及び出版に関する事項を審議する。

⑤資料委員会

資料委員会は、資料及び文献収集に関する基本方針の立案、図書及び資料の購入に関する事項、寄贈図書及び資料に関する事項、図書及び資料の利用に関する事項を審議する。

⑥国際交流委員会

国際交流委員会は、国際交流に関する基本方針の立案、国際交流計画の推進と実施に関

する事項、国際共同研究に関する事項を審議する。

以上のとおり、研究組織に関しては、企業研究所規程に基づき、「時代や社会の要請に応えるべく、幅広い学問研究を行う」という大学の理念・目的に適宜対応できるよう運営を行っている。

なお、企業研究所は大学附置の研究所であるが、創立時に法人附置である経理研究所の研究部門を引き継いだことにより、法人附置の研究所に設置される商議員会が残存している。同組織に関しては、規程改正委員会を設けるなどして継続的に存廃を審議してきた経緯がある。未だその方向性については結論が出ていない。ただし、現状において大きな支障もないため、時宜に照らしてその方向性を確認することが求められる。

○研究所と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

組織的に学問動向、社会的要請、国際的環境への配慮等は特段行っていないが、研究チームの研究テーマについては、研究員の個々の専門領域をベースとして柔軟に設定されるものことから、時代のニーズをとらえたものとなっている。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所長の下、各種委員会を置き、大学の理念・目的や研究所の目的を実現するための研究活動を推進する体制となっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

現状では、組織構成の見直しに関する所員の意見は特段出っていないが、必要に応じて、所長および計画委員会を中心に検討を実施している。具体的な事例としては、企業研究所は大学附置の研究所であるが、創立時に法人附置である経理研究所の研究部門を引き継いだことにより、法人附置の研究所に設置される商議員会が残存している。同組織に関しての結論はいまだ出ていないものの、規程改正委員会を設けるなどして継続的に存廃を審議してきた経緯がある。

<点検・評価結果>

以上のとおり、必要に応じて、適宜、組織の見直しを行う体制が整っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教育研究等環境

<点検・評価項目①②については全学項目のため割愛>

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

<評価の視点2～3については割愛>

評価の視点1：図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

<現状説明>

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

企業研究所は、文献収集の特徴をなしている社史及び有価証券報告書等の会計データ等の体系的収集に努めており、内外の学術雑誌、大学紀要、統計・白書・年鑑類を他研究所・中央図書館との重複を考慮しながら、適切に収集している。なお、2021年度末の蔵書数は、和書 32,067冊、洋書 15,525冊である。

文献収集においては、電子データ化に対応した文献収集に努めている。また、一部の電子情報サービスは既に研究室からの利用が可能となっている。

なお、本学においては「多摩キャンパス内重複外国雑誌見直しに関する最終提案」（2020年6月20日合同図書選定委員会）の確認事項に基づき、中央図書館をはじめとする学内諸機関（他研究所含む）における図書の重複購入を見直す取り組みがなされており、文献収集予算の有効活用を図っている。

[所蔵資料数]

	和書	洋書	計
総蔵書数（マイクロフィルム・ビデオ・CD-ROM等を含む）	32,067冊	15,525冊	47,592冊
総タイトル数（雑誌・新聞）	610タイトル	417タイトル	1,027タイトル

[2021年度受け入れ図書・資料数等]

		和書	洋書	計
図書・資料 2021年度 受入数	購入	13冊	9冊	22冊
	製本	0冊	0冊	0冊
	受贈	4冊	0冊	4冊
	その他	0冊	0冊	0冊
	計	17冊	9冊	26冊

		和雑誌	洋雑誌	計
2021年度 継続受入タイトル数 [雑誌]	購入	57タイトル	74タイトル	131タイトル
	受贈	112タイトル	3タイトル	115タイトル
	計	169タイトル	77タイトル	246タイトル
		和新聞	洋新聞	計
2021年度 継続受入タイトル数 [新聞]	購入	3タイトル	4タイトル	7タイトル
	受贈	3タイトル	0タイトル	3タイトル
	計	6タイトル	4タイトル	10タイトル

主な継続電子資料

- ・ eol（図書館と共同契約）
- ・ Mergent Online（図書館と共同契約）

<点検・評価結果>

以上のように、研究所全体において必要な図書を選定する仕組みを有している。加えて、「多

摩キャンパス内重複外国雑誌見直しに関する最終提案」(2020年6月20日合同図書選定委員会)の確認事項に基づき、中央図書館をはじめとする学内諸機関(他研究所含む)における図書の重複購入を見直す取り組みがなされており、限られた予算の中で、研究活動に必要な図書等が適切に整備されている状況となっている。

<長所・特色>

本研究所で受け入れている図書・資料のうち、社史(含・官公庁史・団体史・組合史・連合会史・公的機関史・労働組合史・産業史)は学内諸機関の中でも有数の所蔵がある(2021年度末時点の総数は5,275冊)。これらの資料は、本研究所の研究活動を下支えするのみならず、本学総体としての研究・教育に有用なものとなっている。

<問題点>

本学に設置されている複数の研究所では、定期刊行物の購入費用を図書館等の予算で行っているケースがあるものの、本研究所は、対象分野の資料の多くを研究所の予算で購入しており、過大な資料収集の負担を負っている。欧米資料の恒常的な原価上昇や外国為替相場の円安傾向により、資料費が逼迫する中で、資料収集費は本研究所経費の約9割を占有しており、新規の資料購入が困難になっているほか、既存の継続資料の購入も少しづつ中止せざるを得ない状況にある。これまでシリーズとして収集してきた資料が継続中止となることで蔵書としての利用価値が低くなるなどの弊害が起こる危険性がある。また、欧米資料は毎年、一定率以上で単価が上昇し、価格交渉の余地はないことから、遠くない将来、本研究所として必要な資料を購入できなくなることが予想される。そのため、本研究所に必要な資料収集を中止し資料利用の代替的な方法を模索するか、本研究所全体の予算を増額するかを決定する必要がある。

本研究所の所蔵図書・資料は(継続受入図書・資料を中心として)基本的に年々増加することから、書庫狭隘化が大きな問題となっている。2021年度末時点において、本研究所書庫内書架の図書・資料の占有率は88.66%となっている。そのため、新規に受け入れた資料を所定の書架に配架することができないこと、それによって書庫利用のサービスに悪影響の生じることが懸念される。

<今後の対応方策>

資料費支出を研究所において許容される範囲内での必要最低限にとどめ、場合により継続資料の購入中止を行う。また、利用頻度の多寡をベースに継続資料の一部購入中止を行うなどして継続受入資料購入のための費用を確保する。これにより、資料収集費の増加を緩和できるものの、将来的には、本研究所に必要な資料収集を中止し資料利用の代替的な方法を模索するか、本研究所全体の予算を増額するかを決定する必要がある。

2022年度の対応として、学内重複ありまたは他媒体代替可能な資料を抽出して除却・抹消の可能性を探る取組みを行う。次いで、今後の複数年にわたる対応として、学内重複や他媒体代替可能性のない資料の整理を見据えて、中長期的な除却・抹消の判断の目安を策定する取組みを行う。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に依じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

<現状説明>

○研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

研究所書庫は日本比較法研究所、経済研究所、企業研究所、社会科学研究所、人文科学研究所、政策文化総合研究所の6研究所で利用している。座席数は34席、情報検索設備としてはPC4台を、視聴覚機器としてはマイクロリーダープリンタ3台を設置している。開館時間は月曜日から金曜日までが9時30分から17時、土曜日が9時30分から12時となっている。本研究所の書庫使用面積は383.58㎡である。研究所資料は全学的蔵書の一部として中央大学研究所図書調達規程、中央大学研究所図書管理規程を準用し管理されているが、その使用は研究所の構成員が優先することとなっている。また、研究所書庫の利用環境を整備するため、図書・資料を、図書館システム・CHOIS蔵書検索(OPAC)で公開している。以上のとおり、適切に整備されているが、図書・資料の保存スペースの狭隘化に伴い図書館や他研究所の図書・資料との重複購入を避けるべく不断の取組を行ってきている。

研究員が使用できる施設・設備としては、チーム内の打合せや研究会やシンポジウム開催に使用できる会議室が多摩キャンパスに4部屋確保されており、最大で70名余りの人数が収容可能である。また、本学の都心キャンパスを含め、必要に応じて他部署が管理する施設も使用することが可能であるため、外部者との研究交流も活発に行うことができる。なお、会議室には従来から、ポータブルのプロジェクタ、PC、ICレコーダー等の機器備品が整備されている。また、他研究所と共同して無線LANアクセスポイントを設置し、複数台の同時接続を可能とする仕様に変更したことで、各種研究会にてリアルタイムの情報を効率的に収集しながら研究活動等を行える環境となっている。

また、2020年以降の新型コロナウイルス感染症拡大下においては、オンライン会議システムを利用しての会議や研究会開催が主流となってきたため、2021年度に、360°カメラ、マイク、スピーカーが一体型となった会議システムを1台整備した。

<点検・評価結果>

以上のように、限られた予算の中で、研究員の研究活動を支援する環境（インターネット環境や会議室の利便性の向上）や条件を適切に整備し、研究活動の促進を図っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

＜現状説明＞

○研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

教員の研究費予算（研究調査出張旅費、研究会の講演料、および研究成果公表のための費用）は、各チームの研究計画をもとに、本研究所全体の事業計画をふまえた調整を所内委員会で行い、予算申請金額を決定している。なお、2022年度における研究所の経常予算総額は29,841（千）円であり、このうち研究費予算（研究費と研究発表費の合計）は4,106（千）円、資料収集費は25,426（千）円である。

また、研究費はチーム毎に配分していないため、適切な予算執行について各チームへ周知を行うとともに、執行状況に応じて所長および計画委員会での調整を行う体制を整えている。

このように、研究費についての予算運用は適切に行われており、今後も、研究活動の促進と研究水準の向上のため、予算措置や研究費目の改善等も含め、適切な運営に努めていくこととする。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

大学院学生の研究能力向上に資するため、準研究員としての委嘱やRAへの採用を促進しており、RAをより積極的に活用し、チーム研究の質の向上に努めるとともに、大学院学生研究報告会やチーム研究会においてRA自身の研究発表の機会を積極的に与え研究能力の向上に努めている。

しかし、RA制度については、他の研究所と比べRAとして推薦される条件（準研究員（博士後期課程2年以上）として1年以上の経験がある者）が厳しく、近年RAの確保が難しくなっていることから、RAの任務の明確化及び研究チームの中での位置づけ、募集方法、成果発表の方法、任用機会の公平化について検討を行い、RAの採用にあたり重視している「チームの研究活動の活性化と質的向上に貢献し、当人の研究能力向上が期待できる」という視点を踏まえて、準研究員の委嘱と同時にRAの申請が可能となるよう、2017年度より運用を変更した。

[企業研究所準研究員内訳]

単位：人

	総数	商学研究科	他研究科	商学部兼任講師	他大学兼任講師	その他
2018年度	7	7(4)	0	0	0	0
2019年度	8	8(3)	0	0	0	0
2020年度	9	9(3)	0	0	0	0
2021年度	6	6(3)	0	0	0	0
2022年度	6	6(3)	0	0	0	0

※各年度5月末日現在。

※表中の()は、RA数。

＜点検・評価結果＞

研究費については、各研究チームの研究計画に基づき、柔軟に運用されている。また、教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性については、継続的にRAを採用しており、十分に担保されており、研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されている。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

研究費は各チームの計画に基づき柔軟に運用されているが、本研究所の予算は、資料収集費が約9割を占めている。一方、研究費の割合は、2021年度、新型コロナウイルス感染症の影響もあり僅か2%（研究員一人当たりの研究費は、僅か8,720円）であった。研究活動の促進にあたり、資料収集費と研究費との予算配分の調整が必要である。

＜今後の対応方策＞

予算配分の見直しにあたり、資料収集費については、先ず学内重複あり又は他媒体代替可能な資料を抽出して除却・抹消の可能性を探る取組を行う。次いで、今後の複数年にわたる対応として、学内重複や他媒体代替可能性のない資料の整理を見据えて、中長期的な除却・抹消の判断の目安を策定する取組を行う。

一方で、本研究所で購入している資料は、本研究所の所員のみならず、全学的に利用されていることから、中長期的な施策としては、本研究所が負担している資料収集費を、全学的に負担する方法について検討していくことが考えられる。

＜点検・評価項目②は割愛＞

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

＜評価の視点2は割愛＞

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

＜現状説明＞

○附置研究所における研究活動の状況

企業研究所は、常勤の専任研究員ポストを有しないが、本学の専任教員からなる研究員、これに加えて客員研究員及び準研究員により構成されており、研究員会の議を経て、所長が委嘱することとなっている（中央大学企業研究所規程第6条、第7条）。2022年度の研究員数は以下のとおりである。

[企業研究所構成員の区分および人数内訳数]

単位：人

区 分	人数（人）	資 格
研究員	86	本学の教授、准教授、助教又は専任講師
客員研究員	80	本学専任教員以外の者で研究所の事業遂行上必要と認められる者
準研究員	6	研究所の共同研究に参加を予定された大学院博士課程後期課程在籍者又はこれに準ずる者

発足以来、その研究活動はもっぱら共同研究チームを組織するという形で行われてきており、各研究チームの研究成果は刊行物の発行や研究会の開催等により広く公表されている。また、

国際共同研究の実施や海外研究諸機関との交流、外国人研究者の受入れ等、国際的な研究交流を進めている。

個別研究チームは毎年、およそ10～15チーム（2022年度時点で13チーム）が活発に研究活動に取り組んでいるものの、チームに属さない個人研究員も2022年度時点で10名存在する。また、「国際共同研究チーム」及び「総合プロジェクトチーム」の設置も制度化されているものの、現在、該当するチームはない。

[研究チーム一覧（2022年度）]

No	研究チーム名	主査	研究期間	人数		
				研究員	客員研究員	準研究員
1	世界金融危機後の各国の金融制度・金融規制・金融政策の比較研究	高橋 豊治	2016.4.1～ 2023.3.31	15	11	0
2	日本におけるスポーツスポンサーシップの効果に関する研究	渡辺 岳夫	2017.4.1～ 2023.3.31	6	2	0
3	新たな事業モデルと経営課題に関する研究	日高 克平	2017.4.1～ 2023.3.31	13	8	2
4	地域医療における情報化と病院経営に関する研究	斎藤 正武	2017.4.1～ 2023.3.31	9	7	0
5	最新の情報技術によるビジネスプロセスの革新	堀内 恵	2017.4.1～ 2023.3.31	5	6	0
6	管理会計と組織能力の向上についての研究	潮 清孝	2018.4.1～ 2023.3.31	7	1	0
7	グローバル競争の進展と流通・都市の変容	佐久間英俊	2019.4.1～ 2023.3.31	21	14	2
8	戦後日本と世界の政治・社会・経済・産業—日本・アジア・欧米諸国の比較史的分析から—	宇田川幸大	2020.4.1～ 2023.3.31	6	6	0
9	グローバル消費者とグローバル・マーケティング戦略	三浦 俊彦	2020.4.1～ 2023.3.31	8	4	1
10	企業の会計・財務行動と社会システムの経済分析	大沼 宏	2020.4.1～ 2023.3.31	4	2	1
11	企業行動と社会経済制度の理論と実証	江口 匡太	2021.4.1～ 2024.3.31	9	2	0
12	企業と消費行動における社会的責任（CSRとSRCB）	武石智香子	2022.4.1～ 2025.3.31	4	3	0
13	リスク管理における定量的手法の研究	高岡浩一郎	2022.4.1～ 2025.3.31	6	6	0

企業研究所における刊行物の発行状況は以下のとおりである。

- ・研究叢書 既刊 42 冊
- ・翻訳叢書 既刊 15 冊
- ・企業研究 （年2回発行）既刊 40 号
- ・研究活動年報 （年刊）
- ・リサーチペーパー 既刊 24 冊
- ・ワーキングペーパー 既刊 63 冊
- ・ワーキングペーパー オーラルヒストリーシリーズ 既刊 5 冊

企業研究所では共同研究を基本として、企業に関連した学問領域を広く研究し、その成果を研究会、シンポジウム、講演会等で発表するとともに、機関誌等の刊行物としてまとめ、研究の量と質の双方の向上に努めている。

共同研究は、個別テーマ毎に研究チームを組織し行っている。研究期間は原則3ヵ年としているが、研究上の必要がある場合には、研究員会の了承を得て、通算して5ヵ年を超えない範囲で延長することを認めている。研究成果は、原則として、研究期間終了後1年以内に、編集・出版委員会の議を経て、『研究叢書』または『企業研究』の特集として公表するものとしている。ま

た、研究期間経過中でも、『企業研究』等に研究成果の一部を発表することができる。

『企業研究』については、年間2冊のペースで刊行している。各巻、質量ともに十分な本数の投稿論文を掲載している。しかしながら、毎号の特集の組み方に工夫が必要である。これまでは、チーム研究の成果がまとまったところで特集を組む形式をとってきたが、今後は特集のテーマを決めた上で論文を募集することも検討している。

『企業研究』への研究所所属の準研究員及び商学研究科博士後期課程に在籍する学生からの投稿論文については査読制度を設けている。これは全学で初めて制度化したものであり、他の研究所や大学院においても順次査読制度が浸透していることから、先駆的な取り組みであったと評価できる。しかしながら、学内誌において査読制度が一般化している現状においては、査読時期や期間、さらには査読水準等について他の学内研究誌との調整が必要な場合も出てきている。特定分野の教員に幾つもの学内研究誌から査読依頼が殺到する事態も生じており、査読制度を有する学内誌編集委員会との調整も必要である。それに関連して、査読の基準の明確化・標準化を進めていくことについても、今後における検討の余地がある状況となっている。

多様な研究者との研究交流の機会・促進にあたっては、各分野別の公開研究会の開催、関連分野における合同シンポジウムの開催に積極的に取り組んでいる。また、各研究チーム単位では、海外企業調査の一環として海外の研究機関との国際交流や国際共同研究に取り組んでいる。また、海外から研究者が来日した際には、公開研究会のゲストスピーカーとして招聘している。しかし、海外企業調査を主体とする研究チームに関しては、予算面での支援は決して十分なものとはいえず、限られた予算の中で、活動の範囲が制限されている現状もあり、国際交流を促進する体制が必ずしも十分とはいえない。

○学外競争的研究資金の獲得状況

現在のところ、学外競争的研究資金に関する特段の実績はない。

<点検・評価結果>

本研究所の研究活動および研究成果報告については、共同研究チームでの活動を中心に活発に行われている一方、国際的な研究者交流の促進にあたって十分な研究費が確保できておらず、予算配分に関する検討を引き続き行う必要がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

研究活動の一環で海外企業調査を計画しているチームが多い一方で、本研究所は、予算における資料収集費の割合が約9割、研究費の割合が約1割となっており、海外調査にあたって十分な補助費が捻出できない状況である。

本学の中長期事業計画である中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下で設定される単年度ごと・組織ごとのアクションプランや、年次自己点検・評価活動に基づき、本研究所では、「研究者の研究能力の向上と、それによる優れた研究業績の蓄積」に不断に取り組んでいるものの、途上である。例えば、研究所の紀要（『企業研究』）への一般論文の投稿数は、3カ年平均で6本程度を推移しているが、これは研究員の総数の1割にも満たない数である（この背景として、企業研究所が主な対象としている分野においては、著名な学会誌に査読付き論文を発表するこ

とが研究業績として評価されるため、『企業研究』での発表意欲を高めることが容易ではないことによる)。

「所内の研究者交流の活性化」に関し、現在は研究チーム内では構成員間で密接に研究交流がなされているものの、研究チーム間での研究交流は十分ではない状況が続いている。この背景として、本研究所は、経営、会計、商業、金融、経済などを中心としながらも、社会科学全般に渡る多様な分野を専門とする研究者から構成されていることが挙げられる。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で対面開催の会議等が減ったことにより、チーム横断的な対話の機会が相対的に少なくなっている。

<今後の対応方策>

予算配分の見直しにあたり、資料収集費については、先ず学内重複あり又は他媒体代替可能な資料を抽出して除却・抹消の可能性を探る取組を行う。次いで、今後の複数年にわたる対応として、学内重複や他媒体代替可能性のない資料の整理を見据えて、中長期的な除却・抹消の判断の目安を策定する取組を行う。

「研究者の研究能力の向上と、それによる優れた研究業績の蓄積」が途上であることについて、近年、次の施策により課題解決を目指してきた。たとえば、①国内外の優れた研究者を招聘した公開研究会を頻繁に実施すること、②最新で高度な研究手法の理解・習熟を目指してチュートリアル・セミナーを定期的を実施すること、③海外の優れた研究者を客員研究員・客員教授として招聘すること、④国内外の優れた研究者を客員研究員として招聘し、本研究所における研究活動の改善に恒常的につなげることなどである。これらの施策を継続的に実施することにより、研究者の研究能力の向上と、それによる優れた研究業績の蓄積を継続的に図っていくこととする。さらに、今後、⑤所員の『企業研究』への投稿意欲を高めるため、たとえば、学会査読誌に投稿する前段階としての先駆的・萌芽的な研究を紹介する特集を実施することなどを試みたい。

「所内の研究者交流の活性化」に対しては、2022年度より、本研究所の研究員にとどまらず広く研究者を対象に、研究交流を行う場を設ける予定である。具体的には、自身や専門分野における研究について(必ずしも専門ではない)研究員に平明かつ興味深く紹介した後、自由闊達に議論し交流する。これにより、研究所内外の研究者との研究交流を促すこととする。

◇社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

<評価の視点3は割愛>

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

<現状説明>

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

「社会に開かれた研究所」を目指し、市民や学生等広く参加者を募り、その時々々の社会問題

を統一テーマとして、著名な経営者や所属研究員を講師とした公開講演会を駿河台記念館において開催している。なお、2020年度は新型コロナウイルスの影響により中止となった。

また、チーム研究の成果を広く社会に情報発信するため、多摩キャンパスや都内のキャンパスで公開シンポジウムを開催している。公開シンポジウム及び公開講演会の開催に際しては、一般市民の関心に沿ったテーマを設定している。

[公開講演会テーマ一覧 (2017年度～2021年度)]

回	開催日時	共通テーマ	参加者数
第26回	2017年7月1日(土)	カネのグローバル化を考える —国際税務の視点から—	60
第27回	2018年7月7日(土)	企業・都市の経営戦略	124
第28回	2019年7月13日(土)	情報が作り出す未来	100
第29回	2021年7月3日(土)	社会と企業の持続可能性を探る —地球環境と老舗企業の出会い—	35

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

現在のところ、学外組織との連携協力による教育研究については、特に行っていない。

<点検・評価結果>

「社会に開かれた研究所」を目指し、毎年公開講演会を実施しており、積極的に社会連携・社会貢献の取組みを行っており、適切である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

2021年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、初のオンライン形式での開催となった。しかし、例年の主な参加者層（60～70代の本研究所OB・OG）は、オンライン会議のツール等に馴染みがなく、結果として参加者数が減少した。

<今後の対応方策>

2022年度もオンライン形式での開催となるため、従来の参加者層に加え、学生への周知も積極的に行う。具体的には、各研究員に協力を依頼し、授業やゼミの履修生に開催概要を案内するとともに、商学研究科博士後期課程在籍者にメールでご案内を行い、より多くの方に参加いただけるよう取り組んでいく。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

＜評価の視点3については全学項目のため割愛＞

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

＜現状説明＞

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

企業研究所の研究活動に必要な事務体制として独立した組織は有していない。経済研究所・企業研究所・社会科学研究所・人文科学研究所・政策文化総合研究所の5研究所の研究活動を支える事務組織として研究所合同事務室が設置され、5研究所の事務を所管する体制となっている。

現在、研究所合同事務室は、庶務課及び資料課の2課体制となっており、各々、5研究所の庶務業務と研究資料収集・管理業務を分掌している。事務組織の人員体制としては、事務長（庶務課長事務取扱兼務）1名のもと、庶務課は、専任職員4名、派遣職員1名、パートタイム職員2名、資料課は、専任職員2名（資料課長1名を含む）、派遣職員2名、パートタイム職員6名で構成されている。

庶務課においては、実際の研究活動に対してきめ細かく総合的な支援を行うため、1研究所1担当者の専属担当制を採用してきたが、従来の“1研究所1担当者制”による研究支援体制は、一方で、業務の属人化によるリスクやデメリット、具体的には、担当者不在時及び定期人事異動時の支援レベルの低下、業務改善の促進及びスタッフの有効活用が進みにくい等の問題点も潜在的に抱えてきた。

このようなリスクやデメリットを回避・軽減する観点から、2017年頃より業務グループ制の導入が検討され、1つの研究所事務業務について、メイン・サブの複数担当者制を実施するに至った。また、それとともに、Aチーム（選挙・研究会担当）・Bチーム（叢書刊行・外国人研究者受入れ担当）体制を敷き、5研究所に共通する業務のうち比較的専門性が高く、長いスパンで時間を取る業務の切り出しを行うことにより、庶務課専任職員4名が2名ずつに分かれてチームを編成することとなった。以上の体制変更によって、前述の属人化によるリスクやデメリットへの対応のみならず、業務効率の向上や業務遂行漏れに対する管理徹底が図られた。さらに、Aチーム・Bチームの指示のもと、派遣職員が5研究所横断的な研究会開催支援や刊行物発送等の業務を担うことで、専任職員の業務負担軽減につながった。

＜点検・評価結果＞

以上のように、研究所の運営に必要な事務組織が設けられている。人員配置の適切性については、業務効率化を図るための方途の検討・実施を行う等、配置された状況下において適切な業務分担が行われており、機能している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

以上

人文科学研究所

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究所の目的の設定とその内容

人文科学研究所は、1979年4月1日、大学附置の研究所として開設された。

研究所の設置目的は、「人文科学に関する共同研究を行い、学術の進歩発展に寄与すること」（中央大学人文科学研究所規程第2条）である。人文科学は、思想、歴史、文学、芸術など多様な学問分野を含むが、人文科学研究所では、設置目的を達成するためにそれぞれの個別分野の共同研究を進めるとともに、学際的な共同研究にも重点を置いている。個別分野、学際的な研究とともに、共同研究の方法により、研究者個人では達成できない、新しい視点を持った重厚な研究成果を生み出してきている。

以上の理念・目的を達成するために、以下の事業を行っている（同規程第3条）。

- ①人文科学に関する共同研究及び共同調査
- ②研究・調査に必要な図書及び資料の収集・管理
- ③研究・調査の成果及び資料の刊行
- ④研究会・講演会等の開催
- ⑤その他研究所の目的を達成するために必要な事業

○大学の理念・目的と研究所の目的の連関性

人文科学研究所では、それぞれの個別分野の共同研究を進めるとともに、学際的な共同研究にも重点を置き、研究所設置の目的である「人文科学に関する共同研究を行い、学術の進歩発展に寄与すること」の達成を目指している。これは、「学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献する」という大学の理念・目的に通じるものとなっている。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の目的は、人文科学分野の共同研究をもって学術の進歩発展に寄与することとなっており、大学の理念・目的と密接に関連し、適切に設定されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大

学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年度機関別認証評価受審の際には、本研究所に対する指摘事項等はなかった。

本研究所独自に中期的な計画は策定していないものの、本学の中長期事業計画である中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下で設定される単年度ごと・組織ごとのアクションプランや、年次自己点検・評価活動に基づき、活動を推進してきた。特に年次自己点検・評価活動においては、研究活動の更なる活性化のため、「研究活動の円滑化」「限られた予算をいかに有効活用していくか」に注力し、所員に対するアンケートに基づき、明確な単年度目標や実施計画の設定を行い、着実に改善を進めてきたところである。

また、2021年度に策定された中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）においては、研究所全体の課題として次の2点が整理された。

- ①研究所全体の研究成果を一覧できるしくみや活動状況を可視化するための指標設定がない
- ②準研究員（大学院学生）が研究者として自立するため方策とその実施についての活動状況を可視化するための指標設定がない。

この認識のもと、以下の4点について、今後研究所全体として取組みを推進することとなった。

- ①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信
- ②研究所の活動指標の設定
- ③研究成果の社会実装の促進
- ④準研究員の増加

今後はこれらに対して、研究所の特性等に配慮しながら、優先度をつけて取り組むこととし、まずは「研究所の活動指標の設定」に着手していく。しかし、その具体的なスケジュールや方向性については、現段階で決まっていない状況であり、今後の検討事項となっている。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所は、現状における問題点改善への施策の設定・実行については、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」下での活動、年次自己点検・評価活動を通じて継続して取り組んできている。しかし、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）で明示されている研究所全体・各研究所において推進すべき取組みについては、その具体的なスケジュールや方向性等が定まっていない状況である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」第2版において、本研究所において推進すべき取組みが4点（①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信、②研究所の活動指標の設定、③研究成果の社会実装の促進、④準研究員の増加）挙げられているが、具体的な取組

みが進んでいない。取組みにあたっては、本研究所だけで検討できない内容も含まれることから、研究所間で情報共有等を行い足並みをそろえつつ、本研究所の専門とする研究領域の特性にも配慮しながら取組みを進める必要がある。

特に、優先的に進めることとしている「研究所の活動指標の設定」については、本研究所における特有の課題として、他研究所では義務化している研究成果の公開が「共同研究」チームにしか課されていないという現状がある。まずは活動指標を設定するための前提として、研究チームの研究成果公開について今後新たに取組みを進める必要がある。

<今後の対応方策>

本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）において、本研究所において推進すべき取組みの4点のうち、優先的に進めることとなっている「研究所の活動指標の設定」については、各研究所の所長間、各研究所の会議体、事務担当者間で、各々の取組みの進捗を適宜共有を行い、各研究所において取り組んでいく。

本研究所の研究チームに関して、「研究活動の指標設定」の前提となる研究成果の公開が課されていない点については、全研究チームが研究成果を公開する体制を構築する。まずは研究チームが「どのような研究活動を現在行っているのか」について、適宜公開できる体制の構築から取り組む。そのために、現時点で公開可能な研究成果については積極的に本研究所公式 Web 等で公開を行う。また、さらに研究活動状況の可視化を進めるために、公開での研究会・講演会実施の促進、もしくは『人文研紀要』へ論文を投稿するよう促していく。その具体的な方法について、2022年度中に方向性を定め、2024年度までに導入できるよう、アンケートの実施や各種委員会での検討を進めていく。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②④については割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、6～7については割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○研究所における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

自己点検・評価活動に関しては、人文科学研究所組織評価委員会がこれを担っている。委員構成は、人文科学研究所長が委員長を、研究所の運営全般（事業計画の作成・執行、予算案作成及び予算の執行に関すること含む）の審議を担う運営委員の中から互選された者が委員を兼務し、年度における自己点検・評価活動を行っており、それに基づく改善・向上を実施している。

例えば、自己点検・評価活動の中で本研究所の課題として抽出された「限られた予算をいかに有効活用していくか」という点については、継続的に所員へのアンケートを行い、「実態やニーズ」を把握した上で改善を積み上げ、研究活動を推進してきた。具体的には、①予算執行方法の見直し、②所長裁量枠予算の活用方法の見直し、③予算執行状況の共有等であり、この取組みを通して執行率は年々上昇していた（2017年度 63.4%、2018年度 71.6%、2019年度 67.9% ※2019年12月より新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった研究会や調査

が多く、予定通り実施されていれば、80%を超えていた。なお、2020年度、2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大下のため、比較対象としていない。

また、「グローバルで幅広い研究活動の推進および発信力強化」という課題については、①国外調査・研究に関する取扱い要領の改訂、②英語版ウェブサイトの充実化、③ネイティブチェック料の導入、④学会発表に伴う出張旅費の申請の導入及び促進、に取り組んだ。結果、①については2021年度より改訂版を運用開始、②については、英語版ウェブサイトの掲載（更新）件数について、目標値である前年度比2倍を達成した。③については2021年度よりネイティブチェック料支給に係る規程を整備の上、2021年度からの運用を開始した。④については新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、出張自体が難しく、進めるのが困難な状況であった。そのうち、②の英語版ウェブサイトの充実化を契機として、ケンブリッジ大学ケンブリッジ言語科学学際研究センターとの機関間協定締結を実現したことは、大きな成果であった。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の点検・評価は毎年度定期的に行っており、それに基づき着実な改善・向上を積み上げており、内部質保証の観点から有効に機能しているといえる。

<長所・特色>

所員へのアンケート調査を活用して「実態やニーズ」を把握した上で、各種委員会での検討を通じ、問題点の洗い出しや、それに対する改善を積み上げつつ、毎年度の活動を実施している。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

今後も継続して設問を見直しながら所員へのアンケート調査を行い、「実態やニーズ」を把握した上で、各種委員会での検討を通じ、問題点の洗い出しや、それに対する改善を積み上げることで、本研究所の内部質保証サイクルの質的向上を図っていく。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

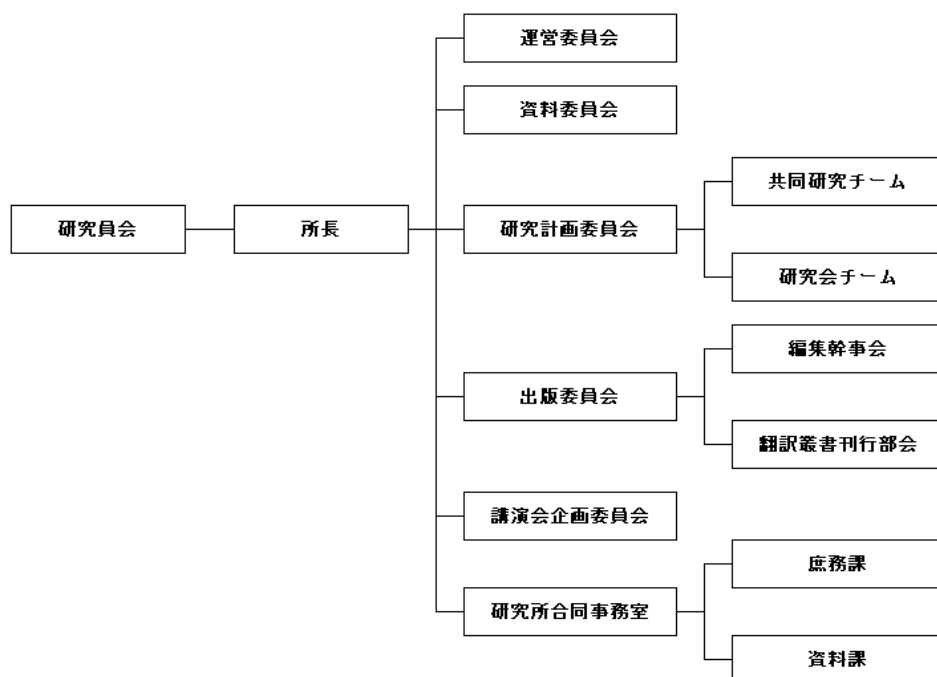
評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○研究所の構成と大学の理念・目的との適合性

人文科学研究所には、所長、運営委員会、研究員会等が置かれている。運営委員会は、所長が招集し、年6～7回開催され、研究所の運営に関する事項全般について、審議・決定している。

[人文科学研究所組織図]



研究員会は年3～4回開催され、運営委員会で審議・決定された事項及び研究活動全般に関わる事項について、研究員の意見を徴し、研究活動に反映させることになっている。また、研究所活動を円滑に遂行するために、研究チームの主査等による各種委員会を設けている。

なお、2020年12月に「中央大学における人を対象とする研究倫理に関する規程」が理事会にて承認され、「人を対象とする倫理」審査については全学委員会が設置されることとなった。これを受け、本研究所に設置されていた「人を対象とする研究」倫理審査委員会は2022年4月をもって廃止した。

①所長

所長については以下のとおり定められている。

資格・選出：本学専任教員のうちから、研究員会で投票により選出した者を学長が委嘱

機能・権限：研究所業務の掌理

規程：人文科学研究所規程第5・6条

任期：3年、再任を妨げない。

②委員会等

研究員会及び委員会等の構成は、以下のとおりとなっている。

a. 委員の構成 b. 機能・権限 c. 根拠規程等

・研究員会

a. 研究員。2022年5月1日現在、139名

b. 運営の基本方針に関すること、事業計画に関すること、所長の選出に関すること、予算申請案に関すること、その他研究所の運営に関する重要なことの審議

c. 同規程第10・11条

- ・運営委員会
 - a. 所長、研究会で互選した者5名、共同研究チームの主査、資料委員長、事務長。2022年度は9名。任期は2年で、再任を妨げない。
 - b. 研究所の運営に関する事、事業計画案の作成及び事業計画の執行に関する事、予算申請原案の作成及び予算の執行に関する事の審議
 - c. 同規程第12・13・14・15条

- ・資料委員会
 - a. 研究会において選出した者について、学長が委嘱する。2022年度は9名。任期は3年で、再任を妨げない。
 - b. 図書・資料の収集・管理
 - c. 同規程16条

- ・研究計画委員会
 - a. 所長、研究会において互選された運営委員、共同研究チームの主査、研究会チームの責任者、資料委員長、事務長。2022年度は43名。任期は1年で、再任を妨げない。
 - b. 研究計画の立案に関する事の審議
 - c. 同規程第17条、研究計画委員会内規

- ・出版委員会
 - a. 研究会において互選された運営委員のうちから運営委員会で選出された者2名、共同研究チーム及び研究会チームの研究員のうちから推薦された者各1名。2022年度は41名。任期は1年で再任を妨げない。
 - b. 紀要・叢書の編集・発行に関する事の審議
 - c. 同規程第17条、出版委員会内規

- ・編集幹事会
 - a. 出版委員会委員のうち運営委員会で選出された者2名、当該年度及び次年度に研究叢書を刊行予定のチームの委員、当該年度に紀要原稿投稿者の多いチームの委員。2022年度は10名。
 - b. 当該年度の紀要・叢書・ブックレットの編集・発行に関わる事の審議
 - c. 出版委員会内規第6条

- ・翻訳叢書刊行部会
 - a. 出版委員会委員のうち運営委員会で選出された者2名、互選された者若干名、部会が必要と認めた審査委員若干名。2022年度は10名。任期は1年で再任を妨げない。
 - b. 翻訳叢書の基本方針に関する事、翻訳叢書の編集・発行の可否に関する事の審議
 - c. 出版委員会内規第7条

- ・講演会企画委員会
 - a. 運営委員会で互選した者2名。任期は1年で、再任を妨げない。
 - b. 人文科学研究所主催の講演会の企画・立案
 - c. 規程17条

このように、人文科学に関する共同研究を通して、学術の発展に寄与するための研究活動を行うために必要な体制を整え、その運営を行っており、大学の理念・目的を実現するために適切なものとなっている。

○研究所と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

組織的に学問動向、社会的要請、国際的環境への配慮等は特段行っていないが、研究チームの取り扱う研究テーマについては、研究員の個々の専門領域をベースとして柔軟に設定されるものであり、普遍的な研究テーマから時代のニーズをとらえたテーマまで幅広いものとなっている。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所長の下、各種委員会を置き、大学の理念・目的や研究所の目的を実現するための研究活動を推進するために適切な体制となっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

研究所の構成については、必要に応じて適宜見直しを行っている。具体的な事例としては、全学的な「人を対象とする研究」に関する倫理審査体制が2021年度に整備されたことに伴い、人文科学研究所独自に設置されている「人を対象とする研究」倫理審査委員会について、2022年4月に廃止したことがあげられる。

<点検・評価結果>

以上のとおり、必要に応じて、適切に組織体制の見直しを行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教育研究等環境

<点検・評価項目①②については全学項目のため割愛>

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

<評価の視点2～3については割愛>

評価の視点1： 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

<現状説明>

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

人文科学研究所の資料コーナーは、書庫内に設けられ、研究チームに必要な資料を適切に整備し、研究に供している（本研究所の書庫使用面積は181.44㎡）。研究所資料は全学的蔵書の一部として中央大学研究所図書調達規程、中央大学研究所図書管理規程を準用し管理されているが、その使用は研究チームが優先することとなっている。

研究所資料は、資料委員会及び各研究チームで選定し、多岐の分野にわたっており、その数は、現在までに雑誌等936タイトル、図書資料（固定資産）41,748点である。これらの資料は、研究所合同事務室資料課において整理・登録され、研究員に広く利用されている。

また、図書等の資料の収集は、各研究チーム及び資料委員会によって行われており、各研究チームにおいては、配分された予算の中でそれぞれの研究遂行に必要な図書を選定し収集を行っている。

人文科学研究所に設置される資料委員会は、研究所全体にとって必要な図書等を選定し収集することを任務とする委員会であり、逐次刊行物及び辞典・目録等のいわゆるレファレンス関連図書を中心とする選定・収集を行っている。そのため資料委員会委員は、文学・歴史学・哲学・教育学など各分野から選出され、それぞれの専門分野で必要な図書等を選定するよう努めている。ただし、近年、図書の多様化が進み、必ずしも従来の辞典・目録の範疇で捉えきれない参考図書が増えている。

図書の選定に際しては、中央図書館をはじめとする学内諸機関との重複を避けるよう配慮がなされており、現在、5つの研究所間で研究資料の重複購入に関するガイドラインが設定されている。また、研究チームの収集する図書に関しては、各研究チームに図書の選定が任されているが、学内における重複図書については、研究上の必要が極めて高い場合を除いて原則として認めないようにし、重複購入が最小限となるよう努めている。

[図書・資料冊数（2022年3月31日現在）]

		単位：冊		
		和書	洋書	計
2021年度受入数	購入	202	270	472
	製本	0	0	0
	受贈	4	0	4
	その他	0	0	0
	計	206	270	476
総蔵書		13,206	28,542	41,748
非図書資料（内数）		(1,198)	(825)	(2,023)

[「非図書資料」の内訳 (2022年3月31日現在)]

単位：点

	和書	洋書	計
マイクロフィルム	1,140	598	1,738
マイクロフィッシュ	0	5	5
CD	0	2	2
CD-ROM	53	216	269
DVD-ROM	5	4	9
計	1,198	825	2,023

[雑誌タイトル数 (2022年3月31日現在)]

単位：タイトル

		和雑誌	洋雑誌	計
2021年度 継続受入タイトル数 [雑誌]	購入	48	165	213
	受贈	45	2	47
	計	93	167	260
総タイトル数		423	513	936

*総タイトル数は所蔵タイトル総数で、非継続、誌名変更、廃刊などの雑誌・新聞を含む。

*上の他に電子ジャーナル(購入洋雑誌)を5誌購読。

なお、研究所資料の利用環境を整備するため、資料委員会図書と研究チーム図書について、図書館システム・CHOIS蔵書検索(OPAC)で公開している。

このように研究活動に必要な図書資料を適切に整備している一方で、欧米資料の恒常的な原価上昇や外国為替相場の円安傾向による資料費の逼迫や、書庫狭隘化等の課題を抱えており、継続的にその対処に努めている。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所全体、各研究チームにおいて必要な図書を選定する仕組みを有している。加えて、中央図書館をはじめとする学内諸機関(他研究所含む)や、研究チームで購入する図書においても重複を避けるためのルールを整備しており、限られた予算の中においても、研究活動に必要な図書等が適切に整備されている状況となっている。

一方で、欧米資料の恒常的な原価上昇や外国為替相場の円安傾向による資料費の逼迫や、書庫狭隘化等の課題を抱えており、継続的に対処に努めている。

<長所・特色>

本研究所で受け入れている図書・資料のうち、例えば、2021年度の受入実績において、本研究所の固定資産図書の受入総数476冊中、研究チームで購入した図書・資料は7割強を占める343冊となっている。また、その内容については、18の研究チームによる様々な専門分野により構成されており、これらの図書は、本研究所の研究チームによる研究活動を下支えするのみならず、本学総体における、人文科学の研究・教育に有用なものとなっている。

<問題点>

欧米資料の恒常的な原価上昇や外国為替相場の円安傾向により、資料費が逼迫し、研究チー

ム図書以外では新規の資料購入希望受け付けがほとんどできなくなっており、既存の継続資料の見直しを行い、対応している状況である。したがって今後、シリーズとして収集してきた資料が継続中止となることで、蔵書としての利用価値が低くなるなどの弊害が起こる可能性がある。

また、本研究所の所蔵図書は（継続受入図書・資料を中心として）基本的に年々増加することから、書庫狭隘化は本研究所書庫の抱えるもっとも大きな問題である。2021年度末時点において、本研究所書庫内書架の図書・資料の占有率は92.38%となっている。また、書架に配架できずに仮置きされているものを含めてカウントすれば94.64%となっている。そのため、新規に受け入れた資料を所定の書架に配架することが困難となり、書庫利用のサービスに悪影響の生じることが懸念される状況にある。

<今後の対応方策>

引き続き、図書を充実させることで、本研究所の研究チームによる研究活動を下支えするだけでなく、本学総体における人文科学の研究・教育に有用な環境整備を進める。

資料費の逼迫については、資料費予算総額の増額は見込めない状況であるため、資料費支出を研究所において許容される範囲内での必要最低限にとどめ、場合により継続資料の購入中止を行う。また、利用頻度の多寡をベースに継続資料の一部購入中止を行うなどして継続受入資料購入のための費用を確保する。一方、研究所全体の問題として、今後の資料収集のあり方について検討し、資料費予算をはじめとする各費目の予算配分について調整を行う。

書庫の狭隘化については、本研究所の資料委員会としては次の取組みを行う。まずは、本年度の対応として、学内重複あり又は他媒体代替可能な資料を抽出して除却・抹消の可能性を探る。次いで、今後の複数年に亘る対応として、学内重複や他媒体代替可能性のない資料の整理を見据えて、中長期的な除却・抹消の判断の目安を策定する。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

<現状説明>

○研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

研究所書庫は日本比較法研究所、経済研究所、企業研究所、社会科学研究所、人文科学研究所、政策文化総合研究所の6研究所で利用している。座席数は34席、情報検索設備としてはPC3台を、視聴覚機器としてはマイクロリーダープリンタ3台を設置している。開館時間は月曜日から金曜日までが9時30分から17時、土曜日が9時30分から12時となっている。本研究所の書庫使用面積は181.44㎡である。研究所資料は全学的蔵書の一部として中央大学研究所図書調達規程、中央大学研究所図書管理規程を準用し管理されているが、その使用は研究所の構成員が優先することとなっている。詳細は、「点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。」を参照されたい。

研究員が使用できる施設・設備としては、チーム内の打合せや研究会、シンポジウム開催に使用できる会議室が多摩キャンパスに4部屋確保されており、最大で70名余りの人数を収容可能である。また、本学の都心キャンパスを含め、必要に応じて他部署が管理する施設も使用

することが可能であるため、外部者との研究交流も活発に行うことができる。なお、会議室にはポータブルのプロジェクタ、PC、ICレコーダー等の機器備品が整備されている。また、他研究所と共同して無線LANアクセスポイントを設置し、複数台の同時接続を可能とする仕様としており、公開講演会をはじめ各種研究会にてリアルタイムの情報を効率的に収集しながら研究活動等を行える環境となっている。

また、2020年以降の新型コロナウイルス感染症拡大下においては、オンライン会議システムを利用しての会議や研究会開催が主流となってきたため、2021年度に、360°カメラ、マイク、スピーカーが一体となった会議システムを1台整備した。

<点検・評価結果>

以上のように、限られた予算の中で、研究員の研究活動を支援する環境（インターネット環境や会議室の利便性の向上）や条件を適切に整備し、研究活動の促進を図っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

2022年度における研究所の経常予算総額は36,633(千)円で、内、人文科学研究所という予算単位内で計画や諸科目へ組み替え、流用可能な経常支出予算は21,413(千)円である。これは大きく分けて研究計画予算と資料委員会予算、その他から構成されるが、そのうち研究計画予算は9,348(千)円であり、これを各研究チームに配分してそれぞれの研究費としている。

1) 研究費

研究チームは、現在、「共同研究チーム」1チームと「研究会チーム」38チームがある。このうち「共同研究チーム」は特に専門分野を異にする研究員から構成されている。2022年度における研究費配分額として「共同研究チーム」の1チームは上限を430(千)円、「研究会チーム」については上限を270(千)円とし、上限を下回る予算申請をしたチームは申請額を配分している。また、研究チームへ配分されている研究費は、研究活動に必要な図書費、講演料、研究旅費に支出が可能となっているが、おおそ講演料・資料購入費にあてられており、各チームの研究テーマに沿った使われ方がされている。また、用途として、各チームの独自性を尊重し、会合費以外の支出を認めていることから、研究の特性に応じた柔軟な運用がされているといえる。

①研究旅費（調査、研究等）

*旅費支給基準

a. 国内

中央大学旅費規程、旅費内規に準じて交通費、宿泊費および諸経費を支給する。旅費は、チームの配分予算のなかから支出するものとし、所長が決裁することを条件として、上限を設けない。

b. 海外

運営委員会の議を経ることとし、所長の承認を必要とする。

支給対象は本務校のある客員研究員及び準研究員を除いた研究員のみとしている。交通費は、東京－那覇市間の出張旅費を超えない範囲で実費支給することができ、宿泊費、諸経費は、中央大学旅費規程に定める金額を、2泊3日を限度として支給することができる。

これらの旅費については、所属するチームの配分予算のなかから支出するものとし、海外旅費に関しては、予算額の50%を上限とする。

なお、学内の他制度からの旅費支給と重複して支給しないこととしており、学会、研修会、教育、視察、国際会議を目的とする出張については適用しない。ただし、国内で行われる学会で研究成果を発表する場合については適用される。また、出張終了後はすみやかに研究所所定の報告書を提出しなければならない。

②講演料

外部講師のみに支給し、中央大学専任教員・研究員・客員研究員・準研究員には支給しない。

なお、毎年11月頃に各チームの研究の進捗状況を確認し、必要に応じて予算の再配分を行い、研究費の有効活用に努めている。

○ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

文献及び資料の整理、データ入力等研究チームの研究の進展のために、人文科学研究所では、研究チーム責任者の申請により、研究チーム内の準研究員（本学大学院博士課程後期課程在籍者）の中から2020年度6名、2021年度5名、2022年度2名のRAを採用している。なお、RAに係る経費は、大学院事務室予算から支出される仕組みとなっており、予算額の関係から人数や就業時間について制約があるものの、継続的な採用を行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大下において、オンラインによる研究活動が主流となった。オンラインでの研究会開催にあたっては、Google フォームを活用した参加者募集およびWebex 等をはじめとするオンライン会議システムの活用等、各チームの研究員の責任のもと開催から終了までを行う必要がある。このため、オンライン研究会を実施するためのマニュアル「オンライン研究会の開催について」を新たに作成し、研究員が閲覧可能な授業支援システムmanaba上に掲載した。このマニュアルには、参加者募集から研究会終了までの方法についてとりまとめて掲載し、各研究員の責任の下、スムーズな研究会開催ができるように示している。

<点検・評価結果>

研究所の研究費については、各チームの研究テーマに沿い、研究内容の特性に応じて柔軟な

運用がされている。また、教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性については、継続的にRAを採用しており、十分に担保されている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大下におけるオンラインによる研究活動に対する支援についても、速やかにマニュアルを整備するなど、その支援に努めている。

以上のように、研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されている。

<長所・特色>

研究費の使途として、各チームの独自性を尊重し、会合費以外の支出を認めていることは、研究活動への制約を最小限とすることにつながり、活発な研究環境の土台となっている。

<問題点>

各研究チームの研究費予算配分は、申請内容を踏まえつつも、ほぼ一律に配分されている。一方で執行率は0%から100%に近いものまで、チームによってかなり差があり、研究所全体の予算執行率を下げる要因となっている。各チームには、より実態にあった予算申請をするよう注意喚起するとともに、研究予算の有効活用を促す必要がある。

オンラインによる研究活動への支援については、オンライン研究会を実施するためのマニュアル「オンライン研究会の開催について」を作成し、各研究員の責任の下がスムーズな研究会開催ができるように示し、manabaにて掲載している。しかしながら、新しいツールやシステムの活用については研究員間でも個人差があり、スムーズに遂行できないケースも見受けられる。

<今後の対応方策>

各研究チームの独自性を尊重し、研究活動への制約を最小限とする方針を堅持することで、活発な研究環境の維持・向上を進める。

次年度予算計画書作成の際に、前年度の予算執行率、執行内容を改めて周知し、実態にあった予算申請をするよう注意喚起を行う。また、これまでは年2回、その時点での執行率を研究チームの責任者へアナウンスしていたが、その回数を少なくとも年4回以上に増やしていく。

オンラインによる研究活動への支援については、オンライン研究会を実施するためのマニュアル「オンライン研究会の開催について」のより一層の充実化を継続し、更新をおこなった際は、適宜manabaやメール等を通じて、研究員へ周知を行い、オンラインを活用した研究活動が円滑に行われるよう支援を行う。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

<現状説明>

○附置研究所における研究活動の状況

1) 構成員とチームの現状

研究員の資格は、本学の専任教員のうち、研究所の事業に参加を申請し、研究員会の議

を経て許可された者に与えられる。また、専任教員以外の者にも、客員研究員（学外の研究者で共同研究への参加を申請し、研究員会の議を経て許可された者）、準研究員（大学院博士課程後期課程在籍者またはこれに準じる者で、共同研究への参加を申請し、研究員会の議を経て許可された者）として共同研究へ参加する途が開かれている。

2022年5月現在、研究員は、法学部21名、経済学部19名、商学部19名、理工学部10名、文学部10名、総合政策学部7名、国際経営学部1名、国際情報学部2名、総計139名、客員研究員は205名、準研究員は20名である。

人文科学研究所設置の目的である共同研究を推進するため、各研究員は研究チームに所属する。共同研究の組織には、「共同研究チーム」と「研究会チーム」の2種類ある。このうち、「共同研究チーム」とは特に専門分野を異にする研究員から構成されたチームを指す。

チームの人数は、「共同研究チーム」は7人以上、「研究会チーム」は3人以上の構成員により構成され、いずれも客員研究員と準研究員の合計人数は構成員の半数を超えないことを原則としている。ただし、本学の定年退職者である客員研究員については、ほとんどの場合について本学が研究の本拠地となっている実態を勘案し、この比率を出す場合には、研究員とみなすこととしている（2000年6月8日運営委員会）。また、依願退職した研究員が引き続き同じチームで客員研究員として研究活動に従事する場合、そのチームに限り、構成員比率の適用を例外として研究員とみなしている（2000年6月8日運営委員会）。

研究チームは、研究員の自主的で自由な発意に基づき結成され、自由闊達な共同研究の場が形成されている。

2022年度は、「共同研究チーム」は1チーム、「研究会チーム」は38チーム、合計39の研究チームが活発な研究活動を行っており、共同研究の豊かな成果をあげている。

[研究チーム数]

単位：チーム

	2018	2019	2020	2021	2022
共同研究チーム	3	3	3	2	1
研究会チーム	33	32	37	39	38

※各年度5月1日時点のチーム数

2) 研究期間

研究チームの研究期間は、1期5年以内とし、原則として2期までとなっている。ただし、各期の研究期間内に共同研究が終了しなかった場合は、合計3年まで延長することができる（この延長期間中には、チーム別予算配分は行われない）。

3) 研究活動

研究活動は、各チームが主体的に計画し、①公開講演会・シンポジウム、②公開研究会、③研究会、④合宿研究会・現地調査、⑤談話会等のかたちで実施されている。

[実施回数]

	2017	2018	2019	2020	2021
①公開講演会・シンポジウム	8	10	5	0	2
②公開研究会	52	57	52	30(29)	23
③研究会	14	15	10	20(20)	21(20)
④合宿研究会・現地調査	7	12	10	3	1
⑤談話会	3	1	1	0	2

※うち、オンライン開催については（ ）内に表記

4) 研究成果の公表

研究チームは各期の研究期間内に、研究成果を発表するものとされ、特に共同研究チームは、研究成果を『研究叢書』として発表することが義務づけられている。

刊行物には、『人文研紀要』と『研究叢書』、『翻訳叢書』、『ブックレット』があり、紀要には、「共同研究チーム」及び「研究会チーム」の研究成果が随時発表され、叢書には、「共同研究チーム」及び「研究会チーム」の総合的な研究成果が発表される。また、各年度の研究活動の概要を公表するために、『人文科学研究所年報』が刊行されている。

①研究叢書・翻訳叢書

共同研究チームは、研究活動の成果を『研究叢書』に発表することが義務づけられているが、他の研究会チームも『研究叢書』を刊行している。2021年度までに78冊の『研究叢書』が刊行されている。

このほかに『翻訳叢書』が17冊刊行されている。

[研究叢書・翻訳叢書発行点数]

単位：点

年度	2017	2018	2019	2020	2021
研究叢書	4	2	4	2	2
翻訳叢書	2	0	0	0	0

②人文研紀要

研究チーム及び研究員個人の研究成果は、年数冊刊行の『人文研紀要』に発表されており、2021年度までに100冊が刊行されている。

[人文研紀要発行点数]

単位：点

年度	2017	2018	2019	2020	2021
発行点数	3	3	3	3	3

③人文科学研究所年報

研究チームによる活動記録及び研究所運営に関する事項は『人文科学研究所年報』に年1回報告され、まとめられている。(既刊42号 2021年9月5日付)

④人文研ブックレット

研究会や談話会等で、口頭発表された報告は希望があれば、ブックレットにまとめられ、刊行されている。(既刊38号・不定期)

[人文研ブックレット発行点数]

単位：点

年度	2017	2018	2019	2020	2021
発行点数	1	2	1	1	0

また、研究成果発表に際しては、学術論文としての質を担保するために様々な制度を導入している。研究叢書の掲載論文は研究チーム内で論議の上で掲載されており、紀要の掲載論文はチーム責任者あるいは出版委員による内容確認を受けた上で、編集幹事会の審議を経て掲載されることとなっている。準研究員の論文については研究者としてはまだ途上にあるこ

とを考慮し、査読審査を行っており、一定の教育的効果を得ている。

このように、人文科学研究所は数多くの研究チーム数を有しており、研究成果の刊行物による公表及び講演会、研究会等の研究活動は、全体として活発に行われている。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大下においては、他研究教育組織と同様に①フィールドワークを伴う調査活動が制限される、②海外の研究者を招聘しての研究会・講演会の開催ができない、という状況となった。そういった中でも、オンライン会議システムを利用したオンライン講演会等の実施を行うなどの工夫もしながら、研究活動を続けてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大前と比較すると、調査・研究件数は下がっている（2019年度：72件、2020年度：53件、2021年度：45件【②公開研究会、③研究会、④合宿研究会・現地調査、⑤談話会の合計】）。

しかし、刊行物発行数については、上の表中にもあるように『人文研紀要』3冊、『研究叢書』2冊、『人文科学研究所年報』1冊刊行を行っており、例年と遜色ないものとなっている。また、これらは、本学公式Webサイト上にて全文公開を行っている（『研究叢書』は目次のみ）。

特に『人文研紀要』においては、2020年度は40本、2021年度は41本の論文投稿があった。これは、2019年度の論文投稿数40件と同じ水準であり、新型コロナウイルス感染症拡大下における限られた研究活動・内容の中でも研究を推進するという、研究員の研究意欲の高さを表していると言える。

このほか、外国人講師の受入れ及び研究員の海外派遣状況については、新型コロナウイルス感染症拡大以前は、多彩な外国人講師を招いて、活発な研究活動を行い、毎年、講演会を開催していた。しかし、2020年度及び2021年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、外国人訪問研究者0回、外国人研究者0回、チーム主催の公開研究会0回という結果となった（参考 2019年度：外国人訪問研究者1回、外国人研究者5回、チーム主催の公開研究会8回）。

また、本学では、本学附置の研究所における共同研究の成果をシンポジウムにおいて市民や研究者に公表することを目的とした「学術シンポジウム」を1980年から開催している。現在は、研究員の責任者を中心に研究期間を3年とするプロジェクトチームを組織し、最終年度に共同研究の成果を「学術シンポジウム」の形として広く公開している。運営については、研究員の責任者が所属する研究所が担当研究所として、その運営を担っている。

本研究所は、2018年4月から4年間（通常3年間のところ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特例措置として1年延長）の研究プロジェクト「グローバル文化史の試み」を担当した共同研究の最終年度となる2021年度（2021年12月18日～19日）には、「第28回中央大学学術シンポジウム テーマ：グローバル文化史の試み」として、総括シンポジウムをオンラインにて開催した。

4年間のプロジェクトを新型コロナウイルス感染症拡大にもかかわらず遂行し、総括シンポジウムを開催して、学内外の多様な研究を一つのテーマによって結びつけ、研究の発展に寄与したことは大きな成果であった。

○学外競争的研究資金の獲得状況

現在のところ、学外競争的研究資金に関する特段の実績はない。

＜点検・評価結果＞

以上のように、研究チームは、8学部の専任教員が研究員として所属し、また多くの学外の研究者とともに自主的な発意に基づき結成され、自由闊達な共同研究の場が形成されている。また、研究活動・研究成果の発表については新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも意欲的に行っている。

＜長所・特色＞

研究チームの研究成果の一つである学術論文の質を担保するために次の仕組みを導入している。

①研究叢書の掲載論文は研究チーム内で論議の上で掲載する。

②紀要の掲載論文はチーム責任者あるいは出版委員による内容確認を受けた上で、編集幹事会の審議を経て掲載されることとなっている。また、準研究員の論文については研究者としてはまだ途上にあることを考慮し、査読審査を行っている。

特に、②の準研究員の論文への査読審査については、質を担保するだけでなく、一定の教育的効果をも得ている。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

今後も準研究員の論文への査読審査等の措置を継続して行うことで、学術論文としての質を担保するとともに、準研究員の研究者としての育成も図っていくこととする。

◇社会連携・社会貢献

＜点検・評価項目①は割愛＞

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

＜評価の視点3は割愛＞

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

＜現状説明＞

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

人文科学研究所では、次のような研究成果を社会に還元するとともに、様々な研究活動を通じて貢献している。

1) 公開講演会等

人文科学研究所として、毎年、数回の公開講演会、公開研究会、シンポジウム等を行っ

ている。公開講演会、公開研究会、シンポジウム等には研究員以外の参加も得ているほか、一般にも公開を行っている。主催チーム等の了承が得られた場合は、本学公式 Web サイトに日時と場所を掲載して学内外に参加を呼びかけている。このように本研究所公式 Web 等で周知を行っているものの、一般からの参加は、ほとんど無いのが現状である。

2) 刊行物等

研究成果の社会還元として、『人文研紀要』と『研究叢書』、『翻訳叢書』、『ブックレット』を発刊している。『人文研紀要』は学術レポジトリで全文公開し、『ブックレット』は本学公式 Web サイトで公開している(詳細については点検・評価項目③評価の視点1」を参照)。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

他大学や企業等との連携による共同研究、受託研究等の実績はない。

<点検・評価結果>

研究成果の社会への還元については、①一般市民が参加できる公開講演会、公開研究会及びシンポジウムなどの開催②『研究叢書』、『翻訳叢書』、『人文研紀要』、『ブックレット』および『年報』の発刊、本学公式 web サイト上での公開を通して、適切に行っている。しかし、公開講演会や公開研究会へは一般参加がほとんどない状態であり、本学の研究成果を広く社会に還元するためにも、広報面の工夫等を行う必要がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

公開イベント（講演会、研究会）に参加するのは、ほとんどがイベントを主催する研究会チームメンバー及び研究者であり、一般からの参加がほとんど無い状態が続いている。広く社会に研究成果を還元するためにも、一般からの参加を促す広報面での工夫が必要である。

<今後の対応方策>

本学公式 Web サイトへの掲載を適宜行い、十分な周知期間を確保するとともに、主催研究チームメンバーから、同分野の研究者や指導している学生などへの周知を依頼する。また、実施にあたっては参加者アンケートを実施し、より適切な周知方法を検討する際の材料とする。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

＜評価の視点3については全学項目のため割愛＞

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

＜現状説明＞

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

人文科学研究所の研究活動に必要な事務体制として独立した組織は有していない。経済研究所・企業研究所・社会科学研究所・人文科学研究所・政策文化総合研究所の5研究所の研究活動を支える事務組織として研究所合同事務室が設置され、5研究所の事務を所管する体制となっている。

現在、研究所合同事務室は、庶務課及び資料課の2課体制となっており、各々、5研究所の庶務業務と研究資料収集・管理業務を分掌している。事務組織の人員体制としては、事務長（庶務課長事務取扱兼務）1名のもと、庶務課は、専任職員4名、派遣職員1名、パートタイム職員2名、資料課は、専任職員2名（資料課長1名を含む）、派遣職員2名、パートタイム職員6名で構成されている。

庶務課においては、実際の研究活動に対してきめ細かく総合的な支援を行うため、1研究所1担当者の専属担当制を採用してきたが、従来の“1研究所1担当者制”による研究支援体制は、一方で、業務の属人化によるリスクやデメリット、具体的には、担当者不在時及び定期人事異動時の支援レベルの低下、業務改善の促進及びスタッフの有効活用が進みにくい等の問題点も潜在的に抱えてきた。

このようなリスクやデメリットを回避・軽減する観点から、2017年頃より業務グループ制の導入が検討され、1つの研究所事務業務について、メイン・サブの複数担当者制を実施するに至った。また、それとともに、Aチーム（選挙・研究会担当）・Bチーム（叢書刊行・外国人研究者受入れ担当）体制を敷き、5研究所に共通する業務のうち比較的専門性が高く、長いスパンで時間を取る業務の切り出しを行うことにより、庶務課専任職員4名が2名ずつに分かれてチームを編成することとなった。以上の体制変更によって、前述の属人化によるリスクやデメリットへの対応のみならず、業務効率の向上や業務遂行漏れに対する管理徹底が図られた。さらに、Aチーム・Bチームの指示のもと、派遣職員が5研究所横断的な研究会開催支援や刊行物発送等の業務を担うことで、専任職員の業務負担軽減につながった。

＜点検・評価結果＞

以上のように、研究所の運営に必要な事務組織が設けられている。人員配置の適切性については、業務効率化を図るための方途の検討・実施を行う等、配置された状況下において適切な業務分担が行われており、機能している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

以上

保健体育研究所

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究所の目的の設定とその内容

保健体育研究所は、保健体育科学に関する共同研究を行い、学術の発展に寄与することを目的として、1978年11月に大学附属の4番目の研究所として設立された。現在では後述する組織構成をもち、主に以下のような活動、事業を行っている（中央大学保健体育研究所規程第3条）。

- ・スポーツ・健康科学に関する共同研究及び共同調査
- ・研究・調査に必要な図書及び資料の収集・管理
- ・研究・調査に必要な実験・測定機器の整備及び管理
- ・研究・調査の成果及び資料の刊行
- ・研究会、講演会等の開催
- ・その他研究所の目的を達成するために必要な事業

○大学の理念・目的と研究所の目的の連関性

本学は「**實地應用ノ素ヲ養フ**」ことを建学の精神としている。保健体育研究所では、各研究班が、生理学・社会学・心理学など多様なアプローチによって、スポーツ科学全般にわたる基礎・実証的な研究を積極的に推進し、その成果を広く社会に発信してきた。これらは、学术界への寄与のみならず、「**少子高齢社会におけるウエルネス**」や「**スポーツを核とした地域創成**」など実社会が抱える諸問題の解決にも大きく貢献しており、本学の理念と高い関係性があるといえる。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の目的は、大学の理念・目的と密接に関連し、適切に設定されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年度機関別認証評価受審の際には、本研究所に対する指摘事項等はなかった。

現在においては本研究所独自に中期的な計画は策定していないものの、本学の中長期事業計画である中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下で設定される単年度ごと・組織ごとのアクションプランや、年次自己点検・評価活動に基づき、活動を推進してきた。特に年次自己点検・評価活動においては、研究活動の更なる活性化のため、「学外機関との協力と研究活動の広報・公開推進」（2019年度）、「研究所施設整備・活動情報公開による研究活動の活性化」（2020年度）、「研究体制多様化への対応」（2021年度）に注力し、単年度目標や実施計画の設定を行い、改善を進めてきたところである。

また、2021年度に策定された中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）においては、研究所全体の課題として次の2点が整理された。

- ①研究所全体の研究成果を一覧できるしくみや活動状況を可視化するための指標設定がない
- ②準研究員（院生）が研究者として自立するため方策とその実施についての活動状況を可視化するための指標設定がない。

この認識のもと、以下の4点について、今後研究所全体として取組みを推進することとなった。

- ①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信
- ②研究所の活動指標の設定
- ③研究成果の社会実装の促進
- ④準研究員の増加

これらの対応も踏まえつつ、本研究所として2025年度に向けて中・長期的なアクションプランの立案にとりかかっているところである。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所は、現状における問題点改善への施策の設定・実行について、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」下での活動、年次自己点検・評価活動を通じて継続的に取り組んでいる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②④については割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、6～7については割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○研究所における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

本研究所の自己点検・評価活動に関しては、保健体育研究所組織評価委員会が中心となって、毎年度定期的に自己点検・評価を行っている。また、当該委員会の委員長は研究所長が務める

仕組みになっており、定時の運営委員会にて意見を求め、解決すべき問題が提起されれば、必要に応じて所長を中心としたワーキンググループ等を招集して対応することになっている。ワーキンググループの検討結果については、運営委員会において、その議を経て承認後、実施される。

具体的な改善事例としては、倫理委員会の設立や教職員対象のサービスプログラムの提供、公開講演会（主催、協賛双方）等が運営委員会にて承認され、実施されている。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の点検・評価は毎年度定期的に行っており、それに基づき着実な改善・向上を積み上げており、内部質保証の観点から有効に機能している。

<長所・特色>

自己点検・評価活動を通じて、全学に先駆けて稼働した倫理委員会の発足や、必ずしも全ての大学研究所において実施はされていない紀要の査読体制など、委員会で発議されたものが早くから実施され、点検評価の有益性が証明されている。2021年度に実現した学友会事務室との協働による第1体育館2階ピロティにおける本学の歴代メダリストのパネル展示など、学内他組織との連携も率先して実施した。

<問題点>

本学の内部質保証の方針に基づいた自己点検・評価活動を実施しているものの、研究員の数に限りがあり、移動も少ないことから、固定化したメンバーによる取り組みが常態化しており、斬新な取り組みが生まれにくい。

<今後の対応方策>

点検評価の課題については、多くの研究員が主体的に関与することが可能となるように、例えば各研究班主査（代表）が集まる紀要編集委員会の場合などでも情報を共有したうえで、定例の運営委員会にて「議題」として審議することとする。

また、新規の専任研究員を急に増員することは望めないが、ここ3年間で新たに加わった研究員への働きかけや、今後増員が見込まれる状況に対して、研究所活動の理解を広めるべく情報共有を促進させる。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

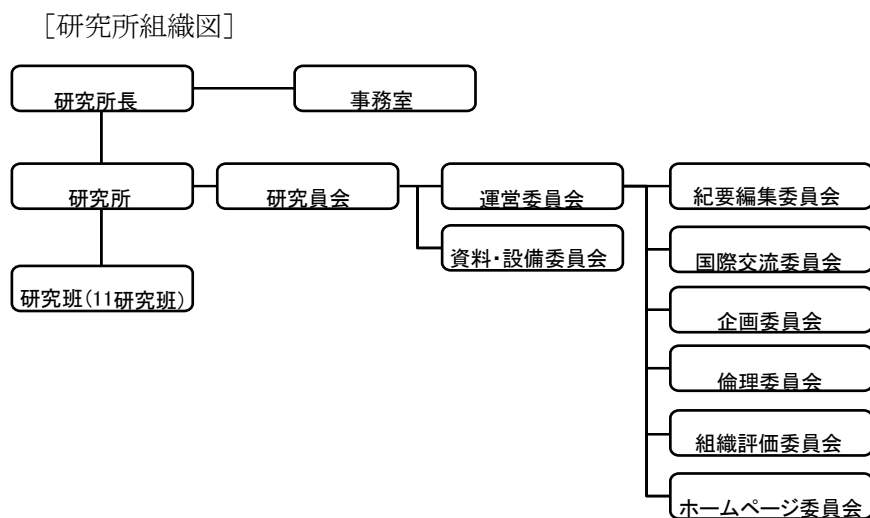
評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○研究所の構成と大学の理念・目的との適合性

研究所の組織構成は、下図のとおりとなっている。



まず、研究員会は研究員をもって構成し、研究所に関する次の事項について審議決定している（保健体育研究所規程第11条）。

- ・運営の基本方針に関すること
- ・事業計画に関すること
- ・所長の選出に関すること
- ・予算申請案に関すること
- ・その他研究所の運営に関する重要なこと

また、研究員会の決定した基本方針に基づく運営のため、研究所に運営委員会を置き、次の事項について審議決定している（同規程第15条）。

- ・研究所の運営に関すること
- ・事業計画案の作成及び事業計画の執行に関すること
- ・予算申請原案の作成及び予算の執行に関すること
- ・その他所長が必要と認めること

このほか、図書・資料の収集・管理及び実験・測定機器の購入・管理のため、研究所に資料・設備委員会、その他、目的に応じた各種委員会を設置している。

上記のうち、運営委員会は現在ルーティンの研究所業務を円滑に進めるために年間最低3回開催され、研究員全員が参画して業務・研究の充実、改善等について審議している。企画委員会は、研究所として取り組むイベント・講演会等の企画・立案に関する権限をある程度委任されている。

2022年度からは、研究員間の情報共有・情報交流の場とすることを目的に、研究員、客員研究員、準研究員で構成する「研究員懇話会」を開催することとなった。前期および後期授業終了時期の年度内2回開催とし、開催にあたっては、①情報交換会としてカジュアルな形式とす

ること、②多くの研究員の積極的な参加を促すような仕組みとし、研究発表会の枠組みを超えた広い情報交換会として実施し、主として対面での交流としテーマを掲げて集まることに意義を見出すこととした。

○研究所と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

2021年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴うパンアメリカンスポーツ機構に対する事前練習体制への協力およびスポーツにおける様々な分野で活躍している著名人を招聘した公開講演会を開催し、また、各研究班による研究成果の公表を紀要および本学公式Webサイトへ定期的に掲載することで、社会貢献の一端を担う役割を果たしている。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所長のもと、各種委員会を設置し、大学の理念・目的や研究所の目的を達成するための研究活動を行う体制づくりがなされている。

<長所・特色>

本研究所の活動においては、研究班を単位としたプロジェクト研究体制とっており、それぞれの分野における研究活動が活発に行われる組織構成となっている。これにより、研究所の目的である保健体育科学に関する共同研究を行い、学術の発展に寄与することに適っている。

<問題点>

研究班毎の活動は適切であるが、各研究班の研究内容が異なるため、複数の研究班活動の協働に縦割り傾向がみられる。年3回の研究員会・運営委員会を開催しているが、研究員間の情報共有が希薄であり、改善が必要な状況にある。

<今後の対応方策>

長所の伸張方策としては、研究班を単位としたプロジェクト研究体制を更に高度化させるべく、研究員間の情報共有を図るため、2022年度から年2回の「研究員懇話会」を開催する。実施にあたっては、研究員の負担軽減のため、①資料準備に時間をかけない、②毎回、コーディネーターを決める、③研究員にとって負担感がないことに留意する、④情報交換会に加えて研究に関する情報交流もできるようにすることで、懇話会の継続性にも配慮することとする。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

研究所の組織体制の適切性については、随時、研究員会や運営委員会等において見直しを図っている。具体的な事例としては、2008年度に倫理委員会を新たに設置したことが挙げられる。

<点検・評価結果>

以上のとおり、適宜、組織体制の見直しが実施されており、適切である

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇教育研究等環境

＜点検・評価項目①②については全学項目のため割愛＞

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

＜評価の視点2～3については割愛＞

評価の視点1：図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

＜現状説明＞

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

現在の蔵書数は、次の表のとおりである。

[2022年3月31日現在 図書・資料収集報告]

単位：円、冊

	種類		期首	年度内増減	期末
	固定資産図書	和書	冊数	2,643	27
金額			9,476,645	70,848	9,547,493
洋書		冊数	831	25	856
		金額	2,821,014	70,825	2,891,839
計		冊数	3,474	52	3,526
		金額	12,297,659	141,673	12,439,332
管理備品図書	和書	冊数	751	0	751
	洋書	冊数	146	0	146
	計	冊数	897	0	897
合計	和書	冊数	3,394	27	3,421
	洋書	冊数	977	25	1,002
	計	冊数	4,371	52	4,423
継続雑誌	和書	冊数	27	0	27
	洋書	冊数	6	0	6
	計	冊数	33	0	33

単位：冊

総蔵書数	計	和書	洋書
	4,423	3,421	1,002

[図書・雑誌冊数 (2022年3月31日現在)]

単位：冊

2021年度受入冊数		和書	洋書	計
	購入	0	0	0
	製本	25	27	52
	寄贈・その他	0	0	0
	計	25	27	52

[定期刊行部タイトル数 (2022年3月31日現在)]

単位：タイトル

2021年度受入定期刊行物タイトル数		和書	洋書	計
	購入	27	6	33
	寄贈	0	0	0
	計	27	6	33

本研究所では、資料・設備委員会において図書資料の収集・管理を行っており、資料室（図書室 G1257:32.46 m²・書庫 G1256:32.46 m²）に、図書、学術雑誌、大学紀要（G1272:19.84 m²）、その他教育研究上必要な図書資料が整備されている。2022 年度末の蔵書数は、上表で示したとおりである。学術雑誌（和・洋雑誌）を、定期的に購入し、製本等を行い整備している。しかし、書籍については、2008 年度以降は、購入がされていない状況である。また、購入図書・製本図書の所蔵データについては、事務室で Excel ファイルを管理しており、最新の所蔵データを保健体育研究所 manaba コーナーに掲載している。なお、中央図書館へのデータ提供は、製本図書・他大学紀要類・白書・年鑑等のみとしており、閲覧請求があった場合は、中央図書館を窓口として閲覧に供している。その他の図書資料について、外部への情報公開は行っていない。

また、発注・受入れ等においては、「中央大学図書館図書調達規程」「中央大学図書管理規程」「中央大学研究所図書調達規程」「中央大学研究所図書管理規程」に準じることなく、本研究所内の申し合わせによって運営・管理を行っている。資料・設備委員会においては、2020 年度に所蔵スペースの狭隘化の問題が提起され、逐次刊行物について受入れ見直しアンケートを実施し、和書については、29 タイトル中 2 タイトル、洋書については、7 タイトル中 1 タイトルを受入れ中止とした。また、洋雑誌については、電子ジャーナル版で閲覧可能な 3 タイトルについて媒体別に価格を比較したうえで、冊子体を購読中止とし、電子媒体へ移行している。なお、2021 年 2 月に蔵書点検を行い重複図書の廃棄、他大学紀要類は、Web 閲覧が可能なものは送付継続確認アンケートがある場合に非継続とし、順次辞退することとしている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、限られた予算の中で、研究活動に必要な図書等が適切に整備されている状況となっている。なお、資料・設備委員会において、2020 年度に逐次刊行物について、受入れ状況の見直しアンケートを実施し、所蔵スペースの狭隘化対策にも取り組んでいる。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

図書資料の収集に関する取扱い基準(規程)がないことが、さらなる書庫の狭隘化対策を進める上で課題となっている。

<今後の対応方策>

資料・設備委員会において、図書資料の収集に関する取扱い基準(規程)を検討し 2022 年度末までに作成し、蔵書管理および書庫の狭隘化対応に繋げていく。

また、他大学紀要類については、段階的に受入れを中止しているが、Web での閲覧が可能なものについて全て中止することを検討していく。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

＜現状説明＞

○研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

保健体育研究所では、主に次のような施設を備えている。所長の執務用途以外に来客用応接室としても使用可能な所長室(G1253:46.8㎡)、研究班の研究室(5部屋:174.58㎡)、共同研究室(G1260:41.83㎡)、0A機器の保管、PC利用スペース設置している0A室(G1259:29.97㎡)、新刊雑誌と書籍を所蔵した図書室(G1257:32.46㎡)と雑誌等を製本したバックナンバーを所蔵する倉庫(G1256:32.46㎡)、研究員ミーティングや研究所委員会のみならずFLP講義でも使用される会議室(G1255:48.7㎡)、研究用機器を所蔵した倉庫(3部屋:79.42㎡)、測定機器を備えた測定室(G1265:38.88㎡)、運動器具を設置しているトレーニング室(G1261:81.16㎡)、トレーニング室は、研究用以外にも体育実技科目(RHクラス)等でも活用されている。

なお、現在ある11研究班の全てに個別の研究室を割り当ててはならず、資料・設備委員会が必要と判断したときに研究所内の部屋の再分配を検討することとしている。

資料室の開室時間は月曜日から金曜日までが9時30分から17時、土曜日が9時30分から12時となっている。利用対象は、資料の亡失等を懸念して、保健体育研究所研究員・客員研究員・準研究員のみ限定し、研究所外に貸出さない方針としている。また、本学FLPプログラム「スポーツ・健康科学プログラム」を受講し、スポーツ・体育関連の知識や情報収集を行う学生には担当教員を通して資料室の利用を認めている。

研究費で購入する機器等(設備)に関しては、各研究班の予算申請に基づき、資料・設備委員会を経て、研究員会・運営委員会で承認後、予算執行を行っているほか、年に1回、各研究班所有の機器備品チェックを行い、適正な運用・管理がなされているかを確認している。

＜点検・評価結果＞

以上のように、限られた予算の中で、研究員の研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、研究活動の促進を図っている

＜長所・特色＞

2019年度の機器備品チェック時に、倉庫内の使用していない機器備品に注目し点検を再度行い老朽化・未使用の機器備品47件について廃棄処理を実施するなど、本研究所の機器備品チェックは、限られた予算の中で研究員の研究活動を支援する取組みとして機能している。

＜問題点＞

2023年度に法学部が都心キャンパスに移転するに伴い、法学部所属教員の研究環境の整備が課題となっている。

＜今後の対応方策＞

各研究班所有の機器備品チェックに加え、蔵書点検についても定期的実施を検討し、限られた予算の中で研究員の研究活動を支援する取組みをさらに推進する。

2023年度の法学部の茗荷谷キャンパス移転にともない、法学部所属研究員の研究室の割り当てについて2022年度中に検討・実行を進める。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

研究費及び研究旅費については、研究班毎に研究計画に基づいた予算申請を提出し、資料・設備委員会、研究員会・運営委員会において審議し、予算申請時に予算配分を決定している。研究班毎に予算枠が予め設定されているわけではなく、研究班間で研究所の大枠予算を融通し合っているのが現状である。

また、研究費は、大学支出基準と当研究所申合せ事項に基づき適切に予算執行しており、活動内容及び支出範囲の適切性については研究員会・運営委員会がそのチェック機能を果たしている。

[共同研究費の予算執行率]

単位：%

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
予算執行率	97.0	87.0	97.0	92.0	92.4

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

現在、ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフの雇用はない。

<点検・評価結果>

研究費は、大学支出基準と本研究所申合せ事項に基づき適切に予算執行しており、活動内容及び支出範囲の適切性については研究員会・運営委員会がそのチェック機能を果たしている。研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

<現状説明>

○附置研究所における研究活動の状況

研究員は全て本学専任教員であるが、スポーツ科学領域のみならず、心理学専門の研究員も

含まれる。研究員のほか、客員研究員及び準研究員を置くことができ、64名の客員研究員と1名の準研究員が在籍している(2022年5月1日現在)。客員研究員は「本学専任教員以外のもので研究所の共同研究に参加を予定された者」、また準研究員は「研究所の共同研究に参加を予定された大学院博士課程後期課程在籍者又はこれに準ずる者」について「研究員会の議を経て、所長が委嘱する」と定めている(保健体育研究所規程第8条第2・3項)。

研究員はそれぞれの所属学部において教育・研究活動を行うが、運動部の指導に深く携わる者もいる。そのため、研究時間の確保や研究所活動へのコミットは、基本的に個人の裁量の範囲にあり、時間確保の困難さや一部研究員への負担の偏りなどの解決されるべき問題がある。特に近年は、専任教員数の減少、新規採用の制限により教員の高齢化が進み、加えて業務範囲の拡大(FLP担当業務等)により、専任教員である研究員が共通の時間を割いて実施するサービプログラム企画などは殆ど実施不可能な状況にある。

現在、研究所には下表のとおり11研究班があり、各班の研究概要に基づく活動が展開されている。研究所として実施する事業・イベント等については、研究所内に置かれる企画委員会等が中心となって実施しており、個別に活動を行っている各研究班の情報共有の機会としては紀要の発刊(各研究班主査による紀要編集委員会の開催)が貴重な場となっている。また、研究員の活動状況については、保健体育研究所公式Webサイトに掲載している。

[研究体制一覧(2022年5月1日現在)]

	研究班名称	研究概要	主査	研究員	客員研究員	準研究員
1	授業研究班	授業研究班は、当研究所の開設以来大学授業を対象に「授業効果に関する研究」、「FDの視点からの授業評価」「反転授業を導入した授業展開の事例」など多面的、多角的な視点から授業分析を試みている。大学の自己点検・自己評価が義務化され「教育」「研究」の両面からも「授業」を対象にした研究を、今後も継続していく。	森 正明	4	2	0
2	学生の体力研究班	本学学生の体力測定を中心とした課題として、体力に関わる研究を行っています。学生の体力測定は、1980年から継続しており、対象者は毎年約1000名を数え、累積で4万人以上の学生の測定を実施してきました。測定は過去のデータとの比較を目的に、踏み台昇降運動、反復横跳び、背筋力、握力、垂直跳び、立位体前屈、伏臥上体反らし、上体起こし、身長、体重、体脂肪率の11の項目を独自に採用しています。近年では、留学生の増加に伴い、母国での運動経験のばらつきなどから、留学生の体力的特徴を検討しています。その他、客員研究員らの協力を得て、学生アスリートの運動能力やパフォーマンスに与える要因について、調査を行っています。	高村 直成	3	3	0
3	野外運動研究班	野外運動のうち、とくにスノースポーツ(スキー・スノーボード)に着目し、①事故に遭わないようするための「安全管理」のあり方や、②長期的な視点に立った「アスリート育成」のあり方について研究を進めています。国内では、スキー場外(バックカントリー)を含めずに場内だけでも年間に十数件の死亡事故が報告されています。90年代初頭のスキーバブルを頂点としてスキーヤー人口は減り続けていますが、いまだ重大事故が減る気配は見られません。滑走用具の開発やインバウンド誘致が進むなか「安全を脅かしかねない」新たな問題も浮上してきており、こうした課題の解決に向けた提言をすることを目的とします。また、スキークラブチームの運営とアスリート育成に関する海外の先進的な事例を調査し、国内クラブチームの改善に向けた提言をすることを目的とします。	布目 靖則	3	7	0
4	ヒューマンパフォーマンス研究班	競泳競技、陸上競技を中心に現状分析を的確に行い、国内情報だけでなく、海外の最新情報を集め、生理学(乳酸測定、最大酸素摂取量、推進効率等)、バイオメカニクス(映像解析、レース分析、関節可動域、体幹、技術的課題等)、心理学(競技的心理能力、ルーティン、目標設定、自己分析等) 遺伝子学(遺伝子検査等)、コンディショニング(ケア、リカバリー、移動&時差、睡眠、日内変動等)、栄養学(栄養分析、血液検査、栄養カウンセリング等)、医学(障害予防、疾病予防、障害回復等)、を中心に、健常者及びパラスポーツにおける競技現場に密着した科学的アプローチによる研究。	高橋 雄介	6	15	0
5	身体運動文化研究班	本研究班は1992年に古武道研究班として結成された。東洋独自の身体技法に幅広く注目し、その現代的意義を問うため、歴史研究や科学的検証など幅広いアプローチから研究成果を発表してきた。2020年、構成研究員の変化に伴い、それぞれの専門分野を包含した名称として現在の身体運動文化研究班に改称した。研究内容としては、従来の東洋身体技法に関する研究に加え、日本の近代体育史に関する研究や身体運動の価値評価(特に芸術評価)に関する哲学的・社会学的研究などを加え、それぞれの研究員を中心に活発な共同研究を展開している。	青木 清隆	3	7	0

6	スポーツ医学研究班	当研究班は、90年代後半の設立以来、サッカーを中心とした間欠的な運動の生理的負荷分析と、学生アスリートの競技力向上・コンディショニングに関する研究、測定、サポートを実施してきた。現在も継続中の研究課題は以下の通り。 ①心拍変動（心拍間隔の揺らぎ）解析による自律神経機能、特に副交感神経神経機能評価をバイオフィードバックとしてコンディショニングの指標とする試み。 ② 中学生年代のサッカー選手の発達・発育と競技関連体力の分析・測定 ③ 女子陸上競技選手の栄養サポートによる競技力向上支援 ④ 女性アスリートのセカンドキャリアに関する調査・研究（新規課題：コロナ禍のため、未着手）	加納 樹里	2	7	0
7	高所トレーニング研究班	本研究班では、エリートレベルにある男子競泳選手を対象に、競泳トレーニングプログラムにおける“Live-high, Train-high”型(LHTH型)の高所トレーニングの在り方について検討を行っています。とりわけ、「競技力向上を目的としたトレーニングプログラムの中で検討・設定された高所トレーニング合宿」を調査対象とすることに拘りを持って研究を進めています。これまでに、「強化目的」で行われた3～4週程度のLHTH型高所トレーニング合宿時の、①対象者の体調の変動、②Lactate Curve Testより導出された泳速度-血中乳酸濃度曲線の推移、さらには③酸化ストレス度およびレドックスバランスの変動等を測定・分析し、高所トレーニングの効果を最大限に引き出すためのトレーニング処方について検討を重ねています	森谷 暢	3	7	0
8	スポーツ健康政策研究班	現代社会におけるスポーツは、個人が責任を負うべき「私的なもの」としての側面だけでなく、政府や社会が促進すべき「公的なもの」としての地位も、「スポーツ政策」として社会的に推進されてきている。そこで期待されているのは、教育や経済、健康、地域社会、国際関係、公正・平等といった多様な観点から顕現する社会問題の解決にスポーツが貢献することであり、政策的な「ツール」としてのスポーツが世界中で大きく注目されている。スポーツ健康政策研究班は、政策手段としてのスポーツに焦点化し、主にフィールドワークを用いて政策が展開される現地の目線から実態を理解し、スポーツによる社会問題解決の可能性に関して批判的に研究する。	小林 勉	3	11	0
9	知的障がい者・精神障がい者スポーツ研究班	本研究班では、競技性の高い知的障がい者・精神障がい者スポーツの現状調査と将来に向けた活動を支援するための科学研究を行っている。生理学、心理学、医学、社会学、情報科学など幅広い科学分野をベースとして、スポーツ、身体活動、リラクゼーション、余暇活動などが、障がい者のみならず一般人の広い意味での健康に関与する可能性について研究をしていく。	宮崎 伸一	1	7	0
10	スポーツ認知・心理研究班	本研究班では、スポーツ実施時の視野、注視点に関するデータ分析や、勝利と選手成長の両立を実現するコーチに共通する指導要素の観察調査、トップスプリンターのランニングパフォーマンス向上のためのコーチング分析を各研究員にて実施している。 今後は、ウェアラブルセンサーを活用したスポーツ時やパフォーマンス前の心身の情報の計測とテキストマイニングの手法を利用した関連性の調査や、競技パフォーマンスと、ウェイトトレーニングの意識の関係性についても調査・測定を実施する予定である。	村井 剛	2	4	0
11	システム生理学研究班	生体の構造と機能を個体レベルで統合的に理解する「システム生理学」の観点から人の行動を理解しようとする研究班を2020年度に立ち上げました。運動生理学や応用生理学も踏まえつつ身体運動を科学していきます。 現在は、①フロー状態と呼ばれる没入感を伴う特異的かつ最適な集中状態に関する研究ならびに②登山やこれに関わる低酸素トレーニングなど極限下における身体機能に注目した研究に取り組んでいます。	中谷 康司	2	1	0

また、論文発表や学会での活動状況等、具体的な活動状況は次のとおりである。

1) 論文等研究成果の発表状況

保健体育研究所では、11研究班を設置し、各々が設定しているテーマに沿って、専門的な研究プロジェクトを進めてきている。その研究成果の発表の場として、年に1回『中央大学保健体育研究所紀要』を発行し、2022年6月に発行予定の最新号で通算40号目となった。近年、発行された当該紀要における、収録論文・資料数は、下表に示すとおりである。

[中央大学保健体育研究所紀要掲載論文・資料数]

単位：本

発行年	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
号数	36	37	38	39	40
論文数	4	5	2	4	3

この他、研究成果発表の場は紀要にとどまらず、スポーツ専門誌への寄稿や著書出版等の形でも行われている。

2) 国内外の学会等での活動状況

2021年度の各研究班の活動状況については、以下のとおりであった。

○学生の精神衛生研究班

主査:都筑 学

研究員:宮崎 伸一、村井 剛

客員研究員:早川 みどり

【研究活動報告】

■研究会

回数	日時	テーマ	開催方法
第1回研究会	2021年4月3日	調査内容・実施計画の検討	オンライン
第2回研究会	2021年4月22日	調査実施計画の最終確認	オンライン
第3回研究会	2021年5月14日	調査実施状況の確認	オンライン
第4回研究会	2021年6月4日	調査データの確認	オンライン
第5回研究会	2021年6月25日	分析枠組みの検討	オンライン
第6回研究会	2021年7月30日	分析結果の検討(第1回調査)	オンライン
第7回研究会	2021年8月27日	分析結果の検討(第1回調査)	オンライン
第8回研究会	2021年9月17日	調査の実施手順の確認(第2回調査)	オンライン
第9回研究会	2021年10月29日	第2回調査の質問項目の検討	オンライン
第10回研究会	2021年11月12日	論文の全体構成の検討	オンライン
第11回研究会	2021年12月3日	執筆分担の確定	オンライン
第12回研究会	2022年1月27日	研究班の活動の反省	オンライン

○授業研究班

主査:森 正明

客員研究員:北 徹朗

【研究活動報告】

■研修会

主催:日本健康教育学会

日時:2021年9月11日～12日

テーマ:マスク着用による運動実施がマスク表面温度上昇に及ぼす影響-サーモグラフィを用いた体育活動前後の考察-

参加者:北 徹朗、森 正明 (Web参加)

会場:青森県立保健大学・ポスター報告 (Web開催)

主催:日本禁煙学会

日時:2021年10月16日～17日

報告者:北 徹朗、森 正明

報告内容:資料収集と討議に参加(授業研究関連:キャンパスの禁煙対策などの事例報告)

会場:大分市 J コムホール(現地参加)

主催:大学体育指導者研究会

日時:2022年3月6日～8日

テーマ:ゴルフ指導モデル授業体験

活動内容:体育授業で活用できるアクティブラーニング研修、今後への提言(超人スポーツ、車いす利用合同授業体験など)

会場:流通経済大学(現地参加)

○学生の体力研究班

主査:高村 直成

研究員:青木 清隆、中谷 康司

【研究活動報告】

■国内調査(測定)

日時:2021年4月

テーマ:体力測定による学生体力の年次推移に関する研究(継続)

活動内容:継続している経済学部1年生の体力測定を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、中止とした。予定されていた測定項目は以下のとおりである。

- ① 復横跳び ② 上体起こし ③ 踏み台昇降運動 ④ 垂直跳び ⑤ 背筋力 ⑥ 立位体前屈 ⑦ 握力 ⑧ 体脂肪率 ⑨ 伏臥上体反らし

日時:2021年11月

テーマ:ランニング時の着地様式の変化が走行時のバランスに及ぼす影響について

活動内容:初級、中級レベルの学生クロスカントリースキーヤー3名を対象に、SALTEDインソールを用いて足圧測定、心拍数測定、走タイム測定を実施した。

実施場所:済美山陸上競技場

調査者:高村 直成

○野外運動研究班

主査:布目 靖則

研究員:高村 直成

客員研究員:永嶋 秀敏、渡邊 仁

【研究活動報告】

■国外調査(資料収集)

調査日程:2021年8月

テーマ:ニュージーランドにおけるスキークラブチームの運営とLTADに関する研究

調査目的:スキークラブ運営組織へのインタビュー調査

ニュージーランドスキー協会における育成活動プログラムについて調査

調査地:ニュージーランド南島

調査者:高村 直成

※上記計画は、新型コロナウイルス感染症の影響により見送りとなった。

調査日程:2022年1月～3月

テーマ:スノースポーツ参加者の疲労に関する調査(安全管理の視点から)

調査目的:マイカー来場者(スキーヤー・スノーボーダー)の自覚疲労および平衡感覚に関するデータ収集

調査地:山梨県サンメドウズスキー場、シャトレーズスキー場

調査者:布目 靖則・永嶋 秀敏

■研究成果（学会発表）

学会：日本スキー学会秋季大会／日本スキー学会

日時：2021年9月11日

テーマ：「スノーボーダーの埋雪事故に関する考察-20/21シーズンに発生した死亡事例から-」（布目 靖則・渡邊 仁）

「メンタルトレーニング領域における長期的アスリート育成-U.S. Ski & Snowboard のトレーニングプランについて-」（高村 直成ほか1名）

開催方法：オンライン開催（口頭発表）

学会刊行物：講演論文集あり

■研究成果（論文）

論文発表：特集「安心・安全のスポーツ科学」のなかに掲載

掲載号：体育の科学2月号（杏林書院）専門誌（スポーツ科学・体育学分野）

テーマ：「スノースポーツ（スキー・スノーボード）の安全管理」（布目靖則）

○ヒューマンパフォーマンス研究班

主査：高橋 雄介

研究員：八木 茂典、阿部 太輔、森谷 暢、小峯 力

客員研究員：塩浦 旺臣、和田 壮生、浦田 晴生、吉村 豊

【研究活動報告】

競泳泳法解析研究会

回数	日時	講師	テーマ	会場
第1回	2021年4月18日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	水中映像撮影・水中泳法解析・動作解析	中央大学屋内プール
第2回	2021年4月24日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	コーチング&メンタルタフネス	後樂園キャンパス
第3回	2021年5月15日	大島 夕佳、高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	栄養・コンディショニング	後樂園キャンパス
第4回	2021年5月29日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	水中映像撮影・水中泳法解析・動作解析	中央大学屋内プール
第5回	2021年6月5日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	コーチング&メンタルタフネス	後樂園キャンパス
第6回	2021年6月27日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	水中映像撮影・水中泳法解析・動作解析	中央大学屋内プール
第7回	2021年7月24日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	コーチング&メンタルタフネス	後樂園キャンパス
第8回	2021年8月28日	大島 夕佳、高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	栄養・コンディショニング	後樂園キャンパス
第9回	2021年9月19日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	水中映像撮影・水中泳法解析・動作解析	中央大学屋内プール
第10回	2021年10月16日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	コーチング&メンタルタフネス	後樂園キャンパス
第11回	2021年10月24日	講師：高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	水中映像撮影・水中泳法解析・動作解析	中央大学屋内プール
第12回	2021年11月13日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	コーチング&メンタルタフネス	後樂園キャンパス
第13回	2021年12月4日	大島 夕佳、高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	栄養・コンディショニング	後樂園キャンパス
第14回	2021年12月19日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	水中映像撮影・水中泳法解析・動作解析	中央大学屋内プール
第15回	2022年1月15日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	コーチング&メンタルタフネス	後樂園キャンパス
第16回	2022年2月19日	大島 夕佳、高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	栄養・コンディショニング	後樂園キャンパス

○身体運動文化研究班

主査:青木 清隆

研究員:中谷 康司、浦谷 郁子

客員研究員:宮本 知次、遠藤 卓郎、照沼 秀世、谷川 大

【研究活動報告】

■国内調査

①日程:2021年11月11日～14日(研究所予算)

日本山岳会越後支部管理の藤島蔵書に中谷が出張し、調査・取材を実施した。

■国内調査(研究会)

①第2回ヒマラヤ登山塾「世界最高峰エベレストの登山の歴史」

主催:日本山岳会関西支部

日程:2021年11月27日～28日(私費)

講演者:重廣 恒夫

※11/28に参加するとともに、関係者への取材を行った。

②第3回ヒマラヤ登山塾「世界で一番美しい双耳峰ナンダ・デヴィ」

主催:日本山岳会関西支部

日程:2021年12月26日(私費)

講演者:重廣 恒夫

※12/26に中谷が参加するとともに、関係者への取材を行った。

③第4回ヒマラヤ登山塾「白き氷河の果ての山K2」

主催:日本山岳会関西支部

日程:2022年1月29日～30日(研究所予算)

講演者:重廣 恒夫

※1/30に中谷が参加するとともに、関係者への取材を行った。

④第5回ヒマラヤ登山塾「ヒマラヤ鉄の時代 ラトックI峰」

主催:日本山岳会関西支部

日程:2022年2月26日～27日(研究所予算)

講演者:重廣 恒夫

※2/27に中谷が参加するとともに、関係者への取材を行った。

⑤第6回ヒマラヤ登山塾「第2次大戦後初開放のチョモランマ北壁」

主催:日本山岳会関西支部

日程:2022年3月19日～21日(研究所予算)

講演者:重廣 恒夫

※3/20に中谷が参加するとともに、関係者への取材を行った。

■研究成果

①学会発表

主催:日本体育・スポーツ哲学会第43回大会

テーマ:採点競技における「質」と芸術の関係

日程:2021年8月29日

開催方法:オンライン開催

参加者:浦谷 郁子

②論文発表

投稿誌:「中央大学保健体育研究所紀要」第39号, 35p-50p.

テーマ:「中高年層における太極拳実践者の主観的幸福感」

執筆者:中谷 康司、青木 清隆、宮本 知次、赤羽 悟美

刊行日:2021年6月

投稿誌:「中央大学保健体育研究所紀要」第40号

テーマ:武道における「礼に始まり、礼に終わる」の発生と受容ならびにその解釈

執筆者:中谷 康司

■学会出張

①日本体育・スポーツ哲学会第43回大会

主催:日本体育・スポーツ哲学会

日時:2021年8月28日～29日

会場:オンライン

参加者:浦谷 郁子

②日本養生学会第23回大会

主催:日本養生学会

日時:2022年3月5日

会場:オンライン

参加者:中谷 康司(大会実行委員)

○スポーツ医学研究班

主査:加納 樹里

客員研究員:佐藤 創、石原 智美

【研究活動報告】

■研究活動

1)2021年3月18日～6月中旬女子陸上競技部、長距離部門選手と指導者に対する栄養学的視点からのレクチャー開催

2)3月18日以降、部員希望者5名に対する栄養サポート(食事調査とLINEによるアドバイス)

(12月の全国大会まで実施予定であったが、担当研究協力者の事故、入院とその後の新型コロナウイルス感染症拡大下での練習中断後、研究協力者の勤務先事情により継続が不可、成果を検証に至らなかった)

3)2021年3月23日Web方法についてのMTG(社会学専攻教員との研究MTG)

4)ウェアラブルセンサーKnowsの検証(実施中)

■研究会・学会参加等

主催:臨床自律神経機能 Forum 事務局

日程:2021年8月28日他(オンライン開催:視聴後日)

テーマ:今だから心拍変動解析セミナー「呼吸と心拍変動解析」

講師:早野順一郎(名古屋大学名誉教授)

主催:日本体力医学会

日程:2021年9月17日~19日(オンライン開催:視聴後日)

○高所トレーニング研究班

主査:森谷 暢

研究員:高橋 雄介

客員研究員:加藤 健志、石川 三知、吉井 純

【研究活動報告】

■国内調査・測定<高所トレーニング合宿の概要と測定方法>

研究対象は、2020年度の日本選手権に出場した極めて競技力の高い男子大学競泳選手8名であった。高所トレーニング合宿は、2021年1月31日~2月22日まで、アスリートパーク湯の丸(長野県東御市;海拔1,750m)で実施した。この点に関し、本合宿終了から8~9日後には、目標としている水泳競技会(国際大会日本代表選手選考会)が開催されるというスケジュールの中で計画した高所トレーニング計画であった。

本合宿では、3日間のトレーニング日(1日に1~2回の競泳トレーニング)と1日の休息日で構成した4日を1単位期とし、合計6期に分けたトレーニングプログラムを作成した(第6期のみ休息日を未設定)。第1期については、低圧低酸素環境に対する馴化期とし、通常のトレーニングの60~70%程度の泳距離を低~中等度の運動強度で泳がせることとした。第2~4期は鍛練期に相当する、要のトレーニング期間であり、第3期ではトレーニングカテゴリーEN2~EN4を中心とする量的負荷期、第3期ではトレーニングカテゴリーEN2~AN1を中心とする質・量的負荷期、第4期ではEN4~AN2水準のトレーニング実施比率を高めた質的負荷期とした。第5~6期にかけては準テーパ期とし、トレーニングの量と質を漸減させるような内容とした。この点、身体負担度が高まることが予想される第4~6期では、高強度のトレーニング負荷により誘発された疲労の軽減を目的に、ハイセルベータPF72(ヘリックスジャパン)によって生成された水素ガス吸入が可能となるような環境設定を行った。この点、1回1時間の高濃度水素ガス吸入(経鼻吸入)については、対象者の意志で実施の可否を決定できるようにした。実際には、第4~6期において、6回程度の水素ガス吸入を実施した対象者は8名中4名であり、残りの4名は1回のみ水素ガス吸入にとどまっていた。

本研究における主要な測定項目は、酸化ストレス度(Diacron-Reactive Oxygen Metabolites;dROMs)、抗酸化力(Biological Antioxidant Potential;BAP)、BAPをdROMsで除した潜在的抗酸化能、すなわちBAP/dROMsおよびヘモグロビン濃度であった。測定のための採血は、高所トレーニング開始後2, 5, 8, 12, 16および21日目の起床から1時間以内に実施した。dROMsおよびBAPは、指尖より採取した血液サンプルから分離した血漿を用い、ウイスマー社製FREE Carrio Duoによって測定した。一方、ヘモグ

ロビン濃度は、指尖から湧出させた血液をヘモキュー社製ヘモキュー201+にかけて導出した。これらのデータについて、常圧常酸素環境下との比較を行うため、何れの変数においても、Pre 値（2021年10月、12月および2022年1月に採取したデータの平均）と Post 値（高所トレーニング終了から42時間程度経過した2022年2月24日に採取したデータ）を測定した。

■結果と考察

高所トレーニングによりもたらされるヘモグロビン濃度の増加は、本研究においても認められた。すなわち、高所トレーニング開始から第5期までのヘモグロビン濃度（ 16.40 ± 1.08 、 16.46 ± 0.85 、 16.37 ± 0.85 、 16.39 ± 1.10 、 16.61 ± 0.80 ）は、Pre 値（ 16.33 ± 0.80 g/dL）とほぼ同水準であったが、高所トレーニング第6期（ 17.29 ± 0.81 g/dL）および Post 値（ 17.44 ± 0.81 g/dL）において有意（ $P < 0.05$ ）に高い値が示されていた。高所トレーニング時の期毎の dROMs は、第1期から順に 269.9 ± 57.4 、 255.8 ± 50.3 、 241.9 ± 32.6 、 275.5 ± 53.6 、 268.5 ± 40.7 、 267.0 ± 38.7 U.CARR であり、トレーニングによる dROMs の変動はみられなかった。また、これらは高所トレーニング前後の値（ 263.9 ± 33.9 および 244.8 ± 54.2 U.CARR）に比しても同水準であった。BAP については、高所トレーニング期間でほぼ同様であり（ 2119.4 ± 166.6 、 2054.6 ± 208.7 、 2120.9 ± 125.4 、 2121.6 ± 131.0 、 2110.0 ± 162.4 、 2046.5 ± 148.7 μ mol/L）、合宿前後の常圧常酸素環境と同水準の値が示されていた（Pre 値； 2155.3 ± 117.2 、Post 値； 1997.8 ± 146.2 μ mol/L）。酸化ストレス度と抗酸化力の平衡指標である BAP/dROMs についてみると、合宿開始前から第3期までの各期では8を越える良好な値（ 8.34 ± 1.12 、 8.18 ± 1.88 、 8.30 ± 1.72 、 8.94 ± 1.51 ）が示され、第4～6期では僅かながらの低下傾向（ 7.94 ± 1.50 、 8.05 ± 1.52 、 7.76 ± 0.91 ）がみられたものの、期間の有意差はみられなかった。合宿最終期に低下した BAP/dROMs は、常圧常酸素環境に帰還し、休日1日を挟んでから測定した結果（下山後3日目）、 8.43 ± 1.43 まで回復したが、この変化も有意なものではなかった。なお、水素ガスを高頻度で吸入した4名と、ほとんど吸入していない4名との間に、dROMs、BAP および BAP/dROMs の有意差は認められなかった。これは、本研究で採用した高所トレーニングプログラムにおいては、酸化・抗酸化プロフィールが比較的良好であったため、水素ガス吸入による還元作用の恩恵を受けたことによるものかもしれない。

以上の結果は、昨年度の我々の報告同様、本研究で実施したような準高所環境（海拔1,750m）で、かつ、本研究で採用したようなトレーニングプログラムであれば、酸化ストレスの過度な増大を誘発する危険性は低いことを示すものである。この点、我々は、国外で実施した高所トレーニング時（メキシコシティ；海拔2,450m）には、顕著な dROMs の増加に起因するレドックスバランスの低下が起きることを確認している。このような高所トレーニング時の酸化ストレス度・抗酸化プロフィールにみられる差違は、海拔標高、すなわち、低圧低酸素刺激の差によってもたらされた可能性が考えられる。ただし、慣れない海外での生活・食事・時差などがもたらす酸化ストレスの影響を受け、酸化ストレス度・抗酸化プロフィールが悪化した可能性も否定できず、現段階では明らかな原因を特定することは困難と言える。したがって、今後も、低圧低酸素トレーニングと酸化ストレス度・抗酸化プロフィールとの関連性について、検討を加えていく必要があるだろう。

○スポーツ健康政策研究班

主査:小林 勉

研究員:布目 靖則、関根 正敏

客員研究員:野口 京子、今村 貴幸、河原 工、久保田 淳、向山 昌利、川田 尚弘、武田 作郁、岸 卓巨、増山 舜

【研究活動報告】

■研究会

①第1回共同研究班ミーティング

日時:2021年5月2日

テーマ:信州におけるスノースポーツ(スノーバレーボール)振興の現状と課題について

②第2回共同研究班ミーティング

日時:2021年6月27日

テーマ:メガ・スポーツイベントにおけるレガシーについて

③第3回共同研究班ミーティング

日時:2021年7月3日

テーマ:保健体育研究所公開講演会に向けた事前打ち合わせ

④第4回共同研究班ミーティング

日時:2021年9月12日

テーマ:青少年のスポーツ環境のあり方について

■現地調査

①地方都市におけるプロスポーツを通じた地域活性化プロジェクト調査

日時:2021年10月1日～3日

調査地:秋田県秋田市

②地方都市におけるスポーツの普及・推進に関する調査

日時:2022年3月11日～12日

調査地:静岡県沼津市

■公開研究会

①中央大学保健体育研究所 公開講演会

日時:2021年7月5日 16:00～18:00

講師:向山昌利先生(流通経済大学准教授)

テーマ:メガイベントは開催都市に何を残すのか～2019年ラグビーワールドカップを開催した岩手県釜石市のケースから～

②中央大学FLP期末報告会 講演会(保健体育研究所 共催)

日時:2021年12月11日 15:00～16:30

講師：岸 卓巨 氏（一般社団法人 A-GOAL 代表）

テーマ：スポーツの力で誰1人残さない「スポーツ×SDGs」の現在

○スポーツ認知・心理研究班

主査：村井 剛

研究員：高村 直成

客員研究員：永嶋 秀敏、豊田 裕浩、辻内 智樹、伴 元裕

【研究活動報告】

■研究調査検討会

日程：7月・9月・10月各1回

検討内容：調査計画、研究計画に関するミーティングを実施

■調査

日時：2021年7月～10月

調査内容：予備調査として腕時計型ウェアラブル感情分析装置を用いた日常生活やスポーツ観戦時の感情データを取得

日時：2021年11月～2022年3月

調査内容：押すパフォーマンスと、ウエイトトレーニングの意識の関係性について両足での筋力発揮時の最大挙上重量の測定を実施。

日時：2022年2月

調査内容：トビーテクノロジー社製、眼球運動計測装置 TobiiGlasses アイトラッカーシステムを用いて瞳孔径の変化、視線を測定し、スキー初心者の注視活動を記録した。

※他の調査においては、ポジティブ心理学のパフォーマンスへの影響を調査する目的で、勝利と選手成長の両立を実現するコーチに共通する指導要素の観察記録や、主に陸上に関するスプリント能力改善に関するコーチング手法の分析等も予定していたが、上記新型コロナウイルス感染症の影響により、実現に至らなかったり、縮小した状況になった。

○知的障がい者・精神障がい者スポーツ研究班

主査：宮崎 伸一

客員研究員：井上智子、西川真帆、劉双語

【研究活動報告】

■研究会

テーマ：自律神経活動からみたマインドフルネス呼吸法とヨーガ療法の効果

活動期間：2021年10月開始、継続中

目的：マインドフルネス呼吸法とヨーガ療法の効果について自律神経活動を測定することで客観的に評価する。

測定場所：中央大学多摩キャンパス2号館8階会議室

被験者：本学学生ボランティア9名

測定方法：動画をみながら指示に従う。その間の自律神経活動を測定。その後8週間マインドフルネス呼吸法またはヨガ療法を自宅で行い、8週後に再測定。

研究者：宮崎伸一、井上智子、西川真帆、劉双語

■現地調査

日時：2020年7月～（オンラインにて継続中）

テーマ：知的障がい者バスケットボール選手の生活等状況調査

対象者：知的障害を持つバスケットボール選手

調査者：宮崎伸一

○システム生理学研究班

主査：中谷 康司

研究員：村上 慎吾

客員研究員：赤羽 悟美

【研究活動報告】

■研究成果

①学会発表

大会名：生体医工学シンポジウム2021

発表者：Ryo Ogawa, Kaito Kageyama, Yasushi Nakatani, Yumie Ono, Shingo Murakami
Quantitative Evaluation of VR Immersion in 2D and 3D Images Using Event-Related Potentials.

日時：2021年9月17日

開催地：富山大学(オンライン開催)

※本研究は生体医工学シンポジウム2021 ベストリサーチアワードを受賞した。

主催：日本生理学会大会

大会名：第99回日本生理学会大会

日時：2022年3月18日

発表者：影山快人、小川諒、中谷康司、小野弓絵、村上慎吾

テーマ：事象関連電位を利用したVR没入度の評価手法

開催地：東北大学川内北キャンパス(ハイブリット形式)

②論文発表

発表者：Ryo Ogawa, Kaito Kageyama, Yasushi Nakatani, Yumie Ono, Shingo Murakami
題名：Event-related Potentials-based Evaluation of Attention Allocation while Watching Virtual Reality.

投稿誌：Advanced Biomedical Engineering, 11, 1-9. 2022/1 DOI:10.14326/abe.11.1

■学会出張

主催：生体医工学シンポジウム2021 組織委員会

大会名:生体医工学シンポジウム 2021

日時:2021年9月17日～18日

参加者:村上慎吾

会場:富山大学(オンライン開催)

主催:日本生理学会

大会名:第99回日本生理学会大会

日時:2022年3月16日～18日

参加者:中谷康司、村上慎吾、赤羽悟美

会場:東北大学(ハイブリッド開催)

○学外競争的研究資金の獲得状況

研究所として学外競争的研究資金の獲得は行われていないが、研究所から社会への情報発信するための費用については、将来的に外部資金の調達を目指す予定である。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の研究活動は、制度、運営方法に基づき適正に行われており、研究成果の公表においても活発に行われる等、競争的な研究環境創出の観点から機能しており、適切である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

本研究所紀要・公式Webサイトにて、「公開講演会」「各研究班研究活動報告」について掲載して学外へ情報発信しているが、全体として研究所から大学への情報発信、そしてまた研究所から社会への情報発信度が不十分な状況である。また、学外競争的研究資金の獲得については、研究員の個々の活動体制によるところが多い。

<今後の対応方策>

研究所から大学への情報発信を強化する取組みとして、2025年度以降に中央大学学術シンポジウムを実施すべく、2023年度末の立候補に向けた準備を開始している。また、研究所から社会への情報発信については、外部資金の調達を目指すこととする。

また、外部資金獲得に向けては、研究所全体で取り組める学内外のプロジェクトへの積極的な関与を模索する。11ある研究班においては、研究班の相互連携による研究活動により、研究所全体の研究力向上につながる可能性を検討していく。

◇社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②:社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

＜評価の視点3は割愛＞

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

＜現状説明＞

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

社会連携については、研究成果の公表や、保健体育分野の最新情報を発信する意味での公開講演会を下表のように開催した。

毎年発行している本研究所紀要において、研究員による研究成果が報告されている。また、学外への情報公開として、研究所公式 Web サイトから閲覧できるように掲載をしている。2013年度以降については「中央大学学術リポジトリ」とリンクして掲載をしている。また、講演会については、講演者の許諾が取れているものについてのみ研究所 HP から閲覧できるように掲載をしている。

[近年の研究所公開講演会開催状況]

年月日	演題	講演者	開催方式
2018. 1. 15	「ピクトグラムとデザイン教育」 「オリンピック・パラリンピックと映像分析」	武蔵野美術大学教授 白尾 隆太郎氏 武蔵野美術大学教務補助 関根 亮氏	対面形式
2018. 1. 19	2020 東京五輪を見据えて、何ができるか	桐蔭横浜大学専任講師・リオ五輪柔道代表コーチ 廣川 充志氏 武術太極拳プロ選手・2015 年世界武術選手権大会優勝者 大川 智矢氏	対面形式
2018. 7. 4	2020 を目指して一日韓レスリングの国際交流 「2020 韓国代表選手養成とナショナルコーチを目指す」 「2020 を目指す中大レスリングの選手養成、現状と課題」	韓国・白石大学レスリング部監督 李オル氏 本学レスリング部コーチ 李 正根氏	対面形式
2018. 7. 20	＜創立 40 周年公開講演会＞ スポーツにおける熱中症と実践的暑さ対策	広島大学大学院総合科学研究科教授 長谷川 博氏	対面形式
2018. 12. 12	＜創立 40 周年記念講演会＞ オリンピックとアスリートセカンドキャリアに対する思い ーアスリート現役とクロージングの視点からー	株式会社 attainment 代表取締役・本学法学部兼任講師 室伏 由佳氏 ミズノトラッククラブ所属・リオデジャネイロオリンピック銀メダル 飯塚 翔太氏 コーディネーター:本学法学部准教授・保健体育研究所研究員 村井 剛氏	対面形式
2019. 12. 4	ドーピングスポーツにおける未解決の難題ー	ドイツ連邦共和国 ミュンスター大学スポーツ科学研究所教授 ミヒャエル・クリューガー氏	対面形式
2019. 12. 12	見えない壁だって、越えられる	NPO 法人モンキーマジック代表理事 日本パラクライミング協会副課長 視覚障害リハビリテーション協会理事 小林 幸一郎氏	対面形式
2021. 7. 5	メガイベントは開催都市に何を残すのか ー2019 年ラグビーW 杯を開催した岩手県釜石市のケースからー	流通経済大学准教授・スポーツ健康政策 研究班客員研究員 向山 昌利氏	オンライン形式
2021. 12. 11	スポーツの力で誰 1 人残さない「スポーツ×SDGs」の現在	一般社団法人 A-GOAL 代表・スポーツ健康政策研究班客員研究員 岸 卓巨氏	オンライン形式

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

企業等所属の研究者を客員研究員として受け入れ、共同研究を行っている。受託研究について

ては、現在のところ特段行っていないが、今後は積極的に行う必要があるものと認識している。

なお、紀要は、客員研究員の研究成果発表の大事な場であり、研究員に新たな刺激を与える場となっている。また、客員研究員制度は、客員研究員を媒介とした外部組織との連携協力を推進するものと言える。

野外運動研究班は、全国スキー安全対策協議会の安全啓発ポスター「10FIS ルール」（日本語版・英語版）を監修し、スノースポーツ事故の未然防止に貢献している。

スポーツ健康政策研究班は、「地方都市におけるプロスポーツを通じた地域活性化」でプロサッカーチーム（ブラウブリッツ秋田）をプラットフォームとした地域活性化に向けた取り組みに着目し、プロスポーツクラブによるeスポーツの活用可能性に関して連携協力を行った。また、「メガイベントと地域社会の関係性に関して理解を深める」東日本大震災の復興の象徴として開催されたラグビーW杯の釜石開催による現地への影響に関して分析し、連携協力をを行い、関連して本研究所の公開講演会として社会に発信することができた。また、アフリカの持続可能な発展を目指す一般社団法人A-GOAL（代表岸氏）との連携協力により、SDGsの推進に向けたスポーツの活用方法に関する共同研究を実施した。なお、その成果については、本研究所の公開研究会として社会に発信した（2021年12月11日開催）。2018年度の創立40周年には、メダリストを含めオリンピックに関わるパネリストを招き、記念講演会を開催した。公開講演会について、新型コロナウイルス感染症拡大下の時期を除き、年2回以上の公開講演会を開催している。2020年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンライン形式の開催方法が加わり、受講者の地域差が解消された。

<点検・評価結果>

本研究所の研究活動は、公開講演会等の開催、刊行物の公表、学外組織との連携協力を通して、適切に社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しており、また、教育研究成果を適切に社会に還元している。

<長所・特色>

本研究所紀要・公式Webサイトにて講演会の開催記録を掲載することで、本研究所の活動内容を社会に還元できている。新型コロナウイルス感染症拡大下の時期を除き、年2回以上の公開講演会を開催していることや、時宜に合った社会的に関心の高いテーマ設定で実施することができた点において、本研究所の社会連携・社会貢献の仕組みが十分に機能している。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

学外に研究成果をより還元できるように、よりHPを充実させ、外部からの閲覧数が増加するような工夫を図っていく。

社会連携・社会貢献については、時宜に合った、社会的に関心の高いテーマを設定する等魅力ある公開講演会の開催が望まれるため、よりインパクトのある広報のあり方について検討し、外部からの閲覧数が増加するような工夫を検討する必要がある。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

保健体育研究所は、その事務組織として、保健体育研究所事務室を置いている。

業務のサポートを担う事務室長1名、保健体育研究所事務室職員1名（体育施設運営センター事務室と兼務）、パートタイム職員2名で組織されている。学部から独立した組織として、研究員の専門を生かした自由な研究活動が保証されていることは大きなメリットであるが、職務の内容を理解した上での適切な人員配置がされているとは言い難く、改善が必要である。

また、教職協働としては、研究委員会・運営委員会、資料・設備委員会、紀要編集委員会、企画委員会、倫理委員会、ホームページ委員会においては、職員が主体的に資料作成等を行い、各委員長との事前打ち合わせし、委員会が円滑に進むように努めている。また、職員主導で、業務効率化を図るための方途の検討・実施も適宜行われている。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所の運営に必要な事務組織が設けられている。人員配置の適切性については、業務内容に比して人員が充分ではないものの、業務効率化を図るための方途の検討・実施を行う等、配置された状況下において適切な業務分担が行われている。

<長所・特色>

保健体育研究所事務室が主体となり、蔵書点検、逐次刊行物受入れ状況の見直しアンケートを実施し、書庫の狭隘化対策を進めるなど、研究所の各種課題の解決に向けて積極的に取り組んでいる。

<問題点>

業務内容に比して人員が充分ではない状況にある。

<今後の対応方策>

今後、蔵書点検の定期化が検討・実施される予定であるが、このプロセスにおいても職員が主体的に関わることで、研究所の環境整備の向上に寄与していくこととする。

人員配置が充分ではない状況については、引き続き業務効率化に努める一方で、学校法人全体の人員配置計画の中で改善がなされるよう、人事課等に対して、具体的な現状説明を行うなどして改善を進めることとする。

以上

理工学研究所

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、研究所・機関の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究所の目的の設定とその内容

理工学研究所は、「理工学の基礎及び応用に関する共同研究・プロジェクト研究等を行い、もって学術の発展に寄与すること」（理工学研究所規程第2条）を目的として、1992年7月1日に設置された。この目的を達成するために、次の事業を行うことを定めている（同規程第3条）。

- ① 理工学に関する共同研究および共同調査
- ② 理工学に関するプロジェクト研究
- ③ 理工学に関する一般研究および一般調査
- ④ 研究、調査および試験の受託
- ⑤ 研究及び調査の成果ならびに資料の刊行
- ⑥ 研究会・講演会等の開催
- ⑦ その他研究所の目的を達成するために必要な事業

○大学の理念・目的と研究所の目的の連関性

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）の研究の項目に掲げられる「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究拠点の形成」という目標があり、それを踏まえて、研究戦略会議の下、「研究力」の強化・加速方針の実行スキームが策定されている。

理工学研究所では、その実行スキームに従って「理工学の基礎及び応用に関する共同研究・プロジェクト研究等を行い、もって学術の発展に寄与すること」を目的とし、以下の〔運営方針〕を策定の上、具体的な研究に取り組んでいる。

－研究員の個性的な創造力の尊重と戦略的な研究プロジェクトの推進－

- ① 学際的・独創的共同研究の強化と推進
- ② 大型プロジェクト研究の拠点化、外部研究資金の獲得
- ③ 研究成果の迅速な発信と社会に対する還元
- ④ 先端科学技術センター活用による研究環境の充実

その具体的な取り組みの一つとしては、「コグニティブ・ダイバーシティ（認知多様性）に関する研究」というテーマを設定し、文理融合型の学際融合コンソーシアムを形成し、研究活動を進めている。

<点検・評価結果>

中央大学中長期事業計画「Chuo Vision 2025」および研究戦略会議における実行スキームを踏まえて、理工学研究所の〔運営方針〕を策定しており、本研究所の目的は、本学の理念・目

的と密接に関連し、適切に設定されているといえる。

<長所・特色>

理工学研究所では「研究員の個性的な創造力を尊重し、戦略的な研究プロジェクトを推進する。」という目標があり、そのために、(1)学際的・独創的共同研究の強化と推進、(2)大型プロジェクト研究の拠点化、外部研究資金の獲得、(3)研究成果の迅速な発信と社会に対する還元、(4)先端科学技術センター使用による研究環境の充実を推進している。その具体的な取り組みの一つとして、「コグニティブ・ダイバーシティ（認知多様性）に関する研究」というテーマを設定し、文理融合型の学際融合コンソーシアムを形成するなど、理念・目的を達成するための具体的な取り組みを活性化させている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

「コグニティブ・ダイバーシティ（認知多様性）に関する研究」について、学外向けの広報ツール+C（プラスシー）などを通じて積極的な研究成果の発信を行うことで、理工学研究所のプレゼンスを高め、研究所の理念・目的の体現を図っていくこととする。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

前回2016年度機関別認証評価受審の際には、本研究所に対する指摘事項等はなかったが、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）の研究分野において、「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究拠点の形成」という目標を設定している。それを踏まえて、研究戦略会議の下、「研究力」の強化・加速方針の実行スキームが策定されており、研究財源与条件項目として掲げられている「学際研究基盤形成」および「研究情報の可視化とその発信力の強化」を踏まえて研究活動の方針を検討している。

本研究所の理念・目的の妥当性・適切性は、研究委員会および運営委員会において検証している。その検証結果を次年度の運営方針に反映させ、年度はじめの運営委員会において、その運営方針・活動計画を審議することにより、検証の実を上げるように努めている状況である。

<点検・評価結果>

以上のように本研究所においては、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）で掲げられた目標に向けて、研究戦略会議の下、「研究力」の強化・加速方針の実行スキームを実行・策定している。また、毎年度3月下旬の研究員会において当年度の研究成果を報告し、新年度の活動方針を定め、それに沿って、具体的な共同研究プロジェクトの実施を行っている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇内部質保証

＜点検・評価項目①②④については割愛＞

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

＜評価の視点1～3、6～7については割愛＞

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

＜現状説明＞

○研究所における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

研究所の諸活動に係る点検・評価活動は研究所長を委員長とする理工学研究所組織評価委員会が担っており、当該委員会による自己点検・評価結果を基に、年1回の研究員会及び運営委員会での審議に基づき、必要に応じた改善を推進している。具体的な改善事例としては、2021年度の自己点検・評価では、前年度から続く新型コロナウイルス感染症による研究活動の停滞を懸念していたが、この点を解消するような目標を設定し、オンラインでの研究発表会や参加者の利便性に対応したハイブリッドでの講演会実施など新たな形での研究活動を行った。また、運営委員会からの問題提起により、新型コロナウイルス感染症による民間企業からの外部資金の減額に備えて、共同研究の需要を喚起するような方策として、新たな広報媒体の作成に着手することを機関として審議し、具体的な組織活動に反映されるなど、着実な改善が図られている。

このほか、研究所における内部質保証の取組みの一つとして、外部資金の研究費執行のうち、科学研究費・JST事業は内部監査室、科学研究費については学外の監査法人の監査を毎年度受けている。その他、個別の受託事業の多くは資金提供者の検査を受けている。

＜点検・評価結果＞

以上のように、本研究所においては自己点検・評価結果を基に、研究所の事業計画、運営方針、具体的な施策を研究員会および運営委員会において定めており、内部質保証の観点から有効に機能している。

また内部監査室、外部の監査法人および資金提供機関による検査については、指摘を受けたことについて運用を見直す、研究者への注意喚起を促すなどして適切に対応している。

＜長所・特色＞

毎年の自己点検・評価結果に基づき着実な改善・向上を積み上げており、内部質保証の観点から有効に機能している。具体的な事例としては、2021年度の自己点検・評価では前年度から続く新型コロナウイルス感染症による研究活動の停滞を懸念していたが、この点を解消するような目標を設定し、オンラインでの研究発表会や参加者に利便性に対応したハイブリッドでの講演会実施など新たな形での研究活動を行った。さらに、運営委員会からの問題提起により、新型コロナウイルス感染症による民間企業からの外部資金の減額に備えて、共同研究の需要を喚起するような方策として、新たな広報媒体の作成に着手することを機関として審議し、具体的な組織活動に反映されるなど、着実な改善が図られている。

<問題点>

現状の内部質保証システムでは、一定の成果を上げていることは事実であるが、現状では時間的な制約もあり、全件の監査を受けられていない。

<今後の対応方策>

長所・特色の伸張方策としては、今後も、理工学研究所組織評価委員会が中心となり毎年の自己点検・評価活動を実施し、問題点・課題の発掘から、対応方策の検討・実行まで着実に進めていく。

問題点の対応方策としては、監査における限られた時間・件数の中で、金額・購入件数の多いもの、雇用契約があるものなどを選択することで、少しでも多くの内容について触れてもらい、指摘を受けたことについて、運用の見直しにつなげている。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

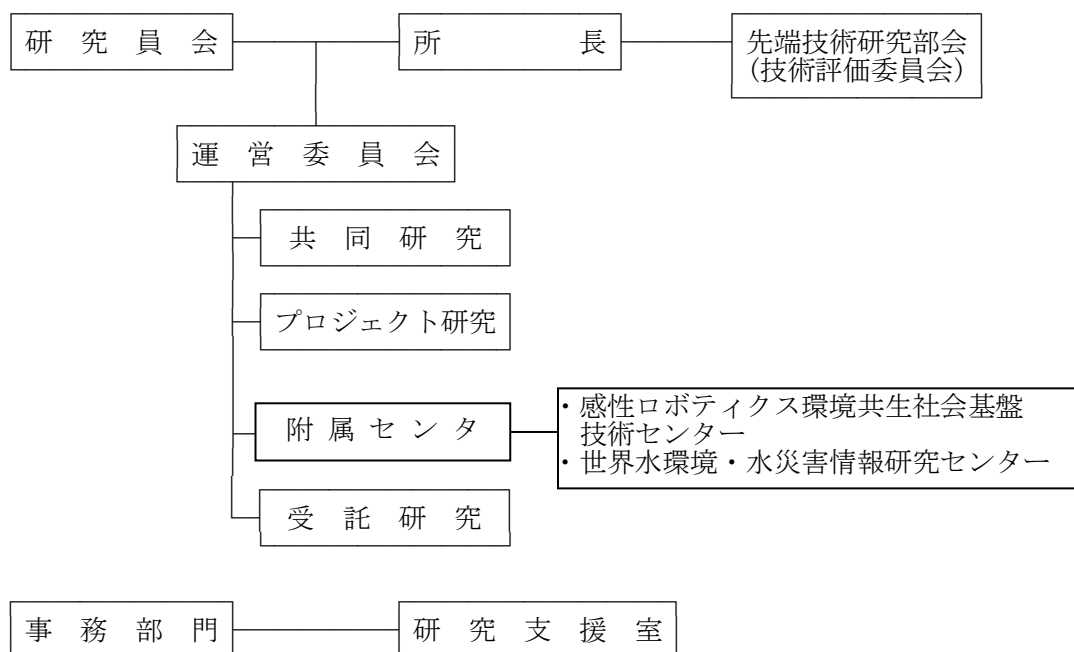
評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○研究所の構成と大学の理念・目的との適合性

理工学研究所の構成



理工学研究所の目的である「理工学の基礎及び応用に関する共同研究・プロジェクト研究等を行い、もって学術の発展に寄与すること」を達成するために、以上のような構成の下で研究所運営を行っている。

「理念・目的 点検・評価項目①」の「大学の理念・目的と研究所の目的の連関性」でも述べたとおり、大学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の研究の項目に掲げられる「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究拠点の形成」という目標があり、それを踏まえて、研究戦略会議の下、「研究力」の強化・加速方針の実行スキームを実現するための組織構成となっている。また、多様な学問研究と幅広い実践的な教育を通して「行動する知性。－Knowledge into Action－」を育むというユニバーシティメッセージにおける、多様な学問分野および実践的な教育（研究）の具体的な行動の基盤となっている。

○研究所と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

2022年度の運営方針と施策は次のとおりであり、本研究所組織においては学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮がなされている。

[運営方針]

－研究員の個性的な創造力の尊重と戦略的な研究プロジェクトの推進－

- ① 学際的・独創的共同研究の強化と推進
- ② 大型プロジェクト研究の拠点化、外部研究資金の獲得
- ③ 研究成果の迅速な発信と社会に対する還元
- ④ 先端科学技術センター活用による研究環境の充実

[運営方針を実現する主な施策]

上述の運営方針について、それぞれ以下のとおり、具体的な施策をとっている。

①に関して

- ・我が国の第6期科学技術基本計画を踏まえ重点3分野（レジリエントで安全、安心な社会の構築／Society5.0の実現に向けた、ロボット、IoT、ビッグデータ、AIの開発・推進／新たな価値創出のコアとなる素材・ナノテクノロジーの開発・推進）を設定し、その重要課題解決のための研究プロジェクトを推進し、大型競争的資金の獲得とその研究活動の遂行により、重要課題の将来の持続的な成長と社会の発展に寄与する。

②に関して

- ・附属センター活用による重点分野の研究促進
- ・学内プロジェクト研究の効果的な運用
- ・産学官連携による研究費の増大
- ・学外資金確保への事務的支援(研究支援室が主に担当)

③に関して

- ・国際学会での成果発表への積極的な参加
- ・学会活動への継続的な参加と中心的な役割分担
- ・各種展示会、講演会での技術公開を促進
- ・研究者、研究成果に関するDB(機関リポジトリ)の構築
- ・国際交流・公開研究セミナー：外国人研究者による最先端研究の紹介

④に関して

- ・理工学研究所における研究拠点として開設している先端科学技術センターは、水やガスをを用いるような大型の実験が可能のため、有効に活用、共同利用実験室及

び会議室、研究者一時居室のルールを策定し有効に活用している。2022年度は13部屋を稼働させた。

- ・学内研究員の交流促進と大学院学生を主とした啓発活動の推進(研究を通じた高度教育の実践)

<点検・評価結果>

理工学研究所の構成については、大学の理念・目的を踏まえた理工学研究科の目的を達成する体制をとっている。また、我が国の最新の科学技術政策である第6期科学技術基本計画などを考慮した上で、具体的な重点分野を設定しており、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境を踏まえたものとなっている。

<長所・特色>

理工学研究所は学内予算による共同研究プロジェクト研究、学外からの受託研究および共同研究、奨学寄付を基にした研究活動を行っており、多種多様な財源確保により研究活動を活性化させる土壌が整っている。

<問題点>

学外からの受託研究および共同研究、奨学寄付を基にした研究活動については、研究戦略会議の下で目指すチーム型研究よりも個別の受託研究が多数となっている。

<今後の対応方策>

長所の伸張方策としては、今後も多種多様な財源を確保する仕組みを維持・発展させていくため、2021年12月に新設した研究費獲得のための広報ツール+C(プラスシー)を積極的に活用し、資金提供機関へ向けた研究広報を行う研究活動を活性化させていく。

問題点の対応方策としては、研究推進支援本部が実施しているチーム型研究向けの研究助成制度の活用により、研究チームの形成を促す。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

研究所の構成については、毎年の自己点検・評価活動などを通じて、必要に応じて適宜見直しを行っている。例えば、共同研究プロジェクトについては、毎年度3月下旬の研究会において当年度の研究成果を報告し、新年度の活動方針を定め、それに沿った形で実施されている。そのため、共同研究プロジェクトの構成は毎年度見直しが行われている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、研究所組織の構成の定期的な点検と、それに基づく改善がなされており、適切である。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇教育研究等環境

＜点検・評価項目①②については全学項目のため割愛＞

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

＜評価の視点2～3については割愛＞

評価の視点1：図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

＜現状説明＞＜点検・評価結果＞＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

理工学研究所では、図書、学術雑誌、電子情報等について独自の整備は行っておらず、中央大学図書館の主に後楽園分館を利用しているため、図書館の項目を参照されたい。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

＜評価の視点2は割愛＞

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等にに応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

＜現状説明＞

○研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況について

理工学研究所独自の施設としては、共同研究・実験室（106 m²×1室、75 m²×5室、20 m²×3室）、研究所会議室（70 m²×2室）及び所長室、事務室である。また、公的資金を財源にして設置された後楽園キャンパス実験棟（総床面積79.25 m²、科学技術振興調整費）がある。さらに、2号館先端科学技術センターには分析室、共同利用実験室（96 m²×1室、90 m²×1室、89 m²×1室、79 m²×3室、67 m²×1室、63 m²×1室、55 m²×1室）、研究者一時居室（20 m²×3室）を開設している。

先端科学技術センターは、水やガスを用いるような大型の実験が可能であり、研究所独自の共同研究・実験室は研究員の研究の高度化に大いに貢献している。

なお、各施設の使用基準等については以下のとおりとなっている。

1) 共同研究・実験室

共同研究・実験室の使用の対象は、研究員が規程に定める事業を行う場合で、使用期間は3年以内としている。また、使用を希望する研究員は所長に使用計画書を提出し、先端技術研究部会で使用目的、必要性等を総合的に審査した上で所長が使用を許可することになっている。なお、この審査については、継続、新規ともに年度末に毎年行い、申請者に対して審査結果を開示している。

2) 研究所会議室

研究所会議室については、研究員が誰でも使用できることになっており、研究支援室に申し込むことになっている。

3) 先端科学技術センター共同利用実験室

共同利用実験室の使用の対象は、研究員が大型外部研究資金を活用した研究プロジェクトを実施する場合で、種別1(3年5,000万円規模の外部研究資金、3年以上10年以内)、種別2(2年2,000万円規模の外部研究資金、2年以上5年以内)としている。また、使用を希望する研究員は所長に使用計画書を提出し、先端技術研究部会で使用目的、必要性等を総合的に審査した上で運営委員会の審議を経て使用を許可することとなっている。なお、この審査については、継続、新規とも年度末に毎年行い、申請者に対して審査結果を開示している。

また、研究開発機構の研究ユニットや学外他機関が借用して拠点を設けられるような利用基準を整備している。

<点検・評価結果>

研究所独自の共同研究・実験室は研究員の研究の高度化に大いに貢献しており、先端科学技術センターは、水やガスを用いるような大型の実験が可能である。

<長所・特色>

先端科学技術センターは、水やガスを用いるような大型の実験が可能であり、研究所独自の共同研究・実験室は研究員の研究の高度化に大いに貢献している。

<問題点>

施設には数に限りがあり、使用希望者が多いためさらに有効に活用できるよう施設の改良も含めて検討する必要がある。

キャンパス内の空調設備について、建設時の条件により建物によっては研究者からの要望を満たしていない。

<今後の対応方策>

キャンパスの再編に伴い、後樂園キャンパス3号館の上層階、ビジネススクール跡地について、研究拠点とする計画があり、有効な活用となるよう研究所として整備計画に参画し、研究設備の充実化を図ることとする。

空調については、計算機などのサーバーを研究上必要とする研究室においては重要な問題であるため、後樂園キャンパス3号館の再編計画においてサーバー室の設置を具体的な施設要求として掲げた。今後、管財課およびITセンターと連携して設置の実現に向けた具体的な取り組みに着手する。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

研究所の研究活動を予算規模で見ると、2022年度学内研究費は以下のとおりである。

①共同研究費	19,000千円	(共同研究第1類・第2類)
②研究設備充実	20千円	
③研究発表関連費用	2,140千円	
④学術研究振興資金	12,000千円	
⑤共通研究費	12,000千円	
計	45,160千円	

学内資金による研究費は次の種類によって予算額の規模が区分されている。

1) 一般研究

個人研究のようなもので、1名以上の研究員による1年間の研究で、助成金50万円以下。ただし、研究所設立以来実施されていない。

2) 共同研究

複数の研究員が共同して行う研究で、研究期間は3年以内、助成金は1年間200万円以下。共同研究には第1類（基礎的主題、萌芽的課題）、第2類（応用的主題、実用化に近い課題）、第3類（研究所から直接の研究費の支援はないが、他の資金により研究所において行われる研究）がある。

3) プロジェクト研究

「共同研究」よりも実用化を目指した組織的な研究。研究所から研究費の支援を受けて実施した研究成果に基づき、研究期間中あるいは研究期間終了後に大型外部資金を獲得して本格的実用化研究に進むことを目指す。研究期間5年以内で、助成金1年間500万円以下。

4) 特化プロジェクト研究

「プロジェクト研究」以上に本格的な外部資金導入による大型プロジェクトに発展することを目指すもので、共同研究・プロジェクト研究とは別に大学に予算申請して実施する。研究期間3年以内で、助成金1年間400万円以下。原則として、研究計画2年度から、公的研究費に3年以上応募する。ただし、2022年度も基礎的研究に重点を置くこととしたため募集を見送った。

理工学研究所では予算執行の前年度中に研究計画を募集し、予算が確定後に各研究計画に予算を配分している。予算配分は所長が委嘱する審査委員（先端技術研究部会委員）により審査を行い、運営委員会、研究員会で審議・承認の後、所長が決定する。審査方法は、研究費を含む研究計画の内容、研究所の重点施策との関連や寄与度、外部資金の獲得状況等の審査項目を設けて厳正な審査を行っている。また審査結果については申請者に開示している。

なお、研究室については教育研究等環境の「点検・評価項目④」の項目を参照されたい。

○リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

理工学研究所の共同研究プロジェクトにおいて、理工学部事務室と連携の上、リサーチ・ア

シスタントとして理工学研究科博士後期課程の大学院学生 33 名が雇用されている。

また、本学の研究活動の調査・分析、国の政策・競争的資金の情報収集、全学的な重点領域の提案と戦略的研究企画の立案と推進、及び産学官連携プロジェクトの立案と推進、競争的資金の申請・推進を職務内容とする URA については、研究戦略会議の事業計画に定めた年次計画により計画的に採用することとしている。事業計画を見直した 2019 年度には 3 名だったが、2022 年度には 7 名が採用され、今後も年次計画に基づき体制強化を行っていく予定である。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究soの研究員に対する研究費等の研究活動を支援する基礎的な環境や条件は、研究所の運営体制に基づき整備されている。一方で、競争的研究費による間接経費また、受託研究の一般管理費を充当する措置については、学内のコンセンサスが得られていないため、十分な整備ができていない課題等も有している。

<長所・特色>

共同研究プロジェクトの予算配分については、研究所長の諮問機関である先端技術研究部会が共同研究プロジェクトについて、様々な観点の項目を数値化し、公正な審査を行い、その結果を運営委員会で審議する体制となっている。また、学内研究費が配分された共同研究プロジェクトの研究成果については、研究成果報告書の提出、研究発表会および『理工学研究so論文集』による成果公表を求めることにより、可視化される仕組みを作っており、予算配分から執行に至るまで妥当性・透明性の高い仕組みを有している。

URA は、各種研究費、助成金に関して研究者にメールで迅速に公募情報を提供することで、研究者の応募機会を確保しており、応募にあたっての申請内容についても研究者と意見交換等を行うことでブラッシュアップしていく仕組みづくりができています。

<問題点>

例年、共同研究プロジェクト計画の募集においては、研究費予算額を超える申請があったが、2022 年度の募集においては共同研究プロジェクトの申請総額が予算額を下回っており、新型コロナウイルス感染症拡大下による研究活動の停滞が危惧される状況にある。

学内研究費が配分された研究者のその後の学外研究費の獲得状況の追跡調査を行っていない。

URA については、ベンチマークとなる他大学の状況と比較すると、URA の人数はまだ少なく、専門分野においても本学の研究者の分野を網羅的に対応できていない。

<今後の対応方策>

共同研究プロジェクトの申請については、今後も妥当性・透明性の高い仕組みを堅持し、研究の活性化を図ることとするが、申請数の減少については、運営委員会で、研究費申請の減少の原因や背景を分析し、現行制度の問題点を洗い出し、改善に向けた論点整理を進める。また、学内研究費が配分された研究者のその後の学外研究費の獲得状況の追跡調査の実施について検討することとする。

本学研究者の分野等研究力の確認・分析を進め、どの分野にどの程度の研究力を注ぐことができるか照準を定めることで外部資金公募に的確かつ迅速に対応していく。

ベンチマークとなる他大学の状況や社会情勢と技術動向を把握し、次世代ニーズを予測し研究力を整える。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

<現状説明>

○附置研究所における研究活動の状況

1) 研究員

①研究員の種類

研究所の目的を達成するために次の3種類の研究員を置いており、いずれも研究員会の議を経て所長が委嘱する（理工学研究所規程第7条、第8条）。

- a. 研究員：本学専任教員で、研究所の事業に参加を申し出た者
- b. 客員研究員：本学専任教員以外の者で研究所の研究に参加を予定された者
- c. 準研究員：研究所の研究に参加を予定された大学院在籍者又はこれに準ずる者
また、これらに加えて、2014年度より施行の受託研究・共同研究取扱規程第5条により、専任教員以外の研究員を雇用できることとなった。

②研究員数

研究員数は、以下のとおりである。

(2022年5月1日現在)

	人数	備考（内訳等）
研究員	165名	理工学部所属140名、その他の学部所属21名 受託研究費による雇用4名
客員研究員	66名	他大学所属30名、公的研究機関・企業所属21名
準研究員	106名	大学院学生
合計	337名	

2) 学内研究費による研究組織

学内研究費による研究組織としては次の組織がある。

①共同研究

共同研究は、研究所における研究活動の中核を成すもので、複数の研究員で構成する3年以内の中期的・学際的な研究組織で次の種類がある。

- 第1類：基礎的で奨励的な研究。研究期間1～3年。
- 第2類：先端的分野での実用化研究、応用研究。研究期間1～3年。
- 第3類：研究所からの直接の研究費支援はないが、他の資金によって研究所において行われる研究で大学院のRA制度に呼応して設けられた。研究期間1年。

②プロジェクト研究

早期に大型外部資金を導入した本格的な実用化研究に結びつけるための準備的研究。研究期間3～5年。

③特化プロジェクト研究

大型の公的研究費取得を目指す研究プロジェクト。研究期間1～3年。

以上の研究組織は研究所予算により行う研究（ただし共同研究第3類は除く）であり、研究員、準研究員、客員研究員が参加している。

このほか、研究所内に設置される附属センターは、研究所において当該分野の研究拠点

を形成し、産学官連携による社会貢献を積極的に果たすことを目的として、学内外の研究費により研究活動を展開している。

3) 特筆すべき研究分野での研究活動状況

2022年度は研究所の目的、運営方針に従い、学内外の研究資金により次の共同研究を推進している。

[①共同研究第1類（4課題）]

No.	研究題目	学科	代表者
1	微生物模倣型ソフトマイクロロボットの創成	精密機械工学科	早川 健
2	混合物のスペクトルデータのみから物質と濃度の推定	応用化学科	片山 建二
3	細胞毒性天然物の実践的合成とバイオコンジュゲート創製	応用化学科	不破 春彦
4	主観的状況解釈と動機が多様性に適合した行動変容支援システムの研究開発	ビジネスデータサイエンス学科	加藤 俊一

[②共同研究第2類（5課題）]

No.	研究題目	学科	代表者
1	蠕動運動ポンプの効率的な制御手法に関する基礎的研究	精密機械工学科	中村 太郎
2	水道水を使用したオゾンマイクロバブル含有氷連続製造研究	精密機械工学科	松本 浩二
3	自律軌道補正による計画軌道の実環境適応と長寿命化および移動プラットフォーム化の検討	電気電子情報通信工学科	國井 康晴
4	マルチモーダル次世代モビリティ支援に関する研究	電気電子情報通信工学科	橋本 秀紀
5	イヌ・ネコ用人工血漿増量剤の開発：臨床試験への展開	応用化学科	小松 晃之

[③共同研究第3類（37課題）]

No.	研究題目	学科	代表者
1	Trigonal curve の moduli の有理性とコンパクト化	数学科	佐藤 周友
2	関数空間を中心とした調和解析の研究	数学科	澤野 嘉宏
3	統計力学模型やランダム行列模型の流体力学極限およびスケールリング極限に関する研究	物理学科	香取 眞理
4	ゲージ・重力対応とその応用	物理学科	中村 真
5	擬似ブラックホールにおけるホーキング輻射の第一原理シミュレーション	物理学科	土屋 俊二
6	新たな非接触型電気防食技術に関する研究	都市環境学科	大下 英吉
7	画像解析を用いた非定常的な離岸流の発生特性	人間総合理工学科	小峯 力
8	Deep Learning を用いた 2-MIB およびジェオスミン濃度の将来予測モデルの構築	人間総合理工学科	山村 寛
9	複数のモダリティの融合による距離画像計測手法の高度化	精密機械工学科	梅田 和昇
10	効率的なナノ粒子検出に向けたマイクロシステムの開発	精密機械工学科	鈴木 宏明
11	シャコの打撃動作を規範とした瞬発力発生機構によるキャビテーション発生メカニズムの解明	精密機械工学科	中村 太郎
12	装置型力覚提示装置によるVR空間を用いた身体の空間的・時間的拡張における認知機能の解明	精密機械工学科	中村 太郎
13	精密細胞操作に向けた微小物体操作手法に関する研究	精密機械工学科	早川 健
14	超共役と負電荷を利用した新奇芳香族性の創出	応用化学科	石井 洋一
15	低原子価高周期元素化合物の合成とその化学挙動	応用化学科	石井 洋一
16	擬細胞型人工酸素運搬体（赤血球代替物）の開発	応用化学科	小松 晃之
17	（金属置換ヘモグロビン-アルブミン）クラスターの合成	応用化学科	小松 晃之
18	モレキュラープリカーサーを用いた機能性無機構造の構築とその物性制御	応用化学科	張 浩徹
19	生物活性ハイブリッド分子の創製を指向したアゾメチンイリドを用いる立体多様性合成	応用化学科	福澤 信一
20	熱水を用いた含ハロゲン化合物からの脱ハロゲン化反応	応用化学科	船造 俊孝

No.	研究題目	学科	代表者
21	高圧混合流体の輸送物性の測定と推算	応用化学科	船造 俊孝
22	複雑な海洋産マクロリド天然物の構造決定	応用化学科	不破 春彦
23	確率解析とその金融工学への応用	ビジネスデータサイエンス学科	藤田 岳彦
24	確率的分散行動制御による領域探索アルゴリズムの実験的評価と定式化	電気電子情報通信工学科	國井 康晴
25	五層媒質装荷半無限平行平板導波管による平面H波の回折	電気電子情報通信工学科	小林 一哉
26	誘電体ウェッジによる電磁波回折に対する解析手法の研究	電気電子情報通信工学科	白井 宏
27	誘電体円筒による電波散乱の高周波近似解析についての研究	電気電子情報通信工学科	白井 宏
28	平板上の複数の方形孔による電磁波散乱	電気電子情報通信工学科	白井 宏
29	グリーン水素生成セルの変換効率の向上	電気電子情報通信工学科	松永 真理子
30	水理学及び水文学的アプローチによる流域治水技術の確立	都市環境学科	手計 太一
31	蓄電素子回路のシミュレータ開発	電気電子情報通信工学科	田村 裕
32	生体情報を活用した脳型コンピュータの研究	電気電子情報通信工学科	村上 慎吾
33	コグニティブダイバーシティの総合的研究	ビジネスデータサイエンス学科	加藤 俊一
34	情報セキュリティ、多様体学習とヒューマンメディアに関する研究	情報工学科	趙 晋輝
35	品種間差異を利用したハスの花の発熱・恒温性機能の解明	人間総合理工学科	高田 まゆら
36	水・栄養使用効率の向上を目的とする竹炭を用いた土壤改良技術の開発	人間総合理工学科	原田 芳樹
37	スロッシングならびにバルジング現象で被害を受けた貯水槽の原因究明とその制振対策に関する研究	総合政策学部	平野 廣和

4) プロジェクト研究

2022年度の申請はなし。

5) 理工学研究所附属センターでの研究活動

アジア水科学研究センター（2022年4月1日設置）

手計 太一 中央大学理工学部都市環境学科 教授

感性認知多様性情報基盤技術センター（2022年4月1日設置）

加藤 俊一 中央大学理工学部ビジネスデータサイエンス学科 教授

6) 研究開発機構との連携

研究開発機構の研究ユニット（2022年5月1日現在、19件）のうち、理工学研究所研究員がリーダーを兼務しているプロジェクトは、以下のとおりである。

- 地盤環境研究ユニット（平川大貴研究員）
- 生活習慣病予防システム研究室（鎌倉稔成研究員）
- 東京ゼロメートル地帯の水災害とその社会的影響（平川大貴研究員）
- サイゼリヤ食認知研究ユニット（檀一平太研究員）
- 超高齢社会のインフラプロジェクト（谷下雅義研究員）
- 沿岸域の自然災害適応に関する研究ユニット（有川太郎研究員）
- 持続可能な水・汚泥処理技術ユニット（山村寛研究員）
- ウォーターセイフティ&エマージェンシーメディシン研究ユニット（小峯力研究員）
- 分子配向精密制御研究ユニット（片山建二研究員）
- VR/AR フィジカルインターラクション研究ユニット（中村太郎研究員）
- AI・データサイエンス社会実装ラボ（鎌倉稔成研究員）

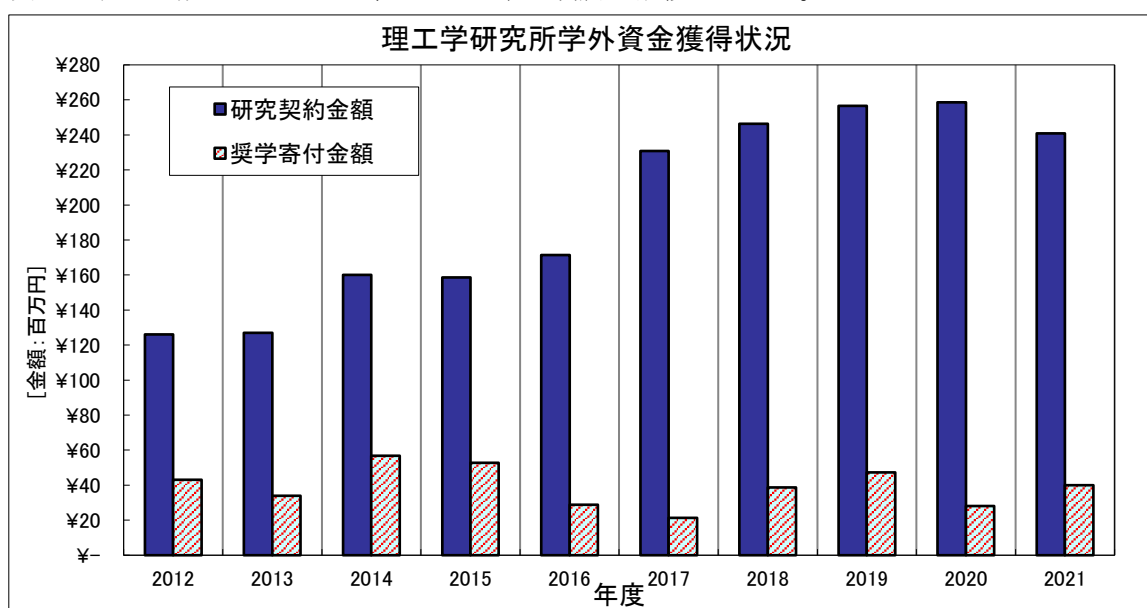
- 微細藻バイオマスを利用したバイオジェット燃料事業の実証研究（山村寛研究員）
- 新常态環境下の情報セキュリティに関する総合的研究（趙晋輝研究員）
- 気象センサー等を活用した水災害科学・水災害情報研究展開ユニット（鎌倉稔成研究員）
- データサイエンスに基づく水環境の保全と創造・水防災技術の発展（鎌倉稔成研究員）
- 都市雨水管理の高度化ユニット（山村寛研究員）
- 気候変動ユニット（志々目友博研究員）
- 微細藻類の産業利用の研究開発ユニット（小池裕幸研究員）
- トランスレーショナル認知脳科学研究ユニット（檀一平太研究員）

○学外研究資金の獲得状況

学外研究費による研究活動としては次のものがある。

- ①受託研究（公的機関、企業、財団等の学外機関から契約に基づき資金提供される研究）
- ②奨学寄附金（企業、財団等の学外機関からの特定研究者への研究寄附金）
- ③科学研究費助成事業（文部科学省、日本学術振興会に申請・採択を経て交付される）
- ④その他競争的資金等

2012年度から2021年度の外部資金獲得状況は以下のとおりである。研究契約金額は2021年度はわずかに減少しているが、過去10年で順調に推移している。



○学外競争的研究資金の獲得状況

1) 科学研究費助成事業の獲得状況

研究員が獲得した科学研究費助成事業の獲得状況は、以下のとおりであった。

[理工学研究所研究員の科学研究費獲得状況]

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021
採択件数 (件)	100	103	90	100	116	112
金額 (千円)	162,800	212,000	189,000	232,800	288,542	206,310

2) 科学研究費助成事業以外の公的研究費の獲得状況

2021年度に研究員が獲得した科学研究費以外の公的研究費(再委託を含む)は、以下のとおりであった。

- ・ JST 研究成果展開事業/研究成果最適展開支援プログラムトライアウトタイプ
「振動誘起流れを用いたナノバイオ物質の分離・濃縮技術」
「ユビキタス光学検査システム創出のための研究開発」
- ・ JST 戦略的創造研究推進事業/個人型研究 (ACT-X)
「爆発的に速い集積型燃焼人工筋肉の具現化」
- ・ JST 戦略的創造研究推進事業/社会技術研究開発
「ダム流入予測情報の評価とその改良」
- ・ JST 戦略的創造研究推進事業/個人型研究 (さきがけ)
「ラマン温度イメージングによる分子選択的な熱分析」
- ・ JST 国際科学技術共同研究推進事業/SATREPS
「タイ国における統合的な気候変動適応戦略の共創推進に関する研究」
- ・ JST 国際科学技術共同研究推進事業 (SICORP)
「ダム運用モデルの実装」
- ・ JST 未来社会創造事業 (探索研究)
「計測・解析融合による高速分光超解像赤外イメージング」
- ・ ERCA 環境研究総合推進費/環境研究総合推進費
「気候変動による富山県水・栄養循環への影響評価と適応策検討」

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の研究活動は、制度、運営方法に基づき適正に行われており、研究成果の公表も活発に実施されている等、適切に機能し、研究成果も上がっている。特に、学外の競争的研究資金については、メールで研究員に対し一斉に公募情報を提供しているほか、公募内容と近い分野の研究員に直接申請を促すことで、申請機会が増えている。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大以降の経済状況によっては、民間企業からの受託研究および研究助成が絞られてくる可能性や、他大学も公的な研究資金への申請を強化していることから、学外資金の獲得へ向けた更なる取組みが必要な状況にある。

<長所・特色>

理工学部に所属する教員の大部分が研究員として理工学研究所事業に参加していることに加えて、2014年度より理工学研究所において受託研究費・共同研究費によって研究員を雇用できることとなり、従来よりも多様な研究体制が構築できるようになっている。

URA の活動ノウハウが徐々に構築され、人数が増強されてきたことにより、競争的資金や科学研究費申請においても、従来よりも一段階踏み込んだ研究支援体制が整ってきている。

<問題点>

研究者にとって研究費獲得のインセンティブとなるような一般管理費、間接経費の使途の明確化、柔軟な研究費の執行ルールの整備ができていない。

競争的資金の申請時に研究者の研究計画以外の申請条件(産官との連携、施設の共同利用など)の対応が遅れている。

＜今後の対応方策＞

広報ツール+C(プラスシー)を積極的に活用し、資金提供機関へ向けた研究広報を行うことで、受託研究費・共同研究費の獲得を進め、研究体制のさらなる多様化を図っていく。

URAの活動ノウハウについて、質的・量的な向上を進めることで、競争的資金や科学研究費申請を増やしていく。

研究者にとって研究費獲得のインセンティブとなるような一般管理費、間接経費の使途の明確化を行い、柔軟な研究費の執行が可能となるようなルールの見直しを進める。理工学研究所運営委員会において、2023年度予算申請に向けて、一般管理費のうちの研究共通費について、有効な執行計画について懇談、審議を行うとともに、共通維持費については予算申請のタイミングで法人との協議を行う。

競争的資金の申請時に必要となる施設等の条件を充足可能となるよう、理工学研究所運営委員会で内規の整備を行う。現時点で、理工学研究所においては具体的な申請計画はまだないが、今後発生した場合にはその申請手続に遅れることのないタイミングでの上程を行う。

◇社会連携・社会貢献

＜点検・評価項目①は割愛＞

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

＜評価の視点3は割愛＞

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

＜現状説明＞

○研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、研究成果の還元等）

本学の学生、大学院学生のみならず市民に開放した研究発表会、特別講演会、国際交流・公開研究セミナー、シンポジウム等を開催している。

①研究発表会

研究所の資金助成に基づく共同研究・プロジェクト研究の研究発表を、学内外に公開して年1回開催している。2021年度は11月26日に、理工学研究所・研究開発機構・理工学研究科の共催によるオンラインで開催した(研究者10件、機構9件、RA40件)。

②特別講演会

理工学各種分野の話題性豊富なテーマ・内容の講演会を著名な講師を招聘し、学内外に公開して年1～2回開催する。2021年度は2021年10月11日に「深層学習の原理を明らかにする理論の試み」を開催した。

③国際交流・公開研究セミナー

理工学各種分野の海外の著名な研究者を招聘して学内外に公開して年10回程度を限度に開催する。2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大下により外国人研究者招へい計画が難しい状況であり、外国人研究者によるセミナーの開催はなかった。

④学術シンポジウム

理工学研究所では第29回中央大学学術シンポジウムの担当研究所として、2020年度～2022年度の3年間に活動を行うこととされていたが、新型コロナウイルス感染症拡大下により2020年度は活動を行うことができず、活動期間を1年延長することを学内手続により認められた。2021年度は2022年3月22日（世界水の日）に講演会「河川をめぐる環境の地域多様性」を行った。

⑤産官学交流会

研究成果の社会還元を目指す活動として、学外での交流会・展示会に参加しているほか、企業を招いての学内施設見学会を開催し研究内容を公開しているが、2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大下により営内に企業の方を交流会として招くことはできなかったが、オンラインでの交流会が行われた。2021年度は、「第5回 AI・人口知能 EXPO 春」「FOOMA JAPAN 2021」「デジタルものづくりの最前線 中央大学・りそな中小企業振興財団 技術懇親会」の産学官連携イベントに研究員が参加し研究成果を発表した。

⑥論文等研究成果の発表状況

刊行物

研究成果の公表のために次の3種類の刊行物を発行している。

Ⅰ．中央大学理工学研究所要覧

研究所の諸活動をタイムリーに報告・紹介するための紹介パンフレット。年1回発行。

Ⅱ．中央大学理工学研究所年報

研究所で推進されている研究の概要・業績や講演会・セミナー等の諸活動を網羅した1年間の活動を総括した刊行物。年1回発行。

Ⅲ．中央大学理工学研究所論文集

研究員の研究業績を学外者等の査読を経て公表し、研究活動の公開・交流を目的とした刊行物。年1回発行。

2021年度においては、『中央大学理工学研究所年報』（2021年度版）、『中央大学理工学研究所論文集』（第27号）の刊行物を刊行した。これらの刊行物については産学官連携の資料として活用する。

なお、こうした刊行物は電子的に公開できるよう、中央大学学術研究リポジトリにて公開している。

○学外組織との連携協力による研究の推進状況（企業等との共同研究、受託研究等）

2021年度に公的機関や民間企業から受けた受託研究・奨学寄附の額は約296百万円（年度研究契約金額）であった。詳細は研究活動「点検・評価項目③」を参照されたい。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所では積極的に社会連携・社会貢献の取組みを行っており、適切である。特に、新型コロナウイルス感染症拡大下により、講演会等の行事がオンライン開催されることにより、従来よりも多くの参加者に対し、研究成果の公表を行うことができている。2021年度に開催した特別講演会は185名（学外者65名）の申し込みがあったほか、学術シンポジウム講演会（ウェビナー）については、130名（うち国内69名、海外61名）の申し込みがあった。

＜長所・特色＞

2021年度理工学研究所特別講演会においては、オンラインおよび教室でのハイブリット開催とし、学術シンポジウムの一環としてのオンラインウェビナーはタイからの講師を迎えたが、オンラインでの開催により185名（学外者65名）の申し込みが集まり、学外、ひいては海外からの参加者も多く集めることができている。社会貢献・社会連携の裾野が広がっている。

国際交流・公開研究セミナーについては、大学院理工学研究科「理工学英語セミナー」の対象セミナーとすることも出来るようになり、大学院組織との連携が深まっている。

＜問題点＞

国際交流・公開研究セミナーについては、予算としては10件分を確保しているものの、2020年度および2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大下により来日する外国人研究者が減少したため、開催することができなかった。本セミナーでは、学会や研究等で来日する外国人研究者に依頼するケースが多かったが、こちらについてもオンラインによる開催が可能だったと考えられる。

＜今後の対応方策＞

社会連携・社会貢献の各種取組みについて、実施件数を増加させることで、理工学研究所活動及び研究内容の可視化を行い、研究力等向上およびその社会への還元を目指す。

具体的な方法としては、理工学研究所予算を運営委員会・研究員会にて審議・報告する際に、必要に応じてオンラインでの開催も可能であることを含め、周知を行うことで今後は開催のチャンスを見逃さないようにする。

国際交流・公開研究セミナーについては、今後も大学院理工学研究科「理工学英語セミナー」の対象セミナーとすることで、大学院組織との連携をさらに深めていく。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

＜評価の視点①②③⑤⑥は割愛＞

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

＜評価の視点3については全学項目のため割愛＞

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

＜現状説明＞＜点検・評価結果＞＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

「事務組織」については、「研究推進支援本部」の該当項目を参照されたい。

以上

政策文化総合研究所

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究所の目的の設定とその内容

政策文化総合研究所は、1996年4月に本学における9番目の大学附置研究所として設置された。本研究所は、国際社会における人類の調和的共存のために、学際的研究を超えた総合的学問の創造を目指し、日常生活から地球規模にいたる多様な人間活動に関わる政策・文化に関して共同研究を行うことにより、学術の進歩・発展に寄与することを目的とする（中央大学政策文化総合研究所規程第2条）。

この理念・目的を達成するために、本研究所では以下の事業を行っている（同規程第3条）。

- ① 政策・文化に関する共同研究・調査の実施
- ② 新しい総合的学問の確立に寄与する研究プロジェクトの推進
- ③ 国内外の研究者との交流及び研究機関との提携
- ④ 研究・調査の成果の各種メディアによる公表
- ⑤ 研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- ⑥ 研究・調査に必要な図書・資料の収集・管理及び機器等の整備・管理
- ⑦ その他研究所の目的を達成するために必要な事業

○大学の理念・目的と研究所の目的の連関性

本研究所は、設置当時より、本学の理念・目的に裏付けられた組織であったが、設立趣旨である「学際的研究を超えた総合的学問の創造」は、今日、本学が建学の精神に基づいて設定した『大学運営の方針』で掲げる「時代や社会の要請に応えるべく行う幅広い学問研究」にも適ったものといえる。

<点検・評価結果>

本研究所の目的は、本学の理念・目的と密接に連関し、適切に設定されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年度機関別認証評価受審時には、本研究所に対する指摘事項等はなかった。しかし、その後、将来を見据えた中長期の視点で所内を点検した結果、研究所の目的により一層適った体制づくりの観点から問題点を見出し、年次自己点検・評価活動において「公開研究会等の取組みを活用したチーム活動の活性化」（2019年度）、「チーム予算執行方法見直しを通じたワンチーム体制の構築」（2020年度、2021年度）を自主設定課題として掲げ、改善に取り組んできた。特に、研究員に影響が大きく比較的関心が高い課題に焦点を当て、研究所全体で問題解決に取り組めたことで、近年は特に研究員各自が当事者として問題を認知し、解決行動に参画しやすい雰囲気所内に醸成されたことが、年次自己点検・評価活動を通して得られた有意義な副産物と捉えている。また、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）（2021年3月27日）の中では、研究所全体の課題として次の2点が整理された。

- ①研究所全体の研究成果を一覧できるしくみや活動状況を可視化するための指標設定がない
- ②準研究員（院生）が研究者として自立するため方策とその実施についての活動状況を可視化するための指標設定がない

この認識のもと、以下の4点について、今後研究所全体として取組みを推進することとなった。

- ①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信
- ②研究所の活動指標の設定
- ③研究成果の社会実装の促進
- ④準研究員の増加

これら取り組むべき課題については、社会科学研究所のみの意向では解決できない問題を多く孕んでおり、現状では直接的な対応策を講じられておらず、また、達成に向けたプロセスも具体的に描けていない状況であるが、本研究所としては固有の指標を策定し、研究の基盤整備を目指すこととしており、本研究所において掲げた活動指標の項目は「研究所創設30周年に向けた施策検討および実施」であり、主に以下の点で、研究所としての体制を問い直す試みを含んでいる。

- (1) 研究所設立以来の研究所横断的プロジェクトテーマである「21世紀・日本の生存」の取り扱いの検討
- (2) 周年行事について検討を深めることによって生まれる研究員の一体感や研究所としての存立の問い直し
- (3) 組織図にありながら長年活動のなかった企画委員会の位置づけの確認

なお、現時点における活動指標の導入の検討、方針、およびその内容に関する所内の合意形成については、2022年7月開催の研究員会において確認を行う予定となっている。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所は、現状における問題点改善への施策の設定・実行については、年次自己点検・評価活動、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」下での活動を通じて継続して取り組んできている。しかし、政策文化総合研究所のみの意向では解決できない問題を多く孕んでおり、現状では直接的な対応策を講じられておらず、また、達成に向けたプロセスも

具体的に描けていない状況である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）で研究所に要請された、4つの課題（①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信、②研究所の活動指標の設定、③研究成果の社会実装の促進、④準研究員の増加）については、政策文化総合研究所のみの意向では解決できない問題を多く孕んでおり、現状では直接的な対応策が講じられておらず、また、達成に向けたプロセスも具体的に描けていない。

<今後の対応方策>

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）が求める4つの課題全てに即時対応することは様々な環境要因から容易ではないが、まずは、研究所の活動指標の設定から進めていく。なお、本研究所が担当研究所となることが決定し、2023年度から実質的な活動が開始される予定の第30回中央大学学術シンポジウム「情報文明における共生思想構築に向けての基礎的研究」は、課題中の、まさに、①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信や③研究成果の社会実装の促進、に密接に関連するものであり、本研究所の研究活動や研究体制と相互に緊密にリンクさせながら進めていくこととする。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②④については割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、6～7については割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○研究所における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

自己点検・評価活動については、政策文化総合研究所組織評価委員会がこれを担っている。当該委員会の委員長には所長を、他の委員には、所属学部・年齢・所内在籍期間・ジェンダーバランス等を考慮した研究員を充てており、滞りなく自己点検・評価活動を行い、それに基づく改善・向上を実施している。具体的な改善事例としては、2019年度には「公開研究会等の取組みを活用したチーム活動の活性化」に取り組んだ。この中では、「研究会・講演会等開催届」の提出期限を厳格化して広報活動時間を確保できるように工夫し、同年7月25日に金沢で開催されたシンポジウムは目標の90名を大きく上回る、120名の参加者を得る結果となった。

また、2020年度以降は、プロジェクト・チームの予算執行方法の改善に取り組んだ。この中では、予算執行状況を1カ月単位でWebページ上で確認できる仕組みを整えることで、年度末に偏ることなく計画的な予算執行につながるような環境整備を進めるなど、研究費予算を有効活用すべく改善に取り組んでいる。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の自己点検・評価活動は適切な運営体制のもと毎年度定期的を実施され、着実な改善につながっており、適切である。

<長所・特色>

これまでの年次自己点検・評価活動<「公開研究会等の取組みを活用したチーム活動の活性化」(2019年度)、「チーム予算執行方法見直しを通じたワンチーム体制の構築」(2020年度、2021年度)>を通じて、所長のイニシアティブのもと、公開研究会・公開講演会開催時の広報活動の強化、manabaにおけるチーム予算執行状況の各月情報公開、予算再配分時期の前倒し、主査による研究会でのチーム予算執行に関する決算報告等の具体的な施策を実行に移し、一定の成果を上げている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

自己点検・評価活動では、研究員に影響が大きく比較的高い関心の高い課題に焦点を当て、研究所全体で問題解決に取り組んできたが、近年は特に、研究員各自が当事者として問題を認知し、解決行動に参画しやすい雰囲気が所内に醸成されている。この協力体制を礎として、所長のイニシアティブのもと、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」(第2版)で掲げられた各種課題に対して、改善活動に取り組んでいくこととする。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

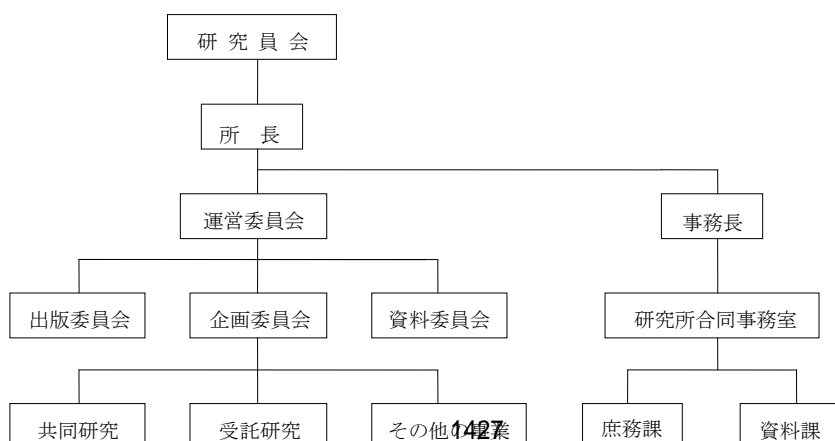
評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○研究所の構成と大学の理念・目的との適合性

研究所の組織は下記組織図のとおりとなっている。

[政策文化総合研究所組織図 (2022年5月1日現在)]



研究員会は、本学の専任教員である研究員をもって構成し、年に4～5回開催され、①運営の基本方針に関する事項（規定の制定・改廃等）、②事業計画に関する事項（プロジェクトの承認等）、③所長の選出に関する事項、④予算申請案に関する事項（予算案の承認、予算の執行等）、⑤その他研究所の運営に関する重要な事項（研究員、客員研究員、準研究員の委嘱等）について、審議決定する（政策文化総合研究所規程第10条）。

ただし、最高議決機関となっている研究員会の出席率は必ずしも高くない。出席率の向上に向けては、各研究チームから最低一人は参加するよう所長から呼びかけるなどの工夫は行っている。しかしながら、学際性を特徴とする本研究所の研究員は様々な学部にも所属しており、いずれかの学部の教授会、各種委員会と研究所の各種委員会の開催時間との重複が避けられないことが主要因となって、具体的な改善には至っていなかったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンライン形式での開催や、運営委員会との合同開催形式の採用等により、新型コロナウイルス感染症の影響を全く受けなかった2018年度比で、研究員会出席率が約1.5～4倍に上昇した。これにより、研究所全体の課題解決に関する議論により多くの研究員が参画するという、望ましい環境が整った。

所長は研究員である者の中から研究員会が選出した者について、学長が委嘱することとなっており、任期は3年である（同規程第5条）。研究所創設以来、所長の選出は話し合いによって行われてきたが、2002年2月に所長選出に関する実施要領を定めて以降、選挙による選出を行っている。

運営委員会は、所長と研究員会において互選した者7人（任期2年）、研究所合同事務室事務長からなり、①研究所の運営に関する事項、②事業計画案の作成及び事業計画の執行に関する事項、③予算申請原案の作成及び予算の執行に関する事項、④その他所長が必要と認める事項について審議決定する（同規程第14条）。年5～6回開催されている。

出版委員会は、プロジェクト・チームの研究員のうちから推薦された者各1人、その他所長が必要と認めた者若干人（任期3年）で構成され、所長が委嘱する。委員長は、委員の互選により、所長が委嘱する（任期2年）。委員会は年5回程度開催され、①年報の編集・発行、②叢書の編集・発行、③その他所長が必要と認めた刊行物の編集・発行について審議決定する（中央大学政策文化総合研究所出版委員会内規）。また、資料委員会は、所長が推薦し研究員会が承認した5名で構成し、年2～4回行われており、研究所の図書・資料の選定が任務である。

以上のとおり、国際社会における人類の調和的共存のために、学際的研究を超えた総合的学問の創造を目指し、日常生活から地球規模にいたる多様な人間活動に関わる政策・文化に関して共同研究を行うことにより、学術の進歩・発展に寄与する研究活動を行うために必要な体制を整え、その運営を行っており、大学の理念・目的を実現するに当たり適切なものとなっている。

○研究所と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

研究所の体制として、組織的に学問動向、社会的要請、国際的環境への配慮等は特段行っていないものの、共同研究テーマについては、研究員の個々の専門領域をベースとして柔軟に設定されるものであることから、時代のニーズを捉えたものとなっている。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所長のもと、必要な各種委員会が設置され、大学の理念・目的や研究所の目的を達成するため、研究活動を下支えする体制づくりがなされている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

研究所の組織体制の適切性については、随時、見直しを図っている。本研究所は、従来より、他研究所と比較しても他校地所属の研究員が18%（国際情報学部：13名）と多かったが、2023年度の法学部都心移転に伴い、その割合は33%（法学部：11名、国際情報学部：13名）と急増する。研究所を取り巻くこうした環境下にあっても、研究員の今日的なニーズの把握に努めるため、委員の選出時に学部バランスのみならず校地バランスも考慮に入れるなど、研究所の体制として、全ての研究員に対し適切性を担保できるような委員構成に留意している。

特に、2022年4月次の委員改選の際には、主に研究所書庫（多摩キャンパス2号館3・4階）の運営に関する事項を所掌する資料委員会委員に、国際情報学部在籍の研究員を充てることにより、キャンパスが離れているからこそその意見を吸い上げるような体制づくりに努めた。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、適宜、教育研究組織の構成の定期的な点検と、それに基づく改善がなされている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇教育研究等環境

＜点検・評価項目①②については全学項目のため割愛＞

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

＜評価の視点2～3については割愛＞

評価の視点1：図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

＜現状説明＞

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

図書・資料の充実を図るため、図書・資料の購入及び利用に関する申し合わせに基づき、研究所全体の図書・資料（資料委員会図書）については、資料委員会が①プロジェクトに必要な図書、②基礎的統計、③学際・新規分野の図書・資料等を希望に基づき選定し購入している。資料の媒体は、電子の購入を推奨しており、特に雑誌については電子ジャーナルによる購入を基本としている。図書の重複所蔵を避けた上で、資料委員会図書にかかわらず、プロジェクト毎においても研究費予算の範囲内で図書・資料を購入することができ、以下の表のとおり適切

に整備されている。

[図書・資料冊数 (2022年3月31日現在)]

		和 書	洋 書	計
2021年度 受入数	購 入	100(0)冊	24(0)冊	124(0)冊
	製 本	1(-)冊	36(-)冊	37(-)冊
	受 贈	3(0)冊	0(0)冊	3(0)冊
	その他	0(0)冊	0(0)冊	0(0)冊
	計	104(0)冊	60(0)冊	164(0)冊
総 蔵 書 数		3,664(553)冊	2,401(315)冊	6,065(868)冊

()内は、内数で非図書資料を示す。

*上記「受贈」は、「自館製作」のみとなる

[非図書資料内訳 (2022年3月31日現在)]

	和資料	洋資料	計
マイクロフィルム	432点	304点	736点
マイクロフィッシュ	0点	3点	3点
CD-ROM	120点	6点	126点
DVD-ROM	0点	2点	2点
DVD	1点	0点	1点
計	553点	315点	868点

[雑誌種数 (2022年3月31日現在)]

		和雑誌	洋雑誌	計
2021年度 継続受入 タイトル数	購 入	3タイトル	5タイトル	8タイトル
	受 贈	6タイトル	0タイトル	6タイトル
	計	9タイトル	5タイトル	14タイトル
総タイトル数		40タイトル	36タイトル	76タイトル

*新聞の所蔵はなし。

*総タイトル数は所蔵タイトル総数で、非継続、誌名変更、廃刊などの雑誌を含む。

*電子ジャーナルは上表には含めていない。

電子ジャーナル

- Cold War History
- Ethnic and Racial Studies
- Evaluation Review
- International Migration Review
- International Relations of the Asia Pacific
- Journal of Cold War Studies
- Journal of Policy History
- Journal of Race, Ethnicity and the City
- Journal of Urban Affairs
- Public Culture
- Punishment & Society
- Race & Class
- Social Studies

<点検・評価結果>

研究活動に必要な図書・資料が有効に活用されうる状況となっており、適切である。

<長所・特色>

継続購入洋雑誌 18 タイトル中、電子ジャーナルは 13 タイトルであり、本研究所の研究活動を円滑に行うための一助となるのみならず、本学総体としての研究・教育に有用なものとなっている。特に、書庫の狭隘化は喫緊の課題であるが、電子ジャーナルへの変更は当該課題解決に大きく寄与するものである。また、利用者にとって書庫に直接来訪せずとも利用できる使い

勝手の良さは研究遂行上、有益なものとなっている。

<問題点>

本研究所の所蔵図書・資料は（継続受入図書・資料を中心として）基本的に年々増加することから、書庫狭隘化は本研究所書庫の抱えるもっとも大きな問題である。2021年度末時点において、本研究所書庫内書架の図書・資料の占有率は100.25%となっている。また、書架に配架できずに仮置きされているものも含めてカウントすれば123.89%となり、そのため、新規に受け入れた資料を所定の書架に配架することができないということと、それによって書庫利用のサービスに悪影響の生じることが懸念される。

また、欧米資料の恒常的な原価上昇や、外国為替相場の円安傾向により、資料費が逼迫しており、既存の継続資料の購入見直しを行い、対応している状況である。従って今後、継続的に収集してきた資料が購入中止となることで、蔵書としての利用価値が低くなるなどの弊害が起こる可能性がある。

<今後の対応方策>

長所・特色として記述した、電子ジャーナルについては、今後も継続して収集を進めることとする。

書庫の狭隘化への対応方策としては、本研究所の資料委員会としては、本年度の対応として、学内重複あり又は他媒体代替可能な資料を抽出して除却・抹消の可能性を探る。次いで、今後の複数年に亘る対応として、学内重複や他媒体代替可能性のない資料の整理を見据えて、中長期的な除却・抹消の判断の目安を策定する。

資料費の逼迫に係る対応方策としては、資料費支出を研究所において許容される範囲内での必要最低限に留める。既に冊子体で所蔵している資料で電子媒体が存在している場合、資料委員会の判断に基づき、必要に応じて、安価であることが多い電子媒体への変更を行う。資料費節約と共に書庫狭隘化対策の意味合いからも、将来的には既存の継続購入図書・資料の見直しを行う。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

<現状説明>

○研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

研究所書庫は日本比較法研究所、経済研究所、企業研究所、社会科学研究所、人文科学研究所、政策文化総合研究所の6研究所で利用している。座席数は34席、情報検索設備としてはPC4台を、視聴覚機器としてはマイクロリーダープリンタ3台を設置している。開館時間は月曜日から金曜日までが9時30分から17時、土曜日が9時30分から12時となっている。当研究所の書庫使用面積は45.81㎡である。研究所資料は全学的蔵書の一部として中央大学研究所図書調達規程、中央大学研究所図書管理規程を準用し管理されているが、その使用はプロジェクト・チームが優先することとなっている。また、研究所書庫の利用環境を整備するため、資料委員会図書とプロジェクト図書を、図書館システム・CHOIS蔵書検索(OPAC)で公開している。

以上のとおり、適切に整備されているが、図書・資料の保存スペースの狭隘化に伴い図書館

や他研究所の図書・資料との重複購入を避けるべく不断の取り組みを行ってきている。

研究員が使用できる施設・設備としては、各プロジェクト・チーム内の打合せや研究会、シンポジウム開催に使用できる会議室が多摩キャンパスに4部屋確保されており、最大で70人余りの人数が収容可能である。また、本学の都心キャンパスを含め、必要に応じて他部署が管理する施設も使用することが可能なため、外部者との研究交流も活発に行うことができる。

なお、研究所合同事務室には従来から、ポータブルのプロジェクト、PC、ICレコーダー等の機器備品が整備されている。また、他研究所と共同して4つの会議室に無線LANアクセスポイントを設置し、複数台の同時接続が可能とする仕様としており、これにより、公開講演会をはじめ各種研究会にてリアルタイムの情報を効率的に収集しながら研究活動を行うことが可能な環境となっている。

さらに、2020年度以降の新型コロナウイルス感染症拡大下においては、オンライン会議システムを利用しての会議や研究会開催が主流となってきたことから、研究所合同事務室にてオンライン形式での会議等に係る機材の利便性を向上させるため、2021年度には、360°カメラ、マイク、スピーカーを備えた一体型の機材1台の整備を行った。

<点検・評価結果>

以上のように、オンラインを活用した研究に適した施設整備なども含め、研究員の研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

研究所における共同研究費はプロジェクト・チームに配分しており、各プロジェクト・チームは予算編成時に研究計画に要する計画書、年度はじめに研究計画に要する研究活動実施案を作成することにより共同研究費が割り当てられる。大学支出基準と研究所申し合わせに基づき適切に予算執行しており、活動内容及び支出範囲の適切性については運営委員会、研究会がチェック機能を果たしている。

2020年度、2021年度と、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて研究調査（国外出張・国内出張）等を中止せざるを得なかったため、予算執行率にも如実に影響が見て取れる。

[予算執行率（平均）]

単位：%

	2019年度	2020年度	2021年度
--	--------	--------	--------

予算執行率（平均）	83	73	69
-----------	----	----	----

[研究費予算執行率（平均）]

単位：％

	2019年度	2020年度	2021年度
予算執行率（平均）	77	47	55

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

大学院と研究所が協力し、大学院学生の教育指導と研究者養成の体制の充実を図るため、RA制度を利用しており、当該学生及び準研究員の学位資格審査のための論文作成指導にも繋がっている。学位取得のための指導としてRAを採用することは、研究活動の円滑化と高度な研究指導が可能になるという相乗効果があり、大学院博士課程後期課程に在籍する学生のプロジェクトへの参加及びプロジェクトが実施する研究会への参加、査読のある研究所年報への論文投稿を積極化させることに貢献しており、制度は適切に活用されているといえる。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響はRAの採用にも及んでおり、院生の休学等により、近年は採用数が伸び悩んでいる。しかし、2022年4月以降の対面式授業の再開は、今後のRAの採用状況にも好影響を与えることが期待される。

[政策文化総合研究所年度別RA採用数]

単位：人

	2020年度	2021年度	2022年度
法学研究科	1	1	0
経済学研究科	0	0	0
商学研究科	0	0	0
文学研究科	0	0	0
総合政策研究科	0	0	0
合計	1	1	0

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の研究員に対する研究費等の支出や研究成果発表に伴う支出等の研究活動を支援する環境や条件は、研究所の運営体制に基づき適切に整備されている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響もあってRAの採用数は低位で推移しているが、チーム活動に必要な人員はチーム内で確保されており、事務方のバックアップもあるため、教育研究支援体制の整備と人員配置については適切に行われている。

<長所・特色>

本研究所は、研究費総額に対するチーム数が少ないため、他研究所と比較しても1チームあたりの予算が比較的潤沢である（例年1チームあたり70～110万円程度）。また、学内9研究所のうち最も新しい研究所であることから、先行する研究所の長所を踏まえ、研究推進上、研究所の体制・枠組みや規程等が比較的整備されていることが特長である。特に、予算の執行用途に関する規定類は他研究所におけるこれまでの改定履歴を踏まえたものとなっており、用途が広く、研究活動を推進していくための環境が整備されている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

今後は、研究員に対し、研究予算の執行について、いかに分かりやすく周知していくか、という点を工夫していくことを検討している。最新の情報や予算執行の締切などは manaba に掲載しているが、閲覧数は低位に留まっている。このため、manaba の更新頻度や研究員会におけるアナウンスとの連動について改善策を検討する。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

<現状説明>

○附置研究所における研究活動の状況

政策文化総合研究所の構成員としては、常勤の専任研究員を持たないが、その目的を達成するために次の3種類の区分を設けており、いずれも研究員会の議を経て所長が委嘱する（政策文化総合研究所規程第6条、第7条）。2022年度の研究員数は以下のとおりである。

[構成員の区分及び人数等]

種類	人数(人)	資格
研究員	72	中央大学専任教員で、研究所の事業に参加を申し出た者
客員研究員	160	中央大学専任教員以外の者で、研究所の共同研究に参加を申し出た者
準研究員	15	大学院博士課程後期課程に在籍する者又はこれに準ずる者で、研究所の共同研究に参加を申し出た者

※2022年5月1日現在

このように、研究所メンバーの構成は本学の専任教員に限定されておらず、学外の研究者及び大学院学生に対して共同研究に参加する機会を広く提供している。研究活動は、これら3種類の研究員によるプロジェクト単位で行っている。

なお、客員研究員と準研究員は所属しているプロジェクトの終了と同時に解嘱となる。専任教員は個人研究員として留まることができることから、プロジェクトをもたない研究員もいるが、査読審査の協力等を担っている。

[プロジェクト・チーム所属の研究員と非所属の研究員数]

年度	2020	2021	2022
研究員数	75	79	72
プロジェクト・チーム所属	45	55	50
プロジェクト・チーム非所属	30	24	22

※2020、2021年度の各数値は当該年度3月31日時点、

※2022年度の各数値は当該年度5月1日時点のもの。

政策文化総合研究所の研究活動は、基本的には「21世紀・日本の生存」のテーマの下に置かれているが、学際的性格から全学的な共同研究を中心となっていく場合もある。次回、2023年

度～2025年度の3カ年で行われる第30回中央大学学術シンポジウムについても、「情報文明における共生思想構築に向けての基礎的研究」をテーマとして、本研究所が担当研究所になることが決定している。研究活動が学際的であり、様々な専門の研究者が集まっていることから、研究者自身や大学院博士課程後期課程の準研究員の研究にとって実践的かつ具体的な研究を展開する上での極めて刺激的な「場」となっている。

1) 刊行物

研究所としての成果を取りまとめる刊行物としては、中央大学政策文化総合研究所刊行物の取扱要領に基づき、『研究叢書』、『翻訳叢書』、『研究報告書』、『政策文化総合研究所年報』、『リサーチペーパー』を発行している。

『研究叢書』は、2年または3年のプロジェクト研究が終了して、原則1年以内に刊行するものである。

[政策文化総合研究所研究叢書]

号数	書名	編著者名	発行年度
第1号	日本論—国際化する日本	「日本論」プロジェクト編	2004
第2号	中国における企業組織のダイナミクス	丹沢安治編	2005
第3号	東アジア共同体への道	滝田賢治編	2005
第4号	地球市民社会の研究	「地球市民社会の研究」プロジェクト編	2005
第5号	日本論：グローバル化する日本	田中努編	2006
第6号	戦間期の東アジア国際政治	服部龍二・土田哲夫・後藤春美編著	2007
第7号	グローバル・ガバナンスと国連の将来	横田洋三・宮野洋一編著	2008
第8号	日中関係史の諸問題	斎藤道彦編著	2008
第9号	中国における企業と市場のダイナミクス	丹沢安治編著	2008
第10号	地球社会の変容とガバナンス	内田孟男編著	2009
第11号	オーラル・ヒストリー 多摩ニュータウン	細野助博・中庭光彦編著	2009
第12号	中央ユーラシアの文化と社会	梅村坦・新免康編著	2010
第13号	中国への多角的アプローチ	斎藤道彦編著	2011
第14号	中国への多角的アプローチⅡ	斎藤道彦編著	2012
第15号	新たなローカルガバナンスを求めて—多角的アプローチからの試み—	細野助博著	2012
第16号	日本外交のアーカイブズ学的研究	佐藤元英・武山眞行・服部龍二編著	2012
第17号	中国への多角的アプローチⅢ	斎藤道彦編著	2013
第18号	現代社会の変容による人間行動の変化について	大橋正和編著	2014
第19号	近現代東アジアの文化と政治	土田哲夫編著	2015
第20号	日本外交のアーカイブズ学的研究Ⅱ	佐藤元英、服部龍二編著	2015
第21号	中央ユーラシアへの現代的視座	梅村坦編	2015
第22号	21世紀国際政治の展望—現状分析と予測	滝田賢治編著	2016
第23号	デジタル革命によるソーシャルデザインの研究	大橋正和編著	2017
第24号	日本社会の持続可能性と総合政策	横山彰編著	2018
第25号	東京二都物語—郊外から都心の時代へ—	細野助博編著	2018
第26号	アジア的融和共生思想の可能性	保坂俊司編著	2019
第27号	近現代中国と世界	土田哲夫・子安加余子編著	2019
第28号	デジタル/コミュニケーション	岡嶋裕史編著	2020
第29号	社会のなかの文学	広岡守穂編著	2020
第30号	ユーラシアにおける移動・交流と社会・文化変容	新免康編著	2020

『翻訳叢書』は、2年または3年のプロジェクト研究終了後、原則1年以内に研究成果の一環として外国語文献・資料を翻訳して刊行するものであるが、これまで発行実績はない。

『研究報告書』は、2年または3年のプロジェクト研究終了後、原則1年以内に刊行するものである。なお、同報告書の改訂版は出版委員会の審査を経て研究叢書として刊行することができる。2015年度に第1号、2020年度に第2号の研究報告書が刊行された。

[政策文化総合研究所研究報告書]

号数	書名	プロジェクト名	発行年度
①	米中関係と東アジア	米中関係と東アジアの国際関係	2015
②	林出賢次郎関係文書 —武藤信義大使・菱刈隆 大使時代—	東アジア歴史資料の共有研究	2020

『政策文化総合研究所年報』は、毎年1回発行し、論文、特別寄稿、シンポジウム報告、プロジェクト報告、記事（研究所の活動記録、名簿等）から構成される。論文については、共同研究を中心に編集するが、個人研究も掲載可能としている。なお、準研究員の論文は査読対象となっており、客員研究員についても査読を希望した場合には実施することとしている。現在のところ、第24号（2020年度）まで発行されており、第10号（2006年度）から査読を実施している。査読制度によって、論文採録における客観的公平性が担保され、学術論文としての一定の水準や質の維持が図られている。

『リサーチペーパー』は、プロジェクトに所属する研究員が研究活動の一環として、個人の研究成果を英文で公表する場合に刊行するが、未だ発行実績はない。

2) 国際的な共同研究への参加状況

国際的な共同研究への参加状況については、従来、学内の研究者交流制度を利用した外国人研究者や外国人訪問研究者の受入れが実施されていたが、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた計画中止により、受入れが0人という状況が続いた。

なお、外国人研究者とは、研究・教育またはこれらのいずれか一方に従事するため、1週間以上1年以内の一定期間受け入れる制度である。また、外国人訪問研究者とは、講演等の学術的な行事のために受け入れる制度であり、多様な国々から研究者を招き、学術交流が行われるものである。

[外国人研究者・外国人訪問研究者受入数] 単位：人

年度	2019	2020	2021
外国人研究者	3	0	0
1群	1	0	0
2群	1	0	0
3群	1	0	0
外国人訪問研究者	0	0	0
計	3	0	0

※第1群：本学との交換協定に基づく外国人研究者

※第2群：本学の招聘に基づき研究・教育に従事する外国人研究者

※第3群：本人の研究計画に基づき本学で研究に従事する外国人研究者

[国別外国人研究者数]

単位：人

	2019	2020	2021
中国	3	0	0
アメリカ	0	0	0
トルコ	0	0	0
台湾	0	0	0
韓国	0	0	0
計	3	0	0

[国別外国人訪問研究者数]

単位：人

	2019	2020	2021
中国	0	0	0
台湾	0	0	0
アメリカ	0	0	0
インド	0	0	0
韓国	0	0	0
ギリシャ	0	0	0
カナダ	0	0	0
インドネシア	0	0	0
計	0	0	0

また、過去には、海外の大学や研究機関と連携した会議等を以下のとおり開催している。

<海外開催 国際会議等>

国際ワークショップ（ベトナム・ハノイ）

2011年3月11日（金）

場所：ベトナム、東北アジア研究所

国際ワークショップ（ベトナム・ホーチミン）

2011年3月15日（火）

場所：ベトナム、ホーチミン国立大学日本研究所

国際ワークショップ（アメリカ、ニューヨーク）

2013年3月6日（水）

場所：ニューヨーク、JaNet 会館

国際ワークショップ（アメリカ、ニューヨーク）

2014年2月5日（水）

場所：ニューヨーク、JaNet 会館

国際ワークショップ（アメリカ、ハワイ）

2014年3月5日（水）

場所：ハワイ大学 East-West Center 4F

国際ワークショップ（アメリカ、ハワイ）

2016年2月29日（月）

場所：ハワイ大学マノア校

国際ワークショップ（アメリカ、ハワイ）

2017年2月27日（月）

場所：ハワイ大学マノア校

○学外競争的研究資金の獲得状況

研究所や、プロジェクト・チームの活動に紐づいた学外競争的研究資金の獲得はない。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の研究活動は、制度、運営方法に基づき適正に行われており、研究成果の公表も活発に実施されている等、適切に機能し一定の効果を収めている。

なお、その一方で、学外競争的研究資金の積極的な獲得・活用を促すような研究環境の創出に対する具体的な検討や対応は行われていない。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

本研究所における研究活動はプロジェクト・チーム体制による、それぞれのテーマ性に沿った共同研究を基礎に成り立っている。各プロジェクト・チームの活動は活発になされており、成果も出されているが、各プロジェクト・チームの活動について、プロジェクト・チーム間で情報共有を図る機会に乏しく、プロジェクト・チーム間での横断的なつながりや連携について少なくとも活発とは言い難い。

その理由としては、研究員が、多摩キャンパスの学部と都心部キャンパスの学部（特に国際情報学部）の所属に分かれていることが挙げられるが、2023年度には法学部の都心移転を控えており、この問題を深刻化させる可能性がある（現在、本研究所研究員の約15%は法学部教員）。

また、研究員になる際にはプロジェクト・チームへの所属が必須ではあるが、当該プロジェクト・チーム研究期間終了後、いずれのプロジェクト・チームにも所属することなく研究員として研究所に所属することが可能であり、一つの側面として、研究所の活動に対する関心の希薄化につながっている可能性もある。

<今後の対応方策>

構成員のキャンパス所在地がさらに分散する課題については、オンライン会議などの手法を活用し、関係が希薄とならないように工夫した研究所運営を行うなど、今後の環境変化に対応し、研究所としての一体感を損なわないようにする体制を構築していく。

また、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）記載の指標に照らして掲げられた本研究所の活動指標「研究所創設30周年に向けた施策検討および実施」は、2022年7月の研究員会を皮切りに進められる今後の検討過程において、研究員の一体感を醸成する好機になるものと期待されており、所長のイニシアティブのもと、研究所一丸となって課題に取り組むこととする。

◇社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

＜評価の視点3は割愛＞

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

＜現状説明＞

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

政策文化総合研究所では、研究成果を発表するために研究会、講演会等の開催を行っている。プロジェクトのメンバーのみで行う研究会と、メンバーや外部講師などを招き広く公開して行う公開研究会、その他に、当研究所主催公開講演会、ワークショップ、シンポジウム等を開催し、時には他研究所と共催で開催している。

[研究会等開催回数]

単位：回

年度	2019	2020	2021
チーム研究会（非公開）	0	17	17
公開講演会・公開研究会・ワークショップ・シンポジウム等	22	8	13
計	22	25	30

従来、講演会、シンポジウム等については、その開催を社会に広く周知すべく、ポスター掲出や本学公式 Web サイトでの掲載等を通じて情報発信を行っているほか、開催場所を多摩キャンパスに限らず、後樂園キャンパス等をはじめ、都心のセミナー施設も利用することで、参加しやすい環境を作るようにしてきた。積極的な広報活動を通じて、講演会への研究所外の研究者・一般市民の参加者数が増えてきているが、テーマによっては専門性が高くなるため、参加者がプロジェクト・チームのメンバーに限定されてしまう懸念も呈されてきた。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ほとんどがオンライン形式、もしくはハイブリッド形式での開催となっている。しかし、オンライン形式等の開催方法を早めに周知した効果もあり、開催数自体は上昇している。

ただし、内数として、チームメンバーのみで非公開で開催されるチーム研究会の開催が増加しており、研究成果の社会還元の観点からは、状況の推移を慎重に見守り、今後、場合によっては、公開形式研究会の開催を促進するための方策の検討も必要と考えられる。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

現在は、プロジェクト・チームと科研費研究課題との共催による研究会の開催・連携等が挙げられるのみである。

＜点検・評価結果＞

本研究所の研究活動は、公開研究会等の開催、刊行物の公表を通して、適切に社会連携・社

会貢献に資する取り組みを行っており、適切である。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

＜評価の視点①②③⑤⑥は割愛＞

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

＜評価の視点3については全学項目のため割愛＞

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

＜現状説明＞

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

政策文化総合研究所の研究活動に必要な事務体制として独立した組織は有していない。経済研究所・企業研究所・社会科学研究所・人文科学研究所・政策文化総合研究所の5研究所の研究活動を支える事務組織として研究所合同事務室が設置され、5研究所の事務を所管する体制となっている。

現在、研究所合同事務室は、庶務課及び資料課の2課体制となっており、各々、5研究所の庶務業務と研究資料収集・管理業務を分掌している。事務組織の人員体制としては、事務長（庶務課長事務取扱兼務）1名のもと、庶務課は、専任職員4名、派遣職員1名、パートタイム職員2名、資料課は、専任職員2名（資料課長1名を含む）、派遣職員2名、パートタイム職員6名で構成されている。

庶務課においては、実際の研究活動に対してきめ細かく総合的な支援を行うため、1研究所1担当者の専属担当制を採用してきたが、従来の“1研究所1担当者制”による研究支援体制は、一方で、業務の属人化によるリスクやデメリット、具体的には、担当者不在時及び定期人事異動時の支援レベルの低下、業務改善の促進及びスタッフの有効活用が進みにくい等の問題点も潜在的に抱えてきた。

このようなリスクやデメリットを回避・軽減する観点から、2017年頃より業務グループ制の導入が検討され、1つの研究所事務業務について、メイン・サブの複数担当者制を実施するに至った。また、それとともに、Aチーム（選挙・研究会担当）・Bチーム（叢書刊行・外国人研究者受入れ担当）体制を敷き、5研究所に共通する業務のうち比較的専門性が高く、長いスパンで時間を取る業務の切り出しを行うことにより、庶務課専任職員4名が2名ずつに分かれてチームを編成することとなった。以上の体制変更によって、前述の属人化によるリスクやデメリットへの対応のみならず、業務効率の向上や業務遂行漏れに対する管理徹底が図られた。さらに、Aチーム・Bチームの指示のもと、派遣職員が5研究所横断的な研究会開催支援や刊行

物発送等の業務を担うことで、専任職員の業務負担軽減につながった。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所の運営に必要な事務組織が設けられている。人員配置の適切性については、業務効率化を図るための方途の検討・実施を行う等、配置された状況下において適切な業務分担が行われており、機能している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

以上

研究推進支援本部

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○組織の目的の設定とその内容

本学は、教育・研究と並ぶ大学の大きな使命である「社会貢献」を果たすため、その中期政策目標となる「教学グランドデザイン」において「知的財産の創出と適切な管理・活用システムの確立」を定めた。本学ではその目標を具現化すべく、2003年度特許庁「大学における知的財産管理体制構築支援事業」及び2004年度文部科学省「産学官連携支援事業」にそれぞれ申請して、採択され、これにより特許庁・文部科学省による指導の下で、2005年4月1日に「中央大学産学官連携・知的財産戦略本部」(Chuo university Liaison and Intellectual Property management office 略称：CLIP)を設立した。CLIPは、「知的財産に係る産学官の連携、施策を集中的かつ計画的に推進する」(中央大学産学官連携・知的財産戦略本部に関する規程第2条)ことを目的として設置されたものである。

こうした、動きと合わせて大学の使命である「研究」についても、本学の研究力を向上させ、新たな知の創造と成果の還元により社会に貢献するため、2015年4月1日より「研究戦略会議」を設置した(中央大学研究戦略会議規程第1条)。それに伴い、全学的な研究活動に係る連携、施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とし、CLIPを「研究推進支援本部」へと発展的に改組した。研究推進支援本部は、全学的な研究及び知的財産に関する方針を具体化・実施し、研究戦略会議の定める基本方針及び事項に基づき以下の任務を負う(中央大学研究推進支援本部に関する規程第2条)こととなっている。

- ① 国内外の研究動向等の収集及び分析
- ② 全学的な研究プロジェクトの立案及び推進
- ③ 産学官連携の相談、受付及び受入れ
- ④ 産学官連携プロジェクトの管理及び運営
- ⑤ 知的財産の管理及び活用
- ⑥ 知的財産に関わる研修の企画及び実施並びに教育・研究に関する助言

併せて、研究推進支援本部は、研究に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議、決定する研究戦略会議の審議事項に関する情報の収集、調査及び検討を行うことができることとしており(研究推進支援本部に関する規程第2条第2項)、大学の研究戦略を担う重要な役割を果たしていると言える。

さらに、研究戦略会議では、学内構成員による方向性の共有とこれに基づく研究活動の積極的な推進、研究を軸にした教育活動や社会連携の強化を促進することを目的として、「中央大学研究推進基本方針」を策定し、本学公式Webサイトを通じて学内外に公表している。具体的には以下の5つの方針を掲げている。

1. 研究多様性の尊重
2. 特色ある研究の推進、学術交流の強化
3. 研究成果の発信
4. 適正な研究の評価
5. 研究環境の整備

以上の目的を踏まえて、研究推進支援本部及び研究戦略会議を設置しており、これら組織においては、学生生徒等納付金収入に頼らずとも学内の研究環境を整備し、持続的な研究活動が可能な状況を作り上げることを目標として掲げている。このため、外部資金獲得を増やし、増えた分を研究推進、研究支援の担い手である専門職 University Research Administrator（以下、「URA」という）の人数拡大に活用し、更なる研究推進、研究支援を実現するという循環を生み出し、これによって、研究制度の運用（投資）、研究領域のマッチング（開発）、研究トピックの検証・研究 IR（企画）、産学官連携・社会実装（成果）の正のスパイラルを実現することを目指している。

○大学の理念・目的と各組織の目的の連関性

大学の責務である「社会貢献」は、教育基本法第7条、学校教育法第83条及び知的財産基本法第7条において規定されており、中央大学学則第2条及びその姿勢を明確に表した研究推進支援本部のスローガンである「知の社会還元・研究の高度化」についても、国の施策や社会からの要望に適っているといえる。

また、内閣府知的財産戦略本部が2003年から毎年策定している「知的財産推進計画」について、研究推進支援本部でも分析を行い、国の施策をキャッチアップできるようにしている。

このため、「研究」を通して「社会貢献」を果たすことを目的としている「研究推進支援本部」は、大学の理念・目的と合致した組織であると言える。

<点検・評価結果>

研究推進支援本部は、本学の使命である「教育」「研究」「社会貢献」のうち、後者2つを実現することを目的としており、本学の理念・目的に即した組織の目的が設定されていると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

CLIPでは、国の施策や社会からの要望について継続的にウォッチしていたものの、それを単年度もしくは中期の具体的な目標まで落とし込む作業を行っておらず、結果としてその妥当性

の検証や実績の評価を行う仕組みもできていなかった。

研究戦略会議では、研究に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議決定することを主たる任務としており（中央大学研究戦略会議規程第2条）、学長を議長として、研究推進、産学官連携に関する理念や目的の妥当性の検証ができる体制にある。

また、研究推進支援本部においても運営委員会を設置し（研究推進支援本部に関する規程第7条）、以下の事項について審議することを定めており（同規程第9条）、理念・目的に係る検証については、前述の研究戦略会議における検証活動と併せ適時実施している。

- ① 研究推進支援本部の運営に関する事項
- ② 事業計画の作成及び事業計画の執行に関する事項
- ③ 予算申請原案の作成及び予算の執行に関する事項
- ④ その他本部長が必要と認める事項

以上の研究推進支援体制を整備した上で、2016年度にスタートした本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」において、重点事業計画に「研究環境」を設定し、研究に専念できる環境を整えるための研究環境の再構築、研究パフォーマンスの向上に向けた計画を掲げ、その実現に努めてきた。この計画推進により、2020年度までの間に研究者個人の研究の伸長など一定の成果を収めてきたところであるが、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」における前半期の進捗、本学の研究状況および社会の最新動向等を分析した結果、世界基準で本学の研究力を更に伸ばしていくためには、「学際融合型の研究」を強化すべきであるという課題が明らかとなった。また、国の政策や将来の方向性を見据えて、本学の研究力強化のための取組みを具体化させる必要が高まっている状況にあつて、本学でも国の政策や将来の方向性を踏まえた全学的な政策をより積極的に打ち出す必要があつた。これらを踏まえて、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の後半期においては、「研究」Visionを「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究を推進する」から「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究拠点の形成」とし、重点事業計画としての取り組み内容についても「研究環境」から「学際的な研究拠点の形成」に変更することとした。重点事業計画として取り組んできた研究者個人の研究の更なる伸長に関する計画は、恒常的な取組みとして、基本計画に「研究力」を設け、引き続き取り組んでいくこととしている。

ただし、現在想定する期間は現行の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の終期である2025年度までであり、それ以降の研究推進をどのように進めていくかについては、2024年度までには計画を策定する予定である。

なお、2016年度機関別認証評価受審の際には、指摘事項等はなかったが、大学全体としては、上記のとおり中長期事業計画を立てて、本学が目指す方向性や目標、大学としてのあるべき姿を明らかにしている。それを具現化するためには、計画策定と実行が必要であり、研究推進支援本部では、「研究力」の強化・加速方針の実行スキーム（工程）を策定した上で、計画の具体は年度ごとに見直しを図りながら、アクションプランを作成して実行している。

<点検・評価結果>

本学が定める中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に基づき、研究推進支援本部においても実行スキームを作成し、見直しを行いながら、具体的にアクションプラン等の計画を策定し、実行していることから、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定・実行していると言える。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇内部質保証

＜点検・評価項目①②については割愛＞

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

＜評価の視点1～3、6～7については割愛＞

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

＜現状説明＞

○組織における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

研究推進支援本部運営委員会と研究戦略会議は、研究力向上のための企画・立案機関、立案した企画を審議・決定する機関という関係にあり、一体的に運営されている。研究推進支援本部運営委員会と研究戦略会議の構成員については、研究推進支援本部運営委員会の委員長である研究推進支援本部長および研究推進支援本部長代行が、研究戦略会議の構成員となり、審議に加わる一方、研究推進支援本部運営委員会のメンバーである研究企画委員は、研究戦略会議では「幹事」という位置づけであり、議決に加わることはできないが、意見を述べることはできるとしている。ただし、研究企画委員は、本学専任教員の中から、学長が指名する者としており、4名が就任しているが、任期2年の三期目となり、メンバーが固定化している実情もある。

研究推進支援本部は、「全学的な研究プロジェクトの立案及び推進」の任務として、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を実現するための具体的なアクションプランやスキームを作成し、年度ごとに見直しを行いながら、定めた目標を達成するための計画を立案し、研究戦略会議の承認を得て実行している。実施した計画は、その途中経過、年度の最終結果を研究戦略会議で報告し、成果の確認、計画の見直しを行うことで、計画から改善までのサイクルを確立している。こうした活動を通して、「研究活動」の項で後述する「研究クラスター形成支援制度」「国際学術誌投稿支援制度」「ダイバーシティ研究支援制度」など新たな研究力強化の施策が創設されるに至っており、確立したPDCAサイクルは適切に機能していると言える。

＜点検・評価結果＞

研究推進支援本部運営委員会、研究戦略会議の役割分担により、点検・評価の定期的な実施、点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施は行われており、研究力強化の新たな施策も展開していることから、内部質保証システムは有効に機能していると言える。

＜長所・特色＞

研究推進支援本部運営委員会と研究戦略会議との一体的な運営によって、研究活動分野において全国的に課題となっている若手研究者支援策等を包含している「ダイバーシティ研究支援制度」を創設するなど、時宜的に需要のある支援を迅速に制度化できている点で内部質保証システムが有効に機能していると言える。

＜問題点＞

研究推進支援本部運営委員会において、研究企画委員のメンバーが固定化してしまっており、意見の多様性に懸念がある。

＜今後の対応方策＞

刻々と変化する研究環境にスピード感をもって対応できるよう、例えば外部有識者を研究推進支援本部運営委員会の研究企画委員に加えるなど、もっと多様性に富んだ議論ができる委員の構成を検討し、内部質保証システムの更なる強化を図る。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点2：公表する情報について正確性、信頼性があり、適切な更新がなされているか。

＜現状説明＞

○研究活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

○公表する情報について正確性、信頼性があり、適切な更新がなされているか。

本学では、専任教員の研究成果を蓄積および公表を支援するために独自の研究者情報データベースを有しており、その登録内容は本学公式 Web サイトを通じて外部にも広く公開されている。なお、研究者情報データベースへの業績登録にあたっては、研究成果を発表する度に、専任教員が自ら正確に入力することとしている。

また、学術リポジトリでは、本学の学術研究成果及び教育成果を電子的に蓄積・保存し、国立情報学研究所が構築・運用している共用リポジトリサービスである「JAIRO Cloud」により、インターネットで国内外に発信・公開している。

加えて、既存の研究費制度である特定課題研究、共同研究、新設された研究費制度、研究支援制度については、その内容を本学公式 Web サイトで掲載しつつ、採択された課題についても公表している。また、産官学連携に資する研究活動については、後述する「+C (プラスシー)」という情報発信のプラットフォームを構築し、特色ある研究活動を掲載している。

さらに、本学において人を対象とする研究を実施する場合には、「研究活動」の項で後述する「中央大学における人を対象とする研究倫理に関する規程」に基づき「人を対象とする研究倫理審査」を受けなければならないが、本審査を受け、承認された研究については、その課題を本学公式 Web サイトで公表している。ただし、審査結果に関する情報は公開されておらず、公表すべき情報が網羅されていないことは課題となっている。

なお、上記の外部に公開する情報については、事務スタッフによる慎重なチェックを重ね、正確性、信頼性を担保した上で、適切に更新されている。

＜点検・評価結果＞

教員及び研究者の研究活動の状況については、掲載内容の正確性、信頼性を確保しながら、適切に更新していると言えるが、公開している研究情報は限定的であり、社会に対する説明責任を果たせているとまでは言えない。

＜長所・特色＞

産業界向けに産学官連携に特化した研究情報を発信する「+C」は、研究者の特色ある研究内容だけではなく、インタビューを通じてその人物像なども掲載する等、リアリティをもって伝わるコンテンツとなっており、外部からの反響も大きい。

＜問題点＞

本学公式 Web サイトの構成上、組織別に分属した組織や制度の紹介が情報の中心であり、特定の研究者を掘り下げて紹介する「+C」を除けば形式的な情報が多い。また、「人を対象とする研究倫理審査」については、審査結果に関する情報は公開されておらず、公表すべき情報が網羅されていないことが課題である。

＜今後の対応方策＞

本学において、どのような研究が行われているか、見る方に分かりやすく伝える方法を探ることが必要であり、そのヒントは「+C」にあると考えられる。情報量としてまだ不足しているものもあるが、ターゲットとなる人物像を特定して、見る側のニーズに即した見せ方とするなど工夫できる余地がある。それに伴い、本学公式 Web サイトによる情報掲載の工夫、研究広報に精通した URA の採用などに取り組む必要がある。併せて、「人を対象とする研究倫理審査」の審査結果に関する情報など、公表すべきと思われる情報についても精査を行う。こうした見直しは、研究推進支援本部運営委員会や研究戦略会議における議論を踏まえ、研究戦略会議において取り扱いを検討する。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜現状説明＞

○組織構成と大学の理念・目的との適合性

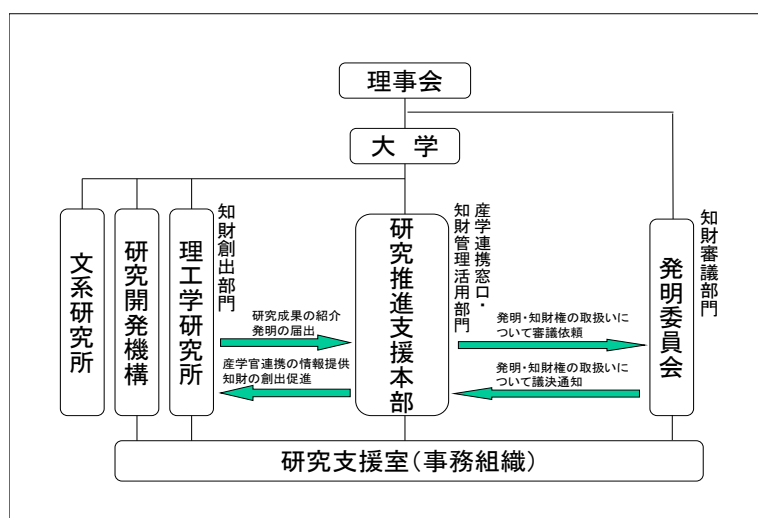
研究推進支援本部は、本部長、本部長代行、研究企画委員、事務職員にて構成される（研究推進支援本部に関する規程第3条）。任務のひとつである「知的財産の管理及び活用」の判断について、研究者からの相談等の一次の対応は研究推進支援本部が窓口となって行う。その後、理事長が委嘱した委員で構成する発明委員会において、委員である本部長が提議の上、審議される（中央大学知的財産取扱規程第17条～第21条）。

また、研究推進支援本部の事務は、研究支援室が所管する（研究推進支援本部に関する規程第10条）。さらに、多摩キャンパスにおける研究推進支援本部の事務を扱う組織として、研究支援室多摩研究支援課が設置されており、多摩キャンパス、後楽園キャンパスそれぞれに URA を配置し、各キャンパスの研究状況の把握及び産業界や各省庁の動向等の情報収集に努めている。

さらに研究支援室は、学校法人の無形資産である知的財産権の取り扱いを審議するという名目で学校法人理事会附置となっている発明委員会についても、総務部総務課との共同事務所管

となり、知的財産の創出から管理、活用までを一元的にマネジメントできる下図の体制を構築している。

[機能図]



なお、研究推進支援本部は、「理念・目的」の項でも言及したように、中央大学学則2条に定める使命に基づき、本学の研究力を向上させ、新たな知の創造と成果の還元により社会に貢献するために設置されており、大学の理念・目的と適合した組織であると言える。

○学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

研究推進支援本部では、「研究」を社会実装する上での手段となる知的財産の管理、社会的要請に研究で応えるための情報収集等に努めている。また、内閣府の科学技術・イノベーション基本計画、文部科学省の私立大学等改革総合支援事業など、国が大学を介して社会変革を達成する意図が顕著になってきており、その役割を担う大学としては、常に社会から何が求められているか、それに応える研究が行われているかという観点を踏まえて、研究推進支援本部は組織運営にあたっている。

具体的に対応した例としては、「内部質保証」の項でも触れたように、若手研究者や女性研究者の支援といった社会的課題・要請を踏まえ、研究戦略会議及び研究推進支援本部運営委員会において本学の研究支援制度について点検を行い、2022年度には「ダイバーシティ研究支援制度」を創設するなどしている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、研究推進支援本部は、大学の理念・目的に適合しており、その組織構成も適正なものとなっている。研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮という観点でも、大学の研究力分析や他大学との比較を行い、国の政策にも対応できる研究環境や体制の整備を企図した運営を行っている。そのため、研究推進支援本部に関する規程第2条に定める任務に明示されているとおり、「国内外の研究動向等の収集及び分析」「産学官連携プロジェクトの管理及び運営」「知的財産の管理及び活用」など、社会的要請に対応したものであり、合致していると言える。

＜長所・特色＞

URA と事務的なサポートを行う研究支援室及び研究支援室多摩研究支援課が両輪となって組織を支え、運営していることが特色である。

＜問題点＞

研究推進、支援体制は、研究支援専門職である URA を増員することにより拡充してきているが、本学の多くの教員、研究者をサポートできるだけの体制には至っていない。

研究推進支援本部の任務のうち、「国内外の研究動向等の収集及び分析」については、情報収集、分析とも不十分な状況であり、改善が求められる。

＜今後の対応方策＞

URA の増員を踏まえた研究推進、支援体制の構築は、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を達成するための研究推進支援本部アクションプランの重要課題と位置付けており、外部資金獲得を増やし、増えた分を研究推進、研究支援の担い手である URA の人数拡大に活用し、更なる研究推進、研究支援を実現するという循環を生み出していく。具体的には、2025 年度までに URA を 10 名体制にすることを目標としている。また、URA が担う業務のうち、「国内外の研究動向等の収集及び分析」については、研究 IR にも着手しているものの、まだ定点観測的な分析にとどまっており、分析データを活用して研究戦略立案を行うことを目指す。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

研究推進支援本部の成果は、研究力向上のための企画・立案し、それを審議・決定する研究戦略会議において、目標と照らしてどの程度達成されたかを確認する仕組みとなっており、研究推進支援本部の活動については、その進捗や結果について、改善、見直しが必要な点も含め研究戦略会議において定期的に点検・評価が行われている。

また、年度別の研究推進支援本部アクションプランについても、研究戦略会議において、計画、実行、中間評価、振り返りを行いながら計画を進めており、この結果 URA を増員して研究推進・支援体制を強化していくことを目標として人員の増強を図ることや、研究リスクマネジメントについても「人を対象とする研究倫理審査」の全学的運用の開始、安全保障輸出管理の全学体制の構築に取り組むなど、段階的に計画は実行されてきている。

＜点検・評価結果＞

研究推進支援本部運営委員会及び研究戦略会議の一体的な運営の中で、定期的な点検・評価を行っており、見直しが必要な点についても、適切な根拠（資料、情報）に基づいて改善・向上に資する対応を行っている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇研究活動

全学の自己点検・評価報告書＜第1部第9章＞を参照

◇社会連携・社会貢献

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

＜評価の視点2は割愛＞

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

＜現状説明＞

○産・学・官等との連携の方針の内容と当該方針の大学構成員への周知方法と社会への適切な明示

中央大学知的財産ポリシーは、本学の教職員や学生等によって創出された知的財産の取り扱いに関する基本的な考え方や、産学官連携活動への全学的な取組み姿勢を学内外に示して理解を求め、研究・教育成果の効果的な社会還元をその目的としている。さらに研究推進支援本部では、持続的な産学官連携活動による「知の社会還元・研究の高度化」をスローガンに掲げ、社会の各界との交流を深めることにより、研究活動の活性化を図り、それによって創出された知的財産の適切な管理・活用を進めることとしている。研究推進支援本部ではその手始めとして、本学の発明の取扱いが全て網羅されている発明手引書を作成し、本学全ての教員に対し配布、また全ての職員に回覧することによって、知的財産に対する啓発に努める。

また、中央大学知的財産ポリシーの中で産学官連携推進ポリシーの項目を設けている。具体的には以下の5点を掲げている。なお、当該ポリシーは本学公式 Web サイトに掲載しており、大学構成員を含め広く一般に公開している。

なお、当該ポリシーには、知的財産の管理及び産学官連携の推進主体について、策定時の CLIP が記載されているが、現在の活動においては、その後 CLIP を発展的に改組した「研究推進支援本部」と読み替えて活動を行っている。

【産学官連携推進ポリシー】

1. 学外の方々との共同研究および受託研究の推進
 - (1) 中央大学は、共同研究および受託研究を社会との重要な「知」の交流の場ととらえ、お互いの利益に充分配慮しながらその交流活動を積極的に推進し、新たな知的財産の創出やその技術移転により新産業の創出に貢献いたします。
 - (2) 本学は、契約者との契約事務手続について、迅速に対応いたします。
 - (3) 本学は、契約者との契約事項について、柔軟に対応いたします。
 - (4) 本学は、契約者との秘密保持契約を遵守いたします。
 - (5) 本学は、契約者から受領した研究費の内訳について、契約者からその開示を求められ、かつ本学が必要であると判断した場合、開示いたします。
2. 知的財産普及の促進
 - (1) 中央大学の知的財産権を共同研究や受託研究の契約者に実施許諾または譲渡する場合、本学は、ノウハウの提供や技術指導を含め最恵条件となるように、その契約者と協議いたします。

(2) 本学は、実施許諾を行う第三者に対し、正当な理由なく長期にわたり知的財産権を実施されない場合、契約の解除や知的財産権の返還など社会に活用できる措置をとる契約ができるよう協議いたします。

3. 不実施の補償

中央大学は、本学と契約者の共有となった知的財産権を本学が実施できない場合、その契約者が実施することにより得られる収益のうち、本学の持分に相当する対価を請求することができるようその契約者と事前に協議いたします。

4. 発明者の起業支援

中央大学は、本学が承継した発明等の発明者が自らその発明等の実施を希望する場合、発明委員会の議を経て、優先的にその発明者に知的財産権の全部もしくは一部を譲渡し、または専用実施権を設定し、もしくは通常実施権を許諾することにより、発明者が起業しやすいように配慮いたします。

5. 産学官連携窓口の一本化と相談の秘密保持

(1) 中央大学は、産学官連携に関する学内外からのあらゆる相談窓口を CLIP に一本化して、ワンストップサービスをめざします。

(2) 本学は、産学官連携に関する相談を受けた際、必要に応じて、その相談内容について相談者と秘密保持契約を結びます。

<点検・評価結果>

研究・教育成果の効果的な社会還元を目的として、中央大学知的財産ポリシーを定め、その中で産学官連携推進ポリシーを掲げており、この内容は本学公式 Web サイトにも掲載し、大学構成員を含め広く一般に発信している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

「CLIP」が「研究推進支援本部」に変わってから時間もかなり経過しているが、未だに「CLIP」のまま未整備となっているなど、実態に合わせた更新がなされていない。

<今後の対応方策>

研究推進支援本部への改組に伴い、要素技術や新技術、経験やノウハウの提供、及び産・学・官をつなぐハブとしての機能、を重視し、研究戦略会議において方針の再検討を進めていく。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

<評価の視点3は割愛>

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

<現状説明>

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

研究推進支援本部では、様々な媒体や機会を通して積極的に研究成果をPRし、共同研究や技

術移転などの社会還元役に役立ててきた。具体的には、1) 研究情報発信プラットフォーム「+C」への研究情報掲載、2) 技術交流イベントへの出展、3) 知的財産普及の促進、等であり、これらにより社会への成果の還元を行っている。

1) 研究情報発信プラットフォーム「+C」への研究情報掲載

本学と産業界等が目指すビジョンや目標を共有し、その実現に向けた産学官連携を推進するための情報プラットフォームとして「+C」を構築した。産業界をターゲットとして、実際に行っている産学官連携のプロジェクトに関する情報をはじめ、さまざまな分野の研究者が行っている研究活動やその先に据えるビジョンを紹介している。また、ユーザビリティの高い研究キーワード検索を備え、利用者が興味のある研究内容に辿り着きやすいよう配慮している。

2) 技術交流イベントへの出展

技術交流イベントとは、大学のシーズと企業のニーズをマッチングするためのイベントである。新型コロナウイルス感染症拡大下ということもあり、オンラインによる開催が主となっているが、2021年度に出展した企画は以下のとおりである。実際に契約まで至った例はないが、問い合わせは数件あり、実際に産官学連携担当 URA を介して研究者と面談を行ったケースもあった。

[2021年度に参加した技術交流イベント]

1	8/23～9/17	イノベーション・ジャパン 2021	科学技術振興機構
2	8/31	JST 新技術説明会	中央、東洋、上智、中京
3	1/26～1/28	産学連携合同 WEB 面談会	東京都中小企業振興公社
4	3/9	技術懇親会	中央大学、りそな中小企業振興財団

3) 知的財産普及の促進

特許権の実施許諾（共同出願人による実施含む）は3件である(2021年度実績)。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

研究推進支援本部の他、理工学研究所、研究開発機構において2021年度に合わせて222件の共同研究契約、受託研究契約を締結し、企業等との共同研究や受託研究を行っている。それらは全て研究テーマが限定された個別の連携であるが、契約を締結している企業の中には研究を通しての技術的課題解決だけでなく、研究に携わることで実践的な専門スキルを身に付け、そこで育った人材が企業内での主導的人材となり、新たな人材を育成するというポジティブなサイクルをつくるといった社員教育面での効果を狙った取り組みも存在する。

また、前述のとおり、2023年4月には、後樂園キャンパスに産官学連携・社会共創フロアの開設を予定しており、関連する組織が有効かつ共用性の高い施設として活用できる空間を提供することで、企業及び官公庁等とのより一層の連携推進を企図している。

＜点検・評価結果＞

研究成果の社会への還元については、「+C」を通じて産学官連携のプロジェクトに関する情報をはじめ、様々な研究活動の情報を掲載し、社会へ広く公表している。

また、学外組織との連携協力による教育研究の推進状況については、新型コロナウイルス感染症拡大下にあっても受託研究、共同研究は活発に行っており、その中には社員教育も取り入れた取り組みもなされている点は特色と言える。

これらについては、産学官連携推進ポリシーに定める「学外の方々との共同研究および受託研究の推進」に資するものであることから、本学の社会連携・社会貢献に関する方針に基づいて適正な活動が行われていると言える。

＜長所・特色＞

企業との共同研究においても、特定の研究テーマに基づく研究だけではなく、企業側の社員教育も取り入れたより広範囲の連携がなされている取り組みも存在する。

また、「+C」は、ユーザビリティに優れたキーワード検索機能を備えるとともに、掲載内容については、単なる技術情報や研究内容の紹介等、研究成果の社会的還元だけではなく、研究者の顔が見える情報まで掲載することで、さらなる社会連携を促す役割も担っている。

＜問題点＞

「+C」における情報の発信については、まだ掲載情報が充実していない。

＜今後の対応方策＞

共同研究を通じて、企業側の社員教育にも貢献している点について、今後は大学院教育とも連携を深めることによって、「研究」という枠組みだけではなく、大学院での社会人教育や学位取得を目指さないプログラム等と組み合わせ提供するなど、本学の教育研究の成果をより一層社会へ還元できるような仕組みづくりを検討していく。

また、研究情報の発信については、「+C」に掲載するコンテンツを増やしていくことが必要であるが、すべての取り組みを紹介することは現実的ではないので、掲載する情報を絞って一覧で見られるような工夫も必要である。併せて、本学が所有する研究リソースが簡単に検索できるような仕組みも構築する。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

＜評価の視点①②③⑤⑥は割愛＞

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

＜評価の視点3については全学項目のため割愛＞

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取り組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

＜現状説明＞

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

研究推進支援本部の事務は、研究支援室と研究支援室多摩研究支援課が所管している。研究支援室は研究推進支援本部のほかに、理工学研究所、研究開発機構及び ELSI センターの事務も所管する。

2022年5月1日現在の研究支援室の事務職員構成は、専任職員10人、嘱託職員9人、派遣職員6人、パート職員2人であり、一部の業務を業務委託する形態を取り入れている。研究支援室における業務分掌は中央大学事務組織規則第6条のとおりで、それらの業務を円滑に遂行するために、契約・知的財産を担当するグループ、産官学連携・研究推進・研究支援を担当するグループ、委員会運営・庶務関連を担当するグループ、研究費の支払い処理を担当するグループを設置している。さらに、グループごとに、業務の性質に応じて専任職員、嘱託職員、派遣職員、パートタイム職員、業務委託を組み合わせ対応している。嘱託職員も、高度な専門知識を有する専門嘱託と、それ以外の事務系嘱託を採用しており、業務内容によって求めるスキルを変えて人員を配置している。なお、研究支援室多摩研究支援課は学事部研究助成課との兼務発令による組織であり、一つの組織内において両課の業務を担当している。

研究支援室では、上述の4組織の事務支援を行うことで研究者情報を共有し、研究成果の創出・管理・活用を一元的にマネジメントしており、科学研究費等の補助金や学内外の共同研究の採択及びその執行状況、そこから創出される研究成果の公表や知的財産権の管理活用状況等をひとつの事務体制のもとで管理している。しかし、研究情報を研究支援室で全て管理できていない。また、教員の研究費は、研究支援室以外に学事部研究助成課、理工学部事務室、国際センター等で所管しており、一元管理とはなっていない。

研究リスクマネジメントの厳格化への対応、産官学連携の推進、外部資金獲得のための計画策定等、研究支援室が担当する業務範囲は多岐にわたっており、高度な専門的知識を要する業務にも対応しながら、次項に記す工夫等によって効率的に業務を遂行するために努めている。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

研究支援室は、理工学研究所を含む4組織の事務を担っており、グループを組織割でなく業務割にすることで効率化を図っているほか、適宜、外部の説明会・講演等に出席し、支援に必要な知識・能力の涵養に努めている。

また、4つの組織ごとに教員を委員とする委員会が存在し、それぞれにおいて重要事項を含む意思決定がなされること、研究リスクマネジメントに関しては審査委員会にも教員が委員として参画するため、研究支援室の職員同士だけではなく、関係する教員との業務上の連携、情報共有を密にしている。委員会の運営では、委員会開催にあたり、事務職員が委員長と議題確認や資料点検を事前に行う他、研究推進支援本部では本部長と URA を交えたミーティングを毎週開催し、今後の研究戦略提案に向けた意見交換や進行している業務の進捗を確認し、常に業務を評価できる仕組みを設けている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、事務組織の役割については事務組織規則に明記されており、業務遂行にあたっては、業務内容に応じてグループを分け、知識・技能も踏まえた役割分担をすることによって円滑に遂行できていることから、事務組織の構成と人員配置についても適切なものと言える。

また、事務機能の改善、業務内容の多様化への対応策ともに、適正な範囲と言えるが、今後

研究環境の変化や研究への社会的要請に応えるためには、都度見直しを行いながら適正化に努めていく。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

以上

AI・データサイエンスセンター

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○センターの目的の設定とその内容

ビッグデータの活用や、深層学習に代表される機械学習をコアとするAI革命により、近年、あらゆるビジネス分野はもちろんのこと、日常生活にまで広範に大きな変革が起こりつつある。AI技術は、特に画像・音声・自然言語への深層学習の応用を中心に、急速に進化してきており、AIやデータサイエンスでできることを踏まえて、課題発見および問題設定できる能力を備えた人材の育成が社会の喫緊の課題であるとされている。これらの社会からの人材養成のニーズに時機を逃さず対応するため、大学教育および産学連携を効率的に行うことを可能とする企画を立案し、その計画を着実に実施するための司令塔となるべき中核的組織として、2020年4月1日にAI・データサイエンスセンター（以下「本センター」という）を設置した。

○大学の理念・目的とセンターの目的の連関性

本学は、イギリス流の経験主義・合理主義を基礎とした実学の伝統を継承しつつ、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の理論及び応用を教授・研究することによって、個性豊かな人材の育成を通じた文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献するという使命の下に、実地応用の素を養うために求められる基礎・基本を重視した教育、社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決力を涵養する実地応用教育を展開することで、幅広い教養と異文化に対する理解力・コミュニケーション能力を基礎とする豊かな感性と人間力を備え、高度な専門性を有し国際社会に貢献できる人材の育成を教育目標としている。センターはそのビジョンを「AIとデータサイエンスを活用して、課題を発見し問題解決することで、社会の発展と人類の幸福に資する人材を養成する」こととしているが、これは、教育目標にある「社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決力を涵養する実地応用教育」を最も新しい形で目指すものであり、大学の理念・目的と連関性の強いものとなっている。

<点検・評価結果>

以上の通り、本センターは、社会が必要とする人材育成につながるよう、教育・研究・社会連携の各取り組みを総合的に企画し実行に移す組織として機能することが計画され、大学の理念・目的に基づき、そのビジョンを適切に設定しているといえる。

<長所・特色>

本センターは、AI・データサイエンスに関する教育・研究・社会連携の各活動を一体的に扱い、計画・実施、外部に対する発信していくことを特徴とする。各計画の実施にあたっては、既存の研究支援を担う組織、あるいは教育活動を実施する組織等と有機的に連携し、大学の資

源を有効に活用することを前提としている。これにより、外部に対して教育・研究・社会連携の一体的なサービス提供や広報活動が実施できるようになっている。

<問題点>

前述した長所・特色は、一方では、特に新しい取り組みにおいて、本センターが推進する計画について各組織とのガバナンスや分掌範囲の調整が必要となり、迅速な遂行が難しい場面が生じてしまうことがある。

<今後の対応方策>

本センターが、AI・データサイエンスに関する教育・研究・社会連携の各活動を一体的に扱い、計画・実施、外部発信していく役割を担っていることは、今後も強みとして位置付け、各活動を推進する。

本センターは、既存の組織と連携し実行する組織として構成されているため、最小限で組織されている。このため迅速に実行すべきことで、迅速に実行できない計画については、本センター自身で実行を可能とするよう外部のマンパワーを使うなどリソースを補う必要がある。これを進めるため2023年度に整備される3号館14階の施設を有効に利用し、外部資金をより一層調達するための計画を早期に立案する。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」第二版において、「中長期事業計画の後半では（中略）AI・IoT・ビッグデータ・5G等にけん引される Society 5.0の到来に向けた社会貢献と人材育成を加速させる」とし、本センターを中心として教育の推進、研究の推進、社会貢献への寄与の3つの活動を一体的に図る旨を謳っている。このように本センターは、大学の中長期計画と深い結びつきを有している。具体的な諸施策についても、本センターの設置目的である「AIとデータサイエンスを活用して、課題を発見し問題解決することで、社会の発展と人類の幸福に資する人材を養成する。」を実現するため、以下の3つ(1)全学的リテラシー教育の企画・立案、(2)社会からの共同研究要請への対応、(3)社会貢献・連携事業への対応を目指して設定している。諸施策の設定にあたっては、単年度事業計画に基づき自己点検・評価活動を通じて、活動内容の検証の結果として改善すべき点が洗い出されていた場合は、次期の活動内容に柔軟に反映することとしている。

<点検・評価結果>

以上の通り、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に即した新しい組織として、教育・研究・社会連携活動を一体的に進めてきており、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を適切に設定しているといえる。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇内部質保証

＜点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛＞

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

＜評価の視点1～3、6～7については全学項目のため割愛＞

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

＜現状説明＞

○組織における点検・評価の定期的な実施

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

本センターの活動に係る点検・評価に関しては、本学の大学評価委員会の下に、AI・データサイエンスセンター組織評価委員会を設置している。本センターの運営を担う機関であるAI・データサイエンスセンター運営委員会（以下「運営委員会」という）の委員を本センター組織評価委員会の委員として選出しており、点検・評価活動は運営委員会と同時か、個別に書面審議を行っている。

点検・評価活動は、年1度センターの全体的な活動を対象として行うことを基本としているが、これに加えて、AI・データサイエンス全学プログラムに特に焦点を当てた点検・評価活動を不定期で行っている。直近の活動としては、2022年5月に開催した組織評価委員会で、AI・データサイエンス全学プログラムのリテラシー科目に特化して点検・評価活動を行った。PKIとなる1年次履修率（1年次学生での履修率）5%を達成し、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」の認定申請準備も進み、運営体制や履修状況など計画通りに進んでいることを確認した。

リテラシー科目については、プログラムの入り口となる重要な位置づけであるため、これに特化して自己点検・評価を行い、改善を図ることとしているが、その際には、「学内からの視点」「学外からの視点」「不断の改善・進化に向けた取り組み」という三つの観点から行うこととしており、それぞれに対して詳細な項目を立てて点検・評価し、その結果を公式Webサイト上において公開している（※1）。「学外からの視点」は、学外から期待される点を自ら点検・評価項目として位置づけたものであるが、前述の2022年5月の組織評価委員会では、プログラム修了者の活躍や進路を評価するための指標の設定について必要性が確認された。

※1 <https://www.chuo-u.ac.jp/gp/collaborate/program/information/>

＜点検・評価結果＞

以上の通り、大学評価委員会の設定する全学の点検・評価の仕組みに基づき、組織評価委員会における自己点検・評価活動を実施し、その結果を改善・向上にもつなげており、内部質保証システムは有効に機能しているといえる。

＜長所・特色＞

AI・データサイエンス全学プログラムを軸として自己点検・評価を行っていることで、授業

の運営を全学連携教育機構に委託したままにせず、きちんと全体を把握した状態で改善活動につなげられている。また「学外からの視点」を評価の要素とすることで、社会の要請から乖離せず活動できることも長所と考えている。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

2022年度から本格的にスタートした AI・データサイエンス全学プログラム（応用基礎レベル）についても、同様に自己点検・評価を行い、教育活動の改善につなげていく。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜現状説明＞

○センターの構成と大学の理念・目的との適合性

本センターは、本学における AI・データサイエンス領域のさまざまな活動を、教育・研究・社会連携の全方位的にまとめ発信していく広報的な機能と全学的な方向性を検討し企画していく機能、及び対外的な窓口の機能を担うべく設置された。

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」第二版において、「中長期事業計画の後半では（中略）AI・IoT・ビッグデータ・5G 等にけん引される Society 5.0 の到来に向けた社会貢献と人材育成を加速させる」としており、本センターはこれを中心的に担う組織のひとつとなっている。

本センターは、活動の方針を立案し点検する運営委員会と、活動を具体化する教育部会と研究・社会連携部会の2つを中心に構成される。運営委員会では、検討に専門性が必要な場合などには、必要に応じて専門委員会を置くことができることとしている。具体的な活動は既存の学内組織と連携しながら行うこととなっているが、実際には、連携する各組織が担うことを基本としている。また本センターには、研究・社会連携活動を行う基盤としてユニットを置くことができるようになっているほか、本センターに所属する所員全体を束ねる所員会も置くこととなっている。

学内組織との連携を前提とした本センターの位置づけは、大学が新しい活動に組織的に取り組む際に、既存の組織を最大限に活かし、かつ機動的に体制を整える好事例となっていると考えている。

○センターと学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

センターの企画する AI・データサイエンス教育は、これをさまざまな専門分野に応用したり、研究を推進できる人材を育成することを目標としている。さまざまな研究分野で AI・データサイエンスを活用した新しい手法が成果を上げており、すべての学生が備えておくべき知識とし

て重要になっている。社会においても近年は「DX人材」との呼称とともに、大学にもAI・データサイエンス力により問題の解決につなげる人材の育成が求められている。

<点検・評価結果>

以上の通り、本センターは既存の学内の各組織と連携しながら活動することを前提としており、大学の理念・目的の達成のために相互に関連しながら活動する体制となっている。教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境についても、AI・データサイエンス人材の育成が急務となっている社会情勢において、本学としてこれに応えるものであり、組織の設置状況として概ね適切であるといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

AI・データサイエンスセンター組織評価委員会において、大学評価委員会の定めたスケジュールや手続きに沿って毎年度自己点検・評価を行っている。点検・評価活動にあたっては、組織の構成の適切さについても検証し確認することとしている。本センターは設置間もないため、より適切で効果的な組織の構成の在り方を今後も継続して検討していく予定である。点検・評価にあたっては、教育プログラムに関しては授業評価アンケートを、研究・社会連携においては具体的な成果を根拠としており、これにより、的確な検証ができていると考えている。

なお、AI・データサイエンス教育活動においては、前述の通り Web サイト上に特設ページを設け、毎年度の点検・評価活動報告が経年で追えるように広く公開することとしている。

点検・評価活動のサイクルが回り始めたばかりであるが、改善・向上の事例としては、AI・データサイエンス全学プログラムの授業の改善、具体的には AI に関するツールの学習内容を厚くするなどの見直しを行ったことが挙げられる。

<点検・評価結果>

以上の通り、本センターは、適切な根拠に基づき組織の構成について定期的な点検・評価を行っており、改善・向上につなげる取り組みを講じられていることから、適切な対応となっている。

<長所・特色>

センターを独立した組織として設置したことで、対外的なアピールにつながっている。他大学では、類似の取組を推進する際に学長室や教学企画部門を核にプロジェクト的に進めることも多いところであるが、本学は専門の組織を立ち上げたことで優位性を打ち出せた。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

センターの独立性を強みとして、今後も対外的なアピールにつながる活動を推進していく。研究・社会連携活動の活性化という問題点については、2023年度に後樂園キャンパス3号館の上層階に整備される社会共創フロア（仮称）の設備を有効に使い、改善につなげる計画である。政府方針「AI戦略2019」が示す2025年度のあるべき姿の実現までは現在のセンターを維持し、その次の政府方針を検討しつつAI・データサイエンスに関わる活動を発信していく。

◇教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

＜評価の視点1は割愛＞

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

＜現状説明＞

○教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本センターは、各学部教授会から選考する委員と関連する機関の長を中心に据えた全学方針を検討する「運営委員会」と、その方針に基づき実施計画に移す2つの「部会」（教育部会、研究・社会連携部会）から成る。

運営委員会では、扱う内容が高度な専門知識を必要とした場合に、構成員ではない専門家に参考意見を求めることができるようになっているほか、継続的に検討を進めるために専門委員会を置くこともできるようになっている。

加えて、2022年5月時点での実績はないが、外部資金を活用して本センターの事業活動を行う「ユニット」が設置できる。ユニットの構成員は本センターの所員である必要があり、ユニットの代表となる者は、活動の目的や資金の受け入れ期間などを届け出て、運営委員会の審議により設置の了承を受けなければならない。

また、所長の諮問機関として、本センターに所属する所員で構成される「所員会」を設置している。所員会として会を開催するのではなく、日常的な連絡はLMSを用いて所員に周知し、メールなどを併用しアンケートや意見聴取を行う形態をとっている。

＜点検・評価結果＞

以上の通り、本センターの教員組織の編成については、大学の方向性を踏まえてAI・データサイエンス領域の全学方針を立案する運営委員会と、実行段階への落とし込みを行う部会の構成をとることで、適切に活動できる体制となっている。

＜長所・特色＞

運営委員会に関連機関の長が参加することにより、円滑な組織間連携が図られている。また規則上定められたものではないが、センター設置にあたって教育部会長にも関連機関の長を充てる運用をとったことで、円滑な組織間連携が促進されている。これらは、AI・データサイエンス全学プログラムの予定通りの開始という実績を生む一因となったといえる。

<問題点>

全学的な教育プログラムについては教育部会にて企画し、全学連携教育機構にて実際の授業運用を行う仕組みとなっているが、授業運用を支える各教員の負担は所属組織における担当科目や業務に新たに加わったものとなっており、授業をサポートするTAや研究サポートのRAを優先的につけるなど、適切な支援策や新たな負担に見合うインセンティブを制度化する検討が望まれている。

<今後の対応方策>

運営委員会等に関連機関の長が参加する体制については、円滑な組織間連携を継続するべく、これを維持していく方針である。

また、新しい高校学習指導要領のもとで学んだ学生が入学してくる2025年度に向けては、AI・データサイエンス全学プログラムの見直しが予定されている。2023年度においては、プログラムの構築に係る教員の負担についても考慮していくために、現在の担当者及びプログラム立ち上げに関わった委員の意見を聴取し、2024年度のプログラム改定準備及びその後の運用に向けた無理のない計画をまとめていく。

◇教育研究等環境

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

<現状説明>

○センターの目的に応じた施設・設備の整備状況

本センターの設置にあたっては、既存の組織より借り受けた、事務と担当教員の研究活動用スペースとしての1室を占有している。既存の研究組織を通して行っている研究契約に基づく活動は、対応する教員の研究室か、その研究組織の持つ施設を利用している。教育活動については、連携している全学連携教育機構が持つ施設や同機構が学部の教室を借り受けて実施している。社会連携活動についても同様に、学部の教室を借用して実施している。

今後は後樂園キャンパス3号館の上層階に2023年度から運用される社会共創フロア（仮称）を起点に活動を広げていく計画としている。多摩キャンパスの拠点については、ニーズを踏まえた上で、多摩キャンパス将来構想を検討する会議体との調整を予定する。

<点検・評価結果>

以上の通り、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図

っており、2023年度以降の整備計画も進みつつあることから、適切な対応となっているといえる。

<長所・特色>

既存の組織の設備が活用できれば、本センターとして広い占有スペースを必要とせずとも教育研究活動が実施できることが確認できたことは、長所であると捉えている。

<問題点>

3号館上層階に整備される共有施設の運用については、他組織との調整の上で決定しなければならないが、2022年5月時点で定まっていない。また多摩キャンパスにおける研究・社会連携活動の拠点に関する計画が立てられていない。

<今後の対応方策>

後楽園キャンパス3号館上層階の運用については、2023年度の計画を成案とする2022年11月までに、取りまとめ部署を軸に調整を進める。

多摩キャンパスの拠点については、現在多摩キャンパスに設置された組織のみで検討が進まないよう、多摩キャンパスの将来構想を担当する部門に積極的に調整を図る。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○センターの研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

本センターの研究支援活動は、共同研究先等と研究契約を交わす条件を整える段階までを担うこととしており、既存の研究支援組織への橋渡しを行う位置づけである。したがって、現状ではセンターとして扱う研究費は想定していない。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

AI・データサイエンス全学プログラムの企画までを本センターで行い、実際の授業運用は全学連携教育機構に委託している。このため、TAの配置は、同機構側の運用に委ねている。全学を対象としている点は同機構の他のプログラムと同様だが、全学生が学ぶべきリテラシー科目では履修者規模も大きく、演習を伴うオンデマンド科目では、対面授業より手間がかかるため、既存のルールでは適正な配置が難しい科目も出ている。

研究・社会連携分野では、RAよりもさらにアカデミック側に近い人材が求められているが、専属の研究者を任用する体制にはなっておらず、マンパワーとして不足している。

<点検・評価結果>

以上の通り、本センターが直接担う、研究活動を支援する環境や条件の整備としては、TA や RA 等の研究支援補助者の配置において課題がある状態であるといえる。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

履修者が1,000名を超えるオンデマンド型の授業において、TAをどのように配置し、役割を担ってもらうかについて、課題となっている。実際の授業運営を担う全学連携教育機構において改善検討の主体となってもらうものであるが、授業内容や授業の設計にも関わる面があるため、AI・データサイエンス全学プログラムの企画を行う本センターも連携しながら改善検討にあたる必要がある。

<今後の対応方策>

TAの配置について、全学連携教育機構における2022年度の授業実施に関する情報を共有しながら、「1科目につきTAが1名」という現状の制約を含めて2023年度の授業計画に向けた検討を行う。

点検・評価項目②：教員の研究活動が活発に展開されているか。

評価の視点1：論文等研究成果の発表状況

評価の視点2：国内外の学会での活動状況

評価の視点3：研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

<現状説明>**○論文等研究成果の発表状況**

本センターの下に研究ユニットを置けるものとなっているが、既存組織と連携することで研究活動が支障なく進められ、かつ効率的であることが、センターの設置後の活動を通じて明らかになってきたため、実際の研究活動は、既存の研究機関（主に研究開発機構と理工学研究所）で行われている。

成果等の発信については、既存の研究期間と本センターの双方から行うこととしており、既存の研究機関ではアカデミックな発表を行い、本センターでは発信内容を一般社会向けに寄せている。なお、2021年度は3件（紙面等に掲載されたもの）のPRをおこなっている。

○国内外の学会での活動状況

該当なし

○研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

研究プログラムではないが、研究者を育成する事業として、文部科学省の公募事業「令和3年度統計エキスパート人材育成プロジェクト」（事業期間5年間）に参画している（点検・評価項目③で詳述する）。

<点検・評価結果>

以上の通り、既存組織と連携することで研究活動が支障なく進められており、本センターは研究の相談・広報窓口としてそれを支えているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：センターにおける研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

<現状説明>**○センターにおける活動の状況**

前述の通り、実際の研究活動は、既存の研究機関（主に研究開発機構と理工学研究所）で行う体制をとっている。外部と連携した共同研究においては、NDA や連携協定の締結までを本センターが担い、その後の研究契約の締結や実際の研究活動等は既存の理工学研究所（大型研究契約の場合は研究開発機構）にて実施しており、契約の締結を済ませた研究については、着実に活動を進めている状況にある。

さらなる契約の締結に向けた活動については、新型コロナウイルス感染症拡大における制約を強いられ、施設整備が2023年度を予定していることから2022年5月時点では活発な状況になく、プレスリリース件数も目標の50%と当初計画を下回っている。

○学外競争的研究資金の獲得状況

前述の通り、研究プログラムではないものの、研究者を育成する事業として、文部科学省の公募事業「令和3年度統計エキスパート人材育成プロジェクト」（事業期間5年間）に参画している。これは、統計のエキスパート（修士レベル）を育成できる「統計エキスパート人材（教員）」を育成するためのプロジェクトであり、事業期間5年で30名以上の統計エキスパート教員を育成し、事業終了後の5年を含めた10年間で500名の統計エキスパート（修士レベル）を輩出する計画である。2022年度には本学の教員を「統計エキスパート人材（教員）」として育成する研修に参加させるべく調整している。

また、2021年度には、エキスパート人材育成のための環境構築として、中核機関となる統計数理研究所から受託金を受領しており、2022年度には上記の運用費を受領する計画となっている。これに基づき、本学の統計エキスパート人材育成に関するエコシステム構築に向けた活動を進める予定となっている。

<点検・評価結果>

以上の通り、本センターにおいては、競争的な研究環境創出のための措置がなされているといえるが、当初計画を半分程度下回っており、措置は十分でない面があるといえる。

<長所・特色>

特に数理・データサイエンス分野においては、政府を含めた社会の動向や他大学の状況につ

いて情報収集のための人的なチャンネルが機能しており、研究環境創出の機会獲得につながっている。

<問題点>

研究活動は、当初計画と比べて、件数的にも未達の状況（50％）にあり、その要因としては、コロナ禍の影響による企業の投資控え、教育活動への注力によるマンパワーの不足であると考えている。

<今後の対応方策>

研究活動の活発化に向けては、コロナ禍等により推進できなかったトップセールスを実施するとともに、教育・研究を一体で扱う組織の特性を活かし、既に教育活動で連携している企業に対しても研究活動面のアプローチを試みる。また前述の通り 2023 年度に後樂園キャンパスに施設が整備されることを活かし、企業向け・就業者向けセミナーを企画して研究契約につなげる機会とする。

◇社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか

<評価の視点3は割愛>

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

<現状説明>

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

本センターでは、地域住民に対する教育研究成果の還元として、2021年11月に公益財団法人 文京アカデミー主催の文京アカデミア講座にてデータサイエンス入門講座を1講座開講した。参加者は14人（定員20名で募集）であり、参加者のアンケートからは、10名から期待以上・期待した通りとの評価を得ることができた。

また、データサイエンスの最新情報や現代的な課題、データサイエンスが創造・提供している価値などの紹介を目的に、第一線で活躍している研究者や実務家の講演動画「オンライン・レクチャーズ」をWebサイト（YouTube）上で公開している。本学の教員のほか、統計数理研究所教授や弁護士、企業関係者による7件の動画をこれまでに掲載している。これらのアクセス数は延べ約4,000件であり、本センターとして手ごたえを得ている。

学外組織との連携協力については、別の項（◇研究活動）で記載した通りである。

<点検・評価結果>

以上の通り、教育研究成果を、対面あるいはオンライン上の企画として学外に向けて発信しており、適切に社会へ還元しているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学運営・財務

(大学運営)

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

本センターの事務を所管するため、AI・データサイエンスセンター事務室（以下「事務室」という）が設置されている。事務室は専任職員2名（事務長1名、担当課長1名）と、派遣職員1名、パート職員1名で構成されている。事務の役割としては、研究・社会連携の支援と教育支援に大別されるが、企画・調査及び学内外との調整及び広報活動を主とする。このような役割に対する人員配置としては、若干の不足があるが、2023年に整備されるセンター施設の運用がまとまった段階で見直す必要があると考えている。

AI・データサイエンス全学プログラムの開設時期においては、特任教員1名がほぼセンター専属として、個人研究室を持たずに事務室を拠点として活動していた。これにより実務的な教職協働体制が図られていた。（2021年度で終了）

事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策としては、このような専門性を持つ教員との協働が有効である。また、専門知識を有する専属の人員が手当できない場合には、事務室において新たに専門スタッフがいる学内連携先の調整やアウトソーシングの検討が必要となる。

<点検・評価結果>

以上の通り、本センターの事務を所管する事務組織は適切に設けられており、今後の本センターの活動内容や施設の運用等によっては今後検討すべき事項があるものの、その事務組織は概ね適切に機能しているといえる。

<長所・特色>

AI・データサイエンスセンターの設置構想の検討段階において、運営を支える事務組織としては、既存の事務組織をもってあてる検討もなされたが、教育・研究・社会連携のすべてを扱

う組織はなく、新たに事務室を設け、既存の組織と密に連携していく体制となった。結果として、学内の情報を集約し外部に発信していき、学外からの要請に素早く対応し、適切な組織と連携して推進する組織としては、専任職員2名という非常にコンパクトな体制で機能している。

<問題点>

研究・社会連携活動に注力する段階にきており、AI・データサイエンス領域の専門知識を持った人材を確保することが必要になってきている。

<今後の対応方策>

後楽園キャンパス3号館上層階の社会共創フロア(仮称)の施設を有効に活用するためにも、AI・データサイエンス領域の専門知識を持つ人材を、授業科目担当を主体とした教員もしくは研究・社会連携活動を支援する嘱託スタッフとして増強できるように計画を進める。

以上

ELSI センター

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

＜現状説明＞

○組織の目的の設定とその内容

ELSI センターは、科学イノベーションと社会を調和的に共存させるために、科学イノベーションを社会実装するに際して必要とされる倫理観を基礎とする規範や社会の在り方を学術的に研究し、かつ、学外の組織又は個人から提供される研究資金（以下「外部資金」という。）を利用した学際的共同研究が本大学を拠点として展開される諸条件を整え、もって、本大学における教育・研究の一層の充実を図るとともに、社会の発展に寄与することを目的として、2021年4月に設置された。（中央大学 ELSI センター規程第2条）

ELSI とは、「倫理的、法的、及び社会的課題（Ethical, Legal, and Social Implications）」をいい（同規程第3条）、目的を達成するため、3つのミッションを掲げている。（1）学術的研究連携では、倫理的、法律的、社会的課題（ELSI）について、社会科学、人文科学、自然科学、工学、及び数理科学のあらゆる学問領域の専門家が連携し、研究を行うこと、（2）産官学連携では、産官が抱える ELSI 課題、また日本が世界と競争するために必要な ELSI 対応について、産官学連携のハブ機能として学術的、及び実務的研究の場を提供すること、（3）人材育成では、ELSI への対応に必要な思考力や知識を提供する ELSI センターの事業等々を通じて、企業や官公庁等、その他、学外社会人一般からの要請にも応え、国際社会や企業、及び官庁等で活躍する次世代の人材を育成するとしており、ミッションに即した事業展開も計画している。

活動の特色として、学外との「コミュニティ」を形成することが挙げられ、様々な課題を有する企業・研究機関・自治体・消費者等に対してベストプラクティスを共有することなど、社会連携・社会貢献につながる活動へと展開することを想定している。

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

本学は、その使命を「本大学は、その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命とする」と学則第2条において定めている。これに即して、前述の ELSI というコンセプトに基づき、「教育」の観点からの人材育成を行うべく 2019年4月に国際情報学部を設置し、より社会と連携した「研究」を主軸として主に社会人の人材育成を行うべく ELSI センターを設置した。このように、ELSI センターは大学の理念・目的と深い結びつきを有している。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容について、及び大学の

理念・目的と学部・研究科の目的の連関性については、適切に設定されていると言える。

＜長所・特色＞

学外との「コミュニティ」を形成することにより、科学技術の進化を社会実装するために必要な法制度や倫理観、さらには社会の在り様について課題を有する企業・研究機関・自治体・消費者等との対話を通じて、課題やベストプラクティスを共有する「場」を提供できる他、課題解決を行う上で研究成果を社会に活かしていくこともできる。さらには、学外との連携を深め、共同研究や共同研究を通じた外部資金獲得、社会人への ELSI 教育というミッションを実現するための事業に発展させることもできる仕組みとなっている。また、ELSI に関する本学研究者の成果、日本政府の方針、国際動向等についてもコミュニティや外部との共催シンポジウム等で発信しており、最先端の研究や最新情報の学外との共有やそれに関する議論が進んでいる。

＜問題点＞

ELSI センターの活動は、ELSI センター運営の基本方針や計画の策定を担う「運営委員会」により、審議、決定された上で実施されるが、「運営委員会」を構成するメンバーについて、あるいは「運営委員会」の構成員以外で ELSI センターの活動に関わるメンバーは、国際情報学部の教員に偏っており、また人数自体も少ない。

＜今後の対応方策＞

特色であるコミュニティを ELSI センターの活動の基礎とし、コミュニティを活性化することで、ミッションに基づく事業活動も活性化していく。併せて、ELSI センターに関わるメンバーに関する問題点に対しては、その数を増やすためにさまざまな学部、研究所などの教員や研究者に関わってもらえるような体制づくりを行う。

以上

教育力研究開発機構

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○組織の目的の設定とその内容

大学を取り巻く環境においては、18歳人口の減少に伴う、教育内容及び、教育手法の変容・改革、学修成果の可視化の必要性などが求められているところに、With コロナ/After コロナへの対応が急務となっている。とりわけ、大学教育のデジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」という)への対応は、教職員個人の努力では解決できない問題を多く含むことから、国としても大学の組織的対応を求めている。こうした環境の変化に大学として対応するため、2020年7月に学長の下、学部長会議の協議に資するものとして、中央大学教育開発推進検討委員会が設置された。本委員会での検討を経て、本学教育のデジタルライゼーション等の改革を担う新たな組織として中央大学教育力研究開発機構は2021年4月に設置された。

本機構の目的は、「中央大学教育力研究開発機構に関する規程」第1条にあるとおり、「中央大学に、大学教育のDXへの対応を含め、本大学における教育力の向上のための調査研究開発を行い、教育力向上の取組みを支援する基盤として、中央大学教育力研究開発機構を置く。」となっており、また、本機構の具体的な活動内容については、同規程第2条各号に以下のとおり規定されている。

- 一 本大学及び他の教育機関における大学教育の現状についての調査研究(ICTの利活用に関する調査研究を含む)
- 二 大学教育の新たな在り方についての調査研究(ICTの利活用に関する調査研究を含む)
- 三 大学教育力向上に資する教育の技法及びシステムの開発(学修成果評価とそれに基づく学修者の学修サイクルの改善に資する技法及びシステムの開発を含む)
- 四 前三号の活動を基礎とする本大学の教育の改善に関する提案及び本大学の教員が行う教育活動への支援
- 五 大学教育に関する研修
- 六 本大学における教育力向上に資する活動に関する連絡調整
- 七 その他本大学における教育力向上に資する活動

○大学の理念・目的と組織の目的の連関性

高等教育情勢が目まぐるしく変わる今日、普遍的な大学の理念・目的、教育目標を実現するためには、3つの方針等に基づき、時代に即して大学の教育活動を実施し、その活動を適切に把握・評価する必要がある。その上では、教学IRとして学修成果・教育成果に関する情報を的確に把握・可視化し、「教育の質」を絶えず向上させることが特に重要である。

前述のように、本機構は、大学をめぐる環境の変化に対応するため、学修成果・教育情報に関する情報の集約・分析、大学教育のDX化への対応を含めて、本学の教育力向上のための調

査・研究を行い、教育力向上の取組みを支援することを目的とした組織である。また、本学の個々の教職員や学部・研究科の活動を支援する全学的なプラットフォームとしての機能を果たすことを目指している。

したがって本機構の目的は、時代に求められるものに対応しながら、普遍的な大学の理念や目的、教育目標を達成するために「不可欠な要素」を反映したものであり、適切に設定されている。

<点検・評価結果>

以上のように、本機構は、大学を取り巻く環境への組織的な対応と、本学の教育力向上の取組みを支援する組織として、本学の個々の教職員や学部・研究科の活動を支援する全学的なプラットフォームとしての機能を果たすことを目的としており、その目的は、本学が大学の理念・目的を実現するために、適切なものとなっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

本機構では、2022年3月に「教育力研究開発機構中期事業計画」として2022～2025年における中期事業計画を策定し、2022年度より、この中期事業計画に基づいた単年度計画に則りミッションを実行している。中期事業計画は以下の7つの柱から構成されている。

1. 本大学及び他の教育機関における大学教育の現状についての調査研究（ICTの利活用に関する調査研究を含む）
 - (1) 本大学における教育の現状についての調査研究
 - (2) 他の教育機関における大学教育の現状についての調査研究
2. 大学教育の新たな在り方についての調査研究（ICTの利活用に関する調査研究を含む）
 - (1) With コロナ/After コロナを見据えた柔軟な教育手法（オンデマンド教材を活用した反転授業等）の調査研究
 - (2) メディア授業告示対応のための調査研究
 - (3) 高等教育政策や国際的動向等に関する調査研究
3. 大学教育力向上に資する教育の技法及びシステムの開発（学修成果評価とそれに基づく学修者の学修サイクルの改善に資する技法及びシステムの開発を含む）
 - (1) 学修成果の把握・可視に係る技法の研究開発
 - (2) 学生ポートフォリオに関する調査研究及び開発

- (3) データに基づく教育・授業改善手法に係る研究・支援（教学 IR）
- 4. 前三号の活動を基礎とする本大学の教育の改善に関する提案及び本大学の教員が行う教育活動への支援
 - (1) 授業全般における効果的な教育手法に関する教職員向けコンサルティングと解決支援
 - (2) 遠隔授業における技術的諸課題に関する教職員向けコンサルティングと解決支援
 - (3) 授業における知的財産権等に関する教職員向けコンサルティングと解決支援
- 5. 大学教育に関する研修
 - (1) 教育力向上に資する研修用コンテンツの開発と提供
 - (2) 教育力向上に資する各種講演会・研修会等の開催
- 6. 本大学における教育力向上に資する活動に関する連絡調整
 - (1) 授業に関する各種技術的サポート等についてワンストップサービスの在り方の検討
 - (2) 各種授業支援に関する「よろず相談窓口」の開設
- 7. その他本大学における教育力向上に資する活動
 - (1) SARTRAS（授業目的公衆送信補償金等管理協会）への申請及び利用報告への対応支援
 - (2) 教育力研究開発機構研究レポート（仮称）の発行（Web 媒体・コンテンツの蓄積）
 - (3) ディスカッション・ペーパーの発行

この中期事業計画は、教育 DX に代表されるような最新の「教育の質保証」に係る事項に加えて、これまでの全学の自己点検・評価活動を通じて明らかになった本学の教育活動における課題を十分に踏まえて策定されている。例えば全学的な教学 IR の推進や、学修成果・把握の技法・システムの開発、教育に係る調査・研究等については、これまで本学がなかなか全学的に統一感をもって進めていくことができなかった課題であった。

また、本機構では、単年度計画に基づき、自己点検・評価活動を行い、活動の検証を行っており、その結果、中期事業計画に反映していくべき点、修正していくべき点があった場合には、「教育力研究開発機構中期事業計画」の修正を行い、高等教育界の変化に柔軟に対応することとしている。

<点検・評価結果>

以上のように、本機構の策定した中期事業計画は、これまでの全学的な自己点検・評価活動等を踏まえ、本学が今後対応すべき事項について、本機構の目的に照らして中期的に対応すべき事項をとりまとめたものとなっており、大学の理念・目的の達成という観点からも適切なものとなっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画

的な実施

＜現状説明＞

○組織における点検・評価の定期的な実施

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

本機構の活動に係る点検・評価に関しては、本学として設けた「中央大学大学評価に関する規程」に基づき、本大学の教育を担う組織及び教職員の意見を聴くための本機構最上位の会議体である運営委員会の下に、教育力研究開発機構組織評価委員会（委員長は機構長）を設置し、本機構の策定する事業計画の推進状況に基づく自己点検・評価活動を実施している。具体的な点検・評価活動については、組織評価委員会が全学の自己点検・評価スケジュールに則って毎年定期的に点検・評価を行い、その結果を運営委員会に報告し、了承を得ることで、機構としての自己点検・評価結果を組織的なものとする仕組みとなっている。

また、自己点検・評価活動を通じて課題や改善点等が見いだされた場合には、本機構の中期事業計画や年度事業計画に具体的な改善方策を反映し、事業計画の着実な推進を通じて改善を図るようにしている。

＜点検・評価結果＞

本機構の自己点検・評価活動については、大学評価委員会が設定する全学の点検・評価スケジュールに則って本機構の組織評価委員会において定期的実施をしており、点検・評価結果から明らかとなった課題等については、本機構の中期事業計画や年度事業計画に具体的な改善方策を反映し、事業計画の着実な推進を通じて改善を図るなど、本機構における内部質保証システムを十全に機能させるものとなっている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜現状説明＞

○組織の構成と大学の理念・目的との適合性

教育力研究開発機構は、「中央大学教育力研究開発機構に関する規程」第2条に定める活動を推進するため、本機構の活動を統括するものとして、機構長を置いている。そして、機構の下に具体的な諸活動の運営を担う組織として、運営委員会、作業調整会議の2つの会議体を設置しており、作業調整会議における個別案件に係る意見聴取を経て、その結果について最終的に運営委員会での審議が行われる仕組みとなっており、これらの両会議体における審議・検討を経て、本機構の活動が適切に推進される仕組みとなっている。

また、本機構の活動に従事する者として、大学及びその教育力向上に係る制度又は技法に関

する専門的知見を有する研究員を所属させる仕組みをとっており、当該研究員における調査・研究活動を基盤として、本機構の事業計画の着実な推進に努めている。

運営委員会及び作業調整会議に係る審議事項及び構成等、研究員の選任方法については以下のとおりである。

(1) 運営委員会

①審議事項

- ・教育力研究開発機構の活動に関する基本方針
- ・機構の事業計画
- ・機構の予算申請案
- ・専任研究員の推薦に係る事項
- ・外部資金の受け入れに関する事項
- ・本大学の教育改善に関する事項

②構成

- ・機構長
- ・学部長及び大学院研究科長で互選した者 4人以内
- ・大学院研究科委員長で互選した者 2人以内
- ・図書館長
- ・情報環境整備センター所長
- ・全学連携教育機構長
- ・副学長のうち学長が指名する者 2人
- ・学事部長
- ・キャリアセンター部長
- ・本大学専任教員のうち学長が指名する者 若干人

③開催回数(2021年度)

- ・5回(2021年4月(2回)、6月、9月、2022年3月)

(2) 作業調整会議

①目的

- ・機構の活動に関して本大学の教育を担う組織及び教職員の意見を聴き、運営委員会の審議に資するために、運営委員会の下に作業調整会議を置く。
- ・機構長は、機構の活動を実施するに際して、作業調整会議の意見を聴くものとする。ただし、本大学の教育の改善に関する提案を行うに際しては、あらかじめ作業調整会議の意見を聴き、運営委員会の議を経なければならない。

②構成

- ・機構長
- ・専任研究員
- ・学部長、大学院研究科長、大学院研究科委員長及び全学連携教育機構長が指名する者 各1人
- ・図書館長が指名する者 1人
- ・情報環境整備センター所長が指名する者 1人
- ・学事部長及びキャリアセンター部長が指名する者 各1人

・本大学専任教員職員の中から機構長が指名する者 若干人

③開催回数（2021年度）

・2回（2021年8月、2022年2月）

（3）研究員

- ・機構の活動に従事する者として、大学及びその教育力向上に係る制度又は技法に関する専門的知見を有する、主任たる専任研究員、専任研究員、客員研究員を置く。
- ・専任研究員は、本大学専任教員の中から、運営委員会の議を経て、機構長が推薦し、学長が委嘱する。ただし、特に必要がある場合は、本大学専任教員以外の者を、期間を付して専任教員とすることができる。

以上のように、本機構は、学部・研究科の活動を支援する全学的なプラットフォームとしての機能を果たすべく、機構長を中心として、様々な組織の状況や意見を把握しながら運営することができる構成となっている。あわせて、研究員を置くことで、専門的知見や高等教育界の最新の情報を踏まえて活動を推進することが可能となっている。したがって、本機構の構成は、大学の理念・目的を実現するために適切な組織構成となっている。

○組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

上述の「理念・目的」の項で述べたとおり、本機構は、18歳人口の減少に伴う、教育内容及び教育手法の変容・改革、学修成果の可視化の必要性などの社会的な要請、Withコロナ/Afterコロナへの対応、大学教育のDXへの対応など、大学を取り巻く環境の変化から派生する多種多様な問題に、大学として組織的に対応することを目的として設置された教育研究組織である。そのため、本機構は、その設置目的・活動内容からして、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に十分に配慮されたものとなっているといえる。

<点検・評価結果>

以上のように本機構の組織構成は、大学の理念・目的に適合したものとなっており、適切な審議プロセスの下で、その活動を行っている。また学問の動向、社会的要請、国際的環境等に十分に配慮し活動を行っており、大学の理念・目的とも整合した適切な教育研究組織となっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

先に述べたとおり、本機構の活動に係る点検・評価に関しては、本大学の教育を担う組織及び教職員の意見を聴くための本機構最上位の会議体である運営委員会の下に教育力研究開発機構組織評価委員会（委員長は機構長）を設置し実施している。具体的な自己点検・評価活動については、本組織評価委員会が全学の自己点検・評価スケジュールに則って毎年定期的に点検・評価を行っており、本機構の教育研究組織としての適切性についても当該点検・評価活動の中で確認する仕組みとなっている。点検・評価を実施するにあたっては、本機構の策定する事業計画の推進状況に基づく点検・評価を行っており、本機構の運営委員会に報告される事業計画の実績報告やアンケート結果等の内容を踏まえることで、定量的かつ定性的な根拠に基づいて本機構の理念・目的の達成に必要な活動が適切に行われているかの確認が可能となるよう配慮している。なお、自己点検・評価の結果から課題や改善点等が見いだされた場合には、本機構の策定する単年度事業計画に具体的な改善施策を反映するとともに、必要に応じて委員会や会議等の下に具体的な作業を行うワーキンググループを設置するなどして着実な改善を図るようにしている。

具体的に本機構では、本大学の教育の改善に関する提案及び本大学の教員が行う教育活動への支援について調整するため、運営委員会の下に作業調整会議を設置し、より教育現場に近い具体的な作業を行うために、さらに作業調整会議の下にワーキンググループを設置しているが、自己点検・評価活動を通じて課題や改善点が見いだされた場合には、それらの課題等に適切に対応するため、必要に応じてワーキンググループを新たに作るなどして、本機構としてのミッションを達成できるよう、教育研究組織として適切な構成となるように工夫している。なお、2021年度には、本学における遠隔授業のさらなる推進に対応するためのワーキンググループを作業調整会議の下に設置し、本学において実施する授業においてデジタル技術を活用する際のガイドラインの作成などの活動を行っているところである。

<点検・評価結果>

本機構では、運営委員会の下に設置する教育力研究開発機構組織評価委員会において、定期的に事業計画の実績報告等の根拠に基づいた点検・評価活動を行うとともに、点検・評価を通じて明らかとなった課題については、適宜、その改善課題に対応する会議体を柔軟に構成するなど、本機構としてのミッションを着実に達成する適切な組織構成となるよう努めており、自己点検・評価活動に基づく本機構としての理念・目的を達成するために必要な十全な取組みがなされている状況にある。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

<評価の視点1は割愛>

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

＜現状説明＞

○教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

教育力研究開発機構は、大学教育のDXへの対応を含め、本大学における教育力の向上のための調査研究開発を行い、教育力向上の取組みを支援する基盤として設置された組織であるが、機構として独自の教員組織は有しておらず、機構の活動に従事する者として研究員を置くこととしている。具体的に、本機構に機構の活動に従事する研究員は「大学及びその教育力向上に係る制度又は技法に関する専門的知見を有する、主任たる専任研究員、専任研究員、客員研究員」としており、本機構に所属するこれら研究員の役割は、全学的な諸課題に対する研究開発の推進であり、機構長の責任の下、各研究員の活動の結果・成果等については本機構運営委員会に報告され、本機構の事業に活用される仕組みとなっている。

専任研究員（主任たる研究員を含む）は、本大学専任教員の中から、運営委員会の議を経て、機構長が推薦し、学長が委嘱を行う。したがって、学長より委嘱された本大学専任教員は本機構の専任研究員としてもその任にあたることとなる。ただし、特に必要がある場合は、本大学専任教員以外の者を、期間を付して専任研究員とすることができる仕組みとなっている。そのため、期間を付して専任研究員となる者については、同時に本大学専任教員（学部・研究科所属の任期付き専任教員〈特任教員〉）となり、当該研究員は、学部における教育活動を通して本学への理解を深めつつ、本機構における調査・研究業務を主たる業務として進めることとなる。

期間を付した専任研究員（学部・研究科所属の任期付き専任教員〈特任教員〉）の採用については、「教育力研究開発機構における専任研究員のうち、その人件費を新共通人件費から支弁する者の推薦に関する申し合わせ」により2つの選定方式を定めている。具体的には、専任研究員に求めるべき資質等の事項を明確にした上で、①本機構を中心として選定する方式（本機構を中心として候補者を選定し、学部に任用手続きを依頼する方式）②学部を中心とした選定方式（専任研究員に求めるべき資質等に合致する者を、学部の下で候補者選定から任用手続きを行う方式）である。

客員研究員については、本大学専任教職員以外の者を対象として、運営委員会の議を経て、機構長が推薦し、学長が委嘱を行う。

2021年4月の機構発足にあたっては、本大学専任教員以外から、期間を付した専任研究員（学部・研究科所属の任期付き専任教員〈特任教員〉）3名を措置することとした。具体的には、主任たる専任研究員1名（特任教授）、その下で実務を担う専任研究員2名（特任助教）である。そのうち、実務を担う専任研究員2名（特任助教）については、2021年11月に国際経営学部1名、2022年4月に文学部に1名が新たに着任したところである。

なお、2022年5月現在、主任たる専任研究員は0名、専任研究員は2名（理工学部教授2名）、期間を付した専任研究員（文学部特任助教1名、国際経営学部特任助教1名）は2名、客員研究員は0名となっている。

＜点検・評価結果＞

このように、本機構に所属する研究員の選任については、機構の活動に従事するに必要な資質等を明確にした上で、「中央大学教育力研究開発機構に関する規程」第6条に基づき適切に選任を行っている。また、その活動についても機構長や機構内の各種会議といった、明確な責任体制の下で適切に展開されている。

＜長所・特色＞

組織的な研究を担う機関として、本機構の専任研究員には、現に本学の学部又は研究科に専任教員として任用されている者のみならず、本機構の専任研究員となることを職務の一内容として、学部又は研究科の特任教員として任用される者を置くことができるものとされている。本機構では、この特任教員の選考のための仕組みとして、運営委員会の議を経て、上記の2つの選考方式を整備し、現に双方を利用した形で、学部にて助教を選考及び任用している。このことは、学内研究教育機関にとって必要かつ適切な人材を得る仕組みとして、学内の他組織の参考になるものと考えられる。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

本機構の専任研究員となることを職務の一内容として任用される特任教員を選考していくにあたっては、現在採用する2つの選考方式について、今後も学部又は研究科と調整を行いつつ適正に運用していくこととする。また、本採用方式が本機構の活動に有為な人材を獲得するための仕組みとして適切に機能していることを示すためにも、当該特任教員における本機構専任研究員としての具体的な活動実績についてWebサイト等を通じて学内外に広く公表・発信していく。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

＜評価の視点2は割愛＞

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

＜現状説明＞

○研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

本機構として研究活動を推進するために独自に設定する研究費及び研究旅費等は存在しない。機構が受け入れることのできる外部資金については、「中央大学教育力研究開発機構に関する規程」第2条第2項において、「機構は、前項に掲げる活動を、本大学外の組織又は個人から供与される資金(以下「外部資金」という。)を活用し、又は、本大学外の組織又は個人と連携して実施することができる。」と定めており、またその外部資金に関しては、同規程第7条において「外部資金は、原則として、第2条第1項に掲げる活動及び前条第2項ただし書きに定める専任研究員の人件費に充てるものとする。」と規定している。

また、本学専任教員で本機構の専任研究員として活動している場合においては、本機構を受け入れ先に指定した奨学寄附金を受け入れることが可能となっている。

2021年度に関しては、「中央大学サポーターズ募金」として、ウエストロー・ジャパン株式会社から、本機構が行う教育力研究開発活動に当該企業の提供する製品を利活用し、その成果についてシンポジウム等を通じて公表するため、活動に必要な資金の一部として200万円の寄

附を受け入れた。本外部資金については、本機構の実施する講演会の外部講師料として一部を活用しており、その残額については本機構の活動において大学教育の高度化のための研究開発活動に利用することとなっている。

<点検・評価結果>

本機構は、本大学外の組織又は個人から供与される資金を活用し、または、本大学外の組織又は個人と連携して実施することができるような仕組みを擁しており、本機構の研究活動を支える専任研究員に対して活用することができることから、研究員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：組織における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

<現状説明>

○組織における活動の状況（研究を含む）

2021年4月に発足した教育力研究開発機構では、大学のDX化への対応として教職員個人では取り組めない課題のうち、とりわけハイフレックス型のオンライン授業に対応した各種施策への対応が急務であった。そこで、2021年度教育力研究開発機構事業計画の中で、「遠隔授業における知的財産権及びプライバシー保護等に関する教職員向けコンサルティングと解決支援」を優先的に取り組むべきミッションの一つとして掲げ、教職員向けの対応としては以下のコンテンツ等を作成し公開した。

- ・「オンライン授業で留意が必要な権利」に関する動画コンテンツを2本作成し公開（うち1本は外部公開も行っている）。
- ・「オンライン授業に係る著作権に関するQ&A」を第4版まで改訂し、教員からの問い合わせを蓄積・対応方法を公開している。
- ・教員からニーズが多かった著作権に関する講演会を2021年12月に実施した（参加者150名）。

また、これら以外の事項について、本機構として推進した活動については、以下のようなものがある。

・授業目的公衆送信補償金制度への対応

2021年4月に開始された「授業目的公衆送信補償金制度」への対応として、申請手続き等を行うとともに、SARTRASからの利用報告についても、5月国際経営学部（302件報告）、12月法学部（1,064件報告）への対応を行い、教員に対して利用報告への協力を呼びかけ、手続きをマニュアル化した。また、授業目的公衆送信補償金制度は、開始初年度であったことから対応に迷う他大学との情報交換やSARTRAS事務局に対して、利用手引きの英訳化を要望

し実現させるなど学内外を問わず情報収集や意見交換を積極的に行った。

・デジタル技術を活用した柔軟な教育手法についての検討

教育力研究開発機構作業調整会議の下に、「遠隔授業の教育手法等に関する検討ワーキンググループ」を設置し、デジタル技術を活用した授業（オンデマンド授業、ライブ型オンライン授業などの遠隔授業や反転授業等）について、それぞれの授業形式がもつメリットやデメリット、期待される教育効果や実施にあたり注意すべき事項などを抽出するなどし、With コロナ/After コロナを見据えた柔軟で効果的な教育手法について検討を行っている。同時に、遠隔授業の運営手法やデジタルツールを活用した授業に関するグッドプラクティスを集積し学内外へ共有することとしている。それらの情報や本大学で活用できるデジタルツールをまとめ、デジタル技術を用いる授業の質的向上をねらう「遠隔授業ハンドブック（仮称）」を作成中である。

2022年度以降の活動に関しては、2022年3月に「教育力研究開発機構中期事業計画」として2022～2025年における中期事業計画を策定しており、中期事業計画に基づいた単年度計画に則りミッションを実行していくこととしている。本中期計画に関しては、本機構として推進する調査研究に係る項目として以下の事項が設定されており、次年度以降はこれらの内容について研究員を中心とした調査研究・開発を推進していく予定である。

- ・本大学及び他の教育機関における大学教育の現状についての調査研究（ICTの利活用に関する調査研究を含む）
- ・大学教育の新たな在り方についての調査研究（ICTの利活用に関する調査研究を含む）
- ・大学教育力向上に資する教育の技法及びシステムの開発（学修成果評価とそれに基づく学修者の学修サイクルの改善に資する技法及びシステムの開発を含む）

特に上記の項目のうち、3点目の項目に含まれている「学修成果の把握・可視に係る技法の研究開発」については、2021年度に教育力研究開発機構の取り組みとして具体的な成果を上げることができなかったため、2022年度以降、研究開発を進めるべき重要な課題として認識している。

なお、専任研究員が推進する研究活動のうち、運営委員会における報告を経て、実施している活動については、以下のものがある。

- ・研究名称：エンゲージメントから見る学生の成績予測モデル
- ・研究概要：本研究では講義期間中における学生の成績を、週毎に取得するエンゲージメントから予測することで、学力不振になりうる学生の早期発見を目的とする。学力不振になりうる学生を早期に予測することで、当該学生は早い段階から教員によるフォローアップを受けることで、学力向上を図ることができる。そのため、本研究は学生の学力向上に資するとともに、教員に対し教育面での支援を可能とする。

○学外競争的研究資金の獲得状況

本機構が発足してから期間も短いため、学外の競争的な研究資金について、機構が主体となって獲得しているものは現段階において存在しない。なお、先に述べたとおり、これまでに学外から受け入れた資金としては、ウエストロー・ジャパン株式会社から、本機構が行う教育力

研究開発活動に当該企業の提供する製品を利活用し、その成果についてシンポジウム等を通じて公表するため、活動に必要な資金の一部として200万円の寄附を受け入れている。

<点検・評価結果>

本機構における活動に関しては、組織発足からしばらくの間、優先的に取り組むべき事項への対応を行っていたことから、各種の調査研究活動に関しては具体的な成果は未だ挙げられていない状況にある。また、本機構の設置目的からすると、競争的な研究環境を創出するような取組みは想定されにくいものの、本機構の理念・目的に資する活動は着実かつ十全に推進できている状況にある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

本機構の推進する調査研究活動については、組織発足からしばらくの間において、優先的に取り組むべき事項への対応を行っていたこと、また、調査研究として対応すべき事項についても中期的に対応すべき案件が多いことから、調査研究活動として具体的な成果は未だ挙げられていない。特に「学修成果の把握・可視に係る技法の研究開発」については、2021年度は本機構の取組みとして具体的な成果を上げることができなかった。本件に係る取組みの推進は、今後における大学の「教育の質保証」を果たしていくという観点からも、2022年度以降において対応すべき重要な課題である。

<今後の対応方策>

今後においては、本機構の策定する中期事業計画に基づいて、専任研究員を中心として各種の調査研究を進める計画となっており、具体的な研究成果を運営委員会に報告しつつ、その成果を本学における教育力向上の取組みを支援するものに還元していくこととする。加えて、学修成果の把握・可視に向けては、本学の学部・研究科が設定するディプロマ・ポリシーに定められた能力を備えた学生を育成できているかについて、学内に蓄積された学修（課外活動等含む）に係る各種データを基盤として、教育効果・学修成果を的確に把握し、教育改善につなげる必要があり、教学IRの推進を併せて行う必要があることから、まずは外部業者とも連携しつつ、本学の各種データ連携等について、共同開発も見据えた検討を進めていくこととする。それと併せて、学生ポートフォリオの在り方について検討し、教職員及び学生が利用できる統合的なポートフォリオを開発・運用するために、開発が進んでいるmanabaのポートフォリオ機能の実証実験を継続的に行うこととする。

◇大学運営・財務

(大学運営)

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

教育力研究開発機構を所管する事務組織は、学事部教務総合事務室となっており、専任職員4名（事務長1名、課長1名、副課長1名、課員1名）で構成されている。そのほか、嘱託職員1名、派遣職員1名、パートタイム職員2名で構成されている。

教務総合事務室の役割は、事務組織規則において以下に示す事項を分掌することとなっており、本機構以外の業務についても対応する事務室として、その業務は多岐に亘っている。

- ・ 国公立私立大学を通じた大学教育改革の支援及び学外資金に関する申請・執行業務
- ・ 学外関連機関との連携業務・連携事業運営補助業務
- ・ 教育力研究開発機構の事業計画及び予・決算に関する業務
- ・ 運営委員会及び作業調整会議の運営に関する業務
- ・ 全学横断的な教育力向上に資する教育技法・教育システムの開発及び開発支援業務
- ・ 大学教育及び教育手法・技法に関する研修会等の企画立案及び開催支援業務
- ・ 企業等からの外部資金及び研究者等の受入に関する業務
- ・ 教育コンテンツに関する各種技術的及び法律的問題対応業務
- ・ 教育力向上に関する関係部署との連絡調整業務
- ・ 教育力研究開発機構の庶務及び渉外に関する業務

そのため、事務室に配置されている専任職員については、全員が他部署の兼務も発出されているなど、教育力研究開発機構の業務を専務として行っているわけではなく、対応すべき事項の総数に比して、人員配置が適切であるとは言い難い状況にある。しかし、そのような状況下においても、2021年4月に新設された新組織の立上げ業務を効率的に行うべく、派遣職員やパートタイム職員にも業務を遂行してもらう等、事務室一体となって業務にあたっている。

また、本機構の委員会運営や各種課題解決にあたっては、機構長や専任研究員といった本大学専任教員と教務総合事務室職員間において日常的に活発なディスカッションや意見交換を行うなど、教職協働の姿勢で各種の業務に当たっている。そのほか、教育力研究開発機構の作業調整会議においては、教員のみならず、職員からも委員を選出しており、会議上においても教員、職員という職種の違いに関わらず、自由に意見交換を行う土壌がある。

<点検・評価結果>

本機構を支える事務組織として、学事部教務総合事務室については、機構長や専任研究員といった本大学専任教員と教職協働で業務の遂行を行うなど、多様な業務に対して柔軟な体制で取り組める組織として適切に機能している。一方で、当該事務室に分掌される業務総体とその人員構成については、些かバランスを欠いたものとなっており、人員配置が適切であるとは言い難い状況にある。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

学事部教務総合事務室については、分掌される業務総体とその人員構成については、些かバランスを欠いたものとなっており、人員配置が適切であるとは言い難い状況にある。

＜今後の対応方策＞

多様な業務への対応という観点からは、人員の増強を要望することが第一となるが、分掌する業務の整理を併せて検討し、必要に応じて、一部業務の他部課室への移管や統廃合等についても検討を行っていくこととする。

以上

教職課程（教育職員養成に関する運営委員会）

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を踏まえ、教員養成の目標を適切に設定しているか。

評価の視点1：教員養成の目標の内容および策定プロセス

評価の視点2：大学の理念・目的と教員養成の目標の連関性

<現状説明>

○教員養成の目標の内容および策定プロセス

○大学の理念・目的と教員養成の目標の連関性

本学教職課程においては、教員養成の目標を以下の通り定めている。

養成する教員像（教員養成の目標）

本学は、「實地應用ノ素ヲ養フ」の建学の精神および各学部・研究科が掲げる学位授与方針に基づき、教員としての高度な専門性と幅広い教養、豊かな人間性、社会的な要請の変化に対応できる実地応用力を有し、教育現場で活躍することのできる教員を養成します。

具体的には、以下のような知識・能力・態度を有する教員を養成することを目標とします。

○教員としての使命感、倫理観

教育に対する熱意を有するとともに、教育職員としての自覚に基づき、使命感・倫理観を持って行動することができる。

教員としての使命感に基づき、主体的・継続的に自己研鑽を重ねることができる。

○学習指導力

教科指導に必要な知識および生徒の関心を引き出し主体的な学びを実現する指導法を身に付けており、実践することができる。

学習指導の基盤となる、生徒の発達・心理に関する知識、特別な支援が必要な生徒についての知識を有し、実践することができる。

学習指導に必要な知識や指導法の向上に向け、主体的に学び続けることができる。

○生徒指導力

特別活動、キャリア教育・進路指導等の場面において生徒指導を行うための基盤となる知識を有し、実践することができる。

生徒やその背景の多様性について理解し、コミュニケーションを図りながら指導を行うことができる。

○課題解決力

課題解決に向け、学士課程および教職課程における学修を通じて身につけた知識を用いることができる。

他の教員、保護者、地域、学外機関等と連携し、コミュニケーションを図りながら課題解決に取り組むことができる。

○ICT活用能力

教育活動や校務に必要なICT活用能力を身につけており、効果的に活用することができる。

教員養成の目標については、教育職員養成に関する運営委員会において 2013 年度に策定していたが、内容において達成水準が明確でないなどの課題を有していた。前述の目標は、教育職員免許法の改正により 2022 年度から教職課程に係る自己点検・評価の実施が義務化されることを受け、質保証の起点として教員養成の目標の具体化・明確化が必要となるとの認識から、2020 年度より教職カリキュラム委員長の下で改訂に向けた情報収集および原案の作成に着手し、教職カリキュラム委員会における検討を経て、2021 年 9 月 27 日開催の教育職員養成に関する運営委員会にて審議・承認したものである。

策定にあたっては、本学の建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」および教職課程を開設している各学部・研究科の学位授与方針を中核としつつ、「教員としての高度な専門性と幅広い教養、豊かな人間性、社会的な要請の変化に対応できる実地応用力を有」する教員を養成・輩出することを明示することとした。また、形式要件については、大学全体の内部質保証システムとの連携を意識し、本学の「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」に沿ったものとなっている。

加えて、文部科学省発出の「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、大学が所在する東京都教育委員会の教員育成指標を参照し、身に付けるべき能力・資質の明確化を行ったほか、八王子市教育委員会との懇談においても意見を求め、教員採用・育成側の視点にも充分配慮した内容としている。

なお、現在、中央教育審議会の特別部会において、「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方についての検討が進められていることから、今後も状況を注視しつつ必要な対応を行っていくこととしている。

<点検・評価結果>

教員養成の目標については、大学の理念・目的及び教職課程の質保証の動向を踏まえ、教員採用・育成側の視点も踏まえながら適切に設定している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教員養成の目標を教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点 2：社会への公表方法

<現状説明>

構成員に対する周知方法とその有効性

社会への公表方法

在学生に対しては教職履修要項への掲載や新規履修者ガイダンス等での説明を通じて周知を行っている。加えて、教職課程の履修者に作成を義務付けている教職ポートフォリオでは、養成する教員像に照らして自身の資質・能力の伸長度合いを自己評価する「自己評価表」の作成・提出を求めており、その作業を通じて浸透を図っている状況である。しかしながら、教員養成の目標の改訂が 2021 年度半ばの時期となったことから、現時点において学生における認知度や浸透度合いに係る把握・検証は行っていない。

社会に対しては本学公式 Web サイトに掲載を行うことで公表している。

<点検・評価結果>

教員養成の目標については要項や Web サイトへの掲載を通じ、学内外への公表を適切に行っている。学生については教員養成の目標で掲げている資質・能力を教職ポートフォリオの自己評価表の項目とすることで、年1回の作成・提出の際の自己省察を通じて浸透を図る工夫を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：教員養成の目標を実現していくための計画を設定しているか。

評価の視点1：教員養成の目標を実現していくための計画の内容および策定プロセス、計画の内容についての定期的な検証の実施
--

<現状説明>

○教員養成の目標を実現していくための計画の内容および策定プロセス、計画の内容についての定期的な検証の実施

教員養成の目標を実現するための計画については、教育職員養成に関する運営委員会の下に設置する各委員会において、それぞれが所管する事項についての計画を立案し、教育職員養成に関する運営委員会に上程を行い、計画に基づく活動を実施した後は所管する委員会で結果の共有と検証を行っている。

一例として、教育実習については教育実習委員会において次年度の実施計画を策定し、教育職員養成に関する運営委員会に上程を行う。当該年度の教育実習が終了した後は、実施実績、特に対応を要した事項、教育実習先からの評価を教育実習委員会にて共有し、次年度に向けた対応や改善方策について検討を行った後、教育職員養成に関する運営委員会に報告を行っている。

このほか、大学全体として実施する年次自己点検・評価活動を通じて諸課題の改善・特色の伸長に向けた計画の立案・推進を教職課程組織評価委員会で行っているほか、事務局ベースでは中央大学中長期事業計画に基づく事業アクションプランの策定時に計画の策定と検証を行い、教育職員養成に関する運営委員長の承認を受けている。

<点検・評価結果>

目標の実現に向けた計画策定と検証については、教員養成に関する運営委員会およびその下に設置された各委員会、事務局においてそれぞれ実施している。単年度の計画策定と検証については概ね適切に行われているが、中長期的な視点に基づく計画については現在実施していないため、この点において課題を有している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

教員養成の目標を実現するための計画については、単年度かつ個別の活動に係るものは適切に策定・推進がなされているが、中長期的な視点のものを策定する仕組みを有しておらず、数年単位での計画立案・検証を行う仕組みの構築が必要である。

<今後の対応方策>

本学の教職課程は開放性の課程であり、教員養成の目標を実現するための人的・物的リソースや予算も限られることから、これらの効率的な運用のためにも3年程度先を見据えた計画の立案は必須である。教職課程の運営の中核を担う教職カリキュラム委員会において、中長期的な計画立案・推進・検証の仕組みについて検討を行い、2022年度上半期中の承認、2023年度からの実施を目指すこととする。

◇内部質保証

点検・評価項目①：教職課程の内部質保証の推進に責任を負う体制を整備しているか。

評価の視点1：教職課程の内部質保証推進体制の整備状況および全学内部質保証推進組織との連携状況

<現状説明>

○教職課程の内部質保証推進体制の整備状況および全学内部質保証推進組織との連携状況

本学においては、2008年度に大学全体の自己点検・評価システムが構築され、大学評価委員会の下、各組織に設置する組織別評価委員会を中心に自己点検・評価活動および内部質保証に向けた取組みを推進してきた。教職課程においては、教職課程の全学的運営組織である教育職員養成に関する運営委員会の下に設置され課程運営の中核を担う教職カリキュラム委員会が教職課程組織評価委員会の任を兼ねることとし、自己点検・評価活動を起点とする内部質保証の取組みを推進している。

2019年度以降、中央教育審議会教員養成部会を中心に教職課程の質保証に係る検討が行われ、教職課程の自己点検・評価の法令義務化の方針が示されたことから、教職カリキュラム委員会を中心に検討を行い、本学教職課程における内部質保証の在り方、組織体制等について明示した「中央大学教職課程における内部質保証の方針」を2021年9月27日開催の教育職員養成に関する運営委員会において審議・承認した。具体的な内容は以下の通りである。

中央大学教職課程における内部質保証の方針

1. 基本的な考え方

本学教職課程における内部質保証は、全学で取り組む自己点検・評価を基盤とし、教育職員養成に関する運営委員会の責任の下、教職課程を開設する各学部との連携により恒常的・継続的に質的水準の向上とその質の保証に取り組めます。

2. 組織体制

教職課程における内部質保証の推進に責任を負う組織は、「教育職員養成に関する運営委員会」とします。内部質保証の推進に向けた具体的な活動については、教育職員養成に関する運営委員会の下に設置する教職カリキュラム委員会を中心となって行い、結果について教育職員養成に関する運営委員会に報告することとします。

また、教職カリキュラム委員会は教職課程組織評価委員会の任務も兼ねることで、全学の内部質保証システムと連携し、教職課程の質的水準の向上とその質の保証に取り組めます。

3. 手続き

①教職課程の自己点検・評価活動は、全学の自己点検・評価活動の一環として毎年度実施し、結果を公表します。具体的には、本学が定める重点自己点検・評価を行う年度においては、自己点検・評価項目に基づき教職課程の活動全般について多面的な評価を実施します。その他の年度においては、当該年度に改善・向上に特に注力する課題を設定し、その結果および進捗について評価を行います。点検・評価結果については、大学全体としてとりまとめる自己点検・評価報告書の一部をなす形で公表を行います。

なお、重点自己点検・評価を行う際の具体的な自己点検・評価項目については、全学で定め

る項目を基盤としつつ、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」(令和3年5月7日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議)の内容を踏まえ、教育職員養成に関する運営委員会において決定するものとします。

②教職課程の自己点検・評価活動は、教職カリキュラム委員会(教職課程組織評価委員会)において実施し、結果および結果に基づく質的向上に向けた方策の方向性について教育職員養成に関する運営委員会および大学評価推進委員会に対して報告を行います。

③教育職員養成に関する運営委員会においては、自己点検・評価結果および質的向上に向けた方策の方向性について検討し、必要な取組みが円滑かつ着実に実施されるよう、全学的な調整を行います。

以上の通り、教職課程の内部質保証については教育職員養成に関する運営委員会が責任主体となり、具体的な活動については教職カリキュラム委員会が行うこと、教職カリキュラム委員会は全学の教職課程組織評価委員会の任務を兼ねることとし、全学の内部質保証システムとの連携を図ることを方針として明示している。

なお、教職課程組織評価委員会については、委員長を教育職員養成に関する運営委員長、副委員長を教職カリキュラム委員長とし、自己点検・評価活動結果と教職課程が行う具体的な取組み・活動とが実質的に連携可能なよう配慮している。

<点検・評価結果>

教職課程における内部質保証推進については、教育職員養成に関する運営委員会の責任の下、全学の組織別評価委員会の任務を兼ねる教職カリキュラム委員会を中心となって推進する体制を構築している。教職カリキュラム委員会は、授業編成をはじめとする本学教職課程の運営に関する重要事項を担う中核組織であり、同委員会が内部質保証推進の任を中心的に担うことにより、自己点検・評価結果と具体的な取組み・活動が実質的に連携する仕組みとなっていることから、適切な体制が整備されている。

<長所・特色>

本学教職課程においては、教職課程の自己点検・評価が2022年4月に法令義務化される以前から全学的な自己点検・評価システムの下で自己点検・評価および内部質保証の推進に向けた体制を構築してきた。さらに、2021年度には「中央大学教職課程における内部質保証の方針」を策定し、基本方針、組織体制、手続きについて明示している。法令義務化以前より全学と連携した内部質保証体制を構築・運用するとともに、全学内部質保証組織との関係性について明示した方針を有していることは本学教職課程の特色であり、他大学ではあまり例のない取組みである。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方針>

中央大学教職課程における内部質保証の方針の策定後に実施する活動は2022年度からの開始となる。具体的な活動を行いながら、同方針に掲げる組織体制および全学内部質保証組織との連携体制が妥当なものとなっているかどうか適宜検証し、調整を行うこととする。

点検・評価項目②：教職課程の内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：教職課程における内部質保証活動の実施内容

評価の視点2：定期的な点検・評価の実施と点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応がなされているか。

評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性が確保されているか。

<現状説明>

○教職課程における内部質保証活動の実施内容

○定期的な点検・評価の実施と点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応がなされているか。

○点検・評価における客観性、妥当性が確保されているか。

本学教職課程における自己点検・評価活動および内部質保証活動の実施内容については前述の「中央大学教職課程における内部質保証の方針」において明示している。

具体的に、自己点検・評価活動については全学の自己点検・評価システムの下で毎年度実施することとし、本学が定める重点自己点検・評価を行う年度においては、自己点検・評価項目に基づき教職課程の活動全般について多面的な評価を実施する。その他の年度においては、当該年度に改善・向上に特に注力する課題を設定し、その結果および進捗について評価を実施している。自己点検・評価における客観性・妥当性の確保については、全学の自己点検・評価実施にあたっての実施要領に基づき、根拠に基づく自己点検・評価結果のとりまとめを行うとともに、教職課程組織評価委員会における審議、その後の大学評価推進委員会における取りまとめのプロセスにおいても確認がなされている。

自己点検・評価活動によって明らかとなった事項および教職課程が恒常的に実施している諸活動に係る検証結果については教職カリキュラム委員会をはじめとする教職課程に係る各委員会において共有し、活動の適性化・質的向上に向けた検討を行うとともに、特に重要な事項については教育職員養成に関する運営委員会にも上程を行っている。

行政機関からの指摘に関しては、2018年度に行われた教職課程の再課程認定の際、教育職員免許法に定める「総合的な学習の時間の指導法」を担当する教員2名の業績について留意事項が付されたことから、教職カリキュラム委員会において継続的な対応を行い、2021年度提出の事後調査対応届をもって対応が完了している。

<点検・評価結果>

本学教職課程における内部質保証の取組みについては、2022年4月に法令義務化がなされる以前より全学的な内部質保証システムの下で実施している。さらに、教職課程の運営の中核を担う教職カリキュラム委員会が教職課程組織評価委員会の任を兼ねることで、自己点検・評価結果と教職課程が行う諸活動との実質的な連携が可能となっており、適切に機能している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部

分、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に定められた情報公表の状況、教職課程の自己点検・評価結果に関する情報の公表

評価の視点 2：公表する情報について正確性、信頼性があり、適切な更新がなされているか。

<現状説明>

○学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 172 条の 2 のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に定められた情報公表の状況、教職課程の自己点検・評価結果に関する情報の公表

○公表する情報について正確性、信頼性があり、適切な更新がなされているか。

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 172 条の 2 のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく情報公表については、中央大学公式 Web サイトにおいて公表を行っている。公表する情報については、毎年度、各種統計データを元に教職事務室が作成・更新を行っている。

<点検・評価結果>

法令に基づく情報公表については、各種統計データをもとに適切に更新・公開を実施している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：教職課程の開設状況

評価の視点1：教職課程の開設状況

<現状説明>

○教職課程の開設状況

本学では、教職課程認定基準に基づき、以下の通り教職課程を開設している。

学部の教職課程（2022年度以降入学生）

学部	学科	免許種・教科	
		中学校一種免許状	高等学校一種免許状
法学部	法律学科	社会	地理歴史、公民
	国際企業関係法学科	社会	公民
	政治学科	社会	地理歴史、公民
経済学部	経済学科	社会	地理歴史、公民、商業
	経済情報システム学科	社会	公民、商業
	国際経済学科		
	公共・環境経済学科	社会	公民
商学部	経営学科	社会	地理歴史、公民、商業
	会計学科	社会	公民、商業
	商業・貿易学科		商業
	金融学科		商業
理工学部	数学科	数学	数学、情報
	物理学科	数学、理科	数学、理科、情報
	都市環境学科	数学	数学
	精密機械工学科	数学	数学、工業
	電気電子情報通信工学科	数学	数学、情報、工業
	応用化学科	理科	理科
	ビジネスデータサイエンス学科	数学	数学、情報
	情報工学科	数学	数学、情報
	生命科学科	理科	理科
人間総合理工学科			
文学部	人文社会学科	国語、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、社会	国語、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、地理歴史、公民
総合政策学部	政策科学科	社会	公民
	国際政策文化学科	社会	公民
国際経営学部	国際経営学科		
国際情報学部	国際情報学科		

大学院の教職課程（2022年度以降入学生）

研究科	専攻	免許種・教科	
		中学校専修免許状	高等学校専修免許状
法学研究科	公法専攻	社会	公民
	民法法専攻		
	刑事法専攻		
	国際企業関係法専攻		
	政治学専攻	社会	地理歴史、公民
経済学研究科	経済学専攻	社会	地理歴史、公民
商学研究科	商学専攻	社会	商業
理工学研究科	数学専攻	数学	数学
	物理学専攻	理科	理科
	都市人間環境学専攻	/	工業
	精密工学専攻		
	電気電子情報通信工学専攻		
	応用化学専攻	理科	理科
	ビジネスデータサイエンス専攻	/	情報
	情報工学専攻		
生命科学専攻	理科	理科	
文学研究科	国文学専攻	国語	国語
	英文学専攻	英語	英語
	独文学専攻	ドイツ語	ドイツ語
	仏文学専攻	フランス語	フランス語
	中国言語文化専攻	中国語	中国語
	日本史学専攻	社会	地理歴史
	東洋史学専攻		
	西洋史学専攻		
	哲学専攻	社会	公民
	社会学専攻		
	社会情報学専攻	/	情報
	教育学専攻	社会	地理歴史、公民
	心理学専攻	/	公民
総合政策研究科	総合政策専攻	社会	公民

教員免許状の授与を受けるためには、教育職員免許法の規定により、所定の基礎資格を備えた上で、所定の単位を修得する必要がある。大学において修得することを要する単位については、原則として文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない。この文部科学大臣の認定は「課程認定」と呼ばれ、その審査は教職課程認定基準に基づき、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の下

に設置される課程認定委員会にて行われている。

本学においては、2018年度以前から設置されている学部・学科および研究科については、2018年度に実施された教職課程の再課程認定の際に申請を行い、認定を受けている。なお、理工学部人間総合理工学科については学科新設の際に教職課程認定を受けておらず、再課程認定の際にも課程認定申請を行っていない。経済学部国際経済学科については、2018年度入学生以前は教職課程を有していたが、再課程認定の際に課程の取り下げを行っている。

また、2019年度に開設された国際経営学部および国際情報学部については学部新設の際に検討を行った結果、教職課程を設置しないという判断がなされ、現在に至っている。

<点検・評価結果>

本学においては、学部、研究科の理念および教育課程を踏まえ、教職課程認定基準に基づき適切に課程を設置している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教職課程の開設状況および妥当性について点検・評価を行っているか。

評価の視点1：教職課程の開設状況の定期的な点検・評価

<現状説明>

○教職課程の開設状況の定期的な点検・評価

教職課程の開設については、課程を有する学部・研究科において、教育組織や教育課程の検証とあわせて実施することとなっている。さらに、大学として新たな教育研究組織の設置について検討する際にも、当該組織に教職課程を開設するか否かについて、教育課程や教員組織等の観点から検討を行うこととしている。

他方で、教職課程の新規開設や既に認定課程を有している教育組織に変更を行おうとする場合、原則として文部科学大臣に対して課程認定申請を行う必要がある。課程認定申請は近年厳格化されており、早期の段階から計画的な対応が必要になるため、教育職員養成に関する運営委員会でも毎年度注意喚起をしているが、教職員の間で充分共有されているとはいえない状況にある。教職課程の開設状況に係る検証・検討結果を踏まえてさらなる充実を図る際には、課程認定基準をはじめ課程運営に係る基本的事項についての共通理解を促進する必要がある。

そのほか、文部科学省が実施する教職課程の实地調査や再課程認定も、全学的な規模で教職課程の開設・運営状況にかかる点検・評価を実施する機会となっている。これらはいずれも10年に一度程度の頻度で実施されていることから、制度的にも定期的に点検・評価を行う機会が確保されている。

<点検・評価結果>

教職課程の開設状況については、課程を有する学部・研究科において教育組織、教育課程の検証とあわせて実施されるほか、文部科学省が実施する教職課程の实地調査や再課程認定の機会を通じて全学レベルの点検・評価を行っており、適切に対応している。他方で、検証結果をもとに教職課程に係る変更を行おうとする際、前提となる課程認定に係る知識については学内構成員の間で充分共有されているとはいえず、この点への対応が必要である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

学部・研究科における検証および検証結果を踏まえて教職課程に変更を行おうとする際には課程認定基準を踏まえた対応を要することについては、毎年度、教職課程運営委員会においても概略の説明と注意喚起を行っているが、必ずしも十分に理解されているとはいえない状況にある。理解が不十分なまま、教育研究組織やカリキュラムの変更がなされた場合、教職課程の維持が困難な状況となる危険性もあることから、学内において、課程認定に係る基本的な事項についての理解・認識を浸透させる必要がある。

<今後の対応方策>

課程認定の趣旨、教職課程の開設・維持にあたり留意すべき事項等、基本的な事項について、教職カリキュラム委員が各学部教授会において報告・説明する機会を 2022 年度中に設けることを教職カリキュラム委員会にて検討し、実施する。

◇教育課程・学習成果

点検・評価項目①：教職課程の編成・実施方針

評価の視点1：教職課程の編成・実施方針の設定

評価の視点2：教職課程の編成・実施方針と教員養成の目標との適切な関連性

<現状説明>

○教職課程の編成・実施方針の設定

○教職課程の編成・実施方針と教員養成の目標との適切な関連性

教職課程の編成・実施方針を以下の通り定めている。策定にあたっては「養成する教員像」と同様に本学の「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」に基づきつつ、教員に求められる教科および教科指導の知識・能力、免許種・教科に関わらず身に付けるべき知識・能力・態度をどの科目群で身に付けることとなっているかを明示している。

教職課程における教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

カリキュラムの基本構成

養成する教員像（教員養成の目標）に掲げる知識・能力・態度等を修得できるよう、以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

教科及び教科の指導法に関する科目：各教科の指導を行うにあたり必要となる教科専門の知識および教科指導に必要な理論・能力を修得することを目的とします。

教職基幹科目：教育職員免許法上、「教育の基礎的理解に関する科目」について、「教職基幹科目」として開設します。同免許法に定める科目区分に基づく「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」に加え、「大学が独自に設定する科目」を置き、免許種・教科に関わらず教員として身に付けておくべき知識・能力・態度を修得することを目的とします。

このほか、教育職員免許法施行基礎記第66条の6に定める科目については、「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の各区分についてそれぞれ科目を開設します。

カリキュラムの体系性

教科及び教科に関する科目、教職基幹科目ともに、基礎・基本を学ぶ科目からより専門的・実践的な内容を扱う科目へと学修を進められるよう科目を配置しています。

1年次：文系学部は1年次秋学期から、理工学部は1年次春学期から教職課程の履修が可能です。教科に関する科目、教職基幹科目ともに今後の学修を進めていく上での基礎・基盤となる内容を扱う科目を配置しています。

2～3年次：1年次で学修した内容をふまえ、専門的・実践的な内容を扱う科目を配置し、4年次に行う教育実習に向け、教科指導や生徒指導等、教員に求められる知識・能力・態度を涵

養できるような科目構成としています。

また、中学校教諭免許の取得に必要な介護等体験については2年次から、教育実習の参加前年度に行う教育実習事前オリエンテーションについては3年次からそれぞれ開始となります。

4年次：教職課程の総仕上げとなる「教育実習」「教職実践演習」を配置しています。

大学院

専修免許に求められる高度な専門性を身に付けることを目的とした科目を博士前期課程に開設します。

<点検・評価結果>

教職課程における教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）については「養成する教員像を踏まえつつ、本学の「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」に沿った形で適切に設定している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教職課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況
評価の視点2：法令、教員養成の目標および当該目標を達成するための計画と対応し、必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか。
評価の視点3：教員に求められる資質・能力を涵養するために必要な科目が体系的に開設されているか。
評価の視点4：教育実習および教職実践演習の実施状況
評価の視点5：介護等体験の実施状況

<現状説明>

- 複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況
- 法令、教員養成の目標および当該目標を達成するための計画と対応し、必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか。
- 教員に求められる資質・能力を涵養するために必要な科目が体系的に開設されているか。
教育職員免許法に基づき教職課程のカリキュラムを編成し、必要な科目を開設している。
本学教職課程の教育課程の基本的な構成は以下の通りである。

法令上の科目区分等		法令上の最低修得単位数		科目の開設状況
		中学校 一種免許状	高等学校 一種免許状	
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	28	24	各学部が設置する科目及び共通開設
	教育の基礎的理解に関する科目	10	10	共通開設 (本学では「教職基幹科目」と呼称)
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	8	
	教育実践に関する科目	7	5	
	大学が独自に設定する科目	4	12	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	2	各学部が設置する科目
	体育	2	2	
	外国語コミュニケーション	2	2	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目			
	又は情報機器の操作	2	2	

【注】

- ・科目区分等の名称、法令上の最低修得単位数は2019年度入学生以降のもの。
- ・介護等体験特例法に定める介護等体験については正課外の活動として設定。

教育職員免許法に定める「教科及び教科の指導法に関する科目」については、各免許教科の指導に必要となる専門的知識を身につける「教科に関する専門的事項」と授業実践に必要となる理論・技術を身に付ける「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）」から構成される。本学における必要単位数は、法令上の最低修得単位数を基礎としつつ、学部・学科によっては専門分野に係る高い専門性を備えた教員を養成・輩出するべく、法令要件以上の単位数の修得を求めている。なお、文学部人文社会学科については複数の教科について課程を有しているが、学科の下に置く各専攻の専門分野と免許教科との相当性および教育課程の体系的観点から、専攻によって取得可能な免許種を指定している。

「教科に関する専門的事項」については、各学部・学科が設置する科目を充てているが、一部の科目は共通開設（異なる学部・学科間で共通して科目を開設）としている。法令上、それぞれの教科について修得すべき科目の分野（例：中学社会においては「日本史・外国史」「地理学（地誌を含む）」「法律学、政治学」「社会学、経済学」「哲学、倫理学、宗教学」の5分野について必修）が定められており、その要件に従って体系的な科目編成を行っている。各分野のうち、必修科目として一般的・包括的内容を含むことが求められる科目については教職カリキュラム委員がシラバス内容をもとにチェックを行い、不十分な点が確認された場合には教職カリキュラム委員長から担当教員に対して修正依頼を行うことにより、内容面の適切性を確保している。

「各教科の指導法に関する科目」は、複数の学部・学科で共通する校種・教科（例：中学校社会等）の科目については共通開設としている。免許教科の授業を実施するために必要となる学習指導案の作成や授業実践を行う科目であり、科目の専門分野に係る知識を修得していることが前提となるため、一部の例外（国語科、英語科）を除き配当年次を3年次からとし、学修を行う際の順次性を確保している。

「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」は教科に関わらず教師に求められる資質・能力の修得を目的とする科目群である。本学では本学教職課程の養成する教員像（教員養成の目標）に示す資質・能力を身につけるための「教職基幹科目」として位置づけ、全学部・学科の共通開設科目としている。

2022年度時点における開設科目は以下の通りである。

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目名	単位数	配当年次
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の理念と歴史	2	1
	教育の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職の基礎	2	1
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育と社会・制度	2	1
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達と学習の心理	2	1
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育の基礎	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法	2	3
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程と総合的な学習の時間	2	2
	総合的な学習の時間の指導法			
	特別活動の指導法	生徒指導と特別活動	2	2
	生徒指導の理論及び方法			
	教育の方法及び技術	教育の方法と技術(情報通信技術の活用を含む。)	2	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	教育相談と進路指導	2	2	
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習Ⅰ	3	4
		教育実習Ⅱ	2	4
	教職実践演習	教職実践演習	2	4

【注】

- ・「道徳教育の理論と方法」「教育実習Ⅱ」は中学校教諭免許取得希望者のみ必修

「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については、中央教育審議会教員養成部会が定める「教職課程コアカリキュラム」において、それぞれの科目について「全体目標」と科目に含めることが必要な事項が明文化されており、これに沿ったシラバス作成が必須となっている。本学においては教育職員養成に関する運営委員会が設置する科目として共通開設とし、授業編成、シラバス作成、担当教員の業績確認・選定等を教職カリキュラム委員会が統括することで、法令上の要件に確実に対応できるよう運営している。なお、学生の履修にあたっては、所属学部が所在するキャンパスで行うことを基本とし、文系学部の学生は多摩キャンパス、理工学部の学生は後樂園キャンパスにて開講する科目を履修することとし、他キャンパスでの履修は許可していない。2023年度以降は法学部が茗荷谷キャンパスに移転することから、同学部の学生の教職課程履修(教育実習、介護等体験を含む)については2022年度中に調整を行う必要があり、教育職員養成に関する運営委員会および教職カリキュラム委員会において継続的に検討を行っている。

「大学が独自に設定する科目」については、教職課程の目的・趣旨に適合する科目として各学部・学科が設定する科目のほか、「教科及び教科の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」で最低修得単位数を超えた分の単位数によっても要件を満たすことができる科目区分である。本学においては、理工学部を除く5学部において「学校インターンシップ1」「学校インターンシップ2」を開設しているほか、文学部では学部で開設している科目から9科目を指定している。

「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」については、免許種に関わらず教員の一般教養として修得すべき科目であり、教職課程の課程認定を要しない科目である。本学では、各学部・学科の開設する科目から指定している。なお、2021 年に行われた教育職員免許状施行規則の一部改正により、科目区分「情報機器の操作」が「数理、データ活用及び人工知能又は情報機器の操作」に変更された。2022 年度現在、本学では「情報機器の操作」に該当する科目のみのとなっているが、大学として申請を行う「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」の認定が可となった場合には、「数理、データ活用及び人工知能」の事項を含む科目を指定することについて検討を行う予定である。

「教育実践に関する科目」については、「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教職実践演習」を設置している。これらの科目については次項にて詳述する。

専修免許状については、①取得したい専修免許状と同一教科かつ同一学校種別の一種免許状を取得すること、②修士の学位を有すること、③専修免許状の課程認定科目を 24 単位以上修得すること、の三点が取得のための要件となる。そのため、大学院の各研究科・専攻がそれぞれ開設している科目の中から免許教科に係る高度な専門性を身に付けることが可能な科目を指定し、認定を受けている。

○教育実習および教職実践演習の実施状況

本学教職課程においては、「教育実習」および「教職実践演習」を「教育実践に関する科目」として 4 年次配当科目としている。

1. 教育実習

本学では、「教育実習Ⅰ」（事前指導 1 単位分を含め 3 単位）、「教育実習Ⅱ」（2 単位）の 2 科目を設置し、中学校教諭免許取得希望者は 2 科目必修、高等学校教諭免許のみ取得希望者は「教育実習Ⅰ」1 科目のみを必修としている。実習期間は、中学校免許取得希望者は 3 週間（15 日間）、高校免許のみ取得希望者は 2 週間（10 日間）である。

過去 5 年間の教育実習終了者数は以下に示す通りである。

2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
279	268	203	245	191

【注】

- ・ 2020 年度については、教育実習中止に伴う特例措置による終了者 4 名を含む。

2021 年度の参加者数の大幅減少については、学生が教育実習の申し込みを行う時期が新型コロナウイルス感染症による 1 回目の緊急事態宣言発出時期と重なったため、教職の志望度合いが高い学生のみが参加を決めたことが主な要因であると分析している。2022 年度については、再課程認定でいくつかの課程を取り下げて以降初めてとなる教育実習であるが、2022 年 4 月時点で 238 名が参加を予定しており、長期的な視点では減少傾向が続いているものの、近年の水準に戻ったといえる。

実習校については、東京都内公立中学校・高等学校、本学付属の中学校・高等学校、学生の出身母校のいずれかであり、このうち、東京都内公立中学校・高等学校については大学から東京都教育委員会に対して申請を行い、受け入れ可となった者について実施している。東京都教育委員会に申請を行う場合、地域と実習教科を指定して申請することとなるが、調整によって

受け入れ不可となるケースも少数ではあるが発生している（東京都公立学校全体の希望充足率は85%前後）。受け入れ不可となった場合には、補充受け入れ申請や本学付属の中学・高等学校への受け入れ等で対応を行っている。

教育実習期間中は「学生」ではなく「教師」として学校現場で活動することとなる。そのため、本学教職課程においては以下のような教育実習履修資格要件を定め、一つ要件をでも満たしていない場合には実習参加の前提となる知識・能力、教育として求められる規範意識・行動が充分とは認められない学生については実習参加を許可しないことで、教育実習生の質を担保している。

教育実習履修資格要件

1. 「教職基幹科目」のうち、「教育の理念と歴史」「教職の基礎」「教育と社会・制度」「発達と学習の心理」「教科教育法1」「教科教育法2」（教科教育法については教育実習を行う教科）の単位を実習前年度中までに修得済であること。
2. 教育実習事前指導の一環として実習の前年度より実施する「教育実習オリエンテーション」（A～G、全7回）に全回出席していること。
3. 教育実習に関する必要な諸手続きを遅滞なく完了していること。
4. 教育実習に関する理解と熱意、免許取得しようとしている教科についての十分な基礎学力や専門知識を有していること。加えて、「東京都公立学校教育実習取扱要綱」に定める教育実習資格を満たしていること。
5. （理工学部のみ）免許教科に係る一般的包括的科目の単位を修得していること。

数学免許： 数学科以外で数学免許の課程認定を受けている6学科は、

法令上、修得すべき科目の分野である

①代数学分野：共通開設科目の「代数学Ⅰ、Ⅱ」（4単位）

②幾何学分野：共通開設科目の「幾何学Ⅰ、Ⅱ」（4単位）

③解析学分野：自学科指定科目（2単位）

の3分野のうち、2分野を修得していること

理科免許： 理科免許の課程認定を受けている3学科は、

法令上、修得すべき科目の分野である

①生物学実験分野：共通開設科目の「生物学実験Ⅰ、Ⅱ」（2単位）

②地学実験分野：共通開設科目の「地学実験Ⅰ、Ⅱ」（2単位）

の2分野のうち、1分野を修得していること。

教育実習の事前指導および実施については教育実習委員会が所管し、万一、実習中に事故等が発生した場合には、教育実習委員長・当該学生の所属学部選出の教育実習委員・教育実習指導教授・教職事務室が連携して対応にあたっている。

教育実習参加を希望する学生は3年次春学期から「教育実習オリエンテーション」に出席し、教育実習に向けた心構え等を学習するとともに、実習校に対する申し込み等の諸手続きを行う。「教育実習オリエンテーション」の主な内容は以下の通りである。

- ・教育実習の意義と心構え
- ・学校現場における多様性について（本学ダイバーシティセンターによる講話、ケーススタディー）
- ・学校現場を知る（中学校教諭、高等学校教諭による講話）

- ・ハラスメントについての基礎知識（本学ハラスメント防止啓発室による講話）
- ・コンプライアンス、感染症の防止に係る指導
- ・教科指導（現職教員、学校現場における実務経験を有する特任教員による指導）
- ・教育実習校から見た教育実習と心得（中学校・高等学校管理職、管理職経験者による講話）
- ・教育実習に向けての諸手続き、注意事項

教育実習指導教授については、実施前年度に教育職員養成に関する運営委員会から各学部を選出依頼を行い、選出している。教育実習指導教授は1名につき3～4名の教育実習生を担当し、実習参加年度の4月以降、対面形式による実習指導を最低2回以上行うほか、教育実習校と連携して実習生の指導を行う。実習校のうち、都内公立学校および本学付属の中学校・高等学校については、実習生が行う研究授業の参観を必須としている。

教育実習終了後は事後指導を実施し、教育実習校における評価、事前・事後指導の状況、教育実習後に学生が作成する教育実習レポートの内容を総合し、教育実習指導教授が成績評価を行う。

当該年度の教育実習終了後には、教育実習委員会において総括として実習校における評価や当該年度に発生した事案等を確認し、次年度に向けた対応方策について検討を行っている。近年の事案の傾向として、学生による不祥事は相対的に減少している一方で、教育実習校においてパワーハラスメントの疑いがある指導を受けたという申し出が毎年数件程度ではあるが継続的に発生している。事案が発生した場合には、教育実習委員長、教育実習指導教授、教職事務室の三者が連携して状況確認を行うとともに、必要に応じて学内のハラスメント防止啓発支援室等の専門セクションにも協力を要請し学生のケアにあたっているが、実習終了後に申し出があるケースや教育実習校との間で見解の隔たりが大きいケースもあり、対応が難しいことが少なくない。

2020年度については、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、教育実習実施時期の変更、実習期間の短縮等、大きな影響が生じた。

本学では、2020年8月11日付の教育職員免許法施行規則等の改正を踏まえて教育職員養成に関する運営委員会および教育実習委員会において計画通り教育実習が実施できなかった場合の措置について検討を行い、法令の趣旨に沿った形での対応を行った。具体的に、教育実習が中止となった4名については、教員免許取得に必要な科目の単位の余剰分を教育実習の単位として流用するとともに、学校現場における体験（学習支援員としての体験や本学付属の中学校・高等学校における学校体験）に基づく報告レポートの作成・提出、学内における研究授業の実施と参観、事前・事後指導の内容をもとに成績評価を行った。また、教育実習期間が短縮となった者については、実習日1日あたり8時間のみなし時間数ではなく実際の勤務時間に基づき単位認定を実施した。2021年度については1名について当初計画していた実習校での教育実習が中止となったが、実習先を本学付属の高等学校に変更する措置を講じた。

感染症の影響は2022年度も続いていることから、本学では、教育実習オリエンテーションや事前指導を通じて実習参加前から終了後一定期間が経過するまでの健康観察の実施、感染リスクが高いとされている行動の自粛、実習校および実習校が所在する地域の教育委員会が定める感染防止ガイドラインの順守等の指導を徹底している。

2. 教職実践演習

「教職実践演習」は、学生が教職課程の履修や正課外における様々な活動を通じて身に付けた資質・能力が教員として最小限必要な資質・能力として有機的に統合・形成されたかということについて、大学が掲げる養成する人材像や到達目標に照らして最終的に確認するための科目であり、教職課程の「学びの軌跡の集大成」として位置付けられる。

本学では4年次秋学期に開講し、教職課程における学習や正課外の活動について記録・蓄積する教職ポートフォリオを活用しつつ、グループワークや模擬授業の実施、フィールドワーク等を取り入れた授業を1クラス20名前後の少人数で実施している。

科目の運営にあたっては大学が所在する教育委員会との連携・協力も必須となることから、本学ではキャンパスが所在する地域の教育委員会（文系学部は八王子市教育委員会、理工学部は文京区教育委員会）との連携の下、実施している。

授業については、学校現場において教員経験を有する教職課程特任教員、非常勤教員と教職科目を担当する無任期の専任教員が担当している。授業担当者は毎年度開講前に授業実施方針、スケジュール、使用する教材についての打ち合わせを実施し、科目運営にあたっての認識を共有することで学生の履修クラスが異なっても着実に科目の到達目標を達成できるよう配慮している。

○介護等体験の実施状況

小学校・中学校教諭の普通免許状取得を希望する者については、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、7日間の介護等体験を行うことが求められる。本学では、中学校教諭免許状取得希望者を対象に、社会福祉施設・5日間、特別支援学校・2日間の介護等体験を実施している。

過去5年間の介護等体験参加者数は以下に示す通りである。

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
社会福祉施設	291	298	247	26	17
特別支援学校	295	243	221	114	133
合計	586	541	468	140	150

【注】

- ・2020年度、2021年度の参加者数には介護等体験代替措置の適用者の数は含まない

法令上、体験の参加は18歳以上から可能であるが、本学では教職課程における学習の順次性に鑑み、2年次から参加可能とし、文系学部では1年目に社会福祉施設、2年目に特別支援学校での体験を、理工学部では学部の教育課程との関係を考慮して2年次に社会福祉施設と特別支援学校の体験を実施することを原則としている。

本学では、介護等体験は正課外で実施することとして単位化は行っていないものの、教職課程の履修開始後初めて学外で実習を行うこと、介護等を要する方々を対象とする施設・学校で実習を行うことから、集合型の事前指導の実施、学習課題による事前学習および事前学習報告書の提出を必須とし、十分な理解と自覚を深めた上で参加させている。また、体験終了後は自己評価票を用いて自己評価を行わせるとともに、体験記の作成を通じて振り返りの機会を設けている。

体験先については、社会福祉施設は東京都社会福祉協議会、特別支援学校は東京都教育委員会に対して大学から一括して申請を行い、例年ほぼ申請通りの人数の体験受け入れが可能となっている（理工学部学生の特別支援学校における体験については一部について後楽園キャンパ

ス近隣の国立学校に直接受け入れを依頼・実施)。

2020年度以降については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、社会福祉施設における体験について現場での受け入れが極めて困難な状況となっている。感染症の影響により介護等体験の実施が困難な場合には、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目に係る印刷教材を用いた自学自習の実施および学習成果に係るレポート提出をもって替えることを原則としている。ただし、現場における体験を強く希望する学生については、感染症の状況によっては受け入れが中止となること、体験先において感染する可能性が排除できないなど、参加に伴うリスクについて指導を徹底し、書面による承諾を行った者についてのみ認めている。

特別支援学校における介護等体験については、東京都が設置する特別支援学校では感染防止策を徹底しながら受け入れが行われていることから、やむを得ない事情を除いては学校での体験参加を原則としている。

介護等体験の実施に関しても、教育実習委員会が所管し、事前指導を含めた計画策定や万一事故が生じた際の対応等を組織的に行う体制としている。

<点検・評価結果>

教育職員免許法に定める免許種に必要な科目を、教育課程編成・実施の方針を踏まえ体系的に開設している。学外で実習を行う教育実習、介護等体験については、教育実習委員会の責任の下、事前・事後指導も含めて組織的な対応を行うなど、概ね適切に実施している。

課題としては、法学部の茗荷谷キャンパスにおける2023年度以降の授業実施等についての運営体制の構築、教育実習におけるハラスメント事案への対応があげられる。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

1) 2023年度に予定されている法学部の茗荷谷キャンパス移転に伴い、同キャンパスにおける教職科目の授業編成、教育実習及び介護等体験の実施に係る体制整備について、2022年度内に対応する必要がある。

2) 教育実習先において、ハラスメントが疑われる事案が数件程度ではあるが毎年発生している。教育実習委員長、教育実習指導教授、教職事務室の三者が連携し、状況確認や学生のケアにあたっているが、教育実習校に対する直接的な働きかけや対応が困難なケースも生じている。

<今後の対応方策>

○ 教職カリキュラム委員会を中心に、法学部をはじめとする関係学部と連携をとりつつ、具体的な授業編成方針、担当者の確保について調整を進め、2022年11月までに決定する。教育実習及び介護等体験については、教職事務室内で業務フローについての検討を行い、必要に応じて教育実習委員会にて検討し、細部を検討する。

○ 学生の心身の健康を第一に、きめ細かく状況の把握・支援に努めるとともに、必要に応じて学内のハラスメント防止啓発支援室、学校を所管する教育委員会とも連携し、対応を行う。また、ハラスメント防止啓発支援室による教育実習オリエンテーションの講話については、ハ

ラスメントを「させない」という観点でも重要であるため、近年発生した事案や当該年度の教育実習先の状況等を事前に共有することでより実態に即した内容となるよう連携を図る。

点検・評価項目③：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況

評価の視点2：効果的な教育に必要な施設設備の整備状況

評価の視点3：単位の実質化を図るための措置

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか。

<現状説明>

○アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況

教職課程は教員免許状取得を目的とした課程であることから、授業実践や生徒指導の理論と技術の修得を目的とする科目を中心に、学生の主体的な参加や授業内の実践を前提とする科目が多数配置されている。

授業実践のための理論・技術の修得を主たる目的とする科目は、「教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）」各教科の「教科教育法」「道德教育の理論と方法」等である。これらの科目では、授業を行う際に必要となる「単元指導計画」「学習指導案」の作成に必要な事項や効果的な教材の作成・活用を学ぶほか、「教科教育法」では模擬授業の実施と実施後の協議も実施している。

「教職実践演習」については、既述の通り、グループワーク、ケースに基づくロールプレイ、模擬授業、フィールドワークと発表等、学生が主体的に参加することを前提とした方法により授業を展開している。

「学校インターンシップ」（理工学部を除く5学部で設置）については、学生が学校現場において学習支援員等の体験を行い、活動時間が所定の時間数に達したものについて、レポート作成と報告会における実践報告発表をもって単位を認定する。

このほか、生徒指導・対応に必要な知識・能力の修得を目的とする「教育相談と進路指導」「生徒指導と特別活動」等の科目においても、グループワークやロールプレイが適宜取り入れられている。

ICTの活用としては、中学校を中心にデジタル教科書についても国語科・英語科・社会科は各2社（社会科についてはデジタル地図帳を含む）、数学科・理科については各1社分を導入し、授業や教育実習の事前指導に活用することが可能となっている。このほか、LMSとしてGoogle Classroom、ロイロノートについても利用が可能である。

○効果的な教育に必要な施設設備の整備状況

授業教室については各学部の教室を使用しており、ほとんどの教室でPC、プロジェクターの使用が可能となっているほか、一部教室については教材提示機を配備している。

模擬授業等の実践を行うための施設設備としては、多摩キャンパス3号館内に電子黒板を配備した模擬授業教室を2教室整備し、うち1教室には授業等で活用可能なタブレット端末を配備している。模擬授業教室は学部の通常教室との兼用であるが、各教科の「教科教育法」「教職実践演習」の授業については優先的に教室割り当てが行われ、活用がなされている。

このほか、文系学部については教職事務室内に各教科の教科書、教科指導に役立つ参考図書

を配架し、自習スペースも設けているほか、教具としてマグネット黒板、掛図、個人用ミニホワイトボード等の教具を配備している。理工学部では、図書館理工学部分館内に授業等で活用可能な教科書、参考図書を配架し、学生が教材研究等に活用している。

○単位の実質化を図るための措置

○シラバスに基づいて授業が展開されているか。

単位の実質化を図るための措置としては、実習・実践的要素を含む科目を中心に、学生が授業外の活動を行うことを前提とした授業内容・計画を策定するとともに、シラバスの「授業時間外の学修の内容」にて明示している。シラバスに示す計画に沿った授業が展開されているかの確認については、各科目を開設している学部（文系学部で開講している教職基幹科目については文学部）が実施する授業アンケートを通じて行っているが、現時点では教職カリキュラム委員会として全体を把握する仕組みは現在のところ有していない。

また、本学は教員養成を主たる目的とする学部・学科を置いておらず、開放性の教職課程であることから、学部・学科の卒業要件とは別に教員免許状取得のための単位を取得する。そのため、学生は4年間で40～50単位（免許種・取得希望の免許の数により異なる）を卒業要件とは別に履修・単位修得の必要がある。特定の年次に過度な履修を行うことがないように、教育課程編成において配慮を行っているほか、教職履修者に対する各種のガイダンスにおいても計画的な履修を行うよう指導・注意喚起を行っている。加えて、教職課程を開設している各学部に対しては、教職課程を履修する学生が過度な履修を行うことを防ぐための方策について検討・実施すること、各学部が指導対象とする成績不良者で教職課程を履修している者について履修指導を行うことについて、教育職員養成に関する運営委員会から依頼を行っている。

<点検・評価結果>

学生の学習を活性化し、教育効果を高めることを目的として必要な施設・設備の充実を図るとともに、授業計画やシラバスの作成の際には学生の学習時間が充分確保されるよう努めている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：成績評価、単位認定を適切に行っているか。

評価の視点1：各教職科目の到達目標は適切な水準が設定されているか。

評価の視点2：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

<現状説明>

○各教職科目の到達目標は適切な水準が設定されているか。

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

教職基幹科目、各教科の「教科教育法」、各教科の「教科に関する専門的事項」の必修科目については、2018年度に行われた教職課程の再課程認定の際に到達目標、成績評価方法も含めてシラバス内容の審査を受け、適切に設定されている。2019年度以降については再課程認定の際に設定した水準が維持されているかどうか、シラバスチェックを通じて教職カリキュラム委員が確認を行い、問題がある場合には教職カリキュラム委員長から担当教員に対して修正を依頼している。

成績評価については、文部科学省の示す「出席のみをもって加点することは教職課程の科目として適切ではない」との方針を遵守するよう徹底している。他方で欠席については、各教科の「教科教育法」をはじめとする実践・実技を行う科目を中心に多くの科目で欠席回数の上限定額を行い、それを上回った場合には単位認定の対象外とする運用を行っている。一例として、「教職実践演習」については欠席回数の上限を3回とし、配慮すべき事情があるなど判断が難しいケースについては担当教員間で情報共有・協議を行い、担当教員によって扱いが異なることのないよう組織的な対応に努めている。また、「教育実習Ⅰ」の単位数に含まれる教育実習事前指導については全回出席を要件とするなど、厳格な運用を行っている。

このほか、学校現場における実習・活動時間が単位認定の要件となる「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「学校インターンシップ」については、日誌の作成および受け入れ校の確認を義務付けることで活動実績を把握し、適切な単位認定を行っている。これらの科目は学外において実習を行う科目であり、大学設置基準および学則に基づき単位数を設定している。

なお、現在のところ、教職基幹科目の講座単位の成績評価分布について把握・検証の機会は設けていない。成績評価について疑義がある場合については、学生は所定の手続きにより、所属学部事務室（科目等履修生については教職事務室）を通じて成績調査の申請を行うことが可能となっており、このプロセスを通じても成績評価の適正化が一定程度なされていると判断している。しかしながら、教育実習履修資格要件科目については単位修得の可否が翌年度の教育実習参加に直結することも少なくないため、成績評価分布の組織的な把握と課題がある場合の対応については今後検討を行う必要がある。

<点検・評価結果>

成績評価および単位認定については、教職課程認定基準および学則に基づき、概ね適切に実施している。ただし、現時点において教職基幹科目の成績評価分布については組織的な把握・検証の機会を有していないため、今後対応が必要である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

共通開設で開講している科目について、現在のところ、担当教員毎の成績評価の分布について把握・検証の機会を設けていないが、学生からは同一科目の中で担当教員によって成績評価分布に偏りがあるとの指摘が寄せられている。特に教育実習履修資格要件科目の場合、単位修得の可否が翌年度の実習参加に大きく影響することから、成績評価分布の組織的な把握と著しい偏りがある場合の改善方策について検討する必要がある。

<今後の対応方策>

学生から指摘があった科目を中心に教職事務室において成績分布状況の集約を行い、教職カリキュラム委員長の下で組織的な把握の必要性について検討を行う。

点検・評価項目⑤：教員の養成の目標に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況

<現状説明>

○教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況

教職課程の学修成果については、主として①教育実習先における評価、②学生自身の自己評価、③教職課程の総まとめ・見極め科目である「教職実践演習」の評価、④教員免許状取得者数、を通じて把握を行っている。

教育実習先における評価については、教育実習中の取組み状況や研究授業における成果等を勘案し、教育実習校の学校長が評価を行い、「教育実習評価票」によって報告がなされる。「教育実習評価票」では、「教職への理解と意欲」「教科指導の技術」等、8つの観点ごとにA（非常に優れている）～E（教職に適さない）の5段階で評価を行う。結果については教育実習委員会にて毎年度確認を行い、教育職員養成に関する運営委員会においても報告を行っている。

学生自身の自己評価については、教職ポートフォリオの作成を通じて2年次終了時、3年次終了時に実施している。2021年度以前は紙媒体で作成・提出を求めていたため、組織的な把握・活用が不可能な状況にあったが、2022年度からmanabaによる電子提出を文系学部で先行して実施している。個々の学生に、自分自身の目指す教員像を記載させた上で、本学教職課程が養成する教員像で掲げる項目について身に付いたかどうかの自己評価を行い、さらに、正課内・正課外それぞれの活動において、教員としての資質・能力向上のために取り組んだ活動について記載をすることとしている。提出された自己評価については、今後、教職カリキュラム委員会にて把握・検証を実施していく予定である。

「教職実践演習」では、教職ポートフォリオも活用しながら、個々の学生について教員に求められる資質・能力が身についているかの見極め・最終確認を行う。そのため、本科目の成績評価は個々の学生の本学教職課程における学修成果の総合評価の意味合いを有しているといえる。ただし、学生全体の評価について確認を行う機会は現在のところ有していない。

このほか、教員採用試験結果（合格者数、合格率等）も学修成果の一端を確認しうる指標であり、毎年度、教育職員養成に関する運営委員会において把握・検証を実施している。

過去5年間の教員免許取得状況は以下の通りである。

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
一種免許状	取得者数	256	255	194	243	186
	取得件数	603	581	439	544	409
専修免許状	取得者数	39	30	24	18	11
	取得件数	69	56	48	35	22

<点検・評価結果>

学修成果の把握については複数の指標を用いて把握を行っているが、教員養成の目標の達成状況についてこれらの指標を総合した形での把握・検証を行うには現在のところ至っていない。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

学生の学修成果については、把握のための複数の指標を有し、それぞれの活動を所管する委員会において把握を行っているが、教員養成目標の達成状況の検証という目的では実施できておらず、検討が必要である。

<今後の対応方策>

2021年度に教員養成の目標について改訂を行ったことから、教職カリキュラム委員会において学修成果の把握が可能な既存の指標の確認・精査を行い、目標の達成状況の検証について検討を行う。なお、学生の自己評価については2022年度から文系学部において先行して電子提出を導入したことから、達成状況の検証に2022年度中に検討・2023年度を目途に実施することを想定する。

点検・評価項目⑥：教職課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

教職課程全体に係る点検・評価については、教職課程認定大学等実地視察や教育職員免許法施行規則の改正に伴う再課程認定の際に全学レベルで実施することとなる。いずれについても10年程度に一度行われており、本学においては2014年度に実地視察を、2018年度に再課程認定を受け、この機会にカリキュラムや教員組織を含め、全学的な点検・評価を実施し、課題については教育職員養成に関する運営委員会の指示の下、教職カリキュラム委員会が各学部と連携しつつ対応を行うこととしている。

このほか、恒常的に行う点検・評価については、教職課程のそれぞれの活動を所管する委員会において、次年度に向けた審議を行う際にデータに基づき検証を行っているほか、全学の内部質保証活動の一環として行う自己点検・評価活動を通じても諸活動の点検・評価を実施し、その結果を元に諸活動の改善・向上に努めている。

具体的な事例として、教職カリキュラム委員会においては次年度の授業編成についての審議を行う際、講座ごとの履修者数をもとに開講講座数の適切性について確認を行っている。また、教育実習については、教育実習委員会において実習生に対する実習校の成績評価の状況や当該年度の実習において発生した事故事案について検証を行い、検証結果をもとに次年度の事前指導の改善方策を検討・実施している。

<点検・評価結果>

教職課程が行う教育活動については、それぞれを所管する委員会の下で点検・評価を行い実施しているほか、教職課程認定大学等実地視察の機会等を活用した点検も実施し、諸活動の改

善・向上に努めている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

◇教員・教員組織

点検・評価項目①教職課程認定基準に基づき、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点1：教職課程認定基準において定められた必要専任教員数の充足状況および点検・評価の実施

評価の視点2：担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況をふまえ、適正な教員配置がなされているか。

<現状説明>

○教職課程認定基準において定められた必要専任教員数の充足状況および点検・評価の実施

○担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況をふまえ、適正な教員配置がなされているか。

必要専任教員数の充足状況については、翌年度の教職課程に係る「変更届」を作成する際に毎年確認を行っている。2022年4月1日現在、「教育の基礎的理解に関する科目等」については、教職課程認定基準に基づく必要専任教員数4名に対して10名を配置し、「教科に関する専門的事項」についても全ての学部・学科、校種・免許教科について教職課程認定基準に基づく必要専任教員数を充足する教員を配置しており、適切な状況となっている。

教職コアカリキュラムが設定されている科目(教職基幹科目、各教科の指導法に関する科目)については、2018年度の再課程認定の際に専任・非常勤を問わず教育研究業績の点検を実施し、適正な教員配置を行った。その後、新たに担当することとなった教員については、課程認定の際とはほぼ同水準の教育研究業績書の提出を義務付け、それをもとに教職カリキュラム委員会において審議を行った上で配置を決定している。

教科に関する専門的事項(各教科の指導法に関する科目を除く)については、基本的には当該科目設置している学部において業績の確認を行う。なお、一般的包括的な内容を含むことが求められる必修科目およびコアカリキュラムが設定されている英語科の必修科目については再課程認定の際に文部科学省に届出・認定を受けた教員を配置することとし、担当者の交代が生じた場合には、科目を設置している学部と教職カリキュラム委員会とが連携して業績の確認を行い、適正な配置がなされるよう配慮している。

<点検・評価結果>

教員組織については教職課程認定基準に基づき適正に編成を行い、毎年度点検を実施している。授業担当者の配置にあたっては、教職カリキュラム委員会において教育研究業績の確認を行うことで適正に実施している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか（任期制の教員を含む）。

評価の視点1：教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか（任期制の教員を含む）。

評価の視点2：規程等に従った適切な教員人事が行われているか（教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む）。

<現状説明>

○教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか（任期制の教員を含む）。

○規程等に従った適切な教員人事が行われているか（教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む）。

本学は教職課程に特化した教育研究組織を設置しておらず、専任教員はいずれかの学部にも所属することとなっているため、教育職員養成に関する運営委員会として教員の任用権は有していない。

ただし、「教職実践演習」を含む教職科目を担当する教職課程特任教員に関しては、教育職員養成に関する運営委員会が任用計画を策定した上で候補者の選定を行い、当該教員が着任後に所属することとなる学部に対して推薦を行うこととしている。教育職員養成に関する運営委員会において候補者の選定を行うのは、「教職実践演習」をはじめとする教職科目を担当することから、選考基準として学校現場における教員としての実務経験または課程認定を受けている大学等における教職課程における教育経験を有していること、もしくは、募集要項に示す教職科目について担当可能な教育研究業績を有することが必須であり、この観点での確認を行う必要があるためである。

教職課程特任教員は、「教職実践演習」の開設が法令上義務付けられることとなった際、学校現場における実務経験を有する担当教員が必要であると判断に基づき、教育職員養成に関する運営委員会から要請を行い、学部長会議において全学共通の人件費での任用が認められたものであり、2011年度から任用している。「中央大学特任教員に関する規程」に基づく任用であり、任期は5年間を超えないものとされ、必要と認める場合には再任することができる。2022年度現在、理工学部1名、文学部3名を配置している。

具体的な任用の流れは以下の通りである。

- ①教育職員養成に関する運営委員会において特任教員の任用計画を策定し、学長・学部長会議に報告を行う。
- ②任用計画に基づき、新たに任用が必要となった際には教育職員養成に関する運営委員会において募集要項、任用候補者選考に係る実施要項を定める。
- ③募集要項に基づき募集を行い、書類選考、面接審査を行った上で教育職員養成に関する運営委員会において候補者を決定する。書類選考においては、教職課程認定の際の教員審査に必要な履歴書、教育研究業績書に準じる様式と原本の提出を求め、教育研究能力や実務経験に係る審査を行う。
- ④教育職員養成に関する運営委員会から着任後に所属する学部候補者の推薦を行い、当該学部において任用規程に基づき業績審査、教授会での審議を行う。
- ⑤全学の任用審議会における審議を経て、任用が決定する。

なお、2023年度の茗荷谷キャンパス開校・法学部の移転を見据え、新たに法学部所属の特任教員1名を任用することが2022年3月開催の学部長会議において認められたことから、現在、候補者の募集・選考に着手している。

<点検・評価結果>

教育職員養成に関する運営委員会として教員の任用権は有していない。教職課程の観点からの審査が必要となる教職課程特任教員については、着任後に所属することとなる学部と連携しつつ、教育職員養成に関する運営委員会において募集要項を策定し、教職科目を担当可能な業績を有していることを審査の過程で確認を行うなど、適切に実施している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画への理解をはじめ教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD（ファカルティ・ディベロップメント）が実施されているか。

評価の視点1：教職課程に関するファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

<現状説明>

○教職課程に関するファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

教職課程に関するFD活動としては、現在、以下のような取組みを恒常的に実施している。

- ・文学部教育学専攻の授業担当者会議

文学部の各専攻において、毎年度3月末に実施する授業担当者会議である。教育学専攻は教職課程の中核を担っていることから、他学部所属の教員を含め、教職基幹科目や各教科の指導法を担当する教員を対象に教職課程の現状や翌年度の授業方針等を共有する機会を設けている。

- ・教育実習指導教授会議

共通の認識をもって教育実習指導を行うことを目的に、毎年4月に当該年度の教育実習指導教授を対象に実施している。また、会議とあわせて「教育実習指導の手引き」を配布しており、同資料においては指導にあたり特に留意すべき事項、教育実習指導の事例紹介、指導に際して利用可能な施設・設備の案内等を掲載している。

- ・教職課程に関する各種協議会等への参加

教職課程に関しては、全国レベルから都道府県レベルまで多数の協議会が存在する。これらの協議会には、文学部教育学専攻の教員や教職課程特任教員、教職事務室所属の職員が参加し、事後に内容を共有することで教職課程の質的向上に努めている。

このほか、2021年度は多摩キャンパス3号館内に整備している模擬授業教室を活用し、電子黒板の使用体験会を2回実施した。

しかしながら、教職課程を開設している学部学科において、課程の運営を行っていくための前提となる知識・情報を広く共有するための機会は現在のところ設けていない。教職課程を設置している学部が教育研究組織や教育課程の改革を志向する際には、教職課程認定基準への留意が不可欠となるため、この点について共有する機会を設定する必要がある。

<点検・評価結果>

教職課程が実施する教育活動の質的向上および組織的な実施を目的とするFD活動を様々な機会を通じて実施している。他方で、教職課程運営そのものに係る事項を扱うFD活動は実施しておらず、この点について検討が必要である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

教育研究組織や教育課程の改革を志向する際、教職課程を設置している学部学科においては教職課程認定基準にも充分留意が必要である。この点について、大学全体での認識共有が必要であるが、現在のところ共有の機会を設けることができていない。教職課程に係るFD活動の一環として企画・実施する必要がある。

<今後の対応方策>

教職カリキュラム委員が各学部教授会を活用して教職課程運営に必要な事項と本学教職課程の現状について説明を行う機会を設けることについて、教職カリキュラム委員会において検討し、2022年度から開始する。

◇教職支援

点検・評価項目①教職課程履修希望者に対する情報提供・指導の適切性

評価の視点1：教職課程の履修を希望する学生に対して適切に情報提供を行い、学生の受け入れを行っているか。

評価の視点2：科目等履修生の受け入れは適切に行っているか。

<現状説明>

○教職課程の履修を希望する学生に対して適切に情報提供を行い、学生の受け入れを行っているか。

教職課程の履修については課程認定を有する学部・学科の学生であれば成績等の要件は設けずに履修を認めている。1年次の履修は、文系学部においては秋学期から、理工学部は春学期から可能である。ただし、各学部が設置している教科に関する専門的事項の科目および教育職員免許法第66条の6に定める科目については教職課程の新規履修手続きを行わなくとも履修可能である。

新規履修希望者に対しては教職課程新規履修ガイダンスを毎年6月と3月の2回開催し、教員免許状の取得要件、本学教職課程の履修方法および学習スケジュール、教職支援等について説明を行い、その後、所定の履修料を期限内に納入した者について履修を認めている。教職課程を履修する学生は、学部卒業（大学院の場合は課程修了）のための単位に加えて教員免許状取得のための科目の単位を修得する必要がある。そのため、学部学生の場合、通常の学生の履修単位数と比較すると15～20単位程度履修単位数が多くなること、授業前後の学修や介護等体験への参加など、正課外に行うべき学修が多いこと、民間企業と教職とを並行して行う場合には教育実習実施時期を見据えた対応を行う必要があること等について情報提供を行い、各自が充分検討した上で履修を開始するよう指導している。

文系学部については、入学直後の1年次春学期からの教職課程履修を認めておらず、入学から2カ月が経過してから教職課程新規履修ガイダンスが実施されるスケジュールとなっていることから、例年、新入生からの履修に関する問い合わせや新規履修ガイダンス開催情報の見落としによる相談が多数寄せられていた。そのため、2020年度より、入学式直後の時期に教職課程の概要を紹介するオンラインガイダンスを実施し、教職課程に具体的なイメージをもたうえで新規履修を行うことができるよう配慮している。

大学院学生については、研究指導教授による研究指導の際、研究計画と教職課程の履修について相談・調整を行うよう指導を行っているほか、新規履修者については大学院事務室が新規履修ガイダンスを実施している。

○科目等履修生の受け入れは適切に行っているか。

本学卒業後に教員免許取得を希望する卒業生を対象に、教職課程科目等履修生制度を設けている。科目等履修生については、毎年2月に募集・3月に選考試験を実施し、合格した者について履修を認めている。

選考試験は書類選考と論文試験、筆記試験（教職および教育に関する基本的な課題に関する論文試験）、面接試験によって行うこととし、出願者の要件により一部を免除している。詳細は以下の通りである。

出願者の要件		試験方法		
		書類	筆記	面接
卒業生	免許状取得を目指して新規に出願する場合	○	○	○
	免許状取得に足りない科目の履修を希望する場合	○	○	○
	免許状取得済みで、他の教科の免許取得を目指す場合	○	-	○
出願時の年度末における卒業見込者	免許状取得を目指して新規に出願する場合	○	○	○
	免許状取得に足りない科目の履修を希望する場合	○	-	○
	免許状取得済みで、他の教科の免許取得を目指す場合	○	-	○
前年度からの科目等履修生継続者※		○	-	-

※前年度からの継続者で、新たに他教科の免許取得を目指す場合には面接試験あり

選考試験は教職科目等履修生選考委員会が所管し、選考基準等を共有した上で委員が分担して選考にあっている。筆記試験の採点、面接試験については複数名の委員で担当し、採点結果を委員長が点検・取りまとめた後に委員会の合議によって合否を決定することで、選考の透明性を確保している。

合格後は科目等履修生ガイダンスを実施し、本学教職課程の履修に必要な事項と諸手続きについて説明を行うとともに、個々の学生の過去の単位修得状況を踏まえた履修相談を行っている。

過去5年間の出願者数、合格者数の推移は以下の通りである。

2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度	
志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者
22	22	17	17	16	16	19	19	21	20

<点検・評価結果>

新規履修希望者に対しては新規履修ガイダンスを実施し、教職課程の履修の進め方等について十分な情報提供・指導を実施している。

科目等履修生の受け入れについては教職科目等履修生選考委員会の責任の下で選考試験を実施し、適切に行っている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目②学生に対する教職指導の実施状況

評価の視点1：教職指導のための体制の適切な整備
評価の視点2：教職課程履修者に対する履修指導の適切性
評価の視点3：障がいのある学生に対する支援措置の適切性
評価の視点4：ハラスメント防止のための措置の状況
評価の視点5：学生のキャリア形成及び進路に関する適切な支援の実施状況

＜現状説明＞

○教職指導のための体制の適切な整備

○教職課程履修者に対する履修指導の適切性

教職課程履修者に対する履修指導や教員採用試験を含めた指導・支援については、従前は教育職員養成に関する運営委員会の審議事項として規程上位置づけしておらず、主に事務局ベースで対応を行ってきた。そこで、2021年度に検討を行い、2022年4月1日付で中央大学教育職員養成に関する運営委員会規程を改正し、教職指導を委員会事項として位置づけ、組織的な推進体制について規程上の整備を行ったところである。実質的な取組みについては、同運営委員会の下に設置する教職カリキュラム委員会が所管することとしている。

日常的な指導・支援については、文系学部については教職事務室、理工学部については理工学部事務室教職担当が行っている。これらの事務室においては、窓口において、教職課程履修者、これから履修することを検討している学生の質問・相談に応じているほか、将来の進路として教職を志望している学生の相談やアドバイスを随時行っている。また、多摩キャンパスにおいては、教職課程特任教員による「教職オフィスアワー」を設定し、毎週決まった曜日・時間帯に教職課程特任教員が教職課程や進路に関する質問・相談に対応する時間を設けている。

○障がいのある学生に対する支援措置の適切性

障害や発達上の特性を有する学生については、教職課程の履修を進めていく中で把握に努め、学内のダイバーシティセンター、キャンパスソーシャルワーカーとも連携しながら状況を把握し、学生の要望について聞き取りを行いながら教職課程の履修や介護等体験、教育実習等の学外の活動を円滑に進めることができるよう努めている。

特に教育実習については、2～3週間の期間を実習校において教師として教育活動にあたることから、学生にとっても実習校にとっても負担が大きい。そのため、教育実習オリエンテーションを通じ、配慮を必要とする学生については実習先を検討する段階から事務室に相談するように呼び掛けるとともに、事務手続きや教職科目の授業を通じて気になる学生が顕在化した際には所属学部の事務室等とも連携して情報収集を行い、支援につなげることができるよう配慮している。

○ハラスメント防止のための措置の状況

教育実習オリエンテーションにおいて、ダイバーシティセンター、ハラスメント防止啓発支援室による講話をそれぞれ実施し、ハラスメント防止に向けた啓発を行っている。

ダイバーシティセンターの講話は、障害・ジェンダーセクシュアリティ・グローバルの三領域それぞれについてケーススタディーも取り入れながら、多様性への理解と相手の背景を思いやる行動の大切さを実感させる内容としている。本取組みは2021年度から開始したものであるが、近年は多様な背景を有する生徒への対応が学校現場においても重要性を増している。学生のリアクションからも、教育実習参加前の段階で専門的知見を有するスタッフから具体的なケースを題材に実践的に学ぶことができる機会として、有効に機能していると評価している。

ハラスメント防止啓発支援室による講話では、ハラスメントの基本構造について学び、ハラスメントを「しない」「させない」両方の視点に立った内容としている。加えて、教育実習指導教授にも、教育実習指導教授会議を通じて学生への指導の徹底と万一事案が発生した場合の迅速な報告について依頼を行っている。

他方で、近年は教育実習校においてパワーハラスメントが疑われる事案が数件ではあるが毎

年発生している。事案が発生した場合には、教職事務室（理工学部は理工学部教職担当）が学生から詳細な状況と要望を聞き取り、教育実習委員長および教育実習指導教授と連携し、必要に応じてハラスメント防止啓発支援室の助言も受けながら実習校への申し入れ等を行うなどの対応を行っている。しかしながら、学生がその後の実習指導への影響を懸念して実習終了後に申し出を行うケースが少なくないほか、実習校と学生との間で認識の隔たりが大きい場合もあり、その都度難しい対応を強いられているのが現状である。

このほか、学生が学校現場で活動を行う学校応援プロジェクトについては登録メンバー全員を対象とする全体ミーティングや出張授業実施前のミーティングの機会を通じて、「学校インターンシップ」の履修希望者に対してはガイダンスを通じてハラスメントの防止について指導を行っている。

○学生のキャリア形成及び進路に関する適切な支援の実施状況

教職をめざす学生のキャリア形成および教員採用試験支援を含む教職指導については、正課の授業等を通じて実施するものと、正課外で実施するものの大きく2つの取組みを行っている。

正課の授業に関し、教職基幹科目の「教職の基礎」は、教職の意義、教員の役割・資質能力・職務内容等について学ぶ導入的な科目であり、本学では1年次配当としている。また、「教育実習Ⅰ」の事前指導として実施する教育実習オリエンテーションにおいては、複数の回で現職教員を招聘し、学校現場や教員としての資質形成についての講話を行っており、学生のキャリア形成にも寄与している。

正課外の取組みについては、教職事務室および理工学部事務室が各種のガイダンスや教員採用試験受験支援を実施しているほか、学校からのボランティア募集に関する情報発信および大学を通じての申し込み、教育委員会主催の教師塾に係る募集案内等を行っている。主な取組みは以下の通りである。

- ・教員採用試験対策講座（教職教養対策、論文対策。実施については外部業者に委託）
- ・二次試験対策講座
- ・教員採用試験論作文対策
- ・志望理由書、面接カード等に係る相談・添削
- ・学生の自主勉強会サークルに対する支援
- ・学校等からの教員募集情報、ボランティア募集情報の発信
- ・各地の教育委員会主催のセミナー、教師塾に係る情報発信

これらの取組みの結果、2022年3月卒業生においてはのべ46名が公立学校・私立学校の教員採用試験において合格（正規合格および私立学校無任期専任、常勤講師のみ）した。また、40名が産休・育休代替教員、時間講師、非常勤講師等の期限付き任用教員として着任している。教員採用試験受験者への支援については、以前は一次試験対策を教職事務室、二次試験対策をキャリアセンターが所管していたところ、2020年度から予算・業務ともに教職事務室に一本化し、理工学部事務室と連携しながら実施することとした。このことにより、教職課程特任教員、大学が把握している本学出身の現職教員を活用した支援が可能となったが、教職支援室のような形で教採支援に特化した人材を配置する大学と比較すると、不十分な点も有しているのが現状である。

このほか、教職を目指す学生のキャリア形成に資する取組みとして、学校応援プロジェクトを2019年度より実施している。このプロジェクトは、キャンパス周辺の地域に所在する学校や本学附属の中学校・高等学校、その他の学校からの依頼に基づき、学生が本学教員の指導・支

援を受けながら出張授業等のプログラムを企画・実施する取組みである。詳細については社会貢献の項にて記述する。

<点検・評価結果>

学生に対しての教職指導については、事務局を中心に学内の部局や本学卒業教員、学校現場における実務経験を有する特任教員等と連携を図りながらきめ細かく実施している。教員採用試験受験者への支援については教員・本学出身の現職教員・事務局の連携のもとで行い、一定の成果をあげているものの、さらなる充実・工夫を行う余地がある。

<長所・特色>

本学ダイバーシティセンターの協力の下、教育実習オリエンテーションにおいて多様性の理解についてケーススタディーも取り入れた指導を行っている。多様化が進む学校現場において様々な背景を有する生徒への理解は不可欠の事項であり、教職課程の様々な授業科目においても学習している事項であるが、教育実習に臨む前段階でこれまでの学習内容を統合し理解を深める機会となっている。

<問題点>

教員採用試験受験者を対象とする支援については現在も一定程度行っているものの、これに特化した「教職支援室」等を置いている大学と比較すると人員・費用の面で劣っており、工夫が必要である。

<今後の対応方策>

長所：学生からのリアクションや、学校現場における状況も参考としながら、ダイバーシティセンターとの連携により内容の充実を図っていく。

問題点：現時点において教職支援に特化した組織の新設は困難な状況にある。教員採用試験合格者や教育委員会からの情報収集を強化するとともに、教員採用試験受験者・合格者の在学時の状況分析を実施し、限られた資源を有効に活用しながら支援を実施していく。また、教員採用試験については早期からの計画的な準備と結果が判明する4年次秋までの長期間にわたるモチベーション維持が不可欠となるため、3年次以下を対象とするガイダンスの企画・実施、合格をめざして切磋琢磨する学生集団の形成支援等を実施する。

点検・評価項目③教職指導の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

教員採用試験合格者数、教員免許取得者数等の指標については教育職員養成に関する運営委員会において毎年度報告し、共有を行っている。

しかしながら、教職指導については2022年4月の規程改正に伴い教育職員養成に関する運営委員会の審議事項とされたことから、委員会としての組織的な点検・評価については2022年

度以降取り組む予定である。

<点検・評価結果>

2022年4月より委員会の審議事項に加えた段階であることから、点検・評価の仕組みについては今後検討・構築する必要がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

教職指導に係る点検・評価を委員会として実施する仕組みを有していないことから、この点について検討・構築する必要がある。

<今後の対応方策>

教職カリキュラム委員会において教職指導に係る現状把握を実施し、点検・評価を行う仕組みを2022年度中に構築し、実施する。

◇社会連携・社会貢献

点検・評価項目①教育委員会や学校等との連携・交流等の状況

評価の視点1：大学の周辺地域の教育委員会、学校等との連携状況

評価の視点2：教育委員会や地域の学校との連携協力により、教職課程における教育の充実や地域社会への貢献を推進しているか。

<現状説明>

○大学の周辺地域の教育委員会、学校等との連携状況

大学の周辺地域の教育委員会との連携については、八王子市（多摩キャンパス）、文京区（後楽園キャンパス）と本学との間の包括連携協定に基づき、「教職実践演習」の実施にあたっての八王子市教育委員会からの講師派遣、学生の授業見学受け入れ（文京区）、八王子市教育委員会が実施する教員研修への本学教員の講師派遣（八王子市）、八王子市学校インターンシップへの学生派遣を実施している。連携取組み実施にあたっては、毎年度、教育委員会と懇談の機会を設け、協力の依頼とあわせて教員養成・採用に係る情報交換等を行い、課程運営の参考としている。

また、2018年度には、教育職員養成に関する運営委員会として、東京都教職員研修センターと研修実施に関する協定を締結し、東京都教育委員会が主催する教員研修に講師派遣等の協力を行うこととした。同協定に基づき、2019年度に英語中核教員養成講座（全4回、会場提供および講師として2名の教員を派遣）を実施したほか、2022年度は専門性向上研修に教員1名を講師として派遣する予定となっている。

他大学との連携としては東京学芸大学教職大学院と教員養成高度化のための連携協定を2018年度に締結している。この協定は、教員養成の高度化を進めるため、早期から高度専門職業人として準備教育を実施し、連携協定校の学部学生の資質向上と教職大学院への効果的な接続を図ることを目的とするものである。協定に基づき、本学から推薦した学生は東京学芸大学教職大学院の入学前プログラムに本学在学中から参加し、特別選考を経て進学することが可能となっている。毎年度、秋学期に進学希望者を対象とする説明会を実施した後に推薦者決定のための学内選考を実施し、2018・2019年度は各4名、2020年度以降は毎年各2名の学生を推薦している。本学からの推薦を受けて入学前プログラムに参加した学生は全員が東京学芸大学に進学し、修了者のほとんどが教員として各地の学校に着任しており、高い資質能力を有する教員の輩出という観点から一定の成果をあげつつあると評価している。

このほか、本学附属の中学校・高等学校（中央大学高等学校、中央大学杉並高等学校、中央大学附属中学校・高等学校、中央大学附属横浜中学校・高等学校）との連携については、従前より教育実習生の派遣・受け入れを実施している。加えて、「学校応援プロジェクト」（次項にて詳述）において実施した出張授業が契機となり、進路・キャリア学習の実施、授業への大学生派遣、中学・高校における授業の見学受け入れの実施など、連携が強化されつつあり、本学の総合学園構想の推進の一端を担っている。具体的な連携状況は以下の通りである。

2019年度

中央大学附属中学校「Project in Science」にて出張授業（学校応援プロジェクト・全4回）
中央大学附属横浜中学校・技術科にて出張授業（学校応援プロジェクト）

2020年度

中央大学附属中学校「Project in Science」にて出張授業（学校応援プロジェクト・全5回）

中央大学附属高等学校進路学習（学校応援プロジェクト）
中央大学附属高等学校「Project in English」卒業発表会（学生派遣）
中央大学附属中学校進路学習（学校応援プロジェクト）

2021 年度

中央大学附属高等学校キャンパス見学・進路学習（学校応援プロジェクト）
中央大学附属高等学校「教養総合」（学生派遣）
中央大学附属中学校「教養総合基礎」（学生派遣・全3回）
中央大学附属高等学校「Project in English」卒業発表会（学生派遣）

なお、2022 年度については、全学の中高大連携事業として中央大学附属中学校および中央大学附属横浜中学校にて学校応援プロジェクトが進路学習を実施する予定となっているほか、中央大学附属中学校「教養総合基礎」の授業支援を行うボランティア学生の派遣を6月から実施している。

○教育委員会や地域の学校との連携協力により、教職課程における教育の充実や地域社会への貢献を推進しているか。

小中学校および高等学校等と連携した活動については、社会貢献の側面に加えて、教職を志す学生が学校現場の実態に触れ、教師に求められる資質・能力を身に付ける貴重な機会となるため、教職課程としても積極的に推進・推奨している。

主な取組みは以下の2つである。

1. 学校応援プロジェクト

地域の学校や本学付属の学校等からの依頼を受け、教職課程履修者を中心とする学生が企画・立案を行って出張授業を実施する活動である。2019 年度に学内競争的資金である中央大学教育力向上推進事業の採択を受けたことで取組みを開始し、大きな成果を収めたことから、事業期間（3 年）終了後も恒常的な活動として継続している。

実施体制としては、教職カリキュラム委員会の権限の下、文学部教育学専攻所属の専任教員と教職課程特任教員、事務局である教職事務室の連携により、プロジェクトの運営や学生の指導を行っている。さらに、出張授業プログラムの内容については関連する分野を研究対象としている本学教員に監修・助言を受けることで、学校における実践に耐えうる質を担保している。

これまでの実践例としては、小中学校におけるプログラミング授業、中学校における英語活動、中学校・高等学校におけるキャリア・進路学習などがあげられ、2019 年度はのべ9校・14回、2020 年度はのべ9校・19 回の出張授業等を実施した。2021 年度の実績は以下に示す通りである。

	名称	実施日	参加 学生数	概要
1	中央大学附属高等学校 キャンパス見学・進路学習プロジェクト	2021年5月1日	27	高校入学直後の早い段階で大学のキャンパス訪問や大学生と触れ合う機会を設け、学習意欲の向上、自身の進路・大学進学への意識を高める。
2	八王子市立由木東小学校 プログラミング教育プロジェクト	2021年6月28日, 7月1日	23	小学校1年生が初めて学習端末を使用する際の授業を担当。ログイン・ログオフ等の基本的な操作、アプリを用いた体験を実施。
3	中央大学附属高校 「教養総合」SDGs	2021年7～8月	3	高校2年生「教養総合基礎」SDGsコースにおいて、学外企業と連携した取組みを行う班にチューターとして参加。
4	豊南高等学校 進路学習プロジェクト	2021年9月25日	18	高校2年生進学コースの生徒を対象に進路・大学進学について大学生と対話しながら考える企画を実施。
5	多摩市立東愛宕中学校 Global Gatewayプロジェクト	2021年10月14日	6	英語部を対象に、英語を用いたアクティビティを企画・実施。
6	多摩市立諏訪中学校 職場体験プロジェクト	2021年11月9日	5	大学として受け入れる職場体験学習の一部を担当。大学生体験を通じ、進路のひとつとしての大学進学を考える企画を立案・実施。
7	都立三宅高等学校 大学見学・キャリア学習プロジェクト	2021年11月11日	3	高校2年生の進路学習の一環として実施。都心キャンパスにおける施設・研究室見学、大学生との進路・キャリアに関する懇談を企画・実施。
8	中央大学附属高等学校 Project in English発表会	2021年11月16日	5	高校3年生「Project in English」卒業研究発表会に参加。高校生の英語による研究発表に対し、英語で質問・投げかけを行い、会を活性化させた。
9	豊南高等学校 出張授業プロジェクト	2021年11月20日	25	学生がそれぞれの学部における専攻分野の授業を企画・実施。高校2年生(全クラス)に大学の学びをイメージさせ、学習や進学へのモチベーション向上を図る。
10	中央大学附属中学校 「教養総合基礎」	2021年11月24日, 2022年1月19日,26日	12	中学3年生「教養総合基礎」にチューターとして参加。中学生が行う探究活動への助言、アドバイスを担当。
11	八王子学園八王子中学校 大学見学・キャリア学習プロジェクト	2021年12月18日	22	キャンパス内の見学、大学生との進路をテーマとする交流を通じ、将来の進路を考える契機とする。
12	八王子市立松が谷小学校 プログラミング教育プロジェクト	2022年2月8日	5	プログラミング言語Scratchを用いたゲーム作りを行う授業を企画・実施。
13	東大和市立第四中学校 大学訪問・キャリア学習プロジェクト	2022年3月9日	36	中学校のキャリア学習の一環として実施。大学見学、大学生との進路に関する懇談、学生による授業の体験を実施。

プロジェクトに参加する学生は教職課程の授業や各種ガイダンス、manaba等を通じて募集を行っている。教職課程を履修していない学生も参加可能であり、教職課程を開設していない国際経営学部、国際情報学部を含めた全学部から、毎年150名を超える学生が参加登録を行い、活動している。

プロジェクト実施後は、児童・生徒へのアンケートや実施校の教員からのフィードバックをもとに満足度等の把握を行うほか、参加した学生全体での振り返りを後日行い、次回以降に向けた反省点等の共有を行っている。また、年間の実施報告については報告書を作成し、教育職員養成に関する運営委員会にて報告を行っている。

実施校における満足度は毎年90%以上と極めて高く、一度実践した学校からのリピート依頼も多い。他方で、参加した学生においても、活動を通じて教職への熱意が高まる、コミュニケーション力やチームワーク力の向上、教員採用試験合格率向上など、大きな成果を得ている。

2. 学習支援員・学校ボランティアの推奨

将来、教職を志望する学生にとって、学校現場において児童・生徒や教員とともに活動する経験は教職志望の再確認、教師として必要な資質・能力の向上を図るにあたり極めて貴重である。

本学においては、教職課程履修者を対象とする各種ガイダンスや教育実習オリエンテーションにおいて、学習支援員や学校ボランティアへの参加を推奨し、教職事務室および理工学部事

務室で募集情報の公開等を行っている。2020年度は36名、2021年度は55名（いずれものべ数）が活動を行っている。

<点検・評価結果>

大学周辺地域の教育委員会との連携については、教職課程の授業への講師派遣や教育委員会主催の研修会への教員派遣等、適切に実施している。また、学校応援プロジェクトを2019年度から開始し、地域の学校や本学付属の学校の教育活動に貢献するとともに、学生の資質向上にも極めて有用な活動となっている。

<長所・特色>

学校応援プロジェクトを組織的に展開し、外国語（英語）体験、プログラミング、キャリア学習等の出張授業プログラムを毎年15回以上実施し、学校現場における教育の多様化に貢献している。同プロジェクトは本学教員の指導・支援のもと、教職課程履修者を中心とする学生が企画・実施を主体的に実施しており、学生の資質・能力の向上にも大きく寄与する本学教職課程の特色ある取組みとなっている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

学校応援プロジェクトについては本学教職課程の特色ある取組みとして、今後も積極的に実施していく。Webサイトや教育委員会等を通じた取組み実績の発信、大学内における情報発信を積極的に実施するとともに、運営・指導に当たる教員相互の情報共有を密に行い、組織的・持続的な運営を行っていく。

◇管理運営

点検・評価項目①全学的に教職課程を実施・運営する組織体制

評価の視点1：全学的に教職課程を実施・運営する組織の権限および体制、運営状況

<現状説明>

○全学的に教職課程を実施・運営する組織の権限および体制、運営状況

本学では教職課程の運営を全学的な観点から実施し、内部質保証を担う組織として教育職員養成に関する運営委員会を設置するとともに、同委員会の下に置く教職カリキュラム委員会が中核組織として授業編成をはじめとする教職課程の重要かつ実質的な事項についての運営を担っている。

教育職員養成に関する運営委員会の構成は、学部長、教職課程を置く大学院研究科の研究科委員長で互選した者（1名）、教職課程を置く学部の教授会で互選した者（各2名）、文学部人文社会学科教育学専攻及び心理学専攻の専任教員で互選した者（5名）、その他委員長の指名する者（若干名）である。さらに、中央大学教育職員養成に関する運営委員会規程第二条第2項に基づき、教職課程特任教員に出席を要請し、実務経験を有する者の観点から意見を徴することとしている。

委員のうち、教職課程を置く学部からの互選委員各2名については、うち1名は当該学部を基礎とする大学院研究科の教員を兼ねることとし、当該委員は運営委員会の下に設置する他の教職課程に係る委員会の委員も兼務することを原則としている。このことにより、学部の課程のみならず大学院の課程の運営についても一元的に扱うとともに、教職課程全体の運営と実務事項について教職課程を設置する教育組織が主体的に関わることができる体制としている。文学部人文社会学科教育学専攻及び心理学専攻については、専攻の専門分野の特性上、教職課程の中核を担っていることから、常時5名が参画することとしている。また、委員長の指名する者については、2021年4月より、教職課程の事務所管である教職事務室、理工学部事務室より課長クラスの職員が参画することとなった。

教育職員養成に関する運営委員会の所管事項は以下の通りである。

- 一 授業の編成に関すること。
- 二 教育実習の指導に関すること。
- 三 介護等体験の指導に関すること。
- 四 教育職員免許状の授与申請に関すること。
- 五 教職課程認定申請に関すること。
- 六 教育に関する研究機関及び関係機関との連絡に関すること。
- 七 科目等履修生の受講許可及び単位の認定に関すること。
- 八 教職指導に関すること。
- 九 教職課程の質保証に関すること。
- 十 その他教育職員養成に関する重要なこと。

教育職員養成に関する運営委員会の下には、教職カリキュラム委員会、教育実習委員会、教職課程科目等履修生選考委員会を置いている。

前述の通り、教職カリキュラム委員会は教職課程の実務を担う中核組織に位置づけており、①授業の編成に関すること、②教職課程の事業計画に関すること、③教職課程認定申請に関する

ること、④教育に関する研究機関及び関係機関との連絡に関すること、⑤教職指導に関すること、⑥教職課程の質保証に関すること、⑦その他教育職員養成に関する重要なこと、⑧教育職員養成に関する運営委員会から諮問されたこと、を所管している。また、同委員会は中央大学大学評価委員会の下に設置される教職課程組織評価委員会を兼ねており、自己点検・評価を行った結果を教職課程が行う諸活動に直接的に反映することが可能な体制を整えている。

<点検・評価結果>

全学運営組織として教育職員養成に関する運営委員会を置き、同委員会の下に中核組織としての教職カリキュラム委員会をはじめとする各委員会を設置し、教職課程の運営を適切に行っている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②教職課程の運営に必要な事務組織を設け、適切に機能しているか。

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性（教職課程を設置している各学部の事務室との連携状況を含む）

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み、業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性（教職課程を設置している各学部の事務室との連携状況を含む）

教育職員養成に関する運営委員会の事務所管として教職事務室を設置し、委員会の所管する事項全般についての業務を行っている。加えて、本学は後樂園キャンパスに理工学部を置いているため、理工学部の教職課程運営に係る実務事項については理工学部事務室内に教職担当を置き、教職事務室と連携しながら業務を行っている。2022年5月1日現在、教職事務室には専任職員4名（教職事務室長1名、副課長1名を含む）、パートタイム職員2名を配置し、理工学部事務室においては教務グループ担当課長の指示のもと、専任職員2名（副課長1名を含む）、派遣スタッフ1名が他の業務と兼務する形で教職事務を担当している。

本学の教職課程は教員養成を主たる目的とする教育組織によらない開放性の課程であることから、教職課程履修者は教職課程を設置している学部学籍を有することとなる。そのため、学生の教職課程履修手続き、授業科目の履修登録、成績管理はそれぞれの所属学部の事務室で所管しているほか、授業編成についても各学部が設置する「教科に関する専門的事項」の科目は当該学部の事務室が行うこととしている。教職事務室においては、教育実習や介護等体験、教職支援など、教職課程を設置する学部共通事項および教職基幹科目、各教科の指導法

に関する科目の授業編成を所管しているが、業務の過程において、教職課程を設置する各学部、大学院と連携しながら業務を推進している。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み、業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

近年、学校現場を取り巻く環境は変化が激しく、教員養成段階である教職課程において取り扱うべき事項も多様化している。このような状況に対応するため、教職事務室では、文部科学省の審議会の傍聴、学外の研修会への参加を通じて教職課程や学校現場に係る最新の情報を収集・分析し、教育職員養成に関する運営委員長、教職カリキュラム委員長、教職課程の中核を担う文学部教育学専攻とも共有を図りながら課程運営に係る計画立案、実施を担っている。教育職員養成に関する運営委員会をはじめ、教職課程に係る各種の委員会を開催するにあたっては、事前に教職事務室が課題の精査・必要な情報の収集を行った上で委員長と調整を行いながら議案を練り上げている。そのほか、教育実習の実施、学校応援プロジェクトの運営、教職を志望する学生への支援等、様々な取組みにおいて教員と職員がそれぞれの知見を活用しながら件密に連携しており、教職協働が実質的に機能している。

事務機能の高度化の事例としては、2019年度にキャリアセンターと協議を行い、従来はキャリアセンターと教職事務室との分担で行っていた教員採用試験受験者を対象とする業務について予算を含めて教職事務室に一本化する対応を行った。このことにより、4年間を通じての体系的な支援・指導が可能となったほか、講座実施にあたって協力を要請している本学出身OB教員等への依頼窓口の統一、教職課程特任をはじめとする授業担当教員と連携した支援が実現し、きめ細かな対応が可能となった。

なお、法学部の茗荷谷キャンパス移転に伴い、2023年度以降は同キャンパスにおける事務執行、学生支援が必要となる。同キャンパスにおける教職業務は教職事務室が所管することとなっているが、キャンパス内に事務室分室を常設することができないため、教職課程の運営および学生支援体制の構築と業務フローの立案が喫緊の課題となっている。

<点検・評価結果>

教職課程の運営を担う事務組織として教職事務室を設置し、教職課程の運営に携わる教員、学部事務室をはじめとする学内の各部局と緊密に連携しながら教職課程の運営を行っている。なお、2023年度の茗荷谷キャンパス開校を見据えては、2022年度中に同キャンパスにおける教職事務体制を構築する必要がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

2023年度開講の茗荷谷キャンパスにおける教職事務については常設の事務室を置かず、オンラインや教職事務室の職員が定期的に出張し、対応することとなる。教職課程の運営および学生の指導・支援に支障をきたすことのないよう、体制構築と業務フローの立案が喫緊の課題となっている。

<今後の対応方策>

茗荷谷キャンパス内の業務スペースおよび同スペースの運用についての方針が示されつつあることから、それを前提に教職事務室内で検討を行い、具体的な業務フローを2022年内に明確化する。検討にあたっては全学レベルで進行している業務のDX化推進の状況も踏まえ、現状にとらわれない新たな形を模索していく。

点検・評価項目③教職課程運営を適切かつ効果的に行うために事務職員の意欲及び向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：教職課程の運営に必要なSD（スタッフディベロップメント）の実施状況
--

<現状説明>

○教職課程の運営に必要なSD（スタッフディベロップメント）の実施状況

教職課程の運営にあたっては、教育職員免許法をはじめとする法令や教職課程認定基準についての正しい理解や、学校現場および教育行政に係る最新の動向についての情報収集・分析が不可欠である。

そのため、本学教職課程においては、一般社団法人全国私立大学教職課程協会をはじめとする教職課程に関する大学間の連携組織に教員・職員が積極的に参加し、それぞれの団体が主催する研究会、研修会を通じて知見の向上に努めている。

教職事務室においては、法令改正や教職課程に係る動向について最新の情報を得るため、文部科学省の教職課程に係る会議についても傍聴や議事概要の確認を随時行い、時宜に沿った適切な対応が可能となるよう努めている。

<点検・評価結果>

教職課程の運営や業務に必要な知識・知見を得るため、事務職員が様々な研修会や文部科学省の審議会に積極的に参加し、部局内で共有することで業務の向上を図っている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

体育施設運営センター

◇理念・目的

<点検・評価項目①②は割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

体育施設運営センターは、本学の教育における体育施設及び体育設備の使用に伴う体育施設等の運営を適正かつ円滑に行うため、設置されている。

体育施設運営センターの主な役割は、次のとおりである。

1. 体育施設等の運営に関する基本方針の策定
2. 体育施設の使用計画および使用時間帯の調整
3. 体育施設等の保守に関する予算申請原案の作成
4. 体育器具・体育器材の購入または借入れに必要な費用、保健体育科目の授業実施に必要な補助者の人件費及び事故防止策に要する費用等に関する予算申請原案の作成

これらの役割を踏まえ、体育施設運営センターにおいて最も中長期の視点が求められる施策としては、築40年以上が経過した体育施設及び体育設備の計画的な改修・整備が挙げられる。これについては、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に基づく単年度毎のアクションプランを設定し、優先順位を付け推進しているが、施設の老朽化等による修理・修繕等の対応が主になっている。

<点検・評価結果>

以上のように、体育施設等の保守に関する修理・修繕は、単年度の事業計画として計画的に推進しているものの、施設の老朽化などを踏まえた建替えや新設といった中・長期の計画の設定には至っていない。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

体育施設が築40年以上経過していることを踏まえると、単年度の計画による修理・修繕だけではなく、中・長期的な観点から再開発の構想も含めた検討を行う必要がある。

<今後の対応方針>

今後、中・長期的な視野に立ち、体育施設運営センターとして、築40年以上経過している体育施設の現状の分析や問題点の抽出を行うとともに、その結果を関係部門および大学当局と情報共有を密にし、計画の促進を図る。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○組織における点検・評価の定期的な実施

体育施設運営センター組織評価委員会の点検・評価の定期的な実施については、体育施設運営委員会がその実質的な中心となり、年度毎に定期的な自己点検・評価を実施している。体育施設運営委員会にて意見を求め、体育施設の運営・使用計画および保守に関する予算原案作成など、解決すべき問題が提起された場合、運営委員会にて審議され、その議を承認後、実施されている。

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

点検・評価結果に基づき改善を図った体育施設・設備の最近の事例としては、第1体育館の冷暖房設置及び正課男子更衣室内のシャワー室やトイレの改修工事を実施し、利用者の安全・衛生面での改善がなされたことが挙げられる。

<点検・評価結果>

体育施設運営センターでは、体育施設等における問題点について、改善に向けた施策を立案し、実現に向けて継続的に取り組んでおり、内部質保証システムは機能しているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教育研究等環境

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

<評価の視点1は割愛>

評価の視点2：校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生を確保するための仕組みの整備状況

<現状説明>

○校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生を確保するための仕組みの整備状況

体育施設のほとんどが多摩キャンパスに集中している本学では、中央大学体育施設運営センター規程を定め、体育施設等の運営を適正にかつ円滑に行うため体育施設運営センターを設置している。センターには所長をおき、その諮問機関として体育施設運営委員会を設置しており、同委員会では体育施設等の運営に関する基本方針や保守・事故防止対策に要する費用等に関する予算申請原案の作成等を審議している。多摩キャンパス体育施設の使用にあたって必要な基

準を定めるため中央大学多摩校舎体育施設使用規程を設けているほか、後樂園キャンパスにも体育施設を設置しているため、中央大学後樂園校舎体育施設使用規程も設けている。

体育施設においては、正課体育、学友会、学生部、教職員の福利厚生等の活動が実施されている。正課体育では、曜日毎に施設を主に使用する学部が定まっている。また、正課体育、学友会、学生部それぞれの使用施設が縦割り帰属であるため、運用上の相互乗り入れが容易ではない。加えて、多目的化の推進と専門性の二律背反、さらに管理体制等のため、広大かつ多数の施設が十分に活用されているとは言えない。また、これらの諸活動に加え、いわゆる一般学生や教職員のより多くより広いニーズに対応するためには、施設・設備・用具の整備に加えて、貸与手続きや安全管理を含む管理体制をより充実させる必要がある。

施設の運用については、体育施設運営委員会がその役割を担っている。現行の正課体育と学友会の施設使用が運用の柱となる。具体的には1～3時限は正課体育が使用し、早朝と4時限以降は学友会加盟団体、一般学生、教職員の福利厚生及びクレセント・アカデミーで年度（学期）毎に調整している。現在、これらの学生及び教職員等の利用に関係する各組織による調整会議を毎年開催し、次年度の利用施設・時間帯について調整を行っている。

今後の運用については、「明らかな棲み分け」を行いつつ、他方では、柔軟な利用を保証する方が必要となる。そのためには、各関係組織合同の検討が不可欠である。体育施設運営委員会は定期的にかかっているが、連絡機関または調整機関的性格が強い。また、体育施設運営委員会の委員長が学部長の持ち回りであるため、同委員会の議事は、継続性に乏しい。しかしながら、体育施設運営委員会は、本学全体のスポーツ施設に関する最終決定を下すことができる委員会として活性化し機能しなくてはならない。さらに、空間的に使用可能でも、授業とサークル活動が同時進行しないよう、できるだけ同質な活動を幹旋するような「気配り」作業を担うこともこの組織に求められることになる。

体育施設運営委員会は、施設・設備の衛生・安全を確保するために体育施設の保守と事故防止対策に要する費用等に関する予算申請原案作成の役割を担っている。また、正課体育の安全確保については、保健センターと連携した一連の手続きが定められている。授業中に学生が足を挫く等の事象が生じた時には、まず授業担当教員が対処する。受診が必要と思われる場合、その後保健センターに連絡の上、同センターで処置を受け、必要に応じて救急車を手配する。救急救命処置を要すると思われる場合には、AED を活用しつつ体育センター事務室または保健センター事務室を通じて救急車を手配する。さらに、安全確保ないしは事故対応については、年度開始期に開催される「専任教員と兼任教員の打ち合わせ会」において周知している。

[正課体育授業における事故（怪我）件数]

単位：件

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
怪我 (件数)	86	83	81	88	83	66	64	68	6	50

2006年からは全学的にAEDが配備され、2022年度においては、多摩キャンパス体育施設関連では、第1体育館とラグビー場及び第2体育館内とサークル棟、後樂園キャンパスではアリーナ入口と保健センター理工分室前に設置している。なお、AED使用については、定期的に保健センターによる講習会が実施されている。

AED設置に先立ち、2003年度から学期中に心電図測定が実施され、2008年度から多摩キャン

パス・後樂園キャンパスでは保健センターによる健康診断に盛り込まれるようになり、学期開始時期に集中的に実施している。2016年以降、検査後のデータは、5月連休明けに提供されている。心電図検査は、運動制限を加える客観的な判断材料として、よりリスクの少ない正課体育実施のために、貴重なデータとなり、正課体育における安全面での一定の成果を挙げている。

また、数年来の天候不順に伴い、夏季（6月～9月末）における高温多湿による熱中症のリスクが大きくなっている。熱中症予防として、2013年度から多摩キャンパスでは第1体育館アリーナと屋外バスケットコート（第1体育館エリア）と2014年度から第2体育館入口とサッカー場（第2体育館エリア）でWBGT（湿球黒球温度）値を定時的に測定し、日本体育協会で行きまとめた「熱中症予防のための運動方針」と併せて利用者に情報を提供し注意喚起するとともにデータを蓄積し、2020年度第1体育館アリーナと2021年度第1体育館内各道場への空調機設置の環境改善に役立てた。

一方、上に示した表を見ると、正課体育における事故（怪我）件数について、2012年度から80件台が続き、2017年度から60件台へ減少傾向にある。事故（怪我）は一概に施設に起因するものばかりではないため、減少に向けた手立てを見出すのは難しい側面もあるが、より快適で安全な体育施設の整備に向けて、体育施設運営センターとしてより良い方策を引き続き検討していく。また、毎年3月に行われる体育実技の専任・兼任教員打合せ会で、授業における事故（怪我）の種類や受傷部位および男女比などの情報を提供し、事故予防を啓発している。

衛生確保には更衣室やトイレまわりが深い関係にある。多摩キャンパスの第1体育館及び第2体育館（附属棟を含む）内の更衣室やトイレは、建設から40年以上経過しており、定期的に清掃されているが不十分な面もある。衛生の面では、トイレは明るく衛生的であるが、更衣室は細長く、その広さに対しては脆弱と言わざるをえない換気扇が備えられているだけである。更衣室の換気状態は悪く、湿度が高くて不快であるため、2019年度からサーキュレーターを配置し、換気改善を実施している。更衣室には着替え用のロッカーが置いてあるが、破損や錆等によりかなり傷んでいる。利用者の利便性を考慮し、2018年度・2021年度に逐次取り換えを実施している。

また、各学部の5時限と6時限の授業は減少したものの、現在もいくつかの授業が継続しているが、体育センター及び保健センターの業務時間外となるため、安全確保については、担当教員任せという状況でやや手薄である。この時間帯、授業目的での施設利用は今後さらに減少していくことが見込まれるが、代わって監督者が立ち会わない学友会や学生部関連の団体による利用の増加が予想される。

これらのリスクに対応すべく、2007年度からは、業務委託により時間外管理者が配置され、夜間の時間帯における関係機関への連絡などの管理体制を整備した。現在、利用状況に変化が生じ、事故対応を中心とした安全確保への更なる配慮の必要性を認識し、緊急連絡網の整備等で対応している。

[5時限および6時限に実施される正課体育授業数]

年度	2019	2020	2021
法学部	3	3	3
経済学部	—	—	—
商学部	—	—	—
文学部	—	—	—
総合政策学部	1	1	1

※通年で行われる授業を1とする

<点検・評価結果>

以上のように、教育研究活動に必要な施設及び設備を整備し、その利用者の安全・衛生面及び利便性を高めるために改修等を継続的に行っていることから、概ね適切な状況にあるといえるが、施設の老朽化については単年度の改修では対処しきれない面が出てきている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

第1体育館および第2体育館は、築40年以上となり、もはや各年度の修理・修繕では対応できないまで劣化が進展している。建替えなど中・長期的計画を推進していく必要がある。

<今後の対応方策>

今後の対応については、体育施設毎の利用実績および修理・修繕の内容をデータ化し、施設の建替えなど、実効性のある中・長期的計画の策定を推進する。

<点検・評価項目③は割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む） 評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

<現状説明>

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

本学の教育研究目的等を実現するための施設・設備等諸条件について、その整備状況の適切性について述べる。

1) 多摩キャンパス

多摩移転（1978年）後、体育施設のほとんどは多摩キャンパスに集中した。そこで、それらの施設を管理・運営することを目的として、体育施設運営センターを設置した。体育施設運営センターでは、いわゆる正課体育（近年学部毎に名称や制度が異なってきているが、ここでは学部授業として実施されている実技活動を総称する。）、学友会、学生部、教職員の福利厚生及びクレセント・アカデミーの活動等について、毎年度末（2月）施設毎の利用優先順位を調整するため、体育施設運営センターの下に置かれる体育施設運営委員会に諮り、施設利用を決定している。施設は大きく第1体育館エリアと第2体育館エリアに分けられるため、それに即して施設設備の整備状況について述べる。

①第1体育館エリアおよび第2体育館エリアの施設・設備・用具

第1体育館エリアと第2体育館エリアの施設は、個々の施設面積が広く充実している。第1体育館・第2体育館の耐震補強工事を2009年度・2007年度に実施した。また、2019年度・2020年度第1体育館3階アリーナと各道場内に空調機の設置を実施し、利用者の

安全面（熱中症や怪我対策）や利便性を高めた。しかしながら、建築後約40年による老朽化及び、スポーツの専門性の追求と健康、楽しさ志向などの多目的型の進展または展開といった今日のスポーツ事情から、緊急性の高い問題が浮かび上がっている。

まず、第1体育館エリアは、以下のとおり第1体育館の室内施設とその周辺の屋外施設から構成している。

- a. 第1体育館2階には、体育施設運営センター事務室並びに保健体育研究所の各施設、1階には体育教員控室（シャワー室なし＝学生更衣室兼用にて使用）、教室、学友会所属団体部室等が配置している。

室内運動施設としては、1・2階に学友会所属団体用の板張り球技場、練習施設（剣道場・フェンシング道場、空手道場、ボクシング道場、相撲道場、レスリング道場、柔道場、合気道場・拳法道場、重量拳道場）、3階アリーナには、バドミントンコート（4面）、卓球場（学友会用施設、正課体育用施設）、バスケットコート（2面）、バレーボールコート（3面）、各用具庫、観客席（121席×6ブロック）を配置している。また、男女更衣室・シャワー室、トイレは1階、2階に配置している。

- b. 屋外施設は、屋外プール（50mプール及び飛び込みプール）、屋外バスケットボールコート（3面）、屋外バレーコートA・B（各3面）、ラグビー場、馬房・馬場、弓道場、アーチェリー場からなる。

※ 各運動施設には、正課体育に必要な用具備品を配置している。

次に、第2体育館エリアは、以下のとおり第2体育館及び第2体育館附属棟の室内施設とその周辺の屋外施設から構成されている。

- a. 第2体育館は、屋内プールと事務室並びに射撃場及び2階アリーナからなる。2階アリーナは、一般学生貸し出し用フロアである。男女更衣室・シャワー室、トイレは1階に設置している。

- b. 第2体育館附属棟には、教員室（シャワー付き）、教室、学生用更衣室・シャワー・トイレがある。

- c. 屋外施設は、陸上競技場、軟式野球場、硬式野球場、ゴルフ練習場、ハンドボールコート、テニスコート、学生貸し出し用フィールドA/B、教職員用テニスコート、サッカー場、射撃場からなる。

※ 各運動施設には、正課体育に必要な用具備品を配置している。

以上のとおり、強みとしては、第1体育館エリア及び第2体育館エリアは規模の大きな施設となっており、授業実施やスポーツ大会実施においては、多くの種目を同時進行で行うことができる利点がある。なお、ここ数年、正課体育においては、施設の専門性を維持しながらも、多目的化を進めている。従来限定的であった屋外バスケットコートや屋外バレーコートBを可能な限り多目的に使用できるように改善し、テニス、ミニサッカー、ニュースポーツ系の授業にも対応している。また、施設の多くは各運動種目専用の形態となっており、使用に際しては、種目毎のネットやゴールの設置等の手間がかからない。用具に関しては、ボール、ラケット等の授業実施に必要なものは十分な数量を揃えている。加えて、学友会所属の各部の練習場の一部は授業施設とは区別されており、十分な練習時間を確保することが可能となっている（ただし、軟式野球場、第1体育館板張り球技場では、学友会所属団体の3～5部会が共用利用しているため必ずしも十分な練習時間が確保で

きているとはいえない)。このように屋外運動施設は、都心の大学と比べて良好な環境であると言える。サッカー場及びラグビー場は人工芝化され、主にこれらはサッカー・ラグビー・アメリカンフットボール・ラクロス等の学友会活動の場であるが、正課体育も実施している。人工芝は、全天候には至らないが、荒天の影響が少なく、人工芝化以前に大きな問題であった風による埃の周辺施設への悪影響も解消した。しかしながら、近年人工芝の傷みが著しく、張替えが喫緊であるとの認識から、2015年夏には、サッカー場人工芝の張り替えを行い、引き続き2016年12月～2017年3月の期間には、ラグビー場人工芝を張り替えた。また、これらの施設は授業棟・研究棟と距離があるため、運動によって発生する音による講義・研究への影響が無い。

体育施設の改修について、2017年度は陸上競技場公認に伴う改修、2018年度は第1体育館3階アリーナの床面への高弾性衝撃吸収シート床材の敷設を実施した。また、2020年には、硬式野球場の内野土質改修と第1体育館屋外バレーコートAのサーフェス貼替を実施し、利用者へより快適で安全面に配慮した施設とした。

その一方で、屋内施設の主な問題点として長年要望しながらいまだ解決されていない以下の点をあげておく。

その1：第2体育館内の空調が不十分である。主に学生部で使用している2階アリーナについては、(空調ではない)夏場の気温上昇による運動時の危険度が高まっていて、温度管理には不十分である。2021年度から特例の措置として、アリーナの一部を雨天時の教場で利用するケースもあり、夏場の体育授業並びに課外のスポーツ活動中の熱中症予防といった、学生及び教職員の安全への配慮を考えると大至急改善が必要である。

その2：正課体育では、ここ数年、施設の専門性を維持しながら多目的化を進めているものの、昨今の「健康・フィットネス志向」や「楽しさ志向のダンスやニュースポーツ」の動向を考えると、多目的かつ専門的な空間が不足している。

その3：長水路プールのインドア化の問題がある。50mプールで開催されている大会に対応可能な環境が通年で確保できていない。

第1及び第2体育館内教室のOA機器を2013年度に整備し、2018年度モニター等のバージョンアップを行った。しかし、Wi-Fi環境やモニターの解像度の低さなど、授業をするうえで十分とは言えないため、引き続き、第1体育館教室および第2体育館附属棟教室OA機器のバージョンアップを要望している。

最後に、屋外施設に関する主な問題点を列挙する。

- ・施設に付属する日陰用の屋根が少ない。
(2017年度にサッカー場とラグビー場に移動式ルーフを設置するも絶対数が足りない。)
- ・体育施設を取り巻く樹木群の落葉・樹液が教場のサーフェスに悪影響を与える。
サーフェスの劣化を早めたり、床面が滑りやすく怪我など、危険度が高まる。

なお、長所としてあげた授業棟・研究棟との距離は、同時に短所でもある。それは、移動時間が10分程度かかり、更衣の時間も含めると、授業間の休み時間(10分)を超えてしまうからである。このため、授業時間を短縮せざるを得ないという問題がある。

2) 後樂園キャンパス

後樂園キャンパスの体育施設は、5号館4階アリーナと屋外多目的コートである。

後樂園キャンパスの体育施設の長所は、敷地が狭いながらキャンパス内に整備され、教場への移動に時間がかからない等の利便性が高く、多項目・多目的に使用されている点が挙げられる。

しかしながら、問題点としては、①学生のサークル・同好会活動にも影響があること、②屋外コートの使用に際しては、多目的簡易設備のため、種目毎の運動器具（支柱やネット、ゴール等）のセットが煩雑であること、および硬いコート面であるため、十分に安全性を確保できず、工夫が必要となること、加えて、③更衣室は、5号館4階アリーナ付近に設置されているが、授業の入れ替わり時間帯には利用者数に対してスペースが狭くかなり混雑していることから、スムーズに利用することが難しいことなどが挙げられる。

また、運動中の熱中症予防対策としては、アリーナは夏場に風通しが悪いため、移動式送風機（ビッグファン）4台を使用しているが、学生への安全配慮を考えると十分とは言えない。アリーナへの空調機設置を要望している。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況

体育施設運営センターでは、中央大学多摩校舎体育施設使用規程に則り、いわゆる正課体育、学友会、学生部、教職員の福利厚生及びクレセント・アカデミーの活動等について、基本は、各年度初めに体育施設運営委員会に諮り、利用施設および利用時間を決定している。その中で、利用されていない施設の希望者があれば、事前に申請の手続きを取り、許可後に利用できる状況である。

<点検・評価結果>

以上のように、教育研究活動を支援するため体育施設における環境や条件の整備を行っており、建物の老朽化による影響は避けられないながらも、既存施設の緊急度および安全性に応じた順位付けのうえで、それに沿った計画的な改修・整備にも努めており、教育研究活動の促進が図られているといえる。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

体育施設関連の施設・設備について、中・長期的な観点から再開発の構想も含め、大学当局と緊密に連携し改善を図る必要がある。

<今後の対応方策>

体育施設関連の施設・整備については、今後、中・長期的な視野に立ち、現状の分析や問題点の抽出を行い、定例の運営委員会で審議することとする。その結果を関係部門および大学当局と情報共有を密にし、計画の促進を図る。

◇大学運営・財務

(大学運営)

<点検・評価項目①～③は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか

体育施設運営センターの運営を担う事務組織として、体育施設運営センター事務室が設置されている。事務職員3人は、事務室長1人、体育施設運営センター事務室と保健体育研究所事務室で職員2人、職員は体育施設運営センターと保健体育研究所の兼務となっており、その他パートタイム職員2名で組織されている。所管する業務は、主に体育施設管理および正課体育授業に関するサポート業務となるが、施設が広範囲にわたることから、十分かつ適切な人員配置がなされているとは言えない。

教職協働の一例としては、体育実技の授業が円滑に実施できるよう雨天時における屋内教場や教室の確保において、担当教員および関連部門と早急かつ密に連携を取り、授業実施に支障がないように対応することができている。また、体育施設運営委員会を始めとする各種の会議運営を行う際には、会議資料や申請等の開示を授業支援システム「manaba コース」を利用するなどして業務効率の向上にも取り組んでいる。

その他にも、体育施設が正課体育に加えて学生部や学友会活動等の多様な目的で利用されることから、多岐にわたる関係組織で利用状況をタイムリーに共有することが課題となっていたことに対して、全学メールに基づいた Google ドライブを利用することにより関係組織間で最新の利用状況をリアルタイムで共有し、施設のさらなる有効活用につなげるといった工夫も行っている。

<点検・評価結果>

上記のように、体育施設運営センターの事務を担うため事務組織が適切に設置されている。人員については、業務内容から充分ではないものの、業務の効率化を図りつつ、配置された要員のなか業務分担を行うことで、適切に機能しているといえる。

<長所・特色>

体育施設運営センター事務室が主体となり、科目の担当教員および関連部門と密接な連携を取ることで、授業やその他の目的における体育施設の利用が円滑に行われる体制が構築できている。とりわけ、雨天時における屋内教場や教室の確保は、至急の対応が求められる場面であるが、臨機応変に対応することができている。

<問題点>

体育施設が広範囲に所在しているため、人員が十分に足りている状況とは言えない。

<今後の対応方策>

特に業務が集中するのは、授業実施期間となるため、体育実技で使用する教場や備品の管理をデータ化させ、雨天時の教場変更や備品の在庫管理がさらに効率的にできるよう推進する。これにより、人員が充分でないことへの対応方策ともなりうると考えている。

以上

国際センター

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○国際連携推進機構の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と目的の連関性

本学ではこれまで、「グローバルな視野と実地応用の力を備え、人類の福祉に貢献する人材の育成」をミッションに掲げ、この理念を実現するために全ての国を対象として国際交流を推進し、研究・教育の充実・発展を図ることを目的として、中央大学国際交流に関する規程において、本学と外国の大学・研究教育機関及び学識者との交流（以下「国際交流」という。）に関し、本学における組織及び運営について必要な事項を定め、国際交流を円滑かつ効果的に推進すべく、国際交流センターを設置していた。そして、同センターの下に国際交流委員会と運営委員会を置き、本学における国際交流に関し全学的な総合調整及びその他必要な事項を適時推進してきた。

そして、本学の国際化をさらに推進し、新たな課題に対応するため、国際化に関する全学的な基本方針の策定及びその方針に基づく諸施策の実施を目的に、学長を機構長とする「中央大学国際連携推進機構」を2012年に設置した。同機構のもとには、「国際連携推進会議」を設置し、「国際センター」と連携して国際化を推進する体制を整備した。国際連携推進機構は、その目的を中央大学国際連携推進機構規程第1条において、「本学における教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進する」ことと定めており、中長期事業計画と連動した国際化の基本方針策定を毎年行っている。また、2017年度より創設されたグローバル化推進特別予算の管理監督機関として、予算配分策定から全学的な取り組み募集・選定機能を有しており、各組織から申請された優れたグローバル化の取り組みに対する支援を行うことで中長期事業計画の実現並びに本学のグローバル化を牽引している。

このように、国際連携推進会議においては年度毎に国際化に関する全学的な基本方針を定め、目指すべき姿を共有しながら、各組織で国際化を進めているほか、グローバル化推進特別予算に関する募集方針の策定、取り組みの選定等を行っている。支援対象には留学プログラムの実施等、グローバル人材育成に資する取り組みのほか、国際的な研究コンソーシアムの形成、組織の国際化等、幅広い分野を包括している。また、同会議の下、グローバル化推進のためのワーキング・グループを設置し、国際連携担当の副学長を中心としてグローバル化推進戦略における具体的方策について検討を進めている。他方、国際センターにおいては国際交流全般に係る運営・管理を行っており、国際連携推進会議で定められた方針に従い業務を執行している。

<点検・評価結果>

以上のとおり、大学全体の理念に基づき本組織の目的が適切に設定されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況
--

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

前回の認証評価において特に指摘された項目はない。

国際センターにおける中長期計画については、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に定められたグローバル戦略に沿って事業を推進している。また、2017年度に創設されたグローバル化推進特別予算を活用し、(1)海外派遣留学プログラムや外国語強化プログラムなどを含むグローバル人材の育成、(2)英語による授業研修や海外拠点の形成などの国際化整備、(3)ダブルディグリープログラム協定や国際認証取得に向けた取り組みなどの国際通用性向上、(4)国際連携URAの配置や海外校との研究提携などの国際共同研究の推進等、各分野における取組を推進してきた。これらの成果を踏まえ、国際連携推進会議において2022年度からは新グローバル化推進特別予算として学内の各組織から取り組みを募集することとし、全学波及効果の高い取り組みや将来的な外部資金獲得に資する取り組みに対する支援を開始しており、一層のグローバル化推進を目指して活動を継続している。具体的には、国際連携推進会議の下、グローバル化推進のためのワーキング・グループを設置し、国際連携担当の副学長を中心としてグローバル化推進戦略における具体的方策について検討を進めている。その際、新型コロナウイルス感染症の拡大による海外派遣留学、外国人留学生の受け入れ、研究者交流等など国際交流全般に係る活動への深刻な影響にも留意し、感染状況を踏まえながら対応を検討していく必要がある。

他方で、国際連携推進会議は行政職を中心とした委員構成からも年間の開催数は限られており、審議時間に制約があることが多い。実質的な議論はワーキング・グループにて行っているが、グローバル戦略の将来構想やロードマップの策定等、大局的な見地に立った立案機能の強化が求められる。本機構の事務組織である「国際センター事務室」においても、戦略プランナーとしての十分な組織体制・機能を有していないため、強化が望まれる。その一方で、グローバルという観点から幅広い分野を包括しているため、研究分野等、他の専門部署で扱っている課題も議題に挙がるなど、対象範囲が明確に切り分けられていないという課題も生じている。

<点検・評価結果>

上記のとおり、中長期事業計画に基づき、諸施策と新グローバル化特別予算と関連づけながら活動を展開している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

グローバル化について全学での忌憚のない議論の場が求められているが、国際連携推進会議は行政職を中心とした委員構成からも年間の開催数は限られており、審議時間に制約があることが多い。実質的な議論はワーキング・グループにて行っているが、グローバル戦略の将来構想やロードマップの策定等、大局的な見地に立った立案機能の強化が求められる。一方、グローバルという観点から幅広い分野を包括しているため、研究分野等、他の専門部署で扱っている課題もオンテーブルされるなど対象範囲が明確に切り分けられていないという課題も生じている。また、本機構の事務組織として国際センター事務室が設置されているが、戦略プランナーとしての十分な組織体制・機能を有していないため、強化が望まれる。

中期的な計画の立案・推進にあたっては、2020年からの新型コロナウイルス感染症の拡大による、海外派遣留学、外国人留学生の受け入れ、研究者交流等など国際交流全般に係る活動への深刻な影響への対応が特に望まれる。徐々に活動制限は緩和されているが、短期留学等については引き続き制限されており、状況を踏まえながら対応していく必要がある。

<今後の対応方策>

本機構並びに事務組織のあり方については、ワーキング・グループにおける検討課題としても掲げられており、中長期事業計画の実現並びに2023年以降に予定されているスーパーグローバル大学創成事業の後継となる補助金の獲得を目指す体制づくりが求められている。ワーキング・グループの議論をベースとして2023年度中を目途にグローバル化推進を加速するための体制構築及び計画の策定についても議論を進めていく。

また、海外渡航に関する制限や安全確保については、国の方針に沿った形で大学としての判断を行っている。中長期留学に関しては各国の安全レベルや協定校の受け入れ状況が可能となったものから順次再開しており、短期留学等に関しても次年度からは再開の見込みとなっている。中期的な計画の立案・推進にあたっては、これらの状況を踏まえながら、交流活動の質的・量的増加を目指していく。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、6、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○組織における点検・評価の定期的な実施

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

国際連携推進機構及び国際センターの諸活動に係る日常的な活動の把握・点検、それに基づく改善については、国際連携推進会議や同会議の下のワーキング・グループ、国際委員会にて行われている。

また、国際連携推進機構、国際連携推進会議及び国際センターの諸活動に係る自己点検・評

価活動については、国際センター所長を委員長とする国際センター組織評価委員会が担っている。これらの自己点検・評価活動は、全学の活動と連動して行っている。国際センター組織評価委員会では 2017 年度までは毎年の自己点検・評価活動において、国際センターが推進する諸活動に係る包括的な現状の分析と評価を実施していたが、2018 年度からはより具体的な課題として語学講座の運営改善等をテーマとして設定し継続した点検・評価活動を行っており、通常業務等における課題や問題点等については、国際委員会において審議を行い、適宜修正や改善を図っている。

とりわけ、2018 年より自主設定課題として設定している外国語講座については、受講者数の減少を受けて中期に渡るリニューアルプランを策定した。講座コンテンツの見直しと拡充、ホームページを含むウェブ広報の刷新、業務委託選定の見直しを含む収支バランスの改善等、全面的な刷新を行った。また、2019 年度後半に発生した新型コロナウイルス感染症の影響を回避するため授業のオンライン化だけでなく、一般ユーザー向けの学習アプリの団体割引契約を結ぶなど、学習者の利便性向上を図った。これらの取り組みの結果、2021 年度においては、自主設定課題の設定前と比較してコース数は約 1.3 倍、受講生数は過去最高となる約 1,500 名（リニューアル前の約 1.7 倍）となり、収支面でも大幅な改善を実現した。また、2022 年度からはオンライン英会話の団体割引価格での提供やスピーキング・テストの実施を図るなど、引き続き講座の拡充を継続している。

<点検・評価結果>

上記のとおり、点検・評価を定期的実施し、改善に取り組んでいる。

<長所・特色>

現状分析に留まらず、具体的な計画策定の下、特定の課題について成果を挙げている。具体的には、前述の語学講座における受講生数や収支バランスの改善であり、その数値の向上から改善は明らかであり、内部質保証体制が有効に機能しているといえる。

<問題点>

日常的な点検・改善については国際連携推進会議や国際委員会にて行うとともに、自己点検・評価活動については全学的な仕組みの中で実施している。特に自己点検・評価活動については、中長期的な改善を図る意味から、特定の課題に限定して継続した点検・評価を行っており、国際交流や戦略策定全般にまで、対象範囲を拡大することが必要と考えられる。

<今後の対応方策>

外国語講座については受講生数の増加とともに、課外講座として収支バランスの改善に引き続き取り組んでいく。また、TOEIC やスピーキング・テストを活用した教育効果の可視化及び分析を行い、次年度の講座運営に反映する PDCA サイクルを回していく。

国際交流や戦略全般を網羅した自己点検・評価のあり方については、国際センター組織評価委員会において上記課題について共有したうえで、2022 年度中に自主設定課題の設定範囲の選定を進める。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○組織の構成と大学の理念・目的との適合性

中長期事業計画に掲げられた「世界に存在感ある大学」及び「グローバルな視野と実地応用の力を備え、人類の福祉に貢献する人材の育成」の実現を目指し、グローバル人材育成や海外大学との交流促進といったグローバル化に係る諸政策を推進するため、国際連携推進機構を組織しており、国際連携推進会議、国際センターの組織により構成されている。

国際連携推進会議は、中央大学国際連携推進機構規程第2条第2項に基づき、中央大学国際連携推進会議規程を定め、本学の国際化に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議決定することを任務としている。また、国際化に関する全学的な基本方針の策定および、その方針に基づく諸施策の実施という目的を達成するため、国際連携推進機構の下に学長をトップとして各教学組織の長並びに常任理事をメンバーとした会議を構成し全学的なグローバル戦略推進を行っている。これにより、全学一体となったトップダウンによる意思決定が可能となっている。

他方、国際センターは、学則第14条及び国際連携推進機構規程第2条第2項に基づき、中央大学国際センターに関する規程を定め、国際連携推進会議の策定する基本方針に基づき、本学の国際化のための諸施策を策定し実施することを任務としている。さらに、国際センターに、国際センター所長をはじめ、学長が委嘱した者で構成される国際委員会を置き、国際連携推進会議の策定した基本方針に基づく協定締結案の策定及びその実施に関すること、学生の外国への留学及び留学生の受け入れに関すること、教員、研究員、その他学識者の交流に関すること等の事項について審議決定している。なお、国際センターの業務は国際センター事務室がこれを担っている。

国際連携推進会議は委員構成からも年間の開催数は限られており、審議時間に制約があることから詳細な議論はワーキング・グループを設置し議論を行っているが、時限的な設置に留まっていることは課題として認識している。また、国際連携担当副学長は、国際センター所長、グローバル化推進運営委員会委員長、ワーキング・グループ座長も兼ねるため、その負担が大きなものとなっており、国際戦略のプランニングを専門的に担う人材及びこれを補佐する組織体制の拡充は急務である。

○組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

国際連携推進会議において、中長期事業計画の趣旨に則り、本学の国際化に係る目標設定をしている。その1つに、「国際レベルで高い評価を受ける研究、および国際的な社会貢献を行うために、それらの実施体制を整備する。」「国際的な教育・研究・プロジェクトを実施するために、太いつながりを持つネットワークを海外および国内に構築する。」として学術の進展に注力することとしている。

また、社会の要請においては、「社会のグローバル化に対応するため、カリキュラム等、教育基盤の改革を進める。」と目標設定をしていることから、学術の進展や社会の要請に的確に応えるための組織構成となっている。

なお、2012 年度に採択された文部科学省のグローバル人材育成推進事業（採択期間 5 年間）の事業終了を受け、2017 年度よりグローバル化推進特別予算が創設されたことから、本予算の適切な管理を遂行するための組織として、グローバル化推進運営委員会を設置し、国際センター所長を委員長とした。当該委員会が国際連携推進機構と連携を図りながら、学内の各組織からの申請に基づくグローバル化推進の取組の申請受付及び適切な執行管理を行っている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、国際連携推進機構は、本学の理念・目的を実現するため教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進するために適した体制となっており、各教育研究組織と連携しながら、大学を取り巻く国際的環境等や社会的要請に応えるため諸施策を推進している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

国際連携推進会議は委員構成からも年間の開催数は限られており、審議時間に制約があることから詳細な議論はワーキング・グループを設置し議論を行っているが、時限的な設置に留まるため、常務を担う組織編成があることが望ましい。また、国際連携担当副学長は、国際センター所長、グローバル化推進運営委員会委員長、ワーキング・グループ座長も兼ねるため、その負担が大きなものとなっており、国際戦略のプランニングを専門的に担う人材及びこれを補佐する組織体制の拡充が望まれる。

<今後の対応方策>

本機構並びに事務組織のあり方については、ワーキング・グループにおける検討課題としても掲げられており、中長期事業計画の実現並びに 2023 年以降を予定しているスーパーグローバル大学創成事業の後継となる補助金の獲得を目指す体制づくりが求められている。ワーキング・グループの議論をベースとして、2023 年度中を目途にグローバル化推進を加速するための体制構築についても議論を進めていく。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

国際連携推進機構の組織としての適切性については、グローバル推進に係る高等教育政策など、学外の状況を十分踏まえながら適切なタイミングで点検を行っている。たとえば、前述のように、2022 年度に国際連携推進会議の下に設置した国際化推進ワーキング・グループにおいては、文部科学省の次期の政策を見据えて、現状の組織体制の確認や他大学の国際化推進体制を参考として、組織体制のあり方についても議論を行っている。

<点検・評価結果>

上記のとおり、グローバル推進に係る高等教育政策など学外の状況を踏まえながら、グローバル化を推進するための望ましい組織体制のあり方等についての点検を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教育課程・学習成果

<点検・評価項目①～⑤は割愛>

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

評価の視点1：国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

<現状説明>

○国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針

本学における教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進するため、学長を機構長とした国際連携推進機構を設置し、その機構に国際連携推進会議、国際委員会を設置するなど、本学における教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進する体制を整え、本学の国際化のための諸施策を推進している。

本学における国際交流の推進に関する基本方針については、国際連携推進会議が、国際連携推進会議規程第5条第1号に基づき、本学の国際化に係る目標の設定についての基本方針「中央大学国際連携推進に関する基本方針について」を定め、2022年度は中長期事業計画に合わせた以下の6項目を設定している。

(1) 教育研究の国際化

- グローバル人材育成の柱として外国語力向上及び海外留学を促進するために実施している外国語講座について、オンラインを活用するなど運営方法を改善します。
- 国際教育寮での体験を通じて主体的な学びを得られるように、寮生を対象とした研修を実施するなど環境づくりを推進します。

(2) 学生の海外派遣

- 国際センター所管の国外留学生奨学金を有効活用するために見直しを図り、2022年度より新制度の運用を開始します。

(3) 留学生の受入れ

- 海外指定校・国際連携制度新設に伴い、受入体制を整備します。

(4) 教職員の国際化

- 英語による授業実施スキル向上のためのFD研修会を実施します。

(5) 国際ブランディング

- 国際研究力の向上およびブランディングの強化に向けて、国際的な研究チーム形成を支援します。

(6) 総合学園としてのグローバル教育の接続・外部との連携

○附属中学校・高等学校において、大学入学後のグローバル化に必要なキャリアパスの理解促進を図るための機会を創出する等、グローバル化に向けた附属中学校・高等学校との連携を強化します。

○海外の学员とのネットワーク強化を図るとともに、日本人学生の海外派遣、外国人留学生の受け入れ支援を強化します。

なお、中長期事業計画に掲げられたグローバル化を実現するため、グローバル化推進特別予算を2017年度に創設し、国際連携推進会議の下におかれたグローバル化推進運営委員会において、この予算の運営を担っている。2022年度からは引き続き新グローバル化推進特別予算の運営を担っている。

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

国際センター主催として行っている短期留学プログラムは、語学要件等のハードルが低い長期短期留学をし、そこから長期留学を目指す学生も一定数いる。そのため、国際的通用性を高めるために、短期留学プログラムを充実させ、異文化体験を通して、自己を発見し、視野を広げることができる機会を確保している。異文化体験の中で、これまでの体験や知識では対応できないような状況に遭遇した際に、自己のこれまでの経験をもとに外国語で臨機応変に問題解決する能力を醸成することを目的としている。この能力は、国際的通用性を高めるために必須である。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

以下、「◇学生支援 点検・評価項目2」参照。

○国外の高等教育機関との交流の状況

1) 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

従来、本学の国際交流においては大学間の全学協定を原則としつつも学部間・大学院研究科間の個別の目的に特化した機関間協定についても柔軟に対応している。2013年度以降は、国際連携推進における基本方針の策定を行うとともに、本学におけるグローバル人材育成を強力に推進していくために、ASEAN 諸国及びハワイを含む環太平洋地域を重点対象と定め、海外拠点をより活用して、組織体制、教育基盤及び国内外のネットワークの充実に注力するものとしてきた。

その結果、協定締結数（5月1日時点）は2017年度：179校であったが、2022年度は機関間協定もあわせて209校と確実に増やしており、国際的な教育研究交流に資する基盤を着実に確立してきている。

このほか、現在の学生交流としては、①外国人留学生（在留資格「留学」取得者）の受入れ、②交換留学生の受入れ及び派遣、③認定留学生派遣、④短期の海外学生の受入れ及び派遣（短期留学プログラム）等を実施している。

学生の派遣について、交換留学においては派遣に伴う応募の傾向として、留学先として人気がある地域にばらつきがあること、人気のある地域においては要求される外国語能力が比較的低い協定校に集中する傾向があったが、近年は留学希望者の語学力の向上がみられ、協定校数増加に伴い各協定校への募集枠が増加していることから、派遣留学生は増加傾向にある。2017

年度は131人を派遣し、その後新型コロナウイルス感染症拡大により派遣数が落ち込んだが、2022年度は145人を派遣予定である。認定留学のサポートとして、英語圏並びにヨーロッパ言語圏における協定締結大学以外への留学を希望している学生への支援の一つとして、教育機関として運営されているSAF（スタディ・アブロード・ファウンデーション）と協力提携し、本学が主催する各種プログラムとは別に、英語圏並びにヨーロッパ言語圏への留学を検討する場合の選択肢の一つとして、従来の認定留学同様、留学相談から留学手続きまで行えるような環境を整備している。なお、2020年には56カ国343大学以上の高等教育機関のネットワークを有する1979年に米国で設立された世界最大級のコンソーシアムであるISEP（International Student Exchange Programs）に加盟し、より多くの選択肢を留学希望者に与えることができるようになった。

また、短期の留学機会としては、短期留学プログラムⅠ・Ⅱ（4単位科目）と短期留学プログラムⅢ・Ⅳ（2単位）を実施し、夏季にはアメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国の協定校（8校）へ、また、春季にはアメリカ、オーストラリア、ニュージーランドの協定校（4校）へ学生を派遣している。様々な理由で長期留学に挑戦できないが、短期留学なら挑戦してみたいという学生層へ留学の機会を提供している。

短期留学生の受入れについては、アメリカ協定校との学生交換のバランス調整のため、“日本”“中央大学”体験プログラムとして実施していた「中央サマープログラム」は2014年を最後に中止している。しかしながら、協定校等からの個別の事情に合わせたプログラムの受入れ依頼に基づき、近年ではテネシー州立大学コンソーシアム校（アメリカ）からの依頼を受け、ニーズにあわせた短期受入れプログラムを実施している。受入れ時には本学学生との交流プログラムを必ず組み込み、本学の学生のグローバル感覚の醸成に資することを意識している。

危機管理の点においては、学生の海外旅行保険企業包括契約及びそれに付随する各種委託契約を保険会社等と締結し、本学が渡航承認する各種プログラム（長・短期に関わらず）に参加する学生には共通の海外旅行保険、留学生トータルサポートサービスへの加入を一元化している。近年は新型コロナウイルス感染症の影響で、学生の海外渡航の機会が減っているが、新型コロナウイルス感染症拡大以前の2019年度実績では、1,565名が加入した。また、あわせて毎年、夏期派遣学生向けは7月、春期派遣学生向けは1月に危機管理ガイダンスを実施している。その他、本海外旅行保険制度を把握し、トラブル発生時の初動を確認するための教職員向けガイダンスを年に1回実施している。なお、国際センター管轄の海外渡航に関する危機管理マニュアルを作成し、毎年、見直しを行っている。さらに、2018年8月に危機事象発生時の広報対応のシミュレーション訓練（初期対応）も実施した。訓練を通して学内の危機管理意識を高めることができたので、今後もこのような取り組みを行い、危機事象発生時に備えていきたい。

2) 交流の状況

・長期留学

2022年5月1日現在、受入れ外国人留学生（私費留学生、国費留学生、公費留学生及び交換留学生）の合計数は665名である。そのうちの交換留学生の受入れ人数は、46名であった。受入れ交換留学生の数は2017年度141名、2018年度190名、2019年度173名と堅調に増加傾向にあったが、2020年度43名（オンライン含む）、2021年度66名（オンライン含む）と、新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限のため一時的に減少に転じた。

一方、本学からの海外派遣学生数（交換・ISEP〔2020年加盟〕・認定留学）は、2018年度105名、2019年度94名、2020年度11名、2021年度71名、2022年度では147名を予定して

おり、2022年度は新型コロナウイルス感染症拡大前の実績を超える派遣実績（予定）となっている。本学学生の交換留学生派遣及び認定留学生派遣（ISEP含む）においては、派遣先大学の要求する外国語運用能力の水準が高く、結果として留学意欲のある学生が応募できないという問題が生じていたが、近年は外国語講座との連携により留学希望者の語学力向上がみられる。引き続き本学学生の外国語水準に見合った新規協定校との開拓・締結を強化し、学生の留学機会を促進する。

・短期留学

文部科学省グローバル人材育成推進事業「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」(GGJ)採択を契機とした全学的なグローバル人材育成の取組みの進展に伴い、学部におけるゼミナール等での海外調査、フィールドワークへの参加者が増加するとともに、協定大学が提供するサマープログラムやウィンタープログラムを通じ着実に学生を海外へ送り出している。

2013年度に春季短期留学プログラムを初めて実施したところ、4プログラムに90名が参加したこともあり、学生のニーズが高いことがうかがえた。この結果を踏まえ、2014年から春季短期留学プログラムを2単位化した上で4プログラムを実施、さらに2015年は5プログラムとして86名が参加した。2016年はアメリカ、オーストラリア、ニュージーランドの各大学へ学生を派遣する5プログラムを実施し125名が参加、2017年度は119名が参加した。

従来型の全学部対象の短期留学プログラム（4単位）においては、新規プログラムの開講等で学生の留学機会が増加し、参加者も増加傾向である。2016年度はアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの大学へ学生を派遣する14プログラムを実施し、168名の参加を得ている。

2017年度以降の短期留学プログラム参加者数は、2017年度は267名、2018年度は252名、2019年度は282名となっている。2020年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、短期留学プログラムが行われていないが、協定校等の短期のオンラインや渡航型プログラム(個人申し込み・単位なし)を学生に広報しており、国際センターにて個人申し込みの学生のサポートを行っている。

3) 交流を促進するための取組

外国人留学生受入れ及び本学学生の海外派遣を推進するための具体的政策として交換留学の半期(セメスター)留学制度を導入している。派遣大学で専門教育科目を履修できる語学水準を持つ学生や、サークルやインターンシップ、ゼミ活動に力を入れている学生にとって、より留学機会が広がるかたちとなり、2017年度以降に長期留学した学生の約22%が半期留学であった。

中長期留学を実現するための語学力向上を支援するため、外国語講座を運営し、TOEFL/IELTS試験対策講座を年4回実施している。年間約200名弱の学生が本講座を活用して語学力向上に努めており、実際に交換留学に応募する学生のうち30~40%が本講座の受講生となっている。

なお、留学に関する各種奨学金を設け学生の費用負担軽減を図っているが、詳細については「学生支援」を参照されたい。

<点検・評価結果>

上記のとおり、国際交流の推進に関する方針に基づき、各取り組みを実施している。なお、国外の高等教育機関との交流については学生交換の覚書の締結数160校のうち、135校(約85%)の協定校と交流実績があり、教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取組みは適切に実施されている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

本学学生の交換留学生派遣及び認定留学生派遣（ISEP 含む）においては、派遣先大学の要求する外国語運用能力の水準が高いがゆえに、結果として留学意欲のある学生であっても応募できないという問題が生じている。

<今後の対応方策>

本学学生の外国語水準に見合った新規協定校との開拓・締結を強化することで、学生の派遣機会を促進している。

◇学生支援

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点1～7は割愛>

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

<現状説明>

○留学に関する奨学金

派遣留学に伴う経済的負担軽減を目的とする「国外留学生学費減免」及び「国外留学生奨学金」の予算を統合し、2022年度より新たな給付型奨学金制度「長期留学支援奨学金」に一本化し、運用することとなった。当該奨学金は、①GPAの高い学生が学費減免・奨学金の両方を受給している支援の偏り、②高額な留学先学費を想定して設計された学費減免の不公平（※旧学費減免制度では、本学より学費が安い場合でも学費減免対象となる）を是正し、限られた原資を有効活用し、できるだけ多くの派遣留学生を支援することを企図している。対象は、当該年度に長期留学の派遣留学生として推薦され、留学期間1学期以上1年未満の留学をする者のうち、派遣年度の所属学部・大学院の本学授業料（大学院学生：在学料）及び実験実習料を超える学外奨学金を受給しない者としている。支援内容は、留学形態・留学先学費・留学期間に応じて決定する。

○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

経済的事由により修学が困難で、かつ学力・人物ともに優秀と認められる外国人留学生等に対し学費減額および給付奨学金により支援を行っている。新型コロナウイルス感染症拡大下においては、申請期間を追加する、申請方法を一部オンライン化する等、外国人留学生への配慮

を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で日本への入国ができないことにより、学費減額等の適用要件を満たすことができない学生に対しては、「経済援助給付助成金（COVID-19 未入国外国人留学生対象）により支援を行っている。

他方、新型コロナウイルス感染症拡大下における日本政府の水際対策措置は、特に外国人留学生の入国に大きな影響を与えた。本学では外国人留学生に対し必要な情報を届けるべく、随時、学内ポータルサイトにて分かりやすく情報提供することを心掛けた。また、入国後の待機（隔離）期間において適切な健康観察が行えるように旅行会社と連携して受入れスキームをつくり留学生に提供した。

このほか、後述のとおり、国際教育寮等の宿泊施設を提供しており、協定大学からの交換留学生のほか、私費外国人留学生の住居が可能となっている。また、外国人留学生と日本人学生との交流を通して学内の国際交流意識の向上を図るために、春と秋の交換留学生歓迎会のほか、Gスクエア等で各種イベントを実施している。

一方で、近年、国際センターだけでは対応できない複雑なケースも多くなってきており、関係組織と連携を取りながら、大学全体で整備している学生支援・相談体制を活用する必要がある。

<点検・評価結果>

外国人留学生の奨学金および生活面における支援体制は国際センターを中心に整備されており、その支援は以上のとおり適切に行われている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

近年、外国人留学生の支援体制の求められる姿が変化してきている。国際センターだけでは対応できないケースも多いため、大学全体で整備している支援・相談体制を外国人留学生も享受できることを広く周知する必要がある。

<今後の対応方策>

2022年度中に外国人留学生向けに学内で利用できる支援体制をとりまとめて、留学生向けポータルサイトにて留学生に分かりやすく周知する。

◇教育研究等環境

<点検・評価項目①～③については全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

<現状説明>

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

1) Gスクエアの活用状況等について

多摩キャンパスにおいて外国人留学生と日本人学生との相互コミュニケーションの場をさらに拡大するため、学生食堂棟2階に異文化交流スペース「G² (G Square)」(以下、「Gスクエア」という。)を開設している。Gスクエアでは、9面に分かれた巨大スクリーンにて、海外及び国内のテレビ番組（8チャンネル）が常時放映されており、また大型タッチスクリーンでは、Gスクエアの学生スタッフが作成したビデオを流すなどしている。学生が集まりやすい食堂棟の地の利を生かし、留学や奨学金の説明会、学生によるプレゼンテーションやインターナショナルイベントを実施する場となっている。また、Gスクエアの日々の運営は、常駐している学生スタッフが行っている。「学生のグローバル化」を目標に掲げ、学生目線での留学相談会、留学生との交流イベント、学生による外国語自主学習グループ「ランゲージ・ラボ」等を企画・運営している（2021年度は4か国語10クラスが活動した）。

なお、Gスクエアにおいて2022年度に実施したイベントや活動は以下の通りである。

◎ 大学が主催したイベント

1. 「交換留学協定校を知る会&留学希望者交流会」

2022年5月に計2回実施。参加者数22名。

◎ Gスクエア学生スタッフや学生サークルが企画した活動・イベント

1. 学生による外国語自主学習グループ「ランゲージ・ラボ」

2021年度には4言語10クラスがそれぞれ週1回ずつ活動を行い、1回あたりの参加者数は4～10名程度であった。

2. 新入生の不安解消とGスクエアを身近に感じてもらう「新入生不安解消イベント」

2022年3月28日～31日に実施。参加者5名。

3. キャンパスツアーを通して交流を促進するイベント「Gキャンパスツアー」

2022年4月18日に実施。参加者12名。

4. 日本の「祭り」文化を体験しながら交流を促進するイベント「G2祭り」

2022年4月28日に実施。参加者30名。

5. Gスクエアの紹介を通してきっかけ作りを促進するイベント「WELCOME WEEK」

2022年4月末に計4回実施。参加者数35名。

6. 言語の壁を越えて交流のきっかけ作りを促進するイベント「GAMEでMEETUP！」

2022年5月末に計2回実施。参加者数32名。

7. 日本文化の理解と交流のきっかけ作りを促進するイベント「Japan Day 書道」

2022年6月15日に実施。参加者数11名。

また、後樂園キャンパスにおける国際交流のためのスペースは、旧国際交流サロンを学生のアクセスが良い場所に移設し、2019年に「グローバルラウンジ」と改称し運用している。異文化交流活動の拠点として、留学説明会をはじめ、留学生と日本人学生の交流懇談会、英語で話すランチ会「English Lunch」などを開催している。新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン開催を余儀なくされたものの一部の活動は継続的に実施した。

一方で、Gスクエア運営においては、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、感染予防のために人的交流を控えなければならないことに加えて、学生スタッフの入れ替わりにおいて、運営方針や理念・目的を共有することが困難となっている。また、オンラインによる活動を余儀なくされ、活動目標の達成ができない状況が継続し、スタッフのモチベーション維持に支障をきたしており、感染状況を念頭に置きながらも今後の対応方策について検討していく必要が生じている。

2) 国際寮の運営

外国人留学生に対する住居支援については国際センターが中心となって実施している。2020年4月に開寮したオンキャンパスの国際教育寮は300名定員で、1ユニット6名で構成されるユニットタイプの寮となっている。協定大学からの交換留学生のほか、私費外国人留学生、日本人学生が入居している。また、多様性に富む国際教育寮での生活や交流を通して、様々な文化背景を持つ学生達の多様な学びを促進することをコンセプトとし、日常生活を通じて異なる言語や文化、生活習慣に接することにより、学生の異文化理解や国際感覚の涵養も図っている。残念ながら、新型コロナウイルス感染症拡大下での開寮となったため、開寮以降、5～6割程度の入居者数となっている他、対面での大々的な交流イベントを実施できていないが、寮生が主体的にオンラインを中心としたイベントや、小規模のイベントを企画して、寮生同士の交流を深める等の工夫を凝らしている。

本寮の特徴として、レジデンス・アシスタント（以下RA）およびユニットリーダー（以下UL）が中心となり、寮運営を行うことがあげられる。RAは、イベント等を通して寮生の帰属意識を醸成するとともに、寮生が快適かつ充実した生活を送れるような寮全体のサポートを行い、ULは、ユニット内の取りまとめを行い、環境美化や快適なユニット生活の環境整備を行っている。近年では、RAとULによる寮運営も定着し、RAやULが中心となって、寮運営の中でSDGsに関する取り組みを企画・実践する動きもあった。具体的には、寮内で出された油を再利用して石鹸作りを行い、それを寮内で使用していくというような試みである。

なお、寮内で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生することもあるが、新型コロナウイルス感染症予防対策として、管理スタッフの丁寧な指導、清掃スタッフの徹底した清掃および消毒作業、RAとULによる各種対策の呼びかけ等を徹底し、未だ寮内における感染クラスターは起きていない。他方、運営が軌道に乗り始めた半面、共同生活への意識の低い寮生がおり、一部ではルール違反やキッチンの清掃状況の乱れが見受けられる。寮の研修、会議、ユニットミーティングなどを活用し、このような寮生の指導を徹底する必要があると認識している。

また、都心キャンパスに通う交換留学生の宿舎は、聖蹟国際交流寮を活用している。国際教育寮、聖蹟国際交流寮ともに、管理人夫妻が在住している寮で、交換留学生がまとまって生活をしているので、十全な支援対応が可能となっている。

さらに、交換留学生向けの支援として留学中の費用を抑えることができるよう、寮費の一部を大学で補助している。加えて、安全に留学生活を送る一助として、来日時に立川防災館にて防災体験研修を実施し万一の為に身を守る知識を得る機会を提供している。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

Gスクエアにおいては管理上、国際センター事務室の開設時間に合わせ平日10:00～17:00としているが、学生からのイベントや講演会等の依頼があった場合、時間外での利用にも応じて

おり、学生のニーズに即した配慮を行っている。

国際寮は多様な寮生の生活の場のため、特に門限や時間制限等は設けていない（浴室のみ、清掃等の運営上の都合で、一部利用できない時間帯がある）。

<点検・評価結果>

以上のとおり、Gスクエアにおいては、学内の異文化交流活動を支援する環境を整備し、留学促進イベントや国際交流を促進する活動を行っている。また、国際教育寮を中心とした住居施設により、日本人学生と外国人留学生との直接的な交流活動の場を創出している。

<長所・特色>

Gスクエアの運営は学生スタッフが主体となって実施している。国際センターと学生スタッフがGスクエアの理念と目的を共有し、協働する運営体制は特色があり、キャンパス内における異文化交流の拠点として、本学の学生へ留学情報や国際交流、異文化を知る機会を提供する取組みが有効に機能しており、一定の効果が上がっている。

国際寮については、新型コロナウイルス感染症の影響で、寮生活において様々なルール（制約）を設けた生活を強いることとなったが、そんな中でも寮生同士で工夫を凝らし、オンラインのイベントや少人数のイベント、ユニット内の交流などで、寮生同士の交流を深めている。

<問題点>

Gスクエア運営においては、新型コロナウイルス感染症拡大下における学生スタッフの入れ替わりにおいて、運営方針や理念・目的を共有することが困難であった。また、オンラインによる活動を余儀なくされ、活動目標の達成ができない状況が継続し、スタッフのモチベーション維持に支障をきたす状況にあった。

国際教育寮については、運営が軌道に乗り始めた半面、一部、意識の低い寮生がおり、ルール違反やキッチンの清掃状況の乱れなどの課題も発生している。寮の研修、会議、ユニットミーティングなどを活用し、このような寮生の指導を徹底していきたい。

<今後の対応方策>

Gスクエアは対面授業が再開された後は、国際センターと学生スタッフが理念と目的を共有して運営しており、スタッフのモチベーションの向上がみられる。本学の特色である協働運営体制を活かしてキャンパスにおける異文化交流拠点として活動を促進する。

国際教育寮は依然新型コロナウイルス感染症の影響により一定の制約があるものの、交換留学生の受け入れが再開されたことから、更に寮生の交流を活性化させていく。ただし、交換留学生の中には、寮のコンセプトを理解せず、一部においてミスマッチが起きている。単なる生活の場だけではなく、交流や教育の場であることを理解してもらい、寮運営にも協力をしてもらえるように努めたい。そのためには、国際教育寮の魅力の発信等の広報活動、入寮以降の研修・会議・イベント等を通して、全ての寮生が帰属意識を高められるような指導を徹底していきたい。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

<現状説明>

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

本学では、多くの教員が世界各地の大学の研究者と交流を持ち、相互に訪問して国際的な研究交流を行い、その成果を研究や教育に還元しているが、国際センター所管の制度としては、1）外国人研究者受け入れ、2）外国人訪問研究者受け入れ、3）教員の国外派遣、4）教員の学術国際会議派遣、5）学術国際会議開催、6）国際共同研究実施という、6つの制度により研究者交流を継続して支援している。これらは、学内各機関からの事前申請方式を採っており、現場や個々の教員のニーズに応じた支援が可能となっている。また、日本学術振興会等の学外からの助成を受けている共同研究も毎年実績がある。

1）外国人研究者受入れ

外国人研究者の受入れについては、研究・教育、またはこれらのいずれか一方に従事するため、1週間以上1年以内の一定期間受け入れる際に適用される制度である。

2）外国人訪問研究者受入れ

外国人訪問研究者の受入れに関しては、学内で講演等の学術的な行事のために研究者を受入れる場合に適用される制度である。

3）教員の国外派遣

教員の国外派遣については、本学の教員が、本学と外国の大学及び研究教育機関との協定またはこれに準ずる交流関係に基づき、講義その他研究・教育に従事するために一定期間外国に派遣される際に適用される制度である。

4）教員の学術国際会議派遣

教員の国際会議派遣は、主に多数の国から研究者が参加し、国際的に認められている国際学術団体が主催する会議で研究発表または会議の運営について重要な役割を担当した教員に適用される制度である。

5）学術国際会議開催

国際会議の開催については、会議の日本での開催が従来から要望されており、かつ会議を主催する国際学術団体または関係国内学術機関が本学での開催を要請していること、当該学術分野における国内外の研究者の参加が予定されていること、会議の計画内容が本学において実施可能であり、中央大学が後援と明示可能なプログラムである場合に適用される制度である。

6）国際共同研究実施

国際共同研究については、本学との共同研究チームのメンバーと資金計画が確立しており、各3名以上をもって構成されており、研究期間として、原則1年間（さらに1年間延長も可）実施に伴う場合に適用される制度である。

海外からの研究者受入れや、教員の学術国際会議への派遣等に関しては、各教員レベルの交流が主になっており、大学として戦略的に海外の大学等との連携を強化したり、共同研究・コンソーシアム型の交流を実施するなどの取組みがまだ十分ではない。

国際センターにおける研究者交流制度のここ10年の実績は以下の通りである。

国際交流制度名/年度	2021 年度	2020 年度	2019 年度	2018 年度	2017 年度	2016 年度	2015 年度	2014 年度	2013 年度	2012 年度
外国人研究者受入れ	2	10	39	38	46	40	42	41	34	33
外国人訪問研究者受入れ	0	1	17	17	14	20	20	29	33	39
教員の国外派遣	0	0	2	1	2	1	1	2	4	0
学術国際会議派遣	2	0	37	36	38	38	42	42	41	42
学術国際会議開催	0	0	0	1	2	1	1	0	1	2
国際共同研究	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0

10カ年の実績でも把握できる通り、人数の大きな増減はなく、安定的に交流が遂行されている（なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020年度以降は研究者の受入れ・派遣の両方の件数が激減している）。各研究者交流制度はともに国際センターの限られた予算の下で適切な予算執行をするため、1）外国人研究者受入れ、4）教員の学術国際会議派遣については過去の実績を基に、各機関へ割り当て数を定めて運用を行っている。当該支援制度を発展させる上では、国際センター所管の制度と研究助成課所管の制度等を整理・統合して、より効果的・効率的な制度の構築を検討することも一案である。今後の国際交流に関しては、長・中・短期的目標に基づき、重点を定めた海外拠点校との密度の高い共同研究を行うこと等の支援を行っていくことも必要であろう。

なお、研究者交流においては、経年的に大きな変化はないが、外国人研究者受入れにおいて、2022年度から国際教育寮内に外国人研究者用宿舎を開設し、運用を開始している。今後の利用者数を増やすよう制度の充実を図っているところである。また、外部のウィークリーマンション等を活用した法人契約による宿泊先手配の運用も行っている。

<点検・評価結果>

国際センターが所管する上記研究者交流制度は、それぞれ目的に応じた経費補助として旅費や滞在費を補助することで、海外教育・研究機関との交流や本学教員の研究の一助となっており、適切に整備されている。

<長所・特色>

学内各機関からの事前申請方式を採っており、現場や個々の教員のニーズに応じた支援が可能である。

<問題点>

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、研究者交流の実施についても状況は厳しく、研究者の受入れ・派遣の両方の件数が激減している。

<今後の対応方針>

個々の教員のニーズに応じた支援が肝要であるため、引き続き事前申請方式にて制度利用を促したい。なお、2022年度以降、海外との往来が正常化されつつあり、件数についてはある程度の回復が見込まれている。引き続き流動的な情勢ではあるが、過去2年間を上回る実績を目指したい。

◇社会連携・社会貢献

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

<現状説明>

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

地域社会・国際社会への協力方針に関しては、これまで、前述の「国際連携推進に関する基本方針」の1つとして、「国際的な社会貢献を行うために、それらの実施体制を整備する」ことを掲げており、係る基本方針は学部長会議、教授会等を通じて大学構成員への周知を図ってきた。その後、基本方針を本学が目指すべき方向性とリンクさせ、大学が一体となって国際連携を強力に推進するため、2013年度からは「中央大学中長期教学基本構想2012」の趣旨に則り「国際連携推進に関する基本方針」を当該年度の事業計画に沿って策定することとし、さらに2018年度からは中長期事業計画に掲げられているグローバル戦略との整合性を重視し、中長期事業計画における『事業計画策定骨子の重点事業計画』と連携することとしている。

<点検・評価結果>

上記のとおり、社会貢献に関する方針について明示している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

<評価の視点①②は割愛>

評価の視点③：地域交流・国際交流事業へ参加状況

<現状説明>

○地域交流・国際交流事業へ参加状況

2020年4月に開寮した国際教育寮では、近隣の小学校などとの連携が検討されたが、新型コロナウイルスの影響で実施には至らなかった（需要の調査段階で止まってしまった）。

また、2015年度から、国際理解教育の一環として、日野市の小・中学校へ本学の外国人留学生を派遣している。2018年度及び2019年度は、多摩キャンパス近隣の3市（八王子市・多摩市・日野市）の小・中学校へ外国人留学生が訪問し、自国の文化や暮らし、地理歴史、遊びを紹介するなどしながら、国際理解を深める学習に貢献している。2022年度からは、同年開校した都立川国際中等教育学校附属小学校との協力関係が構築され、今後ますますの地域交流の機会を見込んでいる。新型コロナウイルス感染症の影響により一時中断しているものの、2015年度以降の派遣回数は16回にのぼる。

ただ、現在は依頼に基づき留学生を派遣する形をとっており、現状のままでは規模の拡大は難しい。今後は教職を志す学生との協働により、より多くの学生が社会貢献活動に携わる機会

を提供することを旨とする。

<点検・評価結果>

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて実施できなかったものはあるものの、本学の外国人留学生と多摩キャンパス近隣の地域交流を検討・実施しており、小・中学校の生徒の国際理解を深める学習に貢献するとともに、派遣する学生の成長にも寄与する効果がある。

<長所・特色>

本学の過去の小中学校への留学生派遣活動がきっかけになり都立立川国際中等教育学校附属小学校からの依頼があったことを鑑みると、小さな取り組みが有効に機能したといえる。

<問題点>

現在は依頼に基づき留学生を派遣する形をとっているが、現在の体制では規模の拡大は難しい。

<今後の対応方策>

個々の部署で行っていることを大学全体として把握し、世間にアウトプットすることで本学の地域社会における評価の向上が期待でき、受験生獲得の一助となりえる。本学の「2023年度以降に取り組むべき最重要課題」にも掲げられているとおり、社会連携・社会貢献推進会議が中心となって、各組織の取り組みの状況を調査・集約し、大学全体で理念と目的を共有する必要がある。その際、本センターにおいても、これまでの経験により得られたノウハウを積極的に提供していく。

◇大学運営・財務

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛>

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

<現状説明>

○意思決定プロセスが明確化されているか。

国際連携推進機構は、本学における教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進するために設置された組織であり、国際連携推進会議と国際センターの組織により構成されている。また、国際連携推進会議は、本学国際連携推進機構設置の目的を達成するため、本学の国際化に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議決定することを任務として設置されたものであり、

次の各号に定める事項について、審議決定することとなっている。

- 一 本学の国際化に係る目標の設定に関する基本方針
- 二 本学の国際化に係る国内外の組織・機関との協定締結その他の連携に関する基本方針
- 三 本学の国際化に係るキャンパス環境の整備に関する基本方針
- 四 本学の国際化に係る教育と研究の支援体制に関する全学的な基本方針
- 五 本学の国際化に係る財政基盤の整備に関する基本方針
- 六 本学の国際化に係る外部資金導入に関する基本方針
- 七 全学規模で実施する国際プログラム（外部資金を伴うものを含む。）の申請に関する事項
- 八 本学の全学的国際評価対応に関する事項
- 九 その他本学の国際化に係る全学的な重要事項

○国際連携推進機構長の権限と責任が明確化されているか。

国際連携推進機構の機構長は、国際連携推進機構規程第3条において学長をもって充てることと規定しており、同時に機構長たる学長は、国際連携推進会議の構成員として、同会議を招集し、その議長となる。このように、機構長は国際連携推進会議の議長として、国際連携推進会議規程第3条第2項に則って、本学の教育・研究の国際化に係わる事項等について審議を行う国際連携推進会議の運営を行っており、機構長としての権限内容とその行使は概ね適切なものとなっている。

○国際連携推進機構長の選考方法の適切性、妥当性

国際連携推進機構の機構長は、国際連携推進機構規程第3条において学長をもって充てることと規定しているため、選任手続は極めて明確かつ適切なものとなっている。

○国際連携推進機構の権限と責任が明確化されているか。

国際連携推進会議は、以下に掲げる者で構成し、総長がこれを委嘱する。そして、同会議は学長が招集し、その議長となる。国際連携推進会議には副議長一人を置き、学長が学部長及び大学院研究科長から指名することとなっている。なお、国際連携推進会議の事務は、国際センターに設置される国際センター事務室がこれを所管することとなっている。

- 一 学長
- 二 常任理事の互選による者 一人
- 三 学部長及び大学院研究科長
- 四 大学院研究科委員長から互選した者 一人
- 五 国際センター所長
- 六 図書館長
- 七 研究所長から互選した者 一人
- 八 事務局長
- 九 中学校長及び高等学校長から互選した者 一人
- 十 中央大学国際センターに関する規程第六条第一項第五号に定める委員から互選した者 二人

なお、本学の国際化に関する基本方針及び重要事項を学部・研究科の目標設定、事業推進に

迅速に反映できるよう、2015年度から国際連携推進会議規程の一部改正を行った。具体的には、中央大学国際連携推進会議の構成員を「学部長及び大学院研究科長から互選した者2名」から「学部長及び大学院研究科長」としており、今後、本学の中長期事業計画に基づいた国際連携推進に関する基本方針の策定を行う上で、学部・研究科の目標設定、事業推進に迅速に反映可能な体制が整ったといえる。

また、これまでの体制に加え、中長期事業計画において策定されたグローバル戦略に関わる諸施策の推進を目的とし、グローバル化推進特別予算を運用するため、2017年4月、国際連携推進会議の下にグローバル化推進運営委員会を置いた。

委員は、以下に掲げるもので構成され、国際センター所長が委員長となり、運営委員会を招集し議長となる。

- 一 国際センター所長
- 二 本学専任教員の中から、国際連携推進会議が選出する委員 若干名

なお、グローバル化推進運営委員会は、グローバル化推進特別予算を運用し、必要に応じて国際連携推進会議に報告することとしており、その予算運用に際し客観性が担保される仕組みとなっている。また、運営委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができることとしている。

<点検・評価結果>

上記の通り、本学における教育・研究の国際化の推進にあたっては、規程においてその意思決定プロセスや権限と責任が明示されている。その上で、国際連携推進機構の下に設置する国際連携推進会議において適切な運営を行っており、また、グローバル化推進運営委員会における予算管理を通して、各教育研究組織と連携しながら、着実な具現に向けて推進する仕組みとなっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

国際連携推進機構には国際連携推進会議、国際センターを設置しているが、これらの運営を支える事務組織としては、国際センターの下に設置される国際センター事務室がこれを所管している。

国際センターの具体的な人員構成としては、国際センター業務を統括する所長1人と所長を

補佐する副所長1人が置かれている。また、国際センターの事務を所管する国際センター事務室のスタッフは専任職員11人（事務長1人、担当課長2人、副課長3人、担当副課長2人、一般課員3人）、嘱託職員1人、派遣職員7人、パートタイム職員4人の計23人で構成されている。また、国際センター事務室においては、2つの業務グループ（学生支援グループ、庶務グループ）を構成し、国際連携推進会議の策定した基本方針に基づく協定締結案の策定及びその実施に関する業務、学生の外国への留学及び私費・国費・交換留学生の受け入れに関する業務、学内外統計調査業務、外国語講座運営業務、国際寮の運営業務、研究者交流制度等の事務等を適切に担っている。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

国際センター事務室では、本学の国際化推進に伴い、事務職員の専門性向上を図っている。新規協定機関の締結や海外との情報収集や交渉機会の必要性が増す中、対応策として、事務職員を外部研修に派遣し、国際教育交流の基礎や派遣留学プログラムの開発と運営、留学生サポートとカウンセリング、海外渡航における危機管理体制について等を学んでいる。

グローバルネットワーキングとしては、アメリカを拠点とする国際教育交流団体(NAFSA)を始めとして、ヨーロッパを拠点とする団体(EAIE)、アジア太平洋地域を拠点とする団体(APAIE)等に積極的に派遣し、国外大学との交渉にあたるほか、各種のワークショップに参加させている。また、本学学生の海外派遣の機会推進に伴う危機管理対応策としては、業務委託契約した外部会社と連携した危機管理シミュレーション・ガイダンスを実施し、初期対応の訓練を行い、強化を行っているが、さらにその取り組みは学部事務室を中心に学内他部署への拡大を図っている。加えて、学内研修における英語によるビジネス英語研修（E-mail や電話対応等）やオンライン英会話研修にも、事務職員が積極的に参加している。

<点検・評価結果>

上述のとおり、国際センター事務室が国際連携会議及び国際センターの事務を担っており、適切に運営されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目④は割愛>

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

<現状説明>

○スタッフ・ディベロップメント（SD）に関する取組み

2018年度にニューサウスウェールズ大学（オーストラリア）附属語学学校大学職員専門能力開発プログラム、およびデラサール大学（フィリピン）での海外研修を実施し、職員2名が参加した。ニューサウスウェールズ大学附属語学学校のプログラム内容は、英語によるプレゼンテーションスキルの習得などを基礎としつつも、ニューサウスウェールズ大学の国際部門に関わるスタッフが講師となり、留学生誘致・サポートの状況や取り組みについて講義をするなど、

大学職員の能力開発プログラムがメインとなっていた。他大学の参加者もあり、2週間で過ごすことにより、他大学との比較などを踏まえて本学の常識を見直し、様々な価値観に触れて見つめ直す機会となっている。

また、国際交流に関する幅広い見識と高度な実務能力を有する専門的な職員を養成するため、独立行政法人日本学術振興会国際学術交流研修（国際協力員）へ職員1名を派遣（2018年度から2年間）した。

<点検・評価結果>

上記のとおり、国際化に係るスタッフ・ディベロップメントの取り組みを実施している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

以上

学生部

◇理念・目的

<点検・評価項目①②は割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況
--

<現状説明>

学生部は、大学設置基準第四十二条に定められた「厚生補導の組織」として位置づけられ、中央大学学生部規程第一条に定められている「学生への助育の任」を果たすことを目的とした、学生の正課外活動を具体的に支援するための組織である。「助育」とは、学生が自ら成長していく過程において、その成長を助ける（支援する）ことである。

この目的を達成するため、中長期計画「Chuo Vision 2025」に定められた重点事業計画並びに基本計画のロードマップに基づき、学生部は、中長期事業計画と単年度毎に事業計画（アクションプラン）を策定している。

なお、学生部の中長期事業計画は、次のとおりである。

- ・ 学生生活課：ボランティア活動の安定的支援
学生食堂の在り方に関する検討
- ・ 奨学課：奨学金制度の充実
- ・ 学生相談課：情報発信の強化
- ・ 都心学生生活課：奨学金の充実
学生の食事環境の改善
学生支援体制の充実

また、中長期事業計画に基づいて策定している 2022 年度の単年度アクションプランは、次のとおりである。

- ・ 学生生活課：ボランティア活動・実績の振り返りと組織と公認団体の在り方の確認
学生食堂の充実と課題への対応方策の検討
- ・ 奨学課：家計支持者の現状把握とその結果に基づいての本学独自奨学金制度の検討
- ・ 学生相談課：本学公式 Web サイト改訂のための方針と資料の収集
- ・ 都心学生生活課：奨学財団の学生への周知方法の検討
食事施設と提供方法の検討、メニューの多様化への取り組み
相談体制と施設環境の検討

このほか、学生部では、毎年度、学生部組織評価委員会を中心として自己点検・評価活動を行い、必要な諸施策を設定している。具体的には後述を参照されたい。

また、本年度においては、2023年度の新キャンパス（茗荷谷キャンパス、小石川キャンパス）の使用開始に向け、学修支援センター（仮）・学生相談室での環境整備と業務内容、体育施設の貸与について、関係部課室と調整をしていくところである。

このように、学生部は、大学の理念・目的の達成に向け、学生が安心・安全に学生生活を送れるように様々な面から学生を支援している。

<点検・評価結果>

以上のように、学生部は、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下、中長期事業計画・アクションプランを設定し、また、年次の自己点検・評価活動を通じて明らかとなった改善点を次年度の計画に生かしつつ活動計画を設定するなど、学生の助育を行うために、適切に計画や諸施策を設定している。

学生部は、学生が安心・安全に学生生活を送れるよう助育を行うことで、大学の理念・目的の達成に貢献し、組織としての理念・目的は果たせていると思われる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

学生部が、助育の任に当たる上の前提として、以下の国内の関連法規がある。

- ・大学設置基準（第四十二条、厚生補導の組織）
- ・文部科学省、東京都等からの各種通知等

併せて、学生部にかかる学内の関連規程・基準として「中央大学学生部規程」「中央大学副学長に関する規程」「中央大学奨学委員会規程」「中央大学野尻湖セミナーハウス及び富浦臨海寮の使用に関する規程」「中央大学学生応急貸付金に関する規程」「中央大学食堂委員会内規」などがある。

これらの関連法規及び、学内規程等の下、学生部の目的を達成するため、学生部のもとに「学生生活課」「奨学課」「学生相談課」「都心学生生活課」を有し、その専門性を生かした

サービスを提供するとともに、学生の助育のための各種業務を行っている。

日々の活動の点検評価・改善については、4課長と事務長で構成された管理職ミーティング（月2回開催）、各課ミーティング（各自の判断で適時開催）において協議し、対応している。また、学生部の全体的な運営については、「学生部委員会（ほぼ月1回開催）」において審議・決定をしているが、そのもとに、「奨学委員会（年6回開催）」「学生相談室運営委員会（年6回開催）」「学生食堂委員会（年3回開催）」「交通安全対策懇談会（年1回）」「文化・スポーツ活動等援助委員会（年2回）」という学生支援の大きなカテゴリ毎に各種委員会を設置して審議・決定をしている。

学生部の自己点検・評価の定期的な実施については、本学の大学評価委員会の指示の下、毎年度学生部組織評価委員会として点検・評価を行い、次年度以降の改善事項を審議し、学生部の事業計画として実行されている。

なお、点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施については、以下の事業計画に関して改善を行った。

本学の中長期事業計画「学内事務手続きのDX化推進」について

- ・ 体育施設貸し出しのオンライン手続への移行
- ・ 学生相談室週報の押印廃止

その他、他大学との連携として、学生部全体では、同規模他大学である早稲田大学、慶應義塾大学、明治大学、立教大学、法政大学、同志社大学、関西大学、関西学院大学、立命館大学の学生部関係者による『関東・関西学生問題懇談会』に参加している。学生生活課は、多摩キャンパス近郊の大学である明星大学、帝京大学、東京薬科大学、法政大学の学生部関係者による『五大学学生部連絡会』やボランティア業務として早稲田大学、明治大学、立教大学、法政大学からなる『東京六大学ボランティアセンター連絡協議会』に参加、奨学課は、私立大学連盟学生支援研究会議の奨学金分科会に参加しており、その分科会長は本学学生部長が担っている（R2.4.1～R6.3.31）。さらに、学生相談課は、関東の同規模大学である早稲田大学、慶應義塾大学、明治大学、立教大学、法政大学の学生相談関係者による『六大学「学生相談」連絡会議』に参加し、各大学の学生部業務に関する状況等、学生部の点検・評価活動に資する情報の収集や研修を行っている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、学生部の理念・目的に基づき、学生の助育の任に当たっており、管理職ミーティングや各課ミーティング、学生部委員会、奨学委員会、学生相談室運営委員会、学生食堂委員会、ボランティアセンター運営委員会などを開催し、日々の業務に関する業務の点検・評価や、それに基づく改善を行っている。

学生部の自己点検・評価の定期的な実施については、毎年度本学の大学評価委員会の下、学生部組織評価委員会として点検・評価を行い、次年度以降の改善事項を審議し、本センターの事業計画として実行されている。このように、本センターにおける内部質保証は適切に機能していると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇本学における学生支援

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：学生に対する修学支援、生活支援に関する大学としての方針の適切な明示

<現状説明>

第1部第7章を参照

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点2～3、7～9は割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点6：心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮（生活相談担当部署の活動の有効性を含む）

評価の視点10：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

<現状説明>

○学生支援体制の適切な整備

学生部は、「中央大学学生部規程」第5条で定められているとおり、学生部委員会のもと、各種委員会を通して学生支援を行っている。学生部委員会では、学生部の理念・目的である学生への助育の任を遂行するにあたり、学生の助育について議論・対応を行っている。その構成は、副学長である学生部長と学部から選出された学生部委員、学生部事務室の課長以上の役職者であり、各々の立場からあるべき助育について意見を持ち寄り、議論を行っている。また、奨学課や学生相談課は、先述の通り、それぞれに特化した内容の委員会を設置し、課題に取り組んでいる。

学生部委員会、奨学委員会、学生相談室運営委員会の構成事項は次のとおりとなっている。教員や職員が委員になっており、教職協働で学生部の運営について審議決定を行っている。

- ①- 1 学生部委員会の委員（中央大学学生部規程、第五条第3項一部抜粋）
- 一 部長
 - 二 部長代行
 - 三 学生部委員
 - 四 学生部事務長、学生生活課長、奨学課長、学生相談課長及び都心学生生活課長
- ①- 2 奨学委員会（中央大学奨学委員会規程、第二条一部抜粋）
- 一 学生部長
 - 二 学部教授会において互選した者 各二人
 - 三 研究科委員長会議において選出した者 一人
 - 四 学生部事務長、大学院事務長、国際センター事務長
 - 五 学生部事務室学生生活課長、奨学課長、学生相談課長及び都心学生生活課長
- ①- 3 学生相談室運営委員会（中央大学学生部規程、第十条第3項一部抜粋）
- 一 室長
 - 二 保健センター所長
 - 三 各学部教授会から推薦された相談員の互選による者 各一人
 - 四 精神衛生関係を担当する相談員の互選による者 若干人
 - 五 学生部事務長、学生生活課長、奨学課長、学生相談課長及び都心学生生活課長
 - 六 保健センター事務長
- ①- 4 学生食堂委員会（中央大学学生食堂委員会内規、第三条一部抜粋）
- 一 学生部長
 - 二 学生部委員会において互選された者 六人
 - 三 保健センター所長
 - 四 事務局長
 - 五 学生部事務長・学生生活課長・奨学課長・学生相談課長・都心学生生活課長・保健センター事務長
 - 六 総務部長・経理部長・管財部長・総務部総務課長・都心キャンパス庶務課長・管財部管財課長・調達課長・理工学部管財課長
- ②- 1 学生部委員会の役割（中央大学学生部規程、第五条第2項抜粋）
- ・教授会の定める基本方針に従い、舞台的な助育方法を審議決定する。
- ②- 2 奨学委員会の審議事項（中央大学奨学委員会規程、第二条一部抜粋）
- 一 奨学金制度の基本方針に関すること。
 - 二 奨学金に関する政策の決定及び企画・立案に関すること。
 - 三 中央大学奨学金貸与第三条に定める貸費生に関すること。
 - 四 中央大学給付奨学金の基準、その他の中央大学給付奨学生に関すること。

- 五 中央大学大学院給付奨学生に関すること。
 - 六 中央大学指定試験奨学生に関すること。
 - 七 寄付金に基づく奨学の方法に関すること。
 - 八 日本学生支援機構奨学生の推薦に関すること。
 - 九 地方公共団体及び民間奨学団体の推薦に関すること。
- ②-3 学生相談室運営委員会の役割（中央大学学生部規程、第十条第2項抜粋）
- ・相談室の運営及び業務の重要事項について審議決定する。
- ②-4 学生食堂委員会の審議事項（中央大学学生食堂委員会内規、第二条抜粋）
- 一 業者の選考に関する事項
 - 二 営業の方法及び内容に関する事項
 - 三 施設の整備保全に関する事項
 - 四 保健衛生に関する事項
 - 五 その他理事長からの諮問された事項

その現場を支えている部課室は、同規程第6条第2項で定められているとおり、学生生活課、奨学課、学生相談課、都心学生生活課4課で構成されている。学生生活課、奨学課、学生相談課は多摩キャンパスに、都心学生生活課は後樂園キャンパスに設置されている。また、学生部は、必要に応じて大学院学生も支援の対象としている。

多摩キャンパスにおける学生生活課は、課外活動の支援として、教室の貸与・体育施設の貸与・管理運営、セミナーハウスの管理運営をはじめ、食堂・テナント対応・アパート・アルバイトも含め、さまざまな課外活動の支援のための全般的な対応を行っている。奨学課・学生相談課は文字通り、奨学金と学生の相談を担当し、そこに含まれないものは学生生活課が対応する。一方、都心学生生活課は後樂園キャンパスに設置されているが、市ヶ谷田町キャンパスの課外活動支援の業務も担っている。都心学生生活課は、多摩キャンパスの学生生活課・奨学課・相談課業務を規模が違うとはいえ、対応している。職員スタッフは、2つの校地の弱点を補うため、オンライン会議を定期的で開催して、情報の共有や議論を行うように心がけている。

事務室並びに窓口は、多摩キャンパスは9時から17時まで開室し、昼休みは当番制を敷いている。後樂園キャンパスは、10時から17時まで開室し、11時30分から1時間は閉室している。どちらも土曜日は10時から12時まで開室している。市ヶ谷田町キャンパスについては、授業期間中には、2日／週程度の開室としている。問い合わせは、電話でも受けているが、基本は来室しての対面となる。いずれの課も学生生活支援であるため、相談内容によってはより丁寧な対応が求められる。その場合は、専任職員が対応し、場所を変えてしっかりと話を聞き状況を確認した上で適切な対応へと移行している。学生生活課の業務における施設の貸し出しについては、オンラインでの対応（電話・メール）も一部可能にな

っているが、その他の業務は基本的には対面としている。奨学課は対面と電話対応を、学生相談課は対面を原則としてオンライン（電話・オンライン面談）での対応も行っている。

重篤な内容の相談について、奨学課は関係部課室と連携して、学生相談課は専門相談員や関係部課室と連携して支援・対応を行う。各課とも他部署との連携体制を整えて臨んでいる。他部課室とは、年に複数回の懇談の場や事例の検討の場を設け、相互理解とよりの確な対処の手順確認などを行っている。チームとして学生を支えるより良い体制の構築を進めている。

学内にある食事エリアは、大学がテナントに場所を貸与してテナントが食の提供を行っている。そのテナントの適正について、理事会から諮問を受けて学生部内にある学生食堂委員会にて検討を行った結果を答申することで、公平性を担保している。

学生の課外活動の場としては、多摩キャンパスと後楽園キャンパスにあるスポーツ施設、各キャンパスの教室を貸与している。また、大学が保有する大学セミナーハウスが2か所（野尻湖セミナーハウス、富浦臨海寮）ある。ゼミ合宿やサークルの合宿に対応している。また、宿泊補助制度を採用し、正課・課外を問わず、合宿等を行う場合に中央大学生生活協同組合を通して宿泊施設を予約することで、一定額の補助を行っている。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

○心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮（生活相談担当部署の活動の有効性を含む）

○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

第1部第7章を参照

<点検・評価結果>

以上のとおり、学生部の目的である助育に基づき、学生生活の充実と学生の人間性の成長を促すための学生支援は適切に機能していると言える。

<長所・特徴>

特になし。

<問題点>

野尻湖セミナーハウス（長野県）、富浦臨海寮（千葉県）の2カ所に設置しているセミナーハウスについて、交通が不便なこともあり年間の稼働率が一概に高い状況でないこと、施設の老朽化があげられる。

<今後の対応対策>

セミナーハウスの利用について、さらなる効果的な広報を検討し、現行行える SNS や教員

への周知を通して、利用者を獲得していく。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料・情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

学生部では、4年に1度私立大学連盟のアンケート調査のタイミングで、学生生活に関する本学独自のアンケート調査を実施し、情報収集を行っている。また、各課においても、行事や対応を行うごとに、各課の運営する委員会に資料を作成して報告している。また、既出の「学部学生を対象とする奨学金」「大学院学生を対象とする奨学金」「学生相談室年間相談件数」やその根拠となる詳細な資料について、学生部組織評価委員会や学生部委員会に報告する資料として毎年作成している。

また、学生生活に関する満足度や大学への意見を把握することを目的として、大学評価委員会が毎年在学生アンケートを実施しており、当該アンケートによる学生ニーズ（食堂混雑・メニューの多様化）と新学部開設に伴う学生のグローバル化・多様化へ対応するため、2020年6月から多摩キャンパスにもキッチンカーを導入した。提供メニューの内容に支持を得て学生利用が定着している。

これらの統計を継続的に作成し、経年比較することで、学生生活を送る上での現状と課題を点検・評価、分析して、積極的に、翌年度以降の学生部の業務計画作成に活用している。

また、「内部質保証」の章に記載のとおり、学生部が組織として取り組む事業計画に関し点検・改善を図っているが、結果として、学生支援体制の定期的な点検・評価、そして、その結果に基づく改善・向上につながっている。

なお、点検・評価の結果、明らかになった喫緊の課題は以下のとおりである。

この新型コロナウイルス感染拡大下において、学生が様々な経験をする機会を喪失しており、それを何とか挽回したいと欲していることがわかってきているため、特に人とのつながりを希望している学生には、意識的に対面でのグループワークを準備して提供している。また、SNSを介しての付き合いから発生する人間関係のトラブルも増加している。今後、教学全体でこれらの問題を共有して、教職員や関連部署と連携しての支援を検討していく必要がある。

<点検・評価結果>

以上のように、学生部の理念・目的に基づき、学生に安心と安全な学生生活を提供し、課外活動を支援しているが、定期的に、管理職ミーティング、各課ミーティング、学生部委員会、奨学委員会、学生相談室運営委員会などを開催し、支援体制の点検・評価を行い、その

結果に基づく改善を行っている。

また、学生部の自己点検・評価の定期的な実施については、本学の大学評価委員会の下、学生部組織評価委員会として点検・評価を行い、次年度以降の検討課題について審議し、学生部事業計画として実行し、学生の正課外活動の支援体制を整備している。

このように、学生支援体制については定期的に点検を行い、改善・向上に向けた取り組みを恒常的に行っており、適切に機能していると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇本学の教育研究等環境

<点検・評価項目①については全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパスアメニティの整備状況
評価の視点2：校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生を確保するための仕組みの整備状況

○校地・校舎等の整備状況とキャンパスアメニティの整備状況

①喫煙問題への対策

本学では、原則として建物内は禁煙、屋外に喫煙所を設置する措置を講じており、喫煙区画の明示のほか、喫煙者に対するマナー啓発の取り組みを行ってきた。2017・2018年度の2カ年計画により学内の喫煙所をすべて閉鎖し、学内を全面禁煙化することを決定し、学内外に周知を行った。

しかしながら、毎年入れ替わる喫煙者をなくすことはできず、火災などの防災面や近隣への影響なども勘案し、喫煙所を限定的ではあるが残っていた。2018年度から定期巡回員を2名雇用し(2020年度から1名)、たばこの吸い殻を主としたごみの回収と喫煙者へのマナーの啓発を行っている。2019年の法令等(健康増進法、都条例)改正に伴い、キャンパスごとに特定屋外喫煙場所を定めることとした(市ヶ谷田町キャンパスは全面禁煙)。結果として喫煙しない学生にとって、受動喫煙防止及び憩いの場の両方の点から周辺のベンチやテーブルを利用しやすく、より快適なキャンパス作りに寄与している。

②オープンスペースの設置

各キャンパスには、授業以外の時間に学生が利用できるオープンスペースを整備している。多摩キャンパスについては、多摩キャンパスの5号館(商学部棟)、6号館(法学部棟)、7号館(経済学部棟)の1階部分及び連結部、11号館(総合政策学部棟)の2階、3階にオープンスペースを設置している。これらに加え、2号館(研究棟)3階屋外エントランスホ

ールにテーブル・ベンチを設置し、教員と学生との打ち合わせや学生の自習スペースとして活用できるよう整備されている。また、学生相談室内にはサロンスペースが設置されており、学生相談室利用者以外にも、休憩や勉強を行う場所として提供している。さらに、2019年度に開設した国際経営学部用の自習・交流スペースとして、4号館にラウンジ等を設け、学修支援と学生同士の交流を促進している。2020年に竣工したグローバル館4階には椅子や机、ソファを配置したロビーを整備し、2021年に竣工したFOREST GATEWAY CHUOには学生向けスペースとして、ダイバーシティスクエアを開設した。ダイバーシティスクエアは主に①安心・安全な居場所、②個人相談、③ダイバーシティに関する情報提供、啓発・研修の機能を有し、グローバル（多文化共生）、ジェンダー・セクシュアリティ、障害領域に関する書籍・資料も用意され自由に閲覧できる学生スペースとなっている。

また、Cスクエア（学生関連棟）には、大人数での利用が可能な小・中ホール、スポーツやダンス等に利用できる板張り練習室、音楽練習室、録音室、会議室等を設置しており、学生の日常的な課外活動だけでなく、講演会、演劇、演奏会等の様々な催し物の開催等にも活用されている。

後楽園キャンパスについては、1号館1階、3号館1階、6号館1階、5号館の階段踊り場スペースに椅子等を配置し、学生が自由に利用可能なスペースとしている。このほか、正課外のグループワーク等にも活用できるスペースとして、3号館14階に戦略経営研究科専用のコモンズを設けており、積極的に活用がなされてきた。さらに、理工学部が中心となり教育力向上特別予算を活用し、2018年9月に6号館内の図書館理工学部分館内に正課外の学修に活用可能なアクティブ・ラーニングスペースを整備、6号館1階理工学部事務室前のスペースは、2019年度の教育力向上推進事業に採択されて整備が行われた。学生部においても椅子、屋外ベンチの増設等を行っている。

市ヶ谷キャンパスについては、1号館5階に談話コーナーを設けており、休憩や学生同士のディスカッション等に利用されている。

市ヶ谷田町キャンパスについては、1階にエントランスロビー、3階にラウンジを整備しているほか、11階にはコモンズを整備し、学生同士のディスカッションやミーティング等に活用されている。

③食堂等施設

多摩キャンパス・後楽園キャンパス・市ヶ谷キャンパスには食堂施設として学生食堂等を整備しており、2022年5月現在の座席数は多摩キャンパス・3,047席、後楽園キャンパス・633席、市ヶ谷キャンパス・95席となっている。このほか、多摩キャンパスについては前述の学生食堂に加えて教職員食堂を1カ所設置している。学生部の関係する学生食堂及び購買の店舗としては、多摩キャンパスに13店舗、後楽園キャンパスに3店舗、市ヶ谷田町キャンパスに1店舗、市ヶ谷キャンパスには2店舗設置している。

学生食堂については、各キャンパスにおける教育研究活動を支え、適正かつ合理的な食堂

運営を図るように学生食堂委員会（学生部、法人、保健センターから選出された委員により構成）が設けられており、理事長の諮問組織として、食堂の営業方法、施設の整備保全、保健衛生に関する事項について答申を行い、また必要に応じて意見の具申をすることが可能（直接利用者に関する事項は、参考意見を聴取する機能も担保されている）となっている。学生数や利用状況に応じた整備並びに利用期間・利用時間の設定に努めているものの、在学生アンケートやオピニオン・カード等において昼休みの混雑緩和をはじめとする意見が例年多数寄せられている。

混雑の緩和については、テナント店舗を通じた注意喚起を行っているほか、授業支援システム・manaba や SNS・学生部 Twitter により、分散利用に向けた情報発信を行い、特に混雑の激しい入学式直後のガイダンス期間にサークル等による座席取りを防止するための巡回の実施などの措置を行っている。

多摩キャンパスにおける学生福利・食事環境の確保という面で、複数の食堂テナントが個性を活かして良い意味で競い合う環境になっている。学生の利便性、多様性に対応するため、ヒルトップ（食堂棟）2階において、昼食時間帯にビュッフェスタイルを導入して好評を得ており、同3階芭菓亭では地産地消に配慮（地元八王子の野菜等を利用）したメニューを提供している。また朝食時の営業（ヒルトップ2階ベーカリーカフェ、学生棟Cスクエアの軽食堂）、ハラル認証食の提供（Cスクエアの軽食堂、多摩後楽園及び市ヶ谷田町の生協売店）にも取り組んでいる。

他方、食堂設備そのものの改善については、多摩キャンパスについては2014年度以降順次ヒルトップ内食堂の内装改修を行っており、その際に混雑軽減のための動線整備や座席数の変更を含めたレイアウト整備により、アメニティの向上を図り2017年度までに3階フロアの改修を実施した。4階の改修については、2018年度に計画していたが、中長期事業計画に基づいた計画完成の後に改めて検討を行うこととしている。

混在緩和の策としては、2020年4月より昼食時間中に移動販売（キッチンカー）の試験的導入を行っている。一方、後楽園キャンパスについては、すでに、2016年4月から昼食時間中の移動販売（キッチンカー）の試行導入を行っている。移動販売の導入のみでは食堂施設の混雑の解消は困難ではあるが、このことを機に既存の食堂におけるメニューの改善といった副次的な効果も得られており、利用状況等を検証しながら運用を続けていくこととしている。学生利用の混雑、メニュー多様化、学生の居場所づくりといった学生福利・厚生面の問題は、キャンパス内環境整備に関する事項として学生部内で共有し、オピニオン及び在学生アンケート等をふまえて随時検討を行い、その内容等は食堂委員会の審議に反映するよう働きかけている。特に多摩キャンパスにおける学生食堂施設のあり方は、法学部都心展開後の動向（学生数減少等）をもとに検討を行うことを学生食堂委員会で確認しており、ヒルトップ4階改修計画を含む対応案を2023年に向けて検討し、実現を図っていく予定である。

2020年度には、新型コロナウイルス感染症に伴う非常事態宣言により、2か月間は大学が閉鎖さ

れたため、食の提供は中止した。その後、多摩キャンパスは、後期授業開始から12時から14時に限って弁当による食の提供を行った。食事席は200席を用意、着席間隔を確保した。後楽園キャンパスにおいては、11時30分から14時に限っての弁当による食の提供を行った。食事席は110席と40人規模の教室2教室の開放、着席間隔を確保し、一部パーティションの併設とした。2021年度からは、多摩キャンパスは、11時から14時の間にテイクアウトでの食事提供を行った。食事席は629席を用意し、席にパーティションを設置した。後楽園キャンパスは11時から14時の間にテイクアウトでの食事提供を行った。食事席は90席を用意し、席にはパーティションを設置した。2022年度は、多摩キャンパスでは、9時から14時、17時から19時の間に食事の提供を行っている。食事席は2,865席を用意し、席にパーティションを設置した。後楽園キャンパスでは11時から14時の間にテイクアウトでの食事提供を行った。食事席は267席を用意し、席にはパーティションを設置した。なお、2020年度以降、5号館地下にある学生食堂は閉室していたが、食事をする環境を整え、2022年度より営業を再開した。なお、食堂の混雑緩和策として、昼食時間帯に限り、教室での飲食を許可している（PCルーム等の一部教室をのぞく）。一方、キッチンカーについては、現在は中止をしている。

<点検・評価結果>

喫煙問題への対策については、校内全面禁煙の目標を定めて、現実に合わせて対応を行う一方で、受動喫煙防止対策を的確に実施しており、適正に対応している。

また、オープンスペースの設置についても、各キャンパスそれぞれに、様々な場所に学生が正課外の活動を行えるように、什器をそろえ、工夫をしながら設置をするなど、適正に対応している。

食堂等施設については、食堂委員会を適宜開催し、学生食堂における維持・管理、安全、衛生等の運営面だけでなく、メニュー多様化への対応（キッチンカー導入）、食堂施設の充実（ヒルトップ等の改修・美装計画）について検討を行っており、適切に整備を行っている。また、新型コロナウイルス感染症拡大下においては、クラスターの発生を起ささないように細心の注意を払い、食環境を整えて、適正に食事を提供している。

<長所・特色>

食堂等施設について、後楽園キャンパスの食堂は中大生協の独占状態であることから、移動販売車（キッチンカー）の試験導入が大いに刺激となって、生協食堂においてメニューの改善（学生の嗜好を捉えた新規メニューの開発、栄養やカロリーに配慮したメニューの発売など）が進むという副次的な効果があった。

<問題点>

喫煙問題については、指定喫煙所以外での喫煙者が減らず、風向きによっては喫煙所近く

のからの教室利用者からたばこの煙に対する苦情が寄せられたり、キャンパス周辺の行動でポイ捨て行為が見られるなど、喫煙者に対してマナーを守らせるという啓発に関する問題は継続している。

食堂等施設については、いずれのキャンパスも、昼食時の利用集中による混雑がある。これには、施設の問題と利用の問題が混在している。施設面では、様々なニーズに対応できるよう、テーブル・イス等の什器やホール毎に滞在時間帯の用途を変えるなどの工夫をしている。学生の課外活動の居場所としての食堂利用については、ルールやマナーの啓発を行っている。他大学に比べて多数の学生を収容できる規模の学生食堂ではあるが、それでも昼食時間帯の席数の絶対的不足は食堂を増設することでしか解決できないところである。

<今後の対応方策>

喫煙問題については、定期巡回による実態調査を継続し、学生及び教職員に対して引き続きマナー向上を働きかける。

食堂の混雑緩和、メニュー多様化及びテナント間の切磋琢磨については、引き続き、テナントとのコミュニケーションを密に取りつつ、サービスの向上に繋げていく。食堂利用マナーの向上については、実態調査とともにテナントへの個別ヒアリングやテナント会議等の場を活用し、一層の協力を要請する。

◇本学における社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

<評価の視点1～2は割愛>

評価の視点3：地域交流・国際交流事業への参加状況

<現状説明>

○地域交流・国際交流事業への参加状況

1) 学生によるボランティア活動

本学では、ボランティア活動を通じ、学生の主体的な学びとそれによる成長を支援することを目的に、学生部に「中央大学ボランティアセンター」を設置し、東日本大震災被災地でのボランティア、地域ボランティア、学内ボランティア、ボランティアマナー講座等の取組みを行っている。また、ボランティアに携わる学生の育ちを支援するためのチームビルディング講座・スタディーツアーや相談対応にも力を入れている。

本学の学生のボランティア活動に対する支援体制は、平成25～平成27年度教育力向上推進事業『学生ボランティア支援体制の深化』、平成28～平成29年度教育力向上推進事業『ボランティアによる地域連携と人材育成』が採択されたことにより確立された。最初の事業『学生ボランティア支援体制の深化』の中で、学生部は5つの学生団体を公認化し、

2013 年には「ボランティアステーション」を設置、被災地支援活動に加え地域ボランティア活動を開始。その後の事業『ボランティアによる地域連携と人材育成』の中で、2014 年に「ボランティアセンター」へ改称、2015 年には、ボランティアセンター運営委員会を設置し、盤石な体制を確立した。以後、被災地支援活動と地域ボランティア活動を推進していくこととなる。さらに、2017 年度から文学部で「ボランティア論」の講義が開講した。

ボランティア活動への支援を通じて、主体的に活動する学生が定着してきている。2015 年以降、利用相談は年間 2,000 件を超え、公認学生団体は 2021 年度までの 7 団体を最多として、200~300 名の学生がメンバーとして参加してきた。その後、被災地支援の活動が一部収束して公認団体は 4 団体となり、併せて新型コロナウイルス感染症の影響により、現地活動が難しく、新メンバー確保が進まない等の状況にあるが、約 170 人の学生メンバーの参加があり、自主的な活動が継承されている。また、ボランティアセンター主催による活動の理解や継承に向けたイベント（地域活動、講座及び交流）の定期的な開催、報告及び交流を実施しており、その結果を学内外へ公式 WEB サイト等を通じて情報発信している。加えて、学生たちが活動しやすい環境の整備及びセンター体制の強化に取り組んでおり、体制強化の一環として、ボランティア活動の企画・運営サポート及び広報活動において学生の視点を反映できるよう、2020 年度に学生スタッフ制度を整えた。併せて、スタッフの活動及び企画・運営面での継続性が担保できるよう、スタッフ活動のビジョン及び心得をまとめた。今後、本学の都心キャンパス展開に向けて、支援の範囲・体制等の検討を行い、多摩キャンパスにおける学生動向の変化と活動ニーズ等をふまえて組織体制を構築する。そのために、これまでの活動の振り返りを行い、予算の整備にも取り組んでいく予定である。具体的には、センター発足 10 年と法学部移転を迎える 2023 年を起点として、2023~2025 年の 3 カ年で、運営委員会及び学生部委員会が中心となって、今後の 10 年間を見据えたセンタービジョンを定め、ボランティア活動支援の位置づけを明確にしたうえで、支援の対象、範囲、体制の強化(人員・予算の確保)について検討し、学内外への理解、方策の実施等に取り組む計画としている。

①被災地支援ボランティア（東日本大震災・豪雨災害）

被災地支援ボランティアについては、東日本大震災発生後の 2011 年度に学员個人からの経済的支援による気仙沼大島での瓦礫撤去ボランティアが複数回実施されるとともに、学生部主催で冬休み及び春休みにボランティア活動が行われた。この取り組みを受けて、2012 年度からは学生部・学员個人が主催し教職員が引率する活動を引き続き実施するとともに、意識が高く継続的に参加する学生をリーダーとする「被災地支援学生団体ネットワーク」を立ち上げ後方支援する体制を併用していた。また、学生主体活動に関して、中央大学学员会が設置した「学员会白門支援金」（2015 年度限りで支給打ち切り）及び「白門飛躍募金」（2016 年度から支給）から、学生 1 人あたり上限 2 万円で

交通費・宿泊費の半額を補助する制度を設けており、この補助制度に関しては「ボランティア活動に関する補助基準」を作成し、学生団体の活動支援を行っている。

2019年度（新型コロナウイルス感染症拡大以前）までの主な活動として、東日本大震災以外に、熊本地震に伴う学生団体による地域支援（チームくまもと）、台風・集中豪雨による被災地（岡山県、長野県、宮城県）での支援を実施し、「新入生被災地スタディーツアー」（6月）、東北学院大学を中心とする大学間連携企画としての復興支援ボランティア・夏ボラに参加していた。また、ボランティアウィークを設け、以下の学生継続団体等による報告会、写真展を行い、活動発表を実施している。

団体名	活動場所	活動内容
はまぎくのつぼみ	宮古市	学童クラブでの遊び・学修支援、仮設住宅での交流会、復興支援ストラップ販売
はまらいんや	気仙沼市面瀬	仮設コミュニティ支援
面瀬学修支援	気仙沼市面瀬	小中学校への学習支援
チーム女川	気仙沼市大島 宮城県女川町	漁業支援、教育支援地域復興、情報発信、コミュニティ支援、物産のPR
ふらっと真備	倉敷市真備町	仮設コミュニティ支援
チームくまもと	阿蘇郡西原村	仮設コミュニティ支援

これら被災地での組織的なボランティア活動については、日本財団ボランティアセンター（Gakuvo）の関係者より協定70大学のうちで高い評価を受けるなど、社会から高い評価を得ている。

なお、活動を収束した団体は、2018年度に「はまらいんや」、2021年度に「はまぎくのつぼみ」「チーム女川」「チームくまもと」がある。

②地域ボランティア

多摩地域の自治会との関係づくりは、本学の課題の一つである。キャンパス周辺の清掃を行う「クリーン作戦」を年2回実施し、地元の東中野自治会と協働し、学生・教職員あわせて毎回20名以上が参加し、地元自治会との関係が定着しつつある。

さらに、地元の日野市社会福祉協議会、八王子市社会福祉協議会等を経由しながら日々大量のボランティア要請（主として福祉に関わるもの）を受け、コーディネーターがその内容を吟味しながら掲示板やメールマガジンに流し、マッチングを行うのがセンターの通常業務の一つの柱である。これに加えて「イオンモール多摩平の森」において写真展、物産販売、防災に向けた情報発信等を実施し、日野市住民から積極的な応援を得てきており、地域でのボランティア先の開拓も進展し、日野市内の複数の団体と良好な関係を構築している。

後樂園キャンパスにおいては、ボランティアセンターの公認学生団体「りこボラ！」を中心とした地域ボランティア活動を行い、「クリーン大作戦@後樂園」の開催、文京区内でのイベントにて理科実験教室などの企画などを行い、文京区内の団体との連携

を深めている。

③ボランティア及び防災に関する講座

学生により広くボランティアに触れる機会を提供するために、「ボランティア講座」（「公務員になりたい人のための連続講座」を含める）や、ボランティアに関することを、カフェスタイルで気軽に話せる空間作りの一環として、「ボラカフェ」を実施し、ボランティアへの参加層を増やすとともに、ボランティアセンターからの発信を活発化させ、認知度を高める取組みを行っている。

防災に関連する講座としては、災害救援ボランティア推進委員会による実践的な防災の基礎知識と応急手当を学ぶ「災害救援ボランティア講座」を開催しており、講座修了者には「セーフティリーダー認定証」と「上級救命技能認定証」が交付される。

また、日常的に防災活動を定着させるため、「チーム防災」による「避難所運営ゲーム HUG 体験会」を教職員、地域住民とともに学内で実施したり、地元で開催される防災に関する企画に学生達が参加するなど、防災を切り口にした地域貢献の輪が広がっている。

新型コロナウイルス感染症拡大によって、2019年度末から2021年度前半までは対面活動が制限され、以前と同様な取り組みはできなかったが、積極的にオンラインを中心としたイベント・交流企画（スタートアップ、スキルアップや集会をはじめ、社会課題や変革をテーマとする講座）を継続し、地域の福祉活動、現地関係者、外部講師を通じて学生自身の活動目的や理解につながる機会を提供することができた。2021年度後半からは、段階を経て活動の幅が新型コロナウイルス感染症拡大前に戻りつつある。

<点検・評価結果>

教育力向上事業の予算による計画実施の終了後も、ボランティアセンターとして被災地支援、地域交流・連携における学生の自主的な活動に対する支援を継続してきており、公認学生団体への顧問の配置、活動財源の獲得（外部助成金）とその促進、正課教育や関係課室との連携のために必要な施策などを検討し、実施することにより、社会連携・社会貢献に関する取組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元している。

<長所・特色>

被災地スタディーツアーなど、現地の人的ネットワークを活用した活動を展開することができている。また、活動の目的、背景の理解などを通じて、学生に対する今後の動機づけにも配慮した企画を継続している。また、日野市社会福祉協議会、八王子市社会福祉協議会、明星大学等とのネットワーク・連携が強まり、多摩地域の方々との様々な交流などが定着し、地域における本学のプレゼンスにも寄与している。具体的には、地元の社協・自治会・NPO

等についての情報入手とともに人間関係構築が進み、『公務員になりたい人のためのボランティア講座』や『イオンモール写真展』など本学企画に積極的な協力が得られるようになるなどの成果があがっている。

<問題点>

教育力向上推進事業の終了後、本学におけるボランティアセンターを学生部内の組織として位置づけ、人件費（ボランティアコーディネーター他）を学生部予算から割り当て、学生活動補助及び企画運営費用についても既存予算または外部団体の助成金の獲得を通じて充当しており、財源を安定して確保することが恒常的な課題となっている。

ボランティアセンター発足の経緯から、被災地支援、地域清掃及び地域防災を中心とした公認学生団体の活動支援や主催行事に取り組んできたが、被災現地のニーズを踏まえて活動の収束を学生自らが判断する段階を迎え、今後の公認学生団体の在り方とともに、ボランティアセンターの支援の方向性と範囲についてあらためて確認する必要があるが生じている。

後楽園キャンパスと多摩キャンパスにおいてボランティア活動を展開しているが、地域性や学生の求めるものなど相違点が明確化してきている。

<今後の対応方策>

本学が得ている高い評価、学生の多様な活動実績及び新たなセンタービジョンにより社会課題へ広く取り組む方針などを基に広く広報活動を行い、白門飛躍募金の積み増し、民間助成金等におけるより多くの財源確保を目指す。一方、学内での更なる理解を深めるため、学内広報の強化を行う。

また、本学の都心キャンパス展開に向けて、支援の範囲・体制等の検討を行い、多摩キャンパスにおける学生動向の変化と活動ニーズ等をふまえて組織体制を構築する。2023～2025年の3カ年で、運営委員会及び学生部委員会が中心となって、今後の10年間を見据えたセンタービジョンを定め、ボランティア活動支援の位置づけを明確にしたうえで、支援の対象、範囲、体制の強化（人員・予算の確保）について検討し、学内外への理解、方策の実施等に取り組んでいく。

◇大学運営・財務

（大学運営）

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教

職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等)が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策(事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等)が整備されているか。

学生部事務室は、先述の通り、学生生活課、奨学課、学生相談課、都心学生生活課であるが、その人員構成及び配置は、学生生活課4名、奨学課5名、学生相談課2名(相談課長は学生部事務長が兼務)、都心学生生活課5名体制で、各課、嘱託職員や派遣職員、パート職員を業務に合わせて配置している。学生生活課、奨学課、学生相談課は多摩キャンパスを対象に、都心学生生活課は、後樂園キャンパスと市ヶ谷田町キャンパスを対象としている。

なお、学生部の事務を所管する組織として、学生生活課、奨学課、学生相談課、都心学生生活課を設置し、以下の様な業務を行っている。学生生活課、奨学課、学生相談課は多摩キャンパスに設置され、都心学生生活課は後樂園キャンパスに設置されている。市ヶ谷田町キャンパスには専属職員は配置されていないが、都心学生生活課と国際情報学部事務室の緊密な連携の下で学生支援を行っている。

学生生活課

- ・学生福利施設の管理
- ・教育施設・体育施設の貸与窓口業務及び九号館施設の管理
- ・学生の課外活動の指導・助成に関する常務
- ・学生ボランティア支援に関する業務
- ・学生部企画行事の立案及び実施に関する業務
- ・学生事故の処理に関する業務
- ・学生の掲示・立て看板及び印刷物配布等に関する常務
- ・学生食堂・学内売店の販売管理及びアンケート調査の実施
- ・食環境の整備・改善に関する業務
- ・学生生活実態調査の実施及び報告書の作成
- ・その他、学生生活に必要な支援に関する業務

奨学課

- ・学部奨学金に関する業務
- ・大学院奨学金に関する業務
- ・その他(災害等)の奨学金に関する業務
- ・民間団体等奨学金に関する業務
- ・その他学外機関による奨学金に関する業務
- ・奨学金制度の企画・立案
- ・学生応急貸付金に関する業務

学生相談課

- ・学生の個人的相談に関する業務
- ・学生の相談活動に関する調査及び資料の収集
- ・学生相談室の広報に関する業務
- ・学生相談室報告書の作成
- ・グループワーク・セミナー・講座等の実施に関する業務
- ・相談事例を円滑に処理するため学内外諸機関との連絡・調整

都心学生生活課

- ・学生福利施設の管理
- ・教育施設・体育施設の貸与窓口業務
- ・都心キャンパスにおける学生の課外活動の指導・助成に関する常務
- ・都心キャンパスにおける学生の学生部企画行事の立案及び実施に関する業務
- ・都心キャンパスにおける学生の課外教育に関する調査及び資料の収集
- ・学生事故処理に関する業務
- ・都心キャンパスにおける学生の掲示・立て看板及び印刷物配布等に関する常務
- ・奨学金に関する業務
- ・学生食堂・学内売店の販売管理及びアンケート調査の実施
- ・学生応急貸付金に関する業務
- ・都心キャンパス学生相談室に関する業務
- ・食環境の整備・改善に関する業務
- ・その他、学生生活に必要な支援に関する業務

また、各種委員会においては教員や職員が委員になっており、教職協働で学生部の運営について審議決定を行っている。その他、4課長と事務長で構成された管理職ミーティング（月2回開催）、各課ミーティング（各自の判断で適時開催）において協議し、対応している。また、学生部の全体的な運営については、「学生部委員会（ほぼ月1回開催）」において審議・決定をしているが、そのもとに、「奨学委員会（年6回開催）」「学生相談室運営委員会（年6回開催）」「学生食堂委員会（年3回開催）」などの会議が開催され、教職協働で、学生部の改善・向上に向けた議論を行っている。

学生部の事務組織の構成と役割は、記載したとおりであるが、さらに、他大学との連携として、学生部全体では、同規模他大学である早稲田大学、慶應義塾大学、明治大学、立教大学、法政大学、同志社大学、関西大学、関西学院大学、立命館大学の学生部関係者による『関東・関西学生問題懇談会』に参加している。学生生活課は、多摩キャンパス近郊の大学である明星大学、帝京大学、東京薬科大学、法政大学の学生部関係者による『五大学学生部連絡会』やボランティア業務として早稲田大学、明治大学、立教大学、法政大学からなる『東京

六大学ボランティアセンター連絡協議会』への参加している。奨学課は、私立大学連盟学生支援研究会議の奨学金分科会（なお、奨学金分科会長は本学学生部長が担っている〔R2.4.1～R6.3.31〕）に参加している。学生相談課は、関東の同規模大学である早稲田大学、慶應義塾大学、明治大学、立教大学の学生相談関係者による『六大学「学生相談」連絡会議』に参加している。都心学生生活課は、各担当が必要に応じて前述の会議に参加する形を取っている。各課とも各大学の学生部業務に関する状況等、学生部の点検・評価活動に資する情報の収集や研修を行っている。ここで得た他大学の考え方や課題とその対処については、本学のサービス向上に役立てるとともに、外部との比較による本学のメリット、デメリットを客観的に理解して行く材料として有効に活用している。

<点検・評価結果>

学生部の事務組織は、学生部の理念・目的を達成するために、キャンパス毎の学生比率に見合う形での事務室配置と最低限の人員の確保は行われている。複数キャンパスではあるが、緊密な業務間の連絡や会議を行うことで、サービスを維持している。

また、学生部の運営に関して、学生部委員会の構成員は、すべての学部から選出された学生部委員と学生部事務室の管理職から構成されて、学部教授会の意向と学生対応の現場からの声を会議の場に生かすことのできる体制となっている。

このように、学生部の事務組織は、学生部の理念・目的を達成するための事務組織として適正に機能しているが、今後、2023年度の新キャンパス開設に向けた体制の基盤について整備し、対応策を検討していく必要がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

2023年度の新キャンパス（茗荷谷キャンパス・小石川キャンパス）の相談室の相談スタッフの配置と事務支援体制を整える必要がある。また、学生部の事務手続きのデジタル化・オンライン化を行うことで学生および教職員の支援体制の基盤を整備する必要がある。

更に、事務組織において、学生部事務長が学生生活課長を兼務していること、学生相談課に副課長が不在となり、茗荷谷キャンパス開設時に専任職員を1名割り振ることから、専任職員が2名となる点は課題である。危機管理的には欠員が生じた場合は、課室の運営が厳しくなり、今後想定される業務の多様化・複雑化に伴う学生サービスの質の低下に対して、対応策を検討する必要がある。

<今後の対応方策>

2023年度の新キャンパス開設に向け、他部課室と協働して、新キャンパスにおける対応

内容を精査して、学生支援サービスの体制を整える。

また、学生部業務の DX 推進の促進については、学生部内の事務処理の負担軽減を目的とし効率化を図る。同時に、学生支援部署と連携を図り、事務処理の効率化・負担軽減に資する改善を行う。更に、事務組織の人員配置の適切性を確保するため、本学の財政・予算状況等を考慮しつつ、大学全体の業務の合理化に協力しながら、継続的な専任職員配置の要求を行う。また、本学の特色である家族的情味のある学生サービスが出来るだけ損なわれないようにしながらも、今後さらなる多様化したサービスが求められると予想される中、合理化できる業務とできない業務を見極め、時代にあった学生支援を模索・確立していく。

以上

キャリアセンター

◇理念・目的

<点検・評価項目①②は割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

本学キャリアセンターでは、中長期事業計画に基づいたアクションプランを設定し、様々な社会環境の変化に対応できる人材の育成、キャリアセンターの取組みを通じて自分自身の人生計画を描き自己成長する支援を行っている。具体的には、キャリア教育委員会での単年度・中長期取組の策定、重点事業計画の策定、自己点検・評価活動を通しての計画の設定を進めている。

(1) キャリア教育委員会における単年度・中長期取組の策定

学生のキャリアデザイン（学生が自立した社会人・職業人としての自己実現を目指し、自らの将来設計を探ることをいう。）を支援するために必要な事項について、全学的に、総合的かつ継続的に検討するため、キャリア教育委員会を2004年度より設置している。

2022年度本委員会では、すぐに着手可能な「単年度取組」と「中長期的視野で検討が必要と思われる取組」の2つに課題を分け、以下のとおり進めている。

【単年度取組】

1. キャリア教育、卒業後の進路・就職環境を広く教職員に理解してもらうための啓発講演会の検討・実施（教職員対象）
2. 『キャリアデザイン・ノート^{*1}』の配布、使い方の指導
3. 「低学年演習授業等でキャリア教育を取り上げる際の参考情報」の全教員への配布（演習授業等に取り入れたいとリクエストのあるゼミに対して、キャリアセンターより講師を派遣）
4. 「C-Search」プログラム科目の年度更新

【中長期的視野で検討が必要と思われる取組】

1. 「C-compass^{*2}」、または、「C-compass」に代わり得る学生の自己評価システムの開発
2. ファクトベース（事実の積重ね）で自らの基礎力を知る事ができるアセスメントテストの導入
3. 「自己評価」と「事実の積重ね」を積極的に着手することに学生がインセンティブを感じられる仕組みづくり（第三者によるフィードバック等の導入）
4. キャリア教育に関する全学横断的な科目の検討

※1 **キャリアデザイン・ノート**：学生生活を常に振り返りながら自己発見をしていくことを支援することを目的に作成・配布しているツールであり、低学年次のキャリアデザインから就職活動に至るまで活用できる設計になっている。2022年度版からは従来の紙媒体の手帳形式をとらず、PDFにまとめて全ページをWebサイトにアップし、学生に案内している。また、キャリアデザイン・ノート内のカレンダー機能については、昨今の学生がスマホやタブレットでカレンダーを利用していることから、キャリアセンターの年間イベントが網羅されている専用のGoogleカレンダーを用意することとした。学生はこれを自身のカレンダーに同期・追加することで、タイムリーなイベント情報の取得や、検索によってイベントを探すことが可能になり、さらに、事前登録不要のオンラインイベントについては、カレンダーに記載されているオンラインURLよりそのまま参加が可能になった。

※2 **C-compass**：学生生活でのPDCAサイクルを支援するための本学オリジナルの「学生自己点検・評価システム」。本学が独自に設定しているコンピテンシー (https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2018/10/definition_01.pdf?1655540449940) をベースとしており、半年ごとにコンピテンシーレベルの目標設定や、その目標を達成するための活動計画の設定、取組みの記録、コンピテンシーの自己評価を行い、それを繰り返すことができるセルフマネジメント・サポートシステムになっている。C-compassを活用して、PDCAサイクルを入学時から卒業まで継続的に繰り返すことで、正課、課外及び学外活動も含めた幅広い取組みを通じて、コンピテンシーの計画的な成長を図ることが可能になる。

(2) 重点事業の策定

学生の進路支援に関する方針(2014年度策定)の下、「学生一人ひとりの夢を実現する」(サポートポリシー)をプラットフォームとして、毎年「重点事業」を策定している。重点事業をとおして、学生の社会的な自立に向けた支援を重点的に行い、学生生活を通じて自らのキャリアデザインを描ける機会の創出を目指し取り組んでいる。

(3) 自己点検・評価活動の実施

重点事業を具現化するため、毎年度の自己点検・評価活動に落とし込み、改善・向上を計画的に行っている。

<点検・評価結果>

様々な社会環境の変化に対応できる人材の育成、また学生がキャリアセンターの取組みを通じて自分自身の人生計画を描き、自己成長する支援を行うことを目的とし、計画の適正性・具体性を確保した上で、将来を見据えた中・長期の計画等を適切に設定している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、6～7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○組織における点検・評価の定期的な実施

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

大学評価委員会の下、「キャリアセンター組織評価委員会」の活動として、キャリア支援課3グループ・理工キャリア支援課各々にて課題を設定し、毎年、自己点検・評価を行っている。

2021年度の自己点検・評価活動においては、以下の4つを設定課題とした。

(1) オンラインと対面のハイブリッド就活・グローバルキャリア支援の強化

①新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン開催に変更した就職イベントにおいて、学生同士の接点の減少・情報共有の不足が懸念されたため、特に重要とされる業務研究セミナーにおいて、学生が多様な情報を簡単に入手でき、使いやすさを重視した仕組みを構築する。

②外国人留学生への対応を改善するため、外国語対応可能なキャリアコンサルタントを増員し、英語による情報発信を強化するなど、キャリアセンターのグローバル化を推進する。

(2) 公務員就職希望者に対する試験対策講座の拡充とOBOG・内定者のネットワークを活かした支援

①公務員志望の学生が目指す行政機関へ合格するためには、公務員を志したときにいつでも試験対策に取り組むことができる環境が必要だが、受講機会が狭まっている現状を受け、受講機会の時期の見直しや機会の幅を広げ、環境を整える。

②希望する行政機関の最新情報をキャッチアップできる環境づくりを目指す。

(3) CCn（キャリアセンターネット）を利用したキャリアセンターのユーザビリティ向上（就活用オンライン環境等の整備）

①Webでの就職活動経験率は新型コロナウイルス感染拡大下において劇的に伸び、オンラインの環境整備は学生からの要望も多く、急務になっている。Webでの面接・説明会を想定し、防音機能を施し、ネット環境・貸出PC等を設置した個室ブースを整える。あわせて利用者拡充と利用満足度向上を目指す。

②OBOG検索システムの改修により、卒業生名簿の連絡先登録数と閲覧率向上を目指す。

(4) with コロナ時代における理系学生就活支援の強化

新型コロナウイルス感染拡大の影響でオンラインでの就職活動が一般化したことにより、これまでアプローチできなかった層の引き込みが可能となった面もあったが、対面でのフォローが行き届かず、就職活動準備の水準が低下する懸念がある。オンラインでの面接やセミ

ナーと、対面でのセミナーをハイブリッドに運用し、状況やニーズに応じたコンパクトな企画を考え、タイムリーに学生に展開する。また、活動を実施している学生からの「生の声」を集め、それを他の学生への指導に活かし、各就職情報会社が定期的に行っている実態調査や統計情報等を入手・分析し、学生に情報を発信していくこととする。

2021年度の自己点検・評価活動の設定課題における結果は以下のとおりである。

(1) オンラインと対面のハイブリッド就活・グローバルキャリア支援の強化

①業界研究セミナーについて、キャリアタスCMSを活用したことにより、企業への依頼・確認連絡が容易になったことから作業効率が上がった。また、学生が「企業PR」や「事業内容」といった企業情報をPCやスマートフォンからも容易に閲覧でき、セミナー当日のオンライン会場URLにアクセスしやすくなったことから参加しやすい環境を提供することができた。企業および学生の参加実績として、20日間で279社が登壇し、参加学生数は延べ5,249名となった。1日当たりの参加者数平均は約263名であり、目標の1日1,000人には届かなかった。次年度に向けて開催時期や登壇企業をネームバリューのある企業を多く誘致するなど検討の余地が残る結果となった。

②2021年4月から、英語ができるキャリアカウンセラーを1名増員したことによって、昨年は前期に実施することができなかつた外国人留学生に対する講座として「外国人留学生のための就活ノウハウ講座」、「留学生のためのES準備セミナー」を開催することができ、日本特有の就職活動の理解向上に資するイベントを実施した。また、他大学との外国人留学生支援に関する情報交換に毎月1度参加し、12月には芝浦工業大学と連携し、外国人留学生支援イベントを共催した。今後も日本企業への就職を意識したイベントを開催しながら、他大学とも課題を共有し、合同企業説明会などイベントを実施していくこととする。

(2) 公務員就職希望者に対する試験対策講座の拡充とOBOG・内定者のネットワークを活かした支援

①試験対策は、講座の拡充ができ、前期4科目、後期9科目を開講した。のべ受講者803名、実受講者数285名となった。これまで前期と後期の半期ごとにしか受講できなかったものを後期から勉強を始めた学生のために、前期で開講した科目を後期にオンデマンドで受講できる体制を整えた。後期受講者の30%が前期開講科目もオンデマンドで受講しており、網羅的に勉強したい学生の受け皿になった。

②1) OBOG相談会は国家公務員志望者対象を2回、地方公務員志望者対象を1回実施した。各回満足度は98%以上となり、OBOGからリアルな話が聞けたことや、ブレイクアウトセッションを使用した回で、複数の行政機関の比較ができたことが満足度の高さにつながった。なお、本学の公務員就職者のうち地方公務員が70%を占めていることから、昨今の学生の需要に対応するため、地方公務員志望者対象のOBOG相談会を初めて2021年度に実施した。

2) 内定者座談会は2～3月に勉強や面接に関するテーマで全6回実施した。のべ参加者数436名、満足度96.4%となり、内定を勝ち得た先輩の話が聞ける貴重な機会となった。

3) 公務員合格体験記の収集に関しては、公務員受験に関しては情報が大切なため、全

体への周知に加え、公務員就職決定をした学生にも個別に連絡を行い、進路決定報告の連絡を受けた際に、合格体験記の記入を促した。全 125 件の合格体験記の提出があった (Web 96 件・紙 29 件)。

(3) CCn を利用したキャリアセンターのユーザビリティ向上(就活用オンライン環境等の整備)

①個室ブース (テレルーム) は、2022 年 3 月 14 日迄の利用が 21 名であったが、アンケートから利用者の満足度は 100%であった。2021 年度は就活面談や企業面談、ガイダンスの実施等で職員の利用が多くほぼ毎日利用があった。学生のダイレクトの利用には繋がらなかったものの、イベントや面談をオンラインで参加できた学生にとっては、職員の対応枠が増えたこともあり、全体の満足度も高まっていたと思われる。

2021 年 9 月 18、25 日にテレルーム (旧応接室) の防音工事が、9 月 21 日に事務イントラと耐震ネット (学生が利用する接続環境) の設定が終了し、学生告知のタイミングは 10 月以降になった (内定式が 10 月であるため、9 月後半以降の就活生の利用はそもそも少ない)。むしろ、緊急事態宣言や夏休み期間中は学生の来室自体が少なく、(職員による) オンラインサービスを希望する学生が多かった。

10 月以降公式 Web サイトや窓口案内、『草のみどり』等学内広報誌で新しくできたテレルームを告知広報したが、今後はリニューアルされた公式 Web サイトの Pickup 機能を使って利用を促進する。

②2021 年度卒業生の卒業生名簿連絡先入力数は 1,228 件 (進路報告者における連絡先入力率 20.41%) であり、前年度卒業生の連絡先入力数 992 件 (進路報告者における連絡先入力率 16.2%) よりも卒業後の連絡先情報の提供が飛躍的に増加した。進路決定報告者数は 3 月 1 日段階で文系学部 3,557 件 (昨年 3 月 3 日時点で 3,321 件) と、昨年より更に増えている。新型コロナウイルス感染症拡大下により実家で過ごしている学生が多いことから、例年自宅 (下宿先) 宛に 9 月に実施していた進路決定報告促進はがきの送付を行わなかったが、代わりに 9 月より電話掛けを実施し、就職活動継続中の学生には「ジョブ・チャレンジ (選考一体型会社説明会)」や多摩地区大学就職研究会合同企業説明会を案内、年明けには父母向けに実家に進路決定報告促進はがきを送付し、未内定者に限り面談予約期間外に予約枠を確保する等、未内定者への支援に力を入れた。今後は、父母懇談会の協力で導入したデジタル履歴書の登録を契機に、更に CCn の活用機会を増やし、卒業生名簿の登録・連絡先の開示を促進する。

(4) with コロナ時代における理系学生就活支援の強化

2021 年度に入ってもなお新型コロナウイルス感染症拡大は収束しない状況にあったため、同じオンラインという手法であっても学生が自身の進捗に合わせていつでも視聴できる「manaba (オンデマンド動画)」による開催方法と、学生が登壇者に質問をしたり、相互にコミュニケーションをとることのできる「Webex (ライブ配信)」による開催方法を、企画の趣旨を鑑みながら使い分けることによって効果の最大化を狙った。

以上のような考えから、筆記試験対策や業界研究の方法等、就職活動に関する技術的な講座 (昼活講座・夕活講座) については manaba (オンデマンド動画) で配信することとした。その結果、例えば「筆記試験対策講座 1 (前期用)」ではコロナ前の 2019 年度が対面形式で 46 名であったところ、2021 年度は manaba でのユニーク視聴者数が 226 名となった。また、

「理工学生が知っておくべきビジネスキーワード解説」では2019年度が21名であったところ、2021年度は同111名、「IR情報を活用した会社の見方・調べ方」では2019年度が31名であったところ、2021年度は同170名となった。

一方で、Webex（ライブ配信）のイベントとしては、学生の疑問を解消させることが肝要な各種ガイダンスについてはすでに前期から複数回実施している。また、後期には「OBOG交流会」や「学内企業セミナー」を開催し、学生が企業や業界についてOBOGに何でも気軽に話せるような環境を構築した。本来フェイス to フェイスが望ましいイベントだが、「OBOG交流会」についてはより対面に近づけるためにブレイクアウトセッション機能を利用し、工夫を凝らして実施した。

なお、新型コロナウイルス感染者数が比較的落ち着いていた7月初頭までの期間においては、参加者数が少数に限定されるイベント（業界職種研究会：キャンノ知的財産部門、就活何でも相談会）に限り、感染対策に十分留意しながら対面形式で実施した。さらには1月下旬にはフェイス to フェイスで熱意のこもった面接指導に定評がある「技術面接セミナー」を対面形式で実施した。その他、個人面談については対面とWebexを選択できるようにしている。

OBOG交流会において、参加条件として当初は当課独自様式のESを9月30日までに作成・提出させる課題を課していたが、開催期日の4日前までに締切の延長を行った。延長した期間を活用し、メールマガジンや学生面談等によって「とりあえず参加してみよう」という層にも訴えかけを進め、一定数の参加上積みにも寄与した。

各就職情報会社との情報交換、および学生との個人面談については、2020年度から引き続きオンラインが主体となっている。対面と比べると意思疎通のレベルが低下したことは否定できないが、新型コロナウイルス感染症拡大下でオンライン主体となった面接対策にも有効なことから、学生には個人面談を積極的に活用するように呼び掛けている。その結果、個人面談件数は2019年度の2,479件に対して2021年度最終の数値は2,715件となった。

<点検・評価結果>

組織における点検・評価の定期的な実施については、キャリアセンター組織評価委員会において、毎年適切に実施している。また、改善・向上の計画的な実施については、イベント・講座ごとに受講者（主に学生）アンケートを実施し、すべての意見に注視し、また、エビデンスに基づいた調査分析をおこない、的確に実施している。毎月行うキャリアセンターミーティングにおいて、組織における共有を図り、改善・向上の計画的な実施に努めており、キャリアセンターの内部質保証は適切に機能していると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教育課程・学習成果

<点検・評価項目①②は割愛>

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点1～5は割愛>

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

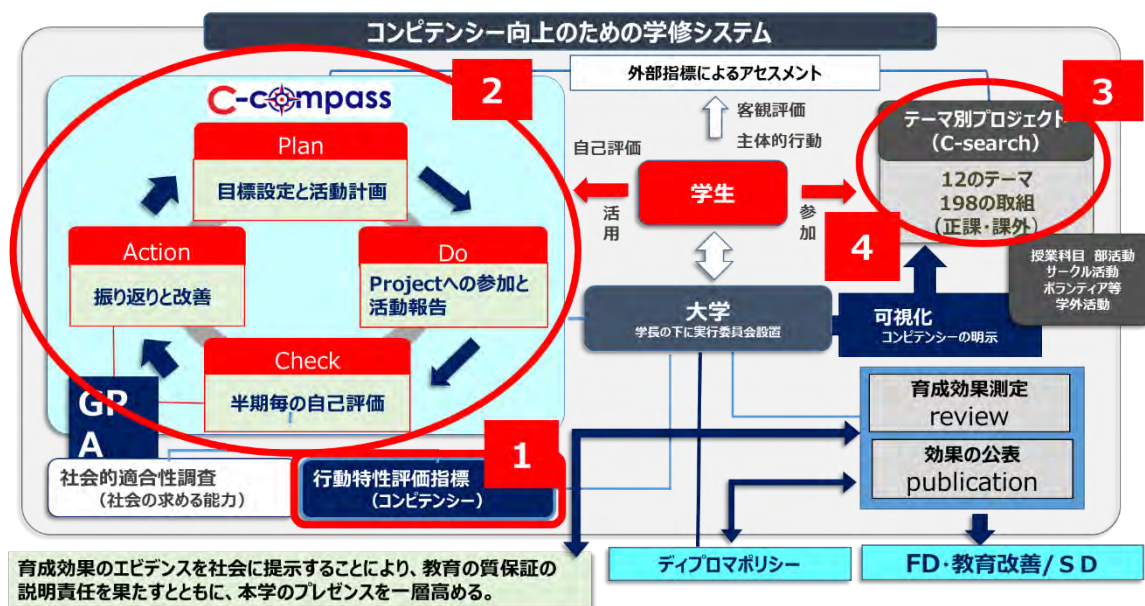
○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学生のキャリアデザイン（学生が自立した社会人・職業人としての自己実現を目指し、自らの将来設計を探ることをいう。）を支援するために必要な事項について、全学的に、総合的かつ継続的に検討するため、キャリア教育委員会を2004年度より設置している。

本委員会は、キャリアデザインの支援の方針に関する事項、キャリア教育に関する事項について検討し、また、行動特性（コンピテンシー）に関する取組みを行っている。

行動特性（コンピテンシー）に関する取組みは、社会で求められている「人間力」を評価する一つの指標として、行動特性（コンピテンシー）に着目し、従来のGPAに代表される「学力」の伸長のみならず、個々の学生が有する「行動特性」を自己確認させつつ主体的な行動に繋げることにより、自身の「行動特性」の伸長・涵養を図ることを目的とするものである。具体的には、正課内外の授業や講座、活動を通じて学生の「行動特性」の伸長を促す取組みと、授業など学びの場を通じて得た「知性」とを有機的に連動させることにより、体系的なコンピテンシー育成を図るものである（以下、概念図参照）。

[「知性×行動特性」学修プログラムの概念図]



- ① 本学が定めた7カテゴリー31キーワードから成る行動特性評価指標（コンピテンシー）に対して、レベル0～5までの自己評価を行う。
- ② コンピテンシー指標・目標設定
同じコンピテンシーに対して、半年ごとの目標設定を行う。また、指標設定では、指標化された「目標値」から目指す指標を選択。
- ③ 活動計画設定
目標としたコンピテンシーレベルに向上させるための半年間の活動を計画。テーマ別プロジェクト等の学内活動だけでなく、学外活動や資格、語学力等も含まれる（C-searchの各プロジェクトで獲得できるコンピテンシーレベルが検索可能）。

④活動報告

半年間のレビューを行い、取り組んできたことについて実績を記入。また、外部指標によるアセスメント等で客観的に自分を振り返り、次の PDCA に向けてさらにコンピテンシーを向上させる。

更に、2022 年度キャリア教育委員会では、すぐに着手可能な「単年度取組」と「中長期的視野で検討が必要と思われる取組」の 2 つに課題を分け、以下のとおり進めている。

【単年度取組】

1. キャリア教育、卒業後の進路・就職環境を広く教職員に理解してもらうための啓発講演会の検討・実施（教職員対象）

キャリア教育、卒業後の進路・就職環境を広く教職員が理解したうえで学生に社会的・職業的自立を図るための教育を行うために、FD・SD 研修の一環として、FD 推進委員会と共催で 2021 年度より進路・就職分析講演会を開催している。2021 年度は「コロナ下による就活の変化と中大生の特徴から考える今後のキャリア・就職支援について」、2022 年度は「就職後にはじまる適職探しとその支援の在り方 ー 誤解の多い就職活動に関する認識」「昨今の就職動向と中央大学学生の進路・就職状況について（2022 年 3 月卒）」をテーマとして講演を行った。

2. 『キャリアデザイン・ノート』の配布、使い方の指導

第 1・2 回就職ガイダンスで新 3 年生に紹介し、ガイダンス以降希望者約 1,000 人に配布。また、新型コロナウイルス感染拡大を契機に、2022 年度版以降の制作については、紙媒体（14,000 部印刷・製作費総額 231 万円）を廃止する事を 2021 年度第 2 回キャリア教育委員会（2021 年 11 月 24 日開催）にて承認。

3. 「低学年演習授業等でキャリア教育を取り上げる際の参考情報」の全教員への配布

「低学年演習授業等でキャリア教育を取り上げる際の参考情報」は、低学年次の演習授業等において、キャリア教育について取り上げる場合、教員が必要に応じて参考にできるよう作成した資料であり、毎年学部の教授会や新任教員研修にて全教員に配布している。資料には、キャリアセンター職員による授業支援（低学年対象の講演会実施）の記載があり、2022 年 4 月 19 日（火）4・5 限には、全学連携教育機構事務室が統括するキャリアデザイン教育プログラム内で講演を実施した。講演内容は、大学生生活の過ごし方・キャリアセンターの使い方 C-compass の入力方法等であった。

4. 「C-Search」プログラム科目の年度更新

「C-Search」とは、伸ばしたいコンピテンシーと関連した学内のプロジェクトを検索できるシステムである。コンピテンシーや求めるレベル、所属学部、年次などから、取組むべきプロジェクトを検出することが可能であり、C-compass の一翼となる機能である。キャリア教育関連科目に指定されたテーマ別プロジェクトについて、シラバス等の変更を反映しながら、学部事務室と調整し、都度更新をしている（上記概念図参照）。

【中長期的視野で検討が必要と思われる取組】

1. 「C-compass」または「C-compass」に代わり得る学生の自己評価システムの開発

本取組みにおいては、学生生活における PDCA サイクルを支援するためのシステムとして現在、「学生自己点検・評価システム (C-compass)」を活用している。C-compass は、各学部の導入教育を目的とする科目の授業において紹介・データ入力の手機が設けられているものの、現在のところ、これを活用した学生支援やリフレクションを組織的に行う仕組みとはなっておらず、広く活用されているとは言えない状況にある。新型コロナウイルス感染拡大の影響で C-compass の授業における利用が滞った 2020 年度以降においては、C-compass を複数回利用したことのある学生は全体の 1 割未満であり、利用率が低いことが難点である。

[2021 年度 C-compass 入力状況]

2021年度後期															
	1年次			2年次			3年次			4年次以上			合計		
	目標	活動実績	自己評価	目標	活動実績	自己評価	目標	活動実績	自己評価	目標	活動実績	自己評価	目標	活動実績	自己評価
法学部	1		1	1									2	0	1
	0.07%		0.07%	0.07%									0.03%	0.00%	0.02%
経済学部	1			1									2	0	0
	0.10%			0.09%									0.05%	0.00%	0.00%
商学部	3		1										3	0	1
	0.30%		0.10%										0.07%	0.00%	0.02%
理工学部	33	6	32	19	10	15	26	38	55	52	60	79	130	114	181
	3.47%	0.63%	3.37%	2.23%	1.17%	1.76%	2.48%	3.62%	5.24%	4.37%	5.05%	6.64%	3.22%	2.82%	4.48%
文学部	1				2	1	2		1				3	2	2
	0.09%				0.21%	0.10%	0.21%		0.10%				0.08%	0.05%	0.05%
総合政策学部													0	0	0
													0.00%	0.00%	0.00%
国際経営学部	2												2	0	0
	0.64%												0.23%	0.00%	0.00%
国際情報学部													0	0	0
													0.00%	0.00%	0.00%
合計	41	6	34	21	12	16	28	38	56	52	60	79	142	116	185
	0.65%	0.10%	0.54%	0.35%	0.20%	0.27%	0.45%	0.61%	0.90%	0.78%	0.90%	1.19%	0.56%	0.46%	0.74%

2021年度前期															
	1年次			2年次			3年次			4年次以上			合計		
	目標	活動実績	自己評価	目標	活動実績	自己評価	目標	活動実績	自己評価	目標	活動実績	自己評価	目標	活動実績	自己評価
法学部		1	1			1	1						1	1	2
		0.07%	0.07%			0.07%	0.07%						0.02%	0.02%	0.03%
経済学部	8	1	1		1	1	1						9	2	2
	0.77%	0.10%	0.10%		0.09%	0.09%	0.10%						0.21%	0.05%	0.05%
商学部	3						2						5	0	0
	0.30%						0.20%						0.11%	0.00%	0.00%
理工学部	12	24	60	4	10	16	8	4	6	1		1	25	38	83
	1.26%	2.53%	6.32%	0.47%	1.17%	1.88%	0.76%	0.38%	0.57%	0.08%		0.08%	0.62%	0.94%	2.05%
文学部	10	2	2	1			3	1	1				14	3	3
	0.94%	0.19%	0.19%	0.10%			0.31%	0.10%	0.10%				0.35%	0.08%	0.08%
総合政策学部	14												14	0	0
	4.56%												1.14%	0.00%	0.00%
国際経営学部	15	5	7										15	5	7
	4.82%	1.61%	2.25%										1.73%	0.58%	0.81%
国際情報学部							1						1	0	0
							0.68%						0.22%	0.00%	0.00%
合計	62	33	71	5	11	18	16	5	7	1	0	1	84	49	97
	0.98%	0.52%	1.13%	0.08%	0.18%	0.30%	0.26%	0.08%	0.11%	0.02%	0.00%	0.02%	0.33%	0.19%	0.39%

2. ファクトベース（事実の積重ね）で自らの基礎力を知る事ができるアセスメントテストの導入

全学的には現在、マイナビが実施する適性検査対策 Web テストと性格診断テストにおいて、本学への情報開示に同意している学生の動向をキャリアセンターで検証し、必要に応じて解説・フォロー講座を開催している。一部学部で実施しているアセスメントテストはあるものの、学部毎に実施目的が異なっており、学生が自らのコンピテンシーについて客観的に測定できる内容にはなっていない。

3. 「自己評価」と「事実の積重ね」を積極的に着手することに学生がインセンティブを感じられる仕組みづくり（第三者によるフィードバック等の導入）

「1. 『C-compass』または『C-compass』に代わり得る学生の自己評価システムの開発」とも関連し現段階で未着手であるが、これまでのフェーズで、学生の自己評価のみでは利用そのものが継続されない事がわかっている。

4. キャリア教育に関する全学横断的な科目の検討

2021年12月中旬に各学部において「キャリア教育委員会推奨科目」設置についてのアンケートを実施し、下記の科目を「キャリア教育委員会推奨科目」として設置することを委員会持ち回り審議にて決定したうえで、2022年度履修要項および時間割に掲載し、学生に周知広報した。

[キャリア教育委員会推奨科目]

学部	科目名	開講期間	単位	配当年次
経済学部	★キャリアデザイン	前期・後期	2単位	講座により異なる
商学部	★総合講座「働くこと入門9」	後期（秋学期）	2単位	1年～4年
文学部	★キャリアデザイン（1） ～あなたの人生設計図、描けますか？～	前期	2単位	1年・2年
	★キャリアデザイン（2）※	後期	2単位	1年・2年
理工学部	技術と法	前期	2単位	学科により異なる
	知的財産法演習	後期	2単位	
	知的財産取扱基礎知識	前期	2単位	

<点検・評価結果>

以上のとおり、キャリア教育委員会を各学部から選出された教員及び専任職員により構成し、各学部教授会と連携を図りながら全学的なキャリア支援の取組みを適切に継続して行っている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

キャリア教育委員会における【単年度の取組】については、本委員会設立当初より恒常的に実施すべき政策として、メンテナンスをしながらも安定的かつ長期的に実施しているが、【中長期的に取組が必要と思われる課題】については、学修成果の見える化や定量的・客観的なエ

ビデンスに基づくフィードバックを実現するシステム開発の方向性の検討や仕掛けづくり、予算準備、他部課室との調整等が必須であり、短期間で進められない案件でもある。

<今後の対応方策>

【中長期的に取り組む必要がある課題】における「1.『C-compass』または『C-compass』に代わり得る学生の自己評価システムの開発」及び「3.「自己評価」と「事実の積重ね」を積極的に着手することに学生がインセンティブを感じられる仕組みづくり（第三者によるフィードバック等の導入）」については、他者評価や自身と同じパターンの先輩（卒業生）モデルを通じて、自身の適性に合ったプロジェクト参加や、履修科目等がリコメンドされるなど、定量的・客観的に学生が自らのコンピテンシーレベルを検証し、具体的なステップに踏み出せるような仕組みづくりが必要である。例えば、現在常用している manaba 等を介して利用できるように、学内の DX 化と併せて関係部課室と検討・調整を行っていく。また、「2. ファクトベース（事実の積み重ね）で自らの基礎力を知る事ができるアセスメントテストの導入」についても、今後は全学的なアセスメントテスト導入の必要性や可否について、学内関係部課室と検討を進めていく必要がある。（参考：「知性×行動特性」学修プログラムの全学的展開～フェーズⅡ～
https://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/fd/educational_power/2015_01/）

◇本学における学生支援

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する方針を明示しているか。

評価の視点①学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する大学としての方針の適切な明示

<現状説明>

○学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する大学としての方針の適切な明示

学生支援に関する全学的な方針については、2014 年度に策定を行い、本学公式 Web サイトを通じて周知している。具体的な内容は次のとおりである。

●学生に対する修学支援に関する方針

本学は、単に学問的知識を修得するのみならず、豊かな人格と自立した社会人として活躍する素養を兼ね備え、自ら考えて主体的に行動することができる学生を育成するため、物的・経済的条件を整備するに留まらず、各教育研究組織及び学生支援セクションが有機的に連携し、学生の学修意欲の向上と豊かな人間力の醸成に向けた組織的な学修支援施策を実施するものとする。

●学生に対する生活支援に関する方針

本学は、正課内外の活動一つひとつが学生における成長・発展の糧であり、その総体が豊かな人格形成に資するものであるとの認識の下、これを支える教育研究環境及びキャンパスアメニティの質的向上、奨学金をはじめとする経済的支援制度の整備、心身ともに健康に学び生活するための支援の充実等による、総合的かつ体系的な学生支援を可能とする諸施策の推進に全学を挙げて取り組むこととする。

●学生の進路支援に関する方針

本学は、学生が卒業・修了後においても自らの資質を向上させ、社会的自立を図るために必要な能力の涵養に資するよう、また、本学における修学を通じて、学生自らが自身のキャリアデザインを描き、これに基づく主体的な学びを展開できるよう、正課内外におけるキャリア形成支援を充実するとともに、学生の具体的なキャリアビジョンを具現する上で不可欠な進路・就職支援を推進することとする。

上記方針の下、キャリアセンターにおいては、『学生一人ひとりの「夢」を実現すること』をサポートポリシーとし、それを具現化するための「重点事業4」を掲げ、進路支援を行っている。2021年度については、1. オンラインを積極的に活用した就職活動の支援、2. 公務員就職支援、3. 低年次キャリア支援プログラム、4. キャリアセンターのユーザビリティ向上の4つを重点事業として標榜している。また、理工キャリア支援課においては、専門性や理工系技術力が問われることから、在学中に企業や業界の現状、働き方を知ることで、将来「なりたい自分」になるためのキャリアデザイン作りに資する企画を多数実施している。「重点事業4」の詳細は「点検・評価項目②」の項を参照されたい。

<点検・評価結果>

上記重点事業については、公式 Web サイト上では公開していないが、全国の父母に郵送される広報誌『草のみどり』5月号で毎年公表している。併せて、6月から実施の父母懇談会でも、キャリアセンターの重点事業の説明をしている。また、結果報告（総括）については、『草のみどり』3月号にて行い、構成員に適切に明示している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点2～8、10～11は割愛>
評価の視点1：学生支援体制の適切な整備
評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

<現状説明>

○学生支援体制の整備について

学生のキャリア形成及び就職支援を目的とする組織としてはキャリアセンターを設置している。文系学部及び文系大学院研究科（修士課程）の学生に対する支援については、キャリア支援課（多摩キャンパス）が担っている（支援内容の詳細については以下の表を参照）。

[学生別キャリアセンター使用可否一覧（キャリア支援課）]

	キャリアセンターネット (CCN)	面談	OBOG名簿閲覧	manabaキャリアセンター (文系) コース	イベント (民間)	イベント (公務員) ※3	キャリアセンター室内利用 (資料閲覧・コピー等) ※4	テレルーム
学部生 (在学・休学)	○	○	文系：○多摩・市ヶ谷 ×後援園 理工：○後援園 ×多摩・市ヶ谷	○	○	○	○	○
大学院生 (修士)	○	○	文系：○多摩・市ヶ谷 ×後援園 理工：○後援園 ×多摩・市ヶ谷	○	○	○	○	○
大学院生 (博士) ※1	×	×	×	×	×	無料講座：○ 有料講座：△	○	×
法科大学院生 ※2	×	×	×	×	×	無料講座：○ 有料講座：△	○	×
ビジネススクール生	×	×	×	×	×	無料講座：○ 有料講座：△	○	×
通信教育課程生	キャリアセンター（多摩キャンパス）設置PCのみ利用可	当日空席に限り可	×	×	×	無料講座：○ 有料講座：×	○	×
科目等履修生	×	×	×	×	×	無料講座：○ 有料講座：×	○	×
聴講生	×	×	×	×	×	無料講座：○ 有料講座：×	○	×
研究生	×	×	×	×	×	無料講座：○ 有料講座：×	○	×
卒業生	キャリアセンター（多摩キャンパス）設置PCのみ利用可	当日空席に限り可	×	×	×	無料講座：○ 有料講座：△	○	×

※1：大学院等設置が対応。「中央大学事務組織規程」規程。
 ※2：法科大学院等履修リーガルキャリアが対応。法務に特化したキャリア支援となるため、それ以外の支援を希望する場合は、「卒業生」（中大学生に限る）としての対応。
 ※3：中大内の各種業種を掲載するための受講可。有料講座は補助金対象であるため、補助金対象とならない学生は受講不可だが、運動対策講座や国際化取組向けの講座は、空きがあれば可（△）。
 ※4：「就職活動体験記」は個人情報が記載されており、OBOG名簿閲覧対象外の学生も閲覧できる。一データのみでの開示を検討中。
 ※5：専門性、授業料・施設設備費等を考慮して、利用の可否を判断。

なお、キャリア支援課においては、専任職員9名、キャリアコンサルタント有資格派遣職員4名（繁忙期7名。通年の障害者担当1名、留学生担当1名含む）で学生に対する個人面談（添削、模擬面接、相談）に対応している（2～7月は市ヶ谷田町キャンパスも開室）。加えて事務派遣職員3名、パートタイム職員6名体制で主にイベント、受付窓口、求人等企業情報の配信・掲示等業務を行っている。

開室時間は平日9～17時、土曜日は9～12時、学生面談は主にキャリアセンターネット（CCn）から事前予約し、オンラインと対面の両方に対応している。2021年度の面談実績は以下の通り。
[多摩キャリアセンター個人面談実績（キャリア支援課）]

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
【面談予約件数】多摩		98	122	70	116	52	55	84	108	122	88	118	164	1,197
分室		2	5	7	18	0	0	0	0	0	0	7	5	44
WEB		701	696	489	461	226	275	371	409	338	342	721	866	5,895
当日対応（多摩・分室・WEB・電話）		119	224	216	122	57	107	164	157	116	102	112	164	1,660
（内訳：学生アドバイザー対応件数）		0	0	33	66	28	0	45	88	82	61	86	124	613
不明		0	0	0	0	1	1	0	1	1	2	0	-1	5
合計		920	1047	782	717	336	438	619	675	577	499	958	1198	8,796
【お断り件数】多摩		3	6	31	5	0	0	6	1	0	0	1	4	57
分室		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学年	1年生	9	18	8	8	4	8	9	21	17	6	13	12	133
	2年生	13	31	30	14	19	32	44	31	49	25	37	41	366
	3年生	93	276	297	229	119	201	361	447	399	406	809	996	4,633
	4年生以上	787	702	440	456	193	186	199	168	109	94	98	132	3,564
	院生	13	4	2	3	0	3	4	4	2	2	0	14	51
	卒業生	4	16	5	7	1	8	2	4	1	1	1	3	53
	通教生	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
相談区分	民間企業	793	668	373	328	182	250	378	434	391	412	820	1018	6,047
	公務員	61	138	169	201	62	54	69	84	58	50	48	110	1,104
	インターンシップ	11	97	136	135	62	57	84	62	63	26	16	2	751
	その他	55	144	104	53	30	77	88	85	65	47	74	68	890
相談内容	書類対策	233	270	260	226	82	109	226	213	179	179	441	566	2,984
	面接対策	447	391	241	342	115	66	118	157	133	148	236	274	2,668
	その他	240	386	305	212	139	263	275	305	257	202	269	311	3,164
臨時セミナー	ESセミナー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	119	0	126	245
	面接セミナー	122	0	0	0	0	0	0	0	0	78	8	0	208
	その他、就活全般等についてのセミナー	0	310	90	0	0	0	20	65	57	472	144	0	1,158

理工キャリア支援課においては専任職員3名、派遣社員（キャリアコンサルタント資格保有）2名（繁忙期においては3名）で学生に対する個人面談（添削、模擬面接、相談）に対応している。それに加えて、パートタイム職員が2名という体制である。

対象学生は理工学部学生、理工学研究科学生であり、理工系学生特有の就職活動（学校推薦）にも対応している。理工キャリア支援課では個人面談（添削、模擬面接、相談）を実施しているが、年間2,000件を超える面談実績（2021年度は2,715件）のうち、理工学研究科学生が約半数（2021年度は1,328件、48.9%）を占めている。

窓口時間は平日10～18時、土曜日9～12時までである。

新型コロナウイルス感染拡大を契機に、従来の対面による面談に加え、オンライン（Webex

Meetings) による面談にも対応している。

○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

以下、キャリアセンターが行うキャリア・就職支援の取組み状況について概要を示す。

[文系学部・研究科 実施イベント（キャリア支援課）]

【キャリア支援関連（民間・公務員）】

イベント名	概要	2021年度			
		開講数	受講者数	実施時期	対象
PBL講座	企業から講師を招く課題解決型連続ワークショップ	9	38	8月～9月 11月～12月	1～2年生
インターンシップ・ガイダンス(民間)	インターンシップ理解促進と募集情報周知	1	495	4月	3年生
インターンシップ・実参加(民間)	-	-	270	通年	全
インターンシップ・ガイダンス(公務員)	インターンシップ理解促進と募集情報周知	1	1558	5月～3月	1～3年
インターンシップ・実参加(公務員)	-	-	120	通年	1～3年
世の中理解セミナー	社会のトレンドや文脈を考えるセミナー	10	227	9月～2月	全
キャリア支援セミナー		5	349	通年	全
自己表現術セミナー	アナウンサー山本哲也氏による、社会に出て活躍するためのセミナー	6	105	6月～11月	1～2年生
低学年のためのキャリア支援セミナー		5	339		全
計		37	3501	-	-

【就職支援関連（民間）】

イベント名	概要	2021年度			
		開講数	受講者数	実施時期	対象
就職ガイダンス	書類の書き方	1	453	9月	3年生
	面接対策	1	215	1月	2～3年生
	内定者による就活アドバイス	-	-	-	3年生
	今から始める就職活動	1	790	4月	3年生
面接力UPセミナー	外部講師を招き、面接対策を実施	7	225	2月	3年生
マスコミセミナー(新聞・出版セミナー)	OB・OGを講師に迎え、出版・新聞業界突破に向けES・面接対策を実施	5	67	7月～2月	全
OBOG交流会 ※2020年度までは「キャリア・ライブ」	OB・OGと学生が一堂に会し、先輩との交流の場	2	525	7月・2月	全
学内企業セミナー ※2020年度までは「ジョブ・フェスティバル」	全学年を対象に企業研究をテーマに自社の説明会を行う場	278	2490	11月～2月	3年生
障がい学生のためのキャリアガイダンス	障がい学生が「働くということ、就職するということ」を自ら考え、行動するための「気づき」の場を提供	5	64	6月～11月	全
ジョブ・チャレンジ(選考一体型会社説明会)	企業の人事を招き、説明会と一次面接を大学にて実施。合説1回、単独11回実施。	20	448	7月～12月	4年生
外国人留学生対象の就職ガイダンス	日本で就職を希望する外国人留学生を対象の就職ガイダンス	5	81	5月～10月	全
U1ターイベント	U1ターを希望している学生を対象にガイダンスを実施。U1ター就職協定締結自治体を中心に自治体別相談会等、実施。	7	326	6月～2月	全
女子学生支援イベント	卒業生との連携企画。OGによる講演・4年生内定者(女子)によるパネルディスカッションを実施。	1	12	11月～2月	全
内定者との座談会	内定者(4年生)による就活アドバイス	9	215	2月～3月	1～3年生
臨時セミナー	職員による、不定期開催セミナー。テーマごとに実施	6	567	通年	
リスタートセミナー		2	170	4月～6月	4年生
海外インターンシップセミナー		1	72	5月	全
就活準備セミナー		16	1664	9月～11月	3年生
他大学合同模擬面接会		1	19	12月	3年生
計		363	8336	-	-

【公務員・教員関連】

イベント名	概要	2021年度			
		開講数	受講者数	実施時期	対象
公務員入門ガイダンス	公務員の仕事内容や試験準備を分かりやすく説明	4	251	4月	1・2年
「公務員をめざそう」講演会	現職の国家公務員(総合職)による公務員の役割や働き方、将来のキャリアについての考え方などについての講演	2	337	10月	1～3年
公務員面接試験対策セミナー(講義編)	公務員受験予備校専任講師による面接対策(講義)	1	214	10月	3年
公務員面接試験対策セミナー(演習編)	公務員受験予備校専任講師による面接対策(面接カード作成)	1	100	2月	3年
炎の塔入室選考	炎の塔内、個人専用の机・椅子・ロッカーを使用するための選考(エントリーシート・面接)	コロナウイルス感染症の影響により、実施なし			
【中大版】公務員研究セミナー<公務員>	本府省庁や地方自治体の採用担当者による説明会	109	1268	10月～12月	3年
人事院による国家公務員試験制度説明会	人事院による国家公務員の試験制度に関する説明会(OB・OGによる業務紹介含む)	【中大版】公務員研究セミナー内で実施のため、該当項目にて集計			
公務員内定者交流会(内定者による公務員セミナー)	公務員内定者によるパネルディスカッション・相談会	6	436	2月～3月	1～3年
国家公務員OB・OG相談会	本学OB・OGによる個別相談会(全2回)	3	167	6月・11月・2月	全
公務員基礎講座(2015年度までは公務員講座)	公務員受験予備校専任講師による公務員試験対策の基礎固め講座(120分/回 各全12回)前期4科目、後期5科目開講	156	338	5月～3月	1・2年
公務員記述式対策講座	記述式試験に対応する講義、演習	9	33	5月～3月	2・3年
人事院面接突破セミナー	人事院による国家公務員の試験制度に関する説明会(OB・OGによる業務紹介含む)	1	3	5月	4年
直前面接対策セミナー	公務員受験予備校専任講師による模擬面接	18	54	6月～7月	4年
直前論文対策講座	公務員受験予備校専任講師による論文指導	1	35	2月	4年
官庁訪問対策セミナー	公務員受験予備校専任講師による官庁訪問対策講座	1	6	6月	4年
計		126	2773	-	-

【理工学部・研究科実施イベント(理工キャリア支援課)】

領域	名称	時期	概要	参加学生数	実施方法	対象	
キャリアデザイン	オリエンテーション	5月	オリエンテーション「これから社会へ出ていくあなたへ～世の中分析、社会を知る、仕事を知る～」	461	manaba	1年	
		5月	オリエンテーション「卒業後のキャリアを考える～なりたい自分になるために～」	362	manaba	1年	
		9月	オリエンテーション「卒業後のキャリアを考える～先輩の話を聞こう!～」	235	manaba	1年	
民間企業	進路・就職ガイダンス	5月	第1回:就活とインターンシップ解説・内定者体験談・各種手続	1052	Webex	3年・M1	
		6月	第2回:ESの書き方・OBOGの講演	358	Webex	3年・M1	
		10月	第3回:就活スケジュール解説・後期イベント紹介	534	Webex	3年・M1	
		1月	第4回:学校推薦	658	Webex	3年・M1	
	インターンシップ講座	5月	通るES・面接対策講座	373	Webex	3年・M1	
		5月	インターンシップガイダンス&通るES・面接対策講座	93	Webex	1・2年	
	昼活講座・夕活講座	昼活講座・夕活講座	4月	筆記試験対策講座1	226	manaba	3年・M1
			4月	理工学生が知っておくべきビジネスキーワード解説	111	manaba	3年・M1
			5月	MONONOTE 2023のつかいかた	106	webex	3年・M1
			5月	IR情報を活用した会社の見方・調べ方	170	manaba	3年・M1
			6月	グループディスカッション・グループワーク対策講座	120	webex	3年・M1
			6月	グループディスカッション対策実践編	16	webex	3年・M1
			9月	筆記試験対策講座2	168	manaba	3年・M1
			10月	ブラック/ホワイト企業の見分け方	54	webex	3年・M1
			10月	秋冬インターンシップ徹底攻略講座	99	webex	3年・M1
			10月	秋冬インターンシップ徹底攻略講座	53	webex	3年・M1
			1月	早期選考に落ちた人必見!心が「やる気」になる講座	18	webex	3年・M1
			1月	今から間に合う!自己PRレベルアップ講座	51	webex	3年・M1
			1月	動画選考対策基礎講座	27	webex	3年・M1
	2月	本番直前!面接対策講座	80	webex	3年・M1		
企業別OBOGセミナー	11～3月	理工学部OBOGによる会社紹介と働き方について	843	Webex	3年・M1		
学内企業セミナー	12～2月	企業に自社に対する説明をしていただく	2268	Webex	全学年		
技術面接セミナー	1月	技術面接対策のため、技術系採用担当者レベルのOBに講師となつていただき、模擬面接を実施	36	対面・Webex	3年・M1		
業界職種研究会	6～7月	各業界による、業界や職種に関する説明会	110	Webex	3年・M1		
就活何でも相談会	5月	予約不要で就活に関する悩みを受け付ける	7	対面	4年・M2		
OBOG交流会	10～12月	各社社会人若手OBOGにお越しいただき、交流会を実施	876	Webex	3年・M1		
公務員	都庁面接セミナー	6月	都庁勤務OBOGによる模擬面接	4	Webex	4年・M2	
	官公庁・地方公務員セミナー	11～3月	官公庁・地方公共団体による業務説明会	61	Webex	全学年	
	公務員試験対策講座ガイダンス	10月	公務員試験の解説・体験談と講座の説明	61	対面・Webex	全学年	
	公務員試験対策講座	10～4月	国家総合職向け講座	42	対面・Webex	全学年	
教員	公立校教員セミナー	12月	教育委員会による説明会	47	Webex	全学年	
			延べ参加学生数	9,738			

※開講数は1回を1カウント、受講者数は延べ人数。2020年度はコロナ禍の為オンライン開催(後日オンデマンド受講の場合、受講者数はPV数)。※緑セルは有料講座

学生の進路選択に関わる指導・ガイダンス等についてはキャリアセンターが中心となって実施しているほか、学生生活全体における自己成長支援として、前述のキャリア教育委員会を介して、全学で「知性×行動特性」学修プログラムの取組みを推進している。加えて、企業から講師を招く課題解決型連続ワークショップとしてPBL講座を、低学年のうちから社会のトレンドや文脈を考えるセミナーとして「世の中理解塾」を、SNSを通して学生のニーズに応えながら実施している。

1) キャリア支援関連科目（民間・行政）

学生自らが行動を起こし、「職業観を身に付ける」、「社会で必要な能力を高める」ためのプログラムである。学生自身がやりたいこと、なりたい自分をイメージできるように、講演会や少人数グループワーク等で将来を考えるための情報収集や体験の機会を設け、入学直後から卒業後の進路を決めるまで、社会や仕事について体系的に学ぶことができる点が特徴である。学生生活の早期段階から多彩なプログラムへ参加することで、自分を見つめ直し、修学その他の目的意識をもって大学生活を送ることが可能となるよう配慮している。

個々のプログラムの概要は次の通りである。

①PBL 講座

企業から講師を迎え、実際の企業の課題に対してグループで取り組み、発表までを行う講座として実施。活動を通じて、学生が企業視点でビジネスを学び、課題解決力、役割認識、コミュニケーション力等、幅広い能力等を高めることを目的としており、2021年度は前期「スイーツ開発で北九州の魅力発見！～マーケティング&SDGsを学んで、目指せ！商品化～」のテーマで全3回、後期に「10年後のスマートシティでの生活を考えよう」のテーマで全6回を実施。

②世の中理解塾

キャリアセンター職員2名と学生6名で活動しており、本学学生が様々な角度から世の中を理解しキャリア形成につなげるための場を提供している。SNSを通して得た学生の声をもとに、様々な道で活躍するOBOGの講演会やnote上での社会人インタビュー記事など、幅広い企画を開催。2021年度はランチタイム企画を8回実施し、卒業生を対象に「卒業生花束企画：活躍する社会人になるためには」を開催した。

③キャリアデザイン・インターンシップ

キャリアデザイン・インターンシップは、在学中に自分の専攻や将来に関連した企業や自治体において、実際に「働くこと」を体験できる制度である。当該インターンシップを通じて単位認定はされないが、企業と学生が互いに理解を深めることができ、学生にとっては、社会のしくみや働くことを理解するだけではなく、大学で何を学ぶべきか、「自分とはなにか」を考えるためのきっかけとなっている。

本学では、学生にとってインターンシップがより有効な機会となるよう以下の各種プログラムを実施し、募集段階のガイダンスから終了後の体験報告会まで一貫した支援を行っている。

・次世代リーダーズプログラム～Business College コース～

学内での座学と学外での実習体験により、インプットとアウトプットのギャップを学生が肌で感じてもらうことを目的とし、毎年学部1・2年生を対象に実施している。

(<https://www.chuo->

[u.ac.jp/uploads/2021/04/career_internship_corporations_program_01.pdf](https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2021/04/career_internship_corporations_program_01.pdf))。

・「架け橋プログラム」

3年次以上を対象とした産学連携型のインターンシップ。社会での経験を学修と結びつけることで、高い職業観を養い、進路を考える機会となることを目指す (<https://www.chuo-u.ac.jp/career/internship/students/careerdesign/program/#bridge>)。

・行政インターンシップ

省庁、各地方の行政機関等で実施されるインターンシップ。申込手続き等に関する窓口がキャリアセンターとなるケースが多い。

④インターンシップ準備ガイダンス・インターンシップ突破セミナー

インターンシップ準備ガイダンスでは、インターンシップの目的や実施概要を伝え、参加を促進することを狙いとしたガイダンス。インターンシップ突破セミナーでは、自己分析対策、業界・企業研究、ES対策、面接対策を実施しており、どちらも4月中旬に実施している。

⑤自己表現術セミナー

社会に出て必要とされるコミュニケーション力をスピーチトレーニングで実践的に身につけていく10回の連続講座。講師に現役アナウンサーを迎え、話すプロから直接指導を受けられる。1・2年生限定の人気講座となっている。

[キャリアデザイン・インターンシップ参加者数 (2021年度)]

2021年度		※法学部	※経済学部	※商学部	※文学部	※総合政策学部	※国際経営学部	※国際情報学部	※理工学部	理工学研究科	商学研究科	経済研究科	文学研究科	公共政策研究科	総合政策研究科	法学研究科	※文系(学部・院)計	※理系(学部・院)計	※文理計	※受入先企業数		
		有は内数	有は内数	有は内数	有は内数	有は内数	有は内数	有は内数	有は内数	有は内数							単位数	単位数	単位数	有は内数	有は内数	
架け橋	通年	1	2	4	2		1										10		10			
次世代	通年	84	49	38	35	15	6	11									238		238			
行政	夏	70	5	8	2	4	19	3	5	2							111	7	111	7		
	秋冬																					
	春	6		1				2									9		9			
海外	夏																					
	春																					
公募	夏	2		1		4											7		7			
	秋冬	6		1		3	1	2	1	1							15		15			
合計		169	5	62	2	49	0	61	0	22	0	13	0	14	0	0	390	7	0	390	7	0

2) 就職活動サポート・プログラム

キャリアデザイン・プログラム、キャリアデザイン・インターンシップを経て、設計してきた自分の未来図をかたちにするための最終ステップが就職活動段階であり、学生一人ひとりが充実した就職活動を行えるよう、キャリアセンターにおいてきめ細かいフォローアップを行っている。

なお、本学は、多摩キャンパスに文系の学部及び大学院各研究科が、後楽園キャンパスに理工学部及び理工学研究科が所在していることから、それぞれのキャンパスにおいて文系・理系の特性に応じた支援を展開している。

①就職ガイダンス

多摩キャンパスにおいては、主として3年生対象の就職ガイダンスを年3回(1回:書類の書き方、2回:面接対策、3回:今から始める就職活動)実施している。

後楽園キャンパスにおいては、3年生とM1を対象に、全体ガイダンス(「進路・就職ガ

イダンス)を4回実施し、就職情報サイト登録やOBOG講演会、学校推薦説明会等各回の開催時期に相応しい就職支援サービスを実施している。

②個人面談

キャリアセンターにおいて、自己分析から、求人紹介、エントリーシート添削まで、就職に関する各種の相談を1対1で行っている。多摩のキャリア支援課においては、新型コロナウイルス感染症拡大前の2019年2月より、CCnの就活面談予約サイトからオンラインで事前予約ができるようになり、従来受付窓口で早朝からできていた長蛇の列が解消された。また、予約がとれなかった学生や飛び込みで訪れる学生に対しても、対応できるスタッフ(主にパートタイム職員)を増やし、きめ細やかな対応を心掛けている。あわせて新型コロナウイルス感染症拡大以降は、Webexを介したオンライン就活面談と対面のハイブリッド仕様になり、学生へ向けたオンライン面談を受けるにあたっての留意事項も整備した。

個人面談は人的・時間的にも多くの労力を要することから、キャリアセンターの負担は大きい。大規模なガイダンスでは対応しきれない学生個別の事情に応じた就職支援が可能であり、また、学生の就職に対する不安の軽減なども期待されることから、非常に高い効果を発揮している。

③「Career Center net (CCn)」進路・就職支援 Web サービス

就職情報システムについてはCCnを通じて進路選択や就職支援に係る情報提供を行っている。本システムは学年に関わらず利用することが可能であり、早い段階からキャリア形成の準備を進めるためのツールの一つとして、1・2年生にも利用を呼び掛けている(3年生の4月の第1回就職ガイダンスで登録会を実施)。

本システムは、企業の基本情報、企業等からの求人やセミナー情報、合同企業説明会情報を蓄積するデータベースとしての機能に加え、企業研究のためのOBOG訪問に資することを目的に、各企業から提供された卒業生名簿の閲覧機能も有している。さらに新着求人に関しては、学生が設定すれば、希望する業種、地域毎に新着求人として全学メールで受信することができる仕様となっているほか、企業名や、その他のキーワード検索を備え、学生のインスピレーションによる検索にも応える環境を整えている。また、卒業時点の進路情報や就職活動報告もWebから簡単に登録できるようになっており、システムを通じた速やかなデータ収集をもとに次年度に就職活動を行う学生に対して質の高いサービスを提供することが可能となっている。

CCnは毎年少しずつカスタマイズし、これまでPDFで学生に提供していた企業の求人・会社説明会・インターンシップ・合同企業説明会情報等を、企業が入力したフォームからシステムに一括登録できる仕組みを作り、学生のユーザビリティを向上させると同時に、スタッフの作業量を大幅に激減させた。また、若者雇用促進法に則った企業情報について、各企業が「違反していない」ことを確認したうえで、公開する機能を付加している。

④面接力UPセミナー

就職活動対策セミナーとして、各業界の採用担当者及び採用担当経験者を講師として招き、主に模擬面接を中心に実施している。学生の面接スキルを向上させるとともに、自己に関する掘り下げを行う必要性を気づかせるきっかけとして有効に機能している。

⑤マスコミセミナー(新聞・出版セミナー)

全学年のマスコミ志望者を対象に、全5回実施している。30年以上続いている、本学で最も古い就職セミナーである。セミナーには、マスコミ業界で働くOBOGも参加し、内定に

向けて学生に指導を行う。主にESや論作文、面接対策を行うが、参加者には常時LINE等のツールを用いて情報提供や指導を実施している。これまで大手新聞社や出版社だけでなく、テレビ局にも多くの卒業生を輩出した実績がある。

⑥障害（配慮の必要な）学生支援

障害や疾病のある学生のためのキャリアガイダンスを年2回、全学年の障害や疾病ある学生、またその傾向がある学生とその父母を対象に6月と11月に実施している。また、業界・企業研究編として同様のガイダンスを1回実施している。その他、自己理解のためのワークショップを対面とオンラインそれぞれで、八王子新卒応援ハローワークや学内CSWと連携しながら実施している。

⑦外国人留学生対象の就職ガイダンス

日本で就職を希望する外国人留学生を対象に年4回実施している。オンラインで録画実施し、後日オンデマンドでも配信を行っている。内容は、外国人留学生ガイダンス、スタートアップセミナー、自己PR/ES対策講座、外国人留学生対象ES対策講座、その他、就活Startup講座や他大学留学生との意見交流会等となっている。また海外留学希望の日本人学生を対象に、留学・就活スケジュールガイダンスも実施している。

⑧業界研究セミナー

11～2月にかけて、全学年を対象に企業研究をテーマに自社説明会を行う大規模な学内説明会である。企業の採用担当者が各教室に分かれ、それぞれの採用情報を提供するものであり、学生の企業選択のミスマッチを防ぐ目的・効果がある。2021年度はコロナ禍のため、すべてオンラインで実施し、多摩キャンパスで約300社、後楽園キャンパスで約200社が参加した。

⑨UIターン就職支援（民間・行政）

本学の在籍者の約3割が首都圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）以外の出身者のため、全国各地域へ就職を希望する学生が十分な情報を元に就職活動が行えるよう、採用環境に関する情報提供や企業を招いての企業セミナーを行っている。

なお、本学では各都道府県との就職支援に関する協定を2022年5月現在で18の自治体（群馬、新潟、香川、秋田、栃木、石川、広島、北海道、兵庫、福岡、鳥取、岡山、富山、京都、青森、熊本、滋賀、山口）と締結し、各地域の次代を担う人材の育成・就職支援に向けた連携・協力を実施している。

⑩OBOG交流会・相談会（民間・行政）

社会人と接する機会が少ない学生に、社会人と直接交流できる場を提供している。OBOGとの交流を通し「働くこと」をより具体的にイメージできる機会の創出を目的とする。

後楽園キャンパスにおいては、企業人との交流会として「若手OB・OGとの交流会」、「実践型キャリアセミナー」（社会人5年目以上のOB・OGとの交流会）を実施している。

⑪公務員講座

公務員志望者支援については、全学委員会である「公務員講座運営委員会」の下、低年次における基礎講座から受験直前の「対策講座」や、行政機関を招いての「公務研究セミナー（文系学部・研究科生）」「官公庁・地方公務員セミナー（理工学部・研究科生）」等のプログラムを一部外部委託も導入しながら幅広く展開しており、以下の表に示すように合格者実績を伸ばしている。

[2021年度 国家公務員学部・大学院別就職者一覧]

試験名称	法	経済	商	文	総政	小計	理工	学部計	文系院	理工院	総計
国家総合職	6					6	1	7	1	5	13
国家一般職	64	13	4	3	4	88	4	92			92
国税専門官	22	11	3	1		37	1	38			38
労働基準監		2	1			3		3			3
裁判所総合	1					1		1			1
裁判所一般	7		1	2		10		10			10
法務省専門	2					2		2			2
自衛隊幹候		1	1	2		4	1	5			5
皇宮護衛官	1					1		1			1
衆事務一般	1					1		1			1
参事務総合	1					1		1			1
財務専門官	2	1	1		2	6		6			6
その他国家公務員	2	1		1	2	6		6			6
総計	109	29	11	9	8	166	7	173	1	5	179

[国家公務員学部・大学院別就職者経年比較]

年度/学部	法	経済	商	文	総政	小計	理工	学部計	文系院	理工院	総計
2021	109	29	11	9	8	166	7	173	1	5	179
2020	112	24	14	18	4	172	8	180	1	2	183
2019	94	23	24	10	2	153	5	158		7	165
2018	91	19	17	12	5	144	4	148	1	1	150
2017	100	18	17	9	4	148	2	150	2	4	156
2016	82	17	15	4	5	123	2	125	1	2	128

⑫教員採用試験支援

公立学校の教員になるためには、各都道府県市で実施される採用試験を、私立学校の教員になるためには学校毎に実施される採用試験を受験する方法が一般的であり、民間企業とは違ったサポートが必要となる。理工キャリア支援課においては、教員採用試験ガイダンス、論文対策講座、面接対策セミナー等を実施しており、OBへの直接依頼による直前面接対策講座の開催についても検討を行っている（多摩キャリア支援課については、教職採用試験のサポートを2018年度より教職事務室に移管した）。

⑬CREW活動（就職内定学生による後輩の進路選択支援） *理工学部・研究科のみ

CREWとは、「Chuo（中央大学理工学部で）relationship（人間関係を築き）encourage（互いに影響を与え合いながら）win out（よりよい人生を送ろう!）」の頭文字を取ったものである。この活動は、内定を持つ進路支援学生集団によるボランティアの活動であり、下級生によりよい就職や生き方ができるように支援することを目的に、イベント企画運営、直接個人面談等、身近な先輩による支援を行っている。

⑭技術面接セミナー *理工学部・研究科のみ

10年以上続く理系学生を対象とした人気イベントである。理系の研究職などを志望する場合、通常の「人事面接」とは異なり、学生の専門性や技術力を確認するための「技術面接」が課される場合があり、これに対応できるよう、理工学部出身の先輩から本番の「技術面接」を想定した指導を受けられる場を提供している。

多くの卒業生を輩出している中央大学理工学部ならではの人脈を生かし、OBOGが親身に学生のサポートを行っている。技術職を目指す学部学生・大学院学生を対象に、現在企業で人事部門や技術者として活躍している理工学部卒業生による面接指導を行っている。

以上のように、本学では、学生の入学後からそれぞれのステージに応じた将来の進路を考えるためのプログラムを多数用意しており、年々強化している。また、学生に対してのサポートのみならず、本学では全都道府県50会場で父母向けの「キャリア講演会」を開催し、就

職活動における「親のサポート方法」やUI ターン情報を提供するなどして、あらゆる側面から進路支援を行っている。

また、キャリアセンターが 2021 年度取り組んだ「重点事業 4」の内容は以下のとおりである。

1. オンラインを積極的に活用した就職活動の支援

①就職希望者全員を対象に就職ガイダンスを 3 回開催した。第 1 回（4 月）は「インターンシップ・就職活動の全体像」、第 2 回（9 月）は「就活準備の進め方（自己分析・業界研究）」、第 3 回（1 月）は「本選考直前対策」をテーマに掲げ、その時々を押さえておいて欲しいポイントを解説した。

②具体的な対策講座として、昨今盛んに行われている夏のインターンシップ前の 5 月と就職活動準備期の秋にそれぞれ、「自己分析」「業界・企業研究」「エントリーシート（ES）対策」「面接対策」「筆記試験」「グループディスカッション」講座を開講し、延べ約 5,000 名の学生が参加した。

10～2 月にかけては、業界・企業研究の機会を豊富に用意し、「人事の本音」と題した業界別パネルディスカッション（総合商社、金融、メーカー）では各業界を代表する大手企業の採用担当者が、また「OBOG 交流会」では身近な OBOG がリアルな本音トークを展開し、多くの学生が実践的な業界・企業研究の場として活用した。さらに、キャリアセンター最大のイベントである「業界研究セミナー（学内企業セミナー）」には、中大学生に人気の優良企業約 300 社を招き、企業説明会を開催した。学内企業セミナーは企業研究を深めるだけでなく、採用担当者と交流を図れ、企業によっては顔を覚えてもらえる貴重な機会にもなっている。

③就職活動における面接選考の対策として、「面接力 UP セミナー」を 2 月に実施した。企業の採用担当者を面接官に招き、本番さながらの模擬面接とフィードバックが受けられる本セミナーは学生から毎年大変好評である。新型コロナウイルス感染症拡大下での選考は、初期の面接はオンライン、最終面接は対面で行われるケースが増えており、これに備え、本セミナーもオンライン版、対面版の 2 つを提供している。その他、通常の個人面談でもキャリアセンタースタッフによる対面・オンライン就活面談サービスを通年で提供した。

④ 4 年生の未内定者支援として、「ジョブ・チャレンジ（選考一体型会社説明会）」を 7～12 月にかけて、計 20 回実施した。参加企業数 52 社、参加学生数計 448 名であり、うち 16 名が内定を獲得した（2022 年 3 月現在キャリアセンター把握分）。内定獲得に向け、キャリアセンターでは通年でサポートを行っている。

2. 公務員就職支援

2021 年度は国家総合職私大合格者数 3 位、国家一般職私大合格者数 1 位という結果であった。その中で更に試験対策講座の充実を図り、とりわけ公務員試験に必要な専門分野と一般教養分野の基礎を学習できる、1・2 年生を対象とした「公務員基礎講座」の改善に取り組んだ。

今まで前期のみに開講していた科目を後期にも受講できるようにし、後期は全 9 科目を展開することで、学生が公務員を志望したら後期からでも試験に必要な学習が開始できるようにした。各科目において、リアルタイムでのオンライン授業とオンデマンド授業の両方を準

備し、学生の勉強スタイルに応じて受講できるよう学習機会を確保して提供。基礎講座は年間のべ約 800 名が受講した。

本学は公務員を多く輩出しているため、2021 年度は OBOG の協力のもと、テーマ別に全 3 回交流会を実施した。

第 1 回：「国家総合職 OBOG 相談会」国家総合職 1 次試験に合格し官庁訪問を控えた学生を対象として、現役の官僚が官庁訪問に合格するためのポイントを伝授。

第 2 回：「国家公務員 OBOG 相談会」国家公務員を志望している 1～3 年生の学生を対象とし、内閣人事局と協働で、中央大学の学生に人気の 4 省庁を招聘。

第 3 回：「地方公務員 OBOG 相談会」近年、地方公務員への関心が高まっていることと、学生からの要望により実現させた。

3. 低年次キャリア支援プログラム

次世代リーダーズプログラム（1・2 年生対象インターンシップ）は、前期、後期の 2 回開講し、計 15 社 17 プログラムに延べ 238 名の学生が参加した。業種は金融、総合商社、マスコミ、メーカー、通信、AI 業界等、多岐にわたり、バラエティーに富んだプログラムを展開。参加学生の参加満足度は前期 93%、後期 96%であり「自分の将来について目指すべき姿を見つけられた」等、満足度の高い声が寄せられた。

4. キャリアセンターのユーザビリティ向上

①就活用オンライン面接環境等の整備

2021 年 10 月にネットワークと吸音シートをキャリアセンターの来室企業スペースに設置し、学生に貸出可能なテレルームを 3 部屋用意した。新年度になって稼働率が高まり、学生は授業の合間に完全個室の環境で、企業の説明会やオンライン面接を学内で受けられるようになった。

②OBOG オンライン訪問に活用できる卒業生情報の収集と提供

採用広報解禁の 6 月 1 日以降から Twitter、C-plus、Web サイト、「Career Center net（以下、CCn）」、学内広報誌『草のみどり』、学生・保護者それぞれへのはがき送付によって、早い時期より進路決定報告と連絡先登録を依頼した。9 月からは電話掛けをおこなうことで、最終的には未報告者を 51 名（全体の 0.89%）に抑え、卒業生の連絡先入力率増加につながった。（進路報告者における連絡先入力率は、2021 年度卒業生 20.41%、2020 年度卒業生 16.12%）

③履歴書のデジタル化（期中予算外実施）

父母連絡会と連携して、従来生協で販売していた紙の履歴書をデジタル化し、学生に無償提供する試みを実施した。これを契機に、2022 年度以降は、履歴書からの学生コンピテンシー情報の DX 化を進め、学生の能力や志向、履修しているプログラムや学習環境・課外活動等から、よりその学生に適した進路をリコメンドできる機能を将来的に構築していく予定である。

理工学部学生・研究科学生をサポートする理工キャリア支援課では、「with コロナ時代における理系学生就活支援の強化」を重点事項とし、「◇内部質保証」の章に記載のとおり、2021 年度は①企画の趣旨を鑑みたライブ配信及びオンデマンド動画の使い分け②OBOG 交流会における参加条件の緩和③オンライン個人面談の積極的な活用の呼びかけの施策に力を入れ

た。

なお、2022年5月1日現在では、2021年度の「重点事業4」をさらにブラッシュアップした「重点事業3」を次の通り活動方針として掲げ、遂行中である。

1. 学生一人ひとりの就職活動における満足度を高めるためのきめ細やかな支援（新規）

<コンセプト>

情報収集と情報活用を提供し、学生の多様性に配慮しながら一人ひとりが自ら進路を選択できるようになることを目的とし、専任職員とともにキャリアカウンセラーが対応するほか、OBOGのネットワーク等、キャリアセンターのリソースを活用し、学生一人ひとりの満足度を高める。

<活動計画>

次のイベントについて、オンラインまたは対面にて最も効果的な方法で実施する。

- ①様々な業界や企業での働き方を知り、学生の視野が広がるイベントを行う。学生にとって知らなかった業界・企業と出会える場となるセミナーを企画する。
 - ・就職活動準備セミナー
 - ・OBOG交流会
 - ・業界研究セミナーなど
- ②Web面接・対面面接それぞれの場面に応じて就活指導を行う。1次・2次面接はオンライン面接、最終面接は対面での面接を想定した対策を行う。
 - ・面接力アップセミナー
 - ・個人面談にて個別指導（随時実施）など
- ③民間就職、公務員就職、LGBTQ、外国人留学生、配慮が必要な学生など、多種多様な学生のニーズに応えるべく、キャリアカウンセラーを適切に配置・増員して対応する。

2. 公務員就職支援（継続）

<コンセプト>

本学は同規模の私立大学に比べ公務員志望者が多いことが特徴である。公務員志望者が公務の職に就けるよう、体系別プログラムを展開する。具体的には、『国家公務員総合職』を目指す学生に向けたサポート・プログラムと、『国家公務員一般職』・『専門職試験』・『地方公務員上級職』等を目指す学生に向けたサポート・プログラムの2体系で支援する。

<活動計画>

- ①国家総合職を目指すプログラム
 - ・国家総合職入門ガイダンス
 - ・官庁訪問対策セミナー
 - ・人事院面接対策セミナー
 - ・政策研究・政策課題論文対策講座
 - ・国家公務員OBOG相談会
 - ・国家総合職1次試験合格者対象ガイダンス
 - ・秋試験（教養区分）対策ゼミ
- ②国家一般職・地方上級職を目指すプログラム
 - ・地方公務員入門ガイダンス
 - ・公務員基礎講座
 - ・公務員記述式対策講座
 - ・地方公務員OBOG相談会
 - ・直前面接対策講座
 - ・直前論文対策講座
- ③将来のキャリアを考える上で、公務員として必要な資質を知り、視座を高められるようなプログラム
 - ・今から始める公務員への道
 - ・公務員をめざそう講演会
 - ・内定者による座談会
 - ・公務員業務説明会

3. キャリアセンターのユーザビリティ向上（継続）

<コンセプト>

就職活動のツールが発達し、就職情報会社が様々なサービスを学生に無償提供する昨今、学生が大学に求める情報の筆頭が、先輩の軌跡——すなわち、就職活動記録（体験記）やOBOG名簿である。近年この部分のサービス強化に力を入れてきたものの、海外経験者（外国人留学生や海外帰国子女等）に特化した情報の抽出や見せ方については未着手であった。そこで2022年度は、窓口での問い合わせが多い上記内容について、外国人留学生の就職活動情報の整備・提供サービスを強化する。

<活動計画>

進路・就職支援 Web サービスであるキャリアセンターネット（CCn）（中央大学学生限定）の以下の部分について、カスタマイズを行う。

- ①本学を卒業した外国人留学生を採用している企業を検索できる仕組みの構築、外国人留学生の就職活動記録や卒業後の進路情報を抽出し閲覧できるサービスの提供
- ②インターンシップ体験記を検索できる仕組みを構築
- ③本学指定のデジタル履歴書に登録した内容を、自身の就職活動記録に移設し、同時に複数企業の内容を登録、海外留学経験を学歴欄に挿入できる機能を付加・改良
- ④上記1～3の利用にあたって、夜間連携される学籍データ以外のセンシティブな個人情報について、改めて本人の同意をオプトインで取る仕組みを構築

以上の取組みの結果、下表のとおり高い就職決定率を維持している。

[就職決定率（過去5年間）]

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
中央大学就職決定率	98.0	98.3	98.0	96.8	96.4
文系学部	98.0	98.2	97.9	96.5	96.3
理工学部	98.4	99.3	98.7	98.3	97.2
大学就職率	98.0	97.6	98.0	96.0	95.8
大卒求人倍率	1.78	1.88	1.83	1.53	1.50

※就職者数/就職希望者数

※大学就職率は、文部科学省「大学等卒業者の就職状況調査（4月1日現在）」より

[就職活動終了者の内定先満足度]

内定先満足度	文系学部	理工学部
たいへん満足	33.4	21.7
満足	27.2	22.1
やや満足	14.7	10.3
やや不満	2.6	1.3
不満	1.7	0.6
無回答	20.4	44.0

※中央大学キャリアセンター「2021年度卒業生対象キャリアセンターに関するアンケート」結果による。

※回答者数は、文系学部3,129名、理工学部706名。

<点検・評価結果>

学生支援体制の整備については、学生の要望にきめ細やかに対応するとともに、繁忙期の状況を見極めながら、ハード・ソフト両面で適切に整備している。また、学生の進路に関する適切な支援の実施については、社会情勢や学生の要望に的確に対応した適切な支援を実施することで、高い就職決定率を維持するとともに、多くの学生が希望する企業・業界への就職を果た

していることから、キャリア支援・就職支援に係る活動は有効に機能していると評価できる。

<長所・特色>

①卒業生を活用した支援体制

OBOGをはじめとする社会人と直接触れ合う企画は、民間企業、行政、理工系企業いずれの志望者にとっても、インターネットでは手に入らない生の情報に触れることができ、学生自身の気づきが多いためか、非常に満足度の高いイベントとなっている。学生からは、社員の方が感じる労働環境や仕事の魅力などを知ることができた、キャリアパスや福利厚生に対し真摯に回答していただいた、等の評価を得ている。

併せて、OBOG 情報（合格体験記、卒業生名簿）の閲覧数も年々高まっており、自分の就職活動で OBOG 情報が役立ったことから、自身も後輩のために就職活動記録登録や進路決定報告、連絡先登録をして恩返しをしたいとする学生が増加し、好循環が生まれている。

②全国の父母に対する支援体制

全国 47 都道府県 54 支部 26 コースで臨んでいる父母懇談会にて、進路・就職講演会を実施し、ご父母の皆様へ現在の新卒就職活動の状況や本学卒業生の進路実績、各学年で準備すること等、個人面談も含め手厚く説明する機会を積極的に作っている。

また、キャリアセンターでは 2021 年 4 月よりコンシェルジュ機能を受付に設け、特に、地方出身の学生や面談枠の予約がとれなかった学生に対して、ショート相談をスタッフ全員体制で行っている。

③オンラインによる支援体制

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、これまで対面でのみ実施していた個人面談やイベント・セミナー等を、すべてオンラインで実施できるように変更し、オンライン実施においても、単方向・双方向、ライブ・録画配信等の Web ツールの特性を生かしながら実施している。オンラインでの実施は、感染拡大を防ぐのみならず、複数回視聴による理解の促進や、参加者のハードルが下がることへの母集団の形成に寄与している。

<問題点>

特になし。

<今後の対応策>

2020 年度及び 2021 年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で本来フェイス to フェイスが望ましいイベントにもかかわらず、オンラインで各種イベントを実施せざるを得ない事態に陥った。今後は感染状況を鑑みながら対面実施に戻す方針だが、仮に感染状況が再度悪化した場合には、オンラインで実施する中でも、より対面に近づけるためにブレイクアウトセッション機能を利用する等、工夫を凝らして実施する予定である。また、新型コロナウイルス感染拡大がきっかけで始まったオンラインイベントの実施ではあるが、集客や開催設定が手軽でタイムリーに大人数を集客できることから、今後もイベントの種類・内容によっては、オンラインと対面をうまく使い分けていく。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、そ

の結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価とそれに基づく改善・向上

理工キャリア支援課では、卒業後の進路が決定したタイミングで就職活動の内容や満足度等について問う「就職活動アンケート」を聴取しているほか、文理共に、原則としてイベントごとに参加学生に対して満足度アンケートを実施している。これらアンケート結果は今度のイベント企画に反映されており、例えば新型コロナウイルス感染症拡大下の中実施された OBOG 交流会において、OBOG と参加学生がより少人数で交流したいという学生の声を反映し、翌年度からブレイクアウトセッション機能を使って少人数の班に分割する等の改善を行った。

2018年9月に経団連が発表した就活ルールの廃止発表の影響もあり、早いタイミングで採用活動を行う企業が年々増加している。このことについて企業人事担当者や就活ナビサイト担当者との情報交換により再認識し、以降多くのイベントを前倒して実施している。例えば、「学内企業セミナー」については、かつては2月～3月実施のところ、2019年度からは多摩キャリア支援課では10～2月に、理工キャリア支援課では12～2月に実施することとした。

学生と個人面談（エントリーシート添削や模擬面接等）を実施する際は、当該目的の内容だけでなく、現状の就職活動に対する戸惑いや気づき、要望を丁寧にヒアリングしている。それによりキャリアセンターでガイダンスや講座を実施する際に、より適切な時期に適切な内容で実施できるように活かしている。また、就活面談履歴を面談担当者間で共有し、短時間で効率的な面談を施せるよう努めている。特に配慮が必要な学生に対しては、これらの履歴（担当者間送付事項）がかなり有効に機能しているといえる。

2021年度に実施した具体的なイベントのアンケート結果は以下のとおり。

[キャリア支援に関する課外講座参加者満足度]

講座名	合計		大変満足		満足		普通		やや不満		不満	
	回答数	回答数	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
PBL講座（後期）	6	2	33.3		3	50.0	1	16.7	0	0.0	0	0.0
NTTコムウェア株式会社 計	6	2	33.3		3	50.0	1	16.7	0	0.0	0	0.0

講座名		合計		大変満足		満足		普通		やや不満		不満	
		回答数	回答数	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
次世代リーダーズプログラム	前期	134	84	62.7	40	29.9	8	6.0	2	1.5	0	0.0	
	後期	58	35	60.3	21	36.2	1	1.7	0	0.0	1	1.7	
	計	192	119	62.0	61	31.8	9	4.7	2	1.0	1	0.5	

[就職支援に関する課外講座参加者満足度]

講座名		合計		大変満足		満足		普通		やや不満		不満	
		回答数	回答数	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
面接力UPセミナー	計	169	101	59.8	65	38.5	1	0.6	1	0.6	1	0.6	

講座名		合計		大変満足		満足		普通		やや不満		不満	
		回答数	回答数	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
キャリア・ライブ （OBOG交流会）	第1回	32	10	31.3	21	65.6	1	3.1	0	0.0	0	0.0	
	第2回	32	13	40.6	17	53.1	1	3.1	1	3.1	0	0.0	
	計	64	23	35.9	38	59.4	2	3.1	1	1.6	0	0.0	

[理工キャリア支援課イベント満足度]

インター ンシップ	イベント名	大変満足			満足		不満足		大変不満足	
		合計	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
	通るES・面接対策講座（就活年次向け）	122	47	38.5%	70	57.4%	4	3.3%	1	0.8%
	通るES・面接対策講座（低学年向け）	38	10	26.3%	27	71.1%	1	2.6%	0	0.0%
就職支援	イベント名	大変満足			満足		不満足		大変不満足	
		合計	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
	進路・就職ガイダンス	112	22	19.6%	86	76.8%	4	3.6%	0	0.0%
	昼活講座／夕活講座（エントリーシート、面接対策など）	212	69	32.5%	136	64.2%	7	3.3%	0	0.0%
	業界職種研究会	68	25	36.8%	37	54.4%	6	8.8%	0	0.0%
	学内企業セミナー	323	155	48.0%	157	48.6%	10	3.1%	1	0.3%
	公立校教員セミナー	19	9	47.4%	10	52.6%	0	0.0%	0	0.0%

なお、多摩の文系学部における就職に関するイベント、理工学部・研究科における学内企業セミナーで、95%以上の学生が「大変満足」または「満足」と回答している。

また、卒業生アンケートの結果を踏まえ、学生からの不満・改善提案については、キャリアセンター内掲示板に張り出し、対応できるものについては、どのような工夫・改善を行ったかを、公表した。不満・改善提案に対する主な改善事例は以下のとおりである。

- ・個人面談枠の不足→面談員を増員し、面談枠を増やした
- ・個人面談員の対応（質）→面談員の研修・勉強会の実施
- ・案内の不足→メール、公式 Web サイト・CCn のお知らせ、ツイッター、学内各所（学部事務室）掲示板への掲示
- ・卒業生情報の不足→進路決定報告時の情報提供の呼びかけ

キャリアセンターが毎年掲げている重点事業も、これら学生からの意見や提案より生まれているケースが多い（テレルームの設置、受付窓口コンシェルジュ機能等）。

進路・就職支援 Web サービス「キャリアセンターネット」において個人面談の予約システム機能があり、面談予約時におけるはじかれ件数（同日時申込登録により面談の予約が取れなかった件数）を定期的に確認し、面談枠設定数の妥当性を検証している。

なお、毎年度の点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施については、「◇内部質保証」の章を参照されたい。

<点検・評価結果>

イベント・講座ごとに受講者（主に学生）アンケートを実施し、すべての意見に注視し、また、エビデンスに基づいた調査・統計分析をおこない、的確に点検・評価を実施している。また、点検結果を毎月行うキャリアセンターミーティングにおいて共有し、改善・向上に向けた取り組みを迅速に行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学運営・財務

(大学運営)

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

キャリアセンターは、キャリア支援課、理工キャリア支援課によって構成される。管理職として、キャリアセンター部長1名、キャリアセンター副部長1名のほか、各課に課長職を配置している。キャリア支援課（9人）は、多摩キャンパスにおいて文系学部学生・文系大学院学生（前期課程のみ）の就職支援、キャリア形成支援を行っている。民間就職に関するイベントの企画・実施にかかる業務を担当する民間就職支援グループと、公務員就職に関するイベントの企画・実施にかかる業務を担当する公務員就職支援グループ、進路情報の管理・各種データの統計作成にかかる業務を担当する情報グループによって業務を分担している。個人面談等、学生個々の対応については、グループ共通事項として行っている。

理工キャリア支援課（3人）は、後楽園キャンパスにおいて理工学部学生・理工学研究科大学院学生の就職支援、キャリア形成支援を担っている。

市ヶ谷田町キャンパスにある国際情報学部学生の支援や、2023年度の法学部の茗荷谷キャンパス移転に伴う学生支援については、今後の検討課題となっている。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

社会の様々な変化に対応し、就職活動の相談内容も多種多様化しており、担当者のより一層の専門性が求められている。キャリアコンサルタント有資格派遣職員（配慮が必要な学生対応、グローバル対応職員含む）、ハローワーク面談員（厚生労働省）、地方就職支援面談員（厚生労働省）を設置し、専門的な対応が維持継続できるよう努めている。専門スタッフに依存することのないよう、キャリアコンサルタント資格を有する専任職員の維持も必要となる（現有資格者3名）。また、内定学生による学生アドバイザーを雇用し、面談対応することで、就職活動の実情や本音を伝える機会の提供により、新型コロナウイルス感染症拡大により希薄化した学生のつながりに寄与している。

そして、専任職員においては、情報を収集し知見を深めるため、積極的な研究会等への参加を促し、企業や行政と連携を図りながら、業務の改善・多様化への対応策を整備している。

また、キャリア形成支援は、学生生活や授業科目との関係性が強いことから、キャリア教育委員会の下、教職協働での取り組みを図っている。

<点検・評価結果>

キャリアセンターでの人員は適切に配置され、有効に機能している。また、事務組織規程の役割と構成に従い、適切に運用されているが、多摩キャンパス以外の文系学部学生支援の維持継続対応が急務となっている。

事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策については、社会情勢の変化を敏感に捉え、学生・ご父母の要望を的確に把握し、企業、行政連携を強化しながら、適切かつ迅速に対応している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

現在、市ヶ谷田町キャンパスにある国際情報学部学生への就職・キャリア支援は、キャリアコンサルタント有資格派遣職員1名常駐(2月から7月のみ)、専任職員による週1回の開室、OBOG名簿検索システム1台設置と、万全の体制とは言えない。また、2023年度の法学部の茗荷谷キャンパスへの移転を控え、学生・ご父母からの不安の声も届いている。

<今後の対応方策>

多摩キャンパス以外の文系学部学生支援については、組織の役割と構成を改めて検討し、適切な人員配置と具体的な支援方法の検討を行う。

以上

学友会

◇理念・目的

<点検・評価項目①②は割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況
--

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

本学では、学生の部会活動（広くはサークル活動）を促進・支援するための組織として「中央大学学友会」（以下、「学友会」）を設置している。学友会は、学生の自主的運営という大原則を堅持しながら、部会活動の支援に特化した本学独自の組織である。学友会は独自の規約「中央大学学友会規約」（以下「学友会規約」）を持ち、その前文には「本会は、中央大学学生が自主的な活動によって学術、文化、体育の向上発展を図り、会員の人間性を深めより高い文化を築き社会の発展に資することを目的としてこの規約を定める。」と記されており、1911年（明治44年）の創設以来、学生の自主的運営を本旨とするその理念は今日まで継承されている。

本学の学友会における活動は、学生が所属する部会の活動及びその運営に主体的に関わり、それを教職員が支援する体制となっている。そのため、部会活動に関する重要事項に関しては、学生で構成される機関による企画・立案を受け、学生と教職員が一体となった機関で合意形成する仕組みが構築されている。ただ昨今の学生の気質により、学友会の基本理念としての学生の自主性や主体性が失われつつあるのも事実であり、こうした学生気質の変化は、自主性や主体性を伸長するために今後学友会において学生の活動に対しどのような支援を行っていくかが課題となっている。部会活動については、学友会が抱える課題の解決ならびに学友会活動の活性化に資する新たな取り組みの実施に向け、学生の主体性を尊重しながら、学生と教職員が一体となり運営していくことが必要である。

学友会においては、本学の中長期事業計画の下にアクションプランを策定し、組織として取り組んでいく課題（アクションプラン）について、項目ごとに目的、概要、達成目標（単年度目標）、実施計画を定め、半期ごと（毎年10月と3月）、実施結果について報告を行っている。また通常の学生の活動に伴う支援や寮・合宿所、体育施設やサークル施設等の活動環境の整備については、学生と話し合い意見を汲み上げたり、現場の状況を確認しながら、学生が安全、安心かつ活発な活動できるよう改善を進めている。

<点検・評価結果>

学生の自主的運営を本旨とする理念を大原則としつつ、本学の中長期事業計画に基づきアクションプランを設定し、実施計画を定め、計画に基づいた諸施策を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○組織における点検・評価の定期的な実施

自己点検・評価については、毎年自主設定課題を設定し、項目ごとに実施計画を立案し、年度中旬と年度末に実施計画がどの程度まで実施されているか検証を行っている。課題の設定と実施計画の立案、実施後の検証結果については、その内容を学友会事務室と学友会組織評価委員会で共有することにより認識の統一を図っており、組織として対応すべき課題を認識することで実施に向けた明確な目標を定めることができている。

しかしながら、自主設定課題については、組織の現状や問題点を考慮しながら学友会組織評価委員会の事務局担当者が決めているが、組織のメンバーから広く意見を聴取しているわけではなく、担当者の視点での項目の設定になっているため、自主設定課題の設定方法については、それぞれの業務担当者が日常的に抱えている課題や目標を広く聴取し項目を設定する方法を検討していく必要がある。

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

自主設定課題を設定することにより、目標が明確になり、実施すべき内容が推進されているといえる。一例として、2021年度に自主設定課題として「新しい生活様式に対応した学友会活動の展開」を設定した。各連盟・部会が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で対面活動が制約を受けている窮状を克服し、新しい形での部会活動の展開を促進するための支援体制を構築し、学生の活動がより活性化することを目的としたもので、オンラインと対面を組み合わせた活動を推奨することにより、各部会でより多様な活動を展開することができるようになり、活動の推進に繋がった。また、組織運営においても、オンラインをより一層活用することにより、場所を選ばず会議に出席ができることから、会議体の出席者の増加や出席率が向上し、より多くの委員から活発な意見を取り入れることができ、組織運営の向上と発展に繋がった。日常的な学生の申請手続きにおいても、オンラインによる手続きの幅を広げることにより、学生が事務室に来室することなく手続きを行うことができ、手続きが簡略化され、利便性がますます高まっている。

<点検・評価結果>

自己点検・評価の自主設定課題を設定し、組織における点検・評価の定期的な実施を行うことにより、課題の認識と点検・評価結果を共有することができ、課題と結果の見える化を行っている。ただし、主に学友会組織委員会の事務局担当者が課題の抽出と点検・評価結果の検証を行っているため、組織内で広く意見を聴取できていないところがある。

<長所・特色>

課題設定を行うことにより、課題を達成するための目標が明確化し、学生の活動環境の向上と支援体制の充実、活性化に繋がっている。

<問題点>

組織内の自己点検・評価は、主に学友会組織委員会の事務局担当者が課題の抽出と点検・評価結果の検証を行っているので、組織内で広く意見を聴取できていないところがある。

<今後の対応方策>

点検・評価項目の設定を、自己点検・評価の開始時期に広く組織のメンバーから聴取し、問題点や課題を全体にオーソライズをしたうえで項目設定を行う仕組みを構築する。

◇本学における学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点2～9、11は割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点10：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

<現状説明>

○学生支援体制の適切な整備

○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

本学では、学生の課外活動に対する支援として、各種課外教育プログラム（各種スポーツイベント、セミナー、講演会等の文化行事）の企画・実施及び白門祭（大学祭）のサポートを行っている。これに加え、クラブ・サークル活動の支援については学生の自主的組織である「学友会」における活動を円滑に行うための施設・設備の維持・管理や、活動についての相談・指導等の支援活動を行うなど、学生が充実した学生生活を送るための取組みを組織的に行っている。学友会は、学生の自主的運営という大原則を堅持しながら、部会活動の支援に特化した本学独自の組織である。学友会は、学友会会長（学長）のもと、学友会総務部長が学友会の実質的な運営の長となり、学友会組織運営の中心的な役割を担っている。

学友会の会員は、学友会規約第2条から第4条により、正会員（本学学部学生）と特別会員（本学の役員、教授、准教授、助教A、専任講師及び主事以上の職員並びに各部会の監督）により構成されると定められている。そして、学友会における意思決定は、学友会規約第16条により、中央委員会（学生50名、教職員50名の組織：年4回開催）を最高議決機関として、次の会議が置かれている。

正会員による自主的運営の基本的な流れは、各連盟委員長、副委員長の学生により組織されている連盟会議を起点としており、連盟会議で提起、協議、承認された事項が連絡協議会（学生16名、教職員11名の組織：年10回開催）を経て中央委員会で審議・決定される。

学友会の組織運営に関する重要事項については、学生代表で組織される連盟会議での企画・立案を受け、学生と教職員が一体となった機関である連絡協議会と中央委員会で合意形成する仕組みが構築されており、重要な意思決定に関する様々な事項が本機関で随時審議されている。

課外活動の主体となるのは大学が活動を公認している部会である。2022年5月1日現在の部会数は183であり、それぞれ8連盟（学術連盟：8部会、文化連盟：30部会、学芸連盟：28部会、体育連盟：49部会、体育同好会連盟：35部会、学友連盟：7部会、理工連盟：21部会、国際情報連盟：現時点では公認部会無し）のいずれかに所属している。また、これら公認部会とは別に、部会の設立申請が承認され、その4年後に8連盟のいずれかに加盟できる準公認部会（18部会）がある。部会の設立は、学友会規約第28条に定めるとおり、10人以上の発起人により部会設立申請書を作成し、学友会総務部を経由して公認申請等に関する審議会に提出する。そして、学友会に加盟が認められれば準公認部会として活動ができる。加入後4年を経過した後も継続的に活動し、かつ一定の条件を満たしている準公認部会は、公認部会としていずれかの連盟に加盟を申請することができる。

各部会の活動にあたっては、学友会規約に基づき、学生が所属する部会の活動及びその運営に主体的に関わる体制をとっており、これにより学生の規律遵守、自立心や連帯感、自主的かつ責任ある行動といった行動規範や能力の涵養を促しつつ、伝統的に学生の自主的運営を尊重している。学生が自ら所属する部会の活動及びその運営に主体的に関わることにより、規律の遵守、自立心や連帯感、自主的かつ責任ある行動といった行動規範や能力を養成することをねらいながら、学友会は伝統的に学生の自主的運営を尊重する立場を取っており、こうした学生の活動が形骸化しないよう、指導、支援する役割を担っている。

新型コロナウイルス感染症拡大における制限された状況下で、学友会活動の益々の活性化と新たな取組みの実施に向け、学生の主体性を尊重し、必要な支援を行いながら、学生と教職員が一体となり運営を行っている。また、オンラインと対面の活動を組み合わせることにより、ニーズに応じた多様な活動が行えるよう後方支援を行うとともに、部の活動のみならず、学友会組織の運営においてもオンラインを活用することにより新たな学友会活動を展開しているところである。

部会活動への支援業務については、多摩キャンパスでは学友会事務室、後樂園キャンパスでは理工学部学生生活課事務室内に設置した学友会理工学部分室が行うこととし、学生の主体的な運営が形骸化しないよう配慮しつつ、適宜指導・支援を行っている。学生の活動については、連盟会議（学生の代表機関）が中心となり、学生の自主的運営のもと、予算配分や各連盟の活動内容を主体的に決めているが、学生達が直接関与できない寮・合宿所や練習場等の施設、サークル室や学生関連施設などの整備は学友会事務室を中心とした教職員が行っており、活動についての相談・助言も含め、物心両面に渡り部会活動の支援を行っている。概要は次のとおりである。

①学友会費の管理・執行に対する支援

各部会の活動にあたっては、学生が納めた学友会費（年額10,000円）を公認部会が活動を行うための補助となるよう学友会配分費として配分する仕組みをとっており、その配分額の企画・立案については、公認部会が所属する各連盟（8連盟）の常任委員会（各連盟に所属する公認部会選出の学生から構成される）に委ねている。配分後の使用については、学友会会計施行規則のもと用途に制限を設ける・帳簿による管理を義務づけるほか、各公認部会に対しては、会計マニュアルの配付、会計説明会の開催、会計帳簿の記入方法等予算管理に関する各種レクチャーを行い、配分された学友会費の管理、使用用途を徹底するよう指導するなど、その

必要性に応じた指導・支援を適宜行っている。

学友会費については、連盟会議（学生の代表機関）が取りまとめを行い、各連盟、各部会の活動内容や運営状況を調査、ヒアリングし、各連盟、各部会の合意のもと配分が行われており、学生の自主的運営という学友会の基本的な理念が継承されている。また、配分金額のみならず、配分の経緯、配分方法、増額、減額した部会についてはその理由等が各連盟委員から連絡協議会や中央委員会で説明され、透明性を持った組織運営が行われている。各部会においては、帳簿による管理を義務づけており、例年、各連盟、各部会から提出された会計帳簿の監査を4月中旬から約1週間、各連盟から選出された監査部員の学生が集まって監査を行っている。2020年度と2021年度の2年間は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、学生が集まる形での監査は行っておらず、会計帳簿のチェックは学友会事務室職員と非専任職員が行った。2022年度（2021年度定例監査）は監査部員の学生が会議室等に集まったり、また1週間という監査期間に限定したりすることなく、少しずつ会計帳簿のチェックを進めており、監査部員の学生が監査を行うという従来の監査の形態に戻りつつある。会計帳簿のチェックを行うことにより、配分された学友会費が適正に執行されているかを確認し、必要に応じて使用用途を指導することにより、学友会会計施行規則に定められた用途で執行することを遵守させている。

また、学友会会計に関する決算書については、例年5月に開催される第1回中央委員会（学生50名、教職員50名の会議体：年4回開催）において決算報告を行い、承認を得ることとしている。

学友会費の管理・執行に対する支援として、各部会の会計担当者に対し、会計マニュアルの配布、会計説明会の開催、会計帳簿の記入方法等予算管理に関するレクチャーを行っているが、会計担当者が毎年代替わりにより交代してしまうため、部会によっては引継ぎが十分に行われず、会計帳簿の記入や予算管理が不十分な場合があるため、学友会事務室にてサポートを行う必要がある。

会計説明会の開催については、従来は各部会の会計担当者に集合してもらい、学友会事務室が説明するという方法により行っていたが、今年度はオンラインでの説明会を開催した。これにより、会計担当者が大学に来校することなく説明会を聴くことができようになり、利便性が高まった。また説明会に参加できなかった担当者のために、説明会で使用したPower Pointの資料をmanabaに掲載した。これにより、会計担当者がいつでも資料を確認することができ、理解が深まるとともに一層利便性が高まる効果が期待できる。併せて、これまでは各部会が紙媒体の会計帳簿への記入を行っており、一部理工連盟所属部会のみ数年前より電子帳簿を活用しているが、全連盟の所属部会の会計帳簿を電子化し、いつでもダウンロードできる運用を2022年度の会計帳簿から導入した。電子化した帳簿の雛形は2022年7月にmanabaに掲載し、運用を開始している。

②体育連盟に所属する学生が生活する寮及び合宿所等の管理運営

近年、スポーツ振興を大学活性化の柱とする大学が増えており、また、設備の充実や課外活動の実績も大学を評価する指標の1つになり得ることから、練習場や寮を整備し、競技力向上や優秀な選手獲得に役立っているケースが見られる。

本学においてもスポーツ強化が大学の施策の1つと位置づけられ、優秀な選手の獲得・競技成績の向上に向け、快適な競技生活を送るための環境を提供することが不可欠となっており、また、新型コロナウイルス感染予防の観点から、コロナ禍に適用した新しい生活様式や学生の安

全面を考慮し、寮の密集環境を改善するとともに、感染者が発生した際の退避場所を担保する必要があることから、日野市南平にある既存の「南平寮」（11部・約230名）に加え、2021年度に新たな寮施設（「南平第二寮」（16部・約280名））を確保し、1室2名を定員として学生達の住居環境を整えた。また、日野市東豊田に「東豊田寮」（陸上競技部・約60名）、八王子市堀之内に「硬式野球部合宿所」（約50名）、埼玉県戸田市戸田公園に「ボート部合宿所」（約25名）、神奈川県三浦郡葉山町堀内に「ヨット部合宿所」（約10名）を設置し、これらの管理運営を行っている。

他方で、一部の部会については、学外の民間施設を利用した合宿所を独自に有しており、こうした合宿所の運営については金銭面や施設・設備の修繕も含めて大学が関与していないことから、公平性の観点からも支援のあり方について検討する必要がある。

本学が運営する体育連盟の学生が居住している寮のうち、南平寮は寮監（嘱託職員）、南平第二寮と東豊田寮は管理人（委託会社社員）が管理しているが、硬式野球部合宿所、ボート部合宿所、ヨット部合宿所は管理人はおらず、学生のみが管理している。南平寮を2つの施設（南平寮と南平第二寮）に分けた寮運営はある程度軌道に乗っているため、今後もより安全・安心な生活ができるよう、老朽化している施設・設備のメンテナンスを計画的に法人側へ要望していく。

③課外活動の活性化に向けた広報活動

学友会では、大学への帰属意識や教職員と学生の一体感の醸成に資するべく、文化系・体育系の活動を問わず、積極的な情報発信を行う取組みを行っている。各部会の活動実績等について本学公式 Web サイトを通じて学内外に広く発信を行っているほか、中大スポーツ新聞部の協力を得て、試合結果等の情報をスピーディーかつ詳細に公開している。特に、学術、文化、体育会系の全国レベルの大会において優秀な成績を収めた学生、並びに同等の成績を収めた学生や団体については、中央委員会で発表を行うとともに、学内掲示用のポスター掲出や本学公式 Web サイト等を通じ、学内外に広く周知を行っている。また、新型コロナウイルス感染症拡大前は、体育連盟の執行部が主体となって競技の観戦ツアーを企画し、学生を試合観戦に誘導する取組みを実施しているほか、SNS を活用して積極的な情報発信を行っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により不特定多数が集まって観戦することが制限されていた。しかしながら、現在はこうした取組みが徐々に再開されてきており、体育連盟の執行部が一般学生に対し、観戦ツアーを実施することができるよう、学友会事務室としても彼らに対し積極的な活動を展開するよう助言している。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から中止になっている大会や試合もある中で、特にスポーツ活動においては、全国レベルの大会で優勝した団体及び個人が複数輩出されている。2021年度の第1回中央委員会（2021年5月19日開催）では個人1名、第2回中央委員会（2021年10月21日開催）では個人10名、団体2名、第3回中央委員会（2022年1月12日開催）では個人2名、団体2名の全国レベルの大会で優勝した優秀学生の発表が行われた。優秀な成績を収めた団体や学生を中央委員会で発表することや、本学公式 Web サイトで情報を発信することにより、学生の活躍を学内外に広く知ってもらうとともに、他の学生や部会の士気のさらなる向上を促し、帰属意識の向上に繋がる効果が期待できる。

④部会活動に際しての危機管理体制の確立

学友会に所属する各部会の活動に際しては、活動内容や活動の仕方によっては事故等の危険

を伴う場合もある。学友会では、事件・事故の未然防止には従来からの各部会の自主性に委ねるだけでなく、各部会の特性にあった対策方法を指導し、啓発を行っていくことが有効であるとの認識に立ち、公認部会に対しては課外活動中に発生した怪我等の事故及び事故に対する対応内容について文書で学友会事務室に報告することを求めており、報告内容については事故の未然防止や発生時の適切な対応に資するよう、他の部会に対しても共有を行っている。昨今、学生アスリートの不祥事等が社会的に注目されており、対応如何によっては、学生の将来や大学ブランド等へ与えるダメージも多大なものになってしまうため、体育連盟各部会の危機管理体制を強化する観点から、学友会と指導者間の綿密な連絡体制や信頼関係をより強固なものにする必要がある。危機管理対応においては、学友会と指導者が密接な関係を保つことが大事であり、連絡や報告を相互に迅速に行うことにより、学生の安全な活動と寮・合宿所での安心な生活環境を担保することができる。特に指導者は学生と日常的に接する時間が多いため、学生の特性や個々の事情などを的確に把握することができ、危機管理上の初動的な対応を担うなどの大きな役割を果たしている。更に、監督は部員の行動を把握・統括し、活動の管理や指揮ができる立場にあることから、部員のトラブル対応や父母対応などの際にも大学と当事者の間に入って対応している。

また、本学スポーツ活動の抱える諸問題への対応として、学生アスリートの安全安心、学業充実を志向するのみならず、これまで培ってきた本学固有の組織及びその取り組みを更に有機的に連携させ、学生の人格統治、大学ブランドの向上及び多様性ある人材輩出による社会貢献を図ることを任務として2022年4月より「CHUO スポーツセンター」が開設された。

近年、大学スポーツにおける課外活動での事故・不祥事について、大学の責任が大きく問われる事例も発生しており、スポーツの課外活動は練習中の怪我だけではなく、寮生活やチーム活動中のトラブルやハラスメント問題など、日常から危機管理が必要な要素が多く、自主的活動支援の範囲では解決できない問題も多い。よって、これまで学友会の自主的活動の範囲で対応してきた危機管理対応については、今後は「CHUO スポーツセンター」の任務に委ね、大学としての責任体制を構築していく。

⑤新しい生活様式に対応した学友会活動の展開

各連盟、部会がコロナ禍で対面活動が制約を受けている中、オンラインツールを積極的に活用し、音楽の配信や演舞の披露、試合の動画、部の紹介など各部会が様々なアイデアを出し、対面での活動と並行し積極的な情報発信を行っている。

日常的な活動においては、現時点では部会室や練習室、学内施設や体育館等が使用できていることもあり、対面を基本としたコロナ禍前の活動に戻りつつある部会が増えているが、一方でオンラインを中心とした活動に留まっている部会もあり、部の活動内容に応じて様々な活動形態を選択することができるようになっている。

また、オンラインツールを積極的に活用することにより、学生達の活動が物理的、時間的に制約されることなく、これまで以上に幅を持った活動を行うことが可能となっていることに加え、学生と教職員が参画する会議体についても、オンライン会議の利便性の高さから出席者の増加や出席率が向上しており、より多くの委員から活発な意見を取り入れることができ、組織運営の向上と発展に繋がっている。

ただ、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、部やサークルという団体での活動を避ける学生も増えているようである。また学生の気質の変化により、学友会の基本理念としての学生の自主性や主体性が失われつつあるのも事実であり、こうした自主性や主体性を伸長する

ため今後学友会において学生の活動に対しどのような支援を行っていくかが課題となっている。昨今は各部がオンライン、対面を問わず工夫を凝らして活動を展開し、新入生の獲得に努力しているが、長いコロナ禍の影響から、新入生が思うように入部せず、各部やサークルがここ数年新入部員を集めることに苦慮している傾向が見受けられる。

<点検・評価結果>

以上のとおり、学友会における活動は、学生が所属する部会の活動及びその運営に主体的に関わり、それを教職員が支援する体制となっている。そのため、部会活動に関わる重要事項に関しては、学生で構成される機関による企画・立案を受け、学生と教職員が一体となった機関で合意形成する仕組みが確立されており、学生支援を適切に行っている。

<長所・特色>

学生の自主的な活動について学友会事務室を中心とした教職員が支援することにより、学生と教職員が協働し学友会組織を運営していることが学友会の最大の長所・特色であると言える。

また、学生の活動については、オンラインと対面の活動と組み合わせることにより、ニーズに応じたより広がりのある多様な活動を展開できており、対面での活動が制限されている窮状を克服し、コロナ禍におけるやむを得ない状況下で始まったオンラインでの部会活動ではあるが、学生達が思い思いに工夫をこらし、自ら考え、企画・立案することにより、結果的に自主的、主体的な活動の促進と学生自身の人間的成長に繋がっていると言える。

更に、学生と教職員が参画する会議体についても、オンライン会議の利便性の高さから出席者の増加や出席率が向上しており、より多くの委員から活発な意見を取り入れることができ、組織運営の向上と発展に繋がっている。

<問題点>

新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、部やサークルという団体での活動を避ける学生も増えているようである。また学生の気質の変化により、学友会の基本理念としての学生の自主性や主体性が失われつつあるのも事実であり、こうした自主性や主体性を伸長するため今後学友会において学生の活動に対しどのような支援を行っていくかが課題となっている。

昨今は各部がオンライン、対面を問わず工夫を凝らして活動を展開し、新入生の獲得に努力しているが、長いコロナ禍の影響から、新入生が思うように入部せず、各部やサークルがここ数年新入部員を集めることに苦慮している傾向が見受けられる。

また、学友会費の管理・執行については、会計担当者が毎年代替わりにより交代してしまうため、部会によっては引継ぎが十分に行われず、会計帳簿の記入や予算管理が不十分な場合があるため、学友会事務室にてサポートを行う必要がある。

<今後の対応方策>

連盟・部会の活動及びその運営に主体的に関わる学生の自主的な活動を教職員が支援し、引き続き学生と教職員が一体となった機関で合意形成をしていくことにより、学友会活動の充実、活性化を図っていく。刻々と変化する社会状況において、学生個人が自ら考え、課題を発見し、組織で協議・検討して解決策を立案・実行・検証することの重要性について学生の理解を深め、実現する力を涵養できる指導を目指していく。

また、学友会費については部内で誰が担当してもきちんとした学友会費の管理・執行ができ

るよう、会計マニュアルの理解や体制の整備を確立するよう各部に繰り返し促していく。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

学生支援の適切性については、学生の代表組織（連盟会議）からの意見、要望を受け、それを実現化すべく学友会事務室を中心に教職員が支援する体制を取っている。

一例として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、2020年度は新歓祭が開催できなかったが、この窮状を打開するため、サークル統一会議の学生が中心となり、「Cサークル」というサークル紹介のWebサイトを立ち上げ、従来の集合型、対面方式で行っている新歓祭に代わる新たな方法での新歓活動を学生達が自らの発案で実行した。ただ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、新入生が思うように入部せず、部の運営に影響が及んでいるという部が多く発生しているという厳しい状況のため、サークル統一会議は対面での新歓祭を実施することを強く希望していた。これを受け、人数、場所、時間、企画内容を限定し、感染防止対策を十分に施したうえで、コロナ禍の2021年度と2022年度は大きな問題なく安全に新歓祭を実施することができた。2022年度は4月4日～8日に開催され、ペDESTリアンデッキの下では約150団体が、Cスクエアにおいては約70団体が、密になることを回避するため1団体2名と人数を限定して新入生の勧誘活動を行った。実施期間中は学友会事務室職員が随時相談に乗り、また各団体がブースとして使用する机・椅子や、感染防止に必要なアクリル板の準備、トラブル対応に協働して対応するなど運営のサポートを行った。学生で構成される機関による企画・立案を受け、それを教職員が一体となった機関で合意形成する仕組みが構築されており、学生の自主性、主体性の伸長に寄与している。

今年度（2022年度）に入り、部やサークルの活動環境がほぼコロナ禍前に戻りつつあり、活動が活性化していることから、学友会事務室として物心両面における支援の範囲も拡大している。

また、各部会の会計担当者に対し会計説明会を開催し、会計帳簿の記入方法や予算管理についてレクチャーを行っているが、今年度は対面ではなくオンラインで説明会を開催した。学生に指導する内容は昨年度以前と同様の質を担保しているが、学生が対面で説明会に参加する必要がなくなった。また、今年度中に説明会の動画を撮影し、Webサイトに掲載する予定であり、段階を踏んだ支援を行っており、学生の利便性が向上している。

<点検・評価結果>

以上のとおり、学友会では学生の活動に対し恒常的な指導、助成と支援を行っており、部の活動内容について、学生から意見を受けたり相談に乗ったりすることにより、定期的な点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<長所・特色>

連盟や各部会の活動については学生の自主性や主体性を尊重し、学生主導で進めているが、

学生から部内の活動や問題について相談を受けた場合、部の部会長や学友会事務室が積極的に相談に乗り、解決に向けての提案や助言を行うことにより、部が健全な運営を維持できるよう、教職員が後方支援をする形で部の運営に寄与している。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

コロナ禍で人数、場所、時間等が制約された中で活動を行うにあたり、学生達が自らの課題を発見し、解決策を立案、実行させる力を育むことにより、学生の益々の自主性、主体性の伸長に繋げていく。

今後、学内や学外における対面での活動が段階的に緩和していくものと思料するが、コロナ禍での新しい生活様式を踏まえ、対面、オンラインを問わず、多様な形態での活動の展開を見守りつつ、より充実した学生生活を送れるよう、学生達のこれまで以上の工夫と新たな取り組みに期待する。

◇大学運営・財務

(大学運営)

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

学友会事務室は専任職員7名、派遣職員2名、パート3名が勤務し、課外活動における公認部会への様々な支援を行っている。また、寮（南平寮）に嘱託職員3名が寮監として交代で勤務し、寮の管理と寮生の生活指導を行っており、第1体育館内のマッサージ室に嘱託職員2名（弱視での障害者雇用）が体育連盟の学生のマッサージを行い、学生アスリートの体調とコンディションの管理に寄与している。また、学友会事務室の業務の一つとして、C スクエア共用施設の貸出業務があり、主にパートタイム職員が担当していたが、C スクエアの安定的運用と事務室の業務効率化を目的として、2018年7月よりCスクエアの貸出業務を外部委託業者に委託した。これにより、効率化を図ることができ、人件費の抑制にも繋がっている。また、業務委託の請負業者は2003年のCスクエア竣工依頼、Cスクエアの夜間・休日窓口に携わっていることから、今までの業務実績があるため経験とノウハウを持ち合わせており、学生に対し安定的なサービスの提供を図ることができる。また、学友会事務室の業務の圧縮と効率化に伴い、

より幅広い業務の遂行が可能となった。

特に新型コロナウイルス感染症拡大下における専任職員の対応業務が格段に増加しているため、業務内容を改めて検証し、非専任職員に移行できる業務を見直すことにより、専任職員の負担の軽減を図ることが必要となっている。

<点検・評価結果>

以上のように、学友会事務室は、その役割に対して概ね適切な人数構成となっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

以上

エクステンションセンター

◇理念・目的

<点検・評価項目①②は割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況
--

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

エクステンションセンターは、学校法人中央大学の収益事業・非収益事業に加え、知的財産の維持・活用等に関する業務を所管している。出版、学生サービス及び生命保険代理店業務の3部門が事業の柱となっており、出版活動を中心に収益力向上による大学財政への寄与を目的としている。

とりわけ出版活動については、研究者の研究成果を世に問うという使命を大きな特色とし、学部・大学院等の学内機関の教育研究成果を研究叢書、紀要・論集という形で公刊する「受託出版本」と、本学専任教員等が執筆する学術専門書、教科書等の「自主企画本」を刊行している。

このようなエクステンションセンターの目的を踏まえつつ、それをさらに効果的に推進することを目的として、中長期事業計画の実施に係る財政計画のひとつとして、2022（令和4）年4月から本学100%出資の事業会社株式会社中央大学ビズサポートの営業を開始し、エクステンションセンターは、その一部業務を移管している。これは、既存の収益事業による収入の拡大・充実及び新たな収益源を確立して、本学の収益構造を抜本的に改善し、盤石な財政基盤を構築することを狙いとしたものであり、同事業会社については、「事業計画書」と「スタートアップ時事業仕訳&行程表」に基づく重要施策を明確にするとともに、現在、業務の平準化とサービスの質向上等を目的として専任職員を出向させることで、教育・研修・指導を従業員に実施しているところである。

なお、非収益事業として、収益の確保を目的としない書籍（非売品）の編集・刊行も行っている。とりわけ、「中央大学大学院研究年報」については、大学院の研究・教育を助長し、学生の研究成果を発表するという役割を担っており、学習成果の測定に役立てている。

<点検・評価結果>

以上の通り、本学の理念・目的に基づき、教育研究の成果を書籍等により社会に還元する出版活動をはじめとする諸事業を行っており、大学の将来を見据えた中長期事業計画についても適切に設定しているといえる。

<長所・特色>

中長期事業計画の実施に係る財政計画に基づき、事業会社として株式会社中央大学ビズサポートを設置し、同事業会社の定める「事業計画書」と「スタートアップ時事業仕訳&行程表」に基づき既存の収益事業による収入の拡大・充実及び新たな収益源の確立を図っている。たと

えば、生命保険代理店業務については、従来、協力企業である東京海上日動火災保険株式会社や日本防災保障株式会社との連携により収益を確保してきたが、エクステンションセンターから同事業会社に生命保険代理店業務を委託することによって、同事業の収益化構造を見直すことを計画している。このほか、同事業会社は統合事務処理センターとしての役割を担っており、「事業計画書」に基づく重要施策のひとつに大学の雇用する専任職員数を削減することで財政を健全化するという計画を定め、その実現に向けて取り組んでいる。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

前述のように、同事業会社の定める「事業計画書」と「スタートアップ時事業仕訳&行程表」に基づき、生命保険代理店業務の拡充等による収入の拡大・充実及び新たな収益源の確立に取り組むとともに、統合事務処理センターとしての役割を担うこととなっている。今後の取組みとしては、大学からの事務受託を通じた業務フローを構築するとともに、同事業会社の従業員採用を段階的に行い、事務受託業務を推進できる組織づくりを推進することとしている。

これらの計画を実現するために、直近の具体的な取組みとして、既存の収益事業の円滑な引継ぎと事業会社の円滑な営業を実現することが大学財政の健全化に直結するため、従業員の教育・研修・指導に必要な業務マニュアルの整備にくわえ、業務引継ぎに引き続き取り組むこととしている。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、6～7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○組織における点検・評価の定期的な実施

全学的な自己点検・評価システムに基づいてエクステンションセンター組織評価委員会が設置されており、年次の自己点検・評価を行っている。また、「中央大学収益事業経理規程」に基づき、会計年度に応じた予算の策定、決算処理を実施するにあたっては、定期的な点検を行ないながら遂行しており、予算・決算ともに所要の諸手続きを経て、学校法人中央大学評議員会での審議事項となる。加えて、決算については、公認会計士及び監事の監査を受けている。

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

近年の自己点検・評価の例としては、研究成果公表の推進を課題として定め、一定以上の売上数のある書籍の増加を指標として、その改善・向上に向けて取り組んでいる。

<点検・評価結果>

以上のとおり、自己点検・評価システムに基づく自己点検・評価に加えて、中央大学収益事業経理規程に基づく予決算手続や監査を通じて、内部質保証システムは有効に機能しているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇本学における社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

<評価の視点2～3は割愛>

評価の視点1：教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

<現状説明>

○教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況

本学は2014（平成26）年度に、「地域等の多様なコミュニティとの連携・貢献」、「教育機関としての社会連携・貢献」、「研究機関としての社会連携・貢献」という3点を柱とした「中央大学の社会連携と社会貢献に関する理念」を定め、Webサイトを通じて公表している。この理念を踏まえつつ、エクステンションセンターでは、所管する出版、学生サービス及び生命保険代理店業務を通じて、本学の教育研究成果の社会への還元や社会との連携を行っている。具体的には次の通りとなっている。

出版事業については、本学創設の当初より、英米の法律書の翻刻出版や議事録を発行し、後には大審院や行政裁判所の判決録をはじめ、多くの有益な出版を続けてきた歴史を有している。また、第2次大戦後の1948（昭和23）年には現在の出版部を創設し、大学における研究成果発表の各種機関誌発行業務を併せ、学内教員の積極的な協力を得るとともに、学外にも広く援助を得て、すぐれた出版物を通し大学エクステンションの実をあげていくよう取り組んでいる。研究者の研究成果を世に問うという使命を大きな特色とし、学部・大学院等の学内機関の教育研究成果を研究叢書、紀要・論集という形で公刊する「受託出版本」と、本学専任教員等が執筆する学術専門書、教科書等の「自主企画本」を刊行している。

受託出版については、編集・校正の立場から精度の高い良質な本作りに努力し、自主企画本については、出版助成制度を活用した企画を支援する等を通じて、有意義な刊行企画と点数の増加に向けて積極的な働きかけを行っている。受託出版本のうち、学部紀要については、「法学新報」「経済学論纂」「商学論纂」「紀要（文学部）」「文学部紀要」（「言語・文学・文化」「史学」「哲学」「社会学・社会情報学」「教育学論集」の各5タイトル）「総合政策研究」「国際情報学紀要」「国際経営学論纂」「中央ロー・ジャーナル」を年間1～7冊刊行するとともに、「ドイツ文化」「英語英米研究」等、言語系紀要および「大学院研究年報」を刊行している。一方、研究所が刊行している研究叢書等については、これまで多数のシリーズを刊行することで教育研究成果を社会に公表してきたが、2020（令和2）年は新型コロナウイルス感染症拡大を取り巻く社会情勢の影響により、刊行数が減少傾向にある。

自主企画本のうち、「高校生からの法学入門」「高校生からの経済入門」「高校生からの商学入門」については、附属高等学校での課題図書、特別選抜入試合格者の入学前教育、学部新入生の導入教育、他大学での教科書採用、一般読者への販売等を意図して企画・制作したものであり、広く社会の評価を得たことで現在も増刷を重ねている。

出版した書籍の販売については、直販のほか、書店販売にくわえて、Amazon や楽天ブックスなどの通信販売を行っている。出版した書籍については、新刊図書目録を発行することで学内外に周知するほか、中央大学出版部公式 Web サイトにて広く社会に公表している。

このほか、学生サービスとして、全キャンパスの飲食物自動販売機の管理・維持を行っており、安価な価格で商品を学生に提供している。さらに、生命保険代理店業務として、東京海上日動火災保険株式会社や日本防災保障株式会社と連携して、団体総合生活保険として「中央大学 学生総合補償制度」を学生に案内しており、入学手続き時に資料を送付している。

なお、以上の3部門を柱とした事業のほか、収益事業として中央大学オリジナルミネラルウォーターなどのグッズ販売を行っており、大学財政の健全化に貢献していることに加えて、教育研究の成果により築かれてきた中央大学ブランドを広く社会に知らしめている。

<点検・評価結果>

出版、学生サービス及び生命保険代理店業務の3部門を柱とした収益事業を管理・運営し、社会連携・社会貢献への取組みを実施している。とりわけ、出版活動については、教育研究成果の社会還元を最も体現する活動となっている。

<長所・特色>

附属高等学校での課題図書、特別選抜入試合格者の入学前教育、学部新入生の導入教育、他大学での教科書採用、一般読者への販売等を意図した自主企画本である「高校生からの法学入門」「高校生からの経済入門」「高校生からの商学入門」は、広く社会の評価を得ることに成功しており、現在も増刷を重ねている。

このほか、生命保険代理店業務として、東京海上日動火災保険株式会社や日本防災保障株式会社と連携して、団体総合生活保険として「中央大学 学生総合補償制度」を学生に案内しており、社会連携活動に取り組んでいるほか、学生の日常生活を支援する体制を構築している。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

「高校生からの法学入門」「高校生からの経済入門」「高校生からの商学入門」については、高校生の大学進学意識向上、受験者数の増加という入試・広報戦略にも深く関わっている書籍と位置付けており、従来の販売施策に加えて、入学センター・法学部・経済学部・商学部・中央大学生協との相互協力を図ることで社会貢献の成果を上げるとともに、盤石な財政基盤の構築に取り組むこととしている。また、生命保険代理店業務については、株式会社中央大学ビジネスサポートに業務移管することにより、収益化構造の見直しを図る一方で、入学から卒業までの期間、日常生活を取り巻く様々な危険から学生を守るという目的のある業務であることから、学生サービスの質の維持に取り組むこととしている。

◇大学運営・財務

(大学運営)

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

エクステンションセンターは、本学100%出資の事業会社である株式会社中央大学ビズサポートにその一部業務を移管している。専任職員3名は同事業会社への兼務出向者、パートタイム職員(11名)は全員が同事業会社に移籍、個人業務委託者(3名)については同事業会社との業務委託契約に基づき、業務を遂行している。なお、兼務出向者は、数年後、学校法人中央大学の部課室での勤務となることが確定しているため、現行業務の仕訳を行い、同事業会社の従業員に引き継ぐ必要がある。このため、業務マニュアルの整備と業務平準化に取り組みながら、業務引継ぎを順次行っている。

業務内容の多様化への対応策として、より質の高い良書刊行に向け、編集スタッフ内での研修等を活用したスキルアップの場を本年度中に確立することを検討している。また、出版事業に係る人員配置については、編集グループと経理・営業グループに分けることで業務効率を向上させており、管理責任者として専任職員1名を事務長として配置して各グループの業務の進捗管理を行っている。経理・営業グループの業務が出版事業の他に学生サービス及び生命保険代理店業務を所管しているため、業務負担が大きかった問題に対しては、専任職員2名を同グループに配置することにより、超過勤務時間を削減するなど、適切な就業環境の実現に成功している。

<点検・評価結果>

事業会社の設立と営業開始に伴う業務内容の増加に対応するため、事務組織の役割分担を明確にし、人員配置を適切に行うことで、諸課題に対応できていることから、事務組織は適切に機能しているといえる。

<長所・特色>

事業会社の設立と営業開始に伴う業務内容の増加に対応するため、事務組織を編集グループと経理・営業グループに分けることで業務分担を明確にしているほか、人員配置を適切に見直すことで、超過勤務の削減に成功している。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

業務内容の増加については、今後も現在と同様に、その都度、人員配置の見直しのほか、株式会社中央大学ビズサポートへの業務移管を推進することにより、超過勤務が発生しないように取り組むこととしている。また、同事業会社への業務移管にあたって、兼務出向者が主体となり、業務マニュアルの整備と業務改善を図り、業務に要する時間を削減することで、大学からの事務受託体制の構築を推進することとしている。

◇財務

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：収益事業のための体制は適切に整備されており、事業は安定的であるか。

評価の視点1：安定した収益のための制度・仕組みは適切に整備されているか、収益の状況

<現状説明>

○安定した収益のための制度・仕組みは適切に整備されているか、収益の状況

収益事業会計は、学校法人会計基準ではなく、企業会計の基準に基づき処理を行っている。その主な売上高は、書籍販売、商品販売、受託出版、損害保険代理店募集手数料、自動販売機等手数料であり、売上原価、販売費及び一般管理費を除いた後の営業利益、経常利益を計上している。経常利益計上額は、2017（平成29）年度27,439,319円、2018（平成30）年度27,029,429円、2019（令和元）年度18,236,544円、2020（令和2）年度2,398,097円、2021（令和3）年度3,517,010円となっており、この経常利益のうち、税法上認められる基準額を大学会計に繰り入れている。なお、2020（令和2）年度、2021（令和3）年度については、新型コロナウイルス感染症対策として学生の入構規制が続いたため、売上高のうち自動販売機等手数料収入が減少したため、経常利益も減少している。

前述の通り、出版活動を始めとするエクステンションセンターの事業を、より効果的に、安定的に実施していくために、2022年4月より、本学100%出資の株式会社中央大学ビズサポートへ一部業務を移管している。なお、中央大学出版部については、従前の業務を継続しつつ、同事業会社へその業務を委託している。

<点検・評価結果>

以上の通り、収益事業のための体制は適切に整備され、その体制の見直しも図られており、今後も事業を安定的に実施していく体制が採られているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

以上

クレセント・アカデミー

◇理念・目的

<点検・評価項目①②は割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況
--

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

1) クレセント・アカデミー

本学では、創立100周年を迎えた1985年を機にいわゆるオープンカレッジ構想のもとに、地域に根差し、世界に開かれた大学として、在學生と市民の共学の間とするを目的に1986年12月にクレセント・アカデミーを設置した。設置にあたっては、「アカデミーは、主として本学が保有する諸施設等を活用し、在學生はもとより広く地域社会の構成員をも対象とする教育文化活動を行うことによって、その知的関心に応え、もって社会教育の発展に寄与することを目的とする。」(学校法人中央大学クレセント・アカデミーに関する規程第2条)と定め、各種講座の実施を主たる目的に位置づけている。クレセント・アカデミーは生涯学習の拡張・進展という社会的気運の中で、高等教育機関としての大学に求められる学習機会の提供という使命は大きく、本学としても、広く市民に開かれた学習・教育事業を担う機関としてその提供のあり方を検討しつつ、社会教育(生涯学習)に貢献することを基本理念としている。

また、大学の中長期的事業計画の進行に併せて、2015年度にはクレセント・アカデミー運営委員会(以下、「運営委員会」という。)の下にクレセント・アカデミーに関するワーキング・グループを設置し、本学が唱える社会貢献におけるクレセント・アカデミーの在り方、役割、取り組むべき事業・活動などについて総合的に検討を行い、2017年10月に具体的な事業モデルなどの提案を含めた最終報告書を取りまとめた。

なお、「中央大学クレセント・アカデミーのあり方に関するワーキング・グループ最終報告書」の具体化については、基本的には運営委員会の下で実施となるが、その一部は学内外機関・組織との横断的な連携により、講座運営を充実・強化することが望ましいため、2018年1月の執行役員会に提出し、その方向性を共有している。運営委員会には、執行役員会の構成員でもある常任理事をはじめ、学校法人の役職員、さらには大学の教職員も参加していることから、この方向性共有により、議論の活性化と円滑化が進んでいる。

近年の動向としては、Withコロナはもとより、コロナ禍で加速した生涯学習のモデルを構築していくため、より広い対象に学習機会の普及、受講者数の増加を目的に各施策に取り組んでいる。

より多くの市民や従来と異なる受講者層への働きかけを行うための施策として、2021年度はWebサイトのリニューアル、オンライン講座の受講料設定、オンライン講座を含めた各種講座の広報を行動計画とした。特に広報の手段については、従来の多摩地域を中心とした新聞折り込み広告の配布エリアを見直すとともに、全国を対象とした若年層への訴求

効果を見込んだリスティング広告をはじめとする各種 Web 広告の実施、主要な大学の生涯学習講座情報を集約しているポータルサイトサービスへの掲出などを行った。

<点検・評価結果>

以上のように、クレセント・アカデミーは、本学の「社会連携」と「社会貢献」に関する理念を実現し、より多くの市民が本アカデミーの講座受講の恩恵を安定的に享受できるよう、中・長期的な計画や諸施策を設定している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○組織における点検・評価の定期的な実施

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

「クレセント・アカデミー組織評価委員会」においては、「大学評価推進委員会」が策定した自己点検・評価活動の基本方針に基づき、多角的な視野から毎年自己点検・評価を行っている。

近年の例としては、クレセント・アカデミーが長年にわたり主にシニア世代を対象に学びの場とコミュニティーの提供をキャンパスに集合することを大前提とした事業展開のみを行ってきたこと、新型コロナウイルス感染症の拡大といった社会情勢のみならず、様々な属性、多様なライフスタイルの展開など、多様化する社会環境に柔軟に対応できる事業展開ができていないことに対する改善点として、既存の講座コンテンツについてオンライン配信を実行することを到達目標に設定し、外国語、法学系などの講座のオンライン開講を、計画どおりに実施した。

<点検・評価結果>

自己点検・評価については、「クレセント・アカデミー組織評価委員会」の検証結果として、毎年、課題や改善状況等について「大学評価推進委員会」に報告している。毎年度の自己点検・評価に対し、課題の策定、および改善について計画的な実施が行われている。

<長所・特色>

クレセント・アカデミーの運営方針については、「運営委員会」において決定している。「クレセント・アカデミー組織評価委員会」の委員長を「運営委員会」の委員長が担うことで、運営課題に対する審議が恒常的・継続的に行われ、かつ即時性のあるものについては迅速に検討することができる。特にクレセント・アカデミーは、大学学部及び大学院が提供する正規課程とは異なる社会連携・社会貢献を目的とする生涯学習講座であり、その活動に対する法令上の

制限が小さく、教育内容や教育手法の機動的改善が可能であることから、これを積極的に進めるとともに、正規課程の改善にも資する情報を提供している。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

引き続き、運営委員長が組織別評価委員会の委員長を兼ねる体制を維持するとともに、正規課程に比して法令上の制限が少ない講座・科目運営ができることを活かして、教育内容・教育手法の改善を積極的に進め、その成果を恒常的に学内の教育組織や教育支援組織と共有する。

◇本学における社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

<評価の視点2～3は割愛>

評価の視点1：教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

<現状説明>

○教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

1986年の開設以来、クレセント・アカデミーは、多摩キャンパス及び駿河台記念館において、各種講座を実施してきた。キャンパス整備が行われている2019年度～2022年度においては、多摩キャンパス及び後樂園キャンパスにて①外国語実用会話講座、②スポーツ教室、③総合講座、④社会人教育を目的とした公開上級法務講座の各種講座を展開し、在学生はもとより学员（卒業生）を含む広範な社会人、市民に対しての学習機会を提供しており、年齢や学歴に関係なく受講することが可能となっている。

地域等の多様な人・組織・コミュニティと協同し、広い意味での社会全体の発展へ寄与するという社会連携・社会貢献に関する本学の理念に基づき、2021年度は対面・オンライン両面において、以下のプログラムを展開した。

①外国語実用会話講座

英会話講座、韓国語講座、スペイン語講座はレベル別の複数講座を展開し、その他初心者向けのイタリア語講座も設定している。いずれも少人数クラスに徹し、指導経験豊かなネイティブスピーカーの講師が会話を中心としながら外国文化についても広く紹介し、親しみやすい雰囲気の中で効果的なレッスンを実施している。

（多摩キャンパス開設科目）

- ・英会話講座（初級・中級）【オンライン】
- ・韓国語（はじめて・初級・中級）【オンライン】
- ・スペイン語（はじめて・初級）
- ・はじめてのイタリア語

②スポーツ教室

学生・市民を含めた生涯スポーツの活性化、ジュニアを対象にしたスポーツ基盤を構築するための講座である。受講資格は設けていないものの、種目によっては習熟度毎のクラス編成を行っている。

(多摩キャンパス開設科目)

- ・ジュニア野球教室
- ・ジュニアテニス教室
- ・ジュニアハンドボール教室
- ・親子でランニング！ 駅伝教室
- ・卓球教室
- ・60歳からの体力再生健康体操
- ・やさしい太極拳
- ・太極拳と八卦掌
- ・ノルディックフィットネス教室
- ・おうちで椅子タップダンス&タップダンス【オンライン】
- ・ジュニアサッカー教室
- ・小学生のためのラクロス教室
- ・ジュニアバスケットボール教室
- ・フェンシング教室
- ・秋期水泳教室
- ・アクティブシニアフィットネス
- ・もっと学びたい！美しい太極拳
- ・東洋健身法

③総合講座

多摩キャンパスと後樂園キャンパスの2校地で開講し、受講資格は問わない。文化教養的なものから実践的なものまで、個性豊かな講座となっている。

2021年度は、後樂園キャンパスでの講座開講を受け、本学と文京区との相互協力に関する協定に基づき、公益財団法人「文京アカデミー」の「文京アカデミア講座」(大学キャンパス講座)への連携も行っている。

(多摩キャンパス設定科目)

- ・都市と文学
- ・篆刻(てんこく)
- ・「茶の湯」の楽しみ
- ・朝鮮半島を彩る色・かたち・衣・音・舞
- ・「昭和天皇実録」は昭和史の謎を解いたか
- ・僕らはなぜ鉄道が好きなのか
- ・書道-初歩から創作まで-

(後樂園キャンパス設定科目)

- ・「百人一首」を味読する
- ・後樂園句会
- ・平家物語の世界を遊ぶ
- ・続々 伝承と描かれた祭事・信仰・芸能・儀礼
- ・ゆっくり読み返す源氏物語
- ・絵画と装飾
- ・こころの処方箋

(オンライン講座設定科目)

- ・憲法入門
- ・弁護士 菊地幸夫と考える「シニアライフと法知識」
- ・大人のための法学入門
- ・AIの世界
- ・大学で学ぶ心理学入門
- ・フランスの歴史と文化
- ・キャッチコピーの書き方講座(初級編)、(中級編)
- ・悠久の里 奈良の尼僧さんが語る 季節を味わい自分らしく暮らす小さなヒント
- ・ワイン用葡萄品種の開拓者川上善兵衛と「川上品種」ワイン
- ・落語の国は理想郷-長屋から始まるダイバーシティ-
- ・コロナを経験したこれからの資産運用
- ・With コロナ時代以降のこころのバランスの保ち方
- ・新聞記事から紐解く民法入門
- ・昭和天皇の外交と軍事
- ・インターネットと法入門
- ・はじめて読む蜻蛉日記
- ・ワインエコノミクス

・SPI 対策講座

・エントリーシート対策講座

(文京アカデミー文京アカデミア講座)

- ・ラテンアメリカの文化と社会 (オンライン)
- ・中国を知る【後楽園キャンパス】
- ・初めての俳句【後楽園キャンパス】
- ・こどものための哲学教室【後楽園キャンパス】

④社会人教育を目的とした公開上級法務講座

高度専門職の資格を有する方々に対して、本学の伝統を誇る法学研究教育の物的・人的資源を基礎に、最新で魅力的な内容を備えた講座を開講している。また、本格的なタックス・ローヤーの時代に備えて、TKC 全国会との共催により「税理士のための租税争法務講座」を開講し、充実・発展を図っている。法学、憲法、民法、会社法、刑事訴訟法、刑法、民事訴訟法、行政法、企業法等を税理士の立場から学ぶことができるプログラムである。

大学が社会人を対象として提供する各種講座への関心は一般的に高いといわれている。クレセント・アカデミーにおいても、地域のニーズの高いジュニア向けのスポーツ教室の種目の増加や、総合講座の多様化などを継続して進めたことにより、受講者数は 2019 年度まで増加傾向にあった。

しかしながら、2020 年度～2021 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、講座数、受講者数ともに減少し、2021 年度にクレセント・アカデミーが計画をした講座は全 72 タイトル 130 講座であったところ、実際に開講した講座は 51 講座となり、1,350 名の受講者に留まった。

[受講者数の推移 (過去 5 年)]

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
外国語実用会話講座部門	300	322	404	39	82
IT (情報技術) 講座部門	—	—	—	—	—
スポーツ教室部門	737	830	864	0	357
総合講座部門	1,381	1,456	1,166	433	847
公開上級法務講座部門	78	77	70	70	64
合計	2,496	2,685	2,504	542	1,350

※総合講座部門には在学生向けキャリア支援講座の受講者数を含む。

ここ数年の傾向として、受講者が講座の内容、学習環境を厳しく選択する傾向が強いことに加え、他の教育機関、行政、民間企業等で同様の講座が開講されており、年々受講者を安定的に確保することの厳しさが増している。クレセント・アカデミーでは、こうした状況を踏まえ、毎年、新聞折り込み広告配布エリアの見直しや内容の検証、広告がより目立つための創意工夫、各種広報媒体からクレセント・アカデミーの Web サイトへの誘導、ポスティング無料冊子への広告の掲載のほか、他で開講する講座にはないテーマに特化した講座の開講等、適宜、広報・宣伝活動の見直しや受講者のニーズに合った講座の開講に努めている。

また、受講生の利便性の向上にも引き続き取り組んでおり、近年の改善事例としては、Web サイトのリニューアルによる講座検索から申込みまでのワンストップ化およびオンライン化 (決裁・入金を除く)、屋外のスポーツ教室の実施状況に係る本学 Web サイトを活用した情報発信等があげられる。

<点検・評価結果>

以上のように、当アカデミーのプログラムを社会に還元している。

<長所・特色>

クレセント・アカデミーが提供する講座の内容は、大学（とりわけ中央大学）であるが故に提供可能なもの、大学でなければ提供が困難であるもの、大学が提供することに社会的意義が認められるものを中核として構成している。新型コロナウイルス感染症拡大下において対面形式での講座が実施できない年があったこと、これに対して多くの受講生が再開を待ち望んでいたことや 2022 年度の開講に際しては定員を超える申込みの講座があることにおいては、これまでの長年にわたるクレセント・アカデミーの活動の成果であるとともに、今後もより発展的に学習の場の提供を行う使命を求められているものと考えられる。

<問題点>

ジュニアスポーツ教室は従来保護者から期待も高く、国内外で活躍する一流選手のプレーを肌で感じることができ、高い水準の指導を直接受けることができるため好評を得ていたが、新型コロナウイルス感染症拡大により 2020 年度の開講中止と、2021 年度の大幅な定員削減を余儀なくされた。

そのため、設定講座の一部では申し込み数が減少し、開講に至らないものが複数発生した。

大人を対象とした講座は、新型コロナウイルス感染症拡大で受け入れができる人数に限界があるため、受講者全てを受け入れることができず、キャンセル待ちの受付を行うなどして対応しているものがある。

オンライン講座については、全国から受講できるメリットがある一方で、オンラインに適したコンテンツ構成が求められる。

また、一部の専門性があるオンライン講座については、ターゲットとする対象者層に講座の情報を届けることができていないというような要因が想定されるが、開講できる人数に達しないことがある。

<今後の対応方策>

ジュニアスポーツ教室については、自治体との連携によるチラシ配布を復活させるなど、対象者へ直接講座案内を行うことで、受講者の増加に努める（2022 年 7 月）。

キャンセル待ちが生じた講座については、多くの希望者に受講いただく機会を設けるため、A、B のクラス整備を行い、隔週で受講いただく工夫をしているものもある。また、教室変更が可能な講座については、グローバル館の教室を使用し、受け入れ人数を増やすなどの工夫を行っている。今後も対応が可能な範囲で適宜改善を図る。

オンライン講座については、受講生のニーズに合わせオンライン様式に合った講座設定を検討していく。また、広報については、年齢や傾向・講座に対する志向などに分けてターゲティングを行い、設定講座に対して十分な開講人数に至るよう施策を行う。

◇大学運営・財務

（大学運営）

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

クレセント・アカデミーに関する業務を行うため、クレセント・アカデミー事務室が設置されている。クレセント・アカデミー事務室の部長は中央大学事務組織規則【別表第三】によりクレセント・アカデミー運営委員会の委員長（教員）がその職務権限を行使している。事務職員構成は、2022年5月1日現在、多摩キャンパスにおいて専任職員2名、派遣職員2名、パート職員2名、後楽園キャンパスに派遣職員1名、パート職員1名の配置である。各部門の講座企画、講座の実施、受講生対応、講座開催業務、講師対応、各種広報など、諸手続きは原則多摩キャンパスで行っている。開講講座数の割合は2022年度においては多摩キャンパスが全体の約85%、都心キャンパスが約15%となっており、後楽園キャンパスの派遣職員、パート職員は、講座実施日のみ教室対応を行うこととしている。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

事務機能においては、講座実施に際しそれぞれの講座に担当者を定めることで、講座の特性が異なる場合でも継続的に対応できるようにしている。また、外国語講座のうち英会話講座については、ネイティブスピーカーの講師対応が可能な英語能力を有する派遣職員を採用している。

業務の多様化については、2021年度は年間約70ある講座のうち約35%をオンライン講座としたため、特に課室スタッフの主権者としてのICTスキルが求められた。オンライン講座対応マニュアルを作成し、それに基づいて実施することで対応した。

教職協働の取組みとしては、クレセント・アカデミーでは運営委員会で決定した基本方針に基づき、当該部門の運営にあたるために、外国語実用会話講座部門専門委員会、スポーツ教室部門専門委員会、総合講座部門専門委員会、社会人教育を目的とした公開上級法務講座部門専門委員会が設けられている。メンバーの過半数を専任教員とすることが定められており、当該部門の運営に関する事項や計画案の作成及び計画の執行に関する事項を教員および職員において審議している。

<点検・評価結果>

事務組織の役割と構成、人員配置については、現在の業務内容、量においては適切な範囲と言える。事務機能の改善・業務内容の多様化についても、適宜対応している。教職協働の取組みとしては、運営委員会や専門委員会においても教員と職員で組織されており、必要に応じて検討や連携ができるしくみになっている。

<長所・特色>

事務組織・機能としては、イベント開催や複数講座の開講日などは多摩キャンパスと都心キャンパスを互いに行き来することで対応している。人員配置についてであるが、次年度の運営計画を秋の運営委員会で決定するため、その内容に即してある程度適切な人員計画ができる。

業務内容の多様化への対応策（教職協働）については、実際に講座を担当する講師（教職員）が専門委員になっていることが強みとなり、講座の仕組みを理解した計画案の作成ができることが長所と言える。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

事務室の人員配置は大学全体の事務組織・人員体制によるため、現時点では企画内容と事務室人員の役割や人数バランスを調整し、計画的な運営を目指す。

（財務）

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：収益事業のための体制は適切に整備されており、事業は安定的であるか。

評価の視点1：安定した収益のための制度・仕組みは適切に整備されているか、収益の状況

<現状説明>

○安定した収益のための制度・仕組みは適切に整備されているか、収益の状況

◇理念・目的の項で記載した、2017年10月に取りまとめられた「中央大学クレセント・アカデミーのあり方に関するワーキング・グループ最終報告書」において提言されているところであるが、本アカデミーには2つの評価視点がある。1つ目の評価視点は収支差額や収益率といった経済的なものである。これに対して、2つ目の評価視点は社会教育への貢献度であり、本アカデミーが「在学生はもとより広く地域社会の構成員をも対象とする教育文化活動を行うことによって、その知的関心に応え、もって社会教育の発展に寄与すること」を目的とすることによって由来する。この2つの評価視点は、相当程度に相反する要素を含むもので、例えば社会教育への貢献という視点からは、地域社会に対して充実した講座を「無償」で提供することは高く評価されるべきであるが、収支の視点からは否定的に解すべきことになる。

2017年10月のワーキングでは、この2つの評価視点の均衡点として、本アカデミーは、本学が有する多種多様な資源を活用して、収益性を確保しつつ本学全体の教育研究機関としての社会的機能を拡大し、もって社会的責任を果たす第3のアプローチの構築を目指すこととしている。

このように、本アカデミーは必ずしも収益性だけを目指すものではないが、より多くの市民が本学の社会教育・社会貢献プログラムである本アカデミーの講座受講の恩恵を安定的に享受できるようにするためには、各講座を安定稼働させ、一定の集客が必要となる。

本アカデミーの収支は、長期にわたり支出が収入を上回る赤字状況が続いていたが、約10年前から黒字に転換し、新型コロナウイルス感染症拡大直前の2019年度決算では、総収入36,989,060円に対して支出26,556,197円で差し引き10,432,863円の黒字となっていた（ただ

し、クレセント・アカデミー事務室職員人件費は支出に含まれていない)。受講生数も増加傾向にあり、2019年度の受講者数はのべ2,504名であった。しかしながら2020年度、2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大で準備した講座が思うように実施できなかったため、再び赤字に転換した。2022年度は、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、対面講座の定員数を教室の8割程度まで戻して実施している。収支については、現時点では出ていない。

講座受講料と講師料の関係については、1講座ごとに、採算のとれる申し込み人数に達した場合に開講が決定する。採算が取れない場合には見送るため、講座単体で赤字になることはない。しかしながら、集客のための広報費や、安全運営のための教室環境整備費用等には一定の支出が必要となることから、総合的にそれらを上回る受講料収入を獲得していかない限り、安定的な稼働サイクルに移行ができない。2020年度、2021年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大という外的要因が大きく影響した。

<点検・評価結果>

以上のように、新型コロナウイルス感染症拡大のような外的要因がない状況においては、収益性を確保しつつ社会的責任を果たすことの道筋が立っているものと言える。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

計画した講座が十分な定員を満たし開講に至るよう、各種の広報を行うとともに、自治体や専門職業人団体その他の組織とも連携して、受講者数の増加を図る。

以上

法職事務室（法職関連組織評価委員会）

◇理念・目的

<点検・評価項目①②は割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況
--

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

本学は、「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ、実社会が求める人材を育成する「実学」に取り組んできた伝統をもち、各種国家試験において顕著な実績をあげてきており、資格試験等の支援の強化については、現在も本学が全学的に取り組む重要な施策の一つに位置づけられている。

この理念のもと、本学では、「中央大学の在學生及び卒業生のうち、将来法曹になることを志し、法科大学院進学等を希望する者に対して、講座及び研究室の開設その他の支援体制を構築すること」を目的として「法職講座運営委員会」を設置しており、多摩キャンパスで本学法学部学生を主な対象とした「法職講座」の開講と「法職多摩研究室」の運営を行っている。

また、2004年に本学法科大学院（法務研究科）が開校したことに伴い、「中央大学大学院法務研究科の修了生等に対して、法曹としての専門形成に必要な法務研修、施設・設備の整備その他の支援体制を構築すること」を目的として「法務研修運営委員会」を設置し、市ヶ谷キャンパスで「法務研修プログラム」の開講と「法務研修会」の運営を行っている。

「法職講座」と「法務研修プログラム」は、ともに課外講座であり、独自のカリキュラムをもち、本学学生等の現状にあった最適な講座を提供している。

また、「法職多摩研究室」と「法務研修会」は、ともに独自の自習施設を擁し、学生等への指導・育成や、良好な学修環境を提供している。多摩キャンパスの学生研究棟（炎の塔）内に設置している「法職多摩研究室」では、年間に二度の選抜試験を行って優秀な学生を集め、本学の法曹志望者の核をなす学生層の指導・育成に力を入れている。また、市ヶ谷キャンパス内に設置している「法務研修会」では、司法試験合格を目指す法科大学院修了生のサポートを行っている。

近年では、新たに始まった法曹一貫教育制度（連携法曹基礎課程＝法曹コース。法学部を3年間で卒業し、法科大学院に進学）により、法曹を目指す学生の学部カリキュラムなどが変更され、2023年4月には、法学部の茗荷谷キャンパス移転、法科大学院の駿河台キャンパス移転に伴い、本組織においても講座実施及び研究室等設置の場所が移転となり、環境が大きく変わる。このため、法職講座・法務研修両委員会では、移転後の各種講座、指導体制、学修環境を構築・整備した上で、充実・安定させることが、最大の事業計画であると位置づけている。

具体的な作業としては、法職講座運営委員会設置の「法曹コース・移転等対応部会」において、カリキュラムの変更などについて検討を重ねている。また、法務研修運営委員会設置の「常務部会」において、2023年からの新制度に対応したカリキュラムやスケジュールへの移行を検討し、段階的に導入を進めている。

さらに、本学では伝統的に法学部が司法試験の受験指導に直接関与する体制をとらず、多摩キャンパスには学生が自主的に組織した司法試験合格を目指す受験団体（学研連等研究室）が多く存在しており、独自に多数の法曹を輩出している。これらの受験団体を多摩学生研究棟に集中して収容し、「多摩学生研究棟運営委員会」を設置して、施設・設備の整備を行い、支援体制を構築している。移転に向け、この委員会に「茗荷谷キャンパス移転部会」を設置し、施設管理・運営面に関わる諸事項について審議・決定を行う体制を整え、移転に向けた準備を進めている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、建学の精神や中長期事業計画「Chuo Vision 2025」をふまえつつ、法曹を志す学生等の学修支援においてもキャンパス移転に伴う対応を最大の事業計画として各委員会で位置付けた上で、具体的な諸施策の設定に努めている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○組織における点検・評価の定期的な実施

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

当組織では、大学評価委員会が策定した自己点検・評価活動の基本方針等に基づき、年次自己点検・評価レポートをまとめ、大学評価推進委員会に報告している。

点検・評価等に当たっては、評価委員会委員だけでなく、当組織構成員のすべての専任職員が関わって、改善課題の共有、分析を行い、次年度以降の事業計画に反映させ、活動の改善、質的水準の向上と保証に取り組んでいる。

また、これらの課題については、多摩キャンパス、市ヶ谷キャンパスそれぞれの講座運営を行う主体である各運営委員会において、適宜必要な情報を共有し、学内外の委員やオブザーバーからの意見を聴取して、点検・評価を行い、改善策を検討している。

(1) 多摩キャンパス

講座の主催・運営は、学外委員を含めた「法職講座運営委員会」が行っており、年2回程度の委員会を開催して、定期的に講座の点検・評価を行っている。

(2) 市ヶ谷キャンパス

講座の主催・運営は、学外委員を含めた「法務研修運営委員会」が行っており、年2回程

度の委員会を開催している。さらに、法曹養成制度と法科大学院教育との乖離がないように適切に実施することが不可欠であるため、これらの観点から法務研修プログラムの運営について審議する「審査部会」を「法務研修運営委員会」の下に設置し、法科大学院教員にもオブザーバーとして出席を求めて毎年度1回審査する機会を設けている。

<点検・評価結果>

以上のように、当組織では、組織評価委員を中心として構成員が定期的に点検を実施するとともに、法職講座運営委員会、法務研修運営委員会においても定期的な点検を実施し、それに基づく改善・向上の計画的な実施を図っていることから、内部質保証システムは有効に機能していると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇本学における学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点6、7は全学項目、11は資格取得課外講座に関する項目のため割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点11：資格取得を目的とする課外講座の開設状況とその有効性

<現状説明>

○学生支援体制の適切な整備

(1) 多摩キャンパス（学部学生を対象とする学修プログラムの提供）

本学では、法曹（裁判官、検察官、弁護士）を目指す学生の学修支援を目的とする講座として、多摩キャンパスで「法職講座」を開講している。

昨今、弁護士の就職難に端を発する法曹志望者の減少・法科大学院志願者の減少を受け、法科大学院入試の易化が進んでいる状況にあり、結果として法科大学院修了者の司法試験合格率がさらに低迷するという悪循環に陥っている一方で、学部や法科大学院在学中に予備試験に合格して司法試験を受験した者の司法試験合格率は90%を超えていること、予備試験に合格して司法試験に合格した者は就職が極めて順調であるという社会状況に呼応するかたちで、近年は学部学生も法科大学院合格を目標とするのではなく、在学中に予備試験に合格することを目標として学修に励むのが趨勢となっている。

こうした状況を受けて、法職講座では、2014年度に法職講座運営委員会において「予備試験への対応も念頭におきつつ、変化する学生の学力レベルに対応する」ことを確認し、2015年度から講座・ゼミの指導内容や学修レベルを「学部在学中の予備試験合格も視野に入れて」設定するべく、逐次、講座・ゼミの改革を行っているところである。

2019年度までは、法職講座のオンライン化は行ってこなかったが、コロナ禍を契機に、2020年度以降は、大人数の講義形式の講座を中心にオンライン方式（manabaを利用した動画視聴）で実施しており、撮影機材、編集ソフトを用意し、スムーズに動画の収録、編集、

アップロードが実行できるノウハウ、事務体制を構築することができた。

(2) 市ヶ谷キャンパス（法科大学院在學生・修了を対象とする学修プログラムの提供）

法科大学院における正課教育では、直接的に司法試験合格を目的とする学修支援を行うことができないとされていることから、法科大学院とは別の法人附置の組織として、法科大学院在學生・修了生が法曹として備えるべき専門的素養を形成するのに必要な法務研修の実施及び施設・設備の整備を中心とした学修支援体制を構築することを目的として、常任理事とOB・OGの法曹で構成する「法務研修運営委員会」を設置してこれらを推進することとしている。

2019年度までは、法務研修プログラムの欠席者対応のため、講義形式の講座はDVD収録し、貸出対応を行ってきたが、コロナ禍を契機に、2020年度以降は、DVD方式からオンラインで動画視聴できる方式に移行した。従来は窓口でDVDの貸出手続を行って、キャンパス内で視聴する運用としていたが、これらの制約がなくなり、受講生にとって利便性が向上している。

○資格取得を目的とする課外講座の開設状況とその有効性

第1部第7章参照

<点検・評価結果>

以上のとおり、多様な講座を用意した上で、法曹養成制度を取り巻く環境の変化や、本学の学生の状況に応じて講座内容や実施方法を工夫して対応していることから、学生支援の体制は適切に整備されていると言える。また、着実な合格実績から、学生支援の体制は有効に機能していると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

当組織が行う講座は、正課外の講座であり、学生等にとっては受講するか否かは任意であるため、学生等から当組織の講座がどれだけ選ばれ、どれだけ受講しているかという「受講生数」の数値は重要な指標である。また、講座の運営は、基本的に受講料収入を中心に成り立っているという観点からも、受講生数の確保は欠かせない要素である。特に重視しているのは、本学で法曹を志す学生の母数とも相関関係がある多摩キャンパスの法職講座の各受講生数のほか、学生が最も初めに受講する講座であり、その後の講座の受講動向を左右する、多摩キャンパスの「基礎講座（民法）」及び市ヶ谷キャンパスの「入門講座（基本7科目）」の受講生数である。

(1) 多摩キャンパス（法職講座の各受講生数）

本学法学部学生を中心に、広く法曹という職業に関心をもってもらい、法曹を志す学生の母数を増やすことが、本学から多くの法曹を輩出する上で必要なことであるという方針のも

と講座を運営しており、各講座の受講生数を重要視し、毎年度点検している。

この4年間での受講生数の大まかな傾向としては、2020年度からのコロナ禍による影響が大きく表れていると考えられる。講義形式の「基礎講座」や模擬試験形式の「答案練習会」ではオンライン方式や郵送方式を取り入れ、結果的に受講生数は増加した。

「基礎講座」は、2019年度まで大教室での対面講義で実施していたが、2020年度からのコロナ禍により、動画配信型のオンライン方式となった。従来の対面講義では、学部の授業が終わった後の19:00～21:30に講義を実施しており、学生にとっては夜遅くまで多摩キャンパス内で受講する方法しかなかった。オンライン方式となってからは、時間や場所を選ばずにいつでも受講が可能であること、また、繰り返し視聴が可能となることにより受講生の利便性が向上し、従来であれば受講が制限されたような学生も取り込むことができた。

また、「答案練習会」も従来は会場内で受講するのみであったが、コロナ禍を契機に、郵送で受講が可能なコースを新たに導入し、受講生数が増加した。

一方で、その他のゼミナール形式である「基礎ゼミ」「法律論文作成ゼミ」「事案分析力確立ゼミ」は受講生数が減少傾向にある。2020年度からのコロナ禍で、これらのゼミの実施形態もオンライン形式となり、本来、少人数のゼミナールで得られるメリットを感じられず、受講を控えた学生が多くいたと推測される。

[各講座の受講生数(2018年度～2021年度)]

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
基礎講座	1,194人	1,184人	1,325人	1,387人
基礎ゼミ	1,137人	1,171人	1,123人	934人
法律論文作成ゼミ	355人	359人	334人	314人
事案分析力確立ゼミ	125人	140人	130人	111人
答案練習会	323人	283人	346人	340人

(2) 多摩キャンパス(基礎講座(民法)受講生数)

法曹資格の人气が強かった時代には、基礎講座(民法)の受講生数が800人を超えることもあったが、現在では全国的な法曹志望者の減少傾向にも影響を受け、2019年度頃までは「400人程度」の受講生確保を目標としていた。ところが2020年度にはコロナ禍によりキャンパス入構が制限されたため、基礎講座はそれまでの対面方式から、急遽オンライン方式での開講に変更して実施したが、受講生数の減少は避けられず、受講生数は328人となった。

2021年度もコロナ禍が続く見通しとなったため、昨今の状況もふまえて受講生確保の目標を「350人」と設定し、改善方策を検討し、①Twitterを活用した情報発信 ②YouTubeを活用した講座紹介動画の発信③通信教育部の「クラウドキャンパス」(オンデマンドスクリーングシステム)への情報発信 ④オンラインでのガイダンスを通しての講座説明や質疑応答対応などの広報に力を入れ、351人の受講生を確保することができた。

[「基礎講座(民法)」受講生数(2018年度～2021年度)]

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
基礎講座(民法)	409人	398人	328人	351人

(3) 市ヶ谷キャンパス(入門講座受講生数)

市ヶ谷では、近年の法科大学院入学予定者数が年度によって大きく異なることなどから、入門講座の受講生数の具体的な目標数値は掲げていないが、より多くの受講生を確保するこ

とを重要視している。

2018年度入門講座受講のべ人数は88人で、平均して1科目あたり12～13人の受講と決して多くなかった。原因としては、受講料負担が大きく（1科目あたり9,000円～12,000円のため、全科目受講すると75,000円と高額となる）、複数科目を受講することが困難であるという実態があったため、2019年度は入門講座受講料を無料として公開し、のべ288人を確保した。しかしながら、受講料収入が確保できず持続可能性の問題があること、また、無料のためとりあえずは申し込むものの、実際の学修実績・効果に必ずしもつながらない点が懸念されたため、経理部とも受講料に関する協議を行い、2020年度から通常の見学料の半額に設定することで、受講生確保、収入確保、学修効果をバランスよく達成することを目指した。その結果、1科目あたり30名前後の受講生数及び収入を確保できていると同時に、一定の見学料を納めることにより自覚を持った受講につながっていると考えられる。入門講座の見学対象である本学法科大学院入学予定者には、入学手続き後、タイムリーに入門講座の募集要項を郵送し、広報に努めている。

なお、各自で動画を視聴する方式であり、受講生に学修が委ねられていることから、入門講座見学生には「学修記録表」を送り、学修効果を高め、事務室が視聴状況を把握できるよう工夫している。

〔「入門講座（基本7科目）」受講生数＜7科目のべ人数＞（2018年度～2021年度）〕

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
入門講座	88人 (143人)	288人 (108人)	194人 (119人)	235人 (167人)

※カッコ内は本学法科大学院入学予定者数

<点検・評価結果>

以上のとおり、本組織では受講生数の動向に基づき、定期的な点検・評価及び改善を行っている。

<長所・特色>

市ヶ谷キャンパスの入門講座見学生に送付している「学修記録表」は、各回の講義動画を視聴した日付、視聴分量（0%～100%）、理解度（○・△・×）のそれぞれについて、視聴1回目・2回目の記入欄を用意し、見学生が記録することによって各自が進捗管理を行い、計画的に視聴を進め、理解度の上昇を確認したり、達成感を味わえることを目的として導入した。さらに、本人が記入するだけでなく、アンケート用紙と一体化させて事務室に提出する方式としているため、動画視聴による学修を完全な自己完結にせず、他人に見せる仕組みとしたことで、より着実に学修が進められる動機づけ、モチベーションの維持を図った。

また、以前は事務室サイドで、見学生が実際にどれだけ動画を視聴しているかという進捗状況を把握する術がなく、利用状況も不明であったが、提出した見学生の視聴状況などを詳細に把握することができた。2021年度の「学修記録表」の提出数は見学生総数43名のうち15名であったが、提出見学生はほぼ全ての回の視聴を終えており（視聴を終えられなかった見学生は提出を見送ったと考えられる）、全見学生のうち、少なくともどれほどの人数が順調に学修を進められたかという一定の状況を把握することができた。

以上のことから、「学修記録表」は、見学生、事務室双方にとって、双方にとって重要なツ

ルであると考えており、いずれはオンライン化できれば尚良い。

また、2020年度の「学修記録表」のアンケート欄には、動画配信日を早めれば、法科大学院入学前の春休みの学修準備が早く進められるとの感想があったため、翌年度はスケジュールを前倒して配信したほか、撮影方法によって板書が判別しづらい状況が発生していることが判明し、改善につなげることができた。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

「学修記録表」の利用を今後も継続し、学修のスケジュールやプログラムに関するさらなる改善策の立案に活用するとともに、「学修記録表」自体の改善としてオンライン化や、他講座への拡大など、利便性及び学修効果の向上についても検討する。

◇大学運営・財務

(大学運営)

<点検・評価項目①～③は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか

(1) 事務組織の役割と構成

法職事務室は、中央大学事務組織規則上、所管業務を「多摩学生研究棟運営委員会及び多摩学生研究棟の管理・運営に関する業務」と定められており、「中央大学多摩学生研究棟運営委員会規程」、「法職講座運営委員会設置要綱」、「法務研修運営委員会設置要綱」に基づき各事務を所管している。

その役割は、法曹を志す学生への支援体制を構築し、施設の管理や、講座の運営を行うことにある。

本学において法曹を志す学生は、多摩キャンパスの本学法学部学生及び卒業生、市ヶ谷キャンパスの本学法科大学院在学学生及び修了生に集中しており、それぞれのキャンパスの学生等を支援するため、多摩グループと市ヶ谷グループの2グループに分かれて運営を行っている。

2023年4月の法学部の茗荷谷キャンパス移転、法科大学院の駿河台キャンパス移転に伴い、当事務室及び管理する施設がそれぞれのキャンパスへ移転する。当事務組織の役割は変わらないが、関連規程や利用基準等の改定作業、法曹養成・司法試験制度の変更に伴った支援体制の構築が必要となっている。

(2) 人員配置

常勤職員として、①両グループを統括する事務室長1名、②多摩グループ専任職員3名、派遣職員2名、パート職員3名の計8名、③市ヶ谷グループ専任職員2名、派遣職員2名、パート職員2名の計6名、合計15名が配置されている。

(3) 事務職員の専門性

本組織においては、法曹になるための司法試験制度、予備試験制度、法科大学院制度と、それらに関わる受験環境などに関する理解に加え、これまでの変遷経緯や、学内外の諸課題に対する認識こそが重要である。これらの問題に関する知識については、実際に司法試験に合格した法曹でなければ本質的な理解は不可能である。本学では、伝統的に法曹OB・OGを多数輩出しており、これらの方々に運営面や講座講師を通じて専門的な解説やフォローをしてもらい、参考とさせていただいている。

(4) 教職協働の取組み

多摩キャンパスでは法職講座運営委員長及び法曹コース・移転等対応部会長との打合せ会議、市ヶ谷キャンパスでは法務研修運営委員長及び法務研究科教務委員長または副委員長が出席する常務部会を適宜開催している。これらの会議では、教員と専任職員がともに諸課題について意見を述べ、協議している。特に、茗荷谷キャンパス・駿河台キャンパスへの移転、法曹養成制度の変更にあたっては、その案件の大きさや複雑さから、特に教員と職員が綿密に連携して取り組んでいる。

<点検・評価結果>

以上のとおり、事務組織の役割と構成、業務量に応じた人員の配置は適切と考えられる。しかしながら、当組織の特性上、事務職員の専門性の涵養や継承については、課題がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

司法試験等の制度や受験環境に関わる専門知識は、大学職員として専門性を深める機会が用意されている訳ではなく、当部署に配属されたのち、法曹OB・OGや周囲の職員からの知識の教授、業務を遂行しながら学んでいくしかない。これは、派遣職員やパート職員も同様で、当部署の専門性をもった職員を採用することは極めて困難であり、人事異動や退職に伴って、全員が一から専門性を身につけていなければならない。

現在は、熱心な協力を惜しまないOB・OG法曹の運営委員の一部の方に、事務職員に対して必要な知識や専門性について、ご教授、サポートいただいているが、法曹（弁護士）の仕事が本業であって、当然ながら時間的な制約があり、どなたにでも依頼できることではない。長

期的に見た専門性の継承が課題である。

＜今後の対応方策＞

事務職員の専門知識の涵養と継承については、定期的な OB・OG との会合や懇談の機会を設けていくことが考えられる。

過去には、このような会合や懇談が適宜開催されていたが、新型コロナウイルス感染症拡大以降、このような機会が失われている。このため、当事務室において、2023 年度までに、定期的に OB・OG との会合の機会を継続的に開催できるよう、内規の整備を含め、準備を進めていく。

以上

映像言語メディアラボ

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容。

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

<現状説明>

○映像言語メディアラボの理念・目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

映像言語メディアラボは、中央大学映像言語メディアラボ運営委員会規程（1965年3月1日施行。施行当時は「中央大学視聴覚教室運営委員会規程」といい、数回の改正を経て、現在の名称となっている）に基づいて視聴覚機器・教材を活用し、学生の外国語の運用能力を高めることを目的に、ブース・ルーム1室、ヒアリング・ルーム2室を備える教育施設として開設された。

他大学と比べても視聴覚教室の開設は早い時期であり、これは視聴覚教育に取り組む本学の積極的な姿勢の表れであった。以来、視聴覚教室の充実が図られ、2000年度に提示された「各学部外国語授業・視聴覚授業用施設としての利用のみならず、他の専門科目・情報処理演習科目担当教員からの利用要求にも、マルチメディア設備を真に必要とする限りにおいて積極的に対応する」というコンセプトに基づき、2001年から、教育方法・設備の急速な進歩に遅れることなくLL教室からコンピュータ等を使うマルチメディア教室へと施設・設備の改善・充実を実現し、ICT（Information and Communication Technology）化やデジタル化に対応してきた。同年には、マルチメディア教育を行っている実態に合わせて、名称も「映像言語メディアラボ」に改称し、視聴覚教育、マルチメディア教育を行う施設・設備を管理・運営する映像言語メディアラボ運営委員会（以下「運営委員会」という）が、教員や学生のその時々々の要望を真摯に受けとめながら運営してきている。

視聴覚機器・教材を活用し、学生の外国語の運用能力を高めることを目的とした、映像言語メディアラボによる多様な支援は、「学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もつて個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献する」という大学の理念・目的、その下で設定する教育目標のうち「幅広い教養と異文化に対する理解力・コミュニケーション能力を基礎とする豊かな感性と人間力を備えた人材育成を行う」とことと密接に関連しているものである。

<点検・評価結果>

以上の通り、映像言語メディアラボの目的は、大学の理念・目的、教育目標に照らして、適切なものとなっているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

映像言語メディアラボ運営委員会委員長のもと 2008 年に映像言語メディアラボ中期事業計画を作成し、翌年以降、同委員長のもと毎年進捗確認と見直しを行っている。直近の確認と見直しを経た中期事業計画では「①視聴覚資料を教育で活用するための環境整備 (ICT 利用含む)」「②視聴覚資料の収集管理」「③視聴覚授業の支援」を組織の目標と設定している。

「①視聴覚資料を教育で活用するための環境整備 (ICT 利用含む)」については、2022 年度の事業計画 (アクションプラン) として、多摩キャンパスに新たに導入した ICT を活用した BYOD 方式によるクラウド型 CALL システムの導入に伴い、その運用の確立と茗荷谷キャンパスなど他キャンパスへ広めていく検討を行うこととしている。また、「②視聴覚資料の収集管理」についての 2022 年度の事業計画としては、教育力研究開発機構と協力して、特に語学教材における著作権への意識を醸成する資料の作成を行うことを計画している。「③視聴覚授業の支援」についてはクラウド型 CALL システムの教員向け、学生向けのマニュアル類の整備と講習会を計画している。以上のとおり、2022 年度の施策も順調に進展している。

<点検・評価結果>

以上のように、映像言語メディアラボでは中期事業計画を定め、毎年度進捗確認や見直しを行いながら、学生の外国語運用能力向上のための支援や環境向上に係る事業計画を遂行しており、適切な設定であるといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○組織における点検・評価の定期的な実施

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

映像言語メディアラボの活動にかかる点検・評価に関しては、本学として設けた「中央大学大学評価に関する規程」に基づき、本大学の教育を担う組織及び教職員の意見を聴くための会

議体である運営委員会の下に、映像言語メディアラボ組織評価委員会（委員長は、運営委員会委員長が務める）を設置し、映像言語メディアラボの策定する事業計画の推進状況に基づく自己点検・評価活動を実施している。具体的な点検・評価活動については、組織評価委員会が全学の自己点検・評価スケジュールに則って毎年定期的に点検・評価を行い、その結果を運営委員会に報告・了承をすることで、映像言語メディアラボとしての自己点検・評価結果を組織的なものとする仕組みとなっている。

また、自己点検・評価活動を通じて課題や改善点等が見いだされた場合には、映像言語メディアラボ中期事業計画に具体的な改善方策を反映し、事業計画の着実な推進を通じて改善を図るようにしている。なお、2022年度については、6月以降の運営委員会において、自己点検・評価活動の結果にかかる報告を行う予定である。

<点検・評価結果>

映像言語メディアラボの自己点検・評価活動については、大学評価委員会が設定する全学の点検・評価スケジュールに則って映像言語メディアラボの組織評価委員会において定期的に実施をしており、点検・評価結果から明らかとなった課題等については、映像言語メディアラボの中期事業計画に具体的な改善方策を反映し、事業計画の着実な推進を通じて改善を図るなど、映像言語メディアラボにおける内部質保証システムを十全に機能させるものとなっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点2～9、11は割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点10：学生の正課外活動を充実させるための支援

<現状説明>

○学生支援体制の適切な整備

本学では、学生支援に関する全学的な方針について、次の通り定め、公表している（一部抜粋）。

●学生に対する修学支援に関する方針

本学は、単に学問的知識を修得するのみならず、豊かな人格と自立した社会人として活躍する素養を兼ね備え、自ら考えて主体的に行動することができる学生を育成するため、物的・経済的条件を整備するに留まらず、各教育研究組織及び学生支援セクションが有機的に連携し、学生の学修意欲の向上と豊かな人間力の醸成に向けた組織的な学修支援施策を実施するものとする。

この方針に基づき、映像言語メディアラボによる学生支援策として、AV 自習室の提供と視聴

覚資料の貸出しを行っている。これらは視聴覚教材を利用した語学の自習を、学生の都合のよい時間帯に行えるよう支援することを目的としたもので、映像言語メディアラボ事務室の窓口でその手続きや問い合わせに応じている。

また、新たに導入した BYOD 方式によるクラウド型 CALL システムについて、PC を持たない学生であってもその恩恵を十分に享受できるよう、2022 年度から PC の貸出も開始している。

○学生の正課外活動を充実させるための支援

自習室を設置するとともに、正課以外の学修であっても窓口で貸し出す視聴覚教材も活用した自主学修ができる設備を設けている。さらに、2022 年 4 月にリリースしたクラウド型 CALL システムにより、授業で出された課題や音声教材に対して授業時間外に自宅などで繰り返し取り組めるような仕組みを提供している。しかし、現状は DVD や CD などクラウドに対応していない視聴覚教材が多い。

<点検・評価結果>

以上の通り、全学的な方針に基づき、映像言語メディアラボの学生支援策が講じられており、その支援は適切に行われているといえる。

<長所・特色>

クラウド型 CALL システムを導入したことで、場所や時間にとらわれない語学の授業と正課外の学修が可能となった。これにより、本学が進める法学部の茗荷谷キャンパスへの移転に対応することができた。

<問題点>

クラウド型 CALL システムに対応した教材の数がまだ十分ではないため、今後拡充の必要がある。また、視聴覚資料については、ディスクの貸出しによるものとなっており、多摩キャンパス以外のキャンパスの学生や教員は利用しづらい状況となっている。

<今後の対応方策>

クラウド型 CALL システムに対応した教材の数を増加させられるよう、2023 年度予算申請に向けて、業者と検討を行う。また、視聴覚資料については、ディスクの貸出しによるものではなく、視聴覚資料をオンラインで閲覧・鑑賞できるサービスの導入なども視野に入れて、今後の在り方を検討する。

◇教育研究等環境

<点検・評価項目①～③については全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点 2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

<現状説明>

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

1) 授業教室・学生自習室・スタジオ等の整備状況

映像言語メディアラボの理念・目的を具現するため、多摩キャンパス2号館1階に授業教室・学生自習室・スタジオ等の施設・設備を整備している。

授業教室は、CALL (Computer Assisted Language Learning) 教室4室 (44人用：3教室、42人用：1教室) とAV(Audio Visual)教室5室 (40人用：4教室、60人用：1教室) の計9教室である。

視聴覚に関わる授業は、各学部棟の教室でも行われているが、映像言語メディアラボの教室は全学部の共同施設として使用している。2022年度は、下表のとおり、法・経済・商・文学部の文系4学部及び全学連携教育機構等が、語学の授業を中心に映像言語メディアラボの管理・運営する教室で行っている (表1)。

教員は自分の授業方法に合わせてCALL教室とAV教室のどちらかを選び、授業をより効率的に行えるようになっている。

CALL教室については、反転授業など新しい授業形態やオンライン授業の普及や、都心キャンパス拡充など場所や時間に捕らわれない学修環境のニーズが高まっていたことから、2022年度から、同教室のLL (language learning) システムをオンプレミス型からクラウド型システムにリプレイスした。これにより、遠隔授業においてもLLシステムを利用した授業や自宅学修が実施可能となった。

[表1 2022年度 映像言語メディアラボ教室使用数]

教室種別 (すべて)									
学部	法	経済	商	理工	文	国際経営	国際情報	全学連携	総計
前期/春学期	41	12	15	0	21	0	0	7	96
後期/秋学期	41	12	16	0	21	0	0	7	97
総計	82	24	31	0	42	0	0	14	193

教室種別 (AV)									
学部	法	経済	商	理工	文	国際経営	国際情報	全学連携	総計
前期/春学期	27	3	8	0	20	0	0	7	65
後期/秋学期	27	3	9	0	20	0	0	7	66
総計	54	6	17	0	40	0	0	14	131

教室種別 (CALL)									
学部	法	経済	商	理工	文	国際経営	国際情報	全学連携	総計
前期/春学期	14	9	7	0	1	0	0	0	31
後期/秋学期	14	9	7	0	1	0	0	0	31
総計	28	18	14	0	2	0	0	0	62

学生自習室は、AV自習室2室 (27人用：1室、24人用：1室) とIT自習室1室 (44人用、昼間は授業で使用) の計3室あり、学生が多様なメディアを利用して自習ができるようになっている。

このほかに、教員が授業教材を作成するために利用するスタジオと編集室を各1室設けている。

以上の施設（授業教室・学生自習室・スタジオ・編集室）の情報処理機器の配備状況は表2の通りである。

[表2 映像言語メディアラボ施設・設備一覧]

映像言語メディアラボ 施設・設備一覧												
	2101 教室 (45名) ※2022年度使 用不可	2102 教室 (44名)	2104 教室 (44名) ※2022年度使 用不可	2105 教室 (44名)	2106 教室 (42名) ※2022年度使 用不可	2110 教室 (60名)	2119 教室 (40名)	2120 教室 (40名)	2122 教室 (40名)	AV 自習室 (2118)	AV 自習室 (2121) ※2022年度使 用不可	スタジオ
	AV	CALL	CALL	CALL	CALL	AV	AV	AV	AV			
教員用パソコン		1		1		1	1	1	1			
学生用中間モニタ		22	22	22	21							
教材作成用パソコン												2
プリンター(A3カラーレーザー)												1
書画カメラ	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
BD/DVDプレーヤー	1	1	1	1		1	1	1	1			1
DVDプレーヤー										16	5	
DVDプレーヤー(世界対応)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	2	2
LD/CDプレーヤー										15	2	1
LD/DVDプレーヤー												4
HDD/VHS/DVDレコーダー												2
HDD/DVDレコーダー												3
HDD/BD/DVDレコーダー												2
VHS/DVDプレーヤー										1	2	1
VHSビデオデッキ										1	4	
VHSビデオデッキ(世界対応)	1	1	1	1	1	1	1	1	1			2
VHSビデオデッキ(BS対応)										7	2	1
DV/VHSビデオデッキ												1
CD/MDデッキ		1	1	1			1	1	1	1		1
CD/カセットデッキ					1							
CDレコーダー												1
CDレコーダー/カセットデッキ												1
MDレコーダー												1
1ビットMD/CDシステム												1
カセットレコーダー			1									
カセットレコーダー(W)	1	1		1		1	1	1	1			1
ラジカセットレコーダー(Wポータブル)												1
レコードプレーヤー												1
ブーステレコ										2		
DVD/CDデュプリケーター												2
オーディオカセットデュプリケーター												1
液晶TV 16インチ												12
液晶TV 19インチ										10		
液晶TV 23インチ											5	
液晶TV 40インチ											2	
液晶TV 46インチ												1
液晶ディスプレイ 18.5インチ										12	2	1
液晶ディスプレイ 21.5インチ										4		
液晶モニター 21.5インチ										1		1
液晶プロジェクター	1	1	1	1	1	4	1	1	1			
板書兼用スクリーンボード	1											
巻き上げスクリーン					1	1						
マルチガラススクリーン		1	1	1		1	1	1	1			
無線LAN アクセスポイント	有	有	有	有	有	有	有	有	有			
遠隔授業設備							有					
マイク	1	1	1	1		1						

2) 視聴覚資料・教材コンテンツの整備状況

視聴覚資料の収集と整備は映像言語メディアラボの重要な役割の1つである。映像言語メディアラボでは、図書館とは別に、語学教育に資するよう外国映画、歴史、ドキュメンタリ

一等、ジャンル別の音声・映像ソフトを独自に購入・所蔵し、学部授業や学生の自習のために広く供している（表3）。教材の購入にあたっては、映像言語メディアラボ教室利用の教員からの申請並びに学生からの購入希望調査書をもとに映像言語メディアラボ運営委員会において必要性、ジャンル及び目的等を総合的に勘案して購入し、学部授業や学生の自習に広く活用されるよう管理・運用してきた。今後も引き続き、語学教育に関する資料を中心に文化的、歴史・社会的な資料の収集を予算の範囲内で行い、更なる整備・充実を図っていく予定である。また以前から、法学部の予算で購入した映像教材も映像言語メディアラボで管理しており、これにより利用者の利便性の向上につながっている。

なお、視聴覚資料の収集にあたっては、著作権上の取扱いとして不適切な面があることが判明しており、その取扱いについて検討を進めているところである。

視聴覚資料・教材ソフトの利用者に向けて、利便性の高い検索が行えることで資料等の有効活用がより図られるように、ジャンル別、目的別に整備したリストを映像言語メディアラボ事務室窓口に配備しているほか、映像言語メディアラボの Web サイトには、新入荷ソフト一覧を掲載するとともに、一部ソフトを除いてタイトルや監督名等から所蔵ソフトを検索することも可能としている。なお、メディア貸出数は以前から漸減傾向が見られていたが、2020年度及び2021年度には新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、キャンパス内への入構制限措置が講じられたり、正課授業の多くが遠隔授業として実施されたりしたことにより、著しく減る状況となった（表4）。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

映像言語メディアラボでは、学生の自習及び自由な視聴の場として AV 自習室 2 室（座席数 51 席）を開設し、授業期間中の月曜日～金曜日の 9 時から 19 時（受付は 9 時～18 時 30 分）まで利用可能である。

AV 自習室の過去 5 年間（2017～2021 年度）の利用者数は表 5 の通りとなっている。2020 年度及び 2021 年度は新型コロナウイルス感染症の影響によるものであるが、利用者数が年々減少傾向であることは明確である。2022 年の利用状況次第で今後の運用方針を見直す必要がある。

[表 3 映像言語メディアラボ所蔵ソフト別点数]

<メディアラボ所蔵ソフト別点数>

	ソフト	購入	R18	寄贈 作成	合計	除却対象 (案)
メディア ラボ	BD	4	0	0	4	
	CD	233	0	16	249	
	CD-ROM	3	0	0	3	
	カセットテープ	474	0	34	508	○
	DVD	3,504	17	76	3,597	
	LD	1,048	3	63	1,114	○
	VCD	8	0	0	8	○
	VHS	978	1	167	1,146	○
	(小計)	6,252	21	356	6,629	
法学部	CD	80	0		80	
	カセットテープ	40	0		40	
	DVD	491	2		493	
	LD	499	0		499	
	VHS	643	1		644	
	(小計)	1,753	3	0	1,756	
	合計	8,005	24	356	8,385	

BD	4
DVD	4,090
VHS	1,790
LD	1,613
カセットテープ	548
CD	329
CD-ROM	3
VCD	8
計	8,385

全点数	8,385
-----	-------

[表4 直近5年間の年度別メディア貸出数]

年度	2017	2018	2019	2020	2021
貸出数	6,956	5,027	3,369	8	126

[表5 過去5年間のAV自習室年度別利用]

年度	2017	2018	2019	2020	2021
利用者数	7,280	5,216	3,597	8	130

<点検・評価結果>

以上の通り、映像言語メディアラボが教育研究活動を支援するにあたって、所有する教室や教材は概ね適切に整備、運営されているが、視聴覚資料について著作権上の取扱いに不適切な面があることについては、至急改善する必要があると認識している。また、新型コロナウイルス感染症の影響により特に急減しているメディア貸出しやAV自習室利用については、2022年度の状況を踏まえて、今後の運用方針等を見直す必要がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

所蔵している視聴覚資料の多くが、ホームユース利用のために販売されているもの、つまり授業での再生や、施設内での視聴及び貸出等の許諾がないもので、適切な収集状況であるとは言えないことが判明しており、数年前からは適切な資料のみ購入するようにしている。それ以前から所蔵し続けている著作権等の観点から適切でない視聴覚資料の扱いについて、至急検討しなければならない。

<今後の対応方策>

所蔵している視聴覚資料の著作権の問題については、著作物の教育利用に関する業務を所管する学事部教務総合事務室と連携して、法的に問題のない利用のみ認めることとするなど視聴覚資料の適切な収集と運用が図られるように2022年度中に対応する。

◇大学運営・財務

(大学運営)

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

映像言語メディアラボの運営に資するため、映像言語メディアラボ事務室を設置している。映像言語メディアラボ事務室には、専属の専任職員は配置されておらず、学事部教務総合事務室の専任職員のうち3名が兼務で業務を行っている。また、専任職員以外の事務スタッフは派遣職員1名、パートタイム職員3名である。

このような体制に対して、クラウド型 CALL システムの新規導入と運用方法の構築など業務の多様化や専門化が進んでおり、それらは企画・判断業務及びマネジメント業務の性質が強いため、現状の兼務の専任職員を中心とした体制では適切に対応しきれない面も生じてきている。

教職協働の取組みとしては、映像言語メディアラボ運営委員会の委員は教員と職員で構成されており、身分の違いに関わらず常日頃から協働して運営に当たる体制が講じられている。

<点検・評価結果>

以上の通り、映像言語メディアラボの運営のために必要な事務組織は適切に設置されているものの、人員配置としては兼務の専任職員を中心とした体制となっており、改善の必要があるといえる。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

専属の専任職員は配置されておらず兼務のみで対応しているため、業務の多様化や新規課題へ十全に対応するには困難な状況も今後想定される。専任として従事できる職員の補充や、または事務組織自体の見直しが望ましい。

<今後の対応方策>

映像言語メディアラボに必要な要員の配置、あるいは事務組織自体の見直しについて、総務部総務課や人事部人事課といった学内関係部署と協議することで、2022年度中の改善を図る予定である。

以上

図書館

◇理念・目的

<点検・評価項目①②は割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況
--

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

図書館の理念・目的は、「中央大学図書館規則」第二条に規定されている、「図書館は、研究、調査及び教育に必要な図書その他の資料を収集・管理し、本大学の教職員、学生及び館長が特に許可した者の利用に供することを使命とする。」である。

この使命の下、図書館では、本学が機関別認証評価を受けるための自己点検評価活動を行う前から、独自に中・長期事業計画や年度毎の改善年次計画を策定し、実施してきた。本学が2015年度に策定し各種の取組みを続けている中央大学中長期事業計画「Chuo Vision 2025」について、2021年度に後半の5年間を推進する「第二期」を迎えるにあたり、図書館の計画が追加されることとなった。その際に、この理念・目的に基づいて、

- I. 法学部移転・都心展開対応（統合された学術情報基盤の構築）
- II. 保存書庫の整備（保存書庫の建設、迅速な蔵書提供）
- III. 中央図書館の全面リニューアル（利用者中心型図書館へ）
- IV. 電子ジャーナル、電子ブック論文の購読環境の向上

上記4つの事項について重点的に取り組み、本学のキャンパス整備計画における多摩と都心の2大拠点化に最適な学術情報基盤を構築して教育研究活動の更なる向上に寄与することを目指す中長期事業計画を設定した。

現在はこの図書館における4つの重点項目については、ロードマップを作成した上で、単年度ごとに具体的な事業計画をアクションプランとして策定し、計画を進めている。

このことにより、前年度の活動の点検・評価結果を着実に次年度の事業計画に反映することができている。

計画I～IIIについては、Chuo Vision 2025におけるキャンパス整備計画に基づいた内容となっており、現在までに「I. 法学部移転・都心展開対応（統合された学術情報基盤の構築）」について学内関連部署との打ち合わせを定期的実施し、茗荷谷、駿河台の新キャンパスに設置する図書館の開設に向けた準備を計画どおりに進めることができている。また、「IV. 電子ジャーナル、電子ブック論文の購読環境の向上」について、オンライン授業実施の状況を受けて、冊子体の代替となる電子ブックについて調査し、刊行が確認されたタイトルについては、予算の許す範囲で積極的に導入している。さらに導入済電子資料の継続提供に向けて、学部・研究所・研究開発機構などの学内他組織と調整し、経費を分担することで、継続契約中の電子資料を維持している。

<点検・評価結果>

上記現状説明のように、大学の理念や中長期事業計画の下、図書館の使命を実現するために、図書館における中・長期の計画は適切に設定されている。また、その計画に基づき、単年度の進捗管理を行い確実にその実現に努めている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○組織における点検・評価の定期的な実施

「中央大学評価に関する規程」および「中央大学評価組織別評価委員会設置要綱」に基づき、図書館組織評価委員会を設置し、図書館の諸活動について、毎年度の自己点検・評価活動を実施している。

図書館組織評価委員会は、図書館長（委員長）が図書館商議員の中から選任した8名の教員（各学部1名うち1名副委員長）と、図書館事務部長および各課室長（事務職員）5名の計14名で構成されており、教職協働の体制にて、組織的に点検・評価活動を実施している。

図書館組織評価委員会では、自己点検・評価レポートの課題の取りまとめや年度途中の進捗状況確認（中間報告）・年度末の取組報告の取りまとめを審議しており、その審議結果については、図書館の最高意思決定機関である図書館商議員会へ報告を行っている。

図書館組織評価委員会の委員（教員）は、図書館商議員会の委員でもあることから、年3回開催される図書館商議員会を通じて、図書館の予算申請、予算、決算の状況および日頃の図書館活動の内容等を把握したうえで、的確な点検・評価活動を行っている。

また、図書館からは、全学を横断的に自己点検・評価する組織である分野系評価委員会の委員が選出されており、図書館組織評価委員会の自己点検・評価活動と併せて、個別組織の状況を踏まえた全学レベルでの評価、全学の動向を踏まえた組織レベルの評価を行っている。

具体的な活動内容としては、①大学基礎データをはじめとする自己点検・評価の根拠データの作成・更新、②自己点検・評価報告書の中間報告、結果報告をとりまとめている。

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

前年度の自己点検・評価レポート及び自己点検・評価報告書の結果報告を踏まえて、次年度以降の年次自己点検・評価活動の自主設定課題や事業計画（単年度アクションプラン）に反映させて、改善・向上を計画的に実施している。

また、本学で実施している教育力向上推進事業を積極的に活用し、課題の改善・向上に取り組んでいる。

このようなPDCAサイクルが有効に機能した結果、近年では、本学の諸活動に係る様々な課題の

着実な改善を推進していく観点から特に対応が望まれると大学評価委員会が判断した課題である「指定課題」として、2018年度に「図書館利用率の向上（学生一人当たり図書貸出冊数の向上）」、それぞれの組織において当該年度に特に改善・向上に取り組む事項である自主設定課題として、2020年度に「図書館の利用促進」、2021年度に「中央図書館の利用者環境の整備」に取り組んだ。

図書・資料については蔵書数や電子ブック数、データベース数等、利用サービスについては入館者数や貸出冊数等の「数量的な評価」を行い、これらの数量的評価も継続しつつ、近年の図書館における学修、教育研究の支援サービス内容の変化に応じて、学生アンケート等を実施し、「質的な評価」の観点からも点検・評価を行っている。

<点検・評価結果>

図書館においては、図書館組織評価委員会の下、組織における点検・評価の定期的な実施が行われている。また組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施が、毎年行われている。

<長所・特色>

・図書館では、本学が組織的に自己点検・評価活動を行う前から、独自に中・長期事業計画や年度毎の改善年次計画を作成し、目標を掲げて実施していた実績がある。自己点検・評価活動の取組みにあたっては、評価結果を踏まえ、改善・向上を図るため翌年度の課題を設定し、毎年度継続して遂行することによって、改善・向上を図る方策として有効的に機能している。

・図書館組織評価委員会の委員（教員、図書館事務部長）は、図書館商議委員会の委員でもあることから、図書館の予算申請、予算、決算の状況および日頃の図書館活動の内容等を把握したうえで、的確な点検・評価活動を行うことができる環境となっている。また、図書館からは、全学を横断的に自己点検・評価する組織である分野系評価委員会の委員が選出されている。図書館組織評価委員会の自己点検・評価活動と併せて、個別組織の状況を踏まえた全学レベルでの評価、全学の動向を踏まえた組織レベルの評価が行われることにより、網羅的な評価・分析が可能となっている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

・図書館では、伝統的に中・長期事業計画や年度毎の改善年次計画を作成し、目標を掲げて実施していた実績があり、年次自己点検・評価活動の取組みにあっても、前年度の評価結果を踏まえ、計画的に改善・向上を図るため課題を設定するというサイクルが有効に機能している。今後もこのPDCAサイクルの好循環を継続する。

・個別組織を自己点検・評価する「図書館組織評価委員会」と全学を横断的に自己点検・評価する組織である「分野系評価委員会」の双方を相互に連携させ、網羅的な評価・分析を行うことに成功している現在の好循環を継続する。

◇本学の教育研究等環境

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するた

めの方針を明示しているか、環境整備に関する方針の適切な明示

第1部第8章を参照

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

評価の視点2：図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点3：国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

第1部第8章を参照

◇大学運営・財務

（大学運営）

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

図書館事務部は、図書館の事業計画、予算及び決算、広報、庶務、図書館システムの運用・保守等の業務を担う総務課、図書・資料の予算及び決算、選書から発注、受入、分類、目録等の整理業務を担う情報資料課、利用者の対応、資料の貸出、返却、配架、管理（保存）等の閲覧業務、利用指導及び文献複写、相互貸借等のレファレンス業務を担う閲覧課、都心キャンパスにおける整理、閲覧及びレファレンスの各業務を担う都心キャンパス事務室、以上の3課1室の体制で組織されている。

事務部は専任職員5名、総務課は専任職員3名、派遣スタッフ1名、パートタイム職員1名、情報資料課は専任職員7名、嘱託職員7名、派遣スタッフ4名、パートタイム職員8名、閲覧課は専任職員7名、嘱託職員2名、派遣スタッフ5名、パートタイム職員23名、都心キャンパス事務室は専任職員5名、嘱託職員2名、パートタイム職員2名の人員配置となっており、委託業者は、図書整理業務17名、都心キャンパス移転事業に係る図書整理業務5名、閲覧業務は多摩キャンパスの各図書館（中央図書館、大学院図書室、総合政策学部図書室、法学部学生図書室、経済学部学生図書室）に53名、都心キャンパスの各図書館（理工学部分館、ビジネススクール図書室、ローライブラリー、国際情報学部図書室）に31名が従事している。

1988年の図書館業務の電算化を契機として、整理業務においては、MARC（機械可読目録）を活用した標準的な目録情報の作成が実現した。業務の電算化の進展とともに、業務処理体制の効率化を推進する中、図書館では、1993年の和図書の整理業務の委託化に着手した。1994年の

洋図書の整理委託、1997年の逐次刊行物の整理委託と範囲を拡大した。2000年には、閲覧業務にも業務委託の範囲を拡大し、効率的な業務運営を図るとともに、開館時間・日数の拡大といったサービスの拡充を実現した。現在全ての図書館（室）において、図書整理業務および閲覧業務を委託している。このように、業務の委託化により、ルーチン業務を委託業者が担うことによって、専任職員が専門性の高い特定の業務に専念できる環境となった。

業務の委託化が進むことによって、専任職員数は1989年の63名から、2022年5月1日現在27名へと2分の1以下に減少している。そのため、少数の専任職員で新規に発生する業務に対応していかなければならない状況にある。ルーチン業務は委託化されたが、図書館業務の多様化、高度化に伴い、専任職員の業務量の負担が増大傾向にある。委託業務とのバランスを取り、適切な人員配置を引き続き検討する必要がある。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか

図書館職員の専門性を向上させる取組みの一つとして、学外機関（国立国会図書館、国立情報学研究所、私立大学図書館協会、法律図書館連絡会、国公立大学、文化庁等）が主催する多種多様な研修・セミナーへの参加を積極的に行い、スキルアップを図っている。

教職協働の取組みとして、図書館各課室の職員で構成されるプロジェクトチームの一つであるCUL・企画展示部会では、年に2回発行している図書館報（『MyCUL』）の特集記事において執筆を担当した教員と協働して、特集に連動した企画展示を図書館で開催している。その一例として、教員の授業を履修している学生に、展示パネルを作成してもらうなど、職員と役割を分担しつつ、展示の準備活動を運営している。また、ゼミやクラス単位の教員の要望に応じた講習会、文系大学院共通科目「リサーチ・リテラシー」のテーマ構成の1つである「学術情報リテラシー」の講習部分を図書館が担うことや、国際経営学部とのFD活動の一環として、教員に対し学術情報データベースの利用方法・コンテンツについての説明会を実施している。このように、より良いサービス提供や情報リテラシーのために、教員と図書館職員とが協働して取り組んでいる。

業務の効率化については、前述のとおり、委託を活用して進めている。

<点検・評価結果>

事務組織の構成と人員配置について、専任職員、嘱託職員、派遣スタッフ、パートタイム職員、委託業者、それぞれの業務内容を踏まえバランスの取れた適正な配置を勘案しつつ、業務体制の恒常的な見直しを図り、その運営の適正化に努めている。

<長所・特色>

業務の委託化によって、発注から配架に要する期間が短縮されたことで、利用者への迅速な提供を可能にした。また、授業時間帯以外での開館が可能となり、開館日数の増加、開館時間の延長が実現されたことで、利用サービスの拡充につながった。

さらに、ルーチン業務を委託業者が担うことによって、専任職員が専門性の高い特定の業務に専念できる環境となった。

<問題点>

- ・専任職員が担う中核的業務（レファレンス、選書、和洋古典籍等の稀観書対応等の専門性の

高い業務)に精通する後継者を育成するためには相当の時間と努力を要するため、専門的スキルや経験の継承などの観点から、専任職員の一定数の確保と業務の継続性を維持するための対策が必要である。

・業務委託については、図書館側に指揮命令権が及ばないことから、契約内の業務に限定されるため新規案件への臨機応変な対応は専任職員が担うこととなる。少数の専任職員で新規に発生する業務に対応する負担増への対策が必要である。

<今後の対応方策>

業務の効率化促進のため、今後さらに委託化を進めることを検討しているが、その場合でも、レファレンス業務など図書館の専任職員が担うべき中核的業務の委託化は妥当ではない。個々の業務内容の特性を精査し、ルーチン業務として扱えるものは委託化を推進し、学術情報のグローバル化、電子化の進展など図書館を取り巻く外部環境の変化への対応や中核的な業務の遂行は引き続き専任職員が対応するなど、委託化が可能なものと委託化すべきでないものを切り分け、適切な人員の確保と配置を図っていく。

以上

情報環境整備センター

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

<現状説明>

○情報環境整備センターの目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と情報環境整備センターの目的の関連性

情報環境整備センターは、教育・研究・事務における全学一貫した情報関連サービスのきめ細かな展開と、全学的情報化戦略に基づく情報環境基盤の一層の整備・充実を図るために、2003年7月に次の5つの要件を備えた組織として設置された。

- 1) 全学的な視点で情報環境の整備統合ができること
- 2) ネットワーク技術を活用した効果的なサービスが提供できること
- 3) 資源の効果的な配分・配置が実現できること
- 4) 教育・研究・事務の現場で実効性のあるサービスが提供できること
- 5) 各キャンパスの特徴を活かした弾力的な情報環境の整備が推進できること

「中央大学情報環境整備センター規程」第二条では、当該センターの任務を、「教育・研究及び事務システムに関する情報環境整備及び情報セキュリティについて企画・立案するとともに、これらを円滑に実施すること」と定めている。

情報環境整備センターは、加速的に変化する情報化社会における社会情勢及び技術動向を踏まえ、その任務・目的を果たすことにより、「広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献すること」（中央大学学則第二条）という本学の理念・目的の実現を支えている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、情報環境整備センターは、「中央大学情報環境整備センター規程」第二条においてその目的・任務を定めており、これを果たすことにより、本学の理念・目的の実現を支えていることから、大学の理念・目的に即したものであると評価できる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

情報環境整備センターは、前述のとおり、教育・研究及び事務システムに関する情報環境整備及び情報セキュリティについて企画・立案するとともに、これらを円滑に実施することを目的としている。この目的を達成するため、「中央大学情報環境整備センター規程」に基づき、中央大学 IT 委員会（2020 年 4 月に中央大学情報環境整備委員会より改組）を設置し、全学に係る情報環境整備を中長期的かつ総合的な構想に基づいて整備充実するための計画を策定している。

また、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に定められた重点事業計画ならびに基本計画のロードマップに基づき、本センターは、単年度ごとに事業計画（アクションプラン）を策定・実行している。なお、中長期事業計画には、本センターが達成すべき水準（目標）は設定されていないが、本学が目指す DX を念頭においた教育開発・研究支援・国際交流及びその体制整備においては、この実現に必要な不可欠な ICT 基盤（ネットワーク環境、セキュリティ確保、支援アプリケーション情報等）を本センターが支えており、アクションプランは多岐にわたっている。

このほか、本センターでは毎年度、情報環境整備センター組織評価委員会を中心として自己点検・評価活動を行い、アクションプランの進捗確認と合わせて必要な諸施策を設定している。

なお、本センターと関連する学校法人全体の中・長期の計画として、複数キャンパス体制を見据えた DX 推進計画の策定を予定している。これは、学校法人全体の「業務改善」を目指して、執行役員会の下にタスクフォースを置き、総務部と情報環境整備センターを中心に「中央大学 DX 推進計画に基づく業務改善実施のためのコンサル導入」の仕様をとりまとめ、業者選定を行った。2022 年 3 月からはコンサルティング会社による実際の調査が進んでおり、その提案を踏まえて 2022 年 9 月末に「中央大学 DX 推進計画」と報告書の完成を予定している。

<点検・評価結果>

以上のように、情報環境整備センターにおいては、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に基づき、単年度のアクションプランを設定し、また、年次の自己点検・評価活動を通じて明らかとなった改善点を次年度の計画に生かしつつ活動計画を設定しており、適切であると評価できる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点 1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○組織における点検・評価の定期的な実施

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

「中央大学情報環境整備センター規程」に基づき運営している IT 委員会において、情報環境整備に関する検討事項等を審議することを通じて、情報環境整備センターにおける活動を実行しつつ、併せて確認も行っている。

このほか、全学的な自己点検・評価システムが構築されており、本センターも情報環境整備センター組織評価委員会を組織し、全学の枠組みのもと、本センターの活動について年度毎に自己点検・評価を行うとともに、諸活動の分野ごとに設置される分野系評価委員会に委員を参画させている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、IT 委員会において情報環境整備に関する検討事項等を審議することにより、組織の活動を実行しつつ、併せて確認も行っている。また、全学的な自己点検・評価システムに基づき、情報環境整備センター組織評価委員会を組織し、本センターの諸活動について定期的な点検・評価している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇本学の教育研究等環境

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1：学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の適切な明示

<現状説明>

○学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の適切な明示

本学における教育・研究及び事務システムに関する情報環境整備を中長期的かつ総合的な構想に基づいて整備充実する機関として IT 委員会を設置し、全学に係る情報環境整備を推進するための計画を策定している。

現在は、大学全体の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」のもと、以下の項目を柱として、各年度の事業計画（単年度アクションプラン）を策定し、情報環境の整備を行っている。

- ① キャンパス総合情報ネットワークシステム（CHAINS）の持続的改善
- ② 教育用情報環境の持続的改善（多摩）
- ③ 教育用情報環境の持続的改善（後樂園・市ヶ谷）
- ④ 情報セキュリティの持続的改善
- ⑤ 学生の PC を教育に活用するための情報環境整備 BYOD（Bring Your Own Device）
- ⑥ 授業支援システムの持続的改善
- ⑦ 事務用情報環境の持続的改善（教務、学生証、証明書、入室管理システム）
- ⑧ 事務用情報環境の持続的改善（事務イントラネット）
- ⑨ 中央大学 DX 推進計画

なお、学生の学習や教員による教育研究活動に必要な環境は、各学部・研究科等がどのような教育・研究を志向・実現していくかによって具体的な方向性が異なってくるため、情報環境

整備センターが示す方針自体は、主に「持続的に環境を改善する」という程度の記載に留め、柔軟性を担保している。

これらの事業計画は、他機関の事業計画とあわせて Web サイト上で公開している。

また、利用者（学生、教職員）に対しては、情報環境整備センターのサービス一覧を Web サイト上で公開している。

また、セキュリティポリシーに関しては、「中央大学キャンパス総合情報ネットワーク管理運用基準」第9条の中のセキュリティに関する遵守事項を全学共通のセキュリティポリシーとしてきたが、より明確化することを目的として「中央大学情報セキュリティポリシー」を制定し、2020年4月13日に公開した。なお、現在公開されている情報は、セキュリティポリシーの基本方針に相当するもので、教員の協力を得ながら策定予定だった情報セキュリティ関連の基準・ガイドラインについては着手が遅れている。特に情報資産の分類と管理に関するガイドラインについてはルールが明確化されておらず、今後、整備・公開していく必要がある。

<点検・評価結果>

以上のとおり、中長期事業計画に基づき、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針は明示している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

情報セキュリティポリシーに関して、現在公開されているのは、基本方針に相当するもので、教員の協力を得ながら策定予定だった情報セキュリティ関連の基準・ガイドラインについては着手が遅れており、今後、整備・公開していく必要がある。特に情報資産の分類と管理に関するガイドラインが策定できていないことで、Google Drive 等のクラウドストレージ利用に関するルールがあいまいになっている。

<今後の対応方策>

情報セキュリティポリシー下の各種基準・ガイドライン策定のうち、情報資産の取扱や公開・保存ルール等においては、学内の組織や職務権限の見直しと合わせて行う必要があるため、DX推進コンサルティング会社の現状調査や対応方策の提案を踏まえて着手する。合わせて文書保存規程に「電子データ」の項目を追加・修正することについても、総務部と合同で2023年度中の完了を目指す。

<点検・評価項目②③は割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

1) PC、サーバ等の配備状況とその管理について

教育目的のPCは、各学部PC教室を中心に配備されており、情報環境整備センターは、設置学部事務室を通して構成変更対応やトラブルシューティング等のサービスを行っている。機器の拡充や整備は、各学部の教育方針に沿って計画されるが、学生の利用ニーズを満たす数のPCを常設することには限界があり、設置や運用の方法について再検討する時期にきている。特に新型コロナウイルス感染症対策として、2020～2021年度にかけて、授業を全面的にオンライン・オンデマンド型で実施し、学生のPC保有率が大幅に上昇したことは念頭に置く必要がある。

事務用PCについては、全職員（一部の非専任職員を除く）に必要な台数のPCが配付され、利用環境として事務イントラネットが構築されている。事務系サーバとほぼすべての事務用PCは情報環境整備センターで管理運用している。

また事務系サーバだけでなく、ネットワーク系サーバや全学的に利用されるサーバのほとんどを、ITセンターの専門技術を有するスタッフが、セキュリティ対策を施した情報環境整備センターのマシン室やデータセンターで運用しており、安全性の確保と運用課室の負担の軽減という点で有効といえる。

2) 基盤としてのネットワーク整備状況

本学の基幹ネットワークは、1994年度より全学的な見地で整備を進め、主要4キャンパス（多摩、後楽園、市ヶ谷、市ヶ谷田町）に網羅的に整備されている。全学的な基幹ネットワークの運営を情報環境整備センターが担い、組織のサブネットワーク（単位組織ネットワーク）を置く場合は、当該組織が運用を担うという方式である。こうした運用方式は当該組織の独自性を担保するとして評価されてきたが、ネットワークの重要性や利用者の増大、セキュリティ対応の複雑さなどから単位組織側のネットワーク管理の負荷が高まり、これを軽減するため、理工学部では、各学科が独自に管理していたサーバ等を情報環境整備センターのシステムに集約するなど、運用コストの削減を進めている。

3) 無線LANシステムの導入状況

本学では、学生・教職員がキャンパス内で自由にインターネット上にアクセスできる全学的な無線LANシステムが構築されている。本システムに対する需要は年々高まっており、年度計画に基づいて、学生の授業利用を想定した教室環境などアクセスポイントの拡充を行っている。また、Eduroam JPに参加しており、国内外の研究機関と相互利用が可能になっている。

[無線LANアクセスポイント設置数]

年度	2018	2019	2020	2021	2022
多摩キャンパス	605	651	764	784	784
後楽園キャンパス	177	177	209	261	262
市ヶ谷キャンパス (市ヶ谷田町キャンパスを含む)	127	127	127	127	127
駿河台記念館	0	0	0	0	0
合計	909	955	1,100	1,172	1,173

4) 統合認証基盤の整備状況

統合認証基盤(2008年11月稼働)は、教務ポータルシステム(C plus)、無線LAN環境、PC教室をはじめ、多くの既存システムで利用されている。2014年6月からはシングルサインオンシステム(SSO)が稼働し、全学生が利用するメール環境、LMS(manaba)などが連携している。

5) 授業支援(オンライン・オンデマンド型授業、授業支援システム)の体制とその実施状況

①オンライン・オンデマンド型授業

前述のとおり、本学では新型コロナウイルス感染症対策として2020~2021年度にかけて、授業を全面的にオンライン・オンデマンド型で実施するため、全教職員・全学生が利用可能なWeb会議システム(Webex、Zoom)の包括契約を行った。また、専用の情報サイト(オンライン授業ポータルサイト)を開設するとともに、サポート要員を増員し、学生・教職員からの問い合わせに対応できるよう体制を整備した。

なお、オンライン授業ポータルサイトについては、様々な問い合わせに対応するため、開設時より随時情報を更新して充実を図ってきたが、他方で利用者にとってはページが煩雑化して分かりにくくなってきた面がある。教育力研究開発機構より、サイトのリニューアルについて提案を受け、現在、共同で移行作業を進めている。

②授業支援システム

2006年度から理工学部・理工学研究科ではWebClass(データパシフィック社)を導入し、対面授業を補完する位置づけで活用している。2014年度秋からは、全学に対応する形で授業支援システムmanaba(株式会社朝日ネット)を導入し、教務システムとの連携(授業・履修情報等)、および統合認証基盤によるSSOに対応することで、学生サービスの向上を図ることにより、現在では、必要不可欠なサービスとなっている。

6) 事務システムの開発運用支援の体制と実施状況

多摩ITセンター事務課の業務分掌として、事務に関わる情報システムの開発と開発支援に関する業務があり、その対象は法人系の財務システム、人事・給与システムや、教学系の教務システム、入試システム等、多岐に渡っている。多くのシステムは、ユーザ部門と開発担当会社、多摩ITセンター事務課が協力して開発を進め、稼働後の運用もシステムを利用するユーザ部門と、各種相談やシステム保守、障害対応を多摩ITセンター事務課で行う協力した運用体制を取っている。なお、複数のシステム間で利用するデータについては、多摩ITセンター事務課で構築した事務共用DBに集約しており、システム連携処理を同課で管理・運用している。

これまで独立して導入・開発されてきたシステムは、そのままではトータルシステムとして見直すことが難しいが、個々の業務内容に適合したシステムを導入しつつ、各システム間を連携する仕組みを準備したことで、業務効率化と運用効率双方にメリットを引き出している。

また、本学のキャンパス整備による複数キャンパス化に伴い、事務機能のDX推進計画の策定と業務改善実施を行うために、執行役員会の下にタスクフォースを置き、2022年3月からはコンサルティング会社にも協力を得て、検討にあたっている。コンサルティング会社からの提案等も踏まえながら、9月に「中央大学DX推進計画」の策定を予定している。なお、検討に際しては本学の構造上・業務上の問題点全体を俯瞰し、全学的なDX推進・情報化戦略の立案と情報共有基盤等の各システムの導入・更新に関する中期的なロードマップを作成する。

7) IT 全般統制の実施状況

本学では、2006 年度より会計監査とあわせて IT 全般統制評価を行っている。財務報告に関わるシステムについて、ユーザ部門へのヒアリングを元に運用マニュアルの整備やプログラム連絡票の改善、本番環境運用改善、ユーザ ID 管理の改善、ログ取得レベル改善等の対応を行い、会計監査における IT 全般統制評価において有効であるとの評価を得ている。

今後開発または再構築されるシステムについても、IT 全般統制対応を採用の絶対条件として適正なシステム運用に努めていく方針である。

8) 情報セキュリティに係る体制

2018 年の中央大学情報環境整備センター規程の改正により、情報環境整備センターが情報セキュリティ対策に関する事項について取り扱うことが出来るようになったため、2020 年度には情報セキュリティポリシーの策定、最高情報セキュリティ責任者 (Chief Information Security Officer : CISO) の選出、IT 委員会の取扱事項などの変更等を行い、情報セキュリティ対策についての PDCA サイクルを回す体制を整えた。一部の利用基準・ガイドラインについては現在も整備中である。

9) ソフトウェア・ライセンス管理

教育・研究用ソフトウェアとして、SAS (統計解析ソフト)、SPSS (統計解析ソフト)、AMOS (共分散構造分析ソフト)、Mathematica (科学技術計算ソフト) のキャンパスライセンス契約を行い、PC 教室へのインストールだけでなく、学生及び教員を対象に貸し出しを行っている。また Microsoft 製品については、大学全体で「EES 教育機関向け総合契約」を行い、学内環境に提供している。全学生と教職員の個人 PC に対しても Microsoft 365 Pro Plus の提供を行なっている。2015 年度には Adobe 社の包括ライセンス契約を結び、2017 年度からは MathWorks 社の MATLAB (数値解析ソフト) についても包括ライセンス契約を結んだことで、さらにサービスが拡大した。

10) 情報環境基盤の標準化の状況

情報環境基盤の標準化は、利用者の利便性と管理運用の効率性・安全性の観点から必然の流れである。現在はセキュリティポリシーの全学共通化などを計画し教育システムの一元的管理運用に移行するための準備を行っている。

2020 年度から 2021 年度にかけては、新型コロナウイルス感染症への対策として、オンライン授業・ハイブリッド授業の実施及びそれに付随して必要な事務的環境の整備のための様々な施策を、多くの学内組織との連携により実現した (※)。

これらは、「With コロナ/After コロナ」時代においても、本センターの目的・任務に基づき、本学の理念・目的を実現するために欠かせない下支えを情報環境整備センターが担っていることを示す具体的な事例といえる。

※例：

- ・オンライン会議システム「Webex」の全学的な導入および利用者支援体制の整備
- ・LMS「manaba」のサーバ増強
- ・全学メールの全教職員・学生への配付と Google Workspace のサービス活用
- ・学外とのインターネット回線の増強
- ・「Webex」の障害時の備えとしての「Zoom」の全学的な導入

- ・各種導入サービスと統合認証基盤との連携の推進
- ・教室におけるハイブリッド授業設備や無線 LAN 環境の整備拡充
- ・基幹ネットワーク機器の更新

なお、新型コロナウイルス感染症拡大下に導入・整備した情報関連サービス・情報環境基盤により、2018～19年度の年次自己点検・評価レポートに挙げていた「授業や講演会等を撮影する常設機器がない」「複数教室で同時中継を行う常設機器がない」「キャンパス等を隔てて共有する遠隔システムがない」という課題を技術的に解決することができた。

一方で、上述したように教育・研究及び事務システムに関する情報環境整備及び情報セキュリティへの対応・充実化を行っているものの、情報環境整備センターが目的達成に向けたさらなる取組みを実施するにあたり、次のような問題点があると認識している。具体的には、

- ・情報環境整備センターは学校法人中央大学全体の情報環境や情報セキュリティを担っているものの、組織上は教学組織であり組織構造が複雑になっていること
 - ・社会情勢及び技術動向を踏まえた情報環境整備を計画・実施する際、PC・AV機器・ネットワーク機器の調達・予算措置の在りかた（組織単位、単年度計画）がボトルネックとなり、一括して整備することが難しく、ひいては運用経費（人件費コスト）が増大していること
 - ・教学 IR、Learning Analytics (LA)、経営 IR を行うためのデータ集約が最適化されていないこと
 - ・事務システムにおいて、情報を管理・保存・分析・利活用するための基本となる基準・規程が十分に整備されていないこと
 - ・統一的な PC 設備を整備・運用するコストが高額になりつつあるが、組織ごとの教育目的や教育方法等に基づく BYOD 導入計画の策定に至っていない学部・研究科があること
- 等が挙げられる。大学全体または学校法人全体に係る課題であることから、今後も関係各所と密にコミュニケーションを取りながら、対応策について検討を行う必要がある。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

情報環境整備センターの施設は、多摩キャンパス、後樂園キャンパス、市ヶ谷キャンパスの3キャンパスにあり、それぞれ教育・研究等のサポートを行っている。

[学生・研究者が利用可能な施設・窓口開設状況（2022年5月現在）]

校地	名称	窓口時間・利用時間	主な内容
多摩	ITセンターサポートデスク	月～金 9時～17時 土 9時～12時 13時～17時	・ユーザサポート ・ライセンスソフトウェアの管理・貸出 ・PC、周辺機器の管理・貸出 ・マルチメディア教室・スタジオの利用受付と支援、遠隔授業システム運用支援、授業用コンテンツのデジタル化支援等
	マルチメディア教室	月～土 9時～20時30分	ICT環境を使った授業、遠隔授業など
	マルチメディアスタジオ	月～土 9時～17時	授業コンテンツの収録・編集
	Cスクエア3階共同ホール	毎日 9時～20時30分	常設された10台のPC環境。印刷環境（有償）も整備。
後樂園	ITセンター窓口	月～金 9時～20時 土 9時～17時	・ユーザサポート ・実習室運用 ・ソフトウェア貸出・管理等
	IT実習室	月～土 8時～22時30分	ICT環境を使った授業
市ヶ谷	ITセンター窓口 システム管理室	月～金 9時50分～19時15分 土 9時50分～17時	・ユーザサポート ・ソフトウェア貸出・管理等

※ 窓口時間は授業実施期間中のもの

<点検・評価結果>

教育研究活動の促進を図るため、情報環境整備センターが中心となって大学全体の情報環境を整備しており、全学共通のサービス（Web 会議システム、授業支援システム等）を導入するとともに、各キャンパスにはユーザサポートの窓口体制を整備している等、各学部・研究科をはじめとする学内組織と連携しながら適切に推進している。

<長所・特色>

2020～2021 年度にかけて、授業を全面的にオンライン・オンデマンド型で実施するため、全教職員・学生が利用可能な Web 会議システム(Webex、Zoom)の包括契約を導入したことにより、場所に依存しない教育研究環境の基盤が整備された。

<問題点>

オンライン授業ポータルサイトについて、開設時より随時情報を更新してきたが、利用者にとって分かりにくくなってきた面がある。

また、情報環境整備センターが目的達成に向けたさらなる取組みを実施するにあたり、学校法人中央大学の組織構造上の問題、及びそれに起因して情報化政策や情報環境が組織ごとに異なっている点が、情報環境整備の障害となっている。

<今後の対応方策>

新型コロナウイルス感染症対策のために導入した Web 会議システムについて、2020 年度から 2021 年度におけるオンライン・オンデマンド型授業の経験も踏まえて、2022 年度以降も契約を継続して教育研究での活用につなげる。

オンライン授業ポータルサイトのリニューアルについては、情報環境整備センターと教育力研究開発機構が連携して、2022 年度の秋学期開始前までに移行を完了するべく作業を進めている。

2022 年 4 月から 10 月まで全学的に実施予定の「中央大学 DX 推進計画に基づく業務改善実施のためのコンサル導入」による提案を参考にしながら、執行役員会の下でのタスクフォースにおいて、本学の構造上・業務上の問題点全体を俯瞰し、全学的な DX 推進・情報化戦略の立案と各システムの導入・更新に関する中期的なロードマップを作成する。また、次なるステップとして、各学部・研究科の教育に直結する教育 DX のための基盤整備につなげていく。

◇大学運営・財務

（大学運営）

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

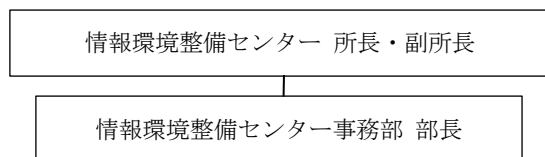
○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

情報環境整備センターには、中央大学事務組織規則に定めるとおり、その事務を所管する組織として、「情報環境整備センター事務部」を置いている。

情報環境整備センター事務部は当初、各キャンパスに基づいた支援を行う想定で多摩 IT センター事務課、後樂園 IT センター事務課、市ヶ谷 IT センター事務課の 3 課体制により 2003 年に発足した。その後、2004 年度の教学グランドデザインにおいて「所属するキャンパスを意識することなく一つの共通な情報キャンパスとして情報提供や学習情報支援サービスを行うことを目指す」という目標が示されたことを踏まえ、全学的な認証基盤を構築した上で、各種システムやサービスの認証をこれに統合する方針を立てた。さらに情報技術の発展も相まって、クラウドの普及が進み、全学メール(Gmail)や LMS(manaba)の提供など、キャンパスに依存しない全学横断的なサービスが大きな比重を占める状況となり、同時に、情報セキュリティの必要性・重要度も高まったことから、継続的に実施していた他大学動向調査も踏まえつつ、各キャンパスの IT センター事務課が当該キャンパスを所管するという考え方を改め、より一体的な管理及び責任体制を目指すために、2018 年には中央大学情報環境整備センター規程を改正するとともに、後樂園 IT センター事務課と市ヶ谷 IT センター事務課を「都心 IT センター事務課」として統合することとし、事務組織の整理統合を行った。現在は、情報環境整備センター事務部の下に、多摩 IT センター事務課及び都心 IT センター事務課を置く 2 本柱体制で情報環境に関する整備業務、学生・教職員へのサービスを提供している。

また、教育・研究及び事務システムに関する情報環境整備及び情報セキュリティの維持を円滑に実施するために必要な知識は幅広く、常に最新の技術動向やセキュリティ脅威を把握する必要がある。これらの知識を専任職員や教員だけで全てをカバーするのは不可能であるため、システム管理・運用・プログラム開発など、業務内容に応じて適切な業者を選定し、業務委託を行っている。さらに、都心 IT センター事務課においては、特に理工学部及び大学院理工学研究科が所在する後樂園キャンパスにおける支援を円滑に行うために、理工学研究科の学生を TA として雇用している。専任職員においては、これらの多様なスタッフと密にコミュニケーションをとりながら、高度な専門的知識を有する業務に従事しており、日々の業務遂行が専門性の向上に寄与している。

情報環境整備センター事務部における具体的な事務組織構成、人員配置は次の図に示すとおりである。



多摩 IT センター事務課 課長	都心 IT センター事務課 課長
教育研究支援グループ ・専任職員 2 名 ・派遣職員 1 名 ・委託社員（サポートデスク）10 名 ・委託社員（音響・映像）4 名	・専任職員 2 名 ・委託社員（後楽園）8 名 ・委託社員（専門職大学院）5 名 ・パートタイム職員 1 名 ・TA 12 名（理工学研究科院生・シフト勤務）
情報基盤グループ ・専任職員 2 名（うち 1 名は都心 IT センター兼務） ・派遣職員 1 名 ・委託社員（インフラ管理）11 名	
事務システム支援グループ ・専任職員 5 名 ・パートタイム職員 2 名（各グループの業務を行う） ・委託社員（教務システム）3 名 ・委託社員（業務システム）5 名	

また、2018 年 4 月に、情報環境整備センターが「情報セキュリティに関する事項」を取り扱うよう規程改正を行い、従前の「事務システム環境に関する事項」と合わせて、セキュリティ面も考慮しながら事務機能の改善や効率化の検討・対応を実施できる体制となった。

特に、茗荷谷キャンパス・駿河台キャンパスの開設及び一部の学部・研究科の移転を契機に、複数キャンパスを踏まえた DX 推進計画の策定と業務改善実施を行うべく執行役員会にタスクフォースを置き、総務部と情報環境整備センターを中心に「中央大学 DX 推進計画に基づく業務改善実施のためのコンサル導入」の仕様をとりまとめ、業者選定を行った。2022 年 3 月からはコンサルティング会社による実際の調査が進んでおり、その提案を踏まえて 2022 年 9 月末に「中央大学 DX 推進計画」と報告書の完成を予定している。この計画の実施にあたっては、単なるシステム導入・再構築に留まらず、主軸を「業務改善」と位置づけていることから、継続的に総務部やその他の部署と協働する体制を維持する予定である。

教職協働の観点では、2020 年に「中央大学情報セキュリティポリシー」を策定以降、ポリシーの下に体系的に整備すべき各種基準・ガイドラインについては、情報環境整備センター所長・副所長を始め、情報セキュリティ・個人情報保護を専門分野とする教員の協力を得ながら策定に向けて調整を行っている。

一方で、情報環境整備センター事務部の専任職員は、広範囲かつ情報セキュリティ面まで考慮した最新動向を理解し、将来の方向性を自力で策定できるだけの技術力を有することが求められるため、それに対応できる専任職員を学内で育成し続けることは難しい側面がある。たとえ技術的な部分を外部委託やコンサルティング会社の協力を得た場合であっても、情報インフラ、とりわけ情報セキュリティ対策を行うためには、恒常的に高額なコストがかかることから、常に学内の状況を把握し、経営層と現場(SE 等)との橋渡しを行う専任職員の重要度が増しており、対応策について今後検討していく必要がある。

<点検・評価結果>

以上のとおり、情報環境整備を担う事務組織として情報環境整備センター事務部を設置し、多摩キャンパス及び都心キャンパスのサポート体制も構築している。また、専門性の高い業務に従事しているため、業務内容に応じて業務委託を活用するなど、適正人数・適正配置に努めている。

また、情報環境整備センター所長・副所長を始め、情報セキュリティ・個人情報保護を専門分野とする教員と緊密に連携しながら、情報環境整備を行っている。なお、2023年度の茗荷谷キャンパス・駿河台キャンパス開校を見据えて、「DX推進計画」の策定進め、さらなる全学的な情報共有基盤の構築や、規程・手続きの見直し・整備を行う予定である。

<長所・特色>

新学部創設、都心展開・キャンパス整備計画や世の中の最新技術動向に合わせて、組織の役割や構成などを適宜見直し、組織改編・規程改正を実施した。他大学動向調査なども継続的に実施している。

業務委託については、業務内容の整理・精査を行った上で見積合わせを実施し、人数の適正化をはかっている。

また、学内の要員だけでなくコンサルティング会社を導入して「中央大学DX推進計画」策定を行っており、軸を「業務改善」と位置づけ、総務部や人事部等との共同プロジェクトで進めている。

<問題点>

広範囲かつ情報セキュリティ面まで考慮した最新動向を理解し、将来の方向性を自力で策定できるだけの技術力を持った専任職員を学内で育成し続けることは難しい。たとえ技術的な部分を外部委託やコンサルティング会社の協力を得た場合であっても、情報インフラ、とりわけ情報セキュリティ対策を行うためには、恒常的に高額なコストがかかることから、常に学内の状況を把握し、経営層と現場(SE等)との橋渡しを行う専任職員の重要度が増している。

<今後の対応方策>

情報環境整備センターの目的・任務を果たしていくため、専任職員一人ひとりが、情報化社会や最新技術の動向の情報を常に確認するとともに、他大学対応状況についても継続して調査を行っていく。また、学内における業務改善の支柱ともなるDX推進については、コンサルティング会社からの提案を参考に、総務部や人事部等と連携してDX推進計画の実現に努めていく。

職員人材の育成については、経験者採用の活用や他大学事例などを踏まえて検討する。慢性的なIT人材不足や専門職種での採用についてはキャリアパスなど懸念事項が多く、人事部と連携しながら検討を行う。

以上

入学センター

◇理念・目的

<点検・評価項目①②は割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年度の機関別認証評価にあたっては、大学院の収容定員に対する在籍学生数比率等に指摘があったが、定員管理等については各組織において適切に対応に努めているところである。入学センターに係る事項について特段の指摘はなかった。

また、将来を見据えた中・長期の計画については、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下で設定される単年度ごと・組織ごとのアクションプランの策定をもって推進している。これらのアクションプラン策定においては、入試政策審議会で決定された全学的な入試政策や学生募集に係る事項や年次自己点検・評価の結果等を十分に踏まえ、反映を行っている。

<点検・評価結果>

以上のように、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」のもと、入試政策審議会で決定された全学的な入試政策や学生募集に係る事項や年次自己点検・評価の結果を踏まえ、将来を見据えた諸施策を設定している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○組織における点検・評価の定期的な実施

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

全学的な入試政策や学生募集に係る事項については、入学者選抜及び学生募集に関わる基本的事項を扱う入試政策審議会と、学部入学者の選抜の実施に関わる計画・準備・実行を所管する入試管理委員会にて、活動を実施した後の結果の共有と検証を行っている。詳細については、

「第6章 学生の受け入れ」点検・評価項目④を参照されたい。また、年次・自己点検活動については、入学センター組織評価委員会にて活動を行っている。

<点検・評価結果>

「第6章 学生の受け入れ」点検・評価項目④に記載のとおり、入学センター全学的な入試政策や学生募集に係る事項については、入学者選抜及び学生募集に関わる基本的事項を扱う入試政策審議会と、学部入学者の選抜の実施に関わる計画・準備・実行を所管する入試管理委員会にて、活動を実施した後の結果の共有と検証を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学生の受け入れ

第1部第5章を参照

◇大学運営・財務

(大学運営)

<点検・評価項目①～③は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

入学センターのもとに入学センター事務部を設置し、同事務部については主として入学試験の準備・実施に係る業務を担当する入試課と、主として学生募集や合格者の入学手続等を担当する入学企画課の2課構成となっている。専任職員の配置は、部長1名、副部長1名、課長2名、副課長4名、課員が7名となっている。

各学部事務室より、特別入試や入学手続に関する業務が移管されて以降、特に入試課においては人員の不足が顕著となっている。また、本学においては、学生に多様な入学試験を提供する一方で、年間を通して8学部200回を超える合否判定が行われており、多数かつ細分化された入学試験制度となっている。1月の志願処理、2月の一般入試期間（9日間）から、合否判定に係る多種多様な資料作成や合否発表等のシステム処理、それに続く入学手続に係る業務など、1月から4月頭まで繁忙期が長期化しており、特に2月は過密なものとなっている。2019年度施行の労働基準法の改正（長時間労働の規制強化）により、入学センターでは職員の超過勤務の削減に取り組み、平均超過勤務時間は削減したものの、一番の繁忙となる2月においては、月100時間を超過する職員が複数名いる状況となっている。

本件の解決は短期的には難しいものの、2022年7月に入学センター所長名にて「入試業務

の Slim 化・合理化について」として現状分析と今後の対応方策についてとりまとめ、教学執行部に提出し、各学部における検討を依頼したところである。また、本件については法人執行部とも課題を共有している。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されている。

近年は、大学入学共通テストの導入、学習指導要領の改訂等への対応をはじめとして、後期中等教育や高等教育をめぐる情勢の変化が目まぐるしい。そのため、入学センターの専任職員は、国の発信する情報や外部業者との情報交換等、国の最新動向や他大学の情報をいち早く手に入れ、分析を行い、業務に生かすことに努めている。

教職協働という観点については、入試政策審議会における審議事項について、必要に応じて教員および事務職員の両方をメンバーとする作業部会を設置し、実務的な視点も踏まえた入試制度改革等に係る検討を行う体制を整えている。

<点検・評価結果>

以上のように、入学センターにおいてはその役割に応じて人員を配置しているものの、年々複雑化する入試に係る業務により、特に繁忙期においては過度な超過勤務を解消できておらず、適切な人員配置となっていない。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

複雑化する入試制度や合否資料作成やシステム処理に係り、繁忙期が過密化・長期化している。入学センターには各学部の入試制度の策定に係る決定権がなく、各学部の意向が全体的な業務改善の必要性を上回り、結果として労務負担の増大、全体的なコストパフォーマンスの低下を招いている。

<今後の対応方策>

入学センターにおいては、入試事務の合理化・外注化等に取り組みつつ、各学部に対して、入試制度の統合・共通化、合否判定資料等の共通化・一本化等について、検討・協力依頼を行っていく。また、試験日程の統合（1日化）についても同様に、学部へ検討を依頼する。この過程においては、可能な対応策については迅速に実行するという姿勢で臨んでいく。

以上

学事部（教学運営組織評価委員会）

◇内部質保証

＜点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛＞

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

＜評価の視点1～3、6～7については全学項目のため割愛＞

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

＜現状説明＞

○組織における点検・評価の定期的な実施

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

本学では、恒常的な自己点検・評価サイクルを構築しており、本学大学評価委員会が定める方針・手続きに基づいて毎年度、全学的に自己点検・評価活動を実施している。教学運営組織評価委員会についても、この点検・評価サイクルに基づいて、毎年度、定期的に自己点検・評価活動を行っている。

教学運営組織評価委員会は、その構成主体となる学事部が運営を担っており、学事部及び学事部に設置される各課室（教務総合事務室、学事・社会連携課、企画課、秘書課、研究助成課）が所管する活動に関連した点検・評価を実施することとなる。委員会構成については、委員長として学事部長を、副委員長として学事部副部長を選出し、そのほかの委員に関しては、学事部を構成する各課室の長を選出することで、学事部及び各課室の所管する業務とそれに紐づく諸活動について、網羅的に点検・評価を行うことが可能な構成となっている。教学運営組織評価委員会が実施する点検・評価の内容についても、構成主体たる学事部が教学を横断する事項を取り扱う事務組織であることにも関連して、その所管業務に関連するそれぞれの分野における全学横断的な視点からの点検・評価と親和性の高いものとなっている。

具体的な自己点検・評価活動の仕組みとしては、学事部が点検・評価を行う事項に関し、その具体的な業務レベルに応じて、部単位で自己点検・評価を実施する事項、各課室単位で自己点検・評価を実施する事項に区分し、委員会の中で分担をして点検・評価を進めている。そのうえで、それぞれの点検・評価活動を経て取り纏められた自己点検・評価レポートを、教学運営組織評価委員会として一つに取り纏めている。委員会の開催に関しては、定期的を実施する学事部事務打合せ（管理職位者による定例の打合せ）の一部を兼ねる形で実施することにより、学事部及び各課室として実施した自己点検・評価結果を組織全体のものとして共有している。また、自己点検・評価の結果から明らかとなった課題等については、次年度における学事部及び各課室のアクションプランに結び付けるほか、各課室で所管する全学の各種委員会活動にフィードバックすることで、計画的かつ着実な改善につなげるような仕組みとなっている。ただし、自己点検・評価活動の結果として明らかとなった全学横断的な課題について、課題の性質によっては学事部単体での活動のみでは具体的な改善に結び付けることが困難なケースも存在しており、特に教育研究組織個別の活動に影響を及ぼす課題に関しては、大学全体としての課題認識の醸成と具体的な改善に向けた推進が進みにくい場合がある。

＜点検・評価結果＞

教学運営組織評価委員会が実施する自己点検・評価活動については、大学として定める自己点検・評価の方針・手続き及びサイクルに基づいて、定期的にこれを実施するとともに、自己点検・評価活動から明らかとなった改善課題を、委員会を構成する学事部及び構成課室の実務に結び付け、具体的な改善に資する仕組みとなっていることから、内部質保証システムとして有効に機能している状況にある。

＜長所・特色＞

特になし

＜問題点＞

学事部及び各課室の所管する業務の特性に影響して、自己点検・評価活動の結果として明らかとなった全学横断的な課題については、学事部単体での活動のみでは具体的な改善に結び付けることが困難なケースも存在しており、大学全体としての課題認識の醸成と具体的な改善に向けた推進が進みにくい場合がある。

＜今後の対応方策＞

全学横断的な課題については、学事部が所管する学部長会議をはじめとした全学の会議体・委員会等において、認識を共有し具体的な方向性を検討していくことで、それらの会議体等を構成する組織における改善活動を推進するとともに、その活動に関する定期的な状況確認を行っていくことで、具体的な課題改善に結び付けていく。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

＜評価の視点3については全学項目のため割愛＞

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

＜現状説明＞

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

教学運営組織評価委員会を構成する学事部の役割は、中央大学事務組織規則第6条第15号において、「横断的教學事項に関する連絡・調整・執行、調査及び資料の収集、教學事項に関する中・長期事業計画等の企画・立案、助成金、補助金、大学評価、学外機関との連携活動の推進、教育力研究開発機構の運営に関する業務、父母連絡会及び社会連携・社会貢献に関する業務」として定められており、さらに第9条第4項において、第6条に定める組織(課、室及び事務室を含む。)の分掌する業務の概要を、同規則別表第二として定めている。

学事部には、教務総合事務室、学事・社会連携課、企画課、秘書課、研究助成課が設置されており、学事部及びそれぞれの課室において分掌する業務及び人員構成（兼務者は含まない）については、次のとおりとなっている。

- ・学事部（部長 1 名、副部長 1 名、担当課長 1 名）
 - 1 教学全般の会議運営、教学予算案その他横断的事項に関する組織相互の連絡・調整
 - 2 その他教学他部課室に属さない横断的業務
 - 3 教学における契約等締結の際のリスク管理に関する業務

- ・教務総合事務室（事務長 1 名、担当課長 1 名、副課長 1 名、課員 1 名、嘱託職員 1 名、派遣職員 1 名、パートタイム職員 3 名）
 - 1 国公立私立大学を通じた大学教育改革の支援及び学外資金に関する申請・執行業務
 - 2 学外関連機関との連携業務・連携事業運営補助業務
 - 3 教育力研究開発機構の事業計画及び予・決算に関する業務
 - 4 運営委員会及び作業調整会議の運営に関する業務
 - 5 全学横断的な教育力向上に資する教育技法・教育システムの開発及び開発支援業務
 - 6 大学教育及び教育手法・技法に関する研修会等の企画立案及び開催支援業務
 - 7 企業等からの外部資金及び研究者等の受入に関する業務
 - 8 教育コンテンツに関する各種技術的及び法律的問題対応業務
 - 9 教育力向上に関する関係部署との連絡調整業務
 - 10 教育力研究開発機構の庶務及び渉外に関する業務

- ・学事・社会連携課（課長 1 名、副課長 3 名、課員 4 名、派遣職員 1 名、パートタイム職員 2 名）
 - 1 大学の主催する行事・招待会に関する業務
 - 2 研究費における不正防止計画の推進に関する業務
 - 3 学生に対する告示に関する業務
 - 4 各種学会の補助に関する業務
 - 5 教員研究室の庶務に関する業務
 - 6 教学(試験問題、補助教材を含む。)事務用印刷業務
 - 7 印刷機器の使用管理に関する業務
 - 8 父母連絡会に関する業務(受託)
 - 9 父母連絡会及び同支部の運営に対する協力・助言及び指導に関する業務
 - 10 父母に対する学生の成績及び就職等の情報提供に関する業務
 - 11 社会連携・社会貢献に係る横断的教學事項に関する業務
 - 12 社会連携・社会貢献に係る自治体を含む学外機関との連携に関する業務
 - 13 社会連携・社会貢献に係る情報収集及び広報活動に関する業務

- ・企画課（課長 1 名、副課長 3 名、担当副課長 1 名、課員 3 名、派遣職員 1 名、パートタイム職員 2 名）
 - 1 教学に関する情報の収集・分析・調査・統計に関する業務
 - 2 学部等の認可申請その他諸手続き(届出・報告・回答)に関する業務
 - 3 教学に関する規程の制定・改廃に関する業務(規程整備委員関係を含む。)
 - 4 教学に関する記録(教員履歴書を含む。)の作成・保管に関する業務
 - 5 教学事業の企画・立案に関する業務

- 6 教学事項に関する中・長期事業計画等の企画・立案に関する業務
 - 7 教学予算案の集計に関する業務
 - 8 自己点検・評価に関する業務
 - 9 認証評価等第三者評価に関する業務
- ・秘書課（課長 1 名、副課長 1 名、担当副課長 1 名、課員 2 名、派遣職員 2 名）
 - 1 学長及び学部長等の秘書に関する業務
 - 2 学長及び学部長宛文書の処理及び保管に関する業務
 - 3 教員の応嘱に関する業務
 - ・研究助成課（課長 1 名、副課長 1 名、担当副課長 1 名、課員 3 名、嘱託職員 2 名、派遣職員 2 名、パートタイム職員 11 名）
 - 1 学内研究助成に関する業務
 - 2 研究促進期間制度に関する業務
 - 3 学術図書出版助成に関する業務
 - 4 私学助成に関する業務
 - 5 学外研究助成に関する業務
 - 6 学内助成(特別図書・機械)に関する業務
 - 7 派遣研究員に関する業務

各課における人員配置に関しては、その所管業務の内容や業務量に合わせた人員配置を前提として、人員の職制に合わせた業務配分を行うなどの工夫により、効率的に業務を推進することができている状況にある。しかしながら、一部の課室においては、構成員について他部課室に兼務辞令が発令されている者もあり、新規業務への積極的な対応という観点からは、やや人員が不足していると思われる課室も一部存在している。

また、事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策に関し、事務職員の専門性を向上させるための取組みとしては、主として本学専任職員を対象として人事部が行う研修のほか、職員の能力の向上及び資質の啓発に資するものとして、①資格別研修、②目的別研修、③職場研修の3種類の研修制度を設けており、これらの受講を通じて人材の育成や個々の職員の資質向上に努めている。このほか、学内各組織がそれぞれの推進する活動に関連する学内の講演会等（中央大学FD・SD講演会、入試分析講演会など）や、外部機関が開催するオンラインセミナーや講演会に積極的に参加することにより、多様に変化する大学職員の業務を推進するうえで備えるべき知識・能力の獲得や、職員としての素養の向上を図っている。

また、学事部及び各課室が所管する委員会については、大学全体に関わる全学委員会であることから、事務職員だけでなく本学の専任教員もその構成員となっており、こうした委員会への参画や日常的な業務を通じた教職協働を積極的に展開することによって、事務職員の資質・能力向上を図っている。

業務効率化を図るための方途としては、特に新型コロナウイルス感染症拡大下での取組みに関連して大きく業務の効率化が図られており、業務の推進に際して遠隔会議授業システム「Webex」や「Zoom」を利用して会議や打ち合わせを実施したり、在宅勤務や時差出勤を組み合わせたりすることで、時間的な制約を一定程度解消したうえで効率的な業務推進を図っている。また、各種帳票における押印の省略を行う、あるいはアンケート実施等に際しては、Google フ

ホームを積極的に活用して集計に必要な手間を軽減するなど、これまでの実施内容・手続きを見直すことによって、日常的な業務そのもののスリム化にも努めている状況にある。

<点検・評価結果>

学事部の役割については、横断的教学事項に対応する事務組織として適切な内容が事務組織規則に明記されており、学事部を構成する各課室及びそれを構成する人員についても、その役割を達成するうえで概ね十分なものとなっているが、一部の課室において、新規業務への対応を見据えた場合には、更なる人員の充実・増強が必要となっている。また、事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策については、大学として設定する各種研修や学内外の講演会等に参加するための土壌が十全に整備されており、これに基づいて事務職員個々が高い意識の下で、多様化する業務に対応するうえで必要な知識・能力の獲得と日常的な業務の効率化に努めており、大学運営を担う組織として適切なものとなっている。

<長所・特色>

特になし

<問題点>

学事部を構成する各課室及びそれを構成する人員については、新規業務への対応を見据えた場合に、一部の課室において更なる人員の充実・増強が必要となっている。

<今後の対応方策>

職員の配置人員については、本学全体における人員配置のバランスを考慮して行われるものであることから、一朝一夕に解決することが難しい側面があるため、現状の人員体制において、効率的な業務の推進に努めることで、更なる業務への対応が可能となるよう努めるとともに、特に新規業務への対応が必要となる課室について、人員の補充がなされるよう法人に対し要望をしていくこととする。また、業務の移管や廃止等、現状の業務体制の見直しも併せて行っていくこととする。

<点検・評価項目⑤は割愛（企画課で作成）>

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点3：評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

先に述べたとおり、本学では、恒常的な自己点検・評価サイクルを構築しており、大学評価委員会が定める方針・手続きに基づいて毎年度、全学的に自己点検・評価活動を実施しており、教学運営組織評価委員会についても、この点検・評価サイクルに基づいて、毎年度自己点検・評価活動を行っている。

教学運営組織評価委員会は、その構成主体となる学事部が運営を担っており、学事部及び学事部に設置される各課室（教務総合事務室、学事・社会連携課、企画課、秘書課、研究助成課）が所管する活動に関連した点検・評価を実施している。その点検・評価の内容については、そ

の構成主体たる学事部が大学運営に係る教学横断事項を取り扱う事務組織であることにも関連して、全学横断的な事項に係る内容となっている。

また、点検・評価に際しては、大学評価委員会が定める方針に基づいて、具体的な事業や業務において、その達成水準を測る指標となる定量的な数値や、アンケート結果等の記述に代表される定性的な根拠を軸に、具体的な取組みの達成状況の確認と、そこから明らかとなった課題を抽出することを基本としており、印象的・感覚的な評価結果とならないよう留意している。

点検・評価活動の結果明らかとなった課題等については、次年度における学事部及び各課室のアクションプランに結び付けるほか、それぞれで所管する全学の委員会活動にフィードバックすることで、計画的かつ着実な改善につなげるような仕組みとなっている。

<点検・評価結果>

教学運営組織評価委員会の実施する自己点検・評価活動は、その構成主体となる学事部の所管する業務の特性にも関連して、広く大学運営に係る内容となっているほか、その点検・評価内容についても、大学評価委員会が定める方針に従い、適切な根拠に基づいて実施している。また、点検・評価の結果明らかとなった課題については、次年度における学事部及び各課室のアクションプランのほか、それぞれで所管する全学の委員会活動にフィードバックすることで、計画的かつ着実な改善につなげており、適切なものとなっている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

学事部及び各課室の所管する業務の特性に影響して、自己点検・評価活動の結果として明らかとなった全学横断的な課題については、学事部単体での活動のみでは具体的な改善に結び付けることが困難なケースも存在しており、大学全体としての課題認識の醸成と具体的な改善に向けた推進が進みにくい場合がある。

<今後の対応方策>

全学横断的な課題については、学事部が所管する学部長会議をはじめとした全学の会議体・委員会等において、認識を共有し具体的な方向性を検討していくことで、それらの会議体等を構成する組織における改善活動を推進するとともに、その活動に関する定期的な状況確認を行っていくことで、具体的な課題改善に結び付けていく。

以上

総合戦略推進室

◇大学運営・財務

(大学運営)

<点検・評価項目①②③は全学レポート参照>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を統一的に実施するための体制として、理事会の下に中央大学総合戦略推進会議を設置するとともに、同会議の円滑な運営を図るための運営準備会を置き、これらの運営を担う事務組織として総合戦略推進室を置いている。総合戦略推進室においては、これらの会議運営、会議運営に係る情報収集や競合他大学比較を含む現状分析・論点整理を行う等、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」推進に係る活動を支援している。また、総合戦略推進会議、運営準備会に加えて、中長期事業計画に掲げる諸施策の具体的構想の策定、その他実施の詳細について検討を行う構想検討委員会を案件に応じて設置している。現在は多摩キャンパス将来構想検討委員会、そのもとの4部会が多摩の将来構想について精力的に検討を行っており、総合戦略推進室がその運営と支援を行っている。

総合戦略推進室の専任職員の配置については、部長1名、担当課長2名、担当副課長1名、一般課員1名の合計5名の体制となっている。なお、中央大学事務組織規則上の総合戦略推進室の業務は以下のとおりとなっている。

- 1 中長期事業計画の立案、推進、進捗管理及び整備に関する業務
- 2 単年度事業計画の立案、推進、進捗管理及び整備に関する業務
- 3 事業報告書の作成に関する業務
- 4 単年度及び中長期事業計画の実施支援に関する業務
- 5 単年度及び中長期事業計画の広報活動に関する業務
- 6 総合戦略推進会議、運営準備会及び委員会の運営に関する業務
- 7 総合企画委員会の運営に関する業務
- 8 学内外の情報の収集・調査・分析に関する業務
- 9 その他全学的事業計画の推進に関する業務

具体的に、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の推進にあたっては、単年度事業計画は中長期事業計画を支える年次別計画と位置づけ、総合戦略推進室を中心として、事業計画の推進に必要な学内各組織における具体的なアクションプランの取りまとめを行っている。これらの

進捗状況等については、設定した 50 項目の数値目標・指標の状況とアクションプランの進捗状況について総合戦略推進会議を通じて、法人及び教学執行部へ報告する体制を採ることで、各年度における事業計画との最適化を図りつつ中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の時宜に照らした軌道修正と、その着実な推進に努めている。さらに、中長期事業計画の進捗について、学内構成員への適切な周知と共通理解の醸成を目的として、学内周知用の Chuo Vision 2025 NEWS の作成等を行っている。

なお、総合戦略推進室の業務内容は、中長期事業計画の立案時期や事業計画の推進に伴い設置する各種構想検討委員会の設置数等により、年度により業務量が大きく変動する傾向がある。これらの業務は一定の期間に実施するプロジェクトの性格を持っていることから、他部課室の協力を得て教職協働を実施できるよう、関係組織との協力体制を築いていく必要がある。

また、総合戦略推進室においては、Chuo Vision 2025 を推進するために経営 IR などのエビデンスベースドマネジメント（EBM: Evidence-Based Management）に関する専門的知識や手法の習得、分析・立案能力の一層の向上をはかる必要があるが、そのための時間を創出するために学内情報の収集などの業務効率向上に資する全学的な事務 DX の推進が求められる。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

事務職員の専門性向上については、外部団体の主催する高等教育に係るウェビナー等に参加するなど、個々人の能力伸長に努めている。また、12 大学企画業務担当者会議における情報収集や、必要に応じて他大学へのヒアリング等も行うことを通じて、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の推進に資する最新の知識を獲得し、業務に活かすことに努めている。

また、総合戦略推進会議、運営準備会、各種構想検討委員会の運営やその準備において、日常的に法人及び教学執行部や他部署の職員との意見交換等を行いながら進めており、教職協働の体制となっている。また、現在設置されている多摩キャンパス将来構想検討委員会においては、本学の将来を担う若手教職員が参画し活発な議論を行っており、教職協働の場となっている。

<点検・評価結果>

以上のように、総合戦略推進室の役割に適した人員が配置・構成されている。また、高等教育に関する最新動向をいち早く収集し、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の推進に活かす等に努めている。

一方で、今後更なる事業計画推進のための検討・教職協働を進めるにあたっては、専門的人員の配置や研修等を行う必要がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

総合戦略推進室の業務内容は、中長期事業計画の立案時期や事業計画の推進に伴い設置する各種構想検討委員会の設置数等により、年度により業務量が大きく変動する傾向がある。これらの業務は一定の期間に実施するプロジェクトの性格を持っていることから、他部課室の協力を得て教職協働を実施できるよう、関係組織との協力体制を築いていく必要がある。

また、総合戦略推進室においては、Chuo Vision 2025 を推進するために経営 IR などのエビ

デンスペースドマネジメント（EBM: Evidence-Based Management）に関する専門的知識や手法の習得、分析・立案能力の一層の向上をはかる必要があるが、そのための時間を創出するために学内情報の収集などの業務効率向上に資する全学的な事務 DX の推進が求められる。

<今後の対応方策>

現行の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の推進とともに、今後は次期中長期事業計画の策定も視野に入ってくるため、専門的知見の向上とともに適切な実施体制となるよう検討を行う。

以上

総務部（法人運営組織評価委員会）

◇大学運営・財務

（大学運営）

<点検・評価項目①、②、⑤、⑥については全学レポート参照。③については割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み、業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

評価の視点3：職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用がなされているか。

評価の視点4：人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善がなされているか。（業務評価の仕組み、処遇への反映方法等）

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

総務部は、総務課、庶務課、都心キャンパス庶務課、校友課によって構成される。管理職として総務部長1人、総務部副部長2人のほか、各課に課長職（総務部担当課長を含む）を配置している。

総務課（7人）は、横断的法人事項に関する企画・立案、意思決定機関に係る業務を担当する文書グループと各種行事、渉外、庶務事項を担当する庶務グループ、法人役員の秘書機能を担う法人秘書室によって業務を分担している。

庶務課（2人）は多摩キャンパスの管理業務を担っている。

都心キャンパス庶務課（1人）は後楽園キャンパス、市ヶ谷キャンパス、市ヶ谷田町キャンパスの管理業務を担っている。

校友課（2人）は募金活動の企画・立案及び学员ネットワークの構築に関する業務を担っている。従前は募金推進事務局として募金活動に係る業務を推進していたが、理事会の意思をより迅速かつ的確に反映し、業務執行機能を向上および効率化するため、2021年4月より総務部校友課として部内に位置づけることとなった。

また、総務部の嘱託職員として、法実務カウンセラー（弁護士1人）を雇用している。

なお、2022年7月からは、内部監査室、法務案件処理、公益通報規程及び監事監査規程に係る業務を担う法務・監査課を設置した。今後、本学の都心展開に伴い、都心キャンパスの総合的な管理を担う都心キャンパス総合事務室を設置する予定である。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

役員に対して実施する理事会勉強会、教務役員会勉強会、理事会小委員会や文部科学省・私立大学連盟が主催する説明会等について、課員も出席し、知識の習得に努めている。

また、2022年度より、総務課の若手職員が新入職員に対して、学校法人を取り巻く法律や本学のガバナンス体制について研修を行っている。新入職員の能力伸長はもとより、総務課の若手職員にとっても、日常の業務を通して得られた知識をアウトプットすることができ、貴重な

研鑽の場となっている。

円滑な業務遂行の観点からは、会議のオンライン化を図り、理事会、執行役員会及び教務役員会は、集会方式とオンライン方式の併用が恒常化している。また、環境負荷の軽減と会議準備の効率化を図るため、2021年4月から、会議において紙媒体の資料配布を取り止め、構成員1人に1台のタブレットを机上に備えるとともに、資料はmanabaを通じて配信するようにした。

<点検・評価結果>

以上のように、総務部は、その役割に対して概ね適切な人数構成となっている。また、学校法人の管理・運営に携わる上で、特に必要な知見を深める機会を担保し、能力向上に努め、業務を行っている。

<長所・特色>

特に、新入職員研修において、本学の規程体系をはじめとした「職員として働く上での基礎知識や心構え」に係る内容について、講師を総務課の若手職員が務めることは、知識をアウトプットする場として有益であるといえる。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

新入職員研修など、総務課の若手職員が学内において、業務を通じて得られた知識などをアウトプットする場については、今後も前向きに検討を行う。

以上

管財部

◇理念・目的

<点検・評価項目①②は割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況
--

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

本学が2015年3月に策定した「中長期事業計画 Chuo Vision 2025」の中では、Vision（将来構想）としてキャンパス整備について以下のように定めている。

人類の未来を拓き、常に新たな社会的価値を創出する総合キャンパスの構築

文化・景観・環境・アメニティを重視し、その適正配置のもと、学生・生徒が躍動する、魅力あふれる総合キャンパスを創出、展開する。また、キャンパスそのもののグローバル化を追求し、多摩と都心の特色ある二大拠点の形成を実現する。本学の将来構想並びに学園づくりの中心の一つに常にキャンパス展開を位置づけ、その特色について広く社会へ情報発信を行い、大学の「見える化」を実現していく。

これを実現するため、2016年4月に総合戦略推進会議のもとにキャンパス整備構想検討委員会が設置され、管財部は事務所管となり、キャンパス整備の指針となるキャンパスマスタープランを2016年度末に策定した。

キャンパスマスタープランは、中長期事業計画に掲げる本学のミッション・ビジョンを実現するための整備計画を明示することを目的に策定したものであり、策定にあたっては、1) 建学の精神、教育目標、大学の諸活動に関する方針、中長期事業計画との一貫性・整合性を図る、2) 老朽化する建物の建替時期となる20～30年後の社会状況を見据え、2025年までの戦略的プランを策定する、3) 学生や教職員をはじめとした利用者の視点に立った、教育研究環境の質的充実を図る、の3点に特に留意した。

そのうえで、持続可能なキャンパス創出に向け、キャンパスごとに現状把握に基づいた今後の整備や利活用の方針の策定と具体的なキャンパス骨格プラン、実現に基づいたロードマップの作成を行った。

具体的に、キャンパスマスタープランでは、中長期事業計画の対象としている2025年以降も含めて、概ね次の3期に分けて検討・実施することとしている。

・第1期（2017年～2022年頃）

都心展開や新学部の設置・開講に伴って、新棟の建設や既存建物のリニューアルを推進する時期となる。都心展開のための行政協議を進め、都心展開の方針や新学部の方針を見極めながら、柔軟に対応する。

・第2期（2023年頃～2028年頃）

都心展開や新学部の運用が一段落している時期となる。この時期においては都心展開第

2弾を検討し着手することを目指す。また、二大キャンパスの建物のうち耐用年数60年に達する既存建物のローリングを検討する時期にあたる。

- ・第3期（2028年頃～2048年頃）※多摩キャンパス竣工60年を起点に前後10年の範囲でローリングを想定
二大キャンパスにおいて、既存建物のローリングを順次開始する時期となる。キャンパスマスタープランのゾーニング計画に沿いつつ、今後の状況を見ながら、配棟計画や動線計画を立てて、ローリングを行う。

これらに基づく具体的な施策として、多摩キャンパスにおいては、グローバルな教育研究が可能となる施設設備を整えた「グローバル館」(Global Gateway Chuo)、オンキャンパスで「生活」と「教育」が融合する「国際教育寮」が、2020年4月から供用を開始した。また、学部横断的な教育研究施設となる「Forest Gateway Chuo」についても、2021年4月から供用を開始している。また、総合戦略推進会議の下に、法学部等の移転を契機とした多摩キャンパスにおける教育研究組織及び教育研究環境のあり方を検討することを目的として、多摩キャンパス将来構想検討委員会を設置し、将来構想においては、特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制（23区規制）を始めとした社会情勢や他大学の状況に加え、本学のローリングも見据えた上で、全学的な視点で中長期的に教育力と研究力を向上させる視点を持って教育組織・教育研究環境を検討していく予定である。

都心キャンパスにおいては、「中長期事業計画 Chuo Vision 2025」では、都心に点在する教育研究組織の効率的な運営と連携、未来指向型の文理融合教育研究の推進等を当座の目的としつつ、全学的観点での戦略として、都心キャンパスの集約と全学的な教育研究組織の再配置を構想している。中長期事業計画の当初は、このような目的のもとに、後楽園キャンパスの再開発を主軸として、このキャンパスに法学部と法科大学院等を移転させる方針を立てたが、再開発の調査を行った結果、後楽園キャンパス再開発計画を一旦中止しつつも変動する諸条件に適う別途の方策によって、構想を推進し実現することになった。

すなわち、法学部等の都心移転のために、文京区大塚1丁目の都用地について定期借地権（40年間で10年間の延長可）を設定した上で新キャンパス（茗荷谷キャンパス：2023年竣工予定）を整備することにした。加えて、都心における教育研究の拡充のために、文京区春日一丁目の敷地（旧JT敷地）を取得し、都心キャンパスの再整備と発展に資する地理的に有効な資産を獲得することになった。

他方で、本学は、2019年に開設した国際情報学部を収容するために市ヶ谷田町キャンパスを改修整備するとともに、法科大学院およびビジネススクールの移転先として駿河台記念館を建て替えることとした（駿河台キャンパス：2023年竣工予定）。本学の都心キャンパスは、中長期事業計画の後半を策定する時点では、2023年以降、後楽園キャンパス（理工学部・理工学研究科・研究開発機構・その他研究機関等、中央大学高校）と小石川キャンパス（JT跡地等）、茗荷谷キャンパス（法学部・法学研究科）、駿河台キャンパス（法科大学院、ビジネススクール）、市ヶ谷田町キャンパス（国際情報学部）になる予定である。

法学部・法学研究科の茗荷谷への移転と法科大学院の駿河台への移転が実現されることにより、現行の3つのキャンパスが地下鉄丸ノ内線で連結されて相互の連携は可能となる。しかし、当初構想されていた後楽園キャンパスへの集約は未完の状態であるとともに、国際情報学部を市ヶ谷田町に開設することになったことから、文理融合の教育研究の実施において、本学の都心キャンパス整備はまだ過渡期の状態にある。そして、法学部・法学研究科の都心移転の具体的な計画の立案と校地校舎の変更に係る手続きとともに、小石川キャンパス（JT跡地）を含め

た、後楽園キャンパスおよびその周辺の開発に向けて、法人および教学における協働体制のもとに、引き続き、都心キャンパス整備に注力するものとする。

約 20 年後には多摩キャンパスの建物の改築の時期を迎えることとなり、その際には、多摩キャンパスに所在する学部・校舎のあり方につき、社会的な事情と要請を見定め、その一部の都心移転の選択肢を含めて、検討する必要がある。

創設当初の入学定員 150 名の国際情報学部は、完成年度である 2023 年度には総定員 600 名を市ヶ谷田町キャンパスに収容することになり、加えて新設される大学院国際情報学研究科や将来の学部定員増構想にあたっては市ヶ谷田町キャンパスでは手狭であり、他の都心キャンパスでの展開を視野に入れた検討を早急に行う必要がある。

後楽園キャンパスにおいては、老朽化した 1 号館（1962 年竣工）の建て替えが喫緊の課題である。法学部 1 年生を後楽園キャンパスに収容すると同時に 1 号館の建て替えも完了する当初計画を変更し、2025 年 4 月供用開始を目指し、1 号館の建替えを予定する。加えて、5、6、8 号館は多摩キャンパスとほぼ同時期に順次建替え（ローリング）の時期を迎える。こうした将来のキャンパス再開発を視野に入れて、容積率の拡大や近接地の取得を目指す必要がある。

茗荷谷キャンパスが 40 年間（10 年間の延長可）の定期借地であることを勘案すると、将来的には、法学部等を後楽園キャンパスとその周辺に集約することができれば、法学と理工学の連携・融合はより効率的になり、学生サービスや法人機能も合理的な運営が実現することから、中長期事業計画の当初の構想を踏まえた中長期的展望を明確にして、これを実現するための取り組みを計画する必要がある。この場合、将来的な展望として、法学部のほか、現在は多摩キャンパスに所在する文系学部、市ヶ谷田町キャンパスに所在する国際情報学部のいずれか、あるいは複数を、後楽園キャンパスおよび周辺に移転させ、移転学部と理工学部によって文理融合拠点を形成する方針等を次期の将来構想として検討することが、初期の構想に合致し、将来の開けた展望となる。このため、後楽園キャンパスへの文系学部移転を見据えた後楽園キャンパスの再開発はいずれ不可欠になると考えられ、これに向けての具体的な検討を始める必要がある。

<点検・評価結果>

点検評価項目に対して適切に対応している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点 1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○組織における点検・評価の定期的な実施

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

本学の施設・設備に関する諸施策に係る点検・評価に関しては、「中央大学大学評価に関する規程」の定めに基づき、大学評価委員会の下に設置される組織別評価委員会のうち、「施設・設備組織評価委員会」においてこれを実施している。

組織別評価委員会は、①当該組織の自己点検・評価、②①の結果の中央大学大学評価推進委員会への報告、③①の結果に基づく改善状況の継続的な把握及び中央大学大学評価推進委員会への報告、④中央大学大学評価委員会委員長からの助言・勧告に基づく対応、⑤その他当該組織別評価委員会について、大学評価委員会から自己点検・評価及び認証評価の実施・運営に関して指示された事項の処理、を主な任務としており、「施設・設備組織評価委員会」の点検・評価に関しては、同委員会を構成する管財部が行っている。

具体的な点検・評価活動については、全学の自己点検・評価スケジュールに則って毎年定期的に点検・評価を行い、その結果を組織評価委員会委員長である管財部長が確認し、そのうえで管財常任理事の確認を経ることで、管財部としての自己点検・評価結果を組織的なものとする仕組みとなっている。

2021年度以降に取り組むべき「自己点検・評価結果に基づく最重要課題」では、『全学横断的な施設・設備の整備および管理運営体制の改善』が挙げられており、教育手法の発展に即した教室環境の整備、授業外における学修・学生生活を行うに相応しい環境の整備について、組織間連携の不足が要因しているとされている。これを受け、毎年の予算査定時には、申請課へのヒアリング結果を管財部内で集約精査し、全ての申請課からの施設・設備関係計画を一覧にした上で、類似計画全体について多角的な検討を行うこととしている。また、個別計画での是非の判定とならないよう、計画全体を『アメニティ向上』、『安全・安心』、『維持管理』の3分類にカテゴリ分けした上で、緊急性や経済性等も加味し、計画の査定を行っている。また、最終的には、各年度の施設・設備関係計画予算について、5常任との予算会議を開催し、全学横断的な整備計画であるかどうかの観点も含め、計画全体の検討を行っている。近年の具体的な取り組みとしては、トイレの美装・改修工事や屋外運動施設屋外照明のLED化、学校施設の天井等非構造部材の耐震対策工事を行っている。

また、新学部設置をはじめ、都心キャンパス整備にあたって、全学横断的な予算・施設・設備・人事・組織の整備に向けた取組みを推進するため時限的に設置された、キャンパス整備連絡調整室にて課題の整理・調整・整備の方向性の検討が進められた。都心キャンパス整備については、後楽園キャンパス1号館の建て替え計画を残しているが、概ねの役割を終えたため、2022年6月末をもってキャンパス整備連絡調整室は解散し、キャンパス整備連絡調整会議として通常業務での全学横断的な予算・施設・設備・人事・組織の整備に向けた取組みを推進するための調整を行うこととした。

一方、過年度には、中長期的視点に立ったキャンパス施設・設備の整備に関して、各組織の考え方や意見・要望を定型的に吸い上げる機会や方策が用意されていないことが指摘されていた。この点については、2021年4月に供用開始となったForest Gateway Chuoの建設計画時に合わせて『中央大学多摩キャンパス学部共通棟(仮称)の整備及び利活用のための検討委員会』が、また駿河台校地の校舎建て替え計画時に合わせて『中央大学駿河台記念館の整備及び利活用のための検討委員会』が、学長・学部長会議の下に設置され、学内各機関・組織からの要望が出され、これらの要望について2020年2月10日付で理事長から回答した。また、2023年4月に法学部が茗荷谷キャンパスに全面移転した後の多摩キャンパスの利活用も含めた検討体制と

して、総合戦略推進会議の下に、『多摩キャンパス将来構想検討委員会』が設置され、多摩キャンパスにおける教育・研究のための組織及び環境のあり方を現在検討中である。

<点検・評価結果>

点検評価項目に対して適切に対応している。また、自己点検・評価結果を踏まえ、検討プロセスを工夫し、法人・教学の協働で検討が進められるように調整を図っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教育研究等環境

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の適切な明示

第1部第8章を参照

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

評価の視点2：校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生を確保するための仕組みの整備状況

第1部第8章を参照

◇大学運営・財務

(大学運営)

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

管財部内は管財課、調達課、設備管理課、理工学部管財課の4課で構成されているが、2022年4月より中央大学ビズサポートの設立を契機に、管財部の業務内容の精査・見直しを行い、

既存業務を「管財部での継続」、「中央大学Bizサポートへの委託」、「廃止」に分類すると共に、業務量・人員配置について整理を行い、新しい体制で業務執行を行っている。

具体的には、

- ・設備管理課を廃止し、エネルギーセンターでの運転管理を担う委託業者の管理をはじめ、設備管理関係業務を全面的にBizサポートに委託
- ・調達課・用度グループ及び管財課業務の一部をBizサポートに委託

する体制をとっている。管財部から中央大学Bizサポートへの業務委託を円滑にするため、調達課・用度グループ、管財課及び旧設備管理課に所属する専任職員の一部を兼務出向させている（調達課・用度グループ1名、管財課2名、旧設備管理課1名）。

現在の管財部の構成は次のとおりである。[]内はBizサポートへの出向者を示す。

管財部：専任職員6名（部長1、担当課長2、課員1、嘱託1）

管財課：専任職員5名 [2名]、（課長1、課員4）派遣職員1名

調達課：専任職員11名 [1名]（課長1、課員10）、パート職員2名

理工学部管財課：専任職員6名（課長1、担当課長1、課員4）、パート職員2名

また今後は、調達課・施設グループ及び理工学部管財課業務の一部についてもBizサポートに委託する計画である。

管財部から中央大学Bizサポートへの業務委託に際しては、職務権限の委譲や規程の基準の見直し、DXの推進を並行して行い、中央大学Bizサポート側で受託する業務に係る人件費等の経費をも抑制していく。

中央大学Bizサポートへの業務委託が円滑に進んだ後の管財部の人員体制は、

管財部：専任職員3名（担当課長1、課員1、嘱託職員1、パート職員1）

管財課：専任職員3名（課長、課員2）

調達課：専任職員8名（課長、用度グループ2、施設グループ5）

理工学部管財課：専任職員3名（課長、課員2）

を予定しているが、2大キャンパスの運営体制や中央大学Bizサポートへの業務委託状況によっては、管財部全体の組織改編も視野に入れていきたい。

こうした組織構成や人員配置の見直しを進め、将来、管財部の専任職員が担う役割として、施設の運用・更新に関する戦略的計画立案と計画実行判断・検証をその中心に据えていきたいと考えている。

また、上記の施設の運用・更新に関する戦略的計画立案においては、執行役員会での審議を基本としつつ、必要に応じて学長・学部長会議をはじめとした教学関係機関との連携を図ることとしたい。

<点検・評価結果>

点検・評価項目に対して適切に対応している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

以上

人事部

◇大学運営・財務

(大学運営)

<点検・評価項目①～③割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3、4は割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み、業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

人事部は人事課（人事グループ、庶務グループ）、福祉課の2課で構成している。人事課は、2グループ体制として、職員人事管理諸制度の調査・立案に係る業務をはじめ、教職員の発令、職員の採用・異動・昇格や研修等に係る業務、給与制度の調査・立案に係る業務をはじめとした教職員の給与に関する業務等、本学の人事政策のもとで、具体的に業務を推進している。福祉課については、福祉制度の調査・立案に関する業務をはじめとして、教職員の福利厚生に係る業務、健康保険組合業務（受託）を行っている。このような体制により、責任の所在の明確化を図りつつ、本学の教職員全体の人事労務給与・福利厚生等に係る業務を一手に担っている。

なお、2022年4月より株式会社中央大学Bizサポート（以下、「Bizサポート」）の設立により、人事部にて担っている既存業務の一部をBizサポートへ委託している。人事部の業務内容の精査・見直しを行い、既存業務を「人事部での継続」、「Bizサポートへの委託」に分類すると共に、業務量・人員配置について整理を行い、新しい体制で業務執行を行っている。具体的には、教職員の各種人事関係手続、給与処理業務、社会保険・労働保険業務等をBizサポートへ委託している。

人事部の人数構成は次のとおりである。現在、Bizサポートへの業務委託を円滑にするため、人事課に所属する専任職員2名を兼務出向させている。

[]内は中央大学Bizサポートへの出向者を示す。

人事部：専任職員4名（部長1名、担当副部長1名、担当課長2名）

人事課：専任職員9名 [2名]、（課長1名、課員8名）、パート職員2名

福祉課：専任職員4名、（課長1名、課員3名）、派遣職員1名、パート職員2名

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

事務職員の専門性向上については、私立大学連盟を始めとする研修等に参加するなど、個人の人能力伸長に努めている。特に人事労務に関しては、昨今の無期労働契約転換への対応、男性の育児休暇取得促進などのように、様々な法令改正の動向をいち早くキャッチし、本学の制度と照らし、対応を行っていく必要がある。最新の動向をつかみ、対応していく能力については、日頃から情報収集を行いながら、必要に応じて外部研修に参加するなど、日々研鑽に努め

ている。

<点検・評価結果>

以上のように、人事部の役割に適した人員が配置・構成されている。また、人事労務に関する最新動向をいち早く収集し、本学の体制へ反映するなど、業務を行っている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

以上

経理部（財務関連組織評価委員会）

◇大学運営・財務

（大学運営）

<点検・評価項目①②③は全学レポート参照>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

中央大学事務組織規則上の経理部の業務は「財政計画の企画・立案、予算、経理、資金及び決算に関する業務」となっており、経理課、資金課の2課体制でこれら業務を遂行している。専任職員の配置は、経理部1人、経理課9人、資金課3人となっている。経理課では、「財政計画の企画・立案に関する業務、収支予算案の編成に関する業務、決算に関する財務諸表の作成、収入に係る会計処理及び収入報告書の作成、支払に係る会計処理及び支出調書の作成」等の業務を担い、資金課では、「現金・預金の出納管理、有価証券及びこれに準ずるものの出納管理、金融機関との連絡・調整に関する業務」等の業務を担っている。こうした業務量の違いが配置職員数の差となっている。また、この業務分掌の切り分けは、収入や支払に係る伝票処理業務と現金出納業務とを内部統制の観点から同一者が全ての業務を担当することがないように組織として分離し、それぞれの業務の質の維持と不正防止に繋げる効果もあると考えている。こうした点からは、人員配置の適切性は担保できていると考える。

また、各課での業務遂行上求められる専門知識がそれぞれ異なる分野であるため、担当業務に合わせ外部研修等に参加することで知識の向上・維持に努めている。

昨今は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による勤務体制の変更等もあり、限られた出勤者で業務を遂行する必要があった。そこで、内部統制機能は維持したうえで、課を超えた業務の協力体制を取る等の対応をしてきた。こうした試みにより、人員の効率的な運用に繋がっている。また、別な課の業務の一部を経験することで、業務上の視野拡大に寄与するものと考えている。

<点検・評価結果>

基本的には、課員の成長に関しては、人事考課に基づく所属長と課員との面談時（年4回）に確認している。必要に応じて、外部研修への希望も聞くことで、専門性の向上にも繋がっている。

人員体制については、超過勤務の状況を確認し、検討している。現状は、経理課と資金課における超過勤務時間数の差が著しい状況にあり、経理部内での不均衡が生じている。こうした

状況を勘案し、上述の通り課を超えた協力体制を試行的に実施することで、その効果を検証している。その結果からは、業務の質的な側面からの分離の必要性はありつつも、繁忙期における業務内容に応じた協力体制は可能であると考えている。引き続き、こうした協力体制を取り入れることで、人員体制の効率化及び広い視野に基づく違った領域に関する専門知識の習得に結び付けていき、業務の効率化と人材育成に努めていきたい。

<長所・特色>

同一部内であることのメリットを活かした柔軟な対応を実践している。既存組織の事務機能を検証する手続きは、多くの時間を要することから、こうした試行的な取り組みから実効性の高い体制を模索することは一案だと思っている。

<問題点>

経理部内での業務時間に不均衡が生じている状況にあるが、上述のとおり内部統制機能は維持したうえで、課を超えた業務の協力体制を取ることで対応している。

<今後の対応方策>

試行的な取り組みからの効果を検証し、必要性が高いと認められる場合には、組織改編の提案も視野に入れ、考えることとしたい。

以上

ハラスメント防止啓発委員会

◇理念・目的

<点検・評価項目①②は割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況
--

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

本学におけるハラスメント防止啓発及び問題解決に関する組織的な取組みは、2000年6月の「中央大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」の制定施行によって相談体制の整備が開始された。文字どおり、「セクシュアル」ハラスメントに限定した防止啓発活動として開始されたのであるが、個人の尊厳や人権の尊重という観点から、教育・研究機関として、全てのハラスメントに対応することが求められるようになり、2007年4月に「中央大学ハラスメント防止啓発宣言（以下「宣言」という。）」、「中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程（以下「規程」という。）」及び「中央大学ハラスメント防止啓発ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」として制定施行し、学校法人中央大学として、統一した規程、体制のもとでハラスメント防止啓発に係る仕組みを整えた。

一般に大学は、その教育・研究活動を自主的自律的に行うことを認められ、今後もそれは尊重されなければならない。また、その人間関係も他の社会とは異なる密接性が要求されることも少なくない。しかし、大学の教育・研究活動、それらを支える各種の管理的業務は、本来支配・被支配の関係のもとに行われるものではなく、大学が自治の名のもとに、大学の中のハラスメントを顕在化させずに放置することは、大学の本来の機能を損なうことになり、社会的にも許容されるものではない。本学に係る者の個人の尊厳や人格が侵害されることが無いようにその自治的活動の一環として、ハラスメントのない快適な教育・研究、就業環境を作り出し、維持するために、ハラスメント防止啓発に取り組んでいる。中・長期的な施策としては、本学の全構成員に対して、適宜、ハラスメント防止啓発に係る啓蒙活動や研修を行うことで、規程第14条に定めた解決方法で一番重い「措置勧告」事案を出来る限り発生させない状態を目指すこととしている。

<点検・評価結果>

以上の通り、ハラスメント防止啓発の理念・目的に応じて、防止啓発活動や問題解決に関する中・長期的な計画や施策を設定している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○組織における点検・評価の定期的な実施

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

本学では、中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程及び中央大学ハラスメント防止啓発ガイドラインを定め、本学関係機関におけるハラスメントの防止啓発を図り、あわせてハラスメントが発生した場合の適切な措置を講じており、その担当機関として、ハラスメント防止啓発委員会を設置している。

毎年度の始めに開催するハラスメント防止啓発委員会において、前年度の学内におけるハラスメント事案の相談内容や件数等を報告し、その報告内容に応じて前年度の諸活動の点検を行ないつつ、当該年度の活動方針や研修内容を決定している。また、その活動の進捗状況については、2週間毎に開催している常務委員会にて適宜、学内における研修内容の進捗状況等を確認している。

加えて、大学評価委員会のもとにハラスメント関連組織評価委員会を設置し、毎年度、自己点検・評価をおこなっている。その活動の一例として、2020年度には「ハラスメント実態調査の実施」を課題として設定し、改善に取り組んだ。調査の回収率を前回実施時の8.8%から15%超へと向上させることを目標とし、前回低い回収率となったことの原因分析を行い、設問や回答方法の見直しに取り組み実施することで、結果として回収率を16.9%へと向上させることに、繋げることができた。

<点検・評価結果>

以上の通り、規程等によりハラスメントの防止啓発や発生時の対応を定めており、ハラスメント防止啓発委員会及びハラスメント関連組織評価委員会により点検・評価の実施や改善にも取り組んでいることから、内部質保証システムは有効に機能しているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇本学における学生支援

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する方針を明示しているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

評価の視点1：学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する生支援に関する大学としての方針の適切な明示

<現状説明>

○学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学におけるハラスメント防止啓発及び問題解決に関する組織的な取組みは、2000年6月の「中央大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」の制定施行によって相談体制の整備が開始された。文字どおり、「セクシュアル」ハラスメントに限定した防止啓発活動として開始されたのであるが、防止啓発委員会と相談窓口が整備され、体制が整うとともに、そこに寄せられる相談はセクシュアル・ハラスメントにとどまらず、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントとして扱わなければならないものが含まれていることが顕在化してきた。個人の尊厳や人権の尊重という観点から、教育・研究機関として、全てのハラスメントに対応することが求められるようになってきたのである。それを受けて、2005年からセクシュアル・ハラスメントだけではなく、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントも含めた全てのハラスメント対応のための規程とガイドラインの検討が開始され、最終的に2007年4月に「中央大学ハラスメント防止啓発宣言（以下「宣言」という。）」、「中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程（以下「規程」という。）」及び「中央大学ハラスメント防止啓発ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」として制定施行されることとなった。また、この規程は、ハラスメント概念の拡張のみならず、これまで、大学と附属高校とで別途行われていた（セクシュアル）ハラスメント防止啓発活動を統一し、学校法人としての統一した規程、体制のもとで、新たな取組みを開始するところにもう一つの大きな意義を有していた。

以下に「中央大学ハラスメント防止啓発宣言」（抜粋）を示す。

学校法人中央大学（以下「本学」といいます。）は、日本国憲法の精神に則り、「個人の尊厳」を尊重し、学生・生徒および教職員（以下「構成員」といいます。）等にとって快適な教育（修学・学習を含む。）・研究、就業環境を作り出し、維持するために、「ハラスメント防止啓発ガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を作成します。

本学は、豊かな人間性と国際性を兼ね備えた人材の育成をめざす教育・研究機関として、相互の人格を認めあえる環境を確保する責任を自覚し、ハラスメントのない快適な教育・研究、就業環境を作り出し、維持することに努めます。そのために、ガイドラインを構成員によく知ってもらい、これが守られるように努めるとともに、ハラスメントについて構成員が安心して相談することができる環境を作り、相談者および関連する人のプライバシーを尊重し、秘密を厳守して、真相解明・被害回復・再発防止等の適切な措置を迅速にとることを、ここに宣言します。

この宣言、規程及びガイドラインは制定作業の過程で、ハラスメントに関する当時の最新の動向を踏まえつつ、国内外の大学等（ハーバード大学など）の先進事例を盛り込み、例えば、ハラスメント関係規程・委員会等には全て「防止」と「啓発」の2語が冠されていることに代表されるような大きな特徴があるものとなっている。また、申出事案への対応についても機動力に富んでおり、緊急の救済が必要であると認められる時は、「仮の措置」により、相手方（ハラスメントを行ったとされる者）に対し、ただちに仮にハラスメント行為の中止を命令するこ

とができるほか、「事案の解決手続」では調査において、調査の対象となる者は代理人を立てることはできないと明示した点も注目される点であった。さらに、措置案決定の前に対象者には「ハラスメント防止啓発運営委員会」及び「ハラスメント防止啓発委員会」において「弁明の機会」を付与しているなどの特徴を有していた。

その後、実質上の運営から生じた様々な問題を踏まえて、現実的な事案対応に即した規程改正を行うべく、常務委員会を中心に検討を行い、教職員に対する意見聴取やハラスメント防止啓発委員会での審議等を経て、2012年4月、2020年1月に改正規程・修正ガイドラインを施行し、現在に至る。また、この規程改正とあわせて、附属中学・高等学校に関して「中央大学附属の中学校及び高等学校におけるハラスメント防止啓発組織等に関する規程」を定めた。

大学構成員に対しては、規程とガイドラインは本学公式 Web サイトからダウンロードしていつでも手に取れる形を取っている。

その他に、個別の対応として、専任教員には教授会においてリーフレットを配布、兼任教員には冊子「兼任教員ガイドブック」の配布を行うとともに、4月の授業開始頃に兼任教員用レターボックスにリーフレットを配布して啓発にあたっている。その他に、正課授業以外の法職講座や経理研究所等で本学学生を教える立場の講師に対しても、リーフレットを配布して啓発を行っている。職員に対しては、毎年全部課室へリーフレットを配布し周知している。最後に学生に対しては、入学時のガイダンスに於いて、ハラスメントについての啓発とリーフレットの配布による防止啓発活動を実施の他、学内刊行物等にも随時ハラスメントに関する記事を掲載し、周知に努めている。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点1～6、8～11は割愛>

評価の視点7：ハラスメント防止のための措置の状況

<現状説明>

○ハラスメント防止のための措置の状況

1) ハラスメント防止啓発に関する組織体制等

本学におけるハラスメント防止啓発に関する組織体制は、中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程において、「本学におけるハラスメントの防止啓発活動を統一的かつ継続的に行うため、防止啓発委員会を置く」（規程第24条）、また、「ハラスメントに関する業務を処理するため、防止啓発委員会の下に防止啓発支援室を置く」（規程第39条）と定めている。

ハラスメント防止啓発委員会は法人及び教学の各組織から選出された委員により構成され、ハラスメント防止啓発支援室は法人事務組織としての位置づけである。

ハラスメント防止啓発委員会の下には、日常的な防止啓発活動と事案解決に当たる組織としてハラスメント防止啓発運営委員会（規程第29条）を設置し、ハラスメント防止啓発支援室と連携して、ハラスメント事案の解決に向けた対応にあたり、ハラスメントのない快適な教育・研究、就業環境を作りだし、維持するための防止啓発活動を行っている。運営委員会は、各学部、各研究科、各附属中学・高校教諭及び事務職員から理事長が委嘱した36名で構成されるが、なるべく多くの防止啓発運営委員が事案対応を担当し、負担が偏らないようにするため、4名毎の月当番を決めている。これにより、それぞれの

運営委員に経験が蓄積され、よりスムーズな事案解決及び防止啓発活動を可能にしている。なお、原則として当該組織に所属する委員は事案担当から外す等の配慮を行っている。

さらに、運営委員会の中には具体的な日常業務を遂行することを目的として、運営委員長及び運営副委員長で構成される「常務委員会」（規程第 36 条）を設置し、多様な相談に対して柔軟な対応を可能にしている。

日常的なハラスメントの相談については、ハラスメント防止啓発支援室（多摩キャンパス）、学生相談課、（多摩キャンパス）、都心学生生活課（後樂園キャンパス）、専門職大学院事務部（市ヶ谷キャンパス及び後樂園キャンパス）及び通信教育部事務室が窓口となり、直接来室・電話による相談を受けている。さらにハラスメント防止啓発支援室では、FAX、メール、手紙での相談にも対応することとし、相談者がアクセスしやすい相談体制を整えている。

2) ハラスメント防止啓発活動等

ハラスメントに対する正しい理解と防止啓発を目的に、以下のような取組みを実施している。

①講演会・研修会

学生、教職員、附属高校生それぞれを対象とした講演会を毎年度実施している。

2021 年度の実施実績としては、学生対象の講演会については 4 回、教職員対象の講演会・研修会については 10 回、附属高校生対象の講演会については 4 回となっている。学生及び教職員を対象とする講演会については、多摩キャンパスのみならず後樂園キャンパス、オンラインでも開催することとし、構成員が年に 1 回は参加が可能なよう配慮している。また、新任教職員に対しては、対象者全員に対してハラスメント防止啓発に対する理解と意識を高めるための研修を実施している。

②防止啓発キャンペーン

2007 年に始まった防止啓発キャンペーンは、2018 年度からはダイバーシティセンターと共催で実施することにより、大規模なキャンペーンを展開することができている。また、近年はオンラインによる講演会等の開催により、キャンパスを問わず、構成員が参加しやすいものとなっており、これらの取組みにより、学生はもとより、多くの構成員のハラスメント防止啓発に関する意識を醸成することに役立っている。

③構成員を対象とするアンケート調査

2008 年度から、学校法人中央大学の全構成員（附属高校を含む）を対象とするアンケート調査として、「中央大学ハラスメント実態調査」を実施している。この調査は、①ハラスメント被害の実態を把握すること、②ハラスメント被害者の声を吸い上げること、③本学におけるハラスメント防止啓発に対する取組みの周知度を過去の調査と比較することを目的としており、2012 年度からは、新たに附属中学生を含めた全構成員に対して 4 年に一度実施している。

2020 年 12 月には第 4 回目の調査を実施した。対象者の母数が多いため、調査の回収率は、16.9%であるが、新たな取組みとして、回答は、Web 上での回答またはマークシートによる回答のいずれかを回答者が自由に選択できる方式をとり、Web サイトの運営およびマークシートの回収を、一般財団法人日本ハラスメントカウンセラー協会に業務委託した。その結果、第三者機関を経由して回答が集計されることで匿名性が担保され

るといふ安心感と、回答用 Web サイトの作成により回答者の利便性が格段に上がり、前回より 85%増、5,989 件の回答が得られた。調査結果報告書を 2021 年 6 月に発行するとともに、構成員対象のポータルサイトにも掲載し継続的な防止啓発活動に役立てている。

以上のような取組みを展開した結果、2020 年度に実施した「中央大学ハラスメント実態調査」では、回答者の 63.1%が「本学がハラスメント相談窓口の設置やハラスメント防止啓発活動を行っていること」について「知っている」と回答している。特に非専任を含む教職員における認知度は 90%を超えており、ハラスメント防止啓発の取組みが組織内で浸透していることを裏付けている。

3) ハラスメント事案への対応の適切性

ハラスメント事案への対応については、中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程第 14 条に基づいて、以下のように対応している（図 1 参照）。

【ハラスメント申出事案解決方法の種類と相談対応の流れ（規程第 14 条概要）】

① 相談

ハラスメントを受けた者（相談者）からの申出の内容に応じて助言をしながら解決策を探る。

② 通知

相談によって問題を解決することができないときに、相談者に不利益が生じないように配慮しつつ、ハラスメントを行ったとされる者（相手方）に対し、ハラスメントの相談があったことを伝え、これに関する意見を聴く。相手方からの意見により、相談者がそれ以上の措置を望まないときに手続は終了する。

③ 意見の調整

相談者が相手方との間で、ハラスメントの存否及びこれが存在する場合にとられるべき措置について、意見の調整を図ることを希望するときに、双方からの意見の提出を求め、これを他方に伝達するとともに、双方に助言を与えて、意見の調整を図り、相談者が不利益を受けている場合には、相手方に自発的にその不利益を除去するよう助言して、事案の解決を図る。この場合、意見の提出は書面により行うこととし、相談者と相手方の面談は、双方の希望があり、かつ、これが妥当であると判断される場合を除き行わない。相談者が意見の調整内容及び相手方が行った不利益除去行為で満足したときに手続は終了する。

④ 調停

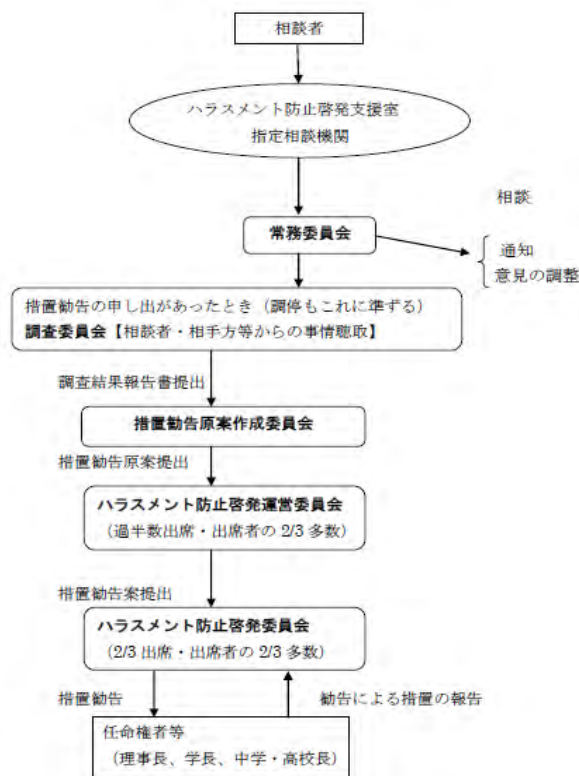
相談者が相手方との間で、ハラスメントの存否及びこれが存在する場合にとられるべき措置について調停を求めるときに、ハラスメントの存否について調査を行い、その結果に基づいて、とられるべき措置について調停案を作成し、相談者と相手方に調停案での合意を提案する。調停手続は、相談者の申出により、相手方がこれに同意したときに開始する。相談者及び相手方が調停案を受け入れたとき、又はそのどちらかが調停案を受け入れないときに手続は終了する。

⑤ 措置勧告

相談者がハラスメントの存否の調査及び当該調査に基づく適切な措置を求めるときに、ハラスメントの存否の調査を行い、その結果に基づいて措置勧告を決定し、関係機関にその実施を勧告する。措置勧告には、関係学内規程等に基づく懲戒処分案が含まれることがある。また、相手方によるハラスメントの反復を防止するため、その者についてハラスメントに関する研修等を受けるべきことを勧告する内容を含むことができる。

[ハラスメント相談対応の流れ図]

事案解決手続の概念図



事案の解決方法としては、「相談」によるものが例年9割を超えており、相談の中で解決へ導く地道な取組みが着実に効果をあげている。

ハラスメント事案が発生した場合には、ハラスメント防止啓発運営委員会がハラスメント防止啓発支援室と連携して対応にあたっているが、その際の中核となるのが運営委員長及び運営副委員長から構成される常務委員会（以下、常務委員会の構成員を「常務委員」という）である。常務委員会は2週に1回の頻度で開催され、ハラスメント相談の具体的な解決に向けた対応の検討・協議を行い、規程に基づき適切な措置が講じることで被害回復へと繋がるよう努めており、多くの場合、相談者が希望する方向での問題解決を実現している。

ハラスメント事案への対応については、対応の困難性及び運営委員、常務委員の負担を考慮し、外部機関への委託を進めるべきであるとの意見もあるが、事案の内容は多種多様であり、学内の具体的事情に応じて適宜適切な対応を行うことが相談者の今後の安心・安全に繋がり、さらに、委員の対応経験が今後の防止啓発の発見にも役立つことになることから、学内における対応が妥当であると捉え、適切かつ組織的な対応体制のさらなる強化に努めている。

<点検・評価結果>

中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程に基づき、本学関係機関におけるハラスメントの防止啓発を図り、あわせてハラスメントが発生した場合の適切な措置を定め、運用している。

<長所・特色>

学内の相談内容等について定期的に審議する「常務委員会」に係わる運営委員長及び運営副委員長は、まず、初回の「常務委員会」にて専門相談員による委員研修を受講する。そして、2週に1回の頻度で開催する常務委員会にて、学内での相談事案についてのケーススタディを重ねて事案の検討に対するノウハウを学習し経験値を高めることによって、ハラスメント防止啓発への意識を高めることに繋がっている。

<問題点>

各教授会から推薦される常務委員会委員の任期は2年間のため、2年間ハラスメント防止啓発に携わってきた経験値やその意識を高めたところで教員が交代してしまう現状がある。常務委員会委員の継続性が担保されていないため、常務委員会での審議内容や事案対応に困難な状況が生じている。

<今後の対応方策>

中央大学の全構成員に対し、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントに関する防止啓発活動を継続して行っていく。特に、専任教員に対しては、ハラスメント防止啓発委員に選出され、常務委員会委員になる状況が発生するので、教授会における事例研究や研修会等で重点的にハラスメント防止啓発に係る意識の醸成を図る。

具体的には、毎年度、教授会に報告している「ハラスメント防止啓発委員会活動報告書」、「大学で起こったハラスメント事件—新聞報道記事より抜粋—」とは別の機会に、中央大学で実際に発生しているハラスメント事案等を基にした専門相談員によるハラスメント防止啓発の研修会を各教授会（8学部、2研究科）で実施する。実施後は、Google フォームにて参加者に対してのアンケートを実施し、研修会の更なる充実を図る。これらの研修会を重ねることによって、専任教員のハラスメント防止啓発に係る意識を高めていき、それが常務委員会委員の継続性を担保することに繋がる。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価とそれに基づく改善・向上

毎月2回定例で開催される、ハラスメント防止啓発常務委員会にて防止啓発活動の実施状況や事案の対応状況を報告し、その効果検証を定期的に行っている。防止啓発活動の概要と、年間の相談件数、専門相談員や委員による事案対応の評価を、毎年「ハラスメント防止啓発委員会活動報告書」として刊行し、全学に対して公表し、各教授会等でハラスメント防止啓発への協力をお願いしている。さらに、新聞等で報道されたハラスメントに関する記事を大学関連、高校関連、中学関連別に整理して纏めた資料を各教授会、各教職員会議、各部課室へ配布することによって、他大学等のハラスメント事案、懲戒処分事例を目にすることも、構成員の防止啓発意識の醸成に繋がっている。

また4年毎に行っている「ハラスメント実態調査」については、①ハラスメント被害の実態を把握すること、②ハラスメント被害者の声を吸収すること、③中央大学におけるハラスメン

ト防止啓発に対する取り組みの周知度を過去の調査と比較することを目的として調査を行っている。

過去3年間のハラスメントに関する相談件数は、「表1 2021年度事案別相談件数」に示したとおりである。2021年度にハラスメント防止啓発支援室が対応した相談件数は48件で、前年度の26件と比べると増加しているが、コロナ禍前の2019年度、2018年度と同程度の件数である。少ないとはいえ相談件数について、ハラスメント行為そのものが多いという見方もできるが、ハラスメントに関する相談窓口の存在が認知され、またハラスメントに関する構成員の意識が高まってきたことにより、相談を試みる構成員が多いと考えることもできる。要因の分析は今後も継続する必要があるが、◇学生支援の点検・評価項目②に記載した通り、防止啓発活動は有効に機能していることが確認されているため、今後も防止啓発活動を継続していくこととしている。

また、背景に当事者間以外に大きな問題があり、その枝葉の現象としてハラスメントが表出している事例や各組織での初動時の対応に納得せず最終的な相談先としてハラスメント防止啓発支援室に相談が持ち込まれる事例等、本質的にはハラスメント事案とはいええない事案が恒常的に一定数あることから、今まで以上に学内各組織に対する啓発活動を行い、組織間の連携を一層強めることで適切に対応していくことの必要性が高まっているといえる。

[表1 2021年度事案別相談件数]

	女性	男性	その他	合計	2020年度	2019年度
セクハラ	3	2	0	5	1	11
アカハラ	6	7	4	17	11	12
パワハラ	10	3	1	14	7	9
その他	5	4	0	9	3	6
適用外	3	0	0	3	4	3
合計	27	16	5	48	26	41

※その他：男女複数人数による相談、匿名メール相談で性別不明

※適用外：ハラスメント以外に分類される事案

※上記の分類は、事案の性質によりハラスメント防止啓発運営委員会で分類したものである。

事案によっては、複数の性質を併せ持つものも存在する。

※事案の対応が複数年度に亘る場合、同一事案であっても対応を行った年度それぞれにおいて計上している。

<点検・評価結果>

以上の通り、ハラスメント防止啓発に関する活動の適切性については定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを着実にやっている。

<長所・特色>

「ハラスメント実態調査」については、2008年度から4年毎に実施し、他大学に比べ対象者・回答数ともに大規模なものとなっており、また設問項目の継続性を意識し、経年比較が分かりやすい調査となっている。集計結果は報告書に纏めて、全学に対して公表し、中央大学におけるハラスメント防止啓発に対する取り組みの周知度を過去の調査と比較することができる重要な調査である。

<問題点>

「ハラスメント実態調査」については、調査の実施間隔を4年から短くしていくことが望ま

しいが、現在のハラスメント防止啓発支援室の体制と実施方法では、難しい。

<今後の対応方策>

全学的な「ハラスメント実態調査」を行うことによって、ハラスメント防止啓発への意識を高め、現状を把握することができる。さらに、その調査結果を基に学内での研修会やハラスメント防止啓発活動に繋げて取り組んでいく。設問項目の継続性を担保しつつ、より効率的に実施する方法を検討し、調査の実施間隔を短くしていくことの可能性を探っていく。

◇大学運営・財務

(大学運営)

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

ハラスメントに関する業務を適切に処理するために、ハラスメント防止啓発委員会の配下にハラスメント防止啓発支援室（多摩キャンパス）を設置している。現在の防止啓発支援室の事務体制は、専任職員2名（内1名は他部課室との兼務）、嘱託職員2名（内1名は再雇用、1名は週3日勤務）及び専門相談員（嘱託職員：週1日勤務）2名で構成しており、全構成員に係るハラスメントに関する相談業務、防止啓発に関する業務、各委員会のマネジメント業務等を行っている。

また、専門性の向上については、専門性を備えた専門相談員（嘱託職員）との意見交換等で協力しながら、事案への対応や防止啓発に係る研修の企画立案を行う体制ができている。それらの業務を通じて専門的な知識についても専任職員が習得できるようになっている。

さらに、教職協働としては、ハラスメント事案への手続き対応については、その事案ごとに調査委員会を設置し、その委員会活動の中で担当専任教員（複数）とハラスメント防止啓発支援室の事務スタッフが協力しながら、過去の事例等を踏まえつつ、学内での調査手続きを進めている。

<点検・評価結果>

ハラスメント防止啓発支援室は、ハラスメント防止啓発委員会の事務局として設置されており、ハラスメントに関する業務を適切に執行していることから、事務組織は適切に機能しているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>
特になし。

以上

広報室

◇理念・目的

<点検・評価項目①②は割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況
--

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の中間見直しにあたり、広報室では2020年4月から新たに掲げた戦略的活動方針、すなわち（1）ブランディングの明確化・強化、（2）インターナル（学内）コミュニケーションの強化、（3）情報発信力の強化、の好循環を（4）ブランディング・広報の効果測定を行いながら全学的に推進し、中央大学のブランド力を高めていくために広報戦略を展開していく、という方針を掲げ、2021年3月発行の「広報ハンドブック」p2「広報室メッセージ—戦略的広報の実現に向けて—」に掲載した。そして、その全学的な取り組みの推進を担う組織であることを明確にしなが、その戦略的活動方針を中長期事業計画「Chuo Vision 2025」第2版Ⅲ.基本計画4 広報・ブランド力に反映し、その下で、目的を達成するため、単年度アクションプランに基づく実施計画を策定し、実行している。

具体的な施策については、広報委員会（広報担当副学長、広報担当常任理事、学部長、研究所長、国際センター所長、入学センター所長、附属学校長、総務部長、広報室長、学事部長、入学センター事務部長が出席）において審議・決定された基本方針に基づき、設定のうえ実行している。

（1）ブランディングの明確化・強化

Chuo Vision 2025の諸施策を通じて、さらに高まる本学全体の魅力・価値を考察・整理し、本学構成員（教職員・在学生・生徒）に共有・浸透をはかることにより、ブランディングを強化する。本学において初の取り組みである「中央大学ブランドブック」の制作を行った。

（2）インターナル（学内）コミュニケーションの強化

広報発信力強化に向けて、各組織における広報発信の意識向上を図り、各組織と広報室との連携を強化する施策を展開している。具体的には、「広報室説明会（一人ひとりが広報パーソンに）2021年3月19日実施」、「広報ハンドブック（2021年3月改訂発行）」、「公式Webサイトリニューアル説明会（日本語：2022年3月11日）・（英語：同年4月13日）」などの機会を通じて、学内構成員への説明を行い、浸透を図っている。

（3）情報発信力の強化

2023年度の法学部の都心全面移転、都心と多摩の2大キャンパス展開を契機として、入学センター（学生募集広報）や当該組織との連携をしながら、広報活動の全学的な強化を図っている。プレスリリース、メディア向けニュースレターを活用し、2022年3月から4月にリニューアルを行った新たな公式Webサイト（日本語版、英語版）を通して、よりわかりやすく、本学の魅力を発信できる情報環境の強化を進めている。

（4）ブランディング・広報の効果測定

数値化による評価の向上と評価の学内構成員への共有による効果推進を図っている

<点検・評価結果>

以上の通り、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に広報室の戦略的活動方針が具体的に反映されており、それに基づき諸施策が適切に設定されているといえる。

<長所・特色>

事業計画に沿った広報室の具体的な施策のうち、特筆すべき実績は以下の2点である。

1. 公式 Web サイトリニューアルプロジェクトについて

本学の取組みやブランド戦略に関係する情報発信において、公式 Web サイトの役割がますます大きくなる状況に対応するため、2022年3月に、本学にとって7年ぶりの公式 Web サイトリニューアルを実現した。リニューアルに際して掲げた方針は、①ターゲットは基本的に学外者とする、②『ブランドイメージ』の発信力、『広報』媒体としての訴求力をより高める～Web サイトを初めて訪れる人の関心を喚起しリピーターとなってもらう、③『トップメッセージ』を明確かつタイムリーに発信する、④『正確な情報』『本学の強み』をしっかりとわかりやすく発信する～目的をもって訪問するステークホルダーにストレスなく情報を得てもらおう、⑤学内各組織の『情報発信力 (広報マインド)』を高める～階層ごとの定義・権限を見直し、各組織に一定の権限を委譲することによって、発信しやすさを担保しながら各組織の広報マインドを高めるよう、広報室は自立・自律的な情報発信をサポートしていく、⑥各組織の独自 Web サイトとの連携・相乗効果を高める～自立・自律的に独自 Web サイトの運用を尊重することをベースに、公式 Web サイトとの連携・相乗効果を高めるよう、確認・調整のうえ進める、というものであり、これらの機能をリニューアル後の Web サイトに実装することにより、広報室の戦略的活動方針とリンクさせ、効果的に発信できる環境が整備された。

2. 「中央大学ブランドブック」の制作

本学の魅力（訴求点）の明確化と広報戦略の策定・実行のため、現状把握として、本学教職員を対象としたブランドイメージ調査（2018年）、外部調査については高校生対象のブランドイメージ調査（2019年）、ビジネスパーソン対象のブランドイメージ調査（2019年）を実施したほか、理事長、本学執行部へのデプスイタビュー（2020年）を実施した。その結果、「学外者にとっては、本学のイメージ想起が希薄」「本学のブランドイメージについて、教職員間の認識にもズレが生じている場合がある」ことが明らかになった。大学全体としてブランディングを行っていく際には、本学構成員が、本学のブランド価値を認識し、同じ方向を向き、学内の諸活動や外部への発信を行っていくことが必須だと考え、そのためのツールとして2022年8月の発行に向けて「中央大学ブランドブック」の制作を進めている。ブランドブックにより、中長期事業計画の推進によって本学が目指す未来像の明確化、ユニバーシティメッセージの具体化、社会へ果たす役割が明確化され、情報発信のガバナンス強化（構成員の意識や発信内容の統一化）、外部のブランドイメージ向上に繋がるとともに、建学の精神やユニバーシティメッセージに関する共通理解を深め、教職員が本学の持っている価値を力強く発信するためのバイブルとしての役割も期待される。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

公式 Web サイトを活用した情報発信の一層の促進を目指し、広報室ミッションの一つであるインターナルコミュニケーション強化施策により学内構成員の広報マインドの醸成を継続する。

今後は、この戦略的活動をいっそう浸透させながら、各戦略の質を高めていく。その方向性は、近年社会的に必要性が高まっている、経営的なインターナルブランディング戦略の推進を志向するものである。

そのための施策として、例えば、インターナルコミュニケーションにも KPI 設定を行い、PDCA サイクルを回すことによって、各組織や構成員のエンゲージメントの向上を図っていくことが考えられる。具体的には、広報室が進めるブランディングの明確化、インターナルコミュニケーションの強化について、学内構成員へのアンケート調査等による効果検証を行い、PDCA サイクルを回して、より効果的な施策を展開していくことを構想している。これは、社会的に求められている「非財務情報の開示」の動きや「人をコストではなく資本とみなす」という考え方にも呼応するものであり、広報室の戦略的活動方針の中で目的としている、学内構成員の「やりがい」、「働きがい」、「わくわく感」を高めていく、すなわちエンゲージメントの向上施策への深化アクションと位置付けられるものである。

◇本学における内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○組織における点検・評価の定期的な実施

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」および広報室アクションプランに基づく業務に関して、大学評価委員会の下、広報室組織評価委員会として点検・評価を行い、評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施を行っている。取り組みの実施にあたり、広報委員会において審議・決定をしている。また、取り組みに応じて広報委員会の下に専門委員会を設置、実行している。

組織評価委員会としての具体的な改善・向上事例として、2021年度年次自己点検における指定課題「学内構成員への情報共有体制の点検と再構築」について、公式 Web サイトリニューアルによる学内構成員も含めたユーザへの利便性向上、公式 Web サイト教職員限定ページを活用した重要会議の情報公開とアクセシビリティの向上や大学上層部のメッセージの可視化の実現が挙げられる。

<点検・評価結果>

以上のように、広報室アクションプランによる各取り組みの実施や広報室組織評価委員会としての点検・評価を通じて、内部質保証システムは有効に機能しているといえる。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報について正確性、信頼性があり、適切な更新がなされているか。

○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

○公表する情報について正確性、信頼性があり、適切な更新がなされているか。

1) はじめに

私立大学には、その公共性と学生保護の観点、そして教育研究活動等の質保証の観点から、大学運営方針等について透明性を確保し、その妥当性や有用性を社会に対して恒常的に明示・説明することが強く求められている。本学においては、常に主体的・積極的に情報公開を行い、説明責任を果たすことを目標とし、直接的な情報開示や大学独自の媒体を利用した開示等、様々なチャンネルを駆使して情報公開に努めている。

本学公式 Web サイトによる情報公開にあたっては、情報提供のページ毎に E-mail による問い合わせが容易にできるようにしており、双方向性を備えたシステムとなっている。本学公式 Web サイトの運営にあたっては「Web サイトプライバシーポリシー」を定めるとともに、中央大学 Web アカウンタビリティガイドラインを設け、ステークホルダー毎に本学公式 Web サイトに公開すべき情報項目を定め、全項目を公開することを目標としている。なお、本学の保有する個人情報については、中央大学個人情報保護規程にしたがって保護を図っている。

また、2011 年 4 月の学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）の施行に先がけ、2010 年 12 月から本学公式 Web サイトに「情報の公表」のページを設け、大学の建学の精神・目的に関する情報や教育研究環境に関する情報等、以下の 15 項目にわたり公表しており、とりわけ財務状況については直近の 5 年分を公表している。2022 年 3 月の公式 Web サイトリニューアル後も同様の運用を継続している。

【「情報の公表」のページにおける公表項目】

- ①学校法人に関する情報
- ②大学の建学の精神・目的に関する情報
- ③ガバナンス・コード
- ④教育研究上の基本組織に関する情報
- ⑤教員に関する情報
- ⑥受け入れ方針と学生数等に関する情報
- ⑦授業計画と卒業要件に関する情報
- ⑧学生の学修成果に関する情報
- ⑨教育研究環境に関する情報
- ⑩学生納付金に関する情報
- ⑪学生支援、奨学金に関する情報
- ⑫教育水準向上のための取り組み
- ⑬設置認可・届出書類、履行状況等調査報告書
- ⑭社会貢献活動

⑮その他

2) 情報公開及び開示請求への対応状況

①学生からの情報公開請求

本学においては、1982年度からオピニオン・カード制度を導入・実施しており、学生からの意見・要望を広く収集しており、学生の情報公開請求に応える観点からも機能している。オピニオン・カードの投書方法は、2019年4月4日までは、専用紙への記入およびメール（2005年4月開設）としていたが、メールによる投書については外部者も利用が可能であったため、2019年4月4日付で廃止し、学生本人が認証を行う Google 投書フォームを新設した。また、専用紙にて投書するオピニオン・ボックスについては、大学に対する誹謗や個人を特定した中傷などが無記名で寄せられることから、学生本人が認証を行う受付方法へ移行するため、2020年3月末日を以て廃止した。回答について、原則、投函者本人に回答するというかたちで応えているが、学生部委員会が必要と認めた場合には、本人の了解のもとに匿名で、本学公式 Web サイトにおいて内容を公開しており、このオピニオン・カード制度が学生への大学に関する情報開示において果たす役割は大きいものとなっている。

②マスメディアからの情報公開請求

学生・教員・職員に関わる不祥事が発生した場合の外部（特にマスメディア）からの情報公開請求への対応については、その際の注意を払うべきいくつかの観点について「危機管理ガイドライン」を定めている。当該ガイドラインにおいては、機密情報及び個人情報保護の観点から原則として開示しない情報を定めるなどしており、これに基づいて慎重かつ適切な対応に努めている。

また、2016年度より危機事象における広報ガイドラインの整備を広報室にて進めた。これは危機事象が起きた際の広報に関する関連部署の役割を明確にし、第一報からの一連の対応を正確かつ迅速に行い、マスメディア対応を強化していくための具体的姿勢を示すものであり、2017年度第1回広報委員会（2017年6月7日開催）において検討を開始し、「広報版ハンドブック Version 1」（2018年5月発行）、「広報ハンドブック Version 2」（2021年3月発行）を通じて、実質的な機能を果たせるよう、インナー広報を積極的に行った。

③個人情報開示請求

a. 本人からの請求

現在または過去における本学の教職員、学生、生徒及び本学入学志願者その他本学関係者は、中央大学個人情報保護規程に基づき、別に定める申請書を管理者に提出することで、当該本人が識別される保有個人データの開示（加えて、訂正、利用停止及び提供停止等の申請並びに個人情報に関する苦情の申立て）を申請することができることとしている。

なお、本学入学志願者（以下、「受験者」という。）からの開示請求について、入学試験の透明性を確保するという観点から、学部入試受験者のうち6学部共通選抜および学部別選抜の不合格者については、本人から要請があった場合に入学試験成績の開示を行っている（受験生ポータルサイト「UCARO」を通じて受験生本人が成績照会）。

b. 第三者からの請求

第三者から学歴照会があった場合については、中央大学個人情報保護規程に基づき、あらかじめ本人の同意がある場合及び法令に定めがある場合等を除き、第三者への情報提供は行っていない。この「法令に定めのある場合」とは、警察や検察等の捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）等を言い、総務部が窓口となっている。

また、選挙に関連して、報道機関から学歴照会があった場合は、広報室が窓口となり対応しているが、その際の回答範囲は「卒業（未卒）、入学（在籍）、在籍期間」とし、「昼夜別、除籍退学事由、成績、本籍地、住所（在学中の住所を含む）」は、範囲外としている。

なお、これらの事項に関しては、学歴照会に関する取り扱い基準を別途設け、これに定める内容に基づき適切な対応を行っている。

なお、中央大学個人情報保護規程について、個人情報の管理体制は、現行法令に基づいたものとして、理事長を統括管理責任者とした体制となっており、個人情報の保護に関しては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「マイナンバー法」）の施行に合わせた規程改正を行っている。

<点検・評価結果>

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表に関して大きな役割を担っている本学公式Webサイトについて、2022年3月に全面リニューアルを行い、外部者を中心としたステークホルダーへ正確性、信頼性のある情報を、適切に更新し公表している。情報公開及び開示請求への対応についても、情報の内容と請求者の特質を考慮しつつ、法令を遵守して行われており、適切に行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇本学における社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

<現状説明>

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

第1部第7章を参照

<点検・評価結果>

以上のように、幅広いテーマの番組の広域配信によって大学の教育研究成果を社会へ還元し、「社会連携」「社会貢献」に大きく寄与しているといえる。

<長所・特色>

『知の回廊』は、各回のテーマを設定し、全世代に向けた教養番組である。地域に根差し、社会に存在感のある大学であるために、本学教員の研究内容にとどまらず、大学の取り組みを紹介している。

今後も社会の変化に応じた旬なトピックスや本学の取り組みを放送していくことで、制作・配信当初からのゆるぎない使命感を持って社会に貢献していく。

<問題点>

YouTube で配信を始めてから、若年層への遡及もできてはいるが、主たる視聴層が年配の方となっている点である。受験生が大学選びの際に「学びの内容」を重視する傾向が強くなってきている中、全世代型の教養番組として、若年層へのアプローチは強化ポイントだといえる。

<今後の対応方策>

引き続き、教員の研究内容や大学の取り組みを紹介していくことで、社会人はもちろんのこと、受験を控えた世代にも選ばれる大学としての役割を担い、全世代に向けた番組を展開していく。

既存の年配の方々のコアな視聴層も大切にしながら、若年層にも興味を持ってもらえるようなわくわくするようなテーマ設定・番組の内容を織り交ぜて年間6本を作成していく。2022年度は、文学部の学び、ロボットとの共生やミュージアムスタディーなど若年層にも興味を持ってもらえるような番組を制作する。

◇大学運営・財務

(大学運営)

<評価の視点①③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目②方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点6：構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識が徹底されているか（個人情報等の取り扱いを含む）。また、構成員が果たすべき社会的責任を自覚しているか。

<現状説明>

○構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底（個人情報等の取り扱いを含む）と、構成員が果たすべき社会的責任の自覚

広報室では、「中央大学ソーシャル・メディア・ガイドライン（教職員用）」「中央大学ソーシャル・メディア・ガイドライン（学生用）」を策定し、公式Webサイトに掲載しているほか、SNS上での発言や行動が炎上につながることを防ぐよう、情報発信における危機管理についても「広報ハンドブック」に記載し、冊子を専任職員へ配布したほか、教職員限定Webページに掲載している。

<点検・評価結果>

情報発信の手段や SNS 等の使用ツールが多様化、複雑化する中、本学構成員のコンプライアンス遵守が必須となっている状況下において、コンプライアンス遵守の意識の徹底を図る取り組みを推進している。

<長所・特色>

積極的な情報発信の推進のみならず、コンプライアンス遵守への意識徹底とリスク発生時の危機管理広報の双方を網羅した「広報ハンドブック」を全専任職員へ配布し、構成員が果たすべき社会的責任の自覚に寄与していることは特筆すべき長所・特色といえる。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

広報ハンドブックの改訂の際には、時代とともに変化する情報発信の手段や SNS 等の状況に応じた更新を行い、コンプライアンス遵守を推進する。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」Ⅲ.基本計画4. 広報・ブランド力に基づく全学広報に資する業務について、広報室及び広報室広報課に全14名のスタッフを配置し実施している。14名の構成については、専任職員5名、嘱託職員1名（広報誌「HAKUMON Chuo」編集長）、委託職員4名（Webサイト運営および動画担当）、派遣職員3名（制作担当、翻訳担当、Go Global特設サイト運営）、パート職員1名（庶務担当）である。広報業務の多様性や特性に対応するために必須の要員である専門職スタッフとの協働や、私大連加盟他大学を交えた広報担当者会議、広報担当者研修会への定期的な参加によって、専任職員の専門性向上を図っている。教職協働の観点では、広報委員会における協働をはじめ、取材対応、広報誌制作、番組制作などにおいて教員との密接な協働関係を日々構築している。また、広報委員会の下に設置した「中央大学ブランドブック」制作に関する専門委員会には、広報室及び広報室広報課の全専任職員が委員としてメンバーに加わり、教職協働により制作を進めている。

上述のような教職協働が機能し、事務職員が能力を発揮する前提として欠かせない「情報の共有」について、広報室では「インターナルコミュニケーションの強化」をアクションプランとして掲げアクションを実行している。

<点検・評価結果>

以上の通り、広報業務の多様性や特性に対応する適切な人員配置により、広報課業務を円滑に遂行している。

<長所・特色>

広報室がインターナルコミュニケーションの強化を推進し、学内の情報ハブとして機能することは、全学的な事務機能の改善・業務内容の多様化への対応を実現するための長所といえる。なお、2021年度の年次自己点検・評価における指定課題「学内構成員への情報共有体制の点検と再構築」について、公式Webサイトリニューアル、重要会議における情報公開、大学上層部のメッセージの可視化への対応を行いA評価（おおむね目標を達成）となっている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

広報室、そして本学の事務組織がより一層「強く、しなやかな組織」となるよう、広報室としては引き続き、（1）ブランディングの明確化・強化 （2）インターナル（学内）コミュニケーションの強化 （3）情報発信力の強化をミッションとして推進していく。

以上

保健センター

◇理念・目的

<点検・評価項目①②は割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況
--

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

本センターについては、前回の認証評価では、特段の指摘はなされなかった。

本センターは、本学における保健管理を行い、学生及び教職員の健康管理（保持増進）を図るとともに、必要な医療を提供することを目的としている。

この目的を達成するため、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に定められた重点事業計画ならびに基本計画のロードマップに基づき、本センターは、中長期事業計画と、単年度ごとに事業計画（アクションプラン）を策定している。

なお、本センターの中長期事業計画と達成水準（目標）は、次のとおりである。

- ・学生定期健康診断の充実（学部学生の受診率80%以上）
- ・教職員定期健康診断の充実（受診率75%以上）
- ・医療サービスの向上（①インボディ整備、②電子カルテシステム構築）
- ・危機管理対策（①AED整備、②感染症対策マニュアルの更新）

また、本センターの中長期事業計画に基づき策定している2022年度の単年度アクションプランは、次のとおりである。

- ・医事システムの構築（教職員電子カルテシステムの構築）
- ・危機管理対策（感染症対策マニュアルの整備）
- ・Webページの刷新
- ・新キャンパスにおける保健センター機能の整備

この他、本センターでは毎年度、保健センター組織評価委員会を中心として自己点検・評価活動を行い、アクションプランと合わせて必要な諸施策を設定している。具体的な活動内容については後述を参照されたい。

また、本年度においては、2023年度の新キャンパス（茗荷谷キャンパス、駿河台キャンパス、小石川キャンパス）の供用開始に向け、キャンパスの状況に応じて、保健センター分室の設置（分室が設置できない場合は、当該キャンパスの関連部課室との連携体制の構築）と、医療業務を行うために診療所の開設を申請する等、各キャンパスで必要な保健管理及び医療提供体制を整備していくところである。

このように、本センターは、大学の理念・目的の達成に向け、健康・衛生面から大学運営ならびに教育研究活動を支援している。

<点検・評価結果>

以上のように、本センターにおいては、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下、中長期事業計画ならびに単年度のアクションプランを設定し、また、年次の自己点検・評価活動を通じて明らかとなった改善点を次年度の計画に生かしつつ活動計画を設定するなど、本学の保健管理、健康管理の推進のために、適切に計画や諸施策を設定している。

本センターは、健康・衛生面から大学運営ならびに教育研究活動を支援することを通じて、大学の理念・目的の達成に貢献している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

本センターは、健康・衛生面から大学運営ならびに教育研究活動を支援しており、組織としての理念・目的は果たせていると思われる。

なお、中長期事業計画ならびに単年度のアクションプランは「現状説明」のとおりであるが、達成状況・進捗度等については、「◇本学における学生支援」のうち、「点検・評価項目② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか」の評価項目を参照されたい。

<今後の対応方策>

中長期事業計画ならびに単年度のアクションプランのうち、達成水準に到達できていない事業計画もあるが、概ね理念・目的に沿った事業計画を遂行できている。

なお、今後の対応方策に関する内容については、「◇本学における学生支援」のうち、「点検・評価項目② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか」の記載内容と重複することから、当該評価項目を参照されたい。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○組織における点検・評価の定期的な実施

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

まず、本センターが、学生及び教職員に対する健康管理と診療に関する支援を行い、その活動の点検・評価を行うにあたっては、その前提として以下の国内の関連法規がある。

- ・学校教育法（第十二条、健康診断等）
- ・大学設置基準（第三十六条、校舎等施設）

- ・学校保健安全法（第五条、学校保健計画の策定等）、（第七条、保健室）、（第十三条、児童生徒等の健康診断）
- ・学校保健安全法施行規則（第五条、時期）
- ・労働安全衛生法（第六十八条、健康診断）、（第六十六条の七、保健指導等）、（第六十六条の八、面接指導等）
- ・文部科学省、厚生労働省、東京都等からの各種通知等

あわせて、本センターに係る学内の関連規程・基準として「中央大学保健センター規程」、「中央大学保健センター所長選考委員会に関する細則」、「中央大学保健センター診療費等に関する基準」、及び「中央大学学生の医療費援助に関する規程」があり、上記の関連法規に改正がある際は、これらの規程・基準も改め、業務を行っている。

これらの関連法規及び、学内規程等の下、本センターの目的を達成するため、健康管理と診療に関する各種業務を行っており、日々の活動の点検評価・改善については、専任スタッフによる保健センター専任会議（所長含む専任スタッフのみ出席、月次開催）、各キャンパス医療管理者による医療管理者会議（所長判断により適宜開催）、各キャンパス医療職による医療スタッフミーティング（各自の判断で適宜開催）において協議し、対応をしている。また、本センターの全体的な運営については、保健センター運営委員会（常任理事、所長、学部選出委員、学内委員が出席、年3～4回開催）において審議・決定をしている。

本センターの自己点検・評価の定期的な実施については、本学の大学評価委員会の指示の下、毎年度保健センター組織評価委員会として点検・評価を行い、次年度以降の改善事項を審議し、保健センター専任会議及び保健センター運営委員会において承認を得て、本センターの事業計画として実行されている。

なお、点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施については、以下の事業計画に関して改善を図った。

本学の中長期事業計画「学内事務手続きのDX化推進」について

- ・感染症罹患届（新型コロナウイルス感染症）の書類廃止、Web フォームによる罹患報告、罹患に関する各種情報の電子データ化・分析、文部科学省等への報告
- ・医療費援助申請、正課授業（実験・実習・実技）履修学生事故報告書、学生医療費援助決定通知及び、銀行口座振込依頼書における押印廃止

本センターの中長期事業計画ならびに単年度のアクションプランについて

- ・学生定期健康診断の充実（学部学生の受診率、2017年度80.8%、2018年度80.3%、2019年度77.2%、2020年度32.9%^{※1}、2021年度78.3%、このうち、学部新入生に限定すると、2017年度98.5%、2018年度99.0%、2019年度99.0%、2020年度62.5%、2021年度97.0%）

※注 1…新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、Web 問診と登校受診の2つの形式による健康診断を実施した。
なお、上記受診率は、Web 問診実施後に登校し受診（身長・体重測定）までを完了した者を対象としている。

- ・教職員定期健康診断の充実（受診率、2017年度72.9%、2018年度72.8%、2019年度73.4%、2020年度70.4%、2021年度71.8%）
- ・医療サービスの向上（多摩キャンパスに加えて後樂園キャンパスにインボディ計測器／体成分分析装置を設置、教職員電子カルテシステムの構築に着手済み）

- ・危機管理対策（各キャンパスに AED 設置済み、感染症予防マニュアルは更新に向けて準備中）
- ・健康フェアの活性化（参加者、2017 年度 610 名、2018 年度 544 名、2019 年度 557 名、2020 年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止）

その他、他大学との連携として、同規模他大学である青山学院大学、慶應義塾大学、上智大学、明治大学、立教大学、早稲田大学、法政大学の保健管理担当者による「八大学保健管理担当者会議」に参加し、各大学の健康管理と診療体制に関する状況等、本センターの点検・評価活動に資する情報の収集を行っている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、本センターの理念・目的に基づき、健康管理と診療に関する各種業務を行っているが、保健センター専任会議、各キャンパス医療管理者による医療管理者会議、各キャンパス医療職による医療スタッフミーティング、保健センター運営委員会を開催し、日々の業務に関する業務の点検・評価や、それに基づく改善を行っている。

本センターの自己点検・評価の定期的な実施については、毎年度本学の大学評価委員会の下、保健センター組織評価委員会として点検・評価を行い、次年度以降の改善事項を審議し、保健センター専任会議及び保健センター運営委員会において承認を得て、本センターの事業計画として実行されている。このように、本センターにおける内部質保証は適切に機能しているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇本学における学生支援

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点 2～5、7～9は割愛>

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点 6：心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮（生活相談担当部署の活動の有効性を含む）

第 1 部第 7 章を参照

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

既出の「定期健康診断受診者数内訳」、「定期健康診断学部学生学年別受診率」、「保健センター受診者数（学生・教職員）」、「健康フェア参加者数」や、その根拠となる詳細な資料について、保健センター専任会議や保健センター運営委員会に報告する資料として毎年作成している。

これら統計表を継続的に作成し、経年比較することで、学生及び教職員の健康管理及び診療に関する現状を点検・評価、分析を行い、必要に応じて、翌年度以降の保健センターの業務計画作成に活用している。

点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施については、「○心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮」の「①保健管理」、「②診療」及び「③予防教育、安全・衛生教育」の項目に、近年の改善事例・対応事例を記載しているので、参照されたい。

また、「◇内部質保証」においても、本センターの組織としての取り組む事業計画に関して、以下のような改善を図っているが、（特に保健センター組織評価委員会を中心とした毎年度の自己点検・評価活動、および単年度のアクションプランに関連して）結果として、学生支援体制の定期的な点検・評価、そして、その結果に基づく改善・向上に繋がっている。

本学の中長期事業計画「学内事務手続きのDX化推進」について

- ・感染症罹患届（新型コロナウイルス感染症）の書類廃止、Web フォームによる罹患報告、罹患に関する各種情報の電子データ化・分析、文部科学省等への報告
- ・医療費援助申請、正課授業（実験・実習・実技）履修学生事故報告書、学生医療費援助決定通知及び、銀行口座振込依頼書における押印廃止

本センターの中長期事業計画ならびに単年度のアクションプランについて

- ・学生定期健康診断の充実（学部学生の受診率、2017年度 80.8%、2018年度 80.3%、2019年度 77.2%、2020年度 32.9%^{※1}、2021年度 78.3%）
※注1…新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、Web問診と登校受診の2つの形式による健康診断を実施した。なお、上記受診率は、Web問診実施後に登校し受診（身長・体重測定）までを完了した者を対象としている。
- ・学生定期健康診断の充実（学部新入生の受診率、2017年度 98.5%、2018年度 99.0%、2019年度 99.0%、2020年度 62.5%、2021年度 97.0%）
- ・教職員定期健康診断の充実（受診率、2017年度 72.9%、2018年度 72.8%、2019年度 73.4%、2020年度 70.4%、2021年度 71.8%）
- ・医療サービスの向上（各キャンパスにインボディ計測器を設置）
- ・危機管理対策（各キャンパスにAED設置済み、感染症予防マニュアルは更新に向けて準備中）

なお、点検・評価の結果、明らかになった喫緊の課題は次のとおりである。

まず、新型コロナウイルス感染症を含む新たな感染症に対応した「感染症対策マニュアルの整備」が挙げられる。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策や各種対応で得られた知見・経験を踏まえ、未知の感染症発生時の対応についても加味した上で、既存の感染症対策マニュアルの全体的な見直し・編集を行い、本学の危機管理対策における保健・衛生面での対策を強化していく必要がある。

次に、2019年度末から続く新型コロナウイルス感染症対応が現在でも続いていることもあり、2023年度からの新キャンパス供用開始（茗荷谷、駿河台、小石川）に向けた、学生支援の具体

的な方針・方策について、保健センター専任会議、保健センター運営委員会等で協議しているが、2022年度内に決定し、関連部課室と連携を図る必要がある。

<点検・評価結果>

以上のように、本センターの理念・目的に基づき、健康管理と診療に関する各種業務を提供し、学生及び教職員の支援体制を構築しているが、定期的に、保健センター専任会議、各キャンパス医療管理者による医療管理者会議、各キャンパス医療職による医療スタッフミーティング、保健センター運営委員会を開催し、支援体制の点検・評価を行い、その結果に基づく改善を行っている。

また、本センターの自己点検・評価の定期的な実施については、本学の大学評価委員会の下、保健センター組織評価委員会として点検・評価を行い、次年度以降の検討課題について審議し、保健センター専任会議及び保健センター運営委員会にておける承認の下で、本センターの事業計画として実行し、学生及び教職員の支援体制を整備している。

このように、学生支援体制については定期的に点検を行い、改善・向上に向けた取り組みを恒常的に行っており、適切に機能しているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学運営・財務

(大学運営)

<点検・評価項目①～③は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取り組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

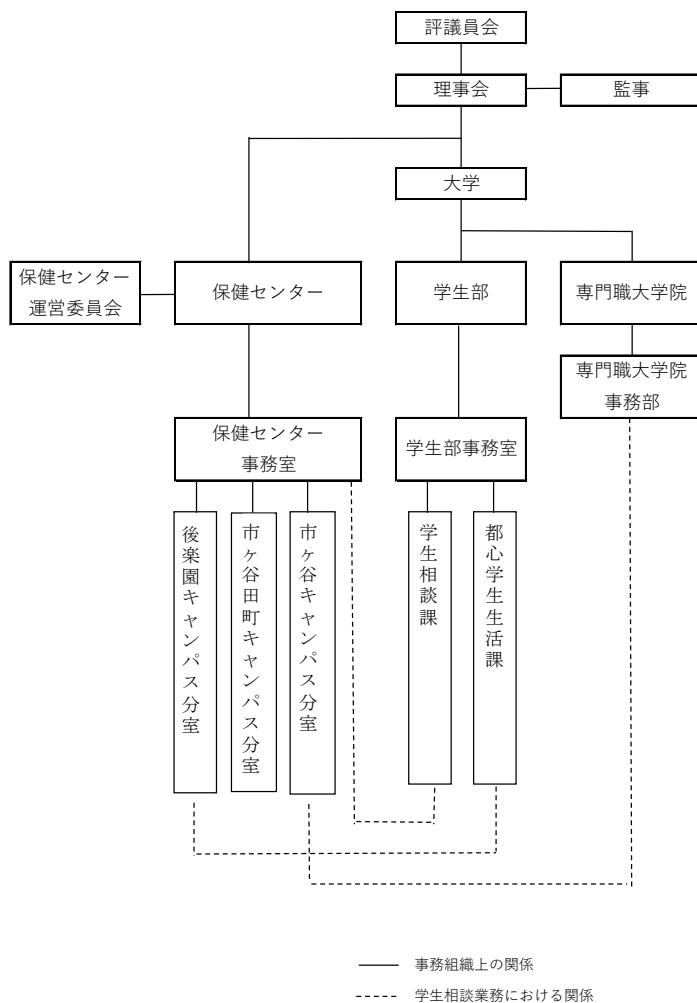
<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取り組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか

本センターの組織図は、次のとおりである。

[保健センター組織図（2022年5月1日現在）]



本センターの理念・目的である健康管理・医療に関する業務を遂行するにあたり、多摩キャンパスに保健センター事務室を、後楽園キャンパス、市ヶ谷田町キャンパス及び市ヶ谷キャンパスに同分室を設置し、専任・常勤・非常勤のスタッフを組み合わせ、各キャンパスの学生及び教職員数に応じて配置している。本センターの人員構成及び配置は、先述のとおりである。

なお、本センターの事務を所管する組織として、保健センター事務室を設置し、以下のような業務を行っている。ただし、専任の事務職員（3人）は、多摩キャンパスにのみ配置されており、他キャンパスには配置されていないが、各キャンパスの専任・嘱託の看護師・保健師や嘱託の薬剤師・医療事務と緊密な連携の下で各分室の業務遂行に努めている。なお、保健センターの医療スタッフ一覧については、先述の表を参照されたい。

①保健・医療計画

- ・学校医、産業医の職務による保健衛生及び健康管理計画等の策定
- ・管理及び運営に係る基本計画、人員採用計画の策定

②保健衛生及び健康管理

- ・学生ならび生徒の定期健康診断及びその事後措置
- ・臨時健康診断
- ・感染症予防等

③産業保健

- ・産業医の職務に関する業務
- ・臨時健康診断
- ④診療
 - ・一般診療、大学行事診療及び救護
 - ・外部医療機関紹介
- ⑤医薬品・医療機器管理
- ⑥医療費の計算・収納及び保険診療報酬請求
 - ・レセプト作成
 - ・保険請求
- ⑦健康診断書
 - ・診断書の作成及び発行
 - ・健康診断証明書の作成及び発行
- ⑧健康記録データ
 - ・学生の健康記録データの管理
 - ・教職員の健康記録データの管理
- ⑨学生医療費援助及び結核予防補助金交付申請
- ⑩医療機関との渉外
 - ・定期健康診断医師派遣大学及び病院との渉外
 - ・外部医療機関との渉外
- ⑪年報
 - ・年報の編集及び発行

また、保健センター運営委員会の構成と審議事項は次のとおり。

なお、医療職の他、教員や職員も委員となっており、教・職・医協働で保健センターの運営について審議決定を行っている。

①保健センター運営委員会の委員（中央大学保健センター規程、第十条第2項抜粋）

- 一 所長
- 二 常任理事の互選による者 一人
- 三 学部長及び研究科長の互選による者 二人
- 四 学生部長
- 五 大学専任教員のうちから、学長が指名した者 三人
- 六 附属の中学校及び高等学校の校長のうちから、理事長が指名した者 二人
- 七 専任医師
- 八 学事部長
- 九 人事部長
- 十 センター事務長
- 十一 医療関係職員のうちから、所長が指名した者 一人

②運営委員会の審議事項（中央大学保健センター規程、第十一条抜粋）

- 一 センターの行う業務に関する基本方針
- 二 各機関の学校保健安全法第五条に定める保健計画の策定

- 三 医師及び医療関係職員の採用に関する事項
- 四 学校医、産業医及び医療管理者の推薦に関する事項
- 五 予算申請案に関する事項
- 六 その他センターの運営に必要な事項

その他、月次で開催される保健センター専任会議では、専任医師、専任職員（事務職）、専任医療職が参加し、医療職の立場と事務職の立場から、意見を汲みかわし改善・向上に向けた議論をしているため、これも一種の教・職・医の協働と言える。

本センターの事務組織の構成と役割は、上記のとおりだが、他大学と連携し、事務機能の改善と業務内容の多様化に対応するために情報交換を行っている。具体的には、同規模他大学である青山学院大学、慶應義塾大学、上智大学、明治大学、立教大学、早稲田大学、法政大学の保健管理担当者による「八大学保健管理担当者会議」へ専任職員が参加し、各大学の状況や課題、改善策等を共有することにより、本センターの保健管理・医療体制をより一層充実させるための、情報交換・情報共有を行っている。このように、同様の課題を抱える同規模他大学と緊密な情報連携をとることにより、効果的・効率的な業務推進に資する体制としている。

<点検・評価結果>

本センターの事務組織は、本センターの理念・目的を達成するため、健康管理・医療業務に関して、多岐にわたる事務業務を担うにあたり必要な事務室配置および人員を確保すると共に、未曾有の感染症対応を含めた適切な保健管理・医療に関する業務遂行のために定期的に医師との意見交換を行い、医学的見地を深める機会を設けることより専門性の向上に取り組んでいる。

また、本センターの運営に関して、保健センター運営委員会の構成員は、医師・医療職保健センター事務長のみに限定することなく、常任理事、学生部長、大学教員、中学校・高等学校の校長、学事部長、人事部長と多岐にわたり、大学のみならず学校法人全体の健康管理・医療提供体制の整備に際して、あらゆる構成員に対しても過不足のない情報共有や協議を行う体制が整っている。特に、教・職・医の3者協働の体制が整っていることも評価できる。

このように、本事務室は本センターの理念・目的を達成するための事務組織として適切に機能している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

新型コロナウイルス感染症拡大下の影響を受け、対面開催だった各種会議・委員会は、オンライン会議システムを利用した会議形態に移行したが、実施回数や議題・報告内容に関しては、従前のおおりに、審議・報告を行うことができているものの、新型コロナウイルス感染症拡大下の影響を受け、対面にて相対して意見交換を行う機会が減少しているため、今後は、専任・嘱託に限らず、保健センタースタッフが各キャンパスを往来することにより、一層の意思疎通・合意形成を図り、業務の均等化・効率化に資するように努め、組織の理念・目的を達するための業務の在り方を考えていく必要がある。

2023年度の新キャンパス（茗荷谷キャンパス、駿河台キャンパス、小石川キャンパス）の供用開始に関連し、医師・医療スタッフの配置の見直しとともに、事務支援体制を整える必要がある。

本センター業務のIT化、DX推進の促進について、既存のシステムである、会計とレセプト管理を併せた医事システム、薬剤の処方箋や薬剤情報を出力する薬剤管理システム、学生及び教職員の健康診断結果のデータベース化、診療情報提供書作成の電子化に続いて、複数キャンパス体制下でも同質のサービスを提供できるよう、診療記録の電子カルテシステムへの移行を模索する必要がある。その他、本学の事業計画の重点政策でもある「学内事務手続きのDX化推進」に応じ、本センターの事務手続きのデジタル化・オンライン化を行うことを通じて、学生及び教職員の支援体制の基盤を整備する必要がある。

事務組織における専任職員が3人（事務長1人、副課長1人、担当副課長1人）となっている点は大きな課題である。業務集中による長時間労働問題もさることながら、安定的に業務を提供していくという視点において、誰かひとりでも欠員が生じた場合は、バランスが崩れてしまうことと、中長期的な視点でいえば、キャンパスが増加することにより業務内容の多岐化・複雑化が予想される中で、業務の中核を担う専任職員が少数であればその指示体系の維持・管理が困難になることは明らかであり、本センターの基盤としての事務組織運営に支障を来してしまうことが予想される。

<今後の対応方策>

本センターの事務組織及び事務機能の改善ならびに業務内容の多様化への対応の一環として、専任・嘱託に限らず、保健センタースタッフが各キャンパスを往来することにより、一層の意思疎通・合意形成を図り、業務の均等化・効率化に資するように努める。加えて、本センターの組織としての理念・目的を達するための業務の在り方（今後の改善提案）についても考えていく。この点に関して、新型コロナウイルス感染症拡大防止策との兼ね合いもあり、当座はオンライン会議、メール等を利用しつつも、必要最低限の交流を行うことにより、キャンパス間に設置される各分室との連携を強化する。

2023年度の新キャンパス供用開始に向けて、2022年9月までには、2023年度以降の事務組織体制の改革と、医療スタッフを含む構成の人員配置を改め、学生及び教職員が安心してキャンパスに通うことができる健康管理・診療体制を整備する。

本センター業務のIT化、DX推進の促進について、学内の事務処理の負担軽減を目的としたDXの推進として、各種申請書式の押印廃止や、Google等が提供するサービスを利用して、申込手続きや感染症罹患報告のオンライン化を推し進める。これに関して、新型コロナウイルス感染症罹患報告・文部科学省報告対応として複数の報告様式を作成しているが、処理件数が多いことと、学内の事務負荷が高いことから、Googleフォーム等の外部サービスを利用して、DXを推進し、事務処理の効率化を図る。また、中期的な目標として、教職員の電子カルテシステムの構築という目標がある。学生及び教職員がどのキャンパスでも健康管理及び診療に関する支援を受けられるよう、所謂、電子カルテシステムを構築することについては、単年度の計画では実現することができないことから、2025年度運用開始を目指して取り組む。より具体的には、2022年度に構築に着手するが、まずは多摩キャンパスの教職員の電子カルテシステムを完成させ、既に完成している健康診断システム、処方箋システム、レセプトシステムとの連携を図る。連携が終わった後、多摩キャンパスでの試行を行い、2025年度内に他キャンパスへ展開する。教職員のシステム運用が順調に進むことができたならば、2026年度以降に学生のシステム構築

に着手する。その他、本センター業務全般を見直し、DX化・電子化を推進し、学内関係部署との連携を図り、今後も継続的に、一層の事務処理の効率化・負担軽減に資する改善を行う。

事務組織の人員配置の適切性を確保するため、本学の財政・予算状況等を考慮しつつ、継続的に専任職員の獲得に関する努力を続ける。ただし、財政上の制約や、大学全体としての人的制約が想定されることから、専任職員の獲得に依らず、本学の中長期事業計画「重点政策」に基づき、随時、事務処理の効率化を目指してDX（デジタルトランスフォーメーション）化を推進することで、本センターの理念・目的である学生及び教職員に対する健康管理・医療に関する事務体制を強固なものとする。

以上

ダイバーシティセンター

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○ダイバーシティセンターの理念・目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

中央大学学則第2条は、「本大学の使命」を「本大学は、その伝統及び私立大学としての特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献すること」と定めている。ダイバーシティの推進は、個性ゆたかなすべての人びとが相互に認め合い、力を高め合える学修環境を提供することや、多様な人びとが教育と研究のためにともに働く職場環境を創出することにもつながり、本学の使命を達成するために不可欠の取り組みであると言える。そこで本学では、2017年10月に、「中央大学ダイバーシティ宣言」を策定し、本学公式Webサイトに掲載して社会に対して広く公表している。

なお、「中央大学ダイバーシティ宣言」は以下のとおりである。

1 学びは、良き生き方を探し実現するうえで、たいへん大切なものです。人びとには学びたいという気持ちがあります。学んだことを生かして良き生き方を実現したいと願っています。そうしたなかで、これからの社会は、どんな背景をもつ人に対しても、学びのための平等な機会を提供できなければなりません。大学を始めとする教育機関は、良き生き方を実現するための学びの機会を提供するための最も重要な場です。それゆえそれらの教育機関は、障害、病歴、経済状況、家庭環境、性別、性自認、性的指向、年齢、国籍、人種、言語、信念、宗教などによって、学びの機会が損なわれることがないような環境を整えなければなりません。

2 私たち中央大学は、豊かな感性と人間力を備え、高度な専門性をもって国際社会に貢献できる人材の育成に取り組んでまいりました。いま私たちは、すべての人びとに学びの機会が平等に開かれることの重要性を認識しています。そして、私たちとともに学びたいという希望を持つすべての人びとが差別なく集い、のびのびと学ぶことのできる学修環境を提供します。すべての人びとが相互に認め合い、力を高め合える学修環境を提供します。さらに私たちは、多様な人びとが教育と研究のためにともに働く職場環境づくりをめざします。

3 そのために私たちは、以下の取組を進めていきます。

第一に、障害、病歴、経済状況、家庭環境、性別、性自認、性的指向、年齢、国籍、人種、言語、信念、宗教など、多様な背景をもつ人びとが、ともに学び、ともに働くことのできる環境をつくりまします。

第二に、ともに学ぶ人びとが個人の能力を最大限に発揮できる職場環境をつくり、またワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。

第三に、障害のある本学構成員に対する合理的配慮を推進し、さらに社会的障壁の除去に対する理解の醸成をすすめます。

第四に、あらゆる人びとの人権を尊重し、偏見にもとづく差別や人権侵害が生じることのないようにします。

私たちは、人類社会を構成する一員として、社会とともに、以上の取り組みを着実にすすめてまいります。

2017年10月
学校法人 中央大学

また、この「中央大学ダイバーシティ宣言」の内容を推進するための環境や具体的諸事項の整備を図り、構成員一人ひとりが我がこととして宣言の趣旨を理解できるように支援を行うために、2018年4月の「中央大学ダイバーシティ推進ワーキング」、2019年4月の「ダイバーシティ推進委員会」の設置を経て、2020年4月に「中央大学ダイバーシティセンター」（以下、「ダイバーシティセンター」という）を設置した。これについては、「中央大学ダイバーシティセンター規程」第1条においても、以下のとおり明記している。

（目的及び設置）

第1条 学校法人中央大学（以下「本学」という。）は、本学が、平成29年10月付で策定した「中央大学ダイバーシティ宣言」（以下「ダイバーシティ宣言」という。）を広く周知するとともに、当該宣言に基づく具体的諸事項を整備し、又は実施し、もって、本学が設置する中央大学その他教育・研究機関及び就労の場において、同宣言に掲げられた環境を整えるものとし、本学構成員は、互いに認め、その多様性を最大限に活かすことにより、個人の能力を発揮することができるよう適切な措置を講じなければならない。

2 前項に掲げる環境を整備するため、本学の下に、中央大学ダイバーシティセンター（以下「ダイバーシティセンター」という。）を設置する。

<点検・評価結果>

以上のように、ダイバーシティセンターは、「中央大学ダイバーシティ宣言」の内容の実現と推進を目的として設置された組織であり、これは本学の理念・目的を踏まえたものである。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

ダイバーシティセンターは、「中央大学ダイバーシティセンター規程」に基づきダイバーシティ推進委員会を組織し、その委員会が定める基本方針に基づき、ダイバーシティセンター運営委員会を設置している。そしてその運営委員会にて決定したダイバーシティ推進活動の年間実施計画に基づき、具体的な諸施策の検討及び環境整備を行うために3つの部会（「グローバル部会」「ジェンダー・セクシュアリティ部会」「障害学生等支援部会」）を設置し活動している。

現在、ダイバーシティ推進委員会にて、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」も踏まえながら、中長期的な課題として掲げて取り組んでいる活動は以下のとおりである。

1. 中央大学におけるダイバーシティの実態の把握と改善策の推進
2. 多摩キャンパス、後樂園キャンパス、市ヶ谷田町キャンパスにおけるバリアフリーマップの作成
3. ジェンダー・セクシュアリティに関するハンドブックの配付及び英語版の作成
4. 茗荷谷キャンパス、後樂園キャンパスにおける学生支援体制の整備

<点検・評価結果>

以上のように、ダイバーシティ推進委員会において組織の基本方針を、またその基本方針を踏まえた上でダイバーシティセンター運営委員会において具体的な年度実施計画を設定しており、「中央大学ダイバーシティセンター規程」に基づいて組織的に中・長期計画やその他の諸施策を設定している。さらに、ダイバーシティセンター運営委員会の下に3つの各部会を設置し、ダイバーシティ推進委員会やダイバーシティセンター運営委員会と連携・調整をしながら活動を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○組織における点検・評価の定期的な実施

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

「中央大学ダイバーシティセンター規程」に基づいて運営しているダイバーシティ推進委員会、ダイバーシティセンター運営委員会、並びに3つの部会であるグローバル部会、ジェンダー・セクシュアリティ部会及び障害学生等支援部会のそれぞれの会議体において、検討事項等

を審議することを通じて、組織の活動に関する点検・評価を行っている。

なお、2021年度は、ダイバーシティ推進委員会を3回、ダイバーシティセンター運営委員会を17回、グローバル部会は11回、ジェンダー・セクシュアリティ部会は9回、障害学生等支援部会は9回開催している。

この自己点検・評価の仕組みについては、複数の会議体で点検することによって、様々な視点での評価を可能にしている一方で、特に3つの部会においては自立して活発に活動しているため、それぞれの活動における議論が共有されにくい一面も有している。

また、以上のような仕組みの中で、例えば、ダイバーシティセンターは新型コロナウイルス感染症が蔓延した2020年度に設置され、学生のキャンパス入構制限があった中で、特に障害学生支援については、2021年度までは後述するコーディネーター（嘱託職員：2名）を中心に多摩キャンパスをベースに学生支援の対応をおこなってきた。しかし、2022年度より対面授業が再開し学生が多く来校すると、後述するダイバーシティセンター事務室のコーディネーターだけでは判断・解決できないケースや問い合わせが複数キャンパスで同時に発生した。この事態を踏まえて、2022年度に障害学生等支援部会において、問題解決の端緒として「障害学生等支援室運営会議」を新たに立ち上げ、障害学生支援に係る諸問題を具体的な学内事例に基づき検討することを開始している。障害学生等支援室運営会議において、発生した事例の検討を委員全員で共有し議論することによって、複数のメンバーによる情報共有が可能となり、より適切で漏れのない障害学生支援に繋がっている。

<点検・評価結果>

ダイバーシティセンター推進委員会、ダイバーシティセンター運営委員会、グローバル部会、ジェンダー・セクシュアリティ部会、障害学生等支援部会がそれぞれに連携し、ダイバーシティセンター及びダイバーシティに係る推進活動の定期的な点検・評価を行っている。

<長所・特色>

内部質保証システムが機能しており、2022年度には新たに発生した課題を踏まえて障害学生等支援室運営会議を立ち上げた。これにより、障害学生支援に係る諸問題を具体的な学内事例に基づき検討する体制を築き、より適切で漏れのない障害学生支援に繋がっている。

<問題点>

3つの部会が自立し、活発に活動をしているため、それぞれの活動における部会ごとの議論が共有されにくい体制にある。

<今後の対応方策>

現状は、運営委員会と各部会の開催日がそれぞれのスケジュールにて開催されているので、運営委員会から課題の提示→部会での検討→運営委員会での検討・審議という流れを整え、ダイバーシティセンターとして、より一体的に内部質保証システムを機能させていく。また、3つの部会とダイバーシティセンター事務室では、それぞれグループウェアのSlackを導入しているため、即時的に情報共有を行うことができるため、その利活用をさらに進めていく。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

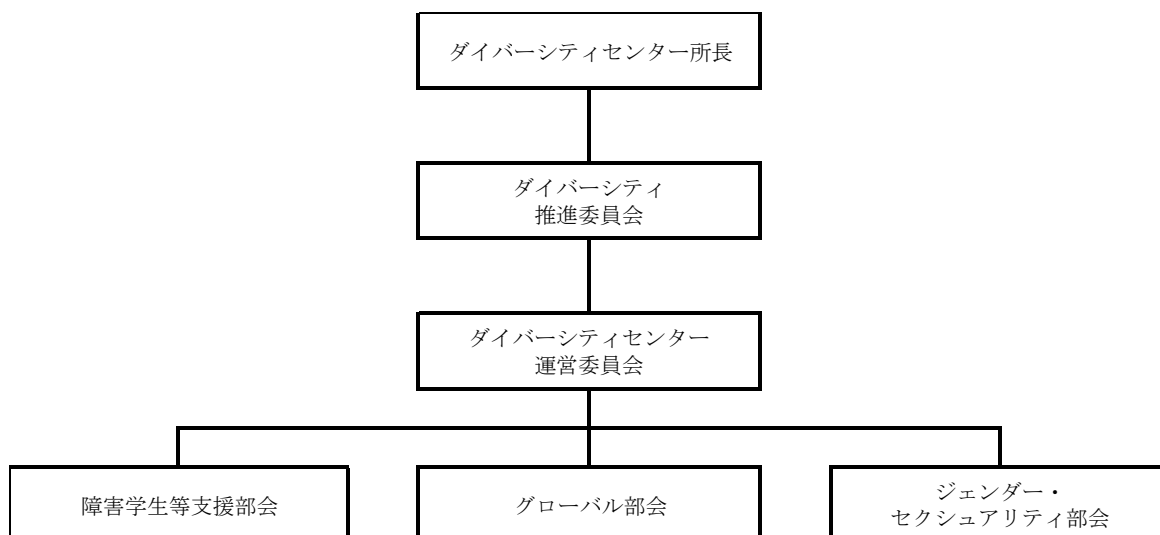
評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮
学術の進展や社会の要請との適合性

<現状説明>

○組織の構成と大学の理念・目的との適合性

「中央大学ダイバーシティセンター規程」(以下、規程)に基づき中央大学ダイバーシティセンターを設置し、その構成は以下のとおりである。なお、各委員会及び部会の上に付記する括弧内は2022年5月現在の構成人数を表している。

[図 中央大学ダイバーシティセンターの構成]



①ダイバーシティセンター所長 (常任理事1名)

常任理事の互選により選出し、統括・運営責任者としての役割を担っている。

②ダイバーシティ推進委員会 (教員22名、職員5名)

ダイバーシティ推進委員会は、ダイバーシティセンター所長、副学長若干人、各教授会互選委員、図書館長、附属中学校・高等学校長で互選した若干人、ハラスメント防止啓発運営委員長、事務局長、総務部長、人事部長、学事部長、広報室長、理事長及び学長が指名する専任教職員若干人、ダイバーシティセンター運営委員長によって構成され、ダイバーシティ宣言に基づく基本方針の策定をはじめ、ダイバーシティセンターの事業計画及び予算申請案の策定等、ダイバーシティ推進活動並びにダイバーシティセンターの運営に関する重要な事項についての審議を行っている。

③ダイバーシティセンター運営委員会 (教員4名、職員1名)

ダイバーシティセンター運営委員会は、ダイバーシティセンターの日常的運営のために設置され、その構成員は、運営委員長、3つの部会の長、ダイバーシティセンター事務長の5名と

なっている。運営委員会では、ダイバーシティ推進活動の年間実施計画の策定とその実施、事業計画案・予算申請原案等の作成及び執行などを審議するほか、次項で記す各部会間における情報共有及び調整をする場としても機能しており、ダイバーシティセンターの日常業務を担っている。

④部会

運営委員会において決定したダイバーシティ推進活動の年間実施計画に基づき、具体的な諸施策の検討及び環境整備を行うため、ダイバーシティセンター運営委員会の下に次の3つの部会を設置している。部会には部会長を置くこととしており、部会長はその分野・領域に関する知見があり、具体的な施策を考えられる専任教員が担当している。

- ・グローバル部会（教員8名、職員1名）

国籍、人種、言語、宗教等によって学びや就業の機会が損なわれることがないような環境整備

- ・ジェンダー・セクシュアリティ部会（教員7名、職員5名〔内、コーディネーター2名〕）

性別、性自認、性的指向等によって学びや就業の機会が損なわれることがないような環境整備

- ・障害学生等支援部会（教員11名、職員5名〔内、コーディネーター2名〕）

障害、病歴等によって学びや就業の機会が損なわれることがないような環境整備

なお、部会長選出及び任期の定めがない点については、今後長期的な観点から整理する必要がある。

このようにダイバーシティセンターは、規程に基づき、「中央大学ダイバーシティ宣言」の内容を推進するために必要な体制の整備を図っており、これは学則第2条に表されている本学の使命に適ったものであると言える。

○社会的要請、大学を取り巻く環境等への配慮

1965年の第20回国連総会において採択された「人種差別撤廃条約」は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容としており、日本は1995年に加入した。本学においても目指すべきグローバル化の推進と差別のないキャンパスをつくることは不可分であり、ダイバーシティセンターでは、学生団体とも連携し、ダイバーシティとインクルーシブなキャンパスを目指して留学生との座談会、マイクロアグレッションに関する講演会や研修等を実施している。

また、文部科学省が文部科学省初等中等教育局児童生徒課長名で「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成27年4月30日、27文科初児生第3号）」を発出したことを受け、本学でも「性別違和あるいは性同一性障害を抱える学生への対応について（指針）」を作成・共有するだけでなく、附属の学校においても、増加する制服や性別違和などジェンダー・セクシュアリティに関する相談への対応を行うなど、大学だけでなく、学校法人の全組織を網羅する形で支援を行っている。

さらに、障害者差別解消法及び東京都障害者差別解消条例が定める「合理的配慮」を適切に理解し、2016年4月に策定した「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に則って、合理的配慮のためのコミュニケーションを関係部課室等との間で重ねている。

なお、これらの対応・配慮については、他大学の活動状況も把握して参考とするとともに、情報交換等を通じて交流を深め、共に、多様な人々が互いに認め合い、力を高め合える環境の実現に向けて切磋琢磨している。

<点検・評価結果>

ダイバーシティセンターは、ダイバーシティを推進する組織として、大学の理念・目的に照らしてふさわしいものとなっており、また構成組織に関しては、規程に基づき適切に運営されている。しかしながらその一方で、3つの部会には、部会長選出及び任期の定めがない点については、特定の教員への負担が恒常化し、継続的な運用を続けるためには、選出や任期について整理する必要がある。

<長所・特色>

本学のダイバーシティセンターの組織としての長所は、以下の2点である。

- ①大学だけでなく、附属中学・高校も含めた学校法人の全組織を網羅する形でダイバーシティセンターを設置している。
- ②学生・生徒の命を守る、人権を守る、学修・学習環境を保障することを目的として3つの部会（グローバル、ジェンダー・セクシュアリティ、障害学生等支援）をダイバーシティセンターとして統括している。

<問題点>

3つの部会には、部会長選出及び任期の定めがなく、恒常的な組織運営が担保されていない。

<今後の対応方策>

学内におけるダイバーシティ推進体制が軌道に乗ってきたところで、恒常的なダイバーシティセンターの組織運営を担保するために、ダイバーシティセンター推進委員会において「中央大学ダイバーシティセンター規程」の見直しを行う。現在の特定の専任教員に依存した部会運営を解消し、継続的な運営を担保する仕組みを整えていく。

更に、ダイバーシティセンターの目的である「中央大学ダイバーシティ宣言」の周知及びその環境整備を行う過程で学生だけでなく中央大学の全構成員を網羅した全学的なダイバーシティの環境整備を目指す。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

ダイバーシティセンターは、「中央大学ダイバーシティセンター規程」に基づき運営しているダイバーシティ推進委員会、ダイバーシティセンター運営委員会、及び3つの部会での審議・検討を通じて、組織の構成等についても点検・評価を行っている。ただし、本センターは、2020

年4月に設置してから間もないため、点検・評価に資する根拠は未だ少なく、学生からの個別相談や関係課室からの相談等の日々の活動を積み重ねていくなかで、組織の適切なあり方を継続的に検討している。

<点検・評価結果>

規程に基づいた委員会等での審議・検討を通じた定期的な点検・評価に加えて、日々の活動を積み重ねていく上で組織の適切な在り方を継続して検討している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇本学における学生支援

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：学生に対する修学支援、生活支援に関する大学としての方針の適切な明示

<現状説明>

○学生に対する修学支援、生活支援に関する大学としての方針の適切な明示

既に述べているとおり、本学は2017年10月に「中央大学ダイバーシティ宣言」を策定し、本学公式Webサイト等にも掲載して社会に対して広く公表している。これは建学の精神に基づく本学に通底する価値観を表現・明示したもので、障害、病歴、経済状況、家庭環境、性別、性自認、性的指向、年齢、国籍、人種、言語、信念、宗教などを理由として、学ぶ機会が損なわれることのないような環境を整えることを約束したものである。

また、特に障害学生の支援においては、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を作成しており、こちらも本学公式Webサイト及び教職員専用Webサイト等に掲載し周知している。

しかしながら、「中央大学ダイバーシティ宣言」自体が、学生・教職員に十分には認知されておらず、ダイバーシティが尊重される文化や環境の整備が思うように進んでいない側面もあり、喫緊の課題であると認識している。

<点検・評価結果>

以上のおり、学びたいという希望を持つすべての人びとが差別なく集い、のびのびと学ぶことのできる学修環境を提供することを目指し、「中央大学ダイバーシティ宣言」を策定し、公表している。また、特に障害学生の支援においては、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を作成し、周知している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

学内における「中央大学ダイバーシティ宣言」の理解浸透が十分に進んでいない。

<今後の対応方策>

学内での「中央大学ダイバーシティ宣言」の周知とその精神を具体化する取り組みを広げていくため、ダイバーシティセンター利用案内（リーフレット）の配布やWeb公開による周知を図る。その他、学内にて行う各種イベントや講演会、CHUO Diversity Week、学生・教職員対象の研修等を通じて、「中央大学ダイバーシティ宣言」を目にする機会を増やしていく。また、他大学においても同様のダイバーシティ宣言を発信している状況があるので、大学での取り組みを参考にすることも対応の選択肢である。

学生の社会的・文化的背景の多様性にも配慮した支援を実現するには、学生本人と支援する大学側との間で目的を共有し、そのために何ができるかを一緒に考える姿勢が必要である。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか

<評価の視点2～3、5～9は割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

<現状説明>

○学生支援体制の適切な整備

実際に学生対応及び支援を行う組織として、ダイバーシティセンターの下にダイバーシティセンター事務室を設置しており、当該事務室は、現在、FOREST GATEWAY CHUOの2階に開設している。開室時間は授業実施日（月～金）の10時～17時（個別相談の受付は16時まで）である。事務室には、専任職員2名とコーディネーター4名（ジェンダー・セクシュアリティ領域2名、障害領域2名）が配置され、4名の各専門領域に豊かな知見と他大学・他機関での経験を有するコーディネーターが随時学生からの相談等を受け付けており、多様なニーズに寄り添える体制を整えている。

そして、2021年5月からは、「中央大学ダイバーシティ宣言」を具現化する1つの施設として、事務室の隣にダイバーシティセンターが運営する学生向けスペース「ダイバーシティスクエア（通称Dスクエア）」を開設した。このDスクエアは、①安心・安全な居場所の提供、②相談対応、③情報収集・発信、啓発・研修の3つを主な機能として持つ場所となっている。①については、自身のアイデンティティ等についてオープンかつリラックスして話をするができるスペースを用意しており、利用者同士の交流の場としても、休憩する場所としても利用することができるようになっている。②については、コーディネーターなど専門スタッフもDスクエアに在室しており、学生が抱えている「困りごと」や「問題」に向き合い、それらの解決・解消に向けた相談・フォロー体制を敷いている。③については、Dスクエアにおいて、ダイバーシティ推進に係るテーマについての様々なイベントを企画・開催しているほか、ダイバーシティに関する図書・資料も配架しており、本学の学生・大学院学生及び教職員を対象に貸出も行っている。開室時間は、授業実施日（月～金）の10時30分～14時30分である。

なお、主な相談内容及び支援事例としては、ジェンダー・セクシュアリティ領域に係る相談・支援事例では、アウティング（自分の意思に反してセクシュアリティを他の人に暴露されてしまうこと）の相談やSNSにまつわるトラブル、性別に対する違和感、将来への不安等の相談対応を行っている。障害領域に係る相談・支援事例では、ノートテイクの依頼（聴覚障害）、体育授業への参加に関して（身体障害）、試験の別室受験（難病）、就職活動での自己開示につ

いて（難病、身体障害）であった。

他方で、前述したように、「中央大学ダイバーシティ宣言」自体が、学生・教職員に十分には認知されておらず、ダイバーシティが尊重される文化や環境が十分に整っていないため、すべての学生が安心して通学し、学び、生活できるキャンパス環境には未だ至っていない。具体的な例としては、以下のとおりである。

- ・複数言語での情報提供、祈祷室の設置、ハラルフードやヴィーガン食の提供などが不十分である。多様な留学生や様々なルーツを持つ学生や教職員が抱える困難に対して組織的な対策が講じられていない。
- ・性的マイノリティに対する認識や理解が全学的に共有されておらず、こうした学生が安心して学び、学生生活を送るために必要な教室・トイレ・更衣室・シャワー室などの施設が十分に整備されていない。
- ・障害者差別解消法及び東京都障害者差別解消条例が定める「合理的配慮」に関する認識・理解が全学的に共有されておらず、身体に障害のある学生に対する専門的支援が発展途上段階である。

○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生が入学した際には、学生が所属する学部及び研究科の事務室において本人の状況や大学に対する要望等を聴取し、その上で関連する学内組織及び学生が履修している科目の担当教員等と連携をとりながら、個別の事情に応じた支援・対応を行っている。

加えて、本学では「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を2015年度に策定し、2016年4月より施行している。当該ガイドラインにおいては、全ての教職員が障害を理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害のある学生が障害のない学生と平等に教育・研究に参加できるよう機会の確保に努めることを基本方針に、障害のある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合には大学として合理的配慮を提供するよう努めることを明示している。

合理的配慮に係る具体的な対応としては、学生からの申し出がなされた場合には、障害のある学生本人の意思決定を尊重しつつ、大学の方針、構想等も踏まえて、双方による建設的な対話の上で、可能な限り「合理的配慮」を提供することとしており、所属学部・研究科の事務室、保健センター、学生相談課、ダイバーシティセンターにおいて初期相談を行った上で必要な対応等について関係部課室にて調整を行っている。

とりわけ、2020年4月に発足したダイバーシティセンターでは、障害学生等支援室としての活動を開始した。特に身体障害や難病を持つ学生の修学や学生生活支援のために、障害等の評価やニーズの聴き取りを行い、関係する部課室への働きかけ、学生への最適な支援を考える障害領域担当のコーディネーター（2名）を配置している。

また、ダイバーシティセンター開設以前から支援ボランティアとして実施されていた聴覚障害学生等に対する情報保障としてのノートテイクは、2020年4月のダイバーシティセンター発足に伴い、学事部学事・社会連携課からダイバーシティセンターへの移管を行った。ダイバーシティセンターでは、引き続き、コーディネーターが中心となって基本的な講習会を開催し、日常的なアドバイスをを行い勤務管理と併せて、SA（Student Assistant）学生：ノートテイクの育成とノートテイク技量の向上を図っている。現在、約110名がSA学生として登録しており、13名が支援活動をしている。現在の被支援学生は、2名である。

その他、障害のある学生からの就職活動における相談、あるいは進学希望者、入学予定者か

らの相談に対応し、担当部課室への情報提供、連絡調整などを行っている。

「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」及び合理的配慮の手続きフローについては、本学公式 Web サイトや教職員専用 Web サイトに掲載して学内外に周知している。教職員に対しては FD 活動及び SD 活動を通じて周知・啓発を行っており、2022 年度は新任教員を対象とした研修会（オンデマンド）においても周知を図っている。

このほか、障害を有する学生への全学的な支援としては次の様な体制を構築している。

①キャンパスソーシャルワーカー（CSW）の配置

学修に困難を抱える学生の対応をはじめ、対応に苦慮する学生に関する教職員からの相談、親からの相談・対応、支援案の提案・支援の見守り・支援の調整の実施、学内外関係機関・部署との連携、啓発活動等にあたることを目的に、キャンパスソーシャルワーカーを多摩キャンパスに 6 名（法学部 2 名、経済学部 1 名、文学部 2 名、総合政策学部 1 名）、後楽園キャンパスに 1 名（2022 年 5 月現在）を配置している。全員が臨床心理士、精神保健福祉士または公認心理師の有資格者である。対応にあたった事案や支援手段等については定期的に開催している CSW 連絡会（CSW 懇談会）を通じてキャンパスソーシャルワーカー同士及び関係事務職員間で情報共有を行い、円滑な支援が実施できるよう努めている。さらに、各学部担当の CSW の配置を目指した体制づくりと、2020 年度からは CSW 連絡会にダイバーシティセンター事務室が新たに参画し、入学から卒業に至るまでの一貫した総合支援に資するものとして、今後の展開が期待されている。

②精神障害や発達障害を有する学生への支援

精神障害や発達障害を有する学生の支援については、学生相談室と各学部事務室等の学内組織、キャンパスソーシャルワーカーが担当教員等と連携して行っている。

学生相談室においては、インテークを通じて支援の方向性を整理した後、カウンセラーが中心となって学生の特性に応じた支援を行っている。具体的には、インテークやカウンセリングにおいて修学支援が必要と判断された場合に、本人や家族の意向を尊重しつつ、学部及び研究科の事務室や CSW と連携し、効果的な支援が得られるよう環境を整備することとし、さらに障害に起因した二次症状等が見られる場合などは精神科医が面談し、診断書の作成や投薬、外部医療機関への紹介等を行っている。

③その他の配慮

上記のほか、ダイバーシティセンターでは、教職員向けに「多様な背景や特性を持つ学生への配慮についてのお願い」を作成し、学内及び教職員専用 Web サイト等にて周知している。

また、ジェンダー・セクシュアリティに関する基礎知識や学内での取り組み、相談窓口などの情報をまとめた以下の冊子を配布及び本学公式 Web サイト等にて周知している。

- ・「教職員のためのジェンダー・セクシュアリティに関するガイドブック（配慮と対応）」
- ・「学生のためのジェンダー・セクシュアリティに関するハンドブック」

このように、障害のある学生に対する修学支援措置については、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に則り、キャンパスソーシャルワーカーや学生相談室、各学部事務室等の学内組織が密に連携をとりながら、入学から卒業に至るまでの一貫した総合的な支援に努めている。しかしながら、大学側で合理的配慮に必要な条件を満たすためのスキルやノウ

ハウが施設・整備面も含めて整っていない側面や対応する教職員の意識にも温度差があり、今後の課題として認識している。

<点検・評価結果>

以上のとおり、「中央大学ダイバーシティ宣言」や「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に基づき、適切な学生支援体制の整備を継続的に行っており、多様なニーズに寄り添えるような環境づくりに努めている。

<長所・特色>

専門領域に豊かな知見を有するコーディネーター4名を配置しており、学生からの相談等、多様なニーズに寄り添える体制を整えている。

<問題点>

コーディネーター4名の出勤体制が、曜日によって異なるため、学生からの相談内容によっては、迅速な対応ができない状況が生じてしまう。さらに、D スクエアでは、自身のアイデンティティ等についてオープンに話をするができる場所であるが故に、個人情報保護のために必要な相談受付、打合せのための場所が不足していることは課題として挙げられる。

大学側で合理的配慮に必要な条件を満たすための教職員のスキルやノウハウが施設・整備面も含めて整っていない側面がある。

<今後の対応方策>

メールやSlackを使用して、学生からの相談情報共有をし、複数のコーディネーターで対応できるようにする。また、多摩キャンパス以外のキャンパスにおける学生からの相談等、多様なニーズに寄り添える体制を整えるためにコーディネーターの出勤日数や人数を増やすことも視野に入れている。

また、相談スペースについては、「FOREST GATEWAY CHUO」の3階に優先的に使用できる部屋を2つ確保した。将来的には、ダイバーシティセンター事務室隣の「ダイバーシティアスクエア」の拡張を要望する。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

「中央大学ダイバーシティセンター規程」に基づきダイバーシティ推進委員会を組織し、その委員会が定める基本方針に基づき、ダイバーシティセンター運営委員会を設置している。そしてその運営委員会にて決定したダイバーシティ推進活動の年間実施計画に基づき、具体的な諸施策の検討及び環境整備を行うために3つの部会（「グローバル部会」「ジェンダー・セクシュアリティ部会」「障害学生等支援部会」）を設置し活動している。

これらの委員会及び部会での審議・検討を通じて、学生支援活動の適切性について点検・評

働を行っている。ただし、本センターは、2020年4月に設置してから間もなく、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりオンライン中心の授業形態であったこともあり、学生への直接的なアプローチをする機会もあまり得られなかったため、点検・評価に資する根拠は未だ少なく、学生からの個別相談や関係課室からの相談等の日々の活動を積み重ねていくなかで、学生支援体制の適切なあり方を継続して検討している。

<点検・評価結果>

規程に基づいた委員会等での審議・検討を通じた定期的な点検・評価に加えて、日々の活動を積み重ねていく上で学生支援体制の適切なあり方を継続して検討している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

2020年4月にダイバーシティセンターを設置してからこれまで、オンライン中心の授業形態であったため、「中央大学ダイバーシティ宣言」の直接的なアプローチが学生に対して十分には行えなかった。

<今後の対応方策>

ダイバーシティセンターが設置されてから3年目を迎えるが、「中央大学ダイバーシティ宣言」の周知だけでなく、その他の学生支援もまだまだ不十分である。2022年4月から対面での授業が始まったことにより、各キャンパスに来る学生が格段に増えてきたので、これを機会に様々なアプローチで「中央大学ダイバーシティ宣言」の周知を図っていく。

◇本学における社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

評価の視点3：地域交流・国際交流事業への参加状況

<現状説明>

○教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座、講演会等）

ダイバーシティセンターでは、「中央大学ダイバーシティ宣言」に基づき、ハラスメント防止啓発活動を含む本学での取り組みの蓄積を広く学内に共有するとともに、ダイバーシティ推進に対する意識・認知度を高めることを目的として、毎年「ダイバーシティウィーク」と称して、講演会をはじめ、学生によるパフォーマンス等を通じて「ダイバーシティ」に触れる1週間を設定し、各種イベント企画等を実施している。

また、2021年度には、「CHUO Diversity × ハラスメント防止啓発 Week2021」の関連企画として、ダイバーシティの推進に向け、学内構成員や社会一般の方を対象とした講演会を実施した。テーマは以下のとおりである。

①2021年11月11日に順天堂大学スポーツ健康科学部准教授の渡正氏による講演会を実施（オンライン）した。

内 容：「パラリンピックは共生社会をもたらすことができるのか？～パラアスリートの多様性と限界～」

司 会：天田城介（中央大学文学部教授）

なお、参加者数は、学内外合わせて51名であった。

②2021年12月23日に参議院議員の木村英子氏による講演会「障害と政治」を実施（オンライン）した。

内 容：「障害と政治」CHUO Diversity × ハラスメント防止啓発 Week2021 関連企画
「重度障害者の自立と社会参加、そして政治へ…」をテーマに、現在、障害と政治において何が問われるべきかを考えた。

司 会：天田城介（中央大学文学部教授）

なお、参加者数は、学内外合わせて41名であった。

③2022年3月31日にシンポジウム『障害とアカデミア』を実施（オンライン）した。

登壇者：天島大輔氏（日本学術振興会特別研究員PD／中央大学）

「働く」を普遍的に～当事者事業所の可能性～

熊谷晋一郎氏（東京大学先端科学技術研究センター准教授）

「研究室のダイバーシティ・マネジメント」

並木重宏氏（東京大学先端科学技術研究センター准教授）

「インクルーシブな科学教育環境に向けた取り組み」

討論者：高口僚太郎（中央大学ダイバーシティセンター コーディネーター）

司 会：天田城介（中央大学文学部教授）

なお、参加者数は、学内外合わせて90名であった。

また、ダイバーシティセンター開設以前の取組みとはなるが、2018年度及び2019年度に、LGBTへの理解推進のために、学内構成員や社会一般の方を対象とした連続公開講座を実施しており、現在はYouTubeにおいて公開している。

なお、年度末には、当該年度にダイバーシティセンター主催で実施したイベントや活動内容を纏めた「中央大学ダイバーシティセンター年度活動報告」のパンフレット（A3：2つ折り）を作成し、ダイバーシティセンターへの寄付者に対する報告も行っている。

○学外組織との連携協力の状況

要望に応じて他大学からの視察等を受け入れている。

○地域交流・国際交流事業へ参加状況

特になし。

<点検・評価結果>

「中央大学ダイバーシティ宣言」に基づき、本学でのダイバーシティに関する取組みの蓄積

を広く学内外に共有し、ダイバーシティ推進に対する意識・認知度を高めるための活動を実施している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇大学運営・財務

(大学運営)

＜評価の視点①②③⑤⑥は割愛＞

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

＜評価の視点3については全学項目のため割愛＞

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

＜現状説明＞

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

ダイバーシティセンターに関する業務を担う事務は、ダイバーシティセンター事務室が所管している。具体的な業務分掌は、中央大学事務組織規則のとおり、ダイバーシティに関する基本方針に基づく啓発・推進活動の実施に関する業務、ダイバーシティに関する情報の収集及び広報活動に関する業務、委員会及び部会の運営支援及び庶務に関する業務である。

2022年5月現在、ダイバーシティセンター事務室は、専任職員2名（事務長1名〔兼務〕、副課長1名）と各専門領域に豊かな知見を有するコーディネーター4名、ノートテイクのSA（Student Assistant）学生を支援する派遣職員1名の体制で業務を執行している。高度な専門性を有するコーディネーターを採用し、支援体制の充実化を図っている一方で、ダイバーシティ推進業務が関連する範囲は多岐にわたることを踏まえると、法人・大学の規模、学生・生徒数並びに教職員数に比して、その支援体制を構築するための専任職員が十分に配置されているとは言い難い。

また、本学は複数のキャンパスに教育研究組織が存在しているが、現在は多摩キャンパスのみにダイバーシティセンター事務室が設置されており、その他のキャンパスにおけるダイバーシティ推進活動の拠点が整備されていないことも課題として挙げられる。なお、後楽園キャンパスについては、「後楽園キャンパスへのダイバーシティセンター拠点設置のご検討のお願い」に係る書面をダイバーシティセンターにて作成し、現在、執行役員会を経て常任理事懇談会上程され、これから議論がなされる状況である。

以上のような状況のなかで、専任職員の能力向上を目的として、人事課で企画・実施される資格別研修・目的別研修に参加するほか、必要に応じて外部の研修やセミナー等にも参加している。さらに、専門的な知識を持つコーディネーターと日常的なコミュニケーションを通じて意見交換を行うことで、専門性の向上にも繋がっている。さらに、専任職員及びコーディネーター

ターは、各委員会及び部会において委員として参画しており、より充実した学生支援体制の構築に向けて、教員と事務職員とが協力しながら検討を行っている。

<点検・評価結果>

上述のとおり、ダイバーシティセンターに関する業務を担う事務組織が適切に設置されており、専門性を有するコーディネーターと協力しながら、業務は適正に遂行できている。

しかしながら、業務の特性上、業務範囲は多岐にわたり、また支援対象者の規模も踏まえると、支援体制を十全に構築するためには、専任職員の増員が必須である。

<長所・特色>

各専門領域に深い見識を持ったコーディネーターを4名採用しており、ダイバーシティ活動推進の実働を担っている。

<問題点>

現在、多摩キャンパスにダイバーシティセンター事務室を設置して、ダイバーシティ推進の活動を行っているが、その他のキャンパスにおける推進活動の拠点が整備されていない。また、ダイバーシティ推進業務は多岐にわたるにもかかわらず、法人・大学の規模、学生・生徒数に比して、専任スタッフが十分に配置されていない。

<今後の対応方策>

2023年度からは、茗荷谷キャンパスにて、学生相談に係る部屋を設置し、その中で学生相談課と共にダイバーシティセンター事務室が共同で学生の相談対応を行っていく。その他のキャンパスでも推進活動の拠点を検討していかなければならない。併せて、活動内容の多様化と活動拠点の増加に伴う専任スタッフの増員についても検討し、学内関係各所と調整を図っていく。

以上